太田亮著

姓氏家系大辭典

第二巻　オホ—コクケ

大栗　オホクリ

1　秀郷流藤原姓足利氏流　下野國安蘇郡大栗邑より起る。佐野阿曾沼系圖に「親綱(四郎)―公綱(小次郎、一說光綱)―某(五郎、大栗)」と見ゆる後なり。

2　阿波藤姓　故城記以西郡分に「大栗殿(藤原)丸中に三文字(生夷谷住居)」と見ゆ。生夷は勝浦郡にして岩松文書に「いくいなの庄」と見ゆれば、此の氏は下野より移りしか。

大栗洲後　オホクリスゴ　オグリスゴ　紀伊國牟婁郡の豪族にして、續風土記、小栗栖村入鹿八幡宮條に「勸請の時代詳ならざれども、或は云ふ中世當莊の領主入鹿某當社を造立す。今傳ふる處、延德三年の棟札に總領義家とありて、裏に時々取合、施主山本[　]奉行大栗栖後とあり。此總領義家といふは入鹿殿の祖先ならん。又大永三年の棟札に『入鹿村總領幷一族等、本願主山本助九郎義則、』永祿三年の棟札に『本願主大栗洲後義明、同龜鶴丸、同孫二郎、』とあり。天正七年慶長九年等の棟札連綿とあり」と見ゆ。ヤマモト、イルカ條を見よ。

大榑　オホクレ　美濃國安八郡に大榑庄あり、その地より起るか。國帳當郡に從五位下大呉神社あり。

大暮　オホクレ

大黑　オホクロ　ダイコク　河内、安藝、越後等に此の地名あり。それ等の地名を負ひしか。土佐の豪族にあり、香宗我部氏記錄に「大黑云々、此の分一組にて左京進へ降る、」と見ゆ。

大筒　オホケ　和名抄下野國那須郡に大筒郷あり。大桶氏の出でし地なり。

大桶　オホケ　オホオケ條を見よ。那須記に大桶三河守、同安藝守等を載せたり。

大毛　オホケ　和名抄尾張國葉栗郡に大毛郷あり、後世大毛村と云ふ。

大胡　オホゴ　また應護、或は、大子に作る。

1　秀郷流藤原姓足利氏流　上野國勢多郡大胡邑より起る。平治物語卷一に「上野國には大胡、大室、大類太郎」、また平家物語卷四に「下野の住人足利又太郎忠綱云々、續く人々大胡、大室云々」と、源平盛衰記同條には「應護、高屋云々」と載せ、他には大胡ともあり。又曾我物語卷八に「當番の人々には大胡、おしむろ云々」と。又東鑑卷八に「上野國高山、小林、大胡、左貫等住人、」また大胡五郎光秀見え、又法然上人繪詞傳に「上野國の御家人大胡小四郎隆義、その子大胡太郎實義、」下つて太平記卷三十に「上野國住人大胡、山上云々」と、更に下りて宗長手記に「草津二日路ばかり隔てゝ、大胡上總介の館あり」と載せたり。以つて盛族なりしを知るべし。上州八家の一なり。

足利氏の分流にして尊卑分脈に「足利大夫成行―重俊(大胡太郎)―成家」と見ゆ。成家の後は牛込系圖に「太郎成家―太郎俊行―彥次郎俊光―宮内少輔光兼―彥次郎光重―彥太郎光之―太郎重淸―彥太郎重高―五郎重國―宮内少輔重行(本上州大胡人也、後移住武州牛込)」とあり。上野國志には勢多郡大胡城條に「秀郷六代太郎重俊此に居り、大胡と號す。其の子大胡二郎成家子なく、弟成近を以つて嗣と爲す。成近の子隆義、其の子實秀云々。天正年中、常陸介高重迄相續して此に居る」と載せたり。系圖と符合せざれど、此の方徵證多し。蓋し牛込家は此の氏の庶流か。

2　上泉の大胡氏　前項大胡氏の族か。されど傳說雜記に「上泉は大胡加賀守、後

に上泉武藏守信綱と云ふ」と、果して然らば信濃の著姓金刺姓なるべし。此の大胡氏は關八州古戰錄に「弘治元年、北條氏康、沼田倉内の城代猪俣能登守則直に上泉を攻めさす。城主大胡武藏守信綱・寡を以て衆に敵し難く、一旦の害を脱んとや思ひけん、和を乞て北條家に降る」と。又大胡伊賀守あり。

3 駿河の大胡氏　源平盛衰記卷四十二に「爰に伊勢三郎義盛が郎等に、大胡小橋太と云ふ者あり。駿河國田子浦に生立ち、富士川に習、究竟の水練の上手にて、水底には半日も一日も潛りあるきける云々。世靜て後兵衛佐殿も武藝の道神妙々々とて千餘石の勸賞あり、誠にゆゝしかりける面目也」と見ゆ。

4 武藏の大胡氏　第一項大胡氏の後なりと。小田原役帳に牛込の領主とす。ウシゴメ條に詳述せり。

5 常陸の大胡氏　鹿島文書に「大胡掃部助請文云々、貞治四年閏九月十四日、掃部助秀能」と。

應護　オホゴ　オウゴ　前條に云へり。

應期　オホゴ　オウゴ　大胡氏に同じ、管窺武鑑に「天正六年應期、尾奈淵等、大方三郎景虎方を仕る。七年より九年までに、北條方の應期、山神の城々、武田の手に入れらる。十八年、小田原陣の時、應古、ツクヰ、倉賀野、南目を始め、或は明渡し、或は逐電す」と。

應古　オホゴ　オウゴ　大胡、應護に同じ、各條を見よ。

大子　オホコ　大胡に同じ、長門本平家物語にこの字を用ふ。

大小　オホコ　石見國田立建埋根命神社、元祿十三庚辰年十月の棟札に「奉再建立權現御寶殿、宮内村權現田立地下、大小氏云々」とあり。

大兒　オホゴ　タコ條を見よ。

大鄕　オホゴウ　鯖江藩に大鄕養藏と云ふ人あり、オホサトか。

大越　オホゴシ　岩代國田村郡(安積郡)大越邑より起る。坂上姓田村氏の一族にして、古く大越次郎あり「のノ字ノ館」に據る。佐藤元治と同時の人と傳へらる(郡村志)。後世田村家重臣に大越紀伊守あり、上大越邑鳴神城に據る。而して紀伊守長子右近は右近館に、次子左近は追館に、家臣萩野彈正は彈正館に據り、又大越玄蕃は廣瀨大越館に據りしなど傳ふ。紀伊守、玄蕃共に田村淸顯家中記に見ゆ。仙道表鑑に「天正十七年大越(橋本)紀伊守信貫も岩城勢へ降人に出でしが、伊達へ内通の陰謀あらはれ、切腹せしめらる、」と。又伊達成實日記に「天正十七年九月云々、大越紀伊守、右衞門大輔、梅雪父子(梅雪齋は顯盛、其の子右馬頭淸忠、また田村の一門)、岩城へ申寄候牢人衆いんぎう申、梅雪、右衞門大輔、小野へ引除被申候事、政宗公深く口おしく存られ、門澤、くりて兩地は、小野大越の境に候間、警固相籠然るべき由仰付られ、十月末に米澤へ御歸城被成候故、片倉小十郎申され候は、小野、大越、背本意、岩城を賴入候、來年は必岩城は敵に可成由申され候」と。紀伊守はまた顯時とあり、岩城常隆に殺さる(ハシモト條參照)。德川時代、中村相馬藩の用人に此の氏あり。

大小島　オホコジマ

大御所　オホゴシヨ　御所は最初皇室に限られ、鎌倉以來將軍の住所に用ひ、室町以來は將軍を指して御所と云ひ、延きては關東管領に及び、北畠氏も亦之を稱す。而して大御所は多く隱居せし人に用ふるも、奥州浪岡北畠氏を大御所と稱する如きは、更

に敬語を重ねしものか。又相摸大山寺本宮應永廿九年九月廿三日寄進狀に「右大御所御寄進の旨に任せ寄附云々」と、こは管領足利満兼を指したるものの如し。

大狛　オホコマ　高麗族なり。コマ條を參照せよ。

1　大狛造　高麗よりの歸化人を以つて組織せし狛人部の總領的伴造にして、和名抄に河内國大縣郡巨麻鄕とある地を本據とす。神名帳同郡に大狛神社あり、此の氏の氏神なるべし。後連姓を賜ふ、天武紀十年條に「大狛造百枝云々、姓を賜ひて連と曰ふ」」また同十二年條に「大狛造云々、姓を賜ひて連と曰ふ」」と見ゆる、これなり。

2　山城の大狛造　相樂郡に大狛鄕あり。大狛氏の分れ住みし地なるべし。コマ條參照。

3　大狛連　天武朝に大狛造が連姓を賜ひし事、第一項に云へり。姓氏錄河内諸蕃に收め「大狛連、高麗國人伊利斯沙禮斯より出づる也」」と云ふと「大狛連、高麗溢士福貴王より出づる也」」とある二氏を載せたり。

4　狛造裔大狛連　靈龜元年七月紀に「授刀舍人狛造千金、改めて大狛連を賜ふ」」と見ゆ。

5　河内の大狛氏　高麗族なり。天台座主記に「第四、安惠和尙云々、河内國大縣郡の人、大狛氏、」と。明匠略傳には「安惠和尙云々、俗姓大狛、河内國人也」」と。又元亨釋書卷二には「釋安慧、姓狛氏、内州大縣郡人」」など見ゆ。大狛連の族裔なり。

大狛染　オホコマソメ　職業部の一にして、狛人を以つて組織さる。染職に從事せし品部也。令集解に「大狛染六戸、品部と爲して調役を免ずる也」」と見ゆ。コマソメ條參照。

大米　オホコメ

大坂　オホサカ　和名抄大和國葛上郡に太坂鄕あり、高山寺本大坂に作る、その方よし。次に因幡國氣多郡に大坂鄕、備後國安那郡に大坂鄕あり。又河内國石川郡に大坂磯長陵、その他、攝津、遠江、常陸、伯耆、阿波等に此の地名あり。攝津の大坂市（大阪）は小坂より來ると云ひ、或は大江坂より起ると說かる。或は大坂臣より來るか、此の地同族多ければなり。

1　大坂臣　春日氏の族にして、大和國葛上郡大坂鄕より起りしか。古事記孝照段に「天押帶日子命は大坂臣云々等祖也」」と見ゆ。或は思ふ葛下郡に大坂山口神社あり、此の氏の發祥地は此處か。和珥部氏系圖に「彦國葺命―建耶須禰命―八千足尼命、（景行天皇朝、定賜吉備穴國造、安那公、大坂臣祖）、」と見ゆれど、眞僞詳かならず。

2　大坂直　紀國造族にして、姓氏錄、大和神別に收む。「大坂直、天道根命の後也」」と見ゆ。

3　大坂氏　大坂臣の後か、大坂直の後か、詳かにするを得ざるなり。正倉院寳龜二年文書に見ゆ。

4　備後の大坂氏　當國安那郡に大坂鄕あり、而して安那郡は、安那國の繼續にして、安那國造（穴國造）も春日氏の族なれば、此の地は大坂氏と密接なる關係を有する地と考へらる。

5　三輪氏流　十市縣主系圖に「鴨王命―建飯勝命―建甕槌命（大坂長柄首）」と見ゆれど、信じ難し。

6　村上源氏北畠氏族　北畠系圖に一族として此の氏を擧げたり。

7　淸和源氏斯波氏族　斯波家氏の二男貞

數、大坂二郎と稱す、其後なり。奥羽の大坂氏は此の流か。武家系圖に「大坂、清和、斯波家氏二男、次郎貞數稱之」と見ゆ。又應仁記等に此の氏の事あり。

8　阿波忌部氏族　板野郡に大坂邑あり、此の地より起るか。阿波御衣御殿人子細事（正慶元年十一月）に、大坂平六を載せたり

9　因幡の大坂氏　氣多郡大坂鄕より起りしならん。大坂氏は、會下村會下城に據る。天正頃大坂與十郎その城主たり（民談、因幡志）。

10　豐後の大坂氏　豐後の豪族にして、大友宗麟配下の將に大坂甚太郎あり、國埼郡安岐城の守將なりき。

大坂上　**オホサカノヘ**

○大坂上眞人　拾芥抄に見ゆ。眞人なれば皇別姓なるや明白なり。

大相摸　**オホサガミ**　武藏國南埼玉郡大相摸より起る。桓武平姓野與黨の一にして、武藏七黨系圖に「野與基永―經永―經長―經光―經能―能高（大相摸）―能忠（二郎兵衞尉）」と載せ、大學史料本には「經光（二大夫）―經能（二）―能高（大相體「摸」）―能忠（二兵）、」とあり。新編武藏風土記に「西方村は大相摸鄕に屬す、且當國七黨野與の系族、八條、金重、澁江氏等の人多く此邊につどひ、今も村名にのこれり。されば其の系圖にのせたる大相摸能高、及び能忠などいへるは當所に住し、在名を稱せしこと知るべし、」と載せたり。

大辟　**オホサキ**　大崎、大前、大埼等と通ずべし。對照せよ。

1　大辟（中臣氏族）　姓氏錄、未定雜姓、山城の部に收む。「大辟、同命（大田諸命）の後と云へり、見えず、」とあり。姓名錄抄にも見ゆ。

2　大辟（蝦夷族）　元慶三年正月紀に「出羽國俘囚外正八位下大辟法天」と云ふ者見ゆ。前述の大辟と如何なる關係あるか、詳かならず。

大前　**オホサキ**　**オホマヘ**　和名抄上野國綠野郡に大前鄕あり、地理志料に物部大前宿禰は此の地より出づるかと云へど詳かならず。又神名帳近江國高島郡に大前神社あり、大前宿禰は、此の地より發祥せしならん。又下野國都賀郡（今大前）、同國芳賀郡、越後國魚沼郡等にも大前神社あり、何れもオホサキなるが如し。又下總海上郡に大前驛、薩摩に大前邑あり、後者はオホマヘと訓ず。

1　大前臣　拾芥抄、姓名錄抄等に見ゆ。上野國綠野郡に大前鄕あり。關係あるか。或は三項大前氏の事か。

2　清和源氏義光流　石見の豪族にして、源義光末裔津野三左衞門二男犬前民部少輔の後なりと云ふ。

3　薩摩の大前氏　薩摩の大族なり。在廳官として頗る勢力あり、而して大前は苗字にあらずして王朝以來の氏なるを思へば、或は第一項大前臣の後裔にあらざるか。建久の圖田帳に「高城郡云々、時吉十八町、名主在廳道友。東鄕別府云々、時吉十町、鄕司名主在廳道友。時吉七段、鄕司在廳道友。薩摩郡云々、時吉六十九町、名主在廳道友。宮里鄕社領七町五段（安樂寺）、下司在廳道友。入來院云々、郡名分二十町、本郡司在廳道友。祁答院云々、時吉十五町、本名主在廳道友。甑島云々、上村二十町、本地頭在廳道友。鹿兒島郡云々、伊集院大田五町、万得、本庄在廳道友。寺脇八町、万得、名主在廳道友。時吉二十五町、万得、名主同前、」等を載せ、連署に「權掾大前、在

判」とあり。以つて一端を知るに足らん。地理纂考に「國司城、亦斧淵城ともいふ。往古國司大前氏代々居城なり。建久八年十二月、鎌倉の御教書に『在國司、内裏大番來春云々』とあるは大前道胤なり、」と見ゆ。此の地本居か。

4 伊佐の大前氏 伊佐郡宮之城鄉、虎居村、虎居城は此の氏の居城にして「傳に云ふ、往古大前某初て此の城を築き、虎居城と名けて是に住す、一名を宮之城といふ。舊記に『康治年中、祁答院又太郎大前道助、又建久年中祁答院又太郎大前道秀』共に祁答院の郡司たり。此外薩摩國圖田帳に『祁答院云々、倉光三十町、本主瀧聞太郎道房、及び本主名主在廳道友』とあるも同族なるべし。又建永の頃、班目六郎橘以廣入道聖惠といへる者、出羽國より祁答院に入部し、其裔孫班目兵衛尉泰基、祁答院に地頭たり」と。又「轟原城、大前氏居城なりといふ、」などあり。又伊佐郡大村鄉南方村條に「大村城一名永福城、初め大前氏の居城にして、康永の比、大村太郎居城と見ゆ。寶治二年早川次郎實重兄弟五人、鎌倉より薩摩に來り、東鄉、高城、祁答院、鶴田、入來院を分領し、大前氏と合戰、大前氏衰へると共に、早川が一族祁答院を一統し、同族大村又次郎清重を大村の城主とす、」と載せたり。

5 東鄉の大前氏 地理纂考東鄉鄉條に「薩摩國圖田帳曰『東鄉別府下司在廳道友、』或は鄉司名主在廳道友とあり。道友は大前氏にて、世々東鄉の郡司なりしを、寶治二年、澁谷太郎光重鎌倉より此地に來り、大前を亡して是を領す、」と。また「鶴ヶ岡城、一名國見城とも云ふ。當鄉は往古在國司大前某、世々郡司にて斧淵城を治所とし、其の一族斧淵、或は時吉を以て氏とす。舊記に建久の初、在國司小太郎道氏と見ゆ。又舊記に建久年中、東鄉郡司時房、また弘安年中、東鄉在國司道副とも見ゆ。斯の如く數世國司或は郡司を承襲せしを、其の後澁谷太郎光重大前氏に代りて東鄉を領す、中略。光重初め封に就くに及んで、在國司大前氏東鄉を去らず。澁谷と爭戰止む時なし。實重より三世東鄉重親に至り、國司入道大前道超、勢益々壯にして、重親力を以て爭ひ難きを慮り、其の弟氏重に家を讓り死す。其の後遂に東鄉を一統す」と。此の族に時吉、富光等の氏あり、又山崎城も大前氏の管城なりと。

6 藤原北家小川氏流 寛政系譜に見ゆ。家傳に「藤原氏にして小川祐義の後裔なり」と云ふ。家紋丸に四目結、三蔦、杏葉蔦。

7 其の他、美濃にもあり。

大崎 オホサキ 三河、遠江、武藏、上總、下總、常陸、下野、陸前、越前、因幡、紀伊、阿波、土佐、肥前、大隅等に此の地名あり。

1 清和源氏足利氏流 足利尾張守家氏が次男左近將監宗家(孫三郎)、下總大崎莊と、奥州の斯波莊とを相續して、斯波氏とも、大崎氏とも稱せり。宗家の孫、又三郎宗氏の子尾張守高經、其の長子郎ち彌三郎家長なり。此の人、延元二年十二月、鎌倉の杉本觀音寺にて顯家卿の軍に敗られて自殺せり。後高經の弟伊豫守家兼(又左京大夫、伊豫守)奥州探題となり、其の長子式部大輔直持(又、左京大夫)も亦探題の職を繼ぎ、加美、志田、遠田、玉造、栗原五郡、(大崎五郡と稱す)を領せり、これを大崎氏とす(伊達勤王事歴)。大崎氏の故城は玉造郡(陸前)

オホサキ
オホサキ

伏見邑(俯見郷)なりと。封內記に「伏見邑、古壘、御所館と號す。傳へて曰ふ、大崎左京大夫家兼、石堂刑部を討つ時の屯場、而して其の後、義隆の世、南御所と稱す」と見ゆ。或は曰ふ、黑川郡に北目大崎邑あり、大崎探題の故墟なりと。又遠田郡に大崎八幡宮あり、古の新田郡內にて、大崎氏が仇敵新田氏の家名に同じきを忌みて、大崎と改め、中新田に居城すと云ふ傳說に合す。蓋し大崎氏は最初此の地にありて、八幡宮を勸請し、後玉造郡中新田城、更に名生城に移るか。觀蹟聞老志に「中新田城、大崎義隆・此に居る、是より名生城に移る」と。又「名生城、大崎義隆・此の城に遷る。天正年中、太閤の爲に亡ぶ」とあり。

大崎氏の所領は古の黑川、賀美、色麻、栗原、玉造、長岡、葛岡、新田、志田、小田、遠田、十一郡なり。新田郡は、其の讐敵の苗字なる故、之を廢すと云ふ事あれば、其の廢するは蓋し受封の初にあらん。黑川郡は、元中年間、伊達氏に併せられ、大崎氏の亡ぶる頃は、大崎五郡あり、卽ち玉造、賀美、志田、遠田、栗原なれば、長岡、葛岡、小田、三郡、亦既に

廢せしなり(國郡沿革考)。

餘目氏舊記に「十二代四郎詮家、母山內方息心しうてん腹也。大崎朔の上様(持詮)之御判形にて、留守之家をつがれ候を、……中略。留守には佐藤をしつじといひ、南宮を侍所と云候。大崎・京都より貞和二年に御下向まへは、佐藤をば御父と云、家部をば御母と云候。六代目遠江守家助の代までは七百郷知行、九代目淡路守までは、名取、宮城百廿郷領知にす。大崎には、兩國諸侍の御座前々より相定候。伊達、葛西、南部三人は何事も同輩御座す。(中略)。中頃奥州に四探題也。吉良殿、畠山殿、斯波殿、石塔殿とて四人御座候。しば殿とは大崎の御弟にて候。應永七年に牛袋ひじりのぼり給ひて、京都より國一圓の御判下て、後大崎殿一探題なり。探題は京都公方様、筑紫と陸奥國は國遠く候とて、御代官に指置御申候。しゆごと申人は日本に三十餘人候也。いまは探題は奥州計に御座候。しゆごのうはて也。かくべつの義也。能々此の御思慮然るべく候也。大崎御下以前云々。

大崎殿御先祖、京都九代以前御當家はじめ、尊氏將軍公方になり給ひし、御さう

そふ(曾祖父)は、兄弟三人也、斯波、澁川、足利也。斯波は京都武衞の御事、しぶ川は今に御座候。あしかゞは三番めにて、京都公方様の御事候。武衞日本二番の御人にてわたらせ給ふ程に、將軍の望御座有べく候とて、畠山德本のさたをもつて、前々に畠山殿、細川殿兩官領職に御座候を、三職にからし、武衞を官領にす。さて將軍の御のぞみ御座なく候也。いまだぶゑい所にて御座候時、大崎の十代以前、在京權大夫家兼・長國寺殿、公家官從四位上也。京都七條より貞和二年に伊達神(諸か)大名りやうぜん(靈山)と申山寺へ先御下、彼所に三年御座候て、其より河內志田郡師山へ御つき有しより、無二無三に留守殿大崎を守り候。

小山御退治有べきに付て、鎌倉殿へ京都より兩國を渡進むべく候間、鎌倉殿の御代官入候て、山形殿は出羽守護にて御座候、大崎は奥州の探題にて御座候、何も相違あるべからず、守らるべきの由、京都より御諚候間、兩國探題守護諸外様在鎌倉をす。

大崎殿、鎌倉にては瀨ヶ崎殿に御宿をめされ候間、せがさき殿と山形殿は長尾に

御宿たる間、長尾殿と申。京都にても、御一家をば小路の名を申。瀨ヶ崎殿御出仕の時、諸外樣の後に御出仕候。兩國外樣庭へいでつくばい候に、こしよりおり給ひ候て、えんのきわにてあしなかをめされ、御こしもたをめず、御座へ御入候を、上杉の房州中書官領是を見て、斯波殿のふるまい、あまりくわしよく(華飾)なり、とがめべきよし云々也。其比奉行人數不絕(布施?)殿、二階堂殿、きら殿、ゆき殿と云。人數被ㇾ申けるは、玉々守護探題はわたくしならぬ事候。昔は大裏よりりんじにて候。此頃は公方樣の御判にて成され候。奥州探題職下され候時は、京都公方樣より、會津、白河、伊達、葛西へ御内裏御教書にて、斯波左京大夫入道國一圓をまかせ置所也。彼義にしたがひ奉り申さるべく候由、仰下され候鶴。然らば何事も武衞御同輩候。所詮京都へ人を立られ候て、武衞御□を御らん候て、御とがめ候べく候と申され候に依、尤とて都へ人を立られ候處に、使京着して翌日に、公方北野へ御參詣有。京都十三人大名およそ御供、細川殿、畠山殿は御輿の立候二丁計こなたより馬よりおり、あゆみ給

ふ。武衞の御輿は立候まとば比計まで御馬にめされ、そこにており給ふ。其の時御使鎌倉にかへり、かくの如しと申間、房州尤さるべし。國の守護と申は其國にてはよこ座に居す。ひざ立てず、燒物のうらくわず、はしのくわてんせず、まして瀨ヶ崎殿はたんだいにて渡候にはとて、つゐにとがめず。此の如く候間、一事に宮城には大崎を守られ候よし、大崎を守候外樣は、留守、八幡、國分、山內、長江、登米、一迫、うはかた、二迫、長崎、和賀、薭貫、遠野、相馬、田村、白川、岩瀨、信夫、其外あまた候よし。斯の如く御わかり候間、いまにおゐても大崎よりは京鎌倉公方樣へうら書を、御申なく候。日本には二人とも御座なく候由申候。山形殿はうら書を御申候。山形殿は大崎、京都より御下の二代目、左衞門尉大夫大輿守殿の二番目の御曹司、修理大夫兼賴と申候(最上)。大崎都より御下候て、十一年後に、延文元年に大崎より出羽へ御越候て、守護に成給ひ候。

駿河守悉く本所を國分へ取られ候て、其いきどをりおびたゞし、大さき六代朔の殿(持詮か)御舍弟彌三郎殿直兼と申候。

後に靑塚殿と申候を、我が城高森へ申越、我が宿所うわたてに置奉り、駿州は中城へおり、其後は村岡城おと森へおり給ひて、代官に村岡刑部少輔、遠江守舍弟也。

大崎殿はかならず國に立給ふべき御曹司御くはいしよう(懷生)の時は、しほがま大明神御かげをさし給ふと申傳候也。

下大崎は貞和二年に下給ふ。當年まで百七十年に當る。山形殿は大崎より十一年後に御越候。延文元年に百五十九年也。

斯波殿は四代に成給ふ。大崎は十一代、御世は九代。山形殿は九代、黑河殿は六代にてたへ給ふ也。

京鎌倉より御內書、御教書、奉書下候は、大崎御下のまへは、先宮城へつき候て、其後伊達、葛西へ筑也。大崎御下候て以後は、大崎へつゞき候て、二番目に留守へつき候。

大崎殿は瀨ヶ崎よりにげ給しが、大勢におはれ、又行さきも大切の間、仙道大越にて、ひそかに御はらをめさる。御子四代目のそくとう(息當か)積灯寺(滿詮)をば國に置奉。御孫大洲賀さま、向上院(滿持)殿十五歲に成給ふをつれ奉りしがげ給ふ。東福院、對馬守十七人御供のう

ぢたりしが、仙道の中塚といふ人の聟也。彼方へぐそくしたてまつる也。それより御とも十七人を、女房いてだちにて南長谷まで御下、それより大崎へ付給ふ。

大さき五代目向上院殿之御事。大崎より大すが樣御さうしにて、老田城へ御登、三年御扣候し、長世保は其時忠節を以つて、いだてには、大崎よりの御判形にて知行候也。左樣の引付にて、老田方代に大崎の御えぼし子なられ候。花山播州までかくの如く候。此の間播磨守元宗、京都御官領細川勝元の御一字にて、其の例達候。大さき御一所は伊達殿小外樣に登米方二人、其の外兩國諸外樣、かまくらがたをいたす也。又登米に於いて、いたち澤といふ所に、かさい衆桃生、深谷、其の外奥六郡同心也。張陣す。大崎より中目太郎三郎御代に下討死す、立死也。然りと雖も合戰勝利の間、難なく大崎殿國をせいひつ（靜謐）し給ふ。其の兩若君を、殿之御所と申。斯くの如く御弓箭取まけ給て、二度鎌倉へ登るべからずとて、仙道にさゝかはどの成給候」と載せ、書例に左衞門佐敎兼多く見ゆ。

以上によりて大崎氏が如何に勢力ありしかを知るに足らん。一族には羽州探題最上（直持弟兼頼の後）、奥州鹽松（直持弟伊豫守持義の後）、斯波、及び黒川等あり、各條を見よ。

此の家の歴代は大崎家譜に「家兼（彦三郎、左京大夫、伊豫守、號長國寺殿、勅命により舍兄高經と北國に下向し、而して義貞を退治す。故に出羽陸奥探題を賜ひ、下向す。時に光明院御綸紙、幷に金淵太刀、高氏より之を賜ふ。而して石塔殿を退治し、奥羽二國安定す。祖先・總州大崎を領す。故に當國に於て大崎と曰ふ。曾つて左京の時、若狹國三千八百町を領する也）―直持（左京大夫、刑部大輔、號大興寺殿）―詮持（金龍寺殿）―滿詮（號績灯寺殿、瀨崎と曰ふ、田村大越に於いて打死）―滿持（左衞門督、號向上寺殿、父滿詮討死の時、伊達氏の恩を得、故に名取郡を伊達氏に付屬す。）―持詮（左京大夫、號修心院、諱朔日、洲賀と曰ふ）―敎兼（左衞門佐、號龍谷寺、息女嫁伊達氏）―政兼（彦三郎、陸奥守、法名同嶽、號長松院）―義兼（左京大夫、法名玉岩、號壽松院、屋裏亂により伊達

氏に走る。加勢三百餘騎、而して大崎に送らる。故に家を嗣いで上洛す。而して公方義尙より、義の字、幷に包平太刀を拜領す焉）―高兼（彦三郎、立て一年にして早世す。嗣子なきにより、伊達左京大夫稙宗の末子小僧丸を請うて聟と爲す。冠して義宣と曰ひ、岩手澤城に住す。翌年八月大風起り、屋室廢壞す。此の時息女不幸にして壓死す。其の後義宣葛西に出奔す。桃生郡辻堂に於いて病死、故に系圖に入れず。）―義直（左京大夫、上洛の時、公方・越前國に發向し、御對面これ無し。故に翌年、大崎惣先達山伏、狐澤上野下向の次、公方より御書、幷に鎧を拜領す焉）―義隆（左衞門督、大相國秀吉公、關東に發向の時、遠國遲參の諸家、皆其の城を去らしめらる。天正十八年庚寅八月十九日、賀美郡新田城を退き、同郡小野田城に移る。同月二十四日、最上路を經て上洛し、千本に寓す。其の後、公の命に依り、長尾影勝に屬せられ、會津に於いて卒す」と。

高兼の卒後、養嗣義宣（伊達稙宗の子）と高兼の弟義直と相爭ふ。天文中の事なり。義宣死して義直嗣ぐ。大崎家の四老を仁

木、里見、澁谷、中目と云ふ。里見義成の二男新田刑部義景・義隆の寵眷を矜り、讒諂百出。後伊場野外記の子總八郎また義隆の寵ありて、義景と爭ふ。總八・岩手山城主氏家彈正隆繼と結び、義景は計を以つて義隆をあざむき新田城に入る。彈正・伊達氏に通ず。かくて義隆・意の如くならずして自殺、子義興嗣ぐ。系譜天正十八年以後の事は、その實義興にかくべしと。義興・蒲生氏鄕に屬し、後上杉景勝に仕ふ。支族高泉隆景は伊達氏に仕へ、祿二千石を受く。

2 下總の大崎氏 斯波家氏・香取郡大崎城にありて大崎を稱す。其の子宗家又此の地を領すと。宗家の後は宗氏―家兼なり。前條に詳說す。

3 常陸の大崎氏 行方郡大崎邑より起る。鹿島文書嘉元四年十二月廿四日に「鹿島社大禰宜能親代長圓、常陸國行方郡大崎鄕内、吉河孫四郎春幹、成井村地頭三郎太郎入道良圓、大崎彦太郎幹高、六郎太郎助幹、云々等と、當社供料米以下を相論する事、右地頭等、嘉元元年以來對捍の由云々」と見ゆ。

4 美作の大埼氏 目埼城は、下原村にあり。大埼賴末の築く所なりと。

5 宇都宮、都野氏流 石見國那賀郡の豪族にして、家系錄に「宇都宮宗綱十世勝助(權太郎、近江淺井郡の人)―都野正隆(三左衞門、嘉元年中、都濃鄕に來住、氏とす)―氏隆(民部少輔、高田城主、大崎氏祖)」と見ゆ。同郡二宮村大字神主に高田城あり、城主大崎民部少輔源氏隆にして、石見志に「宇都宮氏族、都農鄕の豪族都野正隆の二男なり」と見ゆ。

6 紀伊の大崎氏 那賀郡の豪族にして、續風土記に「家傳に云ふ、其の祖を大崎民部光俊といふ。田中莊七箇鄕を領す。天正年中、根來兵亂に戰死す。其の子掃部浪人となり、井畑左近と改め、農を業として、代々當村に住す」と見ゆ。

7 橘姓澁江氏流 肥前國杵島郡大崎村より起る。橘薩摩家の一族にして、澁江系圖に「公義―公村(澁江左衞門尉)―公遠(左衞門次郎、薩摩前司)―公經(孫太郎、菊池退治の時、尊氏に屬す)―公次(大崎但馬守)―公安(大崎又四郎、菊池云々)」と。又中村系圖に「公經(佐渡四郎、右馬大夫)―公次(大崎但馬權守)」と見ゆ。

8 安藝の大崎氏 藝藩通志廣島府鳥屋町山縣屋條に、「祖大崎玄蕃、初め木村常陸介に仕へ、後福島氏に臣たり。其の子恕閑、其の子源兵衞、始て革屋町に居り、馬具を製し生理とす。因つて馬具屋と呼べり。その後世々市職をつとめ、五世已來山縣屋とよび、當町に移り、一町目御客屋もりを勤む」と見えたり。

9 備後の大崎氏 福島氏の家臣にして、深津郡神邊の城主なりしとぞ。

10 藤原姓 山城賀茂神社檜皮工鍛冶工に大崎氏あり、藤原姓なりと云ふ。

11 其の他、紀伊德川家の重臣、長瀞米津藩見習、新田佐竹藩用人等に此の氏あり。又志摩、伊勢、備前等にも存す。

大埼 オホサキ 大崎氏に同じ。

大佐古 オホサコ 石見にあり。

大雀 オホサヽキ 仁德天皇の御諱(大鷦鷯尊)を氏とせしにて、御名代の一と見るべし。ササキベ條を見よ。

〇大雀臣 武內宿禰裔、巨勢小柄宿禰の後にて、仁德天皇の御名代部の伴造となり、御名を負ひ奉れるなり。雀部條を見よ。

大貞 オホサダ

〇大貞連 物部氏の族にて、天孫本紀に「物部目連公は大貞連等の祖」と見え、姓氏錄、

左京神別に、「大貞連、速日命十五世孫珍加利大連の後也。上宮太子攝政之年、大椋官に任ず。時に家邊・大股の楊樹あり。太子巻向宮に巡向の時、親ら樹間を指し給ひ、即ち阿比太連に詔して、大俣連と賜ふ。四世孫正六位上千繼等、天平神護元年、字を大貞連と改む」とあり。此の天平神護元年改姓の事は、續紀になし。されど延曆廿三年十一月紀に「右京人從七位下大俣連三田次、姓を大貞連と賜ふ、」また弘仁二年閏十二月紀に「大和國人從八位下大俣連福貴麻呂、姓を大眞(貞)連と賜ふ、」また承和四年四月紀に「大和國人內藏史生大俣連福山、姓を大貞連と賜ふ、」など、相次いで大股より大貞連姓を賜へり。

大幸 オホサチ オホサキ

○大幸君 出雲の古姓なり。天平十一年の賑給歷名帳に「河內郡伊美里大幸君廣津賣」と云ふ人見ゆ。

大里 オホサト 和名抄山城國紀伊郡に大里鄉、河內國大縣郡に大里鄉(天平勝寶八年紀に大里寺)、武藏國に大里郡、於保佐止と註す。又高山寺本足立郡に大里鄉あり、大調の誤にあらずやと。又安房國平群郡に大里鄉あり、於保佐止と註す。其の他、土佐

(次條參照)、武藏秩父郡等に大里庄あり、又村名としては、上總、常陸、岩代、羽後等にも存す。

1 大里史 秦氏の族なり。河內國大縣郡大里鄉より起るか。姓氏錄、河內諸蕃に收め「大里史、大秦公宿禰同祖」と註す。

2 山城の大里史 前項大里史は、姓氏錄・河內に收むるも、秦氏族にして、且つ山城國紀伊郡にも大里鄉ありて、和名抄に見ゆるより思へば、發祥地は山城なるべきか。

3 大里氏 古く物に見ゆるは凡べて秦氏の族なり。

4 丹黨安保氏流 陸中國鹿角郡大里邑より起る。津輕郡中名字に「鹿角云々、安部は大里、柴內、鼻和の三介所に分る、丹治氏なり、」と。又鹿角由來記に「大里上總介は安保丹治氏にて、湯瀨宮內も同姓なり」と見ゆ。長牛縫殿助覺書に「安保の三人衆、大里備中、花輪、柴內」(永祿)と。津輕にも現存す。

5 在原氏族 在原氏の族にて行昌を祖とすと云ふ。

6 其の他、後世、尾張鳴海に、大里知足あり。

大忍 オホサト 和名抄土佐國香美郡に大忍鄉あり、於保佐止と註す(流布本止を比に作る)。後世大里邑と云ふ、又大里王子社高時花押文書に大忍庄、香宗我部文書に大里庄と見ゆ。

大澤 オホサハ 丹波多紀郡、武藏に大澤庄あり、村名としては諸國に頗る多く枚擧に遑あらず、而して多くの大澤氏を起す、以下を見よ。

1 藤原北家魚名流 越前の大族なり。尊卑分脈に「魚名(左大臣)―鷲取(中務少輔)―藤嗣(參木、右衞門督)―貞直(藏、越前大掾、或本に眞直云々。當流の系圖父子の次第、分脈の相承、說々皆同じからず。本々一揆ならず。仍つて其の實を糺決し難き者也。或は舊本に任せ、或は家說を以つて之を注載す。但し猶ほ其の可否を辨ぜず。重ねて博く是非を尋ね決すべし矣)―

┬春行(內匠頭)
└春茂(內匠頭)┬弘雅(下野守)―貞村(越中守)―宗相(駿河守)―成國(若狹守)―成俊
　　　　　　　├弘賴(下野守)―親明(修理大夫)―親賢(佐渡守)┬親信(縫殿助、實猶子定隆子)
　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├親光
　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├親重
　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└棟職
　　　　　　　├弘親
　　　　　　　└宗臣
―孝直(康譽、皇后大進)―孝圓―重康(左將監)―貞孝(長門守)―孝範(民部丞)

守貞（彈正忠　民部大夫）―重孝（豐前守　武藏守）―重能（大和守）―重俊（左衞門尉　内舍人）―重繼（豐前守）―
　重孝の子：孝兼、有兼、孝秀、重義
　重能の子：孝兼（内藏助）、重賢（日向守）、重清、重基（大和守）―康重―康長（今大路流）
　　康重の子：康房、康貞
　重俊の子：重貞
―重季（石見守）―重種（左衞門尉）―重頼（左衞門尉）―重道（法名道禪）―重量（左門尉　周防守）―
　重種の子：重直
　重頼の子：重治
―重宗（右門尉　長門守）―重基（右門尉　號大澤）―重綱（周防守）
　重宗の子：重房（兵部丞）―重信（右門尉　美乃守）―重秋（右門尉　美乃守）
　重基の子：重能（左門尉　長門守）―重康（長門守）―久守（左門尉　長門守（重榮））―
　　重基の子：重長（右京亮）
　　重能の子：季知
―重致（左兵衞）―重敏（改綱家　左門尉　長門守）―綱守（下野出雲守　右衞門尉）―重延（左兵衞）
　重敏の子：重成（掃部助　左衞門尉）

歴名土代に「從四位下、大澤藤重基（貞治六、正、十八、同日左衞門尉）、大澤長門守藤重能（同卅二、二、六）、大澤長門守藤久守（文明十七、六、二）、大澤長門守藤綱家（天文五、二、十七）、正五位下、大澤長門守藤久守（文明五、四、廿八）、大澤長門守藤綱家（享祿四、正、七）、大澤左衞門大夫藤重成（永祿元、七、十七、天正九、三、於越前國生害）、從五位上、大澤長門守藤久守（應仁二、正、廿六）、大澤右京大夫藤重延（永祿九、正、六）、從五位下、大澤左衞門大夫藤重敏（永正十七、正、五）、大澤綱家朝臣二男藤重成（天文十五、十二、廿五、同廿、三、廿七、左衞門尉）、大澤右衞門大夫綱守朝臣子藤重延（永祿二、四、十八）、大澤重延子藤重明（天正七、十二、三、同、信乃守）」等見ゆ。

2　藤原北家持明院流　道長の子藤原頼宗の後なる持明院家より分る。頼宗―俊家―基頼―通基―基家―基宗―家行―家定―基盛―基長―家藤―基秀―基久に至り大澤を稱すと（持明院條參照）。丹波國の豪族にして、改正三河記に「關白道長四代中務大輔元頼が子、持明院左京大夫通朝が十代左兵衞佐基久、遠州に住し、丹波の大澤を領す。今の基胤は基久より九代也」とあり。寛政系譜には「基久がとき、はじめて大澤を家號とす、これ其父祖代々丹波國大澤の地を領するによりてなり」と。持明院左中將基盛が男基長―中將家藤―中將基秀（貞治年中、遠江國に下向し、堀江城に居し、これより代々こゝに住す）―左衞門佐基久―治部大輔（基武）―左衞門佐―右兵衞佐（基利）―治部大輔―左衞門佐（基影）―治部大輔（基輝）―左衞門佐（基房）―治部大輔基相―左衞門佐基胤（今川氏眞に屬し堀江城を守る、永祿十二年家康に屬す。）―基宿（基宥）―基重―基將―基恒―基隆―基朝―定寧―基之、代々奥高家、侍從四位に上る、釆地三千五百五十石餘。家紋丸に杏葉、角大文字、浮泉花、寛政系譜支庶八家を收む。

大澤右京大夫藤原基之

大澤兵部藤原基休

敷智郡堀江城（堀江村）は大澤氏の居城なり。よりて此の氏はまた堀江ともあり、蜷川親元記寛正六年條に堀江孫右衞門尉とあるは此の氏か。又宗長手記に「堀江下野守（持明院の流葉）」とあり。大澤氏に同じ。大永二年三月朔日落城すと云ふ。左衞門佐基胤、今川氏に屬し、中安兵部（少輔）定安、椎田（また權田）織部（佐）泰長等と德川氏に抗せしが、永祿十二年四月十二日降參す。其の後、同十三年三月、敷知郡堀江城、大澤基胤が給人、百姓と

オホサハ
オホサハ

稱する內山黨、其の外、寺社地下人、男女五六百人（風土記傳に尾藤主膳、山村修理等とあり）引佐郡堀川城の舊壘に據り、（初め葭本に在り、陣笥平と云ふ、後堀川に築く。）以つて家康の掛川よりの歸陣の途を討たんとす。三月廿七日家康堀河に押寄せ、城兵百八人を斬り、七百人を許す。（大將は山村修理、新田友作入道喜齋、尾藤甚右衛門等也と。）豐鑑に大澤侍從見ゆ。

3　藤原北家小田氏流　常陸國筑波郡大澤より起る。此の地は弘安作田勘文に「筑波北條、大澤三十七町、率分保」と載せたり。大澤は今の小澤也。嘉元大田文には「四段、率分堂領」と註す。小田氏の一族北條筑前守道知が後を、大澤氏と云ふ。

4　清和源氏佐竹氏流　常陸國久慈郡大澤村より起る。佐竹支族系圖長倉條に「天翁常橋—義尙（遠江守、號龍岩常乾）—桂岩常香（於野生害）—義重（號天岩常清）—義當、云々」と。又「大澤六郎義尙（義重舍弟、於關山打死）—義泰（彈正左衛門）」と。（ナガクラ條參照）。新編國志に「大澤、久慈郡大澤村に出づ。長倉義忠の二子義尙・大澤六郎と稱す。天文十二年義篤に從ひ、陸奥窪田に戰つて功あり。遂に關山に戰死す。子義泰・彈正左衛門、子義祐・彈正と稱す。其の子淸信・彈正左衛門、從つて秋田に徙る。長倉義重の四子音信・大澤近江、七子尙春・大澤治左衛門と稱す。野口村の人たり」と見ゆ。

5　白川の大澤氏　關阿久の守將に大澤權之助、その子三郎あり、天正の頃、佐竹氏に屬す。

6　閉伊氏流　陸中國閉伊郡大澤邑より起る。鎭西八郎爲朝の子閉伊十郎行光（佐々木十郎）の末なり（奥南舊指錄）と。ヘイ條を見よ。

7　兒玉黨　寬政系譜に見ゆ。兒玉黨にして、もと田中を稱せりと云ふ。家紋丸に抱蘘荷、丸に三引、五七桐。武藏國那珂郡（兒玉郡）に大澤の地あり、その地と關係あるか。

大澤主馬

8　武藏の大澤氏　前項兒玉郡の外、埼玉郡にも大澤邑（町）あり、而して大澤氏當郡に現存す。又多摩郡にも大澤村ありて大澤氏あり、「甲州武田の家人なりしが、落去の後、當郡大澤村に土着して、村を開發せり」と云ふ。又同郡小山田村に大澤、柳澤と云ふ醫師ありたりと。

又古く鎌倉時代大澤半左衛門なる人、赤濱村半左瀨の關守たりしと云ふ。又榛澤郡折之口村觀音寺境內に法華經千部供養塔あり。「武州榛澤郡折口住人大澤兵庫盛重、元和十年三月廿一日」と記せり。又北足立郡馬室村の大澤氏は丸に橫木瓜を家紋とす。

9　相摸の大澤氏　武藏總社志に「相摸國鶴岡八幡宮の神官大澤氏は、もと吾總社の神官なりしが、天正年間に鶴岡に移れるよしにて、其時北條氏照の重臣橫地監物丞吉信より、彼宮の神主家へ送れる添狀を持傳へたり」と。

10　三善氏流　三善淸行八代孫倫義七世康持の子倫君、大澤を號す。

11　小山氏流　下野國河內郡大澤村より起る。從五位下小山下野守朝政十一代の孫小山犬丸朝氏の三男伊豫介忠秀—

忠勝（小四郎）—忠元（大澤治部助）—忠吉（山城）—吉秋（下總）—忠春（大澤入道）
忠信（大澤九郎）—忠行（大澤內藏助、宇都宮大澤城主）—忠光（二郎三郎、伊豫助）—忠宗（右近）—忠秋（丹後）
秀忠（市之進）

「忠治 大澤右京
「忠政 三平、宇都宮住

12 秀郷流藤原姓阿曾沼氏流　阿曾沼四郎大夫公郷の孫、佐野宮内廣綱の子廣貞を大澤右京介と云ふ、大澤氏の祖なりと。

13 清水氏流　甲斐國山梨郡倉科村の名族に此の氏あり、其の他にも多し。其先清水主殿助より出づ。藤左衞門に至り、大澤氏に改む。

14 佐々木氏流　三河國渥美郡大澤邑より起る。佐々木高綱の後裔基綱の子忠綱の後なりと。寛政系譜に見ゆ。家紋四目結、蔦、抱澤瀉。

15 近江の大澤氏　前項佐々木氏の族か。家紋下り藤なりと。

16 美濃の大澤氏　新撰志、各務郡鵜沼村條に、「大澤和泉守は、當所の城主、永祿五年八月卒。大澤次郎左衞門は和泉守の子なるべし。信長公に攻られ、城を燒取られて退く。太閤記の文古城の條にしるす、合せ見るべし」と見ゆ。古城は木曾川の岸の上にありと。

17 清和源氏頼信流　寛政系譜にあり。頼信の裔なりと家傳に見ゆ。家紋むかひ澤瀉、松皮菱。

18 丹波の大澤氏　多紀郡に大澤莊あり。弘安中智慧光院領たり、御領目錄に見ゆ。

19 和泉の大澤氏　和泉郡大澤村より起り、大澤堡（山瀧村大澤）に據る。

20 備中の大澤氏　康正造内裡段錢引付に「三貫文、大澤長門入道殿（備中國水田郷段錢）」と見ゆ。第一項大澤氏なり。

21 美作の大澤氏　流江安室の舊記に「安室三河守殿の娘、六番は飯岡村の大澤次郎兵衞室」と。東作志に見ゆ。又英田郡巨勢庄下倉敷村惣頭大明神の社人に大澤氏あり。

22 上杉家臣大澤氏　深谷記、上椙御普代之目錄に大澤新助、また深谷衆は「大澤因幡、同肥後、同外記、同與惣左衞門、同藤四郎」と見ゆ。

23 其の他、新田六郎貞氏の從士、四天王の一人に大澤氏、山北小野寺遠江守義道家方に大澤中務。秀康卿給帳に「二百石大澤權之助、三百石大澤三右衞門、三百石大澤正三郎」また小島松平藩用人、壬生鳥居藩重臣、烏丸家の雜掌、津山分限帳に「百貳拾石、大澤轉、拾五人扶持、大澤源之進、大澤章藏、大番組五十石、大澤謙助。小役人貳拾四俵三人扶持、大澤數吉」等見ゆ。

又蜷川家古文書に「齋藤吉兵衞―女（最前桑山伊賀室、離別以後近藤登之助の所へ嫁と云）―女（大澤右京室）―大澤兵部少輔（母は登之助娘也と云々）」と見え、又大澤右京大夫あり。家傳史料に大澤傳左衞門、因幡に大澤（もと小寺）、信濃（佐久郡に大澤村）、岩代等にも此の氏あり。

凡　オホシ

大と通じ用ひらる。オホ條第七項を見よ。又大押とも、星ともあり。

1 凡直　大國造、卽ち一國を押統べし氏を云ふ。又大直ともあり。延曆十年九月紀に「讃岐國寒川郡人正六位上凡直千繼等言ふ。千繼等の先・星直、譯語田朝廷（敏達）の御世、國造の業を繼ぎ、所部の堺を管す。是に於て官によりて氏を命じ、紗拔大押直の姓を賜ふ。而して、庚午年の籍、大押の字を改む。仍りて凡直と註す。」と。また紀伊國造補任に「始めて大直を賜ふ」など見ゆ。詳細は日本上代に於ける社會組織の研究、凡直條を見よ。

2 土佐の凡直　土佐國造の族也。土佐の凡條を見よ。

3 伊豫の凡直　多臣の族なり。伊豫の凡條を見よ。

4　讚岐の凡直　景行帝裔なり。讚岐の凡條を見よ。

5　安藝の凡直　安藝國造族なり。安藝凡條を見よ。

6　阿波の凡直　粟忌部の族なり。粟の凡條を見よ。

7　紀伊の凡直　紀國造族なり。紀伊の凡條を見よ。

8　周防の凡直　凡河内氏の族なり。周防の凡條を見よ。

9　凡費　阿波にあり、粟忌部の族なり。粟凡條を見よ。費は直に同じ。

10　凡宿禰　凡直の宿禰姓を賜へる者なり。政事要略卷五十三に見ゆ。

11　阿波の凡宿禰　粟忌部の族なり。粟の凡條を見よ。

12　凡毘登　毘登には首（オビト）より來りしものと、史（フビト）より起りしものとあり、此の氏その何れなるか、詳ならず。

13　凡氏　正倉院天平十一年文書に見ゆ。凡直の族なり。

14　なほ凡人あり、その條を見よ。

大押　オホシ　凡に同じ。

○大押直　景行帝の裔なり。紗抜（讚岐）大押（サヌキノオホシ）條を見よ。

凡海　オホシアマ　オホアマ條を見よ。和名抄丹後國加佐郡に凡海郷あり、於布之安萬と註す。

凡海部　オホシアマベ　オホアマベ條に云へり。

凡河内　オホシカフチ　オホカフチ　又大河内に作る。書紀神代卷には、凡川内とあり。凡河内てふ國名を負ひしなり。凡河内國は後世の河内國にして、古事記傳に「名義は倭の京にて、山代大河（淀川なり）の此方にある國なればなり。本は大河内と云しを、諸國名必二字に定められしより、大をば除つらむ。さて大とかゝずして、凡と書くは、意富と云はで、意布志といひならへる故なるべし」とあれど、此の國號は、國内に河内郡のあるを見れば、その郡名が擴張して一國の名稱となりしや想像するに難からず。而して凡は一國を押統べしによるべし。大河より來りしならば、凡河と書き、オホシカハと讀む筈なければなり。猶ほ河内條參照。

1　凡河内國造　河内一國の大國造なり。神武天皇大和に入り、凶賊を討滅して國内を鎮定し給ふや、橿原の地に、都を奠め、國縣に國造、縣主を置き、その地を治めしめ給ふ。此の時、當國には彦己曾保理命（彦己蘇根命ともあり）を封じて國造とせらる。彦己曾保理は天祖の御子天津彦根命の後裔にして凡河内氏族の祖なり、その入國の次第は不明なれど、恐くは神武帝の東征に從ひて畿内に入り、皇族なるが故に、特に當國々造に補せられしものならん。

此の國々造の事は古事記神代卷に「天津日子根命者、凡川内國造、額田部湯坐連、木國造、倭田中直、山代國造、馬來田國造、道尻岐閇國造、周芳國造、倭淹知造、高市縣主、蒲生稻寸、三枝部造等の祖也、」と載せ、又國造本紀に「既にして、初めて橿原に都し、天皇の位に卽き給ひ、勅して其の功能を褒めて國造に寄し賜ひ、其の拒逆者を誅す。亦縣主を定む。卽ち是れ其の緣也。彦己蘇根命を以つて凡河内國造となす、卽ち凡河内忌寸の祖」と、また「凡河内國造、橿原朝の御世、彦己曾保理命を以つて凡河内國造と爲す」と見ゆ。

2　凡河内直　凡河内國造家の氏姓なり。神代紀に「天津彦根命は是れ凡川內直、山代直等の祖也」と、天神本紀には「天

御蔭命は凡河內直等の祖」とあり。天御蔭命は天津彦根命の御子也。此の氏の事は安閑紀元年條に「秋七月辛巳朔、詔して曰ふ、皇后・體・天子に同じと雖も、而も內外の名殊に隔る。亦以つて屯倉の地を充て、式して椒庭に樹てゝ後代に迹を遺すべし。迺ち勅使を差し、良田を簡擇せしむ。勅使・勅を奉じ、大河內直味張（更名里梭）に宣して曰ふ、今汝宜しく膏腴の雌雉田を進め奉るべし。味張忽然悋惜、勅使を欺誑して曰く、此の田は天旱漑し難く、水潦浸し易し。功を費す極めて多く、收獲甚だ少し。勅使言に依り、復命隱すなし、」と。次いで十二月條に「大伴大連勅を奉じ宣して曰く、云々。今汝味張、率土幽微の百姓たり、忽爾王地を惜しみ奉り、使に輕背す乎。旨を味張に宣ぶ、自今以後、郡司に預かるなかれ、云々。大河內直味張恐れ畏き永く悔ゆ、地に伏して汗流、大連に啓して曰く、愚蒙百姓、罪・萬死に當る、伏して願はくは郡毎に钁丁を以つて、春時は五百丁、秋時は五百丁、天皇に獻じ奉り、子孫絕えず、此に籍りて生を祈る。永く鑒戒と爲さんと。別に狹井田六町を以つて大伴大連に賂す、蓋し三島竹村屯倉は河內縣の部曲を以つて田部となすの元、是に起る、」と見えたり。これより前、雄略紀に凡河內直香賜あり、又推古紀に大河內直糠手、舒明紀に大河內直矢伏。天武朝に至り、連姓を賜ひ、次ぎて忌寸姓を賜ふ。

3　攝津の凡河內直　東大寺奴婢帳、天平勝寶八年八月二十二日の東大寺三綱牒に「凡河內縄麻呂（攝津國河邊郡家鄉戶主凡河內直阿曇麻呂戶口）」と見ゆ。此の氏の事なほ第六項を見よ。

4　凡河內連　凡河內直の後也。天武紀十二年條に「凡河內直云々、姓を賜ひて連と曰ふ」とあり。

5　凡河內忌寸　天武紀十四年條に「凡河內連云々、姓を賜ひて忌寸と曰ふ、」と見ゆ。また國造本紀に「彦己蘇根命を以つて凡河內國造と爲す。卽ち凡河內忌寸祖」と。又姓氏錄、河內神別に「凡河內忌寸、同上、（天津彦根命之後也）」と見ゆ。なほ元慶七年六月紀に「丹波介清內宿禰雄行卒す。雄行は河內國志紀郡の人也。本姓凡河內忌寸、後清內宿禰を賜ふ。昔者唐人金禮信、袁晋卿二人本朝に歸化す云々」とあるも此の氏人か。されど、こは歸化族なるが如くも見ゆ。文意明白ならず、決し難し。次の項を見よ。

6　攝津の凡河內忌寸　河內なる凡河內忌寸の分派にして攝津國造の族なり。前述攝津なる凡河內直の忌寸を賜へる者か。慶雲三年十月紀に「攝津國造從七位上凡河內忌寸石麻呂、」と見え、姓氏錄、攝津神別に「凡河內忌寸、額田部湯坐連同祖、」と載せたり。氏人には天長十年二月紀に「攝津國人散位從六位上凡河內忌寸紀主、兄留省從八位上凡河內忌寸紀麿、弟留省大初位下凡河內忌寸福長等の三人、姓を賜ひて清內宿禰と曰ふ、」など見ゆ。前項清內宿禰雄行と同族なるや、必せり。かくの如く此の氏は攝津國造とも載せ、姓氏錄、攝津神別に「國造、天津彦根命男天戶間見命の後也」と見ゆるにより、凡河內國造は兩國を兼攝せしものかとも考へらる。猶ほ十一項を見よ。

7　出雲系の凡河內忌寸　母系を相續して此の氏を冒せるか、姓氏錄、攝津神別に「同神（天穗日命）十三世孫可美乾飯根命の後也、」と見ゆ。前氏とは流を異にす。

8　凡河內伊美吉　凡河內氏の族なり。奴

オホシカ
オホシカ

婢籍帳に見ゆ。凡河内忌寸に同じ。

9 凡河内宿禰　凡河内氏の族なり。大河内忌寸、後に、宿禰姓を賜ひしならん。東寶記第八、類聚符宣抄、拾芥抄等に見ゆ。

10 京師凡河内氏　凡河内直の族、若しくは其の後裔なり、西宮記廿三に右京人凡河内氏見ゆ。

11 攝津の凡河内氏　式神名帳攝津國菟原郡の部に河内國魂神社あり。蓋し攝津凡河内氏、卽ち攝津國造の本據は此の郡なりしならん。第六項を見よ。此の神社は神名帳考證に「河内國魂神社、今御影森と云ふ。森中に社あり、天神社と稱す。北に御影山あり。天津彦根命の子也」と載せたり。

12 豐前の凡河内氏　凡河内氏部曲裔か。天平十二年九月紀に「企救郡板櫃鎭小長凡河内田道」と云ふ人見ゆ。

13 甲斐の凡河内氏　甲斐の少目凡河内躬恒あり（古今和歌集序、勅撰次第）。和歌を善くす、醍醐天皇召して御書所に候せしむ（大鏡）。後、淡路權掾、和泉大掾等となる。古今集の撰者として最も名あり。

14 凡河内氏族　凡河内直の同族は天下に

頗る多し、今、古書に據りて略系を作れば次の如し。天照大御神—天津日子根命（天津彦根、凡河内氏族祖）

- 明立天御陰命
  - 意富伊我都—彦伊賀都
    - 彦己曾保理（彦己蘇根）（凡河内直祖）
- 天久之比乃命（桑名首祖）
- 天麻比止都禰命（天一目）（山代直祖）
- 天戸間見命（額田部湯坐連祖）
- 彦稲勝命（末使主祖）

此等の後裔に建許呂命あり、命は常陸風土記に「茨城國造初祖天津多祁許呂命」と載せ、息長帶比賣天皇に仕へ、應神帝誕生の際、子が八人ありしよし見ゆ。如何なる功勞ありしか知りがたきも、その八人の子は、何れも國造に任ぜらる。卽ち師長、茨城、菊多、道口岐閇、周防、石背、及び、須惠、馬來田の八國造なり。思ふに拔群の功ありしや察するに難からず。此の八國造の内、四人は成務朝、あと四人は應神朝の任命なる事と、風土記の記事とにより建許呂は景行朝の終りから應神朝の始めまでの人にて、恐らく日本武尊の東征に關係あらんかと考へらる。

大河内

オホシカフチ　オホカウチ　オホカハチ　凡河内氏の後裔なると、大河内なる地名を負ひしものとの二あり。大河内村は、駿河安倍郡に大河内村、甲斐八代郡に大河内村、伊勢飯高郡に大河内村、肥後葦北郡に大河内村、肥前松浦郡に大川内村、紀伊名草郡に大河内村、淡路津名郡にもありと。凡河内氏の住みしより起りし地名なるも多かるべし。

1 大河内直　凡河内直に同じ、安閑紀の大河内直味張（前條第二項參照）の外、推古紀に大河内直糠手、舒明紀に大河内直矢伏等あり。

2 大河内忌寸　凡河内忌寸に同じ、前條第五項を見よ。

3 大河内宿禰　前條第九項を見よ。

4 村上源氏北畠氏流　伊勢國飯高郡大河内邑より起る。此の地は吉野日記に「應永二十一年、先頃南帝皇子に位を讓られざるに依て、伊勢國司、北畠滿雅、欝憤を含み、武家に背て、軍士を駈催す。其の一族顯雅・大河内城を守る」と見ゆ。大河内氏は顯雅の後にして、北畠系圖に「顯能—顯泰（權大納言、正二位）—滿雅（大納言）、弟顯雅（大河内祖）—親郷（左中將、

從四位下、改親文、實父教具の子也）—親忠（左中將、正四位下、兵部少輔、實は政鄕の子也。大永六年出家）—親泰（權中納言、從三位、改秀長、又賴房、實は國司材親三男、星合氏祖也）」と載せ、又「木造、田丸、大河內云々、此等を御一族衆と曰ふ、幕紋三巴」と見ゆ。星合系圖には「滿雅—教具、弟顯雅（贈大納言、從三位、左中將、勢州大河內城主と爲り、國司家の政務を掌る。教具爲折木造昇進、弟顯雅を以つて大河內城主と爲す。其の權を分つて國司代と爲す。故に子孫に與へず、而して一門の智將を以つて之に居く、此の一流を大河內と號す。嘉吉、、、日出家）、」また「教具—政鄕、弟親鄕（後改親文、顯雅の家を繼いで大河內城主と爲る。顯雅・男子あり、國司新に絕ゆる時、大河內より相續、故に教具二男を以つて大河內と爲す、」また「政鄕—材親、弟親忠（爲大河內城主、大永六年出家）、弟賴房（權中納言、遠江守、式部大輔、初め星合城に居り、後、大河內城主と爲る。永正年中、勢州星合に新地を構へ、賴房之に在住し、星合と號す。大永六年兄大河內親忠所勞出家に依り、故に賴房を以つて大河內城に移す）」とあり、ホシアヒ條參照。

又三國地志に「中古日本治亂記曰、南伊勢に北畠一族三人の大將あり。多藝郡に田丸の御所、飯高郡に大河內の御所、同郡に坂內の御所、此の面々侍六百人、內馬上百騎、小人四百人、都て一千人宛の大將なれば、三家の人數三千人、是皆國司の幕下也」」と。又歷名土代に「大河內源具良（元龜三、正、十三、從五下）」と見ゆ。

5 大河內御所　伊勢兵亂記に「北畠中納言具教卿、永祿の末に織田信長襲來の由、聞えしかば、多氣は、要害宜しからずとて、大河內に城郭を構へ、嫡子信意を据へ、大河內御所と稱す。具教は多氣郡大淀に隱居して入道不智といひける。旣に永祿十二年、信長南伊勢を擊べき由聞へしかば、籠城を牒し合ける。大河內城には大御所黃門入道不智、御本所信意父子相從ふ」と。キタバタケ條を見よ。

6 紀伊の大河內氏　名草郡大河內邑より起る。續風土記に「大河內村舊家、大河內善藏・其家傳に云ふ、元祖を大河內又兵衞といふ、三十六人連署の其の一人也。豐太閤南征に遠州に逃る。其の後孫之丞といふもの、鈴木孫市に屬し戰功あり。後荒木攝津守に仕へ、當國城攻に先登す。其裔編戶の民となる」と載せ、又伊太祁曾大明神社々家、行事に大河內氏あり、奧條參照。又山東村に大河內外記あり。又那賀郡野上野莊野上野村舊家、大河內孫之丞條に「其祖を大河內又兵衞家政といふ。代々大河內村に住す。天正年中小牧役に泉州に出陣す、三十六人の其一なり。豐太閤桑山家に命じて三十六人の者を捕へしむ。家政逃れて、遠州濱松に至り、東照神君に從ふ。其の子を孫之丞といふ、雜賀孫一に屬し、所々に戰功あり。其の後荒木攝津守に屬し、七百石を領し、太田水責の時、戰功ありしとぞ、子孫代々當村に住す」と見ゆ。

7 淡路の大河內氏　津名郡に猪鼻山古壘あり、大河內城とも云ひ、安宅氏の居城とも云ふ。（常磐草）。アタカ條參照。

8 赤松氏流　赤松系圖に「則祐（赤松惣領、帥律師）—將則（號大河內、明德二、十二、卅、山名氏清叛逆、京中合戰日討死）」と。又淺羽本に「則祐—滿則（左馬助、大河內播磨守、法名流芳、號本願寺、明德二年十二月晦日、內野合戰に討死、廿

六歲)—滿政(左京大夫)—滿直(二郎)、弟教政(三郎)」とあり。諸家系圖纂には「則祐—滿尙(號大河內殿、播磨守、延文元丙申生給、內野合戰時、三十六歲打死)—滿政—滿直(號三郎)」と見ゆ。しかるに一本「則祐—義祐(號大河內)—持家—元家—則秀—澄則—則景(有馬氏)」に作るものあり。義祐は滿則の弟とす。享保三年の姬路御領書留に「前野庄村天神山古城跡云々、右赤松家大河內播磨守滿則築居、四郎友則、民部少輔滿政、新五郎繁廣、繁廣・孝橋と云ふ」と見ゆ。

9　肥後の大河內氏　葦北郡大河內村より起る。永正元年菊池政隆の侍帳に、大河內和泉守氏直、同二年十二月の菊池重臣連署にも同人見ゆ。

10　藤姓　武家系圖に「大河內、藤、三郎經重稱之」と見ゆ。

11　源姓　寬永系圖、醫道津輕氏條に「本姓は大河內源氏なり、建廣が父以三は三河の國人なり」と。ツガル條を見よ。

12　淸和源氏多田氏流　源三位賴政の孫より出づと云へど、徵證乏し。多田源氏と云ふより見れば、或は攝津大河內忌寸の後裔にあらざるか。舊說に從へば、多田

オホシカ

系圖に一賴政(從三位、右京大夫、兵庫頭)—兼綱(初號鳥羽冠者、後改多田源太判官、父同時討死、賴行爲子)—賴兼(伊豆守、兵庫頭)、弟顯綱(三州臥蝶住、號大河內源太、紋三連蝶丸、十六葉菊)」と載せ、又藩翰譜、松平(長澤)條に「右衞門大夫源正綱は、和泉入道殿の御弟、備中守久親の後胤、甚左衞門尉正次の子、(これを長澤の松平といふ。一說に久親は信光の御子といふ。)實は大河內金兵衞秀綱が二男、德川殿の仰に依て、正次の世嗣となりしなり。此の秀綱と申は、源三位入道賴政の孫、源大夫判官兼綱の三男、大河內源太顯綱が末葉なり。治承四年に高倉の宮の御事有し時、賴政、兼綱打死す。源太顯綱年わづかに二歲なりしを、其の母むつきの中にかくして、尾張國中島といふ所に落下り、また參河國額田郡大河內といふ所に移り住む。顯綱成人の後、大河內源太と名乘る。是より子孫三河國に住す。金兵衞秀綱は、顯綱が十一代の孫と申なり。秀綱、德川殿に仕へ奉て、遠江國稗原の地を領し、入道の後、休心とぞ號しける。正綱十七歲より、德川殿に近く召仕れ、常に御側をはなれず

オホシカ

(近習出頭人衆といひし也)。慶長五年關が原の戰に隨ひ、同八年三月叙爵し、大阪兩度の戰にも、大御所の御陣に從ふ。大御所薨じ玉ひし後、左大臣家の御時に至て、三代に仕へ奉りて、凡そ天下郡國の吏務、貢賦の結鮮をつかさどり、要劇の職に居て、終に一事の淹滯なし。寬永十九年三月三日、始て勘定頭といふ職置かれて、伊丹播磨守康勝、酒井紀伊守忠吉、杉浦內藏允正友等、三人に司らしめらる。是れ正綱が、年來壹人して、司りし所なり、(これ寬永の日記に見えたり。按ずるに、正綱が晚年に、伊丹播磨守と二人して、事を行ひしと見え、又諸役人帳に御勘定頭の下に、初めに右衞門大夫播磨守二人を載せしは誤なり)。かく夙夜奉公の勞を積みけるほどに、恩賞行はるゝ事も度々に及び、所領數多知行し、(相摸國甘繩、伊豆國本目等二萬石の地)、慶安元年六月廿二日に卒す。其の子佐渡守利綱、備前守隆綱に父が所領わかつて賜ひ、佐渡守利綱程なく卒し、備前守隆綱家を繼ぎ、萬治二年二月廿一日、御奏者の事をうけ給はる。

伊豆守源信綱は、右衞門大夫正綱が子、

實は大河内金兵衛入道休心が孫、金兵衛久綱が嫡男、伯父正綱に養はる。慶長九年七月、左大臣家御誕生ありし時、信綱わづか九歳にて若君の御家人になさる、(信綱童名長四郎と申)」。と見ゆ。兼綱實は頼政弟頼行の子なりとも云ふ。

寛政系譜には「顯綱・三河國額田郡大河内の郷に居住せしより家號とす」とあれど、其の實凡河内氏の後なるによるか。大河内なる地名は此の氏の住みしより出でたりとも考へらる。顯綱の後は、其の子「政顯―行重―宗綱―貞綱―光將―國綱―光綱―眞綱―信政―信貞―秀綱―久綱―重綱―信久―信相―久豊―豊貫―久雄―久徵」と云ふ。家紋浮線綾。武家系圖には「大河内、本國三河國臥蝶、紋三連蝶、十六葉菊、源三位頼政三代源大夫顯綱稱之」と見ゆ。

大河内氏の居城は幡豆郡寺津城(寺津村)にして、二葉松に「大河内金兵衞(秀綱)、息男右衞門大夫正綱出生、此の人後長澤住人、松平甚三郎正次秀縄の養子となる。洞村(額田郡)にも大河内金兵衞住居跡あり」と。又同郡「長縄城(長縄村)は城主大河内小見也。永祿四年討死す。子孫紀伊家仕官」とあり。

此の大河内氏は正綱が長澤松平を嗣ぎしより、一族或は松平氏を稱し、或は大河内氏と云ふ。寛政系譜にては七家松平、七家大河内氏なり。諸侯三家、伊豆守信綱の後なる、三河吉田(豊橋)、及び上州高崎の兩家は、全く松平を稱し、信綱の弟正信は正綱の家督を嗣ぎしなれば大河内なれど、猶ほ普通松平とあり。明治に至り三家何れも大河内に復す。されど、便宜上信綱の後なる吉田、高崎は松平條に收め、正綱の後のみ、此處に收む、寛政系圖に據るなり。

金兵衞秀綱の二男右衞門大夫正綱―備前守正信(初隆綱)―備前守正久(彈正忠)―河内守正貞(備前守)―備前守正温(彈正忠、實は松平伊豆守信復舍弟)―織部正正升(彈正忠)―彈正忠正路(初正通)―織部正正敬、―弟備前守正義―備中守正和(正敬の子)―豊前守正質(實間部下總守詮實五男)―正敏。(上總大多喜二萬石)。現今子爵。家紋三本扇の丸、三蝶の内十六葉菊。もと三連浮線蝶。

大多喜松平

大多喜松平

13 遠江の大河内氏　三河の大河内氏と同族なれど、此の大河内氏は當國磐田郡大河内村より起りしなりとの説あり。永正年中備中守欠綱・引馬城に據る。引馬城(濱松市の北方)は其の起原詳かならず、或は謂ふ、「其の先永正年間、三善爲連、久野佐渡守の家を以つて城を造る」と。又曰ふ「永正中三河國仆蝶城主大河内備中守欠綱當城を築きしなり」と。欠綱は當城にありて、斯波武衞義達と共に今川氏と戰ひて敗死す。

應仁後記に「斯波家の領國は越前、尾張也。遠江國は本今川家領地せしを、是も中比より斯波家の領と成來るに、今又斯波家衰へて、今川家は應仁の亂にも相雜らず、威猛にして遠州を押領せんとす。其の比三河國臥蝶の住人に大河内備前守欠綱と云ふ者有り。本は當國の守護吉良氏の家禮也しが、近年國中に武威を振つて、遠三兩國の士と相親み、一揆を語らひ、黨を結て惡逆度々に及ぶ。此の欠綱先祖は源三位頼政の二男源大夫判官兼綱

より十一代の末孫にて、家の紋丸の内に十六葉の菊を着ければ、皆人菊一揆とぞ號しける。此の時今川修理大夫氏親は領國駿河に居住しけるが、如何にもして、大内介義興が如くに上洛し、公方家へ忠を盡して大功を立んと企けれ共、路次の遠州、尾州は、皆斯波家の領國にて度々合戰に及ければ、其の功を遂げず、此の節大河内欠綱は斯波家の味方と成て、信濃三河の勢を語ひ、遠州を横領す」と。欠綱一度破れしも、永正十二年正月、信濃、三河、尾張の兵を集め、再び斯波義達と通じて今川氏と爭ひ、一時大いに振ひしも、八月十九日、引間城陷り、大河内欠綱、弟巨海新右衞門、高橋以下戰死す。事史上に有名也。應仁後記に「翌年、また甲州の武田次郎信昌兄弟矛楯して、合戰に及び、氏親へ加勢を請ければ、駿遠両國の勢二千餘騎を差遣す。此の勢甲州勝山の城に籠り居て、戰に隙無れば、相殘る今川家の兵、無勢ならんと推量して、同正月より大河内欠綱又蜂起し、信濃、三河、尾張の一族、并に浪人共を相語らひ、又々尾州より斯波義達を請待して、遠州濱松の庄引間の城に楯籠り、天

龍川の前後、在々所々を押領す。今川氏親是を聞て、六千餘騎の兵を率し、同年五月下旬、遠州え發向しけるに、折節洪水夥く、天龍川に漲けるを、氏親川船三百餘艘を竹の大縄にて、悉く繋寄せ、船橋を搆へて、多勢一同に押渡る。斯波勢も川端え打出、大河内、高橋等矢軍して防けれ共、散々に切立られ、又悉く敗軍す。今度は遠引も叶はず、纔か五十餘町が中え悉く追はる。包て城四つ五つに楯籠り、同六月より八月迄相戰しが、後には寄手の今川勢より、駿州安部山の金彫の者を呼寄せ、城中の井水を悉く彫崩させ、水一滴も無しければ、城兵術計盡き果て、同八月十九日、引間の城々攻落され、大河内欠綱、同弟巨海新右衞門、高橋以下、楯籠る軍兵千餘人討死し、斯波治部大輔義達は降人と成て出られけるを、氏親の下知として一命を助け、善濟寺と云ふ禪院へ入置き、義達今日より遠州に望む事なく、自今以後、堅く今川家え向て敵對すべからずと、誓約の起請文を取堅めて、剃髮黒衣を着せ、太刀刀を奪取つて、後尾州へ送り返されける。是より斯波家の武威衰へ、尾張の國人も皆義達を疎んじけ

れば、彼下知に屬する者無し、然れ共、三州の住人戸田彈正少弼、諏訪信濃守等、猶ほ大河内が殘徒を催し、遠州え亂入して合戰度々に及けり。就中三州の堺船方山の城代多末又三郎と云ふ者、今川方にて在りけるを、彼一揆等攻落し、又三郎討死しければ、掛川の城主朝夷奈備中守泰以又兵を將ひ、寄來りて船方の城を攻取る。角して遠州にも合戰の隙無りしが、終には國人等今川家え歸服して斯波家は衰へ果にけり」と。

猶ほ引間城は大河内兵庫助の築きし城也とも云ふ。（宗長手記に「濱松庄（吉良殿御知行）奉行大河内備中守（三州之住人源三位頼政末葉）堀江下野守にくみしてうせぬ。其刻飯尾善四郎賢連吉良より申下され、しばらく奉行とす」）と。

14　尾張の大河内氏　三河大河内の祖中島衆綱の子大河内源太顯綱は尾州中島に赴き、後三河に移る。（尾張志）。海部郡犬井村村君十四家の内に大河内氏あり。又海部郡佐屋村に大河内竹右衞門と云ふ舊家あり。先代は、大庄屋を勤めし素封家なり。口碑に依れば、先祖は徳川氏の幕下にして、修理大夫と云ふ武將なりしが、關

ヶ原合戰の時陣歿せられしよし傳ふ。定紋は丸に揚羽蝶也。

15　美濃の大河内氏　新撰志安八郡牧村條に「古城址、大河内系圖に『源三位賴政の後胤、大河内左衛門佐元綱（參河國額田郡寺澤城主、天文二年十二月卒）の三男大河内源次郎政忠、天文二十年濃州安八郡牧村地頭、牧村土佐守を亡して地頭となり、牧村强之助と號し、稻葉伊與守通長に屬す』としるし、濃州志略には『永祿のころ、齋藤家の臣に牧村牛助と云ふ者ありしは、こゝに居りし人なるべし』といへり」と。

16　丹黨　武藏の名族にして、丹黨の族、植木氏の後裔と云ふ。家紋三引、團扇。寛政系圖に見えたり。後世大河内善兵衛・橘樹郡長屋陣屋に住し、又孫十郎、その子金兵衛の父子幡羅郡妻沼陣屋にありしが、皆三河の大河内氏なり。

17　越後の大河内氏　魚沼郡の名族にして大河内玄蕃・山本邑山本城に據る。

18　岩代の大河内氏　安達郡の豪族にして、五泉寺由緒に「往古、玉井城主、大河内日向守、至徳年中、當寺を開基す」と。

又小濱城主に大河内備中あり、四本松石橋家の重臣なり。相生集に「小濱の櫻田耕地に腹切石とてあり。父の一周忌辰に孝子の殉死したる墓表なり。文に『チヤ大カク一周忌辰追腹、永祿十二年三月十五日、大河内宗四郎、二十二、ウチシニ申候』と刻す。大カクとは、四本松傳記に『小濱館主大河内備中』といふ人なるべし。其傳に曰く『永祿十一年、大河内備中謀叛を企て、遂に切腹せしに、大河内宗四郎介錯して、これも死す。其の父大閑夫婦も、片倉川の大石狹間も自害す。備中の弟大内藏は、盲目にて咎もなくてありしに、無き人の跡吊はんと、石に切附させけり』云々」と見ゆ。

19　其の他、大河内氏は、德川時代、吉田松平藩用人、高崎松平藩用人、姫路酒井藩重臣、大多喜松平藩重臣、伊達藩重臣なり。又家傳史料に「三拾人扶持、儒者、大河内春龍（後改庄藤左衛門）」と。

大川内　オホシカフチ　オホカウチ　前條氏に同じ。

大志貴　オホシキ　大志貴縣主と云ふ氏あり、多臣の族、志貴の大縣主の裔なるべし。姓名錄抄に見ゆ。

大重　オホシゲ　備前にあり。

大科　オホシナ

大志貫　オホシヌキ　大志貫の誤にあらざるか。

大志野　オホシノ　西宮記二十三に見ゆ。

大信田　オホシノダ

大柴　オホシバ　甲斐國巨摩郡村山村の名族なりと。

大芝　オホシバ　前條氏に同じかるべし、源姓と稱す。

大椎　オホシヒ　上總國山邊郡（山武郡）大椎邑より起る。此の地に大椎城あり。初め平忠常之に居る。後下總の大友城に移る。其の孫常兼再修して此の地に據る。よりて大椎權介と云ふ。其の子常重嗣ぎ、移つて千葉に城くと。淺羽本千葉系圖には「忠常―常將（千葉小次郎）―常永（四郎大夫）―常兼（號千葉大夫）―常家（上總介）―常時―常隆（上總介）―維常（大椎五郎）」とあり。地名辭書曰ふ。「淺羽本千葉系圖には、忠常、常兼等の大椎に居れる事を見ず。近年の新修系圖には、種々の加筆あり、たやすく信じ難し。淺羽本には、上總介常隆の諸子中に、大椎五郎維常あるのみ、疑ふべし」」と。

凡人　オホシヒト　和泉の古姓なり。凡直

私有の部曲を云ふか。姓氏錄、未定雜姓、和泉の部に「凡人、神汙久宿禰命の後と云へり、見えず。」とあり。此の氏の事猶ほ考究を要す。

凡人中家　オホシビトノナカツヘ　漢族なりと。凡人にて中家は地名か。姓氏錄、和泉諸蕃に「凡人中家、山代忌寸同祖、白龍王の後也」と註す。堺北莊東野に凡人中家あり、俗に祖父の上と云ふ。此の氏の古跡ならん。（オフシノアヱ家）

凡部　オホシベ　凡人と云ふと同じく凡直の私有部曲か。

1　凡部　姓氏錄、左京皇別に收む。「凡部、和安部同祖、彦姥津命男伊富都久命の後。」とあるは丸部の誤記ならんと考へらる。

2　凡部宿禰　拾芥抄、姓名錄抄等に見ゆ。丸部宿禰の誤記なるべし、しからば春日氏の族なり。

大鹽　オホシホ　信濃、上野、岩代、越前、播磨等に此の地名あり。此の氏は、それ等の地名を負ひしものとす。

1　滋野姓禰津氏流　信濃國諏訪郡大鹽邑より起りしか。滋野三家系圖に「禰津小二郎道直—神平貞直—盛貞（大鹽四郎）」と見ゆ。

此の氏又諏訪神家の族なりと云ふ。滋野系圖には「盛貞を春日刑部少輔貞親の兄」とすれど、諏訪系圖にては「盛貞を弟」とす。「貞親の子刑部三郎貞幸・承久亂宇治川入水」と。承久記同條關東軍に「大鹽太郎」あり。盛貞の子か。

2　諏訪神家　前項に云へり。

3　播磨の大鹽氏　印南郡大鹽庄より起る。赤松家の重臣にして、太平記卷三十二に、神南合戰條に赤松律師則祐配下大鹽次郎を載せたり。

4　五十嵐氏流　岩代國耶麻郡大鹽邑より起る。新編風土記耶麻郡雄國新田村條に、「此村は萬治三年、大鹽平左衛門と云ふ者開し地なり。平左衛門は出羽國秋田郡の住人五十嵐淡路守賴常が子孫なり。加藤氏の時に至て、大鹽氏と改め、代官とす。當家に至て大鹽平左衛門・小沼組數村を總て鄕長の如くにてありしが、明曆三年此の地に新田を開く。」と見ゆ。大沼郡にも大鹽邑あり。

5　越前の大鹽氏　丹生郡（南條郡）に大鹽八幡邑あり、神主瓜生氏は清原姓なりと云ふ。

6　大鹽平八郎後素は大阪與力、天滿に住す。大鹽政之丞の孫、佐兵衛の子にして、字は子起、中齋と號す、天保八年兵を擧ぐ。皆人の知る處なり。洗心洞劄記の著あり。陽明學者。又丹波氷上郡に大鹽氏あり。丹波志に「大鹽氏、子孫下竹田村石原、元同郡由良より來る。本家今德左衛門」と載せ、又京極殿給帳に「貳十人扶持、大鹽兵左衛門」を載せたり。

大島　オホシマ　和名抄相摸國鎌倉郡に大島鄕、下總國葛飾郡に八島鄕、こは養老戶籍に大島鄕とある地ならん。次に近江國蒲生郡に大島鄕、信濃國水內郡に大島鄕、於保之末、陸奧國會津郡（岩代）、氣仙郡（陸中）に大島鄕、備中國淺口郡に大島鄕、於保之萬、周防國に大島郡、古代の大島國也。阿波國美馬郡に大島鄕、於保之萬あり。庄名としては攝津、越後古志、備中（大島保）、伊豫等にあり。又伊豆、大隅、肥前等に大島、村名としては枚擧に遑なく、多くの大島氏を起す、次に云はん。

1　大島國造　大島國は周防國大島郡の事にして、和名抄大島郡・於保之萬と註す。此の島は古事記諸册二尊國生みの條に「次に大島を生みたまふ、亦の名は大多

麻流別と謂ふ」と見ゆ。蓋し古代より開けし土地なるや察するに難からず。思ふに、瀬戸內海交通の交衝に當りし爲ならん。上古一國となしたるも、此の結果のみ。屋代島小松村に、大玉根神社あり、一宮明神と稱し、大畠瀬戸に臨み、大多麻流別命を祀る、屋代なる島名も此の神が鎭座する爲なりとの論あり。果して然らば、大島國造の氏神なるべし。

此の國造は出雲氏の族にして、國造本紀に「大島國造、志賀高穴穗(成務)朝、旡邪志國造の同祖、兄多毛比命の兒穴倭古命を國造に定賜ふ」と載せたり。此の國造の裔第四項を見よ。

2 大島首　敏達紀二年秋七月條に「乙丑朔越の海岸に於いて、(吉備海部直)難波と高麗の使等と相議りて、送使難波の船人大島首磐日、狹丘首間狹とを以て、高麗の使船に乘らしめ、高麗の二人を以つて送使の船に乘らしむ。此の如く互に乘らしめて、以つて志に備ふ。倶時發船數里許に至る。送使難波乃ち波浪を恐畏れ、高麗の二人を執へて海に擲げ入る」と。此の難波船人大島首磐日と見ゆるは、もと大島より起り、難波に移りし氏か。

3 大島(無姓)　大島首の裔か。正倉院天平十八年文書、及び類聚符宣抄第八等に見ゆ。

4 周防の大島氏　建武年間、當國大將となりし大島兵庫頭は、梅松論に新田の大島とあれば、第十五項大島氏ならん。されど當國大島の大島氏は、中世以來、海賊衆として名あり。弘治元年嚴島合戰には、宇賀島と共に陶氏に屬す、陰德太平記に見ゆ。

5 小野姓　備中國淺口郡大島鄕より起りしなるべし。小野好古の裔にして、目代小野入道淨智の一族なりと(府志)。備前にも此の氏あり。

6 原田氏流　大村藩に大島氏あり、其の系譜に「備中大島主原田友實七代の後胤原田云々の裔」と。

7 毛利在番志に、神門郡田儀城は大島某之を成ると。第四項大島氏か。毛利藩に大島氏あり、後に云ふべし。

8 美作の大島氏　久米郡山手公文(奥山手)の名族に此の氏あり、猪股、堀內等の族なりと。キノマタ、ホリウチ條參照。津山分限帳に「四十五俵、大島平藏」と云ふ者見ゆ。

9 源姓松浦黨　肥前國松浦郡の的山大島(小豆島)より起る。下松浦黨の一にして源姓と稱す。文永七年九月文書に「肥前國御家人大島次郎通綱、子息又次郎通淸、同舍弟地藏丸申す、當國宇野御厨內大島地頭職、並に檢非違所、海夫等本司職、亡夫の讓狀に任せ、安堵の御下文を給はるべき由事、申狀斯の如し云々」と見え、又海東諸國記に「源貞　丁亥年、使を遣はして來り、觀音現像を賀す。書して肥前州下松浦、大島大守源朝臣貞と稱す。大島に居り、麾下の兵あり」と載せたり。又永享八年十二月廿九日松浦黨一揆同心狀に「大島湛」を載せ、又文明七年十月八日「渡唐船警固の事、早く津々浦々に相觸れ、上下煩なきの樣、嚴密其の沙汰致すべきの由、仰下さるゝ所なり、仍つて執達件の如し。加賀守、大和守。肥州小豆大島殿」と。以つて其の勢力を知るに足らん。其の後裔今來島と稱し、猶ほ文書數十通を藏すとぞ。

10 壹岐松浦黨　宮崎宮觀應二年十二月廿一日文書に「八幡宮神領壹岐島瀨戸梠原兩村事、松浦小豆彌五郎、大島三郎左衞門尉、町田平三已下輩に、押妨狼藉せら

る云々」と。前項大島氏の族なり。

11 島津氏流　大隅の大島を氏名に負へるか。此の氏は島津系圖に「久豐（修理太夫、陸奥守）―有久（出羽守、稱大島、長祿三年己卯七月二十日、日向三俣小山に於いて戰死、年三十七）」と見ゆ。また島津忠國の子有久ともあり。島津家臣となる。

伊佐郡掎城は大島出羽居城なりと。又菱刈郷菅原神社は文祿五年八月、地頭大島出羽再興すとなり。

12 清和源氏宇野氏流　尊卑分脈に「賴俊―賴風―法華經太郎賴安―信實―大和守仲房―親家―親房（大島冠者）」及び「賴風弟賴治（宇野冠者）―親通―滿親―右馬助仲房―親家（大島冠者）―親房（近江守）」など見ゆ。又越智家譜に「大和源氏、右馬頭親家始めて越智に住し、其の長子親房・大島冠者と號し、次子家房・越智冠者と稱す」とあり。越智條を見よ。

13 清和源氏爲朝流　尊卑分脈に「爲朝（鎭西八郎）―爲頼（大島に出生、猶ほ此の事疑ひあり、尋ね決すべし。號島冠者）、弟爲家（大島二郎、改爲政）―爲通、弟朝宗」と見ゆ。伊豆大島を氏としたるなり。

奧州閇伊郡の大族閇伊氏は爲朝の四男大島四郎爲家の裔と云ふ。又鹽尻に爲家を大島太郎に作り、其の子爲宗・島太郎、爲通・大島二郎、朝宗・同七郎、猶ほ大島七郎爲直を擧げたり。

14 清和源氏片切氏流　信濃國伊那郡大島邑より起る。尊卑分脈に「源滿快五世孫片切兵庫助爲行―宗綱（大島八郎）」と見ゆ。（カタギリ條參照）。子孫大島城に據る。大島城は大島村古町にあり。平治中片桐爲行の子宗綱、當鄕を分領して館を築き之に住す。在名を以て家號とし、子孫世々に傳ふ。是れを大島家の祖とす。建久三年卒す。宗綱の男太郎左衞門尉政綱、母は伊勢國住人山田小三郎惟行妹、仁平三年京都に生れ、人となり、下向して大島の館を繼ぎ、其の子家綱、鎌倉に下向して、北條義時に仕へ、承久の役に武功を顯し、大島の本領安堵、嫡男時綱早世、弟重綱嗣ぎ、北條時賴に屬し、鎌倉に出仕して弘安七年卒。二男康綱、其の子長綱子なく、甥持綱嗣ぐ。其の男經義・足利義滿に仕へ功あり、從五位、治部少輔に任じ、應永元年卒す。其の子爲宗從五位下、河内守に叙し、小笠原長秀に屬

し、嫡子爲繼と共に應永七年北國攻のとき、伊那の諸將と出軍して、更科郡大塔城の後詰に差遣はされ、大に戰ふ。後又命に依り仁科（彈）正盛房攻擊のとき、岩崎、矢澤、福與、土水、松島等、及び名子山城守、片桐中務少輔、田切七郎五郎、辰口二郎等を率ゐ、惣勢百騎計りにて、仁科の大軍と戰て利あらず。退陣して、後文安元年卒す。子丹後守（彥太郎）爲繼嗣なく、名子小八郎爲敎の子七郎爲元を養子とす。十一歲にして家督を承け、荒井隱岐、矢澤豐前兩人陣代たり。爲元・天文四年卒す。其の子五郎左衞門爲重、弘治二年武田信玄に降參。當城は武田氏に引渡し、暫時沼の城に居り、元龜中北の城を取立て此に移る。元龜二年・飯田城代秋山伯耆守當城の修理を命ぜられ、其の上鄕民の課役を以てす。天正十年落城」（伊那武鑑）と。

又沼之城は「大島爲元の末男爲清、天文中分知、弘治二年武田に降り、甲州直參となる。元龜中、兄爲重當城に據る。後千北城に移る。其の後日向大和守昌時此に移住。天正九年勝賴の命に依り、引拂となる。又北の城には大島氏代々居住せ

しも、弘治二年武田に降る。天正十年沒落」（南信史料）となり。

15 清和源氏新田氏流　上野國新田郡大島邑より起る。この地は、正木文書文永三年七月のものに「新田庄の内大島七郷」と載せ、嘉應二年注文に「大島の鄕、田十七町八反廿代、畠八町四反四十五代、在家廿五宇」と又應永十一年、新田庄內惣領知行分公田百町注文に「大島方、公田廿七町五段十代」とあり。

此の氏の事は尊卑分脈に「義俊（號里見、號竹林、新田太郎）—義成（伊賀守、里見冠者）—

義繼（大島藏人 伊賀藏人 本義實）—氏繼（大井田三郎）—時繼（號新田大島 大島修理亮）—盛義（彥太郎）—義貞（又太郎（義員））—義政（治部丞 讃岐守 兵庫頭 建武武者所）

時成（號新田 大島 鳥山三郎）

義高（兵庫頭 左衞門佐 法名法西）—義世（左兵尉）」

と載せ、新田系圖これに同じ。諸家系圖纂には「義繼（繼一に綱に作る、大井田、大島、伊賀藏人、本名義實。或は子氏繼の本名に作る）—氏繼（大井田三郎、大島藏人）、弟時繼（大島修理亮、號新田大島、又曰大井田）—盛義（大島彥太郎）—義員（大島又太郎）—義政（大島讃岐守、又曰大江田式部大夫、兵庫頭、治部丞、武者所、建武元年出家、法名法西）—義高（大島兵庫頭、左衞門尉（一本佐）、遠江守、從五位下、延文四年、任三河守護）—義世（大島兵庫頭、從四位下、左兵衞尉）」と見ゆ。

氏人は太平記卷十鎌倉合戰條に「一方には堀口三郎貞滿を上將軍とし、大島讃岐守守之を裨將軍として、其の勢都合十萬餘騎巨福呂坂へ指向らる」と。又卷十四に大島讃岐守。梅松論尊氏九州落の條に「周防國は大將新田の大島兵庫頭、守護大內豐前守」と、こは尊氏方なり。次いで太平記卷十七義貞北國落條に「大江田式部大輔義政」と見え、卷廿七に大島讃岐守盛眞、こは北朝方なり。又卷三十に「上野國住人大胡山上の一族共、新田の大島を大將に取立つ」と。次に卷卅三に大島周防守、こは新田義興の配下にて矢口の渡にて忠死す。次に卷三十五に「參河國云々、大島左衞門佐義高當國の守護を給ふ」また卷卅八に三河守護大島遠江守、北朝方なり。また後鑑正平七年閏二月十六日文書に「上野國淵名庄云々、新田大島讃岐前司義政」を載せたり。卽ち一族分れて南北に屬せしものとす。よりて室町時代に於いても相當の勢力を有したりき。

猶ほ豐前の傳へに新田義治の臣大島九五郎種治あり、此の流か。

又新田族譜は義繼に「號大島、里見伊賀彌太郎、伊賀藏人、治承四年五五生、寶治二年十廿六卒、六十九」と註し、時氏、氏繼（大井田）、時繼の三子を擧げ、時氏の後は

時繼（修理亮）の後は、其の子「盛秀（彥太郎）—義員（又太郎）—

とす。

16　安房の大島氏　前項義世の後にて「義世（左兵衛尉、兵庫頭）—義員（兵庫頭、左衛門尉、初在京、後下向本國、屬里見家）—安員（修理亮、里見義實、安房國に入る時、隨行、文安二年東條城攻の時軍功）—義種（三郎五郎）—豐永（三郎、修理亮）—義邦（兵庫助）—正繼（藏人佐）—正豐（太郎兵衛）—豐繼（傳右衛門）—豐治（彦左衛門）—豐包（忠左衛門）—義從（源次郎）—義次（小十郎）—義賢（源左衛門）」なりと。

17　又義遠の後は「義遠（周防守、矢口渡に於いて新田義興と共に討死）—義光（宮內少輔）—光春（右衛門尉）—時重（又三郎）—盛時（左近、文明十三年十一月廿三日死、五十二歲、法名不入）—義淸（彦八郎、明應元年四月十八日、奧州討死、卅五才）—義敷（又五郎）—義廣（主膳）—廣時（內膳）、弟義利（大炊助、元龜元年午七月十四日卒）—利信（主馬）、弟信時（大炊助、仕家康、領五千貫）—信弘（大膳）—弘重（長四郎）、弟信忠（式部）—信吉（井伊家臣）、弟信康（太郎右衛門）—信包（四郎兵衛、堀田家臣）」なりと。

18　幕臣大島氏　寬政系譜新田流大島氏を九家擧げ、「義繼—氏繼—義隆—氏經—經隆—經兼—兼經—光兼—義兼—光繼—義勝」と系を引き、家紋梅の折枝、三連の揚羽蝶なりと。されど此の流大島氏は美濃より出づるを思へば、新田流にあらずして、次の土岐族にあらざるか。

大島兵庫

19　淸和源氏土岐氏流　美濃國安八郡大島村より起りしか。土岐系圖に「光定（本光貞、土岐隱岐守）—光時（次郎判官）—光淸（表作太郎）—光吉（大島）—宗安（近江守）弟益季（近江守）、弟光經（修理大夫）—滿光（兵部大輔）—康光、弟康保（藏人）」と載せたり。美濃の大島氏は紋、蝶なりと。

20　尾張の大島氏　知多郡大島新左衛門の女は豐臣秀次の妾也（尾張志）。太閤記秀次切腹の條に「お國の御方、廿二才、尾州大島新左衛門尉息女『君ゆへに、なみだがはらの白川屋、思ひの淵ぞしつむかなしさ』」と。大島新左衛門尉は、長島の屬城大島を守る。初は尾州の處士にして、海西郡前ヶ須村に住す。妻は同國愛智郡中村彌助昌吉が嫡女にして、秀次の叔母也。於國方は大島の產なり」と云ふ。又海部郡津島村の人に、大島茂右衛門あり、初め瀧川一益、後福島正則に仕ふ。又春日井郡にもあり、家紋揚げ羽の蝶なりと。

21　伊勢の大島氏　桑名郡に大島城あり、三國地志に「大島新左衛門居守、」と見ゆ。

22　淸和源氏山本氏流　諸家系圖纂に「義光—義業—義定（從五位下、八條藏人、式部丞、右兵衛尉、山本、柏木、錦織、大島、速水）」と載せたり。

23　甲斐の大島氏　片桐小八郎の後と云ふ、第十四項、及び大志萬條參照。

24　武藏の大島氏　當國に大島氏多し、先づ足立郡宮內村大島氏は代々內藤某の里正を務む。家系を傳へたれど、破裂せる所有て全きものにはあらず。其の內、大膳亮久家なるものあり。「本國伊豆を領して大島に住し、永正大永の頃、小田原北條に屬して武州に住し、屢功勳あり。由て永祿七年甲子の感狀を賜ふ、其外鎗二筋を持傳へり。且其の頃は鴻巢領宮內村に

居住せり」と、久家子なくして土佐守善久の三男を養子とす、是を大膳亮重富と云ふ、岩槻城主太田十郎氏房に從へり。御入國の後、大島大炊介、及び大膳亮、矢部新左衞亮、同兵部、小川圖書、等の五人歸國御暇の書を賜はれり。（新編風土記）。又秩父郡山田村に大島大膳忠居住屋敷跡あり、子孫孫左衞門住す。又同村大島氏は、大島彈正の後と云ふ。又都筑郡山田村、比企郡高坂村八劔明神社の神主家、埼玉郡、又賊首大島一平次あり、川島氏條を見よ。

25　春日部氏裔（稱藤原氏族）　寛政系譜藤原氏支流に收む、されど、もと春日部と云ひしと云へば、春日部の後にあらざるか。

26　源姓石河氏流　磐城國石川郡の大族石河氏の族なり、イシカハ條を見よ。又矢槻大膳院文書に「大島別當、同刑部山臥・殺害せらるゝの條云々」と。

27　會津の大島氏　新編會津風土記會津郡中明村條に「舊家大島忠左衞門、此の村の肝煎なり、先祖は六郎常義とて、文治中此地に來り、相續て今に至る」と見ゆ。

28　東鑑卷十五、建久六年三月十日條、隨兵の内に大島八郎あり。第十四項大島氏なるべし。

後世、秀康卿分限帳に「百五十石大島忠兵衞」また壬生鳥居藩用人、山家谷藩用人、上田松平藩城代、金澤米倉藩側用人、小濱酒井藩重臣にあり。又加賀藩給帳に「四百五拾石（丸内一字）大島三郎左衞門。貳百五拾石（丸内一字）大島鍋吉。四百石（丸内上羽蝶）大島五郎左衞門。百四拾石（分銅）大島善之助。參百石、大島東溪」と。又大島義昌（男爵）は山口藩士、大島久直（男爵）は秋田藩士。其の他、丹後、丹波（天田郡筈卷村大島氏、もと丹後有路邑より來住す。丹波志）。大志萬參照。志摩等にもあり。又大島三左衞門は西鄕隆盛の異名なりと。

又大同類聚方に「大島藥、鎌倉郡大島里人傳方」と。

多島　オホシマ

大志萬　オホシマ

1　丹波の大志万氏　何鹿郡の豪族にして、私市城（佐賀村私市）の城主なりき。天正文祿の頃、大志万宮内大輔長秀當城に據りしも、黒井城主赤井惡右衞門尉正直の爲に亡さると云ふ。

2　甲斐の大志萬氏　八代郡大島村の名族也と。

大島屋　オホシマヤ　石見にあり。

大霜　オホシモ

大下　オホシモ

大上古　オホシヤウコ　武家系圖に「大上古、藤、源大夫行長稱之」と見ゆ。

大庄司　オホシヤウジ

大尻　オホジリ　ダイジリ條を見よ。

大城　オホジロ　尾張に大城庄あり。

大代　オオシロ　遠江、陸前に此の地名あり。

○清和源氏小笠原流　阿波の豪族にして、故城記、板東郡條に「大代殿（一本に太代殿に作る）、小笠原、源氏、松皮二連錢」と見ゆ。

大須　オホス　美濃、尾張、陸前等に此の地名あり。中世以後尾張中島郡に大須鄕あり。尾張志に「今美濃に屬たる大須村を本處にて數村をいふ、尾張地にては四貫村野田村等をしか呼べり、名古屋大須寳生院の古證文に其名多く見えたり」と。

○清和源氏土岐氏流　前述濃尾に跨る大須邑より起りしか。土岐系圖に「池田賴忠（號池田賴世）―賴兼（大須三郎）」と見ゆ。新撰美濃志、上大須村條に「大須氏、大須三郞

賴兼は、土岐系圖に、池田兵庫頭賴忠の末子にて、左京大夫賴益の弟なるが、根尾大須に住みしよしるせり」と載せたり。

大洲 **オホズ** 伊豫を始め、攝津河邊郡に大洲莊あり。それ等より起りしか。

大須賀 **オホスガ** 下總、安藝等に此の地名あり。

1 **桓武平氏千葉氏族** 下總國香取郡大須賀邑より起る。千葉氏の族にして、尊卑分脈に「常兼(下總介、太郎)─常重(同)─常胤─胤信(大須賀、四郎)」と、千葉系圖・之に同じ。又東鑑治承四年九月十七日條に「千葉介常胤、子息太郎胤正、云々、四郎胤信(大須賀)等を相具して下總國府に參會す」と見ゆ。

胤信の後は、千葉支流系圖に「胤信(大須賀四郎、常胤四男、建曆三年和田義盛亂に戰功あり。甲州井上庄を賜ふ)─通信(太郎左衞門尉)─

- 胤繼
- 胤房
- 胤氏(次郎左衞門尉 法名信蓮)─朝氏(新左衞門尉 法名信圓)
  - 胤泰─朝泰
  - 時朝(二郎左衞門尉 法名禪信)─宗朝(下野前司 法名信宗)─宗時(下總守)
    - 宗信(越後守 法名生應)─憲宗(左馬助)
- 時通
- 師氏(二郎 三郎)─賴氏(孫太郎)─朝泰(左衞門尉)─顯朝
- 信泰(五郎左衞門)─宗常(四郎左衞門)
- 爲信(六郎左衞門)─爲胤(二郎左衞門)
- 景氏

大須賀系圖には「通信(小太郎)云々」とあり。家紋七曜。

此の氏は源平盛衰記に、大須賀四郎胤信(武石三郎が弟)、東鑑卷十四、二十、二十一、二十二、二十三に、大須賀四郎胤信、二十四に大須賀太郎道信、二十七、三十一に大須賀左衞門尉胤秀、三十に大須賀次郎左衞門尉、三十二に大須賀左衞門次郎、大須賀八郎、三十四に大須賀六郎左衞門尉、三十四、三十五、三十六、三十八、四十一、四十五に大須賀左衞門尉胤氏、三十五、三十六に大須賀七郎左衞門尉、三十八に大須賀八郎左衞門尉範胤、三十九、四十四、四十六に大須賀次郎左衞門尉胤氏、四十、四十五、四十七、四十八、四十九、五十に大須賀新左衞門尉朝氏、四十、四十八に大須賀四郎、四十二、四十三に大須賀次郎胤氏、四十七に大須賀左衞門四郎、四十九に大須賀五

郎左衞門尉信泰等を載せ、又承久記卷一に大須かさゐもんみちのぶ(一本に三浦平九郎左衞門尉胤義)、卷二に大須賀兵衞尉等見ゆ。

大須賀氏は香取郡大須賀城(松子)に據る。廢城考に、天正十八年陷る。蓋し千葉常胤の子胤信、始めて此に城き、大須賀四郎と稱すか。香取文永造宮記に「北廳屋一宇、大須加鄕課役、地頭胤信造進」と。又同郡吉岡に大慈恩寺あり、應永文書に「雲富山大慈恩寺當知行領事、云々、右本願胤氏、法名信蓮御寄進、並に代々寄附等の文書、紛失により、子細後證の爲、判形を致す者也、云々。既に一百五十餘年の今に於いて、全く相違なき者也云々。應永三十三丙午年卯月十日、左衞門尉平朝信」と。此の文書により、百五十年の往昔の建寺本願は、大須賀胤氏たる事、明白なり。胤氏は、大須賀胤信の孫子、太郎左衞門尉通信の子にて、次郎左衞門尉と稱し、文永の頃の人なれば(延慶より三十年前)時代を概推すべし。(地名辭書)と。大須賀神社、祭田三十石(寺社分限帳)。

後助埼城に移る。佐倉風土記に「助崎城

址は名古屋村にあり。千葉常胤六子胤信大須賀に居り、大須賀四郎と稱す。後此處に退老し、而して信濃守と稱す。其の子孫二十葉之に居る。東國戰記に助崎城主大須賀信濃守信景あり、天正十八年、千葉氏と共に滅び城廢す。壘に舊新二址あり」と。又東和泉にも城墟あり。佐倉風土記に「大須賀加賀守なる者此に居る。城因寺記に云ふ、大永中、大須賀和泉守英胤、不動及び十二天の像を按ずと。其の子の紀胤、天正中亡ぶ」と。又和泉にも城墟あり。佐倉風土記に「大須賀加賀守なる者、此處に居る、城因寺記に云ふ、大永中、大須賀和泉守英胤、不動及び十二天像を安ずと。其の子紀胤、天正中亡ぶ」と(地理志料)。

一族には多部田、荒見、奈古谷、成毛、君島、風見、祖母井、新妻等の諸氏あり。

2

磐城の大須賀氏　胤信・鎌倉幕府に仕へ功あり、陸奥、及び甲斐に領土を賜ふ。奥州なるは磐城飯野八幡宮古緣起に「正治二年庚申、預所常胤四男大須賀四郎胤信、治八年、承元二年戊辰、好島御庄三ヶ郷内、東二郷、胤信一男、通信四郎太郎、西一郷、同四男胤村小四郎、治三年、」と。

奥相秘鑑に「胤信・文治の軍賞に陸奥國岩崎郡を賜はり、同郡松岡に住す。承久二年五月、八十四歳にて卒し、其の子大須賀左衛門尉朝胤より代々相續」と。東奥中村記には「楢葉莊を賜ふ」と。又相馬給人相元記には「多部田四郎胤信には、岩城郡大須賀を給也。依りて是より大須賀四郎と名乘り給ふ」と見ゆ。楢葉郡(雙葉郡)大久村小松館(澤小屋の御城)は此の氏の居城にして、大須賀兵部大輔清高・當城にあり(磐城古代記)。又建武四年文書に大須賀次郎兵衛入道見ゆ。

3

甲斐の大須賀氏　胤信・建保元年、和田の亂に功あり、甲州井上庄を賜ふ。十五代の孫に、高胤、高範あり。第一項を見よ。

4

三河の大須賀氏　大須賀四郎胤信の二男左衛門尉胤秀嫡男七郎左衛門尉重信の後胤なりと云ふ、幡豆郡掃部野場村に住す。五郎左衛門尉康高に至り、家康に仕へ、橫須賀城を賜ひ、三萬石を領し、其の子忠政、六萬石となりしも、子忠次、榊原氏を繼ぎて家亡ぶ。藩翰譜に「五郎左衛門尉平康高は、千葉介常胤が四男大須賀の四郎胤信が後胤也。德川殿宗徒の

侍大將にて、御家號諱字を賜り、手に屬する所の精兵凡そ五百餘騎、常に軍の先駈けして向ふ所破らずといふ事なし。天正元年八月(或説に天正二年八月の事といふ)遠江國馬伏塚の要害に餘多の地を附て下し賜ひ、同じき四年、同國城飼郡橫須賀の城を構へられ、康高をして守らせらる。此の年武田四郎勝頼、自ら軍勢を率し、高天神の城に兵粮を入れんとす。康高が勢ひに恐れつゝ、城の邊を除きて過ぐ。康高打つて出でぬれども、かたき戰を合はせざれば、味方進みて勝負を決するに及ばず。初め天正元年、康高、榊原本多の人々と同じく、當國森の邊りにて、武田信綱入道が勢を打ち破りしより、同じき十年の春、四郎勝頼亡びしに至て、康高常に武田が勢と戰ひて、首切て參らする事いくらと云ふ數を知らず。武田が終に滅びし事、康高が功莫大なり。此の年遠江國城飼の地を賜ひて橫須賀の城に移る。德川殿甲斐の國に攻め入らせ給ふ時、康高先陣を承り、今年の秋また北條が勢と戰て勝軍し、長湫の先陣して秀吉の勢を打破り、蟹江の城を攻め落し、同じき十三年八月、味方の人々、眞田が城

を攻めて利を失ふと聞えしかば、井伊松平が勢と同じく馳せ向ひ、味方迎へて引返へし、同じき十七年六月廿三日、康高年六十二歳にして卒す。外孫なれば榊原小平太康政が嫡男を世嗣とす、五郎左衛門尉忠政と名のる。關東に徙らせ給ひし時、上總國望陀郡久留里の城を賜ふ、(三萬石)。慶長四年閏三月十七日叙爵して出羽守に任ず。明れば五年の秋東西の軍、一時に起りし時、忠政結城殿に從ひ軍奉行を承て、宇都宮の城に留る(一説に館林の城守ともいふ)六年の春、再び橫須賀の城を給て移る(六萬石)。十二年の春、違例する事ありて、醫療の爲に都に上り、年廿七歳にして、同九月十一日終に空しくなりてけり。嫡子國丸・年纔に三歳にて家を繼ぎ、五郎左衛門尉と申す。元和元年榊原遠江守康勝卒して、榊原が家絶えんとす、大御所の仰からふりて五郎左衛門尉、本姓にかへり、祖父式部大輔康政が家を繼ぎて、榊原式部大輔忠次と召されしかば、大須賀の家は絶えてけり」と載せたり。結城秀康卿分限帳に、五百石大須賀彦左衛門見ゆ。

5 越後の大須賀氏　大須賀民部なるもの長尾爲景に仕へて彌彦三千貫を領せしも後亡さる。又頸城郡笠島城(笠島村)の城主に大須賀吉岡あり。

6 下野の大須賀氏　七郎左衛門尉(一に十郎)嗣胤の後なり、キミシマ條を見よ。

7 陸前の大須賀氏　大崎氏家臣なり。オホサキ條を見よ。

8 其の他、信州栗田氏家臣に大須賀一德あり。酒井氏に仕ふ。又德川時代下舘石川藩用人、勝山三浦藩重臣、龍野脇坂藩重臣にあり、又小給地方由緒寄書に大須賀與大夫見ゆ。

大菅　オホスガ　オホスゲ　下總、常陸等に此の地名あり。加賀藩給帳に「百石、大菅與斗」と云ふ者見ゆ。

大須加　オホスカ　大須賀氏に同じ。

大杉　オホスギ　常陸信太郡(稻敷郡)に大杉神社(祭神大己貴命)あり、又鹿島郡にも同名社あり。其の他、諸國に此の地名あらんか。

1 丹波の大杉氏　氷上郡條に「大杉義道、子孫井原庄岩屋村、所の古家なり。義道屋敷と云ふ所に代々住來る。家大杉仁右衛門、同家共六軒義道卷と云ふ」と見ゆ。

2 其の他、美作(東作誌に吉野郡野時村庄屋大杉半兵衛)、美濃、武藏(家紋下り藤)、讃岐(大杉桀)、志摩、信濃等に此の氏あり。

大助　オホスケ　中古大介と云ふは國守を云ふなり、此の氏と關聯する處あるか。承久記卷二、判官光季の郞從に大助又太郎、見ゆ。

大副　オホスケ　前條氏に同じかるべし。

大鈴　オホスズ　鯖江藩に大鈴春驛あり。

大隅　オホスミ　大住、大角と通ず、併せ見るべし。大隅氏は大隅國名を負ひし也。但し攝津に大隅島あり、山城國に大隅庄あり、大隅國は和名抄に於保須美と訓ず、國内に大隅郡大隅鄕あり、國名の起原地ならん。

1 大隅國造　國造本紀に「大隅國造、纒向日代朝(景行)御世、治平隼人同祖初小、仁德帝代者、伏布を曰佐と爲し、國造を賜ふ」と見ゆ。次の大隅隼人の條に云ふ如く、隼人の酋長を以て國造となしたるならんか。文意詳かならず、次の條を見よ。

2 大隅直　大住直に同じ、次條を見よ。

3 大隅忌寸　大隅國造の族にして大隅直

の忌寸姓を賜へるもの也。神護景雲三年十一月紀に「正六位上大住忌寸三行」など見ゆ。奈良朝時代の大隅の計帳に「大住忌寸足人外一人」を載せたり。

4 **隼人流大隅氏**　大隅隼人の後裔也。

5 **大隅氏**は東鑑巻三十二、四十五に大隅前司親員(中原氏)、三十四、三十六、三十七に大隅太郎左衛門尉、三十五、三十六、三十七、三十八、四十一に大隅太郎左衛門尉重村、三十五、三十八、三十九に大隅前司重隆、三十六、三十八に大隅次郎、三十八、四十一、四十二、四十三、四十五に大隅前司忠時(島津氏)、四十七に大隅前司忠綱、四十七、四十八、四十九、五十、五十一に大隅修理亮久時、四十八に大隅四郎、大隅式部丞、四十八、五十一に大隅大炊助、四十九に大隅藏人等見ゆ。此等は多く父祖の受領を稱號としたるものと考へらる。

6 **中原氏流**　中原系圖に「中原廣忠—忠順—師茂—師員(建長三卒)—親員(主殿助、大隅守)—親憲(大隅次郎)」と見えたり。暦應四年攝津親秀讓狀に「大隅五郎親泰讓與之間除之、云々。」と。

7 **大隅の大隅氏**　地理纂考小根占郷山田城條に「長田次郎致將、薩摩根地目に引籠て、大隅前司宗乘が領せし種子島を討取る」と。

8 **島津氏流**　薩摩舊記元弘三年七月文書に「島津大隅式部諸三郎忠能云々、薩摩國谷山郡內山田上別府兩村地頭職云々」と。又建武四年四月廿六日尊氏判書に「薩摩國凶徒大隅助三郎、谷山五郎云々輩、誅伐の事云々」大隅左京進入道殿」など見ゆ。

9 **大中臣姓**　歷名土代に「(大隅右衛門尉)大中臣慶久、天正三、十二、廿九、從五位下」とあり。

10 **奥州の大隅氏**　陸奥の豪族に大隅氏あり、天正の頃大隅四郎左衛門・九戸氏に通ず。

11 **遠江の大隅氏**　長上郡有玉村の神主家に大隅伊豫あり。

12 其の他、石見(大住條を見よ)、大村藩等にあり。

オホスミ

大住　オホスミ

大隅と通ず。又和名抄相摸國に大住郡あり、於保須美と註す。又山城に大住鄕あり。

1 **大住隼人**　大住は又大角、又大隅とも記す。隼人の一種にして、後の大隅國を本居とす。國造本紀大隅國造條に「纒向日代朝御世、治平隼人同祖初少、」と、文・簡にして說明し難しと雖、此の隼人とあるは大隅隼人ならん。初少とは隼人の酋長か。「仁德帝代、伏布を曰佐と爲し、國造を賜ふ。」と。伏布は初少の裔にて、仁德朝隼人の長(曰佐は長か)として、國造職に任じたるの意ならんか。かく大隅隼人のある者は、早く朝威に順ひ、其の酋長は隼人を率ゐて京師に上り、朝廷に仕ふるを常とせり。天武紀十一年條に「大隅隼人と阿多隼人と朝廷に相撲して、大隅隼人勝つ」と。また持統紀元年條に「隼人大隅、阿多の魁師、各々己が衆を領し、互に詠を進む焉」と。また「賞を隼人・大隅阿多の魁師等三百三十七人に賜ふ。各々差あり。」など見ゆるは其の一例なり、以下續紀にも多く見ゆ。されど他の隼人と同樣、不順の徒も多かりしが如し。卽ち養老四年二月紀に「隼人反し、大隅國守陽侯史麻呂を殺す」とある如きは明かに大隅隼人と思はる。大隅計帳に「大住隼人縿賣、大住隼人黑賣」等見ゆ。

2 **大和の大住隼人**　次條を見よ。

オホスミ

3　山城の大住隼人　和名抄當國綴喜郡に大住郷あり。大住隼人の移り住みし地なり。中世大住庄と云ふ。東鑑に「嘉禎元年、八幡宮寺領薪莊と興福寺領大住莊と用水相論云々」と。古事記傳に「大住郷は大隅國の隼人の留り住しよりの名也。」と。中原康富記に「康正元年十月十七日、是日、當國大住莊內隼人司領名主南(未知實名)來り申す。予對面して申して曰ふ、大住內隼人領大嘗會田と申して、田地一町二反あり。大嘗會時、參洛して、官廳にて風俗を奏する舞人の役也」と見ゆる、之を證すべし。

4　大住直　又大隅直とも書す。大隅國造族の氏姓なり。天武紀十四年條に「大住直云々、姓を賜ひて忌寸と曰ふ」と。こは此の氏の宗族の家にて、自餘の氏人は其の後も直姓を稱せり。卽ち天平十年の周防正稅帳に「大隅國左大舍人无位大隅直坂麻呂」など見ゆる是也。神護景雲三年十一月紀に「大隅薩摩隼人俗伎を奏す云々、大住直倭上云々等物を賜ふ差あり」と。こは隼人を率ゐて京に登れるものなり。

5　石見の大住氏　邑智郡谷住江村古城主に大住土佐守春行あり。石見志に「都治城主佐々木兼行家臣に大隅氏あり、同族乎。共に父祖の名不詳」と見ゆ。

6　大和の大住氏　次條大角隼人の後か。平群郡の豪族に大住民部あり、文明の頃の人にして椿井氏に屬す。官務錄に見ゆ。

7　丹波の大住氏　氷上郡にあり、丹波志に「大住左近大夫、子孫上田村、元紀州和歌山御內に勤め、若殿に付、伊勢國田丸に勤め、田丸より大阪陣に立、甲頭の高名し、其の後稻葉淡路守殿に仕ふ」と見ゆ。

大角　オホスミ　大隅、大住と通ず。なほオホツノ、ダイカク條を參照せよ。

1　大角隼人　隼人の族にして、大和に上り、止りて其の國人となれるもの也。姓氏錄、大和神別に「大角隼人・火闌降命より出づる也」と載す。ハヤト條參照。

2　其の他、吉田家々臣に大角左膳あり。

大壽美　オホスミ　大住氏に同じきか。

大澄　オホスミ

大瀨　オホセ　伊豆、下野、羽前、越前、伊豫、肥前等に此の地名あり、それ等を負ひしなり。

1　陸奥の大瀨氏　南部元弘の文書に「三戶新給人、岩澤大炊六郎入道(大瀨次郎跡)」と見ゆ。

2　東鑑卷四十六に、大瀨三郎左衞門尉あり。

3　藤原姓　寬政系譜藤原氏なりと、宗行より系あり。家紋・菱の內大字。

4　其の他、秀鄕卿分限帳に「二百石大瀨與左衞門、」又信濃に此の氏あり。

大關　オホゼキ　常陸、武藏、美濃等に此の地名ありて、此の氏を起す。

1　桓武平氏大掾氏流　常陸國新治郡(眞壁郡)大關邑より起る。小栗氏の族にして、小栗系圖に「小栗遠江守重政—重貞、弟重行(號大關文殊丸)—重勝」と見ゆ。一本「重政—重家—重行」とあり。新編國志には「大關、眞壁郡大關村より起る。重政の五子重行・小名文殊丸・大關五郎と稱す。子あり重勝といふ、小五郎と稱す」と見ゆ。下野大關氏は其の實・此の流なりと云ふ。第四項を見よ。

2　利仁流藤原姓齋藤族　疋田齋藤の一族にして、大關三郎高元の後なりと。下野大關氏は此の流なりとも云ふ。

3　秀鄕流藤原姓佐野氏流　千本重隆の後にして、其の子「千本內藏助重正(相州長沼住)—源太左衞門重忠(九郎)—大和

守重久（田沼九郎、大關に住）―重元（大關内藏助）、弟重利（大關主計）―主計重法」なりと。

4 丹黨（或平氏） 下野國那須の豪族にして、代々名聲あり。もと常陸小栗氏の族なりしが、大田原氏より、養子するに及び、丹黨の族と云ひ、又武藏國兒玉郡大關邑より起ると稱するに至りしものなるが如し。卽ち下野國志に「大關太田原の兩家は、繼志錄に『太田原備前守丹治忠清十三代、同備前守資清入道永存の長男高增は、大關肥後守高清十二代彌五郎增次滅亡に依つて、其の家督を相續し、大關右衞門佐と號す。後入道安碩と云ふ。其の子土佐守增親、其の子信濃守增榮、其の子民部增茂早世に依りて、其の子增恒・家督して、信濃守と云ふ。また永存の二男は太田原山城守綱清、其の子備前守晴淸入道永全、其の子備前守政淸、其の子山城守高淸』とあり。其の先は武藏國丹の黨より出で、丹治比、眞人の姓なり。世々那須家の羽翼にて、武功の家筋なり。但し大關氏は、もと平姓にて、常陸國小栗御厨庄大關鄕より出たり」と見ゆる之也。

オホセキ

那須七騎の一にして、「大關右衞門佐丹治高增、黑羽一萬八千石餘」と見ゆ。その居城白旗城は川西町餘瀨にあり、大關彌五郎增次築造にて、大關高增に至り、白旗城の堅固恃むに足らざるを憂ひ、黑羽城に移し廢城す、となり。次に黑羽城は黑羽町にあり。天文三年大關右衞門佐高增の築く所にして、爾來累世居城し、明治維新に際し廢城せりと。此の氏の事那須記を參照せよ。

その家系、大關系圖には「家紋比良幾、今圈の內遠甞太加。替紋抱柊、朧月、流鼓。旗紋半月。幕紋鑿朧月。阿保太郞實房（屬畠山重忠）―高淸（大關肥前守、法名大棠宗成、妻畠山四郞平忠宗女、重宗は畠山重忠の弟也。此頃・武州兒玉郡大關邑に居住、因つて氏と爲すと云ふ）―某―某―氏淸（肥後守、法名天馨景德）―某―家淸（肥後守、正平六辛卯年十一月、那須勢を引率し、駿州薩埵山後坂、軍忠に依り、褒賞となして、等持院尊氏卿感狀、御袖衣、御判を成され、下野國の內、松野、大桶、二邑を賜ふ。文和四年三月十三日、洛陽東寺に於いて討死、法名東岑道春）―增淸（上總介、應永十九年二月十日卒、六十六歲）―廣增（彌七郞、故あり、京都に於いて自殺、時に二十六歲、法名夾堂宗良）―增信（右衞門大夫、應永十五年、小山惡四郞義政、下野國小山籠城の時、那須七將、其の外諸將馳向。同年十二月二十七日、小山城を攻取り了る。同廿四年正月、上杉禪秀、上杉憲基と不安に及び、諸那須の援兵に因り、鎌倉出陣の處、禪秀自害により歸國也。嘉吉癸亥三月八日卒。法名岩與道泉）―忠增（美作守、文安五戊辰八月十七日、大雅寺を建つ、長祿三己卯五月卒、法名大義道忠）―增雄（常陸介、寬正辛巳二年鎌倉將軍成氏に屬し、武州に出張し、杉山葛西兩城、其の外、從處之合戰、同國越谷野に於いて、兩上杉と相戰ひ、軍功を抽んづ。文明十七年乙巳十月三日、黑羽城に於いて病卒、法名實翁宗眞）―宗增（美作守、剃髮沙彌道圓、明應年中、居城を黑羽より堅田鄕山田に移る。永正年中、云々）―增次（彌五郞、天文十一年壬寅十二月廿日、大田原備前守資淸と矛楯に及び、那須郡川西村の內 石井澤に於いて戰死。時に二十五歲）―高增（幼名熊彌、從五位下、右衞門佐、後美作守、號安碩入道朱庵、

オホセキ

實は、大田原備前守丹治資清嫡男たりと雖、増次戰死後、嗣子なきにより、宗増資清和談の上、當家を嗣がしむ。大永七丁亥正月十九日誕生、天文年中、居城を川西村の內白旗に移す）―清増（幼彌十郎、從五位下、美作守、後右衞門大夫）―（兄）晴増（幼名彌七郎、從五位下、美作守、後土佐守）―資増（幼名彌六郎、從五位下、左衞門督）―政増（童名平治郎、後彌平治、實晴増長男）―高増（童名右衞門、又云ふ民部、從五位下土佐守）」と。高増の事は藩翰譜に「右衞門佐高増・初め豐臣太閤に隨ひ、本領を安堵し、黑羽根の城に住す（一万三千石、大關元那須が被官と云ふ）。高増男子三人あり、嫡子土佐守増晴、二男美作守清増、三男右衞門佐資増なり。増晴は嫡子なれども、初め白川の義親が家、繼すべしとて、婿にしたりければ、二男清増を高増が世嗣とす。清増・天正十五年七月廿五日、年廿三歲にて卒し、嫡子増晴も、三十七歲にして、慶長二年五月八日に卒す。右衞門佐高増、二人の子に後れ、年七十二歲にて、慶長五年正月十四日に卒す。此の時嫡孫彌平次政増（土佐守増晴男）幼し、成人の程、家の事、行ふべしとて、三男右衞門佐資増をして、家繼せたり、云々」と見ゆ。

寬政系譜には「高清―某―某―氏清―某―家清（尊氏の臣）―増清―廣増―増信―忠増―増雄―宗増―増次―高増―美作守清増―兄土佐守晴増―左衞門督資増（實高増三男）―彌平次政増（晴増男）―土佐守高増―土佐守増親（増周）―信濃守増榮―（民部増茂）―信濃守増恒―伊豫守増興（能登守）―因幡守増備―伊豫守増輔―美作守増陽」と見ゆ。支庶一、家紋柊丸のうち立澤潟、柊、朧月、流鼓。而して増陽の後は土佐守増業（實加藤遠江守泰清伯父）―伊豫守増儀（實増陽男）―信濃守増昭―能登守増德（靑山下野守忠良四男）―肥後守増裕（實西尾隱岐守忠受養方從弟）―増勤（下野黑羽一萬九千石）現今子爵。

大關

5　越後の大關氏　古志郡栃尾城（また戸中城に作る。栃尾町大野にあり、）は昔大關兵部、舞鶴の形に象り築くと云ひ、又貞治年中、野州宇都宮黨の芳賀禪司の居りし地なりと云ふ。又小山城（小山村）は栃尾城主大關信濃守の弟同大藏之進居すと。また大野城主に大關信濃守あり。又魚沼郡浦佐城（藥師山上）は應永廿八年古志栃尾大野城主大關氏の居城たりしと云ふ。（大關常陸之介）。謙信樣御分城持大將衆に大關阿波守見えたり。

6　磐城の大關氏　刈田郡の豪族にして大關館に據る。觀蹟聞老志に「大關古館は關宿驛後西南にあり、八幡館と曰ふ。是れ乃ち大關山城守の故墟也」と。

7　其の他、鯖江藩に大關理平、櫻田變の烈士大關和七郎は水戶藩世臣、大番組、名は増美、英毅と云ふ。萬延元年七月二十六日富山藩前田侯邸にて斬刑、年二十六。

大世古　オホセコ　伊勢國度會郡世古村より起るとぞ。度會氏の族にして、度會二門系圖に「高行（須原）―忠行―行元（一男、大世古、正四上、一禰宜、母兼元女、在任二十二年、元久一補任、嘉禎二、十二月廿五日卒）―元郡（大世古一禰宜）」

- 行經(權禰宜)—長尙—行俊—蔭行
  - 氏主(權禰宜)—完行(同)
  - 行興—行躬
- 時元(權禰宜)
- 行近(權禰宜)—行長
- 康行—行朝

と見ゆ。

大迫 オホセコ　オホハザマ條を見よ。陸前、陸中、石見、薩摩等にあり。大迫貞淸は鹿兒島藩士、子爵を賜ふ。其の子貞武、其の子武彦也。又大迫尙敏も鹿兒島藩士、男爵を賜ふ、其の子尙熊なり。(藤姓、或は平姓)

大瀨戶 オホセト

大曾 オホソ　和名抄土佐國長岡郡に大曾鄕あり、於保曾禰と註す。又下野國に大曾村あり。

1　秀鄕流藤原姓　下野國芳賀郡大曾邑より起る。長沼系圖に「小山下野大掾政光三男宗政—政能(左衞門尉、長沼莊大曾鄕を領す。一本政泰に作る)—政賴(大曾三郞)」と載せたり。

2　武藏の大曾氏　埼玉郡大曾村より起る。東鑑建久元年十一月七日の條に、二品入洛供奉の列に、大曾の四郞と云ふ人見ゆ。(卷十)。

大蘇我 オホソガ　東鑑卷三十六に大蘇我七郞左衞門と云ふ人見ゆ。

大曾禰 オホソネ　また大曾根に作る。武藏、常陸、羽前等に此の地名あり。

1　藤姓安達氏流　羽前國最上郡(東村山郡)大曾禰庄より起る。この地は臺記仁平三年條に「厩舍人長勝延貞・使となりて奧州に下向す云々、大曾禰布、大曾禰莊は、田多く地廣し、大曾禰馬」など見ゆ。此の氏は此の地の地頭たりしならん。安達・城介の族なり。分脈に「盛長(安達六郞)—景盛、弟時長(評定衆、次郞兵衞、大曾禰)」

- 長泰(上總介、左衞門尉、弘長二、八十二卒、五十才)
  - 長經(上總介、太郞左衞門尉、弘安元廿六卒、卅七)
    - 宗長(上總介、左衞門尉、弘安八自害)
      - 長顯(上總介、太郞左衞門尉)
      - 長義(二郞左衞門尉)
  - 義泰(三郞左衞門)
    - 盛光(民部大夫)
    - 景泰(六郞)
  - 景實(四郞左衞門)
- 盛經(二郞左衞門尉)
  - 長賴(太郞左衞門尉)
    - 賴泰(彈正忠、右衞門尉)—賴方(三郞)
    - 禪空(太郞入道、圓覺寺首座)
  - 女子(稻毛禪尼)
  - 女子(葛西伊豆守妻)
- 長景

此の氏の人は東鑑卷三十、三十一、三十四、三十五、三十六に大曾禰兵衞尉長泰、三十一、三十二に大曾禰太郞兵衞尉、大曾禰次郞兵衞尉、三十三、四十二、四十三に大曾根次郞左衞門尉盛經、三十三、三十七、三十九、四十、四十二に大曾禰太郞兵衞尉長經、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十四に大曾禰左衞門尉、三十六、四十一、四十四、四十六に大曾禰次郞左衞門尉長經、三十九に大曾禰四郞左衞門尉、三十九、四十二、四十三、四十五、四十六に大曾禰彌次郞左衞門尉盛經、四十、四十一、四十二、四十三、四十五、四十九に大曾禰太郞左衞門尉長泰、四十一に大曾根左衞門太郞長繼、四十一、四十五に大曾禰五郞、四十二に大曾禰上總介、四十二、四十五に大曾根五郞兵衞尉、四十六に大曾禰彌次郞右衞門尉、四十七に大曾禰上總三郞義泰、四十七、五十一に大曾禰太郞盛村、四十八に大曾禰左衞門尉七郞、五十に大曾根太郞左衞門長賴等見ゆ。

2　武藏の大曾根氏　都筑郡寺家村に大曾根氏あり。先祖を大曾根飛驒守と云ふ、小田原北條の家人にて、かの家沒落の後當村に移れり。中頃氏を金子と改む。今又元に復して大曾根と云ふ。北條氏直より與へし文書二通を藏せしかど、先年故

あつて伊達遠江守家人成田五郎七と云ふものへ預けて其の寫のみを持傳へたり」と。(新記)。

3 上總の大曾根氏　萬喜城主土岐賴春の重臣に大曾根右馬允あり(房總治亂記)。

4 蜂須賀氏創業文武有功士中に、大曾根氏あり。

大曾根　オホソネ　前條に云へり。

大苑　オホソネ・オホソノ　和名抄常陸國眞壁郡に大苑鄕あり。後世大曾根と云ふ。寬喜元年の眞壁文書に「平時幹、眞壁郡大曾禰鄕の地頭職に補す」と。正和五年の讓狀に「大曾禰百十二町四段六十步、」と。田數弘安大田文と合す。中世關氏の族、此に居り、大苑氏を稱す。其の系圖に見えたり。(地理志料)。

大園　オホソノ　豐前國宇佐郡の豪族にして、天文永祿の頃には大園監物あり。

大空　オホソラ　新田義貞の臣に此の氏人あり。

大田　オホタ　又太田に作り、時に大多、多田、邑陀、多駄とあり。和名抄、遠江國周智郡に大田鄕、於保多と訓ず。又長下郡に太田鄕、高山寺本・大田鄕に作る。又武藏國埼玉郡に太田鄕、於保太と註す、中世太田庄と云ふ。安房國安房郡太田鄕、於保太と註す。下總國匝瑳郡に大田鄕、後世太田村と云ふ。常陸國久慈郡に大田鄕、美濃國安八郡、及び大野郡に大田鄕、信濃國水內郡に大田鄕、於保多と註す、東鑑に太田庄。上野國吾妻郡に大田鄕、於保太と訓ず。出羽國出羽郡大田鄕、播磨國揖保郡に太田鄕、於保多と註し、又同國佐用郡に大田鄕あり。備後國世羅郡に大田鄕、讚岐國香川郡に大田鄕、於保多、後世太田邑と云ふ。筑後國上妻郡に大田鄕、日向國諸縣郡に大田鄕あり。其の他、上總國長柄郡に邑陀鄕あり、邑陀の誤にして後世太田と云ふ。又石見國安濃郡に邑陀鄕、後世太田と云ふ。又肥前國杵島郡に多駄鄕、但馬國氣多郡に太多鄕、伯耆國河村郡に多駄鄕、此等はタダなるが如し。

庄名としては、武藏、信濃、越前、但馬、備中、備後、紀伊、讚岐、肥前等にありて或は大田と書し、或は太田と記す。

大田氏は此等の地名を負ひしなれど、大田の地名は多く大田部の住居せしより來りしものにして、大田氏の多くは大田部の後裔と考へらる。されど、後世稱號とせしものも亦尠からざるなり。而して其の流派の多き事、他に類例を見ずと云ふも過言にあらず。

1 大田君(景行帝裔)　美濃の豪族也。和名抄當國には安八郡、大野郡共に大田鄕を載すれば、此の氏何れを負ひしか不詳なれど、恐く前者なるべし。古事記に「大碓命・大田君云々の祖」と見ゆ。牟義都國造の族也。後に見ゆる美濃大田氏は此の後にあらざるか、第三十三項を見よ。此の氏・後宿禰姓を賜ふ。

2 大田君(應神帝裔)　應神紀に「根鳥皇子、是れ大田君の始祖也、」と。神皇本紀にも「根鳥皇子、大田君等祖」と見ゆ。遠江國周智郡に大田鄕あり(長下郡にも)此の氏と緣故あるか、當國は應神帝後裔氏族と緣故淺からざればなり。

3 大田別　景行帝裔にして、景行本紀に「豐門入彥命は大田別の祖」と見ゆるのみ。大田君とは別なり。

4 大田首　大田部の部分的伴造なるべし。延曆九年三月紀に「大田首豐繩」と云ふ人見ゆ。大田部參照。

5 大田史　此の氏も大田に關せる職にあづかりし氏ならん。神龜元年の志何郡計帳に「大田史加比麻呂、」天平二年の計帳

に「(古市郷) 大田史多久米、外五人」天平二年の計帳も、これに同じ。又「大多史」ともあり。高島郡に田部神社、大田神社、神名式に見ゆ。此の氏と關係あるべし。出自詳かならざれど、恐らく倭漢族にて、志賀漢人の一族ならんかと考へらる。

6 (大伴)大田連　大伴氏の族にして大田部を掌りし氏なり、後宿禰姓を賜ふ。有勢なる氏なり。

7 (中臣)大田連　中臣氏より出でて大田を掌りし氏なり。姓氏錄攝津神別に「中臣大田連、同神(天兒屋根命)十三世の孫御身宿禰の後也」と載す。神名帳・河邊郡に多太神社、島下郡に、太田神社等見ゆ。此の氏と關係あるべし。又後世の本郡大田氏は此の後裔か。第十七項參照。

8 大田直　大田部直に同じきか。大田部條を見よ。

9 大田臣　正倉院天平勝寶五年文書に見ゆる氏なり。

10 大田宿禰　第一項美濃大田君の宿禰姓を賜へるものなり。姓氏錄、河内皇別に「大田宿禰、大碓命之後也」と見ゆ。一本大田大雨に作る。

11 (大伴)大田宿禰　第六項大伴大田連の宿禰姓を賜へる氏なり。神護景雲元年二月紀に「左京人正六位上大伴大田連沙彌麻呂、姓を宿禰と賜ふ」と見ゆ。姓氏錄、右京に貫し「大伴大田宿禰、天押日命十一世孫談連の後也」と載せたり。

12 (伴)大田宿禰　前項氏の族なり。弘仁十四年總べて大伴を伴氏に改姓せしめし時、大伴大田も伴大田と稱する事となれり。貞觀三年八月紀に「左京人散位外從五位下、伴大田宿禰常雄、伴宿禰姓を賜ふ。是より先、正三位行中納言兼民部卿皇太后大夫伴宿禰善男等奏して言ふ。常雄の欵に偁ふ、謹んで家諜を稽ふるに、伴大田宿禰同祖、金村大連公第三男、狹手彥の後也。狹手彥は宣化天皇の世、使を任那に奉じ、新羅を征し、任那を復し、兼ねて百濟を助く。欽明天皇の時、百濟は高麗の寇を以て、使を遣はして救を乞ふ。狹手彥・復大將軍と爲り、高麗を伐つ。其の王・墻を踰えて遁る。勝に乘り宮に入り、盡く珍寶貨賂を得、以つて之を獻ず。珠敷天皇の世、還り來り高麗の囚を獻ず。今の山城國狛人是れ也。狹手彥再び海外に使し、兩國を征伐し、力を絕域に盡し、二國を復立す。身・當時に尊く功を後代に流す。但し古人朴質、兩國に力を盡すを除き、私に非すとし、皆別姓を賜ふ。是を以つて子孫・大部を得ず、別に大田宿禰を賜ふ。而して狹手彥の弟阿被布古、父を承けて大部連公となる。斯れより後、子孫の廣からざるを恐れ、復た更に別姓を賜ふ。今・阿被比古の後、歷代尊顯、而して狹手彥の後、朱紱擧ぐる者世を曠して聞ゆるなし。一祖の枝、榮枯殊に隔り、沉淪の歎、告訴止まる无し。常雄等・幸に昌泰に逢ひ、新に花轂に參ず。門蔭中興、寔に榮慶と爲す。大田兩字を刋り、同じく一宗に歸せん。然らば則ち外は功臣の序を辱しめず、内は方に孔懷の親を敦すと。善男等伏して家記を撿するに、陳ぶる所、虛ならず。請ふ彼の兩字を刋り、直に宿禰を賜ひ、控派本源に入らんと。之に從ふ」と見え、遂に伴宿禰を賜へり。

13 (大伴)大田氏　大伴氏の族なり。天平寶字五年十一月の(大和國十市郡)池上鄉屋地賣買卷に「(十市郡)主帳无位大伴大田」と見ゆ、大伴大田連の族なるべし。

14 應神帝裔布施氏流　大和國葛下郡の豪

族にして、太田邑より起り、太田城に據る。布施氏の族にて郷士記に太田傳七見ゆ。布施條を見よ。予の氏太田は此の流なり。

15 物部姓 武家系圖に「大田、物部、守屋大臣裔、左衞門尉式宗稱之」と見ゆ。

16 河内の太田氏 交野郡船橋村の名族なり。當國太田氏は第十項大田宿禰の後ならんか。

17 清和源氏愛子氏流 攝津源氏の一にして、島下郡(三島郡)太田邑より起る。よりて第七項中臣大田連と關係あるべし。此の太田氏は尊卑分脈に「滿仲―賴親―賴房―賴俊―宇野賴治弟愛子六郎賴景―惟風―賴明―賴遠―賴資―太田太郎賴基」と載せ、一本大田に作る。また「賴基弟賴康(太田三郎)―義貞(陰明門院藏人、縫殿助)」と見ゆ。賴基は平家物語卷四に「攝津國には多田藏人行綱弟多田次郎朝實、手島冠者隆賴、太田太郎賴基」と載せ、又卷十二に「爰に攝津の國源氏、太田太郎賴基此の由を聞きて、鎌倉殿と中違て下り給ふ人を、左右なう我が門の前を通しなば、鎌倉殿の還り聞召れんずる處もあり。矢一つ射懸け奉らんとて、

手勢六十餘騎、河原津と云ふ所に追附て攻戰ふ。判官(義經)其の儀ならば、一人も漏らさず討てやとて、五百餘騎取て返し、太田の太郎六十餘騎を中に取籠で、我討取らんとぞ進けり」と載せ、源平盛衰記にも「攝津源氏大田太郎、」また東鑑卷八、建久元年十一月、先陣隨兵一番に大田太郎とあるも此の人か。當郡太田城(三島村太田)は太田太郎賴基の古城にして、其の後裔代々居城すと云ふ。見聞諸家紋に、

攝州之
太田

寛政系譜には此の末裔四家を載す。家紋鳩酸草、釘拔と。又武家系圖に「太田、清和、大和守賴親六代、次郎賴遠稱之」と見ゆ。

18 清和源氏滿成流 源家隈部系譜に「經基王―滿仲―滿成(太田出羽介、早世、天延元年七月廿四日去、行年二十二、實經基公末子」と見ゆ。詳かならず。

19 清和源氏宇野氏流 尊卑分脈に「賴親四世孫莵禪師仁範―楊梅九郎基輔―賴遠(太田二郎或爲賴明子如何)」

―賴資(太郎)―┬賴元(又太郎)
　　　　　　　├賴康(二郎)―義員(陰明門院藏人)
　　　　　　　└賴兼(三郎)―義資(陽明門院藏人)
―季賴(爲長別當 左將監 養子改姓)

20 中臣氏流 第七項とは全く別なり。中臣氏系譜に「大神宮司茂生―安賴―千枝―公兼(野依前司)―公定(號大田大夫、長治二十二十五卒)―定俊(齋宮大允)―實定(號太田四郎)―宣俊、」又「定俊弟定登―定長(權大副)―清長―光長―忠長―棟長―康長、」及び「茂生―佐國(祭主、大宮司)―爲清―清佐―季國(齋宮助號、太田)―清季」など見え、猶ほ多し。

21 中臣姓輔經流 大中臣系譜に「祭主輔經―輔成(佐渡守)―能輔(大田三郎)」と見ゆ。伊勢發祥か。

22 伊勢の大田氏 勢州四家記に「神戸侍大田丹後守、同監物、」三國地志に「桑名郡加路戸堡、或は太田自仙居守す」と。又織田信雄分限帳に「横郡野代上郷大田監物知行、」と。

23 尾張の大田氏 中島郡下津村に下津城あり、張州府志に「大田清藏此に居す」とあるは、やゝ後の城主なり、と(尾張志)。又春日井郡に太田氏あり、和泉守牛

一は信長家臣にて、天正記の作者也（七十六項參照）。又海部郡松葉城は太田伊賀守の居城なりとの說あり。

24 秀鄕流藤原姓（又稱源氏） 家譜源氏と稱すれど、寬政系譜秀鄕流に收む。三河發祥の氏なり。本支九家、家紋夕顏蔓の内に源氏牛車、番鴛鴦、蔓の內に牛車。

太田善大夫

25 三河の太田氏 碧海郡河島城（河島村）は城主太田主計、同左馬助、子孫今水戸家に仕官（二葉松）。又幡豆郡矢田村に太田莊左衞門の居城あり、吉良氏に屬す。後世、學者に太田白雪あり、梓神子の著者。

26 清和源氏今川氏流 三河發祥か。今川國氏の子政氏・大田四郎と稱す。

27 遠江の太田氏 長上郡に太田氏の名族あり。第二項大田君と關係ありと。

28 駿河の太田氏 三保松原御穗神社の神主家にして、天正五年九月十一日武田家の判書に「補任三保の神主職云々、太田喜三郎殿」と（國志、駿陽徵古）。又式社略記に「神主家に天の羽衣の切れとて、五六寸許の切れを所藏す。また鈴木三郎の系圖、具足太刀をも所藏す。神主太田健太郎」と載せ、又駿府內外寺社記に「木枯森八幡宮目代下代太田三八。三保大明神、太田圖書」と見ゆ。

29 藤原南家工藤氏流 尊卑分脈に「入江權守淸定―家淸（大田權守）―家貞（野邊三郎）―家實」と。天野系圖にも「淸定―家淸（太田大夫）」と見ゆ。

30 秀鄕流藤原姓（村上源氏） 甲斐國發祥の氏なり。幕臣太田氏は其の家譜に源氏にして村上天皇より出づと云へど、寬政系譜、秀鄕流に收む、家紋左巴。當國八代郡に此の氏の名族あり。

31 佐々木氏流 近江發祥か。淺羽本佐々木系圖に「高島泰信―平井五郎左衞門師綱―師泰（太田八郞）」と見ゆ。分脈には「師泰・平井六郞」とあり。

32 藤姓 蒲生家臣に太田嘉藤治あり。藤姓と云ふ。近江大田氏については第五項を參照せよ。

33 大田君裔大田氏 東寺長者補任第一、天曆七年條に「權律師貞譽、美濃國人、大田氏」と見ゆ。大田君の後裔なるべし。當國には太田と云ふと、大田と云ふと現存す。猶ほ次項見よ。

34 菅原姓 石津郡大田邑より起る。新撰美濃志、石津郡太田村太田氏宅跡條に「太田左馬助、其外一族こゝに居れり。皆信長公の從士なり」と見ゆ。寬政系譜に當國發祥の大田氏あり。家譜に「菅原氏にして、先祖大田村を領せしより家號とす」と云ふ。宗淸・織田信秀に仕ふ、家紋梅鉢、藤の丸。又武家系圖に「太田、菅原、本國美濃太田、紋輪內梅蔦葉」と見ゆ。

35 信濃の太田氏 水內郡に大田鄕あり、關係あるか。筑摩郡七嵐城（號光神尾城）見當城、保福寺城等は、太田彌助の砦也と。

又德川時代上伊那郡松島西垣外に太田氏の陣家ありて、五千石を領す、旗下なり。諏訪の太田氏は丸に桔梗を家紋とす。

36 清和源氏多田氏流 道灌の家は其の起原詳かならず。家譜に據れば、多田氏の族にして、丹波太田より起り、源六郞資淸に至り、將軍義敎に謁し、關東に赴きて上杉家の宰と爲ると。されど徵證なし。藩翰譜には「備中守、源資宗は、源三位入道賴政の嫡男、伊豆守仲綱五代の孫、太田攝津守資國が末葉也。系圖に曰く、

資國が父左衞門尉國綱の時、土御門院、國綱が賴政の曾孫たる事を聞召され、丹波國五箇の庄を賜る。其の子資國、彼の國太田郡に住しければ、太田と名乘と云々。按ずるに丹波に天田郡あつて、太田の郡はなし、覺束なし。永享記には太田備中守資清は、武州都筑郡太田鄕の地頭なりといふ。太田となのる事累代太田の鄕の地頭職たりしゆゑの事にや。但し太田鄕も埼玉の郡にあり、都築郡にはあらず、不審、」と見ゆ。太田郡と云ふは誤れど、丹波桑田郡に太田村あり、丹波太田氏の事は第七十八項を見よ。或は思ふ古代大田氏の後裔か。應永犬懸の亂、既に太田氏あり。

資清の事は鎌倉大草紙に「扇が谷は修理大夫持朝也。是も古へ持氏滅亡の時、憲實に一味の最なれば、よの中［・］大切に思ひければ、出家して道朝と號し、子息彈正弼顯房に家督を渡し、憲忠を聟として武州河越へ隱居して有ける。然ども顯房若年の間、家臣武州尾越の太田備中守資清、政務に替りて諸事を下知しける。太田長尾は上杉を仰ぎ、憲實の掟の時の如くに關東を治めんとす。此の兩人その頃東國不双の案者なり。又成氏の出頭の人々簗田、里見、結城、小山、小田、宇都宮、其外千葉新助は、父は持氏へ不忠ありしかども、同名陸奥守が勸めにより成氏の味方と成て、色々上杉を妨げ、權威を振げる間、兩雄は必ず爭ふ習ひなれば、太田長尾と其間不和に成、此の儘にてはいかさま上杉退治の事、程あるまじとて、太田備中守、長尾左衞門尉、相談せしめ、一味同心の大名を催し、事の大きにならざる先に、此方より退治すべきよし評定して、寶德三（ニイ）年卯月廿一日、其の勢五百餘騎にて鎌倉の御所へ押寄ける。成氏は此のよし火急に告來りければ、用意の軍兵少くして防戰の事叶ひ難くして、夕廿日夜半計江の島へ逃れ陣取給ふ、」と載せたり。

其の子資長（持資）入道道灌・不世出の才あり、主家の勢を振興せしも讒に遇ひて死す、惜むべし。道灌は父道眞以來河越城に據り、又岩槻、忍、江戶の三城を築く。河越城は新編風土記に「小田原記等の書によるに『當城は長祿元年四月、太田備中守入道道眞、上杉修理大夫持朝の命をうけて、仙波にありし城を引移して、要害の繩張ありし處なり』と。又土人の傳によれば、河越城は古へ今の高麗郡上戶村にありしといへり。よりて今其の地につきて捜窮するに、證跡とをぼしき事少からず。もとより上戶の邊、昔は當郡に隷して河越の內なりしことは、既に庄名の條に辨ぜし如くなれば、その理なしとせず。然らば當城始は上戶にありしを、後又今の所へ移せしならん。小田原記に仙波より移りしといへど、いかゞあるべき。東鑑にのせたる河越太郎重賴等の事跡、及び南方記傳、櫻雲記等に正平二十二年（北朝貞治六年）關東宮方一揆兵を起して武州河越の城に楯籠るといひ、武家日記に應安元年六月武州平一揆河越の館に引籠るとみゆ。又鎌倉大草紙に上杉修理太夫持朝、寶德の頃出家して道朝と號し、河越城に居りしなど云ふことは、すべて高麗郡上戶村舊蹟の條に出せり。又長祿元年こゝへ移せし頃は、城壘わづかに今の本丸のあたりのみにて、後世搔上城と云ふ類なりしと云ひ傳ふ。或は云ふ、この城を取立しは、文明元年六月にて、かつこれを營みしものは太田道眞にはあらで、其の子道灌なり。すべて道灌が築き

し城は、常國に四ケ所まであり、江戸、岩槻、忍と當城なりと。又云ふ當城の成功は文明元年なれど、功を起せしは文正元年なりと。彼の城々皆道眞父子その君上杉氏の命をうけて造立せしは勿論なるべけれど、かの父子の在城せしは城代としてこもりしか、又は賜はりてその居城とせしなるか、しるべからず。其の後文明九年、太田圖書助資忠、上田上野介某等、松山衆をひきひて此の城にこもりしと鎌倉大草紙に見えたり。同十八年、太田左衛門入道道灌、上杉定正の不興を蒙り、相州糟谷の館にてうたれければ、當城へは定正の子朝良の執事曾我兵庫頭をこめ置けり、云々」と見ゆ。

又江戸城の事は鎌倉大草紙に「長祿元年四月、上杉修理大夫持朝入道、武州河越の城を取立られ、太田備中守資清入道は武州岩附の城を取立て、同左衛門大夫持資は武州江戸の城を取立ける。成氏も同年十月、下河邊古河の城普請出來して、古河へ御移りありけると云」と載せ、又鎌倉九代後記に「康正二年、上杉定正家老太田備中守資長（稚名源六郎、法名道灌、時に廿五歳）武州江戸城を築く」と。又小田原記に「資長は武州荏原郡品川の館に居住したりしが、靈夢の告ありて、同國豐島の郡、江戸の館にうつり給ふ。すぐれて名地にして、山なしといへども四邊を見下し、入海あり、諸國往還の便あり。誠にめでたき所なればとて、城を靜勝軒と號す。康正二年丙子よりはじめて、長祿元年四月八日功匠成就すと云々」とあり。次に太田系圖には「長祿元年丁丑、千代田・島田・寶田の三人の家臣を使して城壘を江戸・河越・岩附に築く。力士星馳、揚石功匠、霧列運斧、則ち百日ならずして其の功成矣」と。又道灌日記に「道灌武州荏原郡品川の館にありしが、夢想の告ありて豐島郡、この江戸の地、千代田、寶田、祝の里と云ふ所を以つて城を取り、康正二年はじむと云々」と。

關東古戰錄には「康正二年のころ、太田道灌、荏原の郡の邊の居館をいで、、鎌倉江の島の辨才天へ參籠し、歸路の折り扁舟に棹さし、品川をもてへ漕もどりしに、九城といふ魚、船中へ躍り入しを、道灌大によろこび吉兆とて、是より發起して、千代田、寶田、齋田などいふ所徒等を奉行とし、江戸、川越、岩槻、鉢形のごとき、九ケ所の城郭堡障をとり立、日夜人夫の功をはげまし、長祿元年三月朔日經營なる」など傳へらる。千代田、寶田の如きは傳說に過ぎずと云ふ。

關東兵亂記に「或時江戸の城、地景よろしきよし、主上叡聞におよび、繪圖をもて叡覽あるべしとのむね、宣下せらる。その時道灌一首の和歌を奉ず。『我菴は松原つゞき海ちかく、富士の高根を軒端にぞ見る』と。道灌の家集を碎玉類題といふ。

道灌此城にある事三十年、文明十八年七月二十六日、相摸國糟屋の館にて卒す、年五十歲。梅花無盡藏に「維時文明龍集丙午、秋之孟念有六日、太田二千石公春苑道灌、相陽糟屋之府第匠作君之幕に入り、俄かに白刄之厄に系る云々」と。道灌の墓は相州上粕屋洞昌院にあり。

道灌以後の事は藩翰譜に「資國に四代備中守資清入道道眞、鎌倉の管領、扇が谷上杉の家老として、武藏國にあり。初め河越の庄に住し、其の後生越に移る（生越の龍穩寺、此の人の立てし所といふ、又一說に江戸の城も此の人始て築きしとも申なり）。其の子左衛門大夫持資入道道

灌（永享記に資長と載す）、同國荏原の郡品川の館に在り、豐島の郡江戶の城を築て移り住む。永享記に資長廿五歲の時、江戶の城を築くといふ。然れば康正二年の比にや。按ずるに僧靈彥得公等が靜勝軒江亭等の記は、文明五年に作れる所なり。

其の子六郎右衞門尉資康、其の子大和守資高（此の人平河に一宇の精舍を建つ、今の平河山報恩寺是なり）北條に從ひ、其の子新六郎康資父に繼ぐ（武庵入道是なり）。永祿の初め北條に背き、安房の里見を賴んで、彼の國に趣く、天正九年十月、五十一歲にて終に彼處にて死しけり。按ずるに、永祿七年鴻臺の軍の後、房州に落行きしなるべし。夏目が記を按ずるに、太田美濃守資政入道三樂は、道灌四代の嫡流にして、源六郎康資入道武庵は、道灌が舍弟の四代の孫なりと記せり。家の系圖を見るに、武庵も共に道灌の子孫たり。其の家の系圖誤るべきにあらず、疑ふべきにあらず、去ながら三樂が、後に常陸にてまうけし子、太田安房守といふは、三河守殿に仕へて、越前國にあり。彼れ太田の嫡流にして、賴政より道灌に至るまでの系圖、並びに其家の重寶、悉く安房守が子孫の家に今に傳へたり。然れば夏目が記も據なしともいひ難きにや、暫く爰に記して、一說に備ふるのみ。

其の子新六郎重政、父死して後、一族美濃守資政入道三樂と共に（三樂は重政の母方の叔父か）、佐竹家に仕へ、天正十八年北條亡びし後、始めて德川殿に仕へ、明れば十九年、奧の御陣に從ひ、文祿元年、肥前國名護屋に趣せ玉ひしには、松平大隅守が手に屬して、江戶に留り、慶長五年、關が原の合戰の時、海道の御供し、同き十五年に死す」と見ゆ。康資の女お勝（お梶）は家康の妾にして、水戶侯の准母、英勝尼とて名高し、鎌倉英勝寺は其の菩提寺なり。

資國―資治―資兼―資房（右衞門大夫、法名道哲）

資時（源四郎）
資高（源六郎）（六郎左衞門 大和守 號萬好齋）―景資（源七郎）（左衞門尉）
　康資（源六郎）（新六郎 號武庵）―駒千代
　　重正（初資綱）（新六郎）
資貞（源次三郎）―資行（源次三郎）

相州兵亂記に「武州太田美濃守は一人當千の兵也」と。又「江戶の住人太田源六資高と云ふ人、大力剛、八州に双びなし、弟に太田源三郎、同源四郎とて大力の兵ども云々」と。

重正（重政）の後は「備中守資宗（道顯）―攝津守資次―備中守資直（攝津守）―備中守資晴―攝津守資俊…同資愛―攝津守資順―弟備後守資言―備後守資始（備中守、實堀田豐前守正穀三男）―備中守資功―資美」なり。寬政系譜支庶十五家を載す。家紋丸に桔梗。（遠江掛川五萬二千石）。現今子爵。

懸川　太田

此の太田氏の一族、遺跡等は、（國誌資料武藏の卷）を見られたし。資正は永祿六年御番帳に「關東衆の內、太田美濃守資正（武州）」と見ゆ。

37　桓武平氏北條氏流　北條氏政の子、氏

房・太田を稱す。北條五代記に「氏直舍弟太田十郎氏房」と。

38 小野姓猪股黨 猪股黨の一にして、小野系圖に「河勾政成―能成―好保―政直(太田三郎)」と、又一本、「政成(河勾六郎)―宗成(太田六郎)」と見ゆ、後者よし。七黨系圖には「政成(河勾三)―宗成(大田六)―

- 成綱(中務丞)
  - 時綱(衛太)―秋綱(太)
  - 成重
  - 重員(備前房)
  - 成治
- 景成(三左)―隆成―良成(助房)

とあり。埼玉郡太田庄より起る、この地は東鑑建久五年二月十六日、文治四年六月四日、建久五年十一月二日、寛喜二年正月廿六日等に見ゆ。

39 私市黨 これも武藏發祥の氏にして、私市系圖に「武州埼玉郡太田庄鷲宮大明神氏人云々、武藏權守家盛―家景―則家(掃部助)―則房―成方(武州埼玉郡云々)―成澄(太田太郎)」と見えたり。

40 秀鄕流藤原姓 新編常陸國志補に「藤原秀鄕五世の孫太田別當武行は、武藏太田に居る(闕系圖、梅松論)。子行隆、太田大夫と稱す。子宗行・下總守、子行政・亦太田大夫と云ふ。二子あり、曰く行光、曰く政家、行光は小山、下妻、下河邊の先、政家は太方、闕の地を食む」と載せて、此の流太田氏を武藏發祥とす。こは梅松論に「武藏の太田の庄を小山の常犬丸に充行はる、是は由緖の地なり、」と見ゆるに據れど、信じ難し。第五十一項を見よ。

41 其の他、武藏太田氏 圭濟錄に「多摩郡一宮鄕一宮大明神、太田左門、」また小田役帳に大田大膳亮等見ゆ。

42 安房の大田氏 安房郡國分寺弘安九年鐘名に「大檀那矢作助定、大田末延」を載せたり。古代大田氏の裔なるや必せり。

43 秀鄕流藤原姓下河邊流 下河邊系圖に「行光(四郎)―行廣太田太郎」等見ゆ。

44 葛飾の大田氏 中山法華經寺正中山緣起に「下州谷中鄕中山村の太田金吾殿の客人富木三郞左衞門尉常忍、建長五年船橋浦にて蓮祖に値遇し、遂に若宮拜殿にて說法ありて、富木殿、太田殿、曾谷殿、以下受法す」と。又「太田五郞左衞門乘明、日乘の教を受け、自から居宅を轉じて佛宇とし、正中山本妙寺と號す」とも云ふ。而して乘明は中山民部少輔康連の子にて、乘明の子日高・また日僧として有名也。今の本堂の地は乘明が宅地跡なりと。

45 桓武平氏千葉氏流 下總國匝瑳郡大田鄕より起る。匝瑳黨の一なり。般若院千葉系圖に「大介常重―胤元―時胤(尾垂六郎、大浦大田先祖)」と見え、又千葉大系圖に大田又太郎胤貞を載せたり。

46 下總の太田氏 佐倉風土記に「印播郡麻賀多神社は公津臺方村に在り、村司太田氏、家に貞治、永正官幣の祝文を藏す。其の祖家淸の記詳かなり」(地理志料)。小金本土寺過去帳に「太田道信入道(長享二戊申八月道灌父)、大田圖書(文明十一己亥七月臼井陣ニテ打死)、太田六郞(前崎落城打死十一月)、大田武庵齋(天正九卒十月小田喜ニテ)」などを載せたり。

47 淸和源氏里見氏流 上野國新田郡太田邑より起る。尊卑分脈に「新田義重―里見義俊―伊賀守義成― 太郞義基― 義宗(太田六郞)」と見え、里見系圖には「太田四郞」に作る。寬政家譜、新田の末流太田氏を載す、此の後か、家紋丸に蔦。義宗は文永二年十月十三日死す。其の子「義春(太田八郞)―義行(小太郞)―宗行(十

郎、新田義貞に從ふ)—宗義(十郎太郎、右馬允)—宗房(古山十郎)」にして、義宗の母は「太田冠者師衡なり」と。然らば第六十八項太田氏の稱號を承けし譯なれど、信じ難し。

48 清和源氏鳥山氏流　上野國新田郡太田より起る。尊卑分脈に「新田義重—義俊—義成—鳥山三郎時成」と見ゆる時成の孫頼定を大田五郎次郎と云ふ。次項を見よ。

49 上野大田部裔　上野國新田郡太田に住居せしか。此の地は正木岩松文書に、大田の郷と見ゆ。今昔物語、秀鄕の郎等に太田氏あり。恐らく古代大田部の後なるべし。(大田部條參照)。後世秀鄕後裔に大田氏多し。次に見ゆる如くなれど、其の實・此の郎等の後なるもの多かるべし。名跡志に「今昔物語に、藤原秀鄕の郎等に、太田、新野と見ゆ。新田郡に太田、新野の村名並存す。鳥山伊賀三郎時成の孫を太田五郎頼定と云ふは、此に居れるなり」」と見ゆ。頼定の事は前項を見よ。(北條分限帳に、上州高島鄕永九十貫文太田豐後守云々と見ゆ。こは別也)。

50 下野大田部裔　當國芳賀郡、鹽谷郡等に太田邑あり。東鑑養和元年閏二月廿三日條に「小山朝政郎從太田菅五」」吉川本には太田冠者と見ゆ。恐らく當國大田部の裔なるべし。又稻田西念寺親鸞門侶交名に「下野下ヶ橋の家念、太田の澄蓮、風見の智信、鹽谷の性雲、宮村の觀法、諏訪の西信、猪倉の空智、栗島の理性」等見ゆ。

オホタ

51 秀鄕流藤原姓　秀鄕の後裔に此の氏多し。其の發祥地一ならざれど、大田行尊の家は此の氏族の宗家にして、下野の在廳官を世襲し、後に小山氏となれるなれば、下野國内太田邑より起りしものと考へらる。但し先輩は、或は武藏埼玉の太田鄕と云ひ、或は上野那須の大田鄕なりと說かる。武藏の太田鄕は梅松論に「小山氏由緒の地」とあれば、一理なきにあらざれど、こは小山氏が先祖の由緒に假託したるに過ぎざれば採るべきにあらず。又一本系圖に「行尊・三毳崎太田村筑波に住し、氏と爲す」と見ゆ。此の氏は先づ尊卑分脈に「秀鄕(鎭守府將軍)—千常(或は知常云々、鎭守府將軍、左衞門尉、母侍從源通女)—文脩(鎭守將軍)—兼光(陸奧守、左馬允、鎭守府將軍)—

オホタ

- 頼行(鎭守將軍)—兼行(號淵名大夫)—成行(足利大夫)
  - 兼行の子
    - 武行(三郎)
    - 行尊(下野介、大田大夫、大田別當、或武行子)
      - 行政(改宗行云々、大田大夫)
        - 政光(小山四郎)
          - 朝政
          - 朝光(結城)
        - 行義(下河邊庄司)
      - 行光(大田四郎、此義正説也、或行政子)
        - 行方(大河戸)
        - 行廣
      - 政家(太方五郎)
- 行則(壹岐守)
  - 行高(大田權守、大田大夫)—宗行(大田次郎)—行政
    - 行親
      - 行廣(太田三郎)
    - 行光(太田三郎)—政光
  - 行善(下總介)

と載せ、子孫頗る多し。今便宜上項を分ちて述べむ。

52 下野大掾流　前述行尊、行政の流にして、秀鄕流小山系圖には「兼光—頼行—武行—行尊(大田大夫、下野介、別當)—行政(次郎、太田大夫、改宗行)—行光(太田四郎)—政光(小山四郎、下野大掾)—朝政—朝長—長村—時長—宗長—貞朝—秀朝—朝氏—氏政—義政—泰朝」と。小山系圖これと略同じ。又佐野松田系圖に「秀鄕—知常—知方—文脩—兼光—行範—行高(下野權守、號太田大夫)—宗行

(下野國務、太田大夫)ー行政(下野二郎大夫)ー行光(太田四郎大夫、下野國務)」とし、行光の子を、小山政光、太田太郎行廣、大川戸行方、下河邊行義とす。又秀郷流結城系圖には「兼光ー頼行ー兼行(下野守)ー行隆(別當大夫、宗行)ー行政(二郎)ー行光ー行廣(太田太郎、母秩父重綱女)ー行朝(太田大和權守)ー行助(同小太郎)」と。同一本に「兼光ー頼行(下野大介)、弟行範ー行高(太田權守、下野大介、伯父頼行の子となり家を繼ぐ)ー宗行(太田大夫、下野大介)ー行政(太田次郎大夫、下野大介職)ー行光(太田三郎、下野大介職)ー行廣(太田太郎、母秩田重綱女)ー行朝(太田權守)ー行助(七郎)」とし、行廣の弟を「行方(大川戸)政光(下野大掾)」とす。其の他、白川結城系圖、長沼系圖、岡本系圖等も、ほゞ同じ。なほ小山條を參照せよ。

行朝は東鑑巻二、養和元年閏二月廿三日條に「太田小權守行朝」とあり。其の父行廣は長男なるに、弟政光・大掾となりて父祖の業を襲げるは何によるか。(前太平記に太田行尊見ゆ)。

53 小野崎流 同じく秀郷流、藤原氏なるも、前のとは少しく流を異にし、又常陸國久慈郡太田より起りしなり。小野崎系圖に「秀郷ー知常ー文修ー文行ー公通(左馬介、伊勢守、長德四年正月任將軍)ー通延(太田大夫初て常州居)ー通成(佐都莊大夫)」と見ゆ。通延太田城を築き、後小野崎に移ると云ふ。子孫小野崎、及び佐都條を見よ。

54 淸和源氏佐竹氏流 常陸國久慈郡大田郷より起る。この地は風土記に「郡東七里、太田ノ郷と曰ふ、長幡部の社あり」と。又主計寮式に「常陸の調長幡部の絁七匹」、佐竹義篤讓狀に「佐都西郡大田郷、又大田郷增井屋敷」、正宗寺舊記に「佐都西郡大田郷增井村」、水戸天德寺鐘識に「大田郷稻木村」と。後佐竹隆義之に據る。佐竹系圖に「義業ー昌義(常陸國住)ー隆義(太田四郎、常陸介)ー秀義云々」と見ゆ。佐竹氏の宗族にして、太田屋形と呼ばる。卽ち六地藏過去帳に「太田屋形義篤」と見えたり。太田城は關東八名城の一と稱せらる。又佐竹氏の庶流にも太田氏ありと。

55 眞壁の太田氏 大國玉神社に神主家二あり、共に太田氏と稱す。(社記)。

56 桓武平氏大掾氏流 これも常陸の太田氏にして、東條氏の裔也。太田九藏系圖に見ゆと。

57 秀郷流藤原氏吾妻流 上野國吾妻郡大田郷より起る。名跡志に「吾妻氏は東鑑に上野國には云々、武家系圖に吾妻は藤原姓、秀郷三代の孫兼光より猶ほ三代の孫を大田別當武行とし、下野守にも任じたり。武行の孫兼助は、卽ち吾妻權守と稱し、上野介にも任ぜる人也。其の子兼成も吾妻權守といへり。武行は吾妻郡大田に居りしにや」と見えたり。兼助、兼成の事はアヅマ條に云へるが如く事實なれど、武行を此の地の人とするは惡し。

58 秀郷流藤原氏足利氏流 足利流にも此の氏あり、卽ち「足利有綱ー信綱ー秀賴(太田四郎と稱す)」と。寬政系譜に此の末流一氏を收む、家紋井桁の内打違鷹の羽、丸に桔梗。

59 秀郷流藤原氏大川戸流 「太田大夫行尊ー行光ー行方ー行平ー行俊(大川島)ー行貞(大川小次郎、太左衞門、佐野太田村に住)ー兼貞(太田八郎兵衞、下野太田村住)」なりと。

60 秀郷流藤原姓關氏流 蒲生系圖に「兼

光─賴行─武行─行隆─行政─政家（大方五郎）─闕次郎俊平─行廣（太田次郎）─行朝（同權守）─行助（小太郎）」と見ゆ。

61　秀鄕流藤原氏壹岐流　五十一項參照。

行則（大田壹岐守）─┬行高（大田權頭）─宗行（大田大夫）─行政（同次郎）┬政親（同太郎）┬行廣（同三郎）
　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└行光（同二郎）┴政光（同五郎）
　　　　　　　　　　└行善（同下總守）

なりと。

62　秀鄕流藤原姓結城氏流　太平記卷二十四、天龍寺供養に「結城大田三郎」と見ゆ。こは結城系圖に「朝光（結城七郎）─朝廣（上野介）─廣綱（七郎）─宗重（太田判官、一本に太田三郎）─時重（上野判官」と載せたるものなるべし。

猶ほ一流あり、結城系圖に「廣綱弟祐廣（奥州白河居住）─宗廣（結城上野入道）─親朝、弟親光（號太田大夫判官、九郎左衞門、宮の御方と爲る。大友左近將監と引組んで六條河原に討死す。一本七郎に作る）」と。又一本に「親光・結城太田判官と號す、建武年中尊氏上洛時、宮方たり、僞り降參、大友を誅し、討死し畢る」と見ゆ。親光は梅松論に「結城太田判官親光が振舞、誠に忠臣の義を著しける」と。又建武年間記に「親光・太田判官」と註す。古事考に「結城親光は太田判官、又七郎左衞門尉とも云ふ。太田と名乘れる事、詳ならず。常陸國太田を領せしにや」と見ゆ。此の太田氏は永享以來御番帳に「一番、太田大炊助」を載せ、又見聞諸家紋に、

一番太田上野介光

63　田村の大田氏　田村郡春山館（文珠村春山）は田村臣大田信濃守住す。又田村大膳大夫淸顯公家中に太田信濃守（春山）を載せたり。磐瀨郡にも、太田、大田共に存す。此の附近猶ほあり。

64　安達の太田氏　岩代安達郡の豪族にして、二本松家配下の將也。相生集に「二本松より、玉井城に太田主膳、同釆女といへる大剛のものを籠らる」と。天正年中の事なり。

65　和賀の太田氏　陸中和賀郡の豪族にして、郡内太田邑より起り、深澤舘に據る。元龜中、太田十郎・此の地を押領し、其の子孫太田縫之助と稱し、天正中・和賀氏に從屬すと云ふ。永慶軍記に「慶長五年、和賀主馬介が郎等筒井縫殿助と云ふもの太田に忍びける」と。

66　斯波の太田氏　紫波郡太田より起り、斯波氏に仕ふ。奥南指南錄に「豫參士の太田家は志和殿家人の末也」と。參考諸家系圖にも太田氏見ゆ。多田條參照。

67　桓武平氏畠山氏流　陸奥國の豪族にして、奥南舊指錄に淨法寺氏の分族松岡の分れとして、太田氏を擧ぐ。

68　秀鄕流藤原姓奥州御館流　秀鄕流系圖に「秀鄕─千晴─千淸─賴遠─經淸─武衡─基行（出羽押領使）、弟淸綱─小國太郎俊衡─師衡（太田冠者）」と見ゆ。その弟秉衡（次郎）、弟忠衡（同比冠者）なり。東鑑文治五年九月十八日條に「比爪俊衡法師男三人、大田冠者師衡、次郎秉衡、河北冠者忠衡」と見ゆ、

69　羽前の太田氏　羽黑山上旬家老に太田氏あり（中興覺書）。

70　仙北の大田氏　仙北郡大田村より起る。郡邑記に「古城は大田左五郎秀賴の居れる所とぞ、本堂の家臣にや」と載せたり。

71　比内の太田氏　南部元弘文書に「陸奥國比内南河內事、太田孫太郎行綱代行俊

申狀如件、元弘四年二月二十二日、大藏權少輔淸高」と見ゆ。津輕にも太田氏あり。

72 越後の大田氏　太平記卷二十、越後勢越前に越ゆる條に「大田瀧口を始として」と見ゆ。當國三島郡に太田庄、蒲原郡に太田邑あり。後長尾氏景配下の將に太田氏あり。

73 本間氏流　佐渡の豪族にして、松ヶ崎村多田（又太田に作る）より起る。本間氏の族なり。太田邑は古の駄太郷の地、よりて此の氏はタダ氏なるを知るべし。太田城は此の氏の居城とす。

74 越中の太田氏　射水郡（氷見郡）大田邑、又新川郡に大田庄あり。此の氏は後者より起れる也（三州志）。東鑑卷四十、建長二年三月條に「閑院殿造營雜掌、押小路二本、越中太田次郎左衞門尉、」と見ゆ。名族たりしを知るべし。次郎左衞門尉は其の名長員なりと云ふ。

75 藤原北家齋藤氏流　能登の太田氏にして、尊卑分脈に「齋藤忠賴（加賀介）―則高―助忠（能登介）―爲則（號太田大夫）―章直（能州太田左衞門尉）―盛助（内舍人）、弟章助（馬大夫）―章宗（兵衞尉）」と

見ゆ。

76 加賀の太田氏　河北郡大田邑より起る。源平盛衰記に「源氏方にも大田次郎兼定が嫡子に入江冠者親定、云々」と見ゆ。三州志、大田中條（並在井上庄）條に「盛衰記、壽永二年七月、木曾義仲の入洛に從ひ上る加賀の士、大田次郎兼定は此の大田土着の士なるべし。此の子入江冠者親定は、石川郡入江邑に住せしに依りて、姓を入江といひたるか。方人云ふ、大田には大田和泉守居たりと云ふ。和泉守は信長公の臣にして、今本藩の大田數馬先祖と云ふ。和泉守編著の信長公一代の日記の寫本世に存す。天正四年には謙信、兵一萬を帥て、加賀郡中條大田に陣す。八年には盛政御山攻の時、中條今町に鎭士をおけり」など見ゆ。

又能美郡今江條に「慶長五年の役、瑞龍公大聖寺より三堂山に赴く時、小松の假戌として、山崎長德、奥村榮明、大田長知等を置き賜へり」と見ゆ。加賀藩給帳に「五百石（桔梗）太田勘左衞門、三百石（丸内石疊）大田小又助、二百石（同）大田榮太郞、百石（丸内二引）大田皆吉、三十五俵（外七人扶持）大田乙八郞」等見ゆ。

又太田錦城は當國大聖寺の人玄覺の子、名は元貞、字は公幹也。

77 越前の大田氏　東寺文書に天慶元年足羽郡大田庄云々とあるより起りしならん。

太平記卷十八金崎落城條に「大田師法眼」忠死す（こは赤松流、八十二項參照）。又廿一、勤王の士を列記したる中に越前には「大田信濃守」とあり。又坂井郡三宅村に太田氏の石塔あり（名勝志）。

78 清和源氏多田氏族　丹波國桑田郡太田邑より出づと云ふ。資國を祖とす、淸和源氏系圖に「賴政―伊豆守仲綱―廣綱（駿河守、太田先祖）」また多田系圖に「廣綱、駿河守、後出家遁世、丹州太田元祖、幕紋鎬矢」」など見ゆ。廣綱の曾孫は資國なりと。卽ち太田家譜に「廣綱―隆綱―國綱―資國（太田に住し、大田を稱す、文永年中相摸國に移る）」と見ゆれど疑はし、多田又オホタと訓じうるを以て作りたる似而非系圖にあらざるか。一本廣綱は播磨國揖保郡大田に邑し、因つて氏とすと云ふ（姓氏分脈）。

79 丹後の太田氏　丹州三家物語に「野室の太田右京」あり、後細川氏に併さる。

80 但馬の太田氏　當國の大族にして、叡山西塔谷の僧常陸房昌明の後也。東鑑文治二年五月廿五日條に「能保朝臣、平六傔仗時定、及び常陸房昌明等飛脚參着、前備前守行家の首を持參す云々」と、其の下文に行家を殺す事を載せたり。鎌倉實記に「昌明・此の賞として、攝津、但馬に於いて太田、薬室を賜ふ」と見ゆ。これより氏を太田と改む。承久幕府に屬す、よりて但馬の守護職となる。其の四代孫三郎左衞門尉政頼、弘安八年幕府の命により但馬太田文を作る。

太田文に「太田太郎左衞門尉政頼、弘安八年の注進」と載せ、「朝來郡伊由庄、二拾八町、地頭太田太郎左衞門政頼、」氣多郡「熊野山領、觀音寺、九町四反二百四拾歩、地頭太田三郎次郎入道行願、」出石郡「雀岐庄西方、三拾六町四反六拾歩內、地頭太田左衞門三郎入道如道、」「下里鄕六拾一町九反二百四拾（史本七字無）七歩內、地頭太田三郎二郎入道行願、」八幡宮神人免」「太田庄、八拾町、地頭越前々司後室。高瀧寺、五町、地頭太田三郎次郎入道行願、」城崎郡「下鶴井庄、二拾六町一反百拾歩、法勝寺領、領家眞乘院

僧正、預所教王院三位法印、公文太田左太郎政頼、田所下鶴井三郎秋正、御家人（政頼以下史本に無）、」「氣比庄、五拾町一反二百九拾歩內、白川千體阿彌陀堂領、領家左近衞督局房、地頭太田太郎左衞門政綱跡。氣比村、三拾四町三反二百五拾歩、地頭太田左衞門治郎政頼。立野村、拾一町二反五拾歩、地頭太田左衞門治郎政眞（史本に政光、黑本に政員）。本庄村、畠六町、地頭太田左衞門三郎政衆。」美含郡「佐須庄、七拾八町七反拾歩、地頭太田千（史本牛）熊丸、」とあり。

元弘の時、三郎左衞門、四宮成良親王を戴き、千種忠顯に從つて六波羅を打ち、二條口に戰死す。太平記卷四に「第四の宮は但馬の國へ流し奉て、其の國の守護・大田判官に預らる」と。

又卷八に「第六の若宮は、元弘の亂の始め、武家に囚はさせ給ひて、但馬國へ流されさせ給ひたりしを、其の國の守護大田三郎左衞門尉、取立奉て、近國の勢を相催し、則ち丹波の篠村へ參會す」とあり。子孫山名氏に從ひ、出石郡太田谷に居城せり。天正中山名沒落し太田も衰ふ。（但馬考）」と。

81 因幡の太田氏　もと戸板と云ふ。

82 赤松氏流　播磨國佐用郡大田鄕より起る。但し揖保郡にも大田鄕ありて、太田城あり。此の氏は赤松家風條々事に「御一族衆」に收め、赤松系圖に「頼範－則景（宇野權守、太田入道）－光能（太田次郞）、弟景盛（上月次郎）、」置鹽系圖、淺羽本には「則景－景能（間島太郎）－光能（太田太郎）」とし、石野系圖には「則景－景盛（上月次郎）－景能（間島彦太郎）－光能（太田次郎）、」岡本系圖には「頼則－景能－光能（太田次郎）」とあり。

此の氏は太平記卷十七、金崎城攻條に「赤松大田の帥の法眼、四人透間なく打て懸りける」と。宮方なり。卷十八に「大田帥法眼、一宮の御供して自殺す」と。又應仁記卷二に「赤松次郎政則、赤松の一族太田三郎」又別記に「赤松一族、太田三郎」と。神埼郡（神崎）瀨加山城は瀨加村にあり、大田道祐の據る所なりと。

83 備前の大田氏　當國の大族にして太平記卷十四に「備前國の守護、松田十郎盛朝、大田判官全職、」また卷十六に「持明院法皇、本院、新院、春宮、山門へ行幸、大田判官全職、路次の奉行云々」と見ゆ。

84　三善氏流　備後國世羅郡大田郷より起る、此の地は東鑑文治二年七月二十四日條に「備後國大田庄云々」と載せ、承元二年三月一日條に「高野山大塔料所、備後國大田庄乃貢對捍の由、云々地頭大夫屬入道（三善善信）代官と口論に及ぶ云々」と見ゆ。卽ち三善康信・此の地の地頭となり、之を其の子孫に傳ふ、これを當國大田氏の祖とす。三善系圖に「康信―康連（太田民部大夫）―康宗―信連―資連」と見ゆ。鎌倉問注所に仕ふ。ミヨシ條を見よ。

此の大田氏は東鑑卷三十三、三十五、三十七、三十八、三十九、四十一、四十二、四十四、四十五に大田民部大夫康連、三十六、四十一、四十二、四十四、四十五に大田太郎兵衛尉康宗、四十七、四十八、五十に大田民部大夫康宗等を載せたり。その後、延元二年十二月廿四日、左兵衛尉三善資連の寄進狀に「奉寄進、高野山大塔、備後國太田莊山中郷、地頭屋敷並に田地陸町事、右當郷地頭職は曩祖康信法師（法名善信）、建久年中、鎌倉右大將家の下文を以つて、知行せしむる以來、數代相傳の所職也。爰に去る建武元年、紀伊飯盛城凶徒追伐を爲す。亡父信連・勅使と爲り、楠木河內大夫判官正成と相共に發向の時、高野山衆徒、殊に軍忠を抽んぜらるゝ間、信連感存により、別儀を以つて當郷地頭を、領家當山大塔に寄進し訖る」とあり。屈指の名族なり。

85　美作の太田氏　東作志引用文祿九年の親實判書に「今度三星表に於いて合戰高名、誠に比類なく候、夫れにつき香々美地藏院の內、則延名差遣す云々、太田新九郎殿」」また「宮部高味籠屋に於いて合戰、云々、久保田の內宮茂分、並に孫次郎分扶持云々」と。（英田郡江見庄）。又勝南郡公文庄大谷村庄屋、その他津山藩にあり、第百三項を見よ。

86　安藝の大田氏　山縣郡にあり。「天文廿三年、大田の一揆蜂起しければ、吉川元春より、今田、二宮、森勝を遣はす」と。

87　紀伊の大田氏　名草郡大田郷より起る。後世太田村と云ひ、太田城あり、天正四年鄕雄太田源三大夫築く處と云ふ。續風土記舊家鄕士、太田嘉左衞門條に「南龍公の時、六十人地士に命ぜられ、代々當村に住む。天正十二年、小牧御陣の時、井上主計頭を御使として、海部、名草の鄕士に、御味方仕るべき旨、御內命あり。郡中の鄕士命に應ずるもの三十六人、血判連書の書を奉る。內太田村太田左近、同太田源次郎、同太田三郎次郎、同太田太郎次郎、同太田源五郎、同太田源十郎、同太田源三大夫、同太田三郎右衞門、同太田善五郎、同太田眞福寺云々」と。又伊太祈曾神社の舊社家に、此の氏ありき。もと畠山氏の家士にて、多田ともあり。

88　淸和源氏武田氏流　阿波國の豪族にして、故城記に「上郡美馬三好郡分、太田殿、武田、源氏、紋割菱」と見ゆ。神社考に「名東郡沖洲浦太田豐年と云ふ人は、本居門下にして、歷史及び辭章のすぢを研究す云々」又太田信圭を擧ぐ。此の流か。

89　讚岐の大田氏　香川郡の大田鄕より起る。全讚史に「太田城、太田邑にあり。太田犬養（六郎と稱す）之に居る、其の子兼久、其の子兼氏あり」と。又「室山城、或は云ふ、太田犬養之に居る。今之を考ふるに、犬養後に此に移るか」と。又「室山城、太田六郎兼久の臣小比加五郎四郎之に居る」など見えたり。

90 河野氏流　伊豫國大田莊より起る。大洲秘錄に「大田城は町村にあり。源頼朝の時、大田通有、功を以つて、伊豫大田莊を賜ひ、子孫傳領す」と。豫章記に「十七日吏部親王鎭西御下向、御伴人々正岡六郎左衞門尉、舍弟太田六郎、四郎、雅樂助、中務丞、」また「正平廿一年、一艘に大田、淺海、大田方の舟には云々、」また「正岡十郎入道、舍弟中務丞、尾張守、太田四郎左衞門尉」と見ゆ、此の流か。

91 豐前の太田氏　上毛郡の豪族にして、永享應仁の頃には太田常仁あり。

92 大友氏流　豐後の豪族にして、大友系圖に「能直—景直（一万田太郎、太田等之祖）」と見ゆ。又一萬田系圖に「景直—光景—宣顯—左衞門尉宣政—貞鄕（越前守、太田家祖）」とあり。家紋杏葉。

93 文祿二年、太田飛驒守重正（一に政之に作る）海部郡臼杵三萬五千石を領し、臼杵城（丹生島城）に據りしが、征韓役・罪ありて除封さる。後、關ヶ原の役、重正・西軍に應じ、舊邑を回復せんとして中川秀成と戰ひしも、終に成らず。

94 肥前の大田氏　龍造寺隆信の重臣に大田氏あり、また大田彌次郎などものに見ゆ。大村藩士太田氏は「太田、源姓、資家の通字、杵島郡須古に下向、後大村波佐見に來る」と家譜に見ゆ。

95 清和源氏新田氏流　肥後益城郡の豪族にして、新田族、征西將軍宮に從ひ、九州に下向す。木山條を見よ。

96 日向の大田氏　宮崎郡太田邑より起りしか。圖田帳に「太田百町云々」と見ゆ。日向記に「大田城主大田八郎入道助頼、右衞門二郎資家」等あり。(伊東族)。

97 島津氏流　島津系圖に「修理大夫久豐—薩摩守用久—延久（中務大輔、稱太田）」と載せたり。三國名勝圖繪には「島津昌久、政雅、大田氏の祖」と見ゆ。

98 肝付氏流　大隅の豪族にして、定紋、家讓名字、共に不明なれど、大田源左衞門尉、法名道賢禪定門」と或書に見ゆとなり。

99 筑前の太田氏　鎭西引付（遠江守隨時代、及び修理亮英時代）に「二番太田孫七」を載せたり。

100 清和源氏頼平流　尊卑分脈に「滿仲—頼平（武藏守）—頼盛（伊豆守）—盛實（號柏原）—盛清（山城守）—家盛（中務丞）—家清（太田、藏人所雜色）—仲清（攝津守、號大田藏人）—長清」と見ゆ。又仲清弟「義清は安木出雲等守」とあり。

101 平姓　寬政系譜平氏支流に太田氏を載す。猿樂者なり、家紋丸に桔梗、鏑矢打違。

102 以上の外、源平盛衰記に、大田兵衞重平、大田四郎重治、太田三郎義成、大田四郎重綱、大田次郎等を載せ、又東鑑卷十に大田兵衞尉、四十八、四十九に大田四郎左衞門尉、承久記卷三に大田の五郎兵衞、下つて長享常德院江州動座着到に「御末衆、太田孫次郎」等あり。

103 又此の氏は、德川時代、園部小出藩重臣、福岡黑田藩用人　德島蜂須賀藩用人、五島藩中老、日向伊東藩用人、麻田青木藩重臣、棚倉松平藩年寄、津山松平藩重臣、府內松平藩用人、水戶藩重臣、上田松平藩用人、遠山藩側用人、岩村松平藩番頭、姬路酒井藩重臣、高岡井上藩用人。及び廣幡家の侍にあり。また田中家臣知行割帳に「二百五十石、太田角左衞門、一百五十石、太田五郎作」京極殿給帳に「千石、太田新兵衞、」秀康卿分限帳に「三千石、太田安房、二百石、太田源右衞門、」津山分限帳に「貳百

貳拾石、太田仙助、五拾石、太田順平、百石太田儀作、八十五石太田兵藏、」家傳史料作者に太田覃。高麗家古文書、高麗平右衞門方に太田彦六よりの狀壹通。桑名太田道悅老、きやくいの次第、太田源三郎太田孫三郎、しゆいの次第、太田下野守殿、太田五郎左衞門尉。蝦夷孝子かなぶの傳、太田十右衞門。御役塗由緒書に太田勘兵衞。常憲院樣、文昭院樣、有章院樣、御代被召出候藝者之書附に「貳百俵、醫師太田宗庵、今程千百石小譜請、太田道壽、」老人賀宴次第に「大田用平昌章、」等見ゆ。此の氏、全國至る處にあり、對馬にも存す。前述太田覃は有名なる蜀山人にして、幕臣也。通稱直二郎、後七左衞門、字は子耕、南畝と號す、初め四方赤良、四方山人等と云へり。

太田 **オホタ** **タダ** 大田と通じ用ひらる。前條に詳說す。タダと讀むものは多田條を參照せよ。

大多 **オホタ** 天平年間の近江志何郡の計帳以下折々見ゆ。大田に同じ。

大高 **オホタカ** 尾張、常陸、磐城、陸前等に此の地名あり。此の氏は此等の地名を負ひしなり。なほ高氏に大字を冠して大高と云へるもあり。

1 高階姓 高階系圖に「成佐（筑前守）—惟章（河內守、母冷泉局）—惟賴（義家四男、號大高大夫）—惟眞（高親五郎）—惟範—惟長（刑部丞、奧州忍郡領）—惟重（刑部丞）—重氏（高左衞門）—

- 師氏（高右衞門）—師重—師直
- 重長（左衞門）—重成（伊與守）
  - 重直（兵庫介）
  - 重久（五郎）
  - 重政（左馬頭）
  - 成氏（刑部少）
  - 久氏（左近大夫）
- 賴基（南左衞門 岡松）—惟時（刑部左衞門）
  - 惟淸（彈正左衞門）
  - 賴直（刑部左衞門）
  - 惟基（左衞門）
  - 重長（小高左衞門）
  - 重成（伊豫守）
  - 惟宗（彈正忠）

と。尊卑分脈もこれに同じ。武家系圖には「大高、高階、天武帝十四代河內守惟章苗裔大夫惟賴末、高新五郎惟眞六代右衞門尉賴基、稱之」と見ゆ。ミナミ條參照。

高氏の一族として勢力あり。重成は太平記卷九に「足利殿の御內に、大高二郎重成、」卷十四に大高伊豫守、卷二十七に大高伊豫守重成、卷三十九に大高左馬助重成等見ゆ。

又若狹國守護職次第に「大高伊豫權守重成（曆應元年九月十九日之を給ふ、代官山崎首藤左衞門尉助信、闕平內左衞門尉二人也）、大高伊豫守高成（二度、康永元年九月四日、之を給ふ、貞和四年六月改替、代官大崎八郎左衞門尉）、大高伊豫權守高成（三度、觀應二年十月二日給之、代官大崎八郎左衞門入道、云々）」と見ゆ。

2 那珂氏流 常陸國那珂郡大高邑より起る。新編國志に「大高、那珂郡鯉淵、馬渡の邊より出づ（今茨城郡なり。大高の地名亡ぶ）。戶村本佐竹家譜に『野より下四人の奉公人、大高、內原、鯉淵、赤尾關』とありて、註に『那珂の一族、淨喜代に滅亡、少し殘る』とあり。谷田部本には『此の四人は前代は公方樣へ奉公なり、前々事なり、其の後當方へ奉公す。近年江戶隨身、此の四人は菊の幕印なり』とあり」と見ゆ。佐竹家士名籍に大高氏あり。天正の頃、大高新左衞門と云ふ人あり。

3 多珂國造裔 常陸國多珂郡大高より起る。新編國志に「大高、（一流那珂族にあり）。多珂郡手綱村より出づ。（大高臺あ

り。手綱に大高寺あり、これその地なり)。戸村本佐竹譜に多珂庄の奉公人衆の中に大高氏あり。思ふに、これ多珂國國造の後なるべし」と見ゆ。石城直姓なり。

4 磐城の大高氏　飯野八幡社元久元年好島御庄の文書に「大高三郎十丁」と載せたり。磐城郡小高郷より起りしかとの説あり。前項大高と同族とも考へらる。石城多珂は古代に於いて同族なればなり。

5 羽後の大高氏　山本郡檜山に居りし豪族にして、秋田氏配下の將也。能代故實記に「秋田實季公は安東藤太郎盛長の後胤と申候て、郎等大高相摸守勝澄は、檜山城に居住し、野代を扱申候故、檜山郡野代と申す」と見ゆ。天正中大高相摸守あり、浦大町の城主三浦兵庫頭盛永を殺す。相摸・名を康澄と云ふ、慶長七年佐竹氏遷封の時、今宮攝津守と代る。

6 源姓　赤穗義士大高源吾忠雄は、源姓と稱す。

7 河野氏流　伊豫の豪族にして、越智氏の族、時通を祖とすと云ふ。恐らく河野氏の一族なるべし。

8 三河の大高氏　第一項大高氏の族か。幡豆郡荼磨山城(東條駿目村)は駿目城の對城にして、城主不明、後大高彈正居ると云ふ(二葉松)。

9 加賀藩の大高氏　加賀藩給帳に「參百五拾石(輪違)大高元哲、百貳拾石(丸内巴扇)大高政之助」と見ゆ。

10 承久記卷四に大高小太郎、大高六郎あり、關東方、第一項大高氏か。

11 德川時代、大垣戸田藩重臣に此の氏あり。又味和氏先祖書に「駿州廣野村三浦味知、大高源右衞門と申候、唯今悴大高孫太郎と申、中納言樣え御奉公申上候云々」と。又伊勢、志摩にも此の氏あり。

大多賀　オホタガ

大鷹　オホタカ　大高氏と通じ用ひらるか。豐後國圖田帳に「大肥莊六十町、領家安樂寺別當御房、地頭職上野國御家人大鷹四郎賴□(胤)跡」と見ゆ。

大高坂　オホタカサカ　土佐國土佐郡大高坂邑より起りし豪族にして、桓武平氏、平田經遠の庶子經興の後なりと云ふ。南北朝の頃、花園宮滿良親王を奉じて、王事に盡す。これより前、佐伯嘉曆二年十二月十六日文書に「土佐國立山社地頭彥太郎宣通申す。當國御家人大高坂左衞門太郎助宗、並に伊勢房隆秀等、當社神田壹町(在大高坂郷)を押妨す」と。又建武三年八月堅田小三郎經貞軍忠狀に「六月十三日、大高坂城に押寄せ合戰を致し、向城を安樂寺に取るの處、凶徒等大勢を率ゐ、同廿六日寄來る。七月七日、大高坂城より凶徒等寄する間、安樂寺西大手に於いて軍忠を致す。同十二日、大高坂一城戸に押寄せ、散々合戰を致す。八月十日大高坂松王丸、並に遠江房、云々、以下兇徒等安樂寺城に寄來る」とあり。凶徒とは官軍を指す。松王丸は又大高坂郷惣領松王丸と載せ、一書大高坂權守と云ふ人の居と云ふ(南路志)。曆應四年文書に「大高坂郷、並に國澤名、大高坂左衞門太郎、同遠江房遺跡」など見ゆ。其の後永祿中に至り長曾我部氏に降る、土佐軍記に「土佐郡侍大高坂云々等の城持、皆降參して家老となるもあり」と、又香宗我部記錄に「大高坂、國澤、吉松云々、此分一組にて左京進へ降る」と見ゆ。

太田垣　オホタガキ　但馬の大族にして、一族備後、三河にもあり。

1 丹波氏族但馬日下部氏流　但馬國造の族裔にして、日下部系圖に「建屋太郎光村—光忠(石和田)—光保(太田垣)—保善(兵衞二郎)—光喜(同八郎左衞門)…光盛

(將監)、弟光保(同左衞門二郎)、弟氏重、弟則光、弟保光(彈正)、弟長光」と載せ、又朝倉系圖に「姓日下部、家紋三木瓜、云々。光保―保喜(太田垣兵衞次郎)…」と擧げ、光保を光信(同左衞門次郎)に作る。又太田垣家傳に「但馬國造日下部宿禰荒島の後裔、大目蕃在が十九代孫大田垣但馬某、竹田城に住す、其の後なり」と云ふ。家紋三木瓜、一木瓜、九葉笹。

大田垣氏は山名氏時代、當國の守護代として竹田城に據る。又垣屋、八木、田結庄と共に四天王の稱あり。應仁記但州合戰條に「但馬國朝來郡へは、應仁二年戊子三月廿日、長九郎左衞門尉、丹波内藤孫四郎、足立、蘆田、夜久亂入。一品栗鹿礒部へ先滿々と入けり。太田垣土佐守父子京都之留守に、同名新兵衞尉在けるが、藥音寺に陣を取て居たりけるが、一品のうへ大同寺山の敵葉武者と見おほせて、礒邊へ出ける處に、敵東河を發向すると見えて、燒烟峰尾に移りければ、夜久野の賀茂山に打立て、遙に見れば、大將と見えて旗二流、究竟の勢共、魚鱗に連り、廣き野中に見えければ、味方は小勢也、如何と思惟する處を、大田垣新兵衞、行木山城守、つづけや者どもとて、鋒矢をあらはし、切崎をそろへて打てかゝりければ、勇鋭にをそれて、散氣なびく所を、得たりや賢と大將とおぼしきに切てかゝる。長も内藤も暫し戰しか共、一所にて討死しけり。大將打死の上は、夜久野の敵も、ちり〳〵に成ければ、東河へ入けるも、散々に落失ぬ。粟鹿一品にありける者ども、是を見て手にもたまらず逃失せぬ。此の合戰利を得たるおもむき、京都へ注進しければ、金吾(山名)感じ給て、着乘具足に御賀丸と云ふ太刀相添て、大田垣新兵衞に給ひにけり。鹿園院殿より下されたる、重寶なりとぞ承る。此の如く利を得しかども、猶ほ以て朝來郡は播磨、丹波の堺たり。郡の者ども敵を引入の由、申ければ、太田垣土佐守が子、嫡子新左衞門宗朝を差下されけり」と見ゆ。他にも多し。

其の後連綿して天正年中に至る。信長記に曰「天正五年、秀吉卿但馬國へ働き給ひ、山口を取り、其の勢を以て大田垣が居城竹田へ押寄ぜ、之を降伏せしめ、當城を赤松左兵衞佐廣通に給ふ」(但馬考)と。見聞諸家紋に

日下氏
大田垣

と見ゆ。

2 備後の大田垣氏 御調郡赤城山は大田垣新六の據る處と云ふ(藝藩通志)。前項大田垣氏の一族なり。桃花藥葉に「備後國坪生庄、山名被管人、大田垣を代官と爲す、其の後平賀之を預り申す」と。その後なり。安西軍策に大田垣勘七見ゆ。

大田垣 オホタガキ 前條氏に同じ。

大寶 オホタカラ タイハウ條を見よ。

大瀧 オホタキ 大和、伊賀、武藏、上總、近江、美濃、信濃、羽前、羽後、越前、越中、備前、紀伊、阿波等に此の地名あり、その地名を負ふ。

1 大瀧宿禰 秦氏の族、己智種なり。承和十年十二月紀に「出羽國河邊郡百姓外從五位下勳八等奈良己智豐繼等五人、姓を大瀧宿禰と賜ふ。其の先、百濟國人也」と見ゆれど、奈良己智は秦氏の族なり。羽前村山郡、羽後秋田郡等に大瀧の地あり。それ等の地名を負ふか。或は大和大瀧(吉野郡)より起るか。

2 大瀧氏 大瀧宿禰の後裔なり。

3　秀鄕流藤原姓　大寶寺武藤氏の一族に此の氏あり。羽前田川郡高楯山に據る。風土略記に「土人曰ふ、惡屋形義氏の門葉大瀧月休・城代たりし」と。

4　淸和源氏　信濃國水内郡大瀧邑より起ると云ふ。義家後裔と稱す、家紋、大文字、蛇目。

滿快流泉氏（水内郡尾崎城主）の一族に大瀧氏あり、同族なるべし。

5　伊賀予野一族　藤原姓予野氏の族と云ふ。家紋丸の内に橘なり。

6　其の他、上杉景勝家臣に大瀧土佐守、能登の社家（越中礪波郡に大瀧村）等に此の氏あり。

大田切　オホタギリ　小田切條を見よ。

太田黑　オホタグロ

大竹　オホタケ　和名抄美濃國山縣郡に大竹鄕あり、又武藏、下總、常陸、磐城、出雲、安藝等に此の地名あり、從つて數流存す。

1　藤原北家糟谷氏流　武藏國足立郡大竹邑より起りしか。糟谷系圖に「糟屋十郎兵衞尉家季（改名家忠）—義忠—盛員（城所七郎）—有政（大嶽五郎）」と。又別本に「有政（大竹五郎）—有基（小太郎、大力、承久京方）」とあり。承久記卷三に「こゝにまた京方より大竹小太郎家任とてかけ出たり。よせがたより信濃國の住人岩手三郎ふし二人、向ふさまに步ませより、いかに大竹殿御邊は、もとは武藏國の住人、關東御恩の人ならずや云々。この大竹小太郎と申は、もとは、家光と名のりけるを、院の西面の衆にめされて家任とはあらためけり」と見ゆ。有基と同人か。下つて鎌倉大草紙應永の亂、犬懸入道に從ふ士に大武氏あり。

2　淸和源氏畠山氏流　下總埴生郡（印旛郡）に大竹邑あり、その地より起れるか。寬永系圖に「畠山の一族にして、六郎四郞某が十代孫、冬重の子重信、上總廳南の武田に屬し、大武の家號を賜はる」と云ふ。本支二家、家紋花菱、割菱。

3　淸和源氏武田氏流　これも上總發祥の氏なり。大武と記さる。家傳に「武田信胤の後、眞里谷氏と云ふ。子孫大武に改む」となり。寬政系譜に家紋割菱、丸に花菱。

4　下總の大竹氏　小金本土寺過去帳に、「大竹大炊介（元龜三壬申十一月）、大竹大炊助（天正十一九月）」など見ゆ。

5　淸和源氏　會津の豪族なり、新編風土記、會津郡高野組高野村條に「館跡、大竹肥前某住せし所なり。肥前は田島の城主長沼氏譜代の臣にて、天正の頃盛秀に從つて屢〻戰功ありしと云ふ」と載せ、又舊家大竹正藏條に「高野組の鄕頭なり。其の先を肥前と云ふ、世々長沼氏に仕ふ。肥利が子右京亮秀定より八世にして、今の正藏に至りしと云ふ」とあり。大永六年正月十日秀定元服の文書に「撰者日良辰、元服藤原朝臣盛秀（判）、源秀定、仍ち元服理髮狀、如件」と。又河沼郡遍昭寺鐘樓門に「寬永二十一年本願大竹助兵衞當光」と。田村郡にも此の氏あり。よりて此の氏は田村郡大竹より起りしものと考へらる。

6　藤原姓鎌田氏流　越後國頸城郡石橋城主にして、大竹左衞門尉は鎌田政淸の後裔と稱す。

7　淸和源氏淺野氏流　土岐系圖に「淺野光行—判官代國衡—十郎國重—賴衡（大竹之祖）」と見ゆ。美濃發祥の氏なり。

8　平姓　三河の名族なり。寬政呈譜に「源氏にして、先祖久村、大永の頃伊豆より移る、云々」とあれど、系譜・平氏支流に收む。三家を載す、家紋巴、竹の丸。

請侍出所に「三ッ木村、大竹孫右衞門」を載せ、又額田郡六所大明神神主に大竹氏あり。

9 播磨の大竹氏　總社七名衆（七頭人）の一に大竹あり、永正の文書に大竹名主殿と。

10 其の他、信濃、甲斐等にも此氏あり。

大嶽　**オホタケ**　大竹氏と通じ用ひらる。

1 糟谷氏流　前條第一項に併せ云へり。

2 又美濃に大竹氏、大嶽氏共にあり。土岐氏族か。前條第七項を見よ。

大武　**オホタケ**　鎌倉大草紙に見ゆ、こは大竹條第一項大竹氏に同じ。又大竹條第三項は寛政系譜に大武とあり。

大岳　**オホダケ**　東鑑卷十七、建仁三年九月條に大岳判官時親見ゆ。吉川本には大岡に作るにより、オホチカと讀むべきなり。

太田鹽　**オホタシホ**　應仁別記に「芝の藥師は大田鹽土佐守、備後衆相抱へ云々」と見ゆ。こは大田垣の誤なるべし。

大田代　**オホタシロ**　源姓、藤姓の二流あり。

1 清和源氏　陸中國江刺郡の豪族にして源頼政の後裔と云ふ。葛西江刺家配下の將なり。後南部氏に降る。豫參士譜代並なり。

2 藤原姓　藤原氏にして淸也を祖とす、家紋違鷹羽、三葉柏、寛政系譜に見えたり。

太田代　**オホタシロ**　前條氏に同じ。

大立　**オホタチ**　美濃にあり。

大橋　**オホタチバナ**　山城發祥にして、橘姓なりと。定綱を祖とす。家紋木瓜、水月、寛政系譜に見えたり。

大蝮壬部　**オホタヂヒノミブベ**　御名代部の一種、その伴造を大蝮壬部連と云ふ。尾張氏の族なり。タヂヒノミブベ條を見よ。

大立目　**オホタツメ**　岩代國伊達郡大立目邑より起る。姓藤原、始め二階堂氏を稱せりと云ふ。伊達世臣家譜に「大立目氏、初め二階堂と稱す、姓は藤原、出自詳かならず。永祿二年十月、紀州熊野本宮別當出だす所の證判、一通、今其の家に藏す。其の書に曰ふ『奥州伊達一族、大立目下野守朝安』と。是を以つて之を考ふるに、當家累世一族臣也。朝安數世の孫（此の間代數、名字闕く）伊勢鶴丸（名不傳、後新水入道と號す）保山公に仕へ、天文二十二年正月、釆地を羽州米澤下長井莊新砥鄕に賜ふ。是の時、賜ふ所の黑印、今家に藏す。其の子大膳（初宮内少輔と稱す、又下野守）宗行、天正十四年三月貞山公・會津を襲ふの日、命を奉じて檜原口を保つ」と載せたり。

大達目　**オホタツメ**　前條氏に同じ。伊達氏羽州を領する頃、大達目遠江守、同修理等は、羽前國置賜郡荒砥城（八乙女城）に據る。

大館　**オホダテ**　**オホダチ**　上野、羽後、陸奥等に大館の地名あり。又敬稱にも用ひらる。

1 清和源氏新田氏流　上野國新田郡大館邑より起る。この地は岩松文書應永庶子分注文に「大館鄕四ヶ村、一井鄕四ヶ村、大館知行、京都祇候」と見ゆ。新田氏の族にして尊卑分脈に「新田藏人太郎義房

―太郎政義（本義政）―家氏（大館二郎）┐
　┌宗氏（又二郎）┬氏明（左馬助）―義冬（治部少輔）―氏信（中務少輔）
　│　　　　　　　├幸氏（孫二郎、中務大輔）
　│　　　　　　　├宗兼（源三）
　│　　　　　　　└氏兼（六郎）
　└有氏（次郎）―賴員（大藏卿律師）、

と。氏信の後は、其の子「持房（刑部大甫、上總介）┐
　└教幸（治部少甫）―政重（陸奥守、刑部大甫、從四下）

教氏（兵庫頭）—尚氏（左衛門佐、少弼、兵庫頭、伊與守、從五下、法名常興）—┬光重（治部少甫）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├高信（兵庫頭）—晴忠（治部大甫）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└晴光（左衛門佐、御惣領）

にして、宗氏には「元弘三五十八・鎌倉稻村に於いて公家の爲め、討死、討手得川彌四郎光季（一本秀）也」と、又氏明には「曆應三九三・伊與國世田城に於いて、細川刑部大甫賴春の爲に自害」幸氏には「建武三正八・江州觀音寺に於いて、足利方となり、北畠顯家卿の爲に討れ了る」と註す。

梅松論に「義貞一流の氏族大館」また太平記卷十、義貞旗擧げの條に「相隨ふ人々、氏族には、大館次郎宗氏、子息孫四郎幸氏、二男彌次郎氏明、三男彥次郎氏兼」と。又鎌倉合戰條には「一方には大館二郎宗氏を左將軍として云々」續いて本間山城左衛門に、討たるゝ事を載せたり。卷十四節度使下向條に「大館左京大夫氏義」卷十五、足利方に「大館中務大輔」顯家卿に討たる。また官軍「大館左近藏人」「大館佐馬助氏明」氏明、その後北國に苦戰し、伊豫に渡る。卷二十二に「大館左馬助氏明が、執事岡部出羽守云々」同卷に大館左馬助討死の章あり。

此の大館氏は後足利氏に從ひ、幕府に仕ふ。家紋酸草。歷名土代に「大館陸奥守源政重（明應六、三、廿六、從四位下）大館伊豫守源尚氏（永正二、六、十九、從四位下）、大館總介源晴（一本明）光（永祿二、四、一、從四位下、同・陸奥守）」と見ゆ、相當重んぜられしを知るに足らん。見聞諸家紋に「大館、義兼四世孫基氏弟家氏、號大館」と載せ、一門に加ふ。又永享以來御番帳に「四番、大館中務少輔。五番、大館上總入道。大館彌々丸。大館五郎。御供衆、大館上總介入道祐善。大館駿河入道常安。大館七郎。大館刑部少輔持房。永享三年亥正月十日、丙子、伊勢守貞經亭、三條坊門万里小路え御成云々、五番々頭、大館上總介入道祐善。文明比云々、御供衆、大館兵庫頭。申次、大館刑部大輔。慈照院義政公、東山え御移之已後、御供衆、大館刑部大輔。申次、大館刑部大輔。（常德院殿樣之御事）京御所樣御相伴衆、同前、申次、大館治部少輔。」次に文安年中御番帳に「四番、大館中務少輔。同五郎。同治部少輔。五番、大館陸奥守。大館治部少輔。大館鶴若丸。在國衆、大館九郎。大館横田修理亮。」次に永祿六年諸役人附に「光源院殿御代當參衆、幷足輕以下衆覺、永祿六年五月日、御供衆、大館陸奥守晴光。同、十郎輝光、大館伊豫守晴忠。御部屋衆、大館源五郎。外樣詰衆以下、大館兵部少輔藤安。御供衆（次第不同）大館伊豫守晴忠。御部屋衆、大館源五郎、宗貞（任治部少輔）。奉行衆、大館上總介氏虎。」次に長享元年九月十二日、常德院殿樣、江州御動座當時在陣衆着到に「御供衆、大館彈正少弼尚氏。五番、大館彈正少弼尚氏。東山殿樣祇候人數、大館刑部大輔政重」と一族多かりしを知るべし。

又應仁記卷三に「大館」應仁私記に「大館兵庫頭（源敬氏）」細川兩家記に大館岩千代、永祿記に、大館伊豫守等を載せ、大館常興日記は史料として尊重さる。

2　攝津の大館氏　康正造內裡段錢引付に「內五貫二百五十文、大館上總入道殿、攝州溝杭村、段錢」と。前項氏に同じ。

3　伊賀の大館氏　第一項大館氏の族と云ふ。卽ち大館左馬助氏明の子伊賀守氏清は、文中の頃・伊賀國に關をすゑ、往來の輩をあらためけり。國司北畠氏は氏清が功を賞し、顯能卿の婿となしければ、

國人氏清を稱して關岡の屋形と仰ぎ、近江國甲賀郡、及び伊賀の國の者ども歸服す（關岡家始末、南山巡狩録）と傳へらる。氏清の子「氏隆（母顯能女、入道宗三）―氏元（伊賀太郎、母鳥尾大和守女、寛正元年四月、畠山と戰つて討死）、弟氏則（關岡荒二郎、應仁亂東軍、永正七年關岳城に於いて討死）―氏元、弟氏光、弟清祐（右近將監）―義實―義元」なりと。又氏明―氏宗―氏清―氏隆―氏則―清祐―義實ともあり。

4　大和の大館氏　吉野郡に大館氏あり。莊園考に「大館高門所藏無題古文書に、日本國六十七とあり」と。

5　近江の大館氏　康正造內裡段錢引付に「內五貫文、大館上總入道殿、江州草野庄、段錢」」と。第三項參照。

6　紀伊の大館氏　續風土記、牟婁郡尾鷲鄕林浦舊家地士土井氏條に「家傳に先祖大館彥五郎氏兼、南朝に仕へ、其の子大館小三郎氏弘、貞治二年日高郡に移り、湯川家に隨從す。五代の孫左衞門大夫保利、永正元年參州の士土井九郎左衞門利信、湯川に屬し、因りて其の女を妻とし、これより故ありて土井氏と名乘る。海部郡濱中に住居す。其の子土井新助、尾鷲に來り、代々相續す。近鄕より和州領、北山邊の山林を多く持て、國中富豪の一なり。分家源兵衞及び其餘多くあり」と見ゆ。

7　阿波の大館氏　阿波屋形細川氏配下の將なり、三好記に「大館主殿正有光」と云ふ人見ゆ。此の大館氏は、氏明の後にて、氏明の子成氏（大館三郎、小字力世、母久保加賀守通章女）、父戰死後、篠塚兵衞・母子を伴つて、阿波三好郡に逃る。その後なりと。子孫久保條を見よ。

8　備後の大館氏　大館多門氏常の裔、宮氏と稱す。

9　安藝の大館氏　大館政信の政敏・弘治中當國に移る。

10　豐前の大館氏　田川郡の豪族にして、應永正長の頃、大館成光あり。

11　能登の大館氏　三州志、鳳至郡是清（阿岸鄕是清村領）條に「長氏三世政連の子某、是淸の地頭となると云ふ。又方人相傳ふ大館伊賀守氏春居たり」と見ゆ。

12　桓武平氏岩城氏流　岩城家譜に「常朝の子隆成・大館を稱す」と見ゆ。磐城國石城郡岩城大館を名に負へるなり。永祿天正の頃、大館參河守隆信・岩城の老職たり。子孫龜田岩城藩にもあり。

13　常陸の大館氏　大館城は大館數馬（後皆川又一郎）の居城なりと。

14　三河の大館氏　大館氏明の子彌三郎氏義・天授二年九月、左馬頭、同六年奥州に卒す。その子太郎兵衞氏親三州幡豆郡坂井鄕に至り、酒井小五郎の婿となる。これ酒井家の祖なりと云ふ。

15　丹波の大館氏　粟井家記に「七頭の家云々、第四は高山寺の城主大館左近將監氏忠なり、是も新田殿の一族大館氏義が末孫なり」と見ゆ。

大達　オホタテ　大館氏に同じか。

大谷　オホタニ　オホヤ　山城、伊勢、武藏、常陸、飛驒、岩代、越前、能登、越後、因幡、備中、石見、阿波、讃岐等に、此の地名あり。

1　桓武平氏澁谷氏流　薩摩の豪族にして澁谷太郎光重の子大谷四郎重茂（一に重諸に作る）の後なり。重茂・寶治二年伊佐郡鶴田舊城によると云ふ。子孫鶴田氏と稱す、ツルダ條を見よ。又シブヤ條參照。

2　藤原姓大葉氏流　阿波の豪族に此の氏多し、阿波國板野郡に大谷邑あり。その

地より起れるか。故城記那西郡分に「大谷氏、大葉、藤原氏、丸中に三文字（一本に下に物甲二ツ）」と見ゆ。

3 藤原姓小野寺氏流　これも阿波の豪族なり。故城記、上郡美馬三好郡分に「大谷殿、小野寺、鑵の紋一文字」と見ゆ。

4 清和源氏武田氏流　阿波の豪族なり。故城記、上郡美馬三好郡分に「大谷殿、武田、源氏、割菱」と見ゆ。

5 紀姓池田氏流　故城記、同上條に「大谷殿、池田、雁」と載せたり。イケダ條參照。

6 美作の大谷氏　勝北郡中村城主に大谷左馬助（或は左介に作る）あり、又堀坂村天神宮の社人に大谷縫殿助（東作志）。この大谷氏は仁明天皇朝、承和年間、老松山天神宮を勸請したる祭主大谷吉定に始まり、爾來二十七代と云ふ。其の他、苫田郡山北邑、押入邑等にも此の氏の名族あり。後者はもと早瀨氏と云ひしとぞ。

7 桓武平氏　石見國美濃郡大谷邑より起る。同村大谷城主大谷刑部少輔平則家は石見志に「桓武平氏大谷盛胤の後乎、朝鮮從軍三奉行の一人（陰德記）」と見ゆ。又那賀郡大鹿村の大鹿城主大谷左京進平正方は石見志に「陰德太平記に文祿元朝鮮從軍三奉行の一人」と見ゆ。

オホタニ

8 因幡の大谷氏　草苅氏配下の將に大谷刑部あり、毛利氏家臣に捕へらる（因幡志）。

9 丹後の大谷氏　正應元年の田數目錄帳に「與佐郡武行武光保、七町四段六十歩内六反百四十四歩、大谷左京亮」と見ゆ。

10 桓武平氏時忠流　能登國珠洲郡大谷庄より起る。一時世に時めきし平時忠は能登國珠洲の三崎に流さる、源平盛衰記に「岩間に生たる濱松の岸うつ波に顯れて、其根あらはに在けるを、心細くもうちとけて寢いらざれば、我身の思ひになぞらへて『白波の打驚かす岩の上に、ねいらで松は幾世經ぬらん』」と。此の氏は此の人の後裔と傳へらる。越登加三州志に、「按、今、能登の土人、相傳、珠洲郡大谷村は時忠卿左遷の地と云ふ、其の末孫とて、乘定の宗左衞門と云ふ民の居住の地、卽ち卿の配所の館跡とて、今も殘塹等あり。又卿の古墳と云ふも宗左衞門の家側にあり、其の餘卿の遺器とて今存するよし也。又卿の支流とて、賴兼など名のる者今十有人あり、是を大谷の十二名と呼ぶ」と見えたり。こは今の西海村にして皆時忠の子孫と云へり。十二名とは賴兼、則貞、賴政、賴光、兼政、政賴、友安、吉盛、友吉、助光、助友、國吉の十二氏にて、猶ほそれより別れし大兼政氏と云ふもあり。

オホタニ

11 越後の大谷氏　蒲原郡大谷邑より起るか。もと越前より來ると傳へ、家紋蔦なりと。

12 藤原姓魚名流　近江國野洲郡の名族にして、三上七黨の一なり。三上神社々家大谷氏は今日に至るまで連綿たり。ミカミ條參照。

13 桓武平氏（或曰源姓、或曰高階氏）大谷刑部少輔吉隆は豐後の人にして、平貞盛の後、大谷盛胤より出づと云ふも、定かならず。古押譜には源姓と云ひ、花押藪には高階氏と云ふ。子孫盛治の子吉隆（初吉繼）、刑部少輔に任ぜらる。豐太閤に仕へ、五奉行の一員に列し、越前敦賀城に封ぜらる。慶長五年、關ヶ原の役、八月十五日の戰に、松尾山の小早川秀秋の進止を監視せんがため、特に山中に陣す。秀秋盟に背き、西軍を擊つや吉隆之を拒みて激闘す。吉隆の二千兵、死傷殆

盡き、遂に自刄す。新撰美濃志、不破郡山中村條に「大谷吉繼塚、藤堂家より此を建つ。大谷刑部少輔吉繼は石田三成に與して、慶長五年の亂に玆に戰死せり」と。

14 在原姓　大谷氏系圖に「在原行平（正三位、民部卿、始賜在原姓）—遠瞻（從五位下、近將監、住山城國宇治郡小野鄕）—遠成（從五位下、右近將監）—遠通（從五位下、瀧口）—遠長（從五位下、內藏大志）—遠光（內藏寮史生）—遠重（太郞史生）—行康（近江阪田郡司、從七位上、大炊權介）—（五代中略）—行綱（朝妻兵衛尉、平治元年戰亂討死）—行吉（大谷十郞、始朝妻十郞、屬佐々木定綱）—吉永（大谷刑部太郞、屬佐々木信綱）—吉忠（大谷和泉三郞、住信樂郡祚原奥手）—吉興（大谷大炊介、朝宮居住）—吉長（大谷左衛門佐、實西條壹岐守長綱末男）—賴吉（太郞左衛門、始吉敎）—（五代中略）—吉房（大谷伊賀守、入道忍齋、仕六角左京大夫義賢）—吉隆（大谷刑部少輔、關ヶ原役戰死）—吉胤（大谷大學助、大阪役戰死、秀賴方）—吉之（大谷文左衛門、住近江甲賀郡朝宮村）—吉賴（大谷茂左衛門）—吉榮、大谷茂左衛門）—吉秀（大谷茂左衛門）＝吉茂（大谷茂左衛門、實石田三九郞男）＝吉達（大谷甚次郞、實片木藤兵衛男）—正賢（佐渡舟城寺住職）」と見ゆ。眞僞詳かならず。

15 遠江の大谷氏　平治の亂、義朝の軍敗北、其の次男大夫進朝長、美濃國青墓宿にて自害す。朝長の臣遠江國住人大谷忠大夫なる者、その首を持ち磐田郡友永に埋むと傳らる。小給地方由緖書寄帳に「天正四年曾祖父大谷淸兵衛召出さる」と。

16 武藏の大谷氏　榛澤郡にあり。新編風土記に「大谷氏（櫻澤村）先祖惣左衛門信晨、北條安房氏邦に仕へ、小名岩崎に居住し、天正十年六月、氏邦上野國厩橋勢と挑戰ふ時、信晨奮戰し、首二つを捕り、感狀を賜ふと。信晨子二人あり、長男信淸、二男某、天正十八年討死す」」と。又豐島郡大谷氏（小田原役帳に大谷十郞左衛門）、足立郡鹿濱村、埼玉郡等にもあり。

17 利仁流藤原姓齋藤氏流　尊卑分脈に、「竹田四郞大夫賴基—賢嚴（平泉寺長吏）—竹田三郞賴成—基家（大谷二郞）」とあり。越前國丹生郡大谷邑より起りしか。此の地には有名なる大谷寺あり。

18 紀伊の大谷氏　和泉日根郡千石堀城は天正年間、石山合戰の際、紀伊雜賀根來の兵據る。同五年二月、信長南征、十六日潰走。同十二年小牧合戰の際、根來衆徒また據る。翌十三年三月、秀吉南征、秀次の兵當城を攻む。守將大谷左大仁、よく防ぎしも、筒井順慶の火箭になやまされて陷落す。オホヤ條參照。

19 藤原北家日野流　洛東大谷の地名を負ひしなり。本願寺條を見よ。西本願寺（光尊—光瑞）、東本願寺（光瑩—光演）、共に伯爵なり。

20 村上源氏　村上天皇裔なりと云ふ。家紋丸に木瓜。寛政系譜に見ゆ。

21 秀鄕流藤原姓足利流　下野足利郡西場城主西場太郞成實の子成房・大谷四郞と稱す。その後なりと。

22 其の他、東鑑卷卅五に大谷中務入道、紀伊熊野堀內安房守家臣に大谷志摩守、德川時代大垣戸田藩用人、二本松丹羽藩重臣、福井松平藩重臣に此の氏あり。又香宗我部家臣に大谷五兵衛、又奥州田村郡、岩瀨郡（オホヤ）、志摩、伊勢內宮社家、信濃、備前、攝津等に存す。

多谷　オホタニ

大谷川　オホタニガハ　オホヤガハ　讃岐

オホタニ
オホタニ

の豪族にして橘姓なり、全讃史に「大谷城鵜足郡、炭所東村に在り。往昔より大谷川左近大夫橘光兼之に居る。南北兩朝分るに及び、細川管領に屬し、其の城邑を保持す。子四人あり、長を六郎左衞門光邦と曰ひ、次を太右衞門光盛と曰ひ、次を左近右衞門盛國と曰ひ、季を三郎兵衞光高と曰ふ。貞治元年、細河淸氏、及び中院源少將、南帝の勅を奉じて來る。大谷川光兼、其の族を以つて之に歸す。同年七月、淸氏・高屋に亡ぶ、盛國、光高之に死す。同九月、賴之・西長尾を攻む。大軍を拒み難し。源少將自殺し、光邦、光盛、父光兼と、倶に奮激して衆を麾き、力戰して死す。天正時に方り、左近兵衞元國なる者あり、土佐元親に降る。其の子菖蒲助、頗る勇氣あり、末谷に於いて祿貳拾貫を受く」と。又「平山城は長尾社内に在り。大谷川太右衞門橘光盛之に居る。源少將麾下也」と。又「種子城は炭所東村に在り、大谷川左近左衞門盛國之に居る」と。又「春日城は那珂郡春日村にあり、大谷川六郎左衞門光邦之に居る。源少將の麾下也」など見ゆ。

大谷口 オホタニクチ　オホヤクチ　下總小金本土寺過去帳に「大谷口又二郎（文明四壬辰四月）、大谷口孫太郎、大谷口右衞門二郎」等見ゆ。

大田稅 オホタノチカラ　直姓なり。蓋し大田の貢稅を掌りし氏なるべし。姓名錄抄拾芥抄等に見ゆ。

大田祝山 オホタノハフリヤマ　直姓にして天爾支命の裔と稱す。大田祝は大田神社の祝職にありしを姓とせるなり。又山直はヤマ條を見よ。蓋し此氏は大田社の祝にして山直を兼ねしにより復姓とせしならん。姓氏錄大和神別に收め、「大田祝山直、天枝（一本杖に作る）命子天爾支命の後也」と見ゆ。

大田原 オホタハラ　又、大俵に作る。下野、陸奥等に此の氏あり。他國なるは、それより分れしものなるが如し。

1　高階姓高氏流　高階系圖に「高左衞門重氏—高右衞門師氏

師重（高右衞門）—師直
師行（左衞門尉 号太田原）—重眞（上野守）—師教（十郎）
　　辨房
師秋（土佐守）
師俊（武藏權守）
師澄（左衞門）—師親
師親（太田原民部少）
師眞（治部大夫）
師賀（掃部助）
師業（尾張守）—師滿
師冬（播磨守）
師義（關東管領）
師有（同）

と見ゆ、師有・一本「奧州關東管領、應永年中人」と註す。

2　丹黨　下野國那須郡、大田原邑より起る。武藏丹黨の一にして、宣化天皇の後裔と云ふ。（タヂヒ、及びタム條參照）。卽ち下野國志に「大田原氏は武藏丹黨に出づ、丹治比眞人の姓なり。世々那須家の羽翼の臣にて、武功の家なり云々」（オホゼキ條を見よ）。藩翰譜には「備前守丹治晴淸は、下野國那須の郡の住人、山城守繩淸が男なり。晴淸十五代の祖、武藏七黨の其の一つ、丹黨の末葉、備前守忠淸、初て大田原とは名乘てけり。武家補任には、大藤氏と見えたり。又世に傳ふる所は、大田原は平姓丹治氏と云ふ。平姓にして、丹治氏なること心得られず。按ずるに姓氏錄に、丹比宿禰は、火明命の三世の孫、天忍男命の後、武額赤命七世の孫、御殿宿禰の男色鳴、大鷦鷯天皇の皇子瑞齒別尊、淡路の宮に生れ給ひし時、淡路の瑞井の水を、御湯に浴し奉る時に、虎杖花とびて、御湯の瓮の中に入る。色鳴宿禰、天津神のことほぎの言葉をあげて、多治

比瑞齒別命と號し奉る。其の後多治比部を、諸國に定て、皇子の湯沐の邑とし、則ち色鳴を以て宰として、丹比部の戸を領せしめ、因て丹比連と號し、終に姓とすと云へり。姓氏錄に又曰く、多治眞人は、宣化天皇の皇子、加美惠波王の後也と。公卿補任新編纂圖等を合せ見るに、宣化天皇の皇子惠波皇子、其の御子十市王、其の御子多治比古王、名を以て姓として、多治比姓を賜へり。是れ左大臣島、中納言縣守、宮內卿水守、中納言廣成等の父祖なり。云々。廣成眞人の後、武藏國に在りしを、其の世にして武藏の丹の黨と云ひしなり。彼が後、代々安保と稱す。貞治の頃、安保信濃、入道道誓が與黨によりて、所領の地を失ふ。其後子孫下野國に起りし者を、大田原とは稱せしなり。（タヂヒ條參照）。

天正十八年、豐臣關白、相摸の北條うたると聞て、晴清初に駿河國沼津に馳せ參て、見參に入る、殿下遠き境を越て、出迎ひ參らせし事を悅び給ひ、御太刀を賜る（政恒）、又備前守になされ、所領賜て、大田原の城に住す、（一萬二千四百石）。此の家世々那須が被官たり、此時に主の

オホタハ

那須、關白に罪を蒙り、其の所領を奪て、彼の一族家人等に、賜ひしと云ふなり」と見ゆ。下野國志に、那須七騎として「太田原備前守丹治晴清、太田原一萬千四百石餘」と載せたり。

家譜の說は次の如し。「備前守忠清（武藏國阿保に住す、法名宗春）—彦四郎常清（また忠明）—彦九郎元清（永忠）—左衞門尉長清（彦六）—左兵衞尉盛清—左衞門尉吉清（彦六）—彦次郎定清—彦九郎重清—出雲守康清（下野國、那須郡にうつり住す）—

信清（右兵衞 右衞門尉）—次清（左兵衞尉 右衞門尉）—高清（山城守）—胤清（出雲守）—麟道（光眞寺僧）
　行定（助次郎）
　清光（太郎兵衞）
　清宗（縫殿頭）
　資清（初貴清 助九郎 備前守）—
　　高增（右衞門佐、美作守、大關彌五郎增次が家を相續す）
　　資孝（初資則）孫太郎、安藝守 福原彈正左衞門資郡養子
　　綱清（綱清）山城守—晴清（左兵衞 右兵衞尉 備前守）—政清（左兵衞 備前守）—
　　　　　高清（彦次郎、山城守）
　　　　　爲清（長次郎）
　　　　　吉清（織田 武左衞門）
　　　　　晴川（十藏）
　　　增清（出雲守）
　　　女（那須資胤母）

與清（初長清、備前守、實織田小十郎政時が長男）—純清（主膳、和泉守）—清

オホタハ

信（備前守、實は武左衞門吉清が男）—扶清（初命清、爲之亟、飛驒守、實は十藏晴川男）—友清（出雲守、左衞門佐）—庸清（山城守、飛驒守）」と。康清の後は、其の子山城守光清—弟飛驒守愛清—出雲守廣清—飛驒守富清（實九鬼式部少輔隆都二男）—一清（鉎丸、實養方弟）（下野太田原一萬二千石）、現今子爵、支庶一家（千五百石）、家紋朧月、輪の內釘拔、九曜、五三桐。

大田原

此の氏・忠清初めて大俵を稱すと雖、大俵は大田原に同じければ、資清が初めて大田原に築城し、此の地に據りしものとする時は、此の時以來の稱とせざるべからざるべし。

3 翁草、鎌倉時代武士の所領として「一萬石、下野の內、太田原判官義重」と載せたれど、妄說ならんか。

4 美作の太田原氏　東作志に「舊那須の一類にして、下野より備前に來り、浦上宗景に仕へ、天神山に於ける宰臣四人の一員なり」と見ゆ。太田原與惣左衞門。

これなり。

5　豐前の大田原氏　京都郡の豪族にして應永正長の頃、大田原行房、其の子行國あり、又大田原行政あり。

6　其の他、此の氏は新田佐竹藩重臣、水戸藩重臣にあり。

太田原　オホタハラ　大田原氏に同じ。

大俵　オホタハラ　大田原と通じ用ひらる但し下野大田原氏は初め大俵、大田原邑に移るに及び大田原に改むとも云ふ。

大田人　オホタビト　恐らく大田氏部曲の民たりしものならんかと考へらる。美濃にあり、栗栖田里大寳二年戸籍に「大田人大多」と云ふ人見ゆ。

大平　オホタヒラ　オホヒラ　オホタラ　遠江、駿河、近江、岩代、陸前、羽後、越後等に此の地名あり。

1　高階姓高氏流　高階氏系圖に「高新五郎惟眞―惟範―惟長（刑部丞、奥州忍郡領）―惟忠（瀧口八郎）―惟行（大平六郎）―惟綱（左衞門）―惟氏―惟景―

―惟眞大平左衞門
―惟春四郎　┌惟世修理亮
―惟家安藝守┴惟廣又五郎

と。尊卑分脈には「惟忠（瀧口太郎）―惟

行（太平太郎）云々」と見ゆ。

岩代國信夫郡（安達郡）に大平邑あり、此の地より起れるか、田村郡にも大平ありと。此の氏は東鑑に（オホヒラ條にあり。）次に太平記卷十九に大平孫太郎、二十一に太平出雲守、二十四に大平出羽守義尙、大平六郎左衞門尉、二十七に太平出羽守義尙、三十一に太平安藝守、同出羽守等見えたり。

2　桓武平氏三浦氏流　岩代國南會津郡大平村より起る。新編會津風土記、會津郡瀧澤組瀧澤村條に「八幡宮寶物鰐口に、會津布引山毘盧舍那殿、鰐口五之内、國士大平葦名修理大夫盛氏寄進」と。

3　大江姓　羽後國南秋田郡大平（オイダラ）邑より起る。大江姓永井氏・此の地を領し、大平城に據る、よりて一に大平氏とも云ふなり、（ナガヰ條を見よ）。梓山峰之嵐に「大平左近將監大江廣忠は豐島勘十郎重氏とは一族なれ共、豐島の城を落す」と。

4　武藏の大平氏　荏原郡等等力壘（等々力村）は太平出羽守の居城にて吉良家に屬せしと云ふ。先祖は太平清九郎、又右衞門佐なりといひて、天文弘治の頃吉良家

に仕へし者なり。其の家に傳ふる文書あり。其の文によれば、大藏村小山の邊を領せしと云ふ。今も字を小山と云ふ所あり、其の地なるべし。その後故あつて氏を森田と改め、二人の兄弟ありしに、其の頃より二家に分れ、農民にてありと云ふ、又此の村に舊家なりとて戸井田、小池を氏とするものあり、是も吉良家に屬せしものか、その事跡詳ならず（新編風土記）。

5　橘姓　近江國坂田郡大平村より起る。もと岩室を稱す。橘氏にして俊家の子家次（織田信孝の臣）を祖とす。

6　菅原姓　これも近江の豪族にして、蒲生郡にあり、郡史云ふ、江北武士にして、建武の頃五辻宮に從ひ、本郡に來り、子孫内池村に住す。菅原氏なりとは舊趾考の記す所なりと。

7　紀伊の大平氏　名草郡府中村八幡宮の神主を大平氏といふ。

8　此の氏は德川時代龜田岩城藩の重臣なり。土佐、讃岐に藤原姓大平（オホヒラ）氏あり。その條を見よ。

太平　オホタヒラ　前條に併せ云へり。

大塔　オホタフ　タイタフ條を見よ。

大田部　**オホタベ**　職業的部の一種にして朝廷領なる屯田（ミタ）に使役せし部民ならんかと考へらる。卽ち田部の一にして若田部に對す。タベ、ミヤケ、ミタ各條參照。猶ほオホタ條と對照せよ。

1　遠江の大田部　和名抄、當國周智郡及び長下郡に大田郷あり、此の部のありし地にして、大田君と關係あるべし。

2　相摸の大田部　大田部直の存するにより大田部のありしを知るべし。第二十三項を見よ。

3　武藏の大田部　和名抄當國埼玉郡に大田郷あり、此の部のありし地にして、後世の大田氏と關係あるべし。

4　房總の大田部　下總國匝瑳郡に大田郷あり、又萬葉集卄に千葉郡大田部足人と云ふ人見ゆ。又安房國安房郡に大田郷、又上總國長柄郡に邑陀郷あり。

5　常陸の大田部　和名抄久慈郡に大田郷あり、當國にも後世大田氏榮ゆ。

6　美濃の大田部　和名抄、當國安八郡、大野郡に大田郷あり、此の部のありし地にして、當國大田氏と、關係深かるべし。

7　信濃の大田部　和名抄當國水内郡に大田郷あり。

8　上野の大田部　和名抄當國吾妻郡に大田郷あり、此の部のありし地にして、子孫オホタ條を見よ。

9　下野の大田部　萬葉集卷二十に、梁田郡上丁大田部三成、及び火長大田部荒耳など見ゆ。又上神主より發掘したる古瓦に「大田部禾戸」とあるものあり、此の部の多かりしを知るべし。子孫大田條を見よ。

10　岩代の大田部（安倍氏流）　承和十五年五月紀に「信夫郡擬主帳大田部月麻呂云々、姓を阿部陸奧臣と賜ふ。」と見ゆ。

11　岩代の大田部（大伴氏流）　延曆十六年正月紀に「安積郡人大田部山前、姓を大伴安積連と賜ふ。」と見ゆ。大伴大田と云ふ氏もあり。大田連參照。

12　陸奧の大田部　陸奧國戸籍に「戸主大田部赤麻呂、大寶二年籍、郡内郡上里戸主大田部伊須伎戸、戸主子、今爲同戸移來」と見ゆ。

13　佐渡の大田部　元慶三年十二月紀に、「佐渡國云々、大田部志眞刀自女」と云ふ人見ゆ、雜太郡の人なりと。

14　石見の大田部　和名抄當國安濃郡に邑陀郷あり、此の部のありし地か。

15　播磨の大田部　和名抄當國佐用郡、揖保郡に大田郷あり。

16　備後の大田部　和名抄當國世羅郡に大田郷あり。

17　紀伊の大田部　和名抄當國名草郡に大田郷あり。

18　讃岐の大田部　和名抄當國香川郡に大田郷あり。

19　筑後の大田部　和名抄當國上妻郡に大田郷あり。

20　日向の大田部　和名抄當國諸縣郡に大田郷あり。

21　大田部君　大田部の部分的伴造なり。天平九年二月紀に「大田部君若子」と云ふ人見ゆ。大田君と云ふと同異詳かならず。

22　大田部連　天平十二年十一月紀に「日根造大田（守）部連牛養」とあるは、恐らく守字を脱せし誤ならん。

23　大田部直　相摸の大族なり、蓋し相摸國造の族歟。藥師寺文書、天平勝寶八年二月六日の相摸國朝集使に「御浦郡司代大田部直國成」また寶龜二年三月八日の沙彌慈窓經師貢進文に「相摸國高座郡土

甘郷戸主大田部直乎多麻呂戸口矢作部廣益」また類聚國史、第五十四に「大同二年十月云々、相摸國人大田部直守宅賣、一たびに一男二女を産む、稻三百束を賜ふ」など見ゆ。後の大田氏と關係あらんか。

24 大田部宿禰　大田部直、若しくは大田部君などの宿禰姓を賜へるものなり。拾芥抄、姓名錄抄等に見ゆ。

大多羅　**オホタラ**　タラ條を見よ。

大足　**オホタラシ**　**オホタリ**　和名抄能登國珠洲郡に大足鄕あり、高山寺本、大豆に作る。又常陸國那珂郡(茨城郡)に大足邑あり。又文德實錄齊衡三年八月條に「伯耆國大帶孫神、加從五位下」と見ゆ。蓋し大足は景行天皇の御名代部にして、天皇の御諱大足彦忍代別尊(古事記には大帶日子於斯呂和氣命)の大足を名に負ひしものと考へらる。ワカタラシ條參照。

大帶　**オホタラシ**　前條に同じ。

大足部　**オホタラシベ**　景行天皇の御名代部なるべし。

大多和　**オホタワ**　又大田和とも、太田和ともあり。

1 桓武平氏三浦氏流　相摸國三浦郡太田

和邑より起る。三浦氏の族にして、三浦系圖に「大介義明—義澄、弟義久(大多和三郎)—義成(次郎)」と載せ、又大多和系圖に「義久(大介義明三男、大多和三郎)—

- 義成(大多和二郎)
  - 義季(左衛門尉)—義遠(左衛門尉)—義任(壹岐守 左衛門尉 兵衛尉)
    - 行秀(十郎 左衛門尉)
    - 師義(與一)
    - 義泰(孫太郎)
    - 義方(孫二郎)
    - 義綱(左衛門尉)
      - 義兼(左衛門太郎)
      - 義鄕(左衛門次郎)
      - 宗義(六郎)
      - 義長(七郎 左衛門尉)—行義(彌七)
      - 義武(太郎 左衛門尉)—義顯(小太郎 兵衛尉)
      - 義貞(十郎)—義季(三郎)
      - 女子(糸久孫七妻)
  - 泰秀(泰季)(左衛門次郎)—義清(次郎太郎)
    - 義泰(太郎 左衛門尉)
      - 義景(左衛門次郎)
      - 義長(三郎)
      - 〻〻(平四郎)
      - 義光(彦太郎)
      - 義貞(又次郎)
    - 義基(彦次郎)
  - 秀信(義信)(三郎 左衛門尉)—義行(平六 左衛門尉)
    - 倫義(平六 左衛門尉)
    - 連義(又六 左衛門尉)
  - 時信(七郎)—有義
- 久盛(四郎)—久親
- 久村(五郎)

- 義綱—義勝(彦六郎)
- 義高(孫太郎)—義里(彦十郎)
- 義光(九郎)
- 季盛(六郎 左衛門尉)—爲盛(八郎)
  - 經盛(八郎太郎)—倫季(彦九郎)
  - 景盛(三郎)—盛義
  - 盛泰(四郎)—經泰(彌太郎)
  - 盛平(彌八)—盛遠(彌八)
  - 景義(九郎)
    - 義泰(九郎七郎)—義賢
    - 義正(彌九郎)
  - 盛忠(十郎)
  - 秀盛(與一)—盛長(與一太郎)
- 重義(平三郎)—範忠(彌三郎)
  - 義政(孫太郎)
    - 倫信(壹岐孫七郎)
    - 義綱(大多和彦十郎)
  - 義廣(五郎)—範廣(六郎)
  - 景信—經信(中尾七郎)
    - 皆伊豆丸
    - 義信(與一)
- 義益(惠義 二郎)
- 重秀(糸久)—胤時(七郎太郎)
  - 義持(孫七郎)—義範(孫太郎)
  - 定俊(大貳坊)—義定(松房丸)
  - 賴胤(彌七)—持胤(彌太郎)
- 義胤(七郎)
  - 秀義(二郎)
  - 義貞(土橋六郎)
  - 義行(吹良八郎)
  - 大貳坊—光胤(五郎太郎)
    - 常胤(孫太郎)
    - 義光(孫三郎)

而して義長に註して「原本・此に系を誤

る。按ずるに義任の弟行秀第二子義名の弟也」と。義勝は新田義貞に屬す。此の氏は東鑑卷一治承四年八月廿二日條に「三浦次郎義澄、同十郎義連、大多和三郎義久(吉川本二郎)、子息義久」とあるを初めとし、一、二に大多和三郎義久、一、三、四に大多和次郎義成、三十四、三十五、三十六、三十八に大多和新左衞門尉、四十に矢多和二郎、五十に大多和左衞門尉等見ゆ。又源平盛衰記に大田和四郎能範、大多和次郎義成等あり。

2　伊勢の大多和氏　一志郡の豪族にして前項大多和氏の後、八田城(八田村字城山)に據る。三浦義明二代の孫盛時始めて此處に築く。盛成の時に及びて、正平中、州守北畠顯能に屬す。其の後永祿十二年八月、織田信長來り攻む。城主監物(五鈴遺響に、永祿中兵部少輔あり、或は此の監物と同人かと)能く拒ぐ。終に拔く能はずして去る。天正四年北畠氏亡ぶるに及びて、城を出で本郡下之庄村に蟄居して卒す。其墳墓同村に在り、(多藝錄、下之庄村舊記、碑記)(名勝志)。又小山村字二谷の山上に小山城あり。大多和兵部少輔之に居る。永祿十二年八月、織田信長の兵と戰て城陷り、遂に廢すと傳へらる。

3　安藝の大多和氏　關東より下ると云ふ第一項氏の族か。永祿弘治の頃、大多和宗兵衞・大道城に據り、毛利氏に屬して功あり　又藝藩通志豐田郡入野村條に「大多和氏、先祖大多和鐵砲助といへり。天正十三年伊豫の役に赴き功あり、天野元相の感狀を傳ふ。」と。

4　肥前の太田和氏　彼杵郡太田和村より起る。大村藩鄕村記に「太田和村、太田和氏代々領之」と載せたり。

5　高階姓高氏流　高階氏系圖に「高右衞門師氏—定義(大多和與一、法名行佛)—師成—師義—直泰」と。一本「師氏—師義(號大多和與一)—定成—師義—直泰」と見ゆ。定義

- 師成(一本定成　二郎　左衞門尉)
  - 師義(右衞門尉)—直泰
  - 重久(一本重定、左二郎　彌二郎)
- 行義—義成(孫二郎)
- 義顯—行重
- 定直

6　磐城の大多和氏　白川郡大田和邑より起る。老人物語に「淺川城へ、白川衆大多和右近、濱尾十郎云々、歷々衆三十五騎、三之丸迄攻入打死云々」と。

7　其の他、應仁記、應仁別記等に大多和氏多く見ゆ。

大田和　**オホタワ**　前條氏に同じ。

太多和　**オホタワ**　同上。

太田和　**オホタワ**　同上。

路　**オホチ**　敏達天皇裔にして眞人姓也。ミチ條を見よ。

邑知　**オホチ**　また邑智に作る。和名抄河内國志紀郡、並に澁川郡に邑智鄕あり。後者後世大地邑と云ふ。又出羽國河邊郡、並に平鹿郡に邑智鄕あり、前者後世大内邑と云ふ。又能登國羽咋郡に邑知鄕あり、於保知と註す、後世邑智庄と云ふ。又石見國に邑知郡あり、於保知と訓ず。これ等より起る。石見國邑智郡の邑智氏は、名和氏の族にして、日野氏裔なりと云ふ。中野邑(今田所村字緩木)鳥懸(又鞍懸)城主に邑智備後介宗連あり、石見志に「邑智(中野矢上井原を、今も邑智三ヶ村と稱し、中野元邑智本鄕と稱す)此地に居り氏とす。邑美鄕中野矢上井原上田所高見下田所(八重葎)。今邑美の地なし。美は智の草書を誤る、邑智鄕なるべし。興國三年吉川代官須藤景成と戰ふ(吉川文

書)」と見ゆ。

邑智 オホチ　前條氏に同じ、ムラチ條を見よ。

大市 オホチ　和名抄播磨國揖保郡に大市鄉あり、於布知と訓じ、高山寺本には於保知とあり。又備中國窪屋郡に大市鄉ありて、於布知とあり。なほ大和、三河等にも大市鄉あり、オホイチ條を見よ。

生地 オホチ　オフチ條を見よ。

大路 オホヂ　攝津國河邊郡に、大路庄あり。丹波氷上郡に此の氏あり、丹波志に「大路氏、子孫福田村、先祖大路岫大夫、本家今大路元右衛門、同家共に七家」と見ゆ。

大内 オホチ　和名抄讃岐國大内郡を於布知と註す。此の氏の事オホウチ條を見よ。

多知 オホチ　タチ條參照。

太地 オホチ　タチ　紀伊國日高郡西岩代村目津地士に太地喜左衛門あり。

大地 オホチ　河内、若狹等に此の地名あり。又大知と通ず。

1　河内の大知氏　澁河郡の大地莊より起る。此の地は石清水延久四年九月五日文書に「壹處、字大地庄、澁河郡」當宮緣事抄に「石清水八幡宮寺領(保元三年)」と。

2　有動氏流　肥後の豪族にして、九州軍記に「大田黑の城には有動が黨類・大知越前守五百餘人楯籠て、立花宗茂が歸りを待ちかけたり」と。

3　加賀藩に大地氏あり、給帳に「參百石(丸内琴柱)大地新八郎」と見ゆ。

大知 オホチ　前條に云へり。又豐後圖田帳に大知太郎兵衛入道孫鶴丸連慶撿校有。

大値賀 オオチカ　肥前の豪族ウク條參照

大近 オホチカ　美濃にあり。

大知波 オホチバ　遠江國濱名郡大知波邑より起るか、此の地に式内大知波神社あり。東鑑卷廿一におほちは三郎と云ふ人見ゆ。

凡治部 オホチベ　品治部と云ふと同一ならんか。但し出雲にのみ存し、且つ同國別に品治部と云ふもあれば別か。

1　出雲の凡治部　賑給歷名帳に「日置鄉凡治部香賣外一、伊秩鄉凡治部阿豆賣外一、多伎驛凡治部玻女賣外一、神戶凡治部弱津賣、滑狹鄉凡治部井手外十一、朝山鄉稗原里凡治部方見賣」等多し。同帳に品治部と云ふも見ゆ。

2　凡治部首　凡治部の伴造なるべし。賑給歷名帳に「日置鄉凡治部君忍麻呂外四人」見ゆ。

大帳所 オホチヤウシヨ　職名より起りし氏なり。

大内山 オホチヤマ　伊勢の豪族にして北畠國司の家臣大内山但馬守は度會郡阿曾城に據る。オホウチヤマ條を見よ。

大津 オホツ　和名抄駿河國志太郡に大津鄉あり、東鑑、神鳳抄所載の駿河國大津御厨は此の地にあり。次に常陸國茨城郡に大津鄉、出羽國雄勝郡(羽後)に大津鄉、長門國に大津郡、於保都と註す。又近江に大津宮、丹後に大津庄あり。村名としては猶ほ多かるべし。津は上古の港なり。

1　大津造　攝津の氏にして、毛野氏の族歟。難波大津を氏に負ひたるなるべし。大寶元年四月紀に「遣唐大通事大津造廣人に垂水君の姓を賜ふ」と見ゆ。また和銅七年六月紀に「從七位下大津造元休、從八位下船人等、並に連姓を賜ふ」と見ゆ。前文大津氏と同異詳かならず。

2　大津連　和銅七年閏二月紀に「沙門義法還俗す。姓は大津連、名は意毗登、從五位下を授く。占術を用ふる爲也」と見ゆ。義法恐らく以前大津造姓なりしなるべし。而て前項述べし六月紀の大津造より連姓を賜ひし元休等は、同族の關係に

て賜姓の榮を受けしものならん。正倉院文書、天平七年の左京職符に「大進大津連船人」とあるは前項に云ひし船人なるべし。

3　大津宿禰　天平寶字八年九月紀に「大津連大浦、姓を大津宿禰と賜ふ、」と見ゆ。此の賜姓の事は、寶龜六年五月紀によりて明かなり。曰く「從四位上陰陽頭兼安藝守大津連大浦卒す。大浦は世々陰陽を習ふ。仲滿甚だ之を信ず。問ふに事の吉凶を以つてす。大浦・其の指意、逆謀に渉るを知り、禍の己に及ぶを恐れ、密かに、其事を告ぐ。居る事幾くもあらず、仲滿果して反す。其の年從四位上を授け、姓を宿禰と賜ひ、兵部大輔兼美作守に拜せらる。神護元年、和氣王に黨するを以つて、宿禰姓を除き、日向守に左遷す。尋いで見任を解き、卽ち彼國に留る。寶龜の初、罪を原して入京、陰陽頭に任ぜられ、俄に安藝守を兼ね、官に卒す」と見ゆ。

4　河內の大津氏　永祿二年の交野郡五ケ郷總侍中連名帳に「津田村大津五郎左衞門尉行勝」なる人見え、寬永記錄に「津田村大津二軒」とあり。

5　清和源氏武田氏流　甲斐國巨摩、中郡大津村より起る。布施氏の一族也。布施安藝守信清、武田大津安藝守と稱す。武田系圖に「信武―信成（次郎、刑部大輔、甲斐守護）―滿春（布施彦六、大津祖、號義林）」と見ゆ。滿春の後は、其の子「賴武（布施）、弟滿賴（右馬頭、法名最公季晴大居士）―信清（安藝守、法名天用、長福寺）―信澄（右馬頭）―信令（彦次郎）―信經（兵庫助）―信慶（八郎）」と。而して信澄の弟に「駒王、心王澤公、信棟（三郎）、仙繁（十郎）、廣惠首座（惠林寺）」また信經の弟に「慈聖、彦六、信幸（左衞門佐）」等あり。又中興系圖に「大津、清和、紋ジヤノメ、武田刑部大輔信成男、彦六郎滿春稱之」と。一族甲信に榮ゆ、甲鑑に十騎と。

6　佐々木氏流　三河國渥美郡大津邑より起ると云ふ、寬政呈譜に「佐々木流、馬淵廣定の子、青地基綱三代孫親綱の後なり」と。家紋蛇の目、釘拔、二大文字。寬政系譜、本支四家を載す。幡豆郡淺井村東城は大津土左衞門の居城也。

7　近江の大津氏　輿地志略に「大津城は是澤山駄屋の西にあり、今の代官屋敷、及び公儀の御藏あるの地、是れ古の城地なり。始め佐々木の家臣傳九郎賴長、大津彈正等之に居る。此の地の奉行たり。明智光秀の亡後、太閤秀吉坂本の城をこゝに遷すと見ゆ。天正十八年前州主佐々木京極高次を置く。關が原の役石田が黨之を攻めて城廢す。然る後台命あつて膳所に遷す」と。大津彈正、本姓駒井氏、大津に住せし故に大津を以て氏となす、彈正が子を傳九郎、傳十郎と云ふ、武功あり。江源武鑑に「天文二十三年八月二十日、大津奉行大津主膳正清宗卒す。年五十九、駒井定清の三子なり。氏綱の時に大津奉行と爲る。子竹千代幼少なり、駒井石見守を奉行とす。永祿十年九月九日、大津四位宮の祭禮あり、神人と三井寺の僧と戰ひ、神人多く死す。三井寺より四宮を燒んとす。大津奉行大津主膳正兼俊、之を觀音寺城に言上し、十六日三井の僧四十五人を柳崎の濱に誅す」と。

8　宇都宮氏流　豐前宇都宮大系圖に「信房―景房―鹽谷家房（大津祖）」と見えたり。

9　筑後の大津氏　本朝武林原始に「大津員季、筑後國伴田に居りて、甲冑を製し

源頼義に獻ず。是れ筑紫甲冑師伴太氏の祖也」と。貝季、又陸奥話記に見ゆ（地理志料）。

10 肥後の大津氏 合志郡、大津邑より起る。佐々木氏の族と稱す。肥後國志略引用大津掃部助手鑑に「合志領内一萬六千町、永祿八年丑五月五日、勢揃の騎馬百五十八疋、云々」と。

11 羽前の大津氏 東置賜郡の豪族にして伊達氏の頃、大津土佐守は、宮内城主たり子孫熊野神社の神職となり、今に存す。

12 桓武平氏 中興系圖に見ゆ。

13 藤原北家一條流 土佐國長岡郡大津より起る、當地の領主天笠氏の事は其の條を見よ。長曾我部國親に降る。後一條内政・此の地にあり。よりて大津御所と呼ばる、オチデツ條を見よ。

14 其の他、大津宰相（京極高次）、原田家臣に此の氏あり、又加賀藩給帳に「貳拾人扶持（三木瓜）大津善安」と。

大圖 オホヅ

大塚 オホツカ 山城に大塚庄あり、又河内、攝津、伊勢、尾張、三河、甲斐、武藏、常陸、近江、美濃、上野、下野、岩代、陸前、羽前、出雲、安藝、日向等に此の地名あり。

1 橘姓楠木氏流 河内國丹比郡大塚邑より起りしか、楠氏の族にして、大塚掃部助惟正は湊川の役に從ひ、後また正行に從ひて四條畷に奮戰せしも、一族死すと聞き、重傷を顧みず、接戰して忠死す、事太平記卷二十六に見えたり。又和田文書延元二年八月の岸和田侍從房快智の軍忠狀に「以前の條々、軍忠の次第、當國守護代大塚掃部助惟正、幷に八木彌太郎入道法達、土生彦次郎義綱已下、同所合戰の間、存知せしむる所也」と。又「當國守護御代官」と載せ、又岸和田彌五郎治氏の軍忠狀にも「當國守護代大塚掃部助惟正、且つ八木彌太郎入道法達、幷に上卿彌次郎俊康」と載せ、又同年十一月定智の軍忠狀に惟正の外、大塚新左衞門尉正連を擧げたり。

2 中宮陵戸 攝津矢田部郡中宮六戸當村は陵墓丁なるを以て、六戸と限られたり。大塚利左衞門、塚本伊左衞門、仲居源右衞門、仲居利三郎、鎗中増右衞門の六家とす。現今中宮の舊地に居を構ふるもの僅に三戸に過ぎず、其他は各地に移轉せり。從來此の村の舊記は、生田神社の寶

庫に收め置きしに、往昔火災の爲め悉く書類を燒失せりと傳ふ。又大塚なるものは六戸の長にして、塚本は其の分家なりといふ、何れにするも、增減なき所なれば、生計も困難なるより農業の外、近世は水車業を營めりとぞ。（西攝槪觀）。

3 伊勢の大塚氏 壹志郡、大塚邑より起る。大塚俱清は木造家配下の將にして、當地に據りしも、天正十二年九月、戸木城の戰、庄村にて戰死すと云ふ。

4 藝備の大塚氏 安藝國沼田郡大塚村より起りし大塚氏あり、大塚四郎兵衞は同村岸城による。又藝藩通志廣島府條に「中島本町備中屋先祖大塚助左衞門は備中の人なり。毛利氏の時こゝに來り。鼓醬を賣て家業とす。今助左衞門に至る十代、明和已後は酤戶となれり。家に京都妙覺寺僧日奥所畫の曼陀羅を藏す」とあり。

5 出雲の大塚氏 能義郡、及び神門郡に大塚村あり、此等より起れるか。安西軍策に尼子方の將に大塚與三右衞門見ゆ。

6 美作の大塚氏 東作志英田郡楢原郷中村條に「古屋敷、矢田原高下に在り。森家第一の國老大塚氏（祿七千石）此處に居す。今も稀に小柄髮掻等の器土中より出

づ。村老の云ふ、黄金を埋めありしと、巨石あり。大塚氏、初代を丹後と稱す（初名は次右衛門）關ヶ原大阪二役に武功あり、最も武名高し（家紋笹龍膽）。森忠政侯に登庸せられ、慶長十三年より同十七年まで國政を執れり。二代目主膳三俊（初名庄右衛門）寛永元年より十六年まで執政。三代目丹後氏次（初名左門將監）正保二年より慶安二年まで執政。四代目内膳某（初坂之允）、五代目監物氏重（初三五郎）、六代目左門可明（初長次郎）、家聲を墜さずして代々能臣の聞えあり。

或書に云ふ、大塚主膳嫡左門、屢々其の主人伯耆守長義（万右衛門長成幼少につき後見十三年）の虐政を諫む。時に横山刑部左衛門と云ふ者、兒小姓より立身して、祿二千七百石に至り、大に國政を亂る。大塚頻に此の事を諫むといへども聽かれず。竟に暇を願捨にして、白晝に立退き、伏見に蟄居すと云ふ。

7 藤姓　下野國都賀郡の大塚邑より起るか。道隆六世孫家行の苗裔泰親より出づと。又武家系圖に「大塚、藤、本國下野、紋梅鉢唐團釘貫、清和、内麻呂藤嗣公苗内大臣伊周公、七代孫太郎泰親稱之」と見ゆ。蓋し武藏兒玉黨の族か。

8 桓武平氏千葉氏流　千葉常胤の庶流なりと云ふ。下總小金本土寺過去帳に「大塚藤衛門、天正廿一壬辰六月」とあるは此の族か。

9 秀鄕流藤原姓　秀鄕裔にして、秀元―元重―政長に至り、外家池田を冒す。家紋劔梅鉢、揚羽蝶。

10 尾張の大塚氏　中島郡の大塚村より起る。一宮村の人、大塚權大夫名あり（尾張志）。

11 三河の大塚氏　碧海郡の豪族にして、合歡木村に大塚平右衛門あり、又大塚に作る。寶飯郡に大塚村あり。

12 佐々木氏流　近江國蒲生郡大塚村より起る。佐々木氏の支流也。大塚因幡守、應仁亂記に出づ。又永正天文の比、大塚十兵衛尉あり。

蒲生家並家老五手與頭家中の舊臣に「大塚七右衛門、大塚左兵衛」あり、此の族か。

寛政系譜此の流大塚氏二家あり、佐々木支流なりと。家紋丸に竪二引、餅の内抱澤瀉。又武藏埼玉郡大塚氏は金田氏の後にて、佐々木氏より出づと云ふ。カナタ條に詳述すべし。

又甲賀郡石部吉御子神社の傳説に大塚善生云々、嵯峨天皇の頃の人にして、觀音寺を建立すと云ふ。

13 美濃の大塚氏　多藝郡の大塚邑より起る。此の地に大塚城あり、丸茂氏の居城・關係あるか。大塚藤三郎、大塚半次郎等あり（新撰美濃志）。大墳條參照。

14 赤松氏族　赤松の支流なり。家紋抱襄荷、丸に釘拔、丸に澤瀉（寛政系譜に見ゆ。

15 藤原北家安達氏流　安達盛長の子大曾根時長の後なり。家紋丸に雁金、蔦。アダチ條を見よ。

16 土持氏流　日向國宮崎郡大塚邑より起る。土持七黨の一也（日向纂記）。日向記に大塚八郎見ゆ。

17 肥後の大塚氏　永正元年三月三日の菊池政隆侍帳に、大塚源兵衛盛道を載せたり、當國の名族にして後世學者を出す。

18 小野崎氏流　常陸國多賀郡大塚邑より起る。當國の名族にして、佐竹家四天王の一に數へらる。小野崎氏の族なり（戸村本系圖）と。新編國志に「大塚、多賀郡大塚の地より起る。其の所出を詳にせず。或は云ふ、小野崎氏の族なりと（常

北遺聞、中山氏補正)。永享中の人、子左衞門、嘉吉中の人、子信濃守、次に信濃守二子、一を頼成と曰ふ、下總守、初大塚菅俣に居り、後、其の地を弟成義に付け、別に城を龍子山に築て遷る（寛延手綱記)と。龍子山は下手綱にあり、足利鎌倉殿の時、奉行寺岡氏、及び里見氏の所領なりしに、應永の末に、禪秀亂に改易せられて大塚氏に賜ふ(朝香明神棟札)と。中山氏云はく「赤水の常北遺聞は杜撰甚し。典籍の眞僞を辨ぜずして誤らるゝ所多し。『手綱城主、天德三年常陸介成定云々』とは大塚伊勢守成貞を誤れるにて、時代相違す。戸村本系圖に『多賀庄奉公人大塚は小野崎一族、大窪より分る』と載せ、又佐竹家士知行目録に、永享七年の條『多賀庄之内、手綱一方、小野崎越前三郎、多賀庄政所、同人』と見ゆるに考ふべし。又太平記なる、四條繩手合戰に打死の大塚掃部助は、岸和田文書に、守護代、大塚惟正と云ひ、泉州の人なるを、赤水は大塚氏の人と誤り、又成貞の養子信濃守淨雄を、定王（或常王）に作り、南朝の王孫と誤る。實は小山氏の子のみ。其の家の出自を考るに『小野崎通房の子、小野崎越則守通□(彦次郎)

┌〇〇(與次郎妙淨)大塚祖
└〇〇(與三郎)　石神祖

大塚與次郎は、永享二年に沒す、云々」と(地名辭書)。

頼成の子成貞、伊勢守初めて佐竹氏に事ふ、(戸村本佐竹系圖、佐竹譜代系圖)。文明十七年、岩代常隆兵を率ゐて多珂郡を略し、車城を攻陷す(岩城系圖、心車抄、妙法寺過去帳)。成貞出降る(舊誌)。其の後孫政成、(妙法寺過去帳、朝香棟札)、弘治元年、京師に往き、將軍義輝に謁し、物を獻ず、(蜷川家記)。永祿元年、岩城重隆、佐竹義昭と郤あり。義昭和を請ふ、重隆肯せず。政成調停して、和義竟に成る(岩城淨勝院文書)。已にして隆成纂て嗣となる（寛延手綱記、極樂寺系圖、龍子山記)。隆成は成義の後、初め掃部助と稱し、菅俣に居り、後龍子山城を襲ひ、取て之に遷る。更に信濃守と稱し、永祿五年、又菅俣に退老す。子親成。永祿十一年、親成事を以て、岩城に往き、弟僧空岸をして留守せしむ。佐竹義重之を攻む、空岸擊て之を郤く(舊誌、龍子山記)。子隆通・岩城氏に仕へ、慶長元年、楢葉郡折木砦に移封、(折木東禪寺記)。七年、岩城貞隆地除かれ、大塚氏も食邑を失ふと。これより前、興國中、大塚五郎次郎員成あり、官軍に屬し、錦製御旗を賜はらん事を請ふ。曆應四年戰死す(關城繹史)。又久慈郡金澤邑十二所社永祿六年棟札に大檀那大塚大膳と見ゆ。此の大塚氏の城跡は上金澤村にありと。又六地藏寺過去帳に大塚內膳見ゆ。又大洗磯前神社神主に大塚氏（大宮司）あり。

19 清和源氏佐竹氏流　磐城國白川郡の豪族にして、羽黒館に據る。關物語に「永正二年、佐竹氏の族、大塚氏、佐竹に背き、結城家に屬して當城に居る」と。又大塚系圖に「掃部介國久より四代居たり。宮內左衞門尉に至りて、佐竹氏に攻落さる」とあり(白川古事考)。岩代にも此氏あり。

20 羽前の大塚氏　東置賜郡大塚邑より起る。伊達世臣家譜に「大塚左衞門佐宗賴は置玉郡長井庄大塚城に住す。子を攝津守道賴と云ふ。其の子伯耆守高賴・貞山公に仕へ一族の班に列せらる」と。

21 村上源氏　佐州役人付に「村上源氏、大塚源兵衞」を載せたり。

22 桓武平氏河越氏流　隅田清重の子重高

下總大塚城主となり、大塚美濃守と云ひ後に結城氏に屬す。その子を高勝と云ふスダ條を見よ。

23 其の他、尼子氏の最後上月城に籠りし士に大塚彌三郎、德川時代岸和田岡部藩重臣、鹿島鍋島藩重臣、蓮池鍋島藩重臣、烏山大久保藩用人、小野一柳藩用人、又小給地方由緖書に大塚兵右衞門見ゆ。味方原役功ありと。又野宮家の侍にあり。又加賀藩給帳に「貳百石(丸内三ウロコ)大塚巳之助、貳百石(鶴丸)大塚右膳、」京極殿給帳に「三百石、大塚善右衞門、五百八十石、大塚八郎左衞門、」秀鄕卿給帳に「百石、大塚莊兵衞」伏見奉行用達に大塚小右衞門、關長門守侍帳に「三十石、大塚加大夫、五十石、大塚喜左衞門、」石見物部神社々家中官忌籠役に大塚氏、久留米絣製作の祖を大塚太藏と云ふ、この人筑後國三潴郡津福邑に住し、此の業を創め、天保中に至り、稍々著るとぞ。又甲斐(西八代郡大塚村)、信濃、小倉小笠原藩、備前、武藏等にあり。

大東 オホツカ

大墳 オホツカ 美濃に大墳飛驒あり、多藝郡(養老郡)大墳邑より起りしか、大塚條

第十三項參照。

大槻 オホツキ 和名抄下總國香取郡に大槻鄕、東大寺奴婢籍帳に「香取郡神戶、大槻鄕戶主、中臣部云々」とある地なり。又越後に大槻庄、その他、相摸、常陸、岩代陸中等に此の邑名あり。

1 秀鄕流藤原姓波多野氏流 相摸國大住郡(餘稜郡)大槻邑より起る。波多野氏の族にして、佐野松田系圖に「右馬助經範—遠義—波多野二郎義通—右馬丞義經—高義(號大槻小次郎、改名長通)—

- 義高(餘二 義清)
  - 秀淸(小次郎)
  - 宗義(三郎)
- 高行(餘一)—高賴(孫九郎)
- 義秀(小磯八郎)—朝義(四郞、實義淸子)
- 經高(號山下小二郎)
- 成高(松田 左衞門尉)
- 景高(彌藤太)
  - 高泰(次郎兵衞)
  - 氏泰(三郎)

また秀鄕流松田系圖には「義通(波多野次郎)—義經、弟(大槻)高義(小二郎、改長通、强弓、强力、一說義經子)—

- 景高(彌藤太)
  - 高泰(二郎兵衞尉)
    - 泰綱(二郎)
    - 氏泰(三郎)
  - 義景(五郎)—信義(二郎)
- 盛高(彌藤次 左衞門尉)
  - 盛家(左兵衞尉 二男)
    - 盛秀(二郎)
    - 秀朝(小三郎)
    - 秀重(又二郎)
  - 女子(澁谷河內權守重鄕妻)
  - 高秀(六郎)
    - 高親(六郎二郎)—盛親(孫二郎)
    - 秀盛(六郎四郎)
  - 女子(越後加治三郎左衞門尉妻)
- 經高(山下 小五郎)
- 義秀(小磯)
- 高行(與一)—高賴(孫九郎)
- 義淸(與二)
  - 秀淸(小次郎)
  - 宗義(三郎)

其の他、族人甚だ多し。

2 淸和源氏井上氏流 丹波の豪族にして赤井氏と同族なり。源賴季裔と云ふ、卽ち赤井系圖に「賴信—賴季—滿實—判官代遠光(流於丹波、大槻祖)—賴重(大槻太郎)—賴遠(押領使)、弟重光・重實(源大夫)」と見ゆ。

3 丹波藤原姓 天田郡石原城(腰越城か、石原村)は大槻安藝守政治の古城也。丹波志に「大槻氏、式部少輔、子孫千束村、本姓藤原、天兒屋根命二十八代の孫大槻式部少輔秀勝、富士牧狩時、雁金を射、賞と爲して大槻と名乘るべしとて、之を下さる、今幸次郎系圖取持す」とあり。元生野より此處に來り住すとぞ。又打越城(打越村)も大槻氏の居城にして、城主大槻阿多之助は、もと武田家臣也と。又荻原

城（荻原村）は城主大槻佐渡守と云ふ。又何鹿郡將監城（高津八幡山上、又高津城）は大槻將監の據りし地、同郡栗城（以久田村栗城山）は戰國時代大槻佐渡守の居城なりと。

丹波志氷上郡條に「大槻玄宥、野村、木寺、醫業、加茂郡塚原村より四十年來住此の所、加茂郷上村端と云ふ所に住す。」と。又「子孫加茂郷上村端に住す。是は奥村稻畑家の臣にて、大阪陣の時從ひ行く。其の後天田郡多保市村より大槻氏浪人にて此所へ來る」と。又「大槻阿多之助、子孫南村、古頼朝公富士野牧狩に、月夜に、厂金を射たりしより、賞と爲して、月に厂金の紋を給ふ。其の子大月藤丸此地に住す。二代大槻喜助は何鹿郡山家に住す」と。又「大槻阿多之助、子孫岩戸村、阿多之助幼年の時、乳婦抱き天田郡腰越の城より落來り住む、其の墓地堂是れ也」と。又「大槻彦助、子孫上友政。城主の家老、西南裾に塚有り、石堂是也」と。又「大槻孫右衞門、子孫自毫寺村由利。右但馬國朝來郡より來り住す。其の後黑井城赤井氏に奉仕して旗頭を勤む。」と。

又天田郡條に「大槻安藝守政治、子孫石原村。古城主也。法名院殿洞玄居士」と。又「大槻氏本名岩崎氏。子孫石原村。先祖は何鹿郡幾見浪人にて、岩崎市郎大夫、當村古城主安藝守に賴住す、大槻落城の後村に住す。」と。又「大槻駿河、子孫草山村。屋敷跡小路西の段と云ふ所にあり。」又「大槻氏、子孫草山の寺尾。」また「大槻佐渡守、子孫荻原村。古城の部に出す。構の中に子孫居住す。此の古屋敷跡に、他人居成らず。住すれば、たゝり有りと云ふ。」と。又「大槻氏、子孫萩原村。此の家古高津浪人にて來り住す。五代斗りに成る」又「大槻氏、子孫三股村。此の所に西村東村の家有り。本名大槻氏なり。西東とも古へ兄弟の家なりと云ふ。淺木縫殿頭の家臣筋なり。西村東村と云ふ字あり。」と。又「大槻彌之助、子孫三股村。安場と云ふ所、古城跡に塚あり。四尺斗りの石塔あり、近年民家へたゝり有り、故に若宮八幡と祭る。」と。又「大槻氏、子孫池田村。大槻氏、子孫田野。大槻氏、子孫多保市村、打越と云ふ山中に古城跡有り。城主大槻阿多之助也。古城の部に出す。此の阿多之助、古は武田家也。元

石原村の分地家也。大槻の侍、立石の根に住すと云ふ。落城の後なり」と。又「大槻氏、子孫長田村、古何鹿郡高津浪人にて來る。古へ屋敷大藪の内と云ふ所、堀構え有り」など多く見ゆ。

4 藤原姓伊藤氏流　岩代國河沼郡大槻邑より起る。初め伊藤盛定此の地にありて大槻氏を稱す。野澤原村觀音堂大般若經唐櫃書付に「延德元年己酉二月日、地頭大槻長門守藤原盛定」と見ゆ、（舊事雜考）。又「地頭大槻城主伊藤長門守藤原盛定」と（拾要抄）。後大庭氏この氏を起す。新編風土記野澤本町條に「館跡、大槻館と云ふ。延德の比、伊藤長門守盛定と云ふ者住し、大槻氏を稱せしにや。其の後大庭太郎左衞門政道と云ふ者爰に住し、大庭を改めて大槻と稱せり。大槻氏は葦名家に功あり。屢〻其の功をほこり、驕奢の行ありければ、其の祿を削り、僅に三十貫文の地を與へて此館に蟄居せしむ。大槻此の事を憤り、己が婿なる西方村の地頭山内右近と謀し合せ、上杉謙信に內應し、怨を報ぜんとす。右近も亦河口村の地頭河口左衞門佐と語らはんとす。盛氏是を聞き速に兵を發し此を討んとす。天

正六年二月、大槻。片門村に出張し、山内は柳津村に向ふ。盛氏は平田是亦、佐瀨不及、富田美作、伊藤大膳の四人に命じて、片門に向はしめ、自らは金上兵庫、生江大膳、松本左衞門、新國上總等を率ひ、柳津に赴く。互に只見川の岸にて散々に戰ひ、山内が勢潰れ、山内は自殺す。大槻亦退いて、山内が領上條に赴かんとせし時、種子池淵にて雪に遭ひ、巖中の中に籠り居る時、河口左衞門佐が爲に討る。初め陰謀を企てし時、只見川以西の地頭、多くは大槻が催促に從ひしに、天屋村の地頭滿田主計盛胤のみ、其の旨に應ぜざりしかば、後盛氏是を賞し感狀を與へしとぞ」と見ゆ。

5　越後の大槻氏　南蒲原郡大槻庄より起る。此の地は三條町八幡宮古鐘識に大月莊とあり。大月條を見よ。

6　下總の大槻氏　香取郡の大槻鄕より起る。相馬義胤分限帳に「百石、大槻太左右衞門」と見ゆ。

7　常陸の大槻氏　新編國志に「大槻、茨城郡山崎村にあり、相傳ふ宍戸氏の舊臣なり」と見ゆ。又棚谷城は大槻備後守の居城なりと。

安積伊東氏流　岩代國安積郡大槻邑より起る。大槻館跡あり、城主伊藤將監高久據る、永正六年卒去す。其の子を三郞兵衞高行と云ひ、永祿五年卒去す。その後天正中、大槻中務、同大膳等あり、二本松義繼に仕ふ、その後なるべしと云ふ。大豆生條參照。岩瀨郡にも此の氏あり。

9　田村氏流　仙道表鑑に「田村月齋顯氏が八男を大槻內藏頭顯直と云ふ」と。

10　桓武平氏葛西氏流　陸中國磐井郡大槻邑より起る。封內記に「大槻館は千葉四郞兵衞泰常。飯倉館より此に移住し、大槻但馬と稱す。今西磐井郡の郡長、其の子孫也」と。又葛西事歷に「葛西氏の二代伯耆前司淸親が末男、彥九郞淸次、始めて寺崎氏を稱し、子孫桃生郡寺崎の地を領せしに、淸次より十代寺崎刑部大輔常淸に至て、磐井郡流莊峠村に移て居城とし、常淸の弟左近將監明淸は、同郡同莊楊生村に城きて居たり。明淸の孫左近信泰(此の後裔、平泉、毛越寺山繞坊となる)、其の弟但馬守泰常、同郡同莊金澤村の大槻館に居て、始めて、大槻氏と稱せり。天正十八年、葛西氏宗族沒落の後、一族、再び兵を起し、領主木村伊勢守を

逐ひて、佐沼城に據りしに、明年伊達氏に攻落されて、泰常之に死し、其の子阿波常範、逃れて赤荻村に隱れ、其の子孫中里村に住して、十代郡長を世襲せり。其の支流大槻玄澤茂質(泰常より八代)、是れ、不肖文彥が祖父なり」と(地名辭書)。

伊具郡高藏寺上梁文に「貞享四年丁卯四月吉日、肝煎大槻外記賴祐、」また化政時代、大槻氏治淸準、平泉と號す、仙臺藩學養賢堂の學頭となり、儒臣に列せらる。

11　淸和源氏土岐氏流　中興系圖に、「大槻、淸和、土岐家餘流」と見ゆ。

12　信濃等にも此の氏あり。

大月　オホツキ　甲斐、越後等に此の地名あり。

1　桓武平氏畠山氏流　畠山氏の裔にて、重忠十二代孫景世を祖とすと云ふ。武藏國比企郡大附村より起る。大月左近天正の頃、松山城主上田氏に仕へ、後年當所に土着して氏を大月と號す。

2　備中の大月氏　彌彥神社所傳源爲朝箭鏃の識に「備中國莊原住、大月作右衞門尉國重、應永廿二年十二月日」(式內神社案內)と。

3　丹波の大槻氏は、又大月氏と云ふ、藤姓なりと。一説清和源氏武田の族とも云ふ。美濃、信濃にも此の氏あり。

大附　オホツキ　大槻、大月と通ずべし。

太槻　オホツキ　大槻氏に同じきか。

大豆生　オホツキ　岩代國安積郡大槻邑より起る。應永十一年の笹川連署起請文に、大豆生沙彌道綱を載せたり。大槻條第八項を見よ。

大築　オホツキ

大豆生田　オホツキダ

大築地　オホツキヂ　山北小野寺遠江守義道家方に大築地織部(沼城主)を載せたり。

大作　オホツクリ　正訓未詳。武藏にあり。

大辻　オホツジ　志摩にありと。

大蔦　オホツタ

大槌　オホツチ　陸中國上閉伊郡大槌邑より起る。阿曾沼氏の族なり。奥南舊指錄に「譜代並、大槌、上野、橋野ともに遠野の別也」と。應永の頃、大槌孫三郎あり、祐淸私記に「大槌孫三郎も、阿曾沼の一家の好みあるを忘れ、氣仙衆に同心す。此の由、豐米糠部へ聞えければ、應永十九年、南部守行・遠野表へ出陣ある」と。「大槌孫三郎を攻め亡したまふ時、釜石浦の夷ども大槌へ一味したりけるを、守行直に釜石へ攻入る」と。其の裔孫八郎・南部氏に歸す。

大津父　オホツチ　河内國讃良郡の名族にして、秦の川勝の裔、後西島氏と改め、更に秦氏に復し、三變して大津父となると。秦村の名族也。

大堤　オホツヽミ　上總、常陸、下野等に此の地名あり。

大綱　オホツナ　岩代に此の地名あり。

○大綱公　萬葉集三に「大綱公人主」なる人見ゆ。大網公の誤なるべし。

大恒　オホツネ

大角　オホツノ　和名抄土佐國長岡郡に大角鄕あり、於保都と註す。後大津と稱す。

大津馬飼　オホツノウマカヒ　雄略紀に見えたり、ウマカヒ條を見よ。

太角田　オホツノダ　紀伊國伊太祈曾大明神社神職に此の氏あり。

大角祝山　オホツノハフリヤマ　大田祝山の誤なるべし。

大角集人　オホツノメヒト　如何なる氏か詳かならず。姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。又オホナメヒトとも訓ぜり。

大坪　オホツボ　長門、因幡等に此の地名あり、他にも多からん。

1　因幡の大坪氏　因幡國八上郡大坪邑より起り、鷲ケ城に據る。因幡志大坪村條に「鷲ケ城、山名豐國の家士大坪甚兵衞一之、私部に住す。中山と戰ふ、陰德太平記に見ゆ」と。又木ノ下氏被官大坪氏を擧げ、「元祖を祭つて大坪八幡と云ふ」と。又安西軍策に「天正二年云々、爰に私部の城に楯籠る大坪神兵衞は無二の毛利方なり」と見ゆ。又美作植月氏略系に「作州田邑之神樂尾城主大坪甚兵衞直家より感状あり」と。相當の豪族たりしを知るべし。

2　菊池氏流　菊池風土記に菊池家の裔「同姓異氏、大坪云々」と。肥前河上社承德三年文書に、大坪源左衞門尉あり、同族か。

3　秦姓　日向諸縣郡飯野鄕一宮大明神記錄に「文明五年寶殿造營、北方大工司大坪秦氏貞盛」また「一宮香取本地文殊木像、明應八年己未九月吉日、旦那大坪貞盛」また「大永三年社頭造營、北方大工司大坪貞德」と見ゆ。

4　藤原南家相良氏流　相良系圖に「佐牟田六郎賴俊の子賴重、薩摩瀨四郎、中比薩摩瀨名字絕而、一家大坪薩摩瀨と號す」

と見ゆ。

5　淸原氏流　淸家系圖に「岩城三郎武衡―八郎兵衞尉武通―右馬允武俊―修理進守俊―八郎兵衞尉守繁―右馬允守行―大藏尉守家―大夫房（號大坪）」と見えたり。

6　香曾我部記錄に大坪次良兵衞見ゆ。信濃にもあり。

太坪　オホツボ　大坪氏に同じからん。

大妻　オホツマ　信濃の豪族にして、承久記卷三に「信濃國の住人大妻太郎兼澄」を載せたり。此の氏は諏訪神家族にて、神家の系圖に「敦貞―貞澄―薗屋二郎光澄―敦澄（大妻太郎）」と見ゆ。

大津山　オホツヤマ　肥後國玉名郡大津山より起る。屈指の名族なり。大津山系圖に「藤原資名（日野大納言、正二位、建武五年五月二日薨、年五十二、鎌足二十二代之孫權大納言日野俊光の子）―時光（日野家祖）・弟資基（大津山河內守、資名の季子也。資名故ありて足利尊氏と善し、故を以つて資基足利家に屬し、始め河內國古市莊に居る。足利義滿授くるに肥後玉名郡臼間莊內を以つてす。應永二年十二月、大津山に來り、外目村木屋塚に居る。明年城を大津山藟嶽に築き、居城と爲し、家號を改めて大津山と稱す。家紋五段梯四目結也）―經澄（河內守、正長元年熊野權現社を赤阪に造營し嚴宮と稱す。南關記）―經稜（河內守）、弟經方（掃部頭、修理亮）―重經（掃部頭、美濃守、弘治四年五月、家臣野中孫七郎に與ふる文書あり、南關町醫野中性朴家藏）―資秋（修理亮、始め名經眞、剃髮して湖春と號す。連歌を善くし、三池壽林と名を齊くす。色木山に別館を構へて隱居）―資冬（河內守、弟に盛資あり）―家稜（河內守）―祐直（關右京、家稜害せらる、祐直時に年三ツ、家人等抱育、筑後に隱る。後立花宗茂に仕へ、子孫尙存。南關記に資永頃、關吉兵衞、三池龍助、津山七左衞門等、其の子孫也）」と。又家稜の弟に信濃守家直あり、子孫肥前にあり。

資冬は始め大友氏に屬し、後龍造寺氏に從ふ。天正七年、龍造寺に背き、五月蒲池鑑廣と約して、龍造寺安房守家治を白鳥陣に破る。此の月家治、資冬を討つ。資冬以爲らく、藟嶽城は小勢敵を防ぐ宜しからずと、便ち大田黑神尾城に移る。家治乃ち衆を將ゐて來り圍む。資冬門を開き突擊、大いに戰ふ。家治又敗れて西肥に歸る（菊地傳記、九州記）。大津山明神は經稜之を勸請す。阿蘇一二宮を祀る。始め葉山に在り、資秋藟嶽麓に遷す。社內十一面觀音廚子の銘に「大檀那大津山河內守資冬、云々、天正九年辛巳十月吉日敬白、」と。

家稜は三百十二町を領す。天正十三年島津家に屬す（島津家傳）。此の歲十二月、家臣近延某に名一字を與ふる證書あり（南關記）。十五年冬、佐々成政に叛き、神尾城に據る。成政家入傳七、生駒於千を遣はし、僞りて其の望を許し、約して、吉地村淨滿院に會し、遂に之を殺す（佐々傳記、南關紀聞）。中原雜記に十六年四月八日、持勝院に於いて害さると、孰れ是なるを知らず（事蹟通考）。

事蹟通考また云ふ。別本に「菊池經隆の子合志五郎經明、其の子經遠、其の子次郎經邦を大津山の祖と爲す、」と。代々軍功、戰跡等、詳かに之を載す。僞妄の言信ずべからず。又今、關孫兵衞、關勝兵衞も大津山末裔也と。藤崎一宮太刀の銘に「元國作、大津山彈正資宗」と。なほ此の氏の事、肥後國志にも多くあり。

筑後の大津山氏　上妻郡本村の中に館山と云ふ山あり。道の傍にあり、古人の館跡に

や。此所に住みける大津山氏は、古き家なる由。千藏と云ふ者子無かりし故、豐前小倉より渡邊甚五衞門と云ふ者を養子とせしに、後に本國に歸り、再び仕官せし由、其の時家の棟に俵に入て有ける古文書を小倉へ持參し、委しく點檢せしに、系圖などもありて、なべてならぬ家筋故、今も大津山を名乘れる由なり(筑後國史)。小田條參照。

大津留　オホツル　また大鶴とも見ゆ。豐後國大分郡大津留より起りし豪族にして、圖田帳に「阿南庄云々、則未名一町、大津留次郎能氏」と。後大友氏に屬し、松箇尾に據る。國志に「松箇尾は大津留氏の故墟也、天正の役に大津留鎭益、橋爪某と大友義統に從ふて、豐前龍王城に在り、武富親實臼杵城に在り、故に三家の支族倶に之に據り、遂に全きを得たり」と。

牛島文書に大津留常陸介、五條家天文二十年文書にも大津留常陸介、又大津留越中守あり、久留米城代たりしが、草野より攻められて切腹すと(小川氏筆記)。筑後國志に「大津留氏、本國は豐後、中古筑前那珂郡鷲嶽城主、惟任日向守大神惟基の二男、阿南日向守惟高より四代の孫、大津留孫太郎義隆末孫、道雪に屬して後、立花氏に改む。其の系圖左の如し。大津留相摸守―同式部大輔鎭正(薙髮宗秀と號す)―五右衞門(父落去の後、道雪に仕ふ、大津戰死)―五郎右衞門(剃髮して道溪と號す)―與右衞門―孫左衞門」と見えたり。

德川時代、白川松平藩用人に此の氏あり。

大鶴　オホツル　豐後の豪族なり、大津留氏と云ふに同じ。佐賀關々吏に大鶴鑑康あり。又筑前鷲嶽城守に大鶴鎭正入道宗秋あり、筑紫、龍造寺兩氏より攻められて陷る(九州軍記)。皆大友家臣なり。此の鷲岳城主は、又那珂郡鷲岳城主大津留相摸守ともあり、その二男は小田部民部少輔鎭元紹叱なり。

大手　オホデ　陸前の豪族なり、三分一所氏條を見よ。

大出　オホデ　上總飯尾保科藩用人たり。

大條　オホデウ　オホエダ條參照。

1　丹後の大條氏　竹野郡の豪族にして、同郡船木城(船木城山)は大條家安の居城也。天正十年落城、嫡子家治幼少、富田治左衞門と改名す。

2　伊達氏流　岩代國伊達郡大枝(オホエダ)邑より起る。伊達宗遠の二男孫三郎宗行の後なり。オホエダ條を見よ。武家系圖に「大條、藤、本國陸奥、紋抱澤瀉伊達大膳大夫尙宗三代、三河守景賴稱之」と見ゆ。

大手島　オホテシマ　讃岐の豪族、綾姓新居氏の族にして、綾氏系圖に「形部資經―資繩―資信(大手島三郎)」と見ゆ。

大手山　オホテヤマ

大寺　オホテラ　下總、岩代、羽前、阿波等に此の地名あり。

1　清和源氏石川氏流　磐城國石川郡大寺邑より起る。其の居城大寺城は白川風土記に「又霧ヶ城とも稱す」と。城は須釜村に在り、石川有光の嫡男藤田太郎光祐此に築き、三盧城の支城となし、暫く居住す。而して光祐、後に川邊雲霧城に移り、有光二男大寺佐渡守光治住す。此の大寺氏藤田城より分岐せし年代詳ならざれども、十九代石川清光に至り、天正十八年、三盧城の沒落と共に亡びたり。(上野玉三郎氏)。

此の氏は、尊卑分脈に「有光(石川冠者)―光家(石川四郎)―太郎光盛―光治(大寺二郎)」と、又光家兄「三郎基光―澤田太郎光義―光治(美乃國市橋庄地頭、承久勳功)」と。石川系圖には「有光―太郎

光祐（藤田城主）、弟四郎光家―光治（佐渡守、大寺二郎、承久の功により市橋庄地頭職）」と見ゆ。

寛喜三年都々古和氣緣記に「奉行大寺佐渡守光房云々」また明德五年七月一日の左京大夫の判書に「大寺安藝入道道悅、竹貫參河四郎光貞と石川郡吉村を相論す云々」と。道悅は、石川安藝守光義の事なり。卽ち此の氏大寺とも稱し、猶ほ石川とも稱するを常とす。三二四頁にその系あり、猶ほスガマ、フジタ條を見よ。天正十一年、大寺中務清光に至り落城す、（石川風土記）と。

2 阿波源姓 板野郡大寺邑より起る、故城記に「板西郡分、大寺殿、源氏、三ツ松皮」と。

3 薩隅の大寺氏 諏訪大明神記錄、近名頭係に「戊子年四番、大寺千代德丸、澤手田」と。島津義久の家臣に大寺刑部あり。大寺安純・男爵を賜ふ。其子千代田郎也。

大戸 オホト 和名抄河內國河內郡に大戸鄕あり、訓なけれど、恐らくオホベなるべし。又下總に大戸庄あり、其の他、武藏、安房、上總、下總、常陸、上野、磐城、岩代、羽前、伊豫等に此の地名あり。

1 大戸首 オホヘ條を見よ（安倍氏族）

2 桓武平氏千葉氏流 下總國香取郡大戸邑より起る。此の地は東鑑文治二年條に「大戸莊殿下御領、」と見ゆ。而して千葉系圖に「國分五郎胤通の子常義、大戸、矢作領主」と載せたり。

3 桓武平氏大掾氏流 常陸國那珂郡（茨城郡）大戸より起る。大掾傳記に「吉田太郎（大戸）」また常陸大掾系圖に「吉田太郎盛幹―幹清（吉田太郎、大戸祖）―廣幹（吉田太郎）―行幹（同上）―有幹」と載せ、廣幹の弟盛幹（吉田次郎）とあり。諸家系圖纂には「幹清―廣幹―有幹」とし、又幹清弟「家幹（石河二郎）―某（九郎、一書大戸）」とあり、石川氏と共に吉田の二師と呼ばる。新編國志に「大戸、茨城郡大戸村より出づ。石川幹清二子盛朝・吉田次郎と稱し、大戸に居る（大掾傳記）。後國幹と云ふものあり、大戸三郎と稱す。元應元年、子廣幹を鹿島大使とす、廣幹太郎と稱す、（大使役記、石川舊記）。應永中國重あり、右近將監と稱す（大戸普眼寺本尊臺座記）云々」と。當國笠間牧野藩重臣に此の氏あり、此の族か。

4 上野の大戸氏 吾妻郡の大戸邑より起る。東路の苞に「九月十二日、大戸より草津に行て、亦しも廿一日大戸へかへり出ぬ、海野三河守宿所にやどりぬ云々」」と。上信日記に「大運寺村の右に城跡あり、永祿の頃、大戸三河守住む」」と。また蓑輪軍記に「大戸丹後守、」甲陽軍鑑に「大戸衆三十騎、」また加澤記に「天正十年九月、小田原勢五千餘騎、大戸口に責入りければ、大戸眞樂齋、同但馬守、三の倉表に出向相戰ける」と。眞樂齋は又心樂齋に作る、その室は羽尾入道の第五女なり（羽尾記）。

5 甲州の大戸氏 當國の名族にして上州大戸氏の族と云ふ。

大土井 オホドヰ 備前にあり。

大堂 オオドウ オホダウ

大藤內 オホトウナイ 備前國一宮吉備津神社（國帳に「一品吉備彦命宮、坐津高郡」と。又永萬記に「吉備津宮、社司眞則隨仰」と。）の神官にして、源賴朝、北條泰時以下の判物、建武三年松田權守の下知狀等十餘通を藏す。又太平記卷十八に「爰に備前國一宮の在廳に、美濃權介佐重と云ける者云々、跪て、備前國の住人に美濃權介佐重、三石の城より降人に參て候と申」と載せたり。

此の氏人也。

此の氏は吉備氏の族裔にして、三野國造裔なりと。傳へて云ふ「始祖弟日子命は御友別命之第三男、三野國造三野臣。右大藤内三代之祖。是道父迄三野臣。是道子諸冬、故有て藤原朝臣に變姓。諸冬の子大藤内(建久四年五月二十八日富士野に而、曾我兄弟に打たる)。三野臣弟日子命より、是道迄代數細密に不詳。變姓藤原傳にては、天之兒屋根命より七十代、位階數代勅許。

中興之大祖王藤内隆盛―盛義―種康―國頼―頼弘(藤原朝臣)―行守―惟康(高氏直義の頃)―基弘―長治(大森左京亮)―重直(大森大藤内)―惟佐(大森越前守)―維賢(大森備前守)―徳基―隆行―隆基―幸秋(慶長元年卒)以下略。代々吉備津彦神社祠官」と見ゆ。此の家・釜鳴の神事を傳ふ、蓋し釜占の名殘なるべし。(大森條參照)。

曾我物語には「祐經』あれこそ、備前の國、吉備津宮の王藤内とぞ、さる人なるが、今年七年君の御不審を蒙る」と、卷九、十一に王藤内討るゝの條あり。

大戸川 オホトガハ　下總國香取郡大戸川より起る。千葉支流系圖に「矢作常義(大戸矢作領主)―胤義(平太、號大戸川)―定胤(平太六郎)―長胤(又六、法名了性)」と載せたり。

大處 オホトコロ　オホト　和名抄近江國高島郡に大處鄕あり。後世大處庄と云ふ、山門堂舍記に見ゆ。

大弩師 オホドシ　オホヌシ　慈惠大師遺告に「三津厨一所、在出雲國島根郡、右島、故大弩師貫邦施入也、云々」と見ゆ。

大年 オホトシ　越前國足羽郡(坂井郡)に大年邑あり。關係あるか。關長門守侍帳に「五拾石、大年五左衞門」と見ゆ。

大歲 オホドシ　駿河靜岡に、大藏御祖神社、山城に大歲神社、但馬に大歲邑あり。これ等より起るか。

大利 オホトシ　オホトリを見よ。

大刀西 オホトセ

○大刀西連　尾張氏の族にして、天孫本紀に「火明命十六世孫尾張阿古連、大刀西連等祖」と見ゆ。

大舍人 オホトネリ　もと職名より來る。大舍人は舍人の一種にして、天皇に供奉し、警衞駈使の雜役に仕へまつる職なり。雄略即位前紀に「大舍人」とあるを初見とす。職員令に「左大舍人寮(右大舍人寮准之)、頭一人、助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人、大舍人八百人、使部卅人、直丁二人」と見ゆ。オホトネリべ條を參照せよ。

1　常陸の大舍人氏　當國大舍人部の後裔にして、那珂郡吉田神社の大祝家なり。同社寛治四年文書に「宮司吉美侯、大祝大舍人」見ゆ。四條帝文曆二年八月、大舍人成恒を田所職となす。龜山帝文永二年十二月勅して大舍人忠恒をして父成恒に代りて、本社の田所職に補す。八年十一月、大舍人長恒・父忠恒に代り、權祝兼田所職に叙せらる。伏見天皇正應二年八月十五日、大祝大舍人有恒・神主に補せらる。永仁三年十月二十六日、詔して大舍人家經をして、父有恒に代り神主と爲す。後二條帝嘉元四年九月十日の讓狀に曰ふ、信田尻、濱田、澁江、酒戸、西狹間、宮後六村、重恒の相傳領する所也。宜しく子孫に讓るべし(吉田文書)。嘉元大田文に百十八町六段と。元亨三年八月二十九日、大舍人清經を神主と爲す(吉田文書)。

社傳に清寧朝、始めて神主を置く、乃ち長經の始祖、而して是を明神の氏人と爲す也。世位相承けて神主となり、長經に

至り田所職を兼ね、遂に以つて氏となす。大宮司家これなりと。

2　東鑑卷四十二に大舍人助國繼見ゆ。又寛政中伊勢に大舍人權助あり。

大舍人部　**オホトネリベ**　大舍人の爲に設けたる品部にして、大舍人に必要なる費用を徵收せん爲のものなるべし。

1　下野の大舍人部　萬葉集卷廿に「足利郡上丁大舍人部禰麻呂」と云ふ人見ゆ。

2　常陸の大舍人部　萬葉集卷廿に「那賀郡上丁大舍人部千文」と云ふ人見ゆ。

大富　**オホトミ**　河内に大富庄、其の他、美濃、備前、備後等に此の地名あり。備前の大富氏は三宅兒島等と同族にして、邑久郡大富より起る。太平記卷七に「備前には今木大富太郎幸範、和田備後二郎範長云々」と。また卷十六に「今木、大富、和田、射越、云々」と。勤王方の名族なり。

大登美　**オホトミ**

大留　**オホトメ**

大伴　**オホトモ**　伴は部と云ふに同じ。部も又伴と訓めり、大伴をも又大部と記すによりて容易に知るを得ん。（なほ日本上代に於ける社會組織の研究、部の編を見よ）。大伴なる氏名は、多く此の伴部を率ゐしよりの稱なり。古事記傳にも「大伴とは多くの伴を帥るを以て云り」と見ゆ。從つて大伴氏とは單に道臣命の後裔なる大連家の大伴氏に限らざるなり。其の他、膳の大伴氏あり、又三河の大伴氏あり、此等も單に、大伴氏とのみあれば、よく〱注意せざるべからず。

大伴なる氏名は弘仁十四年四月に至り、淳和天皇の御諱なる大伴に觸るゝが故に、御名を避けて單に伴氏と云ふ事となれり（トモ、及びバン條參照）。されど、後世大友は大伴と其の訓・同じきが故に、之を混合して、大伴とも載せたるものあり。

1　大伴連　天孫降臨以來の名族として、史上に有名なり。卽ち古事記上卷に「天津日子番能邇々藝命、云々、筑紫の日向の高千穗の久士布流嶽に天降ましき。故爾に天忍日命、天津久米命二人、天の石靫を取負ひ、頭椎の太刀を取り佩き、天の櫨弓を取持ち、天の眞鹿兒矢を手挾み、御前に立して仕奉りき。故其の天忍日命、此は大伴連等が祖、天津久米命、此は久米直等の祖也」と見ゆ。また神代紀一書、及び天神本紀に「大伴連遠祖天忍日命」また神代紀本書に「天忍日命は大伴連等祖、亦神狹日命と云ふ」と。また古語拾遺に「高皇產靈神云々、其の男、名を天忍日命と曰ふ、大伴宿禰の祖也」などありて、高皇產靈神の子孫にして、天忍日命の後なる事、古典の記事一致して、一の異說もある事なし。

但し古事記にては、天忍日命、天津久米命、相並びて警護の任に當りしが如く記し、神武帝東征の條にも「大伴連等が祖道臣命、久米直等が祖大久米命」の二人の總大將たりしが如く載せたれど、書紀には「時に大伴連遠祖天忍日命、來目部遠祖天槵津大來目を帥ゐ云々」また神武紀にも「是時、大伴氏の遠祖日臣命、大來目督將元戎を帥ゐ、山を踏み啓行云々」と記して、忍日、日臣が來目部を率ゐて從軍せし趣きに見ゆ。姓氏錄も亦然り。よりて古來說多きも、要するに、天津久米命、及び大久米命とは、久米部なる團體を神格化して、一神の如く語り傳へしに過ぎず。よりて萬葉集卷十八に「大伴能、遠都神祖、及其名乎婆、大來目主登、於比母知弖」とある如く、天津久米は忍日の、大久米は日臣の別名と見るも可なるなり。此等は、久米部の頭梁なればな

り。上古時代に於いて、大伴氏が久米部を率ゐし例・甚だ多し、上述神話は此の上古に於ける狀態の反映のみ。詳細はクメベ條を見よ。

天忍日命は姓氏錄に高皇產靈命五世孫と傳へ、古語拾遺、神代本紀等は其の御子とす。蓋し姓氏錄の方・古き傳ならんも、其の歷代の名は知るによしなし。忍日の後は、其の子天津彥日中咋命、其の子天津日命、その子日臣命なりと。日臣は神武天皇の東征に從つて功あり。神武紀二年條に「天皇・功を定め賞を行ひ、道臣命に宅地を賜ひ、築坂邑に居き、以つて之を寵異す。」と。また神武本紀に「道臣命に詔して曰く、汝忠にして、且つ勇、能く導の功あり。因りて、先づ日臣を改め、以つて道臣と爲す云々。卽ち大伴連等の祖なり矣。復た道臣の宅地を築坂邑に居き、以つて優寵矣。」など見ゆ。これ此の氏の起原なり。されど大伴連と稱するは猶ほ後の事にして、垂仁紀には「大伴連遠祖武日、」景行紀には「大伴連之遠祖武日」とあれば、其の以後の事とすべし。仲哀記に至りて始めて「大伴武以連」と見ゆ。卽ち此の頃より稱しそめたるならんか。

道臣より武日に至る系圖は古典になけれど、伴氏系圖には「道臣命（初め物部臣命と號し、後・名を道臣命と改む。神武帝草創の時、軍功あるの人也、本朝將軍の始也、姓氏錄・天押日命に作る）—味日命（一本昧日）—雅日臣命—大日命—角日命—豐日命—健日命（初號武日命、日本武尊征東の日、吉備武彥と共に副將軍たり矣）」と。物部臣命など云ふ、何の意か詳かならず、古典に全く合せず。

武日は垂仁朝・五大夫の一に列せられ、景行朝・日本武尊の東征に從ひて、功あり、共に書紀に見ゆ。武以は其の子ならんか、仲哀朝・四大夫の一人なり。系圖には、健日の子「武持・初めて大伴宿禰姓を賜ふ、大臣に任ぜらる。第十二代景行御宇、始めて武內を以つて棟梁臣と爲し、成務御宇、始めて大臣と號す。仲哀天皇御宇に、又武持を以つて、大連と號し、大臣大連相並んで政事を知る」とあり。宿禰姓など云ふ事は採るに足らず、鶴岡社職系圖に「人王十四代仲哀天皇御宇、大連大伴健持、連號・此の時に始まる也。元年正月、天皇卽位、冬十月。大

伴健持大連に詔して曰く、朕冠弱に及ばずして父王卽云々」とある方よし。大伴氏が、大連となりたるは、恐らく此の頃か。

武以の後に室屋あり、雄略紀に「大伴連室屋、物部連目を以つて大連となす」と載せ、而して天皇の遺詔に「大連等民部廣大にして國に充盈す」と、以つて私領私民の多かりしを知るべく、又淸寧紀元年條に「大伴室屋大連を以つて、大連と爲す。」と見ゆ。室屋は姓氏錄に押日命十一世孫とし、（佐伯首、及び高志連條）、及び日臣（道臣）七世孫（高志壬生連條）とし、而して多くは武持の子とすれど、一本伴氏系圖には武持と室屋の間に「三世中絕」と見ゆ。室屋の子に談大連と御物宿禰とあり、談は書紀に征新羅將軍とし、彼の地にて戰死せり。御物は姓氏錄林宿禰條に見ゆ。

談大連の子に金村あり、武烈紀に「大伴金村連を以つて大連と爲す」と。爾來、繼體紀元年條、安閑紀、宣化紀、欽明紀、何れも大連任命の記事あり。卽ち五朝の大連として、常に、大臣大連の首席を占め、天下の權を掌握し、威權赫々として並

ぶ者なし。又逆臣平群眞鳥の討伐、又繼體天皇の迎立等、その功多く、實に大伴氏の、極盛時代と云ふを得べし。されど對韓政策を誤りし爲、欽明天皇の朝、物部尾輿の彈劾に遭ひ、病と稱して住吉の宅に籠居す、これより大伴の勢、昔日の如くならず、世は物部、蘇我の確執時代となるなり。

金村は、大伴系圖、伴氏系圖の多くは室屋の子とす、これ談・若くして戰沒せしによるべし。今姓氏錄の世數を校合して室屋の孫とす。但し姓氏錄にも道臣八世とするものあり(神松造條。仲丸子條には日臣九世孫、その子狹手彥は大伴連條に十世孫とす)。

金村の子は、大伴系圖に「咋子、磐、狹手彥」の三子を擧げ、伴氏系圖には「磐(異國打手大將)、咋子(大納言、大德冠)、狹手彥(榎本氏先祖、松浦佐與姬を以つて妾と爲す)、久子」とす。內・磐と狹手彥とは宣化紀二年條に「天皇・新羅が任那に寇するを以つて、大伴金村大連に詔して、其の子磐と狹手彥とを遣はして、以つて任那を助く。是の時、磐は筑紫に留り、其の國政を執り、以つて三韓に備へ、狹手彥は往て任那を鎭め、加へて百濟を救ふ」と載せ、又阿被布古なる人あり、貞觀三年八月十九日紀に「金村大連公第三男狹手彥云々、狹手彥の弟阿被布古、父を承けて、大部連公と爲る。今阿被布古の後、歷代尊顯云々」とあれば、又金村の子にして、以上、磐、狹手彥、阿被布古の三人が金村の子なる事は著し。次に咋子は崇峻紀四年條に「大伴囓連云々等を大將軍と爲す」と。また推古紀九年三月條に「大伴連囓を高麗に遣はす、」また十年六月條に「大伴連囓、百濟より至る、」また十八年十月條に「大伴咋連、蘇我豐浦蝦夷臣云々四大夫」と見えて、時代少しく遲れ、且つ公卿補任に金村の孫とあれば、それに從ふべし。而して其の子長德以下、子孫大いに榮ゆ。卽ち貞觀三年紀に「阿被布古・父の後を承けて、子孫歷代尊顯」と云ふに當る。よりて咋子は金村の孫にして、阿被布古の子なるを知るべし。久子の事は古典になし。故に確實なる物より云へば、「武日―武以―室屋

├談―金村┬磐
│　　　　├狹手彥
│　　　　└阿被比古―咋子(囓)
└御物

なり。猶ほ一本系圖、金村の弟に歌連を載せ、佐伯直の祖とするも採り難し、こは弘法大師の家なれど、その實・この大師は景行帝後裔と考へらる。サヘギ條を見よ。

次に磐の後は、伴氏系圖に「磐(異國打手大將)

├小吹負(贈大綿冠)┬牛養(中納言)
　　　　　　　　　└祖父麻呂(越前按察使)―古慈斐(八十三 出雲守 大和守 寶龜七年薨)

とあれど採り難し。天平勝寶元年五月紀に「中納言大伴宿禰牛養薨ず、大德咋子連の孫、贈大錦中小吹負の男」とありて、明白に小吹負は咋子の子なればなり。

次に狹手彥は、前述宣化紀に見え、又欽明紀二十三年八月條に「天皇・大將軍大伴連狹手彥をして、兵數萬を領し、高麗を伐ちに遣はす。狹手彥・乃ち百濟の計を用ひて高麗を打破る。其の王・墻を踰えて逃る。狹手彥遂に勝に乘つて宮に入り、盡く珍寶貨賂、七織の帳、鐵屋を得て還來る云々」と、又「一本云、十一年、大伴狹手彥連・百濟國と共に高麗王陽香を比津留の都に駈却す」と見ゆる勇將にして、その松浦佐用姬との離別は人口に

噌炙す。肥前風土記松浦郡條に「褶振峰、大伴狹手彦連・船を發して任那に渡るの時、弟日姫子此に登りて褶を用て振り招く、因つて褶振峰と名づく云々」と。弟日姫子は日下部君姓なり、詳細はクサカベ條を見よ。狹手彦の後は次の如し、狹手彦―

- 糠手子―毗羅―邦齒―鯨―馬飼
  - 小手子（崇峻妃）＝（蜂屋皇子）
- 善徳（尼）
- 女子（崇峻妃）

糠手子は敏達紀十二年條に「大伴連糠手子連を遣はして、國政を日羅に問はしむ」と。咋子の子孫最も榮ゆ。第二十二項を見よ。姓氏錄左京神別に「大伴連、道臣命十世孫佐伲彦の後也」と、こは支流の家にて、宗族は、早く既に天武朝・宿禰姓を賜へり、第二十二項を見よ。五郡神社記に「大伴神社、帳に云ふ高市郡鳥坂神社二座、久米郷牟佐衙鳥坂に在り、社家は大伴連云々」と、眞否詳かならず。

2 攝津の大伴連　欽明紀に「大伴金村大連、住吉宅に居り、病と稱して朝せず、」と。また靈異記上第五に「大花上大部屋栖野古連公は云々、難波に居住して卒す（推古朝）」と、大伴氏が難波に邸宅を持ち、氏人の此の地にありしを知るべし。古歌に「大伴の高師の濱、大伴の御津の濱」など何れも此の氏名より來る。和名抄西成郡に雄伴郷あり、又攝津國風土記に雄伴郡に夢野有り（釋紀）、法隆寺資財帳に「雄伴郡宇治郷伊米野」と。雄伴は大伴の訛なるべし。なほ二十五項參照。

3 信濃の大伴連　靈異記下の廿三に「大伴連忍勝、信濃は國小縣郡孃里の人也、大伴連等心を同うし、其の里中に堂を作り、氏の寺となす云々。寳龜五年甲寅春三月、倐ち人に讒せられ、堂檀越に打損ぜられて死す。檀越は卽ち忍勝の同屬」と見ゆ。此の氏人の多く住みしを知るべし。佐久郡に大伴神社あり、伊那郡に伴野郷あり、其の分布の廣きを思へば、其の入國の事、史に見えざれど、相當古かりしが如し。後の伴野氏は此の勢力を繼承せしや否や。

4 紀伊の大伴連　靈異記上第五に「大花上大部屋栖野古連公は、紀伊國名草郡宇治大伴連等の先祖也。天年澄情、三寳を尊重す。本記を案ずるに曰く、敏達天皇の代云々」と。また巻下第十七に「沙彌信行は、紀伊國那賀郡彌氣里の人也。俗姓大伴連祖是れ也云々、白壁天皇代云々」と。又天平二十年の寫書所解に「大伴連表万呂（年廿九、紀伊國那賀郷戸主大伴連伯万呂戸口）」など見ゆ。氏人の多かりしを知るに足らん。

又那賀郡粉河寺を開基せし人に大伴連孔子古あり、粉川緣起に見ゆ。正曆二年十一月廿八日の太政官符に「應に粉河寺所領、鎌垣東西村、四至内雜役等を免除すべき事、在那賀郡、四至云々、右・彼寺永延二年十月廿日の解を得るに偁く、謹んで舊記を案ずるに、此の地云々、大伴連公孔子古・寳龜年中奉造する所也云々」と。その子船主の故居は粉河寺の西南、中山の東にあり。その南に古墳存す、船主の墓かと。船主の子益繼は貞觀中、始めて粉河寺の俗別當となる、之を最初の長者と云ふ。其の子に山雄、貞宗あり、貞宗の事はトモ條紀伊の伴連項を見よ。又孔子古の裔に方庶あり、中山寺を建立す。凡そ孔子古の裔數十戸にわかれ、今猶ほ多く存すとぞ。（第三十二項參照、猶ほ二十六項を見よ）。當國又大伴部直と云

オホトモ
オホトモ

ふもあり。オホトモベ條參照。

5　(宇治)大伴連　大伴氏の族なり。前項大伴連條に引ける靈異記に「紀伊國名草郡宇治大伴連」と見ゆ。宇治は名草郡の地名にして今は和歌山に入るとぞ。

6　磐城の(靫)大伴連　磐城の古代姓にして、大伴連配下の豪族なり。神護景雲三年三月紀に「白河郡人外正七位下靫大伴部繼人、姓を靫大伴連と賜ふ。」と見ゆ。靫の事はユケヒ條を見よ。

7　陸前の(靫)大伴連　同上紀に「黑川郡人外從六位下靫大伴部廣虫等八人、姓を靫大伴連と賜ふ。」とあり。大伴連配下の豪族裔なり。

8　大伴直(安房)　こは前述諸姓と全く系統を別にす。安房國造家にして安房の膳大伴部の管理者なりしにより大伴を稱するなり。國造本紀、安房國造條に「大伴直大瀧、國造に定め賜ふ。」と見え、又弘仁二年三月紀に「安房國人正六位下大伴直勝麻呂、姓を大伴登美宿禰と賜ふ。」とあるは此の後なり。弘仁十四年伴直と改む、アハ、トミ、トモ、カシハ、イムベ等の條を見よ。

9　大伴直(武藏)　多摩郡の郡領家にして、大部直と云ふに同じ。靈異記中の第九に「大伴赤麻呂は、武藏國多摩郡大領也、天平勝寶元年己丑冬十二月十九日を以つて死す」と見ゆ。此の人大伴とのみありて姓を載せざれど、之れ死亡したる人なるが故にして、其の實大伴直ならんと思はる。卽ち足立郡なる大伴直家の分流にして、多摩の屯食を掌どりし氏ならんか。此の大伴も膳大伴なるべし。第三十一項、及び大部(オホトモ)條第二項、大伴部條を見よ。

10　大伴直(三河)　景行帝の皇裔にして、孝德紀二年條に「三河大伴直(闕名)」見ゆ。大伴部直に同じ。オホトモベ條第四十四項を見よ。當國帳八名郡に大伴明神あり、此の氏の氏神なるべし。

11　大伴直(出羽)　武藏國造族なり。弘仁二年紀、无邪志直膳大伴部が大伴直を賜ひし事、オホトモベ條第八項、第四十八項を見よ。又カシハ條參照。

12　大伴直(鎭西)　類聚三代格卷十八、延曆十八年の太政官符に「太宰府使部大伴直石國」と云ふ人見ゆ。筑前の大伴部の管理者なりし氏なるべし。恐らく膳大伴部流の氏かと考へらる。又萬葉集に、太宰大監大伴百代の歌あり。

13　大伴直(甲斐)　甲斐國大伴部の首長なり。弘仁年間伴直となる、伴條を見よ。甲斐國造の一族と考へらる。

14　大伴君(肥前、肥後)　肥前肥後大伴部の首長なり。此の國に大伴部の住居せしは、肥前小城郡の伴部鄕が和名抄に見ゆるにより知るべし。萬葉集卷五に「大伴君熊凝は、肥後國益城郡人也」とあり。天平年間の人也。

15　大伴君(越後)　これも大伴部の首長なるべし。齊明紀四年條に「渟足柵造大伴君稻積に小乙下を授く」と載せ、また大同類聚方に「〇太里藥〇〇〇〇〇大伴君稻積等之家云々」と見ゆ、後の沼垂郡領此氏より出でしが。兎に角、當地方の土豪にして相當の勢力を有せしものと考へらる。

16　大伴臣(越中)　越中の大伴部を率ゐし氏ならんも、臣姓なるより見れば、此の地方臣姓氏族と關係あらん。尋ぬべし。大同類聚方に「美也都藥、又八心藥、越中國新川郡領大伴臣等の家爾云々」と見ゆ。猶ほ三州志に「俗說に、礪波郡福光村に館跡あり。昔家持國の司たる時、其

の子左近大夫持豊此所に住し、其の子右京亮持定も此所に住す。今存する福光八幡祉は持定の建立」と妄誕ならんも、或は當國大伴臣と關係あらんか。

17　大伴直（伊豫）　天平八年の正税帳に「郡司主帳大初位下大伴首大山」と云ふ人見ゆ、伊豫大伴部の首長なるべし。大部（オホトモ）條第三項參照。

以上、大伴直、大伴君、大伴臣、大伴首の諸氏は、大伴連家の配下か、或は膳大伴部の小伴造なるや察するに難からざれど、そのカバネが各々其の國の國造のそれと同じきより見て、恐らく國造族が當國の大伴部を率ゐて起せしものと考へらる。

18　大伴造（物部族）　膳大伴部の伴造なり。高橋氏文に「大伴造は物部豊日連の後也。」と見ゆ。こは膳大伴部の伴造が豊日の裔なりとの意なり。カシハ條を見よ。

19　大伴造（山城）　山城の計帳ならんと思はるゝ正倉院文書に「大伴造秋麻呂、外八人」見ゆ。前項大伴造と同族ならんか。

20.　大伴造（任那族）　これも大伴部伴造の一ならむか。姓氏錄大和諸蕃に「大伴造、任那國主龍主王孫佐利王より出づる也。」と見ゆ。十八項の大伴造とは、全く別なり。

オホトモ

21　大伴造（天彦命裔）　こは河内の大伴造にて前諸項と又流を異にす。姓氏錄未定雜姓、河内の部に「大伴造、天彦命の後者、不見」と見ゆ。石川郡に大伴邑あり。關係あるか。

大伴造に關しては、大部（オホトモ）條第二項を參照せよ。

22　大伴宿禰　天武紀十三年條に「大伴連云々、姓を賜ひて宿禰と曰ふ。」と見ゆるが如く、大伴連の宿禰姓を賜へるものなり。古語拾遺に「天忍日命は大伴宿禰の祖也」と見え、姓氏錄は左京神別に收め、「大伴宿禰、高皇産靈命五世孫、天押日命の後也。初め天孫彦火瓊々杵尊神駕の降也、天押日命、大來目部を御前に立たして、日向高千穗峰に降ります。然る後大來目部を以つて、天靫負部と爲す。天靫負の號、此に起る也。雄略天皇の御世、天靫負を以つて、大連公に賜ふ。奏して曰く、衞門開闔の務、職に於いて已に重し、一身にては堪え難きが若し。望らくは愚兒語と、相伴ひ、左右を衞り奉らむと。勅して奏に依る。是れ大伴、佐伯の二氏、左右開闔を掌るの緣也。」と見ゆ。

オホトモ

書紀には景行朝、武尊東征の際、甲斐の酒折宮にて、大伴連武日・靫部を給ふとあり、ユケヒベ條を見よ。猶ほサヘギ條參照。

此の氏後弘仁中、淳和帝の御諱を避けて伴宿禰と稱す。卽ち類聚國史卷廿八に「弘仁十四年四月壬子、大伴宿禰を改めて、伴宿禰と爲す。諱に觸るれば也。」と見ゆ。此の時單に大伴宿禰のみが伴となりしにあらずして、全べての大伴氏、大伴部、及び地名に至る迄、盡く伴氏、伴部となれるなり。よりて爾來伴氏、伴部とあるは大伴と心得べし。諱とは淳和天皇の御名大伴を指すなり。

此の氏の系圖は、大伴系圖を始め、伴氏系圖と云ふもの尠からざれど、正史と合せざる點尠からざれば、今、六國史、公卿補任等を基とし、已むを得ざる部分のみ此等の系圖によりて、此の氏の系圖を作れば次の如し。

咋子

┌（姪）古麻呂 陸奧鎭守將軍
├宿奈麻呂 右大辨 ─ 女子 田村大孃
├（道足）公卿補任安麿第一子とす
├女子 坂上郎女、穗積親王室
├兄麻呂 參議
├潔足 參議 延曆十一、十、二薨
├（古麻呂）
├望多 馬來田 贈大紫 ─ 道足 鎭撫使 參議 ┬ 伯麻呂 參議 天應二、正、一薨
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└ 駿河麿 鎭守府將軍、參議 寶龜五、七薨
├小吹負 吹負 贈大錦中 ─ 牛養 中納言
│　　　　　　　　　└ 祖父麿 按察使 ─ 古慈斐 從三位 ─ 弟麿 從三位（乙麻呂）─ 勝雄
└繼人 左少辨 ─ 國道 參議 ─ 善男 大納言

長德は孝德紀大化五年四月條に「小紫大伴長德連（字馬飼）に大紫を授け、右大臣となす」と。その弟二人は壬申紀に「是時に當り、大伴連馬來田、弟吹負、並に時の否なるを見、病と稱して倭の家に退く」と。

次に御行は大寶元年正月紀に「大納言正廣參大伴宿禰御行薨、帝甚だ之を悼惜し、直廣肆榎井朝臣倭麻呂等を遣はして、喪事を監護し、直廣壹藤原朝臣不比等等を遣はし、第に就き詔を宣し、正廣貳右大臣を贈る。御行は難波朝右大臣大紫長德

の子也」と。贈官・此處に始ると云ふ。その弟安麻呂は和銅七年五月紀に「大納言兼大將軍正三位大伴宿禰安麻呂薨ず。帝深く之を悼み、詔して從二位を贈る。安麻呂は、難波朝右大臣大紫長德の第六子也」と。其の子旅人は天平三年七月紀に「大納言從二位大伴宿禰旅人薨ず、難波朝右大臣大紫長德の孫、大納言贈從二位安麻呂の第一子也」と。又歌人として其の名頗る高し。其の子家持は延曆四年八月紀に「中納言從三位大伴宿禰家持死」と、その死後程なく、その族繼人、竹良等が藤原種繼を殺せし事發覺し、家持連座、その息永主、流に處せらる。後延曆廿五年、本位從三位に復さる。家持は政治上、軍事上頗る重要なる地位に立つも、又歌人として其の名・父に越ゆ。萬葉集選者につきては說頗る多けれど、家持と關係深き事は明白にして、集中家持、或は家持と關係をもつ人の作最も多し。次に中納言に上りし牛養は、天平勝寶元年五月紀に「中納言正三位大伴宿禰牛養薨ず、大德咋子連の孫、贈大錦中小吹負の男」と見ゆ。よりて吹負は、また小吹

負と云しが如く考へらる。國通、善男の事は、トモ條を見よ。參議以下は省略す。猶ほ以上の外、國史古典に見ゆるもの甚だ夥し。

大伴氏は上古より中古に亘りて大に榮えし氏なれば、同族も亦頗る多し、各條々を見よ。猶ほ大伴宿彌の後裔と云ふも、甚だ尠からず、トモ條を見よ。

大伴氏は其の祖道臣命・宅地を大和の築坂邑に賜ひ、又馬來田、吹負等の宅の大和にありし事は、壬申紀によりて明白なり。又萬葉集に大伴宿奈麻呂は田村里に居ると。卽ち別宅、或は支族、分族は難波、其の他にありしならんも、本居の大和なりしや想像するに難からざるなり。しかるに其の氏神の山城國葛野郡上林鄕伴氏神社なるは怪しむに足るべし。その說トモ條にあり。

23 京師の大伴宿禰　天平五年の右京計帳に「大伴宿禰宿奈女」と見ゆ。こは奈良の京也。平安に至りては、枚擧に遑あらず、姓氏錄左京に貫す、前に云へり。

24 山城の大伴宿禰　トモ條にて、云ふべし。

25 攝津の大伴宿禰　延曆十八年七月紀に

「攝津國人正七位上大伴宿禰助等、右京に貫す。」と見ゆ。當國大伴連の事は第二項を見よ。

26 紀伊の大伴宿禰　第四項、第五項參照。袖中抄に遣唐使大伴宿禰佐手麿記と云ふを引きて、佐手麿・天平勝寶二年、紀伊國に歸着すと云へり、當國の人なるべし（名所圖會）。

27 日向の大伴宿禰　大同類聚方に「日向藥、又千穂藥、大伴宿禰家守傳之奏焉」と見ゆ。第三十三項參照。

28 大伴（無姓）　美濃に在り、大伴部の族ならんか。春部里大寶二年戸籍に「寄人大伴安倍、」栗栖太里同戸籍に「大伴久知良」等見ゆ。

29 近江の大伴氏　甲賀郡前野邑に大伴狹手彦の碑あり、當郡大原、上野、瀧、高屋の諸氏は此の後と云ふ。

30 山城の大伴氏　當國珍皇寺より發掘せし文字瓦に大伴と刻せるものあり。

31 武藏の大伴氏　武藏大伴直の族なり。靈異記に「武藏國多麻郡鴨里人也云々、火麻呂は大伴、名姓不分明」と。また「大伴赤麻呂は、武藏國多麻郡大領也。天平勝寶元年己丑冬十二月十九日を以つて死

オホトモ

す。」と。又萬葉集卷廿に「那珂郡檜前舍人石前の妻大伴眞足母」など見ゆ。第九項、大部（オホトモ）條第二項、及び大伴部條を見よ。

32 紀伊の大伴氏　元亨釋書廿八、寺像志に「粉河寺は寶龜元年建つ。故老傳へて言ふ、紀州那賀郡に獲者あり、姓大伴、名孔子古」と大伴連の族なり。孔子古の後は、其の子船主、その子益繼、其の子貞宗なり。第四項、第廿六項を見よ。降りて元弘年中の文書に和佐又次郎大伴實村、小倉孫十郎大伴兼綱等見ゆ。

紀伊續風土記伊都郡三谷村舊家竈門新五郎條に「其の祖を大伴常家といふ。竈門明神の末裔なりといふ。常家・竈門明神の神職たり云々」とカマド條を見よ。

33 日向の大伴（無姓）　神護景雲二年九月紀に「日向國宮崎郡の人大伴人益云々、從八位下を授く」と、第二十七項と關係あるべし。

34 常陸の大伴　類聚國史卷八十七に「延暦廿一年云々、常陸國人大伴繼守」と見ゆ、大伴部の族なり。常陸風土記久慈郡條に「小田里云々、其里大伴村、涯あり、土の色黄なり」と、大伴氏の住みしより

オホトモ

起りし地名と考へらる。

35 相摸の大伴氏　鶴岡八幡宮の神主家なり、三河大伴氏の族と考へらる、トモ條を見よ。神職元祖を中務大輔（主殿大夫）清元（忠國）と云ふ。文治二年補任の文書あり。鶴岡社職系圖によれば、大伴氏の如くも、大友氏の如くも見え、忠國の譜には、「藤原を以つて姓となし、大伴を以つて氏と爲す、又牡丹紋を賜ふ」とあり。

36 因幡の大伴（無姓）　類聚國史卷八十七に「大同四年七月云々、因幡國人大伴吉成」と云ふ人見ゆ。

37 出雲の大伴氏　相國寺供養記に「朝山出雲守大伴師綱」見ゆ。出雲の朝山氏なり、アサヤマ條を見よ。

38 豐後の大伴氏　ツルミ條を見よ。

39 京師の大伴氏（無姓）　正倉院天平十七年文書に右京の人にて大伴氏見ゆ。

40 （膳）大伴（無姓）　拾芥抄、姓名錄抄に見ゆ。大伴部、及びカシハ條を見よ。

41 三河の大伴氏　三河大伴部直の後裔なり。伴氏系圖に「善男、貞觀八年閏三月廿二日配流、云々、善男卿、召返され、上洛せしむの處、又山門の訴訟あるにより、三河國より逗留經廻る。八名郡司

額田部信任の娘、幡豆郡司大伴常盛の娘犬子の二人を念ひ、妻室と爲す。此の如きの間、常盛の娘に一男あり。郡司員助、時に妻室の所領相續、幡豆以下を知行せしむ云々」と。その子「員助、幡豆郡司と號す。母は幡豆郡大伴常盛の娘、清犬子」と見え、又淺羽本に「善男、家傳の説に曰ふ云々。九月廿二日、伊豆國配流。清和御出家、丹波國水尾山御籠居あり。善男召返され上洛、其の後、山門の訴訟あり、三河國へ籠居。船にて彼の島に下向す。其の時、八名郡住、額田郡司信任の息女妻室となる。其の後、又幡豆郡司大伴常盛が息女字清犬子を妻と爲し、一子を生む。郡司員助是れ也。善男上洛の後、妻室所領相續知行」と。其の子「員助、幡豆郡司と號す。母幡豆郡大伴常盛の娘清犬子」等見ゆるを以つて、學者多く之を信ずれども、實は採るに足らざる虚妄也。員助の母、大伴常盛の女と云へど、當時大伴なる氏あるべき筈なし。淳和朝、御諱を避けて大伴を伴としたるは、全國各流の大伴氏皆然りしなり。三河のみ大伴を稱する事謂れなし。こは此の氏もと景行裔三河大伴氏の後なるを强ひて、道臣命裔なる京師大伴氏に、結付けんとしての拙劣より來る。寛永系圖に「景行天皇御子武持宿禰に命じて、大伴姓を賜はり、初めて大臣に任ず。後裔中納言大伴家持云々」と、又極めて拙劣の物なれど、其の景行帝裔と云ふは據る處ありてなるべし。三河大伴氏は景行皇子倭宿禰命の裔也。三河神名帳に大伴明神とあるは此の氏の氏神ならん。員助の後は「清助（幡豆郡司）―正助―依助（參河大介、八名郡司）―光兼（大屋介）」と、詳細はトモ條を見よ。

2　其の外、陸奥話記・官軍の勇士に大伴員季あり、深江是則と共に載せたるを思へば、第十五項大伴氏か。されど當時大伴とあるは疑ふべし。蓋し大友氏か。その名より云へば三河大伴氏なるが如し。現今三河、備前にあり。

大部　オホトモ　オホベ　部は伴に同じ、よりて大伴は又大部ともあり。但しオホベと讀むものは其の條を見よ。

1　大部連　三代實錄、日本靈異記等大伴連を大部連に作るもの多し。

2　大部直（武藏）　大伴部直、大伴直に同じ。武藏國造族なり。神護景雲元年十二月紀に「武藏國足立郡人外從五位下大部直不破麻呂等六人、武藏宿禰を賜ふ」と見ゆ。此の武藏宿禰は武藏國造家なる事、武藏條にて云ふべし。なほ天平寶字八年十月紀にも大部直不破麻呂を載せたり。此の大部直は大伴部第四十六項に述ぶるが如く、景行朝、東方諸國の國造に命じ、その子弟を獻らしめ、膳大伴部となしたるに始まる。此の時當武藏より膳大伴部となりたる人名は詳かならざれど、西角井系圖に據れば、國造字邪毘足尼の子「八背直、應神天皇の御宇、膳大伴部となりて供奉、故に膳大部直を負ふ」と見えたり。八背直の後裔は左の如し。

八背直┬牛頭直―押熊直―伊宜古直
　　　└强頸直

「馬養直―筑磨直―綱執直―氷上萬呂」

「道足―古麿―不破麿―弟總」

氷上萬呂は「足立郡司、大領外正六位上」とあり、代數より推すに、此の人恐らく中古初期の人にして、諸國に國司郡司任命の際、初めて當郡の大領となれる人なるべし。されど、これより前、卽ち上古末に於いても、此の氏は此の郡の大豪族

にして、かの武藏直の宗家斷絕後は氷川神社を奉齋し、又郡政にも携はれるものならんか。何となれば、武藏直斷絕後、國造職は笠原直に移れるも、同氏は此の地に移らずして、從來の如く埼玉郡笠原鄕に住し、其の地に於いて、國務を沙汰し、又物部直が國造の際は、國造廳は物部直の住居地なる入間郡に移りしものと思はるればなり。

氷上萬呂の後、道足、古麿等、代々足立郡司なり。不破麻呂に至り、前述の如く武藏宿禰姓を賜ひ、且つ武藏國造に任ぜられ、弟總其の職を嗣ぐ。かくの如く此の氏、武藏宿禰姓となれるも、そは不破麿の家のみにして、他の氏人は、なほ從前の如く大伴部直なりし事を知らざるべからず。大伴條第九項、第三十一項、大伴部第四十六項を見よ。

3 大部首　和泉の氏なり。此も大伴部の首長なりし氏なるべし。姓氏錄未定雜姓、和泉の部に「大部首、贍杵磯丹杵穗命の後と云へど見えず」とあり。大伴造と緣故あるべし。大伴條第十七項參照。

4 大部造　播磨風土記、賀古郡鴨波里條に「大部造等の始祖古理賣、此の野を耕して、多く粟を種う」と見ゆ。播磨大伴部の首長の氏なるべし。大伴條第十八項以下參照。

5 大部宿禰　東大寺要錄に見ゆ。オホトモなるべし。

大友　オホトモ

大伴と國音全く等しけれど、古く區別して違ふ事なし。されば大伴氏が弘仁以來・天皇の御諱を避けて、伴氏となりし後も、此の氏は猶ほ、大友と云へり。されど後世は、音の同じきより混同して、大友を大伴と載せしもの尠からず。太平記に大伴入道具簡とある如きこれなり。思ふに大伴は早く伴姓となりしなれば、後世大伴と云ふは、其の實大友氏ならんか。大友は地名を負ひし氏なり、和名抄近江國滋賀郡に大友鄕あり、於保止毛と註す。其の他、三河、相摸、下總、上野、越後等に此の地名あり。

1 大友漢人　近江國滋賀郡大友鄕とある地に住める漢人にして、神龜二年の志何郡計帳に「大友漢人若子賣」と見ゆるは此の族なり。大和の漢氏と同族なりと稱す。

2 大友村主　大友漢人の首長たりし氏なり。推古紀十年條に「大友村主高聰」また天平志何郡計帳・大友村主宿奈尼賣、神護景雲元年五月紀に「近江國人外正七位上大友村主人主、稻一萬束、墾田十町を西大寺に獻ず、云々、外從五位下を授く」と。また延曆六年七月紀に「右京人正六位上大友村主廣道、本姓を改めて、志賀忌寸と改む」と。また承和四年十二月紀に「近江國人太政官史生大友村主弟繼等、姓を蕃(一本作春)良宿禰と賜ふ。常繼の先は後漢獻帝苗裔也」など見ゆ。三井寺卽ち園城寺はもと此の氏の氏寺なり。又六歌仙の一人、大友黑主・此の氏より出づ、次を見よ。

3 弘文帝裔大友村主　前條大友村主と同族にして、倭漢氏の族なり。然るに古今和歌集目錄、大友黑主傳に「黑主は薗城寺本主歟。大伴黑主村主等、氏寺を以つて、智證大師に申し、天台末寺に寄す。道國役と爲す云々。緣起に見ゆ云々。皇代記に云ふ、天武天皇三年甲戌、大友太政大臣の孫、大友與多大臣家地に御井寺を造る、(今三井寺是れ也)。父の遺誡により建立云々。金堂內陳柱記に云ふ、今年甲戌、右大臣大友與多等、此の伽藍を建立す云々。過ぐる康平年中、之を見出す。

オホトモ
オホトモ

然らば黑主寄進如何。黑主は延喜大嘗會の歌を讀む。寛平頃の人か」と。また皇胤紹運錄に「大友皇子(本名伊賀)―與多王(大友姓を賜ふ)―都堵牟麿―黑主(歌人)、弟夜須良麿」などあるより、黑主を弘文天皇後裔となすは大なる誤なり。黑主の大友村主なるは古今和歌集目錄に大伴黑主村主とあるによりて、明白なるが、猶ほ天台座主記第一卷安慧和尙譜に「貞觀八年、太政官・近江國に下す符に偁く、滋賀郡擬少領從七位上大友村主夜須良麻呂狀に偁ふ云々。大領從八位上大友村主黑主解に偁ふ云々」などあるによりて明白なり。而して大友村主の歸化族なるは、前項引用承和四年紀に「後漢獻帝苗裔也」とあるのみならず、推古紀に見え、又大友村主族が大友漢人と共に天平二年の志何郡計帳に見ゆるによりて疑問をはさむべき餘地なし。

されど、三井寺が弘文天皇の皇子與多王の開基とするは以上の諸書に止らず、扶桑略記にも、天武天皇十五年條に「是歲、大友太政大臣の子與多大臣の家地に、御井寺を建つ、父の遺誡に依る云々」と云ひ、又古今著聞集所載智證大師の緣起と云ふものに「此の地・先祖大友太政大臣家地也」とあり。而して園城寺傳記引く大友夜須良麿記に「本願大友與多麿は天智天皇孫、大友皇子第五男也」と。元亨釋書の類・また之を云へり。學者中にも猶ほこれを信ずるもの多く、天皇の子孫・あとを晦まして村主の如き卑姓に降り給ひしなりなど云ふものあれど、弘文帝裔は多く淡海眞人姓を賜へり、何ぞ與多王の後のみ世に隱るゝ要あらんや。殊に村主姓の漢族なる徵證多きをや。

軍記類にては平家物語に「夫れ三井寺は近江の義大領が私の寺たりしを」と云ひ、盛衰記は「抑も三井寺は是れ近江國志賀郡擬大領大友夜須良麿が、私の寺たりしを」とありて、弘文帝の事を云はざれど、太平記には「彼寺の本主太政大臣大友皇子の皇胤、大友夜須麻呂の氏族連署して、官符に申す、貞觀六年十二月五日狀に云々」と見ゆ。

4　大友村主族　天平二年の志何郡計帳に「大友寸主族宿奈尼女」なる者見ゆ、天平元年の計帳に「大友村主宿奈尼賣」とあるは族字落ちたるなるべし。

5　(西)大友村主　坂上系圖に見ゆ、阿智王に從ひ來れる漢人の內に見ゆ。西は河內の意なるべし。

6　和泉の大友寸主　泉北郡大野寺より發掘されたる文字瓦に、大友寸主と云ふものあり、寸主は村主と云ふに同じ。

7　大友史　天平寶字二年六月紀に「大友史・桑原直姓を賜ふ」(この全文は桑原直の條にあり)と見ゆ、大友漢人の族なり。

8　河內の大友史　姓氏錄、未定雜姓、河內の部に「大友史、百濟國人白猪(一本作駒)奈世の後也」と見ゆ。前項氏と同族なるべし。

9　官奴裔の大友史　天平十五年九月紀に「官奴斐太を免じて良に從ひ、大友史姓を賜ふ。斐太は始めて大坂沙を以って、玉石を治めし人也」と見ゆ。もと此の氏なりしによるか。

10　大友連　大友漢人、又は村主などの連姓を賜ひし者なるべし。拾芥抄に見ゆ。

11　大友曰佐　倭漢氏の族なり。大友民曰佐と同一氏か。天平十四年の古市鄕計帳に「大友曰佐廣羽賣」と云ふ人見ゆ。又天平二十年寫書所解に「大友曰佐廣國、年三十七、近江國蒲生郡桐原鄕戶主大友曰佐千島戶口」と載せたり。大友民條參照。

12 大友宿禰　姓名録抄、拾芥抄等に見ゆ。

13 大友氏　大友村主、同曰佐、同史等の後なり。紹運録が大友皇子の後となすは誤にして、歸化族なる事、第三項に云へり。此の外類聚符宣抄、古今著聞集等に大友氏見ゆ、皆大友漢人族なるべし。又天平二十年二月紀に大友國麻呂、朝野群載、天暦十年官符に「近江追捕使大友兼平」見え、東寺承平二年文書に「擬大領大友馬飼」見ゆ。永く榮えしものと思はる。

14 秀郷流藤原姓波多野氏流　相摸國足柄郡大友邑より起る。この地は和名抄足柄上の郡伴郡郷（高山寺本に伴群郷）に當る。この郡、或は群の字は部の誤にて、萬治本、小字本・部に作り、登毛倍の旁訓あるをよしとす（地理志料）。而して更に溯れば、四天王寺御手印縁起に、「食封足上郡大伴郷五十烟」と見ゆ。卽ち大伴部の居住せし地なるより大伴郷と云ひ、後御諱に觸るゝが故に、伴部に改めしが、土俗なほオホトモと呼び、大友の字を宛てしや明白ならんか。よりて此の氏も、古代の大伴氏、或は大伴部と關係あらんかと考へらる。

秀郷流波多野系圖に據れば、「公光四男公俊（相摸守）―波多野經秀―秀遠（藤大夫）―遠義（佐藤筑後權守）―經家（大友四郎）、弟義景（大友、波多野）」と見え、經家の子に「實秀（太郎、母三浦庄司義經女）、女子（七條大納言家、信濃局）、女子（掃部頭親能室）、女子（左近將監能成妻、能直母）、女子（三浦武二郎義國妻）、能直（實は外孫、左衞門尉、前豐前守）」を擧げ、實秀の女に「右大將家女房、相摸と號、信濃女房」を載せ、又能直の子に親秀、能秀以下を擧ぐ。

されど尊卑分脈等、此の系圖と同樣、遠義の子に義通以下を擧ぐれど、經家を擧げず、又鶴岡大伴系圖は、大伴姓と云ひて、姓を藤原と改むと云ふ。然らば經家は其の實大伴姓なりしか。

15 中原姓（或は秀郷流近藤氏流）　前項大友氏を襲ぎしものとす。卽ち尊卑分脈に「秀郷―千常―文修―文行―修行（住近江國）―行景（左衞門尉）―景親（島田權守）―景賴（近藤武者）―能成（武者所、左近將監、近藤太）―能直（齋院次官中原親能の子となり改姓、但又當氏に歸る云々。大友鎭西奉行、豐前守、從五下）―親季（一本

親秀）」と載せ、又中原條に「廣忠―廣季（博士）―親能（掃部頭）」と云ひ、而して親能が中原廣季（明法博士）の子なる事は、玉海及び中原系圖にも見ゆれば動かし難く、又能直が親能の猶子たりし事は、東鑑卷二十一に「故掃部頭親能入道猶子左衞門尉能直」と明記するによりて、容易に知るを得べし。而して親能、並に能成の室は共に大友經家の娘なれば、その關係より能直は大友庄を得、且つ叔母の夫の養子となりしを知るに足らん。

よりて大日本史氏族志も「能成の子能直・中原親能の子養する所となる、姓中原を冒し、大友氏を稱す。東鑑を按ずるに云々、波多野經家・大友と號す。中原親能婦の翁也。又志賀氏文書、能直沒後、其の妻・相摸大友郷地頭郷司職を嫡子大炊介親季に附する事を載せたり。此に據れば大友の望相摸に出づ。蓋し經家・其の食邑を以つて、之を女婿中原親能に與へ、親能、又之を義子能直に與ふる也」と載せたり。卽ち志賀文書、延應二年四月の深妙尼（能直室、親秀母）讓狀に「嫡男大炊助入道（親秀）分、相摸國大友郷、地頭郷司職。次男宅万別當（能秀）分、豐後國大野

庄内志賀村半分。大和太郎兵衛尉分、同庄内上村半分地頭職、八郎分、同庄内志賀村半分地頭職。九郎入道分、同庄内下村地頭職。女子大御前分、同庄内中村地頭職。女子美濃局分、同庄内上村半分地頭職。帯刀右衛門尉後家分、同庄内中村内保多田名云々」と。此等によりて豐後大友氏は相摸の大友より起り、前項大友經家の後繼なるや明白なりとす。

然るに異說頗る多し、次に項を改めて述ぶべし。猶ほ分脈大江氏系圖には「匡房―維順―維光―女子(廣元妹)―能直(親能猶子、號大友鎭西守護)―親直(大炊助、鎭西守護)―賴泰(兵庫頭、出羽守、式部大夫、鎭西守護、六波羅評定衆)―親時(因幡守、鎭西守護)―貞親(左近大夫、鎭西守護)」とあり、此の系圖に據れば、能直の母は大江氏にて、大友經家にあらざれど、他の大江古系圖に見えず、よりて思ふに廣元・中原廣季に子養され、或は其四男等云ふより妨れたるなるべきか。

16 藤原北家道長流　以上の如く大友氏の出自は明白なるに、大友系圖には「道長―長家―忠家―俊忠―光家―光能(參議)―親能(母正四位下大外記中原廣季朝臣の女也。初外祖父廣季の養子となり、後右大將賴朝卿の命により、本姓藤原に復す。是を以つて息等、或は藤原、或は中原、相交ぜ之を稱す。云々)―能直(大友四郎大夫平經家の女、利根局と號す。右大將家の妾となり、既にして懷抱、之を親能に賜ふ。承安二壬辰年に至つて誕生、能直是れ也。故に賴朝卿の男にして親能の養子也。是により能直、養父の姓に從ひ、藤原と爲り、外祖父の氏によりて大友と稱す。以つて當家の元祖と爲る、云々)」と載せ、親能を以つて、攝關家の庶流となし、更に能直を賴朝の子となす。大友系圖の諸本多く之を云へど、正確なる史籍、並に關係諸系圖に徵證なければ採るに足らず。蓋し參議光能の諸子中・親光の傳詳かならざるより、之を以つて親能に當て、かゝる系圖を僞作せしものと思はる。又能直を賴朝の子となす、島津氏と同樣信ずべきにあらず。

17 利仁流藤原姓近藤氏流　されど能直の父能成を秀鄉流とするにも疑問ありしと見え、尊卑分脈は利仁流に「利仁―叙用―吉信―伊傳―公則―則經―則明(後藤太、號坂戶判官と號す)―惟峰―惟重(島田權守)―貞成(近藤武者)―能成(近藤太、住相摸國)―能直(從五下豐前守)」と載せ、又淺羽本大友系圖には「則明―行景(島田權守)―景親―貞成―能成―能直(法名能蓮、一說右大將賴朝の子、不審。掃部頭親能猶子、母大友四郎經家女)」とありて、少しく異なれど、共に利仁流とも云ふ也。

なほ詫磨文書より云へば、能直は九州の人なるが如し。第二十二項を見よ。

18 豐後の大友氏　能直以來豐後に居り、分族支流極めて多く、又一方次第に勢を得て、九州大半を領す。實に鎭西第一の大族と云ふも可ならずとせず。從つて大友系圖と云ふもの頗る多く、異說尠からざれば、その眞相を窺ふ事難し。よりて以下分脈、大友記、及び集成大友系圖を擧ぐるに止むべし。

尊卑分脈及び其の追加に「能直―親秀(大炊助、從五位下、鎭西奉行、出家寂秀)―賴泰(兵庫頭、從五位下、鎭西奉行、出羽、丹後守)―親言(藏、因幡守、鎭西奉行)―貞親(藏、左近將監、鎭西奉行、從五位下、出羽守)―貞宗(近江守、從五位下、鎭西奉行)―氏泰(藏人、式部丞)―

オホトモ
オホトモ

氏時(刑部大甫)―親世―氏續(早世)、弟親世(修理大夫、式部大夫、從五下、實氏續子)―親著(式部丞、從五下、號式部大夫)―持直(中務大甫)―親經(左京大夫)―親隆(出羽守)―親繁(豐後守)―政親(從四下、豐後守)―義右(修理大夫)―親治(備前守、實祖父政親六身)―義長―義長(修理大夫)―義鑑(修理大夫、從四位下)―義鎭(五―)」と載せ、又賴泰弟「泰直―親時―貞時」と見ゆ。

大友記(九州治亂記)には「大友一家系圖、○從五位上豐前守左近將監能直(字、市法師、法名能連)。○二代、長男、利根次郎大炊助親秀(法名、寂秀、母畠山四郞入道女)。○三代、長男、大炊助賴恭(後兵庫頭、從五位上、法名道恩)。○四代、二男、從四位藏人左近大夫出羽守貞親(法名正温)。○五代、三男、近江貞宗(法名、具簡)。○六代、長男、近江守氏泰(後式部丞、遁世、同慈寺殿)。○七代、刑部大輔氏時(遁世)。○八代、氏時長男、氏繼。○九代、氏時次男、修理權大夫親世(後瑞光寺殿、祖高)。○十代、親世長男、中務大輔持直。○十一代、出羽守親隆。○十二代、氏繼長男、式部大輔親着。○十三代、左京亮親綱。○十四代、豐後守親繁。○十五代、備前守親治。○十六代、親治長男、修理大夫義長。○十七代、從三位左馬頭義鑑(入道宗玄)。○十八代、左衞門督義鎭(入道宗麟、後宗滴)。○十九代、義鎭長男、從四位左兵衞督義統(太閤秀吉代、號羽柴豐後侍從)。

御旗本四家之大名。○田原親定、其子親貫。○戸次伯耆守鑑連入道立花道雲(大友三代兵庫頭賴泰二男、戸次左衞門尉重秀末也。○佐伯權守惟定。○日田。

大友旗本之大名(但一身を先驗す)。○肥前國、龍造寺隆信(佐々木末孫也)。○同國筑紫左馬頭惟門、其子上野介廣門(但貳一家也)。○筑前國、秋月文種、其子種實(漢高祖後苗、春實公より二十八代)。○同國原田左京大夫(右一姓、惣領筋也)。此外小名有り。○筑後國、蒲池志摩守鑑廣(宇津宮彌三郞基綱末孫)、其の子兵庫頭鎭運。○同國、蒲池近江守鑑盛入道宗雪(右一姓)、其の子鎭連。○同國、溝口、草野、三池、此外小名有り。○肥後國、城親冬、合志彈正、赤星宮內、宇土、隈部鑑氏、賀井宗連、此外小名有り。○豐前國、城井、長野、此外小名有り。

大友由來之事。大友豐前守左近將監能直と申は、右大將賴朝公之御息也。其謂を尋るに、上野國大友四郞大夫經家の息女を、賴朝寵愛まし〳〵懷妊とならせたまひし時、大友齋院之次官親義にたまひて、後誕生なりし御曹司を、市法師殿と申されしは此人なり。九歲にならせたまひし春、賴朝筥根へ參らせ給ひけるに、親義扇をひらき、いもの子をいれて、賴朝公の御前にまいられける。賴朝、やがて心得たまひて、市法師殿を召出され候。去程に賴朝公富士之御狩をなしたまひし時、曾我兄弟かたきの工藤祐經を討取。剩へ御料之御陣に亂いる。賴朝公すぐに鎧を著し打いだしたまふ所に、彼市法師殿、其の比十一歲におはせしが、賴朝の御きせながにとりつき、君は是れ征夷大將軍にて渡らせ給ふに、是程の夜討なんどに輕々しく物の具めされべきに非ずと、頻に留め給へば、賴朝公尤と思召、とゞまりたまふ。其の後幼少之もの ゝ奇特なる事を申したると御感あつく、豐後、豐前、兩國をたまはり、豐前守、左近將監能直と號。官位五位上、大友は氏たりといへども、能直正く賴朝の御子なるによつて、

源の氏を下され、義直より源氏になり玉ひけり。かくて能直豊後國府内に下著あり。累代年久く、今の義鎭公まで十八代めでたくさかへ給ひけり。

大友九州の探題職給る事。親直より九代之後胤、瑞光寺殿修理權大夫源親世入道、祖高より以來、九州之探題に侍りたまふ。彼親世と申奉るは、並びなき仁義の名將にてをはしける。然に彼親世三歳にならせたまひし時、何となく仰せられしは、我年たけ人とならば、高祖と名を付べしとのたまふ。御父の氏時、其はもろこし漢の國の帝王の御名也と、笑はせたまふ。其時御曹司、左の御股をさし出したまひけるに、雪の如くなる御肌へに、七十二の黑子あり。抑も漢高祖御股に黑子七十二ありと傳聞く。七かれば此君は高祖の御再誕かと人々申あへり。かくて御年たけ、御心も猛々しく、人にすぐれ、御世つぎたまひ、肥後國菊池と對陣事七十一度、されども菊池は肥後、肥前、筑後、大國三ケ國大軍といひ、其の上、代々武功の家なれば、武者づかひ合戰ぶり、何萬の大敵に逢てもあかまえ、親世さま〴〵の武略を廻らしたまへども、終に手立にのる事なし。親世公仰けるは、我れ菊池と相戰事、年久しかりといへども、菊池はをのが國中切所をかまへ、卒爾の働なし。これに依て、某古より事にをぢず。如何にもして菊池を引出さん事ぞ、あらまほしけれと宣ひて、日々夜々菊池退治の相談なされしに、祖高仰けるには、某果候とて萬壽寺にて、そうれいつかまつり候へ、さもあらば菊池某死したりと悅、此表へ旗を出さん事疑ひなし。其時豐後國中へ引入侍べし。いそぎ某煩ふよし沙汰させよと宣ひければ、俄に御違例以ての外の由にて、國中の醫者をめし集。上下馳向る事斜ならず。かくて次第に御煩をもらせ給ひ、程なく御かくれなされたる由にて、萬壽寺にて葬禮のぎしきあり。壽林寺、瑞光寺、こんがうはうかいじにて、めい日の佛事とり行ひければ、國中驚さわぐ事限りなし。其後親世入道ましまし〳〵祖高と御名を替られける。招漢のもの百餘人撰び山伏となし、或は商人となし、肥後の國はいふにつかはし、事の躰を見せ給ふに、案にたがはず、菊池は、親世かくれまし〳〵たると聞、案堵の思ひをなし、朝夕猿樂遊女をあつめ、酒宴亂舞に帶紐をとく。親世忍び〳〵人數を越、あいづの日を定、百餘人の者共もとしろまで忍びいり。小路町屋に至るまで一度に火をかくる。菊池斯るはかりごとゝは夢にもしらず、事しづめんとて三の曲輪まで出らるゝ。親世よせかけ前後左右より取まき、難なく討取給。菊池うたれしかば、豐筑肥六箇國、事故なく御手に入。九國二島、親世入道祖高御旗下にぞなりにける。世しづまり官位のため上洛まし〳〵、左右の大臣に付て奏聞したまひければ、御門叡覽ありて、九州の探題たる院宣をなし下され、其より以來筑紫の探題に備り給ひけり、」と見ゆ。

能直は系圖に「童名一法師丸、從五位上、左近將監、左衞門權少尉、撿非違使、豐前守、法名能運、」と見ゆ。建久五年、豐前豐後二國の守護職を授けられ、七年三月・其の臣古莊重能を遣はして、先づ豐後に赴かしむ。四月、緒方惟榮が族大野九郎泰基・之を拒みて、大野郡神角に戰ふ。重能擊ちて泰基を殺す。六月十一日、能直・豐後に來り、始め速見郡立石に營し、後府內に移る。承久元年冬、所領を總領親秀に讓る。同三年、退隱の地を

大野郡藤北村にトし、居邸を營建して、之に遷る。貞應二年癸未十一月二十七日病を以つて卒す、五十二。藤北常忠寺に葬る。後崇祭して藤北大明神と云ふと傳へらる。東鑑文治五年七月十九日奥州發向條に大友左近將監能直、又十五に左近將監、二十一に親能入道猶子左衞門尉能直、又義直とも見ゆ。詫磨文書、左衞門尉藤原能直、大友豐前々司能直等とあり。

19 集成大友系圖　能直の兄弟は、大友系圖に「兄季時、(弟に列する者も多し。)從五位下齋院次官、駿河守、三河守、六波羅奉行、號淵名、姓藤原、六波羅職」と。能直の弟「親實は從五位下、嚴島大宮司、左近藏人、民部少輔、周防守、姓藤原。」次に「師員は從五位下、助教、主計頭、大膳大夫、攝津守、法名行嚴、姓中原、鎌倉評定衆、又政所別當、肥後鹿子木、竹迫の祖。」次に「師俊は書博士、號三池、姓中原、鎌倉政所別當。」次に「親家は陸奥太郎、號門司、從五位下、木工頭、姓藤原。」次に「仲能は從五位下、左近藏人、木工頭、刑部大夫、陸奥守、號田村、姓藤原、鎌倉評定衆、實北山殿の一族、親能養子となる。」次に「親茂は又親直、從五位下、左衞門尉、號簗井、姓藤原、簗井の祖也、庶流立石、古庄、」と見ゆ。

次に能直の子

二代「親秀は次郎、或號利根、從五位上(下)、大炊助、法名寂季(秀)、號出雲路、鎭西奉行、東鑑三十一に、大友大炊助親秀、延應讓狀に大炊助入道、寶治二戊申年十月廿四日逝去、五十六歳、母は高山(畠山)四郎重範入道女、後號風早禪尼、法名深妙、嘉祿元乙酉年九月寂。」次に弟「能秀は詫摩別當、母同親季、肥後詫摩の祖也、庶流井上、平井、板井、扇迫、竹迫。」次に「時直は帶刀、左衞門尉、號下郡、母同親秀、下郡、鶴見、久保、得永、帶刀等の祖。」次に「有直は元吉四郎、(筑後)、母白拍子。」次に「親直は五郎、左近將監、母同親秀、早世。」次に「景直は或時景、六郎、一萬田太郎左衞門尉、大和守、法名蓮景、母同親秀、豐前の城井大和壹岐前司景房入道蓮昇の養子、一萬田、城井、豐饒、高崎、井上、袴田、太田等之祖。」次に「禪能は山僧、少輔竪者母同親秀、早世。」次に「秀直は改秀能、高尾(鷹尾)七郎、母同有直、遁世、號三寶房、法名浮從。」次に「能鄕は志賀八郎

(豐前八郎)、法名信寂、母同親秀、志賀の祖也、庶流朝倉、等。」次に「能職は、一に能基に作る。(豐前守)豐前九郎、法名明眞、母同親秀、伊豫河野四郎通信(一本筑井親直)の聟となる、藤北、田中の祖。」次に「朝直は又次郎、母同親秀、早世。」次に「泰廣は十郎、左近藏人、中務少輔、母京人也、賴泰の代に至り、豐後に下向す、田原の祖也、庶流生石、田口、利光、麥生、吉弘、富永、保見、如法寺、國岡等。」次に「長女は善刑部大夫室、宮迫の祖。」次に「二女は名越越後守平朝時の室、尾張守光時、備前守時長、修理亮時幸等の母儀。」次に「三女は山上中將室、貞親母儀、玖珠女房と號す、」と。

次に親秀の子、

三代「賴泰は初名泰直、童名藥師丸、太郎、從四位下(从五下)、大炊助、兵庫頭、式部大輔、丹後守、出羽守、法名道忍、號常樂寺、聽内昇殿、鎭西奉行、東鑑卷三十六、四十二に大友式部大夫賴泰、正安二庚子年九月十七日逝去、七十九歳、母三浦肥前守平家連(家道)女。」その弟重秀は戸次次郎、左衞門尉、法名佛阿、母同賴泰、弘安五壬午年五月二十三日卒

去、戸次の祖也、庶流には清田、松岡、冬田、利根、竹中、大神、藤北、津守、臼杵、利光、怒留湯、內梨、鶴木、平川、幸弘、小川、成松、井上等の諸氏あり。」次に「能泰は三郎、藏人、修理亮、法名道喜、號野津原、また田北。母冷泉局。」次に「重直は一に直重に作る。狹間、大炊四郎、母阿波藤內左衛門尉の姉(女)、狹間の祖。」次に「頼宗は初名親直、野津五郎、法名阿一、嘉元三乙巳年三月十六日卒去、母は小河左衛門督女、野津の祖也。庶流には吉岡、波津、久戸、上椎原、(一本に波津久、戸上、椎原)、蒄瀬、久土知、(久七知)、岩屋、御久里、笠良木、佐渡原、(佐土原)、小河內、長小野等の諸氏あり。」次に「親重は木付大炊六郎、母同頼泰、木付の祖。」次に「親泰は一に親康に作る。童名觀音丸、七郎、兵衛尉、田北大炊(兵衛判官)、母同頼泰、田北の祖也、庶流には城後、石合、須郷(須江)、鹽手、小都留等あり。」次に「良慶は童名久衛丸、山僧、律師、權少僧都、助阿闍梨、母京人、大野庄酒井寺院主。」次に「親盛は九郎、早世、母京人。」次に「長女は後嵯峨法皇の御寵愛により准后の宣旨を蒙る。齋宮の御母堂。」次に「次女は神祇伯從二位資基王の室、伯從二位資緒王、從三位資顯卿、左中將康仲卿の母儀。」次に「三女は參議藤原基氏卿(號持明院、別當入道丹空)の室、左少將基有の母儀、五王寺と號す。」次に「四女は相摸三郎平資時入道貞如の室。」猶ほ「泰能・入田十郎、入田家祖」と云ふを補ふものあり。

次に頼泰の子「泰能は太郎、早世。」その弟、

「親時は一に親言に作る。次郎、從五位上、藏人、左近將監、式部大輔、因幡守、法名道德、(島津系圖に親時入道道惠)、鎭西奉行、母簗井左衛門尉親茂の女也、永仁三乙未年九月廿三日逝去(父に先立つて卒す)、六十歲。」次に妹「相摸修理亮平宗頼室。」

次に親時の子、

四代「貞親は太郎、(頼時三男)、從四位下、新藏人、左近將監(刑部少輔)、出羽守、聽內昇殿、法名玉山正温、號萬壽寺。鎭西奉行、母戸次太郎親時入道道惠の女也。弘安四辛巳年蒙古人襲來の時、軍令を司り、且つ戰功を抽づ。應長元辛亥年七月十九日逝去。」次に「秀直は初名泰親、或秀顯、次郎、從五位下、兵庫助、因幡守、號入田、又松屋(次郎)、入田、松屋等の祖。」次に貞親の弟、

五代「貞宗は從五位下、左近將監、(託磨文保元年文書に左近大夫將監)孫太郎、左衛門尉、近江守・法名直菴、具簡、號顯孝寺、鎭西奉行、(深堀文書、梅松論に大友左近將監、)太平記十一に大伴入道具簡。母同貞親、貞親より家督を受く。豐後金剛寶戒寺、圓壽寺、肥後淨土寺を建立す。元弘建武兵亂の時、等持院尊氏將軍に從ひ武功を勵み、爾來子孫、相傳へて將軍の味方となる者、九州に於いて當家を以つて隨一となす。□元年十二月三日逝去。」次に弟「師親は四郎、(近江)藏人、因幡守、從五位下、法名正淸、號勢家、又野津、又利根、母は志多理氏。」次に「女は島津上總介藤原貞久の室、大夫判官宗久、上總介師久の母儀。」一本次に「秀貞(出羽次郎)」を收む。

次に貞宗の子「貞順は近江次郎、豐後守、從五位下、謀叛により大野大渡に於いて自害、」と。この人は官軍に屬せしなり。

次にその弟「貞載は童名阿多々丸、三郎、左近將監、號立花。建武三丁丑年正月十

オホトモ
オホトモ

一日、東洞院烏丸に於いて、結城判官親光と討合ひ深手を被る、同十四日卒去。筑前立花の祖。」次に「宗匡は童名彦子丸、左近將監、三河守、舍兄貞載の遺跡を續ぎ、立花と號す。子孫連續。」次に「卽宗は和尙、利根吉禪寺の住持。」次に、

六代「氏泰は童名千代松丸、(太平記十四に大友千代松丸)、孫太郞、從五位下、大炊助、式部丞、法名獨峯淸巍、號同慈寺、母太宰少貳藤盛綱入道崇惠の女也。等持院殿(尊氏)より諱字を賜ひ、又猶子の儀を以つて源朝臣姓を賜ふの由、自筆の御判あり。親父の讓を受け家督と爲る。十月三日逝去。」次に弟「氏宗は等持院殿より諱字を賜ひ、或は氏行と云ふ。初名宗行。童名龜松丸、(孫四郞)、兵部丞、謀叛により長門國府に於いて自害。」この人も後に官軍に歸順す。謀叛とはそれを云ふなり。次に弟、

七代「氏時は等持院殿より諱字を賜ふ。童名宮松丸、孫三郞、從四位下、刑部大輔、法名天祐玉安、關東に於いて吉祥寺と號し、豐後に於いて、大應寺と云ふ。氏泰より一家相續。豐後稱名寺を建つ。將軍家に屬し連年戰功、武名甚多し、(應

安元年)三月廿一日逝去。」

次に氏時の子、

八代「氏續は一に氏繼に作る、童名宮松丸、利根孫太郞、從五位下、修理大夫、(式部大夫)、號不二菴、宮方たるにより家督に非ず。十二月廿七日朽網に於いて卒去」と。されど大友記八代に數ふ。次に氏續弟、

九代「親世は童名千代松丸、孫三郞、從四位下、左馬助、丹後守、式部大輔、(式部丞)、修理大夫(權大夫)、法名勝幡祖高(祐高)、號瑞光寺、親父より家督を受く。探題を未だ補せざるの間、親世九州の成敗を致すべきの由、鹿苑院義滿將軍の御判あり。忠を將軍家に竭し、野戰攻城、其の威九國に振ふ。(鎭西要略に、九州奉行)。應永廿五戊戌年二月十五日逝去。」次に弟「親國は始の名・親有、西五郞。」次に「氏能は彈正少弼、六郞、關東利根に住す、子孫あり、」と。

次に親世の子、

十代「持直は勝定院義持將軍より諱字を賜ふ、始め松岡八郞太郞と號す(孫太郞)。從五位下、左衞門尉、中務大輔、(刑部大輔)、法名通玄乾理(公)、親着より一家相

續、母は戶次丹後守直光の女、子孫あり、文安二乙丑年正月四日逝去。」と。一本此の人の子に近江守師能、筑後守能賢を收む。次に持直の弟「親棟は一に着世に作る、孫太郞、刑部少輔。」次に弟、

十一代「親隆は四郞、從五位下、出羽守、法名成岩正全(金)、號寶生寺、(親隆と合戰、長祿二年家督)、親綱より一家相續、子息あり、文明二庚寅年七月十五日、(寬正六年七月五日)逝去。」次に弟「親直は六郞、大和守。」次に弟「親雄は十郞、常陸介、春日嵩に於いて討死。」次に弟「僧・福嚴寺。」

次に氏續の子、

十二代「親着は次郞、從五位下、式部大輔、法名玉菴道瑛、號大惠寺、親世より一家相續、應永卅三丙午年十一月廿九日逝去。」

次に親着の子「孝親は次郞、從五位下、大膳大夫、法名宗親、謀叛に依り應永卅二乙巳年九月十三日未刻、肥後國三角畠に於いて討死す、卅二歲。」一本親着の弟とす。次に其の弟、

十三代「親綱は又親繩に作る。一に氏繼の三男と云ふ。孫三郞、花市丸、從四位

下、左京大夫、出羽守、法名燿山光碧、號大聖院、持直より一家相續、(親隆親綱合戰に及ぶ)、長祿三(二)己卯年二月六日府內館に於いて逝去。」其の子太郞親鄕、左京亮親實、民部少輔能世の三人を收むるものあり。又・八郞能章、十郞有祐を收むるあり。次に親綱弟「直親は三郞、早世。」次に其の弟、

十四代「親繁は一本氏繼四男、一本親綱の子、五郞、從四位下、豐後守、法名心源道清、號心源寺、母は千葉氏、親隆より一家相續、(寬正六年筑後進發、菊池對治、溝口合戰是れ也。)豐後、筑後兩國、幷に豐前、筑前、肥前の內を領す。文明十四壬寅年(明應二年)十一月十四日、府內館に於いて逝去。墓表銘に、大友十四代豐後豐前二州大守、實親著四男。(花押藪同じ。)」

次に親繁の子「政親は慈照院義政將軍より諱字を賜ふ。童名、名房丸、(一に小鷹丸)、五郞、從四位下、左衞門大夫、豐前守、法名珠山如意(意公)、號海藏寺、母親隆息女也。明應五丙辰年六月十日、長門國赤間關(船木地藏院)に於いて討死、五十三歲。」次に其の子、

「義右は初名親豐、惠林院義材將軍より諱字を賜ひ、材親と曰ひ、又義字を賜ひ、義右に改む。童名鷹房丸、五郞、從四位下(正四下)、中務大輔、修理大夫、法名傳芳成親(成公)、號大智寺、母は大內左京大夫政弘の女也。明應五丙辰年五(十)月廿七日、府內館に於いて逝去、(一に早世、一に長門國に於いて戰死)、廿八歲。」

次に其の妹「女は姉ともあり、島津陸奧守忠昌の室、陸奧守忠治、修理亮忠隆、修理大夫勝久の母儀、」其の「妹は河野氏室、」その「妹は菊池肥後守室。」

次に親繁の子、政親の弟「親勝は日田七郞、(三郞)、一に(親武、童名鶴法師、號日田六郞、修理大夫、法名常泉)母千葉氏、」と。又政親と親武との間に「親胤・童名千代法師、七郞、名を親勝と改む、謀反を起し、成功せず、肥後國解誅戮」と、而して親武を日田六郞とす、前に云へり。又「親勝、明應五年七月謀反、親治兵を遣はして之を討つ。親勝敗れ、肥後南關に走り、終に殺さる」と。次に其の弟、

十五代「親治は童名小僧丸、次郞(九郞)、從五位下、備前守、法名見友梅屋、號見

友院、母竹中氏、義右より一家相續、豐後、豐前、筑後三ヶ國、幷に筑前、肥前の內を領す、大永二壬午年正月十九日、府內館に於いて逝去。」次にその弟「親常は一に親武、日田六郞、早世、母同政親(海東諸國記に見ゆ、後にあり)。」次に「親載は七郞次郞、一に親歲、童名孫法師、名を親職と改むとあり。母同親勝。」次に「親照は戶次又五郞、一に謀反人、南部討死」と。次に長「女は伊豫國に嫁す。」次に「次女は薩摩國に嫁す。」と。

次に親治の子、

十六代「義長は惠林院(義澄)殿より諱字を賜ひ、義親と曰ひ、後に改めて義長と曰ふ、童名鹽法師丸、五郞、從四位下、修理大夫、法名天眞清昭、號大雄院、母は菊池木野氏、(永正七年八月讓を受く)、豐後、豐前、筑後三ヶ國、幷に筑前、肥前、肥後の內を領す、永正十癸酉(十五)年八月十一日、府內館に於いて逝去。次にその弟「元載は一に親元に作る、一本親匡。童名鹽松丸、戶次五郞九郞、或は藤北と號す、戶次修理亮親載(能泰)の養子、母同義長、早世。」次に妹「女は詫磨鑑秀の妻、兵部少輔鎭直の母。」

次に義長の子、
十七代「義鑑は法住院義澄將軍（一に義晴）、より諱字を賜ふ。初名親安、また親敦、童名鹽法師丸、次郎、五郎、從四位上（歷名土代に大永六、從四下、享祿五、從四上）、左近衞權少將、修理大夫、法名松山紹康、號到明寺、母は阿蘇大宮司の女也。（永正十一年十二月讓りを受く）、豐後、豐前、筑後、肥後四ヶ國、幷に肥前、筑前の內を領す。万松院義晴將軍より、桐之紋を賜ふ。天文十九庚戌年二月十二日、府內館に於いて橫死、（十日、津久見美作守弑、十二日卒）、（又田口藏人誤申）、四十九歲。」次に弟「義國は初名重治、又國武、萬松院殿より諱字を賜ひ、義宗と曰ひ、又義武、後に義國に改む。童名菊法師丸、菊池十郞、左兵衞佐、肥後菊地家相續。豐後に對し度々謀叛、義鎭屋形、之を譴責す。此に於いて、剃髮、宗吟と號し、豐後木原に至り、旣にして自害、時に天文廿三年甲寅年十一月也。」其の妹「女は薩州島津契約、早世。」
次に義鑑の子、
十八代「義鎭は萬松院殿（義晴）より諱字を賜ふ、童名鹽法師丸、五郎、新太郎、從

オホトモ

四位下、左近衞權少將、左衞門督、（參議）、法名瑞峰（休庵）宗麟、又宗嫡、號瑞峰院、或は圓齋、或は府蘭、（永祿六年諸役人附に左衞門督入道宗麟、安西軍策に左衞門入道宗麟）母は坊城藤原氏。豐後、豐前、筑後、筑前、肥前、肥後六ヶ國、幷に日向、伊豫各半國を領す。武勇の名、甚だ顯然。其の勢西州に甲たり。永祿六年・城を海部郡臼杵莊丹生島に築き、之に移る。天正七年正月義統に讓る。光源院義輝將軍の時、御相伴衆。天正十五丁亥年五月廿三日、臼杵城に於いて逝去、五十八歲。」その弟「義長は童名鹽乙丸、八郞、（義英）、初め萬松院殿より諱字を賜ひ、晴英と曰ふ。御相伴衆たり。後大內義隆卿の遺跡を繼いで、光源院殿より義の字を賜ひ、從五位下に叙し、左京大夫、兼周防權介に叙し、多々良義長と稱す。弘治三丁巳年二月七日、長州長福寺に於いて自害、母同義鎭。」次に「鹽市丸は義鑑と一所に傷害。」次に義鎭姊「女は土佐一條右中將房基卿の室、兼定卿、幷に女子の母儀、號賢正院、母は大內左京大夫義興の女。」次に「二女は伊豫河野（宗三郞）の室、母同義鎭。」次に「三女は近衞殿契約、

オホトモ

義鑑一所傷害。」次に四「女は臼杵腹、同日夭死。」
次に義鎭の子、
十九代「義統は靈陽院義昭（一に義晴）將軍より諱字を賜ふ。童名長壽丸、五郎、（永祿六年諸役人付に、五郎義宗）從四位下、侍從、（豐前少將）、左兵衞督、（參議）、秀吉關白より豐臣姓、羽柴氏、諱字を賜ひ名を吉統と改む。（豐鑑に豐後國大友氏義宗と）。天正十八年撿地廿三萬千五百石、文祿元年、兵六千を以つて征韓、二年敗北、よりて除封。法名中菴宗巖、號豐院、母は奈多大宮司鑑元の女也。慶長十己巳年七月十九日、關東（江戶牛込）に於いて逝去、四十八歲。」その弟「親家は新九郎、田原右馬頭親貫・義統屋形に對し謀叛、伏誅、親家其の遺跡を受け、田原常陸介と稱し、或は門司勘解由允と號ず、後に利根川と號す、法名道孝、子孫あり、」次に弟「親盛は田原近江守親賢入道紹忍の聟養子となり、田原民部大輔と稱す。或は與兵衞尉、後松野と號す、法名半齋、子孫あり。」次に長「女は土佐一條權中納言兼定卿の室、右中將內政朝臣、按察使局の母儀、□院と號す、母同義統。」

次に次「女は久我三休の室、淡路守通春、幷に女子の母儀、號[　]院、母同義統。」次に三「女は奈多大宮司鎭元の妻。」次に四「女は臼杵右京亮統尙の妻。」次に五「女は、久留米侍從秀包の室、毛利伊賀守元綱、小早河式部少輔能久等の母。」次に六「女は一萬田の妻。」次に七「女は大津留の妻。」

義統の子「義乘は初名能述、又能延、又義延、童名鹽法師丸、宗五郎、法名齒哲、號松聲院、香巖眞馨、母は吉弘石見守鑑直の女、號尊壽院、奉仕東照大權現、慶長十七壬子年七月十二日逝去、卅六歲」と。次に弟「正照は初名正鎭、童名長熊丸、長三、右京亮、甥義親卒し子なし、是に於いて正照唯一家の宗となる。然れども不幸沈淪、故に松野と假稱す、」と。義統は文祿二年除封、能直入國より三百九十八年、十九代(又二十一代)にして亡ぶ。關ヶ原の役、西軍に屬し回復を計りしも成らず。子孫幕府に仕ふ。寬政系譜此の末流一家を載す。家紋五七桐、杏葉。

20 大友氏家紋、見聞諸家紋に

杏葉
大友豐後守親繁

武鑑に

大友左京源義智

能直の紋は雪根笹なりと云ふものあり。豐後國圖田帳に「國東郡武藏鄉參百町。本鄉二百五十四町八段、地頭職、大友兵庫入道。久吉名拾六町、同前。重藤名八町二段、同前。草地莊二十五町、同前。大分郡、國領、荏隈鄉百六十町、大頭大友兵庫入道殿。阿南庄、石丸名一町六段大、速見郡八坂鄉、若富名五十町二段、山香鄉貳百町、彌勒寺領、鄉分百町、竈門庄八十町彌勒寺領、平陽立小野村十町、並鶴見、加納、鶴見社領十五町、球珠郡帆足鄉、大隈村三十町等、皆兵庫入道とあり。而して「阿南庄、松永名一町八段、大友左近藏人」と見ゆ。その他、支流の人の領頗る多し。各條を見よ。

21 海東諸國記に「西海道九州、筑前州、州に博多あり、民戶萬餘戶、小二殿・大友殿と分治す。小二西南四千餘戶、大友東北六千餘戶、藤原貞成を以つて代官と爲す云々」と。

又「豐後州、湯井五所あり、郡八、水田七千五百二十四町。大友殿、源氏、世襲居る所、民戶萬餘、見兵二千、博多に來る六七日程に在り。兼ねて博多を管し、小二と分治す。初め源持直・豐筑兩後州大守と稱す。今天皇永享元年己酉(宣德四年)始めて使を遣はして來朝、是より使船絕えず。九年丁巳、又源親重なる者あり、豐筑兩後州大守と稱し、而して使を遣はす。其の書に持直を稱して伯父と爲す。持直の書亦親戚親重に讓ると稱す。長祿元年丁丑に至り、又親繁なる者あり、豐州大友と稱して使を遣はす。源持直の使亦至る、曹禮其の使、及び同く來る諸使に問ふ。皆言ふ持直は小二殿と同時に土を失ふ。大內殿・親繁を以つて持直に代へ、大友殿と爲す。今大內は安藝州と相攻む、持直、小二、間に乘じ、土を復さんと欲して未だ能はずと。或は云ふ、源持直は從弟親重を養ひて嗣となす、大內が小二を討つに及び親重を黜け、其の弟親繩を以つて之に代ふ。二年戊寅、親繁、又使を遣はす。其の書略に曰ふ、曾祖父以來、書を捧げて使を通ず、九州陷兵より箕裘の業を續ぐと雖も、時を以つて敬を致さずと。寬正

元年庚辰(天順四年)又師能なる者あり、又豐筑守大膳大夫と稱して使を遣はす。其の書略に曰、大友は特に大國の恩を蒙る幾年なるを知らず、去年十月逝去、余持直の嫡孫たり、大友の家業を續くと)。今辛卯年、豐州日田守護親常、使を遣はして來朝す、其の使言ふ、親常は今大友殿政親の弟也。前大友親重年老ひ、之を其の子政親に傳ふ。政親・乃ち大內政弘の妹婿、小二の土を復するや、政親は大內を助けんと欲す。父親重は以つて王命違ふべからずと爲し遂に小二を助くと。又時來の諸使に問ふ、其の言皆同じ。是の年冬來、國王使光以藏主曰ふ、源持直は初め子なし、從弟親繁を以つて嗣と爲す。親繁今は大友殿たり、年六十一歲、長子政親は今豐前州の太守なり、將に嗣とならんとす。持直・既に親繁を以つて嗣と爲す、而して後に二子を生む、長は師能、次は能堅、皆小地に封ず。其の親重と曰ふ者は何人たるかを知らず。疑らくは繁と重と二字は、國訓に於いて相近し、故に或は重と稱する也。其の親繩と曰ふ者は親繁の同母弟、豐後州の小地に封ず、死して已に十四年なり矣と。同時來琉球使、博多人信重曰ふ、親繁に五子あり、一を五郎と曰ふ、卽ち政親なり、年三十餘、當に嗣たるべし。二を親常と曰ふ、年二十餘、今日田守たり。三を七郎と曰ふ、年十八、四は僧、五は幼、大友殿は九州に於いて兵强く、小二而下・皆敬して之に事ふ。然れども、大友と稱する者數人あり、豐後州は九州の東に在り、地最も遠く、來る者稀少、未だ其の眞僞を辨ずる能はず、姑く往來の書、及び諸使の言を記し、以つて後考を待たん」と。又「親常、大友殿異母弟、辛卯年・使を遣はして來朝す。書して日田郡守護修理大夫大藏親常と稱す」と見ゆ。

22 肥後の大友氏　詫磨文書、承元三年十二月の讓狀に「將軍家政所下す、肥後國神藏莊木部鳥栖住人、地頭下司職に補任する事、左衞門尉藤原能直、右人を彼職に補任するの狀・件の如し、以つて下す」と。事蹟通考曰ふ「按ずるに、大友能直は豐前豐後守護となり、來て豐後に居る。然るに下文に木部鳥栖の住人と書す。諸記見る所なし、今考ふべからず」と。能直の後、次男次郎その所領を受く、詫磨家これなり。大友氏の發祥を考ふる上について極めて必要なる氏とす、タクマ條を見よ。

23 安藝の大友氏　大友親能の子親實・嚴島大宮司となる、四〇八頁を見よ。大伴社は蓋し其の祖神を祀るなるべし。

24 豐前の大友氏　第十九項を見よ、同族多し、應永正長の頃、大友氏公、同親泰、田川郡にあり。

25 大隅の大友　トモ條、及び肝付條を見よ。

26 攝津の大友氏　西成郡野中村の名族なりと。

27 佐々木氏流　近江に大友氏多き事前に云へり。後世多く大伴姓と云ふ。內・佐々木氏と云ふものあり、卽ち佐々木系圖に「盛綱―信實(加地)―實秀(大友二郎左衞尉と稱す)」と見ゆ。こは相摸の大友を稱號とせしものか。カヂ條を見よ。

28、羽前の大友氏　上郡山條を見よ。

29 武藏の大友氏　吉良家時代荏原郡北澤村に大友彌藤次あり。

30 下總の大友氏　海上郡に大友村あり、千葉條を見よ。

31 上野の大友氏　上野國志に「大友古城、源賴朝公の息一法師丸、後に大友左近將

監と云ふ。此の母公は利根の君と申、大友藤大夫と云ふ者の女なり」と。大友記にも「上野國大友四郎大夫經家の息女を賴朝が寵愛」したる事を載せたれど信ずるに足らず。

32　羽後の大友氏　仙北郡大友より起りしか。平鹿郡保呂羽山波宇志別神社の社家に此の氏あり。郡邑志に「保呂羽山、社司二人、大友、守屋と云ひ、御領内社人の頭梁なり、」と。元文四年正月二十三日の神職勤方に大友治部少輔殿を載せたり。永慶軍記に「夜叉鬼山の緣起を尋ぬるに、天平寳字元年、平鹿郡夜叉鬼の城主大友右衛門太郎藤原吉親、夢の告有て西方の嶽に分入り、山中にて獵師に逢ふ、由利の住人遠藤次太郎と云ふ云々」と見ゆ、信ずべきにあらざれど、藤姓など云ふ、味ふべし。戰國の頃は配下を畜へ、武將として活躍す。永慶軍記に「夜叉鬼山の神主、大友遠藤、百餘人を具して馳來る」と。又山北小野寺遠江守義道家方に大友氏あり、永慶軍記に「山北楢岡が領内大友といふ所に、財寶みちて眷屬大勢の土民あり、羽川義植之を夜討す」とあると同族か。

33　平姓　中興系圖に大友を平姓とす。

34　源姓　同上系圖に源姓とす、豐後大友氏は室町時代足利氏より源姓を賜ひ、爾來專ら源姓と云ふ、それによれるならん。

35　其の他、建久大隅圖田帳に、地頭掃部頭、建久九年文書に前掃部頭、こは親能の事なり。平家物語に大友眞鳥見ゆ。平群眞鳥を誤るならん。東鑑三十八、四十に大友豐前前司。一本菊池系圖に「菊池右京大夫能隆の室は、大友豐前守可義なり」と。詳かならず。

永仁七年四月十日の鎭西引付に「三番、大友左近將監」嘉暦二年の鎭西評定に大友近江入道。太平記卷二十七に大友豐前太郎賴時（ヘツギ條を見よ）。又文安年中御番帳に大友修理大夫、五條家文書に大友右馬權助宗直、安西軍策に大友金吾入道、大友駿河守、其の他數へ難し。皆豐後大友の族なり。又立花家臣大友因幡守、肥前にもあり。又岩代にも存す。

大伴安積　オホトモノアサカ　連姓にして岩代にあり。アサカ條を見よ。

大伴櫟津　オホトモノイチヒツ　連姓にして紀伊にあり、イチヒツ條を見よ。

大伴朴本　オホトモノエノモト　連姓なり、エノモト條を見よ。

大伴大田　オホトモノオホタ　大和にあり、オホタ條を見よ。

大伴莿田　オホトモノカツタ　臣姓にして、陸前にあり。カツタ條を見よ。

大友桑原　オホトモノクハバラ　史姓にして、近江にあり。クハバラ條を見よ。

大伴柴田　オホトモノシバタ　連姓にして、陸前にあり、シバタ條を見よ。

大伴白河　オホトモノシラカハ　連姓にして、岩代にあり。シラカハ條を見よ。

大友民　オホトモノタミ　オホトモミタミ

○大友民曰佐　大友漢人より出で、譯語となれる者の後なり。延暦六年七月紀に「右京人正六位上大友村主廣道、近江國野洲郡人正六位上大友民曰佐龍人、本姓を志賀忌寸と改む」と見ゆ。猶ほ大友曰佐と云ふもあり、大友條第十一項を見よ。

大友但波　オホトモノタンバ　史姓にして、近江にあり。タンバ條を見よ。

大友槻本　オホトモノツキモト　連姓にして、近江にあり。ツキモト條を見よ。

大伴登美　オホトモノトミ　宿禰姓にして、安房にあり。トミ條を見よ。

大伴行方　オホトモノナメカタ　連姓にして、磐城にあり。ナメカタ條を見よ。

オホトモ
オホトモ

大部路　オホトモノミチ　忌寸姓なり。ミチ條を見よ。

大伴宮城　オホトモノミヤギ　連姓にして、陸前にあり。ミヤギ條を見よ。

大伴山前　オホトモノヤマザキ　連姓にして、和泉にあり。ヤマザキ條を見よ。

大伴山田　オホトモノヤマダ　連姓にして、陸前にあり。ヤマダ條を見よ。

大伴若宮　オホトモノワカミヤ　連姓なり、ワカミヤ條を見よ。

大伴亘理　オホトモノワタリ　連姓にして、陸前にあり。ワタリ條を見よ。

大伴部　オホトモベ　單に大伴部と云ふは多く大伴連の部曲と思はる。但し大伴氏は太古以來久米部を率ゐしなれば、別に大伴部と云ふもののあるは不思議なれど、久米部は公の品部にして、公の職掌を有し、大伴連は事實は兎に角、表面は唯その頭梁と云ふに過ぎざれど、大伴部に至りては、純然たる大伴連の私有部曲たりしが如く考へらる。卽ち大伴氏の私民たりしなり。大伴連が多くの部曲を有せし事は雄略紀二十三年條、天皇の遺詔に「大連（大伴室屋を指す）等は、民部廣大にして國に充盈す」と見ゆるによりて窺ふを得べし。

次に靫大伴部と云ふは大伴氏が靫部を賜ひしより起れる名稱なれば、同じく大伴連配下の民なり。

次に膳大伴部と云ふは膳臣配下の品部にして、膳部を出し、且つ大膳、膳夫に要する費用を徵收せしものと考へらる。されば、前二者の大伴部とは全く性質を異にす。而して時に膳字を省きて、單に大伴部とするものも多ければ、よく／＼注意して區別せざるべからず。

1　（靫）大伴部　靫部はユケヒベ條に述ぶるが如く、貴人扈從の武官にして、天皇、皇后を初め奉り、皇族方、各自靫部を有し給へり。大伴連は天孫降臨以來、靫負部の長として仕奉りし事は、靫部の條に云ふべし。此處に云ふ靫大伴部とは、天皇を奉衞する靫部とは別にて、倭建尊に屬せし靫部の大伴氏に賜ひし者の後なるが如し。景行記に「（倭建命）此の宮（酒折宮）に居り給ひ、靫部を以つて、大伴連の遠祖武日に賜ふ也」と、これは倭建命の靫部なり。此を以て靫部全部、大伴連に賜はりたりとなすは、大なる誤ならんか。此の時賜はりたる靫部、卽ち、靫大伴部にして、大伴連配下品部の一たるべし。

2　膳大伴部　膳臣が率ゐし品部にして、膳夫として仕奉り、且つその費用を出せしなるべし。膳夫はカシハデ條を見よ。

古事記景行段に「膳之大伴部」と。また景行紀五十三年條に「故れ六雁臣の功を美めて、膳大伴部を賜ふ」など見ゆ。其の詳細は高橋氏文に見ゆ。曰く「此行事（行事とは膳夫の行事なり）は、大伴立て雙べて、應に仕へ奉るべき物と在れと勅して、日竪日横、陰面背面の諸國人を割移して、大伴部と號けて、磐鹿六獦命（膳臣の祖）に賜ふ。又諸の氏人、東方諸國造十二氏の枕子、各々一人進めしめて、平次比例給ひて依さし賜ひき」と。卽ち東方諸國造より人を奉らしめて此の部を設置し、六獦命に命じて此の部を支配せしめ給へるなり。姓氏錄、左京皇別に「膳大伴部、阿倍朝臣同祖、大彥命の孫磐鹿六雁命の後也。景行天皇・東國を巡狩して、上總國に至り、海路より淡の水門を渡り、海中に出で﹅、白蛤を得。是に於いて磐鹿六雁、膳と爲して之を進む。故に六雁を美めて、膳大伴部を賜ふ」と。此の部民が六雁命の裔と云ふは此の部の長

なる膳臣の系を冒したるにて信ずべからず。弘仁十四年、大伴を改めて伴となし給ふや、此の部も以後膳伴部と云ふ。此の部又單に、大伴部とも稱するを以つて、大伴連部曲の大伴部と混じて區別しがたき事少からず。されど唯大伴部とあるは大凡大伴連の部曲にて、膳大伴部とあるは膳臣配下と思ふべし。

3　京師の大伴部　正倉院十七年文書に、左京人大伴部見ゆ。

4　三河の大伴部　當國に、大伴部甚だ多し、大伴連の配下か。四十四項を見よ。

5　相摸の大伴部　足柄上郡に、伴部鄕あり。伴部の大伴部なるは大伴、及び伴條を見よ。今大友村存す。豐後大友氏の發祥地なり。

6　甲斐の大伴部　大伴連武日が靫部を賜はりたる地なれば、此の國の大伴部は大伴連の部曲なるべし。大伴及び伴條を見よ。

7　武藏の大伴部　高橋氏文に「武藏國知々夫大伴部上祖、三宅連意由云々」と、こは知々夫國造より獻じたる膳臣所屬の大伴部なる事は、高橋氏文によりて明白なり。萬葉集廿に「秩父郡大伴部少歲」とあるは此の後なるべし。

8　(旡邪志直膳)大伴部　こは旡邪志直、卽ち武藏國造より獻じたる、膳大伴部なり。後大伴直を賜へり。此の國の大伴部又は大伴氏と云ふは、殆んど膳大伴部の後なるが如し。西角井系圖に、「八背直、應神天皇御宇、膳大伴部となりて供奉、故に膳大伴部直姓を負ふ」と見ゆ。八背直は國造家の人なり。第四十六項、及び大部(オホトモ)條第二項を見よ。

9　安房の大伴部　長狹郡に伴部鄕あり、止毛倍と訓ず。大伴部の住居せし地なるが此の國なるは膳大伴部に屬す。大伴條第八項を見よ。なほトモ條を見よ。

10　下總の大伴部　當國養老五年大島鄕戶籍に「大伴部稻依賣、」また意布鄕戶籍に「大伴部伎奴古賣外二人、」また萬葉集廿に「相馬郡大伴部子羊、」「埴生郡大伴部麻與佐」等見ゆ。此の部の多かりしを知るべし。

11　常陸の大伴部　和名抄當國多珂郡に伴部鄕あり、大伴部の住みし地なり。大和法隆寺古茵の裡に「常陸國信太郡中家鄕戶主大伴部羊調布進納、天平勝寶八年十月」と見えたり。

12　美濃の大伴部　當國春部里大寶二年戶籍に「大伴部姉賣、」半布里同戶籍に「大伴部古都賣」など見ゆ。

13　信濃の大伴部　伊那郡に伴野鄕、佐久郡に大伴神社あり、又大伴連の住居せしにより、此の部の多かりし事想像するに難からず。

14　上野の大伴部　萬葉集廿に「上野國防人大伴部節麻呂」見ゆ、又神護景雲三年四月紀に「上野國邑樂郡人外大初位上小長谷部宇麻呂、甘樂郡人竹田部荒當、絲井部袁胡等十五人、姓を大伴部と賜ふ、」など見ゆ。これ等小長谷部、竹田部、絲井部等は大伴連の配下たりしによるか。

15　下野の大伴部　萬葉集に「下野防人那須郡上丁大伴部廣成」なる者見ゆ。

16　磐城の(靫)大伴部　神護景雲三年、靫大伴連を賜へり。大伴條第六項を見よ。此は當地方の豪族なり。

17　磐城行方の大伴部　延曆十六年正月紀に「行方郡人外少初位上大伴部兄人等、姓を大伴行方連と賜ふ、」また神護景雲三年三月紀に「行方郡人外正六位下大伴部三田等四人、姓を大伴行方連と賜ふ、」など見ゆ。前項と同樣、此の地方の豪族が

大伴氏の配下として、勢力を振ひし後なり。

18 磐城白河の大伴部　延暦十六年正月紀に「陸奥國白河郡人外(欠)八位(欠)大伴部足猪等、(姓を)大伴白河連と賜ふ」と見ゆ。こは此の地の豪族が大伴氏の配下となりて、大伴部と云ひしなり。

19 陸前の(靫)大伴部　神護景雲三年、靫大伴連を賜へり。大伴條第七項を見よ。

20 陸前の大伴部　神護景雲三年三月紀に「苅田郡人外正六位上大伴部人足、姓を大伴苅田臣と賜ふ。柴田郡人外從八位下大伴部福麻呂、姓を大伴柴田臣と賜ふ」と。また同十一月紀に「陸奥國牡鹿郡俘囚外少初位上勳七等大伴部押人言ふ、傳へ聞く、押人等の本は、是れ紀伊國名草郡片岡里人也。昔者大伴部直征夷の時、小田郡島田村に到りて居る焉。其の後、子孫蝦夷の爲に虜へられ、歷代俘と爲る。幸に聖德・運を撫し・神武・邊に威あるに當り彼の虜庭を拔き、久しく化民となる。望み請ふ、俘囚の名を除き、調庸の民と爲らんと。之を許す」と。また延暦十六年正月紀に「黑川郡人外少初位下大伴部眞守、姓を大伴行方連と賜ふ」と。また同

十八年三月紀に「陸奥國柴田郡人外少初位下大伴部人根等、姓を大伴柴田臣と賜ふ」など見ゆ。

以上多くは土地の豪族にして蝦夷族種もあるべし。

21 俘囚大伴部　類聚國史百九十に「延暦十一年十月云々、陸奥國俘囚吉彌侯部眞麻呂、大伴部宿禰麻呂、外從五位下に叙す。外虜を懷くる也。」と。又貞觀七年紀、類聚國史等にも俘囚伴部見ゆ。此等は蝦夷の酋長が大伴連の配下となりしものの後たるなり。

22 陸奥の大伴部　陸奥國戶籍に「大伴部忍、大寶二年籍後、移出里內戶主大伴部意彌戶、戶主の甥と爲る」と。また「大伴部意彌、慶雲三年死」また「戶主大伴部久比、上件人、大寶二年籍、里內戶主大伴意彌戶、戶分拆今移來」など見ゆ。猶ほトモベ條を見よ。

23 出羽の大伴部　承和十一年七月紀に、「出羽國最上郡人外從八位上勳七等伴部道成の男、外少初位上勳九等繼益、白丁吉繼、秀益、繼守、同姓勳九等福尊等の七人、姓を吉彌侯と賜ふ」と、其の他、貞觀十九年六月紀、元慶二年六月紀等に

見ゆ。トモベ條を見よ。

24 出羽の(膳)大伴部　弘仁二年九月紀に「出羽國人少初位下无邪志直膳大伴部廣勝、姓を大伴直と賜ふ」など見ゆ。

25 越前の大伴部　大伴條を見よ。

26 越中の大伴部　和名抄當國射水郡に伴郷あり。大伴條第十六項を見よ。

27 越後の大伴部　大伴條、第十五項を見よ。

28 出雲の大伴部　賑給歷名帳に「杵築郷因佐里大伴部牛麻呂外一人」見ゆ。

29 石見の(膳)大伴部　膳伴條を見よ。

30 隱岐の大伴部　天平五年の正税帳に、「郡司大領外從八位上大伴部大君」と云ふ人見ゆ。此の地の豪族にて大伴連の配下たりしものと考へらる。

31 播磨の大伴部　大部條第四項を見よ。

32 安藝の大伴部　和名抄、當國佐伯郡に土茂郷あり。

33 周防の大伴部　當國玖珂郷延喜戶籍に「伴部稻虫賣」等多く見ゆ。伴部條を見よ。

34 紀伊の大伴部　當國には大伴連多く見え、又第二十項に引ける神護景雲三年紀に、俘囚大伴部が「郷里紀伊國名草郡片

岡里人也」と云へるにより此の部の存在せしを知るべし。

35　伊豫の大伴部　大伴條第十七項、大部條第三項を見よ。

36　肥前の大伴部　和名抄當國小城郡に伴部鄕あり。又大伴條第十四項を見よ。

37　肥後の大伴部　和名抄當國葦北郡に伴部鄕あり。大伴部のありし地なり。大伴條第十四項參照。

38　豐後の(膳)大伴部　膳伴條を見よ。

39　日向の大伴部　大伴條第三十三項を見よ。

40　筑前の大伴部　大伴條、第十二項を見よ。又カシハ條を參照。

41　豐前の(膳)大伴部　當國加目久也里大寶二年戶籍に「膳大伴部犬麻呂外三人、」また塔里戶籍にも見ゆ。

42　薩摩の大伴部　天平八年の正稅帳に、「主政外少初位上勳十等大伴部足奈、主帳无位大伴部福足」など見ゆ。

43　筑後の大伴部　持統紀四年條に「軍丁筑紫國上陽咩郡大伴部博麻」なる者見ゆ。

44　三河の大伴部直　三河の著姓なり。恐らく三河大伴部の長なりと考へらる。又大伴直ともあり。皇孫本紀に「倭宿禰命(景行皇子)は三河大伴部直祖」と見ゆ。三後世の三河伴氏は此の後裔なるべし。三河國神明帳に大伴明神見ゆ。大伴條第十項を見よ。

45　紀伊の大伴部直　紀伊の古代姓なり。神護景雲三年十一月紀、大伴部押人の言に「押人等は本是れ紀伊國名草郡片岡里人也、昔者大伴部直征夷之時云々」と、こは紀伊大伴部の首長なりしなるべし。當國には大伴連、大伴宿禰等もあり、大伴條第四項、第三十二項、第二十六項を見よ。

46　武藏の大伴部直　武藏國造族にして、武藏なる膳大伴部の首長なりし氏と考へらる。西角井系圖に「八背直は應神天皇御字、膳大伴部となりて供奉」とあるはこれなり。寶龜八年六月紀に「武藏國入麻郡人大伴部直赤男、神護景雲三年を以つて、西大寺に商布一千五百段、稻七萬四千束、墾田四十町、林六十町を獻ず。是に至つて其の身已に亡ぶ、外從五位下を追賜す」と見ゆるは此の裔にして、前に云ひたる无邪志直膳大伴部と同團體なり。此の氏又部字を略して、大伴直とも又大部直とも云ふ。大伴條第九項、同第三十一項、大部條第二項等を見よ。

47　美濃の大伴部首　當國半布里大寶二年戶籍に「大伴部首姉賣」なる者見ゆ。美濃大伴部の伴造の後なり。

大友部　**オホトモベ**　近江の大友漢人によりて組織されたる品部なるべし。

〇大友部史　大友部の伴造なりしか、天平寶字二年六月紀に「大友部史、桑原直姓を賜ふ」と見ゆ。

大豐原　**オホトヨハラ**　尊卑分脈に「高望王—良將—將平（大豐原四郎）」と見ゆれどこは大葦原ならん。將平は將門の弟也。

大鳥　**オホトリ**　和名抄、和泉國大鳥郡を於保止利と註し、郡內に大鳥鄕を收め、また於保止利と訓ず。此の和泉は、もと河內國管內なりしが故に、持統紀三年八月條には河內國大鳥郡と見ゆ。後世郡內に大鳥莊あり。金剛寺正平九年文書に「新待賢門院領、大鳥莊安々名、利春名」「康正二年造內裏段錢引付に「北野社領大鳥下莊」」と。其の他、武藏に大鳥神社、岩代信夫郡に大鳥城（佐藤庄司據城と傳ふ）、羽前、羽後、肥後等にも此の地名あり。

1　大鳥連　和泉國大鳥郡の大鳥鄕より起る。行基年譜に「和泉國大鳥郡早部鄕戶

主從七位上大鳥連史麻呂戸口、大鳥連夜志久爾、」また天平十年の和泉監正税帳に「大鳥連大麻呂、」天平十八年四月紀に「大鳥連大麻呂、」など此の氏人なり。姓氏錄、和泉神別に貫し、「大鳥連、同上(天兒屋根命之後)」と註す。卽ち中臣氏の族たるなり。神名帳大鳥郡に、大鳥神社あり。此の氏と至大の關係を有す。神鳳寺緣起帳に「天古移根命十一世の孫、大野臣、筑紫より來り住む。此を觀れば、則ち大野・大鳥里に來り大鳥神を齋き、自ら大鳥姓を稱し、祖神と奉ずる耶、神鳳寺大鳥神宮寺也、」と見ゆるによりて容易に知るを得べし。延喜廿二年の大鳥神社の流記の連署に「職事大鳥(花押)、大鳥(花押)、大鳥(花押)、禰宜大鳥(花押)、神主大鳥(花押)」など見ゆ。

以上によりて書紀通證、和泉志等が大鳥社記を援き、日本武尊の靈大鳥に化したまひ、此の地に降ります。謂はゆる大鳥社是れなりと爲すは全く非なりと知るべし。

2 大鳥村主 叡岳要記に見ゆ。前者とは別にて歸化族姓ならんと考へらる。

3 和泉の大鳥氏 大鳥連の後裔也、高野山信日傳に「信は紀州名草郡神宮人也、白冠之嫡男、母は泉州大鳥右馬允の女、乃興正菩薩の甥也、」と見ゆ。後世正平年中、大鳥彥太郎あり、南朝に屬し、軍忠を抽づ。

4 伊賀の大鳥氏 一招提千歲傳記、卷上の二、道御廣和尙傳に「廣の父、姓は大鳥氏、伊州の人、後和州服部に居る、故に師は此の鄕に產る云々、」と見ゆ。

5 駿河の大鳥氏 益頭郡(志太郡)青山八幡宮弘安四年辛巳三月十五日の鐘銘に大鳥吉正を載せたり。

6 淸和源氏山本氏流 義光の後裔佐竹氏の族也。尊卑分脈に「遠江守義定―山本冠者義經―義成(號大鳥冠者)」と見ゆ。諸家系圖纂等、これに同じ。武家系圖にも「大鳥、淸和、山本義經五男冠者義成男、冠者親家稱之」とあり。

7 淸和源氏宇野氏流 武家系圖に「大鳥、淸和、宇野家末」と見ゆ。大和源氏の一族なり。

8 淸原姓 羽後國平鹿郡に大鳥山あり、橫手正平寺古記に據れば「古昔、大鳥太郎淸原賴遠・この地に居る」と云ふ。大鳥山條を見よ。

オホトリ

9 羽前の大鳥氏 田川郡の大鳥邑より起る。壽永の役・平家西海に敗るゝや、一族逃れて此の地に潛匿す、其の裔なりと云へど、信ずるに足らず。又大鳥太郎の館跡もありと雖、これも非なるべし。

10 播磨源姓 源義光の後なりと云ふ。卽ち第六項に同じ、古くより播州赤穗郡細念村に居る。大鳥五平より系あり。四方田政綱(寬永頃の人、鐵砲の名人)後孫

(大鳥)五平―新十郎―五郎兵衛(實は五平の弟)
五郎兵衛(小林、砲術の達人)
(磐水)純平―直輔(養子)
於志加
節子
圭介―富士太郎―圭三
某
鋏二郎―貝次郎
於勝(福本文平室)
於柳

なりと(中澤利一郎氏)。見聞諸家紋に

明石越前守、上神、大鳥、

11 其の他、東作志に大鳥多吉を載せたり。

大鳥居 オホトリヰ 又大鳥井に作る。伊勢、遠江、近江等に此の地名あり。

オホトリ

1　伴姓大原氏流　近江國栗太郡大島居より起る。三河伴氏の族にして、「大原景範―廣政―景政―景通(大島居)―景久―景以―資廣(山岡氏)」と見ゆ。中興系圖にも「大島居、伴、本國近江栗太郡、毛牧出羽守廣政三代、式部大輔景通、稱之」とあり。

2　甲斐の大島居氏　八代郡の名族にして大島居藤太郎など國志に見ゆ。

3　大島連姓　和泉の豪族にして大島氏に同じ、和田和泉守の家士に大島居孫四郎あり。和田、楠、箕浦次郎左衞門と攝州神崎に戰ふの時美名あり。オホトリ條を見よ。

大島井　**オホトリヰ**　大島居氏に同じ。

大島膳　**オホトリノカシハ**　膳はカシハ條を見よ。

○大島膳臣　和泉國大島に住居したる膳臣の族也。姓氏錄、和泉神別に貫し、「大島膳臣、大彦命の後也」と註す。

大島山　**オホトリヤマ**　羽後國平鹿郡大島山より起る。淸原武則の兄光頼の子頼遠・此の地にありて、大島山太郎と云ふ。陸奥話記に「正任は初め出羽光頼の子なる字は大島山大郎頼遠の許に隱る。後に宗任歸降の由を聞きて、亦出來り了る」と。頼遠の父光頼の事は同書に「將軍(頼義)・常に甘言を以つて、出羽山北俘囚主淸原眞人光頼、舍弟武則等に說き官軍に與力せしむ」と載せたり。傳說によれば「天武天皇の御宇、小野寺朝臣大德冠中納言毛人公、國司として下向、此の所に城を築く云々、淸原吉柯より連綿、大島山の城主たり」と。信じ難し。

鴻山　**オホトリヤマ**　大島山に同じきか。

大穴　**オホナ**　和名抄信濃國埴科郡に大穴鄕あり、於保奈と註す。又東鑑に大穴庄あり。

多名　**オホナ**　平姓野與黨にあり。タナ條を見よ。

大那　**オホナ**　美作の豪族にして、漆間氏の一族なりとぞ。

大中　**オホナカ**　攝津國の大社長田神社の祠官家に大中氏あり、大中臣姓にして、春房を祖とす。春愛に至る迄、五十五代也と云ふ。歷名土代に大中氏多く見ゆるも、大中臣氏の略に過ぎず。

又磐城岩瀨郡にも此の氏あり。

大仲　**オホナカ**

太中　**オホナカ**

大長　**オホナガ**　和名抄駿河國志太郡に大長鄕あり。この地より起るか。

大永　**オホナガ**

大中川　**オホナカガハ**　淸和源氏頼光流にして、越後小國氏の族なり。尊卑分脈に「小國三郎頼連(住越後國小國保)―小國三郎二郞頼隆―頼定(大中川三郎)―光忠(源二郞)―頼有(彌二郎)」と見ゆ。

大中臣　**オホナカトミ**　中臣が大字を賜ひて、大中臣氏と稱す。これより中臣氏に大中臣氏と云ふと、中臣氏と云ふと、二ある事となれり。されど大中臣氏も中臣氏より出で、その後も通俗には中臣と云へば、兩者に關する詳細はナカトミ條にて述ぶる事とす。

後世大中臣氏と云ふ者諸國に多し、果して大中臣朝臣の族なるや疑はしけれど、明白に異流と認むべきものは一もある事なし。

1　大中臣朝臣　中臣朝臣の大字を賜はれるものなり。神護景雲三年六月紀に「詔して曰く、神語に大中臣と言ふあり、而して中臣朝臣淸麻呂、兩度神祇官に仕へ、供奉失なし。是を以つて姓を大中臣朝臣と賜ふ」とあるを始めとし、次で東大寺要錄所引、姓氏錄第十一に云ふ。「神護景

雲三年、右大臣中臣朝臣清麻呂・大字を賜ふ、厥の後、延暦十六年、定成等四十八人、同じく大字を賜ひ、同十七年・船長等卅七人、大字を加へ賜ふ。自餘・猶ほ留りて中臣朝臣たり、」と見ゆれど、今本姓氏錄に此の文なく、單に左京神別に「大中臣朝臣、藤原朝臣同祖、」とあるのみ。

其の後、貞觀四年二月紀に「右京人正六位上行主水令史中臣朝臣坂田麻呂、姓を大中臣朝臣と賜ふ、大中臣と同祖也、」と。また貞觀六年八月紀に「右京絕貫百姓大中臣朝臣豐御氣、自ら言つて云く、親父麻呂、故刑部卿從四位下東人の玄孫也。豐御氣祖父男成・太宰府に流寓され、父・麻呂相隨ふ、男成・彼の土に生長し、數十年を歷たり、貫屬既に絕ゆ、請ふ本屬に復し、更に編戶と爲らんと。神祇伯從四位下中臣朝臣逸志等之を證す。麻呂、豐御氣、多勝、春秀等の男女十人に勅して、本貫右京五條一坊に復す、」と。又同七年十一月紀に「神祇伯從五位下中臣朝臣逸志等の解に偁く、左京人大中臣朝臣名高の戶一烟、去る貞觀三年絕戶と稱す。右京人大中臣朝臣氏吉の戶一烟、去る天安二年絕戶と稱す。幷に官に申し除き棄つ。今戶口等披訴、皆證據あり。望み請ふ實により本貫に還附せんと。之を許す、」と。また元慶元年十二月紀に「左京人從五位下行木工助中臣朝臣伊度人、高祖父從五位下中臣朝臣石根の玄孫十五人、共に大中臣朝臣を賜ふ、伊度人は故神祇伯從四位上逸志の男也、」など見ゆ。中臣氏系譜に「大中臣朝臣清麻呂、右清麻呂は云々、景雲三年六月丁酉、優詔ありて姓に大字を賜ふ」と。また「木工助從五位下大中臣朝臣伊度人、右太政官・去る元慶元年十二月廿五日を以つて、民部省に下す、符に偁く、從五位下中臣朝臣伊度人の解を得るに偁く、本系を撿するに、大中臣朝臣は姓・元中臣朝臣なり。故致仕右大臣正二位中臣朝臣清萬呂景雲三年六月丁酉、特に優詔ありて、大字を加へ給ふ、此の後十九箇年を經たり。故雅樂助從五位下中臣朝臣宅成、故散位正五位下中臣朝臣鷹主等官に申す、解に偁く、故致仕右大臣に准じ、大字を加へ給はらんと云へり。太政官延暦十六年十月十五日、同十七年六月廿六日、兩度民部省に下す符に、請に依り之を給ふと云へり。時に伊度人の曾祖父正五位下中臣朝臣道成、偏へに舊姓に依り、申加を勞せざる也。道成の男、故伊賀守從五位下益繼、益繼の男、故神祇伯從四位上逸志等、猶ほ中臣姓を帶び、朝廷に奉じ、神事に供す。爰に伊度人等・大中臣氏と、本源同じと雖も、姓氏異なるを以つて、末代に至り、必ず疎遠すべし。仍りて大字を加へん事を擬請するの間、幸に昌運に會し、今年十一月廿一日、榮爵を被り賜ふ、其の位記を披くに大字を加へらる。須く先申の如く位記を改め、而して後に大字を加へん事を請ふべし云々。便ち高祖父從五位下石根の玄孫十九人と共に宅成、鷹主の例に准じ、大字を加へ給はらる云々、(以上延喜本系帳載之)」と見ゆ。

以上の内、後世最も榮えたるは淸麿の後なり。中臣氏系譜に「中臣常磐大連公―中臣可多能祜大連公―國子―國足―意美麿(中納言、神祇伯、和銅四年薨)―淸麻呂(右大臣、神祇伯、祭主、尊卑分脈に賜大字、爲大中臣と)―今麿(大判事)―常麿(伊豫守)―雄良(常陸少掾)―岡良(遠江守)―輔道(備後掾)―賴基(祭主、大副)―

能宣（祭主、大副）―輔親（祭主、大輔、伯）―輔隆（大藏丞）―輔經（祭主、大輔）―親定（祭主、大副、伯）―親仲（權大副）―親隆（祭主、大輔）―能隆（同上）―隆通（祭主、權大副）―隆世（祭主、大副）―定世（同上）―定忠（同上）―親忠（祭主）」と。又隆世の弟「隆蔭（祭主、大副）―隆直（祭主、權大副）―蔭直（祭主、大副）、」また隆直の弟「經蔭（祭主、權大副）、弟隆實（同上）、」その他多し。ナカトミ條を見よ。

親忠の後は、畠山牛庵本大中臣系圖に「親忠―親世（祭主、大副、實定世四男）―清世（同上）―清宣（同上、清忠）―清定（同上）―輔忠（同上）―朝忠（同上）―康忠（祭主、權大輔）―慶忠、」と。其の後は「種忠―友忠―景忠―德忠―和忠―季忠―寛忠―光忠―教忠―重忠」なり。尊卑分脈に「隆通・號岩出」、「親忠・號三條、」と見ゆ。清宣・藤波を稱せしが、景忠以後專ら藤並と云ふ。現今子爵。フジナミ條參照。

2 大和の大中臣朝臣 春日社の祠官にあり、カスガ條を見よ。又西宮記二十三に當國大中臣氏見ゆ。

3 京師の大中臣氏 大中臣朝臣の後裔なり。

オホナカ

4 河內の大中臣氏 類聚符宣抄第一に、「河內國に坐す平岡神社物忌大中臣時子」など見ゆ。平岡神社の祠官なり、ヒラチカ條を見よ。

5 伊勢の大中臣朝臣 元慶七年十月紀に「太神宮司大中臣貞世」なる者見ゆ。こは第一項大中臣朝臣にして、太神宮にては、祭主、宮司（大司、小司）共に此の氏より補任せらる。貞世の事は類聚大補任に「澤松替、刑部大輔名代四男、縫殿頭鷹主男、伊賀守弟牧男、散位春貞男、散位眞仲一男也」と見ゆ。

祭主家は可多能古大連四世孫意美麿・大神宮祭主に任ぜられ、其の子清麿・聖武孝謙の朝神祇伯を拜し、大中臣朝臣姓を賜ふ。寶龜年中大納言東宮傅と爲り、累進して右大臣に至り、また祭主たり、國家の耆老と稱せられ、延曆七年八十七を以つて薨ず。子孫因りて大に起り、數家に分れしが、清麿八世孫能宣（三條）、其の子輔親（四條）父子並に國詩を善くす。爾來其の裔、祭主に任ぜられ、伊勢の祭務を管掌し、京勢の間を往來す。但し應永以後は主として京師に常住し、藤波を家號とす。藤波は里名にして佐八村の西にあり、今に田圃の字を藤波と稱し、往昔皇太神宮の祭主大中臣家の居住せし所と傳ふ。又明德應永の頃まで、代々岩出に居給ひ、京都に還られし後、其の由緣を忘れじとて、岩出と稱し、後藤波と號せられしとも云へり。（イハデ、フヂナミ條參照）。蓮台寺は此の氏の寺にして、神都名勝志に「正曆年中祭主大中臣朝臣永賴卿、靈夢に感じて創立せられたる眞言宗の寺なり」と見ゆ。

又當國近長谷寺堂舍資財帳（天曆）に「十七條一判田里云々、右治田は相可故大司大中臣良扶家悔過料」と見ゆ。一族なるなり。

オホナカ

6 上總の大中臣氏 下總小金の本土寺建治四年の鐘識に「大工上總國刑部郡大中臣兼守、」なる者見ゆ。

7 常陸の大中臣朝臣 鹿島神宮司なり。類聚符宣抄第一卷に・大中臣朝臣好香（兼相死闕の替、天曆元年）、同元鑒（長保元年）、同公利（長保四年、寛弘四年）、同隆職（長和四年）、宮司補任の太政官符あり。詳細は鹿島條を見よ。二十四輩順拜圖會に「高龍山報恩寺は今江戸淺草に移る。飯沼性信の創立とぞ。

性信は、俗姓大中臣、常州鹿島郡の人なり。幼名は悪五郎と呼べり」と。親鸞の弟子となる。

8　下總の大中臣朝臣　香取神宮司なり。これも大中臣清麿の後なり。詳細は香取條を見よ。

9　日光の大中臣朝臣　日光山堂社建立舊記に「貞觀二年詔あり、二荒神社主、大中臣清眞を以てす、これ神主の元祖なり」とあり。貞觀二年九月紀に二荒神社に始めて神主を置く事見えたれど、清眞の事はなし。大森、中丸、加藤、瀬尾、余子等の諸氏は皆この後なりと云ふ。各條を見よ。

10　若狹の大中臣氏　遠敷郡竹原雲月宮は延喜四年二月十三日同所天王祠官大中臣近俊に託宣ありて、當神を祭ると云ふ（郡縣志）。

11　越前の大中臣氏　中臣氏族なり。西宮記卷二十三に見ゆ。越前國人大中臣光忠（寛和年中）。

12　丹波の大中臣氏　西宮記卷二十三に見ゆ。

13　美作の大中臣氏　笠庭寺記に「久米北條郡倭文庄（手作布百反）大中臣有重」と見ゆ。

14　安藝の大中臣氏　沼田郡阿刀村に此の氏あり、先祖大中臣權介正房は始めて此の村を開きし人也と（通志）。

15　紀伊の大中臣氏　牟婁郡那須村市野大平より發掘したる素焼製の陶器破片の裏朱書に「散位大中臣國宗」と見ゆるものあり。

16　土佐の大中臣氏　また大仲臣に作る。高福寺（雪蹊寺）嘉祿元年十二月五日の鐘銘に「當寺建立願主刀阿念生靈、俗名文生、大仲臣福光、奉增鑄撞鐘也、檀那右近將監定光」と見えたり。香美郡山田氏は大仲臣姓、或は大中臣姓と云ふ、その條を見よ。又東鑑に甲斐小四郎大中臣秋家見ゆ。

17　筑前の大中臣氏　類聚符宣抄萬壽三年三月廿三日、及び同四年九月四日の太宰府解に「正六位上行權少典大中臣朝臣」また永承六年十二月五日の太宰府符に、「正六位上行典（大中臣朝臣）」また同七年六月八日の太宰府々官の連署に「典代大中臣」また宇佐大鏡に「府中宇佐町、在郭七條二坊、右件薗、元者是典代大中臣有助所領也、以永保二年、所沽却大宮司公則也」と。また宮寺縁事抄、天承二年閏四月の太宰府在廳官人等解に「監代大中臣朝臣」あり。歴代太宰府々官として勢力ありしが如し。香椎廟四黨の神官の内に大中臣朝臣姓あり、三苫、香椎等の條を見よ。

18　肥前の大中臣氏　肥前稻佐山縁起に清和天皇御代の人として、大中臣鬼丸藤原朝臣貞生なる者を載せ、その子孫今にありと。河上社天永元年文書に大中臣朝臣清親見ゆれど、こは國守にて暫く居りしに過ぎず。

19　大隅の大中臣氏　建久圖田帳に「桑東郡秋松二丁、郡司大中臣時房所知」と載せ、下に東郷郡司時房と註す。又卷末連署に「諸司檢校、散位大中臣在判」と。又これより前、平治元年七月の國牒に目大中臣を載せたり。在廳官人たりしなり。

20　尾張の大中臣氏　織田條を見よ。

21　美濃の大中臣氏　安八郡大井庄の下司職にして「東大寺政所、大中臣清則、右大井庄別當の職に補任する件の如し。康和三年二月廿八日、都維那法師」また「大井御庄政所散位大中臣則平、右の人・件の下司の職に補する件の如し、天治二年

八月十一日」など見ゆ。

22 其の他、朝野群載卷六に中臣從六位下行大祐大中臣朝臣惟經、將門記に大中臣全行朝臣、斯の如き人は平安朝以後の書に多く見え、一々枚擧に遑あらず。

大仲臣 **オホナカトミ** 大中臣氏に同じ、前條に云へり。

大長谷 **オホナガヤ** 三河國の豪族にして清和源氏吉良氏の族と稱す。オハセ、オホハセ條を見よ。

大波 **オホナミ** 大浪、大濤など皆同一氏か。

○藤姓信夫氏流 岩代國伊達郡大波邑より起る。伊達世臣家譜略記に「舊姓信夫、文明中、大波伊賀守照成と云ふものあり。十一世持宗君の女を娶り、大膳成久を生む。其の子大膳頼成なり。後裔・召出の列にあり」と。而して信夫照成は栗原近江守持成の子にして、秀郷流藤原姓なりと。シノブ條を見よ。

大浪 **オホナミ** 前條氏に同じ。岩瀬郡にも此の氏あり。

大濤 **オホナミ**

大繩 **オホナハ** 清和源氏佐竹氏の族手綱氏より出づ。タヅナ條參照。

新編常陸國志に「大繩、其の世系を失ふ。豐臣氏の時、大繩江庵あり、傳馬證を秀頼より賜はる。其の子源十郎、百五十石を領す。其の子和泉、其の子左內、子供左內、其の子彌兵衞、その二子紋中左內あり」と。又新編會津風土記に、大繩氏、讃岐守義通を載せたり。

大成 **オホナリ** 尾張に大成庄あり。關係あるか。

1 安藝の大成氏 豐田郡の豪族にして、藝藩通志に「大成氏、大串村、先祖應永の比、大成善左衞門正豐と稱して沖浦村城主土倉冬平が宗家たり。第八世善左衞門より此の村の農となり、里職をつとむと。今古槍一本を藏す、正豐所携といふ。」と。又「大成氏、大崎中野村、先祖大崎玄蕃、福島の家人たり、後大崎に來り、祝髮して光禪寺を建つ。子敬菴醫を業とす、氏を大成と改む」と。また「大成氏、木谷村、先祖記傳を失ふ。中古嗣なかりしが、大崎沖浦城主の家人、大成善左衞門正豐、四世の孫治部來て神職を襲ぐ、世々里社の奉祀たり、家に古き槍太刀などを藏す」など見えたり。大崎、土倉等の條參照。

2 近江の大成氏 江北記に「多賀こかく、次とくけむ出雲事也。多賀豐後聟也。其の次大成兵衞四郎にて、月瀬に於いて生害、其の次正雲四郎右衞門事、其の次四郎右衞門にて、八月十三日內保合戰にて討死也。」と見ゆ。

3 備前にも此の氏あり。

大西 **オホニシ** 阿波、飛驒等に此の地名あり、此の氏は其等を名に負ひしにて、阿波の大西氏最も有名なり。

1 清和源氏小笠原氏流 阿波國三好郡大西邑より起る。此の氏・小笠原氏族と云ひ、又近藤氏流とも云ふ、次項を見よ。阿波志に「大西は豫讃咽喉の地なり。永祿年中・源頼武・之に築城す。頼武は三好庶族、大西出雲守と稱す。三好郡、及び土佐の北部、及び讃岐の豐田郡を侵略し、之を大井莊と曰へり」、子頼包・上野介と稱す、長曾我部氏に降附す」と。而して大西系圖（白地村、大西藤吉藏）に「長清（小笠原左京太夫、信濃守、正四位下、承久亂後、賜阿波守護職）─長經（小笠原彈正少弼、侍從、法名長禪）─長房─長久─長義─義盛─頼清（小笠原宮內大輔、長子貞頼早世、無嗣子、甥元高に大西城讓、大西出雲守元高と改名、代々大

西城主、領地阿州は池田切、豫州宇摩郡切、讃州は多賀羅田切、土州立川泰井庄領之、文明十七年十月十八日卒、淸乾院淨範仁英居士）―頼貞（早世）、弟元高（實宗光長男、頼淸養子となし、越後守、母頼淸姉、昔時禁庭而翳鳥二羽射落、君有御感、直向雁定紋と定申候）―元武（大西出雲守、爲長曾我部元親、豫州金川討死、母細川勝元妹、天正六年七月十日卒、自光院華屋性齋居士）―頼武（大西出雲守、后覺養、後重淸にて討死、母三好長慶妹）、弟信武（前備州大守、父守元武同日、金川にて討死、母右同、玄光院眞岸道隆居士）、弟某（了秀、上州野根万福寺住、後山城谷寺野而遷化）、弟長頼（大西三介、讃州二不見城主）」。次に「頼武の子、頼晴（大西內藏介、後新左衛門、永祿十一辰十一月廿三日生、天正六年、爲長曾我部元親、父覺養、重淸而討死、大西城落城、家臣花駒甚內、始士卒數多討死、時に天正十六年、頼春廿一歲、然處國中靜謐雖治、遠境山分、承久以來之亂、世放討洩惡黨、爰彼隱忍惱民事不少、故筋目正淚人撰、村長に用ふ。時節頼晴、上聞、中西人政所役、依御頼、天正十六年より寛永十七迄、新左衛門と改名而相勤申云々（子孫白地村に住すと）」と見ゆ。

オホニシ

又大西家系（馬路村上浦茂九郎藏）には

「長房
- 長久（小笠原兵衛藏人 從四位上左兵衛尉）
  - 長義（小笠原藏人太郎 左兵衛門佐）
    - 貫久（同二郎）
    - 長康（同宮內三郎）―長遠（同太郎）
    - 長宗（一宮宮內大輔）
    - 頼久（同五郎）―頼氏（同阿波守 刑部大輔）―頼定（同刑部）
- 長親（纐纈四郎）―宗長（同太郎）
- 長家（小笠原矢三郎）
- 長範（同五郎）―頼久（藏人五郎）
- 長基（同十郎）
- 成宗（一宮宮內大輔 阿波一ノ宮ノ祖）―義雄（一宮宮內大輔 左馬頭）―成良（一宮長門守 宮內大輔）
- 義盛
- 長光（同又次郎）

武重（小笠原左衛門亮、時に足利將軍尊氏卿、天下一統治世玉て、四代將軍源義持後にて改正、公之治世、應永年中に至て、阿陽三好存保、後にて改正在勤之、留主鄕民一揆を企つ矣、三浦荒右衛門と云ふ强惡無道成穿）――元高（大西出雲守、小笠原宮內大輔頼淸の養子となる。母頼淸姉）。

新羅源氏、逸見冠者淸光より十代之後胤、小笠原頼淸長男早世、嗣子無くして頼淸

オホニシ

甥元高に大西城を讓て、大西出雲守と改名。是れより淸和の後胤新羅源氏と相成。大永七亥七月八日卒、年八十一、享坤院天惠祖芳居士、」と見ゆ。然らばもと他姓なりしなり。

又白地村大西政吉舊記拔萃に「元高（阿波國白地城主、泰井庄を領、家の紋丸の內に向鴈、亦茗茄之立合也。白地城に於いて卒去。大西宮、八幡寺近所領內寺院葬。戒名、弘治元乙卯七月十三日、大光院殿天養速入大居士、行年六十五歲）―頼武（大西出雲守、白地城續、天正六歲、長曾我部元親が伊豫國金川に於いて、子息信武一所に切腹、父子遺骨白地城東に當て、大西宮也。八幡寺住僧、葬式を勤、戒名、天正六戊寅七月十日、自支院殿華屋齋大居士）―覺養（大西出雲守、母は三好筑前守長慶妹、白地城繼續、爲三好民部大夫存保討死）、弟信武（大西備中守、金川に於て父頼武と共に討死、法名玄光院殿眞岸道隆大居士）、弟頼晴（大西上野介、母右同、覺養養子と定、長曾我部元親え人質と成隨身）、弟了秀（母右同、土佐國野根萬福寺へ往、僧と成）、弟長頼（大西五三介）」と。又頼武弟「頼貞（大西左京

進）、弟賴淸（大西內藏介、後に大西新左衞門）、弟賴秀（大西彥治郞、後に大西覺右衞門）―秀光（七左衞門）、弟秀實（長右衞門）」と見ゆ（後藤捷一氏）。全讃史に「齋藤下野守師鄕・阿の大西上野介と婚姻をなす」と。又元武は弘德明親錄に「天正三年正月中旬、阿州馬路の城主大西備中守源元武、豫州佛殿の城主川上但馬守追討の爲發向の用意取々なり」と見ゆ。

2 藤姓近藤氏流　前項大西氏はもと近藤氏なりと。西讃府志に「大西氏、系圖には近藤出雲守賴武・天用と號し、京師より阿波國三好郡白地村に來り居れり。同郡泰井の莊と、讃岐國豐田郡粟井邑とを領せり。賴武の子覺用、天正元年、美馬郡重淸の城を攻め、城主重淸豐後守を滅し、遂に其の城を取て移り居れり。さるを豐後守の一族、伊澤權之進・兵を發し來り圍む。覺用戰ひ敗れて、三好郡晝間村に走り、願成寺に入つて自殺す。弟長賴讃岐に走り、三野郡麻の城に居れり。時に大西孫太郞と云ふ者あり。元親に攻められ、下勝間にて兄弟共に自殺すといへり。又一本大西系圖に、小笠原左衞門亮武重と云ふ者、應永二十年、阿波伊豫二國の間にて所領を賜はり、白地に居れり。武重四世の孫上總介武俊に至り、始めて氏を大西と改む、武俊の子伊勢守、伊勢守の子出雲守、出雲守の子覺養と相嗣ぐ、是非詳ならず」と。蓋し古く近藤氏にして後小笠原支族より、其の家を嗣ぎしが如し。

覺用の事は、南路志に「天正四年、長曾我部元親公阿波の大西入りの評議有る。先づ豐永の舟渡を過ぎて、阿波堺に上名の橋まで、大木一本に割を付て、打渡したる橋あり。其を過て西峰のぼけとて、三里の難所あり。大西の領主覺用は三好長治の爲めには叔父なり。此の覺用・本は出家にて、先年當國に寺を持、居住せられしなり。此のよしみを以つて覺用と元親へ折々使者の往來あり。覺用甥上野守を人質に越されたり。先づ此の大西さへ手に入れ候はば、阿波、讃岐、伊與三ケ國の辻にて、何方へ取出づべきも自由なりとて、元親滿足し給ひしとなり。天正五年に大西へ發向す。何の子細なく大西へ入られたり。覺用は相川の橋爪迄、出向て戰といへども、大西の地の者には、上野守をして內通せしめ、兼て心を合はせ、覺用をば差隔て皆目きれをする間、覺用は相川の持口を差迯れ、阿州麻の城へ落行く。則ち上野守には、以前の本領を下され、馬路の土居へ入部す。扨大西のうち羽久地と云ふ所に新城をして、谷忠兵衞に預けらる」と見ゆ。

此の大西氏は見聞諸家紋に、

四番
小串進藤
阿波之大西

佐々木本

と見え、なほ故城記、上郡美馬三好郡分に「大西角田殿、藤原氏、雁」と見えたり。

3 本間氏流　安藝國豐田郡の名族にて、藝藩通志に「先祖本間繼武より十二代、關東に居る。第十三世賴武、賴雄より阿波に居り、氏を大西と改む。夫れより九代を經て、總兵衞賴直初めて安藝に來ると云ふ」と載せたり。

4 出雲の大西氏　神門郡の豪族にして、天文の頃・大西越中あり、安西軍策に大

オホニシ
オホニシ

西重兵衛、大西十兵衛等見ゆ。當國の人か。

5 秦姓　山城國伏見稻荷社神官中最も勢力ありし家にして、下社神主（大西社務）、秦宿禰姓と稱す。その系圖には、加茂縣主裔として、「大西家、初西大路、後大西、別稱竹林亭。賀茂縣主久治良季子伊呂具─山守─鮒主─伊比積─峰守─蔭清─稙積─伊比盛─中家（秦公を改め、更に姓を秦忌寸と賜ふと。此の弟に森主あり。）─魚主─鄕主─淸住（此の弟淸道は平田氏祖なり）─淸陰（西大路家と稱す）─淸主─里守（此の弟家守は分家して、針小路の祖となる。）─山陰─陰滿（秦忌寸を改め、更に秦宿禰を賜ふ。）

─陰高┬高積─淸高─忠淸┬親淸
　　　│　　　　　　　　├淸賢（新大路家祖）
　　　│　　　　　　　　└親守
─爲高（松本家森家祖）
　└陰忠

─親行─親氏─親勝─親高─元親─親成─
─淸良（分家東大西、元西小路、又西大西）
─親良（分家新小路祖）

─親景─親森─親潔─親世─長種─繼長─
　（大西）

─親尙┬親修┬親宣─親光┬親友─親盛─
　　　　　　└親辰（稱大西）　└淸友

─親秀─昌安（稱大西）
─親賢（稱川家祖）
「親臣─親憲─親寓─親篤─親眞─親保」と載せ、又「伊呂具（建角身命二十四世賀茂下社禰宜、賀茂縣主久治良の季子、或は名を鱗依に作る。和銅四年二月、功により賀茂氏を改めて、姓を秦公と賜ふ）─山守─鮒主─伊比積─伊比盛─中略─中家（禰宜、姓秦公を改め、秦忌寸を賜ふ、是れより子孫・秦忌寸と稱す）─魚主─中略─親高」なりと。而して東大西家は淸良の子定良より出づとぞ。

6 大和の大西氏　當國の豪族にして、至德元年四月の大和武士交名に大西殿を載せたり、相當の名族たりしや明かならん。又吉野郡三十六公文の一に大西氏あり、同族か。吉野舊事記に據るに、「河野鄕公文、大西氏、東氏、伊藤氏、大西助五郎、東稔宗兩氏は强弓達人也」と。長祿年間、赤松遺臣間島治郞政則、中村五郞祐丞等、南朝皇胤を襲ふの際、助五郞、强弓を以つて中村を射て首を討つ（南山皇胤記）と傳へらる。

7 荒木田姓伊勢內宮社家に大西氏あり、荒木田姓と稱す。志摩にもあり。

8 丹波の大西氏　丹波志氷上郡條に「大西氏、子孫西芦田村。中辨。今大西喜右衞門は、古來より家筋の者なり。同家三軒。」又「大西氏子孫東芦田村芦谷、先祖は同郡佐野の高見が城に籠りし大西長谷部忠房と云ふ。高見落城後、母一子を連れ來り、他家相續して大西九郞左衞門と云」と。又「大西五郞大夫、子孫由良庄南由良村。古家、六代目今本家大西五郞大夫、分家共六軒。」また「大西氏、子孫中村、今七代目、本家久左衞門先祖の具足鎗有」と。また「天田郡、大西三郞大夫、子孫長田村、古屋敷跡有之、舊栖の部に出す」など見ゆ。

9 近江の大西氏　栗太郡小野庄の豪族にして佐々木氏に屬す。大西和泉守は眞慶寺（栗本寺）を再建すと云ふ。鶴見系圖に「小川山城主源三郞業俊の女、大西左衞門尉室」と見ゆ。

10 美濃の大西氏　新撰志に大西太郞左衞門等を載せたり。

11 淸和源氏太田流　葛畑條を見よ。

12 飛驒の大西氏　益田郡大西村より起りし豪族也。後風土記に「中昔に至り、大

西某と云ふ鄕士、此の近村を押領せし頃、此の地に居館を構へ住して、大西殿と稱せしとなり」と見ゆ。

13 其の他、永祿六年諸役人附に「足輕衆、大西虎介」三河吉田松平資訓家臣に大西弘置、新田佐竹藩用人、備前にもあり。又大西淨淸（五郎左衞門村長）は山城の人、茶の湯の釜を作る名匠にして、泯越家昌の門、その子を淨久と云ふ。

太西 オホニシ　正訓不明。石淸水祠官の一、參司に太西氏あり、藤原姓なりと云ふ。

大新田 オホニツタ　淸和源氏新田氏に大新田、小新田の二流あり。里見の流を大新田と云ふ。尊卑分脈に「義重—(大新田)義俊—里見義成」また淸和源氏系圖にも「義俊、大新田入道」と見ゆ。

大二條 オホニデフ

大庭 オホニハ　オホバ條を見よ。オホニハと云ふもあり。

大爾比 オホニヒ　尾張に大爾比庄あり。

大丹生 オホニフ

○大丹生直　紀伊の古代豪族にして、紀國造の族なり。丹氏祝氏文に見ゆ。宇遲比古命の後。詳細は丹生直條を見よ。

大貫 オホヌキ　和名抄常陸國筑波郡に大貫鄕あり。又上總に大貫莊、其の他、下總、安房、下野、陸前、越後、播磨、日向、豐前(大拔)等に此の地名あり。(次條參照)

1 大貫連　中臣氏と同族と云ふ。伊勢神宮禰宜荒木田氏の祖なり。二所太神宮例文に「(天兒屋根命廿一世孫大狹山命子)、天見通命、子、天布多由岐命、子、大貫連伊己呂比命(景行天皇御代奉仕)子、大阿禮命、子、大貫連岐已利命、子、荒木田最上」と見え、又荒木田系圖に「天布多由岐命—大貫連伊己呂比命（一名は佐加支刀部、賜大貫連姓、纏向檜代宮御宇）—大阿禮命(同朝廷)—大貫連波已利命（同朝廷)」とあり。

2 桓武平氏千葉氏流　下總國香取郡大貫村より起る。千葉常胤の庶流三輪胤時の後裔なりと。家紋三花輪違。寬政系譜に見ゆ。

3 常陸の大貫氏　新編國志に「大貫、鹿島郡大貫村より出たり。弘治中大貫太郎左衞門・隼人佐あり。佐竹氏の臣なり。甲明神古帳に出たり」と見ゆ。

4 陸前の大貫氏　小田郡(遠田郡)大貫より起りしならん。葛西記に、大貫丹藏見ゆ、同家配下の將なり。第二項と關係あるか。

5 小野姓橫山黨　橫山黨の一にして、小野系圖に「橫山隆兼—經隆(小山次郎)—有經(大貫馬允)—經氏—朝經(大貫八郎)」と。又一本に「孝遠—時綱—鳴瀨四郎太郎—長兼(大貫三郎)」と見ゆ。武藏七黨系圖には「新大夫孝兼—

- 孝遠(藍原二太夫)—時綱(野四)—某(鳴瀨四太)—長兼(大貫三太)—兼氏—行口
- 經孝(小倉二)—有經(大貫馬允)
  - 朝盛(太)—朝經(八)
    - 忠經(野三)—光經(新三)
    - 時經
    - 經義(九)
  - 經氏(三)—景經(五)—盛經(新三)—秀經(彥三)

東鑑卷二十一に「をゝぬきの太郎、をゝぬきの野三、大ぬきの五郎」及び卷二十五に「大ぬきの三郎」見ゆ、此の流ならん。中興系圖に「大貫、小野、本國、紋萬字三柏、參議篁十三代、右馬允有經稱之」とあり。

6 上野の大貫氏　里見入道(實堯)の家臣に大貫左兵衞あり、桐生との戰の節、山田郡赤萩に據る(國志)。前項大貫氏ならん。

7 下野の大貫氏　佐野家の老臣に此の氏あり、宗綱討死するや、大貫越中守武重・

北條氏政弟氏忠を迎て、主家を繼しむ。

8　高麗家記錄に大貫紀伊守。

大拔　オホヌキ　秀鄕流藤原姓、足利流。高取七郎房重―政重（大拔二郎大夫）―備中守政基―越中守政宗。政基弟加賀守政行―加賀政友―竹九郎政久（土佐）。政友弟伊賀政國―大和久行、弟伊豆久國。政行弟山城守政光―房綱なりと。なほ圓藤丹後勝信、後大拔を稱す。

大主　オホヌシ　伊勢神宮の舊社家にして度會姓なり。大主御鹽燒物忌度會家敬家系帳に「横橋宗休二男初代宗宣、永正年中、稱大主氏」と見ゆ。

大沼　オホヌマ　オホヌ　和名抄安房國朝夷郡に大潴鄕ありて、於保奴萬と註す。また陸奥國に大沼郡（岩代）、高山寺本「越前國大野郡に大沼鄕、肥前國松浦郡に大沼鄕あり、於保奴と訓ず。其の他、三河、武藏、常陸、下野、羽前等に此の地名あり。

1　藤原北家大森氏流　本國駿河か。淺羽本大森葛山系圖に「道隆―伊周―忠親―惟康―親康（號大沼）―親清（大原村領主、大沼四郎）―親直（六郎）」、又親康弟「定康（大沼五郎）」と見ゆ。又姉小路系圖に「親清・大沼四郎、又河合殿、本親成、大原村領主、右大將家義兵、取（最）前隨一從人、外親類（類）三浦人也、爾相眼故［　］」と載せ、其の弟「親直（大沼六郎）―平六入道弟二郎入道（里島）、弟三郎入道」とあり。

2　三浦氏流　前項大沼氏と同一か。源平盛衰記に「三浦黨に大沼三郎」と見ゆ。

3　陸奥の大沼氏　建武元年十二月十四日師行獻書、津輕降人交名に「大沼又五郎」あり。

4　武藏の藤姓大沼氏　上杉氏の家人にして、大沼彈正忠藤原繁忠、榛澤郡東大沼村を領す。深谷記、上杉御普代の臣に、「大沼太郎八」あり、同族にして第一項に同じきか。

5　朝倉氏流　三田ケ崎條を見よ。

6　德川時代、黑羽大關藩の重臣に此の氏あり。大沼涉は明治に入り、功により男爵を授けらる。又奥殿松平藩の用人に此の氏あり。信濃にも存す。

大根　オホネ　安藝國佐伯郡の豪族にて、大根八郎は古江村鬼城に據る。鬼はオニハ、オホネの轉訛なるべし、（通志）。

大根川　オホネカハ　豐前國宇佐郡大根川より起る。宇佐系圖に「大宮司持節―諸守（大根川社司）」とあるより出づ。

大禰寢　オホネジメ　大隅の豪族なり、ネジメ、タケルベ條を見よ。

大根田　オホネダ

大根谷　オホネダニ　オホネヤ

大野　オホノ　和名抄山城國愛宕郡に大野鄕、三河國額田郡大野鄕、甲斐國山梨郡大野鄕（西郡）於保乃と註す。駿河國志太郡大野鄕（天長・大野牧）、上總國海上郡大野鄕、常陸國信太郡大野鄕、美濃國に大野郡・於保乃と訓ず。飛驒國の大野郡も於保乃と註し、郡内に大原鄕、高山寺本に大野鄕とす。又上野國山田郡に大野鄕・於保乃と註す、又下野國那須郡に大野鄕、又陸奥國菊多郡（磐城）に大野鄕、越前國に大野郡・於保乃と註す。加賀國石川郡に大野鄕・於保乃、高山寺本加賀郡に收む。越中國礪波郡に大野鄕、佐渡國賀茂郡に大野鄕、高山寺本於保乃と註す。丹後國丹波郡に大野鄕、因幡國巨濃郡に大野鄕、出雲國秋鹿郡に大野鄕、播磨國餝磨郡に大野鄕・於保乃と註す、（風土記大野里）、美作國英多郡、及び苫西郡に大野鄕あり、備後國深津郡に大野鄕、周防國玖珂郡大野鄕、紀伊國名草郡に大野鄕、阿波國那賀郡大野鄕・於保乃と註す。讃岐國香川郡、及び三野郡に大野鄕・於保乃と

註す。土佐國吾川郡に大野郷、筑前國御笠郡に大野郷、また怡土郡に大野郷・於保乃と註す、豐前國築城郡に大野郷、豐後國に大野郡、於保乃と註し、郡內に大野郷を收む。又大隅國大隅郡に人野郷、大野の誤ならんかと云ふ。而して、出雲、阿波、肥前、豐前、豐後に大野庄、村邑に至りては擧げて數へ難し。

1 大野君 毛野氏より分れし大族なり、而して上野國山田郡に大野郷あれば、その地より起りしものかと考へらる。

2 山城の大野君 山城國愛宕郡に大野郷あり、此の氏のありし地か。毛野氏大荒田別命の後也。天武朝に至り朝臣を賜ふ。天武前紀に大野君果安あり、壬申の役功あり。その子東人は朝臣を賜ひ、天平十二年、藤原廣嗣が西海に叛するや、大將軍に拜せられ、一萬七千餘の兵を率ゐて之を討ち、遂に平ぐを得たり。同十四年薨ず、十一月紀に「參議從三位大野朝臣東人薨、飛鳥朝庭糺職大夫直廣肆果安の子也」と見ゆ。

東人が廣嗣を征伐せし事と大將軍となりし事とは甚だ有名にして、後世の書にも多く見ゆ。平家物語、源平盛衰記、梅松論の類これなり。

3 大野朝臣 前項大野君の後なり。天武紀十三年條に「大野君云々、姓を賜ひて、朝臣と曰ふ」と見ゆ。延曆十五年八月紀に「山城國正五位上大野朝臣犬養右京に貫付す」とあるは此の氏人なり。姓氏錄、右京皇別に收め「大野朝臣、同祖、豐城入城命四世孫大荒田別命の後也、日本紀合」と見ゆ。

氏人は東人の外、大野朝臣橫刀、同廣立、同眞本、同石本、同我孫麻呂、同石主、同乎婆、同姉、同仲千（尙侍兼尙藏正三位、天應元年三月薨、東人の女也）、同仲男同直雄、後紀に同眞菅、續後紀に同眞鷹（從四位上。左近衞中將從四位上眞雄の子なり）。三代實錄に同鷹取、同安雄等見ゆ。

4 大野我孫 正倉院天平十七年文書、左兵衞府移に大志大野我孫麿なる者あり。されどこは姓を省略せしにて、我孫は名の一部に過ぎず。

5 大野（無姓） 天平寶字八年九月紀に大野眞本と云ふ人見ゆ。大野朝臣の族なるべし。

6 清和源氏宇野氏流 尾張發祥の豪族なり。大野は地名にして當國大野てふ地名多けれど、こは知多郡大野庄なりと 源賴親の後にして大和源氏に屬す。尊卑分脈に「陸奧彌六惟風―彌太郎賴章―賴清（號大野、八條院判官代、承久亂・京方となり誅せられ、本領大野以下、收公せられ了る。）―賴重（大野太郎、承久亂、京方となり誅され了る。）、其の弟賴時（號朝日二郎）―信時（大野又二郎、又朝日二郎）―親賴（孫二郎）―賴氏（孫二郎）―賴高（小二郎）―賴長（又二郎）」と見ゆ。又賴氏の弟に貞賴、基氏あり、賴高の弟に範氏あり。

7 尾張の大野氏 後世葉栗郡に大野氏あり、大野伊賀守、同佐渡守等、大野村に住む。前項大野氏と同族か。

8 清和源氏斯波氏流 新編武藏風土記荏原郡大井村條に「大野氏、家の系圖とて世々藏せり。その譜に載せし大略に云ふ、斯波治部大輔義將より五代の孫斯波左兵衞督義敏の三男三河守義高の時、堀越御所政知に仕へて大野式部大輔政家といへり。其の子和泉守正敏に至り、堀越御所茶々丸、北條早雲が爲に亡びし後、明應九年八月兩上杉に乞て、亡君の讐を報ひんとせしが、運や盡たりけん、戰ひに負て、やうやく武州へ遁れ來り、遂に今の

地を開きて住所となし、それより子孫相傳へて今に至ると云ふ、」と見ゆ。第二十六項を見よ。

9　武藏秩父の大野氏　秩父郡大野村より起り、大野城に住す。新編風土記に「村の西の方高篠山の麓にあり。此所を橋倉と云ふ。一つ離れし小山なり。山上一町四方許の平坦巽の方を前とし、乾を後とし、艮坤の方谷川の流れあり。前に至り、此の二流合して一流となれり。堀の跡などあり、往昔大野彈正と云へるもの居住せり、」と。又同郡、薄村條に「此の邊にて大野彈正討死すと云傳ふれど詳ならず。此の彈正は鉢形家の臣なれば、天正の頃のことなるべし。郡中大野村に住せしとて其の跡あり。又一ヶ所は中鄉の內小名穴邊に出浦式部が住しと云ふ地あり、今の里正一郞左衞門が先祖なりと云ふ、」と見ゆ。

10　其の他武藏の大野氏　橫見郡流川村の名族に大野氏あり。先祖大野甚右衞門良繼は寬文二年死すと。又豐島郡徳丸脇村天神社神職に此の氏あり、又當國に丸に橫木瓜を家紋とするものあり。

11　甲斐源姓　山梨郡大野邑より起る。源氏なりと云ふ。家紋九曜。一蓮寺過去帳に「永正元年五月十六日、大野源三、」「明應二年四月廿八日、大野源三衞門母」など見ゆ。相當の豪族たりしが如し。巨摩郡にもあり。

12　近江の大野氏　式帳高島郡に大野神社あり、大野君の創設か。なほ大荒比古神社あり、大野氏の祖大荒田別を奉祀するにあらざるかと云ふ。又甲賀郡大野村に大野宮內少輔の宅址あり、大屋敷と云ふ。宮內少輔は六角佐々木氏に仕ふ、其の子を右近大夫と稱す。此の大野氏は甲賀廿一家中、山北九家の一なり。

13　美濃の大野氏　大野郡大野邑より起りしか、但し各務郡にも大野邑あり。大野主水等著る。

14　飛驒の大野氏　大野郡の大野鄉より起る。飛驒條を見よ。

15　下總の大野氏　葛飾郡に大野邑あり、關聯する處あるか。小金本土寺過去帳に「大野米地永高、文明、」其他、大野讃岐、大野彌二郞、大野二郞、大野民部等見ゆ。

16　桓武平氏大掾氏流　常陸國茨城郡大野邑より起る。大掾系圖、石川系圖等、皆此の氏を石川次郞家幹の子大野八郞光幹の後とし、又新編國志に「大野、茨城郡大野村より起る。家幹の八子光幹。大野八郞と稱し、大野に居る。其の地頭たり。後大野經幹あり、彌次郞と稱す。正和元年鹿島の大使たり(石川舊記)。大野入道法本あり、天授中の人(吉田文書)。蓋し皆其の裔なり」と。大泉、小泉、前野、蛭町、田谷橋、臼根、幡山の諸氏皆此の氏より分る。なほ大掾條參照。

17　平姓　寬政系譜、平姓に大野氏二氏を載す。前項大野氏の庶流なるが如し。家紋丸に大文字、五本骨開扇。

18　常陸信太の大野氏　新編國志に「大野、信太郡大野鄉より出づ。今河內郡塗戶村に土岐の家人大野某住せしと云ふ。この隣村眞板宮淵兩村に、この氏あり(何れも右の信太郡なり)。中世土岐氏に仕へしと云ひ傳ふ。若柴石引氏の家に文書あり。岡見治廣が贈る所なり、それに大野外記殿とありと云ふ」と見ゆ。

19　清和源氏佐竹氏流　小田野本佐竹系圖に「佐竹昌義—古屋宗義、四男大野云々、此の六人は宗義古屋依上より皆分也」と見ゆ。

オホノ
オホノ

20 清和源氏足利氏流　仁木氏流にして、「仁木義春―義久―政久(號大野式部丞)―之政―常政」と見ゆ。

21 羽後の大野氏　ダイノ氏なりと。仙北小野寺氏に屬せしが、後戸澤氏に屬す。

22 清和源氏澁川氏流　中興系圖に「大野、清和、澁川義顯九代伊豫守俊詮稱之」と見ゆ。

23 越後の大野氏　蒲原郡の大野邑より起る。彌彦神社中條の神官に此の氏あり、其の他にも存す。

24 佐渡の大野氏　雜太郡にあり、賀茂郡大野鄕より起りしか。

25 加賀の大野氏　加賀郡の大野莊より起る。この地は白山莊嚴記、嘉禎元年條に「大野莊、地頭代、入道生西、同代官行西」と見ゆ。關係あるか。加賀藩給帳に「六百六拾石(丸の内大字、外百五十石加增)大野織之助、百八十石(丸内二引)大野吉左衞門、百四十石(同)大野甚兵衞」等見ゆ。

26 清和源氏越前大野家　大野郡大野より起る。守護斯波武衞家の一流を云ふなり。卽ち高經の子伊豫守義種(修理大夫)、其の子左衞門滿種、此の地名を負うて大野と云ふ。其の子大野修理大夫持種(民部少輔)、其の子義鏡等、相繼いで此の地に居り、犬山城主たり。義敏・宗族を嗣ぐ。シバ條を見よ。中興系圖に「大野、清和、斯波、右衞門尉義雄之を稱す」とあり。此の族裔・第八項を見よ。

なほ越前大野郡は古代大野君のありし地かと考へらる。神名式本郡に國生大野神社を載せたり。

27 若狹の大野氏　大永の頃、大野式部丞あり、同元年十一月二日、依居明神を再興して宮田一町二反を寄進す。

28 丹後の大野氏　丹後郡の大野邑より起る。この地、口大野村大野城は大野修理亮居住の地也。修理亮は鬼修理と呼ばれし人にして、大阪にありし大野修理の父也と云ふ。慶長の頃迄當地は大野が領地なりしと傳ふ。又別城は成吉加賀守の居城也と。大野修理亮治長は佐渡守の子にして、何地の人なるか詳かならず。其の子を信濃守と云ふ。

29 播磨の大野氏　餝磨郡大野鄕と關聯する處あるか。播磨古城記に「川邊城は川邊村に在り、赤松氏の麾下大野氏永之に據る」と見ゆ。太平記卷三十二に大野彈正忠氏永あり。

30 橘姓　美作國英多郡大野鄕より起る。この地後に大野庄と云ひ、笠庭寺舊記に「吉野郡大野莊(黑米七斗)橘正房」と載せたり。大野氏は恐らく、此の橘姓にして、諸國廢城考に「大野城は大野氏世々此れに據る」と。康安元年、山名時氏に陷らる。太平記卷三十六山名伊豆守・美作城を落す事の條に、「大野の一族が籠りたる大野城」とあり、相當の大族なりしを知るべし。

31 出雲の大野氏　秋鹿郡の大野鄕より起る。集古文書建武三年の文書に「出雲國大野庄内國守名地頭、三崎三郎次郞政高」と見ゆ。また雲陽志に「大野城は本宮山にあり、大野高直の據る所なり」と。又雲州古城志に「林城は大野氏の據る所なり」と。皆此の族なり。猶ほ日御碕神社々家上官に大野氏あり、天葺根命裔と云ふ。

32 佐伯姓　安藝國佐伯郡の大野邑より起る。嚴島佐伯氏と同族にして、見聞諸家紋に

藝州之
嚴島
大野
温科(ヌクシナ)

と見えたり。大永の頃、大野城主彈正少弼あり。

33 大野十番頭　紀伊國名草郡大野莊にありし豪族にして、續風土記に「大野莊、地頭、八條女院・此の地を領し給ひ、其の地の地頭を秦宿禰守利といふ。將軍賴朝卿の時に至り、豐島權守有經といふ人を、更に地頭職とす。守利の裔、文治六年に『御隨身左府生秦兼平』といふあり。建久二年に『御隨身左府生兼峰』といふあり。武家よりの地頭職を停止せんことを請ひし事東鑑に見えたり（秦條參照）。秦氏地を失ひたる後は、此の地、武家の領となりしならむ。建武年間には當莊は宮方に屬し、地頭を淺間入道沙彌覺心といふ。次に其の子淺間入道忠成といふ。正平年間には、保田山城判官宗兼といふ。正平十九年の頃、武家よりの地頭を細川淡路守宗茂といひ、代官を野瀨鄉左衞門といふ。其の後、山名氏、大內氏、當國の守護たるの時、皆當莊大野城を居城とす。十番頭は大野莊莊中の著姓にて、其の十人の祖の名は、鳥居浦　三上美作守。同浦　稻井因幡守。同浦　田島丹後守。同浦　坂本讃岐守　同浦　石倉石見守。神田浦　尾崎尾張守。井田村　井口壹岐守。中村　宇野邊上野守。中村　中山出羽守。幡川村　藤田豐後守。今其の子孫現存するもの。日方地士に、藤田氏、田島氏あり。黑江の地士尾崎氏あり。又那賀郡小倉莊滿屋村地士に井ノ口氏あり。同郡田中莊打田村に坂本氏あり。宇野邊氏は、軍學を以つて奉仕し、名取氏と改む。其の餘は皆斷絕す」と見ゆ。大塔宮熊野落、春日の奧院幡川禪林寺に詣で給へる時、此の十番頭を賴み給ひ、其の由緒を聞き給ひて、自ら春日大明神の御名を書給ひ其の脇に、先祖の受領を載せ給ひて、一幅づゝ賜はりたるを、身の守と放たず、處々の戰場に出たりといへり。

右の外、那賀郡小川莊小野村地士に大野常右衞門あり。

34 阿波の源姓　那賀郡大野鄉より起る。この地は東寺文書に「平治元年、寶莊嚴院御莊園、阿波國大野庄」建長二年關白道家莊園記に「大野の新莊」東福寺應安元年の文書に「普門寺領阿波國大野の本莊」と見え、此の氏は故城記に「那西郡分、大野殿、源氏、カトスハマ紋」と載せたり。

35 讃岐綾姓　當國の香川郡大野鄉より起る。羽床氏の族にて、綾氏系圖に「藤大夫章隆―羽床庄司資高―親高、弟大野新大夫有高―同藤新大夫光忠―同藤左衞門有光―同藤大夫遠光―同次郞信光―同三郞光繩―同次郞藤大夫眞―章―信光」と。また有光弟「保資―幸重―貞重」、保資の弟「同八郞資國」を載せたり。見聞諸家紋に、

讃岐藤家
左留靈
公之孫

と見ゆ。

36 土佐の大野氏　香川郡の大野鄉より起る。曆應二年佐伯小三郞經貞の軍忠狀に「大野中村の名主莊官等の官軍、花園宮に黨與する」事を載せたり。當時宮方たりしなり。されど、又南路志に大野宮內少輔と云ふ人見ゆ、細川勝元より此の人に宛てたる古簡あり、「津野對治云々」と。

37 伊豫橘族　伊豫國の豪族にして、越智郡に大野村ありて式內大野神社鎭座するあれど、こは喜多郡（浮穴郡）大野より起りしなるべし。當郡宇津村に、大野城あり。「一に平岩城といふ大野三郞大夫直光

居る。此の城は大野家嫡流の本城なるべし」と。二名集に大野直行あり、「志を長曾我部元親に通ず。天正元年、河野近江守通吉、自ら喜多郡に進發し、地藏嶽城に向つて大いに戰ふ。直行防戰の術を失ひて遁去る」と。此の直行は殘太平記に菅田隼人正猶之(大津城主)、また南海治亂記に菅田治部大夫直之とあると同人かと云ふ。スガタ條を見よ。

又喜多郡中居谷村に橘城あり、「大野三郎兵衛直澄、其の子藏人直範居る」と傳へられ、直澄は又「橘城主直澄」とも見ゆ(トミナガ條參照)。又上浮穴郡東明神村に大除城あり、天文天正の頃、大野山城守直昌居り、河野氏の爲に土佐の軍を拒む。

又下浮穴郡總津村に橘城あり。「大野九郎兵衛直周居る、大洲秘錄には大野九郎兵衛直純とあり、直純は直周の子なるか」と云ふ(温故錄)。

又元暦元年の頃、伊豫郡荏原城主に大野山城守、又天文頃、周敷郡に大野紀伊守利直ありと云ふ。

此の大野氏は橘姓なりと云ひ、又伊豫親王の後裔なりとも云ふ。卽ち温故錄所載浮穴四郎爲世の系圖に「伊豫親王—爲世—藤大夫經世—富永　大野氏」と。而して次の諸傳說を載せたり。「粟津神社は八多喜村に在り、昔は祇園社と稱し、牛頭天王を奉せしが、維新の後は素盞嗚尊を祭る。此の社の故事を尋ぬるに、大洲舊記に『大野又兵衛筆記を載せて云ふ、大野山城守直昌、先祖は嵯峨天皇第四の宮なりしが、甚だ縱なる故、武藏國熊谷と申所に流され、暫く彼地に渡らせ給ふ處、益々我儘つのり給ふに依て、當國喜多郡宇津といふ處に再び流され給ふ。其の時船より上り給ひ、八多喜に假御殿を建て移し參らせしが、夫れより、宇津へ御渡り、御子孫代々穩便に御渡被成候。八多喜の假御殿跡は社にし、大野天王宮と祭り來り申候、云々。』按ずるに、此の筆記に據るときは、此の宮を天王宮といふゆへに、後世誤て祇園牛頭天王となし、遂に素盞嗚尊を祭るに至りたるものなり。されば此の社の創建は、此の宮の假殿に始りたるものなれば、初めは祭神も亦彼宮にてありたるべし。大野又兵衛なる者は、宇津城主大野安藝守直家の四男、久万山大除城主大野山城守直昌の弟、町村の城主大野近江守の孫なり。代々中川村庄屋を勤む。此の又兵衛の父、亦又兵衛と稱し、廿五歲の時、大除城を落ち、中川村に隱居せしといふ。此の筆記に『大野直昌先祖は嵯峨天皇第四の宮なり云々。』伊豫親王は桓武天皇第四の宮なり。伊豫親王の長子を爲世といふ、爲世の子を經世といふ、經世の長子を富永と稱し、大野家の祖なり。又兵衛筆記は、伊豫親王の曾孫富永を以て、伊豫親王に混じ誤り傳へたるものに似たり』と。

又「王屋敷は宇津村に在り、大洲舊記にいふ『武州熊谷より伊豫に入り、宇津に住し給ふ宮あり。住所を王屋敷といふ。王屋敷には、長者ケ寺とて、寺立られしと。御子を藤原朝臣大野伊豆守基直、次男を安藝守安重とて、長享二年武家になり給ひ、宇津村の主護なり。臣下に大野民部直時といふあり、今の庄屋の先祖なり。基直の子孫に大野山城守直重、小田を討取り住す。次男橘の直基、名荷、中居谷を取り、兩村の內、橘といふ所に住す。三男三郎大夫直光は宇津村大野の城に住す。四男菅田右衛門大夫直行は、菅田、大竹を伐ち取り、菅田に住す。一木は、大野紀伊守直則といふ者、伐ち取り

オホノ
オホノ

住す。皆一門なり。其の子孫、一木太郎直盛といふもの、河野へ、正月に出仕の時、平岡彌十郎といふ人と、爭論を仕出し、吾川村にて十六歳にて討死す』と。按ずるに、大野家は浮穴四郎爲世の子孫なり。爲世は桓武天皇第四子、諱は神崎伊豫親王の御子にして、嵯峨天皇の第十八皇子に準ぜられ、伊豫國浮穴郡に住し、姓を藤原と賜ひ、無官五位に叙せらる。其の子を經世といふ。經世に五人の子あり、其の長子を富永と稱し、大野氏の祖なり。舊記に武州より伊豫に入り、宇津の大野に住し給ふ宮ありといふは、此の富永の事なり。これを宮といひ、又其の住所を王屋敷といひたるは、浮穴四郎爲世の嫡孫なれば、斯く尊敬せし當時の事情を見るべし。河野系圖に斯る高貴なる爲世皇子を以て、越智家を相續すと爲す。是れ全く後世の附會杜撰より出で、其の事實にあらざることは、是にても知るべし」と。されど、爲世は河野氏の祖人にして、更に溯れば、伊豫國造凡直の族人なり。イヨ、ウキアナ、チチ、カツノ、タチバナ等の條を見よ、伊豫親王など云ふ全く採り難し。

38 大神姓　豐後國大野郡の大野鄕より起る。緒方、臼杵等と同族にして、大神良臣より出づ。詳細はヲガタ條を見よ。地理志料に「緒方系圖に大神の朝臣良臣は大田田根子命より出づ。仁和二年、豐後介に任ぜられ、任滿ちて京に還る。百姓之を慕ひ、其の子庶幾を留めん事を請ふ。乃ち庶幾を大野郡の大領と爲し、外從五位下を授く。孫惟基は輝大彌太と稱す。其の子基平、居によりて、大野九郎と號す。東鑑壽永元年の條に大野六郎家弘、圖田帳に大野基直・卽ち其の後也。森氏曰く、源平盛衰記の鹽田大大夫は蓋し庶幾を謂ふ也。大大夫は卽ち大神大夫なり」と。基平（大藤大夫惟基の子）は「又八男、大野八郎榮基」に作る、系圖に「八郎榮基」

- 盛基 次郎
  - 家基 六郎
    - 泰基 九郎 神角寺に墓所在
      - 能基
    - 泰定
    - 秀基─親吉
    - 親基─基泰
  - 萬歲
  - 季基
- 定平
- 賴平
- 女子 戶次惟家之室
- 賴通
- 眞直

家基は東鑑卷二、養和元年二月條に「廿九日、丙午、鎭西に於いて兵革あり、云々。豐後國住人緒方三郎惟能・相具する

者は、大野六郎家基云々」と。其の子泰基は豐後遺事に「大友能直・豐後豐前守護職となる。初め速見郡立石に營し、大野泰基を滅し、大野郡藤北に居る」と。圖田帳に「大野庄參百町、領家三聖寺云々、下村百町內、六十九町九段小、大野太郎基直跡、同女子相續、貳拾町壹段三百步、同妹女、五町六段三百步、同妹女、善修理亮高衡妻知行、今死去、子息鶴丸、貳町貳段、助阿闍梨良慶」と。

39 豐前宇都宮氏流　豐前國築城郡大野鄕より起る。宇都宮大系圖に「信房─景房─長沼行房　大野祖」と載せたり。天文永祿の頃、大野盛晴あり、企救郡に居る、この後なるべし。

40 筑前の大野氏　怡土郡の大野鄕より起る。志登神社古文書に大野肥前守あり。

41 桓武平氏長野氏流　長野系圖に「三郎左衞門久盛─兵部少輔義富（大野稗畑城主）─同義清─盛晴（大野四郎）」と。子孫多し。

42 神氏族　肥前風土記、高來郡條に「景行天皇が神大野宿禰をして高來郡に遣はす」記事あり、或は高來郡大野より起りしか。

43 紀姓　肥前國高來郡大野庄より起る。深江文書、からちやふ元年八月一日のものに紀有隆見え、大野と註す。又元亨元年八月廿七日のものに紀賴澄見え、「大野有隆子」と註す。又弘安四年神崎庄配分一人に「大野岩崎太郎」あり。よりて紀姓なりしを知るべし。此の族は、深堀文書曆應二年のものに「宇禮志野內、大野又次郎入道跡」を載せ、又太平記卷三十三に見ゆる「大野式部大夫」も當國の大野氏かと云ふ。其の後鎭西要略、永祿五年九月條に「多比良、島原、神代、大野、千々波、安德、深江、」と。皆高來郡內の豪族なり。卽ち此の氏は紀姓にして鎌倉頃相當榮えしが、戰國時代、有馬氏に從へられしを知るべし。

44 肥後の紀姓　前項大野氏と全く同族にして、玉名郡大野莊に據る。この地は後述の如く大野別府と見え、而して有明海を隔てゝ肥前高來郡大野庄と相對す。卽ち此の別府は肥前大野莊の分地にして、別府を以つて莊園となりしものと考へられ、此の大野氏は、肥前大野氏の分族なるを知るなり。大野系圖に據れば「紀國隆・建久四年四月、玉名郡大野別府地頭に補せらる。その子三、長は時隆（中村太郎）、次は國秀（筑地二郎）、季は秀隆（大野三郎）なりと。

また清源寺文書に「大野家の次第、存じ知る者無く候間、大概書記候。其の昔關東より直に御下知なされ候。然れば八幡別當紀國隆、法名清源、御恩地を下され、建久四年卯月二日、御教書を頂戴候。而して、八日關東を罷り立たれ、肥後國玉名郡の內、大野二百五十町を給はり、中尾高岡居屋敷にて、子を男子三人、女子五人持たれ候。彼の男子三人には、五十五町づゝ讓られ候。嫡子中村太郎時隆には、高瀨中村五十五町、二男筑地の二郎國秀には、筑地五十五町、三男大野三郎秀隆には、居屋敷五十五町、是の三人同前領地の分、此の由、關東え申上げられ、幕紋も別々に申し下さる。中村太郎時隆には、三龜甲之內、龜之丸。筑地二郎國秀には、□□形。大野三郎秀隆には、六下葉龜甲。男子三人には此の如く、去れば女子五人には、入聟にて、中尾、山田、岩崎、尾崎、河崎、是の五人は我々幕紋也。大野八名衆と申事は、男女八人の分、去によりて其分に申候。然る間あたる番候。三男惣領職を繼がれ候。其より、大野十郎と代々申し來り候。於原野口高道は筑地之內に候。然西窪大野庶子分に候歟。我等名字の事、本嫡家の流、中村名字にて候へども、中村を持放たれ候。而より龜甲名字に候。名字は、末代に相殘事にて、家々連續不和候事は、不覺第一、名字の瑕瑾たるべく候。仍つて後日の爲、狀如件。弘治三年丁巳三月吉日、龜甲伊豆入道紀宗善。源太郎殿」と。關東より來るなど云ふは信じ難し、肥前高來より移りしならん。

されど此の地の大野氏・一も肥前高來の大野の事を云はず、後世全く分離して關係を絕ちし爲か。國志略には「大野別府の地頭、紀淸賢の子大野國隆、其の嫡子中村太郎時隆。二男筑地藏人國親。三男前原藏人秀親。秀親の子秀能。其の子秀時」などとも見ゆ。

猶ほ此等の書に國隆を建久の人とするは誤れり。竹崎五郎蒙古襲來繪詞に「肥後人大野小次郎くにたか」を載せたればなり。建久より弘安まで相距ること八十年餘、故に事蹟通考は「國隆、建久四年大野別府地頭となる」と云ふを疑ひて、「建

長或は建治か」と云へり。此の蒙古役の際、肥前國大野岩崎太郎も勳功ありて、神崎莊配分に預り「田地伍町、蒲田鄕加納、中島里、倉戸鄕、乙板春里、牟知里」等、深江文書に見ゆ。而して清源寺文書に「正平十四年六月、大野伊勢守紀光隆、大野別府岩崎村、」また「天授二年、大野別府岩崎一分地頭岩崎式部隆貞」などありて、此の地にも岩崎村、岩崎氏あれば、一族多く肥前より此の地に移りしを知るべし。

當地大野氏の人には、繁根木八幡社々記に「大野領主大野菊麻呂紀隆村、應和二年勸請」と、その祖先を遙に溯りて、村上天皇朝の人となすなり。次に國隆等の事見えて、同社社務壽福寺に、「正平十三年二月、紀政幸の書狀、」清源寺に「翌十四年六月大野光隆の寄進狀、」願行寺に「大野伊勢守重賢の寄進狀、」小代文書嘉慶二年、應永六年に「大野伊勢守、」地志略、一書に「應永十年癸未五月三日、大野出羽守紀朝隆を大野日嶽城主と爲す」と。又古城主考に「大野家は始め繁根木八幡宮神主にして、數代相續の家也。隆村、國隆、光隆、隆鑑等、皆紀姓の人にして

オホノ

大野城主たり。天正年中大野彈正少弼親祐・小代親忠と戰つて敗死し家絕ゆ」と。五條家文書に「梅野大野以下當御方に馳參ず云々」と、この大野氏を云ふか。

45　松浦氏流　松浦氏の族にも、大野氏あり。系圖に庶流者に擧ぐ。家紋丸に梶葉、三扇。天文の頃、松浦肥前守興信配下の將に大野源五郎定文あり、九年八月、南、西、加藤等の將を率ゐて丹波守政を討ち亡ぼす。

46　佐々木氏流　大村藩にも大野氏あり、江州佐々木の族と云ふ。信じ難し。

47　島津氏流　島津系圖に「島津忠久―忠義―久經（元名久時、修理亮、號大野、正嘉元年十二月十九日、御格子番を定めらる、大隅修理亮久時一番衆たり、東鑑第四十七に出づ）―忠宗（下野守）、弟忠長（彥三郎）―忠親（下野守）、弟久氏（三郎）」と。こは宗族にて、庶流にも大野氏あり、卽ち一本島津系圖に、また「忠宗―貞久―氏久―元久―久豐―用久―國久―資久（駿河守、稱大野）」と載せたり。後者は地理纂考、薩摩河邊郡勝目鄕、中山田村勝目ケ城條に「大野權大夫數世居城なりと。大野は、島津久豐の第二子島津

オホノ

用久嫡男島津薩摩守國久の三男駿河忠綱の後裔なり。國久は出水高尾野、阿久根、川邊山田、鹿籠等を併領して、忠綱に當城を守らしむといふ」と見ゆ。

48　大隅の大野氏　囎唹郡大谷邑投谷八幡宮天正十一年棟札に「本願主大野和泉守盛秋」なる者見ゆ。

49　日向の大野氏　日向記に大野大藏助、また諸縣郡救仁院熊野權現の記錄に「居城の地頭大野出羽守殿」と。

50　藤原姓　寬政系譜、藤原氏支流に收む。家紋劍菱。

51　國樔姓　大和國吉野郡の名族にして、吉野舊事記に、大野吉右衛門見ゆ。國栖氏の後なりと。クズ條を見よ。

52　其の他、源平盛衰記に「大野太郎實秀、」また東鑑卷十五、十八に大野藤八、三十九に大野外記等あり。下りて尼子氏の最後上月城に籠りし士に、大野平兵衛。黑田長政の家臣に大野正重、天正十五年豐前にて戰死。又栗山家臣に大野彥大夫。また大野壹岐守氏治あり。

德川時代、大野氏は、松江松平藩重臣、西大平大岡藩用人、生實森川藩側用人、岩村松平藩重臣、刈谷土井藩用人、新谷

加藤藩用人たり。又秀康卿分限帳に「二百石、大野與左衞門、」關長門守侍帳に「百五十石、大野平右衞門、」また大野出目あり、デメ條を見よ、其の他、磐城、岩代(田村家、岩瀨)、志摩、津輕、信濃、備前等にも存す。

太野　オホノ　下野横田系圖綱邑の子「五郞維業、母は太野大炊助淸原高貞の女」とあり。下野那須郡大野郷と關係あるか。

大農　オホノ　和名抄石見國美濃郡に大農郷あり、於保乃と註す。

大野井　オホノヰ　豐前國に、大野井庄あり。

於保磐城　オホノイハキ　イハキ條を見よ、多臣の族にて磐城國造族なり。

大野木　オホノキ　オホヤギ　伊勢、尾張、近江等に此の地名あり。

1　佐々木氏流　近江國坂田郡大野木庄より起り、大野木城に據る。佐々木高綱の後なりと、大八木條を見よ。淺井家四翼の重臣に大野木土佐守國定あり。

2　淺井氏流　前項氏の後を襲ひし也。淺井系圖に「忠政の子某(新八郞秀國)、大野木氏を繼ぐ」と見ゆ。その子を秀俊と云ふ。

3　伊勢の大野木氏　度會郡大野木より起る。大中臣系圖、鏑矢記等に、祭主輔親卿が、大野木村に釋尊寺を造立せし由見ゆ。

4　藤原姓　伊賀國大の木村より起る、中頃平姓と云ひし事ありと。家紋洲濱、大田氏の族なりと。

5　加賀藩給帳に「千六百五十石(紋鶴の丸人持)大野木良之助、百五十石(紋同)大野木外三郞」見ゆ。また田中家臣知行割帳に「千二百石(七十人)大野木次郞左衞門、」美濃にもあり。(オホヤギ條參照)

大軒　オホノキ

大熨　オホノシ　備前にあり。

大野田　オホノダ　信濃にあり。

大野寺　オホノデラ　正應元年丹後國田數目錄帳に「加佐郡御金庄十九町六反三百二十歩、大野寺殿」と見ゆ。

大呑　オホノミ　又大野見、大乃美、多家、大家等に作る。大宅より來る。オホヤケ條を見よ。

1　淸和源氏　安藝國安藝郡多家神社(延喜式名神大社)の神主家なり。神名帳考に「神主は大呑筑後源兼行と云ふ、昔は天子より、御神樂免田、御油免田を上られ、神官もあまた有けり。享祿弘治亂世に、悉く沒收せられ、今は大呑一家となれり。昔は上卿、祝師、大行事、小行事、棚守、內侍、八乙女等の職あり。今も家地、井に其の家筋なるもの殘れり。又禁中より御神樂免田狀、六波羅より下知狀今にのこれり、」と。

安西軍策に大乃美彥三郞と云ふ人見ゆ。同族か。

2　藤姓　土佐國大野見邑より起る。大野見天滿宮應仁三年二月の棟札に「地頭備州大守從五位藤原之高云々」と。

大野見　オホノミ　前條に云へり。

大乃美　オホノミ　前々條に云へり。

大家　オホノミ　オホヤケ　大呑條參照。詳細はオホヤケ條にあり。

大庭　オホバ　オホムハ　オホニハ　大場、大葉、大羽等と通ず、四者併せ見るべし。大庭は和名抄相摸國高座郡に大庭郷、於保無波と訓ず、式內大庭神社あり。次に美濃國石津郡に大庭郷、但馬國二方郡に大庭郷、於保無和、後大庭庄と云ふ。次に美作國に大庭郡、於保無波と註す、同郡に大庭郷あり。其の他、河內の大庭庄以下、和

泉、出雲等にも此の地名存す。大庭はオホニハよりオホムバとなり、更にオホバと訛せしものと考へらる。

1 大庭造 和泉の古代姓にして、天神本紀、饒速日命天降の際に「五部領、伴領と爲し、天物部を率ゐ、天降供奉、」とある、其の一に此の氏見ゆ。卽ち物部の一部の伴造たりし氏なるが如し。

2 大庭造(神魂命裔) 恐らく前項氏と同一ならんと考へらる。姓氏錄、和泉神別に「大庭造、(一本連)、神魂命八世孫天津麻良命の後也、」と見ゆ。泉州志云ふ、「大鳥郡に大庭寺あり」と、其の地此の氏の居所なりしなるべし。天津麻良は天神本紀に「副五部人、爲従天降供奉、物部造等祖天津麻良、」と見えたり。

3 河内の大庭造 茨田郡に大庭莊あり。朝野群載に見え、行基年譜に大庭里あり。此の氏のありし地か。

4 大庭臣 美作國大庭郡の大庭鄕より起る。天平神護二年十二月紀に「美作國人從八位下白猪臣大足、姓を大庭臣と賜ふ、」及び神護景雲二年五月紀に「美作國大庭郡人外正八位下白猪臣證人等四人、姓を大庭臣と賜ふ、」など見ゆ。前に云へる大庭造とは全く流を異にす。シラキ條を見よ。

5 和泉の大庭氏 大鳥郡大庭寺村の名族也、大庭寺は同氏建立との說あり。思ふに古代大庭造の後裔ならんか。

6 桓武平氏鎌倉氏流 相摸國高座郡大庭鄕より起る。此の地には神名式内高座郡大庭神社あり。今大庭村に鎭座し、大庭天神と稱す。又神鳳抄に大庭御厨あり。十三鄕、權五郎平景政之を獻ずるなり。東鑑大庭庤に作る。此の氏の事は尊卑分脈に「鎌倉權五郎景正—權八郎景經—景忠(大庭太郎)—同權守景義、弟同三郎景親」と見え、三浦系圖には『鎌倉權五郎景政の父景成の兄景村(鎌倉四郎大夫)—景明(太郎)—景宗(號大庭權守)—景義(平太、出羽權守)—景親(三郎)、弟景久(股野五郎)」と見ゆ。また諸家系圖纂には「景成(鎌倉權守)—景正(同權五郎)—景經(權八郎)—景忠(大庭太郎)—景能(同平太)」に作る。

保元物語官軍勢汰の條に「相摸には大庭平太景義、同三郎景親、」また「相摸國の住人大庭平太景義、同じき三郎景親、眞前に進んで申しけるは『八幡殿後三年の合戰に出羽國金澤の城を攻め給ひし時、十六歲にして軍の眞前驅け、鳥海三郎に左の眼を冑の鉢附の板に射附けられながら、答の矢を射返して、その敵を取りし鎌倉權五郎景正が末葉、大庭平太景義、同じき三郎景親』とぞ名のつたる」と見ゆ。

次に曾我物語、卷の一に「兵衞佐殿は、伊東の館にましましける所に、相摸國の住人大庭平太景信といふ者あり。一門寄り合ひ酒宴しけるが、申しけるは『吾等は昔源氏の郞黨なり。然れども今は平家の御恩をもつて、妻子を孚くむといへども、古の事忘るべきにあらず。いざや佐殿の何時しか流人として徒然にましますらん。一夜宿直申し慰め奉りて、後日の奉公に申さん、尤も然るべし』とて、一門五十餘人いで立ち、人別さゝえ一つあてにぞ持たせける。これを聞きて、三浦、鎌倉、土肥次郎、岡崎、本間、澁谷、糟谷、松田、土屋、曾我の人々、思ひ〳〵に出でたちける程に、近國の侍聞き傳へ、われも如何でか遁るべき。いざや參らんとて、相摸國には、大庭が舍弟三郎、俣野五郎、佐越十郎、山内瀧口太郎、同じく三郎、海老名の源八、荻野五郎、駿

オホハ
オホハ

河の國には、竹の下の孫八、相澤彌五郎、吉川、船越、入江の人々、伊豆の國には、北條四郎、同じく三郎、天野藤內、狩野藤五を始めとして、宗徒の人々五百人、伊豆の伊東へぞまゐりける。」と。

次に平家物語卷五に「此の馬は相摸國の住人、大場三郎景親が、東八箇國一の馬とて入道大相國に參せたりけるとかや」と、又富士川條には「大庭兄弟、畠山が一族、などか參で候べき、是だに參り候はゞ、伊豆駿河の勢は、皆隨附べかりつる物を」と。その勢思ふべし。源平盛衰記には「相摸國住人大場の三郎景親（大場平太が弟）」また「此に相摸國住人大場三郎景親は、既に三代相傳の御家人なれ共、當時平家の重恩の者にて其の勢國に蔓れり」と。

東鑑治承四年八月二日條に「相摸國住人大庭三郎景親以下、去る五月合戰の事に依りて在京せしむるの東士等多く以下着云々」と。而して、同廿日條頼朝扈從の輩に「大庭平太景義」と。又廿三日條に「爰に同國住人大庭三郎景親、俣野五郎景久云々以下、平家被官の輩」と。卽ち景義は頼朝に屬し、景親は平家に屬せしなり。

而して十月九日條に「大庭平太景義を奉行となし、御亭作りの事を始めらる。」同十八日條に「大庭三郎景親・平家の陣に加はらん爲、一千騎を伴ひ發向せんと欲するの處云々。」廿三日「景親遂に以つて降人。」廿六日條に「大庭平太景義に囚人河村三郎義秀を斬罪に行はるべき由、仰せ含めらる云々。今日固瀨河邊に於いて景親梟首、弟五郎景久は、志猶ほ平家に在るの間、潛に上洛云々」と。

景親斬罪の事は源平盛衰記に「次に罪科の輩、其の沙汰あるべしとて、大場三郎景親をば介八郎預て誡め置たりけるを、繩付引張り、御前の大庭へ、將て參りたり。舍兄に懷島權頭人手に懸んよりとて、申給て切つてけり。其の子の太郎をば足利又太郎承て切、俣野五郎は遁れ難き身也とて忍て京へ迯上にけり」とあり。十一月廿日、景義・波多の義常の遺領松田鄕を拜領、姻籍たるによれり。

次に景義景親の關係は、同書卷二十に、「相摸國懷島の平權頭景義と申すは、保元の合戰に八郎爲朝に膝の節射られたる大場平太が事也、弟の三郎景親が許へ行てかゝる院宣の案と、御教書を給たり。和殿はいかゞ思」と。かくて兄弟その主を異にするなり。而して石橋合戰の名乘りに「鎌倉權五郎景政が末葉、大場三郎景親・大將軍として、兄弟親類已下三千餘騎也」と。景義、景親の父は景宗なり、東鑑文治四年十二月條に「廿七日、丙辰、景能父景宗の墳墓は、相摸國豊田庄にあり、而るに群盜競來り、彼塚を堀開き、納むる所の重寶等を盜む。去年之を追奔すと雖、其の行方を知らず」と。景能の事は猶ほ九、十、三十五等に見え、又二十一に大庭小次郎景兼を載せたり。

平太景能の紋は違柏なりとの說あり、されど非か、後に云ふべし。

7 武藏の平姓（大場） 新編風土記、荏原郡條に「大場氏（世田谷新出）井伊家の代官役なり。」又この村の里正に寛之助と云ふものあり。彼が祖先は吉良家の四天王と稱し、家人の一つにして、大場越後守平信久と云傳ふ。されど家系等も持傳へず、詳なることを知らず。弦卷村に大場越後守信久が墓あり。信久は慶長四年三月二十八日卒なり。又善德院の開基を大庭織部正吉之と云ふ、是も大庭の文字

はかきたがへぬれど同族にや。今この餘にも大場を稱する土人多しといふ。吉良四天王と云ふは大場越後守、關加賀、白井但馬守、宇田川木工頭といへり」と見ゆ。大場條第四項にも大場氏の事あり。

8 岩代の大庭氏　二本松畠山家、四本松石橋家等の重臣に大庭（大場）氏あり。殊に石橋義久家臣大場美濃守は、義久逝去後、二歳の幼主なるに乘じ、大内備前等が田村に降參すれど、美濃守は忠臣の心を變ぜず、相馬へ伴ひ、立退けりと云ふ（館基辨）。

芦名の大庭三左衞門は二本松大庭の後なり、新撰會津風土記に「飯寺村、墳墓、大庭三左衞門の墓なりと云ふ。三左衞門、元は二本松義繼が郎黨也。心剛なる小童なれば、葦名盛隆深く所望ありて、會津に來り仕へ、天正十二年十月幾程もなく、寵愛弛み疎まれしかば、深く無念に思ひ、遂に刺殺し、逃れ出しを種橋大藏某に討たる」と。河沼郡野澤原館は元龜の頃、大庭太郎左衞門住せりとなり。こは別流ならん。

9 藤原姓陸前大庭氏　陸前栗原郡の豪族なり、封内記に「堀口邑古壘、西館と號す。傳へて曰ふ、大庭彥七郎居る所」と。また「樂館邑、古壘丸二、共に大場宮内居る所」と。この一迫樂館城主大庭氏は、泉田氏と同一かと云ふ、然らば河内四頭の一にして、藤原姓なり。イヅミダ條を見よ。

オホハ

10 宇都宮氏流　下野國芳賀郡大羽邑より起る。宇都宮氏の祖、朝綱、大羽に居り、其の子成綱・大庭二郎と稱す。宇都宮大系圖に見えたり。上州にも大庭氏あり、尹良親王に隨從すと傳へらる。此の族か。大羽條參照。

11 遠江の大庭氏　佐野郡大庭邑より起るとぞ。

12 三河の大庭氏　渥見郡阿志神社舊社家なり、集説に「本多本云、神主大庭彌三良」と。

13 石見の大庭氏　石見志に邑智郡日和村日和城（綿打城）主は鈴間備後守と云ひ、又「前に大場加賀守兼賢、後に日和冠者（福屋祖兼廣）居れり。兼賢は桓武平氏大庭景村の後也」と見ゆ。

14 藤原北家上杉氏流　正宗寺本上杉系圖に「扇谷朝良―朝興（大庭又五郎）」と見ゆ。

オホハ

15 豐前の大庭氏　田川郡の豪族にして、南北朝の頃、大庭十郎左衞門景道あり、曆應元年、同郡岩石城に據り、子孫居城とす、（國志）と。天文永祿年間には大庭景行、其の子景尙あり、又元龜天正頃には大庭景高、其の子景種等ありとぞ。

16 筑後の大庭氏　中野鎭光配下の將に大庭太郎右衞門あり、又大庭求馬等ものに見ゆ。

17 其の他、太平記二十八に「高越後守師泰配下、世に勝れたる剛の者の内、大庭孫三郎」見え、梅松論、細川定禪配下の將に大庭氏を載せたり。

大庭氏の紋は大の字を用ひしかと云ふ、次條大場を見よ。土佐藩の侍中系圖牒といふものを見るに、「大庭氏紋大二」と記せり（沼田氏）と。

大場　オホバ

大庭、大葉、大羽等と通じ用ひらる。前條に多く云へり。

1 桓武平氏鎌倉氏流　前條に云へり、平語、盛衰記の類、皆大庭を大場とす。又中興系圖、大庭、大場を共に平姓に收む。寬政系譜大場氏を鎌倉氏流とし、家紋三大文字に藤丸と。

2 伊豆の大場氏　田方郡の大場邑より起

る。伊豆山舊記に大庭郷に作り、天正撿地帳に田呂の郷あり、在廳多呂氏世々此に居る、三島社の古文書に見ゆ（地理志料）と。增訂伊豆志稿に「大場十郎近郷は此の村人にて、承久の戰功あり、其の賞として下總國青砥村を賜はりぬ」と。青砥藤綱の祖、これなりと傳へらる。

3　三河の大場氏　深溝城主に大場次郎左衞門（又右衞門）あり。

4　武藏の大場氏　都筑郡の大場村より起る。昔鎌倉將軍の時、大場三郎なる者、此の地を領す。大庭條第七項にも此の氏の事あり。

5　奥州の大場氏　大庭條第八項、第九項を見よ。

6　德川時代　大場氏は河越松平藩の側用人たり。又秀康卿分限帳に「四百石、大場十兵衞、」また佐州役人付に「平姓、大場良次郎、」黑田藩栗山備後利安の家臣に「大場傳右衞門、」津山藩分限帳に「五十石、大場伊平治、」加賀藩給帳に「貳百四拾石（檜扇）大場揔元」を載せ、信濃にも此の氏あり。

大葉　オホバ　大庭、大場、大羽等と通じ用ひらる、參照せよ。

1　平姓　新編會津風土記所載文書に「大葉氏、小高木領主、帶刀左衞門平景兼」と。又貞治三年十月七日、大葉帶刀左衞門景兼の陸奥國會津河沼郡藤倉村內了仙在家一宇、田一町の沽却狀あり。「右は景兼重代相傳の地」と見ゆ。會津には大場氏も、大庭氏もあり、前に云へり。

2　藤原姓　家紋丸中に三文字。

大羽　オホバ　オホバネ　下野國芳賀郡大羽より起る、藤原北家宇都宮氏流なりと。又信濃にあり。金刺姓。大輪條參照。小倉小笠原藩の重臣大羽氏は信濃より移るか。

大坊　オホバウ　但馬に大坊庄あり。

大墓　オホハカ　美濃に大墓あり、關係あるか。

○大墓公　蝦夷酋長の氏にして、類聚國史第百九十に「延曆廿一年四月云々、田村麻呂等言ふ。夷大墓公阿氏利爲、盤具公母禮等、種類五百餘人を率ゐて降る」と。又同年七月紀略に「田村麻呂來る、夷大墓公二人並に從ふ」と。又同年八月紀略に「夷大墓公阿氏利爲、盤具公母禮等を斬る。此の二虜は並に奥地の賊首也。二虜を斬る時、將軍等申して云ふ、此の度は願に任せ返入れ、其の賊類を招かんと。而も公卿執論して云ふ、野性獸心、反覆定り無し。儻朝威に縁り、此の梟師を獲、縱し申請に依り、奥地に還すに於いては、所謂虎を養ひて患を遺すもの也。卽ち兩虜を捉へて河內國椙山に斬る」と見ゆ。

大羽賀　オホハガ

大迫　オホハサマ　オホセコ

1　藤原北家稗貫氏流　陸中國稗貫郡大迫より起る。稗貫氏の族にして、大迫城に據る。鄕土史に「此の城はもと稗貫氏の屬城なり。天正十九年、大迫右京、遙に九戶政實に應じ、南部氏に叛きしが、九戶氏亡びて後、逃れて江刺郡人首村に匿る」と。其の後、關ヶ原役再擧をはかる、奥南盛風記に「稗貫家の舊士、大迫右近は流浪の後、重代の由緒物は、白鳳山桂林寺へあづけおき、江刺郡人首村に忍び居りしに、慶長五年の亂に、右近の二子、又三郎、又右衞門、大迫へ立戾り、一揆を企つ。伊達政宗公より、猪倉伯州・加勢として亂入す。遂に大迫の館を攻破り、兄弟にて本領を取返したり。而も久しからずして退散、大迫の家斷絕す」と見ゆ。

2　薩摩の大迫氏　オホセコ條を見よ。

大橋　オホハシ　常陸、下野、陸中、羽前、

佐渡、豊前、肥後等に此の地名あり。

1　桓武平氏　筑後守貞能の後にして、肥後國山本郡大橋邑より起る。此の氏につきては大橋家傳あり、信じ難き點尠からざれど、甚だ有名なれば次に引くべし。

「文治年中に、肥後國大橋と云ふ所に、大橋左衛門貞經と云ふ人あり。先祖は桓武天皇の皇子葛原親王より十二代の後胤、筑後守家貞が孫にして、肥後守貞能が子なり。はじめて肥後國の代官と爲て下向し、此所に住みしより、大橋とぞ名乘ける。貞能が代に、平家沒落せしかば、貞能が舅、尾張國住人原平太夫高春が許に隱れ居て、後には剃髪染衣の姿となり、終る所しれざりけり。貞能が子貞經は、貞能上洛の砌、鎌倉殿に降參しければ、世しづまりて後、本領の內三十餘个所を賜はり、御家人の列に加へらる。貞經が妻は肥後國住人鍋屋莊司が娘にて、美女のきこひ有しかば、十三の歲むかへとり、年比相馴しかども、子一人も無りしかば、夫婦ともに是れを悲み、阿蘇山の觀世音にまうでゝ、いのりけるに、ほどなくただならぬ身となりければ、貞經が悅斜ならずとぞきこへける。かゝる所に、いかな

る者の讒言にや、貞經謀反の企ありと訴けれぱ、源賴朝御憤あさからず、文治二年三月四日、梶原平三景時を討手として指下し、大橋の城を責めさせられけるに、もとより無實なりければ、何の用意もなし。しばしは防ぎ戰ひけれども、やみやみと攻落されて、貞經は終にからめとられけり。景時生捕を引具して、鎌倉に赴き、かくと申上しかば、賴朝仰けるやうは、只今首を刎ねむつれとも、思ふ仔細あればとて、梶原に仰せて松葉が谷の土の牢に入られける。貞經が領地をば梶原に給りける。貞經が妻は乳母がゆかりありて、薩摩國に落行き、うき年月をおくりけるに、月重りて男子をまうけて、摩仁王丸と名づけ、すでに七歲になりければ、同國大御堂（薩摩にあらず、葦北郡津奈木にありと）と云ふ寺につかはし、手習學問させけるに、ともなる兒ども、摩仁王丸をゆびさして、父なしとぞ呼びにける。摩仁王丸、おさな心に思ひけるは、げにも人々は父あり、母あり、などわれは母はありて、父とてはなきやらんと、不思議に思ひやりて、立歸り、母に逢て尋しかば、母は問ふにつらさの餘

りながら、かくすべき事ならねば、其のあらましを慇にかたりつゝ、貞經の書ける大橋の家系、幷に文ども取出して見せければ、唯今ありつることのやうに、ふしまろびてぞなきけるが、何とか思けん、いそぎ山寺に立歸り、家へもゆかず、法華經をよみしかば、一部始終をそらんじけり。たゞいのる事とては、父を一度相見たきと、理世安穩、後世善所とばかり、かきくどきてぞ願ひける。十二になれる頃、餘りに父の戀しさに、尋ね見ばやとおもひ、母がもとへ立歸り、あはれ、ねがはくば某に三年の暇をたびたまへ、鎌倉へ登り、戀しき父に參合御供申し下らんといふ。母は大に驚きて、それこそ叶まじき事なれ、一日二日の旅路ならぬに、誰をたよりに尋ぬべき、たとへ尋行きたりとも、あはん事は不定なり。其の上大橋何某が子としれては、忽に命を失ふべし。みづから金吾殿にわかれし後、淵にも身をしづめんと思ひしかど、和殿に心を慰めて、かひなき命ながらへてありしに、思ひよらざる事どもや、かのうまじとありければ、摩仁王丸また押返して、仰にては侍れども、父の御行衛を尋ぬるも、

母の御思をやすめんが爲に候ぞや。其の上佛も孝行は、萬の功德にまさるとやらん、經にも說かせ玉ふなれ。歲はおさなくとも、死生もいまだ定らぬ父を、尋ね奉り候はずば、神明、佛陀も、にくしとおぼしめさるべし。まげていとまをたび玉へと、かきくどきて云ければ、とむるとも叶まじき體を見て、其の儀ならば、心にまかせよと許ければ、摩仁王丸大に悅びて、僧の形に出立ち、中將と名を改め、乳母子の松若と云もの、一人を召具して鎌倉に登り、鶴岡八幡の寳殿に詣でつゝ、心中の祈願を相述べ、戌の時より申の終りまで、法華經をぞ讀みける。其の聲・寳殿にひびき渡て、よに殊勝にぞ聞ゑける。參詣の輩も皆感淚を流しける。此の折節、賴朝の御臺所ひそかに參詣まし〳〵て、內陣におわせしが、あまりの殊勝に思食しければ、彼兒を召出し、御心見に法華經の功德を問はせ玉ふに、其の答明かなりければ、御歸館の後、賴朝公にかくと語らせ玉へば、不思議に思召し、やがて御所に召され、法華經の內にて、御不審の條々を問はせたまふに、悉く卽座に訓譯したりける。賴朝公大に御感有りて、抑も此の兒は文珠菩薩の再來にや、知惠と云ひ、容貌と云ひ、類すくなく覺たり。いかなる者の子なるぞや。何にても望あらば叶べしと仰ければ、我が身、別に望とても候はず。只一つの願候と、申すも敢へず泣居たり。賴朝公あやしく思食し、何さま此の兒は、ふかく物をおもひ入たる氣色なり。何事の望ぞや、賴朝が身に及ぶ事ならば、八幡も御照覽あれ、叶べしとありければ、兒は泪を押しとゞめ、なく〳〵申けるは、某が父は筑紫肥後國にて、大橋左衞門貞經と申す者にて候。貞經を召下されし時、某は、いまだ胎內に居り候へば、父が姿は見ず候へども、餘りなつかしく、是れ迄尋ね參りたり、もしながらへて候はば、一度御あはせたび給へと、ふしまろびてぞ泣居たり。賴朝此のよし聞食し、さては貞經が子にて有けるよな、大橋は重罪の者なれども、君子に二言なしとて、左衞門を召出し、摩仁王丸に賜はり、貞經叛逆のものなれば、十二年まで土牢にいれおきしに、かゝる不思議の事に依りて、命を助たり。法華經の功德、言葉にのべがたければ、一は妙典に對し奉り、一は兒が孝行を感じて、所領をあたへんとて、左衞門親子に肥後國半國を賜はり、御いとま賜りければ、兒は大によろこび、父と共に國に下り、母に逢ひ、行末永く榮たり。大橋左衞門尉通貞といひけるは、此の摩仁王丸が事なりけり」と。

家傳史料中にも、「孝子大橋太郞子傳あり。而して「右日蓮御書の中、建治元年後三月二十四日南條殿御返事に見えたり。又深草元政草山集卷十二、豆州柏谷六萬部事緣起にも、此の事を引けり」と云へり。

又白石紳書に「平姓大橋民部大輔、同修理大夫、同三河守等。定理は大橋又太郞、助左衞門と改む、米田に住す。因つて其の子孫米田と稱す。求政は定理が子也。米田源三郞、後壹岐守、佐々木義秀が家人。義秀亡後和州郡山に住して死す。米田將監は求政が子、蘘荷の紋を用ひ候事は、大橋太郞通貞、中將と號す、母は鍋屋莊司の娘、肥後國人、文治二年肥後大橋城陷る。時に貞經の妻懷妊して七月に當る也。鍋屋館に往き、一子を產み、一妙丸と號す。七歲の時、山寺に登り中將と名づく。讀經怠らず、旦夕父貞經の行衞を悲歎す。十二歲の時、鎌倉に至り、父が

オホハシ
オホハシ

命を扶け、舊領安堵、而して廢歸を鄕に再興す、偏に大乘妙典の功力と謂ひつべし。諸人之を羨む。其の後尾州中島海邊を賜ひ、正嘉元年巳六月十一日病死、本蓮寺、法名妙榮。家紋として茗荷を用ふ」と。

大橋氏は事蹟通考所載大橋系圖に「正度(正五位下、常陸守)—貞光(木工頭、右衞門尉)—家房(進三郎大夫、從四位下)—家貞(筑後守、保元元年、勅を奉じ來りて肥後國を檢注す【保元物語】按ずるに大系圖には、正度、貞季、範季【盛衰記には季房に作る】、其の子家貞に作る。今大日本史に從ふ。)—貞能(從五位下、筑後守、肥後守)—貞經(大橋左衞門尉、平氏沒落の時、源氏に降る。源賴朝本領の內三十餘ヶ所を賜ひ、肥後大橋城に住む。故に家號と爲す。大橋城は山本郡山城村に在り)—通貞(一妙丸、中將、太郎、正嘉元年六月十一日死す、年七十二、法名妙榮、本蓮寺と號す)—貞一(大橋太郎左衞門)—貞憲(民部大輔、或は二階堂と稱す)—貞晟(修理大夫、系圖に嘉禎二年、伊豆國加茂の初島に流すと。然れども曾祖通貞の死せし正嘉元年より二十二年前にして、時代犬牙す。故に取らずと)—貞康(太郎左衞門)—貞淸(太郎左衞門)—貞高(太郎左衞門、元德の頃の人)—定省(參河守、後に入道して武藏坊と號す。大塔宮護良親王に仕へ、元中元年、尾張國に於いて死す)—貞元(修理大夫、後常陸國に住む)—定庫(長門守)—定條(長門守、享祿二年七月十一日死)—定雄(大橋善次郞、安藝守、近江國佐々木家に仕ふ)。寺井家記に曰ふ、近江國淺井亮政の臣大橋安藝守は此の末裔也」と。

此の氏は海東諸國記に「政重、丁亥年使を遣はし、來りて觀音現像を賀す。此より前再度、我が漂流人を救ふ。書して肥後州大將軍大橋朝臣政重と稱す」と載せたり。相當の豪族たりしを知るべし。寬政系譜此の末流と云ふもの四家を收む、家紋丸に劍鷹の羽、抱海老の丸。

2 尾張の大橋氏(平姓) 尾張の豪族にして前項大橋と同族なりと云ふ。海部郡津島四家七苗字の一(大橋定元、貞省)にして、奴野城に據る。尾張志に「浪合記に奴野城大橋三河守定高、正慶元年に始めて築く、其の前は城なし。右大將賴朝卿より大橋の先祖肥後入道貞能に隱遁の領として、尾張國海東郡門眞庄を永代下し給ふ。この故に足利家天下を知り給ふといへども、大橋氏の領知、賴朝卿下知文の如く也。定省がとき、良王君を津島に隱し申せども、京都より何の子細もなかりしとぞ云々」と見えたり。浪合記に九州の守護大橋肥後守平貞能、平家滅亡の後、肥後を去て熱田に來ると云ふ。その子大橋太郎貞經、また三河守定高、その子修理大夫定元あり、良王を奉ずと。後、與右衞門、長右衞門、小傳次(稻葉村地頭)與太郎、半藏(三宅村地頭)等あり。中興系圖に「大橋、平、本國肥後、後尾張津島、修理大夫家元男貞經、稱之」と。同書また「大橋大學介定常」を收む。

3 伊賀紀伊の大橋氏 伊賀國平田貞繼の枝族に、大橋太郎左衞門尉通貞といへるもの、文治二年、鎌倉に召捕はれしが、其の罪を免され、其の嫡子貞昭・鎌倉に下り、日朗上人に謁し、紀伊國名草郡に妙臺寺を開基すと傳へらる(紀伊名所圖會)。第一項大橋通貞と同人か。紀伊の大橋氏は第十一項參照。

4 三河の大橋氏 第一項太郎左衞門貞康の後、三河額田郡を領す。後從岡村に大

橋右衛門兵衛あり、諸書に見ゆ。

5　江州中原氏流　近江國の豪族にして、江州中原氏系圖に「井口彈正忠經尙―直政（大橋五郎左衛門尉）」と見ゆ。淺井亮政配下の雄將大橋秀元は此の流と云ひ、又肥後大橋氏なりと、よく亮政を援け、又其の遺言によりて、亮政の子久政を輔翼し、國政を委ねられしも、久政闇愚、讒を信じ、秀元を除きし爲、淺井氏の命脈の傾きし事は、皆人の知る處なり。第一項參照。又淺井條を見よ。

6　淸和源氏義綱流　淸和源氏系圖に「義綱は美濃國大橋等祖」と見ゆ。當國海津郡高須城（高須町）は、大永二壬午年、大橋源左衛門重一始めて築く（高須日記）。同七丁亥年の秋、其子信重入道禪休（和泉守）住す。其の子重長（淸兵衛、入道慶仁）天文三年夏まで住す。弘治二年より永祿三庚申年まで、平野左京進長治、恒川久次郞信景、鷲巢大膳大夫光康の三人守る。天正十二年甲申年、長治・長久手合戰の後、秀吉のために領地を沒收せられ、各流浪と（新撰志）。

7　文德源坂戶氏流　坂戶康季の後裔と稱す。重治（三好長慶の臣）より系あり。寛政系譜二氏を載す。家紋玳瑁の內、三笠松、五三桐。大橋長左衛門尉家系に「河內源氏、大橋、文德天皇の末孫坂戶の流なり。重治（左兵衛尉、大永五年河內國に生る。河內志紀郡段別を領す。天文年中、三好家に屬して、屢々戰功あり。江州錦郡二十山合戰のとき、重治鬼鷄冠助と挑戰ひ、組討にし、遂にこれを討取り候てより、其の地を鷄冠原と號す。國人重治をよびて鬼大橋と稱す。永祿九年、和州多門の城合戰の時、山城住人佐賀中氏が射る所の矢にあたる。歸陣の後、矢符を見て、其の矢をかへし送り遂に死す、時に四十一歲、法名宗順」）―重慶（左兵衛尉、弘治元年河州に生る。永祿十年、重慶十三歲にして、初て戰場にをもむく。織田信長攝州野田福島の城を攻る時、重慶幼弱といへども、家臣等に輔翼せられ、すゝみ戰ひ、先登の名を顯す。其の後屢々戰功あり。三好家沒落の後、三好孫七郞秀次に屬す。天正十二年尾州長久手合戰の時討死、三十歲）―重保（童名勝千代、長左衛門尉、生國同前）―重政（長左衛門尉）家の紋、玳瑁の內笠松」と見ゆ。河內郡にも此の氏あり。

8　淸和源氏足利氏流　家傳に「足利賴氏の庶流也」と云ふ。家紋花澤瀉。猶ほ寛政系譜、未勘源氏に大橋氏あり、家紋五鐶の內笹龍膽、丸に梨の切口。

9　秀鄕流藤原姓小山氏流　下野國都賀郡大橋邑より起る。小山系圖に「朝政―朝長―長村―時朝（修理大夫）―宗朝（藤井出羽守、藤井、大橋、野口等の祖）」と。又小山氏の庶流長沼氏の後なる主稅助光寛の子孫に、大橋養彥あり、朽木驛に住す（國志）。

10　丹波の大橋氏　丹波志に「丹波與作家筋、子孫伊田村、今、十郞兵衛と云ふ、但馬國金浦城主內藤彌四郞、中古但馬國來住す」と見ゆ。

11　秀鄕流藤原姓柏木氏流　柏木右衛門佐廣高の孫、同小四郞有長の子長義、大橋民部と云ふ、紀伊國大橋氏の祖也。秀鄕後裔と稱す。

12　秀鄕流佐野氏流　佐野越前守秀綱三男伊豫守秀盛、大橋と稱す、其の子「越前守秀俊―大橋秀成―治部秀宗、弟雅樂秀行、三次郞秀重、舍人秀豊」と。なほ秀成の弟に「市兵衛秀時（民部）」あり。

13　翁草、鎌倉時代武士の所領を擧げて、

「七千町、大橋源内義政」と見ゆれど詳かならず。又後世、小田原北條家臣に大橋山城守、秋月家の忠臣に大橋豐後守。又德川時代、津山松平藩年寄、新見關藩家老、松江松平藩重臣、上田松平藩用人、伊勢崎酒井藩重臣、大洲加藤藩重臣たり。京極殿給帳に「百石、大橋三郎兵衛、」田中藩知行割帳に「鐵砲頭、八百三十石（七十人）、大橋左京、」津山藩分限帳に「百七十五石、大橋内藏之進、」加賀藩給帳に「八百石（丸内大の字）大橋作之進、四百石（同）大橋九左衛門、」また駿河（もと妙樂院、大光坊、中之坊等還俗）、能登（神職名家）、志摩、津輕、備前、近江、越後、攝津、武藏、伊勢等に此の氏あり。

大柱 **オホハシラ**

○大柱直　推古紀二十八年條に「倭漢坂上直が樹てし柱、勝れて大だ高し。故に時人之を號けて大柱直と曰ふ也」と、こは名にして氏にあらざるべし。

大長谷 **オホハセ**　長谷部條參照。

○清和源氏吉良氏流　吉良義繼の後裔小長谷久淸の後なりと云ふ。家譜には「義繼の後裔久淸・長谷の地に住し、後裔大長谷と、小長谷との二姓となる」とあり、家紋花輪違、上り藤。三河發祥。

大幡 **オホハタ**　和名抄常陸國新治郡に大幡鄕、及び茨城郡にも大幡鄕あり、其の他、甲斐、武藏にも此の地名存す。

1　宇都宮小田氏流　常陸國茨城郡大幡鄕より起る、この地は後世の新治郡小幡村の地なりと。よりて此の氏は小幡とも、又越幡、追畑、乙畑等にも作る。各條を見よ。鹿島社嘉元四年十二月文書に「小幡鄕地頭六郎太郎𩋙（知字有憚）」惣社文保文書に「小幡菅間兩鄕地頭藤原氏」等、或は此の後か。されど茨城那珂兩郡大幡、小幡の地多ければ、必ずしも一流と定め難し。小田知重の子小幡太郎光重の發祥地についても說あり、チバタ、チツハタ條を參照せよ。其の裔、應永廿四年、小幡長門守あり、江戸道房に降る。更に其の後中務知貞に至り、江戸氏に滅さる。俗說天文元年小幡出雲守淸良の代とす。

2　清和源氏武田氏流　甲斐國都留郡大幡村より起る。武田系圖に「信長―信綱―甲斐守時信―十郎時光（大幡）―十郎太郎經光」と見ゆ。

3　其の他、志摩、武藏にあり。

大秦 **オホハタ**　ウヅマサ條を見よ。

大服 **オホハタ**　和名抄相摸國大住郡に大服鄕あり、大服部の略にて、その部のありし地ならん。此の氏現存す。

大畑 **オホハタ　オホハタケ**　武藏に大畑名、常陸、美濃、陸奥等にも、此の地名あり。それ等より起る。又大幡、大畠等と通じ用ひらる、併せ見よ。

1　上野の大畑氏　館林盛衰記に「早川田は大畑治部父子云々」と。

2　陸奥の大畑氏　八戸系圖、康正三年二月田名部攻め、討取られし敵の内に「大畑與三左衛門秀光」あり。相當の豪族なりしならむ。

3　常陸藤姓　大畑彈正は大畑城に據ると云ふ。

4　清和源氏土岐氏流　家譜に「土岐成賴の二男定賴（土岐郡）多治郡大畑村にあり。其の男定近・大畑七右衛門と云ふ、」とあり。

5　清和源氏武田氏流　紀伊國の名族にして、續風土記、學文路村大畑才藏條に「家傳にいふ、其の祖は日高郡龜山城主湯川民部少輔直光の末葉、湯川次郎右衛門信光といふ。天文二年、生地石見守に屬し、石見守、中野村の錢坂城に至る時、信光

も學文路に來り、代々住して姓を大畑と改む。生地家より、永樂錢四十五貫文宛與ふ。其の子惣右衛門信家、其の子次郎大夫は、慶長年中、關ヶ原の役に生地家に屬し、彼の地に戰死す。其の子與三左衛門信實、淺野家に仕ふ。其の子與三左衛門尹光、元和五年、御入國以來農民となり、代々當村に住す」と見ゆ。なほ生地(一〇五七)條を見よ。

6 志摩、伊勢にも此の氏ありと。

大畠 オホハタ オホハタケ 大幡、大畑等と通じ用ひらるれば、三者參照すべし。

1 藤原姓 寛政系譜、藤原支流に收む。家紋丸に蔦、丸に劔鳩酸草。

2 磐城の大畠氏 相馬氏配下の將にして建武三年三月光胤の軍忠狀に「胤經家人大畠彥太郎」を載せたり。

3 大和の大畠氏 十津川鄉鎗役由緒家筋書に「小山手村庄屋、大畠傳右衛門」見ゆ。

4 清和源氏 周防國玖珂郡の大畠より起る。海東諸國記に「藝秀、丁亥年、使を遣はして來り雨花を賀す。書して周防州大畠太守海賊大將軍源朝臣藝秀と稱す」と載せたり。

5 因幡の大畠氏 高草郡の豪族にして、大畠左近允は同郡大森村蛇山城の城主なりしと云ふ。但し異說あり。松上の神主家に大畠氏あり(因幡志)。

6 その他、石見物部神社の上官地方役に大畠氏あり。又能登國の社家、京極殿給帳に「貳百五十石、大畠治部左衛門」等多し。

大旗 オホハタ 太平記卷二十九に「河津左衛門氏、高橋中務英光、大旗一揆の六千餘騎、畠山が陣へ押寄す」と。石見に此の氏現存す。

大波多野 オホハタノ 相摸國の大波多野より起る。秀鄉流藤姓波多野氏の流にして、松田系圖に「波多野義通、相州大波多野に住む」と見ゆ。又秀鄉流系圖に「義通(波多野次郎、筑後守遠義一男、大波多野、嘉應元年二月十五日死」とあり。

大服部 オホハトリベ ハトリベ條を見よ。和名抄相摸國大住郡に大服鄉あり。この部のありし地なり。

大花 オホハナ

大祝 オホハフリ 大社の職名より來る、ハフリ條を見よ。されど、信濃諏訪、伊豫、三島、筑後高良社等の大祝は恰も氏名の如く大祝と云へり。各條を見よ。

大濱 オホハマ 和名抄三河國幡豆郡に、大殯鄉あり、高山寺本大濱に作るをよしとす、今碧海郡に入る。又但馬に大濱庄あり。其の他、和泉、陸奧、若狹、讃岐、伊豫、肥後等に此の地名あり。

1 有道姓兒玉黨 秩父氏の族にして、武藏七黨系圖に「秩父行弘―行綱―義成(四郎)―義助(大濱四郎太郎)―助信(二郎)―有資(平內左衛門尉)―有經(五郎三郎)」、また「有資弟に成信、また助信」、其の弟に「義國(大濱五郎左衛門尉)―盛能(左衛門二郎)―時盛(彌二郎)、弟能綱(小五郎)」、また盛能弟に「四郎國家(その子五郎能宗)、五郎朝國、六郎信國」等あり。史料本も同じ。

2 松浦黨 五島氏の族にして、純定の子玄雅、大濱を稱す。

3 桓武平氏長田氏流 三河國碧海郡大濱邑より起る。長田忠致の兄、親致の子政俊、大濱太郎と稱し賴朝に仕ふ。その後なりと。家紋丸に二柏、抱柏。寛政系譜にあり。

4 清和源氏 若狹の大濱より起る、大濱とは小濱に同じかるべし。海東諸國記に

「義國、戊子年、使を遣はして來朝、書して若狭州大濱津守護代官左衞門大夫源義國と稱し、宗貞國の請を以つて接待す」と見ゆ。なほ「若狹州十二關、一番遠敷守護、備中守源朝臣忠常」と云ふもあり。

大番 オホバン

大林 オホハヤシ　三河、常陸、陸前、陸中等に此の地名あり、猶ほその他にも多からん。

1　綾氏流　讃岐の大族綾氏の族にして、綾氏系圖に「羽床新藤次重員—重政(大林大郎)—重經(同次郎)—弼重(同次郞)」」と。及び「重經弟資信—祐賢(筑前)—資遠(同兵衞次郞)—信通(同次郞太郎、法名慈信)—盛信(同次郞、法名賢信)—資長(同次郞左衞門、筑前守、法名宗見)」と見ゆ。天正の頃大林丹後あり、羽床氏配下の將なり。

2　大江氏流　安藝の名族にして、藝藩通志賀茂郡條に「大林氏、廣村、先祖毛利氏、福島氏の時より里正たり」と見ゆ。又安西軍策に大林和泉守あり。

3　美作の大林氏　當家の先祖は、毛利氏の家臣にして、天正九年六月岩屋城攻めの際、有名なる三十二涅兵の一、大林久助の後にして、輝元より感狀を受く、同十二年、毛利宇喜多氏和睦の後、志を失ひ、久米郡宮部の地に歸農したるものなりと云ふ。百五十六舊家の一にして、累世里正たり。當主を藤三郞と云ふ。又苫田郡上森原大林氏にも同樣の傳あり。

4　藤原姓　寛政系圖藤原支流に收む、もと山本氏なりと。家紋丸に橘。

大林彌左衞門

5　奥平氏流　三河の名族にして、奥平周防守貞光、一時賀茂郡大林にありて大林氏を稱す。其の子大林兵衞三郞秀光、弟大林勘左衞門貞次也。

6　其の他、信濃、備前等にも、此の氏あり。

大原 オホハラ　和名抄近江國坂田郡に大原郷を載せ、於保波良と註し、次に飛驒國大野郡、出羽國飽海郡(羽前)に大原郷あり。

次に因幡國氣多郡に大原郷、出雲國に大原郡・於保波良と註し、大原郷を收む。次に播磨國赤穗郡、美作國英多郡、長門國阿武郡等に大原郷を收め、最後のものには於保波良と訓ず。又大隅國桑原郡にも、大原郷あり。庄名としては、山城、攝津、近江、出雲等に存し、邑名としては、數ふるに遑なし。從つて此等の地名を負ひし大原氏は其の流甚多し。

1　大原史　攝津國發祥の氏にして、和銅四年紀に「島上郡大原驛」とある地名を負ふ。姓氏錄左京、右京及び攝津に貫す。左京なるは「大原史、漢人西姓令貴の後也」と。次に右京なるは「大原史、漢人木姓阿留素、西姓令貴より出づる也」と。次に攝津なるは「大原史、漢人、西姓令貴より出づる也」と註す。朝野群載廿一、天曆四年六月十七日の島上郡兒屋郷長解に「正七位下大原史」を載せたり。此の氏・承和三年以後宿禰姓を賜ふ者多し。勢力ありしを知るべし。

2　大原首　天平十一年四月十五日の寫經司啓に大原首万呂と云ふ人見ゆ。前者とは流を異にす。恐らく神別氏ならむ。

3　大原宿禰　大原史の後にして倭漢氏の族なり。卽ち承和三年閏五月紀に「右京人左衞門權少志大原史河麻呂、史を改めて宿禰を賜ふ、河麻呂の先は、百濟國人也」と。次いで貞觀五年九月紀に「右京

人主計權少屬、從八位上大原史弘原、內膳令史從七位上大原史廣永等、姓を宿禰と賜ふ。其の先は後漢孝靈皇帝の後麗王より出づる也。」と。次に貞觀十四年八月紀に「右京人但馬權掾從七位下大原史弘原、大原宿禰を賜ふ。」など見えたり。承和三年紀が百濟人裔としたるは、倭漢氏は百濟を經由して歸化したるによる、他に其の例多し。貞觀紀、第一項姓氏錄の文に照して、漢族とすべし。

4　**大原連**　廢帝紀に見ゆ。史姓との關係詳かならず。

5　**大原眞人**　前項數氏と全く別にて、敏達天皇の後裔より出づ。恐らく山城乙訓郡大原野てふ地名を負ひしか。天平十一年四月紀に「詔して曰ふ、從四位上高安王等、去年十月二十五日の表を省するに、具に意趣を知る。王等謙沖の情、深く族を辭するを懷ふ。忠誠の至、厚く懇懃に在り。執する所を顧思するに、志奪ふべからず。今請ふ所に依り、大原眞人の姓を賜ふ。子々相承けて、萬代を歷て絕ゆるなく、孫々永く繼ぎて、千秋に冠し、以つて不窮ならん。」と見ゆ。これ此の氏の起原にして、萬葉集四の卷にも「高安王は後に姓を大原眞人姓を賜ふ。」と見ゆ。此の外、此の氏を賜ひし王少からず、蓋し同族なるが故なるべし。卽ち萬葉集二の卷に「門部王云々、（一本）舊本に云ふ、後に姓を大原眞人と賜ふ。敏達天皇六代の孫、舒明天皇の後也。」と。また四の卷に高安王の外、「今城王は後に大原眞人氏を賜ふ也。」と。また八の卷に「忍坂王は後に姓を大原眞人と賜ふ。赤麻呂也。」など見ゆ。次に天平寶字八年十月紀に「中務少丞正六位上大原眞人都良麻呂、姓を淨原眞人、名を淨貞と賜ふ。」と。こは此の氏より他姓を賜へるなり。また寶龜三年四月紀に「從五位下淸原眞人淸貞、無位服部眞人眞福等、本姓大原眞人に復す。」と。また神護景雲元年六月紀に「左京人大原眞人魚福等三人、姓を波登理眞人と賜ふ。」など見ゆ。姓氏錄、左京皇別に貫し、「大原眞人、謚敏達の孫百濟王より出づる也。續日本紀合。」と註す。

此の氏は以上の如く、續紀、萬葉集、姓氏錄の文により、敏達皇胤なる事明白なるに、皇胤紹運錄には「天武天皇―長親王―川內王―高安王（大原眞人を賜ふ）」及び其の弟「櫻井王（大原眞人を賜ふ）」などあるは如何なる故かいぶかし。蓋し淸原氏と混じたるならん。東寶記第八天曆十一年の頃右京の人に、大原眞人見えたり。

以上の外、國史に、櫻井、門部（大藏卿）、麻呂、今城、宿奈麻呂、嗣麻呂、年嗣、美氣、黑麻呂、越智麻呂、長濱、室子（命婦）、眞福、明（從三位、後紀）、眞甘、淨子（又淸、從三位）、宗吉、眞室、安雄、全子、恒蔭、信子、數世等あり。

6　**越中の大原眞人**　天平寶字三年の東大寺越中國諸郡庄園總卷に「礪波郡合伊加流伎野地壹佰町、西故大原眞人麻呂地」と見ゆ。

7　**尾張の大原眞人**　熱田神宮の社家、所司方、內人方に此の姓の人多し。敏達天皇皇子難波王の流にして、延曆九庚午、大原眞人美氣、尾張守となるに發す。其の胤の支流、正應四辛卯年、別當散位大原眞人宗友以來、譜代として相續す。尾張志に「大原眞人氏人一黨、三十四氏あり。是れは敏達天皇皇子難波王の末裔なり。延曆年中に大原眞人美氣尾張守たり、その庶流に散位大原眞人家友といふあり、此の子孫なりといふ。」と見ゆ。大

原、神守、内小路、池邊、廣辻、松島、廣岡、綾幡、三辻、藤江、嶽氷、菅小路、宮後の諸氏皆この流にして、猶ほ一族愛知郡にあり。

8 大原朝臣 大原眞人、後に朝臣姓となりしか、除目大成抄に此の氏人見ゆ。一條頃の人なり。或は宿禰の後ならん。

9 京師の大原氏 西宮記巻二十三（左京人）、元亨釋書（平安人）等、其の他に多く見ゆれど、宿禰の後なるや、眞人の後なるや、一々詳かにすべからず。

10 信濃の大原（無姓） 仁和元年四月紀に「信濃國云々、大原經佐」ニ見ゆ。

11 讃岐の大原氏 寛弘元年の大内郡戸籍に大原姉女と云ふ人見ゆ。移住の經過詳かならず。

12 攝津の大原氏 大原史の後ならんか。赤松家臣に大原氏あり、有馬郡の名族なりと。

13 宇多源氏大原家 洛外大原の地名を負ひしならん。尊卑分脈に「宇多天皇—敦實親王—雅信（左大臣）—時方（號大原少將）—仲舒—仲賴（能登守）—仲棟（號能登三郎大夫）—仲親—光遠（後白川院細工所）—仲國（後鳥羽院細工所）—仲隆—仲廣、弟仲通—仲治—仲員」等、多く見ゆ。仲國の弟仲兼は五辻家の祖也。

オホハラ

14 庭田流大原家 前項の稱號を襲ぎたるなり。庭田重條の猶子榮顯に始る。「榮顯—榮敦—重度—重尹—重成—重德—重實—重朝、」德川時代、新家、御藏米、西殿町下東側、寺は元廬山寺町德壽院、内々。現今伯爵。

大原

15 佐々木氏流 近江國坂田郡大原鄕より起る、この地・後大原庄と云ふ。佐々木信綱の嫡長子重綱・當莊を領す、これ此の氏の祖なり。蒲生郡志云ふ、「大原氏は佐々木信綱の嫡子太郎重綱を祖とす。重綱は父に從ひ、承久亂、宇治川に武勳あり、然るに何故にや、信綱は重綱を廢し、次子高信（高島佐々木）、三男泰綱（佐々木宗家六角氏）、四男氏信（京極佐々木）に封地を分領せしめたり。重綱僧となり、慈淨と號せしが、父の薨後に到り、黑衣を脱して、宗家の嗣泰綱と遺領を爭ひ、鎌倉に訴訟して終に坂田郡大原庄を領するを得たり。此に於て大原氏を稱す。其の子孫より、春照氏白井綱等分流す、」と。

オホハラ

此の氏の系圖は、尊卑分脈に「定綱（號佐々木太郎）—信綱（四郎、近江守）—重綱（大原、小原太郎、左衛門尉、承久亂合戰の時、父に相隨つて宇治河を渡るの間、甲冑衣裝を脱ぎ、裸にて劍を帶び、弓箭取り、父の馬鞭に付して河を渡りし人也。出家慈禪、文永四、六十四死）—

—長綱 近江太郎左衛門尉 （不孝）
—賴重 三郎左衛門尉（家督ヲ受ケ、弟時綱ニ讓ル）—女子 佐々木時綱妾
—秀綱 孫四郎
—（泰重）（五郎）—師綱 左衛門（三郎）
　　　　　　　　—師重 四郎
—政綱 六郎左衛門—伊重（伊綱）六郎
—時綱 九郎 叙留 左門尉 從五下 對馬守 正和三壬 三十五死 五十三才—貞賴 左門尉（大原備中守）—滿信 同（五郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—時重 建武 武者所 左門尉（五郎）（備中守）—時親 叙留 左門尉 從五下 備中守 觀應三十 十八死廿 九才、號大 原備中 判官—義信 左門尉（備中守）—（近江守）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—高信 同（六郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—信親 二郎 法明 順—親胤 備中守 號白井
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—女子
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—重信 六郎
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—宗宣（宗信）八郎
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—貞重
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—女子 長井丹後左衛門尉大夫江—妾
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—女子 佐々木加地筑後左衛門尉妾
—氏綱（十郎）左門尉—氏重 五郎
　　　　　　　　　—師綱 十郎
　　　　　　　　　—基綱 九郎
—綱辨 寺、律師

┣女子 佐々木範綱妻
┗女子 佐々木信乃左衞門尉義泰女

（括孤内なるは佐々木系圖によりて補ふ）

猶ほ滿信の後は、佐々木系圖に「滿信（大原五郎、近江守、左衞門尉、法名善源）―持信（使、左衞門尉、五郎、備中守、法名正信）―持綱（五郎、使、左衞門、備中守、法名源秀）、弟國久（備中守）、弟信高（源左衞門）」及び滿信の弟「高信（六郎左衞門）、秀信（八郎左衞門）―信季（八郎左衞門）、信業（九郎、越前守）」等を載せたり。

氏人は太平記卷十七に「小原備中守」」卷二十七に「佐々木大原判官時親」」永享以來御番帳に「一番、大原備中入道」「五番、佐々木大原備中判官。」文安年中御番帳に「一番、佐々木大原備中守」「在國衆、佐々木大原民部少輔」「五番、大原備中守」」長享元年江州動座着到に「一番衆、江州佐々木大原備中守、佐々木大原左馬介尙親、五番、佐々木大原大夫判官」等見ゆ。

16 佐々木六角流　前項氏の家督を續ぎしならん。淺羽本佐々木系圖に「六角大膳大夫高頼―高保（大原中務大輔）」と見ゆ。寬政系圖、前項時親の後と稱する此の氏

一家を載す、家紋丸に横木瓜、丸に二引兩。其の他、庶流一家を載す。家紋四目結、五七桐。中興系圖には「大原、宇多、モン二巴、佐々木太郎定綱三代左衞門尉重綱稱之」とあり。

17 伴姓設樂氏流　これも近江國發祥の名族なれど、こは甲賀郡大原庄より起りしなり。この大原庄は左經記長元五年條、日吉社元應元年神領注進狀に見ゆ。而して此の氏は伴氏系譜に「俊實―資乘（設樂安藝權守、住江州多賀）―貞景（江州馬杉、大原八郎）、弟盛景（江州大原）」と。又淺羽本伴氏系圖に「設樂俊實―資乘（安藝權守、他人を殺害の事により、牢籠の間、屬緣住江州）―貞景（大原八郎、就外二跡令大原住）―景重（左馬允）―景光―景季―家景（左衞門尉）―景春（二郎兵衞尉）―知景（兵庫助）―景久（次郎左衞門尉）」、知景弟「三郎貞春弟六郎左衞門尉知春―淸春」及び貞景弟「大原三郎盛景（大原三郎）―景高―左近將監忠景―左兵衞尉景經―左近二郎吉景―六郎二郎景兼―左衞門三郎景基。」また景季の弟「範景、弟景康、弟信遍（大和阿闍梨）―景廣」―景範―廣政―景通（大鳥居を氏とす）。寬政系譜、此

の末流、大原氏一家を載す。家紋三葉橘、丸に二引兩。此の氏は甲賀二十一家、南山六家の一にして、世俗大伴狹手彥の裔と云ふ。

18 伊勢の大原氏　前項景季の弟景康の子「康景―景氏―爲景（號丹波權守、宮方となり、伊勢國五ケ城に於いて仁木右馬助に誅され畢る）」と。又爲景弟「康村（中務丞、宮方となり、遠州伊井城に於いて討死）」など見えたり。

19 三河の大原氏　額田郡にあり。十七項と同族なるべし。「大原左近右衞門、息源左衞門、岡崎の內、川崎村古屋鋪に住す」（二葉松）。

20 藤原南家天野氏流　天野の庶流、母系を繼ぎて大原と云ふ。家紋、井桁の內花菱、丸に三本松、三日月。寬政系譜に見ゆ。

21 藤原北家大森氏流　大森葛山系圖に、「大沼親淸（大原村領主）―淸綱（大原領主）―景親（大原領主）」と見ゆ。河合條參照。

22 狛姓　大原神主にして、歷名土代、從五位下條に「（大原神主從三位親房孫）狛滿房（永祿七、十二、五）」と見ゆ。名族

たりし也。

23 清和源氏　寛政系譜、清和源氏支流に收む、家紋丸に桔梗。

24 武藏の大原氏　多摩郡にあり、大原文左衛門春海は春清寺を開基す。

25 下總の大原氏　香取郡大原邑より起ると云ふ。又小金本土寺過去帳に「大原忠管、京都、慶長五八月」と云ふを載せたり。

26 會津の大原氏　岩代國會津郡に大原邑あり、此の地より起りしか。新編風土記に「大原村館迹、大原土佐某、居住せしと云ふ」と、載せたればなり。同書また耶麻郡下滕村條にも「館迹、大原伊賀守某、居たりと云ふ」と載せたり。耶麻郡にも大原の地名あり。
なほ岩瀬地方にも此の氏ありと。

27 平姓千葉氏流　陸中國磐井郡大原邑より起る。明應の薄衣狀に「數流澤城に於いては大原肥前守之を守る」とあり。此の氏は葛西氏の家臣にして、封内記に「小萩庄大原邑云々、山吹館、葛西家族臣大原播磨平信光居る所也」と。又觀蹟聞老志には「山吹城は大原に在り、葛西氏の黨、平信光、信茂、千代竹丸等、相繼いで居る。此の城千葉分流也。天正十八年、千代竹丸深谷役に自殺す」とあり。又伊達世次考に「天文十二年五月二日、晴宗公、書を大原飛驒守に贈つて曰く云々。今按ずるに、大原飛驒、諱を知らず、千葉氏にして、磐井郡東山大原邑の領主也、」と（地名辭書）。

28 越中の大原氏　佐々木氏の族大原氏なり。康正造內裡段錢引付に「五百文、大原備中入道殿、越中國新川郡段錢」と見ゆ。

29 丹波の大原氏　多紀郡（天田郡）大原邑より起る。丹波志、天田郡條に「大原氏、河合村、大原社家也。古は大原氏代々庄屋也。」と見ゆ。

30 伯耆の大原氏　會見郡（西伯郡）大原より起る。或は古代大原史の族ならん。刀劔鍛冶として其の名頗る高し。先づ平治物語に「この太刀を拔丸と云ふ故は、故刑部卿忠盛、池殿に晝寢しておはしけるに、池より大蛇上りて、忠盛を呑まんとす。この太刀、枕の上に立てたりけるが、自らするりと拔けて蛇に懸りければ、蛇恐れて、池に沈む。太刀も鞘に返りしかば、蛇又出でゝ呑まんとす。太刀又拔けて大蛇を追ひて、池の汀に立ちてけり。忠盛これを見給ひてこそ、拔丸とは附けられけれ。當腹の愛子に依つて、賴盛これを相傳し給ふ故に、清盛と不快なりけるとぞ聞えし。伯耆國、大原眞守が作と云々」と。
また太平記卷三十二に「賴光件の太刀を拔て、牛鬼の頭をかけず切て落す。其の頭、中に飛揚り。太刀の鋒を五寸食切て、口に含みながら半時計、跳上〳〵、吠へ怒りけるが、遂には地に落ちて死にけり。其の形は尙ほ破風より飛出して、遙の天に上りけり。今に至るまで、渡邊黨の家作に、破風をせざるは、此の故也。其の比、修驗清淨の横川の僧都覺蓮を請じ奉て、壇上に此の太刀を立て、七五三引、七日加持し給ければ、鋒五寸折たる劍に、天井より、くりから下懸て、鋒を口にふくみければ、忽ちに元の如く生出でにけり。其の後、此の太刀多田滿仲が手に渡りて、信濃國戸藏（戸隱）山にて、又鬼を切たる事あり。之に依りて其の名を鬼切と云なり。此の太刀は伯耆國會見郡に、大原五郎大夫安綱と云ふ鍛冶、一心清淨の誠を致し、きたひ出したる劔なり。時の武將田村の將軍に是を奉る。此は鈴鹿

の御前、田村将軍と鈴鹿山にて、劔合せの劔是なり。其の後田村丸、伊勢大神宮へ參詣の時、大宮より夢の告を以て、御所望有て、御殿に納められ、其の後攝津守賴光、大神宮參詣の時夢想あり、汝に此の劔を與る。是を以て、子孫代々の家嫡に傳へ、天下の守たるべしと示し給ひたる太刀なり。されば源家に執せらるゝも理なり」と見ゆ。

共に荒誕不稽の傳説に過ぎざれど、源平兩家の重寶が共に伯耆大原氏の作と傳ふるによりて、如何に名譽ありし鍜冶なりしか、想像するに餘りあり。工藝志料に「嵯峨天皇の御宇に、劍工安綱あり。伯州大原村の人、能く刀を造る。其の巧衆に超ゆ、人これを稱せざるなし。仁明天皇御宇、伯耆の劔工眞守といふ者あり。安綱の子なり。眞守父の業を襲ぎ、能く刀劔を造る。而して其の巧父に劣らず、安綱、眞守、出でしより、諸國の鍜冶是の爲に始めて眼を拭ふ。是より後、諸國刀劔を造るの巧並に進歩す。平貞盛、嘗つて伯耆の眞綱が造る所の拔丸と稱する劔を以て、賊平將門を誅戮す。貞盛子孫之を傳へて寶器と爲す、云々」と。古刀銘鑑に、

眞守の作に「大原眞守造」と鐫れる由見え、行吉作にも「伯耆國大原住人行吉、暦應二年」とあり、守眞作には「大原住守眞作天文□□」と見ゆと曰へり(地名辭書)。この鍜冶の事伯耆志にも見ゆ。

31　美作の大原氏　吉野郡の大原保より起る。笠庭寺記に「吉野郡大原保(官米五石)源助連」と見ゆ。此の地附近尾埼邑山王山城は小原入道信明の居城なりと、關聯する處あるかと。されど非なるべし。

32　安藝の大原氏　山縣郡の豪族にして、都志見村大原堤に、大原刑部の宅址あり(藝藩通志)。

33　九州の大原氏　有田因幡守の家人に大原佐渡守(要略)、原田家臣に大原傳左衞門、朝鮮征伐に從軍す。

34　其の他、陸奥話記に大原信助あり、「將軍麾下坂東精兵也」と見ゆ。下つて後世、小給地方由緒書寄帳に「御留主居方、大原半兵衞(祖父德右衞門、天正十年家康に仕ふ)云々」と。又杵築松平藩側用人に此の氏あり、又加賀藩給帳に「參百石(丸內二引)大原杢左衞門」また香宗我部記錄に「三百石、大原刑部左衞門、」また、越後國彌彦社中條之神官、堀田恒山先生室に大原氏、美濃、備前、志摩、信濃、近江等にも此の氏あり。又幕臣家紋に、次の紋あり。

大原四郎右衛門

大榛　**オホハリ**　和名抄美濃國各務郡に大榛鄕あり。

大針　**オホハリ**

大春道　**オホハルミチ**　大春道宿禰あれど詳かならず。

大治野　**オホハルノ**

大炊　**オホヒ**　古代の職名なり、大炊部、大炊戸條を見よ。中古に及び大炊寮あり、宮內省の被官に屬す。後世此の大炊寮に仕へし者、官名を冠する事、他の官職名に同じ。延きて子孫氏とするものあり。

1　(踰部)大炊　大和の古姓にて、姓氏錄、大和神別に「踰部大炊、天之三穗命八世孫意富麻羅の後也」と見ゆ。コシベ參照。

2　大友氏流　大友能直の子親秀・大炊助たり。東鑑三十九に「大炊助藤原親秀」深妙尼讓狀に「大炊助入道」と見ゆ。その子賴泰も亦大炊助とあり。其の弟能泰

は大炊三郎、直重は大炊四郎、親重は大炊六郎、皆父の官名を稱號とせしなり。直重、親重が大炊を稱せし事は系圖に見え、能泰は圖田帳に「來繩鄕三百町云々、吉久二十九町、地頭職大炊三郎藏人能泰」と。また直重は「飯田鄕七十町云々、飯田本名九町五段。親庄、豐前大炊四郎直重跡、美良津名九町、同前」と。其の他「書曲村十町、新庄豐前大炊助入道殿女子持明院別當後家跡」と。

又「山香鄕貳百町云々、日差村三十町、大炊判官代太郎賴元、當國住人日差左衞門後家之を論ず」と。又「高田庄貳百町云々、牧村二十町。領家三浦介殿、地頭御家人牧三郎惟行、大炊六郎能重之を論ず」と。猶ほ「櫛來浦十五町、地頭職大炊判官次郎親元」と云ふも見ゆ。

3　**兒玉黨**　太平記卷三十に「大炊彈正、富田以下を宗として、兒玉黨十七人一所に討れけり」とあり。

4　**近江の大炊氏**　江北記に大炊新左衞門あり、淺井郡大井鄕より出でしか。

5　**大江姓海東流**　紀伊、チマヘ條參照。

6　**清和源氏小笠原氏流**　阿波の豪族にして、故城記、上郡美馬三好郡分に「大炊殿、小笠原、源氏、松皮二亜」とあり。

7　**因幡の大炊氏**　八上郡の大炊村より起る。當郡式內意非神社あり、大炊宮と云ふ。因幡志神社考に「大炊は人の姓也。其の起る處、火明命四世之孫阿麻刀禰命の後を、大炊刑部造と稱す。是れ大炊氏の始にて、今に至て二千歲餘也。若し上古の地主なるを以て、祭りて、神社とする歟。但し其の姓を呼びて、地名とするにや。和名抄當郡の內、刑部鄕あり。今其の地分明ならずと雖も、當處に大炊村あり、是れ大炊刑部の名殘なるも知るべからず。互見のため、擧げて一說とするのみ」と見ゆ。

8　其の他、東鑑卷二十六に大炊助有時、南部文書に「三戶新給人岩澤大炊六郎入道」等あり。

大比　**オホヒ**

大日　**オホヒ　タイニチ**　三河に大日氏あり。其の他ダイニチ條を見よ。

大飯　**オホヒ**　和名抄、若狹國に大飯郡あり、於保伊太と註し、郡內に大飯鄕（於保比）を收む。又備中國哲多郡にも大飯鄕ありて、於保比と訓ず。

大尾　**オホビ**　播磨國神埼郡（神東郡）大尾邑より起る。播磨古城記に「大尾山の城は蔭山莊大尾村にあり。赤松の屬將大尾兵庫之を戍る」と。

大肥　**オホヒ**　豐後國日田郡に、大肥庄あり、圖田帳に地頭大鷹四郎賴胤と見ゆ。この地より起るか。日田條を參照。

德川時代鶴牧水野藩添役に此の氏あり。

大炊刑部　**オホヒオサカベ**　御名代部の一種なり。

1　**大炊刑部**　允恭皇后の御名代刑部の一種にして、忍坂皇后の大炊、膳夫として仕へ奉りし者、及び其の經費を貢ひし人民を云ふ。

2　**大炊刑部造**　大炊刑部の伴造家にして尾張氏の族なり。姓氏錄左京、及び右京に貫す。前者は「大炊刑部造、火明命四世孫阿麻刀禰命の後也」と。また後者には「大炊刑部造、同神四世孫ヲ礪目命の後也」と註す。尾張條參照。

大東　**オホヒガシ**

1　**山城の大東氏**　賀茂社の氏人に大東氏あり。賀茂縣主姓なりと。

2　**中臣姓**　大和春日社家、中臣氏裔、南鄕に屬す。カスガ條を見よ。歷名土代正四位下條に一（大東）中臣延有（天文十一、

正、廿二)」また「(大東延有連男)中臣延時(天文廿二、十、廿)」など見ゆ。

3 志摩、伊勢にも此の氏ありと。

大日川 オホヒカハ 大和國吉野三十六公文の一に、大日川公文あり、加名生半郷を領す。

大光 オホヒカリ

大日左 オホヒサ

大羊 オホヒツジ 丹波多紀郡の名族にして、丹波志に「大羊氏、姓不知、某(大羊式部亟)—慶氏(大羊兵庫介)—某(重次郎)—某(大羊又二郎)—某(大羊甚兵衛)—某(右甚兵衛末孫甚兵衛、居宅に小池あり、蛸井と號す。家貧他人に賣り、西本庄村に移り住す)—某(佐兵衛、京都に赴き、大佛前餅店に事へ、後行方を知らずと云ふ)—某(幼名藤七、後才兵衛)」と見ゆ。

大仁 オホヒト 伊豆に此の地名あり、なほタイニと云ふは攝津にあり。

○大仁宿禰 姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。

大比奈 オホヒナ 土佐の大族にして、大平氏に同じ、七人衆(七守護)の一にて、四千貫の領主なり。一二九五頁を見よ。

大日方 オホヒナタ オビナタ 大日向、小日向とも記す。甲斐、信濃、上野に此の地名あり。

1 清和源氏小笠原氏流 信濃國の豪族なり。同國安曇郡及び佐久郡に大日向邑あり。此の地名を負ふか。此の氏は小笠原貞朝の四男四郎長利、牧之島城主香坂安房守の猶子となり、大日方小五郎(後彈正)長忠と改名す。後小川城主となり、小川殿と稱せらる。

水内郡小川布留山城(村南方に在)また古山鬼無と云ふ、小川左衞門貞綱居城せしが、後大日方長忠、村上氏の命により之を奪ひ居城とす。大日方氏は丸に二つ引兩を家紋とす。小倉小笠原藩に、大日方氏あり、信濃より移りしものなり。

2 桓武平氏 中興系圖に「大日方、平、本國信濃水内郡、紋二引」と見ゆ。古く此の氏は平姓なりしか。

3 小幡氏流 信濃安曇郡大日向城は小幡尾張の居城、或は云ふ小幡の城は佐久大日向なりと。後者よし。

4 甲斐の大日向氏 信濃佐久郡大日向より出づるか。甲斐國志曰ふ「下の鄕起請文に大日向上總介直武と云ふ人見ゆ」と。もと信濃より出でたるか。猶ほ此の國にも大日向なる地名ありと云ふ。

5 越後橘姓の小日向氏 蒲原郡賀茂社神宮寺(大重院、宮本院、宮坊など稱す)の社僧家なり。修驗なれど、肉食妻帶にして、祖先は西國の武士、本姓は橘、苗字は小日向と云ひしが復飾後雛田と改めしとなり。

大日向 オホヒナタ 信濃には大日方と大日向と、二つとも現存す。此の氏の事前條に云へり。

大日子 オホヒネ

○大日子宿禰 拾芥抄、姓名錄抄に見えたり。

大日野 オホヒノ 信濃に現存す。

大炊部 オホヒベ 職業部の一種、皇室以下の御飯を調進するを職とする品部なり。中古に至り大炊寮を置かる。令文に「頭一人、助一人、允一人、大屬一人、少屬一人、大炊部六十人、使部廿人、直丁二人、駈使丁廿人」と見ゆ。諸國の舂米、雜穀、分給、諸司食料の事を掌るなり。

大炊戸 オホヒベ 大炊部を出せし民戸を云ふ。令集解、雜供戸の條に「別記に云ふ、大炊戸廿五戸。津國客饗、品部と爲して、雜徭を免ず、」と見ゆ。これは外客等を饗應する爲に特に設けしものと考へらる。

大日奉　オホヒマツリ　、日奉部の一種なり。ヒマツリ條を見よ。

大日奉舍人　オホヒマツリノトネリ

○大日奉舍人連　次に見ゆる大日奉舍人部の伴造なり。經國集二十に「散位寮大屬、正八位上勳十二等大日奉舍人連首名」と云ふ人見ゆ。

大日奉舍人部　オホヒマツリノトネリベ

職業部の一種なり。日奉は日祀とも見え、天照大神を奉齋する爲に置きたる部民にして(日奉部條を見よ)、大日奉舍人は日奉舍人の一種と見るべく、日奉の職に仕へし舍人なりと考へらる。

大炊御門　オホヒミカド　内裏御門の名より地名となり、更に其の地名を負ひし稱號なり。

1　大炊御門宮　高倉天皇の皇子惟明親王を云ふ。紹運錄に「惟明親王(大炊御門宮、承安第三宮と號す。建久六三廿九、三品元服、承元五二出家、法名聖圓、承久三五三薨、四十三、母少將局、宮内大輔平義範女)―交野宮、弟僧尊雲(法印大僧都)弟僧聖海(大僧都法印、東大又醍醐)」と見ゆ。

2　大炊御門家(藤原北家長家流)　藤原忠成の後なり。尊卑分脈に「道長―長家(權大納言)―忠家　大納言)―俊忠(權中納言本名親家)―忠成(大炊御門少納言)―光能(參議)―光俊(正三位、大貳、右兵衛督)―光成(中將)―光氏(右少將)―光冬(少將)―光保(右少將)―光敎(侍從)―光隆」と見ゆ。御子左冷泉系圖にも同樣あり。

3　大炊御門家(藤原北家德大寺流)　尊卑分脈に「德大寺左大臣實能の子右大臣公能、大炊御門と號す。永曆二八十一薨、四十八才、母權中納言顯隆卿女)」と見ゆ。繪本フヂバカマ、下の卷に「待宵侍從、近衞院大后宮は後に大宮殿と申す。大炊御門右大臣公能公の女なり」と。

4　大炊御門家(藤原北家師實流)　藤原經宗・大炊御門のほとりにすむ、子孫因りて家號とす。尊卑分脈に「師實(攝政關白太政大臣)三男(大炊御門流)經實(權大納言)―經宗(中御門左大臣)―賴實(太政大臣)―師經(實賴實舍弟、右大臣、建長八出家、號大炊御門)―家嗣(内大臣)―冬忠(内大臣)―信嗣(太政大臣)―良宗(大納言)―冬氏(内大臣、光福寺)―冬信(内大臣)―宗實(權大納言)―宗氏(内大臣)―信宗(内大臣)―信量(左右大臣)、と、又「宗實兄信忠(參南朝、左中將)」と見ゆ。信量の後は「經名―經賴―經孝―經光―信名―經音―經秀―家孝―經久―經尙―家信―幾麿」清華家の一にして、頗る勢力ありたる家也。今公卿補任を基として實子系圖を作れば次の如し。

1 經實(師實三子 大炊御門祖 贈太政)
├ 經定(堀河 權中)―賴定―賴房―賴俊
│　└ 成定(三條 九條)―基定
│　　└ 伊成―伊基
├ 2 經宗(中御門左)―3 賴實(六條太政、又中山)
├ 光忠(中)
└ 懿子(後白河後宮)―二條帝

又實敦、實尙 三條 十三代 後三條入道右府 實量 ― 三條十四代 公敦 龍朔院右府
― 信量[15] 深草右 ― 經名[16] 右

中山十三代 孝親 ― 經賴[17] ― 賴國[18]
― 經孝[19] 經敦左 ― 經光[20] ― 經音[21] ―
― 經秀[23] ― 家孝[24] ― 經久[25] ― 家信[26] ― 師前[27]

二十一代左大臣信名は近衛廿一代基凞の子にして、閑院宮家祖直仁親王室、將軍徳川家宣室等と兄弟に當る。

大炊御門家は徳川時代、家領初め二百石、方領百石、後四百石。西殿町北側。諸大夫には、上田、橋本、山本、榊原。侍には、一見、岩崎。菩提所洛東西方寺。家業和琴、笛、装束。内々。現今侯爵。

大炊御門

御合印

大平 オホヒラ　オホタヒラ　又大比羅、大比奈に作る。三河、遠江、駿河、近江、下野、岩代、磐城、陸前、羽前、越後、土佐等に此の地名あり。オホタヒラ條參照。

1　秀鄕流藤姓蓮池氏流　土佐の豪族にして、七人衆（七守護）の一なり。高岡郡蓮池城に據る。南海通記に「吾川郡は本山五千貫、大比羅四千貫、兩郡司也」と。東鑑壽永元年九月廿五日條に「故小松内府家人、蓮池權守家綱（家繩）、平田太郎俊遠云々、土佐冠者希義を追うて吾河郡年越山に到り、希義を誅し訖る」とある家綱の後なりとぞ。土佐遺語に「蓮池城は大平氏十三代之を傳領す。大平は東鑑に所謂權頭家綱の後也。蠹簡集曰ふ、蓮池氏は其の相承する所・詳かならず。其の舊記に見ゆる者は、永享九年丁巳、沙彌伊那、嫡男隱岐守藤原國文（鳴無社）、永正元年甲子、大平山城守國雄（鴨部社）、同五年戊辰、藤原元國（鳴無社）、十三世を傳へ、四百年を歷。天文の末、元國・一條殿の爲に亡ぶ所となる。永祿九年、遺子權頭某、戸波積善寺に自殺す」と。又南路志に「大平山城守は、四千貫の主にて、蓮池に在城す。永正六年（一云永正五年五月）本山にかたらはれ、長曾我部を殺す。その後天文十四年、津野が一族降參の時は、大平を始め、高岡郡悉く一條殿幕下にぞ成にける。彼蓮池の城は、本山左近大夫茂宗が領、吾川村の堺なれば、用心のために一條殿より加勢を籠置かれけるが、弘治三年四月半ば大平逆心の聞により、中平兵庫、福井玄蕃を先とし、都合其の勢三千餘騎、蓮池へと押寄す。蓮池の城落去して太平は戸波城へぞ籠りける」と見ゆ。猶ほ蓮池合戰を弘治三年とするは誤ならん。日下村別府八幡社棟札に「天文二十年辛亥正月、大檀那從四位下行左近衛中將藤原朝臣兼親」と見え、此の兼親は恐らく一條兼定なれば、當時大平氏既に滅亡すと。又蓮池八幡宮棟札に「檀主一條殿御代官、藤原顯量、天文廿一年壬子霜月」と。又香美郡田村鄕前濱、興善寺經卷奧書に「土州蓮池庄八幡宮、施入大檀主隱岐守藤原朝臣國兼、獨筆書寫行人佛子性禪、貞治四年五月」とありと。見聞諸家紋に、

土佐之藤氏大平
近藤國平末

2　秀鄕流藤原姓近藤氏流　讚岐國三野郡の豪族にして、前項土佐大平氏伊賀守國祐が敗戰後、この地に移るとの說あれど、當國大平氏も古き家にて、それ以前よりありしなり。全讚史にも「大平城、和田村に在り。大平伊賀守國祐之に居る。國祐・

オホヒラ

オホヒラ

姓は近藤、田原藤太秀郷の裔也。其の家譜に曰ふ、秀郷十三世の孫國時、釆を駿州大平郷に食す、因りて大平を氏となす。其の五世の孫、國隆、讃の三野郡仲村、及び財田を食邑とし、山地右京進の麾下と爲る。山地氏亡び、香河氏の麾下に屬す。勇を以つて名を揚げ、後邑を失ふ。祝髪して佛に歸し、法華經を懷きて、推門海に投じて死す。其の男國常、仙石氏に從ひ、豐後に於いて戰死す。次子僧となり、寅瓊と曰ひ、善通寺に住し、竟に嗣を絕つと云ふ」と見ゆ。

西讃府志には、永祿五年、土佐國吾川郡の領主大平伊賀守國祐、長曾我部と戰ひ、利あらずして、當國に來り、香川信景に緣を求め、多度郡中村に居り、後豐田郡に移り、姬江鄉を領し、獅子が端に築くと。又曰く三野郡財田中村の伊舍那院に土州大平氏の墓ありと。寶曆年中、大平國秀の墓石の下を穿ちしに、筒數十を得たり。筒中に骨を收めたり。其の筒銘は文字多く明ならねど、讀得たる者は「慧源院妻、生野女房、妙阿大姉、嘉曆四己巳三月十九日逝去、」「大平三河守國房、法名道覺、康永元壬午年七月二十四日、」「蓮

池入道殿、法名妙覺御齒、三宮道守息女、比丘尼妙智、觀應三壬辰年十一月十日、」また「佐衛門尉國頼、法名玄禪、朗鑒御舍利、國通御骨、國賢息女、源秀、成阿童子、同御母儀、中將國秀、」その他、文祿二癸巳年三月九日、元享二年二月六日など年號のみのものもありと云ふ。

土讃兩大平氏の關係は明白ならざる點尠からざれど、同族たりし事は明かならんか。されど戰國末に移りしなど云ふは全く採るに足らざるが如し。系圖には「景頼（近藤武者）—景重（島田八郎大夫）—國澄（近藤四郎或は國隆、將軍御調度、此の代預り給ふ。六條判官より相傳たり）—國平（又太郎、近藤七、土佐守）—國盛（大平始、近藤中務大亟、蓮池殿、成佛、建久八年丁巳、頼朝公より土佐國を拜領す）—國秀—國時（右兵衛尉、此の時駿州內、大平鄉を領す。後には蓮池殿、法名妙覺）—國頼—國通—國房（西村の始、參河守、尊氏將軍の御時、軍中に於いて兩度、父子太刀打、又家臣山下彌五郎・能く弓を躬る。禁裡より領知所々、法名定翁）—國有（八郎、法名慶翁、勢州に於いて、安西七郎と組打す。玆により讃州の內、三

野郡に於いて大野村を領し、安藝守に任ぜらる）—國勝—國慶—國淸（八郎左衛門尉、三翁、阿野四郎通春御退治の時、豫州寒川村に於いて病死、廿六歲）—國保—國匡（參河守、國雄より大汀流軍法を相傳す）—國敏（俗名五郎）—國雅（伊豫守、三好息女を娶る）—國祐（伊賀守、母は大西備前長淸の女）」と。全讃史と異なる點多し。コムドウ條を見よ。

3 宇都宮氏流　下野國都賀郡及び芳賀郡に大平村あり、此等より起りしならん。宇都宮氏の族にて、親朝の裔なりと云ふ

4 太秦姓　薩摩國伊佐郡大口城は又牛山城とも、或は牟田口城とも云ふ。安藝判官平基盛の裔牛屎氏の居城也。基盛の子薩摩守信基、保元の軍功に由つて薩摩牛屎院、祁答院の兩所を賜ふ。其の四男薩摩四郎元衡、保元三年八月牛屎院に下り、世々院司たり、因つて牛屎を氏とす。牛屎信基の曾孫大平太郎元光、靈夢に由て太秦宿禰姓に改む。其の支庶に淵邊氏あり。ウシクソ條參照。

5 橘姓　近江國坂田郡大平邑より起る。もと岩室を稱す。橘氏にして俊家の子家次（織田信孝の臣）を祖とす。家紋丸に

橋。當國菅原姓と云ふもあり、オホタヒラ條を見よ。

6 田村氏流 岩代國田村郡（安積郡）大平邑より起る。田村氏の一族にして、大平新五入道常伴は天正十七年佐竹義久の軍と戰つて死す。安達郡にも大平邑あり。岩瀬郡にも存す。

7 其の他、高階姓高氏流、桓武平氏三浦氏流、菅原姓、及び紀伊に大平氏あり。オホタヒラ條を見よ。

8 また東鑑卷四十一、四十五に大平左衞門尉、四十、四十一に大平太郎左衞門尉見ゆ。高氏の族ならん。

9 加賀藩給帳に「拾五人扶持（檜扇）大平此母、七拾石（丸内三本扇）大平守衞」等見え、又美濃、信濃にもあり。

太平 オホヒラ 羽後の豪族に太平左近將監あり、由利の羽川氏と共に、豊島氏を破る。前條大平も時に太平ともあり。

大比羅 オホヒラ 大平氏に同じ。

大衡 オホヒラ 陸前國黒川郡大衡邑より起る。封内記に「大衡邑八幡宮、傳へて曰ふ、黒川氏家臣、鹽波館主大衡治部の鎭守なり」と。又觀蹟聞老志に「大衡邑古壘、越路館と云ふ、黒川家臣大衡治部これに居る」と見ゆ。

天文の古川狀に「澁谷黨、中目千增丸云々、大衡又五郎」と。また黒川系圖に「天文中嗣絶え、飯坂彈正清宗の子景氏を以つて繼しむ。その次男、大衡治部宗氏入道柴庵なり」とあり。

大姶良 オホヒラ オホイラ條を見よ、大隅の大族也。

大弘 オホヒロ

○大弘造 出雲の古族にして、出雲風土記に飯石郡大領大弘造と云ふ人見ゆ。

大部 オホブ オホベ及びオホトモ條を見よ。

大生 オホフ オホノフ 和名抄、常陸國行方郡に大生郷あり。又下總結城郡に大生邑あり。

1 桓武平氏大掾氏流 前述常陸大生郷より起る。此の地は弘安作田勘文に行方郡大生郷、嘉元田文に大生郷八十八町、永享七年の鹿島文書に「大生郷松和村、地頭大生修理亮入道道希」と。是は大掾氏の族也（地理志料）。

2 德川時代、大野土井藩加判用人に此の氏あり。

3 猶ほオホミブ條を見よ。

大深 オホフカ 備前にあり。

大深堀 オホフカボリ 鎭西要略に「建武三年三月廿三日、豊後國に至り、玖珠城を攻むる三許日、肥前國人大深堀氏族最も軍忠」と。フカボリ條を見よ。

大服 オホフク オホハトリ條を見よ。但し大和に大ふくの庄あり。

大房 オホフサ

大淵 オホフチ 遠江、駿河、武藏、常陸、筑後等に此の地名あり。

1 筑後の大淵氏 上妻郡の大淵邑より起り、同村熊野堂城に據る。筑後國史に「五條左馬頭家臣大淵參河守代々居城也（明及西國城館集）。子孫、今蒲池村大庄屋たり（明）」と、五條家文書中にも見ゆ。

2 佐々木氏流 近江發祥なりと。されど武藏か。寛政系譜に「先祖佐々木氏族にして、小淵を稱せりと云ふ。家紋、劔花菱、三輪」とあり。チブチ（一〇五八）條を見よ。

3 有道姓兒玉黨 武藏國秩父郡大淵邑より起る。兒玉黨の族にして、七黨系圖に「秩父平四郎行高―高重（大淵平三郎）―基重」と見え、史料本に「高重（大淵平二）―」

4　其の他、藝者の書付に「五十俵五人扶持醫師大淵友庵、今程貳百俵五人扶持、寄合、大淵祐庵」と見ゆ。

大藤　**オホフヂ**　次の數流あり。

1　大神姓　豐後の名族にして、大神朝臣庶幾の子惟基、大藤大夫と云ふ。臼杵緒方等諸氏の祖也。平家物語所載豐後三輪神話、賍大夫と云ふもの、卽ちこれなりと。オガタ條を見よ。

2　武藏の大藤氏　新編風土記に「大藤小太郎墓、馬場の內百姓藤兵衞がかまへの內にあり。小太郎は何人なりや詳ならず。小田原北條氏の家人に、大藤兵部、同新衞など云ふ人あれば、それら一族なるにや。村民市左衞門等は小太郎が子孫なりと云ふ、されど今は氏も大室と改む、」と見ゆ。

3　淸和源氏村上氏流　信濃國の豪族にして、尊卑分脈に「賴信—賴淸(村上)—家宗(使、上野介、美作守)—家重(左衞門尉)—家淸(大藤二郎)—滿義、弟家滿(修理亮)」と見えたるより出づ。

4　安藝の大藤氏　永正大永の頃、大藤加賀守あり、大內氏に仕へ、櫻尾城を守る。又大藤左馬頭あり、藤城に據る。

5　其の他、北條五代記に「勝賴の城・駿州に四ヶ所あり、いつみ頭の城には大藤長門守、」又北條家臣にあり、又秀康卿分限帳に「三百石大藤金十郎、千石大藤小太郎」と。備前にも存す。

大船　**オホフナ**　**オホフネ**　相摸國以下諸國に此の地名あり。

○大江氏流　羽前の豪族にして、大江氏系圖に「寒河江大藏少甫時氏—修理亮元時(大船)—元高(兵部大甫)—高重(宮內少甫)—廣重(大和守)—廣秋(大和守)」と載せ、又中興系圖に「大船、大江、大膳大夫廣元十代兵部大輔元高稱之」とあり。

生部　**オホブ**　和名抄、美濃國加茂郡に生部鄉を收め、式帳、當郡に太部神社あり、オホベなるべし。ミブベ條を見よ。

大生部　**オホフベ**　職業部の一なり。オホミブ條を見よ。その伴造を大生部直と云ふ。

大古田　**オホフルタ**

大部　**オホベ**　**オホブ**　**オホトモ**　和名抄越中國新川郡に大部鄉あり、高山寺本丈部に作り、今亡と見ゆ。東大寺要錄に新川郡大部庄あれば大部の方よかるべしと。又越中、播磨に大部庄あり。

大部のオホトモと訓むものは大伴なれど、オホベと讀むものは、多(意富)氏の部曲なり、注意を要す。又多部と通じ用ひらる、併せ見よ。

1　上總の大部　當國望陀郡に飯富鄉(於布)和名抄に見え、神名帳同郡に飫富神社あり。大部の奉齋せし宮なるべし。此の國大部は印波國造(多臣族)と緣故あるべしと思はる。

2　下總の大部　相馬郡に意部鄉あり、大部の住居せし地なるべし。オホ條參照。

3　常陸の大部　鹿島郡にあり、嘉祥三年官符に僧五人を度せしむる事あり。此の時、部內の民大部須彌麿等五人を度し、鹿島神宮寺に置く(郡鄉志)と。オホ、カシマ等の條を見よ。

4　美濃の大部　賀茂郡に生部鄉あり、而

して神名式當郡に太部神社（一本大部）あり、國帳太部明神に作る。大部の住居せし地にて宮は此の部の神と考へらる。

5 下野の大部　安蘇郡に意部郷、和名抄に見ゆ。

6 越中の大部　和名抄越中國新川郡に大部郷あり。

7 播磨の大部　賀茂郡に大部庄あり、又大部明神あり。

8 磐城の大部　神護景雲三年三月紀に、「磐城郡人外正六位上大部山際、姓を於保磐城臣と賜ふ。」と見ゆ。こは道奧石城國造（多臣族）の一族にて、又多臣の部曲配下たりしなり。猶ほ延暦十年二月紀に「外從七位下大部善理に、外從五位下を贈る。善理は陸奧國磐城郡の人也。八年官軍に從ひ、膽澤に至り、師を率ゐて河を渡る。官軍・利を失ひ、奮つて戰死す。故に此の贈あり焉。」など見ゆ、イハキ條參照）。

9 大部首　姓氏錄、未定雜姓、和泉の部に「大部首、膽杵磯丹杵穗命の後と云へり、見えず。」とあり。オホベか、オホトモか詳かならず。

10 大部宿禰　東大寺要錄に見ゆ。

11 常陸平姓大部氏　那珂郡飯富村より起ると云ふ。平姓と云へど、古代大部と緣故あらん。親鸞傳に見ゆる大部平太郎（大部郷主、眞佛房、俗說惟房）は桓武平氏大掾氏の族裔なりと。又六段田地藏寺、及び吉田藥王院過去帳、加倉井系圖、皆大部平氏の人を載せたり（地理志料）と。新編國志には「大部那珂郡大部村より出づ。佐都宮奉加帳、永正十四年大部孫次郞あり。又大部太郞右衞門あり」と見ゆ。

太部　オホベ　大江氏系圖に「高嶽知廣―宗廣（太部四郞）」と見ゆ。一本には大部四郞とあり。

多部　オホベ　大部（オホベ）に同じく、古代多臣の部曲たりし者の後裔なり。關東の大族千葉氏の如きも、其の實多部にあらざるかの疑あり。チバ、オホスカ、タベ條參照。

大邊　オホヘ　伊賀の豪族、傳說に據れば平家亡びし後、元久の頃、須藤刑部丞經俊當國の守護となり。鎌倉より來りて、清水の里に館を造りて居住す。鎌倉にての氏神荏柄の天神を淸水村に勸請していつき祭る。因りて大邊の天神と稱す。淸水、木興、久米、淺宇田、四十九院の五郷は此の氏に屬す。但し長田一族の内を分ちて、大邊一族とは名くるなり。經俊に隨ひて鎌倉より來りし從類を、此の五ケ鄉に住居せしむ。されど、家紋、武門の作法等、長田一族と異る事なしとぞ。オサタ條參照。

大戶　オホベ　和名抄、河内國河内郡に大戶鄉あり。古代屯倉のありし地にして、此の氏は其の屯倉の首長たりしより、此の地名を負ひしなり。安倍氏の族にして、姓氏錄河内皇別に「大戶首、阿閉朝臣同祖、大彥命男比毛由比命の後也。諡安閑御世、河内日下大戶村に御宅を造立して首と爲し仕奉行。仍りて大戶首姓を賜ふ。日本紀漏。」と見ゆ。また承和元年十二月紀に「散位外從五位下大戶首清上、雅樂笙師正六位上同姓朝生等十三人、姓を良枝宿禰と賜ふ。安倍氏の枝別也。」と。又貞觀七年十月紀、和爾部宿禰大田麻呂の傳に「良枝宿禰清上云々、本姓は大戶首、河内國人。」など見ゆるは皆此の氏人なり。猶ほ正倉院天平十七年文書、また大同類聚方五十八に「河内國日下大戶首」又五十一に「日下大戶首首與利」等見ゆ。

音太部　オホベ　訓不明、諸書に或はオトホベ、或はオトフトベ、或はオトタベ等の旁訓あり。暫く此處に收む。

1 音太部(無姓)　姓氏錄、右京及び大和皇別に收む。前者は「音太部、高橋朝臣同祖、大日子命の後也」と、後者は「音太部、高橋朝臣同祖、彦屋主田心命の後也」と見ゆ。

2 近江の音太部　甲賀郡に村名あり。

3 音太部臣　音太部、後臣姓を賜ひしなるべし。拾芥抄、姓名錄抄に見ゆ。

大甫　オホホ　元和年中、紀州賀田浦の漁夫に大甫七重郎なる者あり。關東に遊び、好漁場を探らんと欲し、上總片濱矢之甫に至り、始めて鰯網を使用す(産業事蹟)と云ふ。

大保　オホホ　鎭西引付に「二番、大保六郎入道」を載せたり。

大洞　オホホラ　信濃にあり。美濃國各務郡に大洞邑存す。

大堀　オホホリ　河内、上總、磐城、羽前等に此の地名あり。

1 河内の大堀氏　丹比郡大堀邑より起る此の地の大堀壘は大堀左馬の居城也と。

2 會津の大堀氏　耶麻郡の豪族にして、天正中大堀土佐、金曲村館に據る。新編風土記上原新田村條に「舊家善右衞門、此の村の肝煎にて、大堀土佐景長が後なり。其の家の系圖に依るに、土佐は猪苗代三浦の支族盛國が長臣なり。秋屋某等と共に、金曲城を守る。猪苗代の騷亂大方ならず。土佐は盛國、盛胤父子の間に在りて進退極まり、遂に盛胤と戰ひ、徒に敗北して金曲城を落ち、ゆかりについて、葦名家の宿老富田將監が許に來り、名を休夢と改め、後大沼郡田澤村に移り、又河沼郡坂下村に住せり。其の子石見長重、父と共に金曲城を去つて、本郡上利根川村に居住せしと云ふ。其の子善右衞門宗道と云ふ者、寛永十二年始めて此の村を闢きて居住せしより、今の善右衞門正武まで八代なり」と見ゆ。

磐城國標葉郡に大堀村あり、關係あるか。

3 清和源氏　また源姓と云ふものあり。信濃にも存す。

大堀池　オホホリイケ　藤原北家日野家流の一稱號にして、日野一流系圖に「四條盛經—信盛(號大堀池宰相)」と見えたり。

大眞　オホマ　大間と通じ用ひらる。これも地名を負ひしなり。

1 大眞連　弘仁二年紀に大俣連が大眞連姓を賜ひし事見ゆれど、承和四年紀、及び姓氏錄には大貞連とし、天孫本紀にも物部氏の族に大貞連あれば、恐らく大眞は大貞を誤りしものと考へらる。各條を見よ。

2 大眞氏　靈異記に「正六位上大眞山繼は、武藏國多麻郡小河村人也」と見ゆ。今北足立郡に大間村あり、其の地より出でたる氏なるべし。

小補摩　ヲホマ　武藏の豪族、小野姓、横山黨の一にして、小野系圖に「小倉右馬允有經の子實村(小補摩兵衞尉、法名法蓮)」とあり。チグラ條を見よ。

大麻　オホマ　大麻績か、オホチミ條を見よ。

〇大麻首　拾芥抄に見ゆ。

太間　オホマ　次の條を見よ。

大間　オホマ　武藏足立郡、陸奥北郡等に此の地名あり。又伊勢に大間國生神社鎭座す。加越能三州志、能登國羽咋郡紺屋町條に「岡崎の太間は、岡部六彌太忠澄が鎌倉より伴ひ來る太間太郎高久と云ふ者の子孫也」と見ゆ。タマ條參照。

大萬　オホマ　正應元年の丹後國田數帳に「盃富保、二十四町二反三百五十八步內、十二町一反百七十九步、八幡領、十二町一反百七十九步、大萬殿樣」と見ゆ。

大委　**オホマカセ**　正訓未詳。

大曲　**オホマガリ**　武藏、磐城、陸前、羽後等に此の地名あり。

1　桓武平氏岩城氏流　磐城國相馬郡大曲村を領して其の地名を負ひしなり。富岡玄蕃の子右京進（壹岐守）、永享の頃始めて大曲を氏とす（上野玉三郎）と云ふ。

2　利仁流藤原姓　羽後國仙北郡大曲邑より起る。內城氏及び前田氏條を見よ。

3　陸奥の大曲氏　津輕家の重臣にして、創業以來の名臣なり。タカヤ條を見よ。

4　清和源氏武田氏流　小曲條を見よ。

5　肥前藤姓　肥前の名族にして松浦家に仕ふ。大曲藤內の大曲記（寛文頃作）は史料として尊重さる。後稻澤牛太兵衛の續大曲記あり。

大卷　**オホマキ**　陸中、羽後、越後等に此の地名あり。南部の名族大卷氏は陸中國紫波郡大卷邑より起る。秀鄕流藤原姓川村氏の族なりと云ふ。カハムラ條を見よ。

多卷　**オホマキ**

大牧　**オホマキ**　越後蒲原郡に此の地名あり。

大牧田　**オホマキタ**

大允　**オホマコト**

○大允宿禰　東寶紀第四に大允宿禰船主と云ふ人見ゆ。承和十三年頃の人なり。

大政　**オホマサ**

大增　**オホマス**　常陸國茨城郡（新治郡）に大增邑あり。又對馬國上縣郡にも大增邑あり、宗藩用人たりし大增氏は此の地名を負ひしならん。

大股　**オホマタ**　阿波に此の地名あれど關係なきが如し。

1　大股連　物部氏の族にして、大貞連條に引きたる、姓氏錄の文に「上宮太子攝政の年、大椋官に任ず。時に家の邊に大股の楊樹あり。太子・卷向宮に巡向し給ふ時、親ら樹間を指し給ひ、卽ち阿比太連に詔して、大俣連と賜ふ。」とあるによりて名の起り明かなり。而して「四世孫正六位上千繼等、天平神護元年に字を大貞連と改む。」と。この事は續紀にもれたり。されど此の後、延曆廿三年十一月紀に「左京人從七位下大俣連三田次、姓を大貞連と賜ふ。」また弘仁二年閏十二月紀に「大和國人從八位下大役（俣）連福廉呂、姓を大眞（大貞なるべし）連と賜ふ。」また承和四年四月紀に「大和國人內藏史生大俣連福山、姓を大貞連と賜ふ、」など、相次いで大貞連姓を賜へり。

2　大股氏　上野にありたり。大股連の後裔か。

大町　**オホマチ**　和名抄、安藝國佐伯郡に大町鄕、肥後國玉名郡に大町鄕あり。其の他、相摸、信濃、上野、岩代、陸前、羽前、越前、能登、美作、淡路、伊豫、肥前等に此の地名あり。此の氏は此等の地名を負ひしなり。

1　清和源氏山田氏流　尊卑分脈に「滿季十世孫山田八郎實賢―彌二郎實季―十郎助綱―助繼（大町助二郎）―範繼（大町孫二郎）。」と。及び「助繼弟、實行（大町十郎）―泰氏（同孫三郎）、」と見えたり。

2　桓武平氏　攝津國能勢郡の豪族にして山邊城に據る。此の地は鷹取城（枳根莊村山邊）とも鷹爪城とも云ふ。天文年中、大町右衛門尉平宗長の居城にして、能勢一族の詰城なりしが、織田氏方鹽川伯耆守國滿に攻められて城陷る。

又大阪天滿天神社の社家に大町氏あり、同異詳かならず。

3　美作菅家族　勝北郡（勝田郡）小吉野庄大町邑より起る。粟井系圖に「菅丞相二十代羽賀美作守祐房（久米、鶴田城主）―

盛方（大町五郎）」と見ゆ。此の氏は大町村別所山城に據る。美作古城記に「大町甚右衞門居る」と。又東作志に「別所山城、城主大町右京、同主計・之に居る。相傳ふ、大町氏は菅原姓にして代々勝北郡大町村に住す。久米南條郡下神目村藥王山豐樂寺大般若經寄進狀に『文安二年二月三日大町山城守基佐（在判）』（文安二乙丑年、人皇百三代花園院朝、足利將軍義政代）と見えたり。永祿より慶長年間、大町主計、右京、勘解由、主水、甚左衞門など見ゆる者、皆大町の一族なり。最も舊家とす。今子孫邑に在り。左の如し、嫡家甚右衞門、本家惣兵衞、分家（嘉作、源十郎）。或記に云ふ、大町主計男子なく、福原勘解由が子を聟養子として、家を讓る。阿波の國に至り、蜂須賀家の臣と成る（祿千石）、十餘年勤仕す、國侯放逸、數々是れを諫むといへども容れられず、茲に於て、君前より直ちに離散し、後年奥州に赴き、仙臺侯に仕へ登庸せられて老臣の一員となり。頗る賢大夫の名を得たり」と見ゆ。仙臺藩の大町氏は第八項を見よ。此の大町氏とは別ならんと考へらる。同苗なれば、同族と附會せしもののみ。

應仁記卷三に當國大町氏見ゆ。

4　肥後の大町氏　玉名郡の大町鄕より起る。東鑑卷三十四、仁治二年五月廿三日條に「肥後國御家人大町次郎通信、多々良次郎通定と當國大町莊地頭職の事を相論す。御恩地を以つて賣買すべかざるの由、治定し訖る云々」と見ゆるにより明白也。

5　肥前の大町氏　杵島郡の大町庄より起る。鎭西要略文龜三年條に「千葉胤治・小城に起り、多久、大町云々等舊好の徒を師ふ」と。また大永五年條に「千葉衆・大町に敗らる云々、千葉方大町土佐守云々」と。又天文九年條に「大町等有馬に屬す。」と。又永祿六年條に「龍造寺隆信に從ふ」とあり。

6　能登の大町氏　能登郡（鹿島郡）大町保より起る。この地は田數目錄に「鹿島郡大町保壹町七段七、本二町四段」と見ゆ。大町氏は三州志、婦負郡鶴ヶ城（在長澤鄕羽根村領）條に「土人云ふ、神保氏の將大町兵庫之に據る」と見えたり。

7　越前の大町氏　足羽郡の大町邑より起る。名勝志に「中野山專照寺は三門徒一方の本寺也。其の建立は諸說紛紜として知り難し。或は大町如道上人の三男と云ふ。如道は平判官康賴三代の孫とぞ。或は云ふ、門徒一揆の時、大町專修寺頽破しければ、大町助四郎と云ふ人、中野村に一宇を再興し、之を專照寺と云ふと。此の寺、いま天台宗妙法院門跡の院家なり」と見えたり。

8　陸前の大町氏　刈田郡の大町邑より起る。當地方の豪族にして、封內記に「西根邑（陸中國膽澤郡）は公族大町將監の釆邑なり。金崎は市店ありて驛也。邑主大町家、曩祖、參州大崎と號する地に居り、參河冠者實賴と稱す。城州石淸水八幡大神を勸請す。爾來世世之を祭る。大永中、州の刈田郡大町邑に居る時、此の社を移し、每歲祭日、行步射禮あり。正保中、大町家、金崎館に移り、此の社も亦之に移る。古壘凡そ二あり。其の一を金崎と號す。要害地にして、當邑主の居る所、而して古來の壘也」と見ゆるもの、卽ち此の氏なり。故に美作大町氏など云ふ採り難し、第三項參照。

伊達世臣家譜には「大町氏、其の先を知らず、修理亮貞繼、始めて我が七世念海

公に仕へ、長井庄小松鄉に住む。子なく伊達藏人家定の次男を養つて嗣となす。之を右馬助家繼と稱す。其の子駿河守定輔は儀山公、東孝公に歷仕し、大老職と爲る。子孫長井庄內弓田部に移住す、明應中と云ふ。天文中、大町式部賴康、刈田郡三澤鄉に移る、今に至つて其の墟を號して大町館と云ふ、」と。地名辭書云ふ、「今按ずるに念海公とは行朝なり。當時長井庄は、未だ伊達氏の略有を經ず、此に念海公に仕へ小松鄉に住む、とあるは疑はし」と。伊達正宗家中記に大町宮內見ゆ。

9　淸和源氏平井氏流　中興系圖に「大町、淸和、平井七郞重綱四代、十郞助經稱之」と見ゆ。第一項と同流なり。

10　其の他、岩代田村家の一族に大町氏、又會津、薩摩にも此の氏あり。

大松　**オホマツ**　紀伊國在田郡小豆島邑地士に此の氏あり。

大松澤　**オホマツサハ**　陸前國黑川郡大松澤より起る。伊達氏の族、舊宮澤氏なり。實家に至り此の村に移る、其の裔なり。封內記に「大窪館は、公族大松澤氏の先祖掃部、伊具郡宮澤邑に住み、我が九世儀山君の世、宮澤より本邑に移り之に居り、後大松澤に改む」と。又伊達世臣譜略に「大松澤、姓は藤原、初め飯田と稱し、中ごろ宮澤と稱す。家系傳はらず。其の家傳へて言ふ、先祖飯田八郞左衞門某(名不傳)なる者、始めて當家大祖朝宗君に仕ふ。其の子孫・伊具郡宮澤邑を領し、以つて稱號と爲し、後胤掃部某(名不傳)なる者、第九世政宗君の世、黑河郡大松澤城に移り、孫左衞門元實に至り、大松澤と稱す」と載せたり。猶ほ宮澤條を見よ、伊達正宗家中記に大松澤左衞門あり。

大松谷　**オホマツタニ**　**オホマツヤ**

大廻　**オホマハリ**　出雲の豪族にして、陰德太平記に、秋鹿城は鰐尾山に在り、大廻正次の據る所なりと。京極殿給帳に「百五十石・大廻甚之亟」とあるは、此の後なるべし。

大前　**オホマヘ**　オホサキ條に云へり。上代に大前臣あり、又薩摩に在廳官人大前氏あり。

後世藤原姓大前氏は次の紋を家紋とす。

大前孫兵衞

大臣　**オホマヘツギミ**　マヘツギミ條を見よ。

大豆　**オホマメ**　地名を負ひしならん。大豆物部條參照。

1　大豆(無姓)　寶龜元年紀に「大豆網麻呂」と云ふ人見ゆ。大豆物部の裔なるべし。

2　大豆朝臣　拾芥抄に見ゆ。

大豆田　**オホマメダ**　山城の計帳に大豆田多々牟賣と云ふ者見ゆ。恐らく田字は衍なるべし。卽ち大豆氏ならん。

大豆物部　**オホマメノモノノベ**　物部の一種、大豆は地名なるべし。天神本紀、天物部二十五部人の內に見ゆ。後の大豆氏その裔ならん。

大眞屋　**オホマヤ**　備前に此の氏あり。

大海　**オホミ**　和名抄能登國に大海鄉を收め於保美と註す。恐らく大海部のありし地ならん。又信濃善光寺開創に關する傳說に大海本田善光あり、ホンダ條を見よ。三河國設樂郡に大海邑あり。何れもオホアマ條參照。猶ほ三河の大海については、巨海條を見よ。

大味　**オホミ**　オホアヂ條を見よ。

大彌　**オホミ**

○大彌縣主　大彌縣の存在分明せず。此の縣主は拾芥抄に見ゆるのみ。

邑美　オホミ　オフミ條に云へり。

多實　オホミ　和名抄周防國吉敷郡に多實鄕あり、此の郡に大海山あれば、多實の誤かと云ふ。

巨海　オホミ　二流あり。

1　淸和源氏武田氏流　參河國設樂郡巨海より起る。淸和源氏武田氏の族にて、武田系圖に「信成―栗原十郞武續―信通（巨海出羽守、法名道源）」と。又大井系圖に「信通（出羽守、三州巨海に居る。爾來巨海稱號を用ふ）―信明（巨海出羽守）」と見ゆ。信明の後は「民部少輔信遠―伊豆守信友―伊豆守信重―半五郞信方―彥大夫忠勝―彥八郞忠正―忠次（安藤）」なり。

2　同大河內氏流　巨海城（巨海村）の城主巨海新左衞門は、大河內備中守（欠綱）の弟にして、永正十一年八月、遠州引馬にて討死す。此の人、或は高橋氏弟とも云ふ。宗長手記に「その時、狩野宮內少輔と云ふ者、遠州守護代職、吉良殿の內巨海新左衞門尉、この庄を請所にして在城よき城を構へ、狩野と申合せ入部を違亂す。しかるに義忠自身進發、八月より十一月（寛正六年）まで狩野が城府中を責らる」と。前者との關係詳かならず。

大見　オホミ　三河、遠江、伊豆、讚岐、備後等に此の地名あり。伊豆の大見氏最も名高し。

1　利仁流藤原姓　河合氏の一族にして、尊卑分脈に「河合齋藤始、河合權守助宗―景實―實澄（河合新介）―範廣（大見十郞）―淸範（綾部十郞）」と見ゆ。

2　平姓宇佐美氏流　伊豆國田方郡大見莊より起る。曾我物語卷一に「大見の小藤太（成家）八幡三郞を招きよせて云々」また「祐經が二人の郞黨云々」と。かくて八幡三郞と共に河津三郞を討ちしが、程なく殺さる。又東鑑に多く見ゆ。卽ち大見平三あり、吉川本、平六に作る、又平三郞家政と見ゆ。其の他、卷十に大見平次家秀、十三に大見平次、三十一、三十五に大見左衞門尉、五十一に大見肥後四郞左衞門尉行定あり。

增訂伊豆志稿に「大見平三郞家政は、一族に政光、實政あり。此の二人は兄弟なり、俱に狩野茂光に從ひて、源爲朝を討ち。又源賴朝に屬して石橋山に戰ふ。藤原泰衡征討の役、實政出羽を鎭定し、由利維平を生擒せしが、尋いで、泰衡の黨大河兼任に殺さる。世系所見なし、大見或は宇佐美に作る。大見、宇佐美、並稱せしものならん」と。又後世、大見三人衆あり。北條五代記に「大見三人衆と號して、梅原杢右衞門、左藤四郞兵衞、上村玄蕃云々」と。

3　扇谷家臣大見氏　上田、太田、荻谷の三氏と共に四者と呼ばる。

4　武藏の大見氏　新編風土記、都筑郡新羽村條に「相州鎌倉郡鶴岡八幡社正應三年の文書に、當所の地頭肥後三郞實村が遺領爭論の事みえたり。其の文に『依惡口利事狀、武藏新羽鄕地頭、大見肥後三郞次郞實村遺領相論之時、嫡子賴時與平氏番申處、賴村爲逆罪之仁由、依申之處、惡口被付論所於平民畢。又云、武藏新羽鄕地頭、大見肥後三郞次郞定村遺事、定時嫡子又次郞賴村、與後家平氏（賴時繼母）相論之時、賴村申之、定村之中陰追出□□念佛之條逆罪也、云々。平氏可被惡口罪科之由、依令訴申、被付論訴於氏女畢、云云。正應三年、三番引付、奉行島田民部大夫行兼頭人遠江入道（道西俗時章）」と見ゆ。東鑑に肥後四郞左衞門行

定見ゆ、

5　參河の大見氏　額田郡上地村に大見藤六あり。設樂郡臣海氏と同じか。

6　綾姓香川氏流　讃岐國三野郡大見邑より起る。香川資忠の次子景利・この地に居りて、大見六郎と稱す。後太平記に見ゆ。カガハ條を見よ。

7　越後の大見氏　建武三年二月文書に、「越後國白河庄山浦條地頭大見能登守代、加治岡兵衞四郎政光云々」と。

8　其の他、德川時代延岡内藤藩の用人に此の氏あり、又磐城岩代にも、此の氏存す。又秀康卿給帳に「三百石、大見彥三郎」見ゆ。

大參　オホミ

大三木　オホミキ　阿波國種野山在家員數に「五字、大三木」と見ゆ。

大溝　オホミゾ　近江國高島郡（大溝城あり、高島氏據る）、及び筑後國三潴郡に此の地名あり。

大御堂　オホミダウ

1　淸和源氏足利氏流　關東管領足利氏滿の子滿秀・鎌倉大御堂にありて、大御堂殿と呼ばる。日光山別當たり。又氏滿の子滿兼の孫にして、成氏の弟成潤も、大御堂殿と呼ばる。

2　羽後の大御堂氏　山北小野寺義道家臣に大御堂氏あり。慶長八年、佐竹氏入部の際、大御堂彌五郎等、兵を擧げしも破らる。

大道　オホミチ　タイダウ

1　大阪天滿天神社の社家に大道氏あり。

2　丹後竹野郡の豪族に大道氏あり。又石見にも存す。

大水　オホミヅ　和名抄、肥後國玉名郡に大水鄕、大隅國菱刈郡に大水鄕あり。オホムツならんかとの說あり。

大湊　オホミナト　伊勢度會郡、陸奧下北郡、及び土佐に此の地名あり。

大南　オホミナミ

大峰　オホミネ　大岑、大嶺と通じ用ひる。和名抄遠江國山香郡に大岑鄕あり、高山寺本大峰に作る。又長門に大峰庄あり。又大美禰庄に作る。

1　由利氏流　長門國美禰郡大峰庄より起る。博多日記に「四月分、一日、長門國厚東、由利（大峰地頭）」見ゆ。官軍に屬す。ユリ條を見よ。

2　陸前の大岑氏　遠田郡大嶺より起りしか。伊達氏の家臣に大嶺式部少輔あり、又大岑式部に作る。

大岑　オホミネ　前條氏に同じ。

大嶺　オホミネ　同上。

大海原　オホミハラ　播磨國赤石郡に、大海原の地あり、邑美鄕の地に當る。古代忍海原連あり、或は關係あるべし。卽ち此の氏は其の裔か。オシヌミノハラ條を見よ。

大生　オホミブ　オホフ　大壬生、或は大壬部の略なるもの最も多し。ミブの事はミブ、及びミブベ條を見よ。又オホミブベ條參照。

1　大生直　大生部直に同じく大壬生部の伴造也。天平勝寶二年の但馬國司解に「出石郡穴見鄕戶主大生直山方」と見え、又「大生部直山方」とも見ゆ。よりて兩者の通ずるを見るべし。

2　大生氏　大生部、卽ち大壬生の族裔なり。

3　平姓　常陸國行方郡の大生村より起るか。平氏にして、先祖石河を稱せりと云ふ。家紋丸に大文字。されど或は古代大壬生の後ならん。當國壬生氏の事はミブ條に多し。

大壬生　オホミブ　職業部の一なり。姓氏錄御使朝臣條に「譽田天皇の御世、御室雜

使大王生等遁れて仕へず。天皇使を遣はして尋ね求めしむ云々。氣入彦勅を奉じ、指して參河國に追ひ、捕獲して參來」と見ゆる大王生は又此の大壬生なるべし。ミブ條參照。

大壬生部　**オホミブベ**　壬生部の一なり、ミブベ條を見よ。

大生部　**オホミブベ**　**オホフベ**　大壬生部に同じ。

1 駿河の大生部　皇極紀三年條に「東國不盡河邊の人大生部多」と云ふ人見ゆ。古訓オホフベとあり。

2 大生部直　大生部の伴造なり。神龜元年二月紀に「大生部直三穗麻呂」なる人あり。神龜三年の山城國出雲郷計帳には「從五位下大生部直美保万呂」と見ゆ。

大耳　**オホミ、**　清和源氏平賀盛義三男佐々毛安義の子、大耳二郎敦義の後と云ふ。武家系圖に「大耳、清和、佐々毛次郎安義男、次郎敦義稱之」と載せたり。ササケ條を見よ。

大宮　**オホミヤ**　山城、三河、駿河、武藏、常陸、下野、羽前、越前等に此の地名あり。

1 伊勢の大宮氏　伊勢一志郡の豪族にして、阿射加城に據る。勢州四家記に「阿坂の城主大宮入道九兵衞、同大丞等防ぎ戰ふ。大宮大丞・弓の達者也、秀吉の左の脇をしたゝかにいる。去ども、其の後大宮降參し、城を明渡せり」と。阿射加城は一に阿佐賀城、又は阿坂城に作る。俗には白米城と稱す。大阿坂村字桝形に在り。山上平坦の地に櫓壘の址、猶存すとぞ。城主大宮尾張守、延元中兵を發し、北郡を攻む。興國元年四月、足利尊氏、高師秋をして來り討たしむ。尾張守、之を三渡に迎へ擊つ。師秋大敗して還る。また長野工藤氏の北畠氏に背くや、尾張守自ら兵を率ゐて之を擊ち、遂に工藤氏を亡ぼす。後祝髮して道朔と稱す。時人其の兵威に服す。應永二十一年、國司北畠滿雅、足利氏が盟約に背き、南朝の王子に位を讓らざるを憤り、一族、及び大和、伊賀、伊勢、志摩の兵を聚め、自ら本城に據り、族雅俊は木造城を守り、顯雅は大河內城を守り、其の他族類をして、多氣、坂內、田丸等の要害に備ふ。四月足利氏の兵來り攻む。滿雅能く拒ぐ、敵水路を絕つ。城兵白米を以つて馬を洗ふ。敵兵之を見て水ありとなし、遂に退くと云ふ。永祿中、大宮含忍齋、其の子大之亟等之に居る。十二年八月、織田信長、木下秀吉に命じて之を攻めしむ。拔く能はず、會々城中敵に通ずるものあり、城遂に陷る（多藝錄、五鈴遺響、背書國誌、吉野日記、名勝志）。

同郡に又高城あり、大宮含忍齋據ると云ふ。

2 多々良姓大內氏流　周防の大族大內氏の族にして、大內系圖に「周防權介弘貞—弘家（矢田太郎、號大宮）」と見ゆ。オホウチ條を見よ。

3 大宮家（藤原北家御子左流）　以下公卿の稱號なる大宮は京都大宮より起る。尊卑分脈、及び御子左系圖に「道長—長家（號御子左、又號大宮）」と見ゆ。

4 大宮家（藤原北家堀河家流）　尊卑分脈に「道長—賴宗—俊家（號大宮右府）—宗通（權大納言）—伊通（太政大臣、號大宮）—爲通（參議）、弟伊實（權中納言）—伊輔（右兵衞）—伊時—伊長—伊定」と見ゆ。子孫白河條を見よ。又爲通の子に、泰通あり、其の子を經通と云ふ。其他一族多し。

5 大宮家（藤原北家西條家流）　尊卑分脈に「魚名—末茂五代孫顯季（六條）—家保（三條）—家成（中御門）—隆季（權大納言、

隆房（大納言）—隆衡—隆綱（號四條、又號大宮）、其の弟隆親（號四條、或號大宮）—隆顯（號四條又號大宮）」と見ゆ。卽ち四條家の別名たるなり。隆季も大宮と云へり。源平盛衰記に「大宮宰相隆季」或は「大宮大納言隆季」と載せたり。又大宮大相國伊通とあるは第三項の大宮家なり。

6　**大宮家**（藤原北家西園寺流）　尊卑分脈に「西園寺通季（號大宮）—公通—實宗（大宮右大臣）—公經—實氏—公相—實兼—公衡—季衡（大宮、內大臣）—公名（權大納言）—實尙（權大納言）」と見ゆ。

7　**後の大宮家**（藤原北家西園寺流）　前項の家名を再興したるなるべし。西園寺公衡十二代孫公益の子季光より出づ。「季光—實勝—公央—昌季—貞季—盛季—良季—政季—公典—以季」。現今子爵。德川時代、家領百三十石、東殿町南側、寺西園寺、外様。新家。

大宮　御印

8　桓武平氏千葉氏流　下野國鹽谷郡大宮より起る。大須賀系圖及び君島系圖に「君島嗣胤—左衞門尉成胤—備中守胤時—胤景（大宮兵部少輔）」と見ゆ。胤景の女は宇都宮泰宗の室なり、武茂系圖に見ゆ。又胤景は薩埵山合戰に討死すとあり。

9　淸和源氏　淡路の豪族にして、淡路冠者義久の弟大宮藏人實春の後と云ふ。鎌倉實記に「實春は淡路國松帆に居る」と。アハヂ條を見よ。

10　攝津の大宮氏　西成郡の名族にして、元祿年間、大阪の人大宮仁左衞門、沖島新田を開く。

11　大宮官務家　小槻氏の族なり。チツキ條、及び官務條を見よ。小槻晴富の子永業、其の子廣房を祖とす。

12　羽前の大宮氏　飽海郡大宮邑より起りしか。風土略記に「三山雅集に曰ふ、古來は宮司ありて大宮と稱し、諸國の禰宜へも免狀を附與せしめしに、今は絕ゆ」と。

13　其の他、東鑑卷三十八に、大宮三郎盛員、また大宮有忠あり。又後宇多院御領目錄に「相摸國河勾庄、大宮中納言」と。加賀藩給帳に「八拾石（丸內巴崩）大宮春事」と。又福井松平藩の重臣、出雲日御碕神社祓官に大宮氏あり。又信濃にも存す。又大和春日社舊禰宜、又井關家河內大掾の弟に大宮大和眞盛（法名木工入）初南部の社人の由、後武州江戶に住すとぞ。

大見谷　**オホミヤ**　三春秋本藩の用人に此の氏あり。

大都城　**オホミヤコノジヤウ**

大三輪　**オホミワ**　大國主命の嫡裔にして地祇族中第一の大族なり。詳細は三輪條を見よ。後世は多く大神の字を用ふ、次の條を見よ。

1　大三輪君　大神君ともあり。大神條第一項を參照せよ。古くは三輪君（又神君）と云ふ。因りて起原はミワ條に讓る。凡そ奈良朝頃までは大三輪、三輪、混用するを以つて、明白に三輪後に大三輪となりたりとは云ひ難けれど、極めて古へは單に三輪と云ひしが如し。

大國主命の後にして、神代紀一書に「此れ大三輪の神也、（大國主命の幸魂奇魂の神）。此の神無（一本之に作る）子、卽ち甘茂君、大三輪君等也」と見え、舊事紀地神本紀には大三輪大神、此の神の子、卽ち甘茂君、大三輪君等、是れ也。云々。（十一世孫）大友主命、此の命同朝（崇神）御世、大神君姓を賜ふ、」など見ゆ。（三輪君

條を見よ)。天武朝に至り朝臣姓を賜ふ。

2　大三輪朝臣　大三輪君の後にして、天武紀十三年條に「大三輪君云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ。」と見ゆ。これも又大神朝臣とも記す。大凡續紀以後は殆んど大神の字を用ひたり。

大三和　**オホミワ**　大三輪に同じく、從つて大神と云ふと同じ。法隆寺良訓補忘集に見ゆ。大三輪氏に同じ。

大神　**オホミワ**　**オホガミ**　**オホガ**　大三輪氏は後世殆んど大神氏とあり。されど大神とあるもの全部オホミワなりしや否やについては疑惑なきにあらず。中世以後九州にては殆んど皆オホガと云へり。これ文字によりて訓をあやまりしか、或は最初大カミにて後にオホガとなりしか。宇佐の大神氏の如きは、恐らく後者にあらずやと考へらる。されど今便宜上・文字により兩者を合せ、一括して述ぶべし。

1　大神君　大三輪君に同じ。大三輪條を見よ。

2　大神朝臣　大三輪君の後にて、大三輪朝臣と云ふに同じ。內、前述天武朝に朝臣姓を賜ひしは、此の氏の本宗にて、姓氏錄、大和神別に「大神朝臣、素佐能雄

命六世の孫、大國主命の後也。初め大國主神、三島溝抗耳の女玉櫛姬を娶り、夜・未だ曙ざるに去り、曾つて晝到らず。是に於いて玉櫛姬・績苧を衣に係け、明くるに至り、苧に隨ひて尋ね覓むるに、茅渟縣陶邑を經て、大和國眞穗御諸山を指す、苧の遺れるを還視るに唯三縈あり、之に因りて、姓を大三縈と號す、」とある、此れなるべし。城上郡大神鄕を本據とし、天平十九年四月紀に「大神神主從六位上大神朝臣伊可保」と見ゆる如く、神名式に所謂る城上郡大神大物主神社をば奉齋す。慶雲四年紀に大神朝臣安麻呂を氏長と爲す」また靈龜元年紀に「從五位下大神朝臣忍人を氏上と爲す」など何れも本宗の人なり。

此の氏の庶流にして、後大神朝臣を賜ひたるもの甚だ多し。卽ち神護景雲二年二月紀に「大和國人從七位下大神引田公足人、大神私部公猪養、大神波多公石持等廿人、姓を大神朝臣と賜ふ」と。次いで承和元年七月紀に「右京人正七位上和邇子眞麻呂等十二人、姓を大神朝臣と賜ふ」と。次に齊衡二年九月紀に「侍醫外從五位下神直虎主、散位正七位下神直木並、

大初位下神直已井等、大神朝臣を賜ふ、」と。次いで貞觀四年三月紀に「右京人左大史正六位上眞神田朝臣全雄、姓を大神朝臣と賜ふ、大三輪大田々根子命の後なり」など是なり。

されば氏人甚だ多し。卽ち文武紀に大神朝臣高市麻呂(從三位、大花上利金の子。持統紀に大三輪とあり)。元明紀に興志、安麻呂(又大三輪ともあり。從四上)。忍人、狛麻呂、聖武紀に道守、乙麻呂、豐島(從四上)、麻呂、伊可保。孝謙紀に社女、多麻呂、後に云ふべし。廢帝紀に奧守、伊毛、田麻呂、東公(また東方)、光仁紀に末足、人成、三支、船人。桓武紀に仲江麻呂。續後紀に野主、宗雄。文德實錄に千成。三代實錄に、田仲麻呂、虎主、高岑等見ゆ。猶ほ以下の項を見よ。忍人は靈龜中氏上となり、三輪神主に補せらる。伊可保は、その子にして從四位下を授けらる(社傳)と。第十一項參照。

3　豐前の大神朝臣　大和大神氏との關係詳かならず、或は豐國なる大神部の後か、或は全く別姓にして、古くより宇佐神宮に關係あり、よりてオホカミ氏と云ひしものか。猶ほ考ふべし。相傳ふ、敏達朝、

大神比義なるものあり。これ宇佐廟祝の始祖なりと。此の子孫大いに榮ゆ、天平二十年十一月紀に「八幡大神祝部從八位上大神宅女。」天平勝寶元年十一月紀に、「八幡大神禰宜外從五位下大神杜女、主神司從八位下大神田麻呂の二人に大神朝臣の姓を賜ふ」とあるは此の比義の裔なりと。次いで六年十一月紀に「從四位下大神朝臣杜女、外從五位下大神朝臣多麻呂、並に名を除き本姓に從ふ。杜女を日向國に配し、多麻呂を多褹島に配す。因つて更に、他人を擇んで、神宮の禰宜祝に補し、其の封戸、位田、并びに雜物一事已上、大宰をして撿知せしむ焉」と。後に罪を免されて、天平神護二年十月紀に「無位大神朝臣田麻呂に外從五位下を授け、豐後の員外掾を授く。田麻呂は本・是れ八幡大神宮禰宜、大神朝臣毛理賣の時、授くるに、五位を以つてし、神宮司に任じ、毛理賣の詐覺するに及び、倶に日向に遷す。是に至つて本位に復す」と見ゆ。此の子孫宇佐八幡の祝たり、十三項、及び十六項を見よ。速見郡に大神鄕あり。

4　豐後大野の大神朝臣　前項大神朝臣とは全く流を異にす。卽ち彼は豐國の大神

氏の後にして、此は大三輪君の後なりと、傳へらる。その先は仁和二年二月紀に「大神朝臣良臣を豐後介と爲す」とある良臣の子より出づ、第十四項を參照せよ。此の良臣は仁和三年三月紀に「豐後介外從五位下大神朝臣良臣に從五位下を授く。是れより先、良臣官に向ひ披訴す。淨御原天皇壬申の年、伊勢に入り給の時、良臣高祖父三輪君子首を伊勢介と爲し、軍に從ひて功あり。卒後內小紫位を賜ふ、古の小紫位は從三位に准ずと。然らば則ち子首の子孫は外位に叙すべからずと。是に於いて外記に下して之を考實す。外記申明して云ふ、贈從三位大神朝臣高市麻呂、從四位上安麻呂、正五位上狛麻呂の兄弟三人の後、皆內位に叙す。大神引田朝臣、大神楉田朝臣、大神楴石朝臣、大神眞神田朝臣等、遠祖は同じと雖も、派別は各々異なり。內位に叙すべきの由を見ず。しかのみならず、神龜五年以降、格あり、諸氏は先づ外位に叙し、後に內叙に預る。良臣は姓大神眞神田朝臣なり。子首の後、全雄に至る、五位に預る者なし。今內品に叙するを請ふは、事、格旨に乖く。勅して良臣及び故兄全雄外位告

身を毀ち、特に內階を賜ふ」とあるによりて、大神眞神田氏の後裔なるを知るべし。子孫第十四項にあり。

5　大神臣（越後）　大同類聚方に「志乃久良藥、頸城郡大神の傳方、大領大神臣玉手等家方」と。また「奈也末藥、□後國□郡佐□神社の傳方、元は大□貴神劑也。祝少領大神臣□彥等の家方」と。「小三輪藥、越後國頸城郡居多神社の傳方、元は少彥名神劑、大己貴神の傳方、祝子大神保公等の家方」とあれど、かゝる氏、他書になし、疑ふべし。されど、もし事實此の姓ありしとすれば、高志公と共に、本郡の大小領となりし氏なれば、頗る强盛なりし氏とせざるべからず。大神社、佐多神社、居多神社等皆式內社なり。なほ此の記事より察すれば、此の氏大神君と同じく大己貴後裔の氏たりしか。

6　大神臣（出雲）　大同類聚方に「出雲藥出雲國意宇郡大神臣住成、朝家に上る所の方なり。出雲國造北島連等の世傳する所也」と。眞僞詳かならず。

7　大神直　大三輪氏の族にして、大神部直と云ふに同じ。經國集等に見ゆ。オホミワべ、及びミワ條を見よ。

8　讃岐の大神(無姓)　寛弘元年の讃岐國大内郡の戸籍に、大神元刀自女なる者見ゆ、大神部の後裔か。

9　舞人大神家　大三輪氏の後なるべし。續群書類從に大神系圖二篇を收む。一は「爲遠(大神氏、始右舞人)―是遠(左近將監曹、右舞人、一本惟遠―是依(右近府生、右舞人)―是行(同上)―是光(同上)―是弘、弟光茂―有賢(雅樂屬)―時賢(改是茂)。」また是遠弟「是則(左近府生)―則遠(舞師)。」また是則弟「是季―基政(實弟也)―基賢(内舍人)―宗賢―忠賢―景基(右近將監)―景貞―景能、弟景政―景光―景朝、弟景茂―景繼―景永(筑前將監)弟景秀」また忠賢弟「式賢(右近將監)―定賢(右兵衛尉)、弟延賢―仲賢―秀賢、―後賢弟宗賢」など多し。

又別本に「晴任―晴遠―是季―基政―基賢―宗賢―景賢―景基―景貞―景政―景光―景朝―景經―景吉」など多し。

10　甲斐の大神氏　當國神職支配頭今澤氏は大神姓にて、神孫大友主命の支別にて、三輪大明神が、大和國より當國に遷座の節、神輿に供奉仕り、當國に來ると傳へらる。

11　大和の大神氏　大神朝臣の後裔にして其の宗族は世々大神神社(三輪社)に仕ふ。前述せし忍人、伊可保の子孫なりと。其の裔に綱房あり、その子勝房は正五位下左近將監たり、後、職を子の元房に讓り、西阿と號す。南朝に屬し、忠勤を抽んず。猶ほ大神祝部條を見よ。後鴨縣主の系に移る。鴨縣主系圖に「禰宜祐村―祐冬(嘉吉)―祐躬(文明)―國祐(和州三輪神主、註に佐々宗清の識あり。曰く『予少時、書を三輪山平等寺に讀む。一時神祠に詣で、偶ま神主に逢ふ。因つて其の姓を問ふ、而も知らざる也。時に寺・遍隆法師あり、密宗の耆宿也。粗ぼ日本の故事に通ず。寺に歸りて後、遍隆に謁し、神主の姓を問ふ。隆の曰く、相傳ふ、三輪神主は世々三輪を以つて姓となす、百二三十年前、三輪氏の祀・絕ゆ。是により土人・河合神職の子を招きて其の家を繼しむ。今の神主は是れ鴨姓也と。此の系圖を見るに及び、益々遍隆の言を信ず』とあり)―祐隆(從五位下)」と見ゆ。

又國民郷士記に宇陀郡大神傳藏あり、「素盞烏命より十三代大食持の子大友主に大神の姓を賜ふ。又天忍日命孫大神氏也―

と載せ、異本には忍日を穗日に作る。又宇陀郡の豪族赤埴氏は大神氏と云ひ、その系圖を傳ふ。大神宿禰赤埴安足(宇陀郡大領)の後と見ゆ。三十三頁參照。又式上郡に高宮氏あり、本姓大神なりと。其の條を見よ。又筒井氏も本姓大神氏にして、大物主命の裔なりと。

12　淡路の大神氏　有名なる畫僧兆殿司は當國物部郷の人なりと(常磐草)。淡島隨筆に「明兆の父は大神氏、淡州物部郷の產也」」と。

13　豐後速見の大神族　第三項大神朝臣の後なるが、後世オホガと讀めり。古くより然りしものとすれば、大三輪の大神とは別なりと考ふる方穩かなり。されど次の大神氏は大三輪の裔と云ひ、猶ほオホガと云へり。然らば大神(オホミワ)を文字によりて、オホガと讀み誤りしものか。和名抄速見郡に大神郷あり、此の氏の住居せし地なり。

此の大神郷に大神八幡宮あり、國志に大神比義の營む所なり。比義は「敏達朝の人、豐前宇佐廟祝の始祖、嘗つて速見郡内に於いて、八幡五祠を營む、是れ其の最たり。五祠とは、則ち堀内、小原、竈

門、井手、及び當社なり」と。その後、毛理賣あり、第三項を見よ。又第十六項參照。而して三項に云へる田麻呂は、大神系圖に據れば、毛理賣の子にして、子孫世々速水郡領となると云ふ。又別府泉志に「稱德帝の時、郡領大神田麿温泉を修す」と。當郡日出城は建武中大神仙助(豊日志、惟助)始めて此處に城き、其の孫常陸介鎭正(惟助八世孫鎭勝)之に據る。天正十四年、島津義久來攻むるに方り、戰敗れ城陷る。其の子紀伊守統氏・力戰して死す。鎭正の弟、鎭氏代り立つ。文祿二年、大友氏國除の時大神氏も亡ぶ(國志)と。

14 豊後大野の大神氏　第四項大神朝臣の後なり。同項に云へる良臣は、本姓大神眞神田氏、壬申紀なる三輪君子首五世孫と稱す。仁和二年正月紀に「左大史大神朝臣良臣に外從五位下を授く」と。また「肥後介と爲す」と。次いで二月紀に「外從五位下肥前介大神朝臣良臣を豊後介と爲す」と見ゆ。かくて、豊後に赴任せしが、治績大いに擧る。よりて、豊日志に「寬平四年、大宰府申す。豊後介大神朝臣良臣・任既に滿ち、將に其の職を去らんとす。百姓惜慕、請うて其の子庶幾を留む。許して庶幾を以つて大野郡領となし外從六位下を授け、遂に世々之を領せしむ」と。庶幾の後はチガタ、ウスキ等條に云へり。平家物語傳ふる緒方の大蛇傳說は、勿論三輪神話の變形なる事もその條に云へり。直入郡岡は大神氏の始築にて、最初大神城と稱せしが、後岡に訛るなど傳へらる。

なほ延寶傳燈錄に「釋昭覺は國東郡田染の人大神惟將の子なり。曆應中、故里に還り、大巖窟に栖む」と。

15 大友氏流　大友系圖に「親秀—重秀(庶流大神)」また「重秀(戸次二郎)—時親—朝直(大神)」と見え、又一本に「親秀—賴泰、弟重秀(戸次次郎)—時親(戸次太郎)—貞直—賴時—直光—直世(戸次庶子十一人、大神云々」と載せ、立花系圖には貞直の弟「朝直(大神次郎、筑前守、母古莊)」とあり。豊後遺事に「大神鎭房は速見郡一戸城に居る。薩將新納忠元來り攻む。鎭房拒守す。忠元險要、克つ可らざるを知り、去て臺山城を圍む。木付鎭直能く守り、天正十五年二月二十二日、卒然突出し、大に薩兵を敗る。薩兵逃げ去る。國東一郡薩兵の禍を被らざるは、鎭直の障屏たるを以てなり、其の後鎭直自ら武功を表し、城を勝山と改め名づく云々」と。

16 宇佐の大神氏　第三項大神朝臣の後にして、第十三項と同族なり。參照せよ。大神比義より出づ。朝臣姓を賜へる事前に云へり。後裔宇佐宮の社家なり。類聚國史十九、神祇の部に「弘仁十二年八月云々、大神宇佐二氏を以つて、八幡大菩薩の宮司と爲す」とある、之なり。又東大寺要錄第四、弘仁十二年八月十五日の太政官符に「太宰府。應に大神、宇佐二氏をして八幡大菩薩の宮(此の下一字闕)たらしむる事。

右太宰府の解を得るに、偁はく、案內を撿するに府去る弘仁六年十二月十日の解に偁く、神主正八位下大神朝臣淸麿等の解狀を得るに偁く、件の大菩薩は是れ亦太上天皇の御靈也。即ち磯城島金刺宮御宇天國排開廣庭天皇(欽明帝)御世、豊前國宇佐郡馬城嶺に始めて現れ坐す也。爾の時大神朝臣比義、歲次戊子を以つて、始めて鷹居瀨社を建つ。而即奉祝多宇、更に改めて菱形小椋山社を移建て、即ち

其の祝を供す。天平三年神驗を陳顯し、官幣に預り奉る。諸男の子田麿相承けて祝となす、云々」と見ゆ。比義を大神朝臣とせるは誤なり。當時未だ朝臣姓あらず。殊に此の氏は、天平勝寶元年に至りて、始めて朝臣姓を賜へるをや。猶ほ比義を以つて欽明朝の人となす如きも信じ難し。一説・比義の子を春麿とし、和銅年中の人とす。果して然らば、一層非なり。

其の後比義の子孫に大神諸男あり、託宣集に據るに、養老三年隼人襲來の際、神勅により菱形池の薦を苅りて、御枕を造り、之を神輿に載せて御體に准へ、此の兵亂に靈驗を示し給ふと。次いで「天平三年、大神朝臣田麻呂が奏に依りて官幣に預る」と。田麻呂、並に杜女の事は、其の後國史に見えて、始めて明瞭たり、第三項を見よ。「寶龜二年田麿宮司」「延暦四年六月十六日符に依り、大神朝臣種々麿を大宮司に任じ、大神朝臣雄黑麿を其の祝に任ず。然らば則ち大神朝臣田麿の時、始めて神德を顯はし、祝神主を置き、大小宮司を補す。是れ田麿の族・祝神主大宮司となす初なり云々。」又「延暦十七年五月廿八日、七位下大神朝臣家任・少宮司に任ず」と。卽ち大神氏は宇佐氏と相並んで、宇佐神宮の宮司たりしにて、その事は第三項にも云へり。又貞觀十八年十一月、若宮社祝大神朝臣蘊麻呂、弟助雄等の解文あり、「父從八位下、大神朝臣眞守、母酒井勝門主女」と見ゆ。爾來宇佐神宮は宇佐氏の裔、主として大宮司となり、大神氏・祝たり、後世に於いては全く然り。ウサ條を見よ。

17 豐前大神氏は室町以降戰國時代、武家として活動せしもの少からず。卽ち天文永祿の頃、宇佐郡には大神度增あり、又上毛郡には大神兼基、その後、元龜天正比には大神兼增あり。又長岩城主野仲重兼(宇都宮)家の子に大神大夫あり。又企救郡門司八幡の社家大神氏も名族として聞ゆ。

18 筑前の大神氏　刀伊入寇の際、大神守宮あり。太宰注進成勳功者に「賊徒擊却の間、要害所々を計り、件の守宮等、兵士を差加へ、豫め遣す所也。而して筑前國志摩郡船越津邊に於いて合戰の間、件の守宮の矢に中るもの多し」と。又宇佐大鏡に「保元二年、粥田前武者所經遠椿庄若宮殿に於いて、當庄々司本宮貫首大神兼助を殺害し、神殿を燒拂云々」と。

19 宮崎宮の大神氏　當社祠官に大神氏多し、德川時代、神領分配記錄に「九石七斗三升、權大宮司大神丹後。二石四斗九升、祝部、大神多門。五斗八升三合、權少宮司、大神善吉」と。
又當社貞應元年五月文書に「大宮司大神忠家相傳菅村地頭職」と見ゆ。又祝大夫大神多門の書上に「一、本姓大神にて御座候。先々住康俊代、明和五年相續無之一座中より依願、有馬清右衞門子清三郎と申者に相續申付、其の已後有馬苗字を名乘居り申候。天明三年、若尾と申代より、本姓大神に相改居申候」と。

20 日向の大神氏　諸縣郡今西村一宮大明神記錄に「文明五年、大工大神氏國宗、永正八年、大工大神氏國貞」等見ゆ。
以上九州の大神氏は殆んど總べて、オホガなり。

21 其の他、古事談に八幡樂人大神元正あり、備中國御領吉河保に下向すと。又後世土佐に大神重遠あり、寶永二年土佐國式社考を著す。
又常陸に大神氏あり、新編國志に姓氏錄

以下の文を引用すれど、重復するにより略す。

又正德中、柳川の產、東林齋由布院繁木大神輝辰・多く系譜に關する書を編す。「源家正統系譜、(乾坤)一册、立花家臣戰死目錄一册、藤原姓宇郡宮末孫諸系圖一册、久我分流諸家系圖一册、列侯家譜一册、三善末裔(問註所氏町野氏)系略一册、立花家臣傳(系圖三卷、附錄一卷)、大友末裔戶次氏一族分流系圖(卷八)一册、輝辰家父一族緣結之系略、(卷三)、同兄弟姉妹之氏族系略(卷五)一册、同親戚集(卷十)、一册、源融公末孫松浦氏系略(卷十)一册、倭漢歲時記要解(七終附錄四)一册、凡そ十六册、」と(筑後國史)。

太神　**オホミワ**　**オホガミ**　**オホガ**　前條に同じ。

大神大網　**オホミワノオホヨサミ**　造姓なり。オホヨサミ條を見よ。

大神私部　**オホミワノキサイチベ**　公姓なり。キサイチ條を見よ。

大神楉田　**オホミワノシモトダ**　朝臣姓にして豐前にあり。シモトダ條を見よ。

大神掃石　**オホミワノハキイシ**　三輪氏の族、出雲にあり。ハキイシ條を見よ。

大神波多　**オホミワノハタ**　公姓なり、ハタ條を見よ。

大神祝部　**オホミワノハフリベ**　大和國大神神社の祝は、前述の如く大三輪氏世襲す。大倭神社注進狀に「大神祝部は、大三輪君等云々」と見ゆ。子孫室町中世の頃絕え、鴨河合の神職祐躬の子國祐、大神氏の家を祠ぐ、大神條第十一項を見よ。

大神引田　**オホミハノヒキタ**　ヒキタ條を見よ。

大神眞神田　**オホミワノマカンダ**　大和にあり、マカンダ條を見よ。

以上大神を冠する復姓の氏は、總べて大三輪氏の族なり。

大神部　**オホミワベ**　**オホカンベ**　**オホムチ**　大三輪君の部曲なり。されどオホカンベと訓ずる時は神社に關する職名にして別なり。故にオホガ(大神)氏の如きは此のオホカンベより來りしにて、最初はオホミワと別なりしか。なほミワベ、カンベ條を見よ。

1　大和の大神部　和名抄、大和國城上郡に大神鄉あり、於保無知と訓ず。後の三輪邑なり。大神大物主神社鎭座し給ふ。古事記傳に「和名抄、大神を於保無知と云ふ。無は美の音便、知は和の誤りならん」と云はれたれど、攝津なるも亦然れば、かゝる說は成立せざるべし。蓋しムチは大已貴のムチにて神名より來りしものならん。

2　攝津の大神部　和名抄、當國河邊郡に大神鄉あり、於保無知と註す。後世の大物邑なり。又有馬郡にも大神鄉あり。後世の三輪邑なり。よりて共に大三輪部の住みしより起りし地名なるを知るべし。殊に神人氏の存在するをや。三輪氏の部曲につきては、猶ほ三輪部を見よ。

3　伊勢の大神部　神名式、度會郡に大神の御船神社、飯高郡に大神社あり、此の部と關係あるか。

4　尾張の大神部　神名式、中島郡に大神神社(名神大)あり、此の部の奉齋にかゝるか。

5　遠江の大神部　和名抄、濱名郡に大神鄉あり。而して神人、神人部、和爾神人、和爾神人部等の氏存す、各條を見よ。地理志料云ふ「新抄格勅符、天平神護元年、大和國大神神封十戶を充つ」神名式、濱名郡大神神社、當時神邑たり、故に之を延祀するなり。今中之鄉村にありて大和

明神と稱す。天平十二年の本郡租税帳、多く神直、神人部二氏を載す。亦此處に貫す」と見ゆ。

6 相摸の大神部　和名抄、大住郡に大上鄕あり、後世大神邑存す。よりて大神を上下に分ち、大神上を二字に約め大上となせしならんとの說あり(新編風土記)。

7 常陸の大神部　和名抄、新治郡に巨神鄕あり。大神驛の地なり。

8 美濃の大神部　和名抄、大野郡に大神鄕あり。後世三輪邑存す。又神名式、多藝郡に大神神社あり、後世三輪明神と云ふ。此の部のありしや明かならん。猶ほミワ條を見よ。

9 下野の大神部　神名式、都賀郡に大神神社あり。

10 越前の大神部　神名式、敦賀郡に大神下前神社あり。

11 越後の大神部　神名式、頸城郡に大神神社あり、又刈羽郡に大神庄あり、東鑑に見ゆ。恐らく、此の部のありし地ならん。なほ大神臣あり、大神條第五項を見よ。

12 因幡の大神部　神名式、巨濃郡に大神社あり、此の部と關聯する處あるか。

13 伯耆の大神部　神名式、會見郡に大神山神社あり、大神氏と關係ありと云ふ、されど否ならん。但し當國美和神あり、ミワ條を見よ。

14 播磨の大神部　和名抄、賀茂郡に大神鄕あり。猶ほ神人條を見よ。

15 備前の大神部　神名式、上道郡に大神神社四座あり、此の部と關係あらん。

16 出雲の大神部　當國に大神臣あり、又大神掃石氏あり、此の部の存せしを窺ふに足らん。

17 筑後の大神部　和名抄、山門郡に大神鄕見ゆ。

18 筑前の大神部　川邊里戶籍に「戶主大神部荒人、外十人、大神部阿夜賣」等見ゆ。

19 豐前の大神部　丁里戶籍に「大神部牧賣、大神部菟手」等見ゆ。なほ大神條を見よ。

20 豐後の大神部　和名抄、速見郡に大神鄕あり。後世大神(オホガ)邑と云ふ。又大神庄あり。此の國の大神部は後大神朝臣姓を賜へる事、大神條に云へり。

21 讃岐の大神部　大神條を見よ。

22 土佐の大神部　ミワ條を見よ。

23 大神部直　大神部の首長なり。地神本紀に「田田彥命、此の命は同朝(崇神帝)の御代、神部直、大神部直を賜ふ」と見ゆ。大神、及びミワ條參照。

大三輪部　オホミワベ　大神部に同じ、前條を見よ。

大迎　オホムカヘ　正訓不明。

大向　オホムキ

大麥　オホムギ　陸前栗原郡鶯岡八幡宮鰐口に「小治山源東寺、延慶四年壬亥正月五日、大旦那大麥生藤次郞國正」と見ゆ。生藤條參照。

大身狹屯倉田部　オホムサノミヤケノタベ　大和にあり、ムサ、及びタベ條を見よ。

大虫　オホムシ　越後に大虫庄あり。

大蟲　オホムシ

大六屋　オホムツヤ　正訓不明、苗字なりと。

大庭　オホムバ　オホバ條に云へり。

大村　オホムラ　和名抄和泉國大鳥郡に大村鄕あり、於保無良と註す(後世陶器上村に大村寺あり)。常陸國眞壁郡、及び河內郡に大村鄕、信濃國佐久郡に大村鄕、陸奧國白河郡(磐城)、宮城郡(陸前)に大村鄕、阿

波國美馬郡に大村鄕、於保無良と註す。又筑前國嘉麻郡、糟屋郡に大村鄕、後者・於保牟良と註す。又肥前國彼杵郡に大村鄕あり、於保無良と訓ず。此等の地名を負ひしなれど、多くは大村直の後裔なるが如し。(猶ほ大村は太古多氏と關係あるもの尠からざるが如し)。

1 大村直　予は舊著に於いて、此の氏の發祥地は和泉國の大村鄕と考へしが、其の後の研究に從へば、肥前國彼杵郡大村鄕なるを確むるを得たり。(第二項參照)。この地は上古・葛津立國のありし地にして、國造本記に「葛津立國造、志賀高穴穗(成務)朝御世、紀直同祖大名草彦命の兒若彦命を國造に定め賜ふ。」と載せ、而して葛津は後の藤津郡なれば、此の記事は肥前風土記に「藤津郡能美鄕(在郡東)、昔者纏向日代宮御宇天皇(景行帝)行幸の時、此の里に土蜘蛛三人(兄の名は大白、次の名は中白、弟の名は小白)あり。此の人等、堡を造りて隱れ居り、皇命を拒み、肯へて降服をがえんぜず。爾の時、陪從紀直等の祖穉日子を遣はし、以つて誅滅せしむ。玆に於いて大白等三人・但叩頭し、己が罪過を陳べ、共に更めて、

主人として仕奉らむと。因りて能美鄕と云ふ(叩頭は古語ノミなり、故に斯く云ふ)。」と。又「託羅鄕(在郡東臨海)同天皇行幸の時、此の鄕に到り、海物豐多なるを御覽じ、勅して曰はく地勢少しと雖も、食物豐足なり。豐足村と謂ふべし。今託羅鄕と謂ふは之れを誤る也。」と見ゆると契合す。

卽ち此の國造は紀直の族にして、大名草彦の兒若彦の後なり。風土記に「穉日子」とあるも、ワカヒコにて、國造本紀の「若彦」と云ふと異なるなし。よりて此の人は、景行天皇の御西狩に陪從して當國に來り、土蜘蛛を服し、次朝成務天皇の朝に、國造職に補せられしを知るべし。然るに、大村直も紀直の一族にして、大名草彦の子より出づ。卽ち姓氏錄右京神別に「大村直、天道根命六世孫若積命の後也。」また和泉神別に「大村直、紀直同祖、大名草彦命男枳彌命の後也」と見ゆ。蓋し、若彦(穉日子)、若積、枳彌とは何れも尊稱にて、恐らく同人ならんかと考へらる。譬へ然らずとも、兄弟たるや必せり。斯くの如く、大村直は葛津立國造と同族にして、しかも其の國造管內に和名

抄は大村鄕を收め、後世永く其の地に據れる大村氏は、同地方第一の靈山多良山(又多羅)の神を宗廟として崇敬す。これ等に據れば、大村直の本居の、此の地大村鄕なるや爭ふの餘地なかるべく、猶ほ大村氏入國に關する傳說は、紀直若彦入國に關する風土記の話に似通ひし點もあれど此處には略す。(多良は風土記・託羅に作る。又筑後風土記に「肥前國藤津郡多良之峰」と載せ、肥後阿蘇山と並べて、東西の靈山として、同國神名帳に大多良男神、大多良咩神を載せたり。)

以上によつて、此の氏は肥前彼杵の大村鄕より起りしものと思はるれど、一層深く考ふれば、藤津郡藤津の大村より起り、彼杵の大村鄕を、兼領せしものなるが如し。藤津郡大村は彼の碁打寬蓮(今昔物語)として有名なる橘良利を出せし地にして、大和物語首書、花鳥餘情等、何れも此の人を「肥前國藤津郡大村人也」と載せたり。よりて先輩の內には、此の藤津とあるは、彼杵の誤寫也と說きし人あるも、東妙寺文書「弘安四年蒙古合戰勳功の賞、肥前國神崎庄配分事」と云ふに、「一人、肥前國藤津庄大村又太郎家信」と

あるを以て、藤津郡大村と云ふ記事も、しかく簡單に誤記として捨つるを得ざる也。殊に藤津郡が長く大村氏の領土たりし事實、並に大村氏が其郡内なる多羅の神を宗廟と稱する點を顧る時は、一層然りと云はざるべからず。猶ほ此の藤津の地に今も大村方の地名を殘し、戰國時代まで大村氏の堡壘たりし濱城は今も此の地に跡を遺すなり。而して此の大村方の地は、風土記に、能美鄕と見ゆる地にして、葛津立國造若彦が上陸したりと傳へらるゝ地も、又同書に「昔者、日本武尊巡幸の時、此の津に到りて、日・西山に沒す。御船泊しての明旦、遊覽、船を繫ぎて、大藤を覽る。因りて藤津郡と曰ふ」と載せ、藤津國造の治所のありしと思はるゝ地も、皆同地域に存すれば、大村氏の發祥地は、此の藤津大村にして、後彼杵郡に地を闢き、和名抄に所謂大村鄕を兼領せしものと考へらる。此等によりて此の氏の發祥地の肥前大村なる事は益々明瞭ならん。

彼杵大村鄕は後の郡村の地にして、今の大村の北方に當る。その郡(コホリ)と云ふは、王朝以來・郡衙の所在地たりしによる。大村氏は國造裔なれば、其の郡領として、歷代・此の地に據る。その祖靈社を幸天大明神と云ひ、今も此の地に鎭座す。

2　和泉の大村直　和泉國大鳥郡に大村鄕の地あり、而して姓氏錄の和泉神別に此の氏を收め、「大村直、紀直同祖、大名草彦命男枳彌命之後也」と註す。卽ち肥前大村氏は他の地方豪族同樣、其の一族早く中央に上りて、此の地に分居せしを知るべし。右京にも一族ありし事前に云へり。

3　丹波の大村直　承和二年十月紀に「丹波國人右近衞醫師、外從五位下大村直福吉、及び其の同族、幷に五人、姓を紀朝臣と賜ふ焉。武内宿禰の技別也、」と見ゆるは、又前項氏と同族にて、紀直の族なれど、武内宿禰後裔にも紀臣あり。且つ武内宿禰の母山下影日賣は、紀直大名草比古の娘にして、大村直の祖若積(枳彌、又若彥)の妹に當れば、斯く武内宿禰の枝別と云ひ、紀朝臣姓を賜ひしなり。これより大村直は多く紀朝臣姓と稱するに至れり。

4　太宰府の大村直　弘法大師行化記引用大同二年の太宰府牒に「觀世音寺巳綱。入唐廻來學問空棄師。右件の僧、笈を遠藩に負ひ、大道に耽嗜し、空往、滿歸、優學稱すべし。今歸朝に及び、暫く彼の寺に住す、宜しく入京の日に至るまで、借住の例に准じ、供養を宛つべきの條、件の狀前の如し、故に牒ず。大同二年四月廿九日、正六位上行大典大村直繼麿。大貳從四位下藤原朝臣藤嗣」と。

この事、高野大師御廣傳上に「二年四月廿九日、大貳從四位下藤原藤繼朝臣、府牒を觀世音寺三綱に送る云々」と、又弘傳略頌抄に「正六上行大典大村直繼麿」と見ゆ。

この大村直は、蓋し肥前大村家より大典に補せられしにて、(これより前延曆四年七月、大村直池麻呂・因幡介たり)、後・前項の如く大村直が紀朝臣姓を賜ふや、また紀朝臣姓を稱す。太宰府諸第の府官紀氏・卽ち此の裔なるべし。其の後、貞觀八年七月、肥前藤津郡大領葛津貞津、高來郡擬大領大刀主、彼杵郡人永岡藤津等が、新羅と通じて兵を擧げんとせし事あり。幸に陰謀早く漏れ、事なきを得、而して是等叛人の私領地は沒收され、其の

地は當時太宰帥にて御座せし光孝天皇の御爲に建立せし仁和寺の所領となれり。これ仁和寺藤津御領にして、大村氏は實に其の庄官たりしなり。

其の他、肥後の菊池氏、肥前の高木氏、筑後の上妻、草野等、何れも太宰府々官紀氏の族にて、大村氏と密接なる關係を有するものと考へらる。各條を見よ。殊に高木氏は大村氏より分れし氏なるも、肥前國府に勢力を占め、鎭西有數の大族たり。

5 **藤姓大村氏** 肥前大村氏は前述の如く明白に大村直の後にして、後に紀朝臣と云ひ、而して藤津庄の庄官にして、又彼杵郡の郡領を世襲し、更に彼杵郡が攝關領となり、再轉して東福寺領となるや(東福寺文書)、一族多く其の地頭たり。これ大村氏傳説に、藤津彼杵二郡の地頭と云へるものにして、其の徴證後文にあり。然るに大村氏は、菊池、高木等の諸氏と同樣、後世藤原氏と云ひ、中關白の後裔と傳へ、更に戰國の頃、有馬氏より養子するや、その系と混淆して藤原純友の後裔と稱するに至れり。大村家記、大村家覺書、大村家譜、大村史、寛政系譜の類。

オホムラ

皆然り。今寛政系譜所載の大村系圖を擧ぐれば次の如し。

純友—直澄(久原城)—諸澄(師澄・左衞門太郎、武稜義蟠)—永澄(五郎)—清澄(修理亮)—遠澄(修理大夫)—幸澄(藤太郎、丹後權守、頼朝時代)—經澄(遠江權守)、弟忠澄(丹後守、藤津、彼杵二郡を領す。久原城、大番をつとむ。靈巖宗意)—親澄(七郎太郎、民部、丹後守。弘安四年、澄宗と壹岐瀨戸浦、筑前博多にて防戰。秀岳芳林)—澄宗(民部、伊豫守、義哲道仙)—澄遠(新太郎、彈正少弼、元弘元年より官軍に屬し、延元元年二月、菊池武俊と共と少貳、仁木等と爭戰す。瑞光義翁)—純興(新八郎、彈正少弼、豐後守、勇鋭利到)—純弘(武壽丸、彈正少弼、紀伊守、正平十三年十一月、菊池武光と共に少貳大友と戰ひて勝つ。文中三年四月、義滿、菊池を討つ時力戰す。幽岳龍光法光寺)—純御(純鄕、治部少輔、寂照道讃)—德純(大炊助、宗福日量慈眼院。弟に、越前守純重、掃部純直あり。)—純治(民部大輔、好武に移る。有馬貴純と戰ふ。文明三年卒。竹松に葬。睿明聰翁顯德院。弟に、大和守純明、釆女正純方あり。)—純伊(孫

オホムラ

太郎、信濃守、母家臣朝長伊勢純泰女。大村居住、後今富に城く。六年冬、有馬を避て、松浦郡折宇瀨村、佐々村、加々良島に潛居す。十二年八月十五日、有馬郡と彼杵島田に合戰し、今富、好武兩城を拔く。十六日大村に歸る。後有馬肥前守貴純と和親、其の女を娶る。天文六年十月廿一日卒。七十九歳。明翁純哲。福重に葬る、後白睿峻德院)—良純(紀伊守、疾あり)、弟、純前(丹後守)」と見ゆ。されど、純治以前は其の歷代の名稱すら、史籍、古文書に徴證なく、純前以前も事蹟、年代、共に正史に一致せざるなり。而して正確なる史籍古文書に見ゆる此の氏の人は一も見るを得ず。其の僞作なるや明白ならん。

これより前、大村家の名臣大村彦右衞門の作なる大村記あり、曰く「大村先祖代々、純友公より八代孫純證。

一、文治二年正月十八日、藤津彼杵庄地頭職、大村に居す。此の代兄弟三人、兄は經純、遠江權守、高木郡有馬に居す。次男丹後守忠證、大村に住居す。三男兵部少輔證則は薩摩に住す。忠證大村に打入の時、大串浦にて物の具を着し、母衣進

られしと也。其の所を婁崎と云ふ。今誤りてから崎と云ふ。久原村に船を付候處、前船津と云ふ。其の節、松崎、石丸、畑中、喜多、上田、平の乙名、罷り出で、松崎乙名屋敷は家せばく之れ有るに付、庭に石有りて腰をかけ、何も禮を請られしと也。年代歳知られず。月は十月八日なりと云ふ。夫れより久原の城に移りしと也。久原の城は今根六郎左衞門屋敷と云ふ。其の節番人も之れ無きに付きて七人の乙名番を勤めし內、夫より右の者、番人を雇ひ、田地を遣し置候。其の田地の名を勤田と申す也。其の節より付添へ來り候者は、朝永、富永、久門田、小船越、馬場、堀池、右七人なりと云ふ。六郎左衞門と云ふ侍、大村彥右衞門先祖に當る。夫より右之人數、皆召し連れられ、大村境、相神浦より、崎邊押ひ越はらひ明け、それより武雄、牛津迄、南は多羅、竹崎、湯衞、彌神浦、野母崎迄、海邊は五島大風見渡し、平島、半島に、西は掛りの境ひ繩張り、此の時出張。同年四月五日より同九月九日に、久原の城に歸館有り。且つ夫より右の銘々、召出され、地領拜領之れ有り候。右落附、喜前公御代迄は十月八日を吉例として、久原村松崎屋敷にて御祝ひ有しと也。松崎屋敷うら畑中にて御酒盃有り、其の跡酒盃畑と云ふ也。忠澄公、其の所に腰掛し石有り、是を腰懸石と云ふ。

一、大村七郎太郎、喜貞（嘉禎ならん）三年十一月廿九日、關東御敎書案者、肥前國彼杵庄御家人、京都大番以下諸役を勤仕せしむ。右の證文は熊野先祖福田十郎太郎、大村六郎左衞門證文の內に有り。大村彈正少弼まで三代染々相分り兼紛失す。漸く有馬、薩摩にて、相分る。

一、大村彈正少弼藤原純實公、延文五年、菊池合戰の節、筑後高良山、柳坂、三繩山、三ヶ所、官軍陣所を構へ、其の節は則ち彈正少弼繩張出張也。

一、大村彈正少弼純實、應安七年將軍義滿、九州出軍の節、西征將軍奉具、菊池共に軍功をぬきんずべし。

一、大村治部大輔純鄉、久原の城に居住す。

一、大村大炊之助德純代迄も、久原城に居住せしと也。德純公廟所、大村內匠屋敷に有り、本經寺建立後、是れに移し奉りしと也。

一、大村民部大輔藤原純治、郡福重村好武城、之を築き居住す。法名知れず、邪宗門最中、御墓所も漸く近年見出、郡竹松村に有る。

一、大村信濃守純伊公、初名孫太郎、法名明翁純哲大居士、天文六丁酉年十月廿一日卒、御廟所郡村福重屋數と云に有り。

一、純治公より領地相讓られ、初て大村館に居住、其の後郡今富城、之を築く事、云々」と。

この書は久しく絕版を命ぜられ、永く世に現はれざりしも、家記以下の書に比すれば、優れる事萬々なりとす。更に溯りて寬永系圖には「大村、家傳にいはく、長良四代伊豫掾純友が後裔なり。純御（治部少輔）—德純（大炊助）—純治（民部大輔）—純伊（孫太郎）—純前（丹後守）」と見ゆるに過ぎず。蓋し純伊以來此の氏大いに衰へ、且つ純前の後、純忠・有馬家より入りて嗣ぎ、加ふるに耶蘇の亂によりて文書全く滅し、唯傳說として僅に大村記の類を殘せしに過ぎずと考へらる。その純友裔と云ふは有馬氏より來りしものなるも、有馬氏も古くは平姓にして藤姓にあらず、アリマ條を見よ。猶ほ、そ

の誤れし理由はイサ條を見よ。

6　大村氏の眞相　大村氏は嘉禎三丁酉十二月十九日、關東御教書案に「肥前國彼杵庄御家人等は右大將家の時云々、京都大番を勤仕せしむ、」と有りて、「大村七郎太郎、千綿太郎、時津四郎、長崎小太郎、浦上小大夫、同二郎、戸田藤次、今富次郎、同三郎、同四郎」と（鄕村記）。其の後、文永弘安の役、大村又太郎家信、同太郎家直あり。東妙寺文書に「弘安四年、蒙古合戰勳功賞、肥前國神崎庄配分事。一人、肥前國藤津庄大村又太郎家信。田地三町。西鄕、贄田里云々。屋敷云々」と。又鎭西要略、鎭西志等正安二年冬十一月廿四日條に「肥前國大村太郎家直、數回の功を賞し、肥前內神崎庄內崎村を加封する所云々」と。戰功ありしや、想像するに難からず。家直の事は、又東妙寺文保二年七月二日の文書に「肥前國神崎庄櫛田宮造營用途事云々、大村太郎家直」と見え、猶ほ河上社文書建武元年八月五日の和與狀に「大宮司藤原家直」とあるも此の人か。これより前、同社天福二年八月五日寄進狀に「藤津大宮司守□（大治四年の人）」とあるは、明白に此の氏を指せばなり。又同社嘉曆三年卯月十一日の文書に「肥前國河上宮雜掌禪勝申す。當宮御正躰免田壹町貳段神用米の事。重訴狀此の如く裁許せらるゝの處、伊古次郎入道下知を叙用せず云々。早く實否を尋問し、起請の詞を載せ、注申致すべし、仍つて執達件の如し。修理亮花押（探題）。大村太郎殿」と。當時其の勢力・島原半島に及びしや知るに足らむ。伊古氏は島原半島北岸の豪族なればなり。

次に博多日記の裏書、東福寺領肥前國彼杵庄御下知御教書訴陳以下目錄には此の氏の人甚だ多し。卽ち「大村平太郎（嘉曆三年十月十一日、同年十二月廿一日、本解在之）。大村青池小三郎入道（同、本解在之）。大村五郎太郎（一通宛）。大村彥太郎跡。大村孫九郎入道（正中二四廿二、同五十九）。大村十郎入道（同同）。大村彥太郎純世子息純童丸訴陳番事（正和云々、嘉曆云々）」と。當時同苗の一族も同かりしを知るべし。されど大村太郎の家が總領なり。深堀文書（及び後藤文書、小鹿島文書）建武元年十月十七日、大友左近將監狀に「肥前國彼杵庄南方地頭御代官賢法申す。深堀孫太郎入道明意子息孫五郎已下の輩、當庄日皮鹿皮村に於いて、放火、刃傷已下の狼藉を致す由、訴狀（副具書）此の如く度々仰せられ了る。狀の如くは撿見を遂げ云々。早く彼杵大村太郎、塚崎後藤又次郎、同後藤彥三郎、有馬彥五郎入道、日宇入道、大村三郎入道、早岐五郎藏人入道、今富彥三郎入道、同十郎入道、庄山又次郎以下、近隣の輩を相催し、早く彼處に莅み、明意等の濫妨沙汰を止むべし」と。當時西肥諸豪の旗頭たりしを知るに足らん。其の他、同文書文保二年十一月二日のものに「大村彥太郎」建武三年九月廿四日、及び十月九日のものに「大村平太入道妙言、（こは日宇氏を嗣げる也）」。曆應四年五月廿日のものに「大村太郎、」觀應二年のものに「大村中尾次郎、」博多日記に「大村永岡三郎入道」等見ゆ。

大村氏は、元弘の役官軍に屬し、九州の諸將と共に博多探題を攻む。其の後も戰功尠からず。要略志、以下の史籍に多く見ゆ。其の後・足利尊氏・九州に下向するや、鎭西の諸將多く之に附隨したれども、大村氏は菊池氏と事を共にし、王事に盡す。よりて多々羅濱合戰後、尊氏よ

オホムラ
オホムラ

り其の所領を奪はる。新編會津風土記所載三池文書に「花押(尊氏)下、三池杢助入道々喜。早く筑前國富永莊、幷に肥前國大村太郎跡を領知せしむべき事。右・人を以つて勳功の賞となして宛て行ふ所也者、先例を守り沙汰致すべきの狀件の如し。建武三年卯月五日」と。宗像軍記に「大村肥前々司云々」、「千葉、大村も深山幽谷に身を隱す」とある之なり。以後の消息詳かならざれど、嫡流は南朝に屬し、平太入道、丹後入道の如きは北朝に屬せしが如し。卽ち二派に分れて相爭ひしなれば、菊池關係の史籍は多く之を南朝方とし、鎭西要略、鎭西志の如きは北朝方とす。太平記三十三、菊池合戰條には宮方として「大村彈正少弼、鹿島刑部大輔」等を載せたり。彈正少弼は宗家の人にして、金勝寺本には「彈正少疏基明」と載せ、又ある本には淸德とし、大村記には純實とす。又正平十七八年の一揆連判狀あり、大村氏が彼杵郡の諸將を率ゐて王事に盡せし狀を見るに足るべし。猶ほ大村氏は南北合一後も、菊池氏と共に南朝の回復を計る。應永記に「(大內義弘)五千餘騎にて、九州に發向する處に、小貳、菊池、千葉、大村、以下敵大勢也」と云ふもの、これに當る。又菊池軍記、應永戰覽等の類にも多く見え、又福田系圖兵庫助兼家の譜に「應永十一年七月五日、彼杵郡俵坂御陣、最前に馳上り、大村、白石以下の凶徒に對し、一陣に取向ひ、一揆輩に當り、同心、忠節を致す。次に藤津郡內、丹生河、井手、小河內、宇禮志野、吉田、在々所々の敵城沒落の刻、忠勤を抽んずるの條云々」と。福田氏は後世大村家の重臣なれど、當時敵たりしなり。

應永の敗戰後、大村氏は、一時遠江に走り、有馬氏は難を薩摩に避く、されど史料缺けて傳はらず。其の後、大村氏は藤津彼杵二郡を領し、杵島諸豪を順へて千葉氏と對抗す。鎭西要略に「文正元年云々。肥前に在りては、大村家德・在尾城に築きて千葉介と相對す」と。又「文明元年六月中旬、千葉介敎胤、多くの兵を引率して、西南に發向、而して大村家親を伐つ。家親・已に藤津杵島の間に出張して之を拒む。千葉の衆船に乘る。將に大町江(武雄川)を涉らんとする時、炎天遽かに飄々として、寒水を雨らし、雷電・陣頭に崩る。數千の軍兵渡船に込乘り、覆轉して悉く八條島(山口村)江水に溺死す。敎胤・今年十九なり。蓋し是れ祇園恒例の祭を廢して出陣するの故か云々。大村家親は今松松岳(神社)の擁護により、兵を勞せずして、勝利を得、以つて藤津杵島の郡縣を領す」と。鎭西志の記事また殆んど同じ。

家親は、丹後守家德の弟にして、要略後文、北肥戰志等には「日向守家親」に作る、同八年二月「敗れて有尾城より內田城に入る」と。其の後、純治、永正四年隈口の一戰に千葉氏を敗る。

されど大村氏は、斯くの如く千葉氏と爭鬪を繰返すの間、有馬氏に乘ぜられ、背後より大村を襲はれて、家德の子純尹(純伊)は難を加々良島に避け、一時覆滅の悲運に遭遇す。後形勢一變して祖先の業を復せしも、爾來一時有馬氏の制肘を受くるを免れざりき。當時の系圖は次の如きか。「家信(七郎太郎の子、又太郎、伊豫守)—家直(太郎、彌正少弼)—純世(彥太郎、弟平太入道あり、日宇氏を嗣ぐ)—純實(純童丸、太郎、肥前守、肥前入道)—基明(武壽丸、彈正少弼、紀伊守)—

純郷(純御、治部少輔)—重俊(治部少輔、弟に越前守純重、掃部純直あり)—

- 家徳—純尹(純伊)孫太郎 信濃守
  - 女子 有馬晴純室—純忠 丹後守 民部大輔
  - 良純 紀伊守—純重 彌十郎 刑部大輔
  - 純前 丹後守 民部大輔—貴明 後藤純明養子—家忠
  - 忠豐 右京亮—純重
  - 純照 兵部大輔
  - 尙純 豐前守
  - 純貞 伊豫守
  - 某 藤八郎
  - 純淳 太郎左衛門—純種 參河守
- 純明 大和守—純益 大和守
- 純方 采女正—純次 山城守
- 家親 日向守—純治 日向守—純信 太郎—阿音 法印

純前は天文八年上京して將軍に謁す。事は大館常興日記、蜷河親俊日記に詳かなり、同書「民部大輔」と載せ、又大村伊豫守(純貞)、同太郎左衛門(純淳)、同彌十郎(純重)等の名も見ゆ。純前・初め子なかりしかば姉の子(有馬)純忠を養子とす、後妾腹に貴明生る、よりて武雄の後藤氏の養子とせしが、純前の卒後、兩人爭ひて、大村武雄の合戰となれり。純忠入道理仙は長崎を開きて、外國と貿易し、又天主教を信じて使節を歐州に送りし事は頗る有名なり。

オホムラ

純忠の後は寛永系圖に「純忠(民部大輔、純前養なひて子とす。實は有馬修理大夫晴純が子なり)—喜前(丹後守、從五位下、元和二年八月八日に卒)—純頼(民部大輔、從五位下、元和五年十一月十三日に卒す。)—純信(丹後守、童名松千代、元和六年五月十五日、父が遺蹟をつぎて、台徳院殿につかへたてまつり。其後、將軍家につかふまつる。」と。

其の後は「因幡守純長(實伊丹播磨守勝長四男)—筑後守純尹—(弟)伊勢守純庸—河內守純富—彈正少弼純保—信濃守純鎭—丹後守(豐前守)純昌—丹後守純顯—(弟)丹後守純熈—純雄—純英(肥前大村二萬七千九百七十石、維新に功あり、賞典祿三萬石)、現今伯爵。家紋寛政系譜に瓜、瓜葉。その分家は男爵たり。

大村

オホムラ

家紋もと日日足紋、而して古くは、通字「家」なり、よりて高木氏と同族なるや察するに難からず。猶ほ大村氏も高木氏も共に河上神社大宮司と稱せし事あり。猶ほ菊地氏とも同族なり、タカギ、キクチ條を見よ。

7 源姓　此の大村氏は海東諸國記に「源重俊、丁亥年、使を遣はし、來りて舍利分身を賀す。書して肥前州大村守源重俊と稱す。大村に居り、武才を能くし、麾下の兵あり」と見ゆ。當時源姓を稱せしや明白ならん。蓋し重俊は、九州探題義俊を烏帽子親とせし爲、俊字を賜ひ、且つ其の姓を襲ひて源姓と云ふなるべし。

8 其の他、後藤文書、文明十五年五月のものに「大村讃岐守藤原胤明」あり、後藤、澁江、伊萬利松浦と同盟し、その盟主たり。小鹿島文書、中村系圖等にも見ゆ。又天正十二年四月十一日、大村左近大夫純重あり。

9 草野の大村氏　肥前國松浦郡大村より起る。草野氏の事なり、草野條を見よ。古く溯れば前述大村氏と同族なりしが如し。此の地に大村神社あり。

10 筑後の大村氏　生葉郡に大村あり、闕

聯する處あるか。(後世、問註所氏居館の地)。徳川時代、柳河立花藩の用人に此の氏あり。

11 肥後の大村氏　球磨郡人吉に、大村あり、相良氏居館の地なり。相良氏は藤原南家と云へど、その實大村氏にあらざるかの疑あり。

12 平姓澁谷氏流　薩摩國伊佐郡大村郷より起る。地理纂考「南方村大村城條に「一名永福城、初め大前氏の居城にして、康永の比、大村太郎居城と見ゆ。寶治二年、早川次郎實重兄弟五人鎌倉より薩摩に來り、東郷、高城、祁答來、鶴田、入來院を分領し、大前氏と合戰、大前氏衰へると共に、早川が一族、祁答院を一統し、同族大村又次郎諸重を、大村の城主とす。諸重は澁谷遠江久重の二子なり。諸重の子澁谷駿河重知・四境を侵掠す」と見ゆ。大村記に薩摩の同族と云ふは是にはあらざるべし。

13 筑前の大村氏　鞍手郡大村郷より起りしか。鞍手郡吉川村山王社大永七年の梁牌に「大村又四郎興景」を載せたり(續風土記)。興景は大内氏の家臣にして、河上神社文書にも大村兵庫助興景と載せたるもの多し。管内志、早良郡荒平城條に「享祿の比、大村日向守重繼、天文比・大村讃岐守興景」城主たりと。

14 周防の大村氏　前項大村興景の後か、始め大内家臣、後毛利藩臣なり。維新の際、大村益次郎永敏あり、もと村田氏、大村氏を繼ぐ。吉敷郡鑄錢司村の人、父を孝益と云ふ。功によりて子爵を賜ふ。子は德敏なり。

15 和泉の大村氏　大村直の後なり。

16 源姓赤松氏流　播磨國美嚢郡大村邑より起りしか。石野系圖に「赤松則村―七條信濃守範資―則弘(廣岡五郎)―種則(大村四郎)」また「中島定明曾孫彦八郎凞範―八郎左衛門尉忠實―彦次郎雅實―盛勝(大村帶刀)」など見ゆ。

17 近江の大村氏　淺井郡五村の郷士也。

18 藤原姓小山氏流　甲斐國山梨郡の名族なり。家記云ふ「藤原氏・野州小山氏より出づ、文明の頃加賀守忠時と云ふ者來りて武田家に屬す。數世にして、加賀守晴忠子なく、間瀬讃岐鎮信の次子を養ひ嗣とす。加賀守忠堯(忠行)これ也。伊賀の男與市忠昌は武州大多喜に住み、弟正三郎忠光は倉科村に住む。家紋瓜、又上り藤に一文字。

此の地方此の氏多く、古くは大村黨と云へり、軍鑑に見ゆ。國志に大村直の裔かと云ふ。次の項を見よ。

19 清和源氏武田氏流　これも甲斐の豪族にして、安藝武田元繁の子刑部少輔光和に遺腹の子あり、太郎信之と云ふ、伊勢一志郡大村に居る、其の子大村清三郎信利甲州に來り、八幡に居ると云ふ。家紋割菱。されど甲斐大村氏は遠江より移りしものにして、その實、肥前大村氏と同族なるが如し。

20 遠江の大村氏　當國初倉庄は大村高木氏の祖・之を領す。よりて此の氏と關係深けれど史料缺けて傳はらず。猶ほ應永亂後、肥前大村氏の族人此の地に來る。今も此の國に大村氏の人尠からず。初倉庄の事はタカギ條を見よ。

21 駿河藤姓　徵古文書「永祿十一年六月七日、安部湯島大村彦六郎扶持、山中江相越米穀六十駄之事、云々」と。遠江大村氏と同族か。又府中淺間社家に大村權助あり。

22 武藏の大村氏　新編風土記秩父郡條に「大村氏(古大瀧村)、累世里務を掌りて、

兼役に栃本の口留番所をあづかり、又御林守をも兼帶せり。家系古文書の寫を藏せり。本書は昔年祝融のために烏有となるよし、其の系譜なるもの、大職冠鎌足及び不比等を始祖とし、累世連綿とつらぬる事凡そ三十五世にして、大村加賀亮忠春、同伊賀掾忠行の時にあたり、弘治二年五月七日に土屋右衛門尉へ書出せるよし一軸あり。外に天文十五年の感狀一通、永祿十年の文書一通あり」と見ゆ。

23 磐城の大村氏　岩城氏の忠臣に大村次郎信澄あり、正通の卒後、醫王丸を守ると傳へらる。

24 淸和源氏　佐州役人帳に「淸和源氏、大村助右衛門」を載せたり。甲州より移りしか。

25 其の他、伊達文書に「正平六年十一月、大村六郎左衛門」あり(美作)。又德川時代、土浦土屋藩用人に此の氏見え、加賀藩給帳に「四百五拾石(菱鶴)大村肴次郎、百五拾石(同)大村七兵衛、百石(同)大村鐵之助、百五拾石(同)大村兵馬、貳百石(丸内三岩形)大村榮八、參拾五俵(外七人扶持)大村甚太郎」を載せ、又津山藩分限帳に「八十五石大村兵藏」、幕臣に「大村與右衛門」、德島蜂須賀藩に大村純安あり、維新の際、兵を擧げて淡路稻田氏を襲ふ。又美濃、伊勢、志摩、信濃に存す。吳服屋白木屋大村氏はもと京都の人なり。

大連　**オホムラジ**　上古の職名、廣狹二義あり。廣義に於ては、連姓の氏の氏上を云ひ、狹義に於ては、大臣と共に朝廷百官の上に位する執政の大官を云ふ。詳細は(日本上代に於ける社會組織の研究)を見よ。大連家は大伴、物部の二氏なり。

大村直田　**オホムラノアタヘタ**　**オホムラノナホタ**　連姓なり。タの條及びナホタ條を見よ。

大村直田邊　**オホムラノアタヘタナベ**　姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。前條氏の誤寫ならんか。

大室　**オホムロ**　伊豆、下總、信濃、上野、羽前、越後等に此の地名あり。

1 淸和源氏小笠原氏流　信濃國埴科郡大室牧より起る。同地の大室城(寺尾村)は大室氏居城にして、村上幕下たりしが、天文中武田氏に降る。大室氏は鎌倉時代に大室太郎光長あり、光長は大井朝光の子にして、小笠原氏の族なり。甲鑑に五十騎の將と見ゆ。大石系圖に、木曾義仲の男鶴王、母大室太郎泰貞女とあるは此の族か。

2 淸和源氏滿快流　中興系圖には「大室、淸和、本國信州高井郡、下野守滿快七代、左衛門尉政信稱之」と見ゆ。

3 越後の大室氏　沼垂郡(今の北蒲原郡)大室邑より起る。大室城(大室村)の城主は大室主計と傳へらる。又天正の頃大室源次郎あり、上杉景勝に屬す。

4 上野の大室氏　勢多郡の大室庄より起る。當地方の大族にして平治物語に「上野國には、大胡、大室、大類太郎」と載せ、源平盛衰記には「應護、大室、深栖」と。また平家物語にも見ゆ。同地の大室壘は大室和泉守なる者、城主たりしと。蓋し此の後裔ならん。後牧野忠成居る。

5 藤姓安達氏流　城介の族なり。尊卑分脈に「城介義景―景村(大室三郎)―泰宗(太郎左衛門尉)其の弟三郎次郎義宗―三郎長貞―九郎左衛門尉盛高、弟盛冬」と見ゆ。又泰宗の女は、執權北條貞時の母也。勢力ありし氏なるを知らむ。

6 其の他「三坂元弘三年十二月文書に「大室五郎三郎、同了賢房、五郎次郎、與一

三郎、六郎」等見え、又武藏（大藤條參照）、甲斐、美作等にあり。

大目 **オホメ**　和名抄佐渡國羽茂郡に大目鄕あり、於保女と註す。大目神社あり。されど大目氏は國の大目より來りしか。

大面 **オホモ**　越後蒲原郡に大面庄あり、東鑑に見ゆ。

大持 **オホモチ**

大元 **オホモト**　奥州田村家の一族なりと云ふ。

大本 **オホモト**　備前、志摩にあり。

大物忌 **オホモノイミ**　羽前庄内の大社なり。神主進藤氏、寶曆頃進藤和泉あり、出羽國風土略記を撰す。山形に分祠あり、武門吉事宮と云ふ。里見、田所、印役、穗深、行事、大夫、宰所、結城等の社職あり。

大門 **オホモン**　オホカド、タイモン條を見よ。猶ほ常陸鹿島至德二年十二月廿日文書に「大もん平内四郎」を載せたり。

大桃 **オホモヽ**　岩代國會津に此の地名あり。

大森 **オホモリ**　尾張、駿河、伊豆、武藏、下總、常陸、近江、磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後、越前、越中、播磨等に此の地名あり。從つて此の氏また流派多し。

1　藤原北家中關白流（又平姓）　駿河國駿河郡大森より起り、後相摸に榮え、戰國時代小田原城主として有名なり。葛山大森系圖に「兼家―道隆（中關白）―伊周（帥內大臣）―忠周（一本忠親。伊周公一男、道雅三位兒也。母祭主輔親三位女也。上東門院女房、伊勢大夫、仍りて外祖父輔親之を養育せしむ。國人大上大夫、一本文上大夫。或は帥大夫殿と呼ぶ）―惟康（一本雅康。伊勢新二郎大夫、或は高橋殿、三河國高橋庄領主、故に號す。母は實範三位女、外戚伯父伊勢權守、之を養育せしむ。伊勢權守は尾州熱田大宮司尾張貞基の聟、熱田大宮司の父なり。惟康は甲斐、駿河兩國務也。妻少將內侍の養君御領故。大森葛山先祖）―惟直（一本雅直。正四位下兵部大輔。本惟成、一本雅成。童名鹿郡王、一本遮那王。大御室御乳母子、同御內兒也。母能登守女、白河院內侍、仍少將內侍と云ふ。仁和寺御室郁芳門院御乳母。惟直不退在京、田舍を見ず。子なし、故に一腹同姓舍弟惟兼養子云々、所領幷に家文書等惟兼に讓る云々）、弟親康（信濃權守、本定康、一本建康。本姓藤原、平姓に改む。勢州住人佐和山判官相摸守業房の妻丹後局、相親しきに依り養子となす。故に姓を平氏に改む。業房子中納言教成兄弟と云ふ）―親家（信濃權守、大森與一、權守入道、源右大將家に男女子等を奉公せしむ）―賴忠（一本親忠。大森二郎入道。妹に新橋八郎妻、弟に與三左衞門入道親時、與三左衞門尉盛時等多し）―盛忠（同彌二郎左衞門入道）―時季（一本時秀。又次郎、承久三年安野合戰に討たる。楊佐深澤領主）、弟盛季（一本盛秀。三郎兵衞）、」と。次に盛忠弟「忠季（一本忠秀。彌三左衞門）、弟行賴（一本盛忠兄。六郎兵衞入道）―賴盛（新二郎、大森惣領）―經賴（一本行賴の子。次郎右衞門尉、信濃守）―惟時（一本經時。信濃守）―賴顯（信濃守、鎌倉侍所）―藤賴（式部大夫）―賴明（與一郞、信濃守）―賴春（改朝賴、一本與一。信濃守）―憲賴（伊豆守）―成賴（與一、民部大夫）―氏康（民部少輔）―氏貞（三郎）、」また憲賴弟「氏賴（與一、右衞門、左衞門佐、信濃守、號寄栖菴。持氏一字。小田原城主。明應三年八月廿六日、小田原に於いて卒す）―實賴（隱岐守、大膳大夫、號不二菴）―

藤賴（信濃守、筑前守、北條の爲に滅さる、法名道存）―賴宗（與二郎）」と見ゆ。姉小路系圖ほゞ同じく、唯・實賴の子を定賴（式部大夫）、實圓、顯隆（式部大夫）とし、實賴の弟を藤賴（明應四年小田原沒落）とし、その子を賴宗（與二郎）、朝賴、賴冬（兵部少輔）とす。

此の氏、伊周の子忠周（一本忠親）の後など云ふは全く信じ難し。伊周の子にかゝる人あらざればなり。蓋し同じく中關白の後と云ひ、又太宰府と關係ある如く、且つ御室仁和寺に、緣故を有するを見れば、九州の菊池、高木等の諸氏と同族ならんかと考へらる。猶ほ考ふべし。

鎌倉大草紙、應永の亂「御前と憲基とは駿河國大森が館に落給ふ」と。これ此の氏の本居也。次いで「大森式部大輔」其の後「大森安樂齋入道父子」等見ゆ。安樂齋は信濃守賴春にて、其の弟安叟宗楞は相州足柄郡久野村總世寺の開山、よりて氏賴の寄進を受く。又相摸足柄郡玉峰山長泉院は、岩原城主大森八郎實賴の開基なり、岩原村古城略記に見ゆ。又相州兵亂記に「大森伊豆守」氏賴の兄實賴なり。又卷二に「小田原に大森式部少輔を籠む」と。また「三浦義同の實母は大森實賴の女にて、小田原の大森式部大輔とも、箱根別當とも親しき一門なり」と。

其の滅亡に關しては、兵亂記、小田原軍の事幷に大森敗北の沙汰條に「相摸國の住人大森式部少輔入道と云ふ者あり。仁臣の祖天兒屋根命の御末、中關白道隆公の胤孫也。文武智謀人に勝れ、弓は養由が跡を繼ぎ、打物は張良にも耻ぢず。されば四十年の亂中にも、彼の入道父子、扇谷殿の御家風にて、敵を破り强陣を退くる事、吳子孫子が秘する所を得たり。然る間、遠近其の威に服す。今東國の軍勢多く、以て扇谷を背けども、大森父子兄弟、相州に居住して、威盛に、家富み、榮へ、兵も多ければ、山内殿も、家老等も、彼に背かれん事を愁へて、交りを深くして近付ける。就中、式部少輔入道、小田原の城を取立て、伊豆國、相摸國の軍兵を催し、扇谷殿の御方をしければ、近邊の軍勢、皆彼が下知にぞ隨ひける。去る程に、伊豆國には、早雲菴宗瑞、家老共を集めて語り玉ひしは『倩ら世間の樣を見るに、上杉の兩家不和にして、自滅の合戰あり。然れ共、彼の兩家、何れも大身なれば、亡ぶる間、久しかるべし。鷸蚌相挾則んば、烏其の弊に乘ずと云へり。今ついへに乘り、上杉家を亡すべき事を案ずるに、大森入道、小田原に在りて、如何にも叶ひがたし。然れ共、箱根山をだに取りなば、小田原を亡すべき謀多し。先づ大森と和睦して交りを深くし、たばかりて討べしと、思ふは如何に』とありしかば、家老の面面、皆然るべしとぞ感じける。」と。かくて狩獵に乘じて、小田原城を奪ひし話は世に膾炙す。

新編風土記に「この小田原は築城の始を詳かにせず。鎌倉管領足利持氏の頃は、土肥黨の輩居住せしを、應永二十三年、上杉禪秀の亂に與して沒收せられ、明年正月、大森式部大輔賴顯に其の闕地を賜り、當城の主となる。其の子信濃守賴明、其の子信濃守賴春、其の子信濃守氏賴入道寄栖庵に至り、關東次第に亂れ、兩上杉合戰止む時なかりしに、寄栖庵武威盛にして、當城に住し、扇谷上杉氏の御方となり、古河政氏を輔けて、管領家恢復のことを謀る。然るに伊勢九郎長氏、豆州韮山に在て、上杉の分國を併呑せむことを企て、先づ當城を乘取んと、多年謀

を廻らす。明應三年、氏賴卒去ありて、藤賴其の蹟を襲ぎ、當城の主たり。爰に於て、長氏謀を以て藤賴を欺き、明年鹿狩に事寄せ、當城を攻取りぬ。藤賴大住郡眞田城に逃入る。云々」と。寛政系譜此の後裔大森二氏を載せたり。家紋二頭左巴、五七桐。

大森勇三郎

2 駿河の大森氏　前項大森氏の族なるべし。駿東郡三枚橋日吉山王社の神主に此の氏あり、天正十一年猿千代の代、松平家の判物に「駿河國大岡庄惣社山王神領云々」と。又安倍郡屋形町大森氏宅の銀杏樹は數百歳の古木なり、昔當地國分尼寺の遺跡なりと（新風土記、駿陽徵古）。

3 武藏の大森氏　新編風土記、豊島郡平塚城條に「管領記に、文明十年五月五日、太田道灌出馬、武州平塚城を攻む。一日の内に落城し、城主、大森伊豆守憲賴、城を落て宮根山に隱る。憲賴は大森信濃守氏賴寄栖庵が兄なりとみえたり。此の後當城の事を記せし者なし。恐くは憲賴落去の後、此城は毀ちしならん」と。又小峰氏（氷川村）條に「明應年中、相州小田原の城主、大森式部少輔氏賴の長男實賴、父と共にかの城にをり、次男宗賴は小田原の小峰と云ふ所に住せり。其の後北條新九郎氏茂が爲に亡されて、兄弟共に沒落せし時、宗賴が子、肥後守賴定は此の地へ落來り、田村氏の舊跡をつげり。されば、此の時、氏をば小峰と改めたり。此の人は永祿十一年に死せり。是を初代として、今の峰次郎は十一代に及べりと云ふ。按ずるに小田原城主大森式部少輔氏賴は、大和守源賴親の遠裔、年老ひて後、寄栖菴と號し、明應三年八月廿六日に卒せり。其の子式部少輔實賴、同き九年北條氏茂のために沒落せし事は正しき者に見えたれど、峰次郎が家に傳ふる所とは、やゝ違ひあり。しかのみならず、此の家も明和年中丙丁の災にかゝり、舊記を失ひ、外に記しとすべき事なければども、明應年間こゝへ土着せしと云ふこと正しきならんには、とにかく舊き家なる事は知らる」と見ゆ。

4 三河の大森氏　諸侍出所に「萩村、大森與八郎」を載せたり。

5 甲斐の大森氏　駿河大森氏の後なり。大森與市氏賴の男大膳大夫實賴、北條早雲の爲に滅さる。その孤子彦十郎泰賴、當國に來り、武田氏に倚る。之の長男甚七郎泰次、武田信玄に仕ふ。紋二巴。

6 大中臣姓　日光二荒社の舊神主家にして、神主大中臣清眞（貞觀中）の嫡流を新宮神主大森新大夫と云ひ清眞の二男眞宗の末孫を、瀨尾神主大森禰宜大夫と云ふ。

7 桓武平氏畠山氏流　陸中國膽澤郡大森邑より起りしならんか。奧州淨法寺氏の分れ、松岡氏の庶流なり（奧南舊指錄）。津輕にも大森の地あり。

8 秀鄉流藤原姓小野寺氏流　出羽仙北屋形小野寺氏の一族にして、遠江守景道の子大森孫五郎康道より出づ（語傳仙北次第）。羽後平鹿郡大森邑より起る。其の地に大森五郎康道の館跡あり（風土略記、郡邑記）。永慶軍記に「大森の城主康道、其の心惡逆不敵にして、弓矢を取つては無雙の兵也」と。小野寺系圖に、これより前、大森長門守道高あり、又一本には義道の三男孫五郎、其の子康道なりと。小野寺系圖の說は次の如し。「秀鄉━知常━公光━經秀（康平四年卒）━秀遠（應德三年卒）━遠義（佐藤筑後守、永久二年卒）

—義寬（小野寺六郎）—道綱（小野寺禪師太郎）—道時（小野寺六郎）—重道（藤太郎）—秀道（大泉六郎）、弟義重（波多野出雲守、平泉寺道元愛戒）—經道（小野寺六郎、出羽守、三浦泰村二男、後大泉より羽州雄勝郡稻庭に移住。文永十年閏八月十四日卒、道號寂然、六十二歳。）—忠道（孫次郎、中務大夫、永仁元年四月七日、地震により卒、四十五歳、法名道鑑。弟に西馬音內道直・湯澤三郎道定あり）—道有（小野寺孫太郎、彈正少弼、雄勝平鹿仙北三郡庄主也。德治二年六月二日卒。三十九歳、法名見星院）—信道（孫次郎、遠江守、實は道有弟、兄道有子なし、故に其の家を繼ぐ。正中三年二月十九日卒、四十九歳、法名道鐵。その妹女子は、高井十郎室。其の弟道政は、本堂駿河守と云ふ）—高道（孫次郎、右京亮、正慶二年、小田原一戰の時、長谷部を討取る。貞治六年卒。法號自照院。七十一歳。其の弟、戸澤因幡守道勝。神宮寺藤七道珍なり。）—時道（孫八、宮內大輔、康安五年、仙北杉宮建小荒神、康曆二年正月八日卒。道號日高。母は伴綱忠女。其の弟、馬倉能登守道當。樋口彌五郎道守あり。）—春道

オホモリ

（孫八、早世）、弟春光（孫次郎、玄蕃頭、至德三年、矢島光時一戰の時、玉米郡切取。應永十四年五月二十二日卒。五十八歳。牌所春光寺）—氏道（藤太郎、從五位下駿河守、應永三年四月十二日卒、六十歳、法名道儀。其の弟、道榮は、駿州今川安樂寺、その妹、女子は、秋田城之助室）—氏繼（因幡守、實は氏道弟、子なきによりて、家を繼ぐ也。康正元年卒。七十歳。）—泰道（孫次郎、中務大輔、長祿二年、秋田泰賴と兩人、南部三郎の爲に幕下に屬す也。其の後、家臣佐藤式部少輔忠經、智謀を以つて寬正六年四月より應仁二年六月迄、四年の間、南部と合戰、終に打勝、再び仙北の本城に居る。文明九年十二月六日卒、七十五歳、號大敎院。妹、女子は田村庄司室）—景道（孫次郎、玄蕃頭、明應四年、常州小田合戰、加勢を爲して討死、四十七歳）、弟晴道（善次郎、中務大輔、景道弟、故あり、其の家をつぐ。後入道して號松月齋。永正十一年十二月二十一日卒、六十六歳、道號翰林院）、その弟、道周（鍋倉石見守）その弟、道高（大森長門守）」と。

次に晴道の後は、其の子、道隆（善次郎、

オホモリ

小野寺）、弟道廣（稻庭館三郎）、弟道實（三梨善四郎、永正十三年四月十一日卒、四十二歳、法名道勤）—道親（藤兵衞尉、天文十五年七月七日卒、七十歳、法名道順）—道乘（善四郎、攝津守、天文十三年二月二十七日卒、三十八歳）—道經（七郎、道乘養子、實稻庭二男、其の後、道乘實子出生故、七郎）、弟道嗣（藤兵衞尉、道乘實子、元和四年二月十二日卒、七十八歳）—道寬（三梨藤兵衞、川連道度二男、正保頃卒）」。その他道經の子に「女子。弟重期（澁谷）、弟道與（三梨）」とあり。又道實の弟道俊（川連善四郎、弘治三年十月二十七日卒、八十三歳、法名淨念）—道光（彈正、大永二年十二月廿三日卒、法名淨林）—道度（傳十郎、天正十八年四月十日卒、四十八歳）—道種（傳十郎、播磨守、寬永十二年七月十一日卒）、弟道寬（三梨名代）、妹女子（西馬音內室）。道種の子道行（傳十郎、角左衞門、茂木家奉公、寬文三年正月朔日卒）、弟道孝」。次に景道の後は「稚道（中宮亮、父景道に若くして離れ、京都に登り、將軍家え奉公、其の內晴道、小野寺の代官也。稚道下國の後に仙北橫手居住。天文十五年五月二十七

日生害也。妹に女子、遠藤盛康室。弟に孫三郎道秀、金澤城主なり）—輝道（遠江守、號天仙宗眞。弟昵道（肥前守、雄勝郡西馬音内居城、小野寺沒落の時、義道の爲に命を隕す。其の子戸澤寄屬、改姓山内、二男六郎左衞門之を忌み、新庄を去り秋田に往く。舊臣黑澤氏食邑を分ち佐竹侯に仕ふ」と。又輝道の子義道（孫十郎、遠江守、關ヶ原合戰の時、山木山に陣し内府公に反逆の譏に坐せられ、石州に流刑終に配所に死す）、弟康道（孫五郎、大森城主、兄義道に從つて流科せらる）」と。

9 常陸の大森氏 新編國志に「大森、久慈郡大森村より出たり。小野崎義昌の家士大森彈正、大森豐前守あり。永祿、天正の人なり」と見ゆ。又小野崎系圖に此の氏を家老の筆頭とす。

10 秀鄕流藤原姓佐野氏流 「戸室伊賀正安綱—才藏忠親—大森主稅義勝—同外記義高、弟同民部義元—主稅義村—玄蕃義清」なりと。

又同流、館野政光の子政春・大森左近と云ひ、後美和田と改むと云ふ。

11 桓武平氏磐城氏流 磐城郡大森より起りしか。大森城と云ふもあり。磐城系圖

に「照衡—義忠（片寄五郎）—基秀—光秀—隆秀（大森小太郎）—隆信—隆清」と見え、又仁科岩城系圖に「照衡（常陸介、二郎大夫）—義次（片寄五、一作美忠）—基秀（大森彦三郎、相州葛山大森の養子となり、大森と號す）—光秀（弟に秀次）—隆秀（大森小太郎）—隆信（弟に隆經）—隆清」とあり。元久元年九月の好島御庄注文に「片寄三郎、八町、大森三郎、十町」と。これなり。

12 藤原北家糟谷氏流 糟谷系圖に、「關本義忠—六郎盛時—三郎左衞門時村—某（大森餘一）」と見ゆ。

13 佐々木氏流 紀伊續風土記、那賀郡前田村舊家大森八次郎條に「家傳に其の祖を大森式部丞といふ。佐々木秀義の末流にて、永祿年中、織田家に仕へ、普觀寺三郎左衞門と改め、三百石を領す。故ありて浪人し、名草郡松江村に來り住す。其の子治右衞門といふもの、當村に移り、大森と改め、代々當所に住す」とあり。

14 伴姓 石淸水社家にして唐鞍職なりき。

15 能登の大森氏 七尾地主山王大社祠官大森出羽守は能州四郡社家觸頭として勢力あり、その他當國に大森氏の人多し。

16 淸和源氏宇野氏流 大和宇野氏の族にして、尊卑分脈に「宇野七郎親治—三郎義治—茂治（大森二郎、下總大掾、建保七被誅）—

此の大森氏の子孫、大和にあり。又幕臣にもありて寛政系譜に見ゆ、家紋丸に銀杏、杏葉三枚。

17 伊豫の大森氏 源家隈部系譜には、前項行治の子彦三郎盛治の兄を盛長とし、「大森彦七、建武の亂武功を顯はす」とし、其の子に「大森太郞盛家」を載せたり。盛長は太平記卷二十三に「大森彦七事、曆應五年の春比、伊豫國より、飛脚到來して、不思議の注進あり。其の故を委く尋れば、當國の住人大森彦七盛長と云ふ者あり。其の心飽まで不敵にして、

力尋常の人に勝れたり。誠に血氣の勇者と謂つべし。去ぬる建武三年五月に將軍九州より攻上り給ひし時、新田義貞兵庫湊河にて支へ、合戰の有りし時、此の大森の一族共、細川卿律師定禪に隨つて、手痛く軍をし、楠木正成に腹を切せし者也。されば其の勳功他に異るとて、數箇所の恩賞を給りてんげり云々」と。正成の怨靈になやまさるゝなり。この人、豫陽盛衰記に「久米郡の住人」とし、又「本土佐の奥に育ちて日夜山林を家とし、鹿猿兎を獵て業とす」と。猶ほ十九項參照。

18 近江の大森氏 蒲生郡大森邑より起りし豪族にして、蒲生郡史に云ふ、蒲生氏の世臣なり。永祿十一年、日野籠城衆中に見ゆ。大森氏は大森村(朝日野村大森)に住せし事、蒲生舊趾考にありと。又大森左京進等ものに見ゆ。

19 吉備族三野臣 備前一宮吉備津社大藤内家を云ふ。備前國一品吉備津大明神神主略系に「弟彥命(三野臣之始祖)—中略—是道(大森左衛門尉藤品)—諸冬(神主大藤内)—隆盛(王藤内、建久四年、富士にて卒す)—盛義(王藤内介)—隆康(大藤内大夫)—國賴(右京大夫)—賴弘(大夫、藤

原朝臣、弘長比)—行守(左馬之丞、應長比)—惟康(神主大介、建武比)—基弘(民部少輔)—長治(大森左京亮)—重道(大森大藤內、幼名彌八)—惟佐(大森越前守、神崎八郎、嘉吉比)、弟彥七。弟男十郎(稅所家に入)、弟民部左衛門(小田原へ奉公す)、弟男二人(不詳)」とあり。
と見ゆ。

20 阿波の大森氏 故城記に「長鹽殿と云ふ、家紋庵の中三葉柏、一本圓中石疊四」

21 安藝の大森氏 大森式部あり、豐島村麓山に據る。

22 豐前の大森氏 田川郡の豪族にして、應永正長の頃、大森阿波守あり。

23 其の他、松尾社旅所社家に、此の氏あり、源家にして、政房より在義まで八代と。又德川時代、水戸家の重臣、久留里黑田藩、宗藩等の重臣に此の氏あり。又德川時代、上野桐生に大森辰右衛門あり、鳶色地に芭蕉葉の紋樣ある東雲純子の帶地を織出す。信濃にも存す。

太森 オホモリ 大森氏に同じかるべし。

大守 オホモリ 前述備前大森氏(十九項)は後世大守氏と云ふ。吉備津社神主大守肥後守、祝部大守舍人、權祝部大守安房、左

行事大守石見也。

大屋 オホヤ 大宅、大家と通ずべし。されど、今多數に從ひ、大屋はオホヤに收め、大宅、大家等はオホヤケに收めたり。猶ほ大矢、大箭、大谷もオホヤと讀めば、これと相通ずべし。大屋は和名抄、常陸國鹿島郡に大屋鄕、後世、大谷村と云ふ。又越前國今立郡に大屋鄕あり、高山寺本に於保也と註す。又但馬國養父郡に大屋鄕、紀伊國名草郡に大屋鄕、大屋(神戶)鄕。其の他、庄としては越前、但馬、能登に大屋庄、また尾張國中島郡に大屋鄕、梅華無盡藏に見ゆ、又大矢ともあり。其の他、山城、三河、武藏、信濃、上野、羽後、能登、肥前、肥後等に此の地名あり。

1 清和源氏賴政流 また、大矢氏ともあり。傳へ曰ふ、「元弘世亂の時、源賴政四世孫大矢賴氏の末清政なる者、贄代鄕北脇に來り、先祖賴政が鵺を刺殺して得たる功の地なりと稱し、地名を改めて鵺代と號く」と。されど信じ難し。濱名條を見よ。濱名系譜に「源賴政四世孫、大矢賴氏の末、左近大夫清政(文和二年金剛寺を建て、贄代を改めて鵺代と號す)五世孫福原修理大夫十七世濱名庄司」

- 濱名肥前守頼親─┬濱名三郎正國
  - ├大屋安藝守政頼
  - ├大屋左馬允政景（大谷住）
  - └大屋金大夫光重（大崎住）
- 兵庫頭正信（佐久城主 永祿十二年沒落）

而して、政頼には「此の人の子に吉太夫（宇志住）、久兵衛（下尾奈住）あり。吉大夫の後は、小隼人─小隼人。久兵衛の後は、利右衛門、弟九兵衛、其の子九右衛門、弟金大夫」なりと。又政景には「此の人の子惣左衛門、久右衛門の二人、惣左衛門の子は濱名庄右衛門（大崎住）、朝日奈源五左衛門、大屋小右衛門」と註し、又光重には「此の人の子七郎右衛門、作左衛門重次（大阪討死）、作左衛門（兄之跡を繼ぐ、本多能登守家也）」と註す。頼親はまた一本頼近に作る。

2　秀郷流藤原姓淵名氏流　尊卑分脈に、「秀郷六世孫淵名大夫兼行─長沼大夫孝綱─同次郎大夫秀基─秀忠（大屋三郎、美乃守、號大屋入道）─秀宗（大和守、河内守、實は和田三郎平安妙の子也、然り而して、秀忠の外孫たるにより、嫡男となり、仍りて、姓を藤原と改め、相續して了る）──

- 秀康（母伊賀守源光基女）┬秀盛（主馬首、左兵衛尉、左衛門尉、瀧口）
  - └秀信（左兵衛尉、承久亂打死了）
- 秀能（哥人）─┬秀範（瀧口 武者所 左兵衛尉）─秀廣┬秀長─秀賢─秀治
  - └秀時┬秀定─秀冬
    - ├秀倫
    - └秀經─秀光
  - ├能茂（主馬首 左衛門尉）┬友茂
    - └道玄
  - ├秀茂┬秀成（河内三郎）┬秀長（大夫尉）┬秀賢（大夫尉）┬秀春（大夫尉）
    - ├秀景─秀夏
    - └秀重─秀道
    - └秀時（左兵衛尉）┬秀貞（河内守）─秀冬
      - ├秀經─秀光
      - └秀倫
    - ├秀弘（左兵衛尉 左衛門尉）
    - ├秀俊（左衛門尉 河内守）
    - ├秀國─秀敦（河内左衛門）
    - ├秀觀─秀房─秀家
    - └禪觀─秀顯
  - ├秀行
  - ├勢惠（秀惠）
  - └秀暹
- 秀澄（左衛門尉 左兵衛）
- 藏秀（醍醐大元別當）

また「秀宗弟俊賢（越後阿闍梨）─宗綱（武者所、號和田左衛門尉、承久亂打死了）、弟宗成（左近衛尉）─宗氏、弟宗景（左衛門尉）」と。

而して「秀康卿事、鴨、并に賀茂兩社臺飯、此の時初めて之を置く。次に下上社間、河堤一日中を以つて之を築進す。大内紫宸殿以下、次鳥羽殿十二間御厩之を造進せしむ。後後鳥羽院、御厩奉行、并に御手飼以下奉行、同北面、又備中、備後、美

作、越後、若狹守、國一度之を給ふ。瀧口、左兵衛尉、有官兼任、主馬首、左衛門尉、下野守、武者所、上總介、若狹守、伊賀守、河内守、備前守、淡路守、使、大夫尉、右馬助、乃登守。承久三年、兵亂の時院の御方惣大將、初度は美乃國豆戸追手の大將軍也。合戰の後、河内國佐良々に於いて自害了、」と見ゆ。承久記には「のとのかみ秀康」とあり、一門承久の役、宮方の總大將なり。

次に「秀能卿事、元土御門内大臣通親公家〓候。十六歳の時、後鳥羽院北面に召され、堂上を聽さる。新古今集撰定の時、和哥所寄人に加はる。武者所、有官瀧口、左兵衛尉、左衛門尉、主馬首、從五上、河内守、獄執行官人、防鴨河判官、使大夫尉、兼出羽守、承元四年十二月二十二日、延尉に任じ、同廿三後朝、同五年正月七日、畏日、三條坊門烏丸より出立、建暦二年五月（廿二日、延尉に任ず）院宣御使となり、鎭西に下向。九月上洛。建保四年三月六日、兼任出羽守、東寺佛舍利盜人を搦め取るの追捕賞に依る云々。此の賞を以つて舍兄秀康、兼右馬助、造法勝寺九重塔行事を加ふ（永保二人の例

之れあるに依りて也)。建保五年十二月、松尾北野行幸賞に依り、從五位上。承久三年兵亂の時、追手大將也。亂の後、熊野山に於いて出家、法名如願、秀康子となる。家紋は元・北輪建(中に菱、元之)也。而して、後鳥羽院より、梶葉を下し給ひ、家文と爲すべきの旨、勅定に依り、始めて當家の文と爲す。仁治元年五月廿一日卒、五十七、」と。

又「秀澄事、後鳥羽院北面、西面、承久亂の時、墨俣大將軍、搦手也。件の合戰打死了」とあり。

寛政系譜、此の後裔大屋氏四家を載す。吉直より系あり。家紋釘拔、下藤の丸。

3 三河伴氏流　伴氏系圖に「幡豆判官依助(主號八名郡司)—光兼(八名郡司、海道總追捕使、號大屋介)—助安(幡豆大夫、號大屋太郎、幡豆先祖)」と。

又淺羽本伴氏系圖に「依助(三河大介)—光兼(大屋介、八名郡司)—國助(二郎)—助元(號大屋介、郡司、海道追捕使、幡豆先祖也)—員平(吉良御牧別當)、弟助安(大屋介、幡豆大夫)—助任(二郎)」と。一本同じ。

4 駿河の大屋氏　安倍郡大谷邑より起りしか。圓覺寺文書に「貞治元年、駿州下島郷內、大屋勘解由左衞門尉が闕所を寺領に寄附す」と。

5 清和源氏滿快流　尊卑分脈に「滿快—賴季—忠季—貞賴—賴幸—土水太郎滿政—政信(加賀守、號大屋權守)—幸信(大屋太郎、木工助)—幸氏(同木工左衞門尉)—幸滿(同太郎)」と見ゆ。(土水條參照)。寛政系譜此の末一氏を載せたり。家紋丸に釘拔、五三の裏桐。信濃國小縣郡に大屋邑あり、關係あるか。

6 中原姓(稱源姓)　尾張國中島郡大屋邑(又大矢邑)より起る。東鑑養和元年三月十九日條に「尾張國住人大屋中三安資・鎌倉に馳參じ申して云ふ。去る十日侍中・墨俣河に於いて平氏等と合戰、侍中從軍、悉く以つて滅亡、平家勝に乘るの間、其の所を去り、熱田社に籠られ訖る。一陣敗るゝの上は、重衡朝臣以下定めて近來すべき歟。當國在廳等、多く以つて平氏に從ふの處、安資・忠直を抽んず、尤も神妙の旨、仰せ含めらる云々」と。又元曆元年四月三日條に「尾張國住人大屋中三安資、其の功あるにより、元の如く所帶を管領し、剰へ國中狼唳を鎭むべきの由、御下文を給ふ。筑前三郎之を奉行す。當國輩、悉く以つて平氏に順ふの處、安資は和田小太郎義盛の聟たり、獨り源家に候するの間、此の如し云々」と。猶ほ卷八に大矢中七、卷十五に大屋中三あり。此等によれば、本姓中原にして、在廳官なりしかと考へらる。

然るに後世源氏と稱し、前項の後と云へり。愛知郡廣井八幡の舊記に「清和源氏、下野守滿快の裔孫、大屋中三安資の末孫大屋右京進秋重(今川左馬助氏豐に屬し、武事を勒す)、大矢三郎大夫重元」と見ゆ。秋重、又右京亮と云ふ。これより先、應永年間、右京亮秋家あり、共に廣井村人也。八幡の禰宜たり。

7 赤松氏流　赤松氏の庶流、大屋右馬助、應仁年間播磨國佐用郡大屋村を領し、大屋と稱す。その後裔基尙、寛永美作に移り、大爺に改むと云ふ。

8 肥前の大屋(無姓)　古代の氏なり。肥前風土記、松浦郡賀周里條に「纏向日代宮御宇(景行)天皇國を巡るの時、陪從大屋田子(日下部君等の祖也)を遣はし誅滅す」と見ゆ。クサカベ條を見よ。

9 小野姓横山黨　武藏國入間郡大屋原よ

り起る。小野系圖に「横山資隆—(小澤)野小院—師兼—智重—大屋中務丞—二郎兵衛尉、」と見ゆ。

10 越中河合氏流　大屋三郎兵衛あり、カハヒ條を見よ。

11 紀伊の大屋氏　大谷條を見よ。

12 大屋勝　オホヤケ條にあり。

13 其の他、應仁私記に「大屋太郎(藤原仲昌)、」また永享以來御番帳に「二番、大屋修理亮、」文安年中御番帳に「二番、大屋伊豆守」見ゆ。又上野桐生氏家臣に大屋勘解由左衛門あり。

德川時代、上田松平藩大寄合兼用人、岡崎本多藩用人たり。又本多忠朝家臣に大屋作左衛門、加賀藩給帳に「參百五拾石(シユロノ葉)大屋武右衛門、五拾石(丸木釘貫)大屋金之助、」また元和三年竹島渡海許狀に「大屋甚吉、」また石見、出雲、志摩、武藏等にあり。

大矢　オホヤ

大屋、大家、大箭等と通ず、併せ見るべし。又尾張、常陸に此地名存す。

1 鎭西の大矢氏　保元物語、爲朝配下の將に「大矢の新三郎」あり。仙波七郎に弓手の肩を切らる。肥前の大矢より起りしか。

2 桓武平氏　尊卑分脈に「下總介良兼—武藏守公雅—備中丞致賴—致經(字大箭左衛門大尉)」と。致經・桓武平氏系圖には、大矢左衛門尉に作り、其の子を賀茂次郎致房とす。然るに尊卑分脈は更に「良兼弟良茂—下總介良正—(長田流)致賴—右兵衛致經(大矢)」と載せたり。而して「長保元年、維衡と合戰の事により、隱岐に配流、寬弘八十二卒」とし、致經には「治承三七廿八出家、同八一卒、四十二才、詞花作者」と註す。長田條參照。

3 尾張の大矢氏　前項大矢氏にして尾張發祥なりと。大屋第六項と關係あるか。後世愛知郡押切城(押切村)は大矢佐渡守の居城也。廣井村の人に大矢十郎兵衛あり。猶ほ海部郡にも存す。(尾張志)

4 淸和源氏賴政流　大屋條の第一項を見よ。遠江の氏なり。

5 其の他、平家物語に「大矢俊長、」源平盛衰記に「大矢修定(後中院の僧)」と。又彌彥神社中條之神官。志摩、伊勢、信濃、大和等に存す。

大箭　オホヤ

中興系圖に「平、鎭守府將軍良兼三代左衛門尉致經、稱之」と見ゆ、前條第二項に同じ。

大家　オホヤ

便宜上、オホヤケ條に併せ云へり。

多屋　オホヤ

大屋と通ず、猶ほタヤ條參照。

大谷　オホヤ　オホタニ

多くはオホタニ條に云へり。其の條を見よ。

1 紀伊の大谷氏　續風土記、牟婁郡古泊浦古城址條に「村の未の方、猪鼻山にあり。寬永記に云ふ、永祿十一年九鬼治部少輔、佐竹源左衛門、大谷志摩等楯て籠る。山中の人數と合戰す。大谷志摩功ありて、有馬莊の內、中立村を知行し、古泊、大泊、波田須三箇村の代官を勤むといふ」と載せ、宇津木村條に「妙應寺、開基は月野瀨村大屋源次郎の先祖なり」と見ゆ。

2 參河の大谷氏　額田郡の名族にして、大谷甚十郎等あり、オホタニ條を見よ。

大彌　オホヤ

大爺　オホヤ

美作勝北郡小吉野庄眞加部村に大爺氏あり、赤松の疏族にして、播州より來れり。(又三郎、丈四郎、源左衛門等)。應仁年間なりと。大屋第七項參照。

大谷川　オホヤガハ

オホタニガハ條を見

よ。

大谷木 オホヤギ 武藏、上總等に此の地名あり。

1 藤原北家毛呂氏流 武藏國入間郡大谷木より起る。毛呂氏の族也。毛呂系圖に、「毛呂季綱—秋重—秋綱(大谷木を稱す)」と。家紋・丸に二雁金、丸に左萬字。新編風土記には「大谷木氏(大谷木村)、村の名主なり。系圖は傳へざれど、今旗下の士大谷木吉之丞、及び百人組の與力大谷木五郎右衞門等は、此の家より出し者なりといへば、古き家なり。されど此の家、何の頃か一度廢せしことありしに、其の時舊記、武器をば、彼の五郎右衞門に預けたりとて今は傳へず。唯毛呂土佐守が由緒を書しもの、及び諸家より贈りし文書等を藏す。案ずるに郡中小田谷村長榮寺に毛呂系圖一軸あり。其の譜、及び彼の由緒書を合せ見るに、大谷木氏は、毛呂豐後守藤原秀光が流なり。秀光の孫毛呂佐渡守秋重に二子あり、長を土佐守顯秀と云ふ、則ち長榮寺の開基にて、毛呂本郷に住せり。次は越後守秋綱と云ふ、當村に住して、大谷木を氏とす。秋綱が子を大谷木三河秋純と云ふ、其の子與兵衞末昭と云ふ者あり。是れ今の與兵衞が祖先なるべし。彼の毛呂氏のことは東鑑等にも見ゆ」とあり。

2 上總の大谷木邑には、上總介常秀、秀胤二代の館跡あり。

3 丹波氷上郡にも此の氏あり(丹波志)。

大野木 オホヤキ オホノキ條に併せ云へり。又大谷木、大八木と通ず。

大八木 オホヤギ 大谷木、大野木と通じ用ひらる、併せ見るべし。寛政系譜に此の氏あり、佐々木氏の族にて、高綱の後裔、大矢木高盛が三代秀盛の後なりと、家傳に見ゆ。家紋、丸に立四目、八重桔梗。また家傳史料、藝者の書附に「貳百俵、醫師大八木傳庵」見ゆ。

大矢木 オホヤギ 近江國坂田郡大野木より起る。佐々木高綱の裔にして、大野木城に據ると云ふ。

大宅 オホヤケ 大家と通じ用ひらる。こは御宅(屯倉、三宅)と同樣、朝廷直轄領に置きし官衙を尊敬して呼びし名稱なり。卽ち朝廷、公等を、オホヤケと呼び奉るに同じ。而して此の氏は、三宅氏と同樣、代々此の官衙に、職を奉ぜしより起りしものとす。但し傳説には大邸宅に住居せしより、此の氏を稱すなど云へど、恐らく信じ難し。勿論後世のものは地名を負ひしものとす。

1 大宅臣 和名抄、大和國添上郡大宅郷とある地に存せし、屯倉の首長たりし氏なり。古事記、孝昭段に「天押帶日子命、大宅臣云々等の祖也」と見ゆ。反正天皇の皇妃、都怒郎女の父「丸邇の許碁登臣」を、書紀には「大宅臣木事」とあり、卽ち知る、此の人・和邇氏より別れて、大宅氏を稱したるを。推古紀に「小德大宅臣軍」あり。征新羅副將軍なり。又天智紀に「大宅臣鎌柄」あり。新羅を討ちし將軍也。天武朝に至り朝臣姓を賜ふ。子孫第九、及び十一項を見よ。

2 大宅臣(紀氏流) 大家條を見よ。

3 大宅臣(中臣氏流) 同上。

4 河内の大宅臣 第一項大宅臣の支族にして、姓氏錄、河内皇別に「大宅臣、大春日同祖、天足彦國押人命の後也」と見ゆ。河内郡に大宅郷あり。關係あるか。

5 山城の大宅臣 これも前項と同族にして、姓氏錄、山城皇別に「大宅臣、小野朝臣同祖」と見ゆ。後朝臣姓を賜ふ。宇治郡に大宅なる地名存す。

6 越後の大宅臣 古志郡にあり、蓋し此

の地に、古へ朝廷の屯倉領ありしならんか、而して當郡大家鄕は卽ち其の官舍を置きし地にして、此の氏その職員なりしが如く、その臣姓なるより考ふれば、高志國造安倍臣の一族なるべきか。大同類聚方に「佐毘藥、古志郡司無位大宅臣等の家傳、〇〇天武天皇時奏上之、元は大己貴命神方」と見えたり。

7　大宅首　物部氏の族なり。屯倉の首なるや明白なれど、何地の屯倉か不明。姓氏錄、左京及び右京に貫す。前者は「大宅首、大閉蘇杵命孫建新川命の後也、」と載せ、後者は「大宅首、同神(饒速日命)六世孫、大閉蘇杵命孫建新川命の後也、」と見ゆ(杵、杵は異本杆に作るをよしとす)。

8　大宅連　和泉國大野寺より發掘されし文字瓦に見ゆ。中臣大家連の族か。

9　大宅朝臣　第一項大宅臣の後にして、天武紀十三年條に「大宅臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ、」とあり。東大寺奴婢帳、天平十三年閏三月七日の右京職移に「大養德國添上郡志茂鄕少初位下大宅朝臣賀是麻呂」及び天平勝寶元年の大宅朝臣可是麻呂貢賤解に「添上郡大宅鄕戶主大家朝臣可是麻呂」と見ゆるは此の氏人なり。又仁和元年十二月紀に「左京人大宅朝臣宗永、」と、これも同族か。

10　山城の大宅朝臣　前項と同族にして、山城大宅臣の朝臣姓を賜へるものなり。承和三年五月紀に「山城國人遣唐史生大宅臣福主、臣を改めて朝臣を賜ふ、」と見ゆ。

11　以上、春日族大宅氏は上古より中古初期大いに榮ゆ。第一項に載せたる臣姓の人以外、朝臣姓の人には、持統紀三年に大宅朝臣麻呂あり、判事となる、八年直廣肆なりしが鑄錢司に拜せらる。次に金弓(大寶元年治部少輔從五位下、和銅元年正五位下伊勢守、二年賜當國(伊勢)田各一千町、穀二百斛、衣一襲、美其政績也、四年正五位下)、大國(和銅七年從五位下上野守、養老三年攝津守、神龜元年正五位上、三年從四位下、天平九年散位從四位下卒、天平二年の大倭國正稅帳に從四位下行守大宅朝臣大國とあり)、小國(養老三年從五位下)、兼(養老五年從六下)、諸姉(養老七年從五上、天平八年八月の內侍司牒に從五位上典侍とあり、天平九年正五下、十一年從四下)、廣麻呂(神龜三年從五下、前述せし天平十三年の左京職移に從五下とあり)、家長(天平勝寶元年八月の經師上日帳に大宅朝臣家長)、牛養(神龜四年正五下)、君子(天平十年外從五下、筑前守、十七年從五下)、人成(天平寶字元年從五位下、左兵庫頭)、宅女(天平神護元年從五位下、延暦二年正五位下)、廣人(神護景雲元年從五位下)、吉成(寶龜九年從五位下、左大舍人助)、廣江(延暦四年從五位下、五年美濃介、丹波介、六年丹波守、大藏少輔、九年丹波守)、廣足(延暦十一年從五位下)(逸史)等、甚だ榮えたる家なるに、後衰へしと見え、長く此の氏の人を見ず。天長十年大宅臣宮盧麻呂(近江椽)あれど、何れに屬すべきか不明なり。又承和十三年に至り大宅朝臣年雄(從五位下、齋衡二年散位頭)あり、三代實錄には、近直、宗永、淨統(算博士、正五位、大炊權允)等見ゆ、皆朝臣姓なり。

12　大宅眞人　敏達帝の裔路氏の族なり。天平十九年正月紀に「國見眞人眞城、改めて大宅眞人の姓を賜ふ、」とあるより起る。姓氏錄、左京皇別に收め、「大宅眞人、路眞人同祖、續日本紀に依り、刋定」と註す。

13 大宅忌寸 [illegible]部氏の族、大宅首の忌寸姓を賜へるものなるべし。大同類聚方二十七に「大里藥、紀伊國物部等家傳、大屋忌寸等家の方也」と見ゆ。

14 山城の大宅氏 春日氏の族山城大宅朝臣の族なり。天平寶字二年二月廿四日の畫工司移に「大宅廣足、山城國紀伊郡」と。

15 大和の大宅氏 大宅朝臣の後なれど、後世振はず。中世・當國に大宅庄あり。

16 越前の大宅氏 天平神護二年の足羽郡司解に「主政少初位下大宅人上」と見ゆ。今立郡大屋郷とある地の屯倉の職員か、此の國に大宅部のある事オホヤケベ條を見よ。

17 讃岐の大宅氏 寛弘元年の讃岐國大内郡戸籍に、大宅公用外一人見ゆ。

18 紀姓 武内宿禰の裔、和泉大家臣（大家條を見よ）の後裔なりと云ふ。されど春日姓大宅朝臣の族ならん。大宅系圖に「武内大臣末葉、家紋竹笠、光任（大三大夫、源頼義朝臣、奥州十二年合戰の時、七騎武者第一也）―光房（大二大夫、義家朝臣後三年、奥州合戰高名）―清光（大新大夫）―光延（大次郎、頼朝公の時、駿河に於いて、高橋、油比、西山領主也）―光盛（高橋刑部丞）、弟光高（油比大五郎）、季光（西山大八）」と見ゆ。子孫タカハシ條を見よ。一本、光任以前を「大宅大人―猿取―船守―猿取―興道―本道―清主（下野大夫、紀黨祖）―光任」など云ふは全く採り難し。

此の光任は、陸奥話記に「大宅光任」と載せ、後三年紀に「大三大夫光任、年八十」また、その子光房は「傔仗大宅光房」と記せり。見聞諸家紋に

一番
金子左京亮
高橋大宅氏

19 吉備氏流 これも駿河の大宅氏なり。越智系圖に「伊豫王子（彦挾島命と號す）―大宅姓（伊豆三島是れ也。和氣姫・三子を産む。第一の御子、八歳にして、駿河國清見崎に着き、大宅に住む。故に大宅を以つて氏と爲す也。彼處に成長す。現三島大明神、云々）」と。また河野氏系圖に「嫡子の御舟は伊豆國に流着て、卽ち大明神と現じ、從一位諸山積大明神と云ふ、其の孫を大宅氏と云ふ、」と。又河野系圖に「第一皇子、從一位諸山祇大明神、大宅、庵原の祖、兩家別絡に之れ有り、」と見ゆ。豫章記もほぼ同じ。談・妄誕信ずべからずと雖、要するに伊豫伊豆兩三島大山積神社の關係に、其の氏子なる諸氏を結合したる神話なりとす。チチ、ミヤケ、イホハラ等の條を見よ。されど、此の傳説により駿河の大宅氏は又庵原氏と同族とも傳へられしを知るに足らんか。猶ほ考ふべし（イホハラ條參照）。

20 橘姓楠氏流 大家條を見よ。

21 紀伊の大宅氏 大家條を見よ。

22 備中、石見の大宅氏 石見高橋系圖に「大宅姓、家紋丸の内本古文字、丸の内大字。大宅鷹取九代後胤（備中松山城主、近江番馬戰死、高橋九郎左衞門）―光義（大九郎左衞門尉、一本光好、又孝光）―光貞―朝貞」と。タカハシ條を見よ。石見に大家庄あり。

23 古く熱田神宮社家に此の氏ありしも、後世斷絶すと云ふ。又攝津住吉社神主七家の一に此の氏あり。

大家 オホヤケ

大宅に同じけれど、主として春日流オホヤケ氏は大宅と載せ、他は此の字を用ふ。

1 大家臣 中臣の氏族添縣主の流なり。恐らく春日氏流大宅氏を冒したるべし。

姓氏錄、大和神別に「大家臣、大中臣朝臣同祖、津速魂命の後也」と見ゆ。

2 和泉の大家臣 姓氏錄、和泉皇別に「大家臣、建内宿禰男紀角宿禰の後也。謚天智庚午、大家に居るにより、大家臣の姓を負ふ」と見ゆ。されど、これも屯倉の首なるべし。駿河大宅氏は此の氏の後と云ふなり。

3 大家首 播磨國計會帳に「長門國鑄錢史生大宅首」見ゆれど、果して長門の人なるや不明。物部氏の族大宅首の族人ならんか。されど、紀國造族にも大家首あり。

4 大家首(紀國造族) 紀伊國名草郡大宅鄕とある地の屯倉の長なるべし。姓氏錄、右京神別に收め「大家首、天道尼の命の孫、比古麻夜眞止乃命の後也」と註す。物部流オホヤケ首は大宅に作れば、文字にて區別せしか。

5 (中臣)大家連 これも屯倉職員なるべし。姓氏錄、左京神別に「中臣大家連、大中臣同祖」と註す。

6 大家朝臣 天平神護二年五月紀に「大和國人從七位下寺間臣大虫等四人、姓を大屋朝臣と賜ふ」と見ゆ。春日族大宅朝臣と同族なるべし。大宅條を見よ。

7 伊勢の大家朝臣 春日氏の族なるべし。二所大神宮例文に「大家朝臣豐穗」と云ふ見ゆ。靈龜二年頃の人也。

8 橘姓 河内の大家氏にして、楠氏の族にて惟正の後裔なりと云ふ、又大宅ともあり。

9 紀伊の大家氏 伊都郡三谷古城々主の二家老なりと云ふ。又那賀郡赤木村地士に大家八左衞門あり。第四項大家首の後か。

10 土佐の大家氏 津呂村八王子社棟札に「時に永祿八乙丑歲霜月、大工大家源内左衞門貞義」と。此の人武勇勝れて、崎濱の領主となりしかと、(南路志)。サキハマ條を見よ。

11 其の他、石見に大家庄あり。

大屋 オホヤケ オホヤ

1 大屋勝 豐前國丁里戶籍に「大屋勝衣麻呂、大屋勝酒女等」九人見ゆ。

2 其の他はオホヤ條に云へり。

大宅部 オホヤケベ

大宅は又大家とも記せり。三宅に同じく、朝廷直轄領、卽ち屯倉領に置きたる官舍を尊みて、オホヤケ、又はミヤケと云ふ也。大宅部とは、此の大宅に使役せし品部を云ふ。故に屯倉、大宅の存せし地には、此の部民のありしものと推定さるゝも、史籍、古文書、並に地名によりて知らるゝ者は、唯左の如きのみ。ミヤケ條參照。

1 大和の大宅部 和名抄、添上郡に大宅鄕あり。後世大宅庄と云ふ。當國には大宅氏、大家氏多し。

2 河内の大宅部 和名抄、河内郡に大宅鄕あり、當國にも大宅氏ある事前に云へり。

3 和泉の大宅部 大家條を見よ。

4 駿河の大宅部 大宅條、及び庵原條を見よ。

5 武藏の大宅部 和名抄、入間郡に大家鄕を收め、於保也介と註す。

6 近江の大宅部 延喜式、蒲生郡に大屋神社あり。

7 上野の大宅部 和名抄、多胡郡に大家鄕あり。

8 下野の大宅部 和名抄、梁田郡に大宅鄕あり。

9 越前の大宅部 天平十二年の山背鄕計帳に「大宅部藥女」なるもの見え、又和名抄今立郡に大屋鄕を載せたり。なほオ

ホヤケ條參照。

10 越後の大宅部　和名抄、古志郡に大家鄉あり。なほ大宅條を見よ。

11 丹波の大宅部　當國ならんと思はるゝ國郡未詳計帳（正倉院文書）に大宅部廣賣と云ふ人見ゆ。

12 石見の大宅部　和名抄、邇磨郡に大家鄉あり、於保伊倍と註す。

13 播磨の大宅部　和名抄、揖保郡に大宅鄉あり、於保也介と註す。

14 備後の大宅部　和名抄、安那郡に天家鄉あり。高山寺本・大家鄉に作る。また深津郡に大宅鄉あり。春日族大宅氏と關係あらん。アナ條參照。

15 紀伊の大宅部　和名抄、名草郡に大宅鄉あり。又大屋鄉もあり。當國に大家首のある事前に云へり。

16 讃岐の大宅部　大宅條を見よ。

17 筑前の大宅部　川邊里戸籍に「戸主大宅部猪手等、二十五人」見ゆ。

18 肥後の大宅部　和名抄、宇土郡に大宅鄉あり。

19 豊前の大宅部　和名抄、下毛郡に大家鄉あり。當國に大屋勝あり。前に云へり。

20 薩摩の大宅部　和名抄、出水郡に大家鄉あり。

大宅水取　オホヤケノモヒトリ　オホヤケノモトリ　大宅氏の族にて水取の職にありし氏なり。モヒトリ條參照。

1 大宅水取臣　春日氏の族大宅臣族にして、水取の職にありし氏なり。弘仁三年九月紀に「大宅水取臣繼主、從五位下を授く」と見ゆ。後朝臣を賜ふ。

2 大宅水取朝臣　前項氏の後裔にして、天長十年二月紀に「典藏從四位下大宅水取臣繼主等の三人に朝臣姓を賜ふ。繼主の臣は八腹木事命の後也」と見ゆ。木事命は春日族大宅氏の祖なる事、大宅條に云へり。承和十年紀に大宅朝臣繼主と見ゆ。後本氏に歸りたるなるべし。

大陽胡　オホヤコ　ヤコ條を見よ。

○ 大陽胡史　隋歸化族也。法隆寺良訓補忘集に、大陽胡史祖玉陳（推古朝の人）と云ふ者見ゆ、ヤコの條を見よ。

大社　オホヤシロ　和名抄伊豆國賀茂郡に大社鄉、近江國伊香郡に大社鄉あり。前者は三島大社の鎭座地、後者は類聚國史、貞觀八年に「正六位上大社神從五位下」と見ゆ。又山城、越後に大社庄あり。

大安　オホヤス　石見にあり。

大矢田　オホヤダ

大矢智　オホヤチ　伊勢國朝明郡大矢智邑より起り、大矢智城に據る。當國南部氏の支族にして、天文中大矢知經賴あり（五鈴遺響、背書國誌、伊勢國見聞集、名勝志）。又大矢智遠江守は「是れ越前柴田黨にして當生の與黨なり」（三國地志）と。スガフ、ナンブ條參照。

大谷地　オホヤチ　磐城國白河郡大谷地邑より起る。

大屋寺　オホヤデラ　鯖江藩に大屋寺彌助あり。

大屋戸　オホヤド　伊賀國名賀郡大屋戸邑より起る。大江姓にして定基の後裔と云ひ又清和皇子貞元親王の後とも傳ふ。詳細は大江條を見よ。

大楊　オホヤナギ　和名抄遠江國長下郡に大楊鄉あり、於保也奈木と註す。又肥前に大楊庄あり。

大柳　オホヤナギ　近江國愛智郡に大柳庄あり。應永二十六年文書に見ゆ。關係あるか。大柳氏は藤原氏を稱す。家紋丸に鳩酸草三頭、左巴。寛政系譜に見ゆ。又伊勢、志摩に此の氏あり。

大矢野　オホヤノ　肥後國天草郡大矢野島

より起る。竹崎五郎繪詞に「大矢野兄弟三人(種保)」また「あまくさの大矢野の十郎種保、同三郎たねむら兵船」など見ゆ。此の氏は天草一黨五家の一にして、其系圖に「大藏種保(大矢野十郎、原田黨、天草郡大矢野を領す、因つて家號と爲す。代々大矢野城に居る。)十一世孫民部大輔種基(天正十五年秀吉に從ふ)―彌太郎種量、その弟喜兵衛種重―五郎左衛門重次(種重以下加藤家臣、寛永十年細川家に奉仕す)」と。なほ次條を見よ。

事蹟通考に「種基は天正十五年、秀吉征西の時、本領を賜ふ。朱印の證書、家に傳ふ。然りと雖も文意月日に疑あり。故に今取らず。十七年、天草一黨皆小西行長に背き、兵を出して志岐城を援く。後降を乞ひて行長に屬す。文祿二年、行長に從つて朝鮮の役に赴き、八月二日、順天に於いて戰死す、年四十三。妻は宇土左兵衛佐顯考の女なり」と。又種重は幼名安松、慶長五年、安松十三歳、尙ほ宇土城に在り、九月、加藤清正宇土城を拔く、安松母子、清正の扶持を蒙り、隈本城に移居し、月俸百口を賜ふ。加藤家士帳に大矢野喜兵衛、二百五十八石七斗四升八合」と見ゆ。

大屋野 オホヤノ　前條氏に同じ。大藏氏系圖に「安永太郎大夫種永―種能(大屋野十郎)」と見ゆ。種永の母は菊池兵藤大夫藤原經永女とあり。

大藪 オホヤブ　美濃、但馬、筑後等に此の地名あり關聯する處あるか。

1　大藪衆　度會神主の族にして、大若子命の後裔と云ふ。子孫大藪衆と稱す。ワタラヒ條を見よ。又内宮社家に此の氏あり(小内人諸職掌人帳)。

2　藤原姓　筑後國三潴郡の大藪邑より起る。同村長福寺藥師佛厨子天正十一年銘文に「大藪刑部少輔藤原盛吉」と見ゆ。

3　加賀藩給帳に「七百石(丸内橘)大藪織部」あり。

大荊 オホヤブ　和名抄、越中國新川郡に大荊郷あり、於保也布と註す。

大矢部 オホヤベ　尾張國海部郡津島社の社家にして神樂方なり。其の祖大矢部主税助は浪合記に出づ。武家系圖に「大矢部、尾州佐屋住基尻大隅守一族、主税助稱之」と載せたり。

大谷部 オホヤベ

太山 オホヤマ　次の氏に同じかるべし。猶ほタヤマ條參照。

大山 オホヤマ　和名抄、武藏國男衾郡に大山郷、後横見郡に大山庄あり。又常陸國河内郡に大山郷、又美濃國武藝郡、出羽國村山郡(羽前、高山寺本)、越前國大野郡、越中國婦負郡等に此の郷名あり、越前なるは於保也末、越中なるは於保也萬と訓ず。出羽なるは中世以來大山庄と云ふ。又安藝國加茂郡に大弓郷あり、延喜式に大山驛あれば、大山郷ならんかと。又延喜式美濃、出雲、隱岐等に大山神社、又東寺文書、丹波多紀郡に大山莊(中澤氏領)又播磨にも此の庄名あり。又伊賀に大山蘇廊庄あり。其の他邑名としては猶ほ多かるべし。

1　大山忌寸　漢歸化族齊人裔なり。延曆二年四月紀に「右京人從八位上大石林男足(一本大石村主)等、姓を大山忌寸と賜ふ」とあるより起る。姓氏錄、右京諸蕃に收め「大山忌寸、高岳宿禰同祖、廣陵高穆の後也」と註す。

2　大山氏　大山忌寸の後なり。

3　秀鄕流藤原姓　羽前國西田川郡大山邑より起る。武藤大寳寺家・此の地に據るよりて大山家と呼ばる、永慶軍記等に見えたり。次項及び武藤條參照。

4　清和源氏斯波氏流　山野邊系圖に最上

義光の子「光隆、大山內膳正と號す」と見ゆ。前項と同樣羽前の大山より起り・この地の尾浦城は後大山城と呼ばる。天文年間、武藤晴時、當城を築きて居る。義氏の子義興、天正十六年越後の本莊繁長に攻められて逃ぐ、上杉氏の代、島津矩久、下治秀久等相次いで當城を守る。最上時代に大山と改む、後最上家親の弟內膳正光因、當城を賜ひ、氏を大山と改むとなり。

5 清和源氏佐竹氏流　常陸國茨城郡大山邑より起る。佐竹系圖に「佐竹義篤―義孝(大山左京介、幼名福丸)」と見ゆ。其の祖長義、嘗て大山道義と號せり。又支族系圖に「大山、義孝(義篤の四男、常照寺殿)―照岩―(兄)古山―(弟)高岩(住万願寺小屋)―常金―義成―常義―義在―某(孫次郎)」と見ゆ。

又新編國志に「大山、茨城郡大山村より起る。義篤五子、義孝、小名福王丸、大山五郎と稱す。左京亮、因幡守にして、大山村、內田村、及び那珂西、高久の半を食む(義篤讓狀)云々」と。この地は鹿島神領目錄に「那珂郡の內大やま五斗、」佐竹義篤讓狀に「那珂西郡大山」と。義孝の子義通、正長元年、高久義景、檜澤助次郎を撃ちて之を殺す。二年小里に戰ふ(系圖)。その子義兼、嘉吉中、藤井、中原の地を加增せらる。後に孫根に退居す、因て孫根氏と稱す。弟義定・嗣ぎ、初滿願寺小屋に居り、後大山に移る。文龜二年、佐竹義舜に從ひ、金砂城を攻めて功あり。その子義長また父と共に義舜を輔けて功あり。その子義成、義成の子常義、その子義有、天正二年一族石塚義辰と確執を生じ、頓化原に於て合戰あり(系圖、考訂國志)。

6 常陸河內の大山氏　河內郡大山鄕より起る。岡見氏配下の將に此の氏あり、東國戰記に見ゆ。地理志料に「東國戰記に大山豐前、大山備前、大山大藏等あり。豐前は小張の城に居り、備前は矢口城に據る。皆本土の人なり。中山氏曰ふ、大山方廢、今筑波郡に栗山、足高、西北地あり、一鄕を置くべく、且つ居民大山氏を稱する者多し」と見ゆ。

7 若狹の大山氏　東寺建武元年文書に、「若狹太良莊の沙汰人、大山正弘、大山貞重」等見ゆ。

8 甲斐の大山氏　尾張、大山城主津田氏の後なりと。

9 藤原北家糟谷氏流　糟谷系圖に「關本大夫義忠―四宮光久―民部丞盛綱―景綱(大山小太郎)―季景(大山太郎)―景尙(同小太郎)」と見え、又家譜に「義忠―光綱―盛綱(大山を稱す)」とあり。

10 三河の大山氏　大山市藏・額田郡毛呂城に據る。又幡豆郡鳥羽城、一は城主大山藏主と傳へらる。一は岡田十內也(二葉松)。

11 近江の大山氏　甲賀五十三家の一にあり。佐々木氏の族なりと云ふ。

12 丹後の大山氏　竹野郡の大山村より起る。大山長門守は義輝、義昭に仕へ、後に一色松丸の臣となる。

13 丹波の大山氏　丹波志、氷上郡條に、「大山氏、南御注村、先祖東太夫、子孫本家斷絕、今大山藤右衞門、傳右衞門共、二家、東大夫株と云」とあり。

14 安藝の大山氏　賀茂郡の大山邑より起る。藝藩通志高宮郡條に「長者宅趾、鈴張村にあり。馬屋跡、馬場跡とよぶあり。何人の所住をしらず。按に、隣郡、本地村界に。大山式部が靈を祭るとて、明神森とよぶあり。此の宅趾と相近し。且

オホヤマ
オホヤマ

つ村内に式部が墓あり。式部は、幸神の祠官なりしといふ説あり。此の地、かれが舊居にてもあらん」と見ゆ。又刀鍛冶藝州宗重は此の村より起る。康正元年、永正三年等の銘あり。

15 佐々木氏流　佐々木氏の族にて景家の後なり。佐々木系圖に「四郎高綱―野木二郎左衞門尉光綱―七郎景家（薩摩大山祖）」と。又高綱兄「三郎盛綱―盛季（二男、野村小三郎）―盛蓮（山徒、號四郎房、近江國白藤鄕、野村鄕知行、其の後日向國四所の庄下向。同國諸縣郡の内、嵐田名、踏切名領主）―慶幸（大夫坊、後武家に還る）―賴親（野村太郎左衞門尉）―重親（同源太左衞門尉）―行綱（五郎左衞門、法名源阿）―孝綱（伊豫守）―綱文―乘綱（和泉守、日向國白糸庄住）―淸綱（右衞門尉）―時綱―友綱（應永三十年、西俣城沒落、八月三日、坂本より舟を發す。同四日、頴娃郡兒筒水湯の尻に著到、大山居住、時に應永三十三乙巳年三月始めて大山と號す）」と見ゆ、此ののちなりと。

16 大山巖・維新以來功多く、公爵を授らる

其の他、平家物語、等大山皇子云々と、

こは大山守を誤るなり。次に承久記卷四に「大山やとう太」を擧ぐ。又後世、秀康卿給帳に「二百石、大山三助」、秀次家臣に大山伯耆守、鹿兒島津藩側用人、郡山柳澤藩年寄にあり。又京極殿給帳に「三百石、大山市兵衞、百五十石、大山惣左衞門、百石大山平兵衞」を載せ、又津山藩分限帳に「七十石、大山左司馬」、鯖江藩侍帳に「大山峰治、同元吉」、又志摩、美作、石見、武藏、信濃、磐城、岩代、備前等に存す。

大山口　オホヤマグチ

大山田　オホヤマダ　次の二流あり。

1 淸和源氏佐竹氏流　佐竹支族系圖に、「宇留野酒掃―源兵衞尉義長―（四男）大山田大學」と見ゆ。大學佐竹氏に仕へ、新治郡宍倉城を守る。後佐竹侯に從ひ羽州に移る。

2 藤原北家宇都宮流　下野國那須郡大山田邑より起る。宇都宮系圖に「武茂泰宗―景泰（大山田右京亮）」と見え、武茂系圖には「泰宗―美濃守時景（景泰の兄）―泰景（大山田左京亮、同郡大山田鄕を領す）―氏朝（大山田美濃守、母同姓三河守宗泰女）―綱定（八郎、母は上三川出羽守綱

業の女、宇都宮等綱に從つて奧州に赴いて卒す）―綱胤（彈正少弼、初名綱泰）」と。又綱定弟「綱親（上三川越中守）」とあり。なほ横田條參照。宮黨の一にして那須系圖に大山田彈正綱胤、山田の城に居ると。

3 信濃にも此の氏あり。

大山寺　オホヤマデラ　肥前大河文書に、「伊福三郎通幸代大山寺五郎俊行」と云ふ者見ゆ。タイセンジ條參照。

大倭　オホヤマト　ヤマト條を見よ。

大養德　オホヤマト　同上。

大和　オホヤマト　大和は大倭に同じく、オホヤマトと讀むを正訓とす。されど今通俗に從ひ、且つ、その方便宜なるが故にヤマト條に收む。

大山部　オホヤマベ　寶龜三年の狛子公等月借錢解に「大山部妖人」と云ふ人見ゆ。此の部は如何なるものか未詳なれど、恐らく大山は地名にて、其の地に住みたる歸化人を以つて組織したる部ならんか。或は思ふ、山部の一種か。

大谷守　オホヤモリ

大湯　オホユ　陸奥、陸中等に此の地名あり。

1　奈良氏流　陸中國鹿角郡大湯邑より起る。鹿角の著姓奈良氏の族なり（鹿角由來記）。ナラ條を見よ。南部士譜に「大湯五兵衞昌忠は、利直公の時、二千石を下さる。その長男昌光、三代惠之助早世絶家す。次男四郎左衞門は、津輕家へ奉公二百石知行」とあり。津輕に奉行大湯彥右衞門あり、大湯町を開拓す。

2　清和源氏南部氏流　上述鹿角の大湯より起る。毛馬內氏より別れし氏なり。ケマナイ條を見よ。

3　加賀藩給帳に「參百石（三柏）大湯源兵衞」見ゆ。

大湯坐　オホユヱ　若湯坐に對する語にて共に湯坐の一種也。湯坐はユヱ條を見よ。古事記垂仁段に「大湯坐、若湯坐を定む」と見ゆ。大湯坐部條參照。

1　大湯坐連　天武紀十三年條に「大湯坐連云々、姓を宿禰と賜ふ」と見ゆ。大湯坐部の伴造家なり。

2　大湯坐宿禰　大湯坐連の宿禰姓を賜へる者なり。

大湯人　オホユヱ　大湯坐に同じ。ユヱ條を見よ。

大湯坐部　オホユヱベ　皇子、皇女御誕生の際、大湯坐として仕へ奉る人の爲に設けたる部民也。

○　遠江の大湯坐部　當國に此の部多し。即ち神護景雲四年八月二日の刑部廣濱優婆塞貢進文に「大湯坐部淨山（遠江國城飼郡朝夷鄕戶主大湯坐部子根麻呂戶）」また天平十二年の濱名郡輸租帳に「津築鄕大湯坐部牧夫」、また天平十年の駿河國正稅帳に「遠江國使磐田郡散事大湯坐部小國」など見ゆるこれなり。

大湯人部　オホユヱベ　大湯坐部に同じ。

大弓削　オホユゲ　弓削の一種なり。ユゲ條を見よ。

1　下總の大弓削　天平廿年の寫經所解に「大弓削若万呂、年廿九、下總國海上郡城內鄕戶主大弓削刀良戶口」と見ゆるは大弓削部の後なるべし。

2　出雲の大弓削　正倉院文書に見えたり。

大弓削部　オホユゲベ　弓削部の一種也。ユゲ條を見よ。和名抄安藝國加茂郡に大弓鄕あり、大弓削の省略にて、大弓削部のありし地と考へらる。

大結　オホユヒ　上野碓氷峠碓氷神社古鐘に「正應五年壬辰、卯月八日、右志者、爲松井田大結衆十二人、現當悉地成就也」と銘す。

大弓　オホユミ

1　大弓削部條を見よ。

2　孝靈天皇第九皇子道豐䒭主命八世孫大弓音人（三韓征伐に從ふ、本朝射術の祖）の後なりと。傳說に過ぎず。

3　秀鄕流藤原姓大友氏流　一本大友系圖に「左近將監親時―豐親（大弓兵庫頭、子孫多）―親包」と見ゆ。

大網　オホヨサミ　網部の伴造たりし氏なり。ヨサミ條を見よ。

1　大網公　網部の長なりしより、其れを氏名に負ひたる也。寶龜九年十二月紀に大網公廣道と云ふ人見ゆ。姓氏錄、左京皇別に收め「大網公（一本作臣）上毛野朝臣同祖、豐城入彥命六世孫、下毛君奈良弟眞若君之後也」と註す。毛野氏の族なり。

2　（大神）大網造　前項とは別にて三輪氏の族なり。文武元年紀に「京人大神大網造百足」と云ふ人見ゆ。大神氏の族にて網部の伴造たりしなり。

3　大網（無姓）　正倉院天平寶字二年文書に見ゆ。

大網部　オホヨサミベ　網部の一種なり。

ヨサミ條を見よ。和名抄、攝津國住吉郡に大羅郷あり、於保與佐美と註す。今庭井村に大依羅社あり、神名式住吉郡大依羅神社四座これなり。本居翁曰ふ、河內丹比郡依羅、攝津大羅の地と相聯屬す、古は一區ならんと。

大善 オホヨシ 尊卑分脈に「藤當經（母大善氏）」とあり。相當の名族なりしか。

大能 オホヨシ 豫章記・正平頃の人に大能掃部助見ゆ。當國の名族正岡氏の族なり。

大好 オホヨシ マサチカ條を見よ。

大吉 オホヨシ 美作に大吉庄あり。秀鄉流藤原姓佐野氏の族に此の氏あり。系圖に「久賀七郎兵衛尉久綱―民部安綱―照房（大吉玄蕃）―照元（大吉右京）」と見ゆ。

大善進 オホヨシスヽミ ○大善進朝臣 東大寺續要錄寶藏篇に見ゆ

大淀 オホヨド 伊勢國多氣郡大淀村より起る。

大樂 オホラク タイラク條を見よ。越後の豪族なり。

御堀 オホリ

小堀 ヲボリ コボリ條を見よ。

大利 オホリ 陸奥國北郡に大利邑あり。

大類 オホルヰ オホギ 武藏、上野に此の地名あり。

1 有道姓 武藏入間郡に大類邑あれど、こは後に一族の移りしにして、此の氏の發祥地は、上野國群馬郡大類邑なるが如し。此の氏は武藏七黨兒玉黨の一にして、七黨系圖に「秩父平太行重―平武者行弘―武者太郎行俊（平治の亂、中御門に於いて討死、廿五歲）、弟武者三郎行綱―大類五郎左衛門尉行義―

- 季行（本兵）
- 行定（二右）
  - 行長（五）―行光（孫太）
  - 有行（二左）
  - 行盛（五左）
- 國行（太郎左衛門尉）―行元（行定）
  - 時行（三）
  - 朝行（五郎）

一本「行光・孫太郎、彈正、薩埵山討死」と見ゆ。

此の氏は平治物語に「上野國には大胡、大室、大類太郎」太平記に「大類彈正、」文和二年三月十九日、尊氏の長樂寺普光庵寄進狀に「田中鄕內、田貳町、畠貳段、大類五郎左衛門尉後家尼了覺知行分」と。又室町幕府內書案、寬正元年のものに「大類五郎左衛門尉」、鎌倉大草紙に「兒玉黨大類云々」、また「大類中務丞」等を載せたり。相當の豪族たりしを知るべし。

2 赤松氏流 寬政系譜にありて、赤松の支族なりと云ふ。家紋丸の內三地紙に根笹、華輪違。

大和 オホワ 此の氏オホワと讀むも尠からざれど（備前、信濃等）便宜上ヤマト條に集む。

大輪 オホワ 次の二流あり。

1 藤原姓佐貫氏族 上野國邑樂郡大輪より起る。佐貫廣綱の子時秀、大輪八郎と稱す。その後なりと。

2 金刺姓 信濃國諏訪郡の大和邑より起る。大和とも、大羽とも、尾和ともあり。大輪越前守は、諏訪賴茂家臣にて大輪城（尾阿）に據る。各條參照。

3 下總結城郡にも大輪邑あり。

大若 オホワカ

大脇 オホワキ 尾張に此の地名ありと。又近江國蒲生郡に大脇庄あり、輿地志略に「佐々木七代の屋形經方、此庄に在城なり。脇村、成願寺村等」と見ゆ。

1 大隅の大脇氏 地理纂考大隅國肝屬郡始羅鄉條に「鵜殿神社、文祿年中、大脇主馬太夫盛親といふもの當所にありて、其の筆記せる册子に、大脇大膳と云ふ者、

小社を造營せしこと等見えたり。此の大脇が先祖は、足利義詮將軍に仕ふ。其の子孫今、日向國小林郷にありて、判物等家に藏せり」と見ゆ。

2 日向記に大脇氏部左衞門尉、大脇掃部助、等を載せたり。都於郡四天衆の一なり。

3 又臼杵稻葉藩重臣たり。猶ほ備前、信濃等に存す。又津山分限帳に「大脇新二郎」、加賀藩給帳に「參百石(丸內三柏)大脇靱負、百五拾石(丸內三岩形)大脇源太夫」を載せたり。

大和久 オホワク

大捌 オホワケ

大和田 オホワダ 大和、攝津、三河、駿河、武藏、下總、常陸、下野、磐城、岩代越後等に此の地名あり。

1 中臣姓 和田系圖に「大中臣淸麿(右大臣)—諸魚(參議)—知治麿—宗衡(式部少輔)—知衡—助平(河內守、大中大夫)—助有(散位)—有實(文佛房、德泉寺庄開發)—有鑒(知足房)—成貞—國貞—貞道(中大夫)—貞親(中大夫)—女子(大和田左近將監俊重女)—俊證(大和田左衞門尉)—俊盛(左衞門尉)、弟成證(兵衞尉)、

弟虎德丸」とあり。

2 大和の大和田氏 又大輪田に作る。廣瀨郡大輪田邑より起る。順慶葬式目錄に「廣瀨郡大和田」と見え、又國民郷士記に「大輪田平城、大輪田筑後守」とあり。又添上郡中坊家の配下にも此の氏あり。

3 桓武平氏三浦氏流 和田義盛の後にして、淸廣より出づと云ふ。第一項と同一か。義盛裔と云ふは信じ難し。

4 常陸の大和田氏 新編國志に「大和田、行方郡大和田村より出たり。大和田村今は小幡村の屬邑となる。今に大和田氏の者あり。佐竹の臣に大和田近江守あり。後・秋田に赴く、子を六右衞門と云ふ、子孫秋田に存す」と見ゆ。又「一流眞壁郡德永村より出づ」とあり。有名なる平田篤胤は秋田藩大和田祚胤の第四子にして、其の叔父を大和田柳元と云ふ、皆此の流大和田氏なるべし。

5 和邇部姓 駿河の名族にして、和邇部系圖に「淺間社大宮司義尊—富士源五左衞門尉高純(半野、元住二村を領)—正郡(大和田太郎)」と載せたり。

6 磐城の大和田氏 白河郡大和田邑より起る。白石氏の館跡あり、同郡淺川攻の

部將に大和田左近、白石式部等ありて戰死す。

7 岩代の大和田氏 河沼郡大和田邑より起り、其地の館迹に據りしと傳へらる。

8 田村氏流 又田村郡に此の氏あり、田村家より分ると云ふ。

9 伊豫宇和島伊達藩の年寄に、此の氏あり、岩代より移りしならん。

大綿 オホワタ 藤原姓少貳氏の一族に此の氏あり、應永の頃、大綿和泉守は豐前門司城主にして、同四年六月、大內義弘の軍と戰ふ。敗北して夜遁る(鎭西要略)。

大輪田 オホワダ 大和田に同じ、その條を見よ。

大童 オホワラハ 陸前國黑川郡大童邑より起る。觀蹟聞老志に「今泉壘は黑川氏家臣大童豐後・之に居る」と見ゆ。

隱間 オマ 志摩にありと、正訓不明。

尾間 ヲマ 和名抄遠江國敷智郡に尾間郷あり、於萬と註す。高山寺本には海間郷、阿萬とあり。後尾馬郷と云ひ、西大寺田園目錄に、遠江國濱松莊宇間郷見ゆ。志摩、伊勢に此の氏あり。

小曲 ヲマガリ コマガリ 甲斐國西山梨郡小曲村より起る。淸和源氏小笠原氏の族

にして、武田系圖に「加々美次郎遠光—長家(小曲五郎)」と見ゆ。又小笠原系圖には「加々美次郎遠光—小笠原二郎長清—清家(小勾五郎)」とあり、この方よし。

小勾 ヲマガリ 前條氏に同じ。

尾曲 ヲマガリ 小曲氏に同じ。

小牧 ヲマキ コマキ條を見よ。

小卷 ヲマキ コマキ條を見よ。

小孫 ヲマゴ コマゴ條を見よ。

小昌 ヲマサ 三河松平家臣に、小昌氏あり、コマサ條を見よ。

小正 ヲマサ 中國にあり。

小俣 ヲマタ コマタ 伊勢、下野、岩代等に此の地名ありて、此の氏を起す。

1 清和源氏足利氏流 下野國足利郡小俣より起る。尊卑分脈に「足利泰氏—賢寶(一本賢玄、小俣法師)—賴寶(一本賴全、本賴堅、一本賴賢、宮内卿律師)、弟尊實(治部卿僧都)、弟仲義(卿房、本名賴全、或賴寶子)—尊光(或覺助子、民部法印)、弟義弘(小俣少甫二郎、或賴全子)」。また仲義弟「覺助(刑部卿律師)—尊光(民部卿律師)」。また覺助弟「氏義(少甫彦九郎)—氏連(治部少甫、少甫七郎)、弟氏詮(同六郎、宮内少甫)」、また氏義の弟「來全(一本賴全、左衛門督律師)」等見ゆ。此の氏は太平記卷三十一に、小俣宮内少輔、又小俣小次郎、同少輔二郎、また三十三に小俣少輔次郎、また鎭西要略正平七年二月條に「官軍蜂起、管領(一色)道猷、小俣少輔七郎氏連をして追討せしむ焉」と。氏連は道剩の子にして、道剩は深堀文書等に沙彌として多く見ゆ。

2 中臣氏流 伊勢國度會郡小俣村より起る。祭主大中臣の一族にして、中臣氏系譜に「意美麿玄孫磯足玄孫元房(祭主、大副)—公範(權大副)—輔元(齋宮助)—範祐(狩田前司)—定祐(號小俣前司)—祐平(勾當)、弟元成(號小俣造宮使、治承元卒)」と載せたり。此の小俣邑は神鳳抄に小俣御厨と見え、また式内小俣神社あり。此の氏と關聯する處あらん。

3 清和源氏吉良氏流 武家系圖に「小股、清和、吉良義純男、法印賢室、稱之」とあり、第一項に同じからん。

4 小野姓横山黨 武藏國發祥の氏なるべし。小野氏系圖に「藍原孝遠の子時綱の男小俣孫二郎」と見え、又武藏七黨系圖には「時綱(野四)—某(小俣孫二、建暦和田逆心一味、甲州に自害す)」と載せたり。

5 藤原北家賴宗流 大澤氏の族なりと云ふ。オホサハ條を見よ。

6 多々良氏族 上野國發祥にして大內義隆の末葉也と云ふ。家紋丸に打違鷹羽。寛政系譜に見ゆ。文久の頃小俣稻太郎あり。

7 大江氏族 廣元裔親茂の後也と云ふ。

尾股 ヲマタ 前條氏に同じかるべし。

小又 ヲマタ 同上。

男全 ヲマタ 同上。

尾町 ヲマチ 佐州諸役人帳に「宇多源氏、尾町治部左衛門」を載せたり。

小町 ヲマチ 太平記卷十に「小町中務大輔朝實」あり、コマチ條を見よ。

小松 ヲマツ 便宜上、コマツ條に併せ云ふべし。

尾松 ヲマツ 丹波國天田郡にあり、小松氏と同族ならん、當國にては小松氏をヲマツと稱す。コマツ條を見よ。

雄松 ヲマツ 備前にあり。

御前 オマヘ 紀伊國の名族にして、有田郡保田村山田原御前家系圖に「大江氏、海東判官忠成裔にして、「廣房—武任(紀州日高郡鹽屋城主、所領二千貫、尊氏卿に叛し、吉野に參ると。弟に兵衛尉武元あり、糸田

祖）―武房（弟に重朝あり）―正時（大炊五郎、湊川打死）―正重（大炊太郎兵衛尉）―正家（大炊二郎、紀州日高鹽屋城主）―光房（有田光山。弟に光昭。妹女子・高屋主計妻）―國時（大炊介、鹽屋城主。弟光國は次郎、有田住とあり）―康時（大炊五郎、井原祖。弟に八兵衛尉康村・丹波井原住。次に九兵衛尉康元・丹州住とあり）―正治（井原宇右衛門）―康忠（右衛門、高麗戰死）―正成（大炊五郎）―正氏（新左衛門、日高住）」と。又正成弟、正勝（平左衛門、有田御前家に養子となる）―宗國（御前平左衛門尉、太閤秀吉と攻戰の時、左股を鐵砲にて破られ、佛を信じて、根來山に遊び、法體となりて宗圓と號す。老後、山田原村に退居、坐像の彌陀を安置す矣。場内に吹溢井あり瀨井と曰ふ。卽ち瀨井、藤井、赤井の三井の中也。天正七年己卯十月十五日行、年六十歳にて卒、賜大德）―宗之（平左衛門。弟に與市郎定澄・上山與三郎定行・田殿丈介定重あり）―定義、弟定賴―定景（弟に遠景、遠方、妹は先山甚大夫正康妻）―常清―清澄―正綱（御前清兵衛）―泰宗（御前直吉）」と見ゆ。

御前田　**オマヘタ**　また小前田に作る。

1　小野姓猪股黨　武藏國榛澤郡小前田邑より起りしならん。小野系圖に「藤田右衛門尉能國―信國（御前田野三左衛門）―行信（三郎左衛門尉）、弟幸時（五郎左衛門尉）」と見えたり。

2　新編武藏風土記、榛澤郡條に「小前田氏、小前田村よりをこる。寄居村正龍寺舊記に、小前田越前守武主と云ふものを載す」とあり、恐らく前項氏の後裔か。

小前田　**ヲマヘダ**　前條に併せ云へり。

臣　**オミ**　カバネ姓の一種なり。舊來、皇別の姓として知られしが、余は總べての臣姓の氏を調査し、孝元帝以前の皇裔諸氏に賜ひたる制定的カバネなるを知れり。而して其の賜姓の時代を推して、允恭帝朝となせり。詳細は日本上代に於ける社會組織の研究、カバネ編、臣の章を見よ。氏にも臣あり、オンノコ條を見よ。

使主　**オミ**　姓（カバネ）の一種なり。もと臣と使主とは相通じて、姓の如く使用されしが、姓制度定まりて、臣姓の氏の確定してよりは、舊來使主姓を使用して、未だ他姓を賜はらざるものは、使主と記載する事となれり。而して使主は原來和韓共通の語にして、歸化人多く此の姓を使用す。詳細は日本上代に於ける社會組織の研究カバネ編、使主條を見よ。

麻績　**ヲミ**　**ヲウミ**　麻績の事はチミベ條を見よ。此の氏は麻績部の伴造、及び其の部人の族裔なり。

1　麻績連　麻績部の伴造家にして各地にあり。內・伊勢の麻績連と云ふは伊勢神麻績連と云ふに同じかるべし。卽ち天神本紀に「八坂彥命、伊勢神麻績連等の祖」とある後ならん。氏人は皇太神宮儀式帳に「難波朝庭、天下に評を立て給へる時に云々、十郷を分ち、竹村に屯倉を立て、（多氣郡の事也）、麻績連廣背を督領（後の郡大領）として仕へ奉らしめき」と。また近長谷寺堂舍資財帳に「少領檢校外從八位下麻績連公」、また元慶七年十月紀に「多氣郡擬大領麻績連公豊世」などあるは皆此の後也。

2　麻績連公　八坂彥命の裔にして前項氏に同じく、前項に併せ云へり。公は敬稱として、各カバネの人に用ひらるゝも、かく連と重ね、公文書に見ゆるは奇とすべし。蓋し此の氏は第六項に見ゆる如く、古く君姓なりしにより、斯く重ねて姓とするか。

3 (伊勢神)麻績連(八坂彦命裔) カミチミ條を見よ。

4 (神)麻績連(天物知命裔) カミナミ條を見よ。

5 (廣湍神)麻績連(乳速日命裔) カミチミ條、及びヒロセ條を見よ。

6 麻績君 崇神紀七年條に「倭迹速神淺茅原目妙姫、穗積臣遠祖大水口宿禰、伊勢麻績君、三人共に夢を同うして奏言す」と見ゆ。當時重要なる地位にありしや想像するに難からず。古語拾遺に「長白羽神、伊勢國麻績祖」とある後か。長白羽神は「神祇本紀に麻績祖長白羽神は麻を種う」と載せたり。蓋し此の氏は第一項伊勢の麻績連の祖先にして、八坂彦命と云ふも、長白羽神と云ふも同系統の人ならんか。同じく伊勢麻績部の伴造なればなり。卽ち最初は原始的のカバネなる君を稱し、後に連姓を賜ひしものと考へらる。但し次の如く伊勢には中麻績君と云ふもあり、然らば、同じく伊勢麻績部の伴造にも幾流もありしか。

7 (中)麻績君 貞觀五年八月紀に「伊勢國多氣郡麻績部廣永」あり。「本姓中麻績公」に復す。「豐城入彥命の後也」と見ゆ。ナカチミ條を見よ。豐城入彥命の後とすれば、毛野氏の族なり、姻戚關係などより此の氏となりしものか。

8 (若)麻績直 除目大成抄にあり。ワカヲミ條を見よ。

9 麻績宿禰 姓名錄抄に見ゆ。第一項麻績連の後なるべし。

10 (神)麻績宿禰 カミチミ條を見よ。

11 麻績(無姓) 神祇本紀に「麻績祖長白羽神」など見ゆ。關係あるか。若し然らば伊勢麻績氏と同族なり。古語拾遺には伊勢麻績の祖とあれば也。文武紀二年條に「麻績豐足を氏上となし、无寇大贄を助となす」とあるは、恐らく中央にありし麻績氏の人にして、麻績部の伴造たりし氏と考へらるゝに、カバネのなきは何によりて然るか、怪しむべし。

12 伊勢の麻績氏 麻績連の族、並に麻績部の後也。近長谷寺堂舍資財帳に「十六條四西田里云々、右治田は故麻績在子、延喜十三年を以つて、大悲常燈料に進む」、と。又「十七條五大朽里云々、右治田は故麻績孝志子、延喜五年施入、寺家に本劵新劵二枚あり」、と。又「廿條二道俣里云々、右治田は多氣郡檢校麻績高主去る寛平二年施入」と。此等は郡領麻績連の族人ならんか。又神宮雜事記に「太神宮御領宇志貴御薗預麻績近吉女を別當家司平致重、意に任せて捕縛して、且は犬屎を食はしめ、且は其の身を禁固して今に免さず。而して寮威と號けしめて、糺正せしめられず云々」と見ゆ。

13 美濃の麻績(無姓) 栗栖太里大寶二年戸籍に「麻績小虫賣」なる者見ゆ。

14 中臣氏族 中臣系譜に「太田齋宮助季國―權司清季―親清(麻績三郎)」と見ゆ。伊勢祭主の一族にして、伊勢の麻績機殿などに關係あらん。

15 清和源氏小笠原氏族 信濃國伊那郡麻績鄕より起りしなるべし。尊卑分脈に「小笠原彈正少弼長經―太郎長房―長親(麻績四郎)―宗長―長胤―長氏」と載せ、又宗長の弟に長光、長行あり。諸家系圖纂には「宗長・本名家長、五郎」と見え、武家系圖には「麻績、清和、本國信濃、小笠原阿波守長房男、四郎長親稱之」とあり。

16 服部姓 信濃筑摩郡麻績城に據りし豪族也。麻績氏とも尾味氏とも云ふ。この地は和名抄更級郡麻績鄕の遺蹟なれば、此の氏は麻績氏の後裔か、服部姓と云ふ

にも緣あり。猶ほ尾味條を見よ。

17 甲斐の麻績氏　伊豆國走湯山(伊豆山)權現の緣起に「甲斐國史生麻績氏」あり、承和年間の人なりと。

18 磐城の麻績氏　岩城文書に建武四年正月十六日の伊賀式部三郎盛光代、麻績兵衛太郎盛清の軍忠狀あり。

小見　ヲミ　麻績と通じ用ひらる。又和名抄常陸國茨城郡に小見鄕あり。其の他、武藏、下總、下野等に此の地名存す。

1 大小見　オホヲミ條を見よ。

2 若小見　ワカヲミ條を見よ。

3 桓武平氏千葉氏流　匝瑳黨の一に此の氏あり。匝瑳八郎常廣より出づ。千葉大系圖に見えたり。次の氏に同じきか。

4 同上東氏流　下總國海上郡麻績鄕より起る。千葉支流系圖に「東六郎大夫胤頼の子胤光(小見小六郎)」とあるを祖とす。また胤光の兄「木內下總守胤朝(承久合戰云々)—胤時(同四郎、由良庄相傳、號小見)—胤直(同四郎、法名道源)—妙然(六郎入道、左衛門尉、黑衣)—胤盛(彥四郎)」など見ゆ。東鑑寬元四年條に小見四郎胤時あり。又其の子胤直は香取宮文永二年文書に「不開殿一字、作料米百七十石、小見鄕地頭彌四郎胤直・之を進む」とあり。又妙然の弟に「七郎胤景、覺性房宗源、彌六胤家、八郎胤勝、孫四郎政胤、又四郎胤氏」等見ゆ。

5 秀鄕流藤原姓佐野氏流　下野國安蘇郡麻績鄕(後世小見村)より起る。佐野系圖に「佐野新左衛門尉成綱の子是綱(小見左衛門二郎)」とあるより出づ。下野國志にも同樣見ゆ。是綱の後は其の子「盛綱(小見左衛門佐、その弟に小見二郎盛是あり、刑部と稱す)—義綱(小見小太郎、左京進)—小太郎行綱(右京大夫)—小太郎行清(左衛門佐、弟に石塚內藏助行安あり)—善五郎千重(右京大夫)—七郎五郎行春—宗十郎綱春(刑部)—左衛門綱行、弟左京助直綱」なり。

6 武藏の小見氏　埼玉郡の小見邑より起る。新編風土記に「小見村、土人の說に當所は昔小見信濃守登吉が領知なりしゆへ、後に村の名に唱へしといへり。彼登吉は成田氏の家人にして、百貫文を所務せしこと、其家の分限帳に載せ、近き世の人なれば、此の人當村に住せしをもつて、却て在名を氏となせしも知べからず。又同書に小見源左衛門、小見源藏と云ふ名をも記す、是も登吉が一族なるべし」と載せたり。

一說、前項小見行清の三男三郎行秀、當所小見城に住し、小見武藏守と稱す。その子「出羽守秀政—下總守正國—伊勢守行國(左兵衛門)—越後守行春—大和守行高」(田原族譜)なりと。されど下野小見の祖是綱の兄秀綱は天文十五年八月に卒す。是綱も大體その時代の人なるや必せり。然らば其の數世の孫なる行秀は、遙か後世の人となりて、理に合はず。當所小見氏は、より古き家なればなり。

小味　ヲミ　麻績氏に同じきか。又尾味と通じ用ひらる。

尾見　ヲミ　同上。尾味條を見よ。

尾美　ヲミ　信濃にあり。

尾味　ヲミ　また麻績氏とも、小味とも、尾見ともあり。信濃國更級郡麻績鄕(筑摩郡麻績邑)より起る。本姓服部、寬元四年服部伊賀守、會田岩殿寺領(三百餘町)を滅して、六十貫文の地を領す。後麻績勘解由左衛門清長あり。此の氏古代麻績氏の後ならんか。麻績村に麻績城あり、信府統記に「城主尾見甚右衛門、甲州に屬したる時、十騎の軍役たり」と。天文十二年、武田氏

に降りしなり。その後、天正十二年、布賀志の小笠原に一味せしにより、上杉景勝に攻められて、八月十日落城、管窺武鑑に、「尾味左兵衛をば生捕る」とあり。

小見川　ヲミカハ　下總國海上郡(香取郡)小見川邑より起る。小見川城あり、常總軍記に「小見川城には粟飯原左衛門。小見川越前守」云々。又東源軍鑑、藤澤合戰に「小田天庵の旗下なる小見河越前守輝賢を、梶原美濃守景國が家の子射取たる」事を載せ當時小見河も、小田氏治の旗下也と云ふ。(利根川圖志)。

鹿島大禰宜系圖に「永正十三甲子年九月七日入着、年數廿五、小見川緣者、此の度同心共の衆云々」と。

小汀　ヲミギハ

小道　ヲミチ　石見の大族御神本氏の一族にして、御神本系圖に「益田越中守兼見の子兼弘(小道彌三郎)」とあるより出づ。詳細は仙道條を見よ。

小綠　ヲミドリ　コミドリ　コミドリ條參照。

○小綠臣　孝德紀に見ゆるのみ。

小峰　ヲミネ　コミネ條を見よ。

小嶺　ヲミネ　同上。

小身野　ヲミノ　武藏國比企郡の小見野より起る。有道姓兒玉黨の一にして、七黨系圖に「淺羽小大夫行業の子盛行(小見野四郎)」

- 行景 三郎
- 行貞 四郎
- 實光 五郎
  - 教信 五郎大夫
  - 有行 五郎四郎
    - 廣行 四郎五郎
    - 行盛 又四郎
- 行則 六郎 ― 行重 中務丞
  - 經行 太郎
  - 貞行 四郎
- 行泰 七 ― 行直 二郎 ― 近行 彌二郎

行貞は一本に行員に作る。なほ大串(一一二八)條參照。

麻績部　ヲミベ　ヲウミベ　職業部の一種にして、麻を績ぎ、麻布を織るを職とする品部也。令義解、神祇令、神衣祭條に「麻績連等、麻を績ぎ、以つて敷和衣を織り、神明に供す」と見ゆるもの、これなり。猶ほ第一項を見よ。此等は神衣に關するもの卽ち神麻績部と稱するものなれど、一般社會の需用に應ずる麻績部もありしなり、以下の諸項を見よ。(麻績條參照)

1　伊勢の麻績部　延喜式、伊勢太神宮條に「右和妙衣は服部氏、荒妙衣は麻績氏各自潔齋、祭月一日より始めて織造り、十四日に至り祭に供す」など見ゆる之なり。皇太神宮儀式帳に「土師器作物忌無位麻績部春子女、父無位麻績部倭人」、また貞觀五年紀に「多氣郡百姓麻績部廣永等の十六人、中麻績公姓を賜ふ。自欵に豐城入彥命の後也」とあり。此等は此の部の人にして、多氣郡に麻績鄕あり、和名抄・乎宇美と註す。又神名式に麻績神社を載す。卽ち此の麻績部の居住せし地にして、神社は此の部の神を祀るなり。光明寺元享元年の文書に「五條二麻積里」あり。又藤波氏所藏兵部少輔爲宗の書狀に「多氣郡麻積鄕內、中麻積住人追殘猥籍之事云々」と(五鈴遺響、神都志)見ゆるも此の地にして、後世中海村あり、中海は中麻績の訛なるや察するに難からず。又御絲村あり、卽ち松坂木綿の產地なりとぞ。(麻績氏の事は麻績條に多し。)

2　遠江の麻績部　濱名郡輸租帳に「麻績部麻呂等五名」を載せたり。

3　美濃の麻績部　栗栖太里太寶二年戶籍に麻績部意止賣、其の他二戶」を載せたり。なほ麻績條第十三項を見よ。又中世當國に麻績庄、麻績牧等あり。

4　常陸の麻績部　茨城郡小見鄉、和名抄に見ゆ。蓋し此の部民のありし地ならん。

5 下總の麻績部　海上郡麻績郷、和名抄に見ゆ。此の部のありし地なるや必せり。後世小見氏あり、小見條第四項を見よ。

6 陸前の麻績部　伊具郡麻績郷、和名抄に見ゆ。

7 下野の麻績部　安蘇郡麻績郷、和名抄に見ゆ。後世小見氏・此の地より起る。小見條第五項を見よ。

8 肥後の麻績部　和名抄肥後國益城郡に麻部郷あり、麻部は麻績部の省略にして、此の部民のありし地なるや察するに難からず。

9 信濃の麻績部　和名抄、伊那郡に麻績郷あり、訓乎美、高山寺本には麻績とあり。又更級郡にも麻績郷あり、訓乎美と。猶ほ延喜式に麻績驛あり、更級郡の麻績郷ならん。又神鳳抄、及び東鑑文治二年條に「信濃國麻績御厨」あり。後世此の地に麻績氏起る、又尾味、尾見等に作る。本姓服部と云ふ、蓋し此の部の後裔ならん。尾味條を見よ。次に善光寺の開基本田善光は、長門本平家物語に「ヲウミの東人、本太善光」とあり、ヲウミは此の麻績かと云ふ。

10 (大)麻績部　麻績の一種、オホヲミ條を見よ。

11 (若)麻績部　同上、ワカヲミ條を見よ。

12 (神)麻績部　同上、カミヲミ條を見よ。

小宮　**ヲミヤ**　コミヤ條を見よ。

小見山　**ヲミヤマ**　コミヤマ條に併せ云へり。

溫　**ヲン**

恩賀　**オンガ**　ヲガ條を見よ。

溫義　**ヲンギ**　支那よりの歸化族にして、姓氏錄、攝津諸蕃に「溫義、北齊國溫公高緯の後也」と見ゆ。

小向　**ヲムキ**　參考諸家系圖に小向四郎右衛門吉政見ゆ、奥州にあり、コムキ條參照。

恩澤　**オンザハ**　信濃にあり。

小身狹屯倉田部　**ヲムサノミヤケノタベ**　職業部の一、タベ條を見よ。高麗歸化族也。

溫科　**ヲンシナ**　ヌクシナ條を見よ、中國の名族なり。

園城寺　**ヲンジヤウジ**　近江にあり、三井寺これなり。

1 桓武平氏良文流にして、貞政を祖とすと云ふ。

2 園城寺宮　宇多帝の皇子にして、紹運錄に「宇多天皇の御子、齊世親王、(號園城寺宮)」と註す。その母は橘廣相の女、女御義子にして、妃は菅原道眞の女なり。即ち時平が道眞を讒して曰く、此の宮を皇位に卽け奉らんとするの陰謀ありと。御子に源英明(母天神御女)、同庶明あり。

圓城寺　**ヲンジヤウジ**　エンジヤウジ條を見よ。

印具　**オンズミ**　三河國の豪族にして、印具甚藏は寶飯郡野口村古屋鋪(野口城)に據る(二葉松)。

溫泉　**ヲンセン**　伊豫に溫泉郡あり、但馬に溫泉庄あり。豫章記に「好方—好峯—安國(風早大領)—安躬(喜多郡使)—元興(溫泉郡使)—元家(久米權介)」と見ゆ。

恩藏　**オンザウ　オンクラ**

小牟田　**ヲムタ**　コムタ條參照。

恩田　**オンダ**　武藏、下野等に此の地名あり。加澤記に「天正十年十月上旬、長井の要害を恩田越前守在番す」と。下野國那須郡恩田邑より起りしか。德川時代、眞田藩の重臣に此の氏あり。

御田　**オンダ**　平家物語に「武藏國住人御田八郎師重」あり、ミタ條に詳說すべし。

恩智　**オンチ**　アンチと通じ、又生地とも訛す各條を對照せよ。上古以來の名族なり。

1 恩智使主　河內國高安郡恩智より起り

しならむ。出自未詳なれど恐らく、次の恩知神主と同族なるべし。

2 恩智神主　河內國高安郡恩智神社と、神名式に見ゆる宮の神主なり。姓氏錄、河內神別に貫し「恩智神主、高魂命兒伊久魂命の後也」と註す。神代以來の名族なり。

3 河內の恩智氏　淸和紀に「恩智貞吉」と云ふ人あり。蓋し恩智神主の後裔なるべし。下つて楠木氏の臣に恩智氏ありて、恩智城（南高安村恩智）に據る。建武年中、左近將監恩智滿一の居城也。滿一後四條畷戰に死し、其の後、恩智左近太郎あり、楠木正儀の配下に屬し、正平廿三年三月、飯盛城に據りて北軍と戰ふ。

4 坂上姓　紀伊國の豪族にして、又生地に作る。續風土記に「生地云々、大和の恩地、河內の恩智、紀伊の生地、文字も唱へも、いささか異れど、同姓といふ」と見ゆ。詳細は生地(一〇五七—五八)條を見よ。

5 伊賀の恩智氏　延文の頃、河內國交野の住人恩智(遠志)入道は楯岡山に籠りしが、北朝方なる權守橋成忠を討たんとて、市部に戰ひて敗死すと云ふ。(三國地志)。

伊水溫故には「遠志入道」と見ゆ、楯岡長者はその裔なりと。

6 (倭)奄知　凡河內氏の族なり。奄知は恩知と通ず。アンチ條を見よ。

恩地　オンチ　前條氏に同じ。

童女　ヲムナ　和名抄、信濃國小縣郡に童女鄉あり、乎無奈と註す。又靈異記に小縣郡孃里、東鑑海野莊、卽ち海野也。

臣　オンノコ　日用重寶記に見ゆる氏也。チンノコと訓ず。

老馬　オンバ　日用重寶記に見ゆる氏也。相摸國高座郡に恩馬邑あり。

恩房　オンバウ

恩藤　オンフヂ　オンドウ　備前にあり。

御厩　オンマヤ　攝津に御厩庄あり。此の地より起るか。桓武平氏良將流にして、將賴の後なりと。

雄村　ヲムラ　和名抄、攝津國能勢郡に雄村鄉あり、乎無良と註す。應仁私記に雄村四郎左衞門高任見ゆ。

小村　ヲムラ　コムラ　和名抄、信濃國伊那郡に小村鄉あり、乎無良と註す。今小室村と云ふ。此の氏の事はコムラ條に詳か也。

尾村　ヲムラ　小村と通じ用ひらる。

小室　ヲムロ　コムロ條を見よ。

御室　オムロ　山城に御室あり、仁和寺に宇多法皇の御座せしより起る。又羽前に此の地名あり。遠江國山香郡の名族にして、御室佐太夫などものに見ゆ。

御母　ヲモ　尾張に御母板倉御厨あり、關係あるか。

面懸　オモカケ　ツラカケ條を見よ。

面川　オモカハ　磐城、岩代に多き氏にして、會津には面川邑あり。岩瀨、田村等の諸郡に此の氏を見、又白川郡棚倉の都々古和氣の舊神主家を面川氏と云ふ。白川古事考に「馬場近津宮は面川大隅・神主にて、不動院別當たり」と。(別當・高松、宮代官・角田、社僧・高野、其の他社家十軒)。

面高　オモダカ　肥前國彼杵郡面高邑より起りし豪族にして、博多日記裏書、彼杵庄の庄官に「面高彌四郎入道、面高九郎入道」等を載せたり。

澤瀉　オモダカ　伊勢內宮の社家にして、皇太神宮地下權禰宜、本宮別宮內人物忌父等家系帳に「風日祈內人、澤瀉、(荒木田)」と見ゆ。荒木田姓の族人たるなり。

表　オモテ　備前に現存す。武藏に此の地名あり。

表作　オモテヅクリ　チサ歟。美濃の豪族

にして、淸和源氏土岐氏の族也。土岐系圖に「土岐隱岐守光定—次郎判官光時—光淸（表作太郎）—光吉」と見ゆ。表佐ならんか。不破郡に表佐村あり。

表波 オモテナミ　備前にありと、正訓不明。

尾本 ヲモト　小本と通ず、併せ見よ。

1　江州中原姓　江州中原系圖に「成俊（侍從、丹後守）—成行（號愛智大領、堀河院御宇、近江國七郡郡司賜之、始めて國に下り、愛智郡長野鄕に住む云々、或は朱雀院御時云々）—仲行（中次郎）—季仲（一本秀行に作る、當國愛智郡日吉下庄新宮氏知大夫經賴・實子の男なきに依り、中原朝臣仲大夫季仲を聟に取り、日吉下庄を相續す）—師仲（西大檻守）—師景（尾本權守）—

┬景直（三郎）—景定（七郎）—師時（大藏丞）—尊印（甲斐）—師高（孫六郎）
└師經（三郎）┬經直（眞）（太郎）—承惠（弟小三郎、小五郎）
　　　　　　├經長（二郎）
　　　　　　└師久（十郎左衞門）—師光（小太郎）—定光（十郎 修理亮）—光長（十郎）—某（十郎）

一族に、西、淵上、土橋、泉、八坂、平流、大浦、中間、中裂等あり、皆師景裔なり、各條を見よ。又師高の弟に、伊勢坊印賢、七郎俊信等あり。

2　銀座由緒書に、「銀座年寄尾本吉左衞門」、その他「尾本太左衞門、戶棚役尾本與助、尾本嘉一郎」。また「京兩替町年寄尾本千八郎、平役尾本太左衞門」を載せたり。

3　其の他、大村藩に尾本氏、又、伊勢、志摩等にもありと。

小本 ヲモト　コモト

1　奥州の小本氏　陸中國閉伊郡小本邑より起りしか。南部氏配下の將にして、南部左衞門高信・津輕を討ちし際、小本圓齋あり。

2　源姓　中興系圖に見ゆ。

3　參河の小本氏　額田郡の北永井村にあり、浦氏の族也と云ふ。

御本 オモト　淸和源氏紀伊武田氏の族にして、紀州武田系圖に「武田太郎家弘—師房（御本三郎、土州住）—師親（左兵衞尉）—師重（兵衞太郎、出家良坊）—重繼、弟師直（源三）、弟爲重」、と。また「師重弟經重（同三郎）」とあり。

御物 オモノ

小物 ヲモノ、コモノ條を見よ。

表屋 オモテヤ　石見にあり。

面家 オモヤ

小森 ヲモリ　コモリ條を見よ。

小森田 ヲモリダ　コモリタ條にあり。

小諸 ヲモロ　コモロ條を見よ。

小屋 ヲヤ　コヤ　和名抄能登國鳳至郡に小屋鄕あり、伊豫、岩代に小屋邑あり。又小家と通ずべし。

1　小屋縣主　靈異記に「讃岐國美貴郡大領外從六位上小屋縣主宮手」なる人見ゆれど、他書になし。次條小家連と同族か。

2　秀鄕流藤原姓江戶氏流　常陸國那珂郡（茨城郡）小屋より起る。鯉淵氏の事なり、コヒフチ條を見よ。和光院過去帳に「貴叟禪定門（小屋駿河守、四月十七日）」とあり。

3　淸和源氏佐竹氏流　チヤケ條を見よ。

小家 ヲヤ　ヲヤケ　和名抄筑後國生葉郡に小家鄕あり、宇佐大鏡、治安三年官符に筑後國小家莊と見ゆ。關係あるか。

○　小家連　葛城氏の族にして、姓氏錄、河内皇別に「小家連、鹽屋連同祖、武内宿禰男葛城襲津彥命の後也」と載せたり。なほチヤケ條を參照せよ。

男夜 ヲヤ

尾矢 ヲヤ

小柳筒　ヲヤイヅ　日用重寳記に見ゆ。駿河國益頭郡に小柳津邑あり、今志太郡に屬す。神鳳抄に小楊津御薗とあるものこれなり。この地より起り、御薗と縁故あらん。

御矢川　オヤガハ　山城賀茂神社氏人に此の氏あり、鴨縣主姓にして出司たりしが、後世斷絶すと云ふ。

小楊　ヲヤギ　ヲヤナギ　和名抄武藏國多摩郡に小楊鄕あり、乎也木と註す。コヤナギ條參照。

小屋木　ヲヤギ　太平記卷九に小屋木九郎あり、近江番場にて戰死す。番場宿蓮華寺過去帳に「小屋木七郎知秀（三十八歲）」と見ゆ。

小宅　ヲヤケ　和名抄、播磨國揖保郡に小宅鄕あり、古伊倍と註すれど、後世、小宅邑（ヲヤケ）あり、且つ高山寺本には乎也計と註すれば、ヲヤケなるべし。その他、下野に小宅邑あり。

1　小宅連　小家條を見よ。

2　（秦）小宅（無姓）　山城國の計帳と思はるゝ正倉院文書に「秦小宅豐賣等二人」、また天平五年の右京計帳に「戸主秦小宅牧床外九人」を載せたり。秦氏の族なり。

3　清原姓芳賀氏流　下野國芳賀郡小宅邑より起る。淸黨の一にして、芳賀系圖に「芳賀左兵尉重俊（永仁六卒）―高眞（三河守、五郎、同郡小宅を領す。小宅、井に八幡社司東宮氏の祖なり）―高置（小宅藏人、觀應二辛卯十二月廿七日、駿州薩埵山に於いて討死）」と載せたり。次項を見よ。

4　常陸の小宅氏　前項小宅氏の後にして新治郡坂戶城に據る。新編國志に「小宅、其の先芳賀氏、姓淸原、世々下野芳賀郡に居る、因て芳賀氏と稱す。文治中七郎大夫高經、其の子二郎高行、宇都宮朝綱に屬し、藤原泰衡を陸奧に擊つ。後五世兵衞尉高久子無し、宇都宮景綱三子を養て嗣とす、云々。芳賀禪可の子、駿河守高賴に至り、始めて芳賀郡小宅に居り、因つて氏とす。子高淸、その子高國・豐前守、始めて當國坂戶城に徙る。子の景時・小栗城に遷り居る。因て小栗藏人と稱す。康正元年、小栗氏亡び、宇都宮明綱悉く其の地を合せ、景時を置て之を守らしむ。子尙時・越後守（小宅家譜）、天文十八年、宇都宮尙綱・早乙女坂に戰死す。結城政勝・隙に乘じ小栗城を攻陷し（白河文書）、兵を置き、之を守る。永祿三年、佐竹義昭大兵を發し、結城を攻む。結城晴朝盡く屬城を棄つ（古戰錄）。小栗・空虛なりしかば、尙時復還りて之に據る、（家譜、常陽四戰記）。是れより先き、坂戶城は小田氏治の爲に陷らる。氏治・信太賴範（鴨之助）をして之を守らしむ。七年、上杉輝虎小田城を攻陷し、賴範之に死す。尙時・坂戶を攻て之を復す（家譜、四戰、古戰錄）。子の高春・越後守（家譜）、慶長二年本宗と共に籍沒せらる云々」と。

5　因幡の小宅氏　氣多郡鷲峰大明神の社家に小宅氏あり（因幡志）。

小屋　ヲヤケ　ヲヤ　コヤ

1　淸和源氏佐竹氏流　佐竹支族系圖に、「小場三河守義實の子大炊介義忠、（舍弟、前小屋竹岩、是より分る）」とあり。

2　數流あり、ヲヤ條、コヤ條を見よ。

小家　ヲヤケ　連姓なり、ヲヤ條を見よ。

小介　ヲヤケ　コスケ條參照。

小社　ヲヤシロ　和名抄近江國神崎郡に小社鄕あり。

○　中臣氏流　伊勢祭主家の一族にして、中臣氏系譜に「（四條）輔親（祭主）―輔隆（祭主）―輔經（號小社）―親定」とあるより出

づ。コヤシロ條參照。

小安生 **ヲヤスフ**

小柳 **ヲヤナギ** コヤナギ條を見よ。

小梁川 **ヲヤナガハ** コヤナガハ條參照。

小谷野 **ヲヤノ** コヤノ條にあり。

小籔 **ヲヤブ** コヤブ條を見よ。

小山 **ヲヤマ** **コヤマ** 和名抄、遠江國周智郡に小山鄉あり、乎也萬と註し、又美濃國加茂郡に小山鄉、下野國都賀郡にも小山鄉あり、後小山庄と稱す。又下總に小山庄あり、其の他、チヤマ、コヤマの地名諸國に頗る多し。

1 小山連 忌部氏の族なり。姓氏錄、左京神別に「小山連、高御魂命子櫛玉命の後也」、また攝津神別に「小山連、高魂命子櫛玉命の後也」、など見え、又齋部宿禰本系帳に「多比古足尼の子古止禰、此は小山連祖」、と載せたり。

2 但馬日下部氏流 日下部系圖に「高田大夫盛澄—新大夫家澄—家綱(小山六郎)—高綱、弟朝家、弟泰綱」、と見ゆる後也。

3 秀鄉流藤原姓 下野押領使藤原秀鄉の後裔、大田行政の子政光・都賀郡小山庄を領し、庄名を家號とす。これ小山氏の祖にして、東國屈指の大族なり。小山庄は都賀郡より、寒川、結城の二郡に跨り、一上六十六鄉、下三十六鄉(小山文書)、一萬餘町に及べりと云ふ(小山系圖)。而して下野國府は都賀郡に存し、政光は祖先以來下野の國司にして、子孫國府の實權を握り、また東鑑、承元三年十二月十五日條に「近國守護補任御下文等、備に之を進む、云々。小山左衛門尉朝政申して云ふ。本御下文を帶せず。曩祖下野少掾豐澤(秀鄉の祖父)・當國押領使と爲り、檢斷の如きの事、一向之を執行す。秀鄉朝臣、天慶三年・更に官符を賜ひて後、十三代、數百歲、奉行の間、片時も中絕の例なし。但し右大將家御時は、建久年中、亡父政光入道、此の職を朝政に讓與するに就いて、安堵の御下文を賜ふ許也。敢えて新恩の職に非ず、御不審を散ずべしと稱す。彼の官符以下の狀等を進覽す云々。其の外、國々、又右大將家御下文を帶し訖る。縱ひ小過を犯すと雖、輙く改補せられ難きの趣、其の沙汰あり。向後殊に懈緩を存ずべからざるの由、面々仰せ含めらる、廣元之を奉行す」と載せ、又同書、建長二年十二月廿八日條に「下野國大介職は、伊勢守藤成朝臣以來、小山出羽前司長村に至る、十六代相傳、敢へて中絕の儀なきの處、大神宮雜掌の訴に依り改補せらるゝ所也」と載せ、又小山文書、子所領分目錄に「下野國權大介職」を擧げ、而して「國符郡內、日向野鄉、古國符、大光寺、國分寺敷地、惣社敷地、同惣社野等」と見ゆ、又建久三年九月十二日の下文に「下野國日向野鄉住人左衛門尉藤原朝政」とあり。此等によれば、秀鄉は下野押領使たるに過ぎざりしが、將門の亂を平げて以來、在廳官として勢力を振ひ、而して、小山朝政も國府附近に住し、子孫・全く國府の實權を握りて、之を私有するに至りしを窺ふに足らん。猶ほ此の現象より見て、小山氏は、秀鄉流藤原氏の嫡流とすべきが如し。小山氏の系圖は、尊卑分脈に「行政(大田大夫)—政光(小山四郎、下野大掾)

—朝政(従五下 左衛門尉 下野守 朝長)—長朝—長政(下妻修理權亮)
　　　　　　　　　　　　　　　　　└長村(出羽守、四郎)
—宗政(淡路守)—政能(左衛門尉 國府)—政綱(左衛門尉)
　　　　　　　└時宗(淡路守)(中沼)
—重光
—朝光(上野介、同阿)(結城)
—時朝(時村)(修理權大夫)—宗朝(出羽守)—貞宗—政秀(藤井)

```
┬時長（左衞門　五郎　下野大掾）─宗長（五ゾ　左衞門尉）┬貞朝（下野守　叙留　小四郎　爲時朝子）─秀朝─朝氏
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├貞光
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└秀朝┬高朝（下野守）┬朝鄕（改秀朝　改朝氏　小四郎　左衞門尉）
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　└氏政（左衞門佐）─「義政（下野守）」
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└秀政（或宗長子　五郎　左衞門尉）
├宗光（左衞門七郎）
├長綱
└政村（朝村）（左衞門尉　五郎三郎　或本朝政子）
```

小山氏の歴代は次の如し。

初代政光は、東鑑文治五年七月廿五日條に「二品（賴朝）・下野國古多橋驛に着御、先づ宇都宮に御奉幣、御立願あり云々。其の後御宿に入御、時に小山下野大掾政光入道・駄餉を獻ず、云々。政光頗る笑ひ、君の爲、命を弃つるの條、勇士の志す所也。爭でか直家（熊谷）に限らん哉。但し此の輩の如き者は、顧眄の郞從なきにより、直に勳功を勵み、其の號を揚ぐる歟。政光の如きは、只郞從等を遣はし、忠を抽んずる許也。所詮今度に於いては、自ら合戰を遂げ、無双の御旨を蒙むるべきの由、子息朝政、宗政、朝光、幷に猶子賴綱等に下知すと。二品興に入り給ふ云々」と。系圖に、「小山四郎、一本小四郎、下野大掾、法名蓮西、五月十一日卒」と。讓狀に「下野權大介政光入

道」、下野國志に「所領凡そ一萬餘町」。又「小山城は此の人・保元平治の頃に開創」と云ふ。政光は系圖に秀鄕より十代とあり、東鑑承元三年條より云ふも、建長二年より云ふも亦然り。即ち「秀鄕、千常、文修、兼光、賴行、武行、行尊、行政、行光」なり。オホタ條、及びフヂハラ條を見よ。

二代朝政は、政光の子にして、源平盛衰記に「小山小四郎朝政」、東鑑卷一、三、四、五、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、、二十二、二十三、二十五、二十六、二十九に「小山四郎朝政」、分脈に「天福二、三、廿九、出、法名生西」、系圖に「曆仁元年三月晦卒、年八十四、從五位下、小山下野守、一本左衞門尉、判官、母は宇都宮下野權守宗綱女」、讓狀に「撿非違使下野守」とあり。弟宗政は「淡路守」、東鑑卷二、四、六、九、十一、十二、十三、十四、十五、十七、二十七に「小山五郎宗政」、ナガヌマ條を見よ。次に弟朝光は東鑑卷二、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十五、十六、十七、二十に「小山七郎朝光」、源平盛衰記に「同七郎朝光」、詳細はユフキ條を見よ。

三代朝長は、分脈に「長朝（朝長正說也、本政義、或本云ふ朝長）」と載せ、系圖に「左衞門尉、又四郎、元名政義」、東鑑卷二十五、二十六に「小山新左衞門尉朝長」、承久記卷二に「小山新ざゑもん」、卷五に「小山の（新）さゑもん朝長」とあり。弟政村は藥師寺五郎。分脈・時朝、時長の弟に「政村、改朝村」を收め「或本・政村、朝政子」と註し、下野國志には「朝長の子に朝村」を載せたり。承久記卷五、一本に「小山左衞門朝村」と。ヤクシジ條を見よ。

四代長村は、系圖に「四郎、小山出羽判官、母中條宗長女、文永六年八月十五日卒、五十三」、下野國志に「五郎、出羽守、從五位下」、分脈に「下妻、又號藥師寺」と。東鑑卷三十一、三十二、三十四、三十五に「小山五郎左衞門尉長村」、三十七、三十八、三十九に「小山大夫判官長村」、三十六に「小山判官長村」四十、四十一、四十二、四十四、四十五、四十六、四十八、四十九に「小山出羽前司長村」（祖父下野生西）、廿八に「小山五郎右衞門尉」、三十四に「小山左衞門尉」とあり。分脈・此の兄弟に「下妻修理權亮長政」を收む、

この人・東鑑巻三十六に「小山下野四郎長政」と見ゆ。

五代時長は、系圖に「五郎、左衛門尉、下野大掾、判官、宇都宮下野守泰綱女婿、建治二年五月卒、三十一歳」と。下野國志に「從五位下」、東鑑巻四十二に「小山五郎左衞門尉時長」とあり。時長の兄弟時朝、分脈・兄とし、「使、修理權大夫、叙留、叙留の後申、六位畏云々、從五下、改時村云々」、國志は弟とし、「藤井郷を領す」、と。フヂヰ條を見よ。時長弟に七郎左衞門尉宗光あり、東鑑に「小山七郎時光」とある人、これか。ツカダ條を見よ。妹女子、國志に「相摸三郎時利の室、時利は北條時頼の長男、後時輔に改む、六波羅にありて逆心により、赤橋義宗に討たる」と。

六代宗長は、系圖に「五郎、左衞門尉」、國志に「從五位下、母は宇都宮下野守泰綱女」と見ゆ。

七代貞朝は「使、小四郎、從五位下、左衞門尉、下野守、鎌倉評定衆」、國志に「四郎」、分脈に「時朝子と爲る」とし、弟に貞光を收む。

八代秀朝は下野守。國志に「判官、建武二年七月十三日武藏國府中に於て討死」、太平記巻六に「小山判官」、十三、中先代蜂起の條に「小山判官秀朝、武藏國にて出合ひ、戰利なくして自害」と。梅松論には「小山下野守秀朝」とあり、一族家人數百人自殺す、この事、又元弘日記裏書にも見ゆ。大日本史に「秀朝・初名高朝、大夫判官と稱す、元弘中・北條氏の軍に從ひ、笠置及び楠正成の城を攻む（光明寺藏書殘篇、太平記、初名・尊卑分脈、及び元弘日記裏書に據る）」と。又太平記巻三に鎌倉勢に「小山出羽入道」、あり。又巻四、後醍醐天皇隱岐國遷幸警固の士に「小山五郎左衞門」あり、增鏡に「小山の五郎右衞門とかやいふ武士に、同じ花をやるとて、忠顯少將云々」と。分脈・秀朝の弟に、「五郎左衞門尉秀政を收め、「或宗長子云々」と載す、この人ならん。但し作陽志には「異本太平記に曰ふ、久米の佐良山にて、小山五郎左衞門秀朝、花を一枝手折りて、六條少將に進む」と載せたり。

九代朝氏は、國志に「小四郎」とあり。梅松論に「將軍云々、小山、結城、長沼が一族をばおしみ止らる。此輩は、治承のいにしへ賴朝義兵のとき、最前に馳參して、忠節を致したりし小山下野大掾藤原政光入道の子共の連枝の人の子孫也。曩祖、武藏守兼鎭守府將軍秀鄕朝臣、承平に朝敵平將門を討取て、子々孫々鎭守府將軍の職を蒙りし五代將軍の後胤なり。累代武略のほまれをのこし、弓馬の家の達者也。其勢二千騎、仰を蒙りて將軍の先陣として、建武二年十二月八日鎌倉を御立あり、云々。敵數百人討取る間、御かむにたへずして、武藏の太田の庄を小山の常犬丸に充行はる。是は由緒の地なり」、と見え、太平記巻十四、尊氏方、外樣大名諸將の筆頭に「小山判官」を擧ぐ。而して梅松論この後も、「御方の小山結城と、敵の結城白河上野入道と戰ひし」事を載せたり、足利方なりしや明白とす。後に「左衞門尉、下野守」になりしと云ふ。大日本史には「秀朝（高朝）・二子あり、朝鄕と曰ひ、氏政と曰ふ（尊卑分脈）、朝鄕、少名今犬丸、幼にして家を繼ぐ。足利尊氏の反するや、朝鄕之に從ひ功あり（梅松論、天正本太平記、○按ずるに、梅松論今犬を常犬に作る。左衞門尉と爲る（尊卑分脈、結城文書）」とす。

朝鄕、この人、小山系圖になけれど、分脈に、秀朝の弟下野守高朝の子とし、「朝鄕、

オヤマ

オヤマ

小四郎、左衛門尉、改秀朝、又改朝氏」とあり。然らば朝氏と同人か。但し分脈・朝氏と此の人とを從兄弟とす。

關城繹史に「延元二年九月、源顯家、義良親王を奉じて東征、進んで宇都宮に至る。小山朝郷・小山城に據りて降らず。官軍圍み攻むこと十三晝夜、竟に之を拔く、賊を斫る算なし（天正年代記）」と。又「興國三年十一月、准后親房、小山族藤井出羽權守宗秀を小山に遣はし、朝郷を説いて歸順出援の事を以つてす。朝郷答へて曰く、當に結城親朝の至るを待つて、相共に赴援せん」と。また「四年三月、小山朝郷、使を城中に通じて曰く、願はくば興良親王を其の城に迎へんと。親王・小山に赴き、朝郷に投ず、然れども、朝郷・擧兵の意あるなし（白河文書）」と。

十代氏政は左衛門佐、國志に「從五位下下野大掾」、系圖には「朝氏の子」とし、分脈には「朝郷の弟」とす。南朝に應ぜしも早く死す。常樂記に「文和四年七月廿三日、小山左衛門佐、廿七歳」とある者これなるべし。

十一代、義政は系圖に「五郎、左馬助、下野守、法名永賢、政光より是れに至る

十代」と。國志に「從五位下、下野大掾永德二年壬戌四月生害」と。鎌倉大草紙に「康暦二年（天授六年）五月五日、下野住人小山左馬助義政、吉野宮方と號し、逆心しければ、宇都宮基綱大將にて、退治の爲發向云々」と。義政逆擊して之を裳原に斬る（花營三代記、鎌倉大草紙）。是に於いて、足利氏滿・關東十二國の兵を發し、出でゝ武藏府に陣し、上杉憲方を遣はして義政を攻む。義政禦戰利あらず（鎌倉大草紙）、使を遣はし降を請ふ。氏滿之を聽す（花營三代記、鎌倉大草紙）。既にして義政降を果さず、弘和元年春・氏滿亦大兵を發し、出でゝ武藏村岡に陣し、上杉中將禪助（朝宗）、及び木戶將監範秀を遣はし、之を攻む。義政・鷲城に據り之を禦ぐ。白旗一揆・衆に先んじて進み、攻めて外郭を破る。義政衆を勵し奮擊して之を郤く、殺傷甚だ多く、相持する數月（鎌倉大草紙、僧賴印行狀）。其の後、義政再び降りて鷲城を去り、祇園城に徙り、遂に剃髮して名を永賢と改む。氏滿・梶原美作守道景を遣はし、若犬丸をして、家を繼しむ（鎌倉大草紙、僧賴印行狀）。明年三月廿三日、義政自ら

祇園城を火き、糟尾山中に入り、嶮に據り壘となす（大草紙、明王院古文書）、之を櫃澤城（糟尾村）と謂ひ、士卒を長野寺窪城（永野村）に分遣して、之を守らしむ。氏滿・また上杉、木戶等をして、長野城を攻め落し、尋いで亦寺窪城を陷れ諸軍櫃澤城を攻め、四月十三日、義政敗北・父子夜に乘じて逃れ、義政自殺、（大草紙、明王院文書）、若犬丸逃ぐ。下總小金本土寺過去帳に「小山義政、永德二壬戌四月自害」とあり。

十二代隆政は若犬丸。元中（至德）三年五月七日、若犬丸・祇園城に據り兵を起す。當國の守護人木戶修理亮・國兵を發し、來りて不可惠山に陣す。若犬丸襲擊、之を走らす。氏滿・又自ら兵を率ゐて下總古河城に陣す。若犬丸・城を弃てゝ逃る。應永三年春の比、若犬丸陸奥に至り、勤王の士を招集し、因つて義を擧ぐるを圖る。田村莊司坂上淸包・之に應ず。是れより先、新田義宗の子義則（新田相州）匿れて陸奥に在り、若犬丸・淸包と議し、義則を立てゝ將と爲し、義を近國に唱ふ。武藏上野の義徒・盡く至る。若犬丸等・出でゝ白河關に至らんとす。氏滿自ら關東十

國の兵を督して白河に至る。若犬丸等、終に敵すべからざるを知り、自潰して去る、後終る所を知らず。二子あり尙幼。四年正月廿四日、葦名盛政(會津三浦左京大夫)に執へられ、鎌倉六浦城に沈む(鎌倉大草紙)。小金本土寺過去帳に「小山若犬、六浦海に沈む。子息宮内七才、久犬三才」と見ゆ。かくて小山氏一時亡ぶ。小山氏は支庶甚だ多し。卽ち大田、中沼、長沼、結城、藥師寺、大河戸、淸久、高柳、窵室(一に窵村)、皆河、寒河、山河、臼戸、網戸、大戸、關、下河邊、幸島、河原田、矢股、下妻、瓮田(瓮戸)、小河、野木、等これなり。各條を見よ。下總、常陸等にて小山とあるは皆此の族なり。

4 秀鄕流藤姓結城氏流　前述の如く、小山氏滅亡せしにより、同族結城基光の二男泰朝をして之を繼しむ。爾來勢なかりしも、猶ほ關東八家の一たり。小山系圖に「泰朝―滿泰―持政(法名大中孝菊)―氏鄕―成長―政長―下野守高朝(實結城政朝次男)―彈正少弼秀綱―小四郎秀廣―小四郎秀恒―主膳秀泰」と載せ、又重興小山系圖には次の如く見ゆ。

小山下野大掾政光四男、結城朝光八代彈正少弼基光二男。泰朝(小山下野守、新左衞門尉、法名號聖安寺)―廣朝(大膳大夫、左馬助、改名滿泰。弟に結城中務大輔氏朝あり)―持政(左馬助)―氏鄕(小四郎。妹は宇都宮下野守業綱の室、明綱の母)―成長(判官、一本重長に作る、實は山川景胤の男、法名大中存孝)―政長(右京大夫、七郎、初政昭、法名大雄存悅)―高朝(下野守、入道運久、實は結城政朝の二男、天正二年甲戌十二月晦日卒、六十七、法名天翁孝運)―女子(石川彌太郎源時通の室、小十郎朝成の母)、弟秀綱(小山彈正少弼、小四郎、初名氏朝、又氏秀、法名孝山)。弟に重朝(富岡主稅助、上野國富岡對馬守宗朝の家督)、又弟に晴朝(結城左衞門督、父左近將監政勝の家督を繼ぐ)。次に秀綱の男政種(下野守、初名朝宗、母は成田下總守藤原氏長の女、幼名伊勢千代丸。その弟高綱は榎本美濃守、同郡榎本鄕を領すゝ妹は那須修理大夫藤原資晴の室、資景の母。)―秀廣(小山小四郎、母は北條左京大夫平氏政の女。その妹は那須左京大夫資景の室、資重の母。)―秀常(小四郎)―安勝(刑部)弟秀勝(小四郎、水戸家に仕ふ」)、と。見聞諸家紋に

左巴、小山
一番　結城左近將監
二番　土肥右馬助淸平
二(三イ)番　山下孫三郎秀忠
二番　沼田彌太郎

秀綱・天正中小田原北條氏に降り、其の藩屛となる。よりて十八年北條氏滅亡の際、舊領沒收、家亡ぶ。(小山系圖にては、秀綱の一男政種十四歲、夭死、次男高綱・十九歲戰死、故に三男秀廣、家を嗣ぐと)。此の末流寬政系譜に見ゆ。家紋二頭右巴。

5 宇都宮氏流　下野國河內郡兒山邑より起る。尊卑分脈に「宇都宮彌三郎賴綱―宗朝(石見守、號小山)―朝定(中山肥後守)―重朝(四郎左衞門尉)―朝任(六郎左衞門)」、と。また朝定の弟に、宗業、朝基(左衞門尉)等あり。宇都宮大系圖これに同じ。下野國志には兒山等祖とす。こはコヤマなり。

6 那須の小山氏　鹽原湯前神社鰐口に、「天文十二癸卯天三月、鹽原城主小山越前守」と見ゆ。醫王院の北方に城跡あり、小山氏の居城とす。

7 小野姓橫山黨　畠山本小野系圖に「橫山隆兼の子經隆(經孝)・小山次郎、治承三年四月十三日死去」と見ゆ。武藏多摩

郡に小山邑あり、此の地名を負ふか、但し他の小野系圖には小倉二郎とあり。

8　兒玉黨　富澤家記録に「家臣小山與三次」、また「富澤家代陪臣の事、當村に住す。小山庄三景廣、同藤九郎景直、同與惣次光景、同六左衛門、同茂左衛門、同六右衛門、同六左衛門、同茂左衛門、同六左衛門。小山本紋丸に二ツ引」とあり。

9　清和源氏石川氏流　奥州石河系圖に、「彌太郎義忠(元弘元年秋、後醍醐天皇・和州笠置に行在し、北條氏を討たんと欲する時、義忠・笠置に內應すと風聞す。故に北條之を殺さんと欲す。小山判官・義忠と舊好の故あるを以つて、固く請ひ、罪狀未だ決せざるの間、暫く之を預からんと欲す。是れによりて、義忠及び子時通、共に下野國小山に赴く)―彌太郎時通―小十郎時成(石川氏を改め、小山氏を稱す)―小山五郎氏房―同新左衛門春信―下野權守政康(小山氏を改めて石川氏に復す)―親康―忠輔―清兼―家成―忠總―廉勝―昌勝」と見ゆ。果して然るや否や、詳かならず。イシカハ條參照。

10　平姓柏山氏流　陸中國膽澤郡小山邑より起る。柏山(樫山)氏の一族に小山九郎

あり。カシヤマ條を見よ。

11　磐城の小山氏　建武四年正月十六日伊賀盛光代麻績盛清の軍忠狀に「小山駿河權守館に押寄せ云々」と。關城繹史に「延元二年正月、小山駿河權守、菊田庄瀧尻城に據る。其の餘の官軍は、三箇、湯本二城に據る」と。下野小山氏の族なるべし。磐城、岩代に小山氏現存す。

12　美濃の小山氏　和名抄加茂郡に小山鄉あり、後世小山邑と云ふ。この地より起れるか、當國小山氏多し。又新撰志に「鍛冶吉廣、同吉長、ともに小山と號す。同長廣は兼光が子にて、小山と號し、寬正の頃、赤坂に住し、又小山にもすめり。ともに古刀鑑に見えたり」と。

13　遠江の小山氏　榛原郡小山邑に小山城あり、小山氏の居城かと云ふ。

14　相摸の小山氏　高座郡の小山村より起る。東鑑卷十、建久元年十一月、賴朝上洛の隨兵に「相摸小山太郎」あり。これより前、卷四、五に「小山太郎有高」見ゆ、この人ならん。また建久六年三月、「相摸小山四郎」、建保元年五月、和田義盛亂、討死せし交名に、澁谷の人々中「小山太郎、同次郎、同四郎」等あり。又二十一に「小

山太郎」、三十六、五十二に「小山四郎」これ等も然るか。平姓ならんと。

15　甲斐の小山氏

16　紀伊の藤姓小山氏　當國小山氏多く、何れも下野小山氏の族裔と稱す。先づ牟婁郡安宅莊久木邑の舊家小山氏は續風土記に「地士小山助之進、其の祖は、小山下野守藤原朝政より六代下野守高朝の三男、新左衛門尉實隆といふ。高朝三子あり、長を判官秀朝、次を石見守經幸といふ。實隆・牟婁郡に來り、潮崎庄に止る。後南朝に屬す。また同郡富田莊地頭職たり。其の子左衛門少尉兼光、南朝に奉仕し、後畠山家に屬し、阿波國立江莊、本國富田莊の地頭職たり。其の子右京亮行近・當官に任ぜし口宣案、義持將軍の御教書等あり。行近より七代定次に至る迄、代々畠山の麾下となる。其の子式部大輔氏次・豐臣家に仕へ、熊野檜山支配の朱章を賜ふ。關が原の役に增田長盛に與し、領地を失ふ。子八郎左衛門尉氏義と云ふ、淺野家の時、舊家なるを以つて稟米十口を惠まる。子八大夫氏辰・南龍公御入國の後地士となる。代々久木村に住す」と。されど、下野小山氏とは別流

なるべし。

また同郡三前郷西向浦舊家地士小山熊之亟は「小山三郎實隆、其の祖なり。實隆は安宅莊久木村小山助之進の祖石見守經孝の弟なり。文保二年、左兵衛尉に任ず。又新左衛門とも稱す。元弘元年、南方海邊守護の爲め、此の地に住す。實隆官軍に屬し、屢〻戰功あり。子を義氏といふ。後隆長と改む、小山五郎と號し、始め左兵衛尉に任じ、正平十年、左衛門少尉に轉任す。正平七年、攝津國久知莊知行相傳すべき論旨を賜はる。隆長の子隆春・五郎左衛門と稱す。南北一統の後、湯川家に屬す。隆春の子隆保、新左衛門と稱す。其の子隆義・五郎三郎と稱す。永正年中、畠山尾張守植長に從ふ。隆義の子隆光、隆光の子隆朝、隆朝の子隆友、加賀守と稱す。織田氏に屬す。其の子隆重・助之亟と稱す。豊太閤に召され、八百石を知行す。慶長五年石田三成に與して大阪に戰死す。其の子隆政浪人となり、元和封初、地士に命ぜらる。大島浦を監し、世々相續す」と見ゆ。

又日高郡印南莊條に「應永頃小山氏地頭職となる。中世領主詳ならず。後世湯川氏の領なり」と。牟婁郡小山氏文書、應永六年義持の判書に「紀州印南本郷地頭職事、宛行ふ所也云々、小山八郎殿」と。なほ海部郡貴志庄榮谷の猿引貴志氏は、小山判官政氏の後なりと云ふ、キシ條を見よ。

17 阿波の小山氏　紀伊小山氏の族なり。安宅の小山氏文書、元亨二年四月預所肥後守經家請文に「阿波國海賊所々に出入するを聞召及ばる云々、領内勝浦新庄小松島浦の船に於ては、定紋唐梅に候畢んぬ云々」と。又康暦二年二月の阿波守正氏の判書に「阿波國立江庄の內北方地頭職の事、兵粮料所と爲して宛て行ふ者也。早く先例に任せ知行せしむべきの狀、件の如し。小山八郎左衛門尉殿」と。これより前、延元二年五月二日文書に「佐々木信胤・備前國小豆島に於いて義兵を揚ぐ、早く南山一族を相催し、合力せらるべきなり。小山一族中」と。

なほ阿波には小山氏の一族藥師寺阿波守政村の後なる村田、田村等の族あり。各條を見よ。

18 伊豫の小山氏　豫章記、正平頃の人に小山六郎五郎あり、又小山兵庫助といふも見ゆ。

19 豊前の小山氏　宇佐郡の豪族にして、永享應仁の頃、小山義行あり。

20 筑後の小山氏　筑後國志三池郡今福城條に「正治元己未年、三毛攝津守之を築く、翌年大間城に移り、家臣小山左衛門尉をして當城を守らしむ(明)」と。

21 源姓早岐氏流　肥後國託麻郡小山邑より起る。この地は建保四年四月二十二日下文に「肥後國六莊內小山村住人源業政」と見ゆ。又建長三年盛實の讓狀には「おやまのむら」とあり。卽ち早岐氏は此の地にありしにより、又小山氏とも云ひしなり。詳細はハヤキ條を見よ。

22 菊池氏流　前項の小山氏を襲げる也。菊池系圖に「經宗―經直―隆直―次郎隆定―隆親(片角三郎、又號小山)」と。また筑後菊池系圖には「經定の子、經直の弟に小山五郎」を擧げ、合志系圖には「隆定―隆親(託摩小山)」と見ゆ。

而して肥後國志に「此の早岐小山と、菊池出田の家系に、同異疑似の所多し。文書に據れば、早岐判官代源業政を祖とし、其の邑を二女に傳へ、其の子盛實に三傳し、盛實之を清基(幼名若熊、法名正心)に讓る。清基・正和中(菊池九郎)隆信に

小山村地頭職を讓り、本證を子息正圓坊より奪回す。之に依り家系二流となる。隆信又族武宗を養子とし、武宗は更に託磨能勝を養子とす。能勝二子あり、松一、武者一と云ふ」と。又事蹟通考に「按ずるに出田系圖に『經親（以上、出田系圖を合せ見るべし）、武宗（越前權守）、隆重（三郎五郎）、隆綱（九郎）、隆氏（三郎）、隆信（九郎）、武久（二郎九郎）、武遠（民部少輔）、朝久（九郎）、秀信（三郎、筑後守、文明十七年十二月二十日、御船陣原に於いて戰死）』と。小山系圖に『隆親（片角三郎、菊池隆定の二男）、隆重（三郎次郎）、隆綱（彌次郎、小山村を領す、故に或は小山を以つて家號と爲す）、隆氏（三郎）、隆信（九郎）、武宗（孫九郎、越前權守、木山合戰討死）、武久（九郎）、朝久（越前守）、秀信（小山日向守、文明十八年十二月十二日、御船陣原に於いて戰死、年四十二）と』。早岐系圖には、隆信、武宗、能勝となす。又阿蘇文書正平二年九月、惠良惟澄が注進狀に『菊池九郎武久申す、養父小山越前權守武宗の跡、本領新恩地の事云々。』と。諸書悉く武宗あり。早岐小山系圖に隆信、武宗。阿蘇文書、小山系圖に武宗、武久（託磨文書に『武宗養父武成、養子能勝』となす。之に據りて之を考ふれば、武成の始の名は隆信、武久後に能勝と改む歟。今考ふる所なし）、次第相同じ。其の外、同じからず。取捨・考決する所なし。故に併せ書して此に附す。小山出田系圖は大略同じ、倶に秀信あり、年日少し異れりと雖も、死所同じ、孰れ是れなるかを知らず」と見ゆ。永正二年十二月三日菊池家臣の連署に小山十郎三郎運貞あり。

23 大江姓　安藝の名族、小山氏の族にして、毛利氏家譜に「元春の子元淵の子孫小山」と載せたり。尊卑分脈にも「毛利季光―經光―時親（安藝吉田鄕地頭職）―左近將監貞親―陸奥守親茂―右馬頭師親（改元春）―刑部少輔元淵（號小山）」と見ゆ。

24 橘姓楠氏流　美作玉林院橘系圖に「和田左兵衞尉元政、弟久大夫正直―勝左衞門（小山氏祖）」と見ゆ。次項小山氏と關係あらんか。

25 近江大石黨　大石黨の一に、此の氏あり。又後世大石內藏助良雄系圖に「內藏助良勝―良秀（小山喜右衞門）―良師（小山源五左衞門）、」また良雄の叔父に「小山孫六良速（藝州陪臣）、小山源五左衞門良師（良秀養子）」を載せたり。

26 雜載　常樂記に「正中三年（嘉曆元）六月、小山木工助・出羽に於いて他界」と。又翁草鎌倉時代武士の所領を擧げて「一萬石、下總の內、小山小四郎幸義」と。又常陸大山城は、小山修理大夫の居城なりと。

又長享江州動座着到に「小串小山六郎」」こは小串氏の族なり、その條を見よ。又龍造寺隆信譜に「豐前守胤家、千葉胤盛に從つて筑前に如く、小山村上等祖也」と。又秀康卿分限帳に「七百石、小山監助、百五十石、小石新五郎」と。又和泉堺に小山氏あり、小山良觀・慶長年間德川家康より、糸割符の朱印を與へらる。又河內志紀郡に小山氏の名族あり。又久能山社家に小山氏。駿府內外寺社記抄、木枯森八幡宮平禰宜に、小山文太。武藏足立郡中川村氷川社神主家。筑前筥崎宮神預內譯に「七斗八升、權少宮司、小山利助」」又備前吉備津社禰宜家、近衞家の諸大夫に小山氏。佐州諸役人付に「藤原姓小山

新左衛門」志摩、津輕にも此の氏あり。

又香宗我部記錄に小山吉兵衛見ゆ。

御山 オヤマ　相摸に御山庄あり。

尾山 ヲヤマ　美作粟井家臣に尾山與藤治あり、弓の名人なりと。

小山田 ヲヤマダ　武藏に小山田庄、其の他、陸前、陸中、羽後、越後、筑前、豐前、薩摩等に此の地名あり。

1　桓武平氏秩父流　武藏國小山田庄より起る。此の地は黃梅院應安五年文書に小山田庄黑河鄉と見え、又新編風土記多摩郡卷に「此の名も古き唱へなり。東鑑等に小山田別當有重がことを載す。當所に住し、地の名を以つて稱號とす。小田原役帳に小山田庄四ヶ村と記し、同書に此の邊の村名十六所を記して、小山田彌三郎が所領たることを載たり。されば古より連綿と此の地を領せしにや」と。又同郡小山田保については「嘉慶二年、日、勸進沙門等尊敬白、小山田保眞光寺云々と私案抄に見ゆ。今に眞光寺村あり、往古は小山田保なること知らる」と。又云ふ「小野路村小野明神の古鐘を、戰國の時、相州三浦郡に持行て、沼間村海寶寺に、今現存せり。銘に小山田保小野路村小野大明神鳴鐘也と云々」と。

又都筑郡小山田庄條に「此の庄名、郡中にては王禪寺にのみ唱ふれど、小田原役帳には小山田庄黑川と記したれば、猶ほ他村にも及びし名なるべし。此の二村もとより郡の北によりたる村なれば、多摩郡小山田村より起りし庄名の本郡にも及びしものか」とあり。

此の氏の事は尊卑分脈に「忠賴—將恒—武基—武綱—秩父權守重綱—太郎大夫重弘—有重（小山田別當）—重成（小澤入道、號稻毛入道）」と。畠山系圖には「有重—重成（稻毛三郎）、弟重親（小山田八郎）」又千葉上總系圖に「秩父重弘—有重（小山田別當）—行平（小山田）」と載せたり。小山田別當有重の事は、保元物語、平家物語、源平盛衰記、東鑑等に見え、又畠山一族とあり。其の他、東鑑卷二、九、十二に「小山田三郎重成」、九、十五に「小山田四郎」十一、十五に「小山田五郎」、承久記卷三に「をやまだの太郎」見ゆ。

2　藤原北家上杉氏流　上杉系圖に「千秋賴成—式部大輔藤成—賴顯（小山田宮內大輔、法名道松、道號雪嶺）—定重（小山田修理亮、法名聖機、道號青山、）—定賴（三郎、左馬助）—藤朝（八郎）、弟朝重（三郎）」と載せたり。

また一本に「扇谷彈正少弼氏定（應永廿三生害）—定賴（小山田三郎、實は定重息持定猶子）」と見ゆ。

3　甲斐の小山田氏　都留郡の豪族にして第一項武藏七黨秩父氏の族也と云ふ。卽ち小山田別當有重の男五郎行平の裔、世々都留郡を領し、武田幕下也と。家紋卷內に向ひ澤瀉。承久記、本州の兵士の中に「小山田太郎」見ゆ。永正十七年岩殿七社權現の棟札に「當郡守護平信有、平藤丸」を載せたり。又勝山記永正五年に「彌太郎、平三、」同十三年に「大和守、」同記、是れより小山田殿、中津森殿とも記す。享祿三年に「越中守、」同五年に「越中守死去、」此の年、居館を中津森より屋村（谷村）に遷す。越中守は卽ち信有か。其の男出羽守信有、其の男兵衛尉信茂、以上郡內の小山田氏也。又北山筋石田にも小山田氏あり。「備中守昌辰は天文廿一年戰死、其の子備中守昌行（昌重、信常）、其の弟大學助昌貞、壬午三月兄弟高遠に戰死す、」となり。

甲斐國志に「小山田館（金井村）、外隍の

隍涯、處々に殘存するを、土居堀と字せり。勝山記に『大永七年、中津森の殿様、百つぼに御家造り玉ふ、(金井は元中津森の分村也。寛文打量の時、別村となる、故に中津森殿と稱す)。享祿三年三月、中津森の御所炎上。天文元年の冬、谷村へ御越し、新屋敷を御建候。頓て成就なされ、御上意御わたまし召され候。一國國人、皆々御越候』と云ふ。是れ谷村以前の館跡なること明なり」と。又小山田館(谷村)は「勝山記に『天文元壬辰年、此の年、備中守殿屋村へ御越候。新屋敷を御立候。頓て成就なされ候。御上意御わたまし御越し召され候。一家國人皆々御越候云々、』是の天文元年より天正十年壬午春まで、五十一年の間、小山田氏谷村に住居せり。其れ以前は世々中津森に居住せしなり。館跡は今の新町の西北に當れり、土人相傳ふ、長安寺の境内は小山田氏の別莊なりしと云ふ、然も有るべし。又岩殿山は要害城にして、居館は谷村たる事明なり。天正壬午以來、更々領主居城の地なれば、地形も相變じて其の跡詳かならず」と。

又岩殿城は「麓より登ること、七町にして、岩殿權現の祠あり。岩中を屋守として柱を建つ。天平は自然の一片石なり、故に岩殿山と云ふ。又西へ登る事七町にして、頂に至る、卽ち城蹟也。此の間嶮岨にして攀ぢがたし、一の堀、二の堀、本城、馬場、大門口、藏屋敷と云ふ地名あり。池二つ、常に水を湛えて、旱天にも涸れず、龜ケ池と名づく。一は用水、一は馬洗水なりと云ふ。東より西へ回り、高さ數拾丈の一片岩聳ち、其の麓は、桂川東流し、人蹟の及ぶ地なし。背は西方築坂より大堀を構へ、七八町計にして葛野川に達す。葛野川の岸高く、東南へ流れて川隣に至りて桂川に合す。四塞の地と云ふべし。小山田氏の頃は、此の山上に兵士多く在番せしなるべし。軍鑑に『駿河に久能、甲州に岩殿、上州に吾妻、三所の名城』とあり、武田家よりも、番兵を加へ置きしやらん。童謠に『岩殿山で國みれば、國こひし、矢立の杉かみえ候』此の謠は久しく在番に倦み、故郷を思ふ意なるべし。小山田は中津森、又谷村に居館を構へ、此の山をば、要害に備へたりとぞ」とあり。

又四方津村に御番城あり、小山田氏の皆かと、巨摩郡にも此の氏あり、前に云へり。

4 陸前の小山田氏　柴田郡小山田邑より起る。觀蹟聞老志に「小山田村は相傳ふ、小山田筑前の古墟なりと。筑前は伊達臣、天正十六年、麾を志太郡師山の役に掌り、武毅。衆に出で、自ら手鎗を以つて敵を刺す云々」と、この役に戰死す。

5 淡路の小山田氏　三原郡八木に小山田氏の宅跡あり、ヤギ條を見よ。

6 藤姓宇都宮氏流　豐前國築城郡小山田邑より起り、應永の頃、小山田兵部少輔(兵部丞)・當地小山田城に據る。此の氏は宇都宮大系圖に「如法寺信勝—公信—信家—小山田重信」と載せ、又楊梅氏の族にも、此の氏ありて「仲清—清司—小山田清光」と見ゆ。

7 比志島氏流　薩摩國鹿兒島郡小山田邑より起る。同地高城(鹿兒島、小山田村)は又小山田城とも云ふ。建武の頃、比志島孫太郎忠範の二男小山田彥五郞景範據る。地理纂考に「高城、建武年中、小山田彥五郞景範居城なり。」景範は、上總介重賢の子孫、比志島孫太郎忠範第二の男なり。應永二十一年正月二日、伊集院賴

久・當城を攻む。城主小山田伊賀範淸、一族出羽義村、淡路貞淸、以下終日戰ひ、兩軍死傷多し」と。

なほ雄山田條參照。

8 菊池氏流　菊池系圖に「出田經信の子經遠・小山田三郎」と載せたる後也。

9 日向の小山田氏　日向記に祐持若黨小山田中務丞あり。「小山田には、都於郡前原名の內、兒湯丸八九町八ヶ所を宛て行はるゝの旨、建武二年三月四日、御袖判、直に下さる」と見え、又小山田備後守等あり。

10 雜載　太平記卷十六に小山田太郎高家あり、新田義貞に屬す。湊川合戰條に「小山田太郎高家、遙の山の上より、是れを見て、諸鐙を合て馳せ參りて、己が馬に義貞を乘せ奉て、我身は徒立に成て、追懸くる敵を防ぎけるが、敵數たに取籠められて、遂に討れにけり。其の間に義貞朝臣、御方の勢の中へ馳せ入つて、虎口に害を遁れ給ふ」と。次に「小山田太郎高家刈靑麥事」として、「抑も官軍の中に義を知り、命を輕ずる者多しと雖も、事の急なるに臨で、大將の命替りとする兵は無りけるに、遙か隔たる小山田一人、馬を

引返して、義貞を乘せ奉り、剩へ我身・跡に下りて、打死しける、其の志を尋れば、僅の情に憑て、百年の身を捨ける也云々」と見ゆ。

又後世、秀康卿分限帳に「三百石、小山田治助」柳生藩年寄、眞田藩重臣にあり、又磐城、岩代に存し。又紀伊に小山田利平次あり、その養子を小山田玄蕃と云ふ、山田原條を見よ。

雄山田　ヲヤマダ　小山田に同じ。

○雄山田連　正倉院文書、薩摩史生に此の氏見ゆ。前條薩摩國鹿兒島郡小山田邑より起れるか。他に見えず。

小倭　ヲヤマト　また小山戸ともあり。

1 都介直裔　大和國山邊郡小山戸邑より起りし豪族にして、福住氏に屬す。

2 丹波丹後の小倭氏　康正二年造內裏段錢引付に「一貫文、丹波國山田庄高屋村、佐竹和泉守殿、山田千次郎、小倭十郎、村上若萬丸、河庄名兵庫助、段錢」と載せ、又文安年中御番帳に「一番、小倭十郎左衞門尉」常德院江州動座着到に「丹後、小倭十郎」と見ゆ。

3 小倭七黨　伊勢國壹志郡小倭に七黨あり。戰國の頃やゝ奮へり。勢州四家記に

「小山戸住人岡村修理進」とある如き、その一なり。又名勝志に「往昔、北畠氏の臣吉懸氏、歷代南出城に居る、世に之を小倭黨と稱す」と。又小倭黨盛長越前守あり。各條を見よ。又紀氏あり、キ條を見よ。改正三河後風土記に「小山戸六十六鄕には鄕士ありて小倭衆と曰ふ。天正十二年、蒲生氏鄕・松島城入部の後、小倭衆歸服なかりければ、之を責め、口佐田、奧佐田の二城を圍まれけれど、容易に落城せず。北畠具親・扱を入れ、調和と爲る、具親は故國司の門族たりしが、織田信長に怨みありて、伊賀國を切取り、家名再興の志ありしが、其の事ならず。氏鄕の麾下に從ふ。」と。

小山戸　ヲヤマド　小倭に同じ。

小山內　ヲヤマナイ　チサナイ條を見よ。

小山部　ヲヤマベ　山部の一種か。正倉院天平十一年文書等に見ゆ。

男牀　ヲユカ　◎

○男牀連　高麗族にして、神龜元年紀に「從八位上高益信、姓を男牀連と賜ふ」とあるより出づ。姓氏錄、左京諸蕃に「男牀（一本牀に作る）連、高麗國人高道士の後也」と載せたり。

小弓　ヲユミ　尾張、下總等に此の地名あり。

1　良岑姓　尾張國丹羽郡小弓より起る。良峰氏系圖に「原大夫高成（二宮大宮司）—高長（散位）—宗長（瀧口、小弓庄主）—僧明俊（土佐房）—宗光（二郎、信濃國伊那郡住）、弟高近（左近將）—經氏（左兵衛尉）、」明俊弟「宗安（瀧口左馬入道、越後頸城郡居住）、弟定俊（美濃國土岐郡居住）—定眞—定算、」と見ゆ。

2　清和源氏足利氏流　下總國千葉郡小弓より起る。この地・又生實に作り、又御弓ともあり。足利左兵衛督義明・此の地にありて小弓御所と云ふ。足利系圖に「左馬頭政氏—左馬頭高基、弟義明（初八正院、空然、永正七年還俗、小弓御所是れ也）—太郎義純、弟頼純（喜連川殿）—國朝、弟頼氏」と見ゆ。義明は、天文七年十月六日、下總國府臺打死、その子義純・小弓の御曹司と呼ばる（相州兵亂記）。

邑良志別　オラシベ　蝦夷族の酋長の氏にして、出羽（羽後）國の邑良志閇邑より起る。

○邑良志別君　靈龜元年十月紀に「陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇彌奈等言ふ、親族死亡、子孫數人、常に狄徒に抄略せらるゝを恐るゝ乎。請ふ香阿村に於いて、追つて郡家を建て、編戸の民となし、永く安堵を保たん」と見ゆる邑良志別君は、弘仁二年七月紀に「出羽國奏す、邑良志閇村の降俘吉彌侯部都留岐」とある邑良志閇村より出でしなるべし。

尾里　ヲリ　次の氏に同じ。

小里　ヲリ　美濃國土岐郡の尾里邑より起る。尊卑分脈に「淺野土岐太郎國衡—又太郎國村—又太郎國氏—國定（號尾里太郎）」と、土岐系圖も同じ、新撰志に「小里村古城跡は、土岐の一族小里出羽守が、すみしといひつたへたり、土岐系圖に、六角判官國衡の三男、土岐又太郎國村の子又太郎國氏の五男、小里太郎國定としるしたるも、こゝの人なるべし。慶長のころ小里氏の子孫、和田助右衛門（あるひは作兵衛）在城し、大坂御退治の時、關東の御味方にまゐりしといふ。其の頃三千石領知せしとぞ」と見ゆ。オサト條參照。

折居　ヲリヰ　陸中、越後等に此の地名あり。折井と通じ用ひらる、次を見よ。

折井　ヲリヰ　甲斐に此の地名あり。

1　清和源氏武田氏族　甲斐國巨摩郡折井村より起る。一條信長の孫源八時信の裔武川衆と云ふ。世々折井村に居る者、折井氏と稱す。永正中、折井市左衛門次俊あり、其の子「内記次久—市左衛門次忠」也。紋割菱（甲斐國志）。武田系圖には、「（武田）甲斐守時信（武川祖）の子十郎時光（青木、大幡、折井祖）—經光（十郎太郎）」と載せ、家譜に據れば「時光—時次（折井）—信衛—信景—次政—政武—次俊—次久—次昌—次忠—政次云々」と見ゆ。寛政系譜に家紋「割菱、三井桁、三本杵、黒餅に八文字。」

2　また小給地方由緒書寄帳に「富士見御番、折井吉左衛門云々、祖小右衛門」と。又信濃にも存す。

下井　オリヰ　和名抄、肥後國託麻郡に下井郷あり、又大和、常陸に下居の地名あり。

1　下井連　神名式に大和國十市郡下居神社と見ゆる地より起る。神護景雲二年二月紀に「下井連立足」なる者見え、此の人・天平寶字四年、及び八年紀には「葛井連立足」とあるより思ふに、百濟族かと考へらる。

2　石見の下居氏　那賀郡の折居邑より起

る。下居城主下居五郎は、周布氏の家臣なるも、その名詳かならず。或は周布氏の支流かと云ふ(石見志)。

下居 オリヰ 前條に併せ云へり。

織井 ヲリキ 信濃に現存す。

折宇瀬 オリウセ チリフセ條を見よ。

織笠 オリカサ 陸中國下閉伊郡織笠村より出でしなるべし。清和源氏武田族、板垣信方の後裔なりと云ふ。家紋帆掛船、丸内一葵。寛政系譜に見ゆ。

折笠 ヲリカサ 岩代國田村郡に此の地名あり。田村氏の庶族なりと云ふ。田村家臣に見ゆ。

又津輕にあり、前條氏と關係あるか。

折口 ヲリグチ ヲリノグチ 武藏國榛澤郡に折口邑あり、村内觀音寺供養塔に「折口住人、大澤兵庫盛重」と。關係あるか。

織子 オリコ 伊勢の名族にして、天八千々媛命の後裔、男は之を人面と云ひ、女は之を織子と云ふ。八千々媛命は神宮雜例集第二に「天照坐皇太神、天原に御するの時、神部等遠祖天御桙命を以つて司と爲す。八千々姫を以つて織女と爲す云々」とあり。

折越 ヲリゴシ

折敷 ヲリシキ

折下 ヲリシタ

折田 ヲリダ

1 丹波の折田氏 丹波志、氷上郡條に「折田氏、油利村、本家清八」と見ゆ。

2 薩摩の折田氏 薩摩國大汝八幡宮永正二天乙丑棟札に「大工折田正宗、」また弘治三年棟札に「大工折田利親」等見ゆ。

織田 オリタ 太平記卷二十八に織田小次郎あり、オダ條を見よ。

折戸 ヲリド

1 美濃國多藝郡折戸邑より起る。新撰志舟付村條に「折戸重行、源平盛衰記の播磨室山合戰の條に、備前守行家・美濃の國住人、折戸六郎重行等と戰ふ、云々と。重行は景家(平家の士、飛彈左衞門)に組まれて、くびとられにけり、としるせし重行も此のわたりの人なるべし」と見ゆ。源平盛衰記には「美濃國住人おりとの六郎重行」とあり。

2 又丹後國竹野郡平井氏家氏に此の氏あり。

織戸 オリド 志摩、伊勢にあり。前條氏と關係あるか。

折野 ヲリノ 阿波の國の豪族にして、故城記、名東郡分に「折野殿、小笠原、源姓、松皮に竹丸」と見えたり。

折橋 ヲリハシ 信濃に現存す。

織幡 オリハタ 下總に織幡邑あり、又筑前に織幡神社あり。式内の大社にして、又宗像文書等に見えたり。

織原 オリハラ 次の二流あり、又折原と通じ用ひらる。

1 丹黨 武藏國大里郡折原村より起る。丹黨の一にして、七黨系圖に「武平―經房、弟薄次郎長房―織原丹五郎泰房―能國、」とあり。當郡の接地なる秩父郡の内に薄村あり、是れ恐くは薄次郎の住居の地なるべしと。

井戸葉栗系圖にも織原丹五郎泰房を載せたり、ススキ條を見よ。

2 阿波の織原氏 當國の豪族にして、故城記、那東郡分に「織原殿、割菱菱蛸卷」と見え、又これより前、祖谷山菅生氏文書、建武三年五月十五日兵部少輔の判書に「阿波國坂野新庄中分地頭職、織原彌三郎入道跡事」とあり、相當の豪族たりしが如し。次の折原氏第二項と同族か。

折原 ヲリハラ

1 丹黨 前條第一項を見よ。武藏に現存す。

2 阿波の折原氏　那賀郡の豪族にして、子孫橘浦海正八幡宮の社家なり。蓋し前條織原氏と同一ならんか。建武三年十一月の文書に「阿波國桑野保内海八幡宮神主職、并に免田等の事。伴恒光所、右人を以つて云々」と。此の氏は伴姓なりしか。又延文改元九月文書に「橘八幡宮免田云々、折原刑部丞に預る所實也」と載せたり。

折敷瀬　**ヲリフセ**　肥前國彼杵郡折敷瀬邑より起る。この地、或は折字瀬、或は折尾瀬に作る。

1 源姓早岐氏流　正平十七八年、及び應安五年の一揆連判狀に「折字瀬式部藏人、同源内源幸政」を載せたり。ハヤキ條參照。

2 橘姓波佐見氏流　又同上連判狀に「折敷瀬彌三郎」見ゆ。その後「右衞門あり、折敷瀬を賜ふ」と云ふ。

3 大村氏流　また鄉村記に「大村大炊介德純二男大和守純明—左近將監純信（折敷瀬氏）」と見ゆ。

織部　**オリベ**　服部（ハトリベ）條を見よ。中古に至り織部司を置く、正、佑、令史、挑文師等の職あり。東鑑卷卅五に織部正晴賢、三十三に織部正光重見ゆ。此等は織部司の長官たるの意なれど、當時は揚名の官に過ぎず。

織間　**オリマ**

折目　**ヲリメ**

織裳　**オリモ**　和名抄上野國多胡郡に織裳鄉あり、於利毛と訓ず。

折茂　**ヲリモ**

織本　**オリモト**　常陸國鹿島文書、至德二年十二月廿日の東田井鄉百姓足分帳に「おりもと彌次郎入道」見ゆ。

檻本　**ヲリモト**　攝津の名族にして、檻本善兵衞は正德二年垂水村憶念寺を創立す。

織家　**オリヤ**

折山　**ヲリヤマ**　信濃にあり。

尾留川　**ヲルカハ**

尾留志　**ヲルシ**　田中家臣知行割帳に「一使番、一千三百五十石尾留志傳兵衞」を載せたり。尾呂志氏と云ふに同じ、その條を見よ。

於呂　**オロ**　遠江國麁玉郡（豐田郡）於呂邑より起りしならん。この地に式内於侶神社鎭座す。東鑑卷二十五に「於呂五郎、於呂小五郎、於呂左衞門四郎」等あり。

尾呂志　**ヲロシ**　紀伊國牟婁郡尾呂志庄より起りし豪族也。もと京都の人、地頭となりて此の地に來る。三子あり、長は入鹿地頭、次は尾呂志地頭なりと。續風土記尾呂志莊條に「土人相傳ふ、古へ尾呂志殿といへる人、上野村に居て、此莊の地頭たり。其の初詳ならず。永祿の頃に當りて、尾呂志慶閑といふ人あり（一に永祿の頃、孫三郎といふ人ありと。孫三郎隱居して慶閑といひしなるべし）。其の子傳兵衞、堀内安房守の聟となり、堀内の旗下に屬す。文祿元年、渡鮮し軍功あり。九州の田中筑後守是れを留め、紀州にて得る處の知行高を與ふ。因りて留まりて、筑後守に仕ふること十年許、筑後守死して家斷絕す。是に於て傳兵衞浪人となり、紀州に歸る。後藤堂和泉守に千石を得て仕ふ」と見えたり。前々條を見よ。又栗栖村倉下古城跡條に「村の中、山手にありて、尾呂志孫治郎等の、出丸かといへり」と載せ、又上野村古土居跡條に「尾呂志孫次郎の城跡といふ。土居は孫次郎の元屋敷と傳ふ。孫次郎は、天正年間の人にして、其の家系詳ならず。尾呂志莊の領主なり。長享二年立合山定文書に『尾呂志殿、内城大夫牛左衞門』といふあり。大馬權現

永祿の棟札に尾呂志殿といふあり。孫次郎は其の子孫なり」と見ゆ。

下宅 **オロシヤ** 和名抄肥後國玉名郡に下宅郷あり。太宰管內志、下三宅の略かと云ふ。

下家 **オロシヤ**

○下家連 多臣氏の族にして、姓氏錄、河內皇別に「下家連、彥八井耳命の後也、」と載せたり。

尾和 **ヲワ**

1 安藝の尾和氏 高田郡に、尾和城跡あり、尾和左衞門の居る所なり(藝藩通志)と。安西軍策に尾和備後守見ゆ。

2 筑後の尾和氏 堤氏家臣に「尾和三河、同五郎左衞門、」また高良山三井寺所藏神領撿地帳に「尾和民部丞」見ゆ。

3 金刺姓 信濃國諏訪郡の大和邑より起る。諏訪家の家臣に、尾和兵庫あり、大輪、大和氏に同じ。

4 攝津和泉の尾和氏、堺の人尾和四郎左衞門の裔なりと。

尾脇 **ヲワキ** 日向記に「宮崎衆、尾脇宮內丞」あり。

雄別 **ヲワケ**

○雄別宿禰 大同類聚方六十四に「大和國雄別宿禰道成」など云ふ者見ゆ。

御分田 **オワケダ** 筑後横溝氏慶長十三年文書に「御分田勘左衞門さいばんの下地に於いて云々」と。

小和田 **ヲワダ** 常陸國筑波郡に小和田邑あり、關係あるか。羽後秋田郡の豪族に此の氏あり。三浦氏の家臣にして、小和田甲斐は三浦五郎盛末を弑す。

カ（か）

索引

賈 **カ** 漢族なれど、百濟族と稱す。賈氏は唐叔虞の少子公明の後、一説周の賈伯の裔なりと云ふ。養老五年正月紀に「正六位下賈受君、」また神龜元年五月紀に「賈受君、姓を神前連と賜ふ、」など見ゆるは此の族なるべし。姓氏錄には右京諸蕃に「賈氏、百濟國人賈義持より出づる也、」と見ゆ。百濟を經由して歸化したる故なるべし。和銅元年正月紀の買文會と云ふ人あり、此の買は賈の誤記にて此の族か。

價 **カ** 漢歸化族にして、天平勝寳四年閏三月の充廚子彩色帳に「價淨人、價廣濱」など見ゆるは、賈氏と同族か。

何 **カ** 高麗歸化族と傳へらる。薩摩日置郡下伊集院邑にあり。ノシロコ條を見よ。

加 **カ** 東鑑卷三十四に加五郎季村見ゆ。

賀 **ガ**

加安田 **カアタ** 正訓未詳。

賀井 **ガヰ** 大友記、大友旗本の大名を載せて、肥後國賀井宗運とあり、甲斐氏に同じ。カヒ條を見よ。

開 **カイ** 闕の誤にあらざるか。

海江田 **カイエダ** **カエダ** 日向國宮崎郡加江田邑より起る。カエダ條を見よ。

海賀 **カイガ**

海岸 **カイガン** 石清水八幡宮の祠官にして、紀姓なり。石清水祠官系圖に「賴清の子相清、少別當、權別當、號海岸權別當」と見ゆ。その女「少駿河―任兼（御殿司權上座）」とあり。

戒崎 **カイザキ**

海士 **カイシ** アマ條を見よ。菊池風土記所載菊池系圖に「不比等、母讃州海士氏、後天氏と號し、改めて之を賜ふ。」云々。異邦より歸る時、讃州房前津に滞る。妻海士。四人の子を生む、都べて八人、讃州海士の子四人、都べて十二人」と。不比等の母は車持君國子の女、また妻は蘇我氏、中臣氏、縣犬養氏等なり、何によりて斯く誤るか。一異説とすべし。

街習 **ガイシフ**

開善寺 **カイゼンジ** 信濃國伊那郡開善寺より起る。尊卑分脈に「小笠原大膳大夫長氏―信乃守宗長―信乃守貞宗（開善寺彦五郎）」と見ゆ。開善寺は此の人の開基なり。

皆太 **カイタ** 和名抄美濃國厚見郡に皆太鄉あり、東大寺天平勝寳二年文書に、厚見郡草田鄉戸主物部足麻呂とある草田かと云ふ。大須寳生院文永二年文書には美濃國誠

田鄕地頭重次云々と見ゆ（地理志料）。

粥田　カイダ　カユタ　和名抄筑前國鞍手郡に粥田鄕あり、加都多と註すれど、高山寺本には加以多と訓ず、その方よかるべし。中世粥田庄と云ふ、集古文書、貞應三年九月のものに、「高野山金剛三昧堂、并に多寶塔領、筑前國粥田本新兩庄」とある、これなり。粥田氏は宇佐大鏡に「保元元年、粥田前武者所經遠、所領當國嘉麻穗波郡內、合屋、平垣、潤野、三箇所を以つて、延勝寺御領に寄進す云々」と。又正中二年鎌倉下知狀に「高野山雜掌種春・在廳成藤等と、宇佐宮所課の事を相論す、云々」など見ゆ。

蚊井田　カヰダ　土佐國の豪族にして、二千貫の領主也。長曾我部系圖に「雄親の女蚊井田室」と見えたり。

垣田　カイダ　カキダ條を見よ。

賀井田・ガイタ　石見にあり。

海田　カイダ　安藝國安藝郡海田邑あり。又垣田と通ず、併せ見るべし。なほカヒダ條參照。

1　豐後の海田氏　豐前國宇佐郡垣田鄕より起るかとの說あり。源平盛衰記卷三十六に「伊豫國河野四郎、豐後國緒形三郎、海田兵衛宗親、臼杵次郎維高等が一に成て、備前國今木城に籠りたり」と見ゆ。南都本には海田を貝田に作り、又一本宗親を通親に作る。

2　藤原姓（又源氏）　もと藤原氏なりしが、後源氏に、更にまた藤原氏に復すと云ふ。

3　奧州の海田氏　正元二年、庚申二月四日、平基秀法師の讓狀に「讓與平基秀法師の屋敷、手殖間中四至云々、右件の屋敷、手殖、法名海田殿に讓與する處實正也云々」と見ゆ。

戒田　カイダ

海大　カイダイ　東鑑建久元年六月廿七日條に「伯耆國住人海大成國・召し下され、四人と爲して義盛に預けらる。是れ去年窮冬の比、彼の國に於いて院の召次等を凌轢し訖んぬ。過已に刑法を遁れ難し云々」とあり。

海道　カイダウ　中世磐城國東海岸地方を海道と云ひ、石城、楢葉、磐前、菊多を海道四郡と稱せり、此の地名を負ふ。カイトウ條參照。

1　清原姓　後三年記に「永保のころ、奧六郡が內に清原眞衡といふものあり、荒河太郎武貞が子、鎭守府將軍武則が孫なり。眞衡・子なきによりて、海道小太郎成衡といふ者を子とせり。年未だ若くて妻なかりければ、眞衡・成衡が妻を求む。當國の內の人は皆從者となれり、隣國にこれを求むるに、常陸國多氣權守宗基といふ猛者あり。その孃をのづから賴義朝臣の子をうめることあり」と。後三年役の一原因となる事件として世に名高し。此の成衡は清原系圖に「武則―武貞（荒河太郎）―眞衡（海道小太郎）―成衡（同小太郎、實平權守安忠子、源賴義婿也）」と見ゆ。此の系圖に據れば、眞衡既に海道と云へるなり。安忠の事は次項を見よ。

2　桓武平氏　前項成衡の父安忠は、桓武平氏系圖に「國香―繁盛―安忠（維茂の弟）」とし、大掾系圖も此れに同じく、「出羽守」と註すれど分脈になし。次に磐城系圖には「國香―良文―繁盛―兼忠―維茂―安忠―則道―泰貞、弟貞衡―繁衡―忠衡―成衡―良貞」とし、仁科岩城系圖には「國香―維茂―安忠（出羽權守、菊田權守）」として安忠を、繁茂の兄とす、又安忠の子「則道（一本作泰貞、貞衡、繁衡、忠衡、成衡、則道弟）―泰貞（海道平大夫）」、その兄「貞衡（一作貞成、

海道小御館、常陸前司）—繁衡—忠衡（太郎、常陸大掾）—成衡（海道小太郎、藤原季衡妹聟、一本季衡・清衡に作る、此の後室德尼と號す）」とし、又忠衡の弟「忠清（二郎）—清隆（海道太郎）、弟師隆（又太郎、常陸大掾）—隆家（三郎）—安隆（海道、小太郎、常陸大掾）—義清（太郎、常陸大掾）—清實（太郎）」などあれど詳かならず。また海道小太郎成衡の子を隆祐、隆衡、隆久等とし、以つて磐城諸流の祖とす、イハキ條を見よ。

階堂　**カイダウ**

戒島　**カイタウ**

開島　**カイタウ**　信濃に現存す。

改谷　**カイダニ**

加板原　**カイタハラ**　備後國の豪族にして加板原佐渡は三谿郡鳥巣山城に據れり。一說・加板原とは、湯谷又八郎の事也と云ふ。

戒場　**カイヂヤウ**　大和國宇陀郡の豪族にて山邊氏に屬す。鄉士記・山邊氏與力に「戒場四郎右衛門、戒場甚四郎」等を擧げたり。

戒重　**カイヂユウ**　大和國城上郡（磯城郡）戒重邑より起る。至德元年四月の大和武士交名に「戒重殿」を載せ、又英俊日記に「永正二年、戒重大佛供公事云々、三年八月、京衆入國、戒重城沒落」と見ゆ。相當の豪族たりしや明白ならん。後平群郡島氏配下の將に此の氏あり。

海住山　**カイヂユウザン**　公卿の稱號にして、山城國相樂郡海住山寺を家名に負ひしなり。藤原北家勸修寺家の一族にして、尊卑分脈に「勸修寺爲房—爲隆—光房—光長（九條三位）—長房（參議、海住山民部卿入道）八世孫淸房（權大納言）—高淸（權大納言、勘ヶ由小路、又海住山）」と見えたり。

海津　**カイツ**　**ウミツ**　近江、信濃、筑後等に此の地名あり。猶ほ美濃に海津郡あれど新置のものに過ぎず。カヒツ（貝津）條參照。

1　近江の海津氏　高島郡の海津邑より起る、この地は古文書類纂天正十六年文書に海津西庄云々とあり。貝津庄と云ふも此の邊を云ふか。此の地に式內小野神社あり、海津小野大明神と稱す。この氏・或は小野姓か。淺井長政の臣に海津信濃守あり、高島郡大溝城に據る。

2　越後の海津氏　越後國古志郡藏王權現の記錄に「海津出雲守」見ゆ、この氏は此の社の舊神職なりしと云ふ。

3　其の他、磐城、岩代等にも此の氏あり。

海頭　**カイヅ**　鎭西大藏姓の一にして、大藏氏系圖に「岩門少卿種輔—右馬允種貞—右馬次郎種嗣—義種（海頭彌太郎、母安永太郎大夫種永女）—種親（長島太郎）」と見ゆ。

海塚　**カイヅカ**　石見にあり、カヒヅカ條參照。

海途田　**カイヅダ**　志摩にあり、正訓不明。

開田　**カイデン**　又改田に作る。近江國愛智郡に開田庄あり、天元三年文書に見ゆ。其の他、常陸、美濃等に此の地名あり。

1　清和源氏木田氏流　美濃國方縣郡（今本巢郡）開田邑より起る。平家物語に美濃尾張源氏として、開田判官代重國を擧げ、又重長の子とあり。その系統は尊卑分脈に「滿政—忠重—定宗—佐渡守重宗—木田三郎重長—重國（號木田判官代、開田）—重知（又太郎）—重用（開田木田二郎）—國用（同木田二郎九郎）—義重（同、同又二郎）—義國（同、同彥九郎）—義宗同、同二郎太郎）、弟義貞」と見ゆ。重國は承久亂の忠臣也。同書に「高松院判官代、家文（紋）片連錢西也、承久京方、美乃國大豆渡に於いて誅さる」と、又重知は「父同時・重方の爲討れ了んぬ」とあり。後世本巢郡開田（元方縣郡改田）の住人に改田大學武道、同圖書武良、同太郎作武

章等あり。

2 尾張の開田氏　前項氏に同じ。尾張志、葉栗郡割田村に開田二郎國用、判官代重國等の事を載せ、又津島神社神子方に此の氏を擧ぐ。

3 雜載　加賀藩給帳に「貳百五拾石（丸内一釘貫）改田鹿之助、參百五拾石（同）改田多作」を載せたり。

改田　カイデン　前條に併せ云へり。

皆傳　カイデン　安藝の名族、先祖甲斐人。

海戸　カイド

階戸　カイド　シナド條を見よ。

海渡　カイト

海東　カイトウ　尾張に海東庄あり、又肥後にも此の地名存す。猶ほカイタウ條參照。

1 大江姓　尾張國海部郡の海東庄より起る。大江廣元の子忠成の後にして（オホエ條參照）、その後は大江氏系圖に「忠成（從四下、刑部少、左將監、海東祖、分脈に號海東判官）―忠茂（美作守）―廣茂（因幡守、新後撰、續千に入る）―廣房（刑部少、續千に入る）」と。また忠茂の弟「成茂（從五下）、妹女子（賴重妾、貞重母）、弟忠時（山口藏人）、弟惟忠（海東判官）―忠景（海東判官）」と。なほ分脈、惟忠弟に

忠仲を補ひ、又「忠景（越前守、從五下、六波羅評定衆）」とあり。廣房の後は蘆澤條を見よ。

太平記卷二に「海東左近將監」あり、その子を幸若丸と云ふ。

2 常陸の海東氏　新編國志に「海東、大江廣元の後なり。詳に永井氏の所に出せり。郡村に海東氏のものあり、著姓なり」と。

3 桓武平氏　海道氏に同じ。石城郡玉山村金光寺緣起に「往昔、常陸平大掾二男、海東冠者貞衡、山田小湊の城にすむ」と載せたり。貞衡はカイダウ條を見よ。

開東　カイトウ　石見にあり。

海藤　カイドウ　藤原姓なりと。

開藤　カイドウ　信濃にあり。

海沼　カイヌマ　越後國岩船郡にあり、又貝沼とも云ふ。信濃にも存す。カヒヌマ條參照。

開根　カイネ

開野　カイノ

改野　カイノ

戒能　カイノウ

海寶　カイハウ

海原　カイハラ　ウナバラ條を見よ。

開原　カイハラ

海福　カイフク　秀康卿分限張に「七百石、海福久右衛門」と云ふ者見ゆ。

海部　カイブ　アマベを後世音讀せしより起る。アマベ條を見よ。猶ほ貝部カヒブ、カヒベ條參照。

1 藤原姓　阿波國海部郡（和名抄海部鄕・加伊布）より起る。故城記、海部郡分に「海部式部殿、藤原姓、丸中に藤の丸」、「但馬殿、藤原氏、丸中に藤の字」とあり。長曾我部元親・天正元年海部を侵す、時に海部入道宗壽あり、三好を援け元親と戰ふ。

2 海部朝臣　故城記海部郡に「淺川殿、同北殿、同田中殿、宍喰殿、元木殿」等を載せ、皆「海部朝臣藤原氏」とし、丸中に藤の字を家紋とす。阿波海部の後なり、アマベ條を見よ。

海保　カイホ　上總國海上郡（今市原郡）海保邑より起る。又山邊郡に海保庄あり。又本朝鍛冶考に「阿波氏吉・貝府太郎と號す」と。

1 上海上國造流　上總海上の海保より起る、同地に海保城あり。又古墳ありて「海保殿の塚」と傳へ、又古代の上海上國造・此の地に居ると傳へらる。ウナカミ條參照。

2 源姓　海保氏は一に源姓なりと云ふ。

3 下總の海保氏　成田參詣記に「海保氏の舊記に、永祿九年六月、不動尊公津(コウツ)原より入佛なり」と見ゆ。

4 武藏の海保氏　小田原役帳に海保新左衞門あり、溝の口廿二貫四百文を領す。

海北　カイホク　上總國に海北郡あり、海上郡の北方の意なり、此の氏と關係あるか。近江國淺井郡爪生村に、海北善左衞門貞兼の宅地の跡あり。淺井家の勇士也。

海門　カイモン　薩摩に海門嶽あり、關聯する處あるか。或は次條と同族なるべし。

開門　カイモン　大伴宿禰系圖に「善男―中庸(右衞門佐)―春雄(紀伊介)―忠行(安藝守)―右職(大膳進)―淸廉(伊豆守)―保右(史)―仲信(隱岐守)―爲國(外記)―佐親(史、康平五年二月八日下向の間、豐後國に於いて日向守、康平四・八十六、豐後守、長久三・正・廿九從五位上)―定義(史、治承三・十二・八、石見守、從五位下、開門氏)―廣貞(史、駿河守、延久三・十・廿九、敍爵、日吉行幸賞)―廣親(史、安房守、從五位下、兼主計助)―廣盛―定親」また「廣親弟廣信(史)―廣重(史、中宮大屬、上總介、從五位下)―廣濟(史、長寛三・正・廿三、任肥前守、從五位下)―濟重―濟基」及び「廣重の弟廣季―廣義(木工允)」等見ゆ。

海谷　カイヤ　信濃に現存す。又羽前村山郡に此の地名あり。

海輪　カイワ　カイリン

高　カウ　タカ　古く高(カウ)は高麗族・これを稱す。平安朝頃までは、殆んど皆然り。蓋し國號の一字を採れるならん。後高階氏・氏名の一字を以つて高と云ふ。高家一黨これなり。師直に至つて、其の權・將軍兄弟を凌ぎしも幾程もなく族滅さる。しかも一族・猶ほ尠からざるなり。次に高のタカと讀むものは其の條にて云ふべし。

1 高史　近江の古代族にして、天平十四年の古市鄕計帳に「高史加太賣」と云ふ人見ゆ　姓氏錄は左京諸蕃に收め、「高史、高麗國元羅那杵王九世孫延拏王の後より出づる也」とあり。

2 高連　寶龜七年正月紀に高連鷹主と云ふ人見ゆ。多可連と云ふと等しきか、タカ條を見よ。

3 高(無尸)　多くは高麗歸化族と考へらる。和銅元年正月紀に高莊子と云ふ人見え、又神龜元年五月紀に「正八位上高正勝、姓を三笠連と賜ひ、從八位上高益信は男球連と、正七位下高昌武は殖槻連と、勳十二等高祿德は淸原連と賜ふ、」など記せり。姓氏錄左京諸蕃に「高、高麗國人高助斤の後也」と見ゆ。

4 高(無尸)　高麗歸化族なり。大寶元年八月紀に「僧惠耀、信成、東樓に勅して並に還俗して本姓に復せしむ。代度各々一人。信成・姓は高、名は金藏云々」と見ゆ。姓氏錄左京諸蕃に收め「高、高麗國人從五位下高金藏(法名信成)の後也」と見ゆ。

5 (後部)高氏　高麗歸化族なり。コウブ條を見よ。

6 (前部)高氏　高麗歸化族なり。ゼンブ條を見よ。

7 百濟流の高氏　天平寶字五年三月紀に「百濟人高牛養等八人、姓を淨野造と賜ふ」と見ゆ。

8 對馬の高氏　萬葉集卷五に對馬目高氏老見ゆ。

9 倭漢流の高姓　坂上系圖、阿智使主に從ひ、歸化せし七姓漢人の一に高姓を收め、「檜前村主の祖也」と見ゆ。

10 高階姓　藤原氏を藤姓と呼び、菅原氏を菅家と稱すると同樣、高階氏は高氏

云ひしが、遂に此の氏の一部を以つて苗字とするに至れり。これを高氏の起原とす。（タカシナ條參照）。此の氏の事は、高階氏系圖に「峰緒（高階眞人姓を賜ふ）—茂範—師尙（備前守、左中將、在原業平・恬子と密通の子也。）—良臣（宮內卿）—敏忠（左衞門佐）—業遠（春宮亮）—成佐（筑前守）—惟章（河內守、母冷泉局、顯義妹）—惟賴（大高大夫と號す。義家四男。尊卑分脈にも『實は義家四男、三歲の時、之を養ふ』と見ゆ）—惟眞（高新五郎、堀內五靈宮也、爲夜討、足利被討。一本高野五郎、尊卑分脈・高新五郎）—惟範（父夜討の時、十三歲、祖父の許にあり、母は那須大夫範之女）—惟長（刑部丞、奧州忍郡領）—惟重（刑部丞）—義定、弟重氏（高左衞門）—師氏（高右衞門、法名心佛）」

- 師重（高右衞門）
  - 師泰（越後守 道昭）
    - 師世（左近將）—師秀（尾張守）
    - 久俊
  - 師直（武藏守）
    - 師友（豐前守、左近太）
    - 師詮（播磨守）
    - 師冬（猶子（大田原師行子））
    - 久直（七郎）
    - 師夏（武藏五郎）
  - 師茂（駿河守）
  - 師久（豐前守 改師重）
- 師行（太田原）

- 師春（右衞門）—師兼（刑部大）—宗久（宮內少）
- 師信（八郎）—師幸（備前守）—師秀
- 定義（大久和與一）—師成（二郎左衞門）—師義（右衞門）
- 惟氏（高四郎 法名阿法）
  - 行氏（常陸介）—賴行
  - 賴重
    - 師行（修理亮）
    - 氏貞（高二郎左衞門）

猶ほ、太田原、大多和、岡松、南、大高、小高、大平、窪田、彦部、刑部、蘆屋、泉、田中等の各條を見よ。高家一族とは此等を併せ云ふなり。

又師氏弟「重長（左衞門）—重成（伊與守）—重直（兵庫介）、弟に重久（五郎）、重政（左馬頭）、成氏（刑部少）、久氏（左近大夫）」等を載せ次に師直の譜には「武藏守、道常、觀應二・二、廿六、攝津武庫川に於いて誅さる」と。その兄師泰には「越後守、法名道昭、同被誅」弟師久は「建武三、六、廿、雲母坂に於いて誅死」とあり。

次に師世の裔は後世に續きて、「師秀（尾張守）—師胤—師興—師厚—師淵（越後守）—師俊（二郎、早世）—師永（實弟、彦二郎、早世）—師爲（尾張守）—師繁（刑部

大、越後守）—師重（刑部大、越後守）」と載せたり。

11 高氏は後三年記に「高七、」降りて梅松論に「將軍は山陰丹波丹後を經て伯耆へ御發向有べき也。高家は山陽道播磨備前を經て、同伯耆へ發向せしむ」と。又「富部大舍人頭、參河守師直、」「武藏守師直、」「高越後守師泰」等見え、太平記卷九に「高家の一類四十三人、」また「高右衞門尉師直」卷十四「尊氏謀反の條に「高武藏守師直、越後守師泰、同豐前守、」十六に「高豐前守師重、大高伊豫守重成、」十七に「大將豐前守は將軍の執事高武藏守師直が猶子の弟にて、一方の大將を承る、」また二十四「天龍寺供養に「高刑部大輔師兼、高播磨守師冬、高武藏守師直、越後守師泰、高右衞門佐泰成、」二十七に「高辨定信、」また卷二十九に「高武藏守師直、越後守師泰、武藏五郎師夏、越後將監師世、高豐前五郎、高備前守、遠江次郎、彦部、鹿目、河津以下、高家の一族七人、宗徒の侍二十三人、十二間の客殿に二行に座を列ねて、各諸天に燒香し、鎧直垂の上をば取て拋除け、袴計に掛羅懸て、將軍御自害あらば、御供申さんと腰の刀に手

を懸て靜り返てぞ居たりける。」と。

また師直一族最期の事は同書に「執事兄弟武庫川を打渡りて、小堤の上を過ける時、三浦八郎左衞門が、中間二人走り寄て『此なる、遁世者の顏を藏すは、何者ぞ、其の笠ぬげ』とて、執事の著られたる蓮葉笠を引切りて捨るに、ほうかぶりはづれて、片顏の少し見えたるを、三浦八郎左衞門、哀れ敵や、願ふところの幸哉と悅びて、長刀の柄を取延べて、筒中を切て落さんと、右の肩先より左の小脇まで、鋒さがりに切付られて、あつと云ふ處を、重て二打うつ、打れて馬よりどうどつと落ければ、三浦馬より飛下り、首を搔落して長刀の鋒に貫て差上たり。越後入道は半町計隔たりて打けるが、是を見て馬を懸のけんとしけるを、跡に打ける吉江小四郎鑓を以つて胛骨より左の乳の下へ突徹す。突れて鑓に取付、懷に指たる打刀を拔んとしける處に、吉江が中間走寄り、鐙の鼻を返して、引落す。落れば首を搔切て、あぎとを喉へ貫き、とつ付に著け馳て行く。高豐前五郎をば小柴新左衞門・是れを打。高備前守をば井野彌四郎組て落て、首を取る。越後將監をば長尾彥四郎、先づ馬の諸膝切て、落つる所を二太刀うつ。打れて少弱る時、押へて驌て頸を切る。遠江次郎をば、小田左衞門五郎切て落す。山口入道をば、小林又次郎引組て差殺す。彥部七郎をば小林掃部助、後より太刀にて切けるに、太刀影に馬驚て、深田の中へ落にけり。彥部引返して、御方はなきか、一所に馳寄て、思々に討死せよと呼りけるを、小林が中間三人走寄りて、馬より倒に引落し、蹈へて首を切て主の手にこそ渡しけれ。梶原孫六をば、佐々宇六郎左衞門是れを打つ。山口新左衞門をば高山又次郎切て落す。」とあり。又常樂記に「觀應二年正月十七日、高播磨權守師冬誅せらる・同時、或は自害、或は相互害、其の員を知らず、己上甲斐國」とあり。

12　高氏の後裔　されど高氏の後は猶多くありて室町幕府に仕ふ。永享以來御番帳に「三番高兵部少輔、四番高尾張守、大和守、同彌九郎、同彌三郎、」また文安年中御番帳に「三番高駿河入道、四番申次高次郎、」永祿六年諸役人附に「高伊豫守師宣、」長享元年、常德院江州動座着到に「三番衆高兵部大輔入道、同小次郎、」永祿記に「からの四郎次郎（小鼓）、」見聞諸家紋に

三番　佐々木本

高　花形如此

13　遠江の高氏　神鳳抄に「小高御厨、三百町也、山口同所」と見ゆる小高御厨は又小高庄と呼ぶ。掛川志に「高階氏の領地なりしか、成瀧村に高御堂と呼ぶ處あり、按に高階氏系圖に遠江守永業と云ふ人あり。其の叔父大和守經重・新古今に名あり、又遠江守成朝・新後拾遺に名あり、其の年の年歷大概知るべし。又遠江守從二位治部卿重經・應長元年薨ず。是れ鎌倉右大將家の時の大藏卿泰經が五世の孫也。又高師直の祖を大高大夫惟賴と云ふ、其の八世孫重長を、小高右衞門と稱す。太平記に高師直が一類に遠江次郎あり、師直討れたる時、一類の內に山口新左衞門、山口入道あり。因て意ふに千羽村の高塚は高階氏の人の古墳なるべく、仙高山平安寺は其の守塚なるべし」と。以上の人の事は高階條にあり。

14　三河の高氏　寶飯郡御馬城は高師直の領土と傳へ、又額田郡日近城（下山村下

山、名の內）は、中古高播磨守の屬城にして、日近鄉十二ヶ村を領すと。播磨守は高師直の一族也。前々項を見よ。又岡崎領主古記に「參河國額田郡岡崎の地は、古へ菅生村とて築山領なり。永仁の頃・領主は高右衞門入道心佛といふ人なり」と。又加茂郡上飯田城（同村上飯田）は高師泰住居せりと云ふ。

15　伊勢の高氏　高土佐守師秋・當國の守護たりき。

16　備中の高氏　南北朝の頃、高越後守師秀・當國の守護たり。其の後康正二年造內裏段錢引付に「六貫六百七十五文、高喜久鶴殿、備中國大井村段錢」と。

17　因幡の高氏　高師直の次男、玄蕃頭師永・當國にあり、子孫秋里氏と云ふ、アキサト條を見よ。

18　肥後の高氏　嘉吉三年の菊池持朝の侍帳に「高長門守高冬」を載せたり。

19　高一揆　大友氏配下、筑後村々の小地頭を總稱して「高一揆衆」と呼ばる。

20　雜載　高良齋は德島の人也。獨逸人シーボルトに就きて學ぶ、天保七年、大阪に來り眼科醫を業とす。

鄉　ガウ　和泉に鄉莊、近江坂田に鄉里（古里庄）、石見に鄉川、伊豫越知郡に鄉邑あり。

1　清和源氏義朝流　清和源氏系圖に「義朝―義圓（號橫川卿公、尾張に於いて討死、敵知盛卿）」と載せ、分脈には「圓成（今禪師、卿公、改義圓、養和元正廿四、濃州洲俣川に於いて平家の爲に討れ了。年廿七）」とあり。子孫愛知條を見よ。新撰美濃志、安八郡下宿村條に、「鄉君義圓墓。義兼は左馬頭義朝の子にて、賴朝卿の弟なり」と。

2　藤原姓　海東諸國記に「盛政、丁亥年壽藺護送と稱し、使を遣はして來朝す。書して出雲州美保關、鄉左衞門大夫藤原朝臣盛政と稱す」とあり。相當の豪族たりしや明白ならん。

3　桓武平氏千葉氏流　下總國香取郡五鄉內より起る。其の地に樹林寺あり、寺社分限帳に見ゆ。傳へ言ふ、千葉常重の剏むる所と。貞和中、僧靜胤中興。千葉系圖を按ずるに、靜胤は東氏胤の弟、鄉房と稱す。其の子樂胤・法を嗣ぎ、辨の禪師と稱す。國分胤連の子明鑒、鄉の阿闍梨と稱す、亦此に住するなり（地理史料）と。

4　河野氏流　伊豫の豪族にして、河野土居等の一族なり。江と云ふと同一か。ゴウ、ドヰ、カウノ條參照。

5　越中の鄉氏　鎌倉時代・刀鍛冶に義弘と云ふものあり。新川郡松倉鄉に住せるを以つて鄉義弘と稱す。正宗の弟子にて天下に名を擧ぐ。

7　甲斐の鄉氏

香　カウ　近江國愛智郡に香庄あり、三寶院文書延文三年に見ゆ。

神　カウ　三輪氏の族なり、ミワ、及びカミ條を見よ。

幸　カウ　猿樂の家に、幸四郎次郎と云ふものあり、幸流小鼓の祖となる。又豐前に此の氏あり。神（カウ）と同族にて、三輪氏の族か。

棡　カウ　正訓不明。伊勢內宮社家にして、皇太神宮地下權禰宜、本宮別宮內人物忌等家系帳に「荒祭宮內人、棡、荒木田姓、家祖大江氏」とあり。

幸阿彌　カウアミ　清和源氏土岐氏の族と云ふ。蒔繪師四郎左衞門と云ふもの、入道して幸阿彌と稱せしを、子孫之を氏とせしなり。

鄉右近　ガウウコン

神內　カウウチ　カウナイ　カミウチ條を

見よ。攝津國島上郡に神内邑あり、カウナイと訓ず。

幸内 カウウチ 同上。

幸尾 カウヲ

幸岡 カウヲカ カウカ 下野國鹽屋郡幸岡邑より起る。宇都宮氏の族にして幸賀と云ふに同じ。

幸賀 カウガ また幸岡に作る。下野國鹽谷郡幸賀邑より起る。宇都宮系圖に「朝綱—朝業(鹽屋四郎兵衛)—玄快(光堂法印)—親時(幸賀五郎)」と見え、鹽谷系圖には「朝親—親時(幸賀五郎左衛門、鹽谷郡幸賀の住人、又幸岡に作る)」とあり。

香賀 カウガ 幸賀氏に同じきか。

高賀 カウガ

上神 カウカミ カヅワ ウヘカミ條を見よ。

高貴 カウキ

幸久保 カウクボ

高家 カウケ 江戸幕府の職名なり。室町時代には將軍家の一族を云ひしが、徳川氏の世となり、名族の後裔をして、營中の禮式、其の他、朝廷、日光山等への使者等をつとめしむ。此れを高家と云ひ、非職のものを表高家と稱せり。文化七年の武鑑に御高家衆には「六角(藤原)廣孝二千石、戸田(源)氏明二千石、織田(平)信由七百石、中條(藤原)信義千五百俵、今川(源)義彰千石、畠山(源)國祥五千石、上杉(藤原)義長千四百九十六石、有馬(源)廣壽五百石、大澤(藤原)基之三千五百五十石、大友(源)義方千石、六角(藤原)廣胖千五百俵、戸田(源)氏倚千五百俵、織田(平)信順千五百俵、宮原(源)義周千百四十石、土岐(源)賴庸七百石。」表高家衆には「畠山(源)義一三千百石、長澤(藤原)資言千四百石、織田(平)信昧二千七百石、前田(藤原)長晧千四百石、武田(源)信典千四百石、織田(平)長孺二千石、今川(源)義用、高極(源)高正千五百石、由良(源)貞陰千石、大友(源)義智、大澤(藤原)基休、品川(源)三百石、大澤(藤原)基休六百石、横瀬(源)千石、吉良(源)義房千四百廿五石、前田(菅原)長英千石。」猶ほ雁之間御高家衆末席として、「中條(藤原)信敬千石日野(藤原)資施千五百石、」を擧げたり。

纐纈 カウケツ 平治物語等に見ゆ、クヽリ條を見よ。

鄕湖 ガウコ

鄕古 ガウコ

香西 カウサイ カサイ 讃岐の大族なれど、他にもあり。河西とも通ず。

1 綾姓羽床氏流 讃岐國香川郡香西邑より起る。讃岐の著姓綾氏の族なるも、早く藤姓を冒し、羽床、託間等の族と共に藤家と稱す。其の出自については、綾氏系圖に「羽床庄司資高—信資(香西三郎)—廣資(香西右兵衛尉)—資繼(西隆寺次郎右衛門)—左衛門次郎資兼—又次郎資村—資盛(小次郎)」また「資兼の弟資氏—資保(香西備前次郎)、弟資定(香西左衛門大夫)—資顯(同小五郎)、弟資賴(同六郎)、又資繼の弟に資有、」また「廣資の弟資村(香西左近將監)—忠資(同左衛門尉)—資茂(藤大夫)—資氏(右衛門大夫)—資文(彦四郎)—顯茂(新左衛門)」と見ゆ。資村、承久に功を建て香川郡司となり、其の孫資茂は東鑑に讃岐國御家人藤左衛門尉と載せ、又家資とあり。寛元四年、海賊百餘人を捕へて六波羅に送る(三月十八日條)。北條時賴・書を贈りて之を賞し、諸島を守らしむ。南海通記所載系圖に「資茂(藤左衛門、鎌倉將軍家の御時、備讃の門に海賊あり、資茂馳向つて、攻め伏せ、長本人を搦め捕へて、六波羅に進達す、北條氏・讃州の諸島警衛を賜ふ)—資

治（右衛門大夫）―資宗（彦四郎）―顯茂（親左衛門）」と。また資治の弟親茂（左衛門尉、後醍醐帝御方人也。後細川定禪と相和して、尊氏に屬し、武功を立つ）―資忠（太郎左衛門尉）―資邦（又七郎）。」と資忠は文和三年三月・鳥羽に戰ひ死す。時に子五郎幼なるにより、其の臣泉坊右近太郎、藤井八郎等・相謀りて、資忠の弟七郎資邦を立んとす。其の母託間氏聞かず、是の年九月十三日の夜、賊ありて五郎を殺す。よりて足利義詮・資邦をして其の後を嗣がしむ。資邦・また神南に戰ひて死す。其の後、南海通紀卷五に「享德元年より細川右京大夫勝元は、畠山德本に代りて管領職を勤むる事十三年に至る。此の時、香川肥前守元明、香西備後守元資、安富山城守盛長、奈良太郎左衛門尉元安四人を以て、統領の臣とす。世人是れを細川家の四天王と云ふ也」と。また「綾の南條、北條、香東、香西四郡は香西氏世々之を領する也」と。また「香西氏は當國の姓氏也。建武二年、細川卿律師定禪、當國に來て、足利家歸服の兵を招きし時、詫間、香西、是れに屬して武功立てしより以來、更に野心なき故に、

畿内にて食邑を賜ふ云々」とあり。又卷六に「香西氏、謹みて細川政元に附て赦宥を乞うて下國す。香西備後守元資一子備中守元直在京す、故に上香西と云ふ。次子左近將監元綱・讃州に在住す、故に下香西と云ふ也。備中守元直が子又六郎元繼・後又備中守と號する也」と。また「永正四年八月、京都に於いて細川澄之家臣香西備中守元繼忠死を遂げ、細川澄元家臣三好筑前守長輝等・京都に横行すと聞へければ、大內義興卽ち前將軍義材公の執事として、中國九國にふれて與力の者を招く。讃州香西左近將監元綱、其の子豐前守元定に懇懃の書を贈て、義材公の御歸洛に從はしむ云々」と。また香西氏・山田郡三谷城を圍む記に「永正五年八月、香西豐前守元定、香東、香西、南條、北條四郡の兵二千五百人を率して、山田郡に發向す。相從ふ人々は、香西備前守清成、植松四郎資茂、北條香川民部少輔、瀧宮豐後守、瀧宮彌十郎、福家七郎、羽床伊豆守、同大林氏、山田彌七、中間の久利三郎四郎、圓座の遠藤善太郎、檀帋の植松刑部、河邊、成相（ナラヒ）、飯間、飯田右衛門督、中飯田備中、

下飯田築城縫殿助、安原に國廣右衛門佐、岩府某、井原に漆原、油佐、河東等、一宮大宮寺、大野名主、太田、犬養、松縄手の宮脇氏族、立石、伏石に佐藤孫七郎、木太眞部、上の村眞部、楠川、坂田庄官、野原の雜賀、岡本、藤井等、各居構の小城持也。元定旗本にては、唐人彈正、片山玄蕃、仲備中、佐藤遠江、鬼無（ケナシ）の香西兵庫、守政の眞部等も、壘を構たる者ども也。其の外、近習の輩は大身の者の次男、三男也。小身の面々は記すに及ばず。凡そ二千五百人の著到を以て、野原の庄に勢揃し、木太郷に打出、龜田池邊に陣を居へ、牟禮、高松、志度の浦まで手遣し、由良山の城に、押寄する。城主本山首領三谷伊豆守は、其の弟掃部左衛門・香西家に近士せしむる故に和平す」とあり。

資忠の後は讃州藤家系圖に、その子「資邦（又七郎）―清資（又七郎、左近將監）―元資（細川勝元・諱の一字を賜ふ、備後守、法名宗善、攝州渡邊、河州所々の釆地を加賜す）―元直（備中守、丹波篠山の城を賜ひて上京、故に上香西と曰ふ）―元繼（備中守、幼名又六、細川政元遺害、而し

て後、養子澄之を補佐し、嵐山戰死)」また元直の弟元顯(左近將監、在國す、故に下香西と云ふ。綾の南北、香河の東西、四郡旗頭)―元清(豐前守、宗玄寺を建つ)―元成(越後守、法名宗香、細川晴元に從ひ武功を顯はす、其の名高し矣。船師二千餘人を率ゐて、難波津に入り、榎並城を陷し、晴元に與ふ)―元載(駿河守、初名元治、法名宗信、元龜年中毛利家と手合を爲す、香西宗信、備州兒島を發向し、加陽の城を攻むる時、霧深く降りて東西を分たず。城兵其の弊に乘じて出で宗信亡ぶ)―佳淸(伊賀守、法名宗可、官領家の一字を止む。元龜中、父元載・兒島陣に討死す。其の後、執事香西大隅守、幼主伊賀守を輔佐して出陣す。其の頃織田信長・京師に横行す。阿波讃岐の兵將、攝州野田、福島、中之島城を防ぐ。信長先鋒を以つて之を攻む。江州淺井、越前朝倉、信長の後を襲ふ故、信長の兵將退散す。此の時伊賀守八歳にして、攝州に出陣し、二千餘人を以つて福島の城を守る。城中にて疱瘡を病む。男子ばかりにて看病の術を知らず。疱瘡眼に入りて、盲目、是れ衰廢の元なり)」と見ゆ。

又「元淸弟顯光(次郎)。弟顯親(三郎)。其の弟資茂(四郎、植松家を繼ぐ。資茂射を能くす、其の飛矢八町、其の名四方に顯る。公方義植公・資茂を召して術を覽、公之を感美し、桐紋を賜ひて之を賞す。資茂僭上を恐るゝ故に、其の花を除き、以つて其の莖葉を用ひ、株桐の紋と曰ふ)―資方(新居權守)―資教(香西大隅守、後に駿河守元載、伊賀守佳淸、二代の執事)」。又資方弟「資正(植松備後守、幼名帶刀)」と。系圖卷頭に「紋三笠松、並に根篠」とあり。又綾氏系圖に資有の「女子(香西左衞門次郎資(秉妻))、女子(泉房)、女子(濱)、女子(神高、その子淸定は西俣左藤三郎)、女子(藤井)」と。長女資(秉妻の子「女子(西保左藤久政妻)、女子(香西左衞門大夫資貞妻)」と見ゆ。

2　香西氏の居城　全讚史に「佐料城(在笠井村)香西左近將監資村・世々之に居る。香川の東西、河野南北の渠師也」」と。又「鬼無城・香西兵庫之に居る」と。又「勝賀城(在勝賀山巓)香西の要城也。天正二年十月、阿の三好長治、三好越後守をして、三千餘騎を率ゐて、香西氏を擊しむ。香西氏・勝賀城に據りて之を拒む。城中に一阿彌入道あり、首十八級を取りて首冢を作り、京觀と爲す。阿兵敗績」と。又「藤尾城(在香西村)此の地舊と八幡祠あり。其の海に瀕みて、寇を禦ぐに便なるを以つて、天正三年、香西伊賀守・祠を山上に遷して、其の地に城く。同五年・城成りて佐料より移る。同十年、土佐元親に降り、十一年、元親土功を助けて成る」と。十三年、除封、仙石氏・封ぜらる。

3　香西氏は東鑑卷五十に香西又太郎、下つて應仁記に「香西」」細川兩家記に「藥師寺三郎左衞門、香西又六兄弟」」「香西孫六討死」」「香西又六、藥師寺三郎左衞門、天下を我等がまゝにふるまふ」」「高國方香西與四郎」」「香西四郎左衞門生害」」「三宅城主香西與四郎」等を載せ、又香西玄蕃あり、攝津島下山田城による。(孫六郎成元)。見聞諸家紋に

讚岐藤家左留靈公之孫
香西越後守元正

4　源姓　應仁私記に「香西越後守源義成」なる人見ゆ。

5　筑後の香西氏　筑後の大隈氏と同族な

り。五條家弘安(?)七年四月十二日文書に「筑後國木小屋地頭香西小太郎度景申す、弘安四年閏七月五日、肥前國御厨千崎海上に於いて、蒙古賊船三艘の內、大船を追懸け合戰を致し、敵船に乘り移り、度景分取、舍弟廣度に任せ畢んぬ云々」と。又大隈氏元享二年三月七日修理亮判書に「香西駒松丸申す、筑後國大隈四王寺事云々」と。オホクマ條を見よ。

6 河西流香西氏　川西、河西に作る、その條を見よ。田村家々臣にあり。

7 和泉の香西氏　大島郡香西哲雲は夕雲開(初め萬代新田と稱す)を開發す。一說こは夕雲開村の名族筒井氏の祖正右衛門夫婦の開發なりとも云ふ。

8 又美作國英田郡田殿邑に香西氏あり。

高西　カウサイ　大阪西區の名族也。高西哲雲、池山新兵衛、寛永中九條島を開發す。香西氏と同族なるべし。

高齋　カウサイ　香西氏と同族か。

神西　カウサイ　ジンザイ條を見よ。

高三　カウサウ　和泉國大島郡に高三隆達あり、小歌節の一流を諷ひ出す、隆達節と云ひ、世に名高し。

高坂　カウサカ　また香坂に作る、合せ云ふべし。

1 有道姓兒玉黨　七黨系圖に高坂氏を收むれど、其の系なし。武藏國比企郡高坂村より起りしなるべし。小田原北條氏家臣に「高坂氏」あり、その屋敷跡と稱するもの此の村に存すとぞ。

2 信濃の香坂氏　また高坂に作る、佐久郡香坂邑より起りしか。伊那郡の豪族なり。光明寺殘篇に「高坂出羽權守」、また香坂高宗は、李花集に出づ、宗良親王に仕へし人なり。又文和二年七月五日尊氏の判書に「信濃國香坂美作守已下の凶徒、退治の爲發向候條云々、小笠原兵庫助殿」と。

傳へ云ふ、伊那の香坂氏は大河原城(大鹿村大河原)に據る。興國中、香坂高宗・當鄕を領し、此に城を構へて居住す。宗良親王、正平七年新田義治を從へ、關東管領足利基氏を破り鎌倉を奪はんとし、義治の兄義宗は碓氷嶺に據る。此のときに當りて、小笠原貞宗は尊氏に屬せしも、國內の豪族多くは官軍に屬し、親王を奉じて義宗を援く。賊兵大軍を率ゐ來り戰ふ。官軍利あらず、義宗越後に走り、親王は諏訪に退き、而して忠勇なる香坂四

郞高宗の居館が溪間僻陬にして、粗惡なる通路一線の外道なく、要害最も堅固なれば、此に入らせ玉ふ。之れにより高宗無二の志を盡し、滋野、上松の一族を招き、警護し奉りて居る事數年、依て信濃宮と申す。當城は高宗以來、正統綿々、繼續して、天文廿三年武田氏の將山本勘介の爲に沒落して家名を失ふと傳へらる。又諏訪郡にも此の氏あり。

3 春日氏流　甲斐の香坂氏にして、信濃高坂氏より出づ。高坂安房守の死後、石和の名族春日大陽の子彈正、此の氏を冒すと云ふ。これ高坂昌信にして、其の子源五郞(昌澄、昌宣、信秀)、其の弟又源五郞(昌貞)と云ふ。紋重十六葉菊。四百五十騎の大身也。

4 織田流香坂氏　織田系圖に「信定—孫三郞信光—市之介信成—源三郞正信—勘左衛門利信(號香坂、松平阿波守家臣となり、慶安三年阿波に卒す)—平左衛門成信」と見ゆ。

5 雜載　上杉景勝家中侍に香坂四郞兵衛あり、又德川時代、播磨小野一柳藩の用人格に此の氏あり。

香坂　カウサカ　前條に併せ云へり。猶ほ

一二九三頁を參照せよ。

幸坂　カウサカ

上坂　カウサカ　近江の豪族にして、佐々木氏の族なり、カミサカ條を見よ。

幸崎　カウサキ　次の二氏と通ずべし。

神崎　カウサキ　カンザキ條を見よ。

神前　カウサキ　カンザキ條を見よ。

郷司　ガウシ　職名を氏としたるなり。

柑本　カウジモト　紀伊の名族にして、續風土記、那賀郡粉河莊粉河村中齊舊家六十人地士柑本常五郎條に「其の祖を柑本大藏道安といふ。河内國畠山家に仕へ、同國矢田邊村にて五百石を領す。天王寺合戰に軍功ありて馬鞍を與へらる。其の鞍今に藏む。其の後、將軍義輝公に謁し、柑本の氏を賜ふ。道安の子を内藏之助盛彌といふ。道安の二男を額田角兵衞といふ。上杉景勝に仕へ、六百石を領す。三男を額田佐吉といふ、野間佐大夫の養子となり、織田家に仕ふ。盛彌の子を九大夫春繁といふ。元和七年六十人地士に命ぜられ、六十石を賜ふ。弟額田辨財天院といふ。景勝に仕へて、伊達家と合戰のとき、軍功あり。後佐竹家に仕へ六百石を領す。春繁の子孫代々當村に住す」と見えたり。

幸島　カウシマ　下總、備前に此の地名あり。

1　秀郷流藤姓小山氏流　下總國幸島庄より起る。(小山文書に下總幸島下莊、嫡子所領と)。此の氏は尊卑分脈に「秀郷八世孫下河邊庄司行平(幸島)―行綱（左衞門尉)―能光―政平、」又「行綱兄、朝行(幸島四郎、或行綱子云々、或行朝)―行村、」又「朝行弟行時（幸島四郎)―時光(同二郎)―時村（小二左衞門)―時通（對馬守)―行通」と見ゆ。猶ほ結城系圖に「下河邊庄司行平―同左衞門行綱―(幸島)四郎行時(承久討死)―時光(次郎左衞門尉)―時村(次郎左衞門尉。弟に五郎左衞門朝氏、十郎左衞門時朝あり）―時通（二郎左衞門尉、對馬守、母小山長村女)―宗通(二郎左衞門尉、常陸介)―朝行(二郎左衞門尉、建武三年正月卅日、將軍方となりて討死)」と載せたり。東鑑卷三十六に、幸島次郎貶村、その後、花營三代記に「康暦二年、小山下野守義政。宇都宮下野前司基綱と合戰す。義政方大内入道父子、親類卅餘人、幸島惣領云々」と。下つて關八州古戰録に幸島式部丞等あり。又下野皆河氏家臣に幸島登あり、永享十年討死す。

2　武藏の幸島氏　秩父郡の中津川村にあり、覺範入道の後裔なりと云ふ。

3　近江の幸島氏　康正二年造内裡段錢引付に「八貫二百五十文、向水所樣御軒所、幸島石見守。近江國長裏彌度、段錢」と見ゆ。

4　紀伊の幸島氏　三藤の丸を家紋とす。

香庄　カウシヤウ　カウノシヤウ條を見よ。

幸神　カウジン　攝津國矢田部郡の名族なり。

神代　カウシロ　カミシロ條を見よ。

神主　カウス　日用重寶記に見ゆ、カンヌシ條參照。

神墨　カウズミ　尾張にあり。

高祖　カウソ　備前にあり。

幸前　カウセン　紀伊海部郡加太莊の地士也。又西園寺家の諸大夫にあり。藤姓と云ふ。

香宗我部　カウソカベ　カソカベ　土佐國の名族にして、香美郡宗我郷より起る。後世香宗邑あり。此の氏は下記の如く、或は清和源氏武田族と云ひ、或は大中臣姓と云ひ、或は中原姓と云へど、その香美の

宗我郷より起りし事と、香宗我部を家號とするによりて、古代蘇我氏配下なる宗我部の後裔なるや察するに難からず。而して其の香の字を冠して香宗我部と云ふは、長岡郡なる宗我部と區別せんが爲にして、共に郡名の一字を冠し、彼は長曾我部と云ひ、此れは香宗我部と云ふに外ならざるなり。但し香宗我部文書に「將軍家政所下す、土左國香美郡內、宗我部、並に深淵、地頭職に補任する事。中原秋家。右人を彼職に補任するの狀、仰する所・件の如し。奉行人宜しく承知すべく、違失する勿れ、以つて下す、建久四年六月九日云々」と。また建仁元年時政奉書に「中原秋家、」同三年八月、遠江守判書に「土佐國御家人中太明道」などあり。此等を事實とすれば、中頃・中原氏此の家を繼ぎしか、或は何等かの緣故より此の姓を冒せしものならんと考へらる。

1　大中臣姓　なほ東鑑元曆元年七月十八日條に「故一條次郎忠賴家人甲斐小四郎秋家・召出さる、是れ歌舞曲に堪なる者なり云々」と載せ、同十月六日條に「甲斐四郎大中臣秋家云々」とあり。これ香宗我部氏の祖先にして、秋通の養父なりと。されど此の秋家・果して此の氏の祖先か、否か詳かならざれど、若し此の人を此の氏の祖とすれば、當時大中臣姓なりしものとせざるべからざるなり。

2　清和源氏武田氏流　斯くの如く此の氏は、古代宗我部の後裔と思はるれど、鎌倉初期に於いては中原姓と稱し、一面大中臣姓なるが如くも觀察さる。然るに後世源姓と稱し、武田氏の宗族一條家の後裔と稱す。此の傳說は前述秋家が一條忠賴の家人たりしに基くや明白ならんか。香宗家證跡記には「抑も中山氏の先祖土佐國香宗我部は、人皇五拾六代清和天皇七代の後胤、鎭守將軍源賴義の三男、兵衞尉甲斐守義光（新羅三郎と號す。崇德院の大治二年歲七十二卒す。弓馬藝に勝る、源氏一流祖と云ふ）の曾孫、武田太郎信義の苗裔何某（甲斐國武田の氏族、今世世上の中山家所藏系圖は世々斷絕なく、詳かに姓名を載すと雖も疑あり。故に之を取らず。然りと雖も載する所の姓名と、年時と、今存する所の古文書符合の者、之を證として之を擧ぐ）。鎌倉源將軍の時、（何代と云ふこと未だ詳かならず）、土佐國香我美部を賜ふ。夫れより世々香宗鄉土居村に住みて、香宗我部と號す。（家紋割菱、世に武田菱と云ふ。今立仙宮の紋割菱也）。或は曰ふ、土州に二つの宗我部あり、長岡郡に在りては、居る所の秦氏、長宗我部と號し、香我美郡に在りては、居る所の源氏、香宗我部と號すと。（亮曰く、共に宗我部なり、古代の氏・秦氏は宗我（蘇我）氏の配下となりて宗我部たり得るも、後世の源家が上古の宗我部たるを得んや）。

○重通（又太郎、法名照海）、傳ふる所の系圖・連續して相續し、一世の斷絕なきも、證なき者は取らず云々。右重通の時代を推し量るに、北條貞時比の人歟。

○秀賴（甲斐孫四郎、法名性海、系圖に正和の比の人とす）。長岡郡介良村西養寺藏する所の文書（蠹簡集）、土佐國介良庄事、走湯山密嚴院領なるの處、甲乙人、濫妨狼藉を致すの條、父甲斐孫四郎入と相共に狼藉沙汰を相鎭め、代官所に居り所務せしむべく、且つ起請の詞を載せて注進すべし。違犯仁交名の狀件の如し。元弘三年六月四日。源朝臣。長宗我部新左衞門殿。蠹簡集に曰ふ、右介良西養寺藏、凡そ十九通、今按ずるに源朝臣は足利尊氏なり。新左衞門は豐岡城主秦信能

なり。孫四郎入は香宗城主甲斐又太郎重通の次男甲斐孫四郎賴入道性海也。

○時秀(法名善海、系圖に秀賴の子とす)。右時秀の事は西山氏傳ふる所の文書左の如し。云々。沙彌了(花押)。謹上甲斐二郎太郎殿。

○通秀(甲斐守、法名蓮海、系圖に在り)。右通秀は西山氏賜ふ所の證文、永和五年の文書にあり、左の如し。香宗我部鄕內、甲斐小次郎氏秀子息、次郎太郎安秀分の事。云々。右件の田畠等は、伯父氏秀、尙ほ未だ處分せざるの間、子息安秀云々。永和五年壬四月廿一日、通秀(花押)。

○親秀(出羽守、此の親秀の弟何某、其の子中山田左衞門佐泰吉と云ふ。土佐國中山氏の祖也)。右親秀は金剛頂寺(西寺)所藏(蠹簡集)願文に、文明十八年、源出羽守親秀とあり。新宮村西山氏所藏文書左の如し。新宮別當職豐後入道次男を申付くる所明白也云々。延德四年壬子六月八日、親秀(花押)。(私曰ふ、親秀の弟何某、其の子中山田泰吉と云ふ云々。)

○親泰(內記、後左近、又安藝守、實は秦國親三男、元親の弟也)。今世上の中山家の系圖に『親秀の養子と爲る』と。是れ甚しき誤也。親秀は右記の如く、文明の比の人也。親泰の享年、未だ詳かならずと雖も其の兄元親は天文八年の產也。然れば文明より天文まで八十有餘年也。爭ぞ八旬の後、當歲の親泰を以つて養子とせんや。親秀、親泰の間、恐らく一代を絕つ乎。證なしと雖も、土佐軍記に曰ふ『香宗我部景好は四千貫の主にして此の郡主也。元親の弟、親泰を以つて養子聟とす』と有り。又香宗の遺臣村田氏系圖序に曰ふ、『天文中、香宗我部は安喜郡司と戰ふ事・年あり。香宗・漸く衰微に及び、家運を量りて、一夕頓に自殺す。家士驚き、皆城に歸り、相議して秦姓を請ひて家を嗣がしむ、』と後說區々として一訣を辨ず。

○親氏(千菊丸、彌七郎)親泰の嫡男、元龜年土居村に生れ、元親に從つて朝鮮に於いて病卒。石碑に淸和天皇六孫王多田滿仲武田朝臣親氏云々と。

○(親泰の次男)貞親(始親和、後貞親に改む。始め右衞門八、後左近大夫と改む)。天正十九年辛卯、土居村に生る。慶長五庚子亂、其の年僅に十歲、其の身出陣せずと雖も、亂後國を去り、泉堺に退く。元和元、大阪落城以後、堀田加賀守正盛に仕へ、千三百石を領す、(正盛は武州川越の城主也。寬永十六、信州松本に移り、同十九年、下總國佐倉に移る。此の事・中山所藏貞親が澁谷に與ふる書に見る)。萬治三子年七月九日佐倉に於いて病死、七十歲。

○(貞親子)親重(香宗我部隼人)實は加賀守の老臣、高井源左衞門男也。高井氏は加賀守の妹壻也。萬治三年堀田上野介正信謫する所となり、後松平陸奧守綱村に仕ふ。

○(親重子)久秀(香宗我部釆女、後左中と號す)。實は當國中山覺丞秀治の三男新助也。親重男子なし。之を招きて家督となす。時に延享五戊辰秋八月日、中山益庵源良爲」と。

天王寺秋野房、貞治五年十二月文書に香宗我部又四郎見ゆ。こは香宗我部文書、元弘三年六月四日の、甲斐孫四郎と同人か。香宗我部氏は一條家時代四千貫の領主なり。

3　長曾我部氏流　前述の如く、香曾我部氏は長曾我部元親に破られ、元親の弟新右衞門親泰を養子とせり。長曾[illegible]部系圖

に「覺世—親泰(香曾我部)、其の族を香曾我部と爲す。」と見ゆ。以下前引香宗家證跡記によりて明白なり。

幸田 カウタ　ユキダ　相摸、下總、常陸、下野等に此の地名あり。

1　度會姓　伊勢外宮舊祠官に、此の氏あり、土宮玉串内人たりき。その系圖に「家系・初め神田氏、後に幸田、度會姓なり」と云ひ、「血系は山崎賴照の子、辻正世より出づ」とあり。又守見物忌なる幸田度會光裕家系には「宗家幸田光高五男、初代光共。同血系光近(深井氏)」と見ゆ。

2　尾張の幸田氏　愛知郡の名族なり。戰國末幸田彦右衞門・織田氏に仕ふ。三七信孝の神戸友盛の養子となるや、幸田彦右衞門に岡本以下の士を副へて神戸を守らしむ。後母と共に忠死す。勢州四家記に「三七の守役幸田彦右衞門」と。

3　藤原姓　寛政系譜に見ゆ。家紋丸に三入小麥、丸に八文字。丸に根笹、五葉牡丹。

4　清和源氏宇野氏流　幕臣にあり、下總國猿島郡幸田邑より起る。家傳に「宇野親治の後胤、常治猿島郡幸田に住し、幸田を稱す」と云ふ。寛政系譜・支庶二家を載す、家紋丸に三蓋松、花菱。

5　雜載　小田原北條家臣に幸田大藏丞あり、その奉ぜし文書甚だ多し。又會津藩元和頃の奉行に幸田多兵衞、幕府小給地方由緒書寄帳に、元寄合番幸田孫助、その他、播磨、磐城、岩代に多し。

香田 カウダ　美濃にあり、幸田氏に同じきか。

神田 カウダ　大和國山邊郡の豪族にして水涌氏の族なり。詳細はカンダ條を見よ。其の他、各地に多し。

校田 カウダ　カセダか。

耕田 カウダ

迎田 カウダ　神田氏と同一にして、素盞雄命の後裔、水涌氏の族なりと云ふ。迎田實禎、實正等著はる。

鄕田 ガウダ

幸瀧 カウタキ　サチダキ條を見よ。

耕谷 カウタニ　カウヤ

神足 カウタリ　山城國乙訓郡神足莊より起ると云ふ。この地に式内神足神社あり、齊衡元年官社に列せらる。後廣足莊あり、東寺正和三年文書に見ゆ。此の氏・日用重寶記にカウタリと訓ず。

1　清原朝臣姓　神足家記に依れば、「遠祖神足山城守光丸は桓武天皇の延暦年中、勅命を以て武家に列せられ、山城國乙訓郡神足を領し、菊御紋の使用を勅許され、同十五年、勅に依り、皇城鎭護の爲め、神足氏元祖を祀り、神足大明神と稱し、後式内社に列せらる。爾來神足家は連綿として神足を領し、鎌倉幕府より室町將軍家に仕へしが、織田信長の爲に領地を押領され、下りて鄕士となり、後細川忠興公に仕へ、肥後に移り今日に及べり。而して山城神足村には今以つて鄕社として神足神社あり。」と。神足系圖には次の如く見ゆ。

「姓清原、神足氏。天武天皇—長親王—栗栖王—一代神足光丸(從五位下、能登守。桓武天皇延暦年間)—二代光俊(從五位下、甲斐守)—三代俊仲(從五位下、石見守)—四代政俊(從四位下、駿河守)—五代俊行(從五位下、駿河守)—六代政惟(從五位下、阿波守)—七代滿重(從五位下、山城守)—八代滿直(從五位下、出羽守)—九代重信(從五位下、越前守)—十代信滿(從五位下、兵部丞)—十一代滿政(從五位下、左衞門尉)—十二代信政(從五位下、河内守)—十三代信光(從五位下、伊勢守)

—十四代政親(從五位上、大和守、保元平治年間)—十五代政朝(從五位上、丹波守、文治年代頼朝時代)—十六代朝信(從五位下、宮內大輔、建久年代)—十七代實信(從五位下、越後守、承久年代)—十八代頼俊(從五位下、但馬守)—十九代信時(從五位下、佐渡守)—二十代時直(從五位下、能登守)—廿一代信友(從五位下、隱岐守、建武時代)—廿二代信秀(從五位下、丹波守、應安時代)—廿三代定景(從五位下、兵部大輔)—廿四代實直(從五位下、左衞門佐)—廿五代定直(從五位下、下野守)—廿六代直成(從五位下、遠江守)—廿七代長景(從五位下、近江守)—廿八代信景(從五位下、河內守)—廿九代長勝(從五位下、遠江守)—三十代貞春(掃部助、織田信長に亡され鄕士となる)—卅一代春信(掃部助)—卅二代吉廣(神足村の神足本家を嗣ぐ)、弟吉俊(細川忠興に仕へ、肥後熊本へ歸る)、弟春次(同)、弟正春(同)、弟正道(繪師となり、京都に住す)。家紋丸の內に井桁」と。

山城國乙訓郡神足村、肥後熊本、播州明石、及び、奈良市等に在る神足諸家は、概ね第三十一代神足春信より出たる家なりと云ふ。桓武天皇云々の事など、到底信じ難し。蓋し此の氏は豐後淸原氏の族ならんか。

2 佐伯姓　周防國都濃郡に神足を氏とする家數軒あり。苗字の出所未だ詳かならず。此の周防神足家の祖は佐伯權守成廣と稱し、人王三十七代齊明天皇に仕へ、其の子佐伯出雲守・豐後より周防へ移れりとあり。出雲守の子佐伯倉富までは分り居れども、其の後記錄なく、出雲守より十四代の孫神足政興の代に、初めて神足の氏、記錄に現はれ、以後今日まで神足を氏とし、都濃郡中須村八幡宮の祠官たり。周防神足家々系に「佐伯權守成廣(人皇三十七代齊明天皇に仕ふ)—一代佐伯出雲守(豐後より周防へ移れり)—二代佐伯倉富(慶雲六年頃)—以下十三代まで不明、此の間約六百七十年)—十四代神足三神百太夫(藤原政興、應安六年沒)—十五代政高—十六代政富—十七代政守—十八代政道—十九代政行—廿代政氏—廿一代政之—廿二代政榮—廿三代政長—廿四代政直—廿五代政久—廿六代政信—廿七代政直—廿八代政度—廿九代守次—三十代辨治—三十一代利多(當代)」と。姓氏を異にすれど、同族なるや想像するに難からず。

河內　カウチ　カハチ條に併せ云ふべし、その流派多し。

幸智　カウチ　サツチ　佐々木氏の族にして、佐々木系圖に「萬木太郎左衞門尉惟綱—惟景(幸智三郎)」と見ゆ。

神地　カウチ　淸和源氏山縣氏の族なり。上有知氏に同じ。

河內山　カウチヤマ　カハチヤマ條を見よ

高津　カウヅ　便宜上タカツに集む、その條を見よ。

神津　カウヅ　信濃國の豪族なり、其の他にも尠からず。便宜上、カミツ條にて述ぶべし。

香津　カウヅ　但馬國太田文に「出石郡大內庄、六拾町二反百八拾歩、下司香津孫太郞入道淨阿、御家人」と。後文には香住とあり。

幸津　カウヅ

鄕津　ガウツ　ガウノツ

上月　カウヅキ

1 赤松氏流　播磨國佐用郡上月邑より起る。赤松氏の族にして、赤松系圖に「賴則—播磨守則景—景盛(上月二郎)—盛忠

—景則、弟義景—景滿、及び義景弟景行」と見ゆ。されど上月系圖には「賴則—賴景（賴則三男、上月上祖、上月右馬允）—景盛（上月次郎）—次郎太郎盛忠—次郎太郎義景—新兵衞景滿—大和守景祐—甲斐守景保（聖範）—甲斐守吉景（聖義）—左近將監景氏—同滿氏—同滿盛—同滿吉（美濃守）—同滿照—同滿平—同滿家—同滿秀—右衞門佐秀盛（播州を出で阿州に入る、姓を本田と改む）—信氏（八郎左衞門尉、氏を吉浦と改む）—信貞（幸左衞門尉）」と載せ、岡本系圖には「賴則—景盛（上月次郎）—盛忠（上月）—景則、弟景行（號福□）」とあり。

此の氏は赤松家風條々事に御一族衆として此の氏を收め、又上月記、康正二年丙子十二月廿日、大和國宇智郡人數に罷向ふ人數の着到に「上月左近將監（滿吉）云々、二宮の御頭を討ち奉り了る」と（文明十年八月滿吉判書）。また文安年中御番帳に「外樣衆、赤松上月大和入道、赤松上月治部少輔。」また常德院殿江州動座着到に「赤松上月治部少輔。」また赤松記に「細川殿衆に河合八郎と申人、云々、阿方の我等知行を、八郎由緒あるよし望申し候、阿方村は上月伊勢と申す人の跡式云々」また「河合八郎、後には上月八郎と申候、子細は御馬廻りに上月右京亮と申仁、福井淺日山合戰に打死し、息女一人計持候に付て、彼八郎を聟になし、上月を名乘申候」とあり、皆此の族ならん。

2　攝津の上月氏　攝津莵原郡瀧山城（生田村、今神戸市布引町一丁目）は又多藝山城ともあり。建武以來觀應頃迄、上月氏據る。後亨祿年間細川高國に屬し、天正年間松永久秀に屬す。前項上月氏の一族なり。

3　丹波の上月氏　丹波志氷上郡條に「上月氏、子孫沼貫在佐野村、先祖は當村高見ヶ城古城主仁木氏の臣也。此の古屋敷は村より二町斗奧に之あり。仁木氏沒落の時上月某に賜ふ」と見ゆ。

4　美作の上月氏　赤松族なり、佐用條を見よ。

5　備後の上月氏　上月源左衞門あり、御調郡丸河原村古壘に據る、よりて當城を一に上月殿城と呼ぶ。（藝藩通志）。安西軍策に上月十郎を載せたり。

6　雜載　佐州役人付に「村上源氏、上月次平。」明石氏家臣に上月氏。山城北野社神樂男に上月氏あり、年足の三代孫文子の後裔にして、夫は神樂男、妻は代々文子たりと。

又原田家臣に上月氏あり、こは香月氏と關係あらんか、カヅキ條を見よ。

又淀稻葉藩の年寄、京極殿給帳に「四千石、上月文右衞門、三百石、上月賴母」見ゆ。

香月　**カウヅキ**　カヅキ條にて云ふべし。

高月　**カウヅキ**　タカツキ條を見よ。

上野　**カウツケ**　便宜上カミツケノ條にて云ふべし。猶ほウヘノ條參照。

上有知　**カウヅチ**　美濃國の大族にして、清和源氏山縣氏の族、木田氏の族、佐竹氏の族等あり。カウヅチを正訓とすれど、便宜上カミウチ條にて述ぶべし。

上妻　**カウヅマ**　**カムヅマ**　筑後國の豪族にして、上妻郡名を負ひしなり。上妻は和名抄に加牟豆萬と訓ず。古くは上妻郡領の後裔たりしならんも、後世高木菊池氏の一族・この家を嗣ぎ、藤原姓を稱し、中關白道隆の後裔と云ふに至れり。即ち次の如し。

1　上妻系圖　上妻郡前古賀村上妻氏所藏系圖には「道隆（正二位、太政大臣、號中關□）—隆宗（正四位下、少將、修理大

夫、筑後守上妻に家す、故に上妻を以つて氏と爲し、日足日扇を以つて旗幕の紋と爲す)─家久(從五位下、左衛門尉、上妻と號す)─

隆定從五位下
隆則─經家─家房─家直─家宗二郎大夫
　　　　　　　　　　　家眞三郎左衛門尉
　　　則隆號菊池
政則號馬場、一説曰號弓塲殿

次に家宗の後は家宗─

家能─隆平─隆國─隆重─家定─朝兼
　　　政則　政房　經房母大友親世女
兼則

兼隆─隆直─隆光─經家─家時─能家─敦家─鎭房─鎭政─鎭勝─宗貞(初め隆吉、隆正、當家正統・宗貞の世に至り、上妻郡柳澤村に住し、宗貞・男女子あり、共に久留米賴元公に奉仕す)」と。

次に家眞には「三郎左衛門尉、阿波守、號上妻、建仁中鎌倉に在り、命を奉じて種島代官と爲り、在島年久、後、藤原信基、領主と爲る、故に以つて、將に歸らんとす。島民强ひて止まらん事を請ふ。家直之を許し、遂に信基の臣と爲りて島に留り、采地五十町を賜ふ」と。

而して其の後は「家眞─

家盛式部大夫─家兼十郎大夫母日高氏─家敎阿波守─家俊式部大輔─家範左京亮
家時二郎　　　家治源左衛門尉、寺田　家包二郎左衛門─家保九郎
　　　　　　　家成源右衛門尉

家貞十郎大夫─家信九郎左衛門貞治五年四月戰死─家幸阿波守─宗尙九郎左衛門應永十六年八月廿二日卒─宗義式部少輔正長元年卒
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宗堅孫九郎　宗政石見守
家通式部左衛門─家重源吾

家員阿波守寶德三卒─家房阿波守明應三卒─家雅七兵衛尉阿波守大永二卒─右直式部大輔阿波守天文十一卒─家續九郎左衛門阿波守天正十八卒
家氏九郎次郎　家治下野守

家續の後は其の子「家長(彌九郎、左衛門、阿波守、七兵衛、入道入木)─家直(彌九郎、母西村壹岐介時興の女)─秀隆(初家貞、童名金千代、下總三次總右衛門、實肥後盛隆長男)」とあり。されど此の系圖上妻文書と符合せざる點頗る多し。

草野系圖には「道隆─伊周─隆家─文家─文時─文貞(高木肥前守)─顯貞(高木三郎大夫)─貞房(皇太后宮大夫)─家之(右京大夫)─家秀(下總守)─家宗(上妻次郎兵衛)─家能(同次郎兵衛尉)─家成

(同四郎、正安元年三月筑後國目代)」と。而して筑後國史は家宗について「今按ずるに、建仁三年四月十日狀に云ふ。『家宗、家其(基)相論申す、親父家秀來り處分云々』、『建暦二年十二月十三日狀に云ふ『家宗養父重宗云々』、『寶治二年九月十三日の下知狀に云ふ『吉田三郎能茂法師足阿云々。足阿の申す如くば、蒲原、次郎丸の地頭職は、右大將家、文治二年、祖父家秀、親父家職等、之れに宛て給はり畢んぬ云々』、『草野系圖を按ずるに『高木下總守家秀、其の子上妻次郎大夫家宗云々、弟吉田三郎家基、其の子吉田小三郎能茂』とあり。職と基とは訓同じ、但し家基は家宗の弟なるを、系譜て次男とせしならん。家宗、家基、兄弟相論の時、親父家秀來り處分す。然れば家宗は上妻家の養子となりたる人と見ゆ。而して養父重宗とあれども、系圖には家直とあり、恐くは系圖の誤ならん」と云ひ、次の如き系圖を載せたり。

又兩本校合。隆宗(四位少將、修理大夫、筑後守護上妻氏之始祖也)─則家(二男則隆は肥後菊池住、菊池家之祖也)─家時─能家─敦家─鎭房(一本云、鑑房、上總

介、神九郎)―鎭政(越前守)―鎭勝云々」と。又、家傳には疑ふべき者あり。今、古文書を校合し推して系圖を作る。而かも其の詳なるは得て考ふべからず。今姑く愚案を記し、以つて他日の再考を待たんのみ。家時(大友親繁狀に所謂上總介、恐く此の人)―能家(親匡狀に所謂新三郎、卽ち義長狀に所謂親左衞門、上總介、共に能家たるべきか)―鑑房(新九郎、越前守)―鎭政(越前守)―鎭勝―統房云々」と。

文治二年五月六日文書に「藤原家宗を地頭職となす」と。又六月廿七日文書に「今弘、光友、地久志部、豐福、多久萬田、北田、境田、云々、右件の拾貳箇所云々。大典大原、大監惟宗朝臣(在判)、藤原(在判)」と。又建久四年六月十九日文書に「將軍家政所、筑後國上妻庄官等に下す。早く藤原家宗をして、當庄內、今弘、光友、地久志部、豐福、多久萬田、久米、北田、境田等漆箇所地頭職たらしむべき事。右人・彼の職に補任するの狀、仰する所件の如し、以つて下す」と。その後、建仁三年四月十日文書に「家宗家基相論申す、親父家秀、未だ田畠を處分せざる事、勘狀の如しと云へり。家宗給ふ所の故殿御下文の內歟。然らば相違なく知行せしむるの由、前右衞門督殿の仰に依るべし、執達件の如し。左兵衞尉(在判)奉。上妻次郎大夫殿」と。その他、建永二年八月廿八日、承元二年正月十七日文書に上妻次郎大夫家宗と載せ、寬喜二年二月八日、同三月十九日の文書に上妻次郎家能見ゆ。(停止資綱家守妨、建曆二年十二月十三日)。又宮野四郎入道、上妻宮野四郎入道教心、上妻四郎入道敎心等の名あり。

下つて文龜三年大友親匡判書に上妻新三郞、永正十五年文書に上妻郡代殿、義長の判書に上妻新右衞門尉、上妻上總介、義鑑判書に上妻太郎(親父上總介鑑房一跡の事云々)、上妻新九郎(親父上總介敦家一跡の事云々)、上妻上總介。宗麟判書に上妻大黑(父越前守鎭政跡目の事)、同刑部少輔、同越前守、以下太郎、次兵衞尉、才兵衞尉、喜太郎、萬右衞門隆亮、可忠等の名あり。

其の他、此の氏の事は應永戰覽に「應永六年、上妻少輔大郎」を載せ、鎭西要略に草野氏の族とす。以下頗る多し。筑後領主附には「一、上妻越前守(中關白末、宮)、山崎城に居り、二百町を領す」と。

上津浦 **カウツラ** 肥後天草の豪族、カウツラを正訓とすれど、便宜上カミツウラ條に收む。

鄕渡 **ガウド** 佐々木京極氏の族、土田氏の裔にして淸宗を祖とす。家紋九曜、桐。寬政系譜に見ゆ、美濃發祥の氏なり。

河戶 **カウド** カハド條を見よ。

幸德 **カウトク**

1 淸和源氏武田氏流　紀伊の豪族にして武田氏の族なりと云ふ。紀州武田系圖に「武田太郎家弘―川次郎範長―有長(幸德二郎)―佐長、弟季長(波沙次郎)」と見ゆ。

2 伊勢の幸德氏　安東郡專當沙汰文に、「一寄御田名字、幷御糀員數丁部等名字事、云々、牛、龜森、御糀三斗一升、大田分に糀一斗一升、彼是四斗二升、丁部幸德三郎」と見ゆ。

幸德井 **カウトクヰ**

高內 **カウナイ** 河內國河內郡の豪族にして、額田部首皆人の後裔なりと云ふ。額田村にあり。高內皆人、不動寺を草創し、又高內助右衞門尉正定は玄淸寺を創建す。ヌカタベ條參照。猶ほタカウチ條を見よ。

郷內　**ガウナイ**　平家物語に淀の郷內忠利あり、義經に從ふ。

河野　**カウノ**　**カハノ**　伊豫國第一の大族にして、同國風早郡河野郷より起る。當郷は和名抄加波乃と訓ず。その族大いに榮えて諸國に蔓りたれど、猶ほ異流もあり、又美濃、信濃、越前等に此の地名あり。

1　伊豫凡直姓（稱越智姓）　河野氏は孝靈天皇の後裔と稱し、又越智姓と稱すれど、共に非なる事は伊豫、伊豫凡、浮穴、越智等の條に云へり。而して其の實、伊豫國造の後裔なる伊豫凡直姓にして、浮穴氏より出づる事も、其れ等の條にて説けり。河野氏が同國伊豫郡伊豫豆比子命神社を祖廟とするは全く此處に基くものとす。

斯くの如く河野氏は越智姓にあらず、又孝靈天皇の後裔にもあらず、神武天皇の皇子神八井耳命の後にして、伊豫國造の後なれば、豫章記、越智系圖、河野系圖等の最初の部分は皆後世の附會にして信ずべきにあらず。且つ其れ等の事は既に前述各條に述べたれば、此處には直接河野氏を出せし浮穴爲世より説くべし。爲世は伊豫郡大領玉興の弟玉澄十五世孫にして、河野新大夫親經より五代前に當る。越智、河野、その他浮穴系統の諸系圖が、此の爲世を或は嵯峨天皇の皇子、或は伊豫親王の御子など云ふは信じ難けれど、親經より五代前の人に過ぎざれば、實在の人にして、系圖は此の邊より確實性を多く帶ぶと云ふを得ん。而して世數より計れば此の人は平安中期の人たるべし。次に爲世の子爲時は浮穴四郎大夫、その子時孝は浮穴新大夫と見ゆ。何れも浮穴郡にありしにて、浮穴氏族の祖たり。其の子爲綱は風早大領と。蓋し浮穴氏より分れて、其の隣郡風早の大領となりしならん。而して、其の子親孝を北條大夫と載せ、弟宗綱には寺町判官代と註し、寺町氏の祖とあり。內・北條は風早郡北條邑より起り、寺町は浮穴郡の寺町より起りしなるべし。而して親孝の子親經は風早郡河野郷に居りて、河野新大夫と稱す。爾來、子孫・この地を本居とし、又同郡の高繩城に據れり。卽ち知る此の氏は浮穴氏より分れ、爲綱以來風早郡に移り、親經に至り河野郷に據りて此の氏を起せるを。勿論越智郡は當時國府の所在地なれば、早くより、此の氏族とも關係ありたらんも、未だ直接此の氏の勢力地にあらざりしなり。三島大山積神社も同樣にして、當國第一の大社なれば、早くより崇敬せしならんも、當時は未だ直接の關係を有せざりしなり。

此の點より見るも、河野氏は上古以來、越智郡に據り、大三島社を擁せし越智氏とは全く別族なりしや明白なりとす、しかるに其の勢力を國府に張り、伊豫國務職と稱するに至り、次第に大三島社と密接なる關係を結びて、一方猶ほ伊豫郡神崎庄伊豫豆日子神を祖神と稱しつゝ、一方また大三島大山積神の神裔と稱し越智姓と云ふに至りしものとす。

2　河野系圖　世に河野氏の系圖と稱するもの頗る多けれど、內・豫章記は最も有名にして、且つ價値多ければ、以下豫章記の重要なる部分を拔萃し、その足らざるは越智河野系圖によりて補ふべし。但し爲世以前は、チチ、ウキアナ、イヨ等の條を見よ。又代數は越智系圖によりて補へり、こは後世、伊豫王子を一代と數へ、以下に代數を宛てしものとす。

「其子（三十七）爲世、浮穴御舘と號す。（中略）」。

其子(三十八)爲時、浮穴四郎大夫。
其子(三十九)時高、浮穴新大夫。他本には時孝と有り、不明也。
其子(四十)爲綱、風早大領、伊與權介。
其子(四十一)親孝、(北條大夫)、氏長者と云ふ、勅裁を朝廷より蒙り候。孝靈天皇より四十二代、功名先祖をも欺くほど也。仍りて此の如く召されける也。玉澄よりは十八世也。其の弟宗綱・庶子たり、故に寺町判官代と號す。宗綱子宗孝・三郎、其の次宗吉、盛宗等、寺町と稱す。
親孝子(四十二)親經(河野新大夫、又氏長者と云也)。此比、淸和源氏正統伊與入道賴義、當國國司として在國あり。親經同志にて、國中四十九ヶ所の藥師堂、八ヶ所八幡宮建立せらる。每事知己なり。親經には女子一人計にて相續者なき故、賴義の末子を聟に取り、家を續がしむ。賴義の子四人有り(中略)。
四男三島四郎親淸(四十三)と號し、家を繼ぎ河野冠者、伊與權介名、故賴義より契約により、赤地錦の鎧、直垂、白旗等を相傳す。平治二年、後白河院宣を承て、伊豫國々務職に任ぜらる。又淸親(親淸か)にも長子無かりければ、女中親經の女、

氏神三島宮へ參籠有りて家の事を祈請せらる。其の比迄は、家督たる人社參には、丑時諸社の燈明悉く消して參り玉へば、明神三階迄、御出で有りて御對談有し事也。其の如く女中參勤有りて、心中の趣きを具に申し給へば、明神も下らせ玉ふ。就中長子無くては、誰に家をば續がしむべく仰せ有りければ、神明御聲にて、親淸は異姓他人也。努め努め種姓たるべからずと、有ける。女中然らば我身をば、何とて男子とは成し玉はぬや。さりとては子孫御絕え有るべき哉と申し給へば、明神も道理に攻られて、然らば今一七日伺候有んとて、神は上らせ給けり。御詫宣に任せて、又七ヶ日御社籠有ける。第六日に當夜半の程に、長さ十六丈餘の大蛇の身、現つ御枕本に寄り給ふ。本より大剛なる女中なれば、少しも騷がず。其の時より御懷姙有りて、男子一人出來給ふ。其の形常の人に勝れて容顏微妙、御長八尺、御面兩脇に、鱗の如くなる物有り。小踼て背溝無也。面前・異相成るを耻ぢて、人に向事を愼しむ。常に手を挿頭し給へば、河野の物耻と申し傳へたり。烏帽子手形有る事、此を謂ふ也。河野新

大夫と云ひ、後に伊與權介通淸と稱す。是より通字を名乘る也。其の故は、明神一夜密通の義を以て爾か云ふ。卽ち大通智勝、理顯然たり。然るを、今諸人是を名乘る事、太だ以て然かるべからざる也。十八ヶ村は皆連枝末葉なれば苦しからざる歟。其れも引付なくては、斟酌あるべし。況や雜人共の付く事は、惣べて謂れなし、制止あるべき也。抑も此の通淸外儀は親淸の子、眞實は明神の權化也。然れば御身近く召遣はるべき人、先祖を相尋ねて定むべし。殊に御臺給仕加用の人、能々擇ぶべし。他人に綺せしむべからず。先人大誡、置かるゝ也」と。
親淸を源賴義の子となす如きは全く採るべきにあらず。源家の系圖・一もこれを謂はず、また通淸を明神の子となす如き、到底信じ難けれど、或は此の際・河野氏より越智氏を繼ぎしか。越智氏は三島明神の大祝なればなり。猶ほ越智・河野の諸系圖、何れも親淸の弟に盛親を收め、通淸の弟に盛家を載せ、子孫を多く擧げたり。若し事實とすれば、親經、親淸共に子あるなれば、世子なしと云ふの傳說は此の氏の事を指すに非ざるや明白なら

んか。又諸系圖に親經の弟には秉孝（高井大夫、高井祖也）、盛孝（遠藤祖、瀧口祖）、康孝（北條六郎大夫）、及び康清を收む。

（四十四、通清）、「治承年中、當國々務職に任ぜられ、武藝の名・彌々昌・天下博聞するなり。保元、平治比、源平相爭ひ、天下大亂しけるに、貳心無く源家を贔負して、軍功を抽ぜらる。平家物語にも、養和元年二月、西國より平家への註進、伊與國住人河野介通清は、去年の冬より謀叛を起し、當國道後道前の堺、高繩の城に楯籠る間、備中國住人奴可入道西寂、備後鞆浦より兵船十艘にて押し渡り、高繩の城に寄せ、通清を討ち取り、國中、并に阿波、讃岐、土佐等を靜め、正月二月の間居住する處に、通清が子息河野四郎通信・高繩の城をば忍び出で、安藝國沼田鄕より兵船三十艘程、海士の鈎船の躰にて浮び出で、西寂を窺ふほどに、西寂は之を知らず、去る三月廿一日宿海にて、室、高砂の遊君を集め、船遊しける處、通信押し寄せて西寂を虜り、高繩城に曳き上せ、張付にしたりとも申し、亦鋸にて頸を切たる共申す也。之に依りて、新居、高市を始として、西國の住人等、悉く河野に付き隨ふとぞ告げたりける。彼の物語と、家の相傳と、少し替目有り。云ふ平家大勢にて當國へ寄せ來る。通清三ヶ所の合戰に勝利を得たる間、平家亦一萬餘騎を率して、七ヶ國を催し寄せ來る時、温泉郡合戰、通清利を得ず、高繩城に籠る處に、備後國奴可入道西寂等を相語らひ、彼の城を責けるに、城中に返り忠の者有りて、敵を曳き入ければ通清討たれ畢んぬ。子息通孝、通員討死す。中河衆も同名十六人計り死生害す。城中踏み留る者なく彼の山を落つ。穴あり、太刀、刀跡、骸骨等充滿せり。之に依りて中河一族皆亡びけるに、相摸國藤澤道場生阿彌陀佛と云ふ時宗一人有けるを、呼び下して還俗せしめ、家を續せたり。其孫亦繁昌して多かりけり。

通清子（四十五）通信、童名若松丸と云ふ。二世の爲に國府若松寺と云ふ堂を立て、本尊には通信等身の毘沙門天像を安置せり。今に是あり。北條四郎時政の聟、賴朝將軍の姫たる也。平家物語卷九、元曆元年門脇中納言福原へ參り給ふ。子息二人、伊與國の住人河野四郎通信を攻めんとて、二手に分けて四國へ渡り給ふ。越前の三位通盛は、阿波國北郡花園御所に付き玉ふ。能登守敎經、讃岐國矢島の御所に着き玉ふ。河野四郎通信・是を聞て安藝國住人沼田次郎（沼田次郎、通信子舅也。故に合力たりと雖も、無勢也。故に落行）は源氏に志有りとて、一手に成り、沼田城へ渡る。能登守卽ち追渡る」と。通信を北條時政聟と云ふも信じ難し、蓋し河野一族なる北條氏を云ふならん。通信の弟には通經（河野五郎、甲曾冠者）、通孝（討死）、通助（河野六郎）、通員（討死）、信吉（河野六郎）等あり。

次に通信の事を多く載せて、其の次に「鎌倉殿由井の濱にて大酒宴有けるに、諸侍坐の位定めて、評ひ申さるべし。然れば先づ初をば御定め有るべしとて、賴朝小折敷を御取寄せ有り、坐牌を定め給ふ。先づ一文字を遊ばされ、我が前に置かる。北條殿の前には二文字、河野殿の前には三文字を書かれ、置かれければ、兎角云ふ人もなかりけり。抑も當家幕紋の事、先祖三並・夷國退治のために、日本より大將にて渡られける時、三番目たりし、其の時幕の紋一[illegible]也。伊豫皇子御下向の時の例

也。異國にて似たる紋共有りて、紛ければ、河野殿の船には、折敷を角違に挿み、船の先に立てられけるに、其の影白々と海水に移りたるに、三文字見えたり。奇異の想をなす處に、其の船より日本軍利を得、早く歸朝有りし故に、幕の紋にも之を用ふ。其の三文字波に移りたる躰にて、縮三文字也。折敷も只四方なる折しき也。其の後定らざりしに、今由井濱の坐位、天下三番なりければ、名譽とて先祖の吉例起りたり。但し此の紋は角折敷に正三文字、折敷緣有り、五納懸（イツノカヽリ）にて、一端に二帖也、十枚也。一帖五枚づゝ有るは五枚折敷とも云ふ。惣領計なるべし。其の外は二納、或三納也。其の一帖十枚なるべし」と。由井ヶ濱の大酒宴なども信じ難し。河野の紋は三島の三を取れるのみ。

「通信始めは、軍功に募り、伊與國の守護職、幷に新居西條の庄を賜り、三十六人を進退し、十八ヶ村等の一族一味し、馳走せしむ。親父通淸討れてより後、關東へ馳せ下り、兵衞佐殿、木曾殿に見參し、馳せ歸りて平家を追討し、元暦元年十二月、奴可の入道西寂を虜り、父の墓下に於

いて首を切る。同二年正月十六日、平家追討の手當、高平源太秀則を待ち受けて合戰し、同じく親父圖書允俊則と、鷲小山の戰迄、皆以つて勝利を決す。同月、平家矢島より田内左衞門尉則能、三千餘騎發向する時、同二十五日、喜多郡比志の城にて合戰を遂げ、五ヶ日有りて、則能曳き退き、軍兵一千餘騎退け伐ち訖る。去れば右大將賴朝卿の御書に曰はく『伊與國道後七郡の事、守護職となり、管領あるべし。道前の事は佐々木三郎盛綱に申し付け候也。諸事申し合せ沙汰あるべく候。得能冠者の事は勿論也。恐々謹言。元暦二年七月廿八日。賴朝。河野四郎殿』（道後七郡とは、野間、風早、和氣、温泉、久米、浮穴、伊豫の七郡を云ふなり）。然る所、九郎判官殿失はれし故、通信同心の由を訴へ籠られ、喜多郡を以て、梶原平三景時に賜ひ、守護をば盛綱に補せられ畢る。又梶原失はるゝ時、的矢を以つて景時を射、勳功に依りて、宇都宮に之を賜ふ。然れ共、文治五年奥入合戰の時、阿津賀志山の先陣を懸けたりし軍功により、奥州三の迫を給はり、亦喜多郡替と爲し、久米郡を賜ふ。建治・又半國守護

職を給はる。元久元年閏七月、御家人卅六人を管領、建暦三年、新居郡西條庄を賜ひ、建保六年、一國の守護に補せられ了る」と。

「又承久兵亂の事、君を弑するの儀なれば不義は言ふに及ばざる者歟。通信も君の御運に引かれ、當國他國領所五十三ヶ所、公田六十餘町、一族百四十餘人、舊領迄、收公せられ訖んぬ。中にも三島七嶋社務職等は、全く他の競望・有るべからざる事なれ共、京都より善家の者進止せらるゝ事、誠に無念の次第也。善三島と云ふは、飯尾の末葉也。結句又小早河なる者、善家を追ひ退けに存知する事、更に以て謂なき子細なれ共、是ぞ通信神慮に背き申されける失也。承久より奥州平泉と云ふ所に流され、軈て出家して觀光と云ひしが、貞應二年癸未五月十九日逝去し畢る。生年六十八、一生行業武略、名譽勝げて計ふべからず。或本、東禪寺殿と云ふは分明ならず。舍弟を河野五郎通經と號す。」と。

「通信の子數多有り、嫡子は、得能冠者通俊、母は新居大夫玉氏の女、後には四郎大夫と云ふ。是の得能の始として、十八

ヶ村十八番目也。」また「亦、通信の次男通政、(河野太郎、母時政女)承久隱岐院御治世の時、西面武者所に召され、其の子童長丸、彌長丸等の事は前に見ゆ。通信三男、通末(河野八郎、上に見ゆ、隨兵乘人也)。

同四男(四十六)通久(河野九郎左衞門尉、母北條時政の女)。承久兵亂の時、關東方討手の大將として上洛し、宇治川の先陣を渡し、阿波國富田庄を賜ふ。後當國久米郡石井鄕に申替ける。此の時親父通信、已に流刑せられけれ共、北條孫たる故、家を續ぎ、武名を施しける。是れ亦、大明神御詫宣の如く成行く者歟。『越智系圖、通久の弟に通廣(別府七郎左衞門)、通宗(十郎、その子孫四郎通方―又五郎通國―栗上通代―通昭)を收む』亦通久の子、嫡子は通時(河野四郎と云ふ)次男通續(河野彌太郎、母工藤祐經の女)、藏人と云ひ、後に上野介に任ず。『越智系圖・此の弟に通行、通盛(河野六郎、修理亮)を收む』其の子(通續の子)(四十八)通有(河野六郎、對馬守に任ず。母は井門三郎長義の女)、後宇多院の御宇、弘安四年、蒙古襲來す。大軍志賀、鷹、能古等、島々海上充滿せり。夷國退治の事は家の先例なる間、大將として筑前に進發す。云々。伯父伯耆守通時と二艘にて漕ぎ出して、敵の船中に分入ける」と。越智系圖に通時の子九郎景通、その子彥四郎通安と。又通有の弟に七郎通氏、彥四郎通泰(南組)、土井彥九郎通增、孫九郎通成、通易、時通を收む。「通有・此時の恩賞に、肥前肥後處々を賜ふ。肥前國神崎庄の內、小崎鄕、同加納下東鄕、後日拜領す。同庄餘殘、同荒野肥後國下久々村、以上三百町之を賜ふ。同じく、當國山崎庄を拜領す。此の時、海上陸地七十餘度の合戰に、每度切り勝ち夷賊を退治し、軍忠を抽んずるの由、感賞の宣旨を蒙る者也。又德治年中に、西海の海賊を搦め進むるの由、關東御教書をなさる。是は先祖好方・純友退治の例に任す。忠功あり、頗る先祖の道を顯ほど也。通有子七人あり、嫡子通忠(八郎と云ふ、童名千寶丸、母は江戶大郎女)、十四歲の時、父と同じく蒙古の戰、每度高名を究むるの上、疵を被り彌々進み出で答へ矢を射る。河野柚木谷に御館あり柚木谷殿と號す。福生寺と云ふは其の跡也。其の子通貞(對馬三郎、母別府七郎左衞門入道女)、元亨年中、將軍方に參りて忠節を致し、越後國上田庄小栗山鄕を賜はる。通有次男通茂(九郎、母通久の女)、柏谷に居住して柏谷殿と云ふ。三男通種(四郎左衞門、母は通久女)。其の子通時(太郎、左近將監彈正少弼に任ず)、建武年中、豫州大將となり、一族等を相催し、國中の兇徒を退治し、當國玉生庄並に由並、中山等、所々之を給ふ。通種次男通任(四郎)、先代蜂起の時、當國に於いて討死。通有四男通員(五郎左衞門母は通久女)。同五男通爲(七郎左衞門尉、母同上)。同六男通里(八郎左衞門、母同上)。

同七男(四十九)通治、(九郎左衞門、母同上)、後通盛と改む。後醍醐院元亨三年(癸亥)三島宮回祿、時に氏長者通盛、大祝今治孝經と云々。元弘年中、兩院六波羅に御坐の時、合戰の勳功に依りて、臨時の勅許有りて、對馬守に成され、伊豫國司を賜ふ。其の後足利尊氏(將軍)同心せしめ、所々の合戰に高名を極めける。父通有如何思はれけん。家督を通治に續しむと云ふ、諍判をして、置かれけるを、舍兄達、各不審有りて、其の證を尋ね給

ひける。通治の母儀は通久の女也。通有逝去の後、出家して河野土居萬松院を建て御坐す。御名をば道忍と申す、字は安古也」と。これより通治の北朝方として功績多きを載せ、又河野對馬入道宛の尊氏の判書を多く擧げて、「貞治元年壬寅十一月廿六日、善惠逝去、善應寺殿日照惠公大禪定門と號す」と。

次に「子三人あり、一人をば九郎通時とて、肥前山崎に住すと云ふ。嫡男をば通遠、十六にて討死、次男(五十)通朝・六郎、遠江守に在す。在國の時、河野土居には善惠屋形也。鄕毘沙丸と云ふ所に御館あり。仍りて土居をば上と申し、鄕をば下殿と申す。此の比、細川賴春は阿波、讃岐、土佐の事は給はる。伊與國に望を掛け内訴を申さる」と。これより、細川との爭ひとなり、河野は南朝方となれり。「貞治元年九月の末、(細川賴之) 讃岐より當國を取掛けられけるが、其の比、善惠冠落也。通朝・同晦日、瀨田山に陣を取り、其の日十死なりしが共、難義に依る也。同十二月六日、城相馳せ戰ふと雖、城の拵へ俄の事にて調はず、剰へ齋藤衆・返忠を致し、敵を城中に曳入れければ、忽ち落けり。通朝は城中にて御生害あり。息男は德王丸とて童形なるを、陣僧の有けるが抱き奉り、高市の竹林寺まで落ちて、翌日神途隱置き申す。四五日を經、難波大通寺にて暫く養育有り、後に惠良の城にて元服有りて、六郎通堯(五十一)とぞ申す也。中略。通直とは通堯の御名乘を改められて通直とぞ申す也。九州にて吏部親王の見參に入り、讃岐守に任ぜられ、刑部大輔に成り給ふ。今は又戒名を道昌と曰ひ、字を桂峰と曰ふ。三十餘年の御齡、寔に惜しき哉。御妹二人まします、一人は西園寺家の御室、一人は得能右馬助室也。

息男二人御坐す、嫡子龜王丸十歲、舍弟鬼王丸八歲也。各幼稚なれども、將軍(鹿苑院殿義滿也) 父祖の忠功を思召して、內々御哀愍寔に親切也。爭國の事頗る公儀に非ず、今度國に於いて討死の事をも御感狀に預り、「親父討死忠節神妙の由、仰せ出されけるを有り難き也。翌年國案堵成し下さる、其の狀に云ふ『伊豫國守護職、並に本知行・通信の例に任せ、沙汰致す可きの間事等、去年亡父刑部大輔に仰せられ訖る。早く領掌相違あるべからざるの狀、件の如し。康曆二年四月十六日、義滿御判、河野龜王丸殿』と。これより細川と和談の事ありて、「龜王丸十五にて、至德元年御元服、九郎通能(五十二) と申す。公方樣より義の字を下されども、憚て先づ能字を名乘られける。同鬼王丸殿は、至德三年に御元服、是は細川武州親子の契約に成て、御名は六郎、名乘は賴之字を以つて通之と申す也。中略、應永元年八月云々、舍弟通之(五十三) 呼び上せ申し、家督を渡し申さる、依りて安堵の御教書を申請て、慥に相傳せらる」と。

其の後は卷頭系圖に「(五十一)通堯(通直)

- 52 通能(通義 龜王丸)
  - 温玉院
  - 54 通久(四郎)－松林院－通生(刑部丞 天德寺)－55 通直(彈正少弼)
    - 晴道－通宣(三宅惣左衛門)
    - 遙直(四郎)－某(河野太郎)
- 53 通之(六郎 鬼王丸)

と載せ、通直の譜に「四郎、病によりて上洛験なく歸國、藝州竹原に到りて卒す。室藝州吉見氏の女也。之に依りて小早川隆景、彼の內室の猶子完戸氏の子たるを

カウノ
カウノ

以って、河野太郎と號す」とあり。次に越智系圖には「通堯

- 通能[52]（伊豫守）─通久[54]（刑部大輔）─通直[55]（龜王丸）
  - 通生（刑部大輔）─勝生（兵部少輔）
  - 通宣[56]（刑部大輔）─通直[57]（彈正少輔）
  - 通氏（五郎）
    - 通宣[58]（左京大夫）─通直[59]（伊與守）
    - 時通（六郎）
- 通之[53]（對馬守）─通元（六郎 民部大輔）
  - 通春（大法師 伊與守）
    - 通篤（元九郎 伊豫守）─通存（太郎）
    - 七郎

應仁の亂・通直・西軍に屬し、通春・湊山にありて東軍に應じ、一族東西に分れ、後永正中・通宣は通篤の黨を國外に逐ひて、其の地を併す。その子通直に至り、長曾我部元親に侵され、河野氏亡ぶ。越智系圖に「天正十五年河野家滅亡也」と見ゆ。

3 河野氏は平家物語卷六に「伊豫の國の住人河野四郎通淸、一向・平家を背いて、源氏に同心云々。子息四郎通信は安藝國の住人奴田次郎は、母方の伯父なりければ、其へ越して有合はず云々」と。また卷九に「大音聲を揚て、伊豫國の住人、河野四郎越智通信、生年廿一」と、東鑑養和元年閏二月十二日條に「河野四郎越智通淸・平家に反す」と。當時既に越智と云ひしものゝ如し。次に源平盛衰記には「伊豫國より飛脚ありて、六波羅に著、披狀云、當國の住人河野介通淸、去年の冬の比より、謀叛を發して、道前道後の境高繩の城に引籠る、云々」と。又「河野四郎通信は元來源氏に志ありければ、所々の軍に家子郎等、多く討れたりけれ共、千餘騎の軍兵を率して、伊豫國より馳來て勢を合す」と見ゆ。次に東鑑卷二、四、九、十六、十七に河野四郎通信、殊に十八、元久二年閏七月廿九日條には「河野四郎通信・勳功他に異るに依り、伊豫國御家人卅二人、守護の沙汰を止め、通信の沙汰と爲し、御家人役を勤仕せしむべきの由、御書（將軍御判を載す）を下さる。件の卅二人名字、御書の端に載せらるゝ所也。善信之を奉行す。賴季（淺海太郞、同舍弟等）、公久（橘六）、光達（新三郞）、高茂（浮穴大夫）、高房（田窪太郞、同舍弟）、家員（白石三郞、一に白名）、兼恒（高野小大夫、同舍弟）、淸員（埴生太郞、同舍弟）、家蓮（眞善房、一に實蓮、眞膳房）、重仲（井門太郞）、山前權守（同子、一に弟）、信家（大內三郞、同弟）、高久（十郞大夫）、餘戶源三入道（俊恒）、高盛（久万大郞大夫、同弟）、永助（久万太郞）、安任（江四郞大夫）、家平（吉木三郞、一に告木）、高兼（同四郞、同舍弟）、長員（別宮大夫）、賴尙（別宮新大夫、同舍弟）、吉盛（別宮七郞大夫）、安時（三島大祝）、賴重（彌熊三郞、一に彌能）、遠安（衞三大夫、同舍弟、一に藤三）、信任（江次郞大夫）、紀六太郞、信忠（寺町五郞大夫）、時永（寺町小大夫）、助忠（主藤三）、忠貞（寺町十郞）、賴恒（太郞）、已上三十二人云々」と。當時の勢力想像するを得べし、第一項參照。

また卷三十五に、河野左衞門入道、四十一、四十八に河野左衞門四郞、四十二、四十五に河野左衞門四郞通時。承久記卷三に河野の四郞入道通信、子息太郞等見え、元寇の際には竹崎五郞繪詞に「いよのかはのの六郞道有、生年三十二、みちありのちやくしかはのの八郞（通忠）」また八幡愚童記に「伊豫國住人河野六郞通宗、異賊警固の爲、本國を立し時、十年中蒙古寄せ來らずば、異國へ渡て合戰すべしと起請文十枚まで書き、氏神三島社にて灰に燒いて自飮などして、此の八ケ年まで相待つ云々」とあり。

次に梅松論卷下、尊氏上洛の條に「伊與の河野の一族云々」また「河野對馬入道、」博多日記に「河野土居九郎通益、」また太平記卷六に「河野九郎、四國の兵を率して、大船三百餘艘にて、尼崎より襄りて下京に著く」と。また卷八に「河野九郎左衞門尉、」「河野九郎をば、對馬守に成されて、御劔を下さる、」卷九に「河野對馬守通治、」「河野對馬守が猶子に、七郎通遠、」卷十四に「伊豫に河野對馬入道、」十六に河野備後守通治、十七に河野備後守通治、同備中守通綱、廿二に河野備前守通郷等を載せ、忽那島開發記に「興國三巳年、河野對馬入道善慧、正平廿二年河野通直、觀應六年河野刑部大輔、その他、河野通能、同彥四郎通里、同對馬守、同通久、通基(通元)、文安元・河野敎通、同五・河野通明、長祿三・河野通生、」等以下多く、また長祿寬正記に「伊豫國の住人河野伊豫守通春、上意に背きしかば、伊豫の宇都宮、並に細川讃州家人等馳向ふ」と。應仁記に「伊豫河野二千餘騎、」こは西軍也、當時河野氏二派に分れし事前に云へり。又應仁私記に「河野四郞政通(伊豫守、越智)」と。

カウノ

次に海東諸國記に「敎通、庚寅年、壽藺護送と稱し、使を遣はして來朝す。書して山城居住、四國伊豫の住人河野刑部大輔藤原朝臣敎通と書し、壽藺・兵中を往來す、故に多く護送と稱して來る者、下同じ」と。また伊豫州條に「盛秋、戊子年使を遣はして來朝す。書して伊豫州川野山城守越智朝臣盛秋と稱し、宗貞國の請を以つて接待す」と見ゆ。永祿六年諸役人附、外樣衆、大名在國衆に「河野左京大夫通宣(伊豫國)」と。又安西軍策に「河野彈正忠通直息、四郞通宣(伊豫國)」。見聞諸家紋に

越智氏河野

寬政系圖に此の庶流二十三家を載す。家紋折敷三文字、宇津卷。

河野勘右衞門

又溫泉郡義安寺は河野景道の子彥四郞義安の開基なりと。又周敷郡に河野秋重、秋成等あり。かゝる類は猶ほ甚だ多し。

カウノ

又忽那開發記に「其の昔、河野浮穴四郞爲世在京の節、祖父關白道長卿撰び出され、遂に伊與守に任ぜらる云々」と。

4 肥前の河野氏 藤原純友の亂に河野氏の祖好方が「九州地に押渡り、退治し畢る」(豫章記)、と云ふは詳かならざれど、元寇の際、河野氏が勳功を立てし事は前述竹崎五郞繪詞、八幡愚童記等によりて明白なり。而して其の賞として、當國神崎庄の一部、外肥前肥後に於いて領土を賜ふ。これより河野氏の一族、當國にあり、其の事は前引豫章記にも見ゆ。その後、河上社文書正安二年十月廿六日上總介判書に河野六郞通有、(白石次郞通朝云々)、東妙寺文書建武二年六月のものに「河野對馬三郞通貞云々」と。

5 日向氏流河野族 これより前、平安末期に日向太郞通良・その子通秀あり、河野氏と同族にして、白石、嬉野等、皆この後裔と云ふ。內・嬉野氏の系譜には、河野氏、延喜の比、豫州の住・河野高橋前司靈友久なる者あり。孝靈天皇の苗裔なるに依り、靈を以つて姓と爲す。天慶亂後、故ありて越智姓を賜ふと云ふ。是を始祖と爲すなり。正曆五年、河野某・(大

村）直澄公に陪從し奉りて大村に來ると云々」と見ゆ。嬉野、白石、日向等各條を見よ

猶ほ此の地方に甲野氏あり、河野氏の族と云ふ、カフノ條を見よ。

6 筑前の河野族　宗像社中津宮、瀛津宮の神官は共に河野氏にして、前者を「二の甲斐河野」と云ひ、後者を「一の甲斐河野」と云ふ、當地方河野の總本家にして、伊豫河野通信二男通政・建久七年當地に來り、宗像氏に屬せしなりと云ふ。

7 村上源氏　豐前島越七門の一にして、村上源氏と云へど、伊豫河野と同族なるべし。其の系圖に「具平親王—師房—賴房—雅實—雅實—雅定—雅通—通宗—通義—通信—通國—通清—通知—通久—通種—通令—通治—通政—通遠—通延—通吉—通方—通長—通福—通之—通種—通將—通身—通信—通匡—通行—通公—家能—家理—家好—源三—家直—家淸—家茂—家義—家通」（郡史談）と。又通之の兄「通從—通資—通言」と見ゆ。

8 薩隅日の河野氏　傳説に據るに「河野伊豫守通廣四世孫河野四郎通德、始めて薩摩國伊佐郡祁答院に下る。その子伊與守通正、日向諸縣郡眞幸院吉田に移る」と。境田條を見よ。

猶ほ日向記に「河野善七、河野治部少輔」等を載せ、又日向兒湯郡田中城主に河野丹波守越智通延あり。チチ條第二十三項を見よ。

大隅には川野と云ふもあり。

9 土佐の河野氏　伊豫河野氏の族なり。高知藩に河野氏あり、河野敏鎌・功ありて子爵に列せらる。其の子を壽男と云ふ。

10 阿波の河野氏　御間郡比古神社（上八幡萬村宅宮大明神）の神主に河野氏あり（式内神社考）。

11 石見の河野氏　那賀郡芦倉城（鍋石邑）の城主に河野重内通義あり。石見志に「物部氏族、大小市四十世孫河野親經の後裔」とあり。

12 安藝の河野氏　伊豫河野家、通直は當國竹原に於いて死す。山縣郡津浪村に河野氏あり、藝藩通志に「伊豫の河野通直、天正中、賀茂郡に來り、其の子通秀此の地に移る」と見ゆ。又高田郡にあり、河野右馬助通衆の裔あり。又沼田郡長樂寺村に河野氏あり、長樂寺優仙の法嗣たりしが還俗して乙十郎と云ふ（通志）。

13 備後の河野氏　河野圖書隆祚あり、小倉山城に據るとぞ。

14 美作の河野氏　吉野郡長尾村（英田郡）庄屋河野氏は河野通信の三男通時、敗戰して當國に來りしものと傳へ、一族多し。又勝田郡藤田邑の河野氏は、天正十三年河野沒落の際、河野與兵衛尉通益の子通衆、備州服部村に居り、其の孫通豐に至り當國に來りたるなりと云ふ。その裔に大進貫通あり。津山藩にもあり。

15 丹波の河野氏　氷上郡にあり、丹波志に「河野氏、子孫中竹田村高坂。系圖は先祖伊豫國河野の家也。先祖三韓陣の時、船中にて船幕の紋に角の紋、此の中へ三艘の帆柱うつりしなり。是れ則ち三韓退治の吉左右也と、定紋とす。角の中に三ツ引也」と。また天田郡にあり「河野氏、子孫細見中手村。福智山古城主稻葉淡州君の家臣何某氏の子孫云々」と見ゆ。

16 大和の河野氏　吉野郡の河野郷より起る。三十六公文の一に河野鄉公文あり。又國民郷士記に「河野平城、堀源兵衛」また「河野堀源兵衛（加名生村）」と。

17 紀伊の河野氏　續風土記、那賀郡神野莊福田村舊家條に「地士河野兵部・其の

祖豫州刑部大夫、河野道直の末なり。道直・長曾我部の爲に敗られ、豫州を逃れて、此の神野の莊、當村に住し、近邊を押領す。其の子新四郎秀道・天正中、野中の氏神を建立す。織田氏高野山を攻む、秀道・高野の爲に軍功あり。依りて、高野山より諸公事を免許せらる。南龍公廩米六十石を賜ふ。今に代々三十石を與へらる。家に産土神影向の間を構ふ、天正年間の文書及び武器等を藏せり」と。又「城跡、天正十七年、河野一祐入道・暫く居住せし地といふ」と見ゆ。

18 美濃の河野氏　當國の大族稻葉氏は河野氏と稱す、その說イナバ條を見よ。又一柳氏も同樣にして、一柳伊豆守は初名河野市助と云へり、ヒトヤナギ條を見よ。又藤崎十郎四郎泰綱の婿に河野彌五郎あり。當國葉栗郡に河野の地名存す。

19 駿河の河野氏　承久記卷一に「駿河國に河野のくはんじやときもとといふものあり、これは義經の一ぷくの兄、あのの法橋全成が子なり」と。阿野の誤なり。

20 相摸の河野氏　時宗の開祖一遍上人は伊豫の人河野通眞の子なりと。幼名松壽丸、長じて通秀と云ひ、出家して隨緣、

後に智眞と改む、遊行上人と呼ばる。その舊臣等・猶ほ一遍に侍し、寂後・遂に相州に止まり、後に北條氏に仕ふ、當麻の三人衆これなりと。分限帳に見ゆ。豫章記に「相州藤澤の道場は一遍上人の御建立の地なり。一遍と申すは、先祖通信の孫別府七郎左衞門通廣の子、智眞坊と云ふ也」とあり。

又東鑑承久元年九月條に「鎌倉中燒亡、火・河野四郎濱宅の北邊に起る」と。

21 桓武平氏秩父氏流　畠山系圖に「秩父別當武基―十郎武綱―重綱―秩父太郎重弘―重家(河野五郎)」と見えたり。猶ほ後世・小山田有重の後裔吉次、外家の稱號を冒して河野を稱すと云ふ。

22 武藏の河野氏　前項の族か。埼玉郡及び足立郡等に多し。先づ埼玉郡騎西町玉敷神社、前玉神社、宮目神社、右三社神主に河野氏あり。新編風土記に「騎西町久伊豆神社神主家、先祖を周防守と云ふ」と見ゆ。又常光村に河野氏あり、同書に「隅切角の內に三の字を紋とす。代々上分の名主を勤む。先祖は五郎左衞門といひ、慶長の頃より、こゝに土着せしと、古は岩槻太田氏の旗下にて、鴻巢七騎の內、河

野和泉守が裔なりと。五郎左衞門は其の子にや、村內氷川社の棟札に河野五郎左衞門の名見えたり」と。

又糠田村にあり、代々當村の百姓なり、權兵衞は篤實廉直のものにて、多年農耕に勤めて奇特のはからひありしゆへ、里民自ら一和せり。かゝりければ其善行近鄕に聞えたりとぞ」と載せたり。

又武田誠忠舊家錄に「甲州九口筋奉行、武州八王子住千人頭河野四郎左衞門通泰、(河野但馬守通重後胤)」と。

23 甲斐の河野氏　山梨郡にあり、河野四郎通信の後、但馬守通重なる者武田氏に仕へて功あり。子孫榮ゆ。又和戸邑の河野氏は土屋氏の族なりと云ふ。八代郡にも此の氏あり。舊家錄に「西花輪村河野六郎右衞門淸富(河野但馬守通信末流、河野丹後守通賴十代後胤、天正自後處士として邑事を掌る)」と。又平岡邑河野源次右衞門通賢(通賴後胤)、同傳右衞門重通(同上)、彌吉治通(同後胤、家祖丹波守)」と見ゆ。

24 加賀の河野氏　三州志、羽咋郡末吉、篠山、(堀松庄末吉村領)條に「相傳ふ、手筒某の遺蹟と云ふのみにて傳なし。按

ずるに河野肥前・羽咋郡堀松庄を領すと云ふことあれば、若くは是等の居跡にもあるか」と見ゆ。越前に河野浦あり。

25 奥州の河野氏 承久合戰の際、河野通信・奥州江差郡に流さる（系圖）と。又陸中國稗貫郡寺林館は伊豫國主河野通俊の次男伊豫守通重の居館なりと云ふ。通俊とは通信の長子にして、得能四郎大夫と稱す、得能氏の祖なり。通重は文永弘安頃の人にして、その子、左近通次・弘安二年京都在番の次、一遍上人に歸依し、宿阿遵道と改名、弘安三年館に就きて光林寺を開基せしとぞ。

26 北海道の河野氏 室町時代・陸奥に河野氏あり。文安寶徳中・河野加賀守政通は安東、相原等の諸豪と共に蝦夷地に渡り、臼岸館に據る。臼岸とは今の函館なり。

27 藤原姓 寛政系譜、藤原氏支流に河野氏一家を載す。家紋角折敷に三文字。

28 紀姓 伊豫の河野氏なれど、紀氏系圖に「大納言大人―園益―益躬、（伊與守、河野の先祖也。子孫裏に注す。今越智氏）」と見へ、而して一本越智系圖に「越智宿禰、本紀氏、益躬（氏祖、委く表に在り、伊與守、現神三島若宮是れ也。任伊與守、乘船して當國に下向の時、此の舟内に於いて三島大明神、攝州より便船、伊與湯に降り座し給ふ云々。大明神の御託宣に曰ふ、汝・我と師たり、檀那たり、世々生々値遇深し、鐘谷の聲に應じ、影の形に隨ふが如し。然らば則ち人國・我國を守り、人々我人を守る。予の本地は大通智勝佛也。三世諸佛智惠勝る故、予の姓又越智也。三世諸佛の智惠越る故、汝に卽ち此の姓を授くべしと云ふ。仍りて彼の時より、越智姓に改め、越智益躬と號す）―益永（大夫、從五下）―玉躬（大夫、從五下）―玉澄（大夫、從五位下、三島大明神社造庄人也）―玉氏（大夫）―氏澄（大夫）―爲澄（大夫）―爲時（大夫）―時孝（大夫）―爲經（大夫）―親孝（大夫、號北條、氏長者）―親經（北條大夫、從五下、氏長者）―親清（號河野大夫、實は源賴義の子也、爲養子）―通清（河野大夫、號河野介、源平合戰の時、奥州高直城に於いて源氏方となりて討死）」と。

29 藤原北家阿野家流 尊卑分脈に「阿野公佐―實直（號河野）」と見ゆれど、これはアノの誤なるべし。

30 雜載 東鑑に河野五郎兵衞尉行眞、なほ巻四十二に河野少將公仲あり、こは阿野ならん。次に承久記巻三に「河野の源次」、巻四に「河野の九郎四郎」、下つて歴名土代に「河野實政（改實治、又改實顯）」と。こは阿野の誤なるべし。

戰國時代、奥州田村家々臣にあり。又德川時代、山形秋元藩重臣、懸川太田藩年寄、小泉片桐藩用人、篠山青山藩用人、高遠内藤藩年寄、津輕藩重臣、また京極殿給帳に「七拾石河野平右衞門」、佐州役人帳に「越智姓河野龜之助」、鯖江藩に「河野直治」、津山藩分限帳に「四十五俵河野勝藏。五石三人扶持河野莊平」、また二條家諸大夫にあり。

又儒者河野甚五兵衞、因幡國智頭郡大坪村火退大明神の神主に河野氏あり。其の他、石見、攝津、會津、信濃、備前、陸奥、志摩、伊勢等に存す。

川野 カウノ カハノ

カハノと讀むを普通とすれど、河野と通じ用ひらるゝが故に此處に收む。海東諸國記に、此の文字を用ふ。河野條を見よ。

1 桓武平氏 日向の川野氏にして、當國には河野と云ふもあり、前に云へり。川

野は一宮大明神天正三年棟札に「小工川野隱岐守平氏重」、また天正九年棟札に、「鍛冶川野隱岐守重吉」、また諸縣郡吉田鄕天滿神社記錄に「川野四郎通安、戰場に於て靈驗を得、之を信仰す。之に依りて通安・薩摩國伊佐郡祁答院に著き、堺田村に住し、天神小社を建つ、其の子通正の代吉田に移る」と。

2 大隅の川野氏 川野氏系圖に「初代內膳正、承應三年甲午八月死去、行年五十九、二代茂右衞門、法名梅岳好雪居士、四代新兵衞は養子にして、其實高山人長崎助七の三男、五代彥四郎も又養子にして、實は高山人宮里武左衞門の二男、六代甚助も高山人中村淸左衞門二男にして養子」と。

3 備中、豐前にも此の氏あり。

川乃 カウノ カハノ 河野氏に同じ、土居系圖等に此の字を用ふ。新居、土居、越智等の條を見よ。

幸野 カウノ

鄕野 ガウノ

高能 カウノ

香庄 カウノシヤウ 近江國蒲生郡香庄邑より起る。香庄は「淺小井村の東に在り。

香庄佐渡守賴輔、同源左衞門賢輔、代々當所に在住、屋形物頭の家也。先の佐渡守賴輔は、政賴公成德院にて自害の時打死す。後の佐渡守賢輔入道し、賢輔父子ともに甲賀に附き隨つて忠節を盡す」（輿地志略）。

河野邊 カウノベ 太平記卷三十三に河野邊次郎なる者見ゆ。九州の豪族にして官軍なり。

鄕目 ガウノメ 岩代國信夫郡に鄕野目邑あり。その地より起るか。永正の頃、鄕目右京進あり、伊達氏に捕へらる。

幸畑 カウハタ 美作吉野郡小原村の豪族にして、東作志に「高畑氏、古は幸畑と書す、里長也。其の祖幸畑勘九郎、新免家に仕へて屢々戰功あり、永祿元年高橋喜三郎に討たる」と。

高畑 カウハタ タカバタ條を見よ。

鄕原 ガウハラ 信濃の名族にして、筑摩郡鄕原邑より起る。大江氏の族、大江音人の後胤堅石定勝の後なりと云ふ。

幸原 カウハラ サチハラ條を見よ。伊豆田方郡に此の村名あり、關係あるか。

香原 カウハラ

幸治 カウハル

幸弘 カウヒロ サチヒロ、ユキヒロ條を見よ。

冠 カウフリ 攝津國島上郡に加宇布利鄕あり、空穗物語に見ゆ。正平十六年二見文書には冠莊とあり。此の氏の事はカムリ條を見よ。

鄕間 ガウマ

幸松 カウマツ

香丸 カウマル 常陸の氏にして、新編國志に「香丸、府中に香丸町あり、もと在廳官人の內なり。中世大中臣守綱と云ふあり。香丸を稱す。其の子守光、其の子則景、其の子守景は、香丸次郎太郎と稱す。守景は正安中の人なり。其の領する所領の內、吉田鄕の邊なる香丸名を、稅所宗成に讓り與ふる由、藥王院系圖に見えたり」と載せたり。

鄕道 ガウミチ

香村 カウムラ 三河國額田郡大谷村の豪族に香村甚十郎あり、二葉松に見ゆ。又京極家給帳に「二百石、香村彥兵衞。三十人扶持、香村藤右衞門」あり。

幸村 カウムラ 石見に現存す。

香母 カウモ

幸物 カウモツ 紀伊國の名族なり。續風土記、名草郡九頭明神社條に「中村にあり、一村の氏神なり。慶長四年、村豪幸物氏、

土橋氏、造營の棟札あり」と載せ、又屋敷跡條に「西村に、幸物十郎次郎の屋敷跡あり」と見ゆ。

香本 カウモト

香森 カウモリ もと下總香取社の別當にして、修驗の家、明治に至り此の氏を稱す。

郷森 ガウモリ

香谷 カウヤ カウタニ

高谷 カウヤ 佐々木氏の族にして、尊卑分脈に「京極左衞門尉宗氏—貞滿（高谷、五郎、左衞門尉）—高秋（四郎、備中守）—四郎義春、弟五郎高信」及び高義の弟に八郎秀谷を載せたり。佐々木系圖にも同樣見ゆ。

幕臣に此の氏あり、家傳に「京極道譽の後胤富永泰行が二男泰種、高谷村に住して、其の地名を家號とす」と云ふ。同族か。家紋丸に二蘘荷、揚羽蝶」なほ、タカヤ條參照。

高野 カウヤ 尊卑分脈に「九條兼房、高野と號す」と。その他、高野氏にして、カウヤと讀むもの多きも、便宜上タカノ條に收む。

高野山 カウヤサン タカノヤマ條を見よ

神山 カウヤマ カミヤマ條を見よ。

高山 カウヤマ 清和源氏足利氏族、その他多し。タカヤマ條を見よ。

幸山 カウヤマ 尾張より起る、藤原姓にして桔梗を家紋とす。田邊牧野藩の用人等に此の氏あり。

香山 カウヤマ 數流あり、便宜上カグヤマ（香山）條に收む。

高良 カウラ 筑後國御井郡に、高良山あり、河原より起るかと云ふ、中世以後高良庄あり。又近江にも高良庄あり。一に甲良に作る、カフラ條を見よ。

1 高良社祠官 大祝を鏡山家と云ふ、物部姓なり。次に大宮司、古くは神代氏なりしが、後世宗崎家に移る、神部姓なり。また座主あり、古くは淸僧なりしが、後世妻帶して世襲職となる、丹波姓なりと。右三者最も勢力ありて鼎立す。其の他社家多く、又五姓氏人の稱あり、太宰管內志に「高良山高隆寺緣起に『當社五姓氏人。丹波（俗體は大宮司職、法體は座主職）。物部（大祝）。阿曇部（小祝）。草部（下宮二勾當）。百濟（百濟別當）。或說に曰ふ、丹波（座主、大宮司）。物部（福貫、藤大臣の乳子。大祝は嫡男、小祝は次男）。安曇（俗體は大宮司、法體は座主職）。前田（下宮大宮司）。草部（御貢所司、饘贊人職也）云々。白鳳十三年二月八日、國書生淸原眞人道理視聽進、名神御厨預物部公岡麻呂、祝部物部公有憲、勾當阿曇公吉彌麻呂、神部物部公常仁、弓削鄕戶主草部公云々』緣起異本に『五姓氏人。丹波氏（俗體は大宮司、法體は座主、兼宮司職）。物部氏（稅司、大稅、小稅職。一命婦字有子、物部福實妻也）。安曇氏（一宮香椎女帝、皇朝大多良志姬命、磯良に謝申し、同宮大宮司に之を定む）。前田氏（下宮大宮司）。草部氏（御供所職、饘贊人也。三毛郡司）。七戶大宮司宗形滋光（住吉御舍弟御座并印鎰、以此嫡子、舁御正體、申宣命、宮師法正體位定卿）、物部福實（高良藤大臣連保御乳子なり。成志參謝妻有子畢）。秦遠範（隼男父也。宮崎大宮司後子之末孫、秦少貳先祖也）。伴宮忠（馬遮宮檢非違所長也）。蜂田種生（總目代。在嫡子、鹿我子、好獵也）。三家國連（諸國先使諸務始也）。御戶開司田邊兼忠（厨別當也。諸國草蒭秣等知也）。壬生淸松（御厩小舍人□□也。中門開司）云々』と見ゆ。各條を見よ。

2 高良山座主系圖、孝元天皇—彥太忍信

命ー屋主忍雄命ー武雄心命ー武內宿禰ー木菟宿禰ー眞瀨宿禰ー岩根宿禰ー夏峰宿禰ー豊田宿禰ー護良宿禰ー隆慶上人（大化五年己酉三月五日誕生、字信長、父は紀護良、母は弓削戶部岩人麻呂の娘、武內大臣八世の後胤、白鳳二年二月十五日、自薙染、養老五年八月十七日寂、年七十三、臈五十二）ー宣燈上人（字親良、隆慶上人弟、天平廿年正月寂、年七十七）ー慶寶上人（寶龜中、明靜室（舊名高巖）に隱る。延曆四年六月寂、年六十四）ー延嘉上人（父純良、延曆廿年七月寂、年六十一）ー仁勢上人（父涙良、天長五年二月寂）ー照鏡上人（仁勢の弟、承和十年三月寂、年六十三）ー堂睿上人（父良綱、貞觀七年九月寂、年五十七）ー宗照法師（父良誠、貞觀十四年二月寂、三十四）ー興覺律師（父良長、昌泰三年四月寂、六十）ー總覺律師（父良葛、惣持院を起し、隆慶傳を記す。延長八年九月寂、七十一）ー宣圓律師（父良統、天曆二年十一月寂、五十二）ー睿竿法師（父良連、天曆三年始めて座主と稱す。講堂を社頭に起し、講三會。安和二年五月寂、四十三）ー聖慶律師（父良邦、永延二年二月寂、四十五）ー安暹

權僧都（父良人、東光寺を開起す。寬弘元年十一月寂、五十一）ー觀春僧都（父良守、萬壽二年十月寂、五十二）ー現隆僧都（父良行、正體院を起す。永承二年二月寂、五十七）ー仁昭僧都（父良氏、永承六年、大日塔を起す。康平七年八月寂、四十五）ー永春僧都（父良祐、應德二年七月寂、五十一）ー舜覺少僧都（父良國、天仁二年六月寂、四十二）ー良憲僧都（父良季、天承元年九月、安子奇に蓮華寺を起す。保延六年九月寂、六十九）ー順覺僧都（父良保、久壽二年五月寂、四十一）ー精覺律師（父良房、承安元年三月寂、五十）ー永辨權僧都（字良澄、良鄉の男、建久九年四月寂、六十八）ー尊覺僧都（字良武、良雄の子、建保四年二月寂、六十）ー巖琳權律師（字良弘、良平の子、承久二年十月、放光寺を建つ。嘉禎三年十一月寂、五十五）ー基空去橋（字良冬、良茂の子、建長元年四月寂、四十一）ー良覺權僧正（字良興、良名の子、文永四年八月、權僧正に任ぜられ、同八年七月寂、五十二）ー良信權僧正（字良光、良見の子、弘安四年十一月、權僧正に任ぜらる。蒙古襲來、當社に於いて、眞讀大般若經を執行し、

正に勝利を得、故に恩賞と爲して昇進。正應元年九月寂、五十四）ー基覺法橋（良覺俗弟、永仁四年四月寂、廿四）ー基興法眼（字良熙、正和四年七月寂、三十八）ー聖覺法印（延元元年正月寂、四十八）ー永覺法印（字良雄、文和二年六月寂、四十二）ー辨覺權僧都（聖覺俗弟、至德元年八月寂、七十五）ー基春法橋（字良名、應永二年七月寂、三十四）ー基範法眼（字良敦、基春子、應永十六年四月寂。一貞云ふ、基春・初めて妻帶を爲す歟。應永十五年正長と改元す、同二年、永享と改元す。今應永十六年と曰ふは、即ち永享元年に當る。恐らく傳寫の誤也）ー宥覺權僧都（字良治、基範の子、永享六年八月寂、五十）ー信覺權律師（字良芳、宥覺の子、康正元年四月寂、四十六）ー良及法橋（字良盛、信覺の子、長祿三年六月寂、二十五）ー嚴宣法印（字良重、信覺次男、文明四年七月寂、三十六）ー良祝權律師（字良蔭、嚴宣の子、明應五年七月寂、三十八）ー良珍權僧正（字良綱、良祝の子、永正九年七月、權僧正に任ぜられ、同十六年正月寂、六十）ー良胤權僧正（文明十六年六月三日生、童名國竹丸、良珍の子、

十四薙染、永正十一年三月七日、座主と爲る。享祿二年六月朔日、權僧正に任ぜらる。天文十年八月五日寂、五十八。〇大永の頃、座主・大祝安好の第二子を婿とすと云ふ、この人か)—鎭輿法印(永正十年二月十日生、童名龍竹丸、良胤の子、十三薙染、天文十年十月廿八日、座主と爲る。弘治二年六月十四日寂、四十四)—良寛法眼(天文八年二月三日生、童名龜壽丸、鎭輿の子、十二薙染、弘治二年九月三日、座主と爲る。元龜二年十一月離山。〇東光寺城に據り、大友方として防戰す。天正十五年、秀吉在陣、領土を沒收す)—麟圭法印(天文十年八月十日生、童名虎夜叉丸、鎭輿の次男、十四薙染、元龜二年十一月、座主となり、天正十九年五月十三日。〇小早川秀包の爲に殺さる)—尊能權僧正(天正十年三月四日生、童名秀虎丸、麟圭第九子、十三得度、文祿三年十月八日、改めて淸僧となり、慶長十六年二月廿一日、權僧正に任ぜらる。元和七年五月十八日寂、四十)と見ゆ。筑後領主附に「丹波良寛・居久留米、領五百八十町(一に五百町)」「丹波座主(名麟圭)居高良山、領十五町(一に三千六百丁)」と。九州軍記に「座主良寛僧都は法師なれども弓箭の道にもさかしく、東久留米に兩所の城を構ふ」と。

座主系圖の古き部分は容易に信じ難し、されど此の家を鏡山、或は宗崎の分家となすは、更に採り難し。カガミヤマ、ムナサキ條を見よ。

高麗 カウライ 高麗國名を負ひしなり。

1 高麗族 古代の高麗より歸化せし者なり、コマ條にて詳述すべし。

2 朝鮮歸化人 朝鮮の陶土師李敬(一に季光)と云ふもの、毛利氏に從ひ、慶長三年歸化して、長門國阿武郡萩の松本に居り、高麗左衞門と稱す。猶ほ山邑、坂上條參照。

高來 カウライ 高麗に同じ。筑前怡土郡に高來寺あり。

高良比 カウラヒ 氏名の起原、詳かならず。或は地名か。或は高麗と關係あるか。

1 高良比連 河內國の古代族にして中臣氏の族なり。二所太神宮例文に「高良比連千上」と云ふ者見ゆ。神龜三年頃の人なり。

2 (中臣)高良比連 姓氏錄、河內神別に「中臣高良比連、津速魂命十三世孫巨狹山の後也」と見ゆ。

3 高良比(無尸) 前項の氏の族裔なるべし。

高利 カウリ

高力 カウリキ 三河國額田郡高力邑より起る。熊谷氏の裔にして、初め八名郡宇利城にあり、二葉松に「宇利城(宇利村)熊谷備中守直盛(又直利)息兵庫居住、享祿二年松平淸康に攻められて落城す。或は云ふ熊谷・元來、畠山遠江守義綱の家臣也。以後額田郡高力村に落行き、高力氏に改むと云ふ。後近藤石見守康用(始名勘助)天正十六年三月十二日卒す。」と。又「額田郡高力城(相見村)は高力與左衞門貞高の居城也。貞高、又淸長、佛高力と云はる。」と。藩翰譜には「攝津守平忠房は、熊谷次郎直實十四代の後胤、三河國の住人高力備中守重長が曾孫也。直實が五代の孫熊谷備中守直鎭が時に至りて、足利殿(尊氏將軍)に隨ひ、勳功の賞行はれて、始めて三河國八名郡の地頭職を賜る。直鎭が四代の孫新二郎直家、永享十一年箱根山の戰に打死し、其の子兵庫頭重實が時に至て、同國宇利庄に移り、其の子兵庫入道蓮貴(名は實長)駿河國今川が家に屬し、其の孫備中守重長、高力の地

に移りしより、高力とは名乗りてけり。初め重長・安祥二郎三郎殿と、互に地を爭うて、戰ふ事止まず、終にかけ負けて御手に屬す。天文四年十二月、安祥殿、尾張國森山にて失せ給ひし後、織田備後守信秀八千人を引具して、三河國に發向す。此の時岡崎殿(贈大納言家の御事なり)猶ほ幼なくましまして、國既に亂れしかば、御一族の人々を始て、多くは己が城々に引籠り、岡崎に殘り留つて、防ぎ矢射んずるもの、僅かに八百人には過ぎず。重長嫡子新三安長と共に岡崎に馳せ參り、味方の人々と伊田の郷に打て出で、眞先かけて戰ひ、重長安長父子枕を並べて討死す。重長が二男新九郎重正、岡崎殿。伊勢國より本國に歸り入らせ給ひし時、最初に味方に馳せ參り、度々戰忠を致し、永祿三年五月、德川殿に隨ひ參らせ、尾張國大高の城にして討死す、(高力が家父子三人當家の御爲に討死)、安長が男新三清長、成長の後、與左衞門尉と申す。德川殿御軍始の日より、常に軍に隨ひて一度の不覺なく、永祿八年三河國始て平ぎしかば、頓がて奉行職を置て、國中の事を治めらる。清長第一に選び出されて其の職に任じけり(本多作左衞門重次、天野三郎兵衞康景と共に三人)、去る程に遠江國の住人久野三郎左衞門宗能が籠つたる久野の城と申すは、當國第一の要害、久野が一族究竟の兵者云々」と。而して頭註に、「享祿二年、宇利落城、熊谷備中守、高力村へ落行き、高力氏に改むと、三河二葉松に見ゆ。又武家盛衰記には、直繁近江より三河に逃れ來て、高力村六百石の地を領し、高力氏を稱すとあり。兩說いかゞ」と見ゆ。

寬政系譜には「次郎直實—小次郎直家—四郎直重—次郎左衞門直忠—又次郎忠重—又次郎直鎭(備中守、三河八名郡に住す)—又次郎直氏(民部大輔)—豐後次郎重直—五郎兵衞清直—新次郎實家—新左衞門長直—又次郎重實(兵庫頭、宇利庄居住)—兵庫入道實長(宇利熊谷と稱す)—兵庫頭直安、弟新三正直(直長。高力鄕に住す)—與次郎重長(備中守、高力と稱す)—新三安長—新三清長(與左衞門、河内守、三河三奉行の一人)—與次郎正長(權左衞門、土佐守)—攝津守忠房(初め忠長、左近、左近大夫、遠江濱松、後に肥前島原四萬石)—左近大夫高長(初め守長、隆長、左近、所領沒收)—伊豫守忠弘(三千石)、一支庶一、家紋鳩二羽、保屋、蔦にむかひ鳩、桐丸に橫木瓜、丸に鳩文字、燕子花。

郷六 ガウロク　陸前國宮城郡鄕六邑より起る。藤原姓にして又長沼氏と云へり。ナガヌマ條を見よ。國分氏配下の將なり。

香勾、 カウワ　太平記卷二十四に「武藏國住人に香勾新左衞門高遠」なる者見ゆ。地藏を信じて不思議の命を救へり。

幸若 カウワカ　次の二流あり。

1　度會姓　伊勢神宮外宮の祠官にして、度會四門氏人系圖に「延雅(號出口彌松大夫、權禰宜)—延員(幸菊大夫、正五位上、應安二年從五上、應永五年正五下、應永廿五年正五上、永享四年卒)—延長(同、幸若太夫、又信濃守)—延秀(同、信濃守)—延親(同、信濃)—延安(同、幸菊丸早世)、弟延繁(本名延伊、繁に改む、信濃守、後忠右衞門、權禰宜、從五下、天正十年二月十日、叙從五位下)—延伊(從五位下、信濃守)—延良(與三次郎、從五下、元和六年閏十二月十三日、叙從五位下)弟繁延(荒木田忠太夫)」と見ゆ。

2　清和源氏桃井氏流　有名なる音曲師幸

若氏は桃井氏にして、幸若丸と云へるもの（桃井宮內少輔直詮の童名と云ひ、或は單に桃井氏の童名と云ふ）、その道に堪能なりしより、遂に家名となる。其の裔・幸若八郞、九郞、彌次郞、三家共に舞曲を業とす（幸若家譜）。德川時代・四家あり、幕府に厚遇せられ、越前西田中に於いて、一千二百石を賜ひ、每年交代參府して幸若舞の事に奉仕す。家紋五七の桐。

加江 カエ 肥後の豪族なり、次の氏に同じ。

加惠 カヱ 肥後國菊池郡の加惠邑より起る。菊池氏の一族にして、菊池系圖に「隆直―次郞隆定―次郞隆繼―彌二郞能隆―隆時（加江九郞）」と見ゆ。一本「隆時（加惠九郞）―經武（加惠大炊助）」とあり。・菊地風土記、菊池十八外城の一に西光寺城を擧げ、「加惠七郞代々住す」と。又永正元年三月の菊池政隆侍帳に「加惠軒之亟武元」を載せたり。

賀江 カエ 龍造寺家臣に賀江氏あり、永祿十年隆信・大田、賀江等を遣はして、怡土郡を討つ。
また土佐の豪族に此の氏あり。

海江田 カエダ また加江田に作る。日向國宮埼郡加江田邑より起る。この地は圖田帳に加江田八十町と見ゆ。この氏はその庄官たりしなるべし。後島津氏に降り、德川時代、佐土原島津藩の重臣なりき。維新の際、海江田信義あり、明治時代功を以つて子爵を授けらる、その子を虎次郞と云ふ。（姶良）。

加悅 カエツ 丹後國與謝郡に加悅莊あり田數目錄に百六十三町、康正二年造內裏段錢引付に「四貫八百八十文、大雄寺、丹州賀悅庄段錢」と、關係あるか。

1 名和氏流 伯耆名和氏の族、長年の弟より出づ。名和系圖に「長田小太郞行高―（加悅）泰長（惡四郞）―高賴（加悅太郞、左衞門尉、山城權守、尾張守、中務少輔、法名正修）―賴久（左衞門尉）」と。また「高・賴弟高泰（三郞左衞門尉、但馬權守、左兵衞尉、天授六年正月十一日申時逝去、法名道證）、弟通海（律賢智房）、弟觀通（律僧堯賢房）」と載せ、一本には「泰長（加悅惡四郞、元弘三年閏二月晦日、出雲に於いて自殺す）―長安（加悅土佐守、益城郡豐福城番）―泰行（越前守、葦北郡津奈木城番なり）―長秀（飛驒守）」と見ゆ。肥後國津奈木城（岩城）は加悅氏の創設なり。又國志に「宇土郡網田の田平城は、「顯與顯孝の時、加悅大和入道素心・城代たり」と。

2 戰國の末、加悅飛驒あり、天正十六年・加藤侯に仕ふ。又加悅平馬あり、加藤侯に舊主の事を申し、加藤家の客臣とす。

鷄冠 カエデ 日用重寶記に見ゆ。

加奥 カオク

加桶 カオケ カケ

鹿折 カヲリ 葛西家の家臣なり。シカヲリ條を見よ。

加賀 カガ 加賀國名を負ひしなり。加賀國は古代の加賀、江沼二國の地にして、中古の初め越前國に併され、弘仁十四年に至りて更に一國を立つ。當時二郡なりしが、後四郡となる。加賀氏は加賀國造の裔なると、父祖の受領を稱號としたるとの二ありて、其の流多し。（出雲に加賀庄あり）。

1 加宜國造 加宜は加賀に同じ。後世の加賀、石川二郡の地なるが、內石川郡は紀略弘仁十四年條に、加賀郡より分置したるものなれば、加宜國は中古初期その儘に一郡となし、越前國の管內とせしが如く考へらる。
此の國造の事は、國造本紀に「難波高津朝御世、能登國造同祖、素都乃奈美留命

を國造に定め賜ふ」と見え、更に其の前條に、次項に述ぶる、賀我國造を載せたり(次項參照)。卽ち加賀一國につき、二國造を擧ぐるなり。此れにつきて栗田先生は「加宜は詳かならねど、山城の外に山背を記し、武邪志あるがうへに、胸刺を書る例にて、後人の杜撰に書加へしものなるべし。いかにとなれば、加賀國造は垂仁帝の裔にて、能登國造の流にあらず。また加賀の外に加宜と云ふ地名ある事なく、素都乃奈美留は高志深江國造の條に『道君同祖』とあれば、能登國造の流と別なるなど、古書に合はざるにても思ひ辨ぶべし」と曰はれ、又吉田東伍先生は「加宜は加賀に同じ、宜はゲの一聲轉を假れるのみ。此の素都乃奈美留命は、同書の『能登國造、活目帝皇子、大入來命孫彥狹島命、定賜』とあるに合はずして『高志深江國造、道君同祖、素都乃奈美留命、定賜』とあるに合ふ。道君は姓氏錄に見え、本國石川郡に又味知鄕、味知神社ありて、其の氏人も國史に散見すれば『能登國造同祖』とあるは『深江國造同祖』の謬なるべし。且つ道君は、北陸經始の大功ある大彥命の裔なれば、其の所以あることとす、然るに此の國造家は後亡びて、能登の羽咋國造三尾君の族孫、其の跡を承けたまへり。云々」と見ゆ。

二說共に謬れり。こは加賀郡司に道君の多きに注意せられざりし千慮の一失と云ふべし。今古文書、史籍により窺ふに、奈良朝時代、加賀郡司は、大領少領共に道君にして、主政主帳にも亦道君多し(道君條參照)。之に反して、三尾君の族なるは、此の地に殆んど顯はれたる者なし。國造の後裔は多く郡司に任ぜらるゝが原則なれば、初期の郡司の硏究は國造の出自、氏姓を決定するに、最も有力なりとす。此處に於て、余は寧ろ賀我國造を疑問とし、加宜國造、卽ち道君の國造たりし事は全く疑ふの餘地なく、奈良朝に及ぶまで、此の地方の行政を預れるを斷定せんとす。

此の國造の治所は後の加賀郡郡家鄕の地ならんも、國造道君は、石川郡味知鄕より起りしものと考へらる。此の國造の一族、後裔はミチ條を見よ。

2 賀我國造 國造本紀に「賀我國造、泊瀨朝倉朝(雄略)御代、三尾君の祖、石撞別命四世孫大兄彥君を國造と定め賜ふ。難波朝(孝德)御代、越前國に隸し、嵯峨朝、弘仁十四年、越前國を割き、分ちて加賀國と爲す」と見ゆ。大兄彥君は石撞別命四世孫とありて、泊瀨朝倉朝とあるは時代符合すれど、前項に述べたるが如く、此の外に加宜國造ありて、仁德朝に道君が國造となりし事を記載し、後世奈良朝に至るまで、道君が加賀郡領たりしなれば、此の國造の存在は甚だ疑はしき物とせざるべからず。されど此の國と垂仁皇裔諸氏とは極めて關係深ければ、此の記事も捨て難し。因りて思ふに、一時此の國造は道君に代りて、石撞別命裔の者を補任せしが、其の後、更に更迭して、道君再び當國造となりしならんか。されど欽明朝、道君が當國造たりしなれば(ミチ條)、此の流國造は短期間に過ぎざりしなり。

3 藤原北家安達氏流 尊卑分脈に「城介義景―左衞門尉顯盛(加賀守)―太郞左衞門尉宗顯―時顯(號加賀兵衞尉)―讚岐權守高景、弟顯高」と見えたり。

4 三善姓 三善康俊・加賀守となりしより、子孫加賀を氏とす。東鑑卷二十七、

三十、三十二に加賀前司康俊、二十八に加賀守三善康俊、三十三、三十四、三十五、三十六に加賀民部大夫康持、また太平記巻九に、加賀彦太郎、同彌太郎あり、番場宿蓮華寺過去帳には「同彦太郎康顯、同孫太郎康明（二十二歲）」と見ゆ、皆此の流なり。

5　清和源氏爲義流　尊卑分脈に「爲義の子賴定（加賀冠者と號す）」と見え、諸家系圖纂にも「爲義―賴定（加賀冠者）」とし、其の兄有朝も（加賀十二郎）とす。又中興系圖に「加賀、清和、爲義十二男冠者賴貞稱之」と見ゆ。

6　清和源氏賴親流　尊卑分脈に「賴房（荒加賀、加賀守）―賴俊―賴風―法華經太郞賴安―賴兼（號加賀冠者）」と見ゆ。

7　出雲の加賀氏　和名抄出雲國島根郡に加賀鄕あり、加賀神社鎭座す。此の地より起りし氏にして、後世加賀城に據る（雲陽志）。文祿中、加賀左衞門なるものあり、征韓の役に死す、此の族か。

8　但馬の加賀氏　太田文に「美含郡美含庄（領家淨土寺殿）八拾四町三百三拾歩、地頭加賀民部入道行景（史本景を果に作る）」と見ゆ。

9　淡路の加賀氏　淡路國大田文に「新熊野領由良、前地頭賀加兵衞佐、」と見ゆ。

10　藤原北家閑院家流　尊卑分脈に「閑院太政大臣公季―實成―公成―實季（後閑院）―公實―季成（號加賀大納言）―公光―實俊―公茂」と見ゆ。季成・大納言にして加賀守を兼ねしに據る。公光弟に公長、その子俊長なり。

11　美濃の加賀氏　元龜天正の頃、加賀傳左衞門重次あり、加賀氏現存す。

12　和泉の加賀氏　加賀四郎は、大鳥郡の人、慶長年中、刀鍛冶として名高し。

13　加賀齋藤　尊卑分脈に「叙用（齋藤黨等祖）―吉信（加賀介）―忠賴（加賀介、賀州に住す。加賀齋藤始也、）―則高、」其の弟「吉宗―宗助―貞宗―貞光―光家―光成―利成―重光（弘岡齋藤二）」と載せたり。サイトウ條を見よ。

14　前田家　桃山、江戸兩時代を通じ、前田家は加賀に在りしを以つて、加賀は前田家の稱號の如く用ひらる。

15　雜載　平家物語に「加賀光乘（慶秀が房人）」源平盛衰記に「加賀刑部光乘一來」また「河内國住人草香黨に加賀房、」東鑑卷四十五、五十に加賀前司、四十九に加賀守行賴、その他、加賀守俊隆あり。又承久記巻三に「かゝの介入道」見ゆ。越後蒲原郡に加賀氏あり、會津新編風土記同郡五十澤村條に「善行者加賀幾藏、此の村に住める山師なり。天明五年褒賞せらる」と。

16　守護　加賀は平安末期以來、利仁流藤原氏勢力あり。その族家國（一名忠賴）永延中加賀介となる、これ富樫氏にして、在廳官たりしが、鎌倉時代の初め、富樫泰家・守護となる。建武の際、二條師基一時國司たりしも、後富樫氏再び守護を得、戰國時代一向一揆に亡ぼさるゝまで大體然り、トガシ、ホングワンヂ、ニデウ等の條を見よ。

加宜　カガ　カゲ　加賀に同じ。加賀條第一項を見よ。

賀我　カガ　前者と同樣、國造本紀に見ゆ。加賀條に倂せ云へり。

鹿賀　カガ

賀加　カガ　これも加賀に同じ。

加賀井　カガヰ　備後國の豪族にして、加賀井越後は三谿郡茅瀨邑的場山城に據る。其の一族に立神氏あり。

加鄕　カガウ　藤原中關白道隆の後裔と云

ふ。木庭系圖に能隆―隆時（加鄕九郞）。

加賀瓜　カガウリ　加賀爪の誤りにあらざるか。

鹿々瓜　カガウリ　伊勢の豪族、カガツメ條を見よ。

加々江　カガエ　尾張發祥。

加々木　カカキ

加加崎　カカサキ

覺志　カカシ　和名抄武藏國荏原郡に覺志鄕を收め、加々之と註す。

加賀谷　カガダニ　カガヤ

加々爪　カガツメ　加賀國加賀郡（河北郡）に加賀爪村あり。

1　藤原北家上杉氏流　遠州の豪族にして加々爪系圖に「上杉朝定―朝顯（八條元祖）―修理亮滿朝―中務少輔滿定―政定（今川範政養育、初めて加々爪と號す）―忠定（加々爪、領遠州山名郡）―右京亮政泰―藤八郞泰定（右京進）―備前守政豐―政尙―民部少輔忠澄―甲斐守直澄」と見ゆ。直澄初め一萬石・後罪ありて沒收さる。又政尙の弟に「隼人、半之丞保忠、」忠澄の弟に「信濃守直輔、土佐守直淸」等あり、寬政系譜支庶三家を載す。家紋竹の丸に舞雀、九曜、五三の桐。

武林傳に「加々爪右京亮、山名庄新池鄕を領す、」と見ゆ。

2　雜載　日向記に加々爪安藝守見ゆ。

加賀爪　カガツメ　加々爪氏に同じ。

鹿々爪　カガツメ　伊勢の豪族にして、鹿々爪支蕃は一志郡川口城に據り、北畠氏に屬す。

加賀野　カガノ

加賀野井　カガノヰ　尾張國中島郡加賀野井より起る。後村上院皇子仁瑜法親王に仕へたる僧官某の後なり。天正年間亡ぶ。新撰美濃志に「西加賀野井村加賀野井彌八郞秀望は、こゝの人也。先祖は南朝の御連枝、東南院仁瑜法親王に奉仕し、親王大須の眞福寺におはしましける時、坊官としてつかふ。宮かくれ給ひて、此の地を自領して住めり。秀望・織田信雄公に從ひ、八千石を領す。あるひは一萬石を領せしともいふ。信雄卿從士分限帳に『四百十五貫、かゝの井、賀賀野井彌八。三百貫、同人』と見えたり。

名古屋眞福寺にある古證文に『永代賣渡申下地之事、云々。延德元年巳酉十二月日、賣主石田鄕毛利掃部助實忠』と見えたり。毛利氏はじめ、こゝに在りて、のちに八神

に移りしとぞ。鹽尻に毛利掃部助、加賀野井彌八郞兩人は、尾州中島郡大須庄北野村眞福寺の家老なりしといふ。豐臣家の時、幕下に屬して采地の朱章を得しとぞ。按ずるに、後村上院の皇子仁瑜法親王、眞福寺所務の時、此の兩氏・坊官なりしが、宮遷化の後、自所を押領して住居せしと云々」と載せ、又加賀野井彌八郞城趾條に「天正十二年五月朔日、秀吉公・勢を引て美濃に入り、同三日加賀野井の城を圍み攻らる。城主彌八郞をはじめ、みな退散せしよし、太閤記、難波創業錄、家忠日記等の諸書に見えたり」と。また濃陽志略に「天正十二年、秀吉加賀野井城を拔き、彌八郞流落す。慶長庚子の亂、石賊・彌八郞を誘ひ、關東に往きて、家康公を刺さんと欲す。然れども拜謁を許されずして果さず。歸路・池鯉鮒驛に於いて、水野和泉守を殺し、彌八郞も亦亂兵の爲めに害せられ、家遂に滅ぶ」と。

香川　カガハ　又香河に作る。和名抄讃岐國香川郡に介加波と註す。

1　桓武平氏鎌倉氏流　相州香川庄より起ると云ふ。平群系圖に「忠道・相州鎌倉、梶原、長尾、長江、小坂、香河、柳本、金井等祖」と載せ、香川系圖には、「忠

通―鎌倉景通―權五郎景政―權六景秀―（備前守）―助大夫高正―權大夫家正―五郎經高（初め景高・香川庄を領し、子孫香川を氏とす）―三郎經景、その弟、義景」と見ゆ。經景の後は次項を見よ。

源平盛衰記に香河五郎、東鑑卷二十五に香河三郎、香河小五郎、下つて鎌倉大草紙に、香川修理亮見ゆ。又此の族なるべし。

2 **安藝の香川氏** 前項に云へる五郎經高の子三郎經景は承久の役幕府に屬して功あり、所領を多く賜ふ。その子に景光、安景、清景、行景、景春、景信等あり、內景光は安藝國佐伯郡（安佐郡）八木（一に山縣郡八木と）の地の地頭職となり、八木城に據る。その後裔十一世美作守吉景まで此の地に居れり（藝藩通志）と。系圖には「景光―師景―方景―吉景（美作守）―行景（兵庫助、安藝守護武田元繁に屬し、有田合戰に討死し、同地首塚に埋む）―元景（式部少輔）―光景（左衞門尉、美作守、天文二年横川に戰ふ）―廣景（少輔五郎）、弟春繼（兵部大輔）」と見ゆ。

香川光景は、武田兵部大輔の長臣なりしが、後毛利元就に屬す。その子春繼は美作を侵し、三浦の族黨を破りて高田城を奪ふ。此の人雲州軍話には春景に作る。有名なる子孫毛利侯に任へ長門に移る。歌人香川景樹はその裔なりと。安西軍策に「香川兵庫佐（永正、武田方）、香川光景（天文）、同元忠、香川左衞門尉光景、以下香川美作守、嫡子左衞門尉、二男兵部大輔。香川兵部大輔、香川佐渡守、同石見守、香川淡路守、香川雅樂、同少輔五郎、同與七郎等甚だ多し。

一族民間に下る者、安藝に多し。藝藩通志山縣郡條に「香川氏（都志見村）先祖は沼田郡八木の故城主香川氏と同じく權五郎景政なりとす。中世彌五郎景之、當國の探題武田氏に屬し、孫雅樂武景まで、中谷村に居り、其の子七郎兵衞景純農となりて、長笹村に移る。其の子七郎兵衞景高、弘治年中に當村に移り住す」と載せ、又安藝郡に「香川氏、（矢野村）先祖香川五郎平經高と稱す。勝重に至り、尾張內海より此に來り、內海八幡を移して、世々奉祀たり、勝重より十二世なり」と。

また廣島府研屋町銅蟲師先祖太郎左衞門は八木城主香川刑部が子なり。其の子源左衞門より坊賈となる、今の太吉迄十代、四世已後銅細工をなす」と見ゆ。

3 **多度津の香川氏** 讃岐の香川氏の出自に關しては、疑惑頗る多けれど、讃岐の古族綾氏の族裔なると、前述平姓香川氏と二流ありしが如し。

平姓香川氏は多度郡多度津に據る。全讃史多度津城條に「香河兵部少輔景房は鎌倉權五郎景政の末孫、魚住八郎の胤也。細川管領賴之に從ひて來り、貞治元年、高屋役に功あり、封を多度郡に受け、多度津に城き、以つて天霧山を以つて要城と爲す矣。其の子は則ち肥前守景光、其の子は則ち肥前守元明、武勇人に絕す。細川勝元四傑の一たり。其の子は則ち肥前守景明、其の子は則ち肥前守景美、其の子は兵部大輔元光、其の子刑部大輔景則也。景則・嘗つて豫州河野通直と好し、因つて毛利元就に屬す。三好豐前守義賢・之を聞きて大いに怒り永祿元年九月廿五日、兵一萬八千人を率ゐて、天霧城を攻む。時に香西太郎左衞門、秋山重郎右衞門、大平伊賀守、財田和泉守、齋藤下野守、香河伊勢守、同山城守、同右馬助、三野菊右衞門、古田右兵衞尉、其の兵六千餘人、景則の後援と爲り、曠日降らず、

三好義賢、十河一存、香西越後守と相議し、和を行ひて行る也。其の子を兵部大輔元景と云ふ。織田信長の寵を得、信の字を授けられ名と爲す。信景・男無し、土佐元親の二男、五郎次郎を養ひ子と爲すに及び、其の女を以つて之が妻となし、之景と云ふ。豐公の南征に及び、土佐に趨り去る矣」と。

又「天霧城は彌谷山の東嶺に在り、香川氏の要城也。」と。又「研磨山城は善通寺の南に在り、香河伊賀守之に居る。卽ち香河權大夫景仲の裔也。景仲は則ち景房の母弟、亦貞治中封を此に受く」と。

又「高野城は上高野村に在り、香河右馬助某之に居る」と。又「景全城は觀音寺村にあり、香河景全・觀音寺に食邑し、因つて此に城く焉。香河信景の弟也。觀音寺景全と稱す」と。又「高谷城は豐田郡室本上にあり、香河山城守之に居る」等見ゆ。

又西讃府志に「香川氏は鎌倉平氏景政の五世孫高經を先祖とす。高經・相摸國香川庄に移り居れり、因つて香川と稱す。經高の子三郎經景、承久の役に功あり、所領を多く賜はり、子孫分れて安藝と讃岐とに居れり。其の讃岐に居る者を刑部大輔景則と云ふ。時に多度、三野、豐田等の三郡は、託間氏の領せしを、託間氏絕えて嗣者なかりしかば、細川氏舉げて、是を景則に賜ふ。是に於て城を多度津に築いて居れり。此の地寇を防ぐに便ならぬを以つて、牙城を雨霧山に築き、事ある時は、こゝに移る。景則の子景明・肥前守と稱す。剛勇にして智略あり、長祿年中、奈良、香西、安富等の諸氏と同じく、四天王と稱せらる。景明の子元景・兵部少輔と稱す。常に京師にあり、管領家の事を執行ふ。元景の子之景・中務と稱す、天文廿一年、三好豐前守、細川氏に代り、邦内の諸將を從へんとす。十河氏を始め、安富、寒川、香西等の諸將、皆從ひしかど、之景・獨り毛利氏に附かんとして、從はざりしかば、永祿元年、豐前守來り伐つ。之景・和を乞ふ。天正四年・之景三好入道笑岩に因り、織田氏に通ず。乃ち偏諱を賜はり、信景と改名す。已にして土佐の長曾我部に和親し、家を長曾我部親政に讓る。親政・香川氏を娶り、其の家號を冒しゝが、長曾我部削封の後、土佐に歸り、香川氏遂に絕ゆ。

今按ずるに、香川氏の世系、諸書載する處異同多し。今年紀により考へ定めて、かくついでたり。御巡見使安內帳に『雨霧城主、香川基景、同行景、同年景、四代の末、中務信景落城』とあるも、四代の末といふは、景則、景明、元景、之景の四代を傳へしなるべし。又三好氏の來り圍みしを、多くは、元景の時のこととす。今考ふるに、永祿元年、室本村の麹の許狀に、之景としるし、又天文十九年吉原村萬福寺の棟札の箱に、平之景と見ゆ。されば、元景の時に非ざること明なり」と。

4 此の香川氏は應仁記に「香河云々、」小野隨心院文明六年三月文書に「讚岐國善通寺領、同國弘田鄉の事、故香川美作入道、代官と號しながら、年貢未濟の間、改易せしむる處、同帶刀左衞門尉、競望未だ休まず云々」と。又細川兩家記に「香川中務亟」「香川・高國へ降る」と。下りて土佐軍記に「元親男子五人、次男香川五郎次郞、讚州香川氏の養子、後病死」と。長曾我部系圖には「元親―某（九郎二郎、香川家を繼ぎ、香川の贅婿となる」とあり。見聞諸家紋に

右京大夫勝元被官
香河五郎次郎和景
越後長尾

此の香川氏も讃岐綾氏の後なりとの說あり、卽ち香川系圖に武貝兒王の後裔香川麻呂なるもの笑原に築く、その後綾の景直に至り、始めて氏を香川とす。景則は其の數世の後なりと。されど諸家紋帳、萬福寺天文棟札、南海治亂記、應仁武鑑の類、皆平姓とし、景政の後とす、故に全く別なりと。されど果して然るや詳かならず。（次條を見よ）。

5 綾姓（讃岐藤家）　讃岐國の香川郡名を負ひしならん。阿野郡の香川氏にして、香川民部少輔は前述景明の二子、或は其の從弟なりとの說あれど、全く別にて、古代綾君の族なりとも云ふ。卽ち全讃史に「西庄城は西庄村に在り。香河民部少輔行景の先世・之を築く。天正六年の夏、羽床伊豆守・將に西庄城を攻めんとす、民部之を聞き、援兵を備後の小早川隆景に請ふ。隆景・兵五千人を以つて、之を援く。伊豆守克たずして還る。同八年の春、民部・土佐元親に降る。同九年秋七月、十河民部大輔存保西庄城を攻む。香川民部・保つを得ずして、備後に向ひて行く。天正十年、土佐元親・山內源五をして之を戍らしむ。城山・按ずるに香川氏は則ち綾君の別族、香川景玄の裔也。治亂記以つて天霧城主景明の二子と爲すは誤り也。若し景明の二男ならば、則ち何ぞ天霧城主と相援けざらんや」と。されど共に讃岐の香川氏にして、且つ共に景の字を通字とす、同族なるや察するに難からざるなり。蓋し何れにか誤りあるべし。

安西軍策卷五に「天正五年讃州元吉に香川義景と云ふ者楯籠る。隆景朝臣に屬し志を深くしける」と。

6 豐前の香川氏　田川郡の豪族にして、天文永祿の頃、香川輔吉あり。

7 丹波の香川氏　氷上郡にあり、丹波志に「香川氏、左衞門尉、子孫中竹田村、岩藏。百年餘以前、浪人丹通寺に居て石像寺開基和尙に付來り、山內を拔き、百姓と成る。和尙親に厚く「屋敷除地六代」と見ゆ。

8 越後の香川氏　武家系圖に「香川、平、本國越後、又サヌキ、モン劍猪目巴九曜、長尾顯景七郎朝忠・稱す。又同流、細川勝元臣五郎次郎和景稱之」と見ゆ。

9 雜載　水戶藩士香川敬三は明治に入り勳功多きを以つて子爵を授けらる。櫻男は其の子也。又京極殿給帳に「七十石、香川惣兵衞、六拾石、香川吉兵衞」その他、石見（佐東）、出雲、備後、備中、備前等に存す。

香河　カガハ　香川と通じ用ひらる。前條に併せ云へり。

賀川　カガハ　安藝に加賀川庄あり。

1 秀鄕流藤原姓小山氏流　中沼氏の族にして、系圖に「中沼淡路守宗政―同時宗―皆川四郎左衞門宗員（號賀川）―淡路守宗長―三河權守宗景―三河又四郎顯宗」と見ゆ。

2 德川時代、京都に賀川玄悅あり、其の嫡孫有章、大阪に來り醫を開業す、產科の名醫也。養子を南龍と云ふ。

箇河　カガハ　土屋氏の族にして、伯耆の卷に「土屋孫三郎宗重（後箇河三郎左衞門尉、出雲守）、子息彥三郎、同彥五郎信貞が弟に阿陀伽井小治郎長貞（後加賀守）」と見ゆ。名和長年配下の將なり。

加川　カガハ　德川時代、沼田土岐藩の重臣なり。

伊勢、志摩にも存す。

賀々松 カガマツ

鏡 カガミ　香美、各務、加賀美、香々美、香々見、加々美、加々見等と通ずるが故に、併せ見るべし。鏡作部の後なると、單に地名を負ひたるとあり。カガミなる地名は多し、各條項のもとにて云ふべし。

1 (物部)鏡連　土佐國の古代豪族にして物部を冠するにより、その一族と考へらる。當國香美郡(加々美)より起る。同郡に物部郷あり、和名抄に見ゆ。此の氏は此の地方物部の部分的伴造たりしなるべし。氏人は延暦廿四年五月紀に「土佐國香美郡少領外從六位上物部鏡連家主に爵二級を授く。撫育方あり、公勤・怠らざるを以つて也」と見えたり。(土佐郡朝倉邑に鏡岩あり)。

2 鏡造　下野國上神主より發掘されし文字瓦に鏡造鳥と云ふあり。鏡作造の後裔ならんか。

3 名和氏流　出雲國島根郡加賀郷より起るかと云ふ。名和氏の族にして、名和系圖に「行盛―小次郎長村―惟村(鏡五郎左衞門尉)―某(五郎兵衞尉、正平七年四月二日伯耆國に討たれ畢る)、弟掃部允、弟興村(正平七年四月三日、伯耆國にて討たれ畢る)」と載せ、那波系圖も、ほゞ之に同じ。

4 佐々木氏流　近江國蒲生郡鏡庄より起る、佐々木氏の族にして、尊卑分脈に「佐々木太郎定綱―定重(小太郎、左門尉、近江守、建久二壬三・江州に於て、山門惡黨の爲に討たれ了る)―久綱(或尙綱、號鏡右衞門尉)―定廣(鏡右衞門太郎)―廣家(彌太郎)、弟定豪(山、阿)」と見ゆ。佐々木系圖、鏡系圖皆同じ。內久綱は東鑑卷二十五に、「鏡右衞門尉久綱(久總)」とありて承久の勤王家なり。承久記には卷二に「かゞみのうゑもんひさつな」と載せ、分脈に「承久三六六京方に參じ、尾張國大豆津渡に於いて自害了」とあり。その居城なる星が崎城(鏡村)は、あるひは野洲郡にかゝるといへ共、然からずと。輿地志略に「鏡は代々屋形の旗頭にて、星が崎に在城なり。鏡陸奥守高規の息兵庫頭は、定賴公、承禎公に忠功あり。永祿の始め永原一族淺井に賴れ、逆意をおこし南郡騷動す。承禎公・星が崎に宿陣なされて、永原一族を追伏す。其の節忠功あり。兵庫頭は信長公に仕ふ、」と見ゆ。

猶ほ次項を見よ。

5 佐々木京極流　淺羽本佐々木系圖に、「京極佐渡守滿信―三郎左衞門尉宗氏―貞氏(鏡三郎左衞門、近江守、法名善觀、建武二出家)―秀敦(鏡松下左衞門尉と號す)、弟二郎高治、弟對馬守秀氏、長岡貞高、四郎貞佑」等とあり。鏡氏は永享以來御番帳に「五番、佐々木鏡民部少輔、」又文安年中御番帳に「五番鏡四郞」と載せたり。

6 清和源氏白川氏流　武家系圖に「鏡、清和、白川孫太郎冠者重直男、四郎冠者、重義稱之」と見ゆ。

7 清和源氏武田氏流　加賀美條を見よ。平家物語に「鏡次郎遠光、同小次郎長淸」とあり。

8 能登の鏡氏　鳳至郡仁岸庄(仁岸村馬場)に鏡石見守の宅址あり。此の地方の豪族なりと云ふ。齋藤氏の族か。

鏡社　肥前國松浦郡の大社なり、松浦廟宮と呼ばれ、藤原廣嗣を祀るとの說あれど、「恐らく後世の附會ならんか。東鑑文治二年十二月、草野大夫永平を以つて、本社の宮司職となす、是れ相傳の職なりと。子孫大宮司職を世襲し、草野の大村

にあり、大村神社と云ふも存す。別當寺を無怨寺と呼ぶ。草野條を見よ。又貞永元年閏九月十七日、鏡社住人、高麗に渡り、夜討を企て數多の珍寶を盜み取り、歸朝する事あり、勢力ありしを想像すべし。神職を多治見氏と云ふ、その系圖に廣繼の後裔と稱す。

10 利仁流藤原姓齋藤流　尊卑分脈に「疋田左衞門尉以成—千田九郎以房—鏡齋藤六以家—以平(掃部允、左衞門尉)—以藤(左衞門尉、左京進)、弟以里(右衞門尉)、及び以平の弟に、兵衞尉以景」を載せたり。加賀に鏡庄あり。

各務

各務　カガミ　カガム　和名抄美濃國各務郡を加々美と註し、郡内に各務郷を收む。此の地より起りて近國に榮ゆ。

1 各務勝　美濃の大族にして、各務郡各務郷は其の本貫なるべし。各務郡地方第一の名族なれど出自詳かならず。されど勝姓は多く諸蕃の姓なれば歸化族なるは疑ふ餘地なからんか。而して此の國の勝と云ふは、其の出自の分明せるは皆百濟族なれば、これも、かりに百濟族と推定すべし。中里大寶二年戸籍に「少領務正七位上各牟勝小牧」また類聚符宣抄第七美濃國司解に、官裁を申請する事。前出羽權大目正六位上各務勝利宗を以つて、次を越え、管各務郡大領秦良實死闕替に補任せられん事を請ふの狀に「件の利宗は譜弟の正胤、累代の門地云々」とあるにより、代々此の氏・此の郡の領家たりしを知るべし。

2 各牟勝族　半布里大寶二年戸籍に「各牟勝族田彌賣」と云ふ人見ゆ。各牟勝の族人なるを氏とせしなり。

3 各務(無尸)　貞觀八年七月紀に「美濃國各務郡大領各務吉雄、厚見郡大領各務吉宗等が兵衆步騎七百餘人を率ゐて、尾張の郡司と爭へる」事を載せたり。各務勝の後なれど姓を省略せしなるべし。此により一時厚見郡領も此の氏なりしを知るべし。

4 各務宿禰　拾芥抄、姓名錄抄等に見ゆ。各務勝が後に宿禰を賜へるなるべし。

5 各務朝臣　拾芥抄に見ゆ。

6 甲斐の各務氏　甲斐國中巨摩郡に加賀美邑、鏡中條等あり、古く各務とも書けりと。美濃各務氏の移住せし地にして、後の加賀美氏と關係あるべし。

7 清和源氏武田氏流　中興系圖に「各務、清和、武田清光男次郎遠光稱之、同次男次郎長清稱之」と載せたり。加賀美條を見よ。この加賀美氏を本書・何によりて各務と書けるか。

8 清和源氏山縣氏流　各務勝の後なれど源姓を冒せしか。或は遺跡を襲ぐか、兎に角至大の關係あるべし。山縣系圖に「山縣六郎二郎國氏の子國定を各務彥四郎とす。」寬政系譜に此の流一氏を載す「家紋、丸に井桁、隅切角に槌。國氏・土岐系圖には「太郎、號尾里」と載せたり。

各務兵庫頭

新撰志に「各務右近、各務勝右衞門久恒、森武藏守長可の士大將各務勘解由」等を擧ぐ。恐らく古代各務氏の裔ならん。

9 美作の各務氏　森氏に從ひて移れるなり。但し當國に香美郷二あり。東作志に「各務氏、森家の長臣なり、子孫勝北郡小吉野庄豐久田村に住す。各務兵庫介元正、知行八千石。嫡子四郎兵衞、石山にて小澤平八と喧嘩のことにて身上・召上げらる。孫三右衞門・召出され二千石になる。四郎兵衞・森伊勢守實方の先祖なり」と、以下

多く、又文書を擧ぐ。元正二男藤兵衞正休は森忠政の家老、妻は名古屋尾張守の女、山三郎妹なり。又各務内膳正和政、津山藩分限帳に「笛家業各務五兵衞」等見ゆ。

10　雜載　德川時代、此の氏は赤穗森藩重臣、相良田沼藩中老等たり。

加賀美　**カガミ**　鏡、各務、加々美等と通じ用ひらる。

1　各務勝流　各務條第六、第七兩項を見よ。美濃各務勝の一族、甲斐國中巨摩郡に移住して各務なる地名生ず。後加賀美と云ふ。甲州に於いて大いに榮えしが、遠光・武田氏より出でゝ此の氏名を冒せしより全族源氏を稱す。寬政系譜二家を載す。家紋中太松皮菱、割菱、五七梧桐、王文字。

2　淸和源氏武田氏流　甲斐國巨摩郡加賀美庄より起る、前項氏と關係あるべし。武田氏の一族にして、尊卑分脈に「義淸―黑源太淸光―遠光（信乃守、加賀美二郞、文治元八十四、源氏六人受領の內）―長淸（加賀美小二郞）―長經」また長淸の弟「光淸（加賀美二郞）弟綱光（一本經光、光經、同四郞）―遠綱（一本遠經、四郞太郞）」と見え、淸和源氏系圖にも「遠光―經光（加賀美四郞）と見ゆ。されど年代より考ふれば、遠光は義淸の子にて、安田義定の弟ならんか、考ふべし。武田系圖に「義淸―遠光（加々美次郞）」とあり。

遠光は、一本系圖に「康治二癸亥二・廿八、甲州加々美に生る。童名豐松丸（小笠原系圖に豐光丸）、保元二十一、十五元服、年十五、加冠新田義重、號加々美二郞」と見え、平治物語に「甲斐源氏賀々美次郞」、平家物語に「鏡次郞遠光、同小次郞長淸」、また「加賀見次郞遠光、小次郞長淸」、源平盛衰記に「加々見次郞遠光」或は「加々美次郞遠光」（武田太郞信義の弟とす）。東鑑治承四年十月十九日條に、「加々美次郞長淸」、同文治元年八月廿九日條に「去る十六日、除目あり、遠光は信濃守」と。小笠原系圖に「寬喜二年四月十九日卒、八十八歲、大明神と崇めらる」と見ゆ。

長淸は東鑑卷一、二、五、六、八、九、十一、十三、十四、十五に見え、又小笠原とあり、その條を見よ。又大治五年七月十九日條に「その子同太郞長經（普通本長綱）」と。光淸は承久宇治合戰一番敵を討つ。

甲斐國志に「巨摩郡篠尾壘（下篠尾村）。本村は片颪の北半里に在り、此の墟は七里岩の上に在り、東西は深山峨々と峙ち、南も高岩壁立し、下に釜無川あり、北方僅に平地に接す。湟壘二三重にして甚だ廣からず。左右の山腹にも壘形を存す、本城高き處五六十步、南へ下ること拾五六步にして洞穴あり、數十人を容るべし。又加賀美遠光が造立の藥師如來と云へるは墟の北三町許に在り」と。

此の氏の宗族は小笠原氏となる、小笠原邑は加賀美邑に近し。其の他、秋山、加賀美、南部、於曾、下山等皆榮ゆ。帶金、狹野、萬澤、岩間、三澤等の諸氏も此の流かと云ふ。

3　淸和源氏一條流　武田系圖に「一條信長―信經（一條八郞）―時信、弟宗信（號加々美六郞、加々美彌太郞猶子）―信基（加々美孫六）―時基（同又六）」と。また信基弟「信家（六郞、太郞一男也）、弟遠實（加々美彦太郞）」と載せたり。

4　甲斐の加賀美氏　以上三項の後なり。下小河原に加賀美氏あり、有名なる加賀美光章は此の家より起る。又畔村に加賀

美氏あり、住吉神社の社家也。又西保邑にあり、何れも名族にして、甲斐國志に見ゆ。此の氏は中太松皮菱、割菱、五七梧桐、王文字等を家紋とす。

又誠忠舊家錄に「東南湖邑、加賀美文平光家、同同政吉正雄、同同常藏光胤、同同薗右衞門吉雄（以上加賀美次郎左衞門尉正行後胤）」と見ゆ。

5 武藏の加々美氏　橘樹郡の高石村にあり、新編風土記に「加々美正光宅跡、正光は今の地頭加々美金右衞門某が先祖にて、もとは甲州武田家の家人中にも、名を得し人の子なりしが、天正十年勝頼沒落のとき、いまだ幼稚なりし故、ゆかりに付て三河國へ上り、夫より流浪して、此の地に來り、里正兵右衞門が先祖吉澤某に依賴せり。よりて此所に居住せしが、十六歲のとき東照宮に召出され、則ち當村を采地に賜り、其の頃は猶ほ此所に住せり。こゝに於いて、かの吉澤を以つて名主とせり。正光の子正吉の時、江戶にて宅地を賜り、かの地に移り住せし後、この邸は廢したりといへり」と見ゆ。

6 安藝の加賀美氏　武田氏に從ひ移りしなるべし。豐田郡和木村に此の氏あり、藝藩通志に「加賀美氏（和木村）、先祖新羅三郎より出で、五代孫加賀美四郎光淸は承久頃の人にて、甲斐國巨摩郡南加賀美村を領す。因つて氏とす。其の裔彥四郎宗遠、嘉吉年中、此の國に來り、武田氏に、金山に從ふ。五代の孫、吉遠に至りて、金山陷り、一家皆浪人す。吉遠が子光信・賀茂郡黑瀨に潛居し、天正の末、當郡大草村に來り、光信が子淸庵は僧となり、此の村觀音寺に住せしを、慶長の比、還俗せしめて、大里正とせらる、夫より今の八郎次まで八代」と載せたり。

7 雜載　その他、備前等に此の氏あり。

加々美　カガミ　前條氏に同じ。盛衰記、東鑑等、時に此の字を用ふ。現今、武藏、信濃等に此の氏あり。

加々見　カガミ　加賀美氏に同じ。淸和源氏武田氏の族なり。加賀美條を見よ。源平盛衰記に此の字を用ふ。又加々美とあり。備前、信濃等に現今此の字を用ふるカガミ氏あり。

加賀見　カガミ　前數項と通ずべし。又美濃尾張源氏に此の氏あり。淸和源氏浦野の族にして、和田系圖に「山田先生重直―重長（加賀見冠者）」と載せたり。美濃各務氏と關係あらん。

香々見　カガミ　次の條に同じきか。

香々美　カガミ　次の香美氏に同じ。

○蘇我姓　阿波の豪族にして、故城記板西郡分に「香々美殿、蘇我、鷹羽二ッ違」と見ゆ。阿波郡香美鄕と關係あるべし。

香美　カガミ　和名抄、美作國苫西郡に香美鄕あり、中世香美庄と云ふ。なほ勝田郡にも香美鄕あり。次に安藝國賀茂郡に香津鄕あり、香美かと云ふ（地理志料）。又阿波國阿波郡に香美鄕あり、加加美と訓ず。次に土佐國に香美郡あり、加々美と註す。

1 物部姓　土佐の豪族にして、香美郡を本據とす。物部鏡氏の裔か。又香宗我部氏をも香美氏と云ふ事あり。

2 蘇我姓　阿波國香美氏は、蘇我姓と云ふ。然らば土佐香宗我部と同様、宗我部の裔か。故城記阿波郡分に「香美殿、美馬、曾我、二引龍、鷹ノ羽二違へ」とあり、猶ほ前條香々美參照。阿波郡香美鄕より起る。

鏡味　カガミ　美濃の各務氏と關係あるべし。

○鏡味宿禰　熱田神宮の社家にして、所司方、中臈の一たり。又神樂座も鏡味宿禰な

りと。此の氏は二十餘家に分るとぞ。又坂本氏も此の姓と云ふ。

務各　**カガミ**　各務を逆にせしか、正訓未詳。

覺美　**カガミ**　和名抄、攝津國兎原郡に覺美郷あり。

香住　**カガミ**　和名抄、但馬國美含郡に香住郷あり、加賀美と註す。太田文に出石郡大内庄の下司香住孫太郎あり、カズミ條を見よ。

鏡江　**カガミガエ**　筑後の豪族にして、筑後領主附に「鏡江某」見ゆ。開基帳に「上青木村法林寺、鏡ケ江治部少輔、領地の時、天文七年開元」とあるこれなりと。

鏡齋藤　**カガミサイトウ**　カガミ條に併せ云へり。

鏡島　**カガミシマ**　家傳史料に鏡島七郎左衛門養正を載せたり。

鏡作　**カガミツクリ**　鏡作部の伴造なれど（カガミツクリベ參照）、鏡は神祇奉齋上、必要缺くべからざるが故に、甚だ重んぜられて、五伴緒の一たり。

1　鏡作連　古事記に「伊斯許理度賣命は鏡作連等の祖」また天神本紀に「天糠戸命、鏡作連等祖」など見ゆれど、恐らく鏡作造の誤なるべし。そは天武朝に鏡作造の連を賜ふ事、書紀に見ゆるのみにて、其れ以前、連姓は見えざればなり。或は思ふ、連姓鏡作氏は、はやく滅びうせ、造家のみ殘れるか。

延喜式神名帳城下郡に「鏡作座天照御魂神社一座（大月次新嘗）鏡作伊多神社、鏡作麻氣神社」あり、此の氏の氏神なるべし。

2　鏡作連　次項、鏡作造の後にして、天武紀十二年條に「鏡作造云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見えたり。天平十四年の優婆塞貢進解に「黒田郷戸主鏡作連淨麻呂」と云ふ人見ゆ。此の氏人なり。

3　鏡作造　鏡作部の總領的伴造家にて、伊斯許理度賣命の後裔と稱す。其の宗家は天武朝連姓を賜はれり。されど庶流には猶ほ造姓のものもありしと見え、靈異記中卅三に「聖武天皇の世、擧國歌詠之謂云々。その時、大和國十市郡菴知村東方に大富家あり、姓は鏡作造、一女子あり、名を万之子と曰ふ云々」と見ゆ。

4　鏡作首　鏡作部の部分的の伴造なるべし。天平十四年の優婆塞貢進解に「鏡作首（年十三、黒田郷戸主正八位下大市首益山戸口）」と云ふ人見ゆ。

5　尾張流鏡作氏　神宮雜例集に「鏡作神の遠祖天香山命」と見ゆれど、こは尾張氏上祖の香山命にあらざるべし。或は附會か。

6　物部流の鏡作氏　天孫本紀に「物部鍛冶連公、鏡作云々等祖」と見ゆ。鍛冶連は其の名稱より見て、鏡作部の伴造たりしが如く考へらる。若し然らば、鏡作部は石凝姥の裔のみが、之を率ゐしにあらざる也。

鏡作部　**カガミツクリベ**　職業部の一にして、鏡を作るを職とせし品部なり。神代紀に「鏡作部遠祖天糠戸は鏡を造る」と。また一書に「鏡作遠祖天拔戸の兒石凝戸邊」など見ゆ。和名抄大和國城下郡に鏡作郷あり、加々美都久利と註す。神名帳同郡に「鏡作伊多神社、鏡作麻氣神社、鏡作坐天照御魂神社」等を載せたり。此の部のありし地なるや明白ならん。

猶ほ此の部に關しては、古語拾遺に「石凝姥命（天糠戸命の子）鏡作遠祖也」また神祇本紀に「鏡作の祖石凝姥命云々、鏡作祖天糠戸神は、即ち石凝姥命の子也」また天神本紀に「石凝姥命、鏡作上祖」など見ゆ。何

れも鏡作部の伴造家の家系を述べたるものなるが、此の神系・天糠戸と石凝姥と、孰れが親子か詳かならず。

1　大和の鏡作部　前に云へり。

2　攝津の鏡作部　和名抄、菟原郡覺美郷はカヽミと訓み、鏡作部の占居せし地か。村岡良弼氏は「覺美、鏡を修する也。蓋し鏡作連の居るところならん。神名式、島下郡新屋坐天照御魂神社あり、鏡作連祖火明命を祀る。姓氏錄を撿するに、火明命の裔、本州に居る者多し、是れ其の一也。天武元年紀、威奈公高見、威奈公大村墓誌、鏡君に作る。亦此の地を取れる也」と。されど詳かならず。

3　伊豆の鏡作部　和名抄、田方郡に鏡作郷あり、加々美豆久里と註す。新抄格勅符に「鏡作神十八戸（大和二戸、伊豆十六戸）、麻氣神一戸（丹波國、神護景雲四年充）」と見ゆ、鏡作部のありし地なるや明かならん。

鏡谷陶人　カガミノハザマノスヱビト　天日槍從者の裔なりと。

垂仁紀三年條、一に云ふ「是を以つて近江國鏡谷の陶人は則ち天日槍の從人也」と見ゆ。鏡谷とは蒲生郡鏡山の地なり。

各務村　カガミノムラ　各務勝の族か、各務條參照。

○各務村連　西宮記第四に「美濃史生、各務村連香長（秀長）」と云ふ人見ゆ。

鏡山　カガミヤマ　近江、安藝、豐前等に此の地名あり。

1　宇佐氏流　豐前國の名族なり、田河郡鏡山邑より起るか、この地は豐前國風土記（仙覺抄引用）に見え、又鏡山神社鎭座す。此の氏は宇佐系圖に「大宮司對馬守公世―公一（權大宮司、童名王德丸、對馬六郎、鏡山氏祖）」と載せたり。

宇佐大鏡に「田河郡起請田八十八丁六反四十、鏡山有吉定十町六反四十云々」と。

3　物部姓　筑後高良神社の大祝にして、當地方第一の名族なり、代々物部氏と稱す。然るに系圖、家記、舊記の類、何れも武内宿禰の後裔なりと。こは高良玉垂命を武内宿禰に當て、大祝をその神胤と信ぜしに據る。されど其の實・高良社は物部氏の氏神にして、大祝は其の氏子・物部氏の直胤たるなり。或は景行紀所載物部君夏花の裔たるべし。猶ほ系圖の古き部分は疑はしき點。甚だ多きも、參考

の爲、次に引用せむ。

武内宿禰（亦名玉垂命、亦物部保連）―斯禮賀志命、弟・朝日豐盛命―物部日良仁光連―佳子明連―日南玉賴連―神力玉佐連―光玉一連―日玉尊連―日明玉連―尙舍男連―常日杜男連―廣大直連―俊大全神連―親日天男連―信大長津連―秀大勝津連―平神仲熊連―豐神天子連―家神道天連―良神子宮連―法神天仲連―就神頭國連―軌神計玉連―仍神面玉連―岳賢名白王連―忠賢皇是連―賢天皇乘連―公賢皇連―宿高麿連―時玉麿連―國良麿連―樹道麿連―淸美濃理麿保續―武良麿保義。

道麻呂、美濃理麻呂は天武朝の御託宣記と傳へらるゝ者に、「高良大名神宮神部物部道麻呂、男子美乃理麻呂（一本美乃兒麿）」と見ゆ。この託宣を天武朝の事とするは誤りなれど、比較的古きものにして、且つ此の二人の例を以つて云へば、各人名最後の連なる語は、その次の語と續けて、道麿は連淸、その前は良麿連樹、玉麿連國、高麿連時、賢皇連宿と讀むべきものならん。蓋し上代に於いても後世の

如く名乘のあるものと誤解して、之を補ひしものなるべし。而して連は物部氏のカバネより來りたるや必せり。

系圖並に傳說に據れば、美濃理麻呂保續に五男あり、嫡子武良麻呂保義は大祝家の祖、二男武勢麻呂良續は武臣となり、御井郡神代村に居る、神代氏の祖なり。次に第三子武見麻呂保依は薙髮して隆慶と云ふ、座主家丹波氏の祖なりと。次に第四子武賀麻呂保通は神管頭となり、磐井に住す、大宮司の祖なりと。最後に良摩麻呂連成は神管領となる、草壁氏の祖なりと。太宰管內志にも「大祝職鏡山氏事は、高隆寺緣起に『物部大祝云々、前田氏は下宮大宮司』『系圖略に『武良麻呂、神部、物部保義は、玉垂命三拾三世之神裔、美濃理麻呂保續の嫡男也。高良山の總管領、而して源所大祝の元祖也。後世鏡山を以つて稱號と爲す。美濃理麻呂の二男武勢麻呂良續は武臣長と爲り、御井郡神代に於いて館宅を營み、神代氏と號す。三男武見麻呂保依は緇林に入り、社僧となり、隆慶と號す。則ち座主家の始祖也。四男武賀麻呂保通は、大宮司となり、初め高良山磐井の地に居住し、後に御井郡宗崎村に轉住す。而して宗崎氏と成る。是れ亦・丹波氏にして、大宮司家の鼻祖たる也。五男良摩麻呂連成は草壁を以つて氏と爲す。後世御井郡稻數村に移り居り、稻數を以つて氏と爲す。神宮頭職たり。正應三年廣川庄古賀村に於いて館舍を營み、近郷拾二村長となる。其の末裔、今尙ほ民間に在り」と。されど此等の諸氏を以つて、大祝より分ると爲すは誤れり、各別々の姓ありて全く出自を異にす、各條にて云ふべし。

保義の後は「豐麿保飾―田麿保秘―津麿保續―大國麿保勝―大神麿保山―漏神麿保東―日皇麿保信―月往麿保資―連見麿保方―大祇麿保和―大津麿保成―玉泉麿保則(延喜中證文あり。綸旨、並に菅公書、信じ難し)―勝麿保篤―名依麿保忠―推振王麿保道―皇明麿保重(天曆年中證文あり。二年七月、綸旨を賜ふと)―保家―保兼―保春―保在―安俱―安言―安淸―安考―安尙―安任―安基―安乘―安時―安仲―安壽(承久年中證文あり)―安隆―安昔―安國―安禎―安舒(文承年中證文あり)―安能―安廣―安延(正中年中證文あり)―安縫―安永(正平五年の證文あり)―安組―安城―安代―安弘―安仍―安綱―安宗―安照―安純―安胤―安良―安益―安村―安景―安標―安倚―安修―安旨―安言―安述(明應三年大友義長の判書あり)―安親―安古―安好―安世―安常(又保常、天文中、大友義鑑感狀あり、天正十年三月十一日、邊春城に於いて戰死、年四十一)―安眞(感狀並に采地六十町を賜ふ)―安淸(實宗崎孝直第二子)―保正(正六位上左京亮)―保名(從五位下伊勢守)」なり。

南北朝以後の文書を多く藏す、鏡山文書これなり。文中、高良山大祝、源所、大祝鏡山、大祝大夫、大祝職鏡山十郎、大祝大明神などとあり。筑後領主附には「大祝、居高良山、十五町」また「高良山良保、領十二町」と見ゆ。

各務 カガム　カガミ條に云へり。

嘉々山 カガヤマ　田中家臣知行割帳に「二百石、嘉々山太郎兵衞」見ゆ。

加賀山 カガヤマ

加唐 カカラ　肥前松浦郡に加唐島あり、その地より起れるか。

垣 カキ　佐々木氏の族にして、佐々木系圖に「五郎義淸―泰淸―七郎左衞門賴淸―

佐世七郎左衞門清信―次郎左衞門清重―清貞（號垣七郎左衞門）」と見えたり。

柿 カキ 尾張、近江等に此の地名あり。堀尾山城守給帳に「三百石、柿權八、同傳三郎」見ゆ。其の他、出雲、石見に存す。

加木 カキ カノキ條を見よ。

鑰尼 カギアマ また鎰尼、鍵山に作る。肥前國鑰尼（鍵山）邑より起る。高木氏の族にして國分氏の裔なり。鎭西志に「高木氏は佐嘉の所領を削られ、其の地を以つて國分忠俊を封ず。今杤井鑰尼（鍵山）と稱するは、是れ忠俊の令孫なり」と。河上淀姫社の大宮司にして、河上社文書嘉慶二年のものに、鎰尼信濃守、建武二年十一月のものに鎰尼淨圓房榮秀、應永七年川上社祭禮御幸目錄に「座主增鑁、大宮司鑰尼季高注進」と。また應永十五年二月廿九日のものに「座主職等は譜代相傳の旨に任せ云々、鎰尼鬼犬丸を養子と爲す」と。また杤井鑰尼氏ともあり。

柿井 カキヰ
○柿井造 高麗族なり。天平寳字五年三月紀に「高麗人前部選理等三人に姓を柿井造と賜ふ」と見えたり。

垣井 カキヰ。安藝國豊田郡にあり、藝藩通志に「垣井氏（小泉村）先祖垣井助一とよびて、慶長の頃、小早川家人なりしが、浪人して農となり、此の村に住し、元和中より世々里正となる」と見ゆ。

鍵市 カギイチ

柿内 カキウチ

垣内 カキウチ カイタイ 藤原姓と云ふ

1 紀伊の垣内氏 在田郡栖原村地士にあり、續風土記に垣内孫左衞門を載せたり。

2 加賀の垣内氏 天正の初め垣内後藤右衞門あり、石川郡熊走壘に據るとなり。

3 雜載 德川時代、關宿久世藩の近習頭に此の氏あり、又信濃にも存す。

鍵浦 カギウラ

柿岡 カキヲカ 常陸國茨城郡（新治郡）に柿岡邑あり、地理志料に「大田文に云ふ、北郡河俣二十一町、柿岡三町九段、金差十一町、片野三十二町と。宮本氏又曰ふ、鄕域の盛衰は地頭の權勢に因る者多し。小田系圖を按ずるに、知家の季子時家、柿岡の地頭職に補せられ、引付衆より評定衆に進む。子孫職を世々にす。是を以つて柿岡漸く顯る」と。タカノ（カウヤ）條を見よ。

垣岡 カキヲカ

柿置 カキヲキ 清和源氏なりと。佐州諸役人帳に柿置市郎兵衞を載せたり。

垣川 カキガハ

垣切 カキギリ

柿坂 カキサカ 石見にあり。又豐前國下毛郡に柿坂邑あり。

蠣崎 カキサキ 陸奧國北郡蠣崎邑より起る。清和源氏武田氏の族なる事は明白なれど、松前氏家譜は、若狹武田の後なりと云ひ、一說南部の庶流と云ひ、詳かならざる點多し。今項を分ちて述ぶべし。

1 南部庶流 南部藩內の人は多く此の說なり、卽ち祐清私記に「松前氏先祖は、當南部家十三代守行公の舍弟と聞く、田名部の內、柿崎を知行して居館を構へ、夷を退治せしめられ、夫れより松前の夷を悉く從へ、やがて島の主となり、子孫繁昌す、幕の紋割菱なり」と。されど南部系圖にも見えず、況んや確證あるなく、唯傳說に過ぎざるなり。又新撰國志には「昔北畠國司下向の時、南部十六將の內、武田修理大夫、赤星五郎の二人、田名部の目代として置れ、其の後、新田八幡丸入部あり、その五世孫新田民部大夫の代に、武田修理の末裔蠣崎藏人信純、民部の妹聟として蠣崎を配分され、大臣たり

しが、遂に民部の子息二人を殺害して、其の家跡を奪ひ、赤星氏をも除きて謀叛を企てければ、康正二年八戸河内守政經討手として下向し、藏人敗れて順法寺に入る、八戸の兵追撃、其の巣窟を拔く、蠣崎氏これより北蝦夷に移る」と。これも南部氏の同族とするなり。

此等の外、横田五郎行長の子孫・蠣崎村を食み、蠣崎藏人と稱すなど云ふ異說（三部小史）もあれど、大體武田氏の族にして、蠣崎より發祥せしが如し。康正の役は八戸系圖に「康正中、田名部邑主蠣崎藏人、亂を作し、近傍を掠略す。政經事を以つて朝廷に奏し、兵を發して之を伐ち田名部城を陷る、蠣崎藏人逃れ匿る云々。三年春、政經・捷を朝廷に獻ず。後花園帝其の功を賞し、藏人の邑を擧げ之を賜ひ、又功臣二十人に爵名を賜ふ」と。而して附錄に「康正三年二月、田名部攻の討取敵の姓名の內、天㾱館五郎、蠣崎平左衞門政友」等を擧げたり。朝廷云々など云ふは、勿論信じ難けれど、此の役、蠣崎氏敗れて北海道に渡りし事は史實なりとす。

而して松前舊事記等に「享德三年八月二十八日、新羅氏信廣、佐々木三郎兵衞尉繁綱、工藤九郎左衞門尉祐長の兩人相隨ひ、田名部より當國へ渡る。新羅三郎義光十七代の後胤也。天川に住居、勝山館主蠣崎修理と號し、明應三年逝去」と云へば、年代は少し違へど、蠣崎藏人とは信廣の事にて、田名部敗戰後、北海道に渡り、勝山館に據りて、蠣崎修理と稱するに至りしものか。

2 清和源氏若狹武田氏流　されど寬永系圖に據れば、信廣と蠣崎修理とは別人にて、信廣は修理の女を娶りて其の家を嗣ぎしものと云ひ、また正系譜略には「享德三年八月、始祖・伊駒安東太政季等と、大畑を解纜し、東風に乘じて、松前に來る。長祿元年五月、蝦夷叛亂、茂別八郎式部宗政、花澤館主蠣崎修理季繁、固く守る焉。季繁も亦若州人、卽ち武田氏族、是より先、故ありて來り居るなり」とて、修理をも若狹武田氏の族とす。

信廣の出自については寬政系譜に「信廣（彥太郎、若狹守、剃髮して淸岩と號す。武田大膳大夫國信が養子、實は武田陸奥守信賢が男、信廣・父と不和の事ありて、寳德三年春、本國若狹を去り、關東足利に赴く、享德元年三月、また陸奥國田名部にいたり、蠣崎を領す。このとき蠣崎武田と稱す。三年八月二十八日、伊駒安東太郎政季等とともに、南部の大畑より纜を解て松前にわたる。このとき松前より東二十日路、西二十日路がほど人家ありといへども、年ごろ蝦夷蜂起して、志法（シノリ）の主太郎左衞門某、箱館の主加賀守某、松前の主相原周防守某、其の外、所々の陣營を夷人のために攻めとらる。しかれども下國（シモノクニ）の主茂別（モヘチ）治部大輔家政、上國（カミノクニ）の主蠣崎修理大夫季繁二人、なほ堅固に、これを守るときに、信廣、彼の二人が撰びに應じ、武者奉行となり、先鋒にすゝみ、蝦夷の渠魁胡奢魔允父子を討とり、その徒數輩を斬り殺す。これにより夷賊ことごとく敗走す。そのち家政・下國より上國に來りて會合し、酒宴のなかば季繁より來國俊の刀、家政より菊一文字の刀をあたへて、その勇功を賞す。このとき季繁・女子ありて男子なし、故に信廣をもつて婿とし、上國河北天河に營を築きて住せしむ。明應三年五月二十日、上國において死す。年六十四、法名淸眞、かの地法幢寺に葬る、後代々葬地とす、」と載

せたり。（又武田系圖、若狹武田系圖に「若狹守信廣―光廣（號蠣崎修理大夫、松前祖）」とあり。）

而して以下その子「光廣（彦太郎、宮內少輔、若狹守、剃髮號泰岩、母は季繁が女。永正十一年三月、上國をあらためて、相原周防守某が古壘、松前の太館にうつる。十五年七月十二日、松前において死す）―義廣（初良廣、新三郎、若狹守、民部大輔・剃髮正岩と號す。天文十三年八月十九日松前において死す、年八十七、妻は蔦槌甲斐季直が孫女。弟二郎高廣。弟太郎基廣、家臣南條越中廣繼が養子）―季廣（卯鶴丸、彥太郎、若狹守、世多內の酋長波志多院をもつて西蝦夷の奉行とし、志利宇知の酋長知古茂多院をもつて東蝦夷の奉行とす。文祿四年死す、妻は河野彌治郞右衞門季通が女）―慶廣（天才丸、新三郎、民部大輔、志摩守、伊豆守、天正十八年十二月、秋田東太郎實季と共に京師にいたり、豐臣太閤に謁す」云々と。以下松前條を見よ。

されど田名部の領主蠣崎氏に二流ありしと考へ難ければ、藏人と信廣とは同人か、然らざれば密接なる關係ありしや明白なり。從つて古くより、此の地にありしにて、享德元年若狹より遷るなど云ふは到底信じ難し。猶ほ上國の主・蠣崎修理も同人か、或は密接なる關係の人にて、蠣崎氏は上國館主安東氏（政季）の婿となりて其の館主となりしものと考へらる。

3　蠣崎氏は慶廣の代、松前氏と改めたれど、一族中には、猶ほ蠣崎と云ふもの多し。松前氏の時、松前監物、蠣崎三彌は結張郡を分宰す、また蠣崎三吾は高島郡に宰たり、又同藏人は利勝に宰たり、又新田田兵作、蠣崎久五郎は靜井郡を分宰し、又一族千歲郡にあり。

垣崎　**カキザキ**　和名抄、筑前國遠賀郡に垣崎鄉あり。

柿崎　**カキザキ**　伊豆、越後、陸奧等に此の地名あり。

1　淸和源氏武田氏流　前述の蠣崎氏は又柿崎ともあり。陸奧に此の氏現存す。

2　淸和源氏新田氏族　越後國頸城郡柿崎邑より起り、柿崎城に據る。柿崎氏は新田越後守義宗の後裔と云ふ。明應中、柿崎出雲守（長尾景房の家中侍に柿崎出雲守あり）、永正中、同大和守（同上景房家臣に柿崎大和守あり）、其の後彌三郎景持、彌次郎景家の兄弟あり。北條軍記に「柿崎は越後の國侍、久しき家にて、和泉守（彌次郎景家）は忠孝の者なりし故、弟三四郎に少知を賜はり候。和泉守は剛强無双、謙信公も和泉守・分別あらば、七郡に合ふ者あるまじと申されしと也」と。和泉守父子四人罪ありて誅せられ、空城なりしを、上杉憲政・其の臣篠窪某をして之に籠らしむ、三郎景虎の屬城たりき。又同郡猿毛城（猿毛村）は柿崎三河守景家の居城にして、柿崎城と同一なりとも云ふ。北越軍記に「大永元年、柿崎彌次郎景家、江三分一原に裏切せし功によりて、柿崎一門の領分を與へ、柿崎和泉守と號す」と、同人なり。又城腰城（城腰村）も柿崎和泉守の持城也と。

上杉謙信樣御分、城持大將衆に「やひこの城主柿崎和泉守、柿崎彌三郎」、その裔、米澤上杉藩用人たり。

3　雜載　信濃、豐前等にも此の氏あり。

柿澤　**カキサハ**　信濃國筑摩郡柿澤邑より起りしか。信濃に多く、丸に三ツ櫻、丸に雁がね等を家紋とす。又伊勢、志摩にも此の氏あり。

柿字　**カキジ**　姓名錄抄に見ゆ。拾芥抄に

は橘家とあり。

柿下 カキシタ カキノモト條を見よ。

垣島 カキシマ

蠣嶋 カキシマ

蠣瀬 カキセ 豊前國下毛郡の豪族にして天文永祿の頃、蠣瀬對馬守あり。

垣田 カキダ カイタ 和名抄、豊前國宇佐郡に、垣田郷あり、安藝にも此の地名存す。

1 桓武平氏岩城氏流 仁科岩城系圖に、「親隆―左京亮常隆（下總守）―隆通（右近、但馬、垣田七郎、菊田名跡）」と見ゆ。

2 安藝の垣田氏 安藝郡垣田より起る。安西軍策に垣田氏見ゆ、德川時代、長門清末毛利藩の用人たりき。

3 石見にも此の氏あり。

柿田 カキダ 垣田と通ず、又駿河に此の地名存す。德川時代、棚倉松平藩の添役に此の氏あり、又石見にも存す。

鍵田 カギタ

加北 カキタ 筑後の豪族河北氏は又加北氏に作る。カハキタ條を見よ。

柿谷 カキタニ

鍵谷 カギタニ

鍵智 カギチ カギトモ

垣津 カキヅ

○垣津連 天平元年三月紀に「垣津連比奈」と云ふ人見ゆ。

垣手 カキデ 秀郷流藤原姓、大友系圖に「親秀―親泰（鹽手祖）」とあるを淺羽本「垣手」とす。

垣遠 カキトホ

垣富 カキトミ 次の二流あり。

1 清和源氏爲義流 尊卑分脈に「爲義―爲家（號賀崎大夫）―經家（與一太郎）―重成（母は爲義娘垣富尼の女菊御方。母の所領、美乃國垣富郷相傳により、垣富と號する也。垣富藏人）―同藏人太郎成基―孫太郎能行―彦太郎宗能、弟彦二郎宗行」と見ゆ、成基の妹は土岐國綱の妾なり。又能行の弟には孫二郎基頼、その妹は佐竹綱義妾とあり。中興系圖には「垣富、清和、六條判官爲義男、賀大夫爲家稱之」と。

新撰美濃志、安八郡柿内村條に「垣富尼、垣富藏人重成、共に此の地の人なるべし。分脈系譜に『六條判官爲義の末女、母は鳥羽院の寵女、美乃國垣富尼』としるし、同じ系譜に、爲義の猶子、淡路冠者爲家の子、與一太郎經家の長男重成の母は、爲義の女、衆の御方なり。云々。と見えた

り」とあり。

2 桓武平氏 平良文の裔にして、高幹を祖とすと云ふ。

3 雜載 此の氏、細川兩家記等に見ゆ。

鍵富 カギトミ

柿並 カキナミ 長門、尾張（知多郡）等に此の地名あり。

○大内氏流 長門國阿武郡川上村柿並谷より起る。大内義弘の子持盛の後裔にて、弘慶を祖とす。安西軍策に、垣並佐渡守等見ゆ。

柿西 カキニシ

垣貫 カキヌキ

柿沼 カキヌマ

1 清和源氏 伊勢發祥なりと、寛政系譜に見ゆ。家紋丸に揚羽蝶、九星。又柿沼館次郎あり、元文中、萬古燒を創製す。世に弄山沼涙氏とするは誤りなりと。

2 武藏の柿沼氏 大里郡（幡羅郡）柿沼邑より起る。家紋抱茗荷。

3 佐々木氏流 陸前國名取郡の豪族にして、文田四郎高綱の後裔なりと。封内記に「前田邑云々、名虎里と號す。伊豆權現祉あり、棟梁古牒に曰ふ『天文七年三月、柿沼七郎建立』と見え、又觀蹟聞老志に「柿沼氏所藏古文書五篇。天文七年

戊戌六月廿七日、景宗、名取郡在家、柿沼七郎年貢免許書一篇。同十三年甲戌七月、守屋彦十郎、爭田三段、柿沼源二郎に與ふる書一篇。同十五年丙午十二月、名取前田湟内、五貫文年貢、柿沼部屋太郎丸に與ふる書一篇。同二十二年癸丑十二月、達摩丸、同所在家、柿沼源二郎に與ふる書一篇云々」と。又「前田西宅、柿沼氏の後孫此處に居り、舊址を保ちて失はず」と。

垣沼 カキヌマ　柿沼氏に同じ。

垣根川 カキネガハ　豫章記、正平頃の人に垣根川得久三郎あり。

柿木内 カキノウチ　鹿島文書、至德二年十二月廿日高橋郷百姓足分帳に柿木内彦五郎入道と云ふ人見ゆ。

柿木 カキノキ

1 清原姓　豐後清原氏の族にして、系圖に長野助通の子「飯田三郎通次―通貞―貞時(柿木太郎)」と見ゆ。

2 遠江の柿木氏　城飼郡柿木庄司にして平尾村八幡社神主なりと。

3 雜載　志摩にも此の氏あり。

柿御園 カキノミソノ　近江國神崎郡柿御園庄より起る。この庄は輿地志略に「惟喬親王御桓の御園より出づ。上の郷六村、中の郷六村、下の郷六村、合せて十八村」と載せたり。

○柿御園家　尊卑分脈に「賴宗(堀河右大臣)―能季(中納言)―有家(本能實)―能忠(世に柿御園少納言と號す)―保綱、弟保忠(木工權頭)―能盛(右將監)―有能(勾當)―有國(藏人)―盛國(加賀守、左衞門尉)―景俊(若狹守、左衞門尉、東二條院御分國吏務)―景繼(加賀守、左衞門尉)―景清(左衞門尉)―景康(左衞門尉)。」また「景繼弟盛繼(左衞門尉)―盛氏(左衞門尉)―盛康(右衞門尉)」と見ゆ。

柿本 カキノモト　孝昭天皇の後裔春日氏の族にして、又柿下に作る。大和より山城に亘りて此の地名あり、何れも此の氏と關聯する處あるが如し。

1 柿本臣　大和國柿本より起る。東大寺要錄末寺章に「柿本寺は大和國添上郡に在り」と見ゆる地名を負ひしなるべし。但し葛下郡にも柿本村ありて、又由緣あり。其の出自については古事記孝昭段に「天押帶日子命は春日臣、柿本臣、云々の祖也」と見ゆ。氏人には天武紀に柿本臣猨あり、十年小錦下位を授けらる。ついで、朝臣姓を賜ふ。猨の家なるべし。斯く此の氏朝臣を賜ひしも、猶ほ天平十四年十一月十五日の優婆塞貢進解に「柿本臣、年廿二、大養德國添上郡大岡鄕戶頭柿本臣佐賀志の男」とある如く、庶流の人は柿本臣と云へり。

2 山城の柿本臣　神名帳に山城國紀伊郡飛鳥田神社、一名柿本社と云ふを載せ、また八坂寺文書に「私領田合貳段、但し稻荷御油段別壹升、之を大江左衞門業尙に進む。先祖相傳私料なり、山城國紀伊郡柿本里に在り」と見ゆる柿本邑は此の氏の遺跡にして、神社は此の氏と關係あらんか。

3 柿本朝臣　天武紀十三年條に「柿本臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見ゆ。姓氏錄は大和皇別に收め、「柿下朝臣(一本柿本朝臣)大春日朝臣同祖、天足彥國押人命の後也、敏達天皇御世、家門に柹樹あるに依り、柿本臣氏と爲す」と註せり。氏人の有名なるは猨なり。此の人、天武紀に柿本臣猨と見え、和銅元年紀に「從四位下柿本朝臣佐留卒」とあり。歌人人麿も亦此の氏の人なり、其の生地不明。持統文武二朝に仕ふ、後石見にあり、萬葉集に人麻呂が石見にて死せる際、つく

れる歌あれば、死せしは石見なり。(石見は此の氏族と縁故深し)。墓は、大和と云ひ、播磨(人丸神社あり)と云ひ、石見(人丸寺、柿本神社あり)と云ふ。歌聖なれば後世附會の傳説多し。(閑田耕筆に「石見國戸田村に、柿本大人に仕ふる家ありて、其の家地に前年石棺を掘り當てたるより、大人の葬處にや」と)。

其の他、氏人には建石(神龜四年、從五位下)、濱名(天平十年、外從五位下、備前守)、市守(天平二十年、從五位下、天平勝寶元年丹波守、天平寶字元年安藝守、五年主計頭、八年從五位上)、弟兄(從五位下、弘仁二年肥後守)、枝成(仁壽元年從五位下)、利見(醍醐天皇の御代肥後權少目)、天平勝寶八年の雙倉北雜物出用帳に「造寺司少判官正六位柿本朝臣猪養」等あり。

4 **柿本宿禰** 東寺古文書に見ゆ。柿本氏支庶の宿禰を賜へるありしなるべし。後鳥羽朝頃の人、また柿下に作る。次條を見よ。

5 **柿本(無姓)** 天平勝寶元年紀に柿本小玉あり、外從五位下を賜ひ、二年外從五位上を賜ふ。又續後紀卷十二に柿本安永あり。また大佛殿の鑄師に柿本男玉あり、(朝野群載)、小玉と同人にして位階を賜へるは其の功による、又撰解文集に此の氏あり。

6 徳川時代、長岡牧野藩中老に柿本氏あり。

柿下 カキノモト 柿本と通じ用ひらる。姓氏錄に柿下朝臣あり、前に云へり。又東寺百合文書、建久七年六月の若狹國注進源平兩家交名に「散位柿下在判」と。前述柿本宿禰に同じ。

柿元 カキノモト カキモト 柿本と通ずべし。大隅に柿元氏あり。南隅系圖に「柿元氏(此の柿元氏は肝付氏落城前より、居住と云ひ傳へ、姓及び紋未詳、家名讓字重)。初代舍人佐―仲左衞門―種子右衞門―六左衞門―武右衞門―權七―六兵衞―武兵衞―武右衞門―四郎右衞門―森助。附記、初代舍人佐は慶長元丙申年誕生、父は玄蕃と云ひ傳ふ。五代武右衞門は、此の高山の人山形傳内三男にして、先代六左衞門の養子となる。十代四郎右衞門は、又高山の人白濱林右衞門の二男にして、先代武右衞門養子となる」と。

書場 カキバ

垣花 カキハナ

肥後等に此の地名あり。

柿原 カキハラ カキハル 阿波、筑前、

1 **清和源氏麻植氏流** 阿波國阿波郡柿原邑より起る。柿原には古く近藤氏あり。コンドウ條を見よ。此の柿原氏は麻植氏より出づ。麻植志摩守親氏の二男義重、麻植二郎と稱し、京都室町御所へ詰め、足利義政公より阿波郡柿原村に於て二百貫の地を賜ひ、姓を柿原と改め、以下世々柿原を姓とす、數代の後に柿原新吾義政あり。篠原紫雲に加はり、元龜三年七月十六日上櫻城の戰に討死す(麻植系圖、阿波徵古雜抄)(後藤捷一氏)。故城記に「阿波郡分、柿原殿、源氏、五骨扇、中に松」と見ゆ。

2 **藤原北家熊野別當族** これも阿波國阿波郡柿原邑より起る。熊野別當の族人能行・此の地にありて、柿原別當と稱す。阿波徵古雜抄所載文書に、文安五年、永正十一年、柿原別當より十川先達の讓狀を載せ、又阿波國念行者修驗道法度に柿原別當と見ゆ。

3 **豐前の柿原氏** 宇佐大鏡に「田河郡起請田云々、柿原乙丸定三町」と。筑前下

座郡に柿原邑あり。

4　肥後の柿原氏　飽田郡の柿原邑より起る。加藤清正の家臣に柿原氏あり。よく怒り、飲めば笑ふ。

5　雜載　太平記卷三十八に柿原孫四郎あり、細川清氏に討る。

垣原　**カキハラ**　柿原氏に同じきか。

柿平　**カキヒラ**　阿波國種野山在家員數、同御年貢御公事の奥書に「施行、柿平四郎大夫守貞領所」と。

垣廣　**カキヒロ**　豐前に此の氏あり。

垣生　**カキフ**　ハニフ條を見よ。

鍵福　**カギフク**

部曲　**カキベ**　上古・中央及び地方の豪族は、各自私有の民を有せり、之を部曲と云ひ、又民部とも垣部とも記せり。大化二年紀に「別に臣、連、伴造、村首の所有する部曲の民」と見ゆ。此の外豪族は家部（ヤカベ）（家人）、奴婢を有せり。三者を總稱してヤツコと云ひし事あるも、其の間に大なる相違あり。卽ち部曲、卽ち民部は、自由民にして、勞力又は租調を以て主家に仕へしに過ぎざる如し、中には地方豪族にして、中央の貴族なる大臣大連以下、大家の部曲たりしもの少からず。此等は其の地方なる、主家の領土、部曲を支配し、兼ねて國造、縣主、稻置等の官職にありしなり。又單に名稱のみのものもありしが如し。中古に至り、部曲制度の廢止となりてよりは、僅に氏名の上に其の名殘を止むるに過ぎざるに至れり。此に反して、家人奴婢は中古に至るも、なが く繼續したり。（民部は上代に於ける社會組織の研究、第二編、第五章帶豪族氏名部、及び第九章、第七節諸氏私有部民の管理者、第十章部の變遷消滅を見よ。）

民部　**カキベ**　部曲に同じ。

垣部　**カキベ**　部曲、民部に同じく、又別に氏名となれるあり。

1　部曲條を見よ。

2　（刑部）垣部　御名代部の一なり。刑部はオサカベ條を見よ。垣部は民部にて、忍坂皇后の部曲の意なり。天孫本紀に「物部石持連公は刑部垣部、刑部連等祖」と見ゆ。こは物部氏の族人たりしなり。

3　藤原姓　寬政系譜に見ゆ、家紋丸に井筒。

柿丸　**カキマル**　石見に現存す。

垣見　**カキミ**　和名抄近江國神埼郡に垣見鄕あり。後世垣見庄と云ふ。其の他、猶ほあるべし。

1　平姓　筧氏の一名なり。家紋丸に蔦葉、左三巴。カケヒ條を見よ。

2　丹後の垣見氏　丹後の豪族にして、垣見筑後守（一に筑前守）は與謝郡山田城に據る。

柿村　**カキムラ**　美作にあり、安東系譜に柿村未進あり。

嘉喜村　**カキムラ**

垣本　**カキモト**　伊勢の名族にして、菅原姓なりと云ふ。

柿元　**カキモト**　カキノモト條を見よ

垣屋　**カキヤ**　また柿屋に作る、但馬の豪族にして、一族山陰諸國に多し。

1　桓武平氏　但馬の大姓にして、山名家四天王の一なり。垣屋彈正は明德の役、山名宮內少輔に從つて討死す。嫡子越前守（幸福丸）、其の子次郎左衞門尉、應仁の亂の時、山名宗全に從ひ、功あり　後氣多郡鶴か峰城に居り、其の後を垣屋筑後守と云ふ。其の子播磨守光成、天正十年死して、鶴ケ峰城亡ぶ。此の一族に垣屋越中守あり、樂前城に據る。其の子孫左衞門尉、其の子出雲守（龜王丸）なり　又一族に垣屋駿河守あり、美含郡轟城に據る。山名滅亡の際戰死す（但馬考）。

明德記上卷並に中卷に垣屋氏、又柿屋氏に作る(彈正)。應仁記卷二に「山名方にも垣屋越前守、嫡子二郎左衞門、同越中子息孫左衞門、二男平右衞門、同駿河守、同平三、田原、持ノ瀨」また卷三に「下の口よりは垣屋越中守、同平右衞門尉、大將として、河口和久邊まで亂入云々。九日には垣屋越前入道宗忠、孫の龜石丸を養育して居たり。垣屋越中入道、子右衞門尉馳合ふ」また「但馬より垣屋平右衞門尉、同出雲守合力して、丹後國富光山寺に陣取」等見ゆ。後播磨守光成は、禪宗に歸依し、策彥和尙の室に入る。策彥贈る詩の詞書に「但陽播州太守光成公、法諱宗歡」と。また安西軍策に「尼子孫四郎勝久、但馬へ馳下り、垣屋播磨守を賴む」と見ゆ。

2 因幡の垣屋氏 因幡志巨濃郡浦住保桐山城條に「垣屋播磨守、此に居り、太閤の臣となり、天正九年より嚴然たる城主と爲る。其の子隱岐守の代、慶長五年西軍に與し、家亡び城廢す」と。垣屋播磨は平光成と云ふ、入道して、宗管と稱す、その墓・定善寺の門前に在り、村民崇敬して垣屋八幡宮と呼ぶ。隱岐守は名を恒總と云ふ、當郡長谷村に琴彈城を構ふ。又邑美郡角寺村の古城も隱岐守居りしと傳ふ。

3 又八木信貞、一時垣屋氏を冒す。

4 丹波の垣屋氏 天田郡にあり。

柹屋 カキヤ 下學集に見ゆ。前條垣屋と通じ用ひらる。明德記に「柹屋彈正申けるは云々」また「柹屋殿」とある、これ也。

垣谷 カキヤ カキタニ 高麗家きやくいの次第に垣谷平太郞殿見ゆ。

加木屋 カキヤ 尾張國知多郡加木屋より起る。近衞關白植家公の庶子齋藤大納言正義の子、父の死後尾州加木屋に匿れ、自ら加木屋と稱す。サイトウ條を見よ。

鍵屋 カギヤ

鍵山 カギヤマ 鑰尼氏に同じ、高木氏の族國分忠俊の裔なり。カギアマ條を見よ。

鑰山 カギヤマ 前條に同じ。

書山 カキヤマ 德川時代、橫須賀西尾藩の用人に此の氏あり。

鍵和田 カギワタ

賀來 カク 豐後國大分郡の賀來邑より起る。又加來に作る。

1 大神朝臣姓 前述豐後大分の賀來庄より起りしにて、大神姓緒形氏の族なり。國志、緒形系圖等に據るに、「大六惟衡―大七惟用―惟興(賀來五郞)」とし、一本

豐前國中島城主と註す。惟興は緒形惟義の弟なり。

又系圖に「大神姓、戶次左衞門尉惟繼―佐伯惟康―惟賴(加來四郞)―惟繩、」及び惟賴兄「片田惟定―惟保―惟景―惟長」とあり。惟興の後を繼げるなるべし。

圖田帳に「賀來本庄、二百町、領家一條前左大將家後室、地頭職賀來五郞惟永(惟家)、同平久保、三十町、山法師備後僧都幸秀、地頭同人」と見ゆ。この裔柞原八幡神主たり(豐後遺事)。豐薩軍記卷九に「爰に豐州由原八幡宮の神職に賀來刑部少輔鎭綱と云ひける者あり」と見ゆる之なり。

2 豐前の賀來氏 前項の族にして、當國に多し。先づ築上郡の賀久氏は應永正長の頃、賀來次郞、下りて戰國時代、賀來新外記、續いて國元あり。八津田邑宇呂津城に據る。豐薩軍記卷六に「小早川左衞門佐隆景、黑田勘解由孝高、先づ豐前築城郡宇留津の城に押寄する。此の城には賀來の新外記と云ふもの、籠り居たりしを、息をも續せず、攻め立て、黑田の家臣、母里太兵衞尉一番に乘りとる」と。又安西軍策卷六、宇留津城沒落の條に「豐

前國宇呂津城、賀來與次郎を大將として籠り居る。隆景、元長、中國勢二萬餘騎云々押寄する云々。賀來與次郎が叔父同源助・大强の者なるが名乘つて切つて出る」など見ゆ。
又宇佐郡には天文永祿の頃、賀來次郎、元龜天正の頃、彦次郎あり。又下毛郡には天文の頃より賀來國治、その子統直あり、又田川郡には加來專順あり。

3 若狹の賀來氏　若狹國守護職次第に、「國司大藏權少輔、代官山城前司、其の代賀來下總權守、又代三郎入道意圓」と云ふ人見ゆ。建武中の事なり。

4 雜載　加賀藩給帳に「拾人扶持(三巴)賀來元貞」と見ゆ。

加來 カク　豐前に多し、賀久氏に同じ。又若狹にあり、前條に云へり。

賀久 ガク　賀來氏に同じ。豐前に多し。

加久 カク

角 カク　ツノ條を見よ。

閣 カク　大友氏家臣に、閣三郎右衛門あり、高良山文書に見ゆ、されど讀誤にあらざるか。

覺井 ガクヰ　サメガヰ條を見よ。

樂音寺 ガクオンジ　丹波國竹野郡に樂音寺庄あり、田數目錄に見ゆ。

樂岸寺 ガクガンジ　信濃國佐久郡樂岸寺より起る。村上義淸の家臣に樂岸寺和泉守光氏あり、額岸寺城に據る。信府統記に「天正十六年、村上方樂岸寺左馬助云々」と。

額岸寺 ガクガンジ　前條氏に同じ。

樂戸 ガクコ　職業部の一にして、雅樂にあづかる戸を云ふ。職員令、雅樂寮條に「歌師四人、歌人卌人、歌女一百人、儛師四人、儛生百人、笛師二人、笛生六人、笛工八人、唐樂師十二人、高麗樂師四人、樂生廿人、百濟樂師四人、樂生廿人、新羅樂師四人、樂生廿人、伎樂師一人、(其の生は樂戸を以つて之を爲す)・腰鼓師二人、使部廿人、直丁二人、樂戸」と見ゆ。

加來佐 カグサ　次の氏に同じきか。

鹿草 カグサ　カノクサ　又香草に作る。北陸の豪族にして卜部姓なりと。太平記卷二十に「鹿草兵庫助、三百餘騎にて後攻にまはる」と。又「其の時分、黑丸の城より細川出羽守、鹿草彦太郎、兩大將にて藤島の城を攻む」と。又卷三十八に「越中には桃井播磨守直常、信濃國より打越て、舊好の兵共を相語ふに、當國の守護尾張大夫入道の代官鹿草出羽守が國の成敗みだりなるに依りて、國人擧りて是を背けるにや、野尻、井口、長澤、倉滿の者共直常に馳せ付く」と。優勢なる氏なりしを知る。

香草 カグサ　鹿草に同じ。應仁私記に「香草二郎安望(卜部)」を載せたり。越前織田氏と同族なりしが如し。

加久田 カクダ

角田 カクダ　スミタ、及びツノダ條を見よ。カクダと讀むものも多し。

額田 ガクタ　ヌカタ條を見よ。

各田 カクタ　額田の略なり、ヌカタ條を見よ。

覺田 カクダ　伊勢、志摩等にあり、額田氏の後か。

角地 カクチ

甲知 カクチ　和名抄、讚岐國河野郡に知鄕あり、加久知と註す。關原軍記に甲知七兵衛あり、カフチ條を見よ。

學頭 ガクトウ　寺社に此の職名の存するもの尠からず、鶴岡八幡、阿蘇神宮寺の如き之なり。又日向諸縣郡に此の地名存し、又陸前名取郡熊野新宮の社家に、學頭別當あり、新宮を掌る。

角取 カクトリ

角野 カクノ　ツノノ條を見よ。

角館 カクノタテ 羽後國仙北郡に角館邑より起る。この地に角館城あり、戸澤氏據る。よりて戸澤氏を角館とも呼べり。永慶軍記に「角館九郎盛安。五百餘騎云々」と。トザハ條を見よ。平姓也。

角笆 カグハ 遠江の豪族なり。カクワ條を見よ。

學飛堂 ガクヒダウ

角淵 カクフチ ツノフチ條を見よ。

鹿窪 カクボ カノクボ條を見よ。

角間 カクマ

覺美 カクミ 和名抄攝津國兎原郡に覺美郷あり、カガミならんかと云ふ。カガミ條を見よ。

賀久見 カクミ 土佐國の豪族にして一條家々臣なり。

加久見 カクミ 前條氏に同じ。

加汲 カクミ 中興系圖に「加汲、藤、左大臣武智麻呂十六代太郎能高、稱之」と見ゆ。

角道 カクミチ 備前にあり。

格本 カクモト

香山 カグヤマ カウヤマ カゴヤマ 大和國十市郡に香山(香具山、香久山)あり、又和名抄、播磨國揖保郡に香山郷あり、加古也萬と訓ず。後世香山庄と云ふ、又筑後に香山邑あり。

1 香山連 百濟族なり。恐らく大和國十市郡香山より起りしならん。神龜元年五月紀に「正七位上荊軌武、姓を香山連と賜ふ」とあるに始まる。姓氏錄左京諸蕃に收め「香山連、百濟國人達率荊員常の後也」と見えたり。後宿禰姓を賜ふ。

2 香山宿禰 前項香山連の後にして、承和二年十一月紀に「遣唐使知乘船事、從八位上香山連淸貞、兄二人連を改めて、宿禰を賜ふ、其の先は百濟國人也」と見えたり。

3 香山眞人 前項と全く別にて、敏達帝皇子春日王流より出づ。姓氏錄左京皇別に收め「香山眞人、謚敏達皇子春日王より出づる也」と見えたり。これも大和の香具山より起りし氏名ならん。

4 香山(無姓) 天平寶字二年九月五日の東寺寫經所解に「香山佐美麻呂」と云ふ人見ゆ。

5 丹後の香久山氏 熊野郡の豪族にして香久山勝右衛門は久美庄日村岳砦に據りしが、後細川氏に降る。古代香山氏の後なるべし。

6 筑後の香山氏 上妻郡の香山邑より起る。甘木村鬼口城は、もと香山と云ひ、此の氏の居城なりしと云ふ。(有積氏)。後世長百姓たり。

7 橘姓楠木氏流 播磨國佐用郡(揖保郡)香山庄より起る。楠正儀の遺子・初め高野山にあり、後大和の豪士仲井氏に養はれて仲井氏を冒す。康正二年山名家臣となり、此の地の城主となり、一千貫の地を領すと傳へらる。その後裔加賀守正彰に至り落城す。其の子加賀守正吉・宇喜多氏に屬すと。又正彰の三男に與三安正あり、美作に逃れ、中島吉右衛門尉隆重の婿となる、其の子勝正なりと。

8 美作の香山氏 新免家々臣に此の氏あり、其の侍帳に「香山半大夫、竹山城下」と見ゆ。もと赤松廣秀の家士なり。天正八年新免家に仕ふ。現今・苫田郡野介代、押入、高倉等に此の氏あり、高倉の香山氏は前項正吉の男左京輔多門治一成の後なりと。又津山藩分限帳に「中奥組、七拾石、香山曜助」見えたり。

香久山 カクヤマ 前條に併せ云へり。丹後の豪族、後細川家臣也。

鹿倉 カグラ シカクラ條を見よ、藤原姓なりと。

加倉井 カクラキ　また隱井、賀倉井に作る。常陸國茨城郡(那珂郡)加倉井邑より起る。地理志料に「久壽二年の鹿島神領目錄に那珂郡加久良伊。妙德寺、享德、康正以後の梁牌數枚を藏す。曰く大檀那加倉井幸久、曰く加倉井直久、曰く加倉井光久、同宗久。外岡氏の舊記、隱井豐後守、隱井善之助。其の裔世々之に居る。鄕士に班せらる。文化中、其の裔忠珍・學を善くし、女誡新注、日蓮大菩薩傳等を著す」と。

和光院過去帳に「道悅禪定門、カクライツシマ、天正二甲戌八、十日」また「道肝、文祿五丙申四月十四日、賀倉井對島守淵澄齋」」對馬守は加倉井を守る(加倉井系圖)。又「道叶、慶長十四年己酉三月八日、カクライ尾張守」また「妙樂、賀倉井掃部妻、水戶金溪內にて死」など見ゆ。これより前、永正の頃、加倉井日向守あり。

隱井 カクラキ　和名抄、常陸國那珂郡に洗井鄕あり、隱井の誤かと云ふ。隱井氏は前條氏に同じ。

賀倉井 カクラヰ　加倉井氏に同じ。

樂浪 ガクラウ　サ、ナミ條を見よ。

各和 カクワ　遠江國佐野郡各和村より起る。また客輪とも、角笸ともあり。今川氏の一族也。各和伊豫守、享祿、天文の頃榮ゆ。永祿十二年、三郎兵衞に至りて滅ぶ。可久和城(各和村)はその居城にして、永祿十二年正月廿五日、各和三郎兵衞當城を守りしが、久野三郎左衞門、本間五郎兵衞當城を攻め、二日にして陷れ、三郎兵衞を自殺せしむ。(風土記傳には原六郎の居城也、天正元年三月德川氏の將石川家成、久野宗能當城を攻め六郎を奔らすと見ゆ。)

客輪 カクワ　淸和源氏今川氏の族、前條氏に同じ。

角笸 カクワ　カクハ　前條氏と同一にして、三河物語、遠江衆として、此の氏を收む。

嘉久和 カクワ

加計 カケ

鹿毛 カケ　カモ條を見よ。

蔭 カゲ　東鑑に蔭澄次郎あり。

懸 カケ　安藝國山縣郡に懸邑あり。後世加計邑と云ふ。

影井 カゲキ　美濃にあり。

景石 カゲイシ　カゲシ　因幡國智頭郡景石邑より起る。景石勘解由左衞門は同郡津野村伊毛利山城に據る(因幡志)。

景浦 カゲウラ

影浦 カゲウラ

掛江 カケエ

掛尾 カケヲ

景川 カゲカハ　伊勢平氏の一也。本朝高僧傳に「京兆妙心寺沙門宗隆は景川と號す。姓は平氏、勢州の人。讃州慈明菴に往き桃隱朔公に問ふて曰く云々」と見ゆ。

縣川 カケガハ　アガタガハ　日向記に縣川久藏と云ふ人見ゆ。

懸川 カケガハ　遠江國佐野郡(小笠郡)掛川邑より起る。或は掛川に作る。

1　藤原北家朝比奈氏流　今川氏配下の將朝比奈氏・掛川城に據る、よりて此の氏を掛川と呼ぶ事あり、宗長手記に掛川泰能とある、これなり。アサヒナ條を見よ。

2　されど、これより前、懸河氏あり、掛川より起るとぞ。三河物語に遠江衆懸河氏あり、これか。

3　信濃には掛川氏と云ふも、懸川と云ふもあり、源姓とも藤姓とも云ふ、詳かならず

掛川 カケガハ　前條に云へり。

懸河 カケガハ　同上。

蔭澤 カゲサハ　常陸國新治郡(眞壁郡)蔭澤邑より起る。東鑑養和元年閏二月廿三日

條に「小山朝政郎從蔭澤次郎」を載せたり。發祥地は下野に近し。

影澤 カゲサハ　前條氏に同じきか。

掛下 カケシタ　堀尾山城守給帳に「百石、掛下清助」と云ふもの見ゆ。

影嶋 カゲシマ

掛巢 カケス　カケノス　下總國香取郡夏目邑に此の氏あり。椿新田由來書を藏す。

懸田 カケダ

1　首藤氏流　淺羽本山內首藤系圖に「首藤三郎時通―宗直(懸田小二郎)」と見ゆ。

2　大江姓(或は利仁流藤原姓)　岩代國伊達郡懸田邑より起り、懸田城に據る。其の出自詳かならざるも、伊達世次考に「懸田は舊大江氏也。常陸介大江定義・嗣なく、會津の主葦名遠江守平泰盛五男、七郎泰義を養つて嗣と爲す。泰義・兵部大輔に任ず。其の後胤を定勝入道玄昌と曰ふ」と載せ、又伊達世臣家譜、黑木氏の譜に「姓藤原、其の先、鎭守府將軍藤原朝臣利仁第八世孫後元より出づ。(後元、按ずるに、其の家記す所誤あり、俊字を後に作る者か、疑らくは此亦俊字か。今姑く其の家の所記に從ふ也。下之に倣へ)。後元第七世の孫掛田後仁を以つて祖と爲す(按ずるに、族譜・懸田播磨守詮宗と稱す、今姑く其の家の所記に從ふ也)。後仁は足利將軍義滿の時に當る。後仁・天海公の長男(族譜を按ずるに第二男)を養ひ、女を配し嗣と爲す、之を兵庫頭義宗と稱す。伊達郡掛田、梁川二邑を領す。義宗の子元宗(稱呼闕く)、元宗の子俊宗(稱呼を闕く、族譜を按ずるに、掛田中務大輔と稱す)、直山公第六女(其の家・告稱する所、公の第十一女と、誤也。族譜を按ずるに、掛田家の亡後、宮城郡國分庄福岡邑に徙り住む)。俊宗の子義宗(稱呼闕く)。天文末、俊宗叛す、保山公之を擊つ、義宗自殺し、其の弟藤田七郎晴親(其の家告ぐ所、晴近に作る。今族譜に從ふ也)、相馬に奔る(此の事族譜に從つて之を記す)、義宗の子兵庫助業宗、業宗尙ほ幼、是に於いて、叔父七郎晴親、代つて後見と爲る。掛田城陷るの後、相馬大膳大夫盛胤第三男三郎宗胤、晴親を養ひ女を配して嗣となす、黑木城に住す(相馬屬城)、此より後、因つて氏とす焉(中ごろ掛田と稱す)」とあり、されど詳かならず。よりて懸田條に「姓藤原、其の出自詳かならざる也。其の先、世々伊達郡懸田村に住し、以つて稱號と爲す。當家累世一家の臣也。播磨守定勝入道玄昌以前世系傳はらず。玄昌・十一世持宗君の世に當る。當家の危難を救ひ、忠貞を守り、志節を勵む。大いに補佐の功あり。邦家を興すは、專ら玄昌の力に賴る也。其の子播磨守詮宗・嗣なく、持宗君一男義宗を養ひ嗣と爲す。是を兵庫頭と稱す。其の子元宗、其の子俊宗、名取郡地方三十三鄕、伊達郡懸田三邑、小手八邑、金原三邑、保原、大波、石田、山戶田、及び羽州置賜郡北條庄三十三鄕、凡そ八十餘の邑を領す。且つ十四世稙宗君第六女を娶りて、最も威權あり。天文末、公室に寇し、其の家終に亡ぶ。今其の一家の臣・黑木と稱するは俊宗より出づと云ふ」と載せたり。

3　此の懸田氏は應永廿年十二月廿九日持氏の判書に「伊達松犬丸、並に懸田播磨入道以下の輩、去る廿一日、大佛城に引き退くの由、二階堂、信夫常陸介注申する所也、云々」と。これより前、喜連川判鑑、應永二十、四月十八日條に「二階堂信濃守、信夫常陸介が方より、伊達大膳大夫が子松犬丸、懸田播磨守定勝入道

之昌と相議し、大佛の城に楯籠る由告げ來る。茲に因りて、畠山修理大夫を討手として差向けらる。十二月二十一日大佛の城、兵糧盡て、大將松犬丸、懸田入道落去す。云々」と、これを云ふなり。其の後、室町内書案、寛正中に懸田次郎見ゆ。

4 伊達氏流 第二項に併せ云へり、子孫黑木條を見よ。

掛田 カケダ 懸田と通じ用ひらる。伊達家々臣にあり。

景田 カゲダ 備前にあり。

掛谷 カケタニ カケヤ

景平 カゲダヒラ カゲヒラ

影近 カゲチカ

影津 カゲツ

掛塚 カケヅカ 遠江國長下郡に掛塚邑あり、關係あるか。信濃に此の氏あり。

缺塚 カケヅカ

掛橋 カケハシ 梯（カケハシ）と云ふも同族か。

1 橘姓漆江氏流 橘公義十代の孫公貞・掛橋六郎左衞門と稱す、その孫を甲斐守公房と云ふ。大村藩鄕村記、漆江系圖等に見ゆ。

2 土佐の掛橋氏

3 其の他、筑後にも此の氏あり。日用重寶記に見ゆ。

梯 カケハシ

欠畑 カケハタ

欠端 カケハタ

筧 カケヒ 次の諸流あり。

1 藤原姓 もと伊勢に發祥し、三河に移ると云ふ。筧系圖に「筧清兵衞（初め御當家に仕ふ）―正治（清左衞門、長親公、信忠公に仕ふ）―

- 重忠（平三郎、金平、圖書、西道）―重成（平十郎、半助、勘右衞門）
  - 元成（勘左衞門）
    - 正次（勘右衞門）―正職（勘右衞門）
    - 新太郎―正明（新兵衞）
    - 三郎左衞門
  - 爲春（平十郎、助兵衞）―元助（勘七郎）
  - 重助（彌左衞門）―助十郎
  - 四郎左衞門（紀州臣）
  - 善太夫（尾張臣）
- 正則（又藏、清左衞門、大高戰死）―正康（又藏、善兵衞、水戶家臣）―德直（又藏、善兵衞）
- 正重（助太夫）―正長（助太夫、獵之助）―計政（政武）（下總守）

又幕臣筧氏は藤原氏と稱す。其の家譜に「山田の住人筧豐後守正行が後胤正綱がとき、三河國八名の鄕に移る」と云ふ。寛政系譜本庶十五家を載す、家紋三頭左

巴、釘拔（二葉松に「額田郡羽栗村古屋鋪、筧平三郎、後圖書と號す」と見ゆ）。

筧傳五郎

2 平姓 また垣見ともあり。筧和泉守家純は豐臣家に仕へ、文祿中、豐後國埼郡富來に封ぜられ、二萬石を領す。關ヶ原の役・舊誼を重んじて西軍に應じ、大垣城にあり。其の兄助左衞門をして、六百餘を率ひ富來を守らしむ。黑田孝高之を攻めて勝たざりしも、家純書を送つて降らしめ、家終に亡ぶ。寛政系譜・此の末流一家を載せたり、家紋丸に蔦葉、左三巴。

3 因幡の筧氏 氣多郡の豪族なり、次條を見よ。

4 雜載 津山藩分限帳に「五十石、筧廣記、其の子極之助」等見ゆ。又豐前に此の氏あり。

懸樋 カケヒ 筧と通じ用ひらる。因幡國の豪族にして、懸樋孫右衞門（或は樋土佐右衞門、或は筧土佐守に作る）は氣多郡大崎城主なり。山名氏に屬す。孫右衞門は、上味野の美田彌兵衞の弟與次郎を養

ひ、其の女を娶はもして、家を讓る（因幡志）。又邑美郡御熊邑御熊神社の記錄に、樋土佐右衞門見ゆ。

樋　**カケヒ**　前條氏に同じ、なほヒ條參照。

掛合　**カケヒ**　筧氏と通ず。堀尾山城守給帳に「百五拾石、掛合彥九郎」見ゆ。

掛樋　**カケヒ**

筧田　**カケヒダ**

掛札　**カケフダ**

掛町　**カケマチ**　博多織の祖に掛町彥三郎あり、黑田長政頃の人にて、唐織をよくせしかば、竹若家をして之を習はしむ（筑前續風土記）。彥三郎は承天寺祖聖一國師の從士滿田彌三右衞門の後裔なりと。滿田氏は宋國に渡りて、機織、朱燒、箔燒、索麪等の法を傳へし人なり。

景守　**カゲモリ**　美作の名族にして、眞庭郡影村にあり。佐々木高綱の末孫なりと。

掛屋　**カケヤ**　德川時代、幕府にも諸藩にもあり。幕府の掛屋は鴻池善右衞門、白山安兵衞。諸侯は鴻池（前田、淺野、蜂須賀、池田等）、山中善五郎（黑田）、中原庄兵衞（鍋島）、大眉五兵衞（出雲松平）、鹿島久右衞門（毛利）、高木五兵衞（島津、小笠原）、長田作兵衞（細川）、草間伊助（南部）、山下一郎右衞門（佐竹）等なり。

景安　**カゲヤス**　備後の名族にして、御調郡山中村にあり、世々加羅加波の祠官也。今の大隅が家なりと（藝藩通志）。

蔭山　**カゲヤマ**　和名抄、播磨國神崎郡蔭山鄕あり。

1　粟生氏族　粟生系圖に「粟生四郎左衞門尉師廣―重廣（號蔭山太郎、法名生阿）―家廣（蔭山刑部丞、後尾張守）、弟賴廣、（號鹿島中務丞）」と見えたり。

2　武藏の蔭山氏　小田原役帳に「都筑郡本鄕村は三郎景虎の知行にして、高百九十八貫四百三十文の內、二十三貫文は蔭山又文と云ふ者代官なり」と見ゆ。

3　下總の陰山氏　葛飾郡小金平賀の本土寺は文永中、郡の小目代陰山某、日蓮に歸依して建てたるものなりとぞ。第一項蔭山氏か。同寺過去帳に「蔭山越中守、息御鶴、天正十一癸未正月」、また「蔭山越中守、天正十七・十二月」等見ゆ。

4　鴨縣主姓　山城鴨社の社家に此の氏あり、氏人の一也。

5　攝津の蔭山氏　豐島郡にあり、昔利倉村住人蔭山作右衞門の長男作之進、出家して祐西と稱し、同村高城寺に入り、明應六年、本願寺蓮如に歸依し、眞言宗より眞宗に轉じ、寺名を永照寺と改むとぞ。

6　河泉の蔭山氏　和泉國日根郡畠中村に蔭山長者の舊跡あり。又昔河內國高安郡に信吉長者、蔭山長者ありたりと。而して信吉長者の子俊德丸と、蔭山長者の女との戀愛物語世に有名也。

南北朝の頃、影山帶刀あり、楠氏に從ひて勤王す。その後裔、交野郡五ケ鄕總侍中連名帳（永祿）に影山內匠丞義範あり、又寬永三宮拜殿着座覺に「穗谷村影山氏壹軒」と見ゆ。

7　美濃の陰山氏　山縣郡に陰山掃部助一景あり、賴藝の家臣にして、伊自良城に據る。

8　奧州の影山氏　岩代の田村郡に此の氏あり。同郡中森館（巖江村舞木）は田村家家臣影山左馬の居城なり（芳賀系圖）と。

9　三枝姓　佐州役人帳に「三枝姓、陰山勘左衞門」を收む。

10　藤原姓　播磨國神崎郡蔭山鄕より起るか。淡路蔭山家譜には印南郡蔭山村より起ると云ふ。同郡大日山城主從四位（下）上總介蔭山高重後裔と稱す。その子孫蔭

山左近清道（一本右近清近）に至り沒落すと。但馬朝來志、太田氏條に、左近清道に六子あり、各家を立つ、三子範道と見ゆ（宗正院良橋氏）と。

11 **淡路の蔭山氏** 前項氏の後にて、淡路國津名郡佐野村の文化十四年佐野村棟附御改帳に、同村組頭庄屋蔭山氏の沿革を記載す。それによるに「其の祖蔭山左近なる者、東播主別所家幕下、同國印南郡大日山城主にて、天正年中、三木城沒落に及び、左近討死す。其の長子市郎左衞門幼少にして、佐野村奥土居に遁竄し、其の子甚大夫、其の子兵大夫の代、延寶二年、佐野村庄屋喜三郎退役に付、兵大夫役儀に仰せ付けられ、其の後、組頭庄屋役に昇る」とあり。又系圖に「姓藤原氏」、家紋、初は上藤の内大ノ一字、後には山ノ一字。播州印南郡蔭山村に住居するに因て、蔭山氏と稱す。

蔭山左近、長子市郎左衞門賴重━甚大夫弘重━兵大夫康重━加右衞門道重━和右衞門郡重━和右衞門祐重━和右衞門敦重━八左衞門倫重━五左衞門━泰重━清民━清直（現主）（宗正院良橋氏）。

12 **紀姓** 蔭山氏中には紀氏より出づと云ふものあり。伊豆の蔭山氏・其の一にして、第十四項の蔭山は其の家を繼げるなり。

13 **藤原姓、山陰流** 前述十一項淡路の蔭山氏は藤原魚名の後裔山陰より出づ。山陰の文字を逆にして蔭山と稱したりと云ふ說あれど、牽强附會に過ぎざるべし。

14 **淸和源氏足利氏流** 關東公方足利持氏の七男播磨守廣氏、三歲にして伊豆に逃れ、蔭山氏を冒す。其の子「尾張守廣親━播磨守廣忠━長門守家廣━刑部左衞門尉忠廣━長門守氏廣━因播守貞廣。」寬政系譜に支庶一、家紋丸に抱澤瀉、九曜。又伊豆志稿、田方郡川津鄕徙原に陰山氏、勘解由利廣（七郎左衞門）を載せ、源持氏六代の裔にして、川津城主と記せり。氏廣は北條家臣、其の子佐介貞廣に至り、家康に仕へ、千二百石。

14 **雜載** 蔭山氏は永享以來の御番帳に、「五番、蔭山左京亮、」文中年中御番帳に「二番、陰山修理亮」「五番、蔭山右京亮、」また長享元年江州動座着到に「蔭山與次貞廉」を載せたり。

また安西軍策に「陰山蓑部云々、」加賀藩給帳に「百石（丸内劔片喰）蔭山武左衞門）」また堀尾山城守給帳に「三百石、陰山數馬」等見ゆ。又小河原氏裔と云ふもあり。

陰山 カゲヤマ 蔭山と云ふと異なるなし前條を見よ。

影山 カゲヤマ 蔭山と通じ用ひらる。前條に併せ云へり。奧州、中國等にては此の字を用ふるもの多し。又信濃にも存す。

景山 カゲヤマ 備前、美作（眞庭郡）、磐城、岩代等にあり。蔭山氏に同じかるべし。

勘解由 カゲユ 官名より來る。勘解由使廳には、長官、次官、判官、主典、史書等の官名あり、その職にありし人の子孫、勘解由を稱號とせしなり。

1 **秀鄕流藤原姓小山氏流** 藥師寺系圖に「次郎左衞門尉貞光━義春（勘解由左衞門尉、觀應二年辛卯十二月、駿州薩埵山に於いて討死）」と見ゆ。太平記卷二十九に彈正左衞門義冬、勘解由左衞門義治を載せたり。

2 **桓武平氏土肥氏流** 小早川系圖に「太郎左衞門朝平━安藝守宣平━俊平（勘解由左衞門）」と見ゆ。

3 **甲斐の勘解由氏** 甲斐國志、都留郡長峰砦（大椚村）條に「野田尻の東、大椚村

の分界鷲ヶ巣と云ふ所にあり、官通の傍少し高き地是なり。上平地にして北方堀切の蹟あり。何人の居址なることを知らず。或は云ふ加藤丹後守が居城なりと。然れども丹後守は上野原に居住して、敵國の鎭たり。且つ此の舊址甚だ狹小にして、常に住むべき所とも見えず、陣鐘など置きて、敵の急を近鄕に告げし所にやあらん。又太平記(卷三十一)甲斐の軍勢武藏へ發向の中に長峰勘解由左衞門と云ふ者あり(參考に長峰は長崎の誤也と註せるは深く考へざるの誤なり。長崎勘解由は鎌倉の內管領にて、甲軍に交るべき人にあらず。)正に此の地の人たるべし。本村の里長權九郞が先は世々勘解由と稱す。(文祿檢地帳にも勘解由と記せり)。大野村にも亦世々勘解由と稱する百姓あり此等の先祖にやあらん。」と見ゆ。

4 雜載 近江番場蓮華寺過去帳に「勘解由三郞兵衞尉長兼」あり、太平記には見えず。

勘解由小路 **カゲユノコウヂ** **カデノコウヂ** 京都の小路名より起る。此の地は古く勘解使廳の所在せし地なり。此の稱號は公卿に多けれど、武家にもあり、斯波家の如きこれなり。

1 藤原北家世尊寺流 尊卑分脈に「伊尹十世孫行能—(白河)經朝—經尹(實權中納言賴資卿の子、從二位、能書)—行尹(從三位、今・勘解由小路と號す)—行忠(參議)—伊能、弟行俊(從二)—行豐(參議)」と見ゆ。

2 藤原北家勸修寺家流 尊卑分脈に「勸修寺(參議)爲房—爲隆(參議)—光房(勘解由次官)—經房(權大納言)、弟光長(參議、九條三位)—長房(參議)—高定(中納言)—忠高(同上)—定光(勘解由次官)—光經(權大納言)—朝房(勘次官)—氏房(權中納言)—淸房(權大納言)—高淸(權大納言、勘解由小路、または海住山と號す)」と見ゆ。

3 藤原北家日野家流 尊卑分脈に「日野民部卿資長(權中納言)—兼光(權中納言)—賴資(中納言、勘解由小路、又號四辻)—經光(中納言)—兼光(中納言)—光業(權中納言、號勘解由小路)—兼綱(權大納言)—仲光(權大納言)—兼宣(准大臣、權大納言)—兼鄕(日野中納言)—綱光(准大臣、參議)—兼顯(權中納言)—守光(准大臣、參議)—兼秀(參議、從一位)—國

光(參議)」と見ゆ。

4 淸和源氏足利氏流 斯波家を云ふ、義將、義重等、皆勘解由小路を稱號とす、次項を見よ。

5 此の稱號の人は源平盛衰記に勘解由小路中納言經房卿(第二項)、豐後圖田帳に「津守庄七十町、領家勘解由小路中納言家、」康正造內裡段錢引付に「內三貫六百卅文、勘解由小路三位殿、遠兩所、段錢」「內五百文、勘解由小路刑部卿殿、泉州段錢」と。また明德紀に「勘解由小路の治部大夫義重、」斯波氏なり。太平記卷三十に「勘解由小路左大辨宰相兼綱」(第三項)、文安年中御番帳に「諸大名衆御相伴衆、勘解由小路右兵衞督」斯波家也。粉川緣起の奧書に「應永十九年十一月十三日云々、勘解由小路入道義將御誂」と。これも斯波家也。

6 藤原北家日野烏丸流 知譜拙紀に「烏丸光廣—(勘解由小路)資忠—韶光」と見え、雲上明覽に「資忠—韶光—光潔—音資—資望—近光—資善—光宙—資生—光侚—資承」と見ゆ。蓋し此の家は第三項の家名を襲ひたるなるべし。(現今子爵)。カデノコウヂと云ふをよしとす 德川時

代、百三十石、今出川新町東へ入、寺常盤報恩院。

勘解由小路

號衣　御印

加古　カコ

加古、加胡、鹿兒等と通じ用ひらる。和名抄、播磨國に賀古郡、風土記にも賀古に作り「鹿兒の如し、故に賀古と名づく」と見ゆ。後世加古郡と云ふ、郡内に賀子驛あり。又甲斐の都留郡に加古驛、紀伊に賀古庄あり。

1　清和源氏足利氏流　上野國加子邑より起る。尊卑分脈に「泰氏―基氏（加古六郎、本名盛氏）―信氏（民部少輔、一に加古宮内少輔、建武武者所）―直氏（三郎）」また信氏の弟に貞基（二郎）、兼氏（六郎）、親氏（四郎）、覺遍（加古法印、密嚴院別當、元弘三壬八―討死）あり、兼氏の子を直兼（宮内少輔）と云ふ。

醍醐報恩院文書、觀應二年正月關東注進狀案に「加古修理亮、加子宮内少輔」また永享以來御番帳に「五番、加子民部大輔」文安年中御番帳に「五番、加子六郎、在國衆、加子式部少輔入道」を載せたり。

2　秀郷流藤原姓佐野氏族　上野國加古邑より起る。加野安房守國綱（實新田式部大夫義國二男國康）の四男茂綱（加子五郎）この地に居り、文治三年に至り、相摸に移ると云ふ。其の子太郎忠勝―五郎勝家、弟四郎大夫忠家―小四郎宗綱―左衞門佐賴綱―源次元綱―刑部次郎元光―源太左衞門元高」なりと。この氏また佐野とも云ふ。松陰私語に「文明四年八椚の城云々、城主赤見、加胡、大高以下、皆佐野一族中也」とある加胡は此の加古氏ならん。

3　赤松氏流　播磨國加古郡加古邑より起る。赤松族安重の後なりとぞ。

4　加賀藩給帳に「貳百石、（根笹）、賀古津左衞門、四百石（同）賀古市之進、參百石（同）賀古榮太郎」と載せたり。

賀古　カコ

前條に併せ云へり。

可兒　カコ

日用重寶記に見ゆ、加古に同じ。

加胡　カコ

加古に同じ。

鹿兒　カコ　カノコ

同上。

賀護　カゴ

加古井　カコヰ

石見にあり。

加古川　カコガハ

播磨國加古郡加古川邑より起る。糟屋條を見よ。伊勢、志摩にも此の氏あり。

鹿兒木　カゴキ

カノコギ條を見よ。

鹿子木　カゴギ

同上。

籠澤　カゴサハ

中興系圖に、桓武平氏とす。

加子澤　カコサハ

鹿兒嶋　カゴシマ

和名抄薩摩國鹿兒島郡を加古志萬と註す。實は麑島なるべし。又大隅國噌唹郡（桑原郡、今姶良郡）に鹿兒島神宮あり、又貞觀二年紀に薩摩國鹿兒島神あり、皆關聯する處あらん。この氏は鹿兒島郡司の末にして平姓なりと云ふ。圖田帳に「麑島郡三百二十二町、公領百九十七町、郡司前内舍人康友、地頭右衞門兵衞尉、但本郡司平忠純」と載せ、又建久八年十二月の内裏大番參勤交名に鹿兒島郡司を擧ぐ。この鹿兒島郡司が平姓と云ふは、伊佐氏との緣故より來りしにて、其の實、古代よりの土豪と考へらる。されど鎌倉初期の頃、平姓なりし事は建久圖田帳によりて明白なり。しかるに此の郡司の後裔長谷場氏は後世藤原姓とす、採るべきにあらず、ハセバ條を見よ。

長谷場系圖に「直純（鹿兒島越前守）―師純（鹿兒島越前守）―永純（同上）―遠純（同

上〕」等見ゆ。

鹿嶋 **カゴシマ** 鹿兒島に同じ。

鹿子嶋 **カコシマ** カノコジマ條を見よ。

鹿子田 **カコタ** カノコダ條を見よ。

籠谷 **カゴタニ** 姫路酒井藩の重臣にあり コモリヤ條を見よ。

加護谷 **カゴダニ** **カゴヤ**

籠手田 **カゴテダ** コテダ條を見よ。

神樂師 **カコトシ** 下學抄に見ゆ。

籠貫 **カゴヌキ** 秀郷流藤原姓にして、佐野氏の族、戸室左京助親久の子久次・籠貫大和守と稱す。その後なりと。

籠橋 **カゴハシ**

圍 **カコヒ** 攝津國西成郡佃村の名族にして、圍平左衛門は永正八年八月五日、本願寺實如の弟子となり、西法寺を開く。

籠宮 **カゴミヤ** コモリミヤ條を見よ。

加子百 **カコモモ** 正訓不明。

籠山 **カゴヤマ** 東鑑巻二十一に籠山次郎と云ふ人見ゆ。香山氏に同じきか。カクヤマ條を見よ。

香山 **カゴヤマ** カグヤマ條を參照せよ。

笠 **カサ** 古く備中に笠國あり、其の他、丹後國に加佐郡、また訶沙郡に作る。又近江栗太郡に笠村、越後に笠島、武藏國男衾郡に笠山あり。古代以來の大族なり。

1 笠國造 笠國は後の備中國小田郡附近の地なるべし。國造本紀に「笠臣國造、輕島豐明(應神)朝御世、元めて鴨別命を封ず。八世孫笠三枚臣を、國造と定め賜ふ」と見えて、大體次項引用應神紀に符合す。もと縣主なりしが、八世孫笠三枚臣に至り、始めて國造となれるの意か。

2 笠臣 吉備臣の一族なり。笠は地名にして、上古・一國を定置したる所なれど、其の名亡びて、後世・僅に備中國小田郡に笠岡なる地名を止むるのみ。此の氏は、古事記孝靈段に「若日子建吉備津日子命吉備下道臣、笠臣祖」と見え、應神紀二十二年條に「波區藝縣を以つて、御友別の弟鴨別を封ず、是れ笠田の始祖也」と見ゆ、笠田と云ふは恐らく笠臣の誤寫なるべし。次に波區藝縣は、國造本紀に波久岐國と云ふあれど、大島國と周防國との間に載せ、且つ國造の出自全く別なれば、同名異地とすべきか。ハクキ條にて決すべし。

その後仁德紀六十七年條に「是の歲、吉備中國川島河派に、大虬あり、人を苦ましむ。時に路人・其の處を觸れて行く、必ず其の毒を被り以つて多く死亡す。是に於いて、笠臣祖縣守、人となり、勇悍にして强力、派淵に臨み、三全匏を以つて水に投げて曰く、云々。卽ち劍を擧げて水に入り虬を斬り、更に虬の黨類を求む。乃ち諸虬族を淵底の岫穴に、悉く之を斬る。河水・血に變ず、故に其の水を號して、縣守淵と曰ふ也」と見ゆ。縣守は縣主、縣造等の總稱にて、小國造の稱也。此の人・蓋し鴨別の子・又は孫なるべし。而して此の記事により、笠國の備中國川島郡附近なる事・想像するに難からず。此の氏の宗族は天武朝に至り、朝臣姓を賜ふ、姓氏錄右京皇別に「笠臣、笠朝臣同祖、稚武彥命孫鴨別命の後也」と見ゆるは支庶の家也。又天智紀に大乙下笠臣諸石あり。

3 (吉備)笠臣 孝德紀に吉備笠臣垂と云ふ人見ゆ、笠臣に同じ。

4 備前の笠臣 天平神護二年十月紀に、「備前國人三財部毘登方麻呂等九烟、姓を笠臣と賜ふ」と見ゆ。

5 周防の笠臣 玖珂郷戸籍に「笠臣乙賣、笠臣今子賣」等見ゆ。

6　山城の笠臣　宇治郡領家なり、天平神護元年六月紀に「山背國宇治郡少領笠臣氣多麻呂」と云ふ人あり、第九項を見よ。如何なる緣故によりて、宇治郡に移れるか、未だ詳かならず。

7　攝津の笠臣　島上郡に笠森神社あり、笠臣に緣故ありと云ふ。

8　笠朝臣　笠臣の宗族にして、天武紀十三年條に「笠臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見ゆ。姓氏錄、右京皇別に收め、「笠朝臣、孝靈天皇皇子稚武彥命の後也。應神天皇吉備國に巡幸して、加佐米山に登るの時、飄風ありて御笠を吹放つ。天皇・之を恠み給ふ。鴨別命、神祇・天皇に仕へ奉らんと欲す。故に其の狀あるなりと言す。天皇・其の眞僞を知らんと欲し給ひ、其の山に獵せしむ。所得甚だ多し、天皇大いに悅び、名を賀佐と賜ふ」と註せり。類聚三代格卷一、天平三年六月廿四日の勅に「備中國笠朝臣」など見ゆるは本貫に於ける其の氏人なり。

其の他、國史に見ゆる人には、續紀に笠朝臣長目(長自)、同吉麻呂、同麻呂、同御室、同三助、同蓑麻呂、同眞足、同不破麻呂、同道引(道行)、同姑、同乙麻呂、同比賣比止、同雄宗(小宗)、同賀古、同猪養、同望足、同江人、同名末呂(右衛士督從四下)、後紀に同庭麻呂、同道成、續後紀に同仲守(左中辨從四下)、同繼子、同廣庭(從四下)、同年繼(年嗣)、同梁麻呂(從四上、伯耆守)、同出羽麻呂、同潔主、同年訓、同岑雄、文德實錄に同西子、同豐興、同數道、三代實錄に同弘興、同高人、同遠子、同冬人、同範子、同名高(陰陽博士)、同道興、同秋田、同宗雄、同文宗、同秋用、また萬葉に同金村あり。

9　山城の笠朝臣　第六項笠臣の後なり。天平神護元年六月紀に「山背國宇治郡少領外從五位下笠臣氣多麻呂・姓を朝臣と賜ふ」と見ゆ。

10　印南野流の笠朝臣　元慶三年十月紀に「左京人印南野臣宗雄男三人、女一人、笠朝臣を賜ふ。其の先吉備武彥命より出づ。宗雄自ら言ふ。吉備武彥命の第二男御友別命十一世孫人上、天平神護元年、居地の名を取り、印南野臣姓を賜ふ。第三男鴨別神は是れ笠朝臣の祖也。兄弟の後・宜しく同姓たるべき也」と見ゆ。イナミ條を參照せよ。

11　宇自可臣流の笠朝臣　齊衡二年八月紀に「式部卿仲野親王の家令、正七位下宇自可臣武雄、姓を笠朝臣と改む」と。また貞觀六年八月紀に「右京人二品秀良親王の家令、正六位上宇自可臣吉人、姓を笠朝臣と賜ふ。彥狹島命の後也」と。又元慶元年十二月紀に「右京人外從五位下行主計權助宇自可臣秋田等男女十四人、姓を笠朝臣と賜ふ。彥狹島命の後也」など見ゆるは、皆播磨の宇自可臣より笠朝臣となれる者なり。

12　三尾臣流の笠朝臣　承和三年四月紀に「飛彈國人散位三尾臣永主、右京史生同姓息長等、姓を笠朝臣と賜ひ、右京五條二坊に貫附す。永主は稚武彥命の後也」と見ゆ。

以上、印南野、宇自可、三尾の三氏は、何れも吉備氏の族にして、根本に於いては同族なるも、古く分離せしに關はらず斯く笠朝臣を賜へるは此の氏甚だ勢力ありしに據るべし。

13　出雲の笠朝臣　天平十一年の大稅賑給歷名帳に「出雲鄉伊知里笠朝臣吉備麻呂」と云ふ人見ゆ。

14　筑後の笠朝臣　貞觀八年三月紀に「大宰府解に偁ふ、觀音寺講師傳燈大法師位

性忠の申牒に偁く、寺家人清貞、貞雄、宗主位等の三人は從五位下笠朝臣麻呂五代の孫也。麻呂は天平年中、造寺使となる。麻呂・寺家の女、赤須に通じ、清貞等を生む、母に隨ひて家人と爲る。清貞の祖父夏麻呂、太政官、幷に太宰府に向ひ、頻りに披訴を經、而かも未だ勅裁を蒙らずして、夏麻呂死去す。清貞等愁ひ、猶ほ未だ止むるあらず。寺家覆察し、事・虚妄に非ず、格旨に准據し、良に從ひて、筑後國竹野郡に貫附せんと。太政官處分、請に依る」と見えたり。

15 安藝の笠朝臣　貞觀元年四月紀に「安藝國釆女凡直貞刀自、姓名を笠朝臣宮子と賜ひ、左京職に隸す。宮子は中務少亟正六位上笠朝臣豐主の女、母は雄宗王の女淨林女也。大同元年、雄宗王は伊豫親王の家人なるを以つて、安藝國に配流さる。宮子・少年にして母に從ひ、父族を知らず、安藝國賀茂郡凡直氏に貫し、釆女の貢に預るなり。美濃守從五位上笠朝臣數道、越前守從五位下笠朝臣豐興等之を證す。仍りて本貫姓名に復す」と見えたり。

16 若狹の笠朝臣　一宮二宮若狹彦若狹姫兩社の社家にして、緣起に「若狹國鎭守一二宮緣起、一宮（上宮と號す）、元正天皇御宇、靈龜元年乙卯九月十日、當國遠敷郡西鄕內靈河の源、白石の上に始めて跡を垂れ坐す。其形・俗體にして、唐人の白馬に乘れるが如し、今若狹彦大明神是れ也。眷屬八人の內に御劔を持つ童子一人あり、節文と云ふ。當鄕多田嶽艮麓に於いて草を架して宿す。云々。天永二年辛卯季夏己卯、七代社務朝散大夫笠景正、舊記を振ひ梗概を誌す矣」と載せ、又笠氏系圖に「節文（黑童子神と號す。靈龜元年九月十日、一宮・上宮若狹彦と號す、御鎭座の時、御眷屬となる、形體童子、仍りて神約せられ、社務となる。次に養老五年二月十日、二宮・下宮若狹姫と號す、御鎭座。同參向、盟約せられ、社務となる）—利文（養老五年生）—豐文（豐童子神）—豐景—奉景（御前神と號す）—守景—景正—景遠（子なし）—景安（景正八十子也）—利景（安貞元年他界）」など見えたり。此の氏の家號を牟久と云ふ。其の社務の祖節文は二十二社注式の古寫本の奧入に「若狹國遠敷郡一宮大明神社家註進云々、御子を彦五瀨命と號す、而して今黑童子と號するあり、節文禰宜是也、云々、天文五年閏十月十三日、若州一宮禰宜三位笠朝臣慶繁、若州より土御門有春、粟屋右京亮源朝臣元隆を以つて云ふ云々」と。而して慶繁は天文五年十一月十六日武田信豐の文書に禰宜大夫慶繁と見ゆ。

以上黑童子神の後裔など云ふは例の附會に過ぎず。其の姓によりて笠朝臣の族裔とすべし。當社の神主は、古く和氏なるに、後世斯く笠氏に移れる、その變遷の消息・未だ知り難し。

17 笠宿禰　大間書、類聚符宣抄等に見ゆ。笠氏支庶の宿禰姓を賜へる者なるべし。

18 清原姓（又稱菅原）　肥後の豪族にして、豐後清原氏より出づ。笠氏系圖に「舍人親王—大炊天皇（舍人第七王子）—貞氏王（右大臣）—道雄（左大將）—有雄（內大臣、清原）—正高（右大臣）—正道（四位、宰相、三位）—正長（右大臣）—助道（太郎、從四位、號長野）—道平（三郎）—道資（五位、珍珠太郎）—道乾（五位二郎）—道氏（但馬守、五位）—道乾（丹後守、五位）—道富—道連（五位）—助元（遠江守、五位）—助益（勘解由次官、侍從）—元資

(文章博士、從四位)─資隆(播磨守、五位)─資嗣(淸田武藏守)─道廣(甲斐信濃守、四位)─親道」と。

此の親道實は、菅原姓道賢の子なりとして、同系圖に其の系を載せて、「宇合(天穗日命十四世、從四位)─古人(始めて菅原姓を賜ふ。從五位)─淸公(文章博士、式部大輔)─是善(參議、正四位下、勘解由長官、文章博士、兼式部大輔、播磨權守)─道眞(聖廟、天神、菅丞相、贈太政大臣)─高見(右大辨、菅少史)─雅規(從四位下)─資忠(右大辨、從四位)─孝標(從四位)─定義─是綱(大内記)─宣忠(典藥頭)─爲長(正二位、式部大輔)─泰親(參議、三位)─道信(伊勢守、京より歸國路次にして討死)─道賢(兼相摸守、五位北國に赴く)」とし、親道以後は次の如し。「親道(釆女正、侍從、天穗日命後胤、參議正四位勘解由長官菅原朝臣是善養君右大臣道眞公末葉、兼相摸守道賢北國に於いて討死す。腹籠子あり。信濃守養子、則ち家を傳ふ)─貞信(伊豆守、十七昇殿、同年五月、任四位)─信定(近江前司、侍從)─宗時(右馬頭、文章博士)─惟光(美濃尾張守、上北面、天治元年六月、祇園祭勅使立、崇德院より裝束笠を給ふ。是より衣笠と號し、後に笠一字に改む。紋逆藤)─惟泰(文章博士、五位)─惟秀(四位宰相)─恒輝(四位、近衞院久安二丙寅年、四位宰相となる、越中、越後、加賀探題、同六年昇殿、五十七死、法名淨圓)─善保(嘉應承安の比、御史諸大夫、音樂博士に任ぜらる。高倉院御宇、先祖菅丞相公の御衣笛を下さる。同年二月、北野勅使立、其の後肥後國に下向、法名淨喜、年六十九にして死去)─保行(右京大夫、小笠原に改む)─善賢(葉室修理大夫、諸大夫、阿蘇大宮司結縁、其の上、夢想により、紋を白鷹羽に改む。承久年中、順德院奉仕、菊池能隆兩人、合戰功を致す)─善村(從四位、藏人、北面、侍從、出家、興福寺貫主、永忍禪師)─頼高(小笠原、兵庫守、永仁の比宮方、實檢、讒者ありて遠流、花園御宇勅免、應長元年逝去、年七十六、法名德昌院拂空居士)─吉宗(葉室右京大夫)─資善(主膳正、兼丹後守、延元の比、度々合戰を致す)─親善(左近將監、文中の比、今川了俊、水島追落の功を致す。天授四年九月、少貳大内兄弟、肥後に寄來るの砌、武朝兩人、託磨原に於いて合戰、數ケ度忠功をなすと雖、恩賞なく、剰へ讒言に依りて、代々の本領を沒倒せらる。弘和の比、武朝兩人一紙を捧げ言上、是について代々本領二千八百五十町、之を復し給ふ。至德元年二月武備を備ふ。綸旨感狀あり)─親英(室右京大夫)─親賢(右近大夫、大力薩摩にて自害)─親則(左京將監)─吉明(室右京大夫)─吉重─女(本野親載妻)」とあり、此の系圖は他家の系圖と錯亂せる點尠からず、なほ葉室條を見よ。

19 肥前の笠氏　佐嘉郡眞手山健福寺鐘銘(建久七年十一月十九日)に「大檀那散位笠時貞、鑄師秦末則、伴兼經、笠貞茂、源守直、平助國、伴季忠、藤原道宗、藤三郞貫首藤原眞保、伴兼信、酒井貞經」を載せ、同與賀社鐘銘(建長三年八月八日)に「本家、領家、預所沙彌成阿、地頭豐前前司藤原朝臣資能」と見ゆ。

20 筑前の笠氏　笠大炊助興長、弟勘助、また原田家臣に笠喜右衞門あり、朝鮮征伐に從ふ。

21 奥州の笠氏　餘目氏舊記に「留守のひくはん(被官)年來の事、芳賀、佐藤、南

宮、笠、上すり殿云々」と見ゆ。

加佐　**カサ**　前條に云へり。丹後の加佐郡は天武紀五年九月條に訶沙郡、東大寺奴婢帳、天平勝寶元年丹後國司解に初めて加佐郡と見ゆ。

笠合　**カサアヒ**　清和源氏信濃若槻氏の族にして、尊卑分脈に「義家―義隆―若槻賴隆（信乃國、輪形月）―森五郎賴定―與一義通―義定（本信貞、笠合與二郎）」と見ゆ。

葛西　**カサイ**　**カツサイ**　下總國葛飾郡葛西庄より起る。葛西は葛飾西部の意なり、中世葛西郡の私稱あり。後伊勢神宮領となり、葛西御厨と云ふ。檜垣文書永萬元年寮頭占部宿禰安光解、申請紛失日記事に「皇太神宮御領下總國葛西御厨云々、合參拾參鄉、上葛西、下葛西、右當御厨は、本願主葛西三郎散位平朝臣清重、先祖以來、本田數の員數に任せ、永く伊勢太神宮に寄せ奉らしむる所、嚴重一圓の神領也」と。

1　桓武平氏豐島氏流　葛西氏は三郎清重より出づ。清重は豐島權守清光の子と傳へらる。果して然らば、清重は葛飾地方に古くより存せし名族の遺跡を繼承せしものか。之に對して、葛西系圖は「平良文（村岡五郎）の孫、忠賴（村岡次郎）の子中村太郎將恒、治安中、武藏介藤原眞枝を討ち、功を以つて、下總の葛西郡を賜ふ」と云ひ、また笠井系圖には「高望王―將恒（中村太郎）―武常（葛西元祖、軍功の賞により、總州葛西庄を賜ふ。故に此を以つて氏と爲す）―常家―康家―清光―清重（三郎、武州河越人也）―時清（小三郎、新左衞門尉）―朝清（六郎左衞門尉、又伊勢守）」など載せて、共に清重數世以前より葛西の地を領せし事とし、猶ほ前引の如き御厨に關する文書も、大體然れど、しかも其の眞相は得て詳かになし難し。

次に葛西氏、及び清重血系の出でしとする秩父氏、並に豐島氏が、果して平姓なりしや否やについては疑惑多けれど、それらはチチブ、テシマ條に讓り、此處には舊說に從つて、暫く桓武平氏とす。此の葛西氏の事は分脈系圖に見えざれど、千葉上總系圖に「忠賴―將恒（三郎、武藏守）―武常（一說武綱三男）―常家―康家（號豐島太郎）―清光（同權守）―清重（葛西三郎）―清親（伯耆守）、弟朝清（三郎左衞門、伊豆守）、弟時重（七郎左衞門）、弟重村（河內守、八郎左衞門、一說清秀）」と載せ、又餘目氏舊記に「かさいの系圖は此の如し。桓武天王、葛原親王、高望王、村岡の五郎大夫良文、武藏權守將常、秩父武基、一番舍弟從五位下武常、二代目豐島□□杖常家、三代目三郎虛家、四代目權頭清元、葛西三郎清重、伯耆守清親也。葛西の分合兄秩父十郎武基の息、秩父官者武綱、□子上野權守重綱、舍弟六郎基家、平三大夫重家、澁谷庄司重國、しぶやとかさいはちゝぶより相分、伯父甥の流に候也」と擧げ、又近古以來の文書、史籍は何れも此の氏を平姓とす。

2　清重は東鑑治承四年九月三日、「九月三日、景親・源家譜代御家人たりながら、今度所々に於いて射奉るの次第、一旦平氏の命を守るに非ず、造意の企已に別儀あるに似たり。但し彼の凶徒に一味するの輩は武藏相摸住人計也。其の內三浦、仲村に於ては今御共に在り、然らば景親の謀計何事かあらんやの由其の沙汰あり、仍て御書を小山四郎朝政、下河邊庄司行平、豐島權守清元、葛西三郎清重等に遣はされ、各有志之輩を相語らひ參向すべきの由也。就中、清重は源家に於いて忠節を

抽づる者也。而して其の居所江戸河越等の中間に在り、進退定て治し難からん歟、早く海路を經て參會すべきの旨懇懃の仰あり。又綿衣を調進すべきの由、豐島右馬允朝經の妻女に仰せらる。朝經在京留守の間也」と。又十月二日、武衞・常胤廣常等の舟楫に相乘り、大井隅田兩河を濟り、精兵三萬餘騎に及び、武藏國に赴く。豐島權守淸光（吉川本・淸元）葛西三郎淸重等寂前參上。又足立右馬允遠元、兼て命を受くるに依て御迎となりて參向云々」と。その他多く、猶ほ卷三、四、五、八、九、十、十一、十三、十四、十六、二十等の卷々を見よ。又卷廿一に葛西兵衞尉淸重とあり。

また平家物語に畠山一族笠井、長門本十一に武藏國人葛西三郎、源平盛衰記に「武藏國住人葛西三郎」また「葛西三郎重俊、」其の他、砂石集、曾我物語等に此の人の話見えたり。

新編風土記、葛飾郡淸重塚條に「當地除地の畑中にあり、僅の塚なり。松二株あり、上に小祉を建、淸重稻荷と崇めり。昔は塚も大なりしにや、後年あたり近き陸田を廣めんとて、塚をも稍や堀崩せるに、一の石槨を堀得たり。其の蓋石に梵字と蓮華を刻し、側に葛西三郎淸重と彫り、槨中に佛像、及び彼が武器等ありしかば、佛像のみ取出して、當寺の寶物とし、その餘は元の如く埋みて、塚上に祉を立しと云ふ。按ずるに淸重が遺骨をこゝに葬すと云ふこと疑ふべし。彼は文治五年奥州の泰衡追討として下向し、凱陣の後、其の功に依つて奥州七郡に封ぜられ、檢非違使所の事を管領して、彼の國へ移轉じ、子孫連綿住居せし由、封内風土記、平泉舊蹟志、奥羽觀跡聞老志等にも載せて、再び當郡へ歸住する事他に所見なし。もしくは淸重移轉の後、一族の者こゝに住して、それらの遺骨を葬せしなるを、淸重が名高きを以て誤り傳へしにあらずや。殊に寺傳に親鸞同國の時、淸重法弟と成て薙染し、宅地を寺とせしなど云ふ事、年代齟齬するに似たり。是等に據ても、淸重にあらざる事論無るべし。又寺内に淸重が碑とて五輪の塔あれど、銘に『寛永八辛未、天爲道松禪定門云々』と、ほのかにみゆれば、恐くは他人の碑なるべし、」と。猶ほ硏究すべし。

カサイ

3　香取神社文永造營記に「治承元年、職事葛西豐島三郎淸基、役を督して改造、建久八年、職事千葉介常胤、嘉祿三年、職事壹岐入道某、（一に葛西伊豆入道定蓮、）役を督して改造、寶治三年、職事千葉介時胤役を督して改造、文永八年、職事澁谷靭負尉泰忠、（一に葛西伯耆前司入道經蓮、）云々」と。また大宮司目錄に「元德二年、職事葛西伊豆三郎兵衞尉淸定（一に淸貞に作る）、役を督して改造」（式社考）と。また寛元二年香取造營目錄に「猿俣所役、地頭壹岐入道、」文永二年遷宮用途記に「寶殿一宇云々、地頭葛西新左衞門入道造進之、」下つて小金本土寺過去帳に「葛西新右衞門（康正）、葛西石井兵庫助（天正十七己丑十二月）」を載せたり。

カサイ

4　奥州葛西氏　淸重・賴朝に仕へて功多く、治承四年十一月十日、武藏國丸子庄を賜ふ。其の後、文治五年奥州征伐に從ひ、膽澤以下の地を賜ひ、勢頗る盛なり。これを奥州葛西氏とす。奥羽舊事に「葛西氏は三郎淸重の裔也。淸重・下總葛西郡に居る、故に之を氏とす（伊達世臣家譜）。源右府に從ひて東征、功を以つて陸奥の膽澤、磐井、氣仙、牡鹿、江刺の數郡、並に海濱六十六島を賜ふ（陸奥郡鄕

考引く葛西記に曰ふ、清重、初め五郡を賜ふ。曰く、上膽澤、下膽澤、西根を松浦郡と號し、西岩井、東山、流を岩井郡と號し、一迫、二迫、三迫を高倉郡と號し、氣仙、本吉を竹駒郡と號し、江刺を門岡郡と號すと。後武清に至り、又登米の袋内、佐沼等の地を略有し、寺池郡と號す、乃ち六郡たり。而して世に稱する所の葛西七郡とは、晴信所領に據りて之を言ふ、牡鹿、登米、本吉、岩井、膽澤、江刺、氣仙、蓋し是れ也)。始め下總より航海、牡鹿郡石卷に達し、酒を設けて自ら賀す。柏葉あり、風に乘じて下り、盃中に浮ぶ。清重自ら喜び、遂に柏葉を以つて徽號と爲す。既にして城を日和山に築いて居る焉。或は曰ふ、初め桃生郡中野に達し、七王館に居り、後日和山に徙ると云ふ。清重六世の孫武晴、對馬守と稱し、傍近を攻撃し、登米の袋内、佐沼の諸地を略有す。此の時に當り、源顯家、奥羽國司に補せられ、義を倡へ勤王す。武晴・顯家に從つて西上、足利氏と戰ふ。顯家敗死、武晴敗卒を收めて歸り、寺池、佐沼の二城を修して佐沼に居る焉。武晴十一世の孫を晴信と曰ふ」と載せ、これより

前、餘目舊記に「葛西、本所五郡二保とは、江刺、伊澤郡、氣仙に、元良に、岩伊郡、奥田保、黄海保、是也」と見ゆ。

今大槻文彦氏が增補せられし葛西系圖に據るに、奥州葛西系圖は次の如し。

一代清重、葛西三郎、右兵衞尉、壹岐守、法名定蓮。吾妻鏡、治承四年に葛西三郎清重。建久元年十二月に右兵衞尉平清重。建保七年正月、鶴岡拜賀行列に壹岐守清重。貞應三年閏七月に、壹岐入道以下宿老。建長二年三月、葛西壹岐入道跡と。中尊寺經藏所藏、正應元年、葛西宗清、山野相論下知狀に云ふ、「壹岐入道定蓮以來、煩ひなきの旨、之を載す、云々」と。

二代清親(清重の子)、葛西壹岐守、左衞門尉、伯耆守、法名清蓮。吾妻鏡、安貞二年二月に葛西三郎左衞門尉、召し進むる處の相撲芝俣平次三郎、殊達者なり(島津本。吉川本には卄三俣)。同十月十五日に供奉人葛西左衞門尉清重(島津本は但し校訂增補吾妻鏡に引く所なり、重・恐くは親の誤)。嘉禎二年八月に、供奉人に葛西壹岐左衞門尉。仁治元年八月行列に葛西四郎左衞門尉。寛元二年八月供奉人に伯耆前司清親、翌日流鏑十二番、伯耆

前司、射手、子息五郎。

三代清時(清親の子)、葛西四郎左衞門、伯耆前司、法名行蓮。吾妻鏡、天福二年七月、供奉人に葛西左衞門尉。寛元元年七月、御共結番に葛西三郎左衞門尉。同三年八月、供奉人に伯耆前司清時。建長二年八月、供奉人に葛西新左衞門尉清時(島津本)。同三年八月、供奉人に葛西壹岐新左衞門清員。同四年四月、隨兵に伯耆左衞門四郎清時。

四代清經(淸時の子)、葛西伯耆三郎左衞門尉、法名經蓮。吾妻鏡、建長四年十一月、供奉人に伯耆左衞門三郎清經。同八年正月、出仕に伯耆左衞門三郎。同年八月、供奉人に伯耆新左衞門尉清經。中尊寺正應元年文書に云ふ「建治三年下知狀、云々、伯耆新左衞門入道經蓮云々、」と。

五代清宗(清經の子)、葛西伊豆守、法名明蓮。中尊寺正應元年文書に、葛西三郎左衞門尉宗清、(文中に「宗清煩を成すの間、弘安八年、上訴を經、云々、」などあり)。同寺藏永仁二年執達狀の宛名に、壹岐守殿。太平記元弘元年、笠置軍、東國勢上洛條に葛西三郎兵衞尉。梅松論「延元元年正月、京都神樂岡戰死、葛西江判

官三郎左衞門。」

六代清貞(清宗の子)、葛西武藏守、法名圓蓮。白河文書、延元三年十一月、沙彌宗心狀に「葛西清貞兄弟以下一族、隨分忠節を致すの由、申さしむる間、度々感仰せられ畢る云々。」同文書「興國元年十二月、河村六郎、並に葛西一族等大略殘る所なく味方に參ず。」また興國二年三月清顯狀「葛西の姪遠江守、別心あるの由、風聞の間、總領・計を爲し、此の間討伐せしめ了る」と。なほ奧州葛西記に「人皇九十五代後醍醐天皇、鎌倉相摸入道平高時を亡ぼし、武家、武將、總地頭、總追捕使を、取り返し給ひ、公家一統の御代と成る。京都より、陸奧出羽國司には、北畠中納言顯家卿を下し給ひ、御下向、伊達郡靈仙の城に居住し給ふ。葛西對馬守武治勤仕す。此の時、登米、袋中、佐沼、手の裏に入る。京都御陣の御勢に加り登り、顯家御陣破れて、日和山城に下り、寺池城、佐沼城を築く、常に多くは、寺池城に居住有り、」と見ゆる武治も此の清貞の事か。奧羽舊事には武晴に作る。

七代良清(清貞の子)、葛西備前守、法名蓮阿。

カサイ

八代滿良(良清の子)、葛西陸奧守、法名蓮昇。餘目記錄に「□」吉良殿、畠山殿、とり合也、吉良殿はこま崎に控給ふ云々。葛西れんせいの十六番めの子、富澤の先祖、右馬助とて、所帶の一所も持たず、こうとうばかりして候よし云々。」伊達正統世次考に「政宗公、明德二年辛未、夏六月、鎌倉執事上杉右京大夫憲孝、管領氏滿朝臣の命を奉じ、書令を以つて曰く、陸奧國加美郡は、畠山修理大夫國詮の分郡也。而して大崎左京大夫抑留す云々。早く葛西陸奧守と相共に彼所に莅み、沙汰を國詮代に付せらるべし。命に依り執達如件。伊達大膳大夫殿」と。原註に「葛西陸奧守滿良は、奧州葛西始封壹岐守清重より七代之孫也」と。

九代滿清(滿良の子)、葛西備前守、法名良蓮。「案ずるに、滿良、滿清二代は將軍義滿の一字を受ける歟。」

十代持重(滿清の子)、葛西播磨守、法名法蓮。「將軍義持の一字を受けたる歟」。

十一代信重(持重の子)、葛西孫三郎、法名會蓮。

十二代滿重(信重の子)、葛西陸奧守、法名照蓮。餘目記錄に「遠田はかまくら殿

カサイ

云々。小田保荒井七鄕は文治より給ふ。主の知行大崎が下にて十二鄕、大崎は知行候を、伊達成宗調法を以つて、遠田の替地と爲す。遠田十七鄕、荒井七鄕、當永正十一より四十三年前也。かさい淨蓮へ相渡也(案ずるに、淨蓮と照蓮と音通ず)。

十三代宗清(滿重の養子)、葛西武藏守、實は伊達成宗公の子、婿養子となる。法名誠蓮。伊達略系に「宗清は葛西陸奧守平滿重に、養はれて嗣と爲り、七郎と稱す。永正十七年、武藏守に任ぜられ、大永二年、從四位上に遷る(案ずるに宗清は父成宗君の片諱を受けたる歟。餘目記錄に、書狀宛名書式を記して「葛西陸奧守殿、敎兼」」あなたよりは「進上、中目殿、武藏守宗清」敎兼は、大崎の七代、斯波左衞門佐にて、其の女は伊達成宗君の室なり)。

十四代晴重(宗清の子)、葛西陸奧守、法名祝蓮。第十二項參照。

十五代晴胤(晴重の養子)、葛西三郎、左京大夫、法名律蓮可梁。實は伊達稙宗公子、婿となり名跡。伊達略系に「晴胤は將軍足利義晴より諱字を賜ふ。小字は牛

猿、又三郎。葛西陸奥守平晴重、養ひて嗣となし、女を以つて之に配す。」伊達正統世次考に「天文十二年五月、晴宗公、書を大原飛驒守に贈つて曰く、葛西三郎殿、合力を稙宗に見、大谷に出陣す」と。註に「葛西三郎殿、幼名牛猿、名晴胤。」仙臺葛西氏過去帳に云ふ「左京大夫晴胤、天文二十辛亥年十月廿日。」

十六代義重（晴胤の子）、葛西三郎、早世。嗣子なきにより弟晴信家を繼ぐ。法名金蓮。葛西氏過去帳に云ふ「三郎義重、永祿十丁卯年一月十三日。」

十七代晴信（義重の弟）、葛西左京大夫、相摸守。天正十八年、晴信、小田原陣に會せず。豐太閤、遲參の罪を鳴らし晴信の所領を沒收す。晴信屈せず、栗原郡佐沼城に據る。西軍來り攻め、城陷る。晴信自殺、葛西氏亡ぶ。葛西氏過去帳に云ふ、「左京大夫晴信、天正十八年庚寅年八月十一日、法名智山」と。葛西記に「從へる人々には、江刺三河守、上伊澤、百岡、樫山伊勢守、伊達攝津守、本吉大藏少輔、高田壹岐守、長部藤右衛門、赤井播磨守、福池下總守、門田丹波守、末永筑後守、男澤越後守、青榛尾張守、今野右馬亟、千葉五郎右衛門、富澤日向守、寺崎石見守、濱田彈正、横澤出雲、築館筑前、鳥籠四郎兵衛、上沼備中、武鑓曲膳、金田豐前、柳津三河、今泉左門、大貫丹藏、永江筑後、都合七百餘騎也。葛西一門には葛西式部少輔、同長部、同六郎、云々」と。

○胤重（義重の弟）、葛西右衛門、葛西氏過去帳に「胤重、文祿四乙未年九月廿二日、法名起山。」

○重俊（胤重の子）、葛西式部大夫、後に流齋と稱す。封内記に「相野谷邑飯野川驛、今公族葛西氏の釆邑、古壘あり、昔葛西紀伊重俊入道流齋居る所」と。

○重信（重俊の子）、葛西左馬助。宇和島伊達氏に仕ふ。

○俊信（重信の弟）、葛西紀伊。仙臺伊達氏に仕へ、准一家に列せられ、飯野川百十三貫文を領し、寛永十二年沒す。其の玄孫に至り、安永元年斷絕。

葛西氏は十七代晴信に至りて、天正十八年に滅ぶ。當時の領地は、牡鹿、本吉、登米、磐井、膽澤、江刺、氣仙等、數郡にて（桃生郡の東部、栗原郡の東北部も入れり）、之を葛西七郡と稱し、俗には三十萬石など傳へたり。其の居城は、世々、牡鹿郡の石卷城なりき。後、足利氏の中世に至り、登米郡を兼並するに及びて、同郡の寺池城にも住せりと見えたり。なほ十二項を參照せよ。

5．大江姓　梅松論に葛西江判官三郎左衛門が新田義貞に代りて討死したるを載せたり。五代宗清（清宗）ならんかと云ふ。果して然らば、當時葛西氏は、大江氏と何等かの緣故ありて、江家と云ひしものか。

6　封内記に「磐井郡鳥海邑妙驗社に梁上古牒三枚あり。其の一は明應七戊午六月朔日、大檀那平宗清と記し、其の二は『大永四年甲申十一月吉、大檀那平朝臣滿親、源朝臣清堅』と記し、其の三には『天正六戊寅、大檀那平義重、平胤持、源胤賴』と記す。大檀那平朝臣と記すは、乃ち葛西家也。然れども葛西家譜を考ふるに、滿親、胤持なる者なし。疑くは後に諱を改むるか。宗清は乃ち清重第十三世の孫、而して實に當家第十二世、成宗君第二男也。義重は乃ち清重第十六世の孫也。源朝臣は何人なるか詳かならず。」と。

7　大浦氏流　津輕に葛西氏多し葛西濱圓

覺寺覆堂の棟札に「永正十五年、葛西木庭袋伊勢守賴淸再建」と。この賴淸は大光寺城を築きたる人にて「天文二年、石川高信・大光寺城主伊豫守葛西賴淸を襲ひて之を滅す」など云ふ。これより前、葛西秀輔あり、津輕譜に「左衞門尉秀光の季弟を葛西式部少輔秀輔といひ、宮館に居る」と見ゆ。賴淸は其の後か。されど詳かならず。津輕藩祖略記に「大光寺城主伊豫守葛西賴淸は葛西淸重の裔、伊豫守賴淸の子、卽ち開國老臣の一也」と。然らば賴淸は次の葛西氏なり。

8　津輕平姓葛西氏　或は云ふ、津輕葛西氏は、前述奧州撿斷葛西氏の一族なりと云ふ。奧南盛風記に「葛西三郞滿良の舍弟四郞大夫淸宗は伊澤に居住す。津輕夷征伐として下向、津輕柏山勝方に住居し、津輕葛西ともいふ」と。また「津輕は葛西の一族領しけるを、右馬允安信公、舍弟左衞門高信へ仰せ有りて、征伐の軍勢を催し、やがて津輕の城主葛西何某を打ち取る」とあり。

これより前、南方記傳に「延元三年三月五日、尊氏・葛西安東權介を陸奧のかみに任ず」と見ゆ。若し事實とすれば、此の葛西氏は、津輕の著姓安東家の族ならんか。

9　河西流　甲斐の河西氏は、又葛西と載せたるものあり（一條過去帳明應中）、音の通ずるによるか。カハニシ條參照。

10　法林寺氏流　新編會津風土記、耶麻郡遠田村館跡條に「法林寺秀綱の後裔葛西三郞義貞住す」と。又上窪村條に「館迹、宇都美丹波住せりと。又法林寺秀綱十一代の苗裔葛西右馬介此村に住せし由、云ひ傳ふ」と載せたり。

11　源姓葛西氏　笠井系圖に「淸重―時淸―朝淸（六郞左衞門尉、又伊勢守。妹女・北條五郞時連妻。弟淸家。弟太郞左衞門尉、弘長二年八月三日卒。妹女・土屋三郞宗遠妻。妹女・長尾平內左衞門尉景利妻）―時重

時重┬重繼（又太郎、肥前守、評定衆、文永五逝）┬重政（三郎）―義邦（實足利義高男、八郎、左馬助）┬時行（藤次郎）┬時盛（金太郎、彈正大弼）
　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　├重友（彥二郎、左馬允）
　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　└時通（十郎、宮內兵衞尉）
　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└三郎（發榮）
　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└女子（義邦室）
　　├女子（江間四郎妻）
　　├時兼（四郎兵部少輔）┬時定（又四郎）┬淸春（兵庫頭）―俊政（六郎）
　　│　　　　　　　　　　│　　　　　　　└兼貞（平二郎）―彌一郎
　　└七郎（桀雲）

義邦は「文保二戊午九月二十日卒、義邦

は源家、故に源を取つて姓と爲す也」と載せ、一本義邦を秀高とし、武田氏なりと云ふ。又時行には「尊氏の招きに應じ上京、建武四年兵庫に戰死す」と註す。重友の後は「彥四郞重春―武兵衞盛純」また時通の後は「八郞元共―吉內兵衞重利―定邦―定勝」なりと云ふ。

右の內、義邦を足利義高の男など云ふ全く信ずるに足らず。武田氏とする方、穩當ならん。猶ほ笠井氏と葛西氏とは別流ならんかの疑ひもあり、次條を見よ。

12　雜載　其の他、源平盛衰記に葛西三郞重俊、東鑑卷九、十、十一、十八、十九に葛西十郞、十八に葛西四郞重元（建仁三年叡山攻めに戰死す）、廿七に葛西左衞門尉、二十九、四十、四十五に葛西新左衞門尉淸時、三十一に葛西壹岐左衞門尉、三十四に葛西六郞、三十六、四十八に葛西又太郞、三十八に葛西伯耆前司、四十に葛西壹岐入道、四十一、四十五に葛西七郞時重、葛西三郞兵衞、承久記卷二に「かさいいきの入道、葛西の五郞兵衞、」下つて太平記卷三に「葛西三郞兵衞尉、」更に下つて、文安年中御番帳に「葛西（奧州）、」鎌倉大草紙に「葛西云々、」蜷川親

倭日記に「奥州笠置、」土代從五下條に「坂東葛西三郎平晴重（大永二、十、二、同日左京大夫、同ゝゝ陸奥守、」と見ゆ。

13 後世、廣幡家の侍にあり、又豐前に存す。又安西軍策に葛西杉治郎（深野内藤が家人）見ゆ。笠井氏の事か。

14 葛西氏の紋は柏なり、その事・葛西記に見え、又葛西家紋三柏由來記なる物存す。但し葛西三郎重淸の家紋を三蝶山道段々筋とするものあり。又葛西氏の柏は秩父より來る、奇瑞とするは附會也との說も存す。

笠井 カサヰ 笠居と通じ、葛西、河西とも通じ用ふる事あり。和名抄、讃岐國香川郡に笠居郷あり、こは加佐乎利と註す。されど後世はカサキと讀めり。其の他、遠江長上郡（濱名郡）に笠井庄（町）あり。又加賀にも存す。

1 桓武平氏秩父氏流 前條葛西氏は平家物語に笠井氏とし、畠山一族とし、又中興系圖に「笠井、平、本國下總、モン三柏、右衞門尉武常稱之」とあり。前條を見よ。

2 源姓葛西氏流 大内家臣笠井氏にして平姓葛西氏の裔なれど、後源姓に改むと稱すれど、果して然るや否や、未だ詳かならざれど、暫く舊說に從はん。（前條第十一項を見よ）。笠井系圖に「時盛（金太郎、彈正少弼）―弘忠（金三郎、右衞門大夫佐、大内義弘家臣、明德の役功多く、宮田源内の首を捕る、義弘より感狀あり、明德三年正月三日、葛西右衞門大夫殿と。此の時、命ありて家紋を三引兩に改め、泉州吹飯を賜ふ、堺浦の役戰死）―弘通（金松、民部少輔、義弘の命によりて氏を笠井と改む、永享三年四月五日死）―盛安（源三郎、大膳大夫、文安三、六月十一日逝。弟に金三郎安正、彥四郎安元。妹は黑河兵部妻）―盛春（源五郎、三河守、妻柳崎氏、大内教弘に仕へ、國中監となる、寬正三、二月逝。弟彌七郎盛利・平左衞門とも云ふ。其の子宮内少輔滿宗、其の子牛八利直なり。）―貞恒（盛春長子、又四郎、刑部大夫、妻鷲頭氏、應仁の亂に功あり、文明四、七月逝。弟に彥二郎・大和守重武、金太夫貞助、助九郎俊氏、妹は右田左馬助妻、相良の妻）―弘盛（又太郎、肥前守、妻弘中三州の女、永正舟岡山の戰に功あり、感狀を賜ふ。大永三年鷲頭謀叛の志ありしも、弘盛之を治す、天文十、七月十四日卒）―弟正盛（藤二郎、帶刀左衞門尉、妻江口隼人娘、義興、義隆に仕ふ。義隆薨後、毛利氏に仕ふ。弟に傳三郎・民部少輔興重あり）―弘重（弘盛の子、七郎、孫右衞門、慶長十七年逝）―新介（正盛五男）」と載せ、又「安正（金三郎）―信辰（牛内兵衞）―忠行（龜之允、壹岐守）―正勝（權八郎、肥前守）―春常（傳三郎、肥後守）」とあり。又「此の末孫武田家に仕ふ、」と見ゆ。

又弘盛の譜に「義興の重臣に陶、杉、内藤、右田、間田、笠井、野田の七人」あり、此の氏・其の一なりと。安西軍策に笠井作允なる人見ゆ。

3 甲斐の笠井氏 巨摩郡西島邑の名族なり。前項氏の族にして、其の系圖に「淸重―葛西冠者重行―五郎重家―小五郎重光―七郎重常―七郎重政―太郎義邦（觀應二卒）―小太郎義重―小次郎邦重―三郞重忠（母金田小太郎女、延文四二卒）―右衞門大夫弘忠―民部少輔弘通―肥前守弘盛―帶刀左衞門尉正盛（大内義隆感狀）―小金兵衞尉富淸（武田信繩に屬す）―源次郎統遠（大友輝廣に屬す）―肥前守高利（始め弘純・武田晴信に屬す、長篠戰死）

一将監利昌、弟式部少輔良昌（西島、岩間を領す）」と見ゆ。前項系圖と異れる點多けれど、同族なる事丈は史實ならん。家紋丸の内三柏、扇地紙の内一文字、根附笹。

三河後風土記、長篠役に「小山田太郎高家十二代の孫笠井肥後守高利」と名乘りて、戰死の事見ゆ。よりて甲斐小山田の族かとも云ふ。なほ河西條を見よ。

4　美濃の笠井氏　これも前項氏と同族にして、其の系圖に「弘通―弘元（又安元・彦四郎）―助利（彦太郎、北條長氏に仕ふ）―助親（肥後二郎、同上）―親時（彦左衞門尉、美濃に移り革手城主土岐美濃守成頼に仕ふ。船田合戰討死）―時基（二郎三郎、後相摸、土岐左京大夫政房に仕ふ）―爲時（彦左衞門尉、同上）―時明（甚左衞門尉）、弟直時（彦左衞門、肥後。北野城主鷲見美作守直康に仕ふ。）―治時（肥後次郎、彦左衞門）―時氏―時範―範氏―時弘。家紋、木瓜の内下り藤」と。その他、當國に丸に劔酸醬草を家紋とするものあり。又扇の地紙、根付笹。

又親時弟二郎左衞門利兼は父に繼ぎて北條家に仕ふ、其の子忠常―忠利―宗兼なりと。家紋丸に三引、丸の内三柏。

これより前、新編武藏風土記引用、康曆三年四月十三日文書に笠井美濃三郎義景あり、或は當國笠井氏と關係あらん。

5　遠江の笠井氏　長上郡（濱名郡）笠井庄より起る。蓋し第二項以下の笠井氏は其の實、此の笠井氏より分れしにあらざるか。當地方笠井系圖なるものは、未だ披見せざれど、美濃笠井系圖考に據るに、此の笠井氏も葛西清重の後とし、猶ほ他の笠井氏と同樣、繼母に惡まれ、笠を戴きて井戸に落されしも、不思議の命を助かり、これより氏を笠井と改めしと云ふ。こは他の諸氏と同樣、氏名より附會せし傳說にして、採り難きや勿論なるべし。されど他の諸笠井氏系圖が何れも此の傳說を其の系譜に揭ぐるによりて、此の地の笠井氏と同族なるを知るに足らんか。なほ此の系圖は前述の如く、義邦を秀高とし、武田氏の族とす。他の笠井系圖が足利氏の子弟とするより、優れるや千萬たり。足利氏など云ふは到底信ずべきにあらず。家紋角釘拔。

6　桓武平氏北條氏流　一本笠井系圖に「高時―時行―時兼（左近太夫）―篤時（武藏守、次郎、葛西鄕に住し、葛西と稱す、弟長道、其の子葛西正兵衞勝久）―教時（相摸守、中務大輔。弟光親、その弟長時、葛西三郎、陸奧南部に住すと見ゆ。）―光時（肥後次郎、北條長氏に仕ふ）」と。こは第二項以下の笠井氏に同じ。笠井氏にも時行と云ふ人あるより北條時行の事と思ひ誤りての附會に過ぎざるなり。

7　其の他、高松松平藩重臣（角切角の内釘拔、祇園まむり）、毛利藩（丸に三引、三引くづし、井桁の内花）、高佐久居藩（茶の實）、大溝分部藩（花輪違の内横木瓜、井筒に笠）、膳所本多藩（丸の内三引）、にあり。又伊賀、伊勢（横木瓜、古くは幕紋上り藤、巴、旗紋抱茗荷。また丸の内四つ目）、志摩（これ等は北畠家臣裔なりと）、三河、駿河（丸の内酸醬草）、近江、飛驒（花輪違の内花菱）、信濃（丸の内三柏、抱澤瀉、劔梅鉢）、上野、磐城、岩代、陸前、陸奧、越後、佐渡、備前（丸の内笠の字）、備中、安藝、長門（七寶の内花菱）、阿波（丸の内鷹の羽違、四つ貫木瓜の内鷹の羽違、丸の内橫木瓜、丸の内桐の字、井桁の内立扇、丸の内裏桔梗）、讃岐（丸の内井桁に笠、丸の内三引、丸の内

抱柏)、笠井日向守の裔なりと。(以上笠井氏舊話、美濃笠井系圖考に據る點多し)。讃岐の笠井はカサヲリ條參照。

河西 カサイ カハニシ 便宜上カハニシ條に收む、源姓の大族、又藤姓等多し。

香西 カサイ カウサイ條を見よ。下總香取郡に香西(カサイ)邑あり。

可西 カサイ 河西に同じきか。

風井 カザヰ カゼヰ

加西 カサイ 和名抄肥後國益城郡に加西鄕あり、カセか。

葛西江 カサイエ 梅松論に見ゆ。葛西條第五項を見よ。

笠柄 カサエ 石見にあり。

笠岡 カサヲカ 備中小田郡に笠岡あり、笠氏のありし地と云ふ、關係あるか。

笠居 カサヲリ 和名抄、讃岐國香川郡に笠居鄕あり、加佐乎利と註すれど、後世は加佐章なりと(松岡氏)。中臣宮處氏本系帳に靜見臣は中臣笠居連の祖也と見ゆ。當國笠井氏多し、或は其の裔ならん。

賀崎 カザキ 清和源氏の族にして、尊卑分脈に「爲義—爲家(猶子、淡路冠者、號賀崎大夫)—經家(與一太郎)—重成(垣富藏人)」と見ゆ。

傘木 カサギ 讃岐に傘木山あり、關係あるか。

笠木 カサキ 美濃、伯耆、筑前等に此の地名あり。

◉桓武平氏 阿波の豪族にして、故城記板西郡分に「笠木殿、山本、平氏、地扇」と見ゆ。

笠置 カサギ 山城に笠置寺、其の他美濃惠那、伊豫宇和等に此の村名あり。蜷川親俊日記に「天文八年七月、奥州笠置」とあるは葛西氏に外ならず。

笠城 カサギ カサシロ

風吉 カザキク 日用重寶記に見ゆ。

笠倉 カサクラ

笠毛 カサケ 美濃國不破郡笠毛邑より起る。清和源氏土岐氏の族にて、土岐系圖に「土岐隱岐守光定—次郎判官光時—光忠(笠毛三郎)」と載せ、新撰志、笠毛村條に「笠毛氏、笠毛八郎光時は土岐隱岐守光定の四男にて、こゝに住みし由、土岐系圖に見えたり」と。

笠子 カサコ 遠江濱名郡に、此の庄名あり。

笠越 カサゴシ

笠込 カサコミ

風坂 カザサカ カゼサカ 因幡國の豪族にして、風坂左衞門尉賴武は八上郡朽谷邑朽谷城に據る。永祿三年、小倉主膳慈政之を攻めて、燒打にす(因幡志)。

笠品 カサシナ 和名抄上野國利根郡に笠科鄕あり、加佐之奈と註す、國帳從三位笠科明神の鎭座地なり。

〇笠品宿禰 承和二年正月紀に「左京人右馬寮權大允淸友宿禰眞岡、散位同姓魚引等、姓を笠品宿禰と賜ふ。其の願に非ざる也。公家・賜太政大臣橘氏の名を避くる耳」と見ゆ。

笠科 カサシナ 前條を見よ。

笠嶋 カサシマ 越後國頸城郡に、笠嶋城(笠嶋邑)あり、城主大須賀氏、關係あるか。

風嶋 カザシマ カゼシマ 肥前の豪族にして、海東諸國記に「源信吉、戊子年、使を遣はし、來りて觀音現像を賀す。書して肥前州風嶋津大守源信吉と稱す」と載せたり。

笠田 カサダ 伊勢、讃岐に此の地名あり。

嵩田 カサダ 桓武平氏北條氏の族なり。增訂伊豆志稿に「田方郡大平村は、もと箱根神領なりければ、北條長綱(號幻庵)箱根山別當となりて此の地に寓居す。嵩田七郎氏秀は氏康の第七子にして、幻庵の養子と

なる、亦此に寓せしならむ」と。

加差太支　カサタキ　大同類聚方に「加差太支薬、肥后國加差太支の家に傳ふる所の方也」と見ゆ。

笠谷　カサタニ

笠塚　カサヅカ　因幡の國侍として名あり氣多郡に存す。(因幡志)。安西軍策に「因州の國人笠塚云々」と。

笠次　カサツギ

笠寺　カサデラ　尾張國愛知郡笠寺邑より起る。山口氏のありし地なり、ヤマグチ條參照。又笠寺緣起あり。

1 戸部氏流　尾張笠寺より起る。戸部新左衞門はまた笠寺左衞と云ふ、今川、織田兩氏に仕へたり(尾張志)。トベ條參照。

2 高木氏流　藤原姓中關白道隆の後裔と云ふ、高木氏の族にして、鎭西要略に高木太郎大夫宗貞齋名正源の後とす。しかれば大村藩臣笠寺氏が尾州笠寺の住人とするは採り難し。

風戸　カサト　上總國市原郡に、風戸邑あり。

笠取　カサトリ　山城國宇治郡に笠取庄、其の他、伊勢、信濃、出羽等に笠取山あり。されど此の氏は、職掌より來りしものにして、殿部の一たるなり。

1 笠取直　延喜式、踐祚大嘗祭條に「子部宿禰一人、笠取直一人、並に蓋綱を執り、膝行各々其の職に供す」と見ゆ、殿部の一なり。

2 笠取氏　笠取直の族を云ふ。元慶六年十二月紀に「殿部卅人、日置、子部、車持、笠取、鴨、五姓の人を以つて之を爲す」と見えたり。

笠貫　カサヌキ

笠縫　カサヌヒ　職名より來りし氏なり。笠縫部條を見よ。

1 笠縫　延喜式十七、內匠寮條に「御輿中子菅蓋一具(菅、并に骨の料材は攝津國より笠縫氏參來り作る)」と見え、又外に「縫笠廿人」とあるも攝津國人か。當國東成郡に笠縫島あり、此部人の住みし地ならん。猶ほ大和にも有名なる笠縫邑の存せし事、崇神記紀によりて明白なれば、又此の部人の存せしを推知するに足らん。

此氏の起原は、天神本紀に「笠縫等祖天津麻呂」と見えたり。なほ笠縫部條參照。

2 (大)笠縫　令集解、百濟戸狛戸の條に「大笠縫卅三戸」と見ゆ。又「一に云ふ、凡そ縫笠、縫蓋、云々、此の如きの類は皆藏部の中にあり」とも載せたり。

3 (曾々)笠縫　天神本紀に「曾々笠縫等の祖、天都赤麻良」と見えたり。

4 丹後の笠縫氏　後世熊野郡森富村に此の氏あり、天正中笠縫團太郎と云ふ豪族、諸書に見ゆ、古代笠縫の裔ならん。

蓋縫　カサヌヒ　キヌガサヌヒ　笠縫の一種にして、令集解、百濟戸、狛戸の條に「蓋縫十一戸」と見ゆ。こはキヌガサ、卽ち絹を以て作りたる傘を作る品部なり。

笠縫部　カサヌヒベ　職業部の一にして笠を作るを職とす。神代紀一書、及び天神本紀に「紀伊國忌部遠祖手置帆負神を定めて、作笠者(カサヌヒ)と爲す」とあるを初見とす。崇神朝、皇太神宮の一時座しませし城上郡笠縫邑は、此の部民のありし地なるべし。天神本紀に「笠縫部等祖天曾蘇」と云ふ人見ゆ。猶ほカサヌヒ條を見よ。

1 攝津の笠縫部　カサヌヒ條を見よ。

2 美濃の笠縫部　安八郡に笠縫邑あり、十六夜日記等に見ゆ。

笠沼　カサヌマ　カサマ　安藝の豪族に笠沼遠江あり、笠間條を見よ。

累葉　カサネバ　伊勢にあり、三國地志

多氣郡笠城御所條に「按ずるに、矢田城山と呼ぶ。國司累葉(名闕)居守、故に御所の名あり」と載せたり。

風野 カザノ カゼノ 下野國芳賀郡に風野氏あり、式内大前神社の神主家なり。又大關藩の中老に此の氏あり、同族ならん。

笠野 カサノ 加賀河北郡、大隅肝屬郡等に此の地名あり。

風宮 カザノミヤ カゼノミヤ條を見よ。

笠祖 カサノヤ 和名抄豊後國大分郡に笠祖郷あり。

加澤 カサハ 信濃國の小縣郡に賀澤邑あり。元弘三年十月文書に「信濃國望月平六重直女子神氏謹んで言上、海野庄賀澤村云々、舍兄望月大貳房重慶の讓狀に任せ云々」と見ゆ。

我澤 カサハ 備前にあり。

笠庭 カサバ 美作に笠庭山普門寺あり。

笠羽 カサバ

笠坊 カサバウ 大和筒井氏の族にして、奈良、野田等、この氏より分ると。大村藩士にも此の氏あり、同族か。ツヽキ條を見よ。

風早 カザハヤ カゼハヤ 伊豫國に風早郡あり、風早國の跡にして、和名抄加佐波夜と註す。又安藝國高田郡に風速郷あり、加佐波夜と註す。又壹岐國壹岐郡に風早郷、高山寺本に風本郷に作る。其の他、下總(武藏)、紀伊日高郡、越前等に此の地名あり。多くは伊豫風早氏の移住より起りしならん。

1 風早國造 風早國とは、後の伊豫國風早郡の地なり。此の國造は物部氏の族にして、國造本紀に「風速國造、輕島豊明(應神)朝、物部連祖伊香色男命四世孫阿佐利を國造と定め賜ふ」と見ゆ。持統紀十年四月條に伊豫國風速郡物部藥と云ふ人あり、追大貳を賜ふ、久しく唐地にありしによると。蓋し此の國造の族ならん。風早郡八反地に國津比古命神社、櫛玉比賣命神社あり、共に式内社にして、今俗に頭日神と稱す、風早國造の氏神なりと。

2 風早直 物部氏の族、風早國造家の氏族なり。類聚國史五十四に「天長七年六月云々、節婦伊豫國人風早直益吉女、位二階に叙し、身を終らしめ、其の戸の租を免ず」また承和六年十一月紀に「伊豫國人外從五位下風早直豊宗等一烟、姓を善友朝臣と賜ふ云々、天神饒速日命の後也」など見えたり。

3 風早連 風早直の連姓を賜へるものなり。伊呂波字類抄、姓名錄抄、拾芥抄等に見え、又玉海、安元二年條に上野少目風速連重貞を載せたり。

4 風早朝臣 拾芥抄に見ゆ。

5 風早氏 伊豫の風早氏は、以上によりて、風早國造の裔なるや明白なるに、後世河野氏族と云ふ。第十一項を見よ。

6 讃岐の風早氏 寛弘元年大内郡の戸籍に風早吹田女と云ふ者見ゆ。隣國伊豫風早國造家の族裔なるべし。

7 安藝の風早氏 天長十年十月紀に「安藝國言ふ、賀茂郡人風早富麿」と云ふ人見ゆ。伊豫風早直の族なるべし。又當國高田郡に風速郷あり、和名抄加佐波世と註す。伊豫風早氏が内海を渡りて移住し、起せし地名なるや著しかるべし。

8 越前の風速氏 神名帳當國丹生郡に風速神社あり、當國に乎知郷、野間神社の存するを思へば、伊豫より移りて、此の神社を創めしものと考へらる。

9 藤原北家三條家流 雲上家の稱號にして、尊卑分脈に「滋野井權大納言實國の子參議公清(號風早二位)」と見ゆ。其の子「實俊(從三位)―實清(正二位)―公益

—實英—淸季—實興—季興—實廉—實世—公右」なり。

10 藤原北家姉小路流　前項の稱號を復興せしならん。知譜拙紀に「姉小路公景—(風早)實種—公前」と見え、雲上明覽に「實種—公長—實種—公雄—實秋—公元—公紀」とあり。德川時代、御藏米、院參町西寄、寺松林院。家紋

風早

號衣御印

11 河野氏流　伊豫風早郡より起る。豫章記に野間押領使好峰の子安國を風早大領とし、河野系圖に「安國(風早大領)—安躬—元興—元家—家時—爲世—爲時—時高—爲綱(風早大夫)」と見ゆ、蓋し後世風早氏は河野族となりしより、古きに溯りて、風早大領までを其の族とせしものならん。

12 桓武平氏千葉氏流　下總國葛飾郡風早庄より起りし氏にして、東系圖に「東六郎大夫胤賴—重胤(平太)—胤康(風早四郎)」と見え、千葉支流系圖に「東六郎大夫胤賴—胤康(風早四郎)—康常(太郎左衞門)、弟爲康(太郎)—賴康(孫四郎)—貞泰(彥四郎)、弟時秀、弟泰宗」と見ゆ。胤康・承久の役・功ありて風早庄の地を食し、因て風早氏と稱するなり。東鑑二十五に風早四郎、同四十に風早入道、同四十七、四十八に風早太郎常康等見ゆ。

13 薩隅の風早氏　風早氏略系圖に「此の風早氏は姓紋共に未詳、家譲名は公、薩摩國日置郡市來より、此の高山に轉住す。初代太郎兵衞—仁右衞門—平右衞門—太郎兵衞—公常—太兵衞—公輔—公道—平吉—太兵衞—公美。初代太郎兵衞は主馬丞の子、又は弟と云ふ、慶長十六辛亥年誕生。六代太兵衞は高山人矢神助四郎三男なりと。

14 大友能直の後室深妙尼は風早禪尼と呼ばる。

風速　カザハヤ　風早氏に同じ、前條を見よ。

笠原　カサハラ　和名抄武藏國埼玉郡に笠原鄉、加佐波良と註す。又遠江國城飼郡に笠原庄あり、東鑑文治四年に遠江國笠原庄、應永十六年天野文書に笠原莊土形下鄉と見ゆ。其の他、常陸、近江、美濃、信濃等に此の地名あり。

1 笠原直　武藏國造家の一にして、埼玉郡笠原鄉より起る。安閑紀元年條に「武藏國造笠原直使主、同族小杵(使主、小杵は皆名也)と、國造を相爭ひて年を經て決し難し。小杵は性阻にして、逆あり。心高うして順なし。密かに就て援を上毛野君小熊に求めて、使主を殺さんと謀る。使主覺りて走出で、京に詣りて狀を申す。朝廷臨斷、使主を以つて國造と爲し、小杵を誅す。國造使主悚憙、懷にみちて、默し已む事能はず。謹んで國家の爲に、橫渟、橘花、多氷、倉樔、四處の屯倉を置き奉る」と載せたり。蓋し足立なる武藏國造の宗家に繼嗣者なきより、一族なる此の氏より國造家を嗣ぎしならん。

2 笠原眞人　天武天皇の後裔にして、姓氏錄、左京皇別に「笠原眞人、三園眞人同祖、磯城親王の後也」と見ゆ。

3 武藏の笠原氏　後世當國に笠原氏頗る多く、北條氏に屬して相當の地位にありしが、此等は、或は源氏と云ひ、或は藤氏と云ひ、又本國は伯耆なりとの傳說もありて、統一する事難けれど、當國には第一項に述べしが如く、古代笠原直と稱せし大豪族あり、又埼玉郡笠原の地は今

日まで其の名を止むるなれば、例へ古代笠原氏の裔ならずとするも、後世在名を負ひし笠原氏なしとすべからず。新編風土記も「東鑑に笠原六郎、笠原十郎左衞門尉親景など、いづれも當國の人と聞ゆれば、則ち爰に住して、在名を名乘しにや」と云へり。されば戰國時代の笠原氏も此等の後裔尠からざるべしと考へらるゝも、未だ其の經路詳かならず。故に以下表面に表はれしまゝ記す事とせん。

賀美郡長幡部神社（姫大神）長濱下鄕、笠原氏（四十四座命附）と。又秩父郡下吉田村に笠原氏あり、神職にして、古文書二通を藏す。

4　源姓　武藏橘樹郡小机城に據る。小机城は新編風土記に「小机城（飯田城）は小机村の中央より、すこし西の方に當りてあり。今は御林山となれり。東の方大手の跡と云ふ所は、今も打ひらけたる地なり。又搦手の跡には土人城坂と呼ぶ坂あり。其の餘鐘つき櫓の跡なりとて高き臺あり。此所は本丸の廓外なりと云ふ、本丸の內と云ふ所に井戶の跡もあり、今は埋みたれども、猶ほ其形は明らかに見ゆ。此の城一名を飯田城ともいひし歟。隣村

下菅田村に飯田道とよぶ往還あり。此の城蹟へ通ふ故なりと土人いへり。此の城北條家人笠原氏世々居城なりといへど、猶ほ古くよりの城なりしにや。鎌倉大草紙に『文明十年豐島勘解由左衞門、兩上杉の爲に攻られ、丸子城、小机城に籠る』といへり。又稻付靜勝寺什物道灌略譜には『此年二月成田某が守所の小机塞を道灌攻し』とあり。又諸家系圖、及び太田家傳等の書には『道灌少年より世の亂にあひて、數十箇所の合戰あり、初め小机城を攻しとき、敵は多勢にして寄手は小勢なりければ、家人等小を以て大に勝がたからんといへりしを、道灌さとして曰ふ、善く兵を用る者は軍兵の多少によらず、勢に乘るにはしかず、吾誹諧の歌を以て士卒をすゝめんとて、「小机は先づ手習の初にて、いろはにほへとちりぢりになる」とよみしかば士卒是に機を得て、われ先にと進み戰ひしかば、遂に城を攻おとせし』といへり。此の前にいへる文明十年の城攻のことなるべし。もし同時の事なれば、道灌已に五十歲に及べる頃なり。（道灌は文明十八年討れけるとき、五十九歲なり。）さるを初陣のやうにもいひ、又手習のはじめなどよむべからず。此の城責、恐くは別に道灌弱年の時のことなるべし。もし然らば此の城を築きしは、夫より猶ほさきのことなるべし。されど其の年代は考るによしなし。諸國廢城考に云ふ『大永年中、北條氏綱此の城を築きて、笠原越前守をして居らしむ』と。是は新に築きしにはあらで、此の頃は廢城なりしを與せしなるべし。又宗牧が東國紀行、天文十三年三月三日に下に云ふ『程なくかな川へつきたり、此の所へもこつくへの城衆へいひつけられ、旅宿を慶雲寺にかまへたり』と云々、又按ずるに中葉諸城主、及び關東古戰錄等の書には北條左衞門佐氏堯も當城に在城せし如くしるせり。又九代後記には『天正九年北條左衞門佐家子、武州小机城主笠原平左衞門をして合戰せしめしが、此の年討死せし』と云ふ。是によれば當城の邊、すべて氏堯の領地にして笠原も氏堯に屬して在城せしなるべし」と。小田原役帳に「二十三貫百八十文、小机八朔笠原藤左衞門」を載せたり。笠原越前守の事は次項を見よ。

又大曾根村笠原氏條に「中古、富川と改

む。其の家譜を見るに、同郡小机の城主笠原能登守源義俊が弟を平六義爲と云ふ。明應九年庚申、當所の山間に砦を結びて籠居せり。故に此の所を字して殿谷と云ふ。かくて一子なきことを深くなげき、村内長光寺の住僧圓覺法印を請じて、朝夕稲荷を祈念せしに、程なく其の妻懐妊して男子をうめるにぞ、歡喜斜ならず。則ち土木の費を供して、己が構の中へ一祉を造建し、稲荷を勸請せり、因て今に至るまで笠原稲荷と稱す。此の子成長して後筑後廣定と云ふ。天正十二年八月二十日歿す。其の子廣信は天正九年豆州戸倉の戰に、叔父平左衞門を始め一族皆戰死し、同十八年小田原及び小机の城共に沒落しければ、此の砦とても廣信一人にては力のさゝへがたきを計り、自ら破却し、此所を退き、後氏を富川と改め、名をも與右衞門と稱し、しばし民衆に跡をかくせしが、後桑門に入て心叟淨玄と云ふ。後世の事のみいとなみしが、代かはり、ものうつり、天和三年三月十二日沒す。夫より子孫連綿として當所に住し、今は一族十軒にあまれりとぞ」と載せ、又大曾根壘(大曾根村)條に「村の中央にて山にそひし所なり。山上は平地にして、巽の方大手口と見えて打開けし所あり。廣さ凡そ六町四方許り。相傳ふ、北條の家人笠原平六源義爲と云ひしもの、明應の頃、此所に砦を結びて籠りをれり。これを小机の出張城と唱へしよし。今は字して殿谷と云ふ、中古までは、ほりの跡も殘りて小橋などわたせしが、今はその形さへもなくなり。其の跡とおぼしき所を掘り見れば、瓮の端など出ると云ふ。義爲が孫廣信、跡を此所にかくし、其の子孫今に住居せりとぞ、尙ほ笠原氏の條合せ見るべし」と。笠原能登守は相州兵亂記等に見ゆ。第七項參照。

以上に據れば、此の小机城の笠原氏は源姓なりしが如し。

5　藤原姓　小机の笠原氏は前項に據れば源姓の如くなれど、又藤原姓ともあり。前項の笠原越前守は小笠原北條家の重臣にして、初代を越前守信爲と云ふ、小机村に其の墓あり、新編風土記に「笠原越前守信爲墓、本堂の後の山の半腹にあり」て、世々の石碑と並び立り、五輪の石塔なり。文字は滅して讀べからず。信爲は當寺の開基なることは前にいへる如し。此の人祖先の出る所の世系、今考ふべからず。系圖にも信爲を初として、其の子孫を記したれば、とかく慥ならぬことゝおもはる。此の墓も昔は神太寺村にありしを爰に移せしならん。相傳ふ、信爲沒せし時、當所より南西にあたる下菅田村の地にて茶毘せしとて、今に其地を道慶が谷といへり」と見ゆ。(太閤記に伊勢新九郎の從者笠原は伯耆の人なりと。)

其の後、氏康の重臣に笠原越前守康朝あり、又鶴岡別當快元僧都記に笠原越前守入道見ゆ。此の笠原氏の裔は幕府に仕ふ、寬政系譜、藤原姓に收め、北條早雲の臣越前信爲(小机城主)を祖とすと云ふ。支庶二、家紋丸に三柏、五三桐。信爲―能登康勝―平左衞門照重(天正九年伊豆戸倉戰死)―彌次兵衞重政(小田原沒落の後德川氏に仕ふ)―信重―爲次―信勝也。又風土記に「天正の水帳には七右衞門とあり、笠原氏にして藤原姓なり。小机城主笠原美作守綱信の庶流なりと云ふ」と載せたり。

其の他、笠原隼人あり、江川氏に討たる。

6　秀郷流藤原姓松田氏流　佐野松田系圖に「松田左京進成家十世孫尾張守憲秀(氏

綱氏康氏政三代家老）—政堯（笠原新六）」と見ゆ。北條五代記に「新六・駿河國駿河郡（駿東郡）戸德城に居る」事を載せたり。

7　諏訪神家　信濃國の著姓にして、源平盛衰記卷二十七に「信濃武者には、笠原平五、其の甥に平四郎、星名權八等を始めとして、五百餘騎こそ進けれ」と、また「信濃國住人笠原平五賴直」と擧げ、其の奮戰を記し、又東鑑治承四年九月七日條に「爰に平家の方人に小笠原平五賴直なる者あり、今日軍士を相具し、木曾を襲はんと擬す云々」と。

此の笠原氏は、伊那郡笠原牧より起りしか、笠原牧は延喜式左馬寮御牧に笠原牧と載せ、又東鑑文治二年三月十二日條に「信濃國云々、左馬寮領笠原御牧、云々、笠原牧南條、同北條」と擧げ、二ケ所ありしが如く、前者笠原御牧は明白に伊那郡なれど、笠原南條北條と云ふは高井郡笠原なりと考へらる。高井郡笠原は延喜式、當郡に笠原神社を收むるが故に、また古き地名たるなり。されば笠原氏の發祥地は孰れの笠原なるや決し難し。

此の氏の出自については、諏訪神氏系圖に「有信—爲信—爲仲—爲盛—盛行—行遠（保科四郎大夫）—行直—行連—範行（笠原彌次郎）」とあれど、果して然るや否や詳かならず。後世笠原氏は佐久郡志賀城に據る、甲陽軍鑑に天文十六年八月十一日、信玄公・佐久郡志賀城を攻め、笠原新三郎昌朝を討取る事を載せたり。

諏訪志料に「笠原氏、神姓にして、諏方大祝の祖神有員數代に神四郎太夫行遠なる者あり。保科笠原の祖たり。治承中、笠原平吾賴直あり、代々笠原郷を領知せしが、義仲に攻められ、賴直。越後國に奔る。賴直の男四郎光正は、源賴朝に屬し、舊領笠原鄕に歸住す。其の男中務光杜・文治中鎌倉に仕へ、男常太郎光重・北條義時に屬し、弟正之、同新三郎は、建保中・佐久郡志賀城に移る。數代の後、笠原新三郎なるものあり。信玄に攻られて死す。同族能登守光貞は相州に走り、北條氏政に屬し、武功ありしが、永祿中戰死す。次男新六郎常克・北條の臣豆州戸倉城主松田尾張守の養子となる、依て松田新六郎と稱す。後本姓に復し、勝賴に從ひ、主家滅亡の刻戰死す。次男笠原刑部常度は鬼場城警固の爲め、矢ケ崎に在住、同村長矢崎甚五右衛門の娘を妻とす。武田家滅亡後、浪人して矢崎姓となる。長男淸十郎常光・笠原に復姓す」と載せたり。

信濃には此の氏甚だ多し、丸に橘、橘、丸に花菱、丸に二引、丸に二つ引三ウロコ、隅切角に鳩酸草。

8　會津平姓　會津若松諏訪社の社家にして、信濃國伊奈郡笠原鄕の人笠原次郎平賴長當地に來り、祝部となるに發すと云ふ。

9　菅原姓　奧州には磐城岩代より津輕に至るまで此の氏ありて、時に菅原姓と云ふものあり。

10　陸前の笠原氏　天文中の古川狀に「七人給主笠原の一族、柳澤主殿允、谷地森兵部、宮崎民部、島鳥右近」と見ゆ。此の族は高根、宮崎等に據る。觀蹟聞老志に「高根城、（加美郡）、笠原內記・之に居る。谷地森、柳澤兩城主、又舊氏笠原也」と。又「宮崎、大崎家臣宮崎（一作笠原）民部居館」と載せ、又名跡志に「笠原伊勢、其の子權右衛門と、天正十九年、宮崎に敗死す」と。伊勢は一に米泉の邑主笠原伊勢と載せ、權右衛門も米泉權右

カサハラ
カサハラ

衞門とも見ゆ。柳澤、谷地森、宮崎、米泉等各條參照。

11 津輕の笠原氏　建武元年十二月、津輕降人交名に「笠原彥四郎宗淸、同四郎長淸、兩人・二宮治部左衞門太郎之を預る」と見ゆ。

12 平姓　和泉國發祥の笠原氏なり。寛政系譜平氏に收め、與次郎重次(宗室)を祖とす。穗積流の眼科醫也。支庶一、家紋井桁の内一文字、丸に桔梗。

13 雜載　東鑑卷十に笠原高六、十五に笠原六郎、笠原十郎、十一、十五、十七に笠原十郎親景、下りて上野倉賀野十六騎の一に笠原源左衞門、越後蒲原三條衆に笠原氏、田中家臣知行割帳に「百五十石、笠原久五郎」京極殿給帳に「二百五拾石、笠原三之助、百五拾石、笠原長兵衞、百石、笠原六兵衞」井手系圖に笠原堀兵衞、丸龜京極藩の用人に笠原氏あり。

風袋　カザフクロ　上總の一宮玉前神社の社家にして、當地方屈指の名族也と云ふ。

笠間　カサマ　和名抄、大和國宇陀郡に笠間郷・加佐末と註す。次に伊勢國員辨郡に笠間郷・加佐萬と訓ず、また加賀國石川郡に笠間郷あり、加佐萬と註せり。右の内、大和の笠間郷は東大寺延慶二年文書に下笠間莊、興福寺文書に「上笠間、下笠間」猶ほ東大寺要錄長德四年注文に「伊賀國笠間庄四十二町」とあるも、此の地かと云ふ。其の他、相摸、常陸(庄)に此の地名あり、殊に常陸の笠間は笠間郡の私稱あり。

1 (宇太)笠間連　大和國宇陀郡笠間にありし古族にして、天孫本紀に「宇太笠間連祖大幹命」と云ふ人見ゆ。

2 大和の笠間氏　前項笠間連の後裔か。正倉院天平勝寶四年の充厨子彩色帳に笠間家足と云ふ人見ゆ。又後世戰國時代に笠間定輔あり。

3 丹後の笠間氏　竹野郡盆永村の豪族にして笠間日向守等あり。

4 桓武平氏村岡氏流　常陸國新治郡(茨城郡)笠間より起る。桓武平氏村岡忠賴の裔にして、千葉上總系圖に「村岡次郎忠賴—賴尊(山邊禪師)—常遠—常宗(笠間押領使)—宗平(中村庄司)」また般若院千葉系圖に「恒遠(笠間押領使)—宗平(中村庄司)」と見ゆ。第七項笠間氏は此の氏と何等か緣故あるべし、參照せよ。

5 藤原北家八田宍戸流　これも常陸の笠間より起りしなり。下野の大族宇都宮氏の族にして尊卑分脈に「八田知家曾孫宍戸太郎左衞門尉家宗—太郎知宗(法名道澄、號笠間)—彥四郎胤知—十郎知兼—知連」と見ゆ。また「胤知の弟に知周(彥太郎)—家周(又太郎)」また知兼の弟に盛胤あり。

6 同上信房流　これも、常陸より起りしか。豐前の豪族にして、宇都宮大系圖に「宗房—信房—笠間有房—範房—房長」と載せ、笠間次郎左衞門尉有房は「文治元年九月八日、義經の命により豐前に下る」と傳へらる。

7 同上鹽屋氏流　これも常陸の笠間より起り、子孫其の地に據り戰國時代に及ぶ。尊卑分脈に「宇都宮成綱—鹽屋四郎朝業—親朝、其の弟賢快(號笠間)」また其の兄「時朝(長門守、左衞門尉)—朝景(景朝、左衞門尉)—盛朝(左衞門尉)、弟時定、弟朝宗(周防守)」と載せ、また宇都宮系圖に「鹽谷朝業—時朝(笠間長門守)—太郎兵衞景朝—三郎左衞門盛朝—三郎兵衞長朝」などと見ゆ。又下野國志に「時朝・常陸國笠間城主、笠間と號す。文永二乙丑二月九日卒、六十二、歌人」と載せたり。其の後裔は次の如し。

新編國志に「笠間、新治郡笠間村より出づ(今茨城郡)。小田氏と祖を同うす。粟田關白道兼四世の孫下野權守宗綱の嫡、宇都宮左衞門尉朝綱の後なり。朝綱の男成綱・左衞門尉となる、其二子朝業右兵衞尉となる、野州鹽谷に居る、これを鹽谷氏の祖とす。其の弟二子時朝・左衞門尉に任ぜられ、長門守となる。元久年中、始て笠間の地に食邑して笠間氏となる」と。時朝は東鑑に左衞門尉、或は判官、或は前長門守と載せ(第十項參照)、又新和歌集の作者たり、系圖に「文永二年二月卒、歲六十二」と。其の子朝景、其の子盛朝、其の子朝貞、其の子泰朝、又長門守と稱す(系圖)。延元二年、源顯家に應じ、城に據り兵を聚む。佐竹小瀨義春、與黨を率ゐて攻む。泰朝堅く守て陷らず(畑田文書、諏訪部文書)。觀應二年六月十三日のものに「出雲國岡本鄕笠間長門守跡事、その子小法師丸云々」と。其の終を詳にせず、蓋し本宗宇都宮氏と共に、叛きて武家に轉歸したるならんかと云ふ。

泰朝の子將朝、其の子家朝、三世並に長門守と稱す(正宗寺文書、稅所文書)。應永四年笠間長門孫三郎家朝の目安狀に、「元の如く笠間郡十二ケ鄕、石井鄕半分を知行せしむる事、云々」と。その子の時高は、藏人と稱す(野州大羽地藏院記錄)。その子朝淸、その子貞朝、その子綱久、その子綱親、その子綱廣、その子高廣、その子廣直は隱岐守と稱し、その子利長は長門守と稱す(系圖)。永祿中の城主なり。其の子幹綱は左衞門尉(古戰錄、宇都宮系圖)、又長門守と稱す(四戰記)。古戰錄に「笠間の城主長門守幹綱入道心休、子息孫三郎朝綱は、元是れ坂東八平氏の同根、笠間押領使常宗の末にて、古代よりの名の下虛からず、三千餘貫を領し、宇都宮の家臣たり」と。天正四年、益子重綱、宇都宮に叛きて結城政勝に降る(大子益子氏系圖)。九年、幹綱・重綱と戰ひて之を破る。重綱地を納れ、援を結城晴朝に乞ふ。十一年晴朝騎兵六百を發し之を援く。初め重綱砦を深谷に築き、加藤宗能を置きて我を圖る。我も亦谷中玄蕃を橋本砦に置きて之を拒ぐ。是に至て重綱は宗能を岩瀨に徙し、結城の兵を以て富谷を守らしむ。結城の兵・常に茶磨山に在りて、我が動靜を探る。玄蕃察せず、一日富谷を攻んとして、志世良塚に戰死す。玄蕃の子孫八郎之を憤り、十二年阿武山を以て、大に敵兵を敗り橋本砦を復す(四戰記、古戰錄)。十三年、幹綱は重綱と田野山本に戰ひて之を破り、遂に重綱を獲(大子益子系圖)。幹綱の子綱家は、天正十七年、謀を白河不說、小野崎照通に通じ、佐竹義宣を擊たんことを圖りて果さず、(白河文書)。已にして綱家、宇都宮國綱に叛くを以て、國綱の爲に其の城を攻め陷され(宇都宮系圖文書)、笠間氏亡ぶ。其の後國綱の被官玉生高宗・移り居る、慶長四年、宇都宮氏除籍せられ、玉生高宗も又其の黨に坐して除封となる。

和光院過去帳に「道譽・天正十六戊子十二月五日曉、笠間左近大輔、當寺上の山際にて打死」また「宥岳・笠間片庭の息兵部卿・天正八年五月五日庚辰」と。

8 大藏姓高橋氏流　筑後笠間氏は領主付にも其の名見え、又筑後國史に「笠間氏、開基帳に云ふ、大友家給人笠間日向守、天正二甲戌年、二田村來迎寺を益永村に移す(同帳に云ふ、岩永馬之助入道して海金と號す。父岩永兵部丞藤原重俊と云ふ。所々を領す。海金は六町原村淨願寺開山也、文龜二壬戌年、此寺を創す云々。岩

永系圖、齋藤系圖、及び狀一通傳來せしが、往年火災に罹て燒失す)」と載せたり。この笠間氏は高橋系圖に「鑑種の子、三河守光種、弟種益(笠間式部)」とある後か。

9 安藝の笠間氏　藝藩通志山縣郡條に、「笠天村、阿坂山にあり、永正中笠間幸信、弟幸親が守る所。笠間もとは栗栖氏なりしが、故ありて氏を變じて吉川氏に屬す。」また「槇尾山、吉水村にあり、一に寺上山と稱す。笠間(一に笠沼に作る)遠江が居る所」と。安西軍策に笠間刑部少輔を載せたり。

10 雜載　源平盛衰記に笠間三郞、東鑑卷三十一に笠間右衞門尉、三十一、三十二、三十三に笠間左衞門尉時朝、三十四、三十五に笠間判官、五十二に笠間前長門守時朝、又二十四輩順拜圖會、親鸞行化の際歸依せし人に、笠間の城主基員、と。又笠間慶養房あり、「俗姓は當國の住人、源家の子族、稻田九郞賴重」と。其の子孫の建立せし西念寺の寺記には「宇都宮賴綱の季弟賴重、薙髮して敎養といふ、其の子敎念なり」と。

德川時代、笠間氏は大聖寺前田藩、新田細川藩の重臣たり。又加賀藩給帳に「四百八拾石、笠間甚五郞。參百石、笠間善七郞。貳百六拾石、笠間儀左衞門。貳百石、笠間準作。百四拾石、笠間周太郞」と見ゆ。

風間　カザマ　信濃、羽前等に此の地名ありて此の氏を起す。

1 諏訪氏流　信濃國水內郡風間神社(式內)より起る。諏訪神家系圖に「矢島家直の子忠直(風間神庄司)」とあり。又小笠原系圖に大膳大夫長時の女子風間妻と見ゆ。

2 越後の風間氏　もと、信濃より移りしか。太平記卷二十に、越後勢風間信濃守、また二十一に「越後には、小國、池、風間、禰津越中守、大田信濃守」(蒲原津城、或は古志郡島崎城等に據るとぞ)、また三十一に「風間信濃入道舍弟村岡三郞」、何れも新田方として勤王に終始す。頸城郡安塚の直峰城は風間氏の居城たりしと云へど、變遷詳かならず。

3 甲斐の風間氏　北巨摩郡にあり、信濃より移りしや著しからむ。

4 上野の風間氏　桐生勢に風間伊之助あり。

5 會津の風間氏　葦名家臣にして、其の祖を久兵衞信氏と云ふ。又會津郡高久村鄕頭に風間久次あり(新編風土記)。

6 其の他、伊勢、志摩地方にもありと云ふ。

笠松　カサマツ　美濃、筑前等にあり。

1 保田氏流　紀伊在田郡の豪族にして、畠山氏の家老なりきと云ふ。續風土記同郡三田村舊家笠松氏條に「保田山城守長守の親族、有馬利宗の次男、笠松三郞左衞門を祖とす。此の人天正中、八幡城沒落の時討死す。其の子笠松左大夫當村に住す。元和以後元祿十年迄、大莊屋役に命ぜらる」と載せ、又牟婁郡野村の地士に笠松五左衞門あり。

2 雜載　其の他、加賀藩給帳に「百五拾石(丸內劔花菱)笠松六郞」を載せ、又信濃にもあり。

風祭　カザマツリ　相摸國足柄郡風祭邑より起る。桓武平氏にして、家傳に「曩祖は境を稱す、中葉の祖利久、小田原の風祭村に寓居し、これを家號とす」と云ふ。

風見　カザミ

1 桓武平氏千葉氏流　下野國鹽屋郡風見邑より起る。君島系圖に「君島十郞左衞門嗣胤―左衞門尉成胤―備中守胤時―胤重

(風見新右衞門尉)」と見ゆ。

2 稻田西念寺親鸞門侶交名に「風見の明願、風見の智信」等見ゆ。

傘峰 **カサミネ** 清和源氏土岐氏の族にして、土岐賴遠の子光正の後なりと云ふ。駿河の豪族なりしと云ふ。

笠村 **カサムラ**

笠目 **カサメ** 大和に笠目庄あり。

笠森 **カサモリ** 上總國長柄郡笠森邑より起る、淸和源氏武田氏の族なりと云ふ。

笠屋 **カサヤ**

笠家 **カサヤ**

風山 **カザヤマ** 明德記下卷に風山治部少輔あり、山名氏配下の將なり。

笠和 **カサワ** 和名抄、豐後國大分郡に笠和鄕あり。

風和 **カザワ** 熱田神宮舊祠官に風和氏あり。

加志 **カシ** 大隅、對馬にあり。

1 隼人族 大隅隼人の大豪族にして、天平元年七月紀に「大隅隼人姶孋郡少領外從七位下勳七等加志君多利に外從五位下を授く」また神護景雲三年十一月紀に「大隅薩摩隼人俗伎を奏す、云々。加志公島麻呂は外從五位上を授く」と見えたり。

2 惟宗姓宗氏流 對馬島下縣郡加志邑より起りしならん。宗家のわたる次第に、「たゝむね右馬助殿、これを北殿と云ふ。北殿七人の御子五番五郎殿カシなり」と載せたり。

賀志 **カシ** 和名抄、對馬國下縣郡に賀志鄕あり、後世加志と云ふ。

柏合 **カシアヒ** 武藏國幡羅郡(大里郡)に、柏合邑あり。關係あるか。此の氏は淸和源氏河邊氏の族にして、尊卑分脈に「滿政七世孫高田三郎重宗―重朝(柏合冠者、承久亂の時、重方の爲に討たれ了る)―重季(一本重秀、平野冠者)」と見ゆ。

樫井 **カシヰ** 和泉國日根郡樫井邑より起る。糀井城主糀井彥五郎の後胤かと云ふ。樫井太兵衞は小川土佐守の家士也、慶長五年九月濃州關が原に於て平塚因幡を討て武名世に鳴る。

幕臣に此の氏あり、寬政系譜未勘に收む。又豐鑑に美濃のかじ井の城主見ゆ。

樫內 **カシウチ** 山北小野寺遠江守義道家方に此の氏見ゆ。

柏江 **カシエ** かしはえ條を見よ。

樫尾 **カシヲ** 柏尾と通ず、併せ見るべし。

1 相摸の樫尾氏 高座郡柏尾邑より起りし豪族にして、承久記卷四、宇治川合戰に「相摸のくにの住人樫尾の三郎景高、生年十六、むねとの敵と引くんで、押並べてどうと落つ」と見ゆ。

2 大和の樫尾氏 吉野郡三十六公文の一に樫尾公文あり、吉野舊事記に中庄鄕と載せたり。

3 伊豫の樫尾氏 豫章記に、樫尾四郎あり、正平頃の人にして南朝に屬す。

4 其の他、香宗我部氏記錄に樫尾正直見ゆ。

柏尾 **カシヲ** 甲斐、相摸、越後等に此の地名あり。

1 甲斐三枝氏流 山梨郡柏尾より起る。此の地に柏尾山大善寺あり、甲州屈指の古刹なり。三枝氏の祖守國、家號を柏尾と稱せりと云ふ。サイグサ條を見よ。

2 服部氏流 伊賀國柏尾邑より起る、服部氏の一族なりとぞ。

3 相摸の柏尾氏 樫尾條を見よ。

4 但馬日下部氏流 日下部系圖に「小笛則方(養夫守領)―則國―家貞―貞俊(曹司大夫)―成俊(栢尾四郎)―憲慶、弟成忠」と見えたり。古くは第一項と同族なり、關聯する處あるか。

5　備前地方にも此の氏あり。

鹿子尾　カシヲ　筑後の豪族にして、樋口宗保覺書に「隆信・黑木表に御遣し成され、御子息（一本に四郎の字あり）椿原式部（一本に釜瀨大和に作る）子・鹿子尾大藏子を質に御取り成され候。左候て大藏に仰付られ候は、星野鎭虎內。星野九郎を其方才覺を以つて討ち申す樣にと仰られ候。大藏白石に人を遣はし仕り、九郎を鹿子尾に呼び越し馳走仕り、酒に醉はせ討ち申候」と見ゆ。

柏岡　カシヲカ

樫岡　カシヲカ

柏川　カシカハ

加士伎　カシキ　薩摩の豪族、隼人族の酋長なり。

〇加士伎縣主　天平八年の薩摩郡正稅帳に「主政外少初位上勳十等加士伎縣主都麻理」と云ふ者見えたり。加士伎はコシキにて、和名抄に所謂甑島郡甑島鄕とある地にて、甑隼人の酋長か。或は大隅國始良郡（桑原郡）加治木より起りしか。果して然らば後の加治木氏と關係あらん。カヂキ條を見よ。此の氏縣主とあるによりて、相當大なる勢力を有せしものと考へらる。

樫木　カシキ　美濃にあり。

炊江　カシキエ　和名抄、豐前國上毛郡炊江鄕あり、其の地より起るか。此の地は正倉院文書に上三毛郡加自久也里と見ゆ。

柏倉　カシクラ　カシハクラ　次の二流あり。

1　秀鄕流藤原姓　久賀氏部重宗の三男柏倉大炊介宗吉より出づと云ふ。

2　三枝氏流　佐州役人帳に「三枝姓、柏倉熊次郎」を載せたり。

3　志摩にも此の氏存す。

柏下　カシシタ

橿園　カシソノ　熱田神宮の舊社家にして長岡朝臣姓なりと云ふ。

樫田　カシタ　加賀發祥の氏なるが如し。

1　源姓　幕臣にあり、寬政系譜に「はじめ堅田氏を稱せり」と。家紋五三桐、丸に四石。

2　加賀藩給帳に「貳百石（丸内橘）樫田信三郎」と見ゆ。

香志田　カシダ　筑後河北氏文書、侍從義閣の判書に「香志田彌橋・申すべく候」と、豐後發祥の氏か。

樫谷　カシタニ　カシヤ

佳質　カシト　和名抄、備後國御調郡に佳質鄕あり、加之土と註す。

加稻　カシネ　伊勢國桑名郡加稻邑より起る。加稻九八郎は同名新田を開く。

柏野　ガシノ　カシハノ

樫野　カシノ　津山分限帳に「六石三人扶持、樫野茂次郎」と云ふ人見ゆ。

鹿忍　カシノブ　備前國邑久郡鹿忍邑あり百合文書に元享元年鹿忍庄と。

柏　カシハ　伊豫、土佐、肥前等に此の地名あり。

1　中臣連姓　常陸の豪族にして、中臣氏より出づとぞ。新編國志には「柏、所出詳ならず。甲明神弘治三年の奉賀帳に柏彈正左衞門、柏大隅守、柏藏人、柏左京亮、柏木工左衞門等あり。奧羽永慶軍記、天正中關山合戰の時、佐竹の兵・柏隱岐守あり。靜社の神官の內、大頭と稱して柏氏のものあり」と。久慈郡靜神社（名神大）の社記に、神官六員、大頭柏氏、俗に宮侍と曰ふ」と載せたり。

2　肥後の柏氏　菊池十八外城の一に掛幕城あり、菊池風土記に「柏四郎代々居る」と。一本に柏原に作る。

3　雜載　德川時代、黑石津輕藩の重臣に此の氏あり。又文安年中御番帳、奈良御供衆に柏藏主見ゆ。

樫葉　カシバ

柏葉　カシハ　カシハバ

柏井　カシハヰ　和名抄、尾張國春部郡に柏井郷を收む。中世以降柏井庄と號し、後宇多院御領目錄に收めらる。

柏江　カシハエ　武藏國多摩郡柏江鄕より起る。東鑑卷の十九に柏江入道増西あり、當國威光寺領に亂入し、狼籍すと見ゆ。

柏木　カシハギ　大和、武藏、近江、上野、陸奥、羽前等に此の地名ありて、數流の柏木氏を起す。

1　清和源氏山本氏流　近江國甲賀郡柏木莊より起る。尊卑分脈に「義光―山本遠江守義定―山本冠者義經(本光資)―義兼(住近江國、九條院判官代、左兵衞)―義章(號柏木判官代、殷富門院判官代)―賴兼(七條院判官代)」と載せ、また清和源氏系圖には「山本義定―義兼(手島冠者、號柏木)」と見ゆ。諸家系圖纂、中興系圖等は分脈に同じ。傳說に據るに義章の父昌義は、仁安年中柏木庄を領すと云ふ。平家物語、源平盛衰記、共に近江源氏に此の氏を收め、又源平盛衰記に「近江國には山本冠者義清、柏木判官代義康、錦織冠者義廣」と載せ、東鑑治承四年十二月一日條に「平知盛卿は數千の官兵を率ゐて近江國に下向す、而して源氏山本前兵衞尉義經、同弟柏木冠者義兼等と合戰す。義經以下、命を棄て、身を忘れ、挑戰すと雖、知盛卿多勢の計を以つて、火を放ちて彼等の館、並に郎從宅を燒き廻るの間、義經、義兼度を失ひて逃亡す。これ去る八月、東國に於いて源家義兵を擧ぐるの由を傳へ聞きて以降、近國にト居すと雖、偏へに關東一味の儀を存じ、頻りに平相國禪閤の威を忽緒にするの故、今此の攻に及ぶ云々」と見ゆ。其の後「建久元年・賴朝上洛の時、義章を召して柏木庄を與へしが、建保年中、柏木義敎・北條氏と戰ひて之に死し、柏木氏亡ぶ」と傳へらる。下つて柏木氏の裔源藏人と云ふ者、舊邑を復せんと欲し、來り攻む。山中木工助之を拒ぎて屈せざりしとぞ。後世、甲賀二十一騎に柏木三家あり、伴、山中、美濃部の三氏を云ふ。伴姓也。

2　桓武平氏千葉氏流　千葉系圖に「千葉介胤政―胤業(柏木八郎、結城大膳大夫の聟、次男を養子に遣はし、結城家督相續)」と見ゆ。

3　清和源氏乙葉氏流　武藏國豐島郡柏木邑より起る。源賴信の子乙葉三郎賴季、長元三年、上總介平忠常、陸奥權介忠賴の兄弟追討の賞として、角筈柏木の地を賜はり、柏木村に住す、これ柏木氏の祖也と云ふ。

4　小林氏流　信濃國佐久郡栢木邑より起り、同村栢木城に據る。小林氏より出でし氏にして、栢木六郎は天正中殺され、其の後栢木因幡・當城に據る。甲斐にも此の氏あり、信濃より移るか。

5　紀伊の柏木氏　日高在田等にあり。續風土記、日高郡平川村舊家六右衞門條に「柏木淨阿入道の後なり、家紋五本扇なり。後和佐城主玉置氏に仕ふ」と載せ、又在田郡金屋村舊家柏木彥四郞條に「柏木彥四郞の子助左衞門、當村に居住し、其の子喜右衞門、元和年中莊屋役を勤め其の後地士となる」とあり。

6　會津の栢木氏　新編風土記、河沼郡八日町村舊家栢木文次郞條に「慶長の頃十九代の祖清左衞門と云ふ者、此の村の肝煎役を勤め、其の子孫代々此の地に住し、今に肝煎たり」と見ゆるのみ。岩瀨地方にも此の氏あり。

7 清原姓　笠氏系圖に「賴高（小笠原兵庫頭）—宗賴（柏木右馬助、宮方執事）」と載せたり。

8 秀鄕流藤原姓佐野氏流　下野國都賀郡柏木邑より起る。佐野氏の族にして、佐野讃岐守有綱六男廣高、柏木右衞門佐と稱す。此の人・初め有房、又山城守と稱す。粟野柏木に住して氏と爲すとぞ。廣高の後は其の子「有長（小四郎、下野守）—有家（柏木小太郎、玄蕃頭）—家高（柏木小太郎、左右衞門佐）—信廣（佐野內記）」なりと云ふ。

9 伊豆藤原姓　伊豆韮山の名族にして、江川氏に次ぐと云ふ。增訂伊豆志稿に此の氏を載せ、柏木中榮、其の子忠俊等を擧ぐ。藤原姓なりとぞ。一說越後柏崎より來ると。柏崎氏條を見よ、猶ほ宇佐美氏と關係あるか。

10 雜載　新田小笠原藩の用人に、此の氏あり、又美濃にも存す。

栢木　カシハキ　柏木氏に同じ。

柏倉　カシハクラ　下野國志に「皆川秀宗は永享十年八月朔、鎌倉に生害す、家臣柏倉齋宮云々等、共に討死す」と。又關八州古戰錄に、永祿九年、長沼信鐵齋後宗配下の將に柏倉大炊助を載せたり。徳川時代、鳥羽稻垣藩の用人に、此の氏あり。

柏坂　カシハザカ　備前にあり。

柏崎　カシハザキ　武藏、安房、常陸、磐城、陸前、越後等に此の地名あり。

1 藤原姓　越後國三島郡（刈羽郡）柏崎より起り、柏崎城（柏崎町）に據る。此の氏は越後國司藤原津大膳太夫憲光の末葉にして、柏崎權頭勝長を祖とす。此の人は將軍賴嗣に仕へし人なりとぞ。其の後、永正中柏崎右衞門太夫是光（一に是元）、天文中には柏崎日向守廣重（廣行）、永祿中には其子彌七郎廣員等あり。廣員一時、琵琶島城主となり、琵琶島彌七郎と稱す（雪譜）。

長尾系圖、長尾景房公御家中侍に栢崎右衞門大夫あり、又謙信樣御分城持侍大將衆に柏崎城主柏崎日向守、其他、栢崎彌七郎等を載せたり。右衞門大夫は卽ち是光にして、永正六年長尾爲景越中戰の時に討死す。越後治亂記に「藤原鎌足の御末なり」と見ゆ。日向守は天文二十三年川中島合戰に出づ、彌七郎はまた時員ともあり。

2 野與黨　平姓と稱す。武藏國埼玉郡柏崎邑より起る。武藏七黨系圖に「野與六郎基永—九郎大夫經長—二郎大夫經光—二郎經能—太郎能元—時光（栢崎二郎）—二郎爲時、弟三郎時信」と見えたり。史料本には時光（柏津二郎）に作る。

柏澤　カシハザハ　信濃にあり。

柏島　カシハシマ　備中淺口郡に、柏島あり、關係あるか。武藏にも此の地名あるべし。

○有道姓兒玉黨　七黨系圖に「秩父平太行重—平武者行弘—稻島四郎行友（和田に與し誅さる）—友時（內舍人、柏島五）、弟友平（爲重忠ニ俣河誅）、弟友重（與父誅）」と見ゆ。

柏瀨　カシハセ

柏田　カシハダ　日向記に柏田與八と云ふ人見ゆ。

柏谷　カシハダニ　伊豫河野氏の一族にして、越智系圖に「河野六郎通有—通茂（九郎、母通久女也、柏谷殿と申す也）」と見え、又豫章記に「通有次男通茂（九郎、母通久女）、柏谷に居住して柏谷殿と云ふ」とあり。伊豫の地名を負ひしや明かならん。

膳　カシハデ　カシハ　また膳夫に作る。食事を掌りしを氏の名に負ひしなり、詳細

は膳部條を見よ。上古の大族なり。

1 膳臣　膳部の長にて、供饌の事を掌りし氏なり。阿倍氏の族磐鹿六雁命より出づ。古事記孝元段に「比古伊那許志別命、此は膳臣の祖」と。比古伊那許志別は六雁命の御父なり。また孝元紀に「大彦命、是れ阿倍臣、膳臣云々、凡そ七族の始祖也」と。大彦命は六雁命の御祖父なり。六雁命の事は、景行紀五十三年條に「天皇云々、伊勢に幸し、轉じて東海に入り給ふ。冬十月、上總國に至り、海路より淡の水門を渡り給ふ。是の時、覺賀鳥の聲を聞き、其の鳥の形を見んと欲し給ふ。尋ねて海中に出で、仍りて白蛤を得。是に於いて膳臣の遠祖、名は磐鹿六雁、蒲を以つて手繦となし、白蛤を膾につくりて之を進む。故に六鴈臣の功をほめて、膳大伴部を賜ふ」と見えたり。

これ膳臣の起原にして、其の後裔なる高橋氏の奉りし高橋氏文には「掛けまくも畏き卷向日代宮御宇、大足彦忍代別天皇（景行帝）云々、伊勢に行幸し、轉じて東に入り給ふ。冬十月、上總國安房の浮島宮に到り給ふ。爾の時、磐鹿六獦命・駕に從つて仕へ奉る矣。天皇・葛餝の野に行幸して、御獦せしめ給ふ矣。大后八坂媛は借宮に御座し坐す。磐鹿六獦命・亦留り侍る。此の時、大后・磐鹿六獦命に詔して宣く、此の浦・異鳥の音を聞く、其れ駕我久久と鳴く、其の形を見んと欲すと。卽ち磐鹿六獦命、船に乘りて鳥の許に到る。鳥・驚きて他の浦に飛ぶ。猶ほ追ひ行くと雖も、遂に捕ふるを得ざりき。是に於いて磐鹿六獦命・詛ひて曰く、汝鳥・其の音を戀ひて、貌を見んと欲ふに他の浦に飛び遷りて、其の形を見せず。今より以後、陸に登るを得じ、若し大地の下に居らば必ず死なん。海の中を以つて住處と爲せと。還る時・舳に顧ふて魚多く追ひ來る。卽ち磐鹿六獦命、角弭の弓を以つて、游魚の中に當つ、卽ち弭に着きて出で忽ち數隻を獲たり。乃ち名けて頑魚と曰ふ、此れ今の諺堅魚と曰ふ。船潮涸に遇ひて渚の上に居ぬ、堀り出さむと爲るに、八尺白蛤一貝を得たり。磐鹿六獦命、件の二種の物を捧げて、大后に獻る。卽ち大后・譽め給ひ、悦び給ひて詔すらく、甚だ味・淸く造りて御食に供へんと欲ふ。爾の時、磐鹿六獦命申さく、六獦・料理して將に供へ奉らむと白して無邪志國造の上祖・大多毛比、知々夫國造の上祖・天上腹天下腹人等を喚びに遣はして、膾と爲し、及び煮燒き雜造り盛りて、云々。乘輿・御獦より還御入り坐す時、供へ奉る。此の時勅し給はく、誰か造りて進むる所の物ぞと問ひ給ふ。爾の時、大后奏さく、此は、磐鹿六獦命が獻る所の物也と。卽ち歡び給ひ、譽め賜ひて勅し給はく、此は磐鹿六獦命獨が心には非じ矣。斯れ天に坐す神の行ひ賜へる物也。大倭國は、行ふ事を以つて、名に負ふ國なり。磐鹿六獦命は朕が王子等に阿禮、子孫の八十連屬に、遠く長く天皇が天津御食を齋ひ忌み取り持ちて仕へ奉れと負ひ賜ひて、則ち若湯坐連等の始祖、物部意富賣布連の佩ける大刀を脫ぎ置かしめて副へ賜ひき。

又此の行事は大伴立て雙べて、應に仕へ奉るべき物と在れと勅して、日竪日横、陰面背面の諸國人を割き移りて、大伴部と號けて、磐鹿六獦命に賜ひき。又諸の氏人、東方諸國造十二氏の枕子を、各々一人づゝ進めしめ、平次比例給ひて依さし賜ひき、云々。此の時、上總國安房大神を御食都神と坐せ奉りて、若湯坐連等の

カシハテ
カシハテ

始祖意富賣布連の子豐日連をして火を鑽らしめ、此を忌火として、いはひゆままへて御食を供ふ云々。纒向朝廷歲次癸亥より始めて貴き詔勅らけ給はり、膳臣の姓を賜はりて、天都御食を伊波比由麻波理て供へ奉り來、云々。子孫等をば、長世の膳職の長とも、上總國の長とも、淡國の長とも定めて、餘氏は萬介太麻波で乎佐女太麻はむ。若し膳臣等の繼ぎ在らざらんには、朕が王子等をして、他氏の人等を相交へては、亂らしめじ。和加佐の國は六雁命に、永く子孫等が、遠世の國家と爲よと定めて授け賜ひてき。此の事は世々にし過り違へじ」など見えたり。猶ほ高橋氏條參照。

氏人は履仲紀に膳臣余磯、雄略紀に膳臣班鳩(將軍)、膳臣長野(膳職)、安閑紀に膳臣大麻呂(內膳卿)、欽明紀に膳臣巴提便(虎を殺したるにて有名)、膳臣傾子(膳職)、其の他、推古紀に膳臣大伴、齊明紀に同葉積、天武紀に小錦中膳臣摩漏、景雲二年紀に大丘、承和十四年紀に立岡(若狹國人)、元慶五年紀に常道等見え、甚だ榮えたる氏なり。天武紀十三年に朝臣姓を賜へり。稚櫻部臣、高橋朝臣の如きは此氏より別る。

2 和泉の膳臣 前項氏の族なり。姓氏錄、和泉皇別に「膳臣、宇太臣、松原臣は阿倍朝臣同祖。大鳥膳臣等、幷に大彥命の後也」と見ゆ。膳部條參照。

3 (大鳥)膳臣 前項を見よ。

4 若狹の膳臣 若狹は高橋氏文にある如く、此の氏の領國にて、國造も此の一族より出づ。(ワカサ條を見よ)。承和十四年五月紀に「白丁膳臣立岡に正七位上を授く、立岡は若狹國の百姓也。窮民に代りて、鹽五斛、庸米百五十二斛、准稻四千六百八束を輸す」など見ゆ。

5 越前の膳臣 第十項を見よ。

6 信濃の膳臣 第一項膳臣の族なり。此の國に移れるは中古の初めなるべし。貞觀六年二月紀に「從五位下行越後介高橋朝臣文室麻呂・卒す。文室麻呂は、左京の人、本姓膳臣、又姓錦部、信濃の國人也。五代の祖膳臣金持、信濃の國人錦部氏の女を娶り、男倭を生む。是に於いて、倭・本族を尋ねず、母姓を以つて已が姓となし、便ち信濃國人と作る。倭の男美造・病死し、五男備後掾正六位上彥公、五經を讀むを以つて、嵯峨院に侍る。天長五年、錦部を改めて、高橋朝臣を賜ひ、左京に貫附す。膳と高橋とは同祖なり。故に彥公の願に隨ひて之れを賜ふ。彥公は是れ文室麻呂の父也」と見ゆ。眞に然りしか假冒か詳かならず。

7 房總の膳臣 第一項に見ゆるが如く、膳臣は其の祖六雁命・上總及び安房の國の長とするの勅を賜はりたりと稱す。何處まで事實なりや否やは容易に決し難きも、此の地方に其の配下の民・膳大伴部の多きを思へば、或る程度まで之を認めざるべからず。アハ、インベ、オホトモ各條を參照せよ。猶ほ安閑紀元年條に「內膳卿膳臣大麻呂が勅を奉じて、使を遣はし、珠を上總の伊甚國造に求め」し事あり。イジム條を見よ。

8 豐前の膳臣 靈異記上卷三十に「膳臣廣國は、豐前國宮子郡の少領也。藤原宮御宇天皇の代云々」と見え、又上三毛郡加目久也里大寶二年戶籍に「膳臣廣賣」、丁里戶籍に「膳臣百手賣」等見えたり。一族多かりしを知るに足らん。猶ほ十一項を見よ。

當國上三毛郡は筑後國風土記に上膳縣に作る。而して郡內に此の氏の存するを思

へば、上毛、下毛の毛は食（ケ）にて膳氏に緣故あるべし。

9　豐後の膳臣　豐日志に「膳臣廣雄は前の豐後介大丘の子也。大同四年、直入郡の擬大領に任ぜらる」と見ゆ。

10　膳朝臣　膳臣の後にして、天武紀十三年條に「膳臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見ゆ。されど程なく高橋朝臣と云ひしが故に、膳朝臣と云ふは殆んど物に見えず。

11　越前の膳氏　第四項に云へる如く、若狹は此の氏の勢力盛なりし地なれば、古く當國にも移れる者ありしが如し。欽明紀三十一年條に膳臣傾子を此の國に遣したる事見ゆ。ミチ條を見よ。又天平三年の越前國正稅帳に「江沼郡司主政從八位上勳十二等膳長屋」と云ふ人見ゆ。以つて察すべし。

12　豐前の膳氏　天平十二年九月紀に「仲津郡擬少領无位膳東人」と云ふ人見ゆ。第八項を見よ。

膳夫　カシハデ、職名なり、膳部條、及び膳條を見よ。

1　白髮部膳夫　御名代部の一種にして、こは清寧帝に膳夫として仕へし者を、帝の御子代として後世にのこし給へる者なり。又「白髮部供膳」とも記せり。

2　大和の膳夫氏　膳臣の後裔ならんと云ふ。十市郡香久山村の大字に膳夫あり。今尙ほカシハデと呼ぶ。近傍に安倍村あり、亦偶然に非ず。膳夫の東二町許、松本山に高屋阿倍社あり、此れ其の祖を祭りたるものとす。國民鄕士記に「十市郡膳夫正齋（孝元天皇々子大彥の末）」とあれば、慶長の比まで膳夫氏の後裔存在せしと覺ゆるも今其の子孫なし。膳夫は往時多武峰領となり、膳夫庄と稱す、談山社に永正十二年の古圖を藏せり（大和志料）。

膳大伴　カシハデノオホトモ　膳大伴部の伴造なり。膳大伴部、膳、大伴等の各條を參照せよ。

1　膳大伴造　物部氏の族にして、高橋氏文に「若湯坐連等の始祖、意富賣布連の子豐日連云々」と載せ、又「大伴造は、物部豐日連の後也」と見ゆ。これ膳大伴部の伴造にして、中央に在りて此の部を總括せしなり。弘仁以後膳伴造と云ふ。

2　膳大伴宿禰　恐らく膳大伴造の宿禰姓を賜へるものなるべし。されど地方の膳大伴公などの後とも考へらる。弘仁以後膳伴宿禰と云ふ。

3　膳大伴公　豐後なる膳大伴部の首長なり。大分郡の豪族にして、弘仁以後膳伴公と云ふ。

4　膳大伴氏　拾芥抄に見ゆ。其の他多し、次條を見よ。弘仁以後は總べて膳伴氏となりしが故なり。

膳伴　カシハノトモ　膳大伴氏の後なり。弘仁十四年、淳和天皇の御諱大伴を避けて、大伴氏を改めて伴氏と爲し給ふや、此の氏も大の字を省きて斯くなりしものとす。後世まで九州に多し。

1　膳伴造　膳大伴造の後なれば、恐らく物部氏の族と考へらる。儀式神今食儀に「膳伴造・燧を鑚り、卽ち御飯を炊しぐ」と見ゆ。

2　膳伴宿禰　前項氏の宿禰姓を賜へるものなり。朝野群載卷六に「寬治七年十二月、膳伴宿禰範宣」見ゆ。

3　筑前の膳伴宿禰　前項と同樣、物部系の氏か。或は北九州に多かりし膳大伴公の宿禰姓を賜ひしものか。未だ詳かならず。筑前香椎社にあり。朝野群載卷六、寬治七年十二月七日の太政官符に「應に正六位上膳伴宿禰範宣を以つて、香椎社

大宮司職に補すべき事、右・範宣去る二月十七日の解を得るに偁く、大宮司は是れ先祖相傳、補任來る事尙し矣。近くは則ち高祖父公武經行等也」云々」と見ゆ。香椎廟四黨の神官に伴(膳大伴宿禰)、大膳(大膳紀宿禰)あり。共に此の氏と關係あらん。膳伴宿禰は御田氏一家にして、「御田氏は大伴武以苗胤・大伴友國連の子友綱宿禰(實は紀宇連宿禰の三男氏連宿禰の弟にして、初の名を字綱といへり)、膳大伴宿禰の姓を賜ふ」と傳ふれど、こは大伴と云へば、總べて武以(武持)流の大伴連と思ひての牽强附會に過ぎず。

4 膳伴公　豐後の豪族にして、膳大伴部の後なり。承和十五年紀に「豐後國大分郡擬少領膳伴公家吉、同郡寒川石上に於いて、白龜一枚を獲」と見ゆ。當國に膳臣もあり、膳條第九項を見よ。

5 石見の膳伴氏　元慶五年三月紀に「石見國美濃郡都茂鄕云々、銅工膳伴案麻呂」と云ふ人見ゆ。膳大伴部の後ならんか。

6 豐前豐後の膳伴氏　此の地方に多かりし膳伴公の裔なり。宇佐大鏡、康平二年三月の廳宣に豐後前權介膳伴光恒と云ふ人見え、又「勝津留(大分郡)畠七十町、件の津留は本荒野也。而して永承元年の比、權介膳伴元恒・國宰に申請し、荏隈笠和判太三箇所堺空閑地を占めしむ。爰に天喜元年多米倉滿廳座所裁申云々」と。

膳大伴部　カシハデノオホトモベ　大膳、內膳の爲に設けたる品部にして、それに要する費用を徵し、又膳夫を出せしものと考へらる。景行朝、東國の國造に命じて、此の部を設け、膳臣の祖六雁命に之を賜ひし事、膳條第一項に引きたる景行紀、高橋氏文の文により知るべし。諸國の此の部民はオホトモ條にて云へり。

无邪志直膳大伴部、オホトモ條を見よ。

膳部　カシハデベ　職業部の一にして、令義解に「膳部は庶の食を造ることを掌る」と見ゆるによりて、其の意明瞭なり。古事記に「水戸神の孫櫛八玉神を膳夫と爲す」とあるを初見とす。中古に及び、大膳職、內膳司等あり。職員令に「大膳職、大夫一人・(諸國の調雜物、及び庶の膳羞、醢葅、醬豉、未醬、肴菓、雜餠、食料を掌り、膳部を率ゐ、以つて其の事に供するを掌る)、亮一人、大進一人、少進一人、大屬一人、少屬一人、主醬二人、主菓餠二人、膳部一百六十人、(庶食を造るを掌る)、使部卅人、直丁二人、駈使丁八十人、雜供戶」、また「內膳司、奉膳二人(御膳を惣知し、進食、先嘗の事を掌る)、典膳六人(御膳を造り供し、庶味寒温の節を調和するを掌る)、令史一人、膳部卅人(御食を造るを掌る)、使部十人、直丁一人、駈使丁廿人」と見ゆるを以て、上古の狀態をも推知すべし。

此の膳部の長は景行段に「倭建命・國を平ぐる爲廻り給ふの時、久米直の祖、名は七拳脛、恒に膳夫となり、以つて從ひ仕へ奉る也」と載せ、また姓氏錄、襷多治比宿禰の條に「男兒、其の心女の如し、故に襷を賜ひ、御膳部と爲す」など見ゆる如く、必ずしも一定の氏の人に定まらざりしが、景行朝に磐鹿六雁命・膳夫として功ありしより、子孫膳臣となり、多くの場合、宮中の膳部を掌りしものゝ如し。

1 大和の膳部　膳、膳夫條を見よ。

2 和泉の膳部　當國に膳氏の多き事は膳條を見よ。大島郡松尾山に膳部尾あり、古へ膳部の居りし地ならんと云ふ。

3 膳部臣　膳部の長なりしを氏とせしなり。欽明紀に「膳臣傾子」この人・崇峻紀に「膳臣賀拖夫」と載せ、また法王帝說に「聖德法王・膳部加多夫古臣の女、

名は菩岐岐美郎を娶る云々」とあるを以て、膳臣と云ふも、膳部臣と云ふも、同一なるを知るべし。猶ほ孝德紀に「膳部臣百依」と云ふ人見ゆ。

4 鴨社の膳部　木下、神川、井上等の諸氏ありて、大江姓、藤姓、橘姓、平姓、中原姓等と稱す。

柏野 カシハノ　伊賀、加賀、播磨等に此の庄名あり。安藝の柏野氏は小早川氏配下の將なり、コバヤカハ條を見よ。

柏原 カシハハラ　カシハラ　カイハラ

此の氏はカシハバラと讀む方多けれど、今便宜上カシハラ條に併せ云へり。

鴉倉 カシハヒ　和名抄武藏國男衾郡に此の鄕名あり、柏合かと云ひ、又カリクラかと云ふ。

柏村 カシハムラ　便宜上カシムラ條に收む。

柏本 カシハモト　便宜上カシモト條に收む。

柏森 カシハモリ

柏矢 カシハヤ　豐前にあり。

柏山 カシハヤマ　カシヤマ條を見よ。

柏原 カシハラ　カシハハラ　カイハラ

和名抄駿河國駿河郡に柏原鄕、加之波波良と註す。次に上總國長柄郡に柏原鄕、次に近江國伊香郡に柏原鄕、次に播磨國佐用郡に柏原鄕（風土記柏原里）、肥後國菊池郡に柏原鄕、なほ豐後風土記に直入郡柏原鄕、庄名としては近江國坂田郡、丹波國氷上郡等にあり、又山城、河內、遠江、武藏、飛驒、信濃、常陸、淡路等にも此の地名存す。

1 柏原造　大和國葛上郡の柏原鄕より起る。東大寺奴婢帳天平勝寶三年三月三日の奴婢見來帳に「大倭國葛上郡柏原鄕柏原造種麻呂、柏原造奈兄位」など見ゆ。次に云ふ柏原連の族か。

2 柏原連　前項氏の連姓を賜ひしものか物部氏の族にして、姓氏錄左京神別に「柏原連、同上（伊香我色乎命之後也）」と見えたり。近江國伊香郡に物部なる地名あり、又柏原鄕と云ふもあり。

3 近江の柏原連　伊香郡柏原鄕は此の氏のありし地にあらざるか、附近に物部なる地名も存すればなり。當國柏原氏の事は第八項を見よ。

4 栢原村主　大和國葛上郡柏原鄕にありしならん。漢土よりの歸化族にして、和銅六年十一月紀に「詔して、正七位上按作磨心は、能工異才衆侶に獨越し、錦綾を織成す。實に妙麗と稱すべし。宜しく磨心の子孫は雜戶を免じ、姓を栢原村主と賜ふべし」と見えたり。

5 柏原公　蝦夷の酋長にして、もと陸前國遠田郡にあり。弘仁三年九月紀に「陸奧國遠田郡人云々、勳八等柏原公廣足等十三人、姓を椋崎連と賜ふ」と見ゆ。

6 河內の柏原氏　志紀郡柏原邑より起りしか。持統紀三年條に「僞兵衞河內國澁川郡人柏原廣山を土佐國に流す。追廣參を以つて、僞兵衞廣山を捉へし兵衞生部連虎に授く」と見えたり。物部氏の族ならんか。

7 清和源氏宇野氏流　大和國高市郡橿原より起る。宇野左馬頭親家の裔なりと云ふ。

8 清和源氏賴平流　近江國伊香郡に柏原鄕あり、又坂田郡に柏原庄、孰れより起りしか、詳かならざれど、恐らく後者ならんと考へらる。而して或は古代の柏原氏と關係あるべし。

此の氏は滿仲の男賴平の後にして、尊卑分脈に「賴平（武藏守、大藏權大夫）―賴盛（柏原、從五下、伊豆守、皇后少進、大藏權大甫、母備前守惟風女、任國に於い

て卒）―盛實（世人・荒雜色と號す。號柏原、藏人所雜色、右兵尉）―盛清（山城守、從五下）

- 頼經（宮内丞）―家成
- 盛房（三河守、於近江國被誅、柏原宮内丞）
  - 頼房（兵庫助）
    - 頼實
    - 頼隆（左衞門尉）
    - 重能（左將監）
  - 重盛
  - 清房（藏人所雜色）
- 家盛（中務丞）
  - 盛仲（先生、皇后侍長）―基仲
  - 仲滿（安木守）
    - 義兼（左兵衞）
    - 忠盛（民部丞）
  - 俊家（式部丞）
  - 時家―時房
  - 家清（太田）
- 盛光（齋院次官）
- 盛平
- 家仲

と載せ、而して盛清は醍醐寺雜事記に「近江國柏原庄は應德二年、白河院・前中宮賢子の御菩提の御爲に、圓光院を建立せらるゝの刻、永く不輸租田となすべきの由、官符を下され、院家に施入せらる。爰に領主源盛清・年々年貢の未進を致し、積りて三千石に及ぶの間、鳥羽院御時・庄務を寺家に附せらるゝ所也」と載せたり。其の後、東鑑、正治二年十一月一日條に「去月二十二日、頭辨公定朝臣奉行となり、近江國の住人、柏原彌三郎を追討すべき由 宣下せらる。是れ近年事に於いて帝

カシハラ

に背くの故也」」と見え、亦「同十一月二十七日、先日上洛せし澁谷次郎高重、土肥先二郎惟光等歸着、申して云ふ、高重等上洛以前、官軍彼の柏原彌三郎の住所、近江國柏原庄に發向するの刻、三尾谷十郎云々、件の居所後面山を襲ふの間、賊徒逐電し畢る。今兩使其の行方を伺ふと雖、據る所なきにより歸參、云々」とあり。此れも此の流なるべし。

9 伊香氏流　伊香郡柏原鄕より起る。當郡の著姓伊香氏の族なりと。

10 丹黨　武藏國入間郡柏原邑より起る。武藏七黨系圖、丹黨に此の氏を收むれど、其の系なし、蓋し小島、志水の族なるが如し。東鑑卷九、文治五年頼朝奥州征伐の際に柏原太郎と云ふあり、畠山重忠に從軍する五騎の一なり。

11 赤松氏流　播磨國佐用郡柏原鄕より起る。赤松氏の族にして、且つ其の配下の將として有力なり。赤松系圖に「頼則―宇野新大夫爲助―孫太郎爲頼（刑部少輔）―爲永（柏原彌三郎）」と。岡本系圖これに同じ。赤松一本には「爲助―爲永」と載せ、置鹽系圖には「頼則―宇野三郎頼兼（爲助弟）―爲永（柏原彌三郎）」と見ゆ。前

カシハラ

述、東鑑の柏原彌三郎とは別なるべし。此の氏、赤松家風條々事に御一族衆として、柏原を載せ、明德記中卷、應仁記卷二、應仁別記等、赤松衆として此の氏を擧げ、その活動を記せり。

12 丹波の柏原氏　氷上郡の柏原鄕より起り、カイバラなりと云ふ。

13 但馬の柏原氏　太田文に「朝來郡新井黒川保拾七町、地頭栢原左衞門二郎」、又「物部上庄云々、本院御領、八條院御紙田、五町七反百四拾歩、地頭柏原左衞門三郎恒俊（史料本、左右衞門）」を載せたり。

14 諏訪神家族　信濃國水内郡柏原邑より起りしか。

15 越後の栢原氏　上杉氏家臣にして、長尾系圖謙信様御分城持侍大將衆に栢原壹岐守あり。

16 橘姓　大隅國噌唹郡の豪族にして他にも多し。橘姓にして、薩摩守公業の後裔なりと云ふ。（シブエ、オガシマ、タチバナ、タネガシマ各條參照）。古は相當の名族なりしが、後島津氏に屬す。室町時代、柏原備前守橘公資あり、その三男は佛門に入り兼慶（眞言密宗）と云ふ。島津氏の命を受けて、文明十六年、本郡霧島六所權

現を中興す（同社々記）。その後、慶長四年伊集院忠眞謀叛の時、柏原周防守公盛は松尾城を守る。（地理纂考、名勝圖會）。此の一族多く、「橘姓、家讓名字は公、噌唹郡大崎より、高山に移居す。初代善右衞門―善左衞門―主水―公東―公常―公嘉―公安―武平太―公春―貢―千春」と。又「橘姓、家讓名字は公、初代内匠正―公喬―公貞―公喜―公隆―公布―公富―公倫―公欽、此の柏原氏、定紋は前柏原氏と共に劍菱と云ふ。」また「柏原氏、前兩柏原氏移住前より、高山居住と云ふ。傳家讓名字は公、貞、仲にして、橘姓とも又平姓との説もあり。仲要―仲常―公義―信親―貞典―貞適―六郎右衞門」など當地方系圖に見ゆ。

17　肝付氏流　大隅柏原氏の中には肝付氏の族と云ふもあり。柏原又九郎法名道祐など、これかとぞ。

18　日向の柏原氏　日向記に柏原新六等あり。

19　雜載　豐後直入郡柏原は長門本平家物語に赤雁大夫の娘柏原御許云々と。德川時代、細川藩用人、備中松山板倉藩用人に此の氏あり。又秀康卿給帳に「二百五十石、柏原作十郎、」京極殿給帳に「二百石、柏原長三郎、」田中藩地行割帳に「百五十石、柏原十兵衞」家傳史料、きやくいの次第に柏原上總守、伊賀名賀郡名族、伊勢、奥州田村家臣等にあり。

栢原　カシハラ　前條氏に同じ。

橿原　カシハラ　柏原條に併せ云へり。

樫原　カシハラ　柏原と通ず、併せ見るべし。

1　小野姓横山黨　七黨系圖卷頭に見ゆれど、其の系なし、樫生を誤るか。

2　美濃の樫原氏　石田三成家臣に樫原彦右衞門、及び內膳あり、岐阜の瑞龍寺山砦に據る。

3　紀伊の樫原氏　在田郡田村國主大明神社の神主に樫原主馬あり、森條參照。

香椎　カシヒ　和名抄筑前國糟屋郡に香椎郷あり、加須比と註す。後世香椎庄と云ふ。香椎廟宮鎭座し給ふ。「當社祠官に、四黨あり、伴、大膳、大中臣、清原也。此の四黨は上代より祠官の長なり。大宮司も代々此の四黨の內より撰んで任ぜられしならん。然るに大膳、大中臣、清原の三氏は其の遠裔今に有りて、伴氏は絕えぬ」（續風土記）とぞ。今香椎神官由緖書に據り、其の出自を窺ふに、信じ難き點多けれど、參考の爲に次に擧げん。

大膳紀宿禰「此の家は世々武內氏と稱す。武內宿禰の後にして、紀氏連宿禰の裔也。此の氏連宿禰は聖武天皇神龜元年大臣の裔なるを以て勅を奉じて廟社の長に補し、天平二年庚午正月廿一日、紀宿禰を改めて、大膳紀宿禰の姓を賜はり、四年四月十二日、香椎に下向し今の大宮の宮地に館せらる。氏連後に氏範と改む。孝謙天皇天平勝寶六年甲午四月廿四日逝す。此の人七代孫武宣宿禰、貞觀六年甲申八月十五日勅を奉じて初めて大宮司に任ず、云々」と。此の家の分家木下氏兩家あり。「木下氏は宮政所職也、」と。

大中臣朝臣「此家を世に三苫氏と稱す。今兩家あり、共に權大宮司に任ず。古は四黨の其の一にして、世々廟職たり、曩祖は天兒屋根命より六代烏賊津臣命の裔也。神龜元年當宮創造の時、武內大臣の裔、大伴建日連の裔と共に廟司に補し、烏賊津臣命より廿四世、寧樂朝の右大臣大中臣淸麿公の孫今麿の子重春朝臣、始めて香椎に下向あり。是れ此家の大祖也。其の始め當宮の廟職として、三苫の鄕を領せしなるべし。是

より世々三苫大領と稱す、」と。

伴宿禰「此の家を世に御田氏と稱す。日臣命の後、大伴建日大連の御子大伴武以大連公の裔也。武以大連公、神后に隨ひ、三韓を征して其の勳功大なり。因りて神龜中勅して其苗裔大伴友國の子友綱宿禰に膳大伴宿禰の姓を賜ひ、香椎廟司に補し、天平二年庚午二月廿二日、正六位上に叙し、中務少輔に任じ、名を友範と改め、同六月廿一日當所に下向し、天平寶字六年壬寅九月十五日逝す。世々廟職として中小路に館す、」と。清原朝臣「此の家を中牟田氏と稱す。遠祖を氏貞眞人と云ひ、代々葛葉に館す。氏貞眞人の裔氏家・陽成天皇元慶元年正月朔日大宮司に任ず、」と。

以上、大膳、伴、兩黨は恐らく膳大伴（膳伴）公の後裔なるべし。其の條を見よ。又各氏々の系圖は各々その條にて云ふべし。其の他、中上家（武内家の別家）、本鄕氏（下官、羽田矢代宿禰の後裔）、石川氏（下官、蘇我石川宿禰後裔、印鑰大明神を祖神とす）、神樂座木下、御炊井上なり。

貞觀六年八月紀、及び延喜式、式部に「橿日廟の司は六年を以つて秩限となす、」と。又扶桑見聞私記、元暦二年六月廿日條に「筑前國香椎宮前大宮司公友、忽ち領家の命に背き、濫行を致し、造替遷宮の儀を抑留し、しかのみならず、其の身前司たりながら押して社務を行ふ。早く罪科に處せらるべきの由、社官等日來關東に訴へ申す。仍りて今日其の身を追却し、遷宮を遂行すべく、若し承引せずんば、別の御使を遣はし、法に任せ、沙汰致すべきの旨、下知せしめ給ふ、」と、こは武内氏なり。其の他、多し、各條を見よ。

賀集 カシフ　カシヲ　和名抄、淡路國三原郡に賀集鄕を收め、加之乎と註す。中世加集庄と云ひ、賀集八幡宮あり、當地の名祠とす。此の氏は此の地より起る。又加集に作る。

1　紀伊の香集氏　大同類聚方に「加之袁藥、木國の香集麻呂の家方、」と見ゆ。（地理志料）。

2　高陸姓　淡路國三原郡賀集より起る。同地賀集八幡宮寄進狀「應永四年のものに加集庄高陸親忠、」「長祿二年、加集美濃守公文、」「文明三年、加集美濃守高陸安親、」など見え、又文明二年護國寺結番定書に「五番、忌部村立河瀨村賀集殿」と。後世、賀集木工は淡路七人衆の一たり。

其の後、德川時代文化文政の頃、加集珉平あり、文政十二年、製陶を志し、黃色青色の釉を發明して淡路燒を創む。

又龍野脇坂藩の年寄に加集氏あり。

加集 カシフ　前條に云へり。

香集 カシフ　同上。

樫生 カシフ　武藏七黨、小野姓橫山黨の一にして、小野橫山系圖に「下野大夫經兼—野七郎孝久—觀念（樫生禪師）—重季（吉野太郎）」と載せ、武藏七黨系圖これに同じ。

橿淵 カシフチ

鹿鹽 カシホ　延喜式大和に川上鹿鹽神社、東鑑信濃に鹿鹽邑あれど、こは樫生氏に同じか、江戶の名族。

鹿島 カシマ　和名抄常陸國に鹿島郡、加之未と註し、郡內に鹿島鄕を收む。鹿島神宮鎭座す。猶ほ當國那珂郡に鹿島鄕あり。又能登國能登郡に加島鄕あり、加之萬と註す、後世能登郡を鹿島郡と云ふは、此の地より起りしならん。其の他、遠江國磐田郡鹿島邑、磐城國磐城郡（石城郡）鹿島、同行方郡（相馬郡）鹿島邑、同白河郡鹿島、岩代國信夫郡鹿島、陸前國亘理郡鹿島邑、同色麻郡（加美郡）鹿島、信濃國安曇郡鹿島嶽、加賀國石川郡鹿島邑、讃岐國小豆郡鹿島邑、

肥前國藤津郡鹿島邑等あり、多くは、鹿島神の分祠の存在するより來りし地名なりとす。

1　鹿島神宮　常陸の鹿島郡鹿島郷に鎭座し給ふ。鹿島は風土記に香島郡と載せ、「古老の曰ふ、難波長柄豐前大朝馭宇天皇(孝德)の世、己酉年、大乙上中臣(鎌)子、大乙下中臣部兎子等、總領高向大夫に請うて、下總國海上國造部內、輕野以南一里(鄕)、那賀國造部內、寒田以北五里(鄕)を割きて、別に神郡を置く。其處に有る所、天之大神社、坂戶社、沼尾社、三處を合せて、總べて香島の大神と稱ふ、因つて郡に名づく焉」と見ゆ。卽ち此の郡は中古の初期、那珂國の五鄕と、海上國一鄕を以つて創置したるものにして、古代にありては大部分那珂國造の部內たりしなり。猶ほ貞觀八年正月紀に「鹿島太神宮惣べて六箇院、二十年間に一たび修造を加ふ。用ふる所の材木五萬餘枝、工夫十六萬九千餘人、料稻十八萬二千餘束、宮を造る材を採るの山は那珂郡に在り、行路嶮峻、挽運煩多し」と見ゆ。卽ち鹿島の地は往古那珂國造の管內にありしに止まらず、中古に至りても神宮造營の用材

カシマ

は之を那珂郡より伐採せしものなれば、以つて上古の狀態を窺ふべく、此等によりて、鹿島神宮は、もと那珂國の神社なりしと考へらる。

殊に那珂國造の初祖は風土記に建借間命と載せ、國造本紀には建借馬命に作る。借間、借馬は共にカシマにして、鹿島、香島に等し、而して建は勇武なるを表はしたる美稱に外ならず。卽ち此の命は此の地名、或は神名を負ひたるにて、鹿島神宮と此の國造との關係の一層親密なるを覺ゆべく、恐らく此の神宮は建借間命、或は命と關係深き前後の人によりて創造され、爾來其の裔なる那珂國造の氏神として崇敬を受けしものと考へらる。猶ほ此の國造は古事記、國造本紀等に據るに多臣(大臣)の族なれば、風土記が此の神宮の本宮を天の大神社と載せたるは、大氏の神社の意と解され、又後述の如く、此の神の苗裔神(分社)の奧州東海岸に多きは、此の國造と同族なる磐城臣等の勸請なりと考へらるれば、當神社は單に那珂國造の氏神たるに止まらず、東國に於ける多氏全體の崇敬を受け給ひしものと想像せらる。此等の事は拙著日本古代史

カシマ

新研究中の「多物部二氏の奧州經營と鹿島香取社」を見られたし。(那珂郡〔今茨城郡〕に、建借間神社あり、後世鹿島明神と云ふ。)

次に此の神宮の創建は固より不明なるも常陸風土記に「初國知らす美麻貴(崇神)天皇の世に至りて、大刀十口、鉾二枚、鐵弓二張、鐵箭二具、許呂四口、枚鐵一連、練鐵一連、馬一疋、鞍一具、八咫鏡二面、五色絁一連を奉幣す」と見ゆるを事實とすれば、崇神朝以前の事なるべし。猶ほ其の細註に「俗に曰ふ、美麻貴天皇の世、大坂山の頂に、白細の大御服き坐して、白き鉾を御杖に取り坐し、識し賜ふ命は、我が前を治め奉らば、汝が聞しめす國は平けく、大國小國を事依さし給はんと識し賜ひき」と。卽ち崇神朝、此の神・大坂山に現身を現はし給へりと云ふなり。而して其の次の文に「時に八十之伴緒を追集へ、此の事を擧げて訪ひ給ふ。是に大中臣神聞勝命・答へて曰さく、大八島國は汝が知ろしめす國と事向け賜ひし、香島國に坐す、天津大御神の擧教戒事なりと云へり。天皇・諸を聞き給ひ、卽ち恐驚き給ひて、前件の幣帛を神宮に

納め奉れる也」と見ゆ。卽ち此の朝、此の神は常陸國より、大和の大坂山に現身を現はし給ひ、云々の御託宣ありしにより、上述の幣物を奉り給へりと云ふなり。斯かる事は他の古典に一も見る所なければ、其の眞相を窺ふ事難きも、風土記は又、前述せし建借間命の東征をも崇神朝とすれば、其の間に何等か密接なる關係あらんか。されど此等の時代は恐らく後世の憶測に過ぎざるべければ、結局徒勞に屬せんも、此の神宮は最初多臣族の神なりし事實より見て、多氏の東征と密接なる關係あるや明白ならん。而して予は多氏の故國を肥國と考へ、(オホ條參照)、建借間命が土賊征伐の際、唱へしと云ふ杵島曲(常陸風土記)とは、萬葉集、肥前風土記等に見ゆる杵島曲と同一にして、肥前杵島地方の歌謠と考へ、鹿島の名は其の杵島山の山麓なる鹿島より起りしものと云へり(日本古代史新研究)。肥前鹿島は延喜式に鹿島牧と見ゆる地にて又古き地名たるなり。

然るに其の後偶然・小田系圖を見るに、「鹿島の神は、九州と常州と東西二社ありて、日本の守護神也。就中常州を本社と爲す也」と見えたり。後世も鹿島神の九州と關係深き傳說の存せしものか。

2 鹿島臣 前述常陸の鹿島より起る。多臣族那珂國造の一族の鹿島の地にありしものなるべし。然らば建借馬命の後裔と云ふも適當なりとす。

3 相摸の鹿島臣 常陸より移住せしならん。持統紀六年條に「相摸國司・赤鳥[illegible]二隻を獻じて言ふ、御浦郡に於いて獲たり云々。赤鳥を獲たる者、鹿島臣樴樟に位、及び祿を與ふ。」と見ゆ。

4 鹿島中臣氏 前引常陸風土記、香島神郡建置の際、大乙上中臣(鎌)子、大乙下中臣部兎子を載せ、天智紀に「常陸國が中臣部若子を貢することを載せたるにより、此の地に中臣氏、中臣部が古代より存せしや明白なりとす。而して此の中臣□子と云ふは鎌足なりとの說あり、新編國志に「藤原鎌足は香島の氏人にして、其の先祖は香島の祭祀を奉ず。大鏡、伊呂波字類抄、多武峰緣起、籐中抄、及び下學集一說に、鎌足を以て本國の人とするは、香島氏の族にて、緣故あるが故なり。今神境に鎌足祠あり」と。また風土記に「神戸六十五烟(本八戸、難波天皇の世、五十戸を加へ奉る。飛鳥淨見原大朝、九戸を加へ奉る、合せて六十七戸、庚寅年、編戸、二戸を減じ、六十五戸に定めしむ)。淡海大津朝、使人を遣はして、神の宮を造らしむ。爾より以來、修理絕えず」とあるに對しては「蓋し孝德天智の朝に神戸を奉り、神宮を修理するものは、入鹿惡逆の時に當りて、密に祈請する所ありたる爲、其の報賽ならん」と云ふ說もあり。

鎌足が果して鹿島の人なるや否やについては、幾多の疑義ありて、容易に決し難きも、上古に於いて中臣氏が鹿島と密接なる關係を有せし事は否むべからず。風土記にも、前引鹿島大神大坂山示現の際、大中臣神聞勝命を載せたるが、中臣系圖に從へば、神聞勝の孫を大鹿島命と云ふ。此の[illegible]は鹿島より來りしや言を俟たず。猶ほ此の大鹿島の孫臣狹山は、風土記に「倭武天皇の世、天の大神・中臣の臣狹山命に宣り給はく、今社の御舟は□、臣狹山命答へて曰く、謹みて大命を承る。敢て辭む所無し。天の大神云々」と。斯くの如きは後世の附會ならんも計り難けれど、大鹿島なる人は、垂仁紀に中臣連

遠祖大鹿島と載せ、五大夫の一人たれば、記紀編纂當時、中臣氏が大鹿島の裔と認められしや明白なり。

殊に中臣氏、藤原氏の氏神春日大明神は、鹿島の神健甕槌命を主神とする事も爭ふべからざる事實なれば、中臣の祖先が鹿島より出でしや明白ならん。即ち鎌足は大織冠傳に見ゆる如く、大倭國高市郡人ならんも、其の祖先は鹿島より出でたれば、前述の如く鎌足鹿島出生說となりたりと考へらる。（猶ほ鹿島神御分靈の春日遷幸の際に供奉せし中臣殖栗連の祖、時風、秀行等は、中臣鹿島連大宗の子と傳へらる）。

此れと同時に考ふべきは、前述建借間、即ち建鹿島の裔は那珂國造にして、また中臣氏と稱せし事なりとす。那珂は古事記、國造本紀共に仲に作る、中と異るなし、而して此の國造は多臣の族にて臣姓なれば、又中臣たるなり。姓氏錄、多氏の族に仲臣子上なる者見ゆ、成務朝の人とす。此の仲國造家の人なるや察するに餘りあり。後世、中臣と仲臣とを文字によりて書き別け、又通俗には前者をナカトミ、後者をナカノオミと訓ずれど、文字は音を表はす爲に借りたるに過ぎず、また助辭ノは古くはツにて、兩者共にナカツオミ、即ち約むればナカトミなれば、兩者は全く異る處なし。而して兩者共に鹿島命の裔と稱し、又鹿島神宮は仲（那珂）氏の宗祀にして、兼ねて、中臣（藤原）氏の氏神なり。兩中臣氏が其の實・同一氏なりしや明白ならん。然らば、此の皇別中臣氏と天兒屋根命の裔なる神別中臣氏とは如何なる關係ありや、その事はナカトミ條にて述ぶべし。

猶ほ當地中臣氏と那珂氏とは根本に於いては同族なるも、中央に移れる中臣氏は早く天兒屋根命の後裔と稱して、全く別族の感を呈し、此の地に止まれるものも、漸次那珂國造家との關係を絕ち、郡を分ちて後は殊に然りしものと考へらる。更に後世に至りては、御祭神健甕槌命の後裔なりとの說さへ生ずるに至れり。後に云ふべし。

5　（中臣）鹿島連　當地中臣部の裔にして鹿島神宮の祝なり。即ち前引常陸風土記、香島郡條に「難波長柄豐前大朝馭宇（孝德）天皇の世、己酉年、大乙上中臣□子、大乙下中臣部兎子等、總領高向大夫に請ふ云々」と見ゆる中臣部の後にして、天平十八年三月紀に「常陸國鹿島郡中臣部二十烟、占部五烟に中臣鹿島連の姓を賜ふ」とあるより出づ。其の後、寶龜十一年十月紀に「常陸鹿島神社祝正六位上中臣鹿島連大宗に外從五位下を授く」と。また類聚國史百八十七に「天長二年閏七月云々、常陸國人右近衞將曹從八位上勳八等中臣鹿島連貞忠、得度を願ふ。之を許す」などあるは、此の氏人なり。

當地系圖古本に據れば、天平十八年に中臣鹿島連姓を賜ひしは、武主と云ふ人にて、其の子を大宗と云ふ。此の人・後祝となりて、前述の如く五位に叙せられ、又三代格、天安三年二月十六日の官符に「鹿島神宮寺を修理すべき事、云々、去る天平勝寶年中、始めて件の寺を建つ、承和四年定額寺に預る。件の寺は元宮司從五位下中臣鹿島連大宗、大領中臣連千德等、修行僧滿願と建立する所なり。云々」と載せて、宮司ともあり。猶ほ中臣殖栗連の祖時風、秀行は此の大宗の子と云ふ。大中臣系圖には「氏祖大宗―男神宮預時風（中納言意美丸子）、次男造宮預秀行（大島子也）」と載せ、興福寺濫觴記には「時

風、秀行は天兒屋根命二十五世の孫大宗の孫なり」と載せて、共に大宗を兒屋根命の後とするは後世の推定のみ(エクリ、及びナカトミ、及びカスガ各條參照)。その後、寶龜十一年紀に外從五位下を授けられたる當社の祝も大宗の事なりと。新編國志に「凡そ鹿島祠官の內、中臣鹿島連の氏人は、皆大宗の後にして、今の大宮司は其の正嫡なり(系圖古本)」と。新志補遺には鹿島社記を引き、大宮司の祖を宗則に作る。宗則の事は次を見よ。

6　武甕槌命裔說　青山延彝の二十八社考に「鹿島神宮、鹿島鄕に在り、祭る所の神、武甕槌命、一名建布都神、熯速日神の子也。神武帝元年辛酉十二月、剏祀する所也。常陸國第一宮、而して是を日本守護神と爲す。武速治命を以って祭神主と爲す。武甕槌命の子也。子孫相承く。稱德帝神護景雲二年、武速治命三十二世の孫中臣宗則を植栗大連と爲し、神主に補し、社務總官號を賜ひ、從五位下に叙す。是の後相繼いで大宮司となし、以つて今に至る」と。

7　鹿島大宮司　大中臣朝臣姓なり。類聚符宣抄第一、天暦元年閏七月十六日の太政官符に「從六位下大中臣朝臣好香。右左大臣宣す。勅を奉じ、件の人を鹿島神宮司大中臣兼相死闕の替に補任すべしと云へり。省宜しく承知し、宣に依りて之を行へ符到らば奉行せよ」と。後、宮司職の中央なる京師大中臣氏に移れるを知るべし。中臣氏系譜に「祭主淸万呂—宿奈麿—眞公—眞主(從五上、常陸介)—兼善(造鹿島宮使、六位)、弟忠門(鹿島神宮司、從六上)、弟時來(造鹿島神宮使、從六上)」また「宿奈麿弟子老(祭主)—綱執—兄春—島繼—高氏(鹿島宮司)」また「綱執—弟守—道雄—安則(祭主)—密加(鹿島宮司)—仲興、弟仲賴(權司)、弟元忠、弟元方(主神司)」また密加の兄「完行—中理(大司)—公利(鹿島宮司)」と見ゆ。これ鹿島大中臣氏の祖たるなり。

8　塙大宮司　小田系圖に「漢島の神主中臣大宮司子孫末絶え、其の後、花和の神主、今の大宮司先祖也」と。根本寺延德四年文書に塙神主則房を載せたり。花輪は鹿島郡內塙邑にして、上塙に醫王寺あり。新編國志に「鹿島大宮司、同大禰宜の墓所なり。天正以前は大宮司の宅この地にありて、寺は其の境內に屬せり。眞言宗とす。大宮司の宅を櫻山に移すの後、斯の寺ばかり此處に殘れり。大宮司舊記に『夫れ當寺は先祖則助草創なり。其の後永仁五年春、中臣則幹・本願と爲す。大禰宜朝親等之を修理す。亦文明年中、中臣則房・修理せしむ』云々」と。近世の大宮司はこの地より起れるにより、塙氏と稱す。大禰宜系圖に「元和四年假遷宮の時、塙神主則廣・舊例を廢す云々」と。

9　神主　東鑑元暦元年十二月廿五日條に「鹿島社神主中臣親廣、親盛等、召に依りて參上、今日營中に參ず、金銀祿物を賜ひ、剩へ當社御寄進の地、永く地頭の非法を停止し、一向神主をして管領せしむべきの旨、仰せ含めらる云々」と。

10　大禰宜　中臣部の後裔なり。類聚三代格第一、貞觀八年正月廿日の太政官符に「禰宜外正六位上中臣部道繼」とあるは、此の家にして、子孫世襲せしが中臣淸長に至り、東氏の族勝繁を養子とし、血系平氏に移れり。

東鑑元暦元年正月廿三日條に「常陸國鹿島社禰宜等、使者を鎌倉に進む」と。

11　東流當禰宜　鹿島當禰宜系圖に「千葉常胤—東六郎胤賴七世胤顯(東丹後孫次

郎)—出羽守胤氏—六郎胤光(本滿胤)—龜壽丸(六郎)—左馬助胤家(伊與入道)—左馬助胤義(原三男、ムコ)—小次郎胤久(伊豫入道ノマゴ)—六郎胤直—女子(當禰宜中臣清長妻)、其の弟、東右衞門大夫勝繁(飯田落城の後、潛かに石上村に遁れ、六左衞門尉館に客居する百餘日、當禰宜清長は姉婿也。清長妻・流涙を悲しみ、因つて愁招き宮中神野に移し、清長宅に寄居す。此時二十五歳也。清長落命に臨み、養子たらん事を願ふ、故に止むを得ずして顧命に應ず。)—女子(齋宮仙王子)、弟當禰宜東大膳繁長(母清長姪)—八右衞門胤長—主膳胤榮—胤貞(當禰宜中臣連)—胤保—胤充—胤豐」と見ゆ。鹿島大禰宜系圖も此に同じ。

又繁長の譜に「父勝繁・當禰宜を相續して以後、下總國東庄飯田谷、波々賀利、鹿度、青馬、宮原、石出七ヶ村、當禰宜家に屬す。官途牒之を遺す」と。

12 總追捕使鹿島氏　桓武平氏常陸大掾氏の一族、成幹・鹿島鄕に居りて鹿島三郎と云ふ。其の子政幹・また鹿島三郎、東鑑養和元年三月十二日條に「今日、先づ常陸國鹽濱、大窪、世谷等の所々を以て、鹿島社に寄せ奉られ、其の上御敬神の餘り、宮中に於いて狼藉を現ぜしめざる爲、鹿島三郎政幹を以つて、當社總追捕使に定補せらる云々」とあるより起る。

大掾傳記に「重幹の子致幹の舍弟清幹の嫡子吉田太郎盛幹、其の舍弟忠幹、忠幹の舍弟成幹、鹿島の先祖也、」と。また大掾系圖に「上總介繁幹—吉田次郎清幹(攝津權守)—成幹(鹿島三郎、肥前權守)—親幹(鹿島太郎、改德宿權守)、弟政幹(鹿島三郎)—胤幹(出羽權守)—忠幹(左衞門尉)—宗幹(十郎)—幹宣(十郎次郎)、弟幹景(左衞門尉)—幹氏(荒次郎)—幹定(出羽守)、」及び「忠幹の弟經行(左衞門尉)—行忠(三郎)—幹總(三郎次郎)—幹連」を載せ、一本には「成幹(鹿島三郎)—政幹(賴朝の覇たるや、篚して鎌倉に仕ふ。卿・政幹に命じ、鹿島總追捕使と爲し、以つて鹿島社事を掌らしむ)—宗幹(六郎、元暦年義經の先鋒となり、鹿島宗幹、行方六郎、鎌田光政等十餘輩命を殞す)—時幹(鹿島總追捕使)—爲幹(同職)—幹義(同)—高幹(同)—景幹(同)—重幹(同)—重賴(同)—貞幹(同)—賴幹(同)—盛幹(同)—幹信(同)—治時(天正年、佐竹氏の爲に殺す所となり、城廢す。所の人・治時の外族國分大膳次男を立てゝ總大行事と爲す)」と。また石川系圖には「清幹—忠幹(行方平四郎)—成幹(鹿島肥前守)」と載せ、芹澤系圖に「成幹(鹿島權頭)」とあり。

今新編國志等によりて此の氏の大略を擧ぐれば、鹿島三郎成幹(一に鹿島權頭)に六子あり。親幹(鹿島太郎)、保幹(神谷戸次郎)、政幹(鹿島三郎)、助幹(用次四郎)、久幹(立原五郎)、賴幹(林六郎)なり。何れも鹿島郡に其の居城あり。內政幹、三郎と稱す。養和元年、源賴朝命じて、鹿島社總追捕使とす。其の子宗幹・六郎と云ふ。始めて鹿島城を築く。其の孫忠幹、左衞門尉、正嘉二年大使たり。其の四代幹氏・中務と云ひ、永仁元年また大使たり(系圖、東鑑、大使役記)。子幹寬また幹燕ともあり、又次郎と稱す。出羽權守(一本系圖、また烏巣無量壽寺文書の鹿島尾張權守利氏申狀)。この人・延元三年佐竹義篤に從ひて、族烟田時幹、宮崎幹顯等と共に、北畠親房を神宮寺、阿波崎二城に攻む(烟田文書)。子幹重、兵庫大夫、(大行事系圖)、越前守(鹿島文書)、

正平七年、足利尊氏に從ひて、新田義宗と小手指原に戰ふ（太平記三十一）。廿三年、鹿島大行事に補す、是より子孫世々其の職を襲ぐ（大行事系圖）。天授六年、小山義政が鷲城を攻む、（塙氏文書）。弘和元年、再び小山を攻め、五年五月・城陷る（烟田文書）。七年、族津賀幹能代て大使たり（大使役記）。子憲幹、應永十四年、鹿島社領を侵蝕す。守護佐竹龍保丸、書を與へて之を制す。憲幹聽かず、族を聚めて之を拒ぎ、掠略益々甚し。神主中臣則□・密に之を鎌倉に訴ふ、有司憲幹の罪を判じ、盡く其の地を籍沒し、併せて族烟田幹胤、芝崎掃部助、石上隼人佑等の地に及ぶ。廿二年、有司・憲幹を赦す。廿四年、持寺、菅谷、宮崎、梶山、瀨落、飯岡等、同族の禪秀に黨する者、亂を郡中に作し、郡中騷擾す。憲幹擊ちて之を平ぐ。諸族並に坐して地を除かる（烟田文書）。憲幹の後は、其の子「實幹ー孝幹ー親幹ー景幹ー弟義幹ー通幹ー治時ー氏幹」にして、次に氏幹の弟義清・嗣ぐ。然るに天正十三年六月、義清の舍弟貞信、林に居り、次兄清秀と謀りて、義清を害し、下總矢作に逃走し、國分胤政に依る。義清に子なし。其の季弟通晴嗣ぐ。又十郎と稱す、（大宮司舊記）。十四年、額賀彈正、木瀧治部少輔等、潛に通晴を殺し（胤信筆記）、清秀兄弟を矢作に迎へて之を立つ。十九年二月、佐竹義宣謀を以て、鹿島、行方等の舊族を太田に招き致す。清秀招に應じ殺さる。和光院過去帳に「天正十九年辛卯二月九日、佐竹太田に於いて生害の衆 鹿島殿父子、カミ島崎殿父子、玉造殿父子云々已上十六人」と。清秀の妻・餘兵を勒し城に據る。町中備中守來り攻め、大砲・城壁を破り、城乃ち陷る。妻自殺す（戶村本佐竹系圖、和光院六藏寺兩過去帳）。是に至りて、鹿島氏亡び、國分胤政の二男胤光、大行事を嗣ぐ。

カシマ

13　惣大行事　國分氏の族、前項鹿島氏の後を嗣ぐ。大宮司系圖に「政幹（鹿島惣追捕使）ー宗幹（屋島合戰討死、）ー時幹（號大掾、兼惣追捕使、鹿島神社如父祖云々）ー高幹（號大掾、兼惣追捕使）ー景幹（常陸介、爲惣追捕使）ー重幹（號大掾、爲惣追捕使）ー高賴（常陸介、爲惣追捕使）ー實幹（出羽守、爲惣追捕使）ー義幹（號大掾、爲惣追捕使）ー幹信（同上）ー治時（左衞門大輔、司神社、同上、天正十九年辛卯二月、佐竹義重の爲に自害、城地沒落）ー女（國分大膳大夫妻）、弟幹光（次官、治幹、改幹光、天正十九年二月、父と自害）、弟幹連（伊勢壽丸、慶長年中、准惣追捕使、鹿島惣大行事仰せ付けらる。二百石下し置かれ、右城地除地迄下置かれ候、早世）ー胤光（左衞門大夫、惣大行事職相續、實は國分大膳大夫の次男、治時外孫也）ー胤盛（右近）ー胤連（兵部）、胤盛弟甚五左衞門胤知（貞享年中、塙和泉父子、社中取計ひ不埒につき一社公訴につき、大宮司闕職・仰せ付けられ、甚五左衞門歸參仰せ付けられ、社中支配）ー胤悅（惣大行事）ー幹胤、弟胤續ー幹明」と見ゆ。

カシマ

14　大中臣流鹿島氏　新編國志に「鹿島・大中臣氏なり。鹿島大宮司公利の後なり。元弘の比の人を、鹿島尾張權守利氏と云ふ。鹿島南條の內宮本鄉の內岡野、葦前、益田等の村を領す。又元行の勳功にて、南部吉景村の地頭となり、彼の地に移り住す、二子あり、嫡を式部大夫實利と云ひ、佐都東郡驗主職となる。次を左近大夫將監貞綱と云ふ。鹿島總大行事に補し、

後之を去る。鹽竈庄の地を領ず（鹽竈は那珂郡の内なり）云々」と。

15

鹿島祠官　前述、大宮司、大禰宜、大祝、大行事、總追捕使、以下當神宮の社職は甚だ多し。今文永三年大宮司定景在判の補任記の一部を、拔萃すれば次の如し。

鹿島太神宮諸神官任之記。

當社諸神官の事、大宮司は代々其人を撰び、補任す可く、實子たりと雖も、其器に非ざる者は補任する勿れ。云々。右任符の事は平城天皇大同三年、先祖淸持忝くも永宣旨を蒙りて以來、今に至るまで怠る無き者也。

神官役儀、並に裝束の事。

○大禰宜職、○大祝部職、○物忌（女官）一人、父一人、云々。千富禰宜是也、○惣大行事は行事職也。神領の中に重禍の者之れ在るの時は、惣大行事役として、切害する也。治承年中、源賴朝・鹿島三郎政幹を當社之神職に補せらる、惣大行事是れ也。當國佐竹の冠者秀義を御誅罰の時「武士一人を神職に補せらるべき旨、御心願に依りて也。府中の大掾の末葉也。○當郡宮本鄕居住、粟生里檢非違使、是も

行事職也」神領中を檢斷する役也。刑法並に諸の訴訟等の事を掌る。近代檢非違使の掌る事、大方は惣大行事掌る也。○惣追捕使、○押領使、是を兩惣追と云ふ。○宮介。○權禰宜。○和田權祝。○徭田權祝。○物申。○權田所。（○權祝。）右六人を權官と云ふ。○案主三人。○家司一人。○政所一人。○傔仗二人。右四職共に大宮司家にて萬事の役也。○神夫十二人、御供を調ふる役也。大神、中神、榎村神、萩原神、田神、五郎神、檢校神、小中神、笛田神、彌太神、郎家司神、三郎神也。○鄕長四人、大長、本田長、青長、若長也。○判官代八人、大判官代、北判官代、酒掌判官代、平太郎判官代、彥七判官代、六郎三郎判官代、左近二郎判官代、太郎判官代。○役人、員數を定めず、官人行事（行事禰宜也）を以つて、役人の頭となす也。行事禰宜、枝家禰宜、永助禰宜、橋本禰宜、中三禰宜、藤七禰宜、彌二郎禰宜、又次郎禰宜、世谷彥太郎禰宜、六郎三郎禰宜、孫五郎禰宜上野禰宜、新三郎禰宜、新祝也。○掃守　專當仕承三人。○陪從九人、神樂の役也。別當には神樂の事に堪ふる者を撰

び、之を任ず。別當は八乙女陪從の頭職也（妙善、青樂、萬德、小笛、新大夫、主殿大夫、太郎大夫、二郎大夫、小別當也）。八乙女八人は小忌を着て御神樂を奏す。

右當社神官補任の例法件の如し。文永三年五月十一日、大宮司從五位定景、（在判）。奧書に永享七、大宮司則隆、享祿二、同則久あり。

次に永正の日番次第には次の如く見ゆ。

社頭每日番次第

一日　大宮司　一八乙女　家司神
二日　大禰宜　八乙女（岡津邊）　酒掌
三日　大祝　八乙女（□木）　大神
四日　總大行事　八乙女（高倉）　檢校
五日　御物忌　八乙女（鏡）　彥七判官代
六日　押領使　二傔仗　又太郎大夫
七日　總追　諸司　本田長
八日　安主所　物申　孫五郎禰宜
九日　永助禰宜　安主所　六郎三郎判官代
十日　宮介　北判官代　榎村神
十一日　田所　八乙女（犬）　田神
十二日　新祝　大工　妙善
十三日　坂戶祝　引頭　中神
十四日　千富權禰宜　八乙女　青長

十五日　檢非違使　小別當　蒜原神
十六日　羽生權禰宜　八乙女　左近二郎判官代
十七日　世谷權禰宜　一傔仗　檢校神
十八日　沼尾權祝　仕承　二郎衞門
十九日　大判官代　平太郎判官代　小中神
廿　日　行事禰宜　藤七禰宜　笛當神
廿一日　安主所　谷田祝　彌太郎神
廿二日　安主所　新大夫　太郎次郎判官代
廿三日　安主所　彌二郎禰宜　若長（カワハタ）
廿四日　新三郎禰宜　世谷彥太郎　太郎大夫
廿五日　枝家禰宜　安主所　專當
廿六日　中三禰宜　下生行事　大長
廿七日　和田祝　主殿大夫　萬德
廿八日　坂戶權祝　又次郎禰宜　青樂
廿九日　北條安主　安主所　安主所
卅　日　安主所　六郎三郎　五郎神

右此旨守る可き也。

永正十八年辛巳正月　日。

後世は大宮司（大中臣塙）の下に、大行事（鹿島氏）、當禰宜（東氏）ありて、三支配と稱し、最も勢力あり。次に、大禰宜（羽生氏）、大祝（松岡氏）、以下新祝、物忌等多し。

16　總追捕使　木瀧氏にして、弘安仁永中、總追捕使大中臣伊景あり、以下代々職を襲ぐと云ふ。キダキ條を見よ。

17　物忌　秋屋氏なり、中臣とも、大中臣とも云ふ。

18　奥州の鹿島氏　奥州東海岸に鹿島社甚だ多し、即ち三代實錄、貞觀八年正月條に「常陸國鹿島神宮司言ふ、大神の苗裔神三十八社、陸奥國にあり。菊多郡一、磐城郡十一、標葉郡二、行方郡一、宇多郡七、伊具郡一、曰理郡二、宮城郡三、黒河郡一、色麻郡三、志太郡一、小田郡四、牡鹿郡一、之を古老に聞くに云く、延暦以往は大神の封物を割きて彼の諸神社に奉幣すと」云々。此等は那珂國造、磐城國造等、多臣族が蝦夷地開拓の爲に勸請したる鹿島社の分社にして、延喜神名帳にも、黒川郡に鹿島天足別神社、亘理郡に鹿島伊都乃比氣神社、鹿島緒名太神社、鹿島天足和氣神社、磐城郡に鹿島神社、牡鹿郡に鹿島御兒神社、行方郡に鹿島御子神社、信夫郡に鹿島神社等を載せたり。詳細は、日本古代史新研究を見よ。

19　中原姓　磐城國磐城郡飯野八幡宮古緣起に「文治二年云々、預所鹿島中三武者直景、治一年、執行同人」と見ゆ。中原姓にして同郡鹿島に居りし氏か。

20　相馬の鹿島氏　相馬郡鹿島より起る。當社此の地に鹿島御子神社鎭座せらる。當社は古く鹿島氏・祠官たりしにて元和の頃には、鹿島大之守藤原良重と云ふ人、祠官たりき。その六代目重義は青田氏より養子せしにより、原姓を稱して氏を青田に改むと云ふ。これより前、古棟札、及び青田系譜に、天暦年中鹿島大夫あり、其の後、長元三庚午四月十七日、鹿島重大夫、保延四年十月廿一日、鹿島清大夫あれど、詳かならず。

21　伊豆の鹿島氏　伊豆志稿に鹿島源五左衞門あり、又傳左衞門と云ひ、入道久閑と稱す。大見宮上村に鹿島明神あり。

22　宇都宮氏流　宇都宮大系圖に「宗房—信房—鹿島康房」と見ゆ。こは豊前の鹿島氏なり。

23　尾張の鹿島氏　中島郡に在り、鹿島助太郎滿貞は明應頃の人也。

24　伊賀の鹿島氏　當國に鹿島神社の名祠あり、春日神社記に「神護景雲元年六月廿一日、時風秀行二人仰ぎて、常陸國鹿島より伊賀國名張に渡御す」とあるもの之なりと。また常陸入道鹿島連圓覺上人

の傳説なども此の地に存す。

25　桓武平氏千葉氏流　千葉系圖に「馬加康胤―千葉介胤持―同輔胤―同孝胤―胤實―(鹿島九郎)」と見ゆ。

26、栗生氏族　能登國能登郡鹿島鄕より起りたるなるべし。栗生系圖に「栗生左衞門四郞師廣―蔭山太郞重廣―賴廣（號鹿島中務丞）」と見ゆ。

27　**肥前の鹿島氏**　藤津郡鹿島の地は杵島山の麓にして、有明海に臨む。延喜式に鹿島牧見ゆ。更に溯れば、太古鹿島神の鎭座せられし地にして、建借間命、或は其の祖先が奉じて東征せられし、鹿島族の根源地にあらずやと考へらる。景行紀十八年條に「朝日の暉に當つては杵島山を隱し、夕日の暉に當つては阿蘇山を覆ふ」と。こは御木國の大木につきての語句なれど、阿蘇と相並んで靈山たりしを思はしむ。肥前風土記に「一孤山あり。三峰相連る、是を名づけて杵島と曰ふ。坤なるは比古神、中なるは比賣神、艮なるは御子神と云ふ。鄕閭の士女、酒を提げ、琴を抱へ、每歲春秋、手を携へて登望、樂飮歌舞、曲を盡して歸る。詞に云ふ『あられふる、杵島が岳を、さがしみと、草とりかねて、妹が手をとる』是を杵島曲と云ふ」と。萬葉集にも此の歌見ゆ。

而して常陸風土記、建借間命・土賊征伐の際に杵島曲を唱ふと。又肥前風土記、杵島御子神に註して「一名軍神、動けば兵興る矣」と。則ち鹿島軍神の根源の靈地たるや明白ならん。殊に建借間命は肥國造の一族なるをや。

28　大村氏流　後世大村氏の一族・此の地に在り。太平記卷三十三、官軍に「鹿島刑部大輔、大村彈正少弼」と見ゆるは此の氏也。一本刑部大輔の名を宗定とす。大村氏のありし大村方は、鹿島の南方に存す。

29　菊池氏流　肥後菊池郡大寶寺圓通寺の緣起に「延久元年、後三條院御宇、鹿島大夫將監則隆云々」と見ゆ。こは菊池氏の祖にして、此の氏も初めは肥前鹿島にありしものと考へらる。キクチ條、大村條を見よ。

後世また菊池族に鹿島氏あり、此の名跡を襲ぎしものとす。菊池風土記、十八外城の一、戸崎城を載せ、「今村、鹿島氏・代々居す」と載せ、又嘉吉三年菊池持朝の侍帳に「鹿島刑部允隆元」、永正元年の政隆侍帳に「鹿島民部允武詮」を擧ぐ。

30　雜載　源平盛衰記に「常陸國住人鹿島與一とて無雙の水練あり」」また「鹿島六郞維明」、「常陸國住人鹿島六郞宗綱」等を載せたり。又これより前、新羅三郞義光、密かに鹿島三郞（義忠家士）をして源義忠を殺すと。又東鑑卷四十に鹿島中務あり。常陸鳥巢無量壽寺文書に鹿島尾張權守利氏（大中臣氏）の申狀あり、内に降人鹿島又次郞幹然（平姓鹿島氏）と、兩者所領を爭ふ。又康永三年文書に、大行事貞綱見ゆ。下つて、相州兵亂記、天文六年鴻臺合戰に鹿島の郡司あり、小弓御所方なり。又德川時代、小倉小笠原藩中老に此の氏あり、宇都宮族か。

○山階宮菊麿王第四王子・昭和三年七月臣籍に御降下、伯爵を授けられ、鹿島萩麿と稱せらる。

借間　カシマ

鹿島と通じ用ひらる。鹿島の祖を建借間命と云ふによりて、明かならん。

○(物部)借間連　讃岐國戸籍に「物部借馬連眞成女、等九人」見ゆ。物部氏の族にして常州鹿島より起れるか。されど當國小豆

島に鹿島邑あり、備前國神名帳なる小豆島郡從五位上賀島玉比咩明神の鎭座地なり。蓋し此の地名を負へるなるべし。

借馬 カシマ 前條に併せ云へり。寛弘元年の大内郡戸籍に借馬時虫女と云ふ人見ゆ

蚊島 カシマ 何處の地名なるや詳ならず

○蚊島君 仁賢紀に「蚊島穗瓮君、罪あり、皆獄に下して死す。」と見ゆれば相當の氏なりしならんと考へらるれど、詳かならず。

賀島 カシマ 鹿島、加島と通じ用ひらる、併せ見よ。

1 上野の賀島氏 東鑑卷十に賀島藏人次郎、また圓覺寺文書に「應永二十三年、上杉安房守憲基に、上野國長野鄕内、賀島左衞門太郎闕所跡を附與」する事見ゆ。

2 徳島蜂須賀藩の老臣に此の氏あり、賀島長門、同出雲等、武鑑に見ゆ。又加島に作る。

香島 カシマ 鹿島と通じ用ひらる、其の條を見よ。

加島 カシマ カジマ 和名抄、能登國能登郡に加島鄕あり、加之萬と註す。其の他、攝津、駿河に此の地名あり。猶ほ鹿島に通ずるが故に其の條を見よ、能登の加島も後には鹿島と云へり。

1 秀鄕流藤原姓 佐野氏の族にして「佐野小次郎常春―源左衞門尉常世―同常行(與八郎)―常良(加島源太郎)」なりと。

2 駿河の加島氏 富士郡に加島邑あり、此の地より起るか。關東公方持氏の侍臣に加島駿河守あり、永享十一年討死す。

3 阿波蜂須賀藩加島氏は、明治に至り男爵を授けらる。加島政範、其の子、政一なり。又南部藩の重臣に加島氏あり。其の他、美濃、信濃等に此の氏あり。

柏間 カシマ 鹿島と通ず、その條を見よ。東鑑卷三十二に柏間左近將監、四十に柏間左衞門入道、四十九、五十一、五十二に柏間左衞門次郎見ゆ。

また同書、仁治二年十二月廿四日條に「多磨川を堀り通し、其の流を堰き上げ、武藏野に於いて水田を開くべき事、施行既に訖る。栢間左衞門尉云々等奉行たり」と。北條九代記にも見ゆ。

栢間 カシマ 柏間に同じ。

鹿島田 カシマダ 武藏國橘樹郡鹿島田鄕(鶴岡文書)より起る。東鑑四十四に鹿島田左衞門尉惟光見ゆ。後世總社の社家に此の氏あり、廳官四家の一也。在廳官人の裔かと云ふ。志摩にも此の氏ありと。

柏村 カシムラ 次の數流あり。

1 宇都宮氏流 豐前の豪族にして、柏村兼康あり、その子兼重、その子兼貞也。

2 平姓 常陸の豪族、新編國志に「柏村、これも平氏なり、佐竹氏近習の士、上野の牢人」と見ゆ。

3 藤原姓 石清水祠官にあり、藤原姓と稱す。本頭壯士警固職、以下二家あり。

4 高志宿禰 これも石清水祠官にして、相撲預禰宜なり。貞直より系あり。

5 其の他、磐城、岩代地方及び石見にも此の氏あり。

樫村 カシムラ 奧州田村家臣に此の氏あり、其の他磐城岩代に多し。恐らく次の氏と關係あらん。

加志村 カシムラ 常陸國久慈郡加志村より起る。藤原南家二階堂氏の族にして、名族なり。新編國志に「加志村、藤原氏にて、もとは二階堂なり。久慈村加志村より出づ(今富岡村に改む)。藤原爲憲六世孫を白尾三郎行遠と曰ふ。行遠の子山城守行政・二階堂と稱す(二階堂系圖)。源頼朝の興るに當りて、鎌倉の政所執事たり、二子を行光、行村と曰ふ。行光・信濃守に任じ、執事を襲ぐ。行村・隱岐守に任じ、評定衆たり。兄弟

並に那珂西郡沙汰人を以て、那珂西、久慈西の地頭職を兼ぬ。行村二子、行義と曰ふ出羽守たり。行義の子義賢、左衞門尉、民部丞と稱す、伊賀守たり。子行繼、其の子義員・小名長壽丸、祖父義賢の遺業久慈西郡加志村を受けて、其の地頭たり。因て始めて加志村氏と稱す。兼ねて那珂郡酒戸郷を食む(吉田社文書)。弘安八年、父行繼、安達泰盛の叛に黨す。泰盛敗るゝに及びて、義員・其の地頭職を失ふ。子行光(系圖、文書)伊賀守と稱す、北條氏の宰平宗綱に就きて、冤を哀訴す。乾元二年、舊に復することを得たり。子行經、壹岐守、早世。其の子兼經、亦伊賀守、子家政に致り、行經の舍弟但馬守行清、大貳房行喜等の遺跡を合す。この後、其の譜牒を失ひて、世次を詳かにせず。賴行あり「蓋し家政の子、小倉、北檜(久慈西)二地を兼ね食む(文書)。蓋し佐竹氏に仕へし也云々」と。
岩代にも此の氏あり。

鹿志村 カシムラ　加志村と通じ用ひらる田村家臣に此の氏あり。

可士村 カシムラ　加志村氏に同じ。藤姓。

樫本 カシモト
1 橘姓楠木氏流　河內の名族にして、後紀伊に移るものあり。續風土記、伊都郡東家村地士樫本貞藏條に「家傳に、其の祖楠左衞門尉正玄八代の孫樫本金哉といふもの、河內の國石川郡水分村より、享德中、當地に來りしより、世々當村に住すといへり」と見ゆ。
2 岩代にも此の氏あり。

柏本 カシモト　カシハモト　樫本と同じく橘姓なりと。

賀舍 ガシヤ　丹波國桑田郡に、賀舍莊あり。古文書類纂上に「後深草天皇建長二年關白藤原道家處分狀　總處分、一寺院中略東福寺中略　院領中略丹波國賀舍莊」と。當莊は山州法性寺內報恩院領にして、月輪殿置文をのこし「供僧六口一人、六十石丹波國賀舍莊」云々と桃花蘂葉に見ゆ。東賀舍今本梅村と改稱す(地名辭書)。

我謝 ガシヤ

借家 カシヤ　和名抄、薩摩國出水郡に借家鄉あり、加紫久利神社と關係あるか。

柏山 カシヤマ　カシハヤマ　又樫山に作る。栢山ともあり。此の氏には次の二流あり。
1 秀鄉流藤原姓波多野氏流　相摸國足柄上郡柏山邑より起る。波多野系圖に「沼田七郎家通―家信(柏山太郎)」と見ゆるより出づ。ヌマタ條を見よ。
2 桓武平氏　陸中膽澤の大族にして、膽澤郡柏山より起り、柏山城(一に大林城)に據る。此の地(永澤邑)に駒形神社の里宮あり、封內記に「天文元年、柏山伊勢守再興。本郡西根邑駒形神社の末社也。觀音堂、大永五年、柏山伊勢守再興」と。又古壘あり、同記に「大林城と號す。傳へて曰ふ、柏山伊勢守の居る所なり」と。柏山氏は鎌倉以來の舊族にして、一時勢力ありしが、天正十八年、柏山中務明家、葛西氏と事を共にせしにより其の領土を失ひ、子孫南部氏に仕ふ。奧南盛風記に「柏山は、膽澤郡上伊澤三十三郷、下伊澤二十四郷を領す。元祖は大相國淸盛の孫にして、平家沒落の時、乳母に具せられて、羽州秋田に下り忍び居る。文治五年、泰衡滅亡後、奧州の撿斷那次川左衞門・下向して奉行する時、(那次川撿斷とは葛西氏ならん)、乳母出羽より來り、那次川を賴む。那次川・平家の舊恩ある故、是を留主葛西壹岐守清重に相談して、鎌倉殿賴朝公に達し、伊澤郡を賜はる。彼の乳母。幼兒を相具して、伊澤西根の山伏

の家に宿り、那次川が下向を待ち請けて、同郡大林に取立て居城し、柏山殿と申す。彼の山伏やしき・柏山と云ひ、出世の吉事なればとて、氏を柏山と云ひ、幕の紋を石たゝみ、旗の紋を三柏とす。古の郎從・馳參じ、筑柴の三田、美濃の大內、近江の蜂屋など、皆大林に來り仕ふ。天正の頃、柏山殿に中務以下兄弟四人あり。弟伊豫は下伊澤を領し、中務は上伊澤を領す。次は小山九郎、兵法の達人也。次は宮內とて、折居の城主也。中務の子を千鶴丸と云ふ、成人して伊勢と云ふ。家人三田は下伊澤の內、前澤の城に居る。大內は上伊澤水澤の城に居る」と見ゆ。出自の傳說は信じ難きや勿論なるも、兎に角、鎌倉以來の名族たるなり。或は、かく平姓と稱し、且つ三柏を家紋とするより葛西氏の族かと云ひ、又中尊寺文書に「正應元年、中尊毛越兩寺住侶等、葛西三郎左衞門尉宗清、伊豆太郎左衞門尉時員、葛西彥五郎親時等と、相論云々」とある伊豆氏これかと云ふ。

明應八年十二月十三日の薄衣美濃入道經蓮狀に「柏山伊豫守重朝・又之に就き、金成黑澤と共に野心を挾み、富澤河內守

を殺害す云々。縱へ柏山伊豫守、樊噲の勇あり、養由の射を能くし、以つて其の大衆を率ゆと雖、我が兵・南北より之を夾み攻め、切齒傾首、火焰を出し、以つて戰はゞ、輙く本意を成さん矣。而して上下伊澤は言ふに及ばず、黃一揆中に至りても、亦之を破るや易し矣」と。その後、伊達世次考に「稙宗公、永正十八年五月朔日、書を柏山伊豫守に贈る云々。今按ずるに、柏山伊豫守は薄衣狀に所謂る重朝か、或は亦其の子也。膽澤郡永澤邑大森城主、而して葛西旗下なり」と。又「天文十二年云々、柏山伊勢は蓋し伊豫重朝の子也」と見ゆ。江刺氏家譜に「治部隆重の女、柏山伊勢の妻」と。その後、天正中の中務は奧羽永慶軍記に柏山中務少輔明家と載せたり。

生城寺柏山氏の石碑には月星の紋章を刻すとぞ。配下の將に、前澤、水澤、中畑、桃岡、小山等あり。

樫山 カシヤマ 柏山氏に同じ。

○平姓 膽澤郡柏山氏は又樫山氏とあり、その一族郡內に多し。封內記に「前澤邑古壘、樫山彥五郎居る所」と。又「中畑邑古壘、樫山平次郎の居る所」と。また「小山邑古壘樫山八郎居る所」と。皆この一族なり。

家所 カショ 藤原南家、イヘドコロ條を見よ。

神代 カシロ カミシロ條を見よ。

可須 カス 和名抄壹岐國壹岐郡に可須鄕あり。

加須 カス

嘉須 カス

和 カズ 堀尾山城守給帳に「百五十石、和三九郎」と云ふ者見ゆ。

粕井 カスヰ 備前に此の氏あり。

一井 カズヰ イチノヰ條を見よ。

數井 カズヰ 一井氏と通ず、イチノヰ條參照。

加推 カスヰ

嘉數 カスウ 備前に存す。

糟江 カスエ 東鑑卷十に糟江三郎あり。

數江 カズエ

糟尾 カスヲ 下野發祥、又武藏にあり、新編風土記、兒玉郡の卷に「糟尾氏 醫を業とす。先祖は黑澤伊豫とて、累世北條氏に仕へ、元龜中に横地左近と同じく八幡山城を護る。天正に至り病みて退去す。此の時、永二十貫を賜ひて宅地前栽を闕く。伊豫素醫術を嗜み、下野國に行て、糟尾壽信

齋が徒となる。由緒書の略に曰ふ、伊豫・醫術の奥を受、且師家の方書を悉く譲られ、家寶の秘佛まで、附與に預りて郷里に歸り、晩年には師の號を襲ぎて糟尾養信齋と改稱す。嘗て上野國箕輪城にて、北條安房守氏邦が病を治て効ありし故、此の後、氏邦殊に特遇せしと云ふ。子孫箕裘を續て連綿す。子右馬助、孫後の右馬助處信より、左門處恭左内養英まで、治術を事とす。養英が子右仲萬新夙く學を好み、林祭酒の門に列し、昌平學舍に入りて、螢雪の功を積み、復姓して黑澤と號す。後田安悠然院殿の聘に應じて奥詰儒員となる、今の衞次は萬新が子なり、古記錄は慶長年間、回祿にあひ、今は當時の文書數通を藏す」と見ゆ。なほクロザハ條を見よ。

春日 カスガ　大和國添上郡の春日より起る。カスガに春日の文字を當るは「ハルヒ(春日)のカスガ」(武烈紀)と古典に見ゆるが如く、枕詞より轉じたるなり。古く春日縣あり、後世鄕名となる、和名抄に見え、加須賀と註す。其の他、諸國に春日なる地名多し、其の殆んどは、春日氏、春日部の移住、或は春日神社の勸請より來る、カスカヘ條を見よ。

1　春日縣主　春日縣は後の大和國添上郡春日鄕附近の地を云ふ。此の縣主は綏靖紀二年條に「一書に云ふ、春日縣主大日諸の女糸織媛也」と見ゆ。后妃を出せし程の氏なれば、相當の盛族と考へらる。其の後、古事記に「大倭根子日子賦斗邇命(孝靈帝)云々、春日の千々速眞若比賣を娶る」と載せ、又開化段に「日子坐王云々、春日建國勝戶賣の女、名は沙本の大闇見戶賣を娶りて、御子沙本毘古、云々を生みまつる」とある千々速眞若比賣、建國勝戶賣の如きは、此の縣主家の人か、或は關係深き人ならんと考へらる。而して沙本毘古の謀叛の際、此の氏は其の外戚たるより、之に加擔して滅亡し、其の所領は、和珥臣に移り、和珥臣より春日臣を起せしものと考へらる。卽ち此の縣主と次に云ふ春日臣との關係は次の如し。

春日建國勝戶賣――沙本之大闇見戶賣――沙本毘古王
　┃
　┣意祁都比賣―彦坐王
　┣袁祁都比賣
　┗姥津命――彦國葺命(春日臣祖)

なほ詳細はカスガベ(春日部)條の初めにあり。

附記、五郡神社記に十市縣主系圖を載せ、「希有系圖也」とあれど、同作者の僞作なるや著し。されど參考の爲に擧ぐれば、春日縣とは十市縣の古名にて、「事代主命―鴨王命―大日諸命(春日縣主)―大間宿禰(春日縣主)―春日日子(春日縣主)―豐秋狹太彦(同上)―五十坂彦(孝昭天皇御世、春日稱改名、云十市、詔五十坂彦、爲縣主)―大日彦(十市縣主)」と。笑ふべし。

2　春日族　孝昭天皇の皇長子天帶彦國押人命の後にして、彦姥津命の子彦國葺は、崇神朝、武埴安彦の亂を平げ、垂仁朝、五大夫の一たり。又其の孫鹽乘津彦は任那を助けて新羅を討ち、彼の地に鎭す、實に任那日本府の起原たり。その後、難波根子建振熊(難波宿禰)あり、神功皇后の征新羅の役に從軍し、又麛坂忍熊二王の亂を平げ、その子大矢田宿禰は新羅に鎭守將軍たり。而して一方・常に后妃を出して、皇室の外戚たりし事も屢々なりき。實に上古第一流の大族と云ふべく、又其の支族の多き事も他に讓らざる也。小野、粟田、柿本、山上、飯高、壹志、吉田、

興世、眞野、櫟井、多紀、大宅、布留、額田、壬生、牟邪、葉栗、知多、和安部、久米、大坂、猪甘、都努山、津門、櫛代、葦浦、物部、安那、羽束、根、度守、丈部、中臣、野中、井代、春日部、水取、近淡海、和珥部、邇宗等、皆然り。

春日臣は此等多くの氏々の宗族にして、後には大春日臣と云へり。されど、もと添上郡和邇の地にありしにて、初めは和邇臣と云ひ、其の部曲の民を和邇部(和珥部、和爾部、丸部)と云へり。後春日を本據とし、春日臣と云ふ。故に太古の事はワニ條にて詳説すべし。

3 春日和珥臣 大和國添上郡和邇より春日に移りたる和珥臣なり。雄略紀元年條に「次に春日和珥臣深目の女あり、童女君と曰ふ。春日大娘皇女を生む」」と見え、古事記には「天皇・丸邇の佐都紀臣の女袁杼比賣と婚する爲、春日に幸行ますの時、媛女に道にて逢ひ給ふ、云々」とあるを併せ考へて、春日に遷り住みし和珥臣の意なるを知るべし。此の氏・後單に春日臣と稱す。春日大娘皇女は仁賢天皇の皇后なり。

4 春日臣 欽明紀に春日日爪臣、敏達紀

に春日臣仲君、崇峻紀に春日臣等見ゆ、前項春日和珥臣の後なり。古事記孝昭段に「天押帶日子命は、春日臣、大宅臣、粟田臣、小野臣、柿本臣、壹比韋臣、大坂臣、阿那臣、多紀臣、羽栗臣、知多臣、牟邪臣、都努山臣、伊勢飯高君、壹師君、近淡海國造の祖也」と見え、姓氏錄、大春日朝臣條に「天帶彦國押人命より出づる也。仲臣令、家に千金を重ね、糟を委みて堵と爲す。時に大鷦鷯(仁德)天皇・其の家に臨幸あらせられ、詔して糟垣臣と號す。後改めて春日臣と爲す」と載せ、糟垣より春日となりしと云ふも、もとより地名附會の傳説にして、採るに足らず。春日の地名は既に春日縣主より發すればなり。猶ほ仁德朝云々とあるも信ずるに足らざるべきか。何時代より春日臣と稱せしやは未詳なれど、恐らく雄略朝以後の事なるべし。此家の系圖・ワニ條に載す。春日氏族の宗族にて、代々后妃を出し、上古第一流の貴族なり、後大春日臣と云ふ。

5 大春日臣 前項春日臣の本宗は、後大春日臣と云ひ、天武朝朝臣姓を賜へり。オホカスガ條を見よ。

6 春日部流春日臣 承和十四年八月紀に

「越前國丹羽郡人、大學助教外從五位下春日部雄繼等二人、部字を刊りて、春日臣と爲し、兼ねて邊籍を除き、左京に貫す」と。次いで齊衡二年紀に「大學博士兼越中權守從五位上春日臣雄繼、姓を大春日朝臣と賜ふ」と見えたり。

7 春日連 拾芥抄に見ゆ。

8 春日臣族 垂仁紀三十九年條に「春日臣族名市河」と見ゆ。こは前に及ぼして記せしにて、當時未だ春日臣のありしにあらず。物部首條を見よ。

9 春日眞人 敏達天皇皇子春日王の後なり。天平勝寶三年紀に「田部王に春日眞人を賜ふ」と見ゆるを初見とす。姓氏錄右京皇別に收め、「春日眞人、敏達天皇の皇子春日王の後也」と見ゆ。此の王は御母老女君夫人が春日臣仲君の女にて、春日氏より出で給ひしを以て此の名あり。かゝる關係より後世春日氏族なる小野氏は、春日親王の裔と假冒す、ヲノ條を見よ。

10 (大)春日宿禰 オホカスガ條を見よ。

11 (大)春日朝臣 大春日臣の後なり。オホカスガ條を見よ。

12 春日朝臣 大春日朝臣と同族か。天平

十四年紀に春日朝臣家繼女あり、鹽燒王の事に坐して土佐に配流さる。」

13 春日藏首裔の春日朝臣　天平神護二年三月紀に「左京人從七位下春日藏毗登常麻呂等二十七人、姓を春日朝臣と賜ふ」と見ゆ。又寶龜八年五月紀に春日朝臣方名あり。

14 美濃の春日(無尸)　當國春部里大寶二年戸籍に主帳進大初位下春日忿を初めとし、二戸、妻に一人、此の氏人見ゆ。なほ春日部條第十項參照。

15 伯耆の春日(無尸)　朝野群載十一に、「永久三年春日助丸(伯耆國人)」と云ふ人見ゆ。

16 京師の春日(無尸)　朝野群載十一に、「長德二年、春日國松(左京人)」見ゆ。

17 (大)春日氏　オホカスガ條を見よ。

18 山城の(大)春日氏　西宮記に見ゆ。オホカスガ條を見よ。

19 滋野姓禰津氏流　信濃國の豪族なり。當國、佐久郡に春日邑あり。關係あるか。滋野氏三家系圖に「禰津小二郎道直—神平貞直—貞親(春日刑部少輔)—貞俊(春日五郎)、弟貞幸(刑部三郎、承久兵亂、關東先陣、宇治川入水)—栄(同時入水)」と見ゆ。されど、もとは春日部裔ならんかとの説あり。

貞親は東鑑卷九、十に春日小次郎貞親、貞幸は二十五に春日刑部三郎貞幸、承久記卷四に「信濃國の住人春日刑部三郎ふし、一どにうち入り渡しけるが、子はたちまち沈みてしす。ちゝもをし入られしを、くがにのこりし良等、ゆみのはずを入てさがしけるにぞ、さうなくとりつきて引上らる云々」と。

其の他、東鑑卷五、文治元年十月及び六年二月隨兵に春日三郎、文治五年に春日小次郎、春日與一、建長二年三月一日に春日刑部丞、また承久亂に春日刑部次郎太郎、同小三郎等あり。其の後裔、應永の亂に見え、又下つて天正年間、筑摩郡に春日源太左衞門尉あり、青柳を領す。又高遠の新衆に春日新次郎、又伊那郡に春日氏あり、その堡砦址、伊那町に存す、應永の頃より此處に居住し、世々高遠に屬し、天正年中、春日河内守昌吉、仁科五郎信盛の麾下に列し、同十年二月織田氏に亡ぼさると傳へ、また片桐村前澤に春日氏の居館あり。慶長六年、飯田の城主小笠原秀政の臣春日淡路守五百石を領し、此所に居る。寛永元年、天龍川滿水暴荒の爲め高遠原に引移る(伊那武鑑)となり。水内郡にも此の氏あり。(軍鑑傳解に春日播磨見ゆ)。

20 甲斐の春日氏　甲陽軍鑑に「伊澤の大百姓春日大隅の子彈正忠昌信(又昌宣、晴昌、晴久などあり、初め源五郎)、永祿四年、高坂氏の家蹟を賜ふ」と。されど此の後も春日氏を稱す。卽ち駿州大宮神馬奉納記に「春日彈正忠、春日中務少輔」と載せ、其の他、信玄の判書に春日彈正忠と見え、高坂とあるなし(國志)。春日昌信は信濃海津城主たり。下關屋村明德寺に彈正夫婦の石塔あり、十六葉の重菊を彫る。其の他、古戰錄に高坂彈正昌信の養子春日宗次郎昌元あり、沼津城を守ると。この春日氏は信州より移りしならんと云ふ。

21 越後の春日氏　岩船郡本庄城(村上城)は往昔春日右衞門尉光明の居城と傳へらる。後世上杉氏家臣に春日右衞門あり、出羽置賜郡高畠城を守る。

22 若狹の春日氏　松尾寺緣起に「延喜十二年、神野浦の海人春日爲光・靈木を感得して、馬頭像を刻む」と曰へり。

23 清和源氏足利氏流　下野國安蘇郡春日邑より出でしか。澁川氏の族にして、澁川系圖に「右兵衞佐義行—三郎義長（嫡男、關東在住）—義佐（號春日）」と見ゆ。

24 藤原北家魚名流　六條家の庶流にして尊卑分脈に「魚名—末茂十世孫（六條）顯輔—重家—經家—家季（從三、左門佐、號春宮、流布本春日）—季範（從三）—顯範（侍從）—家顯—定範（左衞門佐）」と載せ、六條家系圖にも「家季（六條、又春日）」と見ゆ。

25 藤原北家長良流　武藏國足立郡春日山より起る。この地は新編風土記、小針內宿村條に、「小針內宿陣屋、村の東にあり、小名を春日山と云ふ。春日下總守景定が陣屋跡なりと。今は村民居住の地となれり、」と見えたり。家譜に「長良の孫飛彈判官代爲孝、初めて春日を稱す。其の裔太郎行元・尊氏に仕へ、足立郡桶皮鄕を領す」と云ふ。寬政系譜・本支四家を載す。家紋輪寶、羯摩、一輪牡丹。「行元—兵庫助入道行宗—同行高—八郎太郎行常—下總守行光（兵庫助）—兵庫頭景定（八郎、下總守入道）—左衞門家吉—彌吉家春、弟左衞門家次（八十郎、與市）—八郎右衞門義陣（千八十石）」なり。

春日
左太郎

春日
嘉十郎

26 宇多源氏五辻家流　尊卑分脈に「敦實親王—雅信（左大臣）—時方（大原少將）—仲舒（仲信）—仲賴—仲棟（號能登三郎大夫）—仲親（諸陵頭）—仲康（本名親順）—仲衡—仲朝（對馬守）—（春日）仲基（本名仲雄、上北面、後嵯峨院細工所別當）—仲寬（大膳大夫、上北面）—仲藤（宮內權少甫）—仲光（左馬助、參川守、右馬助、刑部少輔）—仲賢（治部權少甫）—仲雅（民部大甫）」と載せ、又「仲寬の弟仲經（後宇多院上北面、播磨守、左將監）—仲能（內昇殿、伊與守、大膳大夫、彈正大弼、文和・召し出され、武家に誅さる）—仲繁（宮內大甫）、弟仲名（中務權大甫、修理權大夫）、」また「仲能の弟仲家（若狹守）—仲定（彈正大弼、右京權大夫）—仲持（美濃守）、」また「仲家の弟直國（讃岐守、木工頭、彈正少弼、光嚴院上北面）—仲與（上北面、右京權大夫、中務權少甫、彈正少弼、應永十三正廿六卒」」と見ゆ。

27 村上源氏北畠氏流　尊卑分脈に、准后親房の子顯信に注して、「春日左少將、一品准大臣（南朝詔云々）」とし、其子信親、守親、親統を載せ、太平記卷十九に「副將軍春日少將顯信、」三十三、菊池合戰に「春日中納言」、また「北畠源中納言、春日大納言・宮を落し進らせんとて、踏止まつて討れ給ふ」と。又顯信の弟顯時は春日中將と諸書に見え、又春日侍從顯國あり、常陸に轉戰して義死す。常樂記に「康永三年三月八日、春日侍從顯邦朝臣、甥右兵衞佐同時生捕、則誅也」、と載せたり。なほキタバタケ條を見よ。

28 春日神社々家　春日社は藤原氏の氏神として、中古以來、朝野の尊崇極めて盛、伊勢に次ぎ、賀茂と相並ぶ。從つて其の祠官・また勢力あり。
當社は續南行雜錄に「春日社司、◎（按ずるに此の條は蓋し宗淳記する所）春日社司に兩流・有り。大中臣と曰ひ、中臣と云ふ。中臣先祖時風、秀行、初め神駕に從ひ、鹿島より來る。因て神宮と爲す。二人の後を見るに九家有り。曰く辰市と稱する者二、大東と曰ひ、東地井と曰ひ、新と曰ひ、今西と曰ひ、富田と曰ひ、南と曰ふ。此れを南鄕と爲す。每に先づ

カスカ

カスカ

新預に補し、闕に依り權預に遷る。次第に轉任し、正預を以て最と爲す。其の加任預と神宮預とは、初任より卽ち此の號有り。復た轉任せず。唯巡に依り直に正預を補す。正預・此れを修行と謂ふ、社中の事大小と無く、皆專ら修するを以て也。

大中臣は、後世朝廷・權に其の人を差して本社に仕へ奉らしむ、猶ほ伊勢の祭主の如し。其の後・子孫代々其の選に當り、遂に世家と爲る。其の支庶見に七家有り。之を北鄕と謂ふ。中東と曰ひ、正眞院と曰ひ、西と曰ひ、中西と曰ひ、向井と曰ひ、奥と曰ひ、奥田と曰ふ。皆初め新權神主に補し、權神主に轉じ、神主に終る。大中臣は朝廷の命ずる所、固より崇貴と雖も、而も中臣は駕に從ひ、遠く來りて、神に奉ずること亦久し。故に故家を以て自ら居り、肯へて彼に讓らず。

又若宮神主有り。亦中臣氏にして、乃ち大宮社司の別れ也。一家一職、子孫相代り、他家に傳へず。副貳を置かず。初め其の居・新藥師寺に近きを以て、新藥師を以て號と爲す。中臣・祐臣なる人有り、和歌を善くす。其の千鳥の作尤も世に稱せらる。故に子孫遂に千鳥と號す。今に至りても改めず。當今の社司の補任を後に列ねて、其の別を知らしむ。代人より以て任丁に至る、亦各々族を以て層に係く。南北鄕、及び若宮、此れを三鄕と謂ひ、或は又三方と曰ふ。

神　主　正三位大中臣師直(西左近)、
權神主　從三位大中臣時雅(中西左京)、
新權神主從四位上大中臣家知(奥田圖書)
修行正預　正三位中臣祐俊(新兵部)、
權　預　從三位中臣延相(大東右近)、
加任預　正四位下中臣延英(富田內膳)、
神宮預　正四位下中臣祐舍(今西隼人)、
權　預　正四位下中臣祐友(南木工助)、
權　預　正四位下中臣延尙(大西大藏)、
次　預　正四位下中臣祐宣(東地井元殿)
新　預　從四位下中臣祐用(辰市淡路守)
新　預　從四位下中臣祐當(辰市上總介)
若宮神主と。

また大和志料に「社家の傳に、神護景雲元年正月十六日、鹿島の武甕槌命、大和に入らせらるゝや、其の社家中臣大宗の子時風、弟秀行、及び禰宜紀乙野の三人、これに供奉し、伊賀の薦生中山に至る。時に時風等燒栗を供進す。神宣に依り、

之を植う、忽ちにして生殖す。因て氏を中臣殖栗と稱す。同二年十一月九日、社殿を三笠山下に創立するに及び、仍ちこれに奉仕す。四年正月十八日、時風・神宮預に補せらる、實に是れ辰市家の祖なり。時風・當郡辰市鄕に居り、後ち采地となる、故に後人祠をこゝに立て、其の靈を祭る、所謂辰市社卽ち此れなり。
同月同日、秀行・造宮預に補せらる、實に是れ大東家の祖にして、南鄕社家の棟梁たり。
而して乙野の五世孫乙成・承平七年二月二十五日、神託に依り、名を春安と改む、春安の子春成は、長德二年二月九日、亦神託に依り、紀氏を改めて采女氏を稱す。是れ南鄕常住、神殿守梅木家の祖にして、南鄕禰宜の祖なりと云ふ。
天祿二年十一月、春日祭に際し、正預等忌服を以て神事に預るを得ず、神祇官人大中臣恒瀧の二男時用・臨時祭官に補せらる。子孫相繼ぎ之を襲ふ。是れ神主大中臣家の祖にして、實に北鄕社家の領袖たり。
永延元年二月、關白藤原道長命じて、備前國兒島郡正八幡の社人紀清定、弟清武

の二人を神主職の附屬として、奉仕せしむ。清定は北郷常住、神殿守大宮家の祖にして、清武は同職秀能井家の祖なり。長承四年時風八世の孫祐房を若宮神主に兼補す。是れ千鳥家にして、一家重代の職と稱す。此の時乙野十世の孫末春を以つて、若宮常住、神殿守に補す。卽ち若宮禰宜の祖なりと云ふ。家々其の系譜を傳ふれば、宜しく本書に就きて之を見るべし。

正預、神主、若宮神主の三職を三社務と稱し、社中の顯職とせり。正預職の下に、權の預、次の預、加任預の三職あり。神主の下に權神主、新權神主の二職あり。此等の社家、又は社司と稱し、各々血統を以て補任し、異姓を交る事なし。其の他の神人を禰宜と稱し、神殿守、職事、殿番、出納、膳部等に補せらる。其の血統を重んずる事、亦社司に異なる所なし」と。近代神官、凡そ百七十餘戸なりしとぞ。

29 正預(中臣流) 中臣殖栗連の後なり。春日社記に「神護景雲二年正月九日、大和國添上郡三笠山に御垂跡。同年十一月九日、寅日寅時、宮柱立て御殿畢る。常陸國より御影向。御乘物は鹿を以つて御馬と爲し、柿木の枝を以つて御鞭と爲し給ふ。神護景雲元年六月廿一日、伊賀國名張郡夏身鄕一瀨河にて御沐浴、鞭を以つて驗を爲し立て給ふ。樹と成りて生ひ付く。其れより後、同國薦生中山に數月御す。時風、秀行等に、燒栗を各々一つ賜ひて宣はく、汝等子孫・斷絕なく、我に仕るべくは栗殖へんに、必ず生付くべしと。卽ち生付き了る。之に因りて始めて中臣殖栗連と號す。同年十二月七日、大和國城上郡安部山に御坐、同二年、三笠山に御垂跡也」と。また興福寺濫觴記に「社司は神宮預中臣連時風、造宮預中臣秀行也(時風、秀行は天兒屋根命二十五世の孫大宗の息也。一男時風は今の春日祠官辰市家の祖也。二男秀行は今の春日祠官大東家の祖也。大和國添上郡辰市鄕に住み而して後に釆地と爲す矣。故に其の鄕に於いて靈神を奉齋す焉。今在る所の辰市神社は時風、秀行也)云々。仍りて神・殖栗姓を賜ふ、爾より巳來、時風、秀行の子孫社司中臣姓、植栗氏を蒙る、是れ其の權輿也」と見ゆる殖栗連時風、秀行の後なり。

時風、秀行の事はエクリ條を見よ。なほ此の兩人は、鹿島大宗の子なりとの說あり、カシマ條第五項を見よ。又一本大中臣系圖に「中臣方子卿(或本云、天兒屋根命の二十一世孫也)—二男國子—祭官國足—祭主中納言意美丸—刑部卿兼神祇伯祭主從四位下中臣東人—神宮預時風」と見え、また「方子卿—三男糠手子—許末—祭主中納言大島—造宮預秀行」とあれど、後世の附會に過ぎず。

時風の後は中臣系圖に「神宮預時風—神宮預時兼(天長十年)—神宮預有影(延喜元年)—

┌吉理(神宮預)—爲助(權領)—範助(同上)—俊清(同上)
└時理(神宮預)—是忠(權預)—助延(同上)┬近助(同上)┬助實(同上)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└助賴(氏人)　└祐房(正預)

┌祐通(正預)—祐影(權預)—祐章(氏人)
├祐政(權預)—祐綱(正預)┬祐平(神宮預)—祐貫(正預)—祐村
│　　　　　　　　　　　├祐幸(大炊權助)—祐種(次預)—祐岡
│　　　　　　　　　　　└祐廣(次預)—祐峰(權預)—祐季
└祐重(若宮神主)—祐明(同上)—祐茂(同上)—祐賢(同上)—祐春

助頼の後は「正預祐清—權預祐宗、弟權預祐忠—權預祐尙、弟正預祐公—正預祐繼—次預祐顯、弟主殿助祐員」なり。次に秀行の後は「造宮預秀行—同秀基(天安二年)—同上有基(天曆元年)、弟同上助滿—權預信淸—正預信近—同信經—同信俊—次預信春—次預義滿—正預能淸—正預能繼、弟能綱、弟正預能近、」また「能淸弟正預能基—次預能延—權預能國—次預能賢、」にして、また「正預信近弟信延、弟正預有近—一男預近季、二男預有助、三男正預有忠—預有兼—正預有政—有保また有兼弟正預延遠—正預遠忠—正預延忠—權預延秀」と見ゆ。

30 神主(大中臣) 中臣氏系譜に「御食子—垂目—島麿(中臣朝臣)—名代—伊賀麿—眞助(大中臣朝臣)—天足—千世—氏彝(少司)—時用(大司)—理平(春日神主)」と載せ、大中臣系圖に「時用(春日神主)—理平(主神司中臣、春日神主、齋宮助)—兼興—惟幹(權大宮司、實時用二男、然與祖父立子)—忠時(少宮司)—惟經—惟房(權大宮司、春日神主)、惟經弟時經(春日神主)—經房(藏人所、春日神主)—泰房(春日權神主、泰時同神主)—成房(同神主)、經房(時房)(左京進)—泰隆(春日神主)」とあり。又「時經弟經元—時盛(所衆、治部丞、春日神主)—時弘(木工助)—時定(春日神主)」なり。

31 若宮神主 第二十九項參照、祐春(弘安五年壬午九月卅日、父祐賢の讓に依りて若宮神主に任ず)の後、其の子「若宮神主祐臣—祐堪—祐右—祐深—祐光—祐富—祐村—祐勝—祐智—祐資—祐根—祐紀(後政尙)—祐榮—祐忠—祐之」なり。

32 歷名土代に「正四位下。大中師和(大永二、春日社神主)。大中家統(同五十一。同十一、九、從三位、春日神主)。(奧)大中家賢(天文九。同十二、春日社神主、父家統卿の替。同十三、從三位)。(大東)中臣延有(同十一)。(東地井)中臣祐園(同十二、春日社正預、同十卒)。(同)中臣祐恩(同十七。同十二月春日社正預、同二十二、從三位、正遷宮賞)。大中時具(同十七。同二十二。春日社權神主。同廿三從三位)。大中師重(同廿一。同廿二、轉春日社神主。同廿二從三位、永祿九卒)。(辰市)中臣祐次(同廿二、春日社次預、正遷宮賞)。(春日權神主)大中臣時宣(永祿二、春日社新權神主。同九、

神權神主。同十一月九日、從三位)。(春日社正眞院)大中臣經榮(永祿二。同九神春社神主、春日社權神主。同九從三位)。(春日社兩)大中臣師淸(同六刑部卿)。(春日社)同家政(同六。同九神新權神主)。(春日社師奧)大中臣家種(永祿六)。(春日社正預富田)中臣延時(同七)。(春日社權預辰巳)中臣祐礒(同九。天正五、從三位)。」次に「從四位上。大中家康(天文六、春日權神主、同七卒)。大中家賢(同六。同七、轉春日權神主)。大中師重(同十二。春日社權神主)。大中時具(同十二。春日社新權神主)。(積藏院中東)大中臣時宣(同廿四。永祿二春日社新權神主)。大中臣經榮(同四。永祿二、春日社、轉權神主)。(春日社新權神主)大中臣家政(永祿元)。同家種(同元)。中臣延時(同三。同四、春日社正預)。(春日社權預辰市)中臣祐金(同九)。」次に「從四位下。(大東延有連男)中臣延時(天文廿二、春日社權預、正遷宮賞)。(正預祐恩子)中臣祐礒(同廿三)。(春日社新權神主正眞院)大中臣經榮(同廿三)(春日社次預)中臣祐岩(永祿二)。(春日社權預)中臣延能(同

五)。(春日社權辰市)中臣祐金(同七)。(春日社權預今西)同祐庭(同七)。(同權預上)同延安(同七)。(同神宮預東池少)同祐文(同七)。(同若宮神主)同祐根(同七)。」

次に「正五位下(春日社權預)中臣祐金(弘治四)。(春日社權預)中臣祐庭(永祿三)。(春日社)中臣祐久(永祿三)。(春日社權預今西)中臣祐國(天正九)。(春日社家政子)大中臣家光(同九)。」

次に「從五位上。(春日社)中臣祐庭(弘治四)。(春日社)中臣祐國(同七)。(春日社)大中臣家光(同七)。(春日社)大中臣經久(同七)。(同)中臣祐範(同七)。(春日社)中臣延清(同九)。」

次に「從五位下。(春日社)中臣延清(永祿元。同七中務少輔)。(同)大中臣師定(同元)。(春日社)中臣祐國(同二。同四、補權預)。(春日社)中臣祐久(同三)。(春日社)大中臣時家(同十一)。(春日社々司)大中臣時昌(慶長七)。(同)中臣祐長(同七)。(同)中臣祐貞(同七)。同延勝(同七)。(同)同祐爲(同七)。」その他、猶ほ多かるべし。以上春日と明記するものに限る。

33 供奉人坊目考に「奈良は往昔七鄕に分ち、刀禰七人ありて政法を沙汰し、春日供奉人と稱する事不審なり。實曉僧都七鄕記を按ずるに、享祿中、興福寺の奴婢、武頼以下の七人各々、七鄕に分ち、人夫傳馬等を掌る」とあり。刀禰は此の末孫か。南都の衆・動もすれば、春日供奉人の裔と稱するも、是れ今を見て古を知らざるなり。抑も春日神は神護景雲二年に來りますと雖も、其の體・尙ほ微なり、淸和天皇貞觀以後やゝ威嚴なり、往時・東大寺八幡大神は殊に莊嚴にして、其の委しき事は國史に見ゆ。後世東大寺八幡衰へ、其供奉、奴婢の族も皆春日を冒せるごとし」(地名辭書)と。

34 雜載 北條氏家臣に春日源太左衛門、庭瀨板倉藩添役、久我家諸大夫及び侍にあり。又加賀藩給帳に「二百五十石春日榮五郎」また薩摩國谷山郡谷山鄕福本村伊佐智佐神社祠司に春日氏、又美濃、武藏(丸に横木瓜)等あり。又春日局は齋藤內藏助利三の女、母は稻葉氏。稻葉正成の妻、イナバ條を見よ。

春日井 カスガヰ 尾張、丹波に春日井の地あり、共に春日部より來る。

1 赤松氏流 赤松系圖に「則村―貞範(筑前守、號春日井雅樂助)―出羽守顯範―出羽守滿貞―伊豆守貞村―刑部大輔教貞―範行」と見ゆ。貞範が丹波國春日部を領せしにより、此の家號あるなるべし。

2 河內の春日井氏 百濟王裔なり、次條を見よ。

3 三河の春日井氏 賀茂郡に篠平砦(小原鄕仁木村)あり、春日井與左衛門據守す(二葉松等)、又額田郡仁木村に春日井與左衛門あり。此等は尾張春日井より來りしか。

4 德川時代、飯山本多藩用人に此の氏あり。

春井 カスガヰ 姓氏錄河內諸蕃に「春井連、下村主同祖、後漢光武帝七世孫愼近王の後也」と見ゆ。カスガヰにて石川郡春日邑より起りしか。佛師に春日井氏あり、その宅址此の地に存すとぞ。稽文會、その子稽首勳等これなり。ハルヰ條參照。

春日粟田 カスガノアハタ 春日臣の族なり、アハタ條を見よ。

春日小野 カスガノヲノ 臣姓、春日臣族、ヲノ條を見よ。

春日倉 カスガノクラ 春日の倉に仕へし

氏なり。

1、春日倉首　春日倉人の首長なり、大寶元年三月紀に「僧辨紀をして還俗せしむ、代度一人、姓を春日倉首、名を老と賜ひ、追大壹を授けらる」とあるは、もと此の氏より出でし人なるべし。

2、春日藏毗登　前項氏に同じ。後に春日朝臣姓を賜ふ。カスガ條第十三項を見よ。

春日倉人　**カスガノクラビト**　職業部の一にして、春日にありし倉庫に使役せし部人也。クラ條參照。

春日和珥臣　**カスガノワニ**　臣姓なり、カスガ條第三項、及びワニ條を見よ。

粕川　**カスカハ**　美濃、上野等に此の地名あり、春日と關係あらん。

數川　**カズカハ**

春日部　**カスガベ**　御名代部の一種にして上古以來大いに榮ゆ。而して予輩は舊著に於いて、此の部を雄略皇女春日大娘皇女、卽ち後の仁賢帝皇后（武烈帝御母）の御名代部と述べしが、其の後の調査により、開化天皇の御名代部なるを確むるを得たり。今其の拙文を次に引用せむ。

現今の春日神社は、式神名帳に添上郡春日祭神四座と見ゆる社が、それである事は今更事新しく說く必要があるまい。しかるに、同帳同郡、更に春日神社を載せて居る。前者四座が竝に月次、新嘗に預る名神大社であるに對し、此の春日神社は、小社であつて、前者が神階正一位に登つて居るのに、此の社は神階を全くもたないのである。殆んど比較にならない程、微々たる社ではあるが、それにしても、兎も角、當時は式內社であつた、處が近世の有樣は如何であらうか、その所在さへ詳かでないのである。伴信友、栗田寛、吉田東伍等の諸學者は、春日本社の東なる榎本社を、春日山地主神と曰ふ事から、此の社に當てゝ居る。又大和志料は野田四恩院境內なる浮雲宮と云ふ說を擧げて、更に之を否定して居る、其の他、特選神名牒も一種の說を掲げて居るが採るに足らないからやめて置く。兎も角、近世に於いては、その所在さへ分明でない程、當初の崇敬が失はれて了つたのである。そして藤原氏の氏神なる春日神社が餘りに有名な爲に、此の神社の名が延喜式に殘つて居る事さへ後人をして奇異な感じを與へて居るのである。しかし此の社は後世斯くの如く衰微したからとて、更に顧る價値のない社ではない。次にそれを說明しよう。

此の春日神社は、上古の名族春日氏の崇敬社と推定する事が出來る。勿論此の推定は「春日氏は孝昭天皇の皇長子天帶彦國押人命の後裔であつて、歷代屢々后妃を出した名族であるが、其の名稱は當地名を負うたもので、當地に發祥し、當地を本據として東西に活動した事が、種々な方面から決定する事が出來るのである。從つて其の本據なる當地には、氏神と云ふか、產土神と云ふか、その崇敬するに至つた理由はわからぬが、兎も角、最も崇敬した神社がなければならない。處が一方此の春日神社は中古に至つて式內社たるの榮譽を得て居るが、それは上古に於いて、尠くも當地の領主たる春日氏の崇敬を得て、その繁榮を維持し得たからに違ひなからうと考へざるを得ない。且つ當社は此の名族と名稱を同じうして居るが、同地域內の同名の神社と氏とは、多くの場合、密接なる關係を有する事が常であるから、此の春日社も春日氏と、さう云ふ密接な關係があつたと考へる事の方が穩であらうと思ふ。」と云ふ以外、當地方には何の徵證もない……勿論かりに地主神を當社とすれば、幾分此の推定を確實にはするが、果して然るや否や今の處明言出來な

い。けれど次の研究から此の推定が確實にされるのである。

今日の春日神社は、藤原氏の氏神と云ふので、全國至る處に祀られて居る。そして、鹿島、香取等四座の神を奉齋してあるが、此等各地の春日社は、全部此の藤原氏の氏神なる春日神社の分社であらうか。私は此れに對して、疑を抱かねばならないのである、丁度天神社が皆まで菅家を祀るものでない、又八幡社の内には、宇佐や石清水と同一祭神でないのが多い、と云ふのと同様に春日社の中にも、此の今日有名な春日社の分社でないのがあるのである。然らば、その春日四社の分社でない春日社は何であらうか、私はそれを此の式帳所載の春日神社の分社と云ひたいのである。春日氏は澤山な一族と部曲とを持つて居て、廣く全國に秩序正しく分布されて居る、……その次第は大正の初め神社協會雜誌に載せて置いたから此處には省く……そして春日と云ふ地名を殘し、處によると春日神社と云ふ宮を殘して居るのである。

その一例として、美濃池田郡春日神社を說かう。此の春日神社は和名抄に見ゆる春日鄕にあつて、美濃神名記に池田郡從一位糟河大神と云ふのがそれである。もとは一社であつたらうが、後世いくつにも數がふえたと見えて、新撰美濃志には、瑞岩寺村春日社、香六村春日大明神、日坂村春日大明神社等を載せて居る。そして其の內香六村のが、其の中での宗社であるらしいと說いて居る。

此の春日鄕と云ふのは、現存する文書の內で、最古のものとして知られた美濃國春部里大寶二年戶籍に見ゆる春部里で、同戶籍中には、春部氏、春日氏、丸部氏、各田部等が多く見える、皆春日氏族に屬する氏である。猶ほ同郡額田鄕は同族額田國造政廳の所在地と思はれ、又其の他の一族も附近に多いのである。而して春部とは春日部の略である事が明白であるから、此の春部里は卽ち和名抄の春日鄕で、もと春日氏、竝にその配下なる春日部によつて形成された鄕里である事も明白と云つてよからう。而して春日神社は實にその鄕內に存在するのだから、此の春日氏、春日鄕、及び春日神社と、三者の關係が如何に密接であるかゞわからう。猶ほ此社を國帳に糟河大神とあるのは音を借りたもので、一層古社なるを思はせるではないか。奈良の春日も、もと糟垣と書いたらしい。又武藏の粕壁、加賀の滓上神社など皆春日部で、同例と見てよい。此等はカスガなる語に、其の枕語なる「春日の」の文字を一般的に宛てる、その以前のものと考へるのである。思ふに、地名、氏名の如きは、美しい文字を用ふる命令と、好みとから、早く文字を改めたが、社名丈には好古の意味から相變らず糟河と書いたらしい、それが國帳時代迄も傳つたが、その後その音から、今日有名な春日の分社と考へて、文字も改め、祭神も變更されたものと思はれるのである。

斯様に春日氏が古く移住した地に春日神社の存する事は、この春日氏と式帳所載春日神社との關係の淺からざるを思はせる。從つて此の春日神社は、最初は兎も角、此の狀態から云へば春日氏の氏神的傾向を以つて居ると云はねばならぬ。紀伊にも同様な神社があつたと記憶する故、一層しかりと考へねばならないが、此處に一つの疑問があつて、しかく容易に斷定を下すを許さないのである。それは越後頸城郡にも春日山があり、又春日神社があつた、而も春日臣にも、勿論今日の春日神社にも關係を持たない事である。

この春日山、春日神社は、古事記垂仁段に五十日帶日子王は春日山君、高志池君、春日部君祖とあるのに應ずるものであつて、春日山氏、春日部氏の神社である事は、私が説明する迄もなからうと思ふ。而して五十日帶日子王は垂仁帝の皇子で、母系は山城の大國之淵から出て居る故、春日氏とは何の緣故もないと云はねばならない。

かくの如く、越後春日神社は天帶日子國押人命後裔なる春日氏族の神社ではなく、春日部の神社なるを知るが故に、美濃の春日神社も、春部即ち春日部の神社と云つた方がよいに違ひない。又此の奈良の式帳所載の春日神社も春日氏の神社ではなく、春日部を率ゆる頭梁としての春日氏の神社と說明せざるを得ないのである。從つて加賀能美郡の滓上神社も、河內國高安郡の「天照大神高座神社二座、號春日戶神」も、また「春日戶社坐御子神社」など、何れも春日部の神社であるから、此等の春日神社は以上の社と同一として考へねばならない。よつて次に春日部とは如何なる伴部であるかを調査して見よう。

春日の地は太古春日縣主の所領であつた、綏靖朝、その縣主大日諸の女系織姬は綏靖帝の皇妃に擧げられ、次いで孝靈朝には春日之千々速眞若比賣が孝靈帝の皇妃に擧げられた。此の姬は單に春日之とあるのみだが、やはり縣主家の人であらうと思ふ。斯樣な關係があつた爲か、孝靈帝の御孫なる開化帝は、此の春日の率川宮に都を遷された。そして其の跡地は天皇の末の皇子なる彥坐王が繼承して所領となされたものらしく見えるのである。彥坐王は此の地にあつて春日建國勝戶賣の女沙本之大闇見戶賣を娶られ、その子沙本毘古王は、また父母の領土を併せてであらうか、沙本の地に住はれた。此の建國勝戶賣と云ふのも、恐らく春日縣主の血統の人であらうと思ふ。沙本毘古は後垂仁朝に謀叛して誅戮された、從つて其の所領は他の氏々に分配せられたに違ひないが、その分配と此の春日部なる部曲とは、次に云ふ樣な關係があるらしく思ふのである。

最初私は春日部を、雄略皇女にして、後に仁賢皇后となり、武烈帝を生み給ひし春日大娘皇女の御名代部かと思つたが、それにしては前述越後の春日山君や春日部君の事が說きにくい。又中臣一族なる添の族類が春日部を率ゐて居る理由もわからぬ、よつて次のやうに改めた方がよいのでなからうか。

春日部の首領であつた氏を大別すると、三つの系統に屬して居る。卽ち一つは天帶彥國押人命の後なる春日臣、二は垂仁皇子五十日帶日子王の後裔と云ふ春日山君、春日部君、三は春日部村主とて、津速魂命三世孫太田諸命の裔と自稱する氏である。此の三つは謀叛者誅滅後の領土處分の他の例から考へると、皆狹穗彥遺領處分に關係があつたらしく思はれるのである。先づ最も多く春日部を率ゆる春日臣は、春日の南方、同郡和邇を本據として居た和邇臣の後身であつて、其の氏なる彥國葺は、これより前、崇神朝、武埴安彥謀叛擧兵の際、和邇より進軍して那羅山に鬪ひ、山城輪韓河に追擊して之を平げた。狹穗彥が叛亂を起せし際には、唯「近縣の卒を發す」とあるのみだが、當時彥國葺は五大夫の一人として政に與れるのみならず、狹穗の地は和邇より距離が遠くないのであるから、兵を出した事は疑ひなからう。次に第三の春日部村主と云ふのは、村主と云ふカバネから歸化族であらうと思ふが、津速魂命の裔と自稱する事は大いに意味がなければならない。それ

は、狹穗、春日、和邇を包括する添の縣の縣主は、此の津速魂命の後裔であるからである。此の氏が添縣主となつた時代は不明だが、恐らく以前から此の地方の名族で、和珥氏と共に此の亂鎭定に功があつたか、又は附近の名族と云ふ地理的關係からか、狹穗彥の遺領は一部此氏にも歸し、それを後に歸化族をして支配せしめたか、又は何かの理由があつて、歸化族に支配權が移つたか、其の歸化族は「其等何かの緣故より、添縣主の系を、假冒するに至つたのであらう、それが此の春日部の村主であると考へる事が出來る。次に第二の春日山君、春日部君の祖なる五十日帶日子王は時の天皇の皇子であるから、又その一部を賜はつたのであらう。

かやうに春日部を支配する三種類の氏が如何なる理由から、その支配權を得たかを考へるには、春日の地を開化天皇より、父彥坐王を經て、賜はつたと思はれる狹穗彥誅戮後の遺領處分と云ふ事が、最も都合よく解釋出來る事件ではないか。そして御名代部は居住せられた地名、宮名を、その名稱に負はせる事が多いと云ふ他の事實からの類推とで、春日部なる品部は開化天皇の御

名代部であつて、天皇の都なる春日宮てふ宮名を採つて名としたものと云つても、あながち無理な考へ方ではなからうと思ふ。卽ち春日部は開化天皇の御名代として置かれた部であつて、その支配權は天皇の末子彥坐王が繼承せられ、更に其の子狹穗彥王に移り、王誅滅後、春日附近なる和珥と添との二氏、及び時の天皇の皇子なる五十日帶日子王とに分配せられたのでないかと考へるのである。……和珥氏が春日に移つて春日氏となつたと云ふ事は、嘗て神社協會雜誌に述べたから煩を厭うてやめて置く…」

春日部は以上の如く、開化天皇の御名代部か、又は以前私が姓氏家系辭書などに載せた樣に、雄略皇女にして仁賢皇后武烈皇母の春日大娘皇女の御名代部とするか、……(若し後說を採れば、春日臣が此の部を管理する理由丈はよくわかる、何となれば、春日大娘皇女は春日臣の腹からお生れになつた方であるからである)……何れとするも御名代部であつて、春日臣の私有民部ではない。春日臣の私有部曲は和邇部なのである、從つて春日神社を春日臣の神社とする事は出來ないのであつて、春日部の神社とせねばならぬが、然らば其の祭神はどなた

であらう、次にそれを考へよう。

式帳河內國高安郡の「天照大神高座神社二座、號春日戶神」は貞觀元年紀には「春日戶神」と載せ、又同郡に「春日戶社坐御子神社」と云ふのもあるから、春日戶神社と云ふ方が、普通の名稱であつたのであらう。そんな事はどうでもよいが、それを春日戶社と云ふのは春日戶が祭する神社であるからであつて、天照大神高座神社と云ふのは祭神よりの社名であるのではなからうか。而して又二座であるから、天照大神と高座神との二柱が二座になつて居た事も明白であらう。卽ち此の地に居る春日部は此の二神を祀つて居たのである。此の二柱祭神については說甚だ多い、或は高座を岩窟に附會し、或は天照大神に對して高座を高御產靈尊とし、又地名辭書は天照大神を伊勢遷座途次の頓宮とし、特撰神名牒は天地靈氣記を引いて高座を伊勢津彥命として居る。高座を高御產靈とする如きは笑ふに堪えたる說で、伊勢津彥と云ふも採るに足らない。岩窟とするは、本社をかりに今日の岩屋辨天とせば成立せない譯でもないが、高座を岩窟の一稱とは云ひ過ぎではなからうか。しかし吉田先生が高座を其の場所の狀態よ

り起つた名稱とし、之を春日戸の祀りし神とし、天照大神は別な意味から併せ祀られたものであつて、春日戸神と關係がないと云ふ説は、貞觀元年紀に春日戸神に授位の事があつて、天照大神に及んで居ないと云ふ事から考へたならば卓見と云つてよいと思ふ。(戸は部と音も通じ、又戸は其部を出す戸と見てもよい。)

兎も角、この春日戸神を以上の如く說かねばならぬとすれば、此の社名から春日戸神社の祭神がどなたであるかを見出す事が出來ない、何となれば春日戸神は岩窟にあつたから高座神と云ふのであつて、高座なる奇異なる地形を利用して神を祀つたと云ふに過ぎないからである。斯樣に考へて來ると、上古の氏とか、部は、其の地、其の時代に應じて、或る種の靈を感じて宮をたてた、それが其の地の氏、竝に部の神となつたものであつて、あながち氏なり部なり、特に部に於いては共通に崇敬する神を有して居なかつた。たとへあつても弱い力しか持たなかつたと云はれよう。果して然らば春日神社春日部神社には共通の祭神なるものを見出す事が出來るものでないと云はねばならぬ。これは確かに穩かな見方である

やうに今一寸考へたのであるが、猶ほよく調べて見よう。

次に私は部には共通の神があつたと云ふ事を前提として議論を進めて見よう。然らば御名代部は何を神としたものであらう、それには御名代部は何の目的から置かれたものかと云ふ事を考へねばならぬが、それについては度々書いたから簡單に次のやうに述べて置かう。

御名代部とは「ある天皇、竝に皇室方々の御名を後世に傳ふる目的から御生前親近し奉つた近臣、從者、及び私有地(湯沐邑、封戸の類)に住する人民を以て組織されたもので、御名又は御所の地名を負うのが恒である。而して此の御名と云ふのは名稱そのものばかりでなく、その尊貴な位置、偉大な功業を含めたものである事は云ふ迄もない。これ御所の地名が部名となる場合の多い所以である」と云つて置かう。果して然らば御名代部に屬する人は、表面は兎も角、表て向きは、その天皇、皇后、又は皇子皇女の御事蹟を忍び奉るべき位置に置かれた人々と云はねばならぬ。又事實親近し奉つた近臣は御遺績を忍び奉つたに違ひない。そこで皇室のある一方を對象として、特に

置かれた此部に於いては、尠くも、その御方の神靈を常に祀り奉らなければならぬ筈である。よつて御名代部に共通の神を求むるならば、此の御方の神靈でなければならぬと思ふ。卽ち春日部に於いては、開化天皇の神靈を部民共通の神とする事が最も適當であり、最もあり得た現象と考へるのである。尠くとも、その本據たる春日の地に於いては、開化天皇を祀らねばならぬと思ひ、又事實祀り奉つた事と考へる。而して御陵以外、神社として適當なのは、天皇が朝夕御住ひ遊ばされた春日率川宮でなくて、他によい場所があらうか。天皇は現津御神であり、御住所は、それが直ちに宮であつた。御崩御後、それが神社として天皇を祀り奉るに何の不思議があらう。こゝに於いて私は春日率川宮が春日神社の最初の鎭座地ではないかと考へるのである。

而して中臣の中を地名でなく、國學者が說く如く、神と人との中をとりもつ意味とすれば、春日部の頭梁春日臣の祖先の仲臣命は、此の春日神社によつて負うた名であらう、又その族裔に中臣と云ふ氏のある事も、その意味から說く事が出來、又河内の春日戸神は、此の春日神社を勸請したもの

で、高座とは三代實錄に見ゆる如く高御座と解すべく、此の場合に於いては、開化天皇の高御座その物を、天皇の御靈代として祀り奉つた名殘りとも見られ、天照大神は當時大神が皇居外に出で給はざる際であつたから、春日宮に於いては、その跡地に昔ながらに大神を祀つたのを、併せて勸請し奉つたものかとも見られる。而して御子神は春日の地を末子として、開化天皇崩御後そのまゝ御領地とせられた彥坐王とも解く事が出來よう。以上。

1 大和の春日部　總說に述べたれば此處には略す。和名抄添上郡春日鄕・加須賀と註す。後世春日庄とも云へり。

2 攝津の春日部　天平二十年四月廿五日の寫書所解に「春日部曾万呂、年十八、攝津國西成郡美努鄕戶主春部荒熊戶口」と見ゆ。東成郡に滓上江邑あり、後世澤上江に誤る。この部より來れる地名に外ならず。

3 河內の春日部　神名帳、高安郡に「春日戶社坐御子神社」また「天照大神高座神社二座、號春日戶神」と云ふを載せたり。春日戶は春日部なり。後世、石川郡磯長村に大字春日存す。なほ春井（カスカキ）條參照。

4 山城の春日部　春日部主村あれば、此の部の存せしや明了ならん。

5 伊勢の春日部　第三十四項を見よ。

6 尾張の春日部　當國春日部郡は此の部名より來る。此の郡は和名抄に春部郡とし、加須我倍と註し、元慶元年四月十六日紀も春部郡、仁和元年十二月廿九日には春日部郡、應永以後は春日井郡と云ふ。尾張志に「三國傳記、また三の丸天王の拜殿にかけたる元龜元年の鰐口の銘、同三年に奉納したる熱田の寶物の天滿宮の畫幅等に、春日郡とかける類も少からず。又今の文字を用る事もふるく、四五百年より以往の事にて、大須の眞福寺に所藏せる十住心論聞書の終に、應永十六歲己丑尾州春日井郡云々と見えたり」と。

7 駿河の春日部　萬葉集廿に駿河人春日部麻呂なる者見ゆ。

8 武藏の春日部　南埼玉郡に粕壁町あり粕壁は春日部にて、後の當國春日部氏は此の部氏の後なるべし。新編風土記に「粕壁宿は、元太田庄に屬せしが、夫より新方庄と唱へ、後轉じて領名となれり。往古新田左中將義貞の家臣春日部治部少輔

時賢なる者、當所を領し、居住せしにより此の唱ありといへど、時賢の事諸書に書見せざれば定かならず、されど村內八幡社も、彼がこゝを領せし頃勸請すといひ、又居館の跡と稱する所もあれば、此傳へあながち據なしとせず」と。又屋敷跡條に「八幡境內松林の小高き所、春日部治部少輔が居城せし所と云ふ」と載せたり。

9 上總の春日部　春部直條を見よ。

10 美濃の春日部（春部）　春部は春日部の省略也。池田郡に春部鄕、和名抄に見ゆ。春部里大寶二年戶籍に「伍保中政戶春部角麻呂等五戶、妻に十六、母に三、妾に二、寄人に六、其他三人」見ゆ。國帳池田郡に從一位糟河大神を載せたり、總說を見よ、なほ春日條第十四項參照。

11 信濃の春日部　佐久郡に春日邑あり、景行紀に春日穴咋邑とあるもの、これかと云ふ、春日條第十九項參照。

12 下野の春日部　安蘇郡に春日岡あり。

13 陸前の春日部　神護景雲三年三月紀に「牡鹿郡人外正八位下春日部奥麻呂等三人、姓を武射臣と賜ふ」と見ゆ。當國宮城郡に春日邑ありて春日神社鎭座す。又武射臣は春日臣の一族なり、ムザ條を見

よ。

14 越前の春日部　承和十四年八月紀に、「越前國丹生郡人大學助敎外從五位下春日部雄繼」あり、後春日臣となる。カスガ、オホカスガ條を見よ。當國坂井郡に春日神社あり、春日十社明神と云ふ。

15 加賀の春日部　能美郡に滓上神社あり滓上は春日部の訛なり。又加賀郡小坂庄に春日明神あり、式內野間神社かと云ふ。

16 越後の春日部　春日部君條を見よ。

17 丹波の春部　氷上郡に春部鄕あり、和名抄に見ゆ。加須加倍と註す。又多紀郡に春日江あり。嘉吉記に「昔竹下合戰に、赤松貞範比類なき忠戰なれば、建武二年、播州弁に丹波國の內春日部の庄を下し賜ふ」と載せ、康正二年造內裡段錢引付等に見ゆる春日部庄は氷上郡か、多紀か。

18 因幡の春日部　春日戶村主條を見よ。

19 備後の春部　和名抄、沼隈郡、及び惠蘇郡、共に春部鄕あり。春日部の多く住みしを知るべし。

20 阿波の春日部　安閑紀二年條に「阿波國春日部屯倉」見えたり。春日部のつくりたる屯倉なり。阿波志に、此の屯倉跡は宮倉村葉浦の里にあり、春日と云ふ地と相隣ると見ゆ。

21 土佐の春日部

22 筑後の春日部　那珂郡に春日邑あり、春日社あり。

23 肥前の春日部　佐賀郡に春日邑あり、この地に貞觀十二年紀所載甘南備社ありて、春日社とも云ふ。

24 肥後の春日部　安閑紀二年條に「火國春日部屯倉」あり、託麻郡三宅鄕の地なるべし。隣郡飽田郡に春日邑ありて春日明神鎭座す。

25 豐前の春日部　丁里戶籍に春日部咋賣と云ふ人見ゆ。

26 春日部君　春日部の局部的伴造にて、越後にありしが如し。垂仁段に「五十日帶日子王は春日山君、高志池君、春日部君の祖」と見ゆ。頸城郡に春日山、また春日神社あり。春日部の居住せし地なるや明かならん。此の春日神社は朝野群載に式外の神として「越後國春日社」と擧げたるに當るべし。

27 春部直　武社國造の族にて、春日部の局分的伴造たりしなるべし。貞觀九年四月紀に「節婦上總國夷灊郡人春部直黑主賣。二階を叙し、戶內の役を免じ、以つて門閭に表す」と見ゆ。武社國造は春日臣の一族なり。

28 春日部宿禰　春日部村主の宿禰姓を賜へるものか。又春日戶にも作る。姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

29 春日部村主　春日部の部分的伴造にて山城の春日部を管す。神龜三年の出雲鄕計帳に「春日部主村麻夜賣」と云ふ人見ゆ。姓氏錄は未定雜姓、山城の部に收め、春日部村主、津速魂命三世孫太田諸命の後也」とあれど恐らく歸化族なるべし。

30 因幡の春日部村主　天平神護二年十二月紀に「因幡國博士少初位上春日戶村主人足、錢百萬、因幡國稻一萬束を獻ず。其の父從六位下大田に、外從五位下を授け、人足に從六位下を授く」と見ゆ。前項氏に同じ。

31 紀姓　武藏國南埼玉郡粕壁(春日部)より起りしか。紀氏系圖に「長谷雄―淑信―在昌(大內記、學士)―伊輔(大內記)―爲任(式部大)―賴任(攝津守、刑部大)―賴季(一本賴秀、山城介)―守隆(攝津守)―實直(兵三武者と號す)―實高(春日部、潮田、五郎左衞門)―實平(春日部、大和守)―實季(春日部三郎、實治誅さる)―

行景（春日部左衞門）」また「實季弟實景（甲斐守）―廣景（左衞門）―泰實（左衞門、二郎）」とあり。實高は大井實春、品河清實の弟なれば、恐らく當國の人ならん。第三十六項參照。

東鑑卷二十七、二十八に春日部太郎、三十一、三十二に春日部左衞門尉、三十二に春日部三郎兵衞尉、三十五、三十六に春日部甲斐守、三十五に春日部大和前司、三十六、三十七に春日部次郎兵衞尉、三十六、三十七、三十八に春日部甲斐前司實景、（寶治元年六月條に實景、同子息太郎、同次郎、同三郎）、三十六、三十八に春日部六郎秀景、三十七、三十八に春日部次郎、三十八に春日部三郎あり。其の後、太平記卷十六に春日部治部少輔時賢あり、新田義貞に屬し、後治部少輔に補せらる。卷十七の春日部左近藏人家綱は其の子なりとぞ。家綱、一に宗綱に作る、子孫を關根氏と稱す（十符管薦）。

32　下總の春日部氏　葛飾郡粕壁（今武藏）と關係あらん、或は前項春日部と同族なるべし。延元元年三月廿二日文書に「上總國山邊南部、□□一國下河邊莊內春日□鄕地頭職、方々の妨を止め知行せしむべし云々、春日部瀧口左衞門尉殿」と。また同年八月三十日文書に「上總國山邊南北、並に下總國春日部等の地頭職、春日部判官重行跡、若法師の知行、相違あるべからず云々」と見ゆ。

33　名和氏流　古代伯耆に春日氏あり、其の遺跡を襲ぎしなるべし。名和系圖及び那和系圖に「行盛―小三郎入道行貞―小太郎信貞（因幡守、左衞門尉）―兵庫助高貞（春日部新判官、）正平十年五月廿一日伊賀國にて討たる）―顯貞（小太郎、大夫判官、新判官、左衞門尉左兵衞尉）、―童名春若丸（大藏大輔、大藏少輔）」と見ゆ。

34　伊勢平氏　伊勢國朝明郡の萱生城に據る。當城は、三國地志に「北勢一の要害也。隼人正春日部宗方。初めて之を築き、數世居守、大膳亮（或伊與守）俊家の世に當つて、天正六年九月、織田氏に廢せらる」と見え、又これより前、伊豫守、左衞門佐、治部少輔等ありと。此の春日部氏は、伊勢平氏宮田三郎進士家資の後にて、家資・源家に擒にせられしも、賴朝勇武を惜しみて本州に流す。後姓を春日部と改む、子孫近鄕十餘村を領し、千種氏に屬すと傳へらる。俊家に至りて織田の兵に攻められて降る、永祿十一年なりとも、天正とも云ひ、又俊家・一に時家に作る（伊勢軍記、伊勢考古錄、家忠日記、名勝志）。

次に同郡に伊坂堡あり、萱生城主春日部俊家の族、太郎左衞門尉居守せしが、永祿十一年十月織田氏に攻められて、城廢す（五鈴遺響、三國地志、名勝志）とぞ。伊勢平氏など云ふは信じ難し。

35　星川姓　伊勢國員辨郡に、星河の地あり、三國地志に「星河堡、按ずるに春日部若狹守歷世居守、是れ萱生の一族なり」と。然らば前項と同族なれど、同書また星川神社條に「城主春日部某、紀氏の族にして星川氏と同系なり」と見ゆ。永祿中、織田氏に攻められ滅亡す。

又河曲郡山邊に春日部氏あり、里長左衞門・將軍賴朝に名馬を献ず、生唼これなりと。賴朝深く之を喜び、右馬左衞門に補す。その宅跡今に存すと云ふ（勢陽雜記、五鈴遺響）。

36　伊賀の春日部氏　建德年間・伊賀目代に春日部高宗あり。

37　美濃の紀姓春日部氏　東鑑、弘長三年八月廿五日條に「春日部左衞門三郎泰實、

美濃國指深庄地頭職を召し放たる。是れ當所沙汰人地頭・非法あるの由訴へ申すによりて也云々」と。第三十一項春日部氏に同じ。この氏は美濃と關係深し、キ條を見よ。又當國古代春日部は第十項を見よ。

38 土佐の春日部　東鑑、文治三年三月十日條に「土左國住人夜須七郎行宗、壇浦合戰の時、云々、彼時は春日部兵衞尉と同船す」と。これも第十項春日部氏なり。此の人果して當國の人なりや否や不明。

39 太平記の春日部治部少輔時賢、春日部左近藏人家繩等は第十項に收めたれど、果して武藏の人なるや疑はし、猶ほ尋ぬべし。下つて應仁私記に春日部五郎種光と云ふ人見ゆ。

春部　カスガヘ　春日部の省略なり、中古初期地名を二字に限れるより來る。前條に併せ云へり。

春日戸　カスガベ　春日部に同じ。因幡に春日戸村主、河内に春日戸神あり、前々條にて云へり。

粕壁　カスカベ　春日部條に云へり。岩代に此の氏現存す。

數釜　カズカマ　武藏國男衾郡に數釜庄あり、風土記稿に「合村二十、鉢形白岩村の内、深澤川に淤釜舟釜など唱ふる淵、都合四十八あり、庄名も是より起りて數村に及ぶ」と見えたり。春日部より來りしならん。

春日山　カスガヤマ　越後の大族にして、垂仁帝の裔なり。古事記、垂仁段に「五十日帶日子王は春日山君、高志池君、春日部君の祖」と見ゆ。中頸城郡春日山より起れるなるべし。山下の春日神社は此の氏の氏神ならん。春日部條參照。

糟澤　カスザハ

數土　カズト　正訓不明。

數永　カズナガ

數根　カズネ

數野　カズノ　甲斐にあり。

滓野　カスノ　和名抄、上野國新田郡に滓野鄕あり。加須乃と註す。曆應四年攝津親秀讓狀に上野國加須賀羽莊見ゆ。

下須房　カスバウ　東鑑卷九に下須房太郎秀方と云ふ人見ゆ。

數原　カズハラ　スハラ　近江發祥の名族にして、家紋雁金、橘朝臣姓と云ふ。水戸數原系圖に「楠成氏―正俊―正玄―正成。正俊の弟正守―正貞―正資―正親（楠三郎左衞門尉、從正行討死）、弟正資（楠七郎、

民部允、從正行忠戰、往三州、後赴江州）―正休（數原十郎左衞門）、弟正安（數原七郎左衞門、父と共に江州に赴く）―正宗（數原三郎左衞門、居江州、永德二、七、一六卒）―正信（數原七郎大夫、從佐佐木氏、應永七、一二、十卒）―正弘（彌左衞門尉、正長年中卒、六十八、順心）―正佐（久大夫、康正二、四、二十一卒）―正忠（太郎右衞門尉、文明六、二、二五卒、儀善）―正景（五郎右衞門尉、屬佐々木氏、永正三、一四卒）―正保（平太夫、平右衞門尉、自江州、始來尾州、從織田氏）―正常（右近、平大夫、從織田氏）―正安（島之助、仕信長信孝）―宗和（淸庵法印、天正十八年生、醫を業とし、水戸威公、後家光に召さる、萬治卒）―宗利（宗的法眼、仕水戸家）―宗達（天長院法印通玄、元祿十一、鶴姬を診療す、綱吉の筆物を賜ふ）―尙白（通玄法眼、官醫）―白草（通玄通白、官醫）―元國（通胤、官醫）―元善（元國の弟、通玄、官醫）―元香（養子官醫）―元俊（官醫）―玄乙（官醫）―元晴（曩に卒し、夫人ヤイ子、現存年七十餘歲）」と見ゆ。

家傳史料、藝者の書附に「二百俵醫師數原通元、今程千五百石、寄合數原通元」とあ

り。

糟淵 **カスフチ** 石見國邑知郡に粕淵邑あり、筑前原田家臣に糟淵二郎右衛門あり。朝鮮征伐に従ふ。

數藤 **カズフヂ**

主計 **カズヘ** 官名なり。東鑑四、五、六、八、九、十二に主計允行政、三十二に主計頭師員、三十七に主計頭賴行等見ゆ。

香澄 **カスミ** 和名抄、常陸國行方郡に香澄郷あり。

加住 **カスミ** 武藏國多摩郡に、加住邑あり。

霞 **カスミ** 山城に霞谷、伯耆國日野郡に霞邑あり。又武藏、常陸等、此の地名多し。

數見 **カズミ** 津山藩分限帳に「五十石、數見江十郎、五十石、同市左衛門、四十五俵、數見傳作」其の他、數見健治あり。

香住 **カスミ** 和名抄、但馬國美含郡に香住郷あり、加賀美と註す。この地より起る。太田文に「大内庄、六拾町二反百八拾歩、但し、下司香住孫太郎入道淨阿、注文の如くば、定田九拾町」と見ゆ。名族たりしを知るべし。

可寸村 **カスムラ** カシムラ條を見よ。

糟屋 **カスヤ** 筑前に糟屋郡あり、和名抄加須也と註す。又相摸國大住郡に糟屋庄あり。伊豆にも糟屋庄見ゆ。此等の地名を負ひしにて、鎌倉以來の大族なり。而して又粕屋、糟谷、粕谷に作る。又加須屋ともあり。併せ見るべし。

1 小野姓横山黨 武藏發祥の豪族なれど筑前糟屋郡名を負ひしなるべし。小野系圖に「横山經兼—盛經（糟屋次郎、關東御家人、筑後國弁野庄就小金丸拜領）—盛隆（小金丸地頭、六郎、筑紫國）—隆季（野太）、弟義久（六次）、弟廣光（三郎）、弟有資（彌五郎、中務丞）—重能（彌太郎、野内左衛門尉）」及び「義久の子に光兼（野太）、新三郎、次郎、盛村（野太）、弘宗」あり。七黨系圖には「野大夫經兼—（糟屋）盛經（糟屋五）—盛孝（同六）—孝季（野太）、弟有資（中務丞）—重義—重兼」と載せたり。

2 藤原北家良方流 相摸國大住郡糟屋庄より起る。この庄名は後宇多院御領目錄に安樂壽院領と見ゆ。當地熊野社建久七年歳次丙辰夏四月十八日の鐘名に「相摸國の內、大住郡の邊、一伽藍あり、極樂寺と名づく。濫觴年舊く、効驗日に新なり。蓋し乃曾祖父藤原盛季の福田也。弟子左兵衛尉有季、先祖の本願を尋ね、當寺の興隆を思ひ、遂に修復を致す云々」とあるにより此の地・本貫なる事、明白なり。此の氏は糟谷系圖に「閑院左大臣冬嗣—良方（大藏大輔、相州之守護として下向）—常興、弟元方（父良方在國の時出生、糟屋庄に於いて成長、則ち粕屋太郎と號し、初めて武家に下る）—盛孝（糟屋庄司）、其の弟久季（糟屋次郎）—家季（糟屋十郎兵衛尉、名を家忠と改む）—義忠（關本大夫）—光綱（糟屋莊司）—盛久（筑後守）—久綱（糟屋莊司）—有季（糟屋藤太兵衛尉、美男也。比企判官能員婿也。能員一亂の時、切腹）」その男に次郎重季、板戸三郎、勸喜四郎、法師牛子あり。又有季の子に「有久（後鳥羽院武者所、承久兵亂、京方にて討死）、弟有長（乙石丸、左衛門尉同討死）、その女は源有持妻、重持母」また有長の弟に三郎有近あり。別本には「良方（大藏大輔）—常興（甲斐守）—輔相（治部少輔）—如丘（加[illegible]介、相摸守護）—元方（父在國のとき出生、號糟屋太郎）—盛季（糟屋庄司）—久季（次郎）—家季—義忠—光綱（小八郎）—盛久—有季」と見ゆ。猶ほ光綱の弟「盛時（糟屋

六郎）―三郎左衞門時村、弟左衞門尉延時―次郎大夫忠清―主殿忠賴忠―與二郎眞忠―修理亮行忠―修理亮泰忠（今川上總介範政に屬す）―但馬守範忠（今川に屬し、三浦に於いて討死）―忠守、弟但馬守相喜―長左衞門」と。一本・忠清と賴忠の間、中絕かと見ゆ。

此の氏の事は平家物語に「糟屋藤太、」源平盛衰記に糟屋藤太の外、「糟谷權頭重國同藤太有季、」東鑑卷一に糟屋權盛久、五、六、九、十、十三、十五、十六、十七に糟屋藤太有季、十七に糟屋太郎、二十五に糟屋左衞門尉有久、二十五に糟屋四郎左衞門尉久季、四十八に糟屋七衞門三郎行村、五十、五十一に糟屋左衞門三郎行村。承久記卷二に糟屋四郎左衞門ひさすゑ、卷三に「かす屋（有名）さゑもんあり久、」を載せたり。

3　下つて太平記卷三に「六波羅の兩檢斷。糟谷三郎宗秋、隅田次郎左衞門、」卷九に「糟谷三郎宗秋、糟谷彌次郎入道、同孫三郎入道、同六郎、同次郎、同伊賀三郎、同彥三郎入道、同大炊次郎入道、同六郎、」而して近江番場宿蓮華寺過去帳に「南方內人々、糟屋彌次郎入道明翁（六十四歲）、同彌三郎入道々教（六十二歲）、同彥三郎入道倫芳、同次郎入道靜誓（五十一歲）、同六郎宣次、同五郎易隆、同次郎重後、同三郎能隆、同又次郎重安、同新左衞門經春、同左衞門次郎伴興、同七郎三郎伴範、同藤三郎家泰」また「故鄕に歸らぬ雁の殘りゐて、はかなき花とともにちるかな。作者糟屋十郎、」云々と。一族打ち連れて自殺せしなり。此の糟屋氏は伯耆の守護代たりし氏なり。第十二項を見よ。

其の他、卷二十九に、糟谷新左衞門尉保連、糟谷新左衞門尉伊朝等見ゆ。

4　相摸の糟屋氏　前述二項糟屋の熊野社は上粕屋にありて、下粕屋には糟屋八幡宮あり。至德三年の鐘銘に「糟屋庄惣社八幡宮云々、願主平秀憲、」また應永廿八年石燈籠銘に「相州糟屋惣社正一位八幡大菩薩御廟前、云々、殊には同東郡元帥云々、及藤原某等家門繁榮、云々、勸進主重光敬白」と見ゆ。下りて三浦郡永島氏永祿六年文書に「公鄕寺方定納配分、廿貫文糟屋右衞門給田」と。又小田原分限帳に「三浦佐島、糟屋兵部、」とあり。寬政系譜に此の氏五家を擧げ、家紋・三頭左巴三盛、左三巴、九曜、と。

粕屋八藏

5　武藏の粕谷氏　武藏風土記荏原郡條に「粕谷氏、世田ヶ谷吉良氏の家臣粕谷與右衞門の後にて、吉良沒落の後、弦卷村に隱居し、心叟道中と號す。子孫弦卷の里正たり、」と見え、又粕屋氏、「先祖は世田ヶ谷の吉良家に仕へて、粕屋與一右衞門と號す。かの家沒落の後、此處に來りて土着せりと云ふ、」と載せ、又野良田村にも粕屋氏を擧ぐ。

次に入間郡勝樂寺村の糟屋氏については「そのかみ相州糟谷鄕を領せし故に氏とす」と。先祖を糟谷主計といひて、小田原北條に仕へしと云ふ。かの役帳にみへし糟谷兵部少輔などいへる人の支族にや。天正十八年小田原沒落のとき、一族糟谷新三郎勝忠は早く御當家へ召出されしゆへ、其のゆかりにつきて、彼が釆邑なれば、主計も當村へ移りすむ。慶長十年の夏、新三郎より田畠七百文の地をあたへし狀を藏す」とあり。又下總小金本土寺過去帳に「糟谷三左衞門（江戸）」と見ゆ。

6 安房の糟谷氏　里見氏家臣に糟谷石見あり。房總游乘に「天津村云々、里見家臣糟谷石見成る」(正木系圖)と。又長狹郡池田村池田八幡神祠祠官に「糟谷左近、高十二石」(御朱印帳)。國花萬葉記に神主太郎右衞門を載せたり。

7 上總の糟谷氏　長生郡にあり。町村誌に「一宮城址は今城内といふ。初築の年月詳ならず。里見氏のとき、糟谷大炊助之に居る。永祿五年、正木時忠・攻めて之を取り、後其子姪等に之を守らしむ」と見ゆ。

8 下野上野の糟谷氏　横山黨流糟屋氏なりと。宇都宮興廢記に「天正十五年二月云々、粕谷右京亮政武」などあるは此の氏ならん。糟谷素山氏の報告に「粕谷氏は横山黨、元は糟屋、糟谷、粕谷と混同し書き來れり。私家現住地に土著以來、墓牌等に右の如く記載せり。家紋は丸に根徙(ネザ、ト云フ)。「入間郡内同姓者にして、家紋は、鳩酸草、蔓三柏、鷹の羽、梅鉢等を用ゆる者在り」」と見ゆ。

9 信濃の糟谷氏　伊那郡の豪族に糟谷與右衞門あり、下條氏の家士なりと。

10 三河の糟谷氏　渥美郡に糟谷氏あり、伊良古屋敷に據る。六郎左衞門、末裔神主となる。(二葉松等)。

11 越中の糟屋氏　東鑑、承久三年六月八日條に「今日式部丞朝時云々、上洛の處越中國般若野庄に於いて宣旨狀到來す。佐々木次郎實秀・軍陣に立つて之を讀む。士卒・勅旨に應じ、右京亮を誅すべきの由也。其の後、官軍に相逢ふ。宮崎左衞門尉、糟屋乙石左衞門尉、仁科次郎、友野右馬允等、各々石黑以下在國の類を相具し、合戰す。結城七郎殊に武功あり、乙石左衞門尉、討取られ訖る。官軍雌伏す」と見ゆ。

12 伯耆の糟屋氏　相州糟屋氏の族にて、當國の守護代たり。船上山北二里なる中山城に據る(民談記)。伯耆卷に「當國の守護糟屋が城を追落し、つゞけて火をぞ懸たりける」と。名和氏記事に「三月三日、船上の官軍は直に本國の守護代糟屋彌次郎重行入道元寛が中山の城に楯籠りたるを、ひた攻に攻めて燒討にしたりければ、行在に其の火の手を見て、勇み悅びけり(民談記、民諺記參取)」と。糟屋氏は此の敗北後、京都に上り、六波羅勢に加はりて番場に戰死す。第三項を見よ。

13 播磨の糟屋氏　又賀須屋に作る。別所氏配下の將にして、加古郡加古川に據る。天正五年糟屋助右衞門武則・羽柴秀吉に屬して功あり、又賤嶽七本鎗の一人として其の名天下に聞ゆ。後內膳正(豐鑑等)と云ひ、加古川一萬二千石を領せしも、關ケ原の役・西軍に應ぜし爲、所領沒收さる。

新編會津風土記所載、加須屋氏(糟谷氏)文書に「綱封寺住持正中書記申。紀伊國井上新庄(號立野)公文、織田畠山野、并當寺敷地散在以下事々、早任當知行者旨寺家領掌、不可有相違狀如件、應永十四年五月廿四日」と。又天正十一年、秀吉花押文書に、賀須屋助左衞門、三千石を賜ふ。「播州賀古郡內貳千石、河州河內郡內千石、都合三千石事、目錄別紙相副、令扶助畢、永代全可領知之狀如件。天正十一、八月朔日、秀吉花押・賀須屋助右衞門殿」と。又「加增として、播磨國に於いて六千石、目錄別紙に之在り。本知四千石、合せて一萬石、扶助せしめ畢る、全く領知すべし。今般・御加增の儀は、先年、江北志津嶽に於いて一戰に及ぶ刻、粉骨を碎き候儀を思し食され、

其の御感として此の如き也。文祿四、八月十七日。御朱印。加須屋内膳正との〈」と見ゆ。

14 筑前の糟屋氏　糟屋郡(加須也)より起る。此の地は東鑑文治三年條に「宮埼宮司親重・糟屋西郷を領す」など見えたり。筑前糟屋氏の事は第一項を見よ。

15 雜載　日向記に糟屋藤太平有房、結城戰場物語に「糟屋のたうち藤本、原田の五郎云々。」又「糟屋遠江守有光の家紋は蛇の目なり」との傳あり。

糟谷　**カスヤ**　糟屋に同じ、前條に併せ云へり。

粕屋　**カスヤ**　同上。

粕谷　**カスヤ**　同上。寛政系譜、藤原姓粕谷氏を收む。家紋三頭巴、九曜、丸に鳩酸草。

加須屋　**カスヤ**　糟屋に同じ。

1 播磨の加須屋　糟屋條の第十三項を見よ。

2 又加賀藩給帳に「參百石(丸内三橋)加須屋七郎左衞門、貳百五拾石(丸内一橋)加須屋十左衞門、百五拾石(同)加須屋安左衞門、百石(丸内一ッ橋)加須屋富之助」を載せたり。

加須矢　**カスヤ**　加須屋に同じ。大和國宇陀郡阿紀神社舊神官家雲氏所藏文書に「文祿二年九月八日、加須矢内膳、」「同四年九月廿二日加須矢長三郎盛虎」と。糟屋條第十三項を見よ。

糟山　**カスヤマ**

鹿瀨　**カセ**　陸奧、紀伊、肥前に此の地名あり、又鹿背、賀瀨、加世、加瀨等と通じ用ひらる。播磨に排保あり。

1 熊野連　紀伊國在田郡の鹿瀨邑より起る。續風土記鹿瀨城址條に「太平記熊野八莊司の一に鹿瀨莊司といふあり。此の城は此の人の築きたるなるべし。畠山記に曰く、永享年間、南朝の餘類宇佐美新五郎、田邊六郎、田子太郎、園部太郎、新宮八郎兵衞等、鹿瀨城に籠る。畠山家の爲に終に落城し、皆討死す」と載せ、又舊家、地士鹿瀨六郎大夫條に「家傳に、脇田藏人俊繼の後、隼人助俊次出家となり、豐太閤根來征伐の時還俗、六郎太夫と號し、當莊に來り、殿村に住す。淺野氏の時、鹿瀨莊司の家斷絶するを惜みて慶長十一年、六郎大夫に命じ、鹿瀨に居住せしめ、姓を鹿瀨と改む。元和の後地士に命ぜらる」とあり。

2 日向氏流　肥前の鹿瀨氏なり、賀瀨條を見よ。

賀瀨　**カセ**　肥前國佐賀郡嘉瀨庄(又賀世庄)より起る。この地は源平盛衰記に「丹波少將云々、肥前國鹿瀨庄は舅平宰相の知行也」と、平家物語にも見ゆ。この氏は其の下司たりしか。鎭西要略に「綾部四郎大夫通俊、加瀨新大夫通宗、奧州陣に神妙の御氣色に入る。早く肥前國第一の御家人たるべく、科罪ありと雖、三箇度御免あるべし云々。私曰ふ、東鑑等の書に見るあるなし、然りと雖、其の御判書炳焉たり云々」と。日向太郎の後裔にして、白石、嬉野と同族と考へらる。南北朝の頃、武家方に賀瀨太郎あり。ヒウガ、シライシ等を參照。

賀世　**カセ**　前條氏に同じ。大川記錄、正治二年壬二月文書に「辨濟使職は賀世殿云々」と。河上社文書にも此氏見ゆ。

加世　**カセ**　和名抄、尾張國山田郡加世鄕あり。又鹿瀨、賀瀨、加瀨と通ず、併せ見よ。

1 相摸の加世氏　東鑑、承久亂宇治橋合戰手負人々に「加世左近將監、同彌次郎、」其の他、卷十、十五に加世次郎、廿一に「かせの彌二郎、」また正安三年五月文書に「鶴岡八幡宮供僧云々申、相摸國長尾

鄕田屋村內、地頭加世孫太郞長親、年々未進の由、訴申すの處、結解を遂ぐべきの旨、陳狀を進め、死去し畢云々」と。相撲の豪族たりしなり。或は武藏か、加瀨條第一項を見よ。

2 中江藤樹門人に加世氏あり。

加瀨 カセ 山城、武藏、陸前等に此の地名あり。賀瀨、加世等と通ず。

1 武藏の加瀨氏 橘樹郡に加瀨邑あり、又加瀨山あり、新編風土記に「昔加瀨左近將監資親と云へる者、北條武藏守に從ひ、關東へ下り、其の子孫三代大倉村に居り、後下總に移りしと云ふ。大倉村後加瀨と云ふは、此の氏名に據れる也。又資親・加瀨をもて氏とするは、此の人山城國相樂郡加瀨鄕に在りし故、在名を家號とせし也と加瀨家傳に見ゆ」とあり。加世條第一項と同族か。

2 又肥前彼杵郡宮代名の乙名に此の氏あり、賀瀨氏に同じ。

鹿背 カセ 熊野連の後裔なりと云ふ。鹿瀨氏に同じ。

加勢 カセ 武藏に加勢庄あり、島田文書に見ゆ。此の氏は加瀨氏に同じ。

可瀨 カセ

嘉瀨 カセ 越後に存す。

風里 カゼサト

加勢澤 カセザハ

加世田 カセダ 薩摩に加世田あり、神代以來有名なり、此の地より起るか。

綛田 カセダ

挊田 カセダ 紀伊國伊都郡挊田莊より起る。湯淺系圖に「湯淺權守宗重—七郞宗光—次郞右衞門入道宗業—宗算(挊田比橋)—太郞左衞門宗茂—左衞門太郞宗平」と見ゆ。又「宗茂弟二郞左衞門宗方—次郞左衞門太郞宗仲」と載せ、また「宗算の妹を指田尼」とす。挊田庄は神護寺緣起に見ゆ。

風野 カゼノ

風宮 カゼノミヤ 皇太神宮の社家にして荒木田神主の族なりと云ふ。山向內人也。

枷場 カセバ

加瀨谷 カセヤ

加增內 カゾウチ

加曾野 カソノ 下野國都賀郡加曾野邑より起る。又加薗、加園と通じ用ひらる。秀鄕流藤原姓佐野氏の族にして「—久賀小太郞宗久—淺野土佐守宗淸—宗光(加薗次郞)—光安(加曾野七郞)」なりと。次條參照。

加園 カソノ 下野國都賀郡加園邑より起る。鎌倉大草紙、結城陣の交名に「加薗將監、加薗修理亮」等見ゆ。前條氏に同じ。

加薗 カソノ 加園、加曾野に同じ。藤姓、久賀氏の裔、南摩右馬助親綱の三男親秀・加薗小次郞と稱す。

可十村 カソムラ

糟莚 カソリ 和名抄下總國千葉郡に糟莚鄕あり。カソリかと云ふ。

加曾利 カソリ 下總國千葉郡加曾利邑より起る。

賀曾利 カソリ

鹿田 カダ 和名抄、陸奧國白河郡(磐城)に鹿田鄕、及び美作國眞島郡に鹿田鄕、其の他、備前(鹿田御庄)、上野(シカタ)、越中(鹿田庄)等に此の地名あり。

1 鹿田連 シカタ條を見よ。

2 菅原姓 美作眞島郡鹿田鄕より起る。元弘の際、江見氏等と共に、勤王に從事す。其の後、難波行豐軍忠狀に「鹿田菅一族云々」とあり。シカタ條參照。

賀駄 カダ 和名抄、筑後國御井郡に賀駄鄕あり。

加田 カダ 近江國坂田郡に加田庄あり、輿地志略に「田村、加田村、加田今村、寺田村、以上四村を云ふ、康正段錢引付、及永享奉書案に見ゆ」と。

1 藤原姓 歴名土代に「庭田侍加田（藤保景）永祿十、二、廿三從五位下」と見ゆ。

2 正親町三條家の諸大夫にあり、前項と同族なるべし。

3 石見、また增山彈正少弼正利事實に「加田喜惣兵衞」見ゆ。

賀田 カダ

堅 カタ

荷田 カダ 山城伏見稻荷社の祠官にして御殿預たり。他の同社祠官は殆んど皆秦宿禰姓と稱すれど、此の氏は荷田宿禰と云ひ、雄略天皇の裔なりと云ふ。卽ち羽倉御殿預家の系圖に「雄略天皇皇子磐城王裔、（荷田氏大祖）荷田殿（和銅四年、後に祠官となる）—嗣（天平年中）—早—龍」と。子孫・西羽倉目代家、京羽倉家等に分る。詳細はハクラ條を見よ。

德川時代、信詮の子春滿・學者として名高し、國學四大人の一也。甥在滿・女蒼生子・皆名あり。

賀太 カダ 和名抄、紀伊國海部郡に賀太鄕あり、大寶二年紀に賀陀驛家、天長二年紀に賀多村と見ゆ。又名草郡に式內加太神社鎭座す。

加太 カダ カブト 紀伊、伊勢に此の地名あり、又賀太、加田等と通じ用ひらる。

1 紀伊の加太氏 紀伊國海部郡加太莊より起る。續風土記に、「加太莊司右衞門、莊中の舊家なり。古き文書ありしも今はなしといふ」と載せたり。

2 桓武平氏鹿伏兎氏流 伊勢國鈴鹿郡加太村より起りし豪族にして、鹿伏兎城に據る。關氏の族也。三國地志に「鹿伏兎城、加太氏數代居守」と見え、加太氏系譜には「平重盛公（正二位、內大臣、左近衞大將）—資盛（從三位、右近衞中將）—盛國（平太郎、民部丞、久我にて出生、鎌倉にて卒す）—實忠（從五位下、左近大夫將監、關家の祖、鎌倉にて出生、元久元年・伊賀、伊勢平族一揆を討ち、勢州關谷の地頭職に補せられ、關の城を築き、又鎌倉に住し、關にて卒す）—盛泰（太部左衞門尉）—盛光（安藝守）—盛勝（伊勢守、左近將監）—盛治（左近將監）—盛政（初め盛忠、從五位下、四郎、左馬助、元弘三年鎌倉より關谷に歸り、龜山の若山に居城を築き、南朝に屬し、以後子孫德川初期迄、代々龜山に城す）、弟實親（初め盛宗、四郎、讚岐守、鹿伏兎の祖、以後代々鹿伏兎に城す）—定俊（左京亮）—忠賀（孫太郎、南北更立の際、關盛雅と共に北畠氏に與し、北軍と戰ふ）—忠業（右京亮、事蹟同上）—定孝（宮內少輔、應仁の役、細川方に屬し、相國寺の東門を守り奮戰す）—定則（上總介）—定好（四郎、宮內少輔）—定長（近江守、織田信長が北畠討伐の際、之に從ひ戰功あり）—豐前守（宗心、淺井氏に屬し、姉川に於て戰死す）—四郎（盛氏）、弟六郎（兄弟共に長島一向の賊に與し、織田氏の將、氏家經國を討取り、共に戰死す）」。次に「豐前守弟定義（左京進、天正十一年秀吉に敵對し、遂に關城を去りて京師に隱れ、同所にて命を終ふ）—右馬介（加太城沒落後、安濃津城主織田信包に仕へ、信包より更に加太城主を命ぜられ、後金吾秀秋に仕ふ。其の死後池田輝政に仕ふ）—駒之助（西國に流浪す）」。次に「右馬介の弟定俊（中務介、道關、加太に住す）—重宣（初め定宣、彌左衞門、伏見城主松平隱岐守定勝に仕へ、定勝の轉封に從ひ桑名に移る）—定雅（七兵衞、永久、加太に住す。領主藤堂高次より扶持を賜ふ）、弟七兵衞、弟重孝（平大夫、松平定行の轉封に從ひ、

松山に移り、船奉行を勤め三津濱に住す）弟實孝（佐五兵衞、松山侯に仕へ、後桑名に移り老職たり）―彌左衞門（松山侯に仕ふ。子なし）、弟利右衞門（小塚氏を稱す）、其の弟孝寛（與一兵衞、桑名侯に仕へ、新に一家を起す。江戸に住す。後高田に移る）―孝成（初重好、喜內、郡奉行を勤む。晩年白河に移り、同所にて卒す）、其の弟孝昌（龍五郎）、弟孝通（喜內、使番物頭を勤む）―孝嚴（佐五兵衞、物頭旗奉行を勤む）―孝喜（喜內、物頭中權頭を勤む。）―邦憲」と見えたり。

佳田　**カダ**　紀姓池田氏の族にして、紀氏系圖に「帶刀先生望政（相摸榎下領）―能望（榎下三郎）―成忠（高幡刑部大夫）―俊連（佳田六郎）」と見ゆ。

賀田　**カダ**

方縣　**カタアガタ**　カダカダ條を見よ。

堅井　**カタヰ**　近江國の地名を負ひしならん。開化天皇の後裔なり。又坂田息長諸氏と關係あるべし。

1　堅井公　天平神護二年九月紀に「山城國人堅井公三立等の十一人、姓を諸井公と賜ふ」と見ゆ。姓氏錄、山城皇別に收め、「堅井公、彦坐命の後也、日本紀合」とあり。近江國より山城國に移りしならん。

2　吳堅井連　吳歸化の族歟。

3　近江の堅井氏　天平十九年の坂田郡司解文に「近江國坂田郡上丹鄕戸主堅井國足」と見ゆるも堅井の誤寫ならん。

片井　**カタヰ**　信濃にあり。

片石　**カタイシ**

模作　**カタイツクリ**　職業部の一種ならん。類聚三代格卷四に「從八位上模作子島」と云ふ人見ゆ、承和六年の人なり。

片井野　**カタヰノ**　日向記に片井野藤七兵衞尉なる人見ゆ。

荷塘　**カタウ**　信濃の氏にして、本氏遠山、一莖に至り荷塘を稱すとぞ。淸和源氏小笠原氏の族ならん。

加當　**カタウ**　陸前國宮城郡末松山八幡宮永仁七年二月の古鐘銘に「大工加當安吉」を載せたり。

片尾　**カタヲ**　美作國國苫西郡眞加部邑に此の氏あり、寛永明暦の頃、太左衞門、その孫を六左衞門と云ふ。

片岡　**カタヲカ**　和名抄、相摸國大住郡に片岡鄕、近江國伊香郡に片岡鄕、また上野國に片岡郡あり、加太乎加と註す、又下野國鹽屋郡に片岡鄕あり、其の他、大和、伊勢、遠江、相摸、常陸、陸中、備前、土佐等に此の地名あり。

1　（中臣）方岳連　近江國伊香郡片岡鄕・其の本貫か。姓氏錄、左京神別に收め、「中臣方岳連、大中臣同祖」と註す。伊香氏の族なるべし。後世當國に片岡氏多し。第七項以下を見よ。

2　片岡大連　常陸風土記、久慈郡條に「東の大山を賀毗禮の高峰と謂ふ。卽ち天神あり、名を立速（日）男命、一名を速經和氣命と稱す。本・天より降り、卽ち松澤の樹の八俣の上に坐す。神の祟甚だ嚴なり。人あり、向つて大小便を行ふの時、災を示し、疾苦を致さしむと云へり。近側に居る人、每に甚だ辛苦、狀を具べて朝に請ふ。片岡大連を遣はして敬祭せしむ。祈つて曰く、今此處に坐す、百姓の家に近く、朝夕穢臭、理・坐すべからず。宜しく避移りて、高山の淨境に鎭るべしと。是に於いて神・禱告を聽き給ひ、遂に賀毗禮の峰に登る。其の社・石を以つて垣と爲す。中に種屬甚だ多し。幷に品寶、弓梓、釜器の類、皆石と成して存す」云々と。此の大連と云ふは廣義に用ひた

るものにて、其の連家の氏上たる人を云ふか。再按するに、當國新治郡、及び鹿島郡に此の邑名あり。蓋し大は多氏の儀か。後世當國に片岡氏あり、第十二項を見よ。

3 **藤原姓**　大和國葛下郡片岡邑(片岡庄)より起る。當地方の豪族にして片岡城に據る。若宮神主祐臣が正和四年の祭禮記に「流鏑馬十騎、片岡一騎、」又至徳元年四月中川流鏑馬日記に「片岡殿」と見え、英俊日記、永正二年の和州武士交名にも此の氏見ゆ。古くより相當の地位にありしを知るべし。其の後、片岡新助春利あり、筒井順昭の六女を娶り、其の一門となりて藤原姓を稱す。大和軍記に「葛下郡片岡と申す處の片岡新助は、小身にて候得ども、和州にては形の如くなる武功の人にて、今の知行高八千石計也。松永久秀・筒井を宇多郡へ逐ひ落し、國侍皆久秀に隨ひ候得ども、片岡一人は隨はず、久秀も兩度押寄せ候。新助の子彌太郎の時に、松永寄せられ、城を乘取る云々」と。新助は元龜元年三月病んで城中に沒す、年卅六、其の碑なほ達磨寺に在りと。片岡左門國春は永祿十二年三月、松永に攻められ城陷る。よりて松永氏・海老名、

森等をして、之を守らしめしが、天正五年十月、信長・筒井、細川、明智等に命じ、松永を伐たしむるや、順慶・當城を復す。片岡彌太郎春行(達磨寺記に彌太郎春之)は筒井定次に仕へ、後大阪の陣の際、大阪城に入る(大和志料)と。

國民鄕士記に「片岡甚左衞門、片岡新助藤原春利(片岡城にて松永と勇戰有り、卅六歲にて當城に死す。筒井順慶の妹婿。知行八千石、幕下吉村秀之二千石、下田、染井、當麻、竹內、五千石、合せて一萬五千石)、片岡左門國春(片岡谷下牧村の城に有り、永祿十二年松永より攻め取らる)。片岡孫太郎春行(筒井伊賀守に仕ふ、慶長十九の冬より大阪に籠る)」など見え、また和州高付帳に「文祿改高三百七十石三升、葛下郡下牧村、片岡新助、同彥太郎、片岡將監、同甚左衞門同左衞門道雲、同彌五郎」と。

なほ南朝の忠臣片岡八郎も此の地より出でたりと云ふ。第十九項を見よ。

4 **曾根連樋口氏流**　大和樋口氏もまた一時、前項片岡城に據りし氏にして、其の後裔片岡氏と稱すと云ふ。卽ち川合村諸色明細帳に「樋口氏は云々、片岡の城主と

なる。享德三年に片岡の城は沒落す。其の子孫分散して、當代は江戶に住して片岡庄左衞門と稱す」とあれど、詳かならず。なほヒグチ條に詳細述ぶべし。元祿十四年の文書に、片岡庄左衞門俊垣見ゆ。

5 **河內の片岡氏**　永祿二年の交野郡五ケ鄕總侍中連名帳に「津田村片岡式部允國任、藤坂村片岡左衞門尉顯長」を載せ、寬永十七年三宮拜殿着座覺に「津田村片岡氏二軒」とあり。

6 **伊勢の片岡氏**　桑名郡の片岡より起るか。信長記長島合戰條に「片岡に楯籠る一揆等は、柴田瀧川攻め破りて、撫伐りにこそしてけれ」と。片岡城は上深谷部村字堺にありて、片岡掃部頭居守すと云ふ(三國地志)。掃部頭一に掃部亮に作る。又鈴鹿郡高富堡(東條城)は織田信孝の臣、將監片岡則宗、其の子則高、其の子彌八郎則正居守、釆地五千貫と云ふ(三國地志)。天正八年、秀吉・神戶城を攻むる時亡さるとぞ(五鈴遺響、背書國誌)。又奄藝郡長法寺城は片岡六郞左衞門の居城なりしが、永祿十二年信長と戰ひ、鈴鹿郡國府村に戰死すと云ふ(名勝志)。

7 **近江の片岡氏**　伊香郡片岡鄕より起り

しにて、第一項と關係あるか。片岡清兵衛京極分限帳に見ゆ。片岡鄕の人か。

8 清和源氏足助氏流　これも近江の名族也。片岡氏系譜家傳に「足助次郎源重範十六代の後胤、片岡清左衞門義保記之」と載せ、「足助五郎重義（重種嫡子。重範六代之孫）足利大將軍源義政公御代、文明年中に始めて、山門之坊頭御代官に仰せ附けられ、始めて氏を片岡と改め、家の紋丸に桔梗、又瓜に三の桐。」

片岡順光坊秀範（足助五郎重義嫡子）片岡義安（秀範三男、兄二人は早世す）。片岡義利（義安嫡子）。片岡義長（義利嫡子）。片岡順光坊義行（義長次男、兄は童形早世す）、織田信長公御代、江州栗太郡北中小路村に居住す、則ち屋敷祈願所氏神八幡宮の鎭守之あり。元龜二年辛未、山門の坊頭破却に及ぶ。元龜元年庚午歳、朝倉義景、淺井長政に山門、合戰によりて逝く。片岡地藏院義成（義行嫡子）。右は先祖の記錄書を以て、嫡ばかりを記し、枝葉は記さず。

一、天正十三年二月、昔の支配所の內、同國同郡小野村の百姓より申、小野村は小村故、近鄕より譏とり掠められ、何に角に差支へ一村相治らず、迷惑に及び候間、當村へ引越相治めらるべき段、近年より請待を致すに付、頭となり、此の時當村え移住す。

產神綣村大寶天王宮の御祭禮の式にも此の譯有（足助次郎重範十二代の嫡孫片岡地藏院義成之を記す）

義行の嫡男片岡地藏院義成、天正年中より小野村に住す。義成父の次男覺大夫は慶長年中に播州脇坂樣え銀二百五十石にて大目附役に有附く。三男與三右衞門は弓の達者にて、慶長年中に若州酒井樣え銀二百五十石にて大將に有附く。四男右馬之丞は慶長十年の頃、同國出庭村の鄕士遠藤氏え養子に參り、今膳所本田樣に祿七十石にて御馬廻役勤有之。

重成（義成嫡子、清左衞門、妻は同國林村鄕士高野氏女）。義次（重成嫡子、片岡嘉右衞門、妻は同國伊勢村鄕士田邊八郎右衞門女、山門坊頭の內南光坊嫡孫）次弟忠右衞門は祿百石にて、松平隱岐守樣え有附。三弟三左衞門は、御地頭渡邊樣え中小姓に有附、後上方支配役に仰せ付らる、半年計御國支配役勤め死去す。四弟彌五郎は石州松平周防守樣え、中小姓に有附、江戶御屋敷にて死去す。

義休（義次一男、清左衞門、妻は同國下戶山村鄕士櫻井祐助女、公用にて三年江戶にあり、江戶御屋敷にて死去）。

先祖重義より相傳の甲冑一領、旗竿一、重代の刀一腰、之あり（今此の刀は無之）、故は御地頭御屋敷にて兼ねて名作の由沙汰これ有る故哉、死去一日前に江戶にて盜まる。

義保（義休次男、清左衞門、嫡は片岡千太郎三歲にて早世す）三妹・同國吉身村鄕士小宮山善左衞門隆祐に嫁す。四弟・善助清鷹、廿歲にて死去す。

一、當村の作法に、名けて烏帽子着と申す振舞これ有の故は、當村住人の百姓は一人も殘らず、烏帽子着と申す振舞を、十人の年寄方に人を致招請云々、」と。右の系譜は近江國栗太郡葉山村大字小野片岡幸治良氏秘藏の寫、同家には軍旗及び甲冑あり、竿は下が本緖にて、上は黑塗古色掬すべし。甲冑は丸に桔梗の定紋あり。然れども重代品にして五百年以前の者なれば、破損甚し。古文書等は先年火災の砌、烏有に歸す。（松岡秀國氏）とぞ。

9 蒲生氏流　蒲生俊長・片岡三郎左衞門

と稱す。

10 淺井氏流　肥前片岡氏は近江淺井氏の後なりと云ふ（大村藩士系錄）。

11 甲斐の片岡氏　巨摩郡にあり、名族なりと。

12 鹿島姓　常陸國鹿島郡の片岡邑より起る。第二項片岡大連と關係あるか。こは有名なる片岡太郎經春を出せし氏にて、平家物語に「片岡太郎經春、」源平盛衰記に「片岡太郎經治」また「片岡太郎經春、弟八郎爲春、」また「片岡兵衞經俊、」また「常陸國住人片岡太郎經春」など見え、東鑑卷二、五、九に片岡八郎常春を載せ、義經紀卷八に「片岡・七騎が中に走り入つて戰ふ程に、肩も腕もこらへずして、疵多く負ひければ、叶はじとや思ひけん、腹かき切り失せにけり」と。

此片岡氏については新編國志に「片岡、鹿島郡鹿島鄕片岡より出たり」と載せ、又「片岡、本姓詳ならず。源平盛衰記に當國の住人片岡太郎經春、同八郎爲春とあり。判官物語に『片岡こそ常陸國鹿島行方と云ふ荒磯にて、素生したる者なり』とあり。因て按ずるに、鹿島郡鹿島鄕に片岡と云ふ地あり。片岡神主の墟ある地にて舊地名なり。然らば、この片岡氏の出る所はこの地なるべし」と。前者は片岡神主の家にて、後者は經春の家を云ふ。蓋し同族にて、また鹿島族ならんか。

13 下總の片岡氏　前項片岡氏は下總に所領あり。東鑑文治元年十一月廿八日條に「片岡八郎常春、佐竹太郎（常春舅）に同心し、謀叛の企ある間、彼の領所下總國三埼莊を召放たれ畢る」と。又同書、文治五年三月十日の條に「片岡次郎常春、奇謀の聞あるに依り、領所等（下總國三崎庄、舟木、横根）を召し放たると雖、元の如く返付せらるゝ處、沙汰人等、日者の融令、忽緖の由訴へ申すの間、停止すべきの旨仰下さる云々」と見ゆ。

14 常陸藤姓　第十二項に同じきも、二十四輩順拜圖會に「南庄乘然房は俗姓は藤原親綱とて、舍兄鹿島の神官、片岡尾張權守信親云々」と載せたり。

15 清和源氏佐竹氏流　新治郡片岡邑より起りしか。新編國志に「片岡、稻木盛義二子義計・片岡源次と稱す。後・孫次郎義勝と更む。二子義鄕、義夏、（戶村本系圖）」と載せたり。

16 桓武平氏葛西氏流　陸中國江刺郡片岡邑より起る。封内記に「片岡邑云々、毘沙門堂・永德以來、片岡氏居舘の地に在り。明曆中、多門寺中に移る」と。同地白山神社嘉慶元年八月十七日棟札寫に「施主片岡殿北方、」と。また「永正八年二月吉日、施主片岡平重朝」とあり。

17 丹後の片岡氏　武家時代榮ゆ。先づ正應元年の田數目錄に「與佐郡永久保、十三町七段百五十六歩、片岡與五郎」と載せ、又康正造内裏段錢引付に「内六貫八百七十三文、片岡與五郎殿。丹州永久保、段錢」とあり。而して永享以來御番帳に「二番片岡與五郎、」また常德院江州動座着到に「二番衆、片岡與五郎、」文安年中御番帳に二番「片岡大和余五郎、」また文祿六年諸役人附に「御小袖御番衆、片岡大和守晴親、片岡與五郎輝親、」又長祿寬正記に此の氏人屢々見ゆ。此等は恐らく大和の片岡氏と同族ならんか。室町時代に於いては片岡氏中第一の名族たりし也。

18 丹波の片岡氏　何鹿郡報恩寺城（同村報恩寺）は永享年間、片岡近江守の居城なりき。その後、永祿二年、物部城主上原衞門大輔の爲敗滅す。

19 片岡八郎　太平記卷五、大塔宮に隨從

する士に片岡八郎あり、勤王の士として天下に名高し。大和東十津川村玉置川の内經尾上に其の墓あり。其の碑に「嗚呼、此れ南朝忠臣、片岡八郎の埋骨處也。元宏帝の笠置に狩せらるゝや、護良親王南都を遁る、君及び矢田彦七等從ふ。遂に共に道士の裝と爲りて熊野に走り、大和十津川鄉に出づ。鄉士竹原八郎、殿野兵衞迎へて之を奉ず。居ること半載、賊來り逼る、君乃ち戰死す。因りて此に葬る、實に元宏の二年也」と。この片岡氏は「大織冠鎌足の後裔從三位宰相綱麿（和州葛下郡片岡に住す、依て姓とす。）十一代を經て、八郎利一（大塔の宮に仕へて功あり、吉野に討死す。）十代を經て彌太郎春三、後年出家して雲巴法師と稱し、達磨寺に住す。八郎氏の後裔は片岡甚藏氏とて、現に大和片岡村に居住せらるる由、先年贈位之節の位記は、現に同氏が拜受せられし由（松岡氏）」と云ふ。

一說八郎・後僧となりて快心と稱し、其の子孫猶ほ南朝に盡す（大和志料）と云ふ。

20 岩清水、源姓 岩清水八幡宮の舊祠官に片岡氏多し。先づ衞府司(所司)片岡家は清和源氏末流源元高の後と云ひ、巡撿勾當(所司)片岡氏は同源遠貞の裔と云ふ。

21 同藤姓 同じく岩清水祠官にして、駒形預禰宜、警固壯士等に此の流あり。

22 橘姓 應仁私記に「片岡橘太(橘正道)」及び「片岡次郎(正道弟、橘正基)」を載せたり。

23 備前平氏 備前國邑久郡片岡邑より起る。當地方の名族にして、元弘の頃、民部丞範季あり。以下有名なる人多し。されど其の家系には信じ難き點頗る多く、片岡經春の後とする如き、殊に鷲尾三郞と片岡とを混同する最も惡し。鷲尾の事は源平盛衰記にも「鷲尾三郎と云べし、名乘は我が片名に父が片名を取りて經春と付べし、片岡と同名なれども、多き人なれば事かけじ」とあるにあらずや、猶ほワシチ條を見よ。平家物語には三郎義久に作る。其の家譜に據るに、「立家の祖鷲尾經春、(平貞盛の子家衡に出づ)、經春・生國は大和國片岡村の產、從五位下左衞門少尉、兼伊豫守源義經朝臣、副將軍仰焉、都於堀川御所、關西三十三個所、御側を去らずと云ふ。一ノ谷合戰の忠功に依り、領地を當國に宛て行はれ、備前邑久郡豐原の莊內入賀村大附に城を築く。平安に住ひける際、平家の殘黨押取の禍をなす者共を搦めて、堀川御所へ引かせけるに、義經公より感狀に預かる。其の後義經公御供にて、奧州秀衡の館に御在住、然るに泰衡心腹變り高館の城御退。義經公感狀、八月十一日付、下邑久郡片岡經春書。元弘三年五月十日付、片岡別宮下□民部亟範季、傳家の寶藏なり。鷲尾經春は生國大和片岡村を以て姓とし、片岡八郎と云ふ。奧州下向に付き、一子經明を大附に遺して馳せ參じ、片岡彈正經明幼少なれ共、父の名蹟を繼ぎ、父經春の遺命により、正治元年、城の鬼門に當る妹岡山へ、男山八幡宮を勸請して代々一家の氏神と祭る。經明長ずるに及び、時の帝、土御門天皇え奉宮仕。片岡玄蕃之助經胤・城廓（大付城）相續。後堀河天皇え奉宮仕。子孫打繼、御代々え奉宮仕。子孫片岡八郎經信迄、後醍醐天皇え奉宮仕。皇子大塔宮二品親王え奉仕、大塔宮御開の時、紀州熊野地十津川にて玉置庄司、大塔宮を襲ひ來るを、片岡八郎經信、矢田彥七兩人踏留り、防戰して經信忠死致。大塔宮吉野へ御籠り、八郎經信の舍弟片岡民

部亟範季は、將軍足利治部大輔尊氏へ仕へ、元弘三年より、子孫代々足利氏へ忠勤。片岡孫左衛門、文明中城廓、同十六年正月、備前福岡合戰に藥師寺額田の將と共に、福岡城に立籠り、山名の勢に當り、正月六日枕を並べて討死す。子孫片岡左七郎、宇喜多直家に仕へ、其の子左馬之助經輔、宇喜多秀家に仕へしが、關ヶ原の敗戰に穿人して、左馬之助讃州三本松え退去。此の砌、古系圖、武器等、本郡鹿忍村出射氏(緣家)に預けて紛失す。義經公御下文、尊氏公御判物の二古文書は左馬之助娘千代なる者、女丈夫にて支持するを得たりと。左馬之助の孫五郎衛門吉信の時、明暦三年三月十五日、時の太守芳烈公閲覽遊され、家譜に感歎を止まず、京都より表具師を招き、箱に納め念入れ保存せよと御下賜。左馬之助嫡男片岡五郎兵衛季信、池田輝政公御領淡路國御部屋領代官、後宮内少輔忠雄殿に付添ひ、岡山に御船手諸宰判。嗣子吉信、寛永十一年土民となり、大保正の命を受く。其頃緣家成本氏の家に引移り、大付は父季信妻の甥に讓り、大付鎮守太經神宅の戌亥に祀る。片岡七右衛門經直、時の郡奉行

俣野氏肝煎役を勤め富有を極む。經直嫡男五郎右衛門經季、元文元年逝き、嫡男万介、後三郎兵衛常布家を嗣ぐ。家紋として古來用ひし立一に左巴、之は片字のくづし也。中興民部丞範季、足利尊氏に仕へ、丸に二ッ引を併せ用ひ、重に巴の分は之を道具に用ひ、二ッ引は衣服に用ひしと。略系。平貞盛—家衡(鷲尾立家)—經春(片岡立家、大村築城)—彈正經明(土御門宮仕)—權左右衛門經國—九郎庄衛門經兼—右源次經胤(堀川帝宮仕)—八郎兵衛經信(後醍醐宮仕、後二品親王仕、十津川討死)—民部丞範季(足利尊氏仕)—片岡名字(河内嶽山討死)—片岡孫左衛門(文明十六年、福岡合戰討死)—左七郎(宇喜多秀家仕)—左馬助經助(宇喜多秀家仕、關ヶ原敗戰)—五郎兵衛季信(池田輝政、後忠雄君仕)—吉信—大庄屋役七右衛門經直—肝煎役經季—名主役三郎兵衛常布。枝數多め内、片岡七右衛門の弟五右衛門季直の子猪大夫則延、元祿八年、七右衛門の濱倉なる幸島村南幸田に出で、子孫茲に榮え、神職片岡三郎、村社八幡宮片岡別宮天神神主。云々」と。

23 **備後の片岡氏** 川手邑の豪族にして、

先祖を片岡土佐と云ふ。もと首藤氏に仕ふ。慶長の比、福島氏。命じて里正とし、俗稱を治兵衛と賜ふ、今その裔を惠助と呼ぶ(藝藩通志)と。

24 **壬生姓** 土佐國高岡郡の片岡邑より起る。當郡の豪族にして、土佐軍記に、「片岡は大身にて、多勢の人なれば、太平一方の大將と頼みし人、合戰せで居ぬれば、大平・力盡き、或夜・忍んで阿州へ落たり」と。又南海通記、南路志等に此の氏の事見ゆ、此等に據れば、壬生姓にして、黑岩氏とも云ふ。文祿の頃、壬生親光あり。猶ほクロイハ條を見よ。

25 **醍醐源氏** 前項と同族なれど、其の系圖に據れば、醍醐源氏なりと。卽ち左の如し。「醍醐天皇—源高明公(西宮左大臣)—忠賢—守隆—長季—盛長—盛經—經光—盛保(上野國片岡郡を食む、因つて片岡を以つて稱號と爲す)—經季—忠綱—盛直—盛經(元弘亂官軍に屬し殉難)—直信—貞信—直之—直長—直綱(土佐片岡氏祖。その碑銘に『土佐片岡氏の祖を片岡直綱公と爲す。其の先は醍醐天皇皇子正二位左大臣源高明公より出づ。其の八世源盛保公、上野に移り片岡郡を食む、

因りて氏とす焉。直綱公は其の裔孫也、應永十八年辛卯冬十二月、始めて我州吾川郡德光庄に移り、一城を築き、以つて居る焉。德光城と稱し、又片岡城と云ふ。又一城を黑岩に築き、吾川高岡二郡の地を領す。初め公海南の地に入るや、船先づ新居濱につく、時に一蝶ありて來り隨ふ、家人之を異とす。公戲れて曰く、蝶・汝我に止るべき地を示すかと。便ち蝶に從つて德光庄に止る、德光庄司なる者あり、先づ來り謁して臣となる。傍近の土豪・亦風を望んで屬す。片岡の地名起る所由也。公人となり勇武にして恩威並に行はれ、海南の巨族となる。徽號、揚羽蝶を用ふ。蝶の瑞を感ずる也。應永三十四年丁未春二月卒、法諱靈光院殿源公壽岳常榮居士、云々』と)—直經—直道—直光—茂光—光綱(下總守、長曾我部氏被官、豐公南征時、戰死于豫州)—光政(豐公西征時、從長曾我部信親、戰死于戸次役)—某(讚州金毘羅多聞院祖)、」と。次に「光綱弟直季(紀伊守、長曾我部氏被官)—正直—祐光(實は土佐郡本川鄕大藪村人大藪紀伊守祐宗の孫にして伊賀左馬允子也。片岡氏の養子となる。山內藩主命じて片岡氏遺民を治せしむ、是に於て、始めて里胥となる、延寶八年庚申三月八日卒、)—祐直—直經—直經—尙志—直重(鄕士、辨左衞門)—直英(鄕士、孫五郎、贈正五位、芳烈碑銘に云ふ、『君諱直英、土州高岡郡永野村人、父曰辨左衞門、世爲鄕士、君幼英敏、學藝文武、志存皇室、常嗟皇室式微、及浦賀之警、蹶起奔走、與志士締盟、與川原塚、島村二氏最親、乃推武市氏爲主、事必相謀、遂鼓舞一郡、大凡志士之出入、必爲其財賄、吉村寅太郎之再奔于京也、爲裝旅資、管其家政、使之無內顧之憂、云々、時長藩勤王、君竊通氣脈、元治元年走長州、謁條公、以告國情、戊辰之役、郡出迅衝一隊、亦君之力云』と)—直輝、弟直温」(高木孫四郞氏)と。

26 中臣氏族　加藤淸正の臣に片岡左馬允正則あり。子右馬允正方の時、加藤の稱號をゆるさる。家紋蛇目、鳩酸草。(寬政系譜)。加藤右馬允正方はもと片岡淸左衞門と稱す。

27 肥後藤姓　恐らく前項氏に同じかるべし。されど片岡系圖には「藤原正家—正光(家久弟)—正行—正忠、弟正氏—正高—重孝(片岡家元祖、加藤を片岡に改む)—正重—正義(此の弟に正春、正秀あり)—正仲—重平—賢可(遠藤刑部少輔吉元の子、重平の養子となる)。又重平の弟正國—可重(肥後阿蘇郡內牧城主)—重定—某(片岡兵庫之助)—正定」。又「重泰(可重甥、片岡兵次)—正方(可重の實子)—重恒(重泰の孫)、弟正重(片岡兵庫之助次男、正方の養子)、弟正見(加藤左內)、弟正範(加藤淸九郞、筑後加藤家の元祖)」と見ゆ。

28 藤原南家豐茂流　家紋丸に鳩酸草、鳩酸草の花葉。

29 桓武平氏土肥氏族　土肥友平の後なりと云ふ。

30 淸和源氏斯波氏流　本國尾張。赤穗の義士片岡源五右衞門源高房は淸和源氏斯波尾張守高經の子孫にして、本氏足利なりと。祿三百石、側用人。

31 荒木田姓　伊勢皇太神宮社家に此の氏あり。

32 上野の片岡氏　當國片岡郡より起ると云へど詳かならず。翁草、鎌倉時代の武士の所領を擧げて「五千町。上野の內、片岡三郞正久」と。徵證なければ信じ難し。

なほ土佐の片岡氏は當國片岡郡より起る

と云ひ、醍醐源氏と云へど、これも徵證なし。

33 雜載　參河後風土記に「加藤五平次。」德川時代、此の氏は小松酒井藩用人、臼杵稻葉藩番頭、加納永井藩用人、沼田土岐藩用人、高槻永井藩重臣たり。又田中家臣知行割帳に「三百四十石、片岡與兵衞。二百石、片岡甚六、」京極殿給帳に「貳百石、片岡淸兵衞、」堀尾山城守給帳に「三百石、片岡又左衞門。三十石、片岡鉿兵衞。」また加賀藩給帳に「參百參拾石（丸內根藤）片岡亮左衞門。百五拾石（同）片岡又十郞。百四拾石（下り藤丸）片岡彌三郞」と。其の他、美濃、上野、美作（苫田郡布原邑中庄屋）、志摩、信濃、豐前にあり、又男爵に片岡利和あり。

方岳　**カタヲカ**　片岡に同じ、前條第一項を見よ。

方岡　**カタヲカ**　片岡と通ず。大和國宇陀郡御杖神社天文廿三年棟札に「伊賀國名張郡上津江の御宮造營云々、方岡源五郞」と載せたり。

片垣　**カタガキ**

片賀瀨　**カタガセ**　豐後國大野郡片箇瀨邑より起る。大友氏の族にして、大友系圖に「戶次兵庫頭賴時—直時（片賀瀨）」と。また淺羽本に「親言—某（片賀瀨）、」また立花系圖に「丹後守賴時—左馬頭直光—鵜本四郞親矩—戶次孫五郞直世—孫太郞高載—孫太郞直繁—孫三郞直賴（實は丹後守氏詮子也）—新三郞能泰—新六郞親續（實は丹後守親貞子也）—新太郞親久（號方加世）—攝津守統貞（豐後國津筒、牟禮兩城を守り、入田筑後守輝氏、島津兵庫頭義弘等を敵と爲し、數度合戰に及ぶ云々）—伊兵衞義員（源左衞門尉、父敗軍の後、筑後國柳川に住居し、其の後、薩州鹿兒島に下向し、島津に附屬す、寬永五年病死、八十七歲）—義之（戶次孫太郞）」と見ゆ。

方縣　**カタカタ**　和名抄美濃國に方縣郡を收め、加多加多と註し、郡內に方縣鄕を收む。又伊勢國安濃郡に縣々鄕あり、加多加多と註す。

肩々　**カタカタ**　美濃國肩々里大寶二年戶籍に「肩々荒馬」と云ふ人見ゆ。肩々里は和名抄の方縣鄕なり。

片角　**カタカド**　**カタスミ**　肥後國菊池郡片角村より起る。菊池氏の族にして、菊池系圖に「菊池次郞隆定（後鳥羽院武者所）—、隆親（片角三郞、小山之祖）、」また小山系圖に「隆親（片角三郞、菊池隆定の二男）—隆重（三郞次郞）—隆綱（彌次郞、小山氏祖）」と載せ、又菊池風土記に「隆親・片角三良、今下片角村に三良丸と云ふ所あり、此の人居處の跡か」と見ゆ。

片貝　**カタガヒ**　上總、上野、越中、越後等に此の地名あり。

1 越後の片貝氏　古志郡片貝城（片貝村）は片貝氏の居城也。此の氏は北越軍記に「片貝式部は謙信代に度々の戰功これ有り候得共、先祖傳記悉は存ぜず候」と見ゆ。子孫上杉家に仕へ米澤へ移れり。

2 武藏の片貝氏

潟上　**カタカミ**　佐渡國加茂郡潟上邑より起る。本間氏の一族にして潟上城（新穗村潟上）に據る。領分八ヶ村、後裔を潟上善八郞利忠と云ふ。佐渡六人衆の一たり。また天正景勝佐渡平定の際、潟上掃部あり。

方上　**カタガミ**　**カタノヘ**　和名抄出羽國秋田郡（羽後）に方上鄕あり。其の他、駿河、能登、佐渡、備前、能登（形上條）等に此の地名あり。

1 利仁流藤原姓進藤氏流　尊卑分脈に、「（進藤）修理少進爲輔—成道（號方上四郞

大夫）―成家（雅樂允）―爲範―範高―利範」と見ゆ。能登國珠洲郡形上庄より起りしか。此の庄は康應元年の田數目錄に方上と見ゆ。

2 本間氏流 佐渡の豪族にして潟上氏に同じ、前條を見よ。

肩上 カタガミ

堅上 カタガミ 河内に堅上郡あり、志摩に此の氏あり、

片上 カタガミ 方上氏に同じかるべし。

形木 カタキ

片木 カタキ 近江朝宮村字宮尻にあり。

片岸 カタギシ 陸中、羽前に此の地名あり。

片衣 カタギヌ 近江番場蓮華寺過去帳に「片衣小八郎忠光」見ゆ、元弘戰死。六波羅の士なり。

片桐 カタギリ 信濃國伊奈郡片桐邑より起る。この地は延喜式に賢錐驛と見ゆる地なれば、古くより名邑たりしと思はる。又陸前に形切神社あり。此の氏は又片切に多く作る。

1 清和源氏滿快流 信濃伊那の片桐より起る。尊卑分脈に「滿快―滿國（伊豆掾、遠江介、甲斐守）―爲滿（甲斐守）―爲公（右馬助、伊豆掾、信乃守、母河内守賴信女）―爲基（藏人大夫、片切源八）―爲行（片切源八、兵庫助）

- 爲重 彌太郎
- 行心 二郎禪師―親平 泉二郎
- 爲綱 二郎大夫
  - 爲康 源二
    - 爲村 小太郎―爲盛 又太郎
    - 友景 同三郎―朝宗 三郎太郎
- 爲遠 七郎
  - 長清 二郎
    - 長賴 源太―爲賴 又太郎―爲淸 彌太郎―爲盛 彥三郎
    - 盛友 前澤源三
- 行實 三郎大夫
  - 爲信 那須三郎―爲家 同十郎
- 景重 小八郎大夫
  - 爲房 四郎
    - 信房 四郎太郎―有信 又太郎
    - 爲貞 二郎―貞泰 源太
- 宗綱 大島八郎
  - 爲親 五郎

內、爲重には「保元亂、爲義に屬して自害し了る。」と。又行實には「信乃藤澤合戰討死、子孫なし。」と。又景重には「同國名字先祖」とあり、この人・保元物語に「信濃には片桐小八郎大夫、」また平治物語に「信濃國には片桐小八郎大夫景重、」また東鑑元曆元年七月廿三日條に「片切太郎爲安・信濃國より召出され、殊に憐愍せしめ給ふ。是れ父小八郎大夫は平治逆亂の時、故左典廐の爲、御共の間、片切鄉は平氏の爲に收公せられ、已に廿餘年空手、仍りて今日元の如く領掌せしむべきの由、仰せらる云々」とあり。太郎爲安の事は、なほ東鑑卷八、九に見ゆ。この人分脈の「源二爲康」と同人か。次に源太長賴には「承久亂關東方、同三、五月京都に於いて討たる」と。承久記卷二に「片切源大夫」とあると同人なり。同書卷の四に片切六や太（一本彌）と云ふも見ゆ。次に長賴の子爲賴には「父の討死により、賞として美乃國彥次鄉を賜ふ」と。これ美濃片桐氏の祖也、次項を見よ。其の後、信濃の片桐氏は上片桐の船上城に據る。當地の傳說に據るに、「上片桐村船山城・源經基五男滿快の曾孫爲公の五男、片切藏人大夫爲基・當鄉を押領して、城廓を構へ、これに住み、在名を以て家號とす。長子片切二郎爲綱・繼承し、其の子片桐小八郎大夫景重早世、故に爲綱の弟七郎爲遠相傳し、嫡男爲康嗣ぐ。弟長淸は保元の亂、源義朝に屬して討死し、嫡子長賴は其の後源賴朝に召され、美濃國岩村に於て、大領を賜り之れに移る。其の跡は長淸の祖父爲遠の弟に景重あり。大島鄉に分知、名子の城主にて、源義平に屬し平治の亂に討死す。後十有餘年を

經て、景重の男爲安・頼朝に召され、釆地を悉く賜はり船山城に移る。其の子隼人重安、同石見守爲清、同兵庫頭正綱、同信濃守長國、同中務少輔爲明、應永年中近郷を打從へ、大身となる。其子爲信、同重國、同重辰、同長辰、同政公、同長公。長公の母は知久頼元の女なり。當時八百貫文を領し、武田氏に屬し、天正十年二月、織田氏討入のとき、大島城に討死。父は北古瀬に切腹。これにより船山落城。法名正樹院殿道祐政公大居士、端應院殿天祐長公大居士。凡四百七十年にして斷滅。其の後、長公二男子あり、長子源太郎長經は慶長中徳川氏に仕ふ、二子爲經涙人となる。」(伊那武鑑)と。

大島附郷士は新居隱岐十八貫、齊藤六郎左衞門十五貫文、下平治部少輔廿五貫文、竹村治郎左衞門廿五貫文、天正十年主家と共に沒落、民間に降る。(伊那武鑑)と云ふ。又甲鑑伊奈衆に「大島、片桐、飯島、ハブ、アカ津、五人五十騎。」と。又南向村葛島にも片桐氏の堡砦あり。天文三年、片桐船山の城主若狹守長辰の次男安藝守久保・此に居り、百五十貫文を領し、子信正、子正保、天正十年討死。

二子千代松、小治郎、共に民間に降る、(根元記)と云ふ(關順次氏)。

其の他片桐中務少輔等ものに見ゆ。

2 美濃の片桐氏　前項氏の後なり。新撰美濃志、石津郡條に「片桐又太郎爲頼、系圖に信濃源氏、片桐源太長頼の子なるが、父長頼・關東方にて承久の軍に討死しける賞により、美濃國を賜ひし由誌す」と載せ、後世片桐縫殿あり。又片桐半右衞門あり、池田勝入の家老にして、永祿三年、當國池田郡輕海城を築きて居り、後安八郡池尻村に移る。

3 近江の片桐氏　信濃片桐氏の族にして有名なる片桐且元は此の地より出づと云ふ。其の家譜に「七郎爲遠―源太爲長―三郎爲信―四郎爲家―四郎太郎爲俊、弟小三郎爲清―又三郎爲直、弟大夫進源祐―隅之助爲頼（近江におもむく）―助左衞門爲眞―孫右衞門直重―孫右衞門直貞(肥後守)―且元(初直盛、助佐、東市正、弘治二年近江國に生る)」と載せ、又藩翰譜に「出雲守源孝利(初名は元包)は東市正直盛(後名は且元)が男なり。六孫王經基の御子下野守源滿快朝臣の曾孫、信濃守爲公、信濃の國伊奈の郡に住す。爲公が三

男藏人大夫爲基、始て片切と名乘る(源八といふ、片桐と書くこといづれの頃より改めしにや)爲基十代の後胤爲頼(隅之助といふ)生年十七歲、本國を去つて近江國に移る、爲頼が曾孫孫右衞門尉直貞・淺井殿に仕ふ、(則ち贈大納言長政卿の御事、元龜四年直貞に給はりし感狀ありといふ)。これ則ち市正直盛、主膳正貞隆が父なりけり。直盛・初め助作と申して豐臣家に仕へ、近江の國志津が嶽の合戰に、高名七人が其の中にて(所謂七本鎗也)、其の勸賞に今年天正十一年七月朔日、初て所領の地を賜ふ(五千石)。其の後從五位下東市正に成され、豐臣の姓を賜り、所領の地を加へらる(攝津の茨木一萬二千石の地)、」とあり。賤ケ嶽の際、片桐助作直盛、豐鑑に片桐東市正、片桐主膳正等を擧ぐ。

思ふに、且元の家が第一項信濃片桐氏の後なる事は恐らく史實ならん。されど其の中間の系は疑ふべき點尠からず。一說遠江片桐氏なりと、第六項を見よ。

且元の事は藩翰譜・次に「秀頼公の御傅として大阪の城に在り、慶長十八年秀頼公の仰せとして所領の地を加へ賜ふ、直

盛。關東の御旨を憚りて固く辭す。此の年九月二日、駿河の國府に參る、大御所彼が見參の序に、右大臣家加恩の事、辭し申さで給るべしと仰せ下さる（一萬石を賜ひしと云ふ、此の事内々は大御所の仰によりて賜ひしと云ふ）。明れば十九年の夏、大佛殿修造の事につきて、大御所の御氣色よからずと聞いて、直盛・駿河の國府に參り向ひ、一々に申し披き、東西の御中和らかせ給はんやうを、深く謀り、遠く慮りて、三の策を獻る。大御所大に悅ばせ給ひ直盛を返されたり。直盛が計ひ、偏に關東に心を合せ、當家を傾けまゐらせんとする所なりと讒し申す人ありしかば、秀頼公御母子、大に怒らせ給ひ、さらば直盛召して速に首を刎られ、天下の軍勢を催して、軍起させ給ふべしとぞ議せられたる。直盛此の由を聞きて、さしもこの年ごろ二心なく忠貞を存ぜし甲斐も無く、讒者の實をも糺されず、忽ちに誅せられんとの御結構こそ安からね、此の上は討手の御使を待つて、尋常に討死せばやとて、父子兄弟悉くおのが宿所に閉籠つて、召せども更らに參らず」云々と。十月朔日、大阪を立つて茨木に赴き、大阪陣には關東軍に加はり、戰後加增ありて四萬石を領せしも、幾程もなく駿府に卒す。時人・直盛・君に背きし故、天罰をかうむり、三十日を越えずして死すと云ひしとぞ（藩翰譜）。

且元の後、其の子孝利（初元包、次郎助、出雲守）嗣ぎしも、寬永十五年八月卒して嗣なし、故にその弟半之丞爲元を嗣とし、大和國龍田一萬石を賜ふ。其の子助作爲次・明曆元年十一月、卒し、除封せられ、其の弟又太郎且昭・三千石を賜ひて寄合に列し、その子貞就（貞昌二男）に至つて全く斷絕。家紋丸に鷹の割羽。

且元の弟、主膳正貞隆（初め久盛、政盛、光長、加兵衞、大和小泉一萬五千石）―石見守貞隆―主膳正貞房―石見守貞起（實は松田權之丞貞尙二男）―主膳正貞音―石見守貞芳―主膳正貞彰―石見守貞信―主膳正貞中―石見守貞照―主膳正貞利（實は松平善吉賴功男）―貞篤―貞健（現今子爵）、支庶二、家紋鷹の割羽、龜甲の内に花菱。

片桐

片桐 熊藏

4 甲斐の片桐氏　一族甚だ多く、片桐黨と云ふ。卽ち飯島、飯田、岩門、名子等の諸氏これなり。甲斐國志に片桐源七郎昌爲を擧げ、下の鄕起請文に「上穗善次爲光、片切二兵衞爲房、伴野三右衞門」と。

5 參河の片桐氏　寶飯郡に此の氏あり、二葉松に「平尾村屋敷、平野氏（異左近）、片桐左兵衞」と見ゆ。又設樂郡條に「石田城（石田村）、城主片桐半右衞門、池田輝政の臣也。」と見ゆ。

6 遠江の片桐氏　當國磐田郡に片桐氏あり、他にも存す。信濃片桐氏の族なるべし。天野虎景、義元加判文書に片切彦三郎・見ゆ。この國片桐氏の系譜、風土記傳にあり。次の如し。片桐系譜「保元平治之時、信濃國伊奈郡片桐城主片桐小八郞景重―爲光（片桐治郞）―廿一代孫爲元（片桐玄蕃亮）―一男片桐助作（名を市正且元と改む。元龜元年、片桐城沒落、兄弟奧山部内戶口村に蟄居し、後太閤に仕ふ）」と。次に「爲元二男、片桐助馬（改名權右衞門家正、兄と同所に蟄居す。天正二年子十二月濱松城神君に仕へ、奧山御代官となり、於油一色知行五百石）―勘十郞（關ケ原討死）」と載せ、又「爲元三男

片桐與兵衞正之（右馬介、關ヶ原陣御供、後、奥山鄕大井村間庄に於いて地を拜領す。則ち公門家片桐氏の祖也）—右馬亮正吉（慶長十九年大阪陣の時、安藤帶刀の手先、鐵砲五十人組頭、寅卯二年御陣二百日仕ふ、書記家に傳ふ）」と。次に「爲元四男片桐八大夫（戸口村住）」と載せたり。

・これより前、片桐權右衞門家正あり、永祿三年德川氏の命により、水卷城を燒く、オクヤマ條を見よ。

7 越中の片桐氏 婦負、新川兩郡に多く存すと云ふ、信濃片桐氏の族なるべし。

8 上總の片桐氏 望陀郡にあり、鎌倉將軍賴家の侍臣片桐氏の後にて、其の祖、坂戸市場を開拓すと傳へらる。

9 雜載 其の他、尼子氏の最期、上月城に籠りし士に片桐治部之丞、鯖江藩に片桐半悟、又備前地方にも存すとぞ。

片切 カタギリ 源姓、片桐氏に同じ、諸書此の字を用ひたるも多し。

加宅田 カタクダ

片口 カタクチ 羽後國南秋田郡に片口邑あり。

片倉 カタクラ 和泉（片藏）、武藏（久良岐郡、及び多摩郡）、常陸（堅倉）、信濃等に此の地名あり。

1 諏訪神家流 信濃國伊那郡片倉邑より起る。諏訪神家の族にして、諏訪系圖に「有員—員篤—弟有勝—有盛—盛長—員賴—賴平—有信—爲重（伊那郡片倉の地に住し、片倉三郎と稱す）」と見ゆ。その後なりと。猶ほ古代・片倉邊命あり、諏訪健御名方命の御子神にして、一本諏訪系圖には「健御名方命—伊豆早雄命—片倉邊命—惠奈武耳命—水隈命—盛鷹—豐鷹—繁魚—清主—有員」と載せ、此の氏は片倉邊命に發し、片倉三郎を大祖となすなり等と言はる。

2 藤原北家加藤氏流 美濃國片倉より起り、加藤景繼の後裔なりと傳へらる。

3 大江氏流 武藏國多摩郡片倉邑より起る。この地に片倉城あり、大江備中守師親の居城也。

4 伊勢の片倉氏 多氣郡の豪族にして、同郡西浦に據る、その宅址・今に存すとぞ。伊達藩老臣片倉氏は此の地より出でしとの説あり。非也。

5 出羽の藤原姓 羽前國置賜郡米澤八幡宮の神主家にして、戰國末・片倉式部少輔景重あり。その二男、即ち小十郎景綱なりと。次項を見よ。伊達世次考に「天文十四年九月、晴宗公・書を片倉伊賀に賜ふ」と。此の氏の人也。一説・同郡宮村は、天正中片倉小十郎景綱の居邑にして小櫻館と云へりと云ふ。片倉氏一族の居城か。

6 白石片倉氏 片倉小十郎は伊達侯に仕へ功あり、刈田郡白石に封ぜられ、一萬七千石を領す。宛然諸侯の如し。此の氏の出自については種々の説あり、或は秀鄕流藤原姓と云ひ、或は信濃神家の族なりと云ひ、猶ほ伊勢片倉氏なりとも云ふ。古き事は詳かならざれど、小十郎が羽前米澤八幡祠官の後なるは、動かすべからず。伊達世臣家譜に「片倉氏、姓は藤原、其の先を知らず、保山公の時、米澤八幡宮神職を片倉式部少輔景重と云ふ、二男あり、季を小十郎景綱と云ふ。性山公の時、始めて擧げられ、天正三年、世子（貞山公）年甫めて九歲、景綱に之を屬し、暱近せしむ。後每に軍功あり、慶長七年、白石城を賜ひ、秩一萬二千石。子を備中重長（始名重綱）と云ふ。元和元年、大阪の役に從つて先鋒と爲り功を立つ。より

て後秩を増して一萬七千石に至る」と。小十郎は豪將として天下に名あり、鬼小十郎と呼ばる。子孫相繼いで明治初年に至り、城主片倉景光・政府に請ひ、北海道に移りて開拓に從事す。功を以つて男爵を授けらる。

7　秀鄕流藤原姓　佐野氏の族にして、「佐野師綱―重綱―季綱―小太郎盛綱（越前守、古河政氏家臣）―小太郎秀綱（越前守）―後景（片倉小十郎）」なりと。

8　其の他、岩代田村に此の氏あり、伊達氏の臣片倉盛重・田村家沒落後、當地三春の舞鶴城に據ると云へば、或はその族裔なるべし。

片崎　カタザキ

鍜　カタシ　カヌチ條を見よ。

堅磐　カタシハ　和名抄、筑前國穗波郡に堅磐鄕あり、加多之萬と註す。

片鹽　カタシホ　信濃に現存す。

片島　カタシマ　播磨、筑前、豐前等に此の地名あり。

方後　カタシリ　和名抄、大隅國囎唹郡に方後鄕あり。

片代　カタシロ

片角　カタスミ　菊池氏の族なり、カタカド條に云へり。

肩背　カタセ　和名抄、備前國磐梨郡に肩背鄕ありて、加多世と註す。

片瀨　カタセ　相摸に此の地名ある事、人の知る所なり、關係あるか。丹波國氷上郡鍋倉山城（太田村）の城主を片瀨近江守と云ふ。丹波志に「子孫太田村、村西に子孫今甚七、八郎右衛門」と載せたり。

形瀨　カタセ　丹波國氷上郡形瀨邑より起る。丹波の名族にして丹波志氷上郡條に見ゆ。前條氏に同じ。

堅部　カタソベ　細井氏はカタソベと訓ぜり、或はタテベか。品部の一種ならんも、詳かならず。

○堅部使主　養老元年二月紀に「和泉監正七位上堅部使主石前」と云ふ者見ゆ。其の後、大同元年に至り豐宗宿禰を賜ふ。

方田　カタダ　和名抄、下野國那須郡に方田鄕あり、後世堅田とも、片田ともあり。此の氏の事は堅田、片田條を見よ。

堅田　カタダ　近江、下野、豐後に此の地名あり、又片田、方田と通じ用ひらる。

1　堅田連　紀伊の古姓、熊野連の一族か。東寺文書、承和十二年の田劵に「那我郡（那賀郡）山前鄕狛村、鄕長堅田連石成」なる者・見ゆ。牟婁郡堅田邑より起りしならん。

2　堅田氏　紀伊國牟婁郡の堅田村より起る。前項氏の後裔か。續風土記、同村要害山砦跡條に「村の東にあり、山本主膳正の家士堅田式部の居城なり」と見ゆ。なほ堅田條第一項參照。

3　那須氏族　下野國那須郡方田鄕より起る。那須系圖に「那須太郎資隆―義隆（堅田八郎）」と見ゆ。伊王野系圖・これに同じ。堅田城に據る。又下野國志に「義隆・後興野鄕に移住し、興野八郎と號す」と載せたり。

4　近江の源姓　滋賀郡堅田邑より起る。堅田兵部少輔廣澄、豐臣氏に服事し、二萬石を領せしが、關ヶ原戰・西軍に黨して家斷絕す。佐竹氏の族なる片田氏と同族か。

5　源姓　寬政系譜に見ゆ、家紋五三桐、丸に四石。

6　土佐佐伯姓　土佐の豪族にして佐伯姓なり。次の堅田氏と同流にして、豐後より移りしものと考へらる。南北朝の頃、武家方細川定禪に屬し、多くの文書を藏す。建武、曆應、康永に亘る堅田小三郎

佐伯經貞の軍忠狀は、當國に於ける、宮方將士の隱れたる勤王事蹟を窺ふ上について、屈竟の史料なりとす。又堅田又三郎國貞あり、方田又三郎とも見え、軍忠に據りて、久佐賀別府を賜ふ。又其の嫡子堅田彌三郎は、康永三年九月の戰に死す。其の他、堅田治部左衞門、方田四郎五郎等多し。其の後裔に堅田治部亟あり、文明十年八月の文書に見ゆ。猶ほ佐伯條を見よ。

7　大神姓佐伯氏流　豐後國海部郡堅田邑より起る。圖田帳に「佐伯庄堅田村、六十町、內、堅田村七町一段、堅田左衞門次郎惟光、七町壹段、忠左衞門次郎惟永後家云々」と見ゆ。その出自に關しては、佐伯系圖に「佐伯惟康―惟定（片田左衞門尉）―惟保―惟景―惟長、」と。又「惟景の弟に惟民（弟惟光に殺害さる）、惟光」等見ゆ、卽ち圖田帳の惟光なり。惟長は惟永に當るか。

8　石見藤姓　第三項下野那須氏の族と云ふ。當國出羽村の毛城主に堅田七郎滿隆あり、石見志に「那須資房―宗資―資高―滿隆」と載せ、同村笠ヶ城主堅田九郎朝隆につきては「前條資高―朝隆。村上助高郎等兄堅田七郎、七尺二寸、弟九郎、八尺二寸、共に强力、出羽に於いて大蛇を切る（石見軍記）」と見ゆ。

9　又德川時代、毛利藩の重臣に此の氏あり。伊勢、志摩にもあり。

堅多　カタダ　堅田氏に同じ。

形田　カタダ

片田　カタダ　伊勢、淡路等に此の地名あり、又堅田、方田と通じ用ひらる。

1　藤原北家熊野別當族　熊野別當系圖に「（岩田）別當法眼長憲―法眼行憲―片田行宗―刑部大輔賴氏―家氏（若王）、弟臺殿」と見ゆ。紀伊國牟婁郡堅田邑より起りしにて、堅田條第一、第二項と關係あらんか。

2　伊勢の片田氏　安濃郡の豪族に片田刑部丞重時あり、安濃郡曾根の御厨を掌りしが、兵亂に遭ひ、荒廢に歸し、神鏡、太刀、及び輿一連、庖厨一切の器具を埋むと云ふ。當御厨は、もと文暦の頃、秋葉重俊・判官職たり、近江より來りて此處に住せりと云ふ。

3　利仁流藤原姓　疋田齋藤氏の族にして尊卑分脈に「（疋田齋藤）越前權介爲賴―賴基（片田、號竹田四郎大夫）―基康―基重」と見ゆ。此の子孫タケダ條を見よ。又「基康の弟基親（子孫ノモト條）、その弟賢嚴（平泉寺長吏）―勝俊―基成」也。

4　那須氏流　堅田條第三項に同じ。

5　佐伯氏流　堅田條第七項を見よ。

6　清和源氏佐竹氏流　堅田條第四項と關係あるべし。佐竹義定子義經の後なりと稱す。

7　其の他、信濃、志摩等にも此の氏あり。

片多　カタダ　前數條に同じきか。

片谷　カタタニ

鹿立　カダチ　和名抄、美濃國本巢郡に鹿立鄕あり。

片坪　カタツボ

片爪　カタヅメ

堅出　カタデ　越後國古志郡高波保堅出より起る。明應六年の檢地帳に、堅出新五郎なる者見ゆ。

方年　カタトシ

片並　カタナミ　熱田神宮舊祠官にして、粟田朝臣姓なりと。

方波　カタナミ　前條に同じきか。

香谷　カタニ

方西　カタニシ　中興系圖に「方西、藤原、進藤修理少進爲輔男、四郎大夫成道稱之」

と見ゆ。シムドウ條參照。

肩野　カタノ

交野、片野と通じ用ひらる。河內國交野郡より起れるもの最も多し。

1　肩野連　河內國交野郡より起る。物部氏の族にして、天孫本紀に「物部臣竹連公、肩野連云々等の祖」と見え、姓氏錄右京神別に「肩野連、同上（伊香我色乎命之後）」とあり。蓋し肩野物部の伴造家なるべし。天慶元年・良棟宿禰を賜へるものあり。ヨシミネ條を見よ。

2　（物部）肩野連　前項の氏と族を同じうす。姓氏錄左京神別に收め「物部肩野連同上（伊香我色乎命之後）」と見ゆ。

3　美濃に此の氏現存す。當國山縣郡片野鄉と關係あるか。

交野　カタノ

和名抄、河內國交野郡を加多乃と註す。和銅四年正月紀に初見し、郡內に片野神社鎭座す。又肩野、片野と通じ用ひらる。

1　交野連　物部氏の族にして、肩野連に同じく肩野物部の伴造たりしならん。天孫本紀に「多辨宿禰命は宇治部連、交野連等の祖」と見えたり。

2　交野忌寸　これも河內交野より起りし氏なれど、前項氏と流を異にし、漢歸化姓に屬す。姓氏錄河內諸蕃に「交野忌寸、漢人庄員より出づる也」と見ゆ。

3　交野氏　前二項、孰れかの後なるべし。古今著聞集卷十二に見ゆ。

4　交野宮　高倉帝の御孫にして、紹運錄に「高倉天皇—惟明親王—交野宮」と見ゆ。

5　交野家　桓武平氏西洞院流にして、知譜拙紀に「西洞院時慶—(交野)時貞—時久」と見え、雲上明覽に「時貞—時久—時香—維蕭—時永—時利—時雍—時誠—時晃—時萬—時熈」とあり。德川時代、御藏米、院參町、寺は十念寺、外樣。家紋蝶。

交野

片野　カタノ

和名抄、上總國武射郡に片野鄉、美濃國山縣郡に片野鄉あり。また河內國交野郡に片野庄、其の他、駿河、常陸、肥後等に此の地名あり。又肩野、交野を倂せ見よ。

1　片野連　河內交野郡より起る、物部氏の族なり、肩野、交野連に同じ。

2　和泉の片野連　大野寺より發掘されし文字瓦に片野連足島なる者見ゆ。東隣河內國交野より起りし交野連に同じ。

3　清和源氏木曾氏流　武藏大石氏の後裔にして、下柚木村大石遠江守定久墓に「文化八年云々、定久八代嫡流、片野孫兵衞義德、同主計義昌、同長左衞義辰、同小兵衞義任」と。オホイシ條を見よ。

4　筑後の片野氏　應永戰覽、應永六年頃の人に片野大膳あり、又後世、田中家臣知行割帳に「二百石、片野勘三郞」を載せたり。

5　雜載　小金本土寺過去帳に「片野隼人妙野」見ゆ、常陸新治郡（茨城郡）片野邑より起りしか。又德川時代、西條松平藩の重臣に此の氏あり。又美濃に此の氏存す、山縣郡片野鄉より起りしならん、當國には肩野氏と云ふもあり。又越後にも現存す。

堅野　カタノ

肩野、交野、片野等と通ずるか。

肩野物部　カタノノモノノベ

河內國交野郡交野の地にありし物部の一派にして、本郡の最古族也。天神本紀に天物部等二十五部人の一とす。本郡交野神社は此の部の神と思はる。交野、肩野條參照。

また美作に此の氏あり。和銅六年、肩野物部乙麻呂・佛教寺を下二箇村に瓶むと傳へらる。後世物字を省きて、肩野部氏と呼ばる、延文三年の豊樂寺過去帳に見えたり（美作記、地理志料）。

方原　カタノハラ　次條、及びカタハラ條を見よ。

形原　カタノハラ　和名抄、三河國寶飫郡に形原郷あり。加多乃波良と註す。承和六年紀に參河國言ふ、五色雲、寶飫郡形原郷に見ゆと。此の地より起る。

1　清和源氏武田氏流　三河形原郷より起る。尊卑分脈に「（武田）義清―師光（方原二郎、三川國方原下司）―成光」と載せ、武田系圖、諸家系圖纂等、皆同じ。蓋し此の地は藤原氏の莊園たりしとの傳説あれば、その庄司たりしものと考へらる。當地に式内形原神社あり、後世、春日大明神と云ふ。

2　形原松平氏　其の後、松平信光の四男與副（與嗣）この地に居る。形原松平氏・これ也。御當家御系圖に「與嗣（形原家、佐渡守、家紋丸利字）―貞嗣（兵衞大夫）―親忠（佐渡守）―家廣（又七郎、紀伊守）―家忠（又七郎、紀伊守、母水野右衞門大夫源忠政女）―家信（上總五井五千石、攝州高槻城主二萬石、下總佐倉城主四萬石、奥方大老役、從四位下、又七郎、母松平上野介康忠女、寛永十五戊寅正月十四日卒）―但馬守（早世）、弟康信（又七郎、若狹守、高槻三萬六千石、丹波篠山城主五萬石）、弟內藏助、弟重信（大番頭、駿府御城代、五千石、助十郎、丹後守）、弟氏信（六千石、左馬允、伯耆守、民部少輔）」と載せ、又家忠の弟「家房（勘左衞門尉）―勘右衞門―教房（勘右衞門）」と見ゆ。

又藩翰譜に「紀伊守家信は、和泉入道殿第五の御子、佐渡守與嗣六代の孫、初め岩津殿と申す。また岡崎の七人衆に數へられ、寶飫郡形原の郷に移りしより、形原の松平とぞ申ける。家信が曾祖紀伊守家廣、水野右衞門大夫殿の長女を妻とす。贈大納言家（廣忠）北の方（徳川殿の御母、傳通院殿御事）を返へさせ玉ひし時、家廣かの御姉に添ひまゐらすべきこと、岡崎殿の思ひ給はんこと憚り有りとて、女子壹人設けし中なれども、刈屋に送り返してけり。其の子紀伊守家忠、其の子紀伊守家嗣、徳川殿に隨ひて、所々の戰に高名す。家信、父家嗣に繼ぎて、天正十年の秋、武田亡び、織田殿失せさせ玉ひ、甲斐信濃の國々亂る。家信いまだ又七郎と申して、生年十四歳、（十三歳と云ふ説非なるか）、酒井左衞門尉忠次に從ひ、信濃國に向ひ、高島の城に勝つ事を得て、同十二年三月、尾張國羽黒にして、森武藏守長一と戰ふ。敵さん／＼に打なされて、逃行く。野呂助左衞門、只一人取て返して戰ふ。家信彼に渡り合ひ、終に首取て徳川殿の見參に入る。徳川殿野呂は聞えし大剛の兵、家信生年十六歳、彼が首取たりと聞く、不審さよと思召す。家信頓て御前に參り候て『郎黨等が落あうて候へば打たるにて候。今日の高名、全く家信が高名にあらず』と申ければ、御感もつとも斜ならず、關東に移り給ひし後、上總國五井を領す（五千石）、云々」とあり。

家信の弟康信の後は、其の子「駿河守典信―主膳正信利―弟紀伊守信庸（信春）―紀伊守信岑―紀伊守信直（實下野守庸倫長子）―紀伊守信道―紀伊守信彰―紀伊守信志（實同姓監物庸孝長男）―紀伊守信家（圖書頭）―紀伊守信義（初信篤、實內分同姓松平鉄之助庸理男）―圖書頭信正

（實養方弟）、（丹波龜山五萬石）、現今子爵。寛政系譜支庶六、家紋、丸に利文字、蔦葉、八丁子。マツダヒラ條參照。

3 藤原北家 カタハラ條を見よ。志摩に此の氏あり。

片原 カタノハラ 形原に同じ。中興系圖に「片原、清和、武田冠者義清男、次郎師光稱之」と見ゆ。

肩野部 カタノベ 肩野物部の裔なりと。カタノノモノノベ條を見よ。

潟保 カタノホ 羽後國由利郡潟保邑より起る。由利十二黨の一なり。矢島記に「潟保殿先祖、兵衛とも、外記とも申候。文祿四年・潰れ候」と。また新風土記に「潟保館は潟保雙記齋云々。天正より慶長の間に、潟保治部大輔・處々の戰に其の名を顯す。後最上義光に仕ふ。最上家沒落の後、莊内酒井家に仕へて、子孫連綿せり」と。

片畑 カタハタ

片羽 カタバネ 駿河の名族なりと。

片波羽 カタバネ

方波見 カタバミ

1 桓武平氏大掾氏流 石川家幹の後にして、大掾傳記に「吉田郡一族名字、長須、深佐久、原、大川戸、方波見、鷺塚、大窪（石川九郎）」と載せたり。新編國志にも同樣見ゆ。

2 北條氏家臣に此の氏あり。

形原 カタハラ カタノハラ條を見よ。

方原 カタハラ 藤原北家伊周の後にて、勝憲より出づと云ふ。

方結 カタヒ 和名抄、出雲國島根郡に方結郷あり。

片平 カタヒラ

1 美作の片平氏 笠庭寺記に「勝南郡飯岡郷（和炭五駄）片平是次」と見ゆ。

2 藤原南家伊東氏流 岩代國安積郡片平邑より起る。工藤祐經の後にして、仙道記に「片平城主伊藤大和守と申すは、工藤左衛門祐經（伊豆國住人）、文治五年泰衡退治の節、比類なき働仕り、安積郡一圓、安達の内を宛行はれ、其の身は伊豆國に住し、次男伊藤六郎左衛門助長・安積郡に入部し、片平の城に住す、よりて安積六郎祐長と改む」と。其の子祐氏、その子綱成なり。猶ほアサカ、イトウ等の條を見よ。卽ち安積伊東家の嫡流にして、此の地に大宮權現とて、伊豆、箱根、三島の三社を勸請し、以つて氏神とす。されど所領を追々一族に配分し、其の身は少身となり、應仁の亂より諸國大亂に及びぬれば、伊東大和守も近隣の大家に因りて片平に住す。その後・大和守某に實子なし、よりて大内能登の子、備前の弟介右衛門（定重）に娘を合せて養子とし、家を讓り、元龜中卒去す（寛永五年書上）とぞ。なほ川田、大内、葦名等の條をも參照せよ。

3 陸前の片平氏 片平助右衛門は後に伊達家に仕ふ、正宗家臣に片平助右衛門親綱あり。後公族に列せられ、加美郡柳澤を領す。

帷子 カタビラ 片平と通じ、又武藏、美濃等に此の地名あり。

片平田 カタヒラダ 豐後清原氏の族にして、球珠郡片平田邑より起る。豐後清原系圖に「帆足太郎大夫是次—六郎左衛門尉通良—通房（片平田七郎）—六郎通村—清六郎通直—六郎三郎」と見えたり。圖田帳に「帆足郷八十町、片平田村七町、地頭職森朝通、同片平田清六通直」とあるもの之也。

片淵 カタフチ

堅部 カタベ 如何なる品部か、不詳。

竪部 カタベ 誤讀なり、チヒサコベ條を見よ。

形部 カタベ　志摩にあり。

方穗 カタホ　和名抄、常陸國筑波郡に方穗鄕あり。又片穗と通じ用ひらる。

1　桓武平氏大掾氏流　常陸筑波の方穗鄕より起る。此の地は後世・方穗庄と云ふ。弘安作田勘文に「南條方穗莊、九十一町二段、」嘉元田文に「同、六十四丁四段半、」また白河結城文書、曆應四年六月十四日に「方穗莊云々」と。中世大掾氏の族、此の地に居る者、片穗氏と稱す。東鑑、建久元年條に「方穗平五」、同十五、建久六年條に「片穗五郎、」また同三十二、四十に「片穗六郎左衞門尉」、承久記卷四に「片穗みんぶ四郞」等見ゆ。

2　伊勢の方穗氏　北畠分限帳に「方穗刑部少輔、」見ゆ。蓋し北畠準后の小田城に在るや、其の先祖の人之に屬し、竟に扈從して、伊勢に留るものならんかと云ふ（郡鄕考）。

3　阿波の片穗氏　故城記、上郡、美馬、三好郡分に「片穗殿、鳳凰」と見ゆ。

片穗 カタホ　方穗に同じ、前條に併せ云へり。

方保田 カタホダ　肥後の豪族にして、菊池氏の族也。又片保田に作る。菊池系圖に「菊池次郞隆定―林原與三隆益―林原九郞隆重―重兼（方保田與三郞）」と載せ、又「隆定―小次郞隆繼―彌次郞能隆―式部少輔隆泰―次郞武房―彌四郞隆盛―太郞時隆―肥後守武時―與一武隆―武明（片保田三郞）」とあり、後世遺跡を起せしならん。武瀨家系圖が「武尙―片保田三郞武明」に作るは非なりと。又赤星系圖に「右京亮武生―女（方保田三郞武明妻）」と。一本「方保田氏は高木宗重の子重兼を祖とす」ともあり。氏人は嘉吉三年の菊池持朝侍帳に「方保田丹後守守經、方保田藤左衞門良淸、」また永正元年菊池政隆の侍帳に「方保田新左衞門良雄、」また永正二年重臣八十四人の連署に「方保田式部允重宗、方保田大和守爲宗」等を載せたり。

片保田 カタホダ　前條に併せ云へり。

形間 カタマ　磐城國行方郡（相馬郡）屋形邑岩松院亭祿二年九月十日の鐘銘に「形間旦那隆家、」「形間旦那郡左馬助久家」等を載せたり。平姓相馬族の人也。

方見 カタミ　和名抄相摸國大住郡に方見鄕、又伯耆國八橋郡にも亦方見鄕あり、此等より起るか。又次條片見と通ず。

片見 カタミ

1　片見宿禰　大同類聚方に見ゆ。

2　秀鄕流藤原姓結城氏流　磐城國白河郡片見邑より起る。この地は滿貞の判書に「奥州白川庄內片見鄕事、料所となして預置き候也。結城三川七郞殿」と見ゆ。而して此の氏の事は、白川結城系圖に「白河彌七左衞門祐廣―宗廣、弟祐義（片見彥三郞）」と載せ、後世秀康卿給帳に「百石、片見善仲」を載せたり。

3　上野の片見氏　上野國志に「邑樂郡北大島故壘、片見因幡守の居る處なり」と。關八州古戰錄に「館林城主赤井但馬入道法蓮云々、北大島の片見因幡守を被官とす」と見ゆ。東路の津登に「片見上野入道明見、宗祇多年の知音なりし人なり。四十里ばかり隔たりたる所より、こゝもと逗留のよしとて來れり云々」とあるも、此の片見氏か。

4　雜載　德川時代・淸末毛利藩重臣。又富澤家記錄に「富澤修理忠政、附、舍弟丹下景定、片見家へ養子す」と。

形見 カタミ　片見氏に同じ。

片峰 カタミネ

1　橘姓澁江氏流　澁江系圖に「薩摩守公

義―公村（澁江左衞門尉）―公實（片峰氏）―公仲（三郎入道慈因）―公淸、」と載せ、中村系圖には「公義―公光―公實（片峰中村三郎、法名淨蓮。建武四年十月申狀、沙彌源勝證判、曆應三年九月、一色道獻下知狀あり）―公仲（三郎、法名慈因）―公淸」と見ゆ。

2 筑前、原田家臣片峰四郎左衞門あり。朝鮮征伐に從軍す。豐前にも此の氏存す。

片村 **カタムラ**

片矢 **カタヤ**

形屋 **カタヤ** 丹波國氷上郡の名族にして先祖を岡奥太夫と云ふ。又、岡氏とも稱せらる。ヲカ條を見よ。

片柳 **カタヤナギ** 武藏國足立郡、及び入間郡に此の地名あり。片楊とも云ふ。

1 秀郷流藤原姓小山氏流 富田氏より分る。系圖に「富田宮内大夫秀重―行房（富田與吉、片柳に住し、仍つて氏と爲す、片柳祖」と見ゆ。

2 粟生氏流 片山氏の族にして、粟生系圖に「師廣―氏廣（片山八郎）―片柳次郎、その弟片柳四郎」と見えたり。

片山 **カタヤマ** 和名抄土佐國長岡郡に片山鄕あり、加多也萬と註す。後世片山庄と云ふ。其の他、河内、伊勢、武藏、美濃、上野、陸中、羽後、加賀、因幡、備前等に此の地名ありて、多くの流派あり。

1 有道姓兒玉黨 上野國多胡郡片山邑より起る。この地は國帳所載馬片山明神の鎭座地ならんかと云ふ。此の氏の事は、武藏七黨系圖に「秩父平太行重（平重綱爲子）

行重―行弘（平武者）―行成（武者五）―直行（片山太）
　直行―基行（大左）―行信（太）―行盛（又太）
　　基行―基重（五左、弘安城方誅）
　直行―時直―彌二―孫二
　直行―經重（五）―基經（五太）―基氏
行重―行村（新屋 片山二）
行重―行時（片山 余二）
　行時―成經（太）―成行（太）―輔行（小幡平四）―長行（太）
　　成經―經氏（奥山三）
　行時―成時（二）―成行（太左 太）―成重―新太
　　成時―景經（平三）
　　成時―成重（五兵）
　行時―重長（三）―長行（四）

續群書類從本にも「秩父行重（秩父權守平重綱養子、平と爲る）―行弘―行成―直行（片山太郎）」また行弘弟「行時（片山余二郎）―成經―成行」等と見ゆ。寛政系譜、此の末流・一氏を收む。家紋十六葉菊、五三桐。

2 藤原北家葛山氏流 武藏にあり、當國新座郡、多摩郡に片山邑あり。關係あるか。北條家臣に片山彌兵衞あり、又同圖書なる者・山田彌右衞門を聟とすと云ふ。新編風土記、橘樹郡平村條には「山田氏今村の名主なり。かれは小田原北條家の浪人片山彌兵衞が子孫なりとて、家系一卷を藏す。その文によれば片山氏も、かの葛山が一族の如く見ゆ。今其の大略を摘みて下文にしるせり。昔稻毛領平村の住人に杉田藤太と云ふ人あり。もとやんごとなき人なりしが如何なるゆへにや、洛中を遁れて關東へ下り、初め鎌倉鶴ケ岡の邊、杉田と云ふ所に住し、在名をもて杉田と號しける。其の頃鎌倉將軍家の世となりしゆへ武家をさけ、ゆかりに付て當所に來り住せしが農民のわざも、又ものいとはしければ止む事を得ず、武家に仕へて、僅に此の平村一鄕を宛行はれけり。それが子孫に至り、諸國亂れて屢々兵革の事ありける。然るに駿州の今川家に北條新九郎と云ふ人あり。本國は勢州のものにて北畠の浪人なりといへり。此

の人武道に勝れたりしかば、相州小田原へ下りて武相二州を今川より預けられしにより、其の頃も藤太が子孫を、土人葛山平殿とて仰ぎ尊びけるが、僅の地なれば獨立しがたく、やがて小田原へ仕へける。然るに、かの北條家は四代の其の間、關東に武威を振ひしが、左京大夫氏直に至り、天正十八年小田原落城の時、杉田氏も討死して所領を失へり。其の時かれの庶流なりし片山彌兵衞と云ふものあり。もと當所の名主にて、小田原分國の頃、村の長をつとめ、其の身はいやしけれど、武勇の聞ありしかば、其の頃の戰記にも名を顯せしものなり。落城の時も彌兵衞は其の子圖書と同く、屢々奮戰し、からうじて死を免れ遁れ歸りける。(按ずるに北條五代記、總州國府臺合戰の條に云ふ『天文七年十月七日、巳の刻に至りて合戰始まる。片山彌兵衞・前登にすゝみ、首をうち取る所に、味方大藤左京亮・弓手をはせ通る。幸と甲の袖にとり付き、片山彌兵衞一番首の證人よと云し』とあり。此の時より小田原落城まで五十餘年に及べば、彌兵衞已に極老の年に至りしなるべし、年代疑ふべし)。かくて平殿が二人の女子を養育しけるに、成人の後、下菅生の內、藏敷と云ふ所の名主長左衞門と云ふものへ嫁しける。いま一人の女も山田久左衞門とて、故あるものゝ弟平左衞門と云ふものを迎へ、かれをむことなし、是に妻はせ已が跡を讓れり。かの彌兵衞は片山氏にて、久左衞門は山田氏なれば、しばしが間、其の兩氏を合せて片山田と名乘けるが、後は又山田氏にかへれりと云ふ。此の平左衞門・後に薙髮して昂運と號す。寛文二年三月廿六日百歳にて沒せり。今の平左衞門は其の子孫なり。こゝに又平殿の伯父に桂原新左衞門と云ふ人ありしが、狢澤の邊に山居せり、文祿の頃沒せり。其の葬所を新左衞門塚と云ふ。圖書は實子某を率て、下菅生の內、下長澤に移り、地所を買て相續せしめたり。平殿の系圖は長女なればとて、藏敷の方へ持行しかば、かの長左衞門が家に藏せり。其の子の內に出家せしものありて、多摩郡北見の慶元寺へ住職の頃、かの平殿の系圖は、俗家に收むるも憚りありとて、慶元寺へ納めけるが、後回祿に逢ひて失せりとぞ。今平左衞門が傳ふる所は先祖昂運が曾孫女の長壽にて尼となり、近き頃までも世にありしかば、其の覺えし事ども記せしものなりといへば、實を傳へし事もあるべけれど、年代の差ひたる事多くして、疑ふべき事少なからず。」と載せたり。

3 片山七騎 新編武藏風土記多摩郡條に「片山七騎、南澤村に神谷與五郎、落合村に小野吉兵衞、栗原村に木村平助、片山村に羽田某、櫻井庄之助、小山村に一人、其の姓名を失ふ。門前村米津勘兵衞等なり。又南澤村氷川社の棟札に姓子蜂屋半之丞、神谷與七郎、久世大和守とあり。此の三名の內、神谷與七郎は南澤村に土着せり。蜂屋、久世の兩姓も此の邊に居住すと見えたり。この七騎の名、新座郡片山鄕に傳ふる所と少しことなり」と見ゆ。

4 羽後の片山氏 北秋田郡片山邑より起る。淺利氏配下の將にして、永慶軍記等に見ゆ。片山駿河は、秋田郡長岡城主として、淺利與市則賴に屬せしが、後秋田實季に味方し、天正十年五月、駿河・則賴の子、民部勝賴を殺す。

5 上總の片山氏 翁草に鎌倉初期の武士の所領として、「三萬八千町、上總の內、

片山三郎盛高」と載せたれど、他に徵證なし。

6　伊勢の片山氏　南北朝の頃、片山信保あり、員辨郡阿下喜城(上木城)に據る。下つて永祿中範者(一に片山主計頭に作る)に至り、瀧川一益の爲に滅さる。小丘の上に其の墓あり、(桑名志、桑府名勝記、伊勢名勝志)と。又三國地誌に「同郡東禪寺堡、按ずるに、片山平藏居守」と載せたり。

7　和泉の片山氏　大鳥郡高石町高石神社舊神主に此の氏あり。

8　小野姓　攝津發祥ならん。小野系圖に「安福信實—右馬允俊經—信經(片山九郎、法名性蓮)—信國」と載せたり。

9　越中の片山氏　前田利家家臣に片山伊賀あり、婦負郡白鳥城を守る。又三州志に「婦負郡吳服大峪、伊賀城(二名一迹也。在長澤鄉吳服村領)、國祖より成政の鎭として之を築き、天正十三年の秋、白鳥峰太閤の陣城となるゆへ、白鳥より片山伊賀を此の堡障へ移し置き玉ふ。因りて此の遺跡の一名を、伊賀城と呼べり」と。又同郡安田堡條に「慶長二年、瑞龍公守山より富山へ移る時、再び一吉、並に片山伊賀を吳服山堡に置きしが、片山等山高く風烈しきを以て、公に乞ひて吳服山を浩城にかたどり、一里餘離れて此の安田に引下り、堡を築きて居れりと云ふ。或は云ふ、一吉金府へ歸る後、代官平野三郎左衞門住す。其の後は廢すとなり」と見ゆ。重臣なりしを知るに足らん。又片山内膳あり射水郡阿尾城を守る。

10　丹波の片山氏　船井郡出野城(和知谷出野村)は片山彥五郎の居城なりしが、小野木縫殿介と戰ひ討死すとぞ。其の一族に片山伊豫守有重あり。

丹波志には「氷上郡片山右衞門、子孫三原村、(葛野庄—谷とも云ふ)、本家片山彥右衞門分家多し。」「天田郡片山氏、子孫兎原下村、三代斗以前、船井郡河内村より、内藤勘右衞門に付來る、家來の家也。」「片山彥五郎、子孫河合村云々、片山伊豫守有重子孫。河合村臺頭、古船井郡和知の鄉出野村浪人、」「片山河内守、子孫河合村上河合稻葉。」「片山久井之助、子孫大内村、福智山稻葉家浪人か、橋久井之助とも云ふ。子孫青音寺と云ふ所の西脇」等を載せたり。

11　備中の片山氏　當國窪屋郡福山の地頭なり。

12　備前の片山氏　當國邑久郡に式内片山日子神社(國帳賀多山)あり、その地より起るか。津高郡高野鍋屋城主にして、永祿の頃、片山宗兵衞久秀あり。

これより前、應仁記に、山名相摸守配下の將に片山備前守あり、「備前守とて大力あり、赤松方明石越前守・是又力量の者也。互に引組で上に成り、下に成る」と、應仁別記にも見ゆ。此の氏か。

13　平姓　常德院江州動座着到に、片山平三、又見聞諸家紋に、

二番　片山左京亮

中興系圖、此の氏を平姓に收む。

14　清和源氏　安藝國豐田郡本鄉の片山氏は、足助重範の後、同太郎重春の裔にして、護良親王の感狀を藏す(史徵墨寶・原田紋右衞門氏)と。アスケ條を見よ。

15　蘇我姓(源姓)　阿波國の豪族にして、故城記、麻植郡分に「片山殿、源姓、丸中に鷹の羽二竝」と載せ、一本「片山殿、美馬、蘇我、丸中鷹羽二ッ」と。又上郡美馬三好郡分に「片山殿、書間、雁」とあり。後蜂須賀藩創業文武有功の士に此

の氏あり。又武鑑、蜂須賀藩用人に此の氏を收む。

16　清和源氏麻殖氏流　麻殖系圖に「麻殖志摩守重俊の弟片山岸右衛門と稱す（重長）」と見ゆ。チヱ條を見よ。

17　秀鄕流藤原姓　讃岐の豪族にして、全讃史に「片山城・坂田村にあり、小山と曰ふ。片山玄蕃俊武、及び其の子志摩俊秀・之に居る。鎭守府將軍秀鄕の後也。文明中・彌六左衛門貞通なる者あり、邑を紀州に食む。明應時、畠山大彈正少弼義豐、河州譽田城に據りて叛す。將軍義材・自ら之を征す。彌六左衛門力戰して死す。彌六左衛門に二男あり、兄は父と同じく死す。次を帶刀俊武と曰ふ、熊野に居る。是の歲八月、畠山政長の黨土丸城に據りて叛す。管領細河右京大夫政元・香西備後守元定をして、之を征せしむ。首藤帶刀・地理に熟するを以つて、向導と爲る。帶刀・先登して功あり。遂に香西氏に從つて此の地に來り、坂田に食邑し、名を玄蕃と改む。其の子俊秀、唐人彈生と同じく高松城に戰死す。實に天正十三年也。」と載せたり。俊秀は多く片山志摩として知らる。又これより前、永正中、片山玄蕃・南海通記に見ゆ。

18　清和源氏宇野氏流　山城より發祥すと云ふ。大和源氏宇野賴仲の子賴次の後にして「小倉實綱―實時―俊實（片山を稱す）」となり。家紋梅輪內、三巴。寬政系譜に見ゆ。

19　粟生氏流　能登發祥か。粟生系圖に「玉村次郎―片山武者五郎師綱―粟生五郎左衛門尉廣隆（能登國粟生保雌雄保知行）―左衛門四郎師廣―氏廣（片山八郎）」と見えたり。

20　土佐の片山氏　長岡郡の片山鄕より起る。この地は吸江寺永享六年文書に「土佐州片山庄內、名主庄家人等云々」と見ゆ。後世、片山五郎右衛門あり。

21　藤原姓小代氏流　肥後の豪族にして、小代系圖に「小代彥次郎伊忠―左近將監重政―親行（片山越後守、米生に於いて戰死す）」と。小代文書中に親行の應永十四年五月の讓狀あり（事蹟通考）。德川時代、細川藩の重臣に此の氏あり。

22　近江淺井氏流　大村藩片山氏は淺井氏の支流なりと云ふ。片岡、原田、此の氏より分る。

23　雜載　東鑑卷二十一に片山刑部太郎、また片山奧次、片山八郎太郎等見ゆ。下つて太平記卷九に片山十郎入道あり、六波羅方にて近江番場蓮華寺過去帳に「片山十郎次郎入道祐珪、子息彌次郎祥明（四十一歲）」と見ゆ。

德川時代、米澤上杉藩重臣（維新頃片山仁一）。廣瀨松平藩重臣に此の氏あり、又秀康卿給帳に「八千三百石、片山主水」また加賀藩給帳に「百貳拾石（葵扇）片山君平、拾五人扶持（丸內劔花菱）五人扶持御引足、片山久右衛門。」また田中家臣知行割帳に「三百石片山兵助、」關長門守侍帳に「四十石片山二左衛門、」鯖江藩侍帳に「片山重助。」小給地方由緒書寄帳に「御披官組頭片山三七郎（祖父源右衛門百五十俵）、」富澤家記錄丹七家の一、香取神宮營造記等に片山某。其の他、志摩、伊勢、豊前、信濃、美濃（池田郡に從五位下片山明神）、美作（眞庭郡上邑、もと森侯の典醫、久米郡福田上邑）、等に存す。

潟山　カタヤマ

嘉多山　カタヤマ　片山と通ず。

堅山　カタヤマ

片山田　カタヤマダ　片山條第二項を見よ

潟山津　カタヤマツ　又片山津に作る。加

賀國江沼郡片山津邑より起る、弘治年中、千足城(千束城)に據る。三州志に「弘治元年賀賊の魁、潟山津大助、振橋帶刀等、千足堡に據るを、宗滴の兵士圍み撃つに依て、大助等高塚振橋へ走る、事は本記に詳か也。宗滴雜談にも、弘治元年七月二十一日、加州へ出陣、廿三日、子こせ山陣取り、同日大聖寺千東合戰とあり」と見ゆ。

片山津 カタヤマヅ 前條氏に同じ。

片結 カタユヒ 和名抄、出雲國島根郡に片結郷あり、カタヒなりと。

片寄 カタヨセ 和名抄陸奥國磐城郡片依郷(磐城國)より起る。桓武平氏磐城氏の族にして、磐城系圖に「次郎義衡—義忠(片寄五郎)—基義、基義の弟基秀—同照衡—光秀—隆秀(大森小太郎)」と。又仁科岩城系圖に「常陸介照衡—義次(片寄五、一に美忠に作る)—基義(太郎、一に義基に作る)、弟基秀(大森彦三郎)」と載せたり。

氏人は好問御庄元久元年注進に「片寄三郎、八町」と。又鎌田彌太郎賴圓宿所え押寄せし軍勢交名人に「片寄小三郎」等見ゆ。鯖江藩侍帳に片寄七之助あり、上述と同族か。

片依 カタヨセ 前條氏に同じ。

語 カタリ 語部の伴造、並に其の族人也。カタリベ條を見よ。

1 語造 粟忌部氏の族にして語部の總領的伴造たりしならん。天武朝に至り朝臣姓を賜ふ。次項及び、第五項を見よ。

2 語連 前項の連姓を賜へるものなり。天武紀十二年條に「語造云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。次の天語連と同一氏なるべし。

3 (天)語連 粟忌部氏の族にして、姓氏錄、右京神別に收め「天語連、神魂命七世孫天日鷲命の後也」と載せたり。

4 (海)語連 普通の語部に對して、海部の語部を海語部と云ひしならんか。或は海は天に通ずるか。古きは見えず、唯養老三年紀に「少初位上朝妻子午人龍麻呂・海語連の姓を賜ひ、雜戸の號を除く」とあるのみ。

5 語宿禰 第一項、第二項、語造、語連の宿禰姓を賜へる者なるべし。姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。

6 語君 出雲の古代族にして、賑給歷名帳に、語君小村と云ふ人見ゆ。語部君と云ふと同族ならん、カタリベ條を見よ。

7 語直 備中にあり、正倉院文書、當國大税貧死亡人帳に「御簀郷勝部里戸主語直衣」と云ふ人見ゆ。此の地方の語部を率ゐし氏なるべし。

8 語臣 出雲語部の首長なるべし。出雲風土記、意宇郡安來郷條に「飛鳥淨御原宮(天武)御宇天皇御代、甲戌七月十三日、語臣猪麻呂の女子云々、安來郷人語臣等の父也」と見ゆ。臣姓なるより推すに出雲國造の族ならんかと考へらる。

9 語首 語部首に同じ、カタリベ條を見よ。

鹿足 カタリ 和名抄石見國に鹿足郡鹿足郷あり。加乃阿之と註す。

語月 カタリヅキ

語部 カタリベ 職業部の一にして、上古の事を語り傳ふるを職とせし品部也。中古に至るも猶存せり。卽ち貞觀儀式、大嘗會條に「物部、門部、語部は、左右衞門府、九月上旬、官に申して預め程を量りて參集せしむ」云々。語部は美濃八人、丹波二人、丹後二人、但馬七人、因幡三人、出雲四人、淡路二人、伴宿禰一人、佐伯宿禰一人、各々語部十五人を引ゆ、云々。位に就きて古詞を奏す」と見え、又、踐祚大嘗祭式には「語部美濃八人、丹波二人、丹後二人、但

馬七人、因幡三人、出雲四人、淡路二人」と見えたり。猶ほ此等の國以外にもありし事は以下の項によりて明白ならん。此の氏の伴造についてはカタリ條を見よ。

1 大和の語部 當國に海語連あり。此の部民もありしならん。

2 尾張の語部 天平二年の尾張國正稅帳に「主帳外少初位下勳十二等語部有島」と云ふ人見ゆ。

3 遠江の語部 濱名郡輪租帳に「新居鄉語部荒馬外九名」見ゆ。

4 美濃の語部 春部里戶籍に語部善賣と云ふ人見ゆ。猶ほ貞觀儀式、延喜式等に「語部・美濃八人」とあり。

5 丹波の語部 貞觀儀式、延喜式等に「語部・丹波二人」と見ゆ。

6 丹後の語部 同上に「語部・丹後二人」と見ゆ。

7 但馬の語部 同上に「語部・但馬七人」と見ゆ。

8 因幡の語部 同上に「語部・因幡三人」と見ゆ。

9 出雲の語部 同上に「語部・出雲四人」と見え、又天平六年の計會帳に「意宇郡人語部廣麻呂」また天平十一年の賑給歷名帳に「漆沼鄉深江里語部荒石等三人、犬上里語部米太女、出雲鄉伊知里語部禮手女、伊祑鄉語部手麻呂等六人、狹結驛語部佐流賣、神戶語部烏賣等二、城村里語部立麻呂、滑狹鄉語部道女等四人、其他二人」見ゆ。當國に語君、語部君、語臣等あり。

10 備中の語部 當國に語直あり。

11 淡路の語部 貞觀儀式及び延喜式等に「語部・淡路二人」と見ゆ。

12 阿波の語部 田上鄉延喜二年戶籍に語部刀自賣と云ふ人見ゆ。

13 語部君 賑給歷名帳に「波如里語部君瓔」と云ふ人見ゆ。語部の部分的伴造なりし氏なり。

14 語部君族 同上帳に「語部君族猪手」と云ふ人見ゆ。

15 語部首 濱名郡輪租帳に「新居鄉語部首木」と云ふ人見ゆ。語部の部分的伴造なり。再按するに首木は此の人の名か。

片輪 カタワ 和名抄尾張國愛知郡に片輪鄉あり。

加治 カヂ 又加地に作り、可知、賀地、梶、勝とも通ずる事あり。加治としては、武藏、越後に此の地名ありて、有力なる加治氏を起せり。丹黨カヂ氏は主として加治と記し、佐々木流カヂ(カチ)氏は加地とあれど、混同甚だしければ、今併せ云ふべし。

1 丹治姓丹黨 武藏國高麗郡加治庄より起る。丹黨、高麗氏より出づ。武藏七黨系圖に「秩父基房(秩父、黑丹五)—經家(高麗五)——

─┬─家光（六左）─光頼
　└─行綱（八）
─┬─行家─┬─□□（五入）
　│　　　└─家親（六）
　└─助時（五兵）
─┬─助季（丹内左）─季□（丹左）─┬─行季（二）─季光（丹左）─┬─季經（丹大夫）
　│　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　├─季頼（左）
　│　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　├─季泰（左）
　│　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　├─季時（二）
　│　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　└─嚴季（助法印）
　│　　　　　　　　　　　　　　└─季定
　└─家信（圖書入）

「規季（兵庫助、應永九、二、十五死）─季憲（左衛門、永享二、十一、六死）─實季（三河守）、弟玄快（雪下出世、能書、小野流）、及び季憲の弟快季（雪下等覺院法印、小野廣澤大阿闍梨、應永廿七、十、十七捕へらる）」と載せたり。

右の內、家季の譜には「加治小二、元文二、六、廿二、畠山の爲に武州二俣河に於いて討たる」と見ゆ。猶ほ本系圖・基房の弟に俊貞（加治三左）、基氏（孫三左）、基兼（三）を擧ぐるも此等は追記にして、加治系の頭書なるべしと云ふ。井戸葉栗系圖も以上に同じく、猶ほ「安保二郞實光─七郞左衛門尉實員─俊實（九郞兵衛尉）─經員（加治三郞、左衛門尉）」と云ふ一流を載せたり。中興系圖には「加治、丹治、丹四郞冠者武峯男、三郞俊貞稱之」と見ゆ。

此の氏人は東鑑卷五、十丑に加治小次郞、三十二に加治丹內左衛門尉、加治次郞兵衛尉、三十二、三十四に加治八郞左衛門尉、四十八に加治中務左衛門尉。猶ほ第七項を見よ。次に承久記卷三に「加地の丹內、同中つかさ」と。下つて太平記卷三十一に「加治豐後守、同丹內左衛門」と、皆此の族なり。子孫加治氏、寬政系譜に見ゆ。家紋桝形の內滿月、水月、丸に丹字。

2 武藏の加治氏　新編風土記、高麗郡條に「中山村屋敷迹、加治藤兵衛が居住の迹也。」と。又秩父郡山田村に加治氏の屋敷跡あり。同書に「小名常木の山三角畑にあり。天文の頃、加治新五郞居住せし所なり。東西二十間餘、南北三十間餘、東に山をうけ、その外は畑なり、東により て聖天社あり、この邊居住の人々多くは北條家に仕へしなるべけれど、今其子孫あるも記錄を傳へざれば、詳なることは知るべからず。」と。又橘樹郡小向村にもあり。多くは丹黨加治氏ならん。

3 上野の加治氏　應永二十三年亂、上杉憲基に隨ふ士に加治氏あり。

4 磐城の加治氏　船尾大賓院文書、曆應二年三月讓渡檀那狀に「赤井加治一族、高久村」と見ゆ。

5 桓武平氏城氏流　加地氏なり。越後國沼垂郡賀地鄕より起る。城平氏の一族奧山鬼九郞資國の弟長成を祖とす。尊卑分脈に「城二郞永基─足太郞永家、弟長成（加地三郞）」と見えたり。

6 佐々木氏流　加地氏なり。佐々木三郞盛綱の後にして、越後國沼垂郡（北蒲原郡）加地庄より起る。この地は「金剛院領、堀河大納言家沙汰」。東鑑、承久三年條に「阿波の宰相信成の家人河匂家賢、加地莊願文山に據りて義族を糾合す。佐々木信實討ちて之を破る。功を以つて加地莊を賜ふ」と。これより佐々木流加地氏起り、城氏流加治氏・あとを沒す。尊卑分脈に「佐々木三郞秀義─盛綱（號加地、佐々木三郞、左衛門尉、家紋三星、住相摸國秦野、法名西念。佐々木系圖に本名秀綱、伊與讚岐守護、備前兒島渡了る）─┐

─信實（號加地太郞、左兵衛、寬元元、七死、西仁）─┬─秀忠（磯部左衛門尉）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└─實秀（號大友、加地二郞、左兵衛）─實綱（太郞、左衛門尉、筑前守）─長綱（源太左衛門尉、筑前守）─┬─時綱（左門尉）
　　　└─長氏（左門尉）

―義氏 德治二七死
―時秀 昌寂 備前守 ┬師秀 越前權守
　├義秀 源二 左門尉
　└資秀 三郎 左門尉
―宗綱 右門尉
―秀長 左門尉
―實丸

此の氏は賀地城に據る、一に梶の城、又佐々木城とも云ふ。上館村にあり。建武の亂に、加地佐々木近江權守景綱は當國足利方の大將軍と稱せらる。後裔安藝守春綱に至て武名高し。春綱子なく、天文の初、上杉定實の下知にて、長尾爲景の末子虎千代を養子に定められしも、虎千代(後謙信)肯ぜず、後男子出生して、加治但馬守秀綱と云ふ。謙信逝去後、御館亂の時、秀綱は景勝に叛き、三郎景虎に與して討死す。定勝の代、畠山義眞に命じ、加地氏の子孫を索めしむ。關ケ原役の前、越後にて一揆を起し、堀丹後守直寄と戰ひ討死したる者に、加地右馬助景綱あり。其の子山伏と爲り、越後に居る由、義實尋ね出して吟味するに、加地安藝守が子孫に相違無きに依り、其の由を、米澤へ申遣すに、定勝悅び召仕はるべきに極り、蓄髮する內、程なく定勝卒去し、彼の山伏も落膽し、又越後へ歸り晦世す。是を以て上杉家に加地氏の跡斷絕すとなり。中興系圖に「加地、宇多、本國越後、佐々木盛綱五代、時綱十男輔房、加地庄報恩寺別當、後稱之」と見ゆ。

又沼垂郡今泉城(今泉村)は城主加治萬休、天正年間新發田治長守兵を置きしが、同十五年藤田信吉之を拔くと云ふ。此の氏の事、なほ新發田條を參照せよ。これ加地氏の族なれば也。

これより前、太平記卷十に加治二郎左衞門入道、十四に佐々木加治源太左衞門、二十四に佐々木加地筑前二郎左衞門貞信等あり、越後の加地氏か。

7

また東鑑廿一に加地五郎兵衞尉義綱、加地六郎、三十、三十一、三十四、三十七に加地八郎左衞門尉信朝、三十二に加治次郎兵衞尉、三十四、三十五、四十四に加地七郎左衞門尉氏經、三十二、三十四に加治八郎左衞門尉、三十五、三十六、三十七、三十八、四十三に加治七郎左衞門尉、三十九に加地太郎實綱、四十に加地太郎、加地五郎次郎章綱、四十一、四十五に加地五郎次郎、四十五に加地太郎左衞門尉、四十七に加地五郎左衞門、五十に加治六郎左衞門、五十一に加地七郎

衞門尉等あり。多くは佐々木流ならん。
猶ほ第一項終を見よ。

8 備前の加治氏　佐々木流加地氏なり、其の祖盛綱・藤戸合戰の軍忠に據り、兒島を領し、一族當地に榮ゆ。飽浦、田井、倉田、兒島等皆此の族也。當國上道郡に可知鄕あり、蓋し加治氏自己の稱號と音の通ずるを理由として、兼併せしならんか。

氏人は貞永式目追加に「備前國小島莊の地頭加治太郎左衞門」、金山寺元德三年の官符に「加治五郎三郎」、又太平記卷七に「備前の守護加治源二郎左衞門、一戰に利を失うて、兒島を指して落ちて行く」と、又八に「加治源太左衞門尉」、また梅松論尊氏上洛條に「五月十五日、備前國兒島に着給ふ。當所は佐々木の一族の所領なる間、加地筑前守堵近く假御所を造り、御風呂杯たて、御休息あり」と。また太平記廿二に「加地三郎」、其の他「加地筑前守」(貞治勅撰歌人)、「加地備前守時秀」などあり。下りて天文の頃、飽浦氏と爭ひ、加地終に合戰打ち負けて、舟に乘り京師に逃る(備前軍記)。

9 淡路の加地氏　これも佐々木流にて備前より移りしならん。三原郡庄田村に據る。その邸宅址・甚だ廣大、加地日向、同石見など云ふ人の故第と傳へ、又當地委文八幡宮、天文八年三月の瓦記に「本願加地左京之進、同加地六郎兵衞」とあるも、勿論此の一族なるべし。今も加地氏世々故邸に住すとぞ(常磐草)。

10 備後の加地氏　佐々木氏の庶流也と云ふ。十三世成光に至り、小林と改む。

11 近江、尾張の加治氏　康正造内裡段錢引付に「内四貫八百文、加治豐前守殿、近江國比江鄕」「前尾張國狩津、段錢」と見ゆ。

12 但馬の加治氏　太田文に「朝來郡多々良岐庄、十三町、領家關東分、本家安嘉門院御領、地頭加治八郎輔朝」と見ゆ。

13 因幡の加地氏　因幡志に「八東郡中原城は太平記卷三十二に加地三郎とある人の居城なり」と。

14 伊勢の加地氏　三國地志に「三重郡水澤堡、按ずるに、本鄕にあり、加地(或森)清十郎居守」と見ゆ。

15 雜載　細川兩家記に加地權助、近衞家侍に加治、日御碕社家中官、同並に加地、美作國久米郡桑上に加治氏(片山氏の族)あり。

加地　カヂ　カチ　前條、佐々木流カチ氏は加地とあるを常とす、前條に併せ云へり。

賀地　カヂ　和名抄、越後國沼垂郡に賀地鄕を載せ、加地と註す、後世加地莊と云ふ。謙信樣御分城持大將衆に「賀地但馬守」、加地氏に同じかるべし。
又日御碕神社社家、中官、同並、被官等に此の氏あり。

可知　カチ　和名抄備前國上道郡に可知鄕あり。此の氏信濃に現存す。

加持　カヂ　日御碕神社社家、中官、被官、神樂男等に此の氏多し。同社には賀地、加地、加持の三氏ともあり。

梶　カヂ　三河、越後等に此の地名あり。又加地、加治以下と通ず。

1 佐々氏木流　加地氏は、また梶氏と云ふ。天正年間、梶右京進景久あり。越後の加地氏なり。中興系圖に「梶、宇多、佐々木盛綱苗、倉田義綱舍弟六郎時基稱之」と見ゆ。

2 秀鄕流藤原姓　關宗祐の第三子祐鄕梶四郎と稱す(關系圖)。その後なりと。

3 平姓　三河の豪族にして、渥美郡梶邑より起る。寛政系譜平氏支流に收む。二葉松、當國賀茂郡に「小田村古屋敷、梶次

郎兵衞、」「國谷村古屋鋪、梶光之助」と載せたり。猶ほ次項を見よ。

4 松平氏流　三河發祥の豪族にして、家傳に「能見光親—親友—忠恒—忠澄—忠綱（外家梶を冒す）」と云へど、寛政系譜之を疑ふ。支庶五家、家紋丸に梶の葉、九曜。

梶久五郎

又岡崎本多藩の重臣に此の氏あり。

5 菅沼氏流　家傳史料梶左兵衞督墓碣銘に「梶公、姓源、諱定良、少名金平、故長島侯菅沼定芳臣菅沼權右衞門の第二子也。母梶氏。公舅梶次郎兵衞・之を養ふ、公是に於いて其の族を冒す。云々」（寛政九年諸葛蠡謹識）と。後從四位下に叙せられ二千石を領す。

6 上總の梶氏　土岐氏配下の將にして、房總治亂記に「土岐が家人梶隼人が嫡子新五郎・城を出で、野伏士數十人馳集む」と。

7 伊勢の梶氏　桑名郡に梶右近正あり、梶田條を見よ。

8 雜載　承久記卷四に「梶の小次郎、」下りて本多忠勝の家臣に梶勝高、武藏總社社家、攝津島下郡の梶氏は郡山驛の本陣にして、世々善右衞門と云ふ。又土佐吸江寺應永二年文書に「梶殿。」其の他、美濃、陸奧等に存す。

勝　カチ　スグリ條を見よ。流派族人多し。撰解文集に勝道弘見ゆ。

鍛冶　カヂ　尾張大縣神社の社家（尾張志）又丹波志、氷上郡條に「鍛冶甚大夫、子孫和田庄富田村、和田城主の鍛冶なり。鎗刀を鍛甚大夫と云ふ」と載せたり。陸奥にもあり。其の他多し。カヌチ及びカヌチベ條を見よ。

楫　カヂ　石見にあり。

梶井　カヂヰ

1 梶井宮　山城國愛宕郡梶井より起る。名勝志に「古の梶井宮の跡なり」と。初め圓融天皇・此の地に圓融院を創立し給ひ、正暦二年此の地に崩御あらせらる。後東坂本に移り、爾來各地に轉じて、最後に愛宕郡三千院に遺跡を傳ふ。梶井圓融院に、法親王が入室あらせられしは堀河天皇皇子最雲法親王に始まる。紹運錄に「天台座主、法務梶井僧綱に任ず」と見ゆ。其の後・後白河天皇皇子承仁法親王入室、紹運錄に「天台座主、梶井」とあり。又其の後、後鳥羽院第七皇子尊快法親王入室。爾來、常に法親王・入室あらせられ、天台座主たり（諸門跡譜）。これを梶井宮と申し、又梨本宮と申し奉る。慈覺大師弟子承雲の流を承け給ひしにて梨本門主と曰ふ。梨本の稱あるは大内裏舊梨本院に因む者歟（地名辭書）と云ふ。護良親王も此の院に御座せり。太平記卷八に「梶井宮は聖主の連枝、山門の座主」と。又卷九に「梶井宮の御門徒、上林房、勝行房云々」と。

雲上明覽に「梶井宮（圓融院御門跡、又梨本御門跡）。傳教大師（東漢孝獻帝の遠裔、登萬王、應神天皇の御宇、王化を慕ひて來り江州志賀の地を賜ひ、姓を三津首に改む也。登萬王苗裔百枝男）—慈覺大師—安惠和尚—承雲和尚—尊意僧正—安原和尚—尋叡和尚—明快大僧正—良眞大僧正—仁覺大僧正—仁亮權僧正—仁實權僧正—最雲法親王—最忠權僧正—公雲僧都—明雲大僧正—承仁法親王—承圓大僧正—尊快法親王—尊覺法親王—最仁法親王—澄覺法親王—最助法親王—覺雲法親王—入道叡雲親王—桓雲法親王—尊忠權僧正—承覺法親王—承鎭法親王—尊雲

法親王—尊胤法親王—承胤法親王—恒鎭法親王—覺叡法親王—明承法親王—義承准三宮—堯胤法親王—彦胤法親王—應胤法親王—最胤法親王—承快法親王—入道慈胤親王—入道盛胤親王—入道道仁親王—入道叡仁親王—入道常仁親王—承眞法親王—入道昌仁親王。

最後の昌仁法親王は伏見貞敬親王の王子守修親王にして、此の寺に入り給ひしが、明治元年復飾、同三年十二月より梨本宮となり給へり。ナシモト條を見よ。

德川時代、御領千六十四石。坊官、寺家法印、寺家宰相、山本民部卿、鳥居川宮内卿。侍、入谷西市祐、渡邊出羽介。承仕、古畑土佐法橋、飛田筑前法橋。

梶井入道

法被
御印

康正造内裡段錢引付に「内十貫文、梶井御門跡領、江州所々、段錢」と見ゆ。

2 梶井氏は能登の社家、又備前、美濃、志摩、伊勢等に存す。

加次井 カヂヰ

勝井 カチヰ

鍛治内 カヂウチ 岩代國安達郡の豪族にして鍛治屋城に住す。大内氏の族也。相生集に「下太田村、鍛治内彈正居る。大内備前が甥にて、梶内を氏としたれば、こゝに住みたるなるべし」と。仙道記に「田村清顯・鍛治内彈正を攻めたる時云々」と見ゆ。オホウチ條參照。

梶内 カヂウチ 前條氏に同じ。

梶浦 カヂウラ 淡路の豪族にして、同國蟇浦城主たりしと云ふ。（常磐草）。美濃にも此の氏あり。

梶江 カヂエ 梶江高峰あり。

梶尾 カヂヲ 秀康卿給帳に「二千石、梶尾美濃」と見ゆ。

梶岡 カヂヲカ 伯耆名和系譜に「賀茂の梶岡入道」見ゆ。關係あるか。

加治岡 カヂヲカ 越後の豪族にして、建武三年二月に越後國白河庄山浦條地頭、大見能登權守代加治岡兵衞四郎政光の軍忠狀あり。

楫ケ瀨 カヂガセ 石見に現存す。

梶川 カヂカハ 次の數流あり。

1 紀姓 尾張の豪族にして、系圖によりて流派を異にすれど、此の流最も古きか。尾張國知多郡梶村より起る。紀梶臣姓にして、武内宿禰の後なりと。梶川彌三郎高盛は此の流か。中島郡奥村に城跡あり。もと丹羽郡樂田村の人なりと云ふ。又第五項知多郡の梶川氏は此の氏なり、猶ほ第四項を參照せよ。

2 織田氏流 織田氏の庶流・前項梶川氏を繼ぎしか。梶川系圖に「傳稱、出自織田族。某（平九郎、法名宗玄）—高秀（平左衞門尉、生國尾張、織田彈正忠に從ひ、尾張奥村に於いて死す）—高盛（彌三郎）」また「高秀弟一秀（七郎右衞門尉）—秀利（與五郎）、弟分勝（平七郎）—分好（半左衞門尉）、弟勝重（平七郎）、弟重昌（庄左衞門尉）、弟重良（平七郎）」と見ゆ。寛政系譜四家を載す。家紋角折敷の中二菱、一重菊。

又一秀の弟に秀盛（五左衞門尉）あり。又尾張志に「愛知郡鳴海中島城、永祿の頃梶川平左衞門住す」と。

3 藤原姓 武田信玄の臣、魚兵衞の後なり。系圖に「某（魚兵衞、三河小河に生れ、武田信玄に仕ふ、富士大宮合戰の時に討死）—忠助（四郎次郎、駿河に生る）—忠久、弟正次（甚五兵衞尉）」と見ゆ。家紋丸に梶の葉、劔花菱。寛政系譜に見ゆ。

4 橘姓楠氏流 大饗氏より出づ。梶川系

圖に「楠五郎正高―多門正明（兵衛。住丹波）―十郎正親―七郎正頼―正治（楠彦右衛門と號す。家紋菊水、河州沒落の時、濃州池尻に住し、數年にして尾州に出で織田家に仕へ、池尻彦右衛門と號す。宿主出頭を賀し、角切折敷に菱餅をすへ進ず。正治悅喜して、則ち家紋と爲す。織田の氏族梶川平九郎信時と云ふ者、正治の勇材を聞き婿となし、家督を讓る。故に梶川と號すと云々。梶川は平氏、紋蛇目なりと云ふ。一說に曰ふ、梶川は平氏也。其の先、和泉國皇別、紀梶臣より出づ。建內宿禰の男紀角宿禰の後也。其の苗裔に至つて、尾州智多郡小川邑梶に遷り居り、梶川と爲ると云々。平九郎、後に彌平兵衛政盛と改むと云々）―正信（梶川市郎右衛門と號す。織田備後守殿に仕へ奉る。異說に曰ふ、正信は池尻市郎右衛門と云ふ、勇才、古今に傑出するにより、梶川信時婿となして一跡を讓る。正信より梶川と號す云々。正信以後は梶川、池尻共に紋角切折敷菱）―正繁（池尻彦右衛門）―正相（池尻平左衛門）―正武（水野右馬助、豐臣秀賴公に奉仕す）」と。また「正信弟正繼（梶川平左衛門、尾州犬山城主たり。織田備後守殿長臣、信長公、永祿三年五月、今川義元を迎へ擊つ時、正繼をして、尾州愛智郡南中島村の砦を守らしむ）―正厚（梶川孫左衛門、子孫越前）。正厚弟正敎（號梶川彌三郎）―正基（梶川五右衛門）、弟正俊（梶川式部、池田三左衛門殿に仕ふ）」と。次に「正繼弟正世（梶川七郎右衛門、織田信長公に奉仕、贈太政大臣家康公姪女を以つて之に妻はす。平七郎を生む。天正七年、織田信長公、伊丹城主荒木攝津守村重を攻擊する時、同國郡山（一說伊丹）にて討死。法名一果常信大居士）―梶川平七郎（公方家康公に奉仕）―梶川半左衛門（公方秀忠公に奉仕）」と。又正世の弟に正矩（五左衛門、小川城主）あり。又正繁の弟正包（一郎兵衛）の子には正作、正義等あり。

元祿淺野內匠頭が吉良義英を討たんとせし時、後より抱きとめし梶川與三左衛門は此の後なりと。

5　知多の梶川氏　第一項紀姓梶川氏也。橫根村梶川五左衛門は、水野下野守に屬し、後に成岩に居城す。又大脇城（大脇村）も此の人の居城なりと。又橫根城は「梶川五左衛門築きしが、造營半にして成岩の城に移りし故廢跡となる」など尾張志に見ゆ。

6　美濃の梶川氏　新撰志に池田勝入の家老梶川三十郎、及び梶川彌三郎を載せたり。

7　因幡の梶川氏　八東郡の豪族にして、小畑城主の長臣に梶川新兵衛あり。

8　雜載　新編武藏風土記、都筑郡條に「東方陣屋、東方村南の方にあり、梶川十次兵衛が陣屋跡なりと云ふ」と載せ、又武鑑に松平近江守用人梶川氏、銀座由緒書に「梶川彌十郎」、又伊勢、志摩。森家四士梶川與市兵衛、二百石（東作志）。

梶河　カヂカハ　前條氏に同じ。中興系圖に「梶河、平、本國尾張、紋一重菊、角折敷中に菱、織田家余流」と載せたり。

椛川　カヂカハ　攝津島下郡吹田町の人椛川孫右衛門、慶長年間正善寺を創立す。

勝川　カチカハ　カツカハ條を見よ。

加治木　カヂキ

1　大藏姓　大隅國姶良郡加治木鄉より起る。圖田帳に「帖佐郡加治木鄉、公田永用百六十二段半、郡司大藏吉平（加治木郡司吉平）妻所知」と見ゆ。鄉內加治木城（加治木、段土村）は加治木氏の古城

にして、又木城とも、古城とも云ふ。加治木氏は大藏氏より出づ。大藏良長（一に良依）に至り嗣子なし。後室肥喜山後家、宰相經平に通じて生みし子藤大夫經賴・家を嗣ぐ。經平は關白藤原賴忠の第三子にて、一條帝の寛弘三年當地に流され、春日神社を勸請すと。一說には良長に一女あり、肥未山女房と云ふ、良長その女を經平に配して家をゆづると。されど攝政家云々の事は共に信じ難し。地理纂考、加治木鄉反土村加治木城條に「建久年中、島津忠久始めて下向の時、加治木八郎親平・城主たり。親平は本大藏姓の苗裔にして、其の始は、東漢靈帝が玄孫阿智王が子、高貴王・皇朝に歸化して丹波國に住し、後に播磨國大藏谷に封ぜられ、大藏を以て氏とす。此の家數代加治木を領し、大藏良長（一に良依に作る）に至りて嗣子なし。良長卒して室を肥喜山殿と云ふ。一條天皇の寛弘三年、關白藤原賴忠公第三子宰相經平卿・故ありて加治木へ配流せられ、途に加治木へ留まり、後に良長が室を娶り、一子を生む。藤大夫經賴といふ。大藏の家を嗣ぎ、氏を加治木と改む。親平より經賴まで九代なり。加治木大和久平に至りて島津に叛く。明應四年七月、島津忠昌・加治木を攻む。久平罪を謝す、忠昌是を赦し、久平を薩摩國阿多に移して、家臣伊地知周防重貞を地頭たらしむ。重貞又反す。大永七年六月、島津忠良是を討つ。重貞其の子新左衞門重兼と共に城中に自殺す。是に因りて同年加治木を、肝付越前兼演に與ふ。兼演は蛤羅郡溝邊の領主肝付越前兼固の子なり。兼演が子彈正兼盛、其の子兼寛と云ふ。兼寛嗣なく、伊集院幸侃が第三子三郎五郎兼三を後とす。兼演より兼三迄四世相續きて加治木城主たり。兼演天文三年當城に移り、同十七年兼演反す。十八年五月、島津貴久・伊集院忠朗に命じて是を討しむ。兼演敗れ、十一月降を乞ふ。是に於て、十九年四月、再び加治木を與ふ。二十三年、蒲生範清・當城を攻む。九月貴久是を救ふ。兼盛が子兼寛が嗣子兼三に至り、文祿四年豐太閤の命に依り、兼三を薩摩國喜入に移せり。後島津義弘・朝鮮の軍功に依り、慶長四年再び舊に復す」と見ゆ。思ふに此の氏は太宰府大藏氏にて後に藤姓を冒せしなるべし。2 藤原姓　三條關白賴忠裔と云ふ。前項に云へり。3 建久九年三月十三日の大隅國註進御家人交名に「加治木郡司吉平、」又肝付系圖に「兼元・加治木彈正の家を嗣ぐ」など見ゆ。

勝木　**カチキ**

楫木　**カヂキ**

梶木　**カヂキ**

勝來　**カチク**　**カク**

梶口　**カヂグチ**　志摩、伊勢等に現存す。

勝倉　**カチクラ**　大掾傳記に吉田氏の族とす。カックラ條を見よ。

鍛冶澤　**カヂサハ**　大崎左衞門督隆義家臣に此の氏あり。

加知下　**カヂシタ**　備前に此の氏あり。

梶島　**カヂシマ**　美濃にあり。

楫宿　**カヂシユク**　**カヂヤド**　イブスキ條を見よ。薩隅の大族なり。

梶田　**カヂタ**

1 尾張の梶田氏　尾張國春日井郡篠木村に梶田氏あり、又加治田氏に作る。加治田隼人家信は福島家に仕へ、出雲守と稱す、その子七之助忠家（家信）なり。（尾張志）。父子共に關原戰に大功あり。

2　清和源氏滿季流　猿樂者善八郎安和・始め高安を稱し、後梶田とす。家紋丸に龜甲の內橘、三巴、梶葉。寬政系譜に見ゆ。

3　伊勢の梶田氏　桑名郡柚井城主なり。梶田左馬助（一に梶右近正に作る）、梶田刑部亟等あり（名勝志）。

4　其の他、宇和島伊達藩の重臣、臼杵稻葉藩の用人にあり。又備前、美濃に存す。

加治田　カヂタ　美濃加茂郡に加治田邑あり。又前條氏と關係あるべし。

梶塚　カヂヅカ

勝附　カチヅキ　下野の豪族にして關八州古戰錄に勝附玄蕃允（永祿）と云ふ人見ゆ。

梶並　カヂナミ　美作勝田郡梶並庄より起る。菅原姓なりしが、後世横山氏を嗣ぎ、藤原姓となる。ヨコヤマ條に詳述すべし。

梶野　カヂノ

1　藤原氏にして、家紋梶葉、輪違の內菱、裏錢。寬政系譜に見ゆ。

梶野平九郎

2　奈良興福寺々中、梶野行篤は明治に入り男爵を授けらる、その子を行和と云ふ。

3　武藏小金井村梶野藤右衞門と云ふ者、享保年中梶野新田を開く。又信濃にもあり。

楫野　カヂノ　石見に現存す。

梶原　カヂハラ　和名抄、相摸國鎌倉郡に梶原鄕あり、又攝津に梶原庄、其の他武藏、因幡等に此の地名あり。

1　桓武平氏鎌倉氏流　相摸國鎌倉郡梶原より起る。新撰相摸風土記に「梶原村云々、里老いはく、平三景時が舊地なりと。此にも權五郎宮あり、長谷にある御靈宮の本なりと。權五郎景政、昔此の邊に居住したる故、此の宮を建たるならん。其の族裔景時も此の地に住し、梶原氏と號す」と。

此の氏の出自については、尊卑分脈に「鎌倉權五郎景正―權八郎景經―景長―景時（梶原平三）―景季（源太）、其の弟景高（平次）」等と見え、又三浦系圖には「鎌倉權大夫景通―（梶原）太郎景久―太郎景長―同五郎景清―平三景時」と載せ、又千葉系圖にも「忠通―景通（梶原元祖、鎌倉權大夫）」と見ゆ。諸家系圖纂は、分脈に同じ。今景時一族の系を擧ぐれば次の如し。

景清
- 景時（平三）
  - 景季（源太、左衞門尉）
  - 景高（平次、左衞門尉）
  - 景茂（三郎、兵衞尉）―景俊（上野介）
    - 景綱（太郎左衞門尉）―景信（上野介）
    - 景氏（三郎左衞門尉）―基景（掃部左衞門尉）
    - 景賢（太郎左衞門）
  - 景國（六郎）
  - 景宗（七郎）
  - 景則（八郎）
  - 景連（九郎）
  - 友景（刑部丞）―景貞（刑部左衞門尉）

景時の七郎は景致ともあり、又景季の子を景佐と云ひ、又景高の後は「景信―景家―景重―景春―景久」なりと。

景時・賴朝の寵を得て、一族幕府に勢力を振ひしも、賴朝の薨去後、退けられて、駿河に戰死す。玉海、正治二年正月二十九日條に「景時、景茂、駿河高橋邊に於いて自害、景季、景高等・討伐せらる云々」と。又東鑑正治二年正月廿日條に「亥刻、景時父子、駿河國清見關に至る。而して其の近隣の甲乙人等、射的の爲に群集し、退散の期に及び、景時と途中に相逢ふ。彼の輩之を怪しみ、箭を射懸く。仍りて廬原小次郎、工藤八、三澤小次郎、

飯田五郎、之を追ふ。景時・狐崎に返合はせ、相戰ふの處、飯田次郎等に二人を討取られ畢る。又吉香小次郎、澁河次郎、船越三郎、矢部小次郎、盧原に馳せ加はる。吉香・梶原三郎兵衞尉景茂(年卅四)、に相逢ふ。互に名謁し攻戰せしむ。共に以つて討死す。其の後六郎景國、七郎景宗、八郎景則、九郎景連等、轡を並べ、鏃を調ふるの間、挑戰勝負を決し難し。然して漸く當國の御家人等競ひ集り、遂に彼の兄弟四人を誅す。又景時並に嫡子源太左衞門尉景季(年卅九)、同弟平次左衞門尉景高(年卅六)、後山に引き相戰ふ。而して景時、景高、景則等、死骸を貽すと雖、其の首を獲ず云々」と。又廿一日、「戊申、巳刻、山中に於て景時、並に子息二人の首を捜出す。凡そ伴類三十六人、懸頸を路次に懸く云々」と。

其の他、卷一、二、三、四、七、八、九、十一、十二、十三、十四、十五、十六(死)に梶原平三景時、二、三、五、八、九、十、十二、十三、十五、十六(死)梶原源太景季、三、八、九、十、十一、十三、十五、十六(死)に梶原平次景高、五、六、九、十一、十二、十五、二十一に梶原刑部丞朝景、六、九、十二、十三、十五、十六(死)に梶原三郎景茂、六、八、九、十一に梶原兵衞尉定景、十六(死)に梶原九郎、十六(死)に梶原六郎、梶原八郎、十九に梶原兵衞大郎家茂 (景時の孫にして、承元三年五月、土屋宗遠に殺さる。)二十一に梶原三郎景盛、二十一に梶原六郎朝景、二十一に梶原次郎景衡、二十一に梶原七郎景氏、二十一に梶原刑部、同大郎、同小次郎、四十に梶原大郎、二十五に梶原平左衞門太郎、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十八、三十九、四十、四十二、四十三、四十四、四十五に梶原右衞門尉景後、三十五、四十に梶原左衞門尉、三十六、三十七に梶原左衞門太郎景綱、三十六、四十一、四十五に梶原左衞門三郎景氏、四十二、四十四に梶原右衞門太郎景綱、四十四、四十六、四十八、五十一に梶原上野太郎景綱、四十六に梶原左衞門太郎景基、四十七、四十八、五十一に梶原上野三郎景氏、四十九に梶原上野前司、五十一に梶原太郎左衞門尉景綱、五十一に梶原五郎景方、また梶原三郎等見え、又景時、景季等に關する話は平家物語、源平盛衰記の類に頗る多く、一々枚擧に遑なく、又曾我物語に梶原三郎景久見え、又翁草、鎌倉時代武士の所領として「七千町、相州の內、梶原源太景季」と擧ぐるも詳かならず。

下つて太平記卷廿四に外樣大名衆に「梶原河內守、」卷廿七に「梶原河內守、」卷廿九に「梶原孫六、同彈正忠二人は、追手の勢の中に有りて、心ならず御方に引き立られ、六七町落たりけるが、後代の名をや耻たりけん。只二騎引返して、大勢の中へ懸入る。暫が程は二人一所にて戰けるが、後には別々に成て、只命を限りとぞ戰ける。孫六は敵三騎切て落して、裏へつと懸拔たる。續く御方もなく、又見とがむる敵も無かりければ紛れて助からんと思ひて、笠符を取て袖の下に收め、西宮へ打通て、夜に入ければ、小船に乘て將軍の陣へぞ參りける。彈正忠は偏に敵に紛れもせず、懸入ては戰ひ〳〵、七八度まで馬煙を立てゝ戰けるが、藤田小次郎と猪俣彈正左衞門と二騎に取て籠められ討れにけり。後にあはれ剛者や、誰と云ふ者やらん、名字知らばやとて、是を見るに、梅の花を一枝折りて箙の上に

著たり。さては元暦の古・一ノ谷の合戦に二度の懸して、名を揚げし梶原平三景時が其の末にてぞ有らんと、名のらで名をぞ知られける」と載せたり。

又諸州文書、正平七年二月のものに「美作左衛門大夫家泰、早く領知すべし、相摸國愛甲郡内船子郷梶原五郎左衛門尉跡云々」と。又鎌倉大草紙に「康暦二年五月云々、梶原美作守道景。御使として、康暦三年上洛」と。以下多し。下りて、相州兵亂記に「三浦に有合ふ小田原衆、海賊梶原備前守を初めとして云々」と。又長倉追罸記に「梶原云々」、北條五代記に「氏直家臣梶原肥前守、子息兵部大夫をかしらとし」と。猶ほ以下の各項を見よ。

梶原氏の紋は源平盛衰記、義經院參の條に、「大文字三つ書きたる直垂に、黒絲威の鎧は同國の住人梶原平三景時、子息景季生年二十三と名のる」と(沼田氏)。見聞諸家紋に

細川勝元被官
紀氏
安富又三郎元家
橋氏、矢野、
平氏梶原

佐々木本

又一本に梶原平三景時男景季の紋は矢筈なりと云ふ。上野國志に梶原の紋は梶の葉なりと。

2 武藏の梶原氏　新編風土記、豐島郡條に「梶原、堀之内村、今按ずるに鎌倉大草紙に康暦の比梶原美濃守道景といふ人あり。此の孫美濃守政景は太田美濃守資正入道三樂が子にて、梶原氏を繼ぎ、天文の頃豐島郡に居住の由見ゆれば、若くは政景などの塚なるにや」と。政景の事は第七項を見よ。

又荏原郡馬込邑に梶原屋敷跡あり。同書に「相傳ふ、北條家分國の頃、領主梶原三河守住せしと。三河守のことは世系速迹共に失して考ふべからず。萬福寺境内にたてる碑陰に、梶原三河守影時、同助五郎影松とあり。是によれば三河守の子を助五郎といひしなり。小田原分限帳に當村の地頭梶原助五郎とあり。分限帳は永祿二年の改定なれば、助五郎と記せしは三河守が初の名なるか、もし然らば、かれ三河守と改めて、後其の子、又父が初の名をつぎて助五郎と稱せしならん。傳ふる所、天正の末の文書に、梶原三河守朝景とあり、これ分限帳にいへる助五郎が後の名にして、萬福寺境内に立てる景時の墓といふものは、此の人の墓なるべし。されば其の子にも、又助五郎といひし人ありて、其の人の碑も萬福寺に立てしか。かくいへど、其の年歷をはかるに猶ほ考の穩ならざるに似たれど、しばらく記して後の考をまつ」と載せ、又同村高山氏「先祖某は鎌倉公方家の頃も當所に住みて、こゝより鎌倉へ大番を勤めしと云ふ。其の頃帶せしと云ふ刀一腰を藏す。天正の頃、先祖梶原三河守といひしが、時の地頭梶原三河守に仕へし時、梶原・己が氏と同きにより、姓名を改め高山彌七郎景重と名のらせ、又家紋をも與へりとぞ」と見えたり。小田原分限帳に梶原日向守をも載せたり。

3 上野の梶原氏　太平記卷三、關東勢に「梶原上野太郎左衛門尉」と。當國の人か。又翁草、鎌倉時代武家の所領として、「一萬町、上野の内、梶原平三景時三千町、野州の内、梶原平次景高」と見ゆれど徵證なし。又後世群馬郡に梶原氏あり。上野國志、植野惣社町古城條に「加地山城と云ふ。梶原氏紋梶の葉なり。永祿の比、長尾玄忠居城、長尾は梶原氏也」と見ゆ。

4 下野の梶原氏　宇都宮系譜に「梶原一家滅亡の後、源太景季の男駒菊丸十一歳にして、當家に來り家臣となり、梶原平太夫景氏と云ふ」と見ゆ。下りて永正の東路の津登に「むかしの舟橋云々。其の里近く梶原五郎景政の館あり。是も同じく打出でゝ、歸路に、彼の宿所にて朝飯の有りし、丁寧の事どもにて、日たけてこそ歸り侍りしか。又越前守亭にして連歌あり。山松や秋の林のふかみどり」云々と。

5 下總小金本土寺過去帳に「梶原五良右衛門氏景」を載せたり。

6 常陸の梶原氏　弘和元年、梶原貞景「常州鳥栖村の地を籍沒の地と稱し、鎌倉に請うて其の地頭たらんとす、」と。又小田天庵記に「柿岡城主梶原美濃守景國あり」小田幕下にて、多賀谷記に打死の事見ゆ。又東源軍鑑に「天庵の旗下梶原美濃守景國云々」と。

7 清和源氏太田氏流　第二項參照。太田三樂資正の季子政景・梶原氏を繼ぎ、梶原源太と稱す。後美濃守と云ふ。武州岩槻を沒落し、常陸片野に至り、佐竹義重の客將となる。天正六年、政景・木田餘城を陷れ、小田氏治を走らす。慶長元年、佐竹義宣・窪田城に政景を置き、多珂、菊多、岩崎三郡の將士を統べしむ。政景・乃ち其の老臣を車、龍子の二城に置き、多珂郡を守らしむ。慶長六年、佐竹氏の移封により廢す（國志補、植田龍昌寺記、寛延手綱記、延壽護法錄）。（高麗古文書に梶原源太政景より高麗豐後守に宛てたるものあり。）

8 陸前の梶原氏　陸前本吉郡歌津邑に梶原館たり。

9 甲斐の梶原氏　都留、八代にあり。大双紙に「梶原が末子源吾景則も、後に加藤に便り、本州に來る、」とあり、本州梶原氏の祖か（甲斐國志）と。郡內梶原氏名族として聞ゆ。また一宮村坪井に梶原氏あり。梶原の末子源吾景則の後と云ふ。永祿天正の交、梶原源右衛門と云ふものあり、本村に住す、其の子孫後迄、浪人として續く。

10 尾張の梶原氏　春日井郡羽黑村の名族也。羽黑城（羽黑村）は此の氏の居城にして、尾張志に「城主梶原源左衛門、織田家に仕ふ。其の子松千代、中將信忠につかへ忠節あり。其の後廢城となる云々」と。源左衛門、その子松千代、家の子梶原又右衛門、皆織田氏に忠を盡せり。

11 美濃の梶原氏　新撰志、本巣郡山口村條に「美濃守護、梶原平三平景時・美濃守護の時玆に住みしと云ひ傳ふ、」と。又梶原平九郎等を載せたり。

12 因幡の梶原氏　因幡志、法美郡清水村條に「梶原城、永祿の比まで梶原氏の武士在城」と載せたり。

13 播磨の梶原氏　加古郡高砂城は天正の頃、別所氏の臣梶原平三居りて海上運漕の事を掌る。家傳史料、梶原冬庵傳に「冬庵公の義は神谷民部公の城にて、天正六年七月十六日、御討死成さる云々、重右衛門入道、名乘景次（冬庵）。次郎兵衛入道宗悅、名乘景俊。重右衛門良證（景祥）、重右衛門良有（景利）、姬路大鹽、梶原藤九郎景次。覃按ずるに常州柿岡の梶原景國の族か」と。恐らく非か。

14 備前の梶原氏　太平記卷二十二に「備前の兒島へ送り奉る。此には佐々木薩摩守信胤、梶原三郎、去年より宮方に成りて、島の內には交る人もなし」と。此の氏當國に現存す。

15 美作の梶原氏　眞島郡草加部に梶原屋

數と云ふあり。元暦元年、梶原景時。本州の守護たり、其の時居りし地なるにや（作陽志、美作略史、地名辭書）と。

16 和泉の梶原氏　淡輪邑に、梶原一黨あり、海賊衆の一なりしと云ふ。熊野遊記に「天正年中・此の海賊の紀州日高郡を侵したる」話を載せたり。

17 紀伊の梶原氏　續風土記在田郡名島村舊家梶原熊野之助條に「梶原吉左衞門、後備前守其の祖なり。廣村の鄕士となり、南龍公の時地士となる。寶永の比、居を當村に移し、代々居住す」と。又同郡廣村舊家梶原源兵衞條に「名島村の別家なり」と。

又海部郡濱中莊大崎浦梶原城跡條に「村の西山上佐田にあり。梶原の事跡詳ならず。按ずるに、在田郡名島村に梶原姓の舊家あり。莊中橋本村地士橋爪氏の藏むる畠山氏の古文書に『貴志、宮埼、梶原、自然別儀を存するに於いては踈略なく、相支ふべき事云々』の文あり。是れ則ち在田郡の梶原氏のことゝ聞ゆれば、當城は梶原氏の出張なるべし。封初の頃、村中に梶原侍とて、兩人ありしといふ。是れ又梶原氏の旗下のものなりしならん」と。

又加太莊條に「又梶原氏あり今は絕たり」と見ゆ。

明德記下卷に「海賊梶原八郎左衞門云々」とあるも當國の人か。

18 淡路の梶原氏　三原郡沼島の豪族にして、加集山古記に「梶原平次郎、」阿萬八幡宮經函銘に「永享八年丙辰卯月、奉寄捨阿萬本庄八幡宮、沼島住人梶原越前守平俊景」と載せ、又同社棟札に天文中「梶原景時、」天正中「梶原季景」等見ゆ。もと細川氏に仕へ、永正以來三好氏に黨せしも、天正九年京勢の爲に亡ぶと云ふ。

19 讃岐の梶原氏　當國梶原氏家譜に「文矢筈旌赤色。忠賴（從五位下、任陸奧介、村岡二郎）―忠道（忠光三男）―景道（鎌倉權太夫）―景久（梶原太郎、相州鎌倉深澤谷梶原邑に遷り居る。故に梶原氏と稱する如し。右碑今に在り。弟に鎌倉四郎太夫景宗、鎌倉權五郎景政）。次に景久の子「景次―

―景秀┬景義―景長┬景時（三河守、上野介）―
　　　│　　　　　└友景―景貞（號役野五郎）
　　　├景俊（梶原太郎）
　　　└景親

―景義―明義―胤明┬景綱―景氏
―景行　　　　　　└行景┬景賴
　　　　　　　　　　　　└景秀
└景茂―景俊（五郎左衞門尉）」
―景綱┬景信　┌景行―景基―景宗―景衡―
　　　└景安┴景深―景尹
―景氏（上阪七郎）
└景慶（相州討死、太左衞門尉、入道宗念。弟景繇も相州討死。平治左衞門尉）―景保（景慶の子）―忠景―知景―景康―景周―景望―景澄―景明―時景―景武―景綱―景茂―景隆（初名景英、中ごろ景秀、童名才能丸、號梶原平三兵衞尉、高砂城主、天正七年乙卯十二月三十日夜、豐臣秀吉公の爲に落城、而して阿州武島に退居す。後讃州大內郡引田邑に移る。慶長元年正月十七日卒、則ち同國三木郡平木村如德寺に葬る、法名日淸大居士、三木家記に云ふ、景秀全領六千貫、天正元年正月六日討死）―景治―景信―景利―景明―景春―景定―景勝―景光―景則―景賴（明和三年死亡）」（古川達次氏）と。

20 薩隅の梶原氏　薩摩諏訪大明神の記錄に「丁亥年三番、梶原源次郎、東別府」

と。又谷山郡谷山郷字宿村の妙見神社、「世々梶原氏代宮司たり」(纂考)。

21 雜載 砂石集に「梶原の三郎兵衛尉・葛蒲前を右大將家より賜ふ」と。下りて徳川時代、會津松平藩重臣、堀尾山城守給帳に「二百石梶原」、松尾社旅所社家、大村藩等にあり。

勝原 カチハラ カツハラ條を見よ。

揖斐 カチヒ イヒ條を見よ。堀尾山城守給帳に「三千石、揖斐伴定」見ゆ。

梶藤 カチフヂ 備前にあり。又堀尾山城守給帳に「貳百石、揖藤數馬」と云ふ人見ゆ。

鍜治戸 カヂベ カヌチベ條を見よ。

梶間 カヂマ

梶村 カヂムラ

1 土佐、美作の梶村氏 世々土佐に在り戰國の際戰敗して、美作久米郡中須賀に來り、慶長年間津山に移る。松平侯の領となるや、累代札元役となる、當主平五郎氏なりと。

2 其の他、堀尾山城守給帳に「二百五十石、梶村彦兵衛、二百五十石、梶村彌衛八」と。又田中家臣知行割帳に「三百石、梶村六郎左衛門」を載せたり。

鍜治本 カヂモト 丹波にありと。

梶本 カヂモト 美作吉野郡石井庄海内村庄屋に梶本氏あり(東作志)。

梶谷 カヂヤ、梶屋、鍜治屋と通じ用ひらる。

1 伊豫の梶谷氏 當國の豪族にして、喜多郡梶屋より起る。平地の豪族也。梶谷伊豆と云ふ人著はる。愛媛面影に「梶谷伊豆は萩森城攝津氏の老臣にして、平地の夷嶽高森城に據る」と見ゆ。土佐の一條兼定・この城主の女と通ず、南路志に「兼定・鍜治屋の女に契れる」事を載せたり、一條條を見よ。

2 有地氏流 備後甲山町大字小世良梶谷氏(家號鍜治屋と稱したるより梶谷氏となれり)、現戸主史郎、家祖は有地重右衛門にして、今十七代なり、家紋は丸に抱茗荷なり。有地と稱したるは記録及び口碑なし、家に祖先傳來の甲冑、野太刀、鎗を存せり。一見するに戰國時代のものと見ゆ。此の時代に有地(本縣隣郡芦田郡有地村に有地と云へるものあり、現に有地品之允は此裔なり)氏のもの、當地に移りたるにはあらざるか。有地氏は宮氏の支流にして、宮氏は品地國造の末裔なり、(中戸氏)、と云ふ。

3 豐前にも此の氏あり。

梶屋 カヂヤ 安西軍策に梶屋藤兵衛と云ふ人見ゆ。又石見、備前に此の氏あり。梶谷氏と通ずべし。

鍜治屋 カヂヤ 安西軍策に、鍜治屋市允(吉川方)見ゆ。

椛谷 カヂヤ

梶山 カヂヤマ 常陸、備後、日向等に此の地名あり。此等より起る。

1 桓武平氏大掾氏流 常陸國鹿島郡梶山邑より起る。常陸大掾系圖に「鹿島三郎政幹—中居四郎時幹—時家(梶山次郎)」と見え、新編國志に「梶山・鹿島郡梶山村より起る。中居時幹二子時家、梶山次郎と稱す(系圖)。應永三年・幹繼あり、掃部介と稱す(鹿島文書)。廿四年、禪秀に黨し、地除かる(烟田文書)。應永三年、神宮寺言上目安の狀に『當大神宮は、本朝守護の靈社、異國征伐の尊神也。每年三ヶ度の御祭禮、天長地久、並に公家、關東、御祈禱の條、專ら安丸名三ヶ所の勤役となす矣。然と雖、彼所に於いては、和田權祝家貞、重代相傳の所帶たるにより、曾つて他の妨無きの處、當村地頭梶山掃部助幹繼、雅意に任せ、田畠(三十

二町）を押領せしむるの條、謀計の企あり。此れ神事退轉の科、御祈禱闕如の至云々」と見ゆ。

2 上野の梶山氏　高崎志に「和田宿（赤坂宿）をば後世本町といふ。町の長梶山氏に、元龜元年武田氏の土屋某の奉書以下、天正慶長の古證文數通を傳へたり」と。

3 雜載　德川時代、新田松浦藩用人に此の氏あり。又美作皆木家の臣に梶山氏、又日向諸縣郡に梶山城あり。

梶呂 カヂロ　秀鄉流藤原姓佐藤氏の族にして、岩佐氏より出づと云ふ。田原族譜に「嵓佐左門太郞祐重―李藏祐茂―直信（梶呂八郞二、尾州熱田住）―直元（梶呂善作郞）―直清（梶呂市藏）」と見ゆ。スグロ條參照。

勝 カツ　カチ　スグリ　上代の勝氏についてはスグリ、及びマサ條を見よ。勝氏中には其の後裔と思はるゝ者尠からず。

1 上代の勝氏　諸國に數流あり。スグリ條を見よ。勝姓、又は勝部の後裔なり。

2 カバネとしての勝　スグリ條を見よ。

3 藤原姓本多氏流　本國三河。家譜に「師輔の後裔本多右馬允助定の末孫なり」と云へど、勝（スグリ）氏の後なるべし。寛永系圖・此の氏をスヾロと訓ず。スヾロはスグリの訛なり。「六郞左衞門重信―安右衞門重久―五左衞門重昌―重定―忠宗―忠重―重晴―忠昌（淸次郞、三右衞門、與八郞、實は町田氏の男、母は鈴木氏の女）―斧三郞忠次」と。家紋細輪に抱蘘荷、獅子頭。

4 武藏の勝氏　新編風土記　入間郡條に「勝氏、塚越村住吉社神主也。吉田家の配下にて、貞和年中より神職を勤めりと口碑に傳ふるのみ。但し慶長年中の舊記を藏せり。其の記に『式部少輔重胤、主□□胤次、主水正盛晶、因幡守重直、因幡守盛直、主水正盛陽、筑後守正盛、土佐守齊盛、筑後守正直、筑後守正吉、筑後守吉直、伊勢守吉次』とあり。是れ其の家歷代の姓名にして、慶長十八年記す所なり。されど唯其の姓名を記せしのみにて卒年等を載せず。其の內、因幡守重直は當社に藏する永享の棟札に記せる人なり。されば舊き神主なること論なし。想ふに當國七黨の內、野與黨に須黒を稱する者あり、是れ雅樂が祖先なるも知るべからず。家に公より賜はりし物とて所藏の品あり」と見ゆ。又スグリ氏なり。

5 物部氏流　近江發祥の氏にして、家傳に「先祖坂田郡勝村より出づ」と。蓋し近江勝（スグリ）首の後ならんか。されど物部氏後裔と稱す。天正の頃・勝時直と云ふ人あり。家紋丸に劍花菱、番矢、可文字。

6 平姓　北條氏康家臣勝出雲守政元（正元）より出づ。其の子「梅若、弟次郞兵衞政成（正就）―政重―正勝―正甫―正慶」なりと。家紋丸に釘拔、裏蔦、第四項と同族なるべし。スグロ也。

7 淸和源氏武田氏流　上總國望陀郡（今君津郡）勝庄（加津庄）より起りしなるべし。武田信長の裔、眞里谷武定の子眞勝、勝左近將監と云ふ。後里見氏に仕ふ。西原に勝眞勝の墓あり。眞勝、久留里城に居り、遠江守と稱す。兵法を以つて聞ゆ。

8 雜載　源平盛衰記に、勝大八郞行平あり。下りて德川時代、彥根井伊藩用人、攝津西成郡野里村の名族也。又幕末、幕臣に勝麟太郞あり、後勝安房守と稱し、海舟と號す。維新以來の功を以つて伯爵を授けらる。子を勝精と云ふ。男谷條を參照せよ。

鹿津 カツ　和名抄、上總國望陀郡に鹿津

郷あり、加津と註し、高山寺本、加豆と註す

賀都　カヅ　和名抄、但馬國朝來郡に賀都郷あり、加豆と註す。

葛　カツ　クズ條を見よ。

賀津　ガツ　撰解文集に賀津濱見ゆ。

勝井　カツヰ　大和國大和神社の舊神職に勝井祠官あり。其の系圖に藤姓にして、藤原廣治より出づとあり。

葛井　カツヰ　クズヰ　フヂヰ條を見よ。

上家　カヅイヘ　和名抄、越前國大野郡に上家郷を載せたれど、高山寺本には足羽郡とす、その方よしと也。加豆以倍と註す。

勝浦　カツウラ　カツラ　和名抄阿波國勝浦郡に桂と註す。郡内に中世以後勝浦庄あり。其の他、上總、羽前、紀伊等に此の地名あり。此の氏は勝占忌部の後裔か。カツラ及びカツラベ條參照。

備前に此の氏あり。

勝占忌部　カツウラノイムベ　上總國にあり。阿波國勝浦より渡りたる忌部なりと云ふ。夷灊郡勝浦に遠見岬神社あり。社記に據るに、「天富命を祀り、天日鷲命の裔なる勝浦忌部須志なるもの之を祀り、子孫相續すと」なり。加豆良倍條參照。

勝尾　カツヲ　大和平群郡の豪族にして、萩原氏配下の將也。郷士記に勝尾小才治見ゆ。又加賀藩給帳に「千百石（片喰の下一文字）人持、勝尾左近」あり。

葛尾　カツヲ　クズヲ條を見よ。

勝岡　カツヲカ

1 丹波の勝岡氏　丹波志、氷上郡の條に「勝岡氏、上瀧。（山畦株とも云ふ。今若林氏）。往古用明天皇の古事を引き、天皇より下し賜ふ勝岡の文字なりと云ふ。今は近世恐て若林と改むると也」と見ゆ。

2 信濃にも此の氏あり、又日向に勝岡城あり。

葛岡　カツヲカ　クヅヲカ

葛賀　カツガ　中興系圖平姓に收む。クズガ條を見よ。

勝賀瀬　カツガセ　土佐國吾川郡勝賀瀬邑より起る。同郡天石門別安國玉主天神社棟札に「天野岩戸分安國玉之神社、天文九年庚子霜月八日、勝賀瀬越後造立之」と見ゆ。

勝賀野　カツガノ

勝川　カツカハ　和名抄上總國周淮郡に勝川郷あり。赤穗森藩の用人に此の氏あり。又宮川春水（長春男、後勝川氏）の門人春章・始め勝宮川、後宮川氏と云ふ。浮世繪の一派を創む。其の門に春英、春好、春常、春旭、春紅、春林、春鴫、春泉、春艷、春朗（葛飾北齋）あり。又春英の門に春亭、春玉、春紅（二代）、春陽、春琳、春亭の門に春扇、その門春德、春洞、春雪、春山、春紅の門に春和、春久あり。勝川派と云ふ。

香月　カツキ　勝木ともあり、九州の名族也。

1 山鹿氏流　筑前國鞍手郡（遠賀郡）香月庄より起る。又勝木に作る。壽永の役、安德天皇・此の地方に幸せられし頃、香月畑の城主に香月莊司秀則あり、山鹿秀遠の叔父にして、平家に屬し、幼帝を守護し奉れり。既にして三河守範賴來り、平家の餘黨を退治せしむるや、遠賀郡上津役の原にて、嘉麻、香月の兵を破る。よりて香月氏畑の城に引籠り、嘉麻氏はおのが居城三穗の城に迯入る。此の時・範賴は、鹿野の北の小山に陣取りけるとぞ、範賴の本陣なりしにや、其所を本城と云ふ。黑崎の西也。香月關東勢と合戰せし處を陣の原と云ふ。本城の南にあり。秀則の子香月七郎則宗は、元暦年中、梶原景時に從つて關東に奉公す。子孫元弘の亂に、小貳大友に屬し、或時はまた菊地に從ふ。征西將軍宮下向し玉ひけると

き、武藏國の住人勅使河原某・御供して下りけるが、此の時則道に女子のみありて未だ男子なかりければ、勅使河原が子を養ひて聟とす。則ち香月五三郎則村と號し、征西將軍宮に仕へける。後に市之瀨山の城を築きて居城とす。しかるに則道・其の後、男子を生みて三郎右衞門則次と名付く、卽ち則村が妻の弟なり。則次は畑の城にありて則村と不和にして、市瀨と畑と屢々戰ひけり。然れども畑は弱く、市瀨は强し、依りて家人多くは市瀨に從ひければ、畑の城こらへかねて、則次は大内義弘を賴み、周防の國に行きける。是に依りて香月畑の城斷絕せり。市瀨の城は則村が子義則・麻生氏が聟となりて、後に麻生を姓とす。市の瀨麻生と云ふは此の義則が末なり。次に三郎右衞門則次が五代の孫を香月七郎太夫興則と云ふ。其の前三代は大内の家臣にて、山口にありしとかや。文明十三年六月、大内義興・香月興則を遣はし、又も畑の城を新築し、再び香月の家を興しける。此の人・香月中興の祖にて、興則が子則秀、其の子則貞・代々畑の城に居れり。其の子孫相續きて香月の庄にありしが、天正十五年に此國を小早川隆景に賜はりしかば、其の所領を失ひて民間に下る(續風土記)とぞ。

香月七郎則宗は東鑑・勝木に作る。同書卷十七に見え、又二十七、寬喜二年二月八日條に「勝木七郎則宗に本領筑前國勝木庄を返し賜ふ也。此の所は中野太郎助能・承久勳功の賞となして拜領せしむと雖、子息兒童を賞せらるゝによりて則宗に給ひ畢る云々」と。下りて室町時代・文明十五年、香月七郎太夫興則・香月庄吉祥寺を再興し、同十六年勝福寺を中興す。又原田家臣に香月九郎右衞門あり。朝鮮征伐に從ふ。會津原田文書に見えたり。

2　豐前の香月氏　筑前より移りしならん田川地方の豪族にして、應永正長の頃、勝木秀俊あり。又天文永祿の頃には香月輔吉あり。

勝木　**カツキ**　筑前、越後等に此の地名あり。

1　山鹿氏流　前條に云へり。

2　豐前の勝木氏　同上

3　其の他、加賀藩給帳に「百石(丸内抱鷹羽)勝木大四郎」を載せ、又南部藩の重臣に此の氏あり。

勝木澤　カツキザハ　會津の名族にして、新編風土記、河沼郡靑木村條に「良法院、遠祖、三浦義房と云ふ者、元弘建武の頃の人にて、其の子孫元盛と云ふ者修驗となり、常見院と稱し、葦名直盛に從ひ、此の國に來り、會津郡馬渡村に住し、後此の地に移り、文盛と云ふもの時、良法院と改めしと云ふ。現住は元盛より十八世の孫なりとぞ。館迹、天正の頃、良法院が先祖勝木澤常見院住せし所と云ふ」と載せたり。

勝倉　**カツクラ**　常陸國那珂郡勝倉邑より起る。地理志料に「吉田社、仁平元年の廳宣に吉田郡倉員と。恐らくは員倉の倒置、今の勝倉、卽ち是れなり。大掾傳記に吉田の族・勝倉、市毛、堀口の諸氏を載せたり、皆此處に貫す」と見ゆ。又大掾系圖に「吉田太郎廣幹—俊幹(勝倉四郞)」と載せたり。代々勝倉館に據る。大掾朝幹が弟次郎と爭ふや、勝倉氏は次郎に黨す。

員倉　**カツクラ**　**カズクラ**　前條の氏に同じ。

勝郭　**カツクワク**　正訓不明。

上總　**カヅサ**　**カミツフサ**　上總國は和名抄に加三豆不佐と註す。古く總國と云ひし

を上下の兩國に分ちしによる。後世專らカヅサと呼ぶ。又和名抄、武藏國高麗郡に上總鄕あり、加無豆布佐と註す。大日本史に「按ずるに靈龜中、高麗人・上總國より移る者、田盧を此に受く、因つて名づく」と。又高山寺本、陸奧國膽澤郡に上總鄕あり（流布本には上恙）。此の氏は此等の地名を負ひたる者、及び父祖の受領を稱號としたるなり。

1　**上總國長**　安倍氏の族膳臣なり。高橋氏文に「六雁命云々、上總國の長とも、淡國の長とも定めて云々」と見ゆ。カシハ、カシハベ條を見よ。

2　**上總宿禰**　海上國造族檜前舍人氏の後也。神護景雲元年九月紀に「上總國海上郡人外從五位下檜前舍人直建麻呂、姓を上總宿禰と賜ふ」と見えたり。ウナカミ、ヒノクマノトネリ條を見よ。

3　**上總宿禰裔の上總氏**　外記日記、大間書等に見ゆ、堀河朝の人なり。

4　**桓武平氏**　千葉氏と同族にして、上總國名を負ひしなり。保元物語、官軍勢汰の條に「上總には介八郎、下總には千葉介常胤、」また平治物語に「上總には介八郎弘常、」また「上總介八郎」とある介氏は、即ち此の氏にして、當國の介となり、子孫在廳せしにより、此の稱號を氏とするに至りしものとす。

此の氏の事は、分脈に「村岡五郎良文—同次郎忠賴—忠桓（恒欺、一に常。武藏押領使、上總介、從五下）—

- 桓將（號千葉介）
  - 常永（同太郎、從五下）
    - 桓直（波生二郎）
    - 常兼（下總介、太郎）—常重（同）
  - 常時（上總介）—常澄（上總介）
    - 廣常—能常
- 桓親—桓仲
- 桓遠

と載せ、廣常に「右大將賴朝卿の爲に誅せられ了る、上總介、號介八郎」と註し、又千葉上總系圖に「村岡次郎忠賴—忠常（前上總介、小次郎、號千葉）—常將（千葉介）—千葉次郎大夫常兼—常家（上總坂太郎）—常明（同介）—常澄（同介）—廣常（上總權介、八郎）—良常（同小權介）—定常（同介）—秀胤（三浦泰村と自害）—時秀（式部大夫、父同）、弟政秀（修理亮、父同）弟泰秀（左衞門尉）、弟景秀（六郎、父同）」と載せ、千葉系圖に「常家。上總介」と見え、常澄を常隆とし、而して秀胤の系は「千葉介常胤—新介胤正—上總介常秀—秀胤」とす。又景秀の後は「秀胤—景秀—常秀—常爲—義常—義永—義胤—滿胤—滿良、」なりと。

廣常は保元平治の上總介八郎にして、東鑑治承四年八月廿四日條に「此の間、上總權介廣常、弟金田小太郎賴次、七十餘騎を率ゐて義澄に加はる」と。猶ほ二卷、九卷等に見ゆ。この人・賴朝に殺さる、千葉系圖に「梶原景時・屢々廣常を譖す。賴朝之を信じ、景時に命じて之を殺す。壽永二年十二月廿二日に廣常・景時と雙六す。景時・不意に乘じて、劍を拔き、急に擊ちて廣常の首を斷つ」と。又其の子小權介良常「同日鎌倉に殺さる」と。其の後千葉氏より遺跡を襲ひて、又上總介と云ふ、千葉系圖に「胤正—常秀（上總介、左兵衞尉）—秀胤（上總介、堺右兵衞次郎、寶治元年六月五日、三浦泰村・誅せらる。秀胤の妻は泰村の女弟也。故を以つて北條時賴・大須賀左衞門尉胤氏、東中務入道素暹等に命じて之を討す。七日、胤氏、素暹等、秀胤を上總一宮大柳館に襲ふ。秀胤預め炭薪を館外の四面に積み、敵兵來襲に及びて、之に燒火を縱つ、焰威甚だ熾、近くべからず。秀胤兵

士をして矢を發せしめ、自ら其の四子と室に入り、經を讀みて後に自殺す」と。その弟に時常あり。東鑑、寶治元年六月七日條に「下總次郎時常は秀胤の舍弟なり。亡父下總前司常秀の遺領、埴生庄を相傳するの處、秀胤の爲に押領せらるゝの間、年來鬱陶を含むと雖、斯の時に至つて死骸を一席に並ぶ。勇士の美談とする所也」」と。上總國志に「大谷木村（本大柳に作る）に安養寺あり。上總介廣常の香火院なり。山上に館址有り、東鑑に曰く、寶治元年、上總介秀胤を上總國大柳館に誅すと。蓋し秀胤は千葉氏の族なり。是の歲、其の弟某をして、亡父下總前司常秀の遺領埴生莊を管せしむ。此れにより其の千葉氏たるを證すべきなり」」と。其の他、東鑑卷三十に、上總介常秀、三十、三十一、三十二に上總介太郎、三十二に上總介次郎、三十四、三十六、三十八に上總權介秀胤、三十四に上總五郎左衞門尉、三十四、三十五、三十六、三十八に上總式部大夫時秀、上總式部丞時秀、三十四、三十六、三十八に上總修理亮政秀、三十五、三十六、三十八に上總五郎左衞門尉泰秀、三十六、三十七に上總介、三十六に上總六郎秀景、三十八に上總六郎景秀、三十八に上總左衞門尉泰秀等あり。多くは此の族と考へらる。上總介廣常の家紋は「澤瀉流し」なりとの說あり。

5　藤原南家伊藤氏流　伊勢發祥の豪族にして、伊藤忠光上總介となりしより、子孫上總を稱號とせしなり。卽ち平家物語に「上總五郎兵衞忠光」また「侍大將には、上總守忠淸、其の子上總太郎判官忠總」又源平盛衰記に「上總守忠淸、子息五郎兵衞尉忠光、七郎兵衞景淸」また「上總五郎兵衞忠淸」東鑑卷一に「上總介忠淸」また三、四、十二（死）に上總五郎兵衞尉忠光を載せたり。詳細は伊藤條を見よ。地理志料・上總國鹿津條に「東鑑元久二年條に、勝長壽院領上總菅生莊十二鄕と。初め上總景淸本莊を領し、菅生村に居る、宅阯尙ほ存す」と見ゆ。

6　首藤氏流　田原族譜に「首藤下總權守親通—菱和入道通弘（尾州に於いて義朝と共に討る）—菱和太郎義弘—惡七兵衞景淸—忠光（上總五郎）」とあれど採り難し。

7　桓武平氏北條氏流　北條時房の孫朝盛（越後太郎）の子信時・上總介たり。又分脈に「義時—實泰—實時—實村（越後太郎）—時直（上總介）、弟實政（上總介、鎭西、正安四、五十八卒、五十四才）—政顯（上總介、鎭西）—種時（左近將監、鎭西）」と。種時・元弘三年亡ぶ。其の後、政顯の子に上總貞義あり。福田系圖引用文書に「建武元年、朝敵上總掃部助高政、同左近大夫將監貞義と、七月九日板付合戰に馳參ず」と。又鎭西要略に「玆に平家北條の一屬、掃部助高政（故光時探題の猶子）、規矩郡帆柱岳に城いて、之に據る。云々。筑後國は上總左近將監貞義・絲田に居り、堀口城に據る」と。

8　佐々木氏流　淺羽本佐々木系圖に「唐橋四郎左衞門長綱—四郎貞長—賴貞（上總四郎左衞門）—信貞（左衞門尉）—有綱（同）—註定」と見えたり。これは貞長が上總介たりしに據る。一本系圖に「貞長（上總介、四郎左衞門尉）—賴貞（新左衞門）」とあり。

9　清和源氏足利氏流　足利義康の男、義兼、上總介となり、足利上總介と稱す（分脈）。その子義氏。足利系圖に「上總三郎」と。子孫これを稱とするもの多し、東鑑

七、八、十、十三、十五に「上總介義兼、」二十一に「上總三郎義氏、」四十二に「上總三郎滿氏、」四十四、四十六、四十九、五十に「足利上總三郎滿氏、」と見ゆる、皆然り。滿氏は吉良上總介長氏の子なり。滿氏の子貞義・上總介、その弟經氏・上總介、また長氏の兄義繼の子經氏・滿氏の子となり上總介、その子經家も上總介と見ゆ。

10 中臣氏流　永實・上總守たりしにより、子孫・稱號とす。中臣氏系譜に「富小路永輔（祭主）―永清―永實（上總守）―親實―親賴（上總先生）―宣親―宣實」と見ゆ。

11 清和源氏武田氏流　武田系圖に「一宮七郎信隆―信賢（上總三郎、駿河守）―泰嗣」と見えたり。

12 島津氏流　貞久・上總介たりしに據る。島津系圖に「上總介貞久―師久（上總三郎）―伊久（上總介）―守久（大夫判官）―久世（上總介）」と見ゆ。

13 雜載　其の他、源平盛衰記に「上總次郎友綱、上總太郎判官忠綱、」東鑑二十七、三十一に上總太郎、三十一に上總次郎、四十六、四十七、四十八、四十九、五十に上總太郎左衛門尉長經、四十七に上總三郎衛門尉、四十七、四十八、四十九、五十に上總三郎左衛門尉義泰、五十に上總四郎。

また近江番場蓮華寺過去帳に「上總八郎入道、上總九郎入道、」應仁別記に「上總七郎政之、」下りて下總小金本土寺過去帳に「上總内五郎二郎（大永六丙戌十二月）」又安藝に上總五郎兵衛忠光の裔と稱する市川周防兄弟あり、栢原城に據る（通志）

葛西　カツサイ　カサイ條を見よ。

勝澤　カツサハ　信濃にあり。

勝鹿　カツシカ　下總葛飾より起る。萬葉集卷三に「勝鹿眞間娘子」見ゆ。

葛飾　カツシカ　下總葛飾郡は和名抄に加土志加と註す。萬葉集に可豆思加とあるに據るべし。後世德川時代の畫家・中島北齋。葛飾を稱す。本姓藤原姓、父は中島伊勢なりと。其の門人に葛飾北嵩あり。

勝嶋　カツシマ

1 桓武平氏片岡氏流　大和國葛下郡片岡氏の一族にして、和州高付帳に「二百五十三石二斗二合、葛根村、勝島氏」と見ゆ。

2 平宗清裔　藝藩通志、備後國尾道條に「土堂町鰯屋、先祖勝島與兵衛といふ。彌平兵衛宗清の裔といふ。その家云ふ、平家・亡びて後、宗清・伊賀國に隱る。その後、與兵衛に至り、天正年間・兵亂を避けて、當郡向島に來り住し、又此地に移る、今の房吉・その後なり、鄉に同族あり、」と見ゆ。

3 伏見奉行役人調に「小頭、川方、勝島嘉介」あり。

葛上　カツジヤウ　大和國の葛上郡より起る。大和武士六黨の一に葛上黨あり、南黨に同じ。ミナミ、ナラハラ條を見よ。

合掌　ガツシヤウ

勝瀨　カツセ　武藏國入間郡勝瀨村より起る。北條役帳に「勝瀨孫六、四十三貫文、入東郡勝瀨村」と見ゆ。

勝田　カツタ　カツマタ　和名抄遠江國蓁原郡に勝田鄉あり。加都萬多と註す。又美作國に勝田郡あり、加豆萬多と註す、又郡内に勝田鄉あり、加都多と註し、高山寺本には加都末多とあり。共に中世以後、勝田庄と云ふ。其の他、武藏、下總、陸前、伯耆等に此の地名あり。

1 勝間田氏流　遠江國勝田鄉より起る。カツマタなれど勝田と記すが故に、カツタとも呼ばる。詳細はカツマタ條を見よ。

長上郡飯田村龍泉寺に勝田塚あり、勝田某、此の地にて討死す。これもカツマタなるべし。

2 勝田氏は平家物語に「勝田八郎行平」(範頼に從ふ)、また東鑑卷六に勝田三郎成長、十五に勝田玄番助、四十に勝田兵庫助」等見ゆ。
又下りて室町時代、永享以來御番帳に「一番、勝田左近將監、勝田兵庫助、四番、勝田能登入道、勝田彌五郎、」文安年中御番帳に「一番、勝田兵庫助、勝田左近將監、」長享常德院江州動座着到に「四番、衆に勝田兵庫助陸長、」又蜷川親元日記に「勝田修理亮(寛正六年)」等見ゆ。

3 伊勢の勝田氏 飯野郡の勝田邑より起る。神宮伶人勝田大夫の起りし地なり。ワヤ條を見よ。志摩にも此の氏あり。

4 美作の勝田氏 勝田郡の勝田庄より起る。故に古くは此れもカツマタなりしなり。この地は東寺貞應二年文書に美作國勝田莊と載せ、又當國一宮社藏、正長二年戊申卯月廿六日文書に「四郎五郎在判、勝田四郎二郎への讓狀」あり。

5 備前の勝田氏 應仁記に備前の勝田次郎左衞門尉見ゆ。

カツタ

6 武藏の勝田氏 此の氏當國に多し。新編風土記、埼玉郡市宿町條に「勝田氏、先祖は勝田佐渡守と號し、北條氏資に屬し、後太田十郎氏房に從ひ、岩槻に居住してより、代々こゝに居住し、其の子大炊助も氏房に屬して、屢々軍功ありと云ふ。北條氏政、氏直、氏繁、氏資、康成、及び太田十郎氏房より與へし文書を藏せしが、享保五年回祿に罹りて烏有となれど、其の內、氏繁、氏資、氏房等よりの文書三通の寫は傳ふれど、さして考證となすべき事なければとらず」と載せ、又豐島郡條に「勝田氏、金杉村の名家、慶長以來、當所村町名主の役を兼勤めり。村内の貧民家居を失ひ、動もすれば退轉せるもの多かりしを患ひ、文政三年彼の家產維持の謀をなし、預防せしをもて、同八年に東叡山より、其の奇特を賞せられ、熨斗目を服することを免さる。又近き頃、御鷹場肝煎のことを奉り、公より三口の扶持を賜ひ、彼の場所にては脇差を帶し、野羽織を着すべき免許あり」と載せたり。
又御府內備考に「勝田氏(下谷金杉上町)名主勝田次郎左衞門、右次郎左衞門、先

カツタ

祖由緒、年曆、相分り申さず慶長以來引續き金杉村町名主役相勤め、私迄拾壹代相續仕り候、元來金杉村、町一圓名主役仕り候處、拾代已前、次郎左衞門姉聟養子八郎右衞門、元金杉下町、下金杉村と申し、名目願の上、相立分け遣し、鈴木八郎右衞門と申し別家爲仕、名主役相勤候旨申傳に御座候、併し御水帳、並に村町高の儀は、上下金杉村町一高に相成居り候、右八郎右衞門家は先年退轉仕り候。正保三戌年中、東叡山御領に仰付けられ同御殿えは苗字相名乘り申候」と載せ、又「勝田氏(同區材木町)舊家勝田權左衞門、當町草分けにて、遠祖より代々當所に住ひ仕り候由、申傳候得共、名前、年代等碇と相知れ申さず、但し淺草寺觀音海中出現の刻、藜を以て小堂を營み申候由、里民拾人の內、壹人は右權左衞門遠祖の內にて、則ち當時も淺草寺境內十社權現合殿の內勝田社と號し候社これ有り、且つ亦住居地所の儀は草創の地にて、古來より年貢諸役共地頭より差免しこれ有り、沽券證文御座なく候事」と見ゆ。猶ほ多摩郡にあり、鈴木條を見よ。

7 秀郷流藤原姓佐藤氏流 家傳に「佐藤

元春の四男元信より出づ」と云ふ。陸前國刈田郡勝田邑より出でしなるべし。家紋丸に鳩酸草、蔓輪違。寛政系譜に見ゆ。

8 秦氏流(藤姓) 越前發祥なりと。太平記卷二十七に勝田能登守助淸とあるは此の氏なり。秦姓なれど、家傳に「勝田祐淸・足利直義に屬し、命により藤原に改む」と云ふ。支庶一、家紋丸に蔦。寛政系譜にあり。

勝田帶刀

9 雜載 德川時代、柳本織田藩用人、吉田松平藩用人に此の氏あり、又京極殿給帳に「百七拾石、勝田作十郎、貳百石、勝田十太夫」等見え、又攝津國島上郡(三島郡)に勝田氏あり、有名なる豪家にて布屋と云ふ。又醫師勝田元達あり。

粥田 カツタ 和名抄、筑前國鞍手郡に粥田鄕あり、加都多と註す。宇佐宮建久三年鎌倉の下文に「筑前國粥田莊の地頭職時員」を載せたり。カイタ、カユタ條を見よ。

葛田 カツタ クズタ條を見よ。

割田 カツタ 上野國我妻七騎に割田下總守(横尾)あり。

勝高 カツダカ 石見にあり。

勝谷 カツタニ カツヤ條參照。

葛谷 カツタニ カツヤ條、及びクズタニ條參照。

勝治 カツヂ 石見に現存す、正訓不明。

甲冑 カツチユウ 伊豫の豪族河野氏の族にして、豫章記に「河野五郎通經・武藝の器量勝たる故、甲冑五郎と稱せらる。義經の兵書一流相傳。本より家の兵法を存知の上、義經流傳授せらる。其の孫繁昌有けるが、細川家へ出でられ、家中に甲冑與力して、其の儘、細川被官になり、文安の比、京四條東洞院に居住して、甲冑加賀守とて、細川右京大夫勝元に被官たりしは此の末流也」と見ゆ。

勝連 カツツラ 因幡にあり、もと林氏なりしと也。

勝手 カツテ 石見に現存す。

勝伴 カツトモ スグリノトモ條を見よ。

勝長 カツナガ 近江國蒲生郡の豪族にして、同郡郡史に「藤原氏なり、永正十四年の馬見岡神社文書に勝長殿の下知見ゆ。貞秀の時より重用せられしを知るべし」と載せたり。

葛錦 カツニシキ クズニシキ條を見よ。

勝沼 カツヌマ 甲斐、武藏に此の地名あり。それ等より起る。

1 淸和源氏武田氏族 甲斐國山梨郡勝沼より起る。武田系圖に「武田信繩の子信虎、弟信友、(號勝沼次郎五郎、安藝守、稱安藝守)」と見えたり。其の子丹波守信元(二男、信原、又信厚、加藤丹後守と稱す)也。信友・入道して不山と云ふ。理慶比丘尼はその女也。諸家系圖纂には信虎の弟に勝沼安藝守信友を擧げ「始め武田次郎五郎、勝沼を繼ぐ。永祿三年十一月三日卒。不山道存菴」と。頭書に云ふ「信友傳、勝沼安藝守信友—丹後守信原(天正十年三月十二日、笛根崎に於いて戰死、四十三、傑宗道英居士)—武田日閑(信就、盲人。元法花宗、信隆院)—賴快法師(鎌倉鶴岡淨國院弟子、寛永十七年六、廿三卒、十七)—女子(早世)」と。理慶尼は初め雨宮氏の室なりと云ふ。

2 藤堂次郎五郎高嚴墓碑に「故藤堂出雲守高廣三男也、母は勝沼氏、伊州綾郡上野に生る」と見ゆ。

勝野 カツノ 筑前に此の地名あり。又加津野と通ず。

1 桓武平氏 仁科氏の族なりと云ふ、ニ

シナ條を見よ。

2 徳川時代、小倉小笠原藩用人、安志小笠原藩用人に此の氏あり、信濃より移る。又伏見奉行役人帳に「小頭、川方、勝野十藏、供方勝野武左衛門」と。信濃にも此の氏あり。

加津野 カツノ　勝野と通ず。

1 源姓　甲斐山梨郡等にあり。前條氏と同一か。一蓮寺過去帳に「嘉吉二年六月八日、時阿(鹿角氏)永正年月日(加津野和泉守)」と。又伊勢幸福大夫所藏文書に「加津野兵部丞勝房」、永祿二宮造立記に「加津野孫四郎昌世」、軍鑑に「加津野市右衛門・一德齋末男也。御一家加津野名蹟になさる」と、次項に同じ。カツヌマ條參照。

2 滋野姓眞田氏流　眞田幸隆の四男、信昌・此の氏を嗣ぐ。又眞田隱岐守信尹は前項市右衛門なりと。

鹿角 カヅノ　カヅヌ　奥州に、鹿角郡あり、今陸中に屬す。郡内に成田、安保、奈良、秋元の四大姓あり、津輕郡中名字に「鹿角三百町」と。又甲州加津野氏は鹿角とも記載す。勝沼氏に同じ(國史)と。前條に云へり。

葛畑 カヅハタ　クズハタ條を見よ。

勝畑 カツハタ　同上。

葛濱 カツハマ　クズハマ條を見よ。

勝原 カツハラ　大和、播磨等に此の地名あり。

1 大神姓赤埴氏流　大和國山邊郡勝原邑より起る。赤埴系圖に「祐安(木工允、六郎、赤埴山城主)—範則(兵部少輔)—清定(勝原土佐守、山邊郡勝原家養子)」と見ゆ。

2 三河の勝原氏　狹投神社の社家なり。名家なりと。

勝藤 カツフヂ

勝部 カツベ　カチベ　和名抄上總國周准郡に勝部郷、越前國今立郡に勝戸郷あり、後者高山寺本に以曾倍と註す。又因幡國氣多郡に勝部郷、伯耆國久米郡に勝部郷あり。なほスグリベ條を見よ。

1 勝部　歸化人を以つて組織されたる品部なり、スグリ條を見よ。

2 攝津の勝部氏　攝津國豐島郡の勝部城(勝部村)は勝部氏の居城也と。此の勝部氏は古代勝部の後裔か。或は云ふ佐々木氏也と。

3 伯耆の勝部氏

4 出雲の勝部氏　杵築大社の社家、その他にも多し。スグリベ條を見よ。

5 佐々木氏流　近江國栗太郡勝部村より起り、勝部城(勝部村)に據る。當城は勝部右近介在住の跡と云ふ。此の氏は近江勝部と關係あらんも、家傳には「横山頼信の後胤なり」と云ふ。寛政系譜に「家紋四目結」。北條氏の臣正則より系あり。即ち「正則(北條氏政臣)—正信—尙正—正房」と。近江より武藏に移りし也。

勝保 カツホ

勝間 カツマ　和名抄、周防國佐波郡に勝間郷あり、加都麻と註す。又讃岐國三野郡に勝間郷、加都萬と訓ず。その他、攝津、信濃、筑前(勝馬)等に此の地名あり。

1 勝間直　日本惣國風土記の駿河風土記に見ゆるのみなれば疑はし。若し事實ありしものとすれば、物部氏の族ならんか。

2 勝間(無姓)　阿波國風土記に「勝間井は、昔倭建天皇命、乃ち大御櫛笥を忘れ給ふに依りて、勝間栗人と云ふ者、井を穿つ、故に名となす也」(萬葉仙覺抄引用)と見ゆ。

3 和泉の勝間氏　楠氏の臣勝間某、敗軍に際し、祭神を負ふて日根郡鶴原村に來

る。子孫本地に永住す。上述の祭神は市杵島神社と稱し祭り、明治四十二年七月十二日、字貝田の村社加支多神社を合祀して、加支田神社と改むとぞ。

4 其の他、奥州田村郡、土佐一條家臣等にあり。

勝間田 カツマタ 遠江、美作に勝田郷あり、カツマタなり、カツタ條に云へり。その他、大和に此の地名存す。

1 勝間田(無姓) 寶龜三年二月紀に「是より先き從五位上掃守王の男小月王、姓を勝間田と賜ひて、信濃國に流す。是に至りて屬籍に復す」と見ゆ。既姓の一と見るべし。

2 藤原南家工藤氏流 遠江國蓁原郡勝間田莊より起る。この地は和名抄勝田郷の地にして、又後風土記に「勝間鄕勝間神社あり、木華咲耶比咩命を祀る」と。佐野郡家代福來寺應安二年寫經跋に「遠江國勝田莊鹿島宮。」應仁二年細川勝元文書に「勝間田莊地頭職勝間田越前守。」風土記傳に勝田村存すと(地理志料)。

勝間田氏は保元物語に「遠江國には、かつまた云々、」東鑑、治承五年閏二月十七日條に「勝間田平三成長、」文治二年四月

廿一日條に「勝田三郎成長、去六日任玄蕃助。」建久六年十二月五日條に「勝田玄蕃助成長・召上らる。當國府光堂に於て闘亂刄傷に及ぶの故也」と。又卷四十に勝田兵庫助見ゆ。下りて應永記に「遠江國住人勝間田遠江守。」また今川記に「享德五年、遠江國の横地、勝間田蜂起、小夜中山口に合戰」と。また細川勝元古證文に「遠江國宇苅鄕の事、本領たるにより、勝間田越前守之長に下され、還補御判の處云々、應仁二年子十一月十一日」とあり。今川氏と共に狩野介を討ち、文明八年春には勝間田修理亮、横地四郎兵衞と共に、今川氏に反して斯波氏と通じ、狩野介七郎が故館を城郭にかまへて楯籠る。今川義忠・五百餘騎を二手に分ち、横地勝間田が城を取卷、七日にして兩人共に討死す。されど義忠も、その歸路鹽見坂にて横地勝間田の餘類の爲に流矢に中つて卒す。今川條參照。

又同じ頃、勝間田元長あり、山名(周智)郡飯田城(飯田村飯田山)に據る。「當城は始築未詳。東鑑所載遠江國住人勝田玄蕃助成長の裔孫勝間田越前守元長(之長)此の地を領す。しかるに三條中納言家代官

山内駿河守、此の地に住みて渡さず。よつて應仁二年十月十一日、細川勝元令を下して元長に屬せしむ。元龜元年、山内大和守・德川氏と戰ひて戰死し落城す。同三年九月武田氏當城を奪ふ。天正元年六月德川氏また塞を構ふ」となり。又榛原郡に切山城、養勝寺城あり、勝間田氏の古城なりと。又中村に勝間田屋敷あり、掛川志稿云ふ、「勝間田本宅の地は中村邊か川崎近所なるべし」と。

此の氏は藤原南家にして、爲憲四代維遠十二代の孫行久・嗣なきにより工藤高景を養ふ、高景・勝間田を領し、此の氏を稱すと云ふ。夫木抄跋に「長清は法名蓮昭、此の夫木和歌集は、藤原朝臣長清自撰也。或書に曰ふ、藤原長清は遠江國住人勝田越前守也。此の書蓮昭存生の間は、秘藏して外見に及ばず、逝去の後、高駿河守の所望により一本書寫。其の後武藏守師直一本書寫云々」と見えたり。

3 桓武平氏 一說勝間田氏は平良文の後胤勝間田城主正胤の後なりとも云ふ。

4 美作の勝間田氏 勝田條を見よ。

5 長門の勝間田氏 長門守護代記に勝間田盛實、勝間田盛益等見え、又安西軍策

に「勝馬田孫七」(内藤下野郎等)あり。

葛俣　カツマタ　勝間田氏に、同じかるべし。

○　源氏　小畠系圖に「初め葛俣、盛次、生國遠州葛俣の主也、今川氏に隨はず云々」と見ゆ、ヲバタ條を見よ。

勝俣　カツマタ　富士和邇部系圖に「淺間社大宮司義尊の女、勝俣左京亮長生室」と。勝間田氏に同じ。信濃にも存す。

勝亦　カツマタ　これも勝間田氏に同じかるべし。

勝又　カツマタ　志摩にあり。

勝丸　カツマル

勝見　カツミ　カチミ　和名抄因幡國氣多郡に勝見鄕あり、其の他、上總、常陸、越前、越後等に此の地名あり。

1　淸和源氏足利氏流　上總國埴生郡勝見邑(寺崎村)より起る。天正中、足利氏の庶孽蒔田左兵衞佐正乘此處に居り、勝見御所と稱す、房總治亂記に「里見方、甲州方、北條方、生實御所方、勝見御所方、(是は今蒔田左兵衞の先祖)、上總、下總、安房、三箇の國中、四ツ五ツに分れて合戰止む時なし」と。正乘・勝見の森氏に寓し、後氏を吉良と改む。キラ條に詳か也。

2　藤原姓　佐州役人附に「藤原姓勝見源之助」を載せたり。

3　美濃、信濃等にも此の氏あり。

葛見　カツミ　フヂミ條を見よ。

勝海　カツミ

香積　カツミ　上代氏にして中臣氏の族なり。香積は地名にて勝見等と通ずるか。

1　香積連　河内の氏にして、二所太神宮例文第九、大宮司次第の初めに「香積(中臣)連須氣は河内錦織郡人也。孝德天皇御代任、在任四十年」と見ゆ。卽ち大宮司最初の人なり。この人・河内より出でたる考ふる要あらん。

2　中臣香積連　皇太神宮儀式帳に「難波朝廷(孝德)御時に初太神宮司所稱、神庤司、中臣香積連須氣・仕奉りき。是の人の時に、度會山田原に御厨を造りて、神庤と云ふ名を改めて、御厨と號づけ、卽ち太神宮司と號づく」など見ゆ。

上神　カヅミワ　名和氏の族にして、伯耆の卷に「長年從弟四郎助貞、元弘三年四月八日、西京二條大宮に於いて討死、上神を名乘る」と。ウヘカミ條を見よ。建武二年名和伯耆守顯興、肥後八代郡古麓城に居り、族臣上神重元を置きて之を戍らしむ。

勝村　カツムラ　近江にあり、家紋丸に本の字。又甲斐にあり。

勝目　カツメ

葛目　カツメ　カツラメ

蚊爪　カヅメ

勝本　カツモト

1　藤原姓　荒川氏の後裔にして、家紋轡十文字、三割梅。寬政系譜に見ゆ。

2　近江の勝本氏　蒲生郡にあり、同郡史云ふ「姓氏詳ならず。蒲生氏の臣なり。勝本佐渡入道道珍の墓は鎌掛村長野に在りと舊趾考に見ゆ」と。又勝本新八郎あり、蒲生氏家臣也。

3　津輕にも此の氏あり。

勝守　カツモリ

勝家　カツヤ　スグロ條を見よ。

勝矢　カツヤ

1　淸和源氏土岐氏流　次條勝屋氏の一族なり。家紋島遺。

2　源姓賴政流　伊賀島ヶ原の一族にして惣紋三星に一文字なりと云ふ。

勝屋　カツヤ　前二條と通ずべし。

1　淸和源氏土岐氏流　土岐賴之・後勝屋と云ふ、その六代孫利時、信

長に仕ふと。寛政系譜四家を載す。家紋丸に桔梗。

2 藤原姓 家紋九曜、日合、寛政系譜に見ゆ。

3 又蓮池鍋島藩の重臣に此の氏あり。

勝山 カツヤマ カチヤマ 甲斐、安房、美濃、下野、越前、美作等に此の地名あり。

1 大和の勝山氏 宇陀郡の豪族にして、芳野氏配下の將也。鄕士記に勝山清助見ゆ。又十津川豪士に此の氏あり、十津川鄕鎗役由緒家筋書に「永井村勝山新十郎」(寶曆)、また庄屋と見ゆ。

2 房總の勝山氏 里見氏配下の將にして國府臺の合戰、勝山豐前・討死す。諸書に多く見ゆ。安房國平群郡勝山邑より起りしか。

3 清原姓芳賀氏流 下野國芳賀郡勝山邑より起る、飛山條を見よ。

4 信濃の勝山氏 下水内郡豐井村替佐の内硲組に此の氏あり。氏神は八王子神社、家紋は丸に立葵。七戸。其の他、安曇郡大町邊、筑摩郡等にも存し、最も多きは上高井郡高井野村にて、神職も勝山氏と云ひ、舊家なりと。その隣り組に割田と云ふ姓十五戸あるも亦勝山と同族なりと云ふ。

5 備前、上野にも此の氏あり。又源姓と云ふ勝山氏もありと。

勝吉 カツヨシ

縵 カヅラ 縵部の部民、並に其の伴造裔なり。カヅラベ條を見よ。

1 縵造 縵部の伴造にして大和にあり。天武紀に縵造忍勝と云ふ人見ゆ。後連姓を賜ふ。百濟族なり。

2 縵連 前項氏の後にして、天武紀十二年條に「縵造云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見え、姓氏錄大和諸藩に收め「縵連、百濟人狛より出づる也」と見ゆ。寶龜十一年正月紀の「正六位上縵連宇陁麻呂」も此の族か。

3 (奄智)縵連 物部氏の族にして大和にあり、アンチノカツラ條を見よ。

4 (三河)縵連 これも物部氏の族なり、ミカハノカツラ條を見よ。

5 (城)縵連 物部族、大和にあり、シキノカツラ條を見よ。

6 (比尼)縵連 物部族。ヒネ條を見よ。

7 縵(無姓) 正倉院天平寶字二年文書に見ゆ。

蔦 カツラ 松平氏の族なりと、ツタ條を見よ。

桂 カツラ 山城、伊賀、甲斐、武藏(桂庄)、常陸、陸前、阿波、筑前、豐後等に此の地名あり。

1 桂宮 山城國葛野郡桂邑より起る。四親王家の一として、永く榮えしも、近き代絕えて、その別墅たりし桂御所は桂離宮となれり。此の宮は正親町天皇皇子陽光院(贈太上天皇)の御子智仁親王(紹運錄に式部卿、八條殿、又京極宮)より出づ。御子「智忠親王—穩仁親王(實は後水尾帝第九皇子八條宮)—長仁親王—尙仁親王—靈元帝皇子正宮(作宮、八條宮を相續し、改めて常磐井宮と號し給ふ)、御兄文仁親王(京極宮、常磐井宮を相續)—家仁親王—公仁親王—盛仁親王(光格帝皇子、桂宮と稱す)—節仁親王—淑子內親王」に至りて絕ゆ。桂宮邸は御所の北にあたり、今出川以南、高倉條の東にありしと云ふ。御家領三千六百石餘。

桂宮

御輿號顱卷花
ツチギ白

諸大夫・生島宮內權大輔、同備後守、尾崎刑部大輔、同遠江守。侍・高木長門守、塚田左衞門大尉、朝倉越前介、松永肥後介、島小路因幡介。

2　藤原北家勸修寺流　尊卑分脈に「葉室光賴（桂大納言と號す）」と見ゆ。又平治物語に「桂右馬允範能」（勸修寺が傅子）見ゆ。

3　宇多源氏六條家流　尊卑分脈に「敦實親王―源重信―道方（權中納言）―經信（桂大納言）―基綱（權中納言）―時俊（少納言）―實長（信平）―重定（少納言）、」また時俊弟「信綱（桂少甫と號す）」と。經信・桂莊に居りしに據る也。經信・和歌、文學、能書、音樂を以つて名あり。信綱は本・重通、兵部少輔たるにより桂少甫、桂入道と呼ばる。その子資重、その子良重也。又・資重妹盛子（從三位）琵琶の達人、詞花集作家。

4　桓武平氏　平高望の裔、良餘より出づと。諸家系圖纂に「高望第四子良餘、桂三郞と號す、上總介、從五上、一本鎭守府將軍」と載せたり。

5　秀鄕流藤原姓河村氏流　河村系圖に、「河村三郞義秀―太郞時秀―四郞秀行―四郞太郞秀淸（桂と號す。母出羽留守女、四十二歲死）―彦太郞秀長、弟次郞貞秀、弟彦三郞秀房」と見ゆ。

6　佐々木氏流　山城國葛野の桂邑より起る。佐々木重信の孫經信の後なりと云ふ。

7　島津氏流　島津系圖に「元久―久豐（修理大夫、陸奧守）―忠國（又三郞）―勝久（遠江守、桂家祖）」と。又「家久―忠隆（桂又十郞、桂山城守養子）」と見ゆ。薩摩郡に平佐城（平佐村）あり、一名諏方之尾城と云ふ。應永の頃、島津山城守忠朝・此の城に住す。天正の頃・桂神祇祐忠昉、當城主たり。谷山紀伊、宇都和泉、春田主水、阿久根權介等・其の配下の將たりき。又大峰本城（高江村）あり、桂忠昉指畫の城なりと。天正十五年・豐公の西征するや、桂忠昉よく守り、防守して降らず。和・成りて後、公・忠昉に刀を賜ひ、其の忠勇を賞すと云ふ。

8　大和の桂氏　吉野三十六公文の一に、桂庄司あり、北山鄕に據る。長祿元年十二月二日、赤松遺臣の攻め來りし際、南朝皇胤の爲に奮戰すとぞ。

9　伊賀の藤姓　桂村より起る。予野一族にして、惣紋丸の內に橘なりと。

10　毛利氏流　相摸國津久井郡桂邑より起る。地理志料に「桂の里、毛利氏の族桂氏の出づる所なり。今十一邑を領す。蓋し物部氏の族蘊連の居る所か」と。又云ふ、「大江家譜に、廣元・相州毛利莊を領し、子孫傳領す。其の族に桂氏あり、津久井郡桂里に居る、莊城廣衍」と。代々毛利家の重臣にして、藝州の豪族たりき。戰國の頃、桂元澄あり、元就に從つて功多し。安西軍策に「桂左衞門大夫尉元澄」と載せ、佐伯郡櫻尾城を守る。同書なほ桂善左衞門尉、桂少輔五郞等の名も見ゆ。又毛利秀包（小早川）の重臣に桂民部大輔廣繁あり、筑後久留米城代たりき。筑後天正文書に廣繁（廣兄）、及び桂孫兵衞尉淸元、桂武大夫等の名・多く見ゆ。又これより前、「永祿壬子年云々、桂兵部大輔戰死云々」と。

下つて維新の元勳に桂小五郞あり、木戸孝允これなり。又桂太郞あり、明治時代・功を以つて公爵を授けらる。

11　雜載　大隅始良郡に桂姬城（敷根、上之段村）あり、上古、桂姬なる人の住居せし地と云ふ。桂姬は神功皇后の新羅征伐に從ひ、功により、名を勝浦姬と賜はりしと

云ふ傳説上の方なり。下つて鎌倉大草紙に「桂縫殿助」あり、太田氏に從ふ。又桂右少辨あり。又津山分限帳に「拾八俵扶持、桂斧太郎、」信濃にも此の氏あり。

12　桂女　名跡志に「桂女は古より公家武家に出入す。今尙ほ後裔あり、桂姫、或は桂御前等と稱す。他所に住むも、其の號を改めず」と。又名勝志に「伏見御幸宮の神主の女を桂女と云ふは、元桂の里の者なりしか、いぶかし。惟ふに、頭に蔓卷したる故に名付けたるにや。又桂の里女は常に鮎を賣り、俗傳に、彼の先祖は、神功皇后・松浦にて鮎を釣り給ひし時より隨從したりとぞ。義殘後覺に云ふ、豐太閤・御香宮に詣られし時、伏見神主の巫女・公を禊ひ奉りけるに、公・笑はせ、市女は心も賢く、みめもよき女房かなとのたまひ、高麗陣の首途に山崎まで送り祝ひ奉る。市女・卽ち桂女なり、」と。また桂女は紀伊郡上鳥羽村に住み、德川氏の時代には諸役免許、累世女子相續し、其の夫は他家より迎ふ。一說に男山八幡宮の巫女龜（竹腰正信生母）・德川家康に幸せられ、一子を伏見邸に生む。長じて義直と云ふ。卽ち尾張侯の祖なり。近代の桂女は其の承仕の後なりと。されど、桂女・必ずしも桂村の女の謂にあらず。巫女の頭に鬘を着くるより起りたる稱ならん。倭訓栞には「職人歌合異本の圖、桂女頭を包みて、高く纒揚たる異形の女が飴を賣る體也」と註し、又貞丈雜記には「桂と云ふは遊女なり」と斷定し、桂の里の女歟と註す。其の所引の徵に云ふ、（巫女の變じて遊女となるは、伊勢の白拍手、嚴島の內侍など同じ）と（地名辭書）論ぜらる。

勝浦　**カツラ**　阿波國勝浦郡は和名抄・桂と註し、東鑑には桂浦に作る。この地にありし忌部を勝占忌部と云ひ、粟國加豆良部と云ふと同一なりとの說あり、カツラベ條、及びカツウラ條參照。

勝良　**カツラ**

香貫　**カツラ**　平治物語に「駿河國に香貫」と見ゆ。カヌキ條を見よ。

葛　**カツラ**　**クズ**　撰解文集に葛（カツラ）爲光なる者見ゆ。其の他はクズ條を見よ。

桂井　**カツラヰ**　儒者に桂井素庵あり。

桂岡　**カツラヲカ**　もと、幕臣なりしと云ふ。

葛岡　**カツラヲカ**　クヅヲカ條を見よ。

桂川　**カツラガハ**　甲斐、伊豆、武藏、筑前、豐後に此の地名存し、又近江に葛川あり。幕臣に桂川氏あり、中原氏の族なりと云ふ。寬政系譜に「中原有家の裔森島氏の後、邦教を祖とす。家紋鱗に三星、大根の丸、丸に九枚笹、」と載せたり。

桂萱　**カツラカヤ**　和名抄、上野國勢多郡に桂萱鄕あり、加以加也と註す。

葛城　**カツラギ**　古代大和に葛城國あり、又葛木縣と云ふ。後の葛城郡にして、中古・分れて葛上（和名抄に加豆良岐乃加美）、葛下（加豆良支乃之毛）の二郡となる。中世以後葛木庄あり。葛城は古くより又葛木に作る。此の氏の多くは此の地より起る。其の他、諸國に葛城、葛木の地名尠からず、カツラギベ條を見よ。

1　葛城國造　葛城國は後の大和國葛上葛下兩郡附近の地なり。又葛城縣とも見ゆ。卽ち此の國造は小國造にて、縣主とかはる處なく、大倭國の管轄を受けたりと考へらる。神武紀二年條に「劍根なる者を以つて葛城國造と爲す、」と見ゆるを初見とす。蓋し此の地・高尾張邑の土蜘蛛を征伐したる功によるか。國造本紀にも「葛城國造、橿原（神武）朝の御世、劍根命を

以つて、初めて葛城國造と爲す、」と見ゆ。神名式。葛下郡に葛木御縣神社（大・月次新嘗）を載せ、宇陀郡に劒主神社を揭げたり。此の國造と關係あらんか。

後世、此の國造の系圖と稱するものあり、信じ難きや勿論なるも、參考の爲、第十九項に載せたり。

2　葛城直　葛城國造の氏姓也。國造本紀の序に「劒根命を以つて葛城國造と爲す。卽ち葛城直の祖」と見えたり。劒根は姓氏錄に高魂命の五世孫と傳へ、又國造本紀に比田國造と同族とするを思へば、九州日田の豪族にして、神武天皇の東征に從ひ、此の地の國造に補せられしものと考へらる。舊事紀尾張氏の譜に「天忍男命・葛木土神劒根命の女・賀奈良知姬を妻と爲す」と載せ、又「建諸隅命・葛木直の祖大諸見足尼の女子諸見已姬を妻となす」とあり、劒根の後裔ならん。下つて欽明紀に葛城直難波、用明紀に葛城直磐村等あり。天武朝に至つて連姓を賜ふ。

3　河內の葛城直　大和の葛城國は、河內と隣接す。姓氏錄、河內神別に「葛木直、高魂命五世孫劒根命の後也」と見ゆ。石川郡にありしならんと云ふ。

4　攝津の葛城直　姓氏錄、未定雜姓、攝津部に「葛城直、天神立命の後と云へど見えず」とあり。蓋し葛城氏の祖天押立命を天神立に誤りたるが故に、未定に編入されたるなるべし。貞觀五年九月紀に「攝津國豐島郡人左史生從六位上葛木直貞岑、本居を改めて、右京職に貫す」とあり。

5　日桙族の葛城家　古事記開化段に「息長宿禰王、此の王・葛城之高額比賣を娶り、子・息長帶比賣命を生み玉ふ」とある高額比賣は、應神段に「多遲摩比多訶（天日桙の裔）。其の姪由良度美を娶りて子・葛城之高額比賣命を生む」とあるによりて、明かに日桙族なり。猶ほ開化段に「此の天皇・又葛城の垂見宿禰の女、鸇比賣を娶りて、御子建豐波豆羅和氣王を生み給ふ」とある垂見宿禰も、同樣に日桙族なるが如く、此の建豐波豆羅和氣王の裔が稻羽忍海部、丹波之竹野別などとなりて、山陰に榮えたるは、此の姻戚關係により、日桙族の本居なる出石地方に榮え給ひしものと考へらる。歷史地理二十四卷拙稿姓氏雜考參照。

6　葛城の尾張氏　尾張氏の祖天忍人命は

葛木出石姬と婚す。當時尾張氏は葛城にありしにて、尾張の國名が葛城の高尾張に發する事は尾張條に詳述する處なり。而して此の出石姬は天孫本紀に異妹と見ゆるも、出石なる名稱によりて、前項日桙族なる出石家と、關係あるや明白ならん。なほ忍人の弟忍男は第二項に載せたる如く劒根の女賀奈良知姬と婚し、葛木彥を生めり、又忍人の子戶目は葛城避姬と婚す。當時・天下の大姓が未だ大和に在住して、婚姻を重ねし狀を窺ふに足らん。

7　葛城臣　葛城諸豪第一の名族にして、實に武內宿禰後裔氏族の宗家たるなり。そは推古紀三十二年十月條に「大臣（蘇我馬子）阿曇連、阿倍臣摩侶の二臣を遣はし、天皇に奏さしめて曰く、『葛城縣は元臣の本居也。故に其の縣により姓名と爲す。是を以て冀くば、常に其の縣を得、以つて臣の封縣と爲さん』云々」とあるによりて、蘇我氏の如きも、原は葛城氏より分れたるを知るべし。蓋し武內宿禰には七男二女あれど、長男より、漸次・波多、許勢、蘇我、平羣、木、久米等と分家し、怒能伊呂比賣、葛城長柄曾都毘古、及び

若子宿禰の三人のみ家に止り、其の內・曾都毘古、父の遺產を相續して、葛城を稱せしが如し。因りて此の氏族の內・葛城家・最もはやく著はれ、神功紀五年には襲津彥・既に新羅を征する大將たるを記載し、其の女磐之媛は仁德帝の皇后にして、曾孫圓は履仲朝大臣たり（履仲紀に圓大使主、雄略紀に圓大臣）されど孫玉田宿禰・允恭朝・罪ありて、武內宿禰の墓域に隱れしも、次いで誅され、其の子圓（又都夫良）・眉輪王の事に坐して死し、葛城宅七區（古事記には五處之屯宅）は帝室領となり、（前述馬子が祖先の由緖によりて、葛城を望みしは、此の屯倉領也）、此の氏痛く衰へたり。因りて天武朝の賜姓にも漏れ、崇峻紀に、葛城烏奈良臣の見ゆる外、又名ある人を聞かず。されど宗族なるは前述によりて著し。よりて此處に武內宿禰諸氏の略系を示せば次の如し。孝元天皇―比古布都押之信命（御母伊賀迦色許賣命）―屋主忍男武雄心命―武內宿禰（古事記には比古布都押心命の子とす。御母は紀直遠祖宇豆比古の妹山下影日賣、書紀には菟道彥の子影姬なり）―

カツラキ

- 波多八代宿禰（波多氏族祖）
- 許勢小柄宿禰（巨勢氏族祖）―乎利宿禰
- 蘇賀石川宿禰（蘇我氏族祖）―滿智宿禰―韓子
- 平群都久宿禰（平群氏族祖）―眞鳥宿禰―鮪
- 木角宿禰（紀臣族祖）―白城宿禰―根使主
- 久米之麻伊刀比賣（久米氏祖）
- 怒能伊呂比賣
- 葛城長江曾都毘古―
  - 葦田宿禰
  - 磐之媛（仁德皇后）
  - 的戸田宿禰―國持臣
  - 熊道足禰
- 若子宿禰（江沼氏族祖）

（葦田宿禰以下）
- 黑媛（履仲帝妃）
- 蟻臣―荑姬（顯宗、仁賢二帝皇母）
- 玉田宿禰―圓大臣―韓姬（雄略帝妃）

波多、許勢、蘇我、平群、紀、江沼等は各々其の條を見よ。

伊豫國伊社邇波の岡、聖德太子の碑文に「法興六年十月、歲在丙辰、我が法王大王、惠總法師、及び葛城臣と、夷與村を逍遙し、正に神井を觀、世の妙驗を歎じ、意を叙べんと欲し、聊か碑文一首を作る云々」と。

8　葛城連　葛木直の後なり。天武紀十二年條に「葛城直云々、姓を賜ひて連と曰ふ、」と見え、更に同十四年には忌寸姓を賜はれり。されど猶ほ連姓に止まりしもののあるは、天平勝寶八年十二月紀に「葛木連戸主」（和氣廣蟲の夫）と見ゆる等によりて知るべし。されど此人も延曆十八年二月紀には葛城宿禰戸主とあれば、後に宿禰を賜へるなり。

カツラキ

9　孤兒裔の葛木連　天平勝寶八年十二月紀に「是より先、恩勅あり、京中の孤兒を收集して、衣糧を給ひ。之を養ふ。是に至りて、男九人、女一人成人す。因りて葛木連姓を賜ひ、紫微少忠從五位上葛木連戸主の戸に編附し、以って親子の道を成さしむ矣」と。葛木連戸主は和氣廣蟲の夫にて、此の事は廣蟲の獻言によるなり。延曆十八年紀には「葛木首とあり。

10　葛木忌寸　第八項葛城連の後也。天武紀十四年條に「葛木連云々、姓を賜ひて忌寸と曰ふ、」と見え、姓氏錄大和神別に「葛木忌寸、高御魂命五世孫劔根命の後也、」と載せたり。

11　葛城忌寸　天平二十年三月紀に葛城忌寸豐人（外從五位下）見ゆ、前項に同じ。

12　葛木首　第九項に同じ。延曆十八年二月紀所載の和氣淸麿傳に「廣蟲・笄年に

及び、嫁を從五位下葛城宿禰戸主に許す云々。亂(押勝の亂)止みて後、民・飢疾に苦しみ、子を草間に棄つ。人を遣はし收養して、八十三兒を得、同名の養子となして葛木首と賜ふ」と見えたり。第九項には連とあれど、この方よかるべし。

13 葛木毘登　葛木首と云ふに同じ。されど前項とは別ならん。天平神護元年三月紀に「外從五位下葛木毗登大床等七人、姓を葛木宿禰と賜ふ」と見えたり。よりて、これも葛城國造の族か。

14 葛木宿禰　第八項葛木連の宿禰姓を賜へるものなり。元慶元年閏二月紀に「外從五位下葛木宿禰高子・名を賀美子と改む、中宮の諱に觸るれば也」と見ゆるも此の族ならん。又第十六項に同じ。

15 葛木毘登裔の葛木宿禰　第十三項に云へり。

16 葛城宿禰　第十四項に同じ。葛城連の宿禰を賜へる記事は國史になし。されど第八項に述べたる如く、續紀と後紀とを對照して、戸主(廣蟲の夫)が宿禰姓を賜ひしや明白なるべし。貞觀四年正月紀に造兵正葛城宿禰永藤、元慶元年正月紀に針博士葛城宿禰高宗等見ゆ。此の族也。

17 葛城朝臣　武内宿禰の後裔なる葛城臣の後なり。その朝臣姓を賜へる年月不明なるに、姓氏錄に「葛城朝臣、葛城襲津彦命の後也。日本紀、續日本紀、官符・姓を改む、並に合す」とあるは疑ふべし。何によりて云ふか、蓋し脱文あるにて、日本紀、續日本紀に見えざれど、官符によりて明かなりなど云ふ意か。

18 葛城(無姓)　孝徳紀に「葛城福草」と云ふあり、國造族か、臣族か、未詳。又清和紀に葛木種主と云ふも見ゆ。

19 大和の葛木氏　葛上郡岡本氏は本姓葛木氏と稱し、岡本家系圖を藏し「當家遠祖々神は葛木直、鴨縣主、久我直等と同祖也」と載せ「天神立命(此大神は高御魂命の御子にして、亦の御名は建角身命、一に云ふ天神立命、後に亦八咫烏命と稱し奉る也。山城國風土記に曰ふ、日向曾の峰に天降り坐す神、賀茂健都奴見命、神倭石余毘古の御前に立ち坐して、大倭葛城山の峰に宿り、彼より漸く遷りて山代國岡田の賀茂に至る云々)—玉櫛比賣命(三諸山に坐す大物主と御合ひ坐す神・是也)、弟玉依毘古命(山背國葛野鴨縣主の祖神也)、妹玉依毘賣命(鴨火雷命の御

魂の神矣)—劔根命(此は葛城國造の祖也)—葛木大鳥命—葛木忌寸(高皇產靈尊五世の孫劔根命の御孫也)—眞木立毘古、弟・高見彦眞禰—小篠彦」。また「高見彦眞禰の弟葛城曾頭日古命—眞御酒—大山彦—大和高天門命—佐智石麻呂(葛木襲彦命の後孫也。功ありて朝臣を賜ふ。玉手朝臣姫・伊賀姫を娶りて妻と爲し、三男二女を生む)—眞高額宿禰(世々葛木高天の里に住み、自ら其の郷を領す由、高天神主に任じ、從四位を賜ひ、葛木分舍す)—玉彦命—大山吹命—高天降命(玉彦第一子也。高山玉手彦姫の子高姫を妻となし、二男三女を生む)—豐彦(葛木家を續ぐ、後櫻主命と賜ふ)—玉澄宿禰(二男五女を生む。妻は武内宿禰の長女也。夫婦和熟して功勞あり、天賞を賜ふ三度也)—鏡彦命(一子・長谷山口に移る。此の家既に亡ぶに於いて、一に岡本と稱し、亦河内國に轉じ、高額姫に托して圓大臣ど同居)—針麻呂直(遠祖の神慮を慕ひ、舊地を探りて、山背加茂の岡田鄕に住み、後亦葛木鄕に歸る。此に於いて鴨縣主と葛城直と二流に相分る。此に四男一女を生む。其の一女は高津宮大妃「—」と爲

す。節綏、波能媛命を齋かしむ。此の劍麻呂直の墓は天邑向谷の上に在り）―三加比天―大玉主―古道眞人宿禰、その配偶、葛城直金子丸―若麻都鷹（此の主は岡本家中興の祖也。兄金子丸と共に、同心して鴨の地に住む。故ありて家を剖ち大和國高市縣に移る。孫田語重・岡本と稱する也。或曰、岡本宮往同丘等付合觀、八咫烏命の末裔たるに因りて、烏圓形を以つて家紋と爲す。後又榊二葉を以つて紋と爲し、後又紋□。八田部、葛木等と共に同種にして、後延喜の際、此の地主神の宮司に任ぜらるゝを以つて、舊形の事を失ひ、私に姓氏を改めて、岡本と唱ふ。此に於いて事・各古習を變ず。然と雖、血脈尙連綿として家神等を齋き奉る」と見ゆ。

多少の縁故を以つて、葛木と鴨とを混同し、又直姓と臣姓とを同一視し、妄りに傳説上の古人物を並列せしに過ぎざるも、兎に角葛木氏より出でしにより、この系圖を作りしか。

20 越前の葛木（無姓） 天平神護二年の越前國司解に「海部鄕戸主葛木安麿」と云ふ人見ゆ。葛木部の後か。

カツラギ

21 阿波の葛木（無姓） 板野郡田上鄕の戸籍に葛木福賣、外に此の氏多く見えたり。

22 讃岐の葛木（無姓） 寛弘元年大内郡戸籍に葛木今町女、外六名見えたり。

23 周防の葛木（無姓） 玖珂鄕戸籍に「葛木神乙道」と云ふ人見えたり。當國には葛木部もあり。

24 近江の葛木氏 甲賀五十三士の一に此の氏あり。古代葛城氏の後なるべし。

25 奥州の葛城氏 餘目舊記に「葛城殿は家□まで十六代」と見ゆ。

26 備前の葛木氏 當國赤坂郡に葛木鄕あり、關係あるべし。吉備温古引く貞治三年文書に「鳥取莊の人葛木時末」なる者見ゆ。當國には葛城氏と云ふも現存す。

27 備後の葛城氏 當國上村に、葛城山あり。葛城刑部永義の居る所なりと（藝藩通志）。

28 雜載 其の他、石見、能登に葛木氏あり。

葛木 カツラギ 撰解文集に葛木氏あり。其の他多し、前條を見よ。

歌枕 カツラギ 葛城氏に同じかるべし。

桂木 カツラギ 石見にあり。

葛木日下 カツラギノクサカ 連姓なり。

カツラギ

承和十三年正月紀に葛木日下連鳳子（外從五位下）見ゆ。流布本には葛木下鳳子とあり。

葛木當麻倉 カツラギノタギマノクラ 大和にあり、首姓、タギマ條を見よ。

葛木廚 カツラギノミヅシ 葛城にありし廚の司たりしを氏とせしなり。

○葛木廚直 尾張氏の族なり。尾張氏族はもと葛城にありしが移りて、尾張を本據とするに至り、葛木には殆んど其の一族を見ざるも、此の氏等は猶ほ原住地に殘れるものなり。天孫本紀に「五世孫建筒草命云々、葛木廚直の祖」と見ゆ。廚は御廚子所にて、此の氏は其の司なりしなり。

葛城山田 カツラギノヤマダ 大和にあり、直姓、ヤマダ條を見よ。

葛木稚犬養 カツラギノワカイヌカヒ 連姓、これも葛城に止りし尾張族の一なり。ワカイヌカヒ條を見よ。

葛城部 カツラギベ 仁德帝朝、大后石之日賣命（磐之媛）の御名代として定め給へる部なり。古事記、仁德段に「此の天皇の御世、大后石之日賣命の御名代と爲して、葛城部を定む」と載せ、また仁德紀七年條に「皇后の爲に葛城部を定む」など見ゆ。皇

后は葛城の曾都毘古の御女にて、葛城家より出で給へるが故に、其の名をとりたるなり。此の部民は初め葛城氏の管理せしものならんも、此の氏亡びて此の部も亦衰ふ。よりて他の御名代、御子代の如く多からず。

1 周防の葛城部 玖珂郷戸籍に「葛木部乙賣、世米賣、及び葛木部乙道」見ゆ。同戸籍には葛木と云ふもあり。

2 備前の葛城部 和名抄、備前赤坂郡に葛木郷を載せたり。此の部民の住みし地なるべし。カツラギ條參照。

3 讃岐の葛城部 カツラギ條參照。

4 土佐の葛城部 延喜式土佐郡に葛木男神社あり、關係あるか。

5 肥前の葛城部 和名抄、肥前國三根郡に葛木郷あり、加都良支と註す。

桂島 カツラジマ

桂田 カツラダ

1 越中の桂田氏 當國の豪族にして、土肥氏の老臣なりしと云ふ。桂田善左衞門は新川郡江田城を守る。(三州志)。

2 加賀の桂田氏 三州志、江沼郡打越城條に、「天正八年、柴田伊賀守、能美江沼の賊將を越前の丸岡へ招きし時、打越の桂田中務・怯れて出奔と古兵談に載せたり」と見ゆ。藤姓なりと云ふ。

3 朝倉氏流 織田信長の朝倉征伐の際、前波(前羽)九郎兵衞吉繼功あり、天正元年八月、朝倉義景の滅ぶや、越前の守護代に補せられ、次いで族を桂田、名を長俊と改め、一乘が谷に居る。時に富田彌太郎長秀は府中城を收められ、其の釆邑を減ぜらる。よりて長秀は二年正月、土寇を志津の莊に集め、十九日急に長俊を一乘が谷に襲ふ。兵總べて十萬八千、長俊敗れて自殺す。

朝倉始末記卷七に「越前の守護職には前波九郎兵衞吉繼を一乘谷義景の館に居置給ひけり。玆に因つて國中の武士、僧侶、禮を出す事、門前市を成せり。云々。十一月越前の武士上京す、其の侍皆名字をぞ替られける、前波は桂田播磨守長俊に成る。此の播磨守は朝倉譜代の者なりしが、先年江州合戰場にて信長公へ馳せ參ず」云々と、その子を新七郎と云ふ。

桂平 カツラタヒラ 石見に現存。

桂坪 カツラツボ 東作志に「吉野郡大野保川上村長門大明神、桂坪氏神」と見ゆ。

桂野 カツラノ 秀郷流藤原姓、佐野氏の族にして、久賀七郎兵衞尉宗春—宗久(桂野七郎、刑部)——

┬宗永(彌次郎 伊豫)—宗房(傳彌)—宗行(四郎左衞門)—宗宣(四郎兵衞)┬宗春(茂左衞門)
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└宗道(與兵衞)
└利永(刑部)

なりと。又利永「小山領千駄塚に住す」と。又宗道は本多家臣(田原族譜)。

勝浦忌部 カツラノインベ カツラベ、及びカツウラノインベ、カツラ等の條を見よ。

葛原 カツラハラ クズハラ 和名抄、讃岐國多度郡に葛原郷あり、加都良波良と註す。又豐前國宇佐郡に葛原郷あり。其の他、山城、相摸、羽後等にも此の地名存す。

1 葛原宿禰 クズハラ條を見よ。

2 葛原朝臣 同上。

3 藤原姓隅田流 紀伊の豪族にして、續風土記に「伊都郡隅田莊境原村舊家葛原平兵衞。隅田一黨の本家にして、其の祖は鎌足公廿六代の裔、散位藤原忠延といふ。文永五年云々、系圖並に正安、元弘、弘安、永仁頃の感狀、建久、元久、建保頃の文書數十通、古劵の類數百通を傳へたり。文書の宛に、隅田三郎左衞門尉殿、隅田葛原殿などあり。世々隅田莊の地頭職にして、隅田八幡宮の俗別當職を

兼たり。楠正成と合戰して功名を顯したる由の感狀もあり。亦天文の誓紙に、葛原忠といふあり。亦此の家の祖なり。慶長十五年九月、其の祖葛原與一兵衛といふ者死す、其の墓村中にあり、來國秀の鎗を持傳へたり。又葛原の祖、朝廷の命を受けて禁中にて三面の狐を討ちし事ありといふ文書あり。其の狐の尾なりといひ傳へて、今尙ほ傳へたり。村中に文右衛門とかいひし者あり、葛原の本家といふ。今家斷絕す。平兵衛は其の同家なるより葛原の嫡流とはなれりとぞ」と見ゆ。又畠山記に永正の頃の人葛原三郞兵衛と云ふを載せたり。猶ほスダ條を見よ。

4　能登の藤姓　當國の社家にして、其の系圖に「桓武平氏。親輔—秀行（三男、伊勢守、從五位下、能登國須々郡飯田町神職、後號正阿彌、文永元年九月十三日卒）—秀雄（右馬頭、文阿彌、正應五年）—秀名（刑部少輔、永仁六年）—秀胤（左衛門尉、元亨三年）—時秀（中務大夫、文和四年）—時治（兵庫助、明德三年）—秀治（藤左衛門尉、應永廿四年）—秀友（典膳、文安五年）—秀益（左近少輔、文明三年）—益辰（治郞兵衛尉、永正二年）—辰秀（左京祐、文明四年）—辰延（豐大夫、元龜元年）—秀澄（貞進、號自弘、慶長十年）—秀芳（主計、號閑酉、寬永十三年）—吉政—忠秀—秀精—秀一—秀章—秀藤—滿壽美」と見ゆ。

5　其の他、津輕にもあり。

桂原　カツラハラ　桓武平氏、葛山氏の族にして武藏にあり。戰國末、桂原新左衛門なる人見ゆ。片山條を見よ。

縵部　カツラベ　職業部の一にして、鬘、卽ち頭髮の裝飾品をつくるを職とせしが如し。奄智縵、三川縵、城縵、比尼縵等の名・古典に見ゆ。各條を見よ。

加豆良部　カヅラベ　前條縵部と同一か。或は云ふ、此の部は阿波國に限れるを思へば、加豆良は勝浦にて、地名を負ひたるものかと。勝浦は中世以後勝浦郡あり、和名抄に桂と註す。而して上總國勝浦の傳說に阿波の勝浦忌部渡來せりと云ふ、然らば阿波の加豆良部とは勝浦忌部にて、勝浦郡に居りし忌部に地名を冠して斯く云ふかと。されど他に徵證なければ、猶ほ考ふべし。上總なる勝浦忌部の話も、阿波、安房兩忌部に關聯して起れる地名附會の傳說に過ぎずと考へらるればなり。

○（粟國）加豆良部　山城にあり。東大寺奴婢帳、天平十三年の山背國司解に「綴喜郡甲作里戶主粟國加豆良部人麻呂」と見ゆる之なり。天平勝寶元年十一月三日の大宅朝臣可是麻呂貢賤解にも同人を載す。猶ほ山背國司移大養德國司に「粟田加良部人麻呂」とあるは誤寫なるべし。

葛間　カツラマ　和名抄、駿河國安倍郡に葛間鄕ありて、加都良萬と註す。

葛山　カツラヤマ　駿河發祥の大族なり、されど異流も存す。又桂山と通ず。

1　藤原北家大森氏流　駿河國駿河郡葛山邑より起る。大森氏の族にして、大森葛山系圖に「惟康（伊勢新二郞大夫、或は高橋殿）—惟兼（從五位上、鮎澤四郞大夫、又藍澤。兄惟直と一腹なるに依りて、所領を併せて之を讓られ・相傳知行せしむ。件の所領手繼文書等は、妻女、維綱等の母、離別せらるゝにより恨死を成すと云へども、彼の文書を盜み取り燒失せしめ、又嫡子惟忠、後家の女子毋・相傳の文案を盜み取り、土底に埋め隱して、托失せしむる也）—惟忠（葛山二郞）—惟重（六郞、御宿殿、建久四年五月八日、賴朝富士藍澤御狩の時、御宿を申す。則ち御宿と號す。三位中將重衡理髮の子、初め竹

下孫八郎と號す。法名從佛)―廣重(小二郎、葛山左衞門、入道壽阿)―重經(葛山與一左衞門)、弟惟時(葛山次郎兵衞)―惟政(葛山彌二郎、法名見政)、弟惟行(葛山六郎、入道行全)―惟宗(葛山次郎左衞門、入道)」と載せたり。惟康の出自については大森條を見よ。

又惟重の弟「惟繼(葛山七郎、入道、男女ありと雖、長・所領を養子に讓與す)」と。又其の弟「景忠(葛山三郎、上田殿と云ふ)―景倫(葛山五郎、源丞相薨ずる時に出家、高野願性房)、弟惟清(葛山四郎、金澤殿、子なきにより、孫新二郎惟村を養ひ讓與す)―女子(金澤尼安蓮)、其の妹(惟村、朝親の母)、其妹(中里小二郎泰親母)、その妹(金屋宮原領主…)云々」と見ゆ。又「廣重の弟家重(葛山小三郎、承久合戰の時、尾張國に於いて討たる)、弟惟景(四郎入道)―行景(四郎二郎)」と載せたり。

此の氏は、東鑑卷二十五に「葛山太郎」、二十五、三十六に「葛山次郎」、南北朝の頃、最初は南朝に屬す。下りて鎌倉大草紙に「今川勢葛山」」「同荒河治部大輔」、文安年中御番帳に「四番、在國衆、葛山」、また甲州勝山妙法寺記に「文龜三年、葛山孫四郎殿、富士上方の梨木澤にて生害す」」と。又「大永五年七月晦、葛山御宿殿打死」」と。

此の葛山氏の事は、猶ほ武田系圖に「新大夫維康(伊周公の末也、康平三年八月、甲斐駿河國司に任ず、)―葛山次郎大夫維兼―次郎維忠(故あり、長江藏人頭賴隆に改む。子孫皆葛山と稱す。中四郎維重、中八維平は其の男也)―竹下孫八維正」と載せて、甲斐國と關係あり、以下の項を見よ。

2 桓武平氏北條氏流　武田系圖の頭註に「伊勢新九郎氏長―新十郎氏時(駿州竹下住人、葛山備中守維貞の養子と成て、葛山備中守氏時と改む)―葛山備中守氏貞―備中守元氏―女子二人(一人は瀨名中務大輔信貞妻、一人は、葛山十郎信貞妻也)」と見ゆ。

3 淸和源氏武田氏流　第一項葛山氏を嗣ぎたる也。武田系圖に「(十六代)五郎信昌―信惠(油川彥八郎)―播磨守信貞(號葛山、母信虎入道の妹、駿州竹下の住人、葛山備中守維貞養子、今川義元に屬す、城・尾州笠寺に在り、歌人)―信名(御宿左衞門佐、母信虎女、始め義元に屬す)―氏友(葛山右近、天正十年討死)」と載せ、又「晴信―信貞(號葛山六郎、善光寺に於いて生害す)、」と。信貞・また一本に「義久に作るは非也。葛山十郎。駿州葛山備中守元氏養子、元氏に一女あり、之に嫁す。幼少の間、御宿監物・軍代を勤む」とあり。

4 鴨姓　家譜に「吉備小黑麿の後なり」と云ふ。勝成に至り大内氏に屬し、久永を稱す。

5 藤原姓　家紋丸に打違鷹の羽、山形に二鶴。

6 武藏に葛山平殿、片山條を見よ。又松田晚翠の室に葛山氏あり。猶ほ次條を見よ。

桂山　カツラヤマ

1 駿河の桂山氏　安倍郡に桂山邑あり、關係あるか。今川家の被官に、桂山氏あり、蓋し葛山氏と同族なるべし。

2 淸和源氏武田氏族　寬政系譜・義樹より系あり。家紋割菱、花菱。

3 幕府藝者の書附に「十五人扶持、儒者桂山可參(後改三郎左衞門)、今程百五十俵」と見ゆ。

葛例　カツレイ

和名抄、大隅國囎唹郡、

及び薩摩國阿多郡に此の鄕名あり。

勝呂 カツロ　スグロ條を見よ。

上神 カツワ　カツミワ條を見よ。

葛和 カツワ　クズワ條を見よ。

勝和田 カツワダ　島津家の家臣にして、忠久の侍臣なる、勝和田林淸の後也と云ふ。

勘出小路 カデノコウヂ　長享元年江州動座着到に「三職、勘出小路兵衞佐義遠」と見ゆ。斯波家を云ふなり。カゲユノコウヂ條を見よ。

勘解由小路 カデノコウヂ　カゲユノコウヂ條を見よ。

嘉寺 カテラ　正訓不明。

門 カド　モン　門部條參照。

1　門忌寸　倭漢氏の族にして、坂上系圖に「山木直、姓氏錄に曰ふ、山木直は、是れ門忌寸云々の祖也」と見ゆ。門部の伴造なるべし。

2　門勝　豐前の古代氏なり、前項と關係あらんか。丁里戸籍に「門勝龍賣」と云ふ人見ゆ。門部の裔なるべし。

3　紀伊の門氏　伊刀郡皮張村舊家に門氏あり、當家は明神に由緒ありて舊家なりとぞ。

4　攝津の門氏　能勢郡に門大夫あり、木代村の名家、往古より嘉例に依りて、每歲亥の子の餅を天子に貢調す。其の先、神功皇后の御時に與れりと。

5　常陸の門氏　佐竹家臣に門九郞兵衞あり。天正文祿頃、依上城に據るとぞ。

6　佐々木氏流　丹波にあり、カドタ條を見よ。

7　其の他、伊達正宗家中に門下總あり。

香登 カト　和名抄、備前國和氣郡に香止鄕あり、加々止と註す。中世以後、香登庄と云ふ。

○香登臣　秦氏の族なり。文武紀二年四月紀に「侏儒備前國人秦大兄・姓を香登臣と賜ふ」と見えたり。

賀戸 カド

加百 カド　美作にあり、東作志に「吉野郡吉野庄山手村庄屋加百次郞兵衞」と見ゆ。

香止 カト

加登 カト

賀都 カト　但馬に賀都庄あり、關係あるか。

加戸 カト　石見にあり。

角 カド　大和に角庄あり。

嘉戸 カト　石見にあり。

嘉士 カド

門井 カドヰ　武藏、常陸等に此の地名あり。

門池 カドイケ　美濃に門池七右衞門長重あり。

加藤 カトウ　加賀の藤原の意にして、第一項利仁流藤原姓なりと云ふもの最も多けれど、全部然るや否や疑ひなき能はず。猶ほ加藤の加は加賀の意なれど、伊勢發祥のもの最も多し。

1　利仁流藤原姓　尊卑分脈に「利仁―叙用（齋藤黨等祖）―吉信（加賀介）―重光（豐後守、一本叙用の子）―貞正（瀧口）―正重（加藤、左衞尉、從五下）―景道（加賀介、修理少進、加賀介たるに依り加藤と號す。賴義朝臣郞等七騎其の一）―景季、弟景淸（貞歟、加藤五、賴義朝臣巳來、相傳して賴朝卿の家に郞從たる久しく、賴朝義兵の始め、伊豆國目代兼高・夜討の時、一人・之を討取り了る）―

景正（加藤）
景朝（使、號遠山）
景廉（加藤次）―尙景
景長（佐衞門尉、號河津）―行景
景經―景淸―景佐（十郞左衞門尉）―宗景
景村（七郞左衞門尉）
光員（伊世守、兵衞尉）―光兼

光員には「伊勢國住人」と註し、光兼には「承久亂の時誅され了る」と見ゆ。
加藤氏の祖景通は、陸奥話記に「將軍從兵、或は以つて散走、或は以つて死傷、殘る所は纔かに六騎あり。長男義家、修理少進藤原景通云々」と載せたり。これを前太平記が加藤としたるは、分脈に合考して定めしものと考へらる。その後、保元物語に「加藤太、同じき加藤次あり、狩野介に從ひて、」爲朝征伐に向ふと。其の後、賴朝擧兵の際、之に從ふ。東鑑、治承四年八月六日條に「加藤次景廉以下」と。又廿日條に「加藤五郎景員、同藤太光員、同藤次郎景廉」を載せ、源平盛衰記には「此に當國(伊豆)住人に加藤太みつたね、加藤次景かどとて兄弟二人あり。是は『都をば霞と共に出しかど、秋風ぞふく白川の關』といふ秀歌を讀たりし能因入道には、四代の孫子なり。彼の能因が子息に月並の藏人といふもの、伊勢の國に下りて、柳の右馬の入道が聟に成りて、まふけたりし子を加藤五景貞といひき。後には使の宣旨を蒙りて、加藤判官とぞいひける。其の子共なりければ、加藤太加藤次と云ふ。本・伊勢の國に住み

けるが、父景貞に敵あり。平家の侍に伊藤と云ふ者也。彼の敵を殺して、本國には安堵せず、東國に落ち下りて、武藏國秩父を憑みけれども、平家に恐れて之を辭退す。千葉を憑むといへども、同じく恐れて置かざりけり。伊豆國の公藤介を憑みければ、甲斐々々しく之を請取り、妹に合はせて、用心の爲に憑み置く。其の故は公藤介・三戸次郎と云ふ者と中惡くして、常に軍しければ、剛の者は一人も大切也。加藤兄弟・心際不敵也と見て、軍の方人にせんと思ければ、平家にも憚からず、親しく成たりけるが、常に佐殿へ參りてたのみ申ければ、阻てなく思し召されけり。兄弟共に兵也けれども、景廉は殊さら、きりもなき剛の者、そばひらみずの猪武者也。折節、佐殿には御不審の事・有ければ、催には漏れたりけれ共、世間も恐々なる心地しける上、頻に胸騷ぎのしければ、何事の有るやらんと寤くて、宿直申さんと思ひて、紫威の腹卷に、太刀計りを帶び、乳母子の洲前三郎を相具して、鞭を揚げて馳參る。門外にして馬より下り、佐殿の館の內へつと入る。佐殿は小具足付けて、椽の上に小

長刀突立給へり、云々、」と。されど保元物語・加藤兄弟の伊豆に在るを載せたり。兄弟の伊豆に移れるは平家時代より以前と考へらる。
次に「佐殿・景廉を呼び返して、火威の鎧に、白星の甲取具して、其の上に夜討には太刀より柄長物よかるべし。是にて敵の首を取りて進せよとて、小長刀を給ふ。是は故左馬頭義朝の秘藏の物也けるを、流罪の時、父が形見にも見んとて、池尼御前に申し請けて、下し給たりける也。銀の小蛭卷に目貫には、法螺を透して、義朝身を放たず持れたりし寶物なれ共、且は軍を進めんが爲、且は事の始めを祝はんとおぼして給ひにけり。景廉是を給ひて、佐殿の雜色一人、洲前三郎、下人二人、已上五騎にて八牧城に推し寄す。見れば時政南表に引退きて控へたり。景廉を見て、いかに御邊は、當時御勘當にて御座するにと問へば、俄に召して八牧が首貫きて進せよとて、御長刀を給れり、云々。
加藤次・佐殿の雜色に下知しけるは、心苦しく思召しつるに、先づ櫓と門とに火をさせと云ひければ、雜色下知に依りて

火を差してけり。爰に武者一人進み出でて名乘けるは、河內國住人、石川郡の關屋八郎とは我が事也。櫓の上にて射殘せる、中差一筋こゝにあり、今夜夜討の大將軍は、北條、佐々木歟。土肥、土屋歟。加藤が黨か、名乘て我が矢請け取りて名聞にせよと呼ばはりて、內へ入りぬ。加藤次門外に引退きて、乳子を招きて云けるは、關屋が詞・聞きつらん。彼が箭にあたらん者、命生くる者有まじ。我れ其の矢にあたらん事安しき事也。但し我・討れなば、此の軍鈍かるべし。佐殿を世に立て奉らんと思ふに、汝・景廉と名乘りて敵の矢に中りてえさせんや、さもあらば思ふ事を云ひ置け、更に違ふ事有るまじと云ふ。洲崎・是を聞きて、我少きより殿に育てられ奉りて、其恩を忘れ難し、軍に出づるよりして、命生くべしと存ぜず、代はり奉るべし、思ふ事とては、老たる母が事ばかり、其れは迚ても乳の恩・忘れ給はじなれば、よく育て給へとて、門の內に進み入り、伊勢國の住人に、加藤判官の次男景廉。是に在り、關屋八郎と聞きつるは、云ひつる言には似ず、落ちぬるかと云ひこ、楯を前にさしかざして居たりけり云々。」かく敵を欺きて後、關屋、の首をとる。

次に「見れば兼隆・紺の小袖に上腹卷著て、太刀を額に當てゝ、膝付き居て、敵つと入らば、はたと切らんと覺しくて待ち懸けたり。加藤次過せじとて、左右なくは入らず、甲を脫いで長刀のさきに懸けて、內へつと指入りたり。待ち儲けたる兼隆なれば、敵の入るぞと心得て、太刀を入て、はたと切る。餘に強く打つ程に、甲の星二並三並切削り、鴨居に鋒打立て、ぬかん〳〵とする處に、傍の障子を蹈み倒し、長刀の柄を取直して、腹卷かけに胸より背へ差し貫き、軈がてとらへて頸を搔く。こゝに八牧を憑みて筆執して有ける古山法師に、某の注記と云ひけるが、萌黃糸威の腹卷に、三尺二寸の太刀を拔きて飛で係りければ、景廉走り違へ、長刀をしたゝかに打ち懸たり。左の肩より右の乳の間へ打さかれて、其の儘軈がて死にける。卽ち兼隆が頸・片手に提げ、障子に火吹付て、暫く待て躍出で、北條に向つて仕たりとて、敵の首を捧げたり。佐殿は、遙かに燒亡を見給ひて、景廉はや兼隆をば打つてけり、門出能しと獨言して悅び給ける處に、北條使を立て、八牧の判官は景廉に討たれ候ひぬ。高名ゆゝしくこそと申たれば、神妙神妙と感じ給へり」と見ゆ。賴朝擧兵第一の武功なり。これより加藤氏大いに興る。

2　加藤氏は東鑑卷一、三に加藤五郎景員、一、四、五、八、九、十、十二、十三、十四、十五、十六、十七に加藤次景廉、一、七、八、九、十三、十五、十八、十九、二十三に加藤太光員、十六に加藤彌太郎光政、十七に加藤次知景、二十一、二十三に加藤兵衞尉光資、二十二に加藤新左衞門景長、二十三、二十六、二十七に加藤左衞門尉景長、二十六に加藤六郎兵衞、二十六に加藤左衞門三郎景俊、三十に加藤判官景朝、三十に加藤七郎左衞門尉景義、三十二、三十四、三十五、三十六に加藤左衞門尉行景、四十、四十七、四十八に加藤右衞門尉、四十二、四十四に加藤三郎景經、四十三、四十四、四十七、四十九、五十、五十一、五十二に加藤左衞門景經、四十四に加藤左衞門三郎、五十二に加藤三郎等を載せ、又承久記卷一に「かとう左衞門かげかず、加藤大夫判

官光定、又加藤判官、」卷二に「加藤いせの前司光定。」下りて近江番場蓮華寺過去帳、六波羅の士に「加藤七郎斯決、十八歳」太平記卷十二に「加藤太郎光直」見ゆ。其の他、以下の各項を見よ。

3　伊勢の加藤氏　加藤氏の發祥地は伊勢と云はれ、而して鎌倉初期、伊勢に於いて多くの領地を得。東鑑文治三年四月廿九日條に「伊勢國地頭御家人等云々、不勤仕庄、豐田庄(地頭加藤太光員)、池田別府(同前)、中跡庄(同前)、長田庄(光員)、長田庄(光員)、武久名(加藤太)、加納(光員)、加垣湊(光員)、新光吉名(同)、位田(光員)、」と。また六月廿日條に「伊勢國沒官領事、加藤太光員・隨って注進せしむ云々」と。その後、伊勢加藤左衞門尉あり、こは景長に當り、又承久記に「加藤伊勢前司光定」あり。

安濃郡下部田村字南羽所に加藤氏宅址あり。龜山加藤系圖に「加藤景通の二子景貞(一に景清に作る)伊勢國目代職たり。柳馬入道の婿となり、其の釆地を承く。其の子景員・伊勢を去り伊豆に住す。景員の子光員は伊勢道前郡(神領の地)の所職に補せられ、其の弟景廉は道前郡所職、及び伊豆國狩野莊內牧郷職に補せらる」と記す。蓋し此に居りしかと。土俗或は之を惡七兵衞景清の宅址と說くあれど信ずべからず(伊勢名勝志)。

また河曲郡柳村馬場に柳馬入道の宅跡あり。能因の子月並藏人・馬入道の養子となりて景員を生む。光貞、景廉の二人は景員の子なりと。前引源平盛衰記の傳說に同じ。本村加藤氏は景廉が賴朝より拜受せし長刀を傳ふとぞ(三國地志、背書國志、古屋草紙、古老口碑、名勝志)。又鈴鹿郡邊法寺村に景清宅址あり、名勝志云ふ「平景清は加藤景清の謬傳に非ざるか」と。又三國地志、員辨郡志知村に加藤景清の宅址ありと。下つて勢州四家記に「信雄附侍に加藤甚五郎」見ゆ。第五項を見よ。神宮社家に加藤氏あり、太神宮附屬職掌人家系に「加藤(離宮院座春日社鑰取內人)、本姓藤原、初代遠景」と見ゆ。

4　伊賀の加藤氏　三國地誌に「正應四年の古文書に加藤左衞門尉、伊賀國大內住とありて、今大內下莊に加藤將監の宅址と云ふ者あり。天正中まで、其の家存せり」と見ゆ。翁草、鎌倉時代、武士の所領を擧げて「一萬五千町、伊賀の內、加藤彌太郎遠光」と云ふも、他に徵證なし。猶ほ大內下の庄(花の木村)加藤一族の紋は二頭の二巴なりと。

5　志摩の加藤氏　伊勢記に「天正三年、國司北畠氏、志摩の長島城を加藤甚五郎に與へ、以つて新宮の堀內氏に備ふ」と云ふ。

6　大和の加藤氏　吉野十六庄司に加藤庄司あり、河野鄉に住す(吉野舊事記)。赤松遺臣の南朝皇胤を襲ひ奉りし際、奮戰すと云ふ。又山邊郡多田氏配下の將に加藤治大夫あり。

7　橘姓　河內國河內郡に橘姓と稱する加藤氏あり。

8　伊香姓布施氏流　近江發祥の氏にして伊香氏系圖に「布施太郎有綱(左衞門尉)—某(又太郎、夫太郎、氏眞、左衞門尉)—有氏(加藤次、源左衞門尉)」と見ゆ。

9　尾張の加藤氏　愛知郡に最も多し。又賀藤とあるも同族なるが如し。本郡上社城(上社村前山)の城主は賀藤勘三郎なりと傳へらる。同村觀音寺の古き過去帳に「前山之城主、俗名賀藤勘三郎」と見え、又藤森の了玄院の古位牌には、表に「歸眞天庭誠井禪門靈位、」裏に「文明六年正

月初四日」とあり、又明暦二年申十月九日に書ける此の村の書上帳に「長三十間、横八間、西の方に堀の形、巾三尺程七十二間御座候。先年の城主加藤勘三郎殿。行末は存じ申さず候。右の屋敷の内、畑二畝二十四步、是は備前殿御除地の時、高の内へ入れ申候。殘の分、山の内に成り御座候」と見えたり。又高針城（高針村）あり、これも加藤勘三郎の居城也と云ふ。又長湫城（長久手村東島）は、尾張志に「城主は永享年中、左近太郎家忠、左衞門次郎國守、享祿の頃、齋藤平左衞門尉、同民部丞などなりしにもや。さて此の城廢れて、加藤太郎右衞門・此の地に住へるならむか。この村景行天皇の社の祠官青山助太夫が家に、太郎右衞門の書ける一軸あり。又此の城址のうちの高き岡の上に、本藩加藤氏より近年建たる石標あり。表に加藤太郎右衞門忠景宅址、裏に文化六年己巳十一月、加藤太郎右衞門景芳、加藤左一郎景久、加藤權左衞門品景と彫付たり」と見ゆ。其の他、長久手村に加藤太郎右衞門、熱田の地士に同圖書助順盛（東加藤）、年人全朔（西加藤）、皆有名なり、家康の幼時ありしは順盛の家也。又加藤氏（天道社）と。

次に春日井郡にては、清正の祖父清信、本郡犬山にありしとぞ。又瀬戶村の人に四郎春慶あり、入宋して歸り、瀬戶燒を始む。次に中島郡には、加藤嘉明（下津村）、遠江守光泰（同村）の事蹟を傳ふ、後に云ふべし。

10 藤原北家道長流　清正の家にして、其の家系は第一項とは別にて、藤原權中納言忠家の子正家の後なりと云ふ。加藤系圖に據れば「權中納言忠家—正家（加藤武者）—家久（三郎四郎）—長賴（伊勢守）—三高（源太）—三虎（三郎）—虎時（宮內少輔）—義時—正時—正吉（三郎）—賴方（三郎、中村に住む）—清方（二郎）—清信（因幡守、齋藤道三に仕へ、討死）—清忠（彈正左衞門、兵衞）—清正」と。又加藤片岡氏系譜に「藤原正家—家久、弟正信（正家三男、加藤兵部大輔）、弟正光（片岡祖）」など載せ、又尾張名所圖會愛智郡中村の條、太閤屋敷の次に「加藤清正は大織冠の末孫云々、加藤四郎賴方、當村に住す。其の曾孫彈正右衞門清忠の二男にして、永祿五年六月廿四日、爰にて誕生し、力量智勇拔群にて、然も太閤の外戚の親みに因り、登庸され云々」とあり。藩翰譜には「清正は、初の名は虎之助、生國は尾張國の人、豐臣太閤の外戚に就きて親しかりき。一說に御堂殿の御裔の中納言忠家の次男正家の十代の後、二郎清方が子因幡守清信、尾州犬山に住し、齋藤道三に屬す、織田殿と戰ひし時討死す。其の子彈正清忠、同國愛知郡中村に住し、三十八歲にて死す。三歲の幼子あり、虎之助と云ふ、これ清正なり。母は秀吉の母と從弟なり。其の頃秀吉、江州長濱にて五萬石を領し給ひしに、虎之助五歲の時、母長濱に具し行きて賴みしかば、秀吉の母の許にて人となり、十五歲にて元服し、百七十石の所領を秀吉より賜ひしと云ふ。天正九年六月、因幡の國鳥取の城の物見し、城より出でし兵共、弓執て射すくめ、太刀打ちして高名す。此の時、清正十九歲なり、所領の地百石を加へられしと云ふ也。さらば清正の卒せし年は、四十九歲にてやありけん。世に傳ふる所の如きは五十一歲にして、慶長十六年に卒せしとなり。若し後の說の如くならんには、天正九年は廿一歲の時の事なるべし。

十年三月、備中の國冠の城落ちし時、眞先に城に乘入り、同じき年の六月、山崎の合戰に先を懸け、十一年正月、龜山の城にして善き敵(近江新六といふ者)の首を取る。五月、志津が嶽の戰に先登七騎の其の一にして、首取つて參り(戸岐隼人が首を得たり)。天下に其の名を揚げてけり。十三年の秋、秀吉關白に成り給ひし時、叙爵して主計頭に任す。十六年閏五月、肥後の守護佐々陸奥守成政が國除きし跡、主計頭清正、小西攝津守行長二人に分ち賜ひ(各三十萬石といふ)清正熊本の城に入る。此の年の冬、國人等が立籠りたる志岐天草の城、皆攻め破て一國を平均しぬ」と。關ヶ原役後、肥後國一圓五十一萬五千石を領す。恩榮錄に「加廿七萬石合五十二萬石」とあれば、舊封は廿五萬石也。肥後守に補せらる。その子肥後守忠廣・除封、僅に一萬石、その子光正にして家絕ゆ。

一說、清正の後は次の如しと。

- 清忠(彈正左衞門兵衞)─清正(主計頭 肥後守)
- 喜左衞門─女(竹之丸、菊池氏)
  - (清正・女の子)
    - 熊之助(忠正)
    - 某
    - 虎藤
    - 忠廣(肥後守)─光正(豊後守)─虎松─寅之助(仕吉宗、賜千五百石 子孫仕于筑前云)
      - 女(紀伊頼宣室)
      - 女(阿部修理大夫室)

清正の再從兄弟
- 加藤萬兵衞(後越後)
- 加藤與左衞門
- 中川太郎兵衞(後豊後)─壽林

清正の從兄弟聟
- 加藤美作守─丹後
- 加藤清左衞門(後右馬丞)─清兵衞
- 中川將監
  - 百介
  - 大介

なり(中澤利一郎)と。

11 美濃の加藤氏　伊勢加藤五景員(景貞)の二男加藤次景廉・當國に來る、これ當國加藤氏の祖なりと、遠山條に詳述すべし。新撰志に「加藤右馬助、立花村金剛童子社祠官加藤氏、」また「豪農加藤喜比右衞門」を載せ、又久尻村條に「磁器は壺鉢等をやき出す。陶竈數ヶ所にありて、數品を製す。元祖を加藤筑後といふ。尾張の瀨の藤四郎の一類なるべし」と見ゆ。

12 景義流　美濃の加藤氏の一にして、作內光泰の家也。新撰志に「加藤遠江守光泰は今泉村のうち、橋爪より出で、はじめは作內と名のり、信長、秀吉に仕へて軍功あり」と。又藩翰譜頭注に「鎭守府將軍利仁二十三代の後裔加藤權兵衞景泰の子也。景泰・美濃多藝郡橋爪庄七十貫を領して、初は守護齋藤氏に屬す。云々」と。又齋藤の一族なりとの說もあり。藩翰譜に「左近大夫貞泰は、遠江守光泰が男也。光泰・初め織田殿の家人(作內と申しき)。元龜元年の春、木村、生駒、前野等と同じく、羽柴藤吉秀吉の手に屬せらる。これより秀吉世の事を知り給ふに至りて、是處彼處の戰功、夙夜奉公の勞を積てければ、天正十二年、近江國高島の城を賜ひ、叙爵して遠江守に任じ、同じき十八年、甲斐國を悉く賜ひ領しぬ、(廿四萬石)。去れば殿下年來の御家人にて、御覺え他に異なりし故、斯かる大名にもなし立て給ひ、時の榮世の華なりしかど、いつしか讒人の爲に申し碍へられて、御氣色宜しからず。文祿の初め、朝鮮討たるべき事起りて、光泰も軍勢引具して、彼の國に打渡り、是處彼處の軍し、終に陣中にて空しくなりぬ」と載せたり。又新撰美濃志に「東黑野村黑野古城、加藤遠江守光泰の子左衞門尉貞泰、是に居れり。父光泰甲斐國二十四萬石を領し、文祿二年征韓の役

に彼地にて卒去し、貞泰幼稚なるにより領地を減ぜられ、僅か四萬石にて美濃の黑野城に移り、慶長十五年伯耆米子城に移り、六萬石を領す」と見へたり。
其の系は第一項加藤氏の後と云ひ、景廉の子景義―景定―景春―景平―景幸―景助―景基―光重―景重―光爲―光治―光長―景泰(寛政呈譜に重光二十代の後裔、景秀の嫡男とあり。)―遠江守光泰(作内、秀吉に仕ふ、甲斐二十四萬石)―右衛門尉貞泰(作十郎、左近大夫、伊豫大洲六萬石)―出羽守泰興(五郎八)―美作守泰義―遠江守泰恒―出羽守泰統―遠江守泰溫―出羽守泰衑(左近將監、上總介、加賀守、實同姓伊豫守泰郁嫡男)―遠江守泰武(泰溫男)―出羽守泰行(泰衑男)―遠江守泰侯(泰衑男)―遠江守泰濟―遠江守泰幹―出羽守泰祉―遠江守泰秋、現今子爵。
泰興の弟「織部正直泰―出雲守泰觚(實美作守泰義二男)―大藏少輔泰貫―出雲守泰廣(實遠江守泰恒男)―近江守泰官―出雲守泰賢―長門守泰儔―大藏少輔泰理―山城守泰令(伊豫新谷一萬石)。現今子爵、支庶五十一、家紋上藤、蛇目、總木。

加藤・大洲 新谷

13 三河の加藤氏 當國に加藤氏多し。先づ碧海郡岩根城(岩根村)は城主加藤掃部助正成、明應年間、始めて長親に謁して君臣の約ありと。又同郡橋目城主に加藤與右衛門、下和田城は加藤帶刀・城主たり。又設樂郡鴨ヶ谷村に加藤源左衛門あり(二葉松)。又前芝の人加藤廣正(文政)、加藤左京、八名郡賀茂社。大伴明神の社家に加藤長門。寶飯郡羽鳥大明神社家に加藤衛守(慶長棟札)、また加藤彌三大夫あり。

14 景長流 三河加藤氏の一にして、左馬助嘉明を出す。二葉松に幡豆郡「永良村古屋敷は加藤三之丞の息左馬助嘉明出生、加藤は主殿が同心也。同喜藏も居住す」と見ゆるもの、卽ち此の家にして、參河國吉良の人、祖父左馬允朝明、父三之丞教明なり。藩翰譜に「嘉明は、三之亟某が男也(ある書に三之亟廣明と記す、系

圖に見えねば、其の名覺束なし)。嘉明が父、初め德川殿譜第の御家人たり。一向專修の門徒等が背き參らせし時、これも同じく方人にて、永祿七年三河の國を去りて尾張の國に至り、其の後、遂に羽柴殿に仕へてけり。嘉明襁褓の中に本國を去り、成人の後、秀吉に仕ふ。生年廿一歲、近江國柳が瀨の合戰に先懸し、高名七人の其一人なり、(時に孫六)。秀吉の御感、斜ならず、此の年天正十一年七月朔日、勳賞を賜ふ、(五千石を宛行はる)。同き十三年、秀吉關白に任じ給ひし時、從五位下に叙し、左馬助に任ず。今年の秋、伊豫の國正木の城を給る、(六萬二千九百石)云々」と載せたり。
其の系圖に據るに、加藤景廉の二男景長・甲斐に行き、五世孫泰景、其の曾孫景恒に至るまで武田に仕へ、其の子景俊に至り、三河に移ると云ふ。景俊の孫は廣兼にして、其れより、左馬允廣兼―三之丞教明(廣明)―左馬介嘉明(七本槍の一人、會津四十萬石)―式部少輔明成(封地沒收)―內藏介明友(水口二萬石)―佐渡守明英(越中守)―弟周防守明治―和泉守嘉矩―伊勢守明經―相摸守明煕(同姓駿

河守長男)―能登守明堯(伊勢守、實松平遠江守忠名二男)―佐渡守明陳(實養方弟)―越中守明允―能登守明邦―越中守明軌(左京大夫)―能登守朝實(近江水口二萬五千石)、現今子爵。

嘉明の子明成の弟民部少輔明利(陸奥三春、後二本松三萬石)―彌三郎明勝(領土沒收)、其他支庶二家、家紋下藤、蛇目。

加藤
水口

其の他、池金村に加藤甚十郎。羽栗村に三右衛門。坂崎村に粘之亟等の屋敷あり(二葉松)。

15 松平氏流　碧海佐崎城(藤野村佐崎)に據る。當城は二葉松に「三屋鋪にあり。松平三左右衛門親久(父三藏直勝)、同三藏信次、永祿六年に至り落城。太田黨代々右同心也。安藤次右衛門出生」と見ゆ。天文十三年、織田信秀安祥城を攻落するや、當城主松平三左衛門忠倫降る。永祿六年、一向一揆の際、三藏信次・一揆に屬し、上宮寺の隣屋鋪を城郭とす。一揆平定の後、所領沒收せらる。後加藤淸正に仕へ加藤佐助と云へり。

カトウ

16 駿河の加藤氏　駿河郡愛鷹社に加藤藤左衛門(式社略記)あり。

17 甲斐の加藤氏　國中に多けれど、都留郡の此の氏最も史上に輝けり、加藤次景廉の裔なりと。景廉・石橋山敗戰後、本州に來りし事あり。建久中、安田遠江守を誅する際、景廉功あり、安田の一跡を賜ふ。本國中郡加藤(今河東)は、此の景廉の居りし地也。正治二年正月、景廉・梶原景時の事に坐して、所領を沒收せらる。後建暦三年、和田亂の後、古郡保忠の闕所を、景廉長男判官景朝の男新左衛門尉景長に賜ふ。子孫應永中加藤入道梵玄あり、武田信長に相具し、逸見中務丞有直と戰ふ。子孫上野原城に據る。其の後加藤駿河守信邦(昌頼虎景)、其の子丹後守景忠、其の子次郎左衛門尉信景(彌次郎)、其の弟彌五郎、彌平次郎等あり。天正壬午小山田氏と共に滅ぶ。國志に「古郡(上野原村)は本村の西貳町餘にあり。西は鶴川の岸に臨み、北に大堀あり。東は曠原に接し、南は高岸にして、下に新田村あり。鶴川其の南を東流して、松留に至り桂川に合す、要害堅固の城地なり。館蹟方一町許、此の邊古郡郷なり、因て古郡を以て家號とするなり。建暦三年癸酉五月、保忠等討たれて家亡ぶ、古郡を以つて、加藤兵衛尉に給ふ。此より世々古郡を領知す。應永の頃、加藤入道梵玄・武田右馬助信長に頼まれ、西郡へ押寄せ、逸見と合戰のことあり(大双紙)。文明十年三月、甲斐國鶴川の住人加藤、其の外・國境に役するの兵共相催し、同十四日逆寄せに責來る云々。甲州の境を越え、加藤が要害へ押寄せ、鶴川と云ふ所を放火して歸降す、云々と、大双紙に記せる、是れ皆加藤兵衛尉が子孫にして、古郡に居住なるべし。鶴川の住人加藤、又鶴川と云ふ所を放火すと云へれば、鶴川澤の邊に居住の由に聞ゆれど、今其の邊を尋ぬるに、居館の蹟と見る地なし。或は上野原鶴川澤は唯川を隔つるばかりにて近隣なれば、古は上野原までも鶴川と稱すか。然れば鶴川を放火すとあるは、今の鶴川驛のことにはあらじ、上野原宿のことなるべし。武田繁榮の頃は、加藤丹後守・上野原に居住す。軍鑑に北條押への爲、此の地に差置くとあれど、是れも加藤兵衛尉が子孫にて、土着の人なるべし。居館も同地なり、土人は唯丹後が居

カトウ

蹟とのみ云へり。兵衞尉、及び梵玄あることを知らず。天正壬午年加藤亡びて、後は廢蹟となり、田畠開きて纔に其跡を存するのみ。」と。大草紙に「甲斐の國鶴瀬の住人加藤某・東郡を給はる事。入道梵玄・加藤將監(犬懸方)」等を載せ、又「加藤の元祖加藤景廉云々」と見ゆ。其の他、巨摩、甲府(加藤彦左衞門、甲府問屋役、後世子孫相次ぐ)等あり。

18　清和源氏武田氏族　武田信繩の子、信厚、加藤を稱せり。一本武田系圖に「勝沼殿信友二男に加藤丹後守信厚」を載せたり。

19　伊豆の加藤氏　東鑑、文曆二年八月條に「加藤七郎左衞門尉景義・兄判官景朝と、伊豆國狩野庄內牧郷地頭を相論すること一決を遂ぐ。景義訴へ申す、當郷は伯父故伊勢前司光員の所領なり。承久三年五月、亡父景廉、之れを拜領す。云々」と。

20　武藏の加藤氏　當國に此の氏の名族多し。新編風土記、橘樹郡條に「上平間村加藤氏、世々村の里正をつとむ。先祖加藤駿河守と云ふは、甲陽軍鑑等に見えたり。此の人、甲斐國より、この稻毛庄の內へ落來りたるよしなり。按ずるに駿河守が稻毛庄へ來たりしと云ふことは、外に所見なし。荏原郡上目黑村の里正を加藤定右衞門と云ふ。これも駿河守の子孫なりと云ふ。家系を藏せり。かの定右衞門の祖先は上目黑村に來り、この五郎右衞門の先祖は、こゝに來り居り、今に至れるにや。さあらんには定右衞門は兄の家にて、こゝは弟の家なるべし。」と。次に多摩郡橫川村に加藤六郎兵衞、同甚右衞門、同重兵衞等を載せたり。次に秩父郡橫瀨村加藤氏條に「里正四郎左衞門・加藤を氏とせり。先祖を加藤雅樂助と云ふ。天正二十年貢稅の文書を藏す。家に傳ふる槍劔の傳書には、加藤を轉じて勝刀と書せり。又北條氏直の感狀あれども、あて所きれてなし、恐らくは他家より求めし物なるべし。」と。また「加藤氏(小森村)、累世里正たり、家に傳來せし虎爪と、銀の香爐とを秘藏せしが、昔年盜賊の爲に奪ひ取られしと云ふ。今はたゞ秀賴少年の時の書を藏す。」と。次に高麗郡條に「加藤氏、的場村の名家なり、天正の頃より累世里正たり。是の村草創五軒の百姓と云へる其の一なり。鞍鐙鎗等、先祖より傳來の品所持せり。七右衞門もまたその一軒なりといへり。其の餘の三軒は、今つまびらかならず。」と見ゆ。次に荏原郡條に「加藤氏(上目黑村)、此の加藤氏は遠く先祖を尋るに、昔は世にも聞えしものにて、天正の頃より世々此の地にをれり。されば今も家系圖、及び古き鎗二筋を傳へたり。その系圖に載る所によれば、鎌倉將軍の家人加藤次景廉より出づ。景廉が後加藤六郎右衞門景治故あつて、承久二年、甲斐國に至り、武田伊豆守信宗に屬せりと。按ずるに此の間のことは疑ふべきもの多し。それより世々武田家の臣となりて、十七世の孫、丹後守信重の時に及び、天正十年春、武田勝賴、織田信長の爲に戰ひまけ、天目山に自害せしとき、信重は武藏國へ出張の人數に加はりて、彼の地に赴きしが、同じき年四月十一日、同國村山郷合戰のとき是も討死せり。かの妻は阿部加賀守貞村の女なりしが、夫が戰死したりと聞きて、その日村山の圓福寺に於て、これも自殺せしといふ。按ずるに多磨郡村山郷宮根ヶ崎村圓福寺に加藤丹後守が夫婦、及

び嫡子最次郎景次、その餘從者等の墳ありて、皆ともに自殺せしよしをいへり。これによれば、かの系圖には載せざれども、嫡子もこの時自殺せしこと知るべし。初鹿野家譜に初鹿野丹後守、天正十年、甲州沒落の時、武州筥根崎に於て討死すとあり。これは初鹿野丹後守を名乘らずと雖も、後人事跡をしるすときに誤りて、かく書きしにや。又既に初鹿野と改めたれども、本姓のことなれば、加藤とも、初鹿野とも、たがひに稱せしにや、いづれも同じ人なることは明けし。又系圖に云ふ、信重が三男に加藤潤之助（後改織部）信政、いまだ幼くして僅に五歳なりしが、其の臣伊賀井隼人といひしもの、ひそかに負うて同國豐島の地へ落ゆきたりき。此の信政は此の家の祖先なりと云ふ。」と見ゆ。

次に男衾郡鉢形の家人加藤良秀は同郡木持村良秀寺を開基すと。又埼玉郡條に、「加藤氏（西谷村）、先祖は源左衛門と稱し、小田原北條家に仕へしが、北條家滅亡の時討死す。よりて、その甥源左衛門が娘福の後見すべき旨、氏政より文書を與へられしかば、源次郎・福を伴ひて民間に跡を隱し、夫より當村に來り住せり。其の後寛永九年、八十餘にして卒す。福その跡を相續し、夫より連綿す。」と。

次に比企郡別所村八劔明神社の棟札に加藤隼人宗正見ゆ。又新編風土記に「按ずるに田中村の舊家東吉が家系に帶刀先生義賢討れし後、其の家臣の此の邊に落來りて住するもの八人あり。其の內に加藤內藏助貞明と云ふもの見えたり。宗正は此の人の子孫なるにや。今腰越村に加藤氏の土民あれど是か、其の先祖のこと詳ならず。」と見ゆ。

次に足立郡北城（菅谷村）條に「小名北にあり。凡そ四方二町餘にして、北の方に堀の跡とおぼしき所あり。又二の曲輪とも云ふべき堀の跡なり。何人の居跡なりや、來由詳ならず。按ずるに坂田村舊家與右衛門が先祖加藤氏は、元鳩谷修理といへるもの丶臣下なりしが、修理其の地を棄て當村に移りしと云ふことを、彼の家に傳へり。此の地もしくは修理が居跡なるにや、されど當村にては、此の傳へなく、城跡とのみよべり。今は東光寺、及び村民の居宅、或は畑となりて、境界定めがたし」と見え、又下中丸村の名族にあり。「先祖は小池長門守が二男加藤修理亮宗安なる由、長門守は岩槻城主太田氏の臣なりしが、後家沒落の後、長男は鴻巢宿に土着す。今の小池三大夫の祖先なり。二男は當所に住し、故有て外戚加藤氏をもて此の家の氏とせり、則ち鴻巢七騎の一なりと。されど近來殊に零落し、家系及び所藏の記錄を失ひ、今は朝夕の烟さへかすかに立てるさまなれば總ての事しるべからず。」と。又「加藤氏、箕田村八幡社の禰宜家也。家に文壽四年記せし箕田系圖一卷を持傳ふれど、己は箕田の子孫と云にはあらず。」と。又大宮氷川社家に加藤あり（藤原）。當郡加藤氏は家紋下り藤也と。

次に葛飾郡條に「加藤氏（戸ケ崎村）、先祖加藤內匠、天正慶長の頃、名主役を勤む。今に至るまで九代の間、代々名主たり。相傳ふ慶長十一年十一月十九日、東照宮御放鷹の時、內匠が家、御膳所となり、其の持地の內に御床机を居させられ、稼穡の豐稔を御覽じ、きらびやかに仕付出來せし旨上意ありて、當所畑五段を屋敷分として賜はれり。當時伊奈備前守忠次が與へし證文今に存せり。御床机の舊蹟に山王權現を崇祀りしことは前にも云

へり。又内匠に苗字帶刀をも免されしとも云ひ傳ふ。寛永二年正月十四日死す、法名永昌院純譽道鏡と號す。かの畑五段の地、子孫相傳せしに、元祿十年檢地の時、五段の内二畝十歩を山王社除地とし、其の餘は高入となりし」と云ふ。又「加藤氏（加藤村）先祖は加藤五郎左衛門と稱し、岩槻太田氏に仕へし者なるが、後浪人して此の地開發の事を司どりし故、彼が氏をもて村名とすべきよし傳ふ。」と。其の他當國長澤村諏訪社の神職にあり、又天正の頃、加藤豐前なる者塚崎邑を開く。

21 桓武平氏金子氏流　新編風土記、入間郡條に「加藤氏、氏異なれど、金子氏の末裔なりと云ふ。昔時構内にて井を掘しに、三浦の隱臣、元龜二辛未二月八日、加藤佐十郎政胤法名道清、傍に佐太郎政次と彫たる碑を得たり。祖先の人なるべければ舊家なることは知るべし。」と。

22 上總の加藤氏　佐貫の城主に加藤伊賀守あり、里見氏配下の將なり、サトミ條を見よ。又永祿二年小田原役帳の中に「一貳百貫文、西上總氷郷、加藤太郎左衛門」と。又小金本土寺過去帳に「加藤淡路、加藤善兵衛（作倉）」等を載せたり。

23 上野の加藤氏　加澤記に「天正十年、鎌田の城には加藤丹波在城」と見ゆ。

24 下野の加藤氏　足利郡高橋城（吾妻町野田）は永享十二年、加藤伊豆守の居城たりき。鎌倉大草紙に「野田右馬助が郎等加藤伊豆守、又野田遠江守が家人加藤尾張守」等見ゆ。

25 常陸の加藤氏　新編國志に「加藤（加賀）常陸四戰記に出たり。加藤大隅は下野猿子の城主益子氏の旗下なり、富谷城に居れり」と。賀藤條參照。

26 大中臣姓　日光二荒社の社家にして、日光山堂社建立舊記に「社人加藤神主大夫（大中臣清眞末孫）」を載せたり。

27 會津の加藤氏　新編風土記に「河沼郡大江村館跡、加藤阿喜津と云ふ者住せり」と。又「會津郡赤井足輕屋敷跡、蒲生家の時、加藤金右衛門足輕六十人置し所なり」と載せたり。

28 羽前の加藤氏　村山郡の豪族にして、最上義光家臣に加藤權右衛門あり、最上家一門の士なりと。

29 越中の加藤氏　三州志、礪波郡條に「廣瀨館（在廣瀨郷廣瀨館村領。）邑傳、加藤右衛門佐、又上田作兵衛、又山口新左衛門、又清水將監、據りしと云ふ、皆其の傳を失ふ」と。

30 加賀の加藤氏　加賀藩給帳に「千五百石（丸内九字）寄合組、加藤圖書。四百五拾石（角内釘ハサミ九字）加藤皆右衛門。貳百五拾石（丸内九字）加藤銑吉郎。百五拾石（同）加藤甚左衛門。四百石（同）加藤三郎左衛門。百七拾石（下り藤丸）加藤新之丞。百五拾石（丸内同）加藤浪江。貳百石（丸内万字）加藤千治郎。百五拾石（藤ノ丸）加藤甚治郎。百石（同）加藤左次馬。百貳拾石（藤ノ丸）加藤伊兵衛。百五拾石（同）加藤尉五郎。拾人扶持（五七ノ桐）加藤邦安。拾人扶持・加藤甚五兵衛。參拾五俵・外七人扶持・加藤左門」等を載せたり。

31 丹波の加藤氏　天田郡千原村千原城主衣川下總守の家老也。子孫千原村に存す、又大呂村奥谷にもあり。

32 柳原氏裔　因幡國法美郡百谷村柳原寺は柳原量光の居りし地にして、其の子資緒の裔・八東郡皆原村に居り、加藤氏と稱すと稱へらる（因幡志）。

33 播磨の加藤氏　黒田長政家臣略傳に「加

藤圖書吉成は幼名九郎太郎、後内匠と改め、更に圖書と改む。播州の士加藤又左衞門が嫡子にして、黒田三左衞門が兄也。初め浮田秀家に仕ふ、後に小西攝津守に仕へ、朝鮮陣、都入の時、東大門を眞先に打破り、諸人にすぐれ高名をしける(太閤記に城戸作右衞門と有は僞也)。其の東萊忠州の城責、安定館、平壤の戰等、何れも先手として高名を顯せり、その指物は十二段の茜のえつり也と云ふ。關ヶ原戰ひの時、小西敗軍せられければ、内匠は高名はなかりけり。後に長政、黒田美作をして筑前に呼び取り給ひ、二千石を與へ、足輕大頭になさる、寛永十年、五月廿五日六十二歲を以て歿す」と。又「黒田美作一成、本姓は加藤なり。父は加藤又左衞門、母は太閤の黄母衣の士、後に秀頼の時七組の頭なりし郡主馬首が妹也。元龜二年生る。幼名玉松、長じて三左衞門、筑前にて美作と改む、剃髮して睡鷗と號す。父は攝州伊丹兵庫頭の一族也。荒木攝津守村重・攝津の領主となるや、兵庫頭以下悉く荒木に從ふ。天正六年荒木謀叛の聞えあり。此の時黒田官兵衞孝隆(後改孝高)有岡の城に禁獄せらる。孝隆・

逗留の間、加藤又左衞門懇志淺からず。其の後有岡落城の時、約により玉松・孝隆に養育せられ黒田の姓を賜はる。天正十二年長政の供して泉州岸和田の陣に赴く、これ初陣なり。同十三年孝高に從ひ、四國陣にたつ。同十五年、十七歲にて筑紫陣に向ひ、日向耳川にて强敵二名を討取り高名をあらはす、豐前一揆の時功あり。文祿の役、金海、昌原、晋州の城攻め、巨川、平安川の戰等、度々勇名を顯せり。慶長五年三十歲、美濃合渡川の先陣なし、同日石田の士村山理助、安宅作右衞門等を討取る。美作は天生武功にほこらず、只長政の下知にて戰に利を得たるのみと語る。大阪夏陣の時、忠之の供にて上りけるが、兵庫にて大阪の落城を聞し也。明曆二年十一月十三日福岡にて病死す、八十六歲。家臣には江見彦右衞門、粕屋茂兵衞、關勘六、進藤加右衞門等有名也」と。

34　美作の加藤氏　有元家配下の將に加藤氏あり、又植月系圖に加藤彦兵衞見ゆ。

35　安藝の加藤氏　藝藩通志、安藝郡條に「加藤氏、海田市、先祖藤原國兼といふ。其の裔孫加藤兼好、建保年中に故府松崎

八幡の棚守職たり、兼好より八世なり」と。又中河内村藤城は加藤左馬頭の據りし地と傳ふ(通志)。

36　紀伊の加藤氏　賀藤條を見よ。

37　筑前の加藤氏　苅萱道心の傳說は、法燈國師年譜、寶簡集等に見えたり。始め筑前博多の守護職に加藤兵衞尉繁昌あり、石堂川の邊にて地藏菩薩の寶珠の石を拾ひてより、其の妻・懷妊して生れしにより、その子を石堂丸と云ふ。長じて左衞門尉繁氏と稱し、無情を感じ、苅萱關に在りしにより苅萱道心と呼ばる。後に等阿法師と稱し、永萬元年春、高野山に登る。その妻千里・これを尋ねて、播磨明石の大山寺にて男子を產み、父の幼名によりて石堂丸と呼ぶ。その十四歲の時・高野山に行き、母は學文路邑に死し、石堂は仁安元年秋・父に遇ふと傳へらる。信生法師これなり。

又淸正の子孫と稱する加藤氏あり。淸正―忠廣―光正―虎松―寅之助なりと。第十項を見よ。

38　肥前の加藤氏　松浦に加藤氏の豪族あり、永享八年十二月廿九日の一味同心狀に「加藤景明、加藤景貞」見ゆ。又天文

に加藤左馬あり。大村藩にも此の氏存す。

39 菊池氏流　菊池系圖に「能隆—隆時（加藤九郎）」と載せ、又太平記卷三十三に加藤大夫判官見ゆ。

40 豐前の加藤氏　宇都宮道房の家士に加藤三郎（曆仁）あり、其の後裔なりと。

41 雜載　奥州田村家々臣加藤、安西軍策に「加藤彦四郎（尼子方）」尼子氏の最後上月城に據りし士に加藤新右衞門あり。又加藤嘉明家臣に加藤明利（三春舞鶴城主）。清正家臣に加藤右馬允正方（麥島城主、本姓片岡）、又加藤美作。參河後風土記に「加藤五平次（古田信勝配下）」、本多忠朝家臣に加藤忠左衞門（一心寺戰死）あり。

德川時代、加藤氏は宇都宮戸田藩用人、桑名松平藩重臣、福井松平藩重臣、德島蜂須賀藩用人、吉田伊達藩重臣、龜山石川藩重臣、岡崎本多藩用人、敦賀酒井藩用人、小田原大久保藩重臣、母里松平藩番頭、延岡内藤藩重臣、宮津松平藩添役、棚倉小笠原藩用人、沼田土岐藩重臣、鶴岡酒井藩家老、尾州德川家重臣、廣瀨松平藩中老、八戸南部藩用人、姬路酒井藩小姓頭用人、上田松平藩用人、松山酒井藩用人、關宿久世藩中老、小諸牧野藩重臣、人吉相良藩家老、杵筑松平藩重臣、忍阿部藩城代、忍阿部藩用人、膳所本多藩用人、福島板倉藩重臣、西條松平藩用人、鳥取松平藩用人、高遠内藤藩中老、擧母内藤藩表用人、山中大久保藩重臣、岡中川藩用人等にあり。

又幕府旗本、加藤淡路守（三千石、彌之助）、加藤平内（三千六百四十七石、父右京）共に紋弦卷、三河加藤氏に同じ。又幕臣に下り藤に加の字。又秀康卿分限帳に「五千石加藤由郎兵衞、百五十石加藤淸右衞門、五十石加藤喜八、三百石、加藤小兵衞」等見え、又堀尾山城守給帳に「百拾五石加藤淸七、」京極殿給帳に「貳百石加藤八右衞門、」鯖江藩侍帳に加藤杏庵。關長門守御家中侍帳幷に知行高に「佐野内膳組・百五拾石加藤作兵衞、島田右京組・三拾石加藤太郎左衞門、四拾石加藤小兵衞、戸田甚之丞組。三拾石加藤小兵衞。」また大坂御陣に加藤喜助、高麗家記錄に加藤源左衞門殿、京都與力に加藤新五右衞門、佐州役人帳に「藤原姓、加藤孫左衞門」等見ゆ。

又信濃、陸奥、羽後、岩代（山部宮、元祿元年十月加藤又左衞門）、能登（社家）、肥後（五箇莊平家の殘黨、後筑後柳川に移るとぞ）、磐城、備前、越前（五箇庄御紙家に加藤河内大掾・寬永中受領）。明治時代、加藤弘之。學者として極めて名高く、男爵を賜ふ。その子照麿なり。又加藤高明、加藤友三郎等皆人のよく知る處なれば此處に略す。

賀藤　カトウ

加藤氏に同じ。

1 尾張の賀藤氏　加藤條第九項を見よ。

2 相摸の賀藤氏　足柄郡遠藤邑御所八幡宮、文明十三年の棟札に「上中村鄕五所八幡、建立施主平朝臣景貞、海老名方政所、賀藤五郎右衞門」と見ゆ。

3 常陸の賀藤氏　六地藏過去帳に「道金門（賀藤淡路守天文廿三、五月廿五日滅）」と。

4 紀伊の賀藤氏　太平記卷二十一に「紀伊國に賀藤太郎」官軍の士なり。

5 越後本庄に賀藤氏あり。

嘉藤　カトウ

岩代にあり。

河東　カトウ

讃岐、磐城等の豪族にあり、カハヒガシ條を見よ。

加東　カトウ

播磨に加東郡あり、備前に此の氏存す。又甲斐の加藤氏は加東とも云

ふ。加藤條第十七項を見よ。

加唐　カトウ　カタウ　カカラ條を見よ。

勝刀　カトウ　加藤條第二十項を見よ。

荷塘　カトウ　カタウ條を見よ。

楫取　カトウ　カトリ條を見よ。

香藤　カトウ　紀伊に香藤並庄あり。

加藤木　カトウギ　岩代田村郡にあり。

河東田　カトウダ　磐城國白河郡河東田邑より起る。白川古事考に「天王寺山は天正中川東田大膳居り、白河の旗下たり」と。又「天正三年、河東田河內守に河東田を給し、河東田兵部少輔に入野の地三千貫を給ふ」（佐竹證文抄、常陸新編志補）と。又川東田上總介あり、伊達政宗に屬す。天和年中、綱村家臣に河東田長兵衞定恒あり。

加登田　カトウダ　石見にあり。

川東田　カトウダ　河東田に同じ。

角折　カドヲリ　ツノヲリ條を見よ。

門叶　カドカナフ　正訓不明。

門河　カドカハ　日向、其の他に此の地名あり。

1　藤原南家伊東氏流　日向國臼杵郡門川邑より起る。伊東祐時（祐經の子）の七男祐景の後也。日向記に「七男は九郎祐景、母は千葉介の女、左衞門尉に任じて、富田庄を讓得、重ねて日向國縣庄を領して下向有り。四十二歲にして是も逝去、門川殿と申すなり」と。日向纂記にも同樣見え、「子孫・縣庄を領知す」と云ひ、又伊東古系圖に「門川九郎左衞門祐景の子孫十三族あり、之を門川黨と云ふ」と載せたり。曾井氏最も名あり。

2　河內の門川氏　交野郡渚村の名族也。

門川　カドカハ　門河氏に同じ。

門口　カドグチ

門倉　カドクラ　坂上田村麻呂の後裔と云ふ。

角懸　カドケ　陸奥の國津輕郡門外邑より起る。郡中名字に「平賀郡新里、堀越、角懸、近代門外と書く也」と。

角外　カドケ　前條氏に同じ。

門坂　カドサカ

門前　カドサキ　モンゼン條を見よ。

門澤　カドサハ　カヅサハ　岩代國田村郡門澤邑より起る。桓武平氏岩城氏の族にして、門澤村志に「岩城次郎平忠清の子六郎建季（逮季）は源頼朝に仕へ、門澤に在住し、のち橋本城に移る」と。その子を安種と云ふ。六郎滿定は双六山城（七鄕村門澤）に據る。系圖に「平貞盛、六代略、逮季（安後）、門澤氏祖、奥州門澤深山城）―安種（田村氏に仕ふ。橋本城）―六郎滿定（双六山城）」と載せ、田村清顯家中に「門澤滿定（門澤）、門澤右馬之介（栗出）」あり。

門田　カドタ　モンダ　羽前、石見、備前、備後等に此の地名あり。

1　佐々木氏流　丹波國天田郡の豪族にして、丹後國竹野郡宇川村佐々木氏より出づと云ふ。桐村三郎左衞門尉の家老に佐々木氏あり。丹波志に「門氏・古は佐々木氏、今門田氏に成る。日の尾村の內常願寺にあり。此の地は日の尾村の出鄕なり。右丹後國竹野郡宇川村に佐々木重兵衞と云ふ筋目正しき家・住居す。此の家より分れたりと云ふ」と。

2　石見の門田氏　那賀郡の門田邑より起る。當村古城主に、門田五郞左衞門尉あり。石見家系錄に「長安鄕門田を苗字の地とす。民部大輔高方、永祿四年冬吉川元春に下る」と見え、又長安村門田城主門田民部大輔高方あり、前者と同族か（石見志）。

3　備後の門田氏　門田邑より起る。第五項と關係あるか。藝藩通志に「小平山は門田村にあり。大永年間、門田宮內、居

る所。一說には、石原氏通、所居といふ。年序を推すに、石原は、門田より前なり。門田は其の故城に據りしにや。又は石原の後を門田と改稱せしにや、」と載せ、又「宗政城、門田城、並に木門田村にありて、上の城は主名詳ならず。或は杉原盛重が家人、石原小次郎景直、同彌次郎某が所居なりといふ。下のは門田馬之丞が所持なり。」と。又「醫王山、深村にあり。石原小次郎、木門田村宗政城より、此に移る」といふ。

4 安藝の門田氏　安藝の豪族にして、藝藩通志、高田郡條に「清源山、下小原村にあり、門田（一に門出）太郎左衞門居る所」と見ゆ。

5 大江姓　毛利元春の子廣內の裔・門田を稱す。

6 備前の門田氏　上道郡門田邑より起りしか。後・門田平助秀安あり、戸川（富川）氏に子養せられ、戸川平右衞門と稱す。

7 河野氏流　林淡路守通起の子通形・門田孫三郎と稱す。その後にして、周防にあり。イトウ、ハヤシ條を見よ。

8 陸前の門田氏　栗原郡の豪族にして、封內記に「有壁邑古壘・元龜以來葛西家臣門田淡路・之に居る」と。又葛西記・晴信家臣に門田丹波守見ゆ。これより前、伊達世次考所載天文六年文書に門田式部あり、大崎家の家臣なりとぞ。

羽前國田川郡（庄內）に門田邑あり、相馬家傳、貞治三年の文書等に見ゆ、關係あるか。

9 雜載　門田氏は柳本織田藩の用人、又香宗我部家臣に「門田三良右衞門、門田源兵衞、同次良右衞門、文左衞門、市左衞門、新兵衞、與左衞門」等見ゆ。

加登田　カトダ　石見にあり。

門田見　カドタミ

門地　カドチ　田中家臣知行割帳に「一千石門地內記、七百石門地彌五右衞門」見ゆ。

門出　カドデ　門田條第四項を見よ。

門奈　カドナ　モンナ條を見よ。

葛野　カドノ　和名抄、山城國葛野郡を加止乃と註し、郡內に葛野鄕を收め、加度乃と訓ず。又丹波國氷上郡にも葛野鄕あり、加止乃と註す、但し本書になし、高山寺本によりて補す。後世葛野莊と云ふ。東寺觀應元年文書に保安寺領丹波國葛野莊、貞和二年文書には葛野牧に作る。又筑後國上妻郡に葛野鄕あり。

1 葛野縣主　又葛野鴨縣主と云ひ、又葛野主殿縣主ともあり。葛野縣は、後世の葛野郡愛宕郡附近一帶の地なり。天皇本紀に「頭八咫烏云々、其の裔孫は葛野縣主部是れ也」」また天神本紀に「天神魂命、葛野鴨縣主等祖」」と。古くは鴨も葛野の內なりしならん。また神代本紀に「天神玉命、葛野鴨縣主等の祖」」また神武紀に「頭八咫烏も亦・賞例に入る。其の苗裔は卽ち葛野主殿縣主部・是れ也」など見え、猶ほ單に鴨縣主とも記す。頭八咫烏とは武津之身命の事にて、神武朝の功臣なり。今此等により、其の略系を作れば「神魂命―天神玉命―天櫛玉命―建角身命（又武津之身、又賀茂建角身）」なるべし。以下鴨條、鴨縣主條を見よ。

2 葛野之別　山城國葛野郡葛野鄕とある地にありし別にして、古事記に「袁邪本王は葛野之別云々祖也」と見ゆ。開化天皇皇子彦坐王の後なり。此の族には加茂縣主と云ふもあれば、山城の鴨氏の族との間に密接なる緣故ありしものと考へらる。カモ條を見よ。

3 葛野公　恐らく前項葛野之別の氏姓な

るべし。除目大成抄に葛野公維隻と云ふ人見ゆ。

4　葛野連　物部氏の族にして、天孫本紀に「物部奈西連公は葛野連等祖」と見え、此の國の計帳と思はるゝ正倉院文書に、「戸葛野連古麻呂外五人を載せたり。姓氏錄は左京神別に收め「葛野連、同上(伊香我色乎命の後也)」と見えたり。

5　(中臣)葛野連　物部氏の族にして、前項氏と同族なるが如し。天平二十年七月紀に「正六位下中臣部子稻麻呂、中臣葛野連姓を賜ふ」と見え、姓氏錄、山城神別に「中臣葛野連、同神(饒速日命)九世孫伊久比足尼の後也」と載せたり。

6　葛野臣　神龜五年五月紀に「葛野臣廣麻呂」と云ふ人見え、姓氏錄、未定雜姓、左京の部に「葛野臣、大倭根子彦國牽天皇(謚孝元)皇子彦布都意斯麻巳止命の後也」など見えたり。蓋し彦太忍信命の後裔にして、蘇我、紀、內等の諸氏と同族ならんか。

7　葛野稻置　山城國葛野郡葛野鄕の稻置なり、大同方五十四に「山背國葛野稻置積社乃宮造」と云ふもの見ゆ。

8　近江の葛野氏　持統紀に「醴泉、近江國益須郡都賀山に涌く云々、葛野羽衝云々」と見ゆ。山城より移りし族ならん。

9　大和の葛野氏　葛下郡、宇陀郡等にあり。山城風土記に「可茂社・可茂と稱するは、日向曾の峰に天降り坐す神、賀茂建角身命なり。神倭石余比古の御前に立ち坐して、大倭葛木山の峰に宿り坐す。彼れより漸く遷りて山代國岡田の賀茂に至り給ふ」とあれば、山城葛野氏の祖先も最初は當國葛城に在りしが如く考へらる。猶ほ葛城、及び鴨條を見よ。延喜式神名帳葛下郡に片岡坐神社(名神大、月次、新嘗)あり、又山城賀茂社の攝社にも片岡社あり、關聯する處あるか(大和志料)、と云ふ。

當郡後世の葛野氏については鄕士記に、「葛下郡葛野兵衞(八咫烏の孫)」と載せて、葛野縣主と同族と云へり。

次に延喜神名帳宇陀郡に八咫烏神社を收む、慶雲二年九月紀に「八咫烏社を大和國宇太郡に置き之を祭る」とあるもの之なり。蓋し社殿の創始を云ふにて、上古よりありしならん。此の關係より當郡にも此の氏あり、鄕士記に「宇陀郡葛野才一郎(八咫烏の孫葛野氏也。鴨の武隅命也。鴨明神鳴雷神祖。高ツカ村に廣社祭)。高塚刑部(八咫烏の社、慶雲二年[illegible]玉ふ。八咫烏の子孫は葛野氏也)」と見ゆ。

10　山城の葛野(無姓)　東寺文書、嘉祥四年(山城國葛野郡)高田鄕長解に「葛野飯刀自女、葛野眞咋女」等見ゆ。

11　但馬の葛野氏　太田文に「二方郡八太二方庄、新熊野並に歡喜壽院領、二方庄、二十五町九反半(或本に二十二町五反半に作る)、下司葛野源太吉高、御家人」と見ゆ。

12　滋野姓　海野眞田等の族にして、海野幸義の子信尹(葛野市右衞門)より出づと云ふ。

13　伊豆の葛野氏　木負村にあり、本因坊丈和は此の氏より出づ。

門野　カドノ

中興系圖に「門野、清和、細川高國舍弟末」と載せたり。

備前に此の氏存す、猶ほモンノ條を見よ。

葛野大　カドノノオホ　カドノオホ

二者孰れか詳かならず。

○葛野大連　山城の計帳と思はるゝ正倉院文書に「戸主從八位下葛野大連琨麻呂、少初位下葛野大連馬甘、外九人」見ゆ。

葛野鴨　カドノノカモ

葛野鴨縣主あり、

カモ、及びカドノ條を見よ。

葛野韓國　カドノノカラクニ　物部族にて山城に在り、カラクニ條を見よ。連姓。

葛野城　カドノノキ
○葛野城首　山城葛野にありしならん。神功紀に「時に熊之凝なる者あり。忍熊王の軍の先鋒と爲る。（熊之凝は、葛野城首の祖也）」と見ゆ。熊之凝は熊襲の熊と關係あらんか。

葛野主殿　カドノノトノモリ　葛野主殿縣主あり。鴨氏の族なり。葛野の條、及びトノモリ條を見よ。

葛野秦　カドノハタ
○葛野秦造　皇極紀に「葛野秦造河勝」を載せたり。葛野にありし秦氏の意なり。ハタ條を見よ。

葛野部　カドノベ　山城葛野の地名を負ひし部にして、葛野縣主部と云ふと同一か。然らば葛野縣主の私有部曲なり。或は葛野氏の部曲の意か、しからば葛野氏と云ふもの、前述の如く數流あれば、何れに屬せしか詳かならず。

1　山城の葛野部

2　筑前の葛野部　正倉院文書、川邊里戸籍に「葛野部伊志賣外四十一人」見ゆ。

又和名抄筑後國上妻郡に葛野鄕あり。關係あるべし。

門庭　カドバ

門原　カドハラ

門淵　カドフチ

門部　カドベ　職業部の一にて、簡單に云へば門番に當る。卽ち古代兵杖を帶して、朝廷の御門を護衞し奉りし兵士に外ならざるなり。白雉四年紀に、門部金と云ふ人見ゆ。中古に至りても猶ほ存し、職員令、衞門府條に「門部二百人」と載せ、又延喜式卷四十六、左衞門府條に「凡そ宮門は、門部閇づ云々。凡そ番長二人、門部一百人」と。また卷二十八兵部省條に「凡そ衞門府門部、先づ負色入色人より簡びて之れに補す。若し足らざれば、三分の一は他氏を通じ取る」など見ゆ。負色人とは古代より門部たりし氏にして、門部を氏とするものを云ふ。

1　大和の門部　延喜式卷七、大嘗祭條に「凡そ物部、門部、語部は、云々、門部左右京各二人、大和國八人、山城國三人、伊勢二人、紀伊一人」と見ゆ。宇陀郡に門僕神社あり、此の部民の氏神なるべし。

2　伊勢の門部　同上。猶ほ齋宮寮に門部司あり。

3　山城の門部　第一項に併せ云へり。

4　紀伊の門部　同上。有田郡廣八幡宮棟札に據れば、天文以前・此の地方は門部家の所領なりしと云ふ（名所圖會）。ユカハ條を見よ。

5　常陸の門部　那珂郡に門部村あり。此の部のありし地ならん。

6　門部直　門部の伴造たりし氏にして、久米氏の族なり。よりて門部は最初多く久米部より採用せしものと考へらる。天武紀十年條に「門部直大島云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と載せ、更に同十二年條に「門部直云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見えたり。

7　門部連　前項の如く門部直の連姓を賜へるものなり、丹生祝氏文に「安魂命は門部連等の祖」と見え、又姓氏錄大和神別に「門部連、牟須比命の兒安牟須比命の後也」と見ゆ。後此の氏より與道宿禰を賜へる者あり。

8　（波多）門部造　姓氏錄、右京神別に「波多門部造、神魂十三世孫意富支閇連公の後也」と見えたり。波多は地名にして、延喜神名帳、大和國高市郡に波多神社あ

り、門部氏の祖神かと云ふ。

香遠　カドホ

上遠野　カドホノ　今便宜上、カミトホノ條に收む。その條を見よ、名族なり。

門眞　カドマ　尾張葉栗郡に門眞庄あり、又河內國茨田郡に門眞莊あり、今門眞村と云ふ。

1　桓武平氏良茂流　尾張國葉栗郡門眞庄より起る。尊卑分脈に「高望王―良茂―良正―(長田流)致頼―公致―賀茂二郎致房―平三郎行致―(門眞)致俊―長田忠致」と見え、又諸家系圖纂に「良持・門眞、長田等先祖」とあり。

2　東鑑卷五、文治元年條、土佐坊昌俊配下に門眞太郎あり、前者とは別なるが如し。

3　室町幕臣　恐らく、第一項門眞氏ならん。康正造內裏段錢引付に「內一貫二百文、門眞三川入道殿。作道條、段錢」と載せ、又永享以來御番帳に「一番・門眞加賀入道、門眞三河守、門眞新三郎入道、五番・門眞千松丸、」文安年中御番帳に、「一番・門眞參河守、門眞新三郎、同左近將監、五番・門眞三郎、」常德院江州動座着到に「一番・門眞彈正入道、五番・門眞小三郎清久、門眞彥三郎重清、東山殿樣祗候人數・門眞孫六」を擧げたり。

門馬　カドマ　モンマ　陸中國閉伊郡に門馬邑あり、關係あるか。奥相秘鑑に「(相馬盛胤)永祿中、伊達輝宗の領分なる伊貢郡丸森云々を御手に入れられ、丸森に門馬大和を置かる」と。磐城岩代に此の氏多し。モンマ條參照。

門間　カドマ　前條氏に等しきか。

門松　カドマツ

門村　カドムラ　東鑑卷十に門村三郎義秀なる人見ゆ。

門屋　カドヤ　駿河、羽後(門屋庄)等に此の地名あり。

1　近江の門屋氏　蒲生郡の豪族にして、郡史に「蒲生氏の世臣なり。永祿十一年九月、賢秀日野籠城の時の連名中に見ゆ」と。蒲生氏の奥州會津轉封後、蒲生家城持家老に門屋助右衛門あり、西城七千五百石を領す。又門屋左近右衛門あり、耶麻郡に領土を有せり。

2　羽後の門屋氏　仙北郡の門屋庄より起る。小野寺氏配下の將なりしが、後戸澤氏に一味す(語傳仙北次第)。藤姓なりと。

3　河越松平藩年寄に此の氏あり。

門家　カドヤ　前條氏に同じきか。

稷山　カドヤマ　白髮部膳大伴直姓なりと云ふ。千葉縣にあり。

門山　カドヤマ

香取　カトリ　下總國に香取郡あり、和名抄加止里と註し、郡內に香取鄕を收む、香取神宮の鎭座地なり。其の他、伊勢桑名郡に香取庄(鹿取)、近江にも此の地名存す。

1　香取神宮　香取神は鹿島神と相並び、東國鎭護の神として、又武神として、天下に其の名頗る高し。香取郡が鹿島郡と同樣、神郡たりしも此の結果なりとす。此の神が此の地に、鎭座あらせられしについては、史上の難問題として說・尠からざれど、其の神は物部氏の氏神なる經津主命にして、其の東南隣・匝瑳郡は物部匝瑳連の領せし地、其の西北・對岸の志太郡は物部河內、物部會津等が官に願ひて建置せし地、殊に物部志太連と云ふもあり。而して此の香取神郡建置の事情は、鹿島神郡の如く、記錄を殘さざれば、今日窺ふを得ざれど、鹿島の例を以つてすれば、古代物部氏の勢力を振ひし地を割きて置かれしものにして、此の神は要するに物部氏の氏神なる布都之御魂に外な

らざれば、古くは物部氏族の神にして、物部氏の東國、並に奥州經略の際、創立し奉りしものと考へらる。其の説、拙著日本古代史新研究、第七編第六章にあり。但し香取郡の西隣、印波郡は古代印波國のありし地にして、其の國造は鹿島神宮の鎭座地なる那珂國造と同樣、多臣族なるのみならず、中古に至りても兩國造裔は猶ほ親密なる關係を有し、且つ一方奥州東海岸地方に於ける鹿島香取二神御子神社分布の事情より考ふれば、兩社は密接なる關係に立つものにして、當社は多臣族とも關係淺からずと思考せらる。されど神社本來の性質より云へば、物部氏の氏神なるや明白なりとす。

2　香取連　香取神宮鎭座地名を負ひたるにて、連姓より見て物部連の一族と考へらる。神龜元年紀に香取連五百島と云ふ人を載せたり。私穀を陸奥鎭所に獻ず。香取神宮の社家たりし氏にして、此の地神郡なれば、郡領をも兼ねしものと考へらる。養老七年十一月紀に「下總國香取郡云々等、少領已上、三等已上の親を連任するを聽す」と見ゆれば、此の連家の一族は大少領以下に多く補任せしを窺ふに足るべし。しかるに、後世此の氏は其の出自を忘れ、經津主尊の神裔と稱す。其の系圖次の如し。

3　神裔香取系圖　社傳に云ふ「經津主尊─苗益命（神勅により陸奥國の長となる）─若經津主命（神勅に因り陸奥國に降り、夷賊を鎭む）─武經津主命（神勅により陸奥の夷を鎭む）─忌經津主命─伊豆豐益命（奥州を鎭む。後代國人、社を建てゝ崇む。牡鹿郡香取伊豆御子神社是れ也。後又官幣に入る）─齋事主命─神武勝命─楫取太山命─國貴太楫取命（神功皇后・大に香取社を祭る）─彦太命─伊豆矛足命─眞押立連（仁德帝・連號を賜ひ、神主部と爲す）─伊香主連─武加連─久志立連─國登美守連─麻加多連─豐佐登連（敏達天皇より香取連の號を賜ふ）─香取連海上─豐海─伊久麻須─武島─楫島─時圓─太楫─雄足（文武天皇・大に香取社を祭り、本朝鎭守棟梁と贈り賜ふ）─多々島─島尾（聖武天皇天平四年、天下大旱、帝勅して雨を祈り給ふ、卽ち降雨、故に社號を改めて宮號と爲す）─伊久島─足島─三島─八百島─五百島（匝瑳郡に居住す。五百島に子無し、大中臣清暢を以つて子と爲す。香取姓を改めて大中臣と爲り、神主を改めて宮司と爲す。大宮司職は其の器を撰んで補任し六箇年交替、又器に因る。家系を尋ね清暢を還任す。秋雄を生む）」と。

多くは信じ難けれど、正史上に徵證ある五百島を以つて、物部匝瑳連と同樣、古代物部一族の榮えし匝瑳郡の人とするは、何等か史實の存するに據りてならん。想像を以つてすれば、當然香取郡の人とすべき筈なればなり。よりて益々此の氏の物部族なるを知るべきなり。

次に大中臣清暢を養子とすと云ふは全く信じ難し。清暢の宮司たりしは鹿島、春日、氣比等の諸大社と同樣、中央集權の結果、中央なる神祇家勢力の增大に伴ふ者にて、古代よりの社家とは全然別たる也。

4　香取社々職　延喜式、大藏省條に「物忌・香取二人、宮司、禰宜、祝、各一人」と。宮司は後・大宮司と稱し、禰宜・祝は大禰宜・大祝と云ふ、前者は遷代の官にして、後の二者は上世以來の世襲職なり。舊事考に「大宮司大中臣氏は式所載の宮司・是れ也。當時六年を限りて遷替、或は京官、或は土着、時に隨つて補任す、未だ

嘗つて定職と爲さざる也。觀應中の太政官符を觀るに『秀廣の解狀に偁く、當社神主職は、大明神垂跡以來、秀廣祖先數代相傳の所職にして、政所の下文・分明也』と。是れ秀廣が自ら言ふ所にして、未だ必ずしも信ずべきにあらず。然りと雖も定職と爲るも、亦其の來るや久矣。大禰宜大中臣氏は式所載の禰宜是れ也。世職にして相傳す。建久、寬喜の下文に見えたり。大祝呂氏は式所載の祝・是れ也。物忌は今廢す。其の餘の祠官・惣計八十餘員、各々舊職を守りて祭祀に供奉す。叙任、執奏は一條家に係る」と。大體要領を得たり。卽ち大禰宜、祝は古來の社家にして、大宮司は中古・中央より置くもの、始めは世襲職にあらざりし也。

後世の社家については、郡志に「大宮司家は右大臣大中臣清麿呂の孫清暢を始祖とす。後に至り大中臣氏・此の地に居住して、數世相承け、神孫香取氏と婚姻を結び、互に相倚賴して、兩流恰も一家の如くなれり。大禰宜家は經津主命の子なる天苗加命の裔・香取連秋雄を以つて祖とし、嫡流相承け、神宮內院の事を掌る。寬喜元年・關白家政所の下文に『當社大禰宜職は、元と秋雄の時より實澄の世に至る九代、敢へて異論なく、補し來る所なり』云云と。近世大宮司家は祿・百五十九石餘、大禰宜家は百十四石を分配せり。宮之介、權禰宜、物申祝、國行事、大祝、副祝、以上の六家を六官と云ふ。總撿挍、權之介、行事、禰宜餘司代、田所家、案主、高倉目代正、檢非違使、權檢非違使、分飯司、以上の十家を奉行と云ひ、大小祭祀の事務を分擔す。大神主、四郞神主、大長手等八家を內院神主と云ひ、內院、供饌等の事を勤仕す。押領使、六郞祝、酒司、修理撿挍、鄕之長、油井傔仗、大細工、土器判官、秀屋長、神子、別當等の廿七人を庭上神官と云ひ、外陣一切の祭式を奉ず。角案主、雉子判官、田令判官等の六人を膳部所と云ひ、神饌調進の事に預る。兵衞大夫以下七人、一切の神樂を奏す。物忌、八乙女、及び命婦八人、神夫十人、惣べて八十六人あり」と見ゆ。

5

大宮司　中臣氏系圖に「祭主清万呂—宿奈麿—諸人(祭主)—菅雄(正八位上)—淸暢(香取宮司從七上)」と。また「諸人弟栗麿—永澄—宜年(香取宮司從七位下)。」「宜年弟數並(造香取宮使、從八位下)」と。また「糠手子—許米—大島—馬養—石根—道成（尾張守）—益繼（伊賀守）—六雄（右兵衞尉）—仲澤（香取宮司）」と。卽ち當時は遷替の職にして世襲職にあらず。されど中臣氏は神祇界に於いて勢力ありしが故に、かく多く宮司を出せしなり。其の後、香取文書康治元年十一月八日の攝政家政所の下文に「下總國在廳官人、並に香取社司等に下す。弘廉秩滿の替として、中臣助重を以つて、社司職と爲すべき事。右件の助重は鹿島の氏人たり、當社司に補任するの由、言上する所也。弘廉の秩滿つるの替として、助重を以つて社司職と爲すべきの狀、仰せ件の如し。在廳官□神官等・承知して違失すべからず、故に下す」と。其の後、久安元年の太政官符に「下總國司。正六位上中臣朝臣助重。右は七月二十八日、香取宮司に補任し畢る。國・宜しく承知すべし云々」と。こは鹿島の中臣氏より補任の例なり。次に玉藻、寬喜元年五月一日に「當時神主助道父祖三代相續云々。實廣申して云ふ、香取神主本流・中臣なり。助道は大中臣也。鹿島神主の餘流也。而して康治の比、中臣氏に其の仁なきの時、子細を

掠申して拜任す。後三代・相續に似たりと雖、中臣氏を互に相交補する也。云々。當流の習・嫡子を以つて大禰宜に補し、二男を以つて神主に補せらる。云々。實廣神主たるべきの由・政所下文を給はるべし」と。中臣と大中臣とを誤るが如し。その後、世襲職と爲る、香取志に「大宮司は貞治五年、神主實雄に長者宣を下し給ふ。其の文に『香取社神主職の事は殊なる罪科なければ、更に改動の儀あるべからず。社家興行の沙汰を致し、神事を全うせらるべし。長者宣・此の如し、悉すに狀を以つてす』と。是より永任の職と成れり。毎年二月、例幣使參向なき時は、「此の家・勅使代を勤むるを例とす」と見ゆる之れ也。

6 大宮司系圖　盡くは信じ難けれど參考の爲に次に引くべし。「清麿（正二位右大臣）—宿奈麿（阿波守、正五位、父に先きだつて卒す。清麿長子）—諸人（從五位上、祭主）—嘗雄—清暢（大宮司、當家大中臣祖）—秋雄（一本秋男に作り、一本顯雄に作る。大宮司）—廣雄（大宮司、光仁天皇寶龜八年秋七月乙丑、神位正四位上を授け奉る）—宜年（大宮司、實は宿奈麿の五

男、東麿孫）—海津（大宮司）—數並（大宮司、實は宜年の弟、始香取宮使、後大宮司に補任）—圓尾（大宮司）—仲澤（大宮司、實は糖手大連五代、大中臣六雄の子）—良楫（大宮司、仁明帝承和三年五月丁未、神位・正二位を授け奉る。同年鹿島大禰宜の例を以つて、香取大禰宜、迁代相續、把笏）—足種（大宮司、仁明帝承和三年十月丁丑、神位・從一位勳一等を授け奉る）—躬庶（大宮司、文德帝齋衡三年、神位・正一位を授け奉る）—興名（大宮司）—國守（大宮司、延喜二年任符、食馬を賜ふ）—弟守（大宮司）—池守（同）—豐人（同）—清風（同）—今繼（同）—武名（從五位上、左馬頭、大宮司、長保二年、香取神道舊奏虫喰、武名改寫、子々相承く）—諸名（同）—楫名（同）—蔭直（同）—蔭賢（同）—通文（同）—隆文（同）—臣成（同）—成村（同）—道老（同）—清基（同）—眞弘（同）—弘廉（同、崇德院御宇、長承元年補）—眞平（同、近衞院御宇、康治元年補任、保元二年十月卒）—眞房（同、保元元年補任、應保年中還任）—惟房（同、長寛年中補任、壽永年中還補、建久七年卒）—助重（大宮司補任、嘉祿二年下總國司兼任、中臣姓、實は鹿

島大宮司則良の弟、久安二年、香取大宮司）—國房（大宮司、實は眞房の長男、惟房兄）—知房（同、實は眞房三男、安元々年十一月五日、下總國司兼任、治承四年還補）—助道（大宮司、實は助重子、中臣姓）—助康（大宮司、實は助道弟、文治二年補任、助重、助道、助康は鹿島大宮司家より出づ。彼の家は中臣姓たるにより、三代各々中臣姓也）—長時（大宮司、元暦年中補任、建仁元年八月廿二日卒）—重房（大宮司、建久三年補任、寛喜元年四月卒）—周房（大宮司、實は和房子、建仁三年補任）—女子—廣房（大宮司、實は大禰宜實員の弟、建永元年六月補任）〔大禰宜系圖には大禰宜惟房弟、大宮司廣房—助康（大宮司）—助道（大宮司）と見ゆ。〕—實村（大宮司）—惟實（大宮司、實は惟房曾孫、實村弟）—實廣（大宮司、實は大禰宜實澄の弟）—女（實廣妻）—實宗（大宮司、實廣子）—實義（大宮司、實は周房子、嘉祿二年補任）—實秀（大宮司、實は惟實子、建保年中、正和五年補任）—實康（大宮司、大禰宜、兩職兼任、正元年中）—實高（大宮司、實は實秀子、寶治二年補任）—實佳（大宮司、實高の子、文永

年中補任)—氏女(龜若女、實は實村女、正應元年、物忌職と爲る。一本實高の次に出す)—實房(大宮司)—實盛(大宮司、正應元年補任、宣下の文に云ふ、實房子實盛)—女(龜松女、實盛女、元享三年物忌職)—實清(大宮司、實は實宗曾孫)—實賴(大宮司、延慶年中補任)—實幹(大宮司、正和三年補任)—實秋(大宮司、文保年中補任、實は大禰宜實胤の弟)—實綱(大宮司、實は實秋の弟)—實持(大宮司、實は實秋の子)—實材(大宮司、實は實幸の弟、元亨三年、文和三年、延元二年補任)—實幸(大宮司、實は實綱の長子、貞和元年十一月廿一日補任)—秀廣(大宮司、觀應元年六月補任)—實顯(大宮司、貞治二年補任)—實雄(大宮司、實は實材の子、貞治五年十一月補任)—祐房(大宮司、應安五年十一月補任)—公綱(大宮司、至德三年十一月補任)—實公(大宮司、貞治元年十一月五日補任)—母(實公母)—長房(大宮司、大禰宜兩職兼任、兩家の祖)—範重(大宮司、應永十一年、香取神道書舊卷虫喰、範重書寫)—幸房(大宮司、實は長房の長子)—秀房(大宮司、これより大宮司代々血脉相續)—幹房(大宮司、

大禰宜胤房兄)—元房(大宮司、永享二年十一月補任)—眞房(大宮司、寶德年中補任。大禰宜系圖に實は憲房子)—國房(大宮司)—吉房(大宮司)—元房(大宮司、元龜年中、叙任正二位)—清房(大宮司、正二位)—盛房(大宮司、天正十四年三月十二日、神幸□事、御釜迄渡御、是の後、此の祭斷絕。天正十八年盛房上京、神領の沒收を訴ふ、在京百五十日、大禰宜、實勝を相伴ふ。在京百五十日。秀吉公、北政所の御吹擧により、關東大御所家康公、天正十九年神領千石の御判物を下賜。慶長十一年、家康公御宮御造營。同年二月廿六日夜外遷宮。假殿渡御。同十二年八月廿四日、正遷宮也。都べて御普請二年にして畢る。奉行中野七藏、大工棟梁京都住木工兵衞)—秀房(大宮司、大禰宜)—範房(大宮司)—定房(大宮司)—親房(大宮司)—勝房(大宮司)—和雄(大宮司)—利雄(實は武江山王神主樹下氏の弟也、早世)—吉雄(實は和雄の子也)—豐房(實は勝房の三男勝明の二男)」と見ゆ。

又大禰宜系圖に「大禰宜實澄の弟實廣(助道濫行に付、大宮司闕職。之に依り實廣大宮司相續)—惟實—實秀(大宮司兩職兼

帶)—實高(大宮司)—實持(大宮司)—實公(大宮司、實は實幸の子實公沒後、大宮司闕職に付、大禰宜長房、幸房、二代兩職兼帶)」と。又大禰宜實政弟「實康—實綱—實幸—實公(大宮司相續)」と。又「大禰宜兩職兼帶長房弟—同職幸房、弟憲房—直房(元房の子に成る。大宮司相續)—憲胤—實長(實之子に成る、大禰宜相續)」と載せたり。

7 大禰宜 香取連の後裔にして、古代より連綿たり。大禰宜系圖に「秋雄(大禰宜、元祖)—豐郷(大禰宜、廿五代)—助員(大禰宜、卅四代、白河院御宇)—實平(大禰宜、卅五代)—實房(大禰宜、卅六代)—惟房(大禰宜、卅七代、保元治承の比)—實員(大禰宜、卅八代)—實澄(大禰宜、卅九代)—實藤(大禰宜、四十代)—實久(大禰宜、四十一代)—實政(大禰宜、四十二代)—實親(大禰宜、四十三代)—實胤(大禰宜、四十四代)—實長(大禰宜、四十五代)—長房(大禰宜、兩職兼帶、四十六代)—幸房(大禰宜、兩職兼帶、四十七代、應永の比)—秀房(大禰宜、四十八代)—胤房(大禰宜、四十九代)—實之(大禰宜、五十代)—實長(大禰宜、五十一代

實憲胤子)—實隆（大禰宜、五十二代)—實勝(大禰宜、五十三代)—實應(大禰宜、五十四代、元和八年、不屆の儀これ有り、御改易に付、承應元年まで大禰宜闕職、大宮司秀房の次男與一郎相續)」と。又「秀房弟元房(大宮司)—直房(大宮司、實は憲房の子)—國房(大宮司)—淸房(大宮司)—治房(大宮司)—盛房（大宮司)—秀房(大宮司、元和八年より大禰宜闕職に付、兩職兼帶)—淸次郎範房(大宮司、兩職兼帶)—新之介定房。範房弟與一郎實富(大禰宜、五十二代、承應元年大禰宜相續仰せ付けらる、)弟傳之丞基房(宮之介)—丹波守勝房(大禰宜)、また基房弟平大夫秀雪(浪人)—讃岐守胤雪(大宮司、丹波に大宮司相續を仰付けらるゝに付、讃岐大禰宜に仰付けらる)—監物實行(大禰宜、後に上總)—壹岐實雄（大禰宜)—監物實命(大禰宜)。香取大禰宜香取上總介大中臣實命の本を以つて、之を寫す」と。又大宮司系圖に「惟房(眞房の子、始め大禰宜、後大宮司、)—國房、弟實員（大禰宜)—實澄（大禰宜)—實久（同）—實政(同)—實親(同)—實國(同)云々」と。又惟房弟知房(眞房二男)—周房—女子—實盛—氏女—實綱(實は實村子)—實幸—實公—母—幹房—直房—國房—吉房」など見ゆ。

香取文書嘉承元年のものに大禰宜眞衡を載せ、以下頗る多し。

8　其の他、香取郡大戸邑大戸明神社祠官に香取氏、又匝瑳郡生尾村老尾神社祠官に香取氏あり。又小金本土寺過去帳に「香取典順入道・小西」と。內大戸宮は、應保二年大禰宜職讓狀に「末社大戸宮神主並に社領知行、同じく讓與」と。仁安二年大禰宜眞房が讓狀にも「末社大戸宮社領臺所事、并に件の社家進止の事」と見えたれば、大禰宜家より分れしを知るべきなり。

9　**奥州の香取氏**　奥州東海岸には香取神の御子神も鹿島神と同樣に多かりしが如し。延喜式帳には「牡鹿郡の香取伊豆乃御子神社、栗原郡の香取御兒神社」などを載せたり。物部氏の蝦夷征伐の結果、勸請されしものと考へらる。

10　**武藏の香取氏**　多摩郡喜多見村に香取氏あり、喜多見氏の家臣の裔なりと。又葛飾郡香取社神主に此の氏あり、吉田家の配下にして、舊家なれど家系等を傳へず。

11　**藤原姓**　肥前にあり、大村藩士にもあり。

12　**雜載**　其の他、深谷記上椙御普代に香取助兵衞見ゆ。

賀取　**カトリ**　梶川系圖に「梶川正信—正包(一郎兵衞)—女(賀取四郎兵衞妻)—賀取一郎兵衞(尾州)弟同勘兵衞、妹(佐枝仁兵衞妻)」と載せたり。

楫取　**カトリ**　香取連の裔ならんと考へらる。楫取忠彥の事は伊能條を參照せよ。又楫取素彥は山口毛利藩士、維新以來功ありて男爵を賜ふ、その子を三郞と云ふ。

加取　**カトリ**　香取氏に同じきか。

門脇　**カドワキ**

桓武平氏忠盛流　尊卑分脈に「忠盛—敎盛（門脇中納言)—通盛（中宮亮)—通衡」及び「通盛の弟敎經(能登守)」など見ゆ。源平盛衰記に「門脇中納言云々」、納富系圖に「門脇平宰相敎盛の次男石見守敎滿、生國駿河西川」と。ナウトミ條を見よ。

2　**土佐の門脇氏**　土佐國安藝郡柳瀨邑にあり。南路志に「此の地に門脇左衞門と云ふ隱士あり。昔源平の亂に門脇殿・ひ

そかに潛居し給ふ。其の末葉なりとぞ」と見ゆ。

3 備後の門脇氏 戰國時代・門脇刑部あり、伊尾村平家城に據る。(藝藩通志)。

4 雜載 出雲の社家に「門脇、好井」(因幡志)、名和氏記事に門脇氏、日向記にも門脇氏見ゆ。

假名 カナ こは氏にあらず。

1 清和源氏佐竹氏流 佐竹白石系圖に、「白石治部少輔源忠―中務少輔義盛―彦四郎入道義悟―中務少亟持義―義景(假名彦二郎、法名道榮、官途は左馬助)―義廣(假名彦次郎、治部少輔)」と見ゆ。

2 清和源氏土岐氏流 明智系圖に「土岐隱岐守光定―伯耆守賴定(假名孫四郎)―伯耆守賴基―賴重(假名彦九郎、此より土岐明智と號す)」と見ゆ。

加奈 カナ

鑑内 カナイ カンナイ條を見よ。

金井 カナヰ 甲斐、相摸、武藏、信濃、上野、下野、羽前等に此の地名ありて數流の金井氏を起せり。

1 清和源氏新田氏流 上野國新田郡金井邑より起る。この地は岩松弘安元年文書に見ゆ。此の氏の出自は、新田系圖に「太郎義純―(岩松)遠江太郎時兼―長義(一に長氏、三男、金井三郎、藏人)―長俊(三郎太郎、賴源)―兼義(孫太郎、主水佑、建武二年七月討死)―政義(新左衞門尉、應永廿三、十二、十八討死了る)、弟勝義(修理亮)―房長(伯耆守、結城籠城討死)、弟清長(修理亮)」と見え、又政義の後は「政義―兼長(新左衞門尉、伊賀守、康正二年十月、上杉房憲味方となり、羽繼原に出陣、文明元年二月、詰金山城)―長正(淡路守)―義行(豐後守)―主膳正長行―外記義則―内記長孝―監物長定」にして、長定の子には「木工右衞門定義、喜兵衞道春、武左衞門宥譽」等あり(新田族譜)と。同書また同族「横瀨泰繁の三男繁顯(金井平五郎、四郎左衞門)」と載せたり。此の氏人には、太平記卷三十九に「岩松が郎等金井新左衞門」あり。次いで鎌倉大草紙に「應永二十二年十二月十八日、岩松が家老金井新左衞門・討死して岩松は引退く」と。下つて關東古戰錄に「金山横瀨雅樂介成繁の足輕大將金井新左衞門」、また「倉賀野黨は金井小源太秀業を先隊として」と。此等は此の族なるべし。又上野國志に倉賀野十六騎に金井善八を收め、「永祿三年申九月、武田信玄、箕輪の城攻めにて、金井善八・其の先陣に加はり、軍功にて金井淡路守となり、倉賀野十六騎の籏頭に仰付けられ、倉賀野へ入部あり。此の時三河守の息・辰若丸(後右衞門尉、須賀佐渡守、福田加賀守、辰若をつれて倉賀野を立退き、金井の籏下を離れ、武州兒玉郡本庄へ蟄居。其の後信玄へ召出され、金井右衞門尉に成され、倉賀野城主金井淡路守は甲州滅亡の後、小田原の籏下となる。天正十八年小田原落城の時死して滅亡す。淡路守は桃井氏の聟なり」と載せたり。

2 桓武平氏三浦氏流 相摸國高座郡金井邑より起る。平群系圖に「忠道、金井等祖」と見ゆ。

3 信濃の金井氏 小縣郡金井邑より起りしならん。禰津氏被官に此の氏あり。當國諏訪の金井氏は三ッ巴を家紋とす。

4 秀鄕流藤原姓 江戸流小野系圖に藤原秀鄕末葉金井越前守を載せたり。

5 武藏の金井氏 當國都筑郡及び多摩郡に金井邑あり。關係あらん。橘樹郡の此の氏は新編風土記に「金井氏(北寺尾村)、先祖與十郎と云ふ者、文龜元年八月朔日、

細河高庫より軍功の賞に依りて、氏を金井と改められしと、古文書に有りし由を記錄して持傳へり。高庫と云ふは、字の誤なるにや疑ふべし。されば、さして證とすべきに非れど、舊家なることは論なかるべし。彼の與十郞・當村に移りしより、名主役を勤めて、天文八年に卒す。其の子孫市右衞門と云ふ者、寬文年中、當村の宗泉寺を開基し、又享保元年に阿彌陀堂を建立せしものなり」と。又那珂郡の金井氏に「先祖源左衞門は北條氏邦に仕へしものにて、天正十八年鉢形沒落已後、當所に土着せりと云ふ。氏邦より與へし知行方の文書、及び小田原北條より出せし感狀等を藏す。猪助は源左衞門の子などにや、其の傳へは詳ならざれど、かの知行方文書に當所を賜ひしこと見ゆれば舊家は疑なし」と。

6 大中臣姓　武藏式內神社命附に「多摩郡大麻止乃豆天神社（御嶽山大宮司金井氏）、大中臣姓なり」と。猶ほ大枝（オホエダ）條を見よ。

7 越後の金井氏　古志郡榛堀城（榛堀村）は、榛尾城主宮島三河守の長臣、金井若狹守の居城なりと。

8 甲斐の金井氏　都留郡に金井邑あり、關係あるか、八代郡に金井新右衞門あり、國志に見ゆ。

9 雜載　永祿記に金井宗久、北條家臣に金井氏、佐倉堀田藩の重臣、又津山藩分限帳に「五拾石、金井長平。」又此の氏には、丸に劍鳩酸草を紋とするあり。信濃にも存す。又岩代信夫郡金澤邑黑沼大明神の社家に金井周防あり。

金居　カナヰ　備前にあり、金井氏に同じきか。

金石　カナイシ　カナイハ　加賀、對馬等に此の地名あり、又岐阜稻葉神社に金石の傳說存す。豐前に此の氏あり。

金井田　カナヰダ　武藏にあり。タカハシ條を見よ。猶ほ井田條參照。

金市　カナイチ

金泉　カナイヅミ

金井戶　カナキド　秀鄕流藤原姓小山氏流にして、田原族譜に「中沼淡路守時宗―源太四郞宗時―宗久（金井戶二郞）」と載せたり。

金岩　カナイハ　加賀藩給帳に「百石（丸內二瓶子）金岩重左衞門」と見ゆ。

金內　カナウチ　カネウチ條を見よ。

金江　カナエ　カネエ條を見よ。

金枝　カナエ　カネエダ條を見よ。

金尾　カナヲ

1 小野姓猪股黨　武藏國秩父郡金尾村より起りしか。小野系圖に「猪股小野三政家―資綱―小平六範綱―六郞高綱―季範（金尾四郞左衞門尉）―賴季（新左衞門尉）」と見ゆ。

秩父郡金尾邑金尾氏の事は新編風土記に「要害山、金尾彌兵衞と云ふ者居れりとぞ。今愛宕社を勸請す、因て愛宕山とも云ふ、小山なり」と載せたり。

2 其の他、安西軍策に「金尾藤三（牛尾が家人）」と見ゆ。

金岡　カナヲカ　備前に金岡庄あり。其の地より起りしか。中興系圖・此の氏を平姓に收む、又翁草鎌倉時代、武士の所領を擧げて「七千町、上野の內、金岡小次郞重高」と見ゆれど詳かならず。

金尾屋　カナヲヤ　常陸小栗氏の族、カネヲヤ條を見よ。

金加　カナカ

假名垣　カナガキ

金ケ崎　カナガサキ　越前、播磨等に此の地名あり。又伊達政宗の家臣に金ケ崎左近

見ゆ。

金崎 カナガサキ　信濃にあり。

金勝 カナカツ　羽後、丹波、備前等に此の地名あり。

金川 カナガハ　カネカハ　武藏、岩代、

1 紀伊の金川氏　伊都郡にあり、續風土記、同郡平沼田村舊家金川藏之丞條に「家系詳ならず。安永七年・百姓一揆の時、村方鎭撫宜きを得たりとて、官より銀七枚を賜ふ」と見ゆ。

2 丹波の金川氏　船井、氷上郡等に存す。丹波志、氷上郡條に「金川甚之亟、子孫、山田村、本船井郡鎌谷の人也。甚之亟屋敷跡、字金川と云ふ」と見ゆ。

3 秀郷流藤原姓、備前國津高郡金川邑より起る。松田氏より分ると。マツダ條を見よ。下總小金本土寺過去帳に「金川四郎二郎・備前」を載せたり。

神奈川 カナガハ　武藏都筑郡に神奈川庄あり。

金貝 カナガヒ

金上 カナガミ　カネガミ　常陸、岩代等に此の地名存す。

1 桓武平氏葦名氏流　岩代國河沼郡金上邑より起る。葦名氏の族にして、藤倉氏

とも云ふ。新編會津風土記、金上村條に「館迹・金上遠江守盛備居館の迹と云ふ」と載せ、又同書越後蒲原郡津川條に「人物、金上遠江守盛備。其の先葦名遠江守盛連の三男藤倉三郎盛義より出と云ふ。按ずるに、陸奧國河沼郡坂下組金上村に館址あり、因りて金上を氏とせしなるべし。代々葦名氏の長臣にて、越後の押へとして、此の地に居れり。天正九年、葦名盛隆・三浦介に任ぜられし時、盛備・使者として京師に上り、遠江守に任ず。天正十三年、盛隆弑せられ、幼子龜王丸も亦程なく早世しければ、盛備・沼澤出雲等と相議して、佐竹義重の二男義廣を迎へて養君とす。同十七年六月、磨上の軍、味方敗潰せるを見て、盛備慷慨大かたならず、遂ひ來る伊達の兵を支へて血戰し、終に國難に徇ひけり。其の子平六郎・父の志を繼ぎ、恢復の功を圖りしに事ならず流落せり」と。

又其の居城なる狐戻壘跡については「相傳へて、往古・安部貞任、これに居り、又宗任此に居りしとも云ふ。一說には建長四年、葦名の臣藤倉伯耆守盛弘と云ふ者、此を築き、子孫相續きて、十四代遠

江守盛備まで此に住せりと云ふ。天正十八年より蒲生氏の臣北川土佐某、慶長四年より上杉氏の臣小國對馬某、同六年より蒲生氏の臣岡半兵衞重政、同十八年より本山豐前某・城代として此に居り、同十九年下野守忠鄕、其の弟中務大輔忠知に與へき。忠知幼ければ、蒲生五郎兵衞鄕春、城代たり。元和元年に毀つ」と載せたり。フヂクラ條參照。

又葦名盛高、盛氏の重臣に金上兵庫頭あり、長祿中出羽を攻む。

2 越後の金上氏　前條に云へり、猶ほ藤倉條參照。小川莊を治す。

3 常陸の金上氏　那珂郡勝田金上邑金上館は金上彈正の居城なりと云ふ。

金木 カナキ

金淸 カナキヨ

金口 カナグチ

金窪 カナクボ

1 武藏の金窪氏　賀美郡(兒玉郡)に金久保邑あり、此の地より起るか。鎌倉以來の名族にして、東鑑卷十七、十八、二十一、二十三、二十四に金窪太郎行親、三十四に金窪左衞門大夫行親を載せ、又承久記卷一に「金窪の兵衞ゆきちか」を擧

ぐ。

2 桓武平氏三浦氏流　前項と關係あるべし。和田氏の族にして、和田系圖に「左衛門尉義盛—義直（金窪四郎左衛門尉・父と同じく誅せらる。伊具馬次郎盛重に誅せらる、三十七歳）」と載せたり。

金久保　カナクボ　武藏に現存す。金窪氏に同じ。

金倉　カナクラ　和名抄、讃岐國那珂郡に金倉鄕あり、和氣氏圓珍は此の地の人也。中世以後金倉庄と云ふ。金倉氏は此の地より起りしにて、全讃史に「金倉城（金倉村に在り）、金倉顯忠・之に居る。奈良但馬守の麾下也。奈良但馬守・畿内に行く。之を封じて後、顯忠放恣にして無狀、百姓を虐ぐ。天正三年香川信景・伐ちて其の地を取る」と載せたり。

金鞍　カナクラ

金栗　カナクリ

金拳　カナコブシ　平家物語に、金拳玄永（堂衆）を載せ、源平盛衰記にも見ゆ。

金坂　カナザカ

金崎　カナザキ　カナガサキ條を見よ。

金刺　カナサシ　カナサス　欽明天皇の御名代にして、天皇の宮都名金刺宮を名に負へるなり。詳細はカナサシノトネリ條を見よ。

1 金刺連　金刺舍人條を見よ。

2 金刺宿禰　拾芥抄、姓名錄抄に見え、又江家次第卷四に「除目、伊豆掾正六位上金刺宿禰爲頼」と。金刺氏の宿禰姓を賜へるものなり。

3 金刺朝臣　古書に徵證なけれど、紀伊日前國懸神宮の社家川端氏は此の姓なりと云ふ。第五項の族裔なるべし。

4 金刺（無姓）　金刺舍人の裔なるべし。天平寶字四年の寫經所解に「金刺辰方呂」と云ふ人見ゆ。

5 紀伊の金刺氏　西宮記二十三に見ゆ。

6 多臣族　信濃の大族にして、信濃國造族金刺舍人より出で、水內、埴科、諏訪、伊那の諸郡に此の氏の榮えし事、國史に徵證あれば、其の實際の分布は、殆んど信濃全國に亘りしものと考へらる。カナサシノトネリ條を見よ。其の分脈系統は今日此れを明かにする事・難しと雖も、世に金刺系圖なるもの二三あり、參考の爲め、次に引用すべし。

健五百武命（定賜科野國造、嫡妻會知速比賣）—健稻背命（科野國造）—健甕富命（科野國造）—諸日子命（科野國造）—莒止理命（科野國造）—伊努古乃直—世襲彦—金弓之直（伊那郡大領）—麻背（礒城島金刺大宮御宇天皇御世、科野國造、大舍人と爲りて供奉せしによりて、金刺舍人造の姓を負ふ）と。而して金弓—

—麻背—倉足（母兄弟部之女 諏訪評督）—狹野（又名馬日 諏訪評督）—百枝（諏訪大領）
—目子—乙頴—魚目—狹蟲

また「武甕富命—武諸日命（一名諸日別命—

—健莒止理命—伊努古君—世襲彦君—
—健守矢命—檜樹君

—大磐君—老（伊那郡領）—淳理（伊那郡大領）
—種麿（伊那郡主帳）—直刀自（藤原大宮朝爲釆女供奉）
—金弓直（礒城島金刺大宮朝、爲舍人供奉、仍賜姓金刺舍人直）
—目古君（譯語田幸玉大宮朝爲舍人供奉、仍賜姓他田舍人直）—伊閉古（他田直姓を賜ふ）
—麻背君（亦名五百足君 礒城島金刺大宮朝、復科野國造）

又一本に「世襲彦—

—金弓乃君
—老（伊那郡領）—淳理
—種麻呂（伊那郡主帳）—男依—千世賣

千世賣の事は他田舍人條を見よ。

次に麻背の後は「麻背―乙頴―鋤麿―子蟲―石次―男繼（諏訪郡大領）―金福―白蟲（下諏訪大祝）―廣前―貞麿―貞永（貞長。太朝臣姓を賜へるは、此の人なりと云ふ）―貞繼―長清―長頼―盛友―輔頼―輔光―光頼―盛澄（盛隆。初め平氏、後頼朝家人）―蓮仲（盛次、東鑑に見ゆ）―盛基―盛久―時澄―豐久―基久―基澄―基春―盛昌―昌春―晴長―右馬助豐保―堯存（父豐保と共に武田信玄と戰ふ。其の終る所を知らず。」と。大輪（尾和、大和）、手塚、上泉、高木等は皆此の一族なり。

諏訪金刺氏の事はスハ條を見よ。長門本平家物語卷十四に「諏訪郡住人手塚別當金刺光盛、」また源平盛衰記卷三十に「信濃國諏訪郡住人、手塚太郎金刺光盛」と載せ、諏訪郡山吹城（下之原村）は金刺氏の居城なりとぞ。スハ條を見よ。

7 駿河の金刺氏　金刺舍人條を見よ。

8 伊豆の金刺氏　今も伊豆海岸に多しと云ふ。次條金指條を參照せよ。

9 越中の金刺氏　三州志に「楡原保、井田に主馬判官の館址あり。越中前司盛俊の父は主馬判官盛國にて、又兄を主馬判官盛久と云ふ。盛俊の子盛嗣も亦越中守と稱す。長門本平家物語に、主馬判官盛國の三男、八郎左衞門盛久とあり。又新後撰集作者に金刺盛久と云ふ說あり。是を主馬判官盛久と云ふあり。元來盛久のことは其の證・明了ならざるも、白石紳書に「秀次關白、諸の抄を作らしめられしに、世雄坊と云ふ法華の僧の盛久の抄に、主馬判官盛綱は平語に見えたり。盛久は見えざる由、山中撿挍申せりと記す。關白の仰に、清水寺にある平家代々の願書の中に、盛久が願書あり。此の人にて、なかるべきやとありしとぞ云々」と見ゆ。

金指

金指　カナサシ　伊豆の名族にして、清和天皇後裔と云へど、その實、伊豆金刺氏にして、前條江家次第に見ゆる伊豆國掾金刺宿禰爲頼の族裔と考へらる。されど其の系圖に據るに、「清和天皇四代裔孫尊慶親王の三男在伍中納言の正嫡金差左馬頭、天平寶字五戊申、近江國蒲生郡千ヶ畑、夕霧城に在城云々」と見え、次に「金差常安・左馬頭と號し源義親に屬し、奧州安部の宗任を責め、南部次郎を討つ。後八幡太郎義家に屬して歸洛、その子孝常・權頭入道窓貞と號す。八幡太郎の子賀茂次郎義範に屬し、數度軍功、その長男孝貞・行衞を知らず。二男常臼自害・九郎と云ふ。三男正常・七郎と云ふ、平治の亂左馬頭義友に屬し、內海に討死す。」とあり。其の後裔金指眞一氏の說に「系圖の書出を見るに、清和天皇四代裔孫尊慶親王の三男在伍中納言の正嫡金差左馬頭が金指家の始祖にして、天平寶字五戊申、近江國蒲生郡千ヶ畑村夕霧城在城せるものと聞ゆれども、天平寶字五年は孝謙帝の御代にして、清和天皇四代裔孫の存在すべき筈なし。先づ冒頭に於て既に矛盾せる記載なりと思はる。次に初代常安が安倍宗任を討ちしは、後冷泉天皇の天喜五年なるべきか。然して此の常安が清和天皇四代の裔孫尊慶親王の三男の意か。故に、在伍中納言の正嫡金差左馬頭、天平寶字五戊申云々は常安以前の傳說をおほらかに記したるものなるべし」と。猶ほ研究の要あるべし。

金刺舍人

金刺舍人　カナサシノトネリ　欽明天皇の御名代にして、天皇の都城なる磯城島金刺宮を名に負ふ。思ふに諸國々造の一族等の都に上りて、此の天皇に仕へしもの、其の御名を負ひて起せしものと考へらる。よりて國造族の人最も多し。磯城島は大和國城

上郡の地名にして、今城島村と云ふ。

1　信濃の金刺舍人　信濃國造の一族にして、欽明天皇磯城島金刺宮に奉仕せし舍人の宮名を負ひて御名代となりしものなり。此の國なるは寶龜三年紀に連姓を賜ひし事・見ゆるも、猶ほ賜姓に脫れし者も亦少からず。卽ち貞觀四年三月紀に「信乃國埴科郡大領外從七位上、金刺舍人正長」また同五年九月紀に「信濃國諏訪郡人右近衞將監正六位上金刺舍人貞長、姓を大朝臣と賜ふ。並に是れ神八井耳命の苗裔也」と。また類聚三代格十八に「信濃國牧主・當伊那郡大領外從五位下勳六等金刺舍人八麿（弘仁三年十二月八日）」等見えたり。阿蘇系圖に據るに、科野國造建稻背命七世孫金弓之君（弟老は伊那郡領）の子金刺舍人麻背の子は諏訪神社の祝にして、其の後代々諏訪下宮の神主として世襲す、諏訪氏これなりと。カナサシ條、及びスハ條を見よ。

2　駿河の金刺舍人　天平十年二月十八日の駿河國正稅帳に「主政无位金刺舍人祖父萬侶」また天平寶字元年八月紀に「駿河國益頭郡人金刺舍人麻呂目、蠶・產れて字の形をなすを獻ず」と。また延曆十年四月紀に「駿河國駿河郡大領正六位上金刺舍人廣名を國造と爲す」など見ゆ。スルガ條を見よ。

3　遠江の金刺舍人　此の國にも此の氏・住居したるが如し。引佐郡に金指町あり。

4　金刺舍人連　信濃金刺舍人の連姓を賜へるものなり。寶龜三年正月紀に「信濃國水內郡人女孺外從五位下金刺舍人若島等八人・姓を連と賜ふ」と見ゆ。此の若島は同年正月紀に「金刺舍人連若島」とあり。從五位下の內位を賜へり。

金鑽　カナサナ　武藏國兒玉郡青柳村金鑽神社（天照大神、素盞嗚尊）の社家にして、もと金鑽寺一乘院と云ふ。

金澤　カナザハ　カネザハ　武藏、常陸、信濃、岩代、陸中、陸奧、羽前、羽後、加賀、佐渡等に此の地名あり。奧羽に於いては多くカネザハと稱す。

1　桓武平氏北條氏流　武藏國久良岐郡金澤邑より起る。北條氏の一族にして、有名なる人を多く出し、その金澤文庫は武家時代・學問界に一道の光明を放つ。その系圖は尊卑分脈に「北條義時─實泰─實時（越後守）─實村（越後太郞）─時直（上總介）、弟顯時（弘安八、十一、廿四、籠居の事、正安三三廿八卒。越後守、正五位下）─貞顯（右馬權頭、越後守、武藏守、中務大甫、修理權大夫、從四下）─貞將（元亨四七十六、一說・嘉應元九四上洛。元德二壬六廿八下向。正五下、武藏、越後、陸奧等の守）。顯時弟實政（上總介、從五上、鎭西、正安四五十八卒、五十四歲）─政顯（上總介、鎭西、從五下）種時（左近將監、鎭西）」と載せ、金澤氏系圖には「金澤五郞實義（後名を實泰に改む）、金澤鄕を領し、金澤を氏とすと云ひ、其の子實時─顯時─貞顯（嘉曆四年四月十六日出家して、金澤殿と號す）」となり。又桓武平氏系圖には「實泰（五郞、號龜谷殿、法名淨仙、五十九歲卒）─實時（越後守、掃部助、號稱名寺殿）─

├顯時（四郎、（時方）、越後守）─貞顯（號金澤、修理大夫、崇顯）─貞將（武藏守）
├時家（美作守、五郎）─顯實（號甘繩、伊豫守、駿河守）─左近將監（時顯）
└實政（上總介、六郎、長州房州在國）

北條系圖には「實泰（もと實義）─實時（號金澤侍所）─實村（太郞、早世）」とし、實村の子に「越後守顯時、美作守時家、上

總介時直、上總介實政」を擧げ、實政の後は分脈に同じく、顯時の後は「修理大夫貞顯—越後守貞將—左近將監忠時」とす。

氏人は太平記卷三に金澤右馬助、卷七に「東條の大將金澤右馬助」、十に金澤武藏守貞將、金澤越後左近大夫將監、金澤大夫入道崇顯、(高時と共に自殺、同時に駿河守宗顯、子息駿河左近將監時顯も自殺)等を擧げたり。此の後裔と云ふもの、寬政系譜に一家を載せたり。「貞將の後と稱す、家紋、左三巴、佩玉。」

金澤瀨兵衛

その遺跡につきては、新編風土記、赤井村城山條に「高札場より北の方なる山を云ぶ。此の山相對して二つあり、都て青野臺と唱へ、又東青野、西青野と分て呼べり。古・金澤右馬助が居城の地なりと云ふ。山上平かにして、いかにも城壘など構へし所と見えたり。右馬助がこと其の傳へ定かならざれど、太平記笠置軍の條に、討手の大將として金澤右馬助等、元弘元年九月二十日鎌倉を出發せし由を

記し、又宮方敗北の條に、關東の兩大將、大佛奥州、金澤典厩云々。赤坂城合戰の條にも東條の大將金澤右馬助と載たり。當所に云ひ傳ふるは、此の人のことにや、或說に金澤越後守顯時が子修理大輔貞顯が初名を右馬助と稱せしといへり。此の人は中務大輔、越後守、右馬權頭、武藏守、修理大夫などを經て、嘉曆元年四月二十六日剃髮し、法名崇顯と號す。太平記にも金澤大夫入道崇顯と記したれば、元弘の頃は入道せし後にて、同書に載る右馬助とは、自から別人なること明けし。おもふに貞顯の父顯時も金澤をもて稱號とすれば、此の顯時より代々の居跡にはあらずや」と。

2 清和源氏平賀氏流 平賀盛義の孫にして、有義の子なる資義も金澤を稱す。信濃國諏訪郡金澤邑より起りしか。中興系圖に此の氏を源氏とし「金澤、清和、義光男左兵衛尉盛義孫、小次郎資義稱之」と載せたり。

3 諏訪氏流 一に諏訪の金澤氏は諏訪神家の族にして、また久保澤氏と稱すと云ふ。久保澤條參照。

4 有道姓兒玉黨 武藏七黨の一にして、

當國金澤より起りしならん。七黨系圖に「兒玉左大夫家弘—庄三郎忠家—小三郎家綱—小太忠友定(號金澤)—又太郎定知、弟孫二郎能忠—又二郎家能—二太郎」と載せたり。

5 藤原北家大森氏流 大森葛山系圖に、「葛山太郎惟忠—三郎景忠(上田殿)—惟清(金澤殿、號金澤)—女子(金澤尼)」と見ゆ。姉小路系圖・之に同じ。

6 清和源氏武田氏流 陸奥國津輕郡金澤邑より起る。カネザハなりと。津輕家の祖大浦氏の侍臣に金澤氏あり、可足記に「南部より後見金澤右京亮と申す。威信殿の御子元信殿、御子光信殿の御代、金澤右京亮(家信)の娘を娶られ候て、金澤の名蹟に相成る」と。津輕の金澤ならん。然るに津輕一統志の一說に、「光信公の祖父右京兆は、羽州仙北の領主として、金澤に在住」とし、又新撰國誌に「威信・尙ほ幼、南部の支族金澤右京亮家光、仙北金澤より來りて、堀越城に據り、津輕を後見す、金澤の子家信も亦後見たり」とて、多く仙北金澤發祥とす。蓋し仙北金澤とせしは、この地が史上に名高く、人口に膾炙するによりてならん歟、次項

を見よ。

7 羽後の金澤氏　仙北郡の金澤邑より起る。後三年役、金澤柵のありし地なり。後世、六郷兵庫頭(二階堂族)の聟金澤權太郎・此の地に據る(郡邑記)となり。又小野寺景道の子、孫三郎道秀も金澤城主たりし事・小野寺系圖に見ゆ、關係あるか。ヲノテラ、オホモリ條參照。

8 岩代の金澤氏　河沼郡の金澤邑より起る。會津風土記に「玉井左衞門・金澤館に居り、金澤氏を稱す」と云ふ。

9 加賀の金澤氏　三州志に「文治三年、加賀の國の武人井上左衞門の從士に金澤源次あり。此の者・疑くは金澤に住せる士なるべし」と。

10 雜載　應仁紀卷二に金澤氏。鎌倉東慶寺大工棟梁金子氏文書に金澤小三郎。明應六年越後檢地帳に金澤五郎次郎。伊達尙宗配下の將に金澤氏(世次考)、三河國寶飯郡宮道天神社神主家に、金澤氏(集說)。上野倉賀野十六騎の一に、金澤筑後守(國志)。富澤家記錄に金澤九郎光家、其の他、甲斐(信濃神家族)、越後、飛驒、美濃、遠江等にも此の氏あり。

金重　カナシゲ　武藏國埼玉郡金重村より起る。此の地は常陸大寶八幡嘉慶の鐘銘に「埼西郡澁江鄕金重邑」と見ゆ。此の氏は、野與黨、澁江氏の族にて、七黨系圖に「澁江光茂―有茂(金重二郎左衞門)」と見えたり。史料本には「金重一左」に作る。

金白　カナシロ　カネシロ　新編會津風土記、河沼郡繩澤邑條に「館迹、金城館と云ふ。天文中・金白加賀守景良と云ふ者住せり」と見ゆ。此の地より起りしならん。

金城　カナシロ　カネキ

1 新羅族　寶龜六年七月紀に「山背國紀伊郡人從八位上金城史山守等十四人に姓を眞城史と賜ふ」とあり。

2 會津の金城氏は前條を見よ。

金須　カナス

金杉　カナスギ　武藏、下總に此の地名あり。葛飾郡金杉邑より起りしか。下總小金本土寺過去帳に「金杉左近次郎・文明十六」「金杉若狹・文明」「金杉十右衞門・文祿二癸巳十二月」「金杉四郎兵衞・元和二辰十月」等を載せたり。なほ金曾木條を見よ。

金鈴本　カナスヾモト　下總小金本土寺過去帳に「金鈴本修理・永正」見ゆ。

金曾木　カナソキ　武藏國芝金杉より起れる氏也。鶴岡應永六年文書に「小具鄕內江戶金曾木三郎」、また「正和元年、延文二年、武藏國金曾木彥三郎云々」と見ゆ。金杉氏と同族か。

金瀨　カナセ

金田　カナダ　カネダ　兩樣あれど、今多數に從ひて、カネダに收む。數流あり。

鹿那田　カナダ　日向國鹿那田より起る藤原南家伊東氏の族にして、日向記に「鹿那田は祐安知行し玉ふ」と。また「鹿那田彌七、鹿那田又次郎、鹿那田又二郎」等を載せたり。

金田一　カナダイチ　キンダイチ條を見よ。

金高　カナダカ

金瀧　カナダキ

金武　カナダケ　筑前國早良郡に金武邑あり。關係あるか。又平家物語に「廳の下部のうちに金武と云ふ大力の剛の者云々」と。

金竹　カナダケ　甲斐國巨摩郡金竹邑より起る。金竹圖書の後なり。

金谷　カナタニ　カナヤ條を見よ。

金地　カナチ　土佐に此の地名存し、又近江に金次庄あり。石見に此の氏現存す。

金親　カナチカ

金津　カナツ　陸前、越前、加賀(金津庄)越後等に此の地名あり。

1 清和源氏平賀氏流　越後國蒲原郡金津邑より起る。尊卑分脈に「平賀冠者盛義―二郎有義―資義（金津小二郎）―資直（藏、左衛門尉、木津東方）、弟信資（三郎、新津西方）」と見ゆ。內、資義は東鑑承久三年六月八日、北條朝時、北陸道の賊軍を率ゐて上京の條に、「越後國小國源五兵衞三郎賴繼、金津藏人資義、小野藏人時信以下の輩を相催し上洛の處、越中國般若野庄に於いて宣旨狀到來す」とあり。猶ほこれより前、義經記卷一に「遮那王殿云々、我が身は越後の國に打ち越し、鵜川、佐橋、金津、奧山の勢を催し云々」と疑ふべし。其の後裔金津外記、永正六年、猿が馬場に忠死して、家督なかりければ、爲景寵臣胎田久三郎（一に弟久五郎）を金津の遺跡として伊豆守と號け、金津保を與ふと。久三郎、久五郎は胎田常陸介の子にして、天文十一年叛逆、十九年（一に廿年）落城すと云ひ、又古志郡川西芹川村芹川城は、五十嵐上總介、其の子金津伊豆守の居城なりと傳へ、又天文中、長尾俊景・金津伊豆守をして川西城を守らしむなど見ゆ。又北越軍記は「金津新兵衞尉義舊は平賀の一族にて越後にては久しき侍にて、謙信公八歲にて、父爲景の心に背き栃尾へ追下され候砌、新兵衞は乳母夫にて候故、背に負ひて供いたしたりと申候。隨分忠節大功の侍故、後には春日山の城代をつとめ候」と云へり。米澤上杉家臣野津將監は金津丹波守の子孫なりと。その世系、一族の關係容易に詳かになし難し、識者の後考を俟つ。

2 上野の金津氏　東鑑卷卅六、寬元三年五月九日條に「金津藏人次郎資成申す。上野國新田庄內、米澤村名主職の事、懸物狀を以つて子細を申すと雖、文曆御下知相違なきの上は、沙汰を改むるに及び難きの由、仰せ下さる云々」と。

3 其の他、土佐佐伯文書、堅田小三郎軍忠狀に「花園宮の御手人の金津殿、綿打殿」また「新田綿打入道殿、金津左近將監」など見ゆ。下つて德川時代、肥後細川藩に金津氏あり、又享保の頃、菊池郡々代に金津十次郎見ゆ。

金塚　カナツカ　備前に現存す。

金月　カナツキ

金築　カナツキ　備後の豪族にして、金築勝七郎は、下津田村明神山に據りしと云ふ（通志）。一に庄野とあり。

金作　カナツクリ　數流あり、カヌチ條にて詳述すべし。

○金作村主　倭漢氏の族、坂上系圖・阿智使主に隨ひ來る村主の一に收む。これもカヌチか。

金作部　カナツクリベ　カヌチベ條を見よ。

金辻　カナツジ

金土　カナツチ

金綱　カナツナ

金集　カナツメ　これも地名なるべし。

1 金集史　伊豫にあり。河內西琳寺文書に「和銅二年、僧願忠、伊豫國宇麻郡常里戶主金集史族麻呂弟」など見えたり。恐らく歸化族ならん。

2 金集宿禰　金集史の宿禰姓を賜ひしものなるべし。

金戶　カナト　カネコ條を見よ。

金殿內　カナトノウチ　正訓不明。下總小金本土寺過去帳に「金殿內又三郎」と云ふ人見ゆ。

金庭　カナバ

金場　カナバ　磐城國相馬郡（行方郡）金場邑より起る。桓武平氏相馬氏の族文間氏より分る。文間五郎胤門の子胤直・元亨中、

此の地に居る、子孫。よりて氏とす（奥相志）。應仁二年文書に、金場加賀守經康あり（秘鑑）。

金箱 カナバコ

金濱 カナハマ 陸奥國の豪族にして、奥南盛風記に津輕郡代南部高信の老臣金濱修理（圓齋）あり。東津輕郡荒川村金濱を在名とする歟、しかし又三戸郡閉伊郡にも同名あり（地名辭書）と。奥南盛風記に「左衞門高信・葛西征伐の際、金濱修理從ふ」と見ゆ。

金林 カナバヤシ

金原 カナハラ キンバラ 和名抄下總國匝瑳郡に金原鄕あり。其の他、岩代、羽前等に此の地名存す。キンバラ條參照。

1 桓武平氏千葉氏族 下總國匝瑳郡金原鄕より起る。この地は中山寺元德三年の文書に千田莊金原鄕と見え、又金原庄ともあり。此の氏は其の庄司にて、千葉系圖に「四郎大夫常永―鳴根三郎常房―常能（金原庄司）」と載せたり。

2 秀鄕流藤原姓 佐野氏の一族にして、「長島小四郎行重―小四郎行光（武州）―佐渡行經―藤三郎行房―彌四郎行忠―利安（金原七大夫）」より出づと云ふ。

3 越後の金原氏 古志郡の豪族にして、文明中金原大膳あり、栖吉村（西三貫梨）金原城に據る。

4 其の他、備後（社家名族）信濃等にあり。

金平 カナヒラ カナダヒラ

1 桓武平氏野與黨 武藏七黨系圖に「多名六大夫長綱―長光（金平二郎）―季長（太郎）―光直（小太兵）―親直（太郎）、弟光泰（四郎）」また「季長弟光茂―二太郎、弟忠光（三郎）」等を載せたり。タナ條參照。

2 其の他、下總小金本土寺過去帳に「金平内四郎、長享三己酉六月」建武元年十二月津輕降人交名に「金平別當宗祐、弟子智道」また備前にも存す。

金生 カナフ 和名抄、筑前國鞍手郡に金生鄕ありて加奈布と註す、その地より起りしなり。水原村若宮八幡社弘安八年の相撲次第記に「一番金生倉久、二番金生黑丸、三番金生岩埼云々」と。

加納 カナフ 河内國石川郡、若江郡に加納庄あり、吉水院文書建武元年に見ゆ。其の他、三河、甲斐、伊豆（加茂郡）、武藏、美濃（加納鄕）、岩代、越中、播磨、紀伊等にも此の地名あり。蓋し莊園の加納田より來りしなるべし。此の氏は更に此の地名を冒ひしものなれど、猶ほ狩野氏と通じ用ひらるゝ事もあれば、併せ見るべし。

1 松平氏流（或は藤原姓） 三河國加茂郡加納村より起る。武鑑には本國遠江とす。寬政系譜引用家傳に「松平泰親の庶子備中守久親の後胤にて、代々加茂郡加納村に住す」とあり。其の系は「政久―義久―久貞―長久―久行―久直（九十郎、孫大夫、家康に仕ふ）―久利（平右衞門、紀州家臣）―久政（角兵衞）―久通（角兵衞、近江守、遠江守、實は紀伊家臣加納大隅守政直が男。吉宗に從ひて幕臣となり、一萬石、諸侯となる）―大和守久監―備中守久周（遠江守）―備中守久愼（大和守）―遠江守久儔―備中守久徵―大和守久恒―久宜（上總一宮一萬三千石）現今子爵、家紋丸に違柏、輪寶。或は藤原氏なりと云ふ。

加納

久堅・後遠江守、實は大隅守直政の五男、―次に久周は大岡出雲守忠光の二男なり。二葉松に「碧海郡宮口城（宮口村）は加納

孫五郎の居城也」と。又賀茂郡上伊保村藏王社（射穗神社）の神主に加納權頭あり。

2　加茂姓　駿河の名族にして、加茂吉備麻呂の苗裔なりと云ふ。祖を元久と云ひ、駿河に配流せらる、もと加茂社の神職なりと。

3　武藏の加納氏　葛飾郡にあり。新編風土記に「加納氏（西小松川村）、先祖甚内は伊勢國松坂の人なりしが、享保年中、有徳院殿召連給ひしより、當所に移住。近き頃苗字帶刀の御免あり、甚内の住する高四十石程の所を字して綱差新田と云ふ」と見え、又加納下野守・大森村に住居の事を載せたり。

4　美濃の加納氏　厚見郡の加納邑より起る。新撰志、大野郡淸水邑條に「加納悅右衞門は稻葉一鐵の家士にて、其の父加納雅樂助の時より淸水村に住めり。天正の始め一鐵の聟堀池新之丞を討取らむとて、正月揖斐へ攻入りし時、悅右衞門鎗合の手柄をなし、又同十年芝原北方にて、安藤伊賀守、並に同家老稻葉長右衞門主從を討取り高名を表はす」と載せ、其の他、加納外記、加納兵部等を擧ぐ。

5　尾張の加納氏　中島郡にあり。蜷川親元記、寬正六年九月二日に加納修理進長能見ゆ。一宮住人也。當國狩野氏と同族にして、藤姓なるべし。カノ條を見よ。

6　荒木田姓　內宮社家にあり、荒木田姓と云へど詳かならず。當國他にも此の氏あり、又志摩にも存す。

7　丹後の加納氏　丹波郡の豪族にして、戰國時代・加納下總守あり、新治城に據り、中瀨兵部、荒木佐助等、その配下たりしが、下總戰死して細川氏に降る。

8　紀姓　紀伊國造族なりと云ふ。名草郡の豪族にして同郡加納邑より起る。元弘の頃加納八郎紀實泰あり。元弘の古記に見ゆ（續風土記）。

9　淸和源氏　中興系圖に「加納、藤、爲義十二男冠者賴貞・稱之」と見ゆれど詳かならず。

10　桓武平氏三浦氏流　岩代國耶麻郡加納庄より起る。桓武平氏三浦盛時の後裔佐原氏、加納庄を領し、青山城に據る。よりて佐原氏とも、加納氏とも稱す。詳細はサハラ條を見よ。寬文の風土記に「上三宮村に加納五郎の祠あり」と、又加納盛時の孫に三橋太郎義通あり、又加納新三郎高重に子あり、高明と云ひ、三宮邑に住すとぞ。

11　雜載　德川時代、此の氏は村松堀藩添役、臼杵稻葉藩重臣、紀伊德川家の重臣たり。其の他、京極殿給帳に「千五拾石、加納又左衞門、」堀尾山城守給帳に「三百石、加納庄左衞門、」鯖江藩侍帳に「加納常藏、」藤堂藩に「加納藤左衞門、」田中家臣知行割帳に「二百六十石、加納次兵衞、」又伊賀（加納直盛波多村新田を開墾す）、備前、備中、上總、下總等にもありと。

嘉納　カナフ　加納と通じ用ひられ、又狩野とも關係あらんか。攝津國菟原郡石屋村の名族に此の氏あり。

叶　カナフ　關東の名族にして、又加納に作り、狩野と通ず。加納、狩野（カノ）條を見よ。鹿島治亂記に「故江戶但馬守殿へは左金吾の族臣土子を遣はし、執權叶氏へ談じて通泰へ達す」と。房總にも此の氏あり。

十七夜　カナフ　日用重寶記に見ゆ。

賀名生　カナフ　大和國吉野郡に加名生庄あり。南朝行宮遺跡を以つて世に聞ゆ。關係あるか。

加納川　カナフガフ　カノカハ　紀伊國那賀郡の名族にして、續風土記、麻生津莊條に

「領主、弘安の文書に高野山撿校領なりと。舊家、莊中に舊家三氏あり。篠、名出、加納川といふ。中世迄、下司、公文、露仗といふ職を領して、莊中を總管せしとぞ」と載せ、又「横谷村地士加納川莊左衞門、其の家を露仗といふ。露仗も職の名なり。何の職なるを知らず。此の家舊其の職を司りしなり」と見ゆ。

叶多　カナフダ

叶田　カナフダ

金藤　カナフヂ

1　美作の金藤氏　勝南郡、英田郡等に多く、東作志に金藤飛驒、同加賀等見ゆ、社家也。

2　其の他、畑田文書貞和三年八月二日の譲状に「在陸奥國岩崎郡東郷云々、よもぎの佐太の金藤五郎在家分」と。筑後國史に「川瀬金藤主計」を載せたり。

叶名　カナフナ　正訓不明

叶野　カナフノ

叶谷　カナフヤ　內宮社家にあり。

金淵　カナフチ

叶山　カナフヤマ

叶世　カナフヨ　正訓不明

鼎　カナヘ

金佛　カナボトケ　美作皆木家の臣に金佛

九郎右衞門あり、天正六年討たる。

金堀　カナボリ　東鑑巻十に、金堀三郎見え、下りて奥州葛西家々臣に金堀氏あり。岩代國會津郡に金堀村存す、關係あるか。

金間　カナマ　カネマ條を見よ。

金町　カナマチ　武藏國葛飾郡に金町邑あり、古文書にカナマチと見ゆ、この地と關係あるか。秀郷流藤原姓阿曾沼氏の族に此の氏あり。「阿曾沼公郷―佐野宮內廣綱―同小太郎宗廣―五郎宗高―山城守利廣(刑部)―金町三郎光廣」なり(田原族譜)と。

金餘　カナマリ　和名抄安房國安房郡に神餘郷ありて、加無乃安萬里と註するにより、神戸の餘戸の意なるや著し。保元物語に金餘、東鑑に金丸、里見系圖に金鞠に作る(地理志料)。此の地より起る。

1　忌部姓　この氏は、保元物語に「安房には安西、金餘、沼平太、丸太郎」と。下りて東鑑巻三十二に金摩利太郎を載せたり。安房國屈指の大族にして、保元の役、安西氏、丸氏等と共に、源義朝に從ひて院の御所を攻め、其の後、族光秀(藤治)・源賴朝に屬す(房總軍記)。其の裔景貞(安房實記には光孝に作り、里見軍談記には景春に作る)に至り、嘉吉の頃

(又永享年間とも)、其の臣山下佐右衞門定兼の爲に弑せらる。定兼遂に其の地を奪ひ、安房郡を改めて山下郡と稱す。勝山城主安西景春、丸城主丸信朝、其の無道を惡み、共に擊て之を殺す(安房實記等)。神餘氏の居城は神餘邑の字平田原なりしと云ふ。

此の氏の出自については、齋部宿禰本系帳に「大領良資―同景知―景光(郡司大領、金餘家の祖、神餘郷に住む」と見えたり。インベ條、及びアハノインベ條を見よ。同書以下、神餘三郎義遠、郡司神餘左京亮景義等の名を載せたり。

2　桓武平氏忠通流　前項氏に同じ。平群系圖に「良文の子忠通、神餘等一族の先祖也」と見えたれど、後世の假冒に過ぎざるべし。

金摩利　カナマリ　金餘氏に同じ。

金鞠　カナマリ　金餘氏に同じ。里見系圖に見ゆ、又中興系圖にも此の文字を用ひ、平氏に收む。平群系圖の類に據りしならん。

金丸　カナマル　カネマル　下總、能登、佐渡、阿波(金丸庄、同東西庄)等に此の地名あり、古代鞠部に關係あらんかと云ふ。

1　那須氏族　下野那須氏の族にて、那須

系圖に「資藤の子某・號金丸」と見えたり。下總結城郡に金丸あり。其の地より起るか。某は那須の家譜に資國とす、又金丸二郎と見ゆ。

2　常陸の金丸氏　新編國志に「金丸、府中の舊家六人の內なり。蓋し故の在廳官人の後なり。弘安作田勘文の內、府中在廳名の內に金丸名あり。これを以て證とすべし」と見ゆ。

3　藤原姓　幕臣にあり、甲州發祥。寛政系譜、藤原氏に收む、那須氏族の意か。家紋丸に揚羽蝶二。

4　清和源氏武田氏流　武田(刑部少輔)信重の子光重、金丸右衛門尉と稱す。甲斐國志に「金丸は鞠部の遠裔にして、氏族中絕なるを、光重をして、舊祀を興さしむ。本姓を改めず、子孫猶ほ源氏に因ると云ふ。」と見ゆ。(マリベ條參照)。これ東鑑所載上總の金鞠氏は、後世金丸氏ともあるに據れど、上總の金鞠氏は、房州神餘に同じく、而して神餘は神戶の餘戶なる事、和名抄に明徵あり。何ぞ甲州鞠部と混同するを得んや。

5　清和源氏一色氏族　前項光重に男子なく一色藤直(範貞の孫にて、範次の子)の男藤次を嗣とす、金丸伊賀守これ也。藤次の後は「若狹守虎嗣―筑前守虎義」にして、虎義に七男あり。金丸平三郎昌直、土屋右衛門尉昌次、秋山左衛門佐昌詮、金丸助六郎定光、土屋惣三正忠、同惣八郎正直、秋山源三なり、內昌忠は惣藏昌恒に外ならず。家紋九曜。軍鑑に伊賀守知行二百貫と見ゆ。

6　筑前の金丸氏　鞍手郡の金丸邑より起る。當國の豪族にして、井樓纂聞等に見ゆ。

巨摩郡西野村に金丸氏あり。又誠忠舊家錄に「金丸筑前守虎義後胤、今諏訪、金丸平九郎虎昌」、「金丸筑前守虎義後胤、微細系圖、御感狀二通を傳ふ、德長村、金丸武右衛門虎林」を載せたり。

7　雜載　丹波に金丸親王の傳說あり、九六九頁參照。又日向記に金丸右馬助見ゆ。猶ほ翁草、鎌倉時代、武士の所領を擧げて「三千町、房州の內、金丸判官代基茂」と見ゆ。房州金餘氏を云ふならんも、他に徵證なし。其の他、豐前、信濃等に此の氏あり。

鹿並　カナミ　六鄕衆に鹿並氏あり、政所職なりしと云ふ。

加波　カナミ　カハ條を見よ。

河南　カナン　カハミナミ條を見よ。

金村　カナムラ　阿波に金村庄あれど關係なかるべし。此の氏は、秀鄕流の藤原姓河村氏の族にして、河村系圖に「河村三郎義秀―二郎盛秀―秀村(金村五郎)」と見え、秀村の子には「彌五郎重秀(母武次郎兵衛平義重女)、五郎三郞秀政、女子(澁谷曾師平三郎妻)、女子(柏山小二郎妻)」等、又「重秀の子には孫五郎秀道、孫三郎秀氏」等あり。

要　カナメ　和泉國日根郡の名族にして、同郡畠中村要亮太郎氏園內に、源行家の墓と稱する碑石あり、碑の表面には備前守行家之塔と題し、左右兩行に、文治二年年五月十二日と刻せり。要氏は元神崎氏と稱す。その先は、東鑑同月廿五日條に見ゆる和泉國一在廳日向權守清實より出づと。神崎參照。

金目　カナメ　和名抄相摸國餘綾郡に金目鄕あり。

要田　カナメダ

要堂　カナメダウ　備後國の豪族にして、藝藩通志に「土井城は松崎村にあり、承和(?)年間、要堂日向が據る所」と。

要藤　カナメフヂ　エウドウ　正訓不明。

要部　カナメベ　品部の一種か。或は金鞠

部ならんか。延暦八年六月紀に「甲斐國山梨郡人外正八位下要部上麻呂等、本姓を改めて、田井と爲す」と見ゆるのみ。

金持 カナモチ カナヂ カモチ 伯耆國の豪族にして、日野郡金持邑より起る。地理志料に「根雨村に金持城あり、長門本平家物語に長谷部信連、平氏の滅後伯耆に至り金持に居る。文治二年、頼朝召し關東に至ると。太平記、船上山條に、大山寺衆徒七百餘騎、金持黨三百餘人、行在を護衞すと。又還幸の條に、金持大和守景藤、錦旗を奉じて鸞輿に侍すと。蓋し右族也」と見ゆ。伯耆志參照。卽ち長氏の族なり。

氏人は東鑑卷十五に金持二郎、十七に金持右衞門尉、三十八に金持次郎左衞門尉、四十に金持兵衞入道を載せ、下つて太平記卷七に「金持の一黨三百餘騎」八に金持三郎、十一に金持大和守(景藤)、二十に金持太郎左衞門尉等見ゆ。

なほ伊豆圓成寺曆應三年文書に、駿河國金持庄澤田鄕見ゆ。

金元 カナモト 幕臣にあり、寛政系譜・未勘に收む。口科醫休庵より系あり。

金本 カナモト

金森 カナモリ 近江、岩代等に此の地名あり。

1 淸和源氏土岐氏流 近江國野洲郡金森村より起ると云ふ。金森系圖、寛政系圖等に據るに「土岐美濃守成頼二男大桑兵部少輔定頼―大畑七右衞門定近(近江國金森村に移り、金森釆女と稱す)―金森七右衞門政近、弟五郎八長近(剃髮して素玄と稱す。兵部卿法印。慶長十二年八月十二日卒、八十四歲。信長、秀吉、家康に歷仕し、美濃上有知六萬石を食す)―喜藏可重(實は長屋將監景重の長男、從五位下、出雲守、天正十三年叙任。元和元年閏六月三日卒。五十八歲)―飛驒守重近(慶長十九年籠居、剃髮して宗和と號す。明曆二年十二月十六日卒。七十三歲)、弟甲斐守重次(從五位下、寛永二年九月八日卒、卅三歲)―市兵衞重直(寛永十八年九月八日死、廿歲)。次に重次の弟左兵衞重頼(從五位下、長門守)―五郎八頼直(從五位下、長門守)―五郎八頼業(初可直、從五位下、飛驒守)―萬助頼時(從五位下、出雲守)」と。

また「源長近の弟に政秀(金森彌右衞門)、可重の弟に長則(忠二郎、織田信忠家人、天正十年六月二日殉死、十九歲)、その弟長光(五郎八、慶長十六年八月廿三日夭、六歲)、重頼の弟に可次(内匠)、その弟に重勝(小四郎左京)、その弟に重義(權大夫、左兵衞)」を載せ、又藩翰譜に「出雲守源可重は、美濃國の住人五郎八長近入道素玄が養子也(可重が父の名は詳ならず)。入道初め織田殿に仕へ、此處彼處の戰に、度々の高名を顯す。天正三年八月、終に一方の大將を承り、原彦四郎と同じく、越前國に發向す。美濃の郡上の郡より、德山を越て、大野郡に打て入る。數箇所の城を攻め落し、多くの敵を討取りて、諸手の寄手、一同に國中に亂入る。賊徒悉くに平げゝれば、其の賞として大野郡を分つて、金森、原にぞ給はりける(三つが二つ金森に、一つを原に給ひし也)、是よりこのかた、北陸の軍は云ふに及ばず、畿内山陽の戰に隨はずと云ふ事なく、同十年二月、三位中將殿、甲斐國に攻入り給ひし時、長近三千人を引率して、越前國を立ちて、甲斐國に向ふ。此の年六月、織田殿父子打たれ給ひし時、長近が二男忠三郎長則、生年十九歲、信忠卿の御供して、二條の御所にて、腹搔切て死してけり。幾程なくて、柴田羽柴、不快の中

と成て、既に軍起らんとす。長近前田不破の人々と、兩家の中直したり。明ければ十一年二月、勝家秀吉の兵、終に起りて、近江國志津嶽にして、戰を合す。北陸道の人々、皆勝家にぞ組しける。斯て勝家滅びて後、長近可重終に秀吉に從ひ、同十四年、飛驒國を領し、高山に住す（二萬八千石を領せしと也）。これ年比の軍功を賞せられし所なり。其の後、長近が父子、東西の軍に隨はずと云ふ事なく、長近さる古兵なりしかば、入道の後、兵部卿法印に成されて、常に關白の御側に侍ひ、當時御咄の衆と云ふ。其の入道せし事、何れの比にや詳ならず」と見ゆ。美濃國山縣郡に金森城（上牧村小倉）あり、金森五郎八源長近入道素玄住す。また同郡上有知小倉山城は慶長五年金森長近住すと。また飛驒後風土記に「永正中、高山外記が築きて住たる天神山の古城跡を、天正十三年八月・金森法印父子越前國大野郡より攻め入り、飛驒國を平定す」と見ゆ。

長近の嗣可重は初め長屋氏、稻葉通朝の外孫なるを以つて、金森長近に仕へ、屢々戰功あり、長近・其の勇を愛し、以つて義兒となし、姓を金森と冒さしむ。出雲守これ也。長近既に飛驒をとり、高山に居り、可重をして、古川城に居らしむ、食封萬石。後可重の嗣となり高山に移る。その後、重賴―賴直―賴業―賴旹―賴錦（領土を沒收せらる）―賴興。此の氏は寶曆中除封後、越前白崎三千石を賜ひ、交代寄合衆たり。寛政系譜に支庶五、家紋・桔梗花、裏梅鉢、龜甲、五枚笹。

金森

金森文三郎

2 藤原姓　室町時代、幕臣なりしと云ふ。家紋三雁金、揚羽むかひ蝶。

3 尾張伊勢の金森氏　春日井郡久保の砦（久保一色村）は、天正十二年、秀吉の命にて蜂屋出羽守賴隆、金森五郎八長近、是をまもる、（尾張志）。伊勢にも此の氏あり、源姓金森氏と同族なりと云ふ。

4 越中の金森氏　三州志、新川郡條に「池田（在米庄池田村領）邑傳、金森中務居するを、謙信圍みて落城せりと。或は云ふ、成政攻め取ると。並に明證なし。中務も亦何人なるかを知らず」と見ゆ。又般若郷西部村の鑄物師に金森彌左衞門等あり。

5 雜載　金森氏は又近世紀伊德川家の重臣なりき。其の他、加賀藩給帳に「五百石（龜甲）金森鎭四郎、五百石（同）金森吉左衞門」を載せ、大村藩（源姓）、志摩、信濃、越前、磐城、岩代、備前等にも存す。故陸軍中將押上森藏氏の著に金森氏雜考あり、參照せよ。

金盛　カナモリ　信濃にあり、金森氏に同じかるべし。

金守　カナモリ　石見にあり。

金谷　カナヤ　カネタニ　遠江、上總、磐城、羽前、越後等に此の地名あり。又金屋と通ず、併せ見よ。

1 清和源氏新田氏流　新田義重の後、大館氏より出づ。其の系圖に「大館次郎家氏―一井孫三郎貞政―重氏（金谷刑部少輔）―經氏（兵庫助、治部少輔、建武元年、從五位下、遠江守、同二年、從五位上、治部少輔、延元三年、正五位下、興國元年、從四位下、修理大夫、同二年六月、伊豫國に於いて度々武勇を顯はしたれど

行衛を知らず)—政經(左近藏人)、弟氏政(修理亮、義貞朝臣に從ひ北國に落ち越前國に住む)—氏長(金谷孫太郎、越前坂井郡堀江に住す)」と載せ、又中興系圖に「金谷、清和、本國上野、新田義重三代、田中五郎義清末流、修理太夫經氏稱之」とあり。

氏人は、太平記卷十四に新田の一族として金谷治部少輔、卷十九に「金谷治部大輔經氏、播磨の東條より打ち出で、吉河、高田が勢を付て、丹生の山陰に城郭を構へ、山陰の中道を差塞ぐ」と。また二十二に「義助(脇屋)に順付たりし多年恩顧の兵共、土居、得能、合田、二ノ宮、日吉、多田、三木、羽床、三宅、武市の者共、金谷修理大夫經氏を大將にして、兵船五百餘艘にて土肥が後攻めの爲に海上に推し浮ぶ」と。後備後に渡り、伊豫に歸りて細川氏に攻められ金谷城陷るとぞ。

上州金谷氏は後世横瀨氏に屬し、其の執事たりき。關八州古戰錄に「天正七年、金谷因幡守は新田の命を含んで云々」と見ゆ。

2 下野の金谷氏 鹿島文書、至德二年十二月廿日の東田井郡百姓足分帳に「かなや紀藤次入道、かなや彌藤太入道」を載せたり。

3 越後の金谷氏 建武中、新田一族金谷源太左衞門・魚沼郡大桑原の三用城に據ると。當國頸城郡に金谷村あり。關係あるか。

4 丹後の金谷氏 與謝郡石川城(石川村桝形の上)の城主なり。當城は永正天文の頃、一色義遠之に據りしが、後其の臣金谷伊豆守居守す。伊豆守は天正六年冬より義道父子に從つて八田にあり、七年正月、中山に移りしも、沼田變節の爲、城陷り、後義俊に從つて、宮津城に入り、義俊害せられて後居城に歸り、細川陣代有吉將監の爲に陷らる。

5 備後の金谷氏 當國の豪族にして、金谷治部道政は山內氏の家臣にして、新市村茶臼山城に據る(通志)。

6 大和の金谷氏 十市郡の豪族にして、十市氏配下の將なり。城上郡金屋邑より起りしか。

7 雜載 その他、內宮社家にあり。又宇喜多氏家臣、その裔備前美作(苫田郡高倉水島氏)に存す。又加賀藩給帳に「貳百五拾石(丸內違鷹羽)金谷多門」を載せ、又攝津菟原郡脇濱村の名族に此の氏あり、又大阪天滿組の總年寄の家に金谷氏、銀座由緒書に金谷喜十郎、又伊勢、志摩、武藏(入間郡の名族)等に存す。

金屋 カナヤ 大和、武藏、美濃、陸奧、越後、紀伊等に此の地名あり。金谷と通ず、前條を併せ見よ。

1 秀鄕流藤原姓少貳氏流 武藤系圖に、「少貳賴尙—賴澄—貞賴—滿貞—嘉賴—教賴—資治(越後守、號金屋)」と見えたり。

2 紀伊の金屋氏 有田郡金屋邑より起る續風土記、地士に金屋杉右衞門を擧ぐ。

3 會津の金屋氏 新編風土記に「會津郡界澤村館迹、葦名直盛の臣金屋尾張某居住せり」と見ゆ。

4 攝津八部郡に金屋氏あり、狂歌師金屋保童圓を出す。

金矢 カナヤ

金山 カナヤマ カネヤマ 河內、安房、美濃、飛驒、上野、岩代、陸前、羽前、越前、越中、越後、丹波、備前等に此の地名あり。

1 秀鄕流藤原姓結城氏流 結城系圖に、「結城左衞門尉朝光—大藏少輔朝廣—時祐(金山五郎左衞門)」と。また時祐兄廣

綱の子時綱(金山三郎)と見ゆ。下總舊事考に「金山五郎時祐・下總高橋村を領す」と、結城郡高橋鄕の地なり、金山も此の附近の地名か。中興系圖には「金山、藤、本國下野、結城大藏大輔朝廣男、五郎時祐稱之」と見ゆ。

2 上野の金山氏 新田郡に金山邑あり、關係あるか。當國金山氏は長倉追罸記に「金山云々、上州一揆」と。その後、小田原分限帳に「金山圖書助・九拾貫文、上州下栗須、小林土佐分」と見ゆ。

3 清和源氏土岐氏流 美濃國可兒(武儀)郡金山(兼山)邑より起る。土岐光行六世孫貞房の後なりと。中興系圖に「金山、清和、蜂屋兵庫助滿房男、次郎貞房稱之」と載せ、新撰美濃志に「土岐左近藏人賴員(光定の六男)當國守護となりて高田に在城す。可兒郡兼山にもすみし故、金山賴員とも稱す。曆應二己卯年二月二十三日卒」と。また「古城跡は村うち飛驒堺にあり。むかし土岐伯耆守賴貞、こゝに居て、金山伯耆守と稱す」と見え、又金山二郎左衞門を載せたり。

4 丹波の金山氏 天田郡に金山城あり。大中臣姓那珂氏の居城なりき。ナカ條參照。

5 康正造內裡段錢引付に「拾一貫五百文、金山修理亮殿、知行分段錢」また「五貫文、金山修理亮殿、丹波國兩所之內段錢」と。次に永享以來御番帳に「四番、金山備中入道、金山三郎左衞門尉」と。又文安年中御番帳に「四番、金山備中入道」次に常德院江州動座着到に「四番、金山三郎」又永祿六年諸役人付に「四番、金山常陸介晴實」を載せ、見聞諸家紋に、

金山

6 諏訪神家族 筑摩郡に金山邑あり、關係あるか。諏訪系圖に「有員—員篤、弟有勝—有盛—盛長、弟盛光—武盛（金山太郎）」と見ゆ。

7 桓武平氏藤橋氏流 磐城國伊具郡金山邑より起る。奧相志に「永祿八年、藤橋紀伊胤泰、小齋保主となり、相馬の北疆を守る。金山堡を築き、荒山を開いて田圃と爲す、實に金山の開基也。胤泰の子胤清・金山彥四郎と稱す、天正四年胤泰金山を去る」と見ゆ。

8 雜載 細川兩家記に金山駿河守（三好方）、豐鑑に「金山侍從忠政朝臣」と。こは森氏なり、美濃可兒郡金山に封ぜられしに因る。其の他、備前、武藏等にもあり。

賀奈良 カナラ

加成 カナリ

又嘉成に作る。羽後の名族なり。カンナリ條を見よ。

嘉成 カナリ

桓武平氏葛西氏の族、カンナリ條を見よ。

金輪 カナワ

伊勢の名族にして、安東郡專當沙汰文に「丁部金輪乙石四郎、丁部金輪閇王六郎、同秋太郎、同彌次郎」等を載せたり。

可兒 カニ

美濃國に可兒郡あり、和名抄。郡內に可兒鄕を收む、この地より起りしなり。

1 清和源氏土岐氏流 美濃の可兒郡可兒鄕より起る。山縣系圖に「六郎二郎國氏—直國(可兒十郎)」と見ゆ。戰國末、明智光家が家臣に可兒才藏長吉あり、葉附の竹を指物とせしにより、篠の才藏と呼ばる。家紋篠に蟹なりと。又森武藏守長可の士大將に可兒庄六、同藤助等名あり。

2 清和源氏斯波氏流 傳說に云ふ、斯波右兵衞佐義持の子對馬守定行、美濃毛路

原の城主となり、可兒氏と云ふ。その裔可兒圖書の子庄右衛門・長久手に戰死し、その子彥右衛門(三四郞)・森忠政に仕へ、移封に隨從して美作に至り、千五百石を賜ひ、城代役を勤む、其の子藤右衛門、三四郞定孝に至り、藩公除封の爲歸農すと云ふ、勝田郡日上邑にあり。津山分限帳に「四十五俵、可兒後次郞」と云ふも見ゆ。又天正十九年十一月晦日忠政判書に「可見いろ太」とも、慶長文書に「可兒兵太、可兒藤衛門」以下多し（勝田郡畑屋村浪士所藏）。

3 伴姓上野氏流　寬政系譜にあり、家紋丸に可文字、八本矢車、丸に二引。

4 田中氏裔　これも濃州より起る。もと可兒郡の庄官たり、田中信治七代の孫新八郞に至り、蟹江と改め、旭山に居城す。その九代孫可兒官大夫・森忠政に仕へて美作に至り、新左衛門賴英に至り歸農すと傳ふ、久米郡柚木上にあり。

5 其の他、三ケ月森藩年寄、大田喜松平藩重臣に此の氏あり。

蟹　**カニ**　尾張にあり、又攝津に蟹島あり。

蟹江　**カニエ**　尾張國海部郡蟹江邑より起る。田邊牧野藩用人、河越松平藩重臣に此の氏あり。又安藝(關氏條を見よ)に此の氏存す。

蟹澤　**カニサハ**

1 清和源氏最上氏流　羽前國村山郡蟹澤邑より起る。最上系圖に「修理大夫兼賴—左京大夫直家—兼直(蟹澤)」と載せ、山野邊系圖には兼直を兼賴の子とし、蟹澤殿と見ゆ。又一本「兼賴四男蟹澤兼直」とす。

2 美濃の蟹澤氏　遠藤但馬守慶隆の配下の將に此の氏あり。信濃にも存す。

蟹谷　**カニタニ**　カニヤ條を見よ。

蟹幡　**カニハタ**　**カムハタ**　和名抄、山城國相樂郡に蟹幡鄕あり、加無波多と註す。垂仁皇妃苅幡戶邊、弟苅羽田刀辨の御座せし地なり。

掃守　**カニモリ**　**カモリ**　又掃部に作る。掃守部の伴造たりし氏なり。カニモリベ條を見よ。

1 掃守造　振魂命の裔なり。掃守部の總領的伴造にして、掃守連は此の家より出でたりと思はる。姓氏錄河內神別に「掃守造、同神四世孫天忍人命の後也」と見ゆ。而して和名抄、當國高安郡に掃守鄕を收む、蓋し此の氏の住居せし地ならむ。

2 掃守連　掃守造の連姓を賜へるものなり。古語拾遺に「掃守連の遠祖天忍人命」、また神代本紀に「振魂命の兒・前玉命は掃部連等の祖」など見えたり。氏人は孝德紀に「大山上掃部連角麻呂、小乙上掃守連小麻呂」また聖武紀に同廣山、同儺波、仁明紀に同豐永(右少史)、同豐上(少典鎰、河內國人)等見ゆ。姓氏錄左京神別に「掃守連、振魂命四世孫天忍人命の後也」、また河內神別に「掃守連、同神四世孫天忍人命の後也」と記載す。天武朝・宿禰姓を賜ひ、又承和二年二月紀に善世宿禰姓を賜へるものあり。其の條を見よ。

3 和泉の掃守連　大島郡に掃守鄕あり。此の地にありしにて、和泉掃守部の長たるべし。姓氏錄、和泉神別に「掃守連、振魂命四世孫天忍人命の後也。雄略天皇の御代、掃除の事を監し、姓を掃守連と賜ふ」と見ゆ。

4 攝津の掃守連　次項を見よ。

5 掃守連族　神龜二年十月紀に「天皇・難波宮に幸し、宮に近き三郡司に詔して、位を授け祿を賜ふ、各々差あり。國人少初位下掃守連族廣山等、族の字を除く」と見えたり。掃守連の部曲たりしものの裔か。

6 掃守首　出雲なる掃守部の伴造なるべし。大税賑給歴名帳に「波如里掃守首弟身・外一人、漆沼鄕深江里掃守首國勝・外一人」見ゆ。

7 掃守宿禰　掃守連の後にして、天武紀十三年條に「掃守連云々姓を賜ひて宿禰と曰ふ」とありて、姓氏錄河内神別に「掃守宿禰、振魂命の後也」と記載す。本貫河内なるべし。氏人は淳仁紀に掃守宿禰廣足、桓武紀に同弟兄見ゆ、猶ほ次項を見よ。

8 山城の掃守宿禰　大寶元年正月紀に、山代國相樂郡令追廣肆掃守宿禰阿賀流（仁明紀に掃守宿禰明）、又大同類聚方四十に「山背國相樂郡令追廣肆掃守宿禰の家に世々に傳ふる所の方也」など見ゆ。

9 掃守朝臣　姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

10 伊勢の掃守氏　御鎭座本紀に「度相河の邊に一人の漁人あり、名を天忍海人と號く（今・之を掃守氏と謂ふ）云々」と見えたり。

11 大和の掃守（無姓）　姓氏錄、大和神別に「掃守、振魂命四世の孫天忍人命の後也」と見えたり。葛下郡に加守邑あり、此の氏のありし地ならん。

12 越前の掃守（無姓）　正倉院天平神護二年文書に「堀江鄕戸主掃守友弓」と云ふ人見ゆ。

13 撰觀文集にも見ゆ。

掃部 **カニモリ　カニモリベ　カモリ　カモン**　掃守に同じ、前條に云へり。但し嚴密に云へば掃守部に等し、掃守部條を見よ。後世の掃部氏は、掃部司の官職名を負ひしなり。掃守部條參照。

1 掃部連　掃守連に同じ、前條第二項を見よ。

2 掃部宿禰　拾芥抄に見ゆ。掃守宿禰に同じ、前條を見よ。

3 大神姓　大和國宇陀郡の豪族にして、赤埴氏系圖に「高見監物興猶―赤埴五郎大夫安峰―安則―孝安―爲安―久安（掃部小太郎）―則安（小三郎）」と見ゆ。前條第十一項を參照せよ。

4 河内の掃部氏　掃守氏の後裔か、前條を見よ。交野郡に掃部亘頼あり。

5 土佐の掃部氏　香美郡夜須村小松氏文書、曆應四年八月のものに「掃部（花押）」と、猶ほ秦泉寺條を見よ。

6 蒲生氏流　蒲生系圖に「佐治八郎俊守―能俊（掃部亟）―秀義（掃部太郎）」と見ゆ。父の官名を稱號とせし也。

7 陸中の掃部氏　陸中膽澤郡に掃部長者の傳説あり。封内記に「下葉場邑、潟岸藥師堂、傳へ曰ふ、欽明帝御宇、本郡に富豪掃部長者あり、其の妻・嚚にして嫉妬多し、云々。郡司兵衞なる者、女を肥前國松浦里に求む。其の名を佐夜姫と號く」と見ゆ。

8 佐々木氏流　佐々木盛安の後なりと稱す。

9 雜載　東鑑卷十四に掃部允行光、十六に掃部頭親能、二十三に掃部權助正重、三、十八に掃部助太郎信時、四十三に掃部助實時等見ゆ。

掃守田 **カニモリダ　カモリタ**　掃守部の爲に設けたる田地を掌りし氏か。されど掃守氏と何等の緣故なきを見れば單に其の地名を負ひしものか。

1 掃守田毗登（大和）　掃守田首と云ふに同じ、次項を見よ。東大寺要錄、及び東大寺古牒卷、天平神護元年の大和國判の署名に「掃守田毗登馬養」と云ふ者見ゆ。

2 掃守田首（和泉）　和泉神名帳に「和泉郡掃守田社」とある地の稻置ならん。紀臣の族にして、姓氏錄右京皇別に「掃守田

首、武内宿禰の男紀部宿禰の後也」また和泉皇別に「掃守田首、武内宿禰の男紀角宿禰の後也」と見えたり。

3 掃守田首（紀伊） 大同類聚方七十二に「紀伊國掃守田首津刀」と云ふ人見ゆ。

掃守部 カニモリベ カモリベ 職業部の一にして、宮中掃除の事を掌りし品部也。中古に至りて、大藏省の被官に掃部司あり。令集解に「正一人、佑一人、令史一人、掃部十人、使部六人、直丁一人、駈使丁廿人」と見ゆるにより、又掃部とも記せしを知るべし。而して「薦席牀簀苫、及び鋪設、酒掃、蒲藺葦簾等を掌る」と載せたり。古語拾遺に「彦瀲尊、誕育の日・海濱に室立つ。時に掃守連の遠祖・天忍人命、供奉陪侍、箒を作りて蟹を掃く。仍りて鋪設を掌り、遂に以つて職と爲し、號して蟹守と曰ふ」と見ゆ。蟹を掃きしより起れりと云ふは、恐らく附會の傳説に過ぎざるべし。

1 大和の掃守部 葛下郡に加守邑、また掃守社あり、この部のありし地ならん。

2 河内の掃守部 高安郡に掃守郷あり。此の部民の住居せし地なり。此の國には掃守造、掃守連、掃守宿禰等見ゆ。カニモリ條を見よ。掃部神社黑谷邑に存す。

3 和泉の掃守部 和泉郡に掃守郷あり。和名抄に加爾毛利と註す。此の國に掃守連の住みし事はカニモリ條に云へり。

4 山城、攝津、出雲の掃守部 此等の國にも此の部民住みしが如し。カニモリ條を見よ。

5 伊勢の掃守部 齋宮寮に掃守司あり。長一、掃部六人を置きたり。

6 美濃の掃守部 大寶二年の此の國戸籍に「掃守部夜和」と云ふ人見ゆ。

7 伯耆の掃守部 天平六年の出雲國計會帳に「伯耆國人 生掃守部麻呂」と云ふ人見ゆ。

8 淡路の掃守部 三原郡に掃守庄あり、此の部人のありし地か。

掃部 カニモリベ カモリ カモン 掃守部に同じ、カニモリ條を見よ。

蟹谷 カニヤ カンタニ 越中國の豪族にして、礪波山合戰の際、木曾義仲、火牛を以つて、大いに平軍を此に破る。時に越中國住人蟹谷二郎なる者、根井行親に屬して先鋒となる（源平盛衰記）。蓋し礪波郡蟹谷邑より起りしならん。

香貫 カヌキ 駿河國駿河郡香貫村より起る。この地・古の玉造郷の地にして（新風土記）、上香貫に玉造神社・鎭座すと云ふ。この氏・或は玉造氏の後裔か。平治物語卷三に「駿河國に香貫と云ふもの」云々。また源平盛衰記に「駿河國住人香貫五郎」と。相當の豪族たりしものと考へらる。

鍛冶 カヌチ カヂ 職業部の一にして、カヌチはカネウチの約、金を打ちて器物を製するの意より來る。古事記神代卷に「天安河の河上の天堅石を取り、天金山の鐵を取りて、鍛人天津麻羅を求め、而して伊斯許理度賣命に科せて、鏡を作らしむ」と見え、又日本紀一書に「石凝姥を以つて冶工と爲し、天香山の金を採り、以つて日矛を作らしむ」また「天目一箇神を作金者と爲す」また垂仁紀に「鍛・名は河上」など、鍛人、冶工、作金、鍜等の字をあてたるが、後世なるは、猶ほ鍛冶、鍛師、金作、鐵師等の文字も多く見ゆ。各條を併せ見よ。倭鍛冶、韓鍛冶等の種類あり。

本條に關しては鍛冶部、金作部、鍛冶戸等猶ほカヂ條をも參照せよ。

1 倭鍛冶 又倭鍛師に作る。韓鍛冶に對して我國の鍛冶を云ふ。綏靖紀に「倭鍛部天眞浦をして、眞麛鏃を造らしむ」とあり、本紀には天津眞浦に作る。

2 韓鍛冶　韓土渡來の鍛冶を云ふ。應神段に「又手人韓鍛・名は卓素を貢上す」とある如き、其の一例なりとす。

3 近江の韓鍛冶　養老六年正月紀に「近江國韓鍛冶百島云々等、合せて七十一戸姓雜工に渉ると雖、而かも本源を尋要すれば、元來・雜戸の色に預からず、因つて其の號を除き、並びに公戸に從ふ」と見えたり。

4 播磨の韓鍛冶　同上紀に「播磨國韓鍛冶百依」と云ふ人見ゆ。

5 紀伊の韓鍛冶　同上紀に「紀伊國韓鍛冶杭田」と見ゆ。

6 丹波の韓鍛冶　第七項を見よ。

鍛冶造　鍛冶部の總領的伴造にして、振魂命の裔と稱す。神龜四年二月紀に「正五位下鍛冶造大隅に勅して、守部連姓を賜ふ」と見ゆるにより、守部連の族なるを知る。

8 韓鍛冶首　丹波韓鍛冶部の伴造なり。養老六年三月紀に「丹波國韓鍛冶首法麻呂」と云ふ人見ゆ。

鐵師　カヌチ

鍛冶と云ふと異なることなし。前條を見よ。

1 韓鐵師毘登　韓鐵師首にして韓鍛冶首に同じ。こは讃岐韓鍛冶の伴造なり。神護景雲二年二月紀に「讃岐國寒川郡人外正八位下韓鐵師毗登毛人、韓鐵師牛養等一百廿七人、姓を坂本臣と賜ふ、」と見え、後坂本朝臣を賜へり。

2 忌鐵師　皇太神宮儀式帳に「忌鍛冶内人、無位忌鐵師(鍛冶)部正月麻呂」と云ふ人見ゆ。忌は齋戒の意にて、こは神社に屬する鍛冶なり。

鍛　カヌチ　カタシ

鍛冶に同じ。垂仁紀に「鍛・名は河上をして、大刀一千口を作らしむ、」と見えたり。

1 韓鍛首　韓鍛冶首に同じく、こは播磨なる韓鍛冶部の伴造なり。延暦八年十二月紀に「播磨國美嚢郡大領正六位下韓鍛首廣富、稻六萬束を水兒船瀬に獻じ、外從五位下を授けらる」と見えたり。堂々たる地方豪族たりしを知るに足らん。

2 鍛造　鍛師造ともあり、鍛冶造に同じ。文武紀四年六月條に「追大壹鍛造大角」なる者見ゆ。

鍛師　カヌチ

鍛冶に同じ、前各條を見よ。

1 上野の鍛師　金井澤神龜三年碑に「鍛師礒部君牛麻呂」と云ふ人見ゆ。こは職業名にて他に氏名を有せしなり。

2 倭鍛師　韓鍛冶に對して云ふ。天神本紀に「船子倭鍛師等祖天津眞浦」等見ゆ。

3 鍛師造　鍛冶造に同じ、振魂命の裔と稱す。和銅四年四月紀に「鍛師連大隅(授)從五位下」と見ゆ。連は造の誤なるべし。神龜五年紀に鍛冶造大隅とあればなり。

鍛人　カヌチ

鍛冶、鍛等に同じ。古事記に「鍛人天津麻羅」を載せたり。

金作　カヌチ　カナツクリ

鍛冶、鍛等に同じ。次條參照。

1 朝妻金作　養老四年紀に見ゆ。アサヅマ條を見よ。

2 金作村主　坂上系圖、阿智使主に隨ひ來る村主に此の氏あり。

鐵工　カヌチ　テツク　クロガネダクミ

天平勝寶四年二月紀に「京畿諸國の鐵工、銅工、金作云々等の雜戸、天平十六年二月十三日の詔旨に依り、改姓を蒙ると雖、本業を免れず。仍りて本貫に下し、天平十五年以前の籍帳を尋撿し、色毎に差發し、舊により使役すべし、」と見ゆ。鍛冶部の一種なり。銅工、金作等と列ぬるを思へば、音讀せしものか。

銅工　カヌチ　ドウク　アカガネダクミ

同上紀に銅工云々と見ゆ、鍛冶部の一種な

り。

鍛冶部 カヌチベ　鍛部、鐵師部、金作部、金部等の文字を用ひ、又鍛、鍛冶、鍛師、金作、鐵師、鐵工、銅工等、部字を附けざるものも、大體鍛冶部の意と考ふべし。以下の條々、及び鍛冶以下の各條を見よ。又鍛冶、鍛冶部を出す人戸を鍛冶戸、鍛戸と稱す、其の條を見よ。

鍛部 カヌチベ　鍛冶部に同じく、職業部の一にして、鍛冶を職とせる品部なり。中古に至りては鍛冶司（宮內省被管）あり。職員令に「正一人、銅鐵雜器の屬を造作し、及び鍛戸の戸口、名籍の事を掌る。佑人一人、大令史一人、少令史一人、鍛部廿人、使部十六人、直丁一人、鍛戸」と見ゆ。中古に於いては雜工部に屬す。

鐵師部 カヌチベ　テツシベ　鍛冶部の一種なり。

○韓鐵師部　韓土渡來の鐵師部の意なり。神護景雲二年二月紀に「寒川郡人韓鐵師部牛養」と云ふ人あり。鐵師條第一項に全文を掲ぐ。

金作部 カヌチベ　カナツクリベ　鍛冶部の一種也。

1　伊勢の金作部　養老六年三月紀に「伊勢國金作部牟良」と云ふ者見ゆ。

2　伊賀の金作部　養老六年三月紀に「伊賀國金作部東人」と云ふ人見ゆ。和名抄朝明郡に、大金鄕を收め、於保加禰と註す。古代・此の部のありし地かと云ふ（五鈴遺響）。

金部 カヌチベ　鍛冶部、金作部などと同一なるべし。天平寶字四年の東大寺經所解に金部穴身と云ふ人見ゆ。

鍛冶戸 カヌチベ　又鍛戸に作る。雜戸の一種にして、木工寮式に「鍛冶戸、左京十九烟、右京五十八烟、云々、右鍛冶戸は每年當國・計帳を官に進め、官・先づ主計寮に下し、全く損益を計り、然る後、寮に下す。卽ち十月一日より二月卅日に至る、番を爲して役使。凡そ五畿內、及び伊賀、伊勢、近江、丹波、播磨、紀伊等の國の鍛冶戸、百姓調庸傜分は、貢調使に附して之を送る、」と見ゆ。

1　大和の鍛冶戸　木工寮式に「鍛冶戸、大和國一百二烟」と見ゆ。當國に倭鍛冶、朝妻金作、金作村主等あり、各條參照。

2　山城の鍛冶戸　木工寮式に山城國十烟と見ゆ。

3　河內の鍛冶戸　木工寮式に「河內國卅六烟」と見ゆ。高安郡に住居せしかと云ふ。

4　攝津の鍛冶戸　木工寮式に「攝津國五十八烟」と見ゆ。西成郡加島は此の部民のありし地かと云ふ。

5　伊賀の鍛冶戸　木工寮式に「伊賀國三烟」と見ゆ。當國には金作部もあり。

6　伊勢の鍛冶戸　木工寮式に「伊勢國三烟」と見ゆ。當國には忌鐵師、金作部等あり。その條を見よ。

7　近江の鍛冶戸　木工寮式に「近江國四十四烟」と見ゆ。當國には韓鍛冶あり。

8　播磨の鍛冶戸　木工寮式に「播磨國十六烟」と見ゆ。當國に韓鍛冶、韓鍛首等あり、その條を參照せよ。

9　紀伊の鍛冶戸　木工寮式に「紀伊國十三烟」と見ゆ。當國には韓鍛冶あり。

10　其の他、丹波に韓鍛冶、讃岐に韓鐵師あれど、中古雜工戸に編入せられざりしが故に、木工寮式に載らざるならん。

鍛戸 カヌチベ　鍛冶戸に同じ。卽ち鍛冶部を出せし戸を云ふ。令集解雜工戸の條に「古記及び釋に云ふ。別記に云ふ。鍛戸二百十七戸云々。別記に云ふ、鍛戸三百卅八戸、十月より三月に至る每戸役丁、雜戸と爲して調傜を免ず」と見ゆ。前條參照。

鹿沼 カヌマ 下野國都賀郡鹿沼邑より起る。又加沼ともあり。

1 秀郷流藤原姓佐野氏流 佐野系圖に、「吉水太郎國綱―左衞門尉實綱(寶治元年討死)―行綱(鹿沼六郎、右衞門尉)―勝綱(鹿沼權三郎、入道敎阿、鹿沼、神山等祖)」と見ゆれど、中山本佐野系圖には「太郎國綱―小太郎左衞門尉實綱、弟行綱(芝田六郎)」とあれば、佐野流鹿沼氏は猶ほ後の發生ならん。田原系圖には「國綱―實綱―左衞門尉成綱(芝田六郎行綱の兄)―安房守廣綱―同貞綱(小太郎)―行綱(鹿沼右衞門佐、鹿沼祖)―行安(左馬頭)―宗安(左衞門尉)―右衞門佐綱勝―同綱高(小太郎)―同元綱(小太郎)、弟小二郎元安」とあり。果して然らば、行綱なる者が二人あるによりて誤れるか。中興系圖、平姓に收む。

2 壬生姓 前項加沼氏以前よりありしにて、古代下毛野國造の後、壬生氏の族なりと。古く鹿沼の地を領して、加沼氏と稱す。東鑑卷十八に加沼次郎宗季、三十二に加沼新左衞門尉あり。此の族か。

また日光二荒山神社正應五年三月一日の古燈爐に「願主鹿沼權三郎入道敎阿」を載せたり。地名辭書に「推原推移錄云ふ、『壬生三代目筑後守意安(綱重)・大永三年、始めて鹿沼を領し、天文元年壬辰、坂田山の城を築き龜城と號す。三子あり、長男下總守綱房、二男日光座主(坐禪院、昌勝阿闍梨)云々』と云へど、宗長紀行東路の苞に『室の八島より日光山へ各々打連立ち、鹿沼と云ふ所に、綱重の父筑後守綱重の館あり。一宿して、念比の痛はり、筆にも盡しがたし』とあれば、永正中既に綱重此に居館す」と見ゆ。

3 小槻氏流 上述第二項鹿沼氏は又小槻姓壬生官務家の族也との說あり。詳細はミブ條を見よ。

4 雜載 德川時代、小幡松平藩用人に鹿沼氏あり、關長門守御家中侍帳に「百五十石加沼助兵衞、同加沼少右衞門」等見ゆ。

加沼 カヌマ 前條に併せ云へり。

金 カネ コン キン コガネ 四樣の訓あれど、今多數に從つてコン條に收む。古代姓に金公、金臣あり、拾芥抄に見ゆ。其他多し。

賀禰 カネ 和名抄越後國魚沼郡に賀禰鄕あり、前條と關係あるか。

○賀禰公 寶龜二年五月紀に「賀禰公雄津麻呂」と云ふ人見ゆるのみ。

家根 カネ 志摩に此の氏あり。

兼 カネ 石見に此の氏あり。次條に同じきか。

嘉年 カネ 長門國阿武郡の嘉年邑より起る。長門、石見に此の氏あり。

兼井 カネヰ

金内 カネウチ カヌチ 肥後に此の地名あり、關係あるか。上野の豪族に此の氏あり、鎌倉大草紙、應永二十二年亂、上杉憲基に從ふ士に、金子、金内云々と見ゆ。

金賣 カネウリ 源平時代金賣吉次あり、橘姓と稱せらる。義經記に「吉次が奥州物語の事。かくて、年も暮れぬれば、(牛若)御年十六にぞなり給ふ。多門の御前に參りて、所作しておはしける所に、その比、三條に大福長者あり。その名を吉次信高とぞ申しける。毎年、奥州に下る金商人なりけるが、鞍馬を信じ奉りける間、それも多門に參りて、念誦して居たりける」と。陸前栗原郡に金成邑あり。封内記に「古壘凡そ三、東館、西館、南館と號す。傳へて曰ふ、金賣橘治兄弟三人居る所、云々。畠邑金山澤、金賣橘治の父藤太は炭を燒き、

橘治・黄金を鑿出すの地。小襜川は源・石名坂より出で、佐沼三方島に至り、迫川に會す。古昔、京師縉紳家の姫子、淸水觀音の靈夢を蒙りて、此の地に到り、藤太の妻となり、橘治兄弟三人を生む。其の初めて來る時、此の川を渡り其の襜を濡す、故に之を名づく」と載せたり。

又陸中磐井郡にも此の人の遺跡あり。平泉志に「京三條の金買吉次の宅地趾は下衣川にあり。」と。

金江　**カネエ**　**カナエ**

1　丹後の金江氏　當國の豪族にして、丹波郡平岡城(善王寺)に據る。城主に金江右衞門五郎、金江土佐守等あり。當城は元應年中、武藤右京進政淸の普請、政淸は將軍義晴の小姓なりし人と云ふ。天正十年夏陣落城すとなり。

2　朝鮮歸化族　姓は李、朝鮮金江の人にして、慶長の役、龍造寺家久に從ひ、歸化せし陶工の後なり。

鐘江　**カネエ**　カネガエ條を見よ。

金枝　**カネエダ**　下野國鹽屋郡(鹽谷)金枝邑より起る。那須記に金枝泰晴、宇都宮興廢記、天文中・那須太郎高資配下の將に金枝近江守義高、また「天正十五年二月云々、上郷衆、金枝土佐守光任」等見ゆ。

包枝　**カネエダ**　若狹の豪族にして、百合文書、建久七年六月若狹國源平兩家祇侯輩交名に包枝太郎賴時あり。

兼枝　**カネエダ**　カネダなりと。その條を見よ。

金尾　**カネヲ**　カナヲ條を見よ。

金尾屋　**カネヲヤ**　常陸の豪族にして、桓武平氏小栗氏の族なり。小栗系圖に「遠江守重政―重淸(金尾屋彥王丸と號す)―重益」と見ゆ。

兼岡　**カネヲカ**

鐘江　**カネガエ**　筑後三潴郡鐘ヶ江村より起り、其の地に據る。菅原姓なりと。蓋し安武、酒見の諸氏と同族か。鐘江治部少輔名高く、又鐘江晉平などあり。又金替に作る。カネガヘ條を見よ。

鐘崎　**カネガサキ**　筑前國宗像郡鐘御崎を氏に負へるなるべし。

金替　**カネガヘ**　筑後國小野村内宮權現大永三年の棟札に「高一撲衆、金替殿」と見ゆ。鐘江氏に同じ。

金上　**カネガミ**　カナガミ條を見よ。

包國　**カネクニ**

金子　**カネコ**　武藏、相摸、伊豫等に此の地名あり、武藏の金子氏、史上に最も有名なれど、異流も尠からず。

1　桓武平氏村山黨　武藏發祥の氏なり。されど當國には、入間郡、多摩郡共に金子村ありて、孰れ此の氏の本貫なるや未詳。勿論俗には入間郡金子より起るとなせり。この事は猶ほ後に云ふべし。其の出自に關しては、保元物語に「村山に金子十郎家忠、山口六郎、仙波七郎」と載せ、武藏七黨系圖に「村山賴任―村山賴家―家範(金子六郎)―

- 高範（難波田小太郎。東鑑、金子小太郎）
- 家忠（金子十郎、本）
  - 家高（大藏丞、和田方誅）
    - 時家（太）―時重（太）―時光（太出）
    - 重高（左）
      - 重氏（三左）―朝重（六）
      - 家氏（十左出）―爲忠（早世）
    - 廣家（三左）―廣綱（太左）―賴廣（宮内庄）
    - 忠澄（五）
  - 忠恒（瀧口）
    - 親恒（六左）―恒重（左近）
    - 忠能（右）―忠季
    - 恒盛―重忠
    - 恒元（六）―忠元
    - 忠村―忠行
    - 忠時―忠員

金子十郎の事は、保元物語、白河殿合戦條に「金子十郎は滋目結の直衣に、提縄目の鎧着て、鹿毛なる馬に黒鞍置いて乘つたるが、矢種は皆射盡して、太刀を拔いて眞向に當て『武藏國の住人、金子十郎家忠十九歳、軍は今日ぞ始めなる、御曹司の御内に、我と思はん兵は出で合へや』とぞ名のつたる。八郎宣ひけるは『惡い剛の者かな、わが矢比に寄せて控へたり。只一矢に射落さんと思へども、餘に優しければ、誰かある、彼提げて參れ、一目見ん』とありしかば、木蘭地の直衣に紫草の腹卷著、栗毛なる馬に乘り、高間四郎と名のつて、押し雙べて組んで落

つ。高間は兄弟共に聞ゆる大力なるを、家忠上に成つて押へて首をかゝんとする處に、高間三郎落ち重りて、弟を擊せじと、金子が冑を引き仰け、首をかゝんとしけるを、下なる敵の左右の手を膝にて敷き詰め、上なる敵の弓手の草摺引き擧げ、寄り返して、柄も拳も徹れ〳〵と、三刀刺してひるむ處に、下なる敵の首を取り、太刀の先にさしあげて『頃者、鬼神と聞え給ふ筑紫の御曹司の御前にて、高間四郎兄弟をば家忠擊ち取つたり』とぞ呼ばはりける。家末これを見て、安からず思ひければ、射落さんとて追ひ懸ける處を、八郎『何かに須藤、あたら兵を助けて置け、今度の軍にうち勝ちなば、爲朝が郎等にせんずるぞ』とこそ宣ひけれ。金子餘に剛なれば、軍神にや守られけん、又なき高名仕り、究めて不思議の命を助りて、大將までぞ譽られける。」と載せ、又平家物語、侍賢門の戰、義平に從ふ十七騎に金子十郎、續いて平家物語に「武藏國住人金子十郎家忠、同與一親範」」また「與一近則、」「金子兄弟、」など見え、また源平盛衰記に「村山黨の大將に金子十郎家忠、同與

一近範」など見ゆ。殊に三浦の衣笠城攻め、世に最も名高し。

2 其の他、東鑑卷四に金子余一近則、四、五、七、十一に金子十郎家忠、九、十に金子小太郎高範、二十一に金子太郎、二十一に金子與一太郎、二十五に金子大倉太郎、二十五に金子右近將監、二十五に金子三郎、四十八に金子平左衛門尉、また承久記に金子の與一太郎を載せたり。

3 新編風土記、入間郡木蓮寺村瑞泉院條に「當寺は金子十郎家忠が開基にて、家忠は、建保四年二月十七日卒す。法謚を瑞泉院雄翁道英と云ふ。これ此の院號の起りし故なり。又寺傳に、家忠が妻畠山氏、建仁元年三月二十三日、家忠に先立ちて沒せしとて、その石碑も境內に立てり。又過去帳に金子氏代々の法名、卒年もありて、甚だ明備なれど疑ふべし。金子氏の子孫、今松平大膳大夫の家に殘れり。則ち金子十郎左衛門忠義、同六郎左衛門忠行より、當寺へ贈りし書を藏せり。其の内に、金子氏の由來、及び此の地を草創せしことをのせたれども、此の人のことは爰のみに非ず、多摩郡金子氏の條に辨じたれば、こゝにはのせず。」と。又

寺竹村白髭社條に「當社の由來記に『人皇五十代桓武天皇八代後胤金子武藏守平行長、勅命に依り、武總兩州、武士の棟梁と爲りて下向し、關東武州金子邑に城郭を築く云々。後百餘年を經て、金子十郎家忠、武運長久の爲に境明神を鬼門に築き、四百五年の星霜を經て元龜三年に至る』とあり、」と。

次に多摩郡條に「金子村、此の地は古へ金子十郎家忠が住居の地なりしと云ふ。しかるに村内に館跡を見ず。深大寺村に難波田彈正が古城迹あり、是もしくは金子の居所ならんか。其の故は家忠は當國七黨の金子六郎家範の子なり、其の先は平高望より出づ。曾祖賴任より、世々武藏金子邑に居りしに因て、金子を氏とせる由、ものに見えたり。家忠は保元中源義朝に屬して、戰功世の知る所なり、彼の難波田彈正の先祖、難波田小太郎高範も、亦金子六郎家範が子なり。されば十郎家忠と兄弟なれば、難波田の城跡、即ち金子の居住なる事を知るべし。東鑑に金子太郎、金子與一、金子源八、金子平左衞門尉等見えたり、皆一族なるべし。金子小太郎高範も亦東鑑奥州追討供奉人

の中に見え、又隣村佐須村にも館迹あり。何人の居住せし所といふ事を傳へず」と。而して上仙川村舊蹟島屋敷條に「村の中程にあり、廣袤凡そ七八町、田野を臨みて頗る勝地なり。往古金子時光の館跡にして、天正の頃まで、其の孫金子彈正といふもの、棲たりといへり。その後柴田三左衞門この地を賜はりて、又こゝに居れり、」とあり。

其の他、橘樹郡篠原城(篠原村)條に「村の北の方にあり、金子十郎家忠の城址なりと云ふ。家忠居住の地は多摩郡金子村の外にも所々にあり。恐くは金子氏が子孫のとりでのあとか。又は當所の代官金子出雲が壘址などいはゞ、さもあるべきか。今見るところ、僅に四五段許の芝地、或は斷岸の所ありて、からほりの形も殘れり、」と。而して「金子氏(篠原村)世々こゝに居れり、北條氏の家人金子出雲の子孫なり。その先祖は金子十郎家忠より出るよし傳れども、舊記を失ひたれば定かならず、」小田原役帳に「三郎殿(景虎)三十五貫文、小机篠原、代官金子出雲」と見ゆ。

又足立郡大成城(大成村)條に「金子駿河

守の城跡也と云ふ。後普門院となる。駿河守は永享七年八月廿四日卒す、」と。また「中野村金子氏、村の名主なり。相傳ふ、金子十郎家忠の後胤、越前守某、及び其の子中務亟、岩槻太田氏の旗下なりしが、沒落の後、慶長年中、中務亟・民間に下り、當村を新開すと云ふ。されど家系、記錄等を傳へざれば詳ならず、」と。

又上戸田村の名族に金子氏あり。「本姓は桃井氏にて、播磨守の子孫なりと云ふ。或は桃井が家人の子孫なりとも云ふ。家系及び記錄等も傳へず證とすべきことはなし。但し桃井にゆかりあるもの、折にふれ尋ね來ることありといへり。この金子氏を前述桃井氏の子孫なりと云ふはうけがたし。海禪寺の過去帳に『青泊昌見、寛永十年十一月十七日、桃井氏、是より金子氏に成る、金子豐後』と見ゆ、これに據て、桃井の子孫と云ふにや、此の邊金子氏のもの數多あれば、金子は自から別なるべし、」と。又五兵衞新田の開發者に金子氏あり。

又埼玉郡條に「小溝村屋敷跡、村の中程にあり。堀跡殘りて其の內一町四方の平地なり。相傳へて金子十郎の住し所なり

と云へど詳ならず。按ずるに十郎家忠は高麗入間二郡の邊に住せし人なる由、今も彼の地に金子郷の唱へあれば、當所に居りしと云ふは覺束なし。恐くは金子氏の子孫など住したるを、家忠が著名なるにより附會せしなるべし」と。

又比企郡高谷壘（高谷村）は村の西にて今は林となれり。土人城山と呼ぶ、金子氏の人住せしと云ふ。又杉山壘（杉山村）は村の中程にて、小高き丘の上千五百坪許の地を云ふ。一説に往昔金子十郎家忠の居住なりと云へど詳かならず。

又鎌倉時代、金子伊豆守親範は高麗郡佛子村高正寺を開基す、此の人、承久二年五月二十五日卒、初め與市と云ふ。又城和泉守の臣金子民部の子茂左衞門は大里郡正光寺を開基す。其の他、都筑郡（大曾根條參照）にも此の氏あり。

又豐島郡王子權現社記錄には「金子氏は熊野より來る、王子の六人衆の一人なり」と。

寬政系譜、金子十郎の末流二氏を載す。家紋瓜丸に竹二羽雀、むかひ蝶、「餘一近範―餘一太郎近吉―範景。」近吉弟「近成―親實―親茂。」近成弟「近綱―親持―時綱」也。

4　又金子十郎宗定の紋は丸に竹二羽雀なりと。又葛飾の金子氏は橫木瓜・橘を家紋とし、足立の此の氏は下り藤、井桁に立澤瀉、抱茗荷等を家紋とし、丸に鷹の羽違のものもあり。

5　相摸の金子氏　鎌倉大草紙に「金子掃部助は小澤の城に楯籠る」と。鎌倉東慶寺大工棟梁に金子氏あり、文書を藏す。

6　下總の金子氏　小金本土寺過去帳に、「金子五右衞門・天文十辛丑八月」と云ふを載せ、又結城郡鷲明神社祠官に金子氏あり。

7　上州の金子氏　源平盛衰記、新田入道の郎等に金子舟次郎あり。また後世、加澤記に、「阿曾の要害には金子美濃守立籠る」と。新田郡にも現存す。

8　大中臣姓　下野日光二荒社祠官に此の氏あり、堂社建立舊記に「大中臣清眞末孫、金子頭太夫云々」と見ゆ。

9　常陸の金子氏　多賀谷條を見よ。村山黨より嗣ぐを以つて金子を稱す。「村山重遠―金子宗忠―宗政（騎西郡の多賀谷地頭）」なり。

10　藤原姓　岩代安達郡の金子氏にして、安達郡戸澤村白髮明神、應永二十三年二月十一日の棟札に「藤原氏金子賴來、同源次」建立の趣を載せたり。こは傳說に菊池金子丸賴來とあるに當るとぞ。菊地、大內等の條を見よ。

11　會津の金子氏　新編風土記、河沼郡塔寺村條に「舊家、金子新十郎。此の村の撿斷なり。又肝煎に金子新吉と云ふ者あり。家系の詳なることを傳へず。八幡宮長帳に金子彌次郎、或は和泉など云ふ者、往々に見えしは、彼等が先祖にて、天喜中よりこゝに住せしと云ふ。天正の頃、金子十郎と云ふ者浪人し、其の子和泉、新に越後街道を開き、即ち村長となりしとぞ」と見ゆ。又「褒善、金子新右衞門。此の村の肝煎なり、元祿十一年、賞して撿斷を勸めしめき」と見ゆ。なほ兼子條を見よ。

12　信濃の金子氏　永祿四年高遠の新衆に金子淸右衞門あり、次項に同じきか。

13　諏訪神家　丸に鹿の角、澤瀉、鹿の角と紅葉の抱合せ、丸に花澤瀉、花澤瀉、窠に澤瀉、丸に澤瀉、角切菱に抱き角、抱鹿、鹿角に紅葉等を家紋とす。

14　甲斐三枝姓　東八代郡にあり。家紋三

蓋松、丸內に二ッ引也と。

15　伊豆の金子氏　翁草、鎌倉時代の武士の所領を擧げて「三万町、豆州の內、金子十郞家忠。一万石、豆州の內、金子一郞近則」と見ゆれど、詳かならず。

16　三枝姓　佐州役人付に「三枝姓、金子權左衞門」と見ゆ。

17　丹波の金子氏　丹波志、氷上郡條に「金子權頭、子孫常樂村、先祖・權頭は地侍にて、北國書也。村西に塚有り、二代西大夫塚は地堂、三代石塔有り。村西の古屋敷に子孫、今七代目」と載せ、又「金子氏、子孫北田井村、先祖孫助、大阪陣に行て皈る。今六代目。本家金子孫次郞、分家十七家」とあり。

18　播磨の金子氏　東鑑文治三年三月十九日條に「上宮太子の聖跡を重ぜらるゝに依り、法隆寺領地頭金子十郞・妨の事、停止せしむべきの趣、去年下知し給の處、猶ほ靜謐ならざる由、寺家院宣を帶びて訴申す云々。下、播磨國鵤庄住人、金子十郞の妨を停止せしむべし云々。金子十郞・代官を入れ置き、庄を押領す云々」と。

19　備後の金子氏　山內家配下の將に金子治部道政あり、元龜三年尼子の將川添勘解由久任と戰ふ。

20　安藝の金子氏　佐伯郡にあり。藝藩通志に「飛渡瀨村金子氏、先祖、大內義隆の家臣、金子平七盛助來り住し、子孫醫となる。今傳記を失ひ、只享祿中、大內家の下文一通を藏す。今代を道兆といふ」と載す。又安藝郡にあり、同書に「中野村金子氏、金子小次郞家正、承久年中、關東より來り、高宮郡玖村に住し、武田氏に屬す。天文年中に平左衞門重正、其の子重忠と共に武田に背き、中野村に來り阿曾沼氏に屬す、子孫農となる」と。

21　物部姓（或曰平姓）　石見の金子氏にして、物部神社の祠官なり。その家傳に據れば、宇摩志麻遲命の後裔にして、始め長田氏と稱し、後金子氏に改む。世々石見國造と稱して祠事に預る。而して竹子連、建雄連の頃に至り、大いに榮え、別れて南に居るものを南國造と云ひ、同樣・此の宮に奉仕す。これ庵原氏なりと。同氏の系圖は「尾琴連—竹子連—竹雄—五百奴志—武市—忰根—石樹—雄忍—建志—久美古—麻苦—多都麿—道豐—道章—敏道—教道—廣道—道孝—道德—道持—道英—道躬—唯道—保道—道美—道繁—道忠—道慶—高忠—宗忠—公忠—時忠—實忠—賢忠—經忠—連忠—正忠—良忠—繁忠—兼持（實は萩原貞從二男）—六忠（實は庵原政榮二男）—兼持（再相續）—從繁（實は萩原從二位員嶺弟）—忠道—主忠（實は舍弟）—繁卿（實は從繁男）—有久（綾小路俊資二男）—有卿（男爵）」にして、その子を有道と云ふ。

されど異說あり、此の金子氏も第一項金子氏の裔なりと。即ち地理志料に「祀典に謂ふ所の物部神社は川合村に在りて、物部連の祖可美眞手命を祀る。本國の一宮と稱す。神主金子氏は神裔を以つて、世々其の職を襲ふと云ふ。舊事記を按ずるに、宇麻志麻治命の九世孫多遲麻連公の弟物部竹古連公、是れ長田君、川合君、二氏の祖也。今祠官に長田氏、川合氏あり、則ち其の裔也。本居內遠曰ふ、金子氏・實に十郞家忠の裔、家忠は保元平治の亂、勇を以つて顯はれ、邑を石見に食む。其の子孫、祠事に預る者、竟に舊神主を凌ぐ也と。姑く附して考に備ふ」と載せたり。猶ほ次項參照。又當社の事はモノノベ、イハミ等の條を見よ。

22　清和源氏小笠原氏流　これも石見の金子氏にして、丸山小笠原系圖に「伊豫守長定(大藏少輔)—上總介長隆（與次郎、兵部大輔、永正云々）—平次郎長信（金子、鳥居金子を領す)」と見ゆ。安濃郡鳥井村金子城主にして、平次郎長實(長信)は、石見志に「小笠原長隆四男。大内より、川合一宮神領三千石の内、二百五十石を賜はり、鳥居金子の地に分家せらる（石見史料)」とあり。

23　橘姓新居氏流(大宅氏流)　伊豫國新居郡金子邑より起る。東鑑元久二年閏七月、伊豫國御家人卅二人中に見ゆる金戸源三入道俊恒法師の孫金子備後守元家の後なりと稱す。されど同書源三俊恒は餘戸氏とあり、余を金に誤るか。

其の後、元弘建武の頃金子五郎左衞門尉あり、初め赤橋重時に屬せしが、後歸順して土居得能方となりし爲、重時等戰死すと。これより前、太平記卷九、六波羅の士に金子十郎左衞門あり。近江番場に自害す。番場蓮華寺過去帳には「金子十郎左衞門尉信弘（五十二歲)」と見ゆ。此等、並に次項に云ふ室町幕臣金子氏は此の族ならんか。

當國金子氏は金子城に據る、愛媛面影に「天正年中、金子傳兵衞基家と云ふもの、無雙の豪族なりしが、小早川の爲に當城にて討死す」と。治亂記に「毛利の兵三萬、新居郡天滿浦に着陣し、同郡の住人金子傳兵衞が籠りたる高尾の城を攻む」とある、これなり。當時土佐の長曾我部氏に屬せしが故也。南路志に「天正十三年、金子の城を攻落し、城主金子腹を切る」と見ゆ。

傳説に云ふ、「往古金子村は神地村と號し、大同四年、神の文字を上の御諱に憚るを以つて除きし時、河内村と改號せし由也。此の城は河野新居太夫玉男の築きて住居せし跡を、新居殿・花の鄕土居の館(土居氷見村石岡の森)に移轉の跡へ、其の子孫源三入道、鎌倉右大臣實朝將軍より河野通信の一門なるを以て、伊豫國の御家人三十二人の内に召し加へられ、此の里を賜はり、河野通信の下知を守るべき旨、御教書を賜はりて地頭職と成り、近鄕の諸小城を支配なし給へり。依りて新居を金子氏と改め替へ、代々此の城に居れり。天正の頃、備後守元家此の城を守りて豐臣家に背き、小早川左衞門督隆景

と合戰遂に戰死す（天正十三年酉七月十七日)。法名謚慈眼寺殿前備州公威峯宗勇大居士（墓地は慈眼寺の裏にあり)。此の城は今慈眼寺の上の山頂に有り、城の臺長八十八間餘、橫十八間餘有り。天正の頃、剛勇に金子傳兵衞と云ふあり、備後守の舍弟なり。兄弟能く義を立貫きし武士なり（矢野知親氏)」と。

天文年中、河野殿旗頭、新居郡成敗衆。「新居郡金子城主對馬守、嫡備後守元家（一本作基家)、河野家、新居殿の子孫なり。湯月城屋形御附、士衆地方取分。岡崎城主藤田大隅守。大保木城主寺河丹後守。生子山城主松木參河守。垣生城主德永修理之允。橫山城主近藤四郎五郎。高尾城主金子傳兵衞尉」と。新居條參照。

24　室町幕臣　永享以來御番帳に「一番、金子次郎左衞門入道」、文安年中御番帳に、「二番、金子二郎左衞門尉」、長享常德院江州動座着到に「一番衆、金子彌次郎」を載せたり。見聞諸家紋に、

一番
金子左京亮
高橋大宅氏

25　源姓　寛政系譜に見ゆ。家紋鎹線、抱柏。

26 筑前の金子氏　筑前鞍手郡水原の若宮は、村翁の説に「元久の頃、金子小次郎と云ふ人、悪源太義平を祝ひし」と。若宮、河内の惣社也(續風土記)。

27 雜載　勢州四家記に金子十助(氏郷方大將)。上杉政景家中侍に金子氏。北條家臣に金子紀伊守。山北小野寺遠江守義道家方に金子氏。德川時代、松山板倉藩用人、下妻井上藩近習頭に此の氏あり。又加賀藩給帳に「參百五拾石(鍬片喰)金子篤太郎」。關家記錄に金子平兵衞。高麗家記錄に金子大炊助。津山分限帳に金子茂十郎。香宗我部家臣に金子久左衞門、金子次郎右衞門、金子次郎左衞門。

越後彌彦社上條の神官に金子(もと妻戸、後高橋)。又同國三島社記錄に金子氏。美濃、磐城、岩代、越後、大村藩(池上、時)、土佐、志摩、三河、信濃、紀伊、備前等に此の氏あり。又櫻田烈士に金子孫二郎あり、水戸藩士にして、川瀨七郎衞門敎德第二子、名敎孝、號錦村。金子孫三郎の嗣となる、妻丹生氏。又明治に金子堅太郎あり、功を以つて子爵を賜ふ。

金戸　カネコ　東鑑元久二年條に金戸俊恒あり、余戸を誤るなるべし。前條を見よ。

金湖　カネコ

金古　カネコ　金子氏と通ずるか。

兼子　カネコ　岩代國河沼郡にあり。新編會津風土記に「谷地村羽黑神社、神職兼子大和。塔寺八幡宮の神祝戸内右近が二子、戸内若狹と云ふ者、當社の神職となる。今の大和豐次は若狹が玄孫にて、塔寺村に住す」と見ゆ。當地方金子氏もあり。下野、信濃等にも此の氏存す。

兼古　カネコ

金兒　カネコ

兼言　カネコト

兼坂　カネサカ

包坂　カネサカ

包匂坂　カネサカハ

兼崎　カネサキ

金崎　カネザキ　カナガサキ條を見よ。

兼澤　カネザハ　京極殿給帳に「三百石兼澤角之丞」と見ゆ。信濃にも此の氏あり。

兼重　カネシゲ　大江姓、毛利氏の族なり。毛利豐元・庶腹の子元鎭より出づ。初め笠間氏と云へり。

金島　カネシマ　備前にあり。

金宿　カネジユク　下總小金本土寺過去帳に金宿次郎左衞門あり。

金田　カネタ　カナダ　河內(金田庄)、相摸、武藏、上總(金田莊)、下總、近江(金田庄)、陸前、豐前、對馬等に此の地名ありて、兩樣の訓あり。

1 桓武平氏千葉氏流　上總國埴生郡(今長生郡)金田莊より起る。上總氏の族にして、千葉上總系圖に「上總坂太郎常家―上總介常明―同常澄―賴次(金田小太郎)」と。又千葉系圖に「常家―常時―常隆―賴次(一名康常、金田小大夫)」と。賴次は廣常の弟にして、東鑑、治承四年八月廿四日條に「上總權介廣常、弟金田小大夫賴次、七十餘騎を率ゐて義澄に加はる云々」と。又源平盛衰記に「上總介弘經が弟に金田大夫と云ふ者は、義明が聟なりければ、七十餘騎を引率して同城に籠りにけり、云々」と見ゆ。

相摸國三浦郡にも金田邑あり、かく賴次は三浦の婿なれば此の地とも關係あらんか(新編鎌倉志)と云ふ。

賴次の後は其の子「小太郎康次(勝見城)―小大夫成常(兵部少輔)―孫八郎胤泰(小大夫)―十郎家胤、弟孫八郎常泰―孫八郎常時―孫八郎常賴(尊氏に屬す)―孫八郎常成―同常治―同常久―孫三郎常正―

刑部常信(岩井城主)—上總常定—式部少輔宗信(初宗寄)—左衞門大夫信吉—同正信—小大夫邦賴」にして、又正信弟「彌三郎正與(大永年中、相摸國愛甲郡金田郷に住し、後三河幡豆郡一色村に移る)—孫三郎正賴—小太郎正房(與三左衞門)—惣八郎正祐—惣次郞祐勝(惣八郎、家康に仕ふ)」と。寛政系譜本支十三家を載せたり。家紋三輪違、鬼蔦。

2 三河の金田氏 幡豆郡にあり。上總國金田の人金田彌三郎正與、本郡一色村に來り、松平清康に仕ふ。其の子彌三郎正賴、其の子與惣右衞門正房也。前項末を見よ。また額田郡能見村に金田惣八郎あり。當金田氏を上總金田氏の裔とするには、猶ほ研究の要あるべし。

金田釆女、金田主殿

3 信濃の金田氏 伊那郡の豪族にして、下條氏の家士に金田丹後、金田春年等あり。次項參照。

4 桓武平氏關氏流 關遠江守盛春の次男左近・金田氏を嗣ぐ、これ金田加賀守盛數にして矢草城に居る。南信史料に據るに「金田氏は井戸城(大下條村井戸)にあり。關伊勢守盛國の弟金田加賀守盛數・始めて分知、其の男上總・關氏と共に沒落」と云ふ。

5 佐々木氏流 武藏の豪族にして、新編風土記、埼玉郡菖蒲城(新堀村)條に「村の巽方にあり、今陸田となる。段別凡一町餘、村民五郎右衞門は、もと佐々木氏のものにて、今は大塚を氏とす。其の家系を見るに、康正二年丙子五月五日、足利成氏の臣金田式部則綱と云ふ者、當城を築きて、菖蒲城と號し、爰に住せりと。鎌倉大草紙に足利成氏・武州府中の軍敗れて、當城に退きしこと見ゆ。金田は本姓佐々木にて、子孫源四郞秀綱、成田下總守氏長に屬し、天正十八年沒落して、それより廢城となれり。按ずるに成田の分限帳をみるに、源四郞秀綱と云ふものはのせず、金田備前、金田齊宮といへるもの見ゆ。是れ等も此の城にこもりしにや」とあり。

6 會津の金田氏 新編會津風土記、大沼郡仁王村條に「仁王寺鐘、享保二丁酉稔八月、願主冑邑金田權右衞門等勝と彫付あり」と見ゆ。

7 陸前の金田氏 栗原郡の金田邑より起る。葛西記に金田豐前等見ゆ。

8 江州中原氏流 近江國蒲生郡金田邑より起りしなるべし。但し當國野洲郡にも金田庄あり。江州中原氏系圖に「成俊(丹後守)—成行(愛知大領)—仲行(中次郞)—秀仲(日吉下庄相續)—某(筑後助)—盛弘—某(金田太郎)、其の弟金田七郎」と見え、また太郎の子に彌五郎盛景あり。承久記卷六に「佐々木信綱郎等金田七郎」とあるは此の金田氏なるべし。

9 佐々木氏流 これも近江發祥の金田氏にして、「佐々木泰綱—賴綱—宗信(金田殿と號す)」と見ゆ。

10 淸和源氏新田氏流 山名矩豐の子、泰豐、金田氏を稱す。

11 備前美作の金田氏 第一項金田氏の後と稱す。傳說に據るに、賴次十六代の孫金田新兵衞弘方・大內義興に從ひ、船岡山の戰に死す。其の子加賀守弘久・三浦駿河守に屬し、尼子氏と戰つて死し、弟弘勝・宇喜多氏に仕ふ。その子弘成、その子弘貞、その弟四郞兵衞弘春、彌三弘則、五郞左衞門弘實等なりと。一族備作に多し。

12 備後の金田氏 藝藩通志、世羅郡條に

「田打村金田氏、先祖、金田豐後政豐、はじめ武田信玄に從ひ、後毛利家に仕へしが、長門移封の時より、仕を辭して農となる。初は、佐伯郡大竹に居しが、後當所に移る。政豐より、今の直右衞門まで、十一世」と見ゆ。

13 雜載 源平盛衰記に「金田府生時光と云ふ笙吹、」を載せ、下つて笠井系圖に金田小太郎、德川時代、秀康卿給帳に「二百石金田彌左衞門」と。又津山藩分限帳に「五十石金田四郎、その他金田十左衞門、」紀伊那賀郡西坂本邑地士に金田勝之右衞門、また幕臣に金田半右衞門、金田遠江守等あり。猶ほ因幡、伊勢、志摩、信濃等にも多し。

兼陁 カネダ 和名抄上總國長柄郡に兼陁鄕あり。一本加爾太と註す。

兼田 カネダ 鷹司家の侍に兼田氏、東作志に兼田源五郎あり。

金太 カネダ 金田に同じきか。

金田一 カネタイチ キンダイチの條を見よ。南部氏の族なり。

金堂 カネダウ 奥州田村郡にあり。

兼高 カネダカ 三河額田郡明大寺屋敷に兼高長者なる者ありたりと。

金瀧 カネタキ

金武 カネタケ 近江に金武保あり。

金地 カネヂ カナヂ條を見よ。

兼次 カネツギ

兼常 カネツネ

兼頭 カネトウ

金年 カネトシ

兼永 カネナガ

金永 カネナガ

金納 カネナフ 正訓不明。

金成 カネナリ カンナリ條を見よ。

兼成 カネナリ

金野 カネノ コンノ 二樣あれど便宜上コンノ條に收む。

金ノ下 カネノシタ

金延 カネノブ 備前に存す。

金箱 カネバコ 信濃にあり。

兼久 カネヒサ 安藝の豪族にして、小早川氏の家人也。兼久因幡は安藝郡瀨戸島外城山に據る。又安西軍策に兼久內藏允（隆景方）を載せたり。

金久 カネヒサ

兼平 カネヒラ

1 村上源氏北畠氏流 陸奧國津輕郡兼平邑より起る。波岡氏の庶流にて喜顯を祖とす。後世・南部家臣なり。奥南盛風記に津輕の六奉行として、兼平氏を擧ぐ。

2 奥州大浦氏流 津輕氏の族にして、大浦信濃守光信の次男、兼平伊豆守と稱す、その後なりと。津輕年代記に「大浦殿時の家老兼平中務」を載せたり。

包平 カネヒラ 應仁記に包平藤四郎と云ふ人見ゆ。

兼房 カネフサ

兼藤 カネフヂ

金部 カネベ カヌチベ條に併せ云へり。

金間 カネマ 加賀國石川郡金間邑より起る。三州志に「金間城（河內庄金間村に在り）金間金右衞門住めり」と見ゆ。

金卷 カネマキ 越後蒲原郡に此の地名あり。

金牧 カネマキ 印牧氏に同じきか。次條を見よ。

印牧 カネマキ カナマキ 日用重寶記にカネマキと訓ず。

1 佐々木氏流 中興系圖に「印牧 字多、佐々木太郎定綱六代太郎則廣、稱之」と見ゆ。

2 加賀藩印牧氏 同藩給帳に「參百五拾石（丸內枇杷抱葉）印牧要人、百五拾石

（同）印牧平摩、參拾五俵（同）外七人扶持印牧大助」等見ゆ。

3 橘姓　東作志に「橘氏、紋所丸の内三柏、切竹。先祖越前大守朝倉義景に職を奉じ、相勤む由」と見ゆ。朝倉氏の家臣に印牧丹波守あり。

鐘捲　カネマキ　印牧氏と通ずるか。

兼政　カネマサ　能登大谷十二名の一に此の氏あり、平時忠の後と云ふ。オホタニ條を見よ。

兼松　カネマツ　越前、筑後に此の地名あり。

1 藤原姓　越前國北庄兼松村より起るとぞ。備前守正盛に至り、尾張國葉栗郡島村領主となる。其の子藤兵衛正利、其の子四郎左衛門正德―甚兵衛秀清（仕織田太郎左衛門）―修理亮正吉（又四郎）信長、信雄、秀吉に仕ふ。後幕臣、寛政系譜に三家を收む。家紋丸に二柏、打違柏之内に露三。

2 雜載　阿波蜂須賀氏創業文武有功の士に此の氏あり。又加賀藩給帳に「貳百石（ツル柏）兼松新五兵衛」新撰美濃志に「兼松右京」堀尾山城守給帳に「百七拾石、兼松政右衛門」また陸奥にもありと。

金松　カネマツ　大内藩笠井氏の族にして武家系圖に「金松、平、本國周防、葛西右衛門大夫弘忠男、民部少輔弘道稱之」と見ゆ。されど疑はし、猶ほ尋ぬべし。對馬宗藩用人に此の氏あり（武鑑）。

金万　カネマン　正訓不明。

金道　カネミチ　備前にあり。

金光　カネミツ

1 備前の金光氏　當國の豪族にして、石山城（岡山城）に據る。後宇喜多氏に滅さる。岡山城内二の丸に古は金光山岡山寺と稱せし古刹ありとぞ、關係あるべし。和氣絹に「岡山は天文永祿の頃、金光備前守宗高の居城にして、石山城と云へり。天正の初めより、宇喜多氏に移る」と。又陰德太平記に「岡山城主金光宗高・宇喜多氏に討たる」と。金光教祖は此の族なるべし。

2 源姓　佐州役人付に「源姓、金光十兵衛」を收む。

3 雜載　周防長門の金光氏は、丸に梅鉢を家紋とす。

兼光　カネミツ

金持　カネモチ　カナモチ條を見よ。

兼本　カネモト

兼康　カネヤス　倭漢氏の族丹波氏より出づ。家傳に「丹波康頼十六代孫兼康の男能紀、父の名を名乘りて家號とす」と云ふ。口科醫家也。家紋松皮菱の内日光。藝者之書附に「百俵五人扶持、齒醫兼康榮庵」と。

兼安　カネヤス

金安　カネヤス

金保　カネヤス　石見にあり。

兼行　カネユキ

兼吉　カネヨシ

狩野　カノ　和名抄伊豆國田方郡に狩野鄕あり、後狩野庄と云ふ。又下野に此の地名あり。此等の地名を負ふ。猶ほ加納、嘉納等と通じ用ひらるゝ事あり。カナフ條を參照せよ。

1 藤原南家伊東氏流　伊豆狩野庄より起る。此の地は文治四年六月四日條に「蓮花王院領、伊豆國狩野庄」と見ゆ。此の地を領せしなり。伊豆の大族にして、伊東、工藤と同族たり。尊卑分脈に「爲憲―時理―維景（伊豆國狩野、駿河守）―維職（伊豆國押領使）―維次（狩野九郎）」

―家次（四郎大夫）┬祐次（武者所）―祐經（工藤）
　　　　　　　　　└祐家（六郎大夫）―祐近（河津）

維頼(遠江權頭)—維弘(内匠少允)┬家光(工藤)
　　　　　　　　　　　　　　　└茂光(工藤介)┬宗茂(狩野介或宗義入道)—宗時(狩野新介)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├維光(工藤二郎)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└行光(民部武者所)┬光時(狩野太郎)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└爲佐—爲仲

「爲成—爲忠—光顯、」と見え、工藤二階堂系圖には「爲憲—時理—駿河守時信—維永—駿河權守維景—維職（伊豆國押領使）—（工藤）定經—茂光（狩野、號工藤介）—宗茂（狩野介）—政茂（同介）。宗茂の弟行光（攝津守）—爲佐（太宰少貳）。行光の弟親光（狩野介五郎、奥州合戰の時、西木戸太郎に射殺さる）」とあり。又相良系圖に「維職—祐隆（工藤大夫、號葛見入道寂心）—祐光（狩野介、石橋山に於いて戰死）—家茂（五郎、狩野介）」と載せ、伊東系圖には「爲憲—時理—時信—維永—維景—維次（狩野九郎）—家次—茂次（伊豆介、狩野介）」と見ゆ。

2 狩野氏は伊豆の在廳官人にして、保元物語、官軍勢汰の條に「伊豆には狩野工藤四郎親光、同五郎親成、」また「伊豆國の住人狩野介茂光、」また「狩野介・高倉院の御宇嘉應二年の春の頃、京上して、此の由を奏聞し、茂光・領地を悉く押領す云々。茂光に相從ふ兵は誰々ぞ、伊東、北條、宇佐美平太、同じき平次、加藤太、同じき加藤次、澤次郎、新田四郎、藤内遠景を始めとして、五百餘騎、兵船二十餘艘」と。また平家物語に「宮侍狩野工藤一郎祐經、伊豆國住人狩野介宗茂、狩野工藤三郎近俊」等を載せ、曾我物語に狩野藤五見ゆ。此等に據れば狩野氏が此の族の宗家たりしが如し。

東鑑には卷二、九に狩野五郎親光、八、十一に狩野五郎宣安、十三、廿一に狩野介宗茂、十六に狩野兵衛尉、廿一に狩野小太郎、二十一に狩野民部大夫行光、二十四に狩野七郎光廣、二十七に狩野藤乙兵衛尉、三十一、三十二、四十二、四十四、四十五、四十八、四十九に狩野五郎左衛門尉爲廣、三十五、三十六、四十一に狩野五郎左衛門尉、四十三に狩野左衛門尉爲廣、四十四、四十七、四十八、五十に狩野左衛門四郎景茂、四十四、四十九に狩野帶刀左衛門尉、四十九、五十一に狩野四郎左衛門尉景茂、五十に狩野八郎左衛門、五十に狩野左衛門六郎、また承久記卷一に狩野介入道、かの、七郎みつひろ等あり。

其の後太平記卷一に狩野下野前司、卷六に狩野七郎左衛門尉、十に狩野五郎重光、十四に狩野新介、卅七に「一方の大將にもと憑みし狩野介も降參しぬ」と。また鎌倉大草紙に「伊豆には狩野介、」下りて北條盛衰記に「北條早雲は云々、狩野介を攻む。狩野介は伊東の婿なれば、伊東の弟に圓覺と云ふ法華の僧ありけるを大將として加勢、云々。狩野打負け、名越の國淸寺にてぞ自害しける、」と見ゆ。

3 相摸の狩野氏　下總小金本土寺過去帳に「狩野叡昌、カマクラ、嘉吉三癸亥八月」を載せ、また相州兵亂記、北條家臣に狩野氏、また分限帳に狩野大膳亮等見ゆ。

4 武藏の狩野氏　七黨系圖に狩野次郎太郎あり、子孫大串條を見よ。

5 下總の狩野氏　小金本土寺過去帳に、「狩野越中守、長祿三、二月、叡公」「狩野大炊助、伊北、文明十六甲辰十二月、」「狩野常陸介朗眞、文明十八丙午四月、伊南城にて、弁子息、」狩野伯耆守朗舜、狩野平次郎等を載せたり。

6　藤原北家宇都宮流　下野國那須郡狩野邑より起る。武茂系圖に「美濃守時景―武茂右兵衛尉氏泰（始めて同郡狩野鄕を領し、狩野將監と號す）―綱家（右衛門尉）―泰長（四郎左衛門尉）―泰宗（四郎、狩野等の祖）」と見ゆるもの之なり。此の狩野氏は、太平記卷十六に宇都宮治部大輔公綱、同美濃將監泰藤、狩野將監貞綱」同十七に「宇都宮信濃將監泰藤、同狩野將監泰氏」等を載せ、猶ほ太平記卷一に狩野下野前司、二十四に狩野下野三郎左衛門尉、二十七に狩野下野三郎あり、これも同族か。

7　常陸の狩野氏　宇都宮族なり、烏子（トリノコ）條を見よ。

8　陸前の狩野氏　川內四頭の一に狩野氏あり。こは栗原郡眞坂邑の狩野氏にして、封內記に「眞坂館、狩野伊豆高實居る所」とあるこれ也。されど餘目舊記、河內四頭に此の氏を收めず。又「一迫狩野殿は六代」と載せ、薄衣狀に「公方一門「一迫」とあれば、大崎氏の族か（地名辭書）と云ふ。然らば清和源氏也。猶ほ考ふべし。

9　駿河の狩野氏　狩野氏は早く伊豆より移りて、當國にも勢力を占めしが如きも、其の眞相容易に窺ひ難し。東鑑、正治二年正月廿三日條に「狩野兵衛尉」あり、當國にて討死するも、こは梶原と共に入國せしならん。その後南北朝の頃、李花集に「狩野介貞長などやうのものども、夜もすがら名殘おしみ、さかづき度々めぐり侍る」と。當時府中にありしならんと。その後、永享五年九月三日、今川範忠・狩野氏の居城湯島を拔き、次いで餘黨を平ぐと。かくて今川氏に降りしも、寬正年中、また兵を擧ぐ。宗長手記に「その時、狩野宮內少輔と云ふ者云々、義忠・自身進發、八月より十一月（寬正六年）まで狩野が城、府中を責らる」と。今川條を見よ。狩野宮內少輔は又、七郎左衛門ともあり。

10　遠江の狩野氏　前項、並にイマガハ、大河內等の條を見よ。

11　尾張の狩野氏　中島郡に狩野氏あり、武衛家の臣狩野加賀守の一族狩野七郎久親は當郡氏永村に住す（尾張志）。狩野七郎藤原久親の名は、又妙興寺永享元年文書に見ゆ。猶ほ加納條參照。

12　近江の狩野氏　江北記、近年御被官參入衆に「狩野（おくら、明應八年より）」と見ゆ。

13　加賀の狩野氏　伊豆狩野氏の族なりと云ふ。一族多く稱して狩野黨と云ふ。福田、若松、敷地、山岸、上木等の諸氏、此に屬す。三州志に「石川郡石立壘（在笠間鄕石立村領）、狩野隱岐住めり、無傳」と。又「冠ヶ嶽壘（在富樫莊大平澤領）、文明六年、狩野伊賀・賊衆と小原山龍藏寺にて鬪諍のこと白山古記に見ゆ。長享二年・政親高尾陷城の後、姑く這城に匿ると云ふ。其の後、賊魁此に據りしか、天正八年柴田勝家此の城を拔きしこと七國志等に見ゆ」とあり。

14　室町幕臣狩野氏　こは前項狩野氏の事ならん。永享以來御番帳に「五番、狩野孫六、」文安年中御番帳に「五番、狩野孫四郎、在國衆、狩野越前入道、」また長享常德院江州動座着到に「五番、加州狩野松壽」下りて、永祿六年諸役人付に「狩野左京亮光茂、同孫次郎、五番、狩野伊豆守光茂、狩野孫次郎輝茂」等見ゆ。

15　藤原北家二階堂流　繪家の狩野氏にして、家傳に「二階堂行政の後裔にして、加茂郡狩野邑より出づ」と云ふ。果して

然らば第一項と同族なれど、聊か流を異にす。系圖に「二階堂貞藤—兼藤—長藤—眞藤—景信(義教に仕ふ)—正信(義政に仕ふ、祐清と改名し、畫を以て業とす)—元信(土佐光信の女婿、古法眼)—宗信、弟直信—永德重信(信長、秀吉に仕ふ)—光信(古右京)—貞信—安信(永眞)—時信—主信(永叔)—憲信(永眞)—英信(祐清)—高信(永德)—泰信(永賢)—邦信(祐清)」此の家を中橋狩野家と云ふ。永德重信の二男「孝信—守信(探幽)—守政(探信)—章信(探船)—守富(探常)—守美(探林)—守邦(探牧)—守道(探信)—守眞(探文、探淵)、及び「守政弟守實(探雪)—守睦(探牛)—守明(探玄)」以上鍛冶橋狩野家と云ふ。探幽弟「尙信—常信—周信(如川)—古信(榮川)—玄信(受川)、弟典信(榮川)—惟信(養川)—榮信(伊川)—養信(玉川)—雅信(勝川)、」以上を木挽町狩野家と云ふ。周信弟「岑信(隨川)、弟甫信(隨川、受川)—幸信(常川)—昆信(閑川)—寛信(融川)—昭信(舜川)—助信(友川)、」以上を濱町狩野家と云ふ。「探幽の養子(實後藤光賴の男)益信(洞雲)—福信(洞春)—方信(元仙)—美信(洞春)—愛信(洞白)—春信(洞益)—洞白、」以上を駿河臺狩野家と云ふ。家紋丸に三本矢、三桔梗、鍬花菱。小給地方由緒書寄帳に「繪師狩野永叔、元龜天正の頃、五代以前先祖永德時代より地方百石拜領。」「繪師狩野探信、同探雪、寛文四辰年、父探幽地方二百石餘拜領仕る」云々と見ゆ。

15 越中の狩野氏　射水郡飯久保城は狩野中務の築城なりと云ふ。

16 豐前の狩野氏　田川の豪族にして、天文永祿の頃、狩野宗印あり。

17 雜載　安西軍策に「狩野入道」、士氣古城再興記に「天正七年、伯耆守殿、狩野右京亮重信を召し、牛若辨慶を繪に書かしむ、」と。又會津藩にあり、又京極殿給帳に「三百石狩野與市、」津山藩分限帳に「御畫師家業狩野如慶、同松甫、同如林、悴松伯、」と。又銀座由緒書に「狩野七郎右衞門、」能登馬糧の七名に此の氏あり、源姓なりと云ふ。

加野　カノ

又狩野と通じ用ひらる。

1 清和源氏土岐氏流　美濃國山縣郡加野邑より起る。新撰志に「加野二郎は、この人なるべし。分脈系譜の美濃源氏山縣先生國政の孫清水賴高の條に『承久合戰の時、京方の大井戸渡の大將と爲り、討たれ了る。討手は粟野二郎國光、加野二郎也。皆一家を以つて也』と見ゆ。

2 尾張の加野氏　春日井郡にあり、淸須の人加野和泉守は享祿年間、熱田の宮圖を書く。また當國に狩野氏もあり。

鹿野　カノ　シカノ

上總、美濃、丹後(鹿野庄、鹿野保)、因幡、周防、長門等に此の地名あり。應仁記卷二に鹿野氏見ゆ。

1 源姓　佐州役人付に「源姓、鹿野源左衞門」とあり。

2 藤原姓　石淸水祠官に此の氏あり。

3 雜載　大和宇陀郡御杖神社慶長棟札に大工鹿野五兵衞を載せたり。猶ほシカノ條を參照せよ。

加能　カノ　カノウ

嘉野　カノ

元治元年嘉野治郎作、神戶和田岬砲臺を竣工す、約二萬五千兩を費とすぞ。

蚊野　カノ

カヤ條を見よ。近江發祥の名族なり。

賀野　カノ

尾張中島郡に賀野御厨(妙興寺貞治六年寄進狀)あり、關係あるか。

此の氏は佐々木氏の族にして、佐々木系圖に「富田四郎左衞門義泰—泰茂（三郎直也）—圓日（號賀野三郎入道直也）」と見えたり。

鹿足　カノアシ　石見國に鹿足郡あり、和名抄加乃阿之と註す。郡内に鹿足鄕を收む。

加納　カノウ　ノカナフ條を見よ。

鹿之木　カノキ

鹿窪　カノクボ　下總國結城郡鹿窪邑より起る。結城戰場物語に「かのくぼ十郎」と云ふ人見ゆ。又太平記卷三十四に鹿窪十郎あり。

加隈　カノクマ

鹿子　カノコ　鹿子畑條を見よ。

鹿子木　カノコギ　肥後國飽田郡鹿子木庄より起る。當庄の事は、大友氏の族詫磨氏の文書に多く見ゆ。卽ち弘長二年文書に「鹿子木東荘内南山室地頭職の事、右亡父豐前々司能直の手より云々、藤原能秀」と。又貞和四年八月、詫磨四郎太郎宗秀の言上に「右地頭職は、曩祖大友豐前々司の時、行西之を寄進す、仍りて能直次男詫磨別當能秀之を傳領す云々」と。早くより大友氏の族の此の地方に勢力ありしを知るべし。タクマ條を見よ。

鹿子木氏は大友能直の弟師員より出づ。而

して師員は中原氏を稱し、又中原系圖に「廣忠—忠順—師茂—師員（大膳大夫、攝津守）」とあれば、孰れか一方は養子たりしならんと考へらる。大友系圖には「親能—師員（姓中原、肥後鹿子木之祖）」と見え、又一本に「攝津守、肥後鹿子木是より分る」とあり。猶ほ師員の兄能直の子時直は、淺羽本大友系圖に「鹿子久保、同得永等の祖」と見ゆ。關係あるか。

師員の後は、鹿子木系圖に「親能—師員（大膳大夫、攝津守、事蹟通考云ふ、『按ずるに中原師茂の子師員、同時、同名なり。疑くは親能の養子と爲る歟、今考ふる所なし』と）—師俊（大學頭、書博士）—眞房（安藝守、法名寂智、筑後三池郡地頭に補せらる）—貞敎（鹿子木次郎、兵衞大輔、肥後飽田郡鹿子木莊の地頭職と爲る。因つて以つて家號と爲す）—貞經（鹿子木兵衞）—貞基（大炊助。正平四年九月、河尻幸俊、詫磨別當宗直等、足利直冬を奉じて、將となし、鹿子木大炊助が據る所の合志竹迫城を攻めて之を陷る。參考太平記、菊池傳記に見ゆ）—貞員（民部大輔）—武員（近江守）—朝員（民部少輔）—基員（攝津守）—重員（攝津守、兵部少輔。文明十三年八月、萬句連歌に名あり）—重

能（九郎）—親員（參河守、剃髮して月舟寂心と號す）—親俊（民部大輔、代々菊池家に仕へ、親員以來は大友家に從ひ、隈本城に居る『菊池傳記古城主考』天文九年、父に先だつて病死す『阿蘇古考日記』）—鑑員（次郎、天文十九年八月十五日逝）」と見えたり。又太平記卷二十八に鹿子木大炊助（貞基なり、金勝寺本には貞照に作る）、また卷三十三に鹿子木三郎、三十八に鹿子木民部大輔、嘉吉三年正月の菊池持朝の侍帳に「鹿子木兵部少輔重貞」、文明十三年八月菊池重朝萬句連歌に「鹿子木兵部少輔重員」、永正元年三月の菊池政隆の侍帳に「鹿兒木式部丞房貞」、阿蘇文書翌二年十一月の連署に「鹿子木民部左衞門員治」（九郎重能の事か、增補國志）。十二月の連署に「鹿子木式部丞房員」（參河守親員入道寂心の事か、增補國志）。親員入道の事は事蹟通考に「寂心。和歌を善くし、文雅に名あり。飽田、詫磨、山本、玉名四郡の內、五百六十町餘を領す。始め飽田郡楠原城に居り、後に隈本城に遷る（地志略、古城主考。隈本城に移りし年月は攷據する所なし。古城主考に隈本在城四十四年と。天文十九年より遡るに永正四年に當る）大永、亨祿の比、全盛の人也。靈巖洞

左の岩壁に逆修の銘を彫る、其の文に曰く、『大永八年、預修、明々心地、全萬々又千々、窮盡世間見、惟靈在自然、雲岩寺前住悟叟、月舟寂心居士、九月三日』と。亨祿二年、藤崎宮を修す。天文十一年六月、親員の奏請に依り、藤崎宮の勅額を下賜せらる（綸旨、社記）。後家を親後に讓り、世塵を避けて、飽田郡杮原城に隱寓す（肥後國志略）。天文十九年に至るも尙ほ存す（甲斐宗運の甲斐親英に送る狀に據る）其の終所を知らず」と。隈本城（熊本）は後に城親冬（一に親賢）に讓る、寂心の婿なりと云ふ。城條を見よ。

鹿兒木　カノコギ　前條氏に同じ。

加子木　カノコギ

鹿子島　カノコジマ　尾張國葉栗郡曼陀羅寺永正五年文書にカノコ島彌二郎見ゆ。

鹿子田　カノコダ　カコダ　岩代國安積安達地方の豪族にして、清和源氏足利氏の族、二本松畠山家の一門なり。畠山系圖に「上野介泰國―河内守時國（鹿子田云々等祖）」とある後にして、その後裔、畠山左京大夫滿泰の庶兄滿詮（法名得鑑）、安達郡本宮邑大黑山鹿子館に築きて居り、本宮館と云ふ。是れ此の氏の始祖にして、爾來、右衞門佐、武藏守政盛、武藏守村元、左衞門佐家滿、和泉守國胤等、代々此處に居る。國胤・武略に秀でしが、天正十三年十月、二本松右京亮義繼と共に、伊達政宗の軍と戰つて討死し、其の子右衞門繼胤は、武勇謀略父に劣らず、梅王義泰（義繼の子、又國王）・會津沒落のちは、會津方に屬し、屢々伊達氏と戰へり（相生集）。

鹿子畑　カノコハタ　下野國那須郡に鹿子畑邑あり。關係あるか。磐城白川郡の豪族にして佐竹氏に屬す。新編常陸國志補に「天正二年三月、佐竹氏・陸奧の地、入野、釜子、野手島三所を分ちて、親附の者、鹿子畑玄蕃助等四人に與ふ（佐竹證文抄）」と。鹿子畑は一に鹿子ともあり。白川古事考に「永祿中、赤館の守將に鹿子三河守なる人見え、一に鹿子畑椽香齋に作る」とぞ。又鹿子山の名も殘れりと云ふ。

加畑　カノハタ

鹿邊　カノヘ　東鑑卷十五に鹿邊六郎と云ふ人見ゆ。

鹿又　カノマタ　次の氏に同じ。

鹿俣　カノマタ　岩代國田村郡（もと安積郡）神俣邑より起る。田村家の家臣にして、坂戶氏の族、助隆を祖とす。仙道表鑑に、「鹿之俣城には鹿俣彥次郎楯籠り、岩城勢を拒ぎけるも、天正十七年三月、敵なく開城す」と見ゆ。又神俣に作る、老人物語に「小野神俣の城主神俣久四郎は、三春の家來にて、岩城の猪狩下野と申す者取り詰め、和談を入れ候時、久四郎城を退き、伊達方へ參り候」とあり。

神俣　カノマタ　鹿俣氏に同じ。

鹿目　カノメ　高階姓高氏の族にして、太平記卷二十九に鹿目平次左衞門と云ふ人見ゆ。

鹿屋　カノヤ　和名抄、大隅國姶羅郡に鹿屋鄕あり、後世鹿屋邑と云ひ、肝屬郡に入る。此の地より起りしにて、伴姓肝付氏の族也。卽ち肝付河内守兼右（又太郞）の三男周防守宗兼・この地を領し、鹿屋と云ひ、又鹿野屋とも記す。日向記に鹿野屋周防介を載せたり。

鹿野屋　カノヤ　前條氏に同じ。

鹿濃屋　カノヤ　同上。鹿濃屋平六等ものに見ゆ。

鹿野谷　カノヤ　カノタニ

川　カハ　又河に作る、古代河部の伴造たりしならん。

1　川直　近江川部の伴造なるべし。東寺

文書、天平勝寶三年七月廿七日の近江國甲可郡藏部鄕墾田野地賣買劵に「主帳旡位川直百島」と云ふ人見ゆ。

2 川首　川部又は川人の部分的伴造なるべし。

3 川造　山城國の計帳と思はるゝ正倉院文書に「川造乙麻呂等十六人」見ゆ。川部の總領的伴造の氏か。

4 川(無尸)　川部または川人の族なるべし。東大寺續要錄寶藏篇に見ゆ。

5 紀伊の川氏　川合條を見よ。

6 伊勢の川氏　河曲郡に川神社あり、而して薩戒記に「永享五年三月廿九日、伊勢權掾川安利(內豎頭)」見ゆ。

加波　カハ　藤原南家眞作流にして、尊卑分脈に「巨勢麿(參議)―眞作―三守(右大臣、山科大臣)―有貞(近江守)―經邦(武藏守)―保方(伊賀守)―棟利―安隆―賴政(右將監)―隆資(兵庫頭)―良朝(美乃國平野櫂寺主)―榮成(武藏公)―榮仁(上總公)―能業(號小先生)―能高(加波太郞)―家高(小太郞)、弟弘良、弟景高」と見え、中興系圖に「加波、藤、左大臣武智麻呂十六代、太郞能高稱之」とあり。

河　カハ　カ

1 川氏に同じ。

2 歸化族にあり、ノシロコ條參照。

加庭　カバ

蒲　カバ　便宜上ガマ條に收む。

椛場　カバ

嘉場　カバ

鹿場　カバ　大和にあり、シカバ條を見よ。

河朝　カハアサ

河合　カハアヒ　カハヒ條を見よ。

河井　カハヰ　また川井に作り、河合、川合とも通ずる事あり。遠江、武藏、信濃、下野、陸中、陸奥、羽前、羽後、越後、阿波等に此の地名あり。カハヒ條參照。

1 藤原北家上杉氏流　武藏國都筑郡に川井邑あれど、江戶河井より起りしなりと。新編風土記、橘樹郡條に「川井氏(五段田村)、今は年寄役をつとめ、系圖一卷を藏せり。その略によるに、川井氏は上杉家の庶流なり。上杉民部大輔憲顯が末男右近將監憲義、江戶河井を領せしにより、河井三左衞門尉貞氏と號せり。この人の庶流、或は川井ともしるせり。新左衞門はその末流なりと云ふ。されど、その系圖も甚だ麤脫にして詳なることはすべてしるべからず」と見ゆ。

2 下野の藤原姓　川合條を參照せよ。川井城は下江川村下川井にあり、昔那須友家の築く所、天正年間、川井上總介藤原忠信居住せしが、宇都宮彌三郞國綱の爲に陷落せられ廢城せりと云ふ。

3 平姓　常陸の豪族にして、新編國志に「川井、(又河井)久慈郡川井村より出たり。佐竹系圖□□本に、佐竹長義の母は川井平六三郞(或平六二郞)女とありて、戶村本には平忠遠女とあり。されば平六三郞の諱は忠遠と云ひしこと明なり。佐竹家士譜に河井平六郞あり。これ忠遠の子孫と見えたり。其の子刑部大輔、其の子伊勢守、其の子右馬助、其の子伊勢守と云ふ、佐竹に從て秋田に至る、子孫あり」と見ゆ。

4 藤原南家二階堂氏流　これも常陸の川井氏にして、新編國志に「川井、久慈郡川井村より出たり。佐竹國替扈從諸士姓名の一本に『河井氏は加志村より分る』とあり。一流平氏にあり」と見ゆ。

5 清和源氏吉見氏流　吉見範圓の後にして、遠江國山名郡川井邑より起りしならんかと云ふ。家紋二重龜甲の內梶葉。當國佐野郡松原城(奥野村中松原)は川井藏

人源成信の居城也。成信は山名郡川井村の客居人、當城主となる時、家臣落合九郎左衞門久吉・姦佞にして之を謀り、城飼郡勝間田播磨守、蓁原郡志戸呂村鶴見因幡守等と當城を圍み數々戰ふ。城主成信利あらずして破れ、明應五年九月十日、菩提淵に自殺す。法名宗忠。室は御內淵に死すと。

6　遠江丈部流　風土記傳に、前項の「川井成信は、萬葉集山名郡丈部川相之末孫乎」とあり。信じ難けれど、ハセツカベ條を參照せよ。

7　藤原南家通憲流　前々項の宗忠は藤原南家通憲流との說あり、卽ち家譜に「通憲の子宗忠、其の子宗久・賴朝に仕へ、川井村（山名郡）に住せしより稱號とす」とあり。されど長松院法名記には「宗忠、氏源氏」とあり。宗久の九代忠俊、其の子忠吉、今川家に仕ふ、寬政系譜本支六家を載す。家紋里餅の內に鳩酸草、上藤丸の內に鎌。

川井小膳

川井治郎兵衞

8　井伊氏流　藤姓と稱す。井伊系圖に「井伊彥次郎景直─彌太郎忠直─次郎直氏（河井氏祖）」と見ゆ。

9　三河伴氏流　伴氏系圖に「河井云々等皆伴氏也」と見ゆ。

10　度會氏流　外宮社家にして、外宮權禰宜家筋書に「河井、度會小事九代眞水の五世孫良忠男常範の後」と載せ、また外宮地下權禰宜家系血系圖に「河井範康家系、小事十五世孫、初代常範」と、又「同範孝」等と見ゆ。

11　宇多源氏（又稱藤原氏）　近江發祥の川井氏なり、蒲生郡河井村より起りしか。寬政系圖、本支三家を載す。家紋丸に劍鳩酸草、井桁。河合條參照。

12　甲斐の川井氏　河合條を見よ。

13　壬生姓　山城國北野天神社の社人にあり、壬生姓にして家忠後裔と云ふ。

14　利仁流藤原姓　河合氏の族裔、河合助宗の後胤なり。川井と記す。家紋丸に三橘、石竹。

15　武藤氏流　武藏多摩郡にあり、武藤條を見よ。

16　雜載　大同方に「河井大路麻呂」と云ふ者見ゆ。下りて東鑑卷二十一に河井藤四郎、熊野本宮應永の文書に河井駿河守あり、和田條を見よ。阿波種野山在家員數に「五字、川井」（嘉曆二年）、鎌倉大草紙に河井淡路守、安西軍策に「河井大炊（小早川方）」。又毛利家臣に河井新左衞門。次に日向に川井監物・伊集院配下の士。德川時代、新田佐竹藩番頭に川井氏、また津山藩分限帳に「五拾石河井達左衞門、五拾石川井源藏、御徒目付川井彌太郎」また正德元年、屋代氏の臣に川井藤左衞門、明和の頃勘定奉行川井越前守久。幕末、越後長岡藩に河井繼之助・偉人として名あり。又美作眞庭郡美甘邑に河井氏、増山家記に「儒者河井淸右衞門、河井友水」其の他、美濃（川井）、備前（河井、川井）、伊勢、志摩（川井、河井）、石見（河井）、信濃（河井）等にあり。猶ほ河合條參照。

川井　カハヰ　前條に併せ云へり。

革伊　カハイ　東作志、勝北郡大野保、大吉庄條に「古劵に勝北七鄕の進上の件に、大吉保（橘六十合）革伊友綱と見えたり」と。古劵とは笠庭寺記に外ならず、同記に同樣見ゆれば也。

川入　カハイリ　相摸國愛甲郡に川入鄕あり。圓覺寺文書に見ゆ。

蒲入　カバイリ　丹波の豪族にして、竹野郡にあり、三家物語等に見ゆ。

川植　カハウヱ

河内　カハウチ　甲州の河内の如く、カハウチと云ふもあれど、今多數に從つて、カハチ條に收めたり。

川内　カハウチ　同上。

川浦　カハウラ　甲斐、美濃、上野、越後等に此の地名あり。又信濃に此の氏あり。

河浦　カハウラ

川枝　カハエ　カハエダ　丹波福知山朽木藩の小姓頭に此の氏あり。

河江　カハエ　土浦土屋藩用人、多度津京極藩用人に此の氏あり。

川江　カハエ

川岡　カハヲカ　次の氏に同じ。

河岡　カハヲカ　伯耆の名族にして、永祿中河岡山城守あり、甲賀條を見よ。

川音　カハオト　相撲に此の氏あり。

河面　カハオモ　カハヅラ條を見よ。

川面　カハオモ　同上。

川頭　カハカシラ　カハヅ條を見よ。

川方　カハカタ　伊勢國一志郡川方村より起る。北畠氏の族、木造具政の三子隼人佐・此の地川方城に據り（永祿十一年八月）、天正十二年十月尾張に退去すと云ふ。

河方　カハカタ　肥後細川藩の用人に此の氏あり、又石見にも存す。

河勝　カハカツ

1　秦忌寸姓　丹波の名族にして、寛永系圖「秦始皇帝十五代廣隆が後胤」とし、寛政呈譜には「始皇二十三代川勝、勅諚によりて廣隆と云ふ。其の後也」と稱す。寛政系譜・義稙の臣廣氏（廣親）より系あり、支庶八家、家紋桐に鳳凰、釘拔、五三桐。

川勝齋宮

武家系圖に「川勝、大秦、本國　紋五七桐」と載せ、又丹波志、天田郡條に「川勝氏・子孫中島村」と見ゆ。

2　雜載　美濃に川勝氏あり。又八戸南部藩用人、忍阿部藩城代等に川勝氏、徂徠先生親類書に「叔母川勝藤右衞門妻、從弟川勝靱負、」幕臣に川勝權之助あり。

川勝　カハカツ　前條に同じ。

川角　カハカド　カハヅ　武藏國入間郡に川角村あり、關聯する所あるか。田中家臣知行割帳に「一千石川角三郎右衞門」あり。又一本太閤記の著者に川角氏あり、或は云ふ西川原角左衞門の事なりと。

河角　カハカド　信濃に存す。

河顏　カハカホ　紀伊熊野の豪族にして、藤原北家熊野別當族なり。熊野別當系圖に「瀧本範命—定範（法橋、河顏）」と見えたり。その子に鵜殿長政、權在廳、法眼聖範、同範賢等あり。

川上　カハカミ　河上と通じ用ひらるゝが故に、便宜上次條に合す。

河上　カハカミ　また川上に作る、異なるなし。和名抄、遠江國城飼郡に河上郷あり、加波加美と註す、後世川上村存す。又安房國平群郡に川上郷ありて、加波加美と訓じ、驛家と註す。次に近江國高島郡に川上郷あり、中世以後河上庄と稱す。興福寺官務帳に高島郡川上ノ庄、賀茂神領記に近江河上庄と。また越中國礪波郡に川上郷あり。加波加美と註す。次に丹後國熊野郡に川上郷あり、今川上村、正應田數目錄に川上郷、及び川上本莊、新莊の名見え、康正二年段錢引付に「丹州川上本莊、地頭伊勢肥前守」と。次に備中國に川上郡あり、拾芥抄に見ゆ。次に肥前國基肆郡、及び小城郡に川上郷ありて、後者には加波加美と註す。次に大隅國肝屬郡、薩摩國川邊郡に川上郷あり。又大和國に川上莊、その他、河内、武藏、下總、美濃、信濃、下野、岩代、陸前、越

前、紀伊、淡路、伊豫等に此の地名あり、多くは川上と記す。而してカハカミと訓ずるもの多けれど、時にはカハノヘ、カハウへと云ふもあり。

1 河上家　古事記開化段に「美知能宇志王・丹波の川上の摩須郎女を娶りて、御子比婆須比賣命云々を生む」と見ゆる河上は丹後國熊野郡川上郷の地なるべく、摩須郎女は摩須良里の人かと云ふ。古代當地方屈指の大豪族たりしや明かならん。

2 川上造　物部氏の族、川上部の伴造なるべし。物部氏が此の部民を率ゆるには其の由縁あり。即ち五十瓊敷命・川上部をして劔一千口を作り、これを石上神宮に藏し給ふ。而して此の命の後、御妹大中姫・此の劔を掌り給しが、後に此の職を物部十千根に授け給ふ。蓋し川上部の管理も同樣の經過によりて物部氏に移りしものと考へらるればなり。承和元年十二月紀に「散位從七位下川上造吉備成、姓を春道宿禰と賜ふ。伊香我色雄命の後也」と。同三年紀に此の人を河內國人とす。

3 川上首　前項と別にて、尾張氏の族なり。姓氏錄右京神別に「川上首、火明命の後也」と見ゆ、川上部と關係あるか。

4 下野の川上(無姓)　萬葉集廿に「下野國寒川郡上丁川上巨老」と云ふ人見ゆ。巨は臣の誤か。當國那須郡に川上邑あり。

5 河上忌寸　神龜元年五月紀に「從五位上薩妙觀・姓を河上忌寸と賜ふ」とあり。又天平九年二月紀に「從五位上河上忌寸妙觀」また天平寶字三年七月紀に「河上忌寸宮主」等見ゆ。

6 河上朝臣　錦部の裔なり。貞觀四年三月紀に「從五位下錦部淨刀自子、姓を河上朝臣と賜ふ」と見えたり。

7 河上眞人　延曆廿四年九月紀に「左京人永嗣王等、姓を河上眞人と賜ふ」など見えたり。皇親なれど出自未詳。

8 丹波の川上氏　氷上郡にあり、丹波志に「川上氏、子孫、佐野村、古氷上郡糀を賣る株六軒の內、川上氏のみ、外は知らず。子孫今本家助八」と見ゆ。

9 荒木田姓　伊勢內宮祠官に、川上氏あり。瀧祭宮物忌父たり。

10 近江の川上氏　高島郡の川上郷より起る。宇都宮氏の族なりと、第十六項を見よ、又佐々木族にも河上氏あり。なほ川上舍人條參照。

11 佐々木氏流　石見國那賀郡河上邑(カハノボリ)より起り、松山城に據る。家系錄に「佐々木氏の族佐々木安藝守祐眞(行連の兄)、元弘の軍功により、正平六年河上七百貫を賜はり、松山城に住し、河上氏を稱す」と。マツヤマ條參照。

12 石見の河上氏　前項氏の族ならんも、系圖には宇都宮族とす。第十六項參照。「房隆、(孫二郎、河上城に居り、氏とす。清泰寺を建つ)—孫三郎(興國二年官軍に應じ、藝軍と戰ふ)—五郎左衞門(正平五年九月、高師泰に攻られ落城)—正修(五郎左衞門、永祿十二年福屋の再擧に與して成らず)—宗右衞門(小石見に在り、川神と稱す)—園右衞門(長原、朝鮮出陣)—孫左衞門(慶長二年淺井村問島に移る)—八右衞門(二世孫左衞門、慶長三年龜山城地の代償護摩堂の地を受く)—仁右衞門(宇津井中原名を開く)—甚九郎(兌換に關し濱田藩より京に上り弘化三年十月廿三日自殺)—傳藏(津和野河上三代、安永六用人)—德壽郎—英」なりと。

13 赤松氏流　嘉吉の變、赤松大六郎則房の子源太郎重房・郎等小林某に擁せられ、美作吉野郡に至り、その三男善德・大野川上に住し、川上氏を稱す。其の子藤兵

衞房弘・小原城主家貞に仕ふとぞ。津山藩分限帳に「百五十石川上半八郎」あり。

14　武藏の河上氏　埼玉郡川上邑より起りしならん。保元物語、源氏勢汰の條に「武藏には河上三郎、別府次郎」を載せたり。後世、多摩郡大久保邑山祇社の神主家に此の氏あり。

15　下總の河上(川上)氏　小金本土寺過去帳に河上但馬守あり。又後世寛政の頃、印旛郡富塚邑に川上右仲なる者あり、下總椚炭の祖たり。

16　藤原北家宇都宮氏流　下野國那須郡に川上邑あり、地理志料に「武茂系圖に河上刑部通茂あり、蓋し此に居るか」と。又都野系圖に「宇都宮宗綱十世孫權太郎勝助・近江淺井郡に住す。その子房隆・河上孫二郎と云ふ、河上氏の祖なり、」と。子孫第十二項を見よ。

17　越後の川上氏　古志郡の豪族にして、川上主水は同郡攝田屋城(攝田屋村)に據る。先祖は「下野國相馬八郎仲淸の臣、文治三年頸城郡平井村に來る」と云ふ。後武田治景・此の國合戰の時、此の城に移るとなり。又古志郡藏王權現の舊神職に川上土佐守あり。

カハカミ

18　越中の河上氏　當國礪波郡川上鄕より起る、當國の大族にして、源平盛衰記卷二十九に「越中國には野尻、河上、石黑、宮崎等參りけり」と載せ、又承久記卷三にも當國河上氏を擧げたり、蓋し石黑等と同族か。三州志、新川郡中地山城條に「(在下山鄕中地山村)天正元年、江間常陸介輝盛・新城を築き、其の將川上中務、和仁某、神代某を置きしに、三木休庵、廣瀨宗城、之を攻め、川上等怯れて去るの後、謙信又之を攻取る」と見ゆ。

19　甲斐の河上氏　巨摩郡津金衆に河上氏あり。

20　伊賀の川上氏　川上邑より起る、服部氏の一族なりと云ふ。川上出羽守あり、下小波田邑瀧川城に據ると云ふ。

21　大和の川上氏　吉野郡に川上莊あり、その地より起るか。此の地方には南朝皇胤の遺跡多し。

22　紀伊の川上氏　日高郡の川上莊より起る。續風土記に「川上莊、領主、古玉置氏の領地なり。或は云ふ玉木氏の前に、川上氏・此の莊を領せしと。川上氏は和佐村山崎城に居る、因りて名付けて川上莊と

カハカミ

云ふなりと。玉置氏・川上氏を後に亡ぼし、其の地を奪ひたり」と云ひ、又城箇段條に「山崎にあり。正平中、川上釆女、其の子を川上兵衞則秋といふ。城か段は其の屋敷跡なり」と。名所圖會にも見ゆ。

23　伊豫の川上氏　伊豫國宇摩郡川江邑より起る。カハノへなるべし。愛媛面影に「天正の頃、川上但馬守あり、古は住所の名を以つて氏とするもの多し、此の川上も、もとは川の上と稱へたるか、今も俗に川江を川のうへといふものあり」と。元武弘德明視錄に「頃は天正三年正月中旬、阿州馬路の城主大西備中守源元武、豫州佛殿の城主川上但馬守追討の爲、發向の用意取々なり」と見ゆ。

24　肥前の河上氏　小城郡に川上鄕あり、又其の隣郡佐賀郡に川上邑あり、此等より起る。この地は佐嘉川の川上にして、式內與止日女神社鎭座し後世、河上神社と稱す。筑後高良神の配偶神にして、風土記に「世田姬」、神名帳頭注引用風土記には「與止姬、一名豐姬、淀姬」と載せ、貞觀紀には「豫等比咩大神」と見ゆ。當國の一宮なり。大同類聚方に「小城郡川上北麻呂」見ゆ、當社の祠官たりしか。

なほ次項を見よ。

25　藤姓高木氏流　前項川上邑より起る。鎭西要略に「太郎大夫宗貞・齋名正源（高木氏祖）河上の宮司職を兼掌す。河上云々等の氏は宗貞の庶流也」と。河上社大宮司の事は、大村、高木、鍵尼、千葉等の條を見よ。

當社文保二年八月文書に「河上六郎家昌」又同年二月文書に「山田東郷、河上六郎、」龍造寺系圖に「六郎家益の女（河上氏室）」と。後世大村藩に河上氏あり藤姓と稱す。

26　島津氏流　薩摩國川邊郡川上郷より起りしか。島津系圖に「上總介貞久（貞治二年卒）―頼久（孫三郎、越前守、川上家祖）―親久（上野介、法名自法）―家久（上野介、法名道哲）」と載せ、一本に「頼久・彌二郎」とあり。

諏訪社記錄に川上氏多く見ゆ、居頭社役たりき。御佐山の御祭次第に「寛正六年云々、丙戌年、二番、河上、下伊敷、谷山、中村」と。下つて、寛文六年久通の寄進狀に川上將監久將、また神事奉行川上氏、また川上慰殿老、また新田八幡慶長十七年高城郡新田村名寄帳に川上左京亮見ゆ。これより前、天正十二年、島原の役、龍造寺の頭を得たる人に川上左京あり。同十四年、筑後に戰死せし事、諸書に多く見ゆ。この人の子か。なほ以下の項を見よ。又島津分限帳に「祿三百石、川上久馬、」武鑑に「川上但馬、川上右近」等を載せたり。

27　惟宗姓（大藏姓）　橋口次郎家忠の後、河上氏を稱す、ハシグチ條を見よ。

28　大隅の川上氏　當國肝屬郡に川上郷あり、關係あるか。地理纂考、姶羅郡帖佐郷平山城條に「明應四年、川上筑前忠直に帖佐邊川村を與ふ。因りて邊川と號す。六月加治木領主加治木大和久平叛し、當城の南城を襲ひ取る。川上忠直・當城の高尾城に在りて固く守る。七月島津忠昌・南城を攻む。久平逃れ歸る。是に於て忠昌・忠直が功を賞し、帖佐地頭とす。大永六年、出水領主島津實久叛す。忠直是に黨し、當邑に新城を築き、並に當城に據る。十二月・島津相摸入道忠良・新城及び當城を攻む。實久が族島津善左衞門安久・援兵を率ゐ來る。忠良奮戰して、安久等を斬り、進みて新城を燒き忠直を斬る」と見ゆ。又「三十町村、新城、川上筑前忠直の居城なり」と。

29　日向の川上氏　島津義弘の家臣に川上三河忠智あり、諸縣郡加久藤の城主たり。又川上四郎兵衞忠兄あり、同郡小林郷三山城を守る。地理纂考、加久藤城條に「島津義弘家臣川上三河忠智を加久藤の城主とす。元龜三年五月伊東氏、其の將伊東加賀守、同右衞門尉に下知して、城を襲ひ、城を奪はんとす。城外に山伏花山常陸坊淨慶の居宅ありて、其の地形城の外郭に似たり。夜の事とて敵誤りて淨慶を圍む。淨慶父子拒ぎ鬪ひ、時を移して戰死す。守將川上忠智・其の間に兵を整へて、敵を討つ、敵退いて木崎原に走る」と。又一宮大明神の記錄に「天正三年云々、先地頭川上左京亮忠智」と。

30　藤姓川上氏　幕臣にあり、寛政系圖、藤原氏支流に收む、直重より系あり、家紋丸に割花菱、澤瀉。

31　三河の川上氏　額田郡の豪族にして、戰國時代・川上十左右衞門あり、丸山城に據る（二葉松）。

32　雜載　日本武尊熊襲征伐の際、その地の酋長に川上梟師あり、内之浦小串村川上城はその遺跡と傳へらる（三國名勝圖會）。

其の他、安西軍策に河上氏。元和八年河

上十左の覺書。伊勢內宮社家川上氏（瀧祭宮物忌父、同內人）。山城賀茂社々家に川上氏あり、藤原姓と云ふ。小給地方由緒書寄帳に川上金左衞門。

又德川時代、鶴牧水野藩重臣、津山松平藩重臣、村上內藤藩公用人、加納永井藩家老、龜山石川藩用人、金澤米倉藩家老同格、鹿兒島島津藩用人に川上氏あり。又膳所本多藩用人、戶澤藩重臣に河上氏あり。又京極殿給帳に「四百石、河上彥右衞門、六拾石、河上次郞右衞門」。田中家臣知行割帳に「百六十石川上市左衞門」あり。島津藩士川上操六・明治時代・將軍として名高く、功を以つて子爵を賜ふ、素一は其の子なり。第廿六、七、八、九參照。

又備前（河上、川上）、美濃（川上）、因幡（河上氏、もと長田氏）、志摩、伊勢、信濃、武藏等に川上氏あり。

川神　カハカミ　河上條第十二項を見よ。石見に現存す。

川上田　カハカミダ

川上野　カハカミノ　薩隅にあり、元龜天正頃、川上野久信・島津義久に屬す。

川上舍人　カハカミノトネリ　雄略帝の舍人として仕へし者の後也、貞觀四年七月紀に「近江國犬上郡人左馬大屬正六位上川上舍人名雄、右京職に貫附す」と見えたり。

川上舍人部　カハカミノトネリベ　雄略紀二年條に「史部、河上舍人部を置く」とあり。河上は近江國高島郡川上鄕と和名抄に見ゆる地名を負へるものなるが、其の設置の事情は之を詳かにするを得ず。

川上部　カハカミベ　御名代部の一種にして、垂仁皇子五十瓊敷命・茅渟（和泉）の菟砥川上宮に座して定め給へる部民なり。其の名稱は宮殿名を採れるや明かならん。古事記に「印色入日子命は血沼池を作り、又狹山池を作り、又日下の高津池を作り給ひ、又鳥取の河上宮に坐しまして、橫刀壹仟口を作らしめ、是れを石上神宮に奉納せらる。卽ち其の宮に坐して、河上部を定め給ふ」と見ゆ。河上宮は日根郡にありたりと。此の部に關しては、イソノカミ、カハカミ、モノノベ等の條を見よ。

川枯　カハカレ　近江越中等に此地名あり

1　近江の川枯家　甲賀郡川枯鄕にありし古代の豪族にして、天神本紀に淡海川枯姬あり。モノノベ條を見よ。

2　川枯首　前項氏と關係あるか。姓氏錄、和泉神別に「川枯首、阿目加枝（一本伎）表命四世孫、阿目夷沙比止命の後也」と見ゆ。貞觀四年八月紀に「和泉國和泉郡人白丁川枯首吉守、位一階を叙す、力田を獎むる也」とあるは其の後也。

3　川枯（無尸）　前項川枯首の族也。承和十三年十一月紀に「勘解由主典川枯勝成」と云ふ人見ゆ。この人を令義解の序には「判事少屬川枯首勝成」と載す。

4　越中の川枯氏　和名抄當國新川郡に川枯鄕を載せ、高山寺本には「今亡」と註す。新川は物部氏の新河の命に緣故あるべく、川枯は第一項川枯氏より來るかとの說あり。

川木　カハキ

1　對馬宗氏族　天文十五年、宗氏の族の伊奈郡にあるものを、川木、仁田、中山等の氏に改めしむ。（宗氏家譜）。

2　梶川系圖に「梶川角左衞門正義―女（川木平大夫妻）―川木平右衞門（改關昌軒、住京都）」と見ゆ。

河木　カハキ　東作志に河木繁七あり。

河岐　カハキ　豐前宇都宮日記、天文十三年宇都宮正房家人に「筑後國川崎城代河岐主計」あり。

川岸　カハギシ　志摩、信濃に此の地名あ

り。次の氏と通ず。

河岸　カハギシ　攝津に此の氏あり、藤原氏なりと。また古河土屋藩用人に此の氏あり、又原田家臣に在り、其の文書に見ゆ。

川北　カハキタ　又河北に作る。大和(庄)、伊勢、陸前、羽前、越前(庄)、加賀、備後(庄)、土佐、筑後(庄)等に此の地名あり。

1　藤原南家伊東氏流　伊勢國奄藝郡川北邑より起る。長野工藤氏の族にして光直を祖とし、川北城(東谷)に據る。名勝志に「長野氏の族、川北式部少輔・之に居る。正平中土岐右馬頭の攻むる所となり、城陷る。後雲林院氏に從ふ。內匠助に至りて本村に歸住す。その後裔・今に存す、(五鈴遺響、古老口碑)」と。又永祿中、川北久左衞門あり。織田信長の弟上野介信包を請ひて、長野氏の跡を相續せしめたるは此の人の力也と。新篇會津風土記引用川北文書に、織田より川北に與へしもの二通を載す。

又三國地志、阿濃郡澁見砦條に「或は云ふ川北內匠之に據る、鳥崖と云ふ古戰場あり」と載せ、名勝志に「川北は細野藤敦の弟にして藤元と稱す、蓋し此に居りしか」とあり。藤元は長野氏配下の將にして、永祿十一年、信長の兵安濃城を攻むるや欵を織田氏に通ず。勢州四家記に「川北內匠助、長野に叛き、信長の幕下につく」と。又一志郡島田城は長野氏の與力川北內匠助の居城(五鈴遺響)。又晴右記に「永祿十年十一月十三日云々、河北內匠助殿、齋藤左衞門尉殿御宿所」と。

2　また內宮社家に川北氏あり。猶ほ外宮社家宮掌大內人に河北氏あり、志摩にも存す。

3　紀伊の河北氏　在田郡に河北庄あり。

4　名和氏流　名和系圖に「長年の弟高則(左京進、備中守、村上與一、河北を稱す)」と見ゆ。

5　肝付氏流　肝付系圖に「兼氏の長男兼朝・太郎右衞門と云ふ、妾腹にして家を嗣がず。後川北を領して氏とす」と見ゆ。

6　奧州藤原氏流　陸前國河北郡(氣仙郡)より起る。東鑑卷九、文治五年條に「比爪俊衡の三子河北冠者忠衡」を載せたり。その子孫下野宇都宮の社職となる。武家系圖に「河北、藤、藤成末流冠者忠衡稱之」と見ゆ。

7　筑後の河北氏　或は加北に作る、よりてカホクなるを知るべし。其の文書、永祿九年九月廿九日加冠名字の事に「胤述、彌八郎云々、加北房丸殿」と。其の他、河北安松、河北甚介、河北八兵衞(因幡守)等見ゆ。筑後志に「星野家臣也、此の末葉・生葉郡山北村國本名に在り」と。

8　雜載　近江の豪族に川北三左衞門重宗あり。蒲生家に仕ふ。德川時代、井伊藩側役に河北氏あり、又岩代(川北)、美濃(川北)等に此の氏存す。

河北　カハキタ　カホク　前條に併せ云へり。

河喜田　カハキタ　同上。

川喜多　カハキタ　志摩にあり、川北氏に通ず。

川喜田　カハキタ　川北氏に同じ。

河喜多　カハキタ　同上。

河桐　カハキリ

川來　カハク

河口　カハグチ　川口氏と通じ用ひらるゝ事多ければ、次條に併せ云へり。

川口　カハグチ　また河口に作る。和名抄、武藏國多摩郡に川口鄕あり、加波久知と註す。次に下野國芳賀郡に川口鄕、次に越前國坂井郡に川口鄕あり、加波久知と訓ず。又越中國射水郡に川口鄕、東鑑に川口保見

ゆ。又丹波國天田郡に川口郷、後河口莊と云ふ、醍醐三寶院貞治五年文書に見えたり。又筑後國御原郡に川口郷あり。其の他、攝津、伊勢、甲斐以下、諸國此の地名多く、數へ難し。

1 日奉姓西黨 武藏多摩郡川口郷より起る。七黨系圖に「宗忠―宗貞―重直（由木五大夫）┼○○（川口二大夫）―景綱―長季」と載せ、また西氏系圖にも略ぼ同樣見ゆ。

氏人は源平盛衰記に「河口次郎大夫、」（畠山に從ふ）の外「武藏國住人河口源三、」又東鑑卷三十二に河口八郎太郎あり。新編風土記、横山宿川口氏條に「其の祖は當國七黨の支流川口次郎太夫と云ふものより出づと云ふ。東鑑、嘉禎四年賴經入洛の際、供奉の内に川口七郎五郎あり。これら次郎太夫が祖にや。次郎太夫、後郡中川口に住して、應永の比には川口兵庫助幸季といひしとなり。それより子孫永祿の比までも、かの地に住せしが、三田彈正少弼綱秀、小宮某と同じく、北條氏の爲に所領を失ひ、近郷に蟄居し、終に民間に下りしが、天正十九年、今の元八王子より當町を移されしとき、柴山某

と云ふものと同じく、その事をはかり、この宿を開きしにより、世々名主役をつとむと云ふ。按ずるにこの說の如くば、七郎兵衞は當所開闢のものといはんか。然るに今郡中二本木村の百姓半六と云ふものゝ家に傳ふる記錄には、三河國の處士にて、當宿を開きしは、八王子城主陸奥守氏照が家人長田作左衞門と云ふものゝ功によれりといへば、七郎兵衞等が先祖三河より移れるは、作左衞門が催促に應ぜしものなるべし」と見ゆ。又北條氏照家臣に川口彌太郎、八王子落城後、炭燒となる。

2 利仁流藤原姓齋藤氏流 尊卑分脈に、「野本左衞門尉基員（武藏國）―範員（河口太郎、建保六、七、十六死）―季員（右將監）」と見ゆ。寬政系譜に此の末流一氏を收む。家紋丸に劔滕、丸に抱嚢荷。

3 山内氏流 岩代國大沼郡河口村より起る。新編會津風土記に「館迹、玉繩城と稱ふ。山内氏の支族河口左衞門佐某と云ふ者住せり。天正六年、葦名盛氏の爲に大槻太郎左衞門を討ち、同十八年・伊達政宗に降り、伊達の将大波玄蕃に從つて、大鹽組横田の城主山内氏勝が討手に加はりしと云ふ」と。又河口村の地頭河口左

衞門佐ともあり。

4 秀鄕流藤原姓佐野氏流 阿曾沼公鄕の子「佐野宮内廣綱―伊豆守宗廣―伊賀守宗高―下野守宗利―川口左衞門佐利久（川口祖）」なりと。

5 同上川村氏流 陸中國岩手郡川口邑より起る。奥南舊指錄に「川口云々、以上の六家は藤原秀鄕十六代相州の住人川村周防次郎、奥州へ下向、子孫この六家となる」と見ゆ。稗貫郡にも川口の地名あり、而して戰國の頃川口丹波守輝勝と云ふもの見ゆ、關係あるか。

6 羽後の川口氏 秋田郡の川口邑より起る。土崎大神宮の社家に此の氏あり。

7 源姓 幕臣に川口氏あり、寬政系譜・未勘源氏に收む。一陳を祖とす。家紋追嚢荷、笹。

8 三河の川口氏 賀茂郡河口村より起るか。川口源左衞門、當村古屋敷に住す（二葉松）。又第一項參照。

9 佐々木氏流 此の流にも川口氏あり、國直を祖とす。

10 伴姓 甲斐國都留郡河口邑より起る。昔河口左衞門なる豪族あり、勝山記に「文明七年十二月十日、河口殿を地下衆打破

る」とあり。この時斷絶か。甲斐伴直の族、伴直眞貞の胤にて、河口淺間神社の祝なりしとの說あり。十一項參照。

巨摩郡にも此の氏あり、又武田系圖に「高畠六郎二郞、母川口太郞左衞門の女」と見ゆ。

11 藤姓武田氏流　武家系圖に「河口、藤、武田四郞、基康三代、太郞範員稱之」と見ゆ。

12 和爾部姓　駿河の名族にして、淺間富士系圖に「義尊(淺間社大宮司)—高近(宮下八郞左衞門)—維尊（河口太郞)」と見ゆ。

久能山社家に川口氏あり、禰宜に川口外記(內外寺社記)、此の族か。

13 桓武平氏　美濃發祥なりと云ふ。家譜に「彌平兵衞宗淸の九代宗信、川口邑に移り、其の男宗倫・川口氏を稱す。其の八代孫宗持、其の養子宗定、信長に仕ふ。寬政系譜本支七家を載す、家紋丸に蘘荷、一の字、王の字。

14 尾張の川口氏　前項と同族か。海部郡津島に川口久助(尾張志)あり。水野下野守に仕ふ。

15 備後の川口氏　これも美濃發祥なれば第十三項を參照せよ。藝藩通志三原條に「西町川口屋、彌平兵衞宗淸の裔なりといふ。此の家相傳ふ、平氏亡びて後、宗淸伊賀に隱る。後帶刀宗定といふ者、美濃川口村に徙る、因て川口を氏とす。次男久右衞門宗助・播磨にあり、慶長年間、福島正則・宗助を召して家士とす。宗助辭す、地を賜つて三原に居らしむ。その宅地、是なり。子助一郞宗常、始めて釀酒を業とす。今の助一郞宗則に至る八世。家に福島家の文書を藏す、」とあり。

16 度會氏流　度會二門系圖に「常相—延兼(大內人)—季光(二禰宜)—常季（一禰宜、川口、)—彥常（二禰宜)—彥忠(岩淵一禰宜)」と。また「彥常弟季元、弟俊光(岩淵、五禰宜)」とあり。東鑑文治三年四月廿九日、伊勢國不勤仕庄に「河口、兵衞尉基淸」と見ゆ。關係あるか。

17 松浦黨　紀伊國日高郡にあり。續風土記、同郡丹生村舊家孫兵衞條に「先祖筑紫松浦黨なりと。其の裔川口孫三郞、畠山に仕へ、沒落の後、當村に引籠り、百姓となり、代々居住す」と。又「川又村眞妻明神社、神主小川氏、地士川口友吉」とあり。

18 橘姓　大村藩に川口氏あり、士系錄に「川口、橘純次（川口大和守、後九郞兵衞に改む。始め大和國川口庄に居住、純忠公御代大村に來る)」と見ゆ。

19 筑後の河口氏　御原郡川口鄕より起りしか。豐後大友氏配下竹田津鎭通天正八年の判書に「河口大藏殿、」また寄居の社司に川口氏あり。

20 雜載　安西軍策に河口刑部少輔（毛利方)。日向記に河口助太郞。大隅に川口金右衞門あり、その先祖を川口淡路守兼貞と云ふ。

又鯖江間部藩用人に河口氏、また久留里黑田藩用人、八戶南部藩用人、久滄藤堂藩重臣等に川口氏あり、又京極殿給帳に「五拾石河口六大夫、」また津山藩分限帳に、「七拾石川口小彌太。」鯖江藩に河口學。高麗家文書に河口將監、南部家臣に川口源之丞秀影、丹波志に「天田郡川口鄕上天津村、川口氏、今次郞左衞門先祖、細川越中守・丹後國田邊より所替、通行の時、雪降りたり。普甲領より此方の雪を除き道を開く、之により賞となし、美祿を玉ふ」と。その他、備前(川口)、美濃(川口)、美作(苫田郡三町目)、志摩(河口、川

口)、信濃(河口、川口)、大村藩等に此の氏あり。幕臣に、

川口源右衛門

川口豊後守

又香取郡名古町の家紋に、川口、丸に二つ引、丸に三つ引。又十文字紋のものあり。和歌山藩士川口武定・明治に至り功を以つて男爵を授けらる、その子を武和と云ふ。

河郡名 カハグナ　藤原北家宇都宮氏の族にして、尊卑分脈に「田中九郎左衛門尉知氏―知胤（河郡名二郎）―太郎知景―又太郎知義」と見ゆ。「一本知胤、四郎、胤知、法名心願、」「知義、又六郎」とあり。

川首 カハクビ　カハノオビトか。川條を見よ。

河窪 カハクボ

1　清和源氏武田氏流　甲斐國西山梨郡川窪村より起る。武田系圖に「信虎―河窪兵庫助信實―河窪新十郎信俊(河窪)」と見ゆ。又一本に「信虎―(川久保)信實(號川窪兵庫頭、長篠に討死)―與左衛門―越前守―新十郎」と。また河窪武田系圖に「信實―信俊(新十郎、與左衛門)―信雄(主膳正、越前守)―信貞(新十郎)」と。而して信雄の弟に「信種、信房、信宅、信次、信通、信木」等を載せたり。又一本に「信俊は川窪備後守の養子なり」と。同郡河窪城(河窪村)に據る。甲斐國志に「高成村の西北山上に壘壁あり。里人は谷ノ城と呼ぶ。武田兵庫信實警衛の處なり。因りて河窪氏と稱す。御嶽へ相並びて、北方の守備と見えたり。是より萬力筋西保、窪八幡へ通路あり。」と。信俊の後は、「信雄―信貞（武田に復す)―信令―信喜―信胤―信村―信親(五千三百石)」。寛政系譜に支流河窪四家、武田二家、家紋割菱、五七桐、鳩酸草。

2　信濃の川窪氏　小縣郡井子村に據る。新十郎・武田氏に屬すと。前項に同じかるべし。

川窪 カハクボ　前條氏に同じ。

川久保 カハクボ　薩摩、信濃にあり。武田氏の族と云ふ。河窪氏に同じきか。

河曲 カハクマ　和名抄、上總國望陀郡に河曲郷あり。カハワ條を見よ。

川倉 カハクラ

河毛 カハケ

1　近江の河毛氏　當國の豪族にして、江北記、根本當方被官の内に「河毛氏」を收む。

2　駿河の河毛氏　中村氏配下の將にして興國寺城を守る。一項と同族なるべし。

川越 カハゴエ　河越氏と異る處なし。

河越 カハゴエ　又川越、河肥等に作る。武藏國入間郡河越庄より起る。當庄は東鑑文治二年七月二十八日の條に「帥中納言奉書到來、新日吉領、武藏國河肥庄地頭對捍云々、年乃貢事云々」と載せ、また法恩寺年譜錄、應永十三年十月十五日の寄附狀に「河越庄宿料、鄕內越生八郎入道跡云々」みえたり。永祿二年改の小田原役帳には「河越三十三鄕」と記す。是もしくは河越庄三十三鄕と云ふ義か、今は領名のみに唱ふか(新編風土記)。

1　桓武平氏秩父氏流　武藏著名の武士にして、保元物語官軍勢汰の條に「武藏には云々、高家に河越、師岡、秩父別當」と。續いて平家物語には「畠山一族に河越氏」、また「武藏國住人河越小太郎重房」と。源平盛衰記には「武藏國の住人江戸太郎重長、河越小太郎重賴を大將として云々」と見ゆ。

其の出自については、千葉上總系圖に「秩

父別當武基—十郎武綱—下總權守重綱—重隆（川越秩父次郎大夫、家を繼ぐ。惡源太の爲めに誅され畢る。）—能隆（葛貫別當）—重頼（河越太郎）—小太郎重房、その弟二郎重時—掃部助泰重—安藝守經重—出羽守宗重—遠江守貞重、」又貞重の妹は三浦義村室、又「重時の弟三郎重員—修理亮重輔」と載せ、畠山系圖には「下總權守重綱—次郎大夫重澄—河越葛貫別當能隆—河越太郎重頼（頼朝の爲に害さる）—

—重房 小太郎、頼朝乳母子
—重員 武藏總檢校職 河越三郎—重輔 修理亮—眞重
—重家 河野五郎
—重時 掃部助 小山田知行—泰重 掃部助—經重 遠江守—家重 出羽守—眞重 遠江守 彈正
—女子 源九郎義經室
—女子 下河邊政義室

河越氏は河越城に據る。當城の事は一一九〇頁を見よ。氏人は源平盛衰記に「河越太郎重頼、小太郎茂房」また「子息小太郎重房。」また「武藏國住人河越三郎宗頼」と。また東鑑、治承四年八月二十六日條に「河越太郎重頼、是の重頼は秩父家に於いては、次男の流たりと雖、家督を相繼ぐ。依りて彼の黨等を從へ、此の儀に及ぶ云々。江戸太郎重長・同じく之に與す」と。而して卷一、二、三、五、七に河越太郎重頼を載せ、以下卷三、五に河越太郎重房、二十四、二十七に河越次郎重時、二十八に河越三郎重員、三十、三十一、三十二、三十四、三十五、三十六、三十七に河越掃部助泰重、三十一に河越掃部助、三十五、三十七に河越五郎重家、四十に河越二郎、河越三郎、四十一に河越修理亮重資、四十一、四十五に河越二郎光時、四十七に河越次郎經重、五十二に河越遠江守經重あり。又承久記卷一に「河越さゑもん（次郎）重時、」下つて太平記卷四に河越三河入道圓重、卷六に河越三河入道、近江番場蓮華寺過去帳に川越參河入道乘誓、また太平記卷十四に河越參河守（一に河超）三十一に河越彈正少弼、同上野守、同唐戸十郎左衞門、三十四に河越彈正少弼等あり。なほ以下の各項を見よ。

2 出羽の川越氏　天正中、川越入道心濟あり、永慶軍記に見ゆ。タカサカ條を見よ。

3 伊勢の河越氏　東鑑に「文治元年十一月十二日河越重頼の所領等を收公せらる。是れ義經の縁者たるに依りて也。其の內、伊勢國香取五箇鄕は云々」と。

4 但馬の河越氏　太田文に「氣多郡、下賀陽鄕上村、廿七町三反、地頭河越修理亮跡、」また「城崎郡（妙音寺領、領家淨土寺僧正房）大濱庄、三拾六町一反半、地頭河越太郎藏人重氏」と。

5 長門の河越氏　博多日記、正慶二年四月六日條に「風聞の如くは、長門國厚東、河越云々、皆先帝の御方に參す」と。

6 豐後の川越氏　圖田帳に「國埼郡香地鄕六十町、宇佐彌勒寺領、地頭川越安藝前司」と。

7 藤原姓　中興武家系圖に「河越、藤、三郎景兼稱之」と見ゆ。

8 日向の川越氏　日向記に川越近江守あり。

9 大隅の川越氏　肝付氏配下の將にして元龜中、川越玄忠、同丹波は肝屬郡百引鄕加瀨田城を守る。

10 雜載　翁草、鎌倉時代の武士の所領を擧げて、「七千町、武州の內、川越太郎重房」とあれど徵證なし。攝津に川越氏あ

り、神戸の名族也と。又儒者川越玄進(元祿、津山藩)、田中家臣知行割帳に「五百六十石川越傳左衛門」また津輕に川越氏あり。

河後森 カハゴモリ　南伊豫の豪族にして宇和郡舊記に「河原淵領は一万六千石高にあたる。天正中の殿は土佐一條殿より入嗣し、河後森式部少輔教忠と云ふ。其の父を政忠とす。教忠の掟狀、今其の菩提所照源寺に在り」と。此の寺は應永十七年虚明和尙の開基にして、所藏永祿八年の掟狀に、「開山虚明和尙、藏懷和尙、歷代祖師、然らば前代の如く、寺領且那左近將監有高より以來の事、更に相違あるべからず候。別して式部少輔教忠以後の儀は云々」と。

川坂 カハサカ

川榮 カハサカ

川崎 カハサキ　河崎と通じ用ひらる、故に今便宜上次條に併せたり。

河崎 カハサキ　又川崎、河埼等に作る。和名抄、尾張國中島郡に川埼鄕あり。又武藏に河崎庄、その他、攝津、伊勢、遠江、常陸、美濃、上野、下野、岩代、陸前、陸中、羽前、越後、佐渡、美作、土佐、豐前、筑後等に此の地名あり。

1　桓武平氏秩父氏流　武藏國橘樹郡(久良岐郡)河崎庄より起る。當庄は勸修寺建武三年九月十七日文書に見え、新編風土記に「二十六村」武藏志料、川崎村勝福寺鐘の後方に「弘長三年癸亥、武州河崎庄内勝福寺」と見ゆ。

此の氏は秩父畠山氏と同黨にして、千葉上總系圖に「秩父別當武基—六郎基家—重家(河崎平三大夫)—重國(澁谷庄司)—高重」と。また畠山系圖には「秩父武基—十郎武綱—基家(河崎冠者、武州荏原郡知行)—重家(河崎平三)—重國(澁谷庄司)」と載せ、中興系圖には「川崎、平、本國武州荏原郡六口、澁谷平三大夫重家稱之」とあり。

新編武藏風土記豐島郡條に「左馬頭義朝に昵近せし金王丸は此の地の人也。金王丸は川崎土佐守基家が胤子也。基家軍功の賞として此の地を領す。その祖河崎庄司次郎の館跡は中澁谷村にあり」と。なほ澁谷條を參照せよ。

又多摩郡條に「川崎氏(押立村)先祖を川崎隼人と云へり。北條家に仕へ、伊豆國韮山に於て討死すと云ふ。今の平藏の祖父は川崎平右衛門とて、武藏野新田開發をなし、其の功によりて召出され、後御代官となれり。かの平右衛門が所持の由二問柄の眞鎗二本、及び長刀一振を今も家に藏せり。此の宅地に高さ一丈程の塚あり、龜井塚と號す。名義及び事跡は傳へず。上に文明十七乙巳年七月廿八日妙德禪尼とえりたる古碑一基あり、平藏先祖の内なりや詳ならず」と。又入間郡條に「享保年中、川崎平右衛門、市場新田を開發す」と。

2　桓武平氏大掾氏流　常陸國那珂郡(今茨城郡)河崎邑(新編國志に水戸府下河崎)より起る。常陸大掾系圖に「馬場小二郎資幹の子直幹を河崎六郎」と見ゆ。後那珂郡小瀨邑小瀨城主に川崎氏あり、その一族川崎二郎は栗田氏祖なりと。

3　鴨縣主姓　山城鴨社の社家にして、その家系に「稱號河崎、本姓鴨」と見ゆ。

4　伊勢の河崎氏　安東郡專當沙汰文に、「當時河崎長松二郎知行也」と見ゆるあり、次項と緣故あるか。

5　度會氏流　伊勢國度會郡河崎より出でしなるべし。度會二門系圖に「廣雅(二禰宜、牛草)—守康(四禰宜)—貞廣(河崎)—家廣(堤)—長廣—師廣—超心—康

名」と見ゆ。子孫・外宮正員重代權禰宜たり。

6 利仁流藤原姓　齋藤氏の族にして、尊卑分脈に「石浦五郎爲輔―忠言（河崎大夫）―豊前介則景―武者所光景―左兵衛光弘」と見ゆ。

7 能登の川崎氏　三州志、「珠洲郡狼煙壘（三崎郷狼煙村領）、川崎某居たりと云ふ、巨民無傳。今此の村に七郎左衛門と云ふ巨民あり。川崎氏と云ふ、若くは末裔か」と。

8 宇都宮氏流　下野國鹽谷郡に川埼庄あり、又川崎城存す、鹽谷氏の居城也。關係あるか。新編會津風土記に「昔下野國鹽屋郡河島組、昔鹽屋郡の主川崎氏、その女を會津南山田島村鳴山城主長沼孫七郎盛秀に嫁す」と。同族か。此の流は宇都宮系圖に「右馬頭正綱―同成綱（永正十三年卒）―由綱（伯州河碕民部大夫）」と。伯耆河崎氏の祖也。

9 豊後宇都宮流　豊後田河郡河崎莊より起る。當莊の事は筑前住吉社文書に見ゆ。宇都宮系圖に「泰綱（五郎右衛門）―三河守貞泰（住豊前中津）―義綱（豊前守、山下、川崎祖）」と。家紋三頭巴、比翼鶴。また一本に「義綱―元綱（大和守、河崎云々祖）」とあり。猶ほ緒方氏の家臣に川崎氏あり、同異詳かならず。

10 安倍姓　筑後上妻郡川崎邑より起る。鎭西要略に「安倍宗任弟則任云々、筑後川崎氏、宮部氏、黒木氏等は則任の種流也」と。また「筑後國河崎新二郎大夫秀任は文治元年、河崎地頭職を賜ふ。蓋し秀任は奥州安倍宗任（或は則任と云ふ）の後胤也。其の朝廷に侍する時、笛を能くし、官女待宵侍従を賜ふ」と。次項河崎氏に同じ。

11 清和源氏能高流（其の實・調姓）　前項川崎氏と同一なれど、上妻郡山内村光明寺所藏河崎家譜には「家紋二重龜甲。夫れ河崎の庄犬尾城は、清和天皇、貞純親王、源經基、多田滿仲より系圖せり。往昔滿仲の四男藏人頭源能高、朱雀院の詔を奉じて、九州に發向し、朝敵の殘黨を悉く征伐す。其の勳功叡感の餘り、大隅藏人頭に補られ、筑後國上妻、下妻、生葉三郡を賜り、始めて城を黒木郷に築く。夫より大藏大輔宗隆、隼人佐宗眞、兵庫頭能永、大藏大輔助能と相續せり。助能に三子有り、嫡子出羽守定善は建久二年亥年（筑後成館集に川崎五郎、建久頃云々と）上妻、下妻、竹野、並に筑前國上座郡、四郡を合せて、一千六百町を領す（筑後將士軍談に『一説云、川崎庄百町、同所柴山千町、下廣川三百五十丁、合千四百五十丁、云々』と。筑城集・之に同じ。思ふに、後に竹野上座兩郡を加へて千六百丁と成けるならんと）。始めて河崎犬尾の城を取り立て居城す。（將士軍談に寛延記云ふ『忠見村正八幡宮、治承四年川崎城主川崎三郎定宗勸請。』開基帳には三郎定宗の字なし。又寛延記同件の末に云ふ、『始祖川崎五郎源重俊より子孫相續、川崎上野助重高に至りて落城。』西國城館集に云ふ、『犬尾城主川崎丹後守鎭則、天正十五年、秀吉に從はずして沒收』と母は島津忠宗の女なり。是れ則ち川崎氏の根本也」と。筑城集・之に同じ。以下助能の三男修理亮成實（黒木四郎）・後鳥羽院御胤なる事を載せ（黒木、伊駒條參照）、その早世の事を記し、次に「是に依りて黒木に嗣子なきにより、川崎出羽守定善の次男河崎四郎を養ひて犬尾の城を嗣しむ（金勝院本太平記、延文四年大原戰の段、將軍方戰死の中に川崎八郎あり。豊西記、大永三年に川崎左京亮あ

カハサキ
カハサキ

り。蒲池物語、大永五年に川崎右京亮鑑實あり)。爰に河崎十五代上野介（後に出羽守と號す。將士軍談に『今按ずるに領主付に出羽守宗門に付けて、云ふ、一百五十丁を領すと。陰に出羽守鎭堯に作る。又稲員家記、上野介重高に作る』)と。重堯に嗣子なきに依りて、急に黒木兵庫頭家永の舍弟長胤然べしと、評議旣に一決しける處に、兩家俄に矛盾の事出來て、一門の交・絕えければ、(兩家・初狩の事に依りて合戰に及ぶ事を記すも、今之を略す)、之によりて長胤を止め、重堯の舍弟宮內之丞重榮を立てゝ、河崎十六代の主とす。其の後、重堯男子を生む。重榮實子を閣き、重堯の子を養ひて家督を繼がしむ。十七代雅樂頭・是れ也。其の母是れを心に含む色見えければ、重榮早く察して、郡の正福寺に誘ひて出家せしむ。光明寺開基榮尊是れ也。法號を祐菴と改む、寛永十酉年三月廿一日寂、年七十一。然るに河崎家雅樂頭に至りて沒落し、一門散々に漂泊し、雅樂頭は筑紫廣門より三百石の扶持を得て有りつと云ふ」と。又星野系圖に「源助能―定原(川崎三郎、川崎庄を領し、犬尾城に居る。母島津氏女)」と。又黑木系圖には「助能の庶長子を川崎五郎源重俊」とし、寛延記、實記等は三郎定宗に作り、光明寺所藏記・出羽守定善に作る。

この氏は以上の如く源姓と云ひ、又前項の如く安倍氏と云へど、その實調姓なるが如し。其の說黑木條にあり。

12 筑後の川崎氏は小野村內宮權現大永三年棟札寫に「大名分の衆、川崎殿」蒲池物語に「川崎右京亮」筑後領主附に「川崎出羽守宗門、居川崎、領二百五十町」と。又一書に「河崎氏、居城上妻郡河崎、犬尾城、所領二百五十町、黑木氏族、世々調氏と稱す、家紋龜甲」と。又一千四百町なりと。

又豐福村鶴見山館は、三郎定宗隱棲の館蹤、其の後裔右京亮鑑實犬尾城に據る」と。定宗十五代の孫上野介重高・豐臣秀吉に亡ぼされ、鍋島家の臣となれり

13 肥後の河崎氏　大野の八名衆の一にして、清源寺文書に「大野氏の祖紀國隆の女婿河崎氏、爾來龜甲紋となる」と。筑後川崎氏と同紋なり。

14 日向の河崎氏　伊東氏配下の大族にして、日向記に「本庄城主河崎兵部丞、飯田城主河崎治部大輔、目井城主河崎駿河守、紫波洲崎川崎上總介、今息和泉守」また「都於郡衆河崎河內守、河崎主稅助、河崎甲斐守」等あり。日向記、日向纂記を見よ。

15 薗部氏流　紀伊の川崎氏にして、名草郡薗部神社神主に川崎氏あり、續風土記に「祖を薗部兵衞重茂といふ。世々當社の神職たり。近世命ありて、伊達社を薗部社と改む。故に社號を避けて川崎と改む。當時川崎伯耆は元祖薗部兵衞より十六代なりといへり」と。

16 織田氏流　寛政系譜に見ゆ。家傳に「織田信長五男勝長の子正元、尾張國中島郡川崎庄に住して川崎を稱す」と云ふ。家紋瓜の內唐花。

17 雜載　明德記中卷に「川崎肥前守、同帶刀」あり、下りて德川時代、伊東藩重臣、臼杵稻葉藩用人、松江松平藩重臣、笠牧野藩重臣に川崎氏、伊東藩重臣に河崎氏、淀稻葉藩重臣に河碕氏あり。又京極殿給帳に「千石河崎內藏之助、六百石河崎六郎左衞門、四百石河崎勘左衞門」。堀尾山城守給帳に「百三拾石河崎藤八」。津山分限帳に「百石川崎權右衞門」。

甲斐八代郡川崎氏(河崎氏)は川島七郎左衞門信貞後胤也と云ふ。誠忠舊家祿に「信貞後胤白髭明神苗字拭鎭守勸請代々傳、平岡村川崎彌兵衞亮張」と。大村藩に川崎氏、甲州武田家臣土屋源左衞門裔と。安房平群郡八坂神社祠官にあり、御朱印帳に「四石、牛頭天王・神主川埼美濃」と。水島氏由緒に「大阪御籠城方に屬せし川崎主水、嫡子小兵衞と共に討死、次男川崎庄右衞門」と。また美作勝北郡廣戸村社人川崎伊勢、同庄屋川崎太兵衞(東作志)。其の他、備前、志摩等に河崎、川崎、美濃、信濃に川崎氏あり。

また川崎祐名・明治時代功を以つて男爵を授けらる。その子を寛美と云ふ。

河碕 カハサキ 河崎條第八項を見よ。

河埼 カハサキ 河崎と通じ用ひらる。

川埼 カハサキ 同上。

川碕 カハサキ 同上。

川前 カハサキ 奥州田村郡にあり。

蒲前 カバサキ ガマサキ條を見よ。

川佐岸 カハサギシ 正訓不明。

川佐崎 カハササキ

樺澤 カバサハ

川澤 カハサハ

合志 カハシ アツシ 和名抄、肥後國合志郡を加波志と註し、合志郷を收む。又薩摩國高城郡に合志郷あり、此等より起る。

1 藤原姓 肥後の合志より起る。東鑑、治承五年二月廿八日條に「肥後國住人合志太郎、并に太郎資泰、」建長二年造閑院殿條に「合志太郎、」相良文書球磨郡田數領主等目錄寫に「球磨郡二千丁。蓮花王院人吉庄六百丁。領家・八條女院。領所・對馬前司清業。下司・藤原友永、字人吉次郎。政所・藤原高家、字須惠小太良。地頭・藤原季高、字合志九良」と見え、また蒙古襲來合戰繪詞に「弘安四年、合志太郎十六歲、」下つて小代文書、建武三年九月申狀に「合志太郎の手に屬して筑後國に戰ふ、」また「合志城に於いて警固を遂ぐ、」と。阿蘇文書、惟澄申狀に「凶徒合志能登守幸隆の楯籠る所の菊池陣狀に押し寄せ、始めて合戰す」と。要略元弘博多合戰にもあり。以下第六項末段を見よ。

2 菊池氏流 合志氏の出自、系統、數流ありて決し難し。今文献により列擧するのみ。菊池系圖に「經隆(兵藤警固太郎)—經明(合志五郎)—高明(菊池四郎、又合志四郎)」と見ゆ。

3 中原姓 大友氏の族にして竹迫氏と云ひ、又合志とも云ふ。竹迫條を見よ。次項佐々木流合志を下合志と云ひ、この合志を地合志と唱ふとぞ。

4 佐々木氏流 肥後國志に「佐々木四郎左衞門尉長綱、大友家の裁許によりて當國に下向し、合志半國の地頭職となり、眞木村に居住し、氏を合志と改號す、」と。其の系圖に「佐々木四郎高綱—太郎重綱—四郎高重(左衞門少尉)—四郎左衞門泰高—五郎左衞門時高—六郎時長(次郎左衞門)—四郎左衞門長綱(正應三年三月、淺原八郎爲頼の亂に長綱・其の黨となる、故に叡山に逃れ、延曆寺座主法燈僧正に倚りて叡山に匿る。肥後合志郡は延曆寺領なり、座主密かに長綱を遣はして寺領奉行と爲す、延元二年八月、來りて合志郡眞木村に居り、因りて家號を改め、合志と爲す。應安二年七月六日死、法名久念、圓滿寺に葬る)—太郎左衞門隆敏—五郎定實(刑部少輔)—太郎隆冬(式部丞)—四郎兵衞鑑峰(元中四年八月、日羅山橋田寺を修造す)—五郎左衞門隆祐—藏人佐隆門(康正二年飛隈館を建て、八月之に移る、是を隈屋形と云ふ。從來眞木城

に居りし也。文明十五年十二月二日死、法名宗西)―武宗(瀨田武光の家を嗣ぐ)」次に「隆門弟五郎重隆(四郎左衞門、文明十六年八月、住吉社を修し、古閑池上城を築き、之に徙り居る。是を住吉城と稱す)――

重基(合志近江守)―隆岑(伊勢守、藏人少輔)―隆房(藏人、參河守)―僧(明存坊)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　隆成(隼人佐)
　　　　　　　　　　　　　　盛高(土佐守)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高久(兵庫頭)―親爲(伊勢守、親賢、藏人大輔)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　親重(隼人佐)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　隆賢(兵庫頭)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高重(孫四郎、常陸介、伊勢守始メ隆重)
隆基(藏人助、合志)―隆直(掃部助)
隆眞(丹波守)

定實は延文五年十一月、菊池武光と鞍嶽に戰ひ、勝ずして武光に降る(菊池傳記に、天授三年合志六郎云々)。其の他、嘉吉三年正月菊池持朝の侍帳に「合志太郎重澄、合志藏人助隆門、合志右近允武忠、合志丹波守重遠」、永正元年政隆侍帳に「合志藏人少輔隆岑、合志掃部助隆直、合志遠江守重鄕」、同二年連署に「合志藏人少輔隆岑、合志掃部助隆直」、又天文義鎭判書に「合志山城守」見ゆ。隆岑は竹迫公種の讓を受けて竹迫城に遷り、是より代々この地を居城とす。墓碑銘に「永正元年甲子天二月五日、合志藏人少輔伊勢守隆岑」と疑ふべし。其の曾孫親爲・實は赤星重隆の二男なり。その子高重の代、天正十三年九月、島津兵に攻められ、同三日降り、合志氏亡ぶ。(また阿蘇惟澄申狀に合志能登守幸隆、肥後軍記略に合志常陸介、西國太平記に合志親爲、大友記に肥後國合志彈正等見ゆ。)

河重 カハシゲ　安藝國の豪族にして、河重信次は、小林村助井谷城に據る(藝藩通志)。

川下 カハシタ　志摩、伊勢にあり。

河島 カハシマ　川島と通じ用ひらるゝ事多きにより、便宜上次條に併す。

川島 カハシマ　また河島に作る、異るなし。和名抄、山城國葛野郡に川島鄕あり、加八之末と註す。後世河島庄あり、百合文書に「正和三年、七條院領」と、又革島庄と云ふ、革島條參照。次に陸奧國賀美郡(陸前)に川島鄕、次に高山寺本・阿波國板野郡に川島鄕、加波之萬と註す。また同國廊殖郡に川島鄕、加波之萬と註す。また筑前國夜須郡に川島鄕あり。その他、伊勢、武藏、常陸、美濃、上野、下野、岩代、越前、能登、備中、長門等に此の地名あり。

1　利仁流藤原姓河合齋藤流　尊卑分脈に「河合齋藤助宗―左衞門尉成實―坂南大郎成行―都筑四郎成利―民部丞利用―修理亮利繼(實は外孫也云々、號河島云々)―彌三郎長正―用綱」と。

2　越前の河島氏　前項氏と同一か。當國今立郡に河島邑あり、此の地より起るか。太平記卷十七に「越前國へは、河島の維賴先立つて下されつる」と、又卷十八に河島左近藏人惟賴、卷十九に「惟賴は三百餘騎にて三峰の城より馳來る」と。勤王忠勇の士なり。三峰城は河島邑に近し。

3　美濃の川島氏　當國葉栗郡(羽島郡)に川島邑あり、緣故あるか、天文弘治の頃、川島掃部介唯重なる者、又丸城(元方縣七鄕村)に據る。齋藤道三方なり、この人・又掃部助惟重に作る。

4　佐々木氏六角流　近江國高島郡川島村より起る。淺羽本佐々木系圖に「山内五郎右衞門尉信詮―二郎左衞門尉義重―元綱(川島五郎)」と見えたり。寬政系譜に此の末流二家を載す、家紋四目結、梅鉢。

5　近江の川島氏　前項氏に同じきか。初代玄處は近江國川島村の生れにして、朽木監物の家臣なりしと云ふ。元和七年十

一月廿四日死去。其の子支信、元祿三年十一月十九日沒、近江より伊勢に移り、津藩主藤堂氏に仕ふ。家紋丸にたがへ鞆繪なりと。伊勢川島は第九項を見よ。

6 川島皇子裔　又近江國神崎郡塚本邑に川島皇子廟あり、依て村名とすと。全村殆んど川島姓、隣郡にも亦同姓多く、皆皇子の裔と云ふ。紋は鷹の羽違。

7 革島氏流　山城國西岡河島村より起ると。寛政系譜長成より系あり、未勘に收む。革島條を見よ。革島家傳覺書に河島氏多し、革島北庄二百貫の地頭也。

8 秀郷流藤原姓河村氏流　河村系圖に、「河村三郎秀高―五郎秀經―權三郎秀景―秀信(號河島彌五郎)―義綱(三郎左衞門尉)」と見ゆ。義綱の後は「その子宗綱―業宗―俊宗―義宗―勝義―信宗―盛宗―宗高―高顯―高光―光胤―光宗―長宗―宗次―宗明」なりと。

9 伊勢の河島氏　三重郡川島邑より起りしか。異本義經記に河島二郎俊盛見ゆ(三國地志)。又後世・川島伊豆守あり。

10 紀伊の川島氏　續風土記、在田郡中島村光明寺條に「越前三カ峰の城主川島左近藏人惟員・當地に移り、惟員五代の孫川島左近大夫常明、文明年中當寺を開基す」と見ゆ。

11 河内の川島氏　楠氏に從ひし忠勇の士に川島六郎あり。又永祿二年交野郡侍中連名帳に「津田村川島壹岐介長春、杉村川島武左衞門尉貞勝」、下つて寛永十七年三宮着座覺に「津田村・川島氏三軒、杉村・川島氏壹軒」と。

12 丹後の川島氏　與謝郡にあり。當郡高妻山城(又栗田城とも云ふ、栗田村上司高妻山)は天正年中河島備前守據る　天正六年十月、細川氏入國の時、猪岡山にて奮戰し、同十年九月十一日忠興の爲に攻落されしと云ふ。

13 因幡の河島氏　邑美郡倉田村八幡宮の大宮司に河島氏あり。四條院の時因幡の大庄二ヶ所を男山に寄附す、此の地方かと(因幡志)。當國には川島も河島も現存す。

14 秀郷流藤原姓　戸奈良三郎宗親の後にして、其の子「八郎大夫宗法―宗春(河島前司)」なりと。

15 武藏の川島氏　新編風土記、多摩郡卷に「川島氏はもと長田氏なり。甲州都留郡西原の產と云ふ。長田の本家にて今郡內に氏族あり、陸奧守氏照につかへたり。八王子落城の時、討洩されて山中へ逃れしが、羽柴筑前守利家の下知に從ひて當宿を元八王子より、こゝへ引移せり。此のとき作左衞門を推擧せしは、彼が伯父川島右近と云ふものなり。ゆへにその苗字を讓り受け、川島に改めしとぞ。その後久しく、こゝに住して沒せしとき、その子作左衞門・纔に十一歲なりしを、母なるもの養育して、當所の奉行大久保石見守がもとへつかへしめけるに、十七歲のとき、石見守が上洛せしに從ひしが、伏見を過るとき同家人と鬪爭に及び、二人までうつて捨て、それより立退て當所へ歸れり。石見守洛よりかへりて糺明せしが、由緒あるものなればとて、仕官を停止せしのみにてやみければ、やがてこの所の名主役となり、本陣宿の役をつとめり。いくほどなく、石見守沒して、平生の積惡露顯しけるにより、一族皆刑せられし後、その家人等分散し、多く當町に住して橫行せしかば、町人等甚だ害を蒙れり。中にも大島一平次と云ふもの多く徒黨を結び、賊の魁首たるを以つて、その餘黨江戶に橫行するに至りしかば、

作左衞門に命ぜられ、彼等を捕へて奉れとありしゆへ、やがて作左衞門謀を以つて近郷高幡村にて芝居狂言を興行せり。一平次はこれをしらず、見物せんと來りけるをからめて奉りけり。この後も次郎右衞門と云ふ强力の盜賊ありけるを、ある夜町中よりおひ出しけるに、この時も作左衞門おひかけて、青梅道天王森の脇にて討取れり。かゝる功も屢ありて强力の聞へありしが、年老て後家業を繼ぐべき男子なく、女子一人ありしゆへ、同郡原町田村名主平右衞門の三男小兵衞と云ふものを、婿養子として役儀を讓りしが、其の妻病死しければ、小兵衞離緣して原町田に歸りしかば、又作左衞門由緒あればとて隱居剃髮の姿を御代官より免じたまひ、名主役をつとめ、卽ち一話と稱せしよし、貞享元年に沒せしとき、七十三歲なり云々」と見ゆ。

16 橫須賀川島氏　傳へ云ふ、先祖川島庄右衞門は約六百七八十年前の頃、鎌倉より橫須賀市不入斗に移住せる由なり。淨土眞宗に歸依し、二寺を有す、男寺は野比にある高御藏五明山最寶寺にして、女寺は同不入斗村なる西來寺なり。住宅は武田番城と稱する有名なる棟梁の作にして今尙存す、家紋丸に橘なり。川島三郎左衞門は約一千百有餘年前、移住し、同家の過去帳には弘仁六年四月三日と云ふ佛あり。淨土眞宗にて不入斗なる西來寺の檀家なり、家紋丸に橘なり。最寶寺の開祖は明光上人にして、母は源賴朝公の御姉、父は藤原鎌足の玄孫、右大將從一位內麿公五代の後胤、泉州の國守信濃守藤原季平六代の孫、賴康の第四の子なり」と。なほ橫須賀市に川島姓の者百餘戶あり、其の紋は九種以上に及ぶとぞ。

17 幕臣川島氏　家譜には、源氏と稱すれど、寬政系譜、藤原支流に收む。重行より系あり、本支二家。家紋丸に橫木瓜、丸に鳩酸草。

18 會津の川島氏　會津郡に川島邑あり、關係あるか。新編風土記、大沼郡東尾崎邑館跡條に「河島右京某住すと云ふ」と。又「川島伊豫某住せしと云ふ」と。

19 桓武平氏秩父氏流　寬政系譜に「家紋丸に幹、重幹。秩父將常玄孫澁谷庄司重家の後なり」と云ふ。重家は畠山系圖、千葉上總系圖等に「秩父武基―河崎基家―河崎平三大夫重家―重國(澁谷庄司)―高重」と見ゆ。

20 雜載　伊達政宗家臣に川島氏、南部家臣に河島角右衞門正定、また大垣戶田藩用人、廣島淺野藩番頭に河島氏、古河土屋藩番頭に川島氏あり。又加賀藩給帳に「百五拾石(九ヨウ)河島平吉郞、」京極藩給帳に「貳拾人扶持、河島十右衞門、」鯖江藩に河島理內。大村藩に川島氏(今里氏より分る)。津山藩分限帳に「拾五人扶持、川島周安」また遠江國磐田郡二俣村の名族に河島氏、猶ほ當國に川島氏おほく、又河島も共に、家紋藤の丸なりと。その他、鳩酸草を家紋とする河島氏あり、又甲斐、筑前、志摩等にも此の氏あり。

革島　カハシマ

山城國葛野郡川島鄕(和名抄に加八之末)より起る。この地は東寺百合文書に「正和三年、七條院領山城河島莊」と載せ、又梅津長福寺貞和三年文書に革島南莊に作る。

此の氏は淸和源氏佐竹氏の族にして、革島家傳覺書に「佐竹藏人義季は革島の祖也。義季の兄弟五人と共に、初は賴朝公に屬し、常陸國を領す。其の後、不慮の讒に遇ひて、忠義、義朝、義宗、義季の四人は、賴朝公の爲に亡倒せられ、義隆一人に常陸國相續を

賜ふ。土佐の佐竹も義隆の末葉也。義季不思議に害を免がれて近衛内大臣基通公（普賢寺殿）へたより、城州葛野郡川島庄は基通公の御領たるにより、川島に蟄居して、建暦二年に卒す。（義季へ頼朝公より御判の證文、幷に息義安へ義季遺書これ有りつる。天正十年、明智亂の時紛失。此の時、渡邊與市大夫も討たれしとなり。初は近衛殿の御下屋敷也。故に春日大明神鎭座、奉崇也。子孫に至り一代々々に社頭造營して、信心誠たるべし）」と。次に「次郎三郎義安、革島庄下司職、是れより革島を以つて稱號と爲す」と。以下「又次郎清安、革島下司職。孫三郎行安。兼安。助安。龜鶴丸仲安、次郎左衛門と改む、革島南庄下司職、正和元年御教書あり。幸圓阿闍梨憲安、革島庄下司職。三郎左衛門幸政、嘉曆元年、父幸圓より下司職、名田等の讓狀あり、建武三年尊氏公の旗下に屬し、軍功により革島南庄の地頭職を賜ふ、御判證文、御教書これあり。次郎三郎景安、父の舊業を承け、革島庄地頭職を領す。觀應元年軍功により尊氏公より書を賜ふ。左衛門尉光安、革島庄地頭職、法名を壹賓と號す。中務大輔秀安、革島庄地頭職、應永廿四年の御下知の書あり。彌七郎貞安、革島庄地頭職、貞安自筆の訴書控あり（應永卅四年、細川滿元の手に付て、播州南野へ出陣）。新五郎政安、後肥前守と云ふ、革島庄地頭職、法名宗心」と。以下、勘解由左衛門尉親宣。同泰宣。又次郎就宣。新五郎一宣等の事蹟を擧ぐ。而して革島系圖に「義季（藏人、故ありて關東を退き、近衛普賢寺基通公によりて、城州葛野郡革島に蟄居す）―義安（次郎三郎、革島南庄の下司職を賜ふ。是より革島を以つて稱號と爲す）―清安（又三郎、革島南庄下司職）―行安（孫三郎、革島南庄下司職）―兼安―助安―仲安（童名龜鶴丸、次郎左衛門尉に改む、下司職。正和元年御教書これ在り）―憲安（幸圓阿闍梨。革島南庄下司職）―幸政（三郎左衛門尉、建武三年、尊氏公の旗下に屬し、軍功により革島南庄地頭職の御判を賜ふ。同年、攝州天王寺表に於いて軍功あり、尊氏公より書を賜ふ）―景安（次郎三郎、父の舊業を承け、革島南庄地頭職を領し、河内國所々の殘黨等を御退治、景安・軍功あるにより觀應元年尊氏公書を賜ふ）―光安（左衛門尉、革島南庄地頭職、法名壹賓）―秀安（中務大輔、至德二年父の讓帖を以つて革島南庄地頭職、將軍家政所の書之あり）―貞安（彌七郎、革島南庄地頭職、應永卅四年、細川滿元の手に隨ひ播州南野に發向す）―政安（新五郎、革島南庄地頭職）―親宣（勘解由左衛門尉、南庄地頭職、城州西岡の內、所々の庄園寺社領を買得し之を領す）―泰宣（勘解由左衛門尉、肥前守に任ず。革島南庄地頭職。松尾月讀社領北山庄圓寺、西山法花山寺領を買得して之を領す。將軍家政所の書あり。天文四年二月廿九日卒、壽八十歲、法名鏡晴道宗）―就宣（又次郎、永正十七年二月、攝州神尾表に於いて討死、法名號花岳玄德。）―一宣（新五郎、天文三年十二月、祖父泰宣の讓帖を以つて、革島南庄地頭職となる。同十二年正月廿四日、左衛門大尉に任じ、越前守と號す。永祿八年、義輝公御生害の後、本領等を岩成主稅助に押掠せられ、西岡の士、鷄冠井と暫く丹後國に蟄居す。元龜元年四月、信長公の旗下に屬し、再び革島の本知を安堵す。同年越前國諸浦に至り、放火し、特異の功あるにより、信長公の感書を賜ふ、天正九年辛巳五月十三日卒、法名陽岑宗和）―秀存（市之助、元龜元年、越前國に至り軍功あり。信長公より書幷に御朱印を賜ひ、以つて革島南北一職を領す。天正元年、西岡

の内、千代原村、上野村を賜ふ。加増の地證文これあり。天正十年、城州西岡青龍寺城を近國の殘黨等圍むことあり。城主長岡兵部大輔の急難を聞きて、秀存馳走して青龍寺に籠る。殆危の時節、無二の働によりて、藤孝盟書を賜ひ、同年八月二十九日、勢州に於いて病死す。法名花德宗空)。その弟正宣（三河守、城州西岡久世庄の地頭、利倉名跡を繼ぐ）—庄兵衛（肥後細川家臣）。」次に正宣の弟忠宣（刑部丞）元龜元年、父一宣に從ひ、越前國に至り、軍功あり。同年、江州木戶表一戰。明智光秀に隨ひて出陣。忠宣諸卒に拔出で、敵兵、鐵炮を放ち左足に中る。進み戰ふ能はず。此の時、敵二人來りて首を斬らしむ。忠宣臥ながら敵一人を刺殺す。其の後、從臣渡邊與三次と云ふ者來りて、忠宣を介けて本陣に歸る。兄秀存の一子早世に依り、革島本家を繼がしむ。元和四年戊午正月二十六日卒、法名安翁紹閑）—幸重（平三、傳右衞門尉と改む。外舅並河氏を繼ぐ。並河氏は、堀尾山城守家臣也。元和八年二月廿三日卒。法名英叟賢雄）、弟幸宣（新五郎、瀨左衞門尉と改む。寛文六年丙午八月廿日卒。法名淨鑑宗流）—幸忠（童名岩松丸、瀨左衞門尉と改む。寛文

七年末より水野美作守勝慶公に奉仕、扶助を受け、並に與力、足輕等をあづけ付せらる也。」と。一族甚だ多く、又從臣には「山角勘左衞門、同助大夫、山口久助、同庄次郎、寒川三助、渡部與市大夫、古田左介、大端六兵衞、松室淸兵衞（松尾村に住）、藤井作右衞門（廣野村に住）。革島三右衞門（上野村に住）。吉井田長助、中島久八、革島新大夫、弟左京、河島內藏助、同右衞門尉、子鍋市。此の外考ふべからず、騎馬三十騎、陣每に召具すと也。右の山口庄次郎は革島牢浪の後、禁裏役人行事官と成る也。其の婦は中和門院御乳人なり、辻の河島藏助、右衞門尉は奧殿と云ふ。右二人は公方家の內、革島北の庄にて二百貫の地頭なり」と云ふ。

側島　カハシマ　美濃に存す。

樺島　カバシマ　筑後の豪族にして、山門郡松延城に據る。筑後國史に「松延村城跡、村の西北にあり。方二町餘。天正十二年、樺島（本書樺を糀に作る。實記は賀庭島に作り、物語には樺島に作る、今之に據り之を訂す、下之に効へ）式部、此の城に據りて、鑑廣の爲に肥寇を防ぐ。立齋公入國の時、式部、檀大炊介兩士深恩を公に受く。公・

肥後退去の時、兩士舊恩を忘れずして貢獻す。田中公傳へ聞きて、これを憤り、兩士を斬罪に處す。公歸城の後、其の子に懸命の地を玉ふ。檀氏今本鄕村大庄屋たり、樺島氏は今當村庄屋、准大庄屋たり。田中公不仁にして不幸を殺す。未だ幾くならずして、子孫永く絕たり。兩士忠義を守りて、永く祭祀を奉ず。謂つべし仁不仁、同日にして語るべからず」と見ゆ。

河後　カハシリ　和名抄伊勢國三重郡に河後鄕あり、加槃之利と訓ず、後世河尻邑あり。

川尻　カハジリ　次の河尻と通じ用ひらるゝが故に、便宜上併せ云へり。

河尻　カハジリ　肥後に河尻庄、其の他、伊勢、遠江、甲斐、上總、常陸、下野、陸中、羽後、長門等に此の地名あり。

1　醍醐源氏　肥後の河尻庄より起る。西宮左大臣の後裔と稱す。河尻系圖に「源高明（西宮左大臣）—諸種（高明の子）……實明（河尻三郎、諸種七世の孫。建久の初、肥後飽田郡河尻莊の地頭職として此に來り、城を築きて之に居る『今の河尻町の外城は其の城迹也』是れ河尻家祖也。同八年、若宮八幡神社を建つ『志略社記』）……

遠實（右兵衛尉、實明の孫、寛元二年野田村に安樂寺を建つ『寺記』……泰明（遠實七世の孫、大慈寺記には、高明十三世孫と。左衛門佐、弘安元年、大慈寺を造立す、『寺記に見ゆ』。永仁六年十月二十九日死。法名梅屋、大慈寺に葬る）—武實（民部大輔、剃髮して貞覺と號す。正和の頃の人、河尻野田村延壽寺鐘銘、及び同村長德寺記に出づ）—幸俊（肥後守、剃髮して堯信と號す。大慈寺記には泰明の孫）—參河守（入道廣覺）—實照（七郎、左馬頭）」と見ゆ。

河尻氏は詫磨建久十年三月文書に「宗形宗綱・詫磨郡内田畠を河尻乙王丸に沽渡す」と。下りて太平記卷二十七に河尻肥後守幸俊、三十三に、河尻肥後入道、北朝に屬し、肥後守護職たり。正平五年菊池武光に降る。貞和五年九月二十日の阿蘇大明神願文に肥後守幸俊、次いで惠良惟澄申狀、正平十二年二月、甲佐宮雜掌申狀、同二十三年七月令旨等に「河尻三河守入道廣覺」あり、幸俊の子かと云ふ。その子に七郎あり、後左馬頭實昭と云ふ。阿蘇應永十七年九月二十七日の文書に「河尻殿源實照」と見ゆ。應永二十七年八月、菊池兼朝と戰ふ、その臣佐川田玄蕃吉久・菊池に內應す。後菊池氏に從ひ舊領を復す、菊池傳記には實昭に作る。その後永祿天正の頃肥後守重兼あり、菊池傳說に見ゆれど、その系統詳かならず（事蹟通考、及び國志略）。

1 肥前の川尻氏　彼杵郡彼杵の地士に川尻氏あり、東坂本に居る。又大村藩士に川尻氏あり、士系錄に「川尻志摩、肥後國より宮村に來り、大村純種家士となる。筑後之產、後彼杵村に移る」と。

一說に彼杵村には、中尾、山口、川尻など云ふ苗字多く、此等の氏は、その昔日向國より移住したるなりと。今日向を苗字とするもあり（山口尙章氏談）。

3 淸和源氏賴親流　奧州石川氏の族にして、尊卑分脈に「石川冠者有光—四郎家光—太郎光盛—五郎光廉（號河尻）

光廉
- 助廉（修理亮）—助光（太郎）—俊助（又太郎）—俊光（孫太郎）
- 光胤（五郎太郎）—宗光（四郎太郎）—師光（彥五郎）
- 胤村（又五郎）—光方（六郎）

又淸和源氏系圖には「有光—光賴（河尻四郎）」と載せ、隈部系圖には「有光—石川源大夫基光—澤田太郎入道光義—光兼（河尻五郎）—光廣（河尻修理介）—助光（太郎）—俊光、」また「光兼弟小富三郎光助—光鄕（河尻太郎次郎）—俊治（河尻次郎）」と見ゆ。

磐城石川郡雲霧城（泉村大字河邊）に據る。當城は館山に在りて、天喜二年河尻四郎の城く所、源氏系圖には「有光の四男光賴・河尻四郎」と有れども、分脈に「光家・河尻四郎」とある方よし。矢吹氏系圖には有光の弟光賴とあり。但し石川風土記には川尻四郎光賴に作る。中興系圖には「河尻、淸和、福國三郎賴遠男、石川次郎季康稱之」と、又「川尻、淸和、大和守賴親七代、五郎元廉稱之」とあり。

4 藤原南家工藤氏流　祐景を祖とす。異本親元日記に「伊勢三重郡北河尻云々、河尻將監」と。この地名を負ひしなるべし。

5 秀鄕流藤原姓波多野氏流　秀鄕流松田系圖に「波多野義通—右馬允義經—小次郎忠經—出羽守義重—宣時、（號河尻、左衛門尉、五郎）—宣茂（左近將監）—宣通（上野介、孫太郎）、弟助式　八郎左衛門尉、式宣・子と爲す）。」また「宣茂弟式宣（天田次郎右衛門尉と號す、母は宮道式

泰)、弟式時(七郎)、弟宣義(五郎)、弟宣譽(西酉寺權少僧都)、妹富樫介泰村室」と。中興系圖には「川尻、藤、大左衞門。尉宣時男、太田式信稱之」と見ゆ。

6 尾張の河尻氏　愛知郡岩崎邑にあり、川尻與四郎・肥後守と云ふ、(尾張志)。又與兵衞あり・信秀に仕ふ。豐鑑に「川尻肥前守、」鹽尻に「金ノッリ笠、河尻肥前守」、この河尻氏、或は第一項醍醐源氏と云ひ、或は第三項、石河氏流と稱す。寛政系譜には前者とし、家傳に「西宮左大臣高明の後胤實明・賴朝に仕へ、飽田郡河尻に住せしより稱號とす。裔肥前守鎭吉(織田家に屬す)—同直次、弟鎭行—鎭政—鎭宗、支庶二、家紋左三巴、丸の内水色に揚羽蝶、稻丸」と。

河尻穀輔

7 美濃の川尻氏　新撰志に「川尻氏の宅趾は、永祿の頃川尻五郎左衞門・近隣五ケ村を領知して、こゝに住めり」と見ゆ。

8 雜載　武藏にも此の氏あり。

川城　カハシロ

河須崎　カハスザキ

川筋　カハスヂ

川隅　カハスミ

川澄　カハスミ　河澄と通じ用ひらるゝが故に、便宜上、次條に併せ云へり。

河澄　カハスミ　又川澄に作る。

1 桓武平氏大掾氏流　常陸國眞壁郡河澄邑より起る。小栗系圖に「小栗遠江守重政の子重顯(河澄又次郎)」と見ゆ。

2 三河の川澄氏　額田郡の豪族にして、川澄分助は、丸山村丸山別城に據る(二葉松)。

3 丹姓　下總の河澄氏にして、武藏丹黨の一、「丹比重勝(卽ち靑木重直)—重經(河澄源五、三方原戰死)の後也。

4 雜載　美濃、甲斐、信濃等にも此の氏あり。

河隅　カハスミ　會津の士にして、天文十八年內番帳に見ゆ。

河住　カハスミ　甲斐國巨摩郡鰍澤村の名族也。

川瀨　カハセ　又河瀨に作る。近江、備中、紀伊等に此の地名あり。

1 紀河瀨直　紀國造族にして、國造本紀に「天道根命を以つて、紀伊國造となす、卽ち河瀨直の祖」と見えたり。

2 川瀨造　川瀨直の族なり。天神本紀に「天道根命、川瀨造等祖、」また神代本紀に「天道根命、川瀨造等祖」など見ゆ。姓氏錄、和泉神別に收め「川瀨造・神魂命五世孫天道根命の後也」と註せり。

3 川瀨連　河瀨直、或は造の連姓を賜へるものなり。類聚符宣抄第七、貞元二年五月十日太政官符に「右大史川瀨連保基、紀朝臣姓を賜ふ」と見ゆ。

4 尾張の川瀨連　尾張氏の族なるべし。塵添壒囊抄に「昔尾張國造川瀨連と云ける者、田を作りたりけるに、一夜の間に藤生たりけり、恠恐れて切棄る事もなかりけるに、其の藤大に成けり。其の故此の田をはぎたと云へり」と。此の事を嘗淸公卿尾州記に「其の藤漸く大にして樹の如く、遂に藤木田と號す云々」と見えたりと。

5 川瀨宿禰　除目大成抄に見ゆ。

6 近江の川瀨氏　近江犬上郡に、川瀨庄(南川瀨村、北川瀨村、野口村等)より起る。犬上神社の大神主也(富尾村)。次項と同族か。

7 佐々木氏流　近江の豪族にして、貞實を祖とす。江北記、根本當方被官に河瀨

九郎、蒲生家臣に河瀨與五兵衞あり。後世滋賀郡別所村の人に川瀨太宰あり、實は膳所藩士戸田五左衞門の第三男、川瀨を嗣ぐ、幕末勤王の士なり。

8 紀伊の川瀨氏 第一項、第二項等の後なり。類聚符宣抄、大同類聚方、高野山御參詣記等に見ゆ。

9 桓武平氏川越氏流 紀伊の豪族なり、前項と關係あるか。續風土記、紀伊國日高郡上志賀村條に「舊家、地士川瀨六之右衞門。葛原親王の後胤、川越太郎重賴の男川瀨久重、代々畠山家に屬し、數代後の川瀨久彌、故ありて浪人となる。其の男川瀨常角、永祿年中當郡に來り、丸山の城主湯川家に屬し、功に依り上志賀を領す。其の男川瀨七郎次郎、天正三年海部郡に立退き、弟源三郎と共に住し、天正四年本願寺に屬し、兄弟共に死す。七郎次郎の弟、日高郡にて川瀨家と、小畑六郎右衞門家を續ぎ、川瀨六郎左衞門と稱す。貞享中、弟久次郎に小畑の家を續がしむ。六郎左衞門の孫久七より代々地士となりて、大莊屋に命ぜらる」と見ゆ。

10 美濃の河瀨氏 新編志に「三成がたの部將河瀨左馬助、大西善左衞門等、端龍寺山にのぼり、砦を設けてふせぎ戰ひしといふ」と。當國に川瀨氏多し。

11 伊勢の川瀨氏 奄藝郡の豪族にして、堤谷(北黑田村)の川瀨城に據る。康正中、川瀨宣光・この地に城きて居る。その後裔廣信に至り、織田信長に滅さる。その子宗信、その子宗光等、姓を岡と改む。

12 筑後の川瀨氏 川瀨邑より起る。筑後志に「了山曉榮居士、川瀨金藤主計、寛永十九年九月初三日、太平記元弘三年、川瀨氏あり」」とあり。ヨコフヂ條を見よ。又酒井田系圖に川瀨新右衞門・見ゆ。又田中家臣知行割帳に「職人磨川瀨久内」あり。

13 雜載 會津松平藩重臣、宮津松平藩重臣、福知山杉本藩用人に河瀨氏あり。又京極殿給帳に「七百石河瀨勘兵衞門」」堀尾山城守給帳に「貳百五拾石川瀨森右衞門」、五拾石三人扶持河瀨久兵衞」あり。津山分限帳に「五拾石、鐵砲張家業、河瀨寛助。五拾石、川瀨彌作。八拾石、川瀨昇助。五拾石、川瀨金左衞門」。會津耶磨郡慶長六年十二月文書に「川瀨一類」」又信濃に川瀨氏あり。又山口毛利藩士河瀨眞幸は明治時代功を以つて子爵を授けらる。又水戸藩に川瀨氏あり。

川枻 **カハセ**

蒲瀨 **カバセ** ガマセ條を見よ。

河闕 **カハセキ** 丹波に此の地名あり。

河迫 **カハセコ** 伯耆の豪族にして、平姓日野氏の族類なり。元弘の變、河迫兵衞三郎義員あり、後醍醐天皇の召に應じて船上山に向ふ。ヒノ條を見よ。

河瀨舍人 **カハセノトネリ** 又川瀨舍人に作る。古事記雄略段に「又河瀨舍人を定むる也」とあるを、雄略紀十一年條には「近江國栗太郡言ふ、白き鸕鷀・谷上濱に居る。因つて詔して川瀨舍人を置く」」と記載す今犬上郡に川瀨村あり。御名代部の一種と見るべきか。

1 川瀨舍人造 川瀨舍人部の伴造なり。後連姓を賜ふ。

2 川瀨舍人連 天武紀十二年條に「川瀨舍人造云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。

川瀨舍人 **カハセノトネリ** 河瀨舍人に同じ、前條に併せ云へり。

川瀨舍人部 **カハセノトネリベ**

川底 **カハソコ** 豊前國上毛郡川底邑より起る。宇都宮秀房の男川底信義の後にして

宇都宮大系圖に「信義―信繼―信武」と見ゆ。又同地岡の鼻は「川底源次郎甫房の居城、天正十六年三月、黒田に攻落さる」と。（一に知房）。

河副 カハソヒ 肥前に河副庄あり、又近江に此の地名存す。

1 佐々木氏流 近江國神崎郡川副邑より起る。新編會津風土記に「川副氏、其の先近江源氏にて、備中守時親と云ふもの、近江國神崎郡川副を領せしより子孫因て氏とす。明應の頃、裔孫に新太郎重頼と云ものあり、室町家に仕へて伊賀守に任ぜられしと云ふ」と見ゆ。又寛政系譜にあり「蒲生定秀の臣勝重の後なり。秀吉に仕へし孝藏主尼は勝重の女なり。家紋五三桐、菊」と。

2 出雲の川副氏 尼子家臣にして、近江の川副氏と同族なるべし。川副美作守久盛は勇將にして諸書に見ゆ、陰德太平記天文九年には右京亮久盛とあり。又「經久諸國を流浪し、龜井河副等は江州へ上りて六角に仕ふ」と。又伯耆日野郡樂々福神社永祿二年棟札に「晴久代官川添美作守」と。尼子氏の最期、上月城に籠る士に川副右京亮、同三郎左衞門等の名見ゆ。猶ほ川添條第一項を見よ。

3 美作の川副氏 新免家の侍帳に「川副美作守、川戸福原の構。川副甚七郎、壬生の構」と。また東作志に「輝雄考に江見九郎、改號して川副美作守久盛と、彼の家記に見ゆれども、恐らくは誤ならん乎」と。久盛は尼子家臣にして當國倉敷村倉敷城に居り、當國の鎭たり。其の配下に江見秀房あり（美作略史）。

4 肥前の川副氏 佐嘉郡に川副庄あり、此の地より起りしならん。大村藩士に川添氏あり、嬉野より大村に入ると。又原田家臣に川副氏あり、近江佐々木族と云へど、此の地より起りしにあらざるか。

川副 カハゾヘ 河副氏に同じ。前條を見よ。

川添 カハゾヘ 河副、川副と通じ用ふ。

1 出雲の川添氏 河副氏に同じ、安西軍策に河添美作守、また伯耆日野郡樂々福神社永祿二年三月吉日の棟札に「尼子晴久代官川添美作守」と。また藝藩通志、備後國北原條に「新市村にあり。元龜三年四月、尼子勝久の將、川添勘解由久任、部山城に攻め寄せるとき、山内家人、金子治部道政、此處に防ぎ戰ふ」と。

2 雜載 日向記に河添源十郎あり、伊勢、志摩にも存すとぞ。

川田 カハタ 河田と通じ用ひらるゝが故に、便宜上次條に合せ云へり。

河田 カハタ カウタ 和名抄、肥後國葦北郡に川田郷あり。また河内に河田庄、其の他、伊勢、尾張、信濃、上野、下野、岩代、阿波、薩摩等に此の地名あり。

1 （額田部）河田連 凡河内氏の族なり。天平寶字二年七月紀に「正六位上額田宿禰三富云々、三富本姓は額田部川田連也。是の日、額田部宿禰姓を以つて、便ち位記を書き之を賜ふ」と見えたり。

2 桓武平氏 平家系圖に「清盛の弟忠度（薩摩守）―忠行（藏人、八田藏人、河田藏人」と見ゆ。

3 中臣氏流 中臣氏系譜に「元房（祭主）―公範―輔元（齋宮助）―經範（追捕使）―祐範（河田權司と號す）」とあり。

4 清和源氏一條氏流 家傳に「一條信長の庶流にして、甲斐國山梨郡立川庄川田に住せしを家號とす」と云ふ。家紋・山形の下に橫木瓜、十曜。

5 信濃の川田氏 高井郡川田邑より起りしか。甲陽軍鑑に「信州先方衆、川田十

騎」と。

6 出羽の河田氏 東鑑卷九、文治五年九月三日條に「泰衡云々、糠部郡に赴く。此の間、數代の郎從河田次郎に相恃み、肥内郡贄柵に到るの處、河田忽ち年來の舊好を變じ、郎從等をして相圍ましめ、泰衡梟首、此の頸を二品(賴朝)に獻ずる爲、鞭を揚げて參向云々」と。河田次郎は、此の肥内の在住と見えたり。或書に「大館をば河田次郎の築けるもの」ともいへり。又郡邑記に「昔、陸奧出羽の押領使、藤原秀衡の子泰衡、平泉を落城して、比内贄田しがらみ城に川田次郎行文と云ふ者居す。元秀衡が被官たり。是れ故に鹿角より落來りて、是に寄て居る」と(地名辭書)。行文は田川氏にて別なり。羽後鷹巢に河田氏あり、當地方の名家として聞ゆ。家紋庵に木瓜。伊東族か。

7 清和源氏木曾氏流 木曾義基十代の孫岩崎左馬助義氏の後裔にして、その長男「左馬助重義—同重長—舍人重久(西佐野岩崎城主)—佐野隼人正次—內匠重次—重行(河田重藏)」と。次項と關係あるか。

8 上野の河田氏 利根郡に川田村あり、その地より起るか。勢田郡樽見立兩村の間に樽壘あり、河田新四郎の古城也と。

9 那須氏流 下野國河內郡川田邑より起りしか。那須系圖に「與一宗隆—資之—肥前守賴資—資氏(河田六郎)」と見えたり。又伊王野系圖には「資隆(與一宗隆)—賴資—資成(河田六郎)」と。

10 藤原南家伊東氏流 岩代國安積郡川田邑より起る。安積伊東氏の族にして、應永十一年の連署に川田左衞門尉祐義を載せたり。イトウ、アサカ、クマタ、カタヒラ等の條を見よ。

11 越中の河田氏 前項と族を同うす。家譜に「伊東祐親の後裔、越中國新川郡松倉庄金山の城主河田豐前守長親の子伯耆守泰親より出づ、その子九郎兵衞政親也」と云ふ。寬政系圖に支庶二、家紋庵に木瓜、五三桐。次項參照。

12 越後の河田氏 前項參照、伊豆工藤の族裔なり。長尾系圖、謙信樣御分城持侍大將衆に「河田對馬守、河田伊豆守、河田豐前守、伊豆守弟河田伯耆守、」景勝樣御家中侍に「川田軍兵衞」見ゆ。內河田豐前守は「古志郡城主、後越中松倉を拜領仕り、松倉の城に住す。伊豆守の事也」と載せ、又越中に關する史籍に多く見え、三州志新川郡松倉條に「或は元龜二年辛未三月、謙信・復た此の城を屠り、椎名肥前守泰種の領六万貫、暨び此の城を寵將河田豐前長親に與ふ」と見ゆ、詳細は椎名條を見よ。

又「新川郡の內魚津。上杉喜平次景勝持領。天正三年、上杉謙信の將有坂備中を當城に置く。同六年、景勝當城を修理して寵臣河田豐前等を置きて之を守る」と。又「射水郡井口、湯山、森寺壘(三名一蹟也。在八代庄森寺村領)、天正五年閏七月、謙信・有坂備中をして湯山左衞門續甚(畠山家の臣なるべし)の湯山城を攻取り、河田主膳(一作勘六)を置く。七年五月、長連龍之を攻む。河田降を乞ひて京師へ退去す」と。

次に河田伯耆守は「上野國沼田城主河田伊豆守弟」と載せ、又「河田豆州二男、薩摩養子、下條駿河守、」又「河田伊豆守三男、安田養子、安田筑前守、」また「古志の侍衆長尾紀伊守以下七人、右七人衆は河田豐前守組に御預け指置る」と見ゆ。

13 武藏の河田氏 榛澤郡にあり、新編風土記傳に「河田氏(中瀨村)先祖河田但馬義光は今の小名小角と云ふ所に住し、文

カハタ
カハタ

龜三年十一月十一日卒す。其の男、對馬義賢・永祿十一年九月十一日卒す。其の子主税助義宗・慶長五年十一月十五日卒す。この主税助より、今の幸七まで八代に至れり。又村內及び成塚村、上野國新田郡中江田村等にも分家あり」と。猶ほ持田條を見よ。又橘樹郡にあり、「川田氏（上駒林村）、この村の舊家なり、古文書を藏せり。その歷代等は詳かならざれど、天正十九年の覺書あり。その文略す」と。又埼玉郡町場城條に「北越軍記には上杉輝虎の持にて、元龜二年川田軍兵衞をもて此の城に置き、川田氏、及び木戸玄齋の二人をして羽生に在城す」と。

14 桓武平氏北條氏流　武藏にあり、新編風土記入間郡條に「川田氏、北條新九郎が子孫也と云ふ。備前守今成・今成村を開發す。家紋三ッ鱗」と。

15 尾張の川田氏　葉栗郡河田邑より起る（尾張志）。康正造內裡引付に「一貫八百五十八文、川田雅樂助入道殿、尾州兩所、散在段錢」と載せ、永祿六年諸役人付に「河田與左衞門尉」見ゆ。

16 美濃の河田氏　本巢郡の豪族にして、宗慶（眞桑村）の住人に河田隼人正常、同新左衞門常遠、同八五郎重遠等あり。

17 伊勢平氏　度會郡の河田邑より起りしか、東鑑卷十八に河田刑部大夫見ゆ、伊勢平氏黨の一なり。

18 度會氏流　これも度會郡河田より起りしならん。

19 桓武平氏維盛流　平維盛の後なりと云へど明かならず。第十七項と同一か。

20 嵯峨源氏　幕臣にあり。寬政系譜に「安中忠榮の子繁持、外祖父の家號を冒して河田と稱す。家紋五七の桐、左巴、庵に木瓜、五三桐、隅切角の內に安文字」と。

21 近江の藤姓　中興系譜に「河田、藤、本國近江、モン菴木香」と見ゆ。伊東氏の族なりと。しからば第十項と同族なり。

22 名和氏流　伯耆の豪族、名和系圖、一族に此の氏を列す。

23 淡路の源姓　淡路の豪族にして、源三位賴政の子・兼綱の男重綱の後なりと云ふ。三原郡賀集八幡宮文明二年護國寺結番定書に「二番西山村西田殿、河田殿」と見ゆ。

24 阿波の源姓　麻植郡川田邑より起る。川田八幡宮あり。故城記に「麻植郡分、河田殿、刧追、源氏、矢筈三ッ」と見ゆ。

25 讃岐の平姓　全讃史に「岩部城（安原上岩部にあり）、往古河田肥前之に居る」と。又鳥屋城（安原下村鮎瀧に在り）、河田但馬之に居る。蓋し河田肥前の裔也。土人云ふ、河田肥前は應仁文明の間、安原の長となり、土民之に服す。是を以つて、鹽江に肥前の祠あり。原阿川河田城主、土肥兵部大輔より出づ」と載せたり。

26 伊豫の河田氏　當國の豪族にして、南北朝の頃・宮方に屬す。

27 源姓比志島氏流　薩摩國鹿兒島郡川田村より起り、川田城（郡山、川田村、舊名馬越城）に據る。川田氏の元祖を右衞門尉盛佐と云ひ、川田村を領す。川田城は十二代駿河守義朗の居城の趾也と。薩藩舊記に「比志島五郎二郎時範・蒙古戰軍忠狀に、親類河田右衞門尉盛資を相具し云々」と。又地理纂考に「川田城、往古川田氏元祖右衞門盛佐・川田村を領して家號とす。始め薩摩國宮里の郡司にて島津氏に屬す。第十二代駿河義朗に至る、世々の居城なり。城の脇に舊洞源山川寺あり、川田掃部義立開基す」と。又文祿四年、川田義明（義朗）垂水の地頭に任じ、垂水城に居ると。又河田慶喜あ

り、薩摩郡天辰村碇山城を守る。又穆佐地頭川田國鏡と云ふも此の族か。

28 河田氏は山家谷藩の家老、又岡山池田藩用人たり。又福山阿部藩用人に川田氏あり。又宇喜多家臣に見え、堀尾山城守給帳に「百五拾石河田助次郎、四百石河田又左郎又十郎、貳百五拾石河田新左衞門」等見え、又鳥取藩に深尾角馬（本姓河田氏、喜六重義）、同鳥取藩士河田景與・明治に至り子爵を賜ふ、其の子を景延と云ふ。又備前河田住義則、貞和四年（古刀銘鑑）。香宗我部記錄に川田彌五郎。又備前、尾張、美作苫田郡、武藏に河田氏、岩代に川田氏、志賀隨應傳に「住吉町川田屋次郎右衞門。」又高知山内藩士川田小一郎・明治に至り男爵を授けらる。龍吉は其の子也。

蒲田　カバタ　カマタ條を見よ。

樺田　カバタ　豐前に此の氏あり。

加幡　カハタ　和名抄、肥後國飽田郡に加幡鄕あり。

[illegible]田　カハタ　〇（額田部）徎田連　凡河内氏の族にして、姓氏錄大和神別に收む。恐く河田連に同じかるべし。「額田部徎田連、同神（天津彥根）三世孫意富伊我都命の後也。允恭天皇の御世、額田馬を獻ず。天皇勅して、此の馬の額・田町の如しと。仍りて額田連と賜ふ」と註す。

蒲田江　カバタエ　カンタキ條を見よ。肥前の豪族也。

河高　カハタカ　上月記、康正二年十二月大和宇智郡に罷り向ふ着到に「河高治部少輔、河高又三郎」等見ゆ。

河竹　カハタケ　又川竹に作る。

川立　カハタチ　和名抄安藝國高田郡に川立鄕あり、加波多知と註す。

河棚　カハタナ　次條を見よ。

川棚　カハタナ　肥前國彼杵郡川棚邑より起る。博多日記裏書彼杵庄々官に「河棚又六入道道性、同河内彌五郎入道、河棚源三郎入道、河棚源五郎入道、同七郎盛俊跡、河棚十郎次郎盛明」等多し、相當勢力ありし氏なるや想像するに難からず。又正平應安一揆連判狀に「川棚源三郎源盛貞、同小三郎源永光、同河内、同彌五郎源盛重、同孫七郎永泰、同源六盛盆、同羅旺丸平盛滕」とあり。源姓なりしを知るに足らん。

川谷　カハタニ　次條に併せ云へり。

河谷　カハタニ　三河賀茂郡の豪族にして二葉松に「大林村古屋敷、河谷斗兵衞。子孫松平越中守仕官、奥平家臣云々」と。又香宗我部家臣に川谷三郎右衞門あり。

川内　カハチ　便宜上、次條に併せ云へり。

河内　カハチ　カフチ　カハウチ　カウチ　和名抄、河内國を加不知と註し、國内に河内郡を收む、神護景雲二年二月紀に河内郡。古代の河内縣にして國名の起原地なり、凡河内條を見よ。次に三河國碧海郡に河内鄕、後世幡豆郡に入る、神鳳抄に參河國河内御薗見ゆ。次に常陸國に河内郡あり、甲知と註し、郡内に河内鄕を收む。又那珂郡、及び久慈郡に河内鄕あり、又後世河内莊あり。次に下野國に河内郡、陸前にも此の郡名あれど中世の私稱に過ぎず。次に丹波國多紀郡に河内鄕、又出雲國出雲郡に河内鄕、隱岐國隱地郡に河内鄕、加無知と註す。播磨國賀茂郡に川内鄕、美作國大庭郡に河内鄕、後河内庄あり。又安藝國安藝郡に河内鄕、加布知と註す。又肥後國飽田郡に川内鄕、葦北郡に川田鄕、川内の誤かと云ふ。その他、近江伊香郡に河内庄、以下諸國に此の地名多く、一々枚擧に遑あらず。

河内氏には河内國より起りしものと、父祖の受領を稱號とせしものと、上述の地名を負へるものとあり。

1 河内國造　オホシカウチ條を見よ。

2 凡河内直　オホシカウチ條を見よ。當國第一の古族なり。

3 河内直　前項と全く流を異にして、百濟族なりと。河内國河内郡より起りしならん。或は河内部の伴造なるか。後連姓を賜ふ。百濟王後裔なりと。第六項を見よ。

4 任那の河内直　欽明紀に「安羅日本府河内直」」また「河内直移那斯痲都」など屢々見ゆ。

5 凡河内連　オホシカウチ條を見よ。

6 河内連　河内直の後にして、天武紀十年條に「川内直縣云々、姓を賜ひて連と曰ふ」」と見えたり。姓氏錄、河内諸蕃に收め「河内連、百濟國都慕王の男陰太貴首王より出づる也」と記載す。貞觀四年三月紀に「河内國河内郡大領正六位上河内連田村痲呂云々、借外從五位下を授く」とあるにより、舊族凡河内氏に代りて郡政を執りしを知る。

7 河内造　河内馬飼部の伴造なるべし。後漢後武帝の後と稱す。姓氏錄、河内諸蕃に「河内造、春井連同祖、愼近王の後也」と載せたり。

8 河内畵師　河内上村主と同族にして、魏族と稱す。氏人は天平勝寶九年四月七日の西南角領解に「畵師司長上正七位下河内畵師次萬呂、河内畵師鯨（河内國丹比郡土師里戸主正七位下河内畵師次萬呂戸口）、河内畵師廣川（河内國丹比郡土師里戸主河内次萬呂戸口）」また天平寶字三年十一月紀に「造東大寺判官外從五位下河内畵師祖足等十七人、姓を御杖連と賜ふ」など見ゆ。姓氏錄、河内諸蕃に收め「河内畵師、同上（上村主同祖、陳思王植の後也）」と註す。第十七項參照。

9 凡河内忌寸　オホシカウチ條を見よ。次項と關係深し。

10 河内忌寸　河内造の忌寸を賜へるものと思はるれど、姓氏錄河内諸蕃には「河内忌寸、山代忌寸同祖、魯國白龍王の後也」と見えたり、大同方二十五卷に「宇佐藥、河内忌寸人豆の家傳也」とあるは、其の氏人也。又これより前、持統紀に川内忌寸連と云ふ人を載す。

11 豐前の河内忌寸

12 川内史　貞觀十三年八月紀に「節婦近江國高島郡人川内史能子、位二階を叙す」と見ゆ。本貫は河内にて漢歸化族なるべし。

13 凡河内宿禰　オホシカウチ條を見よ。

14 河内宿禰　河内忌寸の宿禰姓を賜へるものなるべし。太神宮諸雜事記、江次第抄、姓名錄抄等に見ゆ。

15 下毛野河内朝臣　下野國河内郡名を負ひしにて、毛野氏の族なり。慶雲四年三月紀に「從四位下下毛野朝臣古痲呂、下毛野朝臣石代の姓を改めて、下毛野川内朝臣たらん事を請ふ、之を許す」と見ゆ。

16 河内（無姓）　元亨釋書に河内國石川郡の人河内氏見ゆ。

17 畵工河内（無姓）　河内畵師の族也。天平勝寶九年四月七日の西南角領解に「河内國丹比郡土師里戸主河内次万呂」」また天平寶字二年二月二十四日の畵工司移に「河内稻長・河内丹比郡。河内古万呂・同上。河内廣庭・同上。畵工河内石島・左京」と見えたり。

18 清和源氏賴信流　源家の祖源滿仲は攝津の多田にありて、多田新發意と呼ばる。その長男賴光も父の後を襲ひて多田にあり、卽ち攝津源氏にして、次男賴親は大和守となり、大和源氏の祖となり、三男賴信は河内守となり、當國源氏の祖とな

れり。その後、頼信の子頼義、その子義家皆河内守に任ぜらる、尊卑分脈に「頼信、頼義、義家三代の墳墓、河内國通法寺に有り」と見ゆるによりて、此の流源氏の本據が當時河内國なりしを知るに足らん。而して此の流は後に源家の嫡流となり、武士の頭梁となりしなれば、當國は嫡流源家の發祥地と云はざるべからざるなり。その遺跡は義家の五男左兵衛義時の子孫、之れを繼ぐ。これ所謂河内源氏なりとす。その略系を擧ぐれば、次の如し。

満仲—頼信(河内守)
- 頼義(河内守)—義家(河内守)
  - 義忠(河内守)(河内判官)
    - 經國(河内源太)
      - 盛經
      - 蓮俊
    - 義高(左兵衛尉)—義成(河内守)—義俊(伊與權介)—義清
  - 義時(陸奥五郎)(六郎)號石川
    - 有義(平賀二郎)—義資(石川判官代)
    - 義基(號石川)—義兼(住河内石川郡)
    - 義資(石河判官代)—有義—信盛(萬戸二郎)
    - 義廣(紺戸先生)—義澄
    - 義長
- 頼季(河内等祖)
- 頼任(河内冠者)—師任

「義廉—義行—義直—義房」と見ゆ。

19 清和源氏深栖氏流、下野河内郡名を負ひしか。尊卑分脈に「頼政四世孫深栖三郎光重(住下野)—左京大夫保綱—保光—光村(河内藏人)—重茂(藏人)」と見えたり。

20 清和源氏島ヶ原族 頼政の遺子裔と云ふ、伊賀島ヶ原氏の一族にして、惣紋三星に一文字。

21 清和源氏頼信流 第十八項と聊か流を異にす。尊卑分脈に「頼信—頼任(河内冠者。高梨系圖には此の末を河内と號すと)—師任(養子、河内右馬允)—師行(左衛門尉)—行遠(左衛門尉)—行康(河内太郎)—行頼(左門尉)—行房(同上)—行信(同上)—行正(同上)—行村(同上)—行俊(右門尉)」と見ゆ。又行頼の弟に「行賢(その子行孝—行則)、行俊、行光(民部丞、その子行義、行長)、行親(左馬允)、行忠(右兵衛、その子行重)、行員(左門尉、その子に盛員、時員、行算、行算の後は行種—行景なり)」等あり。又行正の弟「行繼(瀧口左門尉)—行國(豐後守)—行秋(筑後守)—行宗—行季(左馬允)」と。

寛政系圖、此の後と稱するもの二家を載す。正世の子正明より系あり、家紋九星。

22 清和源氏山本氏流 尊卑分脈に「義光—山本遠江守義定—冠者義經—頼高(號河内冠者)」と見ゆ。

23 清和源氏武田氏流 甲斐國八代郡小石和領河内より起る。逸見冠者清光五男(六男)河内五郎義長の後なり。尊卑分脈に「武田清光—長義(河内五郎)」とし、その弟に光義を載せ、「(田井五郎、或本長義子云々)—實光」とし、また武田系圖に「清光の子義長(河内五郎、對馬守、一本長義)、弟光義」また「清光—義長(清光六男、號河内五郎)—光義(田井五郎)」とあり。東鑑、治承四年十月十三日條に「河内五郎義長」その他、卷四、八、十五に見え、後對馬の守護人となる。同書「河内太郎、同左衛門太郎(四十八)」一蓮寺々領舊記に「河内小太郎入道、同三郎太郎入道、同彌鶴女」等あり。中興系圖にカハウチと訓ず。

24 清和源氏滿快流 中興武家系圖に「河内、清和、滿快苗陸奥守久隆稱之」と。カフチと訓ず。

25 越後の河内氏　中蒲原郡に、川内邑あり、又岩船郡に河内神社あり、關係あるか。當國河内氏は池、風間の族なり。小國條を見よ。又彌彦社船越の神官に此の氏あり。

26 秀郷流藤原姓大屋氏流　尊卑分脈に、「秀郷八世孫大屋入道秀忠—河内守秀宗（實和田三郎平宗妙子、秀忠外孫）—秀能—式部丞秀茂—秀成（河内三郎）」又其の弟「秀國—秀敦（號河内、左衞門）」と見ゆ。父祖の受領を稱號とせしなり。又「秀茂—秀弘—秀時（出羽守）—秀貞（河内守）、弟秀經—秀光（河内左兵衞尉）、弟貞重（河内民部卿）、弟秀雅（河内刑部卿）。」又「秀經弟秀倫（河内左衞門尉）」とあり。

27 上野の河内氏　吾妻六黨の一に此の氏あり、羽尾記に見ゆ。

28 河内四頭　陸前國川内郡地方を分割せし四豪族の意にして、郡鄕考に「河内五郡、舊記に曰ふ、文治五年、賴朝卿平泉誅伐の後、其の地を分割して、以つて功臣を封ず、河内五郡二保（玉造、加美、志田、遠田、栗原）は泉田、澁谷、上形、狩野の四家に賜ふ。是を河内四頭と稱す」と見ゆ。

餘目氏記錄は、これと少しく異にして、「留守七代め美作守家高の時、河内七郡には、澁谷、大掾、泉田、四方田とて、四頭一揆にて候しが、文治五年に當國に下り、外樣に、四頭一人一きをいだし、連判にのる」と。

29 藤原南家伊東氏族　東鑑卷四十二に河内守祐村、四十二、四十四に河内三郎祐氏見ゆ。

30 佐々木氏流　近江國伊香郡河内庄より起る。「佐々木秀義—嚴秀—義基（河内を稱す）」と云ふ。武家系圖に「河内、宇多、佐々木六郎嚴秀男、源太左衞門義基稱之」とあり。

31 桓武平氏千葉氏流　千葉介直胤の末裔にして、中古臼倉を氏とせしが、北條氏に仕へ、下總國（常陸）河内郡を領せしより河内を氏とすと云ふ。河内但馬常親、その男右近知親、其の男與兵衞胤盛也。寛政系譜に但馬守常親（千葉家臣）よりの系あり。其の子與兵衞知親（千葉次郎家臣、武藏國足立郡竹塚村に住む。慶長家康に仕ふ）—左内胤盛—彌左衞門胤次（胤平）。本支五家、家紋丸に陽劔梅鉢、根笹。臼倉條參照。

32 尾張の河内氏　康正造内段錢引付に、「八貫二百七十五文、川内次郎殿、尾州智多郡段錢」と。又永享以來御番帳に「河内次郎、」文安年中御番帳に「一番河内民部大輔、」また長享元年常德院江州動座着到に「三番河内民部大輔と。見聞諸家紋に、

二番西田三郎左衞門
三番河内
佐々木本輪一重

33 美作（橘姓）　東作志、勝北郡賀茂庄東村安井分條に「名木（墓の段に在り）大松と云ふ。枝葉繁茂して太さ三圍あり。四百年計前、楠家の末流河内八郎兵衞と云ふ者、河内國より來りて死せし墳なりと云ふ」其の外河内氏歷代の古墳あり、新野庄西上村玉林院の一族なりと云ふ。或は云ふ、矢田井河内山に居る、故に河内氏と稱す」と。江見家永祿十二年文書に「河内與助、」こは江見與助を云ふ也。

34 橘姓楠木氏流　楠木正儀の子河内三郎正則の裔と云ふ。則岡條を見よ。正成の事を楠木河内判官と載せたるもの多ければ、それよりの附會か。

35 伊豫の河内氏　當國の豪族にして、建

武三年三月の祝彥三郎安親の軍忠狀に、「河內彥太郎入道宗性の館に押し寄せ、破却せしめ畢る」と。

36 筑後の河內氏　近藤文書、えいにん五年十月廿二日の讓狀に「こうちのにうだう」見ゆ、河內入道ならん。下つて五條家大永八年文書に「河內大夫殿」、又小川文書に「河內大夫助永壽」等あり。

37 源姓川棚氏流　肥前彼杵郡河內邑より起る。博多日記裏書に「河棚河內彌五郎入道(嘉曆云々)」と載せ、正平應安鄉士連判狀には「河內彌五郎源盛重、同孫七郎永泰、同源六盛弘、羅旺丸平盛勝」を載せたり。カハタナ條參照。

38 宗氏流　對馬豐埼郡に在る宗氏族に河內氏見ゆ(宗氏家譜)。

39 薩摩の河內氏　河邊郡宮村飯倉神社、元正(寬正)五年の鐘銘に「鑄師河內佐山太郎」と見ゆ。

40 陸奧の河內氏　北郡に川內邑あり、關聯する處あるか。奧南舊指錄、三戶地士に河內氏を收む。

41 備後の河內氏　三吉家配下の將に此の氏あり。河內隆季、同隆實、隆孚等。西河內村龜山城に據る。河內邑より起りしならん。龜山山腹に平坦の所ありて八幡丸と呼ぶ。

42 日向の河內氏　日向記引用正平二年文書に「新名莊地頭河內政賴」を載せたり、新名條參照。

43 雜載　平家物語に「河內判官秀國」、源平盛衰記に「河內守光助、弟に源藏人仲兼」、東鑑卷一、十一、十三、十四に河內三郎義秀、三十、三十三に河內前司光行、三十四に河內前司、三十五、四十八に河內式部大夫、四十八に河內太郎、承久記卷三に河內の次郎見ゆ。正慶亂離記に「河內守護代(在所丹南)、同國丹下、池尻云々」と。下つて德川時代、津山松平藩重臣、喜連川家添役に河內氏、津山藩分限帳に「五拾石河內進治、八十石河內志津馬」、安西軍策に河內氏、又伊賀、美濃、信濃、備前、攝津にも此の氏あり。見聞諸家紋に、

河內

蒲地　カバチ　ガマチ條を見よ。

皮治　カハヂ　源姓、撫養崎條を見よ。

河路　カハヂ　伊勢、三河、信濃、下野、越後等に此の氏あり。

1 伊勢の河路氏　阿濃郡の河路邑より起る。安東郡專當沙汰文に「本加、牛、淺方、御田、丁部河路宮內、新加、牛、畠、丁部河路石若四郎」と見ゆ。後世、長野氏配下の將に川地氏あり。

2 甲斐にも此の氏あり。

河地　カハヂ　三州志、越中國礪波郡城端條に「天正十三年、佐々木の將河地才右衞門をして、越中の荒木、松根兩城を守らしむ。按ずるに此の荒木は城端ならん。松根は加州なれど、越中界地也、才右衞門は藩臣松三郎の祖」と載せ、又加賀藩給帳に「四百五拾石河地平馬、拾五人扶持河地齊宮」とあり。

川路　カハヂ　河路氏に同じ。伊勢の河路氏は川路ともあり。又津山藩分限帳に「五拾石川路庫藏、七拾石川路英太郎」を載せたり。

川地　カハチ　美濃にあり。

河內源氏　カハチゲンジ　河內條第十八項を見よ。

河內縣部曲　カハチノアガタノカキベ　安閑紀に見ゆ。凡河內國造凡河內直の私有部民を云ふ。オホシカフチ條を見よ。

西漢　カハチノアヤ　次條に同じ。西は大

和を東と云ふに對して河内國を云ふ也。

川内漢　カハチノアヤ　カフチノアヤ　アヤ條（二二一）頁を見よ。

西漢才伎　カハチノアヤノテヒト　雄略紀七年條に西漢才伎歡因知利など見ゆ。才伎はテヒト條を見よ。

西漢文　カハチノアヤノフミ　首姓なり。フミ條を見よ。

西漢人　カハチノアヤヒト　又川内漢人ともあり。東漢人、卽ち大和漢人と相對す。此の漢人の伴造を西漢直と云ふ。

川内漢人　カハチノアヤヒト　同上。

西漢人部　カハチノアヤヒトベ　河内を本據とせし漢人部を云ふ。アヤヒトベ（二二七頁）を見よ。

西漢部　カハチノアヤベ　川内漢部とも書す。西漢人を以て組織されたる部也。アヤベ條を見よ。

川内馬飼　カハチノウマカヒ　次條に同じ。

河内馬飼　カハチノウマカヒ　河内國河内郡にありし馬飼、並びに其の首領を云ふ。馬飼條、及び河内馬飼部條參照。

1　河内馬飼首　川内馬飼部の伴造なり、繼體紀に河内馬飼首荒籠と云ふ人見ゆ。

2　川内馬飼造　川内馬飼首の造姓を賜へるものなるべし。後連姓を賜ふ。

3　川内馬飼連　前項氏の後にして、天武紀十二年條に「川内馬飼造云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見えたり。河内造と云ふものと同一か。河内條第七項を見よ。

川内馬飼部　カハチノウマカヒベ　その意明か也。馬飼部條を見よ。又河内飼部とも云ふ。

河内飼部　カハチノウマカヒベ　川内馬飼部、河内馬養部に同じ。履仲紀五年條に「天皇、淡路島に狩し給ふ。是の日、河内飼部等、駕に從ひ、轡を執る」と見ゆ。ウマカヒベ條參照。

河内午人　カハチノウマヒト　職業部の一種にして、馬飼部に同じかるべし。或は手人の誤ならむかと云ふ。養老三年十一月紀に「少初位下河内午人大足、不可譯の姓を賜ふ」と。また養老四年六月紀に「河内國若江郡人正八位河内午人刀子作廣麻呂、改めて下村主の姓を賜ふ」など見ゆ。不可譯は下譯にて、下のヲサか。

河内午人刀子作　カハチノウマヒトトジツクリ　職業部の一なり。トジツクリ條を見よ。

西大友　カハチノオホトモ

○西大友村主　坂上系圖に見ゆ、オホトモ條を見よ。

河内藏人　カハチノクラビト　河内國河内郡にありし朝廷の倉庫に使役せし部民なり、天平五年三月紀に河内藏人首麻呂と云ふ人見ゆ。

西波多　カハチノハタ

○西波多村主　倭漢氏の族なり。ハタ條を見よ。

西涅部　カハチノヒヂベ　カハチノハセツカベ　ヒヂベ條、及びハセツカベ條參照。此の氏は姓氏錄、山城神別に「西涅部（一本土）、鴨縣主同祖、鴨建玉依彦の後也」と見ゆ。

後世、鴨社々家に此の姓あり、駈人また公人と稱す。宮田（小預）、麥倉、厨、中堀等を氏とす。

河内文　カハチノフミ　首姓なり。フミ條を見よ。

西文　カハチノフミ　同上。

河内民　カハチノミタミ

○河内民首　民はミタミにて、帝室領人民を云ふ。此の氏は其の人民の首長なりしなり。姓氏錄左京諸蕃に「河内民首、高麗國

人安劉王より出づる也」と見ゆ。民條參照。

河內三野 カハチノミノ　カハチノミヌ　縣主の一にして、神魂尊の裔と云ふ。ミノ條を見よ。

川內濱 カハチハマ

河內部 カハチベ　歸化人部にして、欽明紀に「河內部阿斯比多」と云ふ人見ゆ。百濟を經て歸化せし漢の遺民を以て組織せる品部なるが如し。

河內山 カハチヤマ　カウチヤマ　加賀藩給帳に「四百五拾石（丸內古文字）河內山四郎左衞門、貳百石（丸內橋）河內山右門、貳百石（同內根タチハチ）河內山隼人」等を載せたり。

河知和 カハチワ　三河國の豪族、設樂郡川井村屋敷に據る（二葉松）。

川津 カハヅ　次條に併せ云へり。

河津 カハヅ　和名抄、駿河國安倍郡に川津鄉あり、加波都と註す。又伊豆國賀茂郡に川津鄉あり、中世河津庄と云ふ。又讃岐國鵜足郡に川津鄉あり、加波都と訓ず、後世河津鄉と云ふ。其の他、上總、出雲等にも此の地名あり。

1　川津首　姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。次項と關係あるか。

2　藤原南家伊東氏流　伊豆國賀茂郡河津庄より起る。但し前項川津首と緣故あるか。尊卑分脈に「狩野九郎維次—四郎大夫家次—六郎大夫祐家—祐近（河津二郎）—祐眞（河津五郎）、其の弟祐道（河津六郎、一本三郎）—祐成、弟時宗」と見え、工藤二階堂系圖には「祐家—伊東入道祐親—祐泰（號河津三郎）—祐成」とし、又河津系圖には「工藤大夫祐隆—祐親（伊東久次郎、河津二郞）—祐重（河津三郎）—祐成、弟時宗、」及び「祐重の弟祐清（河津九郎）」と載せたり。

祐泰の家と祐親の家との關係は、曾我物語卷一に「こゝに伊豆の住人、伊東次郎祐親が孫、曾我十郎祐成、おなじく五郎時致といふものありて、將軍の陣內をも憚らず、親の敵を討ち取り、藝を戰場に施し名を後代に留めける。由來を委しく尋ぬるに、一家の鼻工藤左衞門祐經なり。たとへば伊豆國に伊東、河津、宇佐美、この三箇所を總ねて、葛美の庄と號する。かの本主は葛美入道寂心にてありけるが、在國の時は工藤大夫祐隆といひけり。男子あまた持ちたりしが、皆早世して遺跡・既に絕えんとす。しかる間、繼娘の子を取りて、嫡子に立て、伊東を讓り武者所にまゐらせ、工藤武者祐繼と號す。また嫡孫あり、次男にたてゝ河津を讓り、河津の二郎と名乘らせける。然る間、寂心逝去の後、祐親思ひけるは、これこそ嫡々なれば、嫡子の讓りあるべきに、異姓他人の繼女の子、この家に入つて相續することそ安からね、と思ふ心づきにけり云々」と。イトウ、クドウ條參照。東鑑卷十二、建久四年六月條に河津三郎祐泰（祐親法師男、嫡子）を載せたり。

3　筑前の河津氏　前項の河津氏の後なりと。河津系圖に「祐親（伊東久次郎、河津二郎）—祐重（河津三郎）、弟祐清（河津九郎）—祐信（河津次郎三郎）—祐種（河津三郎）—祐家（小字三郎）—種家（河津掃部助、筑前國片野に於いて戰死）—曾阿（洛陽四條時宗坊）—某（河津又次郎）—某（河津勘解由）—光種（小名次郎三郎、掃部助、伊豆守、室津に於いて戰死。此の時に當りて弘業在京）—弘業（小字次郎三郎、大內義興の寵童と爲る。十六歲、永正八年辛未□月廿四日、洛陽船岡に於いて功名を遂げ、戰忠を竭す。之に依りて西鄉三百町を賜ふ。受領伊豆守。數々軍

功あり)—與光(弟に六郎總家あり)—隆業(小名新四郎、掃部助、受領越前守、數度の軍功あり、冬青樹と號す)—隆載河津三郎、後室代之)—氏澄(河津二郎新之丞)—吉大夫—吉田氏。氏澄の弟貞家(小名五郎、半右衞門)—貞光(小名太郎助、安左衞門)」と。又隆載の弟に玄蘇和尙景轍あり。

續風土記に「西郷は上下二村ありて、東郷に對す。近代西郷に河津と云ふ士住せり。其の祖を尋ねるに、伊豆國伊東祐清より七代孫、河津重貞。初めて當國粕屋郡小中庄に下り、其の子孫種家が時、家衰へて西郷へ移り、上西郷の南の神社大森權現の社務職となり、大内氏に隨へり。禪僧玄蘇は河津新四郎隆業が子なり、始め聖福に住す。國中所々にて作りし詩あり。又對島に行きて寓居す。秀吉公・朝鮮を攻め玉ひし時、命をうけて、大明に使僧に行き、萬曆帝の前にて筆談す。玄蘇が詩文の集を仙巣稿と云ふ、七十五歲、對馬に於て寂す。」と載せ、又太宰管内志に「大森神社神官伊藤氏祖は伊豆國伊藤祐清より七代の孫河津重貞・糟屋郡中の庄に下りて、庄司となる。其の子孫種家の時家衰へ、大森權現の社務職となる。種家六世孫河津與三郎與光、云々。種家八代隆業—隆載—隆光—盛長—光良—隆家—晴家次郎氏澄云々」と。又軍記略に宗像郡西郷の士川津氏を載せたり。

4 備中の河津氏　太平記卷二十九に「河津左衞門氏明、高橋中務英光、大旗一揆の六千餘騎、畠山の陣に押寄す云々」と。府志に「賀陽郡足守村は伊豆の河津の一族、河津左衞門尉氏時の邑なり。觀應二年、高師直石見の國より兵をあげて上洛の時 河津高橋の兩一揆之に馳せ加はり、杉坂の戰に美作の芳賀、角田の徒を破り、兵庫の軍にも功ありし事、太平記に見ゆ」と載せたり。

5 丹波の河津氏　氷上郡の豪族にして、朝日城(朝日村)は河津氏の居城なりと云ふ。丹波志に「河津吉右衞門、子孫棚原村、中山村三ッ尾城主赤井刑部に客分にて、屋敷跡は中村佐十峠に上る左に、堀形有る所是れ也。同田中と云ふ所古木一本有り、地神と云ふ。此所同人後に居住す」と載せ、又「河津氏、子孫朝日村、古城跡の北廿間四方斗、屋敷四方に堀あり。大永中に兵千屋敷也。子孫本家此の所に住む」と見ゆ。

6 出雲の河津氏　島根郡(八束郡)川津邑より起りしならん。雲陽志に「川津城は川津久家の築く所なり」と。

7 利仁流藤原北家加藤氏流　これも伊豆の河津庄より起りしなるべし。尊卑分脈に「加藤次景廉—左衞門尉景長(號河津)—行景」と見ゆ。なほ景長の兄尙景は東鑑卷三十、三十一、三十二に「河津八郎左衞門尉尙景」と載せ、猶ほ三十四、三十五に河津判官、三十五に河津大夫判官尙景を擧ぐ。

8 桓武平氏三浦氏流　三浦系圖に「三浦介義澄—駿河守義村—小太郎朝村—朝氏(河津次郎、泰村と同じく自害)—家氏(彌次郎)」と見ゆ。

9 雜載　其の他、東鑑卷四十に河津伊豆前司、下つて安西軍策に、河津民部左衞門、相州兵亂記に河津三郎、又大村藩川津氏は川津大炊の裔なりと云ふ。

川蔦　カハツタ　信濃に存す。

川妻　カハヅマ。

川面　カハヅラ　カハモ　次條に併せ云へり。

河面　カハヅラ　カハモ　和名抄、備中國

都字郡に河面鄕あり、加波毛と註す。又武藏足立郡にも此の地名あり。

1 武藏の川面氏　足立郡川面邑より起りしか。

2 藤原姓、首藤氏流　石原氏より分れし氏にして、備後の豪族なり。藝藩通志に「惠蘇郡中山城、高茂村にあり。一に横吹城といふ。河面參河義國居る所、義國が子義重、義澄の二人、朝鮮の役に赴き、三上小五郎をして、留守たらしむ」と載せ、又「殿垣內村河面氏、祖は石原氏に同じ（首藤氏流）。慶長年中、石原六藏道智より、別家となる。河面は觀氏戚家の氏なり、其の家斷絶せしによりて、其の氏を冒し、祭をなす。先祖傳來の陣鏡、硯筥などを持ち傳ふ。道智より、今の廣助まで六世、」と。又高茂村三上氏本氏、河面氏なり。河面義國が弟、小五郎由賢、三上氏を稱す、是を祖とす。其の子由晴より農に降る。今の兵助まで六世。三谿郡江田村に同族あり、（按ずるに、殿垣內村の河面氏は此の家の女、石原觀氏に稱せるなり。故に殿垣內の河面氏は、もと同姓にあらず）」と。又「三谿郡江田村河面氏、惠蘇郡横吹山、故城主河面參河義國が弟由賢を祖とす。三世にして、理三右衞門由通、此の地に移る、今の滿藏に至る、凡そ七世、」と見ゆ。備中河面鄕より起りしならん。

3 川面氏は伊勢、志摩にも存す。又德川時代、下妻井上藩の重臣に此の氏あり。

川津良　**カハツラ**　次條に併せ云へり。

川連　**カハヅラ**　羽後國雄勝郡川連邑より起る。又川津良に作る。永慶軍記に「文祿五年、雄勝郡には、稻庭、川連、三梨とて、小野寺の一族三个城あり。湯澤の東五十里を隔てし所也。一度最上義光に降りしと雖、深くは下知に從はず川連は小野寺景道が三男飛驒守が嫡子なる經道が子、藏人道基なり」と載せ、小野寺系圖に「晴道の子道實の弟道俊（川連善四郎、弘治三年十月二十七日卒、八十三歲、法名淨念）―道光（彈正、大永二年十二月廿三日卒、法名淨林）―道度（傳十郎、天正十八年四月十日卒、四十八歲）―道種（傳十郎、播磨守、寛永十二年卒）―道行（傳十郎、角左衞門、茂木家奉公）、弟道孝」とあり。オノテラ、及び大森條を見よ。天正十八年、川津良等兵を擧げしも、上杉氏に破られて降る。

川手　**カハテ**　三河、美濃、信濃に此の地名あり。

1 清和源氏浦野氏流　三河國設樂郡川手邑より起る。川手城（川手村）は川手大藏亮の居城なりと。又同郡武節城（武節村）は川手主水法安入道の居城にして、息主稅助は大坂に於て討死す、子孫井伊掃部頭に仕官、三千石を領す（二葉松）とぞ。此の氏は清和源氏、浦野重遠の孫山田重滿十餘世孫貞政の後なりと云ふ。井伊直孝の將に川手主水と云ふ人あり。

2 甲斐の川手氏　巨摩郡南部地方の名族なり。川手文左衞門は山縣衆なり。又松平石見守康安三男の忠太郎成次・養子となり、主水と稱す。難波戰記に家老三十石とあり（甲斐國志）。

3 雜載　其の他、鯖江藩に川手留藏あり。

河手　**カハテ**　前條氏に同じ、信濃には川手と云ふも、河手と云ふも兩方あり。河手邑より起るか。

川出　**カハデ**　三河國寶飯郡小坂井邑の名族にして、菟足神社の神主家なり。朱印帳に「九十五石、神主川出氏、」本多光臣の記に「川出安藝守」と。當社應永廿四年十一月三日棟札に「禰宜菅原定永、大工平則光、」また天文十二年十二

月三日のものに「禰宜藤原良政」また元龜元年十二月の棟札に「神主宮内大輔良政」と。始め菅原氏と云ひ、後、藤原氏と云ふか。又應安三年の鐘銘に聖賢阿彌陀佛を載せたり。

河出 カハデ　前條氏に同じかるべし。

河戸 カハド　カウド　ガウツ　美濃、下野、安藝等に此の地名あり。内美濃の河戸氏は石津郡河戸邑より起る。新撰志、同郡上野河戸村條に「河戸七郎、平家方の士にて、平治元年の亂に、爰に關を居へ、左馬頭義朝の東行を拒みしと云ふ」と。又「大里村杉生明神社。建久元年、河戸七郎造營の古社なり」と。當地郡領の後裔なるべし。

川戸 カハド　前條、並に次條と同じく、郡戸、鄕戸より起りしものと考へらる。

河渡 カハド　カウド　美濃、越後等に此の地名あり。

1　美濃の河渡氏　戸縣郡に河渡村あり、新撰志に「古城址、井戸十郎（陸奥出生の人也）、始めて築きて居る」と見ゆ。

2　隱岐の河渡氏　地理志料に「東鑑文治四年條に隱岐國中村別府云々。視聽合記に中村縣主河渡某と。蓋し鄕司の居る所ならん」と。

河登 カハト　カハノボリ條を見よ。

川床 カハドコ　攝津國西成郡の名族にして、川床清左衛門は明和七年、六軒屋新田を開く。

河伴 カハトモ

河名 カハナ　和名抄、駿河國廬原郡に河名鄕あり、加波奈と註す。又尾張、安房に此の地名あり。

川名 カハナ　宇喜多秀秋の家臣に川名新四郎あり、大野五保の代官なりしとぞ。

河中 カハナカ

川中 カハナカ　志摩、伊勢にあり。

川邊 カハナベ　カハベ條を見よ。

川那部 カハナベ

1　清和源氏頼政流　下間氏と同族にして本願寺門徒中、屈指の氏也。清和源氏と稱す、川那部系圖に「頼政（從三位、兵庫頭、號源三位入道、歌人、治承四五月廿六日宇治合戰の時、平等院に於いて自害、七十七歳。頼政傳、近衛院御宇、主上御惱、仁平四四月日、勅により變化の物を射、叡感に依りて、獅子王と云ふ御劔を下さる。又二條院の御宇御惱の砌、應保□年五月下旬、鵼を射、御感により、御衣、并に伊豆國、又丹波州五ケ庄、若狹國藤宮川を下され、面目を施す云々」）—仲綱（正四位下、伊豆守、哥人、平等院釣殿に於いて父と同時に自害）—宗綱（左衛門尉、肥後守、父と同じく自害）—宗仲（是れ蓮位也と云ふ。一説又弟蓮位と云ふ）—宗重（頼茂謀反の時朝敵、三條河原に於いて既に首を刎ねらるべきの處、親鸞聖人御通り合はせ給ひ、乞ひ取り座して御歸寺、則ち同車せしめ、法然聖人・召し具せられ、出家、法號を蓮位房と號す。親鸞聖人御弟子に付せられ訖る。母云々。親鸞聖人御弟子、同じく聖人諸國御修行の時、御供なして修行す云々）—來善（寺主丹後）—仙藝（美濃坊、法名性善、正和二十二月廿二日卒、四十歳）—長藝（讃岐都維那、識善坊、弟に美濃景英あり）—慶乘（丹後都維那、綽如上人の御時、侍者と號し、聖僧堂衆と爲る。又密通の儀あり。一子を生む、巧如上人召出され、得度して慶阿と號す云云。）—慶阿（寺主丹後、母家女房）—玄英（丹後法橋、童名松千世、法名祐善、母家女房）—頼永（源五郎、越後守、源左衛門尉、明應六五月十二日卒、四男）—頼包（源十郎、法名祐宗、母同各上、永正十五二月二日卒、廿七）—頼

康（源十郎、右兵衛尉、天文九年八月廿六日卒、廿七）—頼廉（法名了悟）—頼亮（美作法橋、法名明藝、顯如上人第二の兒、顯尊と號す。興正寺御入寺の御供云々、寛永十年癸酉十一月十六日逝、七十七歲）—重玄（童名太郎八、大學、法名明怡、剃髮して少貳式部卿と號す。母は大谷刑部少輔吉嗣の妹）—重尙（童名太郎乀、大學、剃髮して少貳と號す。母は石河六左衛門尉の女、兄弟男女十七人）」と。内頼廉は「右衛門尉、刑部卿と號す。天正年中、信長・大坂城を攻むるの時、頼廉・屢々苦戰を遂げ、籠城七年、固守して下らず云々。關ヶ原戰後、准如上人、敎如上人、伏見城に候せんとし、敎如先づ出でんとす。頼廉怒りて其の臣粟津を叱し、直ちに敎如を牽きて之を止むるより、准如上人先に出づ云々、寛永三年十月二十日逝」と、猶ほ下間條を見よ。

2 近江の川那部氏　野洲郡金森城（金森村）に據る。「相傳ふ、元川那邊彌七入道道西が城にて、川那部藤左衛門秀政城主なり。秀政・山門に與力して、信長を拒む、信長則ち佐久間信盛をして是と戰しむ。其の時、佐久間方より矢文を書きおくれり『秋風に落葉ちらつく金ヶ森』と。藤左衛門方より返し矢文に『田面にすめる月のさむしさ』と。其の後落城。織田信長・とり立て、本願寺の蓮如上人暫く居住す。叡山より、是を攻む。此の時堅田衆、赤野井衆、働くとあり。委しくは堅田日記に見えたり。其の後顯如上人大坂籠城の時、此の地にかりに城をかまへ、信長をさゝゆ。土俗の傳ふる所しかり、」（輿地志略）。

川鍋　カハナベ　川邊、河邊と同族か。

川那邊　カハナベ　同上。

河邊　カハナベ　カハベ條を見よ。

河浪　カハナミ

1 菅原姓　肥前にあり。

2 但馬の河波氏　太田文に「養父郡小佐鄕、一分、拾七町九反半三拾步、地頭河波絲五郎」と見ゆ。

河波　カハナミ

川波　カハナミ　太平記卷十四、新田義貞配下の將に川波新左衛門あり。

河西　カハニシ　カサイ　又川西ともあり甲斐、相摸、下野、羽前、羽後、越後、豐後等に此の地名存す。

1 源姓　甲斐國の豪族にして、源平盛衰記卷二十二に「當國の源氏、逸見、武田、小笠原、河西、板垣、告めぐり云々」と見ゆ。當國にては、後世此の氏をカサイと訓ずるを以つて、桓武平氏秩父黨、葛西氏の族とする說あれど、盛衰記・甲斐源氏の内に數へ、且つ時代より見て、當時葛西氏の族が、此の國に在る筈なければ、採るべきにあらず。蓋し武田氏の族なれど、系圖に漏れしものとすべきか。兎に角、名族たりしや察するに難からず。但し後世は笠井とも葛西氏とも記さる、こは葛西氏の有名なるに同化せしに外ならず、其の裔、河西肥後守滿秀、其の子孫右衛門尉慶秀等名あり。紋二柏葉。又新編會津風土記所載文書に「民部少輔（五六字虫喰）支度藏方へ、拾五貫（虫喰）借用以（虫喰）五貫可被相調之旨、御下知候者也、仍如件、辛未三月十一日、朱印、市川備後守奉之、河西民部左衛門殿」と。また「甲州林郡内之、八拾貫文、同所之內、夫壹人之事、右爲本給候間、不可有相違之狀、如件、天正十年十二月九日、御朱印、井伊兵部少輔奉候、河西作左衛門尉」と。

後世、巨摩郡十日市場に河西氏あり、舊

家錄に「河西常監昌利十二代後胤、御感狀傳へて之にあり」、十日市場、河西音右衞門政則。」又「河西肥後守高利後胤、上八田村河西八右衞門積章」また「同高利後胤、上一之瀬河西勘左衞門淸信」と。

2 幕府河西氏 カハニシ也と寬政系譜、未勘に收む。武田信虎の臣對馬守某の後なり。家紋七本骨の扇。

3 桓武平氏葛西氏流 舊家錄に「一品式部卿葛原親王苗裔、葛西壹岐守淸重末流、河西式部少輔良昌後胤、岩間鄕釆地御感狀を賜ひ、今に傳へあり。布施村河西藤右衞門昌品、」「同九代後胤、河西辰五郎宗茂、」「河西肥後守高利男河西庄左衞門尙久八代後胤、同河西善右衞門尙昌、」と。

4 菅原姓 これも幕臣にして、川西と記し、カハニシと云ふ。家紋丸に鳩酸草、寄梅鉢。

5 藤原北家 下總發祥河西氏にして、朝基なるもの後なりと云ふ。

6 讃岐の河西氏 全讃史に「百合城は百合村に在り、今の別所八郞兵衞の宅•其の迹也。河西三郞左衞門世々之に居る。元暦二年屋島役、源氏に屬せし、河西左衞門尉輝貞の裔也」と見ゆ。

7 伊勢の川西氏 勢州四家記に川西喜兵衞あり、高岡城の大將、信孝へ仕ふ。又神宮祉家(內宮)にあり。

8 源姓川合氏流 伊賀國の川西邑より起る。川合氏の一族にして、家紋丸の內に梶の葉。

9 雜載 鎌倉大草紙に河西氏、紀伊國在田郡老賀八幡宮祉人に川西甚右衞門、德川時代、擧母內藤藩年寄に川西氏、岡崎本多藩用人に河西氏、幕臣撿地役人に川西兵九郞(慶長)、又元和に香西石雲あり。棚倉記私考に「川西は河西、香西に作る、江戶の御家人にて、夕雲、石雲とも呼ばれし人も、兵九郞と同人歟」と。又信濃河西氏は家紋丸に鳩酸草、又志摩(川西)、攝津矢田部郡(河西)、備前(川西)にもあり。

川西 カハニシ 前條に併せ云へり。

河沼 カハヌマ 岩代に河沼郡あり、又和名抄、尾張國葉栗郡に河沼鄕見ゆ。

川根 カハネ

河野 カハノ カウノ條に云へり。美作久米郡、岩代田村郡にも此の氏の名族ありと。

川野 カハノ 小給地方由緒書寄帳に千人頭川野與五右衞門。その他、一三九九、一四〇〇頁を見よ。

川乃 カハノ 一四〇〇頁を見よ。

河埜 カハノ 甲州九一色衆に河埜越前、同三右衞門、同新十郞等あり、河野に同じ。

蒲野 カバノ ガマノ條を見よ。

樺野 カバノ 東鑑卷四十九に樺野四郞左衞門尉景氏を載せたり。平姓なりと

川首 カハノオビト カハクビ ○川首宿禰 川首の宿禰を賜へる者か。

川信 カハノブ 石見に現存す。

河野邊 カハノベ 河內國石川郡川野邊邑より起り、川野邊にも作る。この地の河野邊城(又川野邊城に作る、赤坂村川野邊)は正成の屬城にして、河野邊氏據る。後正平十五年正儀築城、十七支城の一にして、守將を川邊駿河守と云ふ。古代川邊臣の後なるべし。カハベ條を見よ。

川野邊 カハノベ 前條の外、

1 川邊臣流 前條、及びカハベ條を見よ。

2 秀鄕流藤原姓 常陸國野口城主に川野邊大夫資直あり。カハベ條を見よ。

3 德川時代、膳所本多藩の番頭に此の氏あり。

河邊 カハノベ カハベ條に云ふべし。

川ノ邊 カハノベ 同上。

川邊 カハノベ 同上。

河家 カハノヘ 和名抄上總國埴生郡に河家鄕あり、高山寺本には何家鄕に作る。

川之上 カハノヘ 川上條、及び妻島條を見よ。

川登 カハノボリ 石見國邇摩郡川登（川上）邑より起る。石州小笠原氏の家臣にして、伊豫守長定の女婿に川登氏あり。

河登 カハノボリ

川場 カハバ 上野國利根郡に、川場邑あり。備前に此の氏現存す。

川橋 カハハシ 備前に川橋黨あり。草苅家傳に「天正十一年八月十八日、備前國川橋黨、因幡國の諸勢を駈催し、都合二千餘、太郎左衞門餘地の英田郡、幷に石米山、佐良山の兩所に附城を構へ、二千を二手に合せ楯て籠る」と。

河橋 カハハシ

河鰭 カハバタ 雲上家の稱號にして、藤原北家西園寺家より別る。知譜拙紀に「滋野井實國—公淸（河鰭祖）—實隆—公賴—實益—公村—季村—公邦—實村—公益—實治—季富—公虎—基秀—實陳—季緣」と見ゆ。季緣の後は雲上明覽に「實詮—輝季—賴季—季滿—實祐—公陳—實淸—實利—公述—實文、」現今子爵。德川時代、家領百五十石、方領百石、後百五十石。石藥師通北側西寄。寺松林寺、外樣、家紋松皮花菱。

河鰭　號衣御印

土代に「正五位下河鰭藤原公虎（永祿七）」その他多し。

川端 カハハタ 便宜上、次條に倂せ云へり。

河端 カハハタ 川端と通じ用ひらる。

1 佐々木氏流 近江佐々木氏の族にして家傳に「佐々木高賴の三男義昌、河端鄕に住せしより稱號とす」と。家紋五七桐、四目結。

2 金刺朝臣 紀伊の名族にして、日前國懸神宮の社家に川端氏あり、金刺朝臣也と。また名草郡內原村地士川端嘉太八、黑江村地士川端六左衞門等、續風土記に見え、又伊刀郡三谷古城址條に「當城誰の居城なるか詳ならず。村中に川端氏といふあり、城主の家老の家といふ。又大宅氏といふあり、二家老の家といふ。土人口碑には、三位中將桃小太郎の城といふ。一家老亂にて城主自殺し、其の家斷絕すといふ。其の說いぶかし。西奥谷といふ處にあり」と見ゆ。

3 阿波の源姓 川端邑より起る。故城記に「川端城、川端越前守」と載せたり。

4 美作の川端氏 古城記に「河內邑の河內城は川端氏の據る所なり」と。傳へ云ふ、「將軍義輝の家臣川端左近大夫の後にして、此の人◦永祿八年五月、松永の亂に死す。その子伊賀守◦浦上宗景に仕へ、勝北郡廣野庄田熊村岩黑城主たり」となり。家紋澤瀉。又英田郡「江見庄川崎邑に川端久左衞門の屋敷跡あり、關ヶ原役に戰死す」と、その墓存す。されど芦澤內傳來記には、「江見久左衞門尉は勝田北郡中山村城主にて、浦上宗景の家臣の由、但し土居帶刀の舍弟にて候也。川崎村を領知し、川端久左衞門と名乘る。其の頃秀家卿近臣にて、高麗陣に立ち、蔚山にて討死」と載せたり。又天石門別神社棟札に英田郡奉行川端次郞大夫成就と載せ、又勝北郡荒內邑に川端右衞門尉の塚あり。又玉林院橋系圖に川端丹後守、川端圓六等見ゆ。

5 藤原姓 歷名土代に「正五位下河端左衞門尉藤原親卿（天文廿一、二、二）。」「從

五位下河端左衛門大夫藤原親卿(庭田侍)天文十六、四、廿九。」「庭田侍河端左衛門尉藤原通次(元龜三)。」「河端通次子藤原通氏(天正七)」等見ゆ。

6 其の他　上野の川端氏は家紋丸に立澤瀉、美作に同じ。又志摩、伊勢、三ヶ月森藩用人、又攝津島上郡萩庄の名族に河端氏あり、明暦三年、河端嘉兵衛成就寺を建立す。又豊前にも川端氏あり。

川幡　カハハタ

川羽田　カハハタ　武藏にあり。

川畑　カハハタ　大和國大和神社の宮座に川畑氏あり、藤原姓なりと云ふ(同社記錄)。又信濃にも存す。

川畠　カハハタ

河畠　カハハタ

河秦　カハハタ　地名辭書に「河秦公、河公は大井河の堰を造れる人なるべし。名の趣によりて然もやと思はるゝなり」と。ハタ條を見よ。

川濱　カハハマ

河原　カハハラ　カハラ條を見よ。

河原田　カハハラダ　カハラダ條を見よ。

革張　カハハリ　職業部の一にして、令集解に「革張三戸、右三色人等は品部となし、調を取り、徭役を免ず、云々」と見えたり。

河合　カハヒ　川合と通じ用ひらるゝが故に、便宜上次條に併せ云へり。

川合　カハヒ　和名抄、伊賀國阿拜郡に川合郷、又甲斐國八代郡、及び巨摩郡に川合郷あり、共に加波井と註す、加波比の誤寫ならんと。此の兩川合郷は後世の東西兩河内領の地なるべきかと云ふ。次に出羽國河邊郡(羽後)に川合郷、高山寺本、越前國足羽郡に川合郷あり、加波比と註す。醍醐三寶院貞治六年文書に越前國河合莊と見ゆる地也。次に越中國礪波郡に川合郷あり、加波安比と註し、同國婦負郡、石見國安濃郡、播磨國賀茂郡等にも川合郷あり。又伊勢に川合庄あり。其の他、河合、川合の地名は諸國に甚だ多し。

1 川合君　毛野氏の族にして、姓氏錄、左京皇別に「川合公(一本君字なし)上毛野同氏、多奇波世君之後也」と見えたり。

2 河合君　前項川合君との關係詳かならず。養老四年十二月紀に「詔して春宮坊少屬少初位上朝妻金作大歳、同族河麻呂の二人、幷に男女、雜戸の籍を除く、云々、河麻呂に河合君の姓を賜ふ」と見えたり。

3 (長田)川合君　物部氏の族にして、天孫本紀に「物部竹古連公、長田川合君云々等の祖」と見えたり。

4 河合首　拾芥抄に見ゆ。

5 川合宿禰　除目大成抄に「永久四年、遠江權少目正六位上川合宿禰良種」又姓名錄抄等にも見ゆ。川合公の宿禰姓を賜ひしものか。

6 河合(無姓)　大同類聚方卷九十に「山城國葛野郡河合黒津麻呂」と云ふ人見ゆ。

7 鴨縣主流　鴨社の祠官にして、河合神職鴨縣主系圖に「禰宜祐兼—同祐頼(其の弟祐清・河合禰宜とあり)—同祐繼—弘繼—祐實—祐敦(正應云々)—祐尙—祐有(應永二年七月十八日、叙從三位)—祐香(民部大輔、享德、文明云々)—祐樹(宮内大輔、文明)—祐康(右京大夫、享德)—祐雄(宮内大輔、永正、大永)—祐豊(天文天正慶長)—祐正(民部大輔)、弟壬松丸(慶長十一年四月廿八日、補)—永祐(改祐永)—永春、弟祐邑」と。祐正は天正七年四月十九日、河合禰宜に補せらる。次に祐繼の弟「祐俊—祐國(河合禰宜)—祐棟(正應同上)—祐光—祐泰—祐村—祐冬—祐躬—祐春—祐房(梨木を改め、廣庭

と爲す)」と見え、鴨社家系には「河合社禰宜、梨木從五位鴨祐延」の系を擧げて、「祐繼―弘繼…」とあり。鴨條參照。

8 清和源氏賴任流　家傳に「其の先、河内師任が末裔にして、後河合に改む」と云ふ。寛政系譜に家紋丸に鳩酸草、三巴。

9 清和源氏賴政流　大和國の豪族にして至德元年四月の大和武士交名に河合殿と見ゆるもの、これなり。古代、河合君と關係あらんか、されど後世は清和源氏源三位賴政後裔と稱し、山岡系圖に「山岡殿―淨慶入道―春代丸―藤次郎廣綱―河合殿」と載せ、系圖の奧書に「河合源七郎政長家藏本を以つて之を寫す。元和州宇多郡山邊邑山邊氏墳寺所藏也」と見ゆ。ヤマヲカ條を見よ。

10 桓武平氏　伊賀國阿拜郡河合鄕より起る。三國地志に「天文年中、江州佐々木の家臣安房守實之と云ふ者、河合に來住し、河合氏を稱す」と。

一に云ふ、川合一族は平姓にして、平信兼・川合鄕に居住するに始まる。川合一族とは其の末流にして、惣紋は丸の内に梶の葉。川合、馬場、千貝、田中、大江、圓德院、內保、波敷野、小杉、石川、川東、川西、山畑、玉瀧の諸村は皆此の川合氏の一族なりと。又磯矢氏、岩島氏、木津氏、以上三家も川合一族なりと云ふ。

11 紀姓　石清水紀氏の一にして、石清水祠官系圖に「垂井光淸―任淸（第廿六別當）、弟最淸（號河合權別當）―圓淸（號河合禪師）―慶顯（辨僧都）」と、また圓淸弟に「命淸、榮淸、春淸、尋淸、能淸、增淸、胤淸」等を收む。

12 近江の河合氏　蒲生郡の河合邑より起る。郡內の河合城（河合村）は河合右近大夫在居の跡なりと。蒲生家々臣に河合公右衞門、河合新左衞門等見ゆ。

13 利仁流藤原姓　吉原氏より出づ。越前國足羽郡（吉田郡）河合庄より起りしならん。尊卑分脈に（藤原）伊傅―吉原四郎則光―則重（越前權介）―助宗（號河合權守、豐前權守、河合齋藤始）―

―實遠（左馬允）―實直（齋藤祖）
―成實（左兵衛、左衛門尉）―成行（坂南太郎）―成利（都筑四郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　└成弘（中務丞、三郎）
―範重（氣比社司）
―成助（右兵衛）義仲ノ爲ニ討タル―資高

―景實（飛驒、大和守）―宗景（赤塚）
　　　　　　　　　　　―宗康（改助景）
―實澄（號河合新介、越前介）―實副―助成（稻澤太郎）―助義
―廣命（白山長吏）―西金（法眼、住但馬國）
―實信（左衛門尉）―助近（藤島右衛門尉）―宗實（刑部丞）―實廣（右近將監）
　　　　　　　　　―齊命―實村（河合小太郎）
　　　　　　　　　―實綱（武者所）―景延（帶刀兵衛尉）
　　　　　　　　　―實康（內舍人）―遠實―景實
　　　　　　　　　―友實（右衛門尉）―齋尊

右の內、實信には「使、武者所、瀧口左衞門尉、內舍人、兵衞尉、應保二四七使、承安四十二死、七十三」と註す。その子には猶ほ「友實、實重（木田次郎）、實景（勢多齋藤）」、實利（安原氏）、重光、實憲（駿河房）」等あり。又實澄の子には實副、助成の外、「範宗（承久亂斬らる、子親範と範實）、宗保（松本五郎）、範忠（判官代）、範能（殷富門院藏人。其の子に範繼、範行、保範、實範等）、範廣（大見）、實雲、覺命（大和房）」等見ゆ。

太平記卷二十一に「脇屋刑部卿義助は河合庄へ打出らる。同十六日、河合孫五郎種經降人に成る」と。南山巡狩錄には「延

元四年七月、官軍東西の諸手相集り、六千餘人・黒丸の五ヶ城をさし挾て攻たりしかば、河合孫五郎（異本に彌五郎種經に作る）降人になり、畑が手に屬す」と載せたり。

14 加賀の河合氏　三州志、石川郡久安城條に「長享元年十一月、賊魁河合藤左衛門宣久、富樫氏の高尾城を攻むる時、久安に新堡を築き、十一月より明年五月迄支へたり」と。本願寺門徒中の有力者なり。

15 越中の河合氏　婦負郡河合鄕と關係あるか。三州志、礪波郡野尻城條に「永享中、信州野尻の士河合五郎、同六郎兄弟、此の地に來り居る。此の末胤大屋三郎兵衞、永祿中謙信と爭ひ討死し、其の子河合十兵衞出家して圓如と號し、家脉絕炊すれども、支流今猶ほ此の村民に存す」と云ふ。

16 信濃の河合氏　安曇郡に、川合神社あり、海神族の奉齋にかゝるとの說あり。

17 甲斐の河合氏　山梨郡に河合氏、川井氏あり、當郡河合鄕より起れるか。又川合と云ふもあり。

18 秀鄕流藤原姓　佐野氏の族にして「佐野實綱―小次郎景綱―左衛門佐秀綱―源左衛門尉常春―同常世―同常行―重世（川合源八）」なりと。

19 下野の河合氏　那須郡の川井邑より起る。古河世記に「康正二年八月、成氏・那須越後守資持に下河井等の族を指揮せしむ。舊例による也」と。又那須記に「永正十七年八月云々、河合出雲守安則」また「大永元年辛巳十一月、岩城常隆、白川義永は、宇都宮俊綱の加勢をたのみ、其の勢都合五千餘騎にて攻來り、那須の出城、河合の出雲守安則を攻落して、それより烏山に向はんと、まづ河合の城を十重廿重に取圍みけり」と載せたり。

20 常陸の河合氏　無量壽寺文書、康永元年の鹿島利氏本知行注文に「佐都東郡大窪鄕、給主職、田畠在家、浦鹽濱、河海山野等、當鄕礒先名主、度々降人、河合左衞門次郎入道圓心・之を押領す」と。

21 源姓（三河）　寛政系譜、未勘源氏に此の氏二家を載す。其の一は家傳に「其の先、設樂郡河合村に住し、河合を稱す」と。家紋左三巴、松丸。二葉松に「設樂郡城ヶ根城は河合八度兵衞の據城也」と。又「足込村古屋鋪、川合源三郎、」と。

カハヒ

又賀茂郡大桑村古屋鋪に河合彌十郎。大林村古屋敷に河合谷斗兵衞據る。「子孫松平越中守仕官、奥平家臣云々」と。又額田郡岡村岡城は、後に川合勘解由左衞門當地を賜ふとなり。

22 織田氏流　越前發祥の氏にして、家傳に「織田長益の末流にして、信通、大野郡河合村に住し、河合に改む」と云ふ。寛政系譜に、家紋瓜の内唐花、寄九曜。

23 藤原北家大森大沼氏流　大森葛山系圖に「大沼信濃權守親康―大沼四郎親清（又河合殿、本親成）―清經（河合二郎入道、大原領主）―景親（河合小二郎、大原領主）」と載せ、姉小路系圖には「親康―親清（大沼四郎、又河合殿）」とし、更に「親清弟清緹（河合二郎、入道、大原領主）―景親」とあり。第十三項參照。

24 赤松氏流　播磨國の川合鄕より起りしか。赤松記に「天文九年正月二十八日云々、細川殿衆に河合八郎と申す人、云々。彼の八郎いか樣の筋目にて申候や、阿方の我等知行を八郎由緒有るよし望み申し候。阿方村は、上月伊勢と申す人の跡式にて云々。河合八郎・後には上月八郎と申

カハヒ

候」（上月條參照）と見ゆ。

25　物部族　石見國安濃郡に河合郷（今河合邑）ありて、物部神社鎭座す。而して第三項に見ゆるが如く、川合君は天孫本紀に「物部竹古連公は、川合公の祖」とあれば、此の國川合氏は物部族ならんかと云ふ。

美濃郡笹田原村に古屋敷あり、中將河合四郎時義の據りし地なりと、而して石見志に「川合大炊助宗忠は安濃郡川合郷鶴夫城に據り、吉野朝廷に勤王（家系錄）す」と見ゆ。

26　紀伊の川合氏　在田郡の川合村より起る。續風土記、同村產土神社條に「神主、川合氏先祖九郎右衞門といふ者、勢州多氣郡小川村より出で、北畠家に屬し、天授五年當村に蟄居し、大梵天王の祀を建立し、子孫代々農民となる」と見ゆ。

27　雜載　撰解文集に河合岳者、下りて細川兩家記に、河合孫七郎、又丹波に戰國時代。河合五郎あり、八ヶ郷に據る。又美濃に河合織部、美作皆木家家臣に河合源右衞門、德川時代、岩村松平藩番頭、三ヶ月森藩用人、小諸牧野藩用人、西尾松平藩用人、小野一柳藩用人格、糸魚川松平藩用人等に河合氏、姫路酒井藩重臣に川合氏（武鑑）、姫路藩の家老川合隼之助道臣（文政、天保）は奥山の別莊を學校と爲し、仁壽山書院と號す。

又加賀藩給帳に「參百石（抱茗荷　河合淸左衞門、參百石（片喰）河合織人、參百石（上羽蝶）河合齊宮、五人扶持、河合圓齊」、また備前岡山池田藩に河合又五郎あり。伊賀越の仇討にて有名也。次に堀尾山城守給帳に「百五十石、河合濃右衞門、五百石、河合與三左衞門、三百石、河合兵三郎」。また京極殿給帳に「七拾石、河合六左衞門」。鯖江藩侍帳に「川合友輔、河合刀藏、河合休」。また醍醐家侍に川合氏、藤波家の雜掌に河合氏、富澤家記錄に川合與四郎、伊豆三島曆師河合氏。三島曆を造り、伊豆相摸兩國に行はる。美濃（河合、川合）、伊勢、志摩（河合）、備前（河合）、信濃（川合、河合）、越後、越前等に此の氏あり、其の他多かるべし。

川會　カハヒ　和名抄、相摸國高座郡に川會郷、下野國鹽屋郡に阿會郷、高山寺本河會に作る。又美作國英多郡に川會郷、筑後國竹野郡に川會郷を收む。又但馬に河會温泉あり、史上に名高し。

河會　カハヒ　前々條に併せ云へり。

川相　カハヒ　和名抄、相摸國大住郡に川相郷あり。姓氏錄の川合公と關係あるかと云ふ。

河相　カハヒ　志摩に現存す。

川堰　カハヒ　岩手縣史談に「膽澤城址は永承の頃、安部貞任の叔父河堰大夫の居城なりしが、源義家拔きて陣營とす」（地名辭書）と。

河間　カハヒ　姓名錄抄に見ゆ。川合氏に同じ。

川干　カハヒ

河東　カハヒガシ　カトウ

1　磐城の河東氏　石川郡の川東邑より起る。闕物語等に河東上總介以下の名見ゆ。

2　平姓川合氏流　伊賀國の川東邑より起る。家紋丸の内に梶の葉。

川東　カハヒガシ　前條氏に同じ。

河東田　カハヒガシダ　カトウダ條を見るべし。磐城白河郡の豪族なり。

川東田　カハヒガシダ　前條氏に同じ。

河備佐　カハビサ

河合齋藤　カハヒサイトウ　カハヒ、及びサイトウ條を見よ。

川人　カハビト　カハンド　職業民の一、

カハヒ

河川にて漁獵等を職とする者を云ふ。

1 山城の川人　當國計帳と思はるゝ正倉院文書に川人秋賣と云ふ者見ゆ。

2 備中の川人　大税貸死亡人帳に「賀夜郡日羽郷宍粟里戸主川人麿」と云ふ者見ゆ。當國には川人部もあり。

3 阿波の河人氏　愚昧記に「久安二年、問註所河人成俊等、申す詞の記に云ふ、法勝寺の末寺、延命院所司等の解状に曰く、一宮司河人成高の舍弟成俊等、非道を以つて、軍兵八十餘人を引率し、御庄内にて、恣に供僧、並に下司住人等を追捕し、庄屋を燒失せしむ」と。

川人部　カハヒトベ　カハンドベ　職業部の一にして、川人を以て組織されたる部にて漁獵を職とす。

1 備中の川人部　大税貸死亡人帳に川人部大伴と云ふ者見ゆ。當國には川人もあり。

2 丹波の川人部　和名抄、桑田郡に川人郷あり、加波無土と註し、高山寺本には加波無止と訓ず。後世庄園となる。此の氏のありし地か。

3 但馬の川人部　延暦三年十二月紀に、「但馬國氣多團毅外從六位上川人部廣井、私物を進め、公用を助け、外從五位下を授く」」と見ゆ。此の人、四年二月、高田臣姓を賜はれり。タカダ條を見よ。

川平　カハヒラ　信濃に存す。

川鰭　カハヒレ　カハバ　カハハタ條を見よ。

川福　カハフク

川袋　カハフクロ　次の氏に同じ。

河袋　カハフクロ　羽後國由利郡に川袋邑あり、その地より起る。近江佐々木氏の族にして、佐々木系圖に「愛智源四郎大夫家行―權守家重―家清(河袋小七郎)―家房、弟家時(彌四郎)、弟家資(日本彌五郎)―範光(太郎)―範高(源次兵衛尉)」、又範高の兄弟に新五郎範定、四郎景康、三郎範康、二郎有時、七郎等を收む。

河淵　カハフチ

川淵　カハフチ　備前に在り。

河縁　カハフチ　阿波徵古雜抄、永正十一年十二月、柿原別當旦那師檀讓狀に「麻殖河縁兵庫内方云々」と。

河藤　カハフヂ

川船　カハフネ　信濃に存す。

川邊　カハベ　カハノヘ　和名抄、山城國葛野郡に川邊郷、加波乃倍と訓ず。次に大和國十市郡川邊郷(加八乃倍)、攝津國に河邊郡、加波乃倍と註す。又遠江國長上郡河邊郷、加波乃倍と註し、高山寺本には加波倍と訓ず。次に駿河國安倍郡に川邊郷、加波乃倍、常陸國那珂郡川邊郷、美濃國厚見郡、賀茂郡、共に川邊郷、陸奥國菊多郡(磐城國)に河邊郷、出羽國(羽後)に河邊郡・加波乃倍と註す。播磨國神埼郡に川邊郷、美作國勝田郡に河邊郷、備中國下道郡に河邊郷、加波乃倍と訓ず。次に讃岐國香川郡に河邊郷、加波乃倍、筑前國志摩郡川邊郷、薩摩國に河邊郡、加波乃倍と註す。其の他、邑名としては諸國に甚だ多し。此の氏は此等の地名を負ひしにて、古くは多くカハノベと云ひ、後世はカハベと云ふを恒とす。猶ほ河部(川部)條參照。

1 川邊臣　蘇我氏の族にして、本居不明なれど、これも川邊連と同樣、大和十市郡川邊より起りしか。出自に關しては、古事記孝元段に「蘇我石川宿禰は、川邊臣の祖也」と見ゆ。上古勢力ありし氏にして、欽明紀に「副將河邊臣瓊缶」、推古紀に「小德河邊臣禰受(副將軍)」、及び河邊臣(名闕)、孝德紀に「河邊臣百依、河邊臣磯泊、河邊臣麻呂(以上國司)」、及

び「小錦下河邊臣麻呂」、天智紀に小華下河邊百依臣、天武紀に小錦下河邊臣子首等著はれ、上古中央の大族なりき。天武紀十三年條に「朝臣姓を賜ふ」と。

2 駿河の川邊臣　天平十年の駿河國正稅帳に川邊臣足人と云ふ人見ゆ。當國安倍郡川邊鄕と關係あるべし。

3 川邊連　和名抄に大和國十市郡川邊鄕（加八乃倍）と見ゆる地名より起る。大同類聚方六十三に「大和國十市郡竹田神社の造川邊連刀自」と云ふ人を載せたり。次の氏と同一也。又五郡神社記所載久安五年三月十三日の多神宮注進狀と稱するものに「祝部正六位下川邊連泰和」を載す。又川邊鄕八釼神社の祝部は川邊連也と、こは次の竹田川邊連の裔なりと云へり。

4 （竹田）川邊連　前項氏と同一にして、尾張氏の族なり。姓氏錄、左京神別に「竹田川邊連、火明命五世（一本に建刀米命の男武田折命）の後、仁德天皇の御世、大和國十市郡刑部川之邊に、竹田神社あり、因りて以つて氏神となし、同じく居住す焉。緣竹太だ美しければ、御著の竹に供ふ。玆によりて、竹田川邊連を賜ふ」と見ゆ。その氏人には大同類聚方に「川乃反藥、大和國十市郡竹田神社の方、祝部川邊連刀自等の家、世々祕する所の方」と。また「會武川藥、大和國十市郡遠之坂多介田神社の造人多介田（川）邊連の朝家に上り奏する所の方也」また七十二に「大和國十市郡竹田神社の祝竹田川邊連秀雄の家方」など見ゆ。五郡神社記に「竹田神社、川邊鄕竹田村川邊に在り、社家は川邊連」と。

5 川邊朝臣　川邊臣の後にして、天武紀十三年條に「川邊臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見ゆるもの之なり。また姓氏錄、右京皇別に「川邊朝臣、武內宿禰四世孫宗我宿禰の孫也、日本紀合」と載せたり、その氏人は次項の外、元明紀に川邊朝臣母知、元正紀に河邊朝臣智麻呂、聖武紀に川邊朝臣東女、稱德紀に同東人、光仁紀に河邊朝臣島守、川邊朝臣淨長、後紀に同宅女等あり。

6 河內の河邊朝臣　慶雲三年五月紀に、「河內國石川郡人河邊朝臣乙麻呂•白鳩を獻じ、絁五疋、絲十絇、布二十端、鍫二十口、正稅三百束を賜ふ」と。又寶龜元年八月紀に「初め天平十二年、左馬寮馬部大豆鯛麻呂、河內國人川邊朝臣宅麻呂の男杖（枚）男、勝麻呂等を誣告し、飼馬に編附す。宅麻呂累年披訴す。是に於て始めて雪ぎ、因りて飼馬の帳を除く」と。これ等に據れば、此の氏の本貫は河內ならんか。當國丹比郡に川邊邑あり。第十三項參照。

7 川邊首　姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

8 河邊勝　豐前の古代族にして、加自久也里戶籍に「河邊勝烏賣等十三名」また丁里戶籍に「戶主進少初位上川邊勝法師等三十四名」を載せたり。

9 （秦）川邊忌寸　山城國葛野郡川邊鄕より起る。此の國の計帳と思はるゝ正倉院文書に見ゆ。

10 大和の川邊（無姓）　大同類聚方卷二十五に「高市藥、大和國川邊安智等祕する方也」また卷卅七に「黑見河藥、大和國城上郡黑河邊田口麻呂」また七十五に「武內宿禰の方にて、孫裔若子宿禰に傳はりて後、紀見川多口麿に傳ふる所の方也」など見えたり、果して事實とすれば、川邊臣の族なるべし。

11 （秦）川邊（無姓）　當國の計帳と思はるゝ正倉院文書に「秦川邊綿賣、和銅二年、大和國に逃ぐ」と。又秦川邊白麻呂、同

黒賣等を載せたり。第九項參照。

12 肥前の川邊氏　貞觀三年七月紀に「肥前國基肄郡人川邊豐稻」と云ふ人見ゆ。

13 河内の川邊氏、川邊臣の後なるべし。第六項參照。太平記二十六四條畷の役、楠木方に河邊石掬丸あり、その後正儀配下の將にも川邊駿河守あり。石川郡川野邊邑河野邊城に據る。河野邊條參照。

14 伊勢の川邊氏　西宮記卷二十三に「河邊延江、伊勢國人、天曆八年」と見えたり。又安東郡專當沙汰文に「丁部蓮佛次郎、領主河邊少副入道次郎(次男)八郎」と。こは次の川邊氏か。

15 大中臣姓　伊勢神宮の大宮司家にして度會郡川邊里より起る。大中臣御食子大連十六世孫通能、安元年中に始めて河邊家を起し、曾孫長則より累代大宮司に任ず。中臣氏系譜、宮司近代系圖に「長任(前權司)―長則(文永八年大司)―長藤―長泰―長基―

―長昌―長盛┬氏長(永享)┬伊長
　　　　　　└則長―廣長┴秀長―

―長重―長興―長照

―常長―辰長―德長―定長(祭主)

―仁清―精長―故長、弟春長

又長藤の弟如圓、その子長光等見ゆ。子孫長く續き、明治に至り、河邊博長・男爵を賜ふ。

16 度會氏流　伊勢國度會郡川邊里より起る。度會二門系圖に「彥晴(一禰宜、尾上)―貞雄(蓑曲)―廣雅(二禰宜、牛草)―貞任(川邊、三禰宜、永久元霜四卒)―貞綱」と。

又四門系圖に「澤雄―濱貞―常安―德光(御炊、物忌)―良忠┬常範(號川邊、三禰宜、延久元卒)―範隆(權禰宜)―貞範―久範―尊仁―重歡―範良(權禰宜)―範氏―範綱」と載せたり。

17 淸和源氏滿政流　尾張國海部郡河邊庄より起りし氏にして、浦野氏の族也。尊卑分脈に「滿政―忠重―定宗―佐渡守重宗―佐渡源太冠者重實―浦野四郎重遠―太郎重直(號山田先生、尾張國河邊庄に住するに依り、河邊冠者と號す)」と見え、又和田系圖に「定宗―重遠(號河邊、又浦野四郎)―重實(佐渡源太甲四郎、號河邊)―重賴(葦敷太郎)―重高―重行(佐渡太郎)」とあり。中興系圖には「河邊、淸和、本國尾張河邊庄、兵庫允滿政七代、孫太郎冠者、重直稱之」と見ゆ。

平家物語に「源氏汰の事、美濃、尾張には山田次郎重弘、河邊太郎重直」源平盛衰記には「河邊太郎重直、同三郎重房」と、重房は重直の弟にして、分脈に「小河三郎」と註し、其の子に「左近衞重淸(又三郎)」を收む。猶ほ重直の兄弟に「葦敷二郎重賴、山田六郎重弘」あり。又重直の子には「山田太郎重滿(和泉)、彥坂冠者重親、高田三郎重宗、白川四郎重義、小島五郎重平、加茂六郎重長(足助)」あり、子孫各條を見よ。又「重實―重房―重淸―淸房―雅經―雅繼―胤雅」此の裔水野氏なり。ミヅノ條を見よ。

18 藤姓河邊家　尊卑分脈に「魚名、號河邊大臣」と見ゆ。

19 武藏の川邊氏　橘樹郡にあり、新編風土記に「川邊氏(久地村)、先祖を伊賀守と稱せり。其の頃の家臣の子孫なりとて七八軒、今も此の村の農民に殘れり。舊記は失ひたれども、長刀一振を存せり。長一尺餘、中心二尺餘、左文字の銘をえれり。此の外にも武器ありしに今はなしと云ふ。按ずるに此の家は川邊を氏とし、村内にも川邊と唱ふる所あり。是等の事を以つて考ふれば、川の傍なるゆへ氏と

せしにや、若くは川邊氏の住居なれば、かへりて、地名となりしも又知るべからず」と見ゆ。

20 下總の河邊氏　龍尾寺、應永二十五年文書に「北條莊大寺郷内、飯盛塚笠懸屋敷一圓、並に田畠、右河邊彈正忠胤久の申請に任せ云云」と載す、千葉氏の族か。匝瑳郡に川邊邑あり。なほ川部條を見よ。

21 秀郷流藤原姓　常陸國那珂郡川邊郷より起る。小野崎系圖、江戸系圖等に「秀郷―知常―文脩―文行(小山相摸守)―公通(左馬助、伊勢守)―通直(河邊大夫、那珂、佐都、平澤祖)」と見ゆ、ナカ、ヲヤマ等の條々を見よ。寛政系譜に此の末流と云ふ者一あり。家紋丸に五七桐、薊。

22 清和源氏石川氏流　磐城國白河郡(石川郡)川邊邑より起る。川邊八幡宮あり、神主石川氏は建武文書に「川邊八幡宮神主太郎四郎殿」と、石川條を見よ。

23 秀郷流藤原姓佐藤氏流　岩代國信夫郡河邊邑より起る。東鑑巻八、文治五年八月八日條に「泰衡郎從信夫佐藤庄司(是繼信忠信等の父也)、叔父河邊太郎高綱(高經)、伊加良目七郎高重等を相具し云々」と見ゆ。磐城國刈田郡圓田村に花楯城あり、觀蹟聞老志に「相傳ふ、佐藤莊司叔父河邊太郎高綱古城也」と。

24 平姓伊作氏流　薩摩國の河邊郡より起る。傳へ云ふ、平氏村岡五郎良文四世孫伊作平次貞時、肥前羽島にあり。其の四世平次郎大夫良道・入國して伊作を領す。其の長子平次郎道房此の地を領し、川邊を氏とす。道房四世孫兵衛太郎久道、其の子平次郎信道也と。次に云ふ、河邊平太道綱は久道の父か。

建久圖田帳に「河邊郡二百二十町内、府領社十町、下司平太道綱、公領二百十町、郡司道綱」と。又建久八年十二月、内裡大番參勤人交名に、川邊平二郎を載せたり。

其の居城川邊郡平山村平山城については地理纂考に「平山城、亦内城とも號す。村岡五郎平良文四世の孫伊作平次貞時・九州の總追捕となり、薩隅日、及び肥前國を領し、肥前羽島に居城す。貞時より四世平次郎大夫良道來りて、近郷伊作に在城す。良道が長子を平次郎道房と號す。初めて川邊に移り、當城を治所とし、氏を川邊と號す。道房より四世兵衛太郎久道・承久の亂に官軍に屬し、罪ありて所領を沒收せらる。後に其の子平次郎信道・封を川邊に受けて、世々傳領す。後川邊氏衰微して、島津師久嫡男伊久・川邊を領す。師久は島津貞久の子なり。貞久嫡男宗久早世して嗣子なし、因りて弟師久氏久の兄弟、薩隅日三國を分領して、師久平佐郷碇山城にあり。斯くて伊集院頼久・當城を攻む、伊久・平佐に走る。應永八年伊久嫡孫上總介久世・頼久と和睦し當城に歸る。同廿四年久世故ありて鹿兒島千手堂坊に於て自殺す。廿七年頼久又當城を攻む。久世嫡男犬太郎久林・當城を棄て山門院に走る。久林後に加久藤徳滿城に於て忠國に害せらる。同三十年島津久豐・川邊を伊集院頼久に與へ、頼久舊領伊集院を其の子照久に讓りて川邊に移る。頼久後に薙髮し道應と號す。頼久死して島津用久第二子延久・此の地を領し、其の子昌久に至り、川邊を宗家に返進す、因て三ヶ國島津忠昌に歸す」と見ゆ。

25 雜載　安西軍策に「小笠原の郎等河邊八郎右衞門」、讃岐の豪族に河邊氏、南海通記に見ゆ。又加賀藩給帳に「百石(七ヨウ)河邊八郎左衞門」、後藤氏由緒書に河

カハヘ
カハヘ

邊仁左衞門。河邊本學(九四〇頁參照)。
其の他、志摩(河邊、川邊)、備前、備中、信濃等にも此の氏あり。

川戶 カハベ　川邊、川部等と同族なるべし。

川部 カハベ　河部と通じ用ひらるゝが故に、次條に併せ云へり。

河部 カハベ　カハノベ　御名代部の一にして、允恭帝皇后の御妹田中之中比賣(應神帝皇孫)の爲に設置し奉りしものとす。卽ち古事記允恭段に「大后の弟田中中比賣の御名代となして、河部を定め給ふ也」とあり。河部は此の姬宮の御名にも關係なく、地名とも思はれず、其の名稱の起原●明白ならざれど、恐らく、もと川人部の一部をさきて設けたるなるべし。

1 山城の川部　此の國の計帳に川部牟須賣と云ふもの見ゆ。葛野郡川邊鄕と緣みあるか。

2 伊勢の川部　和名抄、當國河曲郡に川部鄕あり。此の部曲の住みし地なるべし。薩戒記に伊勢椎掾川安利と云ふ人あり、又當國に川邊氏多し。

3 尾張の川部　海東郡に川部村現存す。中世當國に河邊氏榮ゆ。

4 下總の川部氏　匝瑳郡に川部邑あり。後世川部氏存し、川邊にも作る、川邊條第二十項を見よ。
又應永の文書に「下總國北條庄大寺鄕內、聖禪寺、釋迦堂と號す。別當職事は、河部禪正忠胤久申請の旨に任せ、補任せしむる所也。早く先例を守り、沙汰致さるべきの狀、件の如し。應永二十八年六月廿五日。民部卿僧都御房。修理大夫(華押)」と。

5 肥前の川部　寶龜六年四月紀に「川部酒麻呂に外從五位下を授く。酒麻呂は肥前國松浦郡の人也、云々。當郡の員外主帳に補す」と見ゆ。

6 川部臣　川部の伴造か。備中國下道郡に河邊鄕(加波乃倍)あり、後世川部庄と云ふ。備中巡禮記に「南山城は川部村に在り、川部臣百依の創むる所なり」と。吉備氏の族か。

7 雜載　德川時代、戶澤藩用人に川部氏あり。又忍阿部藩家老、多古松平藩重臣に河部(阿部か)氏ありと。又銀座由緖書に川部庄右衞門、川部仁右衞門等見ゆ。

河部引田 カハベノヒキタ　河部引田臣と云ふ姓あれど、河部は阿部を誤りたるならん。アベ條を見よ。

河間 カハマ　カハヒ　土佐の豪族にして佐伯文書に「守護代河間左衞門次郞光綱」あり、南北朝の頃、花園宮を奉じて勤王に從事す。カハヒ條を見よ。

川曲 カハマガリ　カハワ條を見よ。

河曲 カハマガリ　同上。

川勾 カハマガリ　君姓にして、正倉院天平十七年文書に見ゆ、カハワ條を見よ。

川桝 カハマス

川眞田 カハマダ

河俣 カハマタ　次の氏と通じ用ひらるゝが故に、併せ云へり。

川俣 カハマタ　和名抄、河內國若江郡に川保鄕あり、高山寺本に川俣鄕に作るをよしとす。其の他、伊勢、武藏、常陸、上野、下野、岩代、肥後等に此の地名あり。此の氏は此等の地名を負ひしにて、數流あり。

1 川俣縣造　伊勢の大族にして、地方官名より來る。川俣縣とは鈴鹿郡川俣神社とある附近の地、卽ち後世の鈴鹿河曲二郡の地なるが如し。而して此の縣造は倭姬命世紀に「川俣縣造祖大比古命參り相ひき。汝の國の名●何と問ひ賜ふ。白さく味酒の鈴鹿國奈其波志●忍山と白しき

然して神宮を造り奉り、幸行せしめ奉り、又神田、並に神戸を進めき」と。また皇太神宮儀式帳に「河曲、次に鈴鹿小山宮に坐しき。彼の時、川俣縣造等の遠祖大比古を、汝が國の名・何と問ひ賜ひき。白さく味酒の鈴鹿國と白しき。其れ即ち神御田、幷に神戸を進めき」と見ゆ。鈴鹿郡に英多鄕、また縣主神社ありて、和名抄、神名式に見えたり。蓋し此の縣造のありし地にして、又縣主とも云ひしものと考へらる。下りて承和十三年二月紀に「伊勢國・言す、鈴鹿郡枚田鄕戸主川俣縣造繼成の戸口・役茂麻呂の妻・川俣縣造藤繼女」など見ゆるは其の裔也。

2 川俣公　前項川俣氏とは別なるべし。河內國發祥の名族にして、和名抄に若江郡川俣鄕とある地より起る。神名帳・同郡に川俣神社を收む、蓋し此の氏の氏神なるべし。此の氏は開化天皇の皇裔にして、姓氏錄、河內皇別に「川俣公、日下部連同祖、彥坐命の後也」とあり。後に豐階氏を賜ふ、貞觀三年九月紀に「豐階眞人安人は、元・河內國大縣郡の人、後に左京の人と爲る也。本姓は川俣公、延曆十九年、河俣公御影・姓を豐階公と改む、云々」と見ゆる、これなり。

3 中臣氏流　川跨條を見よ。

4 大和の川俣公　前項氏と同族にして、姓氏錄、大和皇別に「川俣公、日下部宿禰同祖、彥坐命の後也」とあり。高市郡川俣神社(延喜式)と云ふは、此の氏神なるべし。カル條參照。

5 桓武平氏大掾氏流　常陸國茨城郡(新治郡)に河俣邑あり關係あるか。大掾傳記に「吉田郡一族名字云々、石川太郎、二郎家幹—谷田太郎(島田、川俣、平戸流祖)—某—某(號石川太郎)—幹行(川俣祖、十郎)」と載せたり。

6 藤原北家小田氏流　これも常陸國茨城郡(今新治郡)河俣邑より起る。河俣次郎太郎家貞などあり。惣社文書文保中造營に關するものに、家貞の請文あり、「所領河俣鄕に於いては、先規その例なし云々」と。小田氏の一族なりと。

7 秀鄕流藤原姓佐野氏流　下野國鹽谷郡川俣邑より起りしか。戸室氏の族にして、「戸室出羽入道親元—大和守親邦—親義(川俣左京進、川俣祖)」と見ゆ。

8 上野の河俣氏　邑樂郡に川俣邑あり、關係あるか。鎌倉大草紙に「舞木家人河俣の首、細戸織部亟・之を取る」と。

9 秀鄕流藤原姓下河邊氏流　小山系圖に「行義は下河邊、川俣、幸島、平方等の祖」とあり。

10 紀伊の川俣氏　續風土記、牟婁郡上切原村古墓條に「昔川俣左衛門勝秀といふ者、玉置莊司の助力にて、高野寺領川俣より來りて當所を押領す。石塔二基あり、勝秀夫婦の碑といふ」と。

11 藤原姓高木氏流　大隅國の豪族にして建久九年三月の大隅國注進御家人交名に河俣新大夫篤賴を載せたり。草野系圖に「高木肥前守文貞—篤兼(大隅國配流、坂上、河俣、加良木、牛糞等、此の子孫也」と。又筑紫系圖にも見ゆ。

12 惟宗姓　河俣氏系圖に「惟宗姓、家讓名字家と政、紋章開扇子。他移仕士より先んじて此の高山に移る。初代家弘—家充—家次—家偕—政供—政堅—政方—政春—政醇—嘉一郞。初代家弘、右馬助と云ふ。舍弟家次、次舍弟四郞兵衛尉、二代家充。丹後守と云ふ、三代家次・九郞右衛門と云ふ、先代家充實子なきにより養子となる、實は佐土原士萩原某男なり」と。

13 撰解文集に河俣集綱見ゆ。又志摩、伊勢にもあり。

河又 カハマタ　前項、及び次項を見よ。

川又 カハマタ　常陸國茨城郡に川又村あり。又前條氏と通ずべし。徳川時代、谷田部細川藩用人に河又氏、又信濃、岩代田村郡に此の氏ありと。

川跨 カハマタ　河内國若江郡川俣郷より起る。川俣條參照。

○川跨連　中臣氏の族にして、姓氏錄、河内神別に「川跨連、同神(兒屋根)九世孫梨富命之後也」と見えたり。

川股 カハマタ　川俣、川跨等に同じ。

川松 〔カハマツ

川見 カハミ

川味 カハミ

川道 カハミチ　和名抄、近江國淺井郡に川道郷あり、加波美知と註す。

河南 カハミナミ　カハナミ　カンナミ　カンナン　備後、紀伊に河南庄あり、其の他、攝津、羽前等にも此の地名あり。

1 肝付氏流　大隅の豪族にして、肝付系圖に「河内守兼員の四男兼行・川南の地を領し、此の氏を稱す」と。

2 名和氏流　伯耆發祥の氏にして、名和系圖に「行高—(河南)行泰(贈官隱岐權守、十郎、左衞門尉、建武二年船上山に於いて自害)—泰秀(隱岐五郎左衞門尉、右馬助、刑部少輔)」と見ゆ。行泰は長年の弟なり。

3 丹波の河南氏　氷上、多紀等にあり、丹波志に「河南土佐、子孫和田具村、和田具、元河南小柴と云ふ者、土佐と改め、多紀郡フキと云ふ所より來住す。」と見ゆ。

4 清和源氏小笠原氏流　阿波國の豪族にして、故城記に「以西郡分、河南殿、小笠原、源氏、松皮にシュエビラ(上八幡に住居)」と見ゆ。

川南 カハミナミ　前條に併せ云へり。

汾陽 カハミナミ　これも河南氏に同じきか。

河南木 カハミナミギ　カナギ　但馬國大田文に「氣多郡進美寺、三拾二町五反、地頭河南木小三郎入道蓮忍」と見ゆ。

河峰 カハミネ　石見に現存す。

川向 カハムキ

河向井 カハムカヰ　志摩に現存す。

川向井 カハムカヰ

河村 カハムラ　和名抄、伯耆國河村郡に加波無良と註し、郡内に河村郷を收む。又備中國淺口郡に川村郷、加波無良と訓ず。其の他、遠江に河村庄、又尾張、相摸にも此の地名あり。此等の地名を負ふ。

1 秀郷流藤原姓波多野氏流　相摸國足柄郡川村より起る。波多野氏の族にして、尊卑分脈に「秀郷八世孫波多野筑後守遠義—山城權守秀高(河村本名遠實)—義秀(河村三郎)—時秀(太郎)」、また秀郷流系圖の波多野系圖には「秀遠—佐藤筑後權守遠義—(河村)秀高(三郎、山城權守、藏人、智足院關白勾當同家箇衆、母横山新大夫小野孝兼女)」と載せ、河村系圖に「秀高(三郎、本名遠實)—

秀清（四郎）
秀經（五郎）

盛秀（二郎）┬秀家（藤太）－秀繼（十郎）┬秀澄
　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　└貞秀（十郎二郎）
　　　　　　├實曉（播磨坊）
　　　　　　├秀村（金村五郎）
　　　　　　├景忠（三郎　左衛門尉、加賀國住）
　　　　　　├忠秀（六郎）　秀宗（太郎二郎）
　　　　　　├秀光（七郎）－秀藤（彌七）－秀兼
　　　　　　└爲秀（八郎）
秀重（佐藤）
秀通（佐藤）
秀基（藤三郎　西入）┬實秀（三郎太郎）┬秀繼（彌太郎　二郎秀政）
　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　└秀成（八郎）－季公（太郎）（秀公）
　　　　　　　　　　├秀氏（二郎太郎）
　　　　　　　　　　├行朝（二郎）－朝秀（平八）－秀保（彥三郎）
　　　　　　　　　　├俊秀（孫三郎）－有秀（彥三郎）－秀廣（左衛門尉）
　　　　　　　　　　└明秀（輿一）－秀兼（輿三）（秀勝）
行秀（藤四郎）
行時（六郎）
清秀（新五郎）
行秀（小三郎）

又秀經の子には「權三郎秀景、五郎四郎秀遠」等あり。

2　氏人は源平盛衰記に河村三郎能秀、また河村三郎能高、東鑑治承四年八月廿三日條に「相摸國住人河村三郎義秀、」次いで十月廿三日條に「河村三郎義秀。河村鄉を收公せられ、景義に預けらる。廿六日斬罪に行はるべき由仰せ含めらる」と平家方なりしによる。その後、義秀弟千鶴丸・奥州役に功あり、第五項を見よ。其の他、東鑑卷二十五に河村太郎、河村三郎、同四郎、同十郎四郎、三十六に三郎、小四郎。又承久記卷二に川村氏。又彌藤次秀行・嘉元三年五月四日、北條宗方に誅せらる（系圖）と。太平記卷十に「相摸國の勢、松田、河村等、」同三十一に「松田、河村云々、」此等は相摸の河村氏なるや明白なり。その他は各項を見よ。川村城の墟は川村山北に在り、河村秀高の築く所と傳へらる。

3　**武藏の川村氏**　荏原郡上北澤村に川村左近太郎あり。又葛飾郡伊豫田村に川村氏あり。新編風土記に「當御代喜八郎の養父川村一學、駒木野小佛御關所番を勤めしが、寬永十年正月、當所番士となれり、」と。

4　**下總の河村氏**　小金本土寺過去帳に、「河村外記。天正十三年乙酉四月。河村與五郎」等を載せたり。

5　**陸前の河村氏**　東鑑卷九、文治五年八月九日條に「明旦・阿津賀志山を越え、合戰を遂ぐべきの由之を定めらる。河村千鶴丸（年十三歲云々）、以上七騎、潛かに畠山次郎の陣を馳せ過ぎ、此の山を越えて先登に進まんと欲す云々」と。この功によりて領土を奥州に得、子孫三陸に榮ゆ。千鶴丸とは秀高の子河村四郎秀清の事なり。封內記、名取郡茂庭邑條に「茂庭氏古來の釆地也。家傳に云ふ、文治中。源賴朝卿東征の時、元祖河村四郎秀清（藤姓、初千鶴丸）、阿津加志山の先登を爲し、賞として本州耶摩名取兩郡內數邑を賜ひ、本邑に住し、以つて稱號と爲す」と。子孫茂庭條を見よ。又南方記傳、奥州の宮方に、河村六郎あり、宇津峰宮を奉じ、伊達、田村氏等と共に勤王に從事す。結城文書、興國元年二月のものに「河村・御方に參るの條、殊に目出候」と。又清顯の奉書に「河村四郎・以下御方に參り候上は云々、」又秀仲奉書に「河村彌四郎、同六郎左衛門尉」を載せ、また親朝の注進狀に「河村山城權守秀安」。清顯の奉書に「河村六郎、并に葛西一族等、大略殘る所なく御方に參り候」と。奥南舊指錄に「元德元弘の頃、後醍醐院王子供奉、川村少將云々等、當國に配流せらる」とあるは此の氏を指すならん。降つて寬永慶安の比、河村孫兵衛重吉あり、伊達政宗の命を承けて北上川を決し

南注する事十五里、一大運河を作る。その子を孫兵衞元吉と云ふ。綱村の時、郡奉行となり、民治に當る十數年、或は溝洫を開き、或は樹木を植えしむ。その功また大なり（伊達世臣傳記）。

6 陸中の河村氏　前述河村千鶴丸の後なり。伊達勤王事歴に「河村氏は、斯波郡中の一領主なり。吾妻鏡、文治五年八月の條に、相州住人河村山城權守秀高が四男千鶴丸、十三歲にして、潜に奥州征伐に從ひて軍功ありしかば、賴朝卿、四郎秀清と名乘らしめしことを載せ、秀清・後に、奥州斯波郡中の地を賜はりしと傳ふ。六郎（前項參照）は其の子孫ならむ。今同郡大巻村に河村館とてある城址は、其の居城なりし由、南部邦內鄉村志にいへり。中館家系、建武二年四月の條に『河村又次郎入道』、明年二月二十六日の清顯狀中の河村四郎等、皆同族ならむ。河村氏の名は白河文書中、往々見ゆ、無二の勤王の族なり。但し後には同郡の斯波氏に臣事したり。後裔は盛岡藩士となり、大萱生氏を稱す」と。

この河村氏は志和郡（紫波）佐比内館に據る、志和御所の軍師と傳へられしとぞ。

カハムラ

其の系は「秀清（千鶴丸、河村四郎、母松田中左衞門尉女、住伊勢國）

- 清時（太郎、政秀）─經秀（又太郎、母四方田五郎弘綱女）
  - 秀盛（眞佛）（佐藤五郎、母四方田遠綱女）─景秀（四郎）
  - 教秀（太郎）
- 光秀（二郎）
  - 義秀（新五郎）─實秀（又三郎）
  - 時秀（彌四郎）─秀直─長秀
- 政家（佐藤五）
  - 賴秀（二郎）─宗秀
  - 朝宣（三郎）─勢多加丸
- 秀時（三郎）─忠秀（太郎）

なりと。又奥南盛風記に「長岡內藏介央武は賴朝公の御供にて下向せし川邑千鶴丸が末にて、江柄栃內同家也」と。又舊指錄には「大个生、栃內、此の二家は藤原秀鄉の後胤川村飛驒三郎、志和御所に附きて下向、志和の家人なり。大个生の別れ江柄あり」と。傳を異にす。

南部四十八城目錄に「二子、平城、破却、南部主馬持分、代官川村左衞門四郎」、又「江釣子、平城、破却、信直抱、代官川村與三郎」「片寄、平城、破却、信直抱、代官川村中務」「下田、平城、破却、川村中務持分」「沼宮內、山城、破却、川村治部持分」と。又舊指錄に「日戶、玉山、下田、沼宮內、川口、澁民、以上六

カハムラ

家は藤原秀鄉十六代、相州の住人川村周防次郎、奥州へ下向、子孫この六家となる」など見ゆ。

7 陸奥の河村氏　南部文書建武元年四月晦日のものに「糟部郡鬪所事云々、河村又二郎入道殿、兩三人に預け申候」とて、南部、戶貫と名を列ねたり。

8 羽後の河村氏　山本郡鹿渡邑の名族にして、久保田領邑記に「同村肝煎川村氏は舊家也」と

9 越後の河村氏　建武二年、新田氏の越後に蜂起せし時、河村氏も、亦、越後岩船郡瀨波鄉城に楯籠りて、新田氏に應援せし事は、色部文書所收秩父三郎藏人高長の軍忠狀に、左の記事のあるにて窺はる。「右當國蜂起の間、佐佐木近江權守景綱（加地）、去年（建武二）十二月十九日より合戰、退轉なし。然るに河村彌三郎秀義一族以下等、瀨波郡に押寄するの間、一族相共に馳向ひ合戰を致し、直ちに追落し、城內を燒拂ふ云々。建武三年十二月三日、加地景綱承了」と。

10 駿河の河村氏　久能山平禰宜に河村千助（駿府寺社記抄）あり。

11 甲斐の河村氏　相摸河村氏の後也。長

亭の頃、河村掃部允藤原信貞、文明の頃河村左衛門三郎あり。又一蓮寺過去帳に「永正五年、戊辰十月四日討死、頓阿、河村左衛門尉」と。勝山記にも見ゆ。下りて天文の頃河村越前守秀成あり。子孫巨摩、都留に榮ゆ。又幕臣河村氏は寛政系譜に「秀高九代孫重忠、信玄に仕ふ。家紋菊、桐、藤の丸、橘蜘蛛手、輪違の内左三巴」と。

12 三河伴姓　諸家系圖纂、伴氏系圖に「岡崎、豐田、河村云々、皆伴姓也」と。

13 三河藤姓　河村時秀十七代の後裔重正の後裔なりと。寛政系譜に三家を載す、家紋五三桐、車。

14 藤原姓　幕臣にあり、川村と記す。家紋銕線の内左巴、三星。

15 源姓　寛政系譜に見ゆ。家紋二重龜甲の内花菱。

16 平姓　尾張國海部郡津島社の神官に河村氏あり、津島七苗字の一「南朝の遺臣にして、吉野より良王に隨從し、永享七年十二月廿九日、當地に移る」と傳へらる。河村相摸守秀清、及河村助右衛門、同久五郎等、諸書に見ゆ。又中興系圖に「河村、平、本國尾張津島、相摸守秀清の後」と見ゆ。

17 美濃の河村氏　新編志に「河村大膳は先祖より、こゝに住す。大膳は佐藤才二郎の妹聟にて、慶長五年の合戰に一族三人・德永法印に從ひ、軍功をあらはす。のち當村に歸りすみて、子孫農家となる」と。又河村圖書入道務元を載せたり。猶ほ當國には川村と云ふも存す。

18 伯耆の河村氏　當國河村郡河村鄕より起りしならん。太平記卷二十五、住吉合戰條に「山名伊豆守・腹を切らんとせられけるを、河村山城守、只一騎返り合せて近付く。敵二騎を切て落し、三騎に手を負せ。暫し支へたり」と。又卷卅二神南合戰條に、河村彈正（頼秀）あり「山名右衛門佐（師義）・自害せんとし給ひけるを、河村彈正・馳せ寄りて己が馬に掻乘せ、福間三郎が戰疲れて、とある岩の上に休みて居たりけるを、招きて右衛門佐の馬の口を引せ、河村は徒立に成りて、追て懸かる敵に、走懸け〳〵切死にこそ死にけれ」と。又植月系圖に「伯州川村伊賀守」を載せたり。

一説、當國河村氏は「河村三郎義秀―太郎時秀―十郎貞秀―豐後二郎秀清―秀法（川村淸五郎、下野國西海莊城主、後醍醐帝の召に應じ、那和長年に從軍、伯州に赴き、子孫此の國に存す）」また「秀法の弟秀行（川村淸二）」と云ふとぞ。

19 備中の河村氏　淺口郡川村鄕より起りしか。太平記卷十四に「備中國云々、小坂、河村以下、朝敵に馳加る」と。又卷三十八に「其の國の守護勢松田、河村云々」と。有勢なる氏なりしや窺ふに足らん。

20 備後の川村氏　奴可郡にあり、藝藩通志に「田殿村川村氏、先祖六大夫は、寛治年間の人といへり。今の清次郎まで、凡そ三十三世なりといふ。此の家、當村故城主の遊憩の亭なりし故に、家名を茶屋と稱す。寛政文化の間、里職たり。家系を人に奪はれ、詳かなることしるべからず」と見ゆ。

21 清和源氏武田氏流　藝藩通志に「猫屋町金屋、先祖河村彈正左衛門は金山城主武田氏の一族なり。武田滅後、其の子五郎左衛門、沼田郡大町村に隱る。子五郎兵衛・天正中府の酒戸となる。今の五郎兵衛まで七代町年寄役を勤む」と見ゆ。又安西軍策に河村新左衛門を載せたり。

22 紀伊の川村氏　天正十二年の名草郡豪士衆判連書に川村新三郎あり。又日前國懸社禰宜に「川村(藤原)」、大内人禰宜に「河村(藤原)」あり。

23 阿波の河村氏　故城記に「河村殿、藤原氏、竹の丸中に根堀竹二ッ、」また一本に「竹ノ丸中ニ藤二、今は根竹チガヘテ」と。飯尾隼人佐吉連代光吉右衛門入道心藏の觀應三年五月軍忠狀に「觀應二年十月三日、河村小四郎城山手まで押寄せ、同十三日・軍忠を抽んず」と。又永正十一年十二月の麻殖庄柿原別當且那職賣放狀に「一河村次郎右衛門內方」と。又細川兩家記に川村淡路、外・川村、河村氏多し。

24 豐後の川村氏　建久圖田帳に「千歲名十八町七段、相摸國御家人川村新五郎清秀」と。

25 雜載　中興系圖に「川村、藤、又次郎宗重稱之、綠野家分」と。又川村氏の傳へに「大織冠十四代遠義を祖とす。其の幾代の後なるか、則春と云ひし人あり。此の人、太閤殿下秀吉公に臣事せし人にて、高麗陣に於て拔群の働之れあり。其の功に因り、殿下より眞筆の知行目錄、並に系圖を賜ふ。卽ち左の如し。『知行目錄。一、高麗陣に於て、拔群の働、玆により扶助せしめ畢る。一、攝州沼田之郡二千石、並に系圖相添、知行すべき者也。文祿元天壬辰五月廿八日。系圖。一、人皇五十代桓武天皇。木下親王。高見王。關東八ヶ國濃州(白族上)良將(欠字)大將軍之末孫。一、名字木の下、名乘は則春、幕の紋丸に木の葉、之を持つべき者也。木下則春殿、」と。

東鑑卷四十二に河村前司祐村・見ゆ。

次に越後彌彥船越の神官に河村。薩摩大汝八幡宮弘治三年棟札に河村又十郎。伊勢祠家系圖に「河村正慶(子孫・志手井)」上杉家臣に川村彥左衛門あり、其の子を兵藏と云ふ、重臣也。又德川時代、八幡靑山藩重臣、宇都宮戶田藩城主、福知山朽木藩用人、日出木下藩番頭等に川村氏あり。又高山松平藩若年寄、小田原大久保藩添役、明石松平藩重臣、谷田部細川藩用人、福岡黑田藩用人、勝山三浦藩用人、新谷加藤藩用人に河村氏あり。又幕府藝者之書附に「二百俵醫師河村元東、百五十俵、河村瑞賢(後改平太夫)、今程三百五十俵、小普請河村彌兵衛」また京極殿給帳に「百五拾石河村長右衛門。二百石河村理左衛門。」秀康卿給帳に「二百五十石河村久右衛門。二百石河村長門。」津山分限帳に「拾八俵三人扶持河村彈右衛門、五拾石河村量助、拾八俵三人扶持河村豐之助、拾八俵三人扶持河村栁佐、」また三條西家諸大夫に河村。香宗我部記錄に「百石川村理左衛門。」

伏見河村氏は慶長八年より、淀河過所船の事を司る、過所座これなり。河村瑞賢(十太夫、安治)は伊勢度會郡東宮莊の人、十右衛門義通と云ふ、瑞賢は自稱の法名、又平大夫。貞享十二年六月十六日逝、六十二。また丹波志に「丹波氷上郡、川村氏、子孫上小倉村。是は小田家斷絕の時の浪人也。川村吉右衛門四代、今本家忠兵衛、分家四家あり」と。その他、信濃、志摩等に此の氏あり。

又鹿兒島藩士川村純義は明治時代・伯爵を賜ふ。その子を鐵太郎と云ふ。又川村景明は男爵を賜ふ。其の子は景敏也。

川村　カハムラ　河村と通じ用ひらるゝが故に、前條に併せ云へり。

川邑　カハムラ　奧州、伊勢、志摩等にあり、これも河村氏に同じ。

河室 カハムロ 尾張國中島郡より起る。源氏勢揃のうちに河室判官代見ゆ。尾張源氏也。

川室 カハムロ

河目 カハメ 高麗家文書に、河目越前守殿、河目出羽守、河目右馬助殿等を載せたり。

川目 カハメ 前條氏に同じ。

川本 カハモト 次條に併せ云へり。

河本 カハモト 石見、美作等に此の地名あり。

1 橘姓 河本彌兵衛隆任あり、その家系によれば、尼子義久の家臣にして、出雲廣瀬戸田城内に於て義久に仕へ、尼子沒落の際、伯耆大山に蟄居す、佛名興禪院殿隆譽覺善大居士と云ひ、慶長五年[illegible]七日沒せり。家紋△形内に蔦を用ふ[illegible]へ云ふ橘姓なりと。現今迄十四代に及ぶとぞ。安西軍策に河本彌兵衛見ゆ、この人の後裔と考へらる。

2 清和源氏新田氏流 美作國久米郡坪井下村河本堡（坪井山城）の城主に河本肥後守あり。傳説に據れば、「新田大炊助義祐・伊豫にて病卒す。その兒岩千代丸・長じて河本左兵衛義光と稱す。その裔赤松氏に仕へ、後浦上の家臣たり。義光五代の孫光政・浦上宗景の非道を憤りて、宇喜多直家に仕ふ。光政の子光利・屢々戰功ありたり」と。一族に勝北郡石生村庄屋河本與三郎、田井村庄屋河本嘉藏、同周助、眞庭郡三田邑、久米郡川口邑等に存す。

3 因幡の川本氏 巨濃郡岩本村に川本左衛門あり、因幡志に見ゆ。

4 雜載 宇都宮信景の家臣に河本七郎行重・和田氏の亂、連座して勘氣を蒙る、走つて豐前に下り、上毛郡山内村の如法寺に潛むと云ふ。德川時代、高取上村藩重臣、越後古志郡、堀尾山城守給帳に「貳百石、川本作之丞」、京極殿給帳に「貳百石河本源左衛門」、その他、大和（川本）、美濃（河本）、備前（川本、河本）、伊勢、志摩（河本）、陸奧、豐前等川本氏あり。

川源 カハモト 東鑑卷三十二に河源右衛門尉なる人見ゆ。

川元 カハモト 河本氏に同じかるべし。

川守 カハモリ 和名抄、丹後國加佐郡に川守鄕あり、中世に至り河守ノ莊と云ふ。田數目錄に見え、康正二年造內裏引付に「拾貫目、大和彌九郎殿、丹後國川寺鄕內段錢」とあるも此處か。河守は河部、河人部と同樣、古代・かゝる部民のありし地か。後世、日向記に河守餘一あり。

川森 カハモリ

河守 カハモリ 川守條を見よ。

河盛 カハモリ 泉州堺にあり、明治十年明治天皇の行在所たりし邸宅は當時河盛仁平氏の有なり、後鈴鹿氏の有に轉ぜるも、聖蹟は當時御下賜の御寢臺と共に、今も同家に鄭重保存せらる。

川守田 カハモリタ 陸奧國三戶郡川守田邑より起る。奧南舊指錄に見ゆ。

河家 カハヤ 和名抄、上總國埴生郡に河家鄕あり。

河安 カハヤス 東大寺勅封藏記卷下に、「主鈴河安氏、寬元元年大監物尙長云々」と。

樺山 カバヤマ また椛山に作る。日向國諸縣郡樺山邑より起りし也。島津氏の族にして、島津系圖に「忠宗（下野守、法名道義）—資久（椛山殿）」一本・また「資久（六郎左衛門、美濃守）」また諸家系圖纂に「資久、左衛門尉、安藝守、號樺山、宮丸祖、强弓精兵也、元弘二年四月、赤松圓心・京師を攻む。時に資久・北條氏に屬し、小早川兵と大いに西七條に戰ふ。時に備中の

人田口藤九郎盛兼進み戰ふ。資久射て其の頬に中つ、盛兼傷いて退く」と載せ、また後世・島津「家久の子久侚（樺山又九郎、樺山介七郎養子）」とあり。

樺山氏は諸縣郡下三俣鄕、樺山村勝岡城に據る。地理纂考に「建長年中島津忠宗（忠久より四代）の五男島津資久に莊內の內、島津、椛山、早水寺、桂等の地を與へ、當城を治所とし、樺山を以て氏とせしむ。其の後、伊東氏に屬せしを、敗北の後、故に復し、その後、島津氏の家臣伊集院忠棟、是を領す」と。

資久は島津四代上總介忠宗の五男北鄕資忠の次子美濃守音久を養ひて子とす。音久は島津元久に仕へ、野々美谷村野々美谷城を賜ひ、爾來數代此の地に居りしが、五世美濃守長久の時、その子美濃守廣久と共に、國府鄕小濱に移る。姶良郡國分小濱村生別府城は樺山善久、忠副父子の居城なりと云ふ。其の後、又伊佐郡に移る。地理纂考に「蘭牟田鄕、椛山氏の舊食邑なり」と。嘉吉元年三月、島津忠國の臣樺山某・足利義昭を襲ひし事あり。下りて天文の頃には樺山幸久、その後、樺山美作入道あり。慶長十年、樺山權左衞門久高・琉球を征し偉功をたつ。又美濃久高と載せ、寬永の頃、椛山美濃守、皆文書史籍に著はる。又武鑑に鹿兒島藩重臣、佐土原島津藩重臣椛山氏を載せ、明治に至り樺山資紀、伯爵を賜ふ。嗣子を愛輔と云ふ。又日向記に樺山太郎次郎見ゆ。

椛山　カバヤマ　前條氏に同じ。

河原　カハラ　カハハラ　和名抄、伊賀國山田郡に川原鄕、武藏國男衾郡に川原鄕、高山寺本には川面に作る。又山城に河原庄（祐春記）、近江犬上郡に川原庄、河內丹比郡に河原莊、其の他、大和、山城、攝津、河內、伊勢、上野、岩代、陸前、因幡、筑後等、此の地名甚だ多し。

1　河原公　攝津國川邊郡の河原邑より起る。宣化天皇の後裔にして、姓氏錄、攝津皇別に「川原公、爲奈眞人同祖、火焰（親）王の後也。天智天皇の御世、居によりて川原公姓を賜ふ。日本紀に漏る」と見ゆ。氏人は貞觀五年十月紀に「攝津國河邊郡人九世散位正六位上川原公淸永、川原公淸宗、正七位上川原公淸貞、從八位下川原公淸方、十一世大膳大進正六位上爲奈眞人菅雄等五人の戶、並に課役を蠲く。淸永等は宣化天皇の皇子火焰王の後、其の世數を計るに、未だ課役を徵すべからざる也」と。また元慶三年十月紀に「攝津國河邊郡の人・九世從七位下川原公福貞、無位川原公福繼、有馬郡人无位川原公于被、河邊郡人十世從八位下川原公夏吉、大初位下川原公有利等の五戶、課傜を免ず。福貞等・自ら言ふ、宣化天皇第二の皇子火焰親王は、是れ川原公、爲奈眞人等の祖、云々」など見ゆ。

2　河原史　前條とは別にて、河內國河原藏人を司りし史、魏人裔也。次項野中河原史に同じ。又神龜二年七月紀に「川原椋人子虫等の四十六人、河原史姓を賜ふ」と、猶ほ第四項神護景雲三年紀の文を見よ。又神龜四年十二月紀に周防目川原史石庭見ゆ。

3　野中河原史　河原史に同じ。野中は和名抄に丹比郡野中鄕とある地にて河原に近し。孝德紀に野中河原史滿と云ふ人見ゆ。

4　河原毘登　第二項河原史に同じ、神護景雲三年九月紀に「左京人從八位下河原毘登堅魚等十人、河內國人河原藏人人成等の五人、並に姓を河原連と賜ふ」と見えたり。

5 河原連　河原毘登、河原藏人等の連姓を賜へるものなり。前項引ける神護景雲三年紀を見よ。但し之より前、天平寶字元年五月紀に川原連凡と云ふ人あり。これも、もと川原藏人也。川原藏人條を見よ。姓氏錄河內諸蕃に「河原連、廣階連同祖、陳思王植の後也」とあり。齊衡二年、廣階宿禰を賜ふ、ヒロハシ條を見よ。

6 椋河原連　前項氏に同じ、椋は藏人の長たりしによる。

7 河原忌寸　こは河內の河原氏とは別にて、大和の漢氏の族、河原民直の忌寸姓を賜へるもの也。河原ノミタミ條を見よ。坂上系圖に「姓氏錄に曰ふ、志努直の第三子阿良直は是れ河原忌寸云々等七姓の祖也」と見ゆ。後河原伊美吉となれり。(大和國高市郡河原邑より起る)。

8 川原忌寸　伊豆國造系圖に「天御梓命—國忍多氣命—意保名豆命—由多祁命—彥振根命—武磐咋命(一云五十功根命、川原忌寸祖)」と見ゆ。次の氏に同じ、怪しむべし。

9 倭河原忌寸　第七項河原氏と同族にして、河內に移れるものならんも、姓氏錄、未定雜姓、河內の部に「倭河原忌寸、武甕槌神十五世の孫彥振根命の後者といへり見えず」と。もとより信ずべからざれど、何によりて斯く云ふか。猶ほ考ふべし。

10 河原伊美吉　第七項河原氏に同じ。天安元年四月紀に「川原忌寸云々等、忌寸を改め、伊美吉姓を賜ふ」と見ゆ。

11 川原宿禰　恐らく河原忌寸の宿禰姓を賜へるものか。或は第九項の河原氏ならん。常陸風土紀に國宰川原宿禰黑麻呂と云ふ人見ゆればなり。

12 鎭西の川原宿禰　類聚符宣抄卷三、長元三年三月廿三日の太宰府解に「正六位上行大典川原宿禰文岑」と云ふ人見ゆ。後世九州に川原氏多し。

13 河原家(藤原北家德大寺家流)　尊卑分脈に「德大寺公能(右大臣)—實家(大納言、號河原、又八條)—公國—實重—公齊—實直—公直—實茂」と見ゆ。又公國の弟に「公明、公仙、公仁」。公明の後は「實忠—公齋—公員—實綱—季綱。」又公國の子實重の弟に「實遠、實廣、實仲、實光、實春、實深」而して「實光—公敦—實香—公量—實博」なり。

14 河原家(嵯峨源氏)　尊卑分脈に「(源)融(左大臣、號河原院)—昇(河原大納言)—適—濟—官—趁」、と見ゆ。紹運錄には、「融。號河原大臣」とあり。融公。河原院にありしによる。

15 嵯峨源氏流河原氏　河原大納言の後と云ふ。家紋丸に一劍鳩酸草、揚羽蝶。(寛政系譜)。

16 桓武平氏三浦氏流　家傳に「三浦義明五代杉浦政吉が後胤正吉、前條河原氏を冒す」と。家紋丸に一劍鳩酸草、丸に一文字、三本杉(寛政系譜)。

17 河內の河原氏　河原史、河原忌寸等の族裔にして、丹比郡河原邑河原城は河原弘成の據城也と云ふ。又廣嚴寺楠木一族靈牌に河原九郎正次あり。

18 私黨　武藏國埼玉郡河原邑より起る。私黨の一にして、私市系圖に、「家盛(武藏權守)—家景—則家(掃部助)—則房—成方(武州埼玉郡、同國男衾郡、所々相傳、河原權守と號す)—

—成澄(太田太郎)—有光(小澤太夫)
—成直(五郎)┬有直(太郎)┬重直(小太郎)
　　　　　　└高直(次郎)└守直(成木)
—景直(兵衛尉、弘安亂、城入道退治時討死)—師繼(兵庫允)
—長基(河原宮內丞)

「師氏……宗基兵庫助」

と見え、平家物語に「武藏國住人、河原太郎私高直、」又「河原太郎高直、同次郎盛直、」又源平盛衰記に「河原太郎高直、同次郎盛直、」また東鑑卷十に「河原小三郎、」また承久役宇治橋手負人々中に「河原次郎」あり。

新編風土記、埼玉郡北河原村條に「壽永の頃は、河原太郎高直、同次郎忠家、兄弟の所領にて、北河原は忠家領し、南河原は高直領せりと云傳ふ、」と。又照嚴寺條に「當寺は河原次郎忠家の家人、森入道道本と云もの、主の追福の爲に草創せりと。されば、壽永三年攝州一ノ谷に於て戰死せる河原太郎高直、同次郎忠家兄弟の位牌を置り。山號寺號は、高直の法謚泉幅院直入讃高、忠家の法謚照岩寺直心道盛、この謚中の文字を用へり。開山を詞久と云ふ。嘉慶二年九月二日永寂、開基道本は正治二年四月二日卒すといへば、開山開基の年代さらにたがへり。さりながら古刹とは見ゆれど、記錄にも傳へざれば知るべからず。村の民五郎左衞門は、かの道本の子孫にして、森氏なりといへど、是も慥なることはなし、」と。又南河

カハラ

原村、河原兄弟碑條に、「河原太郎私市高直、同次郎忠家の碑なり。中古迄村北畑中にありしを、農民河原太郎左衞門、已が先祖の碑とて、後年宅に移すと云ふ。碑面一は文應二年、一は文永二年と彫り、共に彌陀像施主の名あり。正しき供養塔なり、しかのみならず彼の兄弟の碑とせんには、年代違へり。されど正保改の國圖に小高き塚を畫き、側に河原兄弟墓と記したれば、此の碑は疑ぶべきにもせよ、中古迄彼の碑の存せしことにて、村内墳墓所ありしことは疑ふべからず。今の如く塚をも切崩して、陸田としたる年代等は傳へず。按ずるに平家物語壽永三年二月八日一ノ谷合戰二度の懸の條に『去程に成田五郎も出來る。土肥次郎實平七千餘騎、色々の旗指上、喚叫して責戰ふ。大手生田森をば、源氏五萬餘騎にて堅めたりけるが、其の勢の中に武藏國住人河原太郎、河原次郎とて兄弟あり。河原太郎、弟次郎を呼で云ひけるは、大名は我と手を下さね共、家人の高名を以て名譽とす。我等は追手を下さで叶ひがたし、敵を前に置ながら、矢一つだも射ずして、待居たるは餘りに心元なさに、高

カハラ

直は城の中へ紛入りて、一矢射んと思ふ也云云』東鑑元曆元年二月五日條に、『河原太郎高直、同次郎忠家』とのす。盛直は忠家なるべし。この外、源平盛衰記等にも載たれど、其の餘の事蹟は傳ふるものなければ考るに由なし。太平記文和四年二月神南合戰の條に『河原兵庫助重行は今度の軍に打負けば必ず打死せんと兼ねて思ひ儲けるにや、敵の已に寄せんとて、方々より打よるを見て、今日の合戰は我一りの悅哉。元曆の古へ平家一の谷に籠りしを責めし時、一の木戸生田の森の前にて、某が先祖河原太郎、河原次郎が城の木戸を乘越て打死したりしも二月なり、其の國もかはらず、月日もちがはず、重行討死して愈々先祖の名を顯はさば、冥途黃泉の岐に行合ても、尊靈さこそは悅び給はんずらんと淚を流して申けるが、云つる詞に少も違はず、數萬騎の中へ只一人懸け入りて、遂に打死をしけるこそ、哀れなれ云云、』是らの人は當國に取ては名譽の者と云ふべし、」と。

又南河原村河原氏條に「家系あれど、後に附會せしものなり。相傳ふ、古へ河原氏なりしを、中古今村を名乘り、今より

五代の祖、享保年中太郎左衞門重信複姓して、再び河原を氏とす。彼の家系といへるも、この頃附會せしものなるべし。されど成田下總守より先祖源左衞門へ與へし判物あれば、舊家なることはしらる」と。

又久良岐郡に川原氏あり。「先祖は相摸國住人川原太郎高直とて、攝州一谷合戰に兄弟同じく討死せしと云ふ。源平盛衰記、平家物語等にも其の事を載す。按ずるに、東鑑、及び盛衰記、平家物語、皆河原兄弟を武州人とす。正保、元祿の國圖に埼玉郡南河原村の傍に、河原兄弟の墓を記す。家傳に相州人と云ふは誤ならん。高直の子小太郎某・鎌倉將軍賴朝に仕へしが、後に民間に下りしと云ふのみにて、其の餘の事實を傳へず、當所に移りて、後中古の祖德右衞門・文祿五年死す。其の前の世數を傳へず。又同族佐兵衞、彥兵衞、三左衞門三流あり、ともに家系を傳へず」と。又大里郡河原明戶村殿内は、往昔河原太郎が住せし所と云ふ。

19 藤原姓成田氏流　これも埼玉郡河原より起りしか。成田系圖に「成田太郎助廣―平戶九郎(太郎兵衞)―左近允(河原)」と見え、又武家系圖に「川原、藤原、本國武州埼玉郡、モン一ツケン酸漿、成田四郎助廣男、左京亮泰義稱之」とあればなり。

20 桓武平氏熊谷氏族　熊谷直季の二男直光、河原氏を稱すと云ふ。こは第十八項に同じきか。熊谷と私黨との關係はキサイチ條、及びクマガヒ條を見よ。

21 武藏其の他の河原氏　豐島郡上板橋の舊家に河原氏あり、家に系圖、舊記、及び仁王三郎の太刀等を傳へたりしが、近き頃紛失すと云ふ。今纔に脇差一振、古印籠、及び今川氏眞の文書一通を藏すとぞ。又橘樹郡下菅田村にあり、先祖は笠原氏の家士にて、川原戶倉と名乘しと云ふ。されど人名も聞えざれば傳の訛りあるべしと。

又翁草、鎌倉時代武士の所領として「五千町、武州豆州の內、河原小太郎盛賴、三千町、武州豆州の內、河原次郎盛重」と載せたれど他に徵證あるなし。

22 駿河の川原氏　萬葉集廿に當國川原虫麻呂と云ふ人見ゆ。

23 播磨の川原氏　播磨風土記、揖保郡少宅里の條に、「後に改めて小宅と云ふは、川原若狹の祖父・少宅秦公の女を娶り、即ち其の家を少宅と號くが故なり」と見ゆ。もと漢部の里なり、蓋し此の川原氏は河內川原氏の族ならん。

24 播磨の私黨河原氏　太平記卷三十二に河原兵庫助重行見え、また島津文書、南山巡狩錄等に「河原三郎が、延元四年九月・赤松律師則祐等と共に當國明石郡櫨谷城に築きて、宮方と戰ふ」事を載せたり。康正造內裡段錢引付に「一貫六百文、河原修理助殿、播州越郡下庄、段錢」と。次いで永享以來御番帳に「二番川原修理亮」文安年中御番帳に「河原又三郎」長享常德院江州動座着到に「播磨河原備後守友直」を載せ、見聞諸家紋に

二番　川原修理亮
佐々木本二ツ引輪ツカズ

25 美作の河原氏　笠庭寺記に「眞島郡建部庄(細美布二反)河原實連」と。又作州古城記に神代城は河原氏の居城なりと。後世勝南郡二の宮村の社人(河原信濃)、久米郡弓削邑等に河原氏あり。

26 淸和源氏武田氏流　阿波の豪族にして河窪武田系圖に「加々美次郎遠光―淸胤

（河原太郎、領阿波）」と載せ、又一宮系圖に河原右馬允（天正）と云ふ人見ゆ。

27 清原氏流　肥前の大族にして、當國風土記松浦郡に川原浦を擧ぐれど、こは佐賀郡河原邑より起りしか。或は古代川原宿禰の後か。河上淀姫社文保二年二月文書に、河原孫兵衞尉を載せ、又川原村在家云々などあり。次いで元享二年九月文書に「奉幣宣名使河原九郎大夫兼利（相續曾祖父兼久跡勤之。」「官幣使在國司彌二郎大夫兼益。」同三年文書に「河原馬入道」これ等は、承安三年文書に「權介清原眞人兼平、親父兼弘入道、兼平養子舍弟兼遠、」また文治五年十一月文書に「兼平」などあると同族なるべし。又深堀文書、曆應五年のものに「河原源三郎入道、同源六、舍弟同又六」、等見ゆ。

28 豐後の河原氏　圖田帳に「河原四郎次郎」見ゆ。

29 筑後横溝氏流　當國の名族横溝氏は助三郎に至りて河原に改む。享德元年十一月十五日文書に川原助三郎あり。

又當國菅原系圖に「高泰の子敬政（孫平、夜明村川原重右衞門の猶子となり、川原氏に改む）」と。又川原一兵衞あり。

30 惟宗姓　薩隅にあり。川原氏略系圖に此の川原氏は惟宗姓と云ひ傳ふ。初代右京左衞門、薩摩國日置郡市來より、此の高山に移居すと。家讓名乘字友なり。初代右京左衞門―友休―友庸―友周―友長―伊右衞門―新之助―伊右衞門―善之亟。附記、初代右京左衞門は文祿三甲午年誕生と云ひ傳ふ。二代友休は高山の人長峯善慶坊公覺の二男にして、六代新之助は同じく高山の人、成合盛但の二男にして、九代善之亟は又高山の人柏原某二男也と。

31 村上源氏北畠氏流　奥州浪岡御所は後世分れて大御所と川原御所の二に分る、ナミヲカ條を見よ。

32 雜載　德川時代、鹿島鍋島藩用人に川原氏、眞田藩用人に河原氏（武鑑）。鯖江藩に河原祐猛、河原安之進、加賀藩給帳に五百石（丸内二引）河原監物。大村藩川原氏（藤原忠行裔、宮崎氏族）。又美濃（河原）丹波（河原）、備前、信濃（河原）等に此の氏あり。

川原　カハラ　カハハラ　河原と通じ用ひらるゝが故に、前條に併せ云へり。

河原井　カハラヰ　また川原井に作る。武藏埼玉郡河原井邑より起る。天正十三年横瀬雅樂助成繁・當郡町場城に河原井某を置きて守らしむと。上總にも此の地名あり。

川原井　カハラヰ　前條に同じ。

河原院　カハラヰン　嵯峨源氏祖先の一稱號、尊卑分脈に「融・河原院と號す、」と見えたり。カハラ條第十四項を見よ。

瓦岡　カハラヲカ　京極家の家臣にして、その給帳に「四百石。瓦岡理兵衞、」を載せたり。

川原木　カハラギ

河原國　カハラクニ　中興系圖に「河原國、藤、分流」と。

河原崎　カハラサキ　男山八幡社に此の氏あり。橘姓と云ふ。又同社同氏にして、物部姓を稱するものあり。又伊勢、志摩に此の氏存す。

川原崎　カハラザキ　前條氏に同じ。

河原島　カハラジマ　美濃にあり。

瓦園　カハラゾノ　近江國蒲生郡發祥にして、武藏七黨の一、猪俣黨なる小平六則綱の裔、弓削村に住して此の氏を稱すと云ふ。然らば小野姓也。

川原園　カハラゾノ　前條氏に同じきか。

川原田　カハラダ　次條と通じ用ひらるゝ

が故に、併せ云へり。

河原田　カハラダ

伊勢、下野、岩代、能登、佐渡等に此の地名ありて、數流の河原田氏を起す。

1 川原田宿禰　駿河にあり、天平十年の正税帳に「國司目正八位下川原田宿禰忍國」と云ふ人見ゆ。

2 村上源氏本間氏流　佐渡國雑太郡河原田邑より起る。本間頼綱・佐渡石田郷に居住す、是を河原田本間の元祖とす。此の子孫なる本間氏を河原田殿と稱す。その居城なる獅子城は一名河原田城（二宮村石田）と云ふ。本間氏嫡流の居城にして、右馬允能忠（東鑑義忠）の子右衞門尉能久、初めて當國守護となり、其の子太郎左衞門忠綱繼ぐ。其の子八郎左衞門尉頼綱に至り、石田郷に住す、これ河原田本間の元祖にして、子孫・代々多くは佐渡守と稱す。頼綱十四代山城入道高統・天正十二年七月、南佐渡羽茂城主本間攝津守高貞と心を合せ、上杉景勝の臣藤田能登守信吉の軍を破りしも、同十七年に至り、本間永州の內通により、景勝の渡海するに及び、敗戰。六月三日城陷り、城中に死す。本間滅亡後、上杉家臣青柳隼人當城を守る。此の一族に澤根、新穗等あり、猶ほ詳細はホンマ條を見よ。

3 秀郷流藤原姓結城氏流　下野國河原田郷より起る。結城系圖等に「結城七郎朝光―綱戶十郎朝村―朝綱（河原田次郎）―宣朝（出羽守）」と見え、秀郷流系圖これに同じ。一說朝光の二世孫、長廣の後なりと。長廣は朝綱の兄なり。

4 會津の河原田氏　前項氏の後にして、文治五年、頼朝の奥州征伐の後、會津伊南郷を、下野の人・小山黨河原田盛光に與ふ。これより盛光・此の地に城き、子孫相傳ふる事、凡そ十一世、天正中の盛次に至る。新編風土記に「古町村古町組館迹、河原田盛次住せし趾なり。盛次は河原田治部少輔盛次と稱す。藤氏にて、結城七郎朝光二世の孫長廣と云ふ者、下野國河原田郷に居住せしより、初めて河原田と稱し、十一世にして盛次に至りしと云ふ。世々葦名氏に從ひ、伊南の地を領せり。天正十七年伊達氏會津を襲ひし時、盛次は僅の手勢を以て合戰し、味方惣敗軍となり、力なく引退き、其の動靜を覘ひしに、義廣遂に佐竹氏に奔り、政宗・黑川の城に入り、田島の城主長沼盛秀を始め、葦名累代の家臣、多くは伊達家に屬せしかば、盛次慷慨に堪へず、一と先、領地に引籠り、再び葦名恢復の功を計らんとて、遂に久川城に楯籠る。盛秀・降を勸めしが聽かず、因りて伊達の兵の加勢を得て、兩度まで攻けれども、河原田よく防守せり。然れども、政宗の大軍に固より敵すべきに非ざれば、郎黨主膳入道玄佐をして、私かに伏見に上せ、仔細を披露し、援を求む。黑川よりは間者を入れて、樣々に誘へしかば、盛次が家の子郎黨、多くは內々伊達政宗に通ぜしが、伊南源助が・盛次の嫡子龜坊をして、上杉景勝の方に遣はし、援兵を乞ひ、辛ふじて城を守れり。翌年太閤・政宗の罪を正し、會津仙道を收公せらる。盛次こゝに至つて、初めて眉を開き、日を經て病みて卒す」と云ふ。義士と云ふべし。その石塔には、天正九辛巳三月と彫附あり。

此の盛次は北越軍記に「伊奈領主河原田治部大夫盛繼」と、伊奈は伊南に同じ。又青柳村久川城迹は天正中河原田盛次住すと云ふ。盛次は古町村の館にありしが、伊達家の勢の攻寄すべき由を聞き、彼の

地は要害悪しければとて、新たに此處に築城し、據つて防守せりと。蒲生氏の時に至りて、支族蒲生忠右衞門某居りしとなり。又小鹽村館迹(中山城と云ふ)は天正中、河原田尾張某居住せりと。又大豆渡村大岩山は天正中、田島の城主長沼盛秀が伊南の河原田盛次と戰ひし時、盛次が支族河原田大膳某といふもの、此に據りて敵を防ぎ、遂に戰死せしとぞ。

又宮澤村に河原田大學政次の古墳、濱野村に河原田左衞門佐某の墓あり、その一墓、鈴木五郎大信の墓なりと云ふ(新編風土記)。

猶ほ大沼郡境野村の館迹は河原田豐前が居りしと云ふ。舊事雜考に「豐前は、もと松本氏の郞等なりしが、後伊達政宗に屬せり」と云へり。又室町殿御内書案、寛正中東國大名の交名に「伊南山城太郞」とあるは、河原田家の人かと云ふ。

5 雜載 東鑑卷十七に河原田次郞能員、二十九に河原田太郞左衞門尉見ゆ。

川原塚 カハラヅカ 土佐にあり。

河原椋人 カハラノクラビト 職業部の一にして、河內國丹比郡河原邑にありし倉庫に使役せし部民也。神龜二年七月紀に「河內國丹比郡人正六位下川原椋人子蟲等四十六人、河原史を賜ふ」と、カハラ條を見よ。

姓氏錄には河內諸蕃に收め「河原藏人、上村主同祖、陳思王植の後也」と記載す。

又東大寺奴婢籍帳、天平十八年三月十六日の皇后宮職牒に「少屬川原藏人凡」あり、この人●天平寶字元年紀に、川原連凡と見ゆ。其の間に連姓を賜ひし也。猶ほ河原條第四項を見よ。

川原藏人 カハラノクラビト 前條部民に同じ。前條、及び次條を見よ。

川原民 カハラノミタミ 河原條參照。

○川原民直 倭漢氏の族にして、大和國高市郡川原邑なる朝廷領御民の長たりし氏なり。欽明紀七年七月條に「倭國今來郡言ふ、五年春に於いて、川原民直宮(宮は名なり)、樓に登りて騁望し、乃ち良駒を見る」云々。川原民直宮は檜隈邑の人也」と見ゆ。天書には「(欽明天皇)七年秋七月、倭國今來郡民直氏宮、蚫龍を得て獻ず」と、釋紀にあり。

河原畑 カハラバタ

河原林 カハラバヤシ 山城、攝津等に此の地名あり。

1 菅原姓(一に藤姓) 攝津國武庫郡に瓦林莊あり、上瓦林、下瓦林、御代、荒木、下新田の諸邑を云ふ。此の氏は此の地より起りしにて、又瓦林に作る。菅原姓にして、武家系圖に「河原林、菅原、右大臣道眞男、右馬助良行稱之、紋蔓柏、瓦樣共」と見ゆれど詳かならず。一に藤原氏とも云ふ。

されど、南北朝頃より有力なりし氏にして、太平記卷八に河原林二郞、また三十八に「守護代箕浦次郞左衞門、伊丹大和守、河原林彈正左衞門、芥河右馬允、中白一揆、三百餘騎は神崎橋爪へ打ち臨む」と。下りて細川兩家記に、河原林日向守、河原林對馬守正賴等を載せたり。攝津瓦林城(瓦林村上瓦林八幡神社境內)は、此の氏代々の居城にして、對馬守政賴●康安年中、始めて此の城に據り、元龜年中廢すと云ふ。

又同國莵原郡鷹尾城(蘆屋村北方高尾山)も瓦林政賴が細川高國に屬して、據守せし地にして、永正八年八月十日、澄元方に攻められ陷落す。兩家記に「高國方の兵、河原林對島守正賴は攝州蘆屋庄の上鷹尾城に楯籠」とあるもの之なり。又豐島郡西市場城(同村西市場)は觀應年間瓦

林越後守據りし地なりとぞ。此の氏の紋は見聞諸家紋に、

藤氏　瓦林
佐々木本

2 瀧氏流　前項と同族なれど、家傳に「菅原姓にして、先祖は瀧氏と稱し、後山城國河原林に住し、瀧良行に至りて、河原林と云ひ、後文字を瓦林に改む」と云ふ、家紋蔓柏。寛政系譜に見えたり。

3 瓦林井内氏　見聞諸家紋に、

瓦林井内
佐々木本

4 雜載　筑前原田家臣に、瓦原次郎兵衛あり、朝鮮征伐に出づ。會津風土記所載原田文書に見ゆ。

瓦林　カハラバヤシ　前條氏に同じ、併せ云へり。

川洗　カハラヒ　三河の豪族に川洗又助あり。

瓦葺　カハラフキ　武藏國足立郡瓦葺邑より起る。太平記卷三十一に瓦葺出雲守なる人見ゆ。

川原淵　カハラブチ　伊豫國宇和郡川原淵邑より起る。河後森氏の事なり。南路志に「宇和郡は國侍郷士の知行云々、西園寺、川原淵等、此の五人は往古より大身なり。川原淵殿領分河籠の森へ働き、川原淵一類土佐へ降參有るに付きて、此の領分の城・御手に入る云々」と。河後森條を見よ。

香春　カバル　カハラ　和名抄、豐前國田河郡に香春郷を收む。釋日本記所引豐前風土記に「田川郡鹿春郷は昔新羅の國神來りて此に住す、卽ち名づけて鹿春神と曰ふ」と。後世、豐陽古城記に「保元二年、平清盛・太宰大貳に任じ、田川郡香春城を築き、越中次郎盛次を置き之を守らしむ」と。豐前軍記略に「香原の莊司孝義、治承中、鬼嶽城に據る」と(地理志料)。

河輪　カハワ　遠江に河輪庄、武藏にも此の地名あり、共に河勾に通ず。東大寺奴婢帳に此の氏見ゆ。

川曲　カハワ　カハマガリ　次條に併す。

河曲　カハワ　カハマガリ　カハクマ　和名抄、伊勢國河曲郡を加波和と訓ず。又安房國安房郡に河曲郷を收め、加波和と註す。又上總國望陀郡に河曲郷あり。その他、遠江に河曲庄、また尾張、下野に川曲、上野、岩代に川曲(カワマガリ)の地名存す。猶ほ次項以下、河勾、河輪等とも通じ用ひらる事あり。

1 清和源氏高屋氏流　尊卑分脈に「滿季九世孫、柳冠者宗實―實忠(河曲五郎)―實信(同源二)―賴實(同彌二郎)―賴泰(彌三郎)―賴重(兵庫助)―賴行(源三)」と見ゆ。又賴泰の弟に孫二郎實遠、賴重の弟に和田彌五郎賴信を載せ、賴行に「文和二年六月八日、南方軍士、山名時氏以下亂入、鴨河原合戰の時、武家方と爲りて討死」と註す。太平記卷三十二に「近江勢川曲三郎(カワクマ)云々」と。(武家系圖に「川曲、清和、武藏守滿季十一代、五郎實忠稱之」)と。近江發祥の氏なるが如し、宗實の出自は柳條を見よ。

2 岩代の川曲氏　田村郡の川曲邑より起る。應永十一年奧州諸大名連署起請文に川曲宮内大輔季隆を載せたり。

河勾　カハワ　遠江國長上郡に、河勾庄あり、又河曲庄、河輪庄に作る。元龜二年太田重政の讓狀に長上郡河勾莊と。宗長手記に「今川義忠、遠州入國、子細は河勾庄、懸川庄改替ともに御判あり」云々、又蜷川親元記に、河曲庄に作れり。今濱名郡河輪村、風土記傳に川輪庄と。又伊豆に河勾庄、

武藏國都筑郡にも此の地名あり、猶ほ前條參照。

1 川勾君　正倉院天平十七年の文書に見ゆ。

2 小野姓猪俣黨　武藏國都筑郡河勾邑より起る。小野系圖に「猪俣野太郎忠基―政基(河勾野五大夫)―政重(河勾太郎)」」また政重の弟「政成　河勾六郎)―能成―好保」と載せ、武藏七黨系圖には「野太忠基―政基(河勾野大夫)―

- 政重 河勾太
  - 政氏 荏原二
  - 重方 太
- 政成 河勾三
  - 好成 太―好保 小太―盛好 三―幸堯
  - 實政 刑部丞―實高 太
    - 幸實 太―幸員
    - 實泰 六左
      - 宗實 兵庫允 同奉行
        - 實連
        - 實胤 七
      - 幸堯 四
  - 時成 五
  - 宗成 大田六
- 政經 人見六

と。而して實連に「延曆(慶か)三十二四日、山門神輿入洛、衆徒の爲に討たる」と註す。

2 此の氏は東鑑卷五、七、八、九、十一、十五に河勾七郎政賴、九、十に河勾三郎政成、十に河勾七郎三郎、二十五に河勾八郎、三十二に河勾野内、三十六に河勾平右衛門尉、五十に河勾左衛門四郎、下りて太平記卷二十六に河勾左京進入道（小旗一揆）、三十二に河勾彌七見ゆ。

又上月記、康正二年十二月廿日、大和國宇智郡に向ふ人數に河勾五郎を擧げたり。

川勾　カハワ　前條に併せ云へり。

川和　カハワ　武藏多摩郡に川和氏（下柚木村）あり。「先祖を川和豐後と云へり、御嶽社の棟札にも、その交名をのせたれば、こゝに久しく土着せしものなるべし。いまも同氏のものおほし」と。（新編風土記）。河勾氏に同じきか。

河和　カハワ

河輪　カハワ　因幡志に「八上郡谷一ツ木村下山城は河輪四郎左衛門の持城なり」と。

川輪　カハワ

川和田　カハワダ　次條に同じ。

河和田　カハワダ　越前に河和田庄、河和田新庄あり。又常陸にも此の地名存す。

1 秀鄕流藤原姓江戸氏流　常陸國那珂郡（茨城郡）河和田邑より起る。次の流を嗣ぎしなり、春秋條參照。

2 桓武平氏大掾氏流　常陸國那珂郡（茨城郡）川和田邑より起る。大掾系圖に「馬場小二郎資幹―某（川和田九郎）」と見え、又大掾傳記に「川和田云々、此の面々、近代總領奉公の方在也」と。

甲斐　カヒ　甲斐國の外、河内、伊勢等に此の地名あり。又和名抄陸奥國江刺郡に甲斐鄕（陸中）あり、甲斐國人の移住より起りしものならん。

1 甲斐國造　古事記開化段に「沙本毘古王は、日下部連、甲斐國造の祖」と見ゆ、山梨郡に日下部村あり、關係あらん。次に國造本紀には「甲斐國造、纒向日代朝（景行）世、狹穗彦王三世孫臣知津彦公、此の子鹽海足尼を國造に定む」と記載す。三枝直、伴直、壬生直、小谷直（小長谷直）等みな此の一族なるべし。又鹽海足尼の後と思はるゝ鹽見氏あり。此の國造につきては、予輩嘗て卑說あり、其の一節を拔萃す。「此の國造は景行朝の定置と傳へらるゝ事によつて、日本武尊の東征と關係あらうかと考へられる。尊が當國に入られた事は記紀共に之を傳へ、又尊と此の氏族（丹波氏族）とは密接なる關係があつて、尊の妃布多遲比賣（稻依別王の御母）は此の氏族から出られた方である（タニハ條參照）。

日本武尊東征の副將となつた吉備武彦は、武尊の妃吉備穴戸武媛の兄である。又東征に功の多かつた尾張氏建稲種も、武尊の妃宮酢姫の兄である。つまり尊に妃を奉つた强族は、多く東征に名を表はして居る。同様に、否其等の妃よりも、上位にあつたと思はれる布多遲姫の一族なる丹波氏族が、此の東征に關係がなかつたとは思はれぬではないか、私は此の姻籍關係から、吉備氏族、尾張氏族と同樣此の氏族が從軍した事を信じて疑はないのである。而して吉備氏や尾張氏が、東征道筋の國造に補せられた樣に、此の氏族は當國を得たものと思ふのである。(ホ條參照)。

さて甲斐國造の祖鹽見足尼(シホミノスクネ)は國造本紀に據ると、狹穗彦三世孫臣知津彦公の子、つまり狹穗彦の玄孫と云ふ事になつて居るが、狹穗彦は垂仁朝の人である。そして鹽見足尼は景行朝であるから、あり得べからざる事ではないが、一寸時代が合はない樣な氣がする。其處で、これは狹穗彦の弟志夫美宿禰(シブミノスクネ)の事ではなからうかと思ふ。鹽見と志夫美と同語であることは、和名抄、相摸國餘綾郡霜見鄕を後世

澁美(シブミ)とも(曾我物語)、志保見(シホミ)とも(海道宿次記)、又鹽海とも(新編相摸風土記)云つたのでわからう。又此の鹽見宿禰の後裔と思はれる鹽見氏(保元物語)を曾我物語には澁見氏とあるのからも察する事が出來る。けれど古事記にも、沙本毘古王に日下部連、甲斐國造の祖と見え、また志夫美宿禰王に佐々君の祖とあるのだから、狹穗彦の後裔が甲斐國造となつた事は一寸疑へない。其處で國造本紀の鹽見足尼と、古事記の志夫美宿禰とは同名異人かとも思へるが、同じく丹波氏族で、時代から云ふと同人とした方が都合がよいのだから、少しく無理な感じがする。さう考へて來ると、最初狹穗彦の後裔が國造となつたが、あとが絶えたので、其の職が其の弟の志夫美、即ち鹽見の方に移つたのでなからうか。つまり國造本紀は、さう云ふ事實を錯綜して、鹽見を狹穗彦の玄孫と誤まつたのであらうと云ふ樣な想像が湧いて來るが、他に史料がないから如何ともする事が出來ぬ。又どちらにしても同一氏族の間だから大した問題にならぬ。

此の甲斐國造の治所は何處であつたらうか、別に史料がないが、私は簡單に式神名

帳所載山梨郡甲斐奈神社の所在地と答へたい。それは國造一族が此の地方に多く住んで居た事と、其の名稱から、さう思ふのである。甲斐奈については種々の説がある、けれど私は「甲斐の」と云ふ意味で、國造奉齋の社であるから、此の名稱があるのであらうと思ふ。社記や、制札、その他古文書に據ると、此の神社は神親、或は神祖などと記し、又國中諸社の親神で他の社は皆子宮とも、神子とも傳へて居るのは、此の神社が國造奉齋の神社で、國中の親神であつたからではなからうか此の神社は一名林部宮とも云ふ、それは此の地が和名抄に所謂山梨東郡林部鄕でつまり地名を採つた爲である。此の鄕中に猶ほ國立明神と云ふ社があつて(今鹽田村に存す)、甲斐國造第一代の鹽見足尼を祭つたものと云ふ、或はさうかも知れぬ。思ふに、此の鄕が甲斐國造の本據であらう。さうして其の東隣野呂鄕に分家したのが三枝直氏であると思ふ云々(拙著甲斐參照)。

2 甲斐國造　天孫本紀に「(火明命)十世大八埼命、甲斐國造等祖」と見ゆれど、こは斐陀の誤なるべし。ヒダ條を見よ。

されど猶ほ考ふる要あらん。

3　甲斐（無姓）　天武前紀に「甲斐勇者」と見ゆ。こは甲斐の武士の意か。

4　嵯峨源氏渡邊黨　尊卑分脈に「綱―久（源別當）―安（瀧口大夫）―至（源七大夫）―好（甲斐四郎）―於―譬、弟騒、弟習、」また淺羽本渡邊系圖に「綱―久―貞―直―聞（源大夫）―收―堅―至（源七大夫、左馬允、甲斐守）―好（甲斐四郎）―契、弟於（源五）―留、弟騒、弟譬（源五）―高（源八）―宗（源二）」と。こは祖父の受領を稱號とせしにて、直接甲斐國に緣故あるなし。

5　清和源氏武田氏流　時信の後なりと云ふ。諸家系圖纂に「義光（甲斐守）―義清（號甲斐判官）―清光―信義―有義―有信（吉田太郎）―時信（小松太郎、太二郎）」と見ゆ。

6　源姓　斯波家の宿老甲斐氏は源姓なりと稱せらる。餘目舊記に「武衞樣御分國越前國守護代、甲斐左衞門大輔」と。室町時代の大族にして、越前と遠江に所領あり、康正造內裡引付に「二十貫文、甲斐美濃殿、越前國萬匹。御要脚之內皆濟、」「三十貫文、甲斐美濃殿、遠江國萬匹、御要脚之內」とある者、これなり。（斯波武衞家の老臣甲斐美濃守が永和中、越前警固の事、後太平記に見ゆ。）氏人は明德記中卷に「勘解由小路（斯波家）の治部大輔義重も、由宇、二宮、甲斐、朝倉を始として、五百餘騎」と。又文正記に「文正丙戌大亂の根源は、甲斐常治、伊勢貞親、聟舅の好を以つて同心議定し、義敏（斯波）を追ひ退け、義廉を登用す云々。甲斐美濃入道常治・上意を伺ひ、庶子義敏を立てゝ兵衞佐と號す。然る處、義敏・白地の恨を以つて登用の恩を忘れ、家弟近江守を總領に立て、家兄美濃守を却けんと欲す、」と。又「甲斐黨、」「千菊丸、又從父兄弟甲斐左京佐、」「甲斐左京亮、」等の語あり。次ぎて應仁記に「甲斐、朝倉、織田、」また「伊勢守貞親の妾は、甲斐が妹なり云々。」又卷三に「越州へは、武衞義敏下向しける。甲斐八郎、山名方にて土橋城に籠りける。如何したりけるにや、義敏も土橋城に籠らるゝ。其の比朝倉父子在國しければ、之れを追罰して國を治むべき由、御敎書を下さる云々。その時同殿の下桶田口の合戰に、敎景父子粉骨を盡し、甲斐の八郎を攻落す。甲斐は江州海津邊へ沒落す。」と。又應仁略記に「前の美濃の守甲斐の入道、」「甲斐の近江安居の修理の臣、」「甲斐の入道が緩怠」等と。又應仁私記に「甲斐左京亮成實（源）」と。地名辭書に「按ずるに、武家分脉朝倉系圖に『朝倉敎景・斯波義鄕に仕へ、子なく大野持種の男義敏を養ふ。時に家老職織田彈正忠久長、增澤甲斐守祐德、二宮左近將監、千福中務少輔等隙あり。澁川義紀の弟義廉を迎ふ云々』とあれば、應仁記、增源と云ふと合はず。又甲斐を一書には家號とし、一書には官名とす、」と。朝倉始末記、日下部系圖の如きも、增澤甲斐を載せたり。怪しむべし。但し「寬正六年正月十八日、杣山合戰、殿下桶田波着岡保の合戰に甲斐中務を討取る」とも見ゆ。

此の氏の紋は見聞諸家紋に

甲斐

又結城戰場物語に京勢甲斐云々と。

7　橘姓楠木氏流　河內國錦部郡甲斐庄より起る。この地は石淸水延久四年九月五

日文書に見え、又楠木合戰注文に出づ。石佛城(加賀田村石佛)は正成屬城の一にして、甲斐氏の據城なりしと傳へらる。カヒノシヤウ條を見よ。

8 藤原南家土岐氏流　工藤二階堂系圖に「駿河權守維景—景任(甲斐)—資廣—行景—景澄—景光(工藤庄司)、弟時澄」と見ゆ。

9 清和源氏土岐氏流　中興系圖に「甲斐、清和、土岐賴清の男出羽守賴雄・之を稱す」と。

10 藤原南家高倉流　尊卑分脈に「高倉範季の子「範茂、(甲斐守、參議、甲斐宰相と號す)—範繼—範藤」と。東鑑、承久三年條に「甲斐宰相中將範茂」」また承久記に「甲斐の宰相中將範しけ(義イ)」」とある、これなり。

11 但馬の甲斐氏　太田文に「城崎郡新田庄地頭方、二分方、拾七町四反小二拾八步(地頭甲斐入道爲連後家尼四憶)」と見ゆ。

12 阿波の甲斐氏　故城記に「上郡美馬三好郡分、甲斐殿、武田、源氏、芰菱」と。次項と關係あるか。

13 大中臣姓　土佐國の豪族香宗我部氏は東鑑卷三、四、七、所載甲斐小次郎秋家の裔と傳へられ、その文書、並に系圖に「甲斐又太郎重通次男甲斐孫四郎秀賴入道性海」(介良庄西養寺文書)、「甲斐二郎殿、甲斐二郎太郎殿「甲斐小次郎氏秀子息次郎太郎安秀」(西山氏所藏文書)、香宗我部甲斐次郎殿母儀(宮家村々民所藏康安二年、物部庄內惣案主職沽渡狀)。また系圖にては、秋家は甲斐源氏一條次郎忠賴の子と傳へらるゝも、甲斐小四郎秋家は姓大中臣、一條次郎忠賴の家人にして、忠賴の死後、歌舞堪能を以て召出され、後には公文所の寄人となる事、東鑑、元曆元年七月十八日條に「故一條次郎忠賴家人甲斐小四郎秋家」十月六日條に「甲斐四郎大中臣秋家」等あるによりて明白なりとす。猶ほ香宗我部條を見よ。

14 河野氏流　筑前宗像社中津宮の神官河野は二の甲斐と云ひ、瀛津宮神官は一の甲斐河野と稱す。前者の方本家にして伊豫河野の族なりと。

15 菊池氏流　肥後國の大族にして名聲高し。その出自に關しては、菊池傳記に「菊池次郎武房の三男六郎武本、甲斐國に幽居し、子孫甲斐を以て氏となす。武本より四代甲斐六郎重村、後に民部大輔と云ふ」」と。又菊池系圖に「菊池次郎武房—武本(甲斐六郎、子孫・阿蘇家臣と爲る)」と載せ、一本猶ほ武房の弟に甲斐十郎を收む。初め武本の兄菊池隆盛・父に先立つて死す。故に隆盛の子時隆・祖父武房の遺跡を續ぐ。時に武本・遺跡を相論し、遂に鎌倉に至りて北條家に訟へ、判ありて地を時隆に歸す。武本之を憤り、鎌倉諏訪氏宅にて時隆と差し違へて死す(菊池系圖、大日本史、事蹟通考)。

而して甲斐系圖に「藤原武本(菊池六郎、武房の三子)—五郎武村、父に從ひ鎌倉に赴き、父變死す。よりて武村・逃れて甲斐國に至り、都留郡に停り住す)—六郎重村(民部大輔、重村・甲斐に在り、兵を集め、之に將として往つて足利尊氏に屬す。尊氏・命じて肥後守護と爲し、菊池武重を討たしむ。重村大いに喜び、以て鎭西に到り、家號を改めて甲斐と爲し、延元三年九月、大友の家人等と兵を合して菊池を襲ふ。菊池武重之を聞き、合志の鞍嶽に逆戰す。重村大いに敗れて豐後に走り、終に日向に趨き、土持榮綱に寄寓す)—重並(甲斐伊豆守)、弟重安(甲斐

出羽守、應永三十四年生、明應四年乙卯三月朔日死、年六十九、法名攝憐祖傳）」

下城
―重昌（左馬助）―重藤（隱岐守）―重方（七山左衞門太郎）
―重綱（參河守）―親宣（大和守）―親直（民部大輔）―┬親秀（相摸守）―女（木山惟久室）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├親房（左近將監、武藏守）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└親常（主膳）
―重久（犬房丸　和泉守）―┬敦昌（犬房丸　上總介）―┬親昌（隈莊　甲斐守）―鎭昌（次郎）
　　　　　　　　　　　　└誠昌（家城長門守）　　　├鑑昌（若狹守　天文二十一、三二七生害）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├昌興（兵部大輔）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└武昌（兵庫頭）
―誠運（刑部少輔）―女（親昌妻）

一本甲斐系圖には「武本―武定―武治―武忠―忠重―重村―重盛―重俊―重家―重元―重治―重定―重續―重並」とし、又一本には「武本―隆長―重幸―重伸―重藤―重村」とす。且つ菊池傳記に「民部大輔重村を武本四代の孫」とす。眞實に重村を菊池武房の後裔とする時は、年代より推し、此等は世代の數多きに失すれど、或は此の方反つて事實にして、武房、武本の裔など云ふは後世の假冒に過ぎざるか。甲斐國云々も容易に信じ難し。

國志に「益城郡御船城は永正中より甲斐大和守親宣、其の子民部大輔惟親（初名親直）、其の子相摸守親秀（入道宗立）、相續きて在城す。親宣は日州高智穗の郷士也」と。重安は「應永三十四年生、明應四年三月朔日死。」その子重久は「享德二年生、永正九年五月二十二日死。」その子敦昌は「天文七年六月十八日死、年五十五、文保十三年總昌院を建立す。」その弟家城長門守誠昌は日向高千穗河内城主なりき。次に親昌は「母下城重昌の女、」その子鎭昌夭死し、重並の曾孫右馬允守昌（伊豆守）嗣ぐ、隈莊條を見よ。

甲斐大和守親宣は重綱の三男、一本に重村の子とす。久しく日向鞍岡に潛居せしが、阿蘇大宮司惟豐の逃れ來るや、之を迎へて主となし、土豪を聚めて其の兵を將ゐ、永正十四年惟豐を矢部に還す。これより其の家老職となり、諸臣の上に居り、南鄕岩神を居城とす（事蹟通考）。國志に「阿蘇郡草部岩神山甲斐親宣は、武功を以つて益城郡御舟城の主と爲る」と。親直は大友義鑑より、一字を賜ひしなりと。後阿蘇惟豐より一字を賜ひ、惟親に改むとの說あり。剃髮して宗運蕉夢と號す。天文十年十一月、御船房行反するや、惟豐・其の子惟將、並に親直をして之を攻めしむ。惟豐・功により御船城を賜ふ、五百四十町を領せりと。大慈寺記錄に「最初百貫の旦那、御船城主甲斐民部大輔親直」とあり。宗運兵法に精しく、智略あり、天正九年、相良義陽を破りて之を殺す。天正十一年七月五日病死。其の子親秀入道宗立は大友記に三河守鎭隆入道宗立と見ゆ。佐々成政に破られ、後毛利勝信の兵に殺さる。その弟に孫次郎、仙千代、十郎あり、九州記には宗立の弟に玄蕃允惟義（新編古城考に次郎惟義）、惟久（五郎惟秀）を擧ぐ。

宗運の一族に甲斐正運あり、託麻郡健軍城主となり。その子親英は宗運の聟にして、宗運が贈る狀、事蹟通考にあり。その子長鶴丸放縱にして亡ぶ。次に親房は岩尾城守將にして、その子彌左衞門、九兵衞、共に加藤淸正に仕ふ。

安西軍策に豐後甲斐左馬助とあるも此の氏なり。

16 宗氏流　宗氏系圖に「惟宗判官知宗の子某、甲斐六郎、文永十一年蒙古賊と小茂田に戰つて敗死す」と。

17 大江氏流　長井甲斐守大江泰秀等の子孫も甲斐を以つて稱となす。東鑑三十三、

三十四、三十八に甲斐守泰秀、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十二、四十三に甲斐前司泰秀とあるは此の流也。

18 **雜載** 前太平記に甲斐入道宗忠。東鑑三十八、三十九に甲斐前司實章、四十に甲斐二宮二郎、四十二に甲斐前司宗國、四十九、五十に甲斐守爲成、四十九、五十、五十一、五十二に甲斐三郎左衞門尉爲成、四十九、五十一に甲斐五郎左衞門尉爲定、(爲成は前太宰少貳爲佐の孫なり)。又承久記に「かいのむまの助宗泰」見ゆ。

現今、猶ほ磐城、岩代、豐前等にも存す。又有名なる醫師に甲斐の德本あれど、こは一時の稱に過ぎず。

19 **甲斐源氏** 源義清の裔なる源氏を云ふ武田氏族と云ふに同じ。

20 **甲斐德川家** カフフノトクガハを見よ

柯斐 カヒ 美濃、土岐光行の族、賴清三男賴雄の後なりと云ふ。揖斐氏の誤にあらざるか。イヒ條を見よ。

貝 カヒ 甲斐氏に同じきか、豐前下毛郡の豪族にして、天文永錄の頃、貝兵庫頭、貝左衞門尉等あり。

貝賀 カヒガ 藤原姓。赤穗義士に貝賀彌左衞門友信あり。

貝川 カヒカハ 攝津國能勢郡の名族にして、藤原鎌足十八世孫貝川乘政三男長乘、鳥羽天皇の御宇、三十六人の家士を率ゐて、此の地に來り、木代、切畑、大圓の三ヶ村を開發す、と傳へらる。

貝下塚 カヒゲヅカ

貝澤 カヒザハ 上野、陸中、羽後等に此の地名ありて、出羽淸原氏族に此の稱號あり。陸奧話記に「淸原武道を七陣と爲す。字は貝澤三郎云々」と見ゆる、之なり。雄勝郡貝澤邑より起りし名稱なるべし。郡邑志に「貝澤村は富める里なり、昔貝澤太郎といふもの居れりとぞ、屋敷跡のこる、」と。

甲斐下 カヒシタ 石見に現存、正訓不明。

貝島 カヒジマ

貝瀨 カヒセ

甲斐田 カヒダ 陸奧の豪族なるべし。康正三年二月、蠣崎氏が南部氏に攻められし際、戰死せし人に甲斐田與惣八あり。
又河內國交野郡甲斐田村に甲斐田長者なるものありしと云ふ。

貝田 カヒダ 安藝、岩代に此の地名あり。

頴谷 カヒダニ カヒヤ條を見よ。

貝谷 カヒダニ 同上。

貝津 カヒヅ 源姓なりと。應仁私記に「貝津七郎(源惟連)」を載せたり。

貝塚 カヒヅカ 下總國千葉郡貝塚より起りしか。磐若院千葉系圖に「常重―胤元―胤業(貝塚平木領)」と見ゆると關係ありと。

貝沼 カヒヌマ 和名抄陸奧國新田郡に貝沼鄕あり、高山寺本には貝治に作る、岩代にも此の地名あり。
越後岩船郡に此の氏あり、又海沼に作る。美濃にも此の氏あり。

甲斐沼 カヒヌマ

貝野 カヒノ 播磨國に貝野庄あり、その地名を負ひしか。

甲斐庄 カヒノシヤウ 河內の豪族にして錦部郡甲斐庄より起る。橘姓楠木氏の後裔なりと。長祿寬政記に「後陣は須屋、甲斐庄以下の楠黨也、」また「甲斐庄民部丞、同弟新左衞門尉、」「甲斐庄、和田、鹽川以下の河內衆」などを載せ、應仁記に「譽田、隅屋、甲斐庄」また「楠が末葉に、和田、隅屋、甲斐庄とて河內に三人有り」と。また應仁私記に「甲斐莊新九郎まさ續(新左衞門正俊子)」を載せたり。
家紋は肘張菊水なりと。甲斐庄系圖には「橘

姓、家紋菊水。楠正成の裔也。家譜紛失し、其の世系を記す能はず。宮本系圖書に正成の後數代あり、然れども誰某が先祖たるかを知らず。正治（兵右衛門、河内に生れ、國家の騷亂により、本國河内を去り、遠州濱松に往き、家康公に奉仕し、小田原陣に供奉す。慶長四年八月病死、六十三歲）—正房（喜右衛門、家康公秀忠公に奉仕、小田原陣に父と同じく供奉、關原陣に供奉、大阪冬陣、河內案內者たるにより軍功あり。御開陣の後、河內國に於いて本知二千石を賜ふ。寛永七年七月病死、六十七）—正述（喜右衛門）」と。

寛政系譜所載家譜に「正成の弟正氏、其の弟正季の三代正繁・甲斐庄を領せしより家號とす。正繁九代孫俊正—正治—正房なり」と。家紋菊水、橘。

甲斐庄庄五郎

慶長十七年、甲斐庄喜右衛門正房、德川氏に屬して、河內錦部郡地方を食みて錦部郡烏帽子形城に居すとぞ。

榧場 カヒバ

貝原 カヒバラ　常陸信太郡（稲敷郡）に貝原塚あり。而して奥州田村家臣に此の氏あり、又田村郡（岩代）には今も此の氏存す。信濃にもあり。

貝原益軒（損軒）は筑前の人、福岡黑田藩士、利貞（號寛齋、醫師）の子なり。實名は久兵衛篤信にして、字を子誠と云ふ。高祖山金龍寺に其の墓あり。

甲斐原 カヒバラ

頴原 カヒバラ

貝部 カヒフ　和名抄、阿波國那賀郡に海部（加伊布）鄉あり。地理志料に「本朝鍛冶考、阿波氏吉・貝府太郎と號すと。貝府は卽ち海部也。旗下紋帳に此の氏多し」と。アマベ、カイブ條を見よ。

頴谷 カヒヤ　磐城國磐城郡頴谷邑より起る。桓武平氏岩城氏の族にして、仁科岩城系圖に「岩城二郎隆衡—平次郎隆守—左衛門二郎義衡—基秀（頴谷三郎）」とあるより出づ。三坂元弘三年十二月文書に「頴谷三郞（三位房子息）、同助房、同家人良性房之子息彌四郎、同與子四郎」等見え、其の後、頴谷大輔房あり、延元二年正月、佐竹氏の命を奉じて、三筥、湯本の二城を攻む（飯野文書、國魂文書、佐竹系圖、岩城長福寺文書、關城繹史）。建武四年正月十六日麻續盛清軍忠狀に「佐竹彥四郎入道代頴谷大輔房」と。下つて天文の頃、頴谷眞胤あり、神谷條參照。

貝谷 カヒヤ　尾張熱田の名族なり、尾張志に見ゆ。

貝屋 カヒヤ　石見に存す。

貝山 カヒヤマ　岩代國田村郡の豪族にして、貝山藤兵衛は貝山館（中鄉村貝山）に據る、田村清顯の家臣也。

鹿蒜 カヒル　カヘル條を見よ。

甲 カフ　歸化姓ならん。神護景雲元年正月紀に甲眞高なる者を載す。

胛 カフ　神龜元年五月紀に「正六位下胛巨茂・姓を城上連と賜ふ」と見えたり。

甲浦 カフウラ　カフノウラ　土佐の豪族にあり。

鹿深 カフカ　次條に同じ。

○鹿深臣　甲可臣に同じく、近江國甲賀郡名を負ひしものと考へらる。かく郡名を負ひ、且つ奈良朝時代、本郡大領たりしより考へて、本郡第一の大豪族たりしを知るべし。鹿深臣とあるは、敏達紀十三年條に「秋九月、百濟より來る鹿深臣（闕名字）、彌勒石像一驅あり」（これより前百濟に使せし人なるべし。）とあるのみにて、後には甲可臣

とあり。

甲可　**カフガ**　鹿深、及び甲賀と通じ用ひらる。和名抄、近江國に甲賀郡あり、天武元年六月紀に鹿深、天正十四年二月紀に甲賀郡、又甲可に作る、倭姫命世記に甲可と見えたり。次に河内國讃良郡に甲可郷あり、後世甲可莊と云ふ。又志摩國英虞郡に甲賀郷、岩代會津にも此の地名あり。

1　甲可臣　鹿深臣の後裔なるべし。東大寺文書、天平勝寶三年七月二十七日の近江國甲賀郡藏部郷墾田野地賣買券に「擬大領外正七位上甲可臣乙麿、少領无位甲可臣男」と見ゆ。

2　甲可公　朝野群載二十二巻天暦十年六月十三日の官符に「追捕使甲可公是藏」と云ふ人見ゆ。甲可臣の後裔なるべし。「部内の凶黨を追捕せしむべし」と。

3　甲可宿禰　除目大成抄に見ゆ。甲賀臣の後裔なるべし。

4　甲可村主　坂上系圖、阿智王に隨來る村主の内に見ゆ。

5　甲可(無姓)　鹿深臣の族か。揜芥抄に見ゆ。

甲賀　**カフガ**　甲可氏に同じ。古くは多く甲可と云ひ、後世は甲賀の文字を用ふるを常とす。

1　甲賀(無姓)　正倉院天平寶字六年の文書、及び東大寺要錄等に見ゆ。甲可臣の族人ならん。

2　伴姓　蓋し古代甲可氏の後裔ならんも、後世伴姓と稱し、大納言善男の後裔と云ふ。卽ち伴氏系圖に「賴武(藤原)—賴平(正五位下、兵庫助、伊豆國に於いて卒す。伴大納言、近江國甲賀郡に居住。文德天皇の御宇、兵衞尉藤原賴平、山城國松尾大明神を信仰申すにより、年來彼の社に參詣仕り、心中の諸願永(祈歟)。則ち本國に下向する處、神意にも叶ふ物か、忝くも大明神●十一人の小兒に御形を現はし、賴平を行つれ給ひて、近江國甲賀郡、、、、、、向し給ふ御事、眼前の奇特也。又其の夜、、、、、夢想これ有り。此の如き由を御門え奏聞申す。、、、、、、也。此處に松尾大明神を勸請申すべしと、成し下され、、、、、大臣良房、民部善男下向有り。仁壽三癸酉歲八月十八日作事初め、同十一月十八日、山城國より近江國甲賀郡え勸請也。其の時、賴平夢想の告により、神職に補せられ、正五位下に叙せらる。在處の名を平松村と號く。其の時、賴平の妹を妻室と定め、一人の若君を生み、若松丸と號す。元服の後、善平と號す。伴大納言流罪の時、賴平に被(脫字歟)若君、賴平の娘と若君と契約申し、賴武に預け置きて、賴平は大納言殿に御供して配所へ下向、若君と千代女は祖父賴武養育と云々。賴平伊豆國に於いて逝去也」と載せ、諸家系圖纂伴氏系圖には「家持(中納言)—國通(比叡山俗別當)—賴武(大伴を以つて始めて伴と改む)—賴平(右兵衞尉、近江國甲賀郡に居住し、山城國松尾明神を信ずるにより、明神を此の同國同郡松一村の地に遷し、之を御門に奏す。仍りて勅使を下され、攝政太政大臣藤原良房、大納言大伴善男、此の地に下る。仁壽三年八月造營、同年十一月、初めて明神を此の地に勸請す。則ち賴平を以つて正五位に任ぜられ、此の社の神職に補せらるゝ者は、正五位たるべしと。亦松尾の松の字と、賴平の平とを以つて平松村と號く。乃ち善男●之を名く。善男久しく此の地に住し、賴平の妹を以つて妾となし、子あり松若と名づく。後善平と改む。後善男●故ありて左遷せられ、賴平則ち之に從

つて彼地に至る。則ち賴平の娵を以つて松若君に婚し、其の跡を繼がしむ。賴平途に配所に死す」と。

而して其の系は「善男—善平(平松太郎、號甲賀殿、母賴武女)—賴男(母賴平女、一本甲賀太郎、任兵衞助)—善賴(任兵衞尉、號甲賀太郎)—武善(平松太郎、甲賀左衞門尉)—武淸(號甲賀太郎)—武持(平松太郎)—助國(號甲賀、松尾神主、弟宗賢•三位法印)—國平(號兵衞太郎、弟に次郎光善あり)—時平(平松兵衞太郎)—高平(平松太郎)—範平—賴範—範持(太郎、同神主)—範吉(甲賀太郎)—尊平」と見ゆ。なほ平松條を見よ。

又此の氏については次の如き傳說あり、卽ち大岡寺緣起に「昔甲賀三郎兼家、兄太郎次郎と共に遊ぶ。兼家•高懸山の窟に入り、鬼輪王を射殺す。時に太郎次郎•之を穴に陷れて掩ふ。兼家化して蛇と爲る。其の窟は信州水葱の松原に通ず。妻子大に悲み、此の堂を立て丶之を弔す。三十年を經て松原より出で丶、乃ち歸る。已が蛇の躬たるを知らず。故家を問ふ、家人甚だ恐れ、敢て近かず。見る者皆驚き走る。兼家甚だ愧ぢ、夜寺に入り堂板の下に蟠り、觀音の力を以て本身に復し、漸く家に歸るを得たり。妻子一怪一驚し、且つ悲泣し、手を握り夫婦たる事故の如し。是に於て、太郎次郎愧れて自殺す。三郎果して甲賀郡主と爲る」と。猶ほ第六項、及び以下の各項を見よ。古代以來、勢力ありしより種々の傳說の起りしものと考へらる。水口城は甲賀氏の居城なりき。

3 甲賀衆 甲賀二十一騎。北山九家(大久保、大河原、頓宮、土山、芥、隱岐、望月、佐治、神保。一には大久保、芥、望月の三氏なく、黑川、大野、岩屋の三を收む)。南山六家(大原、和田、上野、高峰、瀧、池田)。莊內三家(鵜飼、三雲、內貴。一には「鵜飼、芥、」「望月、服部、」內貴とす)。柏木三家(伴、山中、美濃部。一には「美濃部、堤」とす)。

甲賀五十三士。甲賀二十一騎の外、高野、新庄、杉山、饗庭、針、倉智、八田、小泉、大窪、三雲、鳥居、宇田、上田、杉谷、宮山、中山、牧村、長野、多羅尾、儀峨、山上、小川、葛木、野田、夏見、高山、岩根、大山、上田、平子、黑川の諸家を云ふ。

德川時代、甲賀郡の武士を總稱して、甲賀衆、又は甲賀武士と云ふ。望月黨、杉谷黨、伴黨、鵜飼黨、池田黨、野田黨等最も有名也。全體にて五十三家あり。

4 伊賀の甲賀氏 當國名賀郡黑田邑密嚴院無動寺の寺傳に「天安年中、實譽上人•本堂及び坊舍等を草創、後國主甲賀近江守の歸依により祈願所となり、供佛料として二百五十石を寄せらる」と。伊賀地志に「信濃國望月の諏訪源左衞門尉重賴の一男を信濃守重宗と曰ふ。二男を諏訪美濃守貞賴と曰ふ、三男を望月隱岐守兼家と曰ふ。後近江半國の主となり、甲賀近江守と稱し、晚年伊賀守と爲る」と。望月は甲賀衆の一なり、前項、及び望月條を見よ。

5 藤姓 太神宮諸雜事記に「長久六年十一月六日云々、祭主•官幣を請預して、參向の程、今月二日を以つて、宇伊栗野にして、戒者法師の上道の間、彼等隨身の物を、衞士•奪ひ取りて走り前むこと已に了る。時に法師路邊に留り居り、祭主を待付けて訴へて云ふ、前陣に罷り待る執幣の爲に奪ひ取られし物中、裏物一丸•同じく押取られ已に了る。彼は不淨の物

也。早く糺し返さるべしといへり。問ひて云ふ、何物ぞと。法師の云ふ、安西郡の住人、字は甲賀介藤原惟盛が妻が骸骨也。存生の遺言によりて、比叡の法華堂に安ずる爲持ち上る也と申し畢る。」と。

6 若狹の甲賀氏　神名帳私考所引安居院の神道集に「甲賀權守諏胤（ヲリタネ）が子に、甲賀太郎諏致、甲賀二郎諏任、甲賀三郎諏方とて、三人の兄弟あり。三郎は信濃國蓼科嶽の人穴に入りて、數年奇しき國々を巡れる間、兄二人して三郎が所領を犯し奪へるが、二郎なほ惡逆あるによりて、太郎はそれを避けて、所領下野宇都宮へ下りて、後神となり、示現太郎大明神と云ふ。其の後、數年を經て、三郎・信濃に歸來りて諏方明神となる。二人の兄は、信主明神の計によりて、三郎と中睦まじくなりて、衆生擁護の神となる。中にも二郎は先非を悔ひて、若狹國にて田中明神となれる」趣を記せり。其の本文に「甲賀次郎・先非罪科を悔ひ悲み御意狀有ければ、北陸道守護神となり、若狹國田中明神とて立給へり云々」と。伴氏曰く「そも〳〵此の神道集は、すべては論ふにも足らぬ謾説ながら、甲賀次郎の田中神となれりとしも云へるは、元來甲賀某と云ひし人の由縁ありし古傳説を、下心ありてかく作りなしたるものときこえたり。さらでは世にも聞えぬ當國の田中明神を引出べきにあらず。さて又神道集に、信主明神の事をいへるに、當郡三宅村に信主明神祉あり。此の神の事は、志に『延喜四年六月廿四日降臨、九月八日、創めて祠を建つ。其の明日異人來り拜して、信主明神の字を祠柱に書して去る』と記せり。これ里人の傳説なり。又三方郡上野村に諏訪明神ありて、即ち件の田中神の因に載せたるは緣ありげなり。又伊賀志に、甲賀家傳を引て『醍醐天皇の御世、信濃國人諏訪左衞門源重賴が嫡子望月太郎重家、二男諏訪二郎貞賴、三男望月三郎兼家、若狹國高懸山の强賊を誅伐すべき旨、勅を奉り、即ち賊を平ぐ。兼家殊に武勇を勵みて功ありしを、二人の兄猜みて密に兼家を深谷に押し落し、討死したる由を奏し、おのれら賞に預りて有りけるに、兼家。命死なずして家に歸りしかば、兄弟耻ぢ恐れて迯去りぬ。故に兼家、おのづから兄の所領を得て、勢在りけるに、平將門が謀叛の時の軍に功ありければ、其の賞として近江國甲賀郡を賜はり、後に伊賀半國をも賜はり、佐那具に住り』といへり。此の說も本書には種々疑はしき事ありて、恐くは、信じがたけれど、もはらあとなし事ともきこえず。また羅山文集に『大岡觀音堂は水口に在り。余・緣起を一見するに、甚だ卑俚、云ふに足らず焉。曰く昔甲賀三郎兼家は、兄太郎次郎と共に衆山に遊ぶ。兼家・若州高懸山窟に入り、鬼輪王を射殺す。時に太郎次郎・兼家を陷掩す。兼家・化して蛇となる。其の窟は信州木葱松原に通ず云々』と記されたり。此の巖窟今も在り、高き巖の懸崖山にて、たやすく攀躋て至りがたし。此の山今は字音にカウカク山と呼べど、タカ、ケ山といへりけむ。さて土人も甲賀三郎が入りし窟なりと云傳たり」と。

7 伯耆の甲賀氏　會見郡の豪族にして、永祿の頃、甲賀山城守久具あり、又河岡氏を稱す（伯耆志）。

8 清和源氏　信濃の豪族なり。甲賀氏と信濃國と緣故深き事、以上各項を見よ。猶ほ諏訪湖にも甲賀三郎の傳說多し。伊那郡の甲賀氏は、三穗村立石に館跡あ

り。清和源氏の庶流、近江國甲賀郡甲賀權守勘解由五代の孫甲賀三郎兼氏、此の地に駐足し、里人の尊崇を得、遂に地頭となる。或る時、不思議の靈驗より、菩提心を發し、立石寺の大檀那となり、再興を營む。死後甲賀大明神と崇めて今に至る(南信史料)と傳へらる。

9 雜載　源平盛衰記に甲賀入道成覺、下りて永祿記に「諸侯の輩甲賀傍に有て御當家再興の義、密に進申に付云々」と。

甲賀谷　カフガダニ　攝津大阪の名族にして、甲賀谷文左衞門は傳法町正蓮寺を創立す。

甲木　カフキ　カブトギ條を見よ。

加福　カフク

嘉福寺　カフクジ

甲佐　カフサ　肥後國益城郡甲佐庄より起る。此の地に、阿蘇の別宮三宮大明神鎭座す、社人を赤星氏と云ふ、此の氏と關係あらん。阿蘇大宮司の家人なり。

甲須龜　カフスカメ　應仁記、細川勝元被官に甲須龜氏あり。香曾我部氏に同じ。

甲曾　カフソ　伊豫の豪族にして、河野氏の族也。越智系圖に「河野通清―通經(甲曾冠者と號す、義經の烏帽子子となり經字を

賜ひ、細川家に入りて甲曾加賀守と云ふ)―通親(外祖父武藤家に入り、越後國に住む)」と。豫章記には「舍弟を河野五郎通經と號す。源九郎大夫判官義經の烏帽子子として、經の字を出され、武藝の器量勝れたる故、甲冑五郎と稱さる。義經兵書一流相傳、本より家の兵法を存知上げ、義經流を傳授せらる。其の孫繁昌有げるが、細川武州賴之・上意違背の如くにて、四國下向の時分、當國を取合ける時分、惣領を恨み義を替へて、細川家へ出られ、家中に甲冑與力して、其の儘細川被官になり、文安の比、京四條東洞院に居住して、甲冑加賀守として、細川右京大夫勝元に被官たりしは、此の末流也」とあり。

甲田　カフタ

1 清和源氏　本國甲斐、源賴政の子賴兼の孫盛員が八世憲賴の後なりと云ふ。

2 河内の甲田氏　丹比郡田村鄕の名族に甲田好隆あり。

3 美作の甲田氏　前項好隆の後裔甲田與三左衞門・天正中當國に來る。子孫勝北郡にあり、東作志に「近長邑大庄屋甲田猪右衞門、庄屋甲田仙兵衞」を載せ、「舊毛利元就に仕ふ。藝州折敷畑の戰に敗れて作州に來れり」といへり。

4 周防の甲田氏　安西軍策に「山代一揆大將甲田丹後」、また「甲田丹後嫡子與三郎」等見ゆ。

5 雜載　大阪千日前の名族、また美濃等にも存すとぞ。

合田　カフタ　アフタ　太平記卷三十三に合田筑前守、合田筑前入道等あり、アヒタ條を見よ。

迎田　カフダ　大和國山邊郡白石邑の豪族にして、水涌氏の族白石氏より分る。鄕士記に迎田左衞門、迎田宗實等見ゆ。

甲地　カフチ

甲津畑　カフツハタ　近江國蒲生郡甲津畑邑より起る。輿地志略に「甲津畑村佐々木家に甲津畑勘六左衞門秀政と云ふものあり、此處の領主にして、佐々木高盛の次男なり」と見ゆ。

合土　ガフト　上野發祥の名族、清和源氏新田氏の族にして、尊卑分脈に「新田太郎義重―經義(合土五郞、額戸三郞)―氏經(長岡二郞)―政氏(太郞)」と載せ、中興系圖に「合土、清和、義國末額田三郞男五郞經義・稱之」と見ゆ。

加太　カブト　カダ　次條、及びカダ條を見よ。

鹿伏兎 **カブト** また加太に作る。

1 桓武平氏關氏流　伊勢國鈴鹿郡鹿伏兎邑より起る。關氏の族にして、勢州四家記に「鹿伏兎關家」と見え、五百の大將とす。平重盛次男資盛の後とする如きは信ずべからず。セキ條を見よ。

中古治亂記に「關四郎盛政・足利尊氏將軍に相屬し、關谷を安堵して子息を餘多儲けたり。四男を鹿伏兎に置く、鹿伏兎四郎左衞門尉盛宗と云ふ」と載せ、又一說に盛宗（左京亮）を關家祖實忠六世孫實治の四男とし、實治は猶ほ盛忠、または忠重に作る。又御關家筋目には、盛政の四男を鹿伏兎四郎左京亮賴盛とす。

その後裔については三國地志に「平實親・按ずるに鹿伏兎家の統、讃岐守に任ず、永德元年八月廿七日卒す、永巖哲公と號す。是より先、八郎實信（關實治四男、加太氏始祖）、四郎左衞門尉盛宗、宮內少輔盛秀、近江守秀淸等の名ありといへども、其の系統詳ならず。平貞俊・按ずるに實親の男、左京亮に任ず、應永十七年七月六日卒す、以應善公と號す。平（名闕）・按ずるに、貞俊の男、孫太郎と云ふ。正長元年三月晦日卒す、涼澤心公と號す。平（名闕く、或は秀宗）・按ずるに豐前守に任ず。或る舊記に云ふ、加太家の所領は、加太、楠原、林、楠、平尾、八能（今八野に作る）、安淸（淸は濃に作るべし）一圓、自餘西富田、與河原（今は沒河原に作る）、窪田、今井、黑田、府中（國府歟）已外、關雲林院兩家領と雜入して、二萬石餘ありと云ふ。天正元年八月十日卒す月窓宗心と號す。一說に豐州は越中國にて戰死、其の子右馬助は織田信雄・小出吉政・前田利長等に歷仕、關原の役に功あり。後池田輝政に仕へ病死すと云ふ。又二男六郎四郎盛氏は、天正十二年七月廿九日、長島戰場にて死す。平（名闕・）按ずるに彌三郎と云ふ。天正四年二月四日卒す、雲岳公と號す。實親以下皆加太家の統なり。共に永明禪寺の舊鬼簿に見えたり。」と。

其の故城鹿伏兎城は伊勢名勝志に「加太村字市場に在り、雜木繁茂す。山上壘濠の址尙存す。古井二あり大旱と雖も涸れず。元弘中・關實治の四子盛宗・始めて城を築き之に居り、鹿伏兎氏と稱す。歷世相繼ぎ、六世の孫六郎四郎盛氏（一に次郎四郞に作る）に至りて、織田信長に屬す。天正二年七月、長島の亂に戰死す。信孝其の領邑を收めんとす。其の族家長、及び家臣坂隼人佐愁訴す、因て釆地を減じ、家長の男右馬助を嗣とす。文祿二年牢落して家絕す。或は云ふ、右馬助は關が原の役、池田輝政に屬して戰死す。坂氏の子孫今尙本村に存せり」（五鈴遺響、背書國誌）と。

加太系圖には「左近將監盛治―實親（初め盛宗、四郎、讃岐守、鹿伏兎の祖）―定俊（左京亮）―忠賀（孫太郎、南北更立戰の際、關盛雅と共に北畠氏に與し、北軍と戰ふ）―忠業（右京亮、同上）―定孝（宮內少輔、應仁の役細川方に屬し、相國寺の東門を守り奮戰す）―定則（上總介）―定好（四郎、宮內少輔）―定長（近江守、織田信長、北畠討伐の際、之に從ひ戰功あり）、弟定住（坂藏人、坂家の祖、鹿伏兎鄉內梶ヶ坂に住す、依て氏とす。北畠討伐の時兄と共に出陣戰功あり）、弟縫殿介（坂を氏とす）」と。又「定長の子豐前守（宗心、淺井氏に屬し、姉川に於て戰死す）―四郎（盛氏）、弟六郎（兄弟共に長島一向の賊に與し、織田氏の將氏家經國を討取り共に戰死す）」と。又「豐前守の弟定義

(左京進、天正十一年秀吉に敵對し、開城し、去りて京師に隱れ同所にて命を終ふ。)、弟定保(民部少輔、林家の祖)」と。又「定義の子右馬介（加太城沒落後、安濃津城主織田信包に仕へ、信包より更に加太城主を命ぜられ、後金吾秀秋に仕へ、其の死後池田輝政に仕ふ)—駒之助(西國に流浪す)」又「右馬介弟定俊（中務介、道闕、加太に住ず)—重宣（初め定宣、彌左衞門、伏見城主松平隱岐守定勝に仕へ、定勝の轉封に從ひ桑名に移る)—七兵衞定雅(藤堂藩)、平太重孝、佐五兵衞實孝」等見ゆ。

2 **甲斐の鹿伏兎氏**　劔客鹿伏兎刑部は此の氏也。山梨郡牛奧村の名族。

甲　**カブト**　尾張、武藏、飛驒等にあり。六鄕衆の一にして、又力不刀ともあり。當地の公文なりし氏にして、公文氏とも云ふ(淺會良)。又刀禰職も力不刀なりと。

甲頭　**カブト**　**カフトウ**　常陸の名族にして、新編國志に「甲頭、或は加布藤に作るは疑はし。蓋し鹿島郡神門原の邊に起る。甲頭刑部少輔は塚原卜傳の門に刀槍術を得て名を知らる」と載せたり。

兜木　**カブトギ**

甲木　**カブトギ**　石見にあり。

甲作　**カブトツクリ**　和名抄、山城國綴喜郡に甲作鄕あり、ヨロヒツクリと訓ずべきか。其の條を見よ。

甲藤　**カブトフヂ**　正訓不明。

甲友　**カフトモ**　正訓不明。

甲奴　**カフヌ**　**カフノ**　又甲努に作る、和名抄備中國小田郡に甲努鄕、加布乃と註す、又備後國に甲奴郡あり、加布乃と註し、郡內に甲奴鄕を收む。

甲能　**カフノ**　天武天皇の皇裔なり。

1 **甲能(無姓)**　姓氏錄、左京皇別に「甲能、從五位下御方大野の後也。續日本紀合」と見ゆ。御方大野はミカタ條を見よ。

2 **甲能朝臣**　前項氏に同じ。姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。

甲野　**カフノ**　肥前國彼杵郡の豪族にして大村氏に仕ふ。同地鄕村記に「浦上北村、觀應天文の際に到り、當村の地頭浦上沙彌淨賢、同沙彌惟西、同兵庫亟泰家、同小次郞俊家、甲野次郞太郞入道覺心」と見えたり。ウラカミ條を見よ。

又大村藩士系錄に「河野氏、延喜の比、豫州の住、河野高橋前司靈友久なる者（孝靈天皇の苗裔たるにより、靈を以つて姓と爲す。天慶亂後、故ありて越智姓を賜ふ云々)、あり。是れを始祖と爲す也。正曆五年、河野某・直澄公に陪從し奉り大村に來る。陪從する所の七氏の其の一也)云々」と載せ、「數世甲野榮周、その子榮龍(田中某)・郡村今富城下田中屋敷に居住、文明十三年大村純伊公幸天社千日詣の時、道筋に松樹を植ら、榮龍之を奉行す」とあり。カウノ條參照。

合羽　**カフハ**　**カツパ**　攝津國西成郡の豪族にして、寶曆年間、合羽幸八なるもの合羽島を拓むと云ふ。

甲波　**カフハ**　上野國群馬郡に式內甲波宿禰神社あり、承和十年紀に從五位下を授け奉る。蓋し甲波氏の氏神たるべし。

甲原　**カフハラ**　**カブトハラ**

甲府　**カフフ**

○甲府德川家　松平氏の族なり。德川將軍家光の子綱重、甲州一國を賜ひ、甲府に居城す。其の子綱豐、五代綱吉の嗣となり、將軍となる。七代將軍家宣・これなり。

甲村　**カフムラ**　安藝國高田郡の豪族にして、甲村加賀の宅址・多治比村葛籠にあり(藝藩通志)。石見にも此の氏存す。

甲本　**カフモト**

1 藤原姓　美作久米郡の名族にして、傳說に據るに「鎌足十三世孫從三位中納言爲麿・久米庄を領し、甲本左兵衞輔と云ふ。その裔甲本伊豆守忠麿に至り嗣子なし、よりて嘉間惠野城主河原左兵衞尉の嫡男四兵衞の弟忠康を養子とす。この人・二姓の一字を採りて河本肥後守忠康と稱し、坪井山城に據る。天正六年三月、宇喜多直家の將、兒島三保介、延原彈正等に攻められしが、家臣難波五左衞門綱正、敵に通ぜし爲、城陷り、神保に走り自殺す。その子右馬允範利は神代中賀美屋敷に居り、男を千代丸忠賴と云ふ」と。又津山にもあり、「範利五代の孫甲元安兵衞元祿年間當地に移り六代にして當主安五郎氏に至る。」とぞ。

2 安藝の甲本氏　高田郡川本村の宮城主たり。大内氏の麾下にして堀江筑前の子より出づとぞ。

甲元　カフモト　前條に同じ。

甲森　カフモリ

甲谷　カフヤ　正訓不明。

合屋　カフヤ

甲山　カフヤマ　備後山内家の一なり、ヤマノウチ條を見よ。石見にも存す。

甲良　カフラ　カハラ　和名抄、近江國犬上郡に甲良鄕あり。輿地志略に「今河原莊と云ふ所是なり、甲良かはらと訓ず、」と見ゆ。

1 佐々木氏流　この氏は上述の地名を負ひしにて、尊卑分脈に「高極左衞衞尉高氏(正中三出家)

- 秀宗(左衞門尉)―秀春(三川守)
- 高秀(甲良五郎左衞門尉 治部少輔 大膳大夫)
  - 高詮(左衞門尉 治部少輔)
    - 高光(民部少輔 三郎)
    - 高數(加賀守 九郎)
  - 滿秀(左衞門尉 治部少輔)
  - 秀重(六郎、左衞門尉)

又佐々木系圖には「高氏―(高橋甲良)秀宗(四郎左衞門、和州水趣寺に於いて討死、)―秀春(三川守)―高德(四郎、三河守、應永十二二死)―高繼(四郎左衞門)」とあり。

2 甲良番匠　前項氏の後にして、輿地志略に「甲良豐後守宗廣は當國犬上郡甲良莊の產なり。佐々木扶義十六代の末京極三郎左衞門持高・當國蒲生郡弓削の鄕を領す。界内に甲良明神の社あり、因て稱號とす。持高より七代の末、甲良三郎左衞門光廣、時々京都に遊びて、建仁寺門前の匠家によつて其の術を見る。遂に其の弟子となる、是れ甲良氏建仁寺流の番匠の祖也。光廣より五代の末、豐後守宗

廣・其の業に精しく、其の事に秀ず。慶長年中、東照神君・宗廣を呼びて東武番匠の棟梁とし給ふ。是より營作の事、宗廣預り聞かずと云ふことなし。子孫相續して幕下に在り」と見ゆ。陸奧津輕八坂神社慶長十一年棟札に「大工山城國甲良宗忠」と。

3 江州中原氏流　これも近江發祥の豪族にして、江州中原氏系圖に「成俊(丹後守)―成行(號愛智大領)…仲行(中次郎)―秀仲(新宮氏の子)―仲平(薩摩大夫、當國愛智住人也。然りと雖、入聟に就て甲良庄に住宅す。然る間、甲良某と號す、)―信仲(甲良中太)―信忠(甲良太郎)…信宗(刑部丞)―信成(太郎左衞門尉)…信高(甲良左衞門太郎、始めて二階堂と號す)―信永」と。以下二階堂條を見よ。次に「信仲の弟盛家(後薩摩大夫)、弟道平(甲良中三郎)―忠永(中左衞門)…遠忠(宮內右衞門)―氏忠(太郎兵衞)、」また「道平弟甲良五郎―彌次郎―信經(中宮亮)―景高―景經、」また「信成の弟に信義(甲良六郎左衞門)―信實(仲兵衞)―信貞(仲內左衞門)、弟眞信(甲良衞門太郎)―信直(二階堂、全堂と號す)」とあり

4 鎌倉大草紙に持氏方甲良氏見ゆ。

合良 カフラ 和名抄に薩摩國日置郡合良鄕あり。

球浦 カプラ 和名抄下總國匝瑳郡に珠浦鄕あり、珠は株の誤かと云ふ。

鏑木 カブラギ 下總、越前等に此の氏あり。

1 桓武平氏千葉氏流 下總國匝瑳郡(今香取郡)鏑木邑より起る。千葉氏の族にして、千葉系圖に「常胤—胤正—胤時(千葉八郎、家號白井)—胤定(千葉九郎、家號鳴矢木)——

- 定氏(九郎次郎)—次郎
- 行定(六郎)
  - 親胤(孫太郎)
  - 胤繼—行胤(孫次郎)—太郎丸
- 胤國(七郎)—胤幹(彌八郎)—胤繼(孫九郎)
- 胤泰(八郎 鳴矢木)
  - 胤朝(彥八郎)
    - 胤高(彌八郎)
    - 小八郎
    - 余一
  - 胤鑒(彥九郎)
  - 胤信(彥十郎)
  - 胤方(余一)
- 十郎
- 理胤
- 五郎

と。鳴矢木は田所本には鏑木に作る。此の鏑木氏は千葉家四宿老の一にして、鏑木城に據り、天正末に至る。城墟儼然・

尙ほ存すとぞ。此の地の鏑木山光明寺(胤定院、寺社分限帳)は傳へ言ふ、文永中、胤定・之を創め、記主禪師を以つて開山となすと。又老尾神社に鏑木胤宣の寄附狀あり。

鹿島大禰宜系圖にも此の氏の事見ゆ。

2 同上金田氏流 上總國武射郡に蕪木邑あり。鏑木家胤の弟常泰、此の武射郡を領し、蕪木氏と稱し、以つて宗家と別つ、今蕪木村に城墟尙ほ存すとぞ。系圖に「金田小太郎賴次—康常—成常—胤泰(鏑木氏を稱す)—常泰—常時—常賴」と見ゆ。

3 加賀の鏑木氏 三州志石川郡松任城條に「其の後、賊將鏑木右衞門大夫入道常專、其の子右衞門尉賴信、其の子勘解由の三世、此に在城と云ふ。天正五年上杉謙信の爲に陷落し、賴信之に死す」と。又河北郡殿館條に「龜田岳信・松任の城主鏑木右衞門大夫を謀りて女婿とし、鏑木父子を森下へ迎へ、伴つて之を殺す」と見ゆ。

4 幕臣鏑木氏 寬政系譜未勘に鏑木一氏を收む。

5 雜載 又東國太平記に「關ヶ原戰の際、奧州白河郡中畠の浪人蕪木某が上杉氏に

隨ひて白河表に働きし事」見ゆ、磐城岩代に此の氏現存す。

又日本敎育史資料に「佐倉藩堀田家の家中に於いて、洋學、醫學の由來を探るに、初め天保九年、鏑木仙安に和蘭陀醫術修行を仰せ付けられ、江戶箕作氏に入門、又長崎へ修行仰せ付けらる」と。又椿新田開墾事略に「遠所臺に古墳あり、石棺は千葉石にて造れり。千葉石を土人又鏑木殿の煉石と云ひ、鏑木氏造り初めしと傳ふ、鏑木村長泉寺の庭に數個あり」(地名辭書)と。

鳴矢木 カブラギ 前條氏に同じ。

蕪木 カブラギ 前條氏に同じ。

蕪城 カブラギ

鳴矢 カブラヤ 和名抄、下總國印幡郡に鳥矢鄕あり、高山寺本には、鳴矢鄕に作る。

蕪坂 カブラザカ 日用重寶記に出づ。

加布里 カブリ 筑前國怡土郡加布里邑より起る。加布里兵部左衞門は筑前原田家臣にして、朝鮮征伐の際船頭たりしと云ふ(新編會津風土記、原田文書)。

甲力 カフリキ カウリキ條を見よ。

漢辨 カベ 和名抄安藝國安藝郡に漢辨鄕あり、高山寺本に加倍と註す。

加部　カベ
1　讃岐の加部氏　寒川郡鴨部郷(カベ)より起りしか、源平盛衰記に「平家の侍に讃岐國住人加部源次」と云ふ人見ゆ。
2　上野にも此の氏あり。

家部　カベ　ヤカベ條を見よ。

可部　カベ　石見に現存す。

嘉部　カベ　信濃に現存す。

壁巣　カベス　奥州田村にあり。

楓　カヘデ
○楓朝臣　但馬の豪族にして、元慶二年九月紀に「但馬國美含郡、從七位上若倭部氏世、貞氏、貞道等の三人、姓を楓朝臣と賜ふ。氏世等・楓朝臣廣永の男文林の兄弟也。廣永改姓の日、名字を漏脱す。今追うて之を賜ふ」とあり。ワカヤマトベ條を見よ。

雞冠井　カヘデヰ　山城國乙訓郡雞冠井より起りしなるべし。細川両家記に此の氏見ゆ。トサカヰ條を見よ。
又土佐一條家臣にも此の氏あり。

壁谷　カベヤ　カベタニ

鹿蒜　カヘル　和名抄、越前國敦賀郡に鹿蒜郷あり、加倍留と註す。

歸山　カヘル　越前國敦賀郡(南條郡)歸山より起りしか。加賀藩給帳に「五百石(丸内上羽蝶)歸山永太郎。貳百石・歸山五左衛門。百五拾石・歸山義太郎」を載す。

賀寶　カホウ　和名抄、周防國吉敷郡に加寶郷あり。カカホかと云ふ。

河北　カホク　カハキタ條を見よ。

顏戸　カホド　近江、美濃、上野等に此の地名あり。

嘉麻　カマ　筑前國に嘉麻郡あり、和名抄に加萬と註す。

加麻　カマ　次條に同じ。

加摩　カマ　前々條の嘉麻郡加麻莊より起る。大藏姓岩門氏の族にして、大藏系圖に「種直(太宰大監、岩戸少卿)—種益(早良太郎大夫、號加摩兵衛尉)」と見ゆ。加麻兵衛尉・平家西海沒落の時、安德天皇を奉ぜしが、源範頼の來るや三穗城に據る。

賀萬　カマ　和名抄、長門國美禰郡に賀萬郷あり。

珂磨　カマ　和名抄、備前國磐梨郡に珂磨郷あり。盛衰記に「備前國珂眞郷の惣官賴隆」を載せたり。

釜　カマ　三河に釜庄あり、その他、美濃、備中にも此の地名あり。

鎌　カマ　安閑紀に筑紫鎌屯倉見ゆ。

蒲　ガマ　カバ　遠江國長上郡(濱名郡)蒲(カバ)邑より起る。貞觀十六年紀に、蒲大神白伊大刀神あり、又蒲御厨あり、鎌倉大草紙に「遠江國蒲之庄御厨」と。

1　藤原氏　前述蒲庄開發藤原靜並(後改仲譽、童名藤王)は越後人、遠江大掾となりて此の地に來り、蒲を苅つて田畠を開き、大同元年、初めて大神宮を齋くと云ふ。古文書に「蒲御厨惣檢校清成(治承)、清保(曆應)」等見ゆ。
2　清和源氏　又蒲生に作る。源範賴の後也。範頼は熱田なる當麻五郎貞稔が許にありしが、平治の亂後、當國蒲生御厨福祭領、前勘解由亟季成(福祭領貞稔が親ともあり)の家にひそむ。長寛の頃、一條中納言の室に迎へられて京都に上り、仁安二年十四歳の時、再び當地に下り、治承四年賴朝擧兵によりて鎌倉に赴きし也と云ふ。尊卑分脈に「義朝—範頼(遠州蒲生御厨に於いて出生の間、蒲生冠者と號す。母は遠江國池田宿の遊女)—範圓」と見ゆ。東鑑卷二に蒲冠者範頼云々。
3　清和源氏足利氏流　喜連川系圖に「足利宮内少輔泰氏—義顯(蒲次郎、澁川殿)」と見ゆ。

釜居　カマヰ

莞井　ガマヰ

釜井　カマヰ　常陸稻敷郡(信太郡)に釜井邑あり。奥州田村家々臣に此の氏見ゆ。

蒲池　ガマイケ　ガマチ條を見よ。

釜石　カマイシ　陸中國閉伊郡に釜石邑あり。

釜內　カマウチ　播磨赤松氏の族にして、赤松系圖に「宇野爲助、釜內云々等の一族也」と載せ、又石野系圖に「播磨守家範―左衞門督久範―範春(釜內小次郎)」と見ゆ。赤松家風條々事、御一族衆に此の氏を收む。完粟郡山埼邑の山埼城は釜內範春の築く所にして嘉吉元年陷るとぞ。

竈江　カマエ　豐後の豪族にして、大神姓、佐伯氏の族なりと、佐伯系圖に「九代佐伯豐前守惟秀―惟叟(竈江三郎)」と見ゆ。

釜江　カマエ　石見に現存す。

蒲形　ガマガタ　三河國寶飫郡に蒲形庄あり。東鑑、文治元年條に「熊野山領、參河國、竹谷、蒲形莊」と。今の蒲郡とは、近年、蒲形、西郡の二邑名を廢して之に代へたる也。

鎌形　カマガタ　武藏國男衾郡(比企郡)鎌形邑(釜形鄕)より起りしか。鹿島大禰宜系圖に「カマガタ左衞門太郎」見ゆ。

鎌上　カマカミ　次條に併せ云へり。

鎌苅　カマカリ　次の二流あり。

鎌狩　カマカリ

1　卜部姓　大和鎌田系圖に「天兒屋根命十七代卜部鎌大夫の苗裔、家紋藤巴、丼に二振鎌。筒井氏の族。鎌狩左衞門介卜部氏綱(後に治部少輔と號す。和州葛下郡鎌田村に居す。母慈明寺土佐守の女)―鎌狩左衞門大夫卜部氏治(多武峰妙樂寺邊に居住す。大織冠鎌足大明神に給仕す。永祿十二年、當社大明神・吉野山へ奉遷の時供奉。元龜二年多武峰へ御返還。天正十六年、當社大明神同國添下郡郡山、奉遷、大和大納言殿の御代なり。同十八年に御返還也。一說に慶長二年御返還と云ふ)」と。又氏治の弟「卜部直豐(母は妾腹楠原氏の女也。後松村仁左衞門、法名懷阿彌。室は松倉彌七郎女)―松村兵右衞門直能(後に仁右門門と號す。法名量阿彌禪士。筒井順慶公に仕へ、數度軍功これ在り」と。

2　源姓　周防熊毛郡の豪族にして、海東諸國記に「義就、丁亥年、使を遣はし來りて觀音現像を賀し、書して周防州上關大守鎌苅源義就」と。

鎌木　カマキ　津輕にあり。

鎌范　カマクサ

竈口　カマグチ

○竈口君　日本武尊の裔にして、天皇本紀、成務帝條に「葦敢竈見別命は竈口君等の祖」と見ゆ。竈口は相摸鎌倉と同じきか。鎌倉條參照。再按するに、次の大和の釜口ならん。

釜口　カマグチ　大和、甲斐、淡路等に此の地名あり、前條氏の後裔か。

1　竈口姓　大和國式上郡の釜口邑より起る。大和國陳迹名鑑圖說に「釜口山長岳寺は百石也。日本武尊第十男釜見王は釜口氏也。廟所に弘法大師精舍を建立し給ふ」と見ゆ。然らば前條竈口氏の裔たるなり。此の氏の後裔は國民鄕士記に「釜口新介、日本武尊の子竈見別皇子、釜口祖」と載せ、又早く建長四年楊本庄注進狀に釜口與禰なる人あり。

2　伊勢、志摩にも此の氏存す。

鎌倉　カマクラ　和名抄、相摸國鎌倉郡に注して、加末久良と載せ、郡內に鎌倉鄕を收めて、加萬久良と註す。其の他、東京に鎌倉町、近江、岩代、出雲等にも此の地名あり。

1 鎌倉別　日本武尊の裔にして、相摸鎌倉より起る。古事記に「足鏡別王は、鎌倉之別云々の祖也」と見えたり。而して足鏡別王は書紀に蘆髮蒲見別王と載せ、蘆敢竈見別王に同じければ、此の氏は前々條竈口君と同一ならんとの説あれど、釜口と云ふ氏あれば、別ならんか。

2 桓武平氏　平忠通、鎭守府將軍となりて、鎌倉郡にあり。其の子景通・よりて鎌倉氏を稱すと云ふ。尊卑分脈には「高望王―常陸少掾良茂―下總介良正―公雅弟致成（或本公雅の子云々、瀧口太郎）―景成（鎌倉權守）―景正（鎌倉權五郎、御靈大明神是也）―權八郎景經―景忠（大庭太郎）、其の弟景長―景時（梶原平三）」と見え、桓武平氏系圖には「高望王―良文（村岡五郎）―忠賴―忠通（村岡五郎）―景道（平子民部大夫）―景政（鎌倉權五郎）」また景道の弟「景名（鎌倉安藝權守）」とあり。三浦系圖には「忠通（村岡五郎）―章名（甲斐大守、一説・此の人なし）―忠通―章名

―景通（鎌倉權大夫）―景久（梶原）―景長―景清
―景村（鎌倉四郎大夫）―景明―景宗（大庭）―景義
―景成（鎌倉權守）―景政（權五郎）―景繼（小大夫）―義景（長江太郎）

と。又諸家系圖纂は尊卑分脈に同じく、而して良正の系に「在右可勘、此説不用」と載せ、又所引東記には「忠通（陸奥介）―景道（鎌倉權大夫）」と見え、其の出自區々にして一定せず。蓋し後世の僞作にて、鎌倉別の後にあらざるか。

陸奥話記に「修理少進藤原景通（六騎の一）」云々、藤原景季は景通の子也、年二十餘、性・言語少く、騎射を善くす云々」と。これ或は、此の氏の祖先なるべし。然らば藤姓を冒せし事もあるか。

權五郎の事は後三年記に「相摸の國の住人鎌倉の權五郎景正といふ者あり。先祖より聞え高きつはものなり。年纔に十六歳にして、大軍の前にありて命をすてゝたゝかふ間に、征矢にて右の目を射させつ。首を射貫きて、兜の鉢付の板に射付けられぬ。矢をおりかけて當の矢を射て敵を射とりつ。さてのち、退き歸りて兜をぬぎて、景正手負たりとて、のけざまにふしぬ。同國のつはもの三浦の平太郎爲次といふものあり。これも聞え高き者なり。つらぬきをはきながら、景正が顏をふまへて矢をぬかんとす。景正ふしながら刀をぬきて、爲次がくさずりをとらへて、あげさまにつかんとす。爲次驚いて、こはいかに、などかくはするぞと云ふ。景正がいふやう、弓箭にあたりて死するは、つはものゝのぞむところなり、いかでか生ながら足にてつらをふまるゝ事あらん。しかじ汝をかたきとして、われ爰にて死なんといふ。爲次舌をまきていふ事なし。膝をかゞめ顏を抑へて矢をぬきつ。多くの人・是を見聞き、景正が功名をいよ〳〵ならびなし」と。

又平家物語に「鎌倉云々」、源平盛衰記に「鎌倉權五郎景政が末葉大場三郎景親を大將軍として云々」また鎌倉黨の語あり。大庭（高座郡）、股野、長江、梶原等は此の後にして、又長尾、香川等も此の裔と云ふ。各條を見よ。又鎌倉東慶寺大工棟梁金子氏文書に鎌倉源二三郎見ゆ。又土佐軍記に香宗我部氏を權五郎景政の末也とす。磐城國石川郡に權五郎館（澤田村大字赤羽）あり、一名一夜館と稱し、鎌倉權五郎一夜に築く所にして、將軍源賴義の留りたる館なりと。後賴義義家と共に安倍の一族を亡ぼし、諸將士を會し、此に英勇の士を置き東夷を鎭せしめ、白河關を押へしめしと云傳ふれど疑はし。

3　但馬の鎌倉氏　太田文に「朝來郡云々日海院宮御領(史本六字無)二條院勅旨田拾町、地頭鎌倉新左衛門尉女子」と見ゆ。

4　隱岐の鎌倉氏　視聽記に「隱岐は鎌倉右大將家の時、地頭・之を治められ、其の人魁首、故に國人鎌倉入道と稱して、遂に其の姓名を失ふ。佐々木隱岐判官泰淸の一族か。是れ必ず庄野五郎の先祖也」と見ゆ。

5　鎌倉家(藤原北家御子左冷泉家流)　御子左系圖に「爲家—冷泉爲相(號鎌倉)—爲成、弟爲秀」と見ゆ。

6　鎌倉家(藤原北家日野家流)　日野一流系圖に「日野資實—家光(權中納言)—資宣(權中納言)—俊光(號鎌倉大納言)—資冬、弟資名、弟資朝、」と見えたり。

7　淸和源氏嫡流　源經基・鎭守府將軍に任ぜられ、其の子賴信、孫の賴義等、相續ぎて此の職に補せられ、且つ相摸守たりし事あり。源家と鎌倉との關係は既に此の頃結ばれしと云ふ。東鑑に「鶴岡の八幡宮は賴義の勸請にして、義家・修覆を加ふ」と。一說に「鎌足の孫染屋太郎大夫時忠・東八ヶ國總追捕使となり鎌倉に居る。後上總介平直方。鎌倉を以つて屋敷となす。賴義・相摸守として下向の時、直方の聟となり、義家を生み、鎌倉を讓る」と云ふ。信じ難きも源家と關係の早きは史實とすべし。その後、義平・この地に在り、尊卑分脈に「義平・號鎌倉惡源太」と見え、その他、平治物語以下、皆鎌倉惡源太義平に作る。その弟賴朝・鎌倉に據りて幕府を開き、鎌倉右大將と呼ばれ、實朝は鎌倉の右大臣と稱せらる。

8　淸和源氏足利氏流　尊氏の弟基氏・關東管領として、鎌倉にありしより、鎌倉殿、或は鎌倉公方と呼ばる。海東諸國記に「上總州云々、鎌倉殿の居る所、國人之を東都と謂ふ。今鎌倉殿、源氏仁山の後、鎌倉以東に據り叛す。二十餘年國王累征克たず」と。上總と云ふは誤なるや明かなり。

9　信濃に此の氏現存す。

蒲阪　**ガマサカ**

鎌崎、**カマサキ**　陸前に此の地名あり。

蒲崎　**ガマサキ**　淸和源氏新田氏の族にして、「新田太郎政義—助義(蒲前法印)」なりと。

釜澤　**カマサハ**　陸奧二戸郡に、釜澤邑あり。

釜下　**カマシタ**

釜島　**カマシマ**

釜瀨　**カマセ**　筑後の豪族にして黑木氏に屬す。源姓と云ひ、又調姓とも云ふ。天文中津江社寶殿再興棟札に「釜瀨大和守源賴之、代官八尋舍人允藤原光昌、正大宮司檜室彈正忠藤原兼元、祝部向橋外記」と。又生葉郡大石村弓立明神棟札に「釜瀨大和守調家多、當代官釜瀨大膳亮、同玄甫、文祿三年云々」と。黑木條參照。

石見にも此の氏あり。

鎌田　**カマダ**　蒲田、釜田と通ずる事あり、對照せよ。甲斐に鎌田庄、其の他大和、遠江、駿河、武藏、常陸、磐城、岩代、越後、但馬等に此の地名あり。

1　守部姓首藤氏流　源家第一の老臣にして、保元物語に「義朝に相從ふ兵多かりけり。先づ鎌田次郞正淸を始めとして、後藤兵衞實基、近江國には佐々木云々」と。又平治物語に於いても「鎌田兵衞正家」を郞等の第一に載せたるによりて、之を知るに足らん。正家は正淸の事なり、同書卷の一、除目の條に「鎌田次郞正淸は兵衞尉になつて、正家と改名す。今度の合戰にうち勝ちなば、上總國を賜ふべ

き由宣ひけり。」と。

此の氏の出自については、尊卑分脈に、「(首藤)助清(主馬首なるに依り、首藤と號す。三川國住人、主馬首、本姓守部氏の故也云々)—助道(首藤權守、賴義朝臣郎從七藤內其の一也。)—通清(號鎌田權守、爲義郎從、或助清の子云々)—正清(兵衛尉)—女子(金子尼)」と。また山內首藤系圖に「資清—資通(號守藤權守)—通清(號鎌田權守、北條四郎時政の烏帽子親云々、駿河國に住む)—正清(同次郎兵衛尉、正治亂時、源義朝に相具し從ひ、平治二年正月二日、尾州長田庄司に於いて誅せらる)—女子(鎌倉大將家女房、花山院法印室)」と。內・資道は後三年記に「藤原の資道は將軍の、ことに身親き郎等なり。年わづかに十三にして將軍の陣中にあり」と載せたり。

正清は義朝に從ひて尾張長田莊司忠致宅に殺され、その妻(莊司の娘)夫に殉せし事は平治物語に詳かなり、ヲサダ條を見よ。又東鑑卷四に「正清(號鎌田次郎兵衛尉)の首」の事を載せ、又その女の事も東鑑に見えたり。

正清の子孫は鎌田氏の一系圖に「通清」

—政家(兵衛尉)—┬俊長(新藤次)——行俊(次郎左衛門尉)
　　　　　　　　├光政(彌藤次)
　　　　　　　　└光次(藤次)
—爲成(七郎)

と見えたれど、詳かならず。內光政は源平盛衰記に「鎌田藤次光政、」「鎌田兵衛政清が子に藤太盛政、同藤次光政」と見え、俊長は伊豆志稿に「政家の子俊長・本州伊東に來る。東鑑に藤井俊長と見ゆるこれなり。其の子を行俊と云ふ」と。フヂキ條を見よ。次に行俊は東鑑、四十、四十一、四十五、四十六、四十七、四十八に鎌田次郎兵衛尉行俊、五十、五十二に鎌田二郎左衛門行俊、猶ほ二十九に鎌田次郎兵衛尉とあるも此の人か。

次に系圖に政家の弟とする爲成は東鑑卷二養和元年閏二月廿三日條に鎌田七郎爲成とあり、果して爲成の弟なるや否や詳かならず。

2 武藏の鎌田氏　葛飾郡に鎌田邑あり、關係あるか。新編風土記、都筑郡の條に「山田城は山田村の東の方にあり。高さ三丈餘登りて一丁四段許の處なり。今城跡と唱ふるは北の方にあり。されど誰人の居城なるかをつたへず。或は鎌田兵衛正清が居住せし處なりといへど覺束なし、」と。

又埼玉郡に鎌田氏あり、「埼玉村鎌田氏の居蹟、村の北にあり。鎌田五郎左衛門といへる人の屋舖蹟なりと云ふ。此の人は成田氏の家人なりといへど、成田分限帳に此の人を載せず。別に『永二十貫文、鎌田修理』なる者見ゆ、これ等其の一なるべし、」と。

3 甲斐の鎌田氏　中巨摩郡に、鎌田邑あり、古く鎌田庄(後宇多院御領目錄)と云ひし地にして、鎌田正清の釆地なりしと云ふも詳かならず。本州鎌田氏は又都留郡にもありて、東鑑建曆三年五月七日條に「甲斐國福地鄕鎌田兵衛尉」と見ゆ。これより前、當國守國傳說に、鎌田氏あり。三枝守國・その家に入贅して、四男子を生む、能呂、林戶、立河、際會、四家の祖これなりと。

猶ほ第十九項を見よ。

4 遠江の鎌田氏　磐田郡に鎌田御厨あり。濱松城本丸、石上古鐘の銘文に「山名郡鎌田御厨下和口の阿彌陀堂、永享九年丁巳十月廿二日、鎌田小大夫高傳、」と。その長江村萬福寺に鎌田兵衛の墓存す。

5 卜部姓　大和の豪族にして葛下郡鎌田

邑より起る。春日社千鳥家文書、天正十一年御神供米吐田庄納帳に「カマタトノ」と見え、鄕士記に「鎌田藤兵衛（天種子命十六代鎌田大夫と云ふ。卜部姓也）、鎌田道範」と。また筒井諸記鎌狩系圖に「鎌狩左衛門介卜部氏綱（葛下郡鎌田村に居す）―女子（母慈明寺氏女、鎌田村の居住鎌田藤大夫の妻、天正中・鎌田の領主と云ふ、片岡新介に與力す）」とあり、鎌狩條參照。また和州高付帳に「六百九十五石七斗五升（葛下郡鎌田彌次郎）」と。又吉野郡十日市に鎌田氏多し、予の母家も其の一也。鎌田政家の後裔と稱す。家紋丸に吉字。

6 但馬の鎌田氏　太田文、朝來郡條に「長講堂、領家六條中將、地頭鎌田新左衛門尉女子、宣陽門院御紙田、拾六町四反百四拾歩」と見え、又氣多郡條に「日置鄕云々、師成名、七町八反、地頭鎌田新左衛門尉女子」とあり。

7 備中の鎌田氏　備中府志に「戸木の荒神山城は出部村に在り、建久中、鎌田正清此處に居る」と。

8 紀伊の藤姓　紀伊國名草郡にあり。續風土記に「源大夫、家傳には、元祖は鎌田玄蕃と云ふ。阿波本座の城主淸野和泉守の家老にて、二百貫を知行す。和泉守新谷道禪と戰ふて死す。四世の孫源左衛門は同國名西郡大原村に潛居し百五十石餘の地を耕す。のち蜂須賀阿波守に從ひて、朝鮮に赴き、頗る戰功あり。是に因て三百石を與ふ。源左衛門・是を不足なりとし、阿波を去つて當國に來る。淺野氏の家老近藤筑後守・荒地を開發して、時を待べき事をすゝむ。源左衛門其の言に隨ひ、手平出島の地に居る、諸役免許あり。寬永二年其の子孫鎌田慶元といふ者、栗林に移る。屋敷地五反を賜ひ、中野島村、有本村の荒地を開發せしめ、諸役免許あり。今其の子孫八軒となり、栗林に住す。土人阿波百姓と呼ぶ」と見ゆ。

9 阿波の藤姓　故城記、名東郡分に「鎌田殿、藤原氏、物甲（名東村に居住）」と見ゆ。又式內神社考に「麻殖郡天村雲神伊自波夜比賣神社二座、山崎村、伊加加志神社、桑村神主鎌田小齋」と。友人鎌田君は當國の人にして「有的―三立―東民―立安―衡―春雄」也と。猶ほ前項參照。

10 伊豫の源姓　海東諸國記に「貞[illegible]、戊子年、使を遣はして來朝し、書して伊豫州鎌田關海賊大將源貞義と稱し、宗貞國の請を以つて接待す」と。

11 豐前の鎌田氏　下毛郡の豪族にして、古へ鎌田隼人と云ふ人住めり。金吉村洞窟內鎌田八幡宮は此の人を祀るとぞ。

12 筑前の鎌田氏　野面莊八所明神に亨祿元年の鎌田大炊助寄附狀あり。

13 淸和源氏爲義流　尊卑分脈に「義朝―希義（母は賴朝卿に同じ。土佐冠者と號す。又鎌田冠者と號す）―貞義（後堀川院藏人）、弟行綠（仁、大夫僧都）、弟道綠（山、宰相僧都）、長綠（山、三川阿闍梨）、綠能（仁、阿闍梨）」と見ゆ。

14 薩摩の藤姓　代々島津家の重臣なり。その祖鎌田修理亮政佐は島津家の祖忠久に任へ、家臣中第一位を占めたりと傳へらる。爾來代々重要なる地位を占め、天文弘治の頃には、鎌田刑部左衛門政年あり、祈答院を破りて後、帖佐の地頭として平山城を守る。天正の頃には鎌田刑部左衛門政景あり、島津文書、阿蘇文書等に多く見え、續いて慶長には家老出雲守政近あり、以下多し。又諏訪社居頭社役に鎌田氏を擧ぐ。地理纂考、河邊郡野崎村松尾城條に「其の後鎌田加賀・城主に

て、島津實久に黨す。天文八年、島津相摸守忠良・實久が黨を追ひ、加賀の一族鎌田治部左衞門妻子を質として、城を降す。因りて新納伊勢康久を城主とす」と見ゆ。猶ほ十六項參照。

15 日向の鎌田氏　鎌田尾張・天正の頃、日向諸縣郡内山城を守る、同郡吉田天滿宮棟札に「鎌田筑後守藤原政昭」と見ゆ。前項氏に同じ。

16 島津氏流　島津系圖に「家久—政由（鎌田又七郎、鎌田治部養子）」と見えたり。

17 安房の鎌田氏　天文の頃、里見家臣に鎌田孫六ありき、宮本城代たりき。

18 上總の鎌田氏　古戰録に「天正十七年三月上旬、此の砌上總國小濱の城主鎌田美濃守も、義賴に從ひて伊豆表へ出航」と。

19 常陸の鎌田氏　源平時代、鎌田光政あり、義經に從つて戰死す。また新編國志に「鎌田、戸村本・伊豆賀茂郡に鎌田村あり。佐竹譜に、義宣公四十四にて、康應元年七月十四日鎌倉名越谷にて逝去す。此の時に義盛公七つの御時なり、因て御譜代の上中下一家宿老連座有て、舊規相調る。其の時の連座の内に『鎌田上野守、甲斐國牢人、源氏、宿老に准ずとあり」と見ゆ。

20 桓武平氏大掾氏流　常陸國鹿島郡烟田邑より起る。鹿島氏の族にして大掾系圖に「鹿島太郎親幹（改德宿權守）—俊幹（安房亦太郎）—幹秀（權守三郎）—總政（鎌田）—義幹—景幹—幹宗—時幹」と。この氏は、又烟田、蒲田に作る。烟田條を見よ。

21 桓武平氏磐城氏流　磐城國石城郡鎌田邑より起る。磐城氏の族にして、磐城系圖に「次郎隆守—次郎義衡—清忠（鎌田七郎）」と載せ、仁科岩城系圖には「義衡—清次（鎌田七郎）」とあり。
三坂元弘三年十二月文書に「陸奥國岩城郡鎌田孫次郎入道賴圓宿所え押寄せ、濫妨放火せし軍勢交名人等事。鎌田孫太郎入道、同子息彦太郎、同舍弟孫次郎、同家人四郎次郎、同中間三郎太郎入道、同子息六郎、二郎、八郎、平七入道、六郎四郎、同廐者共。鎌田五郎三郎入道、同舍弟孫四郎、同七郎（鎌田孫太郎入道從父兄弟）名譽惡黨等也」と。

22 清和源氏石川氏流　磐城國白川郡鎌田邑より起る。蒲田條を見よ。

23 羽後の鎌田氏　秋田郡柳田邑に鎌田氏あり、柳田城主の裔なりと云ふ。又由利郡本莊に鎌田藤右衞門あり。開墾を以つて聞ゆ。

24 其の他、東鑑卷十、十七に鎌田小次郎、十一に鎌田太郎、二十一に鎌田兵衞尉、三十六、四十に鎌田三郎入道西佛、三十七に鎌田藤内左衞門尉、四十に鎌田兵衞三郎、四十、四十八に鎌田左衞門尉、四十二、四十三に鎌田三郎義長、四十二、四十四、四十五、四十七に鎌田兵衞三郎義長、四十六に鎌田三郎左衞門尉、四十六、四十八に鎌田新左衞門尉、四十七、四十八、四十九に鎌田三郎左衞門尉義長、四十九、五十に鎌田圖書左衞門尉信俊等見ゆ。

25 室町幕臣　永享以來御番帳に「一番、鎌田彌次郎」、文安年中御番帳に「一番、鎌田孫次郎」、常德院江州動座着到に「一番衆、鎌田彌次郎」とあり。

26 江戸幕臣　家譜に「山内經俊の子首藤俊晴十一代清俊、義滿の命にて鎌田通清の領土を賜ひ、鎌田氏を稱す。家紋揚羽の蝶、左三巴、下藤丸、丸に松皮菱」と（寛政系譜）。

27 雜載　蒲生氏鄕家臣鎌田市右衞門、德川時代、鹿兒島島津藩に鎌田氏、又鯖江

カマタ
カマタ

藩に鎌田某、美作吉田郡粟井庄春日大明神々主に鎌田內匠（東作誌）。

其の他、美濃、伊賀（鎌田梁州）、岩代、讃岐等にもありと。猶ほ次條參照。

蒲田　**カマタ**　**カバタ**　和名抄武藏國荏原郡に蒲田鄕あり、加萬太と註す、今カバタと稱す。又筑後國山本郡に蒲田鄕、又肥前國神埼郡に蒲田鄕あり、加萬多と訓ず。其の他陸奧にも此の地名存すとぞ。

1　桓武平氏江戸氏流　前述武藏荏原の蒲田鄕より起る。此の地は新編風土記に「今北蒲田村、新宿村と分れて二村あれば、正しく此所なるべし。三代實錄に蒲田神社をのす、是も此の地にたてる社なるにや」と。又明德五年、岩松持國所領注文に武州蒲田鄕、應永十七年足利滿兼文書に「武藏鎌田鄕を以つて大草三郎入道に賜ふ」小田原分限帳に「武州鎌田二十貫文、圓城寺某」と。

此の氏は其の世系に「鎭守府將軍平良文より出づ。良文の子村岡五郎忠通が庶流の後孫に江戸を氏とするものあり。その族に蒲田新八郎致重と云ひて、古河公方義氏に仕へ、又小田原北條家に屬して當所の地頭たり。後下總守と改め、又入道して重蓮と號す。小田原沒落の後は流浪し、當所に居住し、慶長十三年三月二日沒す、時に年九十四歲」と。村內妙典寺に墓あり。又下總入道が子に九右衞門と稱せしものあり、此の人嘗て德川家へ召出さる。百姓權兵衞が家に傳ふる所を聞くに、蒲田氏は村岡五郎の庶流江戸氏より分れしものと云へば、鎌倉の頃、當國に名だゝる江戸、川越等が一族の事ならん。思ふに、それよりふるく一家をなせしものと見えたり。又江戸が一族といはんにも、別に蒲田氏ありて江戸より出で、その家をつぎしもしるべからず。又もとは蒲田村より分れ、新宿村にも現に蒲田を以て氏とせる百姓あり。それが傳ふる所を聞くに、昔此の地に可滿多丸と云ふものあり。その末流に蒲田左近太夫政祐と名のりし人、初めて此の村に住せり、其の子左近太郎實政は齋藤別當實盛が外孫にて、一旦かの家をつぎて齋藤氏となりしが、又元の姓に復して蒲田氏を名のる。其の子孫なる事は、新宿村の百姓新五郎が傳にのす。思ふに此の兩家もと一家にして、書きつたふる所まち〳〵なるにあらずや。されど、それらの事も、江戸系圖、齋藤系圖等にはさらになきことなり。もとより其の餘の古記等も乏しければ考ふによしなし。又小田原分限帳に蒲田助五郎と云ふ人あり（新編風土記）。又橘樹郡南河原村にも此の氏の名族ありと。

又相州兵亂記に「憲直が賴きつたる肥田勘解由左衞門、蒲田彌二郎、足立、荻窪、云々」と。

2　下總の蒲田氏　小金本土寺過去帳に、「蒲田兵庫入道（文明四丁丑十二月）、蒲田鍛冶妙蓮」等見ゆ。

3　桓武平氏大掾氏流　次條を見よ。

4　淸和源氏石川氏流　磐城國白河郡鎌田邑より起る。石川氏の族なりと。白川文書、建武二年八月尊氏袖判の書に「下す、蒲田五郎太郎・陸奧國石川莊內本知行分を領知すべき事、右人・勳功の賞となし、領掌せしむべきの狀、件の如し」と、又同三年四月二十五日、尊氏・更に五郎太郎の戰功を賞して、陸奧國袋田村、及び矢目を預くと。その後、石川蒲田左近大夫兼光あり、文和二年の軍忠狀に「觀應三年云々、宮內大輔殿、仁木遠江守殿、府中の凶徒對治の爲、御發向の時、子息

五郎四郎光秀、御供仕る云々」と見ゆ。

5　筑前筑後の蒲田氏　筑後に蒲田鄕ある事前に云へり。後世立花氏配下の將に蒲田氏あり、此の鄕と關係あるか。

烟田　カマダ　また鎌田、蒲田等に作る。前二條參照。

常陸國鹿島郡烟田邑より起りし氏にして、桓武平氏大掾族鹿島氏の族なり、鎌田條第二十項參照。この地は弘安作田勘文に「北條德宿鄕五十四町八段、同鄕神谷戸五十九町」と。神谷戸は今神宿に作る。又烟田文書天福二年の讓狀に「德宿鄕の內烟田、富田、大和田、生江澤」と。又寶治元年鎌倉下文に「德宿鄕の內烟田、鳥栖、富田、大和田」觀應、應永、永享、寬正等の文書同じ（地理志料）。

而して、此の氏の出自は鹿島大宮司系圖に「明幹（鹿島氏祖）—幹憲（烟田四郎）」と載せ、烟田系圖に「鹿島成幹—親幹（德宿氏）—德宿秀幹　烟田三郎）—幹秀—綱幹—義幹—景幹—幹宗—時幹—重幹—幹胤—幹時—憲時—保幹—茂幹—政幹—安幹—泰幹—忠幹—通幹（天正十九年二月九日、佐竹義宣のために誘殺せらる）」と。代々烟田城に據る、邑內に阿彌陀堂あり。烟田文書、正應二年又太郎狀に「德宿內鄕烟田村阿彌陀堂は烟田三郎助吉入道建立の寺にして、祖父朝秀の時より云々。三郎入道蓮心の祖父助吉建立の寺たるにより、自今以後、彼の寺の別當職は蓮心の子々孫々相次ぎ相傳すべき也」と。新編國史補遺に「德宿秀幹の二子秀幹（一名朝秀）は烟田三郎と稱す。文曆二年、烟田、富田、大和田、生江澤、四村の地頭たり。其の子綱幹・寶治元年地頭職を襲ぐ（烟田文書）。子義幹あり、又太郎と稱す。子の景幹・德宿太郎と稱す（文書、系圖）。子幹宗・彥太郎と稱し、又左近將監と云ふ。建武二年、その子の遠江守時幹（又太郎）と共に、足利尊氏に屬す。正平七年、時幹・大掾淨永に從つて戰ふ。其の子重幹、刑部大輔。重幹は大掾淨永と郤あり。弘和元年、梶原貞景、鳥栖村を籍沒の地と稱し、鎌倉に請ひて、其の地頭たらんとす。有司・之を眞壁顯幹等に下す。顯幹等は淨永に黨し、證して以つて信とす。有司・乃ち鳥栖を收めて貞宗に付く。重幹・寬を訴へ、久くして舊に復するを得たり」と。又「烟田城址、高五丈許、東西三町許、南北二町餘あり。氷川の地南端にあり、方五十間許り、土壘空濠を回らす、子孫之を襲ぐ。通幹に至りて、天正十九年二月、佐竹義宣の爲に、太田城に誘殺せられ、城廢す」と。釜田條を參照せよ。

賀麻田　カマタ　肥前國神崎郡蒲田鄕より起りしならん。東鑑元曆二年二月一日條に「太宰少貳種直の子賀麻田兵衞尉」あり。（一本に賀摩とある方よきか）。鎌田、蒲田條參照。

釜田　カマダ　常陸の豪族にして、釜田右京介は久慈郡頃藤城主たりき。又和光院過去帳に「天正十九年辛卯二月九日、佐竹太田に於いて生害の衆、鹿島殿父子、釜田殿兄弟」と。こは烟田氏に同じ。

石見にも此の氏あり。

蒲田江　カバタエ　カンタエ　肥前の豪族也。神田井條を見よ。

鎌足　カマタリ　下野に鎌足城あり、金田村羽田にありて藤ケ館とも稱す。往昔大織冠鎌足公・東國下向の時、居城せしを以つて名ありと傳ふ。鎌足居城の眞僞は確たる考證なしと雖も、附近に鎌足坂、及び鎌足塚の地名ありと云ふ。蓋し地名附會の傳說に過ぎざらん。備前に此の氏名あり。

鹿待　カマチ　和名抄、筑後國下妻郡に鹿待鄕あり。

蒲池　**カマチ**　筑後屈指の名族なれど、出自については異說多し。

1　藤姓純友流　蒲池物語に「三瀦郡蒲池邑城築の起を尋ぬるに、天慶の初め、伊豫丞純友が一族築きたり」と。其の後、蒲池の邑長某、此の古城に住し、近鄉を催して次第に家・富み勢あり。崇德帝の御宇、三島明神を勸請し、側に本地堂淨光院を建て、藥師佛を安置す。此の院中頃に至り繁榮して高良山月光坊、酒見攝取院と共に筑後三院と稱したりと傳へらる。南筑明覽これに同じ。或は云ふ「蒲池三島宮は崇德院の御宇、御鎭座也。當所城主蒲池出羽守・伊豆國三島宮を此處に遷座す。その後蒲池氏代々產神たり、社領八十八町」と。「純友の一族云々」と云ふは伊佐傳說と關係あるべし、イサ、アリマ、オホムラ條參照。「三島社云々」も亦然り。國帳既に當地方に三島社の見ゆれば、此の頃、伊豆、或は伊豫より三島社を勸請すなど云ふは、後世の附會に過ぎず。

2　松浦黨　筑後領主附に此の氏を「嵯峨天皇末」とし、又「嵯峨天皇末宇津宮」と載せ、蒲池家譜に「嵯峨源氏、中納言行久四代の孫久直、筑後蒲池庄地頭と爲る。その子行貞は薩州河邊郡黑島を賜ふ（竈千條參照）。行貞の曾孫久氏は宇都宮某の聟となり、藤原姓を賜ふ」と。また筑後國史に「其の後、承久の頃、松浦黨の枝裔源三圓と云ふ者を養子の聟として、家を附屬す。是れ前蒲池の祖也。夫より以來代々相續して、弘安外寇の亂に、唐津に於て軍忠あり。此の時北條相摸守、同武藏守の感狀あり。元弘建武の亂に、尊氏の御敎書あり。應安の頃、征西將軍宮の令旨あり。斯くて源三圓より十二代蒲池出羽守が時に至りて、漸く家衰へ、勢・縮まり、剩さへ嗣子無くして卒す。一人娘ありと雖、幼少也。既に其の家斷んとす、是れを前蒲池十二代と云ふ（異本には十六代）」と。

源三圓云々と云へば嵯峨源氏なるが如しと雖も、「嵯峨天皇末宇津宮」と云ふは、或は伊豫宇津宮にて、河野、浮穴等と關係あるか。ウツ、ウツノミヤ、カウノ、ウキアナ等の諸條を參照せよ。果して然らば、嵯峨天皇末と云ふに一致せしめんが爲に、「松浦黨の枝裔源三圓を養子す」など附會せしなるべし。

3　宇都宮氏流　大友記、鎭西要略、肥陽軍記（彌三郎朝綱の末葉久則・筑後に下り蒲池家を興す、鎭漣まで八代）等の類、皆此の氏を宇都宮流とし、筑後國史には「かくて前蒲池出羽守の娘、成長に隨ひて家の絕えなん事を悲しみ歎き、神佛に祈誓を掛けて、再興の志いと切なり。爰に宇都宮彌三郎朝綱八代の孫、宇都宮參河三郎久憲と云ふ人あり。（南筑明覽に『瀨高庄祇園社、安元二丙申年六月十一日鎭座也。社記に曰ふ、宇都宮彌三郎の嫡子小太郎藤原中次の弟重國、祇園宮を護り奉り、神輿を筑後國に御幸す云々』と。今按ずるに此の說・信じ難し。又『蒲池村淩宵山崇久寺は蒲池久憲の建立也』と。又按ずるに、開基帳に『牟田口村玉垂宮は、當時の領主蒲池村住人宇都宮祖子源忠宗の建立。此の忠宗の子孫は代々の領主也。社領十二町一反七畝。源忠宗寄付也。天文十三年甲辰、蒲池武藏守鑑盛再興』と。又天文十甲辰に作る。今按ずるに甲辰は則ち十三年也。蓋し三字を脫するなり。又其の時代に敵なし。宇津宮は藤姓也。亦時代・相叶はざれば、傳說に恐らく誤あらん。其の宇都宮末孫と言ふに據れば、

此の社は恐らく久憲の創造する所也、猶ほ考ふべき也)。祖父壹岐守貞久は、同刑部丞貞邦と共に宮方に候して、過ぎにし應安四年(南朝建德二年)征西軍の宮に供奉して、肥後國八代に在しが、其の後、菊池郡に住居し、筑前筑後、及び所々の合戰に拔群の軍功を顯せり。貞久の子壹岐守懷久、其の子久憲。此の久憲の時に至り、宮方大いに衰微して、彼方此方にさまよひありきしが、不思議の夢想を蒙り「高良山に參籠す。此の時、出羽守が娘も同じく靈夢の事有りて參詣せしが、神前に於いて相見え、互に夢の告を語り合ひ、神明の加護淺からずと、相悅ぶ事限りなし。頓がて緣を結びて家に歸りぬ。時に應永年中也。則ち蒲池參河守久憲と號し、再び家を興しけり。是れ後の蒲池八代の祖にして、宇都宮朝綱の後胤、藤原氏なり」と。ウツノミヤ、オホギ等の條を參照せよ。但し宇都宮と云ふ事も果して事實か、否か、猶ほ考ふべし。

次に「彌三郎は三潴郡蒲池村に在城。蒲池下野守義久と云ふ。宗春坊は軍神祈念の爲に彥山へ登り、蒲池の池と宇都宮の宮とを取りて、池宮坊と號す。義久の末、忠覺の時、蒲池氏兩家と成り、蒲池の城を山下へ移し、上蒲池と號す。鑑廣の先祖也。又宗雪は新城を柳川に築く、是れを下蒲池と云ふ。家紋は三つ頭左巴也。又宇治橋合戰の時、初めて幕の紋に鶴の丸を付け、强敵を亡ぼし候より、此の紋をも用ふる也」と。

久憲、義久、並びに其の子孫の系は、宇都宮系圖に「貞久(壹岐守ウツノミヤ條參照。)—懷久(壹岐守、延文四年、筑後大原に戰ひて討死す、子孫筑後に多し)—久則(多くは久憲に作る。蒲池壹岐守、父討死の後、三潴郡蒲池に住す。爾來子孫西國に多し)—義久(同壹岐守。弟の則房は紀伊守養子とあり)—繁久(同左馬大夫)—親久(同兵庫頭)—治久(同筑後守)—鑑久(同武藏守、一本に近江守)—鑑盛(同近江守、入道宗雪、柳川に在城し、下蒲池と號す。天正六年十一月十二日、日向耳川に於いて討死、五十五)—鎭久(同左馬介、討死)—熊千代(父討死の時、母と共に同國鹽塚村に逃れ、遂に土着して民家となる)」と。次に鎭久の弟「鎭漣(漣或は並に作る。彈正左衞門、民部大輔、天正十一年五月廿七日、肥前與加に於いて、隆信の爲に殺さる。一本天正八年。法名覺英)—宗虎丸(母は赤星周防守親隆の女、六歲にして卒す)」と。次に鎭漣の弟「統安(一本に並安。天正五十一十一、耳川にて討死、一萬丁を領す。(同左近大夫、駿河守。隆信の甥諫早七郞左衞門宗治の爲に殺さる、其の怨靈・崇を爲し、筑後沖端に祠し、二宮と號す。肥陽軍記には統春・鹽塚村に楯籠ると)—宗眞房(彥山、池坊豪鎭法印と號す)」と。次に統安の弟「左馬大輔(鑑盛の長子、落胤たるによりて家を續がず。鎭漣と同じく死)—美作守貞久(龍造寺家晴に屬す)」と。また鑑久の弟「親廣(同和泉守)—鑑廣(同志摩守、山下に居城し、上蒲池と號し、八千町を領す)—鎭運(同兵庫頭、式部)、弟鎭行(同掃部允)」と見ゆ。古本九州記卷七に「天正七年九月、蒲池鑑廣、同源太郞鎭實・龍造寺隆信に降る」と。又一本系圖に「鎭行弟鎭種(又鎭胤、民部大輔)」を收む。

4　上蒲池　志摩守鑑廣の後にして、山門郡山下城に據る。大友記に「大友旗本の大名、筑後國蒲池志摩守鑑廣(宇津宮彌三郞基綱末孫)、其の子兵庫頭鎭運」と載

せ、筑後領主附に「一蒲池勘ヶ由鎮行（嵯峨天皇の末孚津宮、一本志摩守）、山下城に居り、五百四十町を領す」と。鎮西要略に「永祿中、蒲地志摩守鑑廣は山下谷川二城に據る」と。山下城は蒲池物語に人見城に作る。「蒲池親廣・永正中、此處に館を構ふ」と。又「兵庫頭鎮廣、蒲池城を引きて、此の山に移す」ともあり。九州軍記に「天正十二年、鎮連・山下城に據り大友の命に叛きければ、攻落さる」と云ひ、廢城考には「永祿中、志摩守鑑弘、山下城を以つて大友氏に屬し、天正中龍造寺に攻められ、四年にして降る」と。筑後國史には「龍造寺等、數々攻め來れども拔く能はず。鎮運卒して、其の子彌六太・僅に六歲、遂に沒落」と。系圖に「鎮廣─鎮運（兵庫頭、式部）、弟鎮行（掃部允）。」又南築明覽に「鎮廣、鎮運、相續して之を保ち、秀吉征西の後、所領沒收せらる」とあり。三瀦郡大藪城・下妻郡下妻城は其の屬城也。

5 下蒲池家　近江守鑑盛の後にして、柳川城に據る。大友記に「同蒲池近江守鑑盛、入道宗雪（右一姓、上蒲池と同姓と云ふなり）其の子鎮連」と載せ、筑後領主

附に「一蒲池彈正（嵯峨天皇末、凡十萬石、一萬町、筑後二十四人旗頭。封に云ふ民部大輔鑑並）、柳川城に居り、五百四十町を領す、」とあり。その系圖は第三項を見よ。又其の滅亡については、大友記に「爰に筑後國の住人蒲池鎮漣は、內々龍造寺隆信に心を合はせければ、肥前へ使を遣はし、云ひ送りけるは、御存知の如く、今度日州にて、豐州衆敗北の後は、探題に心ざし深き者も、世間樣躰を見合せ候間、よきおりに候へば、急ぎ御旗を出され候へ、某御手引仕るべき由、申遣はす。隆信大いに悅び、斯れ天の與ふる所、渡に舟なりとて、數萬の勢を率し、筑後川を押渡る。鎮漣數の千人數にて出向ひければ、草野家雲、黑木向住所、其の外都衆、皆隆信に隨身す。爰に同國の住人蒲池志摩守鑑廣、其の子に兵庫頭鎮運は名を得たる勇者なれば、居城山下に楯籠りて、肥前の下知にしたがはず。隆信やがて陣を寄せ、天正五年の冬より、天正八年の夏まで、四年の間隆信、鎮漣兩手を以て荒手を入れかへいれ替へ、攻めければ、城中兵粮乏しくなつて士卒つかれければ、角ては叶はじとて、使者を

以て豐州へ申上げられければ、此の四箇年の籠城に郎從大半討たせ、其の上當國は悉く隆信の旗下になり、粮の術を差塞ぎ候故、城中なんぎに及び候。早速後詰の御勢を下し給はるべき由言上いたさる。志賀道輝、一萬田宗授、戶次紹珊、志賀道雪、祀細宗策、戶次鎮連、戶次鎮順、志賀鎮隆、戶次宗傑、田北紹鐵、志賀道易、把細宗曆、一萬田宗慶、此の事如何有るべしと相談ありけるに、志賀道輝・申すは一兩年御幕下の國々野心をさしはさみ、宗麟公御下知を用ひず候へば、御旗本無勢にては如何に存じ候。日向國耳川合戰、當年敗軍以後、義久（島津）肥後おもてへ度々人數を差越すと雖も、甲斐宗雲、宗麟公の御爲を大切に存じ、南方の敵を防ぎ候故、寄入る事を得ず候。あすにも義久・大軍にて來り候はゞ、國々境目の押へに人數を殘され、義久と御對陣あるべき人數これ有まじく候。山下後詰にも、人數五千の內にては成間敷候とて、御耳にたてず、まづ時の世に隨ひ、時節を待候へと、申しこされければ、鎮運力なく、舍弟蒲池源十郎を質人に渡しけり。志摩守降參なれば、同國高良山座

主良寛、其の外、蒲池よりきの齋藤美作、都地民部大輔、威を失ひ降人に成りけり。扨も筑後國殘る所なく、隆信に隨ふこと、偏に蒲池鎭漣が手引の故なればとて、隆信娘を鎭漣に遣し、婿にして肥前の國よかの馬場と云ふ所にて殺されける。鎭漣は代々豐後の旗下にて、恩淺からずして、一門榮花にほこりけるが、其の恩忽に忘るゝのみならず、父宗雪の遺言を背き、龍造寺にしたがひ、剩さへ他の者を亡ぼし、筑後國悉く隆信にしたがはする事、悉く皆鎭漣一人の不儀によりし事なり。されば人を亡ぼす其の因果、遁れずして、一戰にも及ばず闇々とたばかりよせ討れける。誠に人を滅す者は、還つて身を亡ぼすとは、是らをこそ云ふべき。然るに父の宗雪は義を重じ、命を主君に奉り、其の名を雲井に上げ、譽を後代に殘す。嫡子の鎭漣は親にも似ず不義にして、惡名を末代に失ひ、子孫も永く絶へにけり。其の後筑後の國の守護として、隆信の實子家治を柳川之城に籠めにけり。」と。

6　源姓朽網氏　朽網内藏允・蒲池鎭漣の女を娶る。その子右馬助宗壽より蒲池氏を稱す。朽網條を見よ。

7　首藤氏流　蒲池鎭並の後なり、首藤條を見よ。

8　源姓　宇都宮流蒲池氏は又源姓と載せたるもあり。卽ち蒲池村崇久寺門内扁石銘に「蒲池武藏守源鑑盛、天文二十二年癸丑六月吉日。」と。又淸水寺愛染明王臺座記に「天正五年云々、大旦那蒲池武藏守入道宗雪嫡男、蒲池民部大輔源朝臣鎭並施與」とある、これなり。猶ほ第三項にもあり、參照せよ。

9　雜載　其の他、堤氏系圖に「忠之の女(蒲池右京大夫室、千栗椅上坊母)」と。星野系圖に「鑑泰(中務大輔、蒲池氏男)」と。龍造寺氏譜に「筑後國柳川城主蒲池鑑盛」、朽網氏家記に「蒲池鎭漣」、鎭西要略に「天文廿二年、蒲池武藏守鑑盛云々」など見ゆ。

又小野村内宮權現棟札大永三年三月棟札に「大名分の衆、蒲池殿。」瀨高下庄寶聚寺鐘銘に「蒲池長壽院長男憲榮」と。又五條家文書に「蒲池民部少輔、蒲池志摩守。」柳川淸水寺天正九年鐘銘に「旦那蒲池兵庫頭家恒」。川瀨村西念寺鬼簿に「國源道照、本國下野、曆應二乙卯年四月十三日、筑後蒲池の城主三河守藤原久憲公」と。以下多し。

又田中家臣知行割帳に「一百石蒲池喜助、六十石(土田加屋)蒲池吉内、」豫章記、正平頃の人に「蒲池掃部、」又德川時代、大村藩に蒲池あり、士系錄に見ゆ。

蒲地　ガマチ　前條氏に同じ、倂せ云へり。

鎌地　カマチ

竈千　カマチ　蒲池建武元年六月廿六日文書に「薩摩國河邊郡内、黑島郡司職の事、圓覺を以つて、本所の如く、返附せらるゝ也。其の旨を存知すべきの由、仰により執達、件の如し。建武元年六月廿六日。觀忍奉。竈千六郎左衞門入道殿」と蒲池氏に同じ。

蒲津　カマツ　和名抄陸奥國(磐城)磐城郡に蒲津鄕あり。後世鎌田邑と云ひ、鎌田館址あり、元弘中、鎌田入道賴圓の居りし地なりと云ふ。

鎌塚　カマヅカ　遠江、武藏、下總等に此の地名あり。

竈門　カマド　筑前、豐後等に此の地名あり。

1　豐後の竈門氏　速見郡の竈門鄕より起る。圖田帳に「竈門庄、八十町、彌勒寺領、本莊五十三町、地頭職(御家人)竈門

次郎貞繼(又太郎)」と。

2　筑前の竈門　御笠郡寶滿山に竈門神社あり、玉依姫命を祀ると云ふ。高橋氏。この地に據る。その條を見よ。

3　大伴姓　紀伊の豪族にして、續風土記、伊都郡三谷村舊家竈門新五郎條に「其の祖を大伴常家といふ。竈門明神の末裔なりといふ。常家・竈門明神の神職たり。家に文暦元年の紛失狀、及び建武二年住居事下知狀一通を藏む。又建治二年、天野社神職丹生友家より、田地處分の證文一通あり。今に至りて、住居の地は除地なり。亦狩場明神御影一幅あり、丹生氏より、常家へ附屬すとて藏む」と。大伴條第三十二項參照。

鎌中　カマナカ

鎌野　カマノ　讃岐の豪族にして三谷村鎌野城に據る。全讃史に「鎌野源大夫武恒之に居る、三谷氏の麾下也」と見ゆ。

釜野　カマノ

鎌原　カマハラ　上野國吾妻郡鎌原邑より起る。吾妻七黨の一也、羽尾記、加澤記等に見ゆ。

蒲原　カマハラ　筑後國上妻郡蒲原邑より起る。カンバラ條に併せ云ふべし。

蒲生　ガマフ　近江國に蒲生郡あり、和名抄・加萬不と註す。郡内に蒲生庄あり、醍醐寺雜記に「近江蒲生ノ庄」、司中公文抄には蒲生保に作る。又因幡國巨濃郡に蒲生鄕、後世蒲生邑と云ふ。又豐前國企救郡に蒲生鄕見ゆ。其の他、武藏、下總、岩代、陸前、大隅等にも此の地名あり。

1　蒲生稻寸　當國三上祝と同族にして、凡河内氏の族なり。古事記神代卷に「天津日子根命者、蒲生稻寸云々等の祖也」と見え、且つ郡名を負ふより見て、相當なる名族にして、此の郡を開拓せる氏と思はる。しかも後世多く著はれざるは、佐々木氏に壓倒されたると、次に云ふ如く、後に藤姓を冐し、秀鄕の後裔と云ひて、其の出自を忘れたるに據るべし。此の氏の根據地は、天智紀に見ゆる蒲生野にして、和名抄には東生、西生の二鄕を載せたり。こは東蒲生西蒲生の意に外ならず。又郡内に式内菅田神社あり、同族菅田首のありし地とす。スガタ、イヌカミ、ミカミ等の條を參照せよ。

2　蒲生氏　蒲生稻寸の後裔なるべし。萬葉集十九に蒲生娘子と云ふ者見ゆ、此の氏の人か。

3　秀鄕流藤原姓　蒲生稻寸の後にして、近江蒲生郡の古大族ならんも、後世秀鄕流藤原姓と稱す。蒲生系圖に「秀鄕（始め江州田原に住す。故に田原藤太と號す。後に俵の字に改む。醍醐天皇、延喜十八年戊寅十月廿一日の夜、龍宮城に到りて白蛇を斬る。是れ既に人力の及ぶ所にあらざる也。これに依りて龍神・十種珍寶を秀鄕に與ふ。秀鄕歸來の後、當帝の叡感甚だ深うして、從五位下に任ぜられ、下野押領使たり。又朱雀院、天慶三年庚子、平親王將門を總の下州相馬郡に誅す。是れ勅命に依る也。其の忠により從四位下に任ぜられ、武藏守、鎭守府將軍を兼ね訖る。凡そ一生の德業は當家の別記に見ゆる也）―千晴（鎭守府將軍）―千淸（將軍太郎）―賴遠、その弟賴淸―賴俊―季俊（右馬允）―惟俊―惟賢（權七、俊賢と改む。始めて江州蒲生を領す。右大將賴朝卿の時代）―俊綱（蒲生祖。俊信と改む。修理亮、左京進）―俊久（藤三郎、系後にあり）弟俊宗（左衞門尉、法名乘願）―重俊（左衞門尉、法名道願）―氏俊（左衞門尉、法名淨心）―俊綱（大夫、右衞門尉、法名心覺。權大納言尊氏卿の時代。弟に彌三

郎俊澄あり)—秀朝(左衞門尉、法名秀戒。尊氏卿時人。弟に山僧侍從房房俊、惟秀、秀宗等あり)—高秀(左衞門尉、法名道全。弟に季重、三郎左衞門時秀、左近將監師秀等あり)—秀胤(左衞門尉、法名常椿)—秀兼(左衞門尉、法名寶松。弟に秀重、盛秀、氏秀等あり)—秀貞(左衞門大夫、號下野守、法名信正)—秀綱(下野守、法名正綱。弟に政秀【後に秀憲、號丹波守、法名源雄、和田豐秀の猶子、實は蒲生秀貞の三男也】賢俊【中山金光院、後住正覺院】弟賢永【中山正覺院】等あり)、秀綱の子貞秀(刑部大夫、五十歳にて出家、法名智閑、號信樂院、實和田秀憲の子也)—秀行(太郎、刑部大夫、法名宗禍。弟に、小二郎高江、音羽與十郎秀順等あり)」と。次に「高江(左衞門大夫、號接取院眞清)—定秀(藤十郎、左兵衞大夫、下野守、號定秀院、法名宗智、五十歳にて入道、號快幹軒、天正七己卯三月十七日逝去。弟に堯清、金光院賢洪、山城守、秀洪、靑木玄蕃允・後三河守梵純等あり)—賢秀(定秀長男、藤太郎、左兵衞大夫、母は馬淵山城守の女、天正十二甲申三月十日、五十一歳にて逝去、號惠倫寺。弟に駿河守茂綱、左近將監實隆等あり)—氏郷(賢秀長男、忠三郎、始め賦秀、教秀、飛驒守、從四位下、宰相。天正十二甲申、江州より勢州に迁りて南五郡を領す。同十八年庚寅、奥州に移りて會津を領す。文祿四乙未二月七日、京師に於いて逝去。時に壽四十、號昌林院高岩宗忠。凡一生の功業。當家の記錄に見ゆる也)—秀行(藤三郎、始め秀朝、又秀隆に改む。飛驒守、從四位下、侍從、慶長四己亥、京師より野州に移りて、宇都宮を領す。同六年辛丑、會津に移りて父の遺跡を領す。同十七年壬子五月十四日逝去、壽卅歳。號眞院覺山靜雲。母は贈左相府平信長公の女)—忠鄕(下野守、從四位下、侍從、寬永三丙寅、從四位上、宰相に任じ、猶ほ會津を領す。同四年丁卯正月四日逝去、壽二十五、號見樹院得譽玄光。母源家康公の女)、弟忠知(中務大輔、寬永三丙寅、從四位下、侍從に任ず、同年羽州上山を領す。同四年丁卯、豫州に迁り十二郡を領す。同十一年甲戌八月十八日、京師に於いて卒去、壽三十歳、號興聖院華岳宗榮居士母居士、母同上)」と。

又「俊久(藤三郎)—俊春(藤三郎、太郎)—良滿(式部房)。また俊春の弟能俊(又二郎)—淨祐(大進阿闍梨、金剛寺住)。また能俊の弟永俊(僧帥房、金剛寺)。其の弟俊長(三郎右衞門、法名佛道)。其の弟俊恒(五郎、法名淨念)」と。又「重俊の弟信俊(左衞門二郎)—眞蓮、その弟秀俊(新三郎)—秀信(藤內、法名道教)—秀忠。また秀俊の弟定猷(大和阿闍梨)—猷尊(山僧藏人)」と。又「氏俊弟公俊(孫二郎)—秀連(二郎太郎)—俊秀(藤七)。」また「公俊弟左衞門三郎實俊—兼俊(三郎二郎)—弘俊—良俊—宣俊(式部阿闍梨)」と見ゆ。又內藤系圖に「賴淸—秀俊(右馬允、蒲生之祖)」、小山系圖に「千晴(蒲生等祖)」など載せ、又藩翰譜に「侍從兼飛驒守氏鄕の男なり。原秀行は、參議兼飛驒守氏鄕の次男鎭守府將軍千春六代の後、雅俊(系圖には見えず。頭註に『武家與廢記に惟俊とし、平相國の時に上洛す。其の子俊賢・鎌倉に仕ふとあり、正きが如し。』と)初めて陸奥より上洛し、近江國蒲生の郡を賜ひて蒲生太郎と名のる。蒲生記には平家の時と云ふ。系圖には賴朝卿の時の事と見えたり。按ずるに系圖と蒲生記との記す所異なること共多

し。其の子俊賢、鎌倉の右大將家に仕ふ（系圖には右馬允秀俊が子俊賢、初は雅賢と云ふと云々）。俊賢が六代の孫大夫左衞門尉秀朝、建武年中、足利殿に屬して戰忠を致す、秀朝に七代（系圖には六代と見ゆ）刑部大輔貞秀入道智閑が時に至りて、嫡男刑部大輔秀行は、惣領なればとて、將軍家に出仕させ、次男左衞門大夫高郷は佐々木が家に屬せしめ、三男音羽右馬允秀順は細川が家に仕へしむ。刑部大輔秀行卒して、其の子刑部大輔秀紀つぐ、叔父左衞門大夫高郷、甥の秀紀を滅して、其の所領を合はす。高郷が男下野守定秀・父に繼ぐ、其の子左兵衞大夫賢秀、これ參議氏郷の父なりけり」とあれど、此の氏は古代蒲生稻置の後にて、秀郷後裔と云ふは後世の假冒に過ぎずと考へらる。蓋し第七項に見ゆる如く、秀郷の郷里下野の河内郡にも蒲生邑ありて、古く蒲生氏と云ふもあれば、それを混同せしなるべし。

4　蒲生氏は太平記卷三十二に「近江勢には伊庭八郎、蒲生將監」と。下りて六角義賢六宿老に「蒲生兵衞大夫賢秀」、江濃記に「先陣は蒲生右兵衞大夫、」また「近江日野城主蒲生下野守定秀」」と。日野城は名所圖會に「蒲生太郎惟俊、日野牧音羽の城を築く。其の子俊賢云々」と。爾來宗族の居城と傳へられ、日野總領の語あり。

賢秀の子氏郷は、氏郷記に「永祿十一年戊辰、氏郷十三歲、鶴千代と申す時、信長公へ父蒲生兵衞大夫・證人となし、岐阜へ相越さる云々。信長公時々御感あり之に依りて聟公と爲し、信長公彈正忠の字を賜ひ、蒲生忠三郎教秀と號し、後に賦秀と改む」と。又藩翰譜に「初め賢秀家を繼ぎて後、主人近江國の守護佐々木左京大夫義賢入道承禎父子、織田殿の爲に滅されぬ。賢秀おのが城日野に立籠り、寄手を待つて討死せんとす。こゝに伊勢の國の住人神戸藏人大夫は、賢秀が妹に添ふたりければ、累代の家忽に滅びん事を哀しみ、織田殿に申して日野の城に行き向ひ、樣々に教訓し、賢秀具して信長の御陣に參る。此の時氏郷・歲僅に十三にて、鶴千代丸と申せしが、父と共に參りしを、織田殿御覽ありて、子息よのつねの人にあらず、信長が婿に配はせ侍らんとて、岐阜の城に留め、忠三郎と召さる（織田殿時に彈正忠たり、依て忠の字を取て名つけ給ひしと云ふ）。明れば永祿十二年八月、信長、伊勢國大河内の城に發向あり。忠三郎、茲年十四歲・たゞ一人拔駈して、多勢の中に戰ひ、善き首とつて歸り參る。信長大に驚き給ひ、同き冬、姬君を賜ひて、日野の城にぞ歸されける。天正十年六月二日織田殿父子都にて失せ給ひし時、左兵衞大夫賢秀、安土の城の留守として、忠三郎氏郷は日野の城にあり。氏郷信長の御事を聞きて手勢五百餘騎引具し云々。羽柴筑前守秀吉、氏郷が此の度の振舞を深く感じ、明智に組せし當國の國人等が闕所の地、蒲生にぞ附られける（五千石の地といふ）。羽柴柴田が軍起りし時、父子秀吉に與みす、秀吉大に悅びて賢秀が娘迎へて妻とす、これ後に三條殿と申せし御事なり（氏郷の妹なり）。柴田亡び、三七殿討たれ給ひ、秀吉・氏郷に伊勢國龜山の城を賜ふ。氏郷が請ひに依つて關右兵衞佐に賜ひぬ、（彼の城は關が相傳の城なればなり）。氏郷やがて敘爵して飛驒守に任ず。秀吉北畠殿と不快の時、氏郷また秀吉に與みし、美濃國加賀井の城を攻め落す。此の勸賞

に伊勢國松が島の城を賜ひ、(日野の領六萬石に倍して十二萬石を給ふ)田丸(中務少輔)、關(右兵衛佐)、澤(源六)、秋山(右近)、片野(宮内)、(澤より下の三人は大和國宇陀郡の住人なり)等を氏郷の手に附けらる。天正十六年四月十八日、左近衛權少將、正四位下になされ、羽柴の號を許さる。此の年松坂の城を築きて移る。同じき十八年、北條亡びて後、先陣を承はりて、陸奥國に向ふ。八月十七日、關白殿、白河の城に氏郷を召され、會津六郡の地に、越後(小河の庄)、山道の地を合はせ十二郡を賜ひて、陸奥出羽の守護職を給はる、(四十萬石の地を領せしなり)、」と。

その後、十九年の夏、南部が家の子九戸、主に叛く。中納言秀次・追討の爲に下向あり。氏郷先陣に進みて九戸が城を攻め破る。去年今年の勳功の賞として、奥羽七郡の地を加へらる(奥州田村、四本松、伊達、信夫、刈田、出羽の長井郡等也。本領合はせて十九郡百二十萬石餘の地なり)。此の年十二月廿八日參議從三位になさる(公卿補任には見えず)。文祿元年病を得、日々月々に重くなりて、四十歳と申せし文祿四年二月七日、都のうちにて薨じけり。「かぎりあれば吹かねど花はちるものを、心みじかき春の山風」と。又豐鑑に「松賀島侍從氏郷朝臣、」太閤記に「蒲生忠三郎(繩生城主)、」家忠日記に「蒲生忠三郎氏郷」と。又輿地志略に「蒲生郡中郷城(中郷村)は蒲生飛驒氏郷在城の跡なり」と。以下頗る多し。見聞諸紋に、

近江之佐々木被官

蒲生

5 蒲生家臣　氏郷奥州九戸出陣武者押の次第に「天正十九辛卯年七月廿四日會津出馬。

一、(四萬五千石、三春城主)、蒲生源左衛門郷成。二、(二萬五千石、石川一益舊臣)、蒲生忠右衛門。三、(四萬三千石)、蒲生四郎兵衛。四、(二萬八千石)、町野左近助。(氏郷姉婿)・四萬石)、田丸中務少輔。(同、四萬六千石)、關右兵衛。(一備二萬五千石、寄合組)、五手與、右・梅原彌左衛門、森民部亟。左・門屋助右衛門、寺村半左衛門、新國上總介。(五千石、七千石)、六手與、右・細野九郎右衛門、玉井數馬助、左・神田淸右衛門、岩田市右衛門、外池孫左衛門、河井公左衛門。七手與、右・蒲生將監、蒲生主計助、蒲生忠兵衛、左・高木助六、中村仁右衛門、外池甚五左衛門、野々主水助。野、寄合與、佐久間久右衛門(兄弟)、眞田隱岐守、曾禰內匠助、山上彌七郎、水三左衛門、成田左衛門尉、市田太郎。二右、(井上馬允親一萬石)、岡部玄蕃允與。(此の衆五千石、七千石、銕砲數五十より百丁迄)、二右(弓銕砲頭)鳥井四郎左衛門、上坂源亟、布施一郎右衛門。一左、(一萬石)松浦左兵衛尉與。一左、(弓銕砲頭)建部令史、永原孫右衛門、松田金七、坂崎五左衛門、速水左々衛門。結解十郎兵衛、岡、(長門弟後號十兵衛)關勝藏、河瀨與五兵衛、伊賀衆。馬廻組、十二組(一與一萬石)馬廻、右小姓、母衣、旗本、馬廻、左・小姓、右、(萬五千石)蒲生左門、蒲生千世壽(近江佐々木內、後藤進藤と云ふ、後藤也)。左、(後に治部少輔に仕へ、橫山備中と名づく。關原にて有樂に首をとらる)、蒲生喜內、(後に作左衛門と號す)小倉孫作。(黑さし物心々、五百石、七百石)、母衣衆十二人、倉垣修理、村田孫太郎、

カマフ
カマフ

武藤三郎右衛門、神小兵衛、鎌田市右衛門、日置清三郎、横井武左衛門、同太郎兵衛、今井角右衛門、江口市亟、淺井權平、中井三右衛門、右は本陣の前居)」と。蒲生氏郷會津在城中、塀持家老十二名。「奥州白川城、四萬八千石、關右兵衛尉一政(元勢州龜山城主)。同三春須賀川城、五萬石、田丸中務大輔(勢州田丸城主)。同福島城、五萬石、木村伊勢守(元下總豊間城主)。同益岡城、四萬石、蒲生源左衛門鄕成(本姓坂)。同四本松城、二萬五千石、蒲生忠左衛門鄕可(本姓谷崎)、同二本松城、一萬八千石、町田左近介繁仍。同猪苗代城、蒲生四郎兵衛鄕安(本姓赤左)。同鹽川城、一萬三千石、蒲生喜内(本姓横山)。同津川城、七千三百石、北川平左衛門。同長沼城、八千五百石、蒲生主計介(本姓上野田)。同南山城、小倉作左衛門(元佐久良城主)。同伊南城、蒲生左文(本姓上坂)」と。

蒲生氏鄕逝去の後、關、田丸、森、佐久間等は秀吉公へ召還さる。關ケ原の役、田丸中務、蒲生四郎兵衛等は、石田三成に與して家斷絕。關は東軍に味方し、本領龜山に歸る。

蒲生秀行公及び忠鄕公、會津在城中城持家老。「奥州白川城、三萬八千石、町野左近介。同守山城、四萬八千石、蒲生源左衛門。同長治城、一萬石、蒲生五郎兵衛。同津川城、二萬石、岡半兵衛。同南山城、九千石、蒲生彥大夫(忠右衛門息)。同鹽川城、八千五百石、蒲生主計介。同猪苗代城、七千五百石、關十兵衛(關一政の分家)。同二本松城、八千石、梅原彌左衛門。同西城、七千五百石、門屋助右衛門。同四本松城、一萬石、玉井數馬(本姓稻田)。同西城、七千五百石、外池信濃。仕置は岡半兵衛、町野左近介、玉井數馬に被仰付」と云ふ。

6 蒲生一族 一、蒲生俊顯、近江國甲賀郡和田に住し、和田と稱す。一、蒲生俊光、同國栗太郡勢多に住して、勢多と稱す。一、蒲生俊房、同國淺井郡小谷に住して、小谷と稱す。一、蒲生俊光、同國甲賀郡蟻蛾に住して、蟻蛾と稱す。一、蒲生永信、同國蒲生郡必佐に住して、必佐と稱す。一、蒲生俊行、同國甲賀郡岩室に住して、岩室と稱す。一、蒲生俊基、猪野と稱す。一、蒲生爲泰、寳木と稱す。一、蒲生俊村、井上と稱す。一、蒲生俊守、甲賀郡佐治に住して、佐治と稱す。一、蒲生定俊、青木と稱す。一、蒲生俊久、井野と稱す。一、蒲生高晴、甲賀郡駒月に住し、駒月と稱す。一、蒲生俊長、片岡三郎左衛門。一、蒲生俊恒、蒲生郡瓜生津に住して、瓜生津三郎と稱す。一、蒲生信俊、沼左衛門二郎。計十六軒。

蒲生家並家老五手與頭家中の舊臣。「岡宗左衛門、大塚七右衛門、大塚左兵衛(松浦と改む)、亘理八左衛門、須賀太左衛門、佐久間備前、佐久間大膳、森彌五右衛門、蒲生彌五右衛門(本姓生駒)、蒲生將監(本姓安藤)、蒲生三彌(本姓本多)、蒲生忠兵衛(本姓蟻蛾)、蒲生內藏人(本姓林)、蒲生越中(本姓小谷)、蒲生喜三郎(本姓後藤)、蒲生十兵衛(本姓戸賀)、蒲生玄蕃允(本姓岡部)、蒲生彥作(本姓岡)」なりと。以下略。

詳略、眞僞は各條を見よ。

7 藤原北家宇都宮氏流 下野國河內郡蒲生邑より起る。横田系圖に「賴業―秀賴(八郎、蒲生綱鄕の家督、初名實業)―秀貞(蒲生安藝守嗣子なし、故に多功朝經の二男、景貞を以って家督と爲す)」と。又秀賴は東鑑に越中八郎秀賴と見ゆ。

賴の兄「義業の子松野右京亮篤業、母は蒲生内藏助藤原綱鄕女」と。又多功系圖に「朝繼―朝經(石見守、次郎左衞門尉、母は蒲生内藏助藤原綱鄕の女)―景貞(蒲生五郎左衞門尉、蒲生安藝守秀貞の家督)」など見ゆ。而して下野國志に「蒲生系圖に『蒲生大炊助秀綱は宇都宮朝綱妾腹の男也。蒲生五郎秀成之を養ひ、家督と爲す』とみえたり。然らば秀綱は業綱の弟なり」と。

蒲生君平(秀實、伊三郎、君藏)は下野宇都宮の人、本姓福田氏、祖母の言によりて氏鄕の裔なるを知りて、氏を改むと雖も、其の實此の蒲生系ならんか。

8 同上小山氏流　中興系圖に「蒲生、藤、小山秀朝男、朝氏稱之」と見ゆ。

9 紀姓　石淸水祠官の族にして、石淸水祠官系圖に「(第卅三代別當)竹幸淸の子堯淸、號蒲生」と見ゆ。この人建久三年修理別當、其の子堯惠、堯覺、堯惠の子淸惠、その子延淸等あり。第十三項參照。

10 尾張の蒲生氏　中島郡一宮村の人蒲生源左衞門、人物志に見ゆ。

11 豐原姓　天武帝裔と稱す、非なり。豐原系圖に「眞連―茂連―眞奉(號蒲生野長者)―淸眞―淸秀―茂兼―兼時―爲時」と見ゆ。尊卑分脈には「蒲生長者」とあり。トヨハラ條參照。

12 淸和源氏爲義流　尊卑分脈に「義朝―範賴(遠州蒲生御厨に於いて出生の間、蒲生冠者と號す)―範圓」と見ゆ。蒲氏に同じ、ガマ條を見よ。

13 大隅藤姓　大隅國姶良郡の蒲生鄕に起り、蒲生城による。その系譜に據れば、「從三位藤原通基の男敎淸・豐前國宇佐に居る、その子舜淸・保安四年、當國垂水に來り、同年蒲生及び吉田を領し、蒲生氏と云ひ、當城に據る」と。第九項と關係あるべし。

此の地は建久圖田帳に「正宮領、蒲生院田百十町九段」と載せ、氏人は、弘安十年七月の宮侍守公神結番に「一番・蒲生若宮政所、孫四郎入道、五番・蒲生南三郎、六番・蒲生米丸、蒲生覆三郎、大宮司、七番・蒲生内村入道」下つて應永二十一年の島津文書に、蒲生の領主蒲生淸寛」と。

而して薩藩舊記、諸家大概に「藤原姓蒲生氏は、關白通長の次男、敎通の孫・僧となり、敎淸と號し、横川に住す。其の後、宇佐宮の留守職と成り、大宮司聟となり、其の子舜淸より蒲生に來り、正宮の神領を司り、八幡宮を勸請し、蒲生に居住す。夫より代々蒲生を領し申候。上世には神領の事、且つ又神社社人など、將軍家より支配なさる事、罷り成らず、尤も禁裏の御下知と見え申し候。宮内社家に所持申し候文書に、蒲生吉田兩院は、一向神宮領なり、御家人に非ざるの上、本所恩給の由・如何など丶之れ有り候。神宮の事、將軍家御家人、並に成され候事、殘念に存じ候と見え申し候。八幡の神領、及び祭禮をも司り、別けて繁榮申し候。尤も此の家など國衆にて候。元弘建武の亂、所々に於いて軍勞の事、舊記に詳に候云々」と載せ、又姶羅郡蒲生鄕正八幡若宮の社記に「當社は、昔時後鳥羽院の御代、檢校坊敎淸と云ふ人(關白道長公の子敎通の孫、僧となり、横川に居ると云ふ)、豐前國に下り、宇佐八幡宮留守職となり、大宮司某の女を娶り、男子を産み、上總介舜淸と云ふ(後・眞光坊と號す)、保安四年癸卯、大隅國に下り、垂水城に居る。其の地に八幡宮を建つ。同年蒲生城に移り、蒲生、吉田を領し、當社、及び

カマフ
カマフ

神宮寺、授福寺等を建立す云々」と。又地理纂考、姶羅郡蒲生郷久徳村條に「若宮八幡神社、鳥羽院の御世、上總介藤原舜清・大隅國に下向し、蒲生に居り、保安四年二月、當社を創建す云々。舜清は豐前國宇佐郡の人にて、眞光坊といふ。父教清・宇佐八幡の留守職たり。舜清初め、大隅垂水に來り、後當邑本城に移居して、蒲生上總と稱す。舜清が後裔蒲生範清、島津貴久に背きて敗亡す」と。

此の氏の居所蒲生城は久米村にありて、本城とも云ふ。蒲生氏累代の居城也。蒲生系圖等を按ずるに「其の先、大職冠鎌足公の末裔從三位藤原通基の男教清・豐前國宇佐郡に住す。其子上總介舜清保安四年大隅國に來り、垂水の城主たり。同年・蒲生、及び吉田を領して此の城に移り、上總と號し、蒲生を家號とす」と。子孫世々居城とせしが、島津貴久の時に至り十八世蒲生範清叛して當城に據る。貴久の軍當城に逼る、範清が臣西俣出羽・密に降を乞ふ。範清・衆の異心あるを察して、蒲生の保ち難きを慮り、城に火を放つて祁答院に遁る。因りて兵を收め、比志島美濃を地頭とすと云ふ。猶ほ加治木條を參照せよ。又尼ヶ城は蒲生攻の時、島津忠將の陣營なりしとなり。また垂水城とは菱刈郡垂水鄕にありと。

其の他、應永の頃、蒲生領主蒲生清寛、又一族に北村氏あり、七世清直の二男清則の後なりと。又守公神棟札に蒲生宮内少輔再興と。

14 雜載　撰解文集に此の氏あり。又越後頸城郡蒲生に蒲生城、出雲日御埼神社被官、及神樂男に蒲生氏、奥州田村郡、信濃等にも存す。

蒲羽　**ガマフ**　菊池氏譜に「蒲羽冠者云々」と。

釜淵　**カマフチ**

構　**カマヘ**

釜洞　**カマホラ**

蒲本　**ガマモト**　備前に存す。

鎌谷　**カマヤ　カマタニ**　播州土師村の名族にして、藤原鎌足公の後裔也と傳へらる。

家紋隅切六角二左一巴。

伊勢、志摩にも此の氏ありと。

鎌屋　**カマヤ**

鎌家　**カマヤ**

蒲谷　**ガマヤ**　志摩に現存。

蒲屋　**ガマヤ**　太平記卷三十一に蒲屋美濃守なる者見ゆ。東國の士なり。

釜谷　**カマヤ　カマタニ**　常陸、陸前に此の地名あり、關係あるか。伊勢神宮社家系圖に「釜谷(伊賀名張神戸司)越智宿禰、宗家釜谷氏の別家、云々」と見ゆ。

志摩にもありと。

竈山　**カマヤマ**　紀伊國海草郡三田村に竈山神社あり、神武天皇の皇兄彦五瀨命を祀る。

賀美　**カミ**　和名抄、山城國宇治郡、大和國葛下郡、宇智郡、吉野郡、城下郡、高市郡、河内國安宿郡、大縣郡、澁川郡、和泉國日根郡(後神野莊)、攝津國武庫郡、兎原郡、伊勢國河曲郡(加美と註す)、甲斐國都留郡等に賀美鄕(後上鄕)、武藏國に賀美郡、上と註す。又常陸國多珂郡に賀美鄕、陸奥國に賀美郡(陸前)、また小田郡(陸前)、牡鹿郡(陸前)に賀美鄕あり。次に丹波國何鹿郡(後上村)、播磨國多可郡、美作國久米郡、紀伊國伊都郡、筑前國夜須郡等に此の鄕名見ゆ。此の氏の事は、次條及び上(カミ)條を見よ。

加美　**カミ**　和名抄、遠江國城飼郡(上之鄕)、甲斐國山梨郡(上村)、及び越前國大野郡に加美鄕あり。此の氏は賀美、加美等の地名を負ひしにて、また上と通じ用ひら

る。

1 （上毛野）賀美公　陸奥國賀美郡より起る。類聚國史卷九十九に「弘仁十年云々、外正六位上上毛野賀美公宗繼に外從五位下を授く、」と見え、毛野氏の族と云へど蓋し吉彌侯部氏の後裔ならん。キミコベ、ナトリ條參照。

2 山城の加美氏　當國宇治郡賀美鄕より起りしか。大同類聚方に「美多加多利藥、山城國加美の家の秘方、又武内宿禰の方也」と見ゆ。

3 上野の加美氏　館林盛衰記、天正頃の人に加美大助あり。

賀彌 カミ　和名抄越後國魚沼郡に賀禰鄕あり、賀彌の誤かと云ふ。

甘彌 カミ　和名抄出羽國田川郡（羽前）に甘禰鄕あり、高山寺本には甘彌に作る。その方よし（地理志料）と。

上 カミ　ウヘ　賀美、加美等と通ず。上述の諸地名は、地勢より來りしものなれど、時に上氏の住居せしより起りし地名もなきにあらず。又後世、攝津八部郡、河內茨田郡、及び肥前等には此の庄名あり。

1 上村主　前述の如くカミなる地名は諸國に多く、且つ此の氏の分布は相當廣ければ何處のカミ村より起りしか、詳かならざれど、その族人の多きより見て、本貫は河內國なるが如し。されど、河內國內にても、和名抄澁川郡、安宿郡、大縣郡等に賀美鄕を收むれば、其の發祥地を決する事難きも、安宿郡か、然らざれば大縣郡なるべし。氏人は、天武紀八年條に「小乙下上村主光欠」とあるを初見とし、又天平五年右京計帳に「上村主刀自古」、天平勝寳九年の西南角領解に「上村主宮万呂、右京九條四坊戶主從七位下上主村牛甘戶口」等見ゆれば、早くより京師にも住居せるもありしなり。その本居の河內なるは、靈異記中第七に「釋智光は、河內國人、其の安宿郡鋤田寺の沙門也。俗姓鋤田連、後姓を上村主と改むる也」と載せ、また寳龜三年十月上村主馬養優婆塞貢進文に「上村主高成（河內國大縣郡津積鄕戶主正六位上上村主馬養戶）」また神護景雲三年七月記に「大縣郡人上村五百公」など見ゆるにより知るに足らん。姓氏錄には、左京及び右京諸蕃に貫し、前者は「上村主、廣階連同祖、陳思王植の後也」と載せ、後者は「上村主、廣階連同祖、通剛王の後也」と註す。魏人の裔也。

其の他、慶雲元年紀に上村主大石、從五位上上村主百濟、靈龜元年紀に上村主通政、神護景雲三年紀に同刀自女、寳龜三年紀に同墨繩、弘仁六年紀に越中大目上村主乎加豆良、元慶三年紀に同佐美、其の他、以下の各項を見よ。

猶ほ此の氏は姓氏錄に下村主の次に收めたるを思へば、兩者は最初相對立せしより起りしなるべきか。下村主は後漢光武帝裔と稱す。鎌倉時代の撰解文集にも此の氏見ゆ。

2 攝津の上村主　姓氏錄、攝津諸蕃に「上村主、廣階連同祖、陳思王植の後也」と見ゆ。武庫郡に賀美鄕あり、其の地に住居せしか。

3 和泉の上村主　姓氏錄、和泉諸蕃に「廣阿（一本階）連同祖、阿王之後也」と見ゆ、日根郡に賀美鄕あり。

4 近江の上村主（上主村）　天平元年、天平二年、及び天平四年の志賀郡計帳に「上村主（又上主村）諸足賣、」また天平六年の同計帳に「上村主諸名理賣、」また造石山院所勞劇帳に「從八位下上村主楮（近江國栗太郡人）」など見えたり。

5 甲斐の上村主　類聚國史五十四、人部に「天長六年云々、甲斐國人節婦上村主萬女・位二級を叙す」と見ゆ。和名抄山梨西郡、都留郡、共に加美鄕を載せたり、關係あるか。

6 相摸の上村主　貞觀七年三月紀に「相摸國鎌倉郡の人、太皇太后宮少屬從八位上上村主眞野、武散位從八位上上村主秋貞等、本居を改めて、河内國大縣郡に貫す」と見ゆ。蓋し本貫に復歸せしならん。

7 阿波の上主寸　田上鄕延喜戸籍に「上主寸富主賣、外四人」見ゆ。

8 上村主宿禰　魏歸化族なり。上村主の宿禰を賜へるものにして、姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

9 上連　上村主の後にして、神護景雲三年八月紀に「河内國大縣郡人從五位下上村主五百公、姓を上連と賜ふ」とあり。

10 美濃の上連　奴婢籍帳、天平勝寳二年四月二十二日の美濃國司解に「賀茂郡小山鄕戸主上連稻賣」など見ゆ。

11 (忍海)上連　前各項とは別にて、武内宿禰裔、葛城氏の族なり。オシミ條を見よ。

12 上日佐　これも上忌寸とは別にて、百濟族なり。姓氏錄、河内諸蕃に「上日佐、百濟國人久爾能古使主より出づる也」と見ゆ。

13 山城の上日佐　山城國の計帳と思はるゝ正倉院文書に上日佐麻呂等五人見ゆ。

14 上勝　これも百濟族にして、姓氏錄、右京諸蕃に「上勝、百濟國人多利須々より出づる也」とあり。

15 上忌寸　上連の忌寸姓を賜へる者か。神護景雲二年三月紀に、外從七位上上忌寸生羽なる人あり。猶ほウヘ條を參照せよ。

16 上宿禰　姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

17 肥前の上宿禰　當國在廳官の一にして河上神社安元二年文書に「介上宿禰」と見ゆ。他の文書には、多く上野宿禰とあり。賜姓の事國史に見えず。

18 上氏　萬葉集卷三に、上古麻呂、その他、類聚符宣抄、第十(天慶八年)、法隆寺良訓補忘集(天平寳字六年)等に見ゆ。主として上村主の後なるべし。後世德川時代、岡中川藩重臣に上伊織あり、(武鑑)。猶ほウヘ條にもあり。

神　カミ　カウ　ジン　ミワ　古きは多くミワと訓ず、大和美和氏の族なり。されど、古代の神氏・盡くミワにあらず、故に今明白にミワと思はるゝものは、其の條に述べ、然らざるは此處に收む。後世なるは多くカミ、或はカウ、或はジンなるが故に此處に收むれど、猶ほミワ條を見よ。

1 (紀)神直　紀國造族にして、寳龜八年四月紀に「紀伊國名草郡人直乙麻呂等二十八人に姓を紀神直と賜ふ」と見ゆ。

2 和泉の神直　神魂尊の裔と稱し、姓氏錄、和泉神別に「神直、同神五世孫生王兒日子命の後也」と見ゆ。

3 神直　其の他、諸國に此の氏姓多し、ミワ條を見よ。

4 神國造　古代伊勢國にあり。神國とは伊勢大神宮の神領なるによる。後の度會、多氣附近一帶の地を云ふ。此の國造は倭姫命世紀に「國造大若子命、一名大幡主命」また大同本紀に「大幡主命を神國造、並に大神主に定め賜ふ」と見ゆ。大幡主命は伊勢國造族なり。神宮雜例集第一卷に「本記に云ふ、皇太神御鎭座の時、大幡主命、物の部八十友諸人等を率ゐ、荒御魂の宮地の荒草木根苅掃き、大石小石取り平げて、大宮を定め奉りき。爾の時、大幡主命白さく、己が先祖天日別命、伊勢國

内、磯部河以東を賜ひ、神國と定め奉る(飯野、多氣、度會、坪也)。卽ち大幡主命を神國造、並に大神主と定め賜ひき」と見ゆ。

5 諏訪神家　信濃諏訪上宮の社家にして大祝以下族人頗る多く、甲信二州に榮え、猶ほ天下に分布す。傳說に據れば、建御名方命の神裔と稱すれど詳かならず。御衣祝有員より稍や明かなり。其の系早く金刺氏と混じ、更に源家と稱するも多し。故に今便宜上、諏訪條に併せ云ふべし。集古文書、嘉元四年鎌倉下知狀に「神眞光、伊那郡中澤鄕內中曾根村三分一地頭職云々」と見ゆ。家紋梶葉(また桑穀葉、楮葉)なりと。

6 甲斐の神氏　前項諏訪神氏の族にして南部家傳に「正平廿二年、信光・波木井に在りて、神大和守を擊ちて、其の冑を得、云々、往きて神城を攻め之を拔く」と。

7 物部姓　土佐の名族にして、永正の頃・神左衞門尉あり。物部姓末延氏なり。末延條を見よ。

8 出雲の神氏　信濃神家の族にして、牛尾、或は中澤氏と稱す。所藏文書、嘉元四年の下知狀に「神爲眞の領は、信濃國伊那郡中澤鄕內八箇村、出雲國牛尾庄也」と。又正平十年の宣旨に「左衞門尉神時實・參河權守に任ずべし」と見ゆ。ナカザハ、及びウシヲ條を見よ。

9 豐後の神氏　圖田帳に「水地原奥畑、神左衞門」と云ふ人見ゆ。別府朝見八幡社の社家に神氏あり、アサミ(朝見條)を見よ。

10 大隅の神氏　囎唹郡末吉鄕五十町村八幡宮の社家にして、天文四年十二月十二日の棟札に、大宮司神氏盛俊と云ふ人見ゆ。

11 陸奥の神氏　信濃神家の一族にして、南部氏に隨從して下向したるが如し。津輕郡中名字に「南部云々、主從八騎にて甲斐國より下る。神、岩間、三上、櫻庭を四天の侍と云ふ」と載せ、深秘抄には「甲州譜代・神、岩間は藤原氏なり」と見ゆ。猶ほ又波岡御所配下の將にも神氏あり。又異聞錄に據れば、大浦右京亮光信隨從の士にも神氏見ゆ。

12 藤原姓　幕臣にあり、家紋丸に梶葉、鷲、七曜。これも其の實・諏訪神家の族なるべし。

13 雜載　美濃にも此の氏あり、又蒲生氏鄕家臣に神小兵衞見ゆ。

荷見　カミ　常陸の豪族にして、笹目城主なりと。

甘味　カミ　カンミ　天平勝寶三年正月紀に甘味神寶と云ふ者見ゆ。

上縣　カミアガタ　カミツアガタ條を見よ。

上秋　カミアキ　カミツアキ　カンタキ　和名抄美濃國大野郡に上杖鄕あり、高山寺本には上狄に作る。共に上秋の誤記にして後世上秋邑存す。大同類聚方に、袁比宇良藥、美濃國大野郡、上拔井見直鳥麻呂所上奏」とある上拔も、上秋の譌なるべしと云ふ。

上阿久津　カミアクツ　常陸の豪族にして、桓武平氏大掾氏の族なり、アクツ條を見よ。

上圷　カミアクツ　前條に同じ。

上蘆立　カミアシダテ　陸前柴田郡の豪族にして、上足立鄕より起る。アシダテ條を見よ。

神合　カミアヒ　飯田堀藩の用人にあり。

上甘　カミアマ　和名抄、肥後國菊池郡に上甘鄕あり。

上井　カミヰ

1　大隅の上井氏　始良郡の上井邑より起る。韓國宇豆峯神社の鎮座地なり。諏訪大明神記録に上井五郎左衛門と云ふ人見ゆ。

2　東鑑巻三十八に上井太郎あり。伊勢、志摩地方にも存すとぞ。

紙井　**カミヰ**　美濃に現存す。

神居　**カミヰ**

上池　**カミイケ**　上地（カミチ）條及びウハチ條を見よ。

上伊澤　**カミイザハ**　陸中膽澤郡より起りしならん。奥州葛西氏配下の將に此の氏あり。イサハ條を見よ。

上石　**カミイシ**　ウヘイシ條を見よ。

神磯部　**カミイソベ**　**カミノイソベ**　伊勢にあり。職業部の一にして、神宮領の磯部ならんと考へらる。天平勝寶三年正月紀に「神磯部國麻呂」、また東大寺要録十に神磯部見ゆ。イソベ條參照。

上板　**カミイタ**　秀康卿分限帳に「三百石、上板助右衛門」なる者見ゆと。

上市　**カミイチ**　和名抄大和國城上郡に上市郷あり。其の他、諸國に此の地名多し。

上伊豆島　**カミイヅシマ**　藤原姓伊東氏の族、岩代安積郡上伊豆島より起ると云ふ。

相生集に「上伊豆島の館主伊藤彌平左衛門」とある、これか。同邑鹿島社享祿三年鰐口銘に「上伊豆島村藤原親祐」と、安積伊東の族なるや明かならん。安積、伊東條參照。

上泉　**カミイヅミ**　**カミツイヅミ**　和名抄和泉國和泉郡に上泉郷あり、加美都以都美と註す。中世上泉庄と云ふ。其の他、上野、常陸等に此の地名あり、カミイヅミと訓めり。

1　信濃金刺姓　上野國勢多郡上泉邑より起る。關八州古戰錄巻四に「上泉伊勢守金刺秀綱」と見ゆるにより金刺舍人の後裔、卽ち信濃國造族なるを知るべし。この人は上州箕輪の永野衆にして、永祿六年、箕輪落去の後浪人となり、桐生に走り、又次郎の家風衰ふるを察し、去りて甲州に走る。この人・劍術の祖と云はる。始め飯篠長威（山城家直、總州香取の人にして鹿伏兎刑部の弟子也）の傳を松本備前尚勝（鹿島の人）より受け、自ら巧夫して眞影流を起す。實に柳生又右衛門宗嚴の師たるなり。

又上泉主水あり、下妻合戰に討死す、大窪條參照。甲斐國志に「武州深谷の老臣上泉主水佐の事なり、北越の諸錄に主水、後に上杉景勝に仕へ、慶長五年、羽州長谷堂攻撃の時戰死、名は憲村、憲元、通治の異あり。續此家閑談には『主水は上州の人と記せり。疑ふらくは深谷の老臣は同名別人にして、且又伊勢守の子にあらじ、その男も主水と名く、大坂鴫野にて戰死』と見ゆ。

2　藤原北家宇都宮氏流　頼基を祖とすと云ふ。

3　秀郷流藤原姓足利氏流　大胡武藏守信綱・上州勢多郡上泉城に在りて、上泉と稱す。傳說雜記に「大胡加賀守、後に上泉武藏守信綱と稱す」と見ゆ。オホコ條參照。

神泉　**カミイヅミ**　**シンセン**　京都の神泉苑より起りし名なるべし。藤原北家長良流にして、尊卑分脈に「長良─清經六世孫大和守成資─中務丞爲綱─駿河權守輔實（世に神泉判官と號す）」と見ゆ。その子を成宗と云ふ。

上井戸　**カミヰド**

上岩　**カミイハ**

上家　**カミイヘ**　**カヅイヘ**　和名抄、越前國大野郡に上家郷あり、高山寺本、足羽郡に收む、その方よし。カヅイヘ條を見よ。

神刑部 **カミウタヘ** 職業部の一にして、垂仁紀に見ゆ。刑部とは訴訟をきゝ、刑名を定むるを職とする品部なり、よりて神刑部とは、神社に屬する刑部ならんと考へらる。或は神意を伺ひて裁判するの意より來るか。

神内 **カミウチ** **カウナイ** ジンナイ條を見よ。

上有知 **カミウチ** **カウヅチ** 神地ともあり。美濃國武藝郡上有知より起る。

1 清和源氏山縣氏流 美濃國武儀郡上有知より起りし氏にして、尊卑分脈に「頼光五世孫、山縣二郎頼清―頼資（上有智藏人）―頼綱（上有智藏人）、其の弟頼保（上有智藏人、播磨國矢野下司相傳）」と見え、又頼資の弟に「判官代經國、三郎頼經、二郎頼忠、頼胤」等を收む。新撰美濃志に「三郎頼經とあるも神地藏人と名乘り、吾妻鏡の承久合戰の條に『六月二十日、晩に及び、美濃源氏神地藏人頼經入道、同伴類十餘人、貴船邊に於いて、本間兵衛尉之を生虜す云々』と見ゆ。勤王の士なり。

2 清和源氏木田氏流 これも美濃發祥の氏にして、尊卑分脈に「滿政四世孫木田重長―重清、左兵衛、上有智藏人と號す）」と見ゆ。

3 清和源氏佐竹氏流 第一項上有知氏の後を襲ぎしにて、佐竹系圖に「北酒出八郎季義―上有知公清（山縣上有知藏人頼清の子となる）―綱義（三郎二郎）」と載せ、又尊卑分脈に「佐竹隆義―八郎秀義―公清（上有智と號す、上有智相傳）―綱義」と見え、中興系圖にも「上有智、清和、山縣神門末流藏人頼資稱之、後佐竹公清繼之」と。又新編常陸國志には「上有智・北酒出助義の二子公清・八郎三郎、上有智を食む、因つて氏とす」とあり。

上宇津志 **カミウツシ** 奥州田村氏の族、ウツシ條を見よ。

上海上 **カミウナカミ** 上總の古代姓也。〇上海上國造 出雲氏の族、ウナカミ條を見よ。

神浦 **カミウラ** 肥前國彼杵郡神浦より起る。丹治姓にして、戸町氏と同族なり。鎌倉以來の名族にして、博多日記裏書に「神浦源藤次（元享三六月六日、正中貳四月廿二日）、神浦戸町又三郎入道跡（正中二八十七日云々）」を載せたり。下りて天文の頃、神浦兵庫介丹治純俊あり、その女北村對馬守の妻となり、その生める彌平兵衛は兵庫介の家を嗣ぐ（郷村記）とぞ。士系錄には「丹治俊長（永和年中、肥前國彼杵郡神浦に來り、神浦を以て氏となす）―小次郎俊重（又次郎）―五郎重正―又八郎正茂―彦次郎正親―兵庫介純俊云々」とあり、大串條を參照せよ。

上浦 **カミウラ** 肥後天草の豪族にして、大藏姓、原田氏の族なり。信濃にも存す。

神漆 **カミウルシ** 直姓。神社領の漆部を掌りし氏ならん。ヌリ、ヌリベ條を見よ。

上江 **カミエ** 中興系圖に「上江、宇多、佐々木義清末、萩原重頼男」と見ゆ。

上枝 **カミエ**

上海老名 **カミエビナ** 相摸國發祥の氏にして、小野系圖に「海老名季定の子季久、上海老名太郎」と見ゆ。詳細はエビナ條を見よ。

神尾 **カミヲ** 丹波、肥後等に此の地名あり、關係あるか。

1 伴姓平松氏流 伴氏系圖に「平松武持二十世の孫宗資の子宗頼を神尾神主」と載せたり。流布本、類從本等には松尾神主に作る。（參河國額田郡）。

戰國時代、三河碧海郡柱村に神尾與四郎

ありしと云ふ。

2　賀茂姓（或は藤原姓）加納氏流　駿河の名族にして、式社備考に「駿東郡丸子神社（沼津驛）・神主神尾因幡」また式社略記に「駿河郡丸子神社神主神尾因幡守、此の神尾氏は、沼津驛なる淺間社の神主なるが、いつの頃よりか、當社の神主をも兼たりとなむ」と見ゆ。江戸幕臣に此の氏あり、賀茂姓と云へど、寛政系譜には藤原氏支流に收む。始め左衞門尉元久なるもの（加茂神職）・勅勘を蒙り、淸見關に配流せらる。後足利義敎將軍より神職に補せられ、家號を神尾と賜ふと云ふ。徵證乏しきが如し。もと今川家臣にして、系圖に「元重（今川氏輝の臣）—久吉—忠重—守世、」本支十一家、家紋丸に蔓桃、橫木瓜。

千七百石　神尾市左衞門

神尾五郎三郎

3　北條家臣　小田原役帳に武藏橘樹郡加瀨鄕神尾越中守を載せたり。また關東古戰錄に神尾治部右衞門あり、北條家臣にして、伊豆南方小番、上杉龍若自殺の際・介錯すと。又相州兵亂記卷四にも見えたり。

4　會津の神尾氏　新編會津風土記、大沼郡松岸村條に「館蹟、文明の頃・神尾丹波賴春と云ふ者居りしと云傳ふ」と見ゆ。相當の豪族たりしが如し。その後、松平忠輝家臣に神尾氏あり、後に會津保科氏に仕ふ（新編會津風土記）と。又武鑑當藩用人に神尾小源治を收む。

5　紀姓堀田氏流　太閤秀吉の臣正保の後にて、其の子「光廣—正廣—幸政（母氏神尾を稱す）」と。家紋石餅に竪木瓜、綾管。（寛政系譜）。

6　信濃の神尾氏　小縣郡の豪族なり。又諏訪の神尾氏は家紋抱澤瀉の中に㞢なりと。

7　淸和源氏賴親流　これも幕臣なり、家紋蔓柏、蔦。

8　加賀の神尾氏　前田藩の重臣にも此の氏あり。而して加賀藩給帳に「千七百石（丸內ツル柏）內五百石與力知、神尾主殿。五百石（同）神尾權三郞。參百石（同）神尾孝次郞。參百石（同）神尾左內」と載せたり。

9　雜載　大村藩に神尾氏、東作志に神尾義平、香宗我部氏記錄に神尾圖書、岩代岩瀨郡、紀伊、近江等にもあり。

上尾　カミヲ

秀鄕流藤原姓、佐野氏の族にして、戸室出羽守親久の子親吉・上尾右近と稱すとぞ。

上岡　カミヲカ

和名抄、播磨國揖保郡に上岡鄕ありて、加無都乎加と註し、高山寺本には加無乃乎加と訓ず。又下野にも此の地名あり。播磨、備前に此の氏あり。

神岳　カミヲカ

石見にあり。

神岡　カミヲカ

常陸國多賀郡に神岡邑あり。此の氏信濃に存す。

神翁　カミオキナ

正訓不明。

上大路　カミオホヂ　カミノオホヂ

山城北野社の社家にして、景行天皇の後裔菅原能福の後と稱す、十川家の分流なり、十川條を見よ。

神麻續　カミヲミ

神麻續部の伴造、並にその部人の裔なり、カミヲミベ條を見よ。

1　神麻續連（天物知命裔）　神麻績部の伴造にして、神護景雲三年に宿禰姓を賜ひしも、後連姓に貶さる。姓氏錄、右京神別に收め「神麻續連、天物知命の後也」と見ゆ。第四項を見よ。

2　（伊勢）神麻續連（八坂彥命裔）　伊勢神麻續部の伴造にして、天神本紀に「八坂

彥命、伊勢神麻績連等の祖」と見ゆ。

3 （廣湍）神麻績連（乳速日命裔）　ヒロセノカミヲミ條を見よ。

4 神麻績宿禰（天物知命裔）　神護景雲三年二月紀に「左京人正六位上神麻績連足麻呂、子老、右京人神麻績連麻呂等、廿六人、姓を宿禰と賜ふ」と見え、同十一月紀に「左京人神麻績宿禰足麻呂、右京人神麻績宿禰廣目女等廿六人、復た神麻績連と爲す」とあり。

5 伊勢に神麻績神部脇田氏あり。ワキダ條を見よ。猶ほ此の氏の事はヲミ、ヲミベ條を參照せよ。

上績　**カミヲミ**　紀伊國在田郡本堂村生石明神社神主に上績左近（續風土記）なる人あり、神麻績の後裔か。

神麻績部　**カミヲミベ**　職業部の一種にして、機織に從事す、ヲミベ條を見よ。神麻績とは神祇に奉獻する神衣を織りしによるにて、此の部は神社領有の麻績部に外ならず。

1 遠江の神麻績部　正倉院文書濱名郡輸租帳に神麻績部國麻呂と云ふ人見ゆ。

2 下野の神麻績部　萬葉集廿に「河內郡上丁神麻績部島麻呂」と云ふ人見ゆ。

3 伊勢の神麻績部　神宮領の麻績部なるべし。ヲミベ條を參照せよ。

4 大和の神麻績部　廣湍の神麻績あり、ヲミベ、及びヒロセノカミヲミ條を見よ。

上鄉　**カミガウ**　常陸、羽前等に此の地名あり、猶ほ多かるべし。

1 佐々木氏流　本國近江、鹽冶判官の一族にして、佐々木系圖に「近江判官貞清―乙立宮內少時綱（鹽冶判官高貞弟）―通清（上鄉三河守、法名道圓）―鹽冶三河守滿通―三河守高清―兵部大夫豐高―湯與五郎政通（永正五卒）―誠勝（上鄉左衞門）―小法師丸」と見ゆ。

2 出雲の上鄉氏　江濃記に「尊氏の御時、山名しばらく、當國の守護に補しけれども、守護代は上鄉三河守、其の子鹽冶四郎とて、いづれも佐々木の末葉なり」と。

上香西　**カミカウサイ**　讃岐の綾氏の族にして、香西元資の子元直の後なり。其の子を元繼と云ふ、詳細はカウサイ條を見よ。

上垣　**カミガキ**

上垣內　**カミカキウチ**　**カミカイタイ**　藤原姓なりと、カキウチ條參照。

神頭　**カミカシラ**　荒木田氏の族、シントウ條を見よ。

上方　**カミカタ**　ウハカタ條を見よ。カミカタと云ふもあり。

神方　**カミカタ**　德川時代、松本松平藩の重臣なりと。

上片平　**カミカタヒラ**　カタヒラ條參照。

上勝　**カミカツ**

上勝田　**カミカツダ**　下總小金本土寺過去帳に上勝田治兵衞と云ふ人見ゆ、カツタ條參照。

上門　**カミカド**

上兼　**カミカネ**　ウヘカネ條參照。

上川　**カミカハ**　武藏國埼玉郡上川村より起る。新編風土記に「上川上村、當村古へ川上三郎住せし地なりと傳ふ。三郎は保元物語にも見えて武藏の人と云へり」と。結城秀康卿給帳に「三百石、上川左衞門」見ゆ。猶ほウヘカハ條參照。又神川、神河と通ずべし。

上河　**カミカハ**　**ウヘカハ**

神川　**カミカハ**　大江姓にして、山城鴨社の社家、膳部に此の氏あり。

神河　**カミカハ**　**カンノカハ**　土佐に此の地名あり。又東作志に神河平四郎見ゆ。

加美河　**カミカハ**

○加美河祇　大同類聚方四十五に「大和國

葛郡加美河祇奈の家方」と見ゆ。祇はカバネの一種か、名の一部か、詳かならず。

上川井　**カミカハヰ**　次條、及びカハヰ條參照。

上河井　**カミカハヰ**　下野の豪族にして、那須氏の族なり。那須太郎資氏—越後守資之—太郎氏資—資威（上河井氏を稱す）なりと。又上川井出羽守と云ふもあり。猶ほカハヰ條參照。

上川名　**カミカハナ**　陸前國柴田郡に上川名邑あり。

上川原　**カミカハラ**　カハラ條を見よ。

上甲　**カミカフ**　**カミカブト**

上甲保　**カミカフホ**

神々　**カミガミ**　正訓不明。

上蒲池　**カミカマチ**　カマチ條を見よ。

上神　**カミガミ**　カツミワ條、ウヘカミ條を見よ。

上上島　**カミカミシマ**　カミシマ條を見よ

上神吉　**カミカンキ**　カンキ條を見よ。

神去　**カミキ**　日用重寶記にあり。カンキ條を見よ。

神木　**カミキ**　これもカンキか。或はシンボクか。

上木　**カミキ**

1　藤原南家伊東氏流　ウヘキ條にあり。

2　加賀の上木氏　是もウヘキ條を見よ。

3　其の他、太平記卷二十に「禰津、風間、敷地、上木云々」」また「軍奉行上木平九郎」、また廿一に「上木平九郎家光、元は新田左中將の兵にてありしが、近來將軍方に屬す」と。下りて高麗文書に上木四郎右衛門なる人見ゆ。

上喜　**カミキ**　前條、及びカンキ條を見よ。

神私　**カミキサイ**

○神私造　姓名錄抄に見ゆ。神社の誤寫なるべし。

上北　**カミキタ**

上京　**カミキヤウ**　正訓不明。大隅の名族にして、囎唹郡末吉鄕五十町村八幡宮の記錄に「願主•上京平右衞門」見ゆ。

上口　**カミグチ**

神三郡　**カミクニ**　日用重寶記に見ゆ。

上國　**カミクニ**　カミノクニ條を見よ。

上窪　**カミクボ**　香宗我部氏家臣に上窪孫兵衞あり。

上久保　**カミクボ**　信濃に現存、クボ條參照。

上熊　**カミクマ**　常陸眞壁郡の豪族にして眞壁記に上熊伊勢守見ゆ。カメクマ條を見よ。

上倉　**カミクラ**　和名抄、大和國廣瀨郡に上倉鄕あり。

1　尾張姓　應仁私記に上倉次郎（尾張知古）見ゆ、又上倉二郎ともあり。

2　源姓　幕臣にあり、寛政系譜に家紋「丸に三龜甲、十六葉裏菊」と。

3　ウヘクラ條を見よ。

神藏　**カミクラ**　肥後國託麻郡神藏莊より起る。詫磨氏の族か。

神倉　**カミクラ**　**ホクラ**　**ホコラ**　神藏、また神倉に作る。クラジ條參照。

上座　**カミクラ**　筑前國に上座郡あり、カミツクラなり。此の地より起りし豪族とす。南北朝の頃、武家方に屬す。

神子　**カミコ**　ミコ條を見よ。

神子上　**カミコガミ**　ミコガミ條を見よ。

上越　**カミコシ**

上小瀨　**カミコセ**　**カミヲセ**　常陸の豪族なり。小瀨（ヲセ）條を見よ。

神社　**カミコソ**

1　神社（無姓）　孝德紀大化二年條に神社福草と云ふ人見ゆ。

2　神社造　大伴氏の族にして、姓氏錄、左京神別に「神松（社ナルベシ）造、道臣

命八世孫金村大連公の後也」と見えたり。

3 神社連　神社造の連姓を賜へるものならん。

4 神社忌寸　大伴氏の族なり。萬葉集六に「神社忌寸老麻呂」また和銅三年正月紀に「神社忌寸河内」など見ゆ。

神子田　カミコダ　ミコダ條を見よ。

神事　カミゴト　信濃にあり。

上郡　カミゴホリ

上郡山　カミコホリヤマ　伊達家々臣に上郡山民部あり、羽前置賜郡小國館を守る。郡山條を見よ。

上紺屋　カミコンヤ　志摩に現存。

上坂　カミサカ　ウヘサカ　和名抄、近江國坂田郡に上坂郷あり、加無佐加と註す。輿地志略に「今上坂荘下坂荘、此邊なるべし」と。又大日本史に「按ずるに上坂田を條する也、今上坂村」と見ゆ。

1 桓武平氏梶原氏流　近江國の大族にして、坂田郡上坂郷より起る。初め平氏、後佐々木氏となる。淺井三代記に、「上坂は梶原平三景時が末也」と、以下次項を見よ。又上坂系圖に「梶原景時—景高—景信、二十四代景家（上坂平兵衛、流落して江州坂田郡上坂に住す）」と見ゆ。寛政系譜に此の末流一氏を載す。家紋・九星、左萬字。また中興系圖に「上坂、平、梶原平八兵衛尉景宗、稱之」とあり。

2 佐々木氏流　前項氏を襲ひしにて、淺井三代記卷一に「永正亂の興云々。佐々木六角義實卿は江南觀音寺山に住城す。江北高清入道環山寺は、坂田郡伊吹山の内に住城す。明應年中に江南勢強く働く故、愛知郡、犬上郡の二郡、江南六角に切取らる。京極入道環山寺、病者なるにより、終に軍勢を催さるゝ事もなし。夫れ故、江南より江北をせばむる事多し。環山寺が臣下に上坂治部大輔泰貞と云ふ者有り。上坂に氏多し、此の上坂は梶原平三景時が末也。此の泰貞は前の京極政經の三男、上坂の家を繼ぐ、其の末なり。此の者高清卿の御見立候て、江北の侍大將に仰せ付けられける。此の治部大輔は軍勇智謀の者なりしとぞ申ける」と。かくて江北の軍を總ぶ。

また卷二に「上坂泰貞養子、附入道の事云々。泰貞熟ら我が身を顧るに、若き形日におとろへて、既に四十餘歳に及べども、家督をゆづる嫡子なし。女子一人ありけれど、淺見對馬守の室となれば、今は誰をか養子とせんと、種々思案をなすに、我は高清卿の御取立にて、今はかく榮ゆるなり。此の恩いかでか報ずべき、とかく高清卿の御息一人を申下し、我が苗跡を讓らばやと思ひ、上平寺へ參上して、高清卿へ言上す。高清・斜ならず思召し、汝が心に相叶ふもの一人とらすべし、とありければ、泰貞大に悅び、其の時御子三人ありけるが、中に次男にてわたらせ給ふ左近大夫殿を、上坂の城にぐしたてまつり、泰貞は、やがて隱居の暇を申上られければ、京極殿・仰せられけるは、汝隱居せば、自然の時、誰をか大將に指向へき。二三年も隱居の事はやきと、仰られければ、御意は御尤とは存じ奉り候へども、我等隱居仕り候とも、敵來にをいては、何時なりとも罷出で討果し申すべしと、さもゆゝしく申上ぐれば、京極殿しからば、ともかくもと、御免を出されける。泰貞よろこび、功成り名とげしと申すも、今なるべしとて、やがて上坂より一里餘西に、今濱といふ所に城をつくり、上坂の城をば左近大夫にゆづり、我が身は入道し、實名を其のまゝ用ひ、上坂入道泰貞齋と申し、今濱に住城す。此の今

濱と申すは、太閤秀吉いまだ筑前守にておはせし時、城をきづき、在名を改め住み給ふ、今の長濱是なり。斯て治部大輔入道し給へば上坂信濃守も入道して清眼と號し、同修理亮も入道し、上坂道雲と申し、同伊賀守は了清と名乘りける。入道泰貞齋の聟なりける淺見對馬守は文武二道に達したる者にて、南北共に人を用ゐる侍なりしが、各の入道を聞き、嫡子齋宮助を對馬守と號し、家督を相渡し、入道して實名を用ゐ、後孝軒と申し、尾上村の城を拵え隱居したりけり。泰貞齋つく〴〵物を案ずるに、其の筋正しき人の子、今一人申し請け、江北を兩人しておさめ置き、京極殿にかしづきたてまつらせたく思されけるに、此の事、美濃國土岐殿聞給ひ、幸に御息や多かりけん、泰貞齋に一人とらせたく思召されける。今濱への緣を尋ね給ふに、伊吹內匠助は土岐家中より、緣組の人なれば、彼を賴まれ、然るべしと申すに付、內匠が許へ仰せ遣はされ、泰貞齋へ我が子一人を遣はすべく候間、よく〳〵はからへよかしと御賴あり云々」と。かくて土岐の若君(十二歲)小玉兵庫に護られて、上坂氏の

養子となる。

翌年「十三歲の春元服させ、上坂兵庫頭泰信と申しける。それより今濱の城を嫡子上坂治部大輔泰舜にゆづり、上坂の城はかまへせましとて、次男兵庫頭泰信に相渡し、我が身は今濱の內に館を構へ、佛道修行に心を入れて晝夜念佛三昧にて暮されける」と見ゆ。永正十二年三月五日、六十三歲にて卒す。

上坂系圖には「家紋表四目結、裏箭筈。佐々木京極三郞高光—持淸—蔭秀—上坂景重(上坂平次郞、後に治部大輔と改む。寬正五年五月三日誕生。永正十四年三月病死、歲五十三也。法名泰貞齋。景重・實父は上坂平兵衞尉景家也。京極勝秀、是を養子となし、上坂村の城を讓る。景重・紋は矢筈也。是より後、四目結を用ふ。長享元年の秋、六角家と京極と合戰の刻、景重は京極家の大將となり、軍功勝げて計へ難し)—高景(上坂治部大輔、始めは京極四郞實高と云ふ。實父は京極中務大輔高淸也。景重・子なきに依り、養ひて子と爲し、上坂の城主たり。家臣淺井備前守助政と度々合戰に及ぶ)—賴高(永祿八年五月十九日、將軍義輝公御自害の

時、御所に於いて討死)—景義(上坂織部、後に改めて一學と號す。父と同じく義輝公に仕ふ。義輝公御自害、父討死の後、父の遺命により、江州志賀郡仰木村の城主上坂上之坊法印尊秀を賴み、仰木村に居住す。天文六年三月廿三日誕生)—義常(上坂與三郞。天文廿二年六月三日生る。將軍義昭公・信長御退治の時、江州堅田に籠城す。時に天正元年二月廿九日、軍敗れて後、仰木村住居、牢々)—義盛(上坂與右衞、法名常智)—義秋、弟盛義—盛春、弟義春」と。

次に義盛の弟「秀高(上坂岩松、後與一郞、法名教恩、天正元年二月廿九日生、江州志賀郡仰木村住、牢々)—秀澄(上坂與一郞、母永田氏の女、法名教良、京極若狹守忠高に暫く仕ふ。其の後牢々、志賀郡仰木村住)—秀景(六左衞門)—高朝(半之助)」と。又秀高の弟「常貞(上坂上之坊小市丸、後に上之坊庄兵衞と號す。實母は同郡木戶十乘坊女。常貞は江州志賀郡仰木村の城主上坂上之坊中將尊海の嫡男也。然るに父尊海、天正元年二月、將軍義昭公の命により、同郡堅田に籠城す。時に信長、明智光秀、其の外數兵を

以て堅田を攻む。城叶はずして落城す。此の時中將尊海討死す。時に小市丸七歳にて孤となる。義常は類親にて好み之れ有るの故、小市丸を養子と爲し取立て、父が家を續がしむる也。然れ共一家信長の敵となる故方々牢々蟄居)—貞重(上坊上坂加兵衞)弟貞政(上坊上坂小大夫、法名常閑)弟貞信(上坊上坂平右衞門)」と。以上、上坂系圖には信じ難き點、甚だ多し、注意せよ。外史補には「京極高清・封を上坂泰貞に讓り、江北を領し、上坂に治せしむ。永正八年、泰貞・子なし、高清の子泰舜を養ひ嗣となし、今濱を守らせ、又美濃土岐某の子泰信を養ひ、上坂を守らしむ。十三年泰貞卒す、淺井亮政計を以つて、上坂を襲ひ、泰信を今濱に走らせ、上坂城を壞つ」と載せ、地名辭書に「上坂泰舜は長享年後兵亂記には上坂治部信光に作り、又一書に治部泰貞を景重に作る」と。

3 清和源氏土岐氏流　第二項に云へり。泰信は、上坂系圖、景賴に作り、「景重—景賴(上坂辰丸、後兵庫助、實父は濃州土岐成賴也。景重・養子となす。今濱城主也。明應元年二月五日誕生、家臣淺井備前守助政と度々合戰」と。蓋し上坂系圖には信じ難き點尠からざること前に云へり。

4 江州上坂氏は、これより前、康正二年段錢引付に「内十貫文、上坂兵庫助・江州坂田德兩郡の內、十ヶ所段錢」と。又江北記に「明應八年七月十八日、環山寺殿海津より御出張候。上坂治部・咊方を致し候」と載せ、淺井三代記に「永正七年六月十一日の事なるに、上坂治部大輔泰貞は佐和山表へ進發すべしとて、十一日の暮、子の上刻に上坂の城を立ち、今濱村に諸卒をしばらく待合せける。相したがふ人々には、磯野伊豫守員吉、同右衞門大夫員詮、子息源三郎爲員、西野丹波守家澄、同與八郎、大野木土佐守、三田村左衞門大夫、安養寺河內守勝光、淺見對馬守俊孝、淺井新次郎、同新三郎亮政、三男新助政信、渡邊監物、八木與藤次、井の口宮內少輔、後藤彈正忠、筧助右衞門尉、赤尾與四郎、東野左馬助、野村伯耆守、同肥後守、口分田彥七郎、布施次郎左衞門尉、中山五郎左衞門尉、千田伯耆守、橫山掃部頭家盛、加納彌八郎、伊吹內匠、住居平八郎、今井肥前守、新庄駿河守、富田新七、香鳥庄助、大宇右近大夫、高野瀨修理亮、山崎源八郎、黑田甚四郎、堀能登守、小室隼人助、此等を宗徒の大將として「段々に馳集め、都合其の勢四千餘騎、雜兵二萬餘、濱道へおしければ、今濱より磯山迄三里が間は、人馬打續きて、駒のひづめもなかりけり」と。當時その勢力の盛なりしを窺ふに足らん。

淺井氏も此の頃、その配下にて「淺井亮政隱謀の事、去程に、淺井新三郎亮政は上坂入道泰貞齋死去の後、子息上坂治部大輔泰舜に付奉り、隨分奉公を勤むといへども泰貞齋に打かへ、新參の佞者を近付け、忠諫をなす者を遠ざけらる云々」と。遂に謀叛して、上坂氏を亡ぼし、江北を奪ふ。アサヰ條を見よ。下りて江濃記に「淺井備前守長政、赤尾、上坂、今村云々」と。又蒲生家塀持家老十二名中に「伊南城、蒲生左文(本姓上坂)」と。又上坂源之亟。此等も同族なるべし。坂田郡の上坂城(上坂村)は上坂景重の築く所と傳へらる。

5 越後の上坂氏　上杉家臣に上坂宮內少輔あり、天正六年、景勝景虎家督を爭ふ

際、上田城を守りて北條勢を防ぐ。

6 雜載 其の他、加賀藩給帳に「參千石（丸內梅花）人持、內五百石與力知、上坂藏人。貳百石（同）上坂鐵次郎。百石（丸內釘貫）上坂篤太郎」と。又寬永十一年八月、鈴木右衛門の記に「森美作殿に上坂主馬助と申す者居り申候」と。又田中家臣知行割帳に「二百廿石上坂源內。」また越前國足羽郡中野村に上坂彌三右衛門と云ふ素封家あり。代々大庄屋を勤めしを以て名あり。家紋は丸にカタバミ也と。又新田系圖に「脇谷次郎兵衛尉爲近（朝倉敎景家臣）の女。上坂長門守秀孝妻」と。其の他、信濃、膳所藩等にも存す。

神坂 カミサカ

1 藤原姓 壹岐國の名族にして阿多彌神社の舊社家也。その記錄に神坂式部藤原尙淸等見ゆ。

2 平姓 美作久米郡の名族にして、傳說に據れば「一ノ谷役後、當國稻岡庄に遁れ、同族稻荷山城主平光興に據る。子孫その家臣となり、天文十三年、忠長・敗北自殺するに及び、歸農す、その後、神坂四郎兵衛子なく、原田の一族小野田又三郎を養子す」とぞ。

3 下總猿島郡長須八幡の祠官に神坂氏あり、朱印帳に見ゆ。又備前にもあり。

神前 カミサキ カンザキ條を見よ。

神崎 カミサキ カンザキ條にて併せ云ふべし。

上前 カミサキ 神崎氏に同じきか。

上崎 カミサキ 同上。

上里 カミサト 備後の豪族にして、下志和地邑八幡山城に據る。

上佐野 カミサノ 上野國群馬郡に上佐野邑あり。此の氏は秀鄕流藤原姓佐野氏の一族にして、佐野系圖に「佐野庄司成俊―太郎國綱―景綱（同小二郎入道、號上佐野、一本に上佐野次郎）」一書に「景綱―宗綱（五郎）―賴綱（太郎）―師綱（安房權守）」と見ゆ。サノ條を見よ。

神澤 カミサハ 東鑑卷四十に「神澤次郎左衛門尉」見え、又承久記卷四に神澤八郎を載せ、博多日記に「大番衆、大和道・神澤一族」と、鎌倉時代、相當の大族なりしを窺ふに足らん。諏訪神家の族なりと云ふ。

上澤 カミサハ ウヘサハ、及び前條を見よ。

神去 カミサリ カンキ條を見よ。

神下 カミシタ 紀伊國名草郡爾宜村高三所大明神社の神主に神下周防あり、續風土記に見ゆ。

神品 カミシナ カウシナ

神志那 カミシナ

神稻 カミシネ クマシロなり。カミシロ條を見よ。

上椎原 カミシヒハラ 豐後の豪族にして大友氏の族なり。大友系圖に「親秀の子野津五郎賴宗の庶流上椎原」と見ゆ。

上島 カミシマ ウヘシマ 和名抄、常陸國鹿島郡に上島鄕、肥後國託麻郡に上島鄕を收む。此等より起りし也。

1 阿蘇氏流 肥後の豪族にして、阿蘇文書、正安元年券に「肥後國上島莊、地頭上島彌四郎惟盛」あり、其の外多し、詳細はウヘシマ條を見よ。

2 其の他、ウヘシマ條に多し。又三河國寶飯郡氷明神の社人上島氏（集說）、又伊勢、志摩、信濃等にもありと。

神島 カミシマ 前條と同族か。

上島崎 カミシマザキ 常陸國の豪族にして、和光院過去帳に「カミ島崎殿」を載せたり。シマザキ條を見よ。

神稻 カミシネ クマシロ 和名抄、石見國邑知郡に神稻鄕あり、久末之呂と註す。

又淡路國三原郡に神稻鄕、これも久萬之呂と訓ず。カミシロ、及びクマシロ條を見よ。

上宿野　**カミシユクノ**　カミツケノ條を見よ。

神代　**カミシロ　クマシロ　カウシロ　カメクマ**　和名抄、常陸國眞壁郡に神代鄕あり。カメクマかと云ふ。又伯耆國久米郡に神代鄕、備中國哲多郡に神代鄕あり、加無之呂と註す、後神代村と云ふ。又備後國三上郡に神代鄕あり。次に肥前國高來郡に神代鄕あり、加無之呂と訓ず、後世神代邑と云ふ。又筑後國御井郡に神代鄕あり。その他、備中に神代野部御厨、能登羽咋郡に神代村(カゲミ)、神代神社、越後に神代村(カグミ)あり。此等神代の地は神稻と同様、神社領たりし地にして、此等の地名を負ひし神代氏は神社と密接なる關係を有するが如し。

1　神代直　肥前風土記、彼杵郡條に「纒向日代宮(景行)御宇天皇、球磨噌唹を誅滅して凱旋の時、天皇・豐前國宇佐(宇土?)海濱の行宮に在りて、陪從神代直に勅し、此の郡速見村に遣はして土蜘蛛を捕へしむ」と見えたり。此の後裔・第四項を見よ。

2　丹波姓　筑後國御井郡の神代鄕より起る。この地は高良神社の神領たりし地にして、此の氏は此の神領を掌りしが爲めに、此の地にありしものと考へらる。座主家と同様、丹波姓にして、高良山文書に「將軍家政所下す。博多津に於いて、去る文永十一年、蒙古襲來の刻、肥後、薩摩、日州、隅州の諸軍・馳參るの砌、筑後河神代の浮橋、九州第一の難所の處、神代良忠・調略を以つて、諸軍を輙く打渡す。蒙古退治の事、偏へに玉垂宮冥慮、扶桑永代、安利たるの由、仰する所件の如し。建治元年十月廿九日。別當相摸守平朝臣判」と。

また「補任、高良大明神社司、神代民部大輔良忠、宜しく越前守に轉ずべし。右勅宣の旨を以つて補せしむる處也。宜しく承知せらるゝの狀、件の如し。正和元年十二月日。左大辨藤原淸房判」と。又後世、筑後領主附に神代氏見ゆ。次項を見よ。

3　物部姓　以上の如く神代氏は丹波姓なる事明白なるに、鏡山家の所傳に據れば、「武良麻呂保義の二男武勢麻呂良續・武臣となり、館を御井郡神代村に構へて是に居る、因つて神代氏と號す」と。諸學者・多く之に據り、この氏を物部姓とするも、採るべきにあらず。筑後國史に「大祝美濃理麿保續の第二子武勢麿良續、白鳳の頃、武人と成りて御井郡神代村に館す。神代氏と號す」と。(今按ずるに、肥前風土記に、景行帝陪從神代直あり。又按ずるに、肥前に於いては、神代を加宇志呂と、熊代を久麻志呂と稱す。倭名鈔に神米を麻志禰と)。代々相續して、彼の地に居る。永正(一に天文に作る)年中、神代對馬守顯元・出亡して肥前に往く。(今津氏云ふ、肥前に往き、川久保村に住むと。神戸の古名也。天文十九年五月廿五日卒。顯元、幼名庄虎丸八代の孫飛驒守茂英、鍋島氏と改むと)。顯元の子周防守勝高、其の子大和守勝利、武名あり」と見ゆる如き、これなり。されど此の氏を大祝家の族とするは誤りなる上、勝利を此の神代氏とするも亦採り難し。次項を見よ。

筑後神代氏の後は、筑後國史に「國分村庄屋兩藏家傳に云ふ、先祖神代左馬介、元龜中・高良山寺尾に住す。左馬介三代の孫兵部、天正兵亂の時、國分村に轉居す。兵部三代の孫十左衛門、慶安中に庄屋となり、氏を國分と改む。十左衛門に

遺戒一軸ありて、寂源僧正の添翰あり、今同姓清助の家に在り。十左衞門の末子を加助と號す、瓊林君御代、牛に乘り城内を往返するを免さる云々」と。
又一本系圖に「良續―良勝―良益―良相―良茂―良利―良清―良正―良行―良繼―良忠」と見ゆ。

4 神代直裔 肥前の神代氏にして、高來郡神代鄕を本貫とす。要略、元弘探題討滅の條に神代氏を擧げ、文中三年六月條に「菊池肥前守、神代、祝部、高木云々」と。下りて「永祿五年九月十八日、有馬仙岩・嫡孫義直を藤津郡に遣はし、大村、西鄕、多良、多比良、島原、神代、大野云々等を靡く」と。又有馬世譜に「貴純云々、深江、千々石、神代等の豪族皆附屬す。」また小城郡古湯邑淀姬神社緣起に神代氏、肥陽軍記に「天正五年、有馬方神代貴茂」と。此等皆その後裔ならん。

5 武部姓 佐賀藩神代氏なり。戰國時代、肥前の勇將神代勝利は第二項に述べたるが如く、高良社大宮司神代氏の後と說かる。鎭西要略永祿六年正月條にも「神代勝利・大村より歸り本山に入る。他郡に在る三年也。神代は高良山に於いては武內宿禰の苗裔。氏の創むる所、筑後國草野の邊、神代村に生ず、其の處也」と。また筑後の地誌も多く斯く云ひ、又上妻郡久泉村庄屋草壁氏所藏系圖に「種元(對馬守、入道西宗源と號す。永正中所領を失す)―顯元―勝利」と載せ、又肥陽軍記に「筑後の神代對馬守と云ふ人・沒落して、肥前に來り、小佐賀の千布の村長陳內氏に入聟となる。其の子を新次郎勝利と曰ふ。勝利・兵術を稽古し、北分山內を巡り、四百餘人の弟子を取り、後に弟子と心合せ、山內を領したり。勝利・龍造寺隆信と數年敵對の後、卒去しければ、隆信の臣納富但馬守の計ひにて、誓書を渡し、和平と爲る。然るに納富千布を夜討しければ、勝利の子長良・逃れ出で、金立山に入り、畑瀨に籠り、諸方へ働く。神代二代二十年の間、龍家の爲めに山內を侵されざりしも、のち鍋島信生公に就きて歸伏したり」など見ゆ。
されど、北肥の豪族神代氏は鎭西要略に「肥前に來る年久しく、建武延文大亂の時に當り、高木神代と稱す。肥前に在る・殆んど二百餘年、本姓武部也。故老傳へて曰ふ、勝利の先祖對馬入道宗元は、初め筑後草野氏の屬從也」と。猶ほ水上山明應の鐘名にも神代氏を擧ぐ。これ等に據れば、永正天文等に至り、肥前に移ると云ふは信じ難く。又本姓武部なる事は、河上社天文二十二年文書、永祿元年文書等に「神代大和守武邊勝利」とあるによりて證するを得べし。卽ち勝利の家は筑後神代氏とは別にて、前項、肥前神代氏と考へらる。
勝利は當時の豪傑にして諸書に多く見ゆるも、鎭西志、同要略に據れば、大體を窺ふを得ん。又河上社天文十四年十二月文書に「神代新次郎勝利」、同十七年文書に「刑部少輔勝利」、永祿十三年文書に「刑部少輔長良」を載せ、一族に神代豐前守あり。其の子刑部大輔長良、鍋島直茂と戰ひしも遂に和す。長良に嗣なし、故に直茂の猶子家長を養ひて婿とす。家長の子伯耆守常親、その子岡之助常利、その子長門守常直、その子左京亮宣長、實は鍋島勝茂の末子なり。常直養ひて婿とす。其の子彈正忠宣利、實は鍋島光義の二男、宣利養子として其の女を妻とす。佐賀藩の重臣にして六千石を領す。

6 鍋島氏流 前項に云へり。又鍋島家譜

に「勝茂の子直長・神代長門常宣養子。また綱茂の子直方・神代左京直長養子」など見ゆ。

7 藤原姓　水上山鐘銘に「明應六年五月二十六日、藤原神代兵部少輔利久」と見ゆ。第五項と同族にして、藤原と云ふは、一時の假冒に過ぎざるべし。

8 筑前の神代氏　明應の頃、神代與三兵衞武總あり、荒平城に據る(太宰管內志)。

9 秀鄕流藤原姓關氏流　常陸國眞壁郡神代鄕より起る。この地は、後の龜隈邑にて、眞壁文書、寬喜元年將軍賴經の下文に「眞壁郡龜隈鄕地頭職」正和五年の文書同じ。中世關氏の族・此に居り、神代氏と稱す、關系圖に見えたり。天正中・眞壁氏の臣に龜熊伊勢守あり、奧羽永慶軍記に見ゆ、眞壁記には上熊に作る。又これより前、長岡氏建武二年の文書に、「龜隈彥次郞入道關所事云々」と。皆本土の人也(郡鄕考、地理志料)。なほカメクマ條參照。

10 丹後の神代氏　丹波郡の豪族にして、神代彥五郞兼治は荒張城を攻め落すと。

11 淸和源氏　周防の豪族にして、滿仲の後裔兼高より出づ。

12 雜載　應仁記卷二に神代氏、同別記にも見ゆ。又安西軍策に神代藏允、德川時代、津和野龜井藩中老に此の氏あり。又越中國新川郡の豪族にも此の氏あり。猶ほクマシロ條を見よ。

上代　カミシロ

神白　カミシロ

髮白　カミシロ　肥前に髮白庄あり。

神城　カミシロ　和名抄陸奧國磐城郡（磐城國）に神城鄕あり。此の氏、備前、石見にあり、神代氏に同じかるべし。

神杉　カミスギ　能登の社家にあり。

上杉　カミスギ　ウヘスギ條を見よ。

神墨　カミスミ　カウスミ　尾張の名族なりと。

上スリ　カミスリ　餘目舊記に「留守の被官上すり殿」と、奧州の豪族たりしならん。

上瀨　カミセ　カミノセ　淸和源氏吉見氏の族にして、吉見系圖に「三河守賴行の子を上瀨三河守賴見(石州吉見祖)」と載せたり。

上瀨屋　カミセヤ　丹後國與謝郡に上瀨屋城あり。

上曾　カミソ　常陸の豪族にして、藤原北家八田氏の族なり。小田系圖に「八田四郞知家―知重(上曾祖)」と見ゆ。ウハソ條を見よ。又新編國志に「上曾、新治郡上曾村より出づ。知重の四子朝俊・小田三郞と稱す。子朝時・左衞門尉たり、上曾氏の祖。文保三年に上曾三郞。永祿中、手𢌞冨山の戰に上曾長門守、上曾長庵あり。蓋し朝俊の後也」と。又高麗文書に上曾駿河守見ゆ。

上曾禰　カミソネ　甲斐國八代郡（今西八代郡）曾根邑より起る。古くは物部氏の族にして、後武田氏の族と稱す。武田系圖に「義淸―嚴尊、曾禰祖、」また「上曾禰祖」と見ゆ、ソネ條を見よ。

神園　カミゾノ

上園　カミゾノ

上田　カミタ　ウヘダ條を見よ。

神高　カミダカ　讃岐の豪族なり。

上高岸　カミタカギシ　近江伊香郡に上高岸下庄あり。

神寶　カミダカラ

上瀧　カミダキ　小鹿島文書、橘薩摩一族恩賞地大隅國種島配分事に「房丸、(十品)上瀧源六子息」と見ゆ。猶ほウヘタキ條を見よ。

紙工　カミダクミ　但馬に紙工庄あり。

上武　カミダケ　河內國交野郡の名族にし

て、延元の頃楠氏に從ひし士に上武內匠あり。下りて永祿二年五ケ鄕總侍中連名帳に「穗谷村、上武內膳介淸尙」また寬永十七年三宮拜殿着座覺に「穗谷村上武氏參軒」と見ゆ。猶ほウヘタケ條を見よ。

上竹 **カミタケ** ウヘタケ條にあり。

神武 **カミタケ**

上竹野 **カミタケノ** 丹後の豪族にして、上竹野大學助賴基等あり、後竹上氏と云ふ。竹野君の後なり。タケノ、タケガミ條を見よ。

神立 **カミダテ** 越後國魚沼郡神立城（神立村）は石白山の古城也。城氏また新田の居城となり、文明年中、長尾伊賀守・本城に據り、上杉氏に反せしも事ならずして落城すと云ふ。

神達 **カミタチ** 備前に此の氏あり。

神館 **カミダテ** 次の氏に同じきか。

上館 **カミダテ** 越後國沼垂郡（北蒲原）に上館邑あり。關係あるか。常陸の名族に此の氏あり、新編常陸國志に「上館、原田と同氏なり。上館と稱せる來由詳ならず。鹿島神宮の中、大神職に居るものなり」と見ゆ。

神谷 **カミタニ** カミヤ條を見よ。

紙谷 **カミタニ** 大和にあり、猶ほカミヤ條參照。

上谷 **カミタニ**

1 大和の上谷氏 十津川鄕鎗役由緒家筋書に「林村上谷長兵衛」見ゆ。

2 淸和源氏三上氏流 近江發祥の氏にして、三上系圖に「三上盛實の子盛經（上谷、時威）―盛員（上藤太）―家員（彌太郎左衛門）―宗俊（侍從、養子）」と見ゆ。

3 雜載 銀座由緒書に「平銀見役上谷彌吉郎」見ゆ。なほカミヤ條を見よ。

上平 **カミタヒラ** **カミヒラ** 信濃、磐城、近江等に此の地名あり。又神平と通ず。

1 淸和源氏佐竹氏族 磐城國磐城郡上平邑より起る。佐竹義胤の子義綱の後裔なり。小川條を見よ。

2 下野の上平氏 宇都宮興廢記に「上鄕衆上平彌七郎勝重（天正）」を載せたり。

3 三河の上平氏 當國の豪族にして、上平三左衛門は、額田郡細川根古屋城に據る。

神平 **カミダヒラ** **カミヒラ** **シンペイ** 信濃國更級郡上平邑より起りしなるべし。滋野系圖に「平三大夫重道―道直（禰津）―貞直（神平）―美濃守宗直―小二郎宗道―左衛門尉敦宗―小二郎宗光―光長（神平）―四郎光義―長泰―小二郎泰綱―民部丞氏直―越後守遠光―女子―上總守時貞―三郎信貞―光直―覺直―宮內少輔元直」また滋野氏三家系圖には「道直（禰津）―貞直（神平）」以下同じく、左衛門尉敦宗の子より「宗光（神平）―光長（神平四郎）―光義（三郎、大力也）―重綱（神平三郎）―光賴（禰津美濃守）―賴直（神平二）」と載せ、又光長の弟に伊勢守盛宗、重綱の弟に右馬助助義、民部丞助義、五郎長重等を載せたり。猶ほ前條、及びシンペイ條を參照せよ。

神足 **カミタリ** カウタリ條を見よ。

上池 **カミチ** 次條氏に同じ。

上地 **カミチ** **ウハヂ** 神地と通ず、併せ見よ。

1 淸和源氏足利氏流 尊卑分脈に「細川二郎義季―（上地）義久（左近將監、細川又三郎）―義胤（細川左近將監、藏人）―義門（小四郎）―氏淸―氏久（四郎）―氏家（四郎）―元家（左京亮、駿河守、改勝家、號藏俊院）―政淸（四郎）」と載せ、又義久弟「家俊（上地七郎、上池）―家仲（猶子、七郎三郎）―義連（一に義運、又二郎、實は矢田次郎義勝一男也、一本元弘三年金剛山に向ひ伐死）」と。又家仲弟「義俊（七

郎四郎、建武二年手越河原に於いて討死）―氏繼（四郎二郎）、弟氏俊（四郎三郎）、義俊の弟覺義（細川卿公）」等見ゆ。

2 雜載　此の氏、因幡、伊勢、志摩等に存す。

神地　カミチ　カンチ　美濃の豪族にして東鑑卷二、養和元年二月十二日條に「神地六郎康信（上田太郎家子）」を載せ、又卷三十、三十三、三十五に神地四郎、又承久三年六月二十日條に「美濃源氏神地藏人頼經入道云々」あり。承久記卷五には「かん地の藏人」と見ゆるにより、美濃源氏の一なるを知るべし。

神治　カミヂ　カンヂ　武藏國秩父郡の豪族にして、安戸城（安戸村）に據る。新編風土記に「城山。村の西御堂村界にあり。松雜木等茂れり。登ること五六町頗る平坦なり、鉢形城全盛頃、大河原神治太郎光興と云ふもの〻居城なりと云ふ、事蹟詳ならず。」とあり。大河原條參照。

上千　カミチ　中興武家系圖に「上千、清和源氏、武田信光の末、太郎朝信稱之」と見ゆ。

神近　カミチカ　肥前の豪族にして藤姓なりと。神近加賀なるもの・彼杵郡郡邑に住す。原、澤田等此の氏より分る。德川時代、大村藩士にあり。伊豫にも此の氏ありと。

神津　カミツ　カウヅ　伊豆に神津島、攝津川邊郡に神津村、同國西成郡に神津村あり、關係あるか。

1 藤原北家　房前の裔にて、茂時又の名定國、神津次郎と云ふ、その後なりと。信濃佐久郡の豪族に神津氏あり。藤原氏にして、神津町田より出づと云ふ。天文三年、其の後裔志賀肥前守、武田に降る。長門本平語に志賀七郎、同八郎あり。此の氏の起原の古きを知るべし。志賀條參照。

2 清和源氏武田氏流　神津系圖に「武田信成―信春、弟信康（民部少輔。兄信春に爲めに勘氣を蒙り信濃に蟄居す）―幸矩（姓を神津と改む）―幸孟（始めて武田信昌に屬す）―幸柯―幸治―幸英（稱善兵衞尉、武田晴信に仕ふ。上杉、小笠原、村上、北條、木曾、伊奈等に、常に戰功あり。就中川中島に軍功ありて晴信の佩刀左安吉作を賜ふ。又晴信の命を以て、甲斐地圖を調製し、短刀宇田國久を賜ふ。天正三年五月三州長篠に於て討死す）―善四郎（父討死の時歲三つ。其の母之を育す。後武田沒落に及び、母之を携へて深山幽谷の間に隱れ、千苦萬艱纔に免れて當村に至り住居す。時に拾歲。成長して農耕を勉め邑長たり）―縫殿允―五右衞門、弟善之亟―勘右衞門―勘右衞門―富右衞門（以下累代富右衞門と號す事七代）」と見ゆ。

甲斐國東山梨郡成澤邑に神津氏あり。

3 雜載　攝津大坂にも此の氏あり。前述攝津の神津邑より起りしならん。

上津　カミツ　ウヘツ　前條に同じきか。

上縣　カミツアガタ　對馬國に、上縣郡あり。和名抄に加無都阿加多と註す。

1 上縣直　對馬直の族なり。對馬縣直は何時の頃よりか上下に分れ居り、下縣直、上縣直の二豪族あり。上縣は後の上縣郡の地にして、天安元年十二月紀に「上縣郡擬少領無位直（一本眞）仁德等、部内百姓首從十七人を率ゐ、兵を發す云々」とある如きは上縣直の族なり。ツシマ、アタヘ、ウラベ等の條參照。

2 上縣國造　對馬直の族にして、令集解、職員令に「津島上縣國造、一口、京卜部八口、斷三口云々」と見えたり。上縣直に同じ。

上秋 カミツアキ　和名抄、美濃國大野郡に上秋郷あり、高山寺本・上狄に作る。

上津浦 カミツウラ　カウツウラ　肥後國天草郡上津浦より起る。天草一黨五家の一にして、事蹟通考に「原田黨。大藏某（天草郡上津浦を領す。因りて家號を上津浦と稱す）—種貞（上津浦入道辨勢）……重貞（上總介、種貞十一世孫）—種直（上總介）」と。又「右上津浦家の家系譜・未だ之を見ず。以上は地志略、及び古城主考に載せて、種直の時、家衰ふと。天正十七年、上總介某小西行長に反し、志岐麟泉に黨す。後復た行長に降る。然れども名を書せず。種直歟、未だ詳かならず。天草一黨覺書に百人扶持に上津浦六左衞門。加藤家士帳に『下河又左衞門の與力二百四十五石二升七合上津浦六左衞門』と。其の外・所見するなし」と見ゆ。

上塚 カミツカ

上次 カミツギ　和名抄、備後國三次郡に上次郷あり。カミツミスキならんかと云ふ。

神作 カミツクリ　正訓不明。

上毛 カミツケ　カミケ　カウケ

1 上毛野氏裔　肥前の在廳官にあり。河上神社寬喜二年文書に、權介上野とあるを、文曆二年八月文書には「權介上毛」と見ゆ。上毛野の略なり、次條第十五項を見よ。

2 紀氏族　豐前國上毛郡（和名抄に加牟豆美介、後世カミケ、カウケ）より起りしならん。永松系圖に「家紋劔上酸醬、紀賴淸—祐安—實允（筑前上毛、永松等祖）」と見ゆ。永松條參照。

3 大和の上毛氏　上毛野氏に同じ、次條第十二項を見よ。

上毛野 カミツケノ　カミツケヌ　上毛野國より起り、又上野に作る。上野は上毛野の中略にして、中世地名を二字とする詔勅に因りて然るなり。和名抄・上野に註して加美豆介乃とす。古く上野より下野に亘りて毛野國あり、上下に分ちて、上毛野、下毛野と云ひ、更に修して上野、下野二國となりしものなり。此の氏は東國第一の大族にして、其の部曲を吉彌侯部（公子部）と云ふ。公子部とはキミの子部の意にて、東國にては此の毛野氏を君と稱せしに因る。キミコベ條參照。

1 上毛野國造　後の上野國の造なり。國造本紀に「元・毛野君「分れて上下となる」と見ゆるが如く、毛野國の上下二つに分れたる其の一なり。此の兩國は、崇神紀四十八年條に「豐城命（皇子）を以つて東國を治せしむ」とありて、次に景行紀五十五年條に「彦狹島王を以つて、東山道十五國都督に拜す、是れ豐城命の孫也。然れども春日穴咋邑に到り、病に臥して薨ず。是の時、東國の百姓其の王の至らざるを悲しみ、竊かに王の尸を盜み、上野國に葬る」と。また五十六年條に、其の子「御諸別王に詔して曰はく、汝が父・彦狹島王、任所に向ふを得ずして早く薨ず。故に汝・專ら東國を領せよ。是を以つて御諸別王・天皇の命を承り、且つ父の業を成さんと欲し、則ち行きて之を治め、早く善政を得。時に蝦夷・騷動す。卽ち兵を擧げて之を擊つ焉。時に蝦夷の首帥、足振邊、大羽振邊、遠津闇男邊等、叩頭して來り、頓首して罪を受け、盡く其の地を獻ず。因りて降る者を免して、不服を誅す。是れを以つて東・久しく無事なり焉。是によりて其の子孫・今に東國に在り」と見ゆ。蓋し豐城命は皇長子なるによりて、早く父天皇より、東國に廣大なる領を賜ひ（崇神紀參照）、子孫相繼いで其の經營に從事せしものと考へら

る。國造本紀には「上毛野國造・瑞籬朝（崇神）・皇子豐城入彥命の孫彥狹島命、初めて東方十二國を治平して封と爲す」とあり。此の國造の氏姓は、上毛野君なり。次を見よ。

後世、神護景雲二年六月紀に「掌膳上野國佐位采女外從五位下上毛野佐位朝臣老刀自を本國國造と爲す」と。こは中古の國造にして、上古の國造の名殘を傳へしに過ぎず。上毛野佐位氏は、此の氏の庶流なれど、老刀自・采女として京に上り、寵ありしにより、此の恩命に接せしものと考へらる。

上毛野國造の治所は勢多郡にして、背後に赤城の大火山を負ひ、南方は廣大なる、上野より武藏に亘る大平原を望む、頗る形勝の地たり。（安閑朝、武藏國造が繼承を爭ひし際、此の國造に援助を求めし事件はムサシ條を見よ）。而して此の背後の大火山の幽邃たる地に鎭座あらせらるゝ赤城の神は、此の氏の氏神にして、日光、駒形、箱根等諸社の本宮たりしなり。斯く休火山の靈地を撰びて神を祀りしは、此の氏族の特質とも考ふるも可なり、猶ほケヌ條を見よ。

2 上毛野君　毛野家の宗族にして、上毛野國造の氏姓なり。豐城入彥命に始まり、其の子八綱田は垂仁紀に「上毛野君遠祖」とあり、佐保彥の亂を平げ、「倭日向武日向彥八綱田命」と云ふ美名を賜へり。其の子彥狹島、孫の御諸別王・皆東國に功を立てしより、子孫兩毛地方に榮え、東國の都督として其の威大いに振ふ。御諸別の子荒田別、及び鹿我別（巫別）は神功、應神朝に出で、新羅を討ちて任那を鎭め、荒田別の二子竹葉瀨、田道公は仁德紀に見え、西は新羅征伐に功をたて、東・蝦夷鎭定に力をつくせり。其の後安閑紀に上毛野君小熊、舒明紀に上毛野君形名出づ。形名、並びに其の妻の偉は人の皆知る所なり。下つて天智紀に前將軍上毛野君稚子（新羅を討つ）、天武紀に同三千等あり。

以上、此の氏を略系にあらはせば、

豐城入彥命─八綱田─彥狹島王─┐
┌御諸別王┬荒田別┬竹葉瀨
└鹿我別（巫別）　└田道公

竹葉瀨の後は上毛野君にして、下毛野君の祖奈良別は、田道の子なるべし。

而して古事記に「豐城入日子命は、上毛野（君）、下毛野君等の祖也」と、又崇神紀に「豐城命を以つて東を治めしむ。是れ上毛野君、下毛野君の始祖也」と見ゆれど、事實明かに上毛野君を稱し初めしは何時代ならんか。史缺けて詳かならざれど、仁德朝より後なる事は明かなり。此の氏の宗家は、天武紀十三年に朝臣姓を賜ひ、其の庶流も、弘仁元年、天長十年、承和五年、貞觀五年等に相次いで朝臣姓となれり。萬葉集廿に「上野國防人部領使大目正六位下上毛野君駿河」等あるは、皆庶流の家なりとす。此の氏の私有部曲は前述の如く吉彌侯部にして、その部中には蝦夷族も多數混ぜしが如く觀察せらる。此等は此の氏の蝦夷征伐によりて捕へしもの、又は其の權威を仰ぎて、部下に馳せ參じたるものにして、以つて此の氏の勢力の甚だ大なりしを想像すべきなり。此の氏・朝臣姓を賜へる後も、臣姓のもの猶ほ尠からず。卽ち續紀に上毛野君難波、同廣濱、同眞人、同牛養、同石瀧、同息麻呂、同大川（遣唐錄事、この人の子頴人は朝臣にあり）。同薩摩、同我人、また後紀に同繼益、同賀美麻呂、又續後

紀に同清湍等見ゆ。

2　越前の上毛野君　天平神護二年の越前國司解に「右京四條一坊戸主從七位上上毛野公奥麻呂戸口田邊來女の墾田」多く見えたり。當國に所領のありしを窺ふに足らん。田邊氏は此の氏の執事の如き地位に在りし氏なり。

3　紀伊の上毛野君　靈異記中卷の十一に「聖武天皇の御世、紀伊國伊刀郡桑原の狹屋寺云々、彼の里に一凶人あり云々。凶人の妻に上毛野君大椅の女あり」と。また今昔物語卷十六の卅に「紀伊の國の伊都の郡桑原の里、聖武天皇御代云々。其の人の妻有り、姓は上毛野の公、字は大橋の女と云ふ、」など見ゆ。

4　河内の上毛野君　漢族、田邊史の裔なり。姓氏錄上毛野朝臣條に「田邊史、稱德孝謙皇帝天平勝寶二年、改めて上毛野公を賜ふ云々、」と。この事、續紀天平勝寶二年三月條に「中衞員外少將田邊史難波等、收めて姓を上毛野公を賜ふ」と見ゆ。次いで寶龜八年正月紀に「左京人從七位上田邊史廣本等五十四人、姓を上毛野公を賜ふ」など見ゆ。田邊史は漢族なれど、上毛野君の配下にして主從の關係を有す。前述せる越前上毛野君の條に引ける越前國司解に田邊來女が、上毛野奥麻呂の戸口にあるを見るも、又姓氏錄、右京皇別に田邊史、豐城入彦命の後と稱せるによりても知るべきなり。或は云ふ、田邊史に二流ありて、漢歸化族なるは、上毛野君族なるとは別なりと。されど第九項引用姓氏錄上毛野朝臣條の文は明白に此の氏の漢人なるを證すべし。此の氏・後朝臣姓を賜ふ。

5　上毛野君族　上毛野君の一族なるを氏とせしにて、山城にあり。神龜三年の出雲鄉計帳に「戸主上毛野君族長谷外五人」見ゆ。他國にも多かりしならん。

6　上毛野朝臣　上毛野君の朝臣姓を賜へるものにて、天武紀十三年條に「上毛野君云々等、姓を賜ひて、朝臣と曰ふ」と見ゆ、こは此の氏の宗族なり。姓氏錄、右京皇別に「上毛野朝臣、崇神天皇皇子豐城入彥命の後也。日本紀合」と見ゆるもの、卽ち此の氏なるべし。次いで天長十年二月紀に「左京人上毛野公道信、姓を上毛野朝臣と賜ふ」と。また承和二年十一月紀に「左京人內竪從六位上上毛野公諸兄に朝臣姓を賜ふ、」また貞觀五年十一月紀に「左京人齋院判官正八位上上毛野公藤野、內教坊頭從七位下上毛野公赤子等、同族男女七人、姓を朝臣と賜ふ。豐城入彥命の苗裔也」など見えたり。

7　上野の上毛野朝臣　本國に住める此の氏の族人にして、天平勝寶元年閏五月紀に「上野國勢多郡少領從七位下上毛野朝臣足人、當國國分寺に知識物を獻じ、外從五位下を授けらる」と。また承和十四年十月紀に「上野國那波郡人左近衞府將監正六位上檜前公綱生、姓を上毛野朝臣と賜ひ、兼ねて左京四條に貫す、」など見ゆ。檜前氏は此の氏の庶流なり。

8　上毛野朝臣は、以上の外、續紀に直廣參上毛野朝臣小足(又男足、吉備摠領)、同堅身、同廣人、同安麻呂、司荒馬、同宿奈麻呂、同今具麻呂、同馬長、同稻人、同鷹養、後紀に同益成、同稻人、同頴人(大川の子)、續後紀に同貞雄、同綱主、同貞繼、文德實錄に同尙行、同永世、三代實錄に同滋子、同安守、同氏弘、同宮子、同澤田、同上長、同世由(駿河守)、同茂蔭、同氏永等見ゆ。

10　河內の上毛野朝臣　漢族上毛野氏の後なれど、毛野氏族と稱す。姓氏錄、左京

皇別に「上毛野朝臣、下毛野朝臣と同祖。豐城入彦命五世孫多奇波世君の後也。大泊瀬幼武天皇諡雄略御世、努賀君の男百尊、阿女彦の爲に、(一本・阿女彦向の五字なく、『女兒を産むを聞き、往きて賀す』とあり)、聟家に向ひ、夜を犯して歸り、應神天皇の御陵邊に於いて、馬に騎る人に逢ふ。相共に語り話し馬を換へて別る。明日換ふる所の馬を看るに是れ土馬也。因りて姓を陵邊君と負ふ。百尊の男德尊、孫の斯羅、諡皇極御世、河内山下田を賜ひ、以つて文書を解き、田邊史と爲る。稱德孝謙皇帝の天平勝寶二年、改めて上毛野公と賜ひ、今上弘仁元年、改めて朝臣姓を賜ふ。續日本紀合す」と見ゆ。此の百尊の話は雄略紀九年條に「河内國言す。飛鳥戸郡の人、田邊史伯孫の女は、古市郡の人・書首加龍の妻也。伯孫・女の兒を産むを聞き、往きて聟の家に賀す。而して月夜に還る。蓬蔂丘譽田陵下に於いて、赤駿に騎る者に逢ふ。其の馬・時に濩略にして、龍のごと翥ぶ。欻に聳く擢けて鴻の如く驚く。異體蓬生。殊相逸れて發てり。伯孫就き視て心に之を欲す。乃ち乘る所の駿馬に鞭うち、頭を齊うして轡を並ぶ。爾の時、乃ち赤駿・超攄して塵埃に絕え、驅鶩迅にして滅沒す。是に於い驄て馬は後れて怠足。復た追ふべからず。其の駿に乘る者、伯孫の欲する所を知り、仍りて停り、馬を換えて、相辭取別す。伯孫・駿を得て甚だ歡び、驟りて廐に入れ、鞍を解き馬に秣して眠る。其の明旦・赤駿は變じて土馬となる。伯孫心に之を異み、還りて譽田陵に覓む。乃ち驄馬の土馬の間に在るを見、取りて代りに換ふる所の土馬を置く」とあり。其の伯尊なる名、又史姓なる事、又右京諸蕃に「田邊史は漢王の後、知聰より出づる也」とある等により、確實に漢歸化族にして、豐城入彦命裔と云ふは冒系に過ぎざるを知るべきなり。

11 **太宰府の上毛野朝臣** 寛仁三年四月十六日の太宰府解に「正六位上行少監上毛野朝臣行蔭」と見ゆ。第十六項、及び上毛乃條參照。

12 **大和の上毛野氏** 興福寺別當次第卷一に「行賀大僧都、延暦十年比、俗姓上毛野氏、大和國廣瀨郡人也」また元亨釋書十六に「釋行賀、姓は上毛氏、和州廣瀨郡人云々、延暦二十二年二月卒」と見えたり。

13 **上毛野(無姓)** 萬葉集廿に「上野國防人上野野牛甘」と云ふ人見ゆ。上毛野公の族人なり。

14 **京師の上毛野氏** 上毛野朝臣の後裔なり。

15 **肥前の上毛野氏** 河上社保元三年の文書に「權介上毛野」見ゆ。上毛(カミツケ)條第一項參照。當國の在廳官人なり。

16 **太宰府の上毛野氏** 天承二年閏四月の太宰府在廳官人等解に「監代上毛野俊元」を載せたり。第十一項、及び上毛乃條と同族也。

上宿野 **カミツケヌ** 上毛野と云ふに同じかるべし。

○上宿野君 毛野氏の族にして、正倉院天平勝寶四年文書に見ゆ。

上毛乃 **カミツケノ** 類聚符宣抄、萬壽三年三月廿三日太宰府解に「正六位上行大典上毛乃朝臣弘」なる人見ゆ。上毛野條第十一項、第十六項と同族にして、府官の家なりしと考へらる。

上野 **カミツケノ** **カウヅケ** **ウヘノ** 上毛野は中古に至り、毛の字を略して、上野と記し、カウヅケと訓ずるに至れり。而し

て上野氏は上毛野氏の後なると、上野在住の國名を負へるものと、中世以來、上野國司となれる者の子孫、父祖の受領國名を稱號とせしものとの三あれど、猶ほ他國なる上野(ウヘノ)の地名を負へるものもあり。最後の者はウヘノ條に收めたれど、事實カウヅケか、ウヘノか明白ならざるものも多く、又訓讀を誤りしものもあれば、此の氏を知らんとするものは、必ず兩條を對照し、且つ前數條を併せ見よ。本書は多くウヘノ條に收めたればなり。

1　肥前の上野氏　當國の在廳官人也。上毛(カミツケ)條第一項、上毛野條第十五項を見よ。此の氏は上毛野とも、上野とも、上毛とも、單に上とも記せり。卽ち保元三年文書に權介上毛野、嘉應二年文書に同上野、安元二年に介上宿禰二人、文治二年に上宿禰、文治五年に上野宿禰、寛喜二年に上野、文暦二年八月に上野と上毛とあり。或は上村主の族の混入するか。又深江文書、文永二年七月のものに道使小典上野氏見ゆ。

2　丹後の上野氏　ウヘノ條第三十五項を見よ。與謝郡上瀨屋城(上瀨屋邑)は足利義昭に仕へし上野中務大輔の子上野甚大夫の居城也。足利氏の滅亡後、丹後にありて一色松丸に仕ふ。一本・城主片岡宗十郎とも云ふ。

又野間村野中の野間城は嘗て上野殿と云ふ人籠居すと傳へらる。

3　會津の上野氏　新編風土記、大沼郡落合村條に「館迹・上野土佐某・住せりと云ふ」と載せ、又河沼郡濱崎村遍照寺鐘樓門寛永二十一年銘に上野孫左衞門なる人あり。

4　離載　東鑑卷二十九に上野介朝光、二十九、三十一、三十二に上野七郎左衞門尉、三十に上野三郎、三十一に上野五郎、三十一、三十二に上野彌四郎、三十一、三十七、四十、四十三、四十四、四十六、四十八に上野三郎國氏、三十二に上野判官朝廣、上野左衞門尉、上野七郎左衞門尉朝廣、三十三、三十四、三十五、三十六、四十、四十二、四十三、四十五、四十七、四十八に上野五郎兵衞尉重光、三十三、三十五、三十六、三十九、四十、四十二、四十五に上野彌四郎右衞門尉時光、三十四、四十六に上野右衞門尉、三十四、三十五、三十六、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十五、四十七に上野十郎朝村、三十五、三十六、三十九に上野前司泰國、三十五に上野十郎、三十五、四十一に上野五郎左衞門尉重光、三十六に上野入道、上野彌三郎、三十八、三十九に上野大藏權少輔、三十九に上野三郎兵衞尉、四十に上野三郎左衞門尉廣綱、四十一に上野新左衞門尉經光、四十八、五十に上野太郎左衞門尉、四十九に上野三郎國家、五十に上野介、五十、五十一に上野三郎左衞門尉、五十一に上野三郎左衞門尉重義、上野左衞門五郎宗光等見え、又近江番場蓮華寺過去帳に「上野式部大夫」太平記卷三に「梶原上野太郎左衞門尉」鎭西要略に上野前司。赤松家風條々事に上野介。下野の豪族、永祿の頃に上野上總介祐朝。又今泉氏家臣に上野氏あり。

上毛野膽澤　カミツケノノイサハ　公姓にして陸中にあり。上毛野君部曲裔にして、蝦夷族なるやの疑あり。イサハ條を見よ。

上毛野賀美　カミツケノノカミ　公姓にして陸前にあり。上野氏の族、カミ條を見よ。

上毛野鍬山　カミツケノノクハヤマ　公姓にして岩代にあり。吉彌侯部裔なり。ク

ハヤマ條を見よ。

上毛野佐位　**カミツケノノサキ**　朝臣姓にして上野にあり。毛野氏の族、サキ條を見よ。

上毛野坂本　**カミツケノノサカモト**　上野にあり。毛野氏の族、サカモト條を見よ。

上毛野中村　**カミツケノノナカムラ**　公姓にして陸前にあり。吉彌侯部裔。ナカムラ條を見よ。

上毛野名取　**カミツケノノナトリ**　朝臣姓にして毛野氏の族なり。又吉彌侯部裔あり。ナトリ條を見よ。

上毛野陸奥　**カミツケノノミチノク**　公姓にして、上毛野公の部曲裔なり。ミチノク條を見よ。

上毛野綠野　**カミツケノノミドリノ**　上野にあり。上毛野公の部曲裔、蝦夷族ならん。ミドリノ條を見よ。

上毛布　**カミツケフ**

○上毛布直　壹岐直の族也。壹岐條を見よ。

上郊　**カミツサノ**　和名抄上野國群馬郡に上郊鄕ありて、加無佐土と載せ、高山寺本には加無都佐乃と註す。

上丹　**カミツニフ**　和名抄、近江國坂田郡に上丹鄕あり、加無都爾布と註す。輿地志略に「今上、下の丹生村あり、此の邊なるべし」と。古代丹生氏のありし地なり、ニフ條を見よ。

上總　**カミツフサ**　カヅサ條に云へり。

神坪　**カミツボ**

上妻　**カミツマ**　筑後國上妻郡に上妻庄あり、その地より起る。カウヅマ條にて云へり。但し猶ほ蒲原系圖に「高木三郎大夫顯貞—皇太后宮大夫貞房—右京大夫家之—下總守家秀—上妻次郎大夫家宗—同次郎家能—上妻四郎家成(筑後目代)」と見ゆ。

上身　**カミツミ**　和名抄、豐前國上毛郡に上身鄕あり。

上毛　**カミツミケ**　豐前國に上毛郡あり、和名抄に加無豆美介と註す。カミツケ條を見よ。

上道　**カミツミチ**　**カムツミチ**　**カミノミチ**　和名抄、備前國上道郡を加無豆美知と註し、郡内に上道鄕を收む。上道は下道に對する語にして、共に吉備氏の一族に據りて占めらる。キビ條を參照せよ。

1　上道國造　上道國は、後の上道郡附近の地にして、もと上道縣と云ひし處なり。應神紀二十二年條に「上道縣を以つて、御友別の中子仲彥を封ず、是れ上道臣、

香屋臣の始祖也」と見え、國造本紀には「上道國造、輕島豐明朝(應神)御世、元中彥命の兒多佐臣を封ず、始めて國造たり」とあり。多佐は雄略紀に上道臣田狹と記せり。此の人の時、國造となりしにて、所謂小國造の一なれど、頗る勢力ありしは、吉備族の宗族たりしによるべし。

2　(吉備)上道臣　上道國造の氏姓なれど古事記、孝靈段に「大吉備津日子命は、吉備上道臣の祖也」と見ゆるを思へば、初め大吉備津命の裔、此の地を占めしが、其の裔絕えしにより、前述せる如く仲彥の後、卽ち大吉備津の御弟稚武彥命の系統に移りしものならんか。されど他に照合すべき史料なければ、詳になし難し。

3　上道臣　吉備氏の族にして、稚武彥命の孫、吉備武彥命の子御友別命の中子仲彥命の後裔、卽ち上道國造家なり。仲彥の子多佐は、雄略紀七年八月條に「吉備上道臣田狹」と見ゆ。任那國司に任ぜられしが、妻稚媛の事より恨を抱きて新羅と通じて反し、猶ほ雄略帝の崩御せらるゝや、稚媛が幼子星川皇子を奉じて叛をはかれる際、淸寧紀卽位前紀に「吉備上道臣等、朝に亂の作れるを聞き、其の

腹に生れし星川皇子を救はんと思ひ、船師四十艘を率ゐ、來りて海に浮ぶ。既にして燔殺せられしを聞き、海よりして歸る。天皇、卽ち使を遣はして、上道臣等を嘖譲し、而して其の領する所の山部を奪ふ」と。これより此の氏衰へ、天武朝の賜姓にももれ、後漸く天平寶字元年に至りて、朝臣姓を賜へり。されど猶ほ續紀に上道臣廣羽女、同千若女等見ゆ。

4 備中の上道臣　天平十一年の大税貧死亡人帳に「都宇郡撫川鄕烏羽里戸主上道臣意穗」など見ゆ。

5 周防の上道臣　天平十年正税帳に防人部領使上道臣千代あり、當國の人か。

6 播磨の上道臣　天平神護元年五月紀に「馬養造人上欵に云ふ、人上の先祖・吉備都彦の苗裔、上道臣息長借鎌、難波高津(仁德)朝庭に於いて播磨國賀古郡印南野に家居す焉。其の六世の孫牟射志、云々」と見ゆ。印南野條を見よ。

7 上道朝臣　上道臣の後にして、天平寶字元年七月紀に「上道臣斐太都・姓を朝臣と賜ふ」と。また「備前國上道郡人上道朝臣斐太都」と見えたり。その後、神護景雲元年九月紀に「備前國造從四位下上道朝臣正道卒す。正道は本中衞、勝寶九歲(天平寶字元年)橘奈良麻呂の密を告ぐるを以つて、從四位下を授け、姓を朝臣と賜ふ」と見ゆる正道とは、斐太都の事たるなり。その他、後紀に上道朝臣廣成あり。

8 上道公　上道より起りたれど、臣姓とは流を異にするか。類聚符宣抄第七に上道公安木なる者見ゆ。天祿元年の人也。

9 美作の上道氏　笠庭寺記に「東北條郡綾部鄕、(銅六十兩)上道是次」と云ふ人見えたり。

10 京師の上道氏　上道臣の後裔なり、類聚符宣抄に、長和三年左少史上道行忠・見ゆ。

11 加賀の上道氏　白山社の神主家なり。土代に加州白山神主上道氏榮あり、天文年間の人なり。白山記に「凡そ白山神主は、寛弘以來上道氏に始まる。神人は守部、椋部、兩流は、共に蟲麻呂の末孫なり」と。而して長吏は藤原氏たりき。

上宮乳部・ カミツミヤノミブ　上宮家の壬生の民を云ふ。皇極紀元年條に「上宮乳部の民(乳部・此れを美夫と云ふ)」と見ゆ。上宮とは聖德太子の後なる諸王家を云ふ。

上神　カミツミワ　カヅミワ　カヅワ　和名抄、和泉國大鳥郡に上神鄕あり、加無都美和と註し、高山寺本には無の字なし。泉州志に「鉢峯寺、田中村、栂村、大庭寺村、太平寺村、小代村、和田村、豊田村、片藏村、釜室村、富藏村、畑村、逆瀨川村」と載せ、和字正濫抄に「上神鄕、今爾和と呼ぶ」とあり。又伯耆國久米郡に上神鄕、下神鄕あり。

1 紀直族　和泉の上神氏にして、姓氏錄和泉神別に「神直、神魂命五世孫天道根命の後也」と見ゆるものの後なり。

2 桓武平氏　前項氏に同じけれど、後世桓武平氏賴盛裔と稱す。小谷條第五項を見よ。

見聞諸家紋に、

明石越前守　上神　大鳥紋

3 名和氏流　伯耆國の上神鄕より起る。ウヘカミ、カヅミワ等の條を見よ。

上津村　カミツムラ　田中家臣知行割帳に「一百五十石上津村角左衞門」と云ふ人見ゆ。

神出　カミデ　カムデ　近江、播磨等に此

の地名あり。赤松氏の族にして、播磨國明石郡神出邑より起る。石野系圖に「七條信濃守範資—光範(大夫判官、左衞門佐)—範次(神出左衞門尉)—光順(天龍寺僧)」と。又岡本系圖に「範次(神出)—範久—光順書記」と載せ、赤松系圖には「範次(左衞門尉)—範久(伊豆守)—光順書、弟教久(孫次郎)、弟元久(又次郎、號七條判官、應仁元逝去)—政資(又次郎、刑部少輔)—義村(次郎)」とあり。播磨古跡考に「神出城は明石郡神出村に在りて、赤松の族神出氏世々之を戍る」と。

上出 カミデ 神宮內宮社家にあり。

上條 カミデウ 甲斐、常陸等に此の地名あり、中世の條里より起りしものなれば、諸國に猶ほ多かるべし。

1 清和源氏武田氏流 甲斐國北巨摩郡上條邑より起る。尊卑分脈に「一條忠頼—甘利行忠—賴安(上條三郎)」と載せ、また清和源氏系圖には「甘利行忠—行義(上條三郎)」と見え、武田系圖には「信光—一宮七郎信隆—信賢(上總三郎、駿河守、當腹嫡子、惣跡四箇國共に渡され、安藝國に在り)—泰嗣(駿河守、勢州守護)—信泰(上條與一、掃部助)——

┬清親(七郎、常陸介)┬信清(七郎三郎)—直信(七郎、大炊介、號信)—武清(三郎、民部少輔、道一)
│　　　　　　　　　├清成(次郎)
│　　　　　　　　　├清明(四郎)
│　　　　　　　　　└清秩(與一)
└清武(又六、兵部少輔)

又一本に「信賢(上條三郎、駿河守)—泰嗣」とも見え、寛政系譜此の末流一氏を收む。家紋、丸に割菱、丸に雪折笹。又都留郡上野原七騎の一に上條氏あり。又中巨摩郡上條邑に上條氏(神職)あり、同族か。

2 宇都宮氏流 尊卑分脈に「宇都宮朝綱—成綱—賴綱(彌三郎)—時綱(美作守、母稻毛三郎重成女、號上條、寶治誅せられ了る)—長高、弟時村(掃部助、宇津宮小田橋に於いて誅せられ了る)、弟時親、弟親泰(淡路守、賴業の子となる)」と載せ、又宇都宮系圖に「賴綱—時綱(上條美作守、三郎左衞門尉、母は稻毛三郎平重成女。寶治元年丁未六月五日、鎌倉法華堂に於いて生害。三浦泰村の同心たるに依る也。其の男掃部助時親、宇都宮小田橋に於いて誅せらる云々」と。又一本に「時綱(上條三郎)、弟(東上條)賴業(横田四郎)、弟(西上條)宗朝(多功五郎)」を載せたり。

此の上條氏は東鑑卷三十二、三十三、三十四、三十五、四十四に宇都宮上條四郎、三十六に上條美作前司行綱、上條修理亮長高を收む。

3 鎭西宇都宮流 宇都宮大系圖に「宗房—信房—景房—信景—道房—道氏(上條)」とあり。

4 清和源氏賴信流 信濃村上氏の族にして、尊卑分脈に「賴清—仲清(白川院藏人)—盛滿—爲國(村上黨祖)—深草坂經業—仲盛(後白河院藏人)—仲基(上條)—仲久(屋代四郎)、弟盛通(屋代)」と見ゆるもの、これ也。家紋上文字。

5 藤原北家上杉氏流 越後國三島郡上條より起り、黑瀧城(又上條城とも云ふ 高田村黑瀧)に據る。越後守護上杉民部大輔房方の五男兵庫頭清方、父房方より上條を分ち賜ひて上條殿と云ふ。其の子兵庫頭房實、其の子兵庫守定實相嗣ぐ。上杉系圖に「葛見左近將監憲榮—民部大輔房方—兵庫頭清方—兵庫頭定顯、弟淡路守房實(號朝日寺)—某(兵庫頭、號上條少弼入道)」と見え、一本には「房方(越後守護)—憲實、弟清方(兵庫頭、京より

歸國の路次に於いて自害し畢る)—定顯、弟房定(相摸守、民部大輔、實は兵庫頭清方一男)—定昌(左馬助、民部大輔)—房能(實弟、九郎)」と載せ、武家系圖に「上條、藤、本國越後、上杉兵庫頭房實男、山城守景義稱之」とあり。㊁永正元年、長尾爲景、守護上杉房定に叛して越中に逃れ、士兵を募つて越後に攻入る。同二年、爲景敗れて佐渡に走り、明年まで淹留、後國に歸り守護房能に屬す。四年、爲景復び反して房能を弑す。國人・爲景に屬する者多し。琵琶嶽城主宇佐美定行・獨り孤忠を守り、國人千坂、齋藤、本條、金津、吉江等を募り、房能の爲に弔戰、上條の定實を擁して、かりの屋形となす。時に房能の兄管領上杉顯定入道可淳、養子憲房と共に越後に入り、七月爲景を伐つ。爲景敗戰、越中西濱に走る。同七年六月、越後土寇起る、信濃の人高梨政盛を推して部長となし、爲景に屬す。可淳、爲景及び政盛と戰ひ、奮戰して死す。上杉顯實管領となり、爲景は其の女を以つて定實に妻はし、之を主となす。

かくて定實の弟上條山城守景義(少輔入道)兄の後をうけて、上條に主たりしが、此の人、又實子なきにより、畠山彌五郎義春をして、其の跡を繼がしめ、民部少輔と云ふ。義春は元能登國主畠山修理大夫義忠の末子也。謙信の寵を得、戰功多し。されど景勝の代、直江氏に讒せられ、浪人となる。後德川氏に仕へ、高家衆に列せらる。ウヘスギ條を見よ。一說に定實・府中に入りて後、上條は上杉彈正憲輝の有に歸すと傳ふ。また上杉顯定の養子に上條播磨守定憲あり、此の人も上條を名乘りたれば、上條の人か。

又上杉系圖に長尾爲景樣御一類衆に「上條山城守殿」謙信一家の侍に、上條を收む。又頸城郡愛宕山砦(春日村)は天正六年、景虎景勝家督を爭ふの際、景勝妹婿上條民部少輔義春此の地に據るとぞ。

6 清和源氏畠山氏流　前條に云へり。三州志に「能登鹿島郡天主山(在矢田鄕府中村)、城主上條織部(實畠山義則の弟と云ふ。後謙信の姪婿と爲る)據しり」と。

7 三河の上條氏　碧海郡の上條村より起る。上條隼人等聞ゆ。二葉松には「上條村、足立吉太夫、上條氏」とあり。

8 雜載　その他、伊豆(伊豆志稿)、志摩、美濃等に存す。

上寺 カミテラ　三浦系圖に「多々良三郎重春—小三郞茂春—惡禪師重範(越後國住人、上寺)—重基(小次郎、住越後奧山庄)—義光(二郎)」、また「重基弟賴重(二郎)—光春(彌三郎)—爲任(四郎)、弟彥四郎(一本彥三郎)」と見ゆ。越後國古志郡上寺より起る。

神門 カミト　カント條を見よ。

神土 カミト　カンド條を見よ。

上土井 カミドヰ　ドヰ條を見よ。

神床 カミトコ　カミユカ條を見よ。

上床 カミドコ　カミユカ條を見よ。

上登野 カミドノ

上殿村 カミトノムラ　下野の豪族にして壬生系圖に「筑後守綱重—資長(左衛門尉、彌次郎、大門宿を領す、今・上殿村と云ふ)—資忠(大門圖書助彌七郎)」と見ゆ。大門條を參照せよ。

上遠 カミトホ

上遠野 カミトホノ　カドホノ　磐城國菊多郡(石城郡)上遠野邑より起る。磐城系圖に「中山隆吉の女、上遠野タキノカミ(八番)也」と見ゆ。瀧も今上遠野の大字に遺れりと。又大永二年、會津蘆名盛氏、當陸境

迄領知の時、板橋中之丸の上遠野美濃守盛秀を城代として置く(棚倉往古由來記)と。慶長元年、佐竹氏・上遠野大炊頭隆秀を本邑より轉じて、三坂一千石を與ふ（新篇常陸國志補、岩城越多和文書)。後佐竹氏に從ひ、羽州へ移りしとぞ。

又仙臺藩封内記に(陸前國栗原郡)「大川口邑、公族上遠野氏の釆邑」と。これも同族なり。なほ岩代にも存す。

上斗米 カミトマイ

上友田 カミトモダ 伊賀國上友田郷より起る。服部一族なりと、ハトリベ條を見よ。

上友生 カミトモフ 伊賀國上友生郷より起る。服部一族なりと。

神取 カミトリ 神服氏の後か。カンハトリ條を見よ。

神鳥 カミトリ 備後國の豪族にして、下津田村に其の宅跡存す(藝藩通志)。濠塹存すと。これも神服氏と關係あらん。

上中 カミナカ

上仲・カミナカ

紙中 カミナカ

神中 カミナカ

神長 カミナガ ジンチヤウ

神永 カミナガ

神名川 カミナガハ カンナガハの條を見よ。

神中澤 カミナカザハ 出雲の豪族にして信濃諏訪神家より出づ。ナカザハ、牛尾、神等の條を見よ。

上中村 カミナカムラ 尾張國愛知郡に上中村郷あり、文和三年熱田神領目錄に見ゆ。其の他、相摸、武藏にも此の地名存す。武藏七黨丹黨に此の氏あり、中村條に併せ云ふべし。

上名久井 カミナクヰ 陸奥の豪族にして、藤原南家工藤氏の族なり。名久井條を見よ。

神波 カミナミ カンナミ、カンナビ條を見よ。

上習 カミナラヒ 正訓不明。石見の豪族にして、吉見系圖に「三河守賴興の女上習氏妻」と見ゆ。

神成 カミナリ カンナリ條を見よ。

雷 カミナリ ライ 駿河にあり、古くは寶藏院、還俗して雷氏と云ふ。

神西 カミニシ 和名抄、肥後國山鹿郡に神西郷あり。此の氏はジンサイ條を見よ。

上西 カミニシ

上新岡 カミニヒヲカ カミニヲカ 陸奥

國津輕郡新岡邑より起る。金氏の族なれど、源姓を稱す。新岡條を見よ。

上丹 カミニフ 近江國坂田郡上丹生村より起る。京極分限帳に上丹又右衞門を載せたり。丹生氏の後なり。ニフ條を見よ。

上拔井見 カミヌキヰミ 直姓にして美濃の古代族、大同方四十二に「袁比宇良藥、美濃國大野郡上拔井見直鳥廐呂云々」と見ゆ。

上沼 カミヌマ 和名抄、尾張國丹羽郡に上沼郷あり。尾張志に「上野村、上沼とある舊號也」と見ゆ。又但馬に上沼三庄(上沼江三庄)あり。

葛西家臣に上沼備中あり、葛西記に見ゆ。

神沼 カミヌマ

賀美野 カミノ 次條參照。

○加美能宿禰 秦氏の族なり。延暦十年正月紀に「大秦公忌寸濱刀自女、姓を賀美能宿禰と賜ふ。賀美能親王(嵯峨帝)の乳母なれば也」と見えたり。

神野 カミノ カウノ ジンノ 伊豫國に神野郡あり、大同四年九月、嵯峨天皇の御諱を避けて新居郡と改む。又紀伊に神野庄、神野眞國庄、和泉日根郡に神野莊、その他、駿河、常陸、美濃、肥前に此の地名存す。

1 神野眞人　虚僞の姓なり。延暦元年六月紀に「宍人建麻呂の男女、神野眞人淨主、眞依女等の十四人、弟宇智眞人豐公、僞りし眞人を改めて、本姓に從ふ。初め建麻呂は仲江王と冒稱す。事發露して自經す。其の男女も亦眞人と僞りしが是に至り、之を改正す」と見えたり。

2 諏訪神家　信濃の名族にして、諏訪系圖に「保科行信—行李—行成(神野源二)」と見えたり。ジンノなるべし。

3 清和源氏山縣氏流　美濃國武儀郡神野邑より起る。尊卑分脈に「源頼光曾孫山縣國直の孫清水五郎頼兼—新藏人頼高—頼直(神野二郎)」と見え、山縣系圖にも「清水頼高—頼忠(神野二郎)」とあり。又武家系圖に「神野、清和源氏、清水五郎孫、次郎頼忠稱之」と。常德院江州動座着到に「遠山神野小太郎」を擧ぐ。

4 桓武平氏大掾族　常陸の豪族にして、烟田氏の族なり。新編國志に「神野、鹿島郡鹿島郷神野の地に出づ。幹秀の三子家景・神野餘五郎と稱す」と見ゆ。カマダ條を見よ。

5 岩代の神野氏　新編會津風土記、耶麻郡猪苗代神野寺跡條に「昔神野顯元と云ふ者の祈願所なり。顯元は猪苗代の領主なるべけれども、何頃の人なることを詳にせず」と見ゆ。

6 紀伊の神野氏　那賀郡の神野庄より起る。續風土記に紀伊國那賀郡粉河庄粉河村の地士、神野新四郎を載せたり。

7 雜載　東鑑卷二十一に神野左近、下りて戰國の頃、神野加賀守あり、淡路岩屋城を攻む(後太平記)と。

上野　カミノ　ウヘノ、及びカミツケノ條を見よ。

神野入州　カミノイリヌ　カミノノイリヌ

○神野入州連　物部氏の族にして、天孫本紀に「物部老古連公は神野入州連等祖」と見ゆ。

上野浦　カミノウラ

上郷　カミノガウ　カミガウ條を見よ。

上國　カミノクニ　出羽國秋田安東家を云ふ。津輕藤崎の下國家に對する語にして、共に安倍姓也。津輕考に「秋田上國と稱せしは、安東貞季の子庶季、秋田湊の城を取りて後稱せし號なり」と。アキタ、アンドウ、アベ、フヂサキ等の條を見よ。上國下國兩流の安東家は、共に蝦夷地に移り、猶ほ其の名を止む、上述、及びカキザキ條を見よ。

上莊　カミノシヤウ　下野鹽谷郡福原邑の那須家を上ノ莊と稱す。烏山の那須家を下莊と云ふに對するなり。資氏の長子資之の後なり。ナス條を見よ。

上野田　カミノダ　ウヘノダ條を見よ。

上ノ畑　カミノハタ

上信　カミノブ

上野山　カミノヤマ　ウヘノヤマの條を見よ。

上ノ山　カミノヤマ　カミヤマ條に併せ云へり。

上山　カミノヤマ　清和源氏最上氏の族にして、出羽の名族なれど、便宜上、カミヤマ條に併せ云へり。

上法　カミノリ　羽後の名族なりと。

神場　カミバ

上羽　カミハ　ウヘハ條を見よ。

神庭　カミバ　シンバ

神掃石　カミハキイシ　ミワノハキシ　ハキシ條を見よ。三輪氏の族也。

神橋　カミハシ　シンケウ

上橋　カミハシ

上秦　**カミハタ**　和名抄、武藏國幡羅郡に上秦鄕あり。上奈の誤にして、上奈良を修せしかと云ふ。

上畑　**カミハタ**　**カハタ**　**ウヘハタ**　**カミノハタ**　攝津國有馬郡に上畑鄕あり、又羽前等にも此の地名あり。

甲斐の上畑氏は山梨郡川田邑より起りしにて、カハタなりと云ふ。一蓮寺過去帳に「文龜三年、上畑源左衞門、同平左衞門、文明十三年前一房上波多」などあり、（甲斐國志）。

神服　**カミハトリ**　カンハトリ條を見よ。

神服部　**カミハトリベ**　カンハトリベ條を見よ。

上濱　**カミハマ**　羽後に此の地名あり。

上林　**カミハヤシ**　カンハヤシ條を見よ。

神林　**カミハヤシ**　カンハヤシ條を見よ。

上原　**カミハラ**　**カミノハラ**　**ウヘハラ**　多くウヘハラ條にて云へり。今足らざるを補ふ。ウヘハラ、及び次條を見よ。

1　丹波の上原氏　何鹿郡位田城（同村位田）は延德年中、守護代上原豐前守の居城也と云ふ。ウヘハラ條第十一項に詳かなり。

2　武藏の上原氏　ウヘハラ條第二項より五項までを見よ。又橘樹郡菅村七騎の一に上原氏あり。

3　其の他、京極殿給帳に「貳百石上原千大夫」、堀尾山城守給帳に上原氏見ゆ。又豐前にあり。

神原　**カミハラ**　**カミノハラ**　**カウハラ**　和名抄出雲國大原郡に神原鄕あり。其の他、信濃、越後等に此の地名あり。

1　多姓（金刺氏）　信濃國諏訪郡神原（カミノハラ）邑より起る。諏訪下社の社家なり、又上原に作る、詳細はウヘハラ條第五項を見よ。

2　諏訪神家　便宜上ウヘハラ條第五項に收む。

3　藤原南家　保元物語に駿河の人神原五郎見ゆ、カンバラにて、盧原郡蒲原鄕より起りしものと考へらる。カンバラ條を見よ。

4　清和源氏足利氏流　尊卑分脈に「今川五郎國範―氏兼（越後守、修理亮、彈正少弼、九郎、改直世）―直忠（越後守）、弟賴春（中務少輔）、弟末兼（兵部少輔）」と見ゆる後にて、文安年中御番帳に「外樣衆・今川神原」とあるは此の氏也。後世幕臣にあり、家傳に「神原氏德の後胤」といひ、寬政系圖云ふ「今川の族蒲原氏の後ならむ」と。家紋丸に葡萄の葉、丸に二引。

5　常陸の神原氏　明德二年熊野參詣願文連署に「常陸國笠間郡住人神原朝宗」見ゆ。この氏については、新編國志に「神原、那珂西郡杉崎村の邊より起る。この村の西に市原村あり、東に中原村あり、東南に内原村あり、南に小原村あり。原は茨なり。この地・皆古の那珂郡茨城鄕なり、故にすべて原の號あり、思ふに神原は杉崎の舊名なるべし」と。

6　攝津の神原氏　大坂天滿天神社の神主家也。其の下に寺井、渡邊、大道、大町、小谷、澤田等の社家ありしが、慶安中、神原氏病氣にて退き、菅原東坊城長維卿の次男至長を、滋岡主計頭となして、當社の神主となし、高辻大納言豐長の猶子となす。これより滋岡氏の子孫相繼ぐ。

7　備後の源姓　家傳に淸和源氏とあり。その發祥地に就ては、越後國古志郡神原庄に居りし故、其の地名を以つて氏となすとあり。後ち備後深津郡（今深安郡）坪生の庄を賜ひ、同村西山に城を築き居る。之れ備後神原氏の祖なり。古城記、又は

福山志料に、坪生西山城主神原和泉守釆女あり。又舊記に「毛利の臣下にて、秀吉の備中高松城を攻落したる時、地方に令を下し、山上の城に居るを禁ず。此の故に悉く鄕中に下り、土民となる」とあり。和泉守の香火院は坪生村水無瀨山西樂寺にして、火災の爲め、記錄及び位牌を失ひ見るべきものなし、」と。（神原健之助氏）

8 村上源氏　佐州役人附に「村上源氏・神原要人」と見ゆ。

9 橘姓　石清水社神原氏は橘姓と稱す。但し、同社警固壯士に藤原姓と云ふもあり。

10 美作の神原氏　吉野郡小原庄筏津村にあり、東作志に「里正神原氏、當時の富農、吉野最一とす」と。

11 其の他、勝山三浦藩重臣に神原氏あり。

上春　**カミハル**　和名抄、尾張國丹羽郡上春鄕あり。尾張志に「上奈良村、上春とあるは、もしは上春日を省けるにて、則ち此の奈良鄕の舊名にもやあらむ。下奈良村に春日大明神の社もあればかたがたよしげあり」」と。春日部のありし地か。

上日　**カミヒ**　能登に上日本庄あり、アサヒと訓ずとぞ。

神人　**カミヒト**　**カンビト**　**ミワビト**　神人は、普通一般に盡くミワビトと訓まるゝも、カミビトと讀む方・適當なるもの尠からず。卽ち神人とは神社に奉仕する祝、神主の類にて、神部と云ふと殆んど異る事なし。されど、ミワビトか、カミビトか、二者を區別する事・因難なる上、ミワビトも要するに、カミビトに外ならざれば、便宜上神人と記せるものは此處にて述ぶべし。但し猶ほミワビト條を參照せよ。

1 山城の神人　神龜三年の出雲鄕計帳、並に此の國の計帳と思はるゝ正倉院文書に多く見ゆ。ミワヒトか、カミヒトか、詳かならず。猶ほ當國國分寺より出でたる古瓦に「神人」と見ゆるあり。

2 攝津の神人（美和氏族）　こは三輪人なるべし。延曆四年正月紀に「攝津國能勢郡領外正六位上神人爲奈麻呂云々、外從五位下を授く」とあり。姓氏錄、攝津神別に收め「神人、大國主命五世の孫大田田根子命の後也」と說けり。當國猶ほ神直あり、姓氏錄、攝津神別に「神直、同上、（大田々根子命）」と見ゆ。

3 河內の神人　カミビトなり、姓氏錄、河內神別に「神人、御手代首同祖、可（一本阿）比良命の後也」と見えたり。

4 和泉の神人（高麗族）　高麗族にして、姓氏錄、未定雜姓、和泉の部に「神人、高麗國人許利都の後也」と見ゆ。此の神人は和名抄に大鳥郡上神鄕ありて、加無都美和と註するを以つて、ミワビトとする人多けれど、これはカミビトなるべし。日根郡に賀美鄕あり。關係あるか。又泉北郡大野寺より發掘したる文字瓦に神人少妙と云ふ人見ゆ。

5 伯太首神人　これも和泉の神人なり。天表日命の裔と云ふ、和泉郡にあり、ハカタ條を見よ。猶ほ姓氏錄、和泉神別に「神直、同神（神魂尊）五世孫生玉兄日子命の後也」と云ふも存す。

6 遠江の神人　三輪氏の部曲ならん。天平十二年濱名郡輸租帳に「神人小星、外三人、新居鄕神人牟志麻呂、外一名」見ゆ。こはミワビトにて、三輪氏の族なるべし。濱名郡に大神鄕あり、和名抄に見え、神名式・此の郡に彌和山神社、大神神社を載す。當郡には神人部もあり、神人部條第二項を見よ。

7 和爾神人　ワニノミワビト條にあり。

8 近江の神人　仁和元年七月紀に「近江

國云々、權醫師犬上郡老少初位下神人氏岳」と云ふ人見え、又最鎭記文に「近江國高島郡比良鄕居住神良種」とあるを、菅家御傳記に、「天曆九年三月十一日、亦近江比良の神人良種の子・年七歲なるに著きて託して曰く云々」とあり。

9 美濃の神人　これは三輪の族にて、ミワビトなるべし。大寶二年紀に「美濃國大野郡人神人大、八蹄馬を獻じ、稻一千束を給す」と。又半布里大寶戸籍に「五保中政戸神人辛人等戸四、妻に三人、妾に一人、」又鄕里未詳大寶戸籍に「妻に一人」見ゆ。此等が三輪氏の部曲なるは、和名抄、當國加茂郡、及び席田郡に美和鄕、大野郡に大神鄕、東大寺文書、山縣郡に大神鄕の載せたるにより推知するを得べし。當國には神人部と云ふもあり。次條參照。

10 上野の神人　和名抄、當國那須郡に三和鄕、神名式に三和神社あり。よりて此はミワヒトならん。貞觀三年十月紀に「上野國人神人繼道・布師貞を故殺す」と見ゆ。

11 佐渡の神人　元慶三年十二月紀に「加茂郡人神人勳知雄、道占、今人」等見ゆ。

12 周防の神人　玖珂鄕延喜戸籍に「神人

黑主等三人」見えたり。

13 播磨の神人　播磨風土記、楫保郡鼓山の條に「昔額田部連伊勢、神人腹太と相鬪ふの時、鼓を打ち鳴らして、此處に鬪ふ、」とあり。

神人部　**カミヒトベ**　**カンヒトベ**　**ミワヒトベ**　神社に使役せし部民にて、神社私有のものなるべし。

1 伊勢の神人部　元慶三年七月紀に「安濃郡百姓神人部束成」と云ふ者見ゆ。

2 遠江の神人部　天平十二年の濱名郡輸租帳に「新居鄕神人部安麻呂等七名、」「津築鄕神人部稻村等四人」見えたり。前條第六項參照。こはミワヒトベか。

3 和爾神人部　遠江にあり、ワニノミワビトベ條を見よ。

4 美濃の神人部　半布里大寶戸籍に「神人部彌屋賣」と云ふ人見ゆ。當國には神人氏もあり、前條參照。

5 信濃の神人部　諏訪神人の族類にて美和人部なるべし。しか思ふは和名抄、埴科郡に大穴鄕ありて、美和(神)氏、諏訪氏、共通の祖先と傳らるゝ大穴持命に緣故ありと思はるればなり。蓋し此の鄕に大穴持命を奉祀せし神社ありて、其の神名より此の鄕名は起れるなるべきかとの說あり。萬葉集廿に「主帳埴科郡神人部子忍男」と云ふ人見ゆ。

6 出雲の神人部　天平十一年の賑給歷名帳に「神門郡加夜里神人部床賣、多伎驛神人部島賣、滑狹鄕神人部身女」等見ゆ。

7 備中の神人部　天平十一年の大稅貧死亡人帳に「窪屋郡美和鄕菅生里戸主神人部赤猪」など見ゆ。こはミワヒトベなるべし。

神生　**カミフ**

1 宇都宮氏流　秦宗を祖とすと云ふ。

2 桓武平氏大掾氏流　常陸國茨城郡水戸府下神生より起る(新編國史)。石川家幹の後裔なり。氏人は和光院過去帳に「全室禪定門、天正十一年未五月廿日、神生遠江守、」「善九郎、天正廿年壬辰十月廿日打死、神生朝悅齋息」など見ゆ。

上府　**カミフ**　正訓不明。筑前の豪族にして、立花氏配下の將なりと。

上符　**カミフ**　正訓不明。

上福　**カミフク**

上藤　**カミフヂ**　東鑑卷二十一に上藤九郎次郎と云ふ人見ゆ。後世、丹波氷上郡に此の氏あり、平氏亂後住居と云ふ。

神藤　カミフヂ　シンドウ條を見よ。

上舟尾　カミフナヲ　磐城國磐前郡（石城郡）上舟尾邑より起る。桓武平氏磐城氏の族にして、磐城系圖に「磐城師隆―忠秀―隆安―隆時(上舟尾)―隆衡」と見ゆ。詳細はフナヲ條にて云ふべし。

神文　カミフミ　美作にあり、漆間氏の族なりと。タテイシ條を見よ。

上部　カミベ　ウハベ　ジヤウブ條參照。

1　高麗族　ジヤウブ條にあり。

2　度會姓　外宮權禰宜家筋書に「上部、廣平九世孫彦光十一世孫永俊四男永國(上部)の後」と載せ、また「上部、小事九代眞水十六代貞盛の七代孫貞永の裔」と見え、又外宮地下權禰宜家系血系帳に「上部(永頼)、度會姓、天牟羅雲命の後裔大神主飛鳥二十一世孫裔、同支別(永榮)、同、天牟羅雲命後裔二門の始祖飛鳥廿一世孫」又「上部(貞享)同、小事廿三世孫貞盛裔、血系は小事廿一世孫季元男元種裔」「(光世)、血系、小事二十一世淸春男天德裔」とあり。

3、橘姓　大神宮司附屬職掌人家系帳に、「御厨案主上部、橘朝臣、本姓度會、上部貞永男爲貞より出づ、初代貞有」とあり。これ等も或は、古代上部の後ならんか。

神邊　カミベ　カンベ條參照。或はカンナベか。

神部　カミベ　カンベ條にて云ふべし。

紙戸　カミベ　職業部の一にして、中古に至り雜戸たり。製紙を業とす。令集解、職員令に「紙戸、釋に云ふ、別記に云ふ『紙戸五十戸、山城國、十月より三月に至る。各戸・一人を役し、借品部と爲し、調雜徭を免ずる也」と見えたり。

上別司　カミベツシ　阿波國種野山在家員數、同御年貢御公事に「十宇半、上別司」と見ゆ。

上別府　カミベツプ　カミビフ　日向の豪族にして、伊東氏配下の將なり。日向記に「飫肥本城、祐兵(公御居城中、御知行の時、地頭職は、上別府常陸守、福永宮内少輔、彼の兩人也」と。又「淸武城主上別府宮內少輔、淸武地頭上別府宮內少輔、瀨平城主上別府常陸守、上別府治部少輔殿、上別府下野守、上別府新三郎」を載せたり。

上保　カミホ

神保　カミホ　ジンボ條を見よ。

上穗　カミホ　ウヘホ條を見よ。甲斐にもあり。

神間　カミマ

神馬　カミマ　ジンマ條を見よ。

上勾　カミマガリ　マガリ條を見よ。

1　上勾宿禰　姓名錄抄に見ゆ。

2　上勾(無姓)　拾芥抄に見ゆ。

神麻加牟陀　カミマカムダ　マカンダ條を見よ。

神俣　カミマタ　カノマタ　岩代國安積郡(田村郡)神俣村より起る。坂戸氏の族なり。郡內八幡館は「永祿年間、神俣太郞左衞門以來子孫住す」と。田村大膳大夫淸顯公家中に神俣太郞左衞門(神俣)見ゆ。鹿俣(カノマタ)條を見よ。

神松　カミマツ

1　神松連　大伴氏の族也。カミキサイチ條を見よ。

2　神松造　同上。カミキサイチ條を見よ。

上松　カミマツ　ウヘマツ及び、アゲマツ條を見よ。

上松浦　カミマツラ　肥前國上松浦郡より起る。詳細はマツウラ條を見よ。

1　上松浦黨　波多、神田、佐志、呼子、鹽鶴、鶴田等の諸氏を云ふ。

2 秀鄕流藤原姓 龍造寺系譜「松浦左馬兼信、肥前に下りて、後上松浦と改む。是れ龍造寺の祖也」と。

神丸 カミマル

上見 カミミ 正訓不明。安藝國山縣郡の豪族にして、上見木工は、同郡藤丸城（上石、志路原二村の界にあり）に據る。一に氏を安井に作る。

上三川 カミミカハ カミミノカハ 藤原北家宇都宮氏流にして、下野國河内郡上三川邑より起る。宇都宮系圖に「下野守賴綱―賴業（横田四郎、越中守、伊豫守護、上三河、法名蓮阿）」と載せ、次に横田系圖に「賴業―出羽守時業―越中守親業―安藝守貞朝―安藝守泰朝―伴業（五郎兵衛尉、宇都宮氏綱の猶子と爲り、親綱と改む）―繼俊（上三川但馬守、五郎兵衛尉、上三川、中三川等の祖）」と。而して伴業の兄「安藝守師綱―出羽守綱業―女子（上三川五郎兵衛尉繼俊の室）」」また綱業の弟「七郎兵衛尉元朝―盛朝（今泉但馬守、四郎左衛門尉、上三川繼俊の家督を嗣ぐ）」とあり。盛朝の後は「盛泰―盛高―泰高―泰光―高光―宗高」なり。詳細はイマイヅミ條を見よ。高光に至り慶長二年滅亡す。

又武茂系圖に「美濃守時景―泰朝（上三川安藝守、上三川家督）、弟泰景（大山田）―氏朝―綱親（上三川越中守、上三川家督）」」また「泰朝弟氏泰（狩野將監）―女子（上三川出羽守綱業の室、綱俊の母）」など見ゆ。

上右 カミミギ 正訓不明。

神三郡 カミミクニ カミクニなり、日用重寳記に見ゆ。カミクニ條を見よ。

神通 カミミチ ジンツウ條を見よ。

上水 カミミヅ

神道 カミミチ ジンダウ條を見よ。

上光 カミミツ 大友家臣に上光駿河守あり、筑後御井郡赤司城を守る。

神光 カミミツ 京都北野天滿宮の祉家にして、菅原姓、十川家より分る。十川條參照。

神南 カミミナミ カンナミ 武藏國多摩郡の名族にして、源姓なり。神南左京大夫源正照の舊屋敷は本郡河内村にあり。

加峰 カミネ

神宮 カミミヤ ジングウ

神宮人 カミミヤビト カンミヤビト條を見よ。

神宮部 カミミヤベ カンミヤベの條を見よ。

神鞭 カミムチ カウムチ條に云へり。

上村 カミムラ ウヘムラ、多くはウヘムラ條に云へり。今漏れたるを補ふ。丹波國船井郡に上村莊あり。東寺正應五年文書に「丹波國野口の内上村莊、」また應永二十七年文書には「野口莊上村、」と。

1 橘姓楠木氏流 河内國讃良郡上鄕村の名族にして、楠正成の庶族、彈正忠正基より出づ。正基は母性上村を冒して上村民部介と云ひしなりと。其の子正治を經て、三代正敎・飯盛山麓に住居するを、七代正信に至り、御机神社の神職となる。八代正保、九代正純等を經、十一代正好に至り、神職をやむ。十五代專右衛門・萬難を排して新室池を作るとぞ。

2 淸和源氏土岐氏流 額田郡に上村源十郎あり、大幡邑鴻巣城に據る。ウヘムラ條に詳述せり。

3 長曾我部氏流 香宗我部記錄に「土佐國山田と云ふ所にて、鄕侍の樣に成り、數年居り候。刀をも帶び申し候。書き急ぎ候故、丹治も承り殘す由申され候。秦姓、上村善三郎正親、次男兼洲（右の者家には御座候）、三男庄五郎親行、息男丹治。長宗我部の分れ、國吉の本名、上村にて

御座候。後國吉と改め申す。しかれば上村對馬守秦親正よりのわかれにて之あるべく存じ候。系圖等もこれ有る由に候」と見ゆ。

4 清和源氏小笠原氏流　石見小笠原系圖に「四代太郎次郎長氏―上村殿」と。次條參照。

5 雜載　明德記卷中に「赤松配下、上村氏」下りて田中家臣知行割帳に「百五十石上村仁右衞門」秀康卿分限帳に「三百石上村九郎左衞門、百石上村小助」等見ゆ。又備前にあり。

神村　カミムラ　備後に神村藁江庄あり。

1 藤原南家相良氏流　ウヘムラ條にて云へり。中興系圖に「神村、藤、相良三郎長賴男、四郎時村稱之、上村共」と見ゆ。

2 清和源氏小笠原氏流　上村條を見よ。安西軍策に「河上の松山の城には、福屋隆包より神村下野守を先として、究竟の兵六百餘騎たてこもる」と。

3 吉原氏流　備後世羅郡の名族なり。毛利家臣にして長門に移る。ヨシハラ條を見よ。

4 雜載　津山分限帳に「五拾石神村正輔、五拾石神村伊平」など見ゆ。

上村井　カミムラヰ　信濃にありと。

上持　カミモチ

神元　カミモト　石淸水社家、常番仕丁職に此の氏あり。橘姓なりと稱す。

神本　カミモト　石見にあり、又武藏多摩郡川口村正八幡社の神主にあり。

紙本　カミモト

上本　カミモト

神守　カミモリ　熱田神宮の社家にあり、大原眞人の一族なりとぞ。

上森　カミモリ

神谷　カミヤ　カミタニ　カメガイ　カベヤ　武藏、上野、磐城、播磨、紀伊等に此の地名あり。又神屋、紙谷、紙屋、上谷、上屋等と通ずる事あり、併せ見よ。

1 桓武平氏磐城氏流　磐城國石城郡神谷邑より起りしならん。カベヤなりと。岩城義衡の子神谷三郎基秀の後にして、磐城系圖に「次郎隆守―次郎義衡―基秀（谷三郎）（神谷）」と。また仁科岩城系圖に「左衞門二郎義衡―基秀（穎谷三郎）」とある、これなり。四十八館記に神谷平六郎忠政・見ゆ。

2 桓武平氏千葉氏流　同上神谷邑神谷館（妙見館）は千葉氏の族裔の居所にして、

千葉族の氏神妙見を城内に祀るが故に、妙見館と云ふなりと。卽ち此の氏は、相馬、大須賀等の同族と共に、當地方に下向せしにして、白土邑を領せしにより、白土氏とも呼ばる。戰國の頃、妙見館主白土入道運隆あり、その後裔なりとぞ。されど、前條磐城氏にも白土氏あり、白土、及び穎谷條參照。

3 秀鄕流藤原姓　上野國の神谷邑より起る。佐竹氏の族にして、時古三郎盛政の子五郎大夫政綱・此の地にありて神谷氏を稱すとぞ。其の子「兵庫助政房（五郎左衞門）―彥左衞門盛秀（三州神谷）―千五郎政信―縫殿助秀盛（德川家臣）」にして、また盛秀の弟を權左衞門綱政と云ふと」後上野志に「勢多郡眞壁の壘は神谷參河守の據る所」と見ゆ。

4 武藏の神谷氏　新編風土記に「橫見郡吉見の農民神谷を氏とせる內藏助と云る者、入間郡神谷新田を開墾す」と。これより前、片山七騎の一に南澤村神谷與五郎あり。

5 宇都宮氏流　三河國碧海郡の豪族にして、二葉松に「東端城（東端村）、二ケ所あり、內一ヶ所は屋敷、永井右近直勝、

及び神谷與七郎居住」」と。又「小垣江村古屋敷、神谷與次郎」とあり。この氏は藤原北家、宇都宮氏の族にして、寛政の呈譜に「宇都宮頼綱の後裔、神谷石見守高頼の時より碧海郡に住し、その子孫宗弘に至る」と云ふ。其の子「清次―清正―清房」なり。支庶二、家紋上藤、丸に揚羽蝶、鷹木丸に揚羽蝶と。又額田郡橋樂村に神谷與四郎あり。又碧海郡鹿島大明神神主に神谷氏あり（集説）。

6　秀郷流藤原姓伊賀氏流　これも三河の豪族にして、秀郷流藤原姓、伊賀氏裔なり。家譜に「伊賀光季十七代後裔光忠の後にして、額田郡神谷村に住し、神谷を稱す」と云ふ、光忠の二男正利也。家紋上藤、丸に揚羽蝶。

其の他、渥美郡保美社の社人に神谷多吉（集説）、及び寶飯郡にも存す。

7　遠江の神谷氏　式内豐雷命神社の社家也。磐田郡に存す。

8　尾張の神谷氏　知多郡清水村五社の祠官等これ也。

9　伊勢の神谷氏　當國の豪族にして、正訓カメガイなりと。康正造内裡引付に「二百文、神谷四郎殿、伊勢國朝明郡内太子堂段錢」」と。次いで永享以來御番帳に「一番神谷四郎、」文安年中御番帳に「一番神谷四郎」常德院江州動座着到に「一番神谷左近將監」」見聞諸家紋に、

カメガイ
神谷

10　加賀の神谷氏　三州志、石川郡條に「信濃畑（在戸板郷藥師堂村領）、神谷信濃住めりと云ふ。來由考ふべからず」と。

11　清和源氏頼光流　若狹發祥の名族にして、家傳に「源三位頼政の六男仲忠の後、神谷庄に住せしより神谷を稱す」と云ふ。寛政系譜支庶二を載す。家紋むかひ蝶の内十六葉菊。

12　播磨の神谷氏　神谷邑より起り神谷城に據る。戰國時代神谷氏部あり。

13　紀伊の神谷氏　伊都郡に神谷の地名あり。而して續風土記、西畑村舊家谷楠右衞門條に「其の祖を神谷土佐入道といふ。南朝に屬し、學文路村藥師山に居住して、相賀莊の地頭職たり。地頭職補任の綸旨、延元二年・南帝より賜ふ。寶曆三年、右の綸旨を高野山興山寺に納む。義貞朝臣よりの感狀も家に傳へしに、燒失して、今其の寫を傳ふ」と。南朝の忠臣たりしなり。

又山東庄の庄司を神谷莊司と云ふ、其の裔に神谷左近大夫といふあり、平尾條參照。

14　讃岐の神谷氏　北條郡高屋の豪族に神谷兵庫忠資あり、乃生村を領し、乃生氏と稱す（全讃史）。乃生條參照。

15　筑前の神谷氏　天正中、博多の富豪に神谷貞清（紙屋宗旦とも）あり。博多と唐津との二處より、朝鮮、明國、幷に南蠻の各地に往來して、貨殖しだりと云ひ、爐實の利、金鑛、織布の業、量衡の制等、商工の道に於いて後世を益する者多く、神谷の計畫に成ると云ふ。其の織機の事は、承天寺祖聖一國師の從士滿田彌三右衞門・宋國にて、之を習得し、朱燒、鍇燒、索麵などと共に傳來したりとも曰ふ。（地名辭書）。石州銀山紀聞に「博多の神谷壽貞云々」と。

16　雜載　神谷氏は德川時代、船城平安藤藩中老格、高遠内藤藩用人、龜田高城藩重臣、母里松平藩重臣、神戸本多藩用人、宮津松平藩用人、松江松平藩重臣たり。又秀康卿給帳に「百五十石神谷種平治」」加賀藩給帳に一千五百石（六角内抱蝶）寄

合組、神谷治部、」其の他、信濃、志摩等にもあり。

上屋 カミヤ　ウハヤ條參照。

○上屋勝　豐前の古代姓にして、同國加目久也里戸籍に「上屋勝羊賣等十三人」見ゆ。（正倉院文書）。

上矢 カミヤ　ウハヤ條を見よ。

上谷 カミヤ　カミタニ條を見よ。

神屋 カミヤ　神谷條を併せ見よ。猶ほ前後各條參照。

1　橘姓　中興武家系圖に「神屋、橘、モン洲濱丸蝶、上藤内蝶、橘諸兄公七代掃部助正繼・之を稱す」と見ゆ。

2　因幡の神屋氏　巨濃郡岩常村にあり。本姓小林氏、山名時氏の執權、小林民部丞が末葉なり（因幡志）と。

紙谷 カミヤ　カミタニ條を見よ。猶ほ神谷條參照。

紙屋 カミヤ　越後國中蒲原郡に紙屋庄あり、東鑑に「殿下御領、預所播磨局」と。又山城に紙屋川、日向にも此の地名あり。

1　日向の紙屋氏　當國の豪族にして、諸縣郡紙屋邑より起る。日向記に紙屋圖書助等見えたり。

2　筑前の紙屋氏　神谷條にて云へり。石見にも此の氏存す。

上館 カミヤカタ　清和源氏細川氏の嫡流にして、又上屋形ともあり。細川系圖に「頼春—頼之（稱上屋形）—頼元—滿元—持之—勝元—政元—澄元—晴元—昭元—元勝」と見ゆ。代々管領職たり。詳細は細川條を見よ。

上屋形 カミヤカタ　前條に併せ云へり。

紙屋河 カミヤガハ　京都の紙屋川より起る。藤原北家四條家流の一稱號にして、尊卑分脈に「末茂十世孫顯輔—重家—九條顯家（左京大夫）—顯氏（從二、紙屋川）—重氏（宮内卿）—顯教—顯兼、弟教氏—教季」と載せ、六條家系圖にも同樣見え、又東鑑卷四十七に「紙屋河兵衛佐顯名、」最後の教季は、太平記卷二十四に「紙屋川中將教季」とあり。

紙屋川 カミヤガハ　前條に同じ。

神藥師 カミヤクシ　カコトシと讀む（下學抄）なりと。

神宅 カミヤケ　神宅とは神社を云ふか。

○神宅臣　出雲風土記に「天平五年二月卅日勘造、秋鹿郡人神宅臣金太理」と見ゆるのみ。但し阿波板野郡にも神宅村あり。

上安田 カミヤスダ　山城稻荷社の社家にして、秦姓、安田幸親の子親夏を祖とす。ヤスダ、ハラヒガハ條參照。

神奴 カミヤツコ　カンヤツコ條を見よ。

神奴部 カミヤツコベ　カンヤツコベ條を見よ。

神谷戸 カミヤド　常陸國鹿島郡神宿邑より起る。この地は、弘安勘文に「鹿島北條德宿郷、神谷[illegible]」と。桓武平氏大掾氏の族にして、大掾系圖に「鹿島三郎成幹—保幹（神谷戸次郎、朝敵となりて誅せらる）」と見え、神谷戸城は其の居城なりと。

上柳 カミヤナギ　ウハヤギ條を見よ。

神矢作部 カミヤハギベ　職業部の一にして矢作部の一種なり、垂仁紀に見えたり。ヤハギベ條を見よ。

神山 カミヤマ　カウヤマ　攝津、河内、伊勢、駿河、相摸、武藏、常陸、陸前、陸奥、肥後、紀伊牟婁郡等に此の地名あり。又上山と通じ用ひらる、次條を併せ見よ。

1　藤原北家大森氏流　駿河國駿河郡神山邑より起る。大森葛山の一族にして、大森葛山系圖に「大沼信濃權守親康—大沼四郎親清—親茂（神山七郎）—親重（神山二郎）、弟親義（四郎入道、相田入道とも云ふ）、弟忠茂（五郎左衛門入道西蓮、親重

家督)—三郎政連(此の弟に五郎盛村、隆勝、六郎忠連)」と。また忠茂弟に「七郎久茂、八郎茂綱(左近入道)、平和田八郎、沓間十郎親澄」等あり。姉小路系圖には「親康—親茂(神山七郎)—親茂(神山二郎、重父義繼三郎入道殂屬)、弟四郎入道親義、弟忠茂(五郎左衛門、親茂嫡子)」」また淺羽本には「親康—親淸—親茂(神山七郎)—親茂(神山二郎三郎入道、父と義絶)」と。多少相違あり。東鑑卷二十八に神山彌三郎義茂見ゆ、此の族也。

2 秀鄕流藤原姓佐野氏流 下野國芳賀郡上山邑より起る。佐野系圖に「左衛門尉實綱—行綱(鹿沼六郎右衛門尉)—權三郎勝綱(敎阿、鹿沼、神山等の祖)」と見ゆる後なり。家紋三澤瀉。丸に花澤瀉。」其の他、君島系圖に「七郎定胤—女子(神山下總守綱藤室)」と。また「佐野豐後守重綱—左近將監季綱—時古三郎盛政—政行(神山三郎大夫)—新九郎政則—兵庫政藤」と云ふ一流もあり。

3 清和源氏武田氏流 中興系圖に「神山、清和、本國信濃、新羅三郎義光十二代、小次郎光信稱之」と見ゆ。

4 塚原氏流 こは甲斐の神山氏にして、

塚原讃岐守賴知後胤也と云ふ。ツカハラ條を見よ。誠忠舊家錄に「塚原村神山安右衛門芳賴は塚原賴知後胤」と。

5 調宿禰姓黑木氏流 出自につきては種々の說あり、クロキ條を見よ。筑後の豪族にして、五條家文書、弘安七年四月十二日のものに「筑後國木小屋地頭香西小太郎度景申す。蒙古賊船云々、神山四郎殿」」と。また文保元年九月十日のものに「神山出羽□實祐と、同六郎次郎爲實と、筑後國黑木內菖蒲田以下を相論する事。神山十郎入道道信後家尼信性自筆狀帶持云々、遠江守花押」」と。また延元元年八月九日のものに「鎭西凶徒等、退治せしむべきの由、去る七月五日綸旨・此の如くに候。早く仰せ下さるゝ旨に任せ、凶徒を追罰すべきの由、其の旨存知給はしむべく候、恐々謹言。神山十郎殿」と。筑後國史に「今按ずるに、天正年間、黑木家の老臣に神山伊豆守實松あり。四郎等は此の祖先にて、黑木の支流なるべし。其の實字を用るも一證なり。黑木九代の主を彈正少弼爲實と號す。此の人神山とも稱したるか、亦自ら同名なりしにや」と見ゆ。

6 肥後の神山氏 前項と同族なり。玉名郡江田邑熊野神社、弘治三年棟札に「大檀那藤原親冬、當宮司大僧都法印永秀、大願主神山藏人允調實承」と見ゆ。

7 美濃の神山氏 當國の豪族にして、齋藤道三配下の將に神山內記義鑑あり。

8 雜載 德川時代、神山氏は小野一柳藩重臣、廣瀨松平藩重臣、遠山藩家老たり。又秀康卿給帳に「五百石神山又左衛門」と。

又下總の國人神山魚貫は歌學を以つて聞ゆ。伊能頴則、椿仲輔、淸宮秀堅、鈴木雅之等の諸先輩は、皆其の門より出づと。又土佐高知山內藩に神山郡廉あり、功を以つて男爵を授けらる。その子を郡昭と云ふ。其の他、越後、武藏、岩代、攝津、和泉(堺の名族)等にも此の氏存す。

上山 カミヤマ カミノヤマ

下野、陸奧、羽前、美作、阿波、土佐等に此の地名あり、猶ほ前條と通じ用ひらる。

1 清和源氏足利氏流 羽前國村山郡上山邑より起り、上山城に據る。最上家の支流にして、最上家譜に「最上左京大夫直家—天童左京大夫賴直—滿長(上山を稱す)」と載せ、また「賴直三男兼義を上山

殿」と註し、猶ほ下りて最上賴直の兄「滿直八世孫義光―光廣(上山を稱す)」と。山野邊系圖には「最上義光―義直(號上山兵部亟、廿九歲にて卒す)」とあり。こは後世の事とす。また伊達世次考に「羽州上山義房を伐ち、其の城に攻め入る。義房の逆心顯形なるに緣る云々。上山城主義房は其の氏名を知らず。或は曰ふ武永(武衞にて最上家を云ふ)義忠の父也。義忠の子を義節と云ふ、其の子義政、里見の殺す所となると云ふ」と。

上山城の事は風土略記に「羽源記によれば、天正の比・筑前守源滿兼の居住せられし跡なり。最上兼賴(直家の父)の支別にして、義光の伯母聟なれども、其の中不和にして、伊達昭宗を賴んで、義光に背き、伊達殿・一旦滿兼に加勢し戰はれしかども、義光の姉聟なれば、內室の諫によりて、義光へ和睦す。義光の臣氏家尾張守・智謀を以て滿兼を殺す。滿兼の臣里見民部へ上山領を下さるとあり。義光物語の上山合戰の條下に『里見越後守在城す』とあるは、是れなるべし。慶長五年、直江山城守に攻め圍まれしが終に陷らず。後、里見の家一門殘らず五百餘人、義光公の勘氣を蒙り立退く。是れより義光の五男兵部大輔義直、(一云光廣)、二萬千石を領して上山氏と號す。本家改易の時、領知を召上らる」とあり。

2 大江姓長井氏流　尊卑分脈に「廣元―時廣(長井入道)―泰經(上山)」及び「泰經の兄泰重―賴重―運雅(若宮別當律師)―宗元(上山備前守)―貞泰(因幡守)」と見ゆ。又宗元の弟を因幡守宗衡と云ふ。

3 秀鄉流藤原姓佐野氏流　神山の條を見よ。

4 丹波の上山氏　氷上郡の豪族にて、北朝曆應の頃、天田郡にて功勞あり。丹波志に「上山氏、于孫下小倉村。先祖和泉守は、曆應二年、天田郡和久城雀部城にて軍忠有り、姓を上山と改め、丹羽心樂の庄を知る」と見ゆ。

5 桓武平氏土肥氏流　安藝國の豪族にして、上山孫三郎は宇山邑田屋城主也(藝藩通志)。小早川系圖に「茂平弟季平(新庄次郎、椋梨始祖、小田、和木、大艸、上山等の元祖也)」と見ゆ。

6 登美氏流　紀伊國の名族にして、續風土記、海部郡衣奈莊衣奈浦下司上山源兵衞條に「登美岩守の子孫なり。岩守、岩彥、岩武より四十四代の後、良海といふまで相續し、其の後亂世に系圖紛失して、上山と苗字を改めし事、其の初め詳かならず。代々八幡宮の別當、及び下司たり。神主二人、神子一人ありて神事をなさしむ。社僧極樂寺も、此の下司の家より支配す。湯川正春の文書を藏む。俸祿十五石を賜ひ、地士に命ぜらる」と載せたり。

7 薩隅の上山氏　鹿兒島郡の豪族にして鶴丸城に據る。地理纂考に「鹿兒島坂元村鶴丸城、往古上山城と號し、觀應の頃・上山某居城す。櫻島鄉上山某家藏正平七年の文劵に『筑前博多簸川の後家尼此の地を上山の右衞門五郎へ讓る』と見ゆ。今の上山某は此の子孫なり」と。又大隅にあり、上山氏系圖略に「姓及び初代前の續柄不明、郡內姶良より此の高山に移る。德左衞門二代權右衞門は元祿七年甲戌十二月九日死去、三代里右衞門は高山人岩城分右衞門三男にして聟養子となる。五代太次右衞門は高山人大窪喜左衞門二男」と。

8 雜載　太平記、卷二十六に上山六郎左衞門あり、高師直の忠臣にして、四條畷の役、師直に代りて討死し、楠木正行も

「日本一の剛の者哉」と嘆賞して其の首を埋む。

又近江甲賀五十三家の一に上山氏あり、美作勝北郡新野庄東村庄屋上山氏（三右衞門）又備前、信濃等に存す。

上山佐 カミヤマサ カミノヤマサ 佐々木氏の族にして、佐々木系圖に「富田義泰―山佐五郎秀清―師清 上山佐彥二郎左衞門）―下野權守經清（次郎左衞門）―備前守經貞（次郎兵衞）」と見ゆ。ヤマサ條を參照せよ。

上山田 カミヤマダ 羽前庄内の豪族にして、管窺武鑑に「田川郡尾鍋城主上山田某」を載せたり。

上床 カミユカ カミトコ

1 糸井造姓 但馬出石神社の社家にして天日槍の後裔、糸井造姓、里人神床と稱せしより、遂に氏となりしと云ふ。當社の神領を支配し、又神事を兼務す。

2 薩摩の上床氏 當國阿多郡の豪族にして、上床之城（阿多、浦之名村）は上床勘六左衞門の居城なりき（三國名勝圖會）。

神床 カミユカ カミドコ

神弓削部 カミユゲヘ 職業部にして、弓削部の一種なり、垂仁紀に出づ。ユゲベ條を見よ。

上網部 カミヨサミベ 職業部の一種ならん。拾芥抄に見えたり。ヨサミベ條を見よ。

神吉 カミヨシ 赤松氏の族なり。カムキ條を見よ。

神好 カミヨシ 拾芥抄に神好連と云ふ氏姓見ゆれど、恐らく神奴を誤記したるなるべし。

上吉 カミヨシ

上吉田 カミヨシダ

神依田 カミヨタ ヨダ條を見よ。

上樂 カミラク 正訓不明。

上利 カミリ 同上。

上領 カミリヤウ 石見の豪族にして、清和源氏吉見政頼の後裔にして、上領隨庵を祖とす、家紋二引、五七桐。寛政系譜に見えたり。

上龍 カミリユウ 前條氏に同じきか。

上冷泉 カミレイゼイ カミノレイゼイ 雲上家の稱號、藤原北家御子左流冷泉家の嫡流にて、爲尹の子爲之の後なり。尊卑分脈に「爲尹（權大納言）―爲之―爲富―爲廣―爲和―爲益―爲滿」と見ゆ。爲滿の後は「爲賴―爲治―爲清―爲綱―爲久―爲村―爲泰―爲章―爲則―爲全―爲理―爲紀―爲系」」現今伯爵。レイゼイ條を見よ。

上和 カミワ カウヅワ 和泉國大鳥郡の名族にして、ミワ（神直又は神人）氏の後ならん。建德年間、上和九郎左衞門あり、宮方の武士也。上神條參照。

神脇 カミワキ

上和田 カミワダ カミノワダ ワダ條を見よ。

閑 カン

寒 カン

閑院 カンキン カンニン 京都二條の南西洞院の西方一町に藤原冬嗣の家ありて、これを閑院殿と云ふ。子孫これを傳領し、嵯峨天皇、後三條天皇、白河天皇等、此に御したまふことあり。高倉天皇の時内裏を起したまふ、これ閑院殿内裡なり。

1 藤原北家攝關流 尊卑分脈に「内麿・閑院大臣と號す」と。また「冬嗣・閑院大臣と號す」と見ゆ。其の後・兼通の子朝光、閑院左大將と號す。閑院殿に在りしによる。

2 閑院宮（淸和帝裔） 尊卑分脈に「淸和天皇―貞元親王（號閑院）―兼忠（賜源姓）、其の弟兼信」と、紹運錄も同樣なり。

3 閑院家（藤原北家師輔流） 尊卑分脈に「師輔公十男公季（號閑院、閑院一流上祖）

―實成（中納言）―公成（權中納言）―實季（大納言、贈太政大臣、號後閑院贈太相）―公實（權大納言）、其の子實行は三條一流祖、通季は西園寺一流祖、實能は德大寺祖なり。」又通季の子「公通、閑院按察と號す」と見ゆ。

實季の妹茂子・後三條天皇の女御となり、白河天皇を生み奉り、又公實の妹苡子は堀河天皇の妃となり、鳥羽天皇を生み奉る。よりて子孫大いに榮ゆ。三條、西園寺、德大寺、阿野、姉小路、正親町、今出川、押小路、大宮、風早、三條西、滋野井、清水谷、橋本、山本、小倉、四辻、河鰭、花園、裏辻、梅園、武者小路、西四辻、正親町三條、高松の二十五家は皆此の流なり。

閑院　　御合印

4 閑院宮　此の宮號は上述閑院と同名なれど、相關する所なし。蓋し新に命名ありし者か。正德年中、幕府の臣新井君美建議して親王家を起し、皇室の繁榮を謀り給へとありけるにより、享保年中幕府より奏して、直仁親王の爲に、宮家を創立し奉り閑院宮と申す。親王は東山天皇の皇子にして、初め秀宮、寶永七年八月、親王宣下の事ありて、直仁親王と稱し、閑院宮と云ふ。詰所系圖に「直仁親王―典仁親王（慶光天皇）―美仁親王（光格天皇の皇兄）―孝仁親王―愛仁親王」と。その後「敎仁法親王―載仁親王（實は伏見宮一品邦家親王第十六王子にして、明治五年愛仁親王の後を承け給ふ）―春仁王」なり。紹運錄に「直仁親王、享保三年正月十二日、閑院宮と稱す」と見ゆ。

猶ほ直仁親王の御子には、公啓法親王、典仁親王、尊信（三時智恩寺）、眞如高覺（法華寺）、倫子（將軍家治御臺所）、鷹司輔平（關白左大臣）、博山元敞等。また典仁親王の御子には、美仁親王、深仁法親王、公顯法親王、公延法親王、宗恭、光格帝、盈仁法親王等。

載仁親王の御子には、篤仁王、恭子女王、茂子女王、季子女王、春仁王、寛子女王、華子女王（皇室系譜）あらせらる。

寒風　カンカゼ

寒河　（寒川）　カンカハ　サムカハ條を見よ。

含藝　カムキ　カナム　和名抄、播磨國印南郡に含藝鄕あり、「賀奈牟、國用河南」と註す。後世神吉邑と云ふ。

神吉　カムキ　播磨國印南郡神吉邑（大國庄内）より起る。赤松氏の族にして、石野系圖に「則祐―上野介持祐―八郎祐利（上野介）―則實（神吉民部少輔）―則氏（神吉新次郞、民部少輔」と見え、赤松系圖には「則祐―上野介持則―同持祐（右馬介）―兵庫頭祐利」とあり。天正中、別所氏の一族賴治・この地に築き秀吉を防ぐ。又國府寺系圖に「神吉賴治を嗣とす」と。カミヨシ條參照。

神去　カンキ　日用重寶記にはカミキと訓ず。

上吉　カンキ

寒木　カンキ　備前にあり。

間座　カンザ　志摩に存す。

神碕　カンザキ　次の條に同じ。

神崎　カンザキ　カウザキ　また神前、神埼に作る。和名抄、常陸國久慈郡に神前鄕あり、後世神崎邑と云ふ。次に近江國神崎郡は加無佐岐と註す。天智紀四年二月に初見し、神前郡とあり。郡内神崎鄕は加無佐支と訓ず、輿地志略に「今の甲崎村、もと神崎村といへば此の邊なるべし」と。次に播磨國に神埼郡あり、加無佐岐と註す、風土

記には神前郡と載せ、後世神崎郡と記す。次に周防國吉敷郡に神前郷、讃岐國寒川郡に神埼郷、加無佐木と註す。次に伊豫國伊豫郡に神前郷、加牟佐岐と註し、次に肥前國の神埼郡は加無佐支と訓じ、郡内の神埼郷は加無佐岐と訓ず、又豊後國大分郡にも神前郷あり。

次に庄名としては、下總、近江、備前、備後、讃岐、肥前等に存し、また攝津以下此の地名極めて多し。此の氏は此等の地名を負ふ。

1 巨勢神前臣　巨勢氏の庶流にして、近江國神崎郡より起る。天智紀に巨勢神前臣譯語と云ふ人見ゆ。コセ條を見よ。當國伊香郡に神前神社あり、此の氏と關係あるべし。

2 神前連　これも近江國神崎郡名を負ひしなり。天智紀四年條に「百濟の百姓男女四百餘人を以つて、近江國神前郡に居らしむ云々。神前郡の百濟人に田を給す」など見えたる百濟人の後也。神龜元年正月紀に「正六位下賈受君・姓を神前連と賜ふ」と。又姓氏錄、左京諸蕃に「神前連、百濟人正六位上賈受君より出づる也」とあり。

3 和泉の神前氏　日根郡に神前神社あり此の氏のありし地にして、或は第一項巨勢神前氏のありし地ならん。後世畠中城(北近義村畠中)は神前氏の居城也。天正年間、雜賀根來衆徒據る。五年二月、織田氏の兵迫るに及び、十六日潰走、後又根來方の據る所となる。

なほ當國神崎氏は東鑑文治二年五月廿五日所載、和泉國一在廳日向權守清實の後裔なりと云ふ。

4 桓武平氏千葉氏流　下總國の豪族にして、千葉系圖に「千葉新介胤正—七郎師胤—七郎師時(家號神崎)—師重(千葉太郎、家號神崎)、弟に次郎義胤、四郎爲胤、六郎胤長、七郎時綱、八郎時秀」を載せたり。

鎌倉大草紙、應永犬懸の亂に神崎氏、相州兵亂記永享の亂に神崎周防守見ゆ。此の氏人なるべし。

5 菅原姓　紀伊國名草郡の神前邑より起る。續風土記、神前村舊家神前條に「其の家傳へいふ、其の祖は菅丞相の三男藏人景茂の末子神前梅千年代景吉といふ。天曆八年、村上天皇より紀州名草郡神前郷を給ひ、河内國より紀州に移る。景吉より十二代神前中務といふもの、長承年中、鳥羽院熊野及び高野御幸の時供奉す。嘉慶二年八月、義滿將軍和歌浦遊覽の時、當家に入らる。此の時新殿塀重門等を建つといふ。景吉三十代の孫善左衞門の時に當りて、將軍家より重ねて神前郷を給ふ。其の文書今現存す。善左衞門の子を又中務といふ。天正年中、織田氏雜賀征伐の時、戰功あり。其の時の感狀家に藏む。景吉三十三代の孫中務桑山法印に屬す、慶長年中淺野家に仕へ代官を勤む云々」と。

6 尾藤流　一本平家物語に「湯淺權守宗重が甥に神崎尾藤太、舍弟尾藤次」見ゆ。尾藤太知宣と關係あるかと云ふ。

7 讃岐藤姓　讃岐國寒川郡神埼郷(神前庄)より起る。今引田町にあるもの、藤原大織冠鎌足公二十世の後胤と稱す。神前下村に常隣城あり。大永年中、安藤筑前守・此の城を侵す。城主神前出羽少目之を拒み、長尾寶藏院主をして强敵退治法を行ふ。則ち不動明王の劍鋒に血滴り流る。而して安富敗走す、今に其の地存すと云ふ(全讃史)。

8 清和源氏吉見氏流　美作國勝南郡川邊

カムサキ

庄西吉田の名族にして、範賴二男吉見次郎範國子孫なりと稱す(東作志)。一說また云ふ、「義家十四代孫神崎玄蕃佐家光・元弘年中足利尊氏に仕ふ、その五世甚內正英・將軍義教に仕へ、屢々武功あり、嘉吉の變に殉ず。その七世孫伊藏忠宗・毛利輝元に仕へ、天正三年備中鬼身城の戰に、三村上野助を生捕る、輝元の感狀を藏せり。後元和元年大阪城にて討死す、その子與五郎忠義・歸農して荒蕪地を開くとぞ。後大里正與惣兵衞、また津山住人神崎次郎左衞門等ものに見ゆ。

9　豐前の神崎氏　曆仁元年宇都宮道房の家士に神崎次郎、神崎三郎等あり。下つて元龜天正年間、下毛郡の豪族に神崎織部あり。

10　桓武平氏貞道流　薩摩の豪族にして、鎌倉時代、寬元四年神崎太郎成兼・莫爾を賜ふ。これ莫爾氏始祖也。成兼は平貞道八世孫と云ふ。地理纂考、高城郡湯田村條に「湯田城、寬元の頃、神崎太郎成兼居城なり。後に弟掃部成繼に讓り、成兼は莫爾城に移る」と。また出水郡山下村條に「英爾城、寬元四年十二月、鎌倉の命に依りて、神崎太郎成兼當國に下り、始めて英爾を領す。因て氏を英爾と改む。始め賀喜ヶ城を治所とし、後當城に徙る。成兼は平貞道より八世なり。成兼より、二代成秀、三代成光、四代成綱、五代成友、六代成忠、七代成重、八代成時、九代良忠、十代良守まで家譜に見へたり。又其の庶子を遠矢次郎太郎成長といへり、足利尊氏に從ひ、屢々軍功あり。二代貞勝、三代伊成、四代貞成、五代成政、六代成澄までにて、以下系圖詳ならず」とぞ。アクネ條參照。阿久根鄕波留村諏訪神社に、古鏡二面あり、一面には「文安二年願主平良末、」一面には「長祿二年、願主平兼次」とあり。按ずるに、「寬元四年十二月四日、右大將賴朝卿・神崎太郎成兼に英爾を賜ふ、因りて、英爾を以つて氏とす」と英爾家譜に見ゆ。而して成兼は源賴光朝臣の四臣、平貞道の後にて平姓と云へり、然らば良末、兼次は共に、英爾氏の族にやあらんか(纂考)と。又賀喜ヶ城は一名大竹ヶ城と云ふ。寬元年中、神崎太郎成兼鎌倉より下り、始め此の所に居城して、後英爾城に移れりと傳へらる。

11　雜載　六鄕衆に神前氏あり、「神前、北司、神前氏(カウザキ)中井北方」と見ゆ。又伊勢神宮內宮社家に神碕氏。石見物部神社々家、中官禰宜役に神崎氏。備前一宮吉備津社に神崎八郎、嘉吉頃の人なり、大森條を見よ。

神前　**カンザキ**　前條に併せ云へり。神崎と云ふに通じ用ひらるればなり。

神埼　**カンザキ**　同上。

幹事　**カンジ**　信濃に現存すとぞ。

閑上　**カンジヤウ**

寒水　**カンスイ**　豐後圖田帳に寒水次郎なる人見ゆ。サムミヅ條を見よ。

神田　**カンダ**　**カミタ**　**カウダ**　和名抄、美濃國賀茂郡に神田鄕、丹波國多紀郡、備後國品治郡にも同じく神田鄕あり。又長門國豐浦郡に神田鄕、加無多と註す。その他、河內、駿河、武藏、羽前、越後、肥前、豐前等に此の地名ありて、神田氏を起せり。

1　神田宿禰　姓名錄抄、拾芥抄等に見えたり。

2　(伴)神田氏　周防にあり、大伴氏の族ならん。同國玖珂鄕延喜二年戶籍に「伴神田刀自賣」と云ふ人見ゆ。

3　度會姓　伊勢外宮舊祠官にして後に幸田と云ふ、カウダ條に詳かなり。

4　嵯峨源氏松浦氏流　肥前國松浦郡神田

邑(唐津の西南部)より起る。上松浦黨の一にして、松浦系圖、庶流者の内に列す。宗像軍記、多々羅濱合戰條に「大村肥前々司、松浦、神田の一族、都合其の勢五千餘騎云々、」鎭西要略にも同條に「草野、松浦、神田」を載せ、又延文頃の武家方として、神田、草野を擧ぐ。下りて海東諸國記に「源德、丙子年、使を遣はして來朝す。書して肥前州上松浦神田能登守源德と稱す。圖書を受け、約して歲に一舡を遣はす」と。

鎭西引付三番に神田五郎あり、此の氏か、次の氏か。

5 豐前の神田氏　京都郡神田邑(刈田鄕)より起り、松山城に據る。豐前志に「松山城は西國太平記、應永戰覽等の書に據るに、天慶三年、西國亂れければ、地下人神田權少進光貞・之に籠り、爾來十八代居れり、」と。中世は宇都宮氏に屬す。曆仁元年宇都宮道房に從ふ士に神田入道あり。又元寇の際、一族神田從軍(宇都宮家譜)すと云ふ。又應永戰覽記に「神田松山城主天野義顯、京都郡古城記に、「寒田豐前守重安、」等見ゆ。

6 菅田氏流　美作の名族にして、もと菅田氏、矢櫃城主廣戶氏に仕ふ。天文三年廣戶彈正左衞門廣家・尼子氏に敗られ、其の子新三郎・菅田豐後介と共に出雲に送られ、新三郎は尼子家臣岡本玄蕃頭の養子となり、豐後介は神田右衞門介の養子となり、後歸國すとぞ。又豐後介の弟を神田新五左衞門と云ふ、共に其の後裔あり、(名門集)。又勝北郡大吉庄廣戶村の社人に神田雅樂あり。

7 水涌氏流　大和國山邊郡の豪族にして、白石氏の一族、迎田氏とも稱す。カウダ條を見よ。

8 橘姓　河內の豪族にして、延元の頃、楠家に從ひし士に神田兵部あり。下りて永祿二年交野郡五ヶ鄕總侍中連名帳に、「穗谷村神田橘左衞門尉資遠、」寬永十七年三宮記錄に穗谷村神田氏二軒と見ゆ。

9 甲斐の神田氏　誠忠舊家錄に神田伊豆守重光後胤、舂米神田與惣兵衞重信、同忠左衞門正淸、同宦兵衞重淸等を載せたり。諏訪神田の族か。

10 諏訪神家　信濃國諏訪の神家の族なりと。

11 桓武平氏將門流　東京の神田邑より起る。東鑑に神田三郎といへる人見ゆ。江戶入道、忍入道、都筑右衞門など皆當國の住人なり、此の人々と共に載れば、若し此所の人なりや。又神田系圖に「神田與五左衞門正友・武藏國の住人なり。上杉治部少輔朝良入道芳建(建芳なるべし)につかへ(建芳は永正の頃の人)、又其の後、神田因幡正高は北條左京大夫氏康に仕へしとぞ。これら世々神田の地に居りしゆへ、その地名を以て氏とせしなるべし。是によれば始にのする神田三郎は、此の家の祖先なるもしるべからず、さもあらんには古き地名なること是にても知るべし。ふるくは今駿河臺をも神田臺ととなへて、皆神田の內なり。吉祥寺の古文書にもみえたり(府內備考)。

家譜に平將門の後と稱す。(上杉朝良の臣正友—正高(北條氏康家臣)—正俊—正重)にして、本支三家寬政系譜にあり、家紋木瓜の內に十六葉の菊、繫馬、丸に三木瓜。

神田求馬

東鑑卷四十に神田三郎、又秩父郡舊神職入間郡今成村を開きし人に神田氏あり。

カムタ
カムタ

12　下總の神田氏　小金本土寺過去帳に、神田二郎左衞門妙衞、神田帶刀妙刀等見ゆ。

13　會津の神田氏　新編風土記、耶麻郡下利根川村舊家彌右衞門條に「農民なり。先祖は蘆名家譜代の臣にて、神田助六郎秀運と云ひ、天正の頃、川西組行津村を領す。其の子を右馬允季順と云ふ。伊達政宗・猪苗代に亂れ入りし時、右馬允を招きて猪苗代盛國が手に屬し、磨上の合戰に赴かしむ。右馬允止む事を得ず盛國に從ひしが、兎角して戰場を遁れ、鹽川村に來り隱れ住み、慶長四年に別符村の地に新田を闢きて一村とし、下小出村と云ふ。後下小出、下利根川兩村の肝煎となり、此の村に住す。其の子七右衞門季說、其の子新七季胤、相續きて肝煎となりぬ。今の彌右衞門は其の後なり。又下小出村の百姓利右衞門と云ふ者は彼の神田が支族なり」と見ゆ。

14　雜載　太平記卷二十八に神田八郎、下りて安西軍策に神田右馬允(右馬助)、神田助七、勢州四家記、蒲生家臣に神田清右衞門。筑後高良山三井寺永祿十三年撿地帳に神田主馬允。紀伊牟婁郡串本浦地士神田佐七(續風土記)。

また加賀藩給帳に「四百石(丸内松皮菱)神田善左衞門、參百五拾石(三松皮菱)神田平藏、貳百五拾石(同)神田一平、拾七人扶持(同)神田奏十郎」等見え、又德島松平藩年寄、岩松松平藩重臣等に此の氏あり。

又越後蒲原郡古岐村に神田氏あり。新編會津風土記に「中澤新田、寬文元年、本村の農民神田與惣左衞門と云ふ者墾發せし」と云ふ。又美濃、岩代、信濃等にも存し、又岐阜の人神田孝平(幕臣)功を以つて男爵を授けらる。その子乃武也。

寒田　カンタ　前條及びサムタ條を見よ。

感多　カンタ　筑前鞍手郡に感田庄あり。また感多に作る。

間田　カンタ　大内義興の重臣なり。

神田井　カンタヰ　肥前の豪族、神田井(神田江、蒲田江)邑より起る。

蟹谷　カンタニ　カニタニ條を見よ。

神田林　カンダバヤシ

神地　カンチ　カミチ條を見よ。

神頭　カムヅ　カウヅ條を見よ。

上妻　カムツマ　カウヅマ　筑後の豪族なり、カウヅマ條に詳述せり。上妻郡名を負ひしなり。(菊池系圖には「高木肥前守文貞―顯定(號上妻)」とあり、併せ見よ)。

神出　カムデ　播磨の豪族にして、赤松氏の族也。明石郡神出邑より起る。石野系圖に「則村―範資―光範(大夫判官、左衞門佐)―範次(神出左衞門尉)―光順(天龍寺僧)」と。又一本に「範次―範久―元久―政資―義村」と見ゆ。

神門　カムト　カウト　出雲國に神門郡あり、和名抄に加無止と註す。此の地より起る。猶ほ美濃にも同訓の地名あり。

1　神門臣　出雲風土記に「神門郡、神門と號する所以は、神門臣伊賀曾熊の時、神門を貢りき。故に神門と云ふ。卽ち神門臣等、古より今に至るまで、常に此處に居る。故に神門と云ふ」と見ゆ。此の氏の出處は、姓氏錄、右京神別に「神門臣、同上(出雲臣祖鵜濡渟命の後)」と。また出雲國造系圖に「氏祖命、亦の名は宇賀都久野命、神門臣云々等の祖」とありて姓氏錄と一致す。氏人は早く地神本紀に「大田々禰古命、此の命は出雲神門臣の女美氣姫を妻となし、一男を生む云々」と見ゆ。こは崇神朝の事なり。次に出雲風土記、出雲郡健部鄕條に「纒向檜

代宮御宇天皇（景行）云々、健部を定め賜ふ。爾の時、神門臣古禰を、健部に定め賜ふ。」と見ゆ。中古に至りては神門郡領として有勢の氏なりき。出雲風土記に「神門郡大領外従七位上勳業神門臣。」また大同類聚方に「須西利藥、出雲國神門郡・大領神門臣等の家方」など、其の他、天平六年の計會帳に「神門郡人神門臣波理。」また天平十一年の賑給歴名帳に「朝山鄕稗原里神門臣千床、加夜里神門臣乙刀自賣外二人、日置鄕神門臣床手外三人、國村里神門臣飯依賣、狹結驛神門臣姪賣、多伎驛神門臣仁伎良外一、神戸神門臣小君、滑狹鄕神門臣石麻呂外九、其の他六名。」また類聚國史に「天長七年四月云々、出雲國正税稻五百束を、采女神門臣富繼に給す。」と見ゆ。一族郡内に蔓りしを知るに足らん。

2 神門臣族　神門臣の部曲か。天平十一年の大税賑給歴名帳に「河内鄕伊美里神門臣族形名賣、大麻里神門臣族麻呂、外二人、出雲鄕朝妻里神門臣族吉事、外一人、神戸神門臣族立賣、外一、其の他十八名」見えたり。

3 神門首　姓名錄抄、拾芥抄に見えたり。

4 神門（無姓）　上述賑給歴名帳に「漆沼鄕深江里神門泰味女、神門女津女、外一人、神門赤麻呂」等見ゆ。

5 後世の神門氏　地理志料に「神門郡、加無止、風土記抄に云ふ、郡に神門氏あり。多く木工を業とす。蓋し祖業を繼ぐ也」と。

6 清和源氏山縣氏流　美濃國賀茂郡神土邑（神田鄕）より起る。尊卑分脈に「賴光三世の孫山縣國直、孫飛彈瀨太郎國成―野太郎賴清―賴季（神門二郎）」と見え、中興系圖に「神門、清和、カウト、山縣先生國政四代、次郎賴季、稱之」と。新撰志に「神土村。分脈系譜等にのせたる美濃源氏、神門太郎賴末、また吾妻鏡の承久三年六月二十日の條に『美濃源氏神地藏人賴經入道云云』とある人々は、こゝの人か。猶ほ尋ぬべし」と。神地條を見よ。

7 松平形原氏流　三河形原松平親忠の子忠要の子孫・神門を稱す。

神土　カムド　カウト　美濃源氏山縣氏の族、前條第六項及びカウト條を見よ。承久記卷二に神土くら人入道を載せたり。

間藤　カンドウ　正訓不明。

鑑內　カンナイ　カナイ　丹波氷上郡の豪族にして、丹波志に「鑑內氏。子孫、大岡村。豐臣太閤に仕へ、朝鮮陣に供奉す。其の時、竹の根を持歸り、植置り、今に朝鮮竹と云ふ」と見ゆ。

神名川　カンナガハ　上野國神名川より起る。

神奈川　カンナガハ　カナガハ條を見よ。

巫部　カンナギベ　職業的部の一にして、巫は「神和の意、神に仕ふる女なり」と云ふ。後世專ら神樂の舞姬を指して巫と稱す。されど又男の巫（ヲノコカムナギ）と云ふもありたるが如し。又第四項によりて祈禱、禁厭等にて病氣を治せし者のありしを知る也。巫部とは此の巫の爲に設けたる部民に外ならず。

1 巫部　萬葉集卷四に「巫部麻蘇娘子」と云ふ者見ゆ。

2 筑紫の巫部　第四項を見よ。

3 巫部連　次項の如く一時的の事蹟より此の名を負ふと傳ふれど、他の例より推して、其の家、巫部を掌りし氏と考へらる。出自は天神本紀に「物部眞椋連公、巫部連云々等の祖」と見ゆ。物部氏の族也。天武朝十三年に朝臣姓を賜ふ。有勢の氏たりし也。

4　和泉の巫部連　姓氏錄、和泉神別に「巫部（一本連字あり）、同上。雄略天皇御體不豫。茲によりて筑紫豐國の奇巫を召上げ給ふ。源眞椋（一本大連）巫を率ゐて仕へ奉る。仍りて姓を巫部連と賜ふ」と見えたり。此の族、和泉國大鳥郡人繼麻呂、繼足、吉繼等、承和十二年に當世宿禰を賜へり。承和十二年七月紀に「右京人中務少錄正五位下巫部宿禰公成、大和國山邊郡人散位從六位下巫部宿禰諸成、和泉國大鳥郡人正六位上巫部連繼麻呂、從七位下巫部連繼足、白丁巫部連吉繼等、姓を當世宿禰と賜ふ。公成は神饒速日命の苗裔也。昔大長谷稚武天皇の時に屬し、公成の始祖眞椋大連、筑紫の奇巫を迎へ奉り、御病の膏肓を救ひ奉る。天皇・之を寵し、姓を巫部と賜ふ。後世疑くは巫覡の種と謂はん。故に今申して之を改めん」とある後也。その後、貞觀五年八月紀に「和泉國大鳥郡人大藏大錄正七位上當世宿禰高門云々、本居を改め、右京職に貫附す」とあり。當國本貫か。

5　山城の巫部連　姓氏錄、山城神別に「巫部連、同神（饒速日）十世孫伊己布都乃連公の後也」と見ゆ。

6　巫部宿禰　巫部連の後にして、天武紀十三年條に「巫部連云々、姓を賜ひて宿禰と曰ふ」と見ゆ。姓氏錄は右京神別に收め「巫部宿禰、同神（饒速日）六世孫伊香我色雄命の後也」と載せ、又承和十二年七月紀に「右京人中務少錄正五位下巫部宿禰公成、大和國山邊郡人散位從六位下巫部宿禰諸成等、姓を當世宿禰と賜ふ。公成は神饒速日命の苗裔也」とあり。氏人には大寶二年三月紀に從七位下巫部宿禰博士、また天平勝寶四年五月紀に「官奴鎌取を免じて、巫部宿禰を賜ふ」と見ゆる、もと此の族より出でたる人か。

7　攝津の巫部宿禰　姓氏錄、攝津神別に「巫部宿禰、同上（伊香我色雄命之後）」と見ゆ。

甘南備　カンナビ　山城、大和、出雲等、以下此の地名甚だ多し。

1　甘南備眞人　大和國平群郡甘南備（神南）より起りしか。敏達天皇の後裔にして、路氏と同族なり。天平十二年九月紀に「從五位下神前王・姓を甘南備眞人を賜ひ、攝津亮に補す」、また天平勝寶三年十月紀に「從五位上伊香王の男高城王、无位池上王、甘南備眞人の姓を賜ふ」また同年正月紀に「文成王・姓を甘南備眞人と賜ふ」など見ゆる後なり。姓氏錄、左京皇別に收め「甘南備眞人、路眞人と同祖。續日本紀合」と註す。又承和三年四月紀に「散位從四位下甘南備眞人高直卒す。天渟名倉太玉敷天皇の後、六世正五位下清野の第三子也」など其の氏人也。

2　甘南備氏　敏達帝の裔。前項眞人の後也。西宮記等に見ゆ。

神邊　カンナベ　備後國深津郡に神邊庄あり。

神南　カシナミ　源姓、カミミナミ條にあり。又甘南備とも通ず。

神並　カンナミ　河內國河內郡神並莊、當宮緣事抄に石清水八幡宮寺領（保元三年）と。今神並邑。

神波　カンナミ　高遠內藤藩の用人格に此の氏あり。

寬那見　カンナミ　備前に此の氏あり。

神成　カンナリ　上野、羽後等に此の地名あり。又金成、加成と通ず。三者を併せ見よ。

1　羽後の豪族にして、長牛縫殿介覺書に「秋田下國近季領、阿仁郡は神成馬頭・郡代に指置かれ、鹿角郡を切取る、永祿八

年七月也。安保の三人衆之に加はり一味す」と。

2 又北秋田郡に神成なる地名あり。郡邑記に「前田村大川に神成の渡船場あり。古城は鳥海某の居せるを、天正の初めに、加成資清・之を亡ぼせり」と。今八幡宮の社地、卽ち是なりとぞ。

3 岩代田村郡にも此の氏あり。

金成 **カンナリ** 陸前國栗原郡金成邑より起る。封内記に「金成邑、古壘凡そ三、東館、西館、南館と號す。傳へて曰ふ、金賣橘治兄弟三人居る所、其の後、舊邑主金成内膳・南館に居る」と。葛西氏の族(桓武平氏)にして、明應の薄衣狀にも見えたり。トミザハ條を見よ。

加成 **カンナリ** 又嘉成に作り、金成、神成と通じ用ひらる。羽後北秋田の豪族にして、米内澤城に據る。前條金成氏の族裔かと云ふ。永慶軍記に「秋田城介實季は云々、米内澤に加成常陸介、阿仁播磨守、五城目内記」また「葛西の末葉加成云々」と載せ、柞山誌に「阿仁米内澤の古城は嘉成常陸介資清、嫡子右馬頭貞淸の居館なり」と。天正十六年、南部氏・秋田を攻めんとて、櫃森判官を先鋒とし、兵五百を以つて加成が居城を攻む。加成右馬頭資清、貞清(一に季清)父子・これと戰ひ、貞清討死す。また小阿仁邑杉淵城に、加成播磨守・同右兵衛尉あり、秋田分限帳に見ゆ。其の他、堀尾山城守給帳に「百五拾石、加成新五郎」見ゆ。

嘉成 **カンナリ** 以上三條、及びカナリ條參照。

神成田 **カンナリタ**

神主 **カンヌシ** **カウス** 近江國神崎郡に神主鄕あり、大安寺三綱記に神主鄕種村云々と。此の氏、日用重寶記にカウスと訓ず。

1 官職的姓 神主は上古も職名たりき。崇神紀に「大田田根子を以つて、大物主大神を祭る主と爲す」とあるを、古事記には「意富多々泥古命を以つて、神主と爲して、御諸山に於いて、意富美和之大神の前を拜祭せしむ」とあるにて、神を祭る主なるを知る。後世は、祭主、神主、祝等の階級を生じたるも、上古は此等の間に尊卑ありたりと認め難し。此の職名は、祝と同樣、一面カバネの如く用ひらるゝに至れり。荒木田、度會、根木、宍師、恩智、高宮、纒向等の諸神主これなり。猶ほ此の職名は氏の如くも使用せらる。次に述ぶるもの、卽ち然り。カバネとしての神主につきては、拙著「日本上代に於ける社會組織の研究」を見られたし。

2 伊勢國造族渡會氏流 伊勢國造の族、天牟羅雲命の後也、豐受太神宮禰宜補任次第に「乙乃古命、二所太神宮、大神主。右の命は阿波良波命第四の子也。件の命・四男を生み、四門に別る。所謂る一男爾波、二男飛鳥、三男水通、四男小事是れ也。各々始め神主の姓を賜ふ、云々」と。乙乃古命は天牟羅雲命の後なり、ワタラヒ條を見よ。また「大神主神父、持統天皇御宇、二所太神宮大神主。右の神主は二門吉田男・大建冠奈波の男也。庚子年籍に誤られて、石部姓を負ふ。而して和銅四年三月十六日の官符に依り、舊姓神主に復す。」「禰宜神主牛主。右の神主は三門馬手の一男・少山中神主針門の三男・石部飛鳥の一男・同國益の二男也。此の子・舊姓に復す。弘仁二年任。」「禰宜外從五位下神主唐主。右神主は三門馬手の一男・少山中神主針門の三男・石部飛鳥の一男・同國益の一男・度會郡擬大領正八位上神主牛長の一男也。弘仁五年任、云々。後

一條の御代、始めて賞せられて、度會の字を加ふ。」と見ゆ。

又神護景雲元年八月紀に「等由氣宮禰宜外正六位下神主忍人。」また類聚國史に「承和三年云々、豐受神社禰宜正六位上神主虎主。」また貞觀三年六月紀に「豐受宮禰宜正八位上神主河繼、內宮大內人外從八位下神主眞雄、同宮副大內人外少初位下神主伊勢雄等、一祖の後、分爭・年を歷、或は名を冒すと告げ、或は姓を假すと云ふ、云々」と。其の他、止由氣宮儀式帳に「禰宜正六位上神主五月麻呂、大內人無位神主御受、大物忌無位神主岡成女。」また大神宮諸雜事記、第一、天平勝寶六年條に「豐受宮云々、神主元繼の私宅搜出たり。件の元繼は繼橋鄉美乃乃村の住人也。」また神宮雜例集第一卷に、「(孝德朝) 始めて度相郡を主り、大建冠神主奈波を以つて督造に任じ、少山中神主針間を以つて助造に任ず。皆是れ大幡主命の末葉、度會神主の先祖也」などある・皆此の族なり。

3 中臣氏族荒木田氏流　天見通命の後なり。二所太神宮例文に「荒木田神主首麿。神主石敷(首麿の子、此の時別門。天智天

皇御代奉仕)、」また天平廿一年四月紀に「伊勢太神宮禰宜從七位下神主首名、」また類聚國史に「承和三年云々、伊勢太神宮禰宜正六位上神主繼麻呂」などは荒木田流の神主なり。元慶三年五月紀に「伊勢國度會郡太神宮氏人神主・荒木田三字を姓とす。太神宮の氏人に三神主姓あり。荒木田神主、根木神主、度會神主是れ也。是の大肆荒木田神主首麻呂より以後、荒木田の三字を脫漏す。今首麻呂の裔孫・官に向ひて披訴。故に舊により之を加ふ」と見ゆ。

荒木田系圖に「大貫連波已利命—神主最上—同佐波—同葛木云々」以下多し、アラキダ條を見よ。

4 神主首　春日氏族物部氏の流なり。布留宿禰條を見よ。

5 備後の神主氏　藝藩通志、奴可郡姬御前谷條に「田殿村にあり。故城主、神主荒人、敵兵と戰ひて、荒人が女子うたれし所なり。また七八町奧に寄手峠といふあり、敵兵陣營せしといふ。」と見ゆ。

6 石見の神主氏　那賀郡二宮村神主城主に神主內藏之助あり。陰德太平記に「永祿元年九月、福屋隆兼の使にて元就に行く」と(石見志)。

神主部　カンヌシベ　下野國上神主邑より出でたる文字瓦に「神主部牛万呂」と云ふ人見ゆ。此の地神主領有の部民裔か。

勘野　カンノ　幕臣にあり。寬政系譜・未勘に收む。

閑野　カンノ　クワンノ條參照。

簡野　カンノ　クワンノ條參照。

神服　カンハトリ　神服部の伴造、或は其の部民裔なり。カンハトリベ條を見よ。

1 神服連　尾張氏の族にして、神服部連と云ふに同じ。カンハトリベ條を見よ。天孫本紀に「建田背命は神服連云々等の祖」と見ゆ。後宿禰姓を賜へり。承和三年閏五月紀に「大和國人太宰大典正七位下神服連清繼の本居を改めて、右京に貫附す」とあるは此の氏の庶流なり。

2 伊勢の神服連公　前項と別にて服連の族と云ふ。神宮雜例集第二卷に「神部等の遠祖天御桙命云々。少神部神服連公俊正、大神部神服連公道尙」など見ゆ。鹽尻に「霜月十八日、從四位上荒木田神主氏友と神宮の事を談せし、凡そ四月九日の神衣祭は、內宮(太神宮荒余宮)ばかりに行はるゝ事・式令のごとし。神服部連、

神麻續連は久しく所を去て絶しを、今の一禰宜園田長官絶たるを興し、此の二氏・安濃津にあるをたづねて、領を寄られしより、二三年此のかた、彼の兩氏・神衣を調して、やゝ先のすがた近くなれりとかたられしこそめでたけれ。されば服部の連は天御梓命の裔、麻續の連は天八坂彦命の後成よし、舊事紀、姓氏錄等に見えはべる。かゝる慶禮も時に有りて興し行はる。是れ皆治世の餘澤なりけり。機殿なども定めて興し作らるゝ事なん侍るべしとて祝し物しはべりし」と見ゆ。

3　出羽の神服連　尾張氏の族ならん。元慶四年三月紀に「出羽國軍士白丁神服連貞氏等十一人に勅して、特に出身に預らしむ。是より先・去年十月六日、彼の國司言ふ、貞氏等・便ち弓馬を習ひ、軍士たるに堪ふ。動もすれば警戒に從ひて、私產を顧はず。請ふ勘籍を經ず出身に預らんと。之に從ふ」と見ゆ。

4　神服宿禰　神服連の宿禰姓を賜ひしものにして、神服部宿禰と云ふと同一也。寶龜二年閏三月紀（從五位上神服宿禰毛人女）、天應元年十一月紀、東大寺領新島庄卷、及び姓名錄抄等に見ゆ。

5　出羽の神服氏　第三項の族なるべし。元慶二年六月紀に「出羽國云々、權弩師神服直雄」と云ふ人見ゆ。

6　因幡の神服氏　地理志料に「服部神社、今岩井郡服部莊海士村にありて、二所八幡宮と稱す。傳へ言ふ、神服連、海部直二氏の祖建田背命を祀る」と。

綺　**カンハトリ　カンハタ**　神服に同じ。或は和名抄、山城國相樂郡蟹幡（加無波太）鄉あり、その地名と關係あるか。

1　綺連　神服連に同じく、尾張氏の族也。姓氏錄、和泉神別に「綺連、津守連同祖、天香山命の後也」と見ゆ。大鳥郡に住みしかと云ふ。

2　綺（無姓）　尾張氏の族なり。拾芥抄、姓名錄抄等に見ゆ。又見聞諸家紋に、

カンハタ　綺

神服部　**カンハトリベ**　職業部の一にして服部の一種なり。神衣を織るを職とす。令義解に「神衣祭は伊勢神宮の祭を謂ふ也。此の神服部等齋戒潔清して、參河赤引の神調糸を以つて、御衣を織り作る云々」と見ゆ。ハトリベ條參照。

1　攝津の神服部　神名式、攝津國島上郡に神服神社あり。

2　伊勢の神服部　カンハトリ條を見よ。

3　三河の神服部　大嘗祭式に「參河國神服部・輸する處の調絲十絇云々」と。

4　神服部連　神服部の伴造にして、尾張氏の族なり、天武朝・宿禰姓を賜ふ。神服連と云ふに同じ。カンハトリ條第一項を見よ。

5　伊勢の神服部連　服部連と同族なりと云ふ。カンハトリ條第二項、及びハトリベ條を見よ。

6　神服部宿禰　神服部連の宿禰姓を賜へる者にして、天武紀十三年條に「神服部連云々姓を賜ひて宿禰と曰ふ」とあり。神服宿禰に同じ。

上林　**カムハヤシ　カミハヤシ　カムツハヤシ**　和名抄、山城國葛野郡に上林鄉あり、加無都波也之と註す。また丹波に上林莊、岩代、備中等にも此の地名あり。

1　清和源氏赤井氏流　丹波國何鹿郡上林莊より起る。この地は東寺正和三年文書に、丹波國拜師鄉、空華日工集に、丹州上林莊。と見ゆる地にして、その八津合城（中上林村八津合）は天正年中、上林下

總守築き、後管領家の高田豐後守住むと云ふ。上林氏は家傳に「赤井基家が二男季家より出づ」と。其の子「久重―久茂―勝永」あり。家紋丸に三柏、結雁金。支庶一、家紋左柏、巴、三本杉。見聞諸家紋には、

千秋
野間カミ
上林

2　三河の上林氏　額田郡の豪族にして、二葉松等に「土呂村、上林越前政重」と見えたり。此の人は、上林竹菴由緒書に「權現樣參州岡崎御在城の刻、曾祖父上林越前義、若名又市と申し候。一門の者と義絶仕り、元龜二年岡崎へ罷り下り、御奉公願ひ奉り候處、上聞に達し、早速召出しなされ、御奉公に召出し候。名は越前と御改め成し下され、知行百石下し置かれ、同國土呂と申す所の鄉中支配仰付けなさる。然る處、御直判の御書壹通頂戴仕り候。土呂にて御茶仕立申し候樣にと、上意に就き、鄉中の諸職人門次人足等、近邊在々所々出家等迄、御茶の手傳ひ申し付くべきの旨、則ち御朱印貳通成し下され、以上參通頂戴仕り候、」と見ゆ。

御朱印寫。土呂八町新市の事、永く相計ふべし。每事憲法申し付くべき者也、仍つて件の如し。元龜四年九月廿三日。御直判。上林越前殿。御朱印。土呂鄉中、鍛冶、番匠、諸職人門次人足等、用次第申し付くべく、若し難澁に於いては、成敗すべき者也。仍つて件の如し。天正貳戌三月十二日。上林休庵使。(權現樣)御朱印土呂茶の事。在々所々出宗前々の如く罷出ずべく、同土呂の者は、前前の如く手傳ふべく、幷に茶薗無沙汰の有間敷者也。仍りて件の如し。卯天正七年三月廿一日。張紙、京都町奉行支配、高四百九拾石、上林峰領、住居山城國宇治。

3　雜載　羽前酒田卅六舊家の一に上林氏あり、平泉藤原秀衡の妹德尼公に隨ひ下ると傳ふ。又武藏秩父郡社家、信濃等に此の氏あり。

神林　**カンハヤシ**　**カミハヤシ**　信濃筑摩郡神林邑より起る。東鑑卷五十一に神林兵衛三郎あり。

又羽前羽黑山中興覺書に「中旬家老神林氏」と。

蒲原　**カンバラ**　**ガマハラ**　和名抄、駿河國、盧原郡に蒲原鄉あり、加無波良と註す。

中世・蒲原御庄、蒲原庄と稱せし地也」また富士郡に蒲原鄉、驛家鄉あり、國史に蒲原驛と見ゆ。又越後國に蒲原郡、加無波良と訓ず、延曆三年十月紀に初見す。其の他、上野、筑後にも蒲原の地あり。

1　藤原南家入江氏流　駿河國庵原郡蒲原庄より起る。尊卑分脈に「入江馬允維清―同權守清定―蒲原權守清實―武者所清親―池屋二郎清章―原八郎祐清」と載せ、天野系圖には「右馬允維清―清實(蒲原十郎)」と載せ、相良系圖に「左馬助維清―船越大夫清房―岡邊權守清繼―伊豆權守家清―清實(蒲原權守)」と見ゆ。

當國の名族にして、保元物語、官軍勢汰條に「駿河には入江右馬允、神原五郎」源平盛衰記に「蒲原太郎正重、同三郎正成」承久記卷二に蒲原五郎等あり。

2　淸和源氏今川氏流　文安年中御番帳に「外樣衆、今川神原」と見ゆ。

3　越後の蒲原氏　蒲原郡は古代に於ける深江國の地なれど、その國造、並びに其の後裔につきては、史籍缺けて之を詳かにするを得ず。されど大同類聚方に「久萬乃藥、越(七字缺)伊夜日子神社傳方、元は少彦神方也。蒲原○大領高橋祝等の

家方一と見ゆるを事實とすれば、此の高橋祝なるものが國造の後裔にして、中古に及び、郡大領となり、又前後を通じて彌彦神社に奉仕せしか。タカハシ條を見よ。

當國に蒲原津城（蒲原村）あり、建武年間、小國兵庫助政光、荻、風間、池、河內一族等、當城に據る。

4　藤原姓高木氏流　筑後國上妻郡蒲原邑より起る。吉田氏と同族なるが如し。吉田條を見よ。天正領主附に「上妻郡吉田村吉田氏十二町、蒲原村蒲原氏十町」と。後秋月家中に蒲原氏ありて、此の子孫と云ふ。寶治二年九月十三日の下知狀に「上妻莊內蒲原次郎丸地頭・主殿助泰房」と。是れ恐くは蒲原氏の祖ならんか。而して此の狀・蒲原村庄屋重助が家に傳ふ。恐くは其の後胤ならんも家傳なし、（數十代の家と云ふ）。次郎丸と云ふ地も亦詳ならず（將士軍談）。

又「蒲原村館跡、村の中央にあり。蒲原氏の館跡と云ふ。廣さ凡そ五段許、四方に隍周れり。寬延記に梶原家仕臣蒲原次郎丸祐安住處の跡、今館屋布と云ひ、農夫此の地に住する事能はずと。今按ずるに、次郎丸は庄屋家藏の文書に、蒲原次郎丸とある地名を誤つて名とする者也。祐安は古傳にてもあるべし」と。

5　雜載　天正の頃、甲州勢に蒲原兵衛尉あり。又信濃にも存す。

神部　カンベ　カントモ　ミワベ　職業部にして、神社に奉仕せし人を云ふ。推古紀十年に「諸の神部、及び國造、伴造」とあり、因りて別に氏姓、又は部名を有するを常とす。例へば神部鴨田連の如し。又職員令、神祇官に「神部、三十人」こは宮內の雜事に驅使するにて、中臣氏と忌部氏とより採用す。又齋宮寮式に「神部四人」又齋宮寮式に「神部四人（中臣連部二人、忌部連二人）」また宮內省式に「神部二十四人」と見ゆ。されど神部を氏とせるものもなきに非ず。但し此には疑問存す。美和部なりとも考へらるればなり。ミワベ條參照。カンベについては社會組織の研究を見よ。

1　駿河の神部　神名帳、當國安倍郡に神部神社あり。

2　甲斐の神部　和名抄、山梨郡、巨摩郡、並びに神部神社を載せたり、此の部の人住居せしならん。本州後世神戶氏多し。

3　因幡の神部　因幡國戶籍に「神部小女」を載せたり。邑美郡に美和鄕あれば、これもミワベなるべし。

4　（吉備）神部　キビ條を見よ。

5　筑後の神部　高良神社、天平勝寶六年の託宣狀に「高良大名神宮、神部物部道麻呂」見ゆ。又大宮司宗崎家は神部姓なり、その文書に見ゆ。カウラ、ムナサキ條を見よ。

6　（大）神部　三輪氏の部曲也。オホミワ條を見よ。

7　神部直　三輪氏の族なり。ミワベ條を見よ。

8　因幡の神部直　因幡國神部の部分的伴造か。因幡國戶籍に「神部直廣女等二人」見ゆ。これもミワなるべし。

9　荒木田姓　伊勢內宮社家に、神部氏あり。小內人諸職掌人攝社祝部家系帳に見ゆ。

10　桓武平氏關氏流　伊勢發祥。桓武平氏關氏の族神戶氏の庶流なり。家紋六星、丸に揚羽蝶、五七桐、矢車。

11　土師氏流　北野社々人に神部氏五家あり。天穗日命廿八世孫公良の後なりと。

12　雜載　安西軍策に神部三七あり、神戶條を見よ。

神戸　カンべ　カウべ　ガウド　ジンコ

神戸とは神社領有の戸を云ふ。崇神紀七年條に「天社、國社、及び神地、神戸を定む。」また垂仁紀廿七年條に「更に神地、神戸を定め、時を以つて之を祠る。」と見ゆ。中古に至りては、神祇官にて之を掌る。職員令に「神祇官、伯一人。神祇の祭祀、祝部、神戸の名籍を掌る。」とあり。義解之に註して「祝部の名帳、神戸の戸籍を謂ふ也。戸令を案ずるに、雜戸の戸籍は、更に一通を寫し、各々本司に送れと。卽ち神戸の籍・亦此に准ずべき也」と云へり。平城朝には、諸國の神戸の數・七千有餘ありたり（勅格符に四千八百七十六戸）と。此等の神戸の民は他に氏姓を有するを恒とす。

神戸の最も多きは、言ふ迄もなく、伊勢太神宮也。太神宮式に「封戸、當國・度會郡、多氣郡、飯野郡。飯高郡卅六戸、壹志郡廿八戸、安濃郡卅五戸、鈴鹿郡十戸、河曲郡卅八戸、桑名郡五戸。諸國・大和國十五戸、伊賀國廿戸、志摩國六十戸、尾張國卅戸、參河國廿戸、遠江國卅戸」と見ゆ。（大同中、千百三十戸勅格符）。

其の他、鹿島、香取、安房、意宇、名草、宗像等・神郡の建てられし地は、何れも其の數多かりしなるべし。常陸風土記に「香島神神戸六十五烟」と見え、古語拾遺に「便ち安房郡と名づく。天富命・卽ち其の地に於いて太玉命社を立つ。今之を安房社と謂ふ。故に其の神戸に齋部氏あり、」など見ゆ。

大和國の神戸は、天平二年十二月の大倭國正税帳によりて知る事を得。添御縣神戸。（平群郡）往馬神戸、龍田神戸、（廣湍郡）大神神戸、卷向神戸、穴師神戸、長谷山口神戸、志癸御縣神戸、忍坂神戸、他田神戸、生根神戸、佐爲神戸、（十市郡）太神戸、十市御縣神戸、石村山口神戸、目原神戸、畝尾神戸、耳梨山口神戸、（城下郡）池神戸、鏡作神戸、村屋神戸、（山邊郡）振神戸、大倭神戸、山邊御縣神戸、廣瀨川合神戸、都祁神戸、（添上郡）丸神戸、菟足神戸等を載せたり。出雲は風土記に「意宇郡出雲神戸、賀茂神戸、忌部神戸、秋鹿郡神戸里、楯縫郡神戸里、出雲郡神戸鄕里二、神門郡神戸里、」と見ゆ。

國史に見ゆるものには、天平寳字二年九月紀に「常陸國鹿島神奴二百十八人を、便ち神戸と爲す。」また天平神護二年四月紀に、「伊豫國神野郡伊曾乃神、越智郡大山積神、並に從四位下を授け、神戸各五烟を充つ。久米郡伊豫神、野間郡野間神、並に從五位下を授け、神戸各二烟。」また同十月紀に「石上神封五十戸、能登國氣多神廿戸、田二町を充つ。」また寳龜十一年十二月紀に「常陸國言ふ、脫漏の神賤・七百七十四人を、神戸に編せん事を請ふと。之を許す」。また延曆四年十一月紀に「賀茂の下上神社に愛宕郡封各々十戸を充つ。」等甚だ多し。猶ほ和名抄に神戸鄕と云ふも、諸國に尠からず。又現今村名に殘れるも又多し。神戸市の如きも、起原より云へば、八部郡神戸鄕にして、生田神社の神戸より發達せしものとす。生田神社の神戸は新抄勅格符に四十四戸とあり。和名抄には大和國葛上郡、葛下郡、城上郡、十市郡に神戸鄕あり。次に攝津國住吉郡の神戸鄕は延曆八年職判住吉大社司解狀に、「住吉郡神戸鄕墨江住吉大神」と。但し和名抄になし。次に和名抄、八部郡に神戸鄕、（太平記には、紺部又上邊に作り、源空上人傳に押部に作る、今の神戸市なり）。次に伊賀國伊賀郡、伊勢國河曲郡、鈴鹿郡、壹志郡、飯野郡、飯高郡に神戸鄕。志摩國答志郡、英虞郡。尾張國中島郡、山田郡、愛智郡。遠江國磐田郡（高山寺本ナシ）、蓁原郡（高山寺本ナシ）。駿河國富士郡等に神戸鄕。また

安房郡に神戸郷、神餘郷。次に近江國犬上郡、高島郡、信濃國諏訪郡、高井郡、若狹國遠敷郡、越前國敦賀郡、能登國羽咋郡、能登郡、丹波國天田郡、丹後國加佐郡、與謝郡、丹波郡、但馬國出石郡、(和名抄なし、天平大税帳)、因幡國高草郡、伯耆國日野郡、出雲國意宇郡に神戸郷(風土記には楯縫郡、出雲郡、神門郡に神戸郷)次に播磨國明石郡に二、揖保郡、周防國佐波郡、長門國厚狹郡、大津郡、阿武郡に神戸郷、次に紀伊國伊都郡、那賀郡に神戸郷、名草郡には神戸郷、津麻神戸郷、島神戸郷、日前神戸郷、伊太祁曾神戸郷、須佐神戸郷あり。又同國牟婁郡、伊豫國新居郡、周敷郡、野間郡、久米郡、伊豫郡、土佐國土佐郡に神戸郷あり。又遠江國濱名郡、播磨に神戸庄、肥前に神邊庄あり。村名は之を略す。

此の神戸の稱も氏として使用されしもの尠からず、以下項を分ちて云ふべし。

1 攝津の神戸氏 大同類聚方五十三に、「攝津國八田郡神戸赤足麿」一本に「赤部赤石麻呂」なる者見ゆ。生田神社の神戸、卽ち和名抄なる神戸郷の人か。

2 伊勢阿濃の神戸氏 安東郡專當沙汰文に「一神戸寄御田一町、字音木(別記、但し五段歟)。(音木)籾二斗一升、白米四升、神戸式部大副(能登守と號す)。(音木)籾二斗二升(但し一斗一升也)、白米二升、神戸侍從房。(音木)籾二斗二升(但し一斗二升也)、白米二升、神戸九郎兵衞子息。(音木)籾二斗一升、白米二升、神戸駒次郎。(音木)籾二斗一升、白米二升、神戸龜五兵衞。(音木籾二斗一升、白米二升、神戸三位房。(木坪御田半)籾二斗二升、垂見越中入道(毎年代錢百五十文成之)」と見ゆ。既に神戸氏の多かりしを知るべし。

3 桓武平氏關氏流 これも伊勢の神戸氏にして、河曲郡神戸鄕より起る。關家の一族にして、桓武平氏と稱す。關左近將監盛治(一に忠興)の孫にして、左馬亮實治の長子なる治部少輔(豐前守)盛澄・此の地により、此の氏を起すと云ふ。勢州四家記に「關の一黨とは、六波羅太政大臣平淸盛公の後胤也、云々。關の三家督といふは、鈴鹿郡龜山、河曲神戸郡、鈴鹿郡峰、何れも關家也。各々侍地下人共、軍兵千の大將也」と。又御關家筋目に「長崎四郎盛政嫡子關太郎盛澄、剃髮の後、柏巖と云ふ。足利尊氏云々。二男神戸次郎藏人賴資(盛澄の弟)、神戸に住す。三家の第二、河曲郡神戸なり」と。次に「關系圖には「[1]實治—盛澄(豐前守、神戸氏祖、神戸入道柏巖と稱す)—[2]實重(藏人大夫)—[3]爲盛(一に光盛、下總守に作る)—[4]具盛(從四位下、下總守、入道樂三、實は北畠材親の二男)—[5]長盛(從四位下、藏人大夫、入道悅巖)—[6]利盛(下總守)
　　　　　　　　　　　　—[7]友盛(藏人大夫、一作具盛)—[8]信孝(從五位下、侍從、織田信長三男)

又加太系圖には「左近將監盛勝(伊勢守)左近將監盛治—太郎盛澄(豐前守、柏巖と號す、神戸家の祖」と。諸說多く其の眞相窺ふ事難し。出自に關しては關係を見よ。

三國地志には「平盛澄・按ずるに、盛澄は關四郎實治が嫡子たるを以って關太郎と號す。神戸に住するを以って、神戸を稱號とす、詳ならず。」「神戸具盛・按ずるに、下總守に任ず。實は北畠材親の子、養って嗣とし、樂三と號す。」「神戸長盛・按ずるに、具盛の男藏人と云ふ、常三と號す。」「神戸利盛・按ずるに、長盛の男、下總守に任ず、宗淸と號す。」「神戸友盛・按ずるに、利盛の男、藏人と云ふ、實は

利盛の弟也。元龜二年の春、織田信長の爲めに浸收せられ、天正年中阿濃津に卒す。」「平信孝・信長記に曰ふ、神部三七殿と。按ずるに、信孝は贈太政大臣信長公の三男、從四位侍從を拜す。天正十一年五月二日、尾張國野間の大御堂寺にて自殺(年二十六)、是れよりさき、永祿十一年、信長と神戸友盛と和睦、三七丸を養子とし、神戸信孝と號す(年十一)。幸田彥右衞門に、岡本太郎右衞門・坂仙齋・三宅權右衞門・坂口縫殿介・山下三右衞門・末松吉左衞門等を相副へ、之をまもらしむること、本國の軍記に詳なり、」と。其の居城は、伊勢名勝志に「澤城址(一名神戸西城、又西條城)西條村にあり。正平二十二年、神戸の始祖盛澄、城を築き、之に居る。具盛の時に至りて神戸城に移る。元龜年中、七世友盛・信孝を嗣とし、本城を以つて其の隱居所となす」(背書國誌、五鈴遺響、神戸錄)と。又「神戸城、神戸字本多町に在り。初め關實治の子盛澄(又實重に作る)、本郡澤城を築き之に居る。四世具盛に至り本城を築き移り居る(一說七世友盛築く所となす。今神戸錄、神戸家略傳に從ふ)。友盛の時に至りて、永祿中、關氏諸族と、長野工藤氏の兵を三重郡鹽濱に迎へ擊ち、此を破り、威武大に振ふ。十年織田信長と和成り、其の三子信孝を以て友盛の嗣となし、北郡を鎭せしめ、友盛を澤城に寘く。信孝城郭を修造す。天正十年、信孝・信雄と隙あり。信雄の臣・林與五郎攻めて之を取り、神戸與五郎と稱す。十二年、與五郎尾張に奔る云々」(神戸錄、神戸雜記、五鈴遺響、背書國誌)と。

神戸氏は勢州四家記に「神戸藏人大夫友盛・近江國蒲生下野守定秀の聟、」龍光寺舊鬼簿に「龍光寺栢岩松公大禪定門、寶德元年四月十八日、神戸殿、」「無菴道本居士、寬永六年十月十日、神戸佐左父外記正成」と。神戸氏・家紋揚羽蝶、瓜。

4 桓武平氏織田氏流　前條に云へり。信長記に「神戸城に五萬石相添へ、三七殿に遣はさる、」と。

5 服部流　伊賀國神戸邑(神戸鄕)より起る。服部平內左衞門家長の後なりと。

9 尾張の神戸氏　中島郡神戸村(神戸鄕)より起りしならん。寬正六年二月朔日、神戸彈正眞則見ゆ、神戸村の人かと。又葉栗郡光明寺城(光明寺村)は神戸伯耆守の城にして、信長公に仕ふ、其の後山田半兵衞居住し、今民家の宅地となる。(尾張志)。

7 甲斐の神戸氏　巨摩郡小尾の枝村に神戸あり、その地より起る(甲斐國志)。

8 武藏の神戸氏　埼玉郡の神戸村より起る。古へ神戸三郎といひし人・當村に住す。

9 下總の神戸氏　東葛飾郡に、神戸氏あり。家紋丸に三ツ柏。祖先をば神戸外記なる由傳はれりと。

10 藤原姓魚名流　信濃の神戸氏なり。當國神戸鄕より起れるか。家譜に「藤原魚名の裔、直澄十三世の孫爲治の嫡子良純の後也」と云ふ。

11 越後の神戸氏　河內谷仙見村五劍嶽城(河內谷仙見村)主に神戸備中守あり。其の養子神戸太郎原茂の母は楠正行が妻にて、內藤宮內の女也。宮內は高師直に屬す。正行怒りて妻を離別す。時に妻孕む、其の子池田兵庫之介の養子となり、後神戸が聟となりて太郎原茂と改名せしなり」と傳ふ。イケダ條を見よ。

12 美作の神戸氏　苫田郡の神戸邑より起る。漆間姓にして、立石元邦・大野、神

戸、稻岡の三庄を領し、神戸大夫と稱す。立石條を見よ。

13 肥前の神戸氏　梶川系圖に「梶川角左衞門正義—女(川木平大夫妻)—神戸治部大夫(住肥州平戸)」と見ゆ。

14 雜載　神戸氏は德川時代、鶴牧水野藩重臣、金澤前田藩重臣、濱松井上藩家老たり。又加賀藩給帳に「五百石(丸内上羽蝶)神戸淸右衞門、四百石(同)神戸金三郎、貳百五拾石(同)神戸直次郎、貳百參拾石(同)神戸內藏太」等見え、美濃等にも存すとぞ。猶ほ神戸部參照。

神部鴨田　カンベカモタ　ミワノカモタ　三輪條參照。

○神部鴨田連　天平寶字八年九月紀に神部鴨田連島人と云ふ者見ゆ。

神戸部　カンベベ　正訓不明。大同類聚方に「大和國廣瀨神戸黑麻呂」また「同神戸部黑牛賣」など見ゆ。

閑馬　カンマ　下野國安蘇郡閑馬邑より起る。秀鄕流藤原姓にして、佐野系圖に吉水太郎國綱の子親綱を閑馬氏祖とす。

神宮人　カンミヤビト　神宮部に同じ。天武紀に「中臣、忌部、及び神宮人等」と見ゆ。

神宮部　カンミヤベ　職業部の一と見るべし。神社に奉仕せし部民なり。

1 神宮部造　神宮部の伴造なり。大三輪三社鎭座次第に「腋上池心宮御宇天皇御世云々、吉足日命を遣はして、大己貴命、大物主命を崇齋せしめ、吉足日命に詔して、自今以後・宮能賣たるべしと。是れ神宮部造の先祖也」と見ゆ。猶ほ次項を見よ。

2 山城の神宮部造　前項氏に同じ。姓氏錄、山城神別に「神宮部造、葛城瑞籬宮御宇天皇の御世、天下に災あり、因りて吉足日命を遣はして、大物主神を齋き祭らしむ。災異卽ち止む。天皇詔して曰く、天下の災を消し、百姓・福を得、自今以後、宮能賣公たるべしと。然る後、庚午年籍、神宮部造と註する也」と見ゆ。

漢揚　カンヤ　源平盛衰記に漢揚五郎なる者見ゆ。

神奴　カンヤツコ　神社領有の奴婢を云ふ。欽明紀二十二年條に「其(馬飼首歌依)の子守石と中瀨氷とを收縛し云々、神奴に沒す」と見えたり。

1 攝津の神奴　天平勝寶二年八月紀に、「攝津國住吉郡云々、神奴意支奈、祝長月等五十三人に、依羅物忌姓を賜ふ」と。こは住吉神社の神奴たりしものなり。

2 紀伊の神奴　寶龜十年六月紀に「紀伊國名草郡人外少初位下神奴百繼等言ふ、己等が祖父忌部支波美、庚午の年より、大寶二年の籍に至る、並に忌部と注す。而るに和銅元年造籍の日、居里名に據り、姓を神奴と注す。望み請ふ、本に從ふて改正せんと云へり。之を許す」と見ゆ。かゝる地名のありしものと思はる。

3 常陸の神奴　天平寶字二年九月紀に、「常陸國鹿島神奴二百十八人、便ち神戸と爲す」と。また神護景雲元年四月紀に「鹿島神賤男八十人、女七十五人を放ちて良に從ふ」また寶龜四年六月紀に「常陸國鹿島神賤一百五人、神護景雲五年より制を立て、一處に定め置き、良と婚姻を許さず。是に至り、舊に依り居住。更に移動せず。其の同類と相婚す。一に前例に依る」と。また十一月十二月紀に「常陸國言ふ、脫漏の神賤七百七十四人、神戸に編せられん事を請ふと。之を許す。但し神司・妄に良民を認めて、規に神賤と爲し、靈異に假託す、已に朝章を侵す。自今以後、更に申請する莫れ」など見え

たり。

4 筑前の神奴氏　石清水文書、貞觀十一年十月十五日文書に「神奴春吉」見ゆ。

5 神奴連　攝津にありて、中臣氏の族なり。神奴を支配せし者の後か。姓氏錄、攝津神別に「神奴連、同神（兒屋根）十世孫雷大臣命の後也」と見ゆ。

神賤　カンヤツコ　神奴に同じ。

神奴部　カンヤツコベ　出雲にあり、神奴裔か。賑給歷名帳に「河内鄕大麻里神奴部牛女。出雲鄕伊知里神奴部宇良賣。杵築鄕因佐里神奴部廣口、外十人。日置鄕神奴部宮賣、外十三人。國村里神奴部麻呂、外二人。山田里神奴部祖人、外二人。多伎驛神奴部馬身、外三人。滑狹鄕神奴部豐女、其の他十人」見えたり。此等多數の神奴部なるものは、もと神奴として使役せしものの、許されて良民となりしものなるべし。

香村　カムラ　カウムラ　三河國額田郡の豪族にして、香村半七は、井ヶ谷村古屋舗に住す。

加村　カムラ　武藏足立郡に加村、下總葛飾郡にもあり、小金本土寺過去帳に加村半兵衞見ゆ。

賀村　カムラ　同上帳に、賀村九郎三郎見ゆ。

嘉村　カムラ　ヨシムラ

甘樂　カンラ　上野國に甘樂郡あり、和名抄加牟艮と註す。其の地より起るか。

甘良　カンラ　カラ條を見よ。

冠　カムリ　姓の一種として用ひられ、又氏にもあり。攝津に冠庄、島上郡に存す。正平十六年二見文書に見え、今冠村と云ひ、加宇布利鄕ともあり。此の氏はカウフリ條參照。武藏國豐島郡新堀村の名族にもあり。

○冠姓　秦氏の一族に、秦冠と云ふ氏姓あり、ハタ條を見よ。

冠木　カムリギ

冠城　カムリギ

冠部　カムリベ　讃岐國寬弘元年大内郡戶籍に冠部並女あり。秦冠などの部曲裔か。珍とすべし。

感林院　カンリンキン　紀氏、石清水祠官族也。石清水祠官系圖に「善法寺祐清―祐俊（號萱）―幸俊（號少將）―敎通―幸圓―親有（法印、權大僧都、號感林院）」と見ゆ。

甘露寺　カンロジ　雲上家の一にして、藤原北家觀修寺家流なり。尊卑分脈に「高藤―定方（三條右大臣）―朝賴―爲輔（權中納言、甘露寺と號し、又松崎と號す）―宣孝

隆光―隆方―爲房（參議、坊城大藏卿）―爲隆（參議）―光房（號伊豆辯）―經房（號吉田、權大納言）―定經（參議）―資經（參議、吉田大貳）―爲經（吉田中納言）―經長（號吉田東、權大納言）―隆長（號吉田、又池房、權中納言）―藤長（號甘露寺權中納言）―兼長（中納言）―房長―親長（權大）―元長（權大）―伊長（權大）―經元」と見ゆ。伊長の後は「經元―經遠―豐長―時長―嗣長―冬長―方長―輔長―尙長―規長―篤長―國長―愛長―勝長―義長、」現今伯爵。

太平記卷十六に甘露寺左大辨藤長見ゆ、この人に至りて、此の稱號を復興したる也。房長の兄「淸長（權中）―忠長―卿長。」又元長の兄氏長（參議）、また豐鑑に「甘露寺權右少辨經遠。」此の家は家格名家、舊家。德川時代二百石。中筋東側。寺は松林院。内々。家業笛。

近江に甘露寺あり。因幡に甘露神社あり。

甕　カメ　太平記卷二十八に甕次郎左衞門見ゆ。モタヒと讀むべし。

瓶　カメ　新編會津風土記、河沼郡安座村

舊家八之丞條に「寛永の頃に、瓶七左衞門と云ふ者あり。肝煎を勤む。家系詳ならず」と見ゆ。

龜井 **カメヰ** 武藏國比企郡に龜井庄ありて、地域は入間郡に及ぶ。その他にも此の地名あるべし。

1 穗積姓鈴木流　紀伊熊野發祥の豪族にして、穗積姓と稱す。其の實・熊野國造族なるべし。其の論、並びに系圖はスヾキ條にあり。鈴木氏の祖重基廿五世の孫重倫の子重淸に至り、龜井六郎と稱す、これを此の氏の祖とす。六郎は兄重家と共に義經の家臣として、其の名甚だ高し。義經記卷八に「鈴木すでに弓手に二騎、馬手に三騎を切りふせ、七八騎に手負はせて我が身も痛手負ひ『龜井の六郎犬死すな。重家は今はかうぞ』と。是を最後の言葉にて、腹かき切つてふしにけり。『紀伊の國藤代を出てし日より、命をば君に奉る。いま思はず、一所にて死し候はんこそ嬉しく候へ。死出の山にては、かならず待ち給へ』とて、鎧の草摺かなぐりすてゝ、『音にも聞くらん、目にも見よ。鈴木の三郎が弟に龜井の六郎、生年廿三、弓矢の手なみ、日比、人に知られたれども、東方の方の奴原は未だ知らで、始めて物見せん』といひはてず、大勢の中へわつて入り、弓手にあひつけ、馬手にせめつけ、斬りける云々」と。紀伊名草郡藤白邑には後世永く其の裔と云ふものあり、其角の句に「炭かまや、すゞき龜井が軒の松」と。又續風土記、同郡重根莊大谷村舊家地士、龜井六左衞門、田津原村舊家龜井直之進等を擧ぐ。

2 根來氏裔　幕臣にあり。龜井重淸の裔と稱す。もと根來、後忠雄に至り、藤氏を稱す。其の子忠貫―忠亮―淸永に至り、龜井に復す。家紋稻穗丸、幣。寛政系譜に見ゆ。

龜井與十郎

3 佐々木氏流（一に鈴木流）　出雲の豪族にして、佐々木義淸の孫時淸の男賴淸の後なりと云ふ。神門郡比布智神社天文廿四年棟札に龜井孫五郎見ゆ。新十郎玆矩に至りて此の家勃興す。因幡志、氣多郡條に「龜井武藏守玆矩は舊尼子家の被官にて、本姓は江原佐々木氏なり。本と雲州玉造り湯の住人、初名湯新十郎國綱（左衞門永綱の子）と云ひしが、元龜二年十七歲の時、當國に落來り、近縣山宮村村井覺兵衞といふ百姓、是も雲州浪人なりしかば、其の家に養はれ、その後山中鹿助に隨ひ、その女を娶る。此の女子・實は尼子の一族龜井某（秀綱）といふ人の女なり。龜井早世して、其の妻女・娘を俱して鹿之介に再嫁せり。鹿之介卽ち新十郎を婿となし、龜井の家を再興せしむ」と。これより前、永祿九年、龜井能登守安綱、雲州の森山村の鈴垂にありて、毛利勢と對抗す。尾高城將杉原盛重・目浦の土民を誘ひ、安綱をあざむきて自殺せしむと。安西軍策には龜井能登守（倫久方）同武藏守（玆矩）等を載せたり。玆矩の事は龜井系圖に「宇多源氏。龜井は紀伊の人、而して穗積氏也。三代以前、出雲に往き、尼子家臣の長と爲る、故に佐々木氏を賜ふ。家紋四目結。○玆矩・初名湯新十郎、後龜井に改む。生國出雲。尼子某・雲州守護たり、數代國權を執る云々」（諸家系圖纂）。又藩翰譜に「武藏守源玆矩（後に豐前守）は宇多天皇の御後、佐々木源三秀義が五男五郎義淸が十五代の孫とぞ聞えける。初め義淸・出雲隱岐

等の地頭職になされて、隱岐守に任じ、其の子孫代々、使の宣旨を蒙り、地頭職を賜はりて、出雲國に居住す。義淸六代の孫政道、茲昭院の公方義政公の諱字を賜はり、其の後茲矩が祖父惟宗が世に當りて、出雲國に在りても、國人七人の內にかぞへられ、父永綱が代に及びて、當國須佐の城にぞ住しける。彼等が一族尼子伊豫守經久、其の身は雲州富田の庄に在りながら、あたりの國々七箇國まで打隨へ、威を山陰山陽の地を震ひしに及びては、彼等又自ら彼の家の被官とこそはなりてけれ。伊豫守經久が男右衞門佐晴久が時に、毛利大膳大夫元就、安藝國に起りて、晴久と地を爭ふこと凡そ七年、永祿十一年の春、晴久終に戰ひ負けて、尼子が家亡びしかば、茲矩（其の頃は新十郞と云ふ）本國を去りて織田殿に見參し、尼子が家、再び興さんことを謀る。事終に叶はずして、又織田殿に參り、羽柴筑前守秀吉の手に屬し、因幡國鹿野の城を守る。織田殿失せ給ひ、秀吉天下を知り給ひし後、鹿野の城を賜ひぬ（一萬三千五百石）。是より後、關白の向はせ給ふ程の軍に、隨ひ參らせずと云ふことなく、武勇の譽、世に傳ふる所少からず。何れの時にかありけん、茲矩が年來の武功を賞せられて、因幡國を半ばを賜るべき由を仰せ下さる。茲矩畏まり承りて、茲矩・日本の中に望み思ふ國なし。あはれ御許を蒙りて、琉球を賜はり、討ち隨へ候はどやと申ければ、關白殿持ち給ひし御團扇に、自ら龜井琉球介と書きて、賜ひしかば、茲矩、大いに悅び、急ぎ兵船を揃へ、軍勢を催し、馬物具兵粮秣とり載せて、南をさして押出す。既に彼の土に至らんとせしに、惡風忽ち吹き起りて、逆浪天を浸しければ、船ども散々になつて、吹き戻され、終に本意は遂げざれども、茲矩が大膽を、殿下大に感じ給ふこと斜ならず」と。頭注に「この琉球の事は、天正十年六月八日、秀吉公が明智光秀を誅伐せんと中國より引返し、姬路城に一夜滯在せし時なりといふ。武鑑には團扇の表に、琉球守殿、裏に秀吉花押を記すとあり。」と。

茲矩までの世系は一本系圖に「龜井六郞重淸─盛淸─重春─重永─資重─爲重─重德─重宗─重村─重信─重高─重則─重貞─秀綱─茲矩（實は佐々木の族・湯氏なりと）」。又寬政系譜に佐々木信濃守泰淸の七男「左衞門尉賴淸─同泰信─源三公淸─遠江守義綱─兵部少輔政道─與四郞宗淸─左衞門大夫誠勝─彥五郞淨光─兵部少輔高忠─播磨守泰重─美作守泰歛─信濃守惟宗─左衞門尉永綱─茲矩」と見ゆ。（茲矩の母は、多胡左衞門尉辰敬が女なり）。

茲矩（武藏守）の後は、其の子「新十郞政矩（豐前守）─茲政（豐前守）─能登守茲親（隱岐守）─松之助茲滿（因幡守）─茲延（豐前守、實は能登守茲長男）─隱岐守茲胤（信濃守、實は松平播磨守賴明五男）─矩貞（能登守、實は菅沼親貞定好長男）─矩賢（隱岐守）─茲尙（大隅守、實は舍弟）─茲方（能登守）─茲監（隱岐守、實は有馬玄蕃頭賴德二男）─茲明─茲常（石見津和野四萬三千石）」。現今子爵、家紋四目結、井桁の內に稻穗。支庶一家。

龜井

龜井帶刀

4 三河伴氏族　伴氏系圖に「增井資安の子資氏、龜井を稱す。」と。當國に龜井六良重家の傳說あり。

5 尾張の龜井氏　愛知郡にあり、龜井六郎重清は本井戸田村に出生せりと云ふも信じ難し。

6 源姓　幕臣にあり。家紋丸に隅四目結、稻穗丸。

7 雜載　其の他、細川兩家記に「御所の御內の龜井討死云々」と。又德川時代、狹山北條藩の用人にあり。又信濃、備前、志摩、伊勢等にも存す。

瓶井　**カメヰ**　備前にあり。

龜石　**カメイシ**　カメシ條を見よ。

龜尾　**カメヲ**

亀岡　**カメヲカ**　下野、岩代、陸前、陸奧、羽前、丹波等に此の地名あり。

1 伴姓　伴氏系圖に「龜岡云々等、皆伴姓也」と。

2 清和源氏新田氏流　下野國芳賀郡に龜岡八幡宮あり、其の地より起るとぞ。堀口孫次郎家貞の子貞昭・龜岡四郎と稱す。

3 磐城の龜岡氏　新編會津風土記所載、三坂元弘三年十二月文書に「未曾有惣領龜岡又五郎、同家人六郎覩妙房、與一三

郎入道、同七郎、同大輔房、同舍弟彌八云々」と。

未曾有は石城郡三澤邑かとの說あり。

4 清和源氏佐竹氏流　革島系圖に「常陸守義胤―義信―龜岡」と載せたり。

5 紀伊の龜岡氏　伊都郡名倉村の舊家にして、續風土記に「龜岡幸之進、高野領四莊官の一なり。今に至るまで、高野より米四石を與ふ。舊記等ありしに、高野御影堂に藏めしといふ」と載せ、又那賀郡中津河村前鬼に龜岡式部あり。

6 佐伯姓　豐後の豪族にして、大神系圖に「佐伯彌四郎惟直（また政直、圖田帳に直政）―惟長（龜岡修理亮）」とあり。此の人・日向記に「豐後國佐伯龜岡修理亮惟長」と載せたり。

7 雜載　高麗文書に龜岡伊勢守あり。

龜皐　**カメヲカ**　前條氏に同じ。

神谷　**カメカイ**　カミヤ條を見よ。

龜卦川　**カメガカハ**　キケカハ條にあり。

龜ケ川　**カメガカハ**　同上。

龜門　**カメカド**　豐後に龜門庄あり、其の地より起るか。

龜河　**カメガハ**　次條に同じ。

龜川　**カメガハ**　筑前發祥の豪族にして、原田氏の族なり、大藏氏系圖に「岩門少輔種輔―右馬允種貞―右馬太郎種有―四郎兵衛尉種資―淨覺（龜川相傳）―種光（四郎兵衛、法名光心、號龜川）」と見ゆ。又同系圖に「天草三郎大夫、木砥、龜川、河內浦、大江、島子相傳也」とあり。其の地名を負ひしや明白ならん。備前等中國筋にもあり。

龜ケ森　**カメガモリ**　陸中國稗貫郡龜森邑より起る。戰國時代、龜ケ森館主に龜森圖書光廣あり、弘治三年・稗貫孫六郎爲嗣に叛す。槻木下野守光治、矢澤左近治眞、これを討ちし事、舊記に見えたり（稗貫鄕村志）。又天正中、龜森玄蕃あり。南部家寬政記錄、慶長五年十月利直判書に「龜森の城、何事なき儀は其方覺悟までに候云々、龜森玄蕃方」と。

龜谷　**カメガヤ**　**カメタニ**　**カメガヤツ**

1 桓武平氏北條氏流　相摸國鎌倉郡龜谷より起る。桓武平氏系圖に「義時―實泰（五郎、號龜谷殿、法名淨山）―實時（越後守、掃部助）―顯時」と載せ、また北條系圖にも同樣見ゆ。

2 秀鄕流藤原姓近藤氏流　これも鎌倉龜谷より起る。田村加賀守仲教の子左近衛

藏人仲能、同所に居り、龜谷氏と稱し、鎌倉評定衆たり。その子「右衞門尉重輔、近江水谷郷を食み、水谷氏と稱す。その子刑部大輔淸有は六波羅評定衆たり。」この人・豐後國圖田帳に「國領佐賀郷百五十町、地頭職龜谷刑部大輔殿女子、」又「同大佐井郷五十町、地頭龜谷刑部大輔殿女子。」と。尊卑分脈には「田村伊賀守仲教—刑部大甫仲能(龜谷、評定衆)—中務權大甫重敎、弟淡路守重輔(水谷)—刑部大甫淸有(水谷、六波羅評定衆)—宮內權大甫重有(六波羅評定衆)」と載せたり。

3 桓武平氏三浦氏流　武藏國荏原郡龜ヶ谷邑より起る。新編風土記に「龜ヶ谷氏、此の村古へは龜ヶ谷村といへるなりと土人の口碑にあり。さもあらんには舊き家なるべし。」と見ゆ。又橘樹郡にありて「龜谷氏(上野川村)先祖を龜谷玄蕃吉家と云ふ。家傳の古系圖と云ふものあり。中古何人か、あまた僞作せし假名書きの本なり、元よりとるに足ることはなけれども、舊家なる事は論なし。名主翁助・影向寺領の民なり、和田を氏とす。小太郎義盛が子孫なりと云傳ふ、系圖も藏せしが、ゆへありて失せり。太刀一腰を藏す、長二尺八寸あり。又分家に長藏と云ふものあり、是れも古き長刀を藏せり、」と見ゆ。

4 伯耆の龜谷氏　龜谷邑より起る。名和氏記事に種氏、龜谷氏あり。

5 豐後の龜谷氏　第二項に云へり。

6 村上源氏久我氏流　雲上家の一稱號にして、「尊卑分脈に「久我通親四世孫(堀川)太政大臣基具—(龜谷)基俊(住關東、權大納言)—基明(左中將)—基雅(右中將)—具顯(實父長具卿、右中將)」と見え、また基明弟に「基親(左中將)—具明(左少將)」とあり。鎌倉龜谷より起りしなり。

6 雜載　東鑑卷四十九に、龜谷源次郎あり。其の他、志摩、伊勢に存す。

龜口　カメグチ

龜熊　カメクマ　常陸眞壁郡の豪族、永慶軍記に龜熊伊勢守あり。神代條を見よ。

龜隈　カメクマ　同上。長岡文書に龜隈彦次郎入道見ゆ。神代條を見よ。

龜倉　カメクラ

龜子　カメコ　カメノコ

龜崎　カメサキ　尾張に龜崎邑あり、關聯する處あるか。此の氏は筑前發祥の氏にして、原田、秋月の族なり。大藏氏系圖に「岩門少卿種輔—種綱—家綱—種忠—種能(號龜崎四郎種由養子)」と見えたり。

龜澤　カメザハ

神石　カメシ　備後國に神石郡あり、和名抄に神石郡・加女志と訓じ、神石郷を收む。

龜島　カメシマ

瓱尻　カメジリ　上野國の豪族にして、太平記卷三十一に瓱尻十郎あり、宮方に屬し、上野親王を奉ず。又長樂寺普光庵、文和二年三月十九日尊氏の寄進狀に「上野國新田庄上今居內、田貳町九十歩、畠壹町七段、在家四宇(瓱尻兵衞三郎女子尼了心知行分)」と載せ、太平記卷三十二に瓱尻兵庫助あり。

瓶尻　カメジリ　前條氏に同じ。

龜田　カメダ　越後、羽後等に此の地名あり。

1 度會姓　伊勢外宮の祀家にして、外宮權禰宜家筋書に「龜田、度會康久の後云々、福井、福島、村山等、皆龜田末久より分る」とあり。又外宮地下權禰宜家系血系帳に「龜田(末邸)度會、飛鳥廿五世孫裔。(同末生)、飛鳥廿一世孫康光男裔。(同末重)、飛鳥廿九世孫裔」と見ゆ。

2 加賀の龜田氏　三州志、河北郡殿館(在井上庄南森下村領)條に「釋賊(本願寺

門徒)の巨魁龜田大隅岳信(初名小三郎)は河北郡小坂邊を押領し、此に館して其の威隆ん也。南越の朝倉氏・加州を併呑せんと、密に岳信に通ず。因て岳信・松任の城主鏑木右衛門大夫を謀りて女婿とし、鏑木父子を森下へ迎へ、佯りて之を殺す。此の時岳信の子半左衛門・勝家に仕へ、溝口と改姓し、勝家滅亡の時、越前にて殉死すと云ふ。政春古兵談に『岳信・武勇の達者にて、勝家の手に從はず。勝家和談を爲し、溝口半作(半作は高綱也。初名千熊、後に大隅と改め、法躰して鐵齋)を人質に遣はし、禮を爲す』とあり。又森下城を盛政より、平野甚右衛門を先蜂の將として、急に攻落すとあり。又一書に『天正三年、勝家・北庄在城の時、盛政尾山城に在りて、溝口半左衛門の子千熊高綱を使として、岳信を佯り招きて切腹せしむ。岳信・切腹の時、千熊の勇氣を賞し、介錯を爲さしめ、岳信の女婿を約し、龜田の姓を讓る。よりて勝家滅後、千熊は龜田大隅と姓名を改めて、岳信の遺言に從ふ』と也(金澤染工龜甲屋與助の先祖は岳信の實子也と。又森下邑長金右衛門も岳信を祖とすと云ふ)。

高綱後に淺野但馬守に仕へ、武功を以つて一萬五千石に至る。薙髪して鐵齋と號す。後に浪士となり、在京するを微妙公より、五百口糧を賜ふ。高綱の嫡男を權兵衛と云ふ。本藩に來り、微妙公に仕ふ。其の居第は佐々木左兵衛の舊第地と云ふ。寛永十七年六月下浣、夜盜權兵衛の家に入り之を殺す」と見ゆ。紀伊續風土記、在田郡山保田莊條に「淺野氏本國に封せられてより、其の臣龜田大隅守の封邑となれり」とあるは、上述大隅に同じ。

3　越後の龜田氏　蒲原郡龜田邑より起りしか。北越軍記、謙信に仕へし士に龜田小三郎あり、此の地の鄕士かと云ふ。又三州志、加賀河北郡龍ヶ峰條に「天正四年、謙信加州へ來攻の時、龜田隼人等、之を倶梨伽羅に拒む」と。又越中魚津條に「天正九年、越後の龜田隼人云々、爰に嬰城すと前田創業記に見ゆ」など、皆同族ならん。

4　清和源氏小笠原氏流　阿波發祥の豪族にして、後幕臣にあり。家傳に「三好の一族にして、馬諳を稱し、後龜田に改む」と云ふ。家紋三階菱、丸に井筒、龜甲。

寛政系譜にあり。

5　常陸の龜田氏　六地藏寺過去帳に「道智禪門(カメ田次郎太郎殿、乙酉八月十五戊時)、道金妙金(龜田河崎雅樂助)、道淸(龜田舛取十郎左衛門)」等見ゆ。

6　桓武平氏岩城氏流　羽後國河邊郡(今由利郡)龜田邑より起る。岩城吉隆・赤尾津へ入部し、龜田と改む。岩城條を見よ。

7　雜載　津山妙法寺記錄、中西家系に「中西孫右衛門實父龜田大隅守高綱孫云々、」近江甲賀郡龜田氏、家紋丸橘。志摩、伊勢にも存し、又德川時代、泉本多藩用人にあり。

龜高　カメダカ　武藏葛飾郡に、龜高邑あり、關係あるか。

龜谷　カメダニ　カメガヤ條を見よ。

龜澗　カメダニ

龜地　カメヂ

龜戸　カメド　和名抄、武藏國秩父郡に龜戸鄕あれど高山寺本になし。

龜甲　カメノカフ　キツカフ

1　紀伊熊野族　平家物語に「新宮の侍には、宇井、鈴木、水屋、龜甲云々」と。

2　常陸の龜甲氏　六地藏寺過去帳に「道眞禪門(カメノコウ)」と。

なほキツカフ條を見よ。

龜淵　カメフチ

龜問　カメマ

龜村　カメムラ

龜元　カメモト

龜本　カメモト

龜山　カメヤマ　山城葛野郡、伊勢、上總、丹波、播磨、長門等に此の地名あり。

1　龜山源氏　龜山天皇御裔にして、龜山源氏系圖に「龜山院―恒明親王（號常磐井）―全仁親王―滿仁親王（彈正尹出家）」と。紹運錄に「滿仁親王―直明王―恒弘法親王（後崇光院御猶子）、弟全明親王（同上）―恒直親王（後柏原院御猶子）」とあり。

2　桓武平氏關氏流　伊勢國鈴鹿郡龜山邑より起る。關系圖に「實治の三男安藝守盛繁（一に盛重、盛磐、重資、盛常、盛弘に作る）龜山城に住す、これ龜山の關家なり」と。又勢州四家記に「關の三家督といふは、鈴鹿郡龜山、河曲郡神戸、鈴鹿郡峰、何れも關家也。各侍地下人共、軍兵千の大將也」と見ゆ。中興系圖には「龜山、平、本國伊勢、淸盛十三代、三郎盛繁稱之」とあり。詳細はセキ條を見よ。

永祿中、盛信に至り、織田氏に服從す。勢州四家記に「龜山安藝守盛信は信長公の勘當を蒙り、日野蒲生家に預られぬ、云々」と。

3　雜載　甲斐國甲府穴山町の名族、能登の名族（社家）、志摩等に存し、備中國窪屋郡倉敷の醫に龜山璉あり、通稱主水と稱す。

龜割　カメワリ　信濃に存す。

鴨　カモ　古來の大族なれど、賀茂と通ずるが故に、其の條に併せ云へり。但し後世、山城賀茂社にては上下社にて、賀茂、鴨と書き分けたり。

賀茂　カモ　また鴨、加茂に作り、又加毛ともあり。今四者を併せ云ふべし。賀茂の地名は諸國に多し。先づ大和國葛上郡に鴨の地あり、和名抄本郡に上鳥鄕、下鳥鄕あり、上鳧、下鳧の誤なるや著しからん。次に山城國愛宕郡に賀茂鄕、また相樂郡に賀茂鄕、續紀・加茂里に作る。次に攝津三島にも鴨の地あり。次に三河國に賀茂郡、後世加茂に作る。和名抄、同郡、及び寶飫郡、設樂郡に賀茂鄕あり。又伊豆國に賀茂郡賀茂鄕、賀茂神戶鄕あり。次に安房國長狹郡に賀茂鄕。上總國武射郡

に加毛鄕、後世加茂庄と稱す。次に美濃國に賀茂郡、後世加茂郡と云ふ。次に上野國綠野郡に升茂鄕あり、加茂の誤りかと云ふ。次に越前國丹生郡に賀茂鄕。佐渡國賀茂郡加茂鄕。丹波國氷上郡に賀茂鄕。但馬國養父郡賀母鄕（高山寺本）。伯耆國久米郡に大鴨鄕、小鴨鄕。出雲國能義郡に賀茂鄕。隱岐國周吉郡に賀茂鄕。播磨國に賀茂郡、古代鴨國のありし地にして、風土記には賀毛郡に作る、後世加東、加西の二郡に分る、郡內に上鴨鄕あり。次に美作國勝田郡、苫東郡、久米郡に賀茂鄕あり。次に備前國津高郡、兒島郡、共に賀茂鄕、また安藝國に賀茂郡あり、郡內、及び山縣郡に賀茂鄕あり。又淡路國津名郡に賀茂鄕、加毛と註し、後世加茂村と云ふ。次に阿波國名方郡に賀茂鄕、賀毛と訓ず、後世加茂邑あり。又伊豫國新居郡に賀茂鄕あり。

次に延喜式、山城（岡田鴨）、河內、攝津、伊勢（二）、備前（三）、阿波、讚岐に鴨神社、上野、加賀、淡路、土佐に賀茂神社、伊勢に賀毛神社、伊豆、美濃に加毛神社、山城に賀茂御祖神社、同別雷神社、同波爾神社、同山口神社、同岡本神社、大和に鴨都味波八重事代主神社、高市御縣坐鴨事代主神社、

鴨山口神社、河内に鴨習太神社、鴨高田神社、常陸に鴨大神御子神玉神社あり。又庄園としては、山城、遠江、近江、能登、備前、紀伊に賀茂庄、丹波、讃岐に鴨庄あり。村邑名は省く。(猶ほカモベ條參照)。

以上賀茂、鴨の地名は、鴨族の移住、並びに賀茂社の勸請より起る。その起原地は後世山城の賀茂社・その中樞となりたれど、根本は、大和の鴨より發せしものと考へらる。但し予輩は嘗つて、カモ、カミ、カムは、もと同一語にて、鴨の語原は神なれば、一諸國カモの地を必ずしも、一系のもとに關聯せしむべきにあらずと說きしも、今にして思へば、神をカモと稱へし氏族は、嘗つて同一關係のもとにありし結果に外ならずと考ふるを穩當とすべきが故に、たとひ此の說を採るも、猶ほ根本は大和の鴨の地なりとすべしと思考す。

鴨族の發達は鴨部條を見よ。

1 鴨積 古代の大族にして、大和葛城の鴨より起る。次に云ふ鴨君は、もと鴨積と云ひたりと考へらる。事代主命の後裔にして、神武、綏靖、安寧三代の皇后、この家より出で給ふ。安寧紀に鴨王と云ふ人見ゆ。三輪條を見よ。天神本紀には「素戔烏尊十一世孫大鴨積命、此の命は磯城瑞籬朝(崇神)御世、賀茂君の姓を賜ふ、」と見えたり。積は原始的カバネの一なり、日本上代に於ける社會組織の研究を見よ。

2 加茂君 三輪氏の族と傳へ、又鴨君とも、甘茂君ともあり。地神本紀に「大三輪大神也。其神の子、卽ち甘茂君、大三輪君等の祖也、」また「素戔烏尊十一世孫・大鴨積命、此の命は、磯城瑞籬朝御世に賀茂君姓を賜ふ、」と。これまで原始的カバネなる積を稱せしが、此の時より公姓を賜へりとの意と解すべし。書紀神代卷の一書にも「此れ大三輪の神也。此の神無(一本之)子、卽ち甘茂君等云々」と。また古事記崇神段に「意富多々泥古、答へて曰さく、僕は大物主大神、陶津耳命の女活玉依毘賣を娶りて生める子、名は櫛御方命の子、飯肩巣見命の子、建甕槌命の子、僕は意富多々泥古と白す云々。此の意富多々泥古命は、神君、鴨君の祖也」と見えたり。猶ほ大三輪神三社鎭座次第には「大田田根子命の孫・大賀茂祇命、勅を承けて、社を葛城邑賀茂の地に立てゝ事代主命を奉齋す、仍りて賀茂君の氏を賜ふ、」とありて、地神本紀と一致す。その世系は地神本紀に「(八世孫)健飯賀田須命・此の命は鴨部美良姫を妻と爲し、一男を生む。九世孫大田田禰古命、此の命は出雲神門臣の女美氣姫を妻と爲し、一男を生む。十世孫大御氣持命、此の命は出雲の鞍山祇姫を妻と爲して、三男を生む。十一世孫大鴨積命、云々」と。なほミワ條に詳かなり。鴨部美良姫は一層古く鴨にありし豪族にして、此の結婚により、鴨の地は三輪族の有に歸せしものか。

此の氏は三輪君と共に、地祇族中の大貴族にして、其の本居は葛城上郡鴨の地なり、神名帳に「葛上郡鴨都(味)波八重事代主命神社二座(名神大、月次、相嘗、新嘗)、葛木御歲神社(名神大、月次、新嘗)、葛木坐一言主神社(名神大、月次、相嘗、新嘗)、鴨山口神社(大、月次、新嘗)、大穴持神社、高鴨阿知須岐詫彥根命神社四座(並名神大、月次、相嘗、新嘗)」など見ゆるは、皆此の族に緣故あるべし。和名抄、此の郡に上鳥鄉、下鳥鄉あり、鳥は鳧を誤りなる事、前に云へり。又葛下郡に調田坐一事尼古神社(大、月次、新嘗)、又高市郡にも高市御縣坐鴨事代主神

社（大、月次、新嘗）あり、貞觀元年五月紀に「從二位高市御鴨八重事代主神・從一位」と見ゆ。此の族の創立ならん。天武朝に至り、此の氏・朝臣姓を賜ふ。（第十二項を見よ）。天武紀に賀茂君蝦夷（また鴨君）ありて、持統紀には賀茂朝臣蝦夷に作る。次に文武紀四年十一月紀に「大倭國葛上郡鴨君粳賣、一たびに二男一女を生む」と見えたるは其の庶流にして、猶ほ君姓を稱するものと考へらる。

3　攝津の鴨君　開化天皇の後裔、丹波道主家の一族にして、神名式、島下郡三島鴨神社とある地より起るか。蓋し此の地は書紀神代上卷に「事代主神・化して八尋能鰐と爲り、三島の溝樴姫、或は云ふ玉櫛姫に通ひ給ふ」と載せ、また神武紀元年條に「事代主神・三島溝橛耳神の女玉櫛媛と共に生める御兒、號を媛蹈韛五十鈴媛命（神武帝皇后）」と見え、また神名式に島下郡溝咋神社などありて、前項賀茂君と極めて密接なる關係を有し、且つ事代主命の子孫なる鴨部祝と云ふも、後述の如く、姓氏錄、攝津神別に見ゆれば、此の氏は事代主命の裔なる、卽ち前項賀茂君と姻籍などの關係ありて、其の氏名を襲ぎたるならむか。尠くとも此の地を鴨と云ふは、前項賀茂氏の移住より來りしや推定するに難からざれば、第二次的に、此の氏は此の鴨なる地を領し、更に鴨君と云ひしものとも考へらる。若し然りとすれば、此の氏と前項氏とは間接に關係あるに過ぎず。されど、此の鴨君の同族に葛野之別ありて、山城の鴨と關係を有す。其の緣故の啻ならざるを窺ふべし。此の氏は、姓氏錄、攝津皇別に「鴨君、同前氏（日下部宿禰同祖、彦坐命の後也）」と見ゆ。猶ほ同族に鴨縣主もありて、此の氏と同族なり、第七項を見よ。又神名式・當國河邊郡にも鴨神社あり、古く鴨族の廣く分布せしを知るべし。鴨部條參照。萬葉集卷三に鴨君足人と云ふ人見ゆ、此の族か。

4　鴨縣主　山城國愛宕郡賀茂にありし縣主にして、神武朝の功臣八咫烏武津之身命の後なれば、葛野縣主と云ふに同じ。カドノ條を見よ。其の根據・鴨にありしを以て、葛野鴨縣主と云ひ、又鴨縣主とも呼ばれしものと解すべきか。卽ち鴨の上下二社を奉齋して、葛野、愛宕の兩郡を支配せしなるべし。其の後裔は、後世・永く兩社の祠官として一族榮えたり。

賀茂社は、神名式に、「愛宕郡賀茂別雷神社、（亦名若雷、名神大、月次、相嘗、新嘗）、出雲井於神社（大、相嘗、新嘗）、賀茂御祖神社（並名神大、月次、相嘗、新嘗）、出雲高野神社、賀茂山口神社、賀茂波爾神社」と見ゆ。別雷社は武津之身命の女玉依日賣の子別雷命を祭り、御祖社は鴨武津之身命と玉依姫とを祭ると云ふ。

山城風土記に「可茂社、可茂と稱ふるは、日向曾の峰に天降り坐す神、賀茂建角身命也。神倭石余比古（神武天皇）の御前に立ち坐して、大倭葛木山の峰に宿り坐し、彼より漸く遷りて、山代國岡田の賀茂に至り、山代河のまに〳〵に下り坐して、葛野河と賀茂河と會へる所に至り坐し、迥に賀茂川を見て言し給はく、狹小と雖も、然も石川淸川在りと。仍りて名けて石川瀨見小川と曰ふ。彼の河より上り坐し、久我國の北山基を定め坐す。爾の時より名けて賀茂と曰ふ也。賀茂建角身命、丹波國神野伊可古夜日女を娶りて、生める子を玉依日子と名づく。次に玉依日賣と曰ふ。玉依日賣・石川瀨見小川に

於いて、遊び爲す時、丹塗矢・川上より流れ下る。乃ち取りて床邊に挿み置く。遂に孕みて男子を生む。成人の時に至り、外祖父建角身命、八尋屋を造り、八戸扉を堅め、八腹酒を釀して、神集へに集へて、七日七夜樂み遊び給ふ。然して子と語りて言し給はく、汝が父と思さむ人に此の酒を飮ましめよと。卽ち酒坏を擧げて、天に向ひ祭を爲し、屋の甍を分け穿ちて、天に升る。乃ち因りて外祖父の名を取り、可茂別雷命と號す。所謂る丹塗矢は、乙訓郡の社に坐す火雷命にませり。可茂建角身命と、丹波の神伊可古夜日賣と、玉依日賣と、三柱の神は、蓼倉里三井社に坐す」と。また「蓼倉里三身社。三身と稱すは、賀茂建角身命と、丹波伊可古夜日女と、玉依日女と、三柱の神身坐せるが故に、三身の社と號す。今訛りて三井社と云ふ」と見ゆ。

此の風土記の文に據れば、武津之身命も、最初大和の葛城にありて、次に岡田の鴨(和名抄の相樂郡賀茂鄕)を經て、愛宕郡の鴨に移り給ひしなれば、此のカモなる神名、地名も、大和葛城のカモより發せしや明白なりとす。武津之身命は天降神と傳へられ、神魂尊の後裔と云ひ、又天神本紀に「天櫛玉命は鴨縣主等祖」(一本に「亦・三統彥命と云ふ」と)とあれば、「神魂尊……天櫛玉命……武津之身命」にて、天神族なるは爭ふ餘地なきが如し。

されど斯く大和の葛城より移り、鴨の武津之身命と申し、且つ神魂尊と申すは、其の實、出雲系の神と考へらるれば(日本古代史の新研究參照)、武津之身命も地祇の族にて、大和鴨氏の一派なりしが、後世鴨社の盛大なるに及びて、大和鴨社との關係を絕ち、天神族と云ふに至りしにあらずや。櫛玉命も式帳に「大和國高市郡櫛玉命神社四座(並大、月次、新嘗)」とありて、大和の神たるなり。

此の氏は姓氏錄、山城神別に收め、「鴨縣主。賀茂縣主同祖、神日本磐余彥(神武)天皇・中洲にいでまさんとする時、山中嶮絕、跋涉して路を失ふ。是に神魂命の孫・鴨武津之身命、化して大鳥となり翔飛、奉導して遂に中洲に達る。時に天皇其の功あるを喜び給ひ、特に褒賞を厚らし給ふ。天八咫烏の號、此れより始る也」と見ゆ。氏人は、天平六年七月二十六日の優婆塞貢進解に「鴨縣主黑人(山背國愛宕郡賀茂鄕岡本里戶主鴨縣主呰麻呂戶口)」また天平二十年四月廿五日の寫書所解に「鴨縣主道長(山背國愛當郡)」また此國の計帳に「鴨縣主比佐爾賣等七人」など見え、國史には、貞觀五年四月紀に「賀茂下社禰宜鴨縣主時主」、元慶八年四月紀に「賀茂別雷神社禰宜鴨縣主貞基」等あり。猶ほ次項を見よ。

(廿二社本緣に「賀茂事云々、伊豆國賀茂郡に坐する三島の神、伊豫の國に坐する三島の神、同體にて坐すと云へり。天神とは申せども、何の神と云ふ事、所見詳かならず」と)。

5

賀茂縣主　前項鴨縣主に同じ。されど姓氏錄に二條並記するが故に、今これに從ふのみ。蓋し上下兩社を分ちしものならんも、他の古典、國史には此の區別なし。

古語拾遺に「賀茂縣主の遠祖八咫烏」」また姓氏錄、山城神別に「賀茂縣主。神魂命の孫武津之身命の後也」など見ゆ。和名抄、愛宕郡に賀茂鄕、相樂郡に加茂鄕を載せ、神名式、愛宕郡に賀茂別雷神社、賀茂御祖神社、加茂山口神社、賀茂波爾神社、鴨川合坐小社宅神社、鴨岡本神社、相樂

郡に岡田鴨神社を載す。賀茂緣起に「妖・玉依日子は、今賀茂縣主等の遠祖也。其の祭祀の日・馬に乘るは、志貴島御宇(欽明)天皇の御世、天下・國を擧げて、風吹き雨零り、百姓・愁を含む。爾の時、ト部伊吉若日子に勅して卜せしむ。乃ちトして賀茂神の祟なりと奏する也。仍りて四月吉日を撰びて祀り、馬は鈴を係け、人は猪の頭を蒙りて驅馳し、以つて祭禮を爲し、能く禱祀せしむ。これに因り五穀成就、天下豐平也。乘馬は此に始まる也」と見えたり。

氏人は延曆十六年二紀に賀茂縣主立長、承和二年四月紀に同廣友、同廣雄、仁壽元年四月紀に賀茂別雷神禰宜賀茂縣主益雄、貞觀五年四月紀に賀茂上社禰宜同眞常等あり。

なほ寶龜十一年八月紀に鴨禰宜眞髮部津守等が賀茂縣主を賜へる事を載せたり。マカミベ條を見よ。

6 (葛野)鴨縣主　鴨縣主に同じ。古は賀茂のほとりも葛野縣の地域なりしなり。神代本紀に「天神玉命は葛野鴨縣主等の祖」また天神本紀に「天神魂命は葛野鴨縣主等の祖」など見えたり。カドノ條を見よ。

7 美濃の鴨縣主　此は前項縣主とは別にて、美濃國加毛郡の縣主なるべし。此の郡に縣主のありし事は、神名式・當郡に縣主神社を載せ、又加毛郡半布里大寶二年の戶籍に「主帳進大初位下縣主弟麻呂、中政戶縣主万得、中政戶縣主古麻呂」等の見ゆるによりて知るべし。姓氏錄、左京皇別に賀し「鴨縣主、治田連同祖、彥坐命の後也」とあるは之を云ふならん。第三項鴨君と同族也。猶ほ美濃國造とも同族、ミノ條を見よ。

8 鴨縣主族　山城の計帳と思はるゝ國郡未詳計帳に「鴨縣主族廣虫賣、外一人」見ゆ。

9 鴨首　第四項山城鴨縣主の族なり。慶雲三年二月紀に「山背國相樂郡の女・鴨首形名。三たびに六兒を產む」と見ゆ。

10 (針間)鴨國造　針間鴨國とは後の播磨國加茂郡にして、風土記に「賀毛郡。賀毛と號くる所以は、品太(應神)天皇の御世、鴨村に於いて雙鴨・栖を作り卵を生む、故に賀毛郡と曰ふ」と載せたれど地名附會の傳說に過ぎずして、太古鴨族の占據せし地と考へらる。此の國造は國造本紀に、「針間鴨國造、志賀高穴穗(成務)の御世、上毛野同祖、御穗別命の兒市入別命・國造に定め賜ふ」と見えたり。而して御穗別命は播磨別(播磨國造)の祖御諸別命と同人かとの說あれど、採り難し。ハリマ條を見よ。風土記・本郡楢原里條に「意奚、袁奚二皇子(仁賢顯宗兩天皇)等、美囊郡志深里高宮に坐して、山部小楯を遣はし、國造許麻の女根日女命を誂らへしむ」とある國造は此の鴨氏なるべし。風土記・本郡に上鴨里(上鄕)、下鴨里を擧ぐ。

11 賀茂直　伊豫國神野郡(後の新居郡)の豪族にして、天平寶字二年三月紀に「伊豫國神野郡人少初位上賀茂直馬主等、賀茂伊豫朝臣の姓を賜ふ」と。また神護景雲二年四月紀に「伊豫國神野郡人賀茂直人主等四人、姓を伊豫賀茂朝臣と賜ふ」など見ゆ。新居郡に賀茂鄕あり。又式帳所載名神大社の伊曾乃神社あり。後世當郡に榮えたる新居氏は此の氏の後か、第五十五項及びニキ條を見よ。

12 賀茂宿禰　大和鴨君の一族なるべし。弘仁二年十二月紀に「大和國人正六位上賀茂宿禰河守「正七位上賀茂宿禰關守等、姓を朝臣と賜ふ」と見ゆ。

13 賀茂朝臣　第二項大和鴨君の後にして天武紀十三年條に「鴨君云々、姓を賜ひて、朝臣と曰ふ」と。なほ前項の如く弘仁二年に加茂宿禰より此の姓を賜へるものあり。後高賀茂朝臣姓を賜ふ。姓氏錄、左京神別に收め「加茂朝臣、大神朝臣同祖、大國主神の後也。大田田禰古命の孫大賀茂都美命（一名大賀茂足尼）。賀茂神社を奉齋する也、」と見ゆ。加茂神社は前述の鴨都波八重事代主命神社を云ふ。氏人は持統紀に賀茂朝臣蝦夷（第二項參照）。養老七年正月紀に鴨朝臣堅麻呂、神龜二年二月紀に同治田、天平九年九月紀に賀茂朝臣高麻呂、同十一年正月紀に同助、同十八年四月紀に鴨朝臣石角、天平勝寶八年五月紀に同虫麻呂、天平寶字四年正月紀に賀茂朝臣小鮒、天平寶字八年十月紀に同伊刀理麻呂、天平神護二年七月紀に同淨名、神護景雲元年三月紀に同大川、同二年二月紀に同鹽管、寶龜十年四月紀に同御笠女、延曆五年正月紀に同三月、天長十年三月紀に同今子、承和十三年正月紀に同乙本、同十五年正月紀に同束守（東守）、嘉祥二年正月紀に同弟岑、貞觀四年正月紀に同岑雄、同五年正月紀に同貞子、同十七年正月紀に同弟子、元慶二年二月紀に同文長、同三年十一月紀に同直岑、同四年十二月紀に同暗奬等見ゆ。猶ほ以下の各項を見よ。

14 河内の賀茂朝臣　鴨部裔、出雲神族なりと。承和三年五月紀に「河內國人散位鴨部船主、武散位同姓氏成等、姓を賀茂朝臣と賜ふ。速須佐雄命の後苗裔也」と見えたり。當國賀茂氏の事は第廿二項、及び鴨部條を見よ。

15 加茂朝臣　第十三項に同じ。天平寶字元年七月紀に「賀茂角足・名を乃呂志と改む、」と見ゆ、貶姓なり。その後寶龜三年八月紀に「乃呂志比良麻呂・本姓賀茂朝臣に復す、」とありて原姓に歸す。

16 官奴裔の賀茂朝臣　天平勝寶四年紀に「官奴根足を免して云々、賀茂朝臣を賜ふ、」と見ゆ。もと賀茂朝臣より出でし故か。

17 （高）賀茂朝臣　第二項鴨君の後にして大和國葛上郡高鴨阿知須岐詫彦根命神社名より起りし氏名なり。靈異記上卷廿八に「役優婆塞は、賀茂役公氏、今高賀茂朝臣と云ふ者也。大和國葛木上郡茅原村の人也、云々。藤原宮御宇天皇の世、云々」と見えたり。神護景雲二年十一月紀に「從五位上賀茂朝臣諸雄、從五位下賀茂朝臣田守、從五位下賀茂朝臣萱草、姓を高賀茂朝臣と賜ふ、」と。また神護景雲三年四月紀に「大和國葛上郡人正六位上賀茂朝臣清濱、姓を高賀茂朝臣と賜ふ、」など見ゆる、皆此の族也。源平盛衰記に「役の行者と申すは、小角仙人の事也。俗姓は賀茂氏也。大和國葛上郡茅原の村の所生也、云々」と。此の人の事はエ條を見よ。

18 （伊豫）加茂朝臣　賀茂直の後也。第十一項を見よ。

19 吉備氏族と稱する鴨朝臣　陰陽家賀茂氏は賀茂朝臣と稱し、加茂氏系圖、尊卑分脈等、何れも吉備朝臣より出づとなせど、全く信ずべからず。即ち加茂氏系圖に「眞吉備朝臣、元は下道云々。其の先・大和根子彦火瓊（孝靈）天皇の皇子吉備彦の孫也。一說に孝謙天皇天平勝寶四年五月、賀茂朝臣姓を賜ふ、」と。また尊卑分脈にも「眞吉備朝臣、元は下道臣也、云々」と見え、吉備麻呂より系あり。されど此の吉備麻呂と云ふは、慶雲四年八月紀に「從七位上鴨朝臣吉備麻呂に、從五位下を

授く」と見ゆる人にして、明白に第十三項の賀茂朝臣なり。蓋しこは其の名の吉備麻呂と云ふより、輕々しく吉備朝臣の後と思へるもの也。子孫第卅項參照。

20 三河の加茂朝臣　當國に賀茂郡あり。又同郡、並に寶飫、設樂諸郡に賀茂のあるを見れば、古代賀茂族が廣く分布せしや想像するに難からず。而して後世、松平氏（德川氏）は加茂朝臣と稱す。其の系統、並に何時頃より朝臣姓を稱したるかは、詳かならざれど、古代賀茂氏と密接なる關係ありとするは、穩當ならんと思はる。眞に朝臣姓なりしならんには、大和鴨の族とせざるべからず。山城鴨とするは非なり。

松平氏が加茂姓なりし事は岩津妙心寺の由緒書上に「信光公・御盛年より開山上人に御歸依遊され、御陣旗に六字の名號を御直筆に遊ばされ、南無阿彌陀佛。參河源氏。賀茂朝臣と御染筆。則ち開山上人の御加持候て、所々の御陣へ御用ひ遊ばされ、其の後・御當山へ御納め御坐候に付、以後御安置御坐候」とあり。また信光の子親則が納めたる自筆の願文にも「畫工五條坊」猪猥七條佛所性忠式部法眼、五條坊門圓福寺住僧此丘崇舜、比丘專超、少僧妙哲、敎然頓公大德、生年七十二歲住持也。同供養導師也。彼の母親の爲に、則ち之を造る。『崇岳院月堂德川和泉守加茂朝臣信光公、』『桂堂慶尼沙彌。』寬正二年辛巳十一月。願主加茂朝臣、生年二十六歲」と見え、一本松平系圖に「加茂右京亮有親―松平太郎左衞門親氏―德川和泉守信光―長澤備中守親則」と見ゆるとぞ。

21 大和の鴨（無姓）　鴨君の族なり。大同類聚方五十六に「大倭國葛上郡鴨召」とあるは、恐らく鴨君の誤寫なるべし。

22 河內の賀茂（無姓）　天平元年八月紀に「河內國古市郡人先位賀茂子虫、從六位上を授く」と見ゆ。第十四項、及び鴨部條參照。

23 讃岐の賀茂（無姓）　當國阿野郡に鴨部鄕ありて、和名抄加毛と註す。寒川郡にもあり。又式帳當國に鴨神社あり。寬弘元年の大內郡戶籍に「賀茂貞子外一人」見ゆ。五十四項、及び鴨部條第九項參照。

24 土佐の賀茂（無姓）　三輪氏の族にして神護景雲二年十月紀に「土佐國土佐郡人神依田公名代等卌一人、姓を賀茂と賜ふ」と見ゆ。賀茂の下に尸なけれど、賀茂公の意ならんか。

25 (下)賀茂　正倉院天平寶字五年文書に「下賀茂馬養」なる者見ゆ。

26 鴨社鴨氏族　第四項鴨縣主の後裔也。比良木禰宜祐之の賀茂縣主系圖の一本に「神皇産靈尊―天神玉命―天櫛玉命―鴨建角見命―建玉依彥命……十一世大伊乃伎命―阿波伎乃命（此の子孫、今に連續す焉、弟・伊多足尼命―伊賀多足尼―鴨縣主賀弖、五世宇志丸（大津朝・祝として仕へ奉る。而して庚午年籍・祝部姓を負ふ）」と見え、又賀茂神官鴨氏系圖、河合神職鴨縣主系圖に「鴨建玉依彥命の十一世苗裔大伊乃伎命云々」と。

此の玉依彥以後、十一世の歷名につきては、日吉社禰宜祝部希烈の賀茂縣主系圖に「玉依彥命―五十手美命―麻都躬乃命―看香名男命―津久足尼命―大田々根命（弟に猿弟人命）―佐々乃彥命―菅牽命―稚可土乃命―馬岐乃耳命―大仍乃伎命」と載せ、又祝部氏四家系圖には「生玉兄日子命―建日別命―大戶別命―神刀禰子命―建太乃伎命―生麻古命―水奴伎命―伊與鴨邊子命―禰加伊與命―熊押寸命―伊志麻命―大伎乃伎命」と見ゆれど、後

世の僞作に過ぎざるが如く、以下の系圖に比するに甚だ劣りて見ゆ。
大伊乃伎以後は鴨氏系圖に「大伊乃伎命之子——

阿波伎乃命┬伊幣命┬伊奈世命、
　　　　　│　　　└、、、命
　　　　　└伊奈目命、、多加比
伊多足尼命-伊賀多足尼┬賀弖（鴨縣主）
　　　　　　　　　　└爲弖（鴨縣主）
小屋奈世命┬大二目命
　　　　　└小二目命
酒屋
麻呂
黒比古-目古┬稻目┬荒人-牛
　　　　　│　　└長比古-小久治
　　　　　└知目┬粮-五百太
　　　　　　　　└大石-小縣
小麻呂

而して、鴨縣主賀弖の註には「此の人の五世の子孫・鴨縣主宇志、大津朝、祝として仕へ奉る。而して庚午年籍・祝部姓を負ふ」と。又其の弟鴨縣主爲弖には「中島縣主等の祖」と見ゆ。
次に大二目命の註には「子孫等・鴨建津身命社を齋き奉る。又主殿寮の主水司に名負として仕へ奉る」と。
次に黒比古には「兵部史生、正六位上、鴨縣主豐定」と。

次に伊奈世命の弟の子に「大止知乃命（苗齋鴨山守腹申）、小止知乃命（鴨禰宜白髮腹申）」を擧ぐ。皆重要の史料たるべし。
次に伊奈世命の後は「、、、弖—大山下久治良（小治田朝、、、。岡本朝、飛鳥板蓋朝、主殿寮、、、。難波長浦朝に祝として仕へ奉り齋く。祝子・淨刀自女、合せて七年。右の人の時に、神戸十四烟、神田一町八畝丁、、、、年に充て奉る）—小建黒日（難波長浦朝に主水司、水部として仕へ奉る）—吉備（大初位上、奈良朝、主水司水部祝として仕へ奉り、禰宜として仕へ奉る。起天平七年迄、、、、合七年。）—眞維（禰宜、此の人弟に維方・氏人也）—豐國（正七位上）—鯛主（禰宜）—吉繼（禰宜。弟に貞繼・禰宜。眞助・氏人。津食丸・禰宜と）—門虫（禰宜）—綱直—綱良—氏主—弘永、弟弘雄、（初祝禰宜。仁明天皇御宇、承和二年四月己亥、正六位上、賀茂縣主廣雄・叙外從五位下）—時主（初祝禰宜。仁明天皇御宇、、、）—時主（初祝禰宜。貞觀五年四月十五日、下社禰宜、從六位上。鴨縣主、授外從五位下）—千繼（同。貞觀十六年七月廿日正六位上、賀茂縣主千繼・授外從五位下）—直吉（初祝禰宜。宇多院此時始めて禰宜祝・別々になる。昌泰三年四月・叙外從五位下）—惟秀（禰宜。村上御時、、、）—正秀（禰宜。村上御時、、、）—淸明（禰宜。圓融院、、、）—久淸（禰宜。一條院、初めて神主になる）」と。
次に「小建黒日の弟板持（飛鳥後岡本、禰宜として仕へ奉る、合せて八年）、其の弟・五百依—皆麻呂（奈良朝、祝として仕へ奉る。齋祝子眞吉女、起和銅三年庚戌迄三年と。その弟麻呂は主水司水部に仕へ奉る、監物史生と。その子に津守、家守等あり）—國島（從八位上。祝として仕へ奉る。齋祝子・麻都比女、又繼虫女二度、天平十八年丙戌年より起り、天平寶字二年まで合せて十二年。又禰宜として仕へ奉る。天平神護三年丁未年より起り、天應二年まで仕へ奉る。右人の時勅あり、寶龜十一年四月を以つて、把笏せしむ。禰宜祝に之を給ふ）、」と。又國島の子には國足、國長等あり。（上述・麻呂の子津守は寶龜十一年紀に鴨禰宜眞髮部津守とあり、詳細はマカミベ條を見よ。）
次に「正秀の弟、惟淸（禰宜、後朱雀院…）—惟道（禰宜）—惟季—惟長—惟文—

祐季―祐兼―祐頼―祐繼―弘繼（以上代々禰宜）弟祐茂―祐雄―祐夏―祐守―祐興（氏人）」と見ゆ。代々下社の禰宜たり。又惟淸長子「惟任―繼貞（河合禰宜）―惟貞―貞長（五位）」と。カハヰ條を見よ。又祐繼の弟に祐俊を收め、「禰宜、正四位上、建長六年十月廿八日、當宮御幸の時、讃岐國鴨郷、祐俊の子孫に相傳すべきの由、宣旨を下さる」と載せ、その子に河合禰宜祐國、比良木祝祐景、貴布禰祝祐種を收む。

27 上社賀茂氏族　加茂注進雜記に「寶龜十一年四月に、「山城國愛宕郡の人、正六位上鴨禰宜眞髮部津守等十一人に賀茂縣主の姓を給ふ」と見えたり。天應元年四月、「賀茂神二社の禰宜祝等、始めて笏を把る。」大同四年十一月「賀茂縣主眞蓑に從五位上を授けらる。」古書には、賀茂字と鴨字とを上下の社に通じて出せり。後世上下社・各別に書來れり。弘仁二年、「賀茂男床・賀茂大神宮禰宜たり。」此の男床よりこなた、社家の系譜、歴名等、明かに今に傳はり來れり。天長元年四月甲午日、「祝部枚麻呂を以つて、正一位勳一等鴨別雷大神の祝に補せらる。」承和、仁壽、貞

觀に到りて、賀茂大神の禰宜賀茂縣主廣友、益雄、門麿等、外從五位下に叙らる。」仁和二年、「賀茂縣主貞基をして別雷大神の禰宜に補せらる。」延喜十一年に忠實、天慶五年に在樹、同六年六月廿六日に忠主、權祝たるを、正禰宜に轉任せらる。天曆九年に、在實、禰宜云々。天德二年六月五日に忠成・禰宜に補せらる。天延二年に貴布禰々宜より、忠頼當御神の禰宜に轉補せらる。寬弘七年に茂忠を禰宜になさる。岡本禰宜と號す。萬壽四年に安頼、長曆元年に親經、永承二年五月十三日、「賀茂成眞を賀茂神主になさる。」是れ神主と號する初例なり。永承六年十二月十九日に、成助・權禰宜より、神主に補す、大池神主と號せり。歌人にて代々の撰集に入る。此の次の神主山本神主成經、永保二年に補任す。寬治五年に安成・正禰宜に補任せらる。同五年に、重助・禰宜になさる。同年六月廿二日に、成繼・神主。此の時、同七年に當社にて競馬はじまれり。天仁二年十一月十九日に、重助・神主たり。次に成家・權禰宜より保安二年三月三日に補任せらる。天承二年四月三日、山本神主成平・補任せられぬ。此

の次に成重・保延二年四月十三日に、貴布禰々宜より神主に成り、重繼。片岡禰宜より久安元年に神主になさる。仁平二年十二月廿九日に貴布禰々宜より、保久・神主に補任せらる。同二年に重忠・舍兄三人を超えて、神主になさる。次に高倉院御宇に、山本禰宜家平・神主に勅許なりぬ。應保二年閏二月廿一日に、政平・太田社禰宜より片岡祝になり、其の後、程なく禰宜になりにける。治承元年九月廿八日、藤木禰宜重保・權禰宜より神主に補せらる。順德院御宇、或る記に云ふ、承元五年閏正月二日、賀茂神主幸平云々。嘉祿元年八月十九日に、季保・若宮禰宜になさる。後に片岡禰宜になる。

文永九年十月一日、或る記に云ふ「賀茂社司の事、其の沙汰有り。賀茂縣主久世・片岡禰宜に轉ずべし。同久政・片岡祝に轉ずべし。同能重・貴布禰々宜に轉ずべし。同能季・貴布禰祝に轉ずべし。同延平・太田禰宜に轉ずべし。同遠久・太田祝に轉ずべし。同主平・若宮禰宜に轉ずべし。同景久・若宮祝に轉ずべし。同久幸・奈良禰宜に轉ずべし。同能兼・奈良祝に轉ずべし。同久忠・澤田禰宜に任ず

べし。」と。

弘安九年三月、前神主氏久、舊の如く賀茂別雷社の神主に爲さるべし。弘安九年六月十五日、賀茂澤田社祝賀茂縣主重夏・別雷社權祝に轉ずべし。賀茂縣主種久・澤田社祝に爲すべし。同年十二月廿一日宣旨に「賀茂縣主久世は賀茂別雷社の神主に、同久政・同禰宜に、同經久・同權禰宜に、同能季・片岡禰宜に、延平・同祝に、同遠久・貴布禰々宜に、同景久・同祝に、同能秀・太田禰宜に、同久忠・同祝に、同久道・若宮禰宜に、同久宗・同祝に、同康基・奈良禰宜に、同忠久・同祝になすべし」と。太平記卷十五に「加茂の社の神主職は、神職の中の重職として、貞久を改めて、基久に補任せらる」と。

28

・上社々家　注進雜記に「當時社司二十一人」。

本社、神主・從四位下岡本宮內大輔保可。同禰宜・從五位下・松下民部大輔順久。同祝・從四位下・林主馬長重豐。同權禰宜・從四位上・森右京權大夫維久。同權祝・從四位下・大池大藏少輔重榮。片岡社禰宜・從五位下・鳥居大路大膳大夫順平。同祝・從四位下・梅辻主計職久。貴布禰社禰宜從四位下・富野左京大夫就久。同祝・從五位下・岡本新吉保喬。新宮社禰宜・從五位上・藤木但馬守宣直。同祝・正五位下・藤木兵部少輔和久。太田社禰宜・從四位下・西池備中守季周。同祝・從四位下・芝式部少輔清雄。若宮社禰宜從四位下・西池左兵衞尉氏德。同祝・正五位下・山本左京亮季村。奈良社禰宜・從四位下・南大路大膳亮英顯。同祝・從四位下・梅陰大炊頭氏持。澤田社禰宜・正五位下・山本三河守兼益。同祝・正五位下・岡本民部權大夫保家。氏神社禰宜・從五位上・藤木主計允朝顯。同祝・正五位下・藤木刑部大輔佐直。

氏人百四十人（社職に未輔侯賀茂氏社司の子以下は皆氏人と稱し候也。）

右百四十人の氏人は年齡次第、往來田を帶し、神事祭禮の神役等・社司に相次で、勤め來り、神前の結番晝夜怠懈なく勤め申し候。

諸役人・代官（五人）、精進頭（五人）、忌子（氏女一人）、神子（同八人）、御服女郎（同五人）、御秼女郎（同一人）、贄殿別當（一人）、御前頭（一人）、雅樂役（一人）、河上鄕司（一人）、大宮鄕司（一人）、小山（小野鄕なり）鄕司（一人）、中村鄕司（一人）、岡本鄕司（一人）、田所奉行（五人）、侍所々司（一人）、目代（一人）、棚所（一人）、御服所（一人）、御馬別當（一人）、落田奉行（一人）、作所奉行（一人）、山奉行（一人）、河奉行（一人）、山守（五人）、收納奉行（二人）、陰陽寮（一人）、河口繪師（一人）。以上社役、今氏人中兼役也。

伶人（樂頭二人外七人）、田口膳部（一人青侍）、刀禰（四十二人白衣）。（下役人）。神人（四十二人黃衣）（下役人也、以下同じ）。矢刀禰（一人黃衣）。供御所（一人）。小目代（一人黃衣）。小領（一人）。松行事（二人）。土器師（深草石見五郎樣、器以上八人）。神夫（一人）。大炊（一人）。山代（一人）。出納（三人）。五鄕圖師（五人）。六鄕小使（六人）。御馬先生（一人）。湯屋翁士（二人）。鍛冶（二人）。番匠（四人長五人）。檜物師（一人）。木守（二人）。觸使（二人）。神前所々下番（四人）。賀茂聖神寺看坊（一人）。貴布禰社每日參詣（一人、賀茂社家也）。貴布禰端社神子（一人自賀茂置之）。同不動看坊（一人）。同奧社護摩堂看坊（一人）。同奧端下番二ヶ所（四人谷之者共勤之）。賀茂供僧（一人、此の外非衆但供入之時

以神主補任令初入之社例也)。同中方三綱(三人)。承仕(三人)。專當(四人)。右貴布禰谷の在家人は六十餘人、年中賀茂より之を奉獻す」と。

幕末に於いては次の如し。

本宮神主(梅辻)。正禰宜(森)。正祝(林)。權禰宜(岡本)。權祝(鳥居大路)。

攝社、片岡社禰宜一人(松下)。祝一人。貴布禰社禰宜一人。祝一人(東辻)。新宮禰宜一人(北大路)。祝一人。大田社禰宜一人。祝一人。若宮禰宜一人(關目)。祝一人(山本)。奈良社禰宜一人(井關)。祝一人(西池)。澤田社禰宜一人(藤木)。祝一人(中大路)。氏神社禰宜一人(堀川)。祝一人(富野)。

氏人。市岡、蔣池、座田、堀内、野村、岩佐、增澤、三宅、馬場、御園、南大路、星野、浦野、新庄、高木、堀北、芝、青木、名島、松田、錦部、木下、西岡、戸田、安曇川、杉山、近藤、渡邊、宮島、水口、長谷川等。

代官五人。大行事五人。社務代一人。陰陽一人。雜掌二人。執筆一人。沙汰人三人。忌子(氏少女)一人。御服上﨟(氏女)五人。御林上﨟(氏少女)一人。贄殿別當一人。御前預一人。雅樂役一人。河上鄕司一人。大宮鄕司一人。小山鄕司一人。中村鄕司一人。岡本鄕司一人。小野鄕司一人。田所奉行五人。侍所々司一人。目代一人。棚所一人。御服所一人。御廐別當一人。落田奉行一人。作所奉行一人。山奉行一人。川奉行一人。山守五人。收納奉行二人。河口綺所一人。以上社役今非職之輩兼役也。

伶人、樂頭二人、外七人。田口膳部一人。神酒行事三人。以上。

刀禰四十二人。神人、人員不定。矢刀禰一人。供御所一人。小目代一人。小預一人。松行事二人。土器師(深艸石見五郞樣、器以上八人)。薪夫一人。大炊一人。山代一人。出納三人。五鄕圖師五人。六鄕小使六人。御馬先生一人。湯屋翁二人。鍛冶二人。番匠四人。長五人。檜物師一人。木守二人。觸使八人。神前所所下番二人。以上。

賀茂縣主以外の社家には、今原(藤原)、小池(平)、川上(藤原)等あり。

下社々家　第二十六項參照。

本宮正禰宜一人・本家補之(泉亭)。正祝一人・同上、(祝)。權禰宜一人・庶家補之。權祝一人・同上。新權禰宜一人・同上。新權祝一人・同上。

河合祝二人・本家補之(梨木)。同社禰宜一人・同上。同社權祝一人。以下は本庶の輩、次第に輔補す、(鴨脚)。同社權禰宜一人(泉亭)。比良木社祝一人、(鴨脚)。同社禰宜一人。同社權祝一人。同社權禰宜一人。貴布禰社祝一人。同社禰宜一人。同社權祝一人。同社權禰宜一人。三所社禰宜一人(滋岡)。同社祝(鴨脚)。同社權祝一人。同社權祝一人(鴨脚)。同社權禰宜一人。以上廿二職は宣下の職也。

氏人(姓鴨縣主)。所司一人(南大路「菊後」家・代々の家職)。出司一人(御矢川家斷絕以後は、下田家代々の家職也)。神殿守二人、(林、田中、兩家代々の家職、又預大夫と云ふ)。忌子二人。氏女撰定。以上の外、廣庭、北大路、山口、河崎、山本、伊佐、蔭山、大東、今井、渡邊、西野、杉山等・皆鴨縣主也。

膳部(姓大江、藤原、橘、平、中原)、贄殿預(一社に於いて之を補任す。定員なし、當時十人)、雜仕女(一人)。

駈人(又公人、姓西泥部)御料屋預(定員なし、當時四人)、大炊殿預(同上)、供御所預(同上)、御蔭社權小預(同上)、雜仕

女（一人）。神人（六十人）。沙汰人（三十二人）。刀禰（定員なし、當時九人）。使部（同上、當時三人）。神工（姓清原、藤井）。棟梁（三人、姓同上）。鍛冶（三人、姓藤原）。檜皮工（四人、姓藤井、藤原）。神馬飼口（二人、姓藤井）。葵黨（拾七人、神人三人、民・之を勤む）。堤黨（拾七人、同上）。御祭役輩神馬別當（一人）。副奉行（五人）。目代（一人）。小目代（二人）。氏名甚だ多し、各條のもとにて說くべし。

30 陰陽道加茂氏　第十九項鴨朝臣條に述べたるが如く、加茂氏系圖、尊卑分脈等が吉備氏族とするは誤にして、實は三輪氏族鴨朝臣の後なり。卽ち役行者と同系統の人とすべし。系圖には「吉備彥の孫・吉備麻呂（右大臣）—小黑麻呂（一名虫丸、大納言）—諸雄（參木、少納言。妹比賣、淡海公室。弟に田守、薑草）—人麻呂（左少辨）—江人（丹波守）—忠行（丹波守）—保憲（主計頭、陰陽博士、天文博士）—光榮（大炊介、曆博士、右京大夫）—守道—陣經（菅原師長。子となす）、弟道平—道言（主計頭、文章博士）—守憲（文章博士、曆博士）、弟光平（文章博士、曆博士、主計頭）、次に道言の弟成平—宗憲—在憲（文章博士、造曆、圖書頭）—在宣（文章博士）—在繼（同上）—在清（文章大允）—在秀（文章博士、曆博士）—在冬（同上）—在實（曆博士）—在弘（同上）—在方（同上）—在貞（大膳大夫）—在盛（同上、曆博士）—在榮（曆博士）—在重（同上）—左富」と見ゆ。世々陰陽道に秀づ。又人麿の弟に諸魚（中宮亮）、保憲の弟に保胤（文章生、大內記、姓を慶滋に改む。菅三品弟子）、保章（文章博士、能登守、その子爲政）、保遠（主助）あり。又道平の兄陣經（文章生、菅原師長・子と爲す）、又宗憲の弟「周平（圖書頭、漏刻博士）—憲定（曆博士、內藏助）—定平（文章博士、主計頭、曆博士）—定保（曆博士）—定名（同上）—定貞（弟に定顯、共に曆博士）—定淸、弟定統、弟定材。」また在清の弟「在盛—在民、弟在資、弟在員—在弘、弟在春—在藤—在並。」また在貞の弟「在成—在基—在康」なり。

31 清和源氏義家流　尊卑分脈に「義綱（賀茂二郎と號す、父・賀茂社に於いて、首服を加へしむるが故也」と見ゆ。其の子に「左衞門尉義弘、宮二郎義俊、美乃三郎義明、同四郎義仲、美福門院判官代義範、五條院判官代義公、宮冠者義直」等あり。一本系圖に「八幡太郎の子賀茂次郎義範」と。

32 清和源氏爲義流　淡路國津名郡に賀茂鄕あり、後世三原郡加茂村と云ふ。この地より起りしか。保元物語卷一に六條判官爲義の子を擧げて、「賀茂六郎爲宗、七郎爲成」と。而して清和源氏系圖に「爲義の子義次（賀茂冠者、兄淡路冠者義久と同じく熊野に於いて誅せらる」と。諸家系圖纂には「爲義の子爲宗（賀茂六郎）、賴次（賀茂冠者）」と。分脈には義次を載せざれど、爲成條に「母賀茂神主成宗女」とあれば、此の義次も其の腹か。此の人の事、平家物語卷九に「故六條判官爲義の末子加茂冠者義嗣、淡路冠者義久と聞えしを大將に云々」と載せ、源平盛衰記には「掃部冠者」に作り、「爲義が五男掃部助賴仲が子也」とあり、アハヂ條參照。中興系圖に「加茂、清和、爲義二男冠者義嗣稱之、又次郎義綱稱之」と。後世淡路七人衆の一に加茂主殿助あり。

33 桓武平氏長田氏流　尊卑分脈に「高望

王―良茂（常陸少掾）―良正（下總介）―致頼（或本に公雅の子云々、長保元、維衡合戰の事により、隱岐國に配流さる）―公致―致房（賀茂二郎）―平三郎行致―門眞致後」と。また桓武平氏系圖には良兼流とし「大矢左衞門尉致經―致房（號賀茂次郎）―行致（平三郎）―忠致（長田）」と見え、諸家系圖纂には「致經の弟公致―致房（賀茂次郎）」と。中興系圖に「加茂、平、平大夫致頼の孫次郎致房稱之」とあり。長田條參照。

又平治物語卷三に、長田忠致の系を載せて「これは昔の平大夫致頼が末葉、賀茂次郎行房が孫、平三郎致房が子孫。義朝重代の家人として、鎌田兵衞が舅なり」と。

34 伊勢の加茂氏　多氣郡の豪族にして、傳說に據るに加茂杉太夫あり、近江の陰陽師石原某を殺すと。

35 淸和源氏浦野氏流　和田系圖に「佐渡源太重實―山田先生重直―重茂（加茂六郞）」と見ゆ、滿政の流なり。分脈には「重實―浦野四郞重遠―山田先生重直―右兵衞重長（賀茂六郞、平家の爲に討たれ了る）―重秀（足助冠者）―重朝」と載せ、和田系圖には「重長。加賀見冠者」に作る。

36 三河の加茂氏　第二十項、及び松平條を見よ。

37 藤原南家二階堂流　遠江敷智郡岡部鄕の賀茂氏にして、眞淵翁の家なり。此の地は賀茂社領なりしにて、乾元元年十二月一日、大藏卿の判書に「遠江國濱松庄内岡部鄕、元の如く新宮領に寄附せらるゝ所也。殊に神用として子孫に相傳せらるべしと云へり。院宣此の如し、之を悉すに狀を以つてす。賀茂神主館」（風土記傳）と。眞淵翁の家は此の社人の裔なり。岡部條第七項を見よ。

猶ほ遠江には楠木氏の後裔と云ふ賀茂氏もあり。

38 藤原北家洞院家流　尊卑分脈に「洞院實泰（左大臣）―實守（世人。號加茂大納言、南朝に於いて、大臣、大將に任ぜらる云々、康安五四十一薨）―公信、弟公益」と見ゆ。

39 下總の加茂氏　猿島郡雀宮神主に加茂氏あり。式社考に「雀明神社、古河町にあり。祠官加茂氏、古文書一葉を藏す、古文書志稿に載せたり。別當神宮寺、社領十五石、天正十九年辛卯十一月付」と見ゆ。

40 常陸の賀茂氏　新治郡（茨城郡）に加茂邑あり、又同郡加茂部村に鴨大神御子神主玉神社（文實嘉祥三年所載）あり、此の氏と關係あらん。明德二年極月初二日の熊野參詣願文に「笠間郡住人賀茂介宗實等」の連署あり。鴨部條參照。而して鴨社貞永元年十一月二十一日文書に「常陸國中郡庄賀茂神職の事、源守吉を補任す云々」と。

41 佐々木氏流　佐々木系圖に「河袋小七郞家淸の子家房（賀茂源三）」と見ゆ。

42 橘姓楠木氏流　美濃、遠江の賀茂氏にして、先祖は「楠木正成四世の孫治郞兵衞直吉・美濃國賀茂郡に住し、姓を賀茂と改む。其の子一郞左衞門尉・敷知郡宇布見に移る」と云ふ。

43 羽後の加茂氏　加成氏を加茂氏に作るものあり、カンナリ條を見よ。

44 佐渡の加茂氏　賀茂郡の賀茂鄕と云ふは、上古の著姓賀茂氏・此の地に移住せしものありでか、又は賀茂神領たりしか、或は鴨は神と同一の語にて、此の地有名なる神社ありて、しか名付けられしか。

45 平姓澁谷氏流　佐渡の加茂氏にして、

澁谷十郎左衞門眞淸・三ヶ村の地頭、加茂の澁谷氏と云ふ。

46 越後の加茂氏 八幡村陳峯城は加茂次郎義綱の古城と傳ふ。また蒲原郡加茂町「加茂大明神は加茂次郎義綱の草創なり」との傳説あり。

47 越前の加茂氏 丹生郡に賀茂鄕あり。關係あるか。

48 伯耆の加茂氏 當國河村郡、汗入郡に加茂邑、又久米郡に大鴨、小鴨鄕あり。伯耆の卷に加茂の梶岡入道見ゆ。猶ほカモベ條第七項參照。

49 但馬の加茂氏 本朝世紀に「天慶四年十月廿六日、但馬國朝來郡朝來鄕に居住する蔭孫賀茂貞行、彼の國凶賊藤原文元弟文用等の頭を進上せらるゝの使、到來申して云ふ、今月十八日酉刻許り、貞行私宅門に法師二人・來り述べて云ふ、貞行に相逢はんと云へり。垣間より伺ひ見るに、件の文元等・新剗頭也」と。

50 石見の賀茂氏 傳へ云ふ「賀茂縣主天津治郎衆家は、京都北山社司の次男にして、延暦二年、上賀茂別雷神御分靈を供奉して、石見邑智郡賀茂別當領久永庄中野村に下り住み、爾來祭職を司る」とぞ。

51 藤原姓 紀伊國海部部に加茂谷あり。又橋本の西、小松原に此の氏の館跡存す。加茂氏は、中世此の地の地頭たりし氏にて、乾元二年の頃には、加茂左近大夫あり、中尾文書に據るに、南朝に奉仕せしとなり。續風土記、海部郡笠畑村古城趾條に「村中山の尾埼にあり。當村の領主加茂氏の城地なり。加茂氏は藤原姓にして、古より此の地に居住せしにや、又中世他より來れるにや、詳ならず。正平六年の文書に加茂三郎左衞門、同八年の文書に加茂左近將監、天授五年の文書に加茂尾張守（みな村中中尾氏藏）等の名見えて、南朝に仕へし人なり。其の後裔・畠山氏に從ひて、代々此の地を領せしに、天正十三年・豐太閤南征の時、此の地を遁れて、西國の方に奔るといふ。因りて今其の子孫なし。被官の者・奧、竹内、笠畑、橋爪、前山等の子孫・莊中に在りて、文書數通を所持せり。各條に詳なり」と見ゆ。中尾條參照。

52 畠山氏流 續風土記、日高郡中志賀村舊家加茂氏條に「浪士畠山掃部大夫政氏の後なり」と。同書又和歌山の陰陽師加茂右京を擧ぐ。

53 阿波の源姓 當國三好郡に加茂邑、那賀郡に加茂谷あり。故城記、那西郡分に「賀茂殿、源氏、カトスハマ紋」と見ゆ。

54 綾姓（又藤姓） 讃岐の豪族にして、綾氏系圖に「羽床藤大夫資政の子觀政（加茂又六）—重維—資重（同六郎衞門）—資義（同又六）」と見ゆ。第二十三項、及び鴨部條第九項を參照。

55 伊豫の賀茂氏 第十一項賀茂直の後なるべし。三島神社文書、堀河院康和頃の人に「賀茂氏先祖河内介（吉盛）」見ゆ。ニキ條、ミシマ條を見よ。

56 草野氏流 筑前にあり。草野長門守の一族なりと。白山宮御幸連名に加茂忠助（元龜）見ゆ。次項氏に同じ。

57 肥前の源姓 松隈系圖に「義綱（加茂次郎）—義成（同次郎、越後守）—義勝（加茂民部大輔）—義村（同石見守）—義眞（同左京大夫）—義賢（同肥前守、安元二年八月、肥前國鏡社神事に付、勅命により松浦郡草野庄に下向し、瀧川村に住む。自來子孫當國に居住す）—義遠（從四位、左馬頭）—義藤（同刑部大輔）、弟義氏（彈正小弼、肥前河上社大宮司職）云々」と。松浦黨鴨打氏の事ならんか、カモチ條を見

よ。又龍造寺家兼配下の將に、加茂彈正あり。

58 日向の加茂氏　諸縣郡財部鄉北俣村日光寺に加茂明神あり、至德三年、鴨守長の讓狀を藏すと。地理纂考に「日光神社、傳說に據れば、上世山城國加茂神主の庶子、鴨賴長と云ふ者、下つて當社を營むと云ふ。當鄉長友某、蛭牟田某家藏の文書に、兩家共に當社の神官と見へたり。蛭牟田氏は鴨賴長後裔と云ひ傳へ、今に社司なり」と。

59 對馬の加茂氏　宗氏家譜に「應永九年、賴茂・加茂氏を豐埼郡比田勝村に討つ云々」と。

60 少貳氏流　筑紫系圖に「太宰少貳經資―貞資（加茂左衞門尉、法名宗覺）―經基（城又次郞、建武三、內山に於いて討死）」と見ゆ。

61 雜載　承久記卷一に「かもの六郞しげなが」「德川時代・笠間牧野藩の重臣に加茂氏あり。

康正造內裡段錢引付に「參貫文、鴨權祝・江州國高島之內下司職段錢。參貫文、鴨御社領・北向三位殿・越中國吉良庄段錢。九貫文、鴨御社領・越前國志津庄段錢。參貫貳百五拾文、鴨社領・備中國富田庄本上之段錢。壹貫五百文、鴨社領・丹波國三和庄公文職・幷に加夫州開發庄段錢。參百文、鴨社領・攝津國平安庄之段錢。四貫文、鴨因幡社宜、因幡國大師庄段錢。七貫文、鴨社領、越中國倉埴庄段錢。四貫文、鴨社領・雲州美州兩國兩所段錢。五貫文、賀茂社領・近江國舟木庄段錢。參百文、鴨社領・邇保庄段錢」と。

加茂　カモ　賀茂に同じ、前條に併せ云へり。

加毛　カモ　賀茂と通ず。その條を見よ。

鹿毛　カモ　カゲ　兩條を見よ。

鴨脚　カモアシ　鴨御祖社の社家にして、鴨脚河合權祝家系に「鴨姓、社司、稱號鴨脚、御祖社權祝光陳卿三男より出づ」と。

鴨居　カモヰ　相摸に鴨居の地名あり。

鴨井　カモヰ　備前にあり。

鴨池　カモイケ　豫章記に鴨池新左衞門あり、正平頃の人にして、南朝方なり。

鴨打　カモウチ　カモチ條を見よ。

鴨垣　カモガキ　豐前にあり。

鴨川　カモガハ

加茂川　カモガハ

鴨澤　カモサハ　相摸國足柄郡に鴨澤邑あり。又奧州にあり、陸中江刺郡の豪族にして、菊池氏より分ると云ふ。

鴨志　カモシ

加茂下　カモシタ　武藏國多摩郡下小金井村の名族也（新編風土記）。又磐城平安藤藩家老に加茂下氏あり。鴨志田氏に同じ。

鴨下　カモシタ　前條氏に同じ。

鴨志田　カモシタ　加茂下氏に同じく、東鑑卷十、十五に鴨志田十郞を載せたり。常陸にもありて、新編國志に『鴨志田、武藏國都築郡に鴨志田村あり　蓋し其の起る處なり。東鑑に東國諸士の內、鴨志田十郞あり。當國に移るの時代詳ならず。白石文書に「鴨志田○郞」と云ふあり、佐竹義○狀なり。今那珂、久慈等の郡に、この苗字存せり』、太田淨光寺過去帳に、元和寬永の比「滿阿、九月廿七日、鴨志田彌兵衞」とあり』と載せたり。

賀茂島　カモシマ　また鴨島ともあり。源平盛衰記に賀茂島七郞見ゆ。越中の豪族にして、利仁流藤原姓、井口氏の庶流なりと。

鴨田　カモタ　和名抄三河國額田郡に鴨田鄕あり、後世鴨田莊と云ふ。諸寺文書纂に額田郡鴨庄大樹寺。今川義元文書に鴨田鄕

に作る。又武藏にあり。

1 神部鴨田連　カムベ條を見よ。

2 武藏の鴨田氏　入間郡鴨田邑より起れるか。成田氏配下の將に鴨田筑後あり。鳩井氏滅亡後、埼玉郡栢間城を守る（新編風土記）。

鴨打　カモチ

1 源姓松浦黨　鴨打は松浦郡内の地名ならんか。加茂條第五十七項參照。北肥戰誌、異賊(蒙古)襲來の條に「上松浦に波多太郎、鴨打次郎」と。下りて海東諸國記に「源永、丙子年、使を遣はして來朝す。書して肥前州上松浦鴨打源永とあり、圖書を受け、約するに歳に一二船を遣はすことを。小二殿管下にして、鴨打に居り、麾下の兵あり、鴨打殿と稱す」と見ゆ。

又同書一岐島條に「無山都郷、鴨打代官。之れを主る。時日羅(シヒラ)郷、呼子、鴨打、分治す、各々代官あり」と。又「郎可五豆郷、呼子、鴨打、分治。各々代官あり」と、壹岐に所領を有せしなり。その後、肥陽軍記に「天文廿一年、蘆苅の鴨打胤忠」また「元龜元年、鴨打、前田等云々」と。

2 平姓　松浦古來略傳記に「鴨打新三郎平周慶、下平野村二百石。同中四郎平周利、同村百石。鴨打道可、相覺云々」と。

鹿持　カモチ　土佐の國學者に鹿持雅澄あり、萬葉古義を著す。

金持　カモチ　便宜上カナモチ條に收む。

加持　カモチ　金持氏に同じ。

嘉本　カモト　石見にあり。

賀元　カモト

鴨飛田　カモトビタ

鴨根　カモネ

1 桓武平氏土肥氏流　╲土肥の族二宮友平の裔なりと云ふ。

2 桓武平氏千葉氏流　上總國夷灊郡鴨田邑(慶長水帳に鴨根郷)より起る。千葉系圖に「四郎大夫常永─常房(鴨根三郎)─常余(原四郎)」と、別本に「千葉介常長─常房(鴨根五郎、常陸國に於いて合戰の刻討死)」と見え、又相馬系圖には「常房(鴨根三郎)」とあり。

鴨野　カモノ　伊豫に鴨野庄あり。

加茂役　カモノエ　君姓にして、大和の古代豪族、エの部を見よ。

加茂伊豫　カモノイヨ　朝臣姓にして伊豫の大豪族、カモ條第十一項、及びニキ條を見よ。

鴨禰疑白髮部　カモノネギシラガベ　シラガベ條を見よ。

鴨禰宜眞髮部　カモノネギマカミベ　鴨縣主の族なり。マカベ條を見よ。

賀茂宮　カモノミヤ　相摸國足柄上郡賀茂宮より起る。藤原南家相良氏の族にして、家譜に「相良維兼の後裔、高橋賴之十一代の孫藤廣、賀茂宮を領し、家號とす」と。北條氏綱の臣なり。寬政系譜・本支四家を載す。家紋丸に九字、九曜。中興系圖に「加茂宮、藤、紋九字」とあり。

鴨原　カモハラ

賀茂部　カモベ　次條氏に同じ。

鴨部　カモベ　三輪氏族なる鴨君の部曲なるべし。但し地神本紀によるに、賀茂君の祖大鴨積命が曾祖父・健飯賀田須命の妻を、鴨部美良姫とあれば、鴨君以前、既に鴨部は存在せしが故に、鴨部は神部ならんかとも思はる。猶ほ此の記事を眞とすれば、鴨君が葛城鴨の地を占有するを得しは、此の鴨部美良姫との結婚より來りしものと考へらるべし。

再按するに、鴨部は、原始的部の一種にして、葛城鴨なる地名を負ひたるなれば、鴨

部美良姫とは鴨の人美良姫の如き意なるべし。而して此の女との結婚により、出雲神族三輪氏の人が後に此の部の首領となり、鴨積と稱し、後君姓を稱して鴨君と云ふに至りしものと考へらる。

鴨部の發展は事太古に屬し、その經過は之を詳かにするを得ざれど、有史以後の事實より推するに、此の部の人は一種の宗教的才能を有し、賀茂の神を奉じて、各地に布教し、廣汎なる地域に亘りしものと考へらる、カモ條參照。後世・役行者小角を出し、陰陽家加茂氏を起したるも偶然にあらず、祖先よりの遺傳的才能と考ふべし。

此の鴨部の首領は、長く鴨積、後の鴨君（鴨朝臣）の占むる處なりしが、地方に分布せし鴨部の民は皇別、天神族の諸氏に奪はれ、又京都の賀茂社の如きも其の關係を絕ち、主殿部として宮庭に奉仕する事などより天神族と稱するに至りしものと考へらる、カモ條を見よ。

1　大和の鴨部　大和國葛城の鴨は此の部の發祥地なり。總說、及びカモ條、カツラギ條等を見よ。

2　河内の鴨部　神名式、高安郡に鴨神社、石川郡に鴨習太神社、澁川郡に鴨高田神社等見ゆ。承和三年紀に「河内國人鴨部船主等の賀茂朝臣を賜ひし」事を記せり。速須佐雄命の裔とす。然るに姓氏錄、未定雜姓河内の部に「鴨部、御間城入彦五十瓊殖天皇（謚崇神）の後也」と見えたり。假冒なるや明白とす。

3　攝津の鴨部　河邊郡に、式内鴨神社あり、此の氏のありし地か。猶ほカモ條第三項を見よ。又鴨部祝あり。

4　三河の鴨部　鴨條を見よ。德川家康も要するに鴨部の裔か。

5　常陸の鴨部　新治郡（茨城郡）に鴨部村あり。式内鴨大神御子神主玉神社鎭座し、後賀茂明神と云ふ。建仁元年文書に中郡莊鴨部鄕、白石氏曆應三年文書同じ。賀茂條第四十項を見よ。又嘉吉元年、結城落城の首帳に加茂部加賀守あり。

6　上野の鴨部　美和條を見よ。

7　伯耆の鴨部　和名抄、會見郡に鴨部鄕あり。鴨部のありし地也。なほ賀茂條第四十八項を見よ。

8　美作の鴨部　笠庭寺記に「大庭郡田原莊（網纁五疋）鴨部康房」見ゆ。當國に賀茂鄕多し、カモ條を見よ。

9　讃岐の鴨部　和名抄、阿野郡に鴨部鄕あり、加毛と註す。又寒川郡に鴨部鄕あり。後世鴨部庄存す。下賀茂神社紀に「建長六年十月、讃岐國鴨莊を以つて神領に充つ」と。又賀茂縣主系圖に「禰宜祐俊云々、讃岐國鴨鄕、祐俊の子孫に相傳すべきの由、宣旨を下さる」と。猶ほ古く無姓賀茂氏もあり、カモ條を見よ。またカモ條第五十四項、及び讃岐條參照。

10　伊豫の鴨部　和名抄、越智郡に鴨部鄕あり。加毛倍と註す、後世鴨部庄と云ふ。古く鴨部のありし地なり。第十五項參照。又豫章記卷頭河野系圖に「益躬（鴨部大神・是れ也）」と載せ、本文に「播州大藏谷の西に三島大明神御座す。益躬・此の時御勸請申す也。其の矢・今に之れ在り、伊豫國にては鴨部大神と號す。伊與皇子より十五代也。異說大三島社巽角若宮也」とあり。當國三島大神が山城鴨社と同體なるの說・カモ條第四項を見よ。

當國また神野郡（新居郡）に賀茂氏あり、カモ條第十一項、第五十五項、及びニキ條を見よ。

11　土佐の鴨部　和名抄、土佐郡に鴨部鄕あり。土佐國風土記に「土佐郡々家を西に去る四里に土佐高賀茂大社あり。其の

神・名を一言主尊と爲す。其の祖未詳。一說に云ふ大穴六道尊の子味鉏高彥根命なりと、」とあるは、もと此の國の鴨部の奉齋したる社ならん。而して天平寶字八年十一月紀に「復た高鴨神を大和國葛上郡に祠る。高鴨神は、法臣圓興、其の弟中衞將監從五位下賀茂朝臣田守等・言ふ、昔大泊瀨（雄略）天皇・葛城山に獵す。時に老夫あり、每に天皇と相逐うて獲を爭ふ。天皇・之を怒り其の人を土佐國に流す。先祖・主る所の神・化して老夫となり、爰に放逐せらる（今前記を撿するに此の事見えず）。是に於いて、天皇・乃ち田守を遣はし、之を迎へ、本處に祠せしむ」と見ゆれば、後世長く大和國葛城の鴨社と關係ありしを知るに足らん。

この社は神名帳に都佐坐神社と載せ、又同郡に葛木男神社、葛木咩神社を擧ぐ。而して此の神社は土佐國々造の宗社なれば、カモベとトサ國造とが密接なる關係のあるを知るに足らん。猶ほトサ條を見よ。

又當國幡多郡に賀茂神社あり、波多國造と關係深し、ハタ條を見よ。猶ほ十六項を參照せよ。

12　豐前の鴨部　當國丁里戶籍に「鴨部色乎等三名」を載す。鴨部は九州の一角にも分布せしなり。

13　酒部公齋鴨部　和銅四年八月紀に「酒部公大田、粳麿、石隅三人、庚寅年籍に依り、鴨部姓を賜ふ」と見えたり。鴨部公にて讃岐國造の一族なるべし。

○其の他、全國に賀茂鄕、賀茂庄、賀茂村多し、此の部民によりて起れるもの多かるべし。カモ條を見よ。

14　鴨部祝　攝津の豪族にして、大和鴨君の一族なり。三島鴨神社の祝か、姓氏錄、攝津神別に「鴨部祝、賀茂朝臣同祖、大國主神の後也」と見ゆ。カモ條參照。

15　鴨部首　伊豫鴨部の伴造なり。嘉祥三年七月紀に「伊豫力田物部連道吉、鴨部首福主等、位一階に叙す。道吉等・私產を傾盡して、窮民を賑給す。故に此の賞あり」など見ゆ。第十項を見よ。

16　（土佐）賀茂部臣　土佐鴨部の長なり。大三輪三社鎭座次第に「大田田根子命也、云々。母美良媛、土佐賀茂部臣の女也」など見えたり。第十一項、及びミワ條を見よ。

鴨山　カモヤマ

掃守　カモリ　カニモリ條を見よ。

掃部　カモリベ　カニモリベ條を見よ。

加夜　カヤ　備中國賀夜郡より起る。賀夜、香屋、賀陽等に作る。以下の諸條を見よ。

○加夜國造　加夜國とは吉備國内の一國にして、後の備中國賀陽郡附近の地を云ふ。此の國造は吉備臣の族にして、國造本紀に「加夜國造、輕島豐明朝（應神）の御世、上道國造同祖、元め中彥命を封じ、改めて國造に定め賜ふ」と見ゆ。此の記事は香屋條を參照せよ。

當地に吉備津彥神社あり、此の國造の後裔なる賀陽朝臣が其の神官なるを思へば、此の國造家の創立にして、その宗社なりしや明白ならん。キビ條を見よ。又式內古郡神社は此の國造治所のありし地か。

賀夜　カヤ　カヤウ　備中國に賀夜郡あり延喜式、和名抄に見ゆ。後世賀陽郡と云ふ。次條氏に同じ。

香屋　カヤ　加夜、賀夜、賀陽等と通じ用ひらる。

○香屋臣　吉備氏の族にして、加夜國造家なり。應神紀二十二年條に「次に上道縣を以つて、中子仲彥に封ず。是れ上道臣、香屋臣の始祖也」と、（全文キビ條にあり）。香

屋は加夜に同じく、仲彦は加夜條の中彦命に當り、御友別の子なり。此の記事により此の氏は加夜國造の氏にして、もと上道臣より分れたるものなるを知る。よりて國造本紀、此の國造の創置を應神朝とするは早きに失するが如し。此の氏後世は多く賀陽臣と記載す。

加陽　カヤ　カヤウ　前後各條に同じ。

賀陽　カヤ　カヤウ　和名抄、但馬國氣多郡に賀陽郷あり、加也と註す。後世賀陽庄と云ふ。又備中國に賀陽郡あり、延喜式、和名抄、共に賀夜に作る。(舒明記に蚊屋)。

1　賀陽國造　加夜國造に同じ。

2　賀陽臣　賀陽國造の氏姓にして、香屋臣に同じ。吉備氏の族にして、勢力あり。其の宗族は中古に及び、朝臣姓を賜ふ。第三項を見よ。天平十一年の此の國大稅負死亡人帳に「賀夜郡八部郷美濃里戸主賀陽臣惠理麻呂戸。賀陽臣路、日羽郷狹野里戸主賀陽臣小牧」など見ゆるは、皆此の氏の庶族なり。これより前、舒明紀に「天皇云々、吉備國蚊屋采女を娶りて、蚊屋皇子を生み給ふ」とある蚊屋采女は、此の國造より奉りたるものならん。

3　賀陽朝臣　賀陽臣の宗族にして、天平神護元年六月紀に「備中國賀陽郡人外從五位下賀陽臣小玉女等十二人、姓を朝臣と賜ふ」とあり。氏人は、弘仁六年六月紀に「播磨守贈正四位下賀陽朝臣豐年・卒す、右京の人也」經國集に「賀陽豐年」貞觀四年三月紀に「備中國賀夜郡人左大史正六位上賀陽朝臣宗成、從六位下備中權博士賀陽朝臣眞宗等の二人、左京職に隸す」また賀陽朝臣姑子、同三野、同乙三野等三代實錄に見え、又續左丞抄第一、延久二年十月廿八日の備中國吉備津彦社氏人等解に「特に先例に任せ、神主賀陽貞政朝臣在京の間、氏人致貞をして、暫く神主の代官に補せらるゝを請ふの狀云々。氏人正六位上賀陽朝臣致貞、正六位上賀陽朝臣淸任、蔭子正六位上賀陽朝臣貞經」など見ゆ。最後の文に見ゆる如く此の氏は後世も永く吉備津彦神社に奉仕し、又此の郡の郡領も此の氏より出でたりき。これ上古加夜國造の名殘なりとす。なほ第五項を見よ。

壬生官務家文書に「吉備津宮神主賀陽朝臣貞政」又正六位上左大史賀陽朝臣宗成、從六位上備中權博士賀陽朝臣眞宗あり、天安中社傳を作ると傳へらる。

4　賀陽宿禰　周防にあり。蚊屋宿禰と同一かとも思はるれど、猶ほ加陽朝臣の族なるべし。東鑑卷七、文治三年四月廿三日條、周防國在廳官連署に「散位賀陽宿禰弘方、散位賀陽宿禰重俊」等見ゆ。

5　賀陽氏　賀陽朝臣、並に其の一族にして、扶桑略記廿二、寬平八年九月廿二日條に「善家秘記に云ふ、余・寬平五年、出でゝ備中介と爲る。時に賀夜郡人賀陽良藤なる者あり云々。良藤の兄大領豐仲、弟統領豐蔭、吉備津彦神宮禰宜豐恒、及び良藤の男左兵衞志忠貞等、皆豪富の人也、云々」と見ゆ。此の事・今昔物語十六の十七にも「今は昔、備中の國賀陽の郡葦守の郷に、賀陽の良藤と云ふ人有けり。良藤の兄大領豐仲、良藤が弟統領豐蔭、吉備津彦神宮の禰宜豐恒、良藤が子忠貞、皆家富める者共也」とあり。なほ有名なる榮西も亦此の氏の人にして、元亨釋書卷二に「釋榮西、明菴と號す。備之中州吉備津宮人、其の先賀陽氏」と見ゆ。又同書卷十七に吉備津宮大祝賀陽貞政あり、フヂヰ條を見よ。

又第三項眞宗の裔孫に賀陽貞持あり。又上足守村に鞁山城あり。賀陽良藤の裔・

世々此に居ると云ふ。

6　美作の賀陽氏　笠庭寺記に「西西條郡神戸の郷、(上品中紙千束)賀陽元明、」と見ゆ。

7　賀陽宮　崇光天皇の御裔にして、伏見宮貞敬親王の第七子・朝彦親王より始まる。親王は初め一乘院宮、また青蓮院宮、また中川宮など申し給ひしが、文久三年・賀陽宮と稱し給ふ。「朝彦親王(神宮祭主)—邦憲王(同上)—恒憲王」にして、又恒憲王の御姉妹に「由紀子女王、佐紀子女王」御座す。

賀陽

御合印
押羽織花色
白上り

御輿號衣土
腰帶萠黄

8　雜載　類聚符宣抄に「天曆二年式部少錄賀陽眞正」また撰解文集に此の氏見ゆ。

蚊野　カヤ　カノ

蚊野は近江の地名にして、和名抄に愛知郡蚊野郷、東鑑に近江國蚊野の庄と見ゆ。この地より起り、前條とは全く別なり。

1　(近淡海)蚊野別　開化天皇の後裔、丹波道主家の一族にして、近江國愛智郡蚊野郷にありし別也。古事記開化段に「袁邪本王は、近淡海蚊野之別の祖也」と見ゆ。考證引弘仁二年三月二日文書に「近江國愛智郡蚊野郷戸主蚊野公成山、少領從七位下蚊野公乙足」など見ゆるは此の後裔に外ならず。よりて此の別の姓は公姓なりしを知るべし。

2　蚊野公　前項に併せ云へり。輕野神社古緣起に此の裔・穴田君、熊取君、德萬君の三氏を載せたり。

3　平姓　淡海温古錄引用古記に「撿非違使平師道・近江國狩野庄を領す。明應中・狩野將監あり、卽ち此の師道の裔か」と。狩野は蚊野なるべし。

4　江州中原氏流　江州中原氏系圖に「長江八郎成家—家定—淸定(蚊野刑部亟)」と見ゆ。

蚊屋　カヤ

和名抄、伯耆國會見郡に蚊屋郷あり、又備中の賀夜は蚊屋にも作る。

1　蚊屋直　草直に同じ。後述草條、及びクサ條を見よ。

2　蚊屋忌寸　倭漢氏の族、草直の忌寸姓を賜へるものなり。坂上系圖に「姓氏錄に曰ふ、駒子直の第二子糠手直は、是れ蚊屋宿禰、蚊屋忌寸等二姓の祖也」と見ゆ。また寶龜三年四月紀、坂上大忌寸苅田麻呂の奏上に「大和國高市郡司云々。天平十一年、從八位下蚊屋忌寸子虫を以つて、少領に任ず」と。木居の高市郡なるを知る、後宿禰姓を賜ふ。氏人は持統紀に贈廣壹參蚊屋忌寸木間、光仁紀に蚊屋忌寸子蟲、桓武紀に同淨足あり。

3　蚊屋宿禰　前條に引く坂上系圖により駒子直の後なるを知る。延曆六年六月紀に「從七位下蚊屋忌寸淨足云々等、並に忌寸を改めて、宿禰姓を賜ふ」と見えたり。

鹿屋　カヤ　カノヤ

和名抄、大隅國姶羅郡に鹿屋郷あり、此の地より起る。又鹿野屋とも見ゆ。

志布志記に「肝付兼貞・始めて肝付郡を領す。六世宗兼・鹿屋院の辨濟使に補せらる。因りて鹿屋氏と稱す」と。玄孫忠兼・應永中、島津氏に屬し、世々執事と爲る(地理志料)。地理纂考、肝屬郡鹿屋郷條には「肝屬郡は伴兼貞以來・世々傳領して、五世肝付又太郎兼石の二〔ノ〕肝付宗兼・鹿屋の辨濟使たり、因りて鹿屋を家號とす。宗兼より

四代鹿屋周防守忠兼（後剃髪して玄兼と改む）、島津氏に屬し、應永年中島津元久の執事たり。享祿三年、肝付兼興反して諸城を陷れ、永祿年中、肝付兼續に至り、兩肝屬郡の本領を併せ、日向の地をも浸掠して、其の勢ひ强大なりしかども、左馬助兼道（兼續より四世）勢衰へ、天正八年遂に島津氏に屬し、兼道を薩摩國阿多に移して、肝屬郡を伊集院忠棟に與ふ。忠棟其の後日向國都城に移り、島津忠仍（島津貴久二弟、島津忠將より四代）に肝付を與へしかども、寛永年中、鹿兒島の管轄となりて、忠仍垂水に移れり」と。

初め宗兼の姉婿觀阿・三俣院を領せしを、男子なくして宗兼に讓り、よりて宗兼・兩所を併せ領し、子孫・龜鶴城（鹿屋中之村）に據る。當城は往古肝付氏の領なりしが、應永七年、島津氏・鹿屋周防介忠兼に與へしなりと。忠兼後入道して玄兼と云ふ。應永十八年、肝付兼元・當城を襲ふ。玄兼・島津氏の救を得て兼元を敗り、その一族藤丸式部少輔を斬る。地理纂考には「應永十八年・肝付兼興、當城を襲ふ。城主鹿屋玄兼なり。山田伊賀忠經・來り救ふ。兼興是を敗り、忠經が一族山田孫四郎等戰死す。忠經退いて高隈城を保つ。島津久豐大軍を率ひて來る。兼興援兵の來るを聞き、圍みを解く。玄兼城を出で討つ、兼興大に敗走す」と。猶ほ肝屬條參照。

賀屋　カヤ　次の氏に同じ。

加屋　カヤ

1　赤松氏流　播磨國餝磨郡賀屋庄より起る。淺羽本赤松系圖に「赤松則村―律師則祐―友則（賀屋）」と見え、石野系圖に「友則・加屋五郎」とせり。又岡本系圖に賀屋殿と載せたり。

2　菊池氏流　太平記卷三十三、宮方に賀屋兵部大輔と云ふ人見ゆ、菊池氏の族にして、一本菊池系圖に「武房（肥後守）―武持（同上）―武直（掃部助、判官）―武俊（建武官軍方）弟武成（次郎、加屋云々の祖）―武眞―武定（賀屋兵部大輔）」とあり。

3　雜載　また平家物語に賀屋筑前なる人あり。

萱　カヤ　紀姓、石淸水祠官の族にして、石淸水祠官系圖に「善法寺祐淸―祐俊（號萱）―幸俊（本幸祐）―幸譽（號萱）―幸譽―定譽」と見ゆ。又祐俊の長子「快淸（改祐快、號少將）―祐眞、」なりと。

加谷　カヤ　前各條を見よ。

賀谷　カヤ　同上。

嘉屋　カヤ

賀彌　カヤ　和名抄三河國賀茂郡に賀彌鄕あり、加禰の誤かと云ふ。

我耶　カヤ　源平盛衰記に我耶筑前あり、加屋氏に同じ。

鹿草　カヤ　カクサ條を見よ。

賀舍　カヤ　丹波に賀舍庄あり。

草　カヤ　クサ　兩訓あり。

1　（東漢）草直　倭漢氏の族にして、齋明紀に「東漢草直足島」と云ふ人見ゆ、後忌寸姓を賜ふ。蚊屋條を見よ。

2　其の他はクサ條を見よ。

茅　カヤ　同上

茅岩　カヤイハ　中興系圖に「茅岩、藤、本國上野奥平、モン園内松竹、オモタカ、奥平新左衞門貞廣稱之」と。

賀陽院　カヤヰン　カワヤウ　山城國乙訓郡河陽より起る。今の山埼の地なり。嵯峨天皇・離宮を此の地に置き給ひ、河陽宮と號づけ給ふ。

尊卑分脈に「嵯峨天皇―源定（大納言、右大將、號四條大納言、又號陽院大納言、又賀陽院、或號楊梅）」と。その子に包、宥、至、精、唱あり。「至―擧―順―貞―敎」。

賀陽　カヤウ　カヤ條にあり。

加養　カヤウ　下總國豐田郡加養邑より起る。

加樣　カヤウ　土佐國土佐郡の豪族なり。

萱内　カヤウチ

萱垣　カヤガキ

萱籠　カヤカゴ　豐後國圖田帳に萱籠新左衞門と云ふ人見ゆ。

萱刈　カヤカリ　武藏國榛澤郡に萱刈庄あり、寄居村極樂寺永享六年の文書に萱苅乘圓坊と書せり。

萱島　カヤシマ　筑前の豪族にして、天正の頃・萱島左京あり。豐薩軍記に見ゆ。其の後、高鍋秋月藩の重臣に此の氏あり。

萱津　カヤツ　尾張國海部郡萱津庄より起る。美濃土岐氏の族、池田賴忠の子左京大夫賴益・此の地にありて萱津氏を稱す。土岐康行・將軍の命を背きし時、賴益討ちて美濃守護を給ふ。その子持益也。此の氏、尊卑分脈に「(池田)賴忠(美濃守、刑部少輔)—賴益(號萱津、美濃守、左京大夫)—持益(左京大夫、次郎、美濃守)—成賴(美濃守、次郎、左京大夫、明應六年四三卒)—政房(次郎、美濃守)」と載せ、土岐系圖には「賴忠(號池田賴世、改名美乃守、刑部少輔、應永四・八、十一卒)—賴益(號萱津左京大夫、尾州古井、濃州高桑、井に牧城等に於いて、數ヶ度・敵を亡ぼす。將軍家・之を感じ、美濃守に補任)」と。政房の子は「二郎賴藝(左京大夫、美濃守、天文年中沒落)」その子に「二郎賴充、八郎賴香、土岐二郎賴次、齋藤越前守賴重」等あり。

萱沼　カヤヌマ

茅根　カヤネ　チノネ條を見よ。

萱野　カヤノ　大和、攝津、伊勢、上總、近江、肥後等に此の地名あり。

1　撰解文集に萱野後子丸見ゆ、古き氏なるが如し。

2　佐々木氏流　近江國愛知郡萱野邑より起る。佐々木氏の族にして、後裔紀伊國にあり。續風土記、伊刀郡相賀莊清水村舊家地士・萱野孫四郎條に「江州佐々木義秀の一族萱野左大夫の末裔なり。左大夫・豐太閤の命を奉じて、朝鮮に役する時、肥州名護屋中島の隊に屬す。左大夫の一子十郎兵衞秀光・故ありて、當郡神野村に潛居す。時に保田の郡司某、高野山に敵す。秀光山徒に與力して戰死す。秀光の一子を伊勢松といふ。山徒これを憐み、清水村に移住せしめ、生長して名を改めて、孫左衞門義澄といふ。興山寺應昌法印・秀光の忠死を感じて、除地若干を義澄に與へて、後玆に居住すといふ。此の家の庭中、杠谷樹、及び手水鉢あり。眞田幸村より贈りし遺物なりしといふ。幸村・九度山に住せし時、睦しく交はりたりといふ」と載せたり。

3　清和源氏土岐氏流　一本、土岐系圖に「池田賴世の子・賴益(號萱野)」と見ゆれど、萱津の誤なり、その條を見よ。但し次項の氏は此の後裔なりと稱す。

4　攝津の源姓　豐島郡萱野邑より起りし豪族にして、鎌倉時代より芝村一帶の地を領す。其の後裔恒時・伊丹城主荒木村重に屬せしが、天正年中荒木氏亡びて所領を失ふ。其の孫恒産に至り、大島氏に仕ふ。恒産三代重利に二子あり、長は重道にして次男を重實と云ふ、これ赤穗義士萱野三平也。その墓・萱野村大字芝(山崎街道を距る三丁千里山の麓)にあり、苔碑六尺の面・題して「萱野三平墓」といふ。之れ戲曲の所謂早野勘平の墓なり。書は三平生前の恩師京の百拙和尚の筆に成り、墓誌は堀正修(南湖)選す、自刄せ

し門長屋八疊の室現存して、塚草弔客の涙を濕さしむ。

その萱野三平墓誌銘に「三平名は重實、攝津州萱野郷の人也。其の先は鎭守將軍源賴光の第六男信濃守國房より出づ。國房の裔孫左京大夫賴益、建久正治の間に於いて、攝津州萱野を食邑し、萱津氏と號す。萱津は卽ち萱野也。其の後、恒次・萱野長谷の兩郷を食み邑民之を萱野君と云ふ。其の後、大隅守恒時・三十有七村を領し、荒木氏に屬す。荒木氏亡びて領邑を失ふ。恒時の子恒孝、恒孝の子恒産大島氏に事ふ。恒産の子恒重、恒重の子重利、皆其の祿を食む。重利男あり、長を重通と云ふ、三平は其の次也。三平十三歲の時、大島羽州の言により、內匠頭淺野侯長矩を赤穗城に見、遂に之に臣事し、東西隨從す。元祿十四年三月十四日云々」と（後藤捷一氏）。

茅野 カヤノ　チノ條を見よ。

草野 カヤノ　クサノ條を見よ。

蚊屋衣縫 カヤノキヌヌヒ　職業部の一にして、備中國蚊屋にありし衣縫部なり。應神記に「是の女人（吳工女）等の後、今・吳衣縫、蚊屋衣縫、是れ也」と見えたり。

加陽宮 カヤノミヤ

萱場 カヤバ　常陸、武藏（茅場）に此の地名あり。

萱濱 カヤハマ　磐城の豪族にして、文安の頃、萱濱五郎左衛門胤久あり、高平條を見よ。相馬氏の族なるべし。

草原 カヤハラ　和名抄、武藏、出雲等に此の郷名あり、便宜上クサバラ條にて云ふべし。

萱原 カヤハラ　草原と通ず、又山城に萱原庄、又讃岐に此の地名あり。讃岐國の萱原氏は同國阿野郡萱原邑より起る。天正の頃、萱原對馬あり、瀧宮條を見よ。

茅原 カヤハラ　前條、及びチハラ條を見よ。

茅原田 カヤハラダ　チハラダ條を見よ。

萱平 カヤヒラ　武藏野與黨の一也。萱間條を見よ。

萱生 カヤフ

1　源姓愛洲氏流　伊勢の豪族にして、勢州四家記に「北方の諸家とは、朝明郡云々、萱生家云々、是等百騎、五十騎、或は二百騎の大將四十八家あり」と見え、此の氏は特に三家三十六人衆の一たり。愛洲氏より出づ。南朝紀傳に「延元四年

四月五日、南方にて愛洲宗實に、伊勢國朝明郡の地頭職を賜ふ」と。三國地誌に「按ずるに、南朝の綸旨に、萱生御厨地頭職愛洲三郎左衛門尉宗實、勳功の賞と云ふ。是れ萱生の祖先にして、綸旨・今尙ほ家に崇秘す」と。しかるに萱生城主は富田家資の裔春日部氏なり。兩者の關係・猶ほ尋ぬべし。カスガベ條參照。此の氏・後世峰家に屬すと云ふ。

2　大和の萱生氏　山邊郡萱生より起りしか。見聞諸家紋に

和州の萱生

長享元年常德院江州動座在陣着到に「二番衆、萱生彌三郎」見ゆ。

草生 カヤフ　クサフ條を見よ。

萱間 カヤマ　武藏國北埼玉郡萱間邑より起る。武藏七黨系圖に「野與六郎基永―小六郎行基―弘光（萱野六郎）―季平（萱平）―太郎季重、弟左衛門尉季村―左近將監季直、弟平內義季―十郎高季―平內左衛門尉綱季」と。また季平の弟に「四郎俊光、その子經俊」、義季の弟に「五郎左衛門入道久季、六郎左衛門尉行季（その子三郎左衛門尉惟

季)、七郎左衛門尉泰季(その子二郎左衛門行泰、三郎左衛門尉清季)、」又高季の弟を「餘一左衛門尉助季」と云ふ。史料本同じ。

新編風土記、栢間村條に「當國七黨の內、野與黨の系圖に野與小太郎行基の三男を萱間六郎弘光と云ふ。其の子季平、其の男太郎季重を始とし、萱間氏の者數輩見えたり。今栢間と書きて、唱にはカヤマと呼べり。されば文字は違へど、同じく此の地名に依りて唱へしにや。又東鑑にも萱間左衛門次郎季忠、或は栢間左衛門次郎行泰と云ふ人見ゆ。世を以て推すに正嘉頃の人なり。其の內左衛門次郎行泰は既に七黨系圖にも見えたれば、栢間の名古きこと疑なし」と見ゆ。なほ柏間(カシマ、一四七九頁)を見よ。

栢間　カヤマ　カシマ條、及び前條を見よ。

嘉山　カヤマ

加山　カヤマ

賀山　カヤマ　石見にあり。

香山　カヤマ　カグヤマ條を見よ。

我山　カヤマ　岩代に現存す。

萱村　カヤムラ

萱室　カヤムロ　伊賀名賀郡の名族にして天照大神宮・當國羽根遷幸の際、供奉せし神人の末葉と云ふ。

榧山　カヤヤマ　秀鄕流藤原姓、佐野氏の族にして、戸室出羽入道親元の子榧山丹後守親次より出づと云ふ。

賀湯　カユ　賀陽の誤にあらざるか。

粥米　カユ

粥川　カユカハ　カイカハ　美濃國郡上郡粥川村より起る。

新撰志に「粥川氏宅墟、永祿の頃・粥川甚右衛門・當村刈安の兩村を領知して、こゝに住す」と。又粥川六郎あり。德川時代、三上遠藤藩用人、山上稻垣藩側用人に此の氏存す。源姓なりと。

粥田　カユタ　カイタ　和名抄筑前國鞍手郡に粥田鄕あり、加都多と註し、高山寺本には加以多と訓ず。後世粥田庄と云ふ。カツタ條を見よ。

粥見　カユミ　大中臣姓、伊勢祭主家の一族にして、尊卑分脈に「殿村祭主爲仲—爲季(號粥見)—爲茂—爲繼(祭主)—爲連(號粥見)—爲冬—爲忠」と見え、中臣氏系譜に「爲冬(母粥見住、元爲定)」、「爲忠(母粥見住、元爲勝)」、「爲冬の弟爲香(母粥見住、元爲言)その子爲干」と載せ、中臣系圖に「爲茂・寬治三、十、六卒。爲繼・文永弘安云々」とあり。伊勢國粥見邑より起りし也。

加弓　カユミ　カキユウ　栗山備後利安の家臣に加弓彌左衛門あり。

家弓　カユミ　カキユウ

加用　カヨウ

加羅　カラ　加羅は、もとの辨韓の地を云ふ。韓史、分ちて、伽耶(拘邪國、南加羅、金官國)、大伽耶(甘露國、大加羅)、小伽耶、(古自伽耶、古資彌凍國、古嵯、子呑)、碧珍伽耶(半路國、伴跛か。又星山伽耶)、阿那伽耶(安邪國、安羅、安尸羅)、古寧伽耶(接塗國、子他、古他)の六つとす。欽明紀廿三年條には「一本に云ふ、廿一年、任那・滅ぶ焉。總べて任那と言ふは、別ちて加羅國、安羅國、斯二岐國、多羅國、卒麻國、古嵯國、古子他國、散半下國、乞飡國、稔禮國を言ふ、合せて十國」と見ゆ。任那とは加羅の別名なり。垂仁紀に「一に云ふ、意富加羅國王の子、名は都怒我阿羅斯等云々。汝の本國の名を改め、追ひて御間城(崇神)天皇の御名を負ひ、便ち汝の國名と爲せ」と見ゆ。此の都怒我阿羅斯等は、姓氏錄に據れば「意富加羅國王牟留知王の子」と

すれど、韓史に傳はらず。
内韓史にて、加羅國王と云ふは、金官國(伽耶)王にして、後漢建武十八年、金首露と云ふもの、始めて伽耶國を開き、後金官國と稱すと云ふ。その世系は三國遺事に「金首露(在位一五八)、居登(五五)、麻品(三九)、居叱彌(五六)、伊尸品(六二)、坐知(一五)、吹希(三一)、銍知(四二)、鉗知(三〇)、仇衡(四二)、」三國史記に據れば、十王、四百九十年、遺事より云へば、五百二十年にて新羅に亡ぼさる。

次に大加耶國は伊珍鼓王(一に内珍朱智)の創めし國にして、道設智に至る、凡そ十六世、五百二十年にして、新羅に亡ぼさる。欽明帝紀二十三年條に「新羅・任那官家を打滅す」とあるは、これを云ふ也。詳細は拙著日本古代史新研究を見よ。

加羅氏、辛氏は此の國人の裔也。

1 京師の加羅氏　姓氏錄、未定雜姓、右京の部に「加羅氏、百濟國人都玖君の後と云へり、見えず、」とあり。

2 美濃の加羅氏　弘仁五年八月紀に「化來の新羅人加羅布古伊等の六人を美濃國に配す、」と見ゆ。こは新羅人と稱すれど、もと任那國人なるべし。次項を見よ。

3 加羅造　天平寶字二年十月紀に「美濃國席田郡大領外正七位上子人、中衞無位吾志等・言ふ、子人等六世の祖父・午留斯知は賀羅國より化を慕ひて來朝す。當時・未だ風俗に練れずして姓字を著けず。望んで國號に隨ひ、姓字を蒙り賜はらんと。姓を賀羅造と賜ふ」と見ゆ。されど之より前・靈龜元年七月紀に「尾張國人外從八位上席田君邇近、及び新羅人七十四人を美濃國に貫し、始めて席田郡を建つ焉」とあるは、此の族の祖なるべければ、實は新羅族にあらざるかと疑はる。蓋し新羅人と云ふも、もと賀羅國人たりし爲なるべし。

なほ辛、辛良(カラ)、賀良、辛家、辛部、辛人部等の條を見よ。又ミマナ條を參照。

辛　カラ　シン　加羅に同じ。

1 攝津の辛氏　武庫郡廣田鄉にありしなるべし。天平寶字二年九月紀に「右京人正六位上辛男床等十六人、姓を廣田連と賜ふ」と見ゆ。廣田連は姓氏錄に辛臣君辛國君の後とせり。ヒロタ條を見よ。

2 筑前の辛氏　弘仁五年十月紀に「太宰府言ふ、新羅人辛波古知等二十六人、筑前國博多津に漂着す。其の來由を問ふに、遠く風化に投ず」と見ゆ。和名抄、筑前國志摩郡に韓良鄉を收む、高山寺本に、加良、漢知と註す。

3 (大)辛氏　オホカラ條を見よ。

韓　カラ　カン

1 韓奴　韓人の奴婢を云ふ、雄略紀に見えたり。

2 韓王裔の韓氏　孝德紀に韓智興と云ふ人見ゆ。寶龜十一年・廣海造を賜へり。韓王信の後など云へど信ずべからず。

3 百濟族裔の韓氏　天平寶字五年三月紀に「百濟人韓遠智等四人・姓を中山連と賜ふ」と見えたり。

4 韓忌寸　倭漢氏の族と云ふ。坂上系圖引用姓氏錄に「山木直は、是れ韓(此の下一字缺く)忌寸等、廿五姓の祖也」と見ゆ。

甘良　カラ　カンラ　加羅、辛に同じきか。百濟族と稱す。天平寶字五年三月紀に「百濟人甘良東人等の三人・姓を清篠連と賜ふ」と見ゆ。

韓良　カラ　辛條を見よ。

唐　カラ　タウ　唐人裔なり。正倉院天平神護二年文書に見ゆ。唐人條參照。

辛良　カラ　加羅、辛に同じ。任羅國人裔

なり。

1　陸奥の辛良氏　類聚國史百五十九に天長元年五月己未、新羅人辛良金貴、賀良水白等の五十四人を陸奥國に安置す」と見ゆ。

2　(大)賀良氏　河内に貫す。オホカラ條を見よ。

3　賀良姓　姓氏錄、未定雜姓、河内の部に「賀良姓、新羅國郎子王の後也」と見えたり。その實大加耶國人裔ならん。

柄　カラ　エ條(七六九頁)上欄を見よ。

韓海部　カラアマベ　カラノアマベ條を見よ。

柄井　カラキ　エノキ條を見よ。

辛犬甘　カライヌカヒ　辛人を以て組織されたる犬甘部を云ふ。仁和元年四月紀に「信濃國筑摩郡人辛犬甘秋子、太政官に向つて愁訴して云はく、秋子の家人八人、坂名井子繼麻呂、大原經佐等の爲に、燒き殺さると。是により詔して使を遣はし、事の由を推訊せしめしに、子繩麻呂等承服し既に訖る。是に於いて、使して子繩麻呂等をして京に入らしむ。守從四位下橘朝臣良基・故らに子繩麻呂等を縱ち、更に秋子等を捉へ、其の身を禁じ、子繩麻呂等をして、他物を以つて、秋子を毆傷す。秋子所由を告げ官に向ひ冤を訟ふ。太政官符を下し、秋子を放免し、國司を譴責して偁く、初め勅使を遣し、民の訴を決する爲、推問の後、法により辨糺す。若し出入あらば自ら恒典あり、而るに牧宰・意に任せて其の事を改行す、(論之正理、阿慢法綱、縱官長獨犯已何以不爭、爲吏之道豈如此乎」」と見ゆ。此の郡に辛犬郷あり、和名抄に加良以奴と註す。此の氏人の住居せし地に外ならず。

辛家　カライヘ　カラヘ　カラヤ　和名抄筑前國宗像郡、及び肥後國菊池郡に辛家郷あり。加羅人のありし地也。

韓家　カライヘ　和名抄日向國兒湯郡に韓家郷あり。大同類聚方に「日向臼杵郡韓家尾瀧媛」なる人見ゆ。

唐牛　カラウシ　日用重寶記にカラウシと見ゆ。津輕に此の氏あり。

唐人　カラウト　カラヒト條を見よ。

柄尾　カラヲ　長尾爲景御一類衆に「柄尾佐渡守景冬」見ゆ

辛臣　カラオミ　廣田條を見よ。

辛梶　カラカヂ

○(紀)辛梶臣　和泉の豪族にして紀氏の族也。姓氏錄、和泉皇別に「紀辛梶臣、建內宿禰の男紀角宿禰の後也」と見ゆ。

韓鍛冶　カラカヌチ　カヌチ條を見よ。

辛鍛　カラカヌチ　寬弘元年の讚岐國大內郡戶籍に辛鍛春町と云ふ人見ゆ。

韓鐵師部　カラカヌチベ　カヌチベ條を見よ。

唐金　カラカネ　石見那賀郡に、唐金邑あり。和泉國の名族に此の氏存す。

唐和　カラカネ

辛川　カラカハ　和名抄、下總國匝瑳郡に辛川郷あり、又備前、肥後等に此の地名存す。

清和源氏宇野氏の族にして、下總の辛川郷より起る。尊卑分脈に「大森二郎茂治(下總大掾、建保七、誅さる)—賴行(號辛川四郎)—後治(大森彥三郎)」と見えたり。

唐川　カラカハ　辛川と通じ用ひらる。前條に同じ。

唐鎌　カラカマ

唐木　カラキ　信濃に此の氏あり。次の加良木氏と關係あるか。

加良木　カラキ　鎭西の豪族にして、藤姓高木氏の族也。草野系圖に「高木肥前守文貞—篤兼(大隅國配流、坂上、河俣、加良木、牛糞等、此の子孫也)」と。筑紫系圖に

も同様見ゆ。

唐木田　**カラキダ**　下野國那須郡唐木田邑より起りしか。信濃にも存す。

漢衣縫部　**カラノキヌヌヒベ**　キヌヌヒベ條を見よ。

韓國　**カラクニ**　韓國に使ひせしより、其の國名を負ふと云ふ。

1　韓國連　物部氏の族にして、文武紀三年五月紀に「韓國連廣足」と云ふ人見ゆ。此の氏の名稱は、延暦九年十一月紀に「外從五位下韓國連源等言ふ、己等は是れ物部大連等の苗裔也。夫れ物部連等、各々居地、行事により、別れて百八十氏と爲る。是を以つて、源等の先祖鹽兒は父祖使を奉ずる國名を以つてし、故に物部連を改めて韓國連と爲す。然れば則ち大連の苗裔にして、是れ日本の舊民なり。今韓國と號するは、還りて三韓の新來に似たり。唱導するに至り、毎に人聽を驚かす。地によりて姓を賜ふは、古今の通典なり。伏し望むらくは韓國の二字を改めて高原を蒙り賜はらんと。請により之を許す」とあるにて明白なり。而して天平十五年の優婆塞貢進解に「辛國連猪甘（河内國日根郡可美郷戸主日根造夜麻戸口）」とあるに因りて、古くより和泉を本據とせしが如し。和泉志によれば、和泉郡に唐國村あり、此の氏の住みし地ならんと。姓氏錄も和泉神別に收め、「韓國連、采女臣同祖、武烈天皇の御世・韓國に遣はされ、復命の日、韓國連を賜ふ。」と註す。其の他、寶龜九年十月紀に韓國連源、正倉院文書に同大村等あり。

2　（物部）韓國連　前項氏と同族にして攝津に貫す。卽ち姓氏錄、攝津神別に「物部韓國連、伊香我色雄命の後也」と見え、又延暦八年正月紀に物部韓國連直成なる人見ゆ。

3　（三島）韓國連　これも物部氏の族にして、攝津に貫す、ミシマ條を見よ。

4　葛野韓國連　これも同族にして、山城葛野にありしが如し。天孫本紀に「物部鹽古連公は葛野韓國連等の祖」と見ゆ。

5　近江の辛國連　貞觀七年十月十五日の愛知郡大國郷墾田賣買劵に、辛國造河六麿なる人見ゆ。

6　（大川）韓國連　これも、物部氏の族なり。オホカハ條を見よ。

7　韓國君　天平三年の伊賀國税正帳に、「史生從八位下韓國君佐美」と云ふ人見ゆ。

8　韓國（無姓）　正倉院天平十五年文書、寶龜三年文書（韓國形見）等に見え、猶ほ天平十一年文書に辛國氏あり。

辛國　**カラクニ**　前條氏と通じ用ひられしならん。

1　辛國連　物部氏の族、前條第五項に云へり。

2　百濟族　廣田條を見よ。

唐土　**カラクニ**　モロクニなりと。

唐鍬　**カラクハ**　陸前國本吉郡唐鍬邑より起りしならん。又唐鍬崎ともあり。阿曾沼家乘に「永享九年三月、氣仙郡嶽波太郎、唐鍬崎四郎、その主千葉氏に叛き、使を遣はし、援を阿曾沼秀氏に乞ふ」と。祐清私記には「應永の頃、氣仙の侍、嶽波、唐鍬、赤羽脇より打ち入り横田の館を攻む」とあり。

唐鍬崎　**カラクハサキ**　前條に云へり。

鹿城　**カラキ**　**カラコ**　和名抄、遠江國城飼郡に鹿城郷を載せ、加良古と註す。鹿は恐らく唐の字の訛かと云ふ。書記通證に「天武紀四年、筑紫より唐人三十口を貢る。遠江に遣はし安置」とあるを引き、鹿城郷は此の唐人の安置せられし邑にやと論ず。

唐古　**カラコ**　大和國式上郡唐古邑より起

る。この地に、文祿四年唐古村檢地帳ありて、カラコ田、大領等の字名も見ゆ。至德元年四月の大和武士交名に「唐古殿」と載せたるは此の氏にして長谷川黨の一なり。而して、法貴寺記錄に「法貴寺氏人、元祖在氏、平朝臣云々、唐古」と見ゆれど、その實、中原姓なりと、ハセガハ條を見よ。

辛子 カラコ　相摸、武藏に此の地名あり。此の氏は既に正倉院天平寶字二年文書に見ゆ。相摸大住郡秦野に辛子神社あり。關係あるか。

又後世武藏に辛子氏あり。上代辛子の後ならんか。太平記に見ゆ。當國男衾郡に辛子村あり。

柄越 カラコシ　深谷記、上杉御普代の目錄に柄越與左衞門なる人見ゆ。

唐崎 カラサキ

1 下總の唐崎氏　豐田郡の豪族にして、文明中、唐崎修理あり、多賀谷家植に降る。

2 越後の唐崎氏　謙信樣御分城持侍大將衆に「唐崎左馬助、唐崎孫二郎」等あり。

3 雜載　後世、安藝竹原の人に唐崎常陸介あり、高山彥九郎の墓前に死す。

柄崎 カラサキ

唐澤 カラサハ

1 淸和源氏　信濃國伊那郡の豪族にして中條邑に居館あり、天文元年、唐澤隼人助源昌綱此の地に據り、其の子義景・武田氏の爲に沒落す（郡記及古系圖）と。又諏訪神家族との說もあれど採り難し。

2 安房神餘氏流　神餘景冬の子景昌の後なりと云ふ。

3 秀郷流藤原姓佐野氏流　下野國安蘇郡唐澤より起る。戶室出羽入道親元の子唐澤市正親晴の後なりとぞ。

4 上野の唐澤氏　我妻七騎の一に唐澤玄蕃頭あり、澤渡に據る。

柄澤 カラサハ　相摸國高倉郡柄澤邑より起りしか。

辛科 カラシナ　和名抄上野國多胡郡に辛科鄕あり、國帳從二位辛科明神鎭座せらる。

韓島 カラシマ　和名抄、豐前國宇佐郡に辛島鄕あり、此の氏と關係あらん。

○韓島勝　天智紀に「韓島勝娑々」と云ふ人見ゆ。詳細は辛島條を見よ。

柄島 カラシマ

唐島 カラシマ　相州兵亂記に「小弓勢の先陣、椎津、村上、堀江、唐島以下云々」と。

辛島 カラシマ　韓島氏に同じ。參照せよ。

1 辛島勝　東大寺要錄第四に「中間正六位上辛島勝與曾女を禰宜となす」と。天平八年の事にて、宇佐八幡宮の禰宜職となりしを云ふ。

これより前、欽明天皇の御世、辛嶋勝乙目あり。大神比義と共に宇佐八幡宮の祝となる。宇佐緣起には「和銅元年云々、辛島勝自」に作る。託宣集によりて、乙目を是とすべし。同五年、鷹居瀨社を造る、「辛島勝乙目を祝職と爲し、同勝意布賣を禰宜と爲し、乙目の妹黑比賣を釆女と爲す。並に御刀代田二段を進む。次に辛島勝波豆米を禰宜と爲す矣」とあり。ウサ、オホミワ等の條參照。

2 辛島氏　辛島勝の後裔なり、肥後にも此の族存す。

天文永祿の頃辛島並照あり。又豐鐘善鳴錄に「釋賴嚴、宇佐郡辛島村の人、姓藤氏、赤髮將軍の後裔也」と見ゆ。後世藤原氏と云ひしが如し。

烏 カラス　ウ條を見よ。

烏越 カラスゴシ　東作志、勝南郡和氣庄連石村の庄屋烏越金十郎を載せたり。

烏田 カラスダ　石見にあり。

烏谷　カラスダニ

烏藤　カラスフヂ　紀伊國の名族にして、續風土記・牟婁郡佐本莊長追村產土神社春日社條に「村氏烏藤善右衛門の系圖に、先祖左馬頭藤原香元といふもの、大永年中に、信州より當所に來り住し、氏神春日明神を勸請す。其の子左衛門尉義重・小祠を立て、父の鎧を收め、大永將軍社を建立す」と載せたり。

烏丸　カラスマル　山城、薩摩等に此の地名あり。

1　平姓烏丸家　京都烏丸より起る。尊卑分脈に「高棟王—惟範（中納言）—時望（中納言）—直材（伊世守）—親信（參議）—行義（武藏守）—範國（左衛門權佐）—經方（春宮亮）—知信（兵部大輔）—信範（兵部卿。時信の弟）—信基（內藏頭）—親輔（治部卿）—範輔（烏丸權中納言）—高輔（右大辨）—信輔（參議）—惟輔（權中納言）—成輔（參議）—行輔」と見ゆ。內・成輔は「元弘二五廿二、伊豆國早川宿に於いて梟首、天下の事に依りて也」と。又信輔の弟「高有（刑部卿）—成棟（少納言）—棟有（同上）—棟信（同上）」と載せたり。

2　花山院流烏丸家　藤原北家。尊卑分脈に「花山院家忠—忠宗—忠雅—兼雅—（五辻）中納言家經—信家（兵衛佐、號烏丸）—兼賴（左中將）—長忠（從三位、正應二出家）—長賴（少納言）—定賴—定繼、弟定氏—兼氏、」及び「長賴弟長基—長朝—朝雅」と見えたり。又長基の弟に忠朝（從三位、右兵衛督、刑部卿）あり。

3　日野流烏丸家　藤原北家。尊卑分脈に「日野資康（權大納言、號烏丸一位）—（烏丸）豐光（權中）—資任（准大臣）—益光（權中）、弟冬光（權中）—光康（參議）—光宣」と見ゆ。光宣の後は「光廣—光賢—資慶—光雄—宣定—光榮—光胤—光祖—資董—光政—光德—光亨」にして、德川時代、初め千五百石・後九百五十四石。中立賣御門南側。雜掌大澤、牧。寺常磐法雲院、內々。現今伯爵。

烏丸

號衣御印

豐鑑に烏丸待從光廣見ゆ。

4　烏丸殿　足利義政を云ふ。應仁記に義政公の館・烏丸今出河の北にありて、烏丸殿と號す。此所は公が成長の宅にして壯觀美麗を極むと。此の殿を花御所と云ひ、又室町殿と云ふは、舊構に擬し、前邸に遠からざりしを以てならんと。

5　藤原北家宇都宮流　ウツノミヤ條を見よ。伊豫の宇都宮氏を云ふ。

6　石見の烏丸氏　日野流烏丸家の族と云へど信じ難きか。

7　薩摩の烏丸氏　高城郡の烏丸邑より起る。澁谷東鄉氏配下の將か。

8　三河の烏丸氏　渥美郡の名族にして、保美村古屋敷に據るとぞ。

烏山　カラスヤマ　武藏、安房、下野等に此の地名あり。

1　那須氏流　下野國那須郡烏山邑より起る。那須越後守資重の後、五郎資持—伊豫守資實—修理大夫資房—壹岐守政資—太郎高資、其の弟次郎資胤—修理大夫資晴、相次いで此の地を領す、因りて此の稱あり。又下莊家と云ふ。ナス條を見よ。

2　安房の烏山氏　房總軍記に據るに烏山城は南條村に在り、里見氏の將烏山彈正之に居るとぞ。

醎瀨　カラセ　和名抄、武藏國比企郡に醎瀨鄉あり、加良世と註す。新編風土記に「今其所をしらず。唐子村など、もしくは轉語

のなまれるにや、」と。

韓蘇　カラソ

○韓蘇使主　矢田部條にて云ふべし。

唐瀧　カラタキ

唐竹　カラタケ　陸奥津輕郡に、唐竹邑あり。

唐津　カラツ　肥前の唐津と關係あるか。

唐戸　カラト　河越氏の族にして、太平記、卷三十一に「河越彈正少弼、同上野守、同唐戸十郎左衛門」と見ゆ。

唐土　カラド　モロクニ　下總小金本土寺過去帳に「唐土新衛門（天文十七戊申四月）、唐土新右衛門（天文）」等見ゆ。モロクニ條を見よ。

韓白水郎　カラノアマ　カラアマ　職業部の一にして、次の韓海部に同じ。仁賢紀に「韓白水郎嘆」と云ふ人見ゆ。攝津の人也。

韓海部　カラノアマベ　職業部の一にして韓人を以て組織されたる海部を云ふ。

1　攝津の韓海部　前條參照。

2　韓海部首　前項韓海部の伴造にして、平群氏の族なり。姓氏錄、未定雜姓、攝津の部に「韓海部首、武内宿禰の男平群木菟宿禰の後也」と見えたり。

賀良田使　カラノタツカヒ

○大賀良田使　任那歸化族なり、タツカヒ條を見よ。

辛矢田部　カラノヤタベ　ヤタベ條を見よ。

韓矢田部　カラノヤタベ　同上。

唐橋　カラハシ

1　佐々木氏流　近江の豪族にして、佐々木系圖に「泰綱（六角祖）―長綱（號唐橋四郎左衛門、壹岐守、正安三六三死）」と見ゆ。その子に「西條三郎氏綱、權律師綱乘、四郎貞長（その子上總四郎左衛門賴貞―左衛門尉信貞―有綱―詮定）、五郎長信、十郎長朝」等あり。

2　村上源氏久我流唐橋家　洛南七條唐橋より起る。「尊卑分脈に「久我太政大臣雅實―右大臣雅定―內大臣雅通―權大納言通資（號唐橋、承大臣兼宣旨）―大納言雅親（號唐橋）―右中將通信、弟侍從通賴―通村、」及び雅親弟「右中將通時（唐橋）―左中將通清（本名雅世、又改雅親、母平義時女）―具忠（本雅敎）―忠顯―通春（住關東、左中將）―隆通、弟通名」と見ゆ。

3　菅原姓唐橋家　菅原氏系圖に「菅原道眞―高規（大學頭）―雅規（文博）―資忠（文博、大學頭）―孝標―定義（文博）―在良（文博、唐橋を稱す。保安二十廿三卒）―清能―貞衡―在清（實は祖父子）―公輔（文博、大學頭）―公良（實は爲長子）兄公氏―公賴―在雅（修理大夫）―在親―公凞（大膳大夫）、弟在貫―在遠―在豐（大納言）―在治（中納言）―在數―在名―在忠」と見ゆ。尊卑分脈・これに同じ、今・註は同書に據る。在名の後は「弟在通―在村―在勝―在庸―在隆―在康―在秀―在家―在凞―在經―在久―在光―在綱―在正」、現今子爵、一族武家にもあり。猶ほ菅原氏系圖に「在良弟輔方―是基―在茂―在高―淳高―良賴（唐橋祖、後深草侍讀、文博）―在嗣―在兼（參議）―在經―家高―高嗣―在[illegible]」と云ふも見ゆ。

豐鑑に「唐橋秀才菅原在通」「唐橋侍從緒光」等を載せ、德川時代、舊家、百八十二石、方領百石、後百八十二石。東殿町南側。寺は久遠院。外樣、紀傳道。現今子爵。

4　大中臣姓　大中臣清麻呂の男を唐橋家望と云ふ。

5 美作の唐橋氏　笠庭寺記に「久米南條郡長岡庄（綾羅五疋）唐橋乙門」と見ゆ。

6 會津の唐橋氏　耶麻郡にあり。新編風土記に「賢谷村善行者、唐橋太郎兵衞、此の村の肝煎なり、寛政四年褒賞せらる」と。又三方村善行者、唐橋新左衞門、此の村の肝煎なり、安永九年賞せらる」と。

7 雜載　結城文書延元のものに唐橋肥後守經泰を載せたり。

唐端　**カラハシ**

唐櫃　**カラヒツ**　**カラフト**　伊勢の豪族にして、北畠家臣に唐櫃五良助あり。

韓人　**カラヒト**　廣義に云へば、韓半島より歸化したる者を云ふ譯なれど、事實は、加羅國、卽ち任那より歸化したる者を指せしが如し。最も此の氏中・新羅人、或は百濟人裔と云ふものもあれど、仔細に調査する時は、任那滅亡後、其等の國籍に移りしにて、根源は任那人なりしが如し。天平五年の右京計帳に韓人智努女等見ゆるは此の族也。

1 攝津の韓人　任那族にして、寶龜十一年五月紀に「攝津國豐島郡の人・韓人稻持等一十八人、姓を豐津造と賜ふ」と見ゆ。姓氏錄、攝津諸蕃に收め「韓人、豐津造同祖、左李金の後也」と註す。その後、貞觀九年四月紀に「伊賀權目正六位下韓人眞貞、豐瀧宿禰を賜ふ。其の先は任那國の人也」とあるも此の族ならん。猶ほこれより前、承和五年正月紀に「攝津國豐島郡人正六位上豐（此の下三字程欠く）嗣、民部史生同姓吉雄等二十八人、本居を改めて、右京二坊（此の下一字欠く）に貫附す。諸蕃歸化の餘種也」とあるも此の氏人なるべし。

2 （筒木）韓人　百濟族と稱す。山城所貫、ツヽキ條を見よ。

3 美濃の韓人　春部里戸籍に「韓人足奈賣」と云ふ人見ゆ。此の國韓人の任那歸化族なるは賀羅條を見て知るべし。猶ほ以下の諸條、及びカラヒトベ、カラベ條參照。

辛人　**カラビト**　前條氏に同じ。

1 周防の韓人　任那族なるべし。天平勝寶九年の西南角領解に「辛人大万呂（周防國余色郡神前鄕戸主辛人邑與曾戸）」と見ゆ。

2 辛人宿禰　任那族歟。除目大成抄に見ゆ、辛人の宿禰姓を賜へるものなり。

唐人　**カラビト**　**タウジン**　唐人裔なり。又異名にも用ひらる。

1 美濃の唐人　唐の俘虜の裔也。齊明紀六年條に「百濟の佐平鬼室福信、佐平貴智等を遣はし、來りて唐俘一百餘人を獻る。今の美濃國不破、片縣二郡の唐人也」と見ゆ。

2 近江の唐人　齊明紀に「或本に云ふ、百濟佐平福信が獻る所の唐俘一百六口を近江國墾田に居く云々」と見ゆ。

3 遠江の唐人　天武紀三年に「筑紫より貢りし唐人三十口をば遠江國に遣はして安置す」と見ゆ。

4 越中の唐人氏　畠山家配下の將にして天文の頃唐人兵庫あり。北越軍記に「天文七年、長尾爲景・越中へ攻め入る。松倉城は、唐人兵庫助、山下右馬助籠り申候」と。又三州志新川郡小出城條に「天文十四年四月、唐人兵庫・長尾爲景の爲に敗れて此の城に入る。永祿六年八月、謙信攻陷せること、北越太平記に見ゆ」とあり。これは地名を負ひしものか。

5 美作の唐人　東作志、勝南郡和氣庄羽仁邑條に「唐人を姓とするもの十家餘あり。豐臣公・朝鮮征伐のとき、山本與左衞門、同與二郎兄弟是に從ふ。歸國のとき、朝鮮人幷に海人を隨へ供して皈る。

海人の子孫は倉見村に遺り（子孫今亡ぶ）朝鮮人の子孫は此の村に遺り、終に唐人を以つて姓とす。（倭俗・凡べて外國の人をさして唐人と稱す）子孫必ず耳に孔ありと云ふ。」と見ゆ。

6　讃岐の唐人　全讃史に「上村城は上村にあり、唐人彈正・之に居る。天正十二年・喜岡城に戰死す」と。又南海通記に「香西豐前守元定旗本にては、唐人彈正、片山玄蕃云々」と見えたり。

韓人田　**カラビトノタ**　韓人田忌寸あり。任那族か。タ條を見よ。

辛人部　**カラビトベ**　任那族か。辛人卽ち韓人を以つて組織したる部なるべし。出雲國大稅賑給歷名帳に「漆沼鄕犬上里辛人部近女」と云ふ人見ゆ。

韓部　**カラベ**　これも辛人部に同じく任那族なるべきか。天長十年三月紀に「備前國人直講博士正六位上韓部廣公、姓を眞道宿禰と賜ふ。廣公の先は百濟國人也、」など見ゆ。和名抄、日向國兒湯郡に韓家鄕あり、此の部のありし地か。

辛部　**カラベ**　和名抄、筑前國宗像郡に辛家鄕あり。此の部のありし地と考へらる。又肥後國菊池郡にも辛家鄕あり。

可覽　**カラン**　美作牧氏慶長十一年文書に可覽藤左衞門と云ふ人見ゆ。

辛室　**カラムロ**　和名抄、播磨國餝磨郡に辛室鄕あり、加良牟呂と註す。

1　韓室首　播磨風土記、餝磨郡條に「韓室里、右韓室と稱するは、韓室首寶等の上祖、家・大いに富饒にして、韓室を造る。故に韓室と號す、」と見えたり。

2　韓室（無姓）　類聚符宣抄卷六に見ゆ。

柄本　**カラモト**　エノモト條を見よ。

柄屋　**カラヤ**　和名抄、陸奧國宮城郡に柄屋鄕あり。ツカヤかと云ふ。

辛家　**カラヤ**　韓部、辛部條を見よ。

韓矢田部　**カラヤタベ**　ヤタベ條を見よ。

狩　**カリ**　狩人と關係あるべし。卽ち狩獵を職とせしを氏名に負ひしか。

1　狩忌寸　倭の漢氏の族にして、坂上系圖引用姓氏錄に「山木直は、是れ狩忌寸云々等、廿五姓の祖也」と見ゆ。

2　狩伊美吉　前項氏に同じ。姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

3　狩宿禰　狩忌寸が後に宿禰姓を賜ひしなるべし。

雁　**カリ**　姓氏錄卷末に出でたり。當時相當の氏たりしか。

刈　**カリ**　狩氏と關係あるか。源平盛衰記に刈源太を載せたり。

借浦　**カリウラ**　武藏埼玉郡樋の口村開墾者に借浦左近あり、岡安氏（八八一頁）條を見よ。

雁金屋　**カリガネヤ**　天文大和土一揆の大將に雁金屋民部國之あり、天文元年八月七日、肘塚に討死す。橘屋條を見よ。土一揆記に「一揆の張本・雁金屋民部國之の手勢百餘人、肘塚鄕に殿して防戰。終に越智大學利元の爲に討たる云々」と。

狩川　**カリカハ**　相摸、羽前等に此の地名あり。

狩倉　**カリクラ**　岡田條を見よ。

雁子　**カリコ**

苅込　**カリコメ**　加賀白山に刈込池あり、關係あるか。

苅籠　**カリコモ**　出羽國月山に刈籠明神あり。

刈敷　**カリシキ**　**カツシキ**　陸前國栗原郡に刈敷邑あり、關係あるか。此の氏は藤原南家狩野氏の族にして、廣榮を祖とす。

刈島　**カリシマ**　那波本和名抄筑前國夜須郡に刈島鄕あり。

雁住　カリズミ

雁瀬　カリセ

刈田　カリタ　カツタ　苅田と通じ用ひらるゝが故に、便宜上次條に併せ云ふべし。

苅田　カリタ　カツタ　カンタ　又刈田に作り、狩田とも通ずべし。和名抄陸奥國に刈田郡あり(磐城)、葛太と註し、郡内に刈田郷を收む。次に安藝國高宮郡に刈田郷、加無多と訓ず。次に讃岐國に刈田郡、葛多と註し、豐前國京都郡に刈田郷、後世苅田庄、又高山寺本に日向國臼杵郡に刈田郷あり。その他、信濃東條庄內狩田郷(高井郡雁田邑)等、文書に見ゆ。

1 苅田首　讃岐國刈田郡名を負ひし豪族にして、紀氏の族と稱す。貞觀四年五月紀に「讃岐國刈田郡の人・直講從六位上刈田首安雄、散位從七位上刈田首氏雄、阿波博士從八位上刈田首今雄等三人、本居を改めて、左京職に隷す、」と。また同九年十一月紀に「左京人從五位下行直講、苅田首安雄、姓を紀朝臣と賜ふ。安雄自ら言ふ武內宿禰の裔也と」など見えたり。

2 伊豫の苅田首　恐らく前項氏と同族ならんも、これは物部氏の族と云ふ。卽ち貞觀十二年十二月紀に「伊豫國宇和郡人從七位上苅田首全繼、苅田淨根等、姓を物部連と賜ふ」と見ゆ。

3 (大伴)刈田臣　磐城國刈田郡(苅田)刈田郷より起る。神護景雲三年三月紀に「苅田郡人外正六位上大伴部人足、姓を大伴苅田臣と賜ふ」と見えたり。大伴部條參照。

4 讃岐の刈田氏　寬弘元年大內郡戸籍に刈田弘子あり、第一項の族裔ならん。

5 京師の刈田氏　苅田首裔歟。朝野群載に見ゆ。

6 小野姓橫山黨　後平姓に改む。小野系圖に「野別當資隆—野三大夫成任—成尋(成南寺修行)—義季(苅田、號平右衞門尉、三郎左衞門尉、和田義盛の子と爲り、氏を平に改む)—義行—泰義—盛義(彌二郎)、」また泰義の弟「行景(五郎左衞門尉)—行盛(右衞門尉)。」猶ほ義行の弟妹に、「小田治五郎義春、和金七郎時季、荏柄尼西妙(苅田式部殿母)、靈山尼(奥州禪門祖母)、由利尼(加藤七郎兵衞太郎後家)」等を載せたり。義季、義行は東鑑元久二年六月廿二日條に「中條藤右衞門尉家長、同刈田平右衞門尉義季、」また二十六に「苅田左衞門三郎義行」とあり。磐城國苅田郡より起りしが如し。(小田島條、中條條參照)。

7 藤原北家宇都宮氏流　八田宗綱の孫中條法印義勝の子義季より出づと云ふ。中興系圖に「苅田、藤、中條法印次男、半右衞門義季稱之」と見ゆ、前項氏に同じ。

8 藤姓白石流　第三項、及び第六項と關係あらん。仙臺藩白石氏の譜に「刈田左兵衞尉經元(幼字次郎)を祖となす。經元・寬治中、鎭守府將軍源義家の麾下に屬し、淸原武衡兄弟を討ちて戰功あり。源公之を賞して奥州刈田、伊具兩郡を賜ふ。こゝに於いて刈田白石に住し、因つて氏とす。其の子右馬助元兼(初め次郎九郎)、その子藤九郎元繼、その子右馬允秀繼(初め孫九郎)、その子右兵衞尉秀信(初め藤次)、その子三郎秀長・文治中、賴朝に從ふ云々」と見えたり。

9 桓武平氏北條氏流・中興系圖に「苅田、平、北條遠江守時政五代、式部大輔篤時・之を稱す」と。篤時は(名越)朝時の孫、時章の子にして、太平記卷十に「苅田式部大夫篤時」と見ゆ、一門と共に死す。その子に遠江守公篤、越前守時見あり(尊卑分脈)。又岩松兵庫頭滿國の母を「苅田

入道篤道女」と見ゆ。

10 河内の刈田氏　若江郡の名族にして、家田村の人刈田友右衞門光數は天文二年十一月、其の權臣竹中、久保、鎭西、瀧本、乾等の諸氏を率ゐ、八個莊に移住し安田村を起す。又苅田善之丞なる者文明年間、圓通寺を創むと云ふ。

11 豐前の刈田氏　京都郡の豪族にして、元龜天正の頃、刈田元國あり。

12 美作の刈田氏　苫田郡林田邑の名族にして、其の祖先は花房職秀に從ひて荒神山城に在りたりと云ふ。安永頃より家道榮え、今や津山實業界の巨擘たり。當主善次郎氏。

又備前に苅田氏あり。

狩田　**カリタ**　中臣氏の族にして、中臣系譜に「意美麿—東人八世孫權大副公範—齋宮助輔元—大司範祐（號狩田前司）—元仲（號狩田先生）—元光（雅樂助）」と見ゆ。（東人—伊度麿—全成—磯足—安成—罕雄—高基（主神司）—元房（祭主）その子公範也。）

狩高　**カリタカ**　次條と關係あらん。

○狩高造　新羅族にして、天平寶字五年三月紀に「新羅人須布呂比滿麻呂等十三人、姓を狩高造と賜ふ」と見ゆ。

雁高　**カリタカ**

1 雁高宿禰　百濟王族と稱す。延暦四年五月紀に「右京人從五位下昆解宿禰沙彌麻呂等、本姓を改めて鴈高宿禰を賜ふ」と見え、姓氏錄、右京諸蕃に「雁高宿禰　百濟國貴首王の後也」とあり。昆解條參照。なほ弘仁元年九月紀に雁高宿禰氏成、貞觀十二年紀に同松雄見ゆ。

2 雁高朝臣　雁高宿禰の朝臣姓を賜へるもの也。延暦十八年正月紀に「正六位上鴈高朝臣笠繼」と云ふ人見ゆ。

3 雁高氏　前項氏の族裔にして、類聚三代格卷五、三代實錄十八等に見ゆ。

苅谷　**カリタニ**　カリヤ條を見よ。

刈谷　**カリタニ**　カリヤ條を見よ。

狩道　**カリヂ**　和名抄、備後國品治郡に狩道鄕あり。

苅知　**カリチ**

狩津　**カリツ**　尾張國に狩津庄あり。

狩戸　**カリト**

1 清和源氏小笠原氏流　一本小笠原系圖に「小笠原長清—藤崎十郎行長—十郎四郎泰綱（美濃國守護代）—基清（狩戸四郎）」と載せ、尊卑分脈にも「藤崎行長—泰綱—基清（狩戸四郎）」と見ゆ。弟に彌五郎行泰、太郎泰高、七郎泰基等あり。

2 源姓　中興系圖に前項の外「狩戸、清和、八郎忠元稱之」と云ふを載せたり。

3 信濃等に現存す。

苅那田　**カリナダ**　日向記に「犬追物手組之日記、寶徳二年三月十六日、苅那田又次郎」と載せたり。伊東家々臣也。

雁野　**カリノ**　カノ條參照。

苅野　**カリノ**　同上。

狩野　**カリノ**　カノ、カナフ等條を見よ。

狩野山　**カリノヤマ**　カノヤマ條を見よ。

刈羽　**カリハ**　越後刈羽（苅羽）郡より起る。長尾氏の一派にして、長尾彦次郎實景。この地にありて刈羽彦次郎と呼ばる。猶ほ刈和條を見よ。

狩場　**カリバ**　紀伊國牟婁郡の名族にして續風土記、樫原村王子權現社條に「當社は狩場刑部左衞門といふ者を祭ると傳ふ。昔刑部左衞門・妖賊を討ち、其の功により那智より、三千町の寺山を色川鄕十八箇村に讓り、永く鄕の助成とす。刑部左衞門死去の後、鄕民祀りて王子權現と稱す」と載す。

虞人　**カリヒト・カリウド**　職業人の一種にして、後世の狩人を云ふ、雄略紀四年條

に「虞人に命じて獸を駈る」と見ゆ。

刈部 カリベ　輕部と關係あるべし。

苅部 カリベ　カルベ　同上。

1 武藏の苅部氏　橘樹郡にあり、新編風土記に「苅部氏(保土ヶ谷町)、先祖を豐前守吉重と云ふ。當國久良岐郡の人なり。北條早雲より氏直に至るまで五代の間仕へて、關東八箇國の郡司を勤めしと云ふ。家に傳ふる・いさゝかの記録を閲するに、天和三年三月十九日、清三郎吉次といひし者の覺書なり。其の文によれば、豐前守吉次は武州鉢形の城番をつとめしとあり。苅部出羽守吉重、同修理亮吉重、同清兵衛吉重とつらねしるせり。三代同じ名を用ひしと云ふも誤あるべし。又側に右三人の名乘は小泉次太夫が授けし所なりとあり。次太夫吉次は御打入の頃より、御代官を勤めし人なれば、彌々うけがたき事なり。又彼の記録に云ふ、右の内苅部内膳と云ふもの、神奈川領二又川にて六箇所の領地を、北條氏康より賜はれりと。かの内膳と云ふは出羽守か、又修理亮などが初の名なるにや。又云ふ苅部豐前守、當所上中下ともに氏綱より賜りて領せり。御當代に至りて、清兵衛吉重らつたへて上中下ともに石高を分ちて農民に配分し、其の内保土ヶ谷町をば自ら所持せりと云ふ。又別に記せしものあり。其の文には『永祿十二年九月、甲州勢小田原へ人數を出せし時、吉良左兵衛督義門居館を、この近郷蒔田に定む。其の頃幕下に屬せしは、大橋山城守康忠、北見關加賀守滿賴、苅部豐前守泰則、多目周防守長宗』とあり。之によれば、豐前守が名乘の吉重としるせしは、彌々誤なる事しらる。今の清兵衛が父清兵衛の時、年頃宿役の事に心をもちひ、傳馬宿次の指揮もおこたらざりしかば、天明八年八月廿九日、伊奈攝津守より、きこえ上て白銀こそばくを賜ひ、其の身一代は帶刀すべく、又今より以後子孫永く苗字を名乘べきよし免されて、褒賞ありしといへり」と載せ、又久良岐郡條に「苅部氏(蒔田村)、祖先を苅部長門守と稱す、是も吉良氏の家臣たり。卒年詳ならず。法名榮久宗清居士と云ふ。小田原記に載る輕部豐前守は、この人の一族などなるべし」と。

2 日下部流　中興系圖に「輕部、日下部、苅部共」とあり、輕部條を見よ。

3 備前の苅部　カルベ條を見よ。

刈穗庵 カリホアン

借間 カリマ　カシマ條を見よ。

借馬 カリマ　讃岐の古族、カシマ條を見よ。

苅間 カリマ　常陸に此の地名あり。カルマ條を見よ。

苅間 カリマ　信濃に存す。カルマ條を見よ。

雁麻 カリマ　和名抄、大隅國肝屬郡(始羅郡)に雁麻鄕あり。加利末と註す。大同類聚方に「雁末藥は大澄國雁間鹿麻呂の家方」と見ゆ。

雁間 カリマ　前條に云へり。カルマ條參照。

狩又 カリマタ

鴈丸 カリマル　藤原北家五辻家流にして五辻家經の三子忠氏(信家)の後なりと。

狩道 カリミチ　カリヂなり。

狩森 カリモリ

苅守田 カリモリタ　正倉院寶龜四年文書に「苅守田藤万呂」なる者見ゆ。

苅谷 カリヤ　便宜上、狩谷條に併せ收む。

刈谷 同上。

狩谷 カリヤ　苅谷、刈谷に作り、又刈屋

と通ず。三河、上總に此の地名あり。

1 菅原姓　三河國幡豆郡の刈谷邑より起る。狩谷とも、刈屋とも、苅谷ともあり。久松氏の族にして吉重を祖とすと云ふ。近世の學者狩谷掖齋も此の地より出づ、同族か。

2 清和源氏水野氏流　苅屋條を見よ。

3 大伴姓　延元中、狩谷太郎兵衛尉（大隅守）資景、菊池武敏に從ひ、多々良濱に戰ひて功ありと傳へらる。その後、近江畑城、安藝吉田等に住す。子孫美作眞庭郡等にあり。

4 雜載　加賀藩給帳に「百石（中高ノ字四組）狩谷源四郎」を載せたり。

刈屋　カリヤ　前條、及び苅屋條を見よ。

狩屋　カリヤ　同上。

苅屋　カリヤ　三河、駿河、陸中、播磨等に此の地名あり、猶ほ狩谷條を參照せよ。

1 菅原姓　中興系圖に「苅屋、菅原、本國遠江」と見ゆ。狩谷條第一項に同じく、久松氏の族を指す也。

2 清和源氏水野氏流　武藏國都筑郡の名族にして、新編風土記に「久保村、苅屋氏（先祖は三河國の住人にて水野氏也。）其の後苅屋氏に改む。苅屋喜左衞門定廣は天正の頃の人にて、軍事に鍛練なるものなりしかば、相州小田原御陣のときも東照宮より御書をも賜れり。其の頃いづれの合戰にや、手疵あまた負ひしかば、働も不自由なりしにより、三州より長男三之丞を伴ひ、ゆかりにつきて當村佐藤三郎兵衞と云ふものゝ方へ來り、かの三之丞を三郎兵衞の女にめあはせけり。定廣は文祿元年六月十八日に沒す。本郡臺村弘松寺は、その菩提所なりしを、改宗して橘樹郡小杁村本法寺へ葬る。其の後は三郎兵衞も故ありて苗字を改め苅屋を名乘れり。」と見ゆ。

3 滋野姓　信濃筑摩郡の豪族に苅屋氏ありと。借屋原氏の事なるべし。

4 清和源氏閇伊氏流　陸中國閇伊郡苅屋邑より起る。奧南舊指録に「鎭西八郎爲朝の子閇伊十郎行光の末也」と見ゆ。ヘイ條を見よ。

借宿　カリヤド　駿河、武藏、信濃、上野、磐城、岩代等に此の地名あれど、此の氏は三河の豪族にして、康正造内裡段錢引付に八百十文、借宿五郎殿、三川國豊原庄・若林鄕段錢」と載せ、又長享元年常德院江州動座着到に「御末衆、借宿又三郎、借宿松千代」等を載せたり。

刈屋原　カリヤハラ　次條に併せ云へり。

借屋原　カリヤハラ　また刈屋原、刈谷原に作る。

1 滋野姓海野氏流　信濃國筑摩郡刈谷原邑より起り、刈屋原城（鷹住根城）に據る、滋野姓、海野眞田氏の族にして、淺羽本滋野氏三家系圖に「（海野）右衞門尉長氏—某（借屋原五郎）」と見え、中興系圖に「苅屋原、滋野、本國信州筑摩郡、海野信濃守幸綱の男五郎稱之」とあり。

2 日向記に借屋原小兵衞尉見ゆ。

借谷原　カリヤハラ　前條に併せ云へり。

刈山　カリヤマ

苅山　カリヤマ　備前に存す。

刈和　カリワ　越後刈羽郡より起る。長尾氏の一門彦次郎實景・當地にありて、刈羽殿とも刈和殿とも呼ばる。永正中、刈羽城（苅羽村）の城主に刈和相摸守景親あり、又長尾系圖、長尾爲景樣御一類衆に「苅和相摸守殿（景親）、苅和實景殿」を擧ぐ。

輕　カル　大和國高市郡に輕邑あり、懿德、孝元、應神三帝の都し給ひし地にして、天武紀白鳳十年條に輕市の語あるを見れば、後世も都邑たりしを知るに足らん。その他、

近江、因幡にも此の地名あり。猶ほ輕部條を見よ。

1 輕我孫 古代の大族にして、開化天皇皇子彦坐王の後なり。其の出自に關しては、姓氏錄、左京皇別に「輕我孫、治田連と同氏。彦坐命の後、四世孫白髮王なり。初め彦坐命、未だ阿彌古姓を賜はらず。成務天皇の御世、輕の地三千代を賜ふ、是れ輕我孫姓の由也」と見ゆれど、文意明かならず。文中輕は大和高市の輕ならん。

2 阿波の輕我孫 板野郷延喜の戶籍に、「寛平八年の籍、所貫同郷戶主輕我孫福男成戶口」などと見ゆ。

3 輕我孫公 第一項輕我孫が更に公姓を稱するなり。姓氏錄、山城皇別に「輕我孫公、治田連と同祖。彦今簀命の後也」と見ゆ。

4 大和の輕我孫公 五郡神社記に「輕樹神社（式に輕樹村坐神社）は、高市郡賀美郷輕樹村に在り、社家は輕我孫公云々」とあれど、如何。

5 近江の輕我孫公 除目大成抄に「長元四年、近江權大掾輕我孫公理行」見ゆ。

6 輕直 常陸にあり。こは輕部の部分的伴造なるべし。常陸風土記、久慈郡條に「輕直里麻呂」と云ふ者を載す。天智帝朝の人なり。當國に輕野郷・和名抄に見ゆ。

7 大和の輕直 前項氏との關係詳かならず。大和の漢氏坂上の族なり。

8 輕忌寸 前項倭漢輕直の忌寸姓を賜へる者なり。坂上系圖引用姓氏錄に曰ふ「山木直は是れ輕忌寸云々等廿五姓の祖也」と見ゆ。

加留 カル 古代輕氏の後裔なるべし。大和國高市郡輕の豪族にして、至德元年四月の大和武士交名に賀留殿を載せ、下りて天文慶長の比、また賀留氏見ゆ。國民郷士記に「賀留藤兵衛（宇摩志摩治より二十三代長日の末）」と載せたり。輕部條第十二項を見よ。

輕石 カルイシ 陸中國江刺郡に輕石邑あり。

輕野 カルノ 和名抄常陸國鹿島郡に輕野郷あり。又近江にも此の地名あり。古代の輕部と關係あらん。伊勢の豪族に輕野氏あり、天正の頃、藤方刑部少輔の家臣也。

輕部 カルベ 御名代部の一にして、允恭帝の皇子木梨之輕太子の御名を負ひし也。古事記、允恭段に「木梨之輕太子の御名代と爲して、輕部を定む」と見ゆ。大和國高市郡に輕の地あり、此の輕太子が御名を負ひ給へる地なり。カル條參照。

1 山城の輕部 東大寺奴婢帳に「紀伊郡邑薩里戶主輕部牛甘」と云ふ人見ゆ。當國に輕部造、輕我孫公等あり。

2 和泉の輕部 和泉郡に輕部郷あり、和名抄に加留倍と註す。姓氏錄、和泉皇別に輕部を載す、第十五項輕部君を見よ。

3 攝津の輕部 輕部造此の國に存せしより、此の部の住みしを知るべし。

4 下總の輕部 和名抄、當國海上郡に輕部郷あり。

5 常陸の輕部 當國新治郡（茨城郡）に輕部村存し、又和名抄、鹿島郡に輕野郷を收む。此の國今も輕部氏の人多し。猶ほカル條參照。

6 下野の輕部 類聚國史卷五十四に「天長元年十一月戊午、下野國人三村部吉成女は、故主帳外大初位上勳八等輕部豐益の妻也云々」と見ゆ。當國河内郡に輕部郷あり、和名抄に見えたり。

7 但馬の輕部 和名抄、當國養父郡に輕部郷あり。加流倍と註す、後世輕部庄と

云ふ。第十九項參照。

8 因幡の輕部 當國高草郡に、輕の地あり。

9 備前の輕部 和名抄、當國赤坂郡に輕部鄕あり。

10 備中の輕部 和名抄、當國窪屋郡に輕部鄕あり、加留倍と註す。大税貧死亡人帳に「窪屋郡輕部鄕管里戶主輕部毛智の口・輕部得万賣」を載せたり。

11 阿波の輕部 板野鄕延喜戶籍に輕部眞富と云ふ人見ゆ。

12 輕部造 物部氏の族にして輕部の伴造なり。姓氏錄、左京神別に「輕部造、石上同祖」と見ゆ。この裔、賀留條を見よ。

13 尾張氏流の輕部造 これも輕部の伴造なり。前項との關係は詳かならず。天孫本紀に「玉勝山代根古命は輕部造云々等の祖」と見えたり。

14 攝流の輕部造 東大寺奴婢帳所載攝津職移に「輕部造弓張、輕部造古麻呂、輕部造廣女云々、右五人は部內島上郡野身鄕戶主輕部造弓張云々」また天平勝寶元年の大宅朝臣可是麻呂貢賤解に「攝津國島上郡野身里戶主輕部造弓張」など見ゆ。

15 輕部君 毛野氏の族にして、姓氏錄、和泉皇別に「輕部、倭日向建日向八綱田命の後也。雄略天皇の御世、加里の郡を獻る。仍りて姓を輕部君と賜ふ」とあり。蓋し毛野氏の人が輕部領として、土地人民を獻上し、その君として此の氏名を稱せしものと考へらる。最初の輕部は君字を脫す。

16 輕部臣 武內宿禰の裔、巨勢氏の族にして、輕部の總領的伴造たりしならんか。古事記孝元段「許勢小柄宿禰は、輕部臣云々の祖也」また天平勝寶三年二月紀に「伊刀宿禰(巨勢男柄宿禰の第二男)は、輕部朝臣等の祖也」など見ゆ。輕部中第一の大族也。天武朝・朝臣姓を賜ふ。

17 輕部朝臣 前項の後にして、天武紀十三年條に「輕部臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」とあり。

18 輕部首 備中なる輕部の部分的伴造なるべし。大税貧死亡人帳に「窪屋郡輕部鄕籠箕里戶輕部首三狩、輕部首若賣」等見えたり。

19 日下部氏流 但馬國養父郡輕部庄より起る。此の地は大田文に「五十六町九反云々」と見え、當氏は日下部系圖に「井權守親安―弘佐―權三郞大夫佐晴―俊通(輕部六郞大夫)―同大夫俊宗」と見え、又俊宗の子には「山本新大夫俊直、建屋三郞俊村、稻津三郞光家、同六郞宗村」あり。又俊宗の弟を三郞大夫俊實と云ふ。別本には「俊家―俊實」に作る。

20 備作の輕部氏 浮田分限帳に輕部右衞門次郞あり。又備前文明亂記に苅部與次郞を載せ、また廣戶家記に輕部源左衞門尉なる人見ゆ。

21 雜載 北條氏康の家臣に、輕部豐前守(小田原記)あり。

加留部 カルベ 前條氏に同じ。

苅間 カルマ カリマ條參照。

○苅間連 物部氏の族にして、天平十年の周防國正稅帳に「刑部少解部從六位下苅間養德」と云ふ人見ゆ。

輕馬 カルマ カリメ、カシマ條參照。次の氏に同じ。

輕間 カルマ 前二條氏に同じ。なほカルメ、カシマ條を見よ。

○輕間連 物部氏の族にして、神護景雲元年三月紀に「正六位上輕間連鳥麻呂」とあるを、寶龜三年十一月紀には「輕馬連鳥麻呂」と見えたり。

輕海 カルミ 和名抄加賀國能美郡に輕海

郷あり、加留美と註す。又美濃本巣郡に輕海邑あり、輕海明神鎭座す。

1 美濃の輕海氏 本巣郡の輕海邑より起る。新編志に「輕海村、輕海東城は昔加留美長勝卿の館のありし舊跡なり」と見ゆ。その後、天文弘治永祿の頃、西美濃十八將の一人に輕海の住人輕海五左衞門光顯(明か)あり。又輕海平左衞門など物に見ゆ。

賀留美 カルミ 前條氏に同じ。

輕馬 カルメ カルマ、カリマ、カシマ等の條を參照せよ。

1 輕馬連 物部氏の族にして、天孫本紀に「物部長目連公は輕馬連等祖」と見ゆ。

2 氷輕馬連 前項と同族にして、天孫本紀に「物部鍛冶師連公は、鏡作、氷輕馬連等の祖」と見ゆ。

借馬 カルメ カルマ、カリマ、カシマ等の條を參照せよ。

1 借馬連 物部氏の族にして、天孫本紀に「物部麻作連公は借馬連等祖、」また「物部金連公は借馬連等祖」など見ゆ。

2 物部借間連 カシマ條を見よ。

3 山城の借馬(無姓) 山城國の計帳と思はるゝ正倉院文書に借馬乎治米賣と云ふ

者見ゆ。

枯木 カレキ 石見の名族にして、服部系圖に「七代治郞兵衞の子枯木太郞兵衞」とあり。

賀和 カワ 和名抄、美作國苫東郡に賀和郷あり。

甲作客 カワラツクリノマラウド ヨロヒ、及びマラウド條を見よ。

キ（き）

索引

紀　キ　紀は、又木、佶、記、城等に通じ用ひられ、中世以來、其の韻を添へて紀伊に作る。よりて城井、基肄、紀井等にも通ず。又ノの字を添へて紀野に作る。各條を併せ見よ。

紀氏は太古以來の大姓にして、その分派の多き事、源平藤の三姓に次ぎ、橘姓に匹敵せんか。而して、後世は殆んど紀朝臣と稱し、武内宿禰の後裔と云へど、こは後世の假冒にして、其の實、數流ある事、以下の各項に照して分明なるべし。猶ほ紀氏は平姓、藤姓等の盛なるや、之と混淆して、紀平、紀藤(記藤)等の氏を生じ、又橘姓は中世音讀してキッと云ひしが故に、紀氏と紛れて分つべからざるものあり。此等の現象は平安末期に起り、當時の文書、軍記に於いて既に之を見るべし。

紀伊國は古く木國と云ひ、又紀國に作る。猶ほ常陸にも木國ありき、又紀國に作る。其の他、山城國に紀伊郡紀伊鄕、肥前國に杵肄國、後に杵肄郡杵肄鄕、筑前に記夷城あり、皆古くはキなり。魏志東夷傳に鬼國見ゆ。

1　出雲系紀氏　紀伊國、即ち紀國は出雲神族と關係深き國にして、古事記上卷に「木國の大屋毘古神の御所」、また神代卷一書に五十猛命の功績を擧げて、「紀伊國に坐す所の神・是也」」と。更に其の御妹大屋津姫、抓津姫も同樣に當國に坐す事を載せ、延喜神名帳は、當國名草郡に伊太祁曾神社（名神大、月次、相嘗、新嘗）、大屋都比賣神社（名神大、月次、新嘗）、都麻都比賣神社（名神大、月次、新嘗）を收め、和名抄には伊太杵曾神戸、大屋神戸、津麻神戸の三鄕を擧ぐ。以て中古に於いても嚴然たる勢力の存せしを窺ふに足らん。

而して此の三神は、地神本紀に「五十猛神、（亦は大屋彦神と云ふ）、次に大屋姫神、次に抓津姫神、已上三柱は並に紀伊國に坐す。則ち紀伊國造齋祠神也」と見ゆ。この紀伊國造は次項所載天神系統道根命の後裔なる紀國造と同一なるが如きも、此の國造の祖道根は神武天皇東征の際、此の地方の群虜を征服して、國造に補せられしと傳へ、而して書紀神武卷には天皇東征の際、此の地に名草戸畔なる酋長ありて、皇軍・これを誅すと。然らば、道根は此の名草戸畔を誅するに當り、

功ありて國造に補任せられしものとすべきか。されど此の後、地神本紀に「素戔烏命六世孫豐御氣主命(亦名健甕依命)、此の命・紀伊名草姫を妻と爲す」と載せ、又天孫本紀に「紀伊國造智名曾の妹中名草姬」と云ふも見ゆ。此等の名草姬、國造智名曾、中名草姬は次項紀國造系中に見えず、且つ名草地方の豪族なるを思へば、名草戸畔の後裔と見る方、穩當なるべく、又伊太祁曾以下の三神は出雲系の神にして、神武天皇御東征以前より名草の地に鎭座せられしものと考へられ、又名草戸畔は御東征當時、この地にて勢力を振ひし大豪族なれば、恐らく名草戸畔は出雲系の豪族にして、此等三神を奉齋し以つて此の地方にて威を振ひしものと思考せらる。よりて地神本紀に五十猛以下の三神を擧げ、紀伊國造奉齋の神となす、紀伊國造は、古くは此の出雲系の國造を指せしものにあらずやと想像さるべし。道根後裔の紀氏には別に日前國懸の二神を氏神とする・あればなり。

(再按)されど道根命の事は、記紀共に見えずして、名草戸畔の事は嚴然たる事實なり。然らば後の紀國造が道根命の裔と云ひ、更に神皇産靈尊の子孫と云ふは、後世の假冒にして、其の實、名草戸畔と同系統の家か。神皇産靈神は出雲系統の崇敬せし天神なる事は予輩の屢々論ぜし處なるをや(日本古代史新研究、第五編第二章、「神皇産靈尊裔と云ふ氏族は、出雲神族にあらざるか」を參照せられたし)。猶ほ後世の書なれど、熱田舊記に「大國主尊は素戔鳴尊第七の御子にて、紀氏の祖神也」と載せて、紀氏を出雲神の後裔とす。

されど猶ほ考ふべく、今暫く舊說に從はん。

2　天神系の紀國造　紀國は又木國ともあり(記)。中世以後紀伊國と云ふ。此の國造は、國造本紀に「(神武朝)・天道根命を以つて紀伊國造と爲す。卽ち紀河瀨直祖」と載せ、又「紀伊國造。橿原朝の御世、神皇産靈命五世の孫・天道根命を國造に定め賜ふ」と見ゆ。此の事は、紀伊國造職補任に「天道根命、日前國懸兩大神宮・天より降坐の時、天道根命從臣となりて仕へ始む。卽ち嚴に之を崇め奉る。神武天皇・二種の神寳を天道根命に託し、嚴祭せしむ焉。天道根命・二種の神寳を奉戴し、紀伊國名草郡毛見鄕に到り、則ち奉安して琴浦に處き奉る。天皇東征の時、兩大神の德、日に新にして、群虜殺さるゝに依り、其の賞となして、天皇當國を以つて、天道根命に賜ふ。初めて國造職に補せられ、兩大神に仕へ奉る」と見えたり蓋し前述の如く、神武帝・名草邑に、名草戸畔を誅滅せられて後、道根をして此の地を治めしめ、國造に補せられしなるべし。而して此の記事に見ゆるが如く、此の國造は、爾來日前國懸兩神宮を奉じて、神裁政治を行ひしものと考へらる。日前國懸神宮は、神代紀一書に「石凝姥を以つて冶工と爲し、天香山の金を採り以つて日矛を作り、又眞名鹿の皮を全剝ぎ、以つて天の羽鞴を作る。此を用ひて造り奉るの神は、是れ卽ち紀伊國に坐す所の日前神也」と。また神祇本紀に「鏡作祖石凝姥命を冶工と爲し、則ち天八湍河の川上なる天壁石を採り、復た眞名鹿の皮を全剝ぎ、以つて天の羽鞴を作る矣。復天香山の銅を採り、日矛を鑄造せしむ。此の鏡少しく意に合はず、則ち紀伊國に坐す所の日前神是れ也」と。また古語拾遺に「是に於いて思兼神の議に從ひ、石

凝姥神をして、日像の鏡を鑄せしむ。初度に鑄る所は、少しく意に合はず、(此れ紀伊國日前神也)」など見えたり。

又釋日本紀に「大倭本紀に曰く、天孫の始めて天降りますの時、共に護りの齋きの鏡三面、子鈴一合を副ふる也と。注に云ふ、一鏡は、天照太神の御靈にして天懸神と名づけ奉る。一鏡は、天照太神の御前の御靈にして、國懸太神と名づけ奉る、今紀伊國名草宮に崇敬解祭の太神なり。一鏡及び子鈴は、天皇・御食津神にして、朝夕の御食を夜護り日護り齋き奉るの大神なり」」と。又社家傳記に「神日本磐余彦天皇(神武天皇)東征の時、此の種々の神寶を以つて、天道根命に託(記に誤る)して齋き祭らしめし也。天皇・國々を經て攝津國難波に到ります時、天道根命・此の二種の神寶を戴き奉り、紀伊國名草郡毛見鄕に到り、琴浦の海底の岩上に安置し奉る。崇神天皇(人皇第十代)の御宇に至り、豐鋤入姬命・天照大神の御靈を戴き奉り、五十一年四月八日、本國名草郡濱宮(毛見鄕也)に迁ります時、日前國懸兩太神は海底の岩上を離れ名草濱に移り、宮を並べ共に住み給ふ。同五十四年、天照大神は吉備名方濱宮に遷りますと雖、日前國懸兩太神は留りて名草濱宮に住み給ひ、垂仁天皇(人皇第十一代)十六年に至り、濱宮より同郡神宮名草郡萬代宮に遷りて鎭り座す也、(今宮地是也)」」と載せたり。

而して延喜式には、日前神社(名神大、月次、相嘗、新嘗)、國懸神社(名神大、月次、相嘗、新嘗)と。これより前、天武紀朱鳥元年七月、紀伊國國懸神、嘉祥三年十月紀に日前國懸大神社と見え、和名抄に日前神戶鄕を載せたり。

道根命の後は「比古麻命(姓氏錄に比古麻夜眞止乃命)—鬼刀禰命—久志多麻命(又名目管)—大名草比古命—宇遲比古命」此の人、古事記孝元段に「木國造の祖宇豆比古」と見え、景行紀三年條に「紀直遠祖菟道彦」とあり。其の子「舟本命—夜都賀志彥命—等與美々命」此の人、神功紀に紀直豐耳と見ゆれば、此の時既に直姓を稱せしが如し。されど補任には、其の子「豐布流・始めて大直を賜ふ」と見えたり。これより前、倭姬命世記に「(崇神天皇五十一年)木乃國奈久佐濱宮に遷り、三年を積むの間・齋き奉る。時に紀伊國造・舍人紀麿良と地口御田とを進む」とあれど、其の名を表はさざれば上述の系にあて難し。

第十代豐布流の後は「鹽籠—禰賀之富—忍—弟國見(十四代)—麻佐手(忍の男)—國勝(國見の子)—忍勝(麻佐手の子、十七代也。敏達紀に紀國造押勝)—大海(國勝孫)—忍穗(忍勝の子也。名草郡を立つ)、弟(二十代)牟婁、其の弟(二十一代)石牟—(二十二代)直祖、」この人は神龜元年十月紀に「名草郡大領外從八位上紀直摩祖を國造と爲し、位三階を進む」と見え、二十三代古麻呂(牟婁の子)—二十四代林直解任(古麻呂男)—二十五代千島(林直弟)—廿六代足國—廿七代豐島(千島弟建島男、卽ち牟婁—古麻呂—建島—豐島)は、天平九年三月紀に「紀直豐島を紀伊國造と爲す」と。廿八代吉繼—廿九代豐(摩祖弟豐丸の子)—三十代五百友(吉繼の弟廣國男、卽ち豐島弟廣國—五百友)は、延曆九年五月紀に「外從八位上紀直五百友を以つて紀伊國造と爲す」」と。三十一代國栖(牟婁—廣島—國栖)は、天平神護元年十月紀に「名草郡大領正七位上紀直國栖等五人に爵四級を賜ふ」」

と。三十二代豊成（國栖の子）は、承和二年三月紀に「紀伊國人正八位上紀直繼成等十三人に姓を紀宿禰と賜ふ」と見ゆる繼成の事なるべし。其の弟卅三代高繼は、嘉祥二年閏十二月紀に「國造紀宿禰高繼」とあり。これより宿禰姓となる。三十四代弘淵より、三十五代槻雄、三十六代廣世、(宗守男也。宗守は國井六世孫)、三十七代有守を經て三十八代奉世（號土前國造）に至り、文煥を婿とす。文煥は「紀淑光男、長谷雄の孫也」とあり。かくて三十九代は文煥の子行義繼ぐ、此より此の家・皇別となれり。而して上述の有守、奉世は、類聚符宣抄第一、天暦七年十二月廿八日の太政官符に「正六位上紀宿禰奉世、件の人・宜しく紀伊國國造外從五位下紀宿禰有守の病に依りて辭退せし替に補すべし」と見ゆ(以下三十一項)。猶ほ以下の各項を參照せよ。

3 紀大直　紀國造の事にして、紀伊國造補任に「十代豊布流、始めて大直を賜ふ」と見ゆ。大直とは凡直に同じく、大國造の稱たるなり。

4 紀直　紀國造の氏姓にして、紀大直と云ふに同じ。多くは第二項紀國造條に云へるが故に、此處にはかしこに脱れたるのみを云ふべし。神代本紀に「天御食持命(神魂命の子)紀伊直等の祖」と、こは國造の祖天道根命の神系を擧げたるなり。氏人は靈異記下卅三に「紀直吉足は、紀伊國日高郡別里椅家長公也。天骨惡性にして因果を信ぜず、延暦四年云々」また天長十年三月紀に「紀伊國名草郡人正七位上湯直國立、同姓眞針、國作等の三人、姓を紀直と賜ふ」また同四月紀に「紀伊國名草郡人正七位上湯直國立、同姓眞針、國作等三人に姓を紀直と賜ふ」など見ゆるは支庶の家なり。宗家は承和、貞觀年間・宿禰姓を賜へり。猶ほ此の族にして弘仁年間、吉原宿禰姓を賜へるものあり。

5 和泉の紀直　紀國造の族にして、姓氏錄、和泉神別に「紀直、神魂命の子御食持命の後也」と見ゆ。

6 河内の紀直　姓氏錄、河内神別に「紀直神魂命五世孫天道根命の後也」と見ゆ。

7 肥前の紀直　肥前風土記に「紀直等の祖・穉日子」と云ふ人見ゆ。葛津國造の祖なり。フヂツ、オホムラ等の條に精しく載せたり。

8 紀臣　前項諸氏とは別にて、武内宿禰の子木角宿禰の後なり。孝元本紀に「彥太忍信命は紀臣等祖、」また古事記孝元段に「木角宿禰は木臣云々の祖」と見ゆ。蓋し此の氏名は、武内宿禰の母姓を襲ひたるが如し。卽ち景行紀三年春二月條に「紀伊國に幸し、將に群の神祇を祭祀せん事を卜するに吉ならず、乃ち車駕を止め屋主忍雄武雄心命（一に云ふ武雄心）を遣はして祭らしむ。爰に屋主忍雄武雄心命は詣りて阿備柏原に居り、而して神祇を祭祀し、仍りて住むこと九年、則ち紀直の遠祖菟道彥の女・影媛を娶り武内宿禰を生む」と、古事記には「比古布都押の信命・木國造の祖宇豆比古の妹山下影日賣を娶りて、子建内宿禰を生む」と見ゆ。蓋し影媛の領土は武内宿禰を經て、其の子木角宿禰に傳はりたるならむ。

此の氏は、蘇我、平群、葛城、巨勢と並びて、古代の一强族たるのみならず、中古に於ても、平安朝に至るまで其の餘勢を保ちき。木角の子に、白城宿禰、千熊長彥、田鳥宿禰等・皆古記に著はれ、又雄略紀、討新羅將軍に「紀小弓宿禰、」其の子大磐宿禰、」また「小鹿火宿禰」」顯宗紀に紀生磐宿禰見ゆ、こは大磐宿禰と同人

なり。次に欽明紀に紀男麻呂宿禰あり、又將軍なり。續いて舒明紀に紀臣鹽手、孝德紀に紀麻利耆拖臣、紀臣乎麻呂、木臣麻呂、天智紀に御史大夫紀大人臣、天武紀に木臣大音、紀臣阿閉麻呂(贈大紫)、紀臣堅麻呂(贈大錦上)等見え、同十三年に至りて、其の本宗は朝臣姓を賜へり。此の家の系圖は第廿一項、紀朝臣を見よ。

9 和泉の紀臣 前項紀臣の族・早く當國に榮ゆ。蓋し紀國と隣接するに因るべし。雄略紀九年條に「釆女大海、小弓宿禰の喪に從ひ、日本に到來し、遂に大伴室屋大連に憂諮りて曰く、妾・葬所を知らず願くば良地を占めん。大連卽ち爲に之を奏す、天皇・大連に勅して曰く、大將軍紀小弓宿禰、龍驤虎視、旁ら八維を眺め、逆節を掩討し、四海を折衝す。然らば則ち身を萬里に勞し命を三韓に墜す。宜しく哀矜を致し、視喪者を充つべし。又汝大伴卿は紀卿等と同國近隣の人、由來尚し矣。是に於て大連・勅を奉じ、土師連小鳥をして、家墓を田身輪邑に作りて之を葬る也」と。小弓の郷里の當國なるを知るべし。又紀角宿禰の孫、白城宿禰の子根使主は當國に廣大なる領土を有し、日根に住居せり、蓋し根使主とは、當國日根(郡)なる地名を負ひしにて、日根の臣の意なるべし。

猶ほ第二十五項を見よ。

10 紀伊の紀臣 紀臣は中央の大豪族なるが故に、邸宅を帝都に置きたるも、もと紀伊より家を興したるが故に、一族の內・紀伊に居るもの少からず。卽ち靈異紀下廿五に「紀臣馬養は、紀伊國安諦郡吉備鄕の人也」(此の人・今昔物語十二の十四にも見ゆ)など其の一例なり。後朝臣姓を賜へるもの多し。

又東寺文書、仁壽四年在田郡吉備鄕眞濟大德賣得田券に、「一所一町、野村に在り、四至、東は栗林畠に至り、南は紀臣波白女の地に至り、西は古垣、並に栗栖林北に至り、北は野田大溝に至る」と。又「畠一町、吉備鄕小島村に在り、四至云々、西は紀朝臣並倉地に至る」と。又日高郡に紀氏あり。

11 伊豫の紀臣 延暦十年十二月紀に「伊豫國越智郡人正六位上越智直廣川等五人言ふ、廣川等七世の祖紀博世、小治田朝廷の御世、伊豫國に遣はさる。博世の孫忍人、便ち越智直の女を娶り、在手を生む。在手・庚午年の藉に本源を尋ねず、誤りて母姓に從ふ。爾れより以來、越智直の姓を負ふ。今廣川等・幸に皇朝開泰の運に屬し、適々群品樂生の秋に値ふ。請ふ本姓に依り、紀臣を賜はらんと欲す。之を許す」と見ゆ。

當國に紀氏・後世榮ゆ。關係あるべし。

12 伊賀の紀臣 天武紀に「伊賀國に在る紀臣、阿閉臣」等と見ゆ。

13 美濃の紀臣 天武紀五年條に「美濃國司に詔し、礪杵郡に在る紀臣阿佐麻呂の子を東國に遷す」と見ゆ。

14 紀奧 天平勝寶二年四月紀に紀奧乎麻呂と云ふ人見ゆ。奧の義未詳。一種のカバネか。

15 紀君 正倉院天平勝寶元年文書に見えたり。

16 紀祝 河内に在り、何社の祝か詳かならず。姓氏錄、河内皇別に「紀祝、建内宿禰の男・紀角宿禰の後也」と見ゆ。

17 紀宿禰 紀國造族にして、紀直の宿禰姓を賜へるものなり。承和二年三月紀に「紀伊國人外正八位上紀直繼成等十三人、姓を紀宿禰と賜ふ」と。また貞觀五年九月紀に「紀伊國名草郡人內堅從八位下紀

直貞吉、直の字を改めて、宿禰姓を賜ふ」など見えたり。此の氏の系は第二項紀國造に云へり。後・武内流紀氏に轉ず、後に云ふべし。

18　大和の紀宿禰　承和二年三月紀に「右京人近江少目從七位下伊蘇志臣廣成、大和國人正六位上同姓人麻呂、云々等、姓を紀宿禰と賜ふ」と見ゆ。

19　丹波の紀宿禰　紀國造族稱紀臣族、承和二年十月紀に「丹波國人・右近衞醫師外從五位下大村直福吉、及び其の同族、幷びに五人、姓を紀宿禰と賜ふ焉。武内宿禰の枝別也。福吉・妙を瘡を療するの術に得たり。當時の諸醫・間然するを得ず。天皇寵愛、宅居を賜ふに至る。遂に其の口訣に據り、治瘡記を撰せしむ」と見ゆ。紀國造族なれど、武内宿禰も紀氏より出でしにより斯く云ふか。

20　筑前の紀宿禰　カシヒ條を見よ。武内宿禰の後裔にて紀宿禰なりしと云ふ。

21　紀朝臣　武内宿禰の後裔、紀臣の朝臣姓を賜へるものにて、天武紀十三年條に「紀臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と。また養老三年五月紀に「無位紀臣龍麻呂等十八人云々、朝臣姓を賜ふ」」また同年閏七月紀に「無位紀臣廣前に、朝臣姓を賜ふ」」また承和九年三月紀に「右京人侍醫外從五位下紀臣國守、弟從八位上同姓魚守等三人、臣姓を改め、朝臣を賜ふ」」また元慶元年十二月紀に「右京人從五位下行織部正紀臣關雄、姓を朝臣と賜ふ。其の先は紀角宿禰の苗裔也」など、其の後も紀臣より相次いで朝臣姓を賜へり。氏人は持統紀に紀朝臣眞人、同弓張（直廣肆）、續紀卷一に同竈門娘、以下頗る多し。又天平五年の右京計帳に「紀朝臣爲女」」また養老七年十月紀に「詔して曰く、今年九月七日、左京人紀家が献ずる所の白龜を得云々。紀朝臣家に從六位上を授く」」また嘉祥二年四月紀に「大和國添上郡人從七位下紀朝臣核繼、正六位下紀朝臣核主、大宰帥安康親王家令文學從七位下紀朝臣核吉、越中博士從七位下紀朝臣生永、從八位下紀朝臣實等、本居を改め、左京六條一坊に貫附す」など見ゆ。なほ以下の各項を見よ。

姓氏錄・左京及び右京皇別に收む、前者は「紀朝臣、石川朝臣同祖、建内宿禰の男紀角宿禰の後也」と載せ、後者は「紀朝臣、石川朝臣同氏、屋主忍雄建猪心命の後也、日本紀合」と見えたり。次に此の氏の系を擧ぐれば、

(紀國造)菟道彦―影姫―武内宿禰―木角宿禰(紀臣太祖)―
　├白城宿禰…根使主―小根使主…建日臣
　├千熊長彦
　└田鳥宿禰
鹽手(舒明紀)―大口大人
　├麿
　├麿路
　└古麿―飯麿

大人は天武朝十三年に薨ず。よりて朝臣姓を賜へるは、麿よりなるべし。群書類從、並びに續群書類從等に、紀氏系圖多けれど、上古の部は信ずべからず。卽ち其の系圖に「武内宿禰（景行帝三年、紀伊國に於いて誕生す。母は影姫、菟道彦の女）―木菟宿禰―眞鳥宿禰―玆寐臣―根咋臣、弟眞咋臣―小足臣―鹽手臣―大口臣」とあれど木菟、眞鳥等を紀氏とするは大なる誤なり。木菟、眞鳥等の平群氏なる事は記紀、姓氏錄等に據りて明白なればなり　蓋し眞鳥の父木菟宿禰を誤訓して木とあれば、紀氏祖と思へるなるべし、一笑にも値せず。猶ほ大口臣の後も、「大人―圖益―諸人―麻呂」とありて、

公卿補任及び續紀に符合せず。

22 紀氏系圖 されど、暫く紀氏系圖に據るに「大人（大納言、天智十五、六三薨。一本には『號大紫官、天智天皇十一正五、始めて御史大夫に任じ、天武天皇、御史大夫を改め、初めて大納言、是れ吾朝大納言の初めなり。此時、宿禰を改めて朝臣と爲す、天武十二六二薨』と）—園益（從五下）—諸人（此人の弟淸人は正五下、式部大と。また一本に此の弟に益躬を收め、河野先祖也と。カウノ、オチ、及び本條第十一項を見よ）—麻呂（大納言、中務卿。其の弟に、諸成、其の妹懷姫は光仁母と。また一本には諸成を諸威に作り、『海氏後胤たり、姓を淸原眞人に改む』と見ゆ。次に麻呂の後は）—

- 古麻呂 式部大
- 依麻呂 中納言
  - 廣庭 三木 — 宿奈麻呂
- 奈麻呂
  - 廣純 河內守
- 飯麻呂 鎭守府將軍、參木、天平寶字六七七薨
  - 宇美 左衞門
  - 男人 大貳 — 兼貞 — 女子
  - 古佐美 征夷將軍 大納言 延曆十六六薨
    - 廣濱 大學頭 三木大貳
      - 善峰 三乃守
        - 春枝 木工守 左馬助
        - 夏井 右中辨
        - 秋峰
        - 女子 仁明妃
      - 長江 左衞門
    - 末成 肥前守 越前守

今・國史及び公卿補任によりて、之を訂正すれば次の如くなるべし。

木角宿禰後裔紀臣大人（御史大夫）—

- 麻呂 紀朝臣 大納言
  - 宇美 — 廣純 參議
  - 男人 — 家守 參議
  - 宿奈麿 — 古佐美 大納言 — 廣濱 參議
    - 善峰
    - 長江
  - …木津魚 — 百繼 參議
- 麻路 紀朝臣 中納言 — 廣庭 參議
- 古麿 參議 — 飯麿 — 麿名 — 眞人 — 國守 — 貞範 — 長谷雄 中納言
- …諸人 贈太政 — 橡姫 田原妃 —（光仁帝）
- …猿取 — 船守 大納言
  - 梶長
    - 興道 — 本道
    - 名虎
      - 有常
      - 種子 仁明更衣
      - 靜子 文德更衣
  - 勝長 中納言
  - 女 平城妃

- 木津魚 從三 — 百繼 參木、近江守
  - 麻呂名（眞人 常陸助
    - 末守 民部少 — 末成
    - 今守 近江守 左京大夫 — 數雄
    - 貞守 — 利貞 大內記
    - 國守 侍醫
  - 女子 藤良綱母
- 猿取 從五上
  - 船守 大納言 式部卿
    - 梶長 中納言 大同元薨
    - 田長
      - 深江 藏人
      - 野永
      - 永直 式部丞
    - 女子 平城妃
  - 家守 三木 左大辨

次に長江の後は石淸水條に詳記す。

次に「梶長 —

- 興道 下野守 藏人 — 本道 筑前守
  - 望行
    - 貫之 土佐守 木工頭
      - 時文 內藏介
        - 輔時
        - 時繼 長門守
        - 文正
        - 時實 左衞門
      - 女子 內侍
    - 定宗 伯耆守 — 行廣 大和守
    - 文定 伊勢守
  - 有友 宮內少 — 友則 大內記
    - 淸正 淡路守
    - 房則
  - 淸主 下野大夫
    - 朝氏 紀撿校 — 朝忠 紀二郎
    - 長有 芳賀小太郎 — 有行
- 名虎 左京大夫 改有人 承和十四六月卒
  - 有常 甲斐守 尾張守 左兵衞尉 雅樂介 元慶元正十三卒
    - 女子 業行室
    - 女子 敏行室
  - 種子 仁明更衣
  - 靜子 惟喬母 號三條町
  - 女子 敏行母
  - 眞成 中納言
- 名龍

國守の後は其の子「貞範（彈正忠）—長谷雄（一名發昭、遣唐使、式部大、從二、中納言、延喜十二、三十薨、六十八）—

- 淑望 信乃守 — 理綱 三川守
  - 傳佐 左京亮
  - 維實 本理實（池田祖）

- 淑人（河内守）—宗定（少納言）
- 淑信（伊豫守 式部少學士）—在昌（大内記 學士）
  - 伊輔（大内記）
    - 爲輔（大内記）—宣輔
    - 爲任（式部大）—頼任（攝津守 刑部大）
    - 爲宗（但馬掾）
  - 伊任（名醫）
  - 伊賢（越前守）
    - 成子
    - 成息
  - 兼輔（刑部丞 實伊輔二男）—明輔（秀才）
    - 維明（右衛門）
    - 在輔
- 家弘（藏人 少外記）
- 淑行（淑見 參木）
  - 文煥（肥後守）
  - 文利（美作守）
  - 文實（但馬守）—重親（大膳大夫）—知貞（右馬允）—親任（修理進）
  - 文幹（信濃守）—定興（大貳肥前守）—信親（左衛門）—宣時
  - 文慶（羽三 住出羽）
  - 文相（右中辨）—忠方（内匠允）—寛印（内供奉）
    - 行圓（祇園別）
    - 圓深（繪名人）
  - 文輔—淳經（肥前守）—維行（瀧口）—淳行（所衆）
- 淑行（山城守 河内守）
- 淑間（山城守）
- 淑方（左衛門佐）
- 淑久

宣輔の後は「宣範—宣淸—季輔（號池別當）—季重（左馬允）—季良（左馬允）、弟季康（鳥羽武者所）、弟重源（俗名重定、入唐、俊乘坊大和尚）」と。

又頼任の後には其の子「爲任、宗成（主計頭）、久任（河內、山城、阿波介、大炊助）、頼季（山城介）、基弘（日向守）」等あり、又「大井、品川、春日部、潮田、大井田、堤、御藏、堀川」等の氏、これより分る。

又池田氏の族には、榎下、高藤、高井、陸田、備前等あり、各條に詳かなり。

23 平群氏流紀朝臣　神名式、大和國平群郡に「平群坐紀氏神社（名神大、月次新嘗）」と見ゆ。紀氏系圖が紀氏を平群氏の後とするは、此の社に關聯する處あるか。其の他、天平寶字五年十一月二十七日の當國十市郡司解に「知事紀朝臣形麻呂」と云ふ人見ゆ。

24 波多氏流紀朝臣　齊衡元年十二月紀に「散位正六位上林朝臣並人等、姓を紀朝臣に改む」と見ゆ。こは紀氏の祖角宿禰の兄波多八代宿禰の後なり。一族中紀氏・最も勢力あれば、其の氏に改めしに外ならず。

25 和泉の紀朝臣　當國には古くより紀臣のありし事、第九項に云へり。又日根郡淡輪に紀朝臣船守の墓あり。船守は延暦十一年四月二日に薨ず。大納言正三位に至る。

26 巨勢氏流紀朝臣　齊衡元年十二月紀に「左衛門少尉從六位上雀部朝臣春枝云々、姓を紀朝臣と改む」と見ゆ。こは紀角宿禰の兄許勢小柄宿禰の後なれど、第二十四項と同樣、紀氏の勢力盛んなれば、紀氏に改めしものなり。

27 己智裔紀朝臣　貞觀六年八月紀に「左京人山村忌寸安野、夏野、全子等、姓を紀朝臣と賜ふ。紀角宿禰の後也」と見ゆれど、こは山村己知が主家・紀氏の系を冒したるものならん。

28 越中の紀朝臣

29 川瀨氏流紀朝臣　こは、紀國造族なれど、同氏名なるより朝臣姓を賜ひしならん。類聚符宣抄第七卷、貞元二年五月十日の太政官符に「右大史川瀨連保基・紀朝臣姓を賜ふ」と見ゆ。

30 紀伊の紀朝臣　當國は紀直の榮えたる地なれど、古くより紀臣も多き事、第十項を見よ。其の後、承和元年八月紀に「紀伊國人從七位下紀臣國奈須等五人、朝臣姓を賜ふ」と。また同十年九月紀に「紀伊國名草郡人紀臣廣人、廣成等、朝臣姓を賜ふ」など見ゆ。猶ほこれより前、天平寶字八年七月紀に「紀寺の奴益人等・訴へて云ふ、紀袁祁臣の女粳賣、本國氷高評の人・內原直牟羅に嫁し、兒身賣、狛賣二人を生む。益麻呂等十二人・姓を紀朝臣と賜ふ」と云ふもあり、又靈異記下卷廿五に「紀萬侶朝臣は同國日高郡之潮

に居住す」と載せ、今昔物語巻十二の十四に「今は昔、白壁の天皇の御代に、紀伊國日高の郡に紀麿と云ふ人有けり、」など見ゆるにより、早くより朝臣姓の此の國にありしを知るべし。此の麻呂は續紀に「慶雲二年薨」と見ゆる大納言紀朝臣麿とは別人なるべし。又當國伊都郡古佐田妻村に紀古佐美朝臣の墓と稱するものあれど附會のみ。サカノヘ條參照。

31　紀伊國造紀朝臣　天元年中、三十八代紀國造奉世・男子なし、よりて國守紀朝臣行義に國造職を讓る。一に奉世は紀朝臣文煥を婿とし、天元年中、文煥の子行義に國造職を讓ると。これを三十九代とす(第二項參照)。

行義は紀氏系圖に「淑光(一本淑見、參木)—文煥(肥後守)—行義(紀伊守、紀伊國日前宮國造始)—教經(紀伊守)—經佐(同)—淑守(同)—淑宣(同)—宣俊(同)

—宣宗(國造)—長宣　宣重
—宣保(國造上北面)—宣親(北面)┬淑文(紀伊守)—淑氏(紀伊守)┬淑春(紀伊守)
　　　　　　　　　　　　　　　├淑直(大膳亮)　　　　　　　└俊文(紀伊守)
　　　　　　　　　　　　　　　└淑名

一本俊文の子に淑良、龜松を收む。また紀國造職補任に「行義、圓融院御宇天元年中、國造職を讓られ、三十九代となり、其れより四十代孝經、義孝、孝弘、弟孝長、孝季、(孝弘三男)經佐、良守、良任(良佐)、(良佐男)良忠、良平、(良忠弟)良宣、宣俊、宣宗、宣保、宣親、淑文、淑氏、俊文、親文、俊長(永和元)、行文(應永二)、行長、行孝、親弘、(弟)俊連、俊調、光雄、忠雄、忠光、昌長、俊弘、俊範、豐文、俊敬、慶俊、三冬、(孫)尙長(七十六代)、俊尙、俊季、」にして現今男爵。名草郡大田城は、大田村の東南、田野の中に、其の跡わづかにのこるとぞ。紀國造家の要害にして、天正十三年、豐臣氏の軍に圍まれし所とす。紀國造家の舊記に「當境は往昔より一圓宮鄕とす。しかるに應仁文明の比、諸國蜂起の徒、地を略し、城を居ること世の常なれば、時の國造俊連朝臣は、神領の蠶食せられんことを恐れ、延德年中、所々に城郭を築きて防禦に備へらる。所謂秋月の城には飯垣周防守、忌部山の城には村垣因幡守、三葛鄕の城には、田所平左衞門を置きて守らしむ。而して當所は國造家の居城たり。天正十三年、國造忠雄・秀吉の兵威に抗し、泉州岸和田に發向し、合戰におよぶ云々」と。其の後、慶俊の時又も子なく、藤原姓飛鳥井三冬を養子とす、文化年中の事なり。かくて國造家は早く神種絕えて、皇別の系となり、又も藤氏となれる也。又建久三年解狀に、散位紀朝臣實俊あり、紀成實(寬仁頃、名草郡直川刀禰職)の孫なり。栗栖條を見よ。

32　莿田氏流紀朝臣　貞觀九年十一月紀に「左京人從五位下行直講莿田首安雄、姓を紀朝臣と賜ふ。安雄自ら言ふ武內宿禰の裔也」と見ゆ。もと讃岐の莿田氏也。

33　太宰府紀氏　太宰府々官に、紀朝臣多し。永承七年六月八日府官連署に「權少監紀朝臣、監代紀朝臣、」また永久四年二月廿一日太宰府濟物解文に「從五位上行大監紀朝臣、」「從五位下行大監紀朝臣有賴、」また「府老紀朝臣知實」等見え、又觀世音寺文書、保安元年六月廿八日に「從五位下行大監紀朝臣二人、」また宮寺緣事抄、天承二年閏七月太宰府在廳官人解に「監代紀重永、大監紀朝臣、大監紀朝臣有賴、」石清水文書、治承四年九月十九日

に「従五位下行大監紀朝臣」また貞觀十年二月廿三日筑前國牒に「掾紀朝臣、守紀朝臣恒身」等見ゆ。此の紀氏は鎭西紀姓諸豪族と密接なる關係あらんと考へらる。第六十八項以下參照。

34 山城の紀氏 京師紀氏の外、石淸水祠官は多く紀氏と稱す。太宰府紀氏の裔か、イハシミヅ條を見よ。系圖に據れば、紀別當(神官)は「紀夏井男紀御豐二代良範男、紀良常十一代目兼井—兼能—兼有—兼祐—兼秀—兼家—兼行—兼尙—兼則—淸貞—淸規—淸脩—淸從」なりと。又紀神主(神官)、紀撿知(神官)等あり、五二二頁を見よ。

35 大和の紀氏 春日神社の祠官也。一四八六頁を見よ。備前兒島の紀氏裔なりと。又當國吉野郡寬元二年金峰山寺洪鐘銘に紀安任見ゆ。

36 攝津の紀氏 西成郡にあり、武內宿禰の裔、兵部卿紀貞之なる者、嘉吉二年四月、本願寺蓮如に歸依し、紹郡と號し、光明寺を開くと。寺內に紀定盛の墳あり。この人は當地紀氏の祖なりと云ふ。

37 和泉の紀氏 天台座主記等に見ゆ、大鳥郡の氏なり。當國には古くより紀臣、同朝臣あり、前述す。

38 伊賀の紀氏 太平記卷十六に「天智天皇の御宇に、藤原千方と云ふ者有りて、金鬼、風鬼、水鬼、隱形鬼と云ふ四の鬼を使へり。金鬼は其の身堅固にして、矢を射るに立たず。風鬼は大風を吹せて、敵城を吹き破る。水鬼は洪水を流して敵を陸地に溺す。隱形鬼は其の形を隱して、俄に敵を拉く。斯の如き神變凡夫の智力を以て、防ぐべきに非ざれば、伊賀伊勢の兩國、是が爲めに妨げられて、王化に順ふ者なし。爰に紀朝雄と云ひける者、宣旨を蒙りて彼の國に下り、一首の歌を讀みて鬼の中へぞ送りける。『草も木も、我が大君の國なれば、いづくか鬼の栖みかなるべき』、四の鬼・此の歌を見て、さては我等惡逆無道の臣に隨ひて、善政有德の君に背き奉りける事、天罰遁るゝ處無かりけりとて、忽ちに四方に去りて失せにければ、千方勢ひを失ひて、軈がて朝雄に討れにけり」と見ゆ。名賀郡に千方籠城あり、千方の事は、三國地志、杜若伊賀名所記、伊賀記等にも見ゆ。村上朝の人にて、朝雄は紀中納言ともあり。

39 伊勢の紀氏 神宮雜事記に「永承四年、大神御領、字御粥見御薗司時季を殺害せる犯人、丹生出山の住人紀重常・同常晴・爲直等也。而かも寮威と號けしめて、糺正せしめられず」と。又本朝高僧傳に「叡麓西敎寺沙門眞盛は紀氏の子、貫之の遠裔なり。其の母・歸命地藏菩薩、誓つて葷膻を絕ち、夢に寶珠を呑み、寤めて卽ち身盛、嘉吉三年、勢陽壹志郡に生る云々」と。三國地志に「按ずるに、眞盛は後花園院御宇、本郡小倭鄕大仰邑左近將監小泉藤能の子也。藤能は紀氏にして、貫之十七世の孫、母は西川氏、嘉吉三年正月廿四日に生れ、寶德元年七歲にて、本郡川口光明寺盛源に就きて初めて讀書し、十四にて出家し、十九歲にて叡山へ登る。四十七歲の時、西敎寺に徙居す。後伊賀國長田莊西蓮寺の第一世となり、明應四年二月晦日寂す。事歷は圓戒國師和解傳、高祖上人系圖等にみえたり。委くは伊賀誌に記す。藤能は大仰の住人にして、國司教具の臣なり。臼木・吉懸・掘山・稻垣・滿賀野等皆一族なり」と云へり。又當郡佐田に、戰國の頃、小倭七黨あり

て、紀氏其一たり。今・佐田村に紀貫之が古郷梅と云ふ古跡を傳ふるは、紀黨の業なるべし（三國地志、伊勢名勝志）と。又奄藝郡に不斷櫻あり、當地領主紀大守・不時櫻と更名すと傳ふ。

40 尾張の紀氏　堀田・細井等の條を見よ。

41 駿河の紀氏　大宅條を見よ。

42 武藏の紀氏　品川、春日部等の條を見よ。

43 安房の紀氏　平群郡八幡に八幡社あり傳へて云ふ、養老中、郡司紀伴人・宇佐八幡を此處に勸請すと云ふ。

44 常陸の紀氏　信太庄々司に、紀八郎貞頼、その子庄司太郎頼康あり、貞頼は古佐美十五世孫と稱す。信太條を見よ。又當國には紀藤氏あり。

45 近江の紀氏　紀中將成高あり。木村條を見よ。

46 美濃の紀氏　イケダ條を見よ。又山縣郡志津野城（富野村志津野）は源三位頼政の弟紀泰正（池田）住せしとぞ。

47 下野紀黨　古く當國に木部（紀部）あり、關係あるか。紀氏系圖には興道の子本道、其の子清主に下野大夫と註し、其の子長有に芳香氏の祖とあり、一族大いに榮ゆ。されど、芳賀氏は清原氏と云ひ、清黨と稱す、系圖に混亂あるべし。芳賀、清原條を見よ。

これに對して益子氏は紀氏と云ひ、紀黨と稱す。その系圖に「紀古佐美の裔貞頼・常陸信太郡司に任ぜられ、其の孫正隆・益子城に據る」と。而して太平記卷三十に「紀黨には益子出雲守、藥師寺次郎左衞門入道元可云々」とある、これなり。マシコ、ヤクシジ條を見よ。これより前、同書卷十に紀五左衞門あり、「足利殿の御子息千壽王殿を具足し奉り、二百餘騎にて馳せ著たり」と。

紀黨の紋章は木瓜なりと。又堀田系圖に「淑望の弟淑久・子孫宇都宮紀黨祖」とあり。

48 岩代、磐城の紀氏　後世會津に紀氏あり、又石城に紀平氏あり。

49 陸奥の紀氏　津輕郡中別所邑フネン澤の畑中石碑中に「弘安十年丙寅八月日、紀中納言末孫橘範綱敬白」と（新撰國志）。又當國又重、戸來等の諸氏は、紀名虎の子孫と稱す、木村氏の族なり（奥南舊指錄）。

50 出羽の紀氏　男鹿島五社堂緣起に「建久四年癸丑、紀次郎詮遠、今澤田一町を納る」とあり。

51 加賀の紀氏　盛衰記、加賀（越前）在廳に紀の二郎大夫爲俊あり、紀の誤か。

52 越前の紀氏　天台座主記に「康濟和尙云々、越前國敦賀郡の人、紀氏、昌泰二年入滅」、また諸門跡譜に「康濟律師、世姓紀氏、越前國人、寛平六、九十二云々」など記されたり。

53 能登の紀氏　元亨釋書十八卷に「釋陽勝、姓は紀氏、能州の人。母・日を呑むを夢みて娠むあり。元慶三年、睿山に登る」と。また今昔物語卷十三に「今は昔、陽勝と云ふ人有けり。能登の國の人也。俗姓は紀の氏」とあり。恐らく紀部の裔ならんか。

54 丹後の紀氏　正應元年の田數目錄帳に「加佐郡大内庄本光寺二町七反六十七歩（不足有）紀明之」を載せたり。

55 伯耆の紀氏　相見氏の譜に「承安二年、紀成盛云々」と。相見、進、巨勢等の條を見よ。

56 因幡の紀氏　因幡志、氣多郡殿村鄕條に「紀の氏鄕と云ふ長者あり、父は大納言氏常云々」と。

57 石見の紀氏　當國々造は、紀國造族なり。又苅田條、及び高橋、本城條を見よ。

58 播磨備前の紀氏　當地方の著姓浦上氏は紀姓と云ひ、宇喜多能家畫像讃に「紀宗助、同則宗、同村宗」などある、皆この氏なり。ウラカミ、ウキダ條を見よ。又大灯國師妙超は俗姓紀氏なりと。

59 美作の紀氏　笠庭寺記に「吉野郡讃甘庄(大角豆七石)紀包松。眞島郡美甘庄(色革二枚)紀靜直」と。又地理志料に「正木氏・曰ふ、相傳ふ、梶並の莊は古・延臣梶並鄉の釆邑となる、故に名づくと。按ずるに、延暦十五年紀に紀梶長を以つて美作守と爲すと。或は初め梶長莊と稱せしものか」と見ゆ。

60 周防の紀氏　都濃郡に紀邑あり、後世須萬邑と云ふ。紀角氏に關係あらんかと。ツノ條を見よ。

61 長門の紀氏　源平盛衰記に「長門は新中納言の國、目代は紀民部大輔光季なりけり」と。平家物語には「紀伊刑部大夫通資(長門目代)」と擧げ、これを長門本平家物語には「目代橘民部大輔通資」と載せたり。紀伊條參照。

62 日前國懸神宮社職　國造以下に「白冠二人、人母二人、行事二人(以上六は神宮、上臈)。相見二人、大内人二人、火焚二人、權大内人二人、大案主六人(以上は中臈)。酒殿守一人、土師二人、御琴引二人、案主廿五人、内人六人(以上は下臈)。青侍(數定まらず)」と。又「御臺番、新火所、所司、老者、近習、シフツショ、公文所、畠公文所、宮奉行、月奉行、寺奉行、後見、布衣侍、(以上は、武官、上臈の役を兼ぬ)樂工、伶人(數定まらず)、巫女八人、雜色六人、出納、小出納、厩、雜司(作丁、白丁)、中間、大工一人、小工一人、引頭一人、權守、鍛冶二人、土器所二人、檜皮師二人、檜物師二人、疊大工二人、繪所二人、瓦大工二人。樂頭、相撲、白拍子、等ありしか、後世は人少くして役數も僅になり、維新頃は「祭主、紀伊國造(紀朝臣)。相見禰宜、島田(紀直)。大内人禰宜、河村(藤原)。宮奉行禰宜、西村(橘)。禰宜には、川村(藤原)、田中(源)、江川(橘)、福田(紀直)、川端(金刺朝臣)。神樂役神部には、千森(源)、秋月(橘)。青侍祝部には、堀内(源)、内田(橘)、村垣(平)、森本(紀直)等なりしと云ふ。紀直島田氏の系はシマダ條を見よ。猶ほ各項參照。

63 紀伊の紀氏　上に屢々擧げたる外、當國には紀氏多し。先づ多武峰緣起に「實性僧都は、紀伊國那賀郡の人、俗姓紀氏」なりと。

又有名なる日高郡の道成寺は、紀大臣道成が文武天皇大寶元年に勅を奉じて創建したるなりと云ひ、又三百瀨村紀道明神は、此の大臣の靈を祭ると。寺傳、並に日高系譜に見ゆ。而して眞砂里の長者(眞子長者、淸次長者)は大臣九世の孫にして、其の女・喜世子は世に淸姫として名高し。安珍の事は法華驗記、今昔物語、元亨釋書等に見ゆ、マナゴ、キヨツグ、ヒダカ等の條を見よ。

又當國湯淺氏も紀氏なりと、ユアサ條を見よ。

又名草郡朝日村古士に紀十郎あり、續風土記に「朝日村住人紀十郎の事、高野山寶龜院藏永仁七年關東下知狀に見ゆ。然れども、十郎及び子孫等は他に著るゝ所なく、詳なることは考ふべからず。其の文文書の部に載す」と見ゆ。

64 阿波の紀氏　田口、櫻間等の諸氏は紀氏の族なれば、諸書に紀氏と載せたる多

し、タグチ、サクラマ條を見よ。

65 讃岐の紀氏　讃岐國大内郡寛弘元年戸籍に紀枝直外四人見ゆ。後世安富氏は紀氏なりと。

66 伊豫の紀氏　河野氏は一に紀氏の後なりと傳へらる。第二十二項、十一項、及びカウノ條を見よ。

又三島文書に紀朝臣多く見ゆ。一例を云へば、伊豫國田所注進田文に「建長七年十月日、田所木工允紀」應長二年三月のものに「總大判官代散位紀朝臣花押」と。また貞和四年十二月九日のものに「總田所紀朝臣花押」とある之なり。

又湯泉郡安樂寺、脊脱天満宮等に紀久朝の話あり、久朝は延喜帝の時、頭中將たりしと云ひ、久保田村に頭三位中將紀久朝の祠あり。

又東宇和郡北ノ川氏は紀姓にして、其の祖を實平と云ひ、京都より下向の時、道前猿藪村にて病死す。猿藪にては紀貫之の墓と傳ふとぞ。一説實平の死は應永なりと。北之川條を見よ。

又前太平記、純友追討の時、伊豫守紀淑人あり、承平六年四月三津濱に着す。

67 土佐の紀氏　紀夏井は、伴善男の事件に連座して土佐に配流さる。香美郡佐古邑母代寺は其の建立なりと（南路志）。又長岡郡五臺山文殊堂鐘銘に「弘安第七甲申二月鑄之、大願主法橋上人位圓家、大工左馬允紀盛忠」と見ゆ。

68 筑前の紀氏　第三十三項を見よ。又當國香椎社祠官四黨の一に、大膳紀宿禰あり、武内、木下等の諸氏、これに屬す。各條を見よ。

69 筑後の紀氏　高良山別當は、紀氏と稱す、カウラ條を見よ。

又山門郡瀬高下庄鷹尾別府高良別宮大宮司は紀氏にして、寛喜三年八月文書に「早く紀元保をして先例に任せ、大宮司職に補し、本屋敷を安堵せしむべき事、右件の大宮司職は重代たり云々、今秀眞讓りありと稱す云々」と。又同八月廿四日に記元保の補任狀あり。又建長三年七月に大宮司紀元保。文保二年「元保讓狀により、紀元忠・大宮司に定補」續いて弘安八年に「大宮司元忠代子息元員云々」等見ゆ。

鷹尾八幡宮は、傳へて言ふ、貞觀中、紀朝臣公昌・州介に任ぜられ、宇佐大神を勸請し、田百町を寄せ、其の次子を留めて之に奉祀せしむ。歴世相承けて、今の祠官鷹尾參河守に至るとぞ。

70 豊前の紀氏　天平十二年九月紀に「上毛郡擬大領紀宇麻呂等の三人、共に謀りて賊徒の首四級を斬る」と見ゆ。大村に郡領屋舗と云ふものあり。此の氏のありし地か。

又宇佐宮御馬別當上田氏は紀氏にして、其の祖上田左衞門尉時貞（時員）は南朝方にて、右中將の判書、系圖に見ゆ。次條參照。

71 豊後の紀氏　前項上田氏所藏系圖に、「某（贈太政大臣正一位諸人、其の祖。武内宿禰也、光仁天皇外祖也）―扶範（彈正）―中納言長谷雄卿（朱雀天皇御時の人、豊後國國東郡に流罪）―諸雄（後冷泉院御時）―季□（天喜五年三月□日、同國田原別府開發地頭職）―季次―實次―良實（八郎大夫）―實家―實家（?）―實房（四郎大夫）―實方（左衞門尉）―實時（右衞門尉）、弟廣實（左衞門尉、後壹岐守）―高實（右衞門尉）―孫太郎、弟實治（治部左衞門尉）」と見ゆ。一族に、永松、小野、上田、延松、米光、安恒、上野村等あり。

又高良山記錄に「豊後國紀新太夫行平（壽

永年號云々)」と云ふ人見ゆ。

72 肥前の紀姓　當國在廳に紀朝臣あり、河上社文曆二年八月文書等に見ゆ。子孫は高木、大村等の條を見よ。

高來郡大野氏も紀氏にして、深江文書に紀有隆、紀賴澄等あり、オホノ條を見よ。

73 肥後の紀氏　天慶の頃、肥後國司に紀隆房あり、尾藤少卿ともあり。國中に七大社を造營し、七大寺を草創せりと傳へらる。菊池氏の祖か。キクチ條參照。

又玉名郡大野氏は紀氏にして、其の祖を紀國隆と云ふ。又建久六年三月文書に「宇土權介紀朝臣判」あり、宇土氏は中關白道隆の後裔と傳へらるれど、此の文書に紀朝臣とあるを見れば、菊池氏と同樣紀氏ならんと考へらる。

74 薩摩の紀氏　建久の圖田帳に「高城郡草道萬得十五町(島津御庄論)名主紀太夫正家、」また「薩摩郡宮里鄕公領六十町五段(島津御庄寄郡)鄕司紀六太夫正家、」また「紀平二元保」あり。また執印氏文書に「建仁四年二月十日、宮里鄕地頭散位正家あり。權執印家の祖也。」宮里條參照。

又頴娃郡頴娃鄕枚聞神社の神官に紀氏あり。三國神社傳記に「開聞神社社官紀權右衛門」見え、又貞觀十六年右大臣基經より神主從五位殿有弘と名あてしたる勅書あり、僞作なりと。

75 大隅の紀氏　臺明寺文書、平治元年七月國牒に「權大掾紀」圖田帳に「桑東鄕主丸五丁、字紀新大夫良房所知」を載せたり。平山、小川等の條を見よ。

76 雜載　陸奥話記に「五陣軍士平眞平、紀季武云々」と。また紀爲淸あり。次に奧州後三年記に「紀七、高七云々、」と。次に平家物語に「新中納言の宗と賴まれたりける、紀七衛門、紀八衛門、紀九郎。」また一本に「平知盛の末子知忠と申す人おはしき。三歲になられけるを、乳母の子紀次郎大夫友方取奉て、備中國へ落下り、宮內と云ふ所に五六年置き奉る。其より伊賀國に打越て、服部千戶の山寺におはしける」と。源平盛衰記には知盛の「乳人紀伊次郎兵衛爲範」と載せ、其の他、大藏大輔紀兼盛、紀勝岡、左大辨紀古作美(コサミ)、紀府生兼康等を載せたり。

次に東鑑卷十三に紀六、二十四に紀右衛門尉實平、四十八、四十九、五十、五十一に紀彌九郎。また古寫土佐日記の奧書に「蓮花王院本三、嘉禎二年月日、以紀氏正本寫之、一字不違、不讀解事少々在之、權中納言花押」と。また翁草に紀人麿。相良系圖に「周時・延久五年紀友之末族亂を爲すの時、仙洞を警固す」と。

又堀田系圖に紀雜色成任。歷名土代に「高橋御厨子所預紀宗國。」等以下頗る多し。

木 キ　紀と通じ用ひらる。

1 木國造　紀國造に同じ。

2 常陸の木國造　古事記に「天津日子根命は、木國造云々等の祖也」と見えたり。本居先生は「此の木と云ふは、茨の字の脫したるにて、茨木ならむ」と云はれたれど、恐らく、常陸風土記に所謂紀國、卽ち後の筑波國なるべし。筑波條を見よ。

3 木臣　古事記に見ゆ、紀條第八項に詳か也。

4 木使主

5 木日佐　百濟族にして、山城國紀伊郡紀伊鄕より起りしなるべし。姓氏錄、山城諸蕃に「木日佐、末使主と同祖、津留牙使主の後也」と見ゆ。

6 木勝　法隆寺良訓補忘集に「紀勝賀田奈古」と云ふ者見ゆ、天平寶字六年の人なり。姓氏錄、未定雜姓山城の部に「木

勝、津留木の後也」と見ゆ 百濟族なるべし。

7 木勝族 神龜三年の出雲郷計帳に木勝族小玉賣と云ふ人見ゆ。百濟族ならん。

逵 キ ミチ 志摩にあり。

鬼 キ 源平盛衰記に城鬼九郎資國あり。

城 キ ジヤウ シロ

1 (葛野)城首 神功紀に「熊之凝は葛野城首の祖也」と見えたり。

2 其の他多し。ジヤウ、及びシロ條を見よ。菊池氏族の城氏は元きか。

岐 キ チマタ、及びフナド條を見よ。

伲 キ

○伲臣 周防國玖珂郷延喜戸籍に「伲臣自久子賣」と云ふ人見ゆ。伲は紀なるべし。

記 キ 美濃にあり、紀臣の族歟。大同類聚方に「本巣記人氏」と云ふ人見ゆ。又筑後に記氏あり。紀條に云へり。

儀 ギ 堀尾山城守給帳に「三十石、儀又右衛門」と云ふ人見ゆ。

魏 ギ 歸化族なり。

黃 キ 黃文條參照。

1 黃君 正倉院天平勝寶元年の文書に見ゆ。

2 黃氏 正倉院天平十八年文書に見ゆ。

木天 キアマ

紀伊 キ キイ 紀伊國の外、和名抄山城國紀伊郡は岐と註し、紀伊郷を收む。讃岐國刈田郡に紀伊郷あり。紀伊氏は紀氏と通ずるのみならず。後世、父祖の任國を稱號として、此の氏を稱するもの亦尠からず。

1 紀伊國造 紀條を見よ。

2 紀伊朝臣 大同元年の雜物出入繼文に見えたり、紀朝臣に同じ。

3 藤原北家宇都宮氏流 城井氏は又紀伊ともあり、八幡愚童訓に見ゆ。城井條を見よ。

4 菊池氏流 菊池系圖に「西鄉三郎隆房―隆有(紀伊三郎)」と載せたり。

5 雜載 平家物語に「長門の目代紀伊刑部大夫通資」、又源平盛衰記に「西光法師は、入道の三男、三位中將知盛の乳人・紀伊次郎兵衛爲範と云ふ者が舅也云々」と。紀條第六十一項を見よ。

次に東鑑卷九に紀伊權守有經、三十二に紀伊次郎兵衛尉、三十四、三十七に紀伊七郎左衛門尉重綱、三十四に紀伊五郎兵衛入道寂西、三十五、三十六、三十八、四十一、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、五十、五十一に紀伊二郎左衛門尉爲經、四十に紀伊刑部入道、四十一に紀伊五郎左衛門尉爲經、四十八に紀伊三郎左衛門尉見え、又承久記卷三に紀伊五郎兵衛入道あり。

其の他、稻佐山緣起に紀伊鬼王丸藤原朝臣貞業あり。

基肄 キイ 和名抄、肥前國に基肄郡、基肄郷を載せ、木伊と註す

○枅肄國造 國造本紀に「松津國造、難波高津(仁德)朝の御世、物部連祖伊香色雄命の孫・金連を國造に定賜ふ」と見ゆる松津は、枅肄の誤記にて基肄郡の國造なりしならむと云ふ。

紀井 キヰ 次條に同じ

城井 キイ 又紀井、紀伊、木井に作る。和名抄、豐前國仲津郡に城井郷あり。その地より起る。

1 紀氏(大伴氏) 城井氏は次項の如く宇都宮氏なれど、それ以前、當地方・別に城井氏あり。鎭西要略、元曆二年正月條に「中納言知盛卿、九州を隨へんと欲す。故に紀井通資等を領して、門司城、及び所々の城郭を構へしむ」と。又蒙古寇記に「壽永中、紀井通資あり、平知盛の目代たり、豐前に居る。その子孫・元弘元

年に至り、大友貞宗を援け、北條英時を討つ。其の後、豐前守に任ぜらるゝ者あり。又常陸介あり、又出羽守あり、貞治三年菊池武勝の爲に滅さる。文永・壽永を距る凡そ八十餘年、則ち此の役に與る者は、當に通資曾孫の世に在るべし」と。

こは八幡愚童訓に「九國に馳參る軍兵は誰々ぞ、少貳、大友、紀伊一類、臼木、戸次、松浦黨云々」とある紀伊氏の事を云ふなれど蒙古戰の際に豐前宇都宮氏が出陣せし事は、宇都宮日記等に見え、且つ當時の狀況より見て、この紀伊一類と云ふは、恐らく宇都宮紀井氏を云ふかと考へらる。

されど壽永中の紀井通資と云ふは、平家物語に長門の目代紀伊刑部大夫通資、盛衰記に、紀民部大輔光季と見えたる人にて、又知盛の家人に紀氏の多かりし事、紀條、紀伊條を見よ。然らば此の通資は紀氏にして當地方にありしものと考へらる。卽ち宇都宮紀井氏以前に、紀井氏のありしものとする時は、當に紀姓なるべきに、一說大伴姓とするは何故か、猶ほ考ふべし。宇都宮日記に「貞永元年十二月、城井五郎經時・西面武者所に任ぜらる」と。

2　宇都宮流　城井系圖に「宇都宮宗綱の季子信房は文治元年、豐前の守護職に補せられ、仲津郡城井鄕に居る、因りて城井氏と稱す」とあり。詳細はウツノミヤ條第四項を見よ

太平記卷三十六に「紀井常陸前司三百餘騎、(冬綱)」また佐田文書觀應元年十二月二十日沙彌判書に「宇都宮因幡權守殿(城井公景)」要略、嘉吉元年條に「宇都宮豐前守淸綱、同紀伊式部大輔安綱。」また應仁三年の春、大友政親(海藏寺公)は兵五千餘騎に將とし、豐前の城井右衞門佐、長野壹岐守を討ち、龍王に軍す云々。城井・卒に亂軍中に死す(豐後遺事)」と。

天正中、鎭房、その子朝房に至りて滅す。

3　肥前の紀井氏　稻佐山緣起に「紀伊鬼王丸藤原朝臣貞業」その後裔、觀智院記錄に紀伊八百右衞門を載せたり。

4　大友氏流　一萬田氏の庶流に、城井氏あり。大友系圖に「大友能直の子景直、城井云々等の祖」と見ゆ。

木井　キヰ　前條氏に同じ。

紀伊忌部　キイノインベ　忌部の一種にして、紀伊にありしを以つて此の名あり。名草郡に忌部鄕ありて和名抄に見ゆ。同郡又荒賀鄕あり。古語拾遺に「天富命をして、手置帆負、彥狹知二神の孫を率ゐ、齋斧、齋鉏を以つて、始めて山材を採り、正殿を構立す。故に其の裔・今紀伊國名草郡、御木、麁香の二鄕に在り。材を採りし齋部の居る所、之を御木と謂ひ、殿を造りし齋部の居る所、之を麁香と謂ふ、是れ其の證也」と。また天皇本紀に「天富命云々、其の裔孫・忌部の居る所は、紀伊國名草の御木、麤香の二鄕云々」など見ゆ。

此の忌部の部長は、手置帆負神、彥狹知命の裔なり。神代紀の一書に「紀伊國忌部の遠祖・手置帆負神」また神祇、天神彌本紀に「紀伊忌部の遠祖。手置帆負神」」また古語拾遺に「彥狹知命は紀伊國忌部の祖也」など見ゆ。また寶龜十年六月紀に「紀伊國名草郡人外少初位下神奴百繼等言ふ。己等の祖父・忌部支波美は庚午年より、大寶二年に至るの籍、並びに忌部と注す。而るに和銅元年造籍の日、居里名に據り、姓を神奴と注す。望み請ふ、本に從ひて改正せられよと。之を許す」とあるも、此の族なるべし。

紀伊尾治　キイノヲハリ　連姓にして、尾張氏の族なり。天孫本紀に「尾張枚夫連

は紀伊尾治連等の祖」と見えたり。

紀伊德川　**キイノトクガハ**　德川家康の子賴宣の後なり。德川條を見よ。

大納言賴宣—大納言光貞—中納言綱敎（贈大納言）—內藏頭賴職（實は光貞二男、少將、號深學院）—中納言吉宗（主稅頭、實は光貞卿三男）—大納言宗直（實は賴純男）—中納言宗將（左京大夫）—中納言重倫—中納言治貞（左京大夫、實は宗直二男）—中納言治寶（實は重倫男）—（虎千代・將軍家齊八男）—大納言齊順（家齊六男）—大納言齊彊（家齊廿男、もと淸水中納言）—宰相慶福（實は齊順の男）—茂承（實は賴學男）、紀伊國和歌山五十五萬五千石。トクガハ條に系圖あり。

光貞弟左京大夫賴純（少將）—左京大夫賴致（少將）—左京大夫賴渡（少將、實は弟）—左京大夫賴邑（少將、後監物）—左京大夫賴淳（少將、實は宗直三男）—左京大夫賴謙（後宮內大輔、少將、實は重倫弟）—左京大夫賴看（侍從）—左京大夫賴啓（少將、實は弟）—左京大夫賴學—侍從賴永（實は松平大學頭賴誠弟）—左京大夫賴英。伊豫新居郡西條三萬石。トクガハ、マツダヒラ條を見よ。

喜入　**キイレ**　薩摩國給黎郡給黎鄕より起る。この地は圖田帳に「給黎院四十町（島津同御庄寄郡）、郡司小大夫兼保」と見ゆ。

1　平姓伊作氏流　伊作貞時の四世孫良道の次男有道を祖とす。もと給黎氏と云ふ。建久八年の內裡大番參勤交名に「給黎郡司」を載せたり。地理纂考、喜入城條に「往古、伊作平次郞大夫良道が次子・兵衞有道・是を領し、給黎を以つて氏とす。其の後、島津忠時の第七子常陸忠經の長子左京宗長の所領となる。又給黎を以つて氏とす。應永年中、伊集院賴久是を領し、其の將中村但馬、野田某等をして、當城を守らしむ。同十九年六月、島津久豐・當城を圍む。數日にして拔く事能はず。因つて援兵を島津上總介久世、伊作大隅久義に乞ふ。既にして久世・平佐を發し、市來迄兵を出し留まりて進まず、賴久・久世に舊領川邊を與ふ。此に於て久世・平佐より川邊に徙る。八月、賴久・伊作、川邊（久世、久義）の軍を將ひ、松ヶ平に陣す。久豐・本田信濃重賴を遣はし伊作川邊の軍を擊しめて是を破る。又賴久と戰ふ、重賴利あらず。賴久當城に入つて堅く是を守る。時に求麻の相良氏・兵を遣はして久豐を援く。依つて久豐城を攻むる事、急なり。賴久遂に城を棄て丶遁れ、久豐喜入を取る。是に於て、明應中・島津忠國の第七子若狹忠弘に喜入を與へ、喜入氏世々此の城を治所とす」と見ゆ。

2　島津流給黎氏　前項を見よ。島津系圖に「忠時（始名忠義）—修理亮久經（下野守、始名久近）、弟五郞忠經（常陸介）—彥三郞宗長（左京進、給黎祖）」と載せ、諸家系圖纂には「忠義—大炊助久時—彥三郞宗長（左京進、給黎祖）」と見ゆ。

3　島津流喜入氏　島津系圖に「島津久經—忠宗—貞久—氏久—元久—久豐—忠國（又三郞、修理大夫、陸奧守、始名貴久）—忠弘（若狹守、喜入家祖）」とあり、第一項を見よ。又武家系圖に「喜入、本國薩摩、島津修理亮忠國男、又次郞賴久稱之」と見ゆ。

忠弘の後、第二世は、忠國の十男攝津守賴久、第三世は忠弘の子攝津守忠譽、其子忠俊、其子季久、其子久道、其嗣忠續（季久の末子）也。

河邊郡南方鄕鹿籠村山之城は喜入季久以來の治所なり。地理纂考に「喜入氏始祖・島津若狹守忠弘は、島津忠國（島津家九代）の第七男にて、明應年中初めて此の地を領し、喜入を氏とす。第二世を、

攝津賴久と號す。亦忠國の第八男にて、始め指宿を領し、後に兄忠弘の養子となり、喜入指宿を併領す。第三世を攝津忠譽といふ、忠弘の嫡男にて、賴久が後を嗣ぎ、世々喜入に住す。斯くて指宿を顯娃某に奪はる。忠譽の子攝津忠俊・喜入を傳領す。季久は忠俊が子なり。喜入、大隅赤水村、鹿兒島の內・田上村、伊敷村、又大口鄉花北村等を食邑とす。天正年中に至り、季久・鹿兒島以下散在の食地を官に納め、鹿籠闔地を喜入と併領し、當城を其の治所とす。季久其の後鹿兒島に移居し、其の子式部久道・喜入に居城す。文祿年中、改易の時、鹿兒島永吉村に移され、永吉に於て病死す。久道に子無くして、永吉を除せらる。斯くて季久の末子・幼より出家なりしを、島津義久命じて還俗せしめ、鹿籠を與へ、久道の後を繼じむ。是を攝津忠續と號す」と。忠續の長子三郎四郞忠榮・島津豐久の繼嗣となる。

4　雜載　喜入鄉上の村諏方神社鰐口銘に「寬正三年九月、檀那久景、」享祿元年梁牌に「喜入式部藤原季久、」と。又成木神社は天文年中、島津攝津忠俊再興すと。又、伊佐郡智佐六所社記錄に「喜入三郞、」また上村宮坂社弘治三年金鼓の銘に「領主喜入攝津重定・獻ず」と。又宮坂神社は弘治三年丁巳、領主喜入攝津季久建立す」といふ。

此の氏、また忠弘以來、櫻島を領す、其の家の舊記に、第五代季久の時までは、當島を半分所領せしこと見ゆ。また島津分限帳に「三千七十四石、喜入主馬、」若宮社記錄に喜入五郞兵衞あり。

5　今給黎　イマキヒレ條を見よ。

6　また新刀辨疑に玉置安代、晩に喜入一平と號すと。

給黎　キイレ　薩摩國給黎より起る。前條に併せ云へり。

久　キウ　ヒサ條を見よ。

舊家　キウケ　雲上家中、舊家とは天正以前よりありし家にて、その末頃には六十五軒ありたりと。

救護　キウゴ　クゴ條を見よ。

舊田　キウダ　備前に在り。

木內　キウチ　キノウチ條を見よ。

紀內　キウチ　キナイ條を見よ。

牛腸　ギウチヤウ

久德　キウトク　近江、大隅に此の地名あり。

1　近江の久德氏　近江國犬上郡久德より起る。淺井三代記に「久德城主左近大夫」とあるは此の氏の人なり。ヒサノリ條を見よ。

2　雜載　加賀藩給帳に「貳百石(一巳)久德嘉兵衞、百五拾石、久德傳兵衞」を載せたり。

救仁院　キウニヰン　クニヰン條を見よ。

救仁鄉　キウニガウ　クニガウ條を見よ。

木浦　キウラ　伊豫、豐後等に此の地名あり。

舊林　キウリン

木江　キエ　阿波の豪族にして、故城記に「那東郡分、木江殿」と見ゆ。

消奈　キエナ

木尾　キヲ

木岡　キヲカ　津輕にあり。

喜岡　キヲカ　讃岐山田郡に喜岡寺あり。

木與　キヲキ　伊賀發祥の氏にして、須藤氏の族なりと。大邊條を見よ。

祈園　ギヲン　次の氏に同じきか。

祇園　ギヲン　京都以下諸國の祇園社より起る。

1　祇園神人　地名辭書に「祇園神人と云

ふは、蓋し社戶にて、累世奉仕の祝部なり。又犬神人と云ふものあり。以而非の社戶にて、謂ゆる非人なり」と。

2 桓武平氏千葉氏流　肥前國小城郡小城祇園山にありし千葉氏を云ふ。

3 藤姓　中興系圖に「祇園、藤、四郎左衞門尉盛行・稱之」と見ゆ。

4 雜載　源平盛衰記に祇園博士大夫判官基康見ゆ。又備前に此の氏現存す。

祇園原　ギヲンバラ　備後吉備津社花瓶銘に「康曆三年辛酉、願主祇園原通妙」を載せたり。

蟻峨　ギガ　儀俄條を見よ。

儀峨　ギガ　同上。

儀我　ギガ　次の條を見よ。

儀俄　ギガ　また蟻峨、儀峨、儀我、蟻蛾等に作る。

1 蒲生氏流　近江國甲賀郡儀俄庄より起る。蒲生系圖に「權七惟賢—(儀俄)俊光(權五郎)

俊寬(修理)—俊守(佐治八郎)

俊寬—俊氏(ノ炊助)—秀氏(小次郎、左衞門尉)—賴秀(左衞門太郎)—行秀(彌太郎)

秀氏—俊基(右衞門尉)

賴秀—知俊(孫五郎)

俊寬—俊實(俊直)(藤次衞門尉、蓮佛)

氏秀

俊季(彌五郎)—盛俊—秀重

俊久(井野)

俊行(岩室)

永信(必佐)

盛俊—秀俊(權次郎)—源俊(大武坊)

盛俊—源秀(大夫律師)—晴秀

源秀—秀承

盛俊—朝賢

2 儀俄氏は　太平記卷三十二に「近江勢には儀俄五郎知秀、」また番場蓮華寺過去帳に「儀我小五郎歌、都にて聞だに遠き故郷を、なほ隔て行くたびの空かな」と又儀我四郎あり。其の後、蒲生家重臣蒲生忠兵衞は本姓蟻蛾なり。又甲賀衆、甲賀五十三士に儀峨氏あり。

3 菅原姓　寬政系譜に見え、儀我に作る。家紋丸に三柏、梅鉢。

4 宇多源氏　中興系圖に儀俄氏を藤姓とし、又宇多源氏に收む。

氣駕　ギガ

氣賀　キガ　ケガ條を見よ。遠江に此の地名あり。

貴家　キカ

蟻蛾　ギガ　蟻峨條に云へり。

木賀　キガ　相模國足柄郡木賀より起りしか、或は云ふ駿河國駿河郡木賀邑より起りし也と。鎌倉大草紙應永九年條に「新田殿(相模守入道行啓)云々、箱根山の奥に底倉と云ふ所あり。木賀彥六といふ者を賴みて隱れ給ふ云々」と。翌十年四月廿五日、藤曲氏に殺され、藤曲は底倉木賀の地を賜へり。浪合記には彥六が新田氏を殺せし事とし、鎌倉管領九代記には古我彥六入道に作る。此の氏は黃賀野氏と同一にして、藤原姓大森氏の一族かと云ふ(沼田氏說)。

岐階　キカイ　和名抄、遠江國山香郡に岐階郷あり、岐陸の誤にてキヘかと云ふ。又氣岐保社と關係あるかと。

木賀澤　キガサハ　ケガサハ條を見よ。

木方　キガタ　下總山邊郡に木刀邑あり。

木金　キガネ　京極殿給帳に「貳百石、木金惣兵衞」を載せたり。

黃加野　キカノ　藤原北家大森鮎澤氏の族にして、淺羽本大森葛山系圖に「鮎澤四郎大夫惟兼—惟綱(山戶林領主、黃加野三郎)」と。又惟綱兄「葛山二郎惟忠—惟繼(黃加野殿・葛山七郎入道)」と見えたり。姉小路系圖・これに同じ。

木川　キカハ　キノカハ條を見よ。

黃川田　キカハダ

木川田　キカハダ

柵養　キカヒ

○柵養蝦夷　蝦夷族の一種にして、持統紀

三年條に「務大肆陸奥國優嗜曇郡城養蝦夷脂利古男麻呂」と云ふ人見ゆ。優嗜曇郡とは羽前國置賜郡ならむかと云ふ。

城飼 キカフ　遠江國に城飼郡あり、和名抄に岐加布と註し、寶龜二年三月紀に初見す。

木上 キガミ　キノカミ條を見よ。

氣柄 キガラ　會津にあり、天文十八年內番帳に見ゆ。

義岐 ギキ

喜木 キギ　伊豫に此の地名あり。

木岐 キキ　阿波の名族にして、旗下紋帳に見ゆ。

來吹 キキス

喜々津 キキツ　大村藩にあり、桓武平氏なりと云ふ。又田崎氏より分れしあり、こは藤原姓也。

桔梗 キキヤウ　武藏、常陸、信濃等に此の地名あり。太平記卷三十二に「土岐の桔梗一揆、水色の旗を差上げ云々」と。又三十四に「桔梗一揆の衆に、日吉藤田兵庫助、內海修理亮光範」など見ゆ。

木京 キキヤウ　石見に存す。

義竟 ギキヤウ　源平盛衰記卷九に、義竟四郎叙俊あり、山僧也。

桔梗川 キキヤウガハ

鬼極 キキヨク　オニキメ條に云へり。

企救 キク　豐前國に企救郡あり、和名抄に岐久と註す。又規矩郡に作る。

聞 キク　前條豐前企救より起る。

○(物部)聞氏　聞物部の裔にて、姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。キクノモノノベ條參照。

規矩 キク　前述豐前の規矩郡より起る。

1　桓武平氏長野氏流　左大臣平時盛の六男修理大夫康盛の後なりと、ナガノ條を見よ。

2　同北條氏流　鎌倉執權北條家の一門にして、博多日記に正慶二年三月十五日、規矩殿御入り。同十六日丑時、規矩殿、並に肥後國地頭御家人を相具し、肥後に御向あり。阿蘇大宮司、菊池に一具の由、慶の白狀ある間、阿蘇に御向(注文別紙にあり)。筑州、江州以下、大名、並に御家人等・御所に參り籠らる。筑州は前執事周防五郎入道跡に陣を取り、江州は東門に陣を取らる。其の外、大名、地頭、御家人等、四方に陣を取り、宿らる」と。また「四月四日規矩殿肥後より御通り、鞍岡山にて取る所の頸三十二、生取二人持參。此の外、比丘尼一人生取る。肥後に預け置かる。此れは大宮司若黨の妹也。規矩殿をねらいまいらせんとする間召捕云々」と。これより前、「三月廿七日、規矩殿より早馬到來。頸一つ持來る、去廿五日、大宮司館に寄せられ、火を付くと雖、終に以つて燒けず、籠二して守護の間、恐を成し退き畢る。さて召取案內者寄せらるゝの處、大宮司領阿蘇內在家等を燒拂ふ。鞍馬山に引籠る。其の道間に、すすれまへ、はねきやう、まめあし、此等の難所也。日向道より搦手の案內者を申されし間、日向國に仰せ、柴原、桑內二人に仰せて、案內者を進め、同日彼人等下人下向云々。城內の勢兵五十餘人、以上の勢五百人計りは、其外隱れ村を、大宮司知行の間、其所に引き退きなば、打たるべからざるの由、之を披露す。廿九日、肥後より早馬到來し、阿蘇大宮司、並に菊池二郎、鞍岡城を落ち畢る。生捕、並に頸等之在る由告げ申さる」と。其の後、太平記卷十二に「元弘三年春の比、筑紫には規矩掃部助高政、絲田左近大夫將監貞義と云ふ平氏の一族出來て、前亡の餘類を集め、所々の逆黨を招いて

國を亂らんとす」と。（又巻十八にも見ゆ）。これを鎭西要略には「平家北條の一族、掃部助高政（故英時探題の猶子）・規矩郡帆柱岳に城いて之に據る、長野左京亮政通之に從ふ」とあり。

3　應永戰覽に規矩權頭雅有、また蒲生規矩太郎通忠見え、又規矩親忠あり。下つて戰國の頃、規矩種長見ゆ。豐陽古城記に規矩郡蒲生城は規矩氏の居城なりと。

4　**攝津の規矩氏**　寳暦九年、浪速近江町の人、規矩治右衞門・熊野田村佛眼寺を再興す。

5　**河內の規矩氏**　根來寺の武士規矩九右衞門當地に來り、元和二年若江郡新家村を開發す。

祈久　**キク**　山城に祈久庄あり。

菊　**キク**

1　**菊一揆**　大河內氏の一族・菊の紋を着けしによるとぞ。オホシカウチ條を見よ。

2　企救氏とも通ず。

菊井　**キクヰ**

1　**丹後の菊井氏**　當國の豪族にして、菊井兵庫頭は、丹波郡木積山別城に據りしが、天正十年陷落して切腹す。

2　**美作の菊井氏**　苫田郡津山の名族にして、世々松平侯の御用達を勸む。

3　**雜載**　堀尾山城守給帳に「百三十石菊井勘七」を載せ、又備前にも存す。

菊江　**キクエ**

菊岡　**キクヲカ**　武藏、伊賀等にあり。

1　**淸和源氏賴政流**　伊賀國菊岡邑より起る。源三位賴政の遺子の裔と云ふ。島ヶ原の一族にして家紋丸に三ッ星一文字、代々伊賀に住居す。

2　**武藏の菊岡氏**　橘樹郡の菊岡村より起る。この地の開發者なりと。

3　攝津大阪にも存すとぞ。

菊大路　**キクオホヂ**　**キクノオホヂ**　山城石淸水社々家中屈指の名家にして、紀姓、垂井氏より出づ。其の系圖に據るに、此の氏は、貞觀年間、此の宮の創立と共に、神主となりし紀朝臣御豐の後裔にて、武內宿禰の子紀角宿禰より出づと。紀氏系圖に「大納言麻呂─飯麿─古佐美─廣濱─長江─豐河─魚弼─御園（行教は此の人の弟）─御豐─良範─延晟─良常─聖淸─定淸─兼淸─賴淸─光淸（垂井）」と載せたる光淸の十二男成淸を菊大路の祖とす。成淸の後は「祐淸（善法寺）─寳淸─宮淸─尙淸─通淸─昇淸─了淸─宋淸─重淸─透淸─晃淸─享淸─興淸─充淸─掌淸─堯淸─舜淸─幸淸─宥淸─央淸─香淸─統淸─立淸─瑛淸─亮淸─業淸─纓淸」なり。石淸水條參照。

菊賀　**キクガ**

菊川　**キクカハ**　遠江に菊川あり、關係あるか。大田喜松平藩用人にあり。又關長門守侍帳に「三十石菊川新左衞門」また信濃に存す。

菊坂　**キクザカ**

菊崎　**キクサキ**

菊澤　**キクサハ**　下野都賀郡菊澤邑あり。

菊島　**キクシマ**　**キクガシマ**　甲斐國八代郡菊島邑より起る。東八代郡石和の名族也。

菊後　**キクシリ**　鴨社の祠官にして、始め菊後、南大路に改む、鴨縣主の後なりと。

木楠　**キクス**　赤松廣秀の家士に木楠加賀右衞門あり、後細川忠興に仕ふと云ふ。

菊多　**キクタ**　次の菊田氏條にて併せ云へり。

菊田　**キクタ**　和名抄陸奥國に菊多郡、岐久多と註す（磐城）。中古郡內に菊田庄あり、又下總にも此の庄名存す。

1　**（道奥）菊多國造**　菊多國とは後の奥州（磐城）菊多郡の地にして、此の國造は國造本紀に「道奥菊多國造、輕島豐明（應

神）御代、建許呂命の兒屋主乃禰を以つて、國造に定め賜ふ」と見えたり。天津彦根命の後にして、凡河内氏の族なり、

2 （湯坐）菊多臣　道奥菊多國造家の氏姓なり。類聚國史九十九に「天長九年云々、外從六位上勳六等湯坐菊多臣福足に外從五位下を借す」と見え、又貞觀十二年六月紀に「陸奥國菊多郡人丈部繼麻呂、丈部濱成等、男女二十一人に姓を湯坐菊多臣と賜ふ」とあるも此の族なるべし。其の湯坐の字を冠するは、國造の祖なる多祁許呂命の中男筑波使主、湯坐連の祖とある常陸風土記の文に思ひ合すべし。詳細は湯坐條を見よ。

3 菊田氏　前述菊多郡菊田庄は十訓抄に「顯季卿、あづまの方に知行の所有けり。館の三郎義光（源義光）妨げ爭ひてけり。大夫の理有ければ、院に申し給ふ云々。聞召して、申所はいはれあれども、朕が思ふは、彼を避りて、義光に取らせよかし、義光は彼に命を懸たる由申す。彼が最をしきに非ず、顯季がいとをしき也。義光は夷の樣なる、心もなき者也。安からず思はんまゝに、如何なる災をもせんと思ひ立つれば、己が爲にゆゝしき大事には非ずや」と。國造裔菊田氏は後世詳かならず、或は次の諸氏と關係あるか。

4 桓武平氏磐城氏流　前述菊田庄より起る。平維茂の子安忠、此の地にありて菊田權守と云ふ。その裔・磐城系圖に「安忠─則道─貞衡─繁衡─忠清─師隆─隆家─安隆─義清─清實─次郎隆行─隆久（磐崎三郎）─忠隆─師隆─政良（菊田十郎）─家威─政家（酒井三郎）、」と載せ、又仁科岩城系圖に「維茂─安忠（出羽權守、菊田權守）─則道─貞衡─繁衡─忠衡─成衡─隆衡（岩城二郎）─隆守─義衡─照衡─照義─朝義─常朝─清胤─隆忠─親隆─常隆─隆通（右近、但馬、垣田七郎、菊田名跡）」とあり。猶ほウエダ條參照。

5 陸前の菊田氏　高藏寺棟札に「貞享四年大工菊田勘吉」見ゆ。

6 三國眞人　尾張熱田神宮の社家に菊田氏十六家あり。又三國眞人姓に、菊田氏を收む。

7 藤姓伊達氏流　大和添上郡の豪族にして、櫟本氏と密接なる關係を有せし氏なるが如く、氏人には春日社燈籠銘に「天文二十三年正月吉日、菊田彌六郎正重寄進」「永祿辛酉年三月十三日菊田藤滿」を載せ、又國民鄕士記に菊田掃部あり。その後裔、櫟本領内二千五百石を預りしと云ふ、現今（菊田庄太郎）、外大阪、博多等にありと。家紋笹の丸飛雀、通稱通字は善なり（小野村常信氏）と。その伊達氏流と云ふは、奥州菊田と混同し、奥州と云へば伊達氏を連想せしによるなるべし。

8 雜載　加賀藩給帳に「百五拾石（丸内達柏）菊田政次郎、百石（同）菊田他家吉」を載せ、又石見等にも存すとぞ。

喜久田　キクダ

菊瀧　キクタキ

菊竹　キクタケ

菊谷　キクタニ

鞠智　キクチ　東大寺奴婢帳、天平勝寶元年大宅朝臣可是麻呂貢賤解に「右京四條四坊戸主鞠智足人」と云ふ人見ゆ。久々智氏に同じきか。若し然らば、安倍氏の族也。ククチ條を見よ。

文武紀二年五月條に「太宰府をして、大野、基肄、鞠智の三城を繕治せしむ」と。

菊池　キクチ　ククチ　肥後國菊池郡より起る。この地は和名抄に久久知と註す、よ

りて或は安倍氏の族なる久々智氏と緣故あるべし。

一 藤姓隆家流說　菊池氏の出自については、舊說・皆藤姓中關白家の裔と云へど、疑惑頗る多き事、先輩既に說あれど、先づ舊說を述べ、次に新說を擧げ、最後に其の批判を揭ぐべし。

先づ菊池武朝申狀に「代々家業の事云々。謹んで當家忠貞の案內を撿するに、中關白道隆四代後胤、太祖大夫將監則隆、後三條院御宇、延久年中、始めて菊池郡に下向してより以降、武朝に至る十七代、凶徒に與せず、朝家に奉仕する者也。然れば、壽永元曆の頃は、曩祖肥後守隆直、東夷の逆謀に與せず、安德天皇の勅命を受けて、劍璽を守り奉り、數年忠勇を勵む。嫡子隆長、三男秀直、以下數輩・命を致し畢りぬ。後鳥羽院の御代、承久合戰の時、先祖能隆・大番役となり、叔父兩人を進め置くにより、院宣に隨ひ進み戰ひ畢んぬ。夫につきて當家本領數箇所、平義時の爲に沒倒せられ畢んぬ。文永、弘安、兩度蒙古襲來の時は、高祖武房勇敢を戰場に勵み、佳名を異朝に施す。既に日本の爲め大功を抽んずるの由、天下の歌謠に顯れ畢る。後醍醐天皇の御時、元弘三年は、曾祖父武時入道寂阿・忝くも勅詔を奉じ、同三月十三日、凶徒の將・平英時の陣に打入り、父子一族以下殘る所なく、討死せしめ畢んぬ。然れば元弘一統の頃、義貞、正成、長年、出仕せしむるの日、正成の言上の如きは、元弘忠烈は勞功の輩、惟れ多しと雖、何れも身命を存する者也。獨り勅諚に依り、一命を墜す者は、武時入道也。忠厚尤も第一たるべき歟云々。此の條叡聽に達するの由、世に其の隱れなき者也」と見ゆ。而して菊池系圖には「道隆（中關白）

- 伊周（內大臣）
- 隆家（中納言 太宰權帥）
  - 良頼（權中）─良基（太宰少貳 少將）─隆宗
  - 經輔（權大 太宰師）
    - 師信─經忠（中納言 太宰大貳）─忠能（太宰大貳）
    - 文時（藤少納言 肥前守）─文貞（肥前守 號高木）─季貞（異賊の爲に討たる）
  - 正則（對馬守）─則隆（太宰少監 大夫將監）
    - 政隆（西鄉太郞）─隆基（大夫 山崎明神）
    - 保隆（小鳥庄知行）─經政（山鹿知行）
    - 經隆（兵藤警固太郞）
      - 經政（山鹿大夫）
      - 經頼（兵藤四郞）

內・文時の譜には「隆家以來、代々一門の公卿、太宰權帥也。茲により高木・菊池、權威あり。一說に、隆家帥の時の子也云々。又云ふ、遠江に流され、波津久良庄に居住、同國波伊波羅七鄉を充て給ふとも云ふ」と載せたり。初倉庄（仁和寺領）云々の事は大いに考ふべし。

又正則（一本經輔の子）の譜には「父隆家卿左遷の時、但州に於いて出生す。成人の後、隆家卿太宰權帥と成り下向の時、同心に下向。初めて武家に下り、太宰府に居住す。屋敷は馬場宮高木にあり。後一條院御宇、寬仁三年四月、親父隆家帥の時、異賊襲來の時、政則・若年にして、紫糸鎧竹笠を着け、白葦毛の駒に乘り、博多警固松原を打望み防戰し、異賊大將を討取り畢んぬ。忠功に依り、九州の兵頭たるべきの由、宣旨を下され、錦の御旗を賜ひ、御歌を賜ふ。つくしなる矢峯（筈か）の嶽のふもとには、たけきをのこの住むとこそきけ」と。

其の子則隆の譜には「延久二年庚戌、初めて肥後國菊池に下向、始めて菊池領主たり」と。

政則は上述の系、及び事蹟通考等、隆家

の子とすれど、續羣書類從所載の別本二篇、菊池風土記所載菊池系圖、筑後菊池諸系圖、及び菊池傳記等、殆んど皆・隆家の孫にして、經輔の子とす。勿論政則を隆家の孫とすれば、武朝申狀に政則の子則隆を、道隆四代の後胤とするに合はざれど、諸系圖の大半、政則を經輔の子とするを見れば、此の方・古き形にして、上述系圖、並に事蹟通考は强ひて、武朝申狀に一致せしめんとして、隆家の子とせしものと考へらる。蓋し申狀に「道隆四代」とするは、古き世孫の數へ方に據りしものなるべし。

次に前引・文時を高木氏の祖とし、猶ほ正則の譜に「高木にあり」と云ふより見れば、高木、菊池の兩氏は極めて察接なる關係を有せしにて、菊池風土記に「隆家—經輔——

藤原中納言 文時（太宰帥に流さる）——文定（肥前守 高木祖）
—政則（對馬守）—則隆（大夫將監）—經隆（菊池三郎、肥後守 若宮）」

とする形は古かるべし。

2　伊周流說、及び隆宗流說　以上は何れも、菊池氏を隆家の後裔とするものなれど、上妻系圖には「道隆（中關白）—隆宗（少將、修理大夫、筑後守）—家久（左衞門尉）——

—隆定「經家—家房
—隆則┬則隆號菊池
—政則號馬場、一說曰、號弓場殿」

と載せ、又筑後將士軍談が推稱する山本村觀興寺藏・草野系圖には「道隆（中關白）—伊周（從一位左大臣、流罪）—文貞（高木肥前守）—政則（對馬守、太宰府流罪）—則隆（正五位上、延久四年、初めて肥後國菊池郡に下向す）—經隆（菊池肥後守）」と見ゆるが如く、同じく中關白の後とすれど、隆家の裔とせずして、其の兄弟なる隆宗、或は伊周の後とす。

これ等によりて考ふるに、菊池氏は最初武朝申狀にある如く、漫然・中關白の後裔と傳へしものにして、道隆の子の內、誰の子孫なるやは明かならざりしものと考へざるを得ず。

3　九州土豪說　而して以上の說を分脈等の藤原系圖によりて檢するに、道隆には「伊周、道賴、隆家、周賴、周家、好親、賴親、隆圓」等の諸子あり。又伊周には「道雅、顯長」の二子、隆家には「良賴、經輔、良員、季定、基定、家房、行昭、隆明」等の諸子、經輔には「師家、長房、師基、師信、家平、增譽、仁惠、璽覺、隆觀」等の諸子ありて、其の系甚だ細密なり。猶ほ此等は中央一流の貴族なれば、其の事蹟は、物語、鏡、記錄、文書の類に見ゆれど、高木氏の祖とする文時、菊池氏の祖とする正則、及び則隆の如きは、全く見る處なし。故に此等の人を中關白家の人とするは、全く後世の假冒なるが如し。

唯・中關白家は伊周、隆家兄弟共に太宰權帥となりて以來、一門の人にして、太宰帥、若しくは大貳となるもの甚だ多く、鎭西との關係頗る深し。よりて高木、菊池氏と何等かの關係ありしや想像するに難からざるなり。こゝに於いて、次の論あり、史徵墨寶に「九州の高木菊池は同祖と稱す。大抵諸國豪族は、在廳國郡司、又は雜掌等が領家の姓を冒すものとす。初め中關白道隆の子隆家、太宰權帥となりてより、太宰府は其家の世職の如くなりたれば、其の頃・已に菊池、高木等の豪族ありて、兩肥の膏腴を中關白の莊園となし、其地頭となり、高木は肥前守、菊池は肥後守に任ぜしものならん」と。

此の論は頗る傾聽するの價値あらんと考へらる。

殊に則隆の太宰少監たりし事は系圖に見え、また武朝申狀に大夫將監と云ふも、將監は少監に外ならざれば、當時・中關白家の配下たりしや明白なり。而して太宰府の大監、少監の如き府官は京官にあらずして、九州譜代の名族を補任するを例とすれば、高木、菊池氏は九州の土豪にして、太宰府の府官となり、前者は肥前に、後者は肥後に勢力を扶植せしものと考へらる。

斯くの如く、高木、菊池氏は太宰府官の裔なるが故に、いつしか太宰府長官たりし中關白家の裔と稱し、遂に道隆四代の後裔など云ふに至りしものと想像せらる。兎に角、中央なる中關白家の細密なる系圖に於いて、此等の氏の祖先の見えざるを思へば、その冒系たるや歷然と云ふべし。勿論、中關白家は早く勢力を失ひ、姉小路、堀河、坊門、水無瀨等の諸家を殘するに過ぎざれば、後世、庶流の內には、地方に移りて、その系の全く中央系圖に載らざるものもあるべけれど、斯の如く早き時代、若し隆家、經輔等の子に、

キクチ

文時、正則の如き人物のありしものとすれば、當然中央に傳はらざるべからざるなり。

4 文家說 殊に菊池系圖に於いては、高木氏の祖文時を經輔の子とすれど、鎭西要略所載の高木系圖には「其の先・大織冠十代正統中關白道隆公より出づ。公の子を文家と曰ふ(文の字・一に隆字に作る)、中納言太宰帥と爲り、三子を生む。仲子を文時と曰ふ、延久帝時、中納言太宰帥と爲る。其の子右近衞中將文貞、其の子太宰大貳秀貞、都督の職に處る再三也。嫡子を筑前守貞永と曰ふ、是れ高木、草野、云々等氏の祖也」と載せ、又草野系圖にも「文家(權大納言、初名經輔、遠州波津久良庄流罪)—文時—文貞」とありて、文時、政則等の父を文家とする也。勿論・文家を一に隆家に作るとし、又其の初名を經輔とすれど、此等は必ずや、後世中關白家の系圖に一致せしめんとしての追加に過ぎざらん。然らば此等諸氏の祖は文家なる人にして、益々中關白家の系圖と離るべし。

次に菊池風土記所載菊池系圖、經隆の譜に「若宮、菊池三郞、肥後守、寬仁年中・

キクチ

異賊襲來の時、紫糸鎧辨笠を着、白葦毛の馬に乘り、博多警固松原を打望み、防戰の時、賊大將綱・箭鋒を畏れず、仍りて足裏を射て討取り、九州兵の頭と爲る。因りて宣旨を下され、錦旗を賜ひ訖る。出田村に於いて若宮と崇尊し之を祭る」と。この事は、其の父則隆の譜に「延久二年、菊池下向」と云ふに對照して時代全く合はず、殊に一般の菊池系圖の如く、經隆を寬仁度外寇・刀伊の入寇に偉功を立てたる藤原隆家の五代、若しくは四代の孫とすれば、益々採るべきにあらず。よりて續羣書所載菊池系圖は、これを政則の譜に移し、又事蹟通考の如きは「經隆・兵藤警固太郞云々、寬仁三年異賊襲來の時、經隆・之を防ぎて功ありと。武朝申狀等・之を載せず、故に取らず」と論じて之を省きたれど、此等は何れも經隆を寬仁外寇防禦に偉功をたてたる隆家の五代、或は四代の孫としたる結果、時代符合せざるが爲、變更したるにて、其の事の眞僞は勿論問題なれど、兎に角、原始菊池系圖、經隆の譜に此の事ありしや想像するに難からず。鎭西要略も「寬治元年、異賊船來りて我を亂す、肥後守經

隆に勅して賊徒を追討す」と。これも寛仁としては時代・合はざる爲、寛治としたるに過ぎず。寛治に斯くの如き事件のなかりし事は螢蠅抄も云へり。

又草野系圖は、高木三郎大夫の弟秀貞に「異賊の爲、討死」と註し、又經隆の譜に「文永四年蒙古襲來の時、綸旨を賜ひ退治す、隈府三宮是れ也」と。これも寛仁としては時代合はざる爲、文永の役として、益々時代の合はざる事となりたるものなれど、兎に角、原來・經隆に外寇云々の傳説のありし旁證とするに足らん。

思ふに經隆、若しくは秀貞等が、事實・刀伊賊入寇の際、防禦に當りしか、(此の家が、太宰府の府官たりし事實より見れば、朝野群載、小右記等になしとするも、防禦者の内にありし事は否むべからず。)または伊佐氏傳説の影響を受けしものにして、其の實・平爲賢の事蹟の混亂か(イサ條參照)、兩者何れなるか詳かならざるも、此等の氏は以上によりて、中關白より猶ほ古く、鎭西に存在せし豪族なるや明かならんか。筑後木庭氏系圖に據れば、大夫將監則隆の菊池拜領を一條天皇の長德二年とす。又參考する要あるべし。

5 紀氏説　次に又菊池氏の菩提所圓通寺の縁起には、則隆を「鹿島大夫將監則隆」と載せたり。しからば此の人は肥前鹿島の人にて、益々、高木、大村氏と同族なるを推すに足るべし。蓋し此等の家は、太宰府々官たりし紀氏族にして、肥前より起り、菊池氏の祖は肥後に移りしものなるべく、從つて此より前、「天慶の頃、肥後國司となり、七大社を造建し、七大寺を草創せし」と傳へらる、「尾藤少卿紀隆房」とも關係あらんかと考へらる。殊に圓通寺より一層菊池氏と密接なる關係を有する輪足山東福寺の縁起も「天慶元年、國中を勸進しければ、時の國司尾藤肥後守隆房・大檀那と成り、終に大願成就す」と。而して菊池氏が最初の通字なる隆の字(則隆、政隆、保隆、經隆等)、及び同じく、紀氏なる大野氏の通字なる隆の字は、此の隆房の隆字を承けしものと考へべし。

而して菊池氏が其の實・紀氏なるに、藤原氏と云ふに至りしは、隆房が既に明白に紀姓なるに關はらず、その稱號を尾藤と云ひて、既に藤姓を冒せしに起因すと考へらる。果して然らば、後に菊池氏が

其の祖と云ふ道隆、隆家など云ふ人は、その實・此の隆房に當るべし。

尾藤少卿の少卿なる語は、太宰少貳の唐名なり。蓋し太宰府官たりし紀氏が、何等かの縁故によりて藤原姓を冒し、肥後に移りて肥藤と稱せしを、後に尾藤と書きしものか。猶ほ少卿は少貳の唐名なれど、その實・隆房は少監程の人にて、肥後國司となりしものなるべし。

6 結論　これを要するに、菊池氏は太宰府官たりし紀氏にして、高木、大村、草野等と族を同じうし、早く家を分ちしものなれど、猶ほ同族たりし傳説を有せしにより、同じく藤姓と云ひ、中關白道隆の裔と稱せしものと考へらる。紋章より云ふも、菊池氏は、もと日足紋にて、高木、大村と同紋なり。大村、高木條參照。政則以後の事は第九項にて述ぶべし。

7 久々智姓　菊池氏の出自は上述の如くなれど、猶ほ菊池は和名抄に久々知と註し、古くはククチたりし事・明白なれば、姓氏錄、攝津神別に載する「久々智、同上(阿倍朝臣同祖)」とあるものと關係あらんか。卽ち太宰府々官たりし肥前紀氏の族人・肥後國司となりて肥後に移り、

此の久々智（菊池）の家を嗣ぎしものなるやもはかり難し。附して參考に備へむ。

8　源姓説　猶ほ菊池氏の出自については異説尠からず。應永戰覽に「武基、（天慶源經基鎭西下向、太宰府にありて侍女に姻す。其の女孕みて故郷菊池に歸り、同四年四月、男子を產む。源家正脉を以つて源丸と號す。其の女の父母・劵はりて之を育つ。天曆八年九月、祖父・源丸を伴ひて上洛し、經基の子と爲す。人々相知れり矣。時に十九歲なり。軈がて奏聞を經て、參內元服、肥後守に任じ、正四位上に叙せられ、菊池郡を賜ひ、肥後介武基と號す、是れ菊池の初祖也）—武有（肥後守）—武國（肥後新太郎）—武尙（肥後大夫介）—武行（肥後介、貞應四年、實朝卿の時、宋に渡り、佛舍利を得て歸朝す）—武仁（武通と改む）—武親（四郎、肥後守、左京大夫、從四位下、元曆西海武功に依り、文治元年、肥後守護職を賜ふ。右大將賴朝卿の時也。但し父武仁一紙の御判）—武依（肥後守、從五位上、承久の關東方）—武房（肥後守、從五位上）—武持（肥後守）—武直（掃部助、判官）—武源（新九郎）、弟武俊十三代（掃部頭入道寂阿、從四位上、龍相寺殿、贈三品、建武官軍方）云々」と見ゆれど、荒誕不稽、一顧の價値なかるべきか。唯參考の爲に擧ぐるのみ。

又菊池森田系圖には則隆の父を「本田對馬守政則」とす。

9　則隆以後の菊池系圖　菊池第一代則隆は、諸系圖に皆・正則の子とすれど、上妻氏系圖には則隆を政則の兄隆則の子とす。卽ち政則は則隆の季父に當る。こは誤りなるが如きも、一本菊池系圖に「則隆・延久四年、季父と初めて肥後國に下る」と云ふに合すれば、或は此の方事實にして、則隆は正則の養子か。一本上妻系圖には隆宗二男則隆ともあり。則隆以後は次の如し。

1 則隆
- 政隆 西郷太郎
- 保隆 小島次郎 小島與
- 2 經隆 兵藤登岡太郎
  - 經政 山鹿大夫 山鹿高橋祖
  - 3 經頼 兵藤四郎
    - 4 經宗 鳥羽院武者所
    - 經長 天草兵藤大夫
    - 經家 藤田三郎、藤田長坂出田祖
    - 經遠 詫磨四郎
    - 經秀 村田五郎
    - 經益 井芹六郎 井芹莊田祖
  - 通俊 兵藤大夫
  - 安頂 三郎
  - 經明 合志五郎
  - 經平 迫間十郎

5 經直 菊池七郎 鳥羽院武者所
- 俊直 刑部大輔 東次郎
- 經繼 佐野三郎
- 經雄 小次郎
- 6 隆直 菊池次郎 肥後守
  - 7 隆長 永野太郎 壇之浦戰死
  - 隆定 菊池次郎 承久の役、軍功、武者所
  - 秀直 砥川三郎 壇之浦討死
  - 直方 合志四郎
  - 隆俊 八代五郎 八代黑木祖
  - 賢秀 六郎
- 經俊 佐野

隆定
- 隆繼 小次郎 早世
- 8 能隆 彌二郎 左京大夫
  - 9 隆泰 又次郎 式部少輔
    - 直隆 刑部丞
    - 賴隆 覺佛
    - 10 武房 菊池次郎 一に肥後守 元寇有功、贈從三位
      - 11 時隆 永德丸太郎
      - 12 武時 次郎 肥後守 眞空 寂阿贈從一位 博多討死
      - 覺勝 三郎 博多討死
      - 隆盛 西郷彌四郎、早世
      - 道武 堀川三郎
      - 武本 甲斐六郎
      - 武成 長瀨七郎
      - 武經 島崎八郎
      - 武門 迫間十郎
      - 惟武
      - 武村 重富與一、大渡橋討死
    - 有隆 赤星三郎 元寇有功
    - 隆顯 若宮四郎
    - 隆冬 須屋五郎
    - 康成 菊池八郎 元寇有功
    - 重宗 林原與三郎
  - 隆政 西郷三郎 元寇有功
  - 隆時 加恵九郎
  - 隆經 城越前守 元寇有功
  - 實照 本郷四郎 左衞門
  - 秀周 中山式部少輔
  - 隆頼 城六郎太郎 兄養子
- 隆親 片角三郎
- 定基 江良四郎
- 家隆 大夫五郎
- 定直 伊倉七郎
- 隆重 九條十郎
- 隆益 林原與三 林原蛇塚 方保田平 山小野祖

13 武重 次郎、肥後守、寂山、左京大夫、從四位下
—頼隆 三郎、博多討死
—經重 大円寺、阿日房隆寂、博多討死
—武茂 木野五郎、對馬守
—武澄 肥前守—武安
—武吉 七郎、湊川戰死
—武豐 八郎、赤星遠基養子
—武敏 掃部助
—15 武光 豐田十郎、肥後、肥前守、從四位下
—武隆 余一
—14 武士 又次郎、肥後守、祖禪寂照
—武尚 高瀬祖
—武義 深川彥四郎自關
—武世 余五
—武方 又六郎
—女子 了心素璧尼

16 武政 次郎 肥後守—17 武朝 法名常朝 加賀丸 肥後守 右京大夫 始武興—18 兼朝 肥後守 右京大夫 法名元朝—19 持朝 肥後守
　　—忠親 新宮次郎
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—武楯 高瀬相模守
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—英朝 千田伊豫守
—良政 又次郎 西鄕右馬介—兼秋 西左馬助

20 爲邦 犬丸 肥後守 大膳大夫—21 重朝 藤菊丸 肥後守—22 能運 宮菊丸 始名武運 肥後守=23 政隆 始名政朝 肥後守
　　　　　　　　　　　　　　—武邦 民部允

—爲安 肥前守—重安 肥前守—政朝 肥前守
—爲房 詫磨大膳大夫—重順 武藏守—重基 肥前守
—爲光 宇土禪正大弼—重光—宮光丸
—相直 木野但馬守—親則

政隆・暗愚、廢せられて、永正二年、阿蘇大宮司惟憲の長子惟長・迎へられて菊池家二十四代となる。これを肥後守武經と云ふ。

武經・驕暴、將士服せず。遂に阿蘇に歸り、詫磨別當武安の子武包(宮松丸)・迎へられて二十五代の館と稱す。肥後守たり、また昏愚にして衆服せず、遂に逐はる。その子を左近將監武平と云ふ。

二十六代義武は、十郎、始の名は重治、義宗、實は大友義重の二男也。永正十七年、菊池家を繼ぎ、肥後守護となり、享祿四年三月、從四位下、左兵衞佐を兼ぬ。天文十九年八月、大友義鎭の兵に攻められ、敗れて肥前に逃る。後二十三年十月、豐後直入郡に於いて自殺す。菊池氏全く亡ぶ。

10 米良流菊池氏　武運の子重爲・米良に居り、米良と號せしが、十九代則忠に至り、菊池に復す。其系を擧ぐれば「重爲

—國重—重次—重種—重治—重鑑—重良
—重隆—重直—重季—則隆—則重—則信
—則元—則純—則敦—則順—榮叔—則忠
—武臣—武夫、」現今男爵。

11 肥後菊池氏は保元物語に「菊池、原田云々、」平家物語卷八に「菊池次郎高直は都より平家の御供に候ひけるが、大津山の關・開て參せんとて、肥後國に打越え、己が城に引籠る」と。又卷十二に「六條河原にて斬らる」と。源平盛衰記には「鎭西には菊池次郎高直、」「菊池次郎高直(肥前守)、菊池大夫胤益、菊池三郎高望、」と。又玉海に「治承四年九月十九日、傳へ聞く、筑紫人に叛逆者あり。私かに追討使を遣はし了る、云々。同五年四月九日、今夜、除目を行はる云々。鎭西住人種直を太宰權少貳に任ず、先例・尋ぬべし。八月四日、經房・蹔し雜事を談ず。其の中に鎭西の事等あり。菊池高直に國司を給せしむ(肥後國は經房知行、卽ち高直住國也)云々」と。次に東鑑卷二、養和元年二月廿九日條に「肥後國住人菊池九郎隆直(吉川本に次郎)・平家に反す、隆直に同意の輩は、木原次郎盛實法師、南鄕大宮司惟安、」また卷四十に「菊池入

道、」また武朝申狀に「承久合戰の時、先祖能隆・大番役となり云々、」と。下りて元寇には、竹崎五郎繪詞に「ひこのくに、きくちの二郎たけふさ、」八幡愚童訓に、「菊池原田兒玉黨、」また日蓮註畫讚に「菊池二郎康成(武房弟)」等見ゆ。

武時勤王擧兵の眞相は、博多日記に「正慶二年三月十一日、肥後國菊地二郎入道舜阿・博多に付き畢る。同十二日、出仕の時遲參候間、着到を付くべからざるの由、侍所下廣田□左衞門問答の間、口論に及び畢る。十三日寅時、博多中、所々に火を付け燒拂ふ。舜阿が筑州、江州には使者を立てゝ申して云ふ、宣旨使に罷向に忩・御向ひあるべきの由・觸れ廻る。筑後入道殿は、竪精にて此の使二人が頸を切り、十三日夕方、匠作方に進めらる。江州は打止むべきの由・仰せらるゝの間、彼の使逐電し畢る。さて菊池・錦旗を捧げ、松原口辻堂より御所に押寄するの處、辻堂の在家に火付たる間、押寄するに及ばずして、早良小路を下りに、をめいて懸る。宣旨の御使七人に參て着到を付くべきの由・のゝしりて櫛田濱口に打出で、錦旗一流、菊地旗、並に一門等、旗あまた

捧げてひかへたり。爰に筑州祇候人饗場兵庫殿・相向ひ事の子細を尋ね申さるゝの處、卽ち兵庫筑(殿歟)併せて若黨一人討たれ畢ぬ。次に武藏四郎殿、武田八郎以下、燒失は菊池所行とて、息濱、菊池宿に相向ふの處、早く菊池・打出たる間、息濱のすさゝより廻りて、横田、濱口に菊池引へたる處に近く懸たり。卽ち合戰に及ぶ。武田八郎は手を負ひ、竹井孫七、同舍弟孫八、並に安富左近將監等は討たれ畢る。さて御所に押寄せ合戰に及ぶ。菊池入道、子息三郎二人は、犬射馬場にて討たれ、菊池舍弟二郎三郎入道覺勝以下若黨等、御所の中に打ち入り、旣に御壺に責入り合戰を致すの間、敵七十餘人、討ち止められ畢る。菊池嫡子二郎、並に阿蘇大宮司は落ち畢る。匠作御方も、或は討死し、或は數輩負手畢る。さて合戰過ぎて筑州、江州以下、鎭西人々御所に參られ、卽ち菊池入道、子息三郎舜阿、舍弟覺勝の頸以下、若黨等の頸・犬射馬場に懸けられ、舜阿、三郎、覺勝三人が頸は、始め四五日は懸けられず。後に之を懸らる。舜阿、並に子息三郎、覺勝頸は別に懸けられ、夜は取つて御所

に並べらる。十箇日計あて釘を以つて打付けらる。札銘に云ふ『謀叛人等の頸の事、菊池二郎入道舜阿、子息三郎、舜阿舍弟二郎三郎入道覺勝云々、』菊池方手負人等、落行くの處、國々より博多に馳上る勢共、行向ひ打取るの頸を取進むるの間、犬射馬場に三重に之を懸らる。五所に木をゆいわたして懸けらる。其の後、亦連々に所々より取り進む。落人の頸二百餘也。糸田殿卽ち御所に御入、參川殿十三日御登ある處に、筑後國横隈にて、菊池孫子(兒童)、並に若黨十人計り行合奉る間、卽ち討たれ畢る。頸は御持參あり。同日肥後國菊池城に打手を向けらる」云々。

また「或人の從女、去る四日、懸置く頸を見に行きて見る程に、身毛よだち覺けるが、やがて勞を付けり。かゝる程に或僧一兩人、彼の家主許に行き、對面しける時、彼の從女勞しけるが、をきあがり、男の風情してあふき取なをし、僧に向ひ色代しけり。僧を上に請じ、下に坐してかしこまりける間、彼の僧あやしみて問ひて云ふ、何なる人にて御坐すぞと尋ねければ、答へて云ふ、我は菊池入道の甥

に左衛門三郎と申す者也。童名菊一とて、有智山にて候ひし、人皆知りて候。但し菊池にて新妻を迎へて、十六日と申す時、菊池を罷出候の時、相構へ今度の合戰に別事なくして、返て二度見たてまつらばやと申候しかば、彼の妻も涙を流し、はかまをき候の時、はかまこしをあてゝ候ひし面景、今に忘れられず、我がひたいのかみを切りて、彼の妻女にとらせ、彼の妻の髮をば我がまほりに入れて頸にかけ、犬射馬場にて死に候の時まで持ちて候也と、かたり申して涙を流しけり。但し敵をとらで死したるこそ口惜しけれと申けり。妻女の事を申し出でし時は、哀傷の氣色を顯して涙を流し、合戰の事を申し出づる時は、いける色を顯す。又申して云はく、我が息濱を打出の時、夜ふくるまで酒をのみ、水のほしくく候ひしを、呑まずして打出でて死にて候間、水がほしく候とて、水をこひ、小桶の二桶のみけり。又我はじやうごにて候。酒をのみ候はんとて、酒を提の一提のみけり。水をのまずして死して候ひし間、我には常に水をまつりて給へ、又後世を訪ねて給ひ候へと、彼の僧達に語り申しけり。其の又

或日、僧申して云ふ、かゝる尫弱の女性の許に、御わたり候はたがい候と申しければ、家をもたず候て此の如く候と申ければ、家をつくりてまいらせ候はんと申して、卒都婆を作りて、相原に立に行ければ、御共仕るべしと申して、たふして、しばしありて、をきあがり、彼の勞さめぬ、殊に漢字をかく時、我が名をそとばにかゝれ候は又と申ければ、やがて名字を、そとばにかきて立けり、」と見ゆ。

また三月十七日條に「菊池加江入道三十五騎、宰府に隱れ居たるが、降人に江州方に參る。卽ち召進めらるゝの間、人々に之を預けらる」とあり。太平記には卷十一に「菊池入道寂阿、嫡子肥後守武重、二男肥後三郎、」卷十四に、菊池肥後守武重、卷十六に菊池掃部助武俊、菊池次郎武季、また三十三に「菊池肥後守武光、子息肥後次郎、甥肥前次郎武信、同孫三郎武明」等多く、梅松論には「肥後の國より菊池寂阿が子掃部介武敏、」廣嚴寺楠木一族靈牌に「菊池七郎武吉」等見ゆ。一族勤王に盡萃せし事、人の皆知る所なり。

其の後、應永記に「菊池云々、」これを將士軍談に「應永四年九國蜂起事。去年今川入道探題職を辭して、頓て上洛せられしかば(一覽同之)、此の間隙にや乘じたりけん、菊池肥後守貞賴、太宰少貳忠資、楠廷尉に心を合せ、今年應永四年(本書年闕く、按ずるに、將家續年表、通、並に云ふ、應永三年今川歸洛、同四年・菊池等蜂起。今之に據り、之を補ふ。將家通は月を闕く。年表は九月に係く。本書五月に係く)、反覆の幡を擧たりしかば、千葉、大村、星野、赤星、日田、陸奥守以下の官軍悉く響應して、九國又大に淆亂す。玆に因て大內左京權大夫義弘に太宰の官を賜はりて、鎭西征伐の斧鉞を下されければ、義弘時を延ばさず、七千餘騎を引率し、同五月十五日、京都を立つて豐前國へ發向す云々」と。

其の後、海東諸國記に「菊池殿、丙子の年、使を遣はして來朝し、書して肥筑二州大守藤原朝臣菊池爲邦と稱す。約するに、歲に三船を遣す事を。庚寅年、又使を遣はして來り圖書を受く。管する所の兵二千餘、世に菊池殿と號す。世々肥後州に主たり」と。又「源藤爲房、乙亥年、

使を遣はして來朝。書して肥後州藤原爲房と稱す、歳に一船を遣はす」と。又「武敎、丁丑年、武磨を以つて名を稱し、使人來朝、遠處を以つて緊せざるを以つて、人・接待せず。丁亥年、名を武敎と改め、來りて觀音現像を賀す。書して肥後州高瀨郡藤原武敎と稱す。菊池殿の族親、其の管下たり、高瀨に居る」と見ゆ。

12 居城　菊池氏は武光まで深川村菊城にあり。延久二年より應安六年まで十五代、三百四年の居城と稱せらる。武政に至り、隈府城に移る。二十一代重朝・學を好み、聖堂を建て、文明九年二月始めて釋奠を行ふ。十三年八月、一萬句聯歌の際「月やしる十代の松の千々の秋」と。よりて月松の御館と稱せらる。隈府に菊池神社あり、武時を祀り、更に武重と武光とを加へ三座とせらると云ふ。

13 菊池氏の紋章　もと日脚の紋にて、大村、高木に同じ。隆直に至り、鷹の羽の紋とす。隆直出陣の時、靈鷹冑に止り、羽毛二枚を落す。故に取て吉瑞を祝し揃鷹の羽を紋とし、又違鷹羽に改む(國史)と。又曰ふ、文永二年八月、能隆始めて鷹羽を用ふ。或は又經直の代と爲す。(事蹟通考)。蒙古戰繪卷物・旣に鷹羽なり。又菊池風土記に「幕本紋・三龜甲、左巴、雪折篠、三條松、開扇、鷹羽、鶴の紋。幕紋當紋・嫡子は揃鷹羽、左巴。庶子は違鷹羽、向鶴。幕紋出事・嫡子は五布掛、脇四布掛。庶子は三布掛、脇二布掛。幕繩・嫡子は左繩の定。庶子は右繩の定。同繩之色・青白黑、天地人の三才也。旗長四尺八寸、或七尺八寸、同竿長一丈三尺、或は一丈二尺八寸。手旗長三尺七寸、廣一尺八寸。鎌倉傳來紋、嚞、吉文本紋也。云々。右の旗・隆直以前に用ひしなるべし。隆直以後よりは、鷹の羽也。因りて太平記箱根合戰(十四卷目)の所に、鷹の羽の紋の旗一流差し揚げて、菊池肥後守武重三百騎にて馳せ參り給ふと云々。春日、若宮、稻荷の三社は代々尊崇也」と見ゆ。又見聞諸家紋には、

菊　池

又菊の紋は後醍醐天皇より賜はりたりと云ふも、その實氏名によるべし。

14 菊池族　一族頗る多けれど、菊池風土記には「小名、米良、黑木(向鶴紋)、甲斐、中武、田爪、濱沙、小河、八代、肥木田、村田、西郷、山崎、大坪、高倉、武田、藤田、外に、出田、村井、廣瀨、城」と載せたり。各條を見よ。

15 早岐流菊池氏　早岐、出田、小山等條を見よ。

16 大友氏流　第十項參照。大友能直廿代の孫十郎重治、菊池を稱す、義鑑の弟なり。寬政系譜に此の末流一氏を載す。家紋丸扇の内鷹羽打違、檜扇。大友系圖には「義鑑の弟義國・初名重治、又國武、又義宗、又義武、菊池家相續、菊池十郎重治と號す」と。

17 肥前の菊池氏　菊池氏が肥前と緣故深き事は前に云へり。其の後、菊池系圖に「肥前守武澄―同武安(天授戰死、法名義連、一に武元、菊池傳記には澄安)―同武照(元中、法名慶雲、鬼肥前と號す)―同澄安(應永)―同貞雄(永享)」と。以上の人々、廣福寺寄進狀に見ゆ。又爲邦の弟肥前守爲安の裔、代々肥前守を稱す(爲安―重安―政朝―重基)。
これより前、肥前河上社文書に「河上社雜掌申す。肥前國高來郡山田庄內守山鄕の地頭職事。云々。神領たるの段、相違

なき歟。早く其の妨を止めらるべく、若し又子細あらば注申せらるべきの狀、仰により執達如件。正平十六年十月廿八日、左中將。菊池菊童殿」と。又鎭西要略嘉吉元年條に菊池肥前守武房あり。

18 豐後の菊池氏　圖田帳に「阿南庄光一松名十二町、肥後國御家人、菊地三郎武弘、」(十五町、菊池三郎二郎房高)見ゆ。

19 豐前の菊池氏　企救郡にあり。永享應仁頃より、菊池一玄、菊池武陸、菊池平藏等あり。

20 薩摩の菊池氏　谷山郡谷山鄕に菊池城(福本村)あり、菊池武光壘址と云ふ。

21 讃岐の菊池氏　大内郡安戸邑に菊池氏あり、菊池武房の弟赤星氏の裔と云ふ。家傳に「菊池肥後守武房の弟赤星三郎有隆の末葉、肥後國菊池郡隈府の城主赤星安房守親家の嫡子赤星周訪守親隆、並に次男菊池勘解由親武、天正十五年、豐臣秀吉公九州征伐の時、城邑を失ひ、兄弟共に阿州吹田村へ罷り越し住居仕り、勘解由の悴菊池勘兵衞武則・牢人にて、右同所に住居仕る。勘兵衞に男子三人あり、兄は出家仕り、御領分大内郡引田村城林寺の住職仕り、二男菊池勘右衞門は同所安戸村へ罷り越し住居致し、鹽政所役、並に浦庄屋を兼ね相勤め居申候。三男菊池五兵衞親忠は讃州三木郡平木村に住居仕り候」と。有隆より十代親家の子親隆より四代目菊池勘右衞門・始めて讃州大内郡安戸村に住居し、菊池氏を稱す。勘右衞門より十一代目也。但し紋所は鷹の羽違。(古川達次氏)。

22 越中の菊池氏　三州志、射水郡阿尾城(在八代庄阿尾村領)條に「菊池氏の初めて越中に來りて、此の城に據りし歲月は不詳。七國志に『天文永祿中、菊池伊豆守武勝、同清十郎安信、越中に住す』とあれば、其の頃より越中に在るならん。其の阿尾城主として、正しく其の姓名の露見せしは、菊池右衞門入道、及び其の子伊豆より也。此の父子・天正十三年四月、富田治部左衞門景政へ密使を遣はし、城を我國祖に獻じ、公卽ち前田宗兵衞、片山内膳、高畠九藏、小塚權太夫、長田權右衞門をして守らしむ。其の兵千餘人とあり。長湫略譜に『今年六月、守山の神保父子・此の城を圍む。前田、片山等よく防ぎ、且つ村井長賴援して、敵首八十三斬取』と云ふ。此の後青山佐渡守、此の城に在りと云ふ說あれども、青山譜には見えず」と。又「荒山(八代庄小瀧村領)、邑傳、菊池入道の砦とも、亦石動山の砦とも云ふ」と見ゆ。

又礪波郡城端條に「齋藤九右衞門據れり。今の藩臣菊池九右衞門元祖九右衞門光次也。光次・實は齋藤次郎右衞門二男也、後に菊池右衞門入道の女婿となる。次郎右衞門は婦負郡城生の城主」と。同書また「阿尾、菊池右衞門入道武勝領。天正八年三月十六日、信長公より當城一萬石を武勝に賜ふ(大學祖也。家傳一萬石餘)。其の御朱印の文に『氷見郡の內屋代一家分、並に二十ヶ年以來新知行の事、相違あるべからず』とあり(二十年以來とは永祿四年にあたる也)。按ずるに、永祿四年より當城にあるか。且つ又武勝の子伊豆安信、天正十三年七月四日、高德公へ召出され、一萬石を賜ふ。其の御判書の知行方、當郡射水郡の內相浦と云ふ(今の間島なるべし)。『狩野(今作加納)杯相違有間敷事、石動の下鵜波を切に可進事、朝日山の下川切に、かたをはらしん、右の相浦久津呂を界ひ、上庄可進之候。殊に一萬石餘候。彌相違有間敷候』とあり。

按ずるに、此の時、高德公より此の地を武勝に賜はると云へども、射水蠣波婦負の三郡は未だ秀吉公より、高德公へ賜らざる以前にて、同年九月に至つて、此の三郡を賜ふなりと云ふ。同年七月二十八日、武勝父子へ公より賜はる起證文に『礪へ知行方、御計策遣はされ候とも、其の方へ申談じ候知行方、某及御斷知行させ可申事付自然此調儀致し候はゞ、右始申談於當國(加賀)急度かゝへ可申候事』とあり。然れば御拜領以前に右知行所を武勝に賜ふもの疑ふべからず」と。北越軍談、明應二年に菊地氏あり。

23　伊豆の菊池氏　八丈島の豪族に菊池氏あり。天文十六年、菊池忠右衞門、漂流の僧宗感を止めて、長樂寺を中興す。その門の記に「昔年始めて創むる者、菊池武郷の令祖也。而して今奉祀する者、吾邦先朝、大明國宗感師、六代の僧通詮師也」と。又伊豆志稿に熊坂村の人菊池武敎の女袖子を載せ、千陰の門と見ゆ。

24　武藏の菊地氏　新編風土記、荏原郡條に「菊池氏(上目黑村)先祖某が時、流浪の身となり。此の武藏の國へ下り、當所に來りて農民となりしは、天正年中のことなりとぞ。その後、子孫打つゞいて今に及べりと云ふ。かれが出る所は、肥後國の住人菊池肥後守武房が庶流なりとて、其の系圖を持傳へりと。又其の傳に、遠祖菊池肥後守武房が文永年中蒙古攻來りし時、かの討手として向ひし頃持し物を傳ふ」と載せ、又足立郡條に「菊地氏、高尾村の名族にして、何の頃よりか新井を冒せり。先祖を菊地豐前と云ふ。其の子に大炊頭、圖書、隼人と云ふあり。是等卒年を傳へざれど、豐前が二百年の追福を寬保二年取行ひしといへば、天文年中の人なること知らる。成田分限帳に菊地圖書十貫文を知りしこと見ゆるは、則ち豐前が子なるにや。舊記を失ひたれば詳なることは考ふべからず」と。又小田原役帳に、菊地鄕右衞門の知行二十三貫文、橘樹郡岩間。又足立郡菊池氏は丸に劔鳩酸草。井田系圖に多摩郡府中新宿菊地氏等見ゆ。

25　常陸の菊池氏　新編國志に「菊池・藤原氏にて、關白通隆の後なり。今所々にあり。天正中、多賀谷重經の臣菊池氏、重經に從ひて、總州湯田砦を攻む。一流茨城郡谷田村にあり」と。六地藏過去帳に「妙吉禪尼(菊池老母)、道譽(菊池佐土守)」。又久慈郡稻村神社由緒に「藤原義廣(源義家の兒、藤原廣重の女の腹と傳ふ)の從屬に松浦、菊池、原田氏あり」と。而して禰宜二人は並びに菊池氏の裔也とぞ。

26　下野の菊池氏　那須鍋掛に菊池氏の名族あり。德川時代、本陣たり。野州鍋掛菊池氏系圖に「天津兒屋根命。大織冠鎌足公。藤原正資三代孫。政則(鎭西將軍)則隆(肥後國菊池郡領、菊池太郞)、弟政隆(同國山本郡領山本氏祖、山本二郞)、弟則顯(同國山鹿郡主山鹿祖、山鹿入道三郞)、弟義一(同國八代郡八代祖、八代四郞)」と。而して、「則隆は弓馬に達す。肥後守護職、始めて菊池氏と號す。菊池郡、益成郡、玉名郡、一萬三千九百町、稻六百九十五萬束、直錢四十萬七千貫を領す」と。其の子高直(菊池肥後守)—時隆(菊池肥後守)—武則(寂阿入道、武時、改菊池肥後守)—武重(菊池肥後守)—武光(菊池肥後守)—武政(菊池肥後守)—武直(菊池但馬守)、弟武泰(菊池因幡)」と。次に武泰は肥後守武政の二男、菊池郡平田館に移り、三千五百貫文を領す。武直

平田館を押領す。依りて武泰・肥後を退去して、下野宇都宮右馬頭持綱に從ひ、壬生館に住す。都賀郡の內、千三百貫文を賜る。時に應永三十年、持綱自害す、此の時、常陸佐竹右京大夫義人に從ひ、那珂郡長倉村に館住す。常陸佐竹家菊池氏祖」と。

武泰の子は「武盛（佐竹右京大夫義人に仕ふ、菊池刑部少輔）、弟武貞（宇都宮兵部少輔明綱に仕ふ、菊池宮內烝）、妹（小場村館主小場大炊介室）、弟直道（下都賀郡小山城主小山下野守成長に仕ふ、菊池主水正）」。次に武盛の子「武顯（佐竹家執權職、菊池太郎左衛門尉。長泉寺殿智海良公大禪定門）—直廣（佐竹右京大夫義人に仕ふ、菊池內藏介花押、那珂郡長倉館住、長祿二年九月二十三日卒す、常勝寺殿淸岳淨光大禪定門）—義祐（佐竹祐義に仕ふ、菊池藏人、長倉居館、明應三年四月三日卒、高山貴公大禪定門）—直政（佐竹依上三郎宗重後見、菊池但馬、母は石塚村館主土佐守義永女）、この弟直勝（佐竹伊豫守義俊士、菊池縫殿亮）、弟正憲（菊池因幡）、弟道泰（菊池雅樂）、妹（依上郡町附村館主探谷伊與妾）」と。

次に直政は「佐竹宗重後見職、依上鄉に移り、町附脇館に住す。其後、黑澤村館を築き、白旗城と唱ふ。天文十一年四月二日卒、智海良英大禪定門」と。其の子には「勝正（佐竹義昭公に仕ふ、菊池掃部、母は戶村助大夫義里女、天正十九年八月十五日、秋月圓光大禪門）、その弟義晴（初喜連川鹽谷阿波守に從ひ、後に那須資晴に從ふ。菊池右馬介、弓達人）弟、勝家（下野鹽谷郡川崎城江城主鹽谷伯耆守孝綱に仕ふ、菊池隼人正）、弟道廣（宇都宮右馬頭尙綱に從ひ、喜連川早乙女坂合戰討死、菊池大學）、妹（武茂左衛門守綱妻、馬頭館主）、弟直廣（依上鄉大子村館主芳賀河內守養子、芳賀主勝）、妹（小濱村館主、小瀨右馬丞伊水妻）」と。次に勝正の男「義資（佐竹右京大夫義重公に仕ふ、菊池內藏介）、その弟勝廣（佐竹義宣公に從ふ。秋田に移る、菊池藏之丞）、弟義淸（上杉景勝公に仕ふ、菊池雅樂）、妹（大子村益子右近妻）、弟義定（菊池）」と。次に「予家は肥後菊池より常陸佐竹家に仕ふ。義資は天正前後の所に合戰軍功有りと雖も、慶長に及び故ありて、羽州秋田に御移り遊ばさる。義資悴義顯—下野那須郡に浪人致し、弟勝廣は秋田へ御供仕り候。佐竹家に從ひ、餘は多く浪人散亂す。元和元年三月十八日。花山淨西居士」と義資の子「義顯（幼名小太郞、鍋掛落居）、その妹（同村宮內妻）、弟義時（依上鄉村々菊池祖、菊池宮內）、弟義一（棚倉城主丹羽五郞左衛門長重に仕ふ（菊池水記、妹（野間村大野玄蕃妻）、妹（一ノ澤太郞左衛門尉妻）、妹（大輪村吉成藏人妻）」と。又「義顯當宿の長となる。佐竹義重公御出府の砌〇〇〇〇始めて賜る。大阪落城の後、江戶將軍樣御仕〇〇〇〇に相成候。萬民あんと候。此の系圖子々孫々に至るまで、他見他傳可秘者也」と。奥書に「當……二地無之皆地江〇……事候。下野國那須郡鍋掛。菊池氏主」と。位牌には元和九出羽守盛久、明曆三盛次、元祿十三盛房。」また菊池家緒所記錄に、「菊池出羽平盛久・天正五年六月」と。又盛久より五代之孫、同氏介之亟盛高、また平盛泰等見ゆ。家紋もと鷹の羽より日の字なりと。

21 磐城の菊池氏　白河郡甲子温泉に菊池氏あり、丹羽家の奉書に「甲子の湯、其の方取り立て別當に罷り成る云々、寬文十三年、志摩庄兵衛、將監殿（菊池高吉）」

と。又相馬藩士に菊池氏あり。

28 安達田村の菊池氏　當地方の豪族にして、鹽松菊池系圖に「菊池掃部介、後左京進、應永己卯、肥後より下り、陸奥安達郡鹽松莊に住す。二代掃部介賴末、父に從ひて下向し、斯波持詮に屬し、軍功あり、戸澤村を賜ふ、文安三年卒去。五代武乘、文明二年、石橋房義に屬し、軍功ありて、戸澤小手森二村を領す」云々」とありて、持詮は、應永七年、氏廣謀叛の時、討手に向ひたる一人なる事、櫻雲記、南朝記傳に見えたり。賴來それに屬すとならば、父武則もともに、斯波に從ひて東下したるか。氏廣滅亡の後、四本松は石橋の有となりたれば、武乘また石橋に從ひしなるべし。北戸澤村、田向館(古館辨、田中に作るは非也)に住す。系圖また云ふ「十一代武政は永正元年田向城に生る。菊池大阿彌丸、後大内太郎左衞門尉、丹波守、菊池を改め、外祖父の氏を以つて大内と稱す。永祿十一年正月卒」と。また「十五代顯綱、天文四年田向城に生る。始め武時、大内大阿彌丸、左京進、太郎左衞門尉、四本松主石橋家に從ひ、數々軍功あり。石橋松丸・四本松城に逃る。其の後、三春の主田村清顯に屬す云々」と。大内條を見よ。又「十二代賴宗は菊池次郎左衞門と稱し、築山城に住す」とあり。是れ大内氏の南戸澤に住せし始なるべしと云ふ(相生集)。

又武則の孫に平石甲斐武賴あり。又田村大膳大夫清顯公家中に菊地五郎右衞門あり、移館(移村南移)に居住す。

又岩瀬、田村等にも菊地氏多く、伊達正宗家中にも菊地氏あり。

29 會津の菊地氏　新編風土記に「會津郡木伏村館迹・天正中、菊地紀伊守某居住せしと云ふ」と。又大沼郡野尻組野尻村條に「稻荷神社、神職菊地信濃。元祿中若狹光次と云ふ者、神職となり。五世を經て今の信濃義次に至る」と見ゆ。

30 陸中の菊池氏　奥南舊指錄に「豫參士譜代並、江刺の家人七家の一に菊池氏あり、九州の菊池の流なり」と。

31 菊池宮　早田(ワサダ)條を見よ。

32 藤原北家大森氏族　大森泰賴の子・泰次、外祖の家號菊池氏を稱す、家紋二頭左巴、五七桐。寬政系譜に見ゆ。

33 菊池鍛冶　延壽條を見よ。

34 雜載　安西軍策に「菊池肥前守。菊地左近(肥前守嫡子)」と。德川時代、上ノ山松平藩側用人に菊池氏、人吉相良藩用人に菊地氏、岡部安部藩重臣、七日市前田藩番頭、宮戸松平藩重臣に此の氏あり。鯖江藩に菊地平治、大村藩士系錄に「菊池氏・藤原姓、」加賀藩給帳に「參千貳百石(九ョゥ石疊)人持、內五百石與力知、菊地大學。八百石(同)菊地常三」と。又豫州二十四社記に「野田神主・菊池建之、」幕臣に菊地角左衞門、菊地伊豫守隆吉。備前、越後にも多く、明治時代、數學家菊地大麓あり、文部大臣となり、男爵を賜ふ。

菊地　キクチ　前條に併せ云へり。現今奥州、信濃、志摩等に此の字を用ふる者多し。

木口　キグチ　岩代國安達郡戸澤村羽黑權現社慶長五年、元和、寬永棟札に木口氏あり、菊池氏に等しきかと云ふ。又信夫郡本內村八幡宮社人木口伊豆(神名帳)あり、信濃、越後にも存す。

麴池　キクチ　カウヂイケ

菊次　キクヂ　キクジ　下總小金本土寺過去帳に「菊次二郎、文明十一乙亥八月」と見ゆ。

菊亭　キクテイ　雲上家の一にして、藤原

北家西園寺流、尊卑分脈に「西園寺相國實兼—兼季（今出川太政大臣、又菊亭）—實尹—公直（左大臣）—弟實直（左大臣）—公行（公直の子、右大臣）—實富—教季（法雲院左大臣）—公興（又公尚、後法雲院左大臣）—季孝（又季直）—公彥（左大臣）—晴季（實雄、景光院右大臣）」と見ゆ。今出川家の別稱なり。イマデガハ條、及び西園寺、德大寺條參照。太平記卷二十七に菊亭三位中將公實、應仁記卷三に御門家菊亭等、諸書に多く見ゆ。

菊照 キクテル　正訓不詳。

纐纈 キクトヂ　日用重寶記に見ゆ。ククリ條に詳かなり。

菊名 キクナ　相摸國三浦郡に、菊名邑あり、その地より起りしか。

菊並 キクナミ　長祿寛正記に菊並次郎左衞門（河内勢、討死）あり。

菊野 キクノ

聞物部 キクノモノノベ　古代（筑紫）聞物部あり。豐前國企救郡に住みし物部を云ふ。天孫本紀、天物部等二十五部人の一にして、又雄略紀に、筑紫聞物部大斧手と云ふ人見ゆ。子孫キク條を見よ。

菊畑 キクハタ

菊原 キクハラ　信濃に存す。

菊麻 キクマ ククマ　和名抄、上總國市原郡に菊麻鄕あり、久々萬と註す。又伊豫に菊麻庄あり。

○菊麻國造　菊麻國とは、和名抄に上總國市原郡菊麻鄕とある附近の地也。國造本紀に「菊麻國造、志賀高穴穗朝の御代、无邪志國造の祖・兄多毛比命の兒大鹿國直を國造と定賜ふ」と見えたり。出雲臣の族なり。妙香邑に古墳あり。一を宮塚と呼ぶ。傳へ言ふ、菊麻の國造大鹿國直を葬るとぞ。又一を石塚と呼ぶ。其の子小鹿直の墓なりと。眞否詳かならず。

菊間 キクマ

菊松 キクマツ　東鑑卷十に菊松見ゆ。また伊達家々臣に菊松主殿あり、出羽鮎澤城を攻む。

菊本 キクモト　信濃に存す。

菊元 キクモト　備前に存す。

菊屋 キクヤ

1　淸和源氏　伊賀の名族にして島ヶ原一族なり。源三位賴政の遺子の裔と云ふ、紋三星に一文字。

2　近世伊豫國野間郡に菊屋新助あり「松山に出で松山縞を創め、一物產となせり（產業事蹟）。

幾久屋 キクヤ　石見佐々木多胡系圖に、「重治—七郎兵衞—新四郎（幾久屋祖）」と。

菊山 キクヤマ　伊賀服部裔にして、荒木又右衞門・此の氏より出づ。ハトリベ條を見よ。

菊吉 キクヨシ

木倉 キクラ

菊樂 キクラク　備中川上郡の名族に此の氏あり。

木暮 キクレ　コクレ條を見よ。

龜卦川 キケガハ　陸中國磐井郡の名族にして、封内記に「小萩庄大原邑、新山寺云々、葛西家臣本邑島崎城主龜卦川備後・之を造營す。島崎館、龜卦川三郎右衞門貞久・居る所也」と。又「濁沼邑古壘、葛西家臣龜卦川下總居る所也」と見ゆ。又登米郡にあり、封内記に「西郡邑古壘、湖水城と號す。龜卦川新右衞門居る所、或は龜卦川を西郡に作る」と。

紀五 キゴ　紀氏の族なり、次條氏に同じ。

紀吾 キゴ　太平記卷十に「紀五左衞門、足利殿の御子息千壽丸殿を具足し奉り、二百餘騎にて騎著たり」と。其の後、永享以來御番帳に「一番、紀吾彥次郎」、文安年中御番帳に「一番在國衆、紀五」とあり、室

町時代・相當の豪族なりしを知るべし。

貴虎 キコ

木頃 キコロ 藝藩通志に「備後御調郡太平山は木郷村にあり、城主詳かならず。或は云ふ、木頃石見經兼が居りし所なり」と。

木佐 キサ 備後に吉舍なる地名あり。關係あるか。

私 キサイ キサイチ シ 私(キサイ)は后(キサキ)より來る。私部條を見よ。

1 私造 私部の伴造にして、大和にあり。仁和三年七月紀に「大和國城上郡人右近衞將監正六位上私造萬福、本居を改めて、右京四條三坊に貫す」と見えたり。

2 (神)私造 姓名錄抄に見ゆ。神松の誤なるべし。

3 (大)私造 越前にあり。オホキサイ條を見よ。

4 (奈癸)私造 山城、陸奥等にあり、物部氏の族也。ナイキ條を見よ。

5 (大)私連 出雲にあり。オホキサイ條を見よ。

6 私連 拾芥抄に見ゆ。私造の連を賜ひしものか。

7 (奈癸)私連 山城にあり、物部氏の族なり。ナイキ條を見よ。

8 私臣 除目大成抄に見ゆ。

9 (大)私直 隱岐にあり。隱岐國造の族なり。オホキサイ、及びオキ條を見よ。

10 私宿彌 姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

11 私(無姓) 倭漢氏の族なるべし。大寶三年五月紀に「正七位上倉垣連子人、高祖根猪以來の子孫、正七位上私小田、從七位上私比都自、長島、及び昆弟等、皆訴へて雜戶を免るゝを得たり」とあり。

12 河內の私(無姓) 阿倍氏の族歟。天平神護二年二月紀に「右京人從六位下私眞綱、河內國人少初位上私吉備人等の六人、姓を會賀臣と賜ふ」と見えたり、交野郡に私部村あり。後裔・私部條を見よ。

13 伊勢の私氏 太神宮諸雜事記に私安良と云ふ人見ゆ。

14 舒明帝裔 久下系圖に「舒明天皇皇子磯部親王後胤、武尾(姓は紀、武藏國に居をトす、久下上總介)—武末(初め彌太郞、後に私權守と稱す)—滿重(號武藏藏人大夫、實は多田滿仲弟)—武行—基直(久下次郞)」とあり。私市、及び久下條を見よ。

15 (大)私(無姓) オホキサイ條を見よ。

16 (細川)私氏 ホソカハ條を見よ。

騎西 キサイ 私市に同じ、其の條を見よ。

把細 キサイ 私氏の裔か。大友記に把細宗策、把細宗曆等見ゆ。大友家の重臣也。

私市 キサイ キサイチ 私氏の裔なり。キサイ、及び、キサイチベ條參照。

1 駿河の私市氏 今昔物語卷廿三の廿三に「今は昔、駿河國に私市の宗平と云ふ、左の相撲人有けるが云々」と見ゆ。

2 武藏の私市氏 武藏私部の後裔にして當國の大族なり。私部條參照。其の發祥地、埼玉郡騎西庄は新編風土記に「合村二十一、或は私市庄とも書り、騎西町より起りし庄名にて、私市黨のものゝ出生の地なることは、騎西町の條に辨せし如し。今領名となれるは、根古屋古城に松平周防守が住せし頃、城附の村々を號せしより起れりと云ふ」と見え、又騎西郡、琦西郡の私稱あり。されど琦西は琦東に對する語にて、埼玉西郡の意なり。然らば、私市と語源を異にす、蓋し偶ま暗合せしものか。新編風土記、また騎西町條に「當國七黨に私市黨あり。此邊に住せし故、在名を以て黨に名付しならん。」とあるは誤れり。

私市氏系圖に「武州埼玉郡太田庄鷲宮大

明神の氏人たるにより、姓を私市と號す云々。但し姓氏錄に見えず。牟自—勇爾百庭(從七位下)—七國—本麿—濱果—濱人(從五位下)—廣成(神護景雲三年、西大寺建立の時、濱人、廣成は大福者たり、布一千五百疋、稻六萬束を寄進し、上聞に達し、從五位上に叙せらる)—黑山(私市部領)—黑長(部領使、弟に成主、持主あり)—黑公—家盛(武藏權守)—家景(弟に高家あり)—則家(掃部助)—則房—成方(武州埼玉郡、同國男衾郡、所々相傳、河原權守と號す)—成直(河原五郞)」及び、則家弟「長久(私市)—家季—季氏」と見ゆ。一族大いに榮え、成木、久下、市田、楊井、草原、河原、太田の諸氏となる、總稱して私市黨と云ふ。太平記卷三十一に「私市、村山、横山、猪股黨」と。又小田原記に「私市黨は私市姓、河原、久下是なり」と見ゆ。ムサシ七黨條を見よ。熊谷氏は此の私黨の旗頭と稱す、クマガヒ條を見よ。

此の黨の出自については予輩嘗つて論あり、其の一部を拔萃すべし。「私黨中、河原太郞高直、同次郞忠家(盛直)、久下權守直光、同二郞さね光等は、何れも同時代の人であるが、私市系圖は高直を河原次郞と誌し、盛直を高直の兄有直の子守直とすると、共に東鑑や平語と合はない、(カハラ、クゲ條參照)。又久下直光は系圖久下憲重の子直光であらうが、さうすると、大分に河原高直と世數が違ふ故、同時代としにくい。又二郞さね光の名もない。よつて系圖は此邊にも誤があるやうに思はれるが、更に溯つて、廣成は神護景雲の人と云ふ。しからば其れより六代も前の百庭は、上古の人でなければならぬのに、從七位下などとあるは信ずるを得ないのである。よつて此の系圖には餘程誤があると見ねばならない。尠くとも系線の引き方が違つて居る樣に思はれる。或は廣成は物部直廣成の事かも知れぬ。

黑山は私市部領とあるが、部領とは伴造の意で、私部の伴造を意味する故、或は黑山、竝に黑長等は、濱人や廣成より古い人かも知れぬ。けれど他に照應する史料がない故、さう思はれると云ふに過ぎない。

此の氏の出自は、もとより明白でない。藤原と云ふ如きは最もよくない。唯次の樣な點から武藏國造族と思はれる丈である。

A　私部は后部であつて、后妃の封民である。斯樣な封民は、普通國造に命じて設け、而して國造に管理せしめるのが常である。よつて此の國の私部は武藏國造の管理で、私市部領は其の一族から出たと思はれるのである。

B　此の氏の氏神と云ふ鷲宮の祭神は、武藏國造の大祖先天穗日命だと云ふ事である、たとへ其れが事實でなくとも、兎に角、此の國々造と關係のある神社であらう。果して然らば、此の氏が此の神を氏神とする事は、國造一族たる故でなからうか。

C　此の氏の發祥した埼玉郡は、武藏國造笠原直の居つた地である、よつて此の郡で有力なる此の氏は、笠原直と關係あるらしく思はれる。以上。

3　丹黨　武藏私黨は又一に丹黨と祖を同じうすとの說あり。卽ち新編風土記、騎西久伊豆社條に「騎西領中の惣鎭守にして古社なり。東鑑、建久五年六月卅日、『武藏國大河戶御厨に於いて、久伊豆宮神人等、喧譁出來の由、其の聞あり云々』

と見えたるは、こゝのことなるべし。又延喜式神名帳に載する所、埼玉郡四社の内、玉敷神社とありて、今何れの社たるを傳へず。岩槻城内に久伊豆社あり。其の餘、郡內所々に久伊豆社と唱ふるもの多くあれど、何れもさせる古社とも思はれざれば、若しくは式に見え、東鑑にも沙汰あるは、當社ならんか。當社に宣化天皇八代の後胤、從五位上木工頭丹治貞成の靈社あり。貞成の子峰成、私市黨の始祖にして、後略して私の黨と唱ふ。此の人の弟を貞峰と云ひ、丹治黨の始祖なり。略して丹の黨と云ふ。此の二黨の子孫分れて武州に多し。其の子孫の居所多く此の神社を祭れりと。されば峰成の父貞成を祭れりと云ふも、亦所謂あるに似たり。」と見ゆ。

又中興系圖に「私市、丹治、本國武藏、大夫幹成・稱之。騎西共」と。

4 桓武平氏　熊谷氏の族にして幹成を祖とすと云ふ。第二項に同じ。

5 藤原姓

6 伊勢の私市氏　多氣郡逢鹿瀬寺は神護景雲元年十月、大神宮寺と定められ、寶龜六年六月、石部楯桙、同吉見、私市安良等、神宮御饌の年魚を逢鹿瀬川に漁し同寺僧徒の辱しむる所となる。之を官に訴ふ、是より遂に本寺を廢すと傳ふ（三國地誌、神宮雜事記）。

7 河內の私市氏　私部第一項を見よ。

木西　キサイ　武藏の豪族にして、七黨系圖に「兒玉黨。庄權守弘高―左二弘定―太郎弘能―經季（木西左近四）、弟朝弘（五）」と見ゆ。

私部　キサイベ　キサイチベ　職業部の一にして、キサイは后（キサキ）の轉、チはツにてノに通ずる助辭なるべし。卽ち皇妃の封民を云ふ。敏達紀六年條に「詔して日祀部、私部を置く」と見ゆるもの是れ也。而して一般の皇妃の爲の私部に對し、皇后（オホキサキ）の封民を大私部と稱す、オホキサイ條を見よ。

1 河內の私部　交野郡に私部村あり、又附近を私市庄と稱す。私部の住みし地なり、又私市に作る。私條を見よ。延元の頃、楠家に從ひし當郡の名士に私部三郞あり。キサベと訓ず、私部城に據るか。

2 伊勢の私部　當國私市氏・此の裔ならん。

3 尾張の私部　天平廿年の寫書所解（四月廿五日）に「海部郡三宅鄕戶主私部男足」と云ふ者見ゆ。

4 武藏の私部　埼玉郡に私市村あり。此の部民の住みし地にして、後に榮えし私市黨も此の裔ならん。私市條を見よ。

5 下總の私部　正倉院文書、大島鄕戶籍に私部小手子賣等二十九人見え、又萬葉集卷廿に「葛飾郡私部石島」と云ふ人を載せたり。此等、此の國の私部の伴造は大私部直にて、千葉國造の族なるが如し。

6 信濃の私部　天平廿年の寫書所解に「信濃國更級郡村神鄕戶主私部知万呂」見ゆ。

7 奧州の私部　磐城國磐城郡に、私鄕あり、奈氣私條を見よ。

8 越前の私部　天平神護二年の當國國司解に「上家鄕戶主私部弓手」と云ふ人見ゆ。

9 越中の私部　正倉院天平寶字六年文書に見ゆ。

10 丹波の私部　和名抄、當國何鹿郡に私部鄕あり、後世私市村と云ふ。此の國に大私部氏あり。又船井郡に私部莊あり。東寺延喜十七年田券に丹波國木前鄕私部村と。又元曆二年賀茂神領記に丹波國私部莊、弘長二年官符同じ。

11 因幡の私部　承和三年十一月紀に「因幡國八上郡人私部粟足女、一たびに二男二女を産む」と見ゆ。和名抄、八上郡に私部鄕あり。後世或は私都、象市等に作る。

12 出雲の私部　天平六年計會帳に「右衞士私部大島死亡狀、進上衞士私部大島」など見ゆ。猶ほ大稅賑給歷名帳に「出雲鄕伊知里私部諸石」また仁壽元年五月紀に「出雲國司奏して言ふ、女子私部繼成女、節操尤も著る」など見ゆ。此の國の此等私部の伴造は大私部首なるべし。

13 隱岐の私部　大私直此の國にあり。

14 播磨の私部　播磨風土記、餝磨郡少川里條に「私里と號くは、志貴島宮(欽明)御宇天皇の世、私部弓束等の祖・田又利君鼻留、此の處を請ひて居る。故に私里と號す」と載せ、また印南郡含藝里條に「難波高津御宮(仁德)御世、私部局取等の遠祖・他田熊千、瓶の酒を馬尻に着け、家地に求き行く。其の瓶・此の村に落つ云々」など見えたり。

15 備中の私部　大稅貧死亡人帳に「御簀鄕拜師里戶私部里麻戶」など見ゆ。

16 備後の私部　和名抄、當國三谿郡に私部鄕あり。

17 肥後の私部　和名抄、當國飽田郡に私部鄕あり。

18 (大)私部　オホキサイチ條を見よ。

19 私部首　備中國大稅貧死亡人帳に「私部首身賣」と云ふ人見ゆ。備中私部の部分的伴造なるべし。

20 (大神)私部公　三輪氏の族にして私部の伴造たりしならん。神護景雲二年二月紀に「大和國人大神私部公猪養云々等、廿人、姓を大神朝臣と賜ふ」と見ゆ。

21 (大)私部直　下總、出雲等にあり、オホキサイチ條を見よ。

22 其の他、キサイ、キサキ、キサイチ等の條を見よ。

私告　訓不明　正倉院天平五年の文書に見ゆ。

木坂　**キサカ**　安藝國高宮郡の名族にして藝藩通志に「可部町木坂氏、熊谷氏に從ひて來り、南原村に居る。天和の頃可部に移る。家譜を失ふ」と見えたり。

象潟　**キサガタ**　羽後に此の地名あり、又蚶方に作る。

象谷　**キサガヤ**　出雲國日御碕神社の社家(被官)に此の氏あり。

城崎　**キサキ**　キノサキ條を見よ。

木前　**キザキ**　和名抄、丹波國船井郡に木前鄕あり。今木前村と云ふ。延喜中、鄕長丹波直長古あり。又常陸國久慈郡に木前鄕あり、後世那珂郡に入り、木崎村と云ふ。

木埼　**キザキ**　丹波船井郡の木前鄕は後世木埼庄と云ふ。赤松記に丹波國木埼莊、元弘三年官符に私埼莊とあり。

木崎　**キサキ**　木前、城崎、木埼等と通じ、又武藏足立郡に木崎庄あり。その他、伊勢、尾張、常陸、信濃、上野、陸奧、越後、肥後、日向等に此の地名あり。

1 若狹の木崎氏　百合文書、若狹國注進先々源平兩家祗候輩交名に木崎七郞大夫基定見ゆ。相當の名族たりしや明白ならん。後世、官社私考に「小濱の市長に木崎幸敦、字は藤兵衞とて、古事慕ぶ翁のありける」と。

2 肥前の木崎氏　佐賀郡城埼鄕より起るとぞ。

3 武藏の木崎氏　足立郡に木崎邑あり。北條氏照が家臣に木崎平次郞見ゆ。新編風土記、多摩郡條に「木崎氏(上成木村)、先祖を木崎治部と云ふ。法名は慈眼救參

鶴度大禪定門。此の人よはひ二百三十才にて行方をしらずなりし故に、其の出し日をもて忌日とはなせる由、自作の像を殘しおきたるは今慈眼院にあり。此の人より二十五代を經て、今の次右衛門に至れる由。天正年中より石灰を製す」と載せたり。

4 陸奥の木崎氏　津輕家臣に、木崎氏あり、北郡木崎より起るか。大浦右京亮光信の隨臣に此の氏見ゆ。

5 後醍醐帝裔　筑後の豪族にして、其の系圖に「光盛(後醍醐帝の皇子義光の子)―光親―親重―高親―光治―光貞―貞興―光直―勝延―光延―光則(光延の子、高良山座主麟圭父子と共に、久留米城主小早川秀包の請に應じ、歸路戰死す)。弟延好(光延の仲子也。秀吉公薩州發向の時、罪あり、依りて食邑を除かる。高良山に住す)―秀光、弟光堅―光正―忠親―重長―木崎兵右衛門―同一字―同正親―同光親―同光重(厨氏の子光親の養子)―同涙江(光重の養子)―同正俊(高良山石橋氏の子、涙江の養子)」と見ゆ。

6 雜載　徳川時代、岡田伊東藩重臣、明石松平藩重臣にあり。高倉家雜掌に木崎氏、及び備前、岩代、磐城等にも存すとぞ。

木佐木　キサキ

黄前　キサキ

象島　キサシマ　和名抄、遠江國敷智郡に象島鄕あり。神名式に敷智郡岐佐神社、殘篇風土記に岐佐岡神、遠江式社考に舞坂村象島地にあり。蚶貝日賣命を祀るかと云ふ。

木里　キサト　武藏小野姓にして、猪股黨の一なり。小野氏系圖に「猪股時範―家兼―行兼(木里二郎、一本に木部二郎)」と載せ、又七黨系圖に「野七家兼―行兼(木里二)―時仲(同二)」と見ゆ。

喜里　キザト　紀伊國海部郡加太庄の舊家に此の氏あり。

木左妻　キサツマ　日向記に木左妻安藝守見ゆ。

木佐貫　キサヌキ

木澤　キサハ　下野、紀伊等に此の地名あり。此等の地名を負ひし氏とす。

1 清和源氏平賀氏の族　平賀有義の子金澤資義の男資直の後なり。又諏訪神家の族なりとの說もあり。

2 大和の木澤氏　平群郡の豪族椿井氏の麾下の將に木澤因幡守あり。第五項と同族か。

3 橘姓楠木氏流　楠木正成の裔なる正治、紀州木澤邑に居りて、地名を氏とすと云ふ。其の子孫に正元あり。

4 藤原姓　伊勢飯高郡發祥、後堤氏と稱す。

5 畠山家臣木澤氏　畠山記に「畠山尾州生害の後、嫡子尙慶隱れて和州奥郡にあり。家人木澤某・平日肺肝を砕て、死を報ぜんと謀る。木澤時に堺にあり。或る夜、深更に及び、堺の商賈納屋某の家の前を過ぐ。門限の木により屐履の齒を敲く。時に小女扉を開いて木澤の袖を携へ、入りて屏風の裡に置く。暫くあつて好女二人燈を挑げて來り、木澤を見て甚だ驚怖し茫然言なし。是れ蓋し納屋某・曾つて交易の爲に高麗に渡る。其の妻他夫に私し、今夜屐齒の音を誤つて木澤を入れし也。其の妻密事忽ち露れん事を歎きて、金銀を出して木澤に賄賂すと雖聽かず木澤竟に坐邊に在る笛を把つて歸る數日を經て後、彼の妻の父臙脂屋某・木澤の宅に來り歎じて云はく、庶幾くは公今其の笛を返し、吾が女の命を助けよ。吾亦公の爲に、財寶を盡して之を報、ん

と。木澤彼と誓約を堅して、後笛を臙脂屋に返し、心中の大事を語る。臙脂屋大いに悦服す。後杉原、齋藤、丹下、志貴、宮崎、安見、遊佐、木澤等、臙脂屋の宅に會して軍事を評議し、竟に攝津平野城主桃井兵庫允を討取る。畠山尙慶・宿意を達し、河內國高屋に新城を築いて入る」と。明應八年正月の事なり。

其の後、享祿の頃、木澤長政・河內飯盛城に據る。同四年其の主畠山義宣に攻められ、翌五年五月十九日、圍まる。細川晴元之を救はんが爲めに、本願寺光敎に依賴す。光敎之を諾し、近國の門徒三萬餘人を遣はす。六月十五日、衆徒畠山勢を敗る。かくて長政・六月二十日、石川道場に於いて、義宣を自害せしむとぞ。

此の長政は左京亮と稱す。細川兩家記に「河內國住人木澤左京亮は、當時人數持にて候間、たのみ申さるゝに同心有り。先勢は弟の左馬允立てられける。是は伊丹の聟なり云々。其の後、木澤左京亮長政・大和河內催し候」と。天文十一年三月十七日討死、同名右近も同じく討死す。其の後も木澤衆・猶ほ勢あり。永祿三年八月、木澤大和守、三好氏に降る。又木澤新太郎等あり

歸山　キザン

吉志　キシ　吉士條に併せ云へり。

吉師　キシ　次條に同じ。

吉士　キシ　カバネの如く使用され、又氏の如くも用ひらる。

1　原始的姓　吉士は一種の姓として取扱ふべきものなるが、原來韓より渡來したる名稱なるが故に、普通の姓とは趣を異にする點あるを免がれず。其の渡來の稱なるは、北史に新羅十七等官の第十四を吉士と載せ、又姓氏錄、吉田連條に「鹽垂津彥命を(任那)に遣はし、勅を奉じて鎭守せしむ。彼の俗・宰を稱して吉と爲す。故に其の苗裔の姓を謂ひて、吉氏と爲す」と見ゆる吉は吉士なるが如く、更に韓土より歸化したる人に、木吉志、阿知吉師、和邇吉師など、吉師を稱するもの多きによりて知るべし。此の吉士は斯の如く渡來の稱なるが故に、此を稱する氏は、歸化族と見るを至當とすべし、而るに多くは安倍氏の族と稱す。こは此等吉士の多くが、安倍氏管理のもとにありしによる。卽ち其の領主の系を冒したるものなるが如し。(詳細は社會組織の研究、

第四編九章の五節吉士三九五頁を見よ)

書紀に見ゆるものは、安康紀に難波吉師日香蚊、雄略紀七年條に日鷹吉士堅磐、繼體紀六年條に日鷹吉士、同廿四年條に調吉士、敏達紀三十一年條に難波吉士木蓮子、推古紀六年條に難波吉士磐金、八年條に難波吉師神、十六年に難波吉師雄成、難波吉士德摩呂、舒明紀に難波吉士小槻、同八年、皇極紀元年條に草壁吉士磐金等。以下、大草香部、三宅、小黑、坂本、國勝、岐彌、多吳、飛鳥部、社、壬生、安蘇等の吉士あり、各條を見よ。

2　氏としての吉士　欽明紀三十一年條に「吉士赤鳩」、崇峻紀四年條に「吉士金を新羅に遣はし、吉士木蓮子を任那に遣はして、任那の事を問ふ」推古紀五年條に「吉士磐金を新羅に遣はす」と。この人・六年條には難波吉士磐金とあり。次に推古紀三十一年條に「吉士磐金(推古紀には難波吉士磐金、また皇極紀には草壁吉士磐金)」「吉士倉士」白雉四年紀に「大唐に發遣する大使小山上吉士長丹、副使小乙上吉士駒」等あり。多く外交の衝に當る。

3　攝津の吉士　孝德紀、白雉五年七月條に「西海使吉士長丹云々、封二百戶を賜

ひ、姓を賜ひて吳氏と爲し、小乙上副使吉士駒に授くるに小山下を以つてす」とある、皆難波吉師の族なり。チニハ條を見よ。

4　安倍姓吉志　吉士には安倍族と云ひ、大彦命の後と云ふもの多く見ゆ。蓋し吉志は安倍氏管理のもとにありし爲か。北山抄に「大嘗會午日祭、安倍氏吉志舞を奏す」とありて、其の分註に「五位以上之を引く。床子等を設くる前の如く、高麗の亂聲を作して進む。舞者は二十人、樂人は十人、安倍、吉志、大國、三宅、日下部、難波等の氏供奉す」と載せ、更に其の頭書、吏部王記に「昔安倍氏の先祖、勅して新羅を伐しむ、功あり、大嘗會の日に報命す。因りて此の舞を奏す。故に相傳へて、大嘗會の舞と爲すなり」と記載す。安倍氏の新羅を討ちし時代は未詳なるも（阿倍引田比羅夫が天智帝朝、新羅を征討せし事あるも、それにはあらざるべし）、寶物集には、神功皇后の時とす。果して然らば、安倍氏は、其の功によりて難波に地を賜はり（阿倍野なる地名は、此の氏名より來たりしものと思はる。）此等吉士部を領せしものならんか。

これと併せ考ふべきは、神功攝政朝、麛坂忍熊二王方將軍に伊佐比宿禰あり、此の人を、神功紀に「吉師の祖・五十狹茅宿禰」と載せ、古事記には「難波吉師部の祖・伊佐比宿禰」とあり、蓋し吉士を安倍氏の族と云ふは、此の人の系も混じたるか。安倍氏の族に岸臣あり、此の伊佐比の裔ならん。

天平寶字四年十一月十八日の攝津國安宿王家地倉賣買卷に「西成郡擬大領從八位上吉志船人」と云ふ人見え、また姓氏錄、攝津皇別に「吉志、難波忌寸と同祖、大彦命の後也」と見ゆ。他の難波の吉志は、多く外に氏を持つを常とするに、此等のみ單に吉志を氏とするは何故か。

當國島下郡に吉志莊あり、東寺承平七年文書に見ゆ。岸部村は吹田の東北、或は吉志部に作る。

5　讃岐の吉師　類聚國史八十七に「延曆二十一年云々。讃岐國鵜足郡の人・吉師都麻呂云々等を伊豆國に流す」と見ゆ。

6　武藏の吉志　百濟族なるべし。靈異記中の第三に「吉志火麻呂は武藏國多麻郡鴨里の人也」と見ゆ。飛鳥部吉士の族なるべし。此の子孫岸條を見よ。

吉志は如何なる經過をとりて當國に移りしか。殊に吉士の本據とも云ふべき難波との關係が、全く不明なるは殘念なれど、吉士の榮えし地は、難波以外、此の國を除きて殆んどなければ、想像を逞くするに、或は安閑朝など、多くの屯倉領が此の國に設けられし際、難波の屯倉より移らせしものならんか。

7　吉志宿禰　類聚符宣抄第八、東大寺續要錄、外記日記、筑後國神名帳解文（天慶七年四月、守從五位下吉志宿禰）等に見ゆ。吉志氏の宿禰を賜へるものなり。

貴志　キシ

吉士、吉師、吉志の後なるべし。地名としては、攝津、紀伊に貴志庄あり。又吉志に作る。

1　清原姓　難波吉士の裔ならんも、豐後清原系圖に「舍人親王―字部王（從四位上）猪名王―乙村王―峯成（太宰大貳、天長十年に清原姓を賜ふ。攝津、紀州の貴志元祖」と見ゆ。當國島下郡に吉志庄あり、前に云へり。又有馬郡に貴志莊（吉志莊）あり。東寺承平七年文書に吉志莊とあるはこれかとも云ふ。寺村、三田、川除、大原、貴志、深田の諸邑の總稱にして、同郡香下城は、建武年中、赤松氏播磨在

陣の際、貴志等七姓の武士籠城すと云ふ。

2　藤原北家魚名流　紀伊國那賀郡貴志莊より起る。前條參照。當庄の事は、續風土記に「地頭、中古西園寺の領なり、地頭に小鹿入道阿念と云ふ人あり。又伊東と云ふ人あり。按ずるに左大臣藤原魚名公十四世の孫、貴志五郎知兼あり。始めて此の莊の下司職となり、子孫世々其の職を襲ぐ。知兼の曾孫正平・最も莊中に功德あり。其の恩を感じて祠を建て、これを祀る。今の神戸村權大神此なり。南北朝の比、南朝に屬す」と。又宮村舊家田村氏條に「家傳に其の祖を貴志太郎とて、貴志庄を開基し、貴志庄司たり。康平六年云々」と。田村條を見よ。

3　藤姓薗部氏流　同じく紀州海部郡貴志より起る。續風土記、名草郡梅原村舊家貴志伴次郎條に「家系に云ふ。其の祖を薗部兵衛尉藤原重範といふ。後醍醐帝に奉仕す。三代六郎範純・氏を貴志と改む。南北合一し、後足利家に仕へ、其の後・鎌倉の公方持氏に仕ふ。其の孫今川家に仕へ、八代目貴志治兵衛信範・信長公、秀吉公に仕へ、後秀長に仕ふ。江州佐々木治郎左衛門信正の子を養子とす。貴志三郎左衛門範元といふ。朝鮮征伐に功あり（村中の傳には、榮谷村東出に佐々木孫之亟屋敷跡あり）。江州佐々木氏の次男、親の勘氣を受け此に住し、今の木ノ本忠左衛門の養子となるといふ）。其の子六太夫範勝は淺野家に仕ふと云ふ。其の子六太夫範一は脇坂家に仕へ、大坂落城の後、浪人となり、當村に蟄居す。後醍醐帝より賜ひし九穴の盃、國宗刀、範方所持の佐々木盛綱の藤戸の刀といふものを持傳へたり。命士以上に命ぜられしことあり」と。又中村地士に貴志小三郎、又榮谷村舊家地士貴志伊三郎條に「代々地士なり。淸溪公の雪龍の幅を所持す」と。又地士貴志平次郎見ゆ。

4　保田の貴志氏　續風土記、在田郡保田庄の條に「將軍尊氏、那賀郡貴志莊の地頭職貴志氏を以つて、此の地を領せしむ。貴志氏・因りて辻堂村に住す。天正十三年、豐臣氏に亡され、羽柴美濃守に屬す」と。又辻堂村條に「保田城、保田莊司・貴志掃部助宗朝の城跡なり。此の地に宗城といふ家あり。近年まで貴志左近右衛門と云ひ、貴志家の本家なりと稱す。今絶へたり」と。又「山田原村法華寺、貴志飛驒守理宗。中興す」と。貴志氏は熊野八庄司の一なり。

南山巡狩錄に「興國四年・貴志御房丸」あり。玉置庄司を助けて畠山勢を破ると。又長祿寛正記に「貴志信濃守（弘川衆）。」又其の後、鈴木孫市に味方する豪族に貴志氏あり。猶ほ一五四〇頁參照。

5　藤原北家小山氏流　海部郡貴志邑は、名所圖會に「貴志庄榮谷に猿引貴志氏あり。家系に、其の先は小山判官政氏より出で、當國に住すること既に久し。先代淺野紀伊守幸長のとき、ゆゑありて、國中に命じ、あまたのさるひきを、かれが配下に屬せしむ」と。猿引は、東鑑「寛元三年四月、左馬頭入道正義、美作國の領所より將來の由を稱し、猿を御所に獻ず。彼の猿の舞踏・人倫の如し」など見ゆ。古より此の業ありし也」と。

6　武藏の貴志氏　武藏吉士の後なり。寛政系譜、安倍氏に收む。北條氏の臣正成の後なり。支庶一、家紋丸に鳩酸草。

7　淸和源氏　美濃の豪族にして、土岐氏の支流也。もと安八郡高田庄にありて高田を稱し、兼久に至り貴志鄕にありて、貴志を稱すと云ふ。家紋井筒の内鳩酸草、

桔梗、釘貫。寛政系譜に見ゆ。又小給地方由緒書寄帳に貴志孫大夫を擧ぐ。

岸

キシ　攝津、武藏等に此の地名あり。其の他多かるべし。此の氏は此の地名を負ひしもあれど、多くは古代吉志の裔か。

1　岸臣　吉士部の伴造なりしより此の名稱を負ふ。本貫攝津なるべし。安倍氏の族なり、吉士條を見よ。

2　美濃の岸臣　半布里戸籍に「敢臣族岸臣都女」、また「中政戸敢臣族岸臣目太」など見ゆ。敢臣は安倍氏の族なり。

3　美濃の岸氏　新撰志に「安土創業錄に、永錄六年蜂屋堂ヶ洞の城主岸勘解由を攻めむとて、其の勢一萬五千にて、羽生野に打出でらる。勘解由が嫡子・孫四郎も、其の勢三千計にて、堂ヶ洞を出で、羽生野に至り、九月廿八日辰刻より、午刻迄、相戰ふ。岸孫四郎戰ひに利なく、堂洞へ引入けりとみえたり。堂洞古城は、濃陽志畧に、永祿中・岸勘解由、此に居ると。按ずるに、堂洞合戰記」世に傳ふ。其の畧に云ふ、永祿八年丑八月、織田信長・濃州に發し、金森五郎八をして、勘解由に説かしめて曰く、岸氏父子は豪傑の士也。降を請はば當に大に用ふべし」と。又西神野村條に「當村の農家に、岸氏といふ者あり。堂洞の城主岸勘解由が末孫也といひ傳へ、古き證狀一通を所持す。『岸孫四郎殿、進覽、利政書判』と見えたり。孫四郎は勘解由が若き時の名、利政は齋藤道三がはじめの名乘なり」とあり。

5　尾張の岸氏　愛知郡上社村に、岸氏あり、宗牧が東國紀行に岸宗玖賢挑智春見ゆ。

6　武藏の岸氏　豐島郡に岸稻荷あり。新撰風土記、多摩郡奈良橋村條に「先祖岸入道右近尉吉家、天正十五年六月死とのみ傳へり。舊家なる由を云へど據る所はなし」と。又都筑郡條に「岸氏(茅ヶ崎村)、世々土着せしものなり。小田原役帳に座間某、郡中茅ヶ崎を領せしを載す。座間豐後守、坐間彌三郎等、皆某が父祖にて、清左衞門、たまたま故領主の來書を藏するか。或は清左衞門も二人が子孫ならんには、後に氏を改しか。」と見ゆ。

7　出羽の岸氏　村山郡五百川鄕の豪族に岸氏あり。又幾志に作る。風土略記に「八沼館は、西五百川に在り。岸美作守館なり。美作は、天正年中、最上義光・招き玉へども肯かず。依りて討手を向けられ、小關嘉左衞門、羽黑山石礫の辨寛寺等、美作に加勢す。されども多勢無勢なれば、辨寛を始め三百餘人討死し、美作も降人となる。左澤、五百川等は當時美作の領なりしとぞ。」と見えたり。

8　越後の岸氏　頸城郡の豪族にして上杉氏に屬す。大所城(大所村)は上杉家臣岸豐後守の居城なりしと云ふ。

9　丹波の岸氏　氷上郡にあり、丹波志に「岸氏・子孫福田村、先祖久下の金屋村より來り、北口谷川の西に住す。」と見えたり。

又篠山城主に岸左馬頭あり、第十四項を見よ。

10　丹後の岸氏　丹後國庄鄕保惣田數目錄帳に「加佐郡大内庄、四十九町九反二百九十二歩内、四十五歩、和江村岸九郎左衞門」と見えたり。

11　清和源氏山名氏流　美作の豪族にして伯耆尾高城主山名伯耆守氏重の二男岸備前守氏秀(伯耆守守重の弟)の後と稱す。備前守は全間邑龍王山城主なり、古城記に見ゆ。永祿元年十月十五日浦上宗景の爲に破られて自殺す。其の子に與左衞門重重(子孫久米郡粗村)、左兵衞次郎(そ

キシ

キシ

の子氏利、子孫英田郡楢原下村)、彌三郎秀光(子孫苫田郡香口美庄)等あり。又津山藩分限帳に「五拾石・岸喜一郎、」見ゆ。

12 備後の岸氏 藝藩通志、惠蘇郡に「新市村岸氏先祖、岸彌次郎は、兄井上八郎右衛門と共に軍功ありて、蔀山城主より、感状を給はる、今の利三郎まで十世、」と見えたり。

13 藤原姓 上達氏の裔なりと云ふ。

14 清和源氏 阿波國名東郡國府町府中岸豊三郎所藏の岸系圖に「孝基・岸左馬頭、丹波篠山城主、清和源氏桃園親王三代、伊豫守滿仲、弟從五位上武藏守滿季二十代。永正八年船岡山に於いて戰死す。大乘院覺妙渲大居士。」「直定・直勝の弟、幼名少將、後新左衛門。足利尊氏公十一代義植將軍の御内、清雲院は、阿波の國前の國主細川讃岐守重之の息女なるが、永年不例にて、義植公夫婦の間寵愛なく、天下をば義勝へ御讓り候べきとの沙汰にて、嫡男義冬・京都の居住無念のあまり、母堂清雲院を伴ひ、天文三年、紀州和歌山に出で、海善寺に暫く逗留、其の後淡州志津岐に移り居住ありしに、讃岐守方より迎の船を越し、母堂諸共、阿波の國へ

移り、平島の郷に居住なさしむ。義植公の三男新田義似公・右同年讃岐守、並に三好一統これを迎へ、阿州へ下向、府中に屋形を構へ、國司と號し居住す、(足利氏にして新田と稱する、その由を知らず)。阿讃の内壹萬六千貫の地を馬飼料として合力預る。直定・義似公に仕へ、別に讃州の内石田仁宇二ヶ村を領す。天文九年八月十日卒、弘誓鏡禪定門。」「篤行・助兵衛、天正十年八月廿八日、長曾我部宮内少輔元親・大兵を引率し、府中の館へ攻入りしに、味方無勢にして、義似公みつから槍を猥り運ふ戰ひ、充直・岸助兵衛、田中丹後、松本右近衛門共に、勇をふるひ、近衞の士一直に防ぎ戰ふといへ共、敵多勢にして前後より攻來り、遂に主從四人敵を引うけ、數人を切伏せ、一直に討死す。此の日、細川家の傅、矢野、坂本以下、飯尾、飯田、片山、田村、上方兵、數輩討死す。城の西に主從四人と合葬し、旗守と號す。中心良院節山禪定門」。次に「琳光・初少將、十一歳にして兄弟四人泪宗璠雲院御討入に付き、十四歳にして讃州より立歸り、父の祭りを續ぎ候存念を以て、當時府中村實田寺住居、名田

下人等支配、但實田寺は妻帶眞言寺也。依て琳光を改名し、牛債にて政所役を蒙り勤む。元和九年六月十五日卒、宥算法師。」と。次に「貫房・少將、後善兵衛、十四歳にて與頭庄頭役を蒙り、廿年餘勤む。嫡男信眞へ讓り、幼方の下代役を勤む。老年に及び下代役を末子に讓り、二度隱居し、一雲と號す。元祿九年十月廿二日卒、領巖一雲信士、年八十八。一雲に至り、實田守を差上げ、これよりして廢す」と。(後藤附記) 以下省略。明治維新迄、世々與頭庄屋を勤め、今日に至る。『阿波志』に依れば新田義似を左の如く記載しあり。「源義近・居府中壘、新田氏族、相傳領一萬六千貫」(後藤捷一氏) と。

15 清和源氏岸本氏流 もと岸本と稱す。家紋丸に木瓜、井筒のうち銀杏巴。寛政系譜に見ゆ。

16 桓武平氏 良將の流と云ふ。北條氏の臣・正吉より系あり。家紋片杭繫馬、下り藤に一文字、左藤巴。寛政系譜に見ゆ。

17 雜載 安西軍策に「出雲勢岸左馬進、」その他、岸與九郎あり。德川時代、谷田部細川藩用人、有馬藩重臣、新庄永井藩用人、新見關藩添役、蓮池鍋島藩重臣等

にあり。又加賀藩給帳に「四百石（丸内笠）岸鎮次郎、百石（一巴）岸五左衛門」と。又關長門守家中侍帳に「三百石岸忠兵衛、」家傳史料に「岸綽・字汝裕、」信濃、備前、陸奥、其の他多し。

岐子　キシ　河内國石川郡に岐子莊あり、西琳寺弘安四年太政官符に見ゆ、石川郡喜志村か。

喜志　キシ　河内に此の地名あり。

幾志　キシ　羽前國村山郡の豪族なり、岸條第七項を見よ。

岸井　キシヰ　常憲院文昭院有章院御代に召出されし藝者の書付に「二百俵、（今程三百俵）醫師岸井芳庵、小普請、岸井芳庵」と。

岸入　キシイリ

岸江　キシエ　伊勢に此の地名あり。

岸岡　キシヲカ

岸川　キシカハ

1　菅原姓　大村藩に岸川氏あり。久出津迫川に住す、菅原姓也と、士系錄に見ゆ。古く河上社文保二年三月文書に岸河次郎四郎種安あり、此の流なるべし。

2　石見にも此の氏存す。

岸上　キシガミ　武藏に此の地名あり。

岸澤　キシザハ

岸下　キシシタ　キシモト條にて併せ云へり。

岸新　キシシン　和名抄、上野國佐位郡に岸新鄕あり、サシヌかと云ふ。

岸添　キシソヘ　安西軍策に「岸添善右衛門、同十兵衛（毛利方）」見ゆ。

岸田　キシダ　大和以下此の地名多し。

1　岸田臣　武内宿禰の裔、蘇我氏族にして、大和國山邊郡岸田村より起る。古事記孝元段に「蘇我石河宿禰は、岸田臣云々の祖也」と見え、天武朝、朝臣姓を賜ふ。天智紀に「岸田臣麻呂」と云ふ人を載せたり。

2　岸田朝臣　前項の朝臣姓を賜ひしものにして、天武紀十三年條に「岸田臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」とあり。姓氏錄、右京皇別に收め「岸田朝臣、同五世孫稲目宿禰の後也。男小祚臣の孫・耳高、岸田村に家居す。因りて岸田臣の號を負ふ。日本紀合す」と註す。

3　攝津の岸田朝臣　天安元年八月紀に、「攝津國人散位從八位下岸田朝臣全繼をして、兵仗を帶し、笏を把り、國中の非違を撿せしむ」とあり。

4　大和の岸田氏　岸田臣の後にして、朝和村大字岸田より起る。至德元年四月の大和武士交名に「岸田殿、」筒井時代、山邊郡に岸田伯耆あり。鄕士記に「岸田伯耆、筒井順慶定次に仕ふ。伊州阿保にて二千石、蘇我石川麿子孫」とあり。

5　伊賀の岸田氏　岸田伯耆守あり。其の城址は阿保村字上の代に存す。名所記に「知行八千石、阿保町の南の山際にあり。是れ伊賀守定次が與力として、秀吉公より附けられ、此處に住す。後に秀頼公に仕へし士なり」と。又三國地誌に「筒井伊州・此の國の宰たる時、命を受けて此に居守す」と載せ、伊賀考には「順慶與力の岸田伯耆・此所に住す。則ち三千石を領す」とあり。

6　桓武平氏芥川氏流　攝津國島上郡の豪族なり。古代岸田朝臣氏と關係あるべし。

7　木下氏流　因幡國八東郡の名族にして因幡志、見槻西谷村條に「當村岸田源四郎は牛栅城主の末葉といふ」と。又「木下備中守の遺子・氏を改め岸田と云ふ。定紋丸ノ內ニ二ツ引。牛棚の城主にあらず、若櫻の城主木下備中守の流裔なるべし」と見ゆ。

8　雜載　松浦藩用人に此の氏あり。北陸本願寺門徒に岸田常德寺。又彦根藩士。信濃、備前等にも多しとぞ。

涯田　キシダ　大和の古代族にして岸田氏に同じ。

1　涯田臣　蘇我氏の族なり、孝德紀に此の氏見ゆ。

2　參河の涯田氏　設樂郡の豪族にして、同郡木和田城(作手の內木和田村)は涯田三郎左衞門の居城なりと。次に櫻井與右衞門居守す。

岸高　キシダカ　京都上京に大報恩寺あり。千本釋迦堂と稱す。半陶稿に見ゆる緣起によれば「猫間家の卒、岸高の所造」とす。想ふに、岸高とは、遠國の豪族にて、京師に奉行したるものなどにや。半陶稿、千本大報恩寺幹緣疏序に「夫れ本寺は求法上人義空・捕草の地、俱舍、天台、眞言三宗弘通の靈場也。猫間中納言光隆卿の家卒に岸高なる者あり、信男也。千本の地を規し、以つて上人に捨つ。承久三年、假に小堂を構ふ云々」と見ゆ。この氏現存す。

岸地　キシチ　此の氏は岸地氏系圖に據るに「人皇三十九代天智天皇(葛城皇子と申す)、〇天武天皇(中原天皇とも申す、天智の弟也)、〇大友皇子(從一位太政大臣宮なり、江州瀨田にて死す)、〇大友眞鳥(正二位左大臣)、〇賴信(人皇七十代後冷泉院永承三年卒す)、〇基重、〇之賴、〇武賴、〇近次、〇治忠、〇長瀨、〇實治、〇治則、〇重勝(岸地且將、生國豐州、豐後の城中に於いて、筑後の久留米、御井、御原兩郡の大將と成る)、(茂行)、〇義治、〇賴定(賴直當初代也。文治二年初て家を作る)、〇一閣、〇女某(屋佐)。人皇三十九代天智天皇後胤相續の末孫也。抑も岸地氏は忝くも人皇三十九代天智天皇の後胤にて、大友眞鳥公より相續し仕へ來れり。貞元四年正月廿五日、罪有りて豐後の國に配流せり。其の子賴定・肥前國に流刑せられて卒す。其の後、保元合戰の時、院方に參り、法性寺海道にて平家基盛に討たる。且つ將助は合戰に討まけ、備前國に落行き住しけれども、又々長門の國萩江え住居しけり。其の後豐浦郡吉永村え居住す。義治は豐後の國岸地相傳の根本の家筋なりと云ふ傳說なり。義治は同地にて死す。系圖等子孫今に相傳せるとなり、今以て代々存す。一閣は黑井村に居住す。安元二歲酉二月吉辰」と載せたり。信じ難き點多きも參考に備ふのみ。

鬼室　キシツ　百濟の豪族にして、齊明紀六年九月條に「西部恩率鬼室福信云々。福信等・遂に同國を鳩集し、共に王城を保つ。國人・尊んで佐平福信、佐平(余)自進と曰ふ。唯福信・神武の權を起し、既亡の國を興す云々」と見ゆる、百濟滅亡當時の英雄福信の裔なり。後疑はれて王豐璋に斬らる。而して天智紀四年條に「佐平福信の功を以つて、鬼室集斯に小錦下を授け、復た百濟百姓四百餘人を以つて、近江國神前郡に居らしむ」と。また八年條に「佐平餘自信、佐平鬼室集斯等、男女七百餘人を以つて、遷して近江國蒲生郡に居らしむ。」また十年條に「小錦上を以つて鬼室集斯に授け、大山下を以つて鬼室集信に授く」など見ゆるは其の一族なり。集斯の墓は近江國蒲生郡奥津保小野村にあり。正面に「鬼室集斯の墓、右庶孫美成造」と見え、左に「朱鳥二年(戊子)十一月八日殂」と記すよしなり。此の氏・天平寶字五年・百濟公姓を賜ふ。姓氏錄に「鬼神感和の義に因り氏に命じ、鬼室と謂ふ」とあり。

岸塚　キシツカ

岸良　キシナガ　大隅國噌唹郡市成鄉市成

邑、太玉神社天文二十三年棟札に「地頭岸良伯耆守兼慶」見ゆ。肝付氏の支族にして、其の祖先・肝付郡岸良の辨濟使たりしより、家號とすと云ふ。始め肝付に屬し、後島津氏に屬す（地理纂考）と。

岸浪　キシナミ　備前にあり。

岸根　キシネ　備前にあり。

岸野　キシノ　武藏多摩郡御嶽村御嶽社の社家にあり、オホエダ條を見よ。備前、津輕等にも此の氏あり。

城篠　キシノ　百濟族也。

1　城篠連　百濟族にして、天平神護二年三月紀に「大初位上支母末吉足等の五人、姓を城篠連と賜ふ」と見ゆ。姓氏錄、右京諸蕃に收め、「城篠連、百濟國人達率支母末惠遠より出づる也」と註す。

2　城篠宿禰

木芝　キシバ

岸場　キシバ　志摩にあり。

岸畑　キシハタ

岸原　キシハラ

吉士部　キシベ　次の氏に同じ。

吉師部　キシベ　歸化族吉士によりて組織されたる品部にて、安倍氏族岸臣の管理せしものか。或は吉士族の總稱と見るも可ならんか。古事記仲哀段に「難波吉師部之祖伊佐比宿禰」と見ゆる吉師部は・吉師部の長と解すべし。

島下郡に吉志部村あり。他はキシ條を見よ。

吉使部　キシベ　前條氏に同じかるべし。類聚國史九十九に「天長九年云々、外從五位下勳六等吉使部眞須に正五位下を、借外從五位下勳五等吉使部金人に、外正五位下を授く」と見ゆ。

岸部　キシベ　吉師部に同じ。

1　吉士裔　攝津島下郡に吉志部村あり。難波吉師部の族類移りて住める地なるべし。明應二年、岸部村南の住人岸部五大夫あり、この後裔か。

2　丹波の岸部氏　氷上郡にあり、和泉國の城主丹後守朝治後裔なりと。丹波志に「子孫朝日村、其の先は和泉國の城主と云ひ傳ふ。大阪陣に立ち、其の後此所へ浪人にて來住す」と見ゆ。

岸邊　キシベ

杵島　キシマ　肥前國に杵島郡あり。和名抄に岐志萬と註す。又郡内に杵島鄕あり、伎之末と訓ず。中世杵島南鄕庄あり。

來島　キシマ　和名抄、出雲國飯石郡に來島鄕あり、此の氏・クルシマ條を見よ。

木島　キシマ

1　河野氏流　石見鹿足郡柏原邑に柏原城あり、城主木島備後守通房は河野新大夫親經十二世の孫通直の子久留島通◇（來島又木島）の子にして、通房また通總とも云ふとぞ。

2　和泉の木島氏　和泉郡の木島鄕より起る、建武年中、木島兵庫助あり、足利方に屬す。

3　豐後の木島氏　圖田帳に木島次郎衞門あり。

4　信濃の木島氏　高井郡に木島邑あり。

5　雜載　田中家臣知行割帳に「三百石木島與三右衞門、」また武藏にも存す。

城島　キシマ　シロシマ條を見よ。

貴島　キシマ　薩摩鹿兒島郡原地村花尾神社の舊社家に此の氏あり。當社は島津家の崇敬甚だ厚かりき。地理纂考に「神官貴島甚兵衞は、家譜に『先祖藏人源賴兼は、兵庫頭賴政の三男にて、文治三年出雲國に下向し、杵島鄕に居住し、初めて貴島と稱し、後薩摩に來りて花尾權現御創建の比より、大宮司職となる』と。外にも是枝氏、成枝氏等云へる者、共に世々大宮司職なりし由見ゆ」と。

鬼島 キシマ　オニガシマ　オニジマ

1 肥後の鬼島氏　嘉吉三年菊池持朝の侍帳に「鬼島出羽守久邦」また永正元年政隆の侍帳に「鬼島出羽守邦隆」あり。また五條家文書に鬼島右京亮邦久見ゆ。

2 日向記に鬼島兵部丞見ゆ。

喜島 キシマ　細川兩家記に喜島源左衞門あり。

喜士美 キシミ

涯見 キシミ　岩代國岩瀬郡内の姓氏也。

岸水 キシミヅ　越前國坂井郡に岸水邑あり。其の地より起るか。

鬼神 キシン　應仁記第二に、鬼神大夫あり。

岸村 キシムラ　紀伊に此の地名あり。

岸下 キシモト　キシシタ　次條を見よ。

岸本 キシモト　近江、伯耆、土佐等に此の地名あり。

1 清和源氏滿季流　近江國愛智郡岸本庄より起る。尊卑分脈に「滿季—致公—致任—定俊(越前守)—爲經(高屋越前三郎)—爲貞—爲房—實遠—高屋四郎定遠（住近江國）—重綱（號岸本十郎、號平井七郎、改遠綱）—範廣(號御園)—

┬時綱(岸本八郎)—俊綱(大炊助)┬清綱(孫九郎)—實弘(彦四郎)—清貞(孫九郎)
│　　　　　　　　　　　　　　├實俊
│　　　　　　　　　　　　　　├長俊
│　　　　　　　　　　　　　　└俊清
└泰範(林田四郎)—宗泰(掃部助)—泰國(六郎)—光永(岸下孫八)—永源(百濟寺)三河公

中興系圖には「岸本、清和、平井七郎重綱男、御園範廣息八郎時綱・稱之」と。又「岸本・清和、高屋定遠男七郎重綱・稱之」と見ゆ。東鑑に岸本十郎遠綱あり。

2 清和源氏多田氏族　家紋、石餅に劍花菱、五枚笹。寛政系譜に見ゆ。

3 藤原姓　山名持豊家臣岸本安房守頼繼の後なりと。傳説に據るに「頼繼・赤松滿祐征伐の時、先登す。よりて美作國勝田郡金井村田淵城にて地頭職となる、其の七世の孫藤左衞門俊行・天文六年四月、尼子晴久に擊破せられ、久米郡高山城主江原兵庫介親次に扶助せらる。後毛利氏に仕へ、上打穴村鳥越城に居る」と云ふ。その三代孫辨内義質・慶長九年森忠政に仕へ、百五十石、地方奉行を勤め、其の子猪右衞門義信に至り致仕すとぞ。皆木家々臣に岸本惣兵衞あり、天正六年討死す、これと同族か。東作志に「北野村庄屋岸本氏、上野田邑牛頭天王社祠官岸本若狹、荒内村杉木大明神祠官岸本茂市」を載せ、又美野村に岸本則尙墳を載せたり。

又苫田郡押入邑の岸本氏は近江岸本氏にして、時綱の後と稱す、時綱・尊氏に仕へ桔梗の花を賜ふ、よりて家紋とすと云ふ。その裔義員・尼子氏に仕へ、其の子藤左衞門俊泰・宇喜多氏に仕ふ。その孫與三兵衞勝尙・森家に仕へ、其の子善兵衞勝義以來、代々大庄屋にして、百五十六舊家の一也（名聞集）。

4 平姓　備前の豪族にして、當國に一族多し。

5 丹波の岸本氏　氷上郡にあり、丹波志に「子孫・小稈村勘助半三郎」を擧ぐ。

6 備後の岸本氏　文祿中、岸本兵庫あり、西入君村本龜山に據る（藝藩通志）。

7 土佐の岸本氏　香美郡岸本邑より起り香宗我部氏の一族なりと。香宗我部氏記錄に「鄉士岸本浦又之丞」見ゆ。

8 雜載　廣幡家諸大夫に岸本氏、伊勢、志摩等にもあり。

岸山 キシヤマ

宜春 ギシユン　正訓不明。

義勝 ギショウ 東鑑巻一、五、八に「義勝房成尋」あり。

岸良 キシラ キシナガ條を見よ。

木代 キシロ 和名抄、伊賀國山田郡に木代郷あり。大同類聚方に「山田郡木城里人紀黒守」見ゆ。又攝津に木城庄あり。後世、松江松平藩重臣、美作眞庭郡新庄の名族、又奥州に木代氏あり、寛保元年安達絹を著はす。

木城 キシロ 藤原姓にして、家紋・六星、割菱なりと。寛政系譜に見ゆ。

岸和田 キシワダ キシノワダ 和泉國岸和田より起る。中臣氏の族にして「和田氏の一黨、和泉郡岸村に住す、因つて岸和田氏と云ふ」と傳ふ。今岸和田市あり。和田氏文書に「和泉國岸和田彌五郎治氏申軍忠次第」また「岸和田太輔房定智申軍忠次第」また「岸和田侍從房快智申軍忠次第」等を收む。三者共に、延元二年八月のものにして、同年「四月十六日、巻尾寺に楯籠る云々」以下の事あり。次に同年十一月の太輔房定智、彌五郎治氏軍忠狀、及び延元二年三月治氏の軍忠狀あり。「延元五年五月廿五日、兵庫湊河合戰の時、楠木一族神宮寺新判官正房、并に八木彌太郎入道法達、相共に合戰の忠功を抽んずる者也云々」と。治氏の子を助氏と云ふ。正平二年、楠正行に從ひ、紀州隅田城を攻む。事は助氏の軍忠狀にあり。卽ち代々南朝の忠臣なりし也。この氏の出自については和田條を見よ。

木須 キス 下野國那須郡金田村木須より起る。

1 那須氏流 那須氏の族にして、那須系圖に「那須太郎氏資―大膳大夫明資―次郎資重―太郎資持（越後守）―太郎資實（伊豫守）―某（木須民部丞）」と載せ、某・一本に賴實に作る。

2 木須城は、往昔木須越前守の居城にして、延文年間黒羽城主大關家に仕ふるに及び、廢城せりと云ふ。

支主 キス 拾芥抄に見ゆるのみ。

木次 キスキ 次の來次氏に同じ。

來次 キスキ 和名抄、出雲國大原郡に來次郷あり、風土記にも見ゆ。後世來次庄（來吹庄）と稱す。又羽前に此の地名あり。

1 羽前の來次氏 風土略記に「觀音寺館は麓村にあり。來次出雲守氏房の居住せし跡にして、當所の圓通寺は、來次家の菩提所、曹洞宗にして應永年中快繁和尚之を開く。按ずるに、來次家は、大寶寺殿の臣下にて、庄內の上杉家へ渡りし頃は、彼の手に屬し、最上家へ責取られし頃は、その家へ屬しけるにや、山本宗佐の實記に觀音寺殿におきて、白芥子を題すと書きて『咲く花は、外面の雪のけしき哉』との發句あり。宗佐は酒田城代志村氏等へ俳道の師範せし人なり。又、麓村の或る家に、雲州殿の書かれしといふ腰越狀の奥には『慶長二年九月、氏秀』とあり。氏秀は氏房の子か。又來次出雲と記せる書狀に、手跡花押の同じからざる者多し。羽源記に『高坂の小笠原左金吾、觀音寺の館筑後など、寄々に總べて十五館の殿原等を語らひて、武藤の一家の捨たらん事を悲み、種々に取扱ひ和睦せしめ、丸岡兵庫頭義興を屋形と仰ぐ』云々。又會津勢退散の條に『庄內侍の留守遠江、觀音寺來次など跡にさがりて手負を助け馳後れたる者共を待受け落引』云々」と見ゆ。大寶寺文書、天正六年極月十五日の義氏狀に「木次孫四郎殿」と。こは氏秀の父氏房かと云ふ。又砂越大乘院年代記に「天正十八、九月、觀音寺碓殿打死」と。

2 德川時代、古河土屋藩重臣に此の氏あ

り。

糦須海　キズミ　播磨國賀茂郡伎須美野あり、播磨風土記に見ゆ。

亥角　キスミ　キスミ　丹後國舞鶴にあり　又井角とも記せりと云ふ。

木瀬　キセ　三河國賀茂郡に木瀬邑あり、又次の氏と通ず。

黃瀨　キセ　駿河、近江等に此の地名あり。

木勢　キセ

紀淸　キセイ

○紀清兩黨　下野宇都宮神社に奉仕せし紀氏、淸原氏の子孫にて、宇都宮氏に從屬せり。傳說に據れば、賴朝の時・淸原氏絕え、紀高俊兩黨旗頭となり、芳賀氏と稱すと云ふ。キ、及びキヨハラ條に詳か也。太平記卷六に「宇都宮は坂東一の弓矢取也。紀淸兩黨の兵、元來戰場に臨みて命を棄る事、塵芥よりも尙ほ輕くす云々」と。以つて一般を知るに足らん。

吉妾　キセフ　和名抄、伊豆國田方郡に吉妾鄕あり。

氣仙　キセン　ケセマ條を見よ。

城仙　キセン　同上。

危寸　キソ

○危寸村主　倭漢氏の族にして、坂上系圖に見ゆ。阿智王に隨ひ來りし漢人なり。

岐蘇　キソ　日用重寶記に見ゆ。木曾氏に同じ。

木曾　キソ　信濃の木曾（岐蘇）の外、武藏、岩代等に此の地名あり。

1　金刺姓（中原姓）　信濃國木曾より起る。中三權頭兼遠、帶刀先生義賢の遺子義仲を養ひ、治承年間、之を擁して兵を舉げ、其の子樋口二郎兼光、今井四郎兼平、鞆繪女等、皆勇名あり。源平盛衰記に木曾中太見ゆ。チカハラ、イマキ、ヒグチ等の條を見よ。

2　淸和源氏　同じく信濃國の木曾より起る。義仲の裔にして、尊卑分脈に「爲義―義賢（號帶刀先生）―仲家、弟義仲（號木曾冠者、征夷大將軍、伊與守、左馬頭、母遊女）―義基（號淸水冠者、越前守、母今井四郎兼平女）、其の弟義宗（木曾四郎）」また東鑑卷一、三に「木曾冠者義仲云々」と。木曾系圖には義仲の子に「義隆（淸水冠者、母鞆繪）、義基（旭三郎）、義宗（旭四郎、その子經義・王法師と號す）、及び鞠子（能御）」を收め、義仲―旭三郎義基―刑部少輔義茂―源三郎基家―兵庫介家仲（讃岐守）―兵庫頭家敎（讃岐守）」

家村（太郎、讃岐守）
- 義親（太郎、高遠祖）
- 家昌（兵部丞、安食野次郎、上野元祖）
- 家景（六郎、常陸介、馬場元祖）
- 家滿（四郎、刑部左衞門、熱川元祖）
- 家重（五郎）
- 家道（七郎、伊豫守）―家賴（七郎、伊豆守）―家親（彈正忠）―親豐（右京大夫）―信道（式部少輔）―豐方（源太郎）
  - 家方（左京大夫）
    - 家豐（兵部大輔）
      - 義元（左京大夫）―義康（源太郎）
        - 義昌（伊豫守）
          - 義利（仙三郎、母武田信玄女）
          - 義春（長次郎）
        - 義豐（上松三郎次郎）
      - 義勝（彈正忠）
      - 玉林（勝寺）
    - 家範（左京大夫、三富元祖）
    - 某（長福寺）
    - 家益（右馬頭、野路里）
  - 家信（伊豆守、上松元祖）

又一に「旭三郎義基―源三郎基家―沼田左馬助家仲―木曾讃岐守家敎―讃岐守家村（須原館）―右京亮家通―伊豫守家賴―彈正忠家親―彈正忠親豐（須原館）―式部少輔信通（後福島に移る）―源太豐方―左京亮家方―兵部少輔家豐―左京大夫義元―左京大夫義在―源太義康―左馬守義昌（弘治元年八月二十二日、武田氏に攻めら

れて降り、信玄の息女を娶り、武田の一族となる。天正十年正月廿日、勝頼に叛き、織田氏に通ず。)—義利（下總阿知戸に於いて一萬石を領す。後沒收)—義辰」と。

筑摩郡須原城(今大桑村須原)は義仲の後裔木曾又太郞家村（足利尊氏に屬す）以來、木曾氏代々此の館に住む。天文年間、大通寺に移るとぞ。又御嶽城（王瀧村上島）は甲鑑にヲンダケ城とあり。木曾左馬頭義昌の居城也。弘治元年八月廿二日、武田家臣甘利左衞門晴吉・之を攻む。義昌拒ぐ能はずして降る。

又福島館あり、天文十四年、木曾義在此の新館に移る。同廿四年四月信玄、討入の時、館を燒きて御嶽城に移り、同八月、義康・又出でゝ福島の要害に據り、義昌は八澤の城に籠る。後武田氏に降り、豐臣氏の世、下總に移り慶長に至り福島に歸る。

3　木曾宮　後白河天皇裔。以仁王の王子なり、又北陸宮と云ふ。義仲の奉ぜし方なれど實名傳はらず。

4　桓武平氏三浦氏族　三浦系圖に「芦名二郞爲長の子爲永（木曾次郞）」と見えたり。岩代國耶磨郡木曾邑より起りしか。

5　紀伊の木曾氏　續風土記、名草郡貴志庄榮谷村條に「諏訪明神社、社傳に曰ふ、中古の領主木曾隱岐守の產土神なり」と載せ、又南紀神社錄に「社家曰ふ、榮谷明神は鄕主木曾隱岐守・信濃國より勸請す爲」とあり。

6　美作の木曾氏　傳說に云ふ、義仲の後裔木曾義利の曾孫・太郞左衞門源元義、江州鹿飛村に住し、慶長五年關ヶ原の役石田治部少輔三成に屬して、關東勢と戰ひ、後播州長谷に隱れ、慶長十年に至り、作州津山に來りて森忠政侯に賴り、粟倉庄にて、庄屋役を命ぜらると云ふ。

7　雜載　秀康卿給帳に「二百石木曾外記」又信濃、甲斐にあり。伊勢外宮社家喜早系圖に「木曾義正嫡男家正云々」と。

木曾田　**キソダ**　奥州の豪族、大河條第三項を見よ。

吉曾名　**キソナ**　出雲に吉曾名庄あり。

木曾禰　**キソネ**　出羽に木曾禰庄あり。又武藏にも此の地名存す。

競　**キソフ**　名なり。渡邊條を見よ。

木曾山　**キソヤマ**

北　**キタ**　喜多、城田等と通じ用ひらる。併せ見よ。又陸奥に北郡、安房に北の郡(平群郡)、又大和、近江、丹波（多紀郡)、但馬、越前等に北庄あり。

1　都介直(藤原姓)　大和國北庄より起りしならん。山邊郡の豪族にして、本姓都介直、後藤原姓を冐す。詳細は喜多條を見よ。筒井時代、北吉實あり。又赤埴系圖に「兵部少輔範則の女子・北加賀守實弘妻、當國山邊郡小倭住」と。

猶ほ十市郡十市家の族に北春政あり、鄕士記に見ゆ。

2　度會氏流　來田條を見よ。

3　桓武平氏清盛流　知盛の二男知忠の末流にして、伊賀國北方に住せり。家紋八葉車輪の内揚羽蝶、折烏帽子、丸に蔦。

4　清和源氏佐竹氏族　常陸の豪族にして戸村本佐竹系圖に「佐竹左衞門大夫義治の子左衞門義信(北)と見え、義武の名跡となる」と註す。太田城の北に住せしより此の稱あるなりと。又佐竹支族系圖、北東分に「北義信(左衞門)—義住（又次郞、部垂に於いて討死)、その弟義兼(又七郞、左衞門大夫)—某(又七郞)」と載せ、諸家系圖纂これに同じ。義信、「一本又二郞、」又七郞は義扉に作る。

新編國志に「北・佐竹義治の三子義武、三郎、又二郎と稱し、久米城に居る。二子あり、義住、義廉と曰ふ。義住、又次郎、天文八年部垂に戰死す、子なし。弟義廉後を承く、又七郎と稱す。子義斯、又七郎左衞門督と稱す。其の子義賢子なし、弟義信を後とす。又三郎左衞門督と稱す。初利員に居り、後久米に徙る。地・太田の北にあるを以て、人呼で北殿と曰ふ」とあり。那珂郡西木倉城（五臺村西木倉）は北左衞門義斯の居城なりと。又木倉城・北左衞門義行とあり。

5 **北殿** 羽後。御北、佐竹條を見よ。

6 **清和源氏南部氏流** 奥南深秘抄に「北氏は三代時實の三甲、孫三郎宗實を以つて祖とす。其の屋敷・三戸城の北に在りければ、世人北殿と云ふ」と。又南部舊指録に「三代時實政公の三男、孫三郎宗實は、三戸城の北に屋敷あり、世人北殿と稱し、北の別れ、北守、乳井、梅田、足澤云々」と。

7 **劔吉北氏** 北氏は南部家代々の重臣にして、南部系譜に「劔吉左衞門尉愛正の子北松齋信愛は、信直公の家老なり」と。信愛・左衞門尉と稱す。永慶軍記には左衞門佐とあり。天正中、二男主馬助をして、一戸城（北館）に居らしめしが、同十九年三月、九戸修理亮政實に攻めらる。又祐清私記に「和（賀）稗（貫）の郡司花卷の城主北左衞門佐信愛」と見ゆ。天正十七年、信愛・出羽比內を守りしが、翌年失ふと。而して主馬助秀愛は戰功ありて、同十八年、南部信直より、采地八千石を賜ひ、花卷城（鳥谷崎城）代たらしめしが、幾くならずして卒し、其の父松齋信愛をして之に居らしむ。慶長十八年信愛・卒せしかば、南部利直、庶長子彥九郎政直に、和賀稗貫二郡の中二萬石を分ち、當城の主たらしむ云々とぞ。

8 **大光寺北氏** 一統志に「大光寺の城と申すは、南部家の股肱として、大佛ケ鼻に差續たる三郡の首席なり。城主は南部遠江守政行の後、南部左衞門佐（實名不詳）とぞ申しける。左衞門佐死去して子六郎七郎・未だ幼稚なりしかば、南部より一族瀧本播磨守重行を以つて城主に代らせ、當城を守らせける」と載せたり。此の大光寺北氏の遺子に六郎、七郎の二人ありて、其の七郎は後光愛といひ、天正二十年、鹿角に居ること明證あり。而して此の大光寺北氏は、往々劍吉北氏と混ぜらるゝことあり。天正慶長中、南部信直の輔佐たりし北松齋信愛は劍吉城主にして、大光寺氏にあらず（地名辭書）。光愛は又大光寺左衞門佐ともあり。

9 **桓武平氏北條氏流** 美作の名族にして傳說に據れば、北條高時二男相摸次郎時行の長子伊勢小次郎時長四代の孫・伊勢駿河守照康の弟彈正氏清・山名教清の婿となり、嘉吉元年三月、久米部北分北方に築きて居る。應仁年中、細川、山名の京師に戰ふや、教清の子政清等、持豐を援く。赤松政則・其の虛に乘じ、岩屋城を攻擊す。氏清敗戰し、其の長子は大河原大膳利輝と號す。其の後彈正利孝、監物時教を經て、氏則に至り、天正九年毛利輝元の擊破する所となり、落城戰死す。長子左衞門尉利親・北方に隱る、これを北氏の祖とす。弟右衞門尉時教は叔父江原親次の輔育する所となり、文祿の役親次の將となりて陣中に死す」（名門集）とぞ。

10 **大江姓** 安藝發祥にして、毛利弘元の子就勝・北氏と稱すと云ふ。

11 **海部氏流（藤姓）** 阿波の豪族にして、

故城記、海部郡分に「淺川殿云々、同北殿、海部朝臣、藤原氏、丸中に藤の字」と載せたり。

12 平姓　同じく阿波の豪族にして、故城記に「由岐殿云々、同北殿、平氏、家紋蠅の上羽」と見ゆ。

13 清和源氏新田氏流　山名系圖に「氏清の子・滿氏、北七郎、民部少輔、一本小二郎」とあり。

14 菊池氏流　一本菊池系圖に「左京大夫兼朝―忠親(北彌次郎)」と見ゆ。菊池家臣に北氏あり、永正二年の連署に「北山城守公村、」又前年の政隆侍帳にも同人を載せたり。同族か。

15 宗氏流　對馬、宗條を見よ。

16 藤原姓　靑田氏の裔なりと云ふ。

17 秀鄕流藤原姓結城氏族　結城系圖に「氏朝の子朝廣(二男、北殿)」と見ゆ。

18 雜載　五條家文書、城越前守坪付に「一所、北兵部少輔脇地牛島七町」と。又九鬼家配下の將に北勝藏辰親(中島兵亂記)あり。又阿蘇氏配下の將に北氏、越後蒲原郡の豪族に北氏、大村藩に北氏あり、喜多氏に同じ。又田中藩知行割帳に「四百石、北忠右衛門、」常陸鹿島祠官に北判官代、伊勢、志摩等にも存す。

喜多　キタ

和名抄、讚岐國山田郡に喜多鄕あり。又伊豫國に喜多郡ありて、同書岐多と註す。其の他、此の地名多し。

1 都介直(後に藤原姓)　大和國山邊郡の豪族にして、北氏とも、又喜多氏とも云ふ。小山戶城に據る。本姓は都介直なりしも、その裔時麻呂に至り、女婿藤原時忠(魚名六世孫高房の孫時長二男)に讓る、これより藤原氏を稱し、都介山口社の神主たり。その子「時員―時包―時近―時恒―時弘―時眞(また直時)…政時(治曆中)…時吉(寬治中)―末吉―成末―李允…顯時(北畠幕下、顯國と改む。初めて北氏を稱す)―國吉―吉兼―實兼―實愈―實乘―實弘―吉實―道俊―吉成―賴吉―延吉―吉品―時懸」なりと。

2 河野氏流　伊豫國喜多郡より起る。豫章記に「風早大領安國の子安躬・喜多郡使と云ふ」と。河野系圖・これに同じ。

3 橘姓楠木氏流　河內發祥の名族にして楠木正成の後裔・竹村嘉元の子孫にして、善春の子正方に至り喜多を稱すと云ふ。當國茨田郡門眞邑に喜多氏あり。辻村、高宮、中塚、宇野と共に五人衆と云ふ。

4 大伴姓鶴見氏流　鶴見系圖に「鶴見常陸介俊國(小川山城主)――源三郎業俊――盛俊(號喜多和泉守、山城和東、喜多氏の養子)」とあり。又中興系圖に「喜多、伴、モン水」と。近江伴姓の一なるべし。

5 猿樂喜多家　喜多流謠曲の祖、喜多七大夫長能は堺北莊の人也。天性踏舞の妙を得。七歲にして、當津の能師勘太夫に學び、舞曲の妙を極め、其の名高く、其の流天下に弘まれり。子孫江戶に在りて厚祿を食む。

喜多十大夫

6 度會姓(菅原姓)　伊勢外宮の祠官にして、伊勢神宮社家系圖、月讀宮內人物忌家系並に血系に「喜多(御炊物忌)度會親好家系・天忠海人命の後裔、宗家、喜多重親の三男、初代榮親」と、而して血系は「菅原末流にして、道次(慶德氏)より出づとぞ。猶ほ北、來田條參照。

7 源姓　男山八幡宮祠官宦仕に喜多氏あり、源姓と稱す。

8 紀伊の喜多氏　那賀郡にあり。續風土

記に「安良見村地士喜多長左衛門。元祖は荒見彈正左衛門朝治といふ。元弘の頃、粉川寺の衆徒と共に南朝に屬す。元龜の頃、荒見を喜多と改む。其の後喜多源四郎家長といふ者、天正中織田氏の高野責の時、山徒に屬し、庵の城を固む。其の後・喜多源兵衛忠政といふもの、眞田左衛門尉の催に依りて、大阪城に籠る。後故郷に歸りて南龍公より秩を賜ひ、代々當村に住す。家に愚中大通禪師の詩一幅を藏む」と載せ、名所圖會に「善通寺は龍門の麓、荒見に在り。當寺もと龍門庵禪頭寺といひしに、應永二年・喜多某の祖先運勝居士といふ人、愚中大通禪師を平安より此の地に請じて、爰に卜居せしむ。よりて愚中菴と號す」とあり。

9　阿波の喜多氏　祖谷の豪族にして、又蜂須賀氏創業・文武有功の士に此の氏あり。出自については、ソヤ條を見よ。祖谷喜多文書に「阿波國朽田庄地頭職。安房伊與守跡、恩賞の知行と爲し、相違あるべからざるの旨、粟野三位中將殿御氣色により執達・件の如し。正平七年二月日。出雲守時□奉。小野寺八郎殿」と。又「上郡に於いて御軍忠の由、承り及び候の條、目出度候。此等の子細・早々注進すべき事、御狀・件の如し。正平七年七月日。宮内大輔判。小野寺八郎跡一族御中」と。

10　肥前の喜多氏　大村藩祖入國の際に喜多乙名あり(大村記)。子孫喜多清右衛門、大村藩士系錄に見ゆ。又北に作る、波佐見村を領せりと云ふ。大江姓か。又藤姓田中氏の族と云ふもあり。

記多　キタ

養老五年紀に「正八位下記多眞玉」と云ふ人・見ゆれど、天平十七年四月紀に「託陁眞玉」とあれば託多の誤寫ならんか。

喜田　キダ

木田、喜多、北等と通ずべし。氏人は船田後記に喜田掃部助、安西軍策に喜田和泉守等見ゆ。

喜田貞吉氏は阿波國の人にして、勝浦郡生夷城主大栗氏より出づ。蜂須賀氏入國後滅ぼされて歸農せしものと傳へ、墓標、氏神の棟札等には大栗氏と記載す。此の氏神は同姓十戸ばかりにて維持せしにて、内宗家二ありて、一を東の大栗と云ひ、一を北の大栗と稱す。先生は後者にして、近時・苗字を北と稱し、更に喜田(田を喜ぶの意)と改めしものなりと。大栗氏は源姓なるも、中には、藤姓としたるものもあり(オホクリ條參照)。

木田　キダ

和名抄、武藏國荏原郡に木田鄕あり、木多と註す。風土記傳に「今上北澤下北澤の兩村あり、此所なるべしと。此の說は、北と云ふより起りしものと見ゆれど、甚だおぼつかなし」と見ゆ。庄園としては、大和、尾張(木田鄕)、美濃、越前等にありて、其の他、三河、越後等にも此の地名存す。

1　利仁流藤原姓　越前國足羽郡木田庄より起る。河合齋藤の族にて、尊卑分脈に「河合齋藤權守助宗―左衛門尉成實―武者所實信―實重(瀧口、木田次郎、木曾義仲の爲に討れ了る)―實近(同太郎、義仲の爲に討れ了る)、弟實尙(同三郎兵衛)」と見ゆ。

2　清和源氏八島氏族　美濃國方縣郡(稻葉郡)木田邑より起る。尊卑分脈に「滿政三世孫(八島)佐渡守重宗―重長(美乃國東有武鄕に住し、木田江と號す。一本木田鄕。木田三郎)―

┬重國(木田判官代)―重知(又太郎)┬政國(小太郎)―重氏(右兵尉)―重經(掃部助)―重綱(掃部助)
│　　　　　　　　　　　　　　　　└季政(左近藏人)
├重清(左兵尉)
└寛賢(藏)

政氏—仲政(左近將監)—頼氏(掃部助)—頼成(五郎)
　國氏(藏人)

重賢(木田上座)—重季(太郎)—重泰(吉野太郎)
重廣　重兼(太郎九郎)　憲禪(願行上人)

重用(二郎)—國用(二郎九郎)—義重(又二郎)—義國(彦九郎)—義宗(二郎太郎)
　義貞
女子(山縣幸蓮法橋妾)　重光(二郎)
性圓(中納言房)—重村(彦四郎)—重家(三郎太郎)
　重嚴(郷公)

而して重國の譜に「木田判官代と號す。家紋斤(一本片)連錢西也。高松院判官代。承久・京方として、美濃國大豆渡に於いて誅せらる」と。又重知の譜に「號又太郎、父と同時に重方の爲に討たれ了」と。重季の譜には「承久の京方、誅せられ了んぬ、吉野冠者と號す。木田太郎」と。又重廣の譜には「九條院判官代、壽永二八、義仲の爲に誅たれ了んぬ」と見ゆ。憲禪は相州大山の開基なりと。此の氏人は平家物語に「美濃尾張源氏に木田三郎重仲、」源平盛衰記に「木田三郎重長、開田判官代重國」等を載せ、新撰美濃志に「開田・この近き改田村。其の地なるべし、」と。尾張志には海東郡木田村に收む。中興系圖には「木田、清和、本國美濃東有武郷、モン片連錢面。足助佐渡守重方の男三郎重長・稱之」とあり。後世、木田掃部と云ふ人も見ゆ。

3 清和源氏土岐氏族　これも美濃の木田氏にて、尊卑分脈に「頼光三世孫(土岐)光國—左衞門尉光保—左衞門尉光宗(號木田、事に座し配流、途中自害)—宗保(右衞門尉)—俊玄(寺、大進上座)—保長(筑後守)—景保(同上)」と見ゆ。猶ほ光宗弟に「大學助光盛、」又宗保弟「左衞門尉兼綱—同季繼—同祐繼」なりと。

4 清和源氏足利氏族　參河國幡豆郡發祥吉良一族にして、本郡木田邑より起る。

5 清和源氏今川氏族　政氏の後なりと云ふ。前項と同一ならん。

6 橘姓　大隅國始羅郡木田邑より起る。薩藩舊記建治二年文書に「久永二十丁、御家人木田三郎橘通平」と見ゆ。

7 雜載　其の他、東國擾亂記に永祿頃、木田淡路守あり。蒲生氏家臣に木田藤兵衞、又、津輕、信濃、志摩。伊勢等に存し、伊藤博文の子文吉、實は木田幾三郎の子なりと。分家して男爵、妻は桂太郎の女なり。

貴田　キダ

1 豐前の貴田氏　有名なる清正の臣貴田孫兵衞・此の氏より出づ。ケヤムラ條を見よ。

2 丹波の貴田氏　天田郡にあり。丹波志に「貴田氏、大煩。子孫は岩間村。古へ福島家浪人、後稻葉家に仕へ、福智山にて稻葉淡州公斷絕の後、浪人中西の上に住す、」と。志摩、津輕等にも存す。

木太　キダ　讃岐國木太鄕より起る。南海通記に「木太眞部、上の村眞部云々」と。

木多　キタ

紀太　キダ　鶴岡酒井藩用人に此の氏あり

黃田　キダ　和名抄、武藏國兒玉郡に黃田鄕あり。

城田　キダ　シロタ　和名抄、伊勢國度會郡に城田鄕ありて木多と註し、又豐前國田河郡に城田鄕あり。而して村上源氏、伊勢の北畠氏の族に此の氏あり。又攝津國矢田部郡二ッ茶屋村の名族に此の氏存す、網屋と云ふ。安政年間、網屋吉兵衞、官許を得て神戸港を築きし元祖也とぞ。猶ほシロタ條參照。

氣多 キタ ケタ條を見よ。

來田 キダ クルタ 伊勢外宮の社家にして、社家系圖に「來田(守見物忌父)度會博親の家系、宗家北安親の二男初代延親・北を慶長中に來田と改む」と。又來田御鹽燒度會善親家系に「北守親の二男にして初代安親、天文年間一家を建つ、慶長年間に來田と稱す」とぞ。

祇陀 キダ 中興系圖に「祇陀、藤、林大夫親家・稱之」と載せたり。

北居 キタヰ

北井 キタヰ 志摩、伊勢等に存す。

北市 キタイチ 大和國添上郡の豪族にして、飯田氏配下の將、二千五百石程の地を領せりと云ふ。

北氏 キタウヂ

北海 キタウミ 甲斐の豪族にして、清和源氏、武田信春の子下條信繼の男・信久に至り北海を稱す、其の子を信元と云ふ。

北浦 キタウラ 備前、陸前、羽後等に此の地名あり。

1 備前の北浦氏 兒島郡北浦より起る。名族なりと。

2 奥州安倍氏族 羽後國仙北郡(平鹿)北浦より起る。安東系圖、藤崎系圖等に「安倍賴時の子重任を北浦六郎とす。貞任宗任の弟なり。

3 雜載 堀尾山城守給帳に「七拾石三人扶持、北浦彌兵衞」を載せたり。

北瓜 キタウリ 武藏國幡羅郡にあり、新編風土記に「北瓜氏(新堀新田村)代々御鷹匠頭戸田五助釆邑の名主なり。其の先祖北瓜新八郎は、寛永十六年十月三日卒すと云ふ。家系は傳はらざれど、所藏の文書によれば、天正の頃は北條安房守氏邦に仕へしこと知るべし」と。

北江 キタエ 津山藩に物頭北江門左衞門あり。

北尾 キタヲ

1 赤松氏流 山城松尾社旅所社家次第書に北尾氏あり。其の家筋書に「赤松則村十七代孫七條光則二十一代北尾則重の後にして、重綱に至る十四代なり」と。

2 攝津の北尾氏 西成郡にあり。建武中の鍛工來國次の後裔なりと云ふ。

3 又志摩、伊勢、其の他にもありと。

喜多尾 キタヲ 棚倉小笠原藩用人にありと。前條氏に同じきか。

北岡 キタヲカ 山城、大和、肥後等に此の地名あり。又喜多岡と通ず。

1 清原姓 天武帝裔にして、清原氏の族なりと。一本清原系圖に「夏野・或は北岡大臣と號す」とあるに據るか。

2 村上源氏北畠氏流 伊勢國多氣郡の豪族にして、有爾中村城に據る。三國地志に「多氣郡有爾中村城。按ずるに右衞門佐北岡光房、その男友右衞門光國等繼ぎて居守す。其の先は左中將師光・初めて北岡と稱す。是れ春日少將顯信卿の孫、岩内御所光具の弟なり。光國は具教卿に仕へて忠功あり。北岡累世の家の子・下村仁助は織田氏に志を通じ、終に下村が爲に廢す」と見ゆ。

3 奥州の北岡氏 前項と同族也。波岡系圖に「顯則・中頃に至り北岡氏を稱す」と見ゆ。

4 武藏の北岡氏 荒木條の第十二項を見よ。

5 雜載 伊勢内宮社家、及び、志摩、又山陰にも存すとぞ。秀康卿給帳に「三百石北岡備前」あり。

喜多岡 キタヲカ 前條氏に同じ。加賀藩給帳に「四百石(丸内片喰)喜多岡孝一郎、參拾五俵(石餅内片喰)外七人扶持喜多岡内三郎」等見ゆ。

北鬼窪　**キタオニクボ**　桓武平氏野與黨の一也。オニクボ條を見よ。

北大井　**キタオホヰ**　越後國中魚沼郡の馬場城(水澤村馬場)は北大井殿の居城なりと傳ふ。オホヰ條を見よ。

北大路　**キタオホヂ**　キタノオホヂ條を見よ。

木高　**キダカ**

北郷　**キタガウ**　日向、信濃等に此の地名存す。

1　大藏姓岩門氏流　大藏氏系圖に「種綱―米生次郎宗綱―種忠(北郷三郎)」と載せたり。

2　**豐前の北郷氏**　仲津郡の豪族にして、應永正長の頃には北郷基氏あり。兩豐記に「應永六年正月、大内勢・鶴の湊に着岸す。豐前の諸士北郷左京大夫、官幣の宮司等降りて仲津郡靜謐す」とぞ。

3　島津氏流　島津氏の族にして、日向國諸縣郡北郷より起る。今の北諸縣郡都城の地なり。出自は島津系圖に「忠宗の子・資忠(次郎、左衞門尉、尾張守、號北郷、末弘祖)」と載せ、又「北郷殿」とあり。猶ほ資忠の兄貞久九世孫「家久―久直(北郷又十郎、式部大輔、北郷出羽守養子」と見ゆ。資忠・一本に七郎左衞門(肥後事蹟通考)。その子義久の後裔は都城に住めり。地理纂考、諸縣郡都城鄕條に「永和元年、領主北郷義久・此の地に城を築きて都城と號し、後、鄕名も然か改まれり」と。又「都城島津家の元祖は島津忠久より四代島津忠宗六男島津尾張守資忠・將軍足利尊氏に從ひ、諸所にて軍功あり。建武四年、越前國安部郡地頭に補せられ、文和元年四月、又日向國諸縣郡北郷を與へ、同年十二月、初めて鹿兒島より此の地に移り、北郷を以つて家號とす。資忠の嫡男讃岐義久、永和元年に當城を築きて都城と名付く。世々是を治所とす。豐公の時、伊集院忠棟、石田三成と謀り、忠棟の所領に數ヶ所を加へて忠棟を領主とし、領主北郷時久を、薩摩國祁答院に移す。忠棟當城に移る。既にして忠棟陰謀發覺して、慶長四年三月、島津家久・伏見邸に於いて忠棟を殺害す。嗣子源次郎忠眞・兵を起し、十二ヶ所に城を構へ(財部、恒吉、末吉、梅北、梶山、勝岡、山之口、高城、志和池、野々美谷、山田、安永なり)、當城を忠眞が本城とす。同年四月、德川家康公・忠眞が亂を靖めしむ。島津義久、家久、兵を發し、忠眞が諸鄕を拔く、北郷時久の孫長千代丸忠能之が先鋒たり。五年正月、忠眞が諸城多く陷り、領内日々に蹙まれるを見て、忠眞遂に降る。是を赦して薩摩國頴娃郡に移し、同三月北郷忠能本領へ復る」と。又梅北城條に「享祿元年、伊東義祐當城を攻めて利あらず。北郷忠相(忠相は島津忠宗六男島津資忠より八代なり。資忠は都城の内、南鄕、中鄕、北郷を領し、遂に北鄕を家號とす)は伊東氏に應じ、兵を合せて城を攻む。新納忠勝遂に敗走し、北鄕忠相領主たり。其の後伊集院忠棟北郷に代りて是を領す」とあり。又三國名勝圖繪に「安永城(都城安永村)は一名鶴翼城と云ふ。內城、新城、今城、金石城の四區劃に分る。北郷氏六世持久、其の子敏久と共に、此に築て居城すと云ふ。伊集院忠眞の叛せし時、其の將伊集院五兵衞、中山平太夫、白石永仙等守る」と。又「志和池城(都城水流村)は一名鶴丸城と云ふ。內之城、中之城、西拵、新城、小城の五廓に分る。北郷氏の居城也。天文年中、北原氏之を奪ひ、白坂下總守を地頭とす。されど程なく、北郷忠相、北

原氏を破り白坂を斬り、志和池を復す。後伊集院忠眞の有に歸し、同掃部助守りて、北郷島津と戰ひ敗北す」と見ゆ。又大永の頃、北郷左衞門尙久（野々美谷城主）あり。天文中、北郷忠相・山田城、大崎城を奪ふ。其の他、北郷圖書忠茂（都城山田城主）、北郷常陸相久（天文三年、大隅岩川郷新城を奪ふ）等著る。

4 桓武平氏岩城氏流 磐城の豪族にして仁科岩城系圖に「岩崎隆久—三郎太郎忠隆—北郷五郎基行—彥太郎氏基」と。又氏基の弟に隆憲、隆氏あり。

5 陸前の北郷氏 加美郡の豪族にして、觀蹟聞老志に「鳥島城は北郷右馬允の居館也。天正十九年、大崎の徒黨・佐沼城に據り、右馬も亦此に據る。黃門君・之を攻むる急、八月五日に城陷り、右馬允、及び一栗兵九郎を虜へて之を斬り、且つ一栗放牛（兵九郎の祖父）、北郷道林（右馬允の父）等三十餘人を戮す」と見えたり。

6 雜載 その他、肥前杵島郡の豪族に北郷氏、鎭西要略に見ゆ。又東作志に北郷門左衞門、津山分限帳に「貳百拾石、北郷門左衞門」あり。

北垣 キタガキ 但馬出石藩士にして、相當の名族たりしが、北垣國道に至り功により男爵を賜ふ、その子を確と云ふ。

北風 キタカゼ 攝津兵庫の名族にして、神戶中最も舊家と云ふ。その由緖に據るに、祖先は孝元天皇の孫彥也須命に出で、當代彥一氏に至る九十九代の間連綿として續けりと。而して、神功皇后征韓の時、當時の主彥主は海老蟹を獻じ、從軍し奉る。歸朝の後、功によりて兵庫の地を賜ひ、又御手璽と御鎧とを賜はる。此の家の重寶なり。後寶物は、陳列中俄然火災起り、御手璽を烏有に歸したり。然れども御鎧は今に現在すとぞ。其の後裔、建武の頃に、白藤彥七郎惟村あり、一族王事に勤む。尊氏西上し、新田義貞と兵庫に戰ふや、惟村は義貞に從ひ、或る夜北風の烈しきに乘じ、敏馬浦（神戶の東、岩屋村海岸の地）より乘出し、足利の船を燒き、一時官軍を危急中より救ふ。新田義貞之を深く感じ、賜ふに喜多風の姓を以てし、將軍自筆の感狀と、其の佩刀とを賞せられ、佐衞門尉に任ぜらる。義貞又一字を與へ、維村を貞村と改めしむ。其の後、喜多風を北風と改め、代々貞の字を襲ひ、彥一卽ち貞雄に至る迄此を傳ふ。維新の際、莊右衞門正造あり、王事に盡せし事世の知る所也。此の人實は山城國紀伊郡竹田村の人長谷川氏なりと云ふ。

喜多風 キタカゼ 前條氏に同じ。

北方 キタカタ 清和源氏土岐氏の族にして、美濃國本巢郡北方邑より起る。土岐系圖に「賴貞—賴遠—賴興（北方）」と見え、新撰志北方邑古城條に「土岐系圖に、彈正少弼賴遠の四男、北方五郞賴興こゝに住みしよし記したる居地の跡なるべし」と。

北角 キタカド キタスミ

1 大和の北角氏 大和の名族にして、至德元年四月の大和武士交名に、北角氏見ゆ。

2 清和源氏里見氏族 家紋輪の內一文字二、揚羽蝶。寬政系譜にあり。

3 其の他、黑石津輕藩用人に此の氏あり。

北河 キタカハ 次の氏と通じ用ひらる。

北川 キタカハ 越後、日向等に此の地名あり。

1 蒲生氏流 近江國蒲生郡の豪族にして蒲生氏の一族ならんと。元亨四年、池源內左衞門入道觀智あり（郡史）。後蒲生氏鄕家臣に北川平左衞門見ゆ。奧州津川城主にして、七千三百石を領す。又會津風土記、會津郡田島鴫山城趾條に「蒲生氏

の時、北川平左衞門某を此にをき、上杉氏の時、小國但馬某住し、蒲生氏再封の後、蒲生主計某と云ふ者居れり」と見ゆ。又狐戻壘條に「天正十八年より蒲生氏の臣北川土佐某據る」とあり。

2　藤原北家姉小路流　丹波多紀郡の豪族にして、其の系圖に「賴基（藤原中納言親綱の男、參議、飛驒國司）―高基―基氏―師喜―持喜―直基―基壽（十歳の時、父母に死別れ、秀國の子秀長に養育せらる）―久朝、その弟久壽（北川六郎左衞門、京都將軍に奉仕す）―嘉應（北川五郎左衞門、父に同じく奉仕）―嘉道（與三左衞門）、弟嘉祐（小四郎、北山鹿苑院に仕ふ）、弟嘉公」と見ゆ。猶ほ久壽の弟に北川加賀之助久親あり、又嘉道の後は「某（與助、慶長十五年、篠山に移る）―某（與次右衞門）―某（六郎右衞門）―某（德左衞門）―某（六郎右衞門）―某（六郎右衞門、代々篠山町高の庄屋役を勤む）―某（龜屋亥助）」とあり。

3　石部姓　伊勢外宮本宮内人にして、其の家筋書に「北川（木綿作內人）、石部、多氣郡川尻村住人北川次郎兵衞の男政重の後也」とあり。

4　坂上姓恩地氏流　紀伊國伊都郡相賀莊の豪族にして、續風土記、淸水村北川市大夫條に「當郡錢坂の城主恩地新左衞門の二男小太郎の末なり。小太郎は始め應其上人に奉事して、後當村に住し、上人の命を受けて、淸水組の大莊屋となり、恩地の姓を北川とあらため、名を市助といふ。應其上人等の文書數通を藏む」と。猶ほ生地（オフチ）條を見よ。

5　大友氏流　大友系圖に「能直―親秀（出雲殿）―賴宗（母北川左衞門女、號野津五郎）」とあり。

6　筑後の北川氏　田中家臣知行割帳に、「四百五十石北川加右衞門、二百四十石北川與左衞門、三百石北川出雲」又筑後國史に「十軒屋敷北川安右衞門」また上妻郡「黑木住北川藤左衞門、（今按ずるに、前の帳・二百五十石小川與左衞門あり、此の人歟）。生國は近江、豐前守護毛利壹岐守殿に仕へ、小倉町奉行たり。慶長五年、關ヶ原一亂の時、壹岐守殿落去に付浪人す。同七年、田中兵部大輔殿に仕へ、山本郡善導寺村、竹野郡筒井村にて、二百五十石を知行し、生葉竹野兩郡廿ヶ村の代官役、臺所役を兼帶す。久兵衞殿近江へ國替に付、藤左衞門嫡子傳兵衞と共に供奉す。久兵衞殿近江にて浪人、故に藤左衞門は京都に行きて浪人す。傳兵衞は筑前に下り、黑田市正殿に仕へ、父子共に道連寺にて死去す。屋敷は永滿寺に之れあり。次男三郎右衞門、三男半助黑木に來住す。三郎右衞門の子藤左衞門、半助の子淸兵衞、並に子孫あり（北川藤左衞門筆記、同人遠孫小倉屋宗四郎藏）」と見ゆ。

7　蒲池氏流　大村藩に北川氏あり、蒲池氏より分ると云ふ。

8　武藏の北川氏　新編風土記、荏原郡下沼部村條に此の氏を載せ、「先祖は北川兵庫と云ふ、此も草創の百姓なり」とあり。

9　陸奥の北川氏　參考諸家系圖に「義次（又藏、淸太郎、北川覺兵衞、生國播磨の赤穗也。信直公、天正十九年秋、九戶政實の亂に、軍監淺野彈正少弼長政の軍に從ひて三戶に來る。長政の請に依りて召抱られ、百五十石を賜ふ。利直公、慶長八年和賀郡谷內村にて二百五十石を賜ふ。同十月十六日付御黑印御證文あり。云々。一本に云ふ、義次の父を北川淸太郎益繼と云ふ、益繼則ち長政の軍に從ひて來る。）」

―宣次（丑松）、妹は平館八太夫祐嘉妻、兄喜右衞門妻、龜ヶ森市郎兵衞妻、」と見ゆ。

10 土佐の北川氏 當國の豪族にして一條家に屬す。後安田、寳津等と共に元親に下る。

12 雜載 因幡の豪族に、北河監物（因幡志）、津輕藩の用人（武鑑）、加賀藩給帳に「千貳百石（丸三引）北川敬太郎、貳百石（同）北川梅之丞、貳百石（同）北川文左衞門」と。又堀尾山城守給帳に「百貳拾石北川作之助」、松前藩に北川氏あり、「北川彌藏は浦河郡に宰たり」と。又林田建部藩重臣。家傳史料に「北川圖書の子孫北川次兵衞。」志摩、伊勢、近江、播磨等にも存すとぞ。

木田川 キタガハ 伊勢内宮社家に數家あり。小内人諸職掌人攝社祝部等家内帳に見ゆ。又石見にもあり。

喜多川 キタカハ 北川と通ず。

1 秀鄕流藤原姓尾藤氏流 家傳に「尾藤太景氏が末孫なり」と云ふ。家紋寄九曜、藤巴、藤丸。寛政系譜に見ゆ。

2 又小松一柳藩家老に此の氏あり。又喜多川歌麿は畫を以て有名なり。本姓島山と云ひしとぞ。

北河内 キタカハチ 田中家臣知行割帳に「百石北河内源右衞門」を載せたり。

北河原 キタカハラ 攝津豐島郡石蓮寺村の名族にあり。荒木村重の臣北河原與吉兵衞、此の地に居を占む。其の子與茂作は池田備後守に仕へ、慶長の役、朝鮮に渡り奮戰して死す。義子を本阿彌と云ふ。又大村藩に北川原氏あり（北川氏と同族也）と又奈良興福寺、中藏院生職、明治初年還俗して男爵を賜ふ。北河原公平・是也。雲上家の支流なるに因る。

北神 キタガミ

北上 キタガミ

木瀧 キダキ、常陸國鹿島郡木瀧邑より起る。大中臣姓にして、新編國志に「木瀧、鹿島郡木瀧村より出づ。代々鹿島社の總追捕使の職なり。其の家の舊記、及び大宮司舊記文記を考ふるに、弘安永仁中總追捕使大中臣伊景あり。其の子盛景、應永の始に家景、應永の末に友景、永享中に廣行、寳德中に景則、次に則方、永祿中に幹景、永祿元龜の比に則景、天正中に清盈あり、代々職を襲ひて大中臣氏を稱す。木瀧を以つて稱號とせるは、何れの世にあるをしらず。今中臣氏と稱するは非なり」と。カシマ

條第十六項參照。天正十四年の頃、木瀧治部少輔、額賀彈正と共に、鹿島通晴を殺す（亂信筆記）と云ふ。

北岸 キタギシ

北口 キタグチ 紀伊國名草郡野崎邑の地士に北口淸右衞門あり。

北久保 キタクボ

北窪 キタクボ クボ條を見よ。

木工 キタクミ コダクミ條を見よ。

北小路 キタコウヂ キタノコウヂ條を見よ。

北古賀 キタコガ コガ條を見よ。

北越 キタゴシ

北佐井 キタサヰ 大友記に北佐井市郎あり。サヰ條參照。

北酒出 キタサカデ

1 淸和源氏佐竹氏族 常陸の豪族にして密藏院本佐竹系圖に「秀義の子秀義（北酒出）」、戶村本に「隆義の子、秀義の弟・秀義（佐竹八郎、北酒出）」また小田野本佐竹系圖に「隆義の次男・南酒出五郎義茂の子北酒出六郎季義」と見ゆ。其の系は「南酒出義茂の弟助義（初季義、北酒出八郎、播摩守）―義資（八次郎）―貞義（八郎、美濃守）―度義（三郎、相摸守）」と北酒出

城(同村北酒出)に據る。新編國志に「北酒出は那珂郡北酒手村より起る。秀義三子助義・北酒出八郎と稱す。嘉禎曆仁間、鎌倉に給事す(東鑑)。後美濃に移り、上有智を食む。京師を警衛し、播磨守に任ず(部垂寺佐竹系圖、酒出系圖)」と。子孫次項、及び馬場條を見よ。

2　美濃の北酒出氏　前項の裔にして、諸家系圖纂に「秀義—北酒出季義(八郎、別當)—義資(八郎二郎)—定義(故顯義、彌二郎、本名義遲)—貞賴(十郎、本名義敎)—度義—義基—義尙(和泉守)—基永(同上)—光家(常陸介)—澄常(彈正大弼)—基親(號馬場新介)—政直(彥三郎、相摸、和泉守)、」また定義の弟に「八郎義實(播磨守)、又二郎義泰」あり。而して義基の譜に「等持院殿上洛、屬一族供奉敎忠」と見ゆ。

また美乃佐竹系圖に「秀義—北酒出季義(八郎、住美濃國、文永元年十一月卒、年六十三、法名蓮阿)—義資(八郎次郎)—顯義—義孝(十郎、播磨守、式部丞)、その弟に秀宗(十郎)、其の弟に泰義(彌八郎)、其の弟秀顯(與次)」あり。又義資の弟に「定義(八郎四郎)—貞賴—度義—義基(次郎三郎、美濃國山口鄉、東西上有知庄、彈正庄也。法名大印)—義尙(和泉守、號頓起常尙)—基尙(法名源輝明海)—基永(和泉寺、號弓翁、法名英典)—光家(常陸介、改義方、又更舜方、號則一、法名宗參、母は土岐鷹司兵部少輔冬親の妹也)—澄常(彈正少弼、早世、法名宗忠信甫)、其の弟に基親(長山左門)」あり。又定義の弟に「公淸(八郎三郎、永仁五年九月死、法名蓮意)—綱義(三郎二郎、法名妙蓮)、その弟公綱(又三郎、法名圓蓮)—公義(彥六郎)—公貞(三郎二郎)—義顯(宮內少輔)」と見ゆ。

北崎　キタザキ　海東諸國記に「親慶、丁亥年、使を遣はし來りて觀音現像を賀す。書して筑前州怡土郡北崎津源朝臣親慶と稱す」と見ゆ。

又深谷記、上榀御普代に北崎氏あり。

北里　キタザト　肥後の豪族にして、阿蘇家の重臣也。阿蘇郡北里邑より起る。北里系圖に「源滿仲—賴親(正四位下、左衞門尉、檢非違使、信濃守、大和守)—信義(五男、幸鶴丸、次郎左衞門。永承五年、賴親・罪ありて土佐に流さる。幸鶴丸は時に年纔に二歲、修驗者因幡坊『此の家は代々、北里家の執事たり。松岡を以つて家號と爲す』之を介保し、肥後に來り、阿蘇郡小國鄉北里に僑居し、後に綿貫次郎左衞門信義と改む)……妙義(次郎左衞門、剃髮して□實と號す。家號の綿貫を改めて、北里となす。信義より妙義に至る、其の間數代の系譜詳かならず。、櫻尾城を築き、居所と爲す。元亨二年に鎌倉の下文あり。元德元年七月九日死、年八十一。地志略に曰ふ『綿貫次郎左衞門妙義は、鎌倉より始めて東肥に來り、小國に住す。壽永年中の人也、』と。孰れ是なるかを知らず)—定義(北里加賀守と云ふ。此の弟に綿貫五郎左衞門義親、北里備前守義房あり)—滿義(北里安藝守)—實義(北里次郎左衞門)—正義(加賀守、始の名は包義。阿蘇家に仕ふ。延文四年三月、菊池武光・大友氏時を討ち、親ら兵を率ゐて豐後に至る。阿蘇大宮司惟村は氏時に通じ、九寨を小國に結び、其の歸路を絕つ。正義は櫻尾城を守る。武光悉く其の九寨を破ると云ふ。正義の弟大和守義直は同じく鬪田口鐘城を守る。又其の弟式部少輔義章は同じく陣鼻城を守り、其の弟越前守義元は同じく動目喜城を守る)……惟義「安藝守。按ずるに延文四年より天正六年に至る二百二十

年なり。代數三世、恐らくは此の間に數代脫漏あるべし)—爲義(伯耆守。天正六年十一月、大友義鎭に從ひ、日向耳川に於いて戰死す、年二十九)—正義(次郎)—兼義(加賀守、實は正義の弟也。大友義鎭より領知證書を貺ふ)—永義(大藏大輔。小國石櫃城を築く)—惟昌(參河守。始の名政義、右京進)—重義(次郎左衛門、右馬助、天正十三年、石櫃城を退去す。慶長中。加藤家に仕へ、二百石を領す。弟に又作、久義あり。加藤家侍帳に『中川平九郎組四百石、北里又作』と見ゆ)—豐義(次郎左衛門、始の名は惟久。寬永十年九月、細川家に奉仕す)」と。惟昌の弟「惟經(右京進、寬永九年十月二十三日死、年八十八)—惟宣(傳兵衛、寬永十年に小國の鄕長となる。正保二年六月四日死。此の家代々鄕長に任ぜらる。弟に十郎左衛門惟連あり、下城鄕長たり」と(事蹟通考)。

北佐渡 **キタサド** ホンマ、及び河原田條を見よ。

北澤 **キタサハ** 武藏、岩代、羽前、羽後等に此の地名あり。

1 清和源氏武田氏流 信濃の豪族にして加賀美氏の族秋山光朝十五世信國の子信兼の後なりと云ふ。諏訪志料に「北澤氏は元秋山氏。甲斐源氏秋山太郎光朝の後胤秋山伯耆守晴近(秋山新五右衛門信任の長男)信玄に仕へたる老臣なり。天正三年織田氏の爲に戮せらる。其の男に太郎光近なるものあり。病弱にして殆んど戰場に出でず。慶長四年卒すと云ふ。諸錄を閱するに、秋山光近は通稱を彌十郎と云ふ、伯耆守晴近の續男源三親久の胤。秋山民部丞の男秋山宗九郎の子とあり。天正十年三月十一日、田野鄕に於て殉死すと見ゆ。然れば光近は晴近の男子には非ずして一族たるべし。而して光近は田野殉死の內なること炳然たり。依て當家等にて祖とする所は、光近の胤秋山左門晴光の事を誤り傳ふるにや。其の左門晴光は太郎光近の弟にして、武田滅亡の際は舊領稻積庄に蟄居、文祿中淺野家に仕へ、淺野家得替の時、浪人し、有賀北村に來りて農に著き、氏を北澤と改め、邑事を司る」と載せたり。

又大內太郎藏人義行の女は、北澤時通妻(諸家系圖纂)なりと。諏訪に此の氏多く、丸に鷹羽打違、丸に一、丸に橘等を家紋とす。

2 藤原姓二階堂流 岩代國岩瀨郡北澤邑より起る。二階堂氏の族にして、又濱尾氏とも云ふ。嘉吉の頃、北澤民部あり、須賀川に代官として勢力を奮ふ。二階堂、濱尾等條を見よ。

3 紀姓 武藏國荏原郡北澤邑より起る。紀氏にして、足立郡壽能城主潮田氏配下の將なり。新編風土記、足立郡壽能城(北原村)條に「小名壽能にあり。永祿天正の頃、北條の麾下潮田出羽守資忠、其の子左馬允資勝居住せしに、天正十八年小田原落城の時、彼の地に於て父子ともに討死し、當城には家人北澤宮內等籠城せしが、防戰力及ばずして、民間に落隱れたりと云ふ。宮內が子孫は、則ち當所の名主治部左衛門が家なり。かゝりければ、御打入の後、伊奈備前守より宮內に指揮して、大宮町、及び此の邊を新開せしめ、其の功に由りて、城跡を宮內に與へしとて、今も治部左衛門が持なり。城地は東南北の三方見沼新田によりたれば、當時要害よかりしこと知られたり。西南の一方のみ平地つゞき、西南によりて大手と唱ふる所あり。そこには今も高さ二間幅五六間の土手二つあり云々」と見え、又

同處「物見塚上に治部左衞門の先祖宮內が遙拜の爲に建りとて、出羽守資忠の墓碑あり。其の碑陰に元文三年、潮田勘右衞門資方と稱せし人の記せし銘文を彫りたり。此の資方は土井大炊頭の家人にして、出羽守資忠が六世の孫なりと云ふ。銘の略に云ふ、潮田出羽守資忠は源三位頼政十九世の孫太田美濃守資正の第四子にして、武州足立郡大宮壽能城主たりしに、天正十八年四月十八日、相州小田原に於いて討死せしゆへ、家臣北澤宮內・城地に於いて此の塚を營み、祭祀の禮を失はずして今に至れり。資方始めてこゝに至り、始祖の恩澤の深きことを思ひ、北澤某と計り、墓碑を造て不遷の廟となす云々とあり。この銘によれば、碑石は此の時新に造りしとみゆ。又治部左衞門が家に潮田氏の由緒書あり。こは後年資方より與へたるものにや、考證となるべき記錄なり。その略に『潮田出羽守資忠は太田美濃守三樂齋資正の四男なるが、母家の氏を名乘て別家となり。永祿三年十二月晦日、父資正が自筆の免書をもて、武州大宮浦和木崎を領し、壽能城を築きて居住せしに、天正十八年、小田原に於いて嫡子左馬允資勝と共に戰死したり。其の頃二男勘右衞門資政は未だ幼稚なりしかば、伯父太田安房守資武の方に養はれしに、後東照宮の仰せに由りて慶長七年七月、土井大炊頭利勝の家人に屬せられしより、子孫世々土井の家人たりと云ふ』とあり。

4 源姓 陸前伊具郡高藏寺棟札に「大旦那北澤源彌禪門、時に明應九年庚申三月廿八日」と見ゆ。

北島 キタシマ 加賀に北島保あり、其の他、此の地名多からん。

1 北島連 大同類聚方に「出雲藥、出雲國意宇郡大神臣住成が朝家に上る所の方出雲國造北島連等の世傳する所也」と見えたり。果して史實とすれば次項と關係あるべし。

2 出雲臣 出雲國造の後裔にして、系圖に「五十三世孝時の子、孝宗は千家を稱し、貞孝は北島を稱す」と云ふ。蓋し或は貞孝・舊家北島氏を再興したるか。二家分立は、南北朝の頃にて、北島氏は南朝の御方としてたちたりしとぞ。その後は「貞孝―資孝―幸孝―高孝―利孝―雅孝―秀孝―久孝―廣孝―晴孝―恒孝―兼孝―道孝―直孝―惟孝―明孝―宣孝―起孝―從孝―全孝―脩孝―齊孝」現今男爵。詳細はイヅモ、ミヤムラ條を見よ。因幡國鹿野雲龍寺の記錄に「人皇八十三代土御門院の御宇、建仁年中、新古今撰集の時、出雲國北島國造云々」と。

3 藤原姓 肥後の豪族にして、本姓益子、後北島とす。嘉吉三年菊池持朝の侍帳に「北島新左衞門氏也、」下りて永正元年政隆侍帳に「北島長門守氏定」あり。

4 淡路の北島氏 文明二年護國寺結番定書に「四番鍛冶屋村北島殿」見ゆ。

5 清和源氏新田氏流 遠江國山名(周智)郡粟倉明神社の神主家也。其の先祖を山名七郎と云ふ。

6 雜載 其の他、津山分限帳に「五拾石、馬醫家業北島唯介、勅定所見習又兵衞悴北島鐵藏」また美濃、信濃、甲斐等に存す。

喜多島 キタジマ 前條氏に同じ。八戸南部藩の重臣にあり。

北庄 キタシヤウ キタノシヤウ條を見よ。

北白江 キタシラエ 加賀に北白江庄。

北白河 キタシラカハ 次條にて併せ云へり。

北白川 キタシラカハ 山城北白河殿より

起る。

1 藤原北家近衞家流　尊卑分脈に「近衞基通・北白河と號す」と見ゆ。愛宕郡の地名也。

2 北白川宮　崇光天皇の裔、伏見宮邦家親王の第十三王子智成親王・明治三年、北白川宮と改め給ふ。二代能久親王は邦家親王第九王子にして、安政五年親王宣下あり。輪王寺に入り落飾し給ひて公現法親王と申す。後幕府滅亡後、伏見宮に復歸せられしが、明治五年、智成親王の後を繼ぎ、北白河宮と稱し給ふ。智成親王─能久親王─成久王、成久王の嗣子永久王は房子内親王の御腹なり。

皇室系譜に「能久親王（邦家親王の第九王子、母は家女房堀内信子。弘化四年二月十六日誕生、稱滿宮。嘉永元年八月三日、青蓮院宮附弟となり、同日仁孝天皇養子たり。嘉永五年三月十二日、勅命により更に梶井門室附弟となり、安政五年九月二十七日、輪王寺慈性親王附弟となり、同年十月二十五日、親王となつて能久と名のり給ふ。同年十一月二十三日、輪王寺に入り落飾、法名公現。萬延元年十月十五日、二品に叙し、元治元年十二月五日一品に進む。明治二年九月二十八日、仁孝天皇の養子、親王、位記を止められ、伏見宮に復歸す。同三年十一月二日、名を能久に復し、伏見滿宮と號す。同五年正月六日三品、同五年三月二十二日、北白川宮智成親王の後を繼ぎ、同十一年八月二十六日、特旨を以つて、仁孝天皇の養子並に親王を復す。同年十二月十八日、勳一等に叙し、同十三年五月十八日、二品に叙し、同十九年十二月二十九日、大勳位に叙す。明治二十八年十一月一日、功三級に叙し、同月四日陸軍大將に任じ、同月五日薨じ給ふ。四十九歳）」と。御子「恒久王（母は申橋幸子、竹田宮一代）、延久王（母は岩浪稻子）、滿子女王（甘露寺受長の室）、成久王（母は妃富子、當宮三代）、貞子女王（有馬賴寧の室）、小松輝久（第四王子。明治四十三年七月二十日、家名を小松と賜ひ、侯爵を授けらる）、二荒芳之（第五王子。明治三十年七月一日、姓を二荒と賜ひ、伯爵を授けらる）、武子女王（子爵保科正昭の室）、上野正雄（第六王子。明治三十年七月一日、姓を上野と賜ひ、伯爵を授けらる）、信子女王、擴子女王（母は浮山幾牟、明治二十八年五月二十八日誕生）」と。次に成久王の御子は「永久王（第一王子。母妃房子内親王）、美年子女王、佐和子女王」なり。

北城　キタシロ

北角　キタズミ　キタカド條に云へり。

北薗　キタソノ

北添　キタソヒ　土佐の名族なり。

北田　キタダ

1 桓武平氏三浦氏流　岩代國河沼郡北田村より起る。佐原盛連の二男廣盛・北田にありて北田次郎と稱す。系圖には「比田」に作る。家紋六間吟寳。中興系圖に「北田、平、本國陸奥、芦名義連末、次郎廣盛・稱之」と見ゆ。

新編會津風土記、北田村館迹條に「北田次郎廣盛が住所なりと云ふ。廣盛は遠江守盛連が二男なり。三浦泰村が叛きし時、寶治元年六月・兄弟諸共に、左親衞時賴が第に集りしよし東鑑に見ゆ。其の子孫・此所に住せしと見ゆれども、世系履歷等考ふべき便なし。康暦元年、此の地に合戰ありて、葦名氏の者討死せしよし、舊事雜考に見ゆれども、詳なることを知らず。塔寺村八幡宮長帳に『應永十六年六月三日、北田殿城落畢る。此の時討死、

上總殿父子三人、兵庫殿父子二人、弟善七郞殿、彼原究殿、伊勢殿、二平殿』とあれども、誰人の爲に亡されしと云ふ事を載せず。舊事雜考に、或る說を引きて應永十七年の事とするは非なり」など見ゆ。耶麿郡牛在家村に舊家原平次郞あり。「此の村の肝煎にして、佐原義連の孫北田次郞廣盛が後胤なりとぞ。廣盛が子孫・應永中まで河沼郡北田に住せしが、同十七年新宮氏の爲に滅され、其の氏族・小市郞盛連、幼少にして橫田の山內氏に因れり。長ずるに及んで、山內の臣岩橋某に養はれ、岩橋氏と改む。其の孫太郞左衞門盛國、山內氏勝が將として、伊達政宗を防ぎて功あり。葦名義廣・本村にて三百貫文の地を與へ、是より本村西原と云ふ所に住し、原氏と改む。天正十七年葦名氏亡びて、盛國羽州に奔り、蒲生氏封に就きて後、再び此の地に歸り、村長となり、今に至るまで十一代なりと云ふ」と見ゆ。

2 紀伊の北田氏　粉河誓度寺の開山至一上人は鎌垣庄西河原村の人、北田三郞大夫の孫なりと云ふ(名所圖會)。

3 武藏の北田氏　入間郡北田新田の開墾者也。

北楯 キタダテ　出羽の豪族にして最上氏の重臣也。北楯大學は田川郡狩川城にありき。其の後、德川時代、鶴岡酒井藩の用人に北楯氏あり。

北田中 キタタナカ　大和國に北田中庄あり、タナカ條參照。山城石淸水紀氏に此の氏あり。石淸水祠官系圖に　田中行淸―守淸―堯淸―陶淸―超淸」(號田中、嘉曆三年、修理別當)―高淸―隆淸、弟良淸」と見ゆ。

北谷 キタタニ　安西軍策に北谷刑部少輔あり。

木立 キタテ　豐後に此の地名あり。

北地 キタチ　京極殿給帳に「百石、北地紫入」あり。又伊勢、志摩等に存すと。

北塚 キタヅカ

北作 キタツクリ　正訓不明。

北辻 キタツヂ

北爪 キタヅメ　武藏國幡羅郡の名族にして、新編武藏風土記所載、顯長花押の文書に「北爪主計助殿」」永祿六年十月廿四日、景長花押文書に「北爪助八殿」等見え、中興系圖に藤氏とす。姬路酒井藩の重臣に此の氏あり。

北出 キタデ　志摩に存す。

北條 キタデウ　秀鄕流藤原姓、毛利氏流等にあり。ハウデゥ條を見よ。

喜多條 キタデウ　同上。

北所 キタドコロ

北殿 キタドノ　キタ條及び、オキタ條を見よ。

北永 キタナガ　豐前にあり。

北中 キタナカ　志摩、伊勢にありと。

北波 キタナミ

喜谷 キタニ　次條と通ず。

木谷 キタニ　備前、安藝等に此の地名あり。

1 安藝の木谷氏　豐田郡の木谷邑より起る。毛利家配下の將にして、木谷村市子城は毛利家人木谷右衞門居る所と傳へらる(藝藩通志)。

2 幕臣　猿樂者又三郞の後なり。寬政系譜、未勘に收む。

北西 キタニシ

北根 キタネ

北野 キタノ　山城、攝津、武藏、美濃、陸奧、羽後、筑後等に此の地名多し。

1 高木氏流　筑後國御井郡北野村より起る。高木、草野等と同族にして、藤原姓

と稱す。菊池系圖に「高木文貞―季貞―高木三郎大夫貞永―貞家（號北野）」と見え、又草野系圖に「權中納言文時―高木肥前守文貞―同次郎大夫貞永、其の弟北野次郎兵衞尉貞宗、（筑後北野に住す）―家實（北野次郎兵衞と號す）」と載せ、又高木系圖には「高木貞永―太郎大夫宗貞―貞家（北野次郎大夫、筑後北野氏）」と見ゆ。

北野林松院、嘉慶二年四月五日將軍義滿教書に家兼、また七月廿三日道永花押文書に「民部丞家俊入道・地頭と號す云々」と。筑後國史云ふ「家俊は家兼の子にして北野氏か」と。

2 秀郷流藤原姓結城氏流　結城系圖に、「氏朝―七郎持朝―中務大輔成朝―長朝（號北野左馬助）」と見ゆ。

3 源姓　中興系圖に見ゆ。

4 土師姓菅原氏流　京都北野にありしによる。菅原氏系圖に「道眞―淳茂―在躬―輔正（北野宰相殿是也）」と見ゆ。其の子に「三川守爲理、大學助爲忠、爲紀、武藏守修成、中良、良正」等あり。

5 丹後の北野氏

6 阿波忌部姓　御衣御殿人交名に「北野

宗光（正慶元年十一月文書）」元弘三年文書には北三野宗光とあり。

7 北野社々家　中世北野社大いに榮え、其の所領甚だ多し。今康正造內裡段錢に見ゆるものを擧ぐるに過ぎず。「拾貫文、北野社領、所々段錢、寶成院」「二十貫文、北野御社領、寶成院所々段錢」「一貫六百文、北野社領、尾張國下淺野保段錢」「十八貫六百文、北野社領和泉國八田庄、段錢」「五貫文、北野社領、伊勢國二ヶ所段錢、寶成院」「十五貫六百廿三文、北野社領、大島下條段錢、寶成院」「二貫文合、北野社領、備前國金畏東西領家職、丹後國太田庄領家職」「七貫三百十八文、北野社領、但馬國氣比庄、段錢」と。社家頗る多し。その略系を擧ぐれば、次の如し。

8 社務吉見　菅原道眞―高視―雅規―資忠―孝標―定義―在良―爲恒（北野社別當職）―眞幾（北野社務別當職）―高猷（薗崎）―忠慶（稱吉見）―慶嚴―仁嚴―勝盛―勝禪―慶禪―親禪―慶祐―禪陽（松梅院）―慶譽（密乘院）―禪嚴―禪尋―禪能―慶藝（松梁院）―禪尙（密乘院）―禪藝―禪親―禪豫―禪椿―禪祝（松觀院）―禪兆

（勝藏院）―禪勝（密乘院）―禪果（密乘院）―禪光―禪興―禪永―禪昌―禪意―禪珍―尙禪―禪覺―禪深―禪章―禪秦―禪恒―禪隆―（復飾資隆）―資陳

禪昌二男禪嘉―光禪―禪哲―禪智―禪雄―禪項―禪仰―禪靜―禪鎭（復飾資鎭）―資胤

最珍（北野朝日寺別當）―祐清（妙藏院）―祐緣―祐經―祐繁―祐嘉―眞慶―舜慶（光薗院）―立慶―乘慶（光薗院）―忠慶（光薗院）―公慶―幸尊（眞滿院）―幸隆（眞滿院）―幸秀―幸忠―幸祐―明祇（眞滿院）―禪乘（妙藏院）―禪祐―禪智（眞滿院）―禪有―禪徑―禪―禪榮―禪委―禪住―禪順―禪俊―禪成―禪豪―隆永（元禪永）

9 社家十川（景行天皇十六世孫菅原能福―能文―祐能）。東十川（能福弟成衍―成徇）。松原（成衍弟隨松―隨圓）。其の他、神光、味酒、上大路、十川、松向軒、柳大路、久松、西久松、佐柏、梅林、五十川、長生、森川、南久松、東辻、北小路、南大路、林、玉垣、東五十川、大路、小林、梅本、森口、八十川（以上は十川家の分家）。北大路、鳥居、西大路（以上は東十

川の分家)。松園(松原家の分家)。荒木田(榮増―慶増―盛増)。

10 神供所八島　土師加賀女―加賀女―梅女―龜女―加賀女(代々女)。

11 社人　神部五家　天穗日命廿八世孫公良の後。本鄉三家　足仲彥命四十一世孫泰胤の後。竹田　桓武天皇三十八世孫泰長の後。本鄉二家　同上。橋本　藤原重俊の後。川井四家　壬生姓、家忠後裔。中　活津彥根命より八十七世末葉則長後裔。中三家　兼信三十二代孫藤原眞重後裔。吉積三家、藤原宗次後裔。夜野二家　藤原隆重裔。桐木　藤原吉正後裔。

12 御馬所兼御殿侍　稻波　宇多皇子敦實親王十二代孫源廣綱後裔。堀井　同上。

13 神樂男　上月　年足三代孫文子後裔、夫は神樂男、妻は代々文子。

14 主典　松翁　村上天皇二十八代孫政武後裔。

15 巡撿　村上。

16 雜載　大村藩に北野氏、また志摩、伊勢、武藏(新座郡に北野邑あり)、岩代等にもあり。

喜多野　キタノ　北野氏と通ず。

1 赤松氏流　赤松賴遠の後なりと云ふ。赤松家風條々事に、當方御年寄として喜多野氏を擧ぐ。又明德記中卷等にも見えたり。

2 尾張の喜多野氏　尾張志、春日井郡條に「喜多野右京亮なる人、宗收が東國紀行、那古野下着の條に見えたり」と。

北大路　キタノオホヂ

1 鴨縣主流　鴨社の社家にして氏人の一也。又社家交名に新宮禰宜と見ゆ。上下社共にあり。

2 景行帝裔菅原姓　北野天滿宮の社家にして、東十川家より分る。

3 其の他、興福寺東北院住職、還俗して男爵を賜ふ。北大路實信これなり。名流なるによる。

北之川　キタノカハ　紀伊、伊豫等に此の地名あり。

1 紀姓　伊豫國宇和郡の豪族にして、東宇和郡土居村窪野の甲の森城(三瀧)に據る。城主は紀姓の末裔にして、實平とい ふ。其の子常安、其の子勝千代常安、その弟通安、其の子親安・討死のよしなり。但し實平・京都より下向の時、道前猿藪村といふ所にて、病死し骨を土居村へ取參りて、下谷といふ所に葬りしを、八幡と祝ひ祭れり。猿藪村にては紀貫之の墓と傳ふるよし。按ずるに、猿藪村とは風早郡猿川村なり、(溫古錄)。報恩寺の傳に「紀實平は應永二十二年三月十五日卒す」とぞ。此の氏の事は紀條を見よ。

また愛媛面影に「上瀧城は、北之川式部太輔紀親安の居城の跡也。天正年中、親安と土佐の長曾我部と不和になりて、度々合戰あり、同十一年正月合戰、三瀧城にて幡多依岡と云ふ人と引組みて討死せし由、土佐軍記に見えたり。又四國太平記には『三瀧城主北之川と云ふ侍、領內廣く持ちて城五所・帶たり。是さへ落去せば、自餘は招かずして來るべしとて、二萬餘騎にて攻寄云々』と。三瀧藏王權現、文明十四年棟札に『宇和庄須智鄉北之川村居住、越智朝臣安直、』『又永正八年棟札には『越智朝臣長安、越智朝臣通安』など見えたり。今按ずるに、是等の文による時は、北川は河野氏末流なるが如し。或る說に、北之川は紋も傍折敷に三文字也」と。キ條、オチ條參照。延曆十年の越智廣川に附會するは如何か。

北小路　キタノコウヂ　京都の北小路より起る。多くは公卿の稱號なり。

1　藤原北家近衞家流　尊卑分脈に「近衞關白基通―右大臣道經―權中納言道嗣（號北小路）」と見ゆ。其の子に「道平（左中將）、融昭、良勝、圓守、靜珍、寛勝、靜尊」等あり、又道平の子に「道景（實公行子云々、侍從）、實意」等あり。近衞家諸大夫に此の氏見ゆ、此の流か。

2　同上日野家流　尊卑分脈に「日野資康（烏丸一位）―大納言重光（裏松、又號北小路、應永卒）―義資（權中）―政光（贈內大臣）、弟勝光（左大臣、實は政光子）―政資（權中）―內光（權大）―晴光（權大）―晴資」と見ゆ。

3　同上柳原家流　前條家名を襲ひたるなり。三室戸誠光の二男德光の後也。其の子「資福―光香（北小路を稱す）―光敎―祥光―師光―說光―隨光」德川時代、新家、御藏米、內丸太町西へ入、寺淨福寺。現今子爵。

北小路

4　大江姓　大江匡房の後なり。分脈に「匡房（權中）―維順（大學頭）―維光―匡範―周房（大學頭、文章博士）―信房（文博）―

重房―信俊―維房（大學頭）―凞房」と。凞房の子「匡重―俊宣―俊泰―俊永―俊直―慶忠―快俊―俊祇―俊眞―俊包―俊民―俊盛―俊名―俊幹―俊周―俊常―俊方―俊堅―俊久―俊長―俊義―俊親―明。」俊祇以後・北小路と稱す。俊常に至り堂上に加へられる。德川時代、舊家・江家・御藏米、後六十石、丸太町御幸町、寺は本滿寺。現今子爵。

北小路

5　景行帝裔（菅原姓）　北野天滿宮の社家にして、十川家より分る。

6　桓武平氏三浦氏流　新編風土記に「北小路氏、大膳大夫義景より分る」とぞ。

7　雜載　太平記卷十八に「北小路の玄慧法印」「德川時代、近衞家、二條家の諸大夫。又津野氏系圖に「文永年中、宗尊親王の代上北面の武士に、北小路左衞門尉藤原基春」見ゆ、流浪して長門國に下るとぞ。

北庄　キタノシヤウ　和泉、越前等に此の地名あり。

越前朝倉氏の族に此の氏あり。足羽郡北庄

より起る。朝倉系圖に「貞景の子京景（北庄遠江守、後賴景）」と見ゆ。

又北莊土佐守あり、朝倉氏の將にして織田氏と戰ふ。

北坊　キタノバウ　文安年中の御番帳に見ゆ、氏にはあらじ。

北邊　キタノベ　キタベ　京都の北邊より起る。北邊家は嵯峨源氏の一稱號にして、紹運錄には「源信・號北邊大臣」と。又今昔物語に「北邊の左大臣と申す御座したり。名を信と云ふ。一條の北邊に住み給ふに依りて北邊の大臣とは申すなり」と。尊卑分脈に「嵯峨天皇―源信（左大臣、贈正一位、號北邊）―保（若狹守）―播（越後守）―固萌、弟文。」また保の弟「昌（紀伊守）―諧（遠江守）―計（阿波守）」等あり。

北御門　キタノミカド

北羽倉　キタノハクラ　荷田宿禰姓、ハクラ條を見よ。

北橋　キタハシ

北端　キタハシ　志摩にありと。

北畑　キタバタケ　北畠氏の事を又北畑と載せたるものあり。津輕郡中名字の如きこれなり。

北畠　キタバタケ　京都上京の北畠より起

る。

1　村上源氏久我家流　尊卑分脈に「具平親王―師房―顯房―久我太政大臣雅實―右大臣雅定―內大臣雅通―內大臣通親―通方（土御門大納言）―雅家（權大納言、號萬里小路、又北畠、文永五十一三薨）―師親（權大納言）―師重（權大納言）―親房（祖父師親の子となる。北畠准后と號す。一品、准大臣、准三后、同兩院別當、使別當二度、按察使、右衞督、大納言正二位、辨、元德二九十七出家宗玄、世良親王の御事に依りて也）―

├顯家（鎭守府將軍 權中納言）―顯成（少納言）―親成
├顯信（准大臣）┬信親
　　　　　　　├守親―親能
　　　　　　　└親統
├顯能（權大納言）┬顯俊（坂內木造）―俊通
　　　　　　　　└顯泰（權大正二）―俊泰（權大納言 顯俊子、改康）―持康―教親
└顯雄―房雄

又師親の弟「通寬―雅重。」次に通寬の弟「師行（右中將）

├雅行（右衞門督、右中將）―家房（右衞門尉）
└具行（權中納言事、元弘依天下被誅畢）―家資┬家泰
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└家親

キタハタ

「觀覺（權大僧都）

師行の弟「親源（天台座主山護持）」とあり。

親房は南朝の柱石と呼ばる。一族皆勤王に盡瘁せしは人の皆知る處なり。

2　伊勢の北畠氏　建武二年、北畠親房の第三子顯能・州守に任じられ、始めて府城を一志郡多氣に築き、後多藝御所と稱し、南朝の藩屏たり。一方、足利尊氏は高氏を州の守護となす。顯能屢々之と戰ひ、又兵を本州、及び伊賀、大和、近江等に出す。其の後、應永二十二年、顯能の孫滿雅・兵を本州に擧げ、以つて足利氏と戰ふ。敵兵大敗す。後、滿雅・後龜山帝の皇子小倉宮を奉じ、又も義兵を擧げしが、土岐氏と戰ひ敗死す。其の後は幕府に屬す。

一志郡多氣城は國司の居城にして、又多藝に作る。北畠顯能・此處に城き、南朝の藩屏たり。子孫繁衍、世襲して、國司と云ひ、南伊勢の五郡、大和宇陀郡、及び志摩、熊野等、皆其の命を受く。擧兵・二萬五千人、而して、木造、田丸、大河內、坂內、岩內、藤方、大坂、阿坂、波瀨、八山の諸氏、皆其の族なりと。顯泰

キタハタ

（顯能の子）の時に至り、南北媾和し、其の曾孫政具に至り、北伊勢を略し、長野神戶の族黨を樹立す。政具の曾孫具教に至り、織田氏に降附し、後亡ぶ。

3　多藝御所　多氣家は尊卑分脈に「顯泰（權大、正二）―滿雅（左中將）―教具（文明三廿二薨、參木、右中將、權大、從二）―政鄉（永正五十二四卒、右中將、正四下）―材親（參木、左中將、權大、正二）―材親（天文五・出、參木、左中將、從四下、本具國）―具教（母右京大夫高國朝臣女）」と。而して北畠系圖には「顯泰（權大納言、正二位）―滿雅（左中將、大納言、正二位、正長元年十二月、土岐世保五郎持頼と合戰、滿雅討死すと云ふ。弟に顯雅あり、大河內の祖）―教具（參議、右中將、權大納言、從二位、文明三年三月廿二日薨）―政具（左中將、正四位下、初名政鄉、永正五年十二月薨、權大納言、從二位。その弟親鄉は大河內顯雅の養子なり）―材親（參議、左中將、權大納言、正二位、初名具方。その弟親忠は大河內親鄉の養子。其の弟孝緣は興福寺別當、僧正、東門院。其の弟具盛は神戶家の養子となり、神戶藏人と號す。其の妹は長野宮內

少輔具藤の室也)—晴具(參議、左中將、權大納言、正二位、初名親平、又具國。その弟頼房は大河内親忠の養子。其の妹は木造中將具康の室也)—具教(參議、左中將、權中納言、從三位、法名不智、天正四年丙子十一月廿五日、三重御所に於いて、織田信長公の爲に殺さる、四十九歳。母は右京大夫高國朝臣の女也。その弟具政は木造の養子にして、木造左中將と稱し、其の弟具親は初め興福寺僧となる東門院。兄具教の殺さると聞き、竊かに勢州に歸り、舊臣を集め、義兵を起し、織田家臣蒲生氏郷と戰ひて克たず、備後鞆に蟄居し、終る所を知らず)—具房(具教の子、左中將、從三位、或は晴顯と云ふ。母は佐々木六角定頼の女。世俗に太肥御所と云ふと。其の弟藤教は、長野大和守藤定の養子となり、長野二郎と稱し、又長野御所と云ふ。父具教と同じく田丸城に於いて殺さる。其の弟某は北畠式部太輔と云ふ、長野次郎と同じく、田丸に於いて殺さる。その妹は織田信雄の室、大野宰相秀雄の母なり。又其の弟二人あり、父と同じく三重御所に於いて殺さる。)—信意(北畠右中將、從四位下、實は織田

信長公の二男信雄、又具豐と云ふ)、其の弟親顯・實は中院通勝の男と云ふ」と。又「北畠家領知、南伊勢五郡、和州宇多郡、紀州熊野、國司家の下知に屬す。軍兵一萬六千人。幕紋桐、幷に割菱、木造、田丸、大河内、坂内、岩内、藤方、大坂、阿坂、波瀨、八下、此等を御一族衆と云ふ。幕紋三巴」とあり。

4 北畠一族 勢州四家記に「伊勢の國司は、村上の源氏北畠家也。元來は一家なれども、武の家也、先祖北畠權大納言源親房卿、後醍醐天皇に味方せられしより、勢州南方、幷に和州宇多郡を守護し、一志郡多藝に屋形あり。代々多藝の御所と云へり。人數・侍地下人共に軍兵一萬の大將たり。南伊勢において、北畠の一族三大將といふは、多氣郡田丸御所、飯高郡大河内御所、同郡坂内御所也。各々侍地下人共に軍兵千の大將也。其の外、一族は一志郡波瀨の御所、同郡岩内の御所、同郡藤方御所、此等は各々五百の大將也。一族勢の與力合せて五千人、此の人々は皆國司被官也。北畠家の幕の紋は割菱也。又和州宇陀三人衆といふは、澤、秋山、芳野也。昔は國司の與力、後には被官と

なれり。彼等何れも大名也。幷に一志郡木造の御所は、國司の與力にて、是も千の大將也。油小路殿と云へり」と。

5 伊勢國司歷代 多藝御所の歷代は左の如し。

一代顯能 南朝紀傳に「南朝弘和三年、北朝永德三年秋七月、南方北畠右大臣顯能公薨ず」と。

○顯雄 南朝紀傳に「南朝天授二年、北朝永和二年にあたる春正月、南朝北畠顯雄卿・內大臣に任ず」と。顯能の弟、房雄の父。

二代滿雅 薩戒記に「正長元年八月廿三日、或人談じて云ふ、伊勢國司左少將滿雅・鎌倉左兵衞督持氏卿の命に依り、小倉宮を取り奉るの由の聞えあり」と。顯泰の男。應永九年國司に任ず。永享十二年七月卒去。寶樹寺と號す。

三代教具 滿雅の男、嘉吉元年九月、國司に任ず。

四代政鄉 歷名土代に「源政鄉、寬政五十一六・正五位下、文明八正六・從四位下、文明十八十七・從四位上」と。教具の男、或は政具と云ふ。永正五年十二月四日薨ず。

五代材親　歷名土代に「政鄕朝臣の男源具方・文明八十二廿六・從五位下、同十八年・右少將、長享三七八・從五位上、材親と改む。明應四正五・從四位上、永正二十四・正四位下。」と。政鄕の男にして參木左中將權大納言從二位たり。

六代晴具　歷名土代に「具國・永正十三二十・從五位上、大永五十二・正五位下、晴具と改む。天文八二廿九・從四位下、同三月六日・三木、天文五五・出家。」と。材親の男なり。

七代具教　歷名土代に「源具教・天文六六廿三・從五位下、同廿六日・侍從、天文十四二廿六・從五位上、同廿八・轉左中將、同十六三廿三・美濃守。」と。晴具卿の男なり。

八代信意　歷名土代に「源具房・具教卿の男、天文廿四七七・從五位下、同日侍從、弘治三八二・左少將」と。具房後に信意と改む。具教の養子、實は織田信長の男(或は弟)と(三國地志)。

此の北畠氏は太平記卷三十九に「當國の國司北畠源中納言顯信」下つて永享以來御番帳に「外樣衆・北畠左衞門佐」永祿六年諸役人附に「北畠中納言(伊勢國司)」と。伊勢三家三十六人衆の隨一にして、百六十萬石と稱せらる。

6　多氣城　一に多藝城に作る。館址、砦址、關址、監所址等あり。城跡は下多氣村に二處ありて、一は上村(上多氣村の北端に跨る)に存し、霧山城と稱す。峰嶺相連り、雜草叢生す。櫓臺、壘壁の址、歷々徵す可しと云ふ、卽ち本城なり。一は六田に存す、東御所と稱せらる、小丘にして今、耕地に屬すとぞ。七代具教に至り、永祿の初め、織田信長・北勢を侵略し、將に來りて北畠氏を亡さんと圖る。具教因りて、大河內城を修理し、之に移り、族・北畠政成をして、本城を守らしむ。天正四年・信長計を以つて具教を三瀨に殺さしむ。政成も亦死す。北畠氏・府城を設けしより二百四拾有餘年、此處に至りて亡ぶ。北畠氏中世の後、領邑は一志、飯高、多氣、度會の諸郡に跨り、兵數凡そ二萬五千を有す。又四管領あり、事を掌る。其の族を大河內、坂內、田丸、木造、波瀨、岩內、藤方等の諸氏となす。幕下の諸士と共に各郡の間に居城す、(北畠物語、伊勢國司紀略、五鈴遺響、名勝志)。

キタハタ

北畠氏館址は上多氣村字馬場、多氣城の東南に在りて、北方に北畠神社あり。杉樹鬱茂し、前面に池あり、池畔無數の奇石起伏し、櫻樹其の間に點在す。建武二年、北畠顯能・州司となり、城を下多氣村に築き、居館を此に設け、近傍に諸士の邸宅を配置し、儼然一廓をなせり。世呼びて多藝御所と稱す。永祿中大河內城に移るに及びて館廢す。而して建物は天正中兵燹に罹り燒失す。寬永二十年北畠氏の裔孫舊址に一寺を創立し、眞善院と稱せしが、後廢寺となる(五鈴遺響、古老口碑、名勝志)と云ふ。

7　三瀨御所　大河內御所の事は、一一六六頁四項、一一六七頁五項を見よ。

次に三瀨御所と云ふは、天正年中・北畠國司具教の蟄居せし地を指し(入道不智)、其の址は、上三瀨の字空通にあり(伊勢名志)。甲陽軍鑑に「永祿十二年、信長・伊勢に發向あり。國司(具教)は昔の多氣(大河內)を出で、內山の三瀨と云ふ所に隱居し、信長二番目の子息茶筌(信雄)を聟にす。國司の御前方、近江佐々木の息女に男子(信意)有りと雖、殊の外肥滿にて、然も處人なれば、妹聟に國司を讓り玉ふ。

キタハタ

乃ち三瀬を大御所、ふとり御所を中と仰ぎ、茶筌を御本城と仰ぐ。元龜三年極月、信玄公遠州味方原勝利。翌年正月、三瀬の大御所より使者にて、天下に御旗を建らるゝに附いては、御舟を進むべしと、堅き誓紙を以つて仰せ入れられ候。然るに同年四月、信玄公他界也。天正四年霜月に、三瀬にて大御所切腹云々」と。

8 木造家　キヅクリ條を見よ。其の他一族各條に在り。

9 伊勢國司の後裔　天正四年、北畠氏の亡ぶるや、具教の弟僧たりしもの、伊賀六箇山に走り、長木の吉原某に憑り、還俗して具親と改む。因りて義故を集め、兵を擧ぐ。來屬する者多し。波瀨、峰、乙栗栖の諸族、之を奉じて森城に入る。五年春、河俣谷、瀧野、有馬野、鐵中の諸柵を築く。北畠信雄・其の將瀧川一益をして之を攻めしめ、諸城陷り、具親遂に逃れて毛利氏に投ず(五鈴遺響、名勝志)と。又具親の子に具成あり(母・佐々木氏)。天正六年正月、備後國鞆館に生れ、鞆麿と稱す。文祿三年九月、一柳直盛・桑名城主たりし時、具成を以つて、員辨郡志禮石鄕長たらしむ。具成・曩祖親房、顯能等が南朝三代より拜授せられたる遺物を三朝塚に埋藏したりと傳ふ。具成の墓も其の傍にあり(伊勢名勝志)。

11 陸奥の北畠氏　建武中興の際、北畠顯家・皇子義良親王を奉じて、奥羽を鎭めし以來、此の氏と奥州との關係は頗る深く、其の後裔と稱するものもまた尠からず。伊達行朝勤王事歷に「北畠顯信(顯家の弟)、守親の父子は、正平八年に田村莊宇津峰城を出でゝ出羽へ奔らる(興國四年より此の歲五月四日まで當城にありと云ふ)。此の後の消息、分明ならず。然れども、文書の存するものありて、顯信卿の如きは、正平十七年までは、奥州に居られたる確證あり。巡狩錄追加に、大物忌神社の寄進狀を載せて『正平十三年八月、從一位前內大臣源朝臣判』とあり。南部文書に、顯信卿の袖判にて、正平十五年六月、南部薩摩守(信光)宛の國宣あり。同文書に又、正月十八日、(正平十七年)、花押、(在奥州顯信卿)、南部薩摩守(信光)宛の書あり。(太平記、正平十四年、筑後於保原戰死者中の春日中納言は、顯信にあらずと史徵墨寶二篇の考證にいへり)。證迹、此の如し。たゞし其の在所を詳にせず。蓋し浪岡に居られて、南部氏、安東氏等、之を奉じてありしなるべし。南朝公卿補任、細々要記、南方記傳、其の他の諸書に、顯信卿、守親卿、共に後には吉野へ歸らると見ゆれど、全くは信じ難き書なれば、此に記さず。大日本史の源親房の傳には『顯信の子守親、大納言に任ぜられ、陸奥國司と爲す(新葉和歌集)。子親能(尊卑分脈、北畠系圖)、其の子孫にして、陸奥、出羽に在る者を波岡氏と稱す、國司の號を襲ふ(關城書裏書)』とあり。其の氏族志には『中院家、又北畠と曰ふ。顯信の子大納言守親、陸奥國司と爲り、子孫其の職を世襲し、久らして絕えず、世に波岡御所と稱す(關城書裏書、歷名土代、新葉集)』とあり。又北畠顯家卿に一女兒ありて、其の養育を結城親朝に託せられし事、白河文書の延元四年のものに三四通見え、又會津四家合考に、顯家卿の女は、津輕の安東太郞貞季に適きし由も見えたり。然れども其の後を詳にせず。さて此の波岡御所の系譜には、すでに『親房—顯家—顯成—親成。顯家の弟・顯信、守親、親能(尊卑分脈)』と、顯家卿の後なりと論ぜるも

のあるのみならず、其の興廢雜合の迹、紛紜としてきはめ難き所多し。盛岡藩士長山氏の記には『顯家卿の末子、岩手郡雫石に於て、戸澤御所と稱したり』と云ひ、又『大永四年、津輕に亂を起せし者ありて、浪岡御所の裔顯繼自盡し、其の族顯則、具氏の二人は三戸に遁れ來れるを、閉伊郡斐綿郡に奉じて、斐綿御所と稱せし』と傳へ、又浪岡に現在する山崎氏も北畠氏の裔なりと云ひ、又天正中、浪岡本宗の滅びし時、一族慶好遁れて秋田氏に客寓し、秋田氏を稱せりと云ふ。大略、浪岡氏の世代は、歴名土代に見ゆるものありて、北畠の子孫の浪岡に遺りたりしは疑ひなし。而も其の記せる所區々にして、何れを信據とすべきか、正平より天正に至るまでの世系、次序し難し」と。詳細はナミヲカ條を見よ、猶ほ關係各條にあり。

東山志に「今別村（東津輕郡）八幡宮棟札に今淵皐内鄕、八幡宮建立。大檀那平氏女立願の砌、當願北畠李部尙書源朝臣具運卿、龍集永祿三年庚申八月、放生會」と。

12 田村郡古道館（都路村古道）は昔時北畠勝光住せりと云ふ。伊達郡靈山の靈山神社は源親房、源顯家、源顯信、源守親を奉祀す。此の氏を稱するもの岩代に現存すとぞ。

13 雜載 男爵北畠通城（舊二五四石餘）、その子を克通と云ふ。又大和天誅組志士の一人、勘定掛をつとめし平岡鳩平は後北畠治房と稱し、男爵を授けらる、その子具雄也。

北濱 キタハマ 攝津、加賀、陸奥等に此の氏あり。

北林 キタバヤシ 伊勢神宮内宮社家にあり。又信濃に存す。

喜多原 キタハラ 次の氏と通ずるが故に併せ云へり。

北原 キタハラ 信濃等に此の地名あり。

1 金刺姓 信濃國更級郡の北原邑より起る。手塚信澄の曾孫盛重、其の子盛高の後にして、其の男盛國より此の氏を稱すと云ふ。

2 藤原南家伊東氏流 これも信濃の北原氏なれど、前條氏との關係詳かならず。工藤氏の族にして、大石と同じく高遠城に屬す。天正中左衞門あり。その宅跡は伊那郡藤澤村北原に存す。工藤犬房丸の末孫と稱し、世々鄕士として高遠城に屬し、天正中北原左衞門は十八貫文を領せしが、變遷ありて民間に降り、其の跡年貢地となる（伊那武鑑）とぞ。

3 伴姓肝屬氏流 薩隅の大族にして、大隅肝屬郡串良鄕に據る。當郡は、後一條天皇の長元九年以來、世々肝付氏の領地と傳へられ、其の兄弟親族分領し、建久の比、一族北原又太郎兼延・串良院を領し、鶴龜城に據る。肝付系圖に「串良、下司北原兼延」と。初め肝付兼貞の三男右兵衞佐兼幸・北原を家號とすと云ひ、或は云ふ、兼貞の孫、兼俊の二男兵衞佐兼綱を北原氏の祖とすと云ふ。兼幸より六代北原周防久兼・應永年中、島津家に屬し、足利義持より右馬介に任ぜらると傳ふ。北原氏の出自については猶ほ異說あり、肝付條を見よ。

北原系譜に據るに「兼俊—兼綱（兵衞佐、北原氏、又救仁鄕氏祖）—兼貞（左馬頭）—玄兼（右馬頭）—玄幸（左馬頭、法名天定大禪定門）—延兼（或本に久兼の祖父、又太郎、北原又太郎・串良下司とあり）—周防守（眞幸院領主、日州諸縣加久藤德滿城主にして、玖摩城主相良氏と共に、薩摩守島津氏と合戰中、相良氏舍弟祐賴と口論

の上、互に爭鬪して德滿城に死す、)—久兼（周防守、左馬頭、法名天叟玄祐大禪定門、或本に北原氏七代、又は六代と云ふ。父周防守が相良祐賴と爭論の末、死去せしに因り、薩摩守島津元久に乞ひ、相良氏を追出し、再び眞幸を領せしと云ふ）—貴兼（又五郎）—立兼（長門守）—兼珍民部少輔、法名大樹玄棟大禪定門）—久兼（民部少輔）—祐兼（又八郎）—兼守（又太郎、又八郎、法名大湯昌雪大居士）」と見ゆ。

又其の支庶に「兼幸（右兵衞佐と云ふ、肝付兼俊の舍弟）—兼貞—玄兼—範兼—久兼—兼興—貴兼」と。又或る說に「北原右兵衞佐、左京進、右衞門佐兼幸は法名明善大禪定門。日下部氏に代り眞幸を領し、飯野城に在り云々。」又「飯野城主北原兼幸は肝付兼貞三男」とあり。兼貞の三男は俊貞にして、三郎と稱し、安樂氏祖なり。疑らくは兼綱一に兼幸と稱へたる者にして、兼俊の二男ならん乎。或る書の如く和家氏祖行俊を北原氏兼綱の舍弟とすれば、兼貞三男俊貞か。將た兼俊の三男兼友なるが如し。範兼は周防守、法名久天玄昌菴主。此の人は左馬頭玄幸

の二男、卽ち又太郎延兼の弟と云ふ。又民部少輔兼珍の二男とも云へり、考ふべし。又九郎と云ふ人あり。馬瀨田（又馬關田）を領して氏とす。此の人は又左馬頭玄幸の三男延兼第二の弟と云ふ。又豐前丸と云ふ人あり、長亨二戊申年、玖麻相良氏に屬し、中務少輔義兼と云ふ。相良將監時泰の女を娶り、武藏守兼春を生む。兼春父兼親を生む。豐前丸幼少の故を以て、代りて家を嗣ぎし立兼は貴兼の舍弟にして、豐前丸は、貴兼の實子なるが如しとぞ。

又一流あり。「延兼（兼貞三代裔）—兼柄（兼栖とも云ふ。島津薩摩守吉貴家老左門、室は島津薩摩守光久の女、後室は喜入安房守久虎女とあり）—兼達（典膳）—兼伯（幼名米熊、又主殿と云ふ。母は百次地頭北鄕作左衞門久喜也）—典然（幼名米熊彈正）—男子」。又一流あり。「兼演—兼成—兼寬—兼屋—久兼」と。或說に「兼柄二女あり、兼達の妹にして、一女は北鄕作左衞門の室、二女は喜入主膳の室。兼達は三男一女を生む、長男兼伯、二男鄕右衞門、三女は、町田鄕九郎の室、四男八五郎と云ふ早世。

次に兼伯・一男五女あり、長女は島津薩摩守繼豐女中、延亨三丙庚年誕生、二女は寬延元戊辰年誕生、三女は同三庚午年誕生、四女は寶曆四甲戌年誕生、五男は典然、寶曆五乙亥年誕生」と云ふ、或說に母繼豐女とあり。（宇都宮村雄氏考）。

4 日向の北原氏　斯く北原氏は初め大隅肝屬郡にありしが、後日向國眞幸鄕に移る。この地は、もと日下部氏の所領にして、建久の初め日下部重兼・之を領し、眞幸氏と稱す。五傳して貞房に至り、嗣なく、北原右兵衞佐兼幸、之に代りて眞幸を領し（應永中）、飯野に在城す。北原周防範兼に至り、伊東、相良に與して、眞幸の外・吉松、栗野、橫川を併せ領す。範兼の子北原久兼に至り、島津元久に降り、眞幸院を領する事故の如し。久兼より第八世北原長門貴兼・三子を生む。長を又五郎寬兼、次を又七郎兼門、其の次を民部兼珍といふ。寬兼、兼門、先立ちて死す。兼門に一子あり、中務茂兼と號す。貴兼死して其の後を嗣ぐ。叔父兼珍是を奪ひて眞幸を領し、其の子又八郎兼守、伊東義祐の女を娶りしも子なくして、永祿四年死す。家臣等茂兼を立むとす。伊

東義祐是を聞き、兼守が妻を、北原家臣馬關田右衞門に嫁せしめ、茂兼を殺し、義祐・眞幸及び吉松、栗野、横川を奪ふ。茂兼が子又太郎兼親は球麻に遁れ、相良に依る。かくて眞幸大いに亂る。島津貴久此の亂を鎭め、兼親を求麻より招き歸し、北原が後を繼がしめ、飯野の城主とす。同七年、兼親が叔父北原左兵衞・吉松城に在りて、又叛を謀り、發覺して出奔す。永祿年中、貴久・兼親の勢の微なるを慮り、島津義弘を眞幸院の領主として飯野城に移し、兼親を薩摩國伊集院に移す(地理纂考)となり。
小林郷三ツ山城は宇賀城とも稱す。永祿四年城主北原又太郎兼親・當城に於いて卒す。伊東氏・此の虛に乘じ、兵を發して當城を拔き、元龜三年飯野を侵す。義弘之を木崎原に破る。續きて當城を拔き、家臣川上四郎兵衞忠兄に命じて是を守らしむと。又地理纂考、囎唹郡踊郷横川城條に「永祿の比に至り、眞幸院領主北原伊勢介、此の地を併領す。時に北原に內亂ありて、家臣多く島津氏に屬せしより、伊勢介は伊東氏に據り、其の子北原新助と俱に、此の城に據り、島津家に敵す。

永祿五年、貴久・伊集院忠朗、樺山幸久に命じて、北原父子を招くも聽かず、同年六月、島津義弘、歲久、當城を攻む、城陷ち北原父子自殺す」と云ふ。
又囎唹郡栗野郷米良村松尾城條に「永祿年中、北原又太郎兼親承襲して領主たり、時に飫肥城主伊東義祐眞幸院を襲ふ。兼親は球摩に奔る。此の時北原が一族北原伊勢・横川の城に在り、宮路某當城に據りて、伊東に內應す。島津貴久・此の亂を鎭め、兼親を眞幸に還して飯野の城主とす。兼親・伊東に對し難きを慮り、眞幸を貴久に讓る。因りて島津義弘を飯野の城主として、兼親を薩摩國伊集院に移す。伊東義祐敗亡の後、天正十八年六月義弘飯野より當城に徙る」と也。
又吉松郷中津川村龜鶴城は永祿の比、北原掃部兼親居城なり。又姶良郡高松城(溝邊、有川村)も北原氏居城なりと。又蘭牟田郷高城は一に海老ケ城とも云ふ。北原安藝守の居城なりと。
又日向都城の山田城(上中原村山田)はもと荒神山と云ふ。始め北原氏領せしが、その守將白坂左衞門の時、北郷忠相之を攻略し、小杉筑前守賴武を地頭とせしが、

程なく北原氏に攻められ、賴武斬られ、北原遠江守城主となる。是に於いて忠相甚だ憤り、天文十一年遠江守を斬り、北鄕圖書助忠茂を地頭とす。伊集院忠眞叛きし時、其の將長崎休兵衞之を守る。
而して日向纂記に「文明十七年、眞幸領主北原長門守父子當家に一味す云々」また「北原兼守は三位公義祐の女婿なりければ、萬事伊東家に依賴せり。永祿三年兼守卒して子なし。三位公・北原の支族馬關田右衞門佐を立て、兼守の孀婦に配す。北原の家臣は之を欲せず、三位公乃ち一迹を知行せんとて、飯野の長善寺に出張して、敵數多を打取り、計を運す處に、同五年壬戌、島津兵庫頭義弘・飯野城に入り、加久藤の大戰となる云々」と。
其の他、日向記に「北原殿(麻生の夫、後馬關田右衞門尉)、」北原勘解由等を載せ、又一宮大明神記錄に「永祿七年飯野城主北原久兼雄成領地云々」と。

5 平姓梶原氏流　大隅北原氏には梶原支流と云ふものあり。

6 筑肥の北原氏　肥前淀姬社文保元年十二月文書に地頭北原太郎見ゆ。又大友記に「高橋紹運家老北原鎭久」あり。伊賀入

道鎮久の事なり。

7　安藝の北原氏　高田郡にあり。藝藩通志に「北原平左衞門の宅址は勝田村藤安にあり、村民生藏は其の裔なりといふ」と見ゆ。

8　清和源氏小笠原氏流　阿波の豪族にして、故城記に「板東郡分、北原殿、小笠原、源氏、松皮竹ノ丸、中に根篠」一本に「竹の丸中車花縵」とあり。

9　雜載　徳川時代、吉田松平藩中老、會津松平藩家老等に此の氏あり。又伊勢、志摩等に存す。

北袋　**キタブクロ**　加賀國河北郡北袋（湯涌郷北袋村）より起る。三州志に「刀利村の左衞門は豪勇にて、此の先蜂の將駒太郎も膂力絶倫なり。佐久間盛政攻手の先蜂・之が爲に討たれ、七百相枕して死せしが、盛政幸に蛸島の半介、北袋の右衞門の二將を得て此の堡を陷し、左衞門終に越中に走ること、政春の古兵談に見ゆ。又一書に、國祖金城に徙り玉ふ頃、賊徒・此の砦に在りしを攻陷せしは、其の時刀利村の八兵衞、北袋の右衞門が前導を爲せし故とぞ。因つて右衞門へ田五反賜ると也」など見ゆ。

北藤　**キタフヂ**

北邊　**キタベ**　キタノベ條を見よ。

北朴　**キタボク**　正訓不明。

北堀　**キタホリ**　近江の豪族にして、佐々木氏の族なり。佐々木系圖に「堀部四郎氏綱の子時綱、堀と號す。江州北堀の祖」と見えたり。

北牧　**キタマキ**

北俣　**キタマタ**　陸中、羽前等に此の地名あり。次の氏に同じ。

北又　**キタマタ**　羽陰史略に「慶長七年九月、義宣公秋田に入部。土崎湊に至りたまひ、義重公は仙北六郷に在城。北又七郎義廉は同長野紫島城に在城す」と。又郡邑志に「慶長中、北又七郎義廉は、紫島に入城し、明暦中まで子孫在住す。其の角館へ移れるは明暦二年義隣の時なり」と。北氏の誤也。

木田余　**キタマリ**　常陸國新治郡（茨城）木田余邑より起る、信太、赤松等の條を見よ。

木田見　**キタミ**　武藏、常陸に此の地名あり。又北見、喜多見に作る。

1　桓武平氏江戸氏流　武藏國多摩郡木田見邑より起る。畠山系圖に「重長（江戸彦太郎、法名成佛、畠山重忠横死の後、名字に於いては内室之を賜ふ。北條殿息女たる故に、源義純を以つて聟と爲し、

之を繼がしむ。家督の分に於ては、重長之を繼ぐ。一門の棟梁たり。所謂江戸、木田見、丸子、小日向、柴崎、飯倉、澁谷、高田の所々を知行す。玆より如此ツリ畢）—氏重（木田見次郎武重、又江戸二郎、家紋下の三白上二筋黑）」と。

されど後の木田見氏は、重長の嫡流にして、猶ほ長く江戸と稱す。その後裔・長門に至り、足利尊氏に從ひて戰功あり。長門より四世重廣の頃に至り、關東大いに亂れ、兩上杉氏・叛きて、足利成氏を伐つ。成氏下總古河に據り、古河公方と稱す。太田道灌・卽ち江戸城を築きて成氏を拒ぐ。此の時重廣は、すでに江戸を去りしならんか。江戸系圖に重廣の子定重は相摸中郡寺棚に居り、孫常光は小田原に居るなどあれば、轉徙常ならざるが如し。常光の子賴忠より以來は北見に居りし事、同地氷川神社棟札に、永祿十三年、下多東郡中丸鄕、北見江戸刑部少輔賴忠云々と。又世田谷領古文書に見え、北條氏に仕へ、吉良氏に隷す。其の子朝忠・尤も節を北條氏に盡す。天正十八年徳川氏の關東を領するに及びて、朝忠の子勝忠は江戸を改めて喜多見と稱す。勝

忠の孫重政・將軍綱吉公に仕へて寵用せられ、封を加へられ二萬石に至りしが、元祿二年其の族重治の事に坐して封を褫はるとぞ。江戸條を見よ。

家譜には「江戸常光の子賴忠、多摩郡木田見の地にあり。勝忠に至り、木田見氏を稱す」と。寬政系譜に「忠重―重方―重持―泰重―長門―高重―康重―重廉―重廣―又六郎―定重―信重―廣重―門重―常先―賴忠―朝忠―勝忠(家康に仕ふ)―重恒―重政(二萬石を賜ふ、後沒收)。家紋龜甲」と。

2 喜多見陣屋(喜多見村)は新編風土記に「村の南、慶元寺の前五六町許の地なり。元は此の傍を多摩川流れしが、其の後今の如く變遷ありて十町許南をながる。こゝは喜多見(北見)若狹守勝重が屋敷跡にて、土人は陣屋といへり。村内に香取、齋藤、小川を氏とせる村民四戸あり。いづれも喜多見氏の家來にて、故あるものゝ由、近き頃までは、武器及び舊記をも藏せしが今はなし。この四戸を呼びて土人涙人百姓と云へり、」と見ゆ。

北見　キタミ

1 桓武平氏畠山氏流　前條氏に同じ。

2 武藏國久良岐郡にあり。續風土記に「北見氏(雜色村)祖先を北見掃部と云ふ。村の小名經塚山の邊より、東北新川の岸まで、凡そ二丁に一丁半餘、小名杉本と唱ふる所、則ち掃部が屋舖なりし由、舊記等も傳へざれば、其の事蹟詳ならず。されど村內東福寺の緣起に、此の人當寺を中興開基し、康正二年に死せりとあれば舊家なることは論なし」と見ゆ。

3 松前家臣に此の氏あり。蝦夷地茅部郡は新井田金右衞門、北見常五郎、之を分宰せりと云ふ。

喜多見　キタミ　木田見氏に同じ、武家系圖に平姓とす。

北見川原　キタミガハラ　赤松氏の族にして、宇野氏より出づ。岡本系圖に「爲賴(宇野孫太郎、刑部少輔)―景俊(號北見川原又次郎)―隆賴(又次郎)…賴房(雅樂助)―祐治(雅樂介)」と載せたり。

北見關　キタミゼキ　武藏の名族にして、吉良家臣に北見關加賀守滿賴あり。

北三野　キタミノ

1 忌部氏流　阿波國御衣御殿人交名に、「北三野宗光(元弘三年)」見ゆ。

2 丹後にもありと。

北宮　キタミヤ

北向　キタムキ

1 北向家　康正造內裡段錢引付に「參貫文、鴨御祉領、北向三位殿・越中國吉良庄段錢」とあり。

2 和泉の北向氏　當國の名族にして、本姓は荒木氏、茶道の家なり。

北村　キタムラ　近江、因幡、美作等に此の地名あり。其の他、其の位置より北村と稱する邑名は諸國に多かるべし。それ等の地名を負ひしや想像するに難からず。

1 桓武平氏柘植氏族　江戸系圖に「柘植彌平兵衞尉宗淸の子某(北村を稱す)。」と。柘植系圖も、これに同じ。家紋三頭右巴、丸內二引。

2 淸和源氏大館氏流　近江國高島郡北村より起ると云ふ。淸和源氏大館氏の族なりと。有名なる北村季吟は此の氏より出づ。其の子湖春―湖元―春水―季春也。また佐々木氏の族と云ふ北村氏あり、其の異同を詳かにせず。家紋井筒。猶ほ次項を見よ。

3 藤原姓　近江國野洲郡北村より起る。藤原氏也と。歌學者季吟は此の地の人とも云ひ、祖父を北村宗三郎宗龍、父を三

右衛門正元と云ひしとぞ。

4　佐々木氏流　高島高信の後なりしと云ふ。

5　丹波の北村氏　天田郡にあり。近江野洲郡より起ると云ふ。丹波志に「北村氏・子孫は笘巻村、庄屋の家也。帶刀。本國近江」とあり。

6　息長姓　攝津國住吉郡喜連村の名家なり。家に家記を藏す、太古より仁徳天皇の御宇迄は若沼毛二俣王、それ以後、醍醐天皇の延喜十七年迄は息長眞若麻呂、それ以後、後小松天皇の應永十九年迄は北村治良麻呂の筆なりと云ふ。それによれば此の氏は「建御雷男命より出づ。其の孫建大々杼命、其の子建彦命、其の裔大々杼彦仁・神武代に大々杼の姓を賜ふ。其の裔大々杼名黑(崇神代)、同黑城（仲哀代）嗣子なく、日本武尊の子息長田別王を、其の女黑媛に配し奉り、杭俣長日子王を擧ぐ、これより息長の姓を賜ふ。其の裔・後醍醐天皇の朝、息長北村あり。其の子息長治良麻呂・父の名を氏として北村氏と云ふ」と載せたり。

7　和泉の北村氏　大鳥郡踞尾村の名族なり、其の舊邸は風月庵似雲法師が示寂の地と云ふ。

8　紀伊(平姓)　牟婁郡の豪族にして、平姓、尾鷲鄕地侍六家の一なり。中村山古城に據る、世古、庄司條を見よ。又在田郡栖原村地士に「北村角兵衛（代々獨禮格にて、十五人扶持を賜ふ）、北村甚右衛門」あり。又伊都郡慶賀野村地士に北村伴次あり(續風土記)。

9　因幡の北村氏　當國に此の氏多し。高草郡に北村あり、因幡志に「同村味味ケ谷の城(古城)は北村彌兵衛の居城なりし」と云ふ。此の地より起りしか。又近村篠坂の篠坂城も北村彌兵衛の據城なりしと。

又八上郡にも北村あり、而して隣村弓ノ河内邑に故家北村氏ありて、多く南北朝以降の古文書を藏すとぞ。又小代庄にも北村氏見ゆ。

10　美作(平姓)　舊跡錄に「嘉吉三年の人、北村の地頭平重繼」見ゆ。英多郡瀧宮天岩門別神社を再建すと云ふ。又北村は酒部、猪飼、大野と同黨なりと。安東系譜に北村傳兵衛あり。

11　肥前の北村氏　彼杵郡の豪族にして鄕村記に「天文の比北村對馬守（妻は神浦兵庫介丹治純俊女なり）の嫡男彌平兵衛、神浦兵庫介の養子となる」と見ゆ。大村藩に此の氏あり。

12　蒲生氏流　大隅國始良郡蒲生北村より起る。同地の北村城はまた矢筈城とも云ふ。北村氏の古城にして、此の氏は蒲生五世清直の二男清則(北村二郎)より出づ。弘治年間、北村清康あり、三年蒲生範清と共に亡ぶ。地理纂考、蒲生鄕北村城條に、「蒲生の一族北村某代々居城なり。按ずるに、北村氏は蒲生氏七世清直が第二の男清則を北村二郎と稱す。蒲生範清・落城の時、北村伯耆清康城主にて共に落去す」と見ゆ。ガマフ條を見よ。近江の蒲生とは別也。

13　正八幡宮宮司　大隅國府鄕、正八幡宮(鹿兒島神宮)の大宮司は此の氏にして、前項氏に同じ。地理纂考、鹿兒島神社條に「永和二年、正八幡總宮司・北村河内守入道了覺あり。當社は屢々炎上ありて、東鑑に曰ふ、『元久元年、大隅正八幡宮寺、訴へ申す事、沙汰を經らる。是れ故右幕下の御時、掃部頭入道寂忍を正宮地頭と爲すの處、宮寺・子細を申すにより其の儀を止められ訖る。其の後、又三ケ所に三

人の地頭を補せらるゝの間、造營の功成り難きの由云々。仍りて今日彼の地頭職等を止めらるゝ也。帖佐郷地頭肥後坊良西、荒田莊地頭山北六郎種頼、万得地頭馬部入道淨賢云々』とあり。是を思へば、嘉承より元久の間に、亦炎上ありて、造營の事を訴へしなるべし。偖て當社は往古惣大宮司ありて重職なりしを、今は其の職絶へて、祠官桑幡、留守、最勝寺、澤の四家なり。延喜式に『八幡神宮司は、大神、宇佐二氏を以つて、之を補す』とあり。されど祠官四家はいと舊き家なり。桑幡氏等は、今迄七十代相續して由緒殊に正し。昔は惣頭なりしが、今にては留守氏惣頭なり」と見ゆ。又調所文書、宮侍守公神結番交名に「六番、蒲生米丸、蒲生覆三郎、大宮司」とあり。

14 土佐の北村氏 當國の豪族にして一條家に屬せしが、後長曾我部元親に降る。後世香曾我部家臣に北村彌藤次良、同源三兵衞、同彌三右衞門等あり。

15 藤原氏 家紋龜甲の內蔦、丸に蔦。寬政系譜に見ゆ。

16 賀茂縣主 山城下賀茂社氏人に北村氏あり。

17 清和源氏井上氏流 甲州の名族にして井上掃部頼季の裔・井上伯耆守信員の次男民部助延員後胤也と云ふ。誠忠舊家錄に「井上伯耆守信員の次男井上民部助延員の後胤、弘治年中、故ありて北村を稱す。鮎澤村北村伊兵衞延峰」とあり。

18 雜載 其の他、鎭西引付に北村五郎左衞門入道、伊勢內宮社家に此の氏數家あり(小內人諸職掌人攝社祝部帳)、又永祿六年諸役人付に「足輕衆、北村助兵衞尉。」德川時代、新田戶田藩用人、柳生藩添役、與板井伊藩公用人等にあり。又加賀藩給帳に「參百貳拾石(花笠)北村三左衞門、拾七人扶持(四岩形內釘貫)北村八大夫、參拾五俵外七人扶持北村順吉、」又京極殿給帳に「八拾石北村德兵衞、貳百石北村忠右衞門」津山分限帳に「五石三人扶持北村猪八郎、」田中家臣知行割帳に「二百石北村源左衞門」伏見奉行用達に「北村善右衞門」。幕府藝者の書付に「貳百俵、醫師並に歌學者北村季吟、今程五百石、寄合、歌學者北村湖元、」又武藏演路に神主北村玄養、また津輕、信濃、美濃、備前、志摩等にも存す。猶ほ次の條を見よ。

喜多村 キタムラ

前條氏と通じて用ひる、併せ見よ。

1 赤松氏流 播磨發祥。家紋丸に鳩酸草、鎧蝶(寬政系譜)。

喜多村石見守

2 秀郷流藤原姓 これも幕臣にして、家紋丸に橘、丸に九枚篠。

3 平姓 筑後國史に「喜多村與三右衞門平吉久は平惟盛の後胤、江州坂田郡有高野の產也。妻は同國志賀郡堅田城主猪飼半左衞門尉の孫女也。吉久は寬永十四年五月卒、年七十一。妻は同十六年三月卒、年六十一。並に寺町宗安寺に葬、善道寺に夫婦の逆修の石塔あり、」と。又朽網氏所藏名和家譜に「呑逸和尙長興を千光寺に招請して養育し、喜多村氏の養子とせり。然る處、兄顯武・嗣子なきに依りて、長興を貰ひ返して家を繼しむ」とあり。

4 橘姓 石淸水八幡社家にあり。

5 雜載 德川時代、勝山三浦藩用人、幕府藝者の書付に「貳百俵醫者喜多村慶庵、今程三百五拾俵小普請喜多村安齋、」また津山分限帳に「七拾石喜多村惣左衞門、拾八俵三人扶持喜多村平作、百石喜多村近

太郎」と。又津輕、和泉等に存す。

基太村 キタムラ 北村に同じ。

喜田村 キタムラ 同上。

木多村 キタムラ 同上。

北邨 キタムラ 同上。

北室 キタムロ

北目 キタメ キタノメ 陸前、羽前等に此の地名あり。

1 藤原姓 名取郡北目邑より起る。觀蹟聞老志に「北目城、一に喜多目に作る。郡山に在り、粟野大膳の故館」と。又同邑「二十三夜堂は北目城主藤原宗房の祈願處なり」と。又宮城郡南目に據る。觀蹟聞老志に「南目古館、南目村にあり、喜多目紀伊の居館」と。同郡木下白山社の社記にも北目氏見ゆ。

2 出羽の北目氏 出羽飽海郡(羽前)北目邑より起る。北目地頭あり、留守及び丸岡條を見よ。

喜多目 キタメ 前條氏に同じ。

北本 キタモト

北森 キタモリ 大和國山邊郡の豪族にして、深野邑に據る。山本氏と同族なり。ヤマモト條を見よ。

北守 キタモリ 陸奥の豪族にして、清和源氏南部氏の族、北殿孫三郎宗實より分る。

北屋 キタヤ 北畠氏の族なりとぞ。

北矢 キタヤ

北館 キタヤカタ

北山 キタヤマ 大和に北山庄あり、其の他、山城、甲斐、駿河、岩代、陸前、土佐、肥前等に此の地名存す。

1 北山殿 西園寺條を見よ。公經・北山西園寺にありしに據る。

2 藤原北家葉室氏流 尊卑分脈に「葉室顯隆の子顯長三世孫宗房(姉小路と號し、北山と號す。寛喜二三七薨)」と。子に「定宗、顯朝、光宗」等あり。

3 龜谷流 大友系圖に「親能の子仲能(能直弟)、田村と號す。姓は藤原、實は北山の一族也」と見え、又諸家系圖纂には「北山殿一族、親能の猶子、刑部大輔」、分脈には「能直弟仲教―仲能(龜谷、評定衆)」とあり。

4 支那歸化族 閩人の裔・明の亂を避けて歸化せし者の後なり。長崎の人壽安等・北山を氏とす。

5 小野姓 北山二郎經隆は小野篁の後裔と云ふ。その女は江戸太郎重長の室なり。

武藏の小野姓なるべし。

6 藤原北家勸修寺家流 勸修寺經廣の女梅小路の養子・經武の後なり。經武・實は松平經高の男とす。家紋竹丸の内九枚笹、三羽赤雀、花菱波の丸。寛政系譜に見ゆ。

7 紀伊の北山氏 熊野の豪族に北山氏あり、大和吉野郡北山より起るか。

8 丹波の北山氏 天田、氷上等にあり。丹波志に「北山氏・子孫戸平村。眉間尺の後胤と云ふ。北山四郎三郎より、今庄屋は武左衞門一黨也。今家天田郡寺尾にもこれあり」と載せ、又「北山四郎三郎・子孫戸平村、天田郡長田浪人と云ふ、塚大木の杉の森也」とあり。

9 近江の北山氏 甲賀二十一騎に「北山九家、大久保、大河原、頓宮、土山、芥、隱岐、望月、佐治、神保」あり、各條を見よ。

10 雜載 備前、志摩、伊勢等にあり、又津山分限帳に「七人扶持醫師家業北山冬松」見ゆ。

喜多山 キタヤマ 鯖江藩に喜多山木人あり。

北能 キタヨシ

北羅 キタラ 正訓不明。

北麗渡 キタレワタリ 正訓不明。

北脇 キタワキ

北分 キタワケ 東作志に「北分宗次郎(勝北郡平村庄屋)」見ゆ。

北和田 キタワダ 信濃にあり。

吉 キチ ヨシ條參照。

1 春日氏族(或は百濟族) 神龜元年五月紀に「從五位下吉宜、從五位下吉智首、並に姓を吉田連と賜ふ」と見ゆ。出自については吉田連條にて云ふべし。此の吉智首を、栗田先生は吉智ノ首と訓まれたれど、「吉ノ智首」なるは、姓氏錄に「從五位下知須」とありて、知首、知須・音通ずるにより て容易に知るを得べし。吉は吉士に同じ。

2 常陸の吉氏 同國新編國志に「吉、戸村本に吉和泉守は上杉の臣なり。佐竹義仁の兵法の師たるを以つて、養子の後、追て當國に來り仕ふと云ふ」と見ゆ。

喜地 キチ

吉鄉 キチガウ

吉下道 キチゲダウ 正訓不明。

吉事 キチジ 羽前山形に吉事宮あり、鳥海月山の遙拜所にして、山形兩所宮と云ふ。別當成就院。分限帳に「五百六十石成就院」と載す。又兩所宮の諸給人は里見、印役、田所、穗深、行事、大夫、稅所(宰相)、結城寺等の二十家計を載せたり。

吉祥 キチシヤウ

吉妾 キチシヤウ 和名抄、伊豆國田方郡に吉妾鄉あり。キセフかと云ふ、木負村存す。

吉瀨 キチセ

吉田 キチタ 上代の大姓春日氏の族也。キチダと讀むを正訓と考へらるれど、吉田は多くの場合ヨシダなるを以つて、其の條に併せ云ふべし。

吉頭 キチドウ 石見にあり。

橘內 キチナイ キツナイ條を見よ。

吉母 キチモ 正倉院天平十年の文書に見ゆ。

木地谷 キチヤ

木地屋 キチヤ 丹波氷上郡にあり。丹波志に「木地屋、子孫檜倉村。古の木地屋なり。木地屋株と云ふ。今市左衞門一軒也、小屋なれども木地屋の卷物と云ひ傳へ、親王家より賜ると云ふ。謂れ多し」と見ゆ。

木津 キヅ コヅ 和名抄、近江國高島郡に木津鄉、古都と訓ず。後世木津庄と云ふ。又若狹國大飯郡に木津鄉、高山寺本に岐豆と註す。又丹後國竹野郡に木津鄉あり。庄としては、山城、近江(延曆寺文書)、丹後等に存す。丹波木津は、田數目錄に「木津莊、賀茂社領田五十二町、」康正二年段錢引付に「丹後木津莊、」明德記下に「播州(山名滿幸)は丹波に足をもためず、丹後に馳付けて、當國の木津細陸庄云々」と。其の他、攝津、越後、阿波等に此の地名あり、多くはキヅなれど、近江のはコヅと云ひ、又撰解文集に此の氏をコツと訓ず。

1 (倭漢忌寸)木津 大和の漢氏の族にして、近江國高島郡木津鄉より起りしなるべし。延曆元年十一月紀に「式部史生正八位下倭漢忌寸木津吉人等八人言ふ、吉人等は是れ阿智使主の後也。是を以つて忌寸の姓を蒙り賜ふ。倭漢木津忌寸と注すべし。而も倭漢忌寸木津と誤記せらる。姓字繁多、唱導も穩かならず。望み請ふ、倭漢二字を除き、木津忌寸と爲せと。之を許す」と見えたり。

2 木津忌寸 前項氏に同じく、倭漢氏の族也。延曆元年十一月紀に「後漢靈帝三世孫阿智使主の後也」と見ゆ。姓氏錄は左京諸蕃に收め、「木津忌寸、後漢靈帝三世孫阿智使主の後也」と見ゆ。

3 木津氏 木津忌寸の後なり。中興系圖

に「木津、後漢靈帝後胤・阿智使王末葉」と見ゆ。氏人は明匠略傳、慈惠大師條に「大僧正・諱は良源、俗姓木津氏、近江國淺井郡人也、」また釋家宮班記に「良源は近江國淺井郡大井鄕人、木津氏、」また天台座主記に「良源云々、近江國淺井郡岳本鄕人、木津氏」など見え、又元亨釋書卷四に「釋良源、姓木津氏、近州淺井郡人也」とあり。

4　清和源氏平賀氏族　越後國蒲原郡木津邑より起る。尊卑分脈に「平賀有義―金津資義―資直(木津東方)」と見え、又諸家系圖纂に「金津小二郎資義―資直(號木津、東方藏人左衛門)」と。その弟「信資(號新津、西方三郎)」と載せ、武家系圖には「木津、清和、平賀盛義五代、金津小次郎次義の男藏人資直・稱之」とあり。越後木津城(木津村)は此の氏の居城にして、居多應永十八年の文書に「奥郡分、蒲原郡內、五反六十步・濱鄕稅所給、六反二十四步・木津安丸稅所給」など見ゆ。又、木津左衛門尉資直あり、新津丹波守義門の兄にして、金津小二郎資義の子也。

5　清和源氏武田氏族　盛義の後なりと云ふ。前項と同一か。

6　若狹の木津氏　大飯郡の木津鄕より起る。百合文書、注進先々源平兩家祇候輩交名に木津平七則高を載せたり。

7　會津の木津氏　新編風土記、會津郡黑谷組黑谷村條に「八所神社の神職木津式部、寛文中新大夫吉通と云ふ者、此の社の神職となる。今の式部吉廣は五世の孫なり」と。

8　平姓川合族　伊賀の豪族にして、川合氏の族、平信兼の後裔なりと。惣紋丸の內に梶の葉。

9　藤原氏　阿波の豪族にして、故城記に「板東郡分、木津殿、藤原氏、唐草丸、」とあり。

10　雜載　攝津西成郡木津に木津勘助なる者、人口に膾炙す。又備前等にも存すとぞ。

藝都　キツ　和名抄、常陸國行方郡に藝都鄕あり。

寸津　キツ　前條藝津鄕は常陸風土記に藝都里と載せ「古へ國栖寸津毗古、寸津毗賣と曰ふ二人あり。倭武天皇の幸に當りて、命に違ひ、化に背く云々」と。

木圖　キヅ

橘　キツ　タチバナ　橘氏は音讀して、キチ、キツと載せらるゝ事多し。又太郎、次郎等と合して、橘太(東鑑)、橘次(源平盛衰記)、橘三藏人惟廣の如く、氏らしく用ひらるゝもあり。又讃岐の橘黨、肥前の橘家の如く、黨名となれるもあり。タチバナ條、及び各條參照。

杵束　キツカ　和名抄、石見國邪賀郡に杵束鄕ありて、支都賀と註す

木塚　キツカ

鬼東　キツカ　オニヅカ條を見よ。猶ほ日向記に鬼東十助見ゆ。

吉賀　キツカ

木河　キツカ　キカハ條、吉香條、及びヨカハ條を見よ。

禁架　キツカ　次條に同じ、日向記に見ゆ。

吉香　キツカ　キツカウ　駿河國有度郡の(安倍)吉香邑より起る。當地方の大族にして、後の吉河(吉川)氏の祖なり。東鑑卷九、十、十一、十五、十六に吉香小二郎あり。梶原三郎兵衛景茂を討取りし勇士にして、國志に「梶原景時は兼日より駿河國吉香小次郎を知り、海道第一の勇士なれば、彼が家の前を過ぐるに、畏怖ありと云ひけるが、果して正治二年正月廿日、吉香が館の北なる狐崎に遮られ、大內山に引退きて攻殺さる」

と見ゆ。此の氏の出自については、吉川系譜に「吉川の先は大織冠鎌足より出づ。鎌足の孫・武智麻呂は南家の祖、武智麻呂の子乙麻呂、乙麻呂の子是公、是公の子雄友、雄友の子茅河、茅河の子高扶、高扶の子清夏、清夏の子維幾、維幾の子爲憲、爲憲は工藤并に二階堂等の祖。爲憲の子時理、時理の子時信、時信の子維清(入江右馬允)、維清の子清定、清定の子景兼、景兼の子景義、景義の子經義、經義(三郎)は駿河國吉河邑に居住し、吉河を以つて稱號とす、元吉香と書し、或は木河と書き、後吉川の字を用ふ。經義の子友兼、正治二年正月、梶原景時の父子の叛逆して上洛する時、友兼は梶原三郎兵衛尉景茂と戰ひ、景茂を討取る」など見ゆ。友兼の子經兼は梶原の舊領地を賜はり、其の子經光は承久の功により、安藝國大朝本庄等の地頭職に任ぜられ、其の子經高に至り、始めて安藝國へ下る。是れ吉川の嫡流にして、庶流は播州にありと。

吉海部 キツカイベ　ヨシミ條を參照。

吉河 キツカハ　キツカ　ヨシカハ　便宜上ヨシカハ條に併す。其の條を見よ。但し前々條參照。

吉川 キツカハ　キチカハ　ヨシカハ　同上。また吉香に同じ。

木津川 キヅカハ

橘川 キツカハ　房常なる者の後なりと。タチバナガハ條を見よ。

吉貝 キツカヒ

龜甲 キツカフ　武藏國埼玉郡に龜甲庄あり。關係あるか。

1　紀姓大野氏流　肥後の豪族にして、清源寺文書に「弘治三年三月吉日、龜甲伊豆入道紀宗善」と。大野條を見よ。

2　紀伊熊野族、又常陸にあり、カメノカフ條を見よ。

杵築 キツキ　和名抄、出雲國出雲郡に杵築郷を收む。風土記に「杵築郷。郡家の西北廿八里六十歩。八束水臣津野命の國引き給ふの後、天下を造くらしゝ大神の宮に仕へまつらんとて、諸の皇神等、宮處に參集して杵築き給ふ。故に寸付と云ひ、神龜三年に字を杵築と改む」と見ゆる地にして、實に杵築大社即ち出雲大社の鎭座地なり。又豐後に杵築邑あり。木付條を見よ。

1　出雲姓　東鑑卷九に「杵築大社神主資忠」見ゆ。其の他、イヅモ條を見よ。

2　名和氏流　肥後國志に「宇土郡田平城は文明明應の比、名和氏宇土に在城し、其の臣杵築越後守・城代たり」と。次條氏に同じ。

杵筑 キツキ　前條出雲杵築より起る。名和氏の族にして、名和系圖・一家の內に收む。

杵月 キツキ　前二條氏に同じ。安西軍策に杵月右馬允見ゆ。

木次 キツギ　信濃、甲斐に存す。

木附 キツキ　次の木付氏に同じ。肥後事蹟通考に「親重・木附家祖」とあり。

木付 キツキ　豐後發祥の豪族にして、速見郡杵築邑より起る。大友氏の族にして、其の系圖に「親秀—親重(木付大炊六郎、木付之祖)」と見え、淺羽本には「木村六郎に誤る。親重は利根親秀の子にして、肥前守に任ぜられ、檢非違使を兼ね、速水郡の武者所となり、木付邑を領し、之を氏とせし也。嘗て鎌倉に至り、宗尊親王に侍し、談・和漢の事蹟に及ぶ。親王歎じて曰く、卿は和漢の將軍也と。遂に以つて號となすと云ふ。子孫世々木付城に居り、文祿中祀絕ゆ。國志に「杵築城、八坂鄕にあり。杵築は舊と木附に作る。正德中之を改作す。其の古城は木田村臺山に在り。建長中、大友の支族

和漢將軍木付肥前守親重の築く所、後此に移す。木付氏世々焉に居る。文祿二年、大友義統の國除せらるゝの日、木付中務少輔鎭直自殺し、十七世にして滅亡す。」と。遺事に「大神鎭房・速見郡一戸城に居る。薩將新納忠元來り攻む。鎭房拒守す。忠元險要克つ可らざるを知り、去りて臺山城を圍む。木付鎭直能く守り、天正十五年二月二十二日、卒然突出して大いに薩兵を敗る。薩兵逃げ去る。國東一郡が薩兵の禍を被らざるは、鎭直の障屏たるを以てなり。其の後鎭直自ら武功を表し城を勝山と改め名づく」とぞ。

木附澤　キツキザハ

木造　キヅクリ　コヅクリ　伊勢に木造莊（東鑑元暦元年）あり、この地より起る。

1　村上源氏北畠氏族　伊勢國壹志郡木造庄より起る。北畠顯能の二男顯俊、此の地に城く、其の子は卽ち木造俊康なり。宗家に離れて北朝に屬す。尊卑分脈に「親房—顯能（權大納言）—顯俊（坂内木造、又號北畠）—俊通—俊康（本俊康。實は顯俊の子。權大、正二、應永廿七三、廿六出家）—持康（左衞門督、權大、正二、寶德三四三出家）—敎親（參木、右中將、權中、從二、寶德三四三出家、應仁二十二勢州に於いて薨）—親方（侍從、從五下、文明九十横死）、その弟政宗、（從三、參木左中將、永正元七十九出家、法名宗威）—俊茂（從三、參木、左中將、天文二、出家）—具康（左中將、從四下、父の爲に害さる）」と。又俊康の弟雅俊（左中將、從三）—具能—房郷（從五下）—親能—具祐（本具房、又具種、左中將、參木）」と見ゆ。又北畠系圖には「顯俊（權大納言、正二位）—俊通（正二位）—俊康（木造祖、權大納言、正二位、初名俊泰、實は顯俊の子。應永二十七年三月二十六日出家）—將康（左衞門尉、權大納言、正二位）—敎親（參議、右中將、權中納言、從三位）—親方（侍從、從五位下、文明九（一に五）年十月横死）、弟政宗（參議、右中將、從三位、永正元年七月十九日出家、法名宗威）—俊茂（參議、左中將、從三位、天文二年出家）—具康（左中將、從四位下、父の爲に殺さる）、弟具政（參議、左中將、從四位下、戸木御所と號す。實は國司晴具の次男）—長政（木造左衞門佐、岐阜中納言秀信に仕へ、後に福島左衞門大夫正則に仕へ、大膳と號す）、妹は織田信雄の妾、織田兵部大輔信良の母。」と載せ、又具政の弟「雄親（初め僧となり、木造源城院に居る。還俗して瀧川三郎兵衞と號し、織田信雄に仕ふ。後秀吉公を奉じ、姓名を羽柴下野守と賜ふ）—某（羽柴勘右衞門と號す、早世）」と。星合系圖には「具政—長勝（一に長正、大膳亮）、弟長雄（左京亮）—長重（塲左衞門）、弟長之（角兵衞）」と。又木造系圖に「村上源氏、北畠の庶流也。家紋左巴」と見ゆ。

2　木造家世譜　當家の歴代は、三國地志に據るに次の如し。

一代顯俊。

二代俊康　南方紀傳に「應永十一年三月十七日、北畠土佐守俊泰、去年八月十四日、正四位下宰相の中將に任ず」。次に「俊泰は國司顯俊の三男、顯泰の猶子也。實子滿雅・南帝東宮の御即位をそなはらせ給ふを悔ひて、常に相國を恨む。俊康はふたこゝろなく武家に忠有るにより、相國吹擧し昇進ありしと也」と。又「同十二年春正月六日、北畠俊康・從三位に叙す。夏四月廿六日帶劔をゆるす。」と。應永廿七年三月廿六日出家。

三代持康　左衞門督、正二位、權大納言

に任ず。

四代教親　參議、右中將、從二位、權中納言に任ず。應仁（文明か）十二年二月二日、本國にて薨ず。

五代政宗　歷名土代に「源政宗・文明十二二從五位下、同四月廿九日侍從」と。教親の男。從三位、參木、左中將に任ず。天文二年二月出家、法名宗盛。

六代俊茂　歷名土代に「源具康・明應九六十六從五位下、永正二正十侍從」と。政宗の男。從三位、參木、左中將。

七代具康　歷名土代に「源具康・明應十一廿三從五位下、同十三九十侍從、大永二八十一從五位上、天文四四正五位下、天文六八九從四位下、同日轉中將」と。俊茂の男にして晴具の姉聟なり。

八代具政　歷名土代に「源具政・（伊勢木造）、天文廿三正十八從四位下、去年三月二日左中將」と。具康の養子。實は晴具男、兵庫頭に任ず。

九代長政　具政の男にして左衞門佐に任ず。父具政・木造を長政に讓り、其の身は戶木に住して、戶木の御所と稱す。

3　居城　木造城の事は伊勢名勝志、同城條に「木造村に二處あり。一は字稻垣に在り、今宅地たり、村民之を古城址と稱す。北畠顯能の二男顯俊・城を築き之に居る。子俊康・足利氏に仕へ、爵位並に隆んなり。應永二十一年、本宗滿雅・兵を擧げ、足利氏に抗し、先づ本城を攻む。會々俊康京師に在り、家人等防戰、城遂に陷る。滿雅・族雅俊をして之に居らしむ。後足利氏本城を復し、再び俊康に與ふ。六代の後、俊茂に至り、城地堅固ならざるを以つて、之を字城に遷す。今耕地草生地となれり、新城址と稱するもの是なり。俊茂の孫具康・天正四年本郡戶木城に移り城遂に廢す（伊勢國司紀略、五鈴遺響、古老口碑）」と。なほ坂內條參照。

戶木城は、同郡戶木村にあり、「天文二十二年、木造具康城を築き、父具政を置く」と。

5　後裔　勢州四家記に「木造家は國司の甥也。父子國司に叛き、信長につく」と。野史に「具康は日置城主也。永祿十二年、弟雄利と亂をなし、織田信長の兵を招き、國司北畠具教に背き、遂に具教を廢して信長の子信雄を奉じて、具教の嗣となす。天正十二年、信雄封除、具康・戶木城に據り抗戰す。後岐阜に往き、織田秀信に仕へ勇名あり云々」と。又改正三河後風土記に「松が島と安濃津との間に、戶木、新美と云ふ兩城ありて、此の城主木造左衞門佐長政は、織田信雄の味方にて、猶ほ義操を守り籠城せり。抑も木造といへるは、今に於て七代、國司家の庶流たり。長政も戶木の城を開け渡し、尾州へ引取りしが、後に長政は岐阜中納言秀信卿（三法師丸の事）に仕へ、其の後遂に福島左衞門大夫正則が家人となる」と。

員辨郡田邊城は、北山邑にあり戶木役の後、木造具康は北畠信雄に屬し、此に城を築き居る。天正十八年、豐臣秀吉・吉田邊二萬五千石の地を與へ、岐阜秀信の後見とす。慶長五年、關ガ原の役、秀信・石田三成に黨し、戰ひ敗る。具康去りて福島正則に仕へ、後德川氏正則を備後に封ず。具康亦從ひて移る（背書國誌、名勝志）」と。

寬政系譜に此の末流二家を載せ、コヅクリと訓ぜり。家紋左巴。「俊茂—具康—具次—俊宣」と。猶ほ瀧川條を見よ。

6　尾張の木造氏　尾張志、知多郡大草村に「木造顯利の子僧彌山」を擧ぐ。

7　雜載　福島家臣に「木造大膳、木造加賀。」又京極殿給帳に「五百石木造右京」と。

木作　キツクリ　コツクリ　前條氏に同じ。

吉光寺　キツクワウジ

橘三　キツザウ　タチバナ條を見よ。

枳豆志　キヅシ　尾張に枳豆志庄あり。

橘次　キツジ　タチバナ條を見よ。

吉事崎　キツジザキ

吉射　キツシヤ　正訓不明。

喜津瀨　キツセ　筑前國秋月家の家臣に此の氏あり、喜津瀨因幡は左右良壘を守る（井樓纂聞）。

吉誠　キツセイ　正訓不明。

橘田　キツダ　甲斐の名族にして、淸和源氏、滿仲二子賴親八代の孫・長谷川義實の後なりと云ふ。

橘太　キツダ　タチバナ條を見よ。

木津谷　キヅタニ

橘谷　キツダニ　キツヤ　紀伊國名草郡弘西村の名族にして、橘氏の族なりと云ふ。

橘藤　キツトウ　橘氏にして更に藤原姓を冒せしものなり。タチバナ條を見よ。

橘內　キツナイ　橘氏にして內舍人たりしより起る。平家物語に「平家の侍に橘內左衞門尉季保」と。又源平盛衰記に「橘內左衞門尉季康、」「橘內右馬允公長、」等見ゆ。後者は澁江、小鹿島等の祖にして、子孫大いに榮ゆ。遠江の橘氏也。又三島宮御鎭座本緣に「文治元年、橘內武者と云ふ者、神主に補任す」と。なほタチバナ條を見よ。

狐　キツネ　次の如き傳說あれど、其の實地名より起るか。

◎狐直　美濃にあり。靈異記上卷の第二に「欽明天皇の御世、三野國大野郡の人、妻と爲さんとして、好孃を覓む云々、（次に狐を娶り、男子を生むの話あり）。其の子・姓を狐直と負ふ也。其の人・强力多く有り、走ること疾く、鳥の如く飛ぶ矣。三野國狐直等の根本是れ也」と載せ、また中卷の第四に「聖武天皇の御世、三野國片縣郡少川市に一少女あり、人となり大也。名づけて三野狐と爲す（是れ昔三野國にて狐を母と爲し生める人の四繼の孫也）」と見ゆ。狐云々の事は信じ難きも、斯かる氏のありしより起りし氏名附會の傳說と考へらる。直姓なるより見れば國造族か。

狐崎　キツネザキ　駿河、陸前に此の地名あり。

狐澤　キツネザハ　奧州大崎家惣先達山伏に狐澤上野あり。

狐塚　キツネヅカ　桓武平氏磐城氏の族にして、磐城國石城郡狐塚邑より起る。磐城系圖に「大森隆秀―隆信―隆淸（狐塚）」と載せ、又仁科岩城系圖にも「大森隆信―隆淸（狐塚太郞）」とあり。

木積　キツミ　河內國河內郡の名族にして穗積氏より出づ、後功積氏と改め、更に木積氏と云ふ。石切劔箭神社の社家也。

橘本　キツモト　岩淸水八幡社家にあり。參司の一にして加茂姓と云ふ。

喜連　キツレ

喜連川　キツレガハ　關東管領足利氏の後なり。古河公方義氏の女、秀吉の命により、小弓御所賴純の長男國朝と婚し、義氏の後を襲ぐ。國朝・下野國鹽谷郡木連川に居す。よりて世に喜連川公方と稱す。喜連川判鑑に「左馬頭成氏―同政氏―左兵衞佐高基（龜王丸）―左兵衞督晴氏（龜若丸）―右兵衞佐義氏（梅千代王丸）―氏女（國朝と緣婚）―右兵衞督國朝（乙若丸）―左馬頭賴氏（龍王丸）―河內守義親―右兵衞門督尊信―左兵衞督照氏」と。また足利系圖に「政氏（左馬頭）―

- 高基（左馬頭　天文四卒）
  - 晴氏（左馬頭　古賀殿　永祿三卒）
    - 義氏（右兵衞佐　天正十卒）
      - 女子（初嫁國朝　後嫁賴氏）
        - 義親（河內守）
    - 藤政
    - 家國（八性寺）
  - 雲岳
  - 晴直（左馬頭　上杉憲房養子　憲廣）
    - 義勝（宮原）（彈正少弼）
    - 東岳
- 顯實（上杉四郎　上杉顯定養子）
- 義明（八正院　空然）
  - 義純（太郎）
  - 賴純（喜連川殿　慶長六卒）
    - 國朝
    - 賴氏（左馬頭）
      - 義親（河內守）
        - 尊信（右兵衞督）
          - 昭氏
- 基賴

古河公方系圖・これとほゞ同じ。又喜連川系圖に「義氏（右兵衞佐、從四位、童名梅千代王丸。母は北條左京大夫氏綱の女。天正十年十二月廿六日、古河に於いて逝去、香雲院殿長山周善）―女子（古河姫君。天正十八年、關白秀吉關東に下るの時、義氏に男子なく、其の家の廢せん事を憐み、實生國朝と緣婚せしめ、鎌倉に命じて嫡家を繼がしむ。所謂る國朝は賴淳の長男にして、小弓御所八正院殿義明の嫡孫、而して源家の一流也。元和六年五月六日、古河に於いて逝去す。時に四十七歲、德源院殿慈峰晃公と號す）―國朝（鎌倉右兵衞督、童名乙若丸。小弓義明の孫にして、嫡家を嗣ぎ、天正十八年喜連川を賜ふ。文祿二、關白秀吉・高麗國征の時、秀吉・見將となして、鎭西に到り、路次・藝州海田に於いて病に罹り、二月朔日逝去、時に二十二歲、法常院殿球山良公と號す）―賴氏（左馬頭、童名龍王丸、兄國朝の逝去により、氏女を以つて妻となし其の家を繼ぐ。是れ關白秀吉公の命也。慶長六、東照宮より、御加增として千石秩を拜す。寬永七年六月十三日、喜連川に於いて逝去、時に五十一歲、大樹院殿凉山蔭公）―義親（河內守、童名梅千代王丸、寬永四年七月三日、古河に於いて逝去、時に二十九歲、天壽院殿曦山英公）―尊信（右兵衞督、童名龍千代丸、母は榊原式部大輔忠政の女、松月院殿、承應二年三月十七日逝去、時に三十五歲、瑞芳院殿昌山桂公）、」とあり。喜連川はもと鹽谷氏の領土なり、猶ほ鹽谷條を參照。

尊信の後は「昭氏―氏春―茂氏―氏連―惠氏―彭氏―煕氏―宣氏―繩氏―聽氏―於菟丸」封邑五千石に過ぎざるも、幕府・賓禮を以つて遇せり。明治に至り、足利氏に復し、子爵に列せらる。家紋菊、桐、二引龍。

喜連川

木津輪　**キツワ**　駿河の名族にして、曾我物語に「駿河國高橋につきて、船越、木津輪のひと〴〵をかたらひ」と見ゆ。

龜亭　**キテイ**　德川時代、龜亭平吉あり、清水燒を改良す。

木寺　**キデラ**　**コデラ**

1　木寺宮　後二條天皇の裔にして、皇胤紹運錄に「後二條院―邦良親王（木寺宮）―康仁親王（木寺、中務卿、春宮、後廢され給ふ）―邦恒王―世平王―邦康親王―靜覺法親王、」及び「康仁親王の弟邦世親王」等と見ゆ。葛野郡木寺に御座せしを以つて、此の名あり。尊卑分脈もほゞ同じ。

2　遠江の木寺宮氏　敷智郡にあり。後二條院皇子木寺宮康仁親王の後裔にして、大宮の御子は長男佐兵衞輔、中男宗寮公（逖世龍雲寺）、三男佐兵衞輔なりと。代々木寺宮と稱し、當郡入野に住居す。永祿中、木寺宮・私に甲斐武田氏に通ず。家臣櫻井源兵衞その來狀を奪ひ、宮を諫めしも用ひずして信濃國に奔ると。又云ふ、木寺宮は堀江住、大澤氏の一家也。其の孫豐田源太夫（仕小笠原遠江守）、堀尾彌右衞門（仕小笠原壹岐守）等也と。

3　丹波の木寺氏　氷上郡にあり。丹波志に「木寺次郎大夫、子孫・東芦田村殿谷。屋敷跡、幷に小寺の淸水と云ふ泉あり。門のけはなしに楠の古木を用ふ」と。又「木寺相撲次郎、子孫・加茂郡持村。相撲次郎、其の子三郎左衞門（赤井妾腹の男子）、石碑には木寺氏と斗り在り」と見ゆ。

木戸　キド　キベ　近江に木戸庄あり。其の他、上總、下總、上野、下野、磐城、越後等に此の地名存す。

1　佐々木氏流　滋賀郡木戸庄より起りしか。上坂氏の族にして、其の居城なる木戸城（木戸村）は輿地志略に「荒川村木戸村の間、西の山にあり。則ち今その名を城の尾と云ふ。里民傳へて云ふ、十乘坊といふ者在城すと。木戸十乘坊の事は、武家中興記補にもあり。或は云ふ、木戸越前守在城せしと云ふ。信長と朝倉爭戰のときは、朝倉方田子左近兵衞氏久といふ者居住す」と。カミサカ條參照。江濃記に「義賢自身打立給ふ。先陣は蒲生云々、二陣は木戸小太郎」と。

2　和泉の木戸氏　木戸作右衞門の後也。この人は行長の家士にして、朝鮮國に於いて武功あり、後主殿頭となる。氏族今尙ほ堺に在りと。

3　土師姓　河內發祥なりと。後世大村藩に仕ふ。

4　因幡の木戸氏　氣多郡の豪族にして、中園邑觀音山城は木戸豐後の居城なりと云ふ。因幡志には「木梨村藤山城は城主木戸豐後守にして、若宮八幡は城主の靈社なり」とあり。

5　淸和源氏新田氏流　關東管領家の重臣にして、太平記卷三十九に「鎌倉殿方にも、軍兵七十餘人討れたるのみならず、木戸兵庫助兩方引分けつる時、近付く敵に引組みて落重なる敵に討たれければ、是を聞き給ひて、鎌倉殿御眼・血をときたる如くに成りて宣ひける」と載せ、又鎌倉大草紙、康曆三年（永德）六月十五日條に、「木戸將監範季云々」、明年の二月又「範季、上杉中務禪助を大將として、十二ケ國の御勢發向して、小山が鷲の城を攻めらる」と。又至德三年五月七日條に、木戸修理亮見ゆ。其の後、應永禪秀謀反の際には「鎌倉在國衆には、木戸內匠助伯父甥、二階堂、佐々木一類を初めとして、百餘人同心す」と。又「持氏は折節御沉醉之れ有り、御寢成けるに、木戸將監滿範、御座近く參り驚かせ奉る。世はかやうに亂れ候と申ける。持氏はさはあらじ、禪秀は以の外に違例の聞食云々。御供には新田の一類、田中木戸將監滿範、那波掃部助云々」と。又「享德四年六月、成氏退治の爲め、上總介範忠・京都の御敎書を帶し、御旗給り、東海道の御勢を引卒、鎌倉へ發向す。鎌倉には、木戸、大森、印東、里見等、離山に待ち懸け、防ぎ戰ひけれども、悉く打負ければ、成氏重ねて、新手の勢二百餘騎を指向く云々。」又堀越公方加冠條に「長祿元年十二月十九日、廿三歲にて俗に返し申し、左馬頭政智云々、同月廿四日、伊豆國迄御下着あり、三島の大明神へ御參詣あり。彼の神前に於いて御元服有けり。木戸三河守孝範御加冠」と。以つて其の勢力を知るべし。又相州兵亂記にも「箱根の陣を押破りて、大將軍上杉中務少輔持房、相州高麗寺に陣をとる。さらば此の敵に向へとて、木戸左近大夫將監持季を大將として、御旗を賜りて、相州八幡林に陣を取る。篝を燒きて待ち明かす。亦管領追罰の爲に、下

向し玉ふ兩一色の人々も相伴ふ。諸卒皆憲實と一つに成しかば、手勢計にて、大敵を防ぐべき樣なくして、一戰にも及ばず、同四日、海老名の御陣へ引きかへす、」など見えたり。猶ほ小山條を見よ。

此の木戶氏は、大草紙に、また木部將監とも載せたるを以つて、キベと訓ずべきを知るべく、同書に、また前引の如く、新田の一類田中木戶將監とあれば、新田氏の族、田中氏より出でたるにて、上野國綠野郡木部邑より起りしものと考へらる。

6 上野の木戶氏　邑樂郡木戶村より起りしか。名跡考に「木戶村は木戶元齊の居るところ、金山に屬し、武名あり」と載せ、國志には「木戶伊豆守入道元齋居し、金山に屬す。武名あり、後に上杉謙信に屬す」と。又勢田郡善壘は善村東北隅にあり、木戶玄齋・是れに城くと。又「山上壘は勢田郡山上村に在り、山上入道宗久なる者居る所也。後木戶大炊頭なる者、是に城く」と云ふ。

天正十八年小田原陣の時、上杉の先鋒木戶伊豆入道あり、國峰城を拔く。又上杉謙信城持大名衆に木戶氏見え、又本庄繁長の部將木戶玄齋・羽前國大寶寺城を守ると。

7 武藏の木戶氏　前項氏に同じ。埼玉郡町場城は町場村の艮の方にあり。「土人の傳へに、當城は木戶伊豆守忠朝・弘治二年築きし城にして、姑くこゝに居住せしが、天正三年六月、成田下總守のために陷り、忠朝討死せしより、成田氏の持となりしに、御入國の始め、大久保相摸守忠隣が居住に賜はり、家人鷺坂道可を城代として、其の身は江戶に奉仕せしが、慶長十九年の比・御料に屬し、其の後城も破却せられぬと。されど當城のこと、古記錄、及び土人の傳へ區々にして、一定しがたし、その一二を擧ぐるに、古戰錄に云ふ『此の城・元は忍の砦にして、成田下總守長泰の指揮に從ひ、羽生豐前守守れり』と。又北越軍記には『上杉輝虎の持にて、元龜二年、川田軍兵衞をもて、此の城に置き、川田氏及び木戶玄齋の二人をして羽生に在城す。』又土人傳る處の一說に、當城は元成田氏の支城なりしが、永祿年中、上杉謙信上洛せんと、相州鎌倉に至りし時、成田氏謙信に叛きしかば、謙信越後へ歸陣のおりから、當城を攻落して、上州金山の城主橫瀨雅樂助成繁に與ふ。其の臣木戶玄齋忠朝をして守らしむ。然るに忠朝勢微にして守り難ければ、成田氏に屬せり。故に謙信再び兵を發して責め取り、玄齋入道自殺せり、これ天正十三年のことにして、雅樂助成繁、再び城廓を修め、河原井某を置て守らしむ。謙信卒して後、又成田下總守再び攻取り、已が弟大藏少輔を守將とし、櫻井隼人介を副將として守らしめしが、天正十八年落城せしかば、同じ年大久保相摸守忠隣に給ひ、慶長十九年廢城となりし事は前に出せり。又郡內上藤井村源長寺は木戶氏の開基なり。其の寺所藏の舊記に『木戶伊豆守忠朝・弘治二年築城し、羽生領五萬八千石を領せり。天正元年、信玄死去の後、同き三年六月、成田下總守氏長のため落城せり』と。かく傳ふる處まちまちなれば、兎角たしかなることは今より考べからず」（新編風土記）と。

8 小野姓豬股黨　これも武藏の木戶氏にして持季等ものに見ゆ。蓋し木部氏ならん。キベ條を見よ。

又近江番場蓮華寺過去帳に「川越參河入道乘誓。同若黨木戶三郞家保」見ゆ、此

の族か。

9 藤原姓　幕臣にあり、寛政系譜に見ゆ。家紋丸に抱柏、左巴。

10 村上源氏　常陸國新治郡木戸邑より起る。新編國志に「城戸、新治郡木戸村より出づ（今眞壁郡に入る）。多賀谷記を按ずるに、城戸氏の祖を飯沼平十郎範遠と云ふ。この人始めて下妻に住す（木戸村は下妻庄の内なり）。其の子左衞門忠範、其の子範光始めて城戸庄司と稱す。其の子を城戸左衞門親範とす。父祖以來、この庄を領したるに、康正中に至りて、多賀谷氏家・これに代りて、下妻に居る。俗説に、範光を城戸道光に作る。其の説に城戸氏は、もと富有の人也。多賀谷氏・間を窺ひ、道光を殺し、其の財寶を奪ひ、終に移りて下妻に住す（筑麓雜記）」と見ゆ。

11 雜載　其の他、承久記巻四に「木戸のぎやうぶのせう」下りて徳川時代、府内松平藩用人。堀尾山城守給帳に「六百石木戸十乘坊、三百八拾石木戸右衞門」等見ゆ。木戸孝允は山口毛利藩士にして、もと桂小五郎と云ふ。功によりて侯爵を授けらる。其の子を孝正と云ふ。其の他、越後、信濃、丹後（丹野郡、平井氏家臣）等に此の氏多しと。

城戸　キド　キベ　キノヘ　常陸、上野、岩代等に此の地名あり、又木戸と通ず。猶ほキノヘ、シロド、キベ條參照。

1 村上源氏　中興系圖に「木戸、村上、城戸共」とあり。常陸の城戸氏なり、前條第十項を見よ。

2 尾張の城戸氏　愛知郡古井村の名族にして、織田信雄の從士に城戸内藏助あり（尾張志）。勢州四家記等にも城戸内藏助の事見ゆ。

3 雜載　加賀藩給帳に「百五拾石（四ツ目結）城戸元右衞門」を載せたり。又太閤記に城戸作右衞門あり、加藤條參照。

岐刀　キト　キタ　和名抄、大隅國姶羅郡・及び大隅郡に岐刀郷あり。

紀藤　キトウ　紀氏にして、更に藤姓を冒せしもの也。菊池氏の如きも其の一か、キクチ條參照。

1 常陸の紀藤氏　鹿島文書、至德二年東田井郷百姓足分帳に「かなや紀藤次入道」云々。また六地藏過去帳に「道藤（紀藤二―）」見ゆ。

2 陸前の紀藤氏　留守文書に「弘安八年四月廿七日、紀藤四郎、布免三町餘」と。

3 伊豫の紀藤氏　宇和郡にあり。温故錄に「三重の城は藏川村に在り。紀藤將監居る。將監は小森といふ所にて戰死し、墓あり。後一宮明神と祝ひ祭る。當村内に八殿八寺あり、八殿は三重ノ城の三殿と、古城、新城、古殿城、砂連ノ城、小蕨ノ城是れなり」と。

鬼頭　キトウ　美濃にあり。前條と同一か。

貴堂　キドウ　キダウ也。

木堂　キドウ　同上。

義藤　ギトウ　源平盛衰記に、義藤房成尋（伊豆國）あり、關係あるか。

木頭　キトウ　阿波國勝浦郡にありて阿波忌部の後裔なりと。阿波國式社略記に「宇奈爲神社。木頭谷奈井瀬邑に十二社權現と云ふあり、是ならんか。奈井瀬は宇奈井瀬の轉語なり。今試みに、うなゐのせを、早くつゞけて云うて見るべし。果は、なゐのせとなる也。かゝる類ひを、轉語と云ふなり。此の邑の里長の先祖を木頭忌部政重と云ひて、百三代後花園院康正年中の古帳を持ち傳へたり。當年まで三百五十餘年に及べり。偖又、永祿年中三好大狀、元龜年中太田文に、宇奈瀨殿見え、阿波國兵將居城記に、宇奈瀨龜之進と出でたるも、此の家の先

祖なるべし、」とあり。

喜徳 キトク 和名抄、讃岐國那珂郡に喜徳郷あり。

木戸口 キドグチ 下總國小金本土寺過去帳に「木戸口彌太郎」見ゆ。

木所 キドコロ 次條に併せ云へり。

城所 キドコロ

1 藤原北家糟谷氏族 相模國大住郡城所邑より起る。糟谷系圖に「關本大夫義忠—盛員(城所七郎)—某(木所六郎)」と見ゆ。又城所系圖に「左大臣冬嗣八世の孫豐後守盛久の第四子盛直・此處に城き、地名を以つて氏となす。其の裔孫正揚・足利尊氏に屬し、功を以つて、橘澤郷を賜ひ、孫直堅に至り、移りて參州中市場の砦に居る」と云ふ。次項を見よ。又新篇風土記に「城址あり、今淨心寺境内となる。方二町許。何人の居城たる事を傳へず。或る説に左大臣冬嗣八世の孫、豐後守盛久が四男、城所藤五郎正場、當所に住せし由、家系に見えたれば、其の氏人の遺跡」かと云ふ。

2 參河の城所氏 設樂郡にあり。二葉松に「今出平城(今出平村)は城主城所助之亟正緣也」と。又「中市場城(中市場村)は二ケ所あり、一ケ所知れず。一ケ所は城主城所淨古齋、俗名六左衞門と號す。次に菅沼新八郎定盈・武田の爲に落城す。」と。又「田峯村屋敷には城所道壽節、城所清藏居る」と。又同郡諏訪村「諏訪大明神社人城所氏(今出平村に住)、大永二年云々」(集説)と。

3 播磨の城所氏 赤松家の世臣にして、赤松家風條々事に「當方御年寄、城所」と載せ、又木所ともあり。赤松彦次郎教康の家臣木所氏は、主人と共に死す。

4 雜載 太平記卷二十八に城所藤五、三十四に木所彦五郎あり。又下野皆川氏家臣に城所左馬助(永享十年八月)見ゆ。

城戸崎 キドザキ

木戸間 キドマ

木富 キトミ

木戸本 キドモト 豐前に存す。

木寅 キトラ

木戸脇 キドワキ

貴奈 キナ 正倉院神護景雲四年文書に見ゆ。

紀内 キナイ 紀氏にして内舍人たりしを稱號とす。東鑑卷十七に紀内行景、二十一に紀内三郎、紀内又五郎等あり、キ條を見よ。

喜納 キナウ 正訓不明。

木納谷 キナウヤ 志摩に存す。

紀中 キナカ

木梨 キナシ

1 桓武平氏杉原氏流 備後國の豪族にして、御調郡木梨邑より起る。尊卑分脈に「杉原流伯耆守光平—民部丞員平—眞觀(按察公)—彌平(隼人佑)—信平(左衞門佐)—

├光信(太郎左衞門尉)—光盛(太郎左衞門尉)
├胤信(右兵衞尉)—滿胤(藏人)
└爲平(民部丞)
　├光胤(從五下 備中守)┬光恒(修理亮)
　│　　　　　　　　　　└盛胤(右衞門尉)
　├光春(次郎左衞門尉)
　├實光(民部丞)
　└賴胤(右京亮)

諸家系圖纂には「僧眞觀—胤平(隼人佐)—信平、弟木梨爲平」とす。康正二年造内引付に「拾二貫三百七十五文、杉原彦四郎殿、備後國木梨庄段錢」と載せたり。其の他、スギハラ條參照。

藝藩通志に「杉原又太郎信平は平貞盛十四世の孫なり。其の弟又四郎爲平と共に、建武三年、足利尊氏に從ひ筑前多々良に

戰ひて功ありければ、其の賞として木梨庄十三村を兄弟に與ふ。因りて木梨を氏として、木梨村鷲尾城を築き居るといふ。一說には信平が曾祖父伯耆守光平、始めて此の國に來り、木梨の城主となると。弟爲平は同村家の城に居る。太平記に、貞和五年鞆の津にて、杉原又四郎が足利直冬を逐ふ事を載す、卽ち此の人なり。爲平が曾孫播磨守盛重、天文の頃、安那郡に移る。尤も高名の人なり。信平より後八世小次郎元經、天正年中に尾道權現山に移る（卽ち千光寺なり）。其の子廣盛また木梨に歸り、鷲尾の麓に居る。廣盛は毛利に屬せしが、文祿二年周防へ移る」と。又「大城は大田幸村にあり。木梨小次郎元種の居る所」とあり。

安西軍策に「由良（伯耆）へは木梨中務を入置けり」と。又「木梨治部大輔」等見ゆ。この後裔毛利藩木梨精一郎は功を以つて男爵を授けらる。

2　雜載　上月記、康正二年、大和に向ふ人數に木梨三郎あり。又加賀藩給帳に「貳百五拾石（丸内ツル柏）木梨右門、貳百五拾石（同）木梨平太夫、百石（同）木梨民翁」等見ゆ。

木名瀨　キナセ

木並　キナミ　備前に存す。

木南　キナミ　美作の名族にして、新免家の侍帳に「木南加賀左衞門、下庄大塚」と見ゆ。

耆波　キナミ　永祿六年諸役人附に「奉行衆、耆波宮內大輔國任（後坂田と號す）」と。

木滑　キナメ　米澤に木滑要人あり。

奇二　キニ　正訓不明

木西　キニシ　武藏の名族にして、有道姓、兒玉黨の一也。武藏七黨系圖に「若泉太郎左衞門弘能の子經季（木西左近四郎）」と見ゆ。

絹掛　キヌカケ

蓋　キヌガサ　天平感寶元年四月紀に蓋高麻呂と云ふ人あり。此の人・正倉院文書、天平十七年の內藥司解に侍醫蓋高麻呂と見ゆ。又寶龜元年十二月紀に「左京人少初位上蓋蓑、姓を長丘連と賜ふ」とあり。

衣笠　キヌガサ　山城、大和、相摸、備前等に此の地名あり。

1　藤原北家近衞家流　山城國葛野郡衣笠殿より起る。四條帝の比、藤原家長・內大臣と爲り、仁治中退隱して衣笠に居る。世に衣笠內大臣と曰ふ。尊卑分脈に「近衞基實（攝關）—忠良（大納言）—家良（內大臣、號衣笠）—經平（權中納言）—冬良（權中）—家輔（本名道平、左中將）、弟冬長（本名兼基）」とある、これ也。

2　大和の衣笠氏　吉野郡の豪族にして、賀名生黑淵村衣笠城に據る。衣笠正重等あり。

3　淸原姓（又菅原姓）　淸原惟光（實は菅原親道の裔）の後なりと。笠氏系圖に「宗時（右馬頭、文章博士）—惟光（美濃尾張守、上北面、天治元年六月、祇園祭に勅使に立つ。崇德院より裝束笠を給ふ。是より衣笠と號し、後に笠一字に改む、紋逆藤」と。笠條を見よ。

4　赤松氏流　播磨赤松家の支流にして、その重臣たり。中興系圖に「衣笠、村上、赤松家餘流」と載せ、又赤松家風條々事に、當方御年寄として此の氏を收む。備前國和氣郡に衣笠邑あり、此の地より起りしなるべし。太平記卷八に「小寺、八木、衣笠の若者共」また「小寺、衣笠の兵共、早や京中に攻め入りたり」と載せ、又長祿年中、赤松再興の時、政則の年寄に衣笠氏見ゆ。久しく播磨國揖保郡松山に據りしが、長門守村氏は浦上村宗の姪に

して、浦上に同心せしかば、遂に松山を退轉すと。又赤松記に「永正十七年十二月廿六日の夜、公方樣(義晴將軍)、御ともにて、小鹽御のきなされ、明石の沖にはし谷と申所に、衣笠五郎左衛門館にて御年を召され、翌十八年正月、御著まで御出張なさる」と。又細川兩家記に「播州衣笠兄弟云々」と見ゆ。

此の衣笠氏は平尾系圖に「赤松播磨守賴範七代の孫、播州端谷城主衣笠豐前守政綱—衣笠若狹守政重(妻は赤松播磨守賴範の五女)—十一代衣笠五郎左衛門尉政氏—衣笠新介政範(播州上月大平山城主、赤松家に仕ふ)—政春(政次嫡子)—衣笠虎松—政家(衣笠與右衛門尉、播州佐用郡平尾村住)」と載せ、「平尾家相傳古書類寫、平尾與右衛門の子女、衣笠助左衛門の妻云々」とあり。

5 美作と衣笠氏　東作志に吉野郡石井庄下石井村庄屋衣笠武右衛門、英田郡英田保南海村庄屋衣笠忠藏等見ゆ。又苫田郡公保田邑の衣笠氏は「赤松秀房の末孫式部大輔立舟野城主赤松持祐の子上野介祐盛、應仁の比、政則に仕へ、軍功尠からず。但馬勢合戰の時、政則より衣を賜ふ。祐盛これを笠印として戰ひしかば、政則・姓を衣笠と賜ふ。其の子衣笠上總介祐元・端谷城主たり。其の孫範景に至り、秀吉の三木城攻擊の際、別所長治と籠城して、頗る苦戰したるも、天正八年遂に落城して民間に下り、櫨谷の庄に住せしが、其の子政次に至り、當村に來り住す。其の子政直は公保田の神主彌左衛門の女を妻とし、後庄屋を勤む(名門集)」と傳へたり。

6 奧州の衣笠氏　南部家臣に衣笠景連あり。家紋竹輪に五七桐、六つ百足。

7 雜載　德川時代、陸奧泉本多藩用人に此の氏あり。又田中家臣知行割帳に「二百八十石衣笠安兵衛」佐州諸役人付に「源姓・衣笠幸左衛門」見ゆ。

絹笠　キヌガサ　美作安東系譜に安東太郎大夫、妻は備前日笠村絹笠加左衛門の女と見ゆ。前條と同族なるべし。

絹傘　キヌガサ　前條氏と同一ならん。

蓋縫　キヌガサヌヒ　職業部の一にして、絹を以て作りたる、長柄の傘を作る部民なり。令集解に「百濟戶、狛戶云々、蓋縫十一戶云々、右の六色の人等は臨時に召し役す。品部と爲して調庸を取り、雜徭を免ず。一に云ふ、縫蓋云々、此の如きの類は皆藏部の中に在り」と見ゆ。

衣川　キヌカハ　和名抄、下野國河內郡に衣川鄕を收め、驛家と註し、延喜式に衣川驛を載せたり。其の他、近江に衣川邑あり、康正造內裏段錢引付に「四貫七十三文、江州衣川、三世寺段錢」とあるこれ也。

丹波天田郡に衣川氏あり。郡內千原城(千原村)は衣川下總守の古城にして、家老を加藤氏と云ふ。丹波志に「衣川氏・子孫牧村。此の家直見村より出づ」と。又「衣川但馬守國方、子孫今西中村。」また「衣川下總守、子孫千原村、當古城主也。」また「衣川氏、子孫平野村」等を載せたり。

絹川　キヌカバ　加賀藩給帳に「參百石(丸內笹丸)絹川久左衛門」を載たり。

絹川　キヌガハ　丹波志、天田郡に見ゆ。衣川氏に同じかるべし。

木貫　キヌキ

衣摺　キヌスリ　太平記卷一に「狩野下野前司が若黨に衣摺助房云々」と。

衣尻　キヌシリ　和名抄、肥後國阿蘇郡に衣尻鄕あり。

衣染　キヌソメ　職業部の一にして、令集解、百濟戶、狛戶條に「衣染廿一戶」と載

せ「臨時に召し役す。品部と爲して、調庸を取り雜徭を免ず」と見ゆ。

絹田 キヌタ 村上源氏江見氏の族にして美作の豪族也。

絹谷 キヌタニ 桓武平氏磐城氏の族にして、磐城國石城郡絹谷邑より起る。磐城系圖に「次郎隆守―秀清(絹谷四郎)」と載せたり。次郎義衡の弟なり。仁科岩城系圖には「平二郎隆守―義衡、弟秀清」と見ゆ。岩城、及び佐藤條を參照せよ。

衣縫 キヌヌヒ 職業部の一也。詳細は衣縫部條を見よ。

1 (吳)衣縫 古事記、應神段に「是の女人(吳工女)等の後、今吳衣縫、蚊屋衣縫、是れ也」と見ゆ。

2 (蚊屋)衣縫 備中賀陽にありし衣縫なり。カヤ條を見よ。

3 (來目)衣縫 應神紀十四年條に「百濟王縫衣工女を貢す。眞毛津と曰ふ。是れ今の來目衣縫の始祖也」と見ゆ。大和國高市郡久米邑にありし也。

4 (大藏)衣縫 大藏に使役せし衣縫也。オホクラ條を見よ。

5 (內藏)衣縫 內藏に使役せし衣縫也。クラ條を見よ。

6 物部氏族 衣縫部條參照。姓氏錄、和泉神別に「衣縫、同上(伊香我色雄命の後)」と見ゆ。衣縫部の伴造などにてありしか。又は冒系か。恐らく、次の氏と姻戚などにて、其の氏名を冒せしなるべし。

7 百濟族 姓氏錄、和泉諸蕃に「衣縫、百濟神露(一本靈)命より出づる也」と見ゆ。衣縫部の伴造か。

8 播磨の衣縫氏 播磨風土記、揖保郡村田里條に「伊勢野と名づく所以は、此の野・人家在る毎に、靜かに安ずるを得ず。是に於いて衣縫猪手、漢人刀良等の祖、此處に居らんとして社を山本に立つ云々」と見ゆ。

9 衣縫伴造 衣縫部の伴造にして次の氏に同じきか。扶桑略紀卷四、推古天皇卅六年條に「衣縫伴造義通」なる者出づ。靈異記には「小墾田宮御宇天皇の代、縫伴造義通なる者あり」と見ゆ。

10 衣縫造 第六項と同樣、物部氏の族にして、前項氏と同じく、衣縫部の伴造なりし氏なり。姓氏錄、左京神別に「衣縫造、石上同祖」と見ゆ。

11 河內の衣縫造 前項氏との異同・詳かならず。大寶三年に連姓を賜ふ。また承和八年三月紀に「右京人孝子衣縫造金繼女、河內國志紀郡に居住し、年十二歲、始め親父を失ひ、泣血・人に過ぐ。服闋の後、親母・嫁を許す。而も竊かに出でゝ父の墓に住む云々」と見ゆるもあり。

12 (大藏)衣縫造 オホクラノキヌヌヒ條を見よ。

13 (內藏)衣縫造 クラノキヌヌヒ條を見よ。

14 (飛鳥)衣縫造 崇俊紀に「飛鳥衣縫造の祖・樹葉」と云ふ者を載す。

15 衣縫連 衣縫造の後にして、大寶三年二月紀に「衣縫造孔子云々、並びに連姓を賜ふ」と見え、正倉院天平七年文書、左京職符に「少屬衣縫連人君」と云ふ者を載せたり。

16 (內藏)衣縫連 クラノキヌヌヒ條を見よ。

工 キヌヌヒ タクミ 衣縫と通じ用ひられ、又タクミと訓ず、タクミ條を見よ。

○工造 吳族にして、工は衣縫の意なり。即ち衣縫部の伴造に外ならず。姓氏錄、右京諸蕃に貫し「工造、吳國人太利須(須)の後也」と載せ、また山城神別に「工造、吳國人田利須々の後也」など見ゆ。

衣縫伴　キヌヌヒノトモ　衣縫條第九項に云へり。

衣縫部　キヌヌヒベ　職業部の一にして衣縫と云ふに同じく、織縫の事を職とせし品部なり。應神紀三十七年條に「阿知使主、都賀使主を吳に遣はして、縫の工女を求めしむ云々。吳王・是に於いて、工女・兄媛、弟媛、吳織、穴織の四織女を與ふ」と。工女は卽ち衣縫女に外ならず。而して同四十一年條に「胷形大神・工女等を乞ふ。故に兄媛を以つて、胸形大神に奉る。是れ則ち今に筑紫國に在る御使君の祖也」とあり。その後、雄略紀十四年條に「身狹村主靑等、吳國の使と共に、吳の獻ずる所の手末才伎、漢織、吳織、及び衣縫・兄媛、弟媛等を將ゐて、住吉津に泊す云々。衣縫・兄媛を以つて大三輪神に奉り、弟媛を以つて、漢衣縫部と爲す也。漢織、吳縫、衣縫は是れ飛鳥衣縫部、伊勢衣縫の先也」と載せ、また「或る本に云ふ、吉備臣弟君・百濟より還り、漢手人部、衣縫部、害人部を獻ず」とも見ゆ。

1 （飛鳥）衣縫部　總説にて云へり。大和の飛鳥にありしなり。

2 （伊勢）衣縫部　同上。伊勢にありし也。

3 （漢）衣縫部　同上。

縫女部　キヌヌヒベ　前條に同じく職業部の一也。中古に至るも衣縫部の一部は、品部として存す。令集解に「縫女部。古記に云ふ十戸、年を經て女を役す」と見ゆ。

木沼　キヌマ　陸前國伊具郡木沼邑より起る。伊達世次考に「永祿三年三月、晴宗公・判書を木沼宗吽坊に賜ひて曰く、云々」と。宗吽の事は此の後、伊達家の記錄に往々見え、舊藩の頃は仙臺封內、南方修驗の大先達なりしとぞ。

衣卷　キヌマキ　但馬國城崎郡に絹卷神社あり、仁和元年紀に見ゆ。

絹村　キヌムラ

衣山　キヌヤマ　桓武平氏相馬氏の族にして、千葉系圖に「相馬六郎常尊—佐賀二郎常範—常定（衣山彌平二郎）」と載せ、相馬系圖も、これに同じ。常定は常國の弟也。

絹脇　キヌワキ　肥後の豪族にして、太平記卷三十三に絹脇播磨守あり、菊池方にて勤王に從事す。其の後裔・國志に「花山城は一名下鄕城と云ふ。御舟の南三里許を隔てゝ、娑婆神山の近邊にあり。天正九年、薩州島津義久が所々に侵掠せし折、相良義陽・響原に討死の後、家士絹脇刑部左衛門を將として、兵卒三百餘人を相添へ、當處に砦を構へ、番手として籠め置きたり。甲斐宗運は思ふ所ありて之を攻めず。却りて贈物音信して、其の勞を慰す。宗運死後、未だ五十日も過ぎざるに、その子宗立、多勢を帥ひて當城を攻陷す」と載せたり。次條と同族か。

絹分　キヌワキ　キヌワケ　藤原南家工藤氏の族にして、祐賴を祖とす。

枳根　キネ　和名抄、攝津國能勢郡に枳根鄕ありて、木子と註す。後枳根莊、屬村十六。今西邑に延喜式岐尼神社あり。大同類聚方三十七に攝津國能瀨枳禰猪養麿なる者見ゆ、此の地より起りしなるべし。

木根　キネ　キノネ

杵崎　キネザキ

木鼠　キネズミ

杵淵　キネブチ　信濃國更級郡杵淵村より起る。盛衰記、富部家俊の郎等に杵淵小源太重光と云ふ人見ゆ。諏訪神家の族にして、建御名方神の苗裔と稱す。代々諏訪郡に住し、太郎賴方に至り杵淵と稱す。其の六代建元以後、中澤に改むとなり。但し此の氏も現存す。猶ほ中澤條參照。

木根淵　キネブチ　前條氏に同じ。

杵鞭　キネムチ

杵屋　キネヤ　沼津城主中村一榮の弟、同右近より出づ。其の子勘兵衛、その子勘五郎・大藏流の狂言を學びて奥儀を極む。これを杵屋初代とす。其の實兄は勘三郎也。二代六左衛門、三代喜三郎、四代六左衛門、五代喜三郎(長唄祖)、六代喜三郎（後六左衛門、七代喜三郎(後六左衛門)也。以下略。

紀野　キノ　紀氏のキに助辭のノを附したるものか。紀條參照。

1　紀野朝臣　紀氏の族にて武内宿禰の裔と稱す。延暦廿四年二月紀に「大和國人正六位上曰佐方麻呂、近江國人正六位上曰佐人上、姓を紀野朝臣と賜ふ」と見ゆ。曰佐條を見よ。

2　日向の紀野氏　傳説によるに、天智天皇の皇妃玉依姫、日向下向の際、御供して下ると云ふ。

城野　キノ　和名抄、肥後國菊池郡に城野鄕あり、前條及び次條を見よ。

木野　キノ　若狹、肥後等に此の地名あり、猶ほキ條、ジャウ條、及び前數條參照。

1　菊池氏流　肥後國菊池郡木野村（城野鄕）より起る。菊池氏の族にして、菊池系圖に「肥後守武時—頼隆（肥後三郎）、弟武茂（木野對馬守）—武貞（木野但馬守）、弟武直（木野次郎）、其の弟武鄕（木野駿河守）」と載せ、一本に「二郎武房—次郎時隆—頼隆（對馬守、木野）」とあるは誤れりと云ふ。

その後、肥後守持朝の子相直、木野但馬守と稱し、明應六年五月、八代郡大野の石室を修す。その子木野對馬守親則、天文二年、菊池義宗の無道なるを諫む。義宗大いに怒りて之を殺す。事蹟通考に「木野鄕木野村は菊池郡に在り。木野對馬守武茂、其の子但馬守武貞以來之を領す。相直、親則、又但馬守、對馬守と稱す。然らば則ち相直は其の家を續ぎ、其の地を領するか、未だ詳かならず。一本に相直を持朝の子と爲さずして、武茂の裔と爲す。今傳記の系圖に從ふ。傳記に、相直、親則、八代郡大野を領し、高塚城に居ると見ゆ。又按ずるに、異本に親則の子彌次郎親政・木野に居り、永祿元年、大友の軍に從ひて、小原鑑元を南關城に攻め、重創を被むり、木野に歸りて死し、彰孝禪寺に葬ると。一に曰く、親政は隈部親家の弟なりと。國志略には、木野武茂が後孫にして、隈部親永が妹聟なりと。又隈部系圖には親則が妻は親家が妹、彌次郎親政が母也と。一本菊池系圖に親政を持朝の弟木野對馬守武則が子と爲す。諸書同からず、未だ孰れか、的從する所を知らず、附けて考に備ふ」と見ゆ。

菊池風土記所載菊池系圖には「十二代武時—武茂（對馬守、木野殿）—武貞（同）—武信（同）—武鄕（同、一に駿河守）—兼茂（五良）」とあり。

2　肥後の木野氏は廣福寺に對馬守武茂が延元三年八月十五日の發願状、但馬守武貞が興國三年五月三日の書状あり。又應安三年持朝の侍帳に、木野宇右衛門親景。永正元年政隆の侍帳に木野刑部允親光。又大友系圖に「十六代義長の母・菊池木野氏」と。而して肥後國志に「木山の彰孝寺跡は、木野氏の墟なり。永祿中、木野彌次郎親政、大津山の城にて討死し、廢城となる。木野家は木野鄕八十町を領す」と。また或る記に、八代郡高塚城主木野但馬守親則は菊池の末裔にして、卽ち菊池廿六代義武の老臣なり。天文廿六年の比、忠諫の事に依り、却りて義武の爲に誅せられたり。」と。又同郡大野村に明應六年六月、木野但馬守相直が建立したる碑石もあれば、木野氏は此の邊在住

の人かと云ふ。又國志に、「天文中、木野親則切諫一件を木野殿崩れとて、琵琶法師諷す」と見ゆ。此の時、肥前の龍造寺も親則が忠義を聞傳へ、其の義氣を援けんとて、出勢せしとかや。又高塚城は東上野守、其の子伊勢守・在城にして、天正十年、薩兵來りて攻破る(地名辭書)となり。

3 源姓 應仁私記に「木野二郎(源忠持)」を載せたり。

4 雜載 其の他、備前、美濃等にも此の氏存す。

紀忌垣 キノイミガキ 古く、紀忌垣直あり、紀國造の族なり。イミガキ條を見よ。

木内 キノウチ キウチ 下總國海上郡木内庄より起る、この地は、東鑑、文治二年條に「下總國木内莊、二位大納言領」と見ゆ。二位とは四條隆房を言ふ也。又文永二年香取造宮文書に「木内莊作料米百石、地頭木内下總前司胤朝之を究濟す」と(地理志料)。

1 桓武平氏千葉氏流 前述下總の海上郡木内庄より起る。千葉大系圖、及び鹿島大禰宜系圖等に「東胤頼の子胤朝(木内下總守)」と見え、猶ほ千葉系圖、東系圖等に、「上總介常隆の子常範(木内三郎)」と云ふも見ゆ。胤朝の後は、千葉支流系圖に「胤朝(木内下總守、承久合戰の時、軍忠を抽んじ、但馬國磯部庄、淡路國由良庄を拜領す。次郎と號す)―胤家(次郎、磯部庄相傳)―景胤(彌次郎)―胤氏(中務丞)―胤繼(六郎)、弟宣胤(小次郎)。」又胤氏の弟「貞胤(清胤と改む。六郎、左衞門尉)、其の弟胤宗(三位房)―胤國(彦次郎)。」胤宗の弟「政胤(八郎)」と見ゆ。又東系圖には「東六郎大夫胤頼―平太重胤―胤朝(木内下總二郎)―胤方(又二郎、海上祖)」とあり。

2 木内氏は、東鑑卷二十五、三十五、三十六に木内次郎胤家、三十七に木内下野次郎、四十に木内下總前司を載せ、又佐倉風土記に「駒形社司木内三郎宗文の正安二年記に曰ふ、埴生郡安食駒形社は郡司大浦朝臣廣足の祭る所の穀神也、」と。又樹林寺は木内胤朝の孫樂胤を、その中興開山とすと云ふ。又香取郡志に「木内氏宅址は、川上隆星院の地なり。元亨中、木内大和守胤光・田部より移り住す」と。胤光は木内胤朝六世の孫なり。下りて鎌倉大草紙に木内彦十郎、又里見代々記に「明應二年、下總國木内判官友安が城攻とて、義成は社家公と示し合せて發向あり。三千餘騎にて城を圍み、唯一時の煙と燒上げり。木内は上杉憲實がゆかりとて、結城の城を陷してより以來下總國司となりしなり。扨て未だ香取と、巢田家とが殘りたれ共、一先づ歸陣す云々」と。又相州兵亂記に「永享十一年云々、木内伊勢守、」又小金本土寺過去帳に「木内下野守、福德元六月」、木内美濃守、木内常眞等を載せたり。

更に下りて德川時代には有名なる佐倉宗吾あり。利根川圖志に「公津宗吾の墓は、臺の山中に在り、」と。木内宗吾は公津村の人也。寛永中、田賦の事を以つて、衆の爲に訴狀を奉り、大駕を驚かす、事・允なり。然れども大不敬を以つて、承應二年八月、其の領主・之を磔科に處すと云ふ。香取郡名古町の木内氏は九曜を家紋とす。

木内氏は千葉家四宿老の一、又支族に、油田、虫幡等多し。

3 武藏の木内氏 小田原記に「天正二年の頃、石濱の千葉殿に女子ありて男子なし。氏政の御下知にて北條常陸守氏繁の

三男を養子して、彼の息女に合せ、千葉の一跡を相續あり。然れども此の千葉次郎幼少なればとて與力の侍、並びに石濱の城を木内上野に預けらる。上野討死の後は、子息木内宮内少輔支配あり。彼の與力衆は板橋肥後守(板橋城主)、松戸越前守(赤塚城主)なり。以上石濱領は四千貫の所なり。然るに千葉次郎・成人の間、石濱を返し給るべしと、度々申上らる。木内が家老宇月内藏助と申す者申し上ぐるには、宮内少輔も既に石濱居住の後、父は討死す。其の後、數度高名、軍忠勝げて計ふべからず。石濱の御改易ありがたき事なるべしと。頻に申す間、此の事延引しける故、千葉次郎の内に須藤と云ふもの、主の所望むなしき事を無念に思ひて、石濱の惣泉寺と云ふ會下の寺の中にて行き會ひ、さしちがて死にける。此の由小田原に聞えける間、千葉二郎の所行なりとて、本領をば終に返されず」と云々。北條役帳に「木内宮内少輔」此の邊を領せり。按ずるに北條系圖に「左衞門大夫氏繁が二男北條善九郎胤村、千葉次郎胤宗が養ひとなり、小次郎と改む。武州石濱の住人なり」と云ふ。是に據れば、大草紙、小田原記等に、胤村を氏繁の三男と記せしは誤なり(新編風土記)と。又足立郡に大田窪城あり。天正年中、下總の千葉介國胤、木崎庄を領し、家臣木内右衞門をして當所を陣屋とすと。

4 藤原姓 信濃發祥にして、木内賴直の後なりと。家紋丸に龜甲、六木の文字。寛政系譜に見えたり。

5 淡路の木内氏 貞應二年の大田文に、「新熊野領由良莊田二十町、前地頭賀加兵衞佐、新地頭木内二郎成山」と。千葉系圖に、「東胤朝・木内次郎と稱し、承久の役功を以つて、淡路由良莊の總領を加へ賜ふ」と。これを云ふ也。

6 近江の木内氏 栗太郡北山田村の土豪にして、石の長者と呼ばる。木内石亭・奇石を集め、石亭雲根志十餘卷を著はす。

7 豐前の木内氏 宇佐郡の豪族にして、應永正長の頃には木内弘胤あり。下りて天文永祿年間・木内胤貞等著はる。

8 羽後の木内氏 由利郡由利家の家老に木内民部あり。

9 雜載 秀康卿給帳に「三百石木内三太夫」、又成實日記に「天正十六年、木内主水切腹」(岩代)、鯖江藩に木内文治、小給地方由緒書寄書帳に木内長次郎等見ゆ。

木ノ内 **キノウチ** 前條氏に同じ。

木之内 **キノウチ** 同上。

木野内 **キノウチ** 同上。

城内 **キノウチ** 同上か。

紀内 **キノウチ** キナイ條を見よ。

紀打原 **キノウチハラ** 上代、紀打原直あり。出雲の豪族にして、紀國造の族なり。ウチハラ條を見よ。

木之尾 **キノヲ** 大隅囎唹郡投谷八幡宮天正十一年棟札に「大工木之尾隱岐守儀次」見ゆ。

城丘前來目 **キノヲカサキノクメ** 紀伊國の豪族にして、又紀崗前來目ともあり。クメ條を見よ。

紀奥 **キノオク** 天平勝寶二年四月紀に、「紀奥乎麻呂」と云ふ人見ゆ。奥の義詳かならず。

紀大 **キノオホ** 紀大直あり、キ條を見よ。

城縵 **キノカツラ** シキノカツラ條を見よ。

紀辛梶 **キノカラカヂ** 古代に紀辛梶臣あり。紀臣の族也。カラカヂ條を見よ。

木川 **キノカハ** **キガハ** 和名抄、近江國栗本郡に木川郷ありて木乃加波と註す。輿地志略に「今木川村あり、此の邊なるべし」

と。その他、此の地名多かるべし。

1　藤原南家　吉香（キッカ）、吉川（ヨシカハ）條を見よ。

2　淡路の木川氏　貞應二年大田文に「撿挍松枝僧正御領、來馬莊、田六十町、伊勢宮一所、地頭木川二郎」と。

3　近江の木川氏　木川友之助正信あり、鎗術の師として名あり。

4　雜載　香宗我部氏記録に「木川織右衛門（鏡智流鎗術）」美作英田郡小井原村庄屋木川氏。下總木川氏は酸漿を紋とす。又信濃に在り。

紀川　キノカハ　キガハ

紀河瀨　キノカハセ　古代に、紀河瀨直あり。紀國造の族なり。カハセ條を見よ。

紀神　キノカミ　古代に紀神直あり。紀國造の族なり。カミ條を見よ。

木上　キノカミ　キガミ

1　東鑑、文治元年正月廿六日條に「周防國住人宇佐郡木上七遠隆・兵糧米を獻ず」と。此の宇佐郡木は宇佐那木の誤にて、上七は字なりとの說あり。

2　太宰管內志、筑前莵平城は天文の比・木上筑前守在城すと。

3　薩摩出水郡野田鄕若宮大明神社司に木上孫右衛門（三國神社傳記）あり。

樹神　キノカミ　キガミ

木木　キノキ　美作勝北郡西中村庄屋木木九郎右衛門、東作志に見ゆ。誤寫か。

木國之酒部　キノクニノサカベ　職業部の一にして、釀造を職とせし部の紀伊にありしものを云ふ。名草郡に酒部村あり。國府附近也。猶ほサカベ條參照。

○木國之酒部阿比古　景行帝の裔にして、木國の酒部の伴造也。古事記景行段に「神櫛王は、木國之酒部阿比古云々の祖」と見ゆ。子孫・酒部公と云ふ、サカベ條に詳かなり。

城口　キノクチ　シログチ條を見よ。

木子　キノコ　備中國後月郡に木之子邑あり。

紀酒人　キノサカビト　紀伊國に在りし酒人の意なれど、木國の酒部との關係は詳かならず。

1　紀酒人直　酒部阿比古、酒部公等とは別にて、倭漢氏の族なるが如し。後に連姓を賜ふ。

2　紀酒人連　前項氏の連姓を賜へるものにて、天武紀十二年條に「紀酒人直云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。後・更に忌寸姓を賜ふ。

3　紀酒人忌寸　天武紀十四年條に「紀酒人連云々等十一氏、姓を賜ひて、忌寸と曰ふ」と見えたり。酒人條を見よ、倭漢坂上氏の族也。

城崎　キノサキ　キサキ　和名抄、丹波國船井郡に城崎鄕あり、高山寺本に載せず。又元慶六年紀に丹波國城埼神見ゆ。次に但馬國に城崎郡あり、和名抄に岐乃佐支と註し、郡内に城埼鄕を收め、支乃左支と註す、後世城崎庄と云ふ。又肥前國佐嘉郡に城埼鄕あり、岐佐岐と訓ず。なほキサキ條、シロザキ條參照。

喜熨斗　キノシ

木下　キノシタ　キシタ　キゲ　伊勢、武藏、下總、信濃、羽前等に此の地名あり。此等の地名を負ひし也。

1　加茂縣主姓　上鴨社氏人に、木下氏あり。

2　大江姓　下鴨社祠官膳部に、木下氏あり。

3　攝津の木下氏　豐島郡箕輪城は天正六年、木下氏の築城せしものと云ふ。又穗積城も同年木下氏の築きしものと云ふ。當國島下郡吹田町の名族に此の氏存す。

4　荒木田姓　伊勢内宮社家に、木下氏あり。地下權禰宜、本宮別宮内人物忌家系に「淸酒作内人、木下、荒木田姓」と見ゆ。

5　伊勢の木下氏　鈴鹿郡の木下邑より起る。木下織部は峯氏配下の士なり（三國地誌）。

6　桓武平氏柘植氏族　伊賀の柘植宗淸の子北村俊忠の後裔なりと。家紋丸に釘拔、唐花。寛政系譜に見ゆ。

7　同上坪坂氏流　大和發祥。坪坂伯耆守の子次郎左衞門、木下を稱す。本願寺の臣なり。家紋三雁金、揚羽むかひ蝶。寛政系譜に見ゆ。

8　大和の木下氏　十津川鄕鎗役由緒家筋書に「上葛村木下左平次」を載せたり。

9　藤原姓　勝重に至り、木村と改む。家紋花輪違。寛政系譜に見ゆ。

10　遠江の木下氏　天野景泰文書、手負人數の内に木下藤三、同虎景、義元加判文書に木下藤次郎・見ゆ。

11　淸和源氏佐竹氏流　武藏國橘樹郡にあり、新編風土記に「木下氏、天正の水帳に木下右近とあり。佐竹右馬頭義敦の男石塚彦四郎宗義が末流なりといふ。この餘百姓甚藏と云ふものあり。これも佐竹左京大夫義仁が末葉木下次郎と云ふものゝ庶流なりとて、今も木下を氏とせり。天正の水帳には木下四郎左衞門としるせり」と。又入間郡入曾十二人衆に「木下越後、木下方兵衞」見ゆ。

キノシタ

12　佐々木氏流　氏泰を祖とすと云ふ。近江淺井郡尊勝寺村牛頭天王社は木下半介の氏神、御代官日下部氏の再建縁起あり（所在私考）と。

13　常陸の木下氏　新編國志に「木下、寛永舊記に、多賀郡櫻井村に木下讃岐と云ふ浪士あり。戰功の者なりしと云ふ」と見ゆ。

14　荒木氏流　荒木平大夫・秀吉に仕へて功あり、木下の氏を賜ひて木下備中守重賢と云ふ、安西軍策に「木下備中」云々。因幡平定の後、八東智頭二萬石を賜ひ、若佐（若櫻）に在城す。關ヶ原役・西軍に與し、除封。その裔岸田條を見よ。（家紋丸ノ内に二ツ引）。因幡志に「山根、尾崎、田中等木下被官か」と見ゆ。又因幡「智頭郡草木城（合野原村）は木ノ下乘雲と云ふ武士在城」と。而して「大坪、橫川、高橋、橫尾等は木ノ下家人」と見え、又氣多郡田公氏配下の將に木ノ下氏あり。

キノシタ

15　美作の木下氏　東作誌、勝南郡新田邑新宮山條に「一本に木下中納言在城」と。村老云ふ、城主不知」と。美作古城記に「木下道光・是に居す云々。」又一說に「道光家臣木下勘四郎・是に住す」とも傳ふ。城山の麓に神社あり。其の向の方を義經屋舖と云ふ。「源義經・此所に陣して城を攻む云々」と。村人の說くところ一ならざれば信用すべからず。木下道光のこと、時代、事實共に考ふ所なし。

16　紀宿禰姓　香椎社大膳紀宿禰に木下氏あり「武内家より分る。カシヒ、タケウチ條を見よ。木下家系圖に「楠木の下に居る故、氏を木下と云ふ。」と。その系は「武内宿禰氏信―木下松壽丸信孝（權大宮司）―千代丸信宗（宗連）―宗祐（民部少輔）―氏永（武内氏房の養子）、弟淸連（宮政所、掃部佐、民部少輔）―新治郎氏經、弟與兵衞氏重―理左衞門氏宗―氏廣（淸氏高の養子名跡）、弟氏治（別家木下祖）、弟喜太郎氏奥（三十石知行）―新六郎氏信―讃岐守氏相―十大夫氏美云々」と見ゆ。

17　藤原姓　紀伊國伊都郡にあり。續風土

記に「中飯降村舊家地士木下藤右衛門、同木下伊右衛門」を載せ、其の家傳に云ふ「姓藤原にて、木下龜千代英直の後なり。村中丹生明神本座出席の者にして、明和四年地士となる」と。

18 **嵯峨源氏松浦黨**　下松浦黨の一にして永享八年十二月廿九日の同心連判狀に木下健を載せたり。

19 **日向の木下氏**　當國の名族にして、日向記に木下上野守見ゆ。

20 **尾張の木下氏**　秀吉の父木下彌右衛門は其の出づる所を知らず。秀吉の郷里中村は、和名抄愛知郡中村郷とある地にして、熱田神領なりしと云ふ。鹽尻には「豊臣秀吉系。國吉（昌盛法師と號す。生國は江州淺井郡山門住侶。後還俗して尾張國愛知郡中村に居住）―吉高（士と雖も土民、中村に住す。彌助、彌右衛門）―昌吉（中村彌助）―

├秀吉 童名日吉丸
├秀長 美濃守、正二位、大納言 ┬秀俊 大和大納言 實は三位法印の子
│　　　　　　　　　　　　　　├女子 森美濃守室
│　　　　　　　　　　　　　　└女子 毛利甲斐守室
├女子 武藏守三位法印一路妻 秀次母也、一路は尾州海部郡人
└女子 南明院殿

├秀次 關白、内大臣、實は三位法印の子、初三好山城守養子となる、故に三好孫七郎と號す、後に秀吉養子
├秀秋 金吾筑前中納言、實は木下肥後守家定子 家定は秀吉北政所の兄也
├棄君 早世、祥雲院玉岩麟公、母淺井備前守長政の女、天正十九年四月生る
└秀頼 童名拾君

秀吉・十六歳にして、遠江に赴き、松下加兵衛尉之綱に仕ふ。一日之綱問ひて曰ふ、云々。乃ち叔父に遇ひて、此の事を議す。叔父曰く、信長は今時の良君也と。是に於いて、其の衣服を製し、其の刀劍を飾り、自ら木下藤吉郎秀吉と號すと云ふ。

東國太平記に「秀吉公の氏姓は詳かならず、本尾州愛知郡中村の出にて、父を知らず（中略）、父は木下彌右衛門とて、織田信秀の鐵砲の者なりしが、奉公を辭して在所中村に還住す。母は尾州愛知郡御器所村の人なり。持萩中納言の息女なりとかや。其の故は中納言罪ありて、尾州村雲の里へ配流せらる。息女一人有りて二歳の時、中納言卒去せらる。之により後室娘を誘て京へ上り、多年おはせる洛陽兵亂に付、息女十六歳の時、彌右衛門へ嫁して女子一人と、其の次に天文五年丙申の春正月朔日男子生ず。是れ則ち秀吉也。童名さると云ふに付、さま／＼異説あり、皆實ならず。只申年生れ給ふにより、其の名を猿とよびし也。秀吉の姉は成人の後、同國乙美村の民彌助に嫁す。彌助後三好武藏守三位法印一露と稱す、是れ關白秀次の實父なり。秀次の舍弟丹波少將秀勝、同辰千代丸三人の實母なり。法名瑞龍院と號す。秀吉の父彌右衛門は天文十二年卯夏病死す、後室女子と秀吉と二人の子を養育して彼の里に住す。其の頃信長公の同朋に筑阿彌といふものあり、煩ふ事有る故、奉公を止め、故郷中村に歸り居りけるを、里人取計ひて彌右衛門後室の家へ、筑阿彌を入れて夫婦とす。此の故に筑阿彌は秀吉の繼父なり。筑阿彌子二人あり、男は幼名小筑といふ、後羽柴小市郎秀長と稱す。其の後、美濃守、亦大納言に任ず。大和、紀伊、和泉、三ケ國を領せり云々」と。

21 **桓武平氏杉原氏流**　林助左衛門の子家定は其の妹が豊臣太閤の北の政所（のち高臺院）たるにより、その寵を受け、豊臣姓、及び木下の稱號を賜ふ。其の稱する處によれば、維衡の裔杉原光平の後なりと云ふ。而して「木下七郎左衛門家利（家利は姓平氏、貞衡六世杉原伯耆守光平

十三世の孫桑名秀平の二子なり）

なりと。寛永木下系圖には「家紋胡馬、面高。豊臣姓。元一家たり、故に併せ之を錄す。系譜紛失して、其の先を記す能はず」とし、「家利（十郎兵衞、祖父より尾州に住す）―家次（七郎左衞門、尾州人、元龜元年秀吉に仕へ、家老と爲る。播州三木城を領す。天正十年、秀吉の山崎天王山を築くや、家次之れが奉行たり。同十一年、江州坂本城を領し、政務を事にして京所司代と爲り、坂本を轉じて丹波

福智山城を領す。同十二年九月九日逝去、五十四歲、法名淨庵）、其の妹（七曲と號す。淺野又右衞門の妻、高臺院を以つて養女と爲す）、其の妹（朝日と號す。杉原助左衞門入道道松の妻）―家定（初名孫兵衞、若年より秀吉に仕へ、豊臣姓と木下氏とを賜ひ、從五位下に叙し、肥後守に任じ、大坂城留守居と爲る。播州姫路城二萬五千石を領し、後轉じて備中の內二萬五千石を領す。後入道して、家康公に依り、二位法印と爲る）妹（政所、關白秀吉の正妃たり。從一位に叙し、高臺院と號す。寛永元年九月六日薨、七十六歲、法名湖月）」と。

また藩翰譜に「肥後守豊臣家定は、尾張國の住人杉原平入道道松（助左衞門、一に家次とす）が男、豊臣太閤家北政所の御兄なり。年若き時より豊臣家へ仕へ、家號を賜ひて木下とは名乘りけり。大坂の城の留守として、播磨國姫路の城を領す、（二萬五千石）。德川殿・天下知し召されし初め、備中の國にて所領を賜ひて移る。德川殿の執し申させ給ふに依りて、入道の後、二位の法印に任ず（或る書には羽柴中納言家定とあり、いかゞ。入道して

淨英と號す）此の人多くの男子あり。嫡男少將兼若狹守勝俊、二男宮內少輔利房、三男右衞門大夫延俊、四男信濃守俊定は早世す。五男金吾中納言秀秋、六男出雲守某とぞ申しける。嫡男勝俊、太閤の御時に若狹國を賜ふ（九萬石）。慶長五年の秋、大坂の奉行等軍起して、伏見の城に止りし德川殿の御家人等を攻むべしとて既に討手を差向く、此の時勝俊秀賴の仰として、兼て伏見の城の留守として本城に在り、勝俊心に思ひけるは、秀賴・誠は政所の御子にあらずと云へども、我既に叔父の親みなり。如何なる事なりとも內府の方人すべき身にあらず。然りとて又ひがことせんずる奉行等に與して、內府と仇を結ばん事も謂れなし。なまじひに我斯くて在らんには、內府の家人等、軍せん障りとこそなるべけれ。所詮爰を去りて政所の御所を守護し參らすべしとて、伏見の城を出て都に登る。天下忽に德川殿に歸せし後、自ら所領の地を失ひて、東山の邊に幽なる棲居し、天哉翁と號しつゝ一生をぞ終られける。此の人和歌の道にすきて、詠める歌秀逸多く、其の集今も世に在りて、皆人此を傳へけり。

（勝俊所領は若州小濱、武鑑に六萬二千石とあり。上文九萬石とは兄弟合せて九萬石か）。二男宮内少輔これも故太閤の御時、若狹國高濱の城を賜る（三萬石又二萬石とも云ふ）關が原の合戰の時、上方の方人して、所領の地を沒收せらる。延俊、秀秋は、東國の御方として、二人ながら徳川殿の御恩に預る。肥後の入道が卒せし後、徳川殿彼が所領の地を勝俊、利房兄弟に分ち賜ふ。然るに政所は勝俊を、あながちに憐み思ひ給ひ、父の所領悉く勝俊に知行させんとて、利房には與へられず。大御所此の由を聞召し、御氣色宜からず、慶長十四年九月廿七日入道が遺領をば終に沒收せられてけり。勝俊は松平七郎殿の御舅なれば、關東にも疎からぬ御事に思召されしかど、此の時又所領を失はれしとは云ふなり、（松平七郎は誰人にや未調、勝俊の女は山崎甲斐守家治の妻とあり）」と見ゆ。

家定長男勝俊は若狹小濱六萬石を領し、長嘯子と號す。徳川氏の世となり、其の所領を沒せらる。

次に家定の次男利房は若狹高濱二萬石を領す。其の子孫は「利房（宮内少輔）—利當（淡路守）—利貞（淡路守）—谷定（肥後守）—利潔（美濃守、初公常、種恭、實は金森内記藤榮の三男）—利忠（宮内少輔、肥後守、俊長及）—利彪（淡路守）—定太郎利徽—利德（肥後守、實は藤堂和泉守高嶷の五男）—利愛（肥後守、實は養方弟）—利安（備中守、利恭）—利玄（備中足守二萬五千石）現今子爵、家紋澤瀉、きり菊、五七桐。

次に家定三男延俊（右衛門太夫）—俊治（伊賀守）—俊長（右衛門太夫、内藏頭）—俊量（式部少輔、伊賀守）—俊在（牧之丞）—長保（和泉守、實は俊長三男）—長監（岩三郎、實は俊量三男）—俊能（式部少輔、實は俊量四男）—俊泰（内藏助、大和守、實は俊量五男）—俊胤（左衛門佐、實は戶田因幡守忠寬の伯父）—俊懋（主計頭）—俊良（佐渡守）—俊敦（左衛門佐、實は舍弟）—俊方（主計頭）—俊程（飛驒守、實は舍弟）—俊愿—俊哲—（豐後日出二萬五千石）、現今子爵、寬政系譜支庶四家を收む。（日出の分家、五千石、延俊の次子延次の家）。

木下　日出

木下

木下　足守

木下　右門

22 織田氏族　家傳に「先祖津田親眞の三男親信、木下春重の女を娶り、舅の氏を冒す」と云ふ。家紋澤瀉、胡馬。

23 桓武平氏良將流　河村氏系圖に「桓武天皇、木下親王、高見王、濃州良將大將軍の末孫云々、名字木の下、幕紋木の葉」と。カハムラ條を見よ。

24 雜載　翁草、鎌倉時代武士の所領を擧げて「五千町、伊豆、木下庄衛門尉勝茂」とあれど、徵證なし。

又六鄕衆に「矢波、木ノ下、木下氏。」相摸西來寺文書に「天正十八年、木下半四郎吉隆」柴田退治記に「木下勘兵衛尉、但馬木崎を賜ふ」安西軍策に木下民部。豐鑑に木下美作、木下左京亮等あり。德川時代、木下氏は鍋島藩の側年寄、豐岡京極藩用人、細川藩用人たり。又幕府藝

者の書付に「三百貫儒者木下順庵、今以同高、儒者木下平三郎」と。又加賀藩給帳に「貳拾人扶持(釘貫)木下仁平、六拾俵(同)外七人扶持木下平次郎。」堀尾山城守給帳に「貳百參拾石木下半兵衛」筑後高良山三井寺藏神領撿地帳に木下二郎三郎(天文廿年)見ゆ。其の他、美濃、備前、信濃、志摩、甲斐等に多し。

木ノ下 キノシタ 前條に併せ云へり。猶ほ土佐香宗我部記錄所載大永八年二月廿八日文書に木の下新五郎殿見ゆ。

樹下 キノシタ ジユゲ

1 桓武平氏 梶原氏の族なりと云ふ。

2 河野氏流 伊豫國河野の一族と傳へらる。河野系圖に「玉純、字廝大領、樹下大明神是れ也」と、而して其の六世の孫興利(樹下押領使)、その子興方(大井御館)と載せ、豫章記之に同じ。

3 又近江山王日吉神社々家、江戸山王社神主に樹下氏あり、ジユゲ條を見よ。

木島 キノシマ 和名抄、和泉國和泉郡に木島鄕を載せ、木乃之末と註す。

木庄 キノシヤウ

木之瀨 キノセ 大隅國桑原郡栗野鄕正若宮八幡宮社司に木之瀨氏(神社傳記)あり。

木野田 キノタ 岩代に木野田善勝あり。

紀堤 キノツヽミ 古代紀堤臣あり、紀臣の族なり。ツヽミ條を見よ。

木野戸 キノト 我が師に木野戸勝隆氏あり、伊豫の人也。木戸、及びキノヘ條參照。

紀名草 キノナグサ ナグサ條を見よ。紀國造の一族也。

杵葉 キノハ 和名抄、陸奥國伊具郡(磐城)に杵葉鄕あり。

木野畑 キノハタ

木原 キノハラ キハラ條を見よ。

城上 キノヘ シキノカミ 和名抄、下總國海上郡に城上鄕あり。又常陸國茨城郡に城上鄕あれど、こはウバラキノカミなるべし。又大和國廣瀨郡に城戸鄕あり、法隆寺資財帳に木戸莊に作る。又筑前國下座郡に城邊鄕あり、木乃倍と註す。

1 城上連 歸化族か。神龜元年五月紀に「正六位下胛巨茂、姓を城上連と賜ふ」と見ゆ。大和國廣瀨郡城戸鄕より起りしなるべし。その後、天平二年十二月の大倭國正税帳に城上連直立見ゆ。

2 越前の城上(無姓) 天平神護二年九月の足羽郡司解に「班田使國醫師城上石村」と云ふ者見ゆ。

3 其の他、正倉院天平神護二年文書、姓名錄抄等にもあり。

城邊 キノヘ 前條に併せ云へり。

城戸 キノヘ 同上。

木登 キノボリ 職業部の一にして、樂戸の一種なり。令集解に「伎樂卅九戸、木登八戸、奈良笛吹九戸、右三色の人等は倭國より臨時に召す。但し寮・常に學習を爲す耳。品部と爲して取る。雜徭を免ずるを謂ふ也」と見ゆ。

木宮 キノミヤ 日向記に木宮喜右衞門尉と云ふ者見ゆ。

木野村 キノムラ 木村條參照。

木室 キノムロ キムロ 筑後の豪族にして、居城三瀦郡木ノ室村にあり、所領六町なりと。キムロ條を見よ。

木目澤 キノメサハ キメサハ 岩代國田村郡木目澤邑より起る。田村氏の族にして、田村月齋顯氏の七男木目澤善五郎顯繼の後也(仙道表鑑)と。

木本 キノモト キモト 紀伊に木本庄、其の他、河内、近江、越前等にも此の地名あり。

1 息長姓 紀伊國牟婁郡木本御厨より起る。莊司氏文書等に據るに、崇德帝の時、

紀伊國牟婁郡の人・息長常貞、木本御厨撿挍職に任補せられ、子孫莊司職たり。其の後、莊司氏と稱すと。莊司條を見よ。

2 湯淺氏流　紀伊國海部郡木本庄より起る。この地は、大安寺資財帳に木本鄕と記し、「紀伊國木本鄕葦原佰漆拾町、四至云々。右は飛鳥淨御原宮御宇天皇歲次癸酉、納め賜ふ者」とあり。中世は湯淺黨の據有にして、正應二年結番次第に「十四番、他門、木本庄。十五番、同、西庄」と見ゆ。而して庄內に木本八幡宮あり。續風土記に木本庄木本村地士に木本忠藏を載せたり。庄官の後か。

これより前、建武二年二月一日の湯淺木本新左衞門尉宗元の軍忠狀に「飯盛城、凶徒對治の爲、大將軍當所を御發向の後、今年正月晦日、紀州張本人六十谷彥七定向を討取り畢んぬ。此の條御實檢を遂げ畢る云々」と。この人の事は次項を見よ。

3 和泉の木本氏　前項木本宗元は和泉の人にして、熊取の地頭なりと。元弘三年正月、護良親王の令旨に應じ、大和宇陀郡波津坂に戰ふ。其の文書に「木本宗元最前御方に參り、合戰の忠節を致す。就中、出羽入道が吉野御所に寄來る時、大將中院少將家に屬し奉り、大和國宇多郡波津坂に馳せ向ひ、合戰を致し、忠節の條、兵部卿親王家・御感の令旨に炳焉たり」など見ゆ。

4 雜載　德川時代、二本松丹羽藩用人、會津松平藩重臣に此の氏あり。又志摩、伊勢にも存すとぞ。

木元　キノモト　キモト　攝津國西成郡木津町の名族也。前條氏と同族か。又柳生藩用人に此の氏あり。

木野本　キノモト　前二條と通ずべし。

○秀鄕流藤原姓と稱す。紀伊佐野氏の族にして、「柏木左衞門佐家高―佐野內記信廣―廣房(木野本玄蕃)―光義(木野本小四郎)」なりと、これも紀伊木本より起りし也。

木庭　キバ　コバ

1 菊池氏流　肥後國菊池郡木庭邑より起る。木庭氏系圖(上妻郡吉田村木庭氏藏)に「隆繼―能隆―隆泰、弟隆政―隆常(木庭次郞)―隆吉―經方―經尙―隆久―能直―能豐―能兼―隆秋―隆正―正豐―助直―經晟―經道―隆房―能輔―政輔―則直(菊池氏に仕へ、政務に預り、菊池氏沒落の後、浪人して肥後に在り)―隆國(新助、休信と號す)―義安(初め新助、後に新兵衞に改む。立花宗茂の許狀には(新兵衞尉に作る。立花尙政に仕へ、慶長五年冬、江上の役には隊將小野和泉に屬し、首七級を得。尙政・之を賞して感書及び加增の地一百七十石を以つてす。本所領と合せて、貳百五拾石也)―吉忠(吉之丞、後に太兵衞と改む。實は馬淵九左衞門の子、九左衞門は初め藝州福島左衞門大夫政則に仕へ、福島家斷絕、依りて備後鞆に蟄し、同姓嘉兵衞、宇右衞門と共に豐氏公に仕ふ。公の筑後を賜ふや、兄弟亦供奉す。九左衞門も亦久留米に來り、公に仕へ食六百石を食む)―義敬(太次右衞門)―女子(小島道由妻)、其の弟義泰(伊藏)―義實(文之進)―義利(伴藏)」と見ゆ。

2 永正元年の菊池政隆の侍帳に木庭越前守重行見ゆ。又備前等にもありと云ふ。

木場　キバ　コバ　大隅の豪族にして、佐多鄕の山崎邑高木城の城主たりしと云ふ。佐多條を見よ。志摩にも此の氏存す。

木葉　キバ　コノハ條を見よ。

木橋　キバシ

木幡　キハタ　コバタ條を見よ。

木畑　キハタ　備前に存す。

城畑 キハタ シロハタ條を見よ。

黄旗 キハタ 太平記卷三十二に「佐々木が黄旗一揆云々」と。

喜八 キハチ 中興系圖に「喜八、本國薩摩、島津修理亮忠國男、又次郎頼久、稱之」とあれど、喜入の誤なるべし。

紀八 キハチ 紀氏の八郎の意より來る。保元物語に打手の紀八あり。爲朝に從ふ、鎭西の士也。

木庭袋 キバブクロ 陸奥津輕の豪族にして、奥州葛西氏の族也。圓覺寺覆堂の棟札に「永正十五年、葛西木庭袋伊勢守頼清再建。大日本奥州鼻和郡海浦。別當春光山圓覺寺持地院宗翁」と。又觀音堂の懸佛には「文明十九年奉納、平繼久」云々と刻す。葛西條を見よ。

喜早 キハヤ 伊勢外宮の社家の一にして外宮別宮内人物忌家系血系帳に「喜早（玉串内人）、家系は度會神主。血系は木曾義正の嫡男家正、永祿年間、喜平氏を稱す。家系一卷あり」と。又伊勢神宮社家系圖に「喜早清淵血系。玉串内人喜早氏の血系は、武田信虎—信繁—信知（望月、後に吉田）—忠知（望月、後に吉田）—知勝（高橋と改む）—知信」なりと見ゆ。

木林 キバヤシ コバヤシに同じきか。

木原 キハラ キノハラ 遠江、武藏、常陸、因幡、肥前、肥後、日向等に此の地名あり。

1 佐々木氏流 因幡國智頭郡土師鄉木原村より起る。この地は、享祿二年、木原駿河守元信の讓狀に「土師鄉木原名」と見ゆ。木原元信は享祿中、木原城に據る。因幡志に、同村「唐櫃城は木の原駿河守元信と云ひし武士の舊墟也。本姓は佐々木秀義の嫡子太郎定綱の末子にして、數世此の城に住せり。當村長四郎と云ふ百姓は其の末孫なり」と。又高平城主波多野氏の家老に木原圓心あり。その後裔八東郡日下部邑に存すとぞ。

2 平賀氏流 安藝國の名族にして、高宮郡木原城に據る。藝藩通志に「木原城は高屋東村にあり。天文の頃、木原美濃保成、同源右衞門信友の父子相續いて居守す。皆平賀の同族なり」と。又賀茂郡大畠村木原氏、「元祖遠江次郎資宗、文治の間、出羽の平鹿郡に居る、因りて氏となす。後平賀と改む。長子維長・始めて當國に來り、文明延德の間、新四郎弘賴あり。弘賴が二子、長は弘保、次は保成、

保成は高屋東村木原に居りて木原美濃と稱す。保成が長子、源左衞門信友、來りて大畠に居る。これ當村木原氏の祖也」と載せ、又高宮郡可部町木原氏、「先祖重見通種、陶氏に從ひて宮島の役に赴く。陶氏滅亡の後、毛利氏重見の器を惜み、臣とせんとすれど、終に從はずして自双す。依りて其の二子を召して祿を與ふ。兵部兄を木原兵部、弟を喜三郞とよぶ。兵部が子源三兵衞、毛利を去り、大坂の役に赴きて返らず。其の子九右衞門、可部に居る。今の木原屋敷は其の後なり」と。これも同族か。此の氏人は、安西軍策に木原源三兵衞、木原兵部少輔、又小早川隆景家臣に木原善右衞門、（樋口宗保覺書）あり。

3 重見氏流 前項に併せ云へり。

4 大藏姓岩門氏流 鎭西の豪族にして、大藏系圖に「岩門少卿種輔—種綱—家綱—種忠—六郎景道—景村（木原入道、法名覺道）—六郎種氏、弟五郎種勝、弟種家（號山口）」と見ゆ。

5 源姓 肥後國益城郡木原邑より起る。東鑑、養和元年二月廿八日條に「菊池次郎隆直、云々、相具する輩、木原次郎盛

實法師、南鄕大宮司惟安」と。古くより相當の豪族たりしを知るべし。木原山の頂きに海上庵と呼ぶ草堂址あり。山下には天台談義所雁同山長壽寺並に遊行道場阿彌陀寺等ありて、木原氏の事迹を傳ふれど詳ならず。其の城址と云ふは、木原山の北岬にあり。甲佐文書に「守富莊地頭、木原太郎源顯實が承安三年の寄進狀（地頭は僧盛春が、延元三年の請文に據る）、其の子木原太郎實澄が承久三年の契約狀あり（地名辭書）と。

6 肥前の木原氏　佐賀郡木原邑より起りしか。龍造寺家臣に木原伊勢あり。

7 平姓　家紋丸に打違鷹羽、丸に矢筈。伊賀者の一にして、寛政系譜に見ゆ。

8 大和の木原氏　筒井氏時代、十市郡の豪族に木原主殿あり。これより前、至德元年四月の大和武士交名に木原殿の名を擧ぐ。

9 鈴木氏流　遠江國山名郡（長下）木原邑より起る。鈴木吉勝―吉賴―吉次、家號を木原とす。家紋五本立稻穗、菱唐花、十六葉菊。これも幕臣にして寛政系譜に見ゆ。

木原兵三郎

10 常陸の平姓　信太郡木原邑より起る。大和守爲平の子民部丞實光の後なり。

11 藤姓　大隅にあり。木原氏略系圖に「藤原姓にして、家讓り字淸、天正以前郡內志布志より高山に移居。釆女正―休右衞門―源左衞門―半右衞門―半之丞―助兵衞―淸噫。助兵衞は三坂五左衞門の二男なり」と。

12 雜載　攝津能勢郡能勢家臣、後藤氏由緖書に木原內匠、下總小金本土寺過去帳に「木原兵庫助・享保」また越後、信濃等にも存す。

城原　キハラ　キハル

シロハラ條參照。

1 城原連　神魂尊の裔と傳へらる。氏人は類聚國史卷九十九、職官四、叙位に「弘仁十四年十一月云々、城原連繼直、外從五位下に叙す」と見ゆ。

2 河內の城原（無姓）　姓氏錄、河內神別に「城原、同神（神魂神）五世孫大廣目命の後也」と見ゆ。

3 大神氏流　豐後國直入郡城原邑より起る。城原八幡宮あり。大神系圖に「大彌太惟基―惟淸（五男、城原五郎）」と見ゆる後也。

規原　キハラ

正訓未詳。

氣原　キハラ

ケハラ條を見よ。

吉備　キビ

吉備國は後世の備前、備中、備後、美作の四國の總稱なり。その他、紀伊國在田郡に吉備鄕あり、又史上に著はる。此の氏は此等の地名を負ひし也。

1 吉備氏族　吉備氏とは、孝靈帝の皇子大吉備津日子命、若日子建吉備津日子命の裔なれど、孝安帝の皇子大吉備諸進命、孝靈帝皇子日子刺肩別命、及び日子寤間命も、これと關係する處多ければ、其の後裔をも併せて、此の氏族に含む方適當なるべし。古事記孝安段に「此の天皇云々、姪忍鹿比賣命を娶り給ひて、御子大吉備諸進命を生み給ふ」とあれど、書紀には此の皇子見えずして、且つ次代の孝靈帝皇子に、大吉備津日子命、若日子建吉備津日子命等見ゆるあれば、記傳には「大吉備津日子命を、或は此の天皇の御子とも傳へ誤れるには非るか。其の故は、是は大吉備と申す御名を負ひ坐せる由も、おぼつかなく、又進も彼の伊佐勢理と同意なればなり」と説かれたれど、

吉備を御名に負ひ坐せる皇子は、單に大吉備津日子、若日子建吉備津日子のみに限らんや。景行帝の皇子にも吉備之兄日子王のあるにあらずや。思ふに神武帝以後、此の朝に至る五代、京畿の形勢・略ぼ定りて、漸く四周に中央勢力を發展するの機運に向ひたるべし。而して、吉備は西九州に至るの要路を占め、一方山陰を抑壓する、形勝の地たり。即ち此の地の安否は、西國全體の運命を制すと云ふを得ん。

よりて此の發展の機運に際し、先づ手を下すべきは吉備たりしにて、第一に此の御代、大吉備諸進命の派遣となり、次いで兩吉備津日子の派遣となりたるが如し。但し史缺けて事蹟傳はらず、惜しむべきのみ。

孝靈天皇には五皇子あり。孝元帝は皇后の御腹にして、他の四皇子は蠅伊呂泥、蠅伊呂杼、姉妹兩妃の生み奉る處、即ち日子刺肩別命、比古伊佐勢理毘古命は姉腹、日子寤間命、若日子建吉備津日子命は妹腹なり。但し以上は古事記の所傳にして、書紀は少しく異なれり、即ち彦五十狹芹彦命（姉腹）彦狹島命、稚武彦命（姉腹）の三皇子とせり。内・日子刺肩別命は古事記のみに見えて他になく、且つ同記に「日子刺肩別命は高志の利波臣、豐國の國前臣、五百原君、角鹿海直の祖也」として、其の子孫を擧ぐれど、國前臣は、國造本紀が、國前國造を吉備津命の裔とし、五百原君は姓氏錄に稚武彦命の後とす。又角鹿海直も、角鹿國造角鹿直が若武彦の後なれば、此も若武彦の後裔とする方穩當ならんか。即ち古事記が此の皇子の裔として傳ふる氏々は、他の傳によれば若武彦の後たるなり。因りて思ふに、此の命は若建彦命の亦名なるを誤りて、別皇子となしたるなるべきか。

比古伊佐勢理毘古命は亦の名を大吉備津日子命と云ふ。書紀には「亦の名・吉備津彦命」とあり、蓋し吉備津彦とは「吉備ノ・彦」の意にして原始的の氏及び姓の一種と見るべく、一人の名とすべきにあらず。記孝靈段に「大吉備津日子命と若建吉備津日子命と、二柱相副へて、針間氷河の前に、忌瓮を居えて、針間を道口と爲し、以つて吉備國を言向け和げ給ふ也」と。即ち知る兩皇子は、大吉備諸進命に次いで、吉備の經營に從事し給ひしを。書紀には此の事なくして、崇神紀に「十年九月丙戌朔甲午、大彦命を以つて北陸に遣はし、武渟川別を東海に遣はし、吉備津彦を西海に遣はし、丹波道主命を丹波に遣はす。因りて以つて詔して曰く、若し敎を受けざる者あらば、乃ち兵を擧げて之を伐てと。既にして共に印綬を授け、將軍と爲し給ふ云々。未だ幾時もなく、武埴安彦と妻吾田媛と反逆を謀り、師を與して忽ち至る。各々道を分ち、夫は山背より、婦は大坂より、並に入りて帝京を襲はんとする時、天皇・五十狹芹彦命を遣はして、吾田媛の師を擊しめ給ふ。即ち大坂に遮りて、皆大いに之を破り、吾田媛を殺し、悉く其の軍卒を斬る」とあるを以つて、學者・多くは此の吉備津彦を以つて、大吉備津日子命に當つるものあれど、余の見解は然らず。前述の如く吉備津彦とは、原始的氏姓と見るべきものにして（日本上代に於ける社會組織の研究を見よ）、既に若建吉備津日子と申すも又吉備津彦の御一人にあらずや。故に單に吉備津彦とあるを、總べて大吉備津日子命御一方とするは褊狹の見と云はざるべからず。且つ此の條に吉備津彦と、五十狹

芹彦命とを並べ書する上より見るも、同人とは思はれざるなり。然らば則ち此の吉備津彦と、孝靈段の兩吉備津日子とは、如何なる關係に立つか。此處に於いて、余輩思ふ、恐らく、こは兩吉備津日子、就れかの御子にして、其の子孫の調査より見れば、若建吉備津日子の御子となすを最も穩とすべし。孝靈皇子の大吉備津彦の御子孫は、孝靈段に「大吉津日子命は吉備上道臣の祖也」と見ゆれど、上道臣は書紀の應神卷、並に國造本紀等、總べて若建吉備津日子の子孫となすより見れば、大吉備津彦の子孫は早く絕えしものなるべし。此に反して若建吉備津日子命の子孫は大いに榮えて、上古より中古に亘りて、第一流の大族たるもの尠からず。故に吉備氏族と云ふも、主として此の皇子の裔なるを知るべし。

日子寤間命は、書紀、舊事紀共に彦狹島命とあり。而して豐城入彦命の孫にも、別に彦狹島ありて紛はしきも、全く同名異人なればよく〳〵注意すべし。此の子孫に播磨宇自可臣あり。

若建吉備津日子は書紀に、稚武彦命と記す。御兄五十狹芹彦命、卽ち大吉備津日子命と共に吉備を經營し、御兄大吉備津彦は歸京し給ひしも、(そは崇神紀に此の命が吾田媛を打ちし事實によりて知るを得べし。吉備津彦神社社記に「大命・御壽二百八十有一歲。中山南嶺に陵あり」とある如きは、荒誕不稽、信ずべからず)。此の命は止りて吉備諸族の祖となり給ひしが如し。

此の外、舊事紀には、猶ほ弟稚武彦命と云ふ皇子を、稚武彦命以外に擧ぐるも、こは、孝靈紀を誤讀して盜竊せる結果に過ぎざるなり。

次に崇神紀の吉備津彦は稚武彦命の子にして、四道將軍の一人なるが、猶ほ崇神紀六十年條に「出雲振根を誅する」の記事あり。また播磨風土記に見ゆる吉備比古と云ふも此の人に當るか。同書によれば、其の妹の吉備比賣は景行帝の皇后印南別孃の母たるなり。此の風土記の傳は、古事記の「吉備臣等の祖・若建吉備津日子の女・針間の伊那毘能大郎女」とあると說を異にす。風土記にては、丸部臣等の始祖・比古汝弟と吉備日賣との間の御子とすればなり。

次に吉備津彦の子を吉備武彦とす。倭建尊に從ひて大功を建つ。武尊の御母は伊那毘能大郎女なれば、武彦は尊の外戚に當り、猶ほ武尊は武彦の女なる吉備穴戶武媛を妃となし給ひぬ。

次に武彦の子を鴨別命とす。仲哀帝の西狩に從ひ、熊襲を打ちて又大功あり。神功紀に「吉備臣鴨別を遣はして、熊襲國を擊たしむ。未だ浹辰を經ずして自ら服す焉」と見ゆ。その後、應神天皇は其の妹兄媛を寵し給ひ、吉備葉田葦守宮に幸し給ふ。時に鴨別は兄の御友別と共に、其の子孫を率ゐて奉饗す。天皇・其の謹惶侍奉の狀を看て悅び給ひ、吉備國を割きて、其の子弟一族を封じ給ふ。卽ち書紀に、「因りて吉備國を割きて其の子等を封じ給ふ也」則ち川島縣を分ちて(御友別の)長子稻速別を封ず、是れ下道臣の始祖也。次に上道縣を以つて中子仲彦を封ず、是れ上道臣、香屋臣の始祖也。次に三野縣を以つて、弟彦を封ず、是れ三野臣の始祖也。復た波區藝縣を以つて、御友別の弟・鴨別を封ず、是れ笠田(臣の誤寫)の始祖也。卽ち苑縣を以つて兄浦凝別を封ず、是れ苑丘の始祖也。卽ち織部縣を以つて兄媛に賜ふ。是を以つて其の子孫・今に

吉備國に在る、是れ其の緣也」と見ゆ。此等の諸氏は吉備氏族の中心をなすものにして、其の他、九州、東海、北陸に榮ゆ。次に此の氏族の略系を示せば、

- 孝安天皇
  - 大吉備諸進命
  - 絚某姊 ＝ 孝靈帝
    - 日子刺肩別命
    - 比古伊佐勢理毘古命（亦名大吉備津日子命）
  - 孝靈帝 ＝ 絚某弟
    - 日子寤間命（彥狹島命）
    - 稚武彥命（若日子建吉備津日子命）
      - 吉備津彥
        - 吉備武彥
          - 浦凝別
          - 御友別
            - 稻速別
            - 仲彥
            - 弟彥
          - 鴨別
          - 意加部彥
          - 穴戶武媛（武尊妃）
          - 兄媛（應神妃）
          - 建功狹日
        - 三井根子
      - 吉備比賣 ＝ 伊那毘皇后
      - 比古汝弟

子孫は各條にあり、以下は吉備とあるもののみを集む。

2　吉備臣　孝靈紀に「稚武彥命は是れ吉備臣の始祖也」また孝靈本紀に「彥五十狹芹彥命は亦の名・吉備津彥命、吉備臣等の祖」など見ゆ。蓋し上道臣、下道臣、笠臣、云々と別れざりし以前は、此の氏族の人を總稱して、一般に吉備臣と云ひしが如し。卽ち景行段に「吉備臣等の祖・若建吉備津日子」「吉備臣等の祖・名は御鉏友耳建日子」又「吉備臣建日子」神功紀に「吉備臣の祖・鴨別」などあるを其の證とするを得べし。而して猶ほ各氏々に別れし後も、一般的には總名として、或は此等の氏を稱せざる者には、吉備臣と云ひしが如し。雄略紀に、吉備窪屋臣、吉備臣小梨、及び吉備臣屋代等の如き、また姓氏錄右京皇別に「吉備臣、稚武彥命の孫・御友別命の後也」などある皆然り。

此の氏の歷代については、後世、吉備臣財田系圖の如きに「孝靈天皇御子吉備津彥命—吉備津國牟祁命—吉備津海弖琉彥—吉備津伊佐國比呂命—吉備津洲廣御鉏振建—吉備津御鉏友耳建彥—吉備津國比呂祁命—吉備津國比良—吉備津友若比呂—吉備津友若別—浦凝別」など見ゆれど、僞作と見るを至當とすべきも、參考の爲、此處に擧ぐ。

3　河內の吉備臣　神護景雲三年九月紀に「河內國志紀郡人從七位下岡田毘登稻城等の四人に、姓を吉備臣と賜ふ」と見ゆ。もと吉備臣より別れし人なるべし。

4　吉備國造　倭姬命世記に「（崇神天皇五十一年）木乃國奈久佐濱宮に遷り、三年を積むの間・齋き奉る。時に紀伊國造・舍人紀麿、良地口御田を進む。五十四年、吉備國名方濱宮に遷り、四年齋き奉る。時に吉備國造・釆女吉備津比賣、又地口御田を進む」とある吉備國造は、前述中國なる、吉備の國を指すにあらずして、和名抄に紀伊國在田郡吉備鄕とある地に外ならずとの說あり。果して然るや否や、猶ほ考ふる餘地あるも、其の前後の關係より見れば、此の說或は當れるか。果して然らば、こは吉備海部直の兼領地にて、此の國造と云ふもの、又吉備氏の族ならんか。此の國造の氏姓は海部直なるべし。キビノアマベ條を參照せよ。

5　吉備國造　中國の吉備を指すなれど、上代には一も物に見えず。奈良朝に至りて初めて其の名あり。卽ち天平寶字元年八月紀に「從四位上上道朝臣斐太都を以つて、吉備國造と爲す」と見ゆ。但し、こは中古の國造にて、古代のそれと大い

に趣を異にす。殊に神護景雲元年九月紀には「備前國造」と記す。當時の國造は輕きものにて、大體は名譽上の稱號の如きものなれば、吉備と云ふも、備前と云ふも、實質に於いては異なる處あらざりしなり。

6　吉備朝臣　吉備氏の一派下道臣の後にして、天平十八年十月紀に「從四位下下道朝臣眞備、姓を吉備朝臣と賜ふ」と。（江談抄には「眞備・天平九年に姓を吉備朝臣と賜ふ」と見ゆ）。また同廿年十一月紀に「下道朝臣乙吉備、直、事廣の三人、並に姓を吉備朝臣と賜ふ」と見えたり。姓氏錄には左京皇別に貫し「吉備朝臣、大日本根子彦太瓊天皇の皇子稚武彦命の後也」と記す。猶ほ寶龜六年十月紀に「前右大臣正二位勳二等吉備朝臣眞備薨ず。左衞士少尉下道朝臣國勝の子也」云々。姓を吉備朝臣と賜ふ」とありて、天平十八年紀と符合す。眞備は我が國學問の鼻祖として、人口に膾炙す。これ以前の學者は殆んど皆歸化族より出でし也。

7　吉備氏の氏神　吉備津彦神社は、神名帳、備中國賀夜郡に吉備津彦神社（名神大）を收む。また備前國に吉備津宮あり、

國帳に「一品吉備津彦命宮、坐津高郡」と。共に兩國に於いて、各々國の一宮たり。其の他、上道郡に從五位上吉備津岡辛木別神あり。又備前一宮大藤內家の社說に據れば「備前吉備津宮は彦太郎殿、備中の宮は彦九郎殿にて、備後の宮は彦三郎殿と稱す」とぞ。內備中の一宮・吉備津神社は大吉備津彦命を祀り、吉備郡眞金村に鎭座せらる。

その社傳（正六位上左大史賀陽朝臣宗成、從六位上備中權博士賀陽朝臣眞宗等、天安中に之を記すと云ふ）に「活目入彦五十狹芹尊（垂仁御諱）即位五年、百濟國王温羅・子族を以つて、日向に赴來り、轉じて吉備國に赴參り、城を窟山に築き、夭鬼を集率して之に籠る。帝京に納る人所の税租を奪ひ、國中に美女あれば、則ち之を娶り、數十人を集めて淫樂す。故に國民大いに之を苦しむ。樂々森彦命・播磨に至り參りて告ぐ。大命（大吉備津彦命）驚き聞こして、卽ち馳せ降り臨留す。靈臣・迎へ奉り方山宮に座して、中山茅宮に移座せしめて軍議す。乃ち兵を發し窟城を攻む。而も鬼族・敢へて屈せず。乃ち兵を片岡山に進めて射戰云々。

大命・白羽を發す。則ち敵箭來りて虛空に相中し折れ散る。時に一幡あり、日文。翻りて巽礒の上に降るあり。大命・乃ち御友別命と鴨別命との二神を遣はし、陣して彼の礒を護らしむ。時に異神あり、告げて曰く、臣は是れ中山主神也。是の如くせば則ち徒に白羽を失ふ耳。宜しく二白羽を挾みて放つべし。則ち一は故の如く虛空に相中り、喰ひ合ひて落ち、一は必ず敵を射るべし焉。乃ち其の敎に隨ふ。果して言へる如く、一は虛空に相中り、喰ひ合ひて落つ、矢喰神社是の跡なり。一は乃ち往き飛びて温羅の肩を貫く、夭鬼之を視て四方に散ず云々。時に二神は彼の日文の幡を擧げて後を遮り、大命は劔を按じて之を逐ふ。温羅・遁れんと欲して處なく、則ち叱聲・雲霧を曳き、降雨を起す、鉾の如し。濁波は山腰を穿ち、洪水して海と爲る。温羅、其の際に逃れ、浮沈游行鯉の如し。大命・左右を顧みて曰く、誰か能く之を繫がむと。樂々森彦命・命に應じ、水を游ぎて之を逐ふ樣は鵜の如く直に搏つて之を捕へ、大前に誘ふ。温羅・命に伏し、諸神を饗す云々。齋殿を中山の林間に營し、甕を居

え、大いに祈るなり。之に因りて國中無事なり。

大命御壽二百八十有一歳、中山南の巓に陵す（貞持・云ふ、里人茶らす山と）。大命の御曾孫・加夜臣中津彦命の嫡男奈留美命、彼の齋殿の地に一社を造り、大命の荒靈、及び七神を安んじ、是れを內の八神と曰ふ。次に營元の弟宮を改め、大倭根子彦太瓊天皇（孝靈御諱）の奇靈、及び七神を安置す。是れを母登能宮八神と曰ふ。（貞持云ふ、今本宮とたゝへまつるは、元宮とかきて、はじめのみやとよみ、後にもとのみやとよみてより、誤りて本宮とかきしを、ほむくらとたゝへ申せしなり。むかし本宮と申せしは、正宮をさしてぞ申せし）。次に元營の新宮に御子吉備武彦命を安置す、東山新宮是れ也。後賀陽臣守麿・七神を安置し、是れを新宮八座と曰ふ。次に又一社を營み、大命の內妃を安置す（並に內妃の御兄弟七神を祭る）、是れを內宮八座と曰ふ。次に地主神巖山大明神社を營み、是れを吉備津の五社と曰ふ。次に一社を營み、楯築山磐の奇靈を祭る、一童社是れ也。正宮を除き、以下の四所を合せて五攝社と曰ふ。

又曰ふ、鳴動神竈は温羅の幸靈也。大命一夜夢み給ひ、温羅命告げて曰く、國中・事あれば則ち大竈の前に立て、鳴動して事の吉凶を告げ奉らん云々。是れ鳴動御氣色の所緣也。」と見ゆ。

當社は天下の大社なれど、古傳と思はるゝもの殆んどなし、惜しむべきかな。其の位置、並に賀陽氏が後世まで祠官なるに照し、加夜國造の宗祀なりしや明白ならん。蓋し吉備氏族の宗家たりし上道臣衰微せしにより、當社最も盛大となりしものと考へらる。カミツミチ、カヤ條參照。

伯耆國日野郡に樂々福神社二社、同じ村に存す。一は宮內村の東宮の廻りと云ふ處に、他は西馬場の筋に、川を隔てゝ鎭り座し、東の宮の祭神、今は若建吉備津彦命、大日本根子彦太瓊命、細姫命、福姫命、合祭倉稻魂命。西の宮は大吉備津彦命、大日本根子彦太瓊命、細姫命、彦狹島命、及び倉稻魂命、大山祇命を合せ祀り、伯耆志には「西村產土神、樂々福大明神、祭神大日本根子彦太瓊尊、左細媛命、右彦狹島命、」と載せ、社傳、神宮寺緣起、民諺記、民談記等より「彦太瓊尊、皇后細媛命、皇子齒黑命（彦狹島命の亦の名）

と共に、當國へ行幸有りて、皇化を恢弘し、邪鬼を征討し給はん爲めに、まづ當郡笹苞山に座まし、山中邪鬼の巢窟を覆し給はんとして、河源を遡り、南方に進みて、上菅生山湯原等の地を歷玉ひ、終に鬼林山より大倉山の麓に於いて、邪鬼を斬り殺し給ふ。是れより河を渡りて西方に進み、細屋村に至り給ひ、爰にて皇后に會し給ひて、是より東北に返り、笠置村大宮村を歷て、再び南方に進み、此の地に行宮を建給ふ。即ち河水を隔て東村に天皇御座し、西村に皇后御座ます。其の頃、備中に蟹魁師と云ふ者有りて、皇居を襲はむとす。齒黑皇子、霞鄉に關を置き、是を待ち給ふに、魁師戰はずして降參す。後皇后、此の地に薨去し給ひければ、是を眞禮峯に葬奉る。今社の艮位三丁許に窟あり、是れ即ち其の御墓なり云々。」と載せ、「此の天皇、當國迁幸の御擧曾て史書に所見なし。こは孝靈天皇の皇子大吉備津日子命、若建吉備津日子命と共に吉備國を治平し給ふ因に、當國をも經歷し給ひしものなり。そを誤りて御父天皇、並に皇后の事となせるか」と記すも、社の名稱樂々福より見れば、前

述備中吉備津彦神社記に見ゆる樂々森彦を祭りしものかと考へらる。斯くの如き類は、中國地方、他にも多かりしならんも、多くは隕滅して傳はらざるは惜しむべし。

8　吉備津社と山部　吉備氏が山部の民を率ゐし事は、淸寧紀に「天皇・即ち使を遣はし、上道臣等を嘖讓して、其の領する所の山部を奪ふ」と載せ、又顯宗紀に「伊豫來目部小楯を山部連となし、山官に拜し、吉備臣を以つて副となす」とあるによりて、窺ふに足らん。上道臣は吉備臣族中の宗族たる也。山部の神なる大山津見神と、吉備氏の大祖孝靈天皇とを混同し、或は父子、或は同體の神と傳ふるに至りしは、此の結果なるや想像するに難からず。ヤマベ、ヲチ、カウノ、イホハラ、コジマ、ミヤケ等の條を參照せよ。

此等によりて考ふれば、吉備津社は吉備氏の氏神にして、其の宗祀なれば、或は此の大山津見神を祀りしにあらざるか。後世の書なれど、相州兵亂記に伊豆三島大社の事を載せて「抑も彼の三島大明神と申すは、御本社は四國伊豫國に御鎭あり。仁王第七の御門孝靈天皇と申すは、忝くも彼の神の化身なり。本地大通智勝佛にて御座す。之に依りて彼の御神の氏人伊豫の河野の一門は、今に至る迄、大通の通の字を名乘りける。越智の姓是れ也。備中國吉備津宮、讃岐國一の宮も、彼の神の御子也。當社も亦其の神の御子とかや。衆生濟度の爲に舟にめされて、四國より遙々と此の地へ御垂跡ありしとかや」と見ゆ。或は古傳の存するものありしか。ヤマベ、ミシマ條參照。

9　吉備津社々家　備中國吉備津宮の社家は、賀陽、藤井等の條を見よ。又備前吉備津宮の社家は、大藤內、大森等の條を見よ。猶ほ御維新前備前吉備津神社人名錄（朱印領三百石）に「大藤內家神主兼社務・大守肥後守、祝部兼中番・大守舍人、撿授兼上番・淺野志摩、權祝部兼下番・大守安房。三官、左行事・大守石見、右行事・橫部隱岐。一老、熊代式部、二老、竹原大和、三老、和氣島豐後。禰宜兼脇番・小山相摸、黑住織兵衞、黑住壹岐、佐野承守、黑住因幡、中山土佐、深井治三郎、難波眞平、小山源之亟、黑住芳太郎、小野八重次。神子・淺野吉祥。是より下社人と唱へ申候。神子・小野田吉女。阿曾女事・內田民吾、同・黑住兵右衞門。御餠別當・淺野俊之介、同・水田俊大夫。匠工・塚家嘉十郎。祢數・內海利介。小使・小田八十八、同・河田仁八」とあり。

9　大和の吉備氏　至德元年四月、大和武士の交名に吉備殿を載せ、後世十市氏配下の將に吉備氏あり。

10　雜載　備中府志に吉備の冠者あれど、傳說中の人物に過ぎず。又新編相摸風土記所引延年樂譜に「箱根權現社は聖武天皇の御宇、吉備大臣始めて建立」と。

喜備　キビ　これも吉備國より起りしなるべし。

○喜備別　景行帝の裔にして、天皇本紀に「豐國別命、喜備別祖」と見ゆ。

吉備津　キビツ

1　上代の吉備津氏　萬葉集卷三に見ゆ。

2　安藝の吉備津氏　當國の豪族にして、吉備津內膳は田萬里村胡丸山に據る（藝藩通志）。

吉備穴　キビノアナ　上代に吉備穴國造あり。春日氏の族なり。アナ條を見よ。

吉備海部　キビノアマベ　海部の一種に

して、吉備地方にありしより此の名あり。アマベ條を見よ。

1 **吉備海部直**　吉備海部の伴造たりし氏にして、古事紀、仁徳段に「天皇・吉備海部直の女、名は黒日賣、其の容姿の端正なるを聞看し、喚上げて使ひ給ひき」と見ゆ。而して此の吉備海部直が山陽吉備の人なるは、天皇・此の黒日賣を戀ひ慕ひ給ひて、「吉備國に行幸云々」と見ゆるによりて知る事を得。續いて雄略紀七年條に「天皇・(上道)田狹臣の子弟君と、吉備海部直赤尾とに詔して宣はく、汝宜しく往きて新羅を罸せよ」と。これも又中國吉備の人なるが如し。されど敏達紀十二年條に「乃ち紀國造押勝と吉備海部直羽島とを遣はす」と載せ、吉備海部直の紀國造と共に、百濟に使する事の見ゆるを思へば、前述吉備國造の紀伊國吉備なる考證に併せて、此の氏をも紀伊に當つる人多し。されど、仁徳段の黒日賣と云ひ、又雄略紀の赤尾が吉備上道氏と事を共にするより見れば、中國吉備にも、吉備海部直のありしや明々白々たり。因りて思ふに、此の氏は吉備より起り、更に紀伊にも殖民として、其の地に於いて

も、多數の海部を領せしにて、紀伊の吉備の名も、此の氏より起りしものと考へらる。直の國造姓なるは、余が社會組織の研究に論ぜし處にして、殊に諸國の海部直が其の地の國造たりしは、角鹿海直が角鹿國造を、明石海直が明石國造を稱せしが如く、其の例尠からず。就中、但馬海直の如きは、國造本紀に見えざるも、又但馬國造たりし事は天孫本紀によりて知るを得べし。同樣に此の海部直は紀伊に移り、吉備國造に補せられし事想像するに難からず。卽ち吉備海部直は早くより紀伊の海部を兼領し、其の地に吉備國を建設せしが、猶ほ一族は中國の吉備にもありたるなるべし。其の後、敏達紀に吉備海部直難波と云ふ人も見ゆ。此の氏の出自は明記するものなけれど、孝靈本紀に「彦狹島命は海直等の祖」とあるに從へば、吉備臣の族たりしが如し。

2 **紀伊の吉備海部直**　前條に云へり。神龜元年十月紀に「名草郡少領正八位下大伴櫟津連子人、海部直士形」と見ゆるは、此の子孫にして、吉備國造の族なるべし。此の國に海部郡あり。欽明紀十七年條に「紀國に海部屯倉を置く」など見ゆるも同

地なるべし。

吉備石先　キビノイハナス　古くは吉備石先別あり。和氣氏の族也。イハナス條を見よ。

吉備笠　キビノカサ　古く備中に吉備笠臣あり、吉備氏の族なり。カサ條を見よ。

吉備上道　キビノカミツミチ　臣姓にして、吉備氏の族、カムツミチ條を見よ。

吉備神部　キビノカンベ　吉備にありし神部を云ふ。神代紀一書に「其の素戔嗚尊が蛇を斷ちし劔は、今・吉備神部の許に在る也」と。また地神本紀にも「其の蛇を斬し劔は今則ち吉備神部の許に在り」など見ゆ。一說に云ふ「吉備を一に寸鈹に作る、出雲簸川上山・是れなり」と。されど恐くは非なるべし。神名帳、當國赤坂郡に石上布都之魂神社あり、此の神劔を祀るか。然らば此の氏は此の地に存せしものならん。

木檜　キヒノキ　コヒノキ條を見よ。

吉備窪屋　キビノクボヤ　臣姓、吉備氏の族なり。クボヤ條を見よ。

吉備下道　キビノシモツミチ　臣姓、吉備氏の族なり。シモツミチ條を見よ。

吉備中縣　キビノナカツアガタ　備中に吉備中縣國造あり。神魂尊の裔。ナカツア

ガタ條を見よ。

吉備藤野　キビノフヂノ　和氣氏の族なり。フヂノ條を見よ。

吉備品治　キビノホンヂ

1　吉備品治國造　備後にあり、丹波氏の族也。

2　吉備品治君　ホムヂ條を見よ。

吉備品遲　キビノホンヂ　ホムヂ條を見よ。

吉備品遲部　キビノホンヂベ　御名代部の一にして、吉備にありし品遲部を云ふ。品遲部はホンヂベ條を見よ。仁德紀に「吉備品遲部雄鯽と云ふ人見ゆ。

吉備弓削部　キビノユゲベ　吉備にありし弓削部也。雄略紀に「官者吉備弓削部虛空」と云ふ者見ゆ。ユゲベ條參照。

吉備部　キビベ　吉備氏の私有部曲なるべし。

1　吉備の吉備部

2　出雲の吉備部　賑給歷名帳に「漆部鄕深江里吉備部當女、犬上里吉備部井手女、河內鄕伊美里吉備部女子女、朝山鄕吉備部刀良、加夜里吉備部得賣、裨原里吉備部刀良、神戶吉備部島賣、滑狹鄕吉備部重石、多級里吉備部大海、城村里吉備部馬手等三十一名見ゆ。吉備氏の勢力の出雲に及びしを知るに足らん。

3　筑前の吉備部　川邊里戶籍に吉備部岐多奈賣と云ふ人見ゆ。

4　吉備部君　吉備部の首長にして出雲にあり。同國賑給歷名帳に「足幡里吉備部君久比外四名、吉備部君美蘇良外二名」見ゆ。

5　吉備部臣　吉備部の管理者なり。出雲風土記に「神門郡主政外從八位下勳業吉備部臣」また賑給歷名帳に「日置鄕荏原里吉備部臣子人外二人、吉備部臣恩比止外三人、吉備部臣島賣、國村里吉備部臣衣賣外二人、山田里吉備部臣烏外一人」見えたり。出雲臣の族か。

木平　キヒラ

紀平　キヒラ　キヘイ條を見よ。

貴平　キヒラ　遠江國磐田郡の名族にして羽鳥庄貴平鄕の住人貴平次郎大夫朝重は享德三年、岩水寺を再興す。

給理　キヒリ　和名抄、伊豫國越智郡に給理鄕あり。

給黎　キヒレ　薩摩國に、給黎郡給黎鄕あり、和名抄に岐比禮と註す。此の氏は此の地より起る。

1　平姓伊作氏流　伊作良道の次男有道を祖とす。圖田帳に「郡司小大夫兼保」を載せ、又建久八年大番參勤人交名に給黎郡司を擧ぐ。當時の大族たりし也。イサク條を見よ。

2　島津氏流　前項氏に代りて給黎を領せし氏にして、島津系圖に「忠久―忠義―忠經―宗長（號給黎彥三郞）」と見ゆ、後喜入氏と云ふ。キイレ條を見よ。

皀　キフ　古代漢歸化族に皀姓あり。坂上系圖引用姓氏錄二十三卷に、阿智王に隨從して、歸化せし七姓漢人の內の一として、「皀姓・佐波多村主、長幡部等、其の後也」と見ゆ。

岐阜　ギフ　美濃國岐阜より起る。

1　池田氏流　豐鑑に岐阜侍從照政朝臣とあるは、池田輝政にて當地を領せしに據る。太閤記には、岐阜侍從豐臣照政に作る。

2　織田氏流　岐阜中納言秀信あり、織田條を見よ。

3　又岐阜少將とは豐臣秀次の弟秀俊（長尾吉房の子）を云ふ也。

氣吹部　キフキベ　イホキベ、イナバ等の條を見よ。

皁郭　キフクワク　皁郭姓、古代支那より歸化せし氏にして、坂上系圖引用姓氏錄、阿智使主に隨從せし七姓漢人の一に皁郭姓あり。坂合部首の祖とす。

木房　キブサ　紀氏の族にして、大隅の豪族也。島津文書、建久九年三月の大隅國註進御家人交名に、木房紀太郎良房を載せたり。

木藤　キフヂ　志摩に存す。

救仁郷　キフニガウ　クニガウ條に詳かなり。

貴布禰　キブネ　木舟、貴船等と通じ用ひらる。

○貴布禰祝　山城國愛宕郡貴布禰神社の祝なり。河合神職鴨縣主系圖に「祐賴(禰宜)―祐俊(禰宜)―祐種(貴布禰祝)」と見ゆ。賀茂神官鴨氏系圖・これに同じ。又廿二社本緣、賀茂社注進雜記等に、當社は賀茂社の攝社にして賀茂氏これを祭ると。賀茂社記錄に「貴布禰社祝一人、禰宜一人、權祝一人、權禰宜一人」と。而して其の系圖に祝、禰宜と共に鴨(賀茂)氏とす。

木舟　キブネ　山城、越中等に此の地名あり。

1　利仁流藤原姓石黑氏流　越中國礪波郡木船邑より起る。石黑太郎光弘の後裔也。而して石黑氏はもと井口氏、光弘は壽永の頃の人なり。子孫七流に分る。木舟城主は「又次郎光直―大炊助光敎―大炊左衛門成親―左近藏人成綱(信長に誅さる)―左近」なほ成綱の弟を湯原八丞國信と云ふ。イシグロ條參照。

その居城は、三州志に「木舟城址は絲岡鄕にあり。福光の一族石黑太郎光弘の後裔、數世此の城に居る。天正二年七月、謙信甲士十三萬を帥みて、木舟城を攻め取りし事、北越太平記に見ゆ。十三年、前田秀繼在城、同十一月二十九日地震、城壘崩陷、秀繼之が爲に卒去し、其の男又次郎利秀・明年今石動へ遷る」と見ゆ。

2　其の他、岩代にも木船氏あり。

木船　キブネ

貴舟　キブネ　信濃に存す。

貴船　キブネ　石見等に存す。前數條參照。

給野　キフノ　備後の名族にして、給野刑部左衛門義里は毛利家臣也。子孫中田條を見よ。

黃文　キブミ　黃文畫師條を見よ。

1　黃文造　高麗族にして山城にあり。黃文畫師の伴造たりし氏にして、天武朝・連姓を賜ふ。

2　黃文連　高麗族なり。天武紀十二年條に「黃文造云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見え、姓氏錄は山城諸蕃に收め、「黃文連、高麗國人久斯祁王より出づる也」と註す。氏人は文武紀に黃文連本實、以下續紀に同益田、同大伴(贈正四位下)、同備、同粳麻呂、同許志、同伊加麻呂、同水分、同眞白、同牟禰等見ゆ。

3　石見の黃書連　邑智郡八色石の錢賓城は八崎黃書連の居城と傳へらる。朱鳥八年鑄錢官を置き、八島黃書連本實を鑄錢司とし、八色石に居城を構ふ云々(石見志)と云ふ。

4　山城の黃文氏　黃文畫師の後なり。天平寶字二年の畫工司移に「黃文川主、山背國久世郡」と見ゆ。

5　大和の黃文氏　天平寶字二年の畫工司移に「黃文三田、大和國山邊郡」と見ゆ。

黃文畫師　キブミノヱシ　職業部の一にして、推古紀に「始めて黃文畫師、山背畫師を定む」とあり。黃文の義につきては、考證に「黃文は黃蘗もて經卷を染むる由の名にして、則ち佛經を云へり。佛經を作りものする、職なる事著し」とあるに從ふべし。

岐閇 キヘ キノヘ

1 (道口)岐閇國造 和名抄に常陸國多珂郡道口郷と見え、又次に引く常陸風土記の文に道前里とある地の附近を道口岐閇國と云ひしなるべし。岐閇は地名辭書に「岐閇は蓋し柵戸の義にて、キノヘに同じ。城柵は柵戸を置きて之を守ること上古の法なり」とあるに從ふべし。此の國造は國造本紀に「道口岐閇國造、輕島豐明(應神朝)の御世、建許呂命の兒宇佐比乃禰を國造に定め賜ふ」と見ゆ、凡河內氏の族也。

2 (道尻)岐閇國造 道尻とは道口(ミチノクチ)に對する語にて、常陸風土記、多珂郡の條に「建御狹日命(多珂國造の祖先にして、同書に出雲臣同屬と見ゆ)を遣す時に當り、久慈堺の助河を以って道前と爲す、郡を去る西北六十里、今猶ほ道前里と稱ふ。陸奧國石城郡苦麻の村を道後と爲す」とある道後(ミチノシリ)を云ふ。道前は前條の道口(ミチノクチ)を指すなり。地名辭書は道後を究めて、苦麻村卽ち今の磐城國楢葉郡北隈の熊町とせるに從ふべし。此の國造は古事記、神代卷に「天津日子根命は、道尻岐閇國造云々等の祖也」と見ゆ。卽ち前項と同じく凡河內氏の族也。

3 岐閇國造 前二國造の外、國造本紀、胸刺國造條に「岐閇國造の祖兄多毛比命の兒伊狹知直」と見ゆれど、前述の如く兩岐閇國造は共に凡河內氏の族なれば、甚だあやしむべし。猶ほ此の二國造と密接の關係を有する、多珂國造建御佐日命は、風土記に「出雲臣同屬」と見え、國造本紀多珂國造條には「彌佐比命を國造に定め賜ふ」とあり。前の建御佐日命とは、卽ち此の彌佐比命に外ならざれば、兩岐閇國造、及び多珂國造等は、凡河內氏の族なるが如きも、斯くの如く、又出雲氏の族ともあり。蓋し兩氏族の間に結婚等、密接なる關係の存するものありしにて、建御佐日等は兩氏族の血統を受けしものか。イハキ、タカ等の條を見よ。

紀部 キベ

紀臣私有の部曲にて、又木部等に作る、以下數條を參照せよ。

1 河內の紀部 姓氏錄、河內皇別に「紀部、建內宿禰の男都野宿禰の後也」と見ゆ。都野は紀氏の祖角宿禰也。當國の氏人は寶龜二年の經師勞劇帳に「散位從六位下紀部千虫(河內國志紀郡人)」などあり。

2 攝津の紀部 木部條を見よ。

3 常陸の紀部 茨城郡川根村の大字に木部邑あり。

4 近江の紀部 野洲郡に木部村あり。

5 美濃の紀部 木部條を見よ。

6 下野の紀部 木部條を見よ。

7 越前の紀部 坂井郡に紀倍神社あり、神名式に見ゆ、後世木部邑あり。

8 石見の紀部 鹿足郡に木部村あり。

9 周防の紀部 木部條を見よ。

10 長門の紀部 長門國厚狹郡に吉部村あり。

11 阿波の紀部 木部條を見よ。

12 豐後の紀部 國崎郡に岐部村あり。

13 肥後の紀部 飫託郡に木部村あり。

城部 キベ キノヘ

前條と同樣、紀氏の族か。或は城郭と關係ある品部か。

1 山城の城部 當國計帳と思はるゝ正倉院文書に城部秋遊賣と云ふ人見ゆ。紀氏の配下の民にて、紀伊郡紀伊郷と關係あらんか。

2 出雲の城部 天平六年の計會帳に「馬射博士少初位下城部惣智給傳馬發遣狀」あり。

3 城部公　城部の管理者なるべし。弘仁三年紀に城部公小野麿なるもの見ゆ。

木部　キヘ　紀部に同じく、紀氏の部曲たりしと考へらる。後世のものは多く地名を負ひしが如し。

1 周防の木部　玖珂郷延喜の戸籍に木部乙丸等二名見ゆ。

2 阿波の木部　田上郷延喜戸籍に木部時賣等三名見ゆ。

3 下野の木部　當國上神主より發掘されし文字瓦に木部佐男、同里足等見ゆ。

4 美濃の木部　春部里大寶戸籍に木部大島外一人見ゆ。

5 攝津の木部氏　豊島郡木部邑に木部城あり。

6 清和源氏三上氏族　近江國野洲郡木部邑より起る。三上系圖に「義綱—三上八郎實員—實總(木部三郎)」と見えたり。實總の弟「賴村(彌三郎、右馬允)—重村(太郎)」なり。

7 小野姓猪股黨　小野氏系圖に「猪股時範(野七貫首)—家兼—行兼(木部次郎)」と見ゆ。七黨系圖には木里に作る。されど此の系圖にも、木里と木部とを卷頭に置きたれば、二流ありし也。寬政系譜、此の末流に三家を載す、家紋丸に萬文字、舞鳩。足立郡の木部氏は高尾村を領せりと。木戸氏に同じ。木戸條を見よ。

8 清和源氏新田氏流　上野國多胡郡(綠野)木部邑より起る。鎌倉大草紙に上杉憲基に屬する士に木部氏あり。又應永禪秀亂に木部將監滿範見え、下りて甲陽軍鑑に「西上野衆、きへ五十騎」と。上野國志に「木部には、木部駿河守範時居る。古河の公方に隨つて此の地に住す」とあり。詳細は木戸(キド)條を見よ。

9 清和源氏吉見氏族　石見國鹿足郡木部邑より起る。吉見系圖に「賴代—賴隆—義賴—義範—滿隆—氏範(石見住、木部)」とあり。

10 豊後の木部氏　次條岐部氏に同じ。猶ほ豊前にもあり。

岐部　キベ　木部と通じ用ひらる。

1 豊後の岐部氏　豊後國埼郡岐部邑より起る。圖田帳に「岐部浦十五町、彌勒寺領、領主(地頭)岐部三郎成末」と載せ、下りて海東諸國記に「茂實、戊子年、使を遣はして來朝す。書して豊後州守護代官木部山城守茂實と稱し、宗貞國を以つて接待を請ふ」とあり。

2 豊前の岐部(木部)氏　筑上郡赤熊城は、豊後屋形の家臣木部和泉の居城と云ふ。倉城志に「和泉の弟九郎兵衞と云ふもの居て、後田河郡香春城に移る」と見ゆ(筑上郡志)。

木戸　キベ　木部條、及びキド條を見よ。

木邊　キベ　キノヘ

1 清和源氏　中興系圖に「木邊、清和、本國三河、三河守氏範稱之」と見ゆ

2 近江の木邊氏　近江國木邊邑錦織寺の住職木邊孝慈は明治に至り男爵を賜ふ。ニシゴリデラ條を見よ。

喜弁　キベ、相州兵亂記、一色直兼の家臣に此の氏あり。木戸に同じ。

吉部　キベ　キチベ　石見に存す。

紀平　キヘイ　本姓・紀氏にして更に平姓を稱せしものなり。

1 薩摩の紀平氏　圖田帳に「伊集院百八十町內、十萬六町、萬得、名主紀平二元信」を載せたり。

2 肥後の紀平氏　相良文書、建久八年閏六月のものに紀平次(不知實名)見ゆ。

3 磐城の紀平氏　元久元年九月一日の好島御庄注進に「紀平次、五段散仕」と見ゆ。

競 キホヒ 日用重寶記に此の訓あり。ワタナベ條を見よ。

木間 キマ 中興系圖に源姓と載せたり。

木馬瀨 キマセ キマガセ 下總國相馬郡に木間瀨邑あり。又伊勢國多氣郡に木馬瀨邑あり。この氏は此の地より起りしにて、吉田兼行配下の將に木馬瀨勘解由あり、當村吉田砦に據る。

著座 キマセ 前條と同族か。日用重寶記に此の訓あり。

木股 キマタ 木俣、木全と通ず。

木俣 キマタ 伊勢の豪族にして、勢州四家記に「朝明郡茂福家、羽津家、木俣家、柿家、萱生家云々」と。橘姓と云ひ、「楠正勝より出づ。子孫伊勢神戸に住し、木俣と稱す。守時に至り家康に仕ふ」となり。又四家記に「永祿十年云々、員部桑名兩郡の諸侍、上木、木俣、持福以下、漸々に織田家に歸服する也」と見ゆ。井伊藩の重臣に此の氏あり。木俣幹・功ありて明治年間に男爵を授けらる、次男を畏三と云ふ。

木全 キマタ 尾張國中島郡木全邑より起る。而して此の氏も橘姓楠木氏の族と云へば、前條と同族か。木全河內守、又左衞門忠澄等名あり（尾張志）。忠澄の子忠征は瀧川一益の臣となり、一益より瀧川氏の苗字を授けらる。

來待 キマチ 和名抄、出雲國意宇郡に來待鄕、神名帳に來待神社あり。後世來海邑と云ふ。

木待 キマチ 備前に此の氏あり。

來海 キマチ 出雲國意宇郡來海邑より起る。鹽谷高貞の家臣に來海五郎あり。

木間塚 キマヅカ 陸前國小田郡（遠田）木間塚邑より起るとぞ。

木前 キマヘ 但馬に木前庄あり。

君 キミ カバネの一種にして、又公と通じ用ひらる。

1 原始的姓としての君 神代紀の天邑君猿女君、崇神紀に伊勢麻績君、景行紀に諸縣君泉媛、應仁紀に諸縣君牛諸井等の如く、地名又は職業名に附する稱號より起り、彥、梟師等と同じく、其の地、又は其の團體の首長を表はす語なり。後允恭朝にカバネ制度の確定してよりは、開化以後の皇胤に賜ふ事となりしも、猶ほ原始的カバネの名殘は、阿蘇、火、大分、壹師、飯高等の地方豪族に存し、又カバネ以外、尊稱の語として、他の姓と重ねて使用されたり。社會組織の研究第一編一章七節、及び第四編六章參照。

2 制定的カバネとしての君 君姓に關しても、古來他のカバネと同じく種々の說ありしも採るに足らず。余は凡べての公姓の氏を索め、其の出自を調査し、其れより歸納して、君姓は開化帝以後の皇裔なる諸氏の稱する姓にして、孝元帝以前の皇別姓なる臣と相對する事、恰も天武朝制定の眞人（應神帝以後の皇裔）朝臣（仲哀帝以前の皇裔）二姓に相當すと云へり。其の說・社會組織の研究、第四編第六章にあり。

公 キミ ク コウ カバネの一種にて君と通じ用ひらる。但し氏にも存す。

1 制定的カバネとしての公姓 君と公とは其の訓の相通ずるより、孰れを用ふるも同樣なれど、古來多く君字を使用するを常とせり。而して歸化人の公と云ふは、多くは音讀せりと思はる、卽ち奈良朝の文書に、公を行の字と通じ用ひたるは、其の證とすべき也。しかるに天平寶字三年十月紀に「天下諸姓の君字を著くる者は、換ゆるに公字を以つてす」と見えて、一般に公字を用ふる事となせり。社會組織の

研究を見よ。

2 公連　類聚符宣抄第七に見ゆ。次條氏の連姓を賜ひしものか。

岐彌　キミ

○岐彌吉士　吉士の一種にして、天智紀に岐彌吉士針間と云ふ人見ゆ。キシ條を見よ。

吉美　キミ　ヨシミ　君、公等と通ず。又和名抄、丹波國何鹿郡に吉美郷あり、後世吉美莊と云ひ、西大寺田園目錄に丹波國吉美莊と見え、寛知集には幾見村に作る。近江に此の氏ありて、天台座主記に「第三十三、權大僧都勝範云々、近江國野洲郡の人、吉美氏」と見ゆ。吉美侯の裔と思ひしも、ヨシミならん。ヨシミ條を見よ。

吉躬　キミ　吉彌侯部裔か。長谷寺緣起に「樵夫吉躬津麻呂」を載せたり。これもヨシミか。

紀見　キミ　備前國兒島郡木見邑より起りしか。三宅姓にして、浦上系圖に「浦上右衞門佐之泰の子之滿（紀見掃部助）—昌勝（河内守、歌人、和歌所、堯孝門弟）—光信（河内守、法名宗高）、弟則宗（美作守）」と載せたり。ウラカミ條參照。

城美　キミ　正訓不明。

君垣　キミガキ

紀見川　キミカハ　大同方に「武内宿禰の方にて、孫裔若子宿禰に傳はりて、後に紀見川多口麿に傳ふる所の方也」と見ゆ。

君口　キミグチ　信濃に存す。

吉美侯　キミコ　君子、吉彦、吉彌侯等に作る。吉彦、吉彌侯、君子條を見よ。

吉弘侯　キミコ　これも恐らく吉彌侯なるべし。弘は彌の略か。

吉彌侯　キミコ　君子に同じく、毛野君の子部の意なり。詳細は吉彌侯部條を見よ。

1 上野の吉彌侯

2 下野の吉彌侯　天平神護元年三月紀に「外從五位下吉彌侯根麻呂等四人に姓を下毛野君と賜ふ」と。また延暦二年二月紀に「從五位下吉彌侯横刀、正八位下吉彌侯夜須麻呂、並に姓を下毛野朝臣と賜ひ、外正八位上吉彌侯間人、同姓總麻呂、並に下毛野君と賜ふ」と見ゆ。此等は下毛野君の一族にして、其の配下たりしものと考へらる。

3 常陸の吉彌侯（吉美侯）　貞觀四年五月紀に「茨城郡俘囚吉美侯酒田麻呂」と云ふ人見ゆ。當郡吉田社の社職は、最初吉彌侯氏なり、また吉美侯に作る。第九項を見よ。

4 羽前の吉彌侯　承和十一年七月紀に「出羽國最上郡人外從八位上勳七等伴部道成の男・外少初位上勳九等繼益、白丁吉繼、秀益、繼守、同姓勳九等福尊等の七人に姓を吉彌侯と賜ふ」と見ゆ。

5 羽後の吉彌侯　吉彦條を見よ。

6 陸中の吉彌侯　承和二年二月紀に「俘囚勳五等吉彌侯宇加奴、勳五等吉彌侯志波宇志、勳五等吉彌侯億可大等に、姓を物部斯波連と賜ふ」とあり。

7 出雲の吉彌侯

8 豐後の吉彌侯（吉弘侯）　豐後吉彌侯部の裔なり。承和四年三月紀に「豐後國人外從五位下吉彌侯龍麻呂に姓を良道連と賜ふ」と見ゆ。此の事・豐日志に「吉弘侯龍麻呂は國埼郡大領となり、世々武藏郷に居る。仁明帝の朝、特に姓を眞道連と賜ふ」と見えたり。當國國埼郡に吉弘邑あり、而して後世吉弘氏榮ゆ、此の氏と關係あるか。吉弘條、及び國崎條參照。

9 常陸の吉美侯氏　常陸國那珂郡（茨城郡）吉田社の社職に古く吉美侯氏あり。常社は神名帳・那賀郡に收め、吉田神社（名神大）と見ゆ。天安元年・從四位下、貞觀五年に其の上、元慶二年に正四位下

の神階を受け給ひし名社にして、後世第三宮と稱す。この氏が如何なる關係によりて、當社と關係を結びしかは詳かならず。吉美侯氏は吉彌侯氏に同じく、貞觀紀に俘囚と見ゆ、第三項を見よ。新編國志に「當國安置の俘囚は、大概は吉美侯氏なりしと見ゆ。但しこの氏は、其の內の首領にてありしならん。其の後、この門族、那珂郡吉田神社の社司となれり。吉田社に藏せる寬治四年の文書に、宮司正六位上吉美侯某、大祝大舍人某とあり。世々この社司たりしが、長承中に至りて停止せられしと見えて、承安二年の辨官牒に、國解の文を引きて『謹んで案內を檢するに、當社は吉美侯氏を以つて禰宜と爲し、社務を執らしめし所也。而るに世の澆季に及び、人・凶惡を好み、在廳官人・非法の國役を宛て課し、□都の諸人・限り有る神境を押掠す。玆により去る長承の比、支故ありて、當社の社務を、左大史小槻宿禰政重に寄せ付する也。其の後相傳執行す云々』と見えたり。これより後は吉美侯氏は如何なりけん、詳ならず」と見ゆ。オツキ條參照。

君子 キミコ　前條氏に同じく毛野氏配下の氏也。

1 常陸の君子　前條第三項參照。天平廿年の寫書所解に「君子島守（常陸國久慈郡戶主君子淨成戶口）」と云ふ人見ゆ。

2 下野の君子　當國上神主より發掘されし文字瓦に君子古君なる人見ゆ。前條第二項に同じ。

3 相摸の君子　藥師寺文書、天平寶字八年二月六日の相摸國朝集使解に「鎌倉郡司代外從八位上勳十等君子伊勢麻呂」、また靈龜元年三月紀にも「相摸國足柄上郡君子尺麻呂」と云ふ人見ゆ。

吉侯 キミコ　吉彌侯、君子に同じ。

○吉侯宿禰　吉彌侯部の後裔にして、宿禰姓を賜へるものなり。姓名錄抄に見ゆ。

吉彥 キミコ　吉彌侯、君子に同じ。

○出羽の吉彥（吉美侯）氏　陸奥話記に「吉彥秀武を三陣と爲す（武則の甥亦聟也。字は荒川太郞）云々。吉美侯武忠を六陣と爲す（字は班目四郞）。」また奧州後三年記に「出羽國の住人吉彥秀武といふ者あり。これ武則がはゝかたのをい、又むこなり云々」と見ゆ。古代吉彌侯の後裔なるべし。

君子部 キミコベ　毛野氏の部曲なり。天平寶字元年に至り、勅により改めて吉美侯部の文字を用ふる事となれり。吉彌侯部條を見よ。

公子部 キミコベ　同上。

吉美侯部 キミコベ　同上。

吉彌侯部 キミコベ　吉彌侯部は天平寶字元年以前、君子部と云ふ。君とは東國に於ては、豐城入彥命、御諸別王の後裔なる上毛野君、下毛野君を指せし也。初め豐城入彥命・父天皇より東國を賜ひ、御孫彥狹島王、及び其の子御諸別王・東山十五國の都督となりてより以來、毛野君は東國第一の名族として、附近の諸國造・皆其の下風に立ちたりき。從つて其の部曲、卽ち配下の民は非常に多かりしなるべく、殊に御諸別王を始め、仁德朝の田道、舒明朝の形名の如く、書紀に表はれたる限りに於て、日本武尊以來の蝦夷征伐は、專ら此の氏によりて行はれたるが故に、蝦夷人の捕はれ、或は馴致する所となり、來りて此の氏の配下となりしもの極めて多數なりしや想像するに難からず。吉彌侯部とは、卽ち此等、兩毛野君の部曲、及び其の下風に立ちし蝦夷の酋長等を毛野君の子部、後世の語を以つてすれば、子分の意にて君の子部、卽ち吉彌侯部とは云ひしに外ならず。

キミコへ
キミコへ

斯くの如く此の部は毛野君の部曲の意なれば、種族の如何は問ふ處にあらざるも上述の如き原因より發生せしものなれば、純然たる部曲にあらずして、地方豪族、殊に蝦夷の豪族たりし者、多數を占めしが如く、之れを事實に徵するも、此の氏を稱せし者の多くは、續紀以下の書に、俘囚、又は降俘と記載するもの尠からざるが故に、蝦夷族が多數を占めしや明白なりとす。因りて東國國造中、吉彌侯部を稱する者にも、或は蝦夷族の歸服して、政策上國造に任じられたるものも、亦無きにあらざりしか。されど、吉彌侯部とあるを以つて、直ちに蝦夷族とするは妄斷のみ。毛野氏は東國の君にして、其の配下の豪族は單に蝦夷族に限らざれば也。

1　上野の吉彌侯部　當國は毛野君宗族のありし地なれば、此の部も尠からざりしならんも、物に見えしものなし。よりて益々此の部が普通一般の部曲の民にあらざりしを知るに足らん。

2　下野の吉彌侯部　類聚國史卷五十四に「弘仁十四年云々、下野國芳賀郡人吉彌侯部道足女に、少初位上を授け、田租を免じて其身を終らしめ、門閭に標し、以つて至行を褒むる也。道足女は同郡少領下野公豐繼の妻也。云々」と見ゆ。

3　常陸の公子部　常陸國戶籍に「公子部家（下缺字）」見え、又類聚國史卷百九十に「天長元年云々、常陸國俘囚公子部八代麻呂等二十一人、課役に從はん事を願ひ、之を許す」と見ゆ。

4　常陸の吉美侯部　類聚國史卷五十四に「弘仁八年云々、常陸國吉美侯部就忠」と見ゆ。

5　常陸の吉彌侯部　前二項に同じ。類聚國史卷百九十に「弘仁十三年九月癸丑、常陸國言ふ、俘囚吉彌侯部小槻麻呂、己等は朝化に歸してより、廿餘年を經、漸く皇風に染み、兼ねて活計を得、伏して望むらくは編戶の民となり、永く課役に從はん者へり。夫れ化を仰ぐの情は、信に愍むべきあり、宜しく公戶に附するを聽せ、課役を科する莫れ」と見ゆ。奧羽より移せし蝦夷の民たりしや明白なり。

6　浮田（宇多）の吉彌侯部　神護景雲元年七月紀に「陸奧國宇多郡の人・外正六位上勳十等吉彌侯部石麻呂に姓を上毛野陸奧公と賜ふ」と。また神護景雲三年三月紀に「陸奧國宇多郡の人・外正六位下吉彌侯部文知に姓を上毛野陸奧公と賜ふ、」と。また延曆十五年十二月紀に「陸奧國人外少初位下吉彌侯部善麻呂等十二人に、姓を上毛野陸奧公と賜ふ」など見ゆるは、何れも浮田國造の族裔なり。

7　磐瀨の吉彌侯部　神護景雲三年三月紀に「陸奧國磐瀨郡の人・外正六位上吉彌侯部人上に姓を磐瀨朝臣と賜ふ」と。また貞觀五年十二月紀に「陸奧國磐瀨郡の人・正六位上勳九等吉彌侯部豐野に、姓を陸奧磐瀨臣と賜ふ。其の先は天津彥根命の後也」など見ゆ。石背國造の後裔にして、神別凡河內氏の族なれど、毛野氏の配下たりしにより、此の部名を負ひしものと考へらる。

8　信夫の吉彌侯部　神護景雲三年三月紀に「信夫郡の人・外從八位下吉彌侯部足山等の七人に姓を上毛野鍬山公と賜ふ」など見ゆ。こは上毛野公の配下たりしなり。

9　同上吉彌侯部　これも信夫の吉彌侯部なれど、前者とは別にて下毛野公の配下たりしが如く、神護景雲三年三月紀に「信夫郡の人・外少初位上吉彌侯部廣國に姓を下毛野靜戶（屈）公と賜ふ」と見えた

り。

10　玉造の吉彌侯部　神護景雲三年三月紀に「玉造郡の人・外正七位上吉彌侯部念丸等の七人に、姓を下毛野俯見公と賜ふ。是れ大國造道島宿禰島足の請ふ所也」と見ゆ。

11　名取賀美の吉彌侯部　神護景雲三年三月紀に「名取郡の人・外正七位下吉彌侯部老人、賀美郡の人・外正七位下吉彌侯部大成の九人に、姓を上毛野名取朝臣と賜ふ」と見ゆ。これは朝臣姓を賜ひしより見て、上毛野君の一族ならんと考へらる。

12　新田の吉彌侯部　神護景雲三年三月紀に「新田郡の人・外大初位上吉彌侯部豊庭に姓を上毛野中村公と賜ふ」など見ゆ。

13　志太の吉彌侯部　弘仁二年三月紀に、「陸奥國人外正六位下志太連宮持、俘吉彌侯部小金に外從五位下を授く。勇敢を褒むる也」と見ゆ。

14　陸奥の君子部　吉彌侯部は、もと君子部と云ふ。天平寳字元年紀に「勅して、自今以後改む云々。君子部を吉美侯部と爲す」と見ゆるにより知るべし。君の字を憚りて也。これより前の陸奥國戸籍には「戸主君子部國忍の戸・戸主の弟古須兒久波目、大寳二年籍の後、嫁して出座、郡内郡上里戸主君子部波屋多の戸・戸主の同族阿佐麻呂の妻と爲る」と見ゆるは此の族也。

15　陸奥の吉彌侯部　以上の外、唯陸奥とあるものには、類聚國史卷百九十に「延暦十一年冬十月癸未朔、陸奥國俘囚吉彌侯部眞麻呂、大伴部宿奈麻呂を、外從五位下に叙す。外虜を懷くるを以て也。十一月甲寅、陸奥夷俘を饗す云々。俘囚吉彌侯部荒島等を朝堂院に於いて云々。荒島に外從六位下を授く、荒を懷けしを以つて也」また延暦十八年十二月紀に「陸奥國言ふ、俘囚吉彌侯部黒田、妻吉彌侯部田刈女、吉彌侯部都保呂、妻吉彌侯部留志女等、未だ野心を改めず、賊地に往還す。因りて身を禁じ進送して土佐國に配す」と。また類聚國史卷百九十に「延暦廿二年云々、陸奥國勳六等吉彌侯部押人等男女八人に姓を雄谷と賜ふ」と。また承和三年三月紀に「陸奥俘囚・外從八位上勳五等吉彌侯部於加保云々、外從五位下を授く、勳功の勸するに足るを以つて也」など見ゆ。

16　出羽の吉彌侯部　靈龜元年十月紀に、「陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇彌奈」と見ゆるも、弘仁二年七月紀に「出羽國奏す、邑良志閇村の降俘吉彌侯部都留岐」とあるによれば、又吉彌侯部の一か。弘仁二年七月紀に「吉彌侯部於夜志閇」とあるも此の族か。

これより前、寳龜四年正月紀に「出羽國人正六位上吉彌侯部大町に外從五位下を授く、軍粮を助くるを以つて也」などあるも見ゆ。

16　越中の吉彌侯部　類聚國史卷百九十に「天長六年云々、越中國俘囚勳八等吉彌侯部江岐麻呂を、從八位上に叙す云々」と見ゆ。奥羽より移せしものならん。

17　甲斐の吉彌侯部　類聚國史卷八十七に「弘仁十四年五月戊午、甲斐國の賊首・吉彌侯部井出麻呂等、大小男女十三人、悉く伊豆國に配流す」と見え、猶ほ同書卷百九十に「天長八年二月戊寅、甲斐國俘囚吉彌侯部三氣麻呂、同姓草手子の二烟を駿河國に附貫す。魚鹽に便なれば也」と云ふもあり。

18　駿河の吉彌侯部　前項により此の族のありしを知るべし。

キミコへ
キミコへ

19 遠江の君子部　天平五年九月紀に「遠江國蓁原郡の人・君子部眞鹽女」など見ゆ。

20 尾張の吉彌侯部　類聚國史卷百九十に「天長六年六月丙子、俘囚勳十一等吉彌侯部長子、父母と共に皇化に歸し、移して尾張國に配す。野心聞えず、孝行已に著る。特に三階を叙し、倫輩を勸めしむ」と見ゆ。奧羽より移せしなり。

21 京師の吉彌侯部　姓氏錄左京皇別に、「吉彌侯部、上毛野朝臣と同祖。豐城入彦命六世の孫・奈良君の後也」とあるは、主家の系を冒したるものか。或は毛野氏の族か。

22 攝津の吉彌侯部　類聚國史卷百九十に「延曆二十二年云々、攝津國の俘囚勳六等吉彌侯部子成等男女八人に、姓を雄谷と賜ふ」と見ゆ。また奧羽より移せしものなるや察するに難からず。

23 播磨の吉彌侯部　延曆廿四年十月紀に「播磨國の俘囚吉彌侯部兼麻呂、吉彌侯部色雄等の十人を多褹島に配流す。野心を改めずして、屢々朝憲に違ふを以つて也」など見ゆ。これも最初は奧羽の夷種なりしが如し。

24 安藝の吉彌侯部　類聚國史卷百九十に「天長八年云々、安藝國の俘囚長・吉彌侯部佐津吉を外從八位下に叙し、俘囚吉彌侯部軍麻呂を外少初位下に叙す。已に華風に狎れ、教喩方あるを以つて也」と見ゆ。これも奧羽の夷種たりし也。

25 出雲の吉彌侯部　類聚國史卷百九十に「弘仁五年云云、出雲國の俘囚・吉彌侯部高來、吉彌侯部年子に、各々稻三百束を賜ふ。荒橿の亂に遇ひ、妻奴害せらるゝを以つて也」と見ゆ。これも、もと奧羽の夷種たりし也。

26 伊豫の吉彌侯部　弘仁四年紀に「伊豫國人勳六等吉彌侯部勝麻呂、吉彌侯部佐奈布留の二人に姓を野原と賜ふ」と見ゆ。

27 豐前の吉彌侯部　類聚國史卷百九十に「天長五年云々、豐前國の俘囚吉彌侯部衣良由、酒食を百姓三百六十人に輸す。衣良由を少初位下に叙す」と見ゆ。これも奧羽の夷種たりし也。

28 豐後の吉彌侯部　類聚國史卷百九十に「天長五年云々、豐後國の俘囚吉彌侯部良佐閇・稻九百六十四束を輸し、百姓三百二十七人を資く。良佐閇を從六位上に叙す」など見ゆ。これも奧羽の夷種裔也。當國に此の族の多かりし事は、吉彌侯第八項、及び吉弘條を見よ。猶ほ此等によりて勢力ありしを知るに足らん。

29 肥前の吉彌侯部　類聚國史卷百九十に、「天長五年七月云々、肥前國人白丁吉彌侯部奧家を少初位上に叙す。奧家既に皇風に染み、能く教令に順ふ」など見ゆ。

君崎　キミサキ

君島　キミシマ

下總・常陸・下野等に此の地名あり。

1 桓武平氏千葉氏流　下野國芳賀郡君島邑より起る。千葉氏の族にして、千葉支流系圖に「(胤信末子)嗣胤(始の名は範胤、君島十郎左衞門尉。寳治の亂、泰村の誅後、下野に奔り、宇都宮賴綱に依りて本州君島鄉に居る。因りて大須賀を改め、君島を以つて氏と爲す。弘長元年辛酉八月七日卒、年五十八、法名道昌)―成胤(左衞門尉、母は三浦行泰の女、永仁三年乙未四月念四日卒、年四十二、法名道忻)―胤時(十郎、備中守、建武二年乙亥十一月、三河矢作の戰に功あり、新田義貞より感狀を賜ふ。曆應元年戊寅八月十六日卒、年五十六、法名長基)―綱胤(備中守、母は宇都宮上條美作入道時綱の女、觀應

二年薩埵山の戰に尊氏卿に屬し、功ありて感狀を賜ふ。同十二月念日、桃井直常、長尾左衞門尉と、上野那和郡に戰ひて死す、年卅三、法名道慶)―泰胤(四郎、母は宇都宮氏家上總入道盛綱の女、延文三年戊戌正月念日卒、年二十八、法名道謹)―知胤(四郎、母は益子出雲守紀貞正の女、明德二年辛未十二月晦日卒。年四十一。法名道慶)―胤元(四郎、備中守、母は氏家備中守綱經の妹、應永廿二年乙未六月十三日卒、三十二、法名道淸)―秀胤(平次郎、母は宇都宮基綱の妹、應永三十四丁未九月三日卒、五十一、法名道喜)―光胤(三郎、母は梶原彈正の女、長祿元年丁丑五月十日卒、四十九、法名道哲)―茂胤(八郎、母は鹽谷左衞門大夫義孝の女、文明十四年壬寅三月十八日卒、卅五、法名聖高)―定胤(七郎、母は今泉但馬守高光の女、永正四年丁卯六月念四日卒、四十二、法名道白)―胤家(六郎、母は、壬生上總介義雄の女、大永七年丁亥七月八日卒、三十二。法名道高)―廣胤(太郎左衞門尉、母は壬生美濃守高宗の女、天文十八年己酉九月念七日、那須の役、五月女坂に戰死す、時に年三十三、法名道榮・妹は戶祭下總守室也。)―高胤(五郎、母は芳賀刑部大輔淸孝高の女、慶長二年丁酉六月十五日卒、五十八、法名道山)―高晴(六郎、慶長年中、上三河に於いて戰死)、弟晴胤(彥次郎、寬永元年甲子十月十三日卒、年三十八、法名道聚)―照胤(熊之助、母は櫻井氏)―興胤(大須賀十郎、母は高橋氏)、弟胤方(君島六郎)」と見ゆ。嗣胤は始めの名範胤にして、大須賀系圖に「胤信―敎胤(成毛八郎、下野下向)」また「範胤―則泰」とも見ゆ。君島系圖には「胤信(大須賀四郎。建曆三癸酉年五月、和田左衞門尉義盛合戰の時、勳功に依りて甲州井上庄を賜ふ)―嗣胤(君島十郎左衞門尉、始め大須賀八郎左衞門範胤、小田備中守、藤原氏。寶治元年・平泰村と御敵に成り、合戰の後、下野國に下り、宇都宮賴綱に賴み、同國君島鄕に住む。是の故に大須賀を改めて、君島と號す。弘長元年辛酉八月七日卒。年五十八歲、法名道昌居士)」と載せ、以下は千葉支流系圖に同じく、唯・晴胤を時胤(久次郎)に作る。

而して宇都宮系譜には「大須賀十郎左衞門平嗣胤・寶治の亂以後、當家に來り、家臣と爲る。」君島、風見、大宮、祖母ケ井等の祖也云々」と見ゆ。東鑑寶治元年條には、「大須賀七郎左衞門尉逐電す」とあり。されば十郎は七郎の誤ならんかと云ふ。

2 岩磐の君島氏　新編會津風土記に「會津郡大豆渡瀧口神社、神職君島大和。金井澤村に居住す。八世の祖を忠大夫義國と云ふ。寬永中神職を司り、相續いで今の大和充豫に至る」と云ふ。又磐瀬郡にも此の氏あり。

君谷　キミタニ　キミヤ　石見の豪族にして、小笠原系圖に「(七代)長性(下總守、嘉吉三卒)―長輝(君谷丹波守)」と見ゆ。

公津　キミツ　コウヅ　上總國印幡郡公津邑より起る。桓武平氏千葉氏の族にして、千葉系圖に「馬加陸奧守廣胤―千葉介孝胤―久胤(勝胤母弟、生れて半身偏枯、家臣公津左近大夫・養つて子と爲す)―信胤(公津平內左衞門)」と載せ、又關八州古戰錄に「千葉家の總領、正統に爲る人は、身體の中に月星の疣形あり。事累代の規摸として、良に奇異の一端なり。然るに新介利胤、弘治三年卒去、男子二人、長男胤富は仁慈の生得と云へども疣形なかりし故、家臣胥議、

公津の城へ移す」と見ゆ。

木水　キミヅ　正訓不明。

君塚　キミヅカ　上總に此の地名あり。

君付　キミツキ　正訓不明。

公手　キミデ　クデ條を見よ。

君殿　キミドノ　大和に君殿庄あり。

君野　キミノ

公野　キミノ　キンノ

公原　キミハラ

公平　キミヒラ

君袋　キミブクロ　キミガフクロ　陸前國賀美郡君袋邑より起る。天正の頃、君袋城主に君袋隆永あり。

君村　キミムラ

君山　キミヤマ

金　キン　カネ　コガネ　コン　古く金姓あり、新羅族の大姓とす。シラギ條參照。中世以來奥羽に金姓あり、コンと訓ず。よりて今一括してコン條にて述ぶべし。その他多し。

勤　キン　ゴン　金に同じきか。武藏にあり。御嶽社の社家なりと（新編風土記）。

近院　キンヰン　コンヰン

○近院家　文德源氏の一稱號にして、尊卑分脈に「文德天皇—能有（號近院天臣）」とあり。又紹運錄に「源能有、近院大臣と號す」と見ゆ。

禁架　キンカ　工藤維重の裔（日向記）、キツカハ（吉川）條を見よ。

金城　キンキ　カナシロ

○金城史　新羅族にして、寶龜六年七月紀に「山背國紀伊郡人從八位下金城史山守等十四人に姓を眞城史と賜ふ」と見ゆ。

銀鏡　ギンキヤウ　正訓不明。日向記に、銀鏡神五と云ふ人見ゆ。

金吾　キンゴ　衞門府の唐名なるより、衞門たりし人・その稱號とせしなり。

1　佐々木氏流　佐々木系圖に「高極五郎高秀—（金吾）秀滿（五郎左衞門、延文六年攝州に於いて討死す）—秀國（能登守）—滿高」とあり。

2　小早川氏流　金吾中納言秀秋あり。藩翰譜に「秀秋を金吾中納言と云ひしは、左衞門督の子たるに因るとも、又秀秋もと左衞門督たりし故に、初めより金吾殿と云ひしともいふ、後の說然るべきか。（內藤恥叟翁曰ふ。『金吾は執金吾の略稱、漢武帝の時の官名也。掌徼循京師とあり、其の職掌相同じければ、我が衞門府の唐名とす』）」と。

「中納言豐臣秀秋は、小早川左衞門督大江隆景の世嗣なり（隆景をば三原中納言と申せし也。公卿補任には隆景・中納言に任ぜし事みえず）、實は木下肥後守家定が四男、豐臣太閤家北政所の御甥なり。初め北政所みづからの御子なき事を深く歎き給ひしかば、この中納言のいまだ幼き時（童名は辰之助）、太閤の御幼君となされ、御寵愛淺からず。天正十九年の春・隆景が望み申すに依りて、其の嗣にはなされてけり。抑も隆景が此の人を養ひて子とせしこと、其の謂れありとぞ聞えたる。隆景が甥毛利右馬頭輝元が世嗣いまだ無かりし時、黑田勘解由孝高、生駒右馬頭親正、二人は、毛利が家に親しかりければ、其の世嗣の事を謀る。孝高計ひて殿下に申して御養君して、家を繼がせたらんには、家の爲も國の爲も善かんぬと覺ゆと云ふ。親正も此の事尤も然るべしとて、先づ左衞門督隆景の許に行きて、此の由を告ぐ。隆景聞きて、其の事もし成りなんには、我等が家の幸にこそあんなれとばかり答へて、生駒が歸るを待ちかねて、急ぎ施藥院の許に行向ひて、隆景・殿下の御恩に依つて筑前の國を領す

るのみにあらず、筑後、肥前の中にして二郡づゝの地を下し給ふ。吾が齢・既に傾きぬ。此の恩に報い奉らん日なし、秀秋に國讓り參らせ・隆景は山陽の内にして老い養ふべき程の地を賜ひて、籠り居てさふらはんには、何事の幸か是に過ぐべき。此の由を以つて内々御氣色を伺て給はるべしとぞ云てける。關白・此の由を聞召し、悦び給ふこと斜ならず。隆景が請に因りて、其の嗣とこそなされてけれ。其の後隆景が計らひにて、是れも又故陸奥守元就が孫なりける秀元して、輝元が世嗣となす(輝元・秀元は從弟也。精しきことは毛利が傳と合せ見るべし)。隆景がかく謀りしは、輝元が家は嫡流にて、おのが家は庶子なれば、嫡流の種姓絶えなんことを哀みて、自ら其の禍に代りけるこそあはれなれ。文祿の初め、朝鮮の事起り、隆景・彼の國に渡りて、王城の戰に大明の李如松を打破り、又晋州の城を攻落す。其の勸賞に從三位の中納言して、慶長二年六月十二日、六十三歳にて薨じぬ。秀秋・隆景が家を繼ぎて中納言になさる。此の年二月いまだ隆景が薨ぜざりし内、秀秋廿三歳にして朝鮮を討たん大將軍を承けて、宗徒の大名あまた引具し、都合其の勢拾六萬參千人、五月廿二日大坂を立て、同七月二日朝鮮に押渡り、釜山の城に入る。明れば慶長三年正月四日蔚山の後卷し眞先に進み、秀秋が手にかけて、馬武者十三騎切つて落す。凡そ討ち取る所の首一萬三千二百三十八を太閤に獻る、云々」と見ゆ。猶ほコバヤカハ、キノシタ條を見よ。

銀山 **ギンザン** 羽前國村山郡銀山邑より起る。大江姓にして、寒河江系圖に「賴廣―政勝―賴久(銀山太郎次郎)」と載せたり。

金勝 **キンシヤウ** 近江國栗本郡に、金勝庄、金勝寺等あり。輿地志略に「觀音寺、井上、荒張、上山依、東坂、中、以上六ケ村を金勝の庄と云ふ。往古は金勝寺の領地なるべし」と。

均田 **キンダ**

○均田勝　百濟族なれど、承和十年三月紀に「美濃國山縣郡少領外從八位上均田勝淨長等の九人、姓を中臣美濃連と賜ふ。中臣氏の祖・津速魂命の苗裔也」と載せたるが如く、中臣氏の族裔と稱す。

金田一 **キンダイチ** 陸奥國二戸郡金田一村より起る。淸和源氏南部氏の庶流なれど、二流ありしか

1　淸和源氏南部一戸流　大光寺彦太郎行朝の後なる一戸氏の分れなり(奥南深秘抄)と。

2　同四戸流　南部系譜に「光行公第四男、四郎宗朝、四戸を領す　金田一城主也、野々上、櫛引、山口、足澤、金田一氏の祖」と見ゆ。

天正廿年四十八城註文に「金田一、平城、破却、信直抱、代官木村木工」と見ゆ。

公藤 **キンドウ** クドウ條を見よ。

今野 **キンノ** コンノ條を見よ。

近能 **キンノウ** チカヨシ條を見よ。

斤原 **キンハラ**

金原 **キンバラ** カナハラ條を見よ。

木村 **キムラ** 近江、下野、岩代等に此の地名ありて、有力なる木村氏を起す　その他、猶ほ諸國に此の地名多かるべし。

1　紀姓　紀朝臣成高の後裔にして、近江國蒲生郡木村より起る。源平盛衰記卷三十七に「越前の三位通盛は、紫地の錦の直垂に、萌黄に澤瀉威したる鎧に、連錢葦毛の馬に乘つて、湊河の耳を下りに落ち給ふ。團扇の旗指して、兒玉七騎にて追懸け奉る。三位幾程命を生きんとて、鞭

をあてゝぞ落ち給ふ。然るべき運の極にや、馬を逆さまに倒して頸へ拔てぞ落ち給ふ。兒玉黨・いまだ追付かざりけるに、近江國佐々木庄の住人木村源三成綱と云ふ者、落合ひて組んでけり。兩鼠・木の根を嚙む、其の木たほれば、毒龍底に在りて、害を成さんとする喩あり。兒玉黨追懸たり。佐々木待得たり。實に遁れがたくぞ見え給ふ。三位・上に成り給ふ。源三𩣺ね返し返さんとしけれ共、三位力増也ければ、抑へて更に動さず、刀をぬき、源三が頸を搔けども落ちず。持上げ是を見給へば、鞘ながら脱たれば切れざりけり。源三成綱は、紀中將成高の四代の孫、木村權頭が子息也。佐々木庄に居住したりけるが、本は小松大臣に奉公せし程に、おくれ奉りて後は、新中納言殿に付き奉りければ、平家の人々には見馴れ奉りたりけり。源平の合戰に、佐々木源三秀能が子息等、皆關東へ下りける間、源三成綱も近く鎌倉へ下りけり。軍兵に催されて上りたれば、越前三位とも組み奉る。成綱叶はじと思ければ、下に臥ながら、誰やらんと思ひ奉り候へば、君にて渡らせ給けり。知りまゐらせて候はんには、

キムラ

爭でか近く參り寄るべき、年比平家に奉公の身なれば、御方こそ參るべきにて侍りつるに、心ならず、親しき者共に詐かし下されて、今戰場に馳向られたり。何の御方も疎の御事は候はね共、殊に見なれ進らせて、御昵じく思ひ奉る。只今角組まれ進らせぬる事よ。同じくは人手に懸かりなんより、嬉しくこそと申す。三位は誰もさこそは思へ、年比日比見馴れし者なれば、不便にも思へ共、軍の道は力なし。今加樣に申すを聞けば、實にさこそ思ふらめとて、跟蹰らひ給ける程に、佐々五郎義清、主從五騎にて波打際を步ませ來る。成綱是を見て、五郎はよも見放たじ者をと思ひて、三位案じ煩ひたる處に、太刀の管と箕とにかせいて、甲の透間の有けるより、源三・刀をぬき、三位を二刀さす。指れて弱り給けるを、力を入れて𩣺ね返し、起しも立てず、聽て三位の首を取る。此の世に源三が郎等二人・三位の侍三騎、互に主を育みて、爰にて五人亡びにけり。源三・三位の首を取り、郎等に項の重きは、いかにと問ふ。疵を負ひ給へりと云ふ。三位の刀を取りて見れば、鞘ながら搔きたれば、鞘尻二寸ば

キムラ

かり碎けて、刀の鋒二寸入つて、其疵にてぞ在りける。源三成綱は左手にて領さゝへ、右の手に首を捧げて、陣に歸る。ゆゝしくぞ見えたりけり」と見ゆるによりて、その然るを知るべし。

されど輿地志略は佐々木系圖に據りて、「木村左衞門尉行定は、蒲生の木村に在住す。佐々木經方の二男なり。男兵部少輔定道・相續して、こゝに居り、佐々木の神官職を讓與せらる。行定の母は紀下野守盛宗の女なるを以つて、祖母の姓を稱し、木村權守紀の道政といふ。一時平家に詔諛し、壽永以後に、又源家に屬し、西國討手の人數に在り、通盛を打取りたりし木村源五重章、同源三成綱、同三郎俊綱、みな此の木村が一族なり、」とあり。猶ほ次項を見よ。

2　佐々木氏流　近江國蒲生郡木村より起り、前項木村氏に同じ。然るに佐々木系圖には「經方(近江守)—行定(佐々木宮神主)—定道(同上)—成俊(木村、一本對馬權守)—資經(木村權守、一本源次郎)—成經(佐々木三郎、一本木村源三)—成綱(佐々木三郎、本佐々木と號す。東鑑五、第四葉に見ゆと。分脈及び一本等に[illegible]綱

に作る。)──┐
　　　　　　├經綱(又太郎)源五─綱賢(駿河)┬行綱
　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　└義綱孫二郎
　　　　　　├忠義(次郎)┬朝忠(太郎)
　　　　　　│　　　　　└忠綱
　　　　　　└季綱

と載せ、又成綱の弟に「俊綱(木村源三、平三位通盛を討取る。吾妻鑑に據るに俊綱は成綱の子也)─宗綱、」また俊綱の弟に實綱、定成あり。分脈・これに同じ。而して一本には「行定(母は下野守紀盛宗の女、佐々木宮神主)─定道(太郎大夫)─成俊(甲斐權守、號對馬權守)─資經(佐々木源次郎)─成綱(號木村源三刑部丞)─盛綱(太郎)、」盛綱の弟「俊綱(左近將監、三郎、越前三位通盛討ち畢んぬ)─義俊(彌三郎)─義綱(二郎)─宗綱(孫二郎)」と見え、又成綱、俊綱の事は東鑑文治元年七月二十五日條に「佐々木三郎盛(一本成)綱は、平家在世の程は源家に背き、事に於て不忠を現す。而るに平家沒落の後追從し、去年一谷に於いて、子息俊綱・平通盛を討取る。仍りて其の賞を望むと雖、先非を惡むが故に許容なかりしが、侍從公佐朝臣に屬し、頻に愁ひ申すにより、子息の功により、本知行所により沙汰せらるゝの由御契約あり」と。又同十月十一日條に「今日佐々木三郎成綱(號本佐々木)の本知行田地、元の如く領承の旨書き下さる。但し佐々木太郎左衛門尉定綱の所堪に從ふべし云々。是れ一族に非ずと雖、佐々木庄總管領は定綱也。成綱の分其の內に在るの故歟」と見ゆ。此等に據りて思ふに、此の木村氏は本姓紀氏なれど、佐々木庄に仕し、姻戚上の關係によりて佐々木氏と密接なる關係を結び、同樣に源姓と稱し、猶ほ佐々木と云ひ、佐々木系圖にも見ゆれど、本來別族たるにより、盛衰記は之を紀氏と云ひ、東鑑は定綱の家と別族なりと云ふなるべし。

其の後、太平記卷二十一に木村源三あり、鹽冶判官の重臣にして主の死に殉ず。下りて戰國の頃、六角家臣に木村筑後守重孝(永祿)あり、又賤ヶ嶽の戰に木村隼人あり、隼人・名は定詮、安西軍策に木村隼人佐、天正十六年、堀氏に從つて北國に行く。その子を木村常陸介重玆と云ふ。小牧戰の時、二重堀の砦を守りて殿し、聚樂行幸の際、關白殿前駈に木村常陸介と見え、後に關白秀次の老臣となる。長門守重成は其の子にして、秀賴に仕へ、大阪陣に忠死す。壯烈・武士の花と呼ばる。長門守屋敷は蒲生郡西村に存す。

3　又木村伊勢守あり。初め明智光秀に仕へ、後秀吉に從ひて、奧州に封ぜらる。豐鑑卷四に「會津せむとう白河に至りて、蒲生飛驒守氏鄕・知所となし、若松の城に置く。岩手澤といふ處に、木村伊勢守を置きたまふ」と。又秋の末、木村伊勢守が知所に一揆おこりて城を取廻し、すでにうたむとしけるを、飛驒守・蒲生氏鄕行向ひ、伊勢守を具して會津にかへりぬ。一揆を鎭めん爲に、尾張中納言秀次を奧州に下し、一揆をこと〴〵く治め給ひ、飛驒守氏鄕に給はりて知行となせり。」と載せ、又藩翰譜に「木村伊勢守、同彌一右衛門尉の父子に、葛西大崎の地を賜ひて(二十萬石)、氏鄕に副られたり。同九月の初、關白御上洛の後、葛西大崎の地に賊徒起りて、木村父子を攻む。氏鄕此の由を聞きて、伊達二郎政宗に牒狀し、軍勢を率ゐ、馳せ向つて、是處彼處の賊徒を悉く打平ぐ。」とあり。伊勢守の名は貞時、彌一は秀俊なりと云ひ、又伊勢守は秀

キムラ
キムラ

後にして、其の子重昌なりと云ふ。蒲生家臣木村伊勢守と云ふも此の人か。氏郷・會津在城中塀持家老十二名中に「奥州福島城五萬石、木村伊勢守、元下總國豐間城主」と載せ、名は吉清とあり。新編會津風土記越後蒲原郡鹿瀬邑條に「多寶寺は天正十九年・木村伊勢守秀俊流落して、此に來り、暫く當寺に寓居し、後蒲生氏に寄食す」と見ゆ。

4　佐々木流幕臣木村氏　寬政系譜、佐々木流木村氏の末裔九家を載す。家紋四目結、また釘貫。行定・母姓を冒して木村權守紀道政と云ふ也と傳へたり。

5　猪飼氏流　近江國滋賀郡に、木村氏あり。木村壽德・姓は猪飼氏、本郡堅田の人、射術を吉田出雲守重綱に學び、精妙に達す。其の工夫を習ふ者多し、猪飼、世に是を壽德派といふ。

6　美濃の木村氏　新撰志、大野郡（揖斐）上磯村條に「上磯古城、木村藤助五千石にて在城せしと云ふ」と載せ、又安八郡八條村條に「墳墓、木村宗左衛門父子の墓は瑞雲寺にあり」と。又和泉村條に「古城址・秀吉公のころ、木村常陸介が居城なり。西保北方の木村宗左衛門重廣は、此の常陸介が同族なるべし」と見ゆ。下笠城主木村藏人は、三浦氏の後也（事實文編）と。

7　藤原姓木下氏流　もと「木下氏、勝重に至り、秀吉に仕ふるに及び、木村に改む」と云ふ、家紋花輪違。幕臣にして寬政系譜に見ゆ。

8　平姓　種次に至り原田を稱す。家紋丸に三引。寬政系譜に見ゆ、

9　清和源氏　これも幕臣にして寬政系譜に見ゆ。家紋丸に花橘、蒲公花。

10　同服部流　はじめ服部、後に栗津、更に外家號を冒して木村と云ふ。家紋丸に釘拔、松皮菱。

11　三河の木村氏　二葉松に「賀茂郡大沼村古城。木村東見入道、俗名安信。息新九郎、或は半七郎。天正二年勝賴之を攻め落城す」と。

12　秀郷流藤原姓足利氏流　下野國都賀郡木村より起る。東鑑卷二養和元年閏二月廿三日條に「足利七郎有綱五男木村五郎信綱」と載せ、又尊卑分脈に「足利大夫成行—孫太郎家綱—七郎有綱—信綱（木村五郎）—五郎政綱—三郎義綱—親經—二郎左衛門尉長親、」また佐野系圖に「有綱（部矢古七郎、實は家綱男）—佐野太郎基綱—信綱（木村五郎）、」佐野阿曾沼系圖に「成行—家綱—戶矢子七郎有綱—吉行（木村左衛門尉）、弟五郎信綱—太郎雅綱、弟又太郎時綱、」結城系圖に「戶矢七郎有綱、弟阿曾沼五郎信綱（號木村）、弟雅綱（木村六郎）—時綱」など見ゆ。

また下野國志に「家綱—有綱（部屋子七郎）—爲綱（次郎）、弟雅綱（三郎）、弟信綱（木村五郎）—政綱（次郎左衛門尉）」と載せ、「木村華嚴寺、境內に八幡宮を鎭めまつる、木村左衛門尉政綱在城の刻、鶴が岡をうつす」とあり。信綱の後は、

信綱
- 政綱（左衛門尉　五郎　次郎）
  - 雄綱（太郎）
  - 貞綱（小次郎）
  - 義綱（三郎　左衛門尉）—親綱（四郎　左衛門尉）
    - 高綱（太郎　左衛門）
      - 高秀（刑部左衛門）
      - 高國（山城守）
    - 長綱（式部大輔　左衛門尉）—基綱（大藏大輔）
    - 光綱（佐野八郎）
  - 後綱（七郎）
  - 綱吉（山口）
- 政信（小五郎）—信重（小四郎）—信正（小太郎）—行信（小源次）

而して高秀の後は、其の子「秀綱（下野權守）—信秀（左近大夫。弟信高は松山越中）—信定（肥前守）—信忠（丹後守）」なり

と。

次に基綱の後は「房綱（從五位下、雅樂亮。次郎、左衞門尉）—顯綱（從五位下、河內守、雅樂亮。弟の武綱は筑後守、小山成氏に仕ふ。其の弟氏綱は三郎衞門尉）—朝綱（從五位下、左馬介、次郎左衞門尉。弟の家綱は小次郎、筑後守養子。其の弟宗綱は彌三郎、佐竹義森に仕ふ）—時綱（從五位下、左馬介、次郎左衞門尉）—盛綱（從五位下、河內守、雅樂亮）—泰綱（從五位下、雅樂亮、次郎左衞門尉）—重綱（從五位下、次郎左衞門尉、太郎）—忠綱（從五位下、雅樂頭、次郎左衞門尉）—師綱（雅樂亮、佐竹義宣に仕ふ、子孫・秋田に有り）。弟光綱（從五位下、二郎左衞門尉、小次郎）—隆綱（小太郎、二郎左衞門）—秀綱（小太郎、二郎左衞門。その弟秀繼は僧となる、澤山耕山寺住職、心海義龍大和尙。其の弟豐綱は四郎左衞門、外記）—忠綱（太郎。その弟豐充は小次郎、後に傳六、子孫連綿として水戶にあり。其の弟有政は彌三郎、夭す）」と。

又基綱の次男「忠家（佐野木村太郎、出丸皆川に在城す。母は今井義房娘）—賴綱（佐野太郞、木村住）—宗綱（木村五郎）—基光（木村次郎、刑部）—基房（木村彈正、三郎左衞門。弟の光行は和田七郎）—基長（木村次郎左衞門）。」又基光の弟「基高（木村三郎）—高安（木村次郎左衞門）、弟行綱（木村七郎）」なりと。

太平記卷三に木村次郎左衞門尉見ゆ、此の流也。

寬政系譜に此の末流三家を載す。「信綱—雅綱—時綱—信經—行親—義綱—度綱—信政—秀經—定綱—信茂—茂綱—秀綱—秀延—房綱—持久—信久（家康公に仕ふ）」と。家紋三頭左巴、五三桐。

13 磐城の木村氏　須田氏の家老に木村內記あり。

14 田村の木村氏　岩代國田村郡木村より起る。田村大膳太夫清顯公家中に木村越中守（木村）ありて、木村館（逢隈村木村）に據る。積達館基考に「天正七年の比、木村何某と云ふもの、二本松修理大夫義國に與して、田村の透間を伺ふ」とあるも同族なるべし。

15 會津の木村氏　會津郡彌五島館は、天正の頃木村數馬某居住せしとぞ。又大沼郡長岡館村の館跡は木村隼人住せしと云ひ、又耶麻郡に木村一類（慶長六年文書）あり。

16 陸前の木村氏　遠田郡の豪族にして、大澤邑百々館は、木村左馬助の居城と云ふ。

17 陸奥紀姓　三戶郡の豪族にして、五戶館は此の氏の居館と傳へられ、慶長中まで居ると云ふ。奧南舊指錄に「五戶の又重、戶來の二家は木村氏にて、紀名虎の子孫」と。又木邑伊勢あり、剃髮して了淸と云ふ。南部譜代木村因幡の後ならんと云ふ。盛風記に「信直公より又重の館を預りし木邑伊勢云々、」又四十八城注文に「金田一城代官木村木工」など見えたり。

18 下總の木村氏　小金本土寺過去帳に、「木村太良三郎、文明十四壬寅八月」を載せたり。

19 武藏の木村氏　新編風土記、兒玉郡條に「木村氏（河內村）。村の名主にて、先祖を次郎五郎と云ふ。當村の開墾人なり。家系もあらざれば詳なることは知られざれど、天正十年、北條の家臣富田十郎吉晴奉じて出せし制札を藏すれば、其の家臣にて、且つ舊家なること證すべし。制札に越後守とあるは、則ち次郎五郎なるにや、」と。又大里郡下久下村の名族に此の

氏ありて、先祖を木村權守と云ふ。又荏原郡木村氏は先祖を木村外記といへり。覺願寺の墓所に「天文十二癸卯年八月二十二日」とあり。又豐島郡西ヶ原邑の名族に存し、足立郡の木村氏は紋・丸に四ツ目なりと云ふ。また多摩郡山入七騎に「栗原村木村平助」あり。

20 諏訪神家　信濃にあり。

21 日下部姓　幕臣にして甲府に住す。家譜に日下天皇の後裔と云ふ。蓋し日下部姓なりしを語るものか。家紋・丸に違ひ矢。

22 藤井姓　山城下賀茂、河合社神工に棟梁木村氏あり、藤井姓なりと。

23 河内の木村氏　伊豫の人木村主馬、錦部郡にありて加太新田を開墾す。

24 物部姓　攝津國武庫郡本庄村青木の木村氏は「物部守屋三十九代の孫にして、先祖天火明櫛玉饒速日命より五十三代目に當る。而して木村姓と名乘りしは、守屋が佛敵として亡び、其の孫仲濃男・攝津國百濟野東田邊にて四分一の封を賜ひ、文武天皇の大寶元年に佛敵なる疑を避くるため、物部姓を捨てゝ木村姓を名乘りしもの也と云ふ。同家には仲濃男の掛抽

位牌ありて、裏に『祖饒速比命物部後裔仲濃男靈』と書し、更に一本の掛抽には『仲濃男氏二十三代木村伴内、寛永十(缺字)年死去』と書し、二十八九代迄の系圖を記すと也。當家は先代信太郎氏の代迄は、庄屋として東成郡百濟村仲野（仲濃男の轉訛か）に住す云々」(以上中澤利一郎氏)。

記錄としては、仲農男の位牌と、寛永以後の過去帳を殘すに過ぎざるも、家傳によれば、朴井雄君の子仲農男は大寶元年、勅により封四分ノ一を給ひ、木村と改姓し、山城より攝津百濟野に來り、東田邊を開墾して、仲農男村(仲野村)と稱し、子々孫々此所に住居すと也。伴内以後は信右衞門と稱す。大正六年一月十五日、山城國乙訓郡大枝村大字塚原字宮田の中村嘉十吉氏所有の竹籔より、石函に納めたる銅製骨壺、及び銅版誌を發見し、墓誌によりて物部氏の後裔宇治宿禰の古墳なるを知り、此の木村家にて一部を藏するに至れりと。墓誌は破損して原形は止めざれど「前誓願物部神、八繼孫宇治宿禰、大平子孫安坐。雲二年十二月」等の文字あり(後藤捷一氏)と云ふ。

25 攝津佐々木流　佐々木三郎盛綱の後裔常陸介重玆の弟主計頭宗明の後なりと云ふ。德川時代、浪花の文人壺井屋太吉(孔恭)は此の氏にして、井を鑿ち、堀江の蘆葦を得て、蒹葭堂と名付く。天下の名士と交はり其の名高し。又茨木にも木村氏の名族ありと。

26 和泉の木村氏　日根郡の名族にして、後に田島氏に改むと云ふ。

27 藤原姓飯尾氏流　但馬國朝來郡中には木村氏頗る多く、其の大半は、武田信玄家臣飯尾右京進直利の二子新左衞門尉の後裔にして、新左衞門尉等、播州加古郡木村(印南郡)に移住して、氏とすと傳ふ。家紋丸の内五本骨扇。

23 美作の木村氏　葛下城主中村大炊助賴宗の重臣に木村菅太郎あり。子孫苫田郡山城村、勝田郡勝間田邑等に存す。其の他、津山、久米郡南方一色、眞庭郡上山等に此の氏あり。上山の木村氏は「杉小左衞門政影の二男良政（木村氏養子、家弘と云ふ）の後なり」と。又東作志に勝南郡入田村庄屋、木村與右衞門を載せたり。

29 藝藩木村氏　通志に「一町目　老屋、先

祖菊屋長兵衞は氏を木村と云ふ。元和中に紀伊より移り、二世久左衞門勝意に至り酒戸となり、海老屋と稱す。勝意は深く藩君の眷顧を蒙る。六世久左衞門に至り嗣なく、今一族看守す。家に多く書畫珍器を藏す」と見ゆ。

30 出雲佐々木流　近江國より移りしならん。鹽冶氏の重臣にして、太平記に木村源三あり。下りて明德紀に「木村源七・鹽冶駿河守が申送たる趣を委細申しければ、云々」など見ゆ。家紋四目結。

31 佐々木姓岡崎流　紀伊國名草郡岡崎庄の木村氏(川邊村)は佐々木兵庫助經方七世の孫木村源藏義成の六男岡崎太郎左衞門義高の後也。義高・江州高島より流浪して當地に來り、岡崎の鄕を領し、岡崎と改む。其の子を太郎五郎義秋といふ。七代の孫太郎左衞門義重、弟三郎兵衞と共に根來雜賀太田の役に、屢戰功あり、秀吉入國の時所領を失ふ。後木村に復すとぞ。岡崎條第八項を見よ。

又續風土記、吉禮莊吉禮村古城趾條に「近江國の浪士木村平左衞門景綱・此の城に居住す。其の時、村中に辻万五郎といふものありて、其の士を愛し、弓取坂を半分與へて村に住せしむ云々」と。また鳥居浦の地士に木村平右衞門、又那賀郡長原村舊家六十人地士に木村甚助あり。家傳に「其の祖を名草郡吉禮城主木村平左衞門景綱といふ。系圖は火災に罹りて傳らず。元和封初地士に命ぜられ、世々吉禮村に住し、寬政年中、當村に移る」といふ。又伊都郡窪村に古城趾あり。續風土記に「村の北二町許にあり。城主詳ならざれども、里人の說に、此の山を持たる者、村中に木村藤五郎といふ者あり。此の先祖の城なるべし」と。又馬場村に木村立元(參內條)、東村地士に木村孫市見ゆ。

32 鈴木氏流　これも紀伊の名族にして、續風土記菖蒲谷村舊家地士木村幸助條に「其の家傳へいふ、舊は鈴木氏なりしに、朝廷より命ありて木村に改む。根來盛なりし時、參拾石の助力あり。又五百年前まで、口六郡の糀屋より米三斗づゝを此の家に納む。又はたせ馬一疋に錢百文づゝを取る。是れ皆熊野權現・天竺より御鎭座の節、御笈を負ひ御供せし故といひ傳ふ。按ずるに、當村熊野權現社あり、熊野より此の地へ勸請せしなるべし。又家傳に信長公の時は菖蒲谷一村を領せしといふ」と載せ、又牟婁郡「深谷村城跡は木村內膳の城なり」と見ゆ。

33 淡路の木村氏　大田文に「得長壽院幷に八幡宮御領、阿萬庄、新地頭木村太郎」と。

34 阿波の木村氏　一宮長門守の家臣に木村肥前あり、

35 豐前の木村氏　下毛郡の豪族にして、元龜天正の頃、木村筑後守あり。

36 筑前の木村氏　秋月配下の將に木村甲斐あり。池田壘を守る(井樓纂聞)。又筑紫家三家老の一に木村備前守治種(語鏡草案)あり。岩橋家文書の連署に木村備前治種と見ゆ。

37 雜載　東鑑卷三十二に木村次郎、木村小次郎、三十六に木村太郎政繩、四十に木村五郎、四十一、四十五に木村六郎秀親見え、下つて太平記卷九、六波羅勢に木村四郎、近江番場蓮華寺過去帳には木村四郎正高とあり。又太平記卷二十七に木村長門四郎見ゆ。又翁草、鎌倉時代の武士の所領を擧げて「七千町、下野、木村兵內左衞門重房」「三千五百町、木村源三義秀」とあれど、徵證なし。更に下りて、相州兵亂記、憲房在判狀に木村式部

入道見ゆ、その他多し。

徳川時代には上田松平藩用人、完戸松平藩重臣、關宿久世藩家老、五島藩用人、天童織田藩用人、大垣戸田藩重臣、諏訪藩添役、峰山京極藩番頭、廣島淺野藩用人、神戸本多藩用人、伊達藩用人に此の氏あり。又幕府藝者の書付に「二百俵、醫師木村謙庵、今程五百石、御番醫師木村謙庵」又「二百俵、醫師木村春湖、今程六百石、寄合木村春徳。」又「二百俵醫師木村養運、今同高、木村養運。」京極殿給帳に「三百石木村源之丞、貳百七拾石木村重兵衛、二百石木村角太衛門、二百石木村吉兵衛、二百石木村茂兵衛。」堀尾山城守給帳に「百五拾石木村次郎大夫、百四十石木村市助、百三十石木村助太夫、二十五石木村惣左衛門。」關長門守侍帳に、「二百石木村十右衛門。」加賀藩給帳に「四百石(丸内四ッ目)木村喜右衛門、貳百石(釘貫)木村權三郎、貳百石(撫子)木村左兵衛、貳百石(下り藤丸)木村多膳、百石(同)木村求馬、百貳拾石(釘貫)木村平右衛門、百五拾石(同)木村清右衛門、百八拾石(丸内三松葉)木村三左衛門、百八拾石(丸内木瓜)木村彌十郎、貳百貳拾石(同)木村十郎左衛門、百石(丸内木瓜)木村九郎、百五拾石(丸内釘貫)木村平兵衛、參拾五俵(釘貫)外七人扶持木村順之助」を載せ、又津山藩分限帳に「六石三人扶持木村五郎兵衛。」あり。

又近衛家侍に木村氏、加藤清正家臣に木村又藏、佐州役人付に「源姓木村龜兵衛、」「藤原姓木村市兵衛、木村卯之助。」又幕臣木村毅齋(もと根岸氏)は武德編年集成を著す。出雲日御碕社々家の被官。松前藩に木村又八、龜田郡を分宰す、又千歳郡にもあり。赤穗義士木村岡右衛門貞行は源姓と云ふ、祿百石。幕末の名士に木村攝津守芥舟。櫻田烈士に木村權之右衛門(水戸藩士)。難波大全の著者に木村彌十郎。筑後の士に木村岡右衛門。相撲行司木村庄之助は眞田伊豆守の臣中立羽左衛門清重の後なりと云ふ。

其の他、越前、越後、佐倉藩、紀州藩、肥後、陸前、薩摩、常陸、大和、越中、美濃、岩代、豐前、信濃、備前、陸奥、磐城、志摩、伊勢、伊豫、羽後、出雲、弘前藩等に多しと云ふ。

又畫人木村探元あり。鹿兒島の產、俗稱を村右衛門と云へり。延寶七年生、明和四年八十九歲にて死す。又備前燒方形酒壜の創作者に木村庄八(天明中、產業事蹟)。伊豆三島驛に木村氏あり、戰國時代の文書を藏す。伏見の過所座木村氏(慶長八年河村氏と共に淀河過所船の事を司る)、幕臣に

木村源之助

喜村 キムラ

木邨 キムラ　木村氏に同じ。

木邑 キムラ　陸奧にあり、木村條第十七項を見よ。又石見に存す。

樹村 キムラ　若狹の名族にして、飯盛馬駒邑黑駒社の神主なりしが、樹村掃部介が子内匠に至り絕ゆと云ふ。

木室 キムロ

1 藤原姓　幕臣伊賀者の列にあり。家紋丸に松皮菱、五松皮菱。寬政系譜に見ゆ。

2 筑後の木室氏　三潴郡の木室村より起る。木室左馬助、同越前守、同又兵衛等著はる。蒲池家配下の將にして、筑後領主附に「木室又兵衛、居三潴郡、領六町(一本六丁五反)、」又宗麟判書に「木室又兵衛殿」と。筑後國史に「木室村城跡、

天正十二年・木室又兵衛此の城に據り肥兵を防ぐ（物語、地鑑、實記。寛延記に云ふ、本木室村太刀帯大明神、白鳳二年、領主木室越前守建立。同村北山大明神、陣右衛門佐建立。時代不詳）」と見ゆ。

木目澤 キメザハ　キノメザハ條を見よ。

木目田 キメタ

既母 キモ　任那族にして天平十六年の寫疏所解に「既母白万呂」とあれど、又「既母辛白万呂」と見ゆれば既母辛氏に同じきを知るべし。

既母辛 キモカラ　任那族なり。同上文書に「既母辛建万呂、既母辛白麻呂」等見ゆ。此の氏、或は支母末氏に同じきか。然らば百濟族也。

肝厲 キモツキ　中興系圖に「源、本國大隅」とあり。肝付條を見よ。

肝衡 キモツキ　肝付條を見よ。

肝屬 キモツキ　大隅國肝屬郡は和名抄に岐毛豆岐と註す。この地より起りし也。肝付條を見よ。

肝付 キモツキ　南九州の大族にして永く勢力を保ち、從って支族甚だ多し。南北朝、王事に盡し、又久しく島津氏と相頡頏す。

1　肝衡（無姓）氏　大隅肝屬郡より起る。文武紀四年六月條に「薩末の比賣、久賣、波豆、衣評督・衣君縣、助督・衣君弖自美、又肝衡難波、肥人等を從へ、兵を持し、覔國使・刑部眞木等を剽劫す云々」と見ゆるにより肥人の酋長たりしならんかと考へらる。

2　伴姓　前項氏と同樣、大隅國肝屬より起る。南九州の大族にして、島津氏に對抗し、殊に南北朝時代に於いては王事に盡瘁する所・多かりしかば、其の名聲甚だ高し。されど其の出自に至りては明白ならざる點多く、予輩の如きも、幾度か其の推定に惑ひぬ。

其の系圖に據れば、大友皇子の後にして、皇子の御子内大臣余那足の裔と稱し、其の八世孫伴掾大監（又河内守）兼行、安和元年に薩摩國總追捕使となり、同二年、鹿兒島郡神食に下向す。これ伊敷（下伊敷）の伴掾館（或は伴氏館所）なりと云ふ。其の後、兼貞の代（兼貞は兼行の子、又は孫、又は曾孫、或は十一世と云ふ）に至り、肝屬に移り、日向國三俣院を併せ領すと傳へらる。

これより前、太宰大監平季基、萬壽年中・日向國諸縣郡島津に居住し、無主の荒野を開墾し、關白藤原賴道に寄せ、攝錄家の傳領として、島津御莊と稱へ、季基・其の下司職を兼ぬ。その後、女を兼貞に配して嗣とす。兼貞五男を生む。一男は太郎兼俊、二男次郎兼任は後に萩原を領して氏とし、三男三郎俊貞は安樂を領して氏とし、四男四郎行俊は出水を領して氏とし、五男齋宮介兼高は梅北を領して氏とし、加ふるに、中鄕鎭座神柱神社の祭祀を司る。此の神柱神社は兼高外祖平季基・夢想に因り、伊勢兩宮を勸請せしと傳へ、大隅國肝屬郡始良麓鎭座の若宮社は、長久四癸未年、平判官良宗の建立にして、良宗は季基の舍弟なりと。この良宗は始良庄を開墾し、其の一族には大始良、獅子目、横山、濱田に居住すと也。

而して肝屬を氏とせしは十二世大隅守兼俊の時よりと云ひ、又兼行は河内守にして、幕紋舞鶴章を賜ふと云ひ、又或る系圖には「兼遠……行貞……兼俊」とありて兼行と云ふ人なく、又或る系圖には「余那足裔……仲用……仲兼……兼遠」とありて、其の腰書に「仲用、或は仲庸、從五位下、侍從、右衛門佐に奉仕、仲兼は幼名。元孫河内右馬頭は貞觀元己卯年の

誕生。二男叔孫は貞觀四壬午年誕生。三男禪師麿兼遠は判官代、余那足六世孫にして、薩摩に流罪」とあり。此の人と混同したるかと。又兼行舍弟兼信とありて、其の子信成、孫安信と、只名のみ記したる系圖もあり。

3　大伴宿禰說　これ等の傳說に對し、地理纂考は肝屬郡內郡高山鄕條に「高山は肝付家譜に『大友天皇の御子余那足より七世孫、從五位上伴河內守兼行、冷泉天皇の安和元年、薩摩掾に任ぜられ、翌年薩摩に下り、鹿兒島神食村に館を建て住す。曾孫伴兼貞(一說に兼俊)、長元九年九月、大隅國肝付郡辨濟使にて、肝屬に移り家號を肝付と改め高山を治所とす云々』と。此の肝付の家を大友天皇の後裔なりといへるは、大いに訛れり。其の系圖を閱するに『其の始祖は大友天皇七世與那足より出で、二世大納言善名、其の子大納言國通、其の子大納言善男、其の子兵衞督仲用、其の子右馬頭仲兼、其の子判官兼遠、其の子河內守兼行』とあり。其の善名、善男の傳は、三代實錄に詳にて、大伴宿禰と見へ、姓氏錄にも、大伴宿禰は天押日命の後裔なるよし見へたるを、大

友天皇の後裔なりといへるは、いみじき訛りなり。又家傳に『始め大友の二字を用ひしを、後に單稱して、文字をも伴と改めし』よし云へり。此は後紀に『弘仁十四年四月壬子、大伴宿禰を改めて、伴宿禰と爲す。諱に觸るれば也』とあるを訛れるにて、諱に觸るとは、淳和天皇の御諱を大伴と申し奉ればなり。是等の事を辯へず唱の同じきが故に誤りけむ」と。されど系圖に、伴善男の名の見ゆる如きは、後世の補足なれば、以つて證となし難く、又大伴姓ならば、何が故に余那足の後と云ふか。此等より見れば、大友皇子後裔と云ふは採り難き事、勿論なるも、大伴宿禰說も容易に採り難し。(附說、宇都宮村雄氏は「吾村肝付氏居城舊記に、永觀二年以來、肝付氏累代の城域とあり。村內神社佛閣の勸請、又は改築、永觀二年比の者多し。安和元年より永觀二年は、僅か十五年前後なれば、此の氏若くは直子の時代より、此の高山に移住せられたるものゝ如し」と。

4　肝衝氏裔說　その氏名よりすれば、此の氏は前述肝衝氏の裔なるが如し。されど諸傳說何れも初め薩摩より移ると云へ

ば、此の說も採り難く、又何が故に伴姓を稱するかも解き難し。

5　三河伴氏說　第三項と同樣の理由にて恐らく否ならん。

6　百濟族說　余那足と云ふより見れば、百濟王餘氏の族かとも考へらる。百濟滅亡後、來朝せしもの多ければなり。

7　大友村主說　大友村主は大友皇子の後裔にあらざるも、古くより其の說ありし事、オホトモ條に云へり。此の氏がオホトモを氏とし、此の皇子裔と稱するも同樣の附會にて、且つ余氏など云ふより見れば、或は大友姓なりしか。

8　太宰府伴氏說　されど早く府官に伴氏あり、而して此の氏・平大監と婚す。よりて出自の如何に關せず、太宰府伴氏と密接なる關係あらんと考へらる。府官は鎭西譜代の豪族なるを恒とすればなり。オホトモ、バン條を見よ。

9　肝付家歷代　兼行の後は「兼行—行貞—兼貞(長元九年九月、大隅肝屬に移る)」と云ひ、又「兼行—兼貞—初代兼俊—兼經—兼益—兼員—兼右—兼藤—兼尙—秋兼—兼氏—兼元—兼忠—兼連—兼久—兼興—兼續—良兼—兼亮—兼道」なりと。な

ほ諸説ある事前に云へり。今兼俊以後の世譜を、宇都宮氏調査によりて記せば次の如し。

初代兼俊は兼貞の長子、新太夫と云ふ。長元九丙子年、肝付郡辨濟使として高山に移り、山之城を治所とし、治めて肝付を氏とす。兼俊は三男二女を生む。一男は兼經、幼名金剛丸、家を繼ぐ。二男兼綱は兵衛佐、後に救仁郷を領して、氏とし、北原氏祖とも云ふ。三男兼友は常陸介、後撿見崎を領して氏とす。長女は飫肥兵衛尉妻とあり、離縁後、中九郎右兼に嫁し、次女は横川某に嫁すと云ふ。

二代兼經は兼俊の長子、肝付河内守と云ふ。島津薩摩守忠久が百引下向の時分、山之城々主。菩提寺は柏尾山道隆寺（此寺開山西蜀蘭溪禪師）。萩原兼任の女を娶りて一男を生む。兼益と云ふ。一説には兼經三男を生む。一男兼益は家を繼ぎ、二男兼春は萩原氏を冒し、三男兼明は後前田を領して氏とすと云ふ。

三代兼益は兼經の長子、又八郎、又太郎、彈正太夫とも云ふ。島津薩摩守忠久全盛の時分、山之城に居住。一男を生む、兼員これ也。

四代兼員は兼益の長子、河内守と云ふ。文永九壬申年正月十二日死去、法名阿佛禪定門。菩提寺靈護山盛光寺（此の寺の建立亦此の人と云ふ）。五男を生む。一男兼右・家を繼ぎ、二男兼基は左近允と云ひ、後岸良を領して氏とす。或る書に「兼基は肝付兼俊の玄孫にして、岸良村辨濟使」とあり。三男兼廣は後野崎を領して氏とす。四男兼行は後川南を領して氏とす。或る説に「津田氏も此の人の子より出づ」と云ふ。五男信兼は後小野田を領して氏とせりと。

五代兼右は兼員の長子、又太郎、河内守と云ふ。正安延慶年間の比死去、法名玄右禪定門。四男一女を生む。一男兼藤は彌太郎と云ひ家を繼ぎ、二男兼市は兵衛尉と云ひ、後三俣を領して氏とす。三男宗兼は周防介と稱へ、後鹿屋を領して氏とす。又鹿野屋とも云ふ。長女は三俣院司觀阿の室、四男金阿は經歷未詳。

六代兼藤は兼右の長子にして、周防守と云ふ。元亨三癸亥年二月四日に死去、法名尊阿禪定門。三男を生む、一男兼尙は家を繼ぎ、二男兼重は八郎、左衛門尉、周防守と云ふ。後叔父兵衛尉兼市父子に代

り、三俣を領し、又兄河内守兼尙が京師に在るに及び、代りて宗家を輔く。觀應文和の間に死去、法名玄源禪定門。位牌は志布志大慈寺開山塔龍頭護菴に在り。菩提寺靈護山盛光寺。此の人城代の際、征西將軍懷良親王下向の初、肝付高山々之城に御成り、錦旗を賜ふ（旗長一丈、幅三尺三寸、竿一丈五尺）。已にして菊池武俊、伊東祐廣と共に凶賊足利の與黨を伐つ數回、時運可ならずして遂に果さず。三男兼成は又兼經、五郎九郎と云ひ、後大姶良を領し、橋口を氏とすと云ふ。或る説に「橋口氏を稱ふるは、兼重の二男兼幸の裔」とも云ふ。

七代兼尙は兼藤の長子、幼名は金童丸、後に五郎太郎と云ふ。兵部少輔、兵庫介。鎌倉に在ること數年、舍弟周防守兼重をして、代りて高山々之城を治めしむ。一男一女あり、一男兼隆は彥太郎と云ふ。建武三丙子年戰死、法名尊尙禪定門と云ふ。然して嗣なきに因り、舍弟兼重の長子秋兼を迎へ、女子に配して養子とす。兼尙は法名龍嶽大禪定門、位牌は志布志大慈寺開山塔龍頭護菴にあり、菩提寺は靈護山盛光寺。

右の內、兼重は建武二年十二月、後醍醐天皇の詔を奉じて義旗を擧げ、終始志を變ぜず、よく王事に盡し、弟の兼成も、又大姶良城主として忠烈、その功兄に讓らず。地理纂考に「十八世兵部少輔兼尙は相摸國鎌倉に在り、一女ありて統を襲ぐ者なし。兼尙從父弟肝付八郎兼重・家門に攝し、封內を治む。建武二年十二月、兼重・後醍醐天皇の勅命を奉じて、義兵を擧げ、威名大いに振ひ、向ふ處響應せざるはなし。延元二年・錦の御旗を賜ふ（征西將軍懷良親王より賜ひしなり。此の事諸書に見ゆ）。弟五郎九郎兼成同國大姶良の城主たり。忠義智勇兼重に相並ぶ」と。兼眞―兼俊―兼經―兼益―兼員―兼石┬17周防守兼藤―18兵部少輔兼尙
└兵衛尉兼市┬八郎兼重―19周防守秋兼
　　　　　├五郎九郎兼成
　　　　　└左衛門尉兼幸

八代秋兼は兼重の長子、伯父兼尙の女を娶る。後に兼尙實子兼隆戰死せるに及び、聟秋兼を迎へ、養子として宗家を繼がしむ。始め顯兼とも云ひて周防守と稱ふ。二男を生む、一男兼氏・家を繼ぐ、二男久家は後山下を領して氏とす。或る說には「秋兼・三男一女を生む。一男兼氏・家を繼ぎ、長女は新納越後守實久の室。次男久兼は權三郎、又大外記と稱す。卽ち山下氏の始祖。三男を兼世と云ふ」とあり、如何か。

九代兼氏は秋兼の長子。大膳大夫、河內守兼里とも云ふ。應永九壬午年死去、法名昌林龍久大禪定門。高山瑞光寺に石塔あり。三男を生む、一男兼朝は太郞右衛門と云ふ、妾腹にて家を嗣がず。後川北を領して氏とす。二男兼元は又八郎と云ひ、嫡腹に生れたるを以て相續す。三男兼政は幼名貴童丸、左馬頭、美作守、法名實山眞居士、應永年間、頴娃を領して氏とす。

十代兼元は兼氏・正腹の長男、河內守と稱へ、應永の比、島津薩摩守元久に隨從、京洛に在りて義持將軍に謁す。寶德元巳年十月二十五日、隅州加治木の陣中に死去、菩提寺は瑞光寺大洞菴。四男一女を生む、一男兼忠は三郞四郞、又加治木彈正と云ひ家を繼ぐ。二男兼恒は伴三郞、大炊助と云ふ。三男兼長は下野守、或は兼良と云ふ。四男兼廣は美作守と云ふ。五は女子なり。或は云ふ、美作守兼政は此の兼元二男とも傳ふ。

十一代兼忠は兼元の長子、河內守、母は新納忠臣の三女、應永十三丙戌年誕生、文明十六甲辰年三月十一日死去、享年七十九、法名義翁兼忠居士。五男一女を生む、一男國兼は八郞、左衛門佐、左衛門尉と云ふ。父兼忠の意志に背き、肝付を放追せられ、文明十三辛丑年八月十五日、怡佐某寺に於て自殺。二男八郞は夭亡。三男兼連は七郞三郞、周防守と云ふ、文明三辛卯年三月十日死去。或る說に文明十四壬寅年九月六日死去と云ふ。此の人の長男兼久は祖父兼忠の跡を繼ぐ、卽ち兼忠の孫なり。四男兼光は三郞五郞、主稅助、越前守と云ふ。文明十五癸卯年十月二日死去、法名善澤心慶大禪定門。五男兼濟は後に僧となり、玄相寺主と云ひ、又還俗して左衛門太夫、加賀守と稱ふ。六は女子にして頴娃二郞三郞兼鄕室と傳ふ。

十二代兼久は祖父兼忠の三男周防守兼連の長男にして、幼名金童丸、三郞四郞兼信とも云ひ、周防守、河內守と稱ふ。母は島津薩摩守立久の養女にして、新納忠匡の女（法名喜明）文明五癸丑年誕生、祖

父兼忠の讓を受けて、新納近江守忠武と力を合せ、島津氏を鹿兒島に攻め、遂に彼をして自害せしむ。大永三癸未年二月二十七日死去、享年五十一、法名昌山兼久上座。菩提寺は長能寺と云ふ。兼久に一弟二妹あり、一妹は新納新四郎忠時の室。弟兼顯は幼名孫四郎、或說に兼實、修理亮と稱へ、後越後守と改む。（此の人は新納周防守久方の女を娶る）。二妹は禰寢大和守堯重の室也。次に兼久は三男一女を生む。一男兼興は幼名又八郎、家を繼ぐ。二男兼親は四郎次郎、兵庫介と云ふ、天文二癸巳年六月二日誅せらる（誰人の双を受けしか不明）。法名實山正珍禪定門。三男兼次は小四郎、左馬允、周防介と云ひ、天文七戊戌年正月二十八日死去、法名顯翁源忠居士、享年三十三。女は相良伯耆守武顯の室（一に新納氏とも云ふ）。十三代兼興は兼久の長子、或說に兼典ともあり。兵部少輔、河内守と追贈、母は加治城主加治木右衛門佐滿久（本島津氏、後豐後守）の女（法名觀室正慶大姉）、明應元壬子年誕生、大永四甲申年十二月三日串良を領し、享祿三庚寅年五月二日鹿屋を知行す。玖摩城主相良近江守長每入

道休世の女を娶りしが、その女は早世して（法名祐山）、更に飫肥城主島津豐後守忠朝の養女（實は忠朝の舍弟左馬助久盈の女）を娶り、一男二女を生む。一男兼續は幼名三郎、家を繼ぎ、長女は入來院加賀守重嗣の室、二女は島津薩摩守貴久の室（此の夫人肝付氏は早世して、更に入來院彈正少輔重總の女を迎へて後室とす）。享年二十。

十四代兼續は兼興の長男にして、河内守、入道沙彌省釣と云ふ、母は飫肥城主島津豐後守忠朝養女、永正八辛未年誕生。天文十三甲辰年夏、市成を合せ領し、永祿四辛酉年廻城を略し、同六癸亥年、志布志をも略す。同九丙寅年志布志に於て死去（享年五十六。兼續は島津日新齋忠良の女を娶り、二男を生む。長男良兼は家を繼ぎ、二男兼供は大峰大藏大夫と云ひ、文和九癸亥年六月二十三日死去、法名長照寺殿心了常安居士。

十五代良兼は兼續の長子にして、左馬頭河内守と云ふ、天文四乙未年誕生、元龜二辛未年七月晦日死去。伊東修理大夫義祐（佐土原城主）の女を娶り、三男一女を生む。一男兼亮は幼名滿壽丸と云ひ、家

を繼ぐ。二男三郎四郎は天正八庚辰年死去。三男兼讓は盛光寺に石塔あり、法名才安寮俊。長女は伊地知周防守重興の室。或說に、兼續の妾腹に兼亮、兼護の二子あり。良兼の死後、嗣子なきに因り、兼亮・家を繼ぎ、兼亮他に奔りて、兼護・跡を冒すと云ふ。

十六代兼亮、十七代兼道、二人共に經歷未詳。但し高山々之城の陷落は、天正二甲戌年か、分明ならざれど良兼の時代なり。

10　一族　出水家（又和泉氏とも云へり）。

兼貞―行俊（四郎兵衛尉）―資兼―成房（或說に和泉莊辨濟使、又和泉下司職伴成房と）―兼保（島津薩摩守忠久の代、出水城主。大夫、小大夫。井口太郎とも云ふ和泉氏祖）―保久（井口諸太郎、兵衛尉）―保忠（太郎兵衛尉）―政保（藤内左衛門尉、諸太郎、兵衛尉。或說に云ふ、藤内左衛門尉政保、文和四乙未年〔南朝正平十年〕四月二十六日夜、島津薩摩守貞久の居城、山門院出水木牟禮城に忍入り、合戰すと云ふ。又建久八丁巳年、內裏大番の廻文に和泉小大夫とあるは、井口太郎兼保なりと云ふ。或說に兼保は大隅肝付

キモツキ
キモツキ

領伴兵衞兼貞の末子行俊の後裔とあれども、一書には兼貞五子あり。一は兼俊、二兼任、三俊貞、四行俊、五兼高と、此の書に據れば行俊は四子也)。

其の他、前述の各氏々、及び北原等の條を見よ。

次に支庶にて出自不明筋　和泉氏（定紋不明、讓字は始め兼、後に保、出水氏とも云ふ、島津氏支庶にも和泉氏あり、下野守忠氏裔)。井口氏（定紋不明、讓字は兼、又は保、和泉氏より出づ)、梅北氏（定紋不明、讓字は兼)。北原氏（定紋不明、讓字は兼。他系に梶原氏の支族北原氏と云ふあり)。救仁鄕氏（定紋不明、讓字不明。他系に平八成直と云ふ人、救仁鄕氏を稱ふ)。馬瀨田氏（馬關田氏とも云ふ。定紋、讓字共に不明)。檢見崎氏（定紋、讓字共に不明)。前田氏（定紋不明、讓字は兼)。岸良氏（定紋不明、讓字は兼)。三俣氏（定紋、讓字共に不明)。鹿屋氏（鹿野屋氏とも云ふ。定紋不明、讓字は兼)。橋口氏（定紋、讓字共に不明)。山下氏（定紋不明、讓字は兼、大禰寢氏支族に山下伊勢介稚義と云ふ人あり)。川北氏（定紋、讓字共に不明)。頴娃氏（定紋、讓字共に不明。島津氏支族に頴娃氏あるか)。萩原氏（定紋內三雁金、讓字は兼)。安樂氏（定紋不明、讓字は兼。他系に平九郎爲成と云ふ人あり)。津曲氏（定紋外三雁金、讓字は兼)。野崎氏（定紋外三雁金、讓字は不明、他系に野崎氏を稱ふるを聞けど未詳)。川南氏（定紋、讓字共に不明)。加治木氏（定紋、讓字共に不明。藤原系三條關白頼忠裔に加治木氏あり)。以上十一氏。

次に同族にして出自不明の家筋　藥丸氏（定紋不明、讓字は兼)。波見氏（定紋、讓字共に不明)。小城氏（定紋、讓字共に不明)。內之浦氏（定紋內三雁金、讓字は兼)。榎屋氏（同上)。窪田氏（同上)。永島氏（定紋同上。讓字は不明)。慶田氏（定紋外三雁金、讓字は不明)。富山氏（定紋、讓字共に不明。大禰寢氏支族富山土佐介義勝と云ふ人あり)。二方氏（定紋不明、讓字は兼)。小野田氏（定紋、讓字共に不明)。中村氏（同上)。山口氏（同上)。以上十三氏。

次に肝氏支庶か、又他に特別關係の感ある家　入部氏（定紋三雁金、讓字は兼)。吉田氏（定紋不明、讓字は實)。池田氏（定紋不明、讓字は定、又は時)。竹之井氏（定紋、讓字共に不明。或書に笠井平五郎、法名衞盛禪定門)。田中氏（定紋、讓字共に不明なれど、或書に「田中平七、法名窓金禪定門、同仲次郞、法名淨本禪定門、彥兵衞尉、法名淨貞禪定門」とあり)。大藏氏（定紋、讓字共に不明なれど、或書に「大藏源賢禪定門」と見ゆ)。長峰氏（定紋、讓字共に不明なれど、或書に「長峰彌七、法名幸柱禪定門」とあり)。神宮司氏（定紋舞鶴、讓字は不明。又神宮寺氏ともあれど同氏と云ふ。此の家が肝付氏關係とは古書には散見せざれど、同家には口碑ある由、若し肝付氏に關係ありとすれば、宇部宮氏にも關係あるやに思はる)。以上十氏。外に松澤氏、江田氏等も關係あるやに思へど、記錄なきに依り省く。

以上は宇都宮氏の調査による。蓋し此の一族とは、高山在住の氏についてのみ云ふなるべし。

11　居城　此の氏の居城は新留村の高山城にして、一名山元城と稱す。征西將軍の宮下向の際、肝付兼重・親王を肝屬城に納れ參らすとは當城を云ふなりと。地理纂考は當城につき「兼重が一子周防守秋兼を兼尙が女に配して、宗家の後を繼しむ。

兼重は弟兼成が一子左衛門尉兼幸を養ひて嗣とす云々。永正三年八月、島津忠昌(忠久より十一代)、當城を拔かむとて、攻め來る。城主肝付河内守兼久、密に志布志城主新納忠武に援を乞ふ。忠武不意に島津の營を襲ふ。忠昌利あらず、同十二月、兵を收めて鹿兒島に退く」と。又「二十六世河内守兼續(省釣)日向の諸邑を併せ、兵勢盛なり。二十九世左馬助兼道に至り、漸々に勢ひ衰へ、僅に高山の一邑を保ち、天正八年、遂に島津に屬して薩摩國阿多に移る(猶ほ救仁院條參照)。其の後、兼道・島津義弘に從ひ、朝鮮に赴き、屢々軍功ありしが、慶長五年關ケ原の役にて遂に戰死す。其の跡・今尙ほ承襲して鹿兒島にあり」と。肝屬氏此の地を領する十九代、五百四十五年なりと。又屬城に弓張城あり、楡井、及び禰寢條を見よ。次に同郡百引郷平房村に加瀨田城あり。「建武年中、肝付八郎兼重、官軍に屬し、其の將肝付彥太郎兼隆を城主とす。建武三年五月、島津貞久・當城を攻め、六月是を拔く。後楡非賴仲・當城を陷れ、弟賴重を城主とす。島津氏久は禰寢淸成、淸種に命じて賴重を討たしむ。

觀應二年八月、賴重・日向志布志に奔る。其の後の城主は詳ならず。按ずるに、文明年中・新納忠武、島津氏に反して當城を陷れ、新納左馬助、宮里道隨城主たり。左馬助は忠武が一族にて、宮里は山田忠繼の庶子なりと。忠繼は山田民部と稱して、島津氏の一族なり。されば道隨は忠繼が庶子にして、加瀨田の城主なりしが、新納忠武當城を陷れし時、忠武に隨從して、新納左馬助と共に城主なりけむ。斯くて元龜年中、肝付兼續・是を復し、其の臣川越玄忠、同丹波に命じて是を守らしむ。兼續より四世左馬助兼道勢ひ衰へ、島津氏に屬し、島津右馬・比志島伊豫を在番とす」と云ふ。

12 姶良の肝付氏 姶良郡溝邊郷溝邊城に肝付氏の一支流あり。「肝付越前兼固・城主たりき。兼固は肝付元祖伴兼行より十二世、高山城主肝付河内兼忠が三男三郎五郎兼光の子なり。嫡庶不和にて、文明十三年日向大崎城に渉りて守護方に屬す。兼光卒して、同國志布志城主新納近江忠勝大崎を併せ領す。同十八年、島津忠昌(島津家十一代)、兼固に溝邊を與へ、當城に移りて子孫世襲す。文祿四年、豐太

閤の命にて、日當山、加治木、溝邊、三ケ郷を官田となし、石田三成を代官とす。是に因りて、兼固が後裔を薩摩國給黎に移す。さるを島津義弘朝鮮の軍功を賞して慶長四年舊に復さる」と。同郷麓村一之宮に、「天正九年・肝付兼寛、地頭同苗若狹兼盈、造營の棟札あり。又加治木に肝付氏あり。溝邊肝付兼固の子越前兼演の後にして、その子兼盛、その子兼寛なり。カヂキ(一五三五頁)條を見よ。

13 其の他、町村筒迫城は、肝屬伊勢守の城址と云ひ、大崎横瀨邑の龍相城は一に龍草、又は龍澤の字を用ふ。又出田城とも、井手田城とも稱す。肝付氏の屬城なり。又甑田之城(内之浦南浦村)も肝屬氏の屬城。又南北朝の頃、兼重・三俣院高城に據り、弟兼成は大姶良の大姶良城に據る。

又高隈郷の松尾城は「肝屬氏世々の領地なりしを、觀應二年、志布志の城主楡井賴仲・當城を拔き、居城とせしを、同年七月島津氏久是を拔き、家臣田代肥前以久を城主とす。永祿中に至り、肝屬河内兼續・又當城を陷れ、再び肝屬氏に復す。肝屬氏降伏の後、島津氏の臣伊集院右衛

門忠棟是を領せしを、文祿四年六月、豐公命じて細川幽齋の所領とす。島津義弘征韓の軍功に因りて、慶長四年正月、出水鄕と同時に復封ありて、其の年十二月、家臣敷根中務立賴を地頭とす」と云ふ。

14 **薩摩の肝付氏**　肝付氏は初め當國鹿兒島郡に在り、兼俊に至り、大隅肝屬郡に移る。第一項及び伊敷條を見よ。其の後、鹿兒島郡東福寺城は肝付兼俊が後胤肝付八郎兼重、及び一族中村彈正秀純等、南朝に屬して當城に據る。曆應四年四月廿六日、島津貞久是を拔き、島津氏久（貞久嫡男）當城に入る。兼重、秀純等は谷峰城に據り、後肝屬に退く」と。又谷峰城（西田村）は、曆應四年肝屬兼重據る。次に揖宿郡揖宿鄕松尾城は、應永の末、肝屬河內兼元が二男次郞三郞兼政に、潁娃、幷に當邑を與へ、兼政より彌三郞久音まで八代承襲す。久音故ありて、島津義久・其の領地を沒收すと。久音が釆邑を喪ひしは、伊集院忠棟の讒言に因りてなり。故に後に谷山、山田、伊集院、西俣を與ふ。久音は朝鮮の役に從ひ、彼の地にて病死すと云ふ。

15 **日向の肝付氏**　當國も肝付氏發祥當時より緣故深し。島津、梅北等の條を見よ。その後、河內兼右の第二子兵衞兼市・日向三俣院郡司職たり。實に八郎兼重の父とす。この子孫橋口條を見よ。橋口氏は兼重の子、秋兼の弟兼幸の後也。

又諸縣郡（今大隅）大崎野方村大崎城も往古より世々肝付氏所領なりと。肝付河內守兼忠の三男肝付越前兼光は嫡庶不和になり、文明十三年高山を去り、當城に移り、守護方に屬す。兼光卒して、志布志城主新納兼勝・此の地を併せ領す。天文七年、北鄕忠相、島津忠朝、當城を陷れ、忠朝が所領とす。同十三年十月、肝付兼續また是を拔く。天文の末、忠朝が子島津忠親當城を攻む。兼續迎へ戰ひ利あらず。其の後堅く守りて動かず。天正年中、肝付兼道に至り、勢ひ衰へ、遂に島津に屬し、その家臣比志島國守を地頭たらしむとあり。猶ほ第十三項參照。

日向記に「肝付八郎兼重子息金童丸云々」と見ゆ。又「一肝付殿（高城の夫）、肝付與八郎」等多く見ゆ。

16 **雜載**　薩摩開聞嶽枚聞神社寶物兵庫、鎌太刀一口は天智天皇の御物と云へど、舞鶴の紋のあるより思へば、肝付家の寄進かと云ふ。肝付氏は天智天皇の御子大友皇子の後と傳ふれば、斯かる傳說が起れるならん。

又太平記に肝付兼重、志布志記に肝付領主兼繼。噌唹郡市成鄕諏方原村日吉社長祿二年正月棟札に「伴家兼忠、同兼秀建立」と。又市成鄕日吉社永祿十年三月棟札に肝付左馬頭造立。又永祿の頃、肝付彈正兼盛あり。又市成鄕三宮神社元龜三年棟札に伴家三郞四郞兼助見え、島津分限帳に肝付彈正。武鑑に肝付兵部あり。又此の後裔に肝付兼行（大坂出生）あり。將軍、又文筆にて有名也。肝付氏の氏神は宇都宮條參照。

木元　**キモト**　キノモト條を見よ。武藏の此の氏は下り藤を家紋とす。

肝煮　**キモニ**　美作國の名族にして、佐々木氏の族馬淵氏より別ると云ふ。馬淵、端、タナベ條を見よ。東作志、東北條郡成安村、農孫三郞條に「元下高倉村住肝煮伊右衞門、名字御免者なり。成安村に移る」と。

支母末　**キモマツ**　百濟族にして、天平神護二年三月紀に「大初位上支母末吉足等五人、姓を城篠連と賜ふ」と見え、而して、姓氏錄城篠連條に「達率支母末惠遠の後也」

とあり。既母（キモ）條參照。

木森　キモリ

木夜　キヤ　コヤ　和名抄、筑前國遠賀郡に木夜郷あり。

木屋　キヤ　コヤ條を見よ。

杏　キヤウ

姜　キヤウ　薩摩。ノシロコ條を見よ。

京　キヤウ

○京家　藤原氏の一流なり。尊卑分脈に「不比等―麿（左京大夫を兼ねるにより京家と號する也。京家一流の元祖）―濱成―繼彥―廣敏―興嗣―忠房―千兼」と見ゆ。藤原四家の内、最も榮えず。フヂハラ條を見よ。

卿　キヤウ　平家物語に卿阿闍梨（平等院僧）あり。

行　ギヤウ　根來衆徒に行左京あり。

京井　キヤウキ　大和に京井庄あり。

經石　キヤウイシ

京泉　キヤウイヅミ

經ケ島　キヤウガシマ　甲斐國巨摩郡の豪族にして、清和源氏小笠原氏の族なり。帶金右馬助の子經ケ島四郎左衞門より出づ。

京島　キヤウガシマ　キヤウシマ

京川　キヤウカハ　田中家臣知行割帳に、「百石京川加兵衞」見ゆ。

敎川　キヤウカハ　阿波蜂須賀家創業文武有功の士に此の氏あり。ノリカハ條參照。

行木　ギヤウキ　ユキキ條を見よ。

京口　キヤウグチ

敎護院　キヤウゴキン　雲州軍話に「永祿十一年、尼子孫四郎勝久、山中鹿之助、京より伯州へ下る。當國末石の城主敎護院法師は舊恩を重じ、急ぎ己が城に移し、所々へ早馬を立て、前代恩顧の郞從、佐々木一族を催促せし程に一番に龜井武藏守以下の郞從馳加りて、其の勢一萬餘騎にぞ成にける。」と。

京極　キヤウゴク　京都の京極に家せしより起りし稱號にして、雲上家に多けれど、後に佐々木氏流京極家大いに榮ゆ。

1　藤原北家師輔流　尊卑分脈に「九條殿師輔（右大臣）―爲光（太政大臣、號京極、號法成寺、又法住寺、謚曰恒德公）―齊信（權大納言）―維任（大納言）―公房（參議）―通輔―公章。」また齊信弟「公信（權中納言）―保家―公基―伊信―親通―親盛―顯盛―邦俊―邦行―種範（大學頭、文章博士）―行氏（文博）、弟俊基、弟行光―氏種」と。日野條を見よ。

2　同上道長流　尊卑分脈に「道長―賴通

（攝關）―師實（攝關、號京極殿）」また賴通弟「堀河右大臣賴宗―俊家（大宮右府）―宗俊（權大納言）―宗輔（太政大臣、號京極）」と見ゆ。その子俊通（權中納言）也。

3　同上九條家流　尊卑分脈に「兼實の子良經（號京極殿）」と見ゆ。その子道家なり。九條條を見よ。

4　同上西園寺流　尊卑分脈に「西園寺太政大臣實氏の子公基（内、右大臣、號京極、又萬里小路）」と見ゆ。その子實平（權中納言）也。

5　同上御子左家流　尊卑分脈に「御子佐俊成（皇太后宮大夫）―定家（權中納言）―爲家（權中）―爲敎（左兵衞督・京極）―爲兼（權大納言、號京極、又入江）―忠兼（猶子）爲仲」と。また御子左系圖に「定家　號京極）―爲家（權大納言）―爲氏―爲世―爲道―爲定」。また爲氏弟「爲敎（京極頭左衞門督）―爲兼（頭權大納言）―忠兼（猶子、實父實明卿）、弟爲仲（猶子、實父爲顯）」とあり。御子左冷泉系圖、これに同じ。爲兼は玉葉和歌集の撰者也。その妹爲子は從二位、藤大納言と呼ばる。

6　村上源氏　尊卑分脈に「具平親王―師房―顯房（六條右府）―雅俊（權大納言、

號京極）―顯親―俊光―家俊―資俊―敎俊―師俊―良俊、」また顯親弟「寬雅（木寺法印）―俊寬（法勝寺執行）―俊玄―眞仙」と見ゆ。俊寬の女、一は中宮權亮源國雅妻、一は平賴盛室也。盛衰記に「俊寬僧都は仁和寺の法印寬雅が子、京極の源大納言雅俊卿の孫也」と。

7　京極宮　後水尾院天皇の皇子穩仁親王を申し奉る。諸所系圖に「京極殿。正親町院―陽光院―知仁親王（號八條、豐臣關白秀吉公の猶子、童名・古佐麿）―智忠親王（元忠仁、號八條）―穩仁親王（後水尾院皇子。寬永二十年四月二十九日生。號幸宮。承應三年九月十三日、智忠親王養子と爲る）―長仁親王（後西院皇子。明曆元年五月十四日生。號若宮。又倉宮。寬文七年穩仁親王跡相續）―尙仁親王、（後西院皇子。寬文十一年十一月九日生。號員宮。延寶三年八月十二日、長仁親王の跡相續）―作宮（元正宮。號常磐井。靈元院皇子。元祿二年六月廿七日生。同十月十五日尙仁親王の跡を相續。稱號を常磐井と改む）」と見ゆ。

8　京極宮　靈元院天皇の皇子文仁親王も京極宮と稱し給ふ。始め常磐井宮家を相續、後改號す。諸所系圖、前の續きに「文仁親王（號京極。靈元院皇子。延寶八年八月十六日生。號富貴宮。貞享五年八月六日、有栖川幸仁親王養子。後仙洞に召返され、元祿九年七月四日、常磐井宮遺跡相續を賜ひ、京極宮と號す）―家仁親王（東山院御猶子）―公仁親王（桃園院御猶子、享保十八年正月五日生、胡佐宮と號す）」次に「盛仁親王（當今皇子）京極宮の稱號を、思召により桂宮と稱し改める」と。カツラ條を見よ。

9　佐々木氏流　近江佐々木氏の嫡流にして、六角家と對立す。この氏も京都の京極より起りし也。その出自につきては、尊卑分脈に「佐々木四郎信綱―（京極）氏信（桐谷尉と號す。左衞尉、對馬近江守、弘安七四四出家、導善。永仁三五三死、七十六歲。號淸瀧寺）―賴氏（左門尉、豐後守、城陸奥守入道追討の時、合戰の忠を致すにより、恩賞として受領に預る）―氏綱（左門尉）―義信（豐後三郎）、」賴氏の弟「範綱、其の弟、滿信（本滿綱、三郎、左門尉、佐渡守、弘安二十四死去、廿四歲）弟宗綱（四郎、左門尉、能登守、從五上）」と見ゆれど、此の稱號は宗綱に始まり、その兄滿信の孫にして、且つ其の女婿なる高氏に之を讓りし也。宗綱の子には「祐信（左門尉、不孝）、時綱（早世）、貞宗（男子なきにより之を嗣がず）、女子（宗氏本妻）、女子（豐前守源宗淸母）」と見ゆ。滿信の後は、其の子「宗氏（三郎、左衞門尉、本宗信）―

また佐々木系圖に「信綱―氏信（信綱四

男、母川崎尼、平爲重の女)―滿信(佐々木三郎、佐渡守)、弟宗綱(京極、四郎左衞門、能登守、子息早世後、外孫高氏を以つて家を繼しむ)―祐信(四郎左衞門、不孝により家督を受けず)、弟時綱(四郎右衞門、十七にして死)、弟貞宗(三郎左衞門)、妹女子(佐渡判官宗氏の妻、貞氏、高氏の母)」と見ゆ。

而して滿信の後は「宗氏(佐渡守判官三郎と號す。使、從五下、佐渡守、左衞門尉、法名賢觀、應長元出家)―高氏(母は京極宗綱の女。高氏傳。二歲の時より外祖京極宗綱の子と爲り、左々木惣領職を賜ふ。管領九ヶ國。鎌倉に於いて執事に補す、在職四年、正中三三廿三出家、高時の出家に依りて也。曆應元四、上總國山部郡に謫せらる。貞治六三廿三、新玉津島歌合に會し、香會茶道長人。應安六八廿五卒、六十八歲。佐渡守、使、從五位下。法名道譽。勝樂寺と號す)―(秀綱弟)高秀(京極五郎、引付頭人、評定奉行、京極治部少輔、能登守、從五位下、左衞門尉、大膳大夫。明德二年十一月十一日、堅田に討死す、六十歲。法名道高、仙林寺と號し、又作導と號す)―高詮(京極四郎兵衞、使、從五位下、近江守、治部少輔、引付頭人。法名淨高、能仁寺と號す)―高光(京極三郎左衞門、民部少輔、大膳大夫、從五位下、勝願寺と號す)―持光(三郎、治部少輔、二十九歲にして死)―持重(四郎、兵部少輔、興雲寺と號す、夭死)、弟持清(六郎、中務少輔、大膳大夫。近江半國、飛驒一圓、出雲、隱岐兩國を管領す。法名生觀、寶生寺と號す)―勝秀(童名孫童子、中務大輔、正覺寺と號す)、弟政經(初め政高と號す。六郎、大膳大夫、侍所、栖雲寺と號す。政經病者、亦亂國の間、京都に侍所代として、家の子・多賀豐後守高忠を置き、之を所司代と謂ふ。政經・赤松政則と相並ぶ。文明十二年、政經・御相伴衆たり。文安元年八月三日、公方・政經の亭に御成り)―村宗(治部少輔、文安三年八月、江州彌高寺に於いて自害)、弟經秀(治部少輔、童名吉童子)」と。

次に政經の弟「政光(高淸・若年の間、名代家督、黑田の養子也。四郎、遍照寺と號す。法名道器)―高淸(一に高家。六郎、中務少輔。政光の弟。家督。法名道意。還仙院と號す。永正十四年二月卒。淺井記に還山寺に作る)―高明(一に高峰に作る。六郎、中務少輔、壹岐守。法名利角)―高廣(一に高秀に作る。六郎、武藏守。法名道也)―高吉(長門守、法名道安。此の人の姉は淺井亮政室、長政の母)―高次(近江守、參議。法名道閑。慶長十二五三卒。四十七歲。母は淺井祐政女)―忠高(若狹守、參議。法名道朝。母は淺井長政の女。左大臣秀忠公の婿)―高和(實は甥。刑部少。實は忠高の弟、京極主馬の子。忠高の死後立)―高豐(備中守)。」次に高次の弟「高知(丹後守、侍從。法名道可。元和八八十二卒、母同じ)―高廣(元は高政。丹後守、侍從、剃髮して安知と號す。母は毛利河內守の女)―高國(山城丹後守、侍從。南部に謫せらる。母は池田輝政の女)―高賴(近江守、母は伊達政宗の女)」と見ゆ。

10　京極歷代　江北記に「當方御代々の次第。

一、勝樂寺殿(高氏)と申すは、道譽の御事也。御息近江守殿秀綱と申し候。

二、秀綱の御舍弟高橋次郎殿(秀宗)、其の御次は仙林寺殿と申す、御家督を持たれ候也。

三、仙林寺殿の御息・三郎殿、能仁寺殿、（高詮、中務少輔）、御家督を持たれ候也。

四、能仁寺殿の御息・勝願寺殿（高光）、御家督を持たれ候也。

五、勝願寺殿の御息・興雲寺殿（持光）、御家督を持たれ候也。

六、興雲寺殿の御息・實性寺殿（持淸）、御家督を持たれ候也。但し興雲寺殿に御息・御座なきにより、御舍弟實性寺殿を御養子にて此の如く候也。

七、滿賴寺殿（高數）と申すは、勝願寺殿の御舍弟也。實性寺殿、六郎殿にて、御若年の時少しの間、御名代を持たれ候也。

八、正覺寺殿（勝秀）と申すは、實性殿御息、殊に御嫡子也。其の御次は大膳大夫殿（政經）、其の御次遍照寺殿（政光）、是は黑田へ御養子候。其の御次は還山寺殿（高淸）宗意、當國初亂より御家督を持たれ候。還山寺殿は御幼少の間。遍照寺殿御名代を持たれ候。五六ケ年の間歟。

九、大膳大夫殿の御嫡子、治部少輔殿（材宗）、其の次は吉童子殿也。

十、近江守殿秀綱也。御息・秀詮、氏詮は津國の渡邊合戰にて御兄弟共に御討死候」と見ゆ。猶ほササキ條を見よ。

11 重臣 江北記に「根本當方被官の事。今井、河毛、今村、赤尾、堀、安養寺、三田村、弓削、淺井、小野八郎、河瀨九郎、二階堂。

一亂初刻御被官參入衆の事。井口越前（三條殿）、淺見（朝日殿）、弓削式部、伊吹彈正（細河殿）、渡邊、平田（但し一亂以前）。

近年御被官參入衆の事。東藏（畠山殿。文龜二年より）、狩野（おくら。明應八年より）、今井越前、今井十郎（細川殿）、西野（六角殿）、布施備中、小足（京衆の次に御供使也）、高宮（京衆次）、隱岐殿（五郎義淸の子孫也。當方御家子也。奉書判をせらるゝ也。御紋をもせらるゝ也）、一圓殿（道譽御舍兄の流れ。御家の子、御紋せらるゝ）、慶增（大原同名、春極殿庶子。御家の子と申す、御紋せらるゝ）」とあり。

次に文明二年庚寅、當國初亂の事云々と見ゆ。

12 高氏入道道譽の事は太平記等に多くあり。佐々木條を見よ。下りて應永記に「京極治部少輔入道、京極五郎左衞門」等を載せ、以下頗る多し。これ高秀・侍所の所

司となりて、四職家の一たれば也。其の後、應仁紀巻二に京極六郎、應仁私記に「京極大膳大夫（源持臣）、」永享以來御番帳に「京極治部少輔持光。在國衆、京極殿（政經）。」また國持外樣衆に「佐々木京極中務大輔」、文安年中御番帳に「佐々木治部少輔（京極殿御事）」と。長享元年江州動座着到に「（京極）佐々木大膳大夫（宇多源氏）。（同）佐々木中務少輔秀綱。」永祿六年諸役人付に「御供衆、佐々木治部大輔高成（京極弟）」等あり。又豐鑑巻三に京極侍從高次朝臣見ゆ。

而して海東諸國記には「京極殿・畠山殿の南に居り、世々、刑政を掌る。長祿二年戊寅、源持淸・使を遣はして來朝す。書して京兆尹、江岐雲・三州の刺史、住京極、佐佐木氏、兼大膳大夫・源持淸、出家、法名生觀と稱す。又源高忠あり。文明二年庚寅、使を遣して來朝し、書して所司代京極多賀豐後守源高忠と稱す。其の使人言ふ、生觀同母の兄也と。三年辛卯、又榮熈なるものあり、使を遣はして來朝し、書して山陰路隱岐州守護代佐佐木尹左近將監源榮熈と稱す。其の使人言ふ、生觀同母の弟也と。初め高忠を以つ

て既に生觀の兄と稱し、榮濼又其の弟と稱す、其の言ふ所•信じ難し、其の使を接待するを許さず。强ひて留めて還さず。乃ち對馬島特送の例を以つて接待す。其の使•禮曹に言つて曰く、生觀の兄弟は只榮濼一人のみ。高忠は乃ち生觀の族、之に親みて麾下と爲す者也。榮濼は時に隱岐州に居る」と見ゆ。

13 京極氏は、近江に於いては江北六郡を領し、大平寺城に據りて江北屋形と稱す。愛知川を界として、六角氏と領土を分つ也。文明中、高淸に至り、配下の將上坂、下坂、多賀の諸族相爭ひ、遂に淺井氏に奪はる。カミサカ、アサキ、其の他各條を見よ。其の居城なる大平寺城は坂田郡伊吹村にあり、永正六年、同郡上平城に移りて城廢す。

14 後の京極氏　されど高次に至り、秀吉の寵を得、勢再び盛なり。德川氏に至り、初め高次の子忠高•雲州松江城二十六萬石を領せしも、嗣なくして除封。しかも養子高和、特に播磨にて六萬石を賜ふ。「高吉(長門守)—高次(侍從、若狹守、若州小濱城主)—忠高(若狹守、出雲隱岐兩國主、秀忠公姫君御入輿、御一字拜領)—高和(刑部少輔、實は同姓主馬高政の弟。播州龍野、後に讃州丸龜に移る)—高豐(備中守)—高或(若狹守)—高矩(佐渡守)—高中(榮吉、若狹守)—高朗(長門守)—朗徹(佐渡守、實は京極右近の二男)—高德(讃岐丸龜五萬千五百十二石餘)、現今子爵。

京極丸龜

次に高或の弟「高道(壹岐守)—高慶(出羽守)—高文(壹岐守、圖書頭)—高賢(右京亮)—高琢(壹岐守)—高典(下總守、實は高賢の男)」讃岐多度津一萬石。

京極多度津

次に高次の弟「高知(丹後守、丹後宮津十二萬石)—高廣(丹後守、安知と號す。丹州宮津城主)—高國(除封)、弟高治。」

次に高廣の弟「高三(修理大夫、丹後田邊三萬五千石)—高直(飛驒守)—高盛(伊勢守)—高住(甲斐守)—高榮(修理、伊賀守)—高寛(土之助、除封)—高永(修理、甲斐守、但馬豐岡一萬五千石)—高品(甲斐守)—高有(飛驒守、實は同姓備中守高久の二男)—高行(甲斐守)—高篤(飛驒守)—高義、」豐岡一萬五千石。

京極豐岡

次に高知の養子高道(主膳正、實は朽木兵部少輔宣綱の子。丹後峰山一萬三千石)—高供(主膳正)—高明(隼人正、主膳正)—高之(主膳正)—高長(備後守、主膳正、實は內藤豐前守式信の二男)—高久(主膳、備中守、實は京極織部高庭の二男)—高備(上總介)—高倍(備前守)—高鎭(大膳、實は舍弟)—高景(右近將監、實は松平主殿頭忠侯の舍弟)—高富(主膳正)—雅雄」丹後峰山一萬千百四十四石餘。

京極峰山

以上何れも現今子爵。寛政系譜•總べて此の氏の末流十三家を載す。家紋角四目結、丸に角四目結、五三桐、蔦等なり。

京極采女源高正

15 武藏の京極氏。荏原郡にあり。新編風土記に「京極氏(馬引澤村)、佐々木の庶流、京極對馬守氏信十七世の孫長門守高吉の裔なりと云ふ。先祖は久良岐郡瀬戸村に住したりし後、江戸麻布の邊へ移住す。その時已が菩提所福泉寺をも共にその地に遷したり」と見ゆ。

京阪 キヤウザカ 正訓不明。

行事 ギヤウジ 讃岐の豪族にして、綾氏の族なり。綾氏系圖に「羽床藤大夫重高—六郎長資—長經(行事三郎)—資長(同三郎)—盛資(同彌三郎)—長能(同三郎)、弟資弘(同六郎三郎)」と見ゆ。又羽前山形兩所宮の社家に行事家あり。

行司 ギヤウジ 備前邑久郡に存す。

京僧 キヤウソウ 正訓不明。

京增 キヤウゾウ 同上。

京田 キヤウダ キヤウデン條を見よ。

經田 キヤウダ キヤウデン條を見よ。

行田 ギヤウダ ユキタ條にあり。

京谷 キヤウタニ

京地 キヤウチ 備後の名族にして、藝藩通志に「庄原村、京地氏。當村寶藏寺が惠蘇郡勝高山内にありし時、京地院あり。是れ此の家の出る所といふ。沖氏と同じく、鄕

の舊族なりといへど、譜牒を失ひ知るべからず。今その裔を清助とよぶ」と見ゆ。

經塚 キヤウヅカ 陸中、佐渡等に此の地名あり。

京田 キヤウデン 越後、羽前等に此の地名あり。藤原氏と稱す。

經田 キヤウデン 甲斐に經田庄あり。

校田 キヤウデン

京戸 キヤウド

行頭 ギヤウトウ 筑前原田家臣に行頭刑部亟あり、朝鮮征伐に出づ。

經德 キヤウトク 岩代國耶麿郡經德村より起る。同郡新宮村熊野宮棟札に「經德孫九郎、經德殿武藤和泉守」を載せたり。武藤條を見よ。

行德 ギヤウトク 下總に行德あり、關係あるか。されど、筑後、豐前等九州に此の氏多しと。江戸の眼科醫に行德元穩あり、これも筑後久留米の人也。

京野 キヤウノ

饗進 キヤウノシン 鎭西引付に饗進太郎左衞門入道見ゆ。

京羽倉 キヤウハクラ 羽倉、荷田條を見よ。

刑部 ギヤウブ 便宜上、オサカベ條に收

めたり。但し東鑑卷二、二十二に刑部丞義光、四に刑部丞信親、七に刑部丞經俊、十七に刑部大輔入道、三十五に刑部丞綱法、四十に刑部次郎兵衞尉、四十三に刑部次郎左衞門尉國俊、四十六、四十七、四十八、四十九、五十に刑部少輔教時、四十七に刑部三郎、四十七に刑部少輔二郎、四十七、五十に刑部卿宗教、五十一に刑部少輔時基見ゆ。

形部 ギヤウブ

1 綾氏流 讃岐の豪族にして、綾氏系圖に「新居藤大夫資光—同上資幸—資員(形部次郎)—幸實(同刑部丞)—資經—資繩—資盛(彌四郎)—資長(次郎)—顯資(彌次郎)」と見ゆ。

2 豫章記に「形部宮崎宮内丞、子息孫七郎」あり。

京深 キヤウブカ 備前に存す。

京正 キヤウマサ

行明 ギヤウメイ 三河國寶飫郡行明邑より起りし豪族にして、同村行明寺應永十九年壬辰夷則十三日の鐘銘に「前伯州大守大江氏涉彌齋音、」また寶德二年の鐘銘に「大江氏宮内少輔親光、同中務少輔親康」等を載せたり。大江姓、但し熱田大宮司の一族

ならん。オホエ、アツタ、ホシノ等の條々を見よ。日用重寶記に此の訓あり。

京四藤 キヤウシドウ　正訓を知らず。下總小金本土寺過去帳に「京四藤太郎左衞門、四月」と見ゆ。

京良 キヤウナガ　石見に現存す。

教來石 キヤウライシ　日用重寶記に此の訓あり。

1　清和源氏多田氏流　馬場氏の族にして甲斐國北巨摩郡教來石邑より起る。馬場信春・此の地を領せしにより、又教來石氏とも云へり。中興系圖・源姓に收む。

2　信濃の教來石氏　諏訪の蔦木城（上蔦木村）は武田家臣教來石民部の據る處と云ふ。

行力 ギヤウリキ

教王院 キヤウワウキン　但馬太田文に教王院三位法院見ゆ。

木役 キヤク　三河國額田郡仁木村に木役半右衞門あり、木股の誤か。

喜安 キヤス　正訓不明。●

木屋平 キヤダヒラ　コヤダヒラ條を見よ。

黃柳 キヤナギ　日向記に黃柳善左衞門尉なる人見ゆ。

木八重 キヤヘ　日向記に木八重内膳正あり。

木屋原 キヤハラ　讃岐國の豪族にして、全讃史に「時氏城は富田西村に在り。安藤右衞門時氏・之を築き、其の子又八郎貞正之に居る。後、木屋原若狹定矩・居る」と見ゆ。

木山 キヤマ　播磨、美作、豐前、肥後等に此の地名あり。

1　清和源氏新田氏流　肥後國益城郡木山邑より起る。上州新田氏の族にして、一に太田、又は馬場とも稱す。右京大夫貞昌・受領して、備後守とも云ふ。懷良親王に隨從して下向し、文中三年太宰府の戰に負傷し遂に卒す。阿蘇文書、康永三年十月に、少貳賴尙が「肥後國木山松丸城・對治云々」と曰へる、又正平二年九月に宇治惟澄が、「他門木山太郎兵衞入道幸蓮申す。本領地頭職事、云々」と見ゆるにより、王事に盡せしを想像するに足らん。その後裔は「木山惟興—惟正—惟貞—惟久—信連」にして、居城なる木山城は、國志に「迫村にあり。阿蘇文書、康和三年、太宰少貳賴尙が書狀に、木山松丸城とあり。又惠良惟澄の正平二年の注進狀に『六箇庄内木山鄕木山太郎左衞門入道幸蓮』あり。又應永十二年澁川滿賴が書箇中に木山遠江守あり。皆當城主ならん」と。又福原村安養寺の弘治三年の棟札に「當代官木山右馬頭宇治惟貞。弘治三丁巳十二月、當住持遮那業勤息豪秀敬白。大檀那阿蘇三社神主正二位大納言宇治惟豐朝臣」と見ゆ。

木山氏の後裔左近太夫惟興は、阿蘇家に客として仕ふ。嘉吉元年、益城郡腰尾鄕に居城し、後腰尾を木山と改む。惟興の子備後守惟正、その子左近惟貞、天文十六年、居城を赤井（木山の南）に移す。惟貞の子太郎惟久は文武に名あり、薙髮して紹宅と號す。永祿天正頃の人なり。其の子備後守信連、天正十三年・島津氏に攻められ、赤井木山一同に落城す。其の時二歲の兒を町人梅屋某の家に隱せしが、其の孤・長じて梅屋の家を讓られ、四郞左衞門と曰ふ。今に多く古文書を傳ふ（國志）。甲斐系圖に新秀の女は木山惟久の室と見ゆ。又天草家來に木山彈正あり、加藤淸正と戰ひし勇將也。

2　宇治姓　前項氏に同じ。阿蘇家の氏を賜ひしものなるべし。

3　赤松氏流　播州木山より起る。伯耆國日野郡新屋村、稲倉神社の舊神主木山氏は、赤松氏範の男貞則、播磨木山城に據りて稱せしなりと云ふ。其の子「貞守―貞泰―貞興(足利義教に仕ふ)―貞勝―勝行―勝忠(出雲に下向)―忠高―高純―高正―正次(當地に蟄居)」と系圖に見ゆ(伯耆志)。又樂々福神社の社家に木山氏あり

4　美作の源姓　眞島郡木山邑より起り、源姓なりと。「木山城は月田村に在り、源秋行・之に居る」と云ふ。

5　雜載　徳川時代、新見關藩用人に此の氏あり。又伊勢、志摩に存すと。

城山　キヤマ　便宜上シロヤマ條に收む。

木山澤　キヤマザハ　信濃に存す。

木山本　キヤマモト　長祿寛正記に「佐竹勢木山本新左衛門尉」と云ふあり。

弓場　キユウバ　菊池家の祖政則を弓場殿と云ふ。

宮六　キユウロク　東鑑巻九、十に宮六傔仗國平を載せたり。

木行　キユキ　和名抄、肥後國八代郡に木行郷見ゆ。コイヌにて、後の小犬郷かと。

清　キヨ　キヨシ　セイ

1　清原姓　清原氏を略して清氏と云ふ。セイなり。キヨハラ、セイ等の條を見よ。

2　阿波の清氏　故城記に「那東郡分、清殿、清原氏、吉文字下に二連錢」とあり。

3　渡邊黨　清は名なり。

4　雜載　陸奥話記に清眞清見ゆ。下りて長享將軍江州動座着到に「右筆奉行衆、清筑後守。」又安西軍策に「清ノ四郎。」秀康卿分限帳に「五拾石清次郎」と。

清井　キヨヰ

1　清井宿禰　姓名錄抄に見ゆ。

2　清井(無姓)　拾芥抄、江談抄等にあり。

3　又信濃に存す。

清石　キヨイシ

清家　キヨイヘ　セイケ　三河の豪族にして、二葉松に「寶飯郡萩村古城、清家右馬允、嘉吉二年棟札」と見ゆ。

清色　キヨイロ　キヨシキ條を見よ。

清内　キヨウチ　凡河内氏の族にして、天津日子根命の裔と云ふ。

1　清内宿禰　元慶六年六月紀に「丹波介清内宿禰雄行卒す。雄行は河内國志紀郡の人也。本姓凡河内忌寸、後清内宿禰姓を賜ふ。昔者唐人金禮信、袁晋卿の二人、本朝に歸化す云々」と見ゆ。オホシカウチ條を參照。

2　攝津の清内宿禰　前者と同族にして、これより前、天長十年二月紀に「攝津國人散位從六位上凡河内忌寸紀主、兄留省從八位上凡河内忌寸紀麻呂、弟留省大初位下凡河内忌寸福長等の三人、姓を清内宿禰と賜ふ」と見ゆ。

3　清内(無姓)　清内宿禰の後裔なり。撰解文集等に見ゆ。

清氏　キヨウヂ　伊豆の名族にして、伊豆志稿に「北條氏康の臣清氏小太郎、」また「太郎左衛門安彦、その子又太郎、」「清氏上野守康英、その子太郎左衛門正次、」また清氏能登守等あり。

清海　キヨウミ

1　清海造　百濟族にして、天平寶字五年三月紀に「百濟人斯臈因足等の二人、姓を清海造と賜ふ」と。なほ寶龜十年五月紀に「左京人從六位下斯臈行麻呂、姓を清海造と賜ふ」ともあり。

2　清海首　姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

3　清海宿禰　唐の歸化族にして、寶龜十一年十二月紀に「唐人從五位下沈惟岳、姓を清海宿禰と賜ひ、左京に編附す」と見え、姓氏錄・左京に貫し、「清海宿禰、唐人從五位下沈惟岳の後也」と記載す。

4　**清海忌寸**　これも唐人裔にして、姓氏錄、左京諸蕃に「清海忌寸、唐人正六位上(本賜綠)沈庭四助・入朝す焉、沈惟岳と同時也」と見ゆ。

5　**清海眞人**　前數者とは全く別にして皇別の氏也。攝津國島上郡に存す。延暦二十四年二月紀に「左京の人駿河王、廣益王等の十六人に姓を清海眞人と賜ふ」と見ゆ。法橋上人隆海は此の氏より出づ。仁和二年七月二十二日紀に「律師法橋上人位隆海卒す。隆海は俗姓清海眞人氏、左京の人也。攝津國に生る、家・河上に在り」と。又往生極樂記に「律師隆海、俗姓は清海氏、故鄕は是れ攝津國、家・河上に在る也」また今昔物語十五の第二に「今は昔、天興寺に隆海律師と云ふ人有りけり。俗姓は清海の氏、本攝津國河上の人也」(仁和二年往生)。また元亨釋書第三に「釋隆海、姓は清海氏、攝州の人、家河上」など見ゆ。

6　清海(無姓)　政事要略、其の他に見ゆ。宿禰の裔か、眞人の裔か、別ち難し。

清浦　**キヨウラ**　清浦奎吾は肥後の來民邑の人、明治時代功を以って華族に列せらる。其の勳功名聲皆人の知る處なり。藤原姓と云ふ(伯爵)。

祁用理　**キヨウリ**　正訓不明。正倉院天平廿年文書に見ゆ。

清江　**キヨエ**　河内國交野郡發祥か。

1　清江宿禰　倭漢氏の族にして、嘉祥二年八月紀に「右京人右衞門少志從七位上臺忌寸善氏、姓を清江宿禰と賜ふ」と見ゆ。

2　これより前、萬葉集の歌人に清江淚子あり。慶雲中の人也。

3　德川時代、結城水野藩添役に此の氏あり。

淨岡　**キヨヲカ**　清岳、清岡と通ず、併せ見よ。

○淨岡連　天平寳字七年正月紀に淨岡連廣島と云ふ人あり。大同方にも此の人見ゆ。名醫也。

清岳　**キヨヲカ**　前後二條參照。

○清岳眞人　皇別姓にして、延暦廿四年紀に「坂野王、石野王等の十六人、姓を清岳眞人と賜ふ」と見ゆれど、何天皇の裔か、詳かならず。

清岡　**キヨヲカ**　前二條と通ず、併せ見よ。

1　清岡宿禰　淨岡連の宿禰を賜へるものなるべし。姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。或は清岳眞人の後か。眞人の宿禰姓になりし例、他にもあり。

2　高麗族　延暦十八年十二月紀に「信濃國人云々、下部文代等、姓を清岡と賜ふ」と見ゆ。全文は須々岐條にあり。

3　菅原姓　雲上家の一にして、五條爲庸の次男長時より出づ。「長時―致長―長香―輝忠―長親―長材―長濟―長說―長延―長言」にして現今子爵。德川時代、新家、御藏米、西殿町下る東側、寺は淨福院、外樣。現今清岡長吉・子爵。

清岡

號衣　御印

4　土佐の清岡氏　菅原姓と稱す。安藝郡甲浦の人清岡道之助成章(又三郎の子)は、安政文久の際、海内騷然、成章憂憤止まず、屢々所見を藩廳に陳ぶ。その塞せられて一も用られざるや、遂に同志の士、清岡正道、安岡忠房、寺尾良利、横山正利、小川好雄、木下秀定、同彝正、須賀義氏、柏原信卿、豐永方鋭、千屋孝樹、柏原義勝、檜垣正休、吉本元枝、宮地利涉、宮田能格、川島某と共に郡中野根山に屯集し、先づ其の會合の事由を藩廳に

告げ、書を目附所に捧げ、時弊を痛論す。書・目附所に達す、省みられず。却つて成章等を以つて嘯集、叛を謀ると爲し、之を捕縛せしめ、元治元年甲子九月五日、郡中奈半利磧に斬らる（南海義烈傳）。清岡公張も高知藩士にして、明治に至り、子爵を授けらる、その子を龍と云ふ。

5　雜載　陸中稗貫郡花卷の人に清岡道香（里三郎、梅坡樓）あり。本居大平の門人也。

淨川　キヨカハ　清川條を見よ。

清河　キヨカハ　次條に併せ云へり。

清川　キヨカハ　相摸、羽前、紀伊等に此の地名あり。

1　清川忌寸　唐歸化族にして、延暦五年八月紀に、「唐人盧如津に姓を清川忌寸と賜ふ」と見え、又姓氏錄、左京諸蕃に「清川忌寸、唐人正六位上本賜綠盧如津入朝す焉。沉惟岳と同時也」とあり。

2　利仁流藤原姓齋藤氏流　羽前國出羽郡（東田川郡）清川村より起る。清川八郎は此の地の人にして、もと「齋藤を氏とし、代々治兵衛と稱す。天保元年、齋藤氏に子あり、元司と云ふ。諱は正明・薩の大久保甲東、長の吉田松陰等と交り、少壯四方に客遊し、遂に江都に寓居し、兵學、劍技を以つて生徒に講習し、氏名を清川八郎と改む」（清川八郎傳）。

3　又名醫に清川玄道あり。

清上　キヨカミ　次條に同じ。

淨上　キヨカミ

○淨上連　倭漢氏の族にして、攝津發祥。天平神護二年十月紀に「左京の人・從八位上壹難乙麿、姓を淨上連と賜ふ」と見ゆ。

清神　キヨカミ

清久　キヨク　キヨヒサ　武藏國埼玉郡に清久邑あり。

1　秀郷流藤原姓小山氏流　前述清久邑より起りしならん。新編武藏風土記、上清久村條には「古へ當所に清久次郎といへる人・住せし故、起りし名にて、太平記に清久山城守など見えたるも、當所に住せし人ならんと云へり」と見ゆ。出自に關しては、尊卑分脈に「秀郷七世孫・大河戸下總權守行方―秀行（清久三郎）―秀網（同三郎、兵衛尉）―秀胤（彌二郎）」また結城系圖に「大河戸下總守行方―廣行（清久太郎）―廣綱―秀衡」」一本に季衡に作る。又中興系圖に「清久、藤、本國下野、大河戸下總守行方男・次郎秀行、稱之」と見ゆ。秀行は東鑑にも顯はる。氏人は、東鑑四十一、四十五に清久彌二郎秀胤、四十六に清久右衛門二郎、留守文書、弘安八年二月十三日のものに清久彌次郎入道淨心あり、山村條を見よ。また太平記卷十三に清久山城守、二十四に清久左衛門次郎、二十七に清久左衛門次郎見ゆ。

2　阿波の清久氏　故城記、阿波郡分に「清久殿、藤原氏、竹の丸中に藤二ッ」」と。（丸輪千）。

淨國　キヨクニ

○淨國連　大同類聚方に見ゆ。

玉泉寺　ギヨクセンジ　上野利根郡に玉泉寺あり、康正造內裏段錢引付に「十貫文、玉泉寺領、賀州德丸、尾州味鏡分、段錢」と。氏にあらず。

清崎　キヨザキ　志摩に存すとぞ。

淨實　キヨザネ　豐後大友氏の族にして、大友系圖に「能直―時景（一萬田）―光景（太郎）―宣景―玄政（淨實殿）」と見ゆ。

清澤　キヨザハ　清原夏野の後裔信清と云ふ人、信濃に潛居し、氏を清澤とすと云ふ。信濃に現存す。

淨志　キヨシ　嘉名を採れる也。清の字は

多く然りしが如し。

○（物部）淨志朝臣　物部氏の族にして、神護景雲二年十二月紀に「是より先、山階寺の僧・基眞云々、姓を物部淨志朝臣と賜ふ」と見ゆ。

清色　キヨシキ　薩摩國薩摩郡清色邑より起る。入來院氏に同じ。イリキキン條を見よ

清重　キヨシゲ

清科　キヨシナ

1　清科朝臣　東寶記第八（天德三年）、類聚符宣抄第一（永觀元年）、類聚國史、及び承和四年紀に清科朝臣弟主等見ゆ。

2　清科氏　清科朝臣の裔なるべし、小右記に見ゆ。

清篠　キヨシノ

1　清篠連　百濟族にして、天平寶字五年三月紀に「百濟人甘良東人等の三人、姓を清篠連と賜ふ」と見ゆ。

2　清篠眞人　これは皇別姓なるや勿論なれど、出自不明。姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。

清島　キヨシマ　陸奥國泉本多藩重臣に此の氏あり。

清須　キヨス　尾張の清須より起る。

1　菅原姓　尾張國春日井郡清須御厨（清洲）より起る。（此の御厨は、神鳳抄に見ゆ）。家紋桔梗、釘拔、土師淸定の後なりと。寛政系譜に見ゆ。

2　清須斯波家　シバ條を見よ。

3　清須織田家　九五七頁を見よ。

4　雜載　備前、攝津（藤原姓の名族）等に存す。

清棲　キヨス　伏見宮邦家親王の御子家教の後なり。皇室系譜に「清棲家教は第十五王子、正三位勳三等伯爵、母は家女房伊丹吉子、文久二年誕生、六十宮と稱す。明治五年三月八日、華族に列せられ、澁谷と稱す。同二十一年、氏を清棲と改稱、伯爵を授けらる」とあり。

清末　キヨスヱ　毛利條を見よ。

清須屋　キヨスヤ　高麗家慶長文書に「吉田清須屋與右衛門殿云々」とあり。

清住　キヨスミ

1　清住造　新羅族にして、天平寶字五年三月紀に「新羅人新良木舍姓縣麻呂等の七人に姓を清住造と賜ふ」と。任は住の誤なるべし。又同七年八月紀に「新羅人中衛少初位下新良木舍姓前麻呂等の六人に姓を清住造と賜ふ」と見ゆ。

2　藤原姓　信濃發祥の氏にして、嶽石廣陳八代孫胤經、小縣郡清住邑に住し、其の男保胤・此の氏を稱すと云ふ。

清澄　キヨスミ　大和國添上郡に清澄庄あり。東大寺要錄に「虚空藏寺は清澄莊に在り」と。その地より起るか

清須美　キヨスミ　大和の豪族にして清澄庄より起りしならん。筒井順慶配下に清須美盛時あり、五百石を領す。小野氏の族か。

清世　キヨセ　キヨヨ條を見よ。

清湍　キヨセ

○清湍連　百濟族にして、天平寶字五年三月紀に「百濟人圭阿內等二人に姓を清湍連と賜ふ」と見ゆ。

清瀨　キヨセ　前條氏と關係あるか、撰解文集に見ゆ。

淨田　キヨタ　次條に併せ云へり。

清田　キヨタ

1　淨田連　淨岡の誤なるべし。

2　清田連　百濟族にして、天平寶字五年三月紀に「百濟人科野支麻呂等二人に姓を清田造と賜ふ」と見ゆ。

3　清田宿禰　清田連の後裔か、姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。

4　大神姓緒方氏流　豐後の氏にして、大神系圖に「緒方三郎惟榮―惟重（高野五郎）―惟武（清田太郎）―惟直―惟季（清田

大膳)―惟里(六郎)」又惟武の弟に「惟親(高野三郎)、惟信(清田次郎)」と。また惟直妹は戶次惟隆の室なりと見ゆ。

5 清原姓　笠氏系圖に「文章博士元資―播磨守資隆―資嗣(清田武藏守)―道廣(甲斐信濃守)―親道」と見ゆ。

6 大友氏流　大友系圖に「親秀の子戶次次郎左衞門尉重秀・庶流清田」と。また一本大友系圖に「重秀の子太郎時親の男直時(清田)」また戶次系圖に「時親―貞直(豐前前司)―賴時(丹後守)―津守(清田)」と見え、又立花系圖に「時親―直時(清田太郎、母氏古莊)」また「十三代親宣の女清田」と。以上三流皆豐後發祥。

7 豐後の清田氏　天文年間に清田親忠あり、同十三年八月、朽網下野守親滿を敗る。又大友記、宗麟公惡逆の條に「豐前の國彥山へ、清田鎭忠に三千の人數を相添へ遣はさる」と。又地理志料、豐後大分郡判太鄕條に「森氏曰ふ、近古大友氏の族・清田直時、邑を本鄕に食し、清田城に居る。因りて改め清田莊と稱す」と見ゆ。其の他、五條家天文二十年六月十九日文書に、「清田遠江入道殿、清田越後守殿」また牛島文書、義鑑判書に「清田越後守殿、清田遠江守入道殿」又安西軍策に「清田五郎左衞門(大友方侍大將)」原田文書に「清田治部少輔鑑述」等見ゆ。

8 伊豆の清田氏　鎌倉初期、清田太郎なる者あり(伊豆志稿)。

9 岩磐の清田氏　新撰會津風土記、河沼郡寶川村館迹條に「清田宮內少輔某と云ふ者築き、後に小原帶刀宣高と云ふ者住せり」と見ゆ。又田村郡等にあり。

10 雜載　德川時代、越後黑川柳澤藩用人たり。又美作吉野郡梶原村庄屋清田善九郎あり。又武藏川越の名族にあり。

清瀧　キヨタキ　山城、河內(讃良郡)、近江、信濃、下野、陸前等に此の地名あり。

1 清瀧朝臣　天武天皇の後裔にして、延曆十八年三月紀に「上野王に姓を清瀧朝臣と賜ふ」と見えたり。その後、續後紀に清瀧朝臣河根、同藤根、文德實錄に同岑成見ゆ。

2 清瀧眞人　前項と同樣、天武帝裔にして、承和九年六月紀に「右京人正六位上保雄の男・長宗、廣宗、高枝等の王十人、姓を清瀧眞人と賜ふ。三品忍壁親王六世の孫也」また承和十年六月紀に「右京人五世正六位上令根王の子・安繼王、清淵王、易野女王、五世正六位上永根王の子・良長王、良雄王、良氏王、瀧子女王等の七人、姓を清瀧眞人と賜ふ。三品忍壁親王の別也」など見ゆ。

3 出雲の清瀧氏　前項の氏の後裔なるべし。朝野群載二十二(天曆六年十一月)に「出雲の押領使・清瀧靜平」と云ふ人を載せたり。「部內奸濫の輩を追捕せしむ」と。

4 藤原北家道隆流　二條院丹後守定能の後にて、始め樋口を稱せりと云ふ。

清武　キヨタケ　日向國宮崎郡清武邑より起る。藤原南家伊東氏の族にして、「伊東氏祐―祐安―祐友(清武四郎)」なりと。その居城なる清武城は伊東祐堯の築く所にして、子孫傳領、故に清武氏と云ふなりと。日向纂記に、「日向記によれば、木原、加納、舟曳、田野、今泉の五箇所は、清武美作守祐行の所領なるが、祐行卒して男子なければ、祐堯所望ありしなり。斯くて日向國の內、大半當家の麾下に屬して、祐堯の勢威日に添ひて强大なりければ、島津家とも唇齒の好を結び、國中靜謐に治めらる」と載せ、日向記に「清武越後守、清武權太左衞門尉、清武八郎」等を擧ぐ。

清谷　キヨタニ　熱田神宮舊社家にして、

松岡眞人姓なりと云ふ。

清任　キヨタフ

清玉　キヨタマ　三河大伴氏の族にして、三河伴氏系圖に「關野資信の子又太郎資房(清玉)」と見ゆ。一名・清玉は法名なりと。

清地　キヨチ　石見に存す。

清津　キヨツ

○清津造　寶龜十一年五月紀に「左京人從六位下莫位百足等一十四人、右京人大初位下莫位眞士麻呂一十六人、並に姓を清津造と賜ふ」と見えたり。

清都　キヨツ　前條氏に同じきか。

清次　キヨツグ　マナゴ、ヒダカ條を見よ。

清恒　キヨツネ　武藏の豪族、日奉姓、西黨の一にして、西氏系圖に「稻毛二郎兵衞尉職泰—基景—貞連(彦三郎、清恒)」とあり。

清面　キヨツラ　豐前にあり。

清利　キヨトシ　備前に現存す。

清友　キヨトモ　嘉名を採れる也。

○清友宿禰　承和二年正月紀に「左京人右馬寮權大允清友宿禰眞岡、散位同姓魚引等に姓を笠品宿禰と賜ふ。其の願にあらざる也。公家・贈太政大臣橘氏の名を避くる耳」と見ゆ。

清中　キヨナカ

清長　キヨナガ

清成　キヨナリ

清庭　キヨニハ

○清庭朝臣　類聚國史卷九十九、職官叙位に「天長四年正月癸未、正六位上清庭朝臣眞豐」と云ふ人・見ゆ。

清額　キヨヌカ　皇別姓なれど、何天皇の裔か詳かならず。延曆廿四年二月紀に「貞原王、眞貞王の二人に姓を淨額眞人と賜ふ」と見えたり。

清根　キヨネ　嘉名を採れるならん。

1　清根宿禰　百濟族にして、承和元年九月紀に「勘解由主典阿直史福吉、散位同姓核公等の三人に、姓を清根宿禰と賜ふ。核公の先は百濟國の人也」など見ゆ。阿直條參照。氏人は貞觀二年十一月紀に清根宿禰吉繼と云ふ人あり。

2　清野忌寸　延曆十八年正月紀に鼓吹權大令史清根忌寸松山と云ふ人見ゆ。

淨野　キヨノ　清野と通ず、併せ見よ。

○淨野宿禰　博士王仁の後にして、河内文首の裔なり。既に延曆十六年二月紀に「從五位下淨野宿禰最弟を兼ねて縫殿頭と爲す」と見ゆれば、早く賜姓の事ありたるならんも、史に漏れたり。その後承和元年五月紀に至りて「左京人正七位下文忌寸歲主、旡位同姓三雄等に姓を淨野宿禰と賜ふ。云々。並に百濟國の人也」とあるは第二回に賜へる者か。或は延曆の淨野宿禰は別族にて、次の清野氏か。弘仁五年八月紀にも淨野宿禰夏嗣あり。猶ほ此の賜姓の文に百濟國人とあるは、王仁が百濟を經由して歸化したるによるならん。その後、淨野宿禰三腹、同良山、同宮雄等あり。

清野　キヨノ　前條氏とも通じ、又地名にもあり。

1　清野造　百濟族にして、天平寶字五年三月紀に「百濟人高牛養等八人に姓を淨野造と賜ふ」と見えたり。後に朝臣姓を賜ふ。

2　清野朝臣　天平神護二年十二月紀に、「右京人正七位下清野造牛養等の十二人に姓を清野朝臣と賜ふ」と見ゆ、この朝臣とあるは宿禰の誤にあらざるか。

3　清野連

4　清和源氏村上氏流　家譜に「(村上)爲國の弟・惟國は安川を稱す。其の二男を右近允國仲と云ふ。嫡流爲國より信濃國埴科郡清野邑に住するを以つて此の名あ

り。世々村上氏の代官となる」と云ふ。中興系圖に「清野、清和、本國信州埴科郡、村上家分流、モン丸上字」と載せ、又寛政系譜には此の末流二家を載せ、家紋丸に上文字、竪一引、笹龍膽。埴科郡清野館は後の海津城にして、天文中、清野入道清壽軒、同左衛門據る。次に海津城は、又貝津城とも、河中島城とも云ふ。後の松代城に當る也。天文廿二年八月、晴信の築きしものと云ふ。もと清野氏の屋敷を改造せしならん。小山田備中昌辰、春日彈正昌信、高坂源五郎等・相次いで城代となる。鎌倉大草紙、大井家臣に清野氏あり。この氏に外ならじ。

5 越後の清野氏 新編會津風土記、蒲原郡條に「室谷村寺院洞雲寺、應永八年に清野靱負・京師より來り、此の村を開き、寺を草創す」と見ゆ。上杉景勝家臣に清野因幡守、徳川時代・米澤上杉藩の重臣に清野氏あり。

6 會津の清野氏 新編風土記、河沼郡條に「上野尻村諏訪神社、神職清野飛驒、貞享中、助大夫易時と云ふ者、此の社の神職となる。今の飛驒易辰は六世の孫なり」と見ゆ。

7 伊達の清野氏 信夫郡八丁目松川驛北愛宕山土合山は、天正年中・伊達家臣清野備前、その子遠江・據ると云ふ（信達風土略記、同郡村志）。

8 膽澤の清野氏 膽澤鎭守府八幡宮の緣起に「中古清野九助なる者あり、火を社堂に放ち、僧坊悉く灰燼となる」（仙臺藩封內風土記）とあり。

9 阿波の清野氏 阿波本座の城主に清野和泉守あり、新谷道禪と戰ひて死す。鎌田玄蕃は、此の清野氏の家老也と。恐らく小笠原に從ひて信濃より移りしならん。

10 雜載 その他、備前等にもあり。

清之井 キヨノヰ 尾張熱田社々家に此の氏あり。

清信 キヨノブ

清端 キヨハシ

幾世橋 キヨハシ

清原 キヨハラ 二三の異流あれど、大體は天武天皇の後胤、或は同天皇後裔と稱す。史上屈指の大姓にして、北は奥羽より南は九州に及び、分脈極めて多く、有力なる者甚だ多し。時には略して、清氏と云ふ。清將軍、清少納言の如き、これ也。又武家に清黨あり。

なほ淨原氏と通ずる事あり、次條參照。

1 清原眞人（敏達帝裔） 次條淨原條を見よ。

2 清原眞人（天武帝裔） 天武帝皇子舍人親王より出づ。延曆廿三年六月紀に「散位正五位下小倉王上表して曰く、臣聞く、上天・象を開き、兩曜・之を以つて盈虛す。聖人・基を肇め、九族・其れに由りて差降す。是の故に尊卑・序あり、星辰を仰ぎて知るべし。親疎・替なく、氏姓を命じて教を立つ。伏して惟みるに、陛下、品彙を彫鐫し、生靈を陶冶す。人には其の名を正し、物には其の性を安んず小倉・幸に淳和に屬し、謬りて霈澤に霑ふ。□乾□弘、大造無謝。但し愚息內舍人繁野、及び小倉の兄別王の孫內舍人山河等の款を得るに偁はく、臣等智効・施す罕く、器識・庸微なり、天潢の末流を忝らし、瓊枝を仰いで悚懼す。伏して請ふ、去る延曆十七年十二月廿四日・友上王が姓を賜ふの故事に依り、同じく清原眞人の姓を賜はらん。又繁野の名は語・皇子に觸る、繁を改め、夏と曰はんと。小倉不忘□懷、聞まゝに斯れ行はんや。特に天恩を望み、伏して進止を聽く、其の

姓を賜ふべき人等は、具に目して別の如し。懇迫の至に任へず、謹んで以つて申聞すと。之を許す」と見ゆ。小倉王及び夏野は紹運錄に「舍人親王─御原王─小倉王─清原夏野(本名敏野、右大臣、從二、左大將、眞人姓を賜ふ)」と載せ、又その後、承和四年十月紀に「右大臣從二位清原眞人夏野薨ず。夏野は正三位御原王の孫、正五位下小倉王の第五子也。薨ずる時・年五十六」と記載せるにより系統・明白ならん。

上文・友上王の事は詳かならざれど、此の外、同族にして、此の氏姓を賜へるもの猶ほ甚だ多し。卽ち天長十年五月紀に「六世長岡、岡於王等、男女廿七人に姓を清原眞人と賜ふ」と。また同三月紀に「左京人六世王豐宗、豐方等の七人に、姓を清原眞人と賜ふ」と。また承和十三年十二月紀に「左京人六世王豐繩、豐宗、豐方、豐道、潔河、清雄、貞永、清宗、氏吉、貞宗、吉宗、安宗等の王十二人に、姓を清原眞人と賜ふ」と。また同年二月紀に「從五位下益善王の男・興岑、忠道、忠棟、忠主等の王九人、正六位上藤坂王の男、豐助、将兄、諸山等の王五人、正六位上御藤王の男・藤主、藤宗、有宗等の王三人に、姓を清原眞人と賜ふ」と。また同六月紀に「左京四條四坊戸主正六位上廣田王の戸口・長田、田吉、豐田、次田等の王卅七人、並に姓を清原眞人と賜ふ」と。また同七月紀に「正五位下、岑成王の男・永安、安良、安基、正五位下長田王の男・基雄、內舍人正六位上惟岳、常名、正六位上長統王の男・玄瞻、正文等の王卅九人に、姓を清原朝臣と賜ふ」と。また嘉祥二年八月紀に「左京人六世善淵王、善水王、常名王、貞固王、有道王、永城王、有敏王、岑雄王、岑行王、弘岑王、忠臣王、正臣王、常影王、茂影王、有統王、有助王、有基王等に、姓を清原眞人と賜ふ」と。また同十一月紀に「左京人讃岐守從四位下長田王、彈正大弼從四位下岑成王に、姓を清原眞人と賜ふ」とあり。この最後の岑成は紹運錄に「舍人親王─守部王─猪名王─乙村王─清原岑成」と見え、又貞觀三年二月紀に「參議從四位上行太宰大貳清原眞人岑成卒す。岑成は左京人、贈一品舍人親王の後也。曾祖二世從四位上守部王、祖從五位下猪名王、父无位弟村王、岑成は是の弟村の子也。天長十年六月に至りて、姓を清原眞人と賜ひ、名を改めて岑成と爲す。云々」と見ゆ。

その後、猶ほ齊衡二年十二月紀に「中務少輔從五位下興峰王に姓を清原眞人と賜ふ」また同三年六月紀に「攝津守從五位下益善王に、姓を清原眞人と賜ふ」また天安元年十二月紀に「散位從四位上清原眞人有雄卒す。有雄は、天渟中原瀛眞人(天武)天皇五代の孫也。父大監物從五位下貞代王云々。嘉祥三年に清原眞人姓を賜ふ」また天安二年正月紀に「前長門守從五位下眞貞王、弟正六位上清貞王等に、清原眞人の姓を賜ふ」また貞觀元年六月紀に「正六位上秋岡王、秋雄王、貞岡王、三常王、德繼王、德成王、無位廣貞王、廣益王、廣梁王、山村王、高隅王、清隅王の十二人、並に姓を清原眞人と賜ふ。一品舍人親王六代の孫也」また同十三年閏八月紀に「左京人散位從五位下有道王の男二人、女二人、姪女一人に、姓を清原眞人と賜ふ。舍人親王の後也」及び「左京人有氏王に姓を清原眞人と賜ふ。其の先は舍人親王の後也」また十五年十一月紀に「左京人善常王、直道王、今道王に、姓

を清原眞人と賜ふ、」また十六年二月紀に「左京人中原眞人正基に、姓を清原眞人と賜ふ。其の先は舍人親王の後也」等見ゆ。今以上の內、特に有名なる人々の血脈を諸系圖に據りて示せば次の如し。天武天皇—舍人親王—

- 御原王—小倉王—清原夏野—瀧雄
  - 澤雄
  - 秋雄
- 守部王—猪名王—乙村王—清原峰成
- 貞代王—有雄—通雄（賜清原姓）—海雄（筑前守）—房則（豊前守）
- 顯忠（下野守）—元輔（肥後守）—女子（清少納言）

此の內・貞代王を舍人親王の子とするは、紹運錄、清原氏系圖、尊卑分脈等の說なれど、前引天安元年紀に有雄を天武帝五代の孫とし、父を貞代王とするに符合せず、後世の僞構たるや必せり。又一本清原系圖には「夏野（右大臣、正二位、兼左近大將。本名繁野。始めて清原姓を賜ひ、双岡大臣と號し、或は北岡大臣と號し、又或は野路大臣と號す）—海雄（筑前守、伊豆守）—房則（出羽守、豐前守、大納言）—深養父（肥後守、內藏允、歌人、古今作者）—春光（下總守、長門守）—元輔（肥後守、周防守、內藏頭）—致信、弟戒秀（山、歌人）、妹（歌人、清少納言と號す。定子女后の女房也。攝津守藤原棟世の妻）」と載せ、又春光の弟「周防守重光—筑前守基貞—左京權大夫基光—兵部大輔光方—武則」とあれど、これも後世の作也。

キヨハラ

3　甲斐の清原眞人　元慶八年十一月紀に「甲斐國言ふ、嘉禾・管山梨郡石禾鄉正六位上清原眞人當仁の宅に生ず云々。當仁は是れ從四位上豐前王の子也」と見ゆ。

4　出羽の清原眞人　前九年、後三年の兩役にて有名なる清原眞人光賴、同弟の武則が、果して天武帝裔なるや、否やを疑ふ人多しと雖、これより先、元慶二年五月紀に「藤原朝臣保則を出羽權守に拜す、右中辨故の如し。左衞門權少尉正六位上清原眞人令望を權掾と爲す、左衞門權少尉・故の如し、」とあるを見れば、武則は恐らく此の令望の後にて、權掾の止り、蝦夷の土豪となりたるものと考へられ、强ひて其の系を疑ふの要あらざるが如し。然りと雖、清原系圖に「深養父（內藏允、肥後守）—重文（周防守）—基貞（筑前守）—基光（左京權大夫）—光方（兵部大輔）—

キヨハラ

光賴、弟武則（羽州山北主、康平六年二月、安倍貞任追討の功により、從五位下に叙せられ、鎭守府將軍に任ぜらる。故に清將軍と號す。住出羽國）」と見ゆる如きは、容易に信ずべきにあらず。此の清原氏の事は、陸奥話記に「將軍・之を制する能はず、而して常に甘言を以つて、出羽山北俘囚主清原眞人光賴、舍弟武則等に說き、官軍に與力せしむ。光賴等猶豫して、未だ決せず。將軍・常に贈るに奇珍を以つてす。光賴、武則等、漸く以つて許諾す。康平五年、春、賴義朝臣の任・終るにより、更に高階朝臣經重を拜して陸奧國守と爲す。鞭を揚げ進發し、境に入り、任に着くの後、何もなく洛に歸る。是れ國內の人民・皆前司の指撝に隨ふの故也。朝議紛紜の間、賴義朝臣・頻りに兵を光賴、幷に舍弟武則等に求む。是に於いて武則・同年秋七月を以つて、子弟萬餘人の兵を率ゐ、越えて陸奧國に來る。將軍大いに喜び、三千餘人を率ゐ、七月二十六日を以つて國を發し、八月九日に栗原郡營崗（昔・田村麿將軍が蝦夷を征するの日、此に於いて軍士を支整す。其れより以來號けて營塹と

曰ふ。迹猶ほ存する也）に到る。武則眞人・先づ此處に軍し、邂逅相遇ひて、互に心懷を陳べ、各々共に涙を拭ひて悲喜交々至る。同十六日、諸陣を定む。押領使清原武貞を一陣と爲す（武則の子也）。橘貞頼を二陣と爲す（武則の甥也。字は志方太郎）。吉彦秀武を三陣と爲す（武則の甥、亦聟なり。字は荒川太郎）。橘頼貞を四陣と爲す（貞頼の弟也。字は新方二郎）。頼義朝臣を五陣と爲す。五陣中を亦三陣に分つ。（一陣は將軍、一陣は武則眞人、一陣は國内官人等也）。吉美侯武忠を六陣と爲す。（字は班目四郎）。清原武道を七陣と爲す（字は貝澤三郎）。是に於いて武則・遙かに皇城を拜し、天地に誓ひて言はく、臣・既に子弟を發し、應に將軍の命に應ず。志は節を立つるに在り、身を殺すを顧みず。若し苟も死せざれば、必ず空しく生きず。八幡三所・臣の中丹を照せ、若し身命を惜み、死力を致さざる者は、必ず神鏑に中りて先づ死せん矣。合軍・臂を攘げ、一時激怒す。今日。鳩あり、軍上を翔す。將軍以下・悉く之を拜す。則ち杉（松）山道以南、磐井郡中山大風澤に赴く」とあり。戰勝ちて後、武則を從五位下鎭守府將軍と爲す。これより勢・甚だ盛ん也。

其の後、奥州後三年記に「堀川院御宇、永保三年、源義家朝臣・奥州の任に赴く。爰にみちのくに奥六郡を領せし、鎭守府將軍清原武則が孫、荒河太郎武貞が子、眞衡が富有の者、過分の行跡より起りて、一族ながら郎從となりし秀武、深き怨みを含みて合戰をいたす。其の餘殃・廣きに及んで、遂に武衡、家衡を攻られしに、大軍力を盡し、勇士名を揚ぐる戰ひ、その數をしらず」云々。

また「永保のころ、奥六郡が内に、清原眞衡といふものあり。荒河太郎武貞が子、鎭守府將軍武則が孫なり。眞衡が一家は、もと出羽國山北の住人なり。康平の頃ほひ、源頼義・貞任宗任を伐ちし時、武則・一萬餘人の勢を具して御方に加はれるによりて、貞任宗任を打ち平げたり。是によりて、武則が子孫、六郡の主となれり。それよりさきには、貞任、宗任が先祖、六郡の主にてはありけるなり。眞衡の威勢・父祖にすぐれて、國中に肩をならぶるものなし。心うるはしくして僻事を行はず、國宣を重くし、朝威を忝けなくす是によりて、堺のうち穩かにして、兵・治まれり。眞衡・子なきによりて、海道小太郎成衡といふ者を子とせり。年未だ若くて妻なかりければ、眞衡・成衡が妻を求む。當國の内の人は、皆從者となれり。隣國にこれを求るに、常陸國に多氣權守宗基といふ猛者あり。その娘、をのづから、頼義朝臣の子をうめることあり。頼義むかし貞任をうたんとて、みちの國へくだりし時、旅の假屋の内にて、彼の女にあひてけり。乃ちはじめて女子一人を生めり。祖父宗基・これをかしづき養ふ事限りなし。眞衡この女をむかへて成衡が妻とす。新しきよめを饗せんとて、當國隣國の若干の郎等ども日ごとに事をせさす。陸奥のならひ、地火爐ついてとなんいふなり。諸々の食物を集むるのみにあらず、金銀、絹布、馬鞍をもち運ぶ。出羽國の住人吉彦秀武といふ者あり。これ武則がはゝかたのをい、又むこなり。昔頼義・貞任を攻めし時、武則・一家をふるひて當國へ越え來て、桑原郡營の岡にして、諸陣の押領使を定めて軍をとゝのへし時、この秀武は三陣の頭に定めたりし人なり。然るを眞衡が威德、

父祖にすぐれて、一家のともがら・おほく從者となれり。秀武・同じく家人の內に催されて、この事を營む。さま〳〵のことどもしたる中に、朱の盤に金を堆高く積みて、目上に身づから捧げて、庭にあゆみいで、たか庭に跪づきて、盤を頭のうへにさゝげてゐたるを、眞衡、護持僧にて、五所うのきみといひける奈良法師と、圍碁をうちいりて、やゝ久しくなりて、秀武老の力疲れて苦しくなりて、心に思ふやう、われまさしき一家の者なり。果報の勝劣によりて、主從のふるまひをす、さらむからに、老の身をかゞめて庭に跪きたるを、久しく見いれぬなさけなく、やすからぬことなりと思ひて、金を庭になげちらして、俄にたち走りて、門の外に出で、若干もち來る飯酒を、みな從者どもにくれて、長櫃などをば、かどの前にうちすて、きせながとりてきて、郎等どもに、皆物のぐせさせて、出羽國へ逃げていにけり。眞衡・圍碁うちはてゝ、秀武を尋ぬるに、かう〳〵してなん、まかりぬるといふを聞きて、眞衡大きに怒りて、忽に諸郡の兵を催して、秀武を攻めんとす。兵・雲霞の如く集まれり。日來穩かに日出たかりつる六郡、忽ちにさはぎのゝしる。眞衡已に出羽國へ行向ひぬ。爰に秀武思ふ樣、われは勢こよなくをとりたり。せめおとされんこと、程をふべからじと思ひて、支度をめぐらすやう、みちの國に清衡・家衡といふものあり。清衡わたりの權太夫經清が子なり。經清・貞任に相ぐして討たれし後、武則が太郎武貞・經清が妻をよびて、家衡をばらませたるなり。然れば清衡と家衡とは、父かはりて母ひとつの兄弟なり。秀武この二人が許へ使を馳せていひをくる云々」と。

キヨハラ

此の役にて清原氏の勢・全く衰へ、藤原清衡の家・大いに榮ゆ、奧州藤原氏これ也。フヂハラ條を見よ。

武則の後は、系圖に「武則

─武貞（荒河太郎）─眞衡（小太郎）─成衡（海道小太郎　實は平權守安忠子也）═女（賴義の落胤）
武貞═女─家衡
女═亘理經清─藤原清衡
─武衡（將軍三郎　住奧州岩城郡）
─公清（新清太）─公家（音博士）─公村（清但馬守）─雅職─
─女子（吉彥秀武室）

キヨハラ

─雅直（下野少掾　住下野國）─雅氏（清八大夫）─茂雅（正五下）
─織茂（春宮亮）─遠房（大炊助　音博士）┬光房（音博士）
└行房（二郎　住伊賀國）─公忠（肥從守）

源平盛衰記に「陸奧國山北の住人將軍三郎清原武衡云々」と。

5　紀氏流の清原眞人　紀諸人の子麻呂の弟諸成、清原眞人を賜ふと云ふ。

6　清原連　高麗族にして、神龜元年五月紀に「勳十二等高祿德に姓を清原連と賜ふ」と見ゆ。猶ほ天平十八年四月紀に清原連清道と云ふ人あり。

7　清原朝臣　拾芥抄に見え、又清原一本系圖に「賴業（高倉院侍讀）─良業─良枝（七代侍讀）─宗尙─良兼─宗季─良賢─賴季─宗業─業忠（內昇殿、正五位、眞人を改めて、朝臣姓を賜ふ。二代侍讀、後花園院、後土御門院）」と見えたり。明經道の清家也。第十五項を見よ。

8　山城の清原（無姓）　西宮記二十三に左京人、及び山城人なる清原氏見ゆ。前者は寬和二年、後者は長德二年頃の者なり。

9　遠江の清原（無姓）　清原眞人の族なれど姓を省きしならん。周智郡小國社の神主にして、朝野羣載卷六に「神祇官移、

遠江國、應に清原則房を以つて、小國社の神主に補任し、社務を執行せしむべき事。右の人は相傳の理に任せ、神主職に充て補任す。例により移逍件の如し。永保二年十月十七日」と見ゆ。

10　美濃の清原（無姓）　朝野群載卷十一に永久四年頃「竊盜清原友光・美濃國人」と見ゆ。

11　讃岐の清原（無姓）　大內郡入野鄕寛弘元年戶籍に清原清戶自女と云ふ人見ゆ。

12　筑前の清原（無姓）　西宮記二十三に見ゆ（天曆四年）。香椎社四黨神官の一に清原眞人あり。カシヒ、ナカムダ條を見よ。

13　日向の清原（無姓）　西宮記二十三に見ゆ（天曆八年）。

14　海姓清原氏　群書類從、及び續群書類從所載清原氏系圖に「眞人・本は海宿禰也。」と載せ、また後者には「家本云ふ、本姓・海宿禰。」と記せるは、此の流の清原氏が、其の實・海宿禰の後裔なるを表はすにあらずや。思ふに天武紀、朱鳥元年天皇崩御の段に「第一に大海宿禰䓿蒲（大寶元年三月紀には凡海宿禰麁鎌）。壬生の事を誄す」とあるは、大海氏が此の天皇の壬生たりしによるにて、天皇の御諱を大海人と申し奉るも、此の氏名を負ひ給へるに外ならず。大海氏はかくの如く、此の清原氏の大祖天武天皇と密接なる御縁故あるを以て、後世・大海宿禰は竊に天武天皇、卽ち大海人皇子の後裔なりと稱し、遂に清原氏を冒すに至れりと想像するも、適當ならずと（せず。これ此の流の清原氏諸系圖に本姓海宿禰とある所以にして、猶ほ「舍人親王—貞代王—有雄—通雄（清原姓を賜ふ）—海雄（筑前守）—房則（豐前守、一本贈大納言、夏野・子と爲す）—業恒（一本業垣、正五下、左京大夫、勘解由次官）、弟深養父（內藏允、藏人、從五下雜色）」とあるも、前述第二項に述べたるが如く、國史と一致せざるも、或は此れに起因せんか。

但し房則、及び其の子の深養父が天武天皇裔の清原氏なるは、此の系圖の眞僞に關せず、明白にして、疑ふ餘地なきが如し。よりて其の眞に清原氏にあらずして、海宿禰の假冒せし清原氏は、業恒或はその子の廣澄に始るべし。何となれば群書類從系圖、「業垣—廣澄」の註に、明かに「寛弘元、十二、海宿禰を改め、清原眞人と爲る。儒業小野吉柯門人也。或は小野瀧雄二男云々」と見ゆればなり。廣澄が若し始めより眞に清原氏にして、通雄の裔ならんには、斯の如きの註・何の要かあらむ。猶ほ小野吉柯の門人、或は小野瀧雄の二男と載せ、尊卑分脈には「吉柯（小野氏歟）—廣澄（實は業恒の男、寛弘元十二、海宿禰を改めて、清原眞人と爲す。廣澄は業恒の實子也。儒業稟承に於いては、吉柯の後たるか。仍りて本系所載に於いて兩人なり。或る記に云ふ、敏達天皇五代孫征夷大將軍陸奧守小野永見の子出羽龍雄二男也云々」と見ゆ。斯の如き傳へもありしなり。益々怪しむべし。又一本清原系圖に「房則—業恒」の註に「當流の事は、一本家に於いては、元祖を載せざるによりて、今相承を知らざる者也、（これ眞の告白なるべし）。抑も竊かに愚を以つて猥りに僻推を加ふれば、天武天皇の御子舍人親王の子・兩人の分流、各々清原姓を賜ふ。然り而して彼の親王第二子貞代王六代を業恒となす歟。但し實儀を決し難し」と。また「吉柯（小野氏、從五位下、石見伊豆守、左大臣）—廣澄」とある註に、「實は業恒の男、廣澄は業恒の實子也」寛弘元年十二月、海宿禰を改め

て、淸原眞人と爲る。儒業の稟承に於いては、吉柯の後たる哉。仍りて本系圖に載する所也。或る記に云ふ、敏達天皇五代の孫・征夷大將軍陸奥守小野永見の子・出羽龍雄の二男也云々。右少辨恒柯の舍弟也云々」と見ゆ。

以上によりて、後世榮えたる淸原氏の、天武帝裔淸原眞人の後にあらざるや、極めて明白なりとす。而して斯くの如く種々の傳あるも、天武帝の壬生は大海宿禰なれば、此の淸原氏を冒すに至れる經過も、右によりて推知すべく、此等淸原氏は大海宿禰蒭蒲より出づるとなすを、最後の鐵案とすべし。

次に業恒以下の系は、一に「業恒―廣澄―賴隆―定澄―定康―祐隆―賴業（高倉院侍、また侍讀高倉院）」又續群書類從、淸原氏第一の系圖には「深養父―春光―元輔―賴業」とせり。此の氏が天武帝裔淸原眞人家の、何處より其の系を引かんとせし苦心の跡・見えて面白し。

15 明經道淸原家　平安中期以來、中央なる淸原氏は儒家として最も著はる。職原抄に「大學寮・四道儒士出身云々、明經（淸原、中原）」とあるもの此の家にして、

五條、船橋、東高倉の諸家これ也。これ等は前述せし廣澄に創まり、賴業に至りて大成す。廣澄の子賴隆（文章博士、大外記、天喜元、七、廿八卒、七十五）

―定滋（長門守、大外記）―定康（彈正忠、大外記、天永四卒）―祐隆（大外記、康治二卒）┬賴業（高倉院侍、文章博士、伊世守、大舍人頭、文治五卒）
　└祐安（大外記、少內記、中原師元ノ子トナル）
―朝通（宮內權大夫）
―定隆（石見守、大內記）＝淨明（石山公）

―仲隆（筑後守、少外記、博士）―仲宣（少內記、書博士）―隆尙―仲尙┬仲方
　└仲寬
―親業（近業）（主水正、壽永二法住寺合戰卒）
―良業（大外記、博士、承久九卒）―賴尙（大外記、長門守、本名良隆、文永元卒）―良季（大外記、豐前守、博士、正應四卒）―良枝（大膳大夫、主水正、元弘元卒）
―忠業（少外記、安木守）┬賴定―良枝―良綱
　└爲尙―業尙―元尙
―宗尙（大內記、主水正）―良兼（大外記、主水正）―宗季（大外記、博士、大膳大夫）―良賢（大膳大夫、大外記、主水正）―賴季（大外記、少納言、大膳大夫）
―賴元（大外記、少納言、備中守、博士、貞治六卒）―賴淸

16 舟橋流　賴業の後にして、尊卑分脈に「賴業（越中權守、穀倉院別當、周防介、伊勢權介、加賀介、大舍人頭、助教、主稅助、東市正、直講、造酒正、局務勞廿四年、大外記、正五上、局務、得業生、

少外記、博士。高倉院侍讀。本名は顯長、又賴滋、後號賴業。文治五壬四十四卒、六十八）―良業（局務、正五下、主水正、主稅頭、助教、得業生、直講、大外記、博士、大舍人頭。承元四年十九卒、四十七。賴業四男、正嫡と爲る）―賴尙（局務、長門權守、主水正、正五下、直講、得業生、大外記、主計頭、博士。本名良隆。文永元七十一卒、六十九）―良季（龜山、後宇多侍讀。豐前守、穀倉院別當、局務、博士、助教、直講、得業生、大外記、從四下、主計頭、主水頭。本名良尙。正應四六六卒、七十一）―良枝（龜山、後宇多、後二條、後伏見、花園、後醍醐、光嚴、七代侍讀。直講、得業生、局務、主計頭、大膳大夫、助教、大外記、正四下、博士、主水正。元亨三二廿八出家了空。北京律掛堂泉涌寺塔。元弘元十一十二卒、七十九）―宗尙（四代侍讀。局務、穀倉院別當、得業生、直講、主水正、主計頭、助教、大外記、博士、正五上。正中二五廿三卒）―良兼（直講、大舍人頭、主水正、得業生、少外記、五五下。法名眞性。延文六三卅卒、五十五）―宗季（內昇殿、主計頭、下總守、博士、主水正、大外記、

従四上、本名宗枝。永徳三四十六卒、六十一)—良賢(應永四出家、常宗。贈從三位、當道初例也。內昇殿、大膳大夫、主税頭、少納言、主水正、大外記、博士)—賴季(內昇殿、大膳大夫、局務、得業生、少納言、大外記、主水正)—宗業(少納言、大外記、主水正)—良宣(局務、直講、正三、大外記、主水正、業忠と改む)—宗賢(贈從二、宮內卿、正三、直講、少納言、大外記)—宣賢(天文十九七十二卒、七十六歳。法名宗尤。贈從二、昇殿、侍從、少納言、正三、藏。實は兼倶卿子)—業賢(侍從、昇殿、正三、局務、少納言、大外記、下總守。良雄と改む。母鴨□宿禰女)—賴賢(備後介、大外記、局務。枝賢と改む。母左大夫小槻時元女)」と見ゆ。

代々明經の博士として名高し、子孫舟橋條を見よ。

17 五條流　宗尚弟賴元の家也。勤王家として名高し。分脈に宗尚の弟「賴元(穀倉院別當、內昇殿、勘解由次官、加賀介、備中守、圖書頭、助教、直講、得業生、音博士、大外記、博士、局務、少納言、造酒正。貞治四年出家、法名宗性。同六・年五廿、筑前國三奈木庄に於いて卒、七十八。彼境□、年號正平廿二年云々)—良氏、弟賴清」と見ゆ。次條を見よ。

18 筑後の五條家　前述清原賴元(五條少納言)の後にして、初め筑前三奈木に居り、子孫筑後矢部に據る。正平五年の口宣案に「正五位下清原良氏、」同十八年の宣旨に「正五位下清原良遠、」また元中十一年文書に清原良量、下りて永祿十九三、清原武藏守戰死、「天正六十一十二、清原左馬大夫戰死」など見ゆ。五條條に詳かなり。

19 關東流　廣澄弟近澄の後にして、群書類從本、及び尊卑分脈に「近澄(周防守、右近大夫)—賴佐(能登守)—顯俊(大外記)—師俊—光俊—俊平、」と載せ、又顯俊の弟に賴貞、その弟に「淨命(石山公、大外記定隆猶子となる云々)」とあり。又分脈に、前述定滋の弟朝通、その弟定隆とありて、

「直職(右衛門尉 六郎)──定秀(六郎)

劃孤內は一本清原系圖に據る。同書なほ高定の子定行(引付奉行)とあり。

20 太宰府官流 系圖に「深養父─春光(下總長門等守)─元輔(肥後周防等守)─致信(太宰少監、號清監)」とある後にして、太宰府符に「正六位上行大典清原眞人隣」また永承七年六月八日の太宰府々官の連署に「大監清原」、また天承二年閏四月の太宰府在廳官人等解に「大典清原」等、諸文書に見ゆ。

21 豐後流 當國の大族にして、淺羽本豐後清原系圖に「海雄(筑前守、夏野公・子と爲す)─房則(豐前守)─深養父(內藏允藏人)─春光(下總守)─元輔(肥後守)─戒秀─定頴─正高(始めて豐後國玖珠郡に住む)─清大夫正通」と見ゆ。正通の子太郎大夫助通は長野氏、正通の弟二郎大夫通成は山田氏、其の弟三郎大夫通次は飯田氏の祖にして、一族豐後に榮えたり。一本系圖に「清原朝臣正高(官は少納言、文才ありて、音樂を善くす。寬平三年、豐後介に遷り、玖珠郡古後郡に客居し、任限なく、久らして歸洛、幾ほどもなくして、山科舊居に卒す)─政道(一に正道に作る。清大夫と稱す。玖珠郡大領。母矢野久兼の女)──

- 助道(長野太郎、繼家爲大領 長野船阜山に居る)─道平(六郎、郡司)
- 通成(山田二郎、山田鄕司)
- 通次(飯田三郎、飯田鄕司)─是次(帆足太郎)
- 通房(古後四郎、古後鄕司)
- 兼繼(野上五郎、野上鄕司)

各條、及びカサ、ハムロ、オホクマ等の條參照。

22 肥前の清原氏 當國の在廳官にして、河上社承安三年文書に「權介清原眞人兼平、親父兼弘入道、兼平舍弟故兼遠、嫡女清原氏太子、」また承安五年文書に「兼平舍弟故兼遠、」文治五年文書に「兼弘入道、權介兼平、養子舍弟兼遠、」寬治五年八月文書に「權大宮司清原貞國、」元亨二年九月文書に「官幣使、在國司彌二郎大夫兼益、」延文五年に權介清原朝臣、また元亨元年文書に「履所司清原、」建久七年文書に「小津圖師清原、」後世。彼杵郡彼杵氏は清原朝臣と稱す。海東諸國記に見えたり。

23 伊勢の清原氏 阿濃郡に清原の字名あり。貞觀三年七月十四日紀に「伊勢國司介從五位下清原眞人長統」見ゆ、關係あらんかと。神宮雜事記に「鍬方の御厨生園預に清原秀延」見ゆ。

24 大和の清原氏 談山社文書に、「葛下郡平田御莊惣追捕使清原正秀注量す云々。右件の四至內は、如何なる猥籍ありと雖も、正秀全く其の沙汰すべからず。唯兩座支首助賴等、沙汰を加へざるの狀、後代の證據として、注置するところ件の如し。建久四年六日。惣追捕使清原在判」と。又長祿四年庚辰十月二十三日文書に「代官彌清次在判」と見ゆ。

25 上野の清原氏 多胡郡辛科明神鏡銘に「建久八年十二月云々、小勸進清原國包」と見ゆ。

26 下野の清黨 紀清兩黨の一にして、清原系圖に「雅直(下野少掾、下野國に住す)─清八大夫雅氏─茂雅(正五下)」とある者の後か。芳賀系圖には「一品舍人親王九代の後裔・瀧口藏人清原高澄七代の嫡孫・高親(芳賀次郎大夫、建久九年八月三日卒。一本に朝重に作る」と載せ、宇都宮興廢記に「高澄の男高重は花山法皇の勅勘を蒙り、下野に配流せられ、芳賀郡大內庄に住す、七世の孫、次郎大夫高親

なり」とあり。キ、キセイ、ハガ等の條を見よ。

27　**常陸の清原氏**　當國總社の社家也。總社は今府中古城の後にあれど、故趾は古・國分尼寺のありし尼寺ヶ原と云ふあたりなりと。蓋し大掾詮國が其の城を築ける後、鎭守の爲に移し祭りしものか。中世よりは鹿島の攝社にて、康永二年、鹿島神領田牧注文に「總社七拾六町六反大」と載せたり。且つ此の社人清原詮治が、寶德二年七月に、鹿島大宮司中臣則廣より權禰宜職に補せられし任符、及び文和三年鹿島御船祭用途目錄等をも、社中に藏せり（郡鄕考）と云ふ。

28　**滋野姓望月氏流**　信濃國發祥の氏にして、増田望月系圖に「望月重行（遠州）―左京亮重國―元撰（號清原）」と見ゆ。

29　**雜載**　陸奥話記に「清原貞廉。」次に筑後高良山高[illegible]寺[illegible]起に「白鳳十三年二月八日、國書生清原眞人道理祖聽進云々」と。怪しむべし。また平家物語に「清原深養父が補陀樂寺云々」此の寺の事は今昔物語等に多く見ゆ。源平盛衰記に「軍監清原の滋藤」平家物語に「清原滋藤・軍監と云ふ職を賜つて下る云々」と。また陸前伊具郡高藏寺棟札に「治承元年丁酉五月云々、細工清原恒師。」薩摩島津家建久八年鎌倉政所下文に「案主清原、」筑後横溝文書、正元元年鎌倉下文に「案主清原、知家事清原」小鹿島仁治元年閏十月十三日文書に「知家事彈正忠清原」此等は第十九項清原氏にして、當時の文書に極めて多し。阿波徵古雜抄、文和三年二月竹原御庄政所下文に「清原氏實判」熱田社往古の社職に清原氏あり、後世斷絶（舊記）。備中須懸氏は夏野の裔と稱す。相摸餘綾郡金目觀音寺（光明寺）正平七年鐘銘に「相摸國金鄕光明寺鐘。正平七年壬辰二月日。當住持沙門空忍。願主法願、智國、並に結緣。大工河内權守清原國吉」と見ゆ。伊豫宇和の法華津氏は清原姓と稱し、清家と稱す。肥後の葉室氏は清原眞人姓也。カサ、ハムロ條を見よ。大和宇陀郡御杖神社所藏棟札に「伊賀國名張郡上津江之御宮造營、大工清原末次、」豐前にも存し、又三河八名郡神ヶ谷村篦矢大明神社人清原文右衞門（集説）、丹波丹後の清家は岩城、小畠條を見よ。

淨原　キヨハラ

前條氏と通ずる事あり、殊に後世は皆清原となりしならん。

1　淨原眞人（敏達帝裔）　又清原眞人ともあり。天平寶字八年十月紀に「中務少丞正六位上大原眞人都良麻呂、姓を淨原眞人、名を淨貞と賜ふ」と見え、姓氏錄には左京皇別に貫し「清原眞人、大原眞人と同祖、百濟王の後也」と見ゆ。

2　淨原眞人（天武帝裔）　延曆廿四年二月紀に「左京人篠井王、坂合王等の五人に、姓を淨原眞人と賜ふ」と見ゆ。

3　淨原臣　延曆元年十二月紀に「近江國坂田郡の人・少初位上比瑠臣麻呂等、本姓を改めて、淨原臣を賜ふ」と見ゆ。

清春　キヨハル

嘉名を採れるならん。

○清春眞人　天武帝の裔にして、貞觀四年五月紀に「左京人正六位上坂井主に姓を清春眞人と賜ふ。礒城親王五代の孫也」と。なほ同一記事は貞觀七年六月紀にも見ゆ。礒城親王は天武天皇の皇子なり。

清治　キヨハル　セイヂ

前條氏に同じきか。

淨人　キヨヒト

正倉院天平勝寶七年文書に見ゆ。

清弘　キヨヒロ

清藤 キヨフヂ

去返 キヨヘン　正訓不明。○去返公　夷姓にして、延暦廿四年三月紀に「播磨國夷第二等去返公島子に姓を浦上臣と賜ふ」と見ゆ。

清松 キヨマツ　豊後國佐伯郡切畑邑の名族なりと。

清見 キヨミ　薩摩國頴娃郡（揖宿郡）の豪族にして、地理纂考、今和泉郷條に「利水村（仙田村）、清見城は清見某の居城なりしが、後に肝付氏・當城を陷ると。一名を鎌掛松とも云ふ」と載せ、又清見氏の出丸也とも云ふ。伊豫にも此の氏あり。駿河に清見關あり、關係あるか。

清道 キヨミチ

1　清道造　百濟族にして、延暦十年十二月紀に「外從五位下清道造岡麻呂等、造を改めて連姓を賜ふ」と見ゆ。

2　清道連　前項氏の連姓を賜ひしものにして、姓氏錄、右京諸蕃に收め、「清道連、百濟國人恩率納比旦止より出づる也」と見ゆ。

清水 キヨミヅ　シミヅ　便宜上シミヅ條に收む、清水寺さへ其の條にあり。

清岑 キヨミネ

1　清岑宿禰　安倍氏の族にして、弘仁四年正月紀に「左京人從八位下竹田臣門繼等の六人に、姓を清岑宿禰と賜ふ」と見ゆ。後に朝臣姓を賜ふ。

2　清岑朝臣　前項氏の朝臣姓を賜ひしものにして、承和三年閏五月紀に「左京人從五位下清岑宿禰門繼、宿禰を改めて朝臣を賜ふ」と。また天安元年六月紀に「正六位上竹田臣田繼に、姓を清岑朝臣と賜ふ」と見ゆ。

清峰 キヨミネ　前條氏に同じく、竹田臣の後なるべし。

清宮 キヨミヤ　セイグウ　安房の名族にして、國學者に清宮秀堅あり。

清宗 キヨムネ

○清宗宿禰　唐歸化族にして、姓氏錄、左京諸蕃に「清宗宿禰は唐人正五位下李元環の後也」と見ゆ。此の李元環は、天平寶字五年紀に「李元環に姓を李忌寸と賜ふ」とあれば、李忌寸が後に清宗宿禰を賜へるを知るべし。

淨村 キヨムラ　清村と通じ用ひらる。

○淨村宿禰　唐歸化族にして、寶龜九年十二月紀に「玄蕃頭從五位上袁晋卿に、姓を清村宿禰と賜ふ。晋卿は唐人也。天平七年、

我が朝使に隨ひて歸朝す。時に年十八九、文選、爾雅の音を學得し、大學音博士と爲る。後に大學頭、安房守たり」と載せ、姓氏錄には、左京諸蕃に收め「淨村宿禰、陳の袁濤塗の後也」と註す。此の族に春科宿禰あり。其の條を見よ。氏人は延暦廿四年十一月紀に「左京の人淨村宿禰源」、性靈集に晋卿の第九男淨豊、その後撰解文集にも見えたり。

清村 キヨムラ　前條氏に同じく、唐歸化族の裔ならん。承和元年正月紀に清村宿禰豊、嘉祥三年正月紀に同是嶺、また類聚符宣抄に見ゆ。中興系圖に「清村、袁晋卿末流、光仁帝御宇、日本に來朝」とあり。此の氏、武藏に現存す、同族か。

清本 キヨモト

清元 キヨモト

1　伴姓　鶴岡社家の族にして、鶴岡社職系圖に「守方の子忠國・神職元祖、後に清元と號す」とあれど、こは氏にあらずして名か。

2　元祖清元延壽齋は江戸の人、岡村屋藤兵衛の子、初め吉五郎と云ふ。

清屋 キヨヤ

清山 キヨヤマ

○清山忌寸　唐歸化族にして、姓氏錄、右京諸蕃に「清山忌寸、唐人賜綠沉清庭の後也」と見ゆ。

淨山　キヨヤマ　前條氏に同じ、拾芥抄に淨山忌寸あり。

清世　キヨヨ

1　清世宿禰　姓名錄抄、拾芥抄などに見ゆ。

2　清世氏　前項氏の後なり、類聚符宣抄卷七に見ゆ。

喜代吉　キヨヨシ　石見にあり、正訓不明。

去來　キヨライ　正訓不明。俳人に去來（向井平次郎大夫兼時）あれど、關係なかるべし。此の向井氏は肥前の人にして、藤原魚名の裔なりと云ふ。

吉良　キラ　三河、越後、阿波、土佐等に此の地名あり。

1　清和源氏足利氏流　三河國幡豆郡吉良庄より起る。當莊は關白通家莊園處分記に見ゆ、熊子、八面、志籠谷、中原、戸埼、伊藤、道光寺、西尾、寄住、德次、味埼、今川、上町、下町、小間の諸邑を云ふ。幡豆郡の諸鄕里を籠め、東西の二條に分ちたり。名義は雲母を產する地なれば、此の稱ありと云ふ。

此の氏は足利族中、特に尊貴の家柄を有す。初め足利左馬頭義氏・本國矢作にありて、吉良庄の地頭職たりしが、後に嫡子左衛門尉長氏に之を讓り、長氏・吉良西庄、卽ち西條に住居す、これを吉良氏の祖とす。尊卑分脈に、

義氏（左馬頭）┬泰氏
　├義繼（左馬四郎　號吉良　足利太郎）─繼氏（滿氏子と爲る）─經家（號藤谷　又太郎）（十項）
　└長氏（上總介　左衛門尉　吉良太郎）┬滿氏（上總介　左衛門尉）
　　└國氏（今川四郎）─基氏

滿氏┬貞義（左京亮　上總介　式部丞　從五下　彌太郎　法名有觀）┬滿義（昇殿　左京大夫　從四下　左兵衛督　中務大輔）┬滿貞（康永天龍寺供奉隨兵　左兵衛佐　治部大輔　三郎　法名省堅）─俊氏（左兵佐）
　　　├助時
　　　├有義（左馬助　四郎）
　　　└義尊（義貴）（中務大甫）─朝氏
　├貞氏（三郎）
　├經氏（式部大夫　上總介　從五下）
　└女子（阿波守平時國室）
……義尙（治部大甫　左兵佐）……義貞（義眞）

と見ゆ。

2　東條家、西條家　義繼の家を東條家と稱す、後奧州に下る。長氏の後は、代々三河に在りて、室町時代・將軍一門として甚だ勢力ありしが、滿義の子滿貞、尊義に至り、東西二流に分れ、勢ひ次第に衰ふ。其の後、上野介義安（東條、三郎）に至り、西條流を併せて、一流となりしも、單に名門と云ふに過ぎざるに至れり。

吉良略系　足利義氏

足利義氏┬義繼（始居住于吉良東條）─繼氏（足利太郎、吉良滿氏養子）─繼家（吉良又太郎）┬貞家（奧州一方管領）┬滿家
　　　　　├貞經　　　　└豐宗
　　　　　└氏家
　└長氏（吉良　吉良西條居住）┬滿氏（吉良祖）┬貞義┬滿義
　　　└國氏（今川祖）　├貞氏（吉良三郎）└助時
　　　　　　　　　　　└繼氏（貫義繼子）

滿義┬滿貞（西條）─俊氏─義尙─義眞（義貞）─義信─┐
　├有義（吉良四郎、一色、岡、長吉等祖）
　└尊義（東條）─朝氏─持長─持助─┐
┌義藤─義春─持淸┬持廣
　　　　　　　└義廣
┌義元─義堯┬義鄕
　　　　├義安（義虎）
　　　　└義昭（義璋）

（一本貞義を貞氏に作り、吉良禪門とす。）

3　吉良家歷代

足利義氏　足利義兼の三男、母は北條時

政の女。足利三郎、足利左馬頭、武藏守、陸奥守、治部少輔、左馬頭、正五位下、右馬助。仁治二年四月十二日出家、法名正義。建長六年十一月廿二日卒、六十六歳。法名正義、號法條寺。

吉良初代長氏　義氏の長男。(五郎)(太郎)、左衞門尉、上總介、從五位下(從四位下)。當國幡豆郡吉良庄西條に住す。正應三年六月十八日卒、年八十。新御堂殿。

二代滿氏　長氏長男。三郎、左衞門尉、上總介、從五位下。上總三郎、足利吉良三郎。吉良庄西條に住す。東鑑建長二年正月、足利上總三郎滿氏、弘安七年四月出家、法名自有。

三代貞義　滿氏の長男。吉良彌太郎、上總介、左京亮、(左京大夫)、(式部丞)、從五位下(從四位下)。法名省觀、實相寺。

四代滿義　貞義の長男。三郎、左京大夫、中務大輔、左兵衞督、左兵衞(權)佐、從五位下、從四位上、(正三位)、號寂光寺。

五代滿貞　滿義の長男。吉良三郎、治部大輔、左京大夫、左兵衞佐、從四位下、法名省堅、號道興寺。

以下西條吉良氏（西尾城）

六代俊氏　滿貞の長男。三郎、左兵衞佐、

從四位下、永享年間見ゆ。號龍門寺。

七代義尙　俊氏の長男。三郎、左兵衞佐、治部大輔、從四位下。號正法院。

△義眞(貞)　義尙長男。左兵衞佐、(義直)應仁の亂東軍に屬す。號拈花院。

△義信　義眞の長男。左兵衞佐、號常樂院俊山棟公。

八代義元　義信の長男。三郎、左衞門佐、曾祖父義尙の後を嗣ぐ。小林院月巖光公。

九代義堯　義元の長男。三郎、左衞門佐、永正三年今川氏に敗らる。乾福院道山玄公。

十代義鄉　義堯の長男、左兵衞佐、天文五年駿府に移さる。寶珠院殿奇山勝公。

十一代義昭(義璋)　義堯の三男。永祿四年、今川氏眞の計ひにて東條城に移る。永祿六年德川家康に亡さる。近江國に出奔、西條家斷絕。

以下東條吉良氏　(駮目城)

六代　尊義(義尊、義實)滿義の三男。中務大輔、父滿義隱栖の地に住し、後兄滿貞と爭ひ、東條の地を領す。靈源寺。

七代朝氏　尊義の男、右兵衞尉、中務大輔、光榮寺。

八代持長　朝氏の男。長榮寺。

九代持助(介)　持長の男。東條上野介、功德寺。

十代義藤　持助の男。應仁の亂西軍に屬す。龜藏寺、妙惠寺。

十一代義春　持助の養子、實は松平藏人、長親の四男。東條甚太郎、右馬允、弘治二年二月討死。善曾寺。

十二代持淸(持佐)　義藤の子。東條甚太郎。妙惠寺。

十三代持廣　持佐の男。東條甚太郎、上野介、松平淸康妹聟也。花岳寺。

十四代義安(義虎)　廣養の子。實は西條義堯の二男。東條三郎、上野介、永祿四年駿府に移さる。後義昭の出奔にて、西條家斷絕により、西東兩吉良相役也。花藏寺。

4　幡豆郡西條城は又西尾城(西尾町)と云ふ。吉良氏の本家西條家累代の居城也。義昭に至り、永祿四年、松平家の臣酒井雅樂助正親の爲に陷らる。二葉松に「吉良義虎まで代々居住、次に牧野右馬允・之に居るの後、酒井雅樂助に、中島、永良、西鄉を添へ賜ふ」とあり。同六年、一向一揆蜂起の際、義昭主將たり。正親當城に據り固守。その子河內守重忠相續

ぎて、天正十八年に至る。同郡東條駁馬城(厨村駁馬)は吉良東條家代々の居城也。持廣に至り、西條家より三郎義安(上野介義堯が二男)を養子す。後今川氏・義安が織田に通ずるを疑ひ、駿河國に止め置き、西條義昭を當城に移らしむ。永祿六年、義安・德川氏と爭ひて敗北、當城を失ふ。後家康・鳥居伊賀守、松平甚助を入置く。

5 吉良氏は東鑑巻三十一、三十二に吉良次郎、巻三十三、仁治元年正月一日に吉良大舍人助政衡、太平記巻十四に「吉良左兵衛尉、同三河守、子息三河三郎」又「吉良左兵衛佐」次に二十四、天龍寺供養に「吉良上總三郎滿貞」また「吉良、澁河、畠山、仁木、細川云々」二十七に吉良左京大夫滿義、同上總三郎滿貞」三十一に吉良三郎滿貞等見ゆ。其の後、應永記に「吉良云々」應仁記に「吉良左京大夫義勝、右兵衛佐義直」應仁私記に「吉良左京大夫よし勝(源義)」長享將軍江州動座着到に「御一家・吉良殿」等見ゆ。

6 幕臣吉良氏 義安の後は吉良系圖に、「義安—義定(上野介。母は松平信忠の女、清康の妹。號長松寺。駿河國に生る。寛永四年、參州に於いて病死、行年六十四歳)—義彌(從四位下、左少將、上野介、右兵衛督。母は今川氏眞の女、生國遠江。慶長二年、台德院殿に拜謁し奉る)—義冬(從五位下、侍從、若狹守、左京大夫。母は今川範、女、生國武藏。元和二年、台德院殿に拜謁し奉る。寛永三年八月十八日、從五位下に叙し、同日侍從に任じ、同日若狹守を兼ぬ。禁裡、仙洞え御使を屹々相勤む。將軍出御の御時、或は御劍、或は腰物を、毎度之を役す。御社參、御物詣の時、御裾、御簾有る時、之を役す)。弟彌清(八兵衛尉。母義冬に同じ。生國武州。寛永五年家光公に拜謁す。寛永十八年辛巳五月二日。吉良上野介義彌。同若狹守義冬」と見ゆ。

上野介義央は義冬の子にして、その子義周は、寛政系譜に「義周。長矩が舊臣等居宅に亂入せし時、義周・其の處置よろしからざるを咎めて家絕ゆ」と。支庶一、猶ほ義繼の後一氏を載す。家紋丸に二引龍、十六葉菊、五七花桐。

吉良式部源義房

7 遠江の吉良氏 太平記巻九に「(元弘三年)吉良の一族も、度々の召に應ぜず。遠江國に城郭を構へて候」と。又建武二年十一月十日、足利直義富士淺間宮寄進狀に「遠江國富士不入許(吉良右衛門二郎入道等跡)」と載せ、その後、天野文書に「正平十八年(貞治二年)二月四日、去月十五日、三州竹島合戰に於いて疵を被るの由、吉良左兵衛滿貞の注申する所也。尤も以つて神妙、彌々戰功を抽んずべきの狀件の如し。將軍義詮判、天野左京亮殿」と。又普濟寺々記に「正長元戊申年、遠江國寺崎鄉に至りて、草庵(號本能山隨緣寺)に住す。城主吉良左兵衛佐殿、旦越と爲り、隨緣山普濟寺を建立す」とあり。

其の後、寛正六年八月、當國狩野介は古河公方と通じ、又遠州守護代、吉良殿の內・巨海新左衛門尉と共に今川氏に敵對す。今川義忠、横地、勝田と共に之を攻め、十一月廿日、狩野の館陷り、狩野父子自殺(宗長手記)す。又宗長手記に「濱松庄(吉良殿御知行)奉行大河內備中守云々」と。なほ斯波、今川、大河內等の條參照。

8 世田谷家 武藏國荏原郡世田谷城(世田谷新宿)は吉良義繼の六代治部大輔治

家・始めて築く。吉良氏の家譜に「吉良治家―頼治―頼氏―頼高―政正―成高（鎌倉公方持氏の時、世田ヶ谷を賜はる。よりて世田ヶ谷殿と云ふ。）―頼康―氏朝―頼久」とあり。而して新編風土記に「この所は、昔吉良家居城ありし地にて、天文弘治の頃、家風さかんなりし時は、世に吉良の御所と稱せり。されば今も里人は御所跡とてあがめおけり。吉良系圖に治部大輔治家・はじめて武州世田ヶ谷により、後上州飽間に移り住せりと。爰村東光寺の古文書にも、治家・この寺を建立せしよしみゆれば、治家が世に、此處に住みはじめしは疑ふべくもあらず。この人應永二十四年四月十日逝けりといふ。或は延元元年十一月七日ともいへり。そののちの事蹟はつまびらかならず。治家より六代のゝち左京亮成高は、この城におりしよし系圖にみゆ、これ天文十五年に逝去せし人なり。その子左兵衞佐頼康、其の子氏朝に及ぶまで、この城にありしとみゆ、これ天正の頃のことなるべし。其の後世も移り變りて、御入國の時廢せられしかば、長く此の地を伊那家に賜ひ、それより後は、林となりて樹木のみ生ひしげり、今に至りても尚然り」と見ゆ。又世田谷私記に「荏原郡菅刈莊世田谷郷は、往古吉良家の領地なり。抑も吉良と稱するは足利家の嫡流にて、其の頃何ほどの貫高にや、今に至りてわかり難し。土俗の言傳へには、十八萬石といへど非なり。北條氏綱の時に、世田谷頼康卿をも聟とし、彌々關東に猛威を振ひけるが、天正十八年亡び、此の時世田谷氏朝は上總國生實に遁れ給ひけり」と。世田谷八幡宮棟札に「天文十五年源頼貞とあるは、頼康の前名にやと云ふ。

9　蒔田の吉良家　蒔田御所とも云ふ。新編風土記、久良岐郡蒔田村條に「古跡館蹟、東南の方にあり。土人城山と呼び、或は清水臺とも云ふ。又此の內を別て原花畑など唱へり。吉良左兵衞佐頼康の居蹟なり。廣二町餘、今都べて陸田となれり。頼康は右京大夫政忠には孫にて、左京大夫成高の子、北條左京大夫氏綱の婿なり。父成高は上州飽間郡に住せしが、關東の公方より荏原郡世田ヶ谷に住し、後當所に移る、是を蒔田の吉良とも稱し、又蒔田の御所とも云へり。小田原記に『永祿十二年、武田信玄・小田原出張の時、信玄片倉神太寺山をすぢかひに、かたひらと云ふ所に出勢す。此の近所蒔田と云ふ所に、吉良左兵衞佐殿居住なり。左兵衞佐殿は、其の頃大橋山城守、北見關加賀守など相具して、小田原に在城あり。此の吉良殿は氏康の御妹聟也。（按ずるに、同書又氏康の女に、蒔田殿とありて、其の細注に、せたかいの御所、蒔田殿の御前と記す。爰に云ふ所と齟齬せり。北條家譜にも、氏綱の女・蒔田御所の室とあれば、氏康の女を頼康の室とするは誤なり）。多目周防守・其の頃、青木と云ふ所に居住したりけるが、まえた殿の御所を燒かせては、甲斐なき命生て專なしと、我かまえを捨て、栗田藤卷など云ふ同心共を召つれ、蒔田を守護す。輕部豐前守折節蒔田にありしが、各吉良殿屋敷の前なる山に上り、鐵炮をしかけ、待ちければ、敵是へも來らず云々』とあり、或説に此の舊跡・正保の頃までは正しく在りしが、何の頃かこぼたれしと云ふ。頼康は永祿四年十二月五日卒す、法名勝光院脫山淨森大居士と云ふ。村內勝國寺に葬せり」と見ゆ。相州兵亂記に「永祿元年四月中旬、關東公方左馬頭義氏朝臣、鶴岡八幡宮へ御參

詣あり。吉良左兵衞佐・御唐笠を仕る」―と。而して、蒔田系圖に「貞家（左京大夫）―治氏（中務）―治家（飽間治部大夫）―賴治（兵部大夫）―賴氏（左京）―賴高（右京）―政正（同）―成高（世田谷吉良と稱す）―賴康（正四位下、左兵衞督）―氏朝（左兵衞督）―賴久（左兵衞督、號蒔田）」と見ゆ。カツミ、マキタ條參照。

10 奥州の吉良氏　吉良義繼の後にして、尊卑分脈に「義繼（足利左馬四郎）―經氏（號吉良、式部丞、從五下、足利太郎、上總介、滿氏の子となる）―經家（號藤谷、上總介、吉良又太郎）―

- 貞家（從五下 奥州一方管領 修理太夫）
  - 滿家（從五下 奥州一方管領 中務大輔）
    - 豐宗（上總介）
- 貞經（宮內大輔 後五下 吉良將監）
- 氏家（從五下 左馬助、但馬國に於いて討たれ了る 吉良三郎）

と載せ、又吉良系圖に「義繼（始め吉良東條に住居し、唐に渡り、皈りて後、遁世して奥州に下る。子孫・奥州一方の管領云々。義繼の末流、關東に於いて近代吉良を稱するの由、東照權現・聞召さるゝに及び、吉良氏は一人の外、稱號あるべからざるの由仰せらるゝに依り、今に於いては蒔田と號す」とあるもの之なり。而して餘目氏舊記に「中頃・奥州に四探題也。吉良殿、畠山殿、斯波殿、石塔殿とて四人御座候」と見ゆ。

鹽竈社、觀應二年十二月廿三日尊氏袖判文書に「右京大夫源朝臣（花押）」と、こは貞家の事なり。又同社延文五年卯月廿八日文書に「奉寄進鹽竈大明神、陸前國竹城保事。右意趣は天長地久、御願圓滿。殊に源貞經・心中所願決定成就。故に寄進し奉るの狀•件の如し。宮內大輔源朝臣花押」と。また吉良貞經の祈願狀に「敬白、奉懸鹽竈大明神立願事。中略。右爲意趣者、天長地久、御願圓滿、殊源貞經、息災安穩、心中所願、令決定成就給者奉則課故也。延文五年卯月廿八日。宮內大輔源朝臣花押」と。又太平記卷二十七に「吉良左近大夫將監貞經。」又吉良貞家寄進狀に「奉寄進鹽竈之大明神。陸前國野中清水下、大くほの澤云々。右京大夫貞家花押。應安三年十二月十七日」」と。また白川文書に右京大夫貞家の判書あり。

その下向に關しては貞和の初めと傳へ、四本松城に居れりと云ふ。館基考に「上長折村の四本松城は、石橋氏より先に、吉良、宇都宮の二氏居れりとも云へり。惟ふに、吉良右京大夫貞家は、奥州一方の管領たる由、大系圖に記し、貞和四年八月下向。其の子滿家迄、四本松に住せし由、澤崎霜臺の記（陸奥國史）にあり。明證は見當らず。霜臺は何に據りて、かく記せるにや。白川文書にて見れば、名取郡に住せしと見ゆ。然れども、其の經略の便に隨ひ、移住せし事もありと見ゆれば、此の地を經略せし時は、四本松に住したる事もあらんかと思はる」と。又伊達行朝勤王事歷に「松藩徵古、相生集が諸書を集めて記したるに據れば、貞家は貞和の初め（其の元年は興國元年なり。或は云ふ貞和四年）に奥州に下り、石塔秀慶に代りて探題となり、畠山高國と共に、國內を經略し、四本松に築きて居たり。其の子中務大輔滿家（又右京大夫）相繼ぎて探題たりしに、康應二年（元中七年）に召されて鎌倉に歸り上る云々」と見ゆ。

又磐城伊具郡伊具館に居れりとも云ふ。

此の吉良氏の事は、また餘目氏舊記に、「□□□」吉良殿、畠山殿とり合也。吉良殿

は、こま崎に扣え給ふ。畠山殿・長岡郡澤田要害へ打入り給ふ。大崎は近所なり。大崎より打つて出で、羽黒堂山、長岡の地藏堂山に陣を取り給ふ。大崎勢より鉢森に陣を取り、しかま河をへだて、其の間一里へだてゝ、せいひやう遠矢をいる。なかさしにて家久侍をいころす。矢一にて彼の城を引退き、竹城保の内、長田に築城、又吉良がたより日々とり合なり」また「吉良殿は大崎御いせいたる間、弓矢をすて、是も安達郡へのぼり、しほの松卅三鄕計を持ち給ふ。吉良、畠山數度の取合に、たいぐんにて、一度は無事に御談合をもつて、奥州を半分づゝ國わけをし給ふ。其の時は糠延郡と、みやぎをば一郡を半分づゝわけ給ふ。そのゆへは、ぬかのぶは大郡といひ、しゆ〳〵のこほりたるゆへなり。みやぎは國の府中にて、昔より國々あるじ御在所たる間也」と見えたり。

11 津輕の吉良氏　これより前、建武元年十二月十四日の津輕降人交名に「吉良彌三郎貞鄕・都築彥四郎入道預之」と見ゆ。

12 能登の吉良氏　嘉元三年・能登國吉良家へ着到狀、御家人萬行又五郎胤成云々と。

13 丹波の吉良氏　天田郡長田城（長田村）は吉良氏の居城也。又岩間城（岩間村）の城主を吉良兵衛と云ふ。又丹波志に「長田村の吉良氏、下も野と云ふ所に、古へ吉良官大夫、元和の比・此所に住す。屋敷續西脇に石堂あり」と。又「吉良氏、吉見市島村。源家の系圖寫を所持する家あり。吉良氏を名乘る。天田郡長田村吉良氏の緣家になりし後、吉良氏となると云ふ」と見ゆ。

14 伊勢の吉良氏　名勝志、河曲郡松平廣忠寓居址條に「松平廣忠・國亂を避け、本州に航し、神戸の吉良持廣に賴る。家臣安部正澄等數人之に從ふと。吉良氏の本州に在ること、其の由を記さず。八年正月、冠を加ふ。持廣加伏兎將監を遣り囘復を今川義元に請はしむ云々」と見ゆ。

15 秦姓　紀伊國名草郡の名族にして、湯橋新大夫秦宿禰の裔と云ふ。岩橋條五三五頁に詳述せり。

16 淸和源氏　土佐國吾川郡吉良より起りし豪族にして、吉良森弘岡城に據る。州内七豪の一、五千貫（一に三千貫）の領主也。淸和源氏にして、長岡郡介良鄕に流

されたる希義の裔と稱す。卽ち吉良系圖に「義朝（左馬頭）―希義（土佐冠者、母は賴朝に同じ。治承四年、平家の下知の爲、蓮池權守家綱に誅せらる）―隆盛（、、、、、殷富門院判官代）、弟希望（母は平田後繼の弟三郎繼遠の女。吉良八郎。父の死する時二歲、建久五年四月、鎌倉に下り、賴朝卿に謁し、土佐國吉良を賜ふ。繼遠の末子大高坂五郎經興・功臣となる）―希仁（北條家の時）―希滿―希高―希宗―希行―希世―希秀（實は弟、此の間二代、元弘に軍功）―希重―希雄―希定（細川に仕ふ）、その弟宣實（吉良中興）―宣安―宣方―宣家（是より衰へたり）―宣玄―宣通（應仁文明、勝元時代）―宣忠―宣經（享祿三年、十七歲、一條家より官位、伊豫守）―某（駿河守）―宣直（希義二十代也）」と。又駿河守の弟「元秀―元國（宮内少輔、千王丸、永正五年六歲）―宣經（天文二十年九月十二日死、二十八歲）、弟宣式（宣經從弟）」など見ゆ。されど起原に關しては、徵證の見るべきなし、蓋し吉良と介良と音通ずるよりの附會かと云ふ。

吉良宣經は伊豫守と稱す　吾川郡弘岡城を治め、諸士・心服す。南村梅軒に學び、

夙夜黽勉、以つて經義に通ず。此の時、天下大いに亂れ、亂に戡つの志あり。天文十八年冬、雪夜老臣谷將監の家に就き、四國を取るの策を議す。二十年長宗我部元國を伐つ、軍中・疾に罹り卒す。その從弟吉良宣義は右近と稱し、老臣の列に班す。宣經卒して子宣直嗣ぎしが、宣直禪法を嗜み、意を政に留めず、宣義悒鬱して病を發す。絕命の詩を賦して曰く「丹心一片斷無私、幾度朗吟正氣詩、沒後隻瞳先欲梟、勿看勾踐破吳時」と。乃ち宣經の畵像を壁に掲げ、三拜して死す、實に永祿五年春なり。未だ幾くもならずして、宣直・本山梅慶が爲めに殺さる。（敎育史料）。

此の吉良氏は、佐伯小三郎經貞の軍忠狀に吉良中務尉見ゆ、武家方也。其の裔駿河守は初め本山、大平等と協力して、長曾我部を除きしが、後本山梅慶に襲はれて殺さる、本山條を見よ。又土佐軍記に「土佐郡吉良駿河守は五千貫の主也。元親公・永祿六年三月中旬に、二千餘騎にて取蒐る。（元親記に『此の時、本山式部少輔は、弘岡浦戶兩城を掛けて持つ』と有り。恐らくは誤也。秦氏系圖に覺世の嫡女は吉良と有り）。吉良千餘騎、谷一類、大黑、楠村など、云ふ兵を先として、城下戶の木と云ふ所へ出で備を立つ。元親卿は左京進殿を先手にて押寄する。鐵炮軍始まり、互に鎗を入れんとすれども、兩勢鎗を傾けて膝の上に鎗を置きて睨み合ひ、鎗を入兼ぬるを、親貞・一番に鎗を入る。光富權之介、並に濱田善右衞門、同じく鎗を入る。敵も立上り鎗を合す。互に押しつ押されつ、一時計揤合ふ。吉良衆突立られて、谷一類數度もり返へす。元親自身鎗を突き、旗本の內、桑名、江村、波川、粉骨を盡す。此の三人に突立られて、敗軍する敵を城へ追込みて、本陣へ引取る。元親侍歷々手負あり。後までも、戶の木一番左京進と譽めらる。二度目の合戰に、谷の一類大谷、其の外討死す。吉良は終に打負け、讃州へ落去せらる。此の郡侍、大高、坂、國澤、吉松、大黑、谷、橫山、稻毛等の城持皆降參して家老となるもあり、又吉良の城へは、左京進入城有るゆへ、左京進に附らるゝもあり。

抑も此の吉良氏と云ふは、賴朝卿の弟、希義の末葉なれば、此の名跡を潰すにあらずとて、左京進を吉良と改む。卽ち吉良左京進親貞是也。彼の希義は、東鑑に曰ふ『賴朝卿の弟希義、永曆元年、故典廐の緣坐により、土佐國介良庄に配流され、治承の年、賴朝卿東國に義兵を擧ぐるの間、弟希義を討つべしと、小松內府の家人、蓮池權頭家綱、平田太郞俊遠に仰付けらる。兩人・希義を討たんと欲す。希義は日來・夜須七郞行家と約諾の旨あるにより、介良庄を落ちて、夜須庄に行く、此の時、家綱、俊遠は吾川郡（長岡郡か）年越山にて追付き、希義を討取る。夜須七郞は、蓮池、平田等が希義を討つべき企を聞き、一族・同心して馳せ向ふ所、野々宮の邊にて、希義の討たれ給ふと聞き、空しく歸る』と有り。此の希義・土佐にて一子を生む。夜須七郞・此の子を養育して、其の身器用人なれば、賴朝へ言上して鎌倉へ呼下し、其の後土佐にて三千貫を下され、吉良と云ふ。又夜須七郞奇特に守立たりとて、是れも千貫の地を給はる。此の吉良八郞より十八代と語り傳ふ」と（香宗我部氏記錄）。

17 長曾我部氏流　前項の如く、天正中長曾我部元親の弟、左京進親貞・弘岡蓮池

二城を領し、また吉良氏と稱す。屢々本山氏を破り、又阿波を征す。長曾我部系圖に「親貞（後に蓮池城に居るに依り蓮池と號す。吉良左京進）—某（左京進、號蓮池、領七千石、久武内藏助と隙あるにより、久武密に之を讒す。元親・其の事を聞きて、遂に切腹せしむ。大佛殿の材木を出すの時、久武は河中にありて士卒を裁斷す。左京進は元親甥也。諸士拜趨す。左京進も亦士卒を下知す。久武は笠を着て河中に在り。左京進矢を放ちて其の笠を射る。久武覺らず。又射んと欲す。土居肥前・之を見て久武に告ぐ。驚いて使人をして陳じ自ら害心を夾まず」と。左京進は諸書に親實とあり。學問を好み、僧如淵、信西、忍性等を師としたりと云ふ。事實文編に「左京進親實は蓮池と弘岡とを領し、吉良氏の故壘（弘岡）に居るを以つて、吉良と稱す。此の時沙門信西あり、好みて書を讀み、善く孝經論孟を釋く。親實は信西が徒なり。乃ち同志を招き、文交を結び、長曾我部氏遂に儒教を尙び、郭内に校舍を置き、信西、忍性を以つて師と爲す。學術漸く風動す。宰臣中に技を妬むの濟あり、釁隙を爲して相容れず、自盡す、時に天正戊子なり。一時結契の諸士、悉く誅に伏し、言連りて信西を殺す。親實の事、貴戚より市廛に至るまで、皆憤怨せざるなし。年を踰えて其の靈・崇を爲す。元親悔愧し、爲めに廟を建てゝ蓮池大明神と號す」」と（地名辭書）。忍性は吸江寺の僧也。天正の比、南村梅軒に學び、能く經書を講ず、信西堂又は如淵子と號す。吉良宣義の姪にして、吉良親實の異父兄なり。元親四國の戰を略記し、吉良物語の草を起すとぞ。

18 松浦黨　唐津城主波多三河家長の後と稱す。大村藩士に此の氏あり。

19 備中の吉良氏　當國の豪族にして、豆木城（矢田村）は、吉良長臣の居城なりと。

20 平姓　中興系圖に、此の氏を平姓に收む。

21 石見の吉良氏　三河の人吉良右衞門の後にして、弘安四年蒙古防禦として石見の地頭職となり、子孫羽隅氏を稱すと云ふ。羽隅條を見よ。

22 雜載　攝津にも此の氏現存す。

氣良　キラ　ケラ條を見よ。

吉良川　キラガハ　土佐の豪族にして、安藝郡吉良川邑より起る。元親記に「羽根、吉良川、云々一味す」と。また香宗我部氏過去牒に「吉良川源兵衞殿内方、元龜三年云々」と見ゆ。

城樂　キラク　正訓不明。

切　キリ　博多日記に切判官代（平家）見ゆ。楠木方勤王の士也。

桐　キリ　美濃の豪族遠山氏の祖先と傳へらる。惠那郡岩村に霧ケ城あり、又岩村城とも云ふ。應仁の頃、桐中將・此の地に流落して住居す。その末孫遠山氏築きて桐が城と名付く、次の城主遠山左衞門景朝、その後遠山氏代々城主たりと云ふ。遠山條を見よ。

桐井　キリヰ

切井　キリヰ　豐前にあり。

支利井　キリヰ　シリヰ條を見よ。

桐岡　キリヲカ

霧陰　キリカゲ　河内國丹比郡に此の地名ありと。

○霧陰史　大同類聚方三十一に「霧陰史安良世、音人」と云ふ人見ゆ。

桐河　キリカハ　加賀國の豪族にして、長享將軍江州動座着到に「加州、桐河又三郎」を載せたり。

切替　キリカヘ

桐谷　キリガヤツ　キリタニ

1　佐々木氏流　佐々木信綱の子氏信、京極と云ひ、又桐谷とも號す。相州鎌倉の桐谷に住せるによりてなり。氏信の子は宗綱なり。キヤウゴク條を見よ。中興系圖に「桐谷、宇多」とあり。

2　又島系圖に「島左近淸興は桐谷の庶子なり。左近の親を豐前と云ふ」と見ゆ。

3　大和の豪族に此の氏あり、佐々木姓と云ふ。

桐ケ谷　キリガヤツ　前條に同じ。

桐木　キリキ　京都北野天神社の社家にして、藤原吉正の後裔と云ふ。

桐窪　キリクボ　岩代國伊達郡桐窪より起る。藤原姓にして中務少輔某の後なりと。

桐小林　キリコバヤシ　因幡國の名族なり。

桐澤　キリサハ

桐島　キリシマ

霧島　キリシマ　大隅國始良郡襲山村に霧島神宮あり、天饒石國饒石天津日高彦火瓊々杵尊を祀り奉る。檜前、税所、建部等の條を見よ。

桐瀨　キリセ　秀鄕流藤原姓、結城氏の族にして、常陸國新治郡桐瀨邑より起る。結城系圖に「朝祐（建武三年、九州多々良濱討死）―三郎（駿河守、桐瀨祖也）」とあり。七郎直朝の弟也。

桐田　キリタ　石見にあり。

切田　キリタ

1　甲斐の切田氏　山梨郡西保の名族なりと。

2　藤原姓　陸奥國北郡切田邑より起りしならん。切田兵庫助の後なりと。德川時代・南部藩用人たりき。

切通　キリドホシ　日向記に「切通伴右衛門尉」を載せたり。大伴氏の族裔たりしならん。

切中　キリナカ

切貫　キリヌキ

桐野　キリノ　丹波、その他に此の地名あり。

1　大江姓　丹波國船井郡桐野より起りしか、此の地は神護寺文書、康正造内引付等に見ゆ。而して永享以來御番帳に「一番桐野右京亮」文安年中御番帳に「一番桐野右京亮」と載せ、猶ほ長享江州動座着到に「一番衆相野六郎（大江）」とある相も、桐の誤寫ならん。此等によりて室町時代は相當の名族たりしを知るに足らん。又左京大夫あり、杉崎條參照。

2　薩摩の桐野氏　島津義弘の家臣に桐野治部左衛門あり、元和五年七月殉死す。桐野利秋はその後裔か。

桐德　キリノリ

桐畑　キリハタ　伊勢、阿波、豐後等に此の地名存すれど、此の氏は豐後國桐畑邑（佐伯町の西）より起る。佐伯氏の一族なりと云ふ。豐後、豐前兩國にあり。

切幡　キリハタ　大和の豪族にして、山邊郡小倉氏配下の將に切幡兵庫あり。

喜里林　キリバヤシ　因幡にあり、次條氏に同じ。

霧林　キリバヤシ　因幡にあり、次の氏に同じ。

桐林　キリバヤシ　因幡國高草郡委文鄕長谷村十二社權現の社家に桐林氏あり（因幡志）、倭文氏の裔と云ふ。猶ほ倭文條參照。

桐原　キリハラ　和名抄、近江國蒲生郡に桐原鄕あり、輿地志略に「今存在して桐原の鄕あり。安養寺、東、古川、森尻、中小森、池田、竹川以上七村を云ふ」と見ゆ。その他、信濃、上野、越後等に此の地名存す。

1　利仁流藤原姓後藤氏族　桐原系圖に、

「後藤介資時―後藤次茂明（桐原左兵衛尉、和泉守）―忠明（後藤六）―義忠（同次郎左衛門尉）―義範（新左衛門尉）―總明（左衛門尉）―基明（七郎）」と見え、又義範の弟「忠光（兵部丞）―泰忠（左衛門尉、兵部四郎）―泰有（武州鶴見合戰敗北、後私宅に於いて自害、世・以つて美談と爲す）、弟忠範（兵衛四郎）―幸明（勘解由左衛門、住宇都宮）」とあり。詳細は後藤條を見よ。

2 丹黨　武藏七黨丹黨の一なり。上野國山田郡桐原邑より起りしか。七黨系圖に「高麗五郎經家―〇〇（桐原）、」井戸葉栗系圖にも同樣見ゆ。中興系圖には「桐原、丹治姓、丹四郎冠者武峰の男孫三郎基氏・稱之」とあり。

3 清和源氏土岐氏族　土岐系圖に「淺野光行―國衡―國重―賴衡（桐原の祖）」と見ゆ。

4 清和源氏武田氏族　信濃國筑摩郡桐原邑より起る。

5 安藝の桐原氏　武田信賢の家臣にして嘉吉の變、赤松左馬助を討取る。その後、安西軍策にも此の氏見ゆ。

桐生　キリフ

1 上野國山田郡桐生邑（町）より起る。この地は源平盛衰記に切字に作り、平家物語には、切生、曾我物語には桐生と見ゆ。最初の桐生氏は平家物語に桐生六郎、東鑑卷二、養和元年閏二月廿五日條に「足利又太郎忠綱は義廣に同意すと雖も、野木宮の戰に敗北せし後、先非を悔ひ後勘を恥ぢ、潜かに上野國山上鄕龍奥に籠り、郎從桐生六郎の許に招かれ、數日蟄居す。遂に桐生の諫に隨ひ、山陰道を經て、西海方に赴く云々。是れ末代無雙の勇士なり」と載せ、又九月十三日條に「丙戌、和田次郎義茂の飛脚、下野國より參り、申して云ふ、義茂・未だ到らざる以前、俊綱專一の者桐生六郎、隱忠を顯はす爲、主人を斬りて深山に籠る。搜求の處、御使の由を聞き、始めて陣内に入り來る。但し彼の首に於いては、持參すべしと稱し、出し渡さず。何樣に計ふべき沙汰哉云々。仰せて云ふ、早く其の首を持參すべきの旨下知せしむべしと。使者・則ち馳せ歸る云々。十六日己丑、桐生六郎・俊綱の首を持參す云々。十八日、辛卯、桐生六郎・梶原平三に申して云ふ、此の賞により御家人に列せらるべし云々と。而れども譜第の主人を誅す、造意の企・尤不當也。一旦と雖も賞翫するに足らず、早く誅すべきの由仰らる」と見ゆ。六郎・名を爲顯と云ふ。これにより此の流衰へ、次の流興るか。

2 秀鄕流藤原姓　上州八家の一（東郡）にして、藤原文行の弟兼光の子安房守賴行の四男綱元（桐生小太郎）より出づ。その系は、「綱元（桐生小太郎）―勝綱（桐生太郎）―綱氏（桐生三郎、右馬允）―宣綱（桐生太郎、右馬允）―國綱（桐生三郎入道入西、觀應二年に檜柄山城を築く）―兼綱（桐生小太郎、相模川に討死す）―弟繁綱（桐生四郎二郎、兄兼綱の子となり、家督を繼ぐ）―弟友繁（桐生六郎、兄繁綱の嗣子となり家督）―信綱（桐生太郎）―高綱（桐生小太郎）―元義（桐生又太郎、左京亮）―豐綱（桐生二郎、實は佐野國綱二男）―義綱（桐生三郎）―正綱（桐生太郎）、弟在俊、（桐生左衛門尉）親康―（桐生太郎）―重綱（桐生太郎、左衛門尉）―直綱（桐生大炊介、後に助綱、更に直繼と改む）―重綱（桐生又二郎、實は佐野周防守昌綱五男）」なりとぞ。而して、佐野系圖に「昌綱の男重綱（又次郎、上野國桐生大炊助

直綱家督)」と見ゆ。
上野國志には「桐生古城。山田郡桐生氏の始祖は藤原綱元にて、秀郷の裔なり。治承四年十月、駿州藤川合戰に、頼朝卿の味方として、一番に川を渡し、逃ぐる平氏を追討す。其の賞に斯の地を宛行はる。家名を桐生と云ひ、小太郎と號し、文治二年に入部せり。當時の名馬生食と云ふは、桐生谷より產せるを、綱元の獻上せし也。綱元の時は、居館•村上と云ふ所に隍一重を構へて居住せり。人數百騎の家なりとぞ。綱元の末孫國綱入道入西は寬應元年庚寅、居城を檜杓山に移し、同二年春、荒戸村元宿と云ふ所より渡瀬川を掘入れ、末は桐生川に落して要害とす。入西•西方寺を創建す、淨土宗なり。此の寺は入西の開基なれば、人貴びて御入西と呼ぶ。國綱より七代の孫左京亮元義•嗣子なくして、野州佐野安房守國綱の次男次郎豐綱を(一本祐綱)養子とす。三十騎を帥して來る。是より百三十騎の家となる。此の人を家中興とす。此の人禪學に明かなりと。應永元年西方寺を禪に改む。同九年四月廿四日卒、法名德玄と云ふ。其の子三郎義綱、其の子太郎正綱、弟左衞門尉在俊、其の子六郎親康、その子靱負亟重綱、その子大炊助助綱(又作直綱)なり。
助綱鶴膝風を患へて、偏跂なり。然れども擊劍の術に妙を得て、行步飛ぶが如く、早く入道して天心と云ふ。また子なし、佐野周防守昌綱が弟又次郎親綱を養子とす。又次郎•佐野より山越出羽、津部子常陸、新井主稅、茂木右馬允、前原左門などいへる者を連れ來り、天文十一年四月二日桐生に移る。其の後、永錄二年、上杉謙信•近衞前久公を奉じて東征の時、姑らく當城を旅館とす。新田、足利、小俣をして守護せしむ。永祿十三年五月廿八日、大炊助卒、五十六歲。其の後又次郎•大いに家を亂る。舊臣谷右京、大屋勘解由左衞門を疎んじ、連れ來りし山越、津府子、新井、茂木に政務を司らしむ。津府子、山越•邪佞にして舊臣を嫉み出し、權を專らにし、苛政を行ふ。己が好む者を擧用す。新井、茂木•これを猜忌す。依つて家中三つに分れて、爭論止むことなし。元龜三年十月二日、桐生の諸士金山に內應す。同十二月桐生家の岩間、中島、野口•謀反發覺して刑せらる。同十三日新田勢桐生の城へ取り掛る。山越出羽が戰ひして桐生川の東、中里の觀音山の下にて、藤生と戰ひて討死す。桐生勢敗軍す。又次郎は津府子刑部を召連れ、潜に佐野に逃れ去る。依つて桐生城は、由良成繁の手に入つて、二の丸に藤生紀伊、三の丸に金谷因幡を置く。横瀨掃部助長繁は城代として本丸に居らしむ。同四年、成繁家督を長子國繁に讓り、桐生に隱居す。文治二年に桐生綱元入部より、天正元年まで三百八十九年にして、桐生氏滅亡。天正十六年由良國繁は金山の城を開きて桐生へ移り、同十八年陷落す。關東古戰錄、關東庭軍記、金山老談記、新田正傳記或問等を考へ合て、其の梗概を記す云々」と見ゆ。
前關白前久の判書に「きりう館」(上野名跡概略)と。猶ほ里見條參照。
3 源姓　中興系圖に此の氏を源氏とす。
4 雜載　翁草、鎌倉時代武士の所領を擧げて「三千町、豆州の內、桐生小太郎賴高」と見ゆれど、徵證なし。其の他、參考諸家系圖に桐生服七邑定を載せ、又信濃等にも存す。

切生　キリフ　前條氏に同じ、切生六郎等

ものに見ゆ。

桐敷　キリフ　同上。

桐淵　キリブチ

桐間　キリマ　土佐山内家の重臣にして、もと木部氏と稱す。加賀野井氏の裔なりと云ふ。美濃發祥の氏なり。武鑑に「家老、桐間伊東」を擧ぐ。キベ、カガノヰ條參照。

切萬　キリマ

桐村　キリムラ　丹波の豪族にして、天田郡桐村城（大呂村桐村）は桐村將監の居城也。又桐村三郎左衞門尉あり、一時勢力ありき。丹波志には、氷上郡に「桐村氏、子孫、栗住野村。本家は上方え引越す。分家下總氏を名乘る。下總九兵衞、外に分家共に三家」と。又「桐村采女、子孫は下竹田村、石原。天田郡瘤ノ木村に子孫有り。大呂村桐村の城主桐村將監より分る。采女塚しやうえうじと云ふ所に大木の株是也」と。又天田郡に「桐村氏、子孫は下天津村。今三右衞門なり」と見ゆ。

切目　キリメ　紀伊に切目庄あり、關係あるか。

桐本　キリモト　備前に存す。

切本　キリモト　志摩にあり。

桐山　キリヤマ　三河、美濃、備前等に此の地名存す。

1　大久保氏流　三河國幡豆郡桐山邑より起る。大久保條を見よ。

2　雜載　加賀藩給帳に「百拾石（五三ノ桐）桐山章之助、參拾五俵（三五ノ桐）外七人扶持・桐山治右衞門」を載せ、又美濃、備前等にも存すとぞ。

霧山　キリヤマ　前條氏に同じきか。

切寄　キリヨセ　豐前の豪族にして、豐前志に「四日市の切寄衆は、渡邊氏松浦黨の裔にて、天文中、此に移り來て、大友氏に屬したり。其の居住の跡は、いづれにや。或は四日市の内、常德の地ならむと云ふ。渡邊氏の後は今四日市にあり、大友氏の感狀など多く所藏せり」と。義統判書に「渡邊石見守殿、渡邊加賀守殿」など見ゆ。

槓禮　キレ　和名抄、三河國碧海郡槓禮鄕あり。高山寺本には櫃禮に作る。立入氏は槓禮の謬りならんと說かる。

記錄　キロク

木呂子　キロコ　武州木呂子村より起る。天正十八年、小田原攻めの時、松山籠城人數の内に木呂子丹波守あり。

木脇　キワキ　日向の豪族にして、伊東氏の族、工藤祐經の孫、左衞門尉祐時の子祐頼より出づ。日向記に「八男余一祐頼は母堂祐光一腹にて、刑部左衞門尉に任じて、日向國諸縣庄内絹分を領して、木脇殿と申すなり」と。又同書に「祐重日州下向の事。祐持の本領・日向國都於郡の事、木脇刑部左衞門尉祐頼の孫、伊東藤内左衞門尉祐廣の嫡子・守永下野守祐氏押領し玉ふなり」と載せ、また「本鄕は木脇殿、石崎は木脇の庶子石崎殿」「大和守祐安・木脇長永の聟と成り玉ふ以來、御內御一家、年來侍諸役定、此の時より相始る」など見ゆ。

其の後、宗族祐立の子祐爲・遺跡を襲ふ。日向記に「三男刑部左衞門祐爲、木脇長永の跡を繼ぎ木脇殿と申す也」とあり、これ等によりて、伊東家親類中重要なる地位を占めしを知るに足らん。

其の他、氏人には、木脇三郎左衞門尉（文安五年）、同刑部左衞門尉、同六郎二郎（寶德二年）、木脇越前守、又島津義弘家臣に木脇刑部左衞門あり、元和元年殉死す。

木和田　キワタ　淸和源氏土岐氏の族にて土岐賴康三代島田滿貞の子を木和多伊豫守安達と云ふ。

木綿　キワタ　ユフ、及びコワタ條を見よ。南北朝の頃木綿左近將監あり。

ク（く）

索引

孔 ク　アナ條を見よ。

具 グ　又供氏と云ふもあり。

九石 クイシ

九一色 クイシキ　甲斐國八代郡九一色邑より起る。此の地の士を九一色衆と云ひ、十七騎あり、渡邊治郎左衛門、同五郎兵衛、同次郎兵衛、河埜越前、同三右衛門、同新十郎、田中兵部、同彌右衛門、向山又八郎、一ノ瀬平三、大垣圖書、土橋大藏、同左衛門、渡邊但馬、內藤孫三郎、同織部、藤卷孫八郎を云ふ。

郡可 グウカ　グウケ　和名抄、出羽國最上郡に郡可郷あり、高山寺本・郡下に作る。

郡家 グウケ　コホケ　クケ　中古一郡を支配せし官廳を郡家と稱す。卽ち今日の郡役所なり。而して其の所在地を郡家邑と稱する所・尠からず、以下擧ぐるもの皆然り。和名抄、攝津國東生郡に郡家鄕あり。應永難波地圖、生玉莊の西に見ゆ。後、郡戸莊と云ふ、北野社長祿二年文書等に載せたり。又西成郡にも郡家鄕を收む。前者は古代の難波大郡にして、後者は難波小郡に當らんか。次に河邊郡に郡家鄕あり。鴻池村は其の遺名かと云ふ。

其の他、當國島上郡、兎原郡（郡家莊・北野社文永二年文書攝津國郡家莊。郡家、御影二村を云ふ。）にも此の地名あり。次に和名抄、美濃國大野郡、厚見郡、可兒郡等に郡家鄕あり。又武藏國久良郡、足立郡、入間郡、比企郡、大里郡、男衾郡等に郡家鄕、加賀國江沼郡、加賀郡、淡路國津名郡、讃岐國那珂郡に此の鄕名あり。內・淡路の郡家鄕は、久宇希と註す。その他、因幡八上郡、八東郡、伯耆久米郡等に此の地名存す。何れも郡家のありし地なり。猶ほコホド、コホリ條參照。

此の氏は此の地名を負ひしにて、郡領の古墟に據りしなれば、古の領家と密接なる關係を有せしものと考へらる。

1　清和源氏土岐氏流　美濃國大野郡郡家鄕より起る。尊卑分脈に「賴光八世孫（饗庭）土岐次郎光俊―光繼（號郡家）」と見え、猶ほ光俊の弟「淺野土岐太郎國衡―又太郎國村―同國氏―賴陰（八郎、一本號郡戶）」とあり。コホドと訓むべし。新編志大野郡郡家村條に「郡家氏、郡家三郎光繼は、土岐大膳大夫光行の二男土岐饗庭二郎光俊（出羽守光行弟）の二男なる由・土岐系圖に見えたり。こゝの人なる

「べし」と。又郡家七郎見ゆ。

2 武藏の郡家氏 クゲ(久下)條を見よ。

3 常陸の郡家氏 宮家(ミヤケ)條を見よ。

郡戸 グウコ コホド條を見よ。

郡司 グウジ グンジ條を見よ。

宮司 グウジ 職名を氏とせし也。

宮使 グウシ 越後彌彦社船越の神官に宮使氏あり。

宮師 グウシ ミヤシ 肥前河上社文書に「宮師定範(建武四年)」、宮師內野能澄房」等見ゆ。其の他諸國に多し。職名也。

久有志良 クウシラ 久有志良左衛門三兼繼あり。

郡谷 グウヤ コホリタニ

久枝 クエ ヒサエダ條を見よ。伊豫安藝等の名族也。

久惠 クエ

久江田 クエダ

桑折 クヲリ コヲリ 岩代、陸前等に此の地名あり、郡の轉訛と考へらる。

1 伊達氏流 岩代國伊達郡桑折邑より起る。伊達家の一族にして、且つ重臣也。その出自に關しては、伊達世臣家譜に「桑折氏、祖孫五郎政長は當家第三世本明公(伊達義廣)の子、桑折邑に住む、因りて之を氏とす焉。政長の子は六郎宗康なり。元享二年三月、奧州安藤五郎、安藤又太郎・反す。其の役に功あり。宗康の子下野守康長、建武四年八月、北畠顯家と同じく關東を攻め、而して利根川に功あり」と云ひ、又伊達世臣譜略には「桑折は傳へて言ふ、第四世政依君の支流にして、世々桑折邑に住む。先祖孫五郎政長、長門權守に任ぜらる。其の子某は左近將監に任ぜらると。今按ずるに、東鑑に伊達左衛門藏人親長なる者あり、疑らくは、是れ第三世義廣君の長男にして、政依君の庶兄也。其の家に傳ふる所の文書、沙彌心圓なる者桑折鄕田を爭ひ、而して鎌倉殿の裁判を蒙むる事を載せたり。時・正に義廣君、政依君、兩世の際に當る。是を以つて之を考ふるに、心圓は乃ち親長入道にして、政長の父乎」」と見ゆ。その後、「永祿の初め、十五世晴宗君、奧州探題と爲る時、其の後裔播磨守貞長、牧野彈正忠久仲と共に、守護代となり、敍爵せらる。貞長の子は僧となり、覺阿と號し、相州藤澤道場に居る。後に還俗して其の家を繼ぐ、宗長と云ふは是れ也(點了齋と號す)。輝宗、政宗の兩世に歷仕し謀臣たり。其の子攝津政長、朝鮮の役・釜山浦に客死す。よりて石母田景頼、宗長の女婿を以つて桑折家陣代と爲り、石母田を改めて桑折と稱す」と。イシモタ條參照。

桑折は和名抄伊達鄕の地に當る。而して此の氏・此の地名を負ふより見て、その地位を推知するに足らん、伊達條を見よ。伊達氏勤王事歷に「延元中、行朝朝臣、其の一族桑折五郎をして、出でて行方郡江垂に城きて居らしめ、又家人中野某をして宇多郡立谷に居らしめらる」と。こは奧相志に據りて云ふ也。次項を見よ。徳川時代、宇和島伊達藩の重臣に此の氏見ゆ。

2 眞野氏流(或は北畠族、或は伊達族) 磐城國行方郡の古族なれど、前項桑折氏と同族と傳へられ、「延元年中、國司顯家の族、桑折五郎元家、伊達郡桑折より來りて、江垂壘を守り、後に田中に城いて居る。乃ち眞野五郎元家と號し、一に四郎忠家に作る。曾つて桑折に居る。よりて之を氏とし、眞野に居るに及びて、眞野氏を冒す。後孫桑折氏に復し、我(相馬氏)に屬す。而して世々田中に居り、

北郷兵卒の隊長たり」と曰ひ、或は「顯家の族、桑折に居る者を桑折五郎と曰ふ。其の三子三郎は、來りて眞野郷に居る」と傳へらる。されど、こは此の地と伊達郡と、兩郡に同名氏あれば、混淆せしにて、此の地・眞野氏は郡家の地に居りしが故に、郡(コホリ)、或は古折とも呼ばれしのみとする・地名辭書の說・從ふべきが如し。此の氏岩松院鐘銘には郡氏に作る、コホリ條を見よ。

初め、桑折氏は江垂邑に據る。傳へて云ふ、建武中、北畠顯家・小高を陷れ、其の旗下桑折五郎、江垂壘に住むと。また康永元年壬午三月上旬、國司顯信敗軍して靈山城陷る。此の時に當りて、桑折五郎元親・山王熊野兩神を勸請すと。山王祠は中館(江垂館)に在り、往古靈山の鎭守なりしとぞ。北畠國司泯滅の後、此の氏は相馬氏に屬し、田中城に移る。天文中・桑折左馬助久家あり、その後、永祿中に桑折氏嗣絕ゆと云ふ(奥相志)。

玖賀 クガ　久我、久賀等と通ず。コガ條を見よ。

1　玖賀耳　丹波の古代豪族にして、古事記、崇神段に「日子坐王は旦波國に遣はして玖賀耳の御笠を殺らしむ云々」と見ゆ。玖賀は桑田縣の地なるべし。上古・此處が一縣の地なりし事は、御縣神社の存するによりて知るべし。風俗、方言等、山城に相似たり。なほ地勢等より考へて、山城より保津川沿岸を通じて開けし土地と考へらる。玖賀耳之御笠は此の地の酋長なりしが如し。此の人の居りし地につきては、御笠のカサは加佐郡名を帶びたるなりとて、丹後の豪族なりとの說もあれど、此の名を考ふるに、玖賀は他の例より推せば、地名にして、耳は原始的カバネに外ならず。卽ち此の人は玖賀の酋長のミカサの意たるなり。而して仁德紀に桑田玖賀とあれば、玖賀は桑田なる總名の一地名にして、此の人は此の地方の土酋と思はる。

2　源姓　應仁私記に「玖賀二郎(源正方)」と云ふ人を載せたり。

久我 クガ　コガ　上古以來數流あり。クガと訓ずる者も多けれど、今便宜上コガに收む。

久賀 クガ　コガ　これもクガと訓ずべきもの多けれど、今便宜上コガに收む。

玖珂 クガ　周防國に玖賀郡あり、養老五年熊毛郡より分置さる。和名抄に「珂の音、鷲の如し」と見え、郡內に玖珂鄕を收む。石山寺に延喜八年の玖珂鄕戶籍あり、姓氏研究の重寶とす。後世玖珂庄と云ふ。

陸 クガ　久賀氏に同じきか。

空閑 クガ　コガ條にあり。

陸井 クガヰ

公卿 クガウ　相摸、美濃(久鄕西鄕)、美作等に公卿邑あり、又久鄕と通じ用ひらる。又備前兒島郡熊野權現に久卿山伏あり。當國國志に「福岡莊林村に新熊野十二所大權現あり。社領三十石、山伏も同村に住し、九十三石を相傳す。公卿山伏と稱し、五流あり。其の說に曰ふ、役行者の高弟義學の徒、熊野本宮の神輿を奉じ、兒島郡栢樃濱に到り、福岡に鎭坐し奉る。大寶元年の事とす。栢樃は今の鴻村にして、福岡は卽ち林村也。又木見村に神殿を建て、之を新宮諸興寺と云ひ、那智に擬して瑜迦寺を建て、總べて三山とは名づけたり。鳥羽院元永元年、行者に長床衆徒僧官の永宣旨を賜ひ、櫻井宮覺仁法親王、三井寺に於いて熊野三山、井に新熊野宮檢校に補せられたまふ時、兒島の長床衆徒之に隨附す。承久二年に檢校櫻井宮・當山に下向し、尊瀧院に住み玉

ふ。翌年兵亂、官軍利なく、冷泉宮（賴仁親王、櫻井宮の同胞）兒島に流され玉ひ、後寶治元年、尊瀧院にて薨去せらる。櫻井宮は隱岐院崩去の後、當山に於て御石塔、御廟堂を營み玉ひ、建長七年、後嵯峨上皇三山御幸の時、先達を修行したまひ、弘長三年、尊瀧院にて薨去せらる、卽ち權現の境內なる池島に葬り奉り、櫻井塚と云ふ。冷泉宮の子道乘僧正は櫻井宮附弟となり、其の遺跡を續ぎ、孫裔分れて五流と爲り、之を公卿山伏と稱す。

足利尊氏の時、康永元年、飽浦三郞左衞門謀反す。長床衆徒外戚の因有り、飽浦に加勢す。飽浦滅亡の後、高師直・兒島常山より東を沒收す。是れ當山衰微の始めなり。其の後五流の內、覺王院圓海、細川勝元の所緣に依り、其の權威を籍り、一山の大小事共、恣に振ふ。故に衆徒之を惡む。卽ち應仁元年、細川勝元と山名宗全とが京師に於て合戰するや、其の亂に乘じて、衆徒、覺王院を亡ぼさんと謀る。仍りて圓海は備中國西阿知に退き、細川の兵士をかりて當山に亂入し、社中三十餘の伽藍僧舍を殘さず燒拂ふ。是より以後、互に相挑むこと數年なり。應仁の亂落去の後、細川氏より衆徒の罪を舉げて神領を滅し、近隣の十七ヶ村を領地とす。明應年中、上野土佐守、同肥前守、十七ヶ村を押領す。後永正年中、大內義弘管領の時、聖護院道興法親王御願ありて、漸く林庄、曾原庄、火打庄（福江村）三ヶ村を返附せらる。永祿十一年、聖護院道應法親王、毛利元就へ當山靜謐の下知を賴まれし故、制札を建らる。天正十年羽柴秀吉中國征伐の時、毛利家への好みありければ一山沒收せられ、是れより全く衰ふ。」とぞ。

久鄕 クガウ　近江國蒲生郡の豪族にして伊庭氏の被官たりき。

陸田 クガタ　ムツタ　リクタ條參照。

1　紀姓池田氏流　次の尾張陸田氏に同じきか。紀氏系圖に「池田薩摩守泰光（治承云々）—榎下三郞能望—高藤刑部大夫成忠—俊連（陸田六郞兵衞）」と載せ、又堀田系圖に「能望・榎下三郞、高井、陸田等の流、此より出づる也」と見ゆ。

2　尾張の陸田氏　中島郡陸田邑より起り同村陸田城は、陸田市左衞門が居城たりき。市左衞門は信雄公の家臣也。又坂田城（坂田村）も陸田市左衞門・住みしといひ傳へたり。信雄卿從士分限帳に「二百六十貫、いむろさかだ、陸田市左衞門」と加賀藩給帳に「百石（丸內雁金）陸田甚左衞門」見えたり。

陸路 クガヂ　ムツロなりと云ふ。

空閑地 クガヂ　コガチ條參照。

陸野 クガノ　リクノ　和泉國大鳥郡の名族にして、石津連の子孫と云ひ、代々下石津及び上石津の神主たりき。

陸原 クガハラ　加賀藩給帳に「九拾石、陸原大次郞」見ゆ。

久貝 クガヒ　三河の豪族にして、出自につきては二說あり。

1　穗積姓　中興武家系圖には「久貝、穗積」と載せたり。

2　藤原北家魚名流　家譜に「山城國乙訓郡久貝村より起る。越前國司時長の男時兼、寬平年中・久貝村に住し、家號とす」と。寬政系譜に「二家、家紋三頭左巴、帆立貝」。又中興系圖に「久貝、藤、紋左三巴」と。

久貝忠左衞門

又大久保酉山翁家先祖書に久貝惣左衞門正信を載せたり。

久賀谷 クガヤ　新編常陸國志に「久賀谷、

戸村本佐竹譜に『久賀谷小太郎は越後牢人也。上杉の臣』とあり。應永中、義仁が上杉家より養子の後、追うて當國に來り、義仁に仕ふ。改めて大膳亮と稱す」と見ゆ。

久喜　クキ　和名抄、長門國厚狹郡に久喜鄕あり。又武藏にも此の地名存す。

久岐　クキ　攝津に久岐今福御厨あり。

久城　クキ　クシロ條參照。

來城　クキ　同上

九鬼　クキ　紀伊、志摩發祥の豪族なれど、異流もあり。

1　藤原北家隆家流　紀伊國牟婁郡の九木(九鬼)浦より起る。續風土記、牟婁郡九木浦古城址條に「村の西端にあり、九鬼次郎左衞門築く所なり」と載せ、又舊家地士、九鬼恭平の家譜に「先祖は中納言藤原隆家七世の孫内大臣信淸といふ。信淸六世の孫を左中將信行といひ、信行の五世孫を佐倉中將隆信といふ。南朝に奉仕し、伊勢佐倉に住す。貞和年中、家臣の謀叛にて、仁木義長の爲に敗軍し、當村に逃る。其の孫刑部少輔隆房の長男宮內大輔隆長、次男小次郎隆良なり。隆良・志摩國英虞郡波切村に城を築き、志摩七島を領す。此より家二つに分る。隆長五世の孫を左馬允光隆といふ、織田氏に屬す。其の弟右馬允嘉隆・永祿年中、鳥羽城主大井監物を襲ひて城を奪ひ、三萬五千石を領す。織田家、豐臣家に屬し、軍功あり。嘉隆の子長門守守隆・伊勢渡會郡二萬石を加賜す。四子あり、二男式部少輔隆季・丹州綾部城主の祖なり。三男を大和守隆尙といふ、攝州三田城主の祖なり。また光隆の子を主水佐恒隆といふ。其の子茂兵衞昌隆・井伊直政に仕ふ。故ありて仕を辭し、紀州に歸る。其の子作右衞門義隆、南龍公命じて地士とし、子孫代々當浦に住す」と。村中城址は今猶ほ此の家の持地なりと云ふ。

2　紀州有馬氏流　これも熊野九鬼より起る。續風土記に「地士九鬼島之助は有馬中務の子孫なり。中務は有馬家の同族にして、和泉守忠親の弟分となる。有馬河內守忠吉に子なし、中務の女に堀內次郎を妻はせ、有馬家の養子となす。次郎後に堀內家を併せ保ちて、所々代官を置きて領內を管治す。中務當村の代官たり、又九鬼中務といふ。其の三男を島之助といふ、子孫代々當村に住し、九鬼島之助と稱す。地士となり、九鬼崎常燈番遠見番に命ぜらる」とあり。

寬永記、永祿中、堀內安房守配下の將に九鬼治部少輔あり、木本浦古泊浦古城に據る。又大泊浦觀音堂は、傳へ云ふ、大同四年坂上田村丸の建立にて山城淸水寺の領なりと。又云ふ、古くは寺領も二十四五石領せしに、淺野氏の時沒收せらると。地士九鬼氏支配すと也。

3　藤原北家熊野別當流　第一項九鬼氏に同じけれど、家譜には後述の如く、熊野別當の後裔とす。有名なる九鬼嘉隆が八世の祖・隆良は、もと此の地より起り、志摩國七島人と戰ひて克ち、波切等の地を奪ひ、これより志摩にありて勢盛んなり。藩翰譜に「長門守藤原守隆は大隅守嘉隆が男、其の先祖は紀伊國熊野八庄司の一人にて、子孫住せし地の名に因り、九鬼とこそ名乘りけれ。按ずるに、湯川、玉置、新宮、安田、芋瀨、中津川、野長瀨、湯淺、是を熊野の八庄司とは申すなり。九鬼が祖、其の中いづれの庄司と云ふ事を、知らずと云ふ。

守隆八代の祖隆良が時に當りて、志摩國英虞の郡に押渡りて、石川七島の輩と戰ひ、終に波切、田畔、立神等の地を打隨

ふ（七島とは、波切、田畔、立神、答志、加茂、田城、二見也）。其の孫大和守隆次、又答志の郡を合せ領し、其の子山城守泰隆が時、始めて加茂の鄕田城の城を構へて住む。伊勢國司の方人して、山田の神官と戰ひ、戰功を致しければ、其の賞として、國司より二見七鄕の地をぞ、たぶたりける。其の子宮內大輔定隆、其の嫡子宮內少輔淨隆、二男右馬允嘉隆、是れ後に大隅守が事なりけり。淨隆が時に至りて、七島の輩（浦、大差、國府、甲賀、和具越賀、濱島の七家）北畠殿（則ち伊勢の國司）に加勢を乞ひて、九鬼が田城の城を攻む。淨隆が武勇いみじきに依りて、終に城をば落されず、戰の中にぞ死したりける。其の子彌五助澄隆、叔父嘉隆と共に田城の城に籠つて、防ぎ戰ふといへども、多勢に無勢、叶はずして、朝熊岳に落行く。其の後合戰度々にて、再び田城を攻取りて、幾程なくて死しければ、右馬允嘉隆、家繼ぎ、伊勢の國に取つても、南方九頭の中となり、鳥羽の城にぞ住しける」と見ゆ。七島は又石川（石鏡）、相差、和具、小鹿（越賀）、荒島、甲賀、濱島なりとも云ふ。

クキ

次に三國地志には「九鬼氏は、其の先・熊野法師湛増より出で、九鬼村に住せり。孫次郎隆義・始めて波切村に來り、砦を構へて之に據る。隆義五世の孫嘉隆、永祿十二年織田氏に屬し、勢州合戰の時、船將を以つて武功あり。遂に加茂五鄕、磯部九鄕を略取し、鳥羽に移り大隅守と稱す、」と。これより前、當國の豪族橘宗忠・嗣子なかりければ、其の婿九鬼嘉隆に其の領土を讓與す。橘氏の宅址は卽ち鳥羽城にして、又其の北岩崎にも橘氏の砦址あり（志陽略誌、三國地誌）と。嘉隆は勢州四家記に「志州九鬼大隅守（熊野侍）、」泉州志に「九鬼右馬允嘉隆、信長の命を被り、天正年中堺津に在りて兵船の事を掌る、」と。又豐鑑卷三に九鬼大隅守。其の事蹟は藩翰譜に「織田上總介信長、伊勢國を隨へんと、永祿十二年の秋、尾張の國を立ちて、大河內の城に發向す。右馬允嘉隆等、國司に背き、織田殿に組みす。北畠の軍、利なくして、權中納言具教卿、信長に中直りし、織田殿の二男を養ひて、其の家を讓らる。北畠前內府信雄公と申し、此の時は茶筅御曹司と聞えし御事なりけり。斯くて嘉隆、信長に

クキ

隨ひて、高名又度々に及べり。天正二年伊勢國長島の城に向ひ、海路より攻入りて、敵を破り、同じき六年の秋、攝津國大坂の城を攻らる。嘉隆軍勢を率ゐて、大船六艘小船餘多に取乘り、伊勢浦を押出し、紀伊の國熊野の浦に差懸りて、雜賀の人々と船軍し、兵船三十餘艘を奪取る。和泉の國堺の浦に至りて、四國九州の輩が、大坂に往來せし海上の通路を差塞ぐ。同じき十一月六日、西國の兵船六百餘艘、木津浦に寄來る、九鬼兵船を揃て、乘り向ふ、云々。六百餘艘の船共、忽に打碎かれ、散々になつて逃げ散れば、信長の御感、大方ならず。信長うせ給ひて後、秀吉の方人して、尾張の國蟹江の城を取り、關白四國九州を攻め、朝鮮を討ち給ひしにも、常に海路の大將を承る。太閤薨じ給ひし後、慶長四年の夏嘉隆、稻葉藏人道通と、相論の事起りて、德川殿の御裁斷を仰ぐ。嘉隆が申す所、その謂れなき由を仰下さる。嘉隆大に怒りて、息男長門守守隆に家讓りて引籠る。明ければ五年の秋、長門守守隆、德川殿に隨ひ、奧の御陣に馳參る、かゝる所に、上方の軍又起る。石田三成、嘉隆日ごろ德川殿

を恨み參らする事を、知てければ、頓て彼に牒狀す。嘉隆まづ子息が鳥羽の城を奪ひ、賊船を催し、東海の津々浦々に押入つて兵粮おし取りて、美濃尾張の城々に籠め、紀伊國新宮の住人堀內安房守氏喜を呼迎へ、鳥羽の城を守らせて、我身は稻葉藏人が岩出の城に押寄たり。長門守守隆、東國の味方として、夜を日に繼ぎて、本國に馳歸り、鳥羽の城に使立て、言を盡して請ひけれども、城をば終に返されず。守隆力及はずして、畔名の古城に要害を構へ、父子東西に相別て、日夜にこそは戰ひたれ。(中略)。長門守守隆、德川殿に見參し、池田輝政に付きて、守隆が勳功の賞に、申替へて、父が首つがん事を訴ふ。さらばとて、大隅守嘉隆が死刑を宥められし上、守隆所領の地餘多加へたぶ(二萬石を加へられ本領合て五萬六千石)。守隆歡ぶこと、限りなく、頓て新宮に使たてゝ、此の由かくと告げけるに、嘉隆自ら首はねて、死したるこそは無慚なれ、(年五十九歲)」と。寬政系譜は藤原氏支流に收め、家譜に「熊野八庄司の一にして、熊野別當族なり」云々と。而して、「隆良(志摩波切に移る)—隆基—隆次—泰隆—定隆—淨隆—澄隆—嘉隆(實は定隆の二男)」と見ゆ。その後裔は「喜隆(右馬允、大隅守、志州鳥羽城主)—守隆(長門守)—(志摩守良隆・早世)、弟久隆(大和守)—隆昌(長門守)—隆律(和泉守)—副隆(初彈正、長門守)—隆久(初隆方、大和守、實は柳生但馬守宗在の三男)—隆祇(丹後守、實は戶田土佐守忠定の二男)—隆由(伊勢守、實は同姓大隅守隆寬の二男)—隆邑(長門守、號松翁、實は同姓大隅守隆寬の三男)—(長門守)隆張(加賀守)—隆國(長門守)—隆德(長門守)—精隆(長門守)—隆義(長門守、實は同姓式部少輔隆都の三男)—隆輝(攝津三田三萬六千石)」、現今子爵。次に「守隆三男隆季(式部少輔)—隆常(大隅守)—隆直(豐前守、實は松平伊勢守信次の二男)—(河內守)隆寬(大隅守、備後守、號休翁、實は建部丹波守政周二男)—隆貞(式部少輔)—隆祺(大隅守、實は田沼主殿頭意次の二男)—隆鄉(式部少輔、實は式部少輔隆貞の末男)—(出雲守)隆度(河內守)—隆都(式部少輔、實は舍弟)—隆備(大隅守)—寧隆—隆治(丹波綾部一萬石)」現今子爵、家紋七星、五七桐、裏錢。

九鬼三田

九鬼綾部

4 度會氏族　二門氏人系圖に「(松木)是彥(一禰宜)—備彥(同上)—匡彥—正隆(九鬼四郞兵衞)」と見ゆ。

5 豐前の名族にして、宇都宮道房の家士に九鬼入道(曆仁)あり(宇都宮家譜)。

6 又八幡靑山藩の重臣に此の氏あり。

九木 クキ　クノキ　九鬼と通じて用ひらる。

1 藤原姓　九鬼氏、或は九木氏ともあり。

2 周防末武村に九木氏あり、文書を藏す。

九氣 クキ　クケ條を見よ。

釘澤 クギサハ　新田細川藩用人に此の氏あり。

釘島 クギシマ

九木田 クキダ

九橘 クキツ　正訓不明。

久木野 クキノ　肥後阿蘇郡、葦北郡等に此の邑名あり、關係あるか。常陸六地藏過去帳に見ゆ。

釘宮 クギノミヤ

久木原 クキハラ　肥前河上社文書に「正平廿一年、久木原新左衞門尉、」又「御使久木原忠光云々」等見ゆ。次の氏に同じきか。

釘原 クギハラ　筑後上妻郡の豪族にして黒木氏の一族に、釘原五右衞門なる人あれば、黒木氏の族かと考へらる。領主附に「釘原源四郎(一に釬源四郎)、領十六町五反、(廿二丁五反、居岩崎」と見ゆ。黒木條參照。

釘本 クギモト

久木元 クキモト　大隅の名族にして、天正年中、重久村入水七社大明神を建立す。

久々宇 ククウ　武藏國兒玉郡久々宇村より起る。新編風土記、久々宇村條に「成田分限帳に三百貫文、久々宇大和元昌、二十七貫文、久々宇八彌、とあれば、此の在名を用ひし事知らる」と見ゆ。

菊多 ククタ　キクタ條を見よ。

久々智 ククチ

1　安倍氏族　恐らく肥後の菊池、其の本據なるべし。但し攝津國河邊郡に久々知と云ふ地名ありて、攝津志に見ゆ。此の氏の住居せしより起れる地名ならんか。姓氏錄、攝津皇別に「久々智、同上(阿倍朝臣同祖)」と載せたり。猶ほ菊池條參照。

2　鞠智氏　東大寺奴婢帳、天平勝寳元年大宅朝臣可是麻呂貢賤解に「右京四條四坊戸主鞠智足人」と云ふ人見ゆ。久々智氏に同じきか。

3　後世の久々智氏　攝津小田村に久々智城あり、元弘三年赤松圓心の築く所と云ふ。此の氏は細川兩家記に「池田、伊丹、久々知云々」と。相當の豪族たりしを知るべし。

鞠智 ククチ　前條に云へり。なほ菊池條を見よ。

久々知 ククチ　同上。

久々野 ククノ　飛驒の豪族、田中條を見よ。

菊麻 ククマ　キクマ條を見よ。

來熊田 ククマタ　クマタ條を見よ。

纐纈 ククリ　キクトチ　カウケツ　次の久々利に同じく、美濃國可兒郡久々利邑より起る。書紀に見ゆる泳宮も、皆同所なりと云ふ。此の氏は、早く平治物語巻三に「兵衞佐宣ひけるは『首は故池殿に續がれ奉る。その芳志には、大納言殿を世に在らせ申し侍り、髪は纐纈源五に續がれたり。但し盛安は雙六の上手にて、院中の御雙六は常に召され、院にも御覽ぜられるなれば、君の召し仕はせ給はん者をば、爭でか呼び下すべきと思ひて、斟酌するなり』と語り給へば、この由源五に告げたりしかども、天性雙六に好きたる上、院中へ參り入るを思出でとや存じけん、終に下らざりけり」と載せ、また「その京上の度、盛安を召して樣々の重寳を賜はり、『何に今まで下らざりけるぞ。大莊をも賜はりたけれども、折節闕所なし。然るべき所あらば賜ふべき』とぞ宣ひける。『誠に今まで參らざる條、私ならぬとは申しながら、不義の至、併ながら微運の至極なり』とぞ盛安も申しける。建久三年三月十三日、後白河院崩御成りしかば、頓て盛安・鎌倉へぞ參りける。賴朝對面し給ひて、『最前も下向したりせば、然るべき所をも賜はんずるに、今まで遲參こそ力なき次第なれ。小所なれども先づ馬飼へ』とて、多記莊半分をぞ賜はりける。由緒の由申しけるにや、美濃國上中村と云ふ所をも、同じく賜はりてけり。建久九年十二月に、貢馬のついでに、明年正月十五日過ぎば急ぎ下るべし。多記莊をば一圓に賜ふべしと、仰せ遣はされけるに、明くる正治元年正月十三日、鎌倉殿年五十三にて失せ給ひけり。源五これをも知らず、十六日京を立ちて

馳せ下る程に、三河國にて、早や・この事を聞きしかども、態とも下るべき身なれば、鎌倉に下著して、身の不運なる由語りける程に、昔の夢想の不思議など申しければ、齋院次官親能『その鮑の尾を卽ち食ふことだに見たらば、猶ほめでたからまし。賜はりて懐中せしばかりなればや、殘る所あるぞ』と申されける云々」と載せたり。

此の氏の事、新編美濃志、可兒郡宇佐村條に「纐纈源五守康(或は盛安、また盛泰ともあり)は、本庄宇佐村の人といひ傳へたり。平治物語の頼朝遠流の條に『纐纈盛安計りぞ、耳に私語申けるは、如何申し候云々』と。宮碕重伴いはく、纐纈右京といふ人も、道三の部將の內にみゆ。按ずるに、可兒郡久々利村は書紀に泳宮、また萬葉集に八十一隣宮とありて舊き地也。依りて纐纈はクヽリにて、盛康、右京も、ともに久々利村生土の人か」と。而して同書脩正者は纐纈はキクトジとよみ、又纐纈染はククリソメと云へば、宮崎氏の説無理ならぬ考へなれど、さにあらず。可兒郡久々利村の北に、中村と云あり。此の村內に纐纈源五の子孫、今猶ほ現存して、系譜も所藏せり。美濃循行記、可兒郡中村の段に『こゝは良地にて村立よき處なり。小百姓多けれども、さして貧戸もなし。中以上の百姓も餘程あり。此村にては纐纈氏の百姓古き家柄の者なり』とあるのみにて、纐纈源五のことを言はざるは、遺憾と云べし」と云へり。又方縣郡中村上中村古城は、纐纈源五、同右京などの住みしよし、いひ傳へたりと。徳川時代、遠山藩用人に此の氏あり。

久々利 ククリ　美濃國可兒郡久々利邑より起る。古書に泳、又は纐纈に作る。後宇多院御領目錄に「久久利庄、(生田姬知行)」を收めたり。前條參照。

1　淸和源氏土岐氏族　土岐系圖に「土岐六郞賴淸—惡源五郞康貞—行春(久々利)—三河守—民部少輔」と見え、又文安年中御番帳に土岐久々利四郞・あり。新撰志に「土岐系圖に土岐惡五郞康貞、康貞の子久々利太郞行春としるせり。行春の子孫・久々利氏を稱し、祖先の名を用ひて、惡五郞、三河守など呼べる者ありて、天正の頃、森氏に亡ぼされしにてもあるべし」とみゆ。

2　同木曾氏流　千村氏・後此の地に據る其の族、山村、原、三尾等、九家ありて、これを久々利の九人衆と稱す。皆名古屋の世臣となりしも、千村、山村は江戸に參勤、一方名古屋に出府し、幕府と名古屋と兩屬の事となれり(新撰志)と。

九黑 クグロ　京極殿給帳に「八拾石、九黑次郞兵衞」見ゆ。

久下 クゲ　武藏、丹波等に此の地名あり。

1　私市黨　武藏國大里郡の久下庄より起る。私市黨の一也。私市系圖に「私市部領黑山—部領使黑長—黑公—久下太郞爲家—家利・弟久下次郞重家—久下太郞則氏—憲重—權守直光」と見え、又重家の弟に家弘、憲重の弟に光憲を擧ぐ。キサイチ條參照。氏人は、平家物語に久下次郞重光、源平盛衰記に「久下(源家方)、久下次郞實光、久下權頭直光、子息次郞實光」を載せ、又東鑑卷二十二に、久下權守直光、廿九に久下掾源內、久下三郞、又入間郡長宮社正長元年棟札に久下筑前守あり。その居城なる久下城につきて、新編風土記は「久下村南堤外にあり。今畑となり、畝數二段五畝。直光は權守と稱す。東鑑に據るに熊谷直實が姨母夫なり。直實嘗て代官として上京せし時、直光を捨て、中納言賴盛が家人となりし故を以つて、間を生じ、直實・源家に歸參の後も、互に不快して、直光しばしば直實が領地を違亂に及びて、

訴に及びし事あり、是れ建久三年なり。丹波志に據るに、此の後程なく當所を去りて丹波へ移りしと覺えて、彼の國に久しく子孫相續して在りしなり。又丹波志に、直光父を久下二郎重光と云ふ、兼光流の藤氏にて、小山下野守朝政が弟なり。太平記に重光・土肥の杉山にて、一番に賴朝の陣に馳參ぜし賞に、一番の家紋を賜ひし故事を記せり。兎角當所に住せしは、重光、直光の二代なるべし。又源平盛衰記、平家物語等の書に久下二郎さね光、久下三郎、久下源內などみえたるは、直光が一族なるべし。成田分限帳に『永三百貫文・久下刑部大輔長亮』、又『久下孫四郎・三十一貫五百文』とのす。是ら久下の末孫と見ゆ。」と。熊谷條を見よ。

2　藤原北家道隆流　寛政系圖、藤原氏道隆流に久下氏を載せたり。家紋一文字。前條氏に同じかるべし。

3　同上杉氏流　上杉系圖に「廳鼻和憲賢の子氏盛、雅樂頭、號市田太郎、實は北條氏、憲賢の外孫也。當代武州久下」と見ゆ。

4　但馬の久下氏　但馬大田文に「美含郡佐須庄內長井村拾六町一反六拾步、地頭久下孫（史本に彌）二郎左衞門尉（史本に泰）、」又同庄內「丹生邑六町一反八拾四步、地頭久下左衞門九郎」など見ゆ。

5　丹波の久下氏　第一項久下氏の後裔と主張すれど、出自につきては、種々の說あり。此の氏の事は、先づ太平記、卷九に「足利殿・篠村に著御、則ち國人馳せ參ずる事。去程に、足利殿篠村に陣を取て、近國の勢を催されけるに、當國の住人に久下彌三郎時重と云ふ者、二百五十騎にて最前に馳參る。其の旗の文笠符に、皆一番と云ふ文字を書きたりける。足利殿是を御覽じて怪しく覺しければ、高右衞門尉師直を召されて、久下の者共が笠爾に、一番と云ふ字を書きたるは、元來の家の文歟。又是れへ一番に參りたりと云ふ符かと尋ね給ひければ、師直畏りて由緒ある文にて候。彼が先祖・武藏國の住人、久下ノ二郎重光、賴朝大將殿、土肥の杉山にて御旗を揚げられて候ける時、一番に馳參じて候けるを、大將殿御感候て、若し我・天下を持たば一番に恩賞を行ふべしと仰せられて、自ら一番と云ふ文字を書きてたび候けるを、頓て其の家の紋と成りて候と答へ申しければ、さては是が最初に參りたるこそ、當家の吉例なれとて、御賞翫・殊に甚しかりけり。元來高山寺に楯籠りたる、足立、荻野、小島、和田、位田、本庄、平庄の者共計こそ、今更・人の下風に立つべきに非ずとて、丹波より若狹へ打越えて、北陸道より責上らんとは企てけれ。其の外、久下、長澤、志宇知、山內、葦田、余田、酒井、波賀野、小山、波々伯部、其の外、近國の者共、一人も殘らず馳せ參りける間、篠村の勢・程なく集りて、其の數既に二萬三千餘騎に成りにけり云々」と。一族丹波に多く、或は熊谷同姓と云ひ、或は舒明天皇後裔と云ひ、又は藤原、又は秀鄉後裔など稱す。以下の項にて云ふべし。其の紋章は見聞諸家紋に、

久　下

而して時重は、其の後、太平記卷十四、諸國朝敵蜂起事（建武二年十二月）の條に「又翌日の午尅に、丹波國より碓井丹波守盛景・早馬を立て申しけるは、去る十二月十九日の夜、當國の住人久下彌三郎時重と、波々伯部次郎左衞門尉、中澤三郎入道を相語らひて、守護の館へ押寄す

る間、防戰と雖も、刧戰不慮に起るに依つて、御方戰破れて、遂に攝州へ引退く。然りと雖、猶ほ他の力を幷せて、其の耻を雪がん爲に、使者を赤松入道に通じて合力を請る處に、圓心野心を挾む歟、返答にも及ばす。剩さへ將軍の御敎書と號し、國中の勢を相催す由、風聞・人口に在り、しかのみならず、但馬、丹波、丹後の朝敵等、備前、備中の勢を待、同時に山陰山陽の兩道より、責上るべき由承り及び候、御用心有るべしとぞ告たりける。」と載せ、又「久下彌三郎が舍弟五郎長重、」四十に久下筑前守を擧ぐ。而して建武四年三月十日、敎書を賜ひ、「早く丹波國新屋庄（一條侍從本村跡）、同國宮田莊與法寺、井原莊內下司公文名、幷に和泉國大鳥庄地頭職（田代豐前跡）を領地しむべし云々。」と。

下りて、明德記に「丹波の國の住人久下、長澤、」應仁記卷三に「久下、永澤」云々。文安年中御番帳に「四番云々、在國衆久下三郎左衞門、」常德院江州動座着到に、「四番衆、久下新左衞門尉光政、同三郎次郎」など見ゆ。左近助吉弘に至り、天文年、波多野晴通に與したるが爲めに、攻破られ、暫らく漂泊の身となり、永祿三年、左近助・歸住して本知を復せしも、再び波多野秀治に攻破られ、勢ひ全く衰へ、子孫是より專ら刀工を業としたりとぞ。

猶ほ籾井家記に「七頭の家と申し候は、第一・久下の城主、久下越後守重氏、是は尊氏公義兵を擧げらるゝ時、一番に馳せ參り候久下三郎時重が末孫なり、」云々と。猶ほ宮田條を參照せよ。

6 秀鄕流藤原姓小山流說 丹波志、多紀郡條に、此の氏の一系圖を擧げ「大織冠鎌足公末流、鎭守府將軍藤原朝臣秀鄕九代の後胤、重光（久下次郎、本國武藏國久下庄）―（重光六代後胤）時重（久下彌三郎、後に左衞門尉、丹波に住す、足利尊氏に屬す）、其の子定重―彌三郎某（實名不知）―彌三郎長光―道覺―常泉―清閑―左近―吉弘（左近尉、筑後守に任ぜらる、宣旨あり）―長時（始め次郎太郎、後に鍛冶太夫）―光政（助兵衞）―某（助兵衞、下板井村に住す、以下同じ）」と。又時重の弟に長重、定重の弟に重基、吉弘の弟に「清則（彌右衞門、鍛冶農作を業とす）―光長（四郎兵衞、妻氷上郡三井庄村領主川勝丹波守何某女）、」また光政弟に佐兵衞重行等、以下多し。

而して重光の出自については「（下板井村惣兵衞家系）秀鄕―千常―文脩―兼光―賴行―行尊（太田大夫）―行政―重光（小山朝政弟）」と載せ、又太平記大全に「久下次郎重光は山河と號す、秀鄕十代の孫なり、」と見ゆ。猶ほ鵜飼條第二項に久下氏の系圖あり、六二五頁を見よ。

7 熊谷同姓說 前項久下氏は多紀郡在住にして、秀鄕後裔と云へど、氷上郡に久下谷ありて、其の地の久下氏は熊谷同姓と云ふ、卽ち第一項に同じ。丹波志、久下谷條に「久下彌三郎時重」を載せ、又「閱本村久下氏。此の所根元。先祖は玉卷村久下氏、落城後、久下次郎右衞門・當村に住す」と。次に「玉卷村久下氏、次郎重光。承久七年八月廿五日、武州大里より丹州桑作鄕に來住す。久下駿河守の代沒落、天正七年也。落城後は此所に住す。嫡子同郡竹田村の檀に住す」と。又「久下次郞重光、子孫玉卷村。系圖に曰く、武州大里より此所に移る。熊谷同姓也。時に承久五年八月廿五日也。元弘年中、尊氏に隨ひしは久下彌三郎時重なり。駿河守

の代、天正七年に落城す。其の子一人は武田郷に住す、一人は玉巻村に住す」と見ゆ。

8 舒明天皇後裔説　然るに氷上郡上竹田村の久下氏は、其の由緒に於いて「人皇三十五代序明天皇數代の後也。久下次郎重光・承久五年八月十五日、武藏國大里と云ふ所より、丹波國栗作の郷へ來る。天正六年迄三百六十四年、天正七年落城。久下三郎左衞門尉重治は西作郷金屋にて討死。夫より十九年目、其の子久下彦五郎此所に住す」と云へり。而して田原族譜所載久下系圖にも「舒明天皇皇子磯部親王後胤。武尾（性紀、武藏國久下にト居す、上總介）—武末（初め彌太郎、後私權守と爲る）—滿重（武藏藏人太夫と號し、山城前司と稱す。實は多田滿仲四弟）—武行（三郎と稱し、布世川太夫と號す）—基直（久下次郎）—基實（武藏九郎と號す。後に豐後守に任ぜらる）—季實（初季員、八郎藏人と號す）—直光（任山城權正）—重光（初め次郎、山川と號す。實は鎭守府將軍田原秀郷朝臣十世の孫、嗣と爲る）—重舍（稱三郎）—直高（稱三郎、任中務丞）—重直（稱三郎、任中務丞）—重

景（稱帶刀）—重繼（稱彌三郎、任中務丞）—時重（稱彌三郎、後入道して玄賀と號す）—直重（初三郎左衞門尉、後左衞門大夫）—重光（初め三郎新左衞門、又任長門守）—重之（新左衞門尉、丹波守）—賴重（新三郎、後に三郎左衞門尉）—重國（三郎左衞門尉、後に駿河守）—政光（三郎、新左衞門尉、駿河守）—重像（新左衞門尉、駿河守）—重治（三郎、右衞門大夫）—久重（平五郎）—重則（八郎左衞門）—重信（源吾）—重成（又兵衞）—重政（五郎右衞門）—友重（彌三右衞門）—時久（彌三右衞門）—天貞（林右衞門）—武剛（林右衞門）子孫連綿す」と。

9 播磨の藤姓　又丹波氷上郡池谷村大志野氏は久下左衞門佐清雄の後にして、播磨國大志野の城主、康安年中浪人にて來住す。系圖は藤原氏也と云ふ。

10 源姓　又戰國の頃、久下越前守重氏あり、源氏と云ふ。鵜飼條久下系圖參照。

11 雜載　その他、伊勢桑名郡の代官に久下作左衞門あり。又大鹿氏子孫と云ふ久下氏もあり。

久氣　クゲ　東鑑卷七・文治三年四月條に「伊勢國不勤仕庄、天花寺、三位（家領）、地

頭久氣次郎」と。天花寺條參照。

久計　クケ　但馬に久計庄、久計大庭庄等あり。

公家　クゲ

久下田　クゲタ　常陸國新治郡久下田邑より起る。或は曰ふ、下野芳賀郡久下田町發祥なりと。天文中、久下田蟠龍齋あり、水谷條に詳か也。

○久下田屋　家傳史料に「御瀬戸物御用、久下田屋拜領屋敷、東叡山仁王門前、坪數百三拾二坪餘、（本國下野、生國武藏）、久下田屋喜右衞門」云々と。

久下瀧村　クゲタキムラ　丹波の豪族にして清和源氏と稱す。赤井系圖に「滿實十一世赤井又右衞門尉氏家—治部大輔長家—源三（稱久下瀧村）」と見ゆ。

久下塚　クゲヅカ　武藏の豪族にして、有道姓兒玉黨の一也。武藏七黨系圖に「庄權守弘高—莊二郎弘定—親弘（久下塚本太郎）」

- 重能（三郎左衞門尉）
  - 重綱（太郎）—景春（太郎三郎）
  - 時國（三郎）
  - 重經（四郎）
- 弘盛（四郎）
  - 盛氏（太郎）
  - 朝盛（四郎）

史料本には景春の名なし。

具下塚　クゲヅカ　前條氏に同じ。

久下掾　クゲノジヤウ　東鑑卷二十九に久下掾源内、三郎見ゆ。蓋し久下氏は在廳官にて、國の掾たりしによるべし。

救護　クゴ

久古　クコ　伯耆國會見郡に、久古御厨あり、又久古御牧あり。

九個　クコ　河内茨田郡に九個莊あり、關係あるか。

供五所　クゴシヨ　供御所より起る。堀尾山城守給帳に「卅石供五所市右衛門」見ゆ。

久佐　クサ　和名抄、石見國那賀郡に久佐郷、薩摩國谿山郡に久佐郷、其他、備前にも此の地名存し、此の氏・石見等にあり。

草　クサ　カヤ　蚊屋氏に同じ。一八〇四頁、草(カヤ)、及び蚊屋條を見よ。

1 (東漢　草直　倭漢氏の族にして、齊明紀に「東漢草直足島」と云ふ人見ゆ。

2 草連　拾芥抄に見ゆ、前條氏の連姓を賜へるものか。

3 草忌寸　蚊屋條にあり。

4 草宿禰　同上。

5 雜載　萬葉集四に草孃とあるも此氏か

雑　クサ　〇雜使主　拾芥抄に見ゆ。

草伊　クサイ　美作國笠庭寺記に「勝南郡大吉保、橘六十合、草伊友綱」を載せたり。

草井　クサヰ　尾張、安藝等に此の地名あり。

1 藤姓　中興武家系圖に「草井、藤、本國石見、宍戸余流」と見ゆ。シシド條を見よ。

2 安藝の草井氏　藝藩通志に「中畝城、中山城、並に上草井村にあり。太郎丸、下草井村にあり。草井木工の居る所。懸城、同村にあり。草井藤市の居る所」と載せ、安西軍策に草井市丞等見ゆ。

3 其の他、備前等にも存す。

草浦　クサウラ

日下　クサカ　ヒノシタ　クサカベ　又草香、草賀、久坂、草加に作る。和名抄、伯耆國河村郡に日下郷、苦左加倍と註す、後世日下村と云ふ。又同國會見郡に日下郷、後世また久坂に作る。次に備前國上道郡にも日下郷あり。

その他近江國に日下吉庄、又河内國河内郡に日下邑あり、神武帝紀に河内草香邑と見ゆる地にして、古事記には日下に作る、日下、日下部の根源地なり。また出雲、土佐に日下、筑前にも草香等ものに見ゆ。此の氏は、此等の地名を負ひしもの多けれど、多數は日下部の後裔ならんか。クサカベ條を見よ。

1 日下連　阿倍氏の族にして、河内國河内郡日下の地名を負ひし氏なり。日下部とは關係なかるべし。姓氏錄河内皇別に「日下連、阿閉朝臣同祖、大彥命の男・紐結命の後也。日本紀漏る」と見ゆ。

2 日下宿禰　前項日下連の宿禰姓を賜へるものなるべし。

3 和泉の日下氏　和泉郡にあり。智光法師・即ち廐福田麿は此の氏也と云ふ。クサカベ條參照。

4 攝津の日下氏　河邊郡にあり。名所圖會に「大物濱を蘆刈島とも云ふ。昔此の浦に日下左衛と云ふ者あり」と。當國此の氏人多し。日下部氏の裔也、クサカベ條參照。

5 草香黨　後世河内國に草香黨あり。日下部氏の裔也。源平盛衰記に「河内國住人草香黨に加賀房」見え、平家物語には「日下黨に加賀坊云々」と。又下つて長祿寛正記、弘川衆に草賀新左衛門等を擧ぐ。日下部條第八十六項參照。

6 日下部姓　三河の日下氏にして、幕臣也。家譜に「朝倉高清の後にして、日下

部景重を祖とす。後景に至り越前に住し、後三河に移る」と見ゆ。寛政系譜に三家を載す。家紋丸に蔦。

7　紀伊の日下氏　牟婁郡三尾川村舊家に日下幸内あり。家系に「永正年中、日下左近將監・信州より當所に來り居住す。其の後裔大莊屋を勤む。別家に地士安之右衞門爲助あり」と。地士日下安之右衞門、日下爲助、及び竹垣内村地士日下佐藤次等、續風土記に見ゆ。

8　安藝の日下氏　藝藩通志、賀茂郡條に「下市村、草香氏。先祖日下石見は監物太郞の裔なり。其の子を九郞右衞門といふ。二子あり、長を次郞右衞門宗清とよぶ。大阪城方として戰功あり。秀頼より感狀を給はる。弟九兵衞宗胤は備前侯の臣なりしが、後致仕して、三津村に來り居ると。日下を中頃・草加と改めしは、秀頼の感狀に所用の文字を用ゆと。今は草香を用ゆ」と見ゆ。

9　安倍姓　津輕郡中名字に「昔日下將軍安倍大納言盛季、下國殿とて、知行の時は、津輕六郡に四百八十人の侍、七千騎と傳ふ」と。なほ安倍、安東等の條を見よ。

10　雜載　鎌倉大草紙に久下氏、東作志に

日下左平治、能登一宮氣多大社宮仕に日下氏、又備前等に存し、其の紋は洲濱なりと。

草香　クサカ　日下と通じ用ひらるゝが故に前條に併せ云へり。

草賀　クサガ　同上。

久坂　クサカ　日下と通ず、その條を見よ。又伯耆久坂鍛工の事は大原條を見よ。又長州毛利藩に久坂氏あり、幕末、久坂通、久坂眞等を出す。

草加　クサカ　サウカ　日下、日下部と關係あるべし。猶ほサウカ條を見よ。加賀にあり。

日子　クサカ　一本芳賀系圖に日子太郞則顯あり、日下太郞の誤か。

久佐賀　クサカ

日下石　クサカイシ　磐城の名族にして、桓武平氏岩城氏の庶流なり。富岡玄蕃の子美濃(壹岐守の兄、異腹)日下石氏を稱す。富岡條を見よ。

華鄕　クサガウ　サウガウ

日下田　クサカダ　ヒノシタダ

草鹿砥　クサカド　三河寶飯郡の豪族にして、一宮砥鹿神社の社家也。同社々記に「文武天皇御腦の時、大寶年中、草鹿砥公宣を

以つて當社を祭らしむ」と。また鹽尻に「一宮砥鹿神社は、文武天皇の時、草鹿砥公宣、勅を奉じて創立云々」と。又三才圖會に「砥鹿大明神は寶飯郡一の宮村に在り、社領百石、祭神大己貴尊。文武天皇・勅使公宣をして建立せしむ。公宣・草鹿砥氏を賜ひ、其の子孫相續して神職となる」などあれど信じ難し。砥鹿神社は穗別、卽ち前の穗國造が奉齋したる神社にして、一族日下部氏をして、その祭祀に當らしむ。草鹿砥氏は要するに、その日下部の後裔にして、初め日下戸と云ひ、後日下戸(クサカベ)をクサカドと讀み、草鹿砥の字を當てしに過ぎず。クサカベ、穗(ホ)等の條を見よ。

當郡赤坂嶽城(赤坂町)は草鹿砥三河守公宣卿居住の地と傳ふ。二葉松には「赤坂嶽け城、或は云ふ、古代草壁王子皇居の地也と云ふ。天武天皇の王子也。大友亂に遠州鹿沼に趣き、信州へ移り、又三州宮路山に御座を移され、軍勢を催し玉ふと云ふ」と見ゆ、共に信じ難し。日下部氏、卽ち草鹿砥氏居住の地たりしより、傳說の公宣、又は名稱の同一なるより草壁皇子に附會したるに過ぎず。

正德の頃、一宮神主草鹿砥民部少輔藤原延

貞、文政の頃、草鹿砥宣輝神主、學者として聞ゆ。當時藤原姓を稱す。

草鹿酒人　クサカノサカビト　○草鹿酒人宿禰　日下部酒人連の宿禰姓を賜へるもの也。天平神護元年正月紀、及び延暦二年二月紀に草鹿酒人宿禰水女と云ふ人見ゆ。クサカベノサカビト、及びサカビト條を見よ。

日下弓削　クサカノユゲ　河内國日下に住みし弓削部の後なるべし。正倉院天平寶字四年文書に見ゆ。

草川　クサカハ　大和、伊勢地方の名族にして明應永正の頃、草川重郎兵衛尉あり、赤埴範則の女婿也。
後世關長門守御家中侍帳に「參拾石草川勝右衛門、百五拾石草川太助、參拾石草川新三郎、五拾石草川彌次郎」等見ゆ。此の後なるべし。
又廣瀨松平藩添役、津和野龜井藩側用人に此の氏あり。信濃等にも存すとぞ。

草壁　クサカベ　日下部に同じ、其の條に併せ云へり。

草香部　クサカベ　同上。

日下部　クサカベ　もと仁德天皇の皇子大日下王、若日下王の爲に設けたる御名代部より發達し、後に天下の大姓となれり。又草香部とも、草壁とも記す。日下部の設置は古事記仁德段に「亦大日下王の御名代と爲して大日下部を定め、若日下王の御名代と爲して、若日下部を定む」と見ゆ。二王は仁德帝の皇子にして、御母は日向之諸縣君牛諸井の女髮長比賣なり。河内日下に成長し給ひしにより其の地名を負ひ給ひ、部名も其の地名を負ひしなり。其は雄略段に「天皇・大日下王の妹・若日下部王を娶り給ふ云々。初め大后の日下に坐せる時、日下の直越道より、河内に幸行あらせらる云々」とあるにより容易に知る事を得べし。大日下王は、安康帝の朝、坂本臣祖根使主の讒により殺され給ひ、其の子目弱王も雄略朝・誅せられて、大日下部と云ふ部民は、其の御妹なる若日下王、卽ち雄略皇后に歸したるが如し。雄略紀十四年條に「根使主・逃れ匿れて（根使主は前に大日下王を讒せしが、此の時・王の縵の事より、其の罪惡露顯せしなり。）日根に至り、稻城を造りて待ち戰ひ、遂に官軍の爲に殺さる。天皇・有司に命じて子孫を二分し、一分は大草香部の民と爲し、以つて皇后（若日下王）に封じ、一分は茅渟縣主に賜ひて負囊者と爲す。卽ち難波吉士日香香の子孫を求め、姓を大草香部吉士と賜ふ」とあるにて明白と云ふべし。

1　河内の日下部　前述日下と云ふは當國河内郡日下の地なり。神護景雲二年紀に河内郡の人日下部氏見ゆ。第六十一項に在り。其の他次の二氏、姓氏錄・當國に貫す。

2　丹波氏族　姓氏錄、河内皇別に「日下部、日下部連同祖」と載せたり。前項氏に同じ。

3　物部氏族　姓氏錄、河内神別に「日下部　神饒速日命孫比古由支命の後也」と見ゆ。

4　(大)日下部　總說、及びオホクサカベ條を見よ。

5　(若)日下部　總說、及びワカクサカベ條を見よ。

6　和泉の日下部　前引雄略紀の文の如く坂本臣根使主の罪科暴露して誅せらるゝや、其の部曲の半を大日下部に編入し給ふ。而して根使主は當國の人なれば、此の國に此の部民の多かりしを知るべし。和名抄、大鳥郡に日部鄕を收め、久佐倍と註す、日部條參照。また神名帳同郡に日部神社を收む。此部民の住みし地にして、宮は其の崇敬せし神を祀るか。姓氏

録、和泉皇別に「日下部、日下部首同祖」と見ゆ。第四十九項參照。

7 攝津の日下部　當國に甚だ多し、殊に難波、武庫地方に於いて勢力ありしものと考へらる。次項は其の一也。

8 隼人族　姓氏錄、攝津神別に「日下部、阿多御手犬養の同祖、火闌降命の後也」と。蓋し隼人族の此の部民中にあるは、兩日下王の御母が日向之諸縣君なるによるべし。第四十五項、及び九十三項參照。

9 山城の日下部　當國にも多し。第六十五項、七十三項、及び日下部酒人條等を見よ。

10 尾張の日下部　和名抄、當國中島郡に日部鄕あり。妙興寺文書に「元德三年、尾張國草部鄕內、淸水寺田畠」と載せ、今日下部邑存す。又愛智郡にも日部鄕・和名抄に見ゆ。又神鳳抄に尾張國草部御厨、織田氏分限帳に「草加部鄕田四百十貫、掘才藏、」なほ古く古風土記逸文に「三宅寺は日下部鄕伊福村に在り」とあるに據り、名古屋市の西北は此の鄕域にあたるかと云ふ。當國後世日下部氏あり、第八十五項を見よ。

11 三河の日下部　寶飯郡に、日下部村あり、今草部に作ると云ふ。國帳に寶飯郡草部明神とあるは、此の地にありしにて此の部民の奉齋にかゝる。而して此の部の伴造家は、當地穗別と同族にして、後裔砥鹿神社の祭祀を掌る、草鹿砥氏これ也。草鹿砥條を見よ。又後世日下部城(日下部村)あり、日下部氏の居城か。又二葉松に「額田郡保久村古城、日下部一德齋居る」と見ゆ。

12 遠江の日下部　天平十二年濱名郡輸租帳に「津築鄕日下部布彌、外五名」見ゆ。又磐田郡雲岩寺記中日下部傳に「天龍河上、二俣に大虵ありて人民を害す。時に草壁大掾なる者、其の虵を殺さんと欲し、乃ち首に兜鍪を戴き、身に鐵甲を被り、弓矢を執り、雙刀を帶び、河邊に到り、大いに喚んで曰く、毒蛇・出でゝ勝負を決せよと。言未だ畢らず、忽ち風雨激浪、巨虵水上に現はる云々。大椽面色變せず弓を引き箭を發す、其の箭・口內に直中し、立どころに斃る矣。適々女虵あり、傍より大椽を呑む。乃ち刀を拔き虵の腹を破り、膽を握りて下に脫す。其の膽堅硬石の如し。事朝廷に聞え、叡感あり、勅して宣はく、武勇日下無双と。因りて草壁の字を改めて日下部と書し、柊葉を以つて紋となす(本六矢車)。旣にして天龍河邊の土民其の功を崇び、沒後・其の靈を祠し、日下部社と號す。且つ金銅を以つて大椽の像を鑄、虛空藏山に安置す。其の像今尙ほ存す矣」と見ゆ。事もとより傳說に過ぎざれど、日下部氏が勢力ありし氏なりしにより、斯かる傳說の生ぜし物とせざるべからず。後世日下部兵右衞門定好、同定勝、同定久、同十右衞門定長、嫡子權太夫定守等德川氏に仕ふ。

13 駿河の日下部　天平十年の當國正稅帳に「日下部今子、當國使安倍郡散事日下部若槌、茨木郡仕丁日下部友數」等見ゆ。

14 甲斐の日下部　東山梨郡に日下部村あり。其の伴造日下部連は國造族也。

15 伊豆の日下部　此の國に日下部直の存するにより此の部の存せしを知るべし。

16 武藏の日下部　靈異記中の第三に「吉志火麻呂は武藏國多摩郡鴨里の人也。火麻呂の母は日下部眞刀自也」と見ゆ。後世日下部將監あり、子孫豐島郡蓮沼邑に存す。又埼玉郡にも此の氏あり。

17 下總の日下部　和名抄、當國匝瑳郡に日部鄕あり。此の部民の住みし地とす。

又寶龜四年二月紀に「下總國猿島郡の人從八位上日下部淨人、姓を安倍猿島臣と賜ふ」と云ふも見ゆ。

18　上總の日下部　日下部使主を見よ。

19　常陸の日下部　正倉院文書、常陸國戸籍に「日下部人成外一人、戸主日下部黑成外十九、其他五名」見ゆ。又和名抄、當國那珂郡に日下部鄕あり。高山寺本が早部に作るは非也。

20　美濃の日下部　大寶當國春部里戸籍に「早部惠彌賣」と云ふ人見ゆ。

21　磐城の日下部　白川郡八槻宮經函銘に「番匠草壁右衞門四郎(天文八年)」見ゆ、當地方日下部の裔なるべし。

22　陸前の日下部　天平勝寶元年閏五月紀に「小田郡日下部深淵」なる者見ゆ。又後世・伊具郡高藏寺棟札に草部眞道三貫(治承元年)あり。

23　丹波の日下部　當國の名族波多野氏も日下部氏なりとの說あり。

24　丹後の日下部　日下部首・此の國にあるにより此の部の存在を知る。第五十項參照。○近江にも此の部あり。

25　但馬の日下部　貞觀十七年十月紀に、「但馬國美含郡權大領外從八位上日下部良氏と云ふ者見ゆ。蓋し日下部の伴造にて、此の國國造の族なるべし。和名抄八上郡に日下部鄕あり。當國後世榮えたる日下部氏の事は、第八十七項を見よ。

26　伯耆の日下部　和名抄、當國河村郡、及び會見郡等に日下鄕あり。クサカ條を見よ。後者日下鄕久坂瑞泉寺古鐘銘に「元應元年乙未十二月十九日、草可部之延繼鑄之」とあり。

又久米郡に國坂神社ありて、三代實錄貞觀九年條には訓坂とあれば、クサカと訓ずべきにて、日下部部民の神社と考へらる。當社は承和四年に從五位下、齊衡三年に正五位下、貞觀九年に正五位上、總べて波々伎社と同格なりき。當國後世榮えし日下部氏の事は第八十九項を見よ。

27　因幡の日下部　正倉院文書、因幡國戸籍に「日下部黑女」と云ふ者あり。又八上郡、及び智頭郡等に、和名抄、日部鄕を收む。前者は草香部朝臣田公氏の起れる地、後者は文安年中文書に「智頭郡草部の保內、酒淸水名田云々」と。以つて當部民の多くして勢力ありしを知るに足らん。當國後世の日下部氏の事は第八十八項を見よ。

28　出雲の日下部　天平六年の計會帳に、「秋鹿郡人日下部味麻」」また天平十一年大稅貸賑給歷名帳に「波如里日下部餘賣、漆沼郡工田里日下部比呂、河內郡大麻里日下部妹女、出雲鄕朝妻里日下部與理賣、伊知里日下部道麻呂、日置鄕日下部加代、足幡里日下部刀良賣、多紋里日下部豐賣」など見ゆ。廣く分布せしを知るに足らん。第五十二項、及び五十九項參照。

29　隱岐の日下部　天平元年の正稅帳に、「主帳外少初位上勳十二等日下部保智萬侶」なる者見ゆ。

30　播磨の日下部　播磨風土記に「揖保郡日下部里(人姓に因りて名と爲す)」とあるは、此の部名によりての地名なり。猶ほ第六十六項を見よ。

31　備前の日下部　和名抄、當國上道郡に日下鄕あり。後世草下部邑を殘す。當國に日下部氏現存す。

32　美作の日下部　眞島郡に草加部なる地名あり。當國草刈氏は此の部と關係あるか。

33　備中の日下部　和名抄、當國小田郡に草壁鄕あり。和名抄に久佐加倍と註す。後世草壁庄と云ひ、莊氏を起せり。

34 周防の日下部　延喜の玖珂郷戸籍に、「日下部安見、日下部今成、外二人」を載せたり。

35 阿波の日下部　延喜の板野郡の戸籍に「日下部繼賣」と云ふ人見ゆ。

36 讃岐の日下部　寛弘元年當國大内郡の戸籍に「日下部今町女、外一人」見ゆ。又當國小豆郡（もと備前）に草加部莊（草壁）あり。

37 伊豫の日下部　靈異記上の十八に「伊豫國別郡早部猴之子云々」と見ゆ。第八十二項參照。

38 土佐の日下部　當國高岡郡に日下村あり。

39 筑前の日下部　嘉麻郡に草壁郷あり、和名抄久佐加倍と訓ず。

40 筑後の日下部　仁和元年紀に當國醫師少初位上日下部廣君見え、又和名抄、當國山門郡に草壁郷を收む。又後世・當國の豪族に日下部氏あり。太平記卷三十三に草壁六郎見ゆ、武家方の將也。又高良社々家に草部氏あり、高隆寺縁起に、五姓氏人の一とし、下宮二勾當と載せ、異本には「御供所司、饘贄人職也、三毛郡司」とあり。猶ほ第五十六項を見よ。

クサカへ

41 肥前の日下部　第五十五項を見よ。

42 豐後の日下部　當國には日下部連、日下部君等の存せしにより、此の部の多かりし事明白なり。

43 豐前の日下部　本朝世紀、長保元年三月條「豐前國京都郡雨米事」とある段に「撿挍・俗名は日下部信理、法名寂性・申して云ふ、京都郡高來鄕平井寺乾方に居住する法師私宅云々」と見ゆ。

44 肥後の日下部　當國阿蘇郡に草部邑あり、此の部のありし地か。又貞觀十八年紀に「肥後國合志郡擬大領日下部辰吉、所部正六位上奈我神社の河邊に於いて、白龜一を獲」と見えたり。猶ほ阿蘇系圖に草部吉見命と云ふ人あり。阿蘇比咩神の御父にして、第三社國龍明神（南宮）に奉祠す、權宮司草部家の祖先なりと。一見・此の部と關係なきが如きも、其の實・此の部の伴造なりしか。又後世、飯野城は日下部氏の居る所と云ふ。

45 日向の日下部　貞觀八年正月紀に「日向國人從七位下日下部清直に借外從五位下を授く」と見え、猶ほ建久八年の圖田帳にも日下部氏見えたり。而して當國の

クサカへ

大族土持氏も日下部氏にして、郡領の後裔なりと。土持條に詳かなり。猶ほ第八項、及び九十三項を見よ。

46 （大）草香部吉士　大日下王に仕へし難波吉士日香蚊の後なり。難波條參照。日香蚊は其の君の、罪・无きに死し給ひしを傷み、王の御頸を抱きて死し、其の二子は王の足を執り、共に自刎して死せり。後雄略帝の代、王の死の讒なるを知り給ひ、日香蚊の後を求めて、大草香部吉士となし給ふ。卽ち雄略紀十四年條に「一分は大草香部の民と爲し、以て皇后に封じ、日香蚊の子孫に姓を大草香部吉士と賜ふ」と。日下部の伴造となし給ひし意にて、其の忠烈により此の事あるなり。

47 草香部吉士　前項氏は後に大字を省きて、單に草香部吉士と云ふ。清寧紀に草香部吉士漢彦と云ふ人見ゆ。その後、天武紀十年條に「大山上草香部吉士大形に小錦下位を授く。仍りて姓を賜ひて難波連と曰ふ」とあるは此の後にて、本姓難波に復せしなり。

48 草壁吉士　前項氏に同じ。天武朝に連姓を賜ふ。又舒明紀に草壁吉士磐金、皇極紀に草壁吉士眞跡あり。

49 日下部首　日下部の伴造なれど、前項とは別流にて、姓氏錄、和泉皇別に「日下部首、日下部宿禰同祖、彦坐命之後也」と見ゆ。卽ち開化天皇後裔、丹波道主家の一族にして、子孫大いに榮え、殊に山陰地方に多し。第六十一項を見よ。又當國日下部の事は第六項參照。

50 丹後の日下部首　前項氏の本貫地、與謝郡の古大族にして、有名なる浦島太郎は此の氏也。釋紀引用丹後風土記に「日下部首等の先祖、名を筒川嶼子と云ふ」と。また雄略紀二十二年條に「丹波國餘社郡筒川の人・水江浦島子」など見ゆるこれ也。

51 攝津の日下部首　前項とは別にて、粟忌部氏の族歟。攝津日下部の一伴造にして、姓氏錄、未定雜姓、攝津の部に「日下部首、天日和伎命六世の孫保都禰命の後と云へり、見えず」と見ゆ。

52 出雲の日下部首　第五十項と同族歟。天平十一年の賑給歷名帳に「日下部首五十代、日下部首得自女」等見ゆ。第二十八項、及び五十九項參照。

53 但馬の日下部公　第八十七項を見よ。

54 豐後の日下部君　日下部・一部の伴造

たりしならん。豐後風土記、日田郡靫編鄕條に「磯城島宮御宇、天國排開廣庭天皇(欽明)の世、日下部君等の祖・邑阿自、靫部として仕へ奉れり。其の邑阿自・久しく此の村に就きて宅を造りて居る。斯に因りて名づけて靫負村と曰ふ。後人改めて靫編鄕と曰ふ」と見ゆ。而して天平九年の豐後國正稅帳に「少領外從七位上勳十等日下部君大國、主帳外少初位上勳十等日下部君」等を擧ぐるにより勢力ありしを知らん。猶ほ此の國には日下部連もあり。

55 肥前の日下部君　當國日下部の伴造ならん。肥前風土記、松浦郡鏡渡條に「檜隈廬入野宮御宇、武少廣國押楯天皇(宣化)の世、大伴狹手彦連を遣はして、任那の國を鎭め、兼ねて百濟の國を救はしむ。命を奉じて到來、此の村に至る。卽ち篠原村の弟日姫子を娉して、婚を成す（日下部君等の祖也)」と。有名なる松浦佐用姫が事にて、十訓抄に松浦佐夜姫と見ゆ。風土記・また松浦郡賀周里條に「昔者、此の里に土蜘蛛あり、名を海松橿媛と曰ふ。纒向日代宮御宇(景行)天皇の國を巡り給ふの時、陪從大屋田子（日下部君等の祖

也）を遣はして誅滅せしむ」と見ゆ。弟日姫子は、蓋し此の人の裔なるべし。

56 筑後の草部公　高良山高隆寺緣起一本に「白鳳十三年二月八日云々、弓削鄕戸主草部公云々」と。カウラ條、及び第四十項を見よ。

57 日下部直　物部氏の族にして、伊豆日下部の伴造たりしならん。天平十四年四月紀に「從八位下日下部直益人に伊豆國造、伊豆直の姓を賜ふ」と見ゆ。こは伊豆國造族にて物部氏の族たりしなり。物部族に日下部氏のありし事は、第三項を見よ。その後、寶龜二年十一月紀に日下部直安提麻呂と云ふ人あり。此の族なるべし。イヅ、ヤタベ條參照。

58 日下部使主　上總地方日下部の伴造たりしならん。萬葉集、上總防人に「國造丁日下部使主三中」と云ふ者顯はる。なほ神龜元年二月紀に「日下部使主荒熊」とあるも此の族か。

59 日下部臣　出雲の豪族にて、これも日下部（第二十八項參照）の部分的伴造たりしならん。出雲風土紀に「秋鹿郡郡司主帳外從八位下勳業日下部臣」と見ゆ。出雲國造、卽ち出雲臣の族なるべし。第五十

二項參照。

60 日下部造　類聚符宣抄第八に見ゆ。日下部の伴造の後なるべし。

61 日下部連　丹波道主族にて日下部の總領的伴造なるべし。古事記開化段に「沙本毘古王は、日下部連云々の祖」とある之なり。其の後、顯宗紀に「(市邊押磐皇子)の帳內日下部連使主、其の子吾田彥、竊かに天皇(弘計王)と億計王(仁賢天皇)とを奉じて、難を丹波國餘社郡に避け、使主は遂に名字を改めて、田疾來と曰ひ、尙ほ誅せられん事を恐れ、茲より遁れて、播磨國縮見山の石室に入りて、自頸して死す」と。余輩思ふに、此の時・日下部連が丹波餘社郡に遁れたるは、此の氏族の根據地なるに因るべく、猶ほ其の播磨に行けるも同族多く存すればならん。殊に此の二王子が一時・僕となり給ひて、仕へしと傳ふる縮見村の首・忍海部造も、此の日下部連の一族なるを思へば、二王子が奴となり給ひしが如きも、細目が世をしのばせ奉る手段に過ぎずして、初めより二王子なるを知りしにあらずや、其は兎も角、日下部連使主が二王子を細目に託したるは、其の一族なるによるべし。

クサカヘ

(此の細目が忍海部の造となりしは、二王子を育て奉りし功によるならん。忍海部とは二王子の御姉飯豐皇女の御名代也。)斯くの如く日下部連使主の功勳・甚だ大なるに、其の賞與につきての記事なきは漏れたるにて、必ずや此の人の子孫は、二王子を世に顯はし奉りし來目部小楯等と同樣に、大なる賞與にあづかりしならん。蓋し日下部の分布が全國に及び、其の數の極めて多きは、此處に起因するなるべし。

其の後、孝德紀に草壁連醜經あり、穴門國司となる、又此の族なり。次いで天武朝宿禰姓を賜ふ。姓氏錄、河內皇別に「日下部連、彥坐命の子狹穗彥命の後也」とあるは此の庶流なり。又神護景雲二年二月紀に「河內國河內郡人日下部意卑麻呂に姓を日下部連と賜ふ」とあるも亦同族なり。此れも後に宿禰を賜へり。氏人は續紀に日下部連國益、後紀に同得足、同高道等、なほ以下の各項を見よ。

62 草壁連　前項日下部連に同じ。孝德紀に醜經のある事前述せり、天武朝朝臣姓を賜ふ。

63 攝津の日下部連　當國にも此の族古く

クサカヘ

より住みて、早く宿禰姓を賜へり。故に貞觀六年二月紀に「攝津國武庫郡の節婦日下部連氏成」とあるは庶流也。なほ六十六項播磨より此の國に移れる者は、貞觀十五年十二月紀に「攝津國島上郡の人・散位正六位上日下部歲直、男陰陽權允從七位上日下部連利貞等、本居を改めて、右京二條三坊に貫す」と載せ、次いで元慶元年に宿禰姓を賜へり。

64 攝津の草壁部連　こは前項氏と流を異にす。卽ち大草香吉士の後にて、天武紀十二年條に「草壁吉士云々、姓を賜ひて連と曰ふ」とあり、此の氏・程なく忌寸姓を賜へるを以つて連姓なりしは暫時に過ぎず。

65 山城の日下部連　天平十五年四月の弘福寺田數帳に「列栗鄉戶主日下部連廣足」と云ふ者見ゆ。丹波道主族ならん。

66 播磨の日下部連　丹波道主族也。六十一項に述べしが如く、日下部連使主は二王子を播磨に伴ひ奉りて死せしなれば、此の人の子孫が播磨に於いて、土地を賜はりし事も想像するに餘りあり。從つて其の一族は、當國に於いても榮えしが如し。貞觀六年八月紀に「播磨國餝磨郡人

陰陽大屬正六位上日下部利貞、文武散位正六位下日下部歳直等に、姓を日下部連と賜ひ、攝津國島上郡に貫附す。狹穗彦命の後也。」とあるは其の一例と見るべし。

67 豐後の日下部連　當國日下部君（五十四項參照）族中の宗家なるべし。天平九年の豐後國正税帳に「大領外正七位上勳九等日下部連吉島」と云ふ者見ゆ。少領、主帳は日下部君なり。

68 長門の草壁連　孝德紀に草壁連醜經あり。穴門國司となる。

69 草部連　日下部連に同じかるべし、拾芥抄に見ゆ。

70 日下部忌寸　難波吉士の族にして、草香部吉士裔草壁連の忌寸姓を賜へるものなるが、其の賜姓の年月。紀に漏れたり。されど恐らく難波吉士族と同じく、天武朝十四年なるべし。天平寶字四年十一月十八日の攝津國安宿王家地倉賣買券に、「東成郡擬少領少初位下日下部忌寸主守」また神護景雲三年九月十一日の香山藥師寺鎭三綱牒に「（東成郡）擬少領无位日下部忌寸人綱、副擬少領无位日下部忌寸諸前」と見ゆるは此の族なるべし。弘仁年間・宿禰姓を賜ふ。

71 日下部宿禰　第六十一項日下部連の後にして、天武紀十三年條に「草壁連云々、姓を賜ひて宿禰と曰ふ」とある・これなり。その後、神護景雲三年二月紀に「正六位上日下部連意卑麻呂云々、並びに姓を宿禰と賜ふ」とあるは、此の庶流ならん。

72 京師の日下部宿禰　前項と同族也。元慶元年十二月紀に「右京人外從五位下行陰陽助日下部連利貞、姓を宿禰と賜ふ。狹穗彦命の後也」と、こはもと播磨にありし者なり。第六十六項、第六十三項を見よ。其の他、氏人は續紀に日下部宿禰老（從四位下）、同大麻呂、同子麻呂（古麻呂）、同雄道等あり。

73 山城の日下部宿禰　山城日下部連の宿禰姓を賜へるものなるべし。姓氏錄、山城皇別に「日下部宿禰、開化天皇皇子彥坐命の後也。日本紀合す」と見ゆ。

74 攝津の日下部宿禰　當國日下部氏には二大流あり。從來述べたる處により明かなるが如く、一は武庫の日下部氏にして、一は難波の日下部氏なり。前者は卽ち此の族にして、後者は吉士の族なり。此の族なるは、天平神護二年九月紀に「攝津

國武庫郡大領從六位上日下部宿禰淨方、錢百萬、楫檁一千枚を獻じ、從五位下を授けらる」と載せ、また姓氏錄、攝津皇別に「日下部宿禰、開化天皇皇子彥坐命より出づる也。日本紀合」など見ゆ。

75 難波吉士流日下部宿禰　第七十項、日下部忌寸の後なり。弘仁四年二月紀に「攝津國人正六位上難波忌寸船人、正六位上日下部忌寸阿良多加等、宿禰を賜ふ」と見ゆ。難波忌寸も大草香部吉士日香蚊の後なり。

76 但馬の日下部宿禰　朝來郡粟鹿神社の神主は日下部宿禰なりと（但馬考）。

77 日向の日下部宿禰　日向日下部の宿禰姓を賜へる者か、建久八年の圖田帳に見ゆ。第九十三項を見よ。

78 草壁宿禰　日下部宿禰に同じ。第七十一項を見よ。

79 草部宿禰　日下部宿禰に同じかるべし桂林遺芳抄等に見ゆ。

80 播磨の草部宿禰　玉海、治承二年正月條に「播磨大椽從七位上草部宿禰貞景」あり。第三十項、第六十六項參照。

81 越前の草部宿禰　玉海に「越前權目從七位上草部宿禰國淸」見ゆ。

82 伊豫の草部宿禰　玉海、治承四年條に「伊豫大掾正六位上草部宿禰末光」あり。第三十七項參照。

83 日下部朝臣　因幡の日下部氏は草香部朝臣姓なりと稱し（八十八項參照）、淡路の此の氏は日下部朝臣姓と稱す。（九十項參照）。

84 京師無姓日下部氏　朝野群載等に見えたり。

85 尾張の日下部氏　河内日下部の後なりと云ふ。寛政系譜・四家を載す、家紋柊の葉。第十項參照。

86 草刈部氏　河内の日下部氏なり。保元物語に「清盛に相從ふ人々には、河内國には、草刈部十郎大夫定直、瀧口家綱、同じき瀧口太郎家次」と見ゆ。第六十一項、第七十一項參照。又當國に草香黨あり、クサカ條を見よ。

87 孝德天皇裔　但馬國造族日下部氏の後裔にして、（第二十五項參照）、一族大いに榮ゆ、朝倉氏の如きも其の一也。後世其の出自を忘れ、孝德天皇の後裔と稱す。即ち日下部系圖に「孝德天皇―有馬皇子（母は小足姫、阿部倉橋麿大臣の女。白雉五年三月、讒を以つて、山田大臣に謀反

クサカへ

を巧まるゝの由、其の沙汰ありて、討手を向けられ、紀州藤代坂に於いて討たる、行年十九歲。後に罪なくして滅亡の由上聞に達し、天皇歎じ玉ふも益なし）―表米（養父郡大領、天智天皇御宇、異賊襲來の時、防戰の大將となり、日下部姓を賜ひ、戰場に於いて忽ち異賊を退けらる。朱雀元年甲申三月十五日卒。朝來郡久世田莊賀納岳に表米大明神と祝ひ奉る）―都牟自（嫡男。難波朝廷癸丑、養父郡少領に補任、後是本朝在任。己未年に大領に轉任。飛鳥朝に至る在任三十一ヶ年。癸未年死）、弟荒島（次男。右人は己佐美家地宜舍を藤原朝廷に奉る。戊戌年、朝來郡大領に補任、奈良朝廷に至る在任十五年、正八位下、大領）―治長」と載せ、又朝倉系圖に「姓は日下部、家紋三木瓜。孝德天皇―有馬皇子、弟日下部表米（難波の朝廷、戊申年、養父郡の大領に補任せらる。在任三年）―都牟自（云々）、弟荒島（云々）―治長、弟弘道（國造、兵衞尉）、弟老（奈良朝廷靈龜三年、朝來郡少領に補せられ、養老七年に至り大領に轉任す、九年。天平勝寶七年死）―大繼（國造、兵衞、日下部）、弟子祖父（同上）」とあり。

クサカへ

又朝倉始末記に「倩ら往古を考ふるに、孝德天皇の皇子表米親王と申せしは、曩歲・異賊襲來の時、其の子荒島の王と共に、詔を蒙りて但馬の海に出で、一戰敵を靡けて歸京の時、叡感殊に甚しく、但馬の國朝倉郡の大領として、始て日下部の姓をぞ賜はりける。」など見ゆれど、孝德天皇の皇孫、或は皇子に表米など云ふ方・あるべき筈なく、而して日下部は前述諸記錄に照して、其の起原・明白なり。殊に當國日下部の首領は當國々造家にして、開化天皇の後裔、彦坐王・丹波道主父子の子孫なる事・著しければ、表米、並に其の子荒島と云ふは、此の御父子の丹波道經略、異賊討伐を傳說化したるものと考へらる。但馬考等も「武家系圖、孝德天皇第一の宮有馬皇子謀叛の罪ありとて、紀伊國藤代に討たれ給ふ。其の弟表米の宮も其の黨なりとて、但馬國に流され玉ふ。天智天皇御宇、異賊來り侵す。是に於て表米・日下部の姓を賜はりて、大將軍とし、異賊を退治せしむ。戰ひに功ありしかば、恩賞として養父郡の大領となる。表米の子孫國中に分處して、各地を以て氏とせり。所謂・八木、朝倉、

奈佐などこれなり。されど日本紀を考ふれば、表米のこと見えず。皇胤紹運錄にも此の人なし。竊かに按ふに、日下部姓は開化天皇より出で、彦坐王の後なりと姓氏錄にあり。彦王五世の孫船穗足尼は但馬國造の祖と舊事紀に見ゆ。是れ卽ち日下部氏の本源なり」など見えたり。其の朝來、養父等の郡領たるは、國造裔たるに據るにて、當國美含郡の權大領も日下部氏なる事・貞觀紀に見ゆ（第二十五項參照）。又系圖が弘道、大繼等の譜に「國造」と註するは、他國と同樣、中古に於いても、猶ほ宗族は國造號を賜ひしにて、國造裔なる事、彌々著しかるべし。此の系圖・表米の出自については悪しけれど、其の他は大體信を置くに足る。珍重すべし。表米以後は次の如し。

表米―都牟自（養父郡少領大領）―曾禰（勇禰）―山長―幅公―禰主
　都牟自―百足
　都牟自―物代―七國―乙益―廣成
　　物代―本麿―濱黒―濱人
　　　―黒山―黒長―黒公
表米―荒島（朝來郡大領）―治長―國當―國守（朝來大領）―

―弘道（國造兵衛尉）―大鯖―魚成
―老（朝來少領）―大繼（日下部公、國造、兵衛尉）―廣成
　老―子祖父（日下部）（國造、兵衛）―伯主
　　子祖父―年主

―乙主―豐貞
―禰貞（朝來少領）―安主―吉用
―地麿（天長死）―宗長（從八下 朝來少領、後大領）
―乙長―礒繼―氏安―恒定―貞主
―田丸
―倉增
―倉繼
　乙長―磯主（朝來大領）―貞禰（同大領）―利實（養父大領）―用樹（柳原貫主）
　乙長―磯永
　乙長―助涙
　乙長―涙經
　乙長―涙吉―安進
　　貞禰―忠實
　　貞禰―實樹（一本安樹）（朝來郡司（少領））
　　貞禰―忠樹（朝來郡司）
　　貞禰―忠本
　　貞禰―忠重

―公基―仲光
　公基―親竝（健兒所判官 竹田貫主）
　　親竝―助氏（一男、兼行判官代 養父郡朝來郡司）
　　親竝―左遠（朝來郡司）―貞任（延久四年死）―奉任（礒部貫主 康和元己卯死）―
　　親竝―佐光（朝來郡司）

―家貞（朝來山本領主 天永元死）―家次（日下大夫 德保元死）―家親（壽永元死）―家衡（元備後守）（天滿檪守 朝來郡司）―家春（小谷六郎入道）
―家房―千卷（太郎）
　家房―小日（下次）
　家次―家滿
　家次―家經―家經―家人（原三郎）
　家次―家脩（立脇新大夫）―家伊（同太郎）

―光房
―家俊（礒部次郎 貫主）―俊宗（中大夫）―家盛
―家廣（同東三郎）―家賴（東三郎）
　俊宗―家信（勢坂三郎）
　俊宗―家久―家道
　俊宗―六郎（入道）―日下次―日下太

―蕃在―親安（井櫟守 執官）―弘佐―
―則方（養父守領 號小留）―則國（落胤）―家貞―貞俊（曹司大夫）―成俊（稲尾）
―聖仲（禪光房）
―佐晴（櫟三郎大夫）―清秀（糸井 和泉守主）―清國（小泉太郎）
　佐晴―清奉（三方）―日下次―日下四郎
　佐晴―清奉―俊清（三方五大夫 同中大夫）―盛澄（高田大夫）
　佐晴―俊通（輕部六郎大夫）―俊宗（同大夫）―俊直（山本新大夫）
　佐晴―清遠―清家―家實
　佐晴―宗高（朝倉與三大夫）―高清（朝倉條を見よ）
―湛勝（糸井）
―家國―日下庄
　家國―日下次

以下は各・氏々條にあり。家紋三木瓜

88 因幡の日下部氏　當國々造も開化天皇皇子日子坐王の後にして、日下部頭梁の一族なり。（イナバ條、及び第二十七項參

照)。前太平記第八卷、天慶三年七月朔日、周防國朝倉の城合戰條に「寄手の大將草壁因幡介良連」とあるもの、此の族裔か。又田公氏も此の族にして、弓河内村日月宮・享祿五年の纂緣簿に「守護代田公遠江守日下部高時、」氣多郡勝宿明神永祿八年再興棟札に「草香部朝臣田公左衞門尉高淸」等見ゆ。高淸は山名誠豐の家人にして、河内村要害に據る。文書、記錄に高平、時高、賴高、高勝、高家、高治、高淸等の名も見えたり。田公條を見よ。なほ草苅條參照。

89 伯耆の日下部氏 第二十六項參照。當國の大族名和氏も日下部族と考へらる。名和、長田等の條に詳か也。

90 淡路の日下部氏 日下部朝臣姓と稱す當國飛松氏所藏の日下部氏家譜(天正二稔甲戌六月廿八日奥書)に「行は家傳の一字(關東四氏、橋本、外田、伊藤、上田、同西郡四氏、松田、何村、井田、波多野)、共に日下部末裔也、云々。吉行(日下部朝臣、備前國橋本嫡男祖)—信行(關東以來備前國下向)—賴行—道光(松田家中執權任)—秀孝—秀幸—白番。賴行の弟淨行(備中守宗高卿荒原村住宅)

クサカへ

—成行(前勝行)—能行—陸行—基行。道光の弟道春(馬天卿奈良津村住宅祖)—秀梁—秀伊—秀貫—秀典」と見ゆ。

91 大宰府の日下部氏 永承七年の大宰府々官連署に「大監日下部」見えたり。猶ほ・これより前、三代實錄仁和元年十二月條に「筑前國前醫少初位下日下部廣君」なるものあり。

92 筑後の草壁氏 高良神社の祠官として勢力ありしが如し。當國日下部の族裔なるや察するに難からざれど、大祝鏡山家の所傳に據れば、此の氏は鏡山家の庶族にして、「美濃理麻呂保續の五男良摩麻呂連成(一に保成)。神管領となりて高良山に居る、草壁氏の祖也。嫡子賀麻呂連德・家を繼ぎ、次子光麻呂・本司氏と號す、是より安曇氏分出す。連成八代の孫保只・延曆廿一年三井郡稻員邑の館に移る、因りて稻員氏に改む」(大祝系圖等)と。稻員氏書上には「連成十代孫保只」の後とす。カカミヤマ、イナカズ、イナバ、カウラ條を見よ。大祝鏡山氏は物部姓なり、而して物部族にも日下部氏あれば、此の草壁氏も其の日下部姓か。

93 火闌降命裔 日向の日下部氏(第八項、

クサカへ

及び第四十五項參照)にして、土持氏、眞幸氏・最も著はる。地理纂考、諸縣郡眞幸鄕條に「當郡司は、火闌降命の後裔・大隅薩摩隼人等と同族にて、後に氏を日下部と號し、世々郡司を承襲す。日向國圖田帳を調進せし・日下部宿禰盛綱も同族なるべし。建久の初め、眞幸太郞日下部重兼領主たり。重兼より五代貞房に至り、北原右兵衞佐兼幸、日下部氏に代りて眞幸を領し、飯野に在城す云々」と。又高牟禮神社條に「建武元年、日下部行房・大宮司職を嫡子行守に讓る文書、高牟禮勝右衞門が家に藏めたり。此の家世々當社の神官にて今に神事を掌る」と見え、又木原文書に眞幸院草部重兼の狀あり。其の他多し。眞幸條參照。諸縣郡領家の日下部なるは、第八項に云へる如く、兩日下王の御母が諸縣君たるに據るべし。

94 雜載 後太平記に草壁小太郞氏經、相州兵亂記に、一色直兼の郞等草壁遠江守あり。父子四人奮戰して死す。德川時代、松山松平藩重臣に日下部氏、秀康卿給帳に「千石日下部新三郞、」その他幕末鹿兒島島津藩に日下部伊三次、其の子祐之進、

また越後、志摩、近江木下半介代官日下部氏、及び彦根藩、對馬、備前等にも存す。又銀座由緒書に日下部甚左衞門見ゆ。

草香部　クサカベ　日下部に同じ、前條に併せ云へり。

草加部　クサカベ　同上。

草下部　クサカベ　同上。

草可部　クサカベ　同上。

日部　クサカベ　クサベ　和名抄、和泉國大鳥郡に日部鄕あり、高山寺本に日下部に作り、久佐倍と註す。又田代建仁二年文書に日下部鄕あり。又尾張に日部鄕、草部鄕あり。此の氏の事は、日下部條に併せ云へり。

日下部　クサカベ　日下部に同じ、古書に多く見ゆ。

早部　クサカベ　日下部の誤記より起る。

草部　クサカベ　日下部に同じ。

久坂部　クサカベ　同上。

日下部馬津　クサカベノウマツ　天孫本紀に「弟湯支命云々、日下部馬津、名は久流久美の女・阿野姬を妻と爲す」と見ゆるのみ。

日下部酒人　クサカベノサカヒト

1　日下部酒人連　日下部にして、酒人部の長たりし者の後なるべし。山城の古代豪族にして、神龜三年の出雲鄕計帳に「日下部酒人連小足賣」と云ふ人見ゆ。丹波氏の族か。次の氏の連姓を賜へる者と考へらるればなり。

2　日下部酒人造　酒人造と云ふに同じきか、サカヒト條を見よ。若し然りとすれば、日子坐王の後裔にして、丹波道主氏の族たるなり。

3　草鹿酒人宿禰　前項氏の宿禰姓を賜へるものなり。クサカノサカヒト條を見よ。

日下弓削　クサカノユゲ　河内國日下に住みし弓削部の後なるべし。正倉院天平寶字四年文書等に見ゆ。ユゲ條參照。

草上　クサカミ　クサノカミ　和名抄、丹波國多紀郡に草上鄕を載せ、久佐乃加美と註す。今草上村と云ふ。後宇多院御領目錄に丹波國草上莊とあるも、これ也。又播磨國餝磨郡にも草上鄕あり、久佐乃加三と註す。

草萱　クサガヤ　駿河國廬原郡に草萱邑あり。草薙明神鎭座す。

草ケ谷　クサガヤ

草苅　クサカリ　次の氏に同じ。

草刈　クサカリ　日下部の後裔と考へらる　クサカベ條を參照。

1　鎌倉時代の撰解文集に「草苅〇奈」と云ふ者見ゆれば、古くより存せしが如く、或は日下部の轉訛かと考へらる。後世・此の氏は、用明天皇の王子麻呂子の後裔と云ひ、又は仁德天皇裔と稱し、或は秀鄕流藤原氏の族なりなど傳へて、その出自については未だ定說なし、今は唯その傳說を列擧するのみ。

2　用明天皇後裔　因幡志に「草苅は用明天皇より五十代傳はりし名家、その初め美作勝北郡勝加茂より起り、東北條郡を切り從へ、大永の頃・當國に手を出す」と見ゆれど、古代の事は詳かならず。大永の頃、草刈加賀守衡繼ありて、因幡、美作に威を奮へり。因幡智頭郡淀山城（三田鄕新野見村）に據る。その子に三郎左衞門景繼、太郎左衞門尉重繼、與次郎等あり。內・景繼の子三郎兵衞は多賀家を嗣ぎ、後伊勢藤堂に仕ふ。又智頭の町人中屋善次郎は草刈の末葉なりと（因幡志）。八上郡若佐城も、此の氏の據りし地にして、諸國廢城考に「因幡の若佐城は毛利氏の將草刈氏・之に居る」と。安西軍策に「天正三年、尼子勝久は鳥取を去り、山中鹿之助云々等を率ゐて若佐の鬼が城へ楯

籠らる。是に由り草刈加賀守が嫡子三郎兵衛・若佐表へ打つて出で合戰する事數度也」と見え、同年九月、草刈三郎左衛門が一千餘騎にて先陣して鬼城を陷入れし事を載せたれば、その後の事か。

又智頭郡古用瀨邑茶臼山の城は、因幡志に「草刈加賀守の端城の迹。同出張、草刈三郎左衛門砦の迹」など見ゆ。

3 仁德帝裔 美作國吉野郡西粟倉庄坂根村里正所藏記錄に「人皇十七代仁德天皇の後胤加賀守從五位下衡繼、天文年中、作州東北條郡賀茂鄕高山城を矢筈山に築きて之に居り、因州知頭郡、作州東北條郡、英田郡、勝田郡等を領知する也。大樹義晴公に因州守護職に補せられ、天文十三年、從五位下に敍せらる。同年、後奈良帝より十曜の紋を賜ふ。故に家紋九曜を止め、十曜を以つて家紋と爲す。三郎左衛門尉景繼は、草刈明神と謚らるゝ是也。衡繼の嫡子也、高山城主と爲り、領知は衡繼に同じ。家督相續の時、大樹義輝公より御內書を賜ふ。草刈次郎重繼は後に太郎左衛門と號し、其の後對馬守に任ぜらる、衡繼の二男也。兄景繼の家督を相續して高山城主と爲り、領知は景繼に同じ。右草刈三代、高山在城の間の儀之を略記す。正德五乙未年十月廿七日。草刈利見判」と見ゆ。

クサカリ

此の里正は舊家にして草刈氏なり。本家は長州萩藩、幷に因州知頭にあり。又此の國東北條郡賀茂鄕に同姓ありと。高山城は東北條郡公卿鄕山下村にあり。東作志に「古城、高山、一名矢筈山。城主草刈加賀守衡繼、同三郎左衛門景繼、同對馬守重繼の居城。天文年中に之を築く。天正十四丙戌年に退城。在住の星霜四十餘年。草苅家記に見ゆ。山の高さ、大手の方・山下村まで廿餘丁。搦手の方・知和村まで三十丁」と。又作州古城記に「知和の高山の城は草刈氏世々居る」と。

4 秀鄕流藤原姓 草苅家系圖に「秀鄕(俵藤太、鎭守府將軍、下野守、武藏守、從四位下、母は下野大掾鹿島の女。大和國田原庄に住む、藤原也。承平の頃、江州勢多に於いて百足馬蚿を射る、龍王感じて秀鄕に報ずるに太刀を與ふ。俵、鐘、太刀は百足の功と稱す。鐘は三井園城寺に在り。俵の內の米は盡くるなき也。依りて寶俵と云ひ、時人・稱して俵藤太と云ふ。朱雀院御宇、平將門・下野國相馬

クサカリ

庄に下向し、內裏を築き、朝敵と爲る」即ち藤原忠文、源仲宣、平貞盛、藤原秀鄕等、將門退治の院宣を蒙る。然りと雖も、輙すく討つを得ず。秀鄕一人・相馬庄に下り、將門に仕へんと謀る。秀鄕は無双の美男也。將門の乳母・秀鄕に懸想し、而して遂に夫婦と成り、三年を經て、秀鄕・一男を生む、藤原秀重是れ也。天慶三庚子年二月四日、秀鄕遂に白羽の上矢を以つて將門を射殺して其の首を得る也。同年三月廿五日、秀鄕歸京。同月廿五日軍功の賞と爲して、下野、常陸、武藏、三ヶ國の守護職を賜ふ。同時に從四位下に敍せらる。秀鄕の威勢は勝げて、計るべからず。此の時、秀重は關東に留り、秀鄕は洛に歸る也)。○秀重(鎭守府將軍、下野守、從四位下、左衛門尉、或は十郎。子孫は下野國に在り)。○公脩○義光○賴行○行隆(太田判官大夫)。○行政(太田大夫)。○政光(小山下野四郎、大掾)。○公重(宇津宮左衛門尉朝綱の養子と爲る。仍りて宇津宮三郎左衛門尉と號す。掃部頭、從五位下、出羽守)。○基秀(氏家太郎、左衛門尉、五郎兵衛尉、安藝守。始め公賴。下野守氏家庄を領す。

故に在名を以つて氏家と稱す。將軍賴經公の時、足利尾張守家氏に屬し、陸奥國に下向す。其の後、奥州に住む)。○基近(草刈、初め公繼。童名安藝三郎、左衞門尉、右馬介、備前守。右大將賴朝公の時、其の身・若年たりと雖も、數度の軍功を勵み、將軍家三代に仕ふる也。寛元年中、足利右兵衞尉泰氏の嫡男尾張守家氏が奥州斯波郡に下向の時、將軍賴經の命に依り、父氏家安藝守基秀と相共に陸奥國に下向し、奥州草刈庄を賜ふ。故に在名を以つて稱號とす。其の後、足利氏・奥州五十二郡の郡代と爲るの時、在所・同國大崎に替る。後又出羽國守護職と爲り、㝡上郡山形庄に移らる。此の時、一族氏家と共に出羽國に赴く。竝に因りて基近の子孫は奥羽兩州に住す。家紋は九曜也。文永二乙丑年卒、七十六歳)。○迫繼(草刈太郎左衞門尉、右近將監、從五位上。或は親繼 法名自親。建長の頃、鎌倉將軍に仕ふ、賴嗣公、宗尊親王の時也)。○時繼(草苅式部大輔、加賀守)。○基繼(草苅太郎左衞門尉)。○貞繼(草苅備前守、三郎左衞門尉、右馬頭。元弘亂の時、北條高時の下知に從ひ、足利治部太輔高氏公に屬し、

クサカリ

京都在陣。同三癸酉年、高氏・關東に背くの時、貞繼高氏公の味方に在り、共に官軍に加はり、六波羅を責む。建武三乙亥年、相摸二郎時行が兵を起し、鎌倉に討入るの時、貞繼・關東に於いて戰功を勵む。同三丙子年、尊氏公九州沒落の時、京都の敵を支へん爲め、貞繼は備前國三石城に留る、此の外、軍功多し。玆により尊氏公天下一統の後、軍功の賞と爲して、因幡國知頭郡を賜ひ、曆應元戊寅年、始めて因州に下向す。其の後、淀山の城を築き、居城と爲す。爾來代々因幡國に住む)。○氏繼(草苅二郎、對馬守、備前守、從五位下。明德元庚午年、將軍義滿公の時、山名宮內少輔時凞、同右馬頭氏幸、追討に依り、義滿公の命を蒙り、氏繼・但馬國在陣。同二辛未年、山名陸奥守氏清、同播磨守滿幸・謀反の時、氏繼、滿繼の父子・軍忠を盡し、氏繼は本領の外、美作國苫郡を領す)。○滿繼(草苅佐渡守、越後守、從五位下。應永己卯年、將軍義持公の時、大內左京大夫義弘・和泉國に於いて、謀反を企て、西國の兵・大內の催促に隨ひ、泉州に馳上の時、滿繼は中國に在り、大內兵・山名殘黨と戰ひ、

クサカリ

退治す)。○秀繼(草苅隼人、太郎左衞門、將軍義政の時也)。○盛繼(草苅介二郎、三郎左衞門尉、佐渡守。應仁年中、山名左衞門督持豐入道宗全、細川勝元と京都に於いて合戰の時、山名に方人し、文明年中に至り細川の軍士と戰ふ。爾來山名□□公方家勤士。明應の比、因州淀山城に於いて卒す。法名規景)。○景繼(或は景次、三郎左衞門尉、伊賀守、母は山名彈正少弼是豐の女。明應二癸丑年、將軍義稙公・周防國に下向の時、一族を催し、御味方に參ず。永正五戊辰年、義稙公・防州より上洛の時、公を奉ず。同八辛未年、城州舟岳山合戰の時、先陣の大將を奉じ、軍忠を勵む。永正年中、播州の赤松、雲州の尼子等と戰ふ。景繼・重ねて因幡國に落合、唐櫃の兩城を築く。享保二己丑年卒、法名秀巖)。○衡繼(或は平繼、三左衞門尉、從五位下、加賀守、母は備後三吉の女。將軍義晴公の時、享祿二己丑年、父伊賀守景繼卒去の後、本領として因幡知頭郡を賜ひ、同年雲州尼子と戰ひて、因州高草郡、氣多郡を切取る。天文元壬辰年、公方家の命により九州に出陣す。同年、赤松一族浦上備前宗門、遠江

宗景の父子・美作國に戰ひ、衡繼を責む、作州の內、若干の郡鄉を切取る。東北條郡に高山城を築きて居城す。同二癸巳年、始めて作州に移る。同五丙申年、作州吉野英田兩郡を責祓ふ。同九庚子年、但馬國山名家と相戰ふ。尼子又山名に與力して衡繼を責む。此の時、作因の士、多く衡繼に屬し、遂に因幡國守護職を賜ふ。同十巳年、作州多口山の城を攻め破る。同十一壬寅年、衡繼・毛利右馬頭元就に屬す。茲により浦上宗景・又毛利家に從ふ。後奈良院御宇、天文十三甲辰年正月十日、從五位下に叙せらる。同時に軍功の賞と爲して、十曜の紋を下賜、爾來十曜を以つて家紋と爲す也。同十六丁未年、將軍義輝公の下知により衡繼・山名と和平す。其の比、尼子家の計策に依り、作州の牧、榎原等、其の外多く雲州に隨ふ。同十七戊申年、衡繼・大庭郡を切り取る。同十九庚戌年、宇喜多を攻め、又但州武田と戰ふ。同廿二癸丑年、尼子民部少輔晴久・美作國に打入る、衡繼・城に在りて防戰、尼子利なく、播州に陣す、衡繼即ち之れを責む、晴久引いて雲州に入る。同廿三甲寅年、三浦、市、芦田の三家・作州を攻め、眞島郡を責め從ふ。弘治三丁巳年、備前の浦上・公方家に背く、義輝公より退治の命を蒙り、備作播州に於いて、浦上と戰ふ。時に赤松一族數々背きて衡繼に屬す。軍功に依り、因幡、美作、幷に播磨、備前の內隨身、因州の知頭郡、高艸郡、氣多郡、八東郡、光井郡、作州の東北條郡、西北條郡、勝北郡、勝南郡、英田郡、吉野郡、東南條郡、眞島郡等を領地する也。永祿二己未年、嫡男三郎左衞門尉景繼に家督を讓り、其の身は高山北の丸に隱居す。家三十一年也。永祿十一己巳六月十二日卒、法名機用院殿隨應知巖大居士)。○女子(作州東北條郡吉見村岩尾山城主中西四郎右衞門菅原吉妻、云々)。○景繼(三郎左衞門尉、精兵也)。○若丸(早世)。○女子(中村越後守繼室)。○重繼(草苅次郎、太郎左衞門尉、對馬守、後に福岡と號す。母山名兵庫頭女)」と見ゆ。又草苅家傳之覺に「草苅三右衞門尉平繼は加賀守と號し、因州知頭郡を拜領す。居城は同國淀山。天文の頃、宇喜田宰相直家裁判の國・備前美作の所、加賀守然爲敵、其の頃數度合戰に及び、勝利を得、則ち美作の內・英田郡、勝田郡兩所を切り取り、北賀茂高山に一城を築き、家來草苅淡路守、黑岩土佐は右淀山の城守として、則ち加賀守は高山に在城致し、宇喜田と取合の節は此の南城を以□合候事」云々、以下甚だ長し。

思ふに此の草苅系圖は秀鄉後裔と云ひながら、宇都宮族氏家氏とする、甚だ怪しむべし。又後に云ふ奧羽の草苅氏の系と混淆せしものにして、採り難き點多し。蓋し因幡日下部の裔とする最もよきか。されど美作東北條郡三輪庄百々村落合城は、城主黑岩佐平守、進市兵衞尉、草刈左近允、中西四郎左衞門尉四人(何れも草州家の大將分)在番にして、天正年中落城と云ひ、同處農民淸藏家藏覺書に「美作國東北條郡百々村城山の古城は、明德二年、鎭守府將軍藤原秀鄉十六代草苅備前守從五位下藤原氏繼・軍功に付、公方足利義滿公より本領の外、作州苫郡を賜はり、其の節此の城を築く、又其の後天正の頃、右備前守十代草刈對馬守宣繼、代々者一族・黑岩土佐守、中西杢允、草刈左近、進市兵衞尉の四人相守る。天正十一年十二月、旗頭毛利輝元卿御指圖に付、草刈家抱へ殘らず退城仕り、信長公へ相渡し

申候」とあるを見れば、秀郷裔と云ふも廣く傳はりしが如し。蓋し母系などを混ぜしか。

苫東（苫田）郡矢筈山城は草刈重繼の居城にして毛利家に屬すと。又吉野郡西粟倉庄佐淵城は草刈與次郎（東北條郡賀茂庄山下村高山城主草刈三郎左衞門重繼の舍弟）の居城なるが天正七年、佐淵城より出で、筏津場ヶ原に於いて、新免勢と戰ひ、大に敗れて佐淵城へ入らんとし、新免備後守に討たる（新免古記）。又雲州軍話に「當國の守護人草苅三郎左衞門尉景繼」」皆木氏記錄に「天正六年草刈兵次郎重繼を大將にて云々」又勝北郡新野庄に景繼の屋敷跡あり。

5 宇都宮族氏家氏流　斯波家に從ひて奧州に下る。子孫・大崎家、最上家等に仕ふ。前項を見よ。又氏家基進を祖とすとあり。後羽前天童家の配下の將に草刈將監あり、天正中、山形と天童と爭鬪の際、天童賴澄方の大將たりしが、延澤能登守の叛するに及び、宮城に逃る。永慶軍記に「羽州山形の最上義光は、そのころ宮城の國分盛氏の家に、羽州天童の浪人草苅將監が居るを心憎く思ひ、戶部、田村と云ふ二人を遣して、草苅を殺さしむ。二人は草苅を國分の傍なりける寺中に伴ひ行き、其の首を取りて、一里許行過ぎしに、草苅が家人十四五人追驅けたり。其の聲にや驚きけん、玉田橫野の邊なる在家よりも人々、遁さじと罵り出でければ、二人は小野田方へ落行き、輕井澤の山路を經て、延澤が館へ行かんと吉岡まで走り、四釜より磐手山をも馳せ通り、一ッ栗の山路に分入り、三日を經て山形に歸り、草苅が首を見參に入れ奉る」云々など見ゆ。

6 雜載　毛利藩に草苅氏、又關長門守御家中侍帳に「二百石草刈勝三郎」など見ゆ。

草木 クサキ　備前、及び信濃等に此の氏存す。

荅氣 クサケ　和名抄、石見國美濃郡に荅氣鄕あり。

草里 クサザト　サウリ　磐城國白河郡（石川郡）草里邑より起る。清和源氏石川氏の族にして、岩城建武四年正月十六日文書に「石河草里四郎次郎」見ゆ。

草島 クサシマ　越中に草島の地あり。

九沙島 クサシマ　肥前の豪族にして藤原姓と云ふ。海東諸國記に「藤原次郎、丙子年使を遣はして來朝、書して肥前州上松浦九沙島の主・藤原次郎と稱す。歲每に一船を遣はす事を約す」と。又「義永、丙子年使を遣はして來朝し、書して肥前州上松浦九沙島の主・藤原朝臣筑後守義永と稱す。圖書を受け、歲ごとに、一舡を遣はす事を約す」と。草野氏の事か。

草住 クサズミ

草田 クサダ　高山寺本武藏國兒玉郡に草田鄕あり。

雜田部 クサタベ　田部の一種か。姓名錄抄、除目大成抄等に見ゆ。

草地 クサチ　豐後に草地庄あり、その地より起るか。

草津 クサツ　山城、近江、上野、安藝等に此の地名あり。

草露 クサツユ　信濃に此の氏あり。

草手 クサデ　美濃に草手鄕あり。

九里 クサト　クノリ條を見よ。

草留 クサトメ

草薙 クサナギ　駿河、羽前等に此の地名あり。關係あるか。伊勢の草薙氏は桑名郡御衣野の城主にして、日本武尊膽吹山より還りて、伊勢に入りし時の遺子の後裔なりと云ふ。草薙出雲守は三國地志に「桑名郡

溝野堡主とし、(一に淡川)、按ずるに、溝野村より出づ」と載せたり。又書記通證に「日本武尊の尾津の一つ松は劍掛け松と曰ふ。村西に八劔祠あり、村長を草薙氏となす」と見ゆ。

又越後彌彦社上條の神官、讃岐國那珂郡の名族にあり。

日柳　クサナギ　前條、及びクサヤナギ條を見よ。

草野　クサノ　カヤノ　和名抄、上總國山邊郡に草野鄕あり、後世萱野と云ふ。又近江國淺井郡に草野庄あり、東鑑に華頂御門跡領」と。又康正段錢引付に見ゆ。其の他、攝津、近江、磐城、筑後、肥前等に此の地名存す。又豊前に蒭野庄あり。

1　草野庄司　近江草野庄の庄司也。平家物語劔の巻に「賴朝・馬眠して、父に追ひ後れたり。その邊の者ども七八十人馳せ合はせて、虜らんとしけるに、賴朝打ち驚きて、鬚切を拔きて打ち拂ひければ、疵を被むる者もあり、又死する者も多かりけり。鬚切に歸へる驗とぞ覺えける。その夜は鹽津庄司が許に宿して、夜半ばかりに道しるべを得て、東江洲へ移りにけり。藤川、不破關も塞りて、京より討手の下ると聞えければ、義朝は雪の山に分け入りにけり。(中略)。兵衞佐賴朝は山口に棄てられたりしが、東近江草野庄司といふ者に扶けられ御座まし、天井に隱れ居たりし程に、賴朝少けれども賢き人なりければ、熟ら案じけるは、われ隱れ居てありとも、始終は露れなん。身こそはさてはつとも、源氏重代の劔を平家に取られん事こそ心憂けれ、如何にしてか隱すべきと思ひつゝ、庄司に語りて曰く『この日比養はれ奉るも、前世の事にこそ侍らめ、今一向親方と憑むなり。尾張の熱田の大宮司は、賴朝がためには、母方の祖父なり。それまでこの太刀を持ちて下り、申さるべき樣は云々』」と見ゆるもの之なり。與地志略に「草野庄司定康・昔源氏隨從の士にて、平治の亂に左馬頭義朝公、賴朝卿、御父子共に爰に忍び給ひ、定康・忠義を勵み、大吉寺に隱し奉ると云ふ。金王丸も冬中草野に居り、春尾州宇津美に行き、賴朝卿を强留殘しけり。故に文治三年二月九日に召出されて、草野莊を賜ひ、安堵の御敎書を戴く」」と。東鑑、「文治三年二月九日、大夫屬定康は關東の功士也。彼の近江國の領所・平家在世の時は源家方人と稱し、收公せられ滅亡す、今又守護定綱・兵粮米を徵す、之に依つて參上を企つ。即ち狼藉を停止し、元の如く領掌すべきの趣、今日仰下さる云々。去る文治元年十二月、合戰敗北の後云々、此の定康・氏寺大吉堂の天井の內に隱し奉る」など見えたり。子孫宇野氏と云ふ、淺井三代記に見ゆ。又千種氏も草野庄司定康の後なりと。

2　筑後の草野氏　東鑑、卷六、文治二年閏七月二日條に「丙子、二品(賴朝)・草野大夫永平の所望を擧げしむる事、殊功あるに依りて也。御書に云ふ。平家・朝威に背き謀叛を企つ。鎭西の輩、大略・彼の逆徒に相從ふと雖も、筑後國住人草野大夫永平、朝威を仰ぎ、無貳の忠を致し訖んぬ。仍りて筑後國在國司、押領使の兩職、本職たるの間、知行すべきの由、之を申すと雖も、此の如き事は、賴朝の成敗に非ず候。御奏問ありて、永平に宛て給ふべく候、恐惶謹言。閏七月二日。賴朝。進上帥中納言殿」と。次いで八月六日條に、「庚申、草野大夫永平所望の事、擧げ申さしめ給ふの處、帥中納言種經卿(經房)、奉書到

來。平家朝威に背き零落の時、鎭西輩・大略相從ふと雖、永平・彼の凶賊に與みせず、忠功を致すの由、天聽に備ふ（一本・洎ぶ）。仍りて筑後國在國司押領使兩職、相違あるべからざるの由、天氣に依りて執達・件の如し。閏七月廿六日、太宰帥」次に七日條に「辛巳、鎭西住人草野次郎大夫永平、殊に御感を仰り、本所帶・違失あるべからざるの上、別勸賞あるべきの由云々。是れ平家に從はず、偏へに朝威を仰ぎ、源家に與し奉るの故也」と見えたり。蓋し前より筑後在廳の官人たりしものか。

3　肥前の草野氏　前項に據れば、草野永平は筑後在廳官人の家たるが如きも、次の記事より云へば、松浦鏡社の大宮司相傳の家たりしが如し。即ち東鑑卷五、文治二年十二月十日條に「癸未、肥前國鏡社宮司職の事、草野次郎大夫永平を以つて、定補せらる。是れ且つは相傳に任せ、且つは奉公の勞を優せらる云々」と載せ、又卷十四、建久五年七月廿日條に「己卯、將軍家・御鎧、御劔、弓箭等を以つて鎭西鏡社に奉らる。彼の大宮司草野大夫永平、訴訟の事に依り、代官を差し

進むるの間、今日大藏卿賴平を奉行となし、之を請け取らしむ云々」と見ゆ。同書また貞永元年閏九月十七日條に「甲子、鏡社住人・高麗に渡り夜討を企て、數多の珍寶を盜み取りて歸朝の間、守護人・子細を尋問する爲、彼の犯科人等を召し取らんと欲するの處、預所は守護の沙汰を交ふべからざるの由、張行の旨、注申に就きて、今日沙汰あり。預所は抑留すべきに非ず、交名に任せ、早く守護所に召し渡すべく、乘船幷に賦物の事は同じく沙汰せしむべきの由、隱岐左衞門入道に仰せらる云々」と。

4　此の氏の發祥地につきては、草野系圖に「永平の父永經・筑後國草野に住したるより草野を氏號とす。永平の曾孫永綱・竹野莊河北鄕總公文押領使兩職を賜ふ」と載せたれど、肥前松浦にも草野の地名ありて、其の關係甚だ妨はし。筑後國史には「草野と云ふ名字の起りは、松浦郡に在るにやあらん。名所方角抄にも松浦玉島川の條に、此の川は草野の大村と云ふ地とあり。（今按ずるに、祇園執行日記抄に云ふ、貞和六年十月云々、鎭西探題一色入道、肥前國草野城に籠る云々）。若

し又草野と云ふ址・山本郡に在りといはば、名字の起りと成りし草野は、今の草野町にはあらじ。爰は城を定めたる後の町なれば也」と見ゆ。其の發祥地につきて、諸說あるのみならず、其の出自につきても、說・頗る多し。

5　藤原北家道隆流　肥前の高木、肥後の菊池と同族と云ふなり。觀興寺所載草野系圖に「道隆（中關白、從一位）―伊周（從一位、左大臣、流罪、洛に歸りて後、義同三司と號す）―隆家（中納言、流罪）―文家（權大納言、初名經輔、遠州波津久良莊流罪）―文時（權中納言、太宰府に流さる）―文貞（高木肥前守）―永經（草野武井城主元祖）」と。而して此の系圖は將士軍談に「今按ずるに、此の系圖は菊池系圖等と合はず、而して古文書、及び諸家譜と符する者少からず。必ずや由來する所あり、其の古物たるや疑なし」と見ゆ。

又「道隆―伊周―文貞（高木肥前守）

├秀貞（爲異賊討死）
├貞永（同次郎大夫　初住江州）―宗貞（同新太郎大夫　肥前高木住）
│　└宗家（同肥前守）
└顯貞（高木三郎大夫）―貞房（皇太后宮大夫）―家之（右京大夫）―家秀（下總守）―家宗（上妻次郎兵衛）

┃家能（同次郎兵衛尉）━家成（同四郎、正安元年三月筑後國目代）
┃家基（吉田三郎）━能茂（吉田小三郎）
┃政則（對馬守、大宰府流罪）━則隆（正五位上、延久四年初下向肥後國菊池郡）━經隆（菊池肥後守）
┃篤兼（大隅國配流、坂上、河俣、加良木、牛糞等、此子孫也）
┃貞宗（北野次郎兵衛尉筑後北野住）━家實（北野次郎大夫）
┃永經（草野、武井城主元祖）

と。次に菊池系圖には「文時（藤少納言）━文貞（號高木、肥前守）━貞永（高木三郎大夫）━長岡（號草野）」と載せ、又歷代鎭西要略は高木氏の系圖を擧げ、「筑前守貞永・是れ高木、草野、上妻云々等氏の祖也。貞永の次子を貞家と曰ひ、二郎大夫と號す。筑後に在りて北野氏を始む。貞永の三男を永經と云ひ、草野と號す焉。永經・永平を生む。筑後守に任ぜられ、松浦鏡社の宮司職を兼ぬ。子孫蔓衍し、嫡家は筑後に在り、庶家は松浦に處る。井上氏、赤司氏、上妻氏は、草野氏の支流也。其の一族の旗文は、日日足を以つて文となす」と。

以上多少異同あれど、菊池・高木・大村等の諸氏と同族なる事のみは動かすべからざるべし。但し中關白の裔など云ふは信じ難し、キクチ、タカギ、オホムラ條を見よ。

6 同上道綱流説 中村氏の家譜に「東三條關白兼家公三男山井大納言道綱より五代草野永綱卿」と見ゆ。又一說とすべきか。

7・安倍姓松浦黨説 草野氏は、前述の如く、松浦郡鏡宮の大宮司なるより、松浦黨出自に關する傳說を交へ、安倍宗任裔との說あり。卽ち松園記に「宗任四男、大村殿、大村松尾城、草野筑後守」と。又筑後地鑑に「草野系圖を尋ぬるに、里老曰ふ、其の先は、奧州栗屋川城主安倍宗任・肥前松浦鄕に配流さる。其の末葉・賴朝公より筑後に於いて、山本郡、御井御原郡の內三千町を賜ひ、草野莊吉木村に城く、故に草野太郎永平と號す。永平二十五代の後胤を長門守昭員と云ふ。昭員の子右衞門督鎭永、鎭永の子牖千代丸也。永平の比、同時に松浦鄕を賜ひ、世々領知せしむ。苗裔今の平戶松浦黨・是れ也」と見ゆ。此の說を採るもの、猶ほ多し、後に云ふべし。

8 常門説 草野氏は、又古代筑後の領主たりし常門の後裔との說あり。卽ち一本草野系圖に「草野常門・人王三十九代（天智御宇、當國領主此下十六代未詳）。常門十七代續系。

○草野永經・祖父貞永者、保安年中（從奧州、至當國上）妻、蒙目代職、六代相續、姓（不明）裔也。長寬二甲申歲、永經（不明）之爲續系、領筑後國移草野（不明）、賴朝公下文有之。

○永平・建久三子歲、善導寺建立、建久五寅歲七月十日、肥前國鏡社領大宮司職、承久二辰歲、善導寺造營、七堂宏麗、元仁元甲申歲七月朔日逝去、戒名、永阿彌陀佛。

○長阿彌陀佛・建保五午歲七月廿三日逝去。

○寂西法師・草野永平舍弟飯田六郎永信、寶治三己酉歲二月廿日寂。

○範阿彌陀佛・寬文四午歲十一月十三日逝去。

○永種━永純━永盛━永兼━性永━久永」と。

又筑後國史に「善導寺、別に一本あり、其の說・本文と同じからず。曰く草野常門は天智の御宇、筑後國の領主也。其の十七代の孫を草野永經と云ふ。本氏は安部也。永經の祖父貞永・保安年中、奧州

より筑後國に來り、上妻郡の目代職に補せられ、六代相續す。永經・筑後を領して草野に徙る。元暦中、賴朝公の下文あり、永經嫡子永平・建久五寅年七月十日、肥前國鏡社大宮司職に補せらる（今按ずるに、東鑑と相齟齬す）、元仁元申年七月朔日卒、戒名永阿彌陀佛。永經の次男某・建保五年七月廿三日卒、長阿彌陀佛と號す。三男飯田六郎永信・剃髮して寂西法師と號す、寶治三酉年二月廿日寂す。四男某・寬元四午年十一月十三日卒、範阿彌陀佛と號す。永平の嫡男太郎大夫永種・筑後守に任ず、康元元辰年四月十四日卒、要阿彌陀佛と號す。次男某・寶治元未年九月十八日卒、作阿彌陀佛と號す。永種の子大夫永純・筑後守に任ず、文永四卯年二月二十六日卒、慈阿彌陀佛と號す。次男永雄・三明太郎と云ふ。永純の嫡子太郎大夫永盛・長門守に任ず、正和五辰年三月五日卒、義保安阿彌と號す。次男經永・肥前松浦に住す、松浦草野四郎と號す。永盛の子太郎大夫永兼・三河守に任ず、正慶元酉年九月廿六日卒す、陸阿貞海と號す。其の子長門守性永・延文二酉年十月廿六日卒、仁宗眞阿と號す。其の子中務大輔久永・應永十二酉年八月朔日卒、花翁眞佛と號す。其の子但馬守守永・永享二戌年二月九日卒、持翁眞總と號す。其の子右衞門永吉、長門守に任ず、永享十一未年五月廿九日卒、覺翁眞了と號す」とあり。

而して、草野城は白雉年間に常門の築く所也。長寛の頃まで系圖知れず。神龜中に常興、寶龜中に常足と云ふ人、千倉神社記に見えたりと。されど此の千倉神社記なる者は、後世の書にして信ずるに足らず。卷首に永穗山千倉大明神は神功皇后を祭る也、天正中廢すと。又尾關眞勝云ふ、「觀興寺緣起に、草野太郎常門とある、此の太郎、幷に常門、都べて天智の時の名の風にあらず。若し此の人、實に在りしならば、太郎は大領なりしを、誤り傳へたるならん。古へは郡に大領少領と云ふ司ありし故、常門は山本郡の大領にて有りつらん」と。

9　鎌倉以後の草野氏　筑後國史に「永經（草野三郎藏人、筑後草野城に住す。長寬二甲申歲、筑後入國、始め北野に居る。其の先は奧州栗屋川城主安部宗任、肥前國松浦鄕に配流、其の末葉・筑後國に來る。永經の嫡男永平、賴朝公より、筑後國に於いて三千町を賜ふと。町數信じ難し。今按ずるに、地鑑、城館集等の說・之に同じ。但し永平の事と爲して、永經と稱する人なし云々）─永平（草野太郎大夫、筑後守、賴朝公より御下文あり。文治二丙午年、筑後國在國司。若宮八幡宮勸請。肥前國鏡宮社司神職。文治四戊申年、善長寺及び寶藏寺建立。承元二庚辰年、善導寺創造。○今按ずるに、合原氏所藏に、文治二年の棟札あり、銘に云ふ、草野太郎（大夫）藤原永平と。疑ふべき者也）」と。又「合原氏所藏系圖に常門（天智御字、當國領主、以下十六代未詳）─永經（祖父貞永は、保安年中、奧州より、當國上妻に至る云々。以下は上に載る所に同じ。一本若宮緣起に云ふ、三郎と號す）─永平─永種」と。

次に永平の後は「永平─

- 永盛（彌太郎）─經永（松浦四郎、住肥前松浦）
- 永兼（次郎）
  - 永久（次郎大夫）
    - 守永（長門守）─永吉（長門守）
    - 永雄（三明太郎・赤司新藏人）
    - 經永（松浦草野四郎）
    - 性永（孫太郎）─公永（六郎）
  - 性永（長門守）

「高永—永時（次郎、但馬守 號草野）
「永氏、（長門守『兩本』、別館を北河内に作る。兩本並に云ふ、文安三寅三月十九日卒、戒名慈雲眞叟）—忠永（太郎大夫、後に曜永と改む。長祿二寅年四月廿三日卒、戒名曜眞榮。兩本に見ゆ）—冬永（中務大輔、實は忠永の弟、文明六甲午、八幡社再興。○今按ずるに、社藏棟札に云ふ、『文明六甲午歳春三月吉（此の間・板朽損、數字磨滅』倉八紀伊守再興、大檀那草野中務藤原朝臣冬永』と。兩本共に云ふ、次郎大夫、播磨守、延德三亥歳六月廿三日卒、戒名消雲眞哲。今按ずるに中務を脱す）—重永（應永廿七庚子年、大友の命に依り、中國に往き、富田龍文寺に居る、月餘にして歸城。時年十九。大永五酉年二月卒。兩本並に云ふ、右衞門、長門守、大永五酉二月二十日卒、戒名性巖眞覺。永正中、善導寺門を再興。今按ずるに、赤司系圖・龍文寺に居る、四十餘日、實に應永廿七年也。此等の文に據り之を推せば、卒年百二十五。陰德記、蒲池物語、天正九年條に、長門守重永あり、或は鎭員に作る。但し物語は重

を鎭に作る。稻員記は鎭元に作り、西國記は鎭光に作り、九州記、治亂記、戸次軍談、天正十二年條に云ふ『長門守重永、其の子親永』と。志略、戰死目錄、亦云ふ、長門守重永と。重と鎭とは訓・同じ、故を以つて鎭永を誤り、重永と爲し、終に以つて長門守と爲す者あり。治亂記、永祿六年條に『草野親永は天文中卒』と。治亂記、及び九、戸、並に誤れる也。鎭員は天正七年に卒す。其の九年と載る者は亦誤れる也。」と。

重永は、北野林松院藏書に「永正九壬申二月廿五日、重永花押。」また「寄進し奉る・北野庄の内、田地壹丁（坪付は別紙にあり）の事、右志は毎年連寄法樂の爲め也、仍つて狀件の如し。永正九壬申七月廿五日。長門守藤原重永判」と。

次に重永—「賢秀—高連（此の二代・故あり、嫡流。○今按ずるに、兩本に云ふ『三十代重永。三十一代賢秀は長門守、享祿三寅四月廿二日卒、戒名俊覺眞保。三十二代高連は尾張守、天文四未年四月二十日卒、戒名松翁眞巖、三十三代親永』と。次に賢秀の弟「與秀（太郎、○今按ずるに、鏡山所藏、親照・秀家・親滿の連署、星

野中務少輔に與ふる狀に草野與秀あり。高良神領の事也。此によりて之を觀れば、兩本は蓋し誤りて之を脱する者歟。而して賢秀、高連、故ありて嫡流と言ふも、解すべからざる也）—親永（中務大輔。○兩本に、天文十五未年三月廿五日卒、戒名覺翁眞壽。或は云ふ、同十九戌年四月八月卒と。今按ずるに、北野天神鰐口の銘に云ふ『檀那草野中務少輔藤原朝臣親永、隈加賀守永次、内野四郎左衞門秀盛、灰塚左馬助秀家、龍集享祿四年辛卯四月日吉辰良』と。之に據りて之を考ふるに、其の大輔に作るは、恐くは非）—鑑直（長門守。兩本に云ふ、長門守、初め次郎大夫と號す、永祿三申五月六日卒、戒名永譽眞龍）、弟滿永（伊豫守、兩本同じ。兩本に云ふ、三十四代。天文十九戌年四月八日卒、戒名月空眞光。或は云ふ、同四未歳三月二十五日卒。三十五代鑑直と）。次に鑑直の子鎭員（中務大輔、鑑員に改む。元龜二年辛未、源氏女を願主と爲し、八幡宮再建。棟記に『造立し奉る、山本郡若宮三所一社、右精誠を運ぶの旨は、信心大施主（此の間腐滅）、大檀那草野中務大輔藤原朝臣鑑員、大願主源氏女、大宮司

式部丞清正、宮司榮圓阿闍梨、元龜貳年辛未九月十四日、敬白大工城井助左衞門尉藤原永次、鍛冶樋口左近丞、小工十五人』と兩本に云ふ『三十六代永直は次郎大夫、美濃守、元龜二未年七月十四日卒、戒名皓譽眞念。三十七代鑑員は天正七卯十月二十五日卒、戒名永譽眞巖』と。又陰德記、永祿六年條に筑後守鑑員あり）―家清（陰に清を或は雲に作る。初め鎭永、其の鎭元、鎭光等に作るは、恐らく非、説・上に見ゆ。鑑清に作る者も亦信じ難し。志略に云ふ、長門守重永、一に鑑永に作る。其の子中務大輔鎭員、其の子長門守鑑永、一に右衞門督に作ると。是れ混亂の説にて信ずるに足らず。棟記に云ふ『再興し奉る若宮拜殿一宇、大檀那草野中務大輔藤原朝臣鑑永、願主草野中務大輔藤原朝臣鑑員、天正五年丁丑十一月十一日敬白』と）―永廣（幡千代丸、太郎、肥前鍋島侯に仕ふ。○兩本に云ふ、幡千代、小太郎、肥前佐賀に質たり、後に鍋島侯に仕ふ。地鑑、雜事記、並びに云ふ、時に歳十三、後に太郎兵衞と號す、草書を善くし、鍋島勝茂に仕へ、一千石を食む。林松院所藏文書に草太郎大夫と）、弟永理（松千代、鹽足里に入る。兩本に三郎云々）」と見ゆ。

其の他、若宮緣起に「永經、永平の父子、文治中・鎌倉に至り、軍功あり、采地三千町、及び美婦二人を賜ふ云々、」と。また千光寺記に「榮西云々、郡主草野永平・檀那となり、山林莊園を奉施す」と。また善導寺位牌文に「當寺開基、大檀那草野太郎永平、永阿彌陀佛」云々などあり。下りて南北朝の頃、勤王に盡瘁す。正平九年草野永幸軍忠狀に「一色五郎已下の凶徒等、筑前國嘉麻郡に打ち出で合戰を遂ぐるにより、大將軍御發向の間、最前馳せ參じ、善導寺、大保、太宰府已下に於いて、所々の陣々にて宿直警固を致し、千手の要害に馳せ向ひ、度々合戰を致す云々」と。其の他、近時發見されたる文書に勤王事蹟多し。

次に有名なる發心嶽城は、小山田村耳納山中にあり。東西百三十間、南北百間。南は上妻郡北河内山、北は山本郡小山田村境の山城也。草野右衞門督鎭永、竹之城は要害全からざるを以つて、新に此の城を築きて移る。大友、秋月、高良山座主良寛等・屢々攻擊すと雖、城堅して陷る事能はず。攻守三年に及ぶ。天正十五年、秀吉九州征伐の時、旗を此の山に擧ぐ。秀吉・謀りて鎭永を北の關に賺し寄せ、大庄屋某が居宅に於いて是を殺す（集記）。臣從是に死する者二百餘人、此の事を聞きて發心城中にて自殺する者、又數十人。當時・草野氏は其の所領三千町に過ぎず、士臣の奉・又幾何ぞや、然るに危を見て命を致す者殆んど三百人、忠義勇剛の壯士と謂つべし。後世人の臣として義を忘る者を愧しむるに足れり、誠に人臣の本意と云ふべし。（筑後國志）。

九州軍記に「天正十二年、大友の兩將・高橋立花は、高良山に諸勢を打入れ、草野長門守重永が居城に押掛りければ、重永忽ち城をあけ、かねて構へ置きたる發心嶽にぞ引籠る云々」と。

又志略に「正平中、吉木村竹城主草野筑後守武繼、大永中、同但馬守鑑安、其の子包久」見え、物語、大永五年に鑑安、包久あり。又開基帳に「大城村光運寺は、寛正元庚辰年、草野大輔重親公に請ひて建立す。中村長福寺は寛正五甲申年に同上。八重龜村稱揚寺は、大永元辛巳年、草野鍾時公の家來、森部修理入道知尊の

建立、二王丸村法圓寺は天文元壬辰年、草野鑑時公（鍾の誤寫か）に請ひて建立、」と。又小野村内宮權現棟札寫、大永三年筑後大名交名に「草野殿、」鏡山文書に「草野興秀、」大友記に「草野家雲」等。筑後領主附に「一草野右衛門佐（鎭永）發心に居り、六百七十六町八反（一に六百六十六丁五反、一に三千丁）」と見ゆ。其の一族、田中家臣知行割帳に「三百石草野淸十郎、一千五百石草野熊之助（三潴郡中嶋村地頭、開墓帳に見えたり）、二百石草野三五郎、同草野茂作、大小姓番頭草野熊之助、三百三十石草野小五郎、」高良山三井寺神領檢地帳に「草野宮內少輔、」等あり。

草野氏居城吉木村竹之城跡は耳納山中にあり、東西四十間、南北五十間。草野氏代々の居城にして、若宮緣起、寬延記等には武井城に作る。又同村吉野犀舘は同氏代々の居舘也。

10

肥前後世の草野氏　松浦草野氏は前述の如く、同じく大夫永平の後にして、明白に筑後草野氏と同族なれど、其の關係の明白ならざる點多し。其の居所・草野の大村については、管內志に「大村は土地の廣きなどにて負せたるべし、」と云へど、草野氏は根本に於いて、大村氏と同族、同紋なれば、此の地名の起りしものか。同所に大村大明神も存す。

氏人は豐後圖田帳に「海部郡國領小佐井鄕七十町、地頭肥前國草野次郎經永」を載せたり。此の人・草野系圖には「永平―永盛（彌太郎）―經永（松浦四郎、肥前松浦に住む）」と。又「永盛の弟永兼（次郎）―永久（次郎大夫）―經永（松浦草野四郎、肥前上松浦住）―秀永（松浦草野二郎、豐前守、右近將監、建武三年、洛陽合戰に於いて、名和伯耆守長年を討取る）」と。又一本に「永平―永種（太郎大夫）―永純（同上）―經永（松浦草野四郎）」など見ゆ。また弘安舊記に「蒙古賊船云々、時に草野次郎、密かに船二艘に乘り、志賀嶋に向ひ、賊廿一人を斬る」とあるも經永なるべし。次に松浦郡馬場妙音寺所藏文書に「草野次郎入道圓種の女子藤原氏女、當知行の地、一圓宣旨に任せ、管領・相違あるべからずといへり。天氣此の如し。口狀を以つてす。元弘三年八月二十九日。權左少辯」と。此の次郎も經永なるべし。次に梅松論に「名和伯耆守長年は豐前國の住人草野左近將監に討たる云々」と。こは經永の子秀永にて、豐前守と稱するが故に、肥前を誤りて、豐前と爲すかと云ふ。合原氏藏書に此の「松浦草野二郎豐前守秀永は永兼の弟也。肥前國松浦に住す。秀永の靈を吉野尾に祭りて小森大明神と號す。永平の靈と合せ祭れり。每歲二月廿三日祭禮を行ふ。此の日城內の諸士・皆齋戒して靈前に詣で、武具を飾り、堅く物音を禁ず」と載せたり。

其の後、太平記卷三十三に「草野筑後守（武繼）、子息肥後守（宗爲）」を載せ、又河上社至德元年八月廿一日文書に「草野駿河入道殿」と。同時の文書に「上松浦一族、下松浦一族云々」とあれば、此の草野氏なるや明白とす。續いて後太平記、嘉吉二年に「草野小太郎氏繼、」鎭西要略、永正五年正月條に「草野長門守親永、同松浦中務大夫永信」あり。

また松浦古來略傳記に「鏡大明神、第一宮・神功皇后、第二宮・大宰大貳正二位藤原散諸公也。神主草野宗瓔の苗裔、百二十町。下社家拾軒。諸寺院合せて百廿三軒、天台宗。桓武天皇延曆三年、御寄附有之」と。

下りて元龜二年正月、吉井左京・肥前國岸岳城主草野四郎種吉と領地の堺を爭論し、度々合戰に及ぶ。草野四郎は元原田了榮の三男也。草野中務永久の養子となり家を繼ぐ。玆により了榮は深江豐前守を以つて和睦を勸むと雖も、草野更に承引せず、剩へ鹿家峠を越え、吉井、深江、兩人の城下を燒き拂ふ。小勢たるにより、使を小金丸、波多江等に遣はして加勢を乞ふ。小金丸、波多江、同十五日暮方、由井重留等と吉井濱に出張するの處、草野方利なくして引き退く。之に因り吉井、深江、亦引いて居城に入る。小金丸、波多江等、此の由を聞き夜明を待ちて引き退かんと欲し、先づ野陣を取る云々。寅刻許り、草野勢押寄せ鬨を作る。小金丸等・備を押出し、敵陣を伺ふに、只四五百人・一處に在り、敵の小勢たるを見て、小金丸、波多江等深く入りて攻戰の處、草野の伏兵六百餘人、青木、大村等の兵・一度に起りて小金丸、波多江等の後を包みて責め戰ふ。身方・大狼狽して、重留六郎、波多江上總介鎭種、同次郎、岩熊河內、吉田又五郎、德丸勘左衞門、鬼木次郎八等三十九人、一時に戰死す。深江、

吉井等、鐵砲の音を聞き、一騎駈に駈け來て力を盡して攻め戰ふ。草野大村已下、二度の合戰に打ち負けて、草野を指して將に引入らんとする處、追討ちにして討ち取る首百許、鹿峠に切りかけて歸陣す。原田は之を聞き、雙方を鎭めんと欲し、高祖より打つて出づ。此の時・兩陣已に引退くの由を聞き、加布里城に滯留す。重留、波多江已下の士、吉井濱に於いて戰死の骸骨を所々に送りて、草野吉井の和睦を爲さんとすと。又高祖城主原田下野守信種・實は草野中務大輔鎭永の男、原田親種の死後、了榮是を養ひて親種が子とす。鎭永は了榮が三男なり。信種は了榮が孫なり（管內志）と。此草野氏は松浦の大村にありて、大村殿とも呼ばれしを以つて、彼杵、藤津の大村氏と紛ぎるゝ點多し。オホムラ條を見よ。

11　筑前の草野氏　中務大輔永久が猶子中務大輔鎭永入道宗揚は筑前高祖の原田氏に從ひ怡土郡深江、山上城に據る。原田下野守信種は鎭永の子也。フカエ條を見よ。怡土郡白山宮御幸連名に「右は草野長門守家並に客向の人」（元龜元、九、吉日）として、「吉井玄蕃允、同藏人允、廨井田播

磨、大庭伯耆、楢崎備前、山崎越前、靑木右近。〇圓通寺、楊壽寺、法林寺、陽德院、千福寺、正壽庵、明光寺。〇丶庭彌三左衞門、同伊賀允、長田市之允、中村伊豫允、鍪田隼人佐、楢崎彌八左衞門、林田雅樂助、小池拾助、長崎加賀允、高木源太左衞門、吉村重左衞門、大庭主計允、安心院藤左衞門、同善左衞門、谷口勘解由左衞門、安部主計允、同八左衞門。〇久安寺、陰主坊、淸陽坊、奧ノ坊、淨知坊、杖立坊、大門坊、正覺坊、法正坊、正慶坊。〇市丸兵衞、小島長門、速水德兵衞、安心院杢左衞門、川添三郎兵衞、諸岡藤之助、楢崎土佐、江川釆女、佐々木藏人、加茂忠助、草場三郎兵衞、太田七郎兵衞、栗原源兵衞、岡崎新左衞門、野崎善左衞門」と見ゆ。

12　豐前の草野氏　梅松論に豐前國住人草野左近將監あり、前述す。次に應永戰覽に「草野民部少輔、草野右馬允吉平、」また「草野民部允、其の子義平」と見ゆ、宇佐郡の豪族也。

13　菅原姓　磐城國行方郡の草野邑より起る。此の地は岩松文書、弘安元年道受讓狀に「陸奥國千倉庄、加草野定」と載す。

而して相馬文書、正平七年執達狀に「草野通率一族、田村庄宇津峰を攻めらるべし」云々と見ゆ。

此の氏は古代記に「菅家の餘流にして、當國に下向す。草野主殿と稱せる人は、大森城に居る、云々」とあり。

又中村城主に草野直清あり。奥相志に「天文中、黑木兄弟謀叛し。顯胤公之を討ちて、二人を勝善原に誅す。而して草野式部直清をして中村城を守らしむ、天文十二年四月也。永祿六年、直清反逆し、郡内擾亂す。盛胤、義胤の二公•之を攻め力戰して直清を馬場野に殺す」と載せたる之れ也。又奥相茶話に草野將監(慶長)見ゆ。又德川時代、中村相馬藩の重臣たり。

14 雜載　下野國志に「一向上人、氏は草野、父永泰は筑後國出生。剃髮して俊聖と名づく。初め諸宗に亘り、後に記主に投じ、名を一向と改む。弘安十年、近江國馬場に於いて立化す矣。禮智阿聖は堀河中將師隆の男也。十七歲にして三井寺に於いて薙髮し、常に新羅宮に詣で、道心を祈ること深し。神•向師を示す。建治三年、廿一歲にして出寺、向師を尋ねて備中國に至り、吉備津宮に於いて始めて師とす焉」と。此の氏•後世•肥後宇土藩士に草野正(石瀨、漢學者)、また岩代備前等にも存す。

草場　クサバ　九州に多し。草間條參照。

1 大神姓　豐前國中津郡草場邑（古の中臣村）より起る。この地に在廳屋敷あり。而してこの邑に鎭座する官幣大神宮傳記に「豐日別宮、或は在留多比古社、沙伊和井宮、寶鏡御正躰、長光社務、相傳秘決。宇佐放生會行幸會、御進發の節、御幸櫃三合(櫃の緒は京都郡岩熊村の名族•麻を以つて之を獻す)、勅使、今居津、草場宮に至り、官幣を神殿に安んず。豐日別大神を官幣と合せ祭り、而して官幣大神を崇む。勅使•海上風波の難在れば、草場大神定護人、在廳官人、勅使代として下る。神幸の經路は、八月九日、草場の社を御發輿、國作御所屋鋪處に至り假宿也」」と見ゆ。又元龜天正の頃、下毛郡の豪族に草場義忠あり。

2 筑後の草場氏　竹野郡の草場庄より起る。この地は近藤文書に「くさばせうらのざいけらの事(永仁五年)」と見えたり。而して此の氏は、諏訪村舘に據り、草場庄(東鄕の內)拾五町を領す。明石田村の八幡社は、此の氏十五代の孫草場兵衞九郎尉の勸請にして、神田一町を寄附す。今猶は其のほとりを神田と云ひ、草場の末孫は諏訪、明石田に現住する者十家(寬延書上)ありと。

此の氏の事、姬野家記等にも見ゆ。

3 筑前の草場氏　原田の家臣に此の氏あり。又白山宮御幸連名に草場三郎兵衞、又肥前の儒者に草場佩川、同船山あり。

草葉　クサバ　前條氏に同じ。原田家臣にあり。

葉羽　クサバ　同上。

草林　クサバヤシ　安西軍策に、草林式部(小早川方)を載せたり。

草原　クサハラ　カヤハラ　和名抄、武藏國埼玉郡に草原鄕あり、加也波良と註し、高山寺本には萱原に作り、加夜波良と訓ず。又越前國足羽郡に草原鄕あり、久佐波良と註し、出雲國飯石郡にも草原鄕を收む。此の氏は武藏私市黨の一にして、私市系圖に「武藏權守家盛—家景—忠家(草原祖)」と見ゆ。キサイチ條を參照。

草彈　クサヒキ

草生　クサフ　クサウ　伊勢國安濃郡草生

邑より起る。長野工藤家の一族にして、且つ其の配下の將なり。勢州四家記に「安濃郡草生工藤家は長野の與力云々」と。而して、三國地志に「草生堡・按ずるに草生式部少輔、其の男越前守居守」と。又名勝志に「越前守、民部少輔之に居る。後織田信長に滅さる」(五鈴遺響、古老口碑)とあり。又應仁略記に「草生の大和」見ゆ。

草深 クサフカ　これも伊勢國安濃郡の名族にして、日下部裔也の說と、草生工藤族也の說とあり。クサカ、クサカベ、及び工藤條參照。

草臥 クサフセ　正訓不明。闕長門守家中侍帳に「四拾石、草臥淸吉」を載せたり。

草部 クサベ　クサカベ條を見よ。

日部 クサベ　同上。

草部屋 クサベヤ　これもクサカベヤか。

草間 クサマ　信濃、備中に此の地名あり。又草場と通ず。

1　淸和源氏村上氏流　信濃國高井郡草間邑より起る。村上爲扶の後也。ムラカミ條參照。而して當郡安源寺城(安源寺村)は其の居城にして、甲鑑に「くさま備前守十二騎」と載せたり。
又當國伊那郡にも草間氏ありて、草間砦に據る。郡記に據るに「草間氏の堡砦址は小野の村西方に在り。天文年間、草間備前之に住す。小笠原長時の旗下に屬して豪將たり。弘治年中、武田信玄押領の地と也、此の時、從仕して武名を顯し、下りて天正十年、織田氏の爲めに主家と共に沒落す」(闕順次氏)と。一族甲斐にも存す。

2　筑後の草間氏　クサバ條を見よ。又前項氏とも云ふ。

3　雜載　鯖江藩に草間壽一あり。南部藩の掛屋に草間伊助・豪商なり。

草馬 クサマ　前條氏に同じ。甲州のものに草間備前守見ゆ。

蒭見 クサミ　和名抄、豐前國中津郡に蒭見鄕あり。高山寺本には蒭野鄕に作る。島津家譜に豐前の人草見彥三郎あり、此の地より起りしならん。

草見 クサミ　和名抄、能登國珠洲郡に草見鄕あり。

草皆 クサミナ　正訓不明。

草村 クサムラ

草叢 クサムラ　日用重寶記に見ゆ。

草谷 クサヤ

草柳 クサヤナキ　クサナギ

日柳 クサヤナギ　クサナギ　讃岐の名族草薙氏に同じ。維新の頃、日柳燕石あり。

草山 クサヤマ

1　淸和源氏山名氏族　山名時氏の子、氏重・始めて草山を稱すと云ふ。中興系圖には「草山、淸和、山名伊豆守時氏男、駿河守義治・之を稱す」と見ゆ。明德記卷下に「草山駿河守、」とある者、卽ち此の人にして、山名修理大夫の弟、「美作勢を差副へて、都合その勢五百餘騎云々」などと載せたり。

2　和泉の草山氏　前項氏の後と稱す。卽ち紀伊國土丸城主草山駿河守義治の孫與右衞門元成は根來より和泉國日根郡上瓦屋村に移住しける折柄、天正八年・顯如上人大阪石山本願寺を退きて紀州を指して落行く途、其の宅に追手を避けし時、元成は上人の法話を聞きて歸依し、眞言を眞宗に改め、猶ほ出家して僧となり、上人より乘珍の法名、及び元成寺の號を授けらる。卽ちこれ元成寺の起源也と。

3　雜載　田中家臣知行割帳に「二百五十石草山作太夫」を載せたり。

櫛 クシ

串 クシ　大村記に串某見ゆ、天文頃の人にて大村純前に從ひて武雄に移る。又甲斐、

上總、加賀、長門等に此の地名あり。

久自　クジ　久慈と相通ず。

○久自國造　久自國とは、後の常陸國久慈郡の地を云ふ。物部氏の族にして、國造本紀に「久慈國造・志賀高穴穗朝(成務)御代、物部連の祖・伊香色雄命三世の孫船瀨足尼を國造に定賜ふ」と載せたり。此の國造につき、新編國志は「風土記、久慈郡の初め殘闕して慥ならず。但し薩都里の處に『古へ國栖あり、名を土雲と云ふ。爰に兎上命兵を發して誅滅す云々』と見えたり。此の兎上命、若しくは伊香色雄の男にして、崇神の朝に、こゝにて勳功ありしにや。されば船瀨足尼は、其の子孫にて、父祖の功を以つて爰に封ぜられしなるべし。扨て此の久自國造は、後にいかになりけん、確ならざれど、續日本紀に那珂郡の郡領は、宇治部氏なる由見えたるに、宇治部氏は、もと物部より出で、伊香色雄の後なれば、彼の郡へ移れる者か」と。されど此の說・非なり、ウヂベ條を見よ。

又醫道系圖に有道氏は此の國造船瀨足尼の後裔と云ふ。よりて有道姓兒玉黨を、此の久自國造物部の後とするものあり。アリミチ、コダマ條を見よ。

久慈　クジ　常陸に久慈郡あり。古代久自國の地にして、後世久慈庄あり。又陸奧に久慈の地存す。

1　久慈國造　前條を見よ。

2　金姓　陸奧國九戶郡久慈邑より起る。當國久慈氏の出自については紛らはしき點多けれど、深秘抄に「久慈、本苗は昆なり、譜代並になりて、紋は劔花菱を用ふ」と載せ、而して昆は、又金、或は今の字を用ふ（コン條を見よ）る奧州古來の大族なれば、恐らく然らんと考へらる。後次項に見ゆる如く、南部家の支族・久慈を領して久慈氏を稱し、又大浦爲信(始名久慈彌四郎また爲治)も此の氏より出で、津輕家を起せり。津輕郡中名字に、「南部云々、其の後久慈備州來る。大浦信州は備前守の子也」と。又杜陵古事記に「大浦爲信は、久慈備前の末子云々」奧南盛風記に「爲信は、南部の庶流、久慈備前が弟也」と。又關八州古戰錄に「津輕右京爲信は、初め久慈次郎左衞門と號す。元は久慈の湊の鄕士にて、數代吉田の邑に住居ありしが、爲信・武勇の鋒先を以つて、南部の分內を伐ち捕にし、終に津輕領百三十村を劫畧して、弘前に城

を築き、是に移り、一幡の家を起されたり」とあるこれ也。詳細は大浦條を見よ。

又南部士譜に「久慈は家紋、もと割菱、今は左首一巴繪なり。久慈修理、實は晴政公の子にて、久慈の聟と爲り、津輕に住居、其の子彌六重房、三戶へ歸住」と載せたり。

3　淸和源氏南部氏流　奧南舊指錄に「七戶氏は、南部光行公の三男、太郎三郎朝淸の末也。七戶氏の別れ、久慈、藤村、野邊地。久慈よりは松原、攝待、別る」と載せ、又深秘抄に「光行の三男太郎三郎朝淸の末、七戶氏の別れ久慈氏は、文明年中久慈を領知し、後備前の時に九戶に一味して本家斷絕す」と見え、岩手縣史談に「久慈館は新町にありて、新町館といへり。承久二年、南部三郎光行の三男三郎朝淸に、本郡の半を與へて之に居らしめ、久慈を以て氏とす。後七戶城に遷り、其の族久慈某を此の館に置く。天正二十年六月に至りて、久慈修理の時之を毀つ」とあり。又地名辭書に「南部系譜に、一戶行朝の字を久慈三郎と爲し、居住糠部內久慈とあるは信じ難し。系譜には、又久慈與三郎信實あり。文明明應の比の人

にて、二十祖信時の舍弟なり。その他にも久慈家號の人多し」と見ゆ。

4 奥州久慈氏は天正南部領内四十八城註文に「種市、山城、破却、久慈孫三郎持分」また「野田、山城、破却、信直抱、代官久慈修理」盛風記に「九戸右京政實一族久慈（天正元年）」又參考諸家系圖に久慈氏の人多く見えたり。

5 阿倍氏流 久慈氏は一に奥州安倍姓なりとの説あり。

なほ長田條を見よ。

久志 クシ 薩摩川邊郡久志邑より起る。當村九玉社棟札に「寛正五年甲申九月、九玉大明神御社一宇、當領主藤原國久、當所地頭藤原秀家」と。また「永祿七年甲子十二月、大檀那島津藤原朝臣日新、當檀那島津藤原朝臣忠長」など見ゆ。

久次 クジ 丹後國丹波郡に久次保あり、田數目錄に見ゆ。

郡司 グジ グンジ條を見よ。

串占 クシウラ クシラ 和名抄、大隅國肝屬郡に串伎鄕あり、高山寺本・串占に作る。北原氏のありし地也。クシラ條を見よ。

櫛岡 クシヲカ

串岡 クシヲカ

串伎 クシキ 和名抄、大隅國始羅郡に串伎鄕あり。串占條を見よ。

櫛木 クシキ

1 清和源氏小笠原氏流 阿波國の豪族にして、故城記、板東郡分に「櫛木殿、小笠原、源氏、紋松皮大瓶」と載せたり。

2 この氏・信濃にも存す。蓋し本・當國より起りしならん。

久此岐 クシキ

久志木野 クシキノ 次の氏に同じきか。

串木野 クシキノ 薩摩國日置郡（薩摩郡）串木野より起る。この地は、文和四年島津師久の文書に櫛木野に作る。

此の氏は伊佐平氏の族にして、串木野城（串木野、村上名）に據る。鎌倉の初め、薩摩六郎忠直の三子串木野三郎平忠道（忠直は川邊道房の弟）此の地を領せしに始まり五代七郎忠秋に至り亡ぶ。忠道は冠嶽頂峯院承久二年文書に「薩摩郡串木の領主串木野三郎平忠道」と見ゆ。

南北朝の際は宮方に屬し、王事に盡す。文和四年十一月五日文書に「櫛木野城郛、宮方大將三條侍從云々、當彦次郎入道以下云々」などある之なり。當城は地理纂考、串木野鄕上名村串木野城條に「建久年中、薩摩六

郎忠直が第三子・串木野三郎忠道、串木野を領す。忠直は平姓にて、川邊領主平次郎道房が弟、頴娃三郎忠長と同姓なり。累代國命に應ぜず。忠道より第五代薩摩七郎忠秋に至り、島津貞久・當城を拔く、忠秋は知覽（チラン）に遁る。文和四年、阿多北方の領主・鮫島蓮道、知覽忠世（忠世は忠秋が後なり）等、三條泰季に從つて、串木野城を攻む。島津師久是を破り走らす。此の時家臣猿渡信重戰死す。島津立久に至り、川上又八郎忠塞に串木野を與へ、當城に移らしむ。忠塞の孫上野介忠克が時、出水城主島津實久に屬して、島津氏に反す。天文八年六月、島津貴久是を討つ。八月、忠克降る。元龜元年、島津中務家久に隈之城を與へ、串木野を管轄せしむ。天正七年家久・日州佐土原に移り、其の後地頭をおく」と見ゆ。

櫛木野 クシキノ 前條氏に同じ。

久重 クシゲ ヒサシゲ條を見よ。

櫛笥 クシケ 雲上家の一にして、藤原北家四條家流也。初め四條隆憲の男隆致、後西院天皇の外祖にて、此の家を起す。其の子・隆朝―隆方―隆胤―隆賀―隆成―隆兼―隆秀―隆周―隆望―隆久（康具）―隆邑―隆起―隆韶―隆義―隆督にて、德川時代、羽林

家、新家。百八十五石、後百八十三石。中筋東側。寺は盧山寺。內々。現今子爵。

櫛笥　御合印

串崎　クシサキ　石見にあり。

櫛師　クシシ　和名抄、能登國鳳至郡に櫛師鄉あり。高山寺本に櫛師に作り、久之之と訓ず。田數目錄に櫛比庄とあるに當る也(地理志料)。クシヒ條を見よ。

櫛島　クシジマ　藤原姓也。

櫛栖　クシス　相摸の豪族にして、藤原北家、糟屋盛久の子余一時久、櫛栖を稱す。

櫛田　クシダ　和名抄、伊勢國多氣郡に櫛田鄉あり、久之多と註す。又越中國射水郡にも櫛田鄉ありて、又久之多と訓ず。此の地に櫛田神社あり。又筑前、肥前にも櫛田神社存す。前者は博多、後者は神埼郡にあり。社記に「建長三年、鎌倉將軍賴嗣•別當季能を宮司職と補す」と。當地方屈指の名祠也。

1　藤原北家糟谷氏族　糟谷系圖に「闕本大夫義忠の子某(櫛田與一)」と見ゆ。相摸發祥か。

2　赤松氏族　赤松系圖に「赤松賴則—則景—有景(櫛田八郎)」と載せ、一本に「子

孫絕ゆ」と。岡本系圖には「白幡城主賴則—有景(號櫛田八郎)」と見え、「丸に二引兩、左巴」とあり。

3　雜載　福岡黑田藩に櫛田駿(北渚)、又岩代にも此の氏あり。猶ほ武藤條參照。

串田　クシダ　前條氏と通ず。全讃史に「串田城(在氷上下村)は串田龜大夫•之に居る」と見ゆ。讃岐の豪族也。又織田信雄分限帳に串田忠兵衛あり。伊勢國櫛田鄉より起る。

櫛谷　クシタニ

久士知　クシヂ　豐後大友氏の族なりと。久士知條を見よ。

久室　クシツ　相摸發祥、平氏と云ふ。

串戶　クシド

櫛戶　クシド　豫章記に櫛戶中務丞を載せたり。正平頃の人なり。

櫛無　クシナシ　和名抄、讃岐國那珂郡に櫛無鄉ありて、久之奈之と註す。

久志野　クシノ　次の氏に同じ。

櫛野　クシノ　豐後國宇佐郡櫛野邑より起る。當宇佐郡の豪族にして、天文永祿の頃、櫛野彈正忠あり。大友能直の孫大炊六郎親重より出づ。親重は建長元年、速見郡木付に封ぜられ、木付氏の祖たり。其の子「能眞—貞重—賴直—親直—親公—能世—直忠

—親忠—親貞—親久—親家—親實—茂晴(彈正忠)」にて、茂晴は、宇佐郡三十六士の一、妻は鞍掛の城主田原右馬頭親貫の妹なり。天文中、深見鄉櫛野村の地頭職となり、木付を改めて久志野を氏とす。弘治二年四月、茂晴は龍王城に據り、大友義鎭に降る。而して子なきにより義鎭の三男主計頭義茂を嗣とす。其の子「茂勝—時久—政時—有歲—則鎭—鎭昌—鎭玄(寶永二年沒)」代々宇佐宮の武官なり(宇佐郡史談)と。

櫛椅　クシハシ　和名抄、相摸國大住郡に櫛椅鄉あり、後世串橋邑と云ふ。

串橋　クシハシ　次條氏に同じきか。

櫛橋　クシハシ

1　赤松氏流　赤松氏の一族にして、赤松家風條々事に、當方御年寄として此の氏を收む。赤松則景の八男八郎有景の後裔にして、永祿の頃、播州志方の城主に櫛橋豐後守伊定あり、是れ黑田長政の外祖なり(武藤敬次郎氏)と。志方邑安樂寺は、永祿中、櫛橋秀則の重興と傳へ、又同處觀音寺城は、天正中・別所氏の一族櫛橋左京亮伊則の城址と見ゆ。德川時代、福岡黑田藩用人に此氏あり。

2　これより前、太平記卷九に、櫛橋次郎

左衛門尉あり、近江蓮華寺過去帳に「櫛橋次郎左衛門尉義守」と見え、又太平記巻三十二に櫛橋三郎左衛門尉あり。前者と同異詳かならず。

3　三上族　近江國野洲郡小篠原の名族にして、三上神社の社家、三上七家の一なり。定紋・左の三巴。三上條を見よ。

4　雜載　田中家臣知行割帳に「二百五十石櫛橋十右衛門」を載せ、又徳川時代、大阪の畫家に櫛橋榮春齋(狩野派)あり。

櫛濱　クシハマ　徳川時代、高崎松平藩用人にあり。

串原　クシハラ　三河、美濃に此の地名あり、次の氏に同じ。

櫛原　クシハラ　前條と通ず。

1　藤原姓遠山氏流　美濃國惠那郡串原邑より起る。當國の大族遠山氏の族にて、永享以來御番帳に遠山櫛原五郎を載せ、長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座在陣衆著到に「濃州・遠山櫛原藤次郎、遠山櫛原藤五郎」としるしたるは、こゝの人なるべし。其の後、遠山與五郎の一族住しといふ(新撰美濃志)。又「串橋(遠山彌左衛門)」と見ゆ。此人の時、甲州武田の爲、天正二年攻め落さる。(猶ほ文安年中御番帳に「三番・遠山櫛原駿河入道」あり)。

2　其の他、信濃、石見にあり。信濃には串原と云ふも存す。

櫛比　クシヒ　地名辭書に「和名抄、能登國鳳至郡に櫛比郷あり、久之々と訓し、高山寺本が櫛野に作るは誤れり。神鳳抄に内宮櫛比御厨、康應田數目錄に櫛比庄」と。此の地より起りしにて、藤原北家冬嗣流なり。卽ち尊卑分脈に「冬嗣―良世(左大臣)―恒佐(右大臣、號土御門大臣)―懷忠(内藏權介)―邦昌―邦光(能登守)―經貞(玄蕃頭)―惟貞(左京少進)―成經(櫛比勾當)―成康(櫛比冠者)弟惟康」とあるこれ也。

櫛引　クシヒキ　陸奥國三戶郡櫛引邑より起る。

1　清和源氏小笠原氏流　櫛引邑に八幡宮あり、貞應年中、小笠原石見入道宥鑁・別當たり。安藝長則の弟にして「子孫は、四十八城注文に「中市、平城、破却、小笠原彌九郎持分、」南部系譜に「天正十九年、九戶退治の後、領内櫛引の小笠原氏を退治せしめらる」など見え、又天正十九年卯月十四日淺野長吉狀に「九戶櫛引狀云々、」永慶軍記に「九戶政實は淨法寺口へ櫛引河内守清長を大將として一千五百餘騎をつかはす、」又北越軍記に「九戶修理亮、櫛引三左衛門逆心。奥州動亂につき大軍發向、九戶城二ヶ所の敵城は、上杉景勝出馬にて、一時乘に二ヶ所を攻め取る」など載せ、新撰國誌には櫛引左馬助政淸、又庄内物語にも櫛引三左衛門見ゆ。

2　同南部氏流　南部深秘抄に「光行公の四男孫四郎宗朝は四戶の祖なり。四戶の家別は櫛引なり、」と見ゆ。

3　徳川時代、津輕藩の重臣に此の氏あり。櫛引淸基(錯齋)・儒者として名あり。

串引　クシヒキ　櫛引に同じ。

九十九　クジフク　ツクモか。

九十九谷　クジフクタニ　ツクモダニか。

櫛淵　クシフチ　阿波國の豪族にして、石淸水弘安四年文書に「那賀郡櫛淵莊」とあるより起る。秋元氏の族にして、故城記に「那西郡分、櫛淵殿、秋元、平氏、鑵の紋」と載せ、蜂須賀氏創業文武有功の士に此の氏あり。

劔道神道一心流を創めし櫛淵彌兵衛宣根も同流か。

櫛部　クシベ　大内家臣に此の氏あり。

玖島　クシマ　安藝、肥前等に此の地名存す。

久島　クシマ　ヒサジマ條參照。

1　和源氏馬場氏流　尊卑分脈に、小國六郎頼衡の子・久島二郎頼重、その子同四郎頼遠等見え、又頼重弟に彌二郎頼季、三郎頼清を收む。又中興系圖に「久島、清和、本國美濃、小國太郎頼衡男、次郎頼重・之を稱す」とあり。

2　同上福島氏流　福島氏盛の後裔正常に至り、此の氏を稱す。遠江國城飼郡高天神城（土形郷峯村）は始め今川の被官福島（或は久島）上總の居城たりしが、甲州に攻入りて武田信虎に射取られ、其の子浪人して北條氏康に仕ふ。又天文年中には久島左衞門あり、今川氏に叛く。馬伏塚城主小笠原左京進春儀（長高の子）之を聞きて當城を陷れ、其の功によりて之を賜ふ。其の子小笠原與八郎長忠（長善、又氏儀）當城にありて德川氏に降る。城下に小笠原與左衞門、渡邊金太夫の屋敷跡あり。

九島　クシマ　前條氏と通ず。小田原記に九島道隨入道あり、一方の大將たりき。

又羽後國北秋田郡に九島氏あり、本城館主の後裔と稱し、御館と呼ばれしとぞ。同郡田中にも存す。松橋條參照。

異味　クシマ　和名抄、美濃國土岐郡に異味郷あり。

串間　クシマ　日向國宮埼郡櫛間院より起る。日向記に「平島三郎太郎資通の子二郎資平は串間郡司となる」と載せ、平島系圖に「資平、串間郡司となり、子孫串間を以つて氏とす」とあり。串間吉次兵衞、串間久助等此の族裔也。

久信耳　クシンジ　百濟族にして、延曆十八年十二月紀に「甲斐國人止彌若蟲、久信耳鷹長等一百九十人言ふ、己等の先祖は元是れ百濟人也。聖朝を仰ぎ慕ひ、海を航して投化す。卽ち天朝綸旨を降し、攝津職に置く云々」と。後甲斐に移りし也。止彌條を見よ。

串村　クシムラ

久次米　クジメ　阿波の俳諧師に久次米直躬あり。

串本　クシモト　紀伊に此の地名あり。

久志本　クシモト　醫家として古今名あり。

1　度會氏流　度會二門系圖に「常相―延兼―季光（二禰宜）―常季、弟常任（久志本系圖には、常季の子となす、審かし。久志本、權任五位。神宮に於いて除禁忌の藥種を作り、神官醫と爲る）―常行（從五位、二禰宜）―彦雅（五位權任）―彦長（六位官符）―彦通（五位、權禰宜權任）―彦重（同正五上）―常春（叙爵官符）―常朝（權禰宜）―彦生（同叙爵）―彦澄」、彦生の弟「宗慶（僧）―智淵（僧）―常直（從四位下）―常保（從五位下）―常宗（從五位下）―常好（從五位下）―常郷（從五位下）―常員（從五位下）―常光（從五位下、周防守）―常辰―常興―常尹（實は常孝男、寬永十五年三百石）」また常光の弟「常眞（從五位下）―常顯（從五位下、左京亮、天正八年十月卒）―常範（從五位下、左京亮、慶長三年冬、武州稻本【木】に於いて、秀吉公御疱瘡の時、御藥を獻ずるにより、御複本の上、彼の所近邊に於いて食祿三百石を賜ふ。同八年九月卒）―常亮（從五位下、内藏允）―常元（内藏允、寬永二年維常亮跡職、領三百石）。常亮の弟常衡（左京亮、從五位下、慶長八年、常範の家督を繼ぎ三百石を領す。元和八年十月卒）―常倫（實常諄男、左京亮）常衡の弟常諄（右馬助、從五位下、寬永廿年九月卒）―常廣」と載せ、又度會氏正員重代權禰宜本系帳に此の氏見ゆ。（五桁葉）。

2　幕臣久志本氏　前項氏に同じ。寬政系譜に「度會神主吉田―御氣―兄虫（天武

朝）—忠名—清足—御原—勝辨—高主—秋並—行相—常相—延兼—季光（寛仁元年石部の氏を改め、度會の氏を賜ふ）—常親—常季—常任（久志本と號す）。其の子常行—彦雅—彦長—彦通（權禰宜）—彦重—常春—常朝—宗慶—智淵—常直—常保—常宗—常好—常郷—常員—常光—常辰—常興—常尹（德川氏に仕ふ）」とあり。支庶二、家紋菊輪に三柏、五七桐。

3 また石州流茶人に久志本式部あり。

公莊 クシヤウ

郡上 グジヤウ 和名抄に美濃國郡上郡郡上郷ありて、此の氏・現存。又近江にも此の地名あり。

串山 クシヤマ 肥前に串山庄あり。關係あるか。安藝國安藝郡の豪族にして、串山肥後は奥海田村串山城に據る（藝藩通志）。

倶戸羅 クシラ 次の氏に同じ。

拘尸羅 クシラ 大和國葛上郡櫛羅邑より起る。至德元年四月の大和武士交名に拘尸羅殿見ゆ。相當の豪族たりしを知るに足らん。又御兵士引付に倶尸羅淨阿あり。蓋し其の後ならん。次いで永正の頃、倶尸羅某あり、國判衆十二家の一たりしも、漸く衰へ、監物光貞に至り、楢原家の麾下に屬す。

光貞は神皇産靈尊十八世の孫小半の苗裔と云ふ。郷士記に「倶戸羅監物光貞・神皇産靈命十代小半の子にて、久進良と云ふ。四門之祖也」と見ゆ（大和志料）。

櫛羅 クシラ 前條氏に同じ。

串良 クシラ 大隅國肝付郡の串良より起る。文明六年平田右馬介重宗此の地を領す。クシウラ條參照。

鯨井 クジラヰ 武藏國足立郡に此の氏あり、紋下り藤也。

鯨岡 クジラヲカ 桓武平氏磐城氏の族にして、磐城系圖に「富田甚七郎師行の子基忠（鯨岡）」と見え、中興系圖には「鯨岡、平、本國陸奥岩城郡、孫太郎行隆・稱之」とあり。延元元年十月の鯨岡孫太郎入道乘隆代、子息孫次郎行隆の軍忠狀に「右行隆は八月十九日、常州橋本宿より陣立云々。同廿日村田城、同廿三日小栗城、同九月十七日、宇都宮城に押寄せ、楯際に於いて堀を埋め、散々に矢戰に及ぶ。今月八日まで合戰、軍忠を抽んづる上は、御判を給ひ、向後の龜鏡となさん云々」（白川故事考）と。

鯨田 クジラダ

鯨伏 クジラフシ 和名抄、壹岐國壹岐郡に鯨伏郷あり。イサフシかと云ふ。

久後 クジリ 丹波國氷上郡に、久後氏あり。本名松井氏、兵衛を祖とす。

久尻 クジリ 美濃國土岐郡久尻邑より起る。新撰志に「久尻四郎貞高は、土岐系圖に、土岐隱岐守光定の孫、蜂屋近江守貞經の二男のよし見えたり。こゝの人なるべし」と見ゆ。尊卑分脈には「光定—定親（隱岐孫太郎）—貞經（蜂屋）—光經、その弟某（久尻四郎）」とあり。ヒサシリ條參照。

櫛代 クシロ 次の釧、及び久代と通ず。

○櫛代造 春日氏の族にして、姓氏錄、和泉皇別に「櫛代造、同上（布留宿禰同祖）」と見ゆ。和泉志・日根郡に櫛代祠ありと、其の地に住居したりしなるべし。猶ほ備中國下道郡に釧代郷あり。和名抄に久之呂、國にては釧の字を用ふ」と註す。又神名帳。石見國那賀郡に櫛色天蘿箇彦命神社、また美濃郡に櫛代賀姫命神社などあるは、此の氏と關係あるべしと思はる。

釧 クシロ 櫛代、釧代、久代と音通ず、併せ見よ。

1 釧直 前條氏と同族か。東寺文書、天平十五年の弘福寺田數帳に「從七位下行目釧直諸人」を載せたり。

2 釧氏 後世、肥前嶋原の人釧雲泉は畫

家として名あり。

久代 **クシロ** 石見、備中、備後に此の地名あり。又櫛代、釧を併せ見よ。

1 **備後宮氏族** 備後國奴可郡久代邑より起る。當國の大族宮氏・久代の東條城に居る。因りて久代殿と稱すと云ひ、又藝備古蹟志は、久代記によりて「宮彈正右衛門利吉は、これを久代殿と云ふ。子左兵衛景英、其の子監物利成、其の子小藤太景成、其の子宮内介景行、其の子上總前司景友、其の子上總介高盛まで、應永六年己卯より天文年中に至り、百三十餘年居住し、高盛始めて入江村と云ふ所にうつる。是れを久代の西城と云ふ」と載せたり。氏人は安西軍策に、久代(三吉方)、久代修理亮、又福山志料に久代修理亮は西城の城主と見え、藝藩通志に「國司河原は高村にあり。山内直通が卒將田中河内と、久代景盛が卒將奥宮豐後と、各三四百騎にて合戰の地なり」といひ、又「篠津原は同じ村にあり。景盛が家士松本源次兵衛・一番槍をせし地なり。此のこと奴可郡西城町松本屋が所持の感状に見ゆ」などあり。此の氏の事、なほ宮條を見よ。

2 **雜載** 田中家臣知行割帳に「百五十石久代長右衛門」、又越後高田藩の重臣、又儒者に久代寛齋、同振濯。又石見に此氏存す。古代櫛代氏の後か、その條を見よ。

久城 **クシロ** 前條氏に同じ。郡山柳原藩年寄に此の氏あり。

來須 **クス** 石見にあり。

久須 **クス** 和名抄、對馬國上縣郡に久須郷あり、後世玖須村と云ふ。この地名を負ひしにて、天文十五年より、佐護郡、豐埼郡の宗氏一族は、宗氏を改めて久須氏を稱せしむ(宗氏家譜)。

國巢 **クズ** 國栖條に併せ云へり。

國樔 **クズ** 同上。

國主 **クズ** 同上。

國栖 **クズ** **クニス** 又國巢、國樔、葛等に作る。もと種族名より起り、後氏ともなれり。如何なる系統に屬する種族か、もとより窺知し難きも、蓋し土蜘蛛と同族にて、蝦夷人の一種と見るべきが如し。詳細は社會組織の研究、第五編第一章第二節七三六頁、國栖條を見よ。

1 **常陸の國巢** 常陸風土記、茨城郡條に「昔・國巢(俗語に曰ふ、都知久母、又は夜都賀波岐と曰ふ)に在る山の佐伯、野の佐伯、普く土窟を掘り置き、常に穴に居る。人ありて來れば、則ち窟に入り、而して之に竄る。其の人去れば、更に郊に出で、以つて遊ぶ。狼性梟情、鼠窺掠盜、招慰せらるゝなく、彌々風俗を阻つ也」と。また行方郡條に「古老曰ふ、斯貴瑞垣宮大八洲所馭天皇(崇神帝)の世、東夷の荒賊を平げん爲に、建借間命を遣はす。軍士を引率して、行く〳〵凶猾を略す云々。是に國栖あり、名を夜尺斯、夜筑斯と曰ふ。二人自ら首帥と爲り、穴を掘りて堡を造り、常に居住す」と。また「古國栖あり、寸津毗古、寸津毗賣と曰ふ、二人云々」などあるにより、佐伯、土蜘蛛と同様の種族と考へられしが如し。

2 **(吉野)國巢** 古事記神武段に「卽ち其の山に入りて、亦尾の生えたる人に遇ふ。此の人・巖を押し分けて出來る。爾に問ひ給はく、汝は誰ぞやと。答て曰く、僕は國神、名を石押分之子と謂ふ。今・天神の御子の幸行を聞ける故に參る向へまつる耳と。此は吉野國巢の祖」と見ゆ。此の子孫・應神紀十九年十月條に、醴酒を獻ずる記事を揭げ、次に「夫れ國樔は、其の人となり、甚だ淳朴也。毎に山菓を取りて食ひ、亦蝦蟆を煮て、上味と爲し、

名づけて毛瀰と曰ふ。其の土は京より東南に山を隔て、而して吉野河上に居る。峰嶮谷深く、道路狹嶮なり。故に京より遠からずと雖も、本・朝來する事希なり、然れども此より後、屢々參赴き、以つて土毛を獻ず。其の土毛は、栗、菌、及び年魚の類なり焉」と見ゆ。

又古事記に「吉野の國主等、大雀命の佩かせる御刀を瞻て、歌ひて曰ひけらく、云々。又吉野の白檮生に横臼を作りて、其の横臼に大御酒を釀みて、其の大御酒を獻る時に、口鼓を擊ち、伎を爲して、歌ひけらく云々。此の歌は國主等、大贄を獻る時々、恒に今に至るまで詠ふ歌なり」とあり。爾來・朝廷に大儀ある每に朝して歌曲を奏し、御贄を獻ずること、永く恒例となれり。之を國栖奏と謂ふ。弘仁內裡式、元旦の條に「觴行一週、吉野國栖十二人、楢笛工十二人（並に青褶衫布を着く）朝堂院の南の左掖門より入り位に就きて古風を奏す云々。其の群臣初めて入る、隼人・聲を發し立ち定り、乃止む。詑りて國栖・古風を奏す云々」。また「一觴の後、吉野國栖・儀鸞門外に於いて、哥笛を奏し、幷せて御贄を獻ず」と見ゆる是なり。また小右記に「寬弘八年正月一日乙亥、國栖の奏なし、參上せざるに依る也。近年かくの如し。是れ大和守賴親の時、調べらるゝも、已に參上せず云々」とあれば、此の頃より國栖奏は廢絕せしか。但し江次第、及び其の他の記錄に國栖奏の儀式を記するは、眞の國樔人にはあらずして、他の人を以て假りに之れに充て、所謂告朔の餼羊を存せしものなり（大和志料）と云ふ。

蓋し先住民の純粹に殘存せしものと見るべきか。

3　國栖氏　種族名を氏としたるなり。寶龜元年十一月紀に「國栖小國云々、外從五位下を授く」とあるは、此の族の首長ならん。次に姓氏錄、大和神別に「國栖、石穗押別神より出づる也。神武天皇・吉野に御幸の時、川上に遊べる人あり。時に天皇御覽あり卽ち穴に入り、須臾にして又出で遊ぶ。竊かに之を窺ひ、喚びて問ひ給ふ。答へて曰はく、石穗別神の子也、爾の時・詔して國栖の名を賜ふ。然る後、孝德（仁德か）天皇の御世、始めて名を賜へる人・國栖意世古、次に號世古の二人なり。允恭天皇の御世、乙未年中、七節に御贄を進めて仕へ奉る。神態・今に至りて絕えず」とあり。又貞觀儀式大嘗祭儀に「宮內官人・吉野國栖十二人、楢笛工十二人を率ゐて、朝堂院の南左掖門より入り、位に就きて古風を奏す」と。其の外歌笛を奏する事、風俗を奏する事多くのものに載せたり。

此の地方、後世國栖庄と云ひ、國民郷士記に「國栖助五郎（神武帝・此の山へ入り玉ふ。山神・分けて出づる神在り云々）」とあるは、此の子孫也。

又吉野舊事記に「傳へて曰ふ。人王十六代應神天皇・吉野山に行幸の日、國栖の里人、釀酒、及び河魚を獻ずる也。且つ歌を謠ひ、亦横笛を吹く。帝叡感して、每年元旦に國栖人を召して、歌笛を奏せしむ。是れ吉野國栖の行事濫觴也。人皇四十代天武帝、諱を大海人と申する也。位を辭して、吉野山に在す矣。天智帝崩御の後、相國大友皇子・吉野宮を襲はんとす矣。時に十市皇女・堅田の鮒魚の中腹を去り、書を製して、帝に奏す云々。是の夜、宮を出で給ひ、國栖邑を行吟し給ふ矣。已にして大友皇子の兵・至る。帝愀然として、遁るべき地なし。爰に河の

クス
クス

邊・漁翁あり、忽然として帝前に向ふ。帝宣はく、朕身を以つて遁るべき處なし。汝・之を謀れと。翁・非凡を知り、而して舟を以つて覆瓢す。頃刻にして隱蟄し玉ふ兵至る。翁・悠々として知らざるを裝ふ。兵士・皇子此に至り給ふかと問ふ。翁答へて云く、知らず。但し衣冠の人過れり。他鄕を指し示す。軍士・信と爲し、而して竟に他村に行く。而る後・和田山の巖窟に室居せしめ奉り、翁・粟飯河の魚を獻ず矣。此の翁は國樔人の裔也云々。朕若し位に卽けば、此事を以て奏し來れと、後の信となして錦旗、鼓筒を賜ふ矣。亦其の氏を國樔と號け、其れを權正に任ずる也。帝・江州瀨田村に於いて、大友皇子を討ち給ひ、而して後に和州淨御原の宮に卽位し給ふ。故に世に淨御原天皇と號し奉る。白鳳三年元旦、翁を召して古例に准じ、歌笛の曲を奏せしむ。故に桐竹鳳凰の裝束を賜ひ、亦古格に准じ、腹赤の贄を奏す。皇代々の行事にして、更に闕くるなし。而して九百年の後、安德帝に至り斷絕す矣。天皇の祉を和田山に築く、則ち八幡大神宮也。亦翁は同山の側に在りて御殿と號す。一村の氏人・每年四時、祭典を設く、今尙存す。但し四十餘年已前、群盜の爲に、旗、並に鈴は犯し取られ、只鼓筒朽損して今も存す。翁の裔孫は和田山孫八郞、同孫兵衞、此の兩人は、天皇祉等を宜せしむる也。和田山を氏とす。今國栖治郞右衞門、窪垣內久右衞門、大野吉右衞門、鹽野十右衞門、野々口與八郞、小兵衞等は、皆權正と號して、翁が後胤也」とあり。國栖の事は猶ほ國栖笛工、國栖部條を見よ。猶ほヨシノ條參照。

葛　**クズ**　國栖と通ず、併せ見よ。

1　**國栖族**　大和の葛氏にして、養老三年十月紀に「大和國人腹太得麿、姓を葛と改む」など見ゆ。

2　**中臣葛連**　中臣氏の族にして、天平九年の但馬國正稅帳に「從七位下中臣葛連子稻」と云ふ人見ゆ。

3　**藤原姓稗貫氏族**　陸中國稗貫郡葛村より起る。南部諸士由緒記に「葛氏は中納言山蔭卿の末葉にて、稗貫大和守の一族なり」と見ゆ。

4　また太平記卷十九に葛新左衞門と云ふ人見ゆ。

樟　**クス**

〇樟使主　天武前紀に樟使主磐手と云ふ者見えたり。而して豐後に球珠郡あれば、地理志料は「天武壬申年の紀に樟使王磐手等を筑紫に遣はすと。仍りて之を謂つて曰はく、筑紫太宰栗隈王は元皇太弟に隸す。疑ふらくは反ありし歟。若し不服の色あらば、卽ち之を殺さむ。樟使主と大分君とは、同じく朝に立つ、蓋し本郡の人ならん」と論ず。

球珠　**クズ**　豐後國に球珠郡あり、和名抄に久須と註す。中世・球珠庄あり。

1　**球珠黨**　應永戰覽記に球珠判官氏喜あり。長野系圖に「少納言淸原正高、寬平三年罪ありて、豐後介に左降され、球珠郡に居る。其の子政道は球珠郡大領と爲り、五子を生む。長助道は、長野太郞と稱し、次に通平は山田次郞と云ひ、次に通次は飯田三郞、次に通房は古後四郞と云ひ、季兼は繼ぎて、野上五郞と云ふ。其の族郡內に藩衍す。所謂長野黨是れ也。應永以後、皆大友氏に屬す。稱して球珠衆と曰ふ（地理志料）。各條に詳か也。

2　**大友氏流**　一本大友系圖に「田原太郞新佝—氏喜（玖珠判官）」と見ゆ

葛井　**クズヰ**　フヂヰ條を見よ、大族なり。

楠井　**クヌヰ**　志摩にあり。

楠浦 クスウラ　甲斐國八代郡の名族にして、東河內楠甫村より起る。石橋八幡宮應仁二年棟札に「武田五郎(信昌)殿御代官楠浦修理進重春」見ゆ。楠甫は岩間庄の村名、鎌倉の時、和田一門の闕所にて、伊賀二郎兵衞尉光宗に賜へり。此の伊賀は佐藤伊賀守朝光の男・伊賀を以つて稱となすものにて、本姓佐藤氏なり。是より出づる趣なれども、其れ以前、廳官の所居古趾、荒墳等も存したり。平姓の人ありて楠浦氏を稱すならんか。或は云ふ秀鄕流藤原氏、佐藤朝光の次子伊賀治郎左衞門尉光宗・岩間莊を賜はり、楠浦村に居りて氏とすと。裔孫楠浦修理進重春は武田信昌に仕ふ。其の男丹波守重昌、其の養子刑部少輔昌勝(小山田越中守の男)、その子若狹守虎常也と。紋八葉車也(甲斐國志等)。

葛江 クズエ　フヂエ條に詳かなり。

葛尾 クズヲ　出雲國の豪族にして、弘治の頃・葛尾源右衞門尉定秀あり。

楠岡 クスヲカ　次條氏に同じきか。

葛岡 クズヲカ　カツラヲカ

1　佐々木氏流　葛岡は近江の地名なるべし。佐々木氏の一族にして、淺羽本佐々木系圖に、佐々木廣綱の子爲綱を、葛岡三郎兵衞と爲す。其の子孫は「淸綱(葛岡式部丞、宇治川に於いて討死す)―賴淸(葛岡太郎、遁世)、弟秀淸(式部四郎)―忠綱(四郎)―秀貞(四郎兵衞)―高康(葛岡新左衞門、賴淸の流に子孫なく、跡絕ゆ。後應永八三・本領葛岡を賜ひ、相續す)―定廣―淸廣(兵庫助、法名正珍。明應元七七死、五十八歲)―定好(四郎左衞門)」と載せ、又淸綱の弟「爲定(太郎左衞門、法名本題、法願)―定義(小太郎)―泰定(彥太郎)、その弟賴直(平田三郎)、其の弟泰廣(四郎左衞門、正中三年三月廿八入道、道覺と號す)」と。又爲定の弟「信成(葛岡三郎左衞門、法名稱願)―泰成(左衞門二郎。この弟信豪は美濃守)―義尙(五郎)、弟朝氏(三郎、法名忍阿彌)」など見ゆ。

2　陸前の葛岡氏　玉造郡の葛岡邑より起る。封內記に「葛岡邑古壘、何人の所居かを知らず」と載せ、觀聞志には「葛岡監物の居館也」と見ゆ。監物は大崎左衞門隆義の家臣なり。猶ほ葛岡太郎右衞門も大崎家臣にして、宮崎城主なり。此の兩人は永慶軍記に「天正十六年、伊達正宗は、中新田を攻め給ふ。爰には葛岡監物、同太郎左衞、三百餘騎にて籠城す。大崎義隆・中新田の後詰として出馬し給ふ」など見ゆ。

楠川 クスカハ　讚岐の豪族にして、南海通記等に見ゆ。

久須木 クスキ　石見國邇摩郡三久須村の高城主に久須木判官あり。楠氏の族なりと云ふ(石見志)。

葛佐井 クズサヰ　土佐の豪族にして、細川系圖に「永正四年云々、葛佐井久六元近、逆心云々」と見ゆ。

葛澤 クズサハ　○葛澤造　延曆十八年四月紀に「攝津國人正八位上須美開德、姓を葛澤造を賜ふ」と見ゆ。

藥師 クスシ　もと職業より起りたるカバネの一種なり。天平寶字二年四月紀に「內藥司佑兼出雲國員外椽正六位上難波藥師奈良等一十一人言ふ、奈良等の遠祖德來は、本高麗人にして、百濟國に歸す。昔泊瀨朝倉(雄略)朝廷、百濟國に詔して、才人を訪求す。爰に德來を以つて、聖朝に貢進す。德來五世孫惠日、小治田朝廷(推古)御世、大唐に遣はされ、醫術を學得す。因りて藥師と號す。遂に以つて姓と爲す。今愚闇の

子孫、男女を論ぜず、共に藥師の姓を蒙る。竊かに名實の錯亂を恐る。伏して願はくば、藥師の字を改め、難波連を蒙らんと。之を許す」と見ゆるにより明白なるべし。此の姓に屬する氏には、蜂田藥師、奈良藥師、難波藥師等に過ぎず。

惠日は、舒明紀に藥師惠日と見ゆ。猶ほ次條を見よ。

藥 クスシ　藥師を氏名としたる也。

1 (和)藥使主　大和の藥師の使主にて、醫術製藥を司る、藥部の長なり。呉族にして、姓氏錄左京諸蕃に「和藥使主、呉國王照淵の孫智聰より出づる也。天國排開廣庭天皇(諡欽明)御世、使。大伴佐尼比古に隨ひ、內外典、藥書、明堂圖等、百六十四卷、佛像一軀、伎藥調度一具等を持ちて入朝す。男善那使主・天萬豐日天皇(諡孝德)の御世、牛乳を獻ずるに依り、姓を和藥使主と賜ひ、度本方書一百三十卷、明堂圖一卷、藥臼一、及び伎藥一具を奉る。今・大寺に在る也」と見ゆ。後に宿禰を賜ふ。三代格に和藥使主福德・見ゆ。

2 (後部)藥使主　高麗族にして、姓氏錄左京諸蕃に「後部藥使主、高麗國人大兄

憶德の後より出づる也」と見ゆ。後部條參照。

3 (和)藥宿禰　和藥使主の後にして、貞觀六年八月紀に「左京人右近衞將曹・正六位上和藥使主弟雄、式部位子・從八位下和藥使主安主、兵部位子・從八位下和藥使主黑麻呂等、使主を改めて宿禰を賜ふ。其の先は呉國人智聰也」と見ゆ。その後、同十一年正月紀に右近衞將監和藥宿禰弟歲と云ふ人あり。

4 (倭)藥氏　高麗族にして、倭藥使主の族なり。正倉院天平感應元年文書に見ゆ。

5 藥氏　倭藥、後部藥等の族なるべし。

6 壹岐國石田保地頭に藥師丸あり、永和四年文書に見ゆ。

藥部 クスシベ　職業部の一にして、醫術、製藥の事にあづかる品部なり。齋宮寮に藥部司あり。而して醫疾令の解に「藥部と謂ふは、姓を藥師と稱する者、卽ち蜂田藥師、奈良藥師の類也」と見ゆ。各條に精し。

藥戶 クスシベ　職業部の一にして、製藥の事にあづかる。令集解卷五、藥戶乳戶の註に「別記に云ふ、藥戶七十五戶、經年一番に卄七戶を役す云々。品部と爲して、雜徭を免ず」とあり。

楠城 クスシロ　クスノキ

楠瀨 クスセ　橘姓楠木氏の族にして、正成の後掃部成晴の裔、正照を祖とすと云ふ。

葛瀨 クズセ　秀鄕流藤原姓小山氏の族なり。結城系圖に「大河戶行方の子行平・葛瀨と號す」と見ゆ。

樟曾禰 クスソネ　東鑑卷三十六に「樟曾禰小次郞」と云ふ者見ゆ。

楠園 クスソノ　熱田神宮の祠官にして、粟田朝臣氏人一黨に屬す。

葛田 クズダ　カツタ條を見よ。

樟田 クスダ　東鑑卷十に、樟田小次郞あり。次條氏に同じ。

楠田 クスダ

1 丹後の楠田氏　當國の大族にして、丹後國諸庄鄕保惣田數目錄帳に「丹波郡元依保、十三町五反百六十二歩、楠田勘解由。竹野郡近澤保、五段百八十歩、楠田肥州。熊野郡爲延三ケ保、一町三段十八歩、楠田肥前。與佐郡細工所保、十九町一反三百五十一歩、楠田彥左衞門、」等見ゆ。後世丹波郡長岡長尾山城(長善村長岡)は楠田掃部頭の據りし城也。天正十年夏陣に陷落、一族松田、島田、米藏、小牧、吉田、中村の人々討死す。楠田の末裔は、

慶長の頃、赤坂村に有りて民家となるものあり、宮津の奥平侯に召され、楠田宇兵衛と云ふ。

2 下總の楠田氏 小金本土寺過去帳に、「楠田仁左衛門、楠田仁左衛門(江戸)」等見ゆ。

3 日向の楠田氏 諸縣郡一宮大明神大永棟札に「大神氏坐國楠田云々、」天滿神社天正七年棟札に「大工衆楠田新助」見ゆ。

4 雜載 其の他、備前、志摩、伊勢に存す。又近き世、楠田英世あり、功を以つて男爵を賜ふ。その子を申八郎と云ふ。

葛谷 クズタニ 尾張の數學家に葛谷實順あり。

葛津 クズツ フヂツ條を見よ。

葛津立 クズツタチ

○葛津立國造 フヂツタチ條を見よ。

葛錦 クズニシキ 正訓不明。

葛貫 クズヌキ 武藏國入間郡葛貫村より起る。太平記に葛貫大膳亮あり。千葉上總系圖に「川越秩父次郎大夫重隆—葛貫別當能隆—太郎重頼」と見ゆる後か。埼玉郡にも此の氏存す。

又東鑑巻二十一に「葛貫三郎盛重」あり。

楠野 クスノ

楠木 クスノキ 單に楠と載せたるものも多し。正成一家の有名なるより、皆その一族と云へど、異流もあるべし。

1 橘姓 正成の出自に關しては、太平記巻三に「河内金剛山の西にこそ楠多聞兵衛正成とて、弓矢取りて名を得たる者は候ふなれ。是は敏達天皇四代の孫・井手左大臣橘諸兄公の後胤なり」とあれば、此の氏の橘氏なる事は疑ひなきが如し。されど尊卑分脈に「橘廣相(參議)—公材—好古(大納言)—爲政(侍讀、大和守、右中辨)—行資(從四上、伊與守)—成經(從四下、皇后宮亮)—

正秀(右馬頭)—正盛(號大饗西法入道)—盛信(右衛門尉)—盛宗(右馬頭)—盛秀(左馬助)—長成(右馬助)—隆成(左馬助)—正虎(左兵衛)」(而して正成の譜に「建武三丙戌五廿五、兵庫湊川に於いて自害」と見ゆ)とある如きは、後世の書入として信用する人なし。其の他、楠氏系圖には、「諸兄—諸方(左大臣)—正方—正恒—經基(權中納言)—清支(中納言)—清康—成行—經氏—遠保(左大將、朱雀院の時、天慶年中、平將門・東國に於いて謀叛し、藤原純友・西國に於いて謀叛す。橘遠保に勅して西國の亂を平げ、河内國、備中國を賜ふ。村上天皇天德四年、叡慮に違ひ、河内國に下向す)—保氏—氏高—諸高—安基—兼行—義範(修理大夫)—滿影—親延—成綱(多植楠木)—成康—成氏(左衛門尉)—正俊(河内國金剛山麓七郷を鎭む。館の邊に楠多し、故に地下人・楠木殿と稱す)—正康(左近大夫)—

正成(河内判官)—正行(帶刀判官楠朝臣)—正綱(正行死する時二歳 左中將)
正氏(七郎)
正時
正儀

と見え、而して正成の譜に「主上・御盃を賜ふ時、自ら菊花一英を採り給ひ、正成に詔して宣はく、菊は千歳の功あり。即ち之を盃上に浮べて、正成に賜ふ云々。即ち之を飲むこと三盃、即ち此の花を以つて

旗紋と爲す。菊水の旗・是れ也」と。又正行の譜に「正成の死後、十四年以後、四條河原の合戰に討死す、年二十三」」と云へり。

又梶川系圖に「諸兄―奈良麻呂―島田麻呂（正四位、兵部大夫、贈太政大臣）―眞村（伯耆守、從五位下）―公村（右京大夫、正四位下）―好古（太宰權帥、從二位）―爲政（大和守、正四位下）―行資（伊豫守、正四位下）―成經（皇后宮亮、從四位下）―秉遠―盛仲（掃部助、從五位下）―正玄（河內守、從五位下、四壁に楠を植う、世人呼んで楠殿と謂ふ、後に家號と爲す）―俊親、その弟正成（河內守、左衞門尉、攝州湊川に於いて討死、贈正三位、中將）―正行（河內守、左衞門尉、帶刀、正四位下）―多門丸（早世）」と見え、又楠系圖別本に「好古―爲政―行資―成經―秉遠―盛仲―正遠―俊親―正成」などあれど信じ難く、氏族志には「東鑑、建久元年に楠木四郎なる者あり。蓋し是の族也」按ずるに太平記は、唯正成は諸兄の後と云ひて父祖の名を載せず云々」と見ゆ。或は伊豫橘氏の後なりと、こは楠氏系圖に見ゆる遠保の後にして、又小鹿嶋系圖

に「廣相―公統（式部大夫）―保輔（從四上）―遠保（從四下、遠江守）―保經（伊與守、從四上）―經盛（從四下）―正盛（從四下、民部少輔）……」と見ゆ。

其の他、美作玉林院橘系圖に「經氏（右近衞少將、河內、備中二ヶ國を領し、河內に住む。朱雀天皇、天慶年中、藤原純友謀反す。時に勅に依りて西國に發向、其の賞として河內備中を賜ふと云ふ）―遠保（左近衞大將）―保氏―氏高（二男）―諸隆（三男）―安基―秉行（二男）―義範―滿影―親信―盛氏（民部權大輔）―成綱（從四位下、河內守、金剛山の麓七鄉を領す。始めて楠と稱す）―盛康（楠左兵衞佐）―成氏（楠左兵衞、楠）―正俊（刑部大輔）―正澄（從五位上、左衞門尉、初の名は正遠、或は正玄。龜山帝弘長三年生）―俊親（嫡子）、弟正成（初名多門丸、兵衞尉、從五位下、判官、河內守、永保二年甲午生、建武三年丙子五月廿五日、攝州湊川に於いて自害、四十五歲）―正行（帶刀、左衞門尉、幼名正五郞、正平三年四條畷に討死）、弟正時（始め正之、大和守。兄と共に討死）、其の弟正儀（左馬介、康曆二年死、）」とあり。

數より云へば、遠保の後とするもの最も多く、又正成が橘姓なりし事も、武士たりし事も著しければ、純友誅伐後、各地に庄園を賜はりて、その後裔・武家として有名なる遠保の後とするは、最も穩當ならんか。されど若し遠保の後とすれば、伊豫の橘氏にして、中央橘氏とは別流と考へらる、タチバナ條を見よ。又遠保より正成に至る系は全く尋ね難し。

熊野說は第八項を見よ。

2 正成の出現につきては、太平記、主上御夢の事付楠事の條に「元弘元年八月二十七日、主上笠置へ臨幸成りて、本堂を皇居となさる。始め一兩日の程は、武威に恐れて、參り仕ふる人、獨も無かりけるが、叡山東坂本の合戰に、六波羅勢・打ち負けぬと聞へければ、當寺の衆徒を始めて、近國の兵共、此こ彼しこより馳せ參る。されども、未だ名ある武士、手勢百騎とも、二百騎とも、打たせたる大名は、一人も參らず、此の勢計にては、皇居の警固如何が有るべからんと、主上思食し煩はせ給ひて、少し御まどろみ有ける御夢に、所は紫宸殿の庭前と覺へたる地に、大なる常盤木あり。綠の陰茂り

て、南へ指たる枝、殊に榮へ蔓れり。其の下に三公百官・位に依りて列坐す。南へ向たる上座に、御坐の疊を高く敷き未だ坐したる人はなし。主上・御夢心地に、誰を設けん爲の座席やらんと、怪しく思食して立たせ給ひたる處に、鬟結びたる童子二人・忽然として來て、主上の御前に跪き、泪を袖に掛けて、一天下の間に、暫も御身を隱さるべき所なし。但し、あの樹の陰に、南へ向へる座席あり。是れ御爲に設たる玉扆にて候へば、暫く此に御座候へと申して、童子は遙の天に上り去りぬと、御覽じて、御夢はやがて覺めにけり。主上・是は天の朕に告る所の夢也と思食して、文字に付きて御料簡あるに、木に南と書たるは、楠と云ふ字也。其の陰に南に向ふて坐せよと、二人の童子の敎へつるは、朕再び南面の德を治めて、天下の士を朝せしめんずる處を、日光月光の示されけるよと、自ら御夢を合せられて、憑も敷くこそ思食されけれ。夜明ければ當寺の衆徒、成就房律師を召され、若し此の邊に、楠と云はるゝ武士や有ると御尋有りければ、近き傍りに左樣の名字付たる者ありとも未だ承り及ばず候。河内國金剛山の西にこそ、楠多門兵衛正成とて、弓矢取りて名を得たる者は候なれ。是は敏達天皇四代の孫、井手左大臣橘諸兄公の後胤たりといへども、民間に下りて年久し。其の母若かりし時志貴の毗沙門に百日詣で、夢想を感じて、設けたる子にて候とて、稚名を多門とは申し候、とぞ、答へ申ける。主上さては今夜の夢の告げ是也と思食して、頓がて是れを召せと仰せ下されければ、藤房卿・勅を奉じて、急ぎ楠正成をぞ召されける。勅使・宣旨を帶して、楠が館へ行向ひて事の仔細を演べられければ、正成弓矢取る身の面目、何事か是に過ぎじと思ひければ、是非の思案にも及ばず、先づ忍びて笠置へぞ參ける。主上・萬里小路中納言藤房卿を以つて仰られけるは、東夷征伐の事・正成を憑しく思食さるゝ子細有りて、勅使を立らるゝ處に、時刻を移さず馳せ參ずる條、叡感淺からざる處也。抑も天下草創の、如何なる謀を廻してか、勝事を一時に決して、太平を四海に致さるべき、所存を殘らず申せと、勅定有りければ、正成畏つて申しけるは、東夷近日の大逆・只天の譴を招き候上は、衰亂の弊へに乘じて、天誅を致さるゝに、何の子細か候べき。但し天下草創の功は、武略と智謀との二にて候。若し勢を合せて戰はゞ、六十餘州の兵を集めて、武藏相模の兩國に對すとも勝つ事を得がたし。若し謀を以つて爭はゞ、東夷の武力・只利を摧き、堅を破る内を出でず、是れ欺くに安くして、怖るゝに足ざる所也。合戰の習ひにて候へば、一旦の勝負をば、必ずしも御覽ぜらるべからず、正成一人未だ生きて有りと聞召され候はゞ、聖運遂に開かるべしと、思食され候へと、賴もしげに申して、正成は河内へ歸にけり。」と。

次に笠置軍事(元弘元年九月)條に「同月十一日、河内の國より早馬を立て、楠兵衛正成と云ふ者、御所方に成りて、旗を擧ぐる間、近邊の者共、志あるは同心し、志なきは東西に逃げ隱くる。則ち國中の民屋を追捕して、兵粮の爲に運取、己が館の上なる赤坂山に城郭を構へ、其の勢五百騎にて楯て籠り候」とあり。

而して楠木合戰注文に、

一、楠木兵衛尉正成の事。誅戮を加ふるの仁に於いては、丹後國船井庄を宛て行

クスノキ
クスノキ

ふべく、其の身に依らざる也。品秩の卑賤を子細すべからず。

一、楠木の爲に取り籠めらるゝ湯淺黨云々(ユアサ條を見よ)。

一、今年正月五日云々、皆楠木の爲に打たれ畢んぬ。

一、同年正月十四日楠木・河州に於いて、合戰を致し、追ひ落さるゝ人々。河内守護代(在所丹南)、同國丹下、池尻、花田地頭俣野、和泉國守護、並に田代、品河、成田以下の地頭家人。同十五日、同國御家人、當器左衞門尉(自放火)、中田地頭、(同)、橘上地頭代(同)。

一、同正月十九日(巳時)、天王寺に寄せ來り、合戰を致す交名人等、大將軍四條少將隆貞(中納言隆亮の子)、楠木一族、同舍弟七郎、石河判官代百餘人、判官代五郎、同松山、並に子息等、平野但馬前司子息四人(四郎は天王寺にて討死す)、平石、山城五郎、切判官代(平家)、春日地(同)、八田、村上、渡邊孫六、河野、湯淺黨一人、其の勢五百餘騎、其の外雜兵は數を知らず。十九日巳時より一日合戰戌亥の時、不時追ひ落す。楠木・渡邊に責め下り御米少々押し取る。同廿二日申時、葛城に引き歸る。同廿三日宇津宮五百餘騎、天王寺に寄せ來る。宇津宮家子に相近藏人、舍弟右近藏人、並に大井左衞門、以下十二人、楠木城に打ち入り生け取られ畢んぬ。同二月二日、宇津宮歸洛」と。

次に本間一族先懸の討死、須山の人々、猪俣の人々の討死を載せ、次に「結城、白河、村雲前司の手物・手負二百餘人、打死七十餘人云々。

一、齋藤新兵衞入道、子息兵衞五郎、佐介越前守殿の御手として、奈良路に相向ふ(是は搦手)の處、去月廿七日、楠木爪城「金剛山千早城に押し寄せ相戰ふの間、上山より石礫を以つて、數箇所打たれ畢んぬ。然りと雖、今に存命。凡そ家子、若黨、數人手負ひ、或は打死云々。既に楠木が構ふる所の城は、皆以つて打落され了る。今に於いては三四箇所云々。大手本城判平野將監入道、既に三十餘人・降人に參り畢んぬ。此の内八人は逐電。或は生捕り、或は自害に及ぶ。彼所又以つて落さるゝの由、閏二月一日に風聞あり。楠木の舍弟、同じく此の城中に之れ在り。是非左右未だ聞かず。去月廿八日、大手・着到の如くば、手負死人共既に一千八百餘人云々。凡そ大手搦手(奈良路)、紀伊路、信仰人々同通の時衆、二百餘人に及ぶと雖も、今に於いて一人も其の難なし。此の外、伊豫國、播摩國の惡黨蜂起、言語道斷に候。近日群勢守護闇、此の合戰彼所に馳向ふ、去月廿二日より以前の注進、委細・申さしむるの間、其の後の分申上られ候。

一、俣野彦太郎並に藤澤四郎太郎、若黨十餘人、楠木に相向ふの處、去月廿六日合戰、五人手負ひ了んぬ。我身は本在京人固の爲め、内裏を守護すべきの由、仰せらるゝに依りて也」と見ゆ。

3 下赤坂城(赤坂村森屋と水分との界・甲取山)は、元弘元年正成擧兵の初め據りし城也。十月十五日、賊軍京都を發し當城を攻む。正成奇計を以て之を惱ませしも衆寡敵せず、同月廿一日金剛山に遁る。後楠氏又當城に據る。正平七年二月、後村上天皇賀名生行宮を出で、當城に臨幸、後男山陷るや、再び此處に御駐蹕、五月賀名生に還御。同十五年正儀當城を棄て金剛山に據る。弘和二年正月二日、山名氏清・來り攻む。城將和田新九郎、

同孫二郎守り難く當城を去り、氏清代りて據る。

次に千早城は又千劔破城、千葉屋城、金剛山城とも云ふ。千早村千早金剛山にありて、本丸、二の丸、三の丸、四の丸、井櫓等あり。なほ附近に烽火臺、妙見寨、細尾寨、國見寨、赤瀧山寨、肩衝寨（以上千早）、其の他、北山寨、富山寨、丸山寨、茶臼寨、夫山寨、本宮寨、若山寨、上猫路寨、下猫路寨、高塚山寨、八國寨、上赤坂寨、桝形寨、土居寨、高塚寨、二河邊寨、淨心寺寨、河野邊城、赤土山寨、神宮寺寨、水越寨、下赤坂城、持尾城、平石城、二上山寨、篝山寨、中山口寨、大ヶ塚城、山城、佐備谷口城、龍泉寺城、嶽山城、金胎寺城、河合寺城、烏帽子形城、石佛城、旗尾寨、紀見峠寨、大澤寨、笹尾寨、毛人谷城、津々山城、石川向城、喜志城、平尾城等の屬城、附近諸村に點在すと云ふ。元弘二年六月、楠木正成の築く處にして、天下の大軍を支へ、遂に同天の偉業を補翼し奉る。延元元年五月二十五日、正成の戰死後、正行、正儀、相次いで當城に據る。元中九年、南北兩朝合一後、畠山基國當城を攻む。正儀の子正勝よく拒ぎしも、赤松義則、今井仲秋、富永左近將監等來り攻むるに及び、支ふる能はずして十津川に走り、城遂に陷る。

次に上赤坂城（赤坂村桐山、大根田山上）は、一に大根田城、又桐山城と云ふ。元弘二年、正成再擧の際、築きしものにして、平野將監を將とし、楠木正家を副として據守せしむ。同三年二月廿日、北條方の大將阿曾彈正少弼・當城を攻む。城兵守り難く、二月晦日、正家・千早に逃れ、閏二月一日、平野將監・門を開いて降る。

4　其の他、太平記卷三に楠七郎、十八に楠帶刀正行、二十六に正行が舍弟次郎左衞門正儀、また楠將監、その他多く、又西行雜錄、建武三年七月、廣峯別當昌俊の申狀に「楠大彌四郎政〇、」應永記に楠某（正勝かと云ふ）。下りて長祿寛正記に「後陣は、須屋、甲斐庄以下の楠黨也、」と。又應仁記に「楠が末葉に、和田、隅屋、甲斐庄とて、河内に三人有り」と見ゆ、各條を見よ。又見聞諸家紋に

楠

クスノキ

5　正行後裔　楠氏系圖に「正行（帶刀判官）—正綱（正行死する時二歲、左中將）—正俱（右衞門督）—正隆（四位少將）—正理（左京大夫。此の時、南帝は後醍醐四代の孫也。赤松謀叛して、三種神器を奪ひ取りて歸京す。是より十津川皇居・破る。而して、北山高野上高福寺に於いて崩御と。正理の弟某は大和當麻寺僧とあり）—行康（雅樂助。赤松謀叛の時、膝を傷け跛となるといへり。熊野に住す。その弟越前に赴く、又弟某は美濃に赴くと）—正俊（帶刀）—成良（刑部少輔）—正隆（帶刀、弟某は奥州に赴く）—正良（刑部少輔、弟は甲州に赴く）—良治（若狹守）—良清（嘉兵衞、二子あり。又弟は熊野山竹坊）」と、載せ、卷末に「右楠嘉兵衞所持す。林學士の家本につき寫之、」とあり。

6　正儀後裔　尊卑分脈記載の分は第一項に云へり。又大饗系圖に「正儀（從四位上、左馬頭）—正秀—正盛（大饗西法入道）—盛信—盛宗—盛秀—長成—成隆（隼人佑）—正虎（初の名は大饗長左衞門、後に民部卿長菴と號す。楠家は足利氏權勢の時、深く蟄居して本氏を稱せず、大饗と號す。正親町帝の御宇、信長公の執奏に

クスノキ

依り、正虎・當朝の勅免を蒙り、河内守に任ぜられ、從四位上に叙せらる。此の時、楠氏に復す『上卿萬里小路大納言』と。その弟正任（楠新左衞門、後に主水正と號す）、」とあり。又梶川系圖に「正儀（二郎、左衞門尉、左馬頭、從四位下）―正勝（河内守、左馬頭、從四位下。その弟正元は二郎左衞門尉、新判官と）―正眞（河内太郎）―正秀（左馬助、大饗と號す、大饗元祖也。楠家の傳書を得たりと云々）―正盛（二郎左衞門）―盛信（新左衞門）―盛宗（新兵衞）―盛秀（隼人佐）―長成（主水）―隆成（左馬助、楠と號す）―正虎（左馬助、勢州神戸に住む。神戸、楠、赤堀、此の三家を、勢州北畠國司外の貴族と爲す云々」」と。次に盛宗の弟「正高（楠五郎）―正明（多門兵衞、丹波に住む）―正親（十郎）―正頼（七郎）―正治（楠彦右衞門と號す。家紋は菊水。河州沒落の時、濃州池尻に住む）」とあり、子孫梶川條を見よ。正虎の事は史籍に多く見ゆ。確實の人也。又地名辭書に「信貴山鶴林寺は鬼取山に在り。史學雜志に云ふ、大和志、鶴林寺の楠正虎の書簡は、永祿中の者なり。正虎は曩祖正成朝臣が信貴山多聞天の申子たるに因りて、天文二十二年登山して、願文を納れ、正成の修羅苦患を救ひ、併せて自己の武運長久を祈願したり。其の原稿は、今鳥取縣士族楠某の家に藏す。又正成勅勘恩免の請願は、松永久秀に因りて執奏す。久秀が其の勅免を賀する狀、今香川縣士族楠某の家に藏す。久秀は當時當山に在城せり」と見ゆ。

7　大和の楠氏　太平記卷廿六、楠正行吉野參内條に楠將監西阿と云ふ人あり。毛利本には、石楠將監西阿に作る。また南山巡狩錄に「興國二年辛巳正月、大和の國安部山の城に於いて、吉野方官軍楠西阿・蜂起するのよし、京師に聞へ、足利直義は佐々木近江入道に下知し、彼の城に向はしむ」と。同二月廿八日、大和國西阿城にて合戰ありて、足利方渡邊源四郎・戰功を遂ぐと云ふ。

8　和泉の楠氏　大和國十津川の人、楠太郎左衞門正吉・出家して圓二房と號す、文明七年十月、和泉國大鳥郡に慈光寺を建立す。

9　熊野國造族　熊野新宮三方社中に楠木氏あり。文龜二年文書に「楠木四大夫廣治、十番頭楠木正治」等見え、又社僧十五人の内に「楠東實坊」あり。其の系圖に據れば、物部氏の族にして、「熊野國造大阿刀足尼二十六世和田右兵衞良正の二男良成―成民（次郎左衞門尉、河内國石川郡に住む、千早七郷領主）―正俊（和田刑部尉）―正玄（左近太夫、和田五郎、千劔破城に住し、七郷を領す）―正成―正儀―正勝―正理―行康（楠木雅樂介、赤松勢の爲に足を傷けられ、熊野本宮に住む）―正俊―成良―正隆」と見ゆ。なほクマノ、ワダ條參照。

10　熊野新宮神裔　又本宮和田舊記に據れば「熊野櫲樟日命の後裔富彦（貞觀二十八年に紀伊を去りて京師に移る）―

和田中務大輔良守（南朝ニ仕フ）―┬左京太夫宗廣
　　　　　　　　　　　　　　　├女子
　　　　　　　　　　　　　　　└女子

―正定（亦紀伊ニ移）―女子後裔楠木正氏（紀伊守）

―良宗―秀正（楠木正儀ノ猶子）（八世ノ孫）―正康―後裔正之。

家之紋菊水也、」と見ゆ。

11　其の他、日高郡富安莊下富安村大專寺は、天正十七年、湯川光春の家臣楠藤兵衞建立し、子孫代々相續すと云ひ、又在田郡南村則岡氏は、左馬頭楠正儀の子河内三郎正則の裔と云ふ。又伊都郡牲川氏の

譜に「多々良義春四世孫太郎重範・楠正成の祖父掃部頭盛仲が女を娶る」と見えたり。猶ほ二階堂條參照。

12 伊勢の楠氏　三重郡の豪族にして楠鄕に據る。この地は、五鈴遺響に「和名抄所載の鄕名に非ず。古昔楠氏居住によつて名くる處なるべし」と。而して此の氏は、勢州四家記に「北方の諸家とは三重郡云々、楠家云々」と載せ、北畠物語に「永祿十年八月、信長。楠の城に押寄せらる。楠家・終に降參し、先驅の案內者と爲る。」と。楠家は五百人の大將也。また伊勢軍記に「永祿十一年二月、信長・北伊勢へ發向、千草、宇野、赤堀以下、悉く幕下に屬す。諸勢を率して、楠の城を攻らる。楠家勇を揮ふといへども、遂げずして終に降參す」と見ゆ。

其の居城は、三國地志に「楠偧・按ずるに本鄕にあり、楠家數代居守。」また「楠十郎・按ずるに、太閤記等に出づるものは、天正十二年五月、戰死のこと也。一說攝津守主水など云ふ者あり。系統詳ならず」と載せ、名勝志に「楠城址は本鄕村字風呂屋の田圃中に在り。今・三拾坪許の小丘にして、松樹一株を存す。傳へ云ふ、往昔楠易孝（十郎）之に居る。一說に、楠正成遺腹の子諏訪十郎正信なるもの、信濃より來りて、此に居ると云ひ、又國司北畠氏の末裔なりと云ふ。孰れが是なるを詳にせず。六代孫貞孝（十郎）は、永祿十一年二月、織田信長と戰ひ、敗績して出て降る（北畠物語に永祿十年八月に作る）。後信雄に屬し、信雄が羽柴秀吉と兵を交ゆるの時、尾張國戶田城に在りしが、天正十年三月、秀吉の攻むる所となりて戰死し、（或は云ふ、天正十二年五月、美濃國加賀の井城に虜となり、秀吉に害せらると）、本城又陷り、遂に廢す」（五鈴遺響、桑名志、古屋草紙、正覺寺舊記）と見ゆ。

なほ員辨郡にも楠氏あり。永祿中、楠正具・治田城に據る。太閤記に、楠七郎左衞門橘正具居すと云へり（五鈴遺響）。又東村字神崎に東城址あり、濠壘の址今に存す。古老傳へ云ふ、「楠正具之に居ると。正具は治田城主なれば、其の支城ならんと。」又本村楠家舊記に「正成十世の孫久間木正矩、此處に蟄居し、慶長十七年七月暴死す」と（名勝志）あり。

13 常陸の楠氏　久慈郡（那賀郡）藥王院延元二年文書に瓜連城あり。楠正家・此れに據りて、義士を糾合す。關城繹史に「延元元年正月、尊氏大敗して遂に兵庫に逃走し、將に筑紫に赴かんとす。乃ち佐竹義篤、義春の兄弟を常陸に還し、東國經略を以つて之に屬す（太平記）。是の月、楠河內守正成、その族左近藏人正家を遣はし、兵を率ひて常陸に徇へしむ。那珂氏の族・之に屬す（佐竹文書、戶村本佐竹系圖、藥王院文書）。按ずるに、中山信名・曰はく、總社文書に常陸國司代左近將監橘の押ある、弘安八年九年の文書二通あり。楠系圖に據るに、正成の父正康は官・左近將監なり。則ち橘は此の人ならん。よりて思ふに、正康が其の甞つて常陸に在廳して、國人と舊あるを以つて、正成正家を遣はす耳と。然れども它に證とすべきものなし、惜しいかな乎。又一本楠系圖を按んずるに、正家は正成八世祖好古の後にして、父を光綱と曰ふ。光綱の女弟は卽ち正成の母也。正家・晩に薙髮して、西阿と號す。正行と共に四條畷に戰ひて死すと。二月六日、正家は道源と久慈西郡に戰ひ、其の子義冬を斬りて之を敗る（佐竹文書、佐竹系圖）。尋いで瓜連城に據る（藥王院文書、桐原系圖）。廿五日、

道源・賊黨を率ゐて之を攻む。正家逆戰して、賊將後藤基明を斬る、賊・敗退す（桐原系圖）。佐竹幸乙丸・族を離れ、獨り正家を援け、其の兵入野助房（七郎次郎）を遣はし入城・之を守らしむ。防戰旬餘（藥王院文書、按ずるに幸乙丸は誰の小字たるか詳かならず）。八月二十二日、佐竹義篤、又族義高を遣はして、瓜連を攻む。十二月二日、義篤・賊黨を率ゐ、瓜連を攻め、其の叔父義景を別將となす。經泰、治久・復た之を久慈東郡に逆へ、岩手河原に戰ひ、利あらずして引退く。十一日、義篤進んで瓜連を攻む。瓜連遂に陷り、正家逃れて（飯野文書）陸奧に走り、顯家に依る（櫻雲記）。義篤・那珂通辰、及び其の族四十二人を擒へて、之を增井勝樂寺傍獨松峯に斬る。或は云ふ、戰敗れて自殺す（戶村本佐竹系圖、那珂家譜）」と見ゆ。

14 **出羽の楠氏**　羽前國東田川郡金峯山あり。文安中、楠氏の裔能勝入道なる者、此處に潛居すと云ふ。卽ち縣誌提要に「金峯山の北麓、高坂村は、楠氏の黨與、潛匿の舊跡なり。地名に赤坂あり、山名に河內あり。皆本國の稱呼を移せり。洞春院は、應永中、楠能勝の開基とす。能勝は正儀の子孫と云へり。寺に楠公が小楠公に與ふる所の書を傳ふ。當時秘する所有り、故に世人知る者少なし」など見ゆる、これ也。

15 **越後の楠氏**　蒲原郡瀧谷邑白山權現の社記に「三百年以前、楠正成の三男楠庄五郞・入道して一宇を造立す」と見ゆ。

16 **因幡の楠氏**　法美郡に楠城邑ありて、因幡志に「楠氏城二ケ所あり。當所農人、山本、谷、岡、田淵、野村などの苗字を稱するは、皆楠氏被管の末と聞ゆ」」と見ゆ。

17 **石見の楠氏**　美濃郡原村の城市山城主に楠左衞門尉正國あり。石見志に「楠正成の支流か」」と。又久須木判官代あり、クスキ條を見よ。

18 **美作の楠氏**　河內條を見よ。

19 **大隅の楠氏**　姶良郡遠江が壘は蒲生鄕漆村にあり、澁谷氏の將楠遠江守の陣營址なりと云ふ。

20 **北畠氏流**　第十二項に云へり。

21 小給地方由緖書寄帳に「楠矢太夫、權現樣甲州御入國の刻、先祖御目見仕候て、所々御陣に御供仕る云々、高二百三十二石餘」と。又志摩に楠木氏。備前、筑後（久留米、十軒屋敷に楠專右衞門）、美濃、阿波、讃岐等に楠氏あり、多くは菊水紋也。

楠　**クスノキ**
前條に併せ云へり。

國栖笛工　**クズノフヱフキ**
國栖部の移りて山城にありて、笛を吹くを職とせし者を云ふ。宮內省式に「吉野國栖・御贄を獻じ、歌笛を奏す。節ごとに十七人を以つて定め爲す（國栖十二人、笛工五人、但し笛工二人は山城國綴喜郡に在り）」と見え、また類聚符宣抄第七、天曆二年八月廿日の太政官符に「應に國栖笛工山城是行、同眞生等の徭役、幷に戶田の正稅を免除すべき事。綴喜郡嶋鄕戶主山城田村の戶口戶田・二町百十步云々」と見ゆ。

楠葉　**クスバ**

葛葉　**クズバ　クズノハ**
和名抄、河內國交野郡に葛葉鄕あり、久須波と註す、今楠葉村と云ふ。又中世以後葛葉莊と稱し、又楠葉庄に作る。

紀伊國那賀郡小畑村撿知家に葛葉氏あり、續風土記に「村中にあり。古撿知職の家なり。其の系・貞觀年中・宇佐八幡宮を男山に遷し奉りし僧行教より出づ。卽ち武內宿

禰の後裔なり。行教の三男に、紀今守といふ者あり。男山八幡宮に奉仕す。其の子孫始めて、此の地に來りて撿知職たり。それより相承けて撿知職たりしに、兵亂に家大いに衰へ、家系文書等紛失し、古の事詳かならず。今尚ほ萬壽四年の撿知職補任狀、壽永二年の定置狀、寶治二年の撿知職讓狀等、古き寫あり。建長元年の補任狀、これは本書なり。又別に動木村に武部別當の家あり。古の事は詳かならざれども、撿知家の系圖に據れば、武部は卽ち撿知家なり。恐らくは家二つに分かれ、一は葛葉といひ、一は武部といふならむ」と見ゆ。

楠橋　クスハシ　筑前國鞍手郡に楠橋庄あり。その地より起る。現存。

七寸五分　クズハタ　次條、及びクツワタ條を見よ。

葛畑　クズハタ　淸和源氏太田氏より起る。系圖に「太田資淸（字源六郎、號道眞、祖先は源三位頼政の後裔、左衞門大輔、備中守、武藏河越城主）―持資（鶴千代、源六郎、資長、道灌）、弟資德（字源九郎、永享十一年、將軍義教公の四男左兵衞督政知・伊豆國北條の庄堀越の御所へ下向ありて、上杉修理大夫教朝を執事と定む。此の時、父道眞は源九郎を以て政知公へ進め、則ち執事教朝へ預けらる。其の頃、御下知のため國に目代を置かれ、資德は信州上の諏訪大熊の庄を賜はる。是れより朝德と改め、大熊氏とす。先祖三位入道・扇の上に勇名を殘すを以て、扇に大文字を幕の紋と定む）―朝忠（大熊源太輔、上州利根管領上杉持朝に屬す。その弟式部太郎は七寸五分家を嗣ぎ、七寸五分左衞門尉と稱し、越州分陀川に住す）―朝久（大熊源藏）―朝綱（備前守、管領上杉憲政に屬す）、弟朝秀（平藏、久五郎、備前守、兄朝綱の家を嗣ぐ。關東管領上杉民部大夫憲政に、兄朝綱と共に屬す。天文八年、越州下濱にて上杉謙信より馬飼科五十貫加恩。弘治元乙卯年、武田大膳大夫晴信入道信玄へ屬し、永祿六癸亥年二月廿六日、上州蓑輪合戰の時、功あり。寵愛女房小畑山城守虎盛の娠小宰相を妻に賜はり、備前守と稱し、騎馬卅騎、足輕七十五人を御預になり、御旗本足輕大將に申附けらる。天正十壬午年三月十一日、甲州落去後、同州波木庄に退去、上杉家の招に依り、再び之に屬し、仔細あり、文祿二癸巳年十一月、嫡子庄藏幼少故に、妻小宰相に附屬し、家名相續のため、廣次助宗の二刀を讓り、茨木鄕小畑又兵衞へ渡し奧州へ趣く。慶長五子年越後へ立越し、七寸五分監物を賴み分陀川に住す。精運院殿前備州大守熊山仁功大居士。慶長十巳年四月二十七日卒す。家紋、桔梗の花、旗、白地朱桔梗、幕、扇に大文字」と見ゆ。

葛濱　クズハマ　武藏國北埼玉郡葛濱より起る。秀鄕流藤原姓にして、佐野松田系圖に「下河邊行方の子行平を葛濱四郎」とし、又中興系圖に「葛濱、藤、本國下野、大河戶下總守行方男、四郎行平・稱之」とあり。東鑑卷四十に葛濱左衞門尉見ゆ。

楠原　クスハラ　クスハル　伊勢（楠原城、世保氏）、豐前、肥後、日向等に此の地名あり、又次條に通ずべし。

1　大和の楠原氏　葛下郡の名族なり。

2　日向の楠原氏　那珂郡の楠原邑より起る。日向記に楠原喜右衞門尉見ゆ。

葛原　クズハラ　和名抄、豐前に葛原鄕、外に此の地名多し、葛原部條を見よ。其の他、河內、相摸、羽後等に此の地名存す。なほカツラハラ條を見よ。

1　葛原宿禰　葛原部連の宿禰を賜へるものなるべし。朝野羣載十一に見ゆ。毛野氏の族か。

2　葛原朝臣　中臣氏の族にして、藤原朝臣と云ふに同じ。そは藤原朝臣大嶋を、持統紀七年條に葛原朝臣太嶋とあるによりて知るべし。大嶋は中臣糠手子の孫、許米の子なり。

3　葛原朝臣　こは前者とは別にて、葛原部連の朝臣姓を賜へるものなるべし。姓名錄抄及び拾芥抄に見ゆ。毛野氏の族か。

4　紀伊の葛原氏　紀伊伊都郡隅田莊の名族にして、隅田黨の一也。其の他はカツラハラ條を見よ。

久須波良　**クズハラ**　葛原部の裔か。前條、次條、及び藤原條を見よ。正倉院文書、常陸國戸籍に「久須波良宿祢女、外一人」見ゆ。當戸籍には久須波良部もあり。

葛原部　**クズハラベ**　久須波良部に同じ、次條に併せ云へり。

久須波良部　**クズハラベ**　御名代部の一にして、もと藤原部と云ひ、允恭帝の皇后衣通郎姫の御名代部なり。天平寳字元年紀に「自今以後、藤原部姓を改めて、久須波良部とす」と見えて、此の以後、多く葛原部と記せり。皇室の外戚藤原氏の氏名を避けし也。

1　下總の久須波良部　天平寳字六年六月三日の造石山院所公文案に「久須波部廣嶋（下總國相馬郡欅邑鄕・久須波部音戸口）」また天平寳字六年十二月廿四日の石山院奉寫大般若經所解に「久須波良部廣嶋、同國郡（相馬）邑保鄕」など見ゆ。

2　常陸の久須波良部　常陸國戸籍に「久須波良部大女、外一人」見ゆ。久須波良と云ふもあり。

3　和泉の葛原部（毛野氏族）　姓氏錄、和泉皇別に「葛原部、佐代公同祖、豐城入彦命三世の孫・大御諸別命の後也、日本紀に漏る」と見ゆ。葛原部は上古の藤原部にして、衣通郎姫の御名代部也。而して衣通郎姫は當國茅渟宮に住居せられしなれば、當國には多かりしならん。

4　河内の葛原氏　茨田郡に葛原莊あり、永享奉書案に見ゆ。後葛原村と云ふ。

5　武藏の葛原部　フヂハラベ條を見よ。

6　越前の葛原部　天平神護二年の當國國司解に「海部鄕戸主葛原部長濱、同石持、同豐嶋」等見ゆ。

7　豐前の葛原部　和名抄、當國宇佐郡に葛原鄕あり。此の部のありし地か。

8　葛原部直　藤原部直の後裔なり。

9　久須原部連　天平神護元年正月紀に、「久須原部連淨日」と云ふ人見ゆ。毛野氏の族か。

楠久　**クスヒサ**　肥前國松浦黨に此の氏あり。

葛生　**クズフ**

1　大和の葛生氏　當國の名族にして、宇陀郡萩原村に葛生善兵衞光玄あり。

2　小野姓橫山黨　橫山黨小倉經孝の子有季は葛生氏と稱す。その後也。

3　下野の葛生氏　安蘇郡の葛生邑より起る。前項氏と同一か。下野國志に葛生縫殿、唐澤老談記に葛生縫殿助等見ゆ。

國栖部　**クズベ**　次條に同じ。

國樔部　**クズベ**　國栖族を以つて組織されたる部にて、世々笛工として朝廷に仕へたり。（國栖條參照）。楢笛工、國栖笛工等は、其の後なり。神武紀に「更に少しく進む。亦尾ありて磐石を拔きて出づる者あり。天皇・之に問ひ給ひて宣はく、汝は何人ぞと。對へて申さく、是は磐排別之子なりと。此は則ち吉野國樔部の始祖也」と見ゆ。而して類聚符宣抄第七に「國栖事。民部封戸所。大和國國栖丁十五烟を勘する事、右・去る天曆三年文簿を檢するに、注する所・件の如し。但し戸田に至りては、年々の圖帳を

引勘するに所見なし。仍りて勘申す。寛仁二年十一月十日」とあり。また天暦三年正月廿七日の太政官符に「大和國司。應に早く國栖戸十五烟内の田九町、正税を免除すべき事。右・宮内省去年十二月三日の解を得るに偁はく、國栖別當茂則の解状に偁はく、茂則等は數代の朝に奉ず云々」など見ゆ。他はクズ條を見よ。

楠部 クスベ　筑前に楠部庄あり、又伊勢等に此の地名存す。

1　荒木田姓　伊勢國度會郡楠部邑より起る。度會四門系圖に「尾崎源眞入道は荒木田神主楠部尾崎の庶流也」と見ゆ。ワタラヒ、ヲサキ條を見よ。

2　橘姓　楠氏の裔と稱す。能登國鳳至郡の人楠部定賢の子・金五郎肇は子春と號す。

楠戸 クスベ　前條氏に同じきか。

楠間 クスマ

葛卷 クズマキ　近江、陸奥、越後等に此の地名存す。

1　蒲生氏族　近江國蒲生郡葛卷邑より起る。その地の葛卷城は葛卷隼人正城の居城にして、蒲生家に屬す。又葛卷源八郎重氏は後吉田印西といふ、弓法の達人なり。

2　藤原南家工藤氏族　陸奥國二戸郡葛卷邑より起る。工藤の族黨なり。南部深祕抄に「葛卷氏は工藤の族にて、名久井と同祖の家」と云へり。名久井條を見よ。

3　加賀藩給帳に「貳千石(丸内木瓜)人持、葛卷隼之助。百參拾石(蔭内木瓜)葛卷誠馬」等見ゆ。有名なる昌興は此の氏より出づ。

藥丸 クスマル

1　肝付氏流　應永の頃、肝付兼元の一族に藥丸式部少輔あり。十八年戰死す。大隅國藥丸氏略系圖に據れば、此の氏は、大伴姓と稱へ、通字は兼の字、定紋雁金と云ふ。藥丸入道孤雲など云ふ人あり。高山の藥丸氏は初代兼持、出雲守入道高雲と稱へ、高山本城々代家老を勤仕す。二代兼久、同じく肝付氏居城中、總役勤仕、同人の三男丹後守三代後、一二男同道、伊豫國に行き、彼に在りて、各分れて一家をなさしむ。五代孝右衛門、實は高山の人柿元甚左衛門二男にして、先代源右衛門子なきに依て、嗣となる。又孝右衛門男子なきを以て高山の人上床筑右衛門三男源右衛門を聟養子として六代とす。其の孝右衛門も子なくして、高山の人入部權兵衛二男、養子となり、七代十右衛門と云ふ。兼持—兼久—兼次(丹後守と稱す)—源右衛門—孝右衛門—源右衛門」也。以下略。

2　肥前の藥丸氏　三根郡藥丸邑より起りしか。河上社承元二年文書等に見ゆ。

久寢 クスミ　和名抄、伊豆國田方郡に久寢郷あり。

葛見 クスミ

1　藤原南家工藤氏流　前條伊豆の久寢郷後の田方郡久須美邑より起り、又久須見氏とも、萳美ともあり。曾我物語に「萳美の庄云々。かの本主は萳美入道寂心にてありけるが、在國の時は工藤大夫祐隆と云ひけり」と載せ、相良系圖に「工藤維職の子祐隆(號葛見入道寂心)」と見え、尊卑分脈には「祐近(河津二郎)の父六郎大夫祐家に註して、實は久津見入道寂蓮の子」とあり。イトウ、クドウ等の條を見よ。

2　藤原北家上杉氏族　上杉系圖に「憲顯—憲榮(號葛見)—房方—憲實、其の弟清方」など見え、兩上杉系圖に「憲榮、葛見左近將監と號す。京都奉公、狩野庄、如意輪寺霜臺の猶子、越州守護職を桂山

より相續の間、憲方を猶子となし、(一本・房方を養子となし) 遺跡後遁世、道號大遠、伊豆大見に於いて、應永二十七壬寅十月廿六日寂す七十三」と見ゆ。これも伊豆の久須美を稱號とせし也。

久須美 クスミ　前條氏に同じ。後徳川幕臣に此の氏あり。同じく藤原南家工藤氏の族なれど、家傳に「曾我祐成遺腹の子なり」と云ふ。家紋菴に木瓜、十曜、寛政系譜に見ゆ。大坂町奉行たりし久須美蘭林は此の家の人也。

久須見 クスミ

1 藤原南家工藤氏流　葛見、久須美に同じ。

2 遠山氏流　美濃發祥、遠山條を見よ。

3 後世茶人に久須見疎安あり。

楠美 クスミ　津輕に存す。葛見氏に同じきか。

來住 クスミ　キスミ

楠見 クスミ　紀伊の名族にして、名草郡楠見庄より起る。續風土記、同庄中村條に「城跡。村中にあり彈塚四郎太夫の城跡なりといふ。舊家、傳兵衞。其の祖を楠見の四郎といふ。代々當莊を領す。後故ありて、彈塚四郎太夫と改む。其の孫四郎太夫は雜賀合戰の際、土橋平次に屬し討死す。其の子源四郎は、天正年中根來に屬し、戰功あり。後朝鮮の役に脇坂淡路守に仕ふ。其の弟助四郎・當村に在りて代々農民たり」と見ゆ。

萳美 クスミ　葛見條に云へり。曾我物語に萳美入道、萳美五郎等見ゆ。

久隅 クスミ

1 藤原南家工藤氏流　これも葛見氏に同じ。寛政系譜に見ゆ。家紋・丸に三木矢、丸に木瓜。もと織田家に仕へき。

2 加賀の久隅氏　繪師に久隅守景あり、狩野探幽門下の俊才也。

久住 クスミ　ヒサズミ　葛見、久須美氏に同じ。但し下總印旛郡に此の地名あり。又志摩に存す。猶ほヒサズミ條參照。

楠嶺 クスミネ

來住野 クスミノ　武藏國多摩郡の名族にして、千人組同心也。

楠村 クスムラ　土佐の豪族にして、吉良家配下の將なり。

楠目 クスメ　土佐國香美郡楠目邑より起りしなるべし。幕末志士に楠目藤盛あり。

葛目 クズメ　楠目氏に同じきか。山內家臣に此の氏あり、重臣なりき。

葛茂川 クズモガハ　武藏入間郡に葛茂川莊あり。

楠本 クスモト　紀伊、肥後等に此の地名あり。

1 菊池氏流　肥後國楠本邑より起る。菊池系圖に「石坂家季の子泰隆(楠本領主)」と見ゆ。此の氏・其の後なりと云ふ。

2 藤原姓　肥前の楠本氏にして大村藩士たり。前項氏の後と云ふ。士系錄に三家を收め、藤原姓とす。針尾條參照。維新の際、楠本正隆功あり、新潟縣令となり、途に男爵を授けられ、從二位に至る。その子楠本清七郎也。又平戶藩に楠本端山(儒者)あり。

3 紀姓　石清水祠官の族にて、紀伊にあり。續風土記、牟婁郡林村八幡宮神主、楠本氏條に「文治年間、楠本莊司といふもの、石清水より來りて、此の地に住し、社領を支配す。其の子孫連綿として神主を勤むと。正應二年楠本莊司紀國時、乾元二年、嘉元二年に西願、正中二年に楠本莊司守永、正平十五年に楠本彥次郎兵衞尉守行等を、石清水の領家より、祝師職に補任する文書數通を藏む」と。

4 其の他、三栖莊下三栖村龍口山城跡條に「村の巽にあり。榎本某の家記に、山本

數馬の弟、岡村の地頭楠本六郎忠實（實は和田新兵衞行忠の子也）は御簾ノ莊を奪ひて、龍口山の城に居住す。後熊野の衆是を取りて、古の如く神領とす。其の後、藤堂與右衞門、青木勘兵衞、宇野若狹守。攻め落すとあり」と載せ、又名草郡禰宜村地士に楠本長之丞あり。又藤原姓と載せ、安藤家々士にあり。猶ほ山田原氏條を見よ。楠木氏の裔と云ふ。

5 雜載　猶ほ此の氏は美濃、豐前、河内（長野町）等にも存す。

楠元 クスモト　前條氏に同じかるべし。

楠守 クスモリ　古く葛守勝あり。大同類聚方に見ゆ。

楠屋 クスヤ　博多の豪商に楠屋宗五郎あり、幕末の志士也。

葛屋 クズヤ　石見に現存。

楠山 クスヤマ　紀伊の名族にして、和歌山德川藩に仕ふ。

葛山 クズヤマ　藤原北家大森氏族なり。カツラヤマ條を見よ。將軍實朝の近臣に葛山五郎景倫、出家して願性と云ふ。

藥屋 クスリヤ　安藝にありと云ふ。

葛例 クズレ　和名抄、薩摩國阿多郡に葛例鄕あり、カツレかと云ふ。

藥王 クスワウ　紀伊國那賀郡の名族にして、續風土記、同郡登尾村舊家、地士藥王吉右衞門を擧ぐ。

訓世 クセ　コセ　和名抄、山城國乙訓郡に訓世鄕あり、郡勢と訓ず。東寺應永十四年文書に、上久世莊、下久世莊に作る。

久世 クセ　和名抄、山城國久世郡に久世と註し、郡内に久世鄕を收む。中世以後、久世庄（桃華蘂葉）と云ふ。又美作國大庭郡に久世鄕あり、後世久世邑と云ふ。

1 久世家（村上源氏久我家流）　前述久世郡久世鄕名を負ひしなり。尊卑分脈に「千種通相（太政大臣）—具通（太政大臣、號久世相國）—通宣（右大將、權大納言）—清通（太政大臣、後久世相國）—通行（號東久世太政大臣）」と見え、又久世系圖に「村上源氏、家紋圈內竪鷹羽二本、具通（村上天皇十四代、號久世、右大將、從一位、太政大臣）」とあり。

2 後世の久世家　久我家の族にして、前項家號を繼ぎたるなり。久我敦通の二男通式より出づ。通式の後は「通俊（益通）—通音—經式—通夏—通晃—榮通—通根—通理—通凞—通章、」德川時代、羽林家、新家、二百石。小川通本誓願寺上ル。寺は眞如院。現今子爵。

久世

3 室町幕臣久世氏　永享以來御番帳に、「五番久世大和守、」文安年中御番帳に「五番久世九郎左衞門、」常德院江州動座着到に「東山殿祗侯人に久世孫九郎、」また永祿六年諸役人附に「五番久世彌九郎」を載せたり。而して見聞諸家紋に、

久世彌九郎

4 小野姓（後藤原姓）　三河國の豪族にして、額田郡の住人小野高廣の後、高廣の妻は久世永次の女なり。其の子よりて、母姓を冒し、久世廣長と云ふ。寬政系譜には村上源氏に收む。廣長の子は長宣なり、碧海郡井内村久世三四郎と云ふは、その子廣宣に當る。藩翰譜には「大和守藤原廣之は、三左衞門廣宣が三男也。廣宣は三河國の住人、德川譜代の御家人にて、大須賀五郎左衞門康高が手に附らる（三百石を給ひき）父は平四郎と云ふと。頭註に『廣宣が祖平大夫廣長は、清康廣忠

二君の世に事へて戰功あり。其子長宣は平四郞と稱す、永祿一向の亂に寺方にて討死す。これ廣宣が父なり。廣宣此の時三歲なりしを、大久保忠吉取りて養ひ置く、德川殿も罪を免されて一向宗を改めたり』と。初め三四郞と申せし時、生年十六歲、坂部三十郞廣勝は十五歲、二人共に打連れて軍し、能き敵討ちて、共に高名せしよりこのかた、武名の譽れ、當世に顯はれ、「三四三十と呼ばれしは、彼等二人が事なり。關東に移らせ玉ひし時、二人一所に上總の國橫田の地を給ふ。大須賀が男出羽守忠政、遠江國橫須賀の城に移りし時、久世坂部同じく忠政に從ひて移らず、二人終に御不審を蒙りて、武藏國片山といふ所に引籠りて居たり（橫田を領する事は元の如し）。大坂の軍起りし時、二人同じく將軍家の御陣頭に馳せ來る。彼等はさる古兵なれば、兩御所の仰を蒙りて、諸手の人々の陣々に御使して、其の功これ少からず、軍終りて後、二人同じく下總國海上の地を給ふ、（二千七百石づゝ加へ給りて、各三千石を領す）云々」と見ゆ。

廣宣（三左衞門）の後は「廣之（大和守）―（出雲守）重之（讃岐守、大和守）―（隱岐守）暉之（讃岐守）―（出雲守）廣明（大和守、實は久世若狹守廣武長子）―（隱岐守）廣譽（大和守、四品）―廣運（長門守、實は紋之の男、嫡孫繼承）―廣周（大和守、實は大草安房守高好二男）―廣文（出雲守。下總關宿四萬八千石）―廣業」にして、現今子爵、家紋丸に竪鷹羽二本、丸に橘。

關宿
久世

支庶五家、安藝守は五千百十六石、日向守は五千石、丹波守は三千五百石也。

5 美濃の久世氏　揖斐郡の豪族にして、同郡南方城（川合村南方）は久世民部の據りし地也。

6 因幡の久世氏　八東郡東村小畑城主小畑出羽守の弟は久世兵庫と稱す。天正三年、山中鹿之助が亂入の時討死す。（因幡志）。

7 北國の久世氏　越中の豪族にして、北越軍談に久世但馬あり。後佐々成政に從ひ、天正十二年、加賀河北郡鳥越城を守る。

8 雜載　秀康卿給帳に「一萬石久世但馬、五百石久世玄蕃」を載せ、又加賀藩給帳に「貳百八十四石（二釘貫）久世長次郞」、堀尾山城守給帳に「拾石貳人久世氏」等見え、又武藏（一五二四頁、片山七騎條を見よ）、甲斐（久世勝之介）、伊勢、志摩等にも存す。又江戶の儒者に久世靜齋あり。

國瀨　クセ　クニセ條を見よ。

久瀨　クセ　承久記卷四に久瀨さゑもん二郞あり。その後、伊勢飯高郡の豪族に久瀨五郞左衞門尉あり、伊勢寺城に據る（五鈴遺響）。

弘誓院　クゼヰン　山城弘誓院より起る。藤原北家九條家流の稱號にして、尊卑分脈に「月輪兼實―良經―教實（號弘誓院）」と見ゆ。

久世田　クセタ　但馬國朝來郡に久世田庄あり、大田文に見ゆ。地頭は江民部太夫基後なり。後世紀伊田邊藩士に此の氏あり。

國背宍人　クセノシシビト　クニセ條を見よ。

孔世部　クセベ　皇國名醫傳に太宰府の醫師孔世部富世（延喜）見ゆ。

久世山　クセヤマ

公雙　クソウ　讃岐國大内郡寛弘元年戸籍に「公雙時町女」と云ふ者見ゆ。正訓不明。

九足八鳥　クソクハツチヤウ　ロクロミ條を見よ。

具足屋　グソクヤ　泉州堺の豪商に具足屋宗據あり、慶長年間、家康より糸割符を與へらる。

久多　クダ　便宜上、ヒサダ條に收む。

久田　クダ　便宜上、ヒサダ條に收む。

來田　クダ　クルタ條を見よ。

管井　クダヰ　美濃にあり。

管管　クダクダ　和名抄、薩摩國甑嶋郡に管管郷あり。

管綜　クダヘ　和名抄、筑後國三潴郡に管綜郷あり。

國魂　クダマ　神名より起る。諸國に大國魂神社、國魂(國玉)神社多し。國土の神を祀るなり。而して此の神の鎭座地なるより國魂なる地名起り、更に氏名となりしもの即ち此の氏也。

1　石城國造裔　磐城國石城郡國魂邑より起る。此の地は一に菅波邑と云ひ、此の氏も亦菅波氏とも稱す。スガナミ條を見よ。その國魂と云ふは、此の地に神名帳所載磐城郡大國魂神社の鎭座せらるゝに據る。而して當社は實に古代石城國造の氏神たりし古社にして、隣邑高久邑等と共に、和名抄所載磐城郷の地に當り、國造治所のありし地と考へらる。

國魂氏は此の地より起り、岩城氏と同族にして、共に桓武平氏常陸大掾氏の族と稱すれど、其の實、古代石城國造の裔なる事はイハキ條にて云へり。

2　桓武平氏岩城氏流　されど後世一族何れも平姓と稱すれば、古代よりの繼承は之を明かになし難く、且つ平姓と云ふも、古くよりなれば、暫く舊説に從ふべし。此の氏は岩城族中、殊に名族にして、其の系圖は一族諸系圖中・最も古く、古文書と一致する點多ければ、學者に珍重さる。忠衡（高久三郎）

忠衡（高久三郎）
├忠清 岩城二郎
└直平 荒川四郎 ― 行隆 富田三郎 ― 隆基 國魂三郎 ― 經隆 國魂太郎
　　├成隆 又太郎
　　│　├實隆 小太郎
　　│　├秀隆 七郎
　　│　└泰秀 十郎 ― 行泰 太郎兵尉、道阿
　　└盛隆 岩間三郎

内、經隆、成隆は、正應五年閏六月十四日文書に「國魂太郎經隆の遺領、陸奥國岩城郡國魂村、田畠在家配分事。又太郎成隆跡分。一所參町、國魂太郎手作（以下十七所、合十一町）。一宇國魂屋敷（以下十四宇）。二所野畠。右配分の狀・如件」と見え、次に秀隆、泰秀、盛隆等は正安四年九月七日文書に「國魂十郎泰秀、岩間三郎盛隆と、國魂村内泰秀の知行分田在家を相論する事。右は祖父經隆末分の跡、正應五年、亡父成隆に配分せらるゝ跡の間、舍兄秀隆、泰秀と分領する所なり。而るに盛隆・秀隆を訴へ申す云々」とあり。此等によりて系圖の正しきを知るべし。

内泰秀はまた三坂元弘三年十二月文書に「國魂十郎入道、同子息三郎、同舍弟與一三郎」と見え、その子行泰は延元元年四月廿六日文書に「岩城郡に下す、早く國魂三郎太郎行泰に、當郡内國魂又太郎跡を領知せしむべき事。右人の勳功賞として宛て行はるゝ所也。先例を守り其の沙汰を致すべし」と。當時南朝方なりし也。岩城文書抄に「行泰は延元三年まで官軍なりしが、顯家卿敗死の後は賊に降る」と見ゆ。曆應二年三月二十三日の文書に

「八幡降人に所領の半分を打渡す事。右陸奥國岩城郡國魂村の田畠在家等を中分なし、將軍家の御下文、幷に御施行の旨に任せ、國魂太郎兵衛尉行泰に沙汰を付する所也。坪付は別紙にあり。仍つて渡狀・件の如し。法眼行慶判、沙彌勝義(佐竹の族豐間彥四郎義熙)判、」とある、之れ也。

次いで觀應三年文書に「孫太郎隆泰」また同年五月のものに「國魂村内國魂太郎左衛門尉隆直の跡、地頭職の事、勳功の賞となして宛て行はる。岩城國魂新兵衛尉殿、」と。此等は行泰の男にして、新兵衛尉は隆秀と云ふ。文和二年十二月四日文書に「新兵衛尉隆秀」と見えたり。其の他、同三年十月の周防守隆泰の判書に「國魂村内田在家の事、行泰の妹女子、岩崎高久新左衛門尉と同心せしめ、行泰當知行分の内にて苅田狼藉を致すの由、行泰訴狀・此の如くに候云々、」と。又貞治五年十二月九日文書に「國魂村地頭職の事、相傳の旨に任せ、知行・相違あるべからざるの狀・件の如し。國魂新左衛門尉殿、」など見ゆ。

來民 クタミ 和名抄、肥後國山鹿郡に來民鄉あり。朽網條を見よ。

朽納 クタミ 和名抄、同國同郡に朽納鄉を收む。

玖潭 クタミ 和名抄、出雲國楯縫郡に玖潭鄉ありて、延喜式に玖潭神社を載せたり。

球覃 クタミ 豐後風土記、直入郡に此の鄉名を擧ぐ。

朽網 クタミ 前條球覃鄉より起り、又救民に作る。三流あり。

1 大神姓 大神系圖に「大彌太惟基―惟通(六男、朽網六郎)」と載せたり。

2 大友氏田北流 豐後國圖田帳に「朽網鄉四十町、田北朽網畑云々、領家太宰府御神領、地頭朽網兵衛尉親泰、法名善心」と見ゆ。田北條を見よ。

3 大友氏筑井流 前者と同族なれど、その關係詳かならず。大友系圖に「齋院次官藤原親能の第三子親直は筑井左衛門尉と稱す」と。其の子古莊重吉は建久七年に大友能直に從ひて本州に來り、朽網鄉を食む、因つて氏とすとなり。豐後遺事に「救民氏は古莊重吉を祖とす。藤原秀鄉の五世孫にして、大友能直の傅たり。重吉十九世の孫下野守親滿に至り、天文十三年八月、謀叛して、大友義鎭に誅せらる。其の子鎭則は天正十四年に薩人に下る」と見ゆ。又佐伯系圖に「惟治の孫、千代鶴丸の女は、朽網下野守親滿の室」とあり。

4 筑後の朽網氏 朽網家記に「初め求民と書す。三河守親滿・朽網に改め、或は久田見に作る。朽網鑑康(三河守、剃髮して宗暦と號す。大友の一族にして、豐後國朽網城主、法名久庵宗久居士。妻は坊城大納言の女)―鑑房(内藏允、法名清光院雪嶺心也居士、妻は蒲池鎭漣の女、於德と號す)―宗壽(右馬助、初め蒲池と稱す)―宗常(弟某は玖珠郡に住し、後京師に轉居す。其の弟某は朽網貞右衛門、筑前福岡に住す)―豊卓(後豊庵と改む、蒲池物語を著す)―洞摩(朽網氏に復す)―某(六左衛門)―宗房(六左衛門)」と見ゆ(筑後國志)。三原文書、宗崎家文書義統判書、五條家文書に、朽網三河入道を載せたり。

括網 クタミ 原田家文書に括網中務少輔鑑康見ゆ。前條氏に同じ。

求民 クタミ 前條氏に同じ。

朽見 クタミ クツミ條を見よ。

救民 クタミ 朽網氏に同じ。

久田見 クタミ 藤原南家入江氏の族にし

て天野景光の子光家を祖とすと云ふ。

管屋　クダヤ　和名抄、上總國山邊郡に管屋郷あり、管は菅の誤かと云ふ。

百濟　クダラ　百濟國名を負ひし也。我が國に服屬中・歸化せしものも多かりしが、殊に滅亡後、遺民の逃れて投化する者、群を爲し、我が國文化に貢獻する處甚だ多かりき。

1　百濟國王　傳説に據れば、百濟國王の始祖を温祚王（又は高温祚王）と云ふ。三國史記に「始祖温祚王、其の父は鄒牟、或は朱蒙と云ふ。北夫餘より難を逃れて、卒本扶餘に至る。扶餘王・子なし、唯三女子あり、朱蒙の常人にあらざるを知り、第二女を以つて妻はす。未だ幾くならずして、扶餘王薨じ、朱蒙位を嗣ぐ。二子を生む、長を沸流と云ひ、次を温祚と云ふ」と。或は云ふ「朱蒙・卒本に至り、越郡の女を娶る」と。又曰ふ「始祖沸流王、其の父は優臺、北扶餘王解扶婁の庶孫なり、母は召西奴、卒本の人延陁勃の女、始め優臺にとつぎ、子二人を生む」と。其の後、沸流、温祚、兄弟二人・韓半嶋に入りて國を立つ。兄は志・ならずして死し、温祚の國榮ゆ。これ百濟國にして、魏志によれば、馬韓五十四國の一たるなり。後附近を平定し、終に馬韓全部を統一す、されど史缺けて事蹟を詳にし難し。十二代近肖古王頃より始めて明瞭なり（日本古代史新研究參照）。其の略系を擧ぐれば、

高朱蒙（姓氏錄には都慕王）—温祚王[1]（四五）—多婁王[2]（四九）—己婁王[3]（五一）—蓋婁王[4]（三八）—

- 5 肖古王（四八）（肖古王）—6 仇首王（二〇）（貴須王）—10 比流王（四〇）—12 近肖古王（二九）（肖古王）（背古王）（照古王）
- 沙伴
- 7 古爾王（五二）—8 責稽王（一二）—9 汾西王—11 契王
- 13 近仇首王（九）（貴須王）—14 枕流王（一）—16 阿花王（一三）（阿華王）（阿莘王）—17 直支王（一五）（實九）（腆支王）（文周王）
- 訓解
- 碟禮
- 15 辰斯王（七）（辰孫王）—知宗王—大阿良王
- 18 久爾辛王（七）（實一三）—19 毗有王（二八）（比有王）
- 20 蓋鹵王（二〇）（餘慶）（近蓋婁王）（加須利君）—24 武寧王（二二）（斯麻）—25 聖王（三一）（聖明王）（純陀太子）
- 21 文周王（二）（汶洲王）—22 三斤王（二）（壬乞）
- 昆支（軍君）（混伎）—23 東城王（二三）（牟大）（末多）（摩牟）

- 26 威德王（四四）（餘昌）—27 惠王（一）（季明）—28 法王（一）（宣王）
- 王子惠
- 29 武王（四一）（璋）—30 義慈王（二〇）—隆
- 31 豐璋王
- 塞城忠勝
- 32 禪廣（善光）
- 33 昌成—34 良虞—35 敬福

百濟古代の事は日本古代史新研究を見られたし。

2　姓氏錄所載百濟王後裔　和朝臣（孝慕王十八世孫武寧王裔）。春野連（速古王孫比流王裔）。百濟朝臣（孝慕王三十世孫惠王裔）。面氏（比流王裔）。百濟公（孝慕王廿四世孫汶淵王裔）。巳汶氏（肖古王孫汝休爰裔）。石野連（近速王「一本に肖古王」孫憶賴福留裔）。汶斯氏（速古王孫比流王裔）。沙田史（意保尼王裔）。道祖史（挨許里公裔）。百濟王（義慈王裔）。飛鳥戸造（比有王裔）。大丘造（肖古王十二世孫恩率高難延子裔）。御池造（扶餘地卓斤國主施比王

裔)。菅野朝臣(都慕王十世孫貴首王裔)。眞野造(肖古王裔)。宮原宿禰(菅野朝臣同祖。一本に都慕王十世孫貴首王裔)。刑部(酒王裔)。三善宿禰(速古大王裔)。牛毘氏(沙半王裔)。船連(大阿郎王三世孫智仁君裔)。岡屋公(比流王裔)。雁高宿禰(貴首王裔)。和連(雄蘇利紀王裔)。安勅連(魯王裔)。船連(大阿良王裔)。市往公(明王裔)。廣井連(避流王裔)。岡連(目圖王男安貴裔)。原首(福德王裔)。百濟伎(都慕王孫徳佐王裔)。河内連(都慕王男陰太貴首王裔)。廣津連(近貴首王裔)。錦部連(速古大王「異本に近肖古。一本に背古」裔)。不破連(都慕王の後毘有王裔)。岡原連(辰斯王子知宗裔)。林連(直支王「一本に腆支王」裔)。飛鳥戸造(比有王男琨伎王裔)。飛鳥戸造(末多王裔)。古市村主(虎王裔)。百濟公(酒王裔)。六人部連(酒王裔)。百濟氏(牟利加佐王裔)。廣幡公(津王裔)。長田使主(爲居王「一本に久爾辛王」裔)。舍人(利加志貴王裔)。

其の外、葛井宿禰、津宿禰、中科宿禰等あり、各條を見よ。

3 百濟王　百濟王の裔なれど、既に我が國に入りては、百濟は氏の如く、王はカ

クタラ

バネとして用ひられし也。その由來については、天平神護二年六月紀に「刑部卿從三位百濟王敬福薨ず。其の先は、百濟國義慈王より出づ。高市岡本宮馭宇天皇御代(舒明)、義慈王・其の子豐璋王、及び禪廣王を遣はし、入りて侍らしむ。後岡本朝廷(齊明)に洎び、義慈王の兵・敗れて唐に降る。其の臣佐平福信・社稷を尅復し、遠く豐璋を迎へ、絶統を紹興す。豐璋・纂基の後、譖を以つて横しまに福信を殺す。唐兵・之を聞き、復び州柔を攻む。豐璋・我が救兵と之を拒む。救兵・利あらず、豐璋・船に駕して高麗に遁る。禪廣・因りて國に歸らず。藤原朝廷・號を賜ひて、百濟王と曰ふ。卒して正廣參を贈る。子百濟王昌成、幼年にして父に隨ひ歸朝し、父に先だちて卒す。飛鳥淨御原御世(天武)に小紫を贈る。子の郎虞は、奈良朝廷に從四位下、攝津亮たり。敬福は卽ち其の第三子也。放縱にして拘らず、頗る酒色を好む。感神聖武皇帝・殊に寵遇を加ふ云々」と見ゆるによりて明かならん。

豐璋の事は、齊明、天智の兩帝紀に詳なり。而して天智紀二年八月紀に「百濟王

クタラ

豐璋・數人と船に乘りて、高麗に逃れ去る」と載せ、禪廣の事は、持統紀七年正月條に「正廣參を以つて、百濟王善光に贈る」と記す。猶ほ文武紀四年十月條に百濟王遠寶と云ふ人も見ゆ。

此の一族河内を根據とし、又京師にあり。延曆二年十月紀に「交野に行幸し、鷹を放ちて遊獵し給ふ。庚申、詔して當郡今年・田租を免じ、國郡司、及び行宮側近の高年、並に諸司陪從の者に物を賜ふ各々差あり。又百濟王等・行在所に供奉する者一兩人、階を進め、爵を加へ、百濟寺に、近江播磨二國の正税各々五千束を施す。正五位上百濟王利善に從四位下を、從五位上百濟王武鏡に正五位下を、從五位下百濟王元德、百濟王玄鏡には、並に從五位上を、從四位上百濟王明信に正四位下を、正四位上百濟王眞善に從五位下を授く」とあるによりて、一族多く交野に住みしを知るに足らん。百濟寺は其の氏寺なり。その遺跡は、河内志、交野郡條に「百濟王の廟は中宮村に在り」と。又「百濟王の故居も同村に在り、延曆二年、帝・交野に遊獵し給ふ。百濟王等・行在所に供奉す云々」と見ゆ。また西宮記に「百濟王を以

つて交野撿校と爲す。其の族は多く此に居る」などあり。姓氏錄は右京諸蕃に收め「百濟王、百濟王義慈王の後也」と註す。

4　百濟公　百濟王の一族にして、天平寶字五年三月紀に「百濟人余民善女等の四人に姓を百濟公と賜ふ」と見ゆ。余は百濟王の氏にして、姓氏錄には、左京諸蕃に收め、「百濟公、同王(都慕王)三十世の孫汶淵王の後也」と載せたり。

5　鬼室氏裔の百濟公　姓氏錄、右京諸蕃に「百濟公、鬼神感和の義に因り、氏を命じて、鬼室と謂ひしが、廢帝天平寶字五年に改めて百濟公姓を賜ふ」と見ゆ。キシツ條參照。

6　和泉の百濟公　姓氏錄、和泉諸蕃に「百濟公、百濟國酒王より出づる也、」と載せ、また承和六年八月紀に「加賀國の人・正六位上百濟公豐貞の本居を改めて、左京四條三坊に貫附す。豐貞の先は百濟國の人也。庚午年を以つて、河內國大島郡に貫せられ、乙未年を以つて、加賀郡江沼郡に貫せられし也」など見ゆ。大島郡は當時河內に屬す、而して本郡に百濟村あり。其の他、泉北郡大野寺より發掘されし文字瓦に、百濟君刀身古とあるもの見ゆ。一族の多かりしを知るに足らん。

7　加賀の百濟公　前項引用承和六年紀を見よ。

8　播磨の百濟公　承和十三年三月紀に、「播磨國揖保郡の人・散位正八位上百濟公淸永、並に男一人女二人、本居を改めて、左京三條二坊に貫附す」と見ゆ。

9　阿波の百濟公　弘仁二年四月紀に「阿波國人百濟部廣濱等一百人、姓を百濟公と賜ふ」と見ゆ。

10　百濟伎彌　百濟公に同じかるべし、姓名錄抄に見ゆ。

11　百濟造　百濟部の伴造なり、百濟部條參照。天武朝・連を賜ふ。

12　百濟連　前項氏の後にして、天武紀十二年條に「百濟造云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。氏人は天平十四年の優婆塞貢進解に「百齊連弟麻呂(左京五條五坊戶主百齊連弟人戶口)」などあり。下りて承和三年閏五月紀に「右京人內藏大屬百濟連淸繼に姓を多朝臣と賜ふ。淸繼は誤りて後の父の姓を冒ひし也。今・落葉・根に歸へるの請あり云々」など云ふも見ゆ。

13　百濟宿禰　飛鳥部造の後にして、遙か古昔に歸化したる百濟の族なり。卽ち弘仁三年正月紀に「右京人正六位上飛鳥戶造善宗、河內國人正六位上飛鳥戶造名繼、姓を百濟宿禰と賜ふ」と。また貞觀四年七月紀に「左京人造兵司少令史正六位上飛鳥戶造彌道、姓を百濟宿禰と賜ふ。百濟王混伎の後也」また貞觀五年十月紀に「右京人、陰陽少屬從六位上飛鳥戶造淸貞、內監正六位上飛鳥部造淸生、太政官史生正八位下飛鳥戶造河主、河內國高安郡人主稅大屬正七位上飛鳥戶造有雄等、並に姓を百濟宿禰と賜ふ。其の先は百濟國人比有の後也」と見ゆる、皆然り。その他、元慶三年十二月紀に「河內國安宿郡人外從五位下行主稅助百濟宿禰有雄、本居を改めて、右京三條に隸す」など見え、又此の氏より貞觀年間、御春朝臣を賜へるものあり。

14　百濟朝臣　百濟國王余氏の後裔にして、天平寶字二年六月紀に「太宰陰陽師從六位下余益人、造法華寺判官從六位下余東人等の四人、姓を百濟朝臣姓を賜ふ」と。また承和七年六月紀に「備中介外從五位下余河內、右京大屬正六位下余福成等の三人、姓を百濟朝臣と賜ふ。其の先は

クタラ
クタラ

百濟國人也。」など見ゆ。姓氏錄は左京諸蕃に收め、「百濟朝臣、百濟國都慕王三十世の孫・惠王の後也」と載せたり。

15　近江の百濟人　天智紀四年條に「佐平福信の功を以つて、鬼室集斯に小錦下を授け、復百濟の百姓男女四百餘人を以つて、近江國神前郡に居く、」と。また「三月、神前郡の百濟人に田を給す、」また八年條に「又佐平餘自信、佐平鬼室集斯等、男女七百餘人を以つて、遷して、近江國蒲生郡に居らしむ」とあり。これ等は、本國の滅亡によりて歸化したるものとす。後世愛智郡角井村に百濟寺あり、此等百濟人の建立なるべし。

16　武藏の百濟人　天武紀十三年五月紀に「化來の百濟の僧尼、及び俗人男女・幷に二十二人を、皆武藏國に安置す」と見えたり。

17　東國の百濟人　天智紀五年條に「百濟男女二千餘人を以つて、東國に居らしむ。凡べて緇素を擇ばず、癸亥年より起り、三歲に至るまで、並に官食を賜ふ」と見ゆ。

18　大和の百濟氏　廣瀨郡に百濟邑あり。古事記應神帝段に、建內宿禰が百濟池を作りし地にして、その後、舒明帝の百濟宮、及び百濟寺等・此の地にありたり。又後世當國に百濟氏存す、第二十九項を見よ。

19　京師の百濟氏　姓氏錄、未定雜姓、左京の部に「百濟氏、百濟國牟利加佐王の後と云へり、見えず」とあり。

20　河內の百濟氏　和名抄、錦部郡に百濟鄕を收む。古く百濟氏のありし地にて、敏達紀十二年に、百濟日羅の妻子を石川百濟村に安置せしめらるとあるも、此の地ならん。

21　和泉の百濟氏　大鳥郡に百濟村あり、攝津百濟郡より分れ住みしならん。當國に百濟公あり、第六項を見よ。

22　攝津の百濟氏　續紀、及び和名抄等に見ゆる百濟郡は、百濟人によりて建置されたる物と考へらる。南部、東部、西部の三鄕に分たるを見るも、新開地にて百濟人の多かりしを知るべし。天武紀朱鳥元年條に「攝津國人百濟新興」とある人は此處に居住せし者か。百濟郡は和名抄に久太良と註す。延曆十年八月紀に攝津國百濟郡とあるを初見とし、天長十年四月紀等にも見ゆ。後世欠郡と云ふ（細川兩家記）。大阪の南部、木津、難波、勝間、今宮、西高津、喜連、田邊、天王寺、阿倍野、舍利寺、平野町、東高津等の地ならんと云ふ。天王寺東門東に百濟寺舊跡あり。

23　伊勢の百濟氏　近長谷寺堂舍資財帳に「多氣郡十六條五相可里云々。右垣內は前齊宮寮大允百濟永珍が、去る天慶二年施入す」と見ゆ。

24　近江の百濟氏　持統紀に「近江國益頭（野洲）郡都賀山云々、百濟土羅々女云々」と云ふを載せ、また元亨釋書に「釋良辨は、姓百濟氏、近江志賀の里人云々、寶龜四年閏十一月十六日卒」など見ゆ。第十五項、及び鬼室條參照。

25　上野の百濟氏　多胡郡に百濟庄あり。第十七項參照。

26　備中の百濟氏　元亨釋書卷十九に「釋阿淸は、姓百濟氏、備中の中州、窪屋郡の人云々」と見ゆ。

27　阿波の百濟氏　元亨釋書卷二に「釋道證は、姓百濟氏、阿州の人云々、弘仁七年十一月寂」と載せ、また貞觀七年十二月紀に「阿波國板野郡の人・百濟岑成女」など見ゆ。百濟部の後ならん。

28　筑後の百濟氏　高良社の社家にして、

五姓氏人の一なり。高隆寺緣起に「百濟(百濟別當)」と見ゆ、高良條參照。蓋し在廳官人の裔ならん。

29 大和後世の百濟氏　第十八項を見よ。國民郷土記に「百濟將監(應神の代、百濟國より王仁來て。漢字篇典を弘む。宇治弁に和爾吉師・之を習ふ。酒君初に雀鳥を維取事を始」と載せたり。

30 常陸の百濟氏　當國在廳官の一にて、吉田文書、仁平元年四月八日の留守所下文に「散位百濟(花押)」また治承三年五月の常陸國總社殿等註文に「散位百濟」等見ゆ。新編國志に「府中の百濟氏は、其の初祖を知らず。百濟河成とて、畫を以て名高きは、文德實錄にあり。稅所の流・世々成の字を諱とす。河成の後か。其の祖を貞成と云ひ、國府に住して稅所の職となる。仁平中の人なり。二子あり、長は政成、職を襲ぎて稅所となる」など見ゆ。

31 美作の百濟氏　美作略史に「金山の鑄工を百濟氏と云ひ、其の對岸瓜生原の鑄工を谷口氏と云ふ。其の製作には、天授以後の銘ある梵鐘、往々に存す。寛永二年に至り、是等の鑄工を城下に移し、吹屋町と云ふ」など見ゆ。傳へ曰ふ、當國の百濟氏は百濟都慕王二十三世の孫義慈王の子禪廣の後と云ふ。四世の孫敬福・聖武帝の御宇、從五位上陸奧守たり。孝謙帝の御宇、盧舍那佛鑄造に當り、塗金不足す。是に於て驛を馳せ、小田郡より出づる所の黃金を獻じて、從三位に叙せらる。天平神護二年六月二十八日薨ず、年六十九。子孫河內國交野郡山田鄉に住す。敬福二十五代の孫道正に至り、應德年間、同國丹南郡狹山鄉に於いて鑄造を業とす。十代の孫國次・正平六年三月、久米郡長岡庄に移る。其の子源次・天授三年十一月、今の西苫田安國寺の梵鐘を鑄す。國次十一代の孫善三郎の時、森侯の召により、津山に移り、子孫世々齋部宿禰眞繼の座法を以つて、廣く諸國の鑄物師を監督せしが、維新の後に至りて全く止む(名門集)となり。今も一族百濟氏と稱す。

32 雜載　百濟河成、名僧良辨(百濟氏)等人口に噲炙す。下りて將門記に武藏國守百濟貞連等、以下尠からざれど略す。

百齊　クダラ　前條氏に同じ。

百濟安宿　クダラノアスカ　河內飛鳥にありし百濟族也、

○百濟安宿公　天平神護元年正月紀に「百濟安宿公奈登麻呂」と云ふ人見ゆ。次條參照。

百濟飛鳥戶　クダラノアスカベ　飛鳥部條を見よ。

1 百濟飛鳥戶　飛鳥戶の一族也。

2 百濟飛鳥戶伎彌　百濟飛鳥部の頭梁にて、前條氏に同じかるべし。天平神護元年の造東大寺司移に「无位百濟飛鳥戶伎彌廣成(河內國安宿郡人)」と云ふ者見ゆ。

百濟手部　クダラノテベ　職業部の一にして、令集解に「百濟手部十人、左京八戶、右京二戶。一番役五人、月料、履・一人ごとに十六兩を縫はしむ。雜戶と爲して、調役を免ずる也」と見えたり。こは職員令大藏省條に「典履二人、靴履、鞍具を縫ひ作る事、百濟手部を檢挍するを掌る。百濟手部十人、雜縫作事を掌る」とある註文にて、此れにより此の部の職業を知るを得ん。

百濟伎　クダラノテビト　職業部の一にて前條百濟手部に同じ。但し此は氏となりしにて、姓氏錄、右京諸蕃に「百濟伎、百濟都慕王の孫德佐王より出づる也」と見ゆ。

百濟人　クダラビト　百濟條に併せて云へり。

百濟部　クダラベ　百濟人を以つて組織せし品部なり。阿波に此の部ありて、弘仁二年紀に百濟公姓を賜ふ。クダラ條を見よ。猶ほ他國にも存す、次條によりて察すべし。

百濟戸　クダラベ　百濟部を出せし戸を云ふ。百濟部の内には、中古に至るも、猶ほ雜戸として取扱はれし者あり。令集解に「百濟戸十一戸。臨時免役、雜戸となして調役を免ずる也」と見ゆるもの、これ也。

○紀伊國の百濟戸　令集解に「紀伊國百濟人云々、年料牛皮十張、鹿皮、麕皮を作らしむ。但し調庸を取り、雜徭を免ず」と見ゆ。

下合志　クダリカハシ　カハシ條を見よ。

勳知　クチ　和名抄、佐渡國賀茂郡に勳知郷あり、高山寺本には勳知に作り、久知と訓ず。應安二年本間有泰の讓狀に、佐渡國久知郷、今久知河内、下久知等ありと。

久知　クチ　前條佐渡國加茂郡久知邑より起る。當地久知城(河崎村城腰)は本間加賀守直泰以下十餘代の居城にして、康曆より天正迄二百年に亘り、與十郎高泰に至り、上杉氏に降る。又明應の頃に久知加賀守直泰あり。本間氏の族也。又岡部安部藩用人格に此の氏あり。本間條を見よ。

久智　クチ　攝津國有馬郡の久智莊より起る。公智神社あり。

口　クチ

1　太宰府官　永承七年の太宰府々官連署に小典口氏あり。

2　佐代公姓　和泉國日根郡の名族にして元弘中、高瀨佐代忠勝あり、その三男三四郎重信・口の左近と稱す、これを口氏の祖とす。ナカ、サシロ、タカセ條を見よ。

3　口殿　南朝遺史に「尊雅王は口殿と號け給ふ。口北山莊の謂にて、紀伊國の北山を口の莊と稱す。靈牌今紀伊國牟婁郡神の山村光福寺に祭れり。墓は光福寺より、凡そ三十町經て寺谷村と云ふ所に在り」と見ゆ。

朽井　クチヰ　肥前國朽井邑より起る。高城寺文書に「文永八年八月廿七日、朽井地頭沙彌尊光」見ゆ。國分氏の族にして、こは國分次郎入道尊光の事也。コクブ條を見よ。

口入田　クチイレダ　クニフダ條を見よ。

口内　クチウチ　クチナイ條を見よ。

朽尾　クチヲ

朽木　クチキ　便宜上クツギ條に併せて收む。

朽田　クチダ　阿波に朽田邑あり、又久千田庄と見ゆ。

朽津　クチヅ

口津江　クチツエ　豐後國日田郡の豪族にして、長谷部姓なりと。ツエ條を見よ。

口出　クチデ　但馬の人に、口出永常あり。小笠原島の開拓を計る、成らず。

朽名　クチナ

朽内　クチナイ　栃内の誤ならんか。

口内　クチナイ　陸中國江刺郡口内邑より起る。平姓江刺氏の一族にして、その系圖に「參河守平隆之の女子は口内帶刀の室」と。後衰微して南部氏に仕ふ。

口永　クチナガ

口縫　クチヌヒ　和名抄、出雲國能義郡に口縫郷あり。

口枳　クチノスキ　クチキ　和名抄、丹後國丹波郡に口枳郷あり、口周枳を修するならんと。正應田數目錄に丹波久次保見ゆ。

口羽　クチハ

1　大江姓　石見國邑智郡の口羽邑より起る。志道元良の次男通良・此の氏を冒す。「通良—廣通—春良—元智—元武」なりと。口羽系圖には「志道元良(又廣良。安藝高宮郡志道に居り氏とす、都賀丁城の城主)—通好。弟口羽通良(下野守。口羽

矢羽城主、依りて氏とす。弘治元年に嚴島出陣。天文三年口羽八幡宮へ鞍を奉納)─廣通(善九郎)─通平(新左衞門)─元通七郎左衞尉、慶長十九年江府にて死)。」次に廣通の弟「春良(中務大輔、都賀丁城主。文祿元年朝鮮にて卒す)─元良(十郎兵衞尉)─元延(勝兵衞尉)─就行(勘解由)、」また元良の弟「元智(兵衞尉、春良知行の内五百石讓與、輝元の判物あり)─元衡(又元武。半右衞門尉)─就之(又兵衞尉)─通正(四良右衞門尉)─元之(衞士)─通敞(又兵衞尉)。」その他、春良の妹(栗原勝右衞門の妻、後に口羽に改む)弟元可(伯耆守)─祐頤(西蓮寺を嗣ぐ)、弟宗立(井原萬行寺祖)、等見ゆ。

石見志に「口羽村矢羽城主口羽下野守通良、志道元良の子にして、此の地に住み、氏とす。永祿八年富田合戰參加(陰德)」と。又「都賀本鄕丁城主大江中務大輔春良、前の口羽通良の二男、元龜二年本鄕八幡宮再建棟札に下野守通良、中務大輔春良と見ゆ」とあり。

2 又安西軍策に口羽下野守通良、口羽刑部大輔(吉田方の旗本)を載せ、又藝藩通志、安藝國高田郡條に「吹屋城は川根村にあり。天正頃、石見の口羽道良が家人、信濃といへるもの、此の城を守りしといふ。」と見ゆ。

朽總 クチフサ

口益 クチマス　和名抄、肥後國合志郡に口益鄕あり。

朽見 クチミ　クタミ條を見よ。

朽本 クチモト　秀鄕流藤原姓、佐野氏の族にして、田原系圖に「佐野五郎三郎宗行(正安二年沒)─行春(佐野三郎二、後に朽本新左衞門と改む)─爲行(朽本彦二郎)─爲千(三郎四郎、彦右衞門)、弟爲久(彦九郎、後に館野民部と改む。應永十五年六月六日沒、年七十九)─爲安(館野四郎、後民部)」と見ゆ。青木、久保等條參照。

久地樂 クヂラ　日用重寶記に、此の訓あり。岡部安部藩用人格也。

鯨井 クヂラヰ　武藏國入間郡に此の地名あり。關係あるか。熊谷氏の族にして、越後國魚沼郡に存すとぞ。

鯨岡 クヂラヲカ　磐城國石城郡鯨岡邑より起る。桓武平氏、磐城氏の族にして、仁科岩城系圖に「忠隆(岩崎三郎太郎)─師行(田中甚四郎)─忠基(鯨岡十郎、法名原白)」とある後也。

氏人は三坂元弘三年十二月文書に鯨岡太郎入道、建武元年八月二日文書に鯨岡孫太郎入道殿。また延元元年十月文書に「岩城郡鯨岡孫太郎入道乘隆代、子息孫次郎行隆謹んで申す。右行隆は、八月十九日、常州橋本宿より陣立云々、同廿日田村城、同廿三日小栗城、同九月十七日、宇都宮城に押寄す云々」など見え、又應永文書に「鯨岡孫太郎入道乘隆知行分所領之事云々。應永三年十二月十五日。平隆親花押」などあり。會津四家合考に「昔蘆名盛氏の時代に、岩城郡の浪人鯨岡某、來りて黑川の宿屋に居り。子孫遂に此の地に永住す。今彼が家に、元弘、建武の頃の文書、あまた相傳す」とある、これ也。

鯨野 クヂラノ　和名抄、土佐國幡多郡に鯨野鄕あり。イサノと訓むかと云ふ。

久都内 クツウチ　安藝國高宮郡中深川村の名族にして先祖を民部と云ふ、永正中の人なり。子孫世々龜崎八幡宮の奉祀たり。藝藩通志に「八幡勸請の時代は傳らず。祠官久都内某が家に、永正二年、毛利弘元より、先例の如く、奉幣幷に注連役たるべしと命ぜられし文書あり。これより前、廿七代を經ぬと云ひ傳ふ。慶長五年、毛利家よ

り九段廿歩の神田を附けらる。社職のもの數名ありて、田の所入を配分す。是等の文書今に持傳ふ」とあり。

沓内 クツウチ 安藝國沼田郡の名族にして、先祖沓内左近正泰は正安年中の人なりと。前條氏に同じかるべし。

沓掛 クツカケ 山城以下此の地名頗る多し。鎌倉大草紙、應永亂、犬懸に從ふ士に沓係氏あり。武藏榛澤郡沓掛邑より起りしか。又尾張國愛知郡に沓掛城（沓掛村）あり、近藤條を見よ。

沓係 クツカケ 前條氏に同じかるべし。

九頭神 クヅカミ 玉林院橋系圖に「久之允正直の女、九頭神忠右衞門妻」と見ゆ。

朽木 クツギ クチキ

1 佐々木氏流 近江國高島郡朽木庄より起る。佐々木高島氏の族にして、尊卑分脈に「佐々木四郎信綱―高島隱岐守高信―五郎左衞門尉賴綱―左衞門尉義綱（從五下、出羽守、朽木）―左衞門尉時綱、弟三郎義氏―賴氏」と見え、佐々木系圖に「賴綱、（佐々木朽木五郎右衞門、城陸奧守を追討せし賞として出羽守に任ず）―義綱（佐々木朽木五郎、出羽守）―時綱（四郎）、弟義氏（四郎兵衞）」又一本に「義綱（朽木出羽守）―義氏（出羽守）―賴氏（出羽守、四郎左衞門）」など見ゆ。後に榮えたるは義綱の子時經の後なり。第二項を見よ。

氏人は、永祿六年諸役人附に「御部屋衆朽木彌十郎輝孝、御部屋衆朽木刑部少輔藤綱、詰衆番衆・一番朽木左兵衞尉成綱」等見ゆ。

江州山中朽木兵庫助

2 朽木侯 其の元綱は、朽木系圖に「宇多源氏佐々木族、信濃守、河內守。母は飛鳥井大納言藤雅綱卿の女。永祿十一年四月、信長・義昭を立てゝ、大軍を起し入洛す。義昭・將軍の宣旨を蒙る。室町の第は、去る永祿八年燒却せし故、信長先づ六條本國寺を以つて營中と爲し、義昭をして之に居らしむ。又近國の士に命じて二條城壘を築き、信長・岐阜に歸る。同十二年正月、三好笑岸、同釣閑、大軍を帥ゐ本國寺を襲ふ。營中籠むる所の士・堅く之を拒む。元綱郞從を率ひて營中に入り一方を堅む。三好左京大夫義繼等後詰たり、元綱等突出して進み戰ふ。三好・圍を解いて還り、營中以つて安し」と。前項朽木氏の族なるや想像するに難からず。

寬政系譜には「時經―義氏―經氏（賴氏）―氏綱―能綱―時綱―貞高―貞綱―貞清―稙綱―晴綱―元綱―稙綱（德川氏に仕ふ）―稙昌」と載せ、藩翰譜には「民部少輔源稙綱は、宇多天皇の御裔、近江國の源氏、佐々木源三秀義が孫近江守信綱、始めて、當國朽木の庄の地頭職に補せられ、末流の子孫・朽木とは名乘けり。信綱十代の孫民部少輔稙綱が時に當りて、享祿元年九月、義晴將軍、京都の亂を避けて、近江國に趣き、朽木谷に入らせ給ひしに、稙綱おのが館しつらうて御座所となし、好きに仕へ奉りければ、將軍家、此の土地に御逗留、程を經て御歸洛の後、稙綱を賴もしき者に思召し、常に御劒の役に候せしめ、申次七人の其の一に選れたり。天文八年六月、將軍御父子また兵亂を避けて、八瀨の里に移らせ玉ひしにも、稙綱御供し奉る。同じき十九年、義晴將軍、當國穴太の山中に薨じ玉ひしにも、稙綱御跡の事能く弔ひ奉る。されば治る時に當ては、君臣の禮、稙綱が如き

もの誠に珍しからず。時の管領・職事などいふ人を初めて、諸國の大名、高家等、君をも臣をも知らず、たゞ地を爭ひ、兵を戰はしめ、己が家たてんとのみ振舞ひし世に、かゝる禮をも節をも盡したる者の、類ひなくこそ聞えけれ。其の子宮内大輔貞綱、其の子河内守元綱、これ民部少輔種綱が父なりけり。」とあり。元綱、種綱父子、共に德川家に從ひ、遂に諸侯に列せられ、一族も亦高祿（六千石、交代寄合衆等）を食めり。種綱以後の系圖は「種綱（民部少輔）—種昌（伊豫守）—植元（民部少輔）—植綱（伊豫守）—植治（土佐守、號英山、實は植昌次男）—玄綱（土佐守、實は松平能登守乘堅の舍弟）—綱貞（内記、大炊頭、出羽守、實は植元の弟迪綱の男）—鋪綱（舍人、伊豫守、實は玄綱の男）—（隱岐守）昌綱（近江守、實は綱貞男）—倫綱（舍人、土佐守、實は鋪綱男）—綱方（土佐守、實は昌綱二男）—綱條（隱岐守、實は舍弟）—綱張（近江守、實は本多兵部大輔康禎二男）—爲綱（伊豫守）—綱鑑—綱貞」にして、丹波福智山三萬二千石。現今子爵。支庶四家、寬政系譜にあり。家紋四目結、五三桐、九曜。

朽木

交代寄合の朽木家は、元綱の長男兵部少輔宣綱の後にして、此の氏の宗族たる也。次男は與五郎友綱、種綱は三男なりき。

3　武藏の朽木氏　比企郡の名族にして、朽木義綱の後也。その曾孫經氏（萬壽丸）はじめ池大納言賴盛が七代河内次郎顯盛が猶子となり、元德二年九月本郡石坂村等を領す。新編風土記、石坂村條に「當所は池大納言賴盛より河内次郎顯盛まで傳來せし知行なりしを、外戚の因あれば朽木兵庫助時綱が子朽木萬壽丸に與へしこと知らる云々」と見えたり。

4　常陸の朽木氏　これも近江朽木氏の族にて、新編國志に「この氏本國に移るものは、朽木氏・眞壁郡本木鄉を領せし故と見えたり。朽木氏文書に（原文缺）とあり。水谷氏の臣に朽木助大夫、朽木仁兵衞、朽木半右衞門、朽木半兵衞などあり」と見ゆ。

5　清和源氏三淵氏流　三淵顯家の子昭長・朽木を稱す。

6　宗氏流　宗家のわたる次第に「北殿（たゝむね右馬助）七人の御子云々、六番六郎殿、くちきなり」と見ゆ。

7　伊勢の朽木氏　朽木家傳記に「天文十一年、北畠氏・佐々木義實と戰ふ。朽木種直・義實を助く。其の黨に桑名上村五庄八桑名十兵衞なるものあり、北勢城主」と記せり。

8　雜載　改正三河記に「朽木信濃守元綱事、朝倉六角に一味し、朽木谷をふさぐ云々」また勢州四家記に「朽木隼人祐大川内城よりの使者云々。」吉川氏先祖書に「朽木牧齋（河内守元綱）」等見ゆ。

工月　クヅキ

沓澤　クツザハ　次條履澤氏に同じ。

履澤　クツザハ　羽後由利郡履澤邑より起る。矢嶋十二頭記に「向矢島に秋田浪人・履澤左兵衞殿と申し候て、根井が情を以つて、小城を築き居住す。矢島五郎殿を打潰す計略之れ有る由、五郎殿聞召し、大瓦別當普賢坊に計略の事を申含め、永祿元年戊午極月、履澤城へ押込燒捨つる。」など見ゆ

沓田　クツタ

久津那　クツナ
久津名　クツナ　忽那氏に同じ。

忽那　クツナ　コツナ　伊豫國風早郡忽那嶋より起る。忽那七島は與居島の陰に聯接し、背は安藝嚴島に連り、瀬戸海の咽喉を占む。白河、鳥羽帝の朝、忽那長者親朝なる者・此に居り、次いで鎌倉の初、その曾孫兼平、此の地の地頭總追捕使たり。藤原姓を稱す。所謂海賊(水師)の一にして、兼平の後、合島を總領し、元弘に至り、玄孫重義、重明あり、勤王に從事す。忽那軍中日記は、元弘より延元中戰亂の古簡にして、貴重の史料として甚だ有名也(史徵墨寶考證)。

1　藤原北家道長流　忽那嶋開發記に「時に人皇六十八代後一條院、攝政御堂關白太政大臣正一位藤原道長卿の裔孫、右大臣藤原親賢朝臣、博藝に秀で、擧用せらる。往し延久四年、勅命に因り、坂東鄕司と爲し、之に補せしむ。然れども祖父關白世榮・法城二字を以つて、王位僭望の讒奏に因り、應德元甲子夏四月、遠流する所となり、其の砌、此の嶋に纜を維ぎ、陸を眺む。幽谷周景、然りと雖、絕論無人聲、濤嵐烈梢唱、雲呼夕陽、西零唯森々、渚より山頂に至るに、古樹生繁、嘆々哄形、時々の聲山に響く。闇中頻りに火を放ち熾なり。更に行く小夜淋しく、郭公の一聲亦啼、伍更に及び、明靑淸、龍水を得る如し。親賢敢へて其の嚾を厭はず、客中閑暇の餘り隨臣を供にし、躋を開き、山に登り、狩獵を作す。其の時、山中に於いて一點の光明・輝々として、親賢の眼に映ず。仍りて彼の光につきて、尋ね覔め、一堆濕葉を掃き、千手觀音の全像を設く。因りて此の嶋に於いて、住緣純熟義了、開發の領主たるを得。忽那と稱し、遊場と號し、山狩と云ひ、一字の梵刹長隆寺を建立し、彼の尊像を安じ奉る。而る後、大浦鄕に館す。玆に河野四十代爲綱の一類、新居住橘六郎淸時の子、天台宗越後阿闍梨華滿房を招請して開山と爲す。於國以人集、應德三四、田圃を開作し、六浦の名を定む。謂ゆる大、長師、神浦、熊田、吉來、粟井、是れ也。同年卯春、先規に任せ、鎌倉の若宮八幡宮を勸請し奉り、鎭守と爲す。嫡三郞大輔親朝枝嶋を開發し、農家を構ふ、謂ゆる牟須岐嶋、野嶋、二神嶋(初松嶋云)、怒和嶋、津和嶋、柱嶋、都べて忽那の七嶋云々。喜保年中(後改萬崇號二神)、各々六嶋に八幡宮を遷し奉る。職掌事務當家某、則ち山狩山を以つて別當と爲し、大阿闍梨雲溪房を神供とす。當家の直道誠信・惑はず、矧んや家臣偈仰、而して一族・日を經て繁榮す。名田圃を始め之を略す。

忽那嶋開基祖、應德元甲子年四月、藤原親賢朝臣、右大臣正二位、法名長福寺殿前右大臣正二位月盛西聰大居士。長治元甲申年秋九月十六日薨ず、大浦岡の岩の陵に葬埋す。家臣・三條式部卿家綱、古野左衞門尉行之、三橋藏人友政、橘六郎次有季、俊成九郞太夫範元。

長隆寺、山狩山、尊像閻浮壇金御尺壹寸捌分、御影大佛、開基住僧越後阿闍梨華滿房。

若宮八幡宮、應德四卯春、大浦の岩原に勸請。事務藤原朝臣、神供內證者山狩山。東・武藤庄・大浦、長師、神浦。西・松吉庄・粟井、吉來、熊田。傳へ曰ふ、親賢朝臣・忽那嶋に流着の砌、澳漕ぐ漁夫に國を問ふ。伊與と答ふ。朝臣・大いに欽ぶ。越知の人之を瞻望し、思を成し、日を經、玉劄を送る。河野爲綱薰誦舊職昕夕忘れず云々。是れ故有る哉、其の昔・河野浮穴

四郎爲世在京の節、祖父關白道長卿に撰出せられ、遂に伊與守に任ぜらる。累代の守護相續安堵人也。互に其の子孫亦は、東照緣者たるの間、他人ならず。

藤原親朝、忽那長者、三郎太輔と號す。當嶋貳代領主、母は伊勢經遠女。法名永久院嚴山西入大居士。大治二午年二月五日、遊場前堂山に葬す。寛治年中に六嶋開發、嘉保の頃、大浦八幡を六嶋に遷し奉る。

藤原親則、太郎太輔と號す、三代領主、母は河野親孝女。長寛元未年四月十日、大浦里に葬す。

藤原俊平、十郎權守、後但馬守、四代領主、母は宇治大納言長盛女。寛（貞カ）應元午年三月九日、向山に葬す。壽永元壬寅年長講堂を建立す。與力の士、林五郎左衞門重行、高木四郎五郎延定、垣生右衞門祐實光、嶋田藤三郎常秀、古田角左衞門義政、三嶋大明神宮・壽永二卯八月廿二日、長師姫ケ原に勸請す。事務・藤原兼平。

藤原兼平、十郎、號武者所。五代領主、母は河野太郎保家の女。嘉祿二戌年九月二日。本山城、文治三未年、戰國の爲に筑く。泰山城、文治五酉年に筑く。忽那

別れ兩家。東・武藤。西・松吉。一鎌倉右大臣源實朝卿、地頭職安堵御下文。

六代、忽那左馬允藤原國重（母は二階堂吉村の女也）。一大織冠十六代二階堂隱岐入道行村（法名妙彌行西）用書、云々。

七代、東浦地頭忽那左衞門大夫藤原重俊（兄）。同西方地頭同名左兵衞尉藤原重虎（弟）。

八代、重俊嫡、同名治郎左衞門尉久重。西方地頭通重嫡、童名於龜丸、忽那左兵衞尉氏實重。西方地頭重康嫡、忽那左衞門治郎藤原遠重。七嶋一分地頭、法名法蓮忽那左近將監藤原忠重。一分地頭、忽那修理大夫藤原盛重。

九代（重賴長子）忽那孫治郎藤原重明。伊豆國在廳時政の子孫高時入道・反逆を企つ。御征伐の爲、官軍始、河野對馬守一族・御身方に參る。此の時、當家一統、官軍として馳せ參ずと雖も、先祖恐謂、對馬守の一手に成り、戰場に於いては、得能孫治郎と名乘る。此の由・聞召さる。大塔宮元德三未四月、陣中より令旨を賜ふ。

九代忽那孫治郎入道重義（左少辨藤原朝臣、官軍、得能と號す）元德三辛未年四月

十九日、綸旨を伯州戰場勘解由殿より下賜。元弘三癸酉年、伊豫國嘉（喜カ）多郡地頭、宇都宮遠江守、根來山に城廓を構へ朝敵を致す。三月一日より出陣、數日にして戰畢んぬ。防長兩國探題前司時宣、軍勢を引率して發向、所々燒亡の刻、同三月十二日申尅、件の城にて散々に合戰、時宣以下を責落し畢んぬ。

十代、忽那伊勢守重清（始め彌治郎、中ごろ次郎左衞門、後伊勢守）。軍忠之次第。旗印、藤流三つ巴、木瓜。定紋魚揚牡丹。幕紋獅子牡丹。（此の抱牡丹は菊桐の裏）。陣中に於いては、挂皇子十一代藤原嫡流左少辨入道重義と名乘る。忽那下野法眼藤原義範（重清弟、神浦館）。

正平三年五月十四日、周防國柱嶋地頭職安堵の御教書。十二月廿九日、備後國灰田郷地頭職を宛行はる。四年十二月、兵部卿親王令旨、正平五年二月十六日周防國長野郷地頭職安堵。

十一代忽那美濃權守重勝（彈正左衞門）。

忽那雅樂佐重澄（左少辨弟）。

忽那法師丸大炊頭親重（重勝弟、一分地頭）。

十六代、忽那三郎左衞門尉通則（河野氏）。

十七代、同六郎治郎通經（實通弟）。十八代、同因幡守藤原通定（實は河野通里子也）。十九代、同治郎左衛門尉通賢（始又九郎、九郎治郎）。廿代、同新右衛門尉通光（通賢早世、家督を持つ、弟也）。廿一代、同伯耆守藤原通葉。

廿二代同式部少輔藤原通著（常は温泉郡吉田城に居）、天正七年四月十四日、同國花瀨に於いて合戰、討死畢んぬ。河野屋形通直殿より感書を嫡男龜壽丸に賜ひ訖る。

廿三代同新右衛門尉通恭。通著討死の後、國嶋共に本領安堵 河野十八箇將の三番。天正十三年、高峠城合戰の剋、小早河の爲に討死す。同年五月七日、嫡衛門治郎通景若年（十二歲也）。同年、小早河・忽那嶋に寄せ來り、一門餘さず彼の爲に亡び、所々落城す。忽那龜壽丸謹書（印、花押）。抑も當家は、天兒屋根命廿一世大織冠藤原内大臣十四代、挂畠子、御堂關白の裔孫、右大臣藤原親賢朝臣・忽那と稱してより、廿三代、都べて五十九代、忽那嶋所々の堅城、鄕内の館、神社、佛堂崩落す。末世を智る者希成なる事、口惜しき次第也。時に天正十五亥年。

2　藤原南家二階堂氏流　愛媛面影に「忽那島は、俗に中島と云ふ。此の島に十二浦あり。昔時二階堂信濃守民部入道、此の島に謫居せり。子孫忽那を氏とすと、俚諺集に見ゆ」と又一說とすべし。泰山城主忽那式部少輔は、二名集に「元龜三年九月、土州の元親・大軍を發して、宇和郡に攻め入る。湯月館より式部少輔久津名通著・將として差し向けらる云々」と。又河野分限帳に忽那豐前守あり。

久津名　クツナ　前條氏に同じ。

沓縫　クツヌヒ　飛鳥沓縫。大和國飛鳥にありし沓縫にして、又職業部の一と見るべし。令集解、百濟戶狛戶の條に「飛鳥沓縫十二戶云々、品部と爲して、調庸を取り、雜徭を免ず」と載せたり。沓を造るを職とす。

久常　クツネ　ヒサツネ條を見よ。

沓野　クツノ

沓張　クツハリ　志摩に存す。

久津布　クツフ

沓間　クツマ

1　甲州三枝氏流　又久津間と稱す。甲州三枝氏の族にて守國の後なりと云ふ。鎌倉の頃、沓間宗藏守親なる者あり。サイグサ條參照。後東八代郡都塚に沓間氏、同郡矢作邑に久津間氏存す。

2　藤原姓大森氏流　大森葛山系圖に「信濃權守親康－大沼四郎親淸（河合殿）の子親隆を沓間十郎」とし、一本に「親淸－－神山七郎親茂－親澄（沓門十郎）」とあり。親隆の後は、其の子「親房（沓間二郎、承久合戰に手負ひ、京に於いて死）－親俊（四郎、入道西念。家嫡、六郎。以院御屋敷、讓先祖、後入道、自祖父也）－時親（彌四郎）－政經（同）」と載せ、又親俊の弟に「二郎、三郎、兵部行親、七郎親廣、八郎眞行、」時親の弟に「淨親、六郎親盛、九郎景俊」等あり。姉小路系圖には「親康－親隆（沓間六郎）－親房云々」と見ゆ。

久津間　クツマ　前條氏に同じ。

久津摩　クツマ　安西軍談に、杉原が郞等久津摩市佑を載せたり。

久津見　クツミ　安房朝夷郡に沓見邑、越前にも此の地名あり。幕臣久津見氏は藤原氏と稱す。家紋丸に二本杉に三日月、九曜。又加賀藩給帳に「貳百石（三本杉に三日月）久津見鍊作、百五拾石（同）久津見榮太郞」を載せたり。

九津見　クツミ　安房の沓見邑より出でしならん。勝山三浦藩の重臣に此の氏あり。

沓見 クツミ　前二條氏に同じ。

久積 クツミ　ヒサツミ條參照。

沓屋 クツヤ　毛利家臣に此の氏あり。

久津良 クツラ　日向國諸縣郡高岡郷の豪族なり。當郷は往古久津良と號して、久津良太郎家光の所領なりしが、島津忠久以來、島津氏に屬し、後伊東氏・是を押領し、更に屢々沿革ありて、天正以來永く島津氏に屬す。慶長五年、同郷内山村に城を築きて天ヶ城と名付け、内山城主比志島國貞を移して地頭たらしめ、郷名を高岡に改む（地理纂考）と云ふ。

九頭龍 クヅリウ

九頭龍坂 クヅリウザカ

轡田 クツワダ　越中國婦負郡轡田邑より起りし豪族にして「三州志、新川郡東岩瀬城條に「永正二年赤川出雲守久次・城主たり。然るに今年長尾爲景之を攻め、爲景の麾下の金子監物、久次を討ちて城陷る。此の後書傳なし。或は云ふ、轡田修理太夫、并に神保より、此の城に番兵を置けるを、謙信圍んで城陷ると也」と載せ、又新川郡大村（在長榎郷大村領）條に「天正六年、謙信下世により、轡田豐後之に據るを、景勝攻めて、轡田戰死せりと云ふ（按ずるに此の後、轡田肥後と云へる者、本記に見ゆ。疑らくは豐後は肥後の父か）。又云ふ、丹羽源太居たりと、成政の時か未だ之を考へず」など見ゆ。轡田肥後は、これより前、謙信・能登國鳳至郡甲山城を陷れて、肥後、及び平子和泉等を置きしが、温井氏等に欺かる云々」と云ひ、又景勝の將鳳至郡甲山の城主轡田肥後など物に見ゆ。清和源氏也と稱す。

三方一所 クツワタ

七寸五分 クツワタ　日用重寶記、中興系圖等に此の訓あり。越後の豪族にして轡田氏と云ふと同一ならんか。古志郡朝日城（朝日村）は古へ朝日長者なる者、此の地にありしと云ふ。後に七寸五分氏居城す。六世七寸五分因幡守は直江氏に從ひ、慶長五年一揆を起して戰死す。クズハタ條、及び小倉條參照。

公手 クデ

1　鵜草葺不合尊裔　丹波氷上郡の名族にして不葺合尊より出づ、安藝守に至り信濃より來住すと云ふ。丹波志に「公手安藝守、子孫加茂庄梶原村。是れ不葺合尊より出で、信濃國より來り、赤井惡右衞門の客分にて居たり。黑井落城の後、此の地に來り住す。古墳氏家の南茅野の北方に在り」と見ゆ。

2　また用明天皇の皇子麻呂子親王の臣に四天王と云ふ者有り、所謂公手、公庄、鹽手、松陰の四氏にして、久手氏は丹後國河守村に久しく住すと云ふ。丹波志、天田郡條に「公手氏子孫前田村。麿子親王の臣に四天王と云ふ者あり云々」と見ゆ。

九條 クデウ　山城、攝津、近江（九條郷）、筑後等に此の地名存す。條里の制より起りしものなれば、猶ほ諸國に多かるべし。

1　藤原北家攝關流　京都九條の九條殿より起る。此の御殿は藤原基經の創建かと云ふ。其の後、師輔・九條殿にありて、九條右大臣、九條右丞相等と呼ばれ、此の殿に薨ず。扶桑略記に「天徳四年、右大臣藤原師輔・九條第に薨ず」と見ゆる、これ也。その後、法性寺關白忠通の時に、長子基實・近衞殿を傳へ、三男兼實は當殿に在りて、又九條右大臣と呼ばる。後攝關に上り、九條家を起す。これより攝家二流に分れしが、其の後、二家更に分れて五家となる、謂ゆる五攝籙是なり。承久三年、仲恭天皇・鎌倉武家の逼る處となり、天位を捨てさせられ、此に退き給ふ。故に九條廢帝とも申し奉る。皆此の

宮殿名に因る也。

當家の事は、尊卑分脈に「基經（攝政關白）—忠平（攝關）—師輔（右大臣、號九條殿）—兼家（攝關）—道長（攝關）—賴通（攝關）—師實（攝關）—師通（關白）—忠實（攝關）—忠通（攝關）—兼實（三男。月輪殿御流元祖也。九條殿、二條殿、一條殿等祖也。牛車兵仗隨身。左右大將、東宮傅、中宮大夫、太政大臣、右大臣、內覽、攝政、關白、從一位。氏長者。母は太皇太后宮大進仲光の家女房加賀局。建仁二正廿七出家、法名圓證。承元元四五薨、五十九、月輪院殿と號し、又後法性寺と號す）—良通（正二位、二位、中將、內大臣、左右大將。母は從三位季行の女。文治四二廿薨、頓死、廿二。九條內大臣）。その弟良經（牛車兵仗隨身。從一位、中宮大夫、左右大將、左大臣、攝政、太政大臣。後京極殿と號す）—道家（牛車兵仗隨身。從一位、准三宮、左大將、右大臣、左大臣、攝政關白。母は入道權中納言能保の女。應仁元四二十五出家、法名行祚。建長四二廿一薨、六十、惠、光明峯寺殿、又峯殿と號す）—敎實（牛車仗隨身。右大

臣、正二位、左大臣、左大將、攝政、關白、母は太政大臣公經の女。從一位准三后倫子。文曆二三二十八薨、二十六、洞院殿と號す）—忠家（牛車兵仗隨身。右大臣、正二位、左大將、攝政關白。母は正三位定季の女從三位恩子、實は家綱女。建治元五九薨、四十七、一音院と號す、又號九條、號田中）—忠敎（牛車兵仗隨身。左大臣、左大將、關白、從一位。母は太政大臣公房の女。延慶二正卅出家、正慶元十二六薨、八十四、報恩院殿と號す）—師敎（牛車兵仗隨身。從二位、左大臣、右大將、攝政關白。母は太政大臣公相公の女。元應二六七薨、卅四。巳心院殿と號す。又淨土等と號す云々）—房實（牛車兵仗隨身。從一位、左右大將、關白、左右大臣。母は大膳大夫有旼の女、家女房。實は舍弟也。嘉曆二三十三薨、卅七、後一音院殿と號す）—道敎（牛車兵仗隨身。東宮傅、左右大臣、左右大將、關白、正二位。母は兵部卿守良親王の女。貞和二九二出家、同四七六薨、卅二、三緣院殿と號す）—經敎（牛車兵仗隨身。左大將、從一位、關白、左大臣。母は內大臣季衡の女。後報興院と號す。敎嗣公の舍弟）—忠

基（牛車兵仗隨身。左大將、從一位、關白、左右大臣。後巳心院と號す）、その弟滿敎（右大臣、關白、從一位、兵仗、後三緣院と號す）—政忠（本成家。左大將、內大臣、關白。長享二九廿三薨、二十九歲、普門寺殿と號す）、その弟政基（牛車兵仗隨身。右大臣、左大將、關白、從一、准三后。慈眼院殿と號す。永正十三四、薨、七十二）—尙經（牛車兵仗隨身。右大將、關白、左大臣、後慈眼院殿と號す。享祿三七九頓死）—稙通（二位中將、內大臣、左大將、關白。母は實隆公の女、從二位倡子）」と見ゆ。稙通の後は「兼孝—幸家（忠榮）—道房（忠家）—兼晴—輔實—師孝—幸敎—稙基—尙實—道前—輔家—輔嗣—尙忠—幸經—道孝—道實」にして、現今公爵。

今主として公卿補任によりて此の氏の實子系圖を作れば次の如し。

5 忠家（攝關右、一音院、田中）
　├家子（四條女御、宣仁門院）
6 忠教（關左、報恩寺）
　├忠嗣
7 師教（攝關左、淨土寺、已心院）
　├8 房實（關左、後一音院、淨長寺）
　├禖子（二條兼基室）
9 道教（母守辰親王女、關左、三緣院）
10 經教（關左、後報恩院、此人實ハ二條道平男ナルベシ、二條條ヲ見ヨ）
11 忠基（關左、後已心院）
　├12 教嗣（右、號中山）
　├滿教（又滿輔、滿家、關左、後三緣院）
13 政基（關左、慈眼院）
　├加々左—14 政忠（又成家、關內、普門寺）
15 尚經（後慈眼院、關左）
　├十八代家輔（花山院右）
16 植通（東光院、關內、行空）
二條十四代晴良（關左、ニデウ條參照）
17 兼孝（關左、圓昭後月輪）—18 忠榮（又幸家、關惟忖院）—19 道房（元忠象、攝太政、後淨土寺）
鷹司十五代教平（左、タカツカサ條を見よ）
20 兼晴—21 輔實（母道房女、攝左、後洞院）
22 師孝（母後西院皇女益子內親王、如法光院）
　├二條廿二代重良
23 幸教（內、無量光院）
24 稙基（內、後東光院）
　├二條廿四代齊通
28 輔嗣（清淨觀院）

25 尚實（關攝太政、隨心院、遍照金剛寺）
　├尾張吉道室
26 道前（內、盛光院）—27 輔家（瑠璃光院）
　├忠孝（松殿、中納言）
　├二條廿一代宗基（右、後敬心院）
　├二條廿三代治孝（左）
　├二條廿五代齊信
　├西園寺廿九代寬季
29 尚忠
　├二條廿七代基弘
　├鷹司廿六代凞通
　├夙子（孝明女御、英照皇太后）

閑院宮直仁親王—輔平（鷹司廿一）—政凞（鷹司廿二）—政通（同廿三）—幸經（九條廿代）—道孝（九條廿一）—優麿（道實）

徳川時代、九條家は家領初め二千石、幕末三千石。堺町御門內西側。家臣諸大夫には、鹽小路、信濃小路、石井、朝山、宇鄉、島田、芝、矢野、日夏、侍には、島田、池永、松井、吉田、岡本、寺島、松本等あり。菩提所東福寺。

九條

御合印

2　同信長流　尊卑分脈に「師輔孫道長—教通（關左）—信長（九條と號す。太政大臣、寬治八九二薨）—兼實（實基貞子）—宗仲—公智」と見え、又源平盛衰記に、「九條大相國信長公」とあり。

3　同坊門流　尊卑分脈に「道長—賴宗—俊宗—（坊門）宗通（權大納言）—伊通（太政大臣、九條大相國と號す。長寬二三十三薨）—爲通（參議）、弟伊實（權中）」と見ゆ。

4　同四條流　尊卑分脈に「魚名—末茂九世孫（六條）顯輔—重家—（九條）顯家（歌仙一流）—知家（大宮三位）—行家（右京大夫）—隆博（大藏卿、左京大夫）—隆教（侍從、左中將）—隆朝—行輔」と載せたり。歌道家の一流にして、六條家系圖にも同樣見ゆ。

5　同勸修寺流　尊卑分脈に「高藤九世孫（勸修寺）光房—（九條）光長（參議、建久六薨、號九條三位）—長房（參議）—定高（中納言）—忠高（中納言）—高俊—忠長—長輔、」また「高俊弟定光—光經（權大納言、號九條）—朝房—氏房（權中納言）—清房（權大）—高清（權大）」と見ゆ。

6　同葉室流　前項光房の父爲隆の弟「顯俊—顯賴（權中、號九條民部卿）—光賴」と見ゆ。

7　同大炊御門流　尊卑分脈に「大炊御門經實—堀河經定—成定（左中將、號三條、又九條）—基定（修理大夫）—能定（右中將）—長顯（左中將）—教顯（左兵衛督）—賴顯（左中將）—爲顯（候南朝、左中將、教

顯子)—信顯、弟助定(候南朝)」と見ゆ。

8　同閑院三條流　尊卑分脈に「(三條)公實(權大)—實仲(號九條、又三條)—公明(權大納言)—實治(權中)—公爲(左中將)—實博—公久—實文」と見ゆ。

9　菊池氏族　菊池系圖に「菊池隆定(肥後守)—隆光(九條十郎)」と見え、一に九條七郎、又一本「隆元(九條十郎、小野崎祖)」と載せ、菊池風土記所載系圖には「隆光(九條十良)」とあり。

10　雜載　源平盛衰記に「九條大納言有遠」太平記卷三十三に「九條大外記、子息主水正」征西宮に從ひ勤王す。又康正造內裏引付に「五貫文、九條大聖寺領段錢」。また美作安藤家傳に「千代一丸・美作國英田郡鄕の主、女は九條七郎の室」などあり。

久斗　クド　和名抄、但馬國二方郡に久斗鄕ありて、久土と訓ず。太田文には久土庄に作る。

久戶　クド　豐後大友氏の族にして、大友系圖に「親秀の子賴宗、(野津五郎)庶流久戶」と見ゆ。

工藤　クドウ　伊豆伊東家の宗族にして、藤原南家と稱す。その名稱の起りについては、分脈、日向記等に「藤氏の木工助たるに依りて、家名を始めて工藤と稱す」とあるに從ふべし。

1　出自に關しては、尊卑分脈に「武智麿—乙麿—是公—雄友—弟河—高扶—淸扶—淸夏—維幾(常陸介)—爲憲(遠江權守、木工助、木工助に任ぜらるゝにより、工藤と號す。世に工藤大夫と稱す。工藤始)—時輔(工藤太)、弟時理—維景(伊豆國狩野)—(狩野)維職(伊豆國押領使)—維次(狩野九郎)—家次(同四郎大夫)——

—祐次(武者所)—祐經(工藤、左衞門尉)—祐時
—祐家(六郎大夫)—祐近(河津二郎)—祐道—祐成
—家光(工藤四郎)
—茂光(工藤介)—維光(工藤二郎)

と見え、工藤二階堂系圖には「遠江守爲憲—時理—時信(駿河守)—維永—維景(駿河權守)—維職(伊豆國押領使)—(工藤)定經—

—祐家—祐親(伊東入道)—祐泰(號河津三郎)—祐成
—祐繼—祐經(工藤一﨟、左衞門)—祐時
—茂光(號工藤介、狩野)—宗茂

と載せ、又河津系圖に「祐隆(工藤大夫、寂心)—祐繼—祐經(小名金石、工藤左衞門尉)—犬房」また天野系圖に「時理(工藤)」とあり。系圖によりて多少說を異にし、其の眞相甚だ窺ひ難し。日向記の說は伊東條にあり。

また曾我物語には「葛美入道寂心、在國の時は工藤大夫祐隆といひけり。繼娘の子を取りて嫡子に立て伊東を讓り、武者所にまゐらせ、工藤武者祐繼と號す」と。以下河津條、及び伊東條を見よ。祐繼は卽ち祐經の父にして、かく祐繼は、繼娘の子にて、又祐親の語に、祐繼を指して「異姓他人の繼女の子、此の家に入つて相續するこそ安からね」と見ゆ。果して然らば祐繼は異姓なりしが、母系によりて、此の家を相續せしものか、(祐經は平姓と稱す)。但し日向記に據れば、葛美入道祐隆(又家繼、寂蓮)は長子狩野四郎大夫祐家・早逝せしにより、二男祐繼(工藤武者所)を嫡子に立て、三男茂光に狩野を讓る、狩野工藤の祖也とあり。伊東條を見、又河津、狩野條を參照せよ。

祐親の伊東本領押領の事は、曾我物語に「さても伊東武者(祐繼)は、これをば夢にも知らで、時ならぬ奧野の狩して遊ば

んとて、射手をそろへ、列卒を催し、若黨數多相具して、伊豆の奥野へぞ入りにける。比しも夏の末つ方、峰に重なる樹の間より、むら〳〵に靡くは、さぞと見えしより、思はざる風に冒されて、心地例ならず煩ひ、心ざす狩場をも見ずして、近き野邊より歸りけり。日數重る程に、いよ〳〵重くぞなりにける。その時九つになりける金石(祐經)を呼びて、自ら手をとり申しけるは『いかにおのれ、十歳にだにならざるを見捨てゝ、死なんことこそ悲しけれ。生死かぎりあり、遁るべからず。汝を誰か愍み、誰か孚みて育てん』と、さめ〴〵と泣きけり。金石は幼ければ、たゞ泣くより外の事はなし。女房近くへ寄り、涙を押へて云ひけるは、『かなはぬ憂き世の習なれども、せめて金石十五にならんを待ち給へかし。さればとて數多ある子にもあらず、またかけごある中の身にてもなし、如何はせん』と歎きけるこそ理なれ。爰に弟(實は從弟)の河津次郎祐親(十郎、五郎の祖父)訪ひ來りけるが、この有樣を見て近くよりて申しけるは、『今をかぎりとこそ見えさせ給ひて候へ。今生の執心を御止め候ひて、

一筋に後生菩提を願ひ給へ。金石殿においては、祐親かくて候へば、後見し奉るべし。ゆめ〳〵疎略あるべからず。心安く思ひ給へ。さればにや史記の言葉にも、昆弟の子はなほ己が子のごとし、と見えたり。いかでか疎なるべき』と申しければ、祐繼これを聞きて、内に害心あるをば知らで、大きに喜び、かき起され人の肩にかゝり、手を合はせ、祐親を拜み、やゝありて苦しげなる息きをつぎ『いかに候ふ、唯今の仰こそ、生前に嬉しく覺え候へ。この比は何となく、きせつについて、快からざる事にてましまさんと存ずる所に、斯樣に宣ふこそ、かへす〴〵も本意なれ。されば金石をば偏に、和殿に預け奉る。甥なりとも實子のごとく思ひ、女あまた持ち給ふ中にも、萬劫御前に合せて、十五にならば男になして、當庄の本劵を小松殿の見參に入れ、わ殿の女と金石に、此の所を妨なく知行せさせよ』とて、伊東の地劵文書を取り出し、金石に見せ、『汝に直に取らすべけれども、いまだ幼稚なり、いづれも親なれば疎にあるべからず。母に預くるぞ、十五にならば取らすべし。よく〳〵見置け。

今より後は河津殿を叔父なりとも、實の親とたのむべし。心おきて憎まれ奉るな。祐繼も草の蔭にて立ち添ひ守るべし』とて、文書を母が方へ渡し、今は心やすしとて打ち臥しぬ。かくて日數積り行けば、いよ〳〵弱りはてゝ、七月十三日の寅の刻に、四十三にて失せにけり。哀なりし例なり。

弟の河津次郎(祐親)は、上には嘆く由なりしかども、下には喜悦の眉も開き、箱根別當の方をぞ拜みける。一旦の猛惡は勝利ありといへども、終には子孫に報ゆならひにて、末いかゞとぞ覺えける。やがて河津は我が家を出で、伊東が館に入りかはり、内々存ずる旨ありければ、兄の爲・忠あるよしにて、後家にも、子にも劣らず、孝養をいたす。七日々々の外、百箇日、一周忌、第三年に至るまで、しよ善の忠節を盡す。人是を聞き、『神々を祭る時は、神の在ます如くせよ。死に仕ふる時は、生に事ふる如くなれ、とは、論語の言葉なるをや』と感じけるぞ愚なる。

さて金石には、心やすき乳母をつけてぞ養じける。遺言を違へず、十五にて元服

させ、菖美の工藤祐經と號す。やがて女萬劫御前にあはせ、その秋、相具して上洛し、卽ち小松殿の見參に入り、祐經をば京都に留め置き、わか身は國へぞ下りける。その後はかひ〴〵しき侍の一人もつけず、おとなしき者もなし。所帶におきては祐親一人して押領し、祐經には、屋敷の一所をも配分せざりけり。實や文選の言葉に、德を積み功をかさぬること、その善をなさざれども、時に用ゐる事あり義を捨て理を背くこと、その惡をなさざれども、時に滅ぶることあり。身の危きは勢の過ぐる所なり。災の積るは、てうのさかんなるを超えてなり。されども祐經は、誰れ敎ふるとはなきに、公文所を離れず、奉行所におきて身をうたせ、沙汰になれける程に、善惡を不審し、分別して理非を迷はず、諸事に心をわたし、手跡普通に優れ、和歌の道を心にかけ、かんてうの筵に推參して、その衆に列りしかば、工藤の優男とぞ召されける。十五歲より武者所に侍ひて、禮儀正しくして、男尋常なりければ、田舍侍ともなく心にくしとて、二十一歲にして武者所の一﨟を經て、工藤一﨟とぞ召されける」

と見ゆ。これ祐經が曾我兄弟の父河津三郞を殺す、遠因也。河津條を見よ。

2　工藤苗字　祐經の嫡裔は伊東と云ひしも、一族、並に其の他に工藤氏を稱するもの甚だ多し。諸書に散見するものを蒐むるに、平家物語に「宮侍狩野工藤一郞祐經」の外「狩野工藤三郞近俊」また源平盛衰記に「公藤介、三戶次郞と中惡しく云々」「公藤一郞祐經、同三郞秋茂」また「公藤介茂光、子息狩野五郞親光(伊豆國)」伊豆守仲綱の郞等に、「公藤四郞、同五郞、兄弟云々」と。

次に東鑑卷一に工藤介茂光、工藤五郞親光、二、三十七に工藤六郞祐光、三、四、八、十、十一、十二、十三に工藤一﨟祐經、三、四、五に工藤三郞祐茂、四、五、八、九、十一、十二、十三、十五、十七、十九に工藤小次郞行光、六、九、十二に工藤庄司景光、九に工藤三郞助光、十七、二十一に工藤十郞、二十一に工藤藤三郞祐高、二十六に工藤中務二郞長光、三十四、三十五に、工藤三郞、三十八に工藤太郞、三十八、四十、四十五に工藤六郞左衞門尉、三十九に工藤右近五郞、四十に工藤中務丞、四十一、四十八、五十、

五十二に工藤三郞左衞門光泰、四十一に工藤右近三郞、四十二、四十四、四十六、四十七、四十八、四十九、五十一に工藤次郞左衞門尉高光、四十三に工藤二郞左衞門尉賴光、四十六に工藤八郞四郞、四十九に工藤彌三郞、五十一に工藤一郞左衞門尉光泰等見ゆ。

又楠木合戰注文に「大和道、軍奉行工藤次郞右衞門尉高景」太平記卷一に工藤次郞左衞門尉、六に工藤次郞左衞門高景、十三に工藤四郞左衞門、三十四に工藤二郞左衞門尉、梅松論に工藤入江左衞門尉等、又近江番場蓮華寺過去帳に「公藤次郞、同次郞左衞門尉(五十二歲)」見ゆ。六波羅に仕へし人にて、六條川原にて誅さる。以下各項を見よ。

3　伊豆工藤氏　相良系圖に「祐繼の弟季光(工藤左衞門尉、伊豆工藤)―祐光、弟光賴」など見ゆ。

4　駿河工藤氏　東鑑正治二年條に「駿河の人工藤八」を載せ、而して天野系圖に「維淸(右馬允、駿河守)―維仲(工藤大夫、原)、弟淸定―景澄(入江權守)」と。又相良系圖に「維重(入江權守、駿河權守、駿河工藤是也」、」又「維仲(原工藤大

夫)」と載せ、又太平記に「入江庄住人工藤左衛門尉春倫」あり。兵一百を以つて、足利氏を救ふ、入江條を見よ。

5 秀鄕流藤原氏　駿河遠江の工藤氏は、一說に秀鄕の後裔なりと云ふ。

6 遠江工藤氏　相良系圖に「時理の弟時文―時金（遠江工藤祖)、」また「時金の兄維兼―周時（遠江工藤大夫、延久五年紀友之末族・亂を爲す時、仙洞を警固す)」とあり。其の後、工藤信濃守祐光は寶治二年に佐野郡原の谷を領すとぞ。

7 甲斐工藤氏　武家系圖に「工藤次郎景任の次男行景は工藤次郎と稱す。行景・景隆を生む、工藤庄司と號す。景隆・景光を生む、又工藤庄司と號す、本朝武將通鑑に甲斐工藤の祖と)」とあり。景光は東鑑治承四年八月廿五日條に「工藤庄司景光、同子息小次郎行光」また「同三郎祐光」また行光の郎從・藤五、藤三郎の兄弟、美源次・奥州の役に勇あり。また異本曾我物語に「甲斐國大草鄕蘆倉村奈良田村などは工藤庄司の知行所なり」と見ゆ。子孫繁榮して工藤一黨と稱す。其の後工藤藤七昌祐、同市兵衛尉等・名あり。又日向記には「維景の次男景任は、甲斐の工藤、湿水、石岡、布施、太施、石森、踏屋、松尾、橫溝、澁見等の元祖也」と見ゆ。

8 信濃の工藤氏　伊那郡の豪族にして、その居城は西春近村小出にあり。建久中・工藤祐經の次子祐時、當郡片桐家へ御預け、貞永壬辰年六月廿六日卒す。子孫蔓延す（郡記及寺記）と傳へらる。後高遠城の家士工藤祐右衛門は美篤村大嶋に於いて十八貫文を領し、工藤左近亮は同村青嶋に於いて十五貫文を領す。天正十年、主家と共に家名を失ふ（伊那武鑑）とぞ。

9 伊勢の工藤氏　東鑑卷六、文治三年四月條に「不勤仕庄云々、富田莊（院御領、工藤左衛門尉助經知行)」と。下つて梅松論下に「伊勢國の住人長野工藤三郎右衛門尉」を載せたり。長野城は文永十一年、工藤近江守祐藤始めて築き、十六世次郎具藤に至り、織田信長の爲に陷らると云ふ。祐藤は、祐繼の孫薩摩守祐長の三男駿河守祐政の子なり。其の子「友房―藤房（播磨守）―豐藤―經藤―義藤―光忠―宗忠―政藤―藤繼―藤直―通藤―稙藤―藤定―具藤」にして、四家記に「工藤の一家とは、工藤左衛門尉藤原祐經の後胤也」先祖工藤治郎左衛門尉親光、足利尊氏卿へ仕へ、子孫繁昌して勢州安濃郡長野に居住し、名字を長野と號せり。工藤の兩家督と云ふは、右長野工藤の大將也。菴藝郡雲林院と一味し、各々侍地下人共に、軍兵千の大將也。此の兩家は足利將軍家の侍也。其の外、一族は安濃郡草生工藤家、同郡細野工藤家等也。何れも長野の與力として、各々五百の大將也。工藤與力五百人也。幕紋は三引兩也」とあり。猶ほナガノ條を見よ。

10 安藝の工藤氏　早河條を見よ。

11 筑後の工藤氏　朽綱氏家記に「工藤土佐入道、工藤與二郎」等見ゆ。

12 武藏の工藤氏　日向記に「時理の嫡子時信、次男維雄、武藏の工藤は是を祖とす」と見ゆ。

13 安房の工藤氏　天津城（一名葛埼城）主にして、弘長文永の際、工藤吉隆・當城に居る。日蓮年譜に據るに、文永の頃、日蓮・法華宗を創め、諸宗を誹謗す。邑主東條景信・之を怒り兵を率ひて日蓮を小松原に圍む。天津の邑主工藤吉隆・兵を出して之を救ひ、吉隆及び日蓮の徒鏡忍等之に死すとなり。

14 陸中の工藤氏　工藤小次郎行光の後にして、奥州征伐の後、岩手郡を賜ふ。建武元年、その後裔工藤光家、岩手郡不來方城に據りて亂を起し、南部又次郎信長に討たる。

下りて天正二十年南部大膳大夫領内四十八城注文に「葛卷、山城、破却、工藤掃部助持分」と。又「厨川、平城、破却、工藤兵部少輔持分」と見ゆ。

15 陸奥の工藤氏　前項と同族にして、南部深秒抄に「名久井氏は本苗工藤なり。昔伊豆國住人、工藤左衞門尉祐經が長男犬房・奥州八戸に下向し、二人の子あり。嫡子は上名久井の祖にて東氏也。下名久井は今有る所の工藤にて、八戸氏、葛卷氏は同じ。又南部三代時實公の二男政行。名久井工藤の家を繼ぎて、三戸城の東に、其の屋敷ありければ、世人東殿と稱したり」と。而して地名辭書に「深秘抄に『八戸は、光行公の六男、波木井六郎實長の庶流、工藤掃部が聟と爲り、八戸を知行し、南部と稱し、後八戸と稱す』と見ゆ。工藤氏の聟と爲れるは、南部家・師行、政長、いづれならん。南部系譜には『師行の弟政長、兄の家領を繼ぎ、八戸領主

工藤將監秀信の養子となり、其の女を娶りて八戸彌六郎と號す』と述ぶ。將監秀信は古文書に見えず。建武元年八月、國司（顯家）津輕下向宿次の注文を、師行と工藤右衞門入道の二人に命ぜられし證ありて、工藤が八戸の强族たりしことは論なし」と論ず。東、八戸、名久井、南部等の條を見よ。

當地方工藤氏は、八戸南部文書建武元年四月晦日、糠部郡闕所事に「一戸、工藤四郎左衞門入道跡、同子息左衞門次郎跡、八戸上尻打、八戸工藤三郎兵衞尉跡、」また同六月文書に「工藤三郎兵衞尉云々。」又七月二十一日清高奉書に「八戸、工藤左衞門次郎跡事」」建武元年七月二十九日、清高奉書、顯家卿袖判文書に「糠部郡七戸內、工藤右近將監跡を、伊達左近大夫將監行朝に宛行はるゝ事」など見え、同九月六日清高奉書に「工藤三郎景資申す、糠部郡三戸內會田四郎三郎跡の事、早く御下文に任すの旨云々」などあり。又建武元年十二月、津輕降人交名に「工藤左近二郎子息孫二郎義繼、同孫三郎祐繼、若黨分、彌彥平三郎、（以下矢部、四方田、氣多、高橋、長尾、新關、乙邊地、

荻原、秦、山梨子、野邊、惠蘇、野內云々）・以上十七人、安藤又太郎之を預る。工藤治部右衞門次郎貞景・安藤彌五郎入道之を預る。同舍弟孫次郎經光・安藤五郎二郎之を預る。工藤左衞門次郎義村當參・和賀右衞門五郎之を預る。工藤六郎入道道光、同三郎二郎經資・中務右衞門尉兩人之を預る。工藤四郎二郎・中村彌三郎入道之を預る。工藤又三郎・工藤六郎之を預る。」とあり、一族多かりしを知るべく、又南部文書、同年清高奉書に「三戸新給人工藤三郎、（合田四郎三郎跡）、八戸給主工藤孫四郎、同孫次郎等の名字見えず。何か樣振舞ひ候か、注進せらるべく候」とあり。

其の他、盛風記に「破木居政長・甲州より奥州に下り、三戸南部殿の仰せにより、工藤大助が家を繼ぎ、子孫は八戸南部氏となる。」と見え、又宗教風俗志に「三戸郡湊村に大祐明神あり。工藤祐經の子犬房丸大祐を祀る。昔・大祐の此の地に來るや、其の從者又次郎、及び長才と云ふ兄弟あり。漁を以て其の主を養ひしが、二人共に其の業に巧みにて、或る時、二人の兄弟・新井田川に於いて、又次郎は

鮭を千本、長才は八百本を漁せしことありとて、今も漁夫等大に鮭を得るときは、恵比須槌にて其の魚頭を打ち『千魚又次郎、八百長才』の九字を唱へ、以つて大漁を希ふの神呪となす(向鶴)」と。又新撰國誌に「湊の大祐明神云々。別當福壽院の説に、工藤犬房丸祐長、故有りて當地に下向し、奥瀬氏を娶り、館崎に居る。男子二人、長は南部東次郎政行の養子と爲り、次は工藤大祐と稱し、辨財天を勸請し、子孫其の別當と爲る云々」と載せ、その後、三部小史に「糠部光政、文安中・家を繼ぐ。時に八戸工藤犬房丸の餘裔ありて、田名部を兼領し、河内守政經と號す。横田五郎行長の子孫、又蠣崎村に食み、蠣崎藏人と稱す。康正二年・工藤蠣崎の兩氏・相攻撃せしが、蠣崎氏敗れて、工藤氏遂に其の地を併す」などあり。犬房丸下向の事は詳かならず、此の人の裔・伊東條を見よ。

16 **清和源氏南部氏流** 前項、及び八戸條を見よ。

17 **桓武平氏** 曾我物語引用、仁安二年三月の平祐經の申狀に「伊豆國の住人伊東の工藤一﨟平祐經謹んで言ふ。早く御裁許を蒙らんと欲する仔細の事。右件の條、祖父南美入道寂心死去の後、親父伊東武者祐繼、その舍弟祐親兄弟の中・不和なるによつて、對決度々に及ぶと雖も、祐繼當腹寵愛たるによつて、安堵の御下文を賜はつて、既に數箇年を經畢んぬ云々」と。祐經本姓平氏か、或は平氏に仕ふるにより平姓を冒すか、第一項を見よ。

18 **雜載** 伊達正宗家臣に工藤、高麗文書にくとう殿、また羽後由利郡に工藤氏あり。工藤傳作は、鹽越村の農夫、文化元年六月の大地震に、蚶潟・變じて平地となり、年々葭茅の茂生するを見て、開墾の志を起し、本莊の商人鎌田藤右衞門と謀り、七年三月を以て着手し、歳月を逐ひ竣工し、尋いで赤石谷地を開鑿し、遂に良田美壤を得ること前後百町餘なりと。又志摩、備後(桑田氏家士)等にも多し。工藤氏の紋章は、伊東條、長野條等を見よ。又紋譜帳に祐經の紋を庵りに一つ木瓜とす。

19 **北海道の工藤氏** 十五項、及びカキザキ條參照。松前舊事記に「寶德三年八月二十八日、新羅氏信廣云々、工藤九郎左衞門尉祐長を相隨へ、田名部より當國へ渡る」と。寶德三年・一に享德三年に作る。而して松前藩の時、工藤平右衞門・新冠郡に宰たり。又千歳郡にも工藤氏あり。

公藤 クドウ 工藤氏に同じ、前條第二項を見よ。

宮藤 クドウ ミヤフヂ 源平盛衰記に宮藤次資經あり、工藤に同じ。なほミヤフヂ條參照。

勳藤 クドウ 建久八年日向國圖田帳に、「臼杵郡縣庄百三十町、富田庄八十町、地頭故勳藤藤左衞門尉」と見ゆ。工藤氏に同じ。伊東條參照。

久藤 クドウ ヒサフヂ條を見よ。

苦桃 クトウ ニガモヽ條を見よ。清和源氏桃井氏の族なり。

久徳 クトク 近江犬上郡の久徳村より起る。同村の久徳城は六角家臣久徳左近兵衞實時の據城也。ヒサノリ條を見よ。氏人は白川松平藩重臣たり。又田中家臣知行割帳に「八百石久徳五兵衞」京極殿給帳に「七百石久徳左馬之助」堀江山城守給帳に「千貳百石久徳内膳、五百石久徳勘解由」等見ゆ。

功徳林 クトクハヤシ

久土知 クドチ 正訓不明。豐後大友氏の族にして、大友系圖に「親秀の子野津五郎

賴宗、庶流久土知」と見ゆ。

工富 クトミ

久取 クトリ

宮内 クナイ　宮内省の官人たりし者の子孫、父祖の官名を稱號せし也。但しミヤウチと訓むは地名なり、ミヤウチ條を見よ。

1　光孝源氏　尊卑分脈に「光孝天皇―近善（賜源姓）―宗海―清敏―政職―經任―親任（宮内丞）―宗綱（世人宮内源太と號す）―宗規―知職、弟宗職」と見ゆ。

2　丹羽氏族　丹羽長秀の第二子高吉の後と云ふ。

3　雜載　東鑑巻五に宮内大輔重賴、二十一、二十二、二十四、三十六に宮内兵衞尉公氏、三十一、三十四、三十六、三十九、四十一、四十五に宮内少輔泰氏、三十二、三十四、三十五、三十六、三十八に宮内左衞門尉公景、三十六、三十九に宮内少輔泰時、三十八に宮内左衞門尉公重、四十九、五十一に宮内權大夫時秀、五十、五十二に宮内權大輔等見え、又武藏に存し、又伊達正宗家中に宮内因幡、嶋津家臣に宮内式部左衞門、紀伊名草郡山口荘十番頭の一に宮内大輔あり。又青木系圖に「家景（宮内卿）―家義（宮内太郞）」と見ゆ。その他、ミヤウチ條を見よ。

久内 クナイ

久永 クナガ　ヒサナガ條を見よ。

來繩 クナハ　和名抄、豐後國國埼郡に來繩鄕あり、圖田帳に「來繩鄕、三百町、宇佐宮領、本鄕並に餘名二百七十町、鄕士來繩妙性坊」と見ゆ。

久納 クナフ

久貳 クニ　和名抄、駿河國富士郡に久貳鄕あり、久爾と註す。

國 クニ　コク

1　國君　天平十七年四月紀、及び同二十年二月紀に、國君麻呂と云ふ者見ゆ。次項に同じきか。

2　（隼人）國君　大隅隼人の豪族にして、大隅國の計帳に「戶主隼人國公首麻呂、外四人」見ゆ。

3　國宿禰　國君の宿禰姓を賜へる者か。西宮記、東寺文書、姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

4　國（無姓）　コクか、天平廿年の寫書所解に「右京六條三坊戶主國百島」と見ゆ。

5　百濟族　寶龜五年十月紀に「國中連公麻呂卒、本是れ百濟國人也。其の祖父德率國骨富云々」と。なほコク條を見よ。

邦 クニ　前條氏に同じきか。今昔物語廿七の四二に邦利延と云ふ人あり。

久二 クニ

久邇 クニ　山城國相樂郡久邇より起る。この地は、聖武天皇恭仁大宮のありし地なり。

1　久邇宮　崇光帝の裔、伏見宮貞敬親王の第四王子朝彥親王より出づ。（御母鳥居小路信子、富宮）。親王は仁孝天皇の御猶子なり、始め一乘院に入り、尊應法親王と云ひ、後靑蓮院に入り、尊融法親王と稱し給ふ。安政大獄の際、幕府の諱む所となり、相國寺に幽閉、後釋かれ、文久三年復飾し給ひ、中川宮と稱し、彈正尹に任ぜられ給ひ、尋いで（元治元年十月十日）賀陽宮と稱し給ふ。明治八年に至り、久邇宮を立て給へり。

伏見宮貞敬親王―朝彥親王[1]
- 邦憲王（賀陽宮）
- 邦彥王[2]
  - 朝融王
  - 邦久王
  - 邦英王
- 守正王（梨本宮相續）
- 多嘉王―賀彥王
- 鳩彥王（朝香宮）

「稔彦王（東久邇宮）
其の他朝彦親王の御子は、皇室系譜に「榮子女王（第二王女、子爵東園基愛の室、母は家女房泉萬喜子、明治元年正月二十五日誕生 同三十二年九月二十六日歸嫁）安喜子女王（第三王女、母は邦憲王に同じ。明治三年六月八日誕生、同二十三年十二月二十四日、歸嫁侯爵池田章政の男詮政）。絢子女王（第五王女、母同上。明治五年四月二十五日誕生、名晴子、同二十一年十二月十八日、名を絢子と改む。同二十五年十二月二十六日、歸嫁子爵竹內惟忠）。素子女王（第六王女、母は榮子女王に同じ。明治九年三月二十七日誕生、同二十六年十一月十五日、歸嫁子爵仙石政固の嗣子政敬）。懷子女王（第七王女、母は榮子女王に同じ。明治十一年六月二十一日誕生、同十二年七月十六日、夭、二歲、諡號・豐懷稚賣命）。篤子女王（第八王女、母は邦憲王に同じ。明治十一年十月十六日誕生、同三十九年十月二十八日、歸嫁伯爵壬生基義）。純子女王（第九王女、母は寺尾宇多子。明治十七年三月九日誕生、同三十四年十一月二十七日、歸嫁子爵織田秀實。同四十四年六月十四日卒、二十八歲）」等を載せたり。

次に邦彦王は第三王子、母は榮子女王に同じ。明治六年七月二十三日誕生、同七年三月十五日、世志麿と名づけ、同十九年七月二十一日名邦彦と改め給ふ。同二十年三月七日、朝彦王の繼嗣となり給ふ。同廿六年十一月三日叙勳一等、同三十六年十一月三日叙大勳位、同三十九年四月一日叙功四級、大正二年八月三十一日任陸軍少將、後大將」と。而して御子は「良子女王（第一王女、母は妃俱子、明治三十六年三月六日誕生）、信子女王（第二王女、母同上、明治三十七年三月三十日誕生）、智子女王（第三王女、母同上、明治三十九年九月一日誕生）、」と見えたり。良子女王は、皇后陛下に御座はしますなり。

2 久邇家　久邇宮邦久王殿下は、御情願により臣籍に下らせられ、久邇侯爵とならせらる。

國井　クニヰ

1 清和源氏賴信流　常陸國那珂郡國井邑より起る。此の地は、弘安勘文、嘉元田文、共に國井ノ保二十六町五段大と載せ、鹿島大禰宜文書に據るに、常葉五郎政廣・罪を源範賴に獲て亡命し、姓名を變じて保司と爲ると。後鶴岡應永七年の文書に佐竹左馬助の遺領那珂東郡國井鄉と見えたり（郡鄉考）。

而して此の氏は、尊卑分脈に「賴信―義政（常磐五郎、號國井）―政清（荒源大夫、從五位下、同太郎）―政廣（同又太郎、國井源八、住常陸國）―政景（國井八郎）―政俊（同八郎四郎）―胤義（同八郎三郎）―時胤（同又太郎）―隆胤（同彌二郎）―師胤（同二郎太郎、法名法意）、弟隆能（同彥二郎）、弟貞胤（小二郎）、弟政胤（同彥五郎）」と載せ、又義政は吉良系圖に「國井冠者」、高梨系圖に「國井と號す。子孫、常陸國に在り」と。又中興系圖に「國井・清和、本國常陸、賴信男五郎義政、稱之」と載せ、又「國井・清和、源八政廣、稱之」とあり。

氏人は、東鑑卷三十四、仁治二年六月廿八日條に「常陸國國井住人、惡別當家重・博奕の利により、神職を解かる云々。彼等主人國井五郎三郎政氏、那珂左衞門尉入道々願に仰せ含めらる」と見え、又新編國志に「國井・那珂郡國井村に起る。源賴信の四子常葉五郎義政（尊卑分脈）、

那珂郡常葉郷に居る。延久三年云々。其の後閑田十貫地を長樂寺に寄す。子政清、其の子政廣・常葉又太郎と云ひ、後國井源八と更む。國井は那珂郡の假名なり、政廣亡命して國衙所管の地にかくれ、其の保司となり、氏と稱とを改めしなり。後茨城郡立花郷に徙り、仁安二年、其の宅地國役諸課を觸んことを請ひて許さる(鹿島文書)。子の政景、國井八郎と云ひ(分脉)、建仁二年、立花郷地頭に補す。鹿島大禰宜・之を愁へ、神田に地頭を置くの例なきことを訴ふ。有司・其の言に從ひ、政景をして之を避けしむ(鹿島文書)」と。而して上國井の安川城は政廣の居城にして、その後政景、政俊、政胤、を經て、師胤の後、鎌倉に移り、後南酒出義久の子泰義(初顯義)此に移居し、國井六郎四郎と稱す。其の子經義(高倉孫三郎)高倉に移ると云ふ。

2 清和源氏佐竹氏族　小田野本佐竹系圖に、南酒出義茂の分流に國井氏を擧ぐ。而して新編國志に「國井・那珂郡國井村より出づ。南酒出義茂の二子、弘義、泰義あり、弘義は國井孫次郎と稱し、泰義は國井六郎二郎と稱す」と。猶ほ前項を見よ。

3 ・猶ほ新編國志に「國井・和光院過去帳に、天正廿年十月廿日、下中原の人國井宮内左衞門沒す。法名、道安と云ふ」と云ふを載せたり。

4 美濃の國井氏　第一項の後也。國井淳二氏云ふ「國井氏は清和源氏、六孫王四品經基の長男滿仲の子、賴信の第五子義政より出づ。義政・常陸國國井庄に住し、國井と號す。國井常葉五郎(常磐)・前九年の役、兄賴義、賴清、賴季、及び甥義家、義綱と共に、安倍賴時貞任を攻めて功あり、從五位下に叙せられ、常陸介に任ぜらる。二代政清(常葉太郎、從五位下、安房守)後三年の役、義家に從つて克く戰ひ、爵位を賜ふ。後勅命を蒙つて義家に屬し、美濃國に赴き、靑野原、及び稻葉山に相戰つて、多田國房、及び佐渡重宗を征す。三代政廣(又太郎、從五位下、常陸權介)常陸國國井庄に住す。父と同じく義家に從つて美濃國に赴き、國房を攻めて降し、重宗を討つ。爵位及び食祿を賜ふ。四代政景(八郎五郎、從五位下、下野守)。五代政俊(八郎四郎、從五位下、下總守)。六代胤義(八郎三郎、從五位下、下野守、常陸介)、治承四年、以仁王の令旨を受け、源三位入道賴政父子以下、諸國の官兵と共に、平知盛、惟盛以下の平家の軍と宇治川に戰ひ、官兵悉く自殺し了る。七代時胤(又太郎、安房守)、父と同じく官軍に屬し、切生の六郎と戰ひて、之を討ち首を得。佐貫の三郎兵衞と戰ひて、大に創を蒙りて蟄居し、潜に鎌倉に參向す。八代隆胤(彌二郎、出羽守)。九代政胤(彥五郎、常陸介)。初代より九代まで約百五十年間、常陸に住す。

十代政氏(五郎三郎下野守)に至つて鎌倉に移り、國井摠領職を賜ふ。家紋檜扇、井筒。十一代政家(三郎太郎、修理亮)。十二代政貞(小太郎、上野介)。十三代高政(又太郎、肥後守)。十四代季政(太郎二郎、遠江守)。十五代政盛(又二郎、近將監)。十六代政信(二郎太郎)。十代より十六代まで約二百二十年間、鎌倉に在り。十七代政秀(孫太郎、下野守)、永享三年十五歲、始めて足利左兵衞督持氏卿の近侍と爲り、恩遇尤も甚し、其の愛妾を賜て妻と爲す。同十一年持氏自害後、其の子成氏卿に仕ふ。康正二年成氏、總州千

葉に奔るに及んで、政秀、其の弟僧盛觀に依賴して美濃國に來て、齋藤帶刀左衞門利藤が麾下に隷す。應仁元年、山名畠山京都に戰ふの時、國主源成賴・兵八千を率ゐて山名宗全を援く。政秀父子・齋藤の旗下に在りて頗る捷功を得。

十八代政忠(太郎三郎、掃部助)、應仁元年三月三日、將軍義政・諸將をして花の亭に宴せしむ。政忠・齋藤利國に扈從して大守の殿と爲る。文明五年、關白兼良公、南京を發して美濃國に赴く、僧都・政忠に命じて饗應を主らしむ。殿下辱くも和歌を賜ふ。明應三年、船田の合戰、僧都の旗下に在りて甚だ武功を勵む。同五年、江州蒲生合戰、新四郎利親に從ひて頗る奮戰す。

十九代政春(三郎太郎兵庫丸)、父と同じく明應三年の役、山田の五郎四郎重澄の弟又五郎重春を討ちて首を得、五年江州合戰にも軍功有り。永正八年、齋藤家・南宮に詣づるの時、先駈と爲る。大永五年、淺井藤原亮政、齋藤と牧田に戰ふ。政春以下齋藤が兵多く斃る。

二十代守政(又四郎)、大永五年、父に從つて、江兵・大塚飛驒守藤原の吉行と組て首級を得。天文七年、新四郎利良卒するの後、方縣郡曾我屋村に蟄居す。同十一年、國主源賴藝・家臣齋藤山城守道三と隙有りて戰ふ。利政(守政)府城に有りて大に戰ひ功有り。弘治元年、道三・其の義子義龍と間有り、義龍・道三を鷺山の別墅に攻む、道三敗亡す。二年長良に戰ふ、利政(守山)義龍の幕下に在りて、其の功尤も捷し。弘治三年、伊賀伊賀守守就の旗下に屬し、諱字を賜ひて守政と改む。永祿七年、織田信長、尾州を發し、龍興の稻葉の城を攻む。是に於て、稱葉良通、氏家直元、伊賀守就・同じく龍興に違ひて信長に通ず。守政・使節と爲る。龍興遂に敗れて江州に奔り、信長岐阜城に移る。天正十年、伊賀氏・稻葉氏と北方に戰ふ。守政・安藤氏の旗下に在りて戰ひ、功有り。稻葉が兵强くして安藤氏(先に所謂伊賀氏)敗績す。一族及び從臣等同じく戰死す。守政は加納雅樂助と戰ひ、創を被て遂に自害し了る、時に七十三歲。

二十一代就政(彌太郞)、弘治二年の合戰、父子義龍の幕下に在て中渡に戰ひ、川島九藏、及び神山茂左衞門を討て首級を得、食祿を加賜せらる。永祿四年、義龍卒す。信長・費に乘じ岐山之城を攻め、加納に戰ふ、尾兵多く斃る。越前州朝倉義景來て講和す。就政、尾兵藤掛氏と白山の森に戰ひ、創を蒙り、退て瑞龍寺に入る。七年信長再び大軍を率ゐ岐城を圍む。龍興遂に敗れて江州に奔る。守政、就政、共に伊賀氏の麾下に在て捷功を得、伊賀氏守就は嘗て左京兆義龍、及び龍興に歷事し、寵遇尤も篤く、氏家卜全、稻葉一鐵と共に西方三將と稱せらる。龍興敗亡の後、信長の幕下に屬す。天正十年信長と隙有り、岐の北山に蟄居し、信長橫死の後、北山に砦を構へ、稻葉一鐵と六月七日の夜より八日の暮に到り、大に戰ひ、伊賀氏戰死す。暮に及んで、其の弟七郎戰潰へ自殺す。就政・其の首を賜はりて、之を林中に藏め、終に敵軍中に入りて戰死す、時に四十三歲。

二十二代重政(彥太郞)、北方の合戰、父と同じく先登に進んで、一鐵の臣加納六彌と戰ひ創を蒙りて退く。父就政・終に臨み重政を召して『汝急ニ圍ヲ出デ、舊里ニ歸リ、命ヲ存シテ再ビ家ヲ興ス可シ、必ズ戰死スル事勿レ』と。乃ち關白兼良公の政忠に賜ふ所の和歌(青地白紙)、及び

歴代家傳の感狀、折紙數通を與へられ、命に任せて、一日市場の舊館に歸る、時に年十五歳なり。慶長五年八月、烏有の災に係り、舊記及び家傳の重器悉く燒去し了ぬ。

十七代より以下約四百四十年間、美濃に住す。而して三十二代義房（祖父）の代迄代々庄屋を勤め來り、三十四代の小生に到る。現今本巣郡合渡村大字一日市場に國井姓を有するもの三十餘軒あり」と。

5 雜載　奥州田村家々臣、越後（播磨屋）、磐城、岩城等にも存す。

邦家　クニイヘ　讃岐に邦家庄あり。

救仁院　クニキン　日向國諸縣郡（大隅囎唹郡）救仁院より起る。

1 平姓　圖田帳に「救仁院百六十町、地頭右兵衛尉殿」と載せ、薩藩舊記に「當時、救仁院は平八成直・郡司たり」と見ゆ。志布志村松尾城に據る。

2 肝付氏流　肝付系圖に「兼俊－兼綱（兵衛佐、救仁郷）」と見ゆ。クニガウ條を見よ。

國浦　クニウラ　志摩に存す。

國枝　クニエ　クニエダ　美濃國の豪族にして、新撰志、池田郡本鄕村古城條に「文明年中、國枝大和守爲助・此の城を築きて住めり。爲助は土岐家に屬し、南部の內を領知し、後一源入道と稱す。船田亂記に『國枝爲助は石丸に屬す。爲助兄弟五人、明應四年戰死』と見えたり。國枝は、厚見郡鏡島の安藤氏よりわかれたる國ざむらひ也。其の大和守正助、始の名は彌三郎、天文二十二年の頃まで在城す。同佐渡守・永祿の頃、こゝにありし由云へり。同參河守重光、信長公・安土に在城の頃、此の城を守りしが、天正十二年卒す。重光の妻は稻場一鐵の女なり。國枝加賀守は天正の中頃の人、また正助の子國枝飛彈守、其の弟國枝藏人等は、當郡の內・何れの地に住みしにや、今定かならず。藏人は三千貫の地を領し、道三が井口の戰に討死す」と見ゆ。

又大野郡更地村に、國枝氏の宅址あり。國枝大和守成勝・土岐家に仕へて、池田郡に住す。其の子三河守勝助、後に齋藤家に屬す。其の子加賀守勝道、其の子四郎兵衛貞勝、この地に住めり。その氏族、後に越前の大守吉品主の家臣となると云ひ、又石津郡牧田村の古戰場は、「大永五年八月、近江國の淺井備前守亮政・革手土岐の居城へ押寄す。不破河內守、稻葉備中守、丸茂兵庫頭、國枝大和守等、是を禦がんとて此の地に馳向ふ。西美濃の諸將、其の由を革手の城に注進しければ、土岐賴藝・出陣ありて、近邊の士長井氏、日根野氏、鷲見氏、野村氏等を相具して栗原山に馳着く。賴藝の旗栗原山の西南に出でし時、大橋、三田村、雨森の近江勢・谷間より突て出で、國枝大和守入道宗竜、同與次（或は奥次）、稻葉備中守通則、丸茂兵庫頭等、是に立向ひて戰ひけるが、丸茂が一族、亦國枝が郎等末松等、大に働いて討死し、稻葉通則父子も多勢が中へ突て入り、父子六人郎從とも終に討死す。かくて日も暮れければ戰止み、東美濃の士卒追々に加はり、美濃方多勢になりけるにや、淺井亮政・其の夜の曉方に近江へ引退く。賴藝も革手の城に歸る」となり。

なほ國枝三河守、國枝八郎等、諸書に見え、稻葉系圖に「一鐵の女子、國枝三河妻」と。また秀康卿給帳に「二千五百石國枝賴母、五百石國枝平左衛門、三百石國枝午之助」等を載せたり。

國岡　クニヲカ　豐後大友氏の族にして、大友系圖に「能直の子泰廣（庶流・國岡云々等の祖）」と見ゆ。

國可　クニカ　正訓不明。

救仁郷 クニガウ　日向國諸縣郡（大隅噌唹郡）救仁郷より起る。

1　平姓　クニキン條を見よ。

2　伴姓肝付氏流　救仁郷の豪族にして、蓬原城（志布志、堀內村）に據る。延文四年に至り、城主救仁郷藏人介賴世、嶋津氏に攻められて戰死す。金丸城（志布志、城內村）も其の屬城なりと云ふ。此の氏は肝付氏の族にして、肝付系圖に「兼俊―（二男）兼綱（兵衞佐、救仁郷を領す。救仁郷氏祖）―兼貞―玄兼」と載せたり。肝付條を見よ。

3　薩藩舊記、建武元年七月三日文書に「救仁郷源太（守時家人）、同郷辨濟使藏人宗賴一類」など見ゆるは、前後何れに屬するか。

4　源姓足利氏流　諸家大概に「源姓救仁郷氏、初は伴姓、肝付氏の庶流にて、伴姓にて別儀なく候。救仁郷志布志の內、蓬原の城に居住し、其の邊を領し申し候。然る處に、應永の比、澁川右兵衞佐滿賴、九州の探題となり下國候。滿賴の子賴氏、彼の救仁郷氏の女に嫁し、救仁郷を名乘り、姓は源と號し候。其の後よりにて候哉。飯隈山別當職を相勤め、先達に任ぜられ候。救仁郷陽慶坊、其の嫡孫にて候、」と見ゆ。

また蓬原城邊に鎭座の權現宮座主寺笥藏の舊記に「日州諸縣郡救仁郷三百五十町、城元蓬原也。救仁郷殿は飯隈山別當坊、御先祖は源氏、足利救仁郷四郎左衞門尉賴綱、北國加賀國より中國え下向成され、一節御居住の由、其の後、當國え御下向、然して爰・元蓬原庄片平の前小城と申す所に、一節御居住。夫より只今の城を取立て成され、城內に熊野權現御寶殿一宇を建立し賜ふ。此の權現は卽ち救仁郷殿御氏神の最、北國より此の權現負下り申し爲し、子孫・今に仙代隈の城繁榮也。此の子孫・段々多分これ有り、救仁郷三百五十町の城、初は蓬原に居城成され、御世六代、四郎左衞門尉、次に伊與守賴綱、次に近江守賴宗、次に宮內少輔賴詮、次に伊與守直次、藏人助賴世迄六代、次に朝元法印と申す人、飯隈山え御移り成され、御繁榮也。」と見えたり。

國懸 クニカカス　紀伊國に、國懸神宮あり、國懸大神を祀る、紀條を見よ。

國頭 クニカシラ　コクトウか。

國方 クニカタ　備前に存す。

國形 クニカタ　和名抄、薩摩國出水郡に國形郷あり。

國勝 クニカツ

○國勝吉士　難波吉士の族なり。皇極紀元年條に國勝吉士水雞と云ふ人見ゆ。齊明紀二年條には難波吉士國勝とあり、同人なり。

國勝は地名か。

國金 クニカネ

國兼 クニカネ　能登の名族なり。

國包 クニカネ　備前の名族にして、建久六年八月云々、貞治元年三月信包在判文書に國包氏見ゆ。

國川 クニカハ

國木 クニキ　美作の名族にして、寛文文書に國木久左衞門、津山藩士分限帳に「小役人國木平六、拾八俵三人扶持。國木朝之助」を載せたり。

國木田 クニキダ

國京 クニキヤウ　正訓不明。

國米 クニコメ　クニヨネ條を見よ。

國前 クニサキ　豐前國に國埼郡あり、和名抄に君佐木と訓じ、郡內に國前郷を收む。此の地より起りし也。

1　國前國造　國前國とは、前述豐後國國埼郡附近の地を云ふ。此の國造は吉備氏

の族にして、國造本紀に「國前國造、志賀高穴穗(成務帝)朝、吉備臣の祖・吉備都命六世午佐自命を國造に定め賜ふ」と見ゆ。蓋し其の治所は國前鄕にありしならん。その氏姓を國前臣と云ふ、次項を見よ。而して次項に引けるが如く、此の國造は更に豐國直の姓を賜ふと傳ふるを見れば、國前國を直轄領とし、豐國全體に勢力を振ひし大國造なりしか。トヨクニ條を見よ。

2 國前臣 國前國造家の氏姓にして、古事記孝靈段に「日子刺肩別命は、豐國の國前臣云々の祖也」と見ゆ。此の日子刺肩別命とは、其の實・若建吉備津彥命の別名なる事、キビ條にて云へり。因りて此の氏は吉備津彥の後にて、國造本紀に國前國造の祖を、吉備都命とせるに符合す。此の命の後裔に菟名手あり、景行紀十二年條に「天皇・周芳娑磨に到り給ふ。時に天皇・南を望み給ひ、羣卿に詔して曰はく、南方に於いて烟氣多く起る。必ず賊あらんと。則ち之に留り給ひ、先づ國前臣の祖・菟名手云々等を遣はして、其の狀を察せしむ」と見え、また豐後國風土記に「纏向日代宮御宇大足彥(景行)天皇、豐國直等の祖菟名手に詔して、豐國に遣はし治めしむ。行きて豐前國仲津郡中臣村に到る云々。重ねて姓を賜ひ、豐國直と曰ふ」などあるにより、此等の功にて國造に任じられしを知るなり。下つて天平九年の豐後國正稅帳に「球珠郡領外正八位下勳九等國前臣龍麿」とあるは此の裔なり。豐日志が、承和紀の吉彌侯龍麻呂と混同するは惡し。

3 國前氏 國前臣の裔なるべし。但し圖田帳に「國東鄕田三百町、地頭信濃伊勢入道」と見ゆ、關係あるか。

國崎 クニサキ 豐後發祥にして、國前國造裔ならんか。又筑後高良山鏡山文書に國崎大和守親照を載せ、中國備前、備中にも此の氏存す。

國定 クニサダ 備前、美作等に存す。美作國勝田郡河邊邑國定氏は其の系統を知らずと雖も、足利義滿の時代、國定三郞左衞門なるもの、此の地に來り、遂に定着したるものにして、弘和三年三月卒す。それより數代の後に至り、森侯の入國となり、正保の比より、累世庄屋を勤め、松平領となりて中庄屋となる(名門集)とぞ。

又上野國佐位郡に國定邑あり。幕政の季に、博徒忠次といふ者あり。謂ゆる上州長脇差の魁たり。一時は名ありしも、終に官に捕へられ、前橋城下大渡關に磔殺せらる。天台宗養壽寺境内に忠治の墳墓あり。又その子、維新の際、王事に盡せしと傳へらる。

國貞 クニサダ 安藝國の名族にして、藝藩通志、豐田郡眞良村國貞氏條に「文明年中、國貞伊賀入道永善といふ人あり。其の後、神右衞門宗次より、小早川家に仕ふ。今の五藏は、其の後なりといふ。元は、書記武器などもありしが皆失へり。隆景の書翰は、今に持傳ふ」と見ゆ。

國里 クニサト 備前にあり、貞治元年信景在判文書に見ゆ。

國澤 クニサハ 土佐國土佐郡國澤名より起る。當地方の豪族にして、土佐遺語に、潮江要法寺の地は卽ち此れ國澤氏の居る所と云ふ。國澤氏・姓は秦なり。秦氏系圖に「國司秦某・老いて辭職し、其の兩子を左右に留む。一は長曾我部、一は國澤也」と見ゆ。二千貫の領主なりしと云ふ、吉良條參照。

長曾我部元親の臣に國澤能明あり。其の後は「能春—能則—能直」なり。廣井、吉良條參照。

又加賀藩給帳に「五百石（風車）國澤小兵衞、貳百石（片喰）國澤源六郞」を載せたり。

國支　クニシ　信濃にあり。

國司　クニシ　クニノミコモチ、及びコクシ條を見よ。安藝の國司氏は、高田郡（高宮郡）國司より起る。同郡志路邑古城、一は國司與左衞門の據る所と云ふ、毛利家人（藝藩通志）にして、安西軍策に「國司助六、國司右京」等見ゆ。子孫毛利藩の重臣として、維新の頃、國司信濃朝相あり。現今國司直行は男爵に列せらる。

國重　クニシゲ　これも中國の豪族にして後毛利藩の儒者に國重逸平（龍原）あり。又備前、美作にも存す。

國鹽　クニシホ　備前に存す。

國島　クニシマ　長門の名族、又越後彌彦社社家（もと矢嶋氏）、また津山藩士分限帳に「百石醫師家業、國島林昌」を載せ、美濃にも存す。美濃笠井系圖に「鵜飼鄕國嶋相摸守」見ゆ。

國掌　クニシヤウ　コクシヤウ　常陸の名族にして、新編國志に「國掌氏は府中の舊族なり。其の先、世々國掌所の職に居るを以つて稱とす。今尙ほ國掌氏府中に存して、每年靑屋の祭事にあづかる。また其の故を忘れざるなり」と。

國栖　クニス　クズ條を見よ。

國末　クニスヱ　備前にあり。

國瀨　クニセ　國背に同じく、クセならん。クセ條參照。

1　國瀨（無姓）　越中國官舍納穀交替記に當國史生國瀨氏見ゆ。承和十三年頃の人なり。猶ほ姓名錄抄にも此氏見ゆ。

2　藤原姓　近江の名族にして、茗荷を家紋とす。

國背宍人　クニセノシシビト　古代職業民の一なり。國背はクセにて、山城國乙訓郡訓世鄕、又は久世郡久世鄕の宍人たりしならん。姓氏錄未定雜姓、山城の部に「國背宍人、秦始皇帝の後也」と見ゆるは、其の頭梁にて、秦氏の族なりしが如し。シシビト條參照。

柞田　クニタ　和名抄、讃岐國刈田郡に柞田鄕あり、中世以後柞田庄とて、日吉社領たり。サクタ條參照。

國田　クニタ

國武　クニタケ　肥後の郡代に國武彈助あり。

國谷　クニタニ

國近　クニチカ　備前に存す。

國次　クニツグ

國常　クニツネ　土佐の豪族にして、長曾我部家臣なり。

國時　クニトキ

國富　クニトミ　若狹、出雲、日向に國富庄あり。その他、丹波、備前等に此の地名存す。

1　若狹の國富氏　遠敷郡の國富庄より起る。百合文書、建久七年源平兩家祗候輩交名に、國富志則家見ゆ。

2　丹後の國富氏　丹波郡に國富保あり、その地より起りしか。注進丹後國諸庄鄕保惣田數目錄帳に「丹波郡三重鄕、七町三反百十九步、國富兵庫助」と。名族なりしや明かならん。

3　中國の國富氏　備前上道郡國富邑より起りしか。安西軍策、備後の國侍に國富氏を擧げ、又備前の名族たり。又美作勝田郡にあり。古くは作東の北部に於いて武威を振ひしが、後有元氏の一族に屬す。天正七年四月、三星城主後藤勝基・宇喜多直家の攻むる所となる。國富治助利敎は後藤氏を助けしも、戰利あらず、後藤氏亡び、宇喜多氏・餘族を掃蕩す。玆に於て有元の一族、皆民間に隱る。治助は元

和元年三月十八日卒す。長子右近利輝襲ぐ(名門集)と傳へらる。

又常陸牛久山口藩の側用人に、此の氏あり。

國友　**クニトモ**　近江國坂田郡國友庄より起る。當國の豪族にして、江北記に「長享元年四月三日に、多賀大成・濃州より入國候。陣所は中野、弟又三郎は國友兵庫助屋敷へ陣取り候」など見え、京極殿給帳に「百二拾石國友久右衞門」を載せたり。

又田中家臣知行割帳に「二百五十石國友仁右衞門、四百六十石國友勘左衞門、千二百石國友左内、二百五十石國友與四郎、二百石國友儀左衞門、六百石國友半右衞門、百石國友彦助」等多く見え、又久留米城十軒屋敷に「國友茂兵衞、國友鄉右衞門」あり(將士軍談)。又原田家臣に國友六兵衞あり、朝鮮征伐に從ふ(原田文書)。又石見にも存す。

國豐　**クニトヨ**　淸和源氏にして、井上系圖に「滿季—致公—小孫(國豐祖)」と見ゆ。

國豐野　**クニトヨノ**　中古・國豐野眞人あり。皇別姓なるや論ずるまでもなけれど、出自不明。

國中　**クニナカ**

○國中連　大和の名族、百濟族にして、寶龜五年十月紀に「散位從四位下國中連公麻呂卒す。本是れ百濟國の人也。其の祖父德率國骨富は、近江朝廷歲次癸亥(天智二年)、本蕃の喪亂に屬して歸化す。天平年中、聖武皇帝・弘願を發し、盧舍那銅像を造り給ふ。其の長五丈。當時鑄工・敢えて手を加ふる者なし。公麻呂・頗る巧思あり、竟に其の功を成し、勞を以つて遂に四位を授け、官・造東大寺次官、兼但馬員外介に至る。寶字二年、大和國葛下郡國中村に居るを以つて、地に因り氏に命ず焉」と見ゆ。卽ち奈良の大佛を初めて鑄造したる人なり。クニ、及びコク條參照。

國永　**クニナガ**　能登馬緤七名の一にして源姓と稱す。

國成　**クニナリ**　備前貞治元年信景在判文書に見ゆ。

國西　**クニニシ**　伊豫の名族なり。

國信　**クニノブ**　備後國の豪族にして、下津田邑に國信掃部の宅址あり。(藝藩通志)。

國宰　**クニノミコトモチ**　上古の地方官名にして、又國司とも記せり。主として朝廷直隸の土地、卽ち屯倉領等(山門「ヤマト」領)を掌る爲に遣はす職なれば、一面中央

權を代表し、或る場合には、國造、縣主をも支配せしが如し。仁德紀六十二年條の遠江國司を初見とす。總べて世襲的のものにあらざりしが如し。詳細は日本上代に於ける社會組織の研究、第五編第六章「國司制度」を見よ。中古の國司は此の國宰、卽ち國司の發達せしものに外ならず。

國司　**クニノミコトモチ**　前條、及びクニシ、コクシ條參照。

國造　**クニノミヤツコ**　**クニツコ**　上古の地方官名なれど、世襲職なれば、後にカバネの如く用ひられ、更に轉じて氏名ともなれり。

1　地方官名としての國造　創設は恐らく神武朝なるべし。國々の世襲的首長にして、古代に於いては、地方官として最も勢力を振へり。而して國に大小廣狹あれば、國造にも自ら大國造、小國造の別あり。大國造は、後に一國として立てられし程の地を領すれど、小國造は、僅に一縣、卽ち後世の一郡程の地域を領するに過ぎざれば、縣主と云ふと異なる處なきなり。されど、國造の名を有するものは、總べて直姓を賜ふを常とす。但し此の大小兩國造間には、一般に從屬支配の關係

を有せしが如く、猶ほ注意すべきは、兩者とも其の領せし地とは、其の國造政治の及ぶ範圍を云ふにて、國造私有の地と思ふべからず。其の國内には、皇室領なる屯倉、神社領の神地、神戸、また品部領、其の他、諸氏私有の土地人民も頗る多かりしなり。而して眞の國造私有の土地人民は、時と國とにより〔て〕同じからざれど、概して云へば、京畿を離るゝ事遠きものにして、古きものは廣大なる地域、處によりては、殆んど一國全體を私有せしが如し。

以上國造制度は中古に至りて廢されたるも、其の多くは郡領として、勢力を繼續せり。されど其の位置は到底從來に較ぶべくもあらず。猶ほ少數の者は永く國造名を存し、其の國宗社の神事に携はれるものあり。出雲、紀の如き、その最も有名なるものとす。詳細は日本上代に於ける社會組織の研究・國造制度を見よ。

2 カバネとしての國造 前項地方官名なる國造は、上古の末期より、縣主、稻置と同様、カバネの如く使用され、甚しきは、其の眞の氏姓を失ひて、專ら國名を氏とし、國造なる名稱を姓として使用せ

しもの少からざりき。更に此の名稱を氏として使用せしものも亦多かりき。こは其の國に於いて、國造とさへ稱すれば、直ちに其の國造家を指す事、恰も一般の氏姓に類似せるによる。而して、此等姓又は氏となれる國造なる名稱は、單に國造、及び其の直系の子孫に限らず、其の一族は、他の氏姓を稱せざる限り、此の名稱を姓とし、氏とせし事、他の氏姓と異なる處なし。

以下は氏としての國造也。

3 凡河内氏族 攝津に存せり。凡河内國造の後裔にして、姓氏錄、攝津神別に「國造、天津彦根命の男天戸間見命の後也」と載せたり。

4 春日氏族 近淡海國造の後なり。竹生嶋緣起に、天平勝寶四年の頃の人、「淺井郡人國造田次女」を載せ、また朝野羣載にも「近江人右衞門府生國造恒世」など見ゆ。

5 美濃の國造 當國には國造を氏とせるもの頗る多く文獻に見ゆ。此等を盡く美濃國造裔なりとするを得や否やは疑問に屬す。何となれば、美濃には四國造存せしを以てなり。されど、今は假に一族と

見做し、此處に陳ねたり。先づ大寶の肩縣郡肩々里戸籍に「下政戸國造川嶋・戸口廿六、上政戸國造大遅・戸口九十六」の二家を擧ぐ。後者の國造大遅は國造族中の豪家と思はれ、奴婢五十九人を有せり。恐らく美濃後の國造（物部氏族）の裔ならん。其の後、寶龜元年四月紀に「美濃國方縣郡少領外從六位下國造雄萬、私稻二萬束を國分寺に獻じ、外從五位下を授けらる」とあるも、郡を同じくすれば、國造大遅と同族なるを窺ふべし。其の外、他郡なるものには、和銅元年三月紀に「美濃國安八郡人國造千代の妻加是女、」また承和七年四月紀に「席田郡人國造眞祖父」など見ゆ。猶ほ以下六、八、九の各項を見よ。

6 額田國造裔 これは春日氏の族なり。令集解第一卷に國造今足と云ふ人見ゆ。これを類聚國史には額田國造今足と載せたり。詳細は額田條を見よ。

7 因幡の國造氏 因幡國造の裔なり。天平神護元年の因幡國司牒に「高草郡國造難磐」また寶龜二年二月紀に「因幡國高草釆女從五位下國造淨成女等の七人に姓を因幡造と賜ふ」と見え、また同五年二

月紀に「因幡國八上郡員外少領従八位上國造寶頭、姓を因幡國造と賜ふ」など見ゆ。後世宇倍神社祠官は此の國造裔と云ふ。伊福部、因幡條に詳か也。

8 國造族(額田國造族) 美濃、尾張等に此の氏あり、他國にも多かりしならん。此の國造族とは、國造の血族的關係者にあらずして、國造部曲の裔ならんか。春部里大寶二年戸籍に「上政戸國造族石足」を始めとして、戸に十戸、母に九、妻に十四、妾に四、寄人に五人見ゆ。此等は額田國造族の配下たりしならん。

9 國造族(美濃國造族) 栗栖太里大寶の戸籍に「國造族鹽賣」また郷里未詳戸籍に「國造族粳」等見ゆ。美濃條を見よ。

10 國造族(尾張氏族) 天平六年の正税帳に「中嶋郡主帳外大初位上勳十二等國造族某」と云ふ者見ゆ。尾張國造の族類の意ならん。

11 播磨の國造 播磨風土記、賀毛郡楢原里條に「玉野村あり。然か號くる所以は、意祁袁奚二皇子等、美ノ郡志深里高宮に坐します時、山部小楯を遣はし、國造許麻の女・根日女命を誂へ給ふ。是に根日女、已に命に依り諾りぬ。時に二皇子相辭して娶らず、日をふる間に、根日女・老長して逝く。時に皇子等大いに哀み給ひ、卽ち小楯を遣はし、勅して宣はく、朝夕に日の隱ろはぬ地に、墓を造り、其の骨を藏し、玉を以つて墓に餝れ、故に此の墓に縁りて玉丘と號づけ、其の村を玉野となづく」と。此に國造とあるは、鴨國造なり。千壺、又水塚と稱し、瓢形の古墳存し、其の地より近年鐵製の鉾を得たりと云ふ。

斯くの如き類は他にも多し。此等は上古の事にて、人名に職名を冠せしものと考ふるを穩當とすれば、他ば之を省略し、各國造條に述ぶる事とせり。

12 國造人 國造人とは國造の私有部曲を云ふ。美濃國大寶二年戸籍に「國造人奈爾毛賣」と云ふ者見ゆ。其の他の國にも多かりしも、身分卑ければ、文献に現はれざるならん。

其の他、和銅七年六月紀に「國造人の姓・人字を除く」とあり。何れの國か、所貫不明。或は全國の國造人の意か。

13 出雲の國造氏 出雲國造の後裔が遙か後世まで、國造の稱號を存し、千家、北嶋の兩家に分れて、出雲大社に奉仕する事は、イヅモ條にて云へり。船上錄に「大社の神官仙間の國造云々」千家文書に、「出雲國造の舍弟六郎貞孝、去六月十九日、伯州長田城に馳せ向ひ、搦手に於いて合戰の忠を致し候云々。建武三年七月。承了(鹽谷高貞)」と。その一例に過ぎず。

14 須佐の國造氏 飯石郡須佐神社(須佐村宮内)の神主も國造と稱し、杵築の國造家に比す。スサ條に其の系圖を擧ぐ。蓋し出雲條に述べしが如く、出雲國造の一族出雲氏は、其の數頗る多かりしなれば、此れも其の一にて、偶ま其の稱號を傳へしものか。系圖は信じ難し。

15 隱岐の國造氏 當國國府惣社の神主も國造と云ふ。視聽記に「下西村惣社は、社司を國造と云ふ。渠が言に曰く、天武天皇勅命ありて之を奉ず。其の祠式に「毎歳、孟春朔旦に仁王經講會、八日より十四日に至る最勝講會、十七日毘沙の的あり、惡鬼退散の祭也。五月初に的矢の神事、毎月朔に御膳を奉る。古來傳へて曰ふ、式内若酢大明神也」と。オキ條を見よ。

16 安藝の國造氏 藝藩通志、豐田郡條に「七寶村國造氏、世々當村にありて、古き

祠官なり。其の家傳ふる所は、先祖景光、貞觀元慶の比、片島村八幡宮を剏建す。今の阿波まで、凡そ二十八代にて、安藝國造、飽速玉命の裔なりといふ。其のことは是非を知らず」と見えたり。

17 權國造　嚴嶋神社の祠官も、國造權國造と稱す。嚴嶋長寛文書に「私領の田畑、栗林等を寄進する事。陸町、佐東郡若狹鄕に在り、云々。長寛二年四月。清宗嫡男清原。清末嫡女の夫・權國造佐伯」と載せ、又建暦二年、伊都岐島社解狀に、小行事、修理行事、大行事、案主、祝師等の連署ありて、各々「權國造佐伯某」とあり。これにつき地名辭書に「權國造とは、此の頃まで佐伯一黨の人々に、安藝の國造、權國造の任補ありて、正嫡の外は、權國造を先蹤とせるものならん」と云へり。

國造族　**クニノミヤツコゾク**　前條に併せ云へり。

國造人　**クニノミヤツコビト**　同上。

國東　**クニヒガシ**　コクトウか。

國久　**クニヒサ**　攝津國有馬郡小名田村の名家にして、此の地は三條小鍜冶宗近、國久が出生せし地にして、其の裔孫宗近、國久を氏とすと云ふ。

國弘　**クニヒロ**　又國廣ともあり。

1 藝備の國弘氏　安藝國豐田郡清武村後堀山は國廣八郎・居る所と云ふ。備後國三谿郡國廣より起りし氏にして、藝藩通志に「和知邑國廣山は、一に二川山ともいふ。初め國廣石見が居る所、後和知氏あり」と。又「御調郡西野邑に國弘某の宅址あり」など見ゆ。

2 讃岐の國弘氏　南海通記、永正五年、香西氏・三谷城を圍む記に「安原に國廣右衛門佐云々」と載せ、全讃史に「安原上岩部の岩部城は、永祿以後、國弘宇右衛門・居之」と見ゆ。

國廣　**クニヒロ**　前條に併せ云へり。

國府　**クニフ**　コクフ條參照。

國生　**クニフ**　大隅國大隅郡櫻嶋五社大明神の社司に國生伊豆あり。又御嶽兩所權現の社司たりしとぞ。

國房　**クニフサ**　備前に存す。

口入田　**クニフダ**　正訓不明。

國藤　**クニフヂ**　阿波國三好郡の名族にして、康暦二年の阿波守判書に「田井庄中西鄕の内、轆轤師得錢、最前御方に參上する者は、知行相違あるべからざるの狀・件の如し。國藤治部亮殿」と。

國部　**クニベ**　正訓不明。

國保　**クニホ**　クニヤス條を見よ。

國覓　**クニマギ**

1 國覓直　倭の漢坂上氏の族にして、後に忌寸姓を賜へり。本貫大和か。

2 國覓忌寸　坂上系圖所引姓氏錄に「志努直の第二子・志多直は、是れ國覓忌寸云々等十姓の祖也」と見ゆ。氏人は慶雲四年正月紀に「國覓忌寸八嶋」また天平五年の右京計帳に「戸主國覓忌寸弟麻呂」等多く見ゆ。

3 陸前の國覓忌寸　前項姓氏錄に「山木直は、是れ國覓忌寸(陸奥國新田郡)云々等、廿五姓の祖也」と見ゆ。

4 國覓伊美吉　國覓忌寸に同じ。凡そ倭漢氏族に屬する諸忌寸は、多く天安元年に伊美吉を賜へるが、此れも然るか。氏人は、東寺文書(延暦十七年、陽成院判官代、散位正六位上國覓伊美吉吉宗)、其の他、姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

5 紀伊の國覓伊美吉　第八項參照。

6 國覓朝臣　拾芥抄に見ゆ。伊美吉の後か。

7 國覓(無姓)　越前にあり。天平神護二

年の當國國司解に「坂井郡赤江鄕戸主國覔村人」と云ふ者見ゆ（正倉院文書）。

8　紀伊の國覔氏　那賀郡猿川庄に國覔氏あり。續風土記、猿川庄條に「天曆元年、國覔氏の開發の地にして、子孫世々此の地を領す。弘安八年の文書には、高野諸衆、藹次領とすとあり、」と。又同田村條に「熊野十二社權現社、神主田村彌兵衞。此の家舊家にして、藏する所の文書數通あり。其の中に『天曆元年丁未開發、田□合一所（紀伊國那賀郡字猿河鄕に在り）、四至・東は三頭毛兂原峯大道二重石向は原登□岩を限り、南は阿世河北高峰を限り、西は晴さす峯登葛河峯を限り、北は眞國高□を限る。右國覔福成・嫡子福富に分讓す』と。又『猿川地主職を讓與する事、四至は本劵に在り。右件の地主職は、宗家先祖より相傳の所領也。而る間永く宗吉に處分し畢る、他の妨あるべからざるの狀・件の如し。萬壽二年月日、國覔宗家判』とある、此の文書尤も古し。其の家系を按ずるに、國覔は姓氏錄の卷末に載せたる三十一氏の内なり。福成の子福富、福富の子宗明、宗明の孫宗家と見ゆ。夫より連綿たり。福成は何人なるかを知るべからず。家系の中の人の小傳の如き者あれども、家の始末を知るに足らず。又寛正四年、猿川の莊神社別當職の補任狀あり。田村の家の神職なる事の舊き事、此の文書にて知るべし。其の他、正和元年、正應六年、田地賣劵等、何れも古き文書なり。又治承三年、壽永二年の田劵、寛喜三年の補任狀・文曆二年の田劵等あり」と見ゆ。

又鞆淵村にも國覔守近と云ふ人の文書ありとぞ。此の國覔はクルベキかと云ふ、田中村大字に久留壁邑あればなり。

國覔　クニマギ　前條氏に同じ。

國正　クニマサ　備前に存す。

國松　クニマツ　常陸に此の地名ありて、備前に此の氏存す。

國看　クニミ　クニマギ　國覔と同一なりとの說あれど非ならん。

○國看連　新羅族か。神龜元年五年紀に「從六位上金宅良、金元吉、並びに姓を國看連と賜ふ」と見ゆ。金は新羅國王の氏なり。其の他、天平神護元年正月紀に「國看連高足」あり。

國見　クニミ　國看と通じ、又大和、常陸、岩代、陸中、羽前、羽後、越前、土佐等に此の地名あり。

1　國見連　新羅族にして、國看連に同じからん。神護景雲元年八月紀に「國見連今虫」あり。

2　國見眞人　敏達帝裔なり。天平十九年正月紀に「國見眞人眞城、改めて大宅眞人の姓を賜ふ」と。また天平寶字八年十月紀に「國見眞人阿曇」等見ゆ。オホヤケ條參照。

3　篠田氏流　加賀の豪族にして、三州志、石川郡國見（在富樫庄國見村領）條に「國見七郎住めり。鏑木右衞門・初め此の所にありて、篠田七郎と號す。其の後、地名に因り國見七郎と號すと云ふ。松任城に居るは此の後ならん」とあり。

4　源姓　佐州諸役人帳に「淸和源氏・國見彌大夫」と見ゆ。

國光　クニミツ　備前に存す。

國宗　クニムネ　美作國久米郡上打穴里の名族にして、井上氏より出づ。井上新十郎より五代千代吉に至り、直松三郎二郎友彌を養子とすと云ふ。

國村　クニムラ　太平記卷三、笠置山に籠りし勤王の士に國村三郎入道定法あり。美濃の豪族國村氏は此の後か。𢌞美郡更地（富

秋村)に據る。「國村大和守成勝(土岐家に仕へて池田郡に住す)―勝助(三河守、齋藤に屬す)―勝道(加賀守)―貞勝(四郎兵衞)」なりと。

又關長門守侍帳に「五十石國村小左衞門」見ゆ。

國本　**クニモト**　因幡國八上郡散岐村都波只知上ノ神社(市大明神)の神主に國本氏あり。景行天皇・此の地にいたりまして、一國を建て給ふ。其の本源なりとて國本氏を稱す(因幡志)とぞ。備前にも此の氏存す。

國盛　**クニモリ**

國守　**クニモリ**　正倉院天平寶字六年文書に見ゆ。

國屋　**クニヤ**　因幡國氣多郡勝部下鄕の豪族にして、靑屋村國屋城に據る(因幡志)。佐々木氏の末裔なりと云ふ。

國安　**クニヤス**　遠江、常陸、伊豫等に此の地名あり。

1　淸和源氏佐竹氏族　常陸國久慈郡國安邑より起る。佐竹系圖に「行義の子師義、國安分る」と見ゆる師義の後にて、佐竹家臣なり。國安城(山田村國安)に據る。其の系圖に「佐竹貞義(山入氏)―師義(掃部助、刑部少輔)―言義(掃部助、駿河守)、弟與義(上總介)―祐義(刑部大輔)―義知(上總介)―義直(義顯。四郎太夫、上總介)―義藤(刑部大輔・金砂山に戰ひ戰死す)―氏義(左京大夫)―義盛」と見ゆるとぞ。

2　藤原南家二階堂流　新編常陸國志に、「國安・二階堂の族なり。久慈郡國安村より出づ。佐竹譜に、國安又兵衞は後に越後と稱す。もと二階堂の一族なり。佐竹義宣に仕ふ。義宣の弟義堅・東中務大輔義久の養子となる時、從ひて義堅に仕ふ。又從つて羽州に移る。後更に義宣に仕ふる由見えたり」と。

3　會津の國安氏　新編風土記に「先祖淸太郎光國と云ふ。近江國に住し、濃州關の住志津三郎が傳を得て、刀劍を鍛ふ」とあり。

4　雜載　其の他、信濃、備前等にも存す。

國保　**クニヤス**　津山松平藩の重臣にあり(武鑑)、而して津山藩分限帳に「五拾石、國保傳八」と見ゆ。

國行　**クニユキ**

國吉　**クニヨシ**　上總、陸奧、越中、土佐等に此の地名あり、此等より起る。

1　秦姓長曾我部氏流　土佐國國吉邑より起りし豪族にして、長曾我部の勢盛なるや、野中氏等と共に親泰に降る。後長曾我部元親の家臣に國吉甚左衞門あり。一千餘人を以つて讚州西長尾を守る。上村條第三項參照。

全讚史に「國吉城(西長尾國吉山に在り)、天正八年春。土佐の元親・此の山に城き、國吉甚左衞門をして、兵一千人に將として此の城に居らしめ、以つて讚州の鎭と爲す。又阿の大西白地と、六里・山路を開き、軍餉・便を得。兵機自在也」と見え、又蠹簡集に國吉五左衞門、又後、香宗我部文書に「三百石國吉五左衞門」を擧ぐ。

2　平姓　能登國能登郡若山村に、此の氏存す。また大谷十二名の一にも此の氏ありて、平時忠後裔と云ふ、大谷條を見よ。

國米　**クニヨネ**　美作の名族にして、眞庭郡久世邑、大庭郡中嶋邑、久米郡奥山手等に存す。其の祖國米兵衞は江原兵庫親次の臣にして、倭文庄中山手の堡にあり。天正十年、親次の篠田城主となるや、從つて之れに移る。後朝鮮の役に從軍し、慶長三年、親次痢を病みて釜山浦に死するや遺命を奉

じ、江源寺を創立すと云ふ。

狗奴 クヌ 魏志東夷傳に狗奴國見ゆ。耶馬臺國の南にありて、屢々此の國と爭ひし強大なる國なり。耶馬臺國とは肥後國北方にありし國なれば、此の狗奴は其の南方にて、我が國史の熊襲に當るが如し。日本古代史新研究を見よ。

久努 クヌ クト クノ 和名抄、遠江の國山名郡に久努鄕あり、久度と註す。高山寺本に註なきをよしとす。後世周智郡に屬し、久野鄕と云ふ。熊野新宮文和四年文書に「造營料所、遠江國久野鄕」と。又駿河宇度郡にも久努の地あり。なほ久野、久能條參照。

1 久努國造 久努國とは、後の遠江國山名郡久努鄕より起りし國名にして、山名周智二郡の地を占めしならん。此の國造の事は、國造本紀に「久努國造、筑紫香椎(仲哀)朝の代、物部連の祖・伊香色男命の孫印播足尼を以つて、國造に定め賜ふ」と見ゆ。遠江國造の分れなり。蓋し久努國は最初遠淡海國の東北部を形成せし地方なりしが、後に分置して一國となせしものならんか。國造の祖印播足尼は、遠淡海國造の近親にして、此の卷には、

此人を單に伊香色雄の孫とあるのみなれど、天孫本紀に「十世孫物部印葉連」とあると、同人なるべければ、事實は玄孫に當るなり。印葉の印播と同一なる事は、國訓が同一なるのみならず、天孫本紀に、印葉を輕島豐明宮御宇天皇御世、即ち應神朝の人となせる事より、推定するを得ん。式內周智郡小國神社(後の一宮)は、實に此の國造の奉仕せし宮にして、國造治所は久努鄕の地にあらずして、恐らく此の神社の附近にありしものか。

2 久努直 久努國造の氏姓にして物部氏の族なり。天孫本紀に「物部印岐美連公(饒速日八世孫)は志紀縣主、遠江國造、久努直、佐夜直等の祖」と見ゆるにより、遠江國造より分家したる氏なるを推すべし。猶ほ天孫本紀に「物部大小市連公は、佐夜部直、久奴直等の祖」と云ふも見えたり。佐夜は當國佐益郡に外ならず。また本郡に山名鄕山名神社あり、後の山梨村の地、これ物部山無媛連公の食邑かと云ふ。なほ遠江條を參照せよ。

3 久努連 前者とは別にて、尾張氏の族なり。天孫本紀に「(火明命十五世の孫)尾張知々古連は久努連の祖」と見ゆ。

4 久奴臣 安倍氏の族にして、駿河國宇度郡久努、後の安倍郡久努の地より起る。天武紀四年條に「小錦下久努臣麻呂」とあるは此の氏人にして、同紀朱鳥元年條には「直廣肆阿倍久努朝臣麻呂」と見ゆるにより、程なく朝臣姓を賜へるを知るべし。

5 (安倍)久努朝臣 前項久努臣の朝臣姓を賜へる者なり。

6 久努朝臣 前項安倍久努朝臣は、後に安倍を省きて、單に久努朝臣と云ふ。和銅五年十二月紀に「從七位下久努朝臣御田次云々、本姓を蒙る」と見え、更に安倍朝臣に復せり。此の全文は引田條を見よ。

7 後の久努氏 久野、久能條を見よ。

久奴 クヌ 久努條に併せ云へり。猶ほクノ條を見よ。

功力 クヌギ

1 當麻眞人姓 姓名錄抄に見ゆ。「當麻眞人榎井十八世の孫・鴨五郞康祖の男康以・功力太郞と號す」と云ふ。これを云ふか。近江に此の氏あり。

2 甲斐の功力氏 巨摩郡に存す。誠忠舊家錄に「功力修理友定の後胤、西野村功

力七右衞門佳角」を載せたり。猶ほ信濃にも存す。

巧力　クヌギ　前條氏に同じかるべし。

椚木　クヌギ　下總相馬郡の名族なり。常總軍記に椚木左京見ゆ。大鹿條を見よ。

椚田　クヌギダ　次條に併せ云へり。

檡田　クヌギダ

1　小野姓横山黨　武藏國多摩郡檡田邑より起り、又椚田に作る。小野姓横山黨の一にして、七黨系圖に「(横山)孝兼(新大夫)─時重(散位)─(檡田)重兼─廣重(二郎、和田方にて誅せらる)─

─重光(六)─信元───經久(野内)
　　　　　　　　　　└久直
─盛重(二)┬景盛(四)─重光(又四)
　　　　　└實盛(五)─盛幸(二)

と載せ、小野系圖には「横山隆兼(野大夫)─時重(散位權守)─重兼(椚田また『樟田、檡田』などともあり)─廣重(椚田次郎、和田方、同被誅)─重光(六郎)」と見ゆる外、猶ほ重光の弟「盛重(二郎)─景盛(四郎)─重光(又四郎)」また景盛の弟「實盛(五郎)─盛幸(二郎)」と載せ、一本廣重の弟、「重元(六郎)─信光(野平内)─久直(平内二郎)、弟時元(平山六郎)」など見ゆ。

氏人は東鑑卷二十一に「椚田太郎、椚田次郎、椚田五郎」等見ゆ。

2　淡路の椚田氏　三原郡阿萬八幡宮大般若經函に「寶德二年庚午卯月、願主藤原久長、椚田守長、宥實、宥傳」と見ゆ。

杠田　クヌギダ　筑前に杠田次郎あり、原田家臣にして、朝鮮征伐に從軍す(原田文書)。

樟田　クヌギダ　椚田氏に同じ。

柞田　クヌギダ　和名抄、讃岐國刈田郡に柞田鄕あり、後世柞田庄と云ふ。

柞原　クヌギハラ　和名抄、讃岐國那珂郡に柳原鄕あり、柞原の誤かと云ふ。

櫟原　クヌギハラ　美濃不破郡の名族にして、櫟原哲齋は久米訂齋の門に學び、大垣藩の儒者となる。イチヒハラ條參照。

椚山　クヌギヤマ　岩代國田村郡椚山邑より起り、田村家に屬す。大膳大夫清顯の家中に椚山祐右衞門利家あり。椚山館(七鄕村椚山)に住す。又清和源氏畠山氏の族に此の氏あり。岩代國安達郡椚山邑より起る。新城、及び畠山條を見よ。

久根崎　クネザキ

久根下　クネシタ

九念　クネン

久野　クノ　遠江、駿河、常陸等に此の地名あり。多くは古くクヌと云ひし地にして、久努、久奴と通ず。

1　久野直　久努條を見よ。

2　久野臣、久野朝臣　久努條を見よ。

3　藤原南家工藤氏流　遠江國山名郡(周智郡)久野鄕より起る、和名抄久努鄕の地にして、又久能に作る。此の氏・實は恐らく久努直の裔なるべし。家傳によれば、藤原南家二階堂氏族久野宗仲の後なりと云ふ。寛政系譜は藤原南家爲憲流に收む。但し日向記には「維永の嫡子駿河權守維景、次男維重、是を駿河の工藤と號す。入江、船越、岡部、大田、蒲原、禁架、興津、池屋、松野、矢部、原、橋爪、中嶋、久野、小安地等、維重の支流也」と見ゆ。若し然らば、駿河國安倍郡久野(久能、久努)より起りしにて、遠江久野とは別なるべし。猶ほ久能條を見よ。

遠江久野氏は山名郡(周智郡)久野城(上末本村)に據る。大永永正の頃、久野佐渡守宗隆あり。永正十年、大河内貞綱が濱松に據りし際、守隆は今川氏親に屬す。

一説に云ふ、「引馬城は永正年間、三善爲連、久野佐渡守の家を以つて城を造る」と。又三河物語、伊勢新九郎に隨ひ、三河へ押寄せし遠江衆に久野氏あり。佐渡守宗隆の孫は、久野三郎左衛門宗能にして、藩翰譜に「遠江國の住人久野三郎左衛門宗能が籠りたる久野の城と申すは、當國第一の要害、久野が一族・究竟の兵者云々」と見ゆ。一時武田氏に屬し、永祿十一年、信玄に叛いて德川に屬す。此の歳、久野彦六討死す。天正十八年・宗能下總佐倉に移り、豐臣氏・松下之綱を當城に置く。又宗能の兄彈正忠宗も武田氏に屬し、天方城に據りしが、天正元年三月、德川氏・平岩親吉をして天方の忠宗を攻めしめ、甲州に走らす（風土記傳）となり。

系圖には「三郎左衛門忠宗—三郎四郎元宗（今川家臣、永祿三年桶狹間討死）—弟三郎左衛門宗能（家康に仕へ、下總佐倉一萬三千石を領す）—民部少輔宗朝（初め宗秀、左大夫、三宅彌次兵衛を殺し、領土沒收）—新次郎宗邦」。また宗朝の二男「丹波守宗成（紀伊家に仕へ、伊勢田丸一萬石を領す）」と。家紋・菓の內に三頭左巴、山形に横木瓜。

田丸は伊勢度會郡にあり、元和五年、紀州領となり、老臣久能丹波守宗成（宗俊）をして據守せしむ。爾來・久野氏・代々此處に居り、五萬石を領し、附近郡村を鎭護す。

4 平姓 家紋丸に六柏、瓜の內巴。

5 尾張の久野氏 安原備中守の家臣に久野十大夫あり、愛智郡の人也と。又春日井郡、知多郡（加木屋村）等にも存す。尾張志に見えたり。

6 播磨の久野氏 先祖播州東條桔槔城主たり。久野式部の孫、圓賀の子四郎兵衛・黑田如水に仕ふ。天正十五年九州陣の時、小早川隆景・筑前國怡土郡原田氏の籠りし高祖城を攻む。此の時、孝高より目付として、四郎兵衛を添ふ。四郎兵衛・此の城の先登を爲し、秀吉公の御感に預る。後六千石を賜はり、家老となる。弟二右衛門重時。家を嗣ぎ、玄蕃と號す。又改めて外記と云ひ、剃髮して卜眞と稱す。よく長刀を使ひしと云ふ。筑前續風土記に久野外記入道、下りて文政に久野作右衛門あり。

7 安藝の久野氏 當國の豪族にして、「藝備古蹟志に久野景貞は入野城に據る」と（地理志料）。入野の誤りか。

8 肥前藤原姓 松浦在住の豪族にして細川氏に屬す。海東諸國記に「藤原賴永、丙戌年、壽藺書記を遣はして來朝す。書して、肥前州上松浦郡久野藤原賴永と稱す。壽藺・書契、禮物を受けて國王に傳ふ、事・上に見ゆ（細川條を見よ）。山城州細川勝氏・郡の久野に居る」と載せ、細川氏條に「上松浦郡久野能登守藤原朝臣賴永」と見ゆ。

9 雜載 其の他、蒲生家臣に久野隱岐あり。又紀州家重臣、福岡黑田藩重臣、岸和田岡部藩家老、用人に此の氏あり。又岩代、磐城、石見、因幡、伯耆（日野郡）等にも存す。

久能 クノ

久努、久奴、久野等に通ず、併せ見よ。

1 藤原南家工藤氏流 久野條第三項と同一にして、中興系圖に「久能、藤、武智麿九代、遠江權介爲憲の八代・六郎の後なり」と。

2 鎭西の久能氏 永仁七年の鎭西引付に久能左近將監見ゆ。

3 其の他、加賀藩給帳に「貳百五拾石（瓜

内五本矢車）久能常三郎」を載せたり。

4　久能傳說　有名なる駿河の久能山は、久能寺記に據るに「推古天皇の御宇、久能忠仁卿・駿河守に任じられ下向す。或る時、田獵して山に入り、觀音像を得給ひ、卽ち佛院を營みて安置し奉る」と傳へ、また「當寺は、秦川勝の二男、尊良の子、久能の創建なり」と曰ふ。又神社考に「久能山は、一名有度山、昔久能なる者あり、山に入りて狩獸す。海岸に近き所、一古杉樹に光ありて朝日の如し。久能怪み、人をして射墜さしめ、就いて之を見るに、長さ五寸餘の閻浮檀金の千手觀音の像也。久能之を奇とし、山中平坦の地に寺を立て像を置く。一夜夢に、老僧あり、久能に告げて曰く、我は補陀落山より此に來る。善い哉、汝・我を安置す。我能く衆生を化せん耳と。覺めて其の靈驗を知り、因りて號して補陀落山と曰ひ、寺を久能と曰ふと。一に、久能は尊良の子。推古帝の人也と云ふ」と載せたり。

荒誕無稽と云ふに近けれど、若し久能氏と云ふ者ありしとすれば、安倍氏の族にて、久努條第四項に同じかるべし。

5　久能山社家　久能山東照宮の社家に、川口、岩崎、福田、辻、杉浦、須藤、河村、鈴木、南條、水上、八木、村上、青島、中島、中根、南條、小山、仁科等の諸氏あり。又久能寺住職、維新の際、還俗して久能氏と云ふ。

久埜　クノ　前數條、及びヒサノ條參照。

久能木　クノキ

九日町　クノヒマチ　コヽノカマチ條を見よ。

九戶　クノヘ　陸中國九戶郡より起る。

1　淸和源氏南部氏流　南部氏の祖光行の五男行連の後にして、南部系譜に「南部三郞光行（文治五年云々）―行連（五郞、九戶祖）」と載せ。また深秘錄に「光行公の五男、五郞行連を九戶の祖とす。九戶氏より中野別れ、中野より高田別れ、江刺家、姉帶、小軽米も九戶より別る」と見ゆ。此の後裔・第四項を見よ。

2　同南部嫡流　以上の如く九戶氏は五郞行連の後なるに、白河文書、元弘三年十二月十八日の國宣案に「糠部郡に下す、早く結城參河前司親朝をして、當郡內九戶（右馬權頭茂時跡）を領知せしむべき事云々」と載せたり。茂時は南部嫡流、

卽ち三戶家の人にして、この事、寬政系譜、南部系譜にも「右馬頭茂時、正慶二年五月二十二日、鎌倉葛西谷に於いて自殺云々」と見ゆ、茂時跡とは此を云ふ也。前項九戶家との關係詳ならず。なほ南部及び結城條を見よ。

3　二階堂流　永祿六年諸役人附に「關東衆、南部大膳亮（奧州）」の次に「九戶五郞（奧州二階堂）」と見ゆ。

4　後世の九戶氏　戰國の頃、第一項九戶氏の後裔に實親、政實等あり。永祿八年正月、南部彥三郞晴繼・卒するや、嗣子なし、重臣會して九戶實親（或は政實）を立てんとするものありしも、遂に同族高信の長男信直を嗣とす。これより九戶氏不穩の行動あり、遂に宗家に叛す。南部家譜に「家臣大浦右京爲信・反逆の色を顯はす。家臣九戶修理亮政實も、これに黨して兵を起す」と。また津輕一統志に「元龜二年八月、九戶修理亮政實・一戶の城を責落し、城主南部大和守に腹を切らす」など見ゆ。

この九戶氏は九戶郡伊保內宮野城に據れり。盛風記に「爰に南部の一族、九戶左近政實と云ふ者あり。始の名は修理と云

ふ。先祖は五郎行連の嫡流、九戸右京信仲が子にて、代々九戸郡宮野の城に居住し、知行三千石を領す。然るに、此度南部の繼目に附いて、一族の内には大身にして、間近き縁もあれば、政實・相續有りて然るべき筋目也と、皆人云ひ、其の身も、我こそと思ひしに、北信愛等が計ひにて、田子九郎信直・相續し玉へば、政實深く憤り、謀反自立の企をなしける。天正元年の事也。政實一味の者共には、姉聟・河内、一族には、堀野、江刺家、圓子、晴山、長内、蛇口、久慈等の輩馳せ集る。此の由、三戸へ聞けれぱ、信直公も急ぎ、人數を集むべき由仰せ出されたり」と見ゆ。九戸氏謀叛の年月、經過は詳かならず、且つ其の後、天正十九年に再亂あり。此の時は蒲生氏郷等、豐臣家諸將の討伐ありて、事實鮮明なれど、前役に關しては、後役と混同するもの多し。野史には「九戸實親（政實の弟）・嘗つて宗家を奪はんと欲す。信直の立つに及び、怏々として竟に異圖を挾む。七戸家國・之に黨す。天文（天正か）五年三月、信直に勸めて、射を馬場野に觀んとす。信直赴き觀る焉。實親・襲はんと欲し、不意に事漏る。信直・遽に三戸に歸る。實親・馬場野に赴かんとして、途三戸城下を過ぐ。信直・銃を縱ちて實親を射、其の徒を斬戮す、（永慶軍記）」と見ゆ。

其の後、政實は猶ほ福岡城（白鳥城とも、又は九戸城とも呼ぶ）にありしが、天正十九年城に據りて反す。永慶軍記等に據るに「南部大膳大夫信直・三戸の城に在りて、天正十九年を迎へしに、一門九戸政實は、去年の春より違例と號して、三戸に出仕をもせず。其の故を尋ぬるに、先年南部家遺領相續の儀に依りて、舍弟九郎實親を討たれて、其の憤未だ散せず、其の上、去年大崎一揆起りし時は、和賀、稗貫の者ども、同じく起りて、鳥屋が崎の目代淺野庄左衞門尉重吉・戰ひに負けて生害に及ぶべかりしを、信直・後詰して、一揆の徒黨をば退けられけるを、恨に思ひ居るもの也。抑も此の政實は代々九戸の城に居住し、所領二戸郡宮野三千石を知行して、不足無き身なるが、逆心を企てゝ、一門櫛引河内守清長、七戸彥三郎家國を語ふに、皆一味同心しければ、先づ一戸、苫米地、傳法寺の三城を夜討にせんと軍兵を發す云々」とあり。又南部家譜に「これに與する輩は、櫛引出雲、一戸圖書、姉帶大學、大湯四郎左衞門云々、九月七日、政實・淺野長政が陣に降參し、のち政實等を三迫に誅戮す」と。南部、蒲生、淺野、北等の條參照。その他、政實の弟に正行あり。又天正二十年南部四十八城注文に「横田、山城、破却、信直抱、代官九戸左馬助唐供」と見ゆ。

久野谷　クノヤ

相摸國三浦郡久野谷より起る。東鑑卷二十一に、久野谷彌次郎に載せ、新篇相摸風土記に、「久野谷は中古岩殿と號す。東鑑、建保元年四月、和田義盛が代官久野谷彌次郎とあるは、當所の在名を稱せしなり」と見ゆ。

九里　クノリ　クリ

1　佐々木氏流　近江國蒲生郡九里村より起り、九里城に據る。輿地志略に「九里村は長田村の南東にあり。九里三郎左衞門高雄、此所の領主にして、代々爰に在城す。すなはち城跡あり。岡山公方・御在世の時分、高賴公より、永原、高木、木村、九里、御警固に付け置き給ひ、御薨去の後、城番に高雄・在りし故に、岡山居城

の如くに、諸人申せども、居城は當所なり。父の美作守も爰にあり。一族釆女正は關東上杉憲政公に行きて屬し、出頭す、舊記に出づ。又九里勝藏は加州に出づ、これも舊記に出たり。」と載せたり。又九里備前守は同郡岡山城(岡山村)に據ると傳へらる。當城は初め岡山屋形と號し、足利義澄・棲止して、こゝに逝去す。その後城とす。長く石垣等存して、城址顯然たりしと傳ふ。永祿年中、九里刑部、同三郎左衛門居住せしとなり。

輿地志略また云ふ「九里刑部は佐々木氏より出で、九里村に産る。故に家號とす。天正の初、信長と戰ひ、八幡黑橋の下にて、信長の爲に討たる、時に極月二十日の夜也。今に毎年極月二十日の夜、炬火のごとく成る火・十四五見ゆるは是れ九里が亡魂也と云々。臣按ずるに、九里かこと、織田軍記、佐々木日記等に所見なし。或は云ふ功力三郎衛門也とも云ひ、長命寺の縁起には、岡山の城主を乾甲斐守と記せり。孰か是なる事を知らず」と。

2 加賀の九里氏 前項九里勝藏の後か。加賀藩給帳に「千貳百石(七寶内十文字)内二百石與力知、九里覺左衛門。六百五拾石(同)九里幸左衛門。貳百石(蛇の目)九里橘次郎」等見ゆ。

3 雜載 其の他、越前、越中新川郡等に存し、又上杉氏配下の將に九里氏、相州兵亂記に九里釆女正、同與右衛門見え、又松隣夜話に九里釆女を載せたり。皆同族なるが如し。また柏原織田藩の用人、長岡牧野藩の重臣に存し、石見、津輕等にもあり。また原田家臣に九里氏あり、原田」書に見ゆ。

久芳 クハ 安藝國發祥の名族にして、和名抄に豐田郡訓芳鄕(後の久芳邑)とあるより起る。北條氏の族にして、江馬實次の裔、永淸を祖とすと云ふ。毛利家臣にして防長に移る。武鑑側用人に此の氏を收む。

鍬 クハ

桑 クハ 文華秀麗集に桑腹赤見ゆ、桑原氏なり。

九馬 クバ

桑市 クハイチ 和名抄、但馬國朝來郡に桑市鄕あり、久波伊知と訓ず。

桑内 クハウチ

1 桑内連 尾張氏の族にして、天孫本紀に「(火明命六世)建麻利尼命、桑内連云々等の祖」と見ゆ。天平神護二年、朝臣姓を賜へり。猶ほ桑氏條參照。

2 桑内朝臣 前項の後にして、天平神護二年八月紀に「左京人從五位上桑内連乙虫女等の三人に、姓を桑内朝臣と賜ふ」と見ゆ。

3 桑内(無姓) 前項の族ならん。正倉院寶龜二年文書等に見ゆ。

桑氏 クハウヂ 恐らく前項氏と同一氏なるべし。

〇桑氏連 但馬の豪族にして、天平九年の但馬正税帳に「因幡國に送る當國氣多郡主帳外少初位上桑内連老」と見ゆ。桑内連と同族にして尾張氏の族ならん。

桑打 クハウチ 前條氏と同族か。

桑江 クハエ 越後に鍬江あり。關係あるか。

桑尾 クハヲ 多古松平藩側用人に此の氏あり。

桑岡 クハヲカ

桑折 クハヲリ クヲリ、及びコヲリ條を見よ。

桑垣 クハガキ 田中家臣知行割帳に「百石、桑垣市太夫」見ゆ。

鍬形 クハガタ 津山藩分限帳に「拾人扶持、鍬形赤子」と云ふ人見ゆ。

桑形 クハガタ

桑木 クハキ 今川氏の族にして、中興系圖に「桑木、清和源氏、今川右衞門尉仲秋六代の孫宗九郎氏直・之を稱す」と見ゆ。又永祿中、播州の士に桑木勘解由左衞門あり。

桑木野 クハキノ

桑木場 クハキバ

桑澤 クハサハ 信濃に存す。

桑下 クハシタ クハシモ

桑嶋 クハシマ 下總に桑嶋庄あり、又下野、上總等にも此の地名存す。

1 藤原北家宇都宮横田氏流 下野國河内郡桑嶋鄕より起る 横田系圖に據れば「横田貞朝―泰朝（實は武茂時景の三男）―師綱―綱業―綱親―辰業（桑嶋鄕を領す）―業數（桑嶋氏を稱す）」と載せ、又下野國志にも「越中守綱親（實は大山田氏朝の二男）―辰業（九郎兵衞尉、河内郡桑嶋鄕を領す）―業數（桑嶋九郎左衞門尉）」と見ゆ。

2 清原姓芳賀氏流 これも下野桑嶋鄕より起りしなるべし。家譜に「宇都宮芳賀の末流、岡本富高の後裔」と稱すれど、宇都宮なれば、藤原北家にして、芳賀なれば、清原姓なり。猶ほ大須賀、君嶋系圖等に據れば、富高は桓武平氏君嶋成胤の子とす。詳細は岡本條を見よ。寛政系譜に「岡本富高の後胤、正重―正親―清通―忠清―忠季、弟忠直（桑嶋を稱す）、家紋三巴蝶、丸に蔦」と見ゆ。

桑島吉郎右衞門

3 藤原南家狩野氏流 家譜に「狩野光信・上總國桑島村に住するにより、此の氏を稱す」と云ふ。寛政系譜にあり、家紋竹の丸に花菱、丸に矢筈。

4 秀鄕流藤原姓足利氏流 家傳に「田原忠綱（足利）の後裔にて、舊宮崎を稱し、後外家の稱を冒して桑嶋と云ふ」と、家紋上藤の内三木、九曜、五三桐。寛政系譜に見ゆ。

5 藤原姓 中興系圖に「桑島、藤、四郎朝行、稱之」とあり。

6 硯山氏流 これも藤原姓にして、もと硯山氏を稱せり。紀伊藩家臣にして、家紋抱茗荷、藤鎖。

7 羽前の桑嶋氏 置賜郡の豪族にして、畔藤村熊野權現宮棟札に「永祿四辛酉年、當村檢帶、桑島三郎左衞門時興云々」と見え（事蹟考）、又小出山村白山宮棟札に「天正十二年甲申五月、本願桑島將監、取持小松藏人云々」と載せたり。餘目氏舊記に「政宗・承引せず、此の時、桑嶋先祖、宮澤の先祖、兩入道・其の座に候ひしが、云々」とあると同族か。

8 雜載 新編武藏風土記に「多摩郡一之宮村、文祿年中の水帳に、中山助六郎、桑島萬機等の知行の由を記せり。二人は皆八王寺の北條陸奧守が家人なれば、舊領の地を、そのまゝたまひしにやあらん」と見ゆ。又伊勢、志摩等に存し、又加賀藩給帳に「百五拾石（三柏）桑島半十郎」と云ふあり。

桑瀨 クハセ

桑園 クハソノ 熱田神宮舊祠官の一にして、長岡朝臣の一黨なり。

桑添 クハソヘ

桑田 クハタ 丹波國桑田郡は和名抄に久波太と註す、國府のありし地にして、繼體紀八年十二月條に丹波國桑田郡とあるを初見とす。郡内に「桑田鄕（久波多）」あり。垂仁紀に「丹波桑田村」、仁德紀に「桑田の玖賀媛」など見ゆる・皆此の地にして、又神名式に「桑田郡桑田神社（今山本村桑田の

地に存し、請田明神と稱す)」を載せたり。卽ち丹波國第一の舊地にして、神名式・また本郡に三縣神社を收む、三縣は御縣に外ならず、且つ隣郡船井郡は平安朝に至りて、その名の初めて見ゆるを思へば、後に當郡より分置せしものなるべし。

此等より推測するに、桑田船井の地は、古代桑田縣と云ひし地にして、保津川流域を中心として開けしものと考へらる。而して古事記、開化天皇段に見ゆる玖賀耳之御笠なる大酋長も、要するに此の地の土酋と考へらる、クガ、コガ條參照。又郡內に名神大社の出雲神社あり、早く出雲勢力の浸潤せしを思はしむ。其の後、日子坐王、丹波道主命、父子の征討あり、次いで仲哀天皇の御裔・此の地に御座せり、繼體天皇卽位前紀に「八年冬十二月己亥、小泊瀨(武烈)天皇崩じ給ふ。元より男女なく、繼嗣絕ゆべし。壬子に、大伴金村大連・議して曰く方今絕えて繼嗣なし、天下何所にか心を繫けむ。古より今に及ぶまで、禍は斯に起る。今足仲彥(仲哀)天皇の五世孫・倭彥王、丹波國桑田郡に在ます。請ふ試に兵仗を設け、乘輿を夾み衞りて、就きて迎へ奉り、立てゝ人主と爲さむと。大臣大連等・一に皆隨ふ焉。迎へ奉る・計の如くす。是に倭彥王・遙に迎の兵を望み給ひ、懼然として色を失ひ、仍りて山壑に遁れ給ひて、詣り給ふ所を知らず」とある、之也。クマタ條參照。

其の他、豐前國築城郡にも桑田鄕あり、猶ほ他にも此の地名あらん。

1 桑田氏　丹波國桑田郡桑田鄕の豪族なるべし。仁德紀に「宮人桑田玖賀媛」といふ人見え、類聚國史八十七に「延曆二十年云々、桑田廣田自女」あり。

2 桑田眞人　敏達天皇後裔にして、姓氏錄、左京皇別に「桑田眞人、大原眞人同祖」と見ゆ。筑後高良山、齋衡三年六月文書に「桑田眞人庸吉」と云ふ人あり。

3 大藏姓岩門氏流　豐前國桑田鄕より起る。大藏系圖に「三原種俊の子種積(桑田次郎)と見ゆ。其の子は種勝(三原左衞門尉)」なり。

4 大友氏流　備前國の豪族にして、福山志料に「山南村の丸山城は桑田三郎將治の居城」と。又備後古城記に「大友家末流にして、將治より桑田を稱す。同式部少輔將長云々」と載せ、藝備古城跡には「源賴朝公の子・大友豐前守能直の裔、桑田三郎將治の裔也」と云ふ。その後、桑田備前守信房は、始め平左衞門又式部大輔と稱し、同平左衞門景房は朝鮮にて軍功あり、後に光照寺を再建す。同彌兵衞兄弟は、慶長十九年、大阪に籠城し、落去の時、山南村に歸り、浪人となる、其の居所を御土居と云ふ。家士に桑田、井上、箱田、工藤、田中、佐藤、村上、篠原、岡崎、下見、緖方、渡邊、高野、其の餘・悉く浪人となると(岡崎氏)云ふ。

5 中原姓　應仁私記に「桑田二郎(中原親胤)」を載せ、又桑田次郎と見ゆ。

6 上總の桑田氏　桑田邑より起る。房總治亂記に「天正十三年五月、千葉都胤(邦胤)の小姓桑田萬五郎云々」と。

7 雜載　其の他、津輕等に此の氏存す。

鍬田　クハタ　桑田に同じ、前條第六項桑田萬五郎は本土寺過去帳に鍬田孫五郎と見ゆ。千葉條を見よ。

桑谷　クハタニ　三河國額田郡の名族にして、桑谷村より起る。桑谷筑前守家廣は松平泰親の女婿なり。その後、阿知和村に桑谷孫三郎あり。

桑津　クハツ　和名抄、攝津國豐嶋郡に桑津鄕あり、久波都と註す。後に桑津庄と云ふ。醍醐三寶院文書、多賀氏搴本永正七年

文書に桑津村と見ゆ。又肥前に桑津庄、桑津新庄あり。

鍬塚　クハヅカ

桑土　クハヅチ　クハド

桑門　クハト

桑名　クハナ　伊勢國桑名郡は、和名抄に久波奈と註し、郡內に桑名鄕(久波奈)を收め、又式內桑名神社鎭座せらる。その他、信濃、阿波等に此の地名存す。

1　桑名首　凡河內氏の族にして、伊勢國桑名郡桑名鄕より起り、神名式所載桑名神社二座は此の氏の氏神なるべし。姓氏錄は右京神別に收め、「桑名首、天津彥根命の男・天久之比乃命の後也」と載す。

2　桑名君　拾芥抄に見ゆ。

3　桑名宿禰　姓名錄抄に見ゆ。桑名首の宿禰姓を賜へるものなるべし。

4　桑名(無姓)　正倉院天正十一年文書、法隆寺良訓補忘集等に見え、又大同類聚方に「伊勢國員辨郡の人・桑名尾上」を載せたり。

5　桓武平氏阿濃津氏流　前述伊勢の桑名より起りし豪族にして、伊勢平氏の一と稱すれど、恐らく桑名首と關係あるべし。伊勢平氏中には古代豪族の裔多し。此の氏は、尊卑分脈に「阿濃津三郎貞衡―三郎貞淸(中宮長)―淸綱(桑名富津二郎)―維綱(後白河院御代、西國海賊蜂起の時、靜謐せしめ、直に右衞門尉に任ず。桑名三郎右衞門尉)―良平(丹後九郎、號桑名九郎)―良基(桑名孫平太、海賊事致征罰)、弟桓平(攝津守、文治五年奥州合戰の時、御供を仕り、忠勤を致す)」と。子孫分れて三流となる。大和流、三重流、杉原流、これなり。

內・三重流は「桓平―宗平―俊平(山城守)、弟政平(周防守、三重流)―新平(親平、太郞左衞門尉)―行政(佐渡守)―政秀(號左衞門大夫、建武二、從五下、左衞門尉、一本右衞門尉、又弟に盛政あり、貞平の子となると)―政秉(太郞右兵衞尉)―恒政(太郞左衞門尉)、弟政信(彥太郞)―政長(慶永卅一卒、廿九歲)」と。その他、新平の弟「行平(次郞左衞門尉)―泰忠(兵部大夫、一に秦志)、弟行重(三郞)」と見ゆ。

次に大和流は政平の弟「行平(六郞)―貞平(孫太郞)―盛政(從五位下、右近將監)―盛秀(太郞左衞門尉)―氏政(從五下、右近大夫將監)―盛光、弟貞政(從五下、右近將監、惣領)弟詮政(八郞左衞門尉)」と。又行平弟に「宗綱(薩摩守)―賴平(從五下、彈正忠、號彈正大夫)弟盛綱(從五下、掃部大夫)」と。又氏政の弟に「秀政(太郞左衞門尉)、其の弟政行(新左衞門尉)、その弟行盛(次郞左衞門尉)―滿政(從五下、大和守)、弟道政(周防守)、其の弟持行(三郞右衞門尉)」また政行の弟に行盛(次郞左衞門尉)あり。

杉原流は杉原條を見よ。

桑名城は、名勝志に「文治中、伊勢平氏の黨・桑名三郞左衞門尉行政、幕府の命を受け、此の地を管す。戰國の時、桑名を三分し、東方は伊藤武左衞門(後の桑名城)、北方三崎は矢部右馬允・之を領し、南は樋口內藏介・之を領し、共に三城たり。永祿中、伊勢氏直之を領し、北畠具敎に屬す」と。又朽木家傳記に「天文中に桑名上村五庄八、桑名十兵衞」等見ゆ。

6　源姓　伊勢神宮社家系圖に「桑名神戶司、源朝臣」と見ゆ。

7　丹黨　宣化天皇裔と稱す。武藏七黨系圖に「家信―武信―(桑名)峯信(桑名二大夫)―峯時(丹貫主、始めて關東居住)―峯房―武綱(朝廷に達し、秩父郡を領す)

―武時(貫首)―武平（二大夫、又武峯と云ふ。天慶年中、故ありて武州に配流され、秩父郡加美郡一井加世等を押領す。後に免されて上洛)―經房(母三、鬼者)」云々と見え、又井戸葉栗系圖に「家信―武信（元慶年中、故ありて武州に配流され、秩父郡加美郡一井加世等を押領、後に免されて上洛)―峯信(桑名大夫、丹二と號す)―峯時（丹貫主、始めて關東居住)―峯房―武經(朝廷に達し、秩父郡を領す)―武時(貫主)―武平(二郎太夫、武峯とも云ふ)―經房(丹三冠者)」と見ゆ。タン條參照。

8 阿波の桑名氏　次項と同族なるべし。廢城考に「桑名城は桑名氏・世々居る」と見えたり。

9 土佐秦姓　長曾我部氏の家臣にして、土佐軍記に「元親旗本桑名云々」南路志に「天正六年、桑名彌次兵衛を大將として、三千餘騎を阿波岩倉にこめおかる云々」と。彌次兵衛は關ヶ原役後、德川氏の命を聞き、反對黨を討つ。香宗我部記録に「桑名彌次兵衛が孫も、藤堂家に仕へて勤功を勵む」など見ゆ。又元親記に「安喜郡奈半利の城主桑名丹後守云々」と見ゆる丹後は、蠹簡集に「天正二年甲戌、秦元親・野根城主惟宗右衞門助國長を敗る。是に於いて、元親・兵將桑名丹後の功績を賞し、其の子將監親勝をして、阿波國の邊防を監せしむ、」と。將監は初め野根邑に住す。天正十七年己丑の野根村地撿帳に「二段十七代、桑名將監古土居」と見ゆ。後に甲浦に移る。「天正十七年正月、淺間甲浦二段十九代、桑名將監古土居」とあるこれ也。又河内八幡宮棟札に「地頭秦朝臣桑名左近將監親勝、天正十七年、奉行、西左近右衞門、坂本三郎右衞門、中島五郎」と載せたり。

10 岩磐の桑名氏　白川風土記に「大里村牛が城は、矢田野氏の將桑名因幡守居れり」と見ゆ。今も磐瀬郡地方に多し。又安積郡に桑名氏あり、もと桑野氏なり、クハノ條を見よ。

11 雜載　其の他、三河國額田郡岩津村に桑名彌三郎、中津奥平藩の重臣に此の氏あり。

桑良　クハナガ　阿波國の豪族にして、故城記に「阿波郡分、桑良殿」を載せたり。

桑西　クハニシ　薩摩建久の圖田帳に「桑西郡、公田一丁、郡司則貞所知」と見ゆ。

桑野　クハノ　岩代、陸奥、周防、阿波等に此の地名あり。

1 阿波の桑野氏　那賀郡の桑野保より起る。桑野の保は橘浦の八幡社元亨及建武等の文書に見えたり。下つて南路志に「天正五年、仁宇桑野まで攻め入る。桑野の城・要害きびしく、又はた山にも城をかまへ、野武士貳百人宛相添へ、桑野吉明に預け置き、元親は土州へかへりける、」と見ゆ。なほ東條條參照。

2 下野の桑野氏　新編會津風土記、安積郡福良村條に「隱津島神社、神職桑名豐前、先祖は下野國より來り、桑野氏を稱す。後今の氏に改む。七代の祖を彈正道永と云ふ。天正中、中村の地頭伊藤氏に仕へしが、中地の館陷りて、後來りて禰宜内に住せりと云ふ、彈正が曾孫を河内尙永といふ。四世にして今の豐前久道に至る」と見ゆ。

3 雜載その他、松山板倉藩用人、福岡黑田藩重臣等に此の氏あり。

桑波田　クハハタ　又桑畑ともあり、次條參照。薩隅、息長姓の名族にして、薩摩國日置(鹿兒島)郡南鄕城(永吉村)は此の氏の古城也。建久八年、萬揚坊覺辨あり。其の

裔孫六、島津忠良と戰ひて、天文二年城陷る。地理纂考に「永吉郷、南郷城、城主は桑波田孫六なり。按ずるに、孫六が先・桑波田萬揚坊覺辨・南郷を領して世襲、覺辨は建久八年の內裡大番の觸狀に見へたり。大永六年丙戌、島津勝久・南郷を島津忠良に加增ありし時に、勝久の命により、孫六・南郷を島津忠良に讓る。卽ち孫六に命じて此を守らしむ。是より忠良の麾下に屬す。後孫六叛して、島津實久に黨し、忠良是を討ち、桑波田河內、同式部、迎へ戰つて死し、城陷る。天久二年、當邑を永吉と改む。同年八月、忠良・貴久をして當城を守らしむ」と見えたり。

桑畑 クハハタ　前條氏に同じ、但し異流もあり。

1　息長姓　大隅の名族にして、正八幡宮神主(三國傳記に桑畑信濃)なり、その祖を長太夫清道と云ふ。傳へ云ふ「清道は、息長姓にして、其の祖は日本武尊の御子息長宿禰より出づ。息長宿禰四十餘代の孫、大隅國正八幡宮神官公文執當權政所助清にして、其の子、卽ち政所御供所檢校權法印長大夫清道也。承久二四廿七死、年八十四。清道始めて吉田を以つて家號と爲す。(國分宮內の桑畑家は此の庶流也)」と。清道は鎭西八郎爲朝の二男爲重の外孫にして、その讓りを受けて、吉田郷を領すと傳ふ。

又高山の息長姓桑畑氏系圖略に「國內贈於郡大崎より此の高山に移居し、桑波田氏とも書く。初代以前續柄未詳。初代孫兵衞尉―伊左衞門―次郎左衞門―淸右衞門云々。初代孫兵衞尉は正保二年乙酉十一月死去、行年七十九、四代淸右衞門は先代次郎左衞門實子なきにより、高山人長峯善慶坊公覺の三男にして養子」と見ゆ。

2　丹波の桑畑氏　氷上郡にあり、丹波志に「桑畑助右衞門、子孫余田鴫坂上村。余田左馬介の家臣にて、弓の達人也」と見ゆ。

桑幡 クハハタ　桑畑氏に同じ、大隅正八幡宮祠官也。前二條及び北村條を見よ。

桑端 クハハタ　桑畑氏に同じきか。

桑原 クハバラ　和名抄、大和國葛上郡に桑原郷、書紀に桑原邑と見ゆる地にて舊地也。次に下總國葛飾郡、近江國高嶋郡に桑原郷、次に信濃國諏訪郡に桑原郷あり、久波々良と註す。東鑑文治二年條に桑原餘田見ゆ。次に播磨國揖保郡に桑原郷、久波々良と註す。次に備後國世羅郡、安藝國佐伯郡、紀伊國伊都郡、伊豫國温泉郡(久波々良)、土佐國吾川郡、筑後國上妻郡、肥後國託麻郡、同國葦北郡等に桑原郷を載せ、次に大隅國に桑原郡あり、久波々良と註し、郡內に桑善郷を收む。同國肝屬郡にも桑原郷あり。其の他、播摩、安藝、越前、筑前等にも此の地名あり。

1　桑原漢人　大和國葛上郡桑原郷にありし新羅俘人なり。神功紀五年條に「葛城襲津彥云々、乃ち新羅に詣り、蹈鞴津に次し、草羅城を拔きて還る。是の時の俘人等は、今の桑原、佐糜、高宮、忍海、凡そ四邑の漢人等の始祖也」と見ゆ。此等俘人は、後世其の俘虜裔たるをはぢてか系を假託して、他の氏族と稱するもの多し。但し此の俘人と云ふは、其の實、新羅人にあらずして、新羅に道を阻まれし帶方漢人たりしか。果して然らば、以下の系の方、史實たる也。第五項を見よ。後說の方よし。

2　桑原村主　前述桑原漢人の首長にして漢高祖の後裔と稱す。天武紀に「桑原村主訶都」、次に天平神護元年紀に「大和國人桑原村主岡麻呂」等見え、或は連姓、

或は公姓を賜へり。姓氏錄左京諸蕃に收め「桑原村主、漢高祖七世の孫・萬德使主の後也」と註す。

3　坂上流桑原村主　坂上系圖、阿智使主に隨ひ來りし村主の內に・此の氏見ゆ。第一項の俘囚は、其の實新羅に俘へられし漢人とすれば、此の傳よし。

4　播磨の桑原村主　播磨風土記、揖保郡桑原里條に「一に云ふ、桑原村主等、讃容郡の按を盜み、見つゝ將ち來る時に、其の主・認め來て、此村に見る。故に按見と曰ふ」とあれど、地名附會の傳說にして、桑原村主の住居せしより起りし地名なるや察するに難からず。

5　桑原史　坂上氏の一族にして、大和桑原より起る。桑原村主と同族にして、天平寶字二年六月紀に「大和國葛上郡人從八位上桑原史年足等男女九十六人、近江國神埼郡人正八位下桑原史人勝等、男女一千一百五十五人・同じく言ふ、伏して去る天平勝寶九歲五月廿六日の勅書を奉ずるに偁はく、內大臣太政大臣の名は稱するを得ずと云へり。今・年足、人勝等の先祖後漢の苗裔鄧言興、並に帝利等、難波高津宮（仁德）御宇天皇の世に於いて、

クハハラ

高麗より轉じ、聖境に歸化す。本是れ同祖にして、今數姓に分る。望み請ふ、勅に依り、一に史字を改め、因りて同姓を蒙らんと。是に於いて、桑原史、大友桑原史、大友史、大友部史、桑原史戶、史戶の六氏、同じく桑原直の姓を賜ふ」と見ゆ。

6　近江の桑原史　前條に云へり。和名抄、當國高嶋郡に桑原鄕あり。

7　攝津の桑原史　河內文氏の族と稱す。姓氏錄攝津諸蕃に「桑原史、桑原村主の祖・萬德使主の後也」と見ゆ。卽ち第二項と同族也。島下郡に桑原村あり、その地に居りしか。

8　高麗人裔の桑原史　姓氏錄、山城諸蕃に「桑原史、狛國人漢胄の後也」と見ゆ。

9　（大友）桑原史　坂上氏の族也。第五項に云へり。

10　桑原毘登　大和、近江、共にあり、桑原史に同じ。天平神護元年正月紀に「桑原毘登宅持」また二年正月紀にも見ゆ。

11　桑原連　桑原村主の連姓を賜へるものなり。朱鳥元年四月紀に「侍醫桑（釋紀此の下に原字あり）村主訶都に直廣肆を賜ふ。因りて以つて姓を賜ひ連と曰ふ」

クハハラ

と見ゆ。然るに文武紀三年正月紀にも「詔して內藥官桑原加都直に廣肆を授け、姓を連と賜ふ」とあるは如何なる故にか。此の氏人にて、猶ほ天平神護二年・公姓を賜へるものあり。

12　桑原直　坂上氏と同族なり。天平寶字二年、桑原史、大友桑原史、大友史、大友部史、史戶等、此の氏姓を賜へり。第五項を見よ。

13　近江の桑原直　同上。及び神護景雲二年紀に、淺井郡の桑原直が桑原公姓を賜へる事を載せたり。第十七項を見よ。

14　河內文氏流の桑原直　姓氏錄、大和諸蕃に「桑原直、桑原村主と同祖、漢高祖七世孫・萬德使主の後也」と見えたれど、其の實、前項氏と同一なり。

15　出雲の桑原直　類聚符宣抄第七卷に見ゆ。出雲弩師なり。

16　桑原公　坂上氏の族にして、桑原連、桑原村主等の公姓を賜へる者なり。天平神護元年三月紀に「左京人從八位下桑原連眞島、右京人守從五位下桑原村主足床、大和國人少初位上桑原村主岡麻呂等の四十人に姓を桑原公を賜ふ」と見ゆ。

17　近江の桑原公　桑原直の公姓を賜へる

ものなり。神護景雲二年八月紀に「近江國淺井郡人從七位下桑原直新麻呂、外大初位下桑原直訓志必登等に、姓を桑原公と賜ふ」と見ゆ。

18 **毛野氏流桑原公**　後に都宿禰を賜ふ。崇神帝裔と稱す。ミヤコ條を見よ。

19 **桑原臣**　毛野氏の族にして、前項と同族なり。姓氏錄、左京皇別に收め、「桑原臣(一本公姓につくる)、上毛野と同氏にして、豐城入彥命五世孫多奇波世君の後也」と見ゆ。崇神天皇の後裔也。

20 **桑原忌寸**　桑原公、同直及び同史の忌寸姓を賜へるものなるべし。正倉院天平十七年文書等に見ゆ。

21 **桑原宿禰**　姓名錄抄に見ゆ。

22 **菅原姓**　道眞の後裔、五條爲庸の四男長義の後なり。「長義—適長—長視—爲彬—忠長—爲顯—順長—爲政—輔長—孝長」にして、現今子爵。德川時代、御藏米、川端丸太町上ル。寺は淨福寺。

桑原

御衣御印

23 **幕臣桑原氏**　寛政系譜、菅原氏に收む。本支二家、家紋丸に寄梅鉢、左三巴。」

桑原遠江守盛倫

桑原遠江守

24 **美濃の桑原氏**　尾張との界なる中島郡に桑原村あり、此の地より起りしか。新編志、石津郡市之瀨村古城條に「桑原兵庫の居城なる由見え、或は桑原治右衞門の宅址なりとも云へり」と見ゆ。又桑原十郎左衞門あり。

25 **大伴姓**　遠江の桑原氏にして、道臣命十四世糠手連より五世孫參議宮內國通の十七世孫・桑原兵衞景親の男景久・長上郡參野村に移る。後菅原姓に改むと云ふ。天野景泰文書手負人數の內に、「桑原彌五郎と云ふ人見ゆ。

26 **相摸の桑原氏**　足柄郡に桑原鄕あり、東鑑にも見ゆ。關係あるか。後北條家臣に桑原氏あり。天文廿三年、加島合戰に桑原平內・一番鎗、相州兵亂記に見ゆ。又藤澤道場弘治二年綱成華押文書に桑原九郎右衞門を載せ、又永祿中、桑原五郎・乳牛村を領す、小田原分限帳に見えたり。

27 **武藏の桑原氏**　當國橫山黨に桑原氏あり、四十一項を見よ。而して後、荏原郡馬引澤村の名族に此の氏あり、先祖を右近と云ふ。小田原分限帳に「桑原右京進」とある、これ也。又都筑郡に古・桑原右近なる者あり、二俣川村を領す。又兒玉郡に此の氏あり、恐らく當郡桑原邑より起りしならん。新編風土記、桑原村條に「按ずるに黑谷上人傳に『源空の弟子武州桑原左衞門入道・報恩の爲、吉水に於て眞影を寫す。上人其の意を感じ、自ら開眼し賜ふ云々』と載せたり。此の桑原左衞門は當所の產にて、在名を名乘りし人にや。もし然らんには、最も古き地名にして、當時左衞門が領せし所なるべし」と見ゆ。比企郡にもあり、小田原役帳に「桑原彌七郎、九十貫文、河越伊豆丸」と見ゆ。

28 **桓武平氏**　下總國葛飾郡桑原鄕より起りしが如し。東鑑卷三十五、三十九、四十一、四十三、四十五、四十九、五十等に、桑原平內盛時と云ふ人見ゆ、此の地の人かと云ふ。又當郡須和田村六所明神社の祠官に桑原氏あり。社領十石、天正十九年辛卯十一月付也。此の氏・古文書數葉を藏し、古文書志稿に載せたり(式社考、成田參詣記)。中興系圖・此の氏を平姓に收む、此の桑原氏を指すか。

クハハラ
クハハラ

29 諏訪神家　信濃國諏訪郡桑原郷より起る。金山太郎の弟桑原六郎武春の裔なりと云ふ。當國桑原氏は、保元物語に「信濃には桑原、安藤、木曾中太云々、」また卷二に「信濃國の住人桑原、安藤次、安藤三、木曾中太云々」と見ゆ。古き氏なるを知るべし。安藤條參照。

30 藤原姓上杉氏流　越後國魚沼郡米ヶ崎城(伊米ヶ崎村)は天正中、上杉桑原彌次右衛門の居城なりと。

31 丹波の桑原氏　氷上郡の名族にして、岡見彦左衛門の子孫なりと云ふ。丹波志には「桑原氏、中佐治村。先祖は岡見彦左衛門が子孫、六代目岡見と云ふ所に本家あり。今桑原喜兵衛、同家六軒、當村初まりの七株の内也」と見ゆ。

32 池上氏流　備後の名族にして、藝藩通志に「大久保村桑原氏。傳へ云ふ、先祖池上周防盛光にして、世々首藤氏に仕ふ。廿四代の孫善右衛門に至り、氏を桑原と改む。善右衛門より今の七右衛門に至る六世なり」と見ゆ。イケガミ條參照。

33 安藝の桑原氏　廣島の刀工にして、藝藩通志に「鹽谷町刀工國佐。先祖桑原六兵衛國佐は當國坂原惣左衛門則房、同彌右衛門に就きて、冶刀の法を得たり。寛文中・日俸を賜ふ。三世金五、京に至り、近江守道久に學び、其の家法の秘を究む。今の彦右衛門に至る四代」と。又「西引御堂町、八木屋。先祖與兵衛は桑原氏、父は越智女之助とて河野家族にて、伊豫人なりしが、當國佐東郡(今の沼田)八木村に來り居る。慶長中、與兵衛當所に移る。今の與兵衛まで六代、會所役人なり」と見ゆ。

34 紀伊の桑原氏　在田郡糸我莊の名族にして、坂上氏の族ならんと云ふ。續風土記に「地士桑原德十郎」を載せたり。

35 周防の桑原氏　大島の豪族にして、古代豪族の後裔か。大島條參照。嚴島合戰の際、陶全薑に屬す。吉川記によるに、「大島の桑原入道一族は、皆陶に随ひて、嚴島へ渡るといへども、其の身は元就に與みす」と。又安西軍策に「桑原掃部助と眞先に名乘りしを、飯田七郎右衛門討捕る」と見え、大内氏實錄に「弘治元年六月八日、周防の警固船三隻、大野にて毛利の擊つ所と爲り、桑原掃部助隆祐・之に死す(古文書)」など見ゆ。

36 河野氏流　伊豫國温泉郡桑原郷より起る。河野系圖に「玉純—益男—眞勝—深躬(桑原村館)—興村(同新館)—興利」と載せ、又その後、「通淸—通員(討死)—壬生七右衛門通倫—景通(桑原淸右衛門)」と。又「通倫弟(壬生川)通興(河内守)—通光—宗賢坊—弘兼(桑原氏祖)—通國(號桑原遠江守)」と見え、又越智系圖に「遠江守通國—某(壬生川攝津守)」と。以下壬生川條を見よ。又豫章記に「深躬(桑原御館と云ふ)、其の子興村(桑村御館)、其の子興利(樹下押領使と云ふ)、」と載せ、その後の文に「出雲坊宗賢と云ふは、通淸・若年の比に江州西坂本にて、捨子を拾ひ得たり。葛籠の蓋に入れて錦にて裏み、上に平の字を書きたり。如何樣用有る者也、抱へ歸り養育して見れば、生長するに随ひて、容儀も吉く、勢力世に越たり。先づ法師に成し、出雲房と名づく。通信は親を奴可入道に討せ、口惜しく思ひ、如何して敵を打ばやと、明暮悲しめ共、牢落の身なれば、詮方も無し。宗賢も同志にて、欝念を含みたる計にて、月日を送る處に、奴可入道・備後國に恩賞給ひて、榮花の餘に、鞆浦に出で、室高砂の遊君を集め、

山海の鱗跡を集めて連日酒宴をしける。此の節、又蚫のまわり三尺なるを設けたり。之を以つて宗賢と二人、彼の酒宴の處へ行きて云ふ樣、是れは與州今治の海人也。御遊宴の由を承はり及ぶ間、然るべき肴を求め得て、持參すると申ければ、悅ぶ事斜ならず。幕の内へ呼び入れて、西寂を始めとして、滿座の人目を驚かし對面し、盃を出ださんとする處を、宗賢飛び入りて、西寂を生取り提げ出で、船に乘り、筒の前に搦め付けて、兩人船を推し出だし、通信大音揚げて名乘る也、是れ河野四郞通信也。父の敵をば眞角取るぞと云ひて漕ぎ出だせる也。伊豫國風早郡北條の濱に付き、西寂をば高繩城、通淸の墓の前を三度曳きまわして、首を刎ねける也。西寂もしれ物にて、墓に尿をしかけゝり。其より當家には墓を建つる事をば用ひず。さて鞆浦に殘る者共は、各々仰天して追ひ懸けんと思ふ者も、初め西寂を虜にする程に、若や殺しけんと思ひて、あらげなりもせず、船に乘りて後は、二人ながら船達者なれば、櫓よ楫よと云ふ間に、行き延ぶ程に追付くべき樣もなし。且は二人の武略に恐れ、大酒の酩酊に忘却して、追ひ懸かる者もなき也。二人にて思ふ儘にさいなみて、本意を遂ぐる事、希代の名譽也。出雲房は彌々忠賞、十八ヶ村の人、桑原と稱して一種の姓となる也。今に繁昌しける也」と載せたり。

その後、南北朝の頃には、桑原垂水大籠六郞、同又四郞、桑原刑部少輔入道、同左京亮等見え、又河野分限帳に「御一門桑原三郞右衛門」を擧げ、温古錄に「桑原城は桑原村にありて本氏・世々居る」とあり。桑原寺は其の墳寺にして、醫王山と號す。其の緣起に「館主桑原宗賢の館跡にして、初め宗賢寺と云ひ、後に桑原寺と改む」とあり。

37 豐前の桑原氏　安閑天皇紀に豐國桑原屯倉あり、關係あらん。宇佐大鏡に「田河郡起請田云々、桑原有吉・定五町」と。

38 肥前の桑原氏　博多日記裏書、彼杵郡庄官に「桑原孫左衛門入道」を載せたり。

39 大藏姓原田氏流　これも坂上氏と同族なれば、古代桑原氏と關係あるか。筑前の豪族にして、原田系圖に「種直（原田大夫）―種俊（建久御下文を給ふ）―種積（桑原四郞）―種勝（三原太郞左衛門）」と載せ、三原系圖等にも同樣見ゆ。而して又種直父種平の弟「種廣（桑原次郞左衛門尉）――

- 種高（又太郎 左衛門尉）―種宗（左衛門 次郎）―種解（左衛門太郎）
- 種氏（五郎 右衛門尉）―種宗（右衛門太郎）
- 種夏（六郎 左衛門尉）―種冬（右衛門太郎）

と載せたり。美奈宜神社、永祿七年の棟札に「桑原越前守種棟、桑原丹後守種淸」とあるは、此の後裔にして、當國下座郡桑原邑より起りしが如し。

40 筑後の桑原氏　當國桑原鄕より起りしか。下妻郡志村に桑原小右衛門あり。

41 小野姓横山黨　武藏七黨横山氏の族なれど、これも筑前桑原より起りしか。小野系圖に「經兼（横山次郞大夫）―光致（野先生政經、筑紫金祖）―致範（豐前守、野先生、永保年中、鎭西下向）―氏致（始め府官、太宰少監に補す。野大夫、武州下向）―氏遠（昇殿、野新大夫）―氏廣（野三、監代）―氏祐（野二、監代）―氏吉（野三、監代）―氏經（桑原野郞大夫、御家人）―氏親（野新兵衛尉）、弟氏景（野三郞

大夫）」と見えたり。

42 藤原南家相良氏族　相良系圖に「（佐牟田）六郎頼俊の子長俊（桑原）」と載せ、一本に「頼俊―長任（彌六郎、桑原と稱し、家臣と爲る）」と見ゆ。肥後の名族也。

43 日向の桑原氏　諸縣郡一宮天文棟札に「大工桑原、」吉田鄕天滿社享祿四年棟札に「大工桑原助兵衞」等見ゆ。

44 雜載　撰觧文集に桑原維式、明德記卷下に「桑原の彈正左衞門尉（山名に從ふ）」尾張知多郡に此の氏あり、甲州武田浪人桑原甚内・當郡落合村に住す。また深谷記、上椙御譜代の臣に桑原紋右衞門。下つて德川時代、鷹野土方藩年寄、佐伯毛利藩助役等に此の氏見え、鯖江藩に桑原貞治、田邊藩に桑原鷲峯、出雲日御碕社中官に桑原氏、上野新田郡（丸に梅ばち）、越後、美濃、磐城、岩代、備前、備中、遠江、豐前、常陸、阿波、土佐、甲斐、加賀、信濃、志摩、伊豆等、その他猶ほ多かるべし。

桑原漢人　クハバラノアヤビト　前條第一項に云へり。

桑原史戶　クハバラノフヒトベ　桑原史配下の民戶なるを氏とせし也。桑原條第五項に述べたるが如く、天平寳字二年に桑原直姓を賜へり。

桑原部　クハバラベ　桑原漢人を以て組織されたる品部なるべし。神龜三年の出雲鄕計帳に「桑原部呰賣」等見えたり。猶ほ寳龜元年紀にもあり。

桑東　クハヒガシ　大隅國建久圖田帳に、「桑東郡、秋松二丁、郡司大中臣時房所知」と載せ、下に東鄕郡司時房と註す。

桑淵　クハフチ　清和源氏井上氏の族にして、「井上滿實―光平―光長（桑淵二郎）、清長（桑淵五郎）」なりと。尊卑分脈には桑洞とす。

孔生部　クハフベ　アナホベ條を見よ。

鍬饗　クハヘ　和名抄、筑前國下座郡に鍬饗鄕あり、久波倍と註す。

桑洞　クハホリ　清和源氏井上氏の族にして、尊卑分脈に「頼季―滿實―時田太郎光平―光長（桑洞二郎）―同五郎清長―忠長（矢井守太郎）」と載せ又中興系圖に「桑洞、清和、本國信州、井上掃部助頼季四代、次郎光長・稱之」とあり、子孫丹波に榮ゆ、井上條を見よ。

鍬間　クハマ

桑村　クハムラ　伊豫國に桑村郡あり、和名抄に久波牟良と註し、郡内に桑村鄕を收む。又丹波に桑村東庄、同西庄、その他、美作等に此の地名あり。

1 美作の桑村氏　次項伊豫河野の一族と云ふ。勝北郡の豪族にして、中島村吉正城に桑村刑部大輔・之を築くと云ふ。其の子與三右衞門、其の子與三兵衞、其の子右衞門大夫と相續すと。又同村石引城は城主桑村與七郎にして、與七郎は三星の城にて討死す。流江安室舊記に「中島村桑村右衞門、」又「安室三河守殿の娘、一番は中島村桑村右衞門に嫁す」と云ひ、東作志に「中島村庄屋桑村小左衞門」見ゆ。

傳說に據るに、此の氏は河野通盛の一族にして、「桑村越智一萬七千石の領主河野治部少輔俊直の子清俊に至り、桑村刑部大輔清俊と稱す。永祿十一年戰敗して、此の地に來り、有元氏の女を娶りて、前述中島城に居り、名聲頗る振へり。其の子義雄、天正七年五月、三星山城主後藤勝基を助けて戰死す。次子與三兵衞歸農す。其の子右衞門佐門は古松鼻に轉居す」と云ひ、佐門の次子八郎右衞門祐國の次子彌平太祐貴は谷本へ分家して、全盛を極

め、太郎右衞門佐重の次子八郎右衞門佐勝は福元へ分家し、貞享以降森侯の拔擢を蒙りて大庄屋を命ぜらる（名門集）と云ふ。

2 河野氏流　伊豫國桑村郡より起る。越智系圖に「（二十六代）深躬（桑村御館）」と見え、又豫章記に「實勝（西條御館と云ふ）、其の子深躬。桑村御館と云ふ。その子與村。桑村御館（新館）云々」とあり。

3 雜載　三好實休配下の士に桑村隼人亮あり、三好記に見ゆ。

桑本　**クハモト**　美作久米郡越尾邑に此の氏あり、舊家なりと。又石見に存す。

桑守　**クハモリ**

鍫山　**クハヤマ**　和名抄、陸奥國安達郡に鍫山鄕を收む。高山寺本には信夫郡に收む。

鍬山　**クハヤマ**　前條氏に同じ。

○（上毛野）鍬山公　吉彌侯部裔にして、上毛野氏の一族と稱す。前條安達郡鍬山鄕より起りしにて、神護景雲三年三月紀に「信夫郡人外從八位下吉彌侯部足山などの七人に、姓を上毛野鍬山公と賜ふ」と見ゆ。子孫次條を見よ。

桑山　**クハヤマ**　尾張に桑山庄、その他、常陸、羽前、丹波等に此の地名あり、又前條鍬山と通す。

1 秀鄕流藤原姓結城氏流　一說に桑山はもと鍬山に作ると云ふ。果して然らば、前條鍬山公の後にあらざるか。家譜には「結城上野介朝光四代の孫・宗廣の三男三郞左衞門親治、始めて桑山を稱すと云ふ。累世尾張國海東郡桑山庄を領せりと。親治より三代を貞久と云ひ、更に其の七代にして修理大夫以則に至る。以則の子「修理大夫重晴（彥次郞）—九郞五郞一重—小藤太一晴、弟左衞門佐一直—修理亮一玄—美作守一尹（大和布施、一萬一千石を領せしも罪ありて沒收）」なり。始め重晴、秀吉に仕へ、次に秀長に屬し、戰功多くして、和歌山城四萬石を領せしが、長子一重夭死せしを以つて、封を分ちて孫修理大夫一晴と、次子伊賀守元晴とに讓る。然るに、かく一晴の後絕えしのみならず、元晴の子加賀守貞嗣（大和御所二萬六千石）も嗣なくして封地を收められたり。子孫幕臣旗本に存すのみ。寬政系譜に本庶四家、家紋桔梗、五七の桐。

桑山十郎右衞門

桑山猪兵衞

文和元年閏二月二十七日、尊氏より本領安堵の下文あり、次いで十月二十六日、又海東郡所領安堵云々。下りて豐鑑卷二に「わか山と云へる所に城をこしらへ、桑山修理と云へる者に預け置く云々」と。修理は修理亮重晴にして、果報院法師と云ふ。當時大和大納言秀長の將たりし也。寬文の頃山田奉行に、桑山下野守貞政あり。（又前述貞晴の兄又四郞淸晴は和泉谷川一萬石たりしが、慶長十四年除封）。

2 藤原姓　これも幕臣にして、家紋細輪の內に桔梗、むかひ蝶。猶ほ他に桑山氏あり、同じく藤氏と稱す。家紋丸に桔梗、三蝶の內菊。

3 淸和源氏　佐州諸役人付に「淸和源氏桑山五左衞門」を載せたり。

4 雜載　島津本藩に此の氏あり、側用人等を勤む。又蛯川書付に桑山伊賀守、美濃にも存す。

桑善　**クハヨシ**　和名抄、大隅國桑原郡に桑善鄕を收む。

钁丁　**クハヨボロ**　古代職業人の一にして田部にあらずして、臨時に田畠を耕作せしむる爲に、使役する者を云ふ。即ち平時は他の部民として活動するなり。從つて、他

に氏、又は部名を有するを常とす。

柞原　クハラ　和名抄、備後國御調郡に柞原鄕（美波良）あり。又周防國玖珂郡に柞原鄕、筑前國糟屋郡に柞原鄕あり、久波良と註す。

久原　クハラ　前條柞原、來原と通ず。その他にもあるべし。猶ほクルハラ、ヒサハラ條參照。

1　藤原姓　美作國江見庄蓮華寺元祿八年鐘銘に「作州津山之住鑄工久原市郎右衞門尉藤原助植」と見ゆ。又津山分限帳に「醫師、七十五石、外科久原宗甫」あり。

2　防長の久原氏　周防風土記に前條柞原鄕は、近古椙杜村と稱し、後に久原と改む」と。大内有名衆帳に來原丹後守あり、此の地より起るかと云ふ。長門にもあり。

3　筑前の久原氏　糟屋郡の久原村より起る。立花氏配下の士に久原氏あり。

來原　クハラ　クルハラ條を見よ。

配　クバル　渡邊黨の人名なれど、氏の如く見ゆ。

九尾　クビ　クノヲ　美作國吉野郡奧海村の社家に九尾常陸あり。

杭ケ打　クヒガウチ　石見國邑智郡の豪族にして、杭ケ打彦右衞門は目貫邑杭ケ打城主なりき。

頸城　クビキ　越後國に頸城郡あり、久比岐と註す。靈異記、天平十六年に頸城郡とあるを初見とす。古代久比岐國の地なり。

久比岐　クビキ

○久比岐國造　久比岐國とは後の越後國頸城郡附近の地を云ふ。此の國造は、國造本紀に「久比岐國造、瑞籬(崇神)朝の御世、大和直と同祖、御戈命を國造に定め賜ふ」と見えたり。

これより前、大國主命の妃として、神話に現はるゝ沼河姫と云ふ方は、此の地の人か。出雲風土記に、此の姫の御父を意支都久辰爲命と云へど、其の種族を詳かにせず。蓋し古志人の大豪族にして、大和直族御戈命は、其の遺領を繼承して、久比岐國造に補せられしものならん。沼河、青海條參照。この國造は以上の外、他に所見なけれど、本郡には、大和川、青海等、本國造家に緣故深き地名の殘れるを見れば、恐らく、此の記事は事實ならんと考へらる。卽ち大和なる地名は本國造の宗族大和直より起りし地名にして、此の國造の治所のありし地なるべく、又青海は、式內青海神社の所在地にて、こは大和氏の一族青海首の奉齋せし神社と思はる。此等、大和川、青海等の地は、和名抄なる沼川鄕の地に當る。而して式內奴奈川神社も、此の鄕中にありしが如し。此等に因りて推測を逞しくすれば、此の國造は、太古沼川姫によりて代表さるゝ大豪族の跡を繼承して、此の地を領有するに至れりと考へられ、而して奴奈川神社は、此の國造の奉仕せし神社と思はるべし。次に此の國造祖先の入國時代につきては、二つの私考を有す。

第一は崇神朝なり、此の國造の創置を崇神朝と傳ふるは、其の時代に、大彥命の遠征のありしなれば、此の國造の祖先にして大和國造の一族なる人も、此の遠征に從ひ、その功にて、命より當國を給はりしかと考へらるればなり。

第二には、此の大和氏は海部と關係深き氏にて、其の海部の一部を率ゐし事實と、信濃の安曇海部の族は、最初此の地に上陸して、彼の國に移りしと思はるゝ假定等より、崇神朝より前に、此の地に來り、此の地の土族に代りて、國造に補せられしものかと考へらるゝもの、これなり。猶ほ尋ぬべし。

杭田　クヒタ　地名なるべし。

○杭田連　物部氏の族にして、天孫本紀に

「物部止志奈連公は、杭田連等の祖」と載せたり。

咋田 クヒダ 此れも地名ならん。

○咋田史 天平五年の右京計帳に「咋田史眞利女」等見ゆ。猶ほ天武紀にもあれど、一本村田に作れり。

杭原 クヒハラ 備前に存す。

杭全 クヒマタ クマタ 和名抄、攝津國住吉郡に杭全郷を收め、久末多と注し、後には杭全庄と云ふ。細川兩家記に「南河内喜連、杭全」又云ふ「闕の郡喜連、杭全」」など見え、猶ほ古く西大寺田數目錄に住吉郡久比萬多郷ともあり。此の地より起りし名族にして、泉州久米多寺正長元年文書に「杭全左衞門尉正義」見ゆ。

久扶 クフ 安西軍策に見ゆ。正訓不明。

久富木 クフキ 薩摩國伊佐郡の豪族にして、澁谷氏の族なり、クボキ條を見よ。

久布日 クフヒ 正訓不明。

孔生部 クフベ アナホベ條を見よ。

口分田 クブンデン クモデ條を見よ。

久保 クボ 又窪に作る、大和に窪庄あり。其の他、尾張、甲斐、上總、岩代、備前、土佐、豐前等此の地名多し。

1 白石氏流 大和國山邊郡窪庄より起りし豪族にして、白石庄の豪族白石泰助（一に泰祐）の弟窪能登次郎實泰（延文四年に九州にて討たる）の後なり。窪美作守以下、齋四郎、休齋、天祐宗哲、松若丸、幸太夫、藤滿等、郷士記に見ゆ。大和志料所載の窪氏系圖に據れば「白石三河入道泰好―窪泰祐（能登太郎、白石窪に住し、是より窪を名乘る。延文四年、肥前菊地肥後守武久の手に屬し、武家と戰ひて死す。此の弟に同次郎宣次あり）―彥太郎（島津太郎淸久に從ひ、薩州に行く。子孫大祿の由）、弟淸實（能登次郎）―泰光（松若丸、彥十郎、室は加賀女、又阿古女とも云ふ）―實詮（出雲守、應永）―實順（武藏、永享）―康信（三河守、永正元年、勢州多氣の御所具敎卿に仕ふ。この弟に幸千代あり）―康實（齋四郎、此の弟彌々女は窪東とあり）―藤滿（齋四郎）―休齋（四郎）―刀禰之亟―天祐（豐後守、慶長四年、八十四歲にて卒す。室は小夫筑後守、實空休の末葉、和州狹川に有りて、假名を狹川と改む。この弟に伯耆守あり、秀吉の臣。）―實政（美作守、妹は北加賀守實弘へ嫁し、弟加賀助は多田七郎へ與力に附く）―重順（小太夫、弟に信滿あり、大阪陣に籠城陣沒）―重次（齋四郎、慶長卒）―重定（刀禰、此の代より窪を久保とも書く）―政次―定次―重右衞門」と載せ、又實政二男「定次―延親―親定―實英（廣瀨幸右衞門、柳生家臣）、弟重親―良次」と載せたり。シライシ條を見よ。その他、大和十津川郷鎗役由緒家筋書に「小井村久保源六、垣内村庄屋久保角平」等あり。

2 河内の久保氏 丹比郡の名族にして、小山村の人久保宗兵衞重興は一至居士と號し、城山八景詩集を著す。

3 伊勢の久保氏 飯高郡の豪族にして、廣瀨村に久保三河守あり（三國地志）。

4 尾張の窪氏 春日井郡小牧庄の名族にして、又久保氏ともあり。蜷川親元記に「窪左衞門尉久綱」見ゆ（寬正六年九月二日）。又人物志に久保平左衞門を載せたり（尾張志）。

5 清和源氏武田氏流 甲斐國山梨郡久保（下栗原）より起る。當郡に窪八幡宮あり。久保氏は清和源氏栗原十郎武續三代の孫信明の次子官次郎信廣・下栗原村久保にありて久保左兵衞と號す、其胤久保源次右衞門武具天正壬午浪人、其子源五左衞

門母氏を冒し蘆澤と稱す。

6　入江氏流　家記錄に「入江入道道勝の嫡子入江大和守は、足利將軍に從ひ、代々幕府に仕ふ。然るに入江岩千代の代に當りて、足利家沒落す。岩千代流浪の內、甲州の大守武田家臣久保宗左衞門は母方の所緣あり。然るに女子一人ありて男子なし。依りて岩千代・養子となり、久保宗右衞門美村(吉村とも云ふ)と名乘る。長篠の合戰に討死す。男子二人あり、母二人の小兒を抱き、信州落水村にて田畑を求め土民となる。」と記載しあり。家紋、上り藤に久の字。家寶として龍に似たる卷物一軸あり。卷物の初に「時に永錄第八曆林鐘吉日、南蠻人調子愚知。入江岩千代殿。家次花押。」と。

7　清和源氏井上氏流　尊卑分脈に「賴季五世の孫・井上忠長―長直(井上太郎)―長時(窪小太郎)」と見ゆ。信濃發祥か。但し當國筑摩郡の久保氏は第六項と同族かと云ふ。

8　兩總の久保氏　上總國夷隅郡に久保邑あり、その地と關係あるか。下總小金本土寺過去帳に「久保彥四郎・文明、久保紀伊・永正、久保彥三郎・福德三、十二月」等見ゆ。

9　秀鄕流藤原姓佐野氏流　佐野氏の族にして、「中江川八郎重高(大膳大夫)―義綱(小次郎、民部、氏を久保と改む)―久保右近義春―民部義安」なりと。本貫下野か。

10　同上戶奈良氏流　「鳥居戶五郎宗高―戶奈良二郎宗親(天正三年討死)―久保佐渡宗淸(上杉家に仕ふ)」なりと云ふ。

11　清和源氏　佐州役人附に「淸和源氏、久保太郎左衞門、」又「源姓、久保十左衞門」等見ゆ。

12　丹波の久保氏　氷上郡にあり、丹波志に「久保氏、子孫岡本村。此所根元の家にして、天正年中より代々住す。本家今久保彥兵衞、」と見ゆ。

13　紀伊の久保氏　那賀郡細野莊の豪族にして、續風土記に「垣內村大宮神主、久保左近、當社勸請の時よりの神職といふ。四鄕村に住す」と。なほ小川條を見よ。

14　清和源氏新田氏流　阿波の久保氏にして、新田族譜に「大館又次郎―左馬助氏明―三郎成氏(小字力世、母は河野族、久保加賀守通貞の女、父生害の時、篠塚兵衞・母子を連れて落ち、阿波國三好郡加茂野宮瀧上奧に隱住し、外祖の氏久保を稱す)―通淸(久保次郎、小笠原家より免地七十町を賜ふ)―淸氏(久保五郎、左衞門尉)―義有(五郎、備中守)―義淸(九郎左衞門、永正十七年、細川高國と伊豫山田に於いて合戰、利あらず)、弟義持(左衞門、日向守、大永中、三好家に從ひて軍功あり)―義氏(五郞左衞門、伊豆守、三好元長に從ひ、和泉の役に於いて武功を顯はし、阿波に歸り、三日にして卒す)―義利(淸水丹後守、天文十八年三月、三好長慶に從ひて京都に行き、同廿年、三好實休に從ひて、泉州久米合戰に武功、疵をうけて死)―義行(久保佐渡守、天正中、三好存保を輔けて勝瑞に在城す。同十年、城中に討死。弟次三郎正貞は亂を避けて關東下向)―義成(與左衞門、天正十年、勝瑞落城の後皈農して、淸水鄕に住す)」と。一族多し。

15　讃岐の久保氏　天正年間より大內郡相生村字馬宿に住す。家紋釼桨、又は九枚篠。一族馬宿に分家十軒以上あり。又讃岐西部地方に久保氏數家ありて、家紋ひいら、又梶。皆同族なりと。久保家祖先、安兵衞景安と見ゆ、眞言宗、寺院は大內

郡相生村馬宿海藏院なりと。

16 河野氏流　伊豫發祥の豪族に久保加賀守通貞あり、河野氏の族なりと。

17 桓武平氏　土佐國香美郡久保邑より起る。南路志に「久保の村長は平宰相門脇敎盛の裔と稱す。久保氏系圖に、敎盛の子國盛、八島合戰より遁れ、阿波國祖谷阿佐庄に籠る。其の子氏盛、其の子盛之、其の子盛晴、其の子忠國は小八郎と稱す。窪庄に移り、丹後守と號す。延慶三年死去す。その後、久保但馬守貞吉は入道して慶覺と云ふ。應永年中、長德院毘沙門天へ一切經を寄進し、應永三十年に病死。弟左京祐盛は阿州祖谷を領す。貞吉の三世孫忠重は韮生山の地頭職を給ふ。七代宗吉は長曾我部氏に領邑を奪はれ、宗吉の子源七郎家盛は山内一豊公に仕へ、扶助の書を給はれり。天明年中、本地給一丁、新開地六百石高に及ぶ。天文二十四年、長曾我部國親の文書に『窪越後守』とあるも此家なり」と見ゆ。

18 太宰少貳族　少貳系圖に「武藤小次郎資賴―爲賴（稱久保）」と載せ、又筑紫系圖等に「武藤大藏大夫賴平―資賴―爲賴（窪と號す）―經平（左衞門尉）―經廣（窪能登守、建武三年三月朔日、多々良濱に於いて戰死）―貞廣（同能登四郎、同日板付討死）」と。又爲賴の兄「資能―經資―盛經―經淸（窪次郎左衞門、元弘建武に軍功多し）―賴貞（同太郎左衞門）―家經（小次郎）」と見え、中興系圖には「窪、太宰氏分流、能登守男、太郎泰助・稱之」とあり。此の久保氏は、馬場、朝日等の同族と共に、肥筑の野に活動す。事室町以降の史籍に多く見ゆ。窪野條參照。

19 宇都宮流　豐前宇都宮氏の族にして、筑後宇都宮系圖に「景綱―泰宗―貞泰（參河守、豐前中津住）―貞久（壹岐守）―懷久―如覺（窪美作入道、西道下、有室字）」と見ゆ。又當國に久保氏存す。

20 筑後の久保氏　小川文書大友親繁判書に「筑後國竹野郡代職の事、預置候云々。久保大炊助殿」と。又開基帳に「西牟田鄕久保邑三島宮は西牟田殿家來久保殿勸請」と見ゆ、宇都宮族か。

21 大友氏流　豐後發祥の氏にして、家譜に「大友能直の三代有信、久保を稱す、其子利保なり」と云ふ。大友系圖には「能直の子時直（左衞門尉、久保、德永云々等の祖）」とあり。此の子孫後に但馬國に移る、家紋藤の丸。

22 藤原姓　幕臣にあり。寬政系譜に本支十家を載す。家紋丸に橘、五三桐、丸に一文字。

23 源姓　幕臣也。家紋四菱、五三の桐。

24 雜載　太平記卷九に窪二郎、また近江番場蓮華寺過去帳に「窪平右衞門入道陸玄、一向堂大庭討死。子息新右衞門尉宣高、同四郎宣敎、窪次郎宣次」等見え、美作馬淵系圖に窪宗右衞門、日向諸縣郡天滿宮天正七年棟札に「藤原朝臣義弘、久保忠恒」蒲生家々臣に久保新五郎、下總佐倉藩に久保修堂、幕臣に久保平左衞門、一橋家臣に久保仲通、駿河の社家（もと久保坊）、大野土井藩見習等に見え、又加賀藩給帳に「貳百石（羽ウチハ）久保三柳、八人扶持（同）久保定三」銀座由緒書に「平銀見役久保八三郎」その他、備前、武藏、志摩、陸奥、磐城、攝津、伊勢等猶ほ多かるべし。明治國學者に久保季玆あり、もと幕臣にして、源姓也と。

久甫　クボ　香宗我部の家臣に久甫孫右衞門、久甫大八良兵衞あり。

久保井　クボヰ

窪井　クボヰ

久保内　クボウチ　香宗我部家臣に久甫内彌十郎、久甫内勘左衞門あり。

久保江　クボエ

窪垣内　クボガキウチ　大和吉野郡の名族にして、國栖の後裔と云ふ。吉野舊事記に「窪垣内久右衞門」見ゆ、クズ條參照。

久保川　クボカハ　次條氏に同じ。

窪川　クボカハ

1　甲斐の窪川氏　東山梨、西山梨にあり。萬力筋窪川(河の名)より起る。久保川氏とも記す。水口村の名族、窪川四郎兵衞は、天文天正の文書を藏す(國志)。

2　源姓　信濃にも久保川氏あり。源姓也。

3　土佐の窪川氏　窪川邑より起る。新田五人衆の一にして、一條家に仕ふ。

久保木　クボキ　備前に存す。又下總國香取の學者に久保木竹窓あり、母は香取氏、後水戸藩に仕ふ。

窪木　クボキ

久富木　クボキ　薩摩國伊佐郡久富木邑より起る。平姓澁谷出羽守公重の弟彦次郎重氏・此の地を領して、在名を氏とし、久富木城に據る。地理纂考、伊佐郡山崎鄕久富木久富木城條に「當邑の舊記を按ずるに、昔時澁谷出羽公重の弟彦次郎重氏・久富木村の領主にて當城に居住し、久富木を以て氏とし、天正の頃に至り、久富木山城重金・城主なり」と見ゆ。又同じ頃、久富木掃部重辰あり。又久富木村諏方神社棟札に「久富木邑の寄主澁谷重受の代、應永三十癸卯年、始めて此の村に草創す」と。重受は彦次郎重氏三世の孫にして、次郎太夫と稱す。

久保倉　クボクラ　伊勢神宮、外宮の社家にして、度會姓なりと。伊勢神宮社家系圖に「久保倉(御鹽燒物忌)度會弘信家系。初代常眞(稱中西氏)」と載せ、又郡司神戸司家系に「久保倉(飯高北郡司大領)、度會神主、初代弘長。姓は大中臣、伊勢國幸村鄕丹生川御厨預所大中臣能隆の末裔」とあり。

窪小谷　クボコタニ

窪坂　クボサカ

1　三輪氏流　豐前の名族にして、大物主命の男櫛日方命の苗裔、加良坂の支族、豐後太夫滿彥の後なりと云ふ。

2　甲斐の窪坂氏　東郡の名族にして、社家にもあり。もと窪氏より出づと云ひ、又藤原氏とも云ふ。

3　雜載　美濃等にも此の氏存す。

窪崎　クボサキ

窪澤　クボサハ　次條氏に同じ。

久保澤　クボサハ　一に金澤とも云ふ、諏訪神家の族にして、信濃、甲斐、上野、越後、飛驒、美濃、遠江等に散在すと云ふ。

久保下　クボシタ

窪嶋　クボシマ　次條に併せ云へり。

久保嶋　クボシマ

1　武田氏流　幕臣にあり。家紋丸に梶葉。窪島と記し、寬政系譜に見ゆ。

2　秀鄕流藤原姓戸奈良氏流　佐野氏の族にして、「朽本三郎四郎爲千―青木源次郎行高(兵部、足利持氏の命により、姓を久保島と改む。應永三十年正月廿八日)―高房(久保島源三郎、文明十一年古河成氏に仕ふ)―高國(久保島五左衞門、天文二十年五月沒)―高義(久保島源治、浪人す。)」と見ゆ。

3　武藏の久保島氏　多摩郡の名族にして新編風土記に「久保島氏(平澤村)、先祖は久保島久右衞門とて、此所を領せし人なり。文祿二年に卒す。其の子和泉守は慶長十九年に卒せり。その子孫いつの頃か土民となりて、こゝに住せしより、今に連綿せりと云へど、舊記なども傳へざれば、つまびらかなることを知らず。」と見ゆ。

4　雜載　諏訪藩の重臣に此の氏あり。又秀康卿分限帳に「五百石窪島助兵衛、二百石窪島助左衛門」とあり。

久保田　クボタ　次條に併せ云へり。

窪田　クボタ　和名抄、伊勢國奄藝郡に窪田郷を載せ、久保多と訓ず、その後、窪田庄、窪田御厨あり。また肥前國小城に窪田庄、また久保田とも記す。その他、上總、下野、磐城、岩代、羽前、羽後等に此の地名存す。

1　三枝姓　甲斐國山梨郡窪八幡の地より起る。當國の大族三枝、石原氏の一派にして、家傳に「先祖守國・石坂に住せしより石坂を稱し、忠次に至り武田家に仕ふ。忠廉・信玄の命にて窪田とす。家紋丸に違柏、鐵炮角に三巴」と。寛政系譜・四家を載せ、紀氏に收む。

又甲斐國五ケ姓窪田氏系圖には「人皇十二代景行天皇の御宇、東夷數年靜謐ならず。故に日神を祈誓し奉る。神託に曰く、丹波國西山彌陀塔の前、榎木の枝三つ間に在る童子を召し出して大臣に任じ、村雲の劍を持ち給ひ、皇太子日本武を大將軍に爲して責め下さるべしと。神託に任せ召し來りて、養育する事、纔に卅日程にして長さ七尺の大力勇士と成る。則ち三

枝姓を賜ひ、大臣に任ぜられ、守國朝臣と號す。劔を持ち、日本武を大將と爲し、相摸國に責め下り、唐原合戰の時、草薙を以つて其の草・飛び散り火を起し、夷の東屋を燒亡す。夷・驚き逃げ退くを追ひ給ひて藥波山を陣所と爲し給ふ。東夷を殘らず討亡し、御還陣の時、甲斐國を治む。則ち都留郡酒折宮に御逗留し給ひ、三枝大臣を召出し・御恩賞と爲して、甲斐國を賜ひ、東夷を守護すべきの由を仰せられ、日本武尊は上京也。大臣は甲州に留り、栢原山に御館を成さるべく思召し、彼山に分け上り、山體を見る所、栢原の中より美女來り、我は栢王瑠璃姫なり。大臣の妻たるべしと。則ち打ち連れ來りて夫婦となり五人の君達を產む。瑠璃姫逝去せられて、栢王藥師と現はれ、大臣逝去せられて、東守權現と現る、本地彌陀也。五人の王子、一男三枝を棟梁と爲す、大中臣守治也。二男石坂は河口御館に在り、仍りて石坂氏、守次卿と號す。三男は山の下御館に在りて、山下氏守安卿と號す。四男は石原御館に在るに依り、石原氏守眞卿と號す。五男は辻御館に在るに依り、辻氏、守貞卿と號す。右五人の

孫々、代々甲斐の守護と成り、後には郡を分ち、惣領三枝の一族は都留郡、石坂氏の一族は巨麻郡、山下氏の一族は山科郡、石原氏の一族は山代郡、辻氏は八代と云ふ分に一族・在る也。然る故、清和天皇四代の後胤、多田滿仲公の四十七代裔がなく甲斐の守護と爲る所、天下將軍滿仲の嫡子義國公、甲斐武田と云ふ所に來り、國司たるべきの由、之に隨ひて、石坂一族は鎌田村七郷を所領に下され、武田御治世二十七代の公迄、石坂一族は奉公忠信に相勤むる也。此の節、石坂氏の嫡子は鐵山と云ふ禪僧也。武田重寶、長ケ六尺の營神像を給ふ、兆典主の筆也。二十四人の讃これ有り、讃む人なきの時、鐵山之を讃む。信玄公・御褒美と爲して、御詞を添へられ、參內なして、鐵山大禪師の官爵、昇殿の綸旨を下し賜ひ候。二男は受領を爲し越後守と爲り、三男は對馬守、四男は右近亮。其の時武田の一字を下され、窪田と成す。松平家康迄御奉公・右近亮は窪田氏の始也」と(三井馨藏)。此の傳說は荒誕無稽と云ふに近けれど、面白き點尠からず。サイグサ條を見よ。又誠忠舊家錄に「窪上條、窪田伊左衛門

次正、同窪田源右衛門次典。龍王新街、窪田牛六郎次善。龍王村窪田又兵衛次好。窪田助之丞庖後胤、甲州持丸分貳拾參貫文、八貫八拾文、向久寺分拾八貫文、中村の郷・水上宗富分五貫文、二日市場の内・石黑將監分、三神石田被官等の事。右本領と爲すの由、言上候間、宛行はるゝ所、相違あるべからず、彌々此の旨を守り軍忠を抽んずべきの條・件の如し。天正十年八月廿日、井伊兵部少輔・之を奉ず。窪田右近之介殿。右御朱印頂戴の傳有り」と見ゆ。

窪田岩之助

2 紀姓　前項に云へり。

3 清和源氏　もと鳥居、信玄の命により窪田に改むと云ふ。寛政系譜に本支四家を載す。家紋丸に三柏、鳥井。

4 同上小笠原氏流　これも幕臣にして、窪田を用ふ。寛政系譜に小笠庶流に收む。家紋丸に松皮菱、六角むかひ蝶、蝶盤。

5 同上久保田流　清和源氏義光裔と云ふ家紋下藤丸。九曜。

6 在原姓　幕臣窪田氏の家譜に「在原朝臣姓なりしが、將軍家光の命により清和源氏に改む」と見ゆ。

7 清和源氏井上氏流　信濃發祥の名族にして、中興系圖に「窪田、清和、本國信州、井上太郎長直男、小太郎長時・稱之」と載せ、又家譜に「井上賴季の八代長時、窪田を稱す」と見ゆ、今尊卑分脈を撿するに、長時に窪と註す、これを云ふか。水内郡の豪族にして、後裔幕臣となり、寛政系譜七家を載す、家紋丸に三柏、上藤丸。

窪田勘右衛門

窪田辨次郎

8 武藏の久保田(窪田)氏　荏原郡石川村は正保の頃、千人頭久保田善九郎が知行たりき。また之より前、北條役帳に窪田又五郎見ゆ。有間村に住居す。また多摩郡御嶽社の社家にもあり。

9 下總の窪田氏　小金本土寺過去帳に、「窪田新之丞慶長八十一月」、「窪田新之亟寛永十七十一月」等見ゆ。

10 上總の窪田氏　望陀郡窪田(久保田)邑より起るか。里見條參照。

11 常陸の久保田氏　新編國志に「窪田、和光院過去帳に、慶長十一年三月廿五日、杉崎の人くぼ田玄蕃沒す。法名長慶云々」と見ゆ。

12 上野の窪田氏　上野志略に「永祿二年、安中越前守忠正の嫡子忠成は、野尻居城の窪田圖書を退けて、榎下の城より引移り、宿をも安中と改む」とあり、窪庭の誤か。

13 磐城の窪田氏　菊多郡窪田邑は一に久保田に作る。窪田城ありて梶原氏居る。カヂハラ條を見よ。又結城戰場物語に窪田の太郎見ゆ。

14 藤原南家伊東氏流　岩代國安積郡窪田村より起る。又久保田に作る。安積伊東族の一に窪田氏あり、應永十一年連署に「窪田修理亮祐守」見ゆ。其の後、天正年間、會津勢に久保田十郎あり。古館辨に此の地の住人かと云ふ。但し窪田に升方館ありて、升方十郎居るとも傳へらるれば、久保田十郎とは此の人を指すならんかと云ふ。

15 高階姓高氏流　高階氏系圖に「高惟眞—瀧口二郎惟長—惟光—惟貞(窪田三郎)—光朝(彦部六郎)—光縫」と見え、尊卑分脈には「惟光の子光貞(號窪田)—光朝」と

あり。子孫彦部條を見よ。

16 阿倍姓久保田氏　奥州阿倍氏の族にして、賴時の五男磐井五郎家任の後なりと云ふ。

17 加賀の窪田氏　石川郡安吉村の豪族にして、三州志、安吉壘條に「天文十九年より、窪田大炊經忠・居る。天正八年、此の城・勝家の爲め陷ち、經忠鬪死して、其の首安土に於て梟せらる」と見ゆ。又山中、黑谷條に「天正八年三月、窪田大炊(安吉村鄕士)此に退く」と。土屋、大久保等の條參照。

18 越前の久保田氏　朝倉氏配下の將に久保田勘十郎あり。

19 佐々木氏流　佐々木時信の四男宗氏の後なりと云ふ。家紋丸に三笹の丸、丸に揚羽蝶。

20 足立氏流　丹波志に「久保田氏、子孫、稲土村菅原。足立氏なり。百五十年以前は檜倉村に住す。今も古屋敷田となり、字久保田と云ふ。往古より今に小倉村の門森に建つ神樂大明神の社役を勤む。古より無官にて襲束す、」と見ゆ。

21 紀伊の久保田氏　當國の名族にして、また窪田ともあり。日高郡小松原村地士に久保田次郎太郎、久保田武左衞門、久保田信太郎、久保田武藏あり。又窪田隼人佐あり、田口條を見よ。畠山家の家士裔なり。又伊都郡東志富田村地士に久保田民右衞門、在田郡中野邑八幡宮社家に久保田大學等續風土記に見ゆ。

22 豐前の久保田(窪田)氏　筑城郡の豪族にして、永享應仁の頃、久保田義持あり。又下毛郡に存す、元龜天正の頃、窪田治部丞と云ふ人、物に見ゆ。

23 大友氏流　筑後の名族にして、もと蒲池氏配下の將也。將士軍談に「鎭明(實は朽綱宗壽の二男也。宗壽・蒲池家の斷絕を歎き、蒲池を繼がしむ)—鎭正—鎭春—鎭康(初め蒲池吉左衞門源鎭康と號し、後に醫となり、鶴康庵と改め、壽松軒と稱す。安永八己亥十一月卒)—鎭俊(實は久留米藩士堀尾氏の男也。鏑康養ひて子と爲す。扱心流柔術を以って、熊本に仕へ、百石を食む)—秀種(江口源次郎と稱す。實は幕府の臣高橋太夫誠種の子也。鎭俊子なきを以って、養ひて聟とす)—鎭勝(窪田治部右衞門と稱し、幕府に仕ふ。文久二甲子年、日田御郡代と爲りて豐後に下向す)—女子(安野氏に嫁す)、弟鎭章」と。又西念寺過去帳に「知瑩處士、慶安三寅年九月十八日、吉里村の住窪田主水正の子、助右衞尉、庄屋之始也」と見ゆ。

24 肥後の窪田氏　當國の豪族にして、正平十六年の阿蘇惟澄文書に「肥後國小河守護代窪田武宗」と。また「肥後小川城代窪田武宗」と見え、下りて嘉吉三年の菊池持朝侍帳に「窪田民部允惟冬、」永正元年菊池政隆侍帳に「窪田式部允重宗、」翌二年十一月十八日阿蘇文書連署に「窪田大和守爲宗」を載せたり。

25 肥前の窪田氏　小城郡の窪田庄より起る。當國の大族にして、河上社文治二年五月文書に窪田太郎高直・見ゆ。高木氏の族か。下つて要略永正七年三月條に窪田胤俊あり、千葉氏配下の將なり。

26 大伴姓　大隅國の窪田氏にして、大伴姓と云ふを見れば、肝付氏庶家ならんかと云ふ。家讓名は兼、定紋は雁金とあり。—初代隼人佐—出右衞門—傳兵衞—眞堅坊—刑部左衞門—正兵衞—正左衞門—七右衞門—正兵衞。三代傳兵衞は高山の人大石七右衞門重明の二男にして、五代刑部左衞門は、同じく高山の人二階堂大林坊

行安の二男、八代七右衞門も亦高山の人上村甚助の二男なりと。

27 日向の窪田氏　日向記に窪田淸右衞門尉等を載せたり。

28 藤原姓　久保田にして、駿河の名族。又、社家にも在り、內外社寺記に「淺間惣社神供仕立役、久保田源之丞」と。

29 雜載　その他、新發田溝口藩用人、金澤米倉藩用人に窪田氏、幕府千人頭窪田助之丞、窪田十三郞。小給地方由緒書寄帳に「窪田新之丞、窪田半十郞」加賀藩給帳に「參百石（丸內ケン片喰）窪田修理」、京極殿給帳に「貳百石久保田藤右衞門」、秀康卿給帳に「七百石窪田五右衞門、二百石窪田半助」等見ゆ。又香宗我部氏記錄に「窪田八良兵衞、窪田孫右衞門」鯖江藩に窪田文了、大村藩に久保田氏等あり。又備前、豐前、信濃、津輕、美濃、備後、志摩、安藝等にあり。

久程田　クボタ

久甫田　クボタ　香宗我部家臣に久甫田彌次右衞門など見ゆ。

窪谷　クボタニ

窪津　クボツ　藤原北家遠藤氏の族にして攝津國西成郡窪津より起る。遠藤系圖に「忠文―公時―遠藤六郞爲方、（窪津大夫と號す。是より當國渡邊總官職始め也）」と載せたり、遠藤條を見よ。

工發　クホツ　東鑑三十六に「工發八郞、工發右衞門次郞」等見ゆ。

久保津　クボツ　中國の氏、尾崎氏の系圖に久保津又八なる人見ゆ。

求菩提　クボテ　豐前に求菩提山護國寺あり、多くの屬坊を有し、戰國の頃衆徒を養ひ、一方に雄視す。

窪寺　クボデラ　甲信の豪族也。次の久保寺と通ず。併せ見よ。

1 滋野氏流　信濃國水內郡窪寺邑より起る。河村系圖に「秀基―秀氏（二郞太郞）―宗秀（小二郞、信州住人窪寺左衞門次郞の子と爲り、姓を滋野に改む）」と見ゆ。秀基の事は河村條を見よ。

2 三善氏流　次條を見よ。

3 甲斐の窪寺氏　御嶽衆の一にして、窪寺藤三盛次、及び同山城盛澄等の後也。又壬午起請文に見ゆ。蓋し前項信濃窪寺氏と同族ならん。御岳衆には信濃豪族の裔多し。

4 武藏の窪寺氏　葛飾郡の猿ケ俣村にあり、小田原役帳に「窪寺大藏丞」と云ふ人見ゆ。

久保寺　クボデラ　前條氏と通じ用ひらる。幕臣久保寺氏は信濃國水內郡窪寺より起る。家紋丸に三引なりと。然らば前條第一項と同族なれど、これは三善氏の裔と稱す。この方よきか。

窪鳥　クボトリ

久保內　クボナイ　クボウチ也。

久保中　クボナカ

窪庭　クボニハ　上野の豪族にして、上野國志、碓氷郡野尻條に「安中越前守忠正、嫡左近忠成と云ふ者、野尻に代々居住す。窪庭圖書を退けて、永祿二己未四月、榎下の城より此所に引移る。野後を改めて安中と號す」と載せたり。

久保庭　クボニハ

久保野　クボノ　常陸六地藏過去帳に「道善、クホノ彥三郞」と見ゆ。窪條參照。

久保埜　クボノ　前條氏に同じ。

窪野　クボノ　鎭西の豪族にして、少貳氏の族也。太平記卷三十三、窪能登太郞泰助あり、少貳方の將也、窪條第十八項を見よ。

窪庄　クボノシヤウ　大和國添上郡の豪族にして、帶解村窪庄城主たりしと也。

窪東　クボヒガシ　大和の名族なり、窪條

を見よ。

久保村　**クボムラ**　信濃、志摩、伊勢等に存す。

久保本　**クボモト**　備前、美作（三輪庄原口庄屋）等の名族也。

窪屋　**クボヤ**　備中國に窪屋郡あり、和名抄に久保也と註す。其の地より起る。

○（吉備）窪屋臣　雄略紀、元年條に見えたり。臣姓なるより思ふに、吉備氏の族かと考へらる。

久保吉　**クボヨシ**　紀伊國伊都郡下上田村の地士に久保吉元右衞門あり、續風土記に見ゆ。

久保山　**クボヤマ**

熊　**クマ**　南九州の大族なり。熊襲、肥（ヒ）、肥人（クマビト）、肥人部條を見よ。猶ほ以下の諸項參照。熊は後世肥、隈、球磨等の字を宛つ。肥後以南、地名に此等の字を含むは、多く此の民族より起る。

1　**熊津彦**　肥後國球磨郡附近の地を古は熊縣と云ふ。肥人の本據にて、景行紀十八年夏四月條に「壬戌朔甲子、熊縣に到る。其處に熊津彦なる者、兄弟二人あり。天皇・先づ兄熊を徵さしむ。則ち使に從つて詣る。因りて弟熊を徵す。而も來らず。故に兵を遣はして之を誅す」とある熊津彦の住みし地なり。襲國と共に勢ありしかば、兩者を併せて熊襲と云ふ。仲哀紀二年條に見ゆる「熊襲・叛きて朝貢せず」とあるは、主として此の熊方面の賊なりしが如し。そは仲哀帝の之を征伐し給ふや、橿日宮に本據を定め給ひし事と、神功紀に「吉備臣祖鴨別を遣はして、熊襲國を擊たしむ。未だ浹辰を經ずして、自ら服す焉」とある鴨別は、肥後葦北國造族なれば、此の熊國と近接して、征伐に好都合なりし故か、又は此の功によりて、此の國に封ぜられたりと思はるゝ事とより、容易に推知する事を得。次條肥君は此の裔なるべし。卽ち熊津彦とは、肥人の酋長にして、津はノに通ふ助辭、彥は其の地の酋長の尊稱たる也。

2　**筑後の熊氏**　肥君の裔か。將士軍談に「熊氏、熊左兵衞佐（一に助に作る）俊定、開基帳、寛延記、並に曰ふ、東隈上八幡宮は、貞元元年、領主熊左兵衞佐俊定の勸請也。俊定、隈上にて拾七町の寄附あり」と見えたり。隈氏と云ふと同族か、隈條參照。

肥　**クマ**　**コマ**　**ヒ**　熊は後世多く肥の字を宛つ。よりて日（ヒ）と混同する恐れあり、ヒ條參照。

○肥君　熊津彦の裔にして、肥人の酋長なりし者の氏姓なるべし。天平八年の薩摩郡正稅帳に「主帳外少初位上勳十二等肥君廣帳、大領外正六位下勳七等肥君」など見ゆ。クマビト條、及びヒ條參照。

久萬　**クマ**　四國に多く、後世のものは地名を負ひしなれど、此等の地名は、もと熊人のありしより起りしものか。

1　**河野氏流**　伊豫國の豪族也。當國溫泉郡（和氣郡）上浮穴郡、共に久萬村あり。豫章記の河野系圖に「親孝（北條）―康季（河野親經の弟）―安綱（久萬六郎大夫）―安仲（新大夫）―安清（六郎）―成淸（五郎大夫）―成俊（彌太郎）」と見え、又越智系圖にも「安綱（久万六郎、久万祖也）」とあり。

東鑑卷十八に久万太郎高盛見ゆ、この族人か。下つて蒙古戰の時、彌太郎成俊あり、豫章記に「蒙古の頸をば久萬彌太郎成俊。是を持たせて京都に上りける。折節、君は雍州男山八幡宮に御參籠有りて、九州の實否注進を御待ち有ける所に、持參申しければ、白砂迄、召し寄せ、懇に

御尋ね有りて、御感賞を成されし事は有り難かりし次第也。此の成俊と申すは、親孝の四男康孝、其の子五男久萬六郎大夫安綱、其の子新大夫安仲、其の子六郎安清、其の子五郎大夫成清、其の子彌太郎成俊也。其の頸を取りける刀は此の家にあり。大和國壽命の作也。」と載せ、その子太郎左衛門通賢は、越智系圖に「通治に供奉して鎌倉に下る。建武の比、訴訟を遂げ、歸國の時藤澤に詣で、掃髮雲、萬阿彌陀佛と號する也。又正堂禾上使參」と見ゆ。

2　清和源氏　土佐國土佐郡久萬邑より起る。南路志に「久萬氏は源希義の後裔」と云ふも詳かならず。

久万　**クマ**　前條氏に同じ。

球磨　**クマ**　延喜式に肥後國球磨郡、和名抄には「球麻郡・久萬」と載せ、球玖郷を收む、球麻の誤か。肥人の本據也。後に球摩臼間野庄あり。

久間　**クマ**　**ヒサマ**　隈氏に同じ、鎭西要略に見ゆ。なほヒサマ條を見よ。幕臣久間氏は桓武平氏忠度流と云ひ、もと隈を稱せりと也。家紋丸に三柏、丸に四石。寛政系譜に見ゆ。

久末　**クマ**

來間　**クマ**　クルマ條を見よ。

隈　**クマ**　肥前に隈庄、その他、豐後、肥後等に此の地名あり。古代熊人のありし地か。

1　桓武平氏　肥前國彼杵郡の隈邑より起る。當地方の豪族にして、福田系圖に「平兼盛、字は隈平三、包守とも、又包盛ともあり。『治承四年、老手々隈之兩村、定使職事、補任平包盛』と。その子兼貞は隈平太、包貞とも、又兼定ともあり。文治二年、彼杵庄内、手隈並に老手村地頭職の御下文を賜ふ。貴賀島に於いて討死と。その弟包信（福田平次）―兼俊（領知福田手隈村事）、云々」と、子孫福田條を見よ。又鄕村記に「福田村、古老手村、隈平三平兼盛に老手手熊地頭職を賜ふ云々」とあり。

鎭西要略に、久間とあるも此の族ならん。現今當國發祥の隈氏は三ツ銀杏を家紋とす。猶ほ熊野條參照。

2　神代氏流　筑後の豪族にして、居城三瀦郡犬塚村、大善寺玉垂宮の大祝部にして、昔時筑後の徵稅役たりしと云ふ。丹波姓にして神代氏と同族との說あり。筑後領主附に「隈右京（一本に左京）、三瀦郡隈犬塚に居り、三十五町四反を領す」と、西城集には「二百二町四反」に作る、又城島城に居ると。領主附の一本は夜明村隈但馬の家藏にして、卷末に「天正六年戊寅三月二日寫之」と見ゆ。

又小川家文書に「隈右京亮鎭安、」都地文書大友義統判書に「隈右京亮殿、」この人、天正十二年福間村に營を構ふ（物語、地鑑、實記）となり。なほ熊條參照。

熊相　**クマアヒ**

熊井　**クマヰ**　武藏等に此の地名あり。

1　武藏の熊井氏　當國の豪族なり、比企郡熊井邑より起りしか。平家物語に熊井太郎あり、義經の軍に從ふ。源平盛衰記には熊井太郎忠元と見ゆ。新編風土記、都筑郡川和壘（川和村）條に「境内山の内にあり。廣さ一段餘、小高き所なり。此の邊を字して城古場と云ふ。昔熊井太郎忠もとゝ云ふもの居住せし所なりと。この人は右大將賴朝の幕下に屬せしものなりといひ傳へり、」と見ゆ。下りて太平記、卷二十八に熊井五郎左衛門尉政成と云ふ人あり。

2　清和源氏　信濃發祥にして、源義家の

裔、義徳の男義躬の後なりと云ふ。

3 豐前の熊井氏　宇都宮氏配下の將にして、小山田文書に「宇佐宮神官宇貞申す。豐前國封戸郷日足村新開田七段已下のこと、訴狀具書・此の如し。糺明の爲、早く熊井六郎左衞門尉信直、河野四郎通貞等を召さるべきの狀、仰により執達件の如し。曆應三年三月十四日。大和權守(花押)」とあるは此の氏人也。下りて國志に「田河郡岩石城は、天正元年より秋月種長の一黨熊井越中守在城。同十五年四月攻落さる」と。一に熊江越中に作り、又熊谷に誤る。

4 雜載　秀康卿給帳に「三百石、熊井九右衞門」を載せたり。

熊井田　クマキダ

熊内　クマウチ

熊江　クマエ　筑前秋月氏配下の氏にして熊江越中は岔富城を守れり(非樓纂聞)。熊井條第三項を見よ。

熊岡　クマヲカ　和名抄、讃岐國三野郡に熊岡郷を載せ、久萬乎賀と註す。當國の豪族に熊岡丹後あり、炭所惣左衞門の女婿たりき。全讃史等に見ゆ。又信濃にも此の氏存す。

熊賀　クマガ

熊懐　クマガネ　筑後の名族にして古文書を藏す、社家也。ヤマキタ條を見よ。

熊川　クマガハ　清和源氏木曾義仲の後裔と云ふ。馬場系圖に「讃岐守家村―家滿(四郎、刑部左衞門)、熊川元祖」と載せたり。豐前にも此の氏現存す。

隈川　クマガハ

熊谷　クマガヘ　クマガイ　クマガヤ　クマタニ　和名抄、出雲國飯石郡に熊谷郷あり。その他、武藏、備中、日向等に此の地名存す。

1 桓武平氏北條氏流　武藏國大里郡熊谷より起りし豪族にして、北條系圖に「直方(上野介)―維方(能登守)―盛方(時方の弟左衞門尉、違勅に依りて誅せらる)―直貞(熊谷次郎大夫、始めて武州大里郡熊谷郷を領す。父死する時二歲也。乳母之を携へて武州に下り、小澤大夫の家に居る。後に成木大夫の婿と爲る。十七歲にして死す)―

┬俊則(次郎大夫)(直貞養子、實は時方三男)―實俊(次郎大夫)
├直正―忠直(太郎孫左衞門尉)―景貞(近江熊谷)
└直實(次郎)┬直家(小次郎 孫兵衞尉)┬直國(備中守)(安藝熊谷)
　　　　　　│　　　　　　　　　　　└直重(又次郎)(武藏熊谷)
　　　　　　└實景　　　　　　　　　　(三河熊谷)

と載せ、熊谷系圖も、殆んど之と同樣にして、直貞の條に「始めて熊谷次郎大夫と號す」と註し、又直實の條に「次郎、法名蓮生、生年辛酉、承元三年九月十四日午刻、熊谷に於いて病死、年八十四歲」と註し、末文に「直貞・初めて熊谷と號す。名字の子細は、直貞の父盛方は北面の侍たり。勅勘を蒙りて相果つ。直貞二歲の時、乳母・夜に紛れ都を忍出で行きしが、内々武州に一家の衆有りと聞き及び、彼の息を衾の下に隱し、武州小澤太夫が所へ尋ね、落ち着きて爰にて年月送ると云ふ。又成木大夫が聟と成り、十六歲迄は不知行也。爰に武州大里郡の內に熊一つ之れ有り、往來の人を取る事・其の數を知らず、永治年中・依然禍をなす處に、武州四の一家(私黨)一門寄り集まりて、此の熊を害せんと談合す。然れば人數を以つて狩する事數日也。或はきつなをかけて待ち、色々樣々なりといへども、更に其の甲斐なし。重ねて一類集りて申しけるは、我と思ふ者一人でゝ、此の熊射害せ、他家に害させんは一家の恥辱なり。

一類の中に、此の熊を射るものあらば、私の黨の旗頭に成し、熊谷三百町・知行すべしと堅く之を定む。直貞・此の事を聞きて、心に思ふ樣、我少年にして當國に落ち下り、今日に至りて案堵なし、是れこそ幸よと思ひ、是非此の熊を害さむと、雨降り、風□き暮、若黨一人も相具せず、我が身の死する事を更に顧みず、仕得事ならば、私の黨の旗頭にならん。若し仕損ずるならば、勿論覺悟の前と思ひ切りて、熊の住所へ忍び行き相待つ所に、案の如く熊懸け出で、直貞にかゝる處を、矢取つて打つがひ、矢つぼを指して射、猶ほ掛る處を太刀を以て隨へけれども、闇かりければ、我が家に歸り、明けてかく申す。一家一類・肝をけし、兼ねての約なれば、相違なく案堵す。玆に因りて初めて熊谷次郎大夫直貞と號すと。直正直實二人の子、直正は三歳、直實二歳にして、父直貞十八歳にして逝去す。兄弟共に成木太夫が子・久下權守が所にて養ひて、十六騎武者の內、直實と有り」。云々と見えたり。また熊谷寺緣起にも見ゆ。

此の話は本より地名附會の傳說と思はる

クマカへ

れど、熊谷氏が大里郡熊谷鄉より發祥せし氏にして、私黨と關係深き事は、東鑑に、「壽永元年六月五日、熊谷次郎直實は、朝夕恪勤の忠を勵むに匪ざれど、去る治承四年、佐竹冠者を追討するの時、殊に勳功を施す、其の武勇を感じ給ふに依り、武藏國舊領等・直光の押領を停止し、之を領掌すべきの由・仰せ下さる。而して直實・此の間在國、今日參上せしめ、件の下文を賜ふ。『武藏國に下す、大里郡熊谷次郎平直實・定補するところの所領事。右件の所、且は先祖相傳也。而して久下權守直光・押領の事を停止せしめ、直實を以つて地頭の職と爲し畢んぬ。其の故・何となれば、佐汰毛四郎、常陸國奧郡花園山に楯籠り、鎌倉より責めしめ給ふ時、其の日の御合戰、直實・萬人に勝れ前懸して一陣を懸け壞り、一人當千・高名を顯はす。其の勸賞として、件の熊谷鄉の地頭職に成し畢る。子々孫々、永代・他の妨げあるべからず、故に下す。百姓等宜しく承知すべく敢へて違失すべからず。治承六年五月三十日』と。其の後、又建久三年十一月二十五日條に「白雲飛散、午以後霽に屬す。早旦熊谷次

クマカへ

郎直實、久下權守直光と御前に於いて一決を遂ぐ。是れ武藏國熊谷、久下、境の相論の事也。直實武勇に於ては一人當千の名を馳すと雖、對決に至つては、再往知十の才に足らず。頗る御不審を貽すに依りて、將軍家度々尋問せしめ給ふ事あり。時に直實申して云ふ。此の事、梶原平三景時、直光に引級するの間、兼日に道理を申し入るゝの由か。仍りて今直實頻りに下問に預る者也。御成敗の處、直光定めて眉を開くべし。其の上は理運の文書要なし、左右する能はずと稱し、縡未だ終らざるに、調度文書等を卷き、御簾中に投入れ座を起つ。猶ほ忿怒に堪えざりけん、西侍に於て、自ら刀を取て髻を除き、詞を吐いて云ふ、殿の御侍へ登りはて云々と。則ち南門に走り出で、私宅に歸るに及ばずして逐電す。將軍家・殊に驚き給ふ。或る說に西を指して駕を馳す、若くは京都の方に赴きし歟云々。則ち雜色を馳せ遣はし、相摸、伊豆の所處、并に箱根、走湯山等に於いて、直實の前途を遮り、遁世の儀を止むべき由、御家人、及び衆徒等の中に仰せ遣はさる。直光は直實姨母の夫也。其の好みに就て、

直實。先年直光の代官として、京都の大番を勤仕せし時、武藏國の傍輩等、同役を勤め洛に在り、此の間に各々人の代官を以て、直實に對し無禮を現はす。直實其の鬱憤を散ずる爲、新中納言知盛卿に屬し、多年を送り畢んぬ。白地に關東に下向する折節、石橋合戰あり、平家方人として源家を射ると雖、其の後、又源家に仕へ、度々の戰場において勳功を抽んづ云々。而して直光を弃て、新黄門家人に列するの條。宿意たるの基、日來境の違亂に及ぶによる云々」と見え、又大里郡に熊谷郷のあるより推察するを得ん。久下氏は私黨中の大族也。クゲ條を見よ。又一本熊谷系圖、直貞の譜に「始めて武州大里郡熊谷郷を領す云々。小澤太夫の家に居り、後に成木太夫の婿となる」と見ゆる小澤太夫、成木太夫とは、私市系圖に見ゆる小澤氏、成木氏なるべし。熊谷氏が果して系圖に見ゆる如く、桓武平氏にて、北條氏と同族なりしか否か。又直實の父直貞に至り、初めて此の地方に來たりしものか、又は以前より此の地の土豪たりし關係より、此の地に來たりしものか、共に明白ならざれど、直貞は此

クマカヘ

の黨の小澤氏に養はれ、成木氏の婿になれりと傳へ、又直實と此の黨の久下氏との關係は、東鑑に見ゆる如くなれば、熊谷氏も私黨の一にて、此の地方の土豪たりしかば、盛方の死後、直貞は一族の手に養はれしものと見る方、穩當ならん。されど諸系圖は、殆んど皆熊谷を北條と同族とす。

2　私黨　熊谷氏は前項の如く、私黨の一と思はれ、平姓と云ふも、分脈等の平家系圖が之を載せざるを思へば、恐らく假冒に過ぎざるべし。

3　丹黨説　中興系圖に「熊谷、丹治、本國武藏大里郡、宣化天皇苗裔」と見ゆ。こは私黨が丹黨と同族なりとの説より來りしものならん。

4　熊谷氏は、平治物語源氏勢汰の條に、「武藏國には熊谷次郎直實、」また待賢門十七騎の一に熊谷次郎。平家物語に、「熊谷次郎、子息小次郎直家」と。源平盛衰記にも熊谷次郎直實と載せ、東鑑には卷一、二、七、十二に熊谷次郎直實、三、五、九、十、十五、十九に熊谷小次郎直家(一二七一頁參照)。卷三(元曆元年十二月)に熊谷四郎、卷十に熊谷三郎、卷

クマカヘ

十五に熊谷又次郎、卷十九に熊谷平三直宗等見え、又承久記卷四に、熊谷二郎兵衞直家(鎭)、熊谷平平內左衞門等あり。以下各項を見よ。

5　近江の熊谷氏　直實の兄直正の後にして、熊谷族中の總領と稱す。熊谷系圖に「直正(太郎大明神と號す。十八歲死)。―忠直(太郎、後に左衞門尉)―景貞―直綱(平次郎、後に左衞門佐)―直朝(平次郎。江州鹽津熊谷衆は此の筋也。直貞よりの總領筋也。然りと雖も直實が跡をば、直國之を續ぐ、妹は沼田妻」と見ゆ。直國の事は第十七項を見よ。

此の熊谷氏は淺井郡の豪族にして、一に「熊谷直實―直方―忠道・孫直綱・其の子直朝に至り鹽津鄉を領す。其の末孫備中守直純・足利義政に仕ふ、」ともあり。太平記卷三十二に熊谷備中守直鎭とあるは、此の熊谷氏ならん。

子孫室町幕府に仕ふ。康正造內裡段錢引付に「三貫文、熊谷次郎左衞門尉殿、江州淺井段錢、」又「四貫文、熊谷新左衞門殿、小坂次郎左衞門殿、兩人沙汰、江州佃江庄段錢、」また「七百五十文、熊谷新左衞門尉殿、近江國今西庄、幷に早崎重

且・段錢」」など載せ、又應仁記に「近江國鹽津の住人熊谷と云ふ奉公の者あり云々。熊谷左衛門 熊谷次郎左衛門尉」など見ゆるにより、當時近江が本貫たりしを知るべし。

氏人は、これより前、永享以來御番帳に「三番・熊谷下野入道、熊谷次郎左衛門尉。五番・熊谷上總介、同左京亮、」文安年中御番帳に「三番・在國衆、熊谷次郎左衛門尉、」「五番・熊谷右京亮、熊谷上總介、」下つて長享將軍江州動座着到に「三番衆・江州熊谷彌次郎、五番衆・熊谷孫次郎直茂、熊谷孫次郎」などあり、而して見聞諸家紋に

寓生鳩 三番五番 熊谷

淺井郡山王十禪師社(西村の内石田)は熊谷氏の氏神、長祿年中の鐘あり(所在私考)と。

6 武藏の熊谷氏 發祥地に殘りし熊谷氏にして、北條系圖に「直實―直家―直重(又次郎、武州熊谷鄕に住す)―直忠(次郎、左衛門尉)―忠重(又次郎)―直鎭(又次郎、備中守、法名生觀。元弘三年源尊氏・六波羅退治の爲に上洛す。時に供奉して、數度・軍功あり。其の後、三州梁郡を賜ふ)―直氏(又次郎、民部大輔、豐後守)―淸直(五郎兵衛尉)―實家(新次郎、永享十一年、筥根山合戰に討死)」と見ゆ。而して新編風土記、比企郡根岸村條に「或る書に、熊谷次郎直實が末孫佐渡守實勝六代の孫佐渡俊直と云ふ人本郡根岸村に住し、同國松山の城主案獨齋に屬し、根岸村、及び和泉村を知行すとあり」と見ゆ。

其の他、飯田氏譜に「武州橘樹郡市場熊谷氏」云々。又翁草、鎌倉時代武士の所領として「七千町、武州の內、熊谷次郎直實。千町、武州の內「熊谷小次郎直家」とあれど徵證あるなし。

7 岩代の熊谷氏 田村郡の豪族にして、田村家に屬す。郡內の家用內城(廣瀨)は熊谷直盛の居城にして、田村氏の重鎭なり。後裔直行に至り、天正十八年、田村氏と共に沒落。「圓治盛方…(三代略)―直實―直家―〇―某(田村氏に仕ふ)―直則…(六代略)―直盛…(四代略)直行」なりと。田村大膳太夫淸顯公家中記に「熊谷直盛(廣瀨)」とあり。

8 赤岩の熊谷氏 陸前國本吉郡の豪族にして赤岩館に住す。卽ち封內記に「氣仙沼鄕。郡長熊谷氏あり。是れ乃ち熊谷直實の嫡流也。熊谷氏の祖武藏介直季は武州熊谷鄕に住し、始めて熊谷と稱す。直實は乃ち直季の玄孫なり。而して其の子小次郎直家、其の子平三直宗、相繼いで桃生、本吉の兩郡內數邑を領し、赤巖城に住す。其の子石見守直鎭、其の子左兵衛尉直光、其の子佐渡守直時、建武三年、葛西陸奧守高淸、千葉周防守行胤と、本郡馬籠邑に戰ふや、直時・行胤を援く。行胤大敗し、直時、及び家族六人戰死す。其の子彈正忠直明、赤巖城を守り、葛西家の大軍と屢々戰ひて屈せず。其の子彈正忠直政、貞治二年其の相敵し能はざるを以つて、遂に葛西家に降り、臣と稱す。其の子備中直行、其の子備中直致、其の子右衛門信直(葛西持信・一字を授けし也)、其の子右衛門直茂、其の子備中直定、其の子尾張直光、其の子直元(俗稱傳はらず)、其の子圖書直政、其の子淡路直貞、其の子掃部直長、相繼ぎて世々葛西家臣たり。天正十八年、葛西家・太閤秀吉公に其の地を沒收せらるゝの後、處士と爲

クマカヘ
クマカヘ

り、津谷邑に住し、子孫今に至る」と載せ、又觀蹟聞老志に「赤岩館は熊谷小次郎直家の仲子・平藏直宗なる者の古壘也。直宗の墳、新城村寶鏡寺に在り。直宗の建つる所也、(康應中、黒石正法寺二祖附弟、虎溪良孔和尚・之を中興し、曹洞宗と爲す)、其の墳石に題して曰はく、『熊谷平三直宗の墓、貞應二年七月六日』、之を立つ』云々」と見えたり。

又氣仙風土草に「江刺郡黒石正法寺二世の住持月泉和尚、俗姓熊谷氏、氣仙濱階上の産也云々」とあり。

6 陸中の熊谷氏　封内記に磐井郡清水邑「二櫻古城は、源頼義東征の時、軍監熊谷二郎直季・之に陣す」云々と。

7 陸奥の熊谷氏　蠣崎氏配下の將にして康正三年二月、田名部攻戰死者交名に熊谷東馬あり。

8 出羽の熊谷氏　山北小野寺遠江守義道家臣に熊谷氏あり。

9 信濃の熊谷氏　伊那郡の豪族にして、其の館跡は波合村平谷にあり。熊谷次郎直實十二世孫・武州の住人・熊谷左近亮直光、長祿三年、下條家に據り、知行百五拾貫文を領し、其の子直家、其の子直政、子の直保、子の直親、直玄の子玄番直政・下條の旗下に列し、信州先方衆として數度の合戰に出で、武名を顯す。降りて天正十年二月、吉岡城に討死。其の子彦兵衞、及び與一右衞門共に民籍に降る（南信史料）となり。

10 遠江の熊谷氏　敷智郡の豪族にして、入野熊谷氏と云ふ。イリノ條を見よ。

11 參河の熊谷氏　當國に熊谷氏多し。先づ八名郡勝山城（三渡野村）は熊谷越後守の居城也。此の熊谷氏は直實六代直鎭に至り、本郡に住す。其の玄孫新次郎實家・永享十一年戰死す。其の子長直、其の子又兵衞重實、宇利鄕に住し、其の子兵庫入道實長（直盛か）宇利熊谷と稱す。其の子正直は額田郡高力鄕に居住す。これ高力氏の祖たるなり。高力、梁田等の條を見よ。

次に設樂郡黒河城（奥村之内黒河村）は熊谷玄蕃の居城にして、天正十一年、信州平谷より此所に蟄居すと云ふ。次に碧海郡にも熊谷氏あり、直實の後と云ふ。本郡棚尾村に熊谷若狹守の古屋敷あり。

12 若狹の熊谷氏　大倉見城は國主武田氏の麾下熊谷氏の居れる所にして、天正中、熊谷大膳亮直之あり、安藝の熊谷助二郎直助の裔なり。出でて豐臣氏に仕へ、關白秀次に屬し、邑五萬石を食む。文祿四年、秀次の敗にあたり、直之も亦罪を被りて自刄し、所領籍沒せらる。

13 清和源氏武田氏流　前項氏の養子となり、その氏を冒せし也。山縣本武田系圖に「信繁―大膳大夫國信―同元信―同元光（若州守護）―盛信（山縣源三郎）―元盛（式部大夫）―直常、（熊谷備中、大膳養子）」と見ゆ。大膳は盛信の女婿也。名鄕城主にして初名を傳左衞門と云ふ。諸家系圖纂には「元盛―眞盛（號熊谷、備中守、大膳亮養子）―國勝（源四郎、廿四の時、豐後國に於いて生害、母は太田飛驒守女）」と載す。

14 丹波丹後の熊谷氏　丹波志に「熊谷氏。大身村。井根株と云ふ。先祖に半左衞門と云ふ者有り、玄蕃の頭に任ぜらる」とあり。又丹後にも在り、赤尾條を見よ。

15 備中の熊谷氏　英賀郡（哲多郡）熊谷邑より起りしか。東鑑卷三、元暦元年十二月七日條に「熊谷四郎（吉川本熊四郎）」あり、此の地の人ならん。又熊谷備中守の事は前に云へり。

16 美作の熊谷氏　東北條郡三輪庄青山邑に熊谷墓あり。相傳ふ、熊谷次郎直實・法然上人の舊跡を慕ひて當國誕生寺に來り死す。此の村に熊谷が家人ありて、屍を玆に葬ると。惟ふに毛利家の少將熊谷伊豆守信直の子三須兵部少輔隆經、番手として東北條郡醫王山の城を守ることあり。此の時、父の廟所を、此の山に築きしやもしれず。直實が此國に死せしこと、更に傳ふる所を聞かず。熊谷子孫團右衞門と云ふもの近き世まで傳はり、古書、甲冑等持傳へしが、亂氣して家に火を懸け、悉く燒きすてきといふ。森家の浪士の由村老はいへり（東作志）と。

當國英田郡別所邑庄屋に熊谷氏、森家々臣に熊谷三右衞門、古文書に熊谷新五兵衞等あり。

17 安藝の熊谷氏　當國の大族にして、太平記卷七に「安藝國には、熊谷、小早川」とあるもの、これにして、南山巡狩錄に「建武二年、安藝國に於いて、熊谷四郎三郎、矢野城に籠り、官軍に屬したりける。是れを聞きて、足利方なりし吉川經盛、しば〳〵軍勢を率ゐて、此の城兵と合戰をとぐ云々」と見ゆ。

此の熊谷氏は、北條系圖に「小次郎直家—直國（備中守、平内、左衞門尉。承久三年六月十三日、勢多橋に於いて討死、法名妙直）—直時（圖書助、法名西忍。七十三歲にして死す。安木國安北郡三入庄を領し、又同國安南、佐東二郡を領し、安木、石見の兩國目代と爲る）—直高（次郎、圖書助。七月十四日討死、卅四歲、法名道忍）—直滿（彥次郎、次郎、左衞門尉、法名直忍）」と載せ、直滿以下は、熊谷系圖に「直滿（彥次郎、後に次郎左衞門、法名直忍、五十七歲死）—直經（小次郎、法名直道、八十二歲死。太平記に尾張守と有り）—宗直（尾張四郎、後に次郎左衞門、尾張守、法名直會、討死、年三十四）—在直（尾張四郎、次郎左衞門、法名一心、四十二歲死）—信直（次郎三郎、美濃守、法名電景、二十八にて死、母は嚴島息女）—堅直（次郎三郎、次郎左衞門、後に美濃守、法名圓谷、七十八にて死、美州介二郎を同道して隱居、母は熊谷衆息女。）—宗直（次郎三郎、次郎左衞門、後に但馬守、九十三にて死す、十人力、母は宅部息女。弟直助は助二郎、若州越之味方と云ふ所を知行す）—勝直（次郎三郎、左衞門、後に民部大夫、法名松岩、六十三にて死、母は完戸息女、武道直實にも增し、金銀持つ事限りなし）—元直（次郎三郎、法名花翁、廿八歲にして名譽の働きして、十月廿二日討死す。母は溫科金子の息女。同名家二百一所して敵八百討伏。我と腹切て死す）—信直（次郎三郎、兵庫頭、後に伊豆守。五月廿六日死、年八十八歲。法名昌暫。母は備後國宮氏の息女。）—高直（次郎三郎、後に兵庫頭、五十二歲にて病死。文武あり。母は佐東武田氏息女。）—元直（次郎三郎、豐前守、法名蓮西、母は備後國安田の息女。）—元貞（小次郎、廿歲にて病死、母は佐波常陸の息女）—某（次郎三郎、母は毛利伊豫守元淸の息女。宰相秀光の妹）」とあり。

又一本に、直時が、安藝國安北郡の三入庄、又同國安南郡佐東郡を領する事を載せ、安藝石見の目代たりと見ゆ。而して、代々高松城に據る。藝藩通志、高宮郡條に「高松城、下町屋（三入）村にあり。熊谷直時、始めて此處に築く。其の後、累世相續す。一說には、直時の曾孫直經より居住すといふ」と載せ、又曰く「熊谷次郎直實の子直時・安南安北を領すと云

ふ。これより直高、直滿、直經を歷て、宗直に至り、康應元年、南朝の召に赴きければ、足利義滿より、毛利、宍戶、吉川、小早川等をして伐たしむ。宗直が子有直・幼少なりしを、其姆・潛かに負ひて遁れ走る。義詮の時に及び、赦されて再び三入鈴張を食邑とす。其の後、直信、堅直、宗直、善直を歷て、元直に及び、永正十四年、武田元繁に從ひ、有田中井手にて毛利氏と戰ひしが、流矢に中り死す。元直が子信直は、武田光和を去り、毛利に屬し、隆直、元直（豐前守と稱し、先祖に同名あり、不審）元貞を歷て、秀直に至り、毛利氏に從ひ、長門に移る」と。又「伊勢坪山、大林村にあり。熊谷直時（一に直經）、始めは此所に居り、後に高松城に移る」と載せ、又賀茂郡條に「熊谷氏宅址、下町屋村にあり。城を下り、常居せし處なり、今に石壇一町餘あり。宅の跡は、畑となり、一堂宇あり」と。又「大迫山、內村にあり。熊谷平馬居る所」と。又高田郡「熊谷城は熊谷平六守る所」など見えたり。其の他、陰德太平記に「建武の頃、熊谷四郎次郎蓮覺、矢野城を守る」と。下りて安西軍策に「熊谷次郎三郎元直（永正の頃）」以下「熊谷新右衛門、熊谷伊豆守」、「武田熊谷不和の事云々、熊谷兵庫助信直」、「熊谷平藏直續（兵庫助舍弟）」等見え、元就記に「高松城主熊谷伊豆守」等多し。又毛利在番帳に「出雲國須佐城は熊谷兵庫・守る」と。

18　石見出雲の熊谷氏　直時は當國の目代たりしと。前項を見よ。

19　首藤氏族　淺羽本首藤系圖に「首藤時通六世孫上野介瀨通―五郎兵衛尉通高―高春（號熊谷藏人）」と見え、又「瀨通の父通忠妹（熊谷太郎妻）、また瀨通妹（熊谷太郎妻）」とあり。外戚の氏を冒せし也。その後熊谷帶刀と云ふも見ゆ。

20　土佐の熊谷氏　土佐軍記に熊谷源介見ゆ、後伊豆と稱す、長曾我部元親に屬し、十八人切にて名高し。

21　豐前の熊谷氏　田川郡の豪族にして、永享應仁の頃、熊谷直義あり。

22　筑前の熊谷氏　椿村八幡社文祿三年の棟札に「下穗波の總莊屋熊谷佐渡守」と。

23　豐後の熊谷氏　國志に「安岐城は、文祿二年、大友義統國除の後、熊谷內藏丞直陳に賜ひて之れに居らしむ。慶長中、關原の役、大垣城に戰死し、城終に廢す。當時八萬石の城下なり」と。

24　肥後の熊谷氏　太平記卷三十三、宮方の士に「熊谷豐後守、熊谷民部大輔」あり。兩人共、征西將軍宮に仕へて忠死す。其の後、嘉吉三年菊池持朝の侍帳に「熊谷和泉前司直次」見ゆ。

25　大隅の熊谷氏　囎唹郡敷根鄕上之段村堅山神社は、元曆元年、熊谷但馬守宗直・陸奧國葉井津より守り來り、此所に建立す」といふ。

26　平姓　後曾谷と云ふ。

27　幕臣熊谷氏　寬政系譜に此の庶流三家を載せたり。家紋丸に鳩文字、三弦蔦、左三巴。又幕府藝者の書附に「二百俵醫師熊谷玄輿」見ゆ。

28　雜載　その他、安志小笠原藩中老格、德山毛利藩用人、奧殿松平藩中老、谷田部細川藩用人、一ノ關田村藩中老。又尼子氏の最後、上月城に據れる士に「熊谷新右衛門」、田中家臣知行割帳に「三百石熊谷又兵衛、二百石熊谷半兵衛、七百石熊谷五右衛門」、加賀藩給帳に「五百石（三カイ松）熊谷勘太夫、百五拾石（笹ノ丸）熊谷淸太夫、八拾石（丸內蛇ノ目）熊谷猪

兵衞、百五拾石（五三ノ桐）熊谷何五郎、百石（笠）熊谷喜一郎」京極殿給帳に「二百石熊谷作左衞門」秀康卿給帳に「七百石熊谷左兵衞」等見え、又讃岐に熊谷氏あり、京都より移ると云ふ。

熊谷氏の紋章は第五項を見よ。又紋譜帳に「宿り木に鳩の番」と。沼田氏云ふ「熊谷小次郎直家の紋として、宿り木に鳩の番としてあるが、源平盛衰記一谷合戰の條には、直實の紋は寓生(ホヤ)に鳩と記されてある。寓生は寄生植物であるから、宿り木には相違なきも、寄生植物は總名で、その中には、多少形の異つた種類もある、宿り木なぞと一定せざる名稱を用ゐるよりも、源平盛衰記に用ゐられた寓生の名を用ゐる方が正しいかと思はれる。又直家の紋を番鳩とせられたのも、餘程疑問である。何となれば見聞諸家紋を見るに、矢張寓生に三羽鳩であるから、少くとも足利時代の中頃迄、熊谷氏は寓生に三羽鳩を用ゐたものと思はれる」と。

隈上　クマカミ　クマノウヘ　筑後國生葉郡隈上邑より起る。日田系圖に「三代永平—永隆（三郎、平家追討の時、太宰府に出張し、敵兵の爲に捕へられ、宗盛の船に乘り、檀の浦に至る。平氏亡滅し、源家の兵・將に永隆を殺さんとす。永隆・故を以つて義經に告ぐ。義經之を制し、賞するに、筑後國隈上莊を以つてす。故に氏を改めて隈上と號す」と見ゆ。ヒダ條を見よ。

熊來　クマキ　クマク　和名抄、三河國幡豆郡に能束郷あり、三河志に「今熊子村あり、上古熊來と書す。能束は熊來の略なり」と見ゆ。又能登國能登郡に熊來郷ありて、久萬岐と註す、後世熊木邑と云ふ。此の氏は後者より起りしにて、明德記中卷に「畠山に從ふ、能登の國住人に熊來左近將監云々」とあるもの、これにして、當國の豪族也。次條を見よ。

熊木　クマキ　前條氏に同じ。

1　藤原姓　能登國鹿島郡（能登郡）熊木邑より起る。三州志、熊木城（熊木院二ヶ所、中島村領、上升村領、熊來鄕）條に「初め長谷部信連・此所に住し、夫より穴水に移りしこと長家傳にあり。此の後、明德二年、內野合戰に熊木左近將監討死の事・後太平記に見ゆ。其の後、天正五年三月、謙信・七尾城を攻むれども陷らず、因りて謙信・七尾へ集り防ぐ諸將の間を覘ひ、其の諸城を奪つて、熊木に三寶寺平四郞、齋藤帶刀、內藤久彌、七杉小傳次をおくとあり。又武藝小傳と云ふ印行の書を按ずるに『齋藤安藝守好玄は、能州熊木城主也』とあり。同年五月、長綱連・七尾の兵を將ゐて熊木を圍む。甲斐莊家繁・間計を以つて齋藤を降らしむ。仍りて、七杉自刄し、內藤、三寶寺も亦降り、仁岸石見をして、堡を受けとらしめ、降將を七尾の寶幢寺にて誅せり」など見ゆ。

2　雜載　佐州役人附に「藤原姓熊木仁左衞門、熊木八重吉」又出羽に熊木長左衞門あり、其の覺書・史料として尊重さる。

熊城　クマキ　クマシロ條參照。

久間木　クマキ　伊勢の名族、橘姓にして、楠木正成十世孫久間木正矩の後なりと。クスノキ條參照。

熊切　クマキリ　遠江國に此の地名あり。關係あるか。

熊口　クマクチ　和名抄、伊勢國桑名郡に熊口鄕を載せ、久末久知と註す。

熊久保　クマクボ　信濃に隈久保の地名存す。

熊倉　クマクラ　上野、岩代等に此の地名存し、また丹波に熊鞍神社あり。

1 秀郷流藤原姓　上野國甘樂郡熊倉邑より起りしか。下野國寒川郡野木の名族にして、小山氏の族と云ふ。野木神社緣起を藏す。幕臣熊倉氏も同族にして、小山朝政の後と云ふ。幸廣に至り紀伊家に仕ふ。家紋丸に四石、萬字。

熊倉靱負佐

2 越後の熊倉氏　謙信の家臣に熊倉吉藏あり、天正五年七尾陷落後、正院に置く。蒲原郡に此の氏多し。

3 雜載　磐城、岩代、武藏等にも此の氏存す。

熊毛　クマケ　和名抄、周防國に熊毛郡あり、和名抄に久末計と註し、郡内に熊毛(久萬介)郷を收む。又大隅國にも熊毛郡あり、久末介と註し、郡内に熊毛郷を收む。地理纂考に「近古・能滿入道、熊毛入道と南島を分領す」と。蓋し郡司の裔也(地理志料)と。種子島條を見よ。

熊凝　クマコリ　クマノコリ　大和國平群郡に熊凝邑あり。神功皇后凱旋の際、忍熊王の先鋒に、熊之凝と云ふ人見ゆ、此の地名を負ひしかと云ふ。書紀に「葛野城首の祖」と註す。カドノキ條を見よ。其の後、聖德太子・平群郡熊凝道場を建て給ふ(三代實錄)。扶桑略記、推古天皇十九年條に「平群熊凝精舍」とあるもの之也。此の氏は當地名を負ふ。

1 (中臣)熊凝連　中臣と冠すれど、物部氏の族にして養老三年に朝臣姓を賜ふ。

2 (中臣)熊凝朝臣　前條氏の後にして、養老三年五月紀に「從六位上中臣熊凝連古麻呂等七人云々、朝臣姓を賜ふ」と載せ、姓氏錄は右京神別に收め、「同上(味瓊杵日命の後也)」と註す。後に中臣の二字を省き、單に熊凝朝臣とするものあり。

3 熊凝朝臣　天平十七年八月紀に「從五位下中臣熊凝朝臣五百島、中臣を除き、熊凝朝臣と爲す」と見ゆ。

4 熊凝(無姓)　熊凝連の族なるべし。

5 呉族　前項氏とは別にて、僧綱補任に「推古天皇第三十三年、僧正福亮は呉人、熊凝氏、本元興寺云々」と載せ、また元亨釋書十六に「釋福亮は呉國人、三論を嘉祥に受く。齊明四年、內臣鎌子・陶原家精舍に於いて、高に請ひ、維摩詰經を講ぜしむ」など見ゆ。

熊坂　クマサカ　和泉、及び加賀に熊坂庄、その他、伊豆、越後等に此の地名存す。

1 大江姓(また利仁流藤原姓)　加賀國江沼郡熊坂庄より起る。齋藤氏の一族にして、尊卑分脈に「疋田(大左衞門)以成の子以永(中宮侍、熊坂太郎と號す)」とあれど、中興系圖には「熊坂、藤、本國越前、後加賀、疋田左衞門尉以盛の男、實は大江、以平・島太郎以來、稱之」と載せたり。疋田條を見よ。

2 越後の熊坂氏　中頸城郡に熊坂邑(今信濃水內郡)の地にあり。有名なる長範は此の地の人なりと云ふ。義經記に「頸城の郡の住人藤澤の入道と申すもの、信濃國に越えて、さんの權正子息太郎、遠江國に蒲の與一、駿河の國に興津十郎、上野國に豐岡源八、いづれも聞ゆる盜人」と見ゆる、これ也。但し伊賀名所記に據れば、長範は伊賀國藏持の北川出生と傳ふ。

3 信濃の熊坂氏　これより前、保元物語、官軍勢汰の條に「信濃には熊坂四郎」を載せたり。これも前述熊坂の人なるべし。

4 岩代の熊坂氏　伊達郡高子邑の豪農に熊坂氏あり、世々高子城迹に住す。熊坂台州、父は卯右衞門、覇陵と號す。嗣も

亦卯右衛門と稱し、磐谷と號す。累世富豪にして、能く貧民を賑恤す。賴りて火を擧ぐる者數十百家、擱陵を祭りて神と爲すに至る云々（地名辭書）と。

熊崎　クマサキ　筑前に隈崎あり、關係あるか。吉田伊達藩中老に此の氏見ゆ。

熊澤　クマサハ

1　藤原姓　太田道灌の家臣に熊澤土佐吉定あり、其の後裔にて、江戸幕府に仕ふ、家紋九曜。寛政系譜に見ゆ。

2　參河の熊澤氏　碧海郡の豪族にして、二葉松に「赤澁城（赤澁村）、城主熊澤一學、次に天野助兵衛、同甚四郎、同平七也」と見ゆ。

3　諏訪神家　信濃の熊澤氏にして、家紋丸に四ッ菱なりと云ふ。

4　城州藤原姓　山城の鄕士藤田佐左衛門の後なりと云ふ。家紋丸に三引、藤の丸、寛政系譜に見ゆ。好昌—渡好也。

5　野尻氏流　有名なる熊澤蕃山の父野尻藤兵衛一利は、尾張知多郡比延の人にして、加藤嘉明、山口重政、山崎家治等に仕ふ。天草亂に功あり。延寳八年八月二十三日、九十一歲にて卒す。此の人、尾張の人熊澤半右衛門守久の女、龜女と婚し、玉女（岡山藩士森川九兵衛重行妻）と蕃山とを生む。蕃山、幼名佐七郎、二郎八、助右衛門と號し、字は伯繼、不敢山人、不盈散人、有終庵主息遊と稱す。中江藤樹に學び、備前侯に仕へ、後罪ありて下總許我に幽せられ、七十三にて歿す。姫路藩士矢部七右衛門の女市と婚し、繼明（幼名三太郎、右七郎）を生む。次子中友松、その子九一郎、熊澤平三郎ともいふ。その子蕃山左七郎也。又蕃山の三男に蕃山武三郎、次に蕃山左内、又こう（宮野賴母の妻）、さい（池田三郎左衛門妻）、さき（出納豐後守妻）、ふさ（小森孫三郎妻）、しゆん（中平之丞妻）等あり。養子輝錄は池田主税政倫にして、實は光政の三男、丹波守、從五位下、一萬五千石を領す。猶ほ蕃山の母方熊澤氏は、福島正則家臣なりと。

6　紀伊の熊澤氏　續風土記、牟婁郡入鹿庄板屋村條に「大坂陣の時、此山一揆の者、熊澤兵庫の代官山内七左衛門を伐んとせしに、入鹿村の板屋の又兵衛、かこひのけたるにより、米十石を賜ふと寛文記に見ゆ」と。

7　雜載　其の他、松浦藩家老、鳥取池田藩用人、また鷹司家の侍に熊澤氏、又鯖江藩に熊澤了庵、なほ美濃等に存す。

熊庄　クマシヤウ　阿波の豪族。クマノシヤウ條を見よ。

神代　クマシロ　カミシロ條を見よ。

神稻　クマシロ　和名抄、石見國邑知郡に神稻鄕を載せ、久未之呂と註す。又淡路國三原郡に神稻鄕あり、久萬之呂と訓ず。神領の地たりし也、カミシロ條に詳かなり。

熊代　クマシロ　カミシロ條參照。

1　神代直裔　肥前の豪族、神代氏中には、後に熊代氏と稱するものあり。朽網氏所藏宇都宮系圖に「式部大夫鎭運の妻は肥前住熊代氏」とあるは此の族ならん。

2　相摸の熊代氏　源平盛衰記に「相摸國住人熊代三郎家直」と云ふ人見ゆ。

3　雜載　その他、紀伊續風土記、名草郡岡田村地士に、熊代長藏、また備前吉備津社一老に熊代式部等あり。

熊瀨　クマセ

熊襲　クマソ　熊と襲と、二族の名を擧げて九州南方の種族名とせし也。肥前風土記には、球磨贈唹に作る。クマ、クマヒト、ソ、ハヤト等の條參照。猶ほ詳細は「上代に於ける社會組織の研究」熊襲條を見よ。

熊添　クマゾヘ　筑後の豪族にして、蒲池

氏に屬す。

來熊田　クマタ　ククマダ　古代の名族にして、仲哀紀二年條に「(天皇)・來熊田造の祖大酒主の女弟媛を娶りて、譽屋別皇子を生み給ふ」と見ゆ。來熊田とは、攝津國住吉郡杭全郷（訓久末多）とある地名を負ひしなるべし。倭建命の御孫に、枝俣長日子王と云ふ方もあり。猶ほ次條を見よ。

熊田　クマタ　和名抄、下野國那須郡に熊田郷あり、高山寺本には能田に作る。又加賀に熊田神社、その他、日向等に此の地名存す。

1　(天)熊田造　前條來熊田氏を、天皇本紀の仲哀天皇條には「天熊田造の祖大酒主の女弟姫」と載せたり。

2　開化帝裔丹波氏流。姓氏錄、治田連條に「大海眞持、六世孫の後、熊田宮平等、行事に因りて、治田連姓を賜ふ也」と見ゆ。近江の豪族か。

3　下野の熊田氏　那須熊田郷より起る。那須記に熊田源兵衛高貞等を載せたり。

4　白河の熊田氏　磐城國白河郡の豪族にして、古事考に「關和久村の伊賀館には、熊田伊賀守居る。結城の老臣にして、忠氏と名乘り、子孫若狹助兼氏あり。關物語には、熊田與惣左衞門光行、後に若狹と號す。佐竹勢後切の時、河東上總介、高田玄蕃、高橋安藝守等と、烏峠に忍び居て、功を顯すとなり。此の始終未だ詳なるを聞かず」と見ゆ。

5　藤原南家伊東氏流　岩代國安積伊東の族にして、川田邑に居れり、カハタ條參照。伊東系圖に「片平左衞門は、川田城主熊田河内守祐行の養子にして川田に移り住み、後に熊田河内守と稱す」とあり。應仁以後の事と思はる(相生集)。又田村家々臣に此の氏ありて、郡内に今も多し。其の他、岩瀨にも存す。

6　雜載　德川時代、松山板倉藩重臣、須坂堀藩重臣、岡中川藩用人等に此の氏見え、又美濃、志摩、伊勢、加賀、越前等にも存す。

隈田　クマタ　石見に現存す。

熊田原　クマタハラ　日向國の豪族にして應永の頃、野邊薩摩九郎の麾下に熊田原兄弟あり、奮戰して死す。今にその跡あり。

熊津　クマツ　クマ條第一項を見よ。

熊手　クマデ

熊取　クマトリ　和泉國日根郡に熊取莊あり、古く熊取野と云ひし地にして、桓武天皇の行幸あり。熊取莊は師茂記、多賀纂本古文書等に見ゆ。中左近と云ふ舊家あり。〔名所圖會〕。また雜訴決斷書に「牒す、和泉國衙。湯淺木本新左衞門尉宗元申す、當國熊取莊地頭職事云々。建武元年九月五日」と。後、大鳥郡高井城(同村清兒)は、千石堀城、積善寺城、澤城、畠中城と共に根來衆徒の屬城也。天正十三年三月、秀吉征討の際、熊取大納言は行左京と共に、木島谷五ケ庄の人數二百騎を以て楯籠りしも、福島正則の爲に攻め落さる。

熊捕　クマトリ　蒲生家臣に熊捕市右衞門あり。

熊取谷　クマトリタニ　シシガヤを見よ。

熊西　クマニシ

熊野　クマノ　クマヌ　ユヤ　熊野と云へば、南九州の熊族(肥族)を聯想すれど、此の語の根本は、山の曲(クマ)より起りしにて、熊野は山のクマに在る野の意味か。されば、言葉相似るも、相關聯する處なかるべし。

紀伊の熊野は上古一國を形成して熊野國と云ふ。又出雲國意宇郡に熊野の地ありて、熊野大社鎭座す。兩者の關係は上古史上の

一難問題たり。而して、その中間なる丹後に熊野郡あり、天平勝寳元年十二月十九日の丹後國司解に「熊野郡云々、」和名抄に久萬乃と註す。また熊野神社・鎭座せらる。次に但馬國二方郡に熊野鄕あり。此等は古代・熊野神族の南紀移住の過程を語るものとも考へらる。また近江伊香郡に熊野南庄北庄、また當國、及び越中に熊野神社ありて、式帳に見ゆ。その他、天下に熊野社甚だ多し。これ等は、大旣、紀州熊野三社を勸請せしものにして、かくして起れる熊野なる地名は全國に尠からず。

1　太古の熊野家　天祖の御子に熊野久須毘命あり、又熊野忍蹈、熊野忍隅等に作る。

2　熊野國造　熊野國とは、後世の紀伊國牟婁郡の地を云ふ。國造家は物部氏の族にして、國造本紀に「熊野國造、志賀高穴穗(成務)朝の御世、饒速日命五世の孫・大阿斗足尼を、國造に定め賜ふ」と見えたり。その入國に關しては、モノノベ條參照。

その治所は、恐らく新宮の地にありしにて、熊野の神は此の國の氏神たりしならん。續風土記に「饒速日尊、大和國に在

して、併せて熊野を領し、其の子高倉下命をして、熊野を治めしならん。夫より高倉下命は子孫世々熊野を領せしなるべし」と。

高倉下は天孫本紀に、饒速日尊の「兒、天香語山命、天降り給ふ。名は手栗彦命、亦の名は高倉下命」と見ゆ。高倉下を天香語山と同人とし、尾張氏の祖とするは信じ難けれど、次に見ゆる如く、高倉下が奉りたる神劒は、卽ち布都の大神にして、物部氏の氏神なるを思へば、高倉下を饒速日の子とする傳說は、捨つべからず。

高倉下の事蹟は、古事記、神武天皇御東征條に「故、神倭伊波禮毘古命(神武帝)其の地より廻り幸でまして、熊野村に到でませる時に、大なる熊・髮より出で入、卽ち失せぬ。爾に神倭伊波禮毘古命、倏忽にをえまし、及び御軍・皆をえて伏しき。此の時に熊野の高倉下・一橫刀を齎ちて、天神の御子の伏せる地に到りて獻つる時に、天神の御子、卽ち寢起きまして、長寢しつるかもと詔りたまひき。故れ其の橫刀を受取りたまふ時に、其の熊野山の荒ぶる神、自ら皆切り仆さえて、

其のをえ伏せる御軍、悉に寤め起きたりき。故れ天神の御子、其の橫刀を獲つる所由を問ひたまへば、高倉下・答へて曰さく、己・夢に、天照大神、高木神、二柱の神の命以ちて、建御雷神を召して詔りたまはく、葦原中國は甚く擾ぎてありけり。我が御子等、不平ますらし。其の葦原中國は、專ら汝が言向けつる國なれば、汝建御雷神・降りてよと詔りたまひき。爾に答へ曰さく、僕・降らずとも、專ら其の國平げし橫刀あれば、降してむ(此の刀の名は、佐士布都神と云ふ。亦の名は甕布都神と云ふ。亦の名は布都御魂、此の刀は石上神宮に坐す)。此の刀を降さむ狀は、高倉下が倉の頂を穿ちて、其れより墮し入れむとまをしたまひき。故れ建御雷神・敎へたまはく、汝が倉の頂を穿ちて、此の刀を墮し入れむ。故朝目よく、汝取持ちて、天神の御子に獻れとをしへたまひき。故夢の敎の如に、旦・己が倉を見しかば、信に橫刀ありき。故れ是の橫刀は獻るにこそとまをしき、」と載せ、書紀にも同樣見ゆ。

思ふに、高倉とは高き倉の意にて、秀庫(ホクラ)、卽ち神庫と考へらる。當時、

神器は最も尊重すべきものなるにより、地上より遙かに高く、倉庫を營み、之を寶藏せしにて、垂仁紀八十七年條に「何ぞ能く天の神庫に登らんや云々。五十瓊敷命・曰く『神庫・高しと雖も、我能く神庫の爲に梯を造らむ。豈に庫に登るに煩あらんや』と。故れ諺に『神の神庫(ホクラ)も樹梯のまゝに』と。此れ其の縁也」とあるに同じ。勿論こは石上神宮の神庫なれど、熊野も同様、高倉を營みありしものと想像さる。而して、倉下は倉主の意なれば、高倉下とは熊野神社の神庫の司にて、要するに神主たりし也。よりて神武天皇に奉りしと傳ふる御劒は、もと當社の神劒なりしか。(後世、神社をホコラと云ふは、此のホクラより來りしや明かならん。)倉下の事は「日本上代に於ける社會組織の研究」を見よ。

此の高倉下は、前述の如く、舊事紀に饒速日命の子と傳へ、而して熊野國造は饒速日命の裔なれば、結局、高倉下は熊野國造の祖先にして、熊野神社は其の宗社なりし事明白なるべし。よりて思ふに、熊野社も最初は物部氏神の一なりしが、後に出雲の熊野社と混同して、種々の說を生みしものとも想像さるべし。

後世熊野社家中には、此の高倉下の後とするものあり。その系圖に「高倉下命―宇惠乃―戸邊―眞砂麻呂―與志麿云々」(詳細は、潮崎、汐崎、及び玉置條を見よ)と見ゆる如きは、容易に信じ難きも、當社神職が高倉下の後と云ふは、以上の理由によりて、妨りに否定すべきにあらず。

3 熊野直　物部氏の族にして、前項國造の氏姓なり。天平神護元年十月紀に「車駕云々、進みて紀伊國に到り給ふ云々。牟婁采女正五位上熊野直廣濱を從四位下に叙し、女孺酒部公家刀自等、各々差あり」と。また神護景雲三年四月紀に「散事從四位下牟漏采女熊野直廣濱・卒す」と見ゆるは、熊野國造家より奉りたる釆女なり。此の氏後に連姓を賜ふ。

4 熊野連　前條熊野直の後にして、本宮(熊野坐神社)の祠官をつとむ、子孫を和田氏と云ふ。第七項を見よ。

5 山城の熊野連　前項氏の山城に移りしものにして、姓氏錄、山城神別に「熊野連、同上(石上朝臣同祖)」と見ゆ。

6 熊野(無姓)　熊野直又は連の族裔也。政事要錄等に見ゆ。

7 國造裔熊野氏　熊野國造の裔と稱す。本宮社家系圖に「大阿刀足尼命―稻比大直(建毛呂乃命)―大乙世乃直―國志麻乃直―夫都底乃直―大刀見乃直―石刀禰直―土前乃直―高屋古乃直―伍百足(正七位上勳八等、郡司擬大領)―租萬侶(擬大領)―蝶(從七位擬少領、延暦十四年三月、改めて連姓を賜ふ)―多賀志麿(大領)―奥主―廣主―廣繼―廣方(寛平九年、行幸時、爲行長、任郡司領之、改橘氏)―良輝―良形―良冬(號和田庄司)」と。以下和田條を見よ。

以上は竹坊系圖にして、尾崎系圖には、土前乃直の註に「以上代々國造と爲し、熊野大神の奉齋に任ず」と。又楠氏系圖には「神丹杵穗命五世孫、熊野國造大阿刀足尼二十六世和田右兵衞尉良正」とあり、和田條參照。

8 本宮社家　本宮は延喜式に熊野坐神社(名神大)と見ゆ。其の神官に玉置氏あり、「高倉下命十八世の孫、尾治佐米連の四男、尾張牧夫連、小治田宮御宇、熊野大神忌人と爲り、祠に侍せしむる也云々」と。タマキ條を見よ。別系には火明命御

子高倉下命後胤と見ゆ。
其の他、楠、尾崎、竹坊、音無、堤、坂本、預岐、長田、竹內等の諸氏あり、熊野國造大阿刀足尼命の裔と稱す。第七項、及び和田、楠木、及び各條を見よ。
續風土記本宮神官條には「本宮左坐・坂本內匠、坂本龜彥、玉置縫殿（饒速日命裔）、竹坊大藏（鷹山撿校、後和田氏）、請川釆女、請川三兄（藤原氏）、尾崎又八（熊野國造の後）、丸山仲」と。次に「本宮右坐・坂本大尉（尾治姓玉置氏）、坂本勘解由、玉置伊勢之助、玉置主計（尾治氏）、竹內數馬、小中直記、音無中務（橘姓）、尾崎恒彥、竹房敏彥」と。次に「中坐・二階堂內藏之亟、堤榮司、玉置修理」と。次に「西坐・玉置左近、小中保之進、玉置伊豫、壹岐狹嶋、和田右源太、玉置虎市」と見ゆ。

9 新宮社家　新宮は延喜式に熊野早玉神社（大）と見ゆる大社にして、其の社家は、續風土記新宮神職條に「上古は宇井鈴木の二氏及び榎本氏、世々當宮に奉仕せしに、奈良の朝、永興禪師といふ高僧・此の地に來り、佛說を唱へしより後、僧徒等三山を尊び、熊野の地の嶮路を經て

執行すること起れり。遂に此の事・朝廷に聞え、宇多上皇御幸ありしより、更に諸山の衆徒大に崇敬し、參詣せざるものなし。寬治四年、白河上皇御幸の時、法印權大僧都增譽扈從して、御導師を勤めし功を以つて、熊野三山撿校職に補し、三山の事を傳奏せしむ。是れ三山撿校の始めなり。其の時、又執行の僧長快といふを別當に補し、法橋に叙して、衆徒、神官、社僧等をして、各別當の令に從はしむ。是れ熊野別當の始めなり。長快・新宮に住して、三山の政務を司どる。其の長子を長範といふ。長範の子を行範といひ、新宮法眼と稱す。其の裔・世々新宮に住して、別當に補任せしを以て、新宮別當といふ。又長快の四男を湛快といふ。湛快（介）の子を湛增といふ。始めて田邊莊に住す。其の裔・世々田邊に住して別當に補任せしを以つて、田邊別當といふ。大抵新宮行範の裔と代る〳〵補任せり。因りて二家・別當職を爭論せし事等あり。今も兩所に別當屋敷の名殘れり。本宮にも別當屋敷といふ地あり。また古文書に本宮別當といふ目あり。本朝世記、仁平三年三月一日除目の條に、『本宮權大僧都

有觀（一切經供養御導師）、權律師行政（御先達）、法橋湛實（別當湛快讓）、長僧（同讓、樂器修理功）』と見えたり。今按ずるに、田邊別當湛增が文書に、本宮神領の事をいへれば、田邊に居て本宮の事を掌れるにて、本宮、田邊の二所・同流なるべし。南北の亂に、別當補任の式廢絕して、二家の嫡家詳ならず。其の枝流・數十家に分れ、本國及び諸州に散在す。又別當の衰ふるに至りて、上綱の職あり、延元以下の文書に多く見えたり。其の職・別當程にあらざれども、衆徒、神官等の上に立ちて、事を掌どるに似たり。天正の頃、七上綱あり。堀內氏の盛なるに至りて、上綱の職も亦廢絕せり。今の神職は、衆徒、神官、社僧と三に分れ、各々其の職を勤む。大抵皆古時神職の後裔なり」と見ゆ。
又三方社中條に「當時、社家三に分れて、衆徒、神官、社僧と號し、是れを總べて三方社中と稱す。衆徒、神官は、やゝ古來よりの名目なるべけれども、其の稱・建武の文書に始めて見えたり。神官の職は、毎日一人宛、神前の廳に出仕して詰番あり。一番より十二番まで次第す。文

龜二年の文書に、神官の名目を載せて『鮒田一大夫高政、石垣二大夫行包、西之三大夫高清、楠木四大夫廣治、五番頭石垣繼包、六番頭鵜殿(名缺)、七番頭羽山忠基、八番頭泰地賴久、九番頭泰地實種、十番頭楠木正治』とある、番頭是れなり。此の時、二番闕たりしかば、十番迄にて次第せしなり。又十二番頭の外に、在廳と稱するもの一人あり。正應の文書に、石垣在廳重包・明德の文書に、石垣在廳宮主貞包などある、是れなり。正應の文書に、禰宜宮主高實といふ人あり。又神主宮主と連ね稱せる文書あり。宮主は神主の一臈の稱なり」といふ。衆徒は七人、「石垣主稅、石垣雅樂、石垣勘解由、石垣外記、永田大膳、石垣外記弟長田數馬、鈴木又左衞門(鈴木氏本家と云ふ)。」次に神官は「泰地五郎兵衞、泰地上總、泰地左馬之助、泰地左內、宇井大監、宇井要人、宇井大膳(要人は熊野の著姓宇井輩の本家。大膳は大監の分家なりといふ)、鵜殿右馬之亟、鳥居兵庫之助(鳥居法眼の後)」なり。社僧は十五人、「横山覺泉院、鈴木立光坊、

楠東實坊、横山良源坊、鈴木大乘坊、鈴木眞定坊、榎本大圓坊、横山良泉坊、宇井圓隆坊、榎本林昭坊、石垣專勝坊、榎本慶藏坊、神倉兼勤清僧・宇井明來坊。」此等の氏の事は各條を見よ。

10 那智社家　那智神社は國帳に「從四位上飛龍神」と見ゆるものかと云ふ。其の社家には、潮崎、汐崎等あり、高倉下命の裔と云ふ。續風土記に「那智山社僧・潮崎(平氏)、米良(熊野別當)、鹽崎(平姓)、橋爪(源、新宮十郎行家後)、西(平姓?)」等を擧ぐ。各條を見よ。

11 熊野別當　寬治四年、白河院御參詣の時、長快・始めて別當に補せらるゝ事、中右記、及び釋家初例抄等に詳かなり。然るに今社中傳ふる所の別當次第記といふ書には、弘仁年中、初めて別當職を置くと記す。其の書は、第二十九代定湛の時書す所にして、定湛は、後深草院正嘉二年補任せし人なり云々(續風土記)。信ずべからず。院政期以後、熊野三山の繁榮して、天下無比の觀あるや、熊野別當の勢力も頗る偉大にして、一方・兵馬を養ひ、南海に雄視す。從つて中央の貴族なる藤原氏、

並に武家の棟梁なる源家、平家とも密接なる關係を有す。平家物語劔卷に「(源)爲義は腹々に、男女四十六人あり。熊野にも女房あり。娘をば、たつたはらの女房とぞ申しける。白河院熊野御參詣の時、此の山には別當ありやと御尋ねありけるに、未だ候はずと申しければ、爭でかさる事あるべきとて、別當の器を尋ねらる。爰に、らい黨、すゝきの黨と申すは、權現摩伽陀國より、我が朝へ飛び渡り給ひし時、左右の翅となりて、渡りたりし者なり。之に依りて、熊野をば我儘に管領して、又人なくぞふるまひける。折しも權現の御前に花・備へて籠りたる山伏を、別當になすべき由、すゝき計ひ申しければ、我身其の器量不足とて、固辭し申しけれ共、重ねてひらに申しければ、押して別當になされけり。教眞・別當の始なり。別當は重代すべき者なり。聖にて叶ふべからず、妻を合せよとて、誰かはあるべきと尋ぬるに、爲義が娘、たつたはらの女房、よかるべしとて、教眞にぞ合せける。爲義・傳へ聞きて曰く、『爲義が聟には、源平兩家の間に、弓箭に携はりて、秀でたらん者をこそと思ひつるに、諸寺諸山の

別當執行といふことは、好きもあり、惡しきもあり。行德群に拔けぬれば、左様の官にも、職にも、なるとこそ聞け。行末も知らぬ者に、押へて合すらんこそ不思議なれ』とて、音信不通し、不孝の娠にてぞありける。抑も爲義が傳へ持ちたる二の劍、終夜吼ゆ。鬼切吼えたる音は、獅子の音に似たり。蜘蛛切が吠えたる音は、蛇の泣くに似たり。故に鬼丸をば獅子の子と改名し、蜘蛛切をば吼丸とぞ號しける。

かゝる處に源平たてわけて、合戰あるべき由聞えたり。洛中騷動斜ならず。如何なる遠國、深山の奧までも、聞えずといふ事なかりけり。敎眞別當是を聞きて、我が身は、不孝の者なれども、かゝらん時・力をも合せてこそ、不孝も許さるべけれとて、常住の客僧、山内の惡黨等、上下を嫌はす、催し立てゝ、一萬餘騎の勢にて都に上りけり。人々是れを見て、是は如何なる人やらん。和泉紀伊國の間には、かやうの大名あるべしとも覺えずとて、委しく是れをたづぬれば、爲義の聟・熊野の別當敎眞なり。舅の方人のためにとて、上りたるよしいひければ、爲義

も是れを聞きて『氏種姓は知らねども、甲斐〲しき者なりけり。如何なる人の一門ぞ』と尋ぬれば『實方中將の末孫なり』と申しければ、さては『爲義が下すべき人にはあらざりけり。今まで對面せざりけるこそ愚なれ』とて、請じ寄せ、始めて對面す。志のあまりにや、重代一具の劍を取り分けて、吼丸を聟引出物にぞしたりける。敎眞別當・此の劍を得て、是れは源氏重代の劍なり。敎眞が持つべきにあらずとて、權現に進らせせけり」云々と。

また「其の後、(範賴、義經)、平家追討のために、攝津國一の谷に發向する處に、熊野別當敎眞が子息五人をば、本宮、新宮、那知、若田、田邊、五箇所に分けて置く。此の中に『何れも長じたらん者を、別當を繼がすべし』と遺言したりけるが、其の比は田邊の湛增長じたりければ、別當にてぞありける。湛增別當・申しけるは、『源氏は我等が母方なり。源氏の代とならん事こそ悅ばしけれ。兵衛佐賴朝も、湛增がためには親しきぞかし。其の弟範賴、義經は佐殿の代官にて、木曾を追討し、平家攻に下らるゝよし、その聞えあ

り。源氏重代の劍、本は膝丸、蜘蛛切、今は吼丸とて、爲義の手より敎眞得て、權現に進らせたりしを申し請けて、源氏に與へ、平家を討たせん』とて、權現に申し給ひて都に上り、九郎義經に渡しけり云々」など見ゆ。

12 熊野別當の出自については、尊卑分脈に「師尹─定時─實方（陸奥守、右近中將）─長快（熊野別）─湛快（熊野別）─湛增（實は源爲義子）─湛全（承久に京方となり、一方の大將を賜ひて、合戰を致すにより、關東に於いて誅され了る）─湛祐─源湛」と載せ、又熊野別當系圖に「實方（左中將）─泰救（治三十二年、長元三年、後一條御宇）─快眞（補別當）─

湛政（別當大僧都 ウラカヘ）
湛覺（柿）院方討死
實増（湊）權在廳―湛秀（千世鶴）同上討死
湛勝 正法橋 在廳―湛實 土用王禪師
湛眞 別當法印―湛順（蓬萊）權別當
湛全―定湛 別當權大僧都―堯湛 別當
範快（佐野）法眼―範永 法橋―範増 法眼―快増 法眼―快尊（松王）
康湛 田邊別當
長湛 同上
道賢 執行法印―道珍 同上―道有 同上―道湛 那智
女（葛）―女（寺尾）―女 鳥居

と載せたり。

13　別當と源平兩家　熊野別當湛増は、前述の如く、平家物語に爲義の外孫と載せ、又源平盛衰記にも「熊野別當湛増法眼は、頼朝に外戚の姨聟也」とあれば、分脈の說・過れり。また東鑑、壽永四年二月十九日條に「熊野山領・三河國竹谷、蒲形兩庄の事、其の沙汰あり。當庄根本は開發領主・散位俊成・彼の山（熊野山）に寄せ奉るの間、別當湛快・之を領掌し、女子に讓附す。件の女子・始め行快僧都の妻たり。後に前薩摩守平忠度朝臣に嫁す。忠度・一谷に於て誅戮の後、沒官領となり、武衞（頼朝）・拜領し給ふの地也。而して領主女子・本夫行快に愁ひ申し、件の兩庄を安堵せしむべし。若し然らば、未來行快の子息に讓るべし。此の契約について、行快僧都・熊野より使者を差し進め、言上する所也。行快と謂ふは、行範の一男、六條廷尉禪門爲義の外孫たり。源家に於て、其の好・已に他に異なり。仍りて本より之を重んずるの處、此の愁訴出來の間、左右なく下地に加へ給ふ。且つ又御敬神の故也」と見えたり。州脇高太氏云ふ『源爲義は熊野別當長快の娘なる田鶴原女房に通ひて、一男一女を設けぬ。一男は義盛、卽ち新宮十郞藏人源行家にして、丹鶴姫の弟なり。一女は丹鶴姫にして、卽ち鳥井禪尼と稱し、新宮別當湛快（長快の四男、別當代々記に十八代）、及び新宮別當鳥井法眼行範（長範の一男。代々記に十九代）に嫁し、湛増（湛快の二男。代々記に二十一代）、行快（行範の三男。代々記に廿二代）・及び行忠、長詮を生む。また平忠盛も、同じく又熊野別當の娘なる濱の女房に通ひて一男を設けぬ。これ卽ち薩摩守忠度なり。而し

て更に熊野別當湛増の妹は、平忠度に嫁せしなり」と。源平二氏との關係の深きを知るべし。

14　別當歷代　湛増は東鑑卷二、四に「熊野山堪増」と見ゆ。下りて、太平記卷十五に「熊野山の別當四郎法橋道有が末に藥師丸云々」また二十二に「熊野の新宮別當湛譽」など見ゆ。別當の事は、なほ田邊、新宮、本宮等の條參照。その歷代は、續風土記、熊野別當系圖に次の如く見ゆ。

1 快慶（嵯峨天皇弘仁三年十月十八日補任）―2 慶覺―5 慶玄

2 慶覺の子：4 快圓（當山に莊園寄進）、3 覺胤

4 快圓―6 長仁

6 長仁の子：7 增慶―8 增皇

7 增慶の子：9 殊勝

10 泰救（父實方中將、母奧國人也、殊勝別當嫡女儲嫡子）―11 快眞―15 長快（實方中將裔、母不詳、白河上皇寬治四年御幸の賞に先達に補し別當に法橋に叙す）―16 長範

11 快眞の子：12 永尊、13 覺眞

15 長快の子：17 長兼、某、18 湛快

14 宗賢（紀伊守の子、氏人に非ず、別當に補任す、當山の大衆殺害さる）

十九二十の間　行命（御山に用ひざりしかば、補任記代數に加へず、行範の子にや）

19 行範（新宮別當鳥居法眼）―22 行快（母鳥居禪尼）―28 尋快―兄長（禪師）

20 範智（富田法橋）

25 琳快―30 靜快

範秀（富田莊吉田村六郎右衞門の系圖に、泰救五代範智の弟富田の莊に來ると、いへり、範秀の裔高田莊中に多し、劍の卷によれば、湛増が弟なり）

行忠（母同、承久亂、參河國碧海郡渡村に遁る、其の裔、今長島仁左衞門と云ふ）

長詮（母同）

23 範命―26 快命

21 湛増（母鳥居禪尼）

湛増の子：湛顯（權別當）、快實（田邊法印）、27 湛眞―29 定湛―31 正湛、湛全―湛祐―源湛

湛意（湛増の後なるべし、那智尊勝院の文書に見ゆ）

24 湛政（劍の卷に、本宮、新宮、那智、田邊、富田に分け置くとあり、湛政其の一人なるべし）

湛覺

某　定遍（三山別當、北條に屬す）　湛譽（新宮別當、官軍に屬す）

某　道祐（四郎法橋、足利方、童名藥師丸）　某（田邊別當、官軍に屬す）

此の四人は、補任記よりは後の別當なり、幷に太平記に載す

15　上綱　延元元年の文書に「新宮諸上綱」と見え、其の後の文書に、「上綱御中、兩座御中、」等の稱あり。是れ別當の後裔にて、其の職には補任せざれども、法橋、法眼、法印等に任ぜし人にて、衆徒、神官等よりは、上席なりしなるべし。正應の文書に、長憲法橋あり。延元二年の文書に「田邊總領法印」あり。延元八年の文書に「下熊野法眼」あり。其の他、別當ならずして、僧綱に補せし人多し。皆上綱なるべし。是等も、舊は別當の令を用ひしに、亂世になりては、其の令に背き、或は別當職を爭ひなどして、遂に別當の稱は絕へて、七人の上綱の稱・起りしなるべし。其の人々は『新殿、芝殿、宮崎殿、瀧本殿、矢倉殿、中曾殿、饗島殿とて、新宮の內、處々に住せり』と、或る書に見えたり。天正年間、堀內安房守氏吉・此の地に居城して勢を振ひ、遂に豐太閤に歸服し、自ら熊野別當と稱して、先規の如く、熊野を總管せん事を請ひて、免許を受く。卽ち七人の上綱を招き「我れ新に別當職を命ぜられたり、今よりは我が下知を守るべし」といふ。七人も舊家なるに、堀內氏は後に他州より來りし家なれば、皆驚駭せしかども、其の勢に敵し難くや有けむ、六人は承諾して幕下となる。新殿のみ一人は、同心せざりしかば、石垣右京助に命じて、此を殺さしむと。上綱の家・今皆絕へたり（續風土記）」と。又中岩系圖に「實方―泰救（別當職、熊野權現上綱の始也」と見ゆ。

16　熊野黨　古くより、本宮、新宮、那智、田邊等の大邑には、社務、寺役に參與する豪族ありて、神佛に奉仕し、傍ら俗事を兼ね、なほ兵馬に携はるを習とせり、これを熊野黨と稱す。扶桑略記、永保二年條

に「熊野山より犯し來る大衆、三百餘人、新宮、那智の御體、御輿を荷ひ負ひ、來りて粟田山に集り、暫く御輿を其の山口に安んじて、大衆・公家に參入して、尾張國館人、大衆等を殺すの狀を訴ふ云々」とある如き、その一例とす。

又平家物語に「爰に熊野別當湛增は、平家重恩の身なりしが、何としてか聞き出しけん、新宮の十郎義盛こそ、高倉の宮の令旨を賜ひて、既に謀叛を起すなれ。那智、新宮の者共は、定めて源氏の方人をぞせんずらん。湛增は平家の御恩を、天山に蒙りたれば、爭でか背き奉るべき。矢一つ射懸けて、其の後、都へ仔細を申さんとて、混甲一千餘人、新宮の湊へ發向す。新宮には、鳥井法眼、高坊法眼。侍には、宇井、鈴木、水屋、龜甲。那智には執行法眼以下、都合其の勢一千五百餘人、鬨を作り、矢合せして、源氏の方には兎こそ射れ、平家の方には角こそ射れと、互に矢叫びの聲の退轉もなく、鏑の鳴り止む隙もなく、三日が程こそ戰うたれ。され共、覺えの法眼湛增は、家の子、郎等多く討たせ、我が身も手負ひ、辛き命生きつゝ、泣く〳〵、本宮へこそ歸りたりけれ、」とあり、以つて當時の狀態を窺ひ得ん。

此等、熊野黨の人々は、一面各地に布教して、熊野神の神德を宣傳し、各地に熊野の分祠を經營せしかば、その族裔・全國に蔓延せり。スヾキ、ウイ、エノモト等の條を見よ。此の三氏は熊野三黨とも呼ばる。

17 熊野八庄司　太平記卷十七に「熊野の八庄司云々」と。湯川、玉置、新宮、安田、芋瀨、中津川、野長瀨、湯淺の八庄司なりと。

18 出雲の熊野社　延喜式に意宇郡熊野坐神社(名神大)と見え、神祖熊野大神櫛御氣野命を奉祀すとぞ。八束郡熊野村に鎭座す。所謂熊野大社(風土記)にして、出雲大社と相下らず。その祭祀は出雲國造の掌る處にして、令義解に、天神云々として、出雲國造齋祭神とあるもの、當社ならんかと云ふ(但しこれには疑義あり、日本古代史新研究、出雲大社祭神に關する疑義參照)。

なほ當社舊社家に次の如き系圖を有するものあり。參考の爲に揭ぐ。

「十二世川名義彥命—村玉主命—日志呂彥命—生根彥命—川會彥命—石瀨彥命—飯持彥命—伊奈坂彥命—伊與足彥命—御食守彥命—百戈足男命—朝山毗古命—武保古刀命—勇佐男彥命—御食貴主命—高倉猛男命—八十武代命—毗於伎彥命—八百武色命—磐垣毗古命—武玉主命—武依彥命—武廣主神—起玉彥神—武富持神—武豐彥神—國坂彥神—岩佐彥神—礒名彥神—山狹彥神—武國彥神—高瀨彥神—櫛代彥神—八百足彥神—武利耳神—伊富岐彥神—坂戶麻呂—殖田麻呂—槻田麻呂—神田麻呂—長田麻呂—治田麻呂—五十四世從六位下勳業熊野財臣武重—同熊野宮主財臣武作—武起—俱國—俱純—俱尹—重利—重宗—重直—重信—重景—重起—俱定—仁次—仁守—弟仁吉—仁成—仁重—俱潔—俱晴—俱久(文和年間生・これより源朝臣を賜ふ)—重行—重家—弟重國—重春—重忠—俱家—秀家(これより源姓を稱さず)—俱重—仁作—弟重潔—重方—應富—榮侶—德恒—孝繁。」

19 熊野城主　懷橘談に「弘治三年、毛利元就・當國發向の時、熊野の城を攻玉ふ。城主防戰に及ばず、子岩松丸を質に出し、和を乞うて和解す。岩松丸は無双の男色

たりしかば、元就・近習衆に召加へられ侍りぬ」とあるは、前述の熊野を指せど、或は次の熊野氏と同一か。

20 石見の熊野氏　那賀郡木都賀邑(杵東)枝熊城主に熊野兵庫亮久忠あり。安西軍策に「熊野城主熊野兵庫助」とあるものにして、物部氏の族熊野氏か。父祖の名不詳。陰德太平記に「永祿二年七月、兵庫介、同次郎、毛利を大田に迎へ討つ云々」と見ゆ(石見志)。

21 安藝の熊野氏　安藝郡中野村に熊野氏あり「嘉祿元年、熊野若狹、甲斐國より來り。阿曾沼氏に仕ふ。其の後、太郎兵衞、長門に從ひ往き、弟左近は農となる」と。(藝藩通志)。これより前、嚴島神領の兵將に熊野氏あり。

22 美作の熊野氏　勝北郡西谷小坂邑、和銅三年の古劵と云ふものに「熊野三郎吉延、四郎吉久、五郎久長云々」等見ゆれど信じ難し。

23 讃岐の熊野氏　全讃史、元山村大熊城條に「大熊丹後守及び備前守・こゝに居る。熊野清光の胤也。熊野別當湛增の裔なるが故に、大熊を以つて氏と爲す。十河氏の麾下也」と見えたり。大熊條參照。

クマノ

24 桓武平氏　肥前隈氏に同じ。大村藩鄕村記に「元祿の記に曰く、熊野權六平長兼證文の內に、浦上の內、福田兵庫助兼澄知行分の御教書あり。當村は福田と隣村なる故、其の所にては・これ無き哉」と見ゆ。福田條を見よ。

25 土持氏流　日向の熊野氏にして、日向記に「隈野は土持一家熊野殿」とあり。ツチモチ條を見よ。

26 中原氏流　近江國高島郡に、熊野村あり。神名式所載熊野神社の其の附近に鎭座するを見れば、古代熊野直の族人が熊野神を奉祠したる地ならんか。後世江州中原氏の族に此の氏ありて、中原系圖に「薩摩大夫仲平(甲良庄住宅)—甲良中太信仲—某(中八兵)—多賀中九郎眞平—某(熊野左衞門尉)—持成(三郎)」と見ゆ。

27 中臣姓　和田系圖に「大中臣助平七世孫・貞親(郡戸條を見よ)—宗滋(熊野馬允)—仲義」と見ゆ。

28 下總の熊野氏　松山神社は熊野の神を祀る。祠僧を光明院と云ひ、宮本村にありて、文和二年の古鐘を藏す。銘に「匝瑳南條莊熊野山若一王子權現寶前」と。東鑑文治二年條に「匝瑳南莊熊野領とあるもの、卽ち是なり(地理志料)と。

クマノ

29 小田氏流　常陸國筑波郡(眞壁郡)に熊野神社あり、弘安勘文に「筑波云々熊野ノ保」と見ゆる地なり。筑波別當潤朝の申狀に「叔父熊野別當朝範云々」また永享後紀に「永享十三年、小田の一門、熊野別當朝範、その兄筑波法眼玄朔、弟美濃守定朝、同伊勢守持重云々」と。

30 陸前の熊野氏　名取郡熊野堂に熊野新宮あり。封內記に「熊野新宮、社領三十石、祭料廩米三石五斗、每歲九月九日祭禮、流鏑馬あり。神主二人、社家七人、流鏑馬射手二人、名跡志に曰ふ、新宮、本宮、那智、之れを三山と云ふと。今これを地理に考ふるに、則ち新宮、本宮の兩社は此の邑にあり、那智は乃ち吉田にあり。此の地にては、證誠殿を新宮と爲し、西宮を本宮となし、若宮殿を那智と爲し、三社を建てゝ之を祭る。側に老女宮あり。學頭別當を以つて、新宮を司どり、九月九日を祀日と爲す。本宮・これを藥師堂と云ひ、五郎右衞門なる者・これを司り、四月八日を以つて祭る。那智を高館權現と曰ひ、觀音堂あり。別當を物響寺と曰ひ、禰宜を次右衞門と云ひ、

六月十日を社日と爲す云々」と見ゆ。東鑑、文治五年十月二日條に「名取郡司、熊野別當等、厚免を蒙りて、各々本處に歸る云々」とあるもの、これならん。然らば、古祠にして大社なりしを知るべし。文安三年の古鐘存す。

31 雜載 薩藩舊記、澁谷重興軍忠狀に「熊野海賊以下數千人云々」と。其の他、熊野海賊の事、多く諸書に見ゆ。南朝に屬して、大いに活動す。下つて京極殿給帳に「貳百石、熊野三之助」また伊勢、志摩等に此の氏あり。

隈上 クマノウヘ クマカミ條を見よ。

熊凝 クマノコリ クマコリ條に併せ云へり。

熊庄 クマノシヤウ 阿波にあり。又次條と通ず。

隈莊 クマノシヤウ 肥後國益城郡隈莊邑より起る。菊池氏の族甲斐氏より分る、甲斐系圖に「甲斐出羽守重安―重久（犬房丸、和泉守）―敦昌（犬房丸、上總介。文明十六年甲辰十月十三日生る。天文七年戊戌六月十八日死、年五十五、法名祐翁。文保十三年、總昌院を建立す）―親昌（隈莊甲斐守、母下城重昌の女、永正四年丁卯十月三日生。

天文十二年、隈莊を領し、五月二十九日、隈莊城に入部し、以後家號を隈莊と改む。弟若狹守鑑昌は天文二十一年三月二十七日、日向山内に於いて生害す。其の弟兵部大輔昌興、其の弟兵庫頭武昌は鑑昌と同じく生害）―鎭昌（次郎、母は甲斐誠運の女、鎭昌・蚤く夭して家絕ゆ、」と載せたり。鎭昌の夭死後、甲斐伊豆守重並（重安の兄）の曾孫伊豆守守昌（右馬允）・其の家を嗣ぎ、宗運の女を室とせしが、後阿蘇家に叛き、宗運、並びに早川吉秀、伊津野正俊等に攻められ、城陷る（隈莊合戰覺書）。

熊野堂 クマノダウ 磐城、岩代、陸前等に此の地名存す。熊野社鎭坐するより起れる地名なり。

1 武藏の熊野堂氏 紀州熊野族なりと云ふ。榎本條第十七項を見よ。

2 甲斐の熊野堂氏 東山梨郡熊野堂村の名族なり。

3 其の他、結城氏配下に、熊野堂城主あり。

熊野部 クマノベ 熊野國造私有の部曲裔なるべし。

1 河內の熊野部 長寬勘文引用熊野權現

御垂跡緣起に「南河內の住人熊野部千與定（千與定）と云ふ大飼云々」と見ゆ。

2 熊野の社家 石垣主税は熊野部千代包の後といふ。

熊野御堂 クマノミダウ 熊野御堂より起る。クマノ、クマノダウ條參照。

熊原 クマハラ 陸奧の名族なり。猶ほ信濃にも存す。

肥人 クマビト コマビト ヒビト 隼人族と共に、九州南部に住居せし種族にして、主として肥後より、薩摩、即ち九州西南部一帶に據りし者なるが如し。隼人と同人種なりしも、其の間、聊か區別ありしかと考へらる。其の肥字を用ふるは、肥の國に多かりし故なるべし。皇威に服したるものは、早くより各地に移住せり。播磨風土記、賀毛郡山田里猪養野條に「右・猪飼と號するは、難波高津宮御宇（仁德）天皇の世、日向肥人朝戶君、天照大神の坐す舟に、猪を持ち參り來りて、之を進め奉り、飼ふべき所を求め申しき。仰せて仍ち此處を賜はりて、猪を放ち飼はしむ」とある如き其の一例なりとす。此の肥人の首長を熊津彥、後に肥君と云ふ、クマ條に云へり。

1 肥後の肥人 當國球磨郡は此の種族名

より起りしにて、熊津彦の住みし地なり。

2　薩摩の肥人　文武紀四年六月條に「薩末の比賣、久賣、波豆、衣評督・衣君縣、助督・衣君弖自賣、又肝衝難波、肥人等を從へ、兵を持ち、覓國使・刑部眞木等を剽劫す。是に於いて、竺志惣領に勅して、犯に准じ決罰せしむ、」とある肥人は、薩摩の肥人なるべし。

3　(阿多)肥人　薩摩肥人に同じ。アタ條を見よ。阿多郡阿多鄕・和名抄に見ゆ。

4　京師の阿多肥人　アタ條を見よ。

5　日向の肥人　播磨風土記に日向肥人朝戸君あり、前に云へり。猶ほ朝戸條參照。

隈人　**クマビト**　肥人に同じかるべし。雄略紀十三年條に「播磨國御井の隈人・文石小麻呂、力ありて强心、肆に暴虐を行ひ、路中にて抄劫し、通行せしめず。又商客の䑶艒を斷ち、悉く以つて奪ひ取り、兼ねて國法に違ひ、租賦を輸せず。是に於いて、天皇・春日小野臣大樹を遣はし、敢死の士一百を領せしめ、云々。大樹・刀を拔き之を斬る」と見ゆる隈人は、前條に述べし日向肥人朝戸君の後ならん。

肥人部　**クマビトベ**　肥人を以つて組織したる品部なり。天平十年駿河正稅帳に「遠江國使・肥人部廣麻呂」なるもの見ゆ。諸國に移り住みしが如し。

隈府　**グマフ**　ワイフ條を見よ。

隈部　**クマベ**

1　淸和源氏　肥後の豪族にして、大和源氏宇野氏の族と云ふ。隈部系圖に「十代親治―業治(十一代、宇野三良兵衛尉、一に次郎、父と同じく肥後に下向す。承元二年六月去、寂眞居士、日輪寺に葬る)―忠治(十二代、宇野源四良、北國合戰に討死、行年二十二、法名寂運居士)―直治(十三代、源太良、刑部丞、入道淨堪、阿蘇平九良隆澄の聟)―成治(十四代、刑部左衛門、薙髮して淨觀入道と號す)―詮治(十五代、治部衛門尉、原田長門守直光の聟)―持直(十六代、始めは宇野源次良、後に隈部右衛門尉と改む。文永七年二月十日去、行年三十八、法名淨貞。文永元年甲子二月、菊地次良藤原武房は外叔父たるにより、當地の府訓を以つて、授けて隈部氏と賜ふ。又當所白木須賀山に館を築きて居住す。此の時より菊地氏四天王の武士と稱す)―隆忠(十七代、隈部源四良、式部大輔、赤星肥前守遠基の聟)―隆朝(十八代、千代丸、式部大輔、法名淨智。筑後に於いて討死、二十八)―隆治(太良、父より先に早世、依りて家を續がず)、弟朝直(十九代、又次良、上總介、應永四年八月二日去、法名天峯祥麟、平野丑谷山に葬る、一に明應四年とあり)―朝光(源太良)―朝冬(又次良)―源秀(對馬守)」と。次に朝光の弟「長治(二十代、又三良、式部大夫)―朝忠(廿一代、源八、但馬守、法名宗仙居士。宗大和守兼盛の聟。この人・光九寺の碑には、『潭月延龍禪定門、紀伊守朝豐、嘉吉三年癸亥八月廿三日』とあり、系圖誤れり)―忠直(二十二代、常若丸、上總介、一に兵部大輔。法名天倫東人、迫間川傍に葬る。赤星彈正少弼藤原爲繼の聟。西迫間に、心峯山光九禪寺を建立す。開山江月現住錬室金大和尙、歸依僧也。又雪野に於いて、胡桝田五反三畝、寺中境內一丁五反を寄附する也)―親興(治部大夫、宇野氏を嗣ぐ)、弟元成(廿三代、民部少輔、但馬守)―親朝(廿四代、式部大夫、上總介、入道素覺、造音寺に葬る)―運治(上總介、一に兵部少輔)、弟武治(廿五代、式部大輔、法名祐岩居士、赤星左京大夫武規の聟)―貞明(廿六代、幸若丸、後に豐前守、

天文八年六月十日去、二十八、青潭寺に葬る、法名喜竹道悦居士)―親家(廿七代、式部大輔、上總介、法名高名須天居士、天文十九年六月十九日去、青潭寺に葬る)―親永(廿八代、刑部介、但馬守、法名仙空、山鹿兵庫頭藤原重行の聟。天正六年四月十六日、赤星安房守親家・討ち負けて竹迫に奔る。是より隈府城主と爲る。其の後、佐々氏と戰ひ、豐前國小倉に於いて自害)―親安(廿九代、式部大輔、一に源次郎、山鹿城村に在城す。山鹿彦次良重行の聟、後に親泰と改む)―親元(七良左衞門、法名智仙居士、行年三十四)―元家(傳左衞門、慶安二年七月二日去)―親重(隈部藤五良)」と見ゆ。一族頗る多し。宇野、土方、大森、阿佐古、長野、富田、仲光等の條を見よ。

2　異說　國志略には「宇野新七郎持直の嫡子式部大輔隆直・始めて白木村陣内に居る。隆直の子上總介朝直、朝直の長子紀伊守朝貞・明應九年十月二十二日死」とあり。

3　隈部氏は嘉吉三年正月菊池持朝の侍帳に「隈部上總助忠直、隈部又十郎重光、隈部讃岐守基家、隈部八郎三郎朝夏、同民部少輔元成、同對馬守忠門、同近江守清本、同新左衞門弘通、」五條家文書に「隈部和泉守、隈部○右衞門、」また「隈部式部大輔御誅伐の趣云々、」「くまべのしきぶぜう、隈部但馬守等、」菊池風土記に、隈部上總介忠直の寄進狀あり。又永正元年の侍帳に「隈部豐前守貞朝、隈部源兵衞守治、隈部右京亮常治、隈部彌七郎清平、隈部右京助重門、隈部新兵衞賴夏、隈部下野守鎭治、同彌三郎親元、同十郎親次」等見え、次に阿蘇文書、永正二年十一月十八日連署に「隈部式部少輔武治隈部和泉守宗直」等を載せ、同十二月三日の八十四人の連名には「豐前守貞明、守治、常治、彌七郎清年、右馬助重門、賴夏、武治、宗直、」また大友記に、旗本の大名として「肥後國隈部鎭氏、」等見ゆ。

4　居城　菊池十八外城の一に、葛原城あり、風土記に「市野瀨八郎代々居る、隈部氏」と。又山鹿郡永野邑に猿返城あり。國志略に「隈部但馬守親永の築ける險要とぞ。內田の上永野にあり。永祿二年、親永・此の城より六百餘兵、池田灰塚に出張して、敵將赤星の兵士を追崩し、是より隈部大に武威を振へり。此の城迹・大手、升形城の礎石、若殿、花園の迹等、今に歷然たり。其の親永が平日の所居は城外に在り、館と云ふ」と。

5　筑後の隈部氏　五條家文書に隈部但馬守爲治等見ゆ。

6　清和源氏新田氏流　酒井系圖に「義英(九州に下向して菊池武光による)―善良(隈部筑後入道と稱す)」と載せ、また佐田系圖に「義照妹(隈部上總介忠直の妻、此の緣を以つて、善良・隈野家に寄客たり、家臣に非ず)」と。又「義照―鎭景(初氏景)―善良(隈部筑後、柳川にて自害)」と見ゆ、ニツタ條參照。

7　雜載　津輕にも此の氏あり。

熊丸　クママル

熊巳　クマミ

熊見　クマミ　赤松氏の族にして、豐福系圖に「和泉介定義―定政(熊見宗左衞門、軍勇之士、永祿三年卒)―政義」と載せたり。トヨフク條を見よ。

熊耳　クマミミ　クマガミ　岩代國田村郡(安積郡)熊耳邑より起り、此の邑熊耳館に據る。天正年間、熊耳太郎左衞門あり、田村大膳太夫清顯の家中なり。仙道表鑑に「天正二年、田村清顯、相續の手合に、蘆澤治

部景何、富澤伊勢守隆冬を打たれ、勢に乘りて、熊耳掃部助、三本木十郎、新館肥前守等、いづれも淸顯の旗下に屬す、」と見ゆ。

熊村　クマムラ　三河の名族なりと。

隈本　クマモト　薩摩にあり、肥後熊本（もと隈本）より起りし氏か。熊本條を見よ。俳諧師に隈本丘外あり。

隈元　クマモト　薩摩の名族にして、諏訪大明神記錄に「御普請方中取隈元與一左衞門」又大隅の鄕士に隈元甚左衞門親信あり。

熊本　クマモト

1　藤原姓　高橋氏の族にて、行重を祖とす。

2　壹岐の熊本氏　當國の名族にして、また藤原氏と稱す。高御祖神社の神主に「熊本宮内正藤原淸造」あり、當社は延喜式壹岐郡に列する名祠也。

3　雜載　伊勢、志摩に此の氏あり。又儒者に熊本元朗・聞ゆ。

熊山　クマヤマ　石見に存す。

熊王　クマワウ　大和の名族にして、春日若宮千鳥家文書、大和國葛上郡伴田東御庄延慶三年注進に「葛上郡三十六條八里云々、熊王左衞門殿」また「クマ王左衞門殿」など見ゆ。

熊若　クマワカ　文安年中御番帳に見ゆれど、氏にあらず。

久美　クミ　和名抄、丹波國熊野郡に久美鄕あり。後に久美莊と云ふ、田數目錄に「熊野郡久美莊田六十二町」と。丹後國志に「久美莊陣代松井康之は細川氏に屬す」と。この地より起る。隱岐にも此の地名あり。

1　久美公　物部氏の族か。丹波の久美鄕より起る。承和二年二月紀に「丹後國人從八位上久美公金氏、姓を時統宿禰と賜ふ、伊枳速日命の苗裔也」と見ゆ。

2　其の後、東鑑卷四十に、久美左衞門見ゆ。

久味　クミ　伊豫國久米郡の大豪族なり。久米條を見よ。

久末　クミ

群　グム　ムレ條を見よ。

久武　クム　ヒサタケ條を見よ。

久武喜丸　クムキマル　肥前彼杵郡にあり、コトリヰ條、中尾條を見よ。

郡家　グンケ　グウケ　加賀國に郡家庄あり。又丹波、淡路等にも此の地名あり。グウケ條、コホド條等を見よ。

郡戸　グンコ　攝津、信濃に郡戸庄あり、コホド條を見よ。

郡西　グンサイ　長門國の豪族にして、源平盛衰記に「長門國には郡西大夫良近」見ゆ。郡西とは豐浦西郡の意なり。東鑑文治二年八月五日條に「長門國向津奧庄地頭、謀叛人豐西郡司弘元」など見ゆ。トヨウラ條を見よ。

挹前　クムサキ　出處未詳。

1　越前の挹前（無姓）　天平神護二年の國司解に「坂井郡海部鄕戸主挹前山背」と云ふ者見ゆ。

2　薩摩の挹前（無姓）　仁壽三年七月紀に「薩摩國の孝女・挹前福依賣に爵三級を賜ふ」と見ゆ。今薩摩郡に久美崎あり。その地より起るか。

挹前舍人　クムサキノトネリ　駿河の豪族にして、天平十年の正稅帳に「（志太？）郡司少領外從七位下挹前舍人」見ゆ。シダ條參照。

郡司　グンジ　もと郡司たりしもの裔、職名を氏とせし也。中古、郡司は大領、少領、主政、主帳の四階級ありしも、後には大領、郡領、及び概括的に郡司とあるもの多し。而して各國每郡にありしが故に、氏となりしものも、出自・各々異なるを恒とす。各郡名條を見よ。而して其の數多けれど、

今氏の如く使用さるゝものをのみ擧ぐ。なほ大領、郡領、郡家、郡、郡戸、久下等の各條を參照せよ。

1 薩摩の郡司氏 建久圖田帳に「伊作郡云々、本郡司小藤太貞澄。」「河邊郡云々、郡司道綱」、「高城郡云々、本郡司藥師丸」「薩摩郡云々、下司郡司忠友、公領云々、郡司忠友。」「入來院云々、本郡司在廳道友」、「祁答院云々、本郡司熊同丸」、「知覽院云々、郡司忠答(益)」、「頴娃郡云々、本郡司在廳種明」、「指宿郡、給黎院、郡司小大夫兼保。」「鹿嶋郡云々、郡司前内舍人康友、但本郡司平忠純、」等を載せ、又建久八年大番參勤人交名に「鹿兒嶋郡司、知覽郡司、高城郡司、莫禰郡司、山門郡司、給黎郡司、市來郡司、滿家郡司、伊集院郡司」等見ゆ。此等の事は各條にあり。

2 大隅の郡司氏 圖田帳に「曾野郡云々、郡司藤原篤守」、「小河院云々、郡司酒井宗方」、「桑東郷云々、郡司大中臣時房」、「桑西郡云々、郡司則貞」、「加治木郷云々、郡司大藏吉平、」等見え、又御家人交名に「國方、曾野郡司篤守、小川郡司宗房、加治木郡司吉平、帖佐郡司高助、東郷郡司時房、禰寢郡司。宮方、栗野郡司守綱、」等を載せたり。又弘安十年の守公神結番交名に「栗野郡司、小河郡司入道」等あり。また薩藩舊記、建治二年文書に「(加治木郷云々、本名永用五十丁)、御家人郡司氏平」など見ゆ。こは前述の大藏吉平と同家たるべし。

此等薩隅の諸郡司中、後世郡司を氏とするものあり、嶋津家臣郡司氏の如き、これにして、佐土原藩用人等に此の氏見ゆ。

3 日向の郡司氏 日向記に「郡司仲右衛門尉、郡司式部大輔」等見え、徳川時代、伊東藩重臣たり。

4 常陸の郡司氏 久慈郡司の後か。久慈郡禮堂藥師、代々建立施主、磯野三河守、日座越中守、郡司豐前守、三人云々(享保筆記)と。また佐竹譜に「濱名、磯野、日座、郡司は禮堂の藥師を鎌倉より勸請申す」と載せたり。其の他、新編國志に「郡司、數氏ありて所出詳ならず。思ふに古の郡司の後にして、出自各々異るべし。茨城郡田野村□□明神の棟札に、郡司土佐守、小薗江若狹守あり。當時江戸氏の臣なり」と。又鹿嶋治亂記に、郡司新左衛門等見ゆ。

5 田村の郡司氏 奥州田村郡の豪族にして、戰國時代、槻木内館(小野新町)に郡司主膳なる者住し、飯豐館(飯豐村飯豐)は郡司掃部の據りし地なりと云ふ。共に田村大膳太夫清顯の家中なり。

6 陸前の郡司氏 色麻郡の郡司裔なるべし。封内記に「清水寺、文治の比、僧觀圓これに住す。石塚守時の舍弟也。守時の男・郡司守信、觀圓の讓與を受け、其の子孫住持し、石塚坊と號す」と見ゆ。シコマ、及びイシヅカ條を見よ。

7 比内の郡司氏 羽後北秋田郡の豪族にして、淺利氏を云ふ。アサリ條を見よ。

8 阿波の郡司氏 蜂須賀氏創業文武有功の士に郡司氏あり。

9 其の他、源平盛衰記に、郡司權頭眞平を載せたり。

軍司 クンジ 郡司に同じ。

1 常陸の軍司 久慈郡の名族にして、前條第四項郡司氏に同じきか。軍司家記・現存す。

2 雜載 その他、關八州古戰錄に軍司勘解由あり、長沼氏配下の將也。

群司 グンジ 郡司氏に同じ。

郡上 グンジヤウ グシヤウ條を見よ。美

濃の郡名より起り、今も現存す。

軍陣　グンジン　德川家康三河十六將の一人内藤四郎左衞門正成を軍陣四郎左衞門と稱す。

群治　グンヂ　和名抄、石見國邇摩郡に群治鄕あり、藤井氏・クニチと訓ず（地理志料）。

軍地　グンヂ　郡司氏と通ずるか。

郡東　グントウ　長門國の豪族にして、源平盛衰記に「長門國には、郡東司秀平、郡西大夫良近」と見ゆる郡東、郡西は、豐東、豐西の義にして、阿彌陀寺本平家物語には豐東郡司秀平と明記す（地名辭書）と。此の氏現存す。

勳藤　クンドウ　工藤氏を云ふ。建久の日向國圖田帳に「宇佐宮領、諸縣庄、四百五十町。地頭故勳藤左衞門尉、不知實名」と見ゆる之なり。

郡房　グンバウ　安房に郡房庄、郡房東西庄あり。群房にも作る。

郡府　グンブ　美濃席田郡に郡府邑あり、古の郡家の地也。

若狹の豪族に郡府氏あり。東寺、文和及び延文の文書に、若狹の人・郡府右馬四郎なる人見ゆ、一に府中右馬四郎に作る。

群馬　グンマ　上野國に群馬郡あり、和名抄に久留末と註す。クルマ條を見よ。

郡馬　グンマ　近江佐々木氏の族に此の氏あり、淺羽本佐々木系圖に「京極高氏の子・高昌（郡馬）」と見ゆ。

薰森　クンモリ

久村　クムラ　出雲の國神門郡久村より起る。此の地に國村社あり。石見にも此の氏見ゆ、ヒサムラ條を見よ。

來目　クメ　次の久米に同じ。

久米　クメ　また來目に作り、久味（クミ）ともあり。なほクマとも通ずるが如し。姓氏錄に久米都彥を、一本に久末都彥に作り、又出雲風土記、意宇郡の久米社を、原註に久末とあるによりて知るべし。此等によれば、久米は、クマ、クミ、クメと通ずる語にして、喜田博士が「久米は玖磨にして、久米部は玖磨人、卽ち肥人ならん」と云はれし說に同意せざるを得ず。卽ち久米部は南九州の大種族・肥人にして、魏志東夷傳に、狗奴國とあるが、此の久米部の本據ならんと考へらる。詳細は「日本古代史新硏究」を見よ。

久米氏は久米部の首領、及び久米部が住居せしより起りし地名なる久米邑に、第二次

的に發祥せし氏なりとす。久米部條參照。

1　久味國造　久味國とは、後の伊豫國久米郡の地を云ふ。久味が久米と音・通ずる事前に云へり。又此の國を後に久米郡と云ひ、國造の氏姓を久米直と云ふによりて知るべし。此の國造は、國造本紀に「久味國造。輕嶋豐明朝（應神朝）、神魂尊十三世の孫・伊與主命を國造と定め給ふ」とあり。伊與主とは、伊豫の主人（支配者）の意にして、伊豫國、卽ち後の伊豫郡地方も、最初此の氏が開拓せしものと考へらる。延喜式、伊豫郡伊豫神社（名神大）は、天平神護二年四月紀には「久米郡伊豫神」と見へ、後世また久米郡居合村に鎭座す。郡界の變動ありし爲ならんも、二郡が隣接して、相分ち難きに據るや論なかるべし。なほ此の神は以後の國史に伊豫村神と見ゆ。蓋し伊豫國、伊豫郡名の根原地にして、當社は、最初此の國造が經營せしものと考へらる。（同郡に伊豫豆比子神社あり、これは伊豫國造の祖靈社なるが如し）。

而して久米郡の隣に浮穴郡あり、これは久米國造と同族なる浮穴直のありし地にして、更に其の西なる喜多郡にも久米鄕あ

り、一族の廣く分布せしを知るに足らん。蓋し久米部は九州より此の地に渡り、斯く繁榮せしならんと思はる。此の國造の治所は久米邑附近にありしか。クメベ條第十六項を見よ。

2　久米直　久米部の部分的伴造にして、神魂尊の後裔と稱す。此の氏の起原は久米部條に云ふべし。其の氏人は、古事記、景行段に「凡そ此の倭武命、國平けに廻り給ひし時、久米直の祖・名は七拳脛、恒に膳夫と爲りて、從ひ仕へ奉りし也」と見ゆ。古くより相當榮えしを知るに足らん。應神朝に久味國造に補せられしも此の族にて、直姓を稱するは此の國造族なるに據るか。姓氏錄、左京及び右京神別に收む、前者は「久米直、高魂命八世の孫・味耳命の後也」と載せ、後者には「久米直、神魂命八世の孫・味日命の後也」と註し、高魂尊裔とも、神魂尊裔ともあれど、後說の方・眞に近きは、國造本紀、久味國造を神魂尊裔とするにより、容易に知る事を得。其の高魂尊裔と云ふは、久米部の總領的伴造なる大伴連の系統を冒したるに因るならん。味日と云ふ名も、大伴系圖に見ゆ。

3　大和の久米直　當國高市郡に來目鄕あり、クメベ條を見よ。當國久米直中には養老三年十一月紀に「忍海手人廣道・久米直姓を賜ひ、雜戶の號を除く」と見ゆるものあり。もと久米直より出でたる人なるべし。

4　周防の久米直　延喜の當國玖珂鄕戶籍に「戶主久米直阿古人丸」と云ふ者見ゆ。

5　伊豫の久米直　久米國造の氏姓なり。天平廿年の寫書所解に「久米直熊鷹（伊豫國久米郡天山鄕戶主）」など見ゆるは、此の氏人なり。此の天山鄕は、釋紀引用伊豫風土記には、伊豫郡に收め「天山と名づくる所以は、倭に在る天の加具山、天より天降る時、二分にし、片端は倭國に降り、片端を以つて此の土に降す。因りて天山と云ふ。其の御影を敬禮して久米寺に奉る」と見ゆれば、大和の久米氏とも緣故の深きを知るべし。

6　久米縣主　延喜式、大和國高市郡に「久米御縣神社三座」あり。大和志に「久米村にあり、今天神と稱す」と見ゆ。蓋し此の地方は、久米部條に見ゆる如く、神武天皇朝、久米部を置きし地なるが、此の社を久米御縣とあるを見れば、當時、久米縣と云ひ、久米氏・其の縣主なりしか。而して、後に高市郡に併合せられしならん。當社の事、五郡神社記に「久米御縣坐神社は、久米鄕久米村川邊に在り、社家は久米直。說に曰ふ、久米御縣社三座、第一は神皇產靈尊、第二は天槵津大來目命（神皇產靈尊の子也）、第三は大來目頭槌劍神也。神武天皇・大久目の武部を畝傍山の以西川邊の地に居らしめ、其の地を號けて、來目鄕と云ふ。綏靖天皇の御世に及び、男味耳命に勅して、來目縣主と定む。此の時に當り、味耳命・幣倉を來目に造り、先づ御祖の彥神を祭り奉る。爰に到り、先考（道臣命を謂ふ）武部の帶ぶる所の頭槌の劍を之に祭りて、神と爲す。日本書紀、新撰姓氏錄、本系帳等に載せたり」と見ゆ、信じ難きも、參考の爲に揭ぐるのみ。

7　久米臣（春日氏流）　大和國高市郡久米鄕に分れたる春日氏族の一枝流なり。姓氏錄大和皇別に「久米臣、柿本同祖、天足彥國押人命五世の孫・大難波命の後也」と見ゆ。

8　久米臣（蘇我氏流）　初め武內宿禰の女に久米能摩伊刀比賣あり。蓋し其の遺領

を襲ぎしものならん。後に同族蘇我氏族より此氏を起し、天武朝、朝臣姓を賜ふ。

9　久米連　天皇本紀に「大來目を、畝傍山の以西川邊の地に居らしむ。今來目邑と號くるは、卽ち此れ其の縁にして、久米連の祖を謂ふ也」と見ゆる連は、直を誤りしものか。但し神龜元年五月紀に「正五位上久米奈保麻呂、姓を久米連と賜ふ」とあれば、久米直の族にも連姓なる者ありしが如し。久米舍人連と云ふも此の族か、クメノトネリ條を見よ。

10　(石見)久米連　石見なる久米部の伴造裔なるべし。貞觀九年十月紀に「石見國、那賀郡權大領外從八位上村部岑雄、外少初位上福雄、本姓を久米連に復す」と見ゆるにより、古くより此の氏の存ぜしを知るべし。

11　(紀崗前)來目連　雄略紀九年條に「紀崗前來目連」あり、新羅軍と力鬪して死す。又清寧紀に 城丘前來目(闕名)」なる者見ゆ。紀伊なる久米部の伴造なるべし。

12　久米宿禰　久米直、又は連の宿禰姓を賜へるものなるべし。山門堂舍記に見ゆ。

13　久米朝臣　第八項蘇我氏流久米臣の後にして、天武紀十三年條に「來目臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見え、姓氏錄、右京皇別に「久米朝臣、武內宿禰孫の稻目宿禰の後也。日本紀合」と見ゆ。

14　大和の久米氏　大和久米部の裔なり。神龜元年に久米連姓を賜ふ、第九項を見よ。又無姓久米氏は正倉院文書、萬葉集等にも見ゆ。

後世も當國豪族に久米氏あり、國民郷士記に「久米某(天津久米命孫久米氏也)」と載せたり。

15　須藤氏流　伊賀國久米邑より起る。藤姓にして、大邊氏の族なりと。オホヘ條を見よ。

16　伊勢の久米氏　久米部裔か。當國員辨郡に久米郷(久女)あり、後世久米村と云ふ。皇太神宮儀式帳に「近江大津朝廷、天命開別(天智)天皇の御代、甲子年を以つて、小乙中久米勝麻呂に、多氣郡の四箇郷を申し割きて、高飯野高宮村に屯倉を立てゝ、評督領として仕へ奉らしめき。卽ち公郡と爲す」とある、郡領久米氏は、當國久米部の伴造裔なるべし。神鳳抄に「員辨郡久米郷、外宮神田、五町三段、久米郷司職田二町」と。また司中公文抄に「飯野郡長田郷戶主久米福益」を載せたり。後世、伊勢神宮社家系圖に「飯野郡司大領丸岡氏は久米朝臣にして、越前國より來る」と云ふ。

17　尾張の久米氏　熱田緣記に「尾張氏の祖・稻種公の傔從・久米八腹」なるもの見ゆ。第二項七掬脛の族人か。氷上姉子神社預久米氏は此の後にして、熱田宮舊記に「來目、社家、來目長稻系圖」(元祖)天穗津大來目(天孫降臨の時、先駈と云々)。久米直七拳脛(大來目十世)。久米八甕(日本武尊・東征の時、久米直七拳脛・恒に膳夫と爲り、以つて從ひ仕へ奉る。古事記に見えたり。久米直七拳脛は久米八甕と父子とも云ひ、或ひは兄弟とも云ふ)。來目長(氷上宮の社務元祖也。これに依り、靈社を祭り、長社と號す)。常見(海部姓十五世)。乎幾與(尾張姓に改む)。長昌(三十一世、舊姓來目に復す)。吉長(四十二世)。清長(四十二世清長より四代吉長と名乘る)來目長稻。」と載せ、又尾張志に「來目直氏。氷上神社の祠官也。景行天皇の御宇、天穗津天來目命の十世來目直七拳脛、日本武尊に仕へまつり、其の子久米八甕が裔、來目長・はじめて氷上社務にあづかりたり。其の靈を祭り

て長社といへり。此の長が末裔・常見の代に、海部姓に改めたるを、其の孫乎幾與、又尾張姓に改む。其の後、長昌の代に、來目姓に復したり。已後、連綿相承して今に至れり。」と見ゆ。

又海東郡津島村久米齋宮、又知多郡大高村久米氏を擧げ、中世吉清なる者、氷上姉子神社の祀務職たり。「文明九年、來目宮內海部直宗長」と奥書ある氷上社々務職來目氏系譜に「天穗津大來目十世の孫來目長之を久米氏の祖とす。宮簀媛命に仕ふ。九世の孫刀縫に至り嗣なし、海部直多與志連の孫常見を、養女に配し、家を繼がしむ。之より海部姓となる。常見四世の孫望世・嗣なし、尾張宿禰乎己志の子乎幾與を養ひて子となし、其の四世公雄云々」と見ゆ。

18 三河の久米氏　額田郡の豪族にして、久米新四郎は丸山村丸山城に據る（二葉松）。又八名郡和田邑八幡宮神主に久米氏（集說）あり。

19 平姓村山黨　武藏國入間郡久米庄より起る（但し多摩郡にも久米邑あり）。村山黨の一にして、七黨系圖に「山口六郎家俊―小七郞家高―

- 家時（久米　右近將太左　承久）
  - 泰家（三太）
    - 家盛（久米孫太）
    - 家俊
    - 成家
    - 家清
  - 家盛
- 長時
- 長高（二太）―實高（太平太）

と。群書類從本には、家時を左近將監家時に作る。承久記卷四に「久目のさこん」或は「くめの左近」とある之也。

20 兒玉黨　これも武藏の豪族にして、新編風土記兒玉郡條に「久米氏代々六右衞門を通稱とすれど、松之助は今尙ほ幼弱なれば、幼名を改めずと云ふ。昔先祖兒玉六郎時國・僧日蓮に歸依す。文永八年十月十三日、日蓮佐渡へ謫せられし時、時國が家に宿す。其の後、赦免ありて歸國の時、時國送りて入間郡久米村に至る。日蓮・厚志を感じ、久米川の水を酌みて、一幅の曼荼羅を寫して、是を與へ、誓て曰ふ、汝が子孫・長久ならん事、此の水流の如きことあらんと。依りて改めて久米と號すと云ふ。年代遷りて、系圖、記錄も失ひたれば、由緒の詳かなるをしらずと。按ずるに、兒玉は七黨の一にして、七黨系圖にも載る所なり。時國と云ふ人・總べて三人あり。久下塚三郎時國、蛭川太郎右衞門時國、阿佐美新左衞門時國等なり。是れ皆平氏村岡五郎の支流にて、年代は文永の頃なるべきにや。此の三人の內、兒玉六郎と同人ありや。又は兒玉六郎は、七黨系圖に脫せし人なる歟。かゝる舊家なれど、家系記錄も失ひて、其の詳なることは得て知るべからず。僅に天正十八年、加賀大納言利家より、中古の祖久米大膳へ出せし文書一通のみを藏せり。是れも本書は失ひて、其の寫しなり」と見ゆ。又埼玉郡にも此の氏あり。

21 清和源氏佐竹氏流　常陸國久慈郡久米鄕より起る。當鄕は諸本に父來に作り、温古堂本には父米に作る、皆誤れり。高山寺本に從ふべき也。久壽二年の鹿島神領目錄に、久慈郡久米と見ゆ（地理志料）。當國久米氏は、蓋し常陸久米部の後なるか。後佐竹氏の支流・亦これを稱す。佐竹系圖に「義治（右馬頭）の子義武（久米三郎）」とある、これ也。「義武・或は義茂と云ふ、久米にて生害す」と。義武は義治の三子にして、三郎二郎と稱し、久米城に居る（密藏院本、戶村本諸系圖）。地太田の北にあるを以て、人呼びて北殿と曰

ふ、キタ條參照。久米城は一名小爪城とも(舊志)云へり。文明十年十一月、山入義繼、援を那須資持に乞ひて、久米義武を小爪城に攻む。佐竹義治・兵を出して之を救ふ。廿三日城陷り、義武死す。義繼・陣を久米に留め、捷を古河に報ぜしむ。尋いで義治・義繼を久米に攻めて之を殺す。然れども義繼の弟義眞・嗣と爲り、國安城に居り。亦義治と相抗爭す云々(下總舊事考)とある、これ也。

なほ六地藏過去帳に「道觀禪門、久米八郎三郎。妙幸、久米木工助母。妙信、久米五郎左衞門母」など見ゆ。

22 藤原南家二階堂流　出羽仙北の豪族にして、飯詰城に據る。二階堂出羽入道の末裔にして、小野寺遠江守義道の家臣なり。飯詰條參照。

23 越前の久米氏　知麻呂傳に云々、「是に於いて神・優婆塞久米勝足を取る」と。

24 美作の久米氏　當國に久米郡久米鄕あり、漆間系圖に、久米の押領使長時見ゆ。

25 久米連族　石見國の豪族にして、第十項久米連と同族なるべし。仁和元年五月紀に「石見國那賀郡大領外正六位上久米岑雄」など見ゆ。

26 周防の久米氏　都濃郡に久米鄕あり。而して玖珂郡玖珂鄕戸籍に「久米子丸」と云ふ人見ゆ。なほ同帳に久米直もあり、第四項を見よ。下りて東鑑、文治三年四月廿三日條に「周防國人久米六郎國眞」あり、蓋し久米直の族裔ならん。

27 (城丘前)來目氏　第十一項、城崗前來目連に併せ云へり。

28 阿波の久米氏　阿波久米部の裔ならんか。板野郡田上鄕延喜二年戸籍に「久米在賣」等見ゆ。

29 桓武平氏　阿波の豪族にして、前項と關係あらん。故城記に「久西郡分、久米殿、平氏、立二引龍十文字」と。一本に「源氏、二引龍十文字」と載せ、又「宮任殿、浦殿、白鳥殿、高川原殿、箕局殿、徳里殿、行万殿」等、何れも平姓久米氏の族とす。

30 淸和源氏小笠原氏流　これも阿波の久米氏にして、源姓小笠原氏より出づ。長淸十世の孫三好長輝(又之長)伊豫の國喜多郡久米庄を領して氏とせしなりと。後三好郡加茂村を領し、移りて之に居る。

小笠原義長―義基―長輝―

三好氏 元長―長慶
　　　　　　―義賢

久米氏 芝原城主 安藝守 義廣―義昌(赤松氏)
　　　　　　　　　　　　―義房

にして、天文二十一年八月十九日、三好義賢の細川持隆を弑するや、名東郡芝原城主久米安藝守義廣・主君の爲に復仇を謀りしも、衆寡敵せず、槍場に戰沒す。二子播磨赤松氏に寄り、後天正十一年、豐公の四國征伐の時、豐臣秀長に從ひ、名東郡高輪村邊を賜はり、蜂須賀氏に仕へ、赤松氏を稱す。此の久米氏紋は二ツ引兩十文字。今徳島市寺町善覺寺境内に、義昌・建立の板碑あり(後藤捷一)となり。又細川兩家記に、久米氏(高國に降る)見ゆ、此の族か。三好家記には「細川持隆の家臣に久米安藝守と云ふ者あり。芝原に在城して、三好實休が舅也。然れども、實休が主君持隆を殺す不義を憎み、實休を討たんと議す。芝原と勝瑞と、其の間一里也。爰に一の宮長門守と云ふ者は、實休が妹聟也。久米安藝守まづ一之宮を責取り、中富表迄押出す。久米も人數を揃へ、黒田表に押出す。其間に川を隔てたり。久米が陣・小勢なりければ、實休が兵・鬨を揚げて切て掛り、安藝守義廣・此の時は敵の中へ駈入りて、四方八面に追散し

自害す。義廣子息は乳房を含み、乳母懐にして、播州赤松が館へ落たり。天文二十一年の事とす」と見ゆ。豐鑑に「別所弟小八郎を始め、久米五郎云々」と、此の久米氏ならん。

31 桓武平氏梶原氏流　讃岐の名族にして梶原景時の後裔と稱す。

32 久味國造族　久味國造久米直の族也。後河野氏と同樣、越智姓と稱す。

33 越智姓河野氏流　後世久米氏も河野同族と認められ、河野系圖に「喜多郡使安躬—温泉郡使元興—久米權介元家—和氣大夫家時」と載せ、豫章記にも同樣見ゆ。而して久米郡朝生田邑、鍬埼の善賢寺は、天平中、久米權介越智元家の創立など云へど容易に信ずべきにあらず。

34 筑前の久米氏　久米鄕あり、東鑑の久米六郎國眞は此地の人と云ふ(管内志)。

35 藤原姓　肥後球磨郡に久米鄕あり、久米氏の發祥地か。猶ほ後世も此の地に久米氏ありて、藤原姓と稱す。卽ち相良文書、肥後國球磨郡田數領主等目錄に「人吉庄云々、藤原眞宗、字久米三良。公田九百丁、豐富五百丁、地頭藤原眞家、字久米三良云々」と。

36 淡路の久米氏　文明二年護國寺結番定書に「三番久米殿」、長祿の寄進狀に「久米四郎左衞門入道道珍、久米四郎右衞門尉家守」等見ゆ。名族也。

37 雜載　久米氏は德川時代、鶴牧水野藩添役にあり。又銀座由緒書に「京都住人久米平右衞門」、增山家記に「久米五郎大夫」、美濃、肥前、志摩、備前等にも存す。故久米邦武先生は肥前佐賀の士也。久米仙人は今昔物語に見え、又元亨釋書に「久米仙は和州上郡の人云々」と。而して、大伴仙、安曇仙等の名も見ゆれば、氏名を負ひしものと考へらる。

粂　クメ　久米氏に同じ。

久米川　クメガハ　武藏國多摩郡久米川邑より起る。井田氏の系譜に「畠山重忠家臣久米川氏」見ゆ。キタ條を見よ。

粂川　クメカハ　前條氏に同じ。

粂澤　クメサハ

久米田　クメタ　和泉、武藏、越前に此の地名あり。日向記に久米田四郎左衞門尉、久米田藤太郎儀運等あり、相當榮えし也。

久米野　クメノ

來目衣縫　クメノキヌヌヒ　職業部の一種にして、衣縫部の來目の地にありし者を

云ふ。應神紀十四年條に「百濟王・縫衣工女を貢す。眞毛津と曰ふ、是れ來目衣縫の始祖也」と記す。

久米舍人　クメノトネリ　此の舍人の起原、及び如何なる方の舍人なりしか等詳かならざれど、蓋し久米部より出し奉りし舍人ならんと考へらる。御名代部の一種か。

1 信濃の久米舍人　類聚國史八十七、刑法部に「延曆十四年四月戊戌朔。これより先き、信濃國介正六位上石川朝臣淸主、人の爲に射られて中らず。從五位下藤原朝臣都麻呂等を遣はして、射人を勘捜せしめしも得ず焉。更に衞門佐大伴宿禰是成を遣はして、小縣郡の人・久米舍人望足を推問せしに、之に服す焉。讃岐國に流す」と見ゆ。當國には他田、金刺等の舍人あり、此等と同樣、或は國造一族なるべきか。當國伊那郡に久米邑あり。

2 久米舍人造　久米舍人の首長なりし氏にして、天武朝に連姓を賜ふ。

3 久米舍人連　天武紀十二年條に「來目舍人造云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。久米連と云ふは此の後か。クメ條第九項、第十項、第十一項參照。

久米物部　クメノモノノベ　職業部の一

にして、大和來目の地にありし物部なり。天神本紀天物部等廿五部人の一に見え、後舒明紀に「來目物部伊區比」と云ふ人を載せたり。なほ久米部條第九項を見よ。
越後にも此の部ありしが如し。

來目物部 **クメノモノノベ** 前條氏に同じ。

久米原 **クメハラ**

粂原 **クメハラ**

來目部 **クメベ** 久米部と云ふに同じ、次條を見よ。

久米部 **クメベ** 上世、職業部の一にして、物部と相並び、軍事刑罰の事に當りし大部族にして、大伴連の管理せし處なり。舊説に久米は組にて、軍隊の總稱かと云ふ。近時、喜田博士の説あり、曰く「久米はクマの轉にて、肥人族なり」と。クメ條を見よ、猶ほ詳細は「日本古代史新研究、」及び「日本上代に於ける社會組織の研究」の部の研究を見られたし。

記紀の傳ふる所に據れば、先づ神代紀一書天孫降臨條に「時に大伴連遠祖天忍日命、來目部の遠祖天槵津大來目を帥ゐる云々、」また神武紀、天皇東征條に「是の時、大伴氏の遠祖・日臣命、大來目の督將元戎を帥ゐて、山を蹈み啓行す云々、」と載せ、また古語拾遺、天神本紀等にも「來目部の遠祖天槵津大來目、」とあり。次いで、神武紀二年條に「亦・大來目をして、畝傍山の以西・川邊の地に居らしむ。今來目邑と號するは、此れ其の縁也」などと見ゆれば、古く神代より存せしものと考へられしを知るべし。

而して古事記、神武段に「美都美都斯、久米能古良」とありて、當時官軍中にありて、最も活動せし部民たりしなり。

此の部の總領的伴造は、前述の書紀の文、及び姓氏錄、大伴宿禰條に「天孫彦火瓊々杵尊・神駕して降り給ふや、天押日命、大來目部、御前に立ちて、日向高千穗峰に降る。然る後、大來目部を以つて、天靫負部と爲す。天靫負の號は此こに起る也、」とあるにより、大伴連なる事・明白なるべし。されど、古事記には、天孫降臨の段に「天忍日命(此は大伴連等の祖)、天津久米命（此は久米直等の祖)」と載せ、また神武段に「大伴連等の祖・道臣命、久米直等の祖・大久米命」と記し、別に久米直なる大豪族ありて、大伴連と相對立せしが如く見ゆ。

是に於いて、說をなすものあり、曰く「天忍日は天津久米と、また道臣は大來目と、共に、各々異名同神なり」と。其の根據とする處は、萬葉十八に「大伴の遠つ神祖、其の名をば、大來目主と、おひもちて、」とあるによるなり。又これに反對する者は云ふ、「後世、久米直・衰微して、其の率ゆる處の久米部は大伴氏に歸す。よりて大伴氏は、其の祖を飾らむとて、かく大來目主を遠つ御祖と云ひ、大來目命の功をも、自家に收めしなり」と。余・思へらく、當時、久米部の外に大伴部を見ず。天忍日命、並に道臣命の率ゐし軍兵は、即ち久米部に外ならざるなり。「其の名をば、大來目主と、おひもちて」とは、大來目部の主長なるの意にして、書紀に「日臣命、大來目の督將元戎を帥ゐて云々」とあるも、其の意に外ならず。而して古事記が謂ふ所の天津久米命、及び大久米命とは「大來目部の督將元戎」を一神の如く語り傳へしまでにて、忍日命、道臣・以外に天津久米命、大久米命なる個々人名のありしが如く思はれず。即ち久米部全體を神格化したりと見るべきなり。然らば、古事記の謂ふ久米直とは、如何なる氏か。余・思へらく、これ久米部の局部的の伴造家に過ぎざるものにして、即ち「大來目部の督將」とあるに相當す。其の直姓を

稱するは、久味國造なるによるべし。姓氏錄は、此の氏二家を載せたれど、共に天津久米命、大久米命の後とは記さゞるなり。眞に此の氏、天津久米、及び大久米なる神の後裔とすれば、當然其の後とすべきにあらずや。よりて古事記が傳ふる大久米命とは、大久米部の個人化したるにて、久米直は大久米部の後とすべきなり。又此の氏・後世衰微したりと云ふものあれど、全く想像說にして、かゝる事實は國史に窺ふを得ず。卽ち始めより大伴連の部下として立ちしにて、大伴、物部等と比較すべき程の大豪族と考へらるゝ資料一もあるなし。垂仁紀所載の五大夫、また仲哀紀の四大夫にも其の名なく、唯僅に景行段に「久米直の祖七掬脛」が膳夫として供奉せしを傳ふるのみ。又其の姓より見るも、直姓に過ぎずして、天武朝の賜姓にももれたるにより、其の大體を窺ふべく、大體久米部中の一首領程の地位なりしを知るべきなり。

而して一方、此の來目部が、大伴連の率ゆる部民なりし事は、神代紀、神武紀、萬葉集、及び姓氏錄等によりて知らるゝのみにあらず、雄略紀二年七月條に「天皇・大いに怒り給ひ、大伴室屋大連に詔して、來目部をして、夫婦の四支を木に張り、假庪の上に置く云々」など見ゆる如く、大伴連は來目部を、物部連は物部を使役して、軍事刑罰の事に與りし事實によりても、これを知るべし。要するに、古事記が、天孫降臨條、及び神武天皇東征條に、久米直を大伴連と對立するが如く載せしは、言辭を修飾する爲の、對句法の如きに過ぎずと考へらる。

1 大和の久米部　神武紀に「大來目をして、畝傍山の以西・川邊の地に居らしむ。今來目邑と號す云々」とある地は、和名抄に高市郡來目鄕(久米)とあるに當り、神名式には久米御縣神社を擧ぐ。卽ち此の部の居住せし地なり。久米條參照。

2 大來目部　職業部の一にして、久米部に大字を冠して、美稱とせしに外ならず。

3 攝津の久米部　清寧紀に「難波來目邑大井戶田云々」と見ゆるは、住吉郡遠里小野の舊名かと云ふ。又後に阿閇久米庄もあり。此の地は古く久米部の居住せし地ならん。

4 伊勢の久米部　和名抄、當國員辨郡に久米鄕を載せ、久女と註す。久米條第十六項の久米氏は、此の地名と關係あるべし。蓋し古く久米部のありし地と考へらる。

5 遠江の久米部　和名抄、當國磐田郡に久米鄕あり。

6 武藏の久米部　入間郡、多摩郡、共に久米邑ありて相接近す。後世久米氏あり、久米條を見よ。

7 常陸の久米部　和名抄、當國久慈郡に父來鄕あり。久米の誤寫ならん。後世・久米村存し、また久米氏あり。久米條參照。

8 信濃の久米部　伊那郡に久米の地名あり、久米舍人條參照。

9 越後の久米部　當國刈羽郡(三嶋郡)に久米村ありて、物部神社鎭座す。久米物部のありし地ならん。久米物部條を見よ。猶ほ二田物部條參照。

10 伯耆の久米部　和名抄、當國に、久米郡久米鄕あり。此の部民の多かりしが如く考へらる。久米郡は中古國府の所在地なり。

11 出雲の久米部　當國意宇郡に久米の地あり。而して風土記當郡に久米社(久末)を載せ、神名式に久米神社と見ゆ。有名なる比婆山に鎭座せられ、古事記に「伊

邪那美神は、出雲國と伯伎國との堺、比波の山に葬り奉る」とあるに關係あらんかと云ふ。

12 石見の久米部　當國には、久米連、久米氏等あり、クメ條を見よ。

13 美作の久米部　當國に久米郡ありて、和名抄、郡内に久米郷を收む。後世、久米南條郡、久米北條郡に分れ、また久米庄あり。何れも此の部の住居せしより起りし也。クメ條參照。

14 周防の久米部　和名抄、當國都濃郡に久米郷あり。而して此の國に、久米直、無姓久米氏等存す、クメ條を見よ。

15 阿波の久米部　延喜の當國戸籍に久米氏あり。

16 伊豫の久米部　當國には久味國造、久米直等ありて、此の族の榮えし事、クメ條にて云へり。而して久米郡存し、郡内に久米邑あり。また喜多郡に久米郷ありて、和名抄に見ゆ。皆此の部の住居せし地なるべし。仁賢、顯宗二帝を世に顯はし奉りし來目部小楯は、此の國の久米部にして、清寧紀に「播磨國司山部連先祖・伊與來目部小楯」と見ゆ。この人の事は、山部條に詳かなり。この小楯が播磨國司たりしにつき、愛媛面影に「久米の淨土寺の邊に、播磨塚と云ふ古墳あり。昔は石室多かりしも、今は曠野に少しく見ゆ。小楯が任滿ちて、後に住みし地と傳へる」と云へり。忽那軍中日記に「延元三年九月廿九日、播磨塚合戰」とあるは此の地ならんかと云ふ。多少緣故あらんか。特に久米邑の名の殘れるを思へば、國造の治所も此の邊にて、石室は國造家一族の墳墓なるべし。

17 筑前の久米部　和名抄、當國志麻郡に久米郷あり。來目皇子に關係あらんかと云ふ。

18 肥後の久米部　和名抄、當國球磨郡に久米郷あり。久米部の發祥地か。クメ條を見よ。

雲　クモ　出雲須賀神社々家に雲太郎、雲次郎あり、スガ條に詳かなり。

雲井　クモヰ　讃岐國林田村松山御所（崇徳上皇御座所）は一に雲井御所と稱すとぞ。

1 物部氏族　石見の豪族にして、邑智郡天藏邑雲井城に據る。物部氏の族裔なりと。多く雲居に作る。

2 源姓　前項雲居氏は後に系・源姓小笠原に移る。雲井彈正少弼あり。小笠原長雄二男長秀の事なりと。井原條、小笠原條等を參照せよ。

3 雜載　伊勢、志摩等にも此の氏存す。又有名なる雲井龍雄は羽前の人にして、父は中嶋惣右衞門、母は屋代氏、龍雄はじめ中嶋守善、後小嶋才助の養子となり、更に雲井龍雄と改めしなり。

雲居　クモヰ　前條氏と通ず。又美作國笠庭寺記に「勝南郡勝田莊（和布三帖）雲居友益」と云ふ人見ゆ。

雲岡　クモヲカ

雲加　クモカ　八丈島世代記に「昔西山に入道宮と唱へて、島の長あり。爲朝の末葉たるにより、宮と崇めたるにや。又此の宮に仕へたる者を大夫と唱へ、主從にて、島を一圓に押領せしを、武州神奈川の領主奧山宗林、家來作右衞門太郎といふ者を、康正二丙子年、島に差向け、彼の宮・雲加入道が一子若宮といひし者、並に大夫を同じく討捕し故、雲加入道降參し、發心して名を瑞翁宗的と改め、屋敷を直に一寺として、神奈川の宗興を請待し、是より一院となる云々」と見ゆ。

雲上　クモガミ　源平盛衰記に雲上後藤内範明見ゆ。ゴトウ條を見よ。ウンジヤウか。

雲倶　クモグ　淸和源氏、善積氏の族にして、和田系圖に「辻五郎惟齊の子盛齊、雲倶太郞と見ゆ。その子に齊兼(元齊友)、齊方(兵庫助)、齊國等あり、前二者は高松院非藏人なり。

雲須　モクス　クモハル條を見よ。

雲田　クモタ

久分田　クモタ　肥前の名族にして、大村藩祖入國の際、隨從せし七人の一なり(大村記)。公文條參照。

雲谷　クモタニ　ウンコク

口分田　クモデ　近江の名族にして、淺井三代記、近江京極家々臣に、口分田彥七郞を擧ぐ。又田中家臣知行割帳に「百五十石口分田甚八、五百石口分田甚右衞門(船奉行)」見え、或書に「田中吉政の臣口分田甚左衞門・開奉行として、所々の城館盡く怨闕す。これを口分田開と云ふ」(將士軍談)とあり。

口分出　クモデ　前條氏と同一ならん。

雲出川　クモデガハ

雲飛　クモトビ　ウネビ條を見よ。

雲野　クモノ

雲掃　クモハキ

〇雲掃連　雲梯連の誤寫か。

雲梯　クモハシゴ　ウナデ條を見よ。

雲林　クモハヤシ　ウリン條を見よ。

雲治　クモハル　和名抄、筑前國怡土郡に雲須鄕ありて、久毛波留と註す。須は治の誤りなるべし。

公文　クモン　職名より起る。公文は最初公のものにして、諸國に公文所を置き、之を處理せしめしが、後・院宮、寺社、權門、これに倣ひ、所領に關する文書、年貢に關する記錄等を取扱はしめたり。幕府の公文所はその大なるもの也。この氏の多くは、諸國莊園の公文たりしものにして、幕府の公文所と關係あるなし。

1　藤姓後藤氏流　美作國勝田郡に公文邑あり。後藤氏が、この地にありて、鹽湯鄕地頭、並に公文職たりしに據る。ゴトウ條を見よ。

2　紀伊の公文氏　名出條を見よ。公文職たりしにより、公文氏と呼ばる。

3　桓武平氏　土佐國高岡郡の豪族にして奧浦鳴無社、文保三年の棟札に「大願主公文平朝淸」又日下村小村社貞和三年三月棟札に「公文左衞門尉重賴」また出見春日社の永正五年九月棟札に「公文平久淸」等見え、後世香宗我部家臣連名に「公文源八良、公文孫七郞、公文嘉兵衞、公文三郞右衞門、公文平左」等あり。其の他、同郡多鄕邑、賀茂社永正棟札に「公文仲平備後守高永」を載せたり。斯の如き類は猶ほ多し。

4　日向の公文氏　日向記に公文五郞兵衞尉を載せたり。

5　淸和源氏足利氏流　足利義淸の後にて重益、公文所の役を勤めしにより、此の氏名を負ふと云ふ。

6　肥前の公文氏　後藤家事蹟、天文十四年五月、大村又八郞(貴明)隨從の士に「公文相摸守」を擧ぐ。久文田氏裔か。

7　六鄕衆　古記錄に「かふ刀(甲)、公文(淺曾良)」後公文氏と云ふ。

8　越前の公文氏　白河法皇の時、公文國貞なるものありと。坂井郡に今も公文村存す。

9　雜載　播磨完粟郡に公文邑あり。其の他、神社の社職として、公文の名は長く殘り、維新まで之を氏の如く稱するもの、諸神社に尠からざるも、各氏條に云へば、此處には略す。

公門　クモン　恐らく公文と同一ならん。

1　遠江の公門氏　長上郡橋羽村に公門屋

敷ありて、永祿天正の頃、公門又左衞門、公門又兵衞等のものに見ゆ。又磐田郡奥山の五村にては、村毎に長一人ありて公門と云ふ。（續風土記）。

2 伊勢の公門氏 戰國の頃、公門六郎左衞門あり、北畠氏に屬す。

久門 クモン これも公文か。

宮門 クモン ミヤカド

雲山 クモヤマ 伯耆の豪族にして、名和系圖、一族として、此の氏を收む。

久屋 クヤ

九山 クヤマ 信濃に存す。

久山 クヤマ ヒサヤマ條參照。備前、美作にあり。久山系圖に「久山五郎右衞門（宇喜田秀家に仕へ、祿五百石、作州吉野郡田殿村瀧本住）―宗與（妻は粟井壬生善兵衞の女）―二郎左衞門朝次、弟彥兵衞重次」と載せ、又朝次の女（粟井豐福源三郎妻）とあり。津山の久山氏は藩政時代、累世札元役を勤め、一族繁榮せり。後・源五右衞門、紋右衞門の兩人、同時に札元職として、津山町西部の重鎭たりしと云ふ。又東作志に宇喜田家臣久山善右衞門・見ゆ。

內藏 クラ ウチクラなれど、古來單にクラと訓ずるを例とす。此の氏は、上古・三藏の一たりし內藏の職員たりし職名より來りしにて、大藏と相並び、有力なる氏たりき、又後裔も乏しからず。

內藏とは、大藏の官物を收むるに對し、宮中の倉庫の意にして、其の起原は「古語拾遺に「後磐余稚櫻朝に至りて、三韓の貢獻、奕世・絕ゆるなかりしかば、齋藏の傍に、更に內藏を建て、官物を分ち收む。仍りて阿知使主と、百濟博士王仁とに、其の出納を記さしめ、始めて更に藏部を定め給ふ」と見ゆ。書紀には、履仲卷六年條に「始めて藏職を建て、因りて藏部を定む」」と載せたり。此の內藏の職員は、阿知使主の後なる內藏直、王仁の後なる內藏首、藏史の三氏、及び其の部下なる藏部、藏人等より成りしが如し。其の後、中古に及び、中務省の被官に內藏寮ありて、職員令に「頭一人・金銀、珠玉、寶器、錦綾、雜綵、氈褥、諸蕃貢獻奇瑋の物、年料供進の御服、及び別勑の用物の事を掌る。助一人、允一人、大屬一人、少屬一人、大主鎰二人、少主鎰二人、藏部四十人、價長二人、典履一人、百濟手部十人、使部二人、直丁二人、百濟戶」」と載す。上古の內藏の繼續たるなり。

此の氏に關しては、クラビト、クラベ條を參照せよ。

1 內藏直 倭漢氏の族にして、阿智使主の後裔なり。此の人、履仲朝、墨江中王謀叛の時、天皇に忠勤を抽きんでしによりて、古事記に「天皇・是に於いて、阿知直を以つて、始めて藏官に任ず」とあるが如く、內藏の出納を司るに至りしかば、子孫・其の職名を氏に負ひしなり。されど何時代に、倭漢氏より分離せしか詳かならず。但し大藏系圖には「阿智使主―高貴王―山木直（賜大藏姓）、その弟爾波木直（賜內藏姓）」と載せ、また原田嫡流系圖に「阿多倍・漢家を辭し、和國に入り三王子を生む。一男子・坂上、二男子・大藏、三男子・內藏也」など見ゆれど、坂上系圖、爾波伎直の後に內藏氏なし。

此の氏、中古に至り、連姓を賜ひ、更に忌寸姓を賜ひ、遂に宿禰を經て朝臣姓に至る。

2 內藏首 前者とは流を異にし、西文氏（河內の文）の族にて、王仁の後裔なり。總說に述べたるが如く、王仁の後裔が、阿知使主と共に、內藏を司りしより起る。されど此の氏は前項內藏直族の如く榮えず。一に倉首とも、藏毘登とも、また內

藏毘登ともあるは此の流に屬す。

3 內藏毘登　前項氏に同じ、猶ほ倉條第一項を見よ。

4 內藏連　內藏直の連姓を賜ひし者なれど、其の賜姓の事、史上に漏れたり。されど、恐らく一般に倭漢直が連姓を賜ひし天武朝なるべきか。

5 內藏忌寸　前項の內藏連の忌寸姓を賜へるものなり。此の氏より更に天安元年に伊美吉姓を賜へるものあり。又延曆四年、天長十年、弘仁三年等に、宿禰姓を賜へるものあり。

6 內藏伊美吉　天安元年四月紀に「內藏忌寸云々等、忌寸を改めて、伊美吉姓を賜ふ」と見ゆ。

7 內藏宿禰　延曆四年六月紀に「內藏云々等、忌寸の十姓・一十六人、姓を宿禰と賜ふ」とあるを初見とし、次ぎて、天長十年三月紀に「大外記從六位上內藏忌寸秀嗣等、並びに宿禰姓を賜ふ。就中・橫佩、秀嗣の先は、後漢靈帝の曾孫阿智王より出づ。譽田(應神)天皇・馭寓の年に淯んで歸化せし者也、」と載せ、次に弘仁三年六月紀に「內藏忌寸常足等、姓を宿禰と賜ふ、」などあるは、何れも內藏忌寸の宿禰姓を賜へるものにして、姓氏錄は右京諸蕃に收め「內藏宿禰、坂上大宿禰の同祖、(都賀直四世孫東人直の後也)」と見ゆ。後承和年間、更に朝臣姓を賜ふ。

8 內藏朝臣　承和六年七月紀に「右京人散事從四位下內藏宿禰影子、右衞門大尉正六位上內藏宿禰高守、散位從六位井門忌寸諸足、山口忌寸永嗣、大藏宿禰雄繼、大藏忌寸繼長、從八位下檜原宿禰總通等・男女十二人、姓を內藏朝臣と賜ふ。影子、高守、雄繼等の遠祖は、後漢靈帝の苗裔なり」と載せ、また齊衡三年十一月紀に「內匠少屬正七位下民忌寸國成・姓を內藏朝臣と賜ふ」など見えたり。此等、井門忌寸、山口忌寸、大藏宿禰、同忌寸、檜原宿禰、及び民忌寸の如きは、何れも同族なるにより、內藏宿禰と同樣に、內藏朝臣姓を賜ひしなり。

9 河內の內藏朝臣　類聚符宣抄第七、貞元二年の太政官符に「右少史高安連佐忠に、內藏朝臣の姓を給ふ」と見えたり。これも內藏直と同族にして、もと倭漢氏より出づ。

10 京師の內藏(無姓)　類聚國史卷八十七に「右京人內藏氏人」、其の他小右記等に見ゆ。

11 大和の內藏氏　內藏忌寸、又は宿禰、朝臣等の後裔なり。丹波氏系圖に「駒子の子東人(內藏祖)」と見えたり。而して元慶四年紀に內藏富繼なる者を載す。

12 近江の內藏氏　西宮記の二十三卷に見ゆ。內藏人の後か。當國に藏人もあり。

13 相摸の內藏氏　餘綾郡高麗神社弘安十一年の鐘銘に「大檀那內藏光綱云々」と見ゆ。

14 若狹の內藏氏　郡縣志に「大幡明神社云々、天文十九年、武田五郞・斯の社を修補し、內藏和泉入道をして奉行と爲す」とあり。

15 阿波の內藏氏　山城大悲山峰定寺の鐘銘に「阿波國以西郡八萬金剛光寺鐘、永仁四年云々、大工內藏範賴」と見ゆ。當國に古くクラべあり、クラべ條第五項參照。

16 土佐の內藏氏　安藝郡和倉庄、應永三十三年正月の鰐口銘に「赤野大元常住、願主內藏九郞右衞門」など見ゆ。

17 豐後の內藏氏　宇佐大鏡に「勾別府は字勾六郞藤原貞平所領也。假名內藏富近。寬治五年云々」と。勾條を見よ。

18 筑前の內藏氏　小右記、寬仁三年七月

十三日の內藏石女等の解、申進申文事に「右・石女は安樂寺所領筑前國志摩郡板持庄の住人也」と載せたり。

19 後世、他の官職と同樣、父祖が內藏寮の官職に補せられしより、子孫其の職名を氏とするに至れるものあり。東鑑卷二十三に「內藏頭忠綱、三十四、三十六、四十一に內藏權頭資親」、承久記卷一に、「くらのごんのかみ清範」、卷六に「くらのごんのかみよのり」等とあるは、此の官職を冠したるに過ぎざれど、大川記錄に、「建保五年云々、定使本司內藏永行」」と見ゆるは既に氏とせるなり。又懷橘談に「出雲國造は云々、文治年中に內藏資忠、武士に屬しながら神主と稱し、惣檢校に補せらる」と。出雲條を見よ。

內倉 クラ ウチクラ條を見よ。

倉 クラ 內藏と云ふと通じ用ひらる。但し倉氏は單に內藏職員たりし者の後のみならず、朝廷領・各地に置かれし倉庫の司たりし者の裔、亦これを稱す。以下の各項を見よ。なほクラビト、クラベ條參照。

1 倉首 前條、內藏首に同じ。天平勝寶元年十月紀に「倉首於須美」とあるは、此の氏人にして、此の人、天平寶字五年五月紀には「內藏毘登於須美」、天平寶字五年六月紀には「藏毘登於須美」と見ゆ。三者の相通ずるを知るべし。

2 (春日)倉首 以下倉首とあるは、地方倉庫の首長にて、內藏の首とは別なり。この春日倉首は春日氏の族と稱す、カスガノクラ條を見よ。

3 (當麻)倉首 タギマノクラ條を見よ。

4 倉臣 孝德紀に、倉臣小屎と云ふ者見ゆ。何れの倉の首長か、詳かならず。

5 和泉の倉臣 和泉國大野寺より出でたる文字瓦に、倉臣と銘するものあり。

6 倉連 天武紀に見ゆ。其の十三年、宿禰姓を賜はれり。此の氏の出自は未詳なれど、恐らく齋藏の司にて、忌部の族かと考へらる。「日本上代に於ける社會組織の研究」齋藏職員條を見よ。和名抄、大和國廣瀨郡に、上倉鄕、下倉鄕を載せたり。

7 (忍海)倉連 大和國忍海にありし朝廷の倉庫の長なる氏なり。寶龜八年正月紀に「忍海倉連甑」と云ふ人見ゆ。

8 倉宿禰 第六項、倉連の後にして、天武紀十三年條に「倉連云々、姓を賜ひて宿禰と曰ふ」と見ゆ。

9 攝津の倉氏 天平寶字六年の檜皮葺工請功食解に「津國手島郡上秦鄕戶主倉眞万呂」と云ふもの見ゆ。秦氏の族か。クラビト條第五項參照。

10 雜載 信濃に此の氏現存す。又源平盛衰記、加賀國人に倉三郎成澄を載せたり。倉光條を見よ。

藏 クラ 內藏、倉等と通じ用ひらる。併せ見よ。又クラビト、クラベ條參照。

1 藏毘登 西文氏の族にして、內藏首、倉首と云ふものに同じ。內藏條第二項、倉條第一項を見よ。

2 藏史 西文氏の族にして、貞觀五年九月紀に「河內國古市郡人木工大屬正七位上藏史乙繼、本居を改めて、右京職に貫附す」と見ゆ。

3 (大)藏連 倭漢氏の族也。オホクラ條を見よ。又秦大藏氏もオホクラ條にあり。

4 (大)藏忌寸 オホクラ條を見よ。

5 (大)藏伊美吉 オホクラ條を見よ。

6 (大)藏宿禰 オホクラ條を見よ。

7 (大)藏朝臣 オホクラ條を見よ。

椋 クラ 藏、倉等と音通ず。藏人第六項を見よ。

○椋連 尾張氏の族にして、姓氏錄、和泉

クラ
クラ

神別に「椋連、同上(天香山命之後也)」と見ゆ。和泉國大鳥郡に居住せしかと云ふ。

暗 クラ 暗朝臣あり、內藏朝臣と同一か。

久良 クラ クラキ條を見よ。

藏合 クラアヒ 美作にあり。

倉井 クラヰ 志摩に存す。

倉石 クライシ 岩代國に久來石の地名あり。此の氏、越後、信濃等に存す。

位守 クラキモリ キモリか。イモリ條參照。井上系圖に「弘德—淨衞—位守五介」と見ゆ。

九郎 クラウ 九男の意にて、通稱として用ひらるゝ語なれど、九郎冠者義經の如く、一見氏の如く記載さるゝ事あり、東鑑卷十に九郎藤次、三十八に九郎泰盛等見ゆ。

久郎 クラウ

倉內 クラウチ 上野、陸奧、丹後等に此の地名あり。

1 丹後の倉內氏 竹野郡倉內邑より起りし氏にして、同地の倉內城は倉內將監の居城なりき。又與謝郡日置山城も、一說に倉內將監なる者築くと云ふ、大江姓か。

2 美作御所宮由來に「後醍醐天皇云々、廣橋局は倉內隼人助と云ふ北面の士一人を召具せられ、密に當國に着し給ふ云々」と見ゆ、又信濃にも此の氏存す。

藏內 クラウチ 豐前宇都宮家譜に「曆仁元年、道房の家士に藏內永房」見ゆ。

九郎目川 クラウメガハ 正訓未詳。

倉岡 クラヲカ 日向國諸縣郡に倉岡鄉ありて、池尻城跡殘る。

鞍岡 クラヲカ

倉垣 クラガキ 椋垣と通ずるが故に、次條に併せ云へり。

倉墻 クラガキ 同上。

椋垣 クラガキ 攝津國能勢郡に倉垣莊あり、古文書類纂上、建長二年藤原道家處分狀に「攝津家倉垣庄(春日四季御八講被宛之)」と。又丹後(丹波郡倉垣莊、田數目錄に見ゆ)越中にも倉垣庄あり、又備中等に此の地名存す。此等の地名を負ふ。

1 椋垣直 倭漢坂上氏の族にして、天武前紀に「倉墻直麻呂」と見ゆる倉墻は椋垣に同じ。後連姓を賜ふ。此の椋垣は大和の地名なるべし。

2 椋垣連 前項の後にして、慶雲四年正月紀に「主稅寮助從六位上椋垣直子人、連姓を賜ふ」と見え、後に忌寸を賜ふ。

3 椋垣忌寸 前項直より連姓を賜ひし子人は、和銅二年正月紀に「正六位下椋垣忌寸子人」と載せ、また和銅六年四月紀に「倉垣忌寸子首」と見ゆるにより、慶雲四年より和銅二年に至る間に、更に忌寸姓を賜へるを知るべし。坂上系圖引用姓氏錄に「志努直の第四子刀禰直、是れ畝火宿禰、荒田井忌寸、藏垣忌寸等三姓の祖也」と見ゆ。また寶龜三年四月紀に「坂上大忌寸苅田麻呂等言ふ、云々。天平三年、內藏少屬從八位上藏垣忌寸家麻呂を以つて、少領に任じ、天平十一年、家麻呂・大領に轉ず」など見ゆ。高市郡の大少領になりしを云ふ。以つて相當勢力ありしを知るべし。

4 藏垣伊美吉 天平五年の右京計帳に、「椋垣伊美吉都久賣」等二十名を載す。椋垣忌寸の伊美吉姓を賜へるものなり。倭漢坂上氏族の諸忌寸は多く此の姓を賜へり。

5 近江の椋垣伊美吉 天平五年の右京計帳に「椋垣伊美吉須美賣、近江割往」と見えたり。

6 藏垣宿禰 椋垣忌寸の宿禰姓を賜へるものなり。除目大成抄、姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

7 椋垣朝臣 攝津國能勢郡倉垣村より起

りしか。前數流とは別にて、中臣氏の族と云ふ。姓氏錄、攝津神別に「椋垣朝臣、同上(天兒屋根命之後也)」と錄す。

8 藏垣(無姓) 椋垣忌寸の後なるべし。外記日記、姓名錄抄等にあり。

9 京師の椋垣(無姓) 天平五年の右京計帳に「椋垣殿麻呂」等七名を載す。藏垣伊美吉の族なるべし。

10 清和源氏多田氏流 攝津國能勢郡倉垣庄より起る。椋垣朝臣と緣故あらん。その後、尊卑分脈に「賴光―賴國―多田哥人賴綱―明國―行國―賴盛―能勢三郎高賴―同藏人資國―資氏(號倉垣、土御門院判官代)―賴貞(從五下、兵衛尉)―貞綱(倉垣源藏人)」と見え、淸和源氏系圖及び土岐系圖の如きは、高賴の兄行綱に註して、「多田、倉垣等祖、配安房國」と載せたり。

11 雜載 蒲生氏鄕家臣に倉垣修理あり。又吉田松平藩中老に倉垣氏あり。

藏垣 クラガキ 前條に併せ云へり。

倉垣內 クラカキウチ クラカイタウ 伊勢の名族にして、本朝高僧傳に「勢州眞常院沙門・亮典、字は文性、俗譜は倉垣內氏、勢州宇治縣人なり。母・夢に異僧の錫を振り來るを見て娠む。慶長丁未四月幾望生る云々。十二にして郡の建國寺に入り剃髮す、云々」と見ゆ。

鞍懸 クラガケ 武藏、越後、美作等に此の地名あり。美作英田郡鞍懸城は佐用氏條を見よ。

倉員 クラカズ 常陸の名族にして、新編國志に「茨城郡倉員村より出たり」と見ゆ。又倉數ともあり。

倉數 クラカズ 前條氏に同じ。

倉片 クラカタ

倉形 クラタカ

倉門 クラカド クラト

○倉門忌寸 倭漢坂上氏の族にして、坂上系圖引用姓氏錄に「志努直第二子志多直、是れ倉門忌寸云々等、十姓の祖也」と見ゆ。

倉門部 クラカドベ クラトベ 如何なる品部か詳かならず。

○倉門部伊美吉 前條倉門忌寸と同一氏ならん。姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

倉金 クラガネ 信濃に現存す。次條氏に同じかるべし。

倉兼 クラカネ 藤原氏にして、倉兼小兵衛直言の後なりと。又次條倉賀野氏を倉兼ともあり。

倉賀野 クラガノ

1 有道姓兒玉黨 上野國群馬郡倉賀野より起りしか。秩父氏の族にして、武藏七黨系圖に「秩父平四郎行高の子高俊(倉賀野三郎)」と見ゆ。其の後は「秀行―行澄(太五)―

―行泰―┬―賴行(平太左)
　　　　└―俊行(二)
―光行(三左)
―政行(後閑三)

と載せ、氏人は東鑑巻十、十五に倉賀野三郎、三十二に倉賀野兵衛尉、下りて鎌倉大草紙に「兒玉黨倉賀野」」また「倉賀野左衛門尉、同新五郎」等見ゆ、此の倉賀野氏は、上州八家西郡の一にして、倉賀野城に據る。上野國史に「倉賀野古城。倉賀野三河守居城、箕輪城主長野氏聟なり。倉賀野氏は兒玉黨にして、曩祖は儀同三司伊周、一條院長德二年丙申四月廿四日、罪ありて筑紫へ左遷の時、妾腹の男子・洛陽に止りて有道の猶子となる。其の嫡武藏守惟行、治曆年中より、武藏國兒玉郡に住す。延久元年七月卒。その長男庄太郎廣行、四男秩父四郎經行、其の子秩父四郎行綱、治承四年、賴朝・土肥

の杉山の敗れ、安房國沈落の時、伴黨を促し、彼の國へ打越し、隨屬せし以來、代々鎌倉柳營に仕ふ。夫より兒玉郡本庄邑を食めり。行綱の次男倉賀野次郎、三男同三郎と云ふ。東鑑卷十、文治六年十一月七日、賴朝公御入洛隨兵に倉賀野次郎高行、建久五年三月、賴朝。東大寺供獺の爲、上洛隨兵に倉賀野三郎兼行、嘉禎四年二月十七日、賴經公入洛六波羅の御所御供に行兼嫡男倉賀野兵衞尉行盛、其の子倉賀野將監成行(幼名太郎)、畠山重忠に味方し、其の軍を切拔け、西上州群馬郡へ引退く。其の後、宮原の庄に蟄居し、此の所を倉賀野と名付く。其の子を行豐と云ふ。行豐六代の孫、倉賀野治部左衞門行重・應永年中、關東兵亂に依り、城を築きて倉賀野城と號す。嫡男倉賀野兵部亮は平井の上杉管領の旗下となる。兵部亮元行の子同三河守、天文十二癸卯年、武藏國川越合戰に、上杉に從ひ、軍陣相勤む。同十八年八月三日、安中越前守附將にて、片岡郡三寺尾に於いて、武田信玄と合戰す。此の時、倉賀野三河守も九頭の其の一將なり。天文二十年、北條氏・上杉氏と神流川合戰あり、三河守上杉家に從ひて討死す。息男幼稚に付、三河守の將卒十六騎にて城を守る。其の十六騎は、須賀佐渡守、細野對馬守、福田加賀守、勅使河原備後守、金井善八、五十嵐紀伊守、富田伊勢守、金澤筑後守、細野但馬守、笠原源左衞門、坂井豐後守、足川主膳正、福田石見守、中島豐後守、市川太郎左衞門、須田玄蕃頭。外に田沼庄左衞門、須田大隅守等あり云々」と。載せたり。

2　清和源氏新田氏流　前項倉賀野氏の配下を倉賀野黨と云ふ。戰國の頃、總代金井善八(淡路守)、信玄の先陣に參ず。信玄・姓名を與へて、倉賀野淡路守と云ふ。金井條一五八六頁を見よ。上野國志に「倉賀野城。倉賀野淡路守照時居る。甲陽軍鑑に『倉兼五十騎』と見ゆ」と。

3　武藏の倉賀野衆　宮古島條を見よ。

倉鹿野　クラガノ　前條氏に同じ。

倉川　クラカハ　倉河、藏川等と通ず。

倉河　クラカハ　常陸國行方郡倉河邑より起る。この地は又藏川に作る。文和二年三月二十二日遠江守高信請文に「下河邊左衞門藏人行景・申す。常陸國行方郡倉河鄉、倉河三郎太郎跡、幷に同郡小牧鄉內、小牧彌十郎跡等の事、去年八月十五日の御下文、同九月二日、御施行の旨に任せ、宍戶備前守と相共に彼所に莅む云々」とあり。

藏川　クラカハ　德川時代に三田九鬼藩用人、篠山青山藩用人等に此の氏あり。

椋河原　クラガハラ　中世、椋河原連あり。河原條を見よ。

倉上　クラカミ　肥前國養父郡倉上邑より起る。河上社文書に見ゆ。此の氏は博多日記裏書に「使節倉上彌五郎入道、倉上小次郎入道淨有」等を載せたるにより、相當の豪族たりしを知るべし。

久良岐　クラキ　武藏國久良岐郡は和名抄に、久良郡と載せ、久良岐と註す。神護景雲二年六月紀に久良郡とあるを初見とすれど、安閑紀に倉樔屯倉とあるも、此の地かと云ふ。

倉枳　クラキ

工樂　クラク

倉楠　クラクス

鞍較　クラクラベ　アンカウ　秀鄕流藤原姓にして、河村系圖に「秀高—四郎秀清(住伊勢國)—政家(佐藤五)—賴秀(鞍較と號す。母は安木九郎有忠女)—宗秀」と見ゆ。

倉坂　クラサカ

倉崎 クラサキ 下野に此の地名ありて、信濃に此の氏存す。

倉前 クラサキ

椋崎 クラサキ 椋崎連あれど、椋椅の誤りなるべし。

倉澤 クラサハ

1 滋野姓海野氏流 信濃發祥の名族にして、根野井行親の裔、楯野六郎親忠の後なる義忠、倉澤二郎と稱す。その裔なりと。

2 此の氏は德川時代、長岡牧野藩の重臣、及び鯖江藩に倉澤卯助、その他武藏、信濃等に多し。

倉下 クラジ 古代の職名にして、倉下のシはムラジ、ミヤジ、テラシ等のシと同樣、主、大人の意なれば、倉下とは、倉主なり。而して當時クラと云ふは、主として神庫、即ち秀倉（ホクラ）を指せしものなれば、倉下とは、後世の神主、宮司の類と考へらる。神武紀に高倉下、兄倉下、弟倉下等見ゆ。

倉敷 クラシキ 美作、備中等に此の地名あり。美作の倉敷氏は英多郡倉敷邑より起る。菅家黨の一なりと。天正の頃、後藤氏の配下に倉敷左助あり。

藏敷 クラシキ 前條氏に同じ。

倉重 クラシゲ 筑後の名族なりと。又越後にあり、倉茂とも書す。

藏重 クラシゲ 石見に存す。

倉茂 クラシゲ

倉下 クラシタ クラジ條に云へり。

倉科 クラシナ 和名抄、信濃國埴科郡に倉科郷あり、久良之奈と註す。東鑑に倉科莊と見ゆる地也。なほ甲斐等にも此の地名存す。

1 清和源氏山縣氏流 美濃發祥か。山縣系圖に「山縣三郎太郎盛國─盛仲─基仲（倉科藏人）」と見ゆ。

2 信濃の倉科氏 埴科郡の倉科邑より起る。鞍骨城（倉科村）は此の氏の據城にして、天文の頃、倉科左衞門あり。

3 清和源氏武田氏流 甲斐國山梨西郡倉科邑より起りしなるべし。武田系圖に「信濃守信滿の庶子・信廣（倉科治部少輔と號す）」と、又「子孫有」と註す、中興系圖に「倉科、清和、武田安藝守信滿男、治部少輔信廣・稱之」と見ゆ。

倉品 クラシナ 前條氏と通ず。

1 甲斐の倉品氏 山梨郡の倉科邑より起る。前條治部少輔信廣、倉科と稱するより前、藏品七郎左衞門なる者あり。

2 信濃にも存す。

藏品 クラシナ 同上。

倉島 クラシマ 信濃、奥州田村等に存す。

倉住 クラスミ

倉增 クラゾウ 羽前國村山郡藏增邑より起る。清和源氏最上兼賴の三男義直より出づ。風土略記に「倉增館は、最上兼賴の三男義直の住居せし地にして、倉增殿といへり。其の孫を小國日向守光基といひ、其の子を親景といふ」など見ゆ。又永慶軍記に「藏增安房守・小國の城主細川三河守を退治したる功により、其の跡を賜はる」と。

藏園 クラソノ

倉田 クラタ 相摸、武藏、因幡、備前等に此の地名ありて數流の倉田氏を起す。なほ藏田と通ず、次條を見よ。

1 佐々木氏流 加地氏の族にして、備前國上道郡倉田邑より起る。尊卑分脈に「加地左兵衞尉盛綱（家紋三星）─太郎信實─義綱（倉田、號机五郎、法名定命、本高實）」と載せ、佐々木系圖には「義綱（號權五郎）」に作る。義綱の後は「義綱

─朝綱（太郎）

─章綱（左門尉）─┬─有綱（左門尉 筑後守）
　　　　　　　　├─俊綱（左門尉 筑前守）─基綱（彌二郎）
　　　　　　　　└─清章（三郎）─清重（三郎）

─泰章（三郎）

」

重章（四郎）—章繼（五郎）—國綱（二郎）

一族兒嶋郡にも榮え、又九州に移れるもあり。

2 會津の倉田氏　其の先は近江源氏にて本國甲賀郡に住せり。室町將軍の時、軍功によりて倉田氏を賜ふ（新編會津風土記）と傳へらる。

3 信濃の倉田氏　上伊那郡の豪族にして倉田氏の館跡は殿村に殘る。倉田將監安光・これに仕し、小笠原長時の旗下藤澤賴親に從ひ、天文七年七月十九日、甲州韮崎合戰のとき、長時に供奉して討死す。其の子淡路守、其の子石見に至り、民間に降る（關順次氏）とぞ。三ツ巴を家紋とす。

4 有道姓兒玉黨　武藏國足立郡倉田邑より起りしならん。新編風土記、入間郡今市村法恩寺の年譜錄云ふ「文治二年、隣縣の令に、倉田孫四郎基行なる者あり、此れ當郡刺史・兒玉武藏守藤原惟行の家弟、而して河内守越生次郎家行の叔父たる也。所以ありて、倉田の邑に退隱す」と。入間郡にも此の地名あり。

5 その他、美濃、伊勢、安藝等にも此の氏存す。

藏田　**クラタ**　前條と音・通ずるにより併せ見よ。

1 藤原姓上杉氏流　伊勢太神宮司附屬職掌人家系に「藏田（權主典）、藤原、上杉房顯の季子より出づ、初代國房」とあり。

2 安藝の藏田氏　當地方の豪族にして、初め大内氏に屬し、元就に攻められて、毛利氏に屬す。賀茂郡鏡山城主にして、子孫四日市にあり（藝藩通志）。安西軍策に「大永二年、大內義興・鏡山に城を築き、藏田備中守、同日向守を籠め置く」と。又「菊法師（藏田備中守の子にて、後藏田市介とて元就に奉公す）」を擧ぐ。又「沼田郡大町村に藏田氏あり。毛利家臣藏田新右衞門、石見津和野の攻口にて、疵を被り農となる」と云ふ。

3 藤原姓　卯右衞門なる者の後なりと云ふ。

4 越後の藏田氏　藪川條を見よ。魚沼郡の名族にして、土川村彌彦社の神職也。

5 源姓　佐州役人附に「源姓・藏田茂平」を載せたり。

6 雜載　此の氏は、東鑑卷五十に藏田二郎左衞門尉を載せ、下りて日向記に藏田彌次郎、また上杉年譜、文祿元年五月廿八日書翰に「藏田又五郎方云々、御師藏田左京亮殿」と。又文祿二年十月文書に「藏田藤右衞門尉清忠」を擧ぐ。また德川時代、近江大溝分部藩家老に此の氏あり。又石見物部神社祠官（上官、地方役）、中宮樂頭、託宣內侍等に此の氏見ゆ。

漢田　**クラタ**　撰解文集に此の訓あり。

座田　**クラタ**　サイダ條を見よ。

按田　**クラタ**　倉田、藏田と通ず。

鞍田　**クラタ**　同上。

庫田　**クラタ**　同上。

藏堂　**クラダウ**　**クランド**　大和國式下郡川東村大字藏堂より起り、藏堂城に據りし豪族なり。

倉館　**クラダテ**　陸奧國中津輕郡藏館村より起りしか。

鞍谷　**クラタニ**　越前鞍谷庄より起る。

1 清和源氏足利氏流　越前國今立郡鞍谷庄より起る。義滿次男權大納言義嗣の子右兵衞佐嗣俊、父逆名を受くるにより、此の地に退く。其の子掃部頭嗣時、其の子刑部大輔嗣知まで、三代の間、此の地に居り、鞍谷御所と稱す。其の居所鞍谷城

は池泉より南の方に在り（名勝志）。

2　同斯波氏流　前項氏を相續せしなり。奥州斯波系圖に「詮教の子鄕長（民部少輔、越前國鞍谷家相續）―義久（左京大夫）、弟義次（左京大夫、義久爲子）」と載せ、又奥南舊指錄に「越前の倉谷安藝守聞き及び、斯波へ下る」など見ゆ。

倉谷　**クラタニ**　加賀國加賀郡に倉谷邑あり。又前條參照。

1　紀伊の倉谷氏　續風土記、牟婁郡條に「舊家倉谷善兵衞。家系詳ならず。有馬莊井土村大馬權現社永祿の棟札に神之山藏屋敷といふあり、卽ち此の家なり。其の家傳へいふ、當村開發の家にして、觀音瀧の觀音堂は、此の家より支配す。舊は地士、大莊屋役を勤めたり」など見ゆ。

2　其の他、伊勢內宮社家に倉谷氏（荒木田姓）、また志摩、備前、備中等にも此の氏あり。

鞍智　**クラチ**　近江佐々木氏の族にして、尊卑分脈に「京極左衞門尉宗氏―鞍智時滿（四郎左衞門尉）―時秀（四郎、左衞門尉）―滿高（源二、左將監）―高信（左門尉）」と載せ、淺羽本佐々木系圖には「時滿（倉地四郎左衞門）―時秀―滿高（鞍智又二郎）―高信―高秀」とあり。又時秀の弟に氏滿（源三左衞門尉）、信秀（法名淨慶）等見ゆ。應仁武鑑に「佐々木鞍智紀伊守高持、備前國津高郡健部、京都より四十八里」と載せたり。此の氏、また倉知、倉智等と通ず。

倉知　**クラチ**　倉智に作り、又鞍智と通ず。

1　美濃の倉知氏　武儀郡に倉知邑あり。此の地より起るか。蜂須賀氏創業文武有功の士に倉知氏あり、又森家々臣に倉知仁右衞門見ゆ、此の地の人かと云ふ。

2　佐々木氏流　鞍智氏に同じ。幕臣にして、寬政系譜に此の末流一氏を載せたり。家紋藤巴、平四目結。

3　三河の倉地氏　額田郡米河內城（米河內村）の城主に倉地平左衞門あり（二葉松）。前項氏はこれか。

4　伊豆の倉地氏　內浦河內村に倉知氏あり。後北條氏の家臣倉地半頭、その子源大夫、その子源太左衞門等聞ゆ（伊豆志稿）。

5　雜載　美作英田郡眞神邑、志摩、伊勢等にあり。又尾州二宮大縣神社神主系圖に「中務亟秀村の女（倉地兵庫介妻）」と。第一項か。

倉智　**クラチ**　甲賀五十三士の一に此の氏あり。鞍智氏と關係あらん。

倉地　**クラチ**　倉知條に併せ云へり。

鞍地　**クラチ**

倉津　**クラツ**

倉塚　**クラツカ**

倉月　**クラツキ**　加賀に倉月庄あり、又鞍月に作る。

倉次　**クラツギ**　佐倉堀田藩重臣に此の氏あり。

鞍作　**クラツクリ**　按作に同じ、次條を見よ。坂上系圖に鞍作村主あり。

按作　**クラツクリ**　職業名を負ひしなり。鞍部（クラツクリベ）條を見よ。

1　按作（無姓）　鞍作部に同じ。和銅六年十一月紀に「正七位上按作磨心、能工にして異才あり、衆侶に獨越して、錦綾を織成す、實に妙麗と稱せらる。宜しく磨心の子孫には、雜戶を免じ、姓を栢原村主と賜ふべし」とあり。

2　按作主寸　鞍作村主に同じ。倭漢坂上氏の族にて、美濃國大寶二年春部里戶籍に「按作主寸玉虫賣」と云ふ者見ゆ。

3　大和の鞍作氏　倭漢氏の族なり。

4　雜載　嚴島社の傳說に佐伯鞍職あり、當社神官佐伯氏の祖なり。サヘギ、イツクシマ條を見よ。

鞍部　クラツクリベ　職業部の一にして、鞍作部と云ふに同じく、鞍を作るを職とせし品部なり。雄略紀七年條に「天皇・大伴大連室屋に詔して、東漢直掬に命じ、鞍部堅貴、云々等を以つて、遷して、上桃原、下桃原、眞神原三所に居らしむ」とあるを初見とす。桃原、眞神原等は大和國高市郡の地名なり。

中世の鞍作部の事は橋作（クラホネ）條を見よ。

1 大和の鞍部　總説にて云へり。

2 高麗族の鞍部　釋家官班記、僧綱補任等に見ゆ。

3 河内の鞍部　澁川郡に鞍作村あり。

4 近江の鞍部氏　日野大宮梁簡銘に「工匠無位鞍部稻足」なるもの見ゆ。

5 鞍部村主　倭漢氏の族にして鞍部の伴造なり。敏達紀に「鞍部村主司馬達等」あり。佛法布教に力をつくす。其の女・嶋、善信尼と曰ひ、男を多須奈と云ふ。用明紀に「鞍部多須奈、(司馬達等子也)」と見ゆ。其の子は鞍作鳥にして、推古紀十四年條に「鞍作鳥に勅して曰はく云々。汝が祖父司馬達等・便ち舍利を獻じ、又國に僧尼なし、是に於いて、汝が父・多須那橘豐日(用明)天皇の爲に出家し、佛教を恭敬し、又汝が姨・嶋女は、初めて出家して、諸尼の導者と爲り、以つて釋教を修行す云々」と見え、「近江國坂田郡水田廿町」を賜へり。後萬葉集三にも此の氏見ゆ。

(鳥は法隆寺金堂の壁畫をかきし人也)。

司馬達等は、扶桑略記に「日吉山藥恒法師の法華驗記に云ふ、延暦寺僧禪岑記に云はく、第廿七代繼體天皇卽位十六年壬寅、大唐漢人案部村主司馬達止、此の年春二月入朝す。卽ち草堂を大和國高市郡坂田原に結び、本尊を安置し、歸依禮拜す。世を擧げて皆云はく、是れ大唐の神なりと。緣起に出でたり。隱者・此文を見て、欽明天皇の以前、唐人・佛像を持ち來る。然れども流布せしに非ざる也」とあるを以つて、水鏡、及び元亨釋書等も此の事を掲げ、學者多く達等を繼體朝の歸化とし、佛教最初の傳來とすれど、恐らく非にして、達等は雄略紀なる鞍部堅貴と緣故あるべく、又坂上系圖に、仁德朝・阿智使主に隨ひ歸化したる漢人の内に、鞍作村主を擧ぐるが故に、其の後裔とすべきが如し。

案部　クラツクリベ　前條氏に同じ。

鞍作部　クラツクリベ　同上。

桉作部　クラツクリベ　同上。備前にありて、吉田文書、寶龜七年十二月十一日の備前國津高郡收稅解に「桉作部千縄」なる者を錄す。

倉辻　クラツジ

藏辻　クラツジ　志摩にあり。

倉恒　クラツネ

倉爪　クラツメ　日向記に倉爪十郎左衞門尉と云ふ人見ゆ。

鞍手　クラテ　筑前大藏族の一にして、鞍手郡名を負ひしなり。大藏氏系圖に「岩門少卿種輔―種宗（鞍手權守と號し、筑前國鞍手領を知行す）―種高(貫主)―種紀（太宰大監）」と載せ、秋月系圖に「種宗、筑前鞍手領を食邑して鞍手權頭と號し、子孫・鞍手を以つて氏と爲す」などあり。此の高の弟に「種賴、種業、種盛、種理」等あり。別府、新宮、新井等の氏を起す。

藏戸　クラド　藏部の後か、クラベ條參照。京極殿給帳に「二百石、藏戸與三左衞門」見ゆ。

倉戸　クラト　上總國望陀郡に、會戸鄕あり。高山寺本には會を倉に作る。その方よかるべしと。クラカド條參照。

倉時　クラトキ

倉舍人　クラトネリ　クラノトネリ　○倉舍人君、倉舍人部の伴造なり。次條を見よ。出雲風土記、意宇郡舍人郷の條に「志貴嶋宮御宇（欽明）天皇の御世、倉舍人君等の祖、日置臣志毘、大舍人として供へ奉る。即ち是の志毘の居る所、故に舍人と云ふ、即ち正倉あり」と見えたり。蓋し、この人は、欽明帝の舍人として仕へしにあらずして、御子倉皇子の舍人たりしならん。

倉舍人部　クラトネリベ　御名代部の一にして、欽明帝の御子倉皇子の御名を負ひしものと考へらる。前條を見よ。

倉殿　クラトノ　攝津に倉殿庄あり、東寺文書に見ゆ。

倉富　クラトミ　筑後の豪族にして、龍造寺氏の族也。竹野坂井村倉富傳記に、此の氏を秀鄕七代孫左衞門尉秀淸の後とし、「藤原秀鄕七代の孫秀淸・左衞門尉に任ぜられ、始めて肥前に下向す。其の子散位季善、其の子龍造寺秀家、文治三年、肥前國佐賀郡龍造寺村地頭職、幷に筑前國長州邑の莊、及び所々の地に封ぜらる。依りて龍造寺を以つて氏とす。其の子季益・鶴ヶ岡八幡宮を龍造寺城中に勸請し、又龍造禪寺を建立して、讃州志度寺觀世音を模刻して本尊とし、國家安全を祈る。季益二十代の孫・右衞門大夫忠後と號す。後隱岐守康家に改む。文明明應の間、强大にして、男子五人あり。後薙髮して定翁と號す。永正七年庚午三月廿一日卒す。其の長男豐前守・家を續がず、二男右衞門大夫家正。家を續ぎ、後に隱岐守家和と改む。永正十七庚辰八月卒す。三男澄覺・寶琳院住僧たり。四男家兼・天文十四乙巳正月、馬場賴周の謀計にて龍造寺一類戰死のとき、筑後國に遁る。同四月歸國、賴周を討ち、素意を達す。同十五丙午三月卒す。五男富春・水上山の住職、瑞應寺の開山也。豐前守胤家の子胤知は倉富氏の祖也。胤知・天文中、龍氏一類戰死の時、筑後國高橋村に遁れ、筑前國立花山の麓に移り、又幼子二人を携へて、筑後國森部村に轉住し、氏を倉富と改む。定紋杏葉、又蘘荷丸」と見ゆ。樋口家系圖に、越前守實長の繼室を倉富氏とす。同族か。

藏富　クラトミ　前條と通ず。筑前舊志略に「遠賀郡立屋敷邑鳥野神社の氏子藏富吉右衞門・蝗を除くに鯨油を用ふべきを、神託により發明す」と載す。

倉友　クラトモ

倉永　クラナガ　日向記に、倉永左衞門五郎と云ふ人見ゆ。

椋梨　クラナシ　ムクナシ條を見よ。

藏波　クラナミ　上總國藏波邑より起りしと云ふ。足守木下藩側用人に此の氏あり。

藏成　クラナリ　筑後の名族にして、永祿の檢地帳に藏成右京亮なる者見ゆ。次條氏に同じきか。

倉成　クラナリ　豐後の豪族にして、速見郡倉成より起る。この村名は圖田帳に出でたり。又豐前鳥越七門に此の氏あり、トリコシ條參照。

倉西　クラニシ

倉貫　クラヌキ

鞍貫　クラヌキ

藏貫　クラヌキ

倉根　クラネ　信濃に存す。

倉野　クラノ　攝津國西成郡の名族にして享保年間、春日出町の所有者、八州軒をつくる。
又和泉國日根郡佐野町の名族にもあり。
又薩隅伊集院氏配下の將に、倉野七兵衞見ゆ。

藏野　クラノ

内藏衣縫　クラノキヌヌヒ　内藏衣縫部、並に其の伴造裔也。

1　内藏衣縫造　内藏衣縫部の伴造にして天武紀十三年條に、連姓を賜へり。

2　内藏衣縫連　天武紀十三年條に「内藏衣縫造、姓を賜ひて、連と曰ふ」と見ゆ。

内藏衣縫部　クラノキヌヌヒベ　職業部の一にして、内藏に使役せし衣縫部なり。大藏衣縫部と云ふもあり。

倉信　クラノブ

椋橋　クラハシ　椋椅、倉橋、藏橋等と通ず。椋椅部の伴造たりしものと、地名を負ひしものとの二者あり。以下各條及びクラハシベ條參照。

1　椋橋宿禰　尾張の大族にして、又倉橋部宿禰と云ふと同一氏か。而して丹羽郡大領なるより推して、多臣族丹羽縣主（邇波縣君）の裔ならんかと思はる。蓋し此の縣主の族人、椋橋部の部分的伴造となりて、此の部名を負へるなるべし。類聚符宣抄第七に「太政官符、尾張國司。丹羽郡大領外正六位上椋橋宿禰惟清云々、長元四年二月廿七日」と見ゆるは此の氏人なり。クラハシベ條を見よ。代々丹羽郡司なるが、後に桓武天皇皇子良峯安世の後と稱し、良蜂氏を冒す。

3　良峯姓　良峯氏系圖に「桓武天皇—安世（大納言）—宗貞（右少將、法名遍照、花山僧正）—玄理（四度使一。姓を椋橋に改め、始めて尾張國丹羽郡に住し、當郡司と爲る。四度使者。當國惣社、一二三、以上四社の祭使、四度・勤仕せしむるに依りて也）—恒則（四度使二。椋橋）—美並（四度使三。延長四年より天曆九年に至る、郡務三十年。椋橋。凡そ畿内諸國は目已上一人を差して、四度の使政を申さしむ『延喜式民部』。凡そ諸國四度使、事に就きて國に還る者は、敕宣を待ち奉る。二月乃ち許す『延喜式。民部』）—賴利（四度使四。下總介。天曆九年より安和二年に至る、郡務十五年。椋橋。）—惟賴四度使五。下總介、椋橋）—季光（正曆年中、始めて本家として法成寺に寄進す。四度使六。尾張國小弓庄本主也。紀伊、伊豫、尾張介。本姓を良峯と改む。同國私領を同じく上東門院勅旨田に寄進す）」と見ゆ。

始め椋橋姓にして、後世良峯と改むなど云ふは信じ難く、要するに前項氏と同一族にして、桓武帝裔と云ふは假冒に過ぎず。丹羽氏の後なれば、神武帝裔也」ヨシミネ、ニハ等の條を見よ。

季光の弟惟光の孫に、立木田大夫季高、成海大夫長季ありて、子孫甚だ榮ゆ。ニハ、ヨシミネ、タチキダ、ナルミ等の條を見よ。又惟光の弟爲通は橘姓に改む。子孫タチバナ條を見よ。

3　雜載　又攝津に椋橋庄あり、鞍橋、倉橋に作る。

鞍橋　クラハシ　倉橋、椋橋等と通ず、前條を見よ。

○鞍橋君　欽明紀に「筑紫國造云々、尊びて鞍橋君と名づく」とあれど、こは個人名ならんか。ツクシ條を見よ。

椋椅　クラハシ　前後數條と通ず、併せ見よ。

○椋椅連　和名抄、陸奧國會津郡（岩代）に倉精郷あり、高山寺本に久良波之と訓ず。此の地名を負ひしなるべし。弘仁三年九月紀に「陸奧國云々、勳八等柏原公廣足等十三人に姓を椋椅連と賜ふ」と見ゆ。田夷なり。柏原條を見よ。一本椋崎に作る。

倉橋　クラハシ　椋橋以下の數條と通ず。併せ見よ。古きは椋橋部、並に其の伴造、これを稱し、後世のものは多く地名を負ひ

しなり。

1 倉橋部裔　古事談第四に「倉橋弘重」なる者見ゆ。椋橋部の裔なるべし。

2 安倍姓土御門流　諸道家の一にして、雲上家に列せらる。左大臣安倍倉橋麻呂の後裔と稱す。土御門家より分れし新家にして、土御門久脩の二男泰吉（御水尾帝朝）より出づ。其の子「泰房―泰貞―泰章―泰孝―有儀―泰行―泰聰―泰顯―泰清―泰昌」にして、徳川時代、五十石、方領百石、後百五十石。堺町御門外、寺は眞如堂、外樣、陰陽道。家紋、

倉橋

現今子爵。

3 清和源氏斯波氏族　幕臣にして、寛政系譜に見ゆ。家紋丸に抱嚢荷、丸に荊。

4 藤姓　攝津の倉橋氏にして、中興系圖に「倉橋、藤原、本國攝州倉橋庄、モン角折敷、茗荷丸」と見ゆ。椋橋部連の裔か。クラハシベ條第三項、及び第十三項參照。

5 安倍姓（後に藤姓）　三河發祥の倉橋氏にして、江戸幕臣なり。而して第二項と同樣、倉橋麻呂の裔と稱す。その出所に關しては、寛永系圖に「先祖は大和國倉橋山下居原を領す」と。然らば倉椅部本居の地なるより見て、或は大和倉椅部の裔ならんかと考へらる。されど寛政呈譜には「大彦命より十一代安倍倉橋麻呂四世の孫・安仁、其の末孫家仁、十市郡下居原に生まれ、はじめて武家にうつり、先祖の名をとりて稱號とす。後裔某、鳥羽朝に藤原氏を賜ふ。のち倉橋山に住し、家盛のとき河内國に移り、更に三河額田郡萱生郷に居住す。（家盛は尊氏時代の人なり）」と云へど甚だ信じ難し。猶ほ「下居原を後に倉橋山といふ」など說くも甚しき誤なり。又藤姓を賜ふと云ふも信じ難し。寛政系譜に四家を收む。家紋丸に三嚢荷、五三桐。

倉橋三郎五郎

二葉松に「額田郡岡崎萱生村古屋敷、萬性寺領内也。倉橋惣左衞門、或は宗三郎とも、宗兵衞とも云ふ。今田バタ小藪の中に墓松あり」と載せ、又麻生村「麻生城、中山七名領主倉橋太郎左衞門居住」と。猶ほ又碧海郡「川野村、倉橋牛四郎」と云ふも見ゆ。

6 丹後の倉橋氏　當國の豪族にして、正應の注進丹後國諸庄郷保惣田數目錄帳に「丹波郡吉田保、七町四反百三十九歩、倉橋彈正」と見ゆ。椋橋部條所載、乙理の族裔か。クラハシベ條第十項を見よ。

7 安藝の倉橋氏　安藝郡に倉橋島あり、その地より起りしか。佐伯郡の名族にして、藝藩通志に「津久茂村倉橋氏、先祖を倉橋助左衞門と云ふ。享祿年間、吉左衞門以下、世々里職を勤む。今の幸藏まで、凡そ十一代、文書器物・家に藏す」と見ゆ。

8 清原姓　赤穗義士倉橋傳助武幸は清原姓と稱す。もと二十石五人扶持。

9 雜載　幕臣に倉橋内匠（慶長）あり。又武藏橘樹郡市場に倉橋氏、信濃にも存す。

藏橋　クラハシ　香宗我部家臣に「藏橋五郎左衞門、同御藏、同孫市」等あり。

倉精　クラハシ　和名抄、陸奧國會津郡（岩代）に倉精郷あり、高山寺本に久良波之と註す。

椋橋湯坐　クラハシノユヱ　椋橋部の湯坐、即ち崇峻帝の湯坐の後裔なり。正倉院天平寶字二年九月文書に「椋橋湯坐伊賀麻

呂」なるもの見ゆ。

倉橋部 クラハシベ　次條氏に同じ。

椋橋部 クラハシベ　同上。

椋椅部 クラハシベ　御名代部の一にして又倉橋部とも、椋橋部ともあり。崇峻天皇の御名代にして、古事記に「長谷部若雀天皇は、倉椅柴垣宮に坐します」とある官名を負ひたるなり、(大正七年十月十一日私考)。

1　大和の椋椅部　前述倉椅柴垣宮は十市郡倉橋の地にありしなれば、この地は此の部の起原地と云ふべし。宮址は倉梯山の麓下居村にありと云ふ。當國後世倉橋氏あり、倉橋條第五項を見よ。

2　和泉の椋椅部　第十四項參照。

3　攝津の椋椅部　當國豐島郡に椋橋庄あり。椋橋部連の住居せし地にて、此の部の存在を知るべし。倉橋莊は東鑑承久三年五月十九日條、東寺建保七年文書等に見ゆ。

當國後世倉橋氏あり、クラハシ條第四項を見よ。

4　武藏の椋椅部　萬葉集廿に「荏原郡物部歳德の妻・椋椅部刀自賣、豐島郡上丁椋椅部荒虫、橘樹郡上丁物部眞根の妻・椋椅部弟女」など見え、猶ほ承和五年十二月

紀に「大安寺僧傳灯大法師位壽遠卒す。俗姓は椋橋部氏、武藏國の人也。延暦の末、出家得度、大法師安澄の室に入り、而して三論の學に聲あり。最も因明に精し。諸人推服す。卒する時、年六十八」など、又此の部民の裔ならんと考へらる。而して當國後世倉橋氏あり、クラハシ條を見よ。

5　上總の倉橋部　海上郡に倉橋鄕あり。此の部民の住居したる地なるべし。和名抄に「倉橋、久良波之」と註す。

6　信濃の倉橋部　神護景雲二年五月紀に「水内郡の人、倉橋部廣人、私稻六萬束を出し、百姓の負稻を償ふ」と見ゆ。

7　陸奧の椋椅部　和名抄、當國に倉精鄕あり、倉精條、及び椋椅條を見よ。

8　越前の椋橋部　天平神護二年十月廿一日の當國國司解に「堀江鄕椋橋部眞公」なる人見ゆ。而して此の部の伴造、椋橋部首は當國敦賀國造と同族なりと云ふ。關係あるべし。

9　加賀の椋椅部　和名抄、當國石川郡に椋部鄕を收め、久良波之と註す。地名を二字にせん爲に橋字を省きしなり。

10　丹後の椋椅部　高山寺本和名抄に、加

佐郡椋橋鄕見ゆと云ふ。流布本には高橋鄕に作る。後世倉橋村あれば、前者の方よし。又神名式、美含郡に椋橋神社を載せ、氏人は東大寺奴婢帳、天平勝寶元年十二月十九日丹後國司解に「加佐郡戸主外正八位上椋橋部乙理」と云ふ人見ゆ。又中世倉橋莊あり、朽木文書に見ゆ。

11　周防の椋椅部　延喜の玖珂鄕戸籍に、「椋椅部麥丸」なる者を載す。

12　安藝の倉橋部　當國に倉橋島あり、此の部のありし地ならん。又後世倉橋氏存す、クラハシ條第七項を見よ。

13　椋椅部連　物部氏の族にして、椋橋部の總領的伴造たりしかと考へらる。姓氏錄未定雜姓、攝津の部に「椋椅部連、伊香我色乎命の後也」と見ゆ。第三項、及び倉橋條第四項參照。

14　椋椅部首　和泉國椋椅部の部分的伴造か。吉備氏の族と稱し、姓氏錄、未定雜姓、和泉の部に「椋椅部首、吉備津彦五十狹芹命の後也」と見ゆ。或は思ふ、北陸の椋椅部を率ゐしか。第八項、及びツルガ條參照。

15　倉橋部直　倉橋部の伴造なるか。其の所貫未詳なれど、承和十五年四月紀に「正

六位上倉橋部直氏嗣に、外從五位下を授く」と見ゆ。

16 倉橋部宿禰　倉橋部連、若くは首、直等の宿禰姓を賜へるものならん。姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。

尾張の椋橋宿禰は此の氏と同族か。然らば丹羽臣の族也。椋橋條を見よ。

17 倉橋部朝臣　拾芥抄に見ゆるのみ。

藏鉢　クラハチ　筑後永祿十三年檢地帳に藏鉢藤次郎と云ふ人見ゆ。

倉林　クラハヤシ

1 藤原姓　武藏の名族にして、北條氏輝の臣に、倉林友則あり。後江戸幕府に仕ふ。家紋蛇の目。

新編風土記、兒玉郡金屋村條に「舊家者政右衛門。先祖は倉林若狹守といひ、天正十八年五月十七日に卒す。法謚を前若州倉元了善居士と號す。系圖等は所持せざれど、上杉修理大夫政實より先祖へ與へし文書あれば、上杉家へ仕へしものなるべし。又小田原北條より出せし書狀一通を藏す。されど、この文書は鉢形鑄物師に傳馬を許されし狀なれば、他家の物を持傳へしにや、政右衛門が家に鑄物師をせし事なしと云ふ」と見ゆ。又埼玉郡にも存す。

2 雜載　小給地方由緒書寄帳に「倉林五郎左衛門、天正十八年、曾祖父五郎右衛門、召出さる云々」と。又香宗我部記錄に「二百石倉林權大夫」見ゆ。

椋原　クラハラ　眞田昌幸の弟伊尹・椋原市右衛門と云ふ。ムクハラ條を見よ。又井伊藩用人にあり。

倉原　クラハラ

藏原　クラハラ

椋人　クラビト　倉人、藏人等と通じ用ひらる、藏人條を見よ。

倉人　クラビト　椋人、藏人等に同じ、次條を見よ。

藏人　クラビト　クラウド　クランド　古くは職業人、並びに其の首長の裔、これを稱し、後世は藏人所（クラウドドコロ）の職員たりしもの、之を稱す。

古代の藏人は、職業人の一種にして、倉庫に使役す。單に內藏、大藏に使役せし者に止まらず、地方に存在する倉庫にも、各々藏人なる者存せしなり。卽ち池上椋人、葦屋倉人、河原藏人、次田倉人、細川椋人、日置倉人、白鳥椋人、河內藏人、春日倉人、當麻倉人等皆然り。各條を見よ。猶ほ大藏の部民には大椋人と云へり。

中世以後の藏人はクラウドにて、其の詰所を藏人所と云ふ。嵯峨天皇の朝、創設せられしものにして、機密の文書を取扱ふ、頗る重職なり。

1 京師の椋人　藏部に同じ。姓氏錄、左京諸蕃に「椋人、阿祖使主の男。武勢の後也」と見ゆ。倭漢坂上氏の族也。

2 （秦）倉人　秦大藏氏の使役せし倉人ならん。山城國の計帳と思はるゝ正倉院文書に「戶主秦倉人安麻呂」等二十人の名を列記す。而して神護景雲三年十一月紀に「造宮長上正七位下秦倉人呰主云々、姓を秦忌寸と賜ふ」と見ゆ。

3 攝津大和姓の倉人　菟原郡葦屋倉庫の倉人なり、アシヤ條を見よ。神護景雲三年六月紀に「攝津國菟原郡人正八位上倉人水守等十八人に、姓を大和連と賜ふ」と見ゆ。明石國造の一族ならん。

4 攝津坂上姓の藏人　これも葦屋倉人なれど、前とは別にて倭漢氏の族なり。姓氏錄、攝津諸蕃に「藏人、石占忌寸同祖、阿智王の後也」と見ゆ。また貞觀九年十一月紀に「外從五位下行侍醫藏人眞野、姓を坂上宿禰と賜ふ。後漢孝靈帝の後也」

とあるも、此の國の人か。アシヤ、イシウラ條參照。

5 攝津豐島の藏人　こは手島の倉庫に使役せしものにて、後に藏人稻荷大明神あり。又古く當郡に倉氏もあり、倉條第九項を見よ。こは秦氏の族也。

6 近江の椋人　郡鄕考引三井寺天平寶字二年の田卷に「甲加郡の藏部鄕音太部賣田、又同鄕椋人刀良賣田」と見ゆるにより、椋人が藏部に同じきを知るべし。クラベ條第三項參照。

7 藏人宿禰　藏人裔の宿禰姓を賜へるものなり。姓名錄抄に見ゆ。

8 後世の藏人氏　こはクラウドにて、藏人所の職員たりし者の裔、父祖の職名を稱號とせし也。東鑑卷二に藏人太郎光家、(藏人頭重衡朝臣)、四、十三、十四、十五に藏人大夫賴兼、二十一、二十二に藏人大夫朝親、二十四に藏人大夫重綱、藏人大夫以邦、二十七に藏人大夫國忠、三十三に藏人大夫入道西阿、四十二に藏人左衛門權佐資定等を載せ、又承久記に藏人大夫朝時、藏人大夫もち(行)國等見ゆ。但し此等の多くは官職名を冠すと見る方よかるべし。又伊賀に藏人少輔季綱（鳥羽帝の時)など、ものに見ゆ。

藏藤　クラフヂ

倉淵　クラフチ

椋部　クラベ　クラハシベ　藏部、倉部と通じ用ひらる。但し椋橋部の省略もあり、クラハシベ條を見よ。

藏部　クラベ　職業部の一種にして、倉庫に使役せしなり。履仲紀に「始めて藏職を建て、因りて藏部を定む」とあるは、これにて、こは內藏に使役せし藏部なり。中世も品部として存し、職員令、內藏寮に「藏部四十人」また大藏省條に「藏部六十人」など見ゆ。なほクラビト、クラ條參照。

1 大和の倉部　和名抄、大和國廣瀨郡に上倉鄕、下倉鄕を收む。

2 山城の椋部　法王帝說に椋部秦久麻と云ふ人あり。

3 近江の藏部　甲賀郡に藏部鄕あり。和名抄に久良布と註し、高山寺本には久良閉と訓ず。而して一に倉部、又倉歷に作り、隣國伊賀の阿拜郡にも倉部村あり。又早く庄園となり、寶龜十一年の西大寺資財帳に「甲可郡椋部庄田圖一卷、椋部栗林圖一卷」を載せ、又元應元年日吉社注進狀に見ゆ。氏人は日野大宮梁簡銘に「工匠無位鞍部稻足」なるもの見ゆれど、これはクラツクリか。別に此の地にクラビトあり（クラビト條第六項)。蓋し藏部と云ふも、藏人と云ふも、大差なかりしが如し。後世、京極殿家臣に藏戶氏あり、クラド條を見よ。

4 加賀の椋部　石川郡に椋部鄕あり。後世倉部邑存す、但し此の鄕名は和名抄に久良波之と註すれば、椋椅部の中略か。中古郡鄕名を二字とせん爲に、かくの如き現象は多し。されど白山記に白山神主椋部氏見ゆれば、これもクラベか。

5 阿波の椋部　元慶四年四月紀に「阿波國那賀郡人從七位上椋部夏影、從八位上椋部吉麻呂、從八位下椋部安成、并に白丁十九人、本姓曾禰連に復す」と見ゆ。ソネ條參照。

倉部　クラベ　古くは藏部、椋部と通ず。前條を見よ。又後世、永享以來御番帳に「五番倉部四郎」見ゆ、室町幕臣也。

倉邊　クラベ

鞍部　クラベ　職業部の一にて、クラツクリ也。其の條を見よ。

橋作　クラホネ　クラツクリ　鞍作に同じ、クラツクリベ條を見よ。この品部の事は令

集解の百濟戸、狛戸の條に「橋作七十二戸、右云々、品部と爲して、調庸を取り、雜徭を免ず」と見ゆ。クラホネとは、鞍の前輪、後輪と由木とを云ふ。

倉眞 **クラマ** 遠江國佐野郡に倉眞城（松浦）あり。クラミ條參照。

倉間 **クラマ**

鞍馬 **クラマ** 山城國の鞍馬山と關係あるか。

倉麻 **クラマ** **サウマ** 下總相馬郡は倉麻郡（養老五年戸籍）とも見えたり。

鞍間岐 **クラマキ** 河内に鞍間岐庄あり。

倉舛 **クラマス** 信濃に存す。

倉益 **クラマス**

倉又 **クラマタ**

倉俣 **クラマタ** 越後魚沼郡倉俣邑より起るか。信濃に存す。

倉見 **クラミ** 遠江、若狹、加賀、出雲、美作等に此の地名存す。

1 甲斐の倉見氏 都留郡の倉見邑より起る。本姓小林氏也。勝山記、享祿二年條に「クラミの新九郎」見ゆ。後に家衰へ、河村越前守が家督となると。コバヤシ條を見よ。

2 美作の倉見氏 當國勝南郡倉見邑より

起る。古へ倉見の權三といへる長者ありて、その屋敷跡存す。

3 若狹の倉見氏 三方郡の倉見邑より起る。百合文書、若狹國注進先々源平兩家祇候輩交名に「倉見平太郎範清」見ゆ。相當の豪族たりしが如し。

4 其の他、石見、信濃等に存す。

藏見 **クラミ** 三河物語、遠江衆に此の氏あり。

倉光 **クラミツ** 藏光、藏滿と音通ず、參照せよ。

1 利仁流藤原姓齋藤氏流 加賀國石川郡倉光邑より起る。尊卑分脈に「林新介成家（加賀介）―成澄（倉光六郎）―成資（同小六郎）―成朝（同彌六郎）、弟成廣（倉光七郎）、弟承成（白山本宮長吏）、弟成宗（倉光九郎）―光資（同四郎）」と載せたり。氏人は平家物語に「加賀國住人倉光次郎成澄」、また三郎成氏、源平盛衰記に「加賀國住人倉光三郎成澄」「倉光冠者。加賀國住人倉光三郎兼元」など見ゆ。三郎成澄（一に成氏）は、木曾義仲の代官として備中に下降して殺さる。瀨尾條を見よ。三州志、石川郡館山（在中村鄕倉光村領）條に「林新介の子倉光六郎成澄、其の子

六郎成資、其の子九郎成宗、其の子四郎光資、四世・此の地に住めりと云ふ。殿垣内には賊魁若林長門居館すと云ふ」と載せたり。此の氏は後世も豪族として勢力あり、長享元年將軍江州動座着到に「加州倉光次郎」を載せ、又見聞諸家紋に

加州の倉光

を載せたり。

2 津輕の倉光氏 建武元年十二月津輕降人交名に「倉光孫三郎・之を預る」と。また暦應三年大光寺合戰、曾我貞光忠節目安に「倉光孫三郎」、また興國三年十二月二十日文書に「倉滿三郎左衞門尉・忠節候事、聞召され了る」など見ゆ。

3 河野氏流 伊豫河野の族にして、河野通久―通兼―通村―通忠―通起―通末（倉光平左衞門）なりと。

4 藤姓 中興系圖に「倉光、藤、五郎光綱・稱之」と見ゆ。

5 雜載 伯耆日野郡樂々福神社古祠官に倉光氏あり。又石見に存じ、肥前高來郡に倉光（河上社文書）あり。

藏光 **クラミツ** 前條氏に同じ。石見には

兩者存す。

藏滿　**クラミツ**　倉光と通ず、併せ見よ。

1　有道姓兒玉黨　肥後の豪族なり。有道姓兒玉黨にして、小代系圖に「小代平内右衛門尉重俊—行高（藏滿孫四郎。野原莊藏滿村を領す）—泰高（四郎次郎）、弟有行（彌四郎）、弟僧智實」と見ゆ。

2　津輕の藏光氏　倉光條にて云へり。

車持　**クラモチ**　クルマモチ條を見よ。古代の大族なり。

藏持　**クラモチ**　車持氏の後か。次條を見よ。

倉持　**クラモチ**　上總、下總、常陸、磐城等に此の地名あり。多くは古代車持氏のありし地にして、直接間接に關聯あるが如し。故にクルマモチ條を參照せよ。

1　菅原姓　越後國蒲原郡の名族にして、本姓菅原氏、治承年間、倉持宗吉あり。加茂社發掘（寶暦七年）經筒に「治承二年十月廿四日、倉持宗吉、菅原氏」と見ゆ。

2　岩磐の倉持氏　磐城國石城郡に藏持邑あり。岩代磐城に此の氏存す、車持氏の裔か。

3　常陸の倉持氏　眞壁郡に倉持邑あり。仁和二年六月記に「常陸國郷造神に從五

位下を授け奉る」と。今・倉持村に在り。姓氏錄郡鄉考に「倉持は卽ち車持なり。姓氏錄に、車持公は豐城命八世射狹君の後と。郡に伊讃鄉あり、卽ち射狹なり。蓋し射狹の君・功あり、因りて之を祀りて、鄉造神と稱するか」と。クルマモチ條を見よ。

4　下總の倉持氏　岡田郡に藏持邑あり。車持氏のありし地なるや著し、後世猿嶋郡矢作鄉士に倉持氏あり。鶴眠氏云ふ「倉持氏は、萬年山東陽寺藥師如來緣起に依れば、應永三十年以前、既に此の地に於いて、武功を立てたる一族なる事を知られ、尙ほ北邑鎭座の香取社の棟札に『文明十五年、大旦那倉持慶俊』とあるによりても、其の著姓なる事を證せらる。『藏持』と書すは誤なり、」と。富山條を見よ。

5　上總の藏持氏　長柄郡に藏持邑あり、和名抄車持鄉の遺跡なるべし。

6　雜載　德川時代、岩村田内藤藩用人に此の氏あり。

倉茂　**クラモチ**　クラシゲ條を見よ。

藏元　**クラモト**

藏本　**クラモト**　陸前に此の地名あり。備前に此の氏存す。次條氏に同じきか。

倉本　**クラモト**

1　藤原北家上杉氏流　上杉系圖に「憲政—憲重—（倉本）憲國（倉本與右衛門）—憲益（倉本傳十郎）」と見ゆ。

2　下總の倉本氏　前項氏か。地理志料に「尾埼の倉本氏・記旗一旒を藏す。本王の二大字を書す。傳へて將門の物と爲す。萬福寺あり、卽ち倉本氏の刱むる所也」と。

3　雜載　信濃、備前等にも存す。

倉矢　**クラヤ**

藏屋　**クラヤ**　天文元年南部土一揆大將に「藏屋兵衛正共」あり。

倉山　**クラヤマ**　薩州の名族にして、德川時代、嶋津藩の用人に此の氏あり。

倉吉　**クラヨシ**　伯耆國會見郡倉吉より起る。山名條を見よ。

久利　**クリ**　和名抄、肥前國松浦郡に久利鄉あり、後世久里村と云ふ。又石見等にも此の地名存す。

1　菅原姓　菅原氏系圖に「淸公—善理（勘解由次官）—宗岳（三河守）—喜獻（嘉獻、右京權亮）—持堅、弟眞利（久利民部）」と見ゆ。

2　讃岐の久利氏　當國の豪族にして、全

讃史に「北岡城は山崎村に在り。久利長門守・世々之に居る。長門守に二子あり、長を又四郎と曰ひ、次を彦四郎と曰ふ。菅公の時、秦之利の末葉也。天正七年、土佐の元親・西長尾城を攻む。同十年土兵・香西を攻む、久利三郎四郎・功あり」と載せ、又南海通記に「永正五年、中間の久利三郎四郎云々」とあり。

3　藤原姓　石見の久利氏にして、安西軍策に、吉川方久利氏見え、久利清六兵衛、久利左馬助等を擧ぐ。

久里　クリ　クノリ　前條第三項に同じ。石見國邇摩郡久里村より起り。古城主久里左京亮は藤原氏と稱す。陰徳太平記に「天文十二年七月、久里清六兵衛、同左馬介、家城を渡し、尼子に降る」と。石見家系録に「久利三河守成勝・天正六年上月城を攻む。同藤原盛勝、同八年、久利八幡宮を修造す」と(石見志)。

久理　クリ　前條氏に同じ。石見に存す。

九里　クリ　クノリ條を見よ。

栗　クリ

○栗宿禰　姓名錄沙、拾芥抄等に見ゆ。

栗井　クリヰ　美濃に栗井庄あり。

栗岩　クリイハ　信濃に存す。

久龍　クリウ

栗尾　クリヲ　毛利藩用人に此の氏ありと栗尾か。

栗岡　クリヲカ

栗垣　クリガキ　和名抄、美濃國郡上郡に栗垣鄉あり。高山寺本には栗原に作る。

栗景　クリカゲ　下總小金本土寺過去帳に栗景五郎四郎なる人見ゆ。

栗笠　クリカサ　美濃多藝郡に此の地名あり。

栗ケ澤　クリガサハ　下總葛飾郡栗澤邑より起る。本土寺過去帳に「栗ケ澤平四良、永正十二乙亥三月」と云ふ人見ゆ。

栗川　クリカハ　肥前に栗川あり。

栗上　クリカミ　伊豫國の豪族にして、河野氏の族也、越智系圖に「河野通信―通宗(十郎)―通方(孫四郎)―通國(又五郎)―通代(號栗上、但し養子也)」と見ゆ。正平の頃、栗上左衛門尉、栗上延吉等あり。

栗殼谷　クリカラタニ　加賀にあり、俱利迦羅谷を氏に負ひしなるべし。

功力　クリキ　クヌギ條を見よ。

栗木　クリキ　三河額田郡秦梨邑に栗木將監あり。

栗城　クリキ

栗北　クリキタ　和名抄、肥後國飽田郡に栗北鄕あり。

栗隈　クリクマ　和名抄、山城國久世郡に栗隈鄕を載せ、久里久萬と註し、次に讃岐國鵜足郡の栗隈鄕には久利久萬と註す。

1　栗隈縣主　仁德紀十二年十月紀に「山背栗隈縣」とあるは、後の久世郡栗隈鄕附近の地にして、其の縣主は次の栗隈首なるべし。

2　栗隈首　天智紀七年條に「栗隈首德萬」と云ふ人見ゆ。恐らく前項縣主家なるべし。其の女・黑媛娘は天智皇妃にして、水主皇女を生み奉る。水主とは久世郡水主鄕てふ地名を負ひ給へるにて、此の氏の本貫が栗隈縣なる事、益々明らかなるべし。天武朝に連姓を賜ふ。

3　栗隈連　天武紀十二年條に「栗隈首云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ、(一本栗隅に作る)。栗前條第二項參照。

4　(三輪)栗隈君　前者とは別にて、三輪氏の族なり。孝德紀に「三輪栗隈君東人」と云ふ人見ゆ。

5　讃岐の栗隈氏　鵜足郡の栗隈鄕より起る。田村、長尾、海崎等の條を見よ。

栗倉　クリクラ　美作に栗倉庄あり。

栗毛 クリゲ　丹黨の一にして武藏七黨系圖に「時賢(中村五、下中村)―時家(五左)―(栗毛)時直(栗毛左二)―家直(孫五)」と載せ、井戸葉栗系圖も同一にして、「時直(栗毛左衞門)」とあり。

栗下 クリゲ　クリシタ條を見よ。

栗坂 クリサカ　備前に存す。

栗前 クリサキ　クリクマ　山城國久世郡に栗前野あり、延暦十五年八月條に見ゆ。栗隈郷の地に外ならず、然らば、此の氏は栗隈氏と同一ならん。

1　栗前造　正倉院文書に見ゆ。

2　栗前連　正倉院天平十七年文書、及び神護景雲二年九月紀に「栗前連廣耳」など見ゆ。栗隈連に同じ。

3　栗前宿禰　栗前連(栗隈連)の宿禰姓を賜へるものなるべし。東寶記第八、類聚符宣抄第七、姓名錄抄、及び拾芥抄等に見ゆ。

4　栗前眞人　皇別姓なれど出自未詳。仁明紀に「栗前眞人永子」と云ふ者見ゆ。

5　栗前氏　栗前宿禰の後なるべし。

栗崎 クリサキ　但馬に栗崎庄あり、その他、武藏、常陸、羽後等に此の地名存す。

1　桓武平氏大掾氏流　常陸國那珂郡栗崎邑より起る。石川系圖に「石川六郎高幹(恒富主)―宗幹(同二郎)―貞幹(栗崎太郎左衞門)―廣幹―六郎」、また廣幹弟「覺妙房―景幹」。また貞幹の弟「願佛(同六郎入道)、弟經幹(同四郎)―宣幹(同四郎二郎)―有幹(同五郎二郎)」と。大掾系圖には「石川六郎高幹の弟・宗幹(栗崎九郎)」と見ゆ。なほ諸家系圖纂所集大掾系圖には「宗幹(九郎)―貞幹(太郎、左衞門尉)、其の弟に幹村(二郎)、致幹(四郎)、願佛(六郎入道)、幹重(九郎左衞門)」等ありて、幹村の後は「幹廣(二郎左衞門)―幹淸(左衞門二郎)」」致幹の子「宣幹(四郎二郎)―有幹(五郎二郎)」とあり。

新編國志には「栗崎、茨城郡栗崎村より起る。家幹の九子宗幹・栗崎九郎と稱し、其の地頭たり。後兄高幹の後を嗣ぎ、更に石川二郎と稱す。五子幹村、貞幹、願佛、經幹、幹量と云ふ。幹村に子あり、幹廣といふ(石川系圖、及び文書)。貞幹・栗崎地頭たり。栗崎太郎左衞門尉と稱す。建長中の人(吉田文書)。二子廣幹、覺妙房あり。廣幹の子を六郎と稱す。幹重の子爲幹・左衞門二郎と稱す(系圖)。礒先名主たり、建武中の人(無量壽寺文書)」と載せ、六地藏寺過去帳に「妙經尼(クリサキ七郎五郎妻)、妙幸(元龜癸酉四十四、栗崎東後室)」など見ゆ。

2　橘姓　肥後國宇土郡栗崎村より起ると云ふ、「家紋黑餅にむかふ梅、梅花の七曜。寛政系圖に見ゆ。

3　雜載　幕府藝者の書附に「二百俵外科栗崎道有」、また岩代に存す。

栗澤 クリサハ　羽後に此の地名あり。

1　諏訪神家族　諏訪系圖に「檢校敦家の後、矢崎家直の弟・敦方、栗澤七郎」と見ゆ。

2　下總の栗澤氏　小金本土寺過去帳に、「栗澤彌二郎、文明」、「栗澤是祐、永正二乙丑六月」、「栗澤作右衞門、享保」等見ゆ。

栗嶋 クリシマ　下野に栗嶋氏あり。稻田西念寺親鸞門侶交名に栗嶋の理性と云ふ人見ゆ。

來嶋 クリシマ　クルシマ條を見よ。

栗栖 クリス　クルス條を見よ。

栗須 クリス　クルス條を見よ。

栗栖野 クリスノ　クルスノ條を見よ。

栗田 クリタ　クルスダ　和名抄、美濃國本巣郡に栗田郷あり、クルスダ條を見よ。又大野郡にも栗田郷あり。次に筑前國夜須

郡に栗田郷、後世栗田邑あり、クリタ也。其の他信濃、若狹、丹後等にも此の地名存す。

1　清和源氏村上氏流　信濃國水内郡栗田邑より起る。信濃源氏村上氏の族にして、尊卑分脈に「(村上)顯清―爲國(村上判官代)―寛覺(戸隱別當、栗田禪師)――」

―仲國(栗田太郎)―國時(又太郎)―國義(從四下 左將監)―朝國(彦太郎)

寛明(禪師)―寛賀(栗田法眼)―寛光(同阿)―寛暹(同)―寛禪

と載せ、中興系圖に「栗田、清和、陸奥守頼清・稱之」と見ゆ。

氏人は、東鑑、治承四年九月に「栗田寺別當大法師範覺」と見ゆ。代々善光寺の別當なりしも、戰國の頃には又兵馬に携はり、武田氏に從ひ、上杉方と戰ふ。甲鑑に「栗田刑部」また「栗田六十騎」と載せ、北越軍記に「永祿三年七月、信玄方栗田淡路守國時と、宇佐美造酒助定勝と、信州野尻口にて度々せり合ふ。造酒助・勝ちて栗田を追込み、善光寺へ推し入り、如來を分捕にして歸る。栗田・色々懇望し、八百貫の知行を如來に替へ、再び善光寺に安置す」と見え、又編年集成に「善光寺別當栗田鶴壽丸は武田家に屬し、遠州高天神に籠城して、天正九年三月、落城の時討死し、五月、其の子永壽丸は感狀を賜ふ」などある、これなり。其の後、上杉景勝の河中島四郡を從へし際、別當栗田永壽は、前代の如く、本領安堵の朱印を出されたり。

諏訪にも、甲斐にも、此の支流分布す。

2　遠江の栗田氏　平尾八幡社の祠官家なり。

3　美濃の栗田氏　クルスダ條參照。

4　清和源氏高屋氏流　平井景德の二男實清、栗田を稱す。近江國栗太郡と關係あるか、クリモト條參照。

5　桓武平氏伊勢氏流　伊勢國の豪族にして、朝明郡繩生城主なり。伊勢新九郎氏綱の末葉也と稱す。天正年間、栗田監物秀景あり、一に季重に作る。繩生城を居守し(三國地志)、北畠氏に屬す。永祿中、北畠信雄・柘植三郎左衞門、日置大膳等に命じて之を攻めしむ。監物・戰ひ敗れ、遂に城を燒きて自殺す。一に天正五年滅亡とあり。

又員辨郡大井田城は、往昔栗田左衞門佐(一に印道信入道に作る)の居城なりしと云ふ(桑名志、名勝志)。

6　紀伊の栗田氏　當國の名族にして、續風土記に「日高郡萩原村栗田社は、崎山氏の被官栗田次郎の戰死せし、其の靈を祀る」と見ゆ。

7　丹後の栗田氏　與謝郡栗田邑(田數帳)より起る。延喜式に久理陁神社あり、關係あるか。後世栗田内膳正あり、浦明村に居城す。此の山を山取山と云ひ、同續きに小寺小次郎の居城も存しき。

8　桓武平氏川崎氏流　常陸國那珂郡の名族にして、傳説に依れば、下小瀨の古城主川崎氏の分流、川崎二郎の後胤なりと傳へられ、茨城郡六地藏過去帳に「妙秀(栗田又次郎内方)、妙珍禪尼(栗田新四郎母儀)、妙春禪尼(栗田右京亮母儀)、道春(栗田伊賀守、戊辰五廿七歲)、淸金(栗田内方、伊賀妻女)、道空(栗田又三郎)、妙可(栗田神五郎母)、妙運(四月十[illegible]神五郎が妻也)」等を擧ぐ。

下小瀨の栗田氏は、家紋丸に二ツ引、婦女用には九曜の星を用ゆ。同村伊豆箱根大權現の舊記棟札に、吉田、栗田、赤上と記載して、當村の三尊家なりと傳へられしとぞ。栗田寛先生も當國の人也。

9　岩代の栗田氏　新編會津風土記、大沼郡玉梨村條に「鹿島神社神職栗田薩摩、小栗山村に住す。伊勢某と云ふ者、初めて神職となり、十二世を經て、今の薩摩重春に至る」と載せ、又會津藩士にも見ゆ。

10　庄内の栗田氏　當地に栗田氏ありて善光寺存す、信州より移る。安倍氏筆餘に「信州先亡栗田氏は、子孫鶴岡に仕ふ。彼の家の先祖鶴壽は、天正九年、遠州高天神城に戰死、翌年甲信の和破れ、鶴壽の子永壽は、家臣大須賀一德に抱き取られ、德川家へ頼み、我が藩祖(酒井)忠次公に引取らる。即ち永壽の母は忠次公に近侍し、其の腹に一子あり、久恒と申す。當家々老職松平(福釜)甚三郎の祖なり。此の緣にて、永壽も當(酒井)家に隨從し、元和入部の後、此の村に善光寺を建つ、云々」と。されど羽柴氏は「安倍氏の考案誤れり。栗田別當鶴壽の弟を光壽といひ、刑部は即ち光壽なるを詳にすべし。三个澤善光寺は、刑部光壽の置く所に非ず」と云へり。庄内栗田家天正九年勝賴判書に「定、善光寺、御堂、坊中並びに町屋敷等の義に於いては、栗田の計ひたるべきの上は、他綺あるべからざる事。但し仕置等、相違の義あれば、下知を加ふべき事、云々。栗田永壽殿。其の外善光寺衆」」と、こは信州の善光寺なり。

11　上杉家の栗田氏　第一項を見よ。栗田刑部は、越後上杉家に仕へ、一時庄内にも居り、慶長五年の春、故ありて會津を立退かんとし、白川に打留めらる(夏目記)と。上杉景勝家中侍記に栗田刑部少輔・見ゆ。

12　仙北の栗田氏　小野寺遠江守義道家臣に栗田市介あり。

13　雜載　安西軍策に「栗田備後守」、相州兵亂記に「多目玄蕃允が同心栗田六郎」、又脇屋家譜に「忠治(勅次郎)―嶺治―嶺重(繼栗田家、庄左衛門、慶長十五年本庄に生る)」と。その他、加賀藩給帳に「貳百石(丸内松皮菱)栗田傳兵衛、百五拾石(同)栗田八十郎、參拾五俵外七人扶持栗田幸作」等見え、津山藩分限帳に「七拾石栗田辰右衛門」あり。又武藏、對馬等にも存す。

栗太　クリタ　クリモト條を見よ。

栗辰　クリタツ　古く(中臣)栗辰連あれど、中臣栗原を誤りなるが如し。

栗谷　クリタニ　クリヤ　伊勢國多氣郡栗谷邑より起る。名勝志に「栗谷城址は栗谷村に二處あり。一は字殿切に在り。往昔此の地・紀伊よりの間道にして、草賊隱伏の地なりしが、大永中、栗谷内藏之亟・北畠氏の命を受け、山賊を殲せしにより、此の地を賜ひ、因りて城を築き、之に居る。刑部太夫に至り、天正四年、具親を助け、織田氏に抗す。後城廢す。今、其の子孫栗谷精之進の宅地たり(栗谷氏系圖)。又多藝錄に、縫之助、利兵衛等を載す。蓋し其の族ならん」と見ゆ。因幡にも此の氏存し、又京極家給帳に「百七拾石、栗谷市郎右衛門」」見ゆ。

栗津　クリツ

栗塚　クリツカ

栗作　クリツクリ　高山寺本和名抄、丹波國氷上郡に栗作郷を載せ、久利都久利と註す。丹波志に久下谷村は舊名栗作鄕と。又文和四年足利義詮の文書に「禁裏御服料所、丹波國栗作莊」とあり。

栗戸　クリド　奥州藤原氏、鎭守府將軍秀衡の子國衡、栗戸太郎と稱す。

栗永　クリナガ

栗波、クリナミ

栗野 クリノ

1 大隅の栗野氏 當國姶良郡栗野邑より起る。圖田帳に「栗野院六十四町云々」また大隅國注進御家人交名に「栗野郡司守綱」を載せ、弘安十年の宮侍守公神結番交名に「二番栗野郡司」とあり。當地松尾城(小羽村)は一名栗野城、古くは栗野郡司守綱の所領なりしが、その後、北原氏の所領となり、永祿年間、北原兼親衰へ、當地を島津氏に獻ずと。

2 荒木田姓 荒木田二門系圖に「滿經(山幡)—俊經—定俊—滿俊—經長—光盛—經雄—經澄—經賢—經直(新後拾遺作者、栗野季兼の替、一禰宜)—經博(栗野、一氏顯の替、一禰宜、從三位、永德元。任)—經幸(養子、實は經直の男、舍弟也。一氏茂の替、七禰宜、應永十年任)—經清—經朝(九禰宜)—經良」と見ゆ。

3 清和源氏小笠原氏流 阿波の豪族にして、故城記に「上郡美馬三好郡分、栗野殿、小笠原、源氏、十六葉菊三」と見ゆ。

4 清和源氏山縣氏流 美濃發祥の豪族にして、尊卑分脈に「山縣三郎國直—先生國政—飛彈瀨太郎國成—國光、(栗野二郎)」と載せ、又中興系圖に「栗野、清和、飛彈瀨太郎國成男、次郎國光・稱之」と見ゆ。當國に栗野庄あり(莊園目錄)。

5 豐後清原氏流 清原系圖に「正高—正通—助通—貞成—通綱(山田六郎大夫)—成綱(栗野六郎)」と、また豐後清原系圖も山田六郎大夫通綱の子成綱に栗野六郎と註す。その子小田太郎成通なり。

6 栗野宮 高倉天皇の御裔にして、紹運錄に「高倉院—惟明親王—交野宮—栗野宮」と見えたり。

7 雜載 稻田西念寺親鸞門侶交名に「栗野の道智」天正龍造寺方將に「栗野與市、一に栗原に作る」又伊達正宗家中に栗野助太郎あり。

栗之池 クリノイケ

栗葉 クリハ 信濃の名族にして、清和源氏小笠原氏の族なりと云ふ。

栗橋 クリハシ 武藏、下總等に此の地名あり。

栗花落 クリハナオチ ツユ條を見よ。

栗林 クリハヤシ 常陸、陸中等に此の地名存す。

1 藤姓 東鑑卷二十一に、栗林加藤次あり。

2 大中臣姓 常陸國鹿嶋郡鹿嶋鄕栗林より起る。鹿嶋氏の族なりと。

3 越後の栗林氏 魚沼郡の豪族にして上杉家臣也。同郡樺澤城(又樺野澤城、樺澤村に存す)古くは鞠子城とて、城氏の居城なりしが、後に栗林肥前守房頼、其の養子肥前守政頼等、當城にありて長尾上杉氏に從ふ。上杉政景家中侍に栗林氏見ゆ、これ也。

4 常陸の栗林氏 足高岡見家の家臣に栗林下總守義長あり。天正中の人にして、元は根本村の農夫の子、母は女化原の野干の化性なりしと傳へらる。されど、武略・世にすぐれ、當時關東の孔明と仰がれしとぞ(常總軍記)。

5 清和源氏 江戶幕臣にして、西川氏の裔也。家紋三頭左巴、十六葉菊。

6 雜載 豐前鳥越七門に栗林氏、また信濃に存し、又安西軍策、山代の一揆に栗林氏見ゆ。

栗原 クリハラ 和名抄、遠江國敷智郡に驛家鄕、こは延喜式の栗原驛に當るとぞ。次に甲斐國巨摩郡に栗原鄕を收め、久利波良と註す、しかるに後世本郡に其の遺跡なくして、山梨の東郡、於曾、能呂の間に此

の邑名存す。よりて議論多く、予輩にも管見あれど、關係薄すければ略す。拙著甲斐を見られたし。次に下總國匝瑳郡に栗原郷、後世香取郡に入る。また葛飾郡に栗原郷あり。次に常陸國筑波郡に栗原郷（新治郡栗原村）あり。信太郡楯縫社の天文二十年寫經跋に「田中莊栗原郷長福寺云々」と。次に美濃國不破郡に栗原郷、陸奥國に栗原郡（久利波良）ありて栗原郷（陸前）も存す。次に越後國頸城郡に栗原郷あり、久里波良と註す、今栗原村と云ふ。次に美作國眞嶋郡、長門國豊浦郡等にも栗原郷（久利八良）見え、其の他、大和、武藏、下野、備後等にも此の地名あり。

1　栗原勝　美濃國中古の大族にして、不破郡栗原郷より起る。百濟より移りし族なれど、中臣氏族と稱す。卽ち天應元年七月紀に「右京人正六位上栗原勝子公・言ふ、子公等の先祖・伊賀都臣は、是れ中臣の遠祖・天御中主命二十世の孫、意美佐夜麻の子也。伊賀都臣は、神功皇后の御世、百濟に使し、便ち彼の土女を娶り、一男を生み、日本大臣と名づく。大臣・遙かに本系を尋ね、聖朝に歸す。時に美濃國不破郡栗原の地を賜ひ、以つて居とす焉。厥の後、居によりて氏を命じ、遂に栗原勝の姓を負ふ。伏して乞ふらくは中臣栗原連を蒙り賜はんと。是に於いて、子公等男女十八人、請に依り改めて之を賜ふ」と見えたり。一本には柴原勝に作る。新撰美濃志、栗原村條に「中臣栗原連子公の一族は、この地に住居したる成るべし云々」と。

2　（中臣）栗原連　前項に云へり。姓氏錄は未定雜姓、右京の部に收め、「中臣栗原連、天兒屋根命十一世の孫・雷大臣の後と云へり、見えず」とあり。未定に收めたるは、前述の傳說を怪しみしによるか。

3　栗原連　中臣栗原連の後なり。經國集に見ゆ。

4　栗原宿禰　栗原勝の宿禰姓を賜へるものか。寶龜八年六月紀に「栗原宿禰弟妹」なるもの見ゆ。

5　河内の栗原氏　河内郡に、栗原神社あり、この氏のありし地か。

6　無姓栗原氏　正倉院天平寶字二年文書に見ゆ、栗原勝の族か。

7　物部氏流　大和國高市郡吳原（後世栗原）より起る。永祿慶長の頃栗原氏あり、高倉下命の苗裔なりと云ふ。國民郷士記に「栗原源之丞（高倉下より廿代栗原の末）」と。又物部系圖（右上考所引）に「高倉下……栗原（栗原村神）」とある（大和志料）、これ也と。

8　清和源氏武田氏流　甲斐國山梨郡栗原邑より起る。武田系圖に「十一代刑部大輔信成の子武續、甲斐守、栗原十郎」と。一本には「栗原七郞、又四郞」と註す。其子巨海出羽守信通―出羽守信明―民部少輔信遠―伊豆守信友―伊豆守信重―半五郞信方に至り、又栗原に復す。家紋割菱。或は云ふ、武續は右衞門六郞續吉なる者の後かと。又云ふ「武續の男出羽守信通、其の子中務少輔信續、弟出羽守信明、其の子民部大輔信遠、其の弟治部大輔信重、信遠の男伊豆守信友、及び信續の男能登守信尊、其の子信眞」なりと（甲斐國志）。一蓮寺過去帳、永正五年十月四日に「喜阿（栗原惣次郞）」見ゆ。

9　上毛野中村公姓　前項氏は此の後を襲ひしかと云ふ。豊城入彦命の裔なりと稱し、中村系圖に「豊後守續俊、文明季に討死、栗原對馬守舍弟也」と。また「左衞門尉信續は栗原右衞門佐の舍弟也」と。また「彌左衞門尉直空は栗原左衞門佐陣

代たり」など見ゆ。ナカムラ條を見よ。

10 清和源氏武田一宮氏流　系圖に「一宮七郎信隆―信賢―泰嗣―上條與一信泰」と見え、兩武田系圖に「一宮流、栗原云々等の祖」と載せ、又諸家系圖纂に「信成―信泰（號栗原）」とあるに當る。

11 清和源氏義忠流　家傳に源義忠の裔と云ふ。家紋菱井桁に三文字、丸に井桁。寛政系譜に見ゆ。

12 諏訪神家族　一本諏訪系圖に「敦貞―檢校敦家―家貞（栗原四郎）」と載せ、栗原四郎、一に栗林に作る。千國城（千國村）は栗原道中の居城と云ふ、此の流か。又筑摩郡藪原城は栗林左衞門守ると、こは甲州栗原氏ならん。

13 武藏上毛野姓　當國に多し。先づ入間郡の栗原氏は、新編風土記に「北野村天神社南大門の傍にあり。其の家系を詳にせざれど、小田原陣の比の文書に、神主栗原伊賀守とあれば、北條分國の比は、已に左衞門が先祖・神主たりし事見ゆれど、この前はいつの頃より司ると云ふことをしらず。緣起に據るに『大宮司は天兒屋根命十六代大中臣朝臣今麻呂の長男多美丸七代・大宮司上毛野元重が時、領地二千貫文を賜はりてありしが、後鳥羽院の御宇、建久六年九月十九日、社頭二百貫文の地を寄附す』といへり。此によれば、栗原は大宮司が子孫といへるにや。恐らくは、大宮司の子孫は斷へて、其の後、別に神職となりて、相續するなるべし」と見ゆ。此の緣起は第一項と、第九項とを合せたる如きものにして、味ふに足らんと考へらる。命附に「小手指原國滑地祇神社、出雲伊波比神社、物部天神社、右三社は同所大宮司栗原氏」と。當地方神職の總領、これを北野方と云ふ。

14 武藏甲州流　入間郡の栗原氏（二本木村）は、先祖甲州武田氏に仕へしが、武田滅亡の後、當所に來り住せしより、世々爰に居ると云ひ、先祖右馬助某へ、北條の家人より與へし文書あり。又多摩郡栗原氏は上椚田村小名大平に住せり。「先祖は栗原彦兵衞と號し、武田家に仕へしが、永祿の初、ゆへあつて、多くの家人を具し、甲州を去りて當國に來り、この所に蟄居す。山間にて耕作の地なければ、炭燒の業をなせしに、其の比は山々に定れる持主もあらざれば、山續き三四里の間を、己が有とし、家人共に專ら此の業をなさしめ在りけるに、彦兵衞ことは甲州に於いて筋目ある者なればとて、北條家より招かれしが、それにも應ぜざりしゆへ、左あらば百姓せよとて耕作の地を賜はり、そのうえ炭燒司に命ぜられ、家中の焚灰をぞ出しける。とかくする内に從ひしものも、追々土著の農民とはなれるよし。御打入の後までも、子孫なほ大平山の下木をもて炭に燒きて、八王子に出し、ひさげるに、寛文の比に至り、その山も收公せられしゆへ、ついにその業も止みぬと云ふ。今に至り小屋場谷と呼べる所に、昔の炭竈三ヶ所存せり。子孫由緒あつて千人組となりてより、今もしかり。先祖彦兵衞・北條氏より賜はりし文書二通を藏せり」と。又落合の神主にもあり。

15 其の他、埼玉郡大井村の栗原氏は先祖を栗原大學助と呼んで、成田下總守氏長の家人なり。家に同人より與へし文書二通を藏す。この外、慥なることは傳へざれど、彼の文書一は爲夫馬免十貫文、一は田畑合して二十貫文とあり、これ食祿なるべし。既に成田分限帳に「永二十貫文栗原大學」と見ゆ。食祿の數文書と符

クリハラ
クリハラ

合したれば、下總守が家人たることは疑ふべからずと。又馬見塚邑の名族にも存し、又足立郡田嶋邑氷川社の神主も此の氏也。當郡栗原氏は梅鉢を家紋とす。又總社誌に栗原惠吉・見ゆ。

16 **桓武平氏千葉氏流** 下總國の豪族にして、小金本土寺過去帳に「栗原彦太郎(長祿)、栗原彦太郎(延徳五九月)、栗原彦六(明應)、栗原左衞門」等見ゆ。此等は匝瑳郡栗原鄕より起りしか。而して千葉系圖に「新介胤正の子觀秀に栗原禪師」と註せり。緣故あるべし。第二十項參照。

17 **秀鄕流藤原姓** 陸前栗原郡栗原鄕より起りしか。伊達世臣家譜略記、大波氏條に「秀鄕の裔、栗原近江守持成、應永中、奧州諸郡の鎭守と爲り、來りて信夫郡に住む」など載せ、伊達略系にも同樣見ゆ。大波、及び信夫條參照。

18 **美濃の栗原氏** 第一項以下に述べたる中臣栗原連の後か。新撰志に栗原右衞門尉など見ゆ。

19 **美作の栗原氏** 眞嶋郡の栗原鄕より起る。南三鄕黨の一にして、元弘の際勤王す。古城記に「栗原城は栗原氏世々之に居る」と。又「手谷堡は中村に在り、栗原氏の居所」など見ゆ。

20 **備後の栗原氏** 第十六項の族かと云ふ藝藩通志、御調郡赤城山條に「栗原村にあり。大田垣新六が所居といふ。又一說には、栗原豐後が城跡なるべしといふ。按ずるに、豐後は千葉氏にして、關東より來り、此の邊を領せしゆゑ、栗原とも稱し、村内に其の墓もあれば、此の墟は、彼が所居にてもあらんか」と見ゆ。

又世羅郡賀茂村浦壁山堀城は栗原河内元胤の所居なりと。通志に「賀茂村栗原氏、先祖は浦壁山城主栗原河内が弟直胤に出づ。其の子孫、世々里職となり、今の藤四郞まで十世」と見ゆ。

21 **安藝の栗原氏** 藝藩通志に「廣島府、竹屋町栗原氏、先祖栗原主計、これ竹屋町人家の始なりといふ。慶長の頃には、市右衞門といへるものありと見ゆ。家傳記なく、世代詳ならず、今の次兵衞農民たり」と見ゆ。

21 **筑後の栗原氏** 上妻郡矢部村の栗原城は、五條左馬頭家臣栗原伊賀守代々の居城也と。子孫民家にあり(筑後國史)。

22 **雜載** 栗原氏は又德川時代、小泉片桐藩重臣、笠岡牧野藩重臣にあり。又鯖江藩に栗原謙吉、津山藩士分限帳に「七拾石栗原玉城、倅栗原芝太郞」、筑前白山宮御幸連名に「栗原源兵衞」、磐城、岩代、備前、津輕、志摩、肥前、筑後等に存し、刀劔圖考作者に栗原氏あり。又口羽系圖に栗原勝右衞門、口羽通良の女婿也。又美作にありと。

來原 クリハラ クルハラ條を見よ。

栗生 クリフ 播磨に栗生庄あり。又上野等に此の地名存す。

1 **淸和源氏畠山氏流** 源家畠山系圖に、「義純—田中次郞時朝—同五郞時氏—經氏(栗生氏祖)」と見ゆ。栗生左衞門尉賴方は新田義貞配下の將として、十六騎一と稱せらる。太平記卷十四に「栗生、篠塚、名張八郞とて、天下に名を得たる大力云々」また「栗生左衞門云々、黨を結びたる十六人」と。又卷十七等にも見ゆ。

上野國山田郡下田澤に栗生神社あり。傳へて言ふ、栗生賴方の靈を祀ると。一本に栗生顯友とあり。

2 **淸和源氏村上氏流** 諸家系圖纂に「賴淸(信濃村上源氏始、栗生云々等祖」と見ゆ。

3　三河の栗生氏　額田郡秦梨子城は栗生將監永信、其の子長藏の據りし地なりと（二葉松）。

4　其の他、細川兩家記に栗生氏見ゆ。

栗生田　クリフダ　栗生田の誤ならんか。

栗眞　クリマ　クルマ條を見よ。

栗間　クリマ　同上。

栗正　クリマサ　備前に存す。

栗政　クリマサ　備前に存す。

栗又　クリマタ

栗見　クリミ　近江國神崎郡に栗見南庄、栗見北庄あり。

栗村　クリムラ　和名抄、丹波國何鹿郡に栗村鄕あり。其の後、東鑑文治二年條に「崇德院の御領。丹波栗村莊」と。龜山院凶事紀に「新院御分丹波國栗村東西莊」丹波志引應永三十二年讓狀に「栗村道安」など見ゆ。又岩代等にも此の地名存す。

1　栗村忌寸　坂上氏の族にして、坂上系圖引姓氏錄に「山木直は、是れ栗村忌寸云々等廿五姓の祖也」と見ゆ。

2　桓武平氏三浦氏流　岩代國河沼郡（會津郡）栗村より起る。葦名氏の族、比田廣盛の子泰連の後裔にして、會津拾要抄に「惠隆寺千手觀音緣起に曰く、蜷河莊根岸宇內村高寺は、齋明四年戊午、性空上人の弟子、蓮空上人、爰に大伽藍を草創し、石塔山惠隆寺と名づく。其の後、文治建久の頃、高寺廢れ、定林坊は栗村に移り（今の坂下）、盆葉山定林寺と改む。地頭栗村左近大夫盛長の館跡なり」と載せ、新編風土記、河沼郡坂下村條に「館跡、元龜天正の間、栗村下總住せしと云ふ。此の下總は、舊事雜考に、天正七年十二月、栗村死すと云ふは此の人のことゝ云へば、同十二年松本太郎に與力せし者とは別人なるべし」と。又笈川村條に「館迹、永祿天正の際、葦名の臣栗村下總某と云ふ者住せし處なり。下總は新國上總が子にて、天正十二年、松本太郎に與力し、葦名家を亂さんとて、黑川に攻入りしに、赤塚藤內が爲に討れぬ」と見ゆ。又坂下村栗村堰は「昔此の村の地頭、栗村下總・水利の乏しきを患へ、渠を穿ち、元龜元年、其の功を畢りしと云ふ。其の時、栗村が家の子笠間平大夫と云ふ者、其の事に任ぜしと云ふ」とあり。

次に耶麻郡にも此の氏ありて、鹽川組鹽川村に館す。當村には館迹二あり、一は栗村彈正淸政の住せし地にして、他の一は、初め葦名直盛の臣濱崎主馬某築きて、柏木城と號す。後長祿の頃、七宮勘解由左衞門盛種住せりと云ひ、天正の頃、葦名の臣七宮下總憲勝（入道して自然齋と號す）、其の子栗村彈正左衞門尉憲俊住せり（後右近と改む）。天正十七年、伊達政宗三浦盛國が內應により、猪苗代城に入り府下を襲はんとす、憲俊・葦名義廣に隨ひ、磨上原の戰に戰死せりと傳へらる。當村舊家栗村平八は、此の憲俊の裔にして、憲俊が子を彈正淸政と云ひ、父に先立つて、天正十六年病にて死せり。淸政が長子を四郎右衞門と云ふ、葦名氏滅びて民間に屛居し、慶長年中、蒲生氏のとき、此の村の撿斷となり、又耶麻郡割本役と云ふを兼ぬ。平八は四郞右衞門十一代の孫なりとぞ。

栗本　クリモト　近江國に栗本郡あり、和名抄に「久留毛止、國府」と註し、高山寺本には栗太に作る。雄略十一年五月紀に栗太郡とあるを初見とす。

1　藤原姓　江戶幕臣にあり、家紋鳩酸草。寬政系譜に見ゆ。

2　佐々木氏流　近江發祥の豪族にして、淺羽本佐々木系圖に「六角備中守滿高（應

永卒）の子滿信に「栗本七郎」と註す。栗本郡名を負ひしなり。家紋丸に五星、平四目。これも幕臣にあり。

3　美濃の栗本氏　加茂明神社（俗に蜂屋加茂といふ）の社人に栗本氏あり。又栗本內藏等、新撰志に見ゆ。

4　雜載　其の他、伊賀の名族に栗本氏あり。又幕府藝者の書付に「針醫二百俵栗本杉悅、今程三百俵、同杉節。」又享保に「栗本駿河、」江戸の材木商栗本源左衛門は下總椿新田を開く。

栗森　クリモリ

厨　クリヤ　和名抄、筑前國糟屋郡に厨戸鄕を載す。又三河等に此の地名あり。なほミクリヤ條參照。

1　厨眞人　皇別姓にて、寶龜三年十二月紀に「厨眞人厨女の屬籍を復す」と見ゆ。

2　西渥部姓　山城下鴨社駈人家系に「西渥、始め宮田、又婆倉、改稱厨」と見ゆ。

3　丹波姓　武內宿禰の後裔と稱す。高良山の御厨領を支配せしを氏名に負ひしなり。筑後國史に「隆慶上人（武內大臣八代の的孫也。白鳳二年薙染、養老五年七十三寂）―良算―良運（府中の內廿町を領す、是れ大菩薩の御厨領也。妻は鎭輿の女）―

良增法印（領同）―良慇權律師（妻は良寛の女、大友の爲に草野に戰死す。義統・感狀を子の大貳に賜ふ。墓は千光寺に在り）―良春（十如房大貳、後に厨彥右衛門と號す、正德二年十月廿二日卒、厨稱號・是より始まる）―久行―久英―久重―吉隆（今按ずるに後に御井寺の宰となり、代々相續）」と。又良春の弟「良次（厨長右衛門と號し、細川越中守に仕ふ、采地百五十石）―良則（同上）」と見ゆ。

厨氏墓碑銘に、卅二の僧名を刻し、天文十二年三月吉日と彫す。又二十を刻し、永正十三年十一月十二日と彫せるあり。又圓光大師行狀畫圖翼讃に「筑後國厨山安養寺は、府中町の傍にあり。境內四面六十間許、方丈以下軒を双べ、本堂は七間四面也。往昔、厨某・府中の地頭なりしが、寺領を寄附し、堂舍を營みて聖光上人に仕へ奉れり。されば數代を經て、無二の檀契を改めず、厨大貳久淸、其の子久直入道良齋、連綿として今時に至れり、」と。高良山齊衡の文書に「御厨・宜しく承知すべし」と、顧ふに往古は御厨司の職を世々にする者有りて、厨氏と稱せしやらん。安養寺も其の創建なるを以つて厨山

と稱するか。中古に至りて、其の家落魄せし故、座主家の庶流これを司る。是れ今の厨氏の祖にして、古への厨氏とは異なる者也（筑後國史）。

栗屋　クリヤ　和名抄、越後國古志郡に栗家鄕あり、栗山村かと云ふ。又周防都濃郡に栗屋邑あり。

1　源姓　或は栗屋に作る。家紋丸に五本骨開扇、揚羽蝶。寬政系譜に見ゆ。

2　安藝の栗屋氏　山縣郡の豪族にして、藝藩通志に「飯野山、余谷山、龍谷山、並に寺原村にあり。飯野は、栗屋參河、（一に栗栖に作る）の所居。余谷は、栗屋彥左衛門の所居。一に吉川經世、又元春とも云ふ」と載せたり。

3　日向の栗屋氏　諸縣郡霧嶋兩所權現天、正十五年棟札に「惣大工栗屋豐前」と。

栗家　クリヤ　前條氏に同じ。

厨屋　クリヤ　前數條參照。

栗屋川　クリヤガハ　厨川條を見よ。

栗屋河　クリヤガハ　同上。

栗谷川　クリヤガハ　同上、次條に併せ云へり。

厨河　クリヤガハ　同上。

厨川　クリヤガハ

1　奥州安倍氏流　陸中國岩手郡厨川邑より起る。有名なる貞任は今昔物語に「厨河の二郎貞任」と載せ、義經記に「栗屋川の次郎貞任」、平家物語に「奥州住人栗屋河次郎安部貞任」とあり。安藤系圖に「頼時の子貞任、(厨河二郎)」など見え、又厨川次郎大夫貞任とも記さる。アベ條を見よ。又觀蹟聞老志に「陸前桃生郡館山城は、太田村にあり、厨川次郎(安部)貞任の古壘也」と。其の他、貞任の遺蹟と云ふもの猶ほ多く、又後世、此の氏を稱するもの、貞任の裔と云へど、こは一時の稱號に過ぎざれば、恐らく非か。

2　出羽の厨川氏　安部親任の筆餘に「予が家は、曩祖厨川次郎貞任以來、數十代この庄内に連綿し、中興の祖藏人良貞は、尾浦屋形義氏の長臣として、西目八鄕を領したりしが、其の頃、最上郡鮭延領神田の合戰に打死す。子孫に至り、三郡の亂離にあひ、先亡地侍として、遂に舊邑に潜居す」と載せたり。

3　藤原南家伊東氏流　第一項と同樣、陸中國岩手郡栗屋河(厨川)より起る。工藤行光の子孫にして十一代光家まで此の地を領せしが、後南部氏に屬すと。奥南舊指錄に「栗谷川氏は、工藤小次郎の末孫也。頼朝公、平泉御退治の後、伊豆の工藤小次郎行光に岩手郡を賜はり、岩鷲權現の大宮司となす。栗谷川に居れるが故に、子孫之を氏號とす」と載せ、又祐清私記に「厨川の館は岩手殿と號す。本名工藤、文治五年、行光より、十一代光家まで、世を經たりしが、南部伊豫守信長と不和になり、遂に合戰に及び、光家・降參し、不來方郡代(慶善館)の成敗をうくることとなる」など見ゆる、これ也。寛政系圖にも見ゆ。

天正中、栗谷川(又栗屋河)仁左衞門あり、又兵部少輔と稱す。南部氏に屬し、郡内諸族を討つ、これより岩手郡・南部氏に屬す。慶長中、仁右衞門如光・柳澤新山宮別當寺の建立を命ぜられ、高岳院大勝寺と云ふ。此の氏・家紋三引龍。また參考諸家系圖に「厨川兵部少輔光忠等」を擧ぐ。

栗安　クリヤス　中古栗安宿禰あり。

栗山　クリヤマ　上總、下總、上野、下野、播磨等に此の地名存す。

1　御神本氏流　石見の豪族にして、益田系圖に「兼理—忠勝—兼治—兼綱—如竹—兼成(栗山氏)」と見ゆ。マスダ條を見よ。出雲國意宇郡鷹日神社慶長十八年棟札に「栗山伊賀守重廣新建」とあるは、此の族ならん。

2　宇佐氏流　紀伊國の名族にして、續風土記、牟婁郡東山邑舊家地士栗山彦之丞條に「家傳にいふ、祖は豐前國宇佐の社人の一族にて、當村に住し、宇佐八幡宮を勸請して奉祀す。其の孫栗山三郎勝重・湯川直春に仕へ、日高郡財部村、及び古屋谷を領す。天文十三年、直春滅亡し、明年七月、泊城を攻めて戰死す。其の妻・林村の脇田九郎兵衞俊勝に再嫁し、勝俊を生む。勝俊・栗山の跡を續ぎ、栗山治太夫といふ。代々古屋谷に住し、領主より地士とす」と載せ、又在田郡井關村舊家後平次は「祖を栗山左京進といふ。當所白井原を領し、戸屋城に仕へ、落城の後農民となる」と云ひ、又箕島村祇園社神主にも栗山氏あり。

3　赤松氏流　播磨國飾磨郡栗山邑より起る。黑田家の重臣栗山大膳利安は此の流にして、其の系圖に「赤松三左衞門尉光範—三郎師範—備中守利宗(始めて栗山と稱す)—善右衞門利貞—善右衞門淨順

(始め惣兵衞)—備後利安—大膳利章—大吉利周—利政(内山孫之丞)」と見ゆ。利安は初め善助と云ふ、天文二十年生れ、十五歳にして、孝高に仕ふ。永祿十年、赤松下野守、別所加賀守と謀り、小寺氏幸を攻む。此の時、利安・芝原彌十郎、桑木勘解由左衞門を討ち取る。同年、播州英賀表にて、房野彌三郎を討つ。天正十五年、九州征伐の砌、日向耳川に於て薩摩勢を追ひ散す。其の時、利安・功あり。又黑田孝高の豐前の内六郡を賜はるや、國士等・所々に叛逆を起し、孝高に敵す。中にも野中兵庫佐鎭兼は强敵なりしが、利安・終に野中を討取る。故に鎭兼が領地を殘らず賜はる。此の時利安・四郎右衞門と改め、釆地六千石、國中の政事一人に任ぜらる。朝鮮役にも亦功あり、後一萬五千石を賜はり、上座郡志波に居る、(右右良城主)、寬永八年八月十四日病死、八十三歳なりき。家臣には、大野彦太夫、竹井次郎兵衞、山本甚太夫、津田才藏、栗山甚太郎、池田久兵衞、伊合八郎兵衞、竹井傳左衞門、中村勘助、加弓彌左衞門、安田惣七郎、渥美久藏、同治郎太夫、日野彌兵衞、種田次郎左衞門、小林嘉兵衞、大塲傳右衞門等あり。

又利安の女は黑田一成の室となる、栗山利和は其の裔なりと。

4 武藏の栗山氏　荏原郡衾村の名族也。吉良家々臣栗山勘解由某より出づ。

5 羽後の栗山氏　由利郡に栗山館あり、鳥海彌三郎の末孫住す。トリミ條を見よ。

6 雜載　其の他、志摩、越後、磐城、岩代、伊豫、美濃、信濃等にも存す。又淀石川藩士長澤眞節の子栗山成信(潛鋒)は保建大記を著はし、後水戸義公に仕へ、大日本史の編纂に當る。

栗和田　クリワダ

久留　クル　ヒサトメ

1 荒木田氏流　伊勢の名族にして、荒木田氏の庶流なりと。

2 薩隅の久留氏　島津義弘家臣に久留軍兵衞あり。

3 桓武平氏關氏流　伊勢發祥の名族にして、徳川時代、幕臣たり。家譜に「平太郞盛綱の後胤にして、宮、或は關を稱す。正榮に至り、第一項久留氏の養子となり、此の氏を稱す。其の五代孫を正種と云ふ」と。寬政系譜・本支六家を載す。家紋鏑矢、揚羽蝶、弢弓鷹股、打違矢、鳳凰の丸、鄰の内片輪車、五七の桐、十二葉の菊。中興系圖には「久留、紋・丸の内鏑矢」とあり、文久の頃、久留十左衞門(丸の内に鷹の羽打違)見ゆ。

4 雜載　松山酒井藩の重臣に此氏あり。

來　クル

來位　クルヰ　正訓未詳。

來嶋　クルシマ　和名抄、出雲國飯石郡に來島鄕あり、キシマ條を見よ。其の他は多くクルシマにて、次條に併せ云へり。

久留嶋　クルシマ　又來島に作る。

1 村上氏流　伊豫國野間郡久留島より起る。又來島に作り、能島、因島と共に、海賊衆として名高く、代々河野氏を輔翼す。此の三氏は同族にして、村上氏より出づるも、此の村上氏の出自については說多し、ムラカミ條を見よ。或は云ふ、先祖は「信濃の村上なり、流落して伊豫國に赴き、河野氏に仕ふ」と。蓋し、こは河野氏系圖に「村上助兵衞通綱は豫州に入る人也。元祖は越後國、村上源氏也。久留島通房・養ひて子と爲し、娘に嫁し、久留島の家を繼がしむ。紋動三文字、他名より越智の姓を繼ぐに依りて、家の動を以つて、三に心有り、角に三文字は、

元暦元年、通信三島三神を封じ、軍神と崇め、家の紋とす」とある村上氏の事を云ふならん。

又備中府志に「むかし、村上氏・伊豫國野間郡を知行し、嫡男は久留島、次男は能島、三男は因島を知行す」と載せ、藩翰譜には「世に此の家を越智氏と云へども、武家補任に隨ひて源氏とす。此の家の系譜を見ねば、すべて詳かなる事をば知らず。又武家補任には、來島もとは村上たりと記せり。豫章記を見るに、朱雀天皇の御時、天慶二年に、伊豫國の住人越智押領使好方、藤原純友追討の宣旨を承はる。爰に村上と云ひし者、當國新居の郡大島に流されて年久し。彼れ海路の案内を知れる人なれば、好方・朝家に申し乞ひ、具して發向すと云ふ。其の後、貞治の頃は、河野が家に能島の村上三郎左衞門尉義弘、同長門守など云ふ者あり。此等の村上、昔好方が乞に因りて、勅勘ゆるされし村上が後にして、來島が先祖たるにや、覺束なし」と載せ、頭注に「村上右衞門大夫通康の先祖某は信濃の浪人にて、河野家に仕へ、河野通直の子四郎、幼稚なれば、通康を女婿として、河野の

クルシマ

家を繼がしむ。故に越智姓を冒せり。清和源氏の村上は、鎭守府將軍賴信の曾孫顯清を初とす。天慶以前の村上は何姓にや」と見ゆ。豫章記等に云ふ伊豫の村上氏はムラカミ條に精はし。

2 河野氏流　前項に見ゆる如く、此の氏の系、後に河野氏に移る。河野系圖の終に「通直末子通冬(河野備中守、久留島、一柳之祖)―通房(通冬の子、久留島備後守、六郎)―養子通綱(出雲守、豫州村上祖)、弟同某(彥十郎、通房實子、村上と號す)」と載せ、諸家系圖纂、越智系圖、これに同じ。又久留島家譜には「越智通康(村上右衞門大夫、河野通直女婿となり、來島家を嗣ぐ)―通總(村上助兵衞、後來島出雲守)」とあり。

氏人は、元就記に「伊豫海賊衆來島」また吉川記に「伊豫國來島道康・船軍の術を得たる者なるに因りて、味方に屬せしむ」と。宮島合戰、毛利氏に屬して功多く、安西軍策に「伊豫國住人・久留島道安」また「久留島出雲守」等見え、南海治亂記に「久留島には久留島信濃守」云々とあり。而して通總は、愛媛面影に「天正元年、來島三郎九郎通總・越智郡別宮

クルシマ

を再建す」と。また「來島は波止濱の東五町沖に在り。岸邊に石壘を築き環らし、自然の城塞とす。河野黨村上の一族來島三郎五郎通總の住める城墟也。」と見え、豫陽盛衰記には「來島三郎九郎通總は、晴通の婿として、風早郡を化粧田として贈られ、二代まで嫡家河野の婿なれば、同家の能島・因島も、此の人を楯にし、今は三家の隨一にして、領地も多く、所々の砦要害も數多有りて、勢・舊に十倍せり。是れ偏に河野と因み深き故なり」とあり。

其の子長親は初め康親と云ふ。藩翰譜に「右衞門佐源康親は、累代の先祖・河野が家の被官として、伊豫國の住人なり。土佐國の住人長曾我部が起るに及びて、土佐守元親、阿波讃岐を徇へて、天正四年伊豫國に發向し、戰ふ事凡そ七年、同じき十年に至りて、河野通春を始として、三十一人の國人等、皆長曾我部に降る。來島得居兄弟ばかり、これに隨はず。同じき十三年の秋、元親も亦豐臣家に降る。本領なれば土佐の國をば賜りて、阿波、讃岐、伊豫の國をば收公せらる。元親に降りし國人等、悉くに本國を追却せられ、

來島兄弟には本領を賜はりて、其の武勇を賞せらる（來島助兵衞に一萬四千石、得居太郎左衞門に三千石を賜ひき）。文祿の初、朝鮮征伐の事・起るに及びて、來島兄弟海路の先陣を賜はりて、彼の國に押渡り、是の處、彼處の戰に高名を顯す。太閤記には來島兄弟とあり。豐臣家譜には來島助兵衞とあり。宇佐美定祐が重撰朝鮮征伐記と云ふには、來島出雲守通泰、文祿二年六月廿三日、朝鮮の元均と戰ひて、討死せし事を精しく記せり。大河內秀元が記を見るに、慶長二年大明の和親・破れて後、再び軍起りしに、來島出雲守海路の先陣を承はりて、八月十五日、南原の城を攻め落せし時、來島が手に首四百六十一を切りし由、詳かに記しぬ。然れば文祿二年に出雲守が討死せしと云ふこと覺束なし。若し朝鮮の船軍に打死せしか」と。頭注に「文祿二年の戰死は得居通之にて、三十六歲、註文に來島通泰とあるは本姓に復し、改名せしにぞあらん。出雲守とするは、記者の誤聞ならんか。助兵衞通總・文祿四年出雲守に任じ、慶長二年九月、朝鮮水營浦の戰に討死す。三十六歲。かく兄弟共に前後征韓の役に

戰死せしかば、彼此混亂せしならん」と載せたり。

寬政系譜、此の末流二家を載す。「通康―通總―長親云々」と載せ、武鑑に「長親（初め康親、左衞門佐）―通春（丹後守）―通清（信濃守）―通政（伊豫守）―光通（靱負、信濃守、實は同姓出雲守通實の二男）―通祐（信濃守）―通同（一に通用、出雲守、實は舍弟）―通嘉（伊豫守）―通容（安房守）―通明（出雲守）―伊豫守（一萬二千五百石）」は通容の弟）―通胤（信濃守、實と。通胤―通靖―通簡にして、豐後森藩主。家紋、側折敷に縮三文字、三軍配團扇。

久留島

3　奥州の來島氏　伊達氏の家臣に來島和泉守あり、出羽置賜郡荒砥城を守る。

4　安藝の來島氏　安藝郡の名族にして、藝藩通志に「來島氏、中野村、先祖來島源右衞門通重は河野家の族たり。伊豫國より畑賀村に來る。毛利家移封の後、此の村の民となり、屋名を久保田とよべり」と見ゆ。

5　石見の久留島氏　那賀郡川東村東島星城主に久留島兵庫之介あり。河野親清の支族乎と云ふ。

6　松浦黨　大島氏の後也。オホシマ條第九項を見よ。

7　雜載　紀伊藩に來島吉清、備中松山水谷藩士に久留島喜內、幕末荻藩に來島正久あり。

栗栖　クルス

左馬寮式に、大和國鼠栗栖莊、和名抄、大和國忍海郡に栗栖鄕あり。次に美濃國郡上郡に栗栖鄕、播磨國揖保郡に栗栖鄕、久留須と註す、後に栗栖庄と云ふ。次に紀伊國牟婁郡に栗栖鄕、また後に栗栖庄と云ふ、猶ほ名草郡にも栗栖庄あり。又山城の栗栖庄も有名にして、其の他、河內、近江、尾張、上野、下野、常陸等にも此の地名存す。

1　栗栖連　河內國若江郡栗栖神社とある地名を負ひしなるべし。物部氏の族にして、姓氏錄、河內神別に「栗栖連、同神（饒速日命）の子于摩志摩治命の後也」と註す。

2　栗栖首　前項と同樣、河內の栗栖より起りしか。或は大和國忍海郡栗栖鄕より起りしならん。河內文氏の族にして、姓

氏錄、右京諸蕃に收め、「栗栖首、文宿禰と同祖、王仁の後也」と見ゆ。

3　栗栖直　大和漢坂上氏の族なれば、恐らく大和の栗栖より起りしならん。されど、姓氏錄は和泉諸蕃に收め「栗栖直、火撫直と同祖、阿智王の後也」と載せたり。

4　栗栖史　天平十七年正月紀に「栗栖史多禰女、」また東大寺奴婢籍帳等に見ゆ。而して天平勝寶二年の美濃國司解に「少目栗栖史大成」と云ふ者見ゆれば、所貫は美濃か。

5　近江の栗栖史　當國滋賀郡に栗栖の地あり。前項栗栖史のありし地か。

6　栗栖宿禰　朝野群載卷二十六に見ゆ。栗栖連の宿禰姓を賜へるものか。

7　栗栖眞人　中古皇室より分れし氏なるや明白なるも、出自未詳。拾芥抄に見ゆ。

8　播磨の栗栖氏　揖保郡栗栖鄕と關係あらん。峰相記、天德中の人として、栗栖武者所を擧ぐ。

9　大和の栗栖氏　栗栖直の後裔か。十津川鄕鎗役由緒家筋書に「栢手邑栗栖三左衞門、」また「垣平村庄屋栗栖權七」等見ゆ。

10　紀姓　紀伊國の豪族にして、續風土記、名草郡栗栖庄地頭條に「土姓舊事記に、寛仁の頃・栗栖紀成實といふものあり。『直川、栗栖、平丸を所知す』とあり。粉河寺より置きし地頭職なるか。永仁の間、地頭昌圓法橋といふもの、湯淺四郎入道願蓮といふものと、私鬪に依りて、村民の憂をなすを以つて、北條氏・其の地を沒收して、「俣野八郎入道寂一」を給人とす。南北朝の時に至りて、莊の地頭を、栗栖犬楠丸（成實の子孫）といふ。天正の頃には、根來寺より、此の地を押領すと見えたり。承安建久の頃に至りて、湯淺新太夫秦宿禰といふものあり、湯橋莊司として、莊中の事を司る。文治六年、鎌倉將軍家より、熊野鳥居禪尼に與ふ（東鑑に見ゆ。鳥居禪尼は、六條判官爲義の娘なり）。是より熊野の神領となる。應永元年、石清水八幡宮へ、將軍義滿・寄附す。此の時、石淸水より、八幡伊織之助實重を代官とす。天正に至りて、根來寺此地を押領す。淺野家の時、淺野左衞門尉氏定、此の地の地頭たり」と見ゆ。此の栗栖氏は、紀氏の族と云ふ。寛仁の頃栗栖紀成實あり、壺井大夫と號す。其

の子「國實―實俊―弘俊―弘實―勝實―實行、」など系圖に見え、續風土記、栗栖村舊家地士栗栖六郎條に「寛仁の頃、栗栖紀成實といふものあり。栗栖村に住す。成實が壺井大夫と號せし事は、藩士田所氏系譜に見えたり。直川、栗栖、平丸（平丸は其の地・今詳ならず）の刀禰職たり。成實・里民を率ひ、直川保久重名内松門の地を開發す（今の松島の地なり）。後洪水の爲に損じて、空しく牛馬放食の地となる（承安四年實俊解狀）。成實の子を國實といふ。直川、久重、栗栖の下司職たり。國實の子を實俊といふ（系圖）。實俊・再び松門の荒地を開發し、弟範成に刀禰職を付屬す（實俊解狀）。按ずるに、是より先、實俊・直川に住し、後刀禰職を範成に讓りて、栗栖に移住す）。實俊の子を松島彌次郎弘俊といふ。弘俊の子を左衞門尉弘實といふ。弘實の子を勝實といふ（系圖）。勝實の子を六郎實行、法名道實といふ。安原鄕を押領し、其の地に居る。印東又六常基といふもの、那賀郡豐田村の地頭職なりしが、故ありて其の地を實行に讓る。元德三年、實行・松島村を次男千代楠丸に與へ、正慶二年、豐田村を

其の子犬献（楠）丸に譲り、金剛山の城に赴く。元弘三年五月二日、保田次郎兵衛尉宗顯、生地藏人師澄等（大塔宮祇候人）、兵を率ひて安原鄕に押寄せ、犬献丸が宅に放火す。此の時、下文悉く燒失す。(豐田村關東の下文、安貞の下知狀、安堵の下文、松島村右大將家文治二年の下文、右大臣家建暦二年の下文、關東貞應元年の安堵下文、延應二年西信讓狀、同年關東安堵の下文、正嘉元年廣實讓狀、正應三年僧勝實讓狀、同年關東安堵の下文、元德三年道實讓狀、同年安堵の外題『當國地頭等、日本大小の諸神に誓ひ、連判して燒失の僞なきことを證す。其の人々には、豐田村連判姓名・紀犬献丸、沙彌道實、紀時綱、大伴兼綱、紀實泰、沙彌行有、沙彌淨妙、大伴實村。松島連判姓名・紀千代楠丸、沙彌道實、紀時綱、大伴兼綱、沙彌行有、沙彌淨妙、沙彌定宗。畠山以下の人々、左近將監國清、小倉十郎左衞門尉、和佐雅樂入道、橋本新三郎、六十谷又四郞入道云々。犬献丸は、本領栗栖當知行松島下文燒失すといへども、僞りなき事を足利家に訴へ、領地相違なく安堵され、建武四年、犬楠丸の弟千代楠丸を子とし、豐田村を讓り與ふ（元弘三年紛失狀、建武四年犬楠丸讓狀）。犬楠丸は孫六國實と號し、又六郞左衞門尉と號す。建武四年、足利家より軍功の賞として、岡崎莊下司職半分を宛行はる。文治三年、又狐島安原加納の地頭職を宛て行はる。後其の家衰廢し、六軒となり、六番頭と號す。今二軒は斷絕し、四軒あり。家に元德四年豐田村の文書、元弘三年松島村の下文紛失狀、康永元年同紛失證文六通、岡崎莊の文書、及び岡崎滿願寺別當職の文書（以上二通年號なし）あり。承安四年實俊の解狀及び鄕士等連判添狀、建久三年實俊の解狀、及び國主下文、及び留守所符、同五年直川刀禰職連判狀、正慶二年道實の豐田村讓狀、元弘三年豐田村下文紛失狀（本書は湯橋吉郞大夫家藏す）、曆應三年同紛失證文、康永四年文書、同年宗西岡崎莊渡狀、建武四年將軍家下文（本書は湯橋吉郞大夫家藏す）、同武藏守國守への添狀、又國守よりの下知狀、文和二年足利直義の下文（本書は湯橋吉郞大夫家藏す）、同三年の下文、正平六年七月直義の下文の寫あり。又栗栖家系圖の寫を藏す。其の文は皆文書部に出せり」と。

次に直川莊領主條に「建久三年の解狀に、「散位紀朝臣實俊・代々此の地を領すとあり。建久五年の文書に『直川は斯れ實俊の先祖相傳の地也。然るに依りて、公事の器量に堪えず、傍庄に移住するの日、當鄕の刀禰職を舍弟範成朝臣に附屬し畢る』とあり。按ずるに、實俊は栗栖家の祖なり。此の文に依れば、實俊先祖代々直川に住し、實俊に至りて栗栖村に移り、子孫栗栖と稱すと見ゆ」と載せたり。なほ岩橋條を參照せよ。

11　熊野の栗須氏　前項とは別にて牟婁郡栗栖庄より起る。續風土記、牟婁郡里高田村舊家に栗須孫總を載せ「中世、入鹿鄕大栗須村に孫總といふもの、那智山に參詣する途路、此の地の土地の可否を試し、其れにより幽谷の此の地を、田畑に開墾し、子孫繁茂して、終に三箇山となる。此の家・其の嫡流なりといふ」と見ゆ。

12　有道姓兒玉黨　武藏發祥の豪族にして武藏七黨系圖に「阿佐美實高─經家（在戶內、號栗栖四郞兵衞尉）─盛家（左衞門尉）─氏家（左衞門太郞）─貞家（又太郞）

—氏貞(孫八郞、貞家の弟)」と載せたり。

13　菅原氏流　家傳に「道眞の後忠貞（淳茂五代孫）が末流なり」と云ふ。家紋丸に丁子巴、竪木瓜。寛政系譜に見ゆ。

14　**安藝の栗栖氏**　當國の豪族にして、藝藩通志、山縣郡條に「櫻尾山、茶臼山、並に加計村にあり。上は栗栖雅樂、下は栗栖彌三郞の所居」と。又「瀧本、高城、並に下筒賀村にあり。上は栗栖雅樂、櫻尾より移りて、これに居る」と。また「古堡、加萬井崎、二歳山、並に中筒賀村にあり。上は栗栖中務、中は栗栖が家士某の所居、下は一に二城山と稱す、主者しれず」」「梶原山、西光寺山、並に上筒賀村にあり。上は栗栖河內、(一に雅樂)、の居る所」」「發坂山、岩田山、並に戸河內村にあり。發坂は一に堀坂の字を用ふ。又寺領城と稱す。栗栖氏の數世據るところ。岩田は栗栖家士備中の守る所」と。また「古壘、長築村にあり。天文中、栗栖權頭・居守す」と云ふ。また「笠天山は阿坂村にあり。永正中、笠間幸信、弟幸親が守る所、笠間、もとは栗栖氏なりしが、故ありて氏を變じて、吉川氏に屬す」など多く見ゆ。

15　雜載　其の他、伊勢に栗栖氏の名族あり、又德川時代、丸龜京極藩用人、堀尾山城守給帳に「三拾八石貳斗栗栖惣右衞門、貳百五拾石栗栖久次郞」等見ゆ。

來栖　**クルス**　前條栗栖と通ず。常陸に此の氏の名族あり。新編國志に「來栖、新治郡に來栖村あり、其の出づる地なり(今茨城郡に屬す)。眞壁氏の臣來栖隼人は鷺の紋なり。或は蔦を用ふとあり、家記に出たり」と見ゆ、此の氏は藤原藤房の從臣裔にして、留りて公の木主を守ると傳ふ。また明德二年、熊野參詣願文連署に黒栖國安見ゆ、此の族歟。

黒栖　**クルス**　前條、及びクロス條を見よ。

栗須　**クルス**　栗栖氏に同じ。其の條に併せ云へり。

栗田　**クルスダ**　クリタ條に併せ云へり。

栗栖田　**クルスダ**　美濃の名族也。

1　栗栖田君　大寶の本簀郡栗栖太里戸籍に「栗栖田君土方等三戸、及び妻に一名」見ゆ。栗栖太里とは、和名抄、本巣郡栗田鄕にして、此の氏は古代其の地を領せしなるべく、而して君姓なるより推して、本巣國造の一族ならんかと考へらる。猶ほ大野郡にも栗田鄕あり。

2　栗栖田君族　同上戸籍に「栗栖田君族廣麻呂」等見ゆ。

3　栗栖田　同上戸籍に「栗栖田己々志賣」なるものあり。

栗栖野　**クルスノ**　和名抄、山城國愛宕郡に栗野鄕を載せ、久留須乃と註す。又丹波等にも此の地名ありて、また栗住野、久留栖野等に作る。

1　**(秦)栗栖野氏**　山城の大族秦氏の族にして、當國の計帳と思はるゝ正倉院文書に「秦栗栖野島賣」なるものを載す。前述クルスノより起りし氏也。

2　春原氏流　これも愛宕郡栗栖野より起る。春原氏の族にして、春原系圖に「(出雲路)祐元—豐根—之基(小野)—良之(栗栖野元祖、亦錦部と號す)—家尹—尹基—親元—業元—秀元—秀尹—師元—元富」と見ゆ。イヅモヂ、ヲノ、ヲグルス、ハルハラ等の條を見よ。

3　清和源氏赤井氏流　丹波國氷上郡栗住野邑より起る。その地の栗住野城は、一に久留栖野城に作り、又赤井九郞爲家の居城なるにより、九郞住の城と云ひしと傳ふ。これより七代相續し、赤井左衞門の次男を養子とし、二代目、天正年中に

蘆田九郎左衞門、小兵衞兄弟、明智に攻められ逃亡すと云ふ。赤井系圖には「葦田八郎家範（爲家の祖父）―五郎秀家―持家（久留栖野又五郎）」と見え、赤井の家譜には「家範―彌次郎家員（秀家の兄）―持氏（久留栖野を稱す）」とあり。

4 平姓酒井黨　平貞能の後と稱す。多紀郡栗栖野邑より起り、栗栖野城（栗栖野村）に據りしが、天正六年信定に至り退去す。丹波志に「酒井孝信三男・信綱（栗栖野、正慶年中以後、伊賀守と號す。又信綱の次を伊賀守と曰ふ、此の時山に城す）〇正信（栗栖野左衞門次郎。信綱の嫡子、生死年月を知らず。又云ふ次三郎政忠の名あり）〇信重（栗栖野四郎次郎、正信の嫡子、生死年月を知らず。又一に、信重の次を新三郎信教とす）〇頼重（栗栖野越中守、永祿の始め下野守と號す、永祿の末に卒す）〇信政（栗栖野筑後守、天正三年卒す、頼重嫡女）〇依信（中大夫、八上籠城の間病死す。頼重の二男なり、信定の若年の間・後見）〇信定（善右衞門、天正六年、栗栖野城を退去して、同村に蟄居す、慶長十三年死）以上栗栖野村次郎兵衞・之を記す趣也」」と載す。

又「孝信三男、信綱（矢代貞信の弟也、栗須野）―某（不知）―某（不知）―信重―某（不知、左衞門と云ふか、正信の假名を以て觀れば然り）―正信（延德四年二月廿八日、宮林への證文あり。栗栖野左衞門の一郎正信とあり）―某―頼重―信政（弟に依信あり）―信定―信蜜（左兵衞、正保元申年死）―信俊（内藏之助、實は信蜜の弟養子）―信治（五左衞門、初五太夫、元祿十年死）」と。又信治の弟「信顯（三郎兵衞、幼名半十郎、死年八十二歲）―信次三右衞門、享保五年死、六十七。弟須敎・洛東黒谷、三十八世、到譽上人。其の弟貞忍・若林寺住）」と見ゆ。

久留栖野　クルスノ　前條氏に同じ。

來住野　クルスノ　同上。なほ武藏國多摩郡戸倉村に此の氏あり。新編風土記に「來住野氏・德兵衞は八王子の千人組の同心なり。家系は詳にせざれど、家に古き文書六通を藏せり。是によれば、天文以來、戰爭の間、來住野大炊介とて、しば〳〵走廻の働きありし人の子孫なること知らる」と。又「先祖は北條氏に仕へし士とのみ云ひ傳へて詳なることを知らず。思ふに是も來住野德兵衞が一族にて、小田

原北條に仕へしものなるべし。家に先祖が帶せしものなりとて、太刀一振、差添一振を持傳へり」」また舘屋村にもあり。「先祖を來住野十郎兵衞と稱す。北條家の家臣なるよしいへど、家系を傳へざれば、其の詳なることは知りがたし。家に北條家の系圖、及び感狀二通、古劔一腰を藏し、且つ今に來住野を以て氏とし、分家四人もあれば、其の子孫なることは疑あるまじ」など見ゆ。

栗隅　クルスミ　栗隈を誤寫せるものなるべし。

來田　クルタ　伊勢神宮外宮の舊祠官にして、來田守見物忌父度會博親家系に「宗家北安親の二男、初代延親（北を慶長中、來田に改む）」と。又來田御鹽燒度會善親家系に「北守親二男、初代安親（天文年間、一家を建つ。慶長年間、來田に改む）」と見ゆ。また志摩にもあり。キタなり。

來武　クルタケ　豐前に存す。

來原　クルハラ　長門に此の氏あり。

訓覇　クルベ　和名抄、伊勢國朝明郡に訓覇郷あり、久留倍と註す。吳部のありし地ならん。クレベ條を見よ。

訓覔　クルベキ　和名抄、安藝國高宮郡に訓覔郷あり、久留木倍と註す。又紀伊に久

留壁の地名存す。

來馬　クルマ　和名抄、淡路國津名郡に來馬郷あり、久留萬と註す。中世・來馬庄と云ふ。

栗眞　クルマ　クリマ　伊賀、伊勢に此の庄名あり。東鑑、文治三年の條に「伊勢國栗眞莊、因幡前司大江廣元知行」と。又太平記に、「大塔宮を得取りたらん者には、伊勢車間莊を授けん云々」など見ゆ。此の氏現存す。車條參照。

來間　クルマ　車條參照。

久留麻　クルマ　延喜式、淡路國津名郡に伊勢久留麻神社あり、久留麻邑に鎭座し、土俗伊勢明神と曰ふ。按ずるに、伊勢の奄藝郡に久留眞神社ありて、服部、呉部の徒の氏神なりしと思はる。此れなるも其の部民の移住して、更に伊勢神と稱へたるならん（地名辭書）と。

車　クルマ　シヤ　常陸、上野、下野、岩代、陸前等に此の地名存す。古く車持部のありし地ならん。クルマモチ條を見よ。

1　藤原南家二階堂氏流　常陸國多賀郡車邑より起り、又砥上氏と云ふ。永和中、砥上忠員あり、其の子を通忠と云ふ。後に岩城氏に亡ぼさる。次項を見よ。多賀郡花園村愛染堂棟札に「車城主藤原眞方」とあり、此の族か。

2　桓武平氏岩城氏流　前條氏を襲ぎたるにて、岩城氏の族、好間隆景・砥上城主となり、子孫車氏を稱す。その裔・闕齋―義秀―猛虎（丹波守）なり。此の子・江戸に行き、乞丐の長となると云ふ、車善七これなり。新編國志に「車、多賀郡車村より起る。岩城氏の族、平姓、初め好間氏と稱す（岩城系圖）。初め車氏、又砥上と云ふ。永和中、砥上但馬守忠員あり、城主たり、其の子を兵衛藏人通忠と曰ふ（密藏院舊記）。蓋し岩崎二階堂氏の族ならん（佐竹譜代・名字系圖）。文明十七年、岩城常隆・其の城を攻陷す。砥上某戰死す（妙法寺過去帳、心車抄）。是に至つて砥上氏亡ぶ。乃ち族・好間隆景を移して其の城主とす（岩城系圖）。後砥上の稱・隱れて、車の名獨り著はれ、車氏と稱す、（土人傳説）。隆景は兵部少輔、上總介（岩城系圖）たり。其の裔孫闕齋（常北遺聞）、大永中、大塚政成と兵を構へて、大北川に戰ひ、箭瘡を病みて死す（手綱記）、子の義秀（相田愛宕祠棟札）は兵部大輔、（車略記）たり、天正二年、白上長門守、大高新左衛門、僧空岸等と共に、高貫城を援けて、伊達氏の將長尾越前守を破る（高貫陣記）。子の猛虎は丹波守、驍悍を以つて世に聞ゆ。後佐竹義重に事へて、愛重せらる（永慶軍記）。慶長元年、佐竹義宣、岩城臣屬の城邑を徙す。是に於いて、猛虎・岩城郡神谷座主の砦に遷る（神谷一山寺記、延壽護法錄）。五年、義宣の爲に、上杉景勝を梁川に援け、伊達政宗と瀨上に戰ひて、大に之を破る（管窺武鑑）。七年、義宣・封を出羽に徙さる。猛虎は仕を辭し、留まりて常陸にあり、密に與黨を聚め、水戸城を復せんことを圖り刑死す。其の子逃れ、終る所を知らず。或は曰ふ、逃れて江戸に入り、赦されて乞丐の長となると（車一揆記、增補家忠日記、物氏政談。猛虎は一に義照に作る）」など見ゆ。サタケ條參照。

3　磐城の車氏　丹波守は又善照と云ふ、慶長元年、磐城郡神谷座主砦に主たり（神谷一山寺記、延壽護法錄）。前項を見よ。

4　上野の車氏　地理志料群馬郡群馬郷條に「夫木集を按ずるに、久留末の里あり。東源軍記に車忠次あり、佐竹義宣に仕へ、義烈を以つて聞ゆ。車・一に群馬に作る、

卽ち此に出づ」と。

5 江戸の車氏 車善七小屋は淺草區淺草溜より少し北の方、新吉原町續にあり。物茂卿が政談に「車善七と云ふ者の先祖は、上杉景勝の家來車丹波と云ふものなるが、御草履取と成りて、御當家を伺ひ奉り、家來をば皆江戸へ連れ來り、乞食のうちへ入れをきたるが、事顯はれたるに、廣大不思議の神慮にて御免有りて、乞食の頭となりたると申し傳ふるなり」と。此の説・恐らくは傳聞の謬なるべし。車丹波は佐竹の家人にて、名ある勇將なり。江戸官論秘鑑と云ふ書に、善七が先祖丹波守父子の傳を載せたり。略ぼ茂卿が聞取に似て、實を得たるが如し。則ち左に記す。抑も慶長庚子の亂に、常州の大守佐竹常陸守義宣は、心・東西に定め兼ねけるを、其の家老車野丹波守、頻りに主君義宣を進めて、關東に背かしむ。故に義宣は景勝征伐の攻口に出で合はず、神祖・馬を返して西伐し玉ふ時に、其の尻へを襲うて切て登り給へと、丹波守勸めける。濃洲の一戰、天下大きに定まりしかば、佐竹もをめ〳〵降人に出たりける。然るに神祖は、兼て丹波守が出策の趣を

聞き給ひ、たとへ義宣に其の心有るとも、丹波守においては、强諫反復もなすべき身を、其の惡をむかふるの罪、尤深し、惡むべきにたへたりとて、義宣に命ぜられ、忽ちに縲絏のいましめを蒙り、江戸に引渡されて終に重科に行はる（磔罪に處せらる）。丹波守が子善七郎といふものありけるが、此の事を聞いて深く恨み奉り、父の仇なれば、何卒、神祖にうらみ參らせんと心掛けるが、いかなる便りにや、庭作男と成りて、江城の御庭へ入込みうかゞひ奉りける云々」かくて家康を討たんとせしがならず。「手取足取して、終に善七郎をからめ取り、御前へ引据たり。神祖御覽有りて、御扈從衆を以つて其の名を御尋ね有るに、善七郎今はつゝむに及ばず、有の儘に言上し、武運盡きたる上は、片時も早く死を玉はるべしと申すに、神祖・其の孝義勇壯を感じ給ひ、追つて有司に命ぜられて、乞食の徒の首領となし給ふ。是よりして車善七と改めて、今に連綿たり云々。」（府內備考）。

6 朝鮮歸化族 シャと訓む、薩摩にあり、ノシロコ條を見よ。

群馬 クルマ グンマ 和名抄、上野國群馬郡に久留末と註し、郡內に群馬郷を收む。名跡志に「榛名山滿行宮大權現は、辛科緣起に上野國西七郡の領主、群馬の太郎滿行を祭る」と、疑ふべし。

車木 クルマキ

來卷 クルマキ 石見國那賀郡川平村西島星城主に、來卷出雲守康親あり（石見志）。

來正 クルマサ

車崎 クルマザキ 、

車田 クルマダ 石見、磐城、岩代等に此の氏あり。

車舘 クルマダテ 伊勢內宮の社家にして荒木田姓なり。皇太神宮地下權禰宜、本宮別宮內人物忌家系帳に「荒祭宮物忌父、車舘、荒木田」と見ゆ。

車野 クルマノ 車氏に同じ。

車持 クルマモチ クラモチ 車持部、並に其の伴造の後裔なり。クルマモチベ條を見よ。なほクルマ條參照。

1 車持君 車持部の總領的伴造にして、履仲紀五年十月條に「天皇・神の祟を治め給はずして、皇妃を失ふを悔ひ給ひ、更に其の咎を求め給ふ。或る者の曰ふ、車持君・筑紫國に行きて、悉く車持部を撿（カト）り、兼ねて充神者（神部等の民）

を取る。必ず是の罪ならん矣。天皇・則ち、車持君を喚び、以つて之を推問し給ふ。事・既に實なり焉。因りて以つて之を數めて宣はく、爾ぢ車持君と雖も、縱に天子の百姓を撿校する、罪一也。既に神祇に分ち寄せたる車持部を、兼ねて奪ひ取れり、罪二也。則ち惡解除、善解除を負せて長渚の崎に出して秡へ禊がしむ。既にして詔りし給はく、今より以後、筑紫の車持部を掌る事を得ずと。乃ち悉く收めて、更に之を分ち三神に奉る、」と見えたり。

2　毛野氏流の車持公　前項氏との關係詳かならず。前述の如く車持公は履仲朝の罪により衰微して、毛野氏の族なる車持公・之に代りしか。或は前項氏が後に毛野氏の系を冒して、豐城入彥命の裔と稱するか。姓氏錄は左京皇別に收め、「車持公、上毛野朝臣と同祖、豐城入彥命八世の孫・射狹君の後也。雄略天皇の御世、乘輿を供進す。仍りて姓を車持公と賜ふ」と載せたり。此の氏、これより前、天武朝、及び天平年間に朝臣姓を賜へり。故に姓氏錄に公姓とあるは、庶流に過ぎず。

3　攝津の車持公　姓氏錄、攝津皇別に「車持公、同じく豐城入彥命の後也」と見ゆ。

4　豐前の車持君　大寶二年の當國丁里戸籍に「車持君泥麻呂等三名」見ゆ。

5　近江の車持君　神龜元年の志何郡計帳に「車持君支麻須賣、」同二年の計帳には「車以君支麻須賣」等あり。

6　上野の車持君　和名抄、群馬郡群馬郷を收め、久留末と註し、當國神名帳、群馬西郡に「正五位車持若御子明神、從五位車持明神」を收む。蓋し車持君の本貫か。

7　車持首　天平勝寶三年の栢殖郷墾田賣買劵に「栢殖郷戸主車持首牛麻呂」とあるは、當國車持部の伴造なるべし。

8　車持朝臣　天武紀十三年條に「車持君云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ、」と。また天平九年正月紀に「正八位下車持君長谷に朝臣姓を賜ふ」など見ゆ。此の氏人は東大寺古牒劵(天平寶字五年)に「大和十市郡池上鄉從五位下車持朝臣仲智、」また「右京五條二坊戸主正八位上車持朝臣若足」等あり。此の氏後世殿部として仕へ奉れり。卽ち大嘗祭式に「主殿官人二人、燭を執り迎へ奉る。車持朝臣・菅蓋を執る、云々」などあり。第十一項を見よ。その他、續日本紀に、車持朝臣益、同國人、同驪清、同諸成。また三代實錄に同廣眞等あり。又萬葉集に同千年見ゆ。

9　車持宿禰　除目大成抄に見ゆ。天元四年に「武藏權大掾正六位上車持宿禰守忠」また安元二年に「相摸大目車持宿禰牛貞」などある之れ也。東國車持君の宿禰姓を賜へるものか。

10　越前の車持氏(無姓)　天平神護二年十月廿日の阿須波臣東麻呂解に「野田郷百姓車持妹賣、草原郷戸主中臣小金の戸口車持石床、」また延暦二年七月紀に「越前國人外正七位下秦人部武志麻呂、請に依りて姓を車持と賜ふ」など見ゆ。

11　京師の車持氏　第八項車持朝臣の後なり。元慶六年十二月紀に「主殿寮殿部十人、異姓を以つて、色に入れ、其の闕に加へ補す事を聽す。是に於いて、宮內省・言ふ、主殿寮申請す、職員令を撿するに、殿部四十人、日置、子部、車持、笠取、鴨の五姓人を以つて之を爲すと。今・或は氏・家を擧げて絕滅。或は氏に直寮を心とする無し」云々。と見えたり。其の後、外記日記に「天慶五年、左衞門番長車持當用、」又撰解文集にも見ゆ。

車以　クルマモチ　クラモチ　前條氏に同

じ。

車持部　クルマモチベ　皇室、並びに神祇の乘輿を造り、又一切これを管掌する事を職とし、中古に至りては殿部の一種とす。クラモチ條を見よ。

1　大和の車持部　クラモチ條に云へり。

2　攝津の車持部　當國に車持公あれば、此の部の存在せし事想像するを得ん。

3　伊賀の車持部　車持首を見よ。

4　伊勢の車持部　當國に久留眞神社あり此の部のありし地なり、久留眞條を見よ。

5　上總の車持部　和名抄、當國長柄郡に此の郷名あり。此の部の住みし地なるや明か也。

6　下總の車持部　當國岡田郡に藏持邑あり。地名辭書に「結城の地方には、豐城入彦の裔孫毛野君の繁榮したまへる徵證は、他にも所見あれど、國生の隣なる藏持は、卽ち毛野、桑原一門の車持氏の遺墟なり」と見ゆ。

7　常陸の車持部　當國眞壁郡に倉持邑あり。郡鄕考に「仁和二年六月、常陸國正六位上鄕造神に從五位下を授く」とあるは、今倉持村の神祠なりと。倉持、車持同訓なり。其の名にて考ふるに、姓氏錄『車持公は射狹君の後也』と見ゆ。此の射狹は、卽ち伊讃にて、本郡及び新治郡、共に此の人の治められし故に、射狹君と稱し、二鄕の名にも負ひたる程の功業ありしを以つて、其の子孫車持公も此の地に居て、射狹君を鄕造神と祭れるにてはなきか」と。

8　近江の車持部　當國に車持君あるより推定すべし。

9　上野の車持部　當國群馬郡群馬鄕は此の部名より起りしものと考へらる。當郡は和名抄に「久留末、國・分ちて東・西二郡となす。府中間國府」と載せ、榛名神社元亨三年の銅燈爐の識に「車馬郡」本國神名帳に「群馬西郡、車持大明神、車持若御子明神」等を擧ぐ、此の部の神なるべし。

10　若狹の車持部　大飯郡に車持邑あり。

11　越前の車持部　車持條第十項を見よ。

12　越中の車持部　和名抄、當國新川郡に車持鄕あり、高山寺本に「今亡」と註す。古く此の部のありし地なり。

13　筑紫の車持部　履仲紀に「車持君・筑紫國に行きて、悉く車持部を挍す云々。筑紫の車持部を掌るを得ず」など見ゆ。

中世、豐前に車持君あり、クルマモチ條を見よ。

14　其の他、此の後裔、クルマ條參照。

車屋　クルマヤ　和泉國大鳥郡の人に、車屋道說あり。今春の弟子にして謠曲に名あり。後堺に住し、師傳の中より一流を撰び出し、百番の謠曲本を作る。世に車屋本として名高し。

來海　クルミ　出雲國意宇郡來海庄より起る。鹽谷氏の重臣也。キマチ條を見よ。

久留美　クルミ　播磨國美囊郡に久留美庄あり、其の地より起るか。又次條と通ず。

久留見　クルミ　大和國宇智郡の豪族にして、淸和源氏宇野氏の族也。鄕士記に見ゆ。

吳桃　クルミ　上野の豪族にして、沼田系圖に「景繼の孫景冬・吳桃三郎と稱す」と。

胡桃　クルミ　信濃に存す。詳細はナクルミ條を見よ。

胡桃澤　クルミサハ　信濃にあり、諏訪神家の族かと云ふ。

楜澤　クルミサハ　これも信濃にあり、前條氏に同じかるべし。

來光　クルミツ

久留宮　クルミヤ

久留米　クルメ

1 大江姓毛利氏流　毛利元就の季子毛利藤四郞秀包、久留米城にありて廿一萬石を領す。後・關ヶ原役に西軍に黨し、除封さる。此の氏は秀包の後なりと云ふ。

2 赤松氏流　有馬條を見よ。

來山　クルヤマ

呉　クレ　ゴ　呉(クレ)は暮の意にて、支那は西方・日暮の方に當るが故に、クレの國と云ひ、而して我が上代の後期は、主として支那の南北朝時代に相當し、我が國は南朝と多く交通せしが、南朝は昔時呉國の在りし地なれば、クレに當つるに呉の字を以つてせしが如し。此の氏は呉國よりの歸化族、及び呉人の住みしより起りし地名を帶びしもの、及び、呉國に使せし者との三あり。猶ほクレビト、クレベ條參照。

1 呉勝　呉人の裔ならん。播磨風土記、揖保郡大田里條に「大田と稱する所以は、昔・呉勝・韓國より渡り來り、始めて紀伊國名草郡大田村に到り、其の後、分れ來て、移りて攝津國三嶋加美郡大田村に到り、其れより又、揖保郡大田村に遷り來る。是れ本の紀伊國なる大田を以つて名と爲す也」と見ゆ。

2 紀伊の呉勝　前條に云へり。他に見えず。

3 攝津の呉勝　同上。なほ第五項參照。

4 呉公　前項氏との關係詳かならず。姓氏錄、山城神別に「呉公、天相命十三世の孫・香太(一本雷大)臣命の後也」と見えたり。一本云ふ如く雷大臣の後とすれば、中臣氏の族也。

5 吉士族の呉氏　白雉五年七月條に「西海使吉士長丹等、百濟、新羅の送使と共に、筑紫に泊す。是の月、西海使が、唐國の天子に奉對して、多くの文書、寶物を得たるを褒美して、小山上大使・吉士長丹に小華下を以つてし、封二百戸を賜ひ、姓を賜ひて呉氏と爲す」と載せたり。こは呉國に使せしによりて、その國名を賜ひし也。

6 百濟族の呉氏　姓氏錄、未定雜姓、右京の部に「呉氏、百濟國人徳率呉伎側の後と云へり、見えず」と載せたり。此の場合、氏はカバネの如く使用されし也。

7 呉人裔の呉氏　呉歸化族か。養老五年正月紀に「從五位下呉肅胡明」また神龜元年五月紀に「從五位下呉肅胡明に姓を御立連と賜ふ」と見ゆ。呉は國名にして、肅は氏か。

8 雜載　其の他、天平廿年の寫書所解に「呉金萬呂」あり、右京六條の人と見ゆ。又撰解文集に呉公員と云ふを載せたり。

伎　クレ　呉氏に同じ。

榑　クレ　日用重寶記に見ゆ。呉氏に同じきか。

呉漢　クレアヤ　呉漢宿禰あり。姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

暮石　クレイシ　美濃に存す。

榑浦　クレウラ　阿波にあり。

呉岡　クレヲカ　家紋・丸に劍かたばみなりと云ふ。

伎樂　クレガク　キガク　職業部の一にして、令集解に「伎樂卅九戸、木登八戸、奈良笛吹九戸、右三色の人等は、倭國より臨時に召す。但し寮にて常に學習を爲さしむ耳。品部と爲して取り、雜傜を免ずと謂ふ也」と見ゆ。伎樂とは、呉國より傳はりたる樂にて、此の部は其れを奏せし品部なり。推古紀二十年條に「百濟人味摩之・歸化し、曰く呉に學びて、伎の樂儛を得たりと。則ち櫻井に安置し、而して少年を集め、伎の樂舞を習はしむ。是に於いて、眞野首弟子、新漢齊文の二人、之を習ひて、其の儛を傳ふ。此れ今の大市首、辟田首等の祖也」と

見ゆるを始とす。大市、辟田條參照。而して雅樂寮式に「凡そ四月八日、七月十五日の齋會、伎樂人を東西二寺に分充し、並に寮の官人・寺に詣りて撿校す。會に前だつ三日、官人、史生、各一人、樂戸郷に就きて簡充す（大和國城下郡杜屋村に在り）」とあり、又吳樂とも記せり。寮とは雅樂寮を指す。

吳樂　**クレガク**　同上。

眞繼　**クレキ**　日用重寶記に見ゆ。

榑弘戸　**クレゴウド**　平治物語、源氏勢汰ひの條に、「信濃國には榑弘戸次郎云々」と見えたり。弘戸條參照。

訓谷　**クレコク**

吳島　**クレシマ**　和名抄、阿波國麻殖郡に吳島鄕あり、久禮之萬と註す。

吳妹　**クレセ**　和名抄、備中國下道郡に吳妹鄕あり、高山寺本には呉妹郷（呉末）に作る。

暮田　**クレタ**

久禮田　**クレタ**　土佐國長岡郡久禮田邑より起る。香宗我部氏記錄に「村田翁・口碑を傳へて曰はく、久禮田婦人は久禮田氏に嫁す。故に久禮田と號する也。知久と稱する女あり、久禮田婦人の嫁に從ふ。此れ香宗鄕久武右馬丞が孫にして金子某の女也」と見ゆ。

榑谷　**クレタニ**

吳床作　**クレドコヅクリ**　職業部の一也。コシャウヅクリ條を見よ。

吳庭　**クレニハ**　攝津國豐嶋郡の豪族にして、同郡吳庭庄より起る。土師氏の族にして、坂上系圖に「倉七郎正季（吳庭の總社天王の神主、庄屋の祖、是れ也）―倉七郎正弘、弟庄屋次郎正村―正盛―正則―正氏―正持（末吳庭又四郎）―正家（左衞門四郎）」などと見ゆ。

吳堅井　**クレノカタヰ**

○吳堅井連　吳歸化族か。堅井條參照。

吳衣縫　**クレノキヌヌヒ**　職業部の一也、キヌヌヒ條を見よ。

吳琴彈壇手　**クレノコトヒキサカテ**　大和に磐余吳琴彈壇手あり。吳歸化族なり。イハレ、コトヒキ等の條を見よ。

吳羽　**クレハ**

榑葉　**クレハ**　美濃に榑葉庄あり。その地より起りしか。

吳服　**クレハトリ**　**クレハ**　吳服部、並に伴造の後也。

○吳服造　百濟族にして、吳服部の伴造家なり。姓氏錄河內諸蕃に「吳服造、百濟の國人・阿漏史より出づる也」と見ゆ。次條參照。

吳織　**クレハトリ**　前條氏に同じ、次條を見よ。

吳服部　**クレハトリベ**　職業部の一種にして、吳國より歸化せし織工の後なり。應神紀卅七年條に「吳王・是に於いて、工女・兄媛、弟媛、吳織、穴織の四婦女を與ふ」と。次いで四十一年條に「阿知使主等・吳より筑紫に至る、云々。是の女人等の後は、今の吳の衣縫、蚊屋の衣縫、是れ也」など見ゆる後にして、氏人は、天平寶字四年六月の正倉院文書に「吳服部息人」あり、此の人を同八年七月の文書には「倉人吳服息人」と載せたり。而して令集解、染戸の條に「吳服部七戸、年料・每戸に小綾二疋を織らしめ、品部と爲し、調を取り、徭役を免ず」と錄す。

此の職業民歸化の事は、猶ほ古事記、應神段に「百濟國云々、又手人・韓鍛、名は卓素、亦吳服・西素の二人を貢上せし也」と載せ、また雄略紀十四年條にも「身狹村主靑等・吳國の使と共に、吳の獻ずる所の手末の才伎・漢織、吳織、及び衣縫・兄媛、弟媛等を將

ゐて、住吉津に泊す」など見えたり。以つて數回にわたつて、歸化せしものと考へらる。

1　河內の吳服部　高安郡に在りたりと云ふ。

2　攝津の吳服部　豐嶋郡に吳服神社あり此の部の奉齋せし社なるや著しからん。

紅林　**クレバヤシ**　橘姓なりと。今川義元の臣に紅林吉永あり。家紋丸に橘、三瓶子。後に江戸幕府に仕へ、寛政系譜に二家を收む。

榑林　**クレバヤシ**　前條氏に、同じかるべし。

吳原　**クレハラ**

1　吳原忌寸　倭漢坂上氏の族にして、大和國高市郡吳原より起る。吳原の事は吳人條を見よ。此の氏は、坂上系圖引用姓氏錄に「志努直の第二子志多直、是れ吳原忌寸、云々等十姓の祖也」と載せたり。而して氏人は、靈異記に「吳原忌寸、名・姓丸は、大和國高市郡波多の里人也。幼より網を作り、魚を捕ふるを業と爲す。延曆二年云々」など見ゆ。

2　山城の吳原忌寸　當國の計帳ならんと思はるゝ正倉院文書に「戸主從八位下吳原忌寸五百足等十七人」を載せたり。

3　吳原無姓　正倉院天平二年文書に見ゆ。吳原忌寸の族なり。

吳人　**クレヒト**　吳國よりの歸化族を云ふ吳とはクレ條に述べたるが如く、支那の南方を云ふ。卽ち當時に在りては東晉より南朝を指すなり。我が國史には僅かに應神朝と、雄略朝とに於いて、支那に遣使の事見ゆるのみなれど、晉書以下の漢書には、倭國交通の記事多し。吳人の歸化は、國史にては應神紀卅一年條の「吳王・是に於いて、工女・兄媛、弟媛、吳織、穴織の四婦女を與ふ」とあるを初見とす。

1　河內の吳人　萬葉集に河內國伎人鄕・見ゆ。後攝津國住吉郡に屬す。雄略帝の時、吳人來朝す。時に磯齒津路を開きて河內に通じ、名づけて吳坂と云ふ。又伎人堤あり(續日本紀)。

2　大和の吳人　古事記雄略段に「此の時、吳人參り渡り來。其の吳人を吳原に安置す。故に其の地を號けて吳原と謂ふ也」と、雄略紀には、十四年條に「臣連に命じ、吳使を迎へ、卽ち吳人を檜隈野に安置す、因りて吳原と名づく」と載せたり。

3　安藝の吳人　安藝郡に吳庄あり。今の吳市に當る。

吳部　**クレベ**　吳人を以つて組織したる品部を云ふ。

1　美濃の吳部　大寶の當國栗栖太里戸籍に「吳部安麻呂」と云ふ人あり。此の品部の後裔なるべし。猶ほ天台座主記に「美濃の吳部氏」見ゆ。

2　伊勢の吳部　和名抄、當國壹志郡に吳部鄕あり。久禮倍と註す。

3　吳部連　吳部の伴造なり。

榑松　**クレマツ**

黑　**クロ**　**コク**　黑島、黑川等、各地に多し。

1　清和源氏武田氏流　中興系圖に「黑、清和、武田義清の男源太・稱之」と見ゆ。タケダ條を見よ。コク也。

2　宇多源氏　中興系圖に「黑、宇多、太郞家朝・稱之」と見ゆ。

3　丹治姓丹黨　青木系圖に「四郞冠者武峰—元房(黑丹五)」とあり。

具路　**グロ**　石見に存す。

畔　**クロ**　**アゼ**　平群系圖に「平忠常・畔先祖」と見ゆ。

黑井　**クロヰ**　越後、丹波、長門等に此の地名あり。

1 丹波の黑井氏　氷上郡の黑井邑より起る。戰國時代、黑井刑部少輔あり。

2 出羽の黑井氏　米澤藩士に、黑井忠寄(半四郎、號幽量)あり、鷹山公の命を奉じ、黑井堰を完成す、寬政七年のことなり。もと越後國黑井より起りしか。

3 又大阪の畫人に黑井武禪あり。

黑石　クロイシ　クロイハ　岩代、陸中、陸奧等に此の地名あり。クロイハ條參照。

1 陸中の黑石氏　江刺郡の黑石邑より起る。貞和の頃、黑石越後守あり、黑石正法寺を造營す、當地方の領主たりしなり。

2 陸奧の黑石氏　津輕郡の黑石邑より起る。

3 雜載　甲州妙法寺記に「大永五年七月晦、黑石入道打死」と。又德川時代、伊豫小松一柳藩用人に此の氏見え、又香宗我部家臣に「黑石甚左衞門」、信濃等にも存す。

黑出　クロイデ　クロデ　津輕年代記に見ゆ。

黑板　クロイタ　關家記錄に「伯州黑板云々」と。關係あるか。黑板勝美博士は肥前大村の舊藩士、その氏を名乘る人は長崎を合して四軒程、其の系圖には「姓は藤原、

本國丹波、故ありて九州に降る」と載せ、士系錄には「黑板勝信(黑板越中、始めて江串村に住す)」と見ゆ。

黑岩　クロイハ　尾張、武藏、信濃、上野、岩代、陸前栗原郡、陸中、越後、土佐等に此の地名存す。

1 有道姓兒玉黨　武藏國入間郡黑岩邑より起る。七黨系圖に「越生新太夫三郎有行―四郎有平―黑岩左近二郎有光―太郎家光―小太郎有長―孫太郎光貞、弟彥三郎長高」、また有長の弟「小二郎家氏―家長」等見えたり。一本里岩に作る。當郡小杉村天神社の永正十二年の棟札に「黑岩民部少輔顯季」見えたり。

2 草刈氏流　美作の豪族にして、東北條郡三輪庄百々村落合城主に黑岩土佐守あり。草苅三郎左衞門尉景繼の一族也。詳細は草刈條を見よ。

3 壬生姓　土佐國高岡郡の黑岩邑より起る。南路志に「黑岩石見守信安は、世に傳ふる片岡氏にて、姓は壬生と云ひ、其の舊記に見ゆるは、永正七年に黑岩信安、文祿四年に、壬生親光等あり」と載せたり。元親記に「永祿十三年秋云々、安喜城主切腹す。又七日過ぎて黑岩と云ふ侍

追腹切る」と。又臺寺所置の牌子に「前總州太守寶山珍公、天正十三乙酉七月七日、豫州金子に於いて戰死」と。又香宗我部記錄に「黑岩治左衞門は、間部様へ召し出され候所、其の年に相果て申し候。新參もの故斷絕」など皆此の氏人なり。又德川時代、當國に黑岩龍谿、同慈庵等の學者あり。

3 薩隅日の黑岩氏　日向記に黑岩筑後守政主を載せ、又大隅贈於郡岩川の五十町村八幡宮の緣起に「當社は、萬壽二年に岩清水八幡宮を勸請し奉る。其の時、御本地等を負ひ下さる。其の家は岩崎先祖、黑岩先祖也。右兩氏の孫裔・今にこれ有り云々。正祝黑岩國安」と見ゆ。

4 雜載　其の他、德川時代、小野一柳藩用人、岩村松平藩用人にあり。又鯖江藩に黑岩友七、その他、黑田藩、陸奧、信濃等に存す。

黑巖　クロイハ　前條氏に同じ。

黑内　クロウチ　淸和源氏にして又藤姓とも云ふ。木曾義基十代岩崎左馬助義氏の後にして、義氏の長男「左馬助重義―左馬助重長(實は佐野豐後守重綱二男)―小馬世重行―重邦(黑内佐渡)―黑内幸八重道―右京

重行―杢助重純―杢助重則」なりと。信濃にも存す。

黒江 クロエ

1 利仁流藤原姓　齋藤氏の族にして、豐江基成の後なりと。

2 雜載　堀江山城守給帳に「貳百石黒江權右衞門」その他、奥州にも存す。又鹿兒島島津藩士に黒江顯あり。

黒岡 クロヲカ

1 清和源氏赤井氏流　丹波國多紀郡黒岡庄より起る。此の地の黒岡城(黒岡村)は此の氏の居城かと云ふ。其の出自は、赤井系圖に「滿實―家光孫蘆田八郎忠家―八郎家範―氏家(黒岡八郎)」と見ゆ。

2 雜載　岩代國耶麻郡に在り、慶長六年文書に黒岡一類云々と。

黒籠 クロカゴ

畦籠 クロカゴ　アゼクラ條を見よ。

黒葛原 クロクズハラ　ツの部にあり。

黒金 クロガネ　越後の豪族にして、又鐵に作る。黒金上野介は沼垂郡女堂村鉢盛城に據りしと云ふ。また謙信樣御分、城持大將衆に「黒金治部少、黒金上野介」見え、景勝樣御家中侍に「鐵上野守」あり。又黒金安藝守尙信は、上杉景勝の命を奉じて、佐渡の檀風城を守る。

鐵 クロガネ　前條氏に同じ、猶ほテッ條を見よ。

黒河 クロカハ　次條に併せ云へり。

黒川 クロカハ　和名抄、下野國那須郡に黒川鄕、また陸奥國に黒川郡あり、久呂加波と註す。其の他、武藏、近江、飛驒、信濃、上野、磐城、岩代、陸前、羽前、羽後、越後、石見、備後、周防、肥後等にも、此の地名存して多くの黒川氏を起す。

1 桓武平氏三浦氏流　越後國沼垂郡(北蒲原郡)黒川邑より起り、黒川城に據る。此の氏は、和田太郎義盛の六男六郎兵衞尉義信の後にして、その子豐前守義治・黒川鄕の地頭に補せられ、子孫黒川と號す(略風土記)。後世、黒川備後守爲盛、同備前守光頼、同左馬助等あり。元弘三年の文書に「三浦和田八郎茂義、」また建武元年文書に「三浦和田彥四郎茂實、及び和田又次郎、家人三浦平四郎、和田又三郎」等見ゆ。此の族ならんと。又同郡古館村城(古館村)は黒川豐前守の居城也。又藏王權現鰐口銘に「金光山鰐口、如意輪權現、越後國蒲原郡奥山黒川大檀那、平朝臣氏實、平實隆、平村義、平元義。時に永享八年大才丙辰二月吉日。願主祐海、實時、貞義」を載せ、又北越軍記に、下越後の士「黒川備後、黒川備前、」また北國太平記に「黒川左馬助、」謙信樣御分城持大名に、「黒川備前守」等見え、又蒲原郡彌彥邑黒瀧城は黒川入道なるもの據りし事ありと云ふ。

2 藤姓頓宮氏流　近江國甲賀郡黒川邑より起る。關白道長の裔と稱す。頓宮氏の族にして、因幡守孝政の三男黒川久內より出づ。甲賀廿一家、北山九家の一なり。案內記に「黒川氏砦址は鮎川村の東南山上にあり。黒川大和守以下、歷世之に居り、永祿年中、黒川玄蕃・六角氏に屬す。後に豐臣氏に仕へ、天正三年、釆邑を奪はる。また黒川氏累世の墓數十基、林中に存す。此の地は、平等院と云ふ寺の舊址なり、」と載せ、又野路村新宮神社は、大永中に黒川駿河守宗次の創立する所なりと云ふ。

3 秀鄕流藤原姓　これも近江國發祥にして、後に江戶幕府に仕ふ。寬政系譜に「佐々木氏の家臣黒川盛治より系あり。支庶一、家紋丸に揚羽蝶、藤丸。

黒川和三郎

4　備後の黒川氏　黒川村より起る。村内明神山は、黒川左衛門の居る所なり（藝藩通志）と。

5　安藝の黒川氏　通志加茂郡條に「黒川氏、志和東村、先祖黒川備前は、初め佐東郡にありて武田氏に屬す。永正年中、此の地に來りて天野氏に屬すと。後遂に土民となる」と載せ、又高宮郡條に「黒川氏、狩留家村、先祖黒川主計は武田家士たり。後高田郡三田村に留り、農戸となる。其の子助右衛門に至りて當村に移る」と。また「黒河氏、同村、先祖黒河新左衛門は志和山城主、天野氏の家士たり。子孫村民となる」など見ゆ。

6　周防の黒河氏　吉敷郡の黒川邑より起る。大内家重臣にして、安西軍策等に「黒川近江守、黒河近江守」等見え、又黒川兵部あり。又笠井系圖に「民部少輔弘通の女は黒河兵部妻」と。

7　宗像姓　筑前續風土記に「宗像大宮司も、大内義興の旗下に屬し、山口に參勤す。正氏は大宮司家正佐が嫡子なりしかば、大内義隆より、長州の黒川深川兩庄を、草飼料に給はりて、黒川に居住せしむ。大内氏の家臣陶尾張守晴賢が姪女をめとり、二子を生む。一人は男子鍋壽丸と云ひ、其の次は女子也。正氏は早く職を氏男に讓り、孔大寺の白山の城に隱居し、姓名を黒川隆尙と改む。氏男は氏繼が子にて、大宮司に任じ、正氏が息女を妻とす云々」と。ムナカタ條參照。

8　黒川院　彦山條を見よ。

9　飛驒の黒川氏　當國黒川村より起る。黒川越中守は黒川城に據りしが、永正十六年、三木直頼に降る（後風土記）。

10　平姓村岡氏流　これも近江の黒川氏なり。會津氏の裔と云へば、岩代會津の黒川邑より起りしか。新編武藏風土記、埼玉郡條に「黒川氏（牛重村）、祖先は村岡小五郎の後裔、會津新左衛門政義の嫡子にして、三郎左衛門忠重・始めて黒川姓を稱し、天文年中、淺井備前守亮政に仕ふ。その子大助忠親の時、淺井家より藤丸の紋の陣羽織を與へし由、其の子家忠、淺井下野守久政、及び備前守長政に仕へしが、久政・信長の爲に生害せしかば、家忠も薙染して僧となれり。又其の子忠友は萬福丸を守護せしかども、萬福丸も亦秀吉の爲に生害せられければ、これも出家せり。其の後家忠の二男忠晴より、その子實忠に至るまで、下野國にありしが、實忠の子忠好、天正年中、故有りて武州騎西に來り住す、夫より子孫連綿して今に至る」と載せたり。

11　小野姓（一に平姓）　武藏發祥の黒川氏にして、後江戸幕府に仕ふ。寛政系譜には、小野氏に收め、黒川美作守某より系あり、家紋丸に澤瀉、輪違。

黒川左京

12　桓武平氏千葉氏流　陸前黒川郡より起る。家紋揚羽蝶なり。奥相秘鑑に「文治五年、奥州征伐の軍功により、千葉の東六郎大夫に黒川郡を賜はる」と。其の後、建武二年十二月廿日の平胤康の讓狀に、「しもふさのくに、さうまのこほり、いづみのむら、みちのくに、なめかたのこほり、ゐんない、そしぶんはのぞく、やつうさぎ、ゐゝとへやま、たかきのはたや、くろかはのこほり、にふたのむら。しそく小五郎胤家にゆづりわたすしやう、く

だんのごとし」と。

13 清和源氏木曾氏流　義仲の後にて家景を祖とすと云ふ。

14 清和源氏足利氏流　陸前國黒川郡より起る。足利氏の庶族・この地に居り、黒川御所と呼ばる。室町幕府內書案、鎌倉成氏誅罰の時、奥州大名中に「黒川右馬助」あり、又結城戦場物語に「奥州勢・黒川隨寵黨」と。又餘目舊記に「黒河殿は六代にてたへ給ふ也」とあるものこれにして、白川新風土記に「土人の説に、鎌倉管領滿兼の弟、滿直を稲村に置かれ、其の弟滿隆を篠川におかれ、其の弟滿貞を會津郡黒川に置かる。是を三御所と唱ふ云々」と。されど會津郡黒川には、御所の事跡なければ、この黒川郡を誤るならんと。

この黒川氏の族裔には、伊達世臣譜略、黒川氏條に「姓は源、其の出自を詳かにせざる也。其の先世、黒川郡を領し、以つて稱號となす。第九世政宗君の世、始めて當家の麾下に屬し、其の後胤、左馬頭晴氏入道月舟齋、十七世政宗君の世、天正末、當家に仕へ、一家に列せられ、寛永中、其の子勝三郎某沒して、嗣なく、終に其の祀を絶つ」など見えたり。

また觀蹟聞老志に「御所館は蒜袋村に在り、黒川氏の祖某なる者、鎌倉より來り、始め此の城に居る。將軍左馬頭源基氏の分流、室町氏の族なるにより、郷人・推して御所と稱す」と。又「八谷館は相川村に在り、黒川安藝守の弟、八谷冠者の居城也。」と。又封內記に「下草邑に黒川坂本町と號する地あり。古壘凡そ二。其の一は鶴楯と號す。名跡志に曰く、土俗相傳へ、城形が舞鶴の象に似るを以つて、之を鶴館と稱すと。或は曰ふ、往昔、城上に喬松あり。雙白鶴來り巣くふ。因りて之を鶴巣館と稱す。永祿中、黒川安藝守晴氏・之に居る」とあり。

15 清和源氏最上氏流　羽前の黒川氏にして、最上系圖に「左京大夫直家―氏直(黒川。應永廿六年廿八日死)」と。又黒川系圖に「最上修理大夫兼賴の三男、左衞門尉氏直を家祖とし、天文中に至り、嗣絶え、飯坂彈正清宗の子景氏を以つて繼がしめ、下總守に補任す。其の長子修理大夫稙國は家を繼ぎ、次男は大衡治部宗氏入道柴庵なり。稙國の子安藝守晴氏入道月舟、天正十八年、落城して討死す」など見え、又封內記に「黒川氏、或は曰ふ、最上右京大夫直家の三男氏直、始めて黒川を稱すと。或は曰ふ、鎌倉管領基氏卿の裔と。二説・孰れが是か。貞山君の時、其の子孫に左馬頭晴氏入道月舟齋なる者あり」と。

16 羽後の黒川氏　河邊郡の豪族にして、永正中・黒川肥後なるもの、本郡を管し、豐嶋城にあり(風土略記、國圖)。戸澤記に「永正元年、秋田城介・豐嶋城を攻めらる。城主黒川肥後、秋田に降りて旗下に屬す。長男縫殿光元は、竊かに豊島を忍び出で、角館へ落ち行きけり」と見ゆ。

17 下野の黒川氏　黒川郷より起りしなるべし。壬生家臣に黒川助六康光あり。

18 雜載　其の他、此の氏は、徳川時代安中板倉藩の用人、松江松平藩重臣、南部藩重臣、小松一柳藩用人、鶴岡酒井藩重臣、新田松浦藩用人、糸魚川松平藩用人等に見え、又加賀藩給帳に「八拾石黒川良安、貳拾人扶持(一巴の下一文字)黒川元良、八拾石(鶴丸)黒川半左衞門」等見え、又秀康卿給帳に「二百石黒川喜左衞門」また信濃(黒河)、美濃(黒川)、豐前(黒川)、安藝に黒川道祐(雍州府志作者)、薩摩大

クロカハ
クロカハ

汝八幡宮弘治三年棟札に、黑川八郎兵衞、また前述小松藩士黑川通軌は明治時代、功多くして子爵を授けらる。幹太郎は其の嗣子なり。又黑川眞賴先生は本姓金子氏、上野桐生の人也。

緇川　クロカハ　石見に存す。

黑河內　クロカハチ　クロカウチ　信濃國佐久郡黑河內邑より起る。此の地は、東鑑卷六、文治二年十一月八日條に「信濃國黑河內、藤澤、云々、右件の兩鄕云々」と見ゆ。而して此の氏は淸和源氏にして、壽永年中、鎭西八郎爲朝の四男・在名を以つて家號とすと云ふ。黑河內二郎義純に至り、始めて諏訪の社領に屬し、此處に築城し、承久の亂鎌倉に屬すと。其の子「義光—憲光—憲朝—兼朝—爲淸—朝家—朝義—正國—國晴—晴保—正成」也、(村誌、及び上伊那武鑑)。而して黑河內城(黑河內村)に據る。又永祿四年高遠の新衆に黑河內神三等見ゆ。

また會津家臣に黑河內氏あり、肥後守正光狀に見ゆ。蓋し保科侯に從ひて移れるなるべし。

黑髮　クロガミ　肥前國杵嶋郡黑髮社の大宮司家にして、藤原姓と稱す。當社は當地方の名祠にして、武雄社文書、平治元年十二月文書に「武雄二町、黑髮二町、合四丁云々」と見ゆ。而して其の大宮司家は、武雄社文書に「肥前國の御家人、黑髮社大宮司藤原資門謹んで言上す。弘安四年異賊合戰の事。右異賊襲來の時、千崎の沖に於いて賊船に乘り移り、資門は疵を被りながら、一人を生虜し、一人を分取し了る。將た又、鷹島棟原に攻め上り、合戰の忠を致すの刻、二人を生虜し了る。言上・件の如し。永仁四年八月」と見え、其の後、後藤記錄に「明應五年十二月、黑髮社大宮司黑髮右京助家俊・續目に付き、下文を賜ひし事。『黑髮大宮司職續目の事・社役等・相違あるべからざるの狀、件の如し。明應五年十二月十三日。藤原職明判。黑髮大宮司右京助殿」と。又明應三未年、黑髮山法印云々などを載せたり。

畔上　クロカミ　信濃、美濃等に存す。

黑木　クロキ　磐城、筑後、肥前、肥後、薩摩等に此の地名あり。

1　菊池氏流　肥後國黑木邑より起る。されど黑木邑の所在詳かならず。出自に關しては、菊池系圖に「隆直—隆俊（八代五郎）—隆政(黑木藤兵衞尉)黑木祖」と載せ、又菊池風土記に「菊池家の裔、同姓異氏・黑木(向鶴紋)」とあり。又一本黑木系圖に依るに「菊地氏の祖藤原則隆の弟延隆、其の子重隆、其の子重久に至り、黑木姓を冒す」と見え、一本菊地系圖に、此の重久は、伊勢國黑木七百町の領主とあり。

2　筑後の黑木氏　當國の豪族なれど、出自に關しては種々の說あり。以下に列擧す。調氏說に據れば、「黑木氏は本國薩摩、調氏より出づ。大藏大輔助能・文治年中、上妻郡黑木庄木屋村に猫尾城を築き、黑木、河崎の兩庄を領す。後助能の長子河崎三郎定宗・河崎の庄を得、同郡山內村大尾城主となり、末男黑木四郎定善・猫尾城にあり。その子成實、その子治部大輔俊實と云ふ。十六代兵庫頭家永に至り、大友宗麟と戰ひしが、執權椿原式部の反により城陷り、家永自殺す。その子四郎丸、肥前に在りしが、此の由を聞き、釜瀨大和守、釘原五右衞門、中川原治部允等をして式部を誅し、黑木與兵衞尉延實と稱す。後秀吉の爲に領土を奪はれ、小早川隆景の臣となる。其の子與兵衞・立花家に仕ふ。家紋龜甲、龜甲五梅」となり。

3　奧州安倍姓　これも筑後の黑木氏にし

て、鎭西要略に「宗任の子孫・松浦氏と稱す。筑後黑木氏等は、弟則任の種流也」と載す。

4　源姓　第二項氏に同じ。黑木由來記に「黑木河内木屋村の猫尾城は其の起源詳ならず。薩州根智目の城主某、大軍を率して來り攻むる事、二年餘にして、遂に猫尾の城を拔きて是に居る。黑木大藏大輔源助能と云ふ。室は島津忠宗の女なり。黑木六町、及び山門郡瀨高庄にて千町を領す。文治二年春、助能大番として上京、助能・笛に巧なるを以て、假に大納言に任ぜられ、其の役に候ぜしむ。帝・其の曲調の微妙なるに叡感有りて、調姓、及び官女待宵小侍從を賜ふ。(文治以下は筑後城館集、寬延記、名號緣起、甲冑傳、これに同じ。緣起には助を祐に作りて、曰く、小侍從・帝子を孕むと。又由來記には『小侍從は德大寺左大臣實定の密婦、懷胎・既に三月、別れに臨み、實定・劍二柄、及び長五寸の觀音像、光明皇后自作の曼陀羅を賜ひて曰く、男ならば劍を與へ、若し女子ならば、佛像曼陀羅を與へよと。即ち辭去す』と。寬延記、及び緣起には、帝・これを賜ふと曰ひ、寬延記また『小侍從・男子を生む。則ち後鳥羽院の第四子也。德大寺左大臣をして、これに命じ、名を黑木四郎調宿禰藤原定能と曰ひ、鎧一領、及び山門郡瀨高上庄千町を賜ふ。此の鎧、木屋村住定能の臣・松尾藏王に傳へ、子孫今に猶ほ存す』と、助能是を携へて下向す(寬延記に、此の時、馬渡將監隨從すと)。助能の室・深く之を嫉む。乳母(紅梅)、及び侍女十二人を率し、城下岩淵に投じて死す。其の死骸・本分村築地の瀨に留り、怨靈・祟を成して往來の人を惱す。故に先に玉ふ處の劍一柄を沈めて、其の靈を和め、築地窪と云ふ所に、祠を建て、其の靈を三體として、これを築地御前と稱す。(將士軍談)。

小侍從・男子を產む。是れを黑木四郎調宿禰藤原定善と云ひ、黑木家を相續す。(藤原は實定の姓を用ひし也と)。先腹に二男一女あり。是を薩摩腹と云ふ。長子に上妻郡川崎庄犬尾篠城を與へて、是に居しむ、是を川崎五郎源重俊と號す。二男星野谷の城主たり、代々星野を以て氏とし、姓には源を用ふ。女子は肥後國和仁氏の室也。小侍從・老後京の四條を寫し、四條野村、四條野河原など名付け、後の山に城を構へ鷲が城と號す云々」と。

又河崎家譜に「多田滿仲の四男藏人頭源能高・大隅藏人頭に補せられ、上妻、下妻、生葉、三郡を賜はり、始めて城を黑木郷に築く。夫より大藏大輔宗隆、隼人佐宗眞、兵庫頭能永、大藏大輔助能と相續し、助能に三子あり(以上詳細カハサキ條にあり)。三男黑木四郎成實は藏人頭、修理亮と號す。三男たりと雖、後鳥羽院の御種なれば、帝都の聞を憚り、嫡子として黑木の本城を讓り、山門郡、及び上妻郡廿五ケ所、合せて一千四百丁受領あり。是れ黑木三家に別れし所謂也。抑も助能の三男修理亮成實、院の御種たる由緒を尋るに、頃は文治二年、大藏大輔助能・大番として在京の頃、禁廷に管絃の事有り、笛の律を調ふる事能はず。助能・綸命に依りて階下より是を吹く。宮中の樂を調ふる事を得たり。帝・叡感の餘り、調の姓、並に河原大宮の侍從を玉はりぬ。侍從・容儀群に拔け和歌を善す。高倉帝の宮女と成りて、大宮の御所に住り、後鳥羽院の寵に預り、懷妊の後、綸言に依りて德大寺左大臣實定の家に在りしを、召して助能に賜はり、且つ劍二振、及び光明

クロキ
クロキ

皇后御筆の六字の名號を玉はりけり。助能・相具し歸りて、男子を伊駒野に產む（伊駒野は犬尾城の東面、北河內の中にあり）。依りて伊駒四郎成實と號す。六字名號、今は光明寺寶物と成る。然るに成實・生年十八歲にて早世あり。助能・愁歎に堪えず、其の像を刻み神體とす。今大音堂と號する是れなり。北木屋村にあり。是に依りて、黑木に嗣子なきにより、川崎出羽守定善の次男河崎四郎を養ひて猫尾の城を嗣しむ、」と見えたり。

又星野系圖に「助能―定善（黑木四郎、母は小侍從、黑木家を嗣ぎ、猫尾城に居る）。川崎、星野、黑木を調黨の三家と號し、家記に、釆地千町」と見ゆ。

5　藤姓少貳氏說　太宰管內志に「東鑑廿八、寬喜四年八月、筑後前司資頼入道法名是佛、鎭西奉行を辭するに因りて、其の代に、石見左衞門尉資能の補せらるゝ事見えたり。黑木先祖大藏大輔助能は、若し同人にはあらざるか。少貳系圖に、武藏國住人武藤大內藏丞法名覺智が子、武藤小次郎資頼と云ふ者、頼朝卿・泰衡征伐の時、武功あるに依りて、嘉祿元年、太宰少貳と成りて、九州に下る由見えたり。此の資頼と云ふは、東鑑なる資頼と必ず同人なるべし。さて東鑑廿七に見えたる中野太郎助能に紛らはしき心地す」と云ひ、是等の說に據れば、少貳等と同じく藤原家也。諸說紛々として今考定すべからず（將士軍談）と。

6　調姓說　以上の如く、種々の說あるも、調宿禰姓とあるが故に、源姓、或は藤姓など云ふは、假冒に過ぎざるべし。又黑木系圖に「源助能（寬延記に湯邊田村釜屋宮は薩州根智目城主黑木大藏源助能、黑木猫尾城主となりて、建立する所也と）―定善（四郎、後に筑後守、源姓を改めて、調姓と爲る、法名室庵西智。實は閑院の庶子なり、故を以つて、嫡子と爲り、黑木城主となる。母は待宵小侍從。定善は五條文書に見ゆ。又寬延記に『黑木四郎定能の靈社は、定能・十八歲の像を安置し、容貌美麗、是を以つて、里俗誤りて觀音と號す。定能十八歲にて卒す、則ち帝都に奏し、長六尺三寸の肖像を刻し、熊野祠內に安置す』と）―成實（四郎）―俊實（此の間四代斷闕して詳かならず。開基帳、寬延記、並びに『黑木町津江社は、嘉曆二丁卯年、黑木肥前守實隆の再興』と見ゆ。實隆は永祿中の人なり、寺文書に見ゆ。近藤氏建武三年三月八日文書に『筑後國黑木城の凶徒誅伐の事、云々』と。また開基帳に『北川內鄕中原權現、文安三丙寅年十一月、越調朝臣實躬建立』と。此の氏は、諸書皆・調宿禰に作る、今は朝臣と曰ふ、又疑ふべき也。又蒲池系圖に『駒菊丸、黑木繁淸の養子』と。又豊西記、寬正六年に、黑木越前守あり。是等・蓋し此の間の人かと云ふ）―基實（初め四郞、後に上總介と改む）―爲實（彈正少弼と號す。肥後隈部に於いて戰死す。佐々軍記に『文龜元年五月廿日、黑木爲實、肥後袈裟尾に於いて戰死』と）―之實（四郞、實は良春の子）―重實（右衞門大夫、古加久尾に於いて戰死）―親實（筑後守）―鑑實（初め康實、大友より一字を賜はり、今名に改め、彈正少弼と號す）―鑑隆（由來記に云ふ、法名宗隆、墓は瀨高庄大井村に在り。黑木普白云ふ『肥前守鑑隆、初め實隆と號す。大友より一字を賜ひ、今の名に改む』と。今按ずるに、天文には鑑隆と稱し、永祿には實隆と號す。此を以つて之を觀れば、普白の說・非也。顧ふに鑑隆は初め大友旗下となり、後に

龍造寺に屬す、故に鑑字を更めて實となすのみ。天文中津江社寶殿再興棟札銘に『大檀那黑木四郎調宿禰鑑隆、椿原式部少輔橘正治、土窪三甫入道源義行、中河原治部少輔藤原良親、釜瀬大和守源則之、代官八尋舍人允藤原光昌、正大宮司檜室彈正忠藤原兼元、別當淵上彌三郎、祝部向橋外記、社人八人、阿闍梨良祐法師、大工棟梁町田帶刀』と)—家永(兵庫頭、天正十二甲申年九月五日、猫尾城に於いて自害。是の日、猫尾城陷る。寬延記に『北古屋村熊野三社、治承二年建立、黑木氏の產沙神たり。寶物に鏡一面、鐵砲一挺、黑木兵庫頭調家永の銃なり』と。城館集、稻員記、由來記、並びに兵庫頭家永に作り、戶次軍談、諸將軍記、伯耆守家永に作り、陰德記、永祿七年に、兵庫助實久(一本鎭連)入道宗英に作り、西國記、亦兵庫頭實久に作り、九州記、治亂記、並びに兵庫頭家實に作り、或は伯耆守に作り、或は政實に作る。古本九州記、天正七年九月條に、「黑木兵庫頭家實、初めより龍造寺隆信に隨身すと)—匡實(初め延實、又信泰と號す。初め四郞、與兵衞に改む。猫尾城の陷る時、十四歲、小早川隆景に屬し、田主丸に住み、後に立花家に仕ふ)」と見えたり。

生葉郡大石村弓立明神の棟札に「大檀那調宿禰黑木與兵衞尉信定、釜瀬大和守調家多、當代官釜瀬大膳亮、同玄甫、文祿三年甲午六月吉日」と。又寬延記に「黑木氏は、治承二年、初め猫尾城を築き、三千八百町を領し、十五代相續す。十六代兵庫頭家永に至り、天正十五年、秀吉薩州征伐の時、此の城を沒收し、家永の子四郞信實を以つて薩州鄉導と爲し、上筑後倉園大石石垣原口に於いて、二百町を賜ひて鳥飼村に館す。秀吉の朱印・今猶ほ黑木家に存す」と。又樋口家記に「黑木與兵衞殿、筑前中納言樣より、召出され、御知行を遣され、高麗へ召連れられ候。近き頃、柳川へ御奉公、今に御子息柳川にて御座候」と。又難波戰記、冬陣大坂方木村長門守の先手に黑木藤右衞門あり(將士軍談)。

7 また北肥戰志、博多築壘九州大名交名に「黑木新藏人大夫」を載せ、その後、黑木氏は、建武中、多々羅濱の役・官軍に屬す。要略に見えたり。その後、五條家文書、賴治申狀に「黑木四郎(筑後入道定善孫子)以下當國の御方輩等同心合力、散々合戰に及び、御方打勝ち候畢んぬ」と。又「黑木城云々」の事、屢々見ゆ。寬延記に「五條中納言、初め黑木氏に寄寓し、矢部殿と號す、」と。

其の後、小野村內宮權現棟木、大永三年筑後大名分の衆に「一五條殿、一西牟田殿、一黑木殿云々、」五條家文書、義統判書に「黑木兵庫頭惡逆顯然、」また「黑木兵庫頭一跡、」安武系圖に「黑木彌市郞居城云々、」樋口宗保覺書に「黑木兵庫頭殿御切腹、」九條軍記に「黑木兵庫頭實久」また「伯耆守家長、」と。而して、領主附に「一、黑木兵庫頭宗實(高倉末)、(宗實・一に實永)、猫尾城に居り、六百四十六町七反を領す」と載せ、また谷川、邊春等の諸氏を何れも「黑木末」と註す。また大友記に「黑木向住所、」宇都宮系圖に「壹岐守貞久—資綱(宇都宮舍人)—駒菊丸(黑木繁淸養子)」など見ゆ。

8 黑木氏の居城 上妻郡木屋村猫尾城は「辰巳の方に深山あり。南嶽と云ひ、又調の大山と云ふ。北に峻峰あり、丸山と云ふ。戊亥の方にも亦深山あり、北島、又調の小山と云ふ。丑寅に當り高牟禮城あ

り。此の城は起原を詳にせず。中古薩州根智目城主源助能來り攻むる事二年餘にして、これを拔き、遂に此の城に住し、子孫相續して居ると、由來記に見ゆ。一に云ふ、治承二年、助能の築く所也と。天正中黑木家永に至りて沒落す、集、由來記、及び諸書同じ」(將士軍談)と。又四條野村鷺城は、黑木四郎定善の築く所にして、小侍從隱居の後、此の河原を四條河原と名づくと傳へ、又山門郡瀨高庄城は、太平記理盡抄に、「筑後國瀨高城」と云ひ、筑後志に「黑木兵庫頭が兵士。これを守る」と云ふ。

9 大藏姓　秋月原田の族にも黑木氏ありと云ふ。

10 薩隅の黑木氏　筑後黑木氏は元當地方より移りし也と傳ふる事、前數項に云へり。又待宵小侍從事跡考に「大藏大輔源助能は、舊薩州禰地目の城主にして、島津の門族也」と。禰寢條參照。
又地理纂考禰寢山本村八幡神社條に「延文二年九月、社司黑木某が祖。黑木重吉に、禰寢清重命じて建立せしむ」と載せ、又加紫久利大明神(平松村)の社司に黑木佐渡、又出水郡出水鄕上知識村箱崎八幡宮社司に黑木典膳、肝付郡大始良鄕岩戶大明神の社司に黑木氏など諸書に多く見ゆ。

11 島津氏流　薩摩國高城郡黑木邑より起る。島津久豐の三子豐後守季久の後にして、豐後守久賀、寬永十一年。此の地に移ると云ふ。

12 大隅藤姓　肝付郡にあり、黑木氏系圖略に「郡內串良拍原より、此の高山に移る。家讓り字經、云々」と。

13 阿萬姓　日向國の名族にして、阿萬氏の後也。アマ條參照。諸縣郡飯野一の宮の祠官黑木氏は此の族にして、一宮大明神記錄に「天文廿三年、黑木桑原云々」「文祿七年甲子十一月七日、島津兵庫頭忠平公御參詣。正祝子黑木六郎三郎家貞、出雲守家盛。御一宿。翌十八日、飯野城主北原久兼雄成領地。忠平公飯野城へ御打入。案內者は六郎三郎家貞、出雲守家盛、伴久兼、云々」と。また「一宮本丸遷宮、永祿九年丙寅、一宮社を飯野城本丸に、兵庫頭忠平公、御勸請遊ばされ、日向表を、島津の御手裡に輙すく入隨すべく、御祈願を爲され、御太刀貳腰を社內に御寄進あり。神主黑木(六郎三郎家貞の子出雲守家盛)、件の御祈禱を爲し、神舞を仰せ付けらるゝ故、十二ヶ年神舞成就し畢んぬ。社頭飯野內今西村上江村、以上十三町御寄附」と。又「一宮社頭再興、天正三年乙亥八月吉日。正祝子黑木六郎三郎阿萬氏家貞、(出雲守家盛)」。「天正五年丁丑十二月、伊東義祐打負け、日向を捨てゝ豐後に如き退去す。之に依りて日向表は島津御領に成り、兵庫頭忠平、一宮え御誓願成就の由、御意あり。一宮神主六郎三郎家貞の嫡子出雲守家盛は、一宮神主を相勤め、二男式部大輔には三之山雛守權現神主職になし下され候」と見ゆ。
其の他、黑木式部大夫、黑木播磨守實利、黑木阿波(大戶諏訪大明神神主、代々仰せつけらる)、また「瀨太尾權現、舊の座主職は、三之山黑木圓藏坊也」と。又日向記に「黑木若狹守、黑木助十郎」、又天正の比、黑木與太郎あり、七島に侵略す(臼杵高千穗)。

14 益富氏流　肥前松浦郡生月島黑木邑より起る。黑木又右衞門。捕鯨家として名あり。

15 秀鄕流藤原姓結城氏流　磐城國相馬郡

（もと宇多郡）黒木邑にありし氏にして、建武中、北畠顯家の配下の將に黒木大膳亮正光あり。春日中將顯信泯滅後、相馬氏に屬す。其の後、彈正正房あり、中村氏を亡ぼして、中村城を奪ひ、相馬氏に命を乞ひ、正房の弟大膳義房をして、中村に居らしむ。天文中、黒木兄弟謀叛、顯胤・之を討ちて二人を勝善原に誅し、黒木氏を滅す（奥相志）。此の黒木氏は顯家に從ひ來る臣と云ひ、或は結城氏家人ならんと云ふ。

16 伊達氏流（もと利仁氏藤原姓） 伊達持宗の男懸田義宗の後にして、其の子元宗―俊宗―義宗、弟藤田七郎晴親、相馬に奔り、相馬盛胤の三男宗胤の養子となり、黒木城に住して黒木を氏とす。其の子宗俊に至り、伊達家に復歸す。奥相志に「前項の黒木氏は、天文中、彈正信房に至りて滅却す。是に於いて、相馬公・青田信濃顯治に令して城代と爲す。永祿六年の秋、顯治・中村直清と謀反し、敗れて走る。胤乘公（顯胤公の弟）、祝髮して守謙齋相三と曰ふ）を黒木城主とす。外孫藤田中務宗俊を嗣と爲し、黒木中書と號せしむ。天正七年・中書叛して伊達氏に走る」とあるもの之なり。而して伊達世臣家譜に「黒木氏（舊稱掛田氏）、姓は藤原、其の先は鎭守府將軍藤原朝臣利仁の第八世孫後元より出づ。（按ずるに、其の家記は誤りて俊を後に作るもの多し。疑ふらくは此れ亦俊元か。今姑く其の家記に從ふなり。下之に倣へ）。後元第七世の孫掛田後仁を祖と爲す。（族譜を按ずるに、懸田播磨守詮宗と稱す。今姑く其の家記に從ふなり）。後仁は足利將軍義滿の時に當る。後仁は天海公（伊達持宗）長男（按ずるに、族譜には第二男）を養ひ、女を配して嗣と爲す、之を兵庫頭義宗となす。伊達郡の掛田、梁川の二邑を領す。義宗の子元宗（稱呼闕く）、元宗の子俊宗（稱呼闕く。族譜を按ずるに、掛田中務大輔と稱す）は直山公の第六女（其の家の告稱する所、公の第十一女と、誤りなり。族譜を按ずるに、掛田家の亡後、徙りて宮城郡國分庄福岡邑に住む）を娶る。俊宗の子義宗（稱呼闕く）なり。天文の末、俊宗叛し、保山公・之を擊つ。義宗自殺し、其の弟藤田七郎晴親（其の家記には晴近に作る、今族譜に從ふ也）、相馬に奔る（此の事は族譜に從ひて記す）。義宗の子兵庫頭業宗、業宗尙ほ幼なり、是に於いて叔父七郎晴親・代りて後見と爲る。掛田城陷る後、相馬大膳大夫盛胤の第三男三郎宗胤、晴親を養ひ、女に配して嗣となし、黒木城（相馬屬城）に住ましむ。此の後、因りて氏とす焉（中ごろ掛田と稱す）。晴親の子肥前宗俊（初は三郎と稱し、又中務、又上野と云ふ。延寶故牒を按ずるに宗元に作る）、性山、貞山の兩公、親親の恩を以つて之を招き、一萬石を給するを約し、一門の班に列す。是に於いて、天正四年、宗俊・當家に復歸す。相馬の役、兩公危急也。宗俊兄弟（弟は但馬と稱す）、之を救ふに功ありて、子孫・一家の班に列す」と見ゆ。カケタ條參照。

17 雜載 其の他、黒木氏は德川時代、宇土細川藩重臣、刈谷土井藩家老にあり。又信濃等に存し、又鹿兒島藩黒木爲禎は、明治時代陸軍大將となり、華族に列せらる。

黒北 クロキタ

黒杭 クロクヒ 一に黒抗に作る。首藤氏の族にして、淺羽本山内首藤系圖に「首藤三郎時通（縫殿助）の子九郎通貞（黒抗と號す）」と見えたり。又中國に存す。

黒熊 クロクマ　上野國多胡郡に黒熊邑あり、關係あるか。上總の豪族にして、里見氏に屬す。國志に「本納城主黒熊大膳亮景吉は、土氣酒井氏の屬將なり。永祿年間、酒井氏に叛き、款を里見氏に通じ、密かに安房に抵り、兵を借り、以つて土氣城を攻めんと欲す。既にして其の事覺はる。酒井中務丞胤治、同伯耆守康治の父子、夜半、兵を潛めて、其の不意に出で、佐也止坂（城の西南）より發砲進擊す。城中主將なく、頃刻にして城陷る。事・安房に聞ゆ、黒熊・途に敗報の至るに會ひ、自殺して其の兵離散す。」と見ゆ。

黒子 クロコ　常陸國新治郡黒子邑より起る。下總にも存す。

黒越 クロゴシ　石見に存す。

黒駒 クロゴマ　甲斐、下野等に此の地名あり。

1　清和源氏武田氏流　甲斐國八代郡黒駒邑より起る。武田信光の男九郎信基の後にして、黒駒讃岐守淨阿など物に見ゆ。

2　其の他、喜連川家重臣に此の氏あり。

黒佐 クロサ　武藏國の名族にして、新編風土記、葛飾郡條に「黒佐又市。當御代に又市の養父又市、御代官大貫治右衛門の手

代なりしが、享和二年十月、當所番士となれり。」と見ゆ。

黒坂 クロサカ　伊勢、甲斐、加賀、越中、伯耆等に此の地名あり。

1　清和源氏武田氏族　甲斐國八代郡黒坂より起りしなるべし。武田系圖に「信光の子太郎朝信、黒坂先祖」と見え、其の子「太郎信幸」、その子「孫六信有」、その妹は「小笠原長忠の妻」と載せ、一本には「朝信・黒坂太郎、後武田大膳大夫」と載せ、而して長忠の室を、その女とす。見聞諸家紋に

黒坂

2　雜載　その他、加賀藩給帳に「五百石（角内二瓶子）黒坂猪三郎」、また上總（家紋は右三巴、武田菱）、信濃等にも存す。

黒崎 クロサキ　常陸、陸前、陸中、加賀、播磨、備中、筑前等に此の地名存し、此の氏を起す。

1　藤原姓　越後の豪族にして、古志郡飯野城（飯野村）は此の氏の據城なりき。姓は藤原氏。享祿二年、黒崎慶牛入道勝宗に至り、長尾氏景と戰ひて敗死す。又三嶋

郡刈和城（また刈羽城、刈羽村に在り）は、享祿中黒崎皆方の居城なりき。皆方は慶牛入道勝宗の弟にして、享祿二年、古志の長尾氏景を襲ひ、敗北して死す。永正中刈和相摸守景親ありと。

2　山鹿氏流　宇都宮系圖に「家政・山鹿左衛門尉・實は高階忠業の男、朝綱・猶子と爲す。筑前國山鹿に住す。麻生、黒崎等の祖」と見ゆ。ヤマガ條を見よ。

3　大和の黒崎氏　十市氏配下の將に此の氏あり。

4　雜載　大村藩に此の氏あり。又鶴岡酒井藩用人、信濃、備前、伊勢、志摩等に存す。

黒笹 クロササ

黒澤 クロサハ　甲斐、常陸、信濃、岩代、陸前、陸中、羽前、羽後、美作等に此の地名存し、數流あれど東北に多し。

1　安倍姓　奥州の名族にして、參考諸家系圖に「百五拾石黒澤小右衛門家。黒澤尻五郎正任十九代の孫・小松修理亮安倍重光の二男、紋十曜。常定、或は常規、又常近、永祿六年十一月、父重光・伊達輝宗の爲に生害す。常定・大崎陸奥守義直に仕へて、黒澤郡（今安積郡也）有壁

村上黒澤館に居りて氏とす。天正中、伊達政宗の爲に所領を失ふ。同十九年、蒲生飛騨守氏郷の軍に從ひて、福岡に來る。同九月、九戸の役散じて後、氏郷の請に依りて、信直公・召抱らる云々。妻は野田左近内新山玄蕃の姉、女子は米内權太夫正親の妻」など載せたり。果して黒澤尻氏の後なるや否や、甚だ疑はし、以下各項、及びクロザハシリ條參照。

幕臣黒澤氏も同族にして、寛政系譜に「黒澤尻正任の後、小松重光の子重久、黒澤に改む」と家紋竹の丸に一文字。中興系圖に「黒澤、阿部姓、本國陸奥、モン酸草、安部大夫賴良五男、五郎正任・稱之」とあるは、黒澤尻氏と混同する也。

2 平姓　參考諸家系圖は、また「小松修理亮安部重光長男。紋酢漿。或は姓・平氏、本名吾妻。五百石、黒澤内膳家。重久は始め小松李助、黒澤次郎右衛門、永祿六年十一月、父重光・伊達輝宗の爲に戰死す。時に重久・九歳也。叔父妙心院順的、之を隱して僧とし、順巴と號す。後父の讎を知り還俗して二本松右京亮義繼に仕ふ云々」と。前條氏に同じけれど、一に平姓と云ふを見れば、次項に同じきか。

3 桓武平氏葛西氏流　陸中國磐井郡黒澤邑より起る。葛西清重の四男時重の後なりと稱す。而して明應の薄衣狀に、黒澤氏を載せ、又封内記に「黒澤古壘は、葛西家臣黒澤豐前義住の居る所なり」と見ゆ。相當の豪族たりしが如し。

又西磐井郡瀧澤村長壽寺緣起に「北畠顯信の家臣黒澤秀邦」の事見ゆ。同異詳かならず。

4 幕臣平姓　寛政系譜に平姓とし、家紋丸に松皮菱、繋馬と。

5 會津の黒澤氏　大沼郡黒澤邑より起りしか。その地に館跡あり、黒澤和泉の據りし地なりと。又新編風土記に「會津郡高久邑八幡宮、神職黒澤縫殿之助、享保中、佐渡良興當社の神職なりき。今の縫殿之助寛儀は六世の孫なり」と見ゆ。

6 清和源氏足利氏流　陸前國加美郡黒澤邑より起る。其の地に、大崎隆義家臣黒澤治部の壘址あり。源姓、黒澤行綱の後なりと云ふ。伊達成實記に「新田刑部少一黨のもの共、云々。黒澤治部少、是は大崎義隆の舅にて候」など見ゆ。

7 出羽の黒澤氏　羽前羽後共に黒澤の地名存し、而して山北小野寺遠江守義道の家臣に「黒澤長門(南部□)、同甚兵衛」等見え、而して、秋田沿革史に「小野寺肥前守重道が遺臣黒澤甚兵衞は、御當家へ出仕し、梅津憲忠に寄り功を立て、二百石を賜はり、重道の遺子を介抱す、」と見ゆ。猶ほ大森條第八項參照。

8 武藏の黒澤氏　幡羅郡三ケ尻村は黒澤武藏守義政の居りし地なりと云ふ。又男衾郡鉢形城の士に黒澤上野介あり、その宅址存す。又新編風土記、榛澤郡條に「末野村。黒澤右衛門太郎政信とあるは、如何なる人にや詳にせず。天正十八年のころ、北條安房守氏邦に從ひ、鉢形の城にこもりし黒澤上野之助が父祖の内なるにや。また慶長の頃、黒澤帶刀と云ふものあり」と見ゆ。又秩父郡條に「黒澤氏(薄村)、先祖を黒澤馬之助と云ふ。是れも鉢形の臣なるべし。古くより此の村に居ると云ふ。勘解由が屋敷は住居の地なりとぞ。彼が先祖丹波が爲に居を今の所に移すと云へり。近き年まで文書などありしと云へど、丙丁の災に罹りしと云ふ」と載せ、又兒玉郡糟尾氏は黒澤伊豫の後裔なりと也。

9 雜載 其の他、東鑑巻四十八に黒澤太郎兵衞尉見え、下りて徳川時代、松江松平藩番頭、高須松平藩重臣、新田細川藩用人、沼津水野藩年寄たり。又秀康卿給帳に「三百石黒澤源左衞門」又忍藩に黒澤翁滿(國學者)、又幕末櫻田烈士に黒澤忠三郎あり、水戸藩士にして、名は勝算。又勤王女傑黒澤止幾子は常陸國東茨城郡岩船村錫高野の修驗者黒澤莊次郎の女なり。又秋田藩に黒澤四如、又常陸久慈郡天之志良波神社の神官に黒澤氏。また田安家、越後高田藩、出雲松江藩、美作(勝北郡小吉野庄豐久田村庄屋)、備前、越後、信濃、磐城、岩代、羽後、但馬、伊勢、甲斐等、甚だ多し。(甲斐西八代郡に黒澤村あり)。

鴉澤 クロサハ 信濃に存す。

黒澤尻 クロサハシリ 奥州安倍氏の族にして、陸中國和賀郡黒澤尻より起る。安藤系圖、及び藤崎系圖に「頼時の子正任(黒澤尻五郎)」と見ゆ。其の子重任小松を稱す。正任の事は、陸奥話記に「武則拜謝し、即ち正任の居る所・斯和郡黒澤尻の柵を襲ひて之を拔き、射殺す所の賊徒卅二人、疵を被り逃ぐる者は其の員を知らず。亦鶴脛、比與鳥の二柵も同じく之を破る」と載せ、和賀郷村志に「黒澤尻の舊館は、北上川の西岸の上に在り、即ち安倍黒澤尻五郎正任の故跡なり」と。又仙臺領古城書立に「上黒澤城、山城、貞任の弟黒澤尻五郎正任の居住と申し傳へ候」などあり。又出羽の龍澤の館(鹿野澤村)も正任の居城と傳ふ。

黒島 クロシマ 越後國黒島塞(黒島村)は、康平の昔、安倍貞任の餘類黒島兵衞尉一平(國門)の籠りし所と云ふ。又味方城(味方村)も黒島兵衞の居城と云へど詳かならず。黒島の誤か。其の條を見よ。

黒須 クロス 武藏の名族にして、入間郡黒須村より起る。新編風土記、入間郡條に「黒須氏(澁井村)は本名茶畑なり。家系を按ずるに、先祖黒須長右衞門吉永は華翁道榮居士と云ふ。茶畑三郎右衞門吉秀の養子たる由、其の實は北條長氏入道早雲が落胤なりと云ふ。家傳に、長氏沒するに臨み、子氏綱、孫氏康を召し遺言して曰く、黒須長右衞門吉永は我等妾腹の子なり。懷胎の女を駿河國東郡茶畑三郎右衞門と云ふ者へ嫁せしむ。爾の時出生の子也と云々。此の人を初代とし、是より八代黒須長次兵衞に至るまでを記す。又別本の家系あり、是も黒須長右衞門吉永を初代として、二代黒須長右衞門吉亮、三代黒須長右衞門吉久の數代を記すのみ、外に道榮の畫像一軸あり」と載せ、又埼玉郡條に「黒須氏(中閏戸村)、何れに仕へし士にや詳にせざれど、先祖平内五郎へ、永正十六年・長謂と云ふ人より與へたる感狀、及び氏綱と云ふものゝ出せし文書を所持したれば、舊き家なることは論なし。文書に見へたる氏綱は、もしくは郡中新堀村に住せし佐々木氏綱ならんといへり。又入間郡に黒須村ありて、其の地に遠からざれば、與兵衞が先祖は、元彼の地に住して、在名を氏となせしも知るべからず。されど是等の事、記錄の傳へなければ總て考ふるに由なし」と見ゆ。

黒巣 クロス 上總の名族にして、武峰(一名高星山)の武峯神主に黒巣氏あり。

黒住 クロスミ 備前國の名族にして、當國一宮吉備津社禰宜兼脇番に此の氏あり。維新の頃は「黒住織兵衞、黒住壹岐、黒住因幡、黒住芳太郎」また阿曾女役に「黒住兵右衞門」あり。黒住教祖黒住左京宗忠も此の氏にして、御野郡中野の神主宗繁の子なりき。弟を誠彌

宗信と云ひ、二世たり。三世を宗篤と云ふ。

黒瀬 クロセ 和名抄、三河國設樂郡に黒瀬郷あり、「造內裏段錢引付に「設樂郡黒瀬郷彦部近江守」」と。其の他、伊勢、伊豆、美濃、陸前、羽前、羽後、越中、安藝、伊豫、肥前、對馬等に此の地名存す。

1 三河伴氏族 三河國設樂郡黒瀬郷より起る。伴氏系圖に「資俊(富永與一)―宮永太郎左衛門尉資幸―惟資(黒瀬四郎)―土與松」と載す。

2 度會姓 伊勢國度會郡の黒瀬邑より起る。外宮權禰宜家筋書に「黒瀨、度會春彦六世廣雅の四男忠雅一男雅晴の後」と載せ、また外宮地下權禰宜血系家系帳に「黒瀬(延弘)、度會、天村雲命の後裔、二門始祖飛鳥十二世春彦の五世禰宜廣雅の裔」と見ゆ。

3 攝津の黒瀬氏 平野郷の名族也。志摩にも此の氏あり。

4 藤原北家西園寺家流 伊豫國宇和郡黒瀬は、西園寺實氏以來、代々西園寺家の領なりしが、十九代實充・黒瀬城にありて、黒瀬殿と呼ばる。嫡子公高・繼嗣なきが故に、一族公廣・家を繼ぐ、此の人毛利一に降り、家亡ぶ。廿四代、三百五十年間威を南海に振へり。西園寺條を見よ。

5 加賀の黒瀬氏 江沼郡の黒瀬邑より起る。三州志に「賊將黒瀬覺道居たり。是れも伊賀守・賊將を丸岡へ欺きて招きしとき、覺道黒瀬を出奔せりと見ゆ。覺道は初名新兵衛、剃髮して覺道と號す。其の子左近も賊將也。天正八年八月、信長公加賊退治の時、左近政義、能美郡にて討死す。覺道左近の二代・黒瀬堡主たり。末孫は今の富田小與之助の家臣黒瀬清藏是れ也。家譜に詳か。左近の子庄左衛門は越前に走り、成長の後、本藩に來り、小與之助先祖治郎左衛門に至り臣となれり」と載せ、又同郡南郷條に「弘治元年、朝倉宗滴・賀賊を擊つとき、賊魁黒瀬掃部允。之に據りて防擊に堪へず、山中堡を保つ。此の後、慶長五年の役に、山口右京南郷にて拒擊の事あり」など見ゆ。賊とは一向宗門徒を云ふ。

6 雜載 其の他、淺井三代記に、近江京極家臣黒田甚四郎、また美作久米郡下打穴の黒瀬氏は、原田三河守家臣の後裔なりと。又幕末、肥後の人に黒瀬一郎助(美之)、志士として名あり。

黒迫 クロセコ 備前に存す。

黒田 クロタ クルタ 和名抄、大和國城下郡に黒田郷あり、久留多と註す。次に伊勢國飯南郡に黒田郷、又奄藝郡に黒田郷、久呂多と註す、東鑑に黒田庄、神鳳抄に黒田御厨、皆此の地也。次に播磨國多可郡に黒田郷、風土記に黒田里と見ゆ。其の他、伊賀(黒田本庄、黒田新庄)、尾張(庄)、武藏、下總、常陸、近江(黒田江西)庄、丹波、出雲、播磨、阿波、豐前等に此の地名ありて、數流の黒田氏を起す。

1 佐々木氏流 近江國伊香郡黒田邑より起る。延喜式所載、黒田神社の鎭座地にて、古き地なり。但し坂田郡にも黒田庄あり。康正二年段錢引付に、「拾壹貫四百五十文合、佐々木黒田備前守殿、黒田高木、二ケ所段錢」と。又慈惠僧正遺告に黒田江西庄見ゆ。

此の氏の出自については、尊卑分脈に、「(京極)滿信(三郎、左門尉、弘安卒)―(黒田)宗滿(四郎左衛門尉、正安三八廿五出家、道法、延文二死、七十九歲)┬高滿(左衛門尉、從五位下、叙留使、備前守)―滿秀(左衛門尉)―高淸(左衛門尉)
└宗信(從五下、出羽守)┬高教(從五下、備前守)―高宗(備前守)
　　　　　　　　　　└信長(左馬助)

と載せ、又佐々木系圖に「滿信―宗氏弟、宗滿（黑田四郎左衞門、正安三八廿五出家、法名道法）―定宗（佐渡守）、弟高滿（判官代、備前守）―宗信（出羽守）―高敎（黑田四郎、兵庫助、備前守、法名祐圓）―高宗（四郎左衞門、備前守、法名祐由、舍弟高信を以つて嗣と爲す）、弟高信（五郎左衞門、備前守、法名琮高）―淸高（四郎、兵庫助、備前守、法名祐高、寶德二、改名淸信）―政光（四郞）」と。また宗信の弟「宗久（五郎左衞門、下總守）、其の弟滿秀―高淸（左兵衞尉）」と見え、又一本に「宗滿（黑田四郎左衞門、法名道法）―宗信（出羽守）―高滿（四郎左衞門、備前守）―滿秀、」高滿の弟「高敎（備前守）」、其の弟信長（左馬助）」、とあり。

2　氏人は、太平記卷九、六波羅の士に「黑田新左衞門、同次郎左衞門」を載せ、近江番場蓮華寺過去帳に「黑田新左衞門尉俊保、黑田次郎左衞門尉憲滿（二十九歲）」と見ゆ、此の流ならん。次に卷二十六に「佐々木黑田判官、」應仁記卷三に「京極に加賀守、黑田とこそ聞えして云々」と。また永享以來御番帳に「佐々木黑田備前守高光、」文安年中御番帳に「佐々木黑田四郎あり。

その發祥地、黑田穗先谷、觀音堂に穗先長者の墓あり。土俗相傳ふ、元弘三年、鎌倉六波羅沒落のとき、佐々木黑田判官、此の地にのがれきたりて豪富となり、穗先長者といふ。則ち黑田判官の墓なりといふ。貝原篤信翁も、黑田元祖、佐々木黑田判官宗淸の在所なりといふと、諸州巡の記にしるされたり。此の墓姓名も見へず、不審かし。黑田宗淸の墓とも極めがたし（與地志略）。

3　幕臣黑田氏は、寬政系譜に高淸の後とし、一家を載せたり。家紋藤巴、四目結。

4　佐々木流黑田氏の前にも、近江に此の氏ありて、源平盛衰記に「佐々木が郞黨黑田源太」を載せたり。

5　備前の黑田氏　邑久郡福岡邑の豪族にして、佐々木流黑田氏の裔と云ふ。而して此の邑名は、後世黑田侯の城下福岡の名の起りし根元にして、筑前續風土記に「抑も此の邑の名を、福岡と號せられしは、長政公先祖は江州佐々木の一族たりしが、曾祖父黑田右近太夫高政公、故有りて備前國邑久郡福岡に生長あり。長政公之を思ひ出して、先祖の住み給ひし處の名を用ひ、かく名づけ玉ひしとぞ聞えし」と載せたり。

此の黑田氏の出自については、黑田系圖に「宇多源氏、家紋藤丸の内三橘、今、白餠を用ふ。旗幕紋中白。佐々木族也。秀義六世孫佐渡守滿信の男、京極左衞門尉宗滿・黑田と號す。爾より以來、連續して黑田と稱す。右衞門佐忠之・松平の稱號を賜ふ、故に之を用ふ。甲斐守長興は黑田の號を用ふ。重隆（黑田下野守、備前赤坂郡福岡の人也。永正五年戊辰誕生。後に赤松に屬し播州姫路に居る。永祿三年二月六日逝去、五十七歲、法名宗卜）―識隆（黑田美濃守重隆の嫡子。大永四年甲申、播州姫路に生る。時に赤松族小寺藤兵衞尉政識・數千騎を擁して、威を近國に振ふ。識隆・之に屬して軍功あり。故に小寺氏と爲る。政識・嗣なし。後に其の兵を擁す。天正十三年八月二十二日逝去、六十二歲、法名宗圓）―孝高（小寺官兵衞、後に如水と號す）」と載せ、又黑田傳記系圖に「江州佐々木氏信の孫宗滿・弘安の頃、伊香郡黑田村に住し、黑田判官と稱せらる。其の七世孫左近太夫高政、備前邑久郡福岡村へ移る。其の子下野守

重隆、其の子美濃守職隆、播州御着の城主小寺氏を賴み、其の家臣と爲る」と。又寛政黑田呈譜も「高宗の後なる高政、備前國邑久郡福岡邑に移る。その子重隆・播磨姫路に移る」と見ゆ。福岡の妙興寺境内に黑田次郎左衛門右近太夫高政の墓あり。高さ六尺計り蓋靨立形、面に「南無妙法蓮華經、高〇〇愉位、天正十一年己丑六月十三日」と見ゆ。

6 播磨の黑田氏　前項氏の後にして、黑田侯の家也。當國飾東郡(飾磨郡)三野庄妻賀村國府山城は、天正年間、小寺官兵衞尉孝隆・據る。先祖は宇多源氏、黑田判官備前守高滿の末葉、下野守重隆に至り、故ありて多可郡黑田村に住す。其の子美濃守職隆は姫路城主加賀守則職(則隆)の猶子となる、孝隆は、その子也と。或は云ふ、孝高は重隆の嫡子にて、加賀守則隆の猶子なりとも云ひ、又國衙庄姫路城は、小寺伊勢守豊職、その弟加賀守政隆、その子加賀守則職、相繼いで城主たりしが、黑田下野守重隆の子美濃守職隆(宗圓)・則職の養子となり、當城を守る。其の子官兵衞孝隆。天正中、織田氏に仕へ、羽柴秀吉を迎ふ。これ筑前福岡

黑田侯の祖也と。或は云ふ、職隆は則職の實子にして、孝隆は重隆の子、識隆の養子也とも傳へらる。

享保三年の姫路御領書留に「英賀の山崎に太閤陣小屋跡あり、英賀亂の時、掛けなされ候由、町坪古城跡、四方に堀跡あり。城主黑田兵庫頭云々」と。又西圓寺宣久の海陸記に「彼所より十八町に、ちやうのつぼと云ふ要害あり、小寺與五郎。又姫路の用害に、小寺官兵衞。城主たり。播磨のこふなり。惣社に少休、又官兵衞尉しかたと云ふ所まで、案内者を添へらる」などあるは此の氏の事なり。

而して備前との關係については、黑田家舊記に「黑田美濃守は備前國福岡と云ふ所の人也。若年の比、播磨へ來り、小寺と申す人を賴み、一僕の躰にて、五着と申す所に居られ候。次第に取り立てられ、頓がて家老職に備はり、子息官兵衞・成人し、父子並びに小寺の家を守る。美濃守・年老ひ、入道仕り、宗圓と申したるよし承り及び候。問ひて云ふ、播州姫路の城は、太閤様御居城に成され、今に於いて名城の聞えこれ有り、黑田殿の城の由承り候。誠にて候や。答へて曰ふ、仰

せの如く、姫路の城、元は黑田の城にて候。其の比は、播州我々持に成り、屋形赤松殿は有る甲斐もなき時代なれば、時運により、他領を伐ち取る時もあり、又有る時は、五着の構際迄押しこまれ、難儀に及ぶ時も有り、不運、好運、定め難きに依りて、姫路を僅のかき上城に拵え、黑田父子に侍共、少々相添へ、一方を堅めさせけり」云々と載せたり。

されど當國多可郡黑田は、風土記、和名抄に見ゆる古地名にして、近江黑田と相關する處なし。故に此の氏、若し此の地と關係ありて、黑田氏と稱せしものとすれば、佐々木流黑田氏とは別ならんか。但し重隆の時代、備前福岡にありし事は疑ふの餘地なきが如し。

如水の事は、藩翰譜に「筑前守源長政は、勘解由孝高入道が男なり。宇多天皇の御末、佐々木源三秀義が曾孫、京極近江守氏信が男、佐渡守滿信が二男黑田左衞門尉宗滿が末葉、備前の國邑久郡福岡の住人、下野守重隆、赤松が被官として、播磨の國飾東郡姫路の城に移り住む。重隆の嫡男美作守識隆、故あつて小寺と名のる、これ孝高入道が父なりけり。(識隆は

御着の城主小寺藤兵衞政識に事へて、其の家の老となり、小寺氏を賜はりて小寺と稱す。(識隆後に、入道して宗圓と號す)。孝高・始めは小寺官兵衞尉と名のり、黑田勘解由と改め、入道の後、如水軒と號す。初め美作守識隆、織田殿に志を通じて、天正三年、赤松、別所等と、同じく上洛し、信長の見參に入り、同五年九月、其の孫長政が十歲なるを質として、信長へ參らす。羽柴藤吉郞秀吉に預けられ、近江國長濱の城に置かる。幾程なく、秀吉筑前守になされ、播磨の國を賜ふ。孝高父子・二心なき方人にて、秀吉に隨ひ、佐用の城を攻めて先懸し、同じき十一月廿七日、秀吉の下知に依りて、孝高・竹中半兵衞尉重治と共に、備前の國福岡の城を攻め、同じき六年、毛利が上月の城を攻めし時、孝高うしろ卷して、高倉山に陣を取る。此の年、攝津の守護人荒木攝津守村重謀反す。孝高行で向ひて、村重を諫む。村重・承引の氣色なく、遂に孝高を捕ふ。小寺が一門・馳せ集り、子を捨てゝ織田殿へや參る。孫を棄てゝ荒木にや組みすと僉議す。美作守識隆・聞きて、我初めより織田殿に二心なきが故

クロタ

に、嫡孫を以つて質とす。いま思はざるに禍に懸つて、我が子を失はれんが悲しきとて、忽ちに志を變じて、無道に組みせんこと本意に非ずとて、更に荒木に組みせず。孝高又希有にして逃れ返り、荒木も頓がて亡びけり。同八年、秀吉・播州三木の城を攻め落して、此所に住せんと擬す。孝高いひけるは、我がすむ所の姬路の城と申すは、當國第一の要害にて、殊に海路の便よく、凡そ當國を知らん人、必ず住むべき所なり。さらば參らせんとて、秀吉に讓る。秀吉悅ぶこと限りなく、此の城に移り住む。孝高・宍粟の郡を賜はりて、山崎の城にあり。秀吉・山陰山陽の合戰を始めとして、志津が岳、小牧、筑紫の軍に至るまで、孝高の戰功、數を知らず。同十五年七月、豐前の國六郡の地を賜ふ。同じき十七年、孝高四十五歲、其の子長政に家の事をば讓り、其の後、小田原名護屋の陣に隨ひ、朝鮮に押し渡りて、軍の掟す。子息甲斐守長政、十四歲にして、父と同じく、三木の軍に、初めて首を取る。十六歲の時、父に隨ひて、和泉の國岸和田の城に後卷し、紀伊の國雜賀、根來の者共と戰ひ、首を斬る事二

クロタ

つ。天正十五年、筑紫の合戰に、財部、日隈、茅切山、觀音原の戰を初めて、犬丸の城を攻め落し、討取る所一千五百餘人、賀來福島等の城を攻め落す。關白の御感淺からず、云々」と。

氏人は、黑田官兵衞尉、同吉兵衞尉、同兵庫助、黑田小六、黑田與次郞等・諸書に多く見え、而して如水の子長政、德川氏の世となりて、福岡五十二萬三千石を領す。其の子忠之なり。(四十三萬石)。その系は、寬政系譜、武鑑等に「重隆(下野守)—職隆(美濃守)—孝高(官兵衞、勘解由次宮、號如水)—長政(筑前守)—忠之(松平右衞門佐)—光之(右衞門佐)—綱政(右衞門佐)—宣政(肥前守)—繼高(筑前守、實は伊勢守長淸の長子)—治之(筑前守、實は德川宰相宗尹卿の御二男、台命に依りて繼高の養子となる)—治高(筑前守、實は京極壹岐守高文の舍弟)—齊隆(筑前守、實は一橋大納言治濟卿の御二男)—齊淸(備前守)—齊溥(長溥、美濃守、實は松平大隅守齊輿の叔父)—慶贊(長知・下野守、實は藤堂和泉守高猷の二男)」—長成。筑前福岡五十二萬石餘。現今侯爵。

黑田

次に長政の二男「長興(甲斐守、母は東照宮御養女)—長重（甲斐守)—長軌（隱岐守)—長貞(初め長治、甲斐守)—長邦(甲斐守)—長惠(甲斐守)—長堅(千之助、實は山崎主税助義俊の二男）—長舒（甲斐守、實は秋月佐渡守種頼の二男）—長韶(長房・甲斐守、玄蕃頭、號昭翁)—長元(甲斐守、號自笑菴、實は松平土佐守豐資の叔父)—長義(甲斐守)—長德(甲斐守、實は舍弟)」—長敬（筑前秋月五萬石）現今子爵。

黑田分家
秋月黑田

長政の四男「高政（隆政、東市正、筑前東蓮寺四萬石)—之勝(實は忠之二子、東市正)—長寛(本家を繼ぎ、此の家絶ゆ)」家紋白餅、藤巴、永樂錢。

又黑田男爵は黑田一族、一雄・功ありて華族に列せらる。その子一義也。

7 黑田家臣黑田氏　如水の弟黑田圖書、宇佐公宮成氏、加藤氏、中間氏等あり。

各條を見よ。又嶋原戰に、家老黑田監物戰死す。

8 美作の黑田氏　久米郡宮部上邑に黑田氏あり。前述高滿の嫡孫右近太夫高政、備前邑久郡福岡村に移り、其の三男源三郎定隆・宇喜多家に仕ふ。其の嫡孫定重に至つて、天正七年五月、久米郡宮部に土着す。其の子忠朝より以降、或は中庄屋、又は里正を勤むと云ふ。又英田郡山外野、倉敷等に黑田氏あり。

9 大江姓　伊賀國名張郡の黑田庄より起る。この地は東大寺の庄園にして、其の庄司は大江氏なりき。大江條を見よ。

10 伊勢平氏　伊勢國奄藝郡黑田庄より起る。平家物語に「黑田の後平四郎、日野の十郎、乙部の彌七とて、是等は皆伊勢國の住人なり」と。第十二項黑田氏に同じ。その後、北黑田邑の川瀬城は、黑田左衛門の居城なりしと云ふ。又三重郡濱田氏の臣に、黑田帶刀左衛門、黑田千助、黑田無邊など云ふものあり。勢州四家記に「濱田家の侍大將黑田云々」を載せたり。

11 美濃の黑田氏　黑田監物等あり。

12 桓武平氏　第十項に同じ。諸家系圖纂に「鎭守府將軍良將—將平(大葦原四郎、子孫相續、後平、黑田等の祖)」と見ゆ。東鑑卷二十一に黑田彌平太、二十五に黑田三郎入道、等あり、此の族か。

13 三河の黑田氏　額田郡の豪族にして、黑田半平等、ものに見ゆ。

14 武藏の黑田氏　榛澤郡に黑田邑あり。次項黑田氏の發祥地か。又後世岡村に黑田豐前守陣屋あり、風土記傳に「中山道往還より南方にあり、廣一町四方、元文二年の造建なり」と見ゆ。又秩父郡の神職に黑田氏、又多摩郡御嶽村御嶽社の社家にも此の氏あり。

15 丹黨　武藏七黨丹黨の一、加治氏の族なれど、次條氏を冒せし也。寛政系譜に「加治季仲の子中山勘解由家勝(助六郎)—同家範—助六郎照守(初家守)—勘解由直定—藤兵衛直張—直邦に至り、外祖父黑田用綱の氏を冒して、黑田と云ふ」と。武鑑に「直定(中山勘解由)—直張(中山藤兵衛)—直邦（黑田豐前守)—直純（大和守、四品、實は本多伯耆正矩の二男）—直亨(豐前守、實は舍弟)—直英(和泉守)—直温(大和守)—直方（豐前守、實は直英の弟)—(豐前守)直候(對馬守、實は酒

井左衛門尉忠器の舍弟)┤直靜（豐前守）┤直賀(伊勢守、實は直侯の男、號松閣)┤直養(筑後守)」と。直養の子は和志にして、上總久留里三萬石。家紋・竹形のうち月、角内月、黑餅に木瓜、水月。現今子爵。

久留里

黑田

16 橘姓　江戸幕臣にして、寛政系譜に「祖定綱、大橘を稱す。其の子信濃守廣綱・黑田に改む」と云ふ。今川家臣なり。家紋木瓜、水月。

17 常陸の黑田氏　多賀郡の黑田邑より起る。梶原冬庵傳に「黑田八太夫、同彌次兵衛、同八之丞」等を載せたり。梶原條を見よ。

18 淸和源氏木曾氏流　木曾氏の後なれど後藤姓となる。「岩崎左馬助重長(實は佐野豐後守重綱二男)┤小馬世重行┤重常(黑田出羽)┤常行(同藤三郎)┤常宣(同石見)┤常則　同淡路)」と。また出羽重常の弟「角彌重房(黑田角彌)┤房行(同勘四郎)┤行信(同豐後)、弟行春(同八良次、後に丹後)」なりと。

19 信濃の黑田氏　翁草、鎌倉時代武士の所領を擧げて「七千町、信州の内、黑田小四郎友高」とあれど、他に徵證なし。

20 越後の黑田氏　蒲原郡の名族にして、黑田長門守・永正六年、猿が馬場に戰死す、よりて長尾爲景の寵臣胎田久三郎、その遺跡を襲ふ。久三郎は胎田常陸介の子にして、金津久五郎の弟なり。當郡彌彦村黑瀧城に據りしが、天文十九年(廿年とも)落城す。

また彌彦山中に荒山城あり、黑田和泉守據ると云ふ。又古志郡新山城(相島村)は、根古屋城と同一にして、天文年間、黑田和泉守秀忠・據守し、同二十年正月朔日、高梨對馬守(源三郎貞賴)に攻め陷さると云ふ。

21 丹波の黑田氏　桑田郡の黑田邑より起る。丹波志、氷上郡條に「黑田右衛門、子孫片山村。此の黨が根元の家なり。子孫二家」と見ゆ。

22 但馬の黑田氏　天日槍に隨從して播磨より當國に入ると傳へらる。播磨黑田鄕より起りしか。出石神社の社家に此の氏あり。

23 河内の黑田氏　交野郡の豪族にして、延元の頃、楠氏に從ひし士に黑田玄蕃あり。又永祿の五ヶ鄕侍中連名帳に「穗谷村黑田美濃守實勝」「寛永三宮拜殿着座の覺に「穗谷村黑田氏二軒」と見ゆ。

24 紀伊の黑田氏　紀伊國名草郡黑田村より起る。天正十二年、鄕士衆判連名に「黑田村黑田喜內大夫」を載せたり。

25 伊豫の黑田氏　正平の頃、南朝に屬す。豫章記に「吾河、黑田、岩屋谷衆、最前に馳參ず」など見ゆ。

26 藤原姓　江戸幕臣にあり。家紋六星、藤巴。

27 雜載　其の他、承久記卷三に「くろ田ぎやうぶのせう」下りて德川時代、福岡黑田藩重臣、廣島淺野藩用人、明石松平藩重臣、高田榊原藩用人、津山松平藩年寄、飯山本多藩用人等にあり。又刈谷土井藩の家老(維新の頃、黑田濱右衛門昌福)、薩摩藩に黑田嘉右衛門(御記錄所奉行)、京極殿給帳に「百五拾石黑田安兵衛」堀尾山城守給帳に「三百石、黑田將監、百貳拾石黑田喜八郎」佐州役人付に「宇多

源氏・黒田鐵藏、黒田力藏、」津山藩の中老に黒田要人。津山藩士分限帳に「黒田彦四郎、貳百參拾石黒田友太郎、六石三人扶持黒田市兵衛、悴黒田齋之助、」關長門守御家中侍帳并知行高に「百五拾石黒田主膳、」鷹司家侍に黒田氏、又讃岐、上野、下野、但馬(勤王家黒田與一郎)、周防、長門、信濃、備前、美濃、磐城、岩城等にも多しと云ふ。又遠州流の茶人に黒田正玄、その子正悦あり。

又鹿兒嶋藩士黒田淸行の子淸隆は、維新以來頻りに功あり、總理大臣となり、伯爵に列せらる。その子を淸仲と云ふ。又黒田淸綱は功を以つて、子爵に列せらる、其の子を淸輝と云ふ。

又幕臣黒田久孝(靜岡藩士)は西南役以來功多く、男爵を授けらる。其の子を善治と云ふ。

畔田 クロタ　下總國印旛郡に此の地名あり。其の他にもあらん。又黒田と通ず。

1　三河の畔田氏　戰國時代、畔田監物あり、渥美郡草間城に據る(二葉松)。

2　此の氏は、德川時代、栢原織田藩重臣、松本松平藩用人等にあり。又紀伊の人に畔田伴存(博物學者)、信濃にも存す。

畦田 クロタ　同上。

黒瀧 クロタキ　大和に黒瀧庄、其の他、上野、越後、羽前等に此の地名存す。

1　越後の黒瀧氏　蒲原郡に、黒瀧山ありて、黒瀧城ありき。貽田條を見よ。

2　津輕の黒瀧氏　弘前藩に、黒瀧鳴鶴、儀鳳、寮師等あり、皆學者として名あり。

又羽前にも存す。

黒田竹城 クロタタカギ　奧州の氏姓にして夷姓なりしが如し。

○黒田竹城公　弘仁三年九月紀に「陸奧國遠田郡人云々、勳八等黒田竹城公繼足、勳九等白石公眞人等、男女一百廿二人に、姓を陸奧磐井臣と賜ふ」と見ゆ。

黒谷 クロタニ　クロや　山城、三河、武藏、岩代、石見等に此の地名存す。

1　丹黨　武藏發祥の氏にして、七黨系圖に「大河原彌四郎時季—狀時(五郎左近)—黒谷國時(黒谷五左。富士夜討、曾我五郎の爲に疵を被る)—孫二郎景時」と見え、又井戸葉栗系圖に「國時(黒谷五郎左衞門。賴朝・富士牧狩御供に參り、曾我五郎の爲に、疵を被る云々)—景時(孫二郎)」と載せたり。又中興系圖に「黒谷、丹治、本國武藏、丹次郎基政の男・五郎

政氏、之を稱す」とあり。

2　藤姓御神本氏流　石見益田氏の族にして、美濃郡黒谷邑より起る。御神本系圖に「益田左近將監兼理—某(法名文翁)—兼治(伊豆守)—某(黒谷因幡守、法名長歡)—兼時(左衞門大夫)—兼富(小太郎)」と見え、又一本に「兼理—忠勝—兼治—長歡(出雲守、黒谷氏祖)—兼時」と載せたり。

3　三河の黒谷氏　額田郡黒谷村(田代村の内)より起る。その地の黒谷城は此の氏の居城也。黒谷牛九郎は後に數馬と號す。又設樂郡赤羽根村古屋敷は、黒谷久助、同甚右衞門(奧平家臣)のありし地也。二葉松等に見ゆ。

4　紀伊の黒谷氏　名草郡の名族にして、山口莊中、十番頭の一なり、山口、藤田等條參照。續風土記に「四番黒谷某、五番黒谷五兵衞」を載せたり。

畦地 クロチ　アゼチ條參照。

黒津 クロツ　近江國栗本郡に、黒津庄あり、古歌に、「田の上や黒津の庄の痩男、あしろ守とて色の黒さよ」と。又越後等に此の地名ありて、備前、備中等に此の氏存す。

黒圖 クロヅ　クロト。

黒次 クロツグ　常陸の勇士、小田方也と。

黒土　クロツチ　クロド　豐前、肥後等に此の地名存す。

1　豐前の黒土氏　上毛郡久路土より起りしか。久路土城あり、應永の頃、大友氏配下の將、黒土十郎と云ふもの住す。後大內氏に降る。

2　其の他、津輕等にも此の氏ありと。

黒鳶　クロトビ　江戸時代戯作者に黒鳶式部あり、京傳の妹也。關係あるか。

黒鳥　クロトリ　和名抄、土佐國安藝郡に黒鳥鄕ありて、久呂止利と註す。又越後國西蒲原郡に黒鳥邑ありて、式內魚沼郡川合神社の社記に「康平五年十一月廿九日、鎭守府將軍源賴義・阿部貞任を誅す。東征成るの翌年春・皈洛す。八幡太郎義家、次男賀茂次郎義綱、共に有り。然る所に、黒鳥兵衞尉一平と云ふ者、柵を構へ讎を報んとす。義家、義綱と相計りて攻め寄せけるに、柵の傍、沼深く、兵士進みがたし。時に義家士卒に命じて、穩を佩かしむ。仍りて容易に渉り越えて亂れ入り戰ひ、終に誅戮を被ふる。其の首を土中に埋み、榎を栽えて標とす。然るに塚墳・鳴動して靜かならず。此に於いて、義綱相計りて、其の傍に八幡宮を勸請し、彼の惡靈を守護有りければ穩當也」と載せ、又黒鳥記あり、本名は越後村名盡、近來加茂の人の作なれど、其の跋には「出雲崎浦長橋屋藏、天仁元戊子年、西光坊律師安鐘の黒鳥記、永祿十年、古井川左近・寫之」とあり。此の黒鳥記は、康平の比、安倍の餘類黒鳥兵衞國門が寄居潟の塞に籠城せし事を記す（略風土記）となり。後世、長尾家臣に黒鳥甲斐守冬房あり、罪ありて永正三年、爲景の爲に磔にせらる。（黒島條參照）。

黒仲　クロナカ　紀伊國名草郡五箇莊黒江村の地士に黒仲彥四郎あり、續風土記に見ゆ。

黒仁田　クロニタ　肥後の豪族に黒仁田重直あり。甲斐系圖に見ゆ。

畔蒜　クロニレ　下總小金本土寺過去帳に「畔蒜右京亮（天正）」と云ふ人見ゆ。

黒沼　クロヌマ　岩代に黒沼神社あり、關係あるか。太平記卷十に黒沼彥四郎入道あり、新田義貞に殺さる。

黒野　クロノ　美濃國大野郡、方縣郡等に此の邑あり。關係あるか。德川時代、松山板倉藩用人に此の氏見ゆ。

玄葉　クロハ　奧州田村郡に存す。

黒羽　クロハ　クロハネ　下野國那須郡に黒羽城あり、大關氏の居城なりき。奧州田村郡等に此の氏存す。

黒林　クロハヤシ

黒原　クロハラ　備前に存す。

黒船　クロフネ

黒部　クロベ　伊勢國に黒部御厨あり。又丹後國竹野郡に黒部保あり、田數目錄に見ゆ、今黒部村と云ふ。其の他、下野、越中等に此の地名存す。

1　秀鄕流藤原姓　寬政系譜に「犬飼爲榮・黒部に改む」と。而して「源兵衞爲光—同爲繼—文藏爲壽—伴野右爲正—勘右爲榮云々。家紋・丸に花楔、結柴、五七桐」と見ゆ。

2　其の他、阿波德島蜂須賀藩の用人等に此の氏存す。

黒堀　クロホリ　石見に存す。

黒正　クロマサ　出雲尼子氏配下の將に黒正氏あり。神姓か。安西軍策等に黒正神兵衞尉・見ゆ。

黒丸　クロマル　攝津、越前等に此の地名存す。

1　黒丸直　倭漢坂上氏の族にして、坂上系圖に「姓氏錄に曰く、志努直の第二子志多直、是れ黒丸直云々等、十姓の祖也」

と見ゆ。今本姓氏錄には見えず。

2　日下部姓朝倉氏流　越前國坂井郡黑丸庄より起る。朝倉系圖に「高淸の子又太郎、その子孫左衞門廣景、足羽北庄黑丸館に居住す、安海覺性」と見え、此の人また黑丸右衞門入道と稱す。本庄は一條殿の御庄にて、廣景・代官職を宛行はれしなり。（名勝志、國郡沿革考）。而して廣景以後六代の居館かと云ひ、敏景に至りて一乘へ移るとぞ。天正本太平記卷廿、黑丸足羽合戰條には「黑丸入道覺性が籠りたる要害」と見ゆ。

3　其の他、攝津嶋下郡に黑丸城あり、一に鳥飼城と云ふ。

黑宮　クロミヤ　京極殿給帳に「三百石・黑宮佐太夫、貳百石・黑宮仁左衞門、貳百石・黑宮三郎兵衞」を載せたり。

黑目　クロメ　武藏國新座郡に黑目庄あり。

畦森　クロモリ

黑屋　クロヤ　桑名松平藩の重臣に此の氏あり。

畔柳　クロヤナギ　アゼヤナギ　淸和源氏山本氏の族なりと。寬政系譜に「錦織義高の後、勝元の三代太郎四郎武重（初め勝英）黑柳と號し、又畔柳に改む。家紋蛇目」と。武重の子は五郎大夫武英也。

黑柳　クロヤナギ　また畔柳に作る。

1　三河の黑柳氏　二葉松等に「額田郡渡津村屋鋪、小原九郞右衞門、黑柳市右衞門」とあり、第三項に同じきか。

2　淸和源氏山本氏流　前條の畔柳條を見よ。

3　秀鄕流藤原姓下河邊氏流　藤原系黑柳氏系圖に「傳へ聞く、名字は尊氏公より之を賜ふの由、延文三年迄、內・家紋・往古は藤丸內二つ引龍の紋の由。百年此方は丸の內五本骨開扇子一本を附く。正利正友の時代より、故在りて五本骨三本を附くる也。大織冠鎌足、淡海公、房前、永王、魚名、藤成、豐澤、村雄、秀鄕、千常―文脩―兼光―正頼、弟賴行―武行―行隆―宗行―行政、快實、行光、政家、行廣、行義、行方、政光、政（正）義（此の代より黑柳に改む）、（行義の長男・黑柳左衞門）覺圖、行平―行綱、政平（政義の長男、黑柳小太郎）、行幹、行高―行時、政名、行常（政平二男、黑柳治部介）―

―政隆（和泉守）―元政（左京亮）―正雄（和泉守）

―宗頼―行紀―行知―政武―政兼―行長―政盛

―行重

元政迄の儀、委細知れず。正雄（元政の長男、黑柳和泉守、此の時より今川家の旗下に罷り在り候。權現樣・元康樣と唱へ奉り候節より、奉仕候。參州土呂鄕を領知仕り、七十餘騎の御軍役相勤め候）―正宣（孫左衞門）―政勝（治部左衞門）―正利（孫左衞門）」と載せたり。

4　其の他、勝山小笠原藩用人に在り、又信濃、武藏等にも存す。

黑山　クロヤマ　和名抄、河內國丹比郡に黑山鄕を收む、黑山村にして、後に丹南郡に屬す。他にも此の地名あるべし。

1　淸和源氏武田氏流　紀伊國の名族にして、續風土記、那賀郡新村舊家地士、黑山次左衞門條に「其の家傳へ云ふ、武田氏滅亡の時、家臣原小源太といふもの、勝賴の子三歲なるを負ひて、西國順禮の姿となり、當國に來り、成長の後、當村の住人黑山次郎大夫といふもの〻孫を娶りて、黑山と號し、農を業として、當村に住す。是を當家の祖とす。子孫代々當村に住す」と見ゆ。

2　大隅の黑山氏　黑山氏略系圖に「家讓

の名乘字は定。對馬丞の子大右衞門定重」云々と。南隅系圖集。

久和 クワ　對馬の豪族にして宗氏の族なり。宗氏家譜に據るに、天文十五年より與良郡の宗氏族には久和氏を稱さしむと。

會 クワイ

瀸川 クワイセン　エカハ　丹後國諸庄郷保惣田數目錄帳に「與佐郡桑田保、一町五反、瀸川殿」と見ゆ。エカハ條參照。

會田 クワイダ

1 滋野姓　アヒダ條を見よ。

2 此の氏、信濃、岩代、磐城等に存すとぞ。

會二 クワイニ

光賀 クワウガ　中興系圖に「光賀、菅姓、本國尾張津島、大膳大夫爲長の後」と見ゆ。他にもあり、ミツガ條を見よ。

黃海 クワウカイ　キウミか。

光孝源氏 クワウカウゲンジ　光孝天皇の御裔にして、天皇の皇子・是忠、是貞の二親王の御子、及び源近善以下の皇子、皇女は、皆源姓を賜ふ。この源姓を光孝源氏と云ふ。紹運錄に「光孝天皇——

是忠親王（式部卿 中納言 南宮）┬式須王—源室明
　　　　　　　　　　　　　　└英我王—源康行（日向守）—康尚（子孫佛師祖を相續す）

是貞親王（大宰帥）—源直幹（丹波權守）┬源清平（三木）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　├源正明（齊明）（三木）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　└源和（相摸守）

其の他、「是貞親王の御弟なる源近善、源貞恒、源國紀、源是茂、源元長、源兼善、源名實、源舊鑒、源篤行、源最善、源音恒（貞觀十二年二月、源姓を賜ふ）。源是恒（寛平八年十一月二十八日、賜姓）。源成蔭（貞觀十二年に源姓を賜ふ）。源香泉、源友貞、滋水清實（貞觀十二年二月、源姓を賜ふ十三人の內云々。過ありて籍を除く。仁和二年十月三日、清水朝臣姓を賜ふ）。源遲子、源緩子、源麗子、源音子、源崇子、源連子、源禮子、源最子、源偕子、源黠子、源是子、源並子、源謙子、源深子、源周子、源密子、源和子、源快子、源善子、源秩子」と載せ、また貞觀十二年二月紀に「散位從四位下元長王、侍從從四位下兼善王、无位名實王、篤行王、寂善王、近善王、音恒王、是恒王、舊鑒王、貞恒王、成蔭王、清實王、是忠王、是貞王の十四人に、姓を源朝臣と賜ふ」と。また元慶三年四月紀に「從四位上行侍從源朝臣兼善・卒す。兼善は、光孝天皇の皇子也。天皇龍潛の日、姓を源朝臣と賜ふ焉」と。また仁和元年四月紀に「皇女和子に姓を源朝臣と賜ふ」と。また同三年二月紀に「勅して、皇女秩子に姓を源朝臣と賜ふ」など見ゆ。

光孝平氏 クワウカウヘイシ　光孝天皇の皇子是忠親王の後なり。紹運錄に「光孝天皇—是忠親王——

├式瞻王（大舍人頭）—平季明（民部大輔）（天曆年中、賜平姓）
└興我王（山城守）┬平篤行（大貳博士）—兼盛（歌人）
　　　　　　　　├平階行（山城守）
　　　　　　　　├光平
　　　　　　　　└平方正（越中介）

と見ゆ。また仁和二年七月紀に「山城守從五位上興我王の男安平、篤行、有本、內行、潔姬等の五人に、姓を平朝臣と賜ふ」とあり。

光學院 クワウガクキン　永祿二年、河州交野郡侍連名帳に「宮坊光學院賴觀」と云ふ者見ゆ。

光行 クワウギヤウ　ミツユキ條を見よ。

光源院 クワウゲンキン　安西軍策に「光源院（京都）」と。

皇后宮 クワウゴウグウ　官職名にして、

皇后宮職に奉仕せし人なり。諸書に多く見ゆ。承久記巻一に「くはうごうぐう（一本に權字あり）の大夫賴氏」見ゆ。

荒神　クワウジン　阿波の豪族にして、故城記に「荒神殿、藤原氏、家紋酸漿」と載せたり。

光聚院　クワウシユヰン　康正造內裡段錢引付に「三貫文、光聚院御領、丹後國祇園寺三ヶ村段錢」と。

光乘　クワウジヨウ　康正造內裡段錢引付に「參貫文、光乘・近江國野洲郡杉若村々、散々段錢」と。

光照院　クワウセウヰン　京都安樂小路町（初め室町通一條北）にあり。比丘尼御所の一也。後伏見院皇女本覺尼、當院に御座し給ふ。御領三百廿八石。家司西池主膳。

光照院

光當　クワウタウ　丹後國諸庄鄉保惣田數目錄帳に「丹波郡末松保、一町一反百八歩、光當保移殿」と見ゆ。

廣德院　クワウトクヰン　康正造內裏段錢引付に「十貫文、廣德院領、若州向笠牛濟方、御要脚內」と見ゆ。

光德寺　クワウトクジ　一向宗門徒の有力者にして、三州志、加賀國河北郡木越城條に「長享の頃、光德寺・此の木越に住し、天正の初め、湖水を激入して堡を築き、河北郡の鄉士惡漢を集め置き、自ら賊魁となれり」と見ゆ。

孔王部　クワウベ　アナホベ條を見よ。

皇甫　クワウホ　漢よりの歸化族にして、正倉院神護景雲三年文書に「花園正從五位上皇甫東朝」を載せ、又神護景雲二年紀にも「皇甫東朝、皇甫昇女」等見えたり。

光明院　クワウミヤウヰン　山城、伊勢以下、此の寺號多し。而して、香宗我部家臣に「光明院助丞、光明院彌八良、光明院新左衞門、光明院六良右衞門、光明院源右衞門、光明院源次右衞門」等多く見ゆ。

光明峯寺　クワウミヤウブジ　源平盛衰記に「太政大臣忠通公三代の孫・道家公をば、光明峯寺殿と申す云々」と。クデウ、フヂハラ條を見よ。

攪上　クワクジヤウ　正訓不明。

花藏院　クワザウヰン　康正造內裏段錢引付に「四貫八百八十文、花藏院領、備中國水田庄、段錢」と見ゆ。

花山院　クワザンヰン　雲上家の稱號にして、京都の花山院より起る。此の院は、康保年中、冷泉天皇の潛邸たり。のち花山天皇禪位して、此の院に御座し、小一條を併せ、後、藤原氏に傳領す。拾芥抄に「花山院は本名東一條。冷泉院・此の所にて立坊。花山院家・傳へて之を領す」と見ゆ。

一　藤原北家道長流　藤原師實の二男家忠の後にして、清華家の一なり。尊卑分脈に「師實（攝政關白）—家忠（左大臣、花山院と號す）—忠宗（權中納言）—忠雅（號花山院太政大臣）—兼雅（號花山院左大臣）—忠經（號花山院右大臣）—定雅（右大臣、號後花山）—通雅（號後花山院太政大臣）—家長（中納言）、弟家教（權大納言）—家定（右大臣）—經定（中納言）、弟長定（內大臣）—兼定（權大納言）—通定（右大臣）—忠後（權大納言）—持忠（內大臣）」と。また定雅の弟「師繼（號花山院內大臣、弘安四四九薨）—師信（號後花山院內大臣）—師賢（左衞門督、彈正尹、權大納言）—信賢（左中將）、弟家賢（權中納言）」と載せたり。持忠（鳳栖院）の後は「定嗣（權大納言）—政長（太政大臣）—忠輔（右大將）—家輔（右大臣）—定凞（左大臣、元家雅）—定好（左大臣）—忠廣—定誠（內大臣）—持實—

常雅―長凞―愛德―家厚―家威―忠遠―親家」なり(知譜拙記)。內・師賢の、後醍醐天皇元弘時の忠臣なるは、皆人の知る處なり。

今・公卿補任等によりて此の家の實子系圖を作れば、次の如し。

1家忠(花山院祖、左)―2忠宗―3忠雅(太政)―4兼雅(左)―5忠經(右)
忠親(中山初代)
家經(五辻)
雅繼―忠繼―經氏―繼子(伏見後宮)―(後伏見帝)
信家(烏丸)
忠子(後宇多後宮 談天門院)―(後醍醐帝)
忠頼―頼兼―師藤―忠藤―兼信―信賢
師繼(花山院內)―師信(後花山院內)―師賢―家賢
6定雅(花山院六代 左)―7通雅(太政)―8家教―9家定(右)
長雅(鷹司)―家雅―冬雅―宗雅
定教
經定
10長定(內)―11兼定―12通定(右、如住院)
良定
13忠定(忠後 右)―14持忠(鳳栖院 內)―15定嗣
16政長(忠凞 太政)―17忠輔(天文薨)―兼雄

十八代家輔(右大臣)は九條十五代尙經の男。天正十薨。
西園寺十八代公朝―定凞19(元家雅、左)

忠長(野宮家)―定逸
20定好(左)―21忠廣
22定教
23定誠―24持實―25常雅―26長凞
實久(德大寺十七代)
長根

2 花山院家は、源平盛衰記に「花山院の兼雅、花山院中納言兼雅、」東鑑四十二、四十七に「花山院中將長雅、」この長雅は太政大臣通雅の弟にして大納言に上り、弘安十年薨。子孫鷹司條を見よ。元弘の師賢は尹大納言とあり、彈正尹たりしによる。小御門神社に奉祀す。又太平記卷三十に「華山院中納言兼定、」卷三十三に「花山院四位少將」下りて忠長は慶長十四年七月勅勘、蝦夷嶋に流罪、野宮家の祖也。

3 德川時代、此の家は、清華、舊家。家領初め七百十二石、後七百五十石。西殿町下ル東側。諸大夫本庄、檜山、梅戸、石川、前波、侍には石川、山本、實花葉、田中、四手井。菩提所小鹽山十輪寺。家業笛。內々。現今侯爵。

花山院

4 花山院流 花山院、中山、飛鳥井、難波、野宮、今城、大炊御門の七家を云ふ。

5 肥前青方氏は花山院左大將家忠の裔と云ふ。

華山源氏 クワザンゲンジ 華山天皇の御裔にして、天皇の皇子清仁親王の後なり。紹運錄に「第六十五花山院―清仁親王(彈正尹)―延信王(神祇伯、萬壽二三二十九、父親王の奏により、源姓を賜ふ)、弟康資王(實は延信男、神祇伯)―源顯康(右大臣顯房爲子)」と。また尊卑分脈に「華山天皇―清仁親王―延信(神祇伯)―(弟、實は子)康資王(神祇伯)―顯康(源姓を賜ふ)―顯廣王(神祇伯、源姓を賜ひ、後始めて王氏に歸る)―仲資王」と見ゆ。代々神祇伯に任ぜられ、その伯となるに及び、王氏に復するを恒とす。シラカハ、ハク等の條を見よ。

勸修寺 クワジウジ 便宜上、クワンシウジ條に移す。

華頂 クワチヤウ 京都東山華頂山麓華頂院より起る。

1 華頂宮 崇光天皇御裔にして、元智恩院宮と申す。伏見宮邦家親王の第十二皇子博經親王より出づ（皇室系譜）。親王は孝明天皇の猶子となり、智恩院に入りて落飾して、尊秀と改め給ふ。明治元年正月に至り、復飾して、博經と改め、華頂宮と稱し給ふ。博經親王の後、御子博厚親王・明治十六年に夭し給ひ、伏見宮貞愛親王の第一子博恭王・繼嗣となり給ひしが、後伏見宮に復歸せられ、其の第二王子博忠王・繼ぎ給へり。

2 華頂院 三井門跡とも云ふ、東山に在りたり。三井條を見よ。康正造内裏段錢引付に「三貫文、花頂御門跡領・濃州小泉四ヶ郷、段錢」、「二貫文、花頂御門跡御領、江州草野庄、段錢」と見ゆ。

3 華頂氏 伏見宮博恭王の御子博信王・大正十五年十二月、臣籍に降下せられ、侯爵に列せられ給ふ。

久和原 クワハラ

菅 クワン スガ スゲ 菅原氏の略稱として用ひられ、又菅と云ふ氏も多く、クワンと讀むも多けれど、便宜上スゲ條に收むなほスガハラ、スガノ條參照。

寛 クワン

完 クワン

觀阿彌 クワンアミ 觀世條を見よ。

莞井 クワンヰ ガマヰか、正訓不明。

觀音寺 クワンオンジ クワンノンジ 伊勢、近江、上野、但馬、筑前等、此の地名甚だ多し。もと寺名より來る。關係なければ省略に從ふ。秀鄉流藤原姓に此の氏あり。小山氏の族にして、「小山秀綱—政種—周琳（號觀音寺）—周永—周慶—周芳—周安—周英—勝三郎」なりと云ふ。

觀喜 クワンキ 藤原北家、良方の後なりと云ふ。

歡喜光寺 クワンキクワウジ 山城に此の寺院あり。

歡喜壽院 クワンキジユヰン 山城にあり。

觀空寺 クワンクウジ 山城葛野郡にあり。

菅家 クワンケ 菅原氏の族を云ふ。殊に美作菅家黨は最も名高し。太平記に「菅家の一黨」、「菅家南三郷」などある、これ也。スガハラ條を見よ。

管慶 クワンケイ 新編會津風土記に「管慶傳右衞門、蠟燭掛」と。

寛弘寺 クワンコウジ 河内伊勢等にあり。

官澤 クワンザハ 宮澤の誤りか。

觀心寺 クワンシンジ 河内の大刹。その寺名を負ひしか。

冠者 クワンジヤ クワジヤ 信濃國小縣郡管者邑より起る。冠者城主冠者智武等、ものに見ゆ。

勸修寺 クワンシユウジ ゴンジユジ クワジウジと訓ずべし。山城國宇治郡山科邑に此の地名あり、寺院名より來る。

1 勸修寺宮 或は山階宮と稱す。勸修寺の地は、古く宮道氏の邑にして、藤原高藤・其の女を娶り、生む處の女胤子は、宇多天皇の妃と爲り給ふ。その所生の皇子は卽ち醍醐天皇なり。ミヤヂ條を見よ。眞言宗にして、「承俊律師—濟高大僧都—貞譽權律師—雅慶大僧正—濟信大僧正—深覺大僧正—信覺大僧正—嚴覺大僧都—寛信大僧都—雅寶大僧都—成寶大僧正—聖基大僧正—道寶大僧正—勝信大僧正—道淳法印—信忠大僧正—教寛大僧正—寛胤法親王—尊信法親王—興信法親王—尊興准三宮—興胤權僧正—尊聖大僧正—教尊權僧正—恒弘法親王—常信法親王（改覺圓）—海覺法親王—寛欽法親王—聖信准三宮—寛海大僧正—寛俊大僧正—入道濟深親王—入道尊孝親王—入道寛寶親王

入道濟範親王―也。德川時代、一千十二石。里坊石藥師寺町、永田越後介。坊官・二松法印、二松兵部卿、山田中將。諸大夫・朝井陸奧守、山口和泉守、伊原美濃守。侍・大音出羽介、藤木駿河介、永田越後介、山田甲斐介、伊原遠江介、侍法師・村田法橋(雲上明覽)。

2 勸修寺家(藤原北家) 藤原高藤を祖とす。初め冬嗣の第六子内舍人良門・高藤を生み、高藤・内大臣たり。其の子右大臣定方、外戚宮道氏の家を捨て、寺を建て、勸修院と號す。因りて其の子孫・此の寺院名を以つて稱號とす。その系は、尊卑分脈に「冬嗣―内舍人良門―高藤(號小一條内大臣、又號勸修寺)―定國(大納言)弟定方(右大臣)―朝賴―爲輔(權中納言)―宣孝―隆光―隆方―爲房(參議、坊城大藏卿、號勸修寺)―爲隆(參議)―光房(伊豆弁)―經房(權大納言、大宰帥、號吉田)―定經(參議)―資經(參議)―經俊(中納言、號坊城、又號勸修寺)―俊定(大納言)―定資(權中納言)―經顯(内大臣、號勸修寺。此の時・始めて勸修寺と號す)―經重(權大納言)―經豐(權大納言)―經成(權中)―敎秀(准大臣、號勸修寺贈左大臣、豐樂門院藤子の御父)―政顯(權中、贈准大臣)―尙顯(權大)―尹豐(權大)―晴秀(參木)―晴豐(母武田被官粟屋右京亮元隆女)」と見ゆ。晴豐(慶長六、准大臣、贈内大臣)の後は「光豐(大納言)―敎豐―經廣(實は俊房男、元俊直、權大)―經慶(權大、經敬)―尹隆―高顯―顯道―敬明―經逸―良顯―經則―顯彰―經理―顯允―經雄」なり。

3 勸修寺家は、平治物語に「勸修寺左衞門督光賴卿」こは爲隆の弟「顯隆(葉室中納言)―顯賴(九條民部卿)―光賴」にして、葉室大納言入道とも、桂大納言とも、又六條とも云ふ。葉室條を見よ。下りて太平記卷九に「勸修寺中納言經顯」其の後、敎秀の女藤子は、後柏原天皇の後宮となり、後奈良天皇を生み奉り、また晴秀の女晴子は陽光院の妃となり、後陽成天皇を生み奉る。豐鑑に「勸修寺左少辨光豐」とあるは、晴秀の孫也。

4 德川時代 勸修寺家は、名家、舊家。七百八石、方領二百石、後七百八石。御唐門前。雜掌立入、袖岡、三宅。寺は誓願寺。内々。現今伯爵。

5 勸修寺流 甘露寺、葉室、勸修寺、萬里小路、淸閑寺、中御門、坊城、芝山、池尻、梅小路、岡崎、穗波、堤の十三家を云ふ。

6 伊豫の勸修寺氏 伊豫國南宇和郡御庄の豪族にして、愛媛面影に「御庄の鄕とは、昔叡山の知行にて、代官の役僧來り、平城村に居住して收納の物成を京にのぼせけるに、度々海賊の難に逢ひけるが、後代官僧の子兵庫頭基詮・御庄の守護と稱す。其の子左馬頭、其の子權太夫基賢と、宇和舊記に見えたり。淸良記に兵庫頭基任、其の子左馬頭基章といへり。これ西園寺家十五將の一人にして、松庄の内にて、高五千九百石を知行して、世に御庄殿と稱し、苗字を觀修寺と曰へり」と見ゆ。ミシヤウ條參照。

坂戶 クワンゼ 次條氏に同じ、日用重寶記に此の訓あり。サカド條參照。

観世　クワンゼ　能樂家の一にして、平貞盛の裔、宗淸の後と稱す。もと服部氏、結崎氏等と稱し、後に觀阿彌、世阿彌の名を取りて、觀世と云ふ。伊賀國阿拜郡服部郷より起る。平家物語に服部庄の下司平六時定あり。ハトリベ條參照。觀世系圖に「觀世の先は伊賀杉内、服部氏の子にして、幼名觀世、春日社の掌樂となり、名を淸次と更む云々」と。大和國城下郡結崎（今川西村）を領す。因りて更に結崎淸次と曰ひ、觀阿彌と號す。其の子元淸、伎能絶特、鹿苑大相國（足利義滿）これを嬖し、寵幸最も渥く、從五位に叙し、大夫と號し、薙髮して世阿彌と曰ふ。これ此の氏の祖也。地名辭書曰く「按ずるに、觀世家は杜屋の樂戸にして、秦姓、服部氏の末なるべし。伊賀服部と云ふは附會のみ」と。淸次は竹田氏信（金春）の女婿なり。

觀世氏は大舘日記に「觀世四郞、伊勢國より上洛」と。又長祿寬正記に「觀世座彌三郞、笛吹又六、」永祿記に「信長へ云々、わき能、高砂觀世大夫、觀世小二郞、大鼓大藏二助、小鼓觀世彥右衞門、笛長命、太鼓觀世又三郞、」など、諸書に多く見ゆ。德川時代、二百五十石。家司に進藤、福王等あり。

観世大夫

願澄寺　グワンチョウジ　伊勢國長嶋にあり。長嶋一向一揆の主魁なり。ナガシマ條を見よ。

菅藤　クワンドウ　遠藤氏の族なり。便宜上スガフヂ條に收む。

管頭　クワントウ　奥州の名族也。」

關東　クワントウ　足柄箱根以東の八ケ國を云ふ。

1　關東管領　足利尊氏の庶子左衞門督基氏・關東の管領として鎌倉に置かる。夫より左馬頭氏滿、左衞門佐滿兼、左兵衞督持氏等、相繼ぎて管領たり。其の後、左馬頭成氏に至り、執事上杉右京亮憲忠と爭ひ、事・幕府に聞ゆ。享德四年六月、京都より討手として、今川上總介範忠下向し、成氏是が爲に沒落し、遂に武藏國菖蒲に遁れ、又下總國古河に移る。コガ條を見よ。又系圖はアシカガ條にあり。

2　上杉流關東管領　前項關東足利家、勢力を得るや、將軍に模倣して、自ら公方と稱し、執事上杉氏を管領と稱せしが、足利家・鎌倉を失ふの後、上杉氏・關東管領となり、憲政に至り、謙信に其の職を讓る。ウヘスギ、及びナガヲ條を見よ。

3　關東八家　足利治亂記、應永五年條に「爰に上杉、東國の大名を集め、京都將軍家の三管領四職に准じ、關東にも其の沙汰あるべしとて、鎌倉殿を押して將軍と崇め、上杉を以つて管領として、千葉、小山、長沼、結城、佐竹、小田、宇都宮、那須を以つて、關東の八家と號し、大となく、小となく、此の八家の面々評定し、上杉を以つて決定の主とす、」云々と。また小田原記には、古河公方の關東八家として、小山、佐竹、宇都宮、那須、長沼、結城、小田、千葉の八家を數ふ。

4　關東八舘　前項に同じ。但し又・千葉、小山、里見、佐竹、小田、結城、那須、宇都宮の八氏を數ふるもあり。

5　關東屋　日向記に「畠山の家僕・彥五郞と申す者を參らせうる。今の關東屋是れ也、」と見ゆ。

願德寺　グワントクジ　山城にあり。

官內　クワンナイ

菅野　クワンノ　スガノ條を見よ。クワンノと訓ずるものも尠からず。

菅能　クワンノウ　美作國勝南郡和氣庄上

間村の庄屋に官能氏(東作志)あり。

桓原　**クワンハラ**　正訓不明。信濃國諏訪神族にして、諏訪系圖に「知久敦俊—敦長—敦宗—敦重(桓原孫四郎)」とあり。

官幣　**クワンペイ**　豊前國仲津郡に官幣宮あり、豊前志に「官幣宮と稱するは、宇佐宮へ御調進の官幣を暫く納め置く宮なればなり。」と見ゆ。兩豊記、應永六年正月、大友毛利合戰の條に「大内勢鶴の湊に着岸す。豊前の諸士、北郷左京太夫、官幣の宮司等、降りて仲津靜謐す」と見え、又大内盛見歸陣の條に「赤間の關より豊筑の大社へ代參の事。宇佐、官幣、甲宗の三社へは、冷泉判官社參せり」とあり。貝原氏豊國紀行に「昔中臣村に在廳とて、都より官人下りて住めり。其の邊に官幣殿とて、宇佐の宮の神躰所あり」と云ふ(地名辭書)。クサバ條參照。

願滿　**グワンマン**　尾張に願滿名あり、(庄園目錄)。

願名　**グワンミヤウ**　應仁私記に「願名兵次」なる者見ゆ。

官務　**クワンム**　官務家。太政官に在りて事務を執りしより此の名あり。小槻氏にて、奉親以來、此の氏、代々太政官の左大史に任ぜられ、官中の事を行ふ。よりて官務家と稱せらる。職原抄に「史八人、左右大史・各二人。中古以來、小槻宿禰、一史と爲りて、官中の事を行ふ、之を官務と謂ふ。多く是れ五位也。其の餘、彼の一族、及び門徒等、器量に依りて之に任ず。凡そ官務とは、太政官の書を悉く之を知る。樞要の重職也。小槻氏を禰家と稱す、宿禰の義也。」と見え、小槻系圖に「今雄—當平—茂助—忠臣—奉親(初めて官務を奉ず)—貞行(官務)—孝信—祐俊—盛仲—政重—師經、弟永業」と見ゆ。永業の後、子の廣房、弟の隆職、叔甥・互に其の職を爭ひしが、長寛三年正月、綸旨を以て五位史は隆職の子孫をして相續し、太政官の文書を預り、竿博士は廣房の子孫をして相續せしむ。これより廣房流を大宮と云ひ、隆職の後を壬生と稱す。名勝志に「官務家に二流あり、一は壬生に住む、故に壬生官務と號し、一は大宮に住む、故に大宮官務と稱す。此の二流を兩局と云ふ」と。これには異説あり、局務條を見よ。

政重┬永業—廣房(大宮祖)
　　└隆職(壬生祖)

大宮家は德川時代に絶え、壬生家は孝亮に至り、算博士を兼ねたり。大宮の系は「廣房—公尙—季繼—秀氏—伊綱—冬直、弟清澄—爲緒—長興—時元—伊治」にして、壬生家は「隆職—國宗—通時—淳方、弟有家—顯衡—統良—千宣—匡遠—兼治—周枝—晨照—時富—雅久—千恒—朝芳—考亮—忠利—季連—章弘—盈春—知音—敬義—以寧—輔世」なり、現今子爵。

なほオホミヤ、ヲツキ、ミブ等の條を見よ。

桓武平氏　**クワンムヘイシ**　桓武天皇の御裔にして、世に平氏と云ふもの多くは、此の流なるが故に、タヒラ條に收むる事とせり。

管領　**クワンリヤウ**　**クワンレイ**　室町幕府の職名にして、鎌倉幕府の執權に類す。斯波、畠山、細川の三家より補せらる、故に三管領の名あり。文安年中御番帳に「管領右京太夫」とあるは、細川氏を云ふ。其の權・甚だ重く、遂に將軍を凌ぐ。又鎌倉には關東管領あり。

禾木　**クワモク**

ケ（け）

索引

刑 **ケイ** 漢よりの歸化族なり。漢土にては、周公の第四子刑の後裔なりと云ふ。和銅七年正月紀に「刑義善」と云ふ人見ゆ。

荊 **ケイ** 百濟族と云ふ。漢土にては、古への熊繹の國を、又荊國と云ひ、其の後なりと傳ふ。正倉院天平神護元年文書、及び懷風藻等に見ゆ。神龜元年五月紀に「正七位上荊軌武、姓を香山連と賜ふ」とあり。カグヤマ條を見よ。

圭 **ケイ** 百濟族にして、天平寶字五年三月紀に「百濟人圭阿內等二人に、姓を清湍連と賜ふ」と見えたり。

敬 **ケイ** これも百濟族なりと云ふ。漢土にては、陳の厲公の子敬仲より出づと云ふ。持統紀に「百濟敬須德那利・を以つて、甲斐國に移す、」と見ゆ。

契 **ケイ** 正倉院天平十一年文書に見ゆ。

慶 **ケイ** 慶滋の略也。播磨國神崎郡に八葉寺あり。峰相記に「八德山は寂心經始の砌り、賀茂忠行の男、陰陽道を出で、儒家に入り、姓を改めて、慶保胤と云ふ。寬和の頃出家して、當山に別け入り、其の地勢を見、山は八葉の喜瑞を表したりとて、正曆年中に堂舍を建立す云々」と。ヨシシゲ條を見よ。

計 **ケイ**

溪 **ケイ** タニ條を見よ。

慶阿 **ケイア** 人名なるべし。

慶幸 **ケイカウ** 正訓不明。

契斤 **ケイキン** 天平十一年四月十五日の寫經司啓に「契斤乙万呂」と云ふ人見ゆ。

景光院 **ケイクワウヰン** 雲上家の稱號にして、今出川晴季・景光院右大臣と稱す。

慶光院 **ケイクワウヰン** 伊勢國宇治浦田の尼寺にて、守悅、淸順等、戰國の頃、神宮衰頹の日、造營勸進の功あり。昔は山田の西河原に在りしが、天正中、浦田に遷りしなりと。開山淸順上人（順・一に臨に作る）は尾州の人にして、中世兵亂に因り、二所太神宮の遷宮が、百餘年の間、斷絕して頹廢せるを憂ひ、諸州に勸進して、造營の料を寄せんとす。されど僧尼の勸進を以つて、造營するは、神慮畏るべく、祠官等も末世の瑕瑾なるべしとて聽さゞれば、足代弘興に託して、其の料を送り、公訴に及ぶ。かくて永祿年中、遂に正遷宮を勤行し奉ると云ふ。其の後、兵亂なほ絕えざれば、又宮殿、及び宇治橋等、荒廢す。よりて其の弟子・前例に準じ、其の料を寄せ奉る。

天正慶長中の寺主、豊臣氏に昵近し、庫裏、客殿等を修營す。鄉談文雅に「第二世守悅上人は、文明中、御裳濯橋を造營し、第三世清順上人は、天文中、内宮假殿遷宮。四世周養上人は、天正中、內宮假殿、及び正遷宮を執り行ひ、又外宮正遷宮を行ふ。其の後、守清上人、守長上人、相繼ぎ、寛永、慶安の正遷宮を行ふ。後其の造營執行を停めらる」（五鈴遺響）と。清順―守悅―智珪―清順―周養―周清―周寶―周長―周貞―周榮―周香―周奧―周億―周恭―周昌―盈子―利敬。當院は他の寺堂と異にして、佛像及び梵唄、鐘鼓等の類無く、住持は歷代傳奏を經て、勅許あり。紫衣を賜ふ比丘尼にして、宗旨は禪宗、無本寺なりと云ふ。

鷄冠井　ケイクワンヰ　正訓カヘデなり。トサカヰ條を見よ。

警固　ケイゴ　ケゴ　菊池氏の祖則隆の子政隆を、警固太郎と云ふ。筑前國那珂郡に警固邑あり。

稽固庵　ケイコアン

慶滋　ケイジ　ヨシシゲ條を見よ。

慶壽院　ケイジユヰン　丹後國諸庄鄉保惣田數目錄帳に「丹波郡光安周枳葛、十九町七段百二十四步、慶壽院」と見ゆ。

慶增　ケイゾウ　ヨシマス條を見よ。

慶田　ケイダ　大隅の名族、肝付氏の族かと云ふ。家紋外三雁金。大伴姓慶田氏系圖に「肝付氏同族にて、同氏在城中より居住。紋章雁金　初代覺兵衛尉―清右衛門―主水左衛門―清右衛門―覺兵衛―清右衛門は高山人蓑田彌兵衛二男。九代勘左衛門は高山人切通新太郎二男」と云ふ。

慶德　ケイトク

1　平田氏流　岩代國耶麻郡慶德村より起る。中興系圖に「慶德、本國陸奧、最上家臣、平田是宗の男五郎詮盛、耶麻郡紫雲山慶德寺を建立す。是により氏となす」と載せ、新編會津風土記に「慶德組慶德村館迹。天正中葦名氏の臣慶德善五郎・こゝに居る。同十三年五月、松本備中・伊達政宗に内應せしとき、中目式部大輔・善五郎と共に、政宗が郎等原田左馬助を打破りしは、卽ち此の館なり。善五郎は、葦名の宿老四天王と云はれし一人平田是亦齋が子なり。初め是亦齋に子なかりしかば、弟左京亮を養子とす。善五郎は其の後に出生せしとぞ」と載せ、又「五目組五目村舊家慶德與市。小名添田の肝煎なり。家系によるに平田是亦齋が子、慶德

善五郎某が子孫なり。初め小荒井組柴城村に住し、後太郎丸村に移り、寛政八年此處に移住しぬ」と見ゆ。

2　菅原姓　伊勢にあり、その後裔喜多氏は外宮祠官也。

雞永　ケイナガ　和名抄、筑前國志摩郡に雞永鄉あり、ケと訓むかと云ひ、又ケヤ（雞夜）の誤かと云ふ。

慶野　ケイノ　淡路に慶野庄あり。

計麥　ケイバク　正訓未詳。但馬國太田文に「射添庄、二十六町六反三百四十步、公文計麥太郎入道、御家人」と見ゆ。

慶松　ケイマツ　ヨシマツか。

藝丸　ゲイマル　正訓未詳。常陸の名族にして、新編國志に「藝丸、戶村本佐竹譜、近習士の内に藝丸・武藏牢人とあり」と見ゆ。

羿鹵　ケイロ　百濟族にして、延曆七年紀に「美濃國厚見郡の人・羿鹵濱倉、姓を美見造と賜ふ」と見ゆ。美見條參照。

卦婁　ケイロ　前條氏と關係あるか。信濃の高麗族にして、延曆十八年十二月紀に「信濃國人外從六位下卦婁眞虎云々等・言ふ、己等の先は高麗人也。小治田、飛鳥、二朝庭の時節、歸化來朝す。爾れより以還、累

代平民なれど、未だ本號を改めず。伏して望むらくは、去る天平勝寶九歳四月四日の勅により、大姓を改めん者へり。眞老等に須々岐を賜ふ」と見えたり。

叫 ケウ 夷姓の一にして、承和十年二月紀に「播磨國餝磨郡人散位正七位下叫綿麻呂に、姓を春永連と賜ふ。元夷種也」と見ゆ。サヘギ條を見よ。

敎興寺 ケウコウジ 近江國に敎興寺庄あり。

敎來石 ケウライシ 清和源氏多田氏の族にして、甲斐國北巨摩郡敎來石より起る。馬場信春・此の地を領せしにより、又敎來石氏とも云ふ也。中興系圖に「敎來石、源」とあるは、これを指すならん。信濃國小縣郡丸子城は村上家の幕下丸子三左衛門の居城なりしが、天文の始め、武田家の長臣敎來石民部少輔景政(後馬場美濃守信房)の息女を娶ると也。その緣に依り、天文十二癸卯年、武田家に屬し、舅馬場信房より舟軍の奥義を傳ふ、之に依り永祿十二己巳年正月、信玄の命として、馬場美濃守信房に駿河國清水の城を築かしむ。此の時、丸子三左衛門をして清水の城代とす。是れ信房內緣に依りてなりと。馬場條を見よ。

花園 ケヲン ハナゾノ 山城國山科の興正寺は眞宗一派の本山にして、寺主。近年花園氏と稱し、華族に列せらる。寺祖經豪は、山科興正寺(一名佛光寺)十四世經譽の舍兄にして、文明年中、本願寺兼壽(蓮如)に謀り、僧侶四十二人、門徒數萬を分割して分立し、兼壽の庇蔭に入る。同七年、本願寺と同じく山科の野村の地に、更に興正寺を起す。天文元年、本願寺南遷の時、亦同じく、攝津、紀伊に遷移し、天正十九年此に歸着し、全く本願寺の所管たり。されど出自を異にするを以つて、明治九年別に一派の本山と爲る。寺祖經豪は花恩院と稱す。或は花園に作る。俗書に興正寺顯高(一名顯尊)上人、正親町天皇より門跡號を賜ふと。其の據を詳にせず(地名辭書)。佛光寺、興正寺等の條を見よ。

氣賀 ケガ 遠江國引佐郡に氣賀莊あり。後宇多院御領目錄に「修明門院領遠江國氣賀莊」東寺百合文書にも見ゆ。此の地より起るか。信濃に此の氏あり。

儀俄 ケガ ギガ條を見よ。中興系圖に「儀俄、藤原」と云ふと、「儀俄、宇多源氏」と云ふの二流を收め、ケガと註す。

毛涯 ケガイ 信濃に存す。正訓未詳。

氣賀澤 ケガサハ 清和源氏にして、片桐爲俊なる人、氣賀澤と稱すと云ふ。本國信濃か。

穢野 ケガレノ 正訓未詳。

郤 ケキ キヤク 山城國分寺より出でたる文字瓦に「郤氏」あり。歸化の族なるべし。

毛木 ケキ 安藝國の豪族にして、沼田郡毛木邑より起る。通志に毛木城(二所)、毛木村にあり。一は毛木小太郎、一は毛木民部の居る所、この他、毛木氏の壘跡もありしといへど、今は其の地をうしなへり」と載せ、安西軍策に、毛木民部大輔信久を擧ぐ、武田方の將也。

外記 ゲキ 官名を稱號とせし也。東鑑卷三十一に外記左衛門尉俊平、三十五に外記大夫、また鎭西引付(永仁七年四月十日)に外記四郎兵衛門尉等見ゆ。

華嚴 ケゴン 伊豫の豪族にして、豫章記に「後醍醐天皇・山門御臨幸の時、最前に馳せ參じ、供奉仕りたりし勳功に依りて、叡感に預り、三八十と云ふ紋を給はり、幕に付け名を擧げる井門一族是れ也、其の時、八十三騎にて參りたりし故也。此の家・昔は華嚴三郎と云ふ。異俗有り、河江に有り

て、鯖籠を荷つて賣りしが、後に南都東大寺供養の道師を、君の御夢想に依りて仰せ付けられければ、勅たりし故、華嚴三郎と勅裁有ける。其の外、種々奇特有りし者也」と見ゆ。井門條を見よ。

袈裟寺 ケサデラ　攝津國に、袈裟寺庄あり。

袈裟丸 ケサマル

今朝丸 ケサマル

下司 ゲジ　庄園の下司たりしを氏とせし也。卽ち庄司など云ふと同樣なれば、名族たりしや、推して知るべし。

1　紀伊の下司氏　續風土記、伊都郡志賀莊志賀村古士、下司彥六定本條に「定本は、後鳥羽帝高野行幸の時、嚮導なし奉る。其の賞として、宸筆の不動を賜ひ、又志賀の下司職に任ぜらる。因りて代々此の地に住して領主たり。當莊を賜ひし由緖、並に當莊四至界を、彥六・親書して、莊の產神の寶殿、及び觀音堂に藏めしといふものあり。其の文書に文治五年とありて、後鳥羽院高野御參詣の事を載せたり。文治は後鳥羽院の年號なれば、此の時、後鳥羽院の御稱號あるべきやうなければ、眞物にはあらざれども、又近年の物

にもあらず。後觀音堂燒失して、右の文書灰燼となれども、神殿の文書は存す。村民は此の四至を守り、隣村の界論を防ぐといふ。定本の子孫某・いつの時にか有けん、敵の爲に胸を射貫れて死したり。これより其の家・斷絕すといふ」と載せたり。

2　讃岐の下司氏　下司家記あり。西讃府志に「津之宮の事、治承二年、八幡宮を建立す。夫より百十五年の後、永仁元癸巳年、再興す。願人、下司次郎大夫、津の河原の人也云々」と。

3　雜載　その他、醍醐家の侍に下司氏あり、又志摩等にも存す。

消方 ケシカタ　堀尾山城守給帳に「百七拾石消方九郎兵衞」と見ゆ。

下司名 ゲシミヤウ　丹波國に、下司名あり。又備前國邑久郡大山四箇所四千三百二町內神佛御領名九十三町付に「下司名」見ゆ。

下旬 ゲジユン　出羽國羽黑山の長吏の一なり。天文十一年滅亡。ウメヅ、ハグロ條を見よ。

氣瀨 ケセ　陸前國氣仙郡より起る。大同類聚方に氣遷郡の人、氣瀨直廝呂を載せた

り。直はカバネか。

氣仙 ケセマ　ケセン　陸前國に氣仙郡あり。和名抄に陸奧國氣仙郡、介世と註す、蓋し萬字落ちたるか。同郡に氣仙鄕を收め、高山寺本に「氣の音・結の如し」と註す。陸奧話記に「氣仙郡司金爲時」あり、官軍に屬して功多し。此の氏は其の後裔か。又古事談に「氣仙彌太郎」と云ふ人見ゆ。信太庄司季春を斬る。コン條參照。又氣仙郡司については、大江條參照。後世、成田分限帳に「氣仙彌次郎」あり、此の族か。

氣前 ケセマノサキ　和名抄、陸奧國氣仙郡に氣前鄕を載せたり。

氣多 ケタ　和名抄、遠江國山香郡に氣多鄕あり、後に氣田莊と云ふ。豐田郡と周智郡とに跨る。今猶ほ公田、井田、領家等の里あり、每里に長一人ありて、公門と云ふ。又但馬國に氣多郡氣多神社あり、又因幡國にも氣多郡あり。次に丹後國加佐郡に氣多保ありて、田數帳に氣多保十二町五段と見ゆ。又能登羽咋郡一ノ宮村に氣多神社あり。古くより、宮司、禰宜、祝等の職あり（續日本後紀、延喜式）て頗る大社なりき。

1　氣太（無姓）　天平十七年正月紀に「氣

太十千代に外從五位下を授く」と見ゆ。能登國羽咋郡氣多神社の社家か。後に君姓を賜ふ。

2 氣太君　天平十九年十月紀に「外從五位下氣太十千代等八人に、氣太君姓を賜ふ」と見ゆ。此の氏は、大己貴神の裔にして、但馬、因幡、遠江、能登等の氣太の地は、皆此の氏によりて起るとの說あり。

3 桓武平氏伊佐氏流　諸家系圖纂に「繁盛―維幹（從五位下。火〔水か〕漏大夫と號す。氣多、吉田、火漏等の祖。貞盛・子と爲す）―爲賢」とあり。本國常陸か。

4 遠江の氣多氏　氣多庄より起る。天野景泰文書手負人數の中に「氣多淸左衞門、同名新次郞、同名三郞兵衞」等見ゆ。

5 陸奧の氣多氏　建武元年十二月十四日津輕降人交名に「氣多彥太郞賴親」また「氣太二郞太郞貞親」等見ゆ。

氣太　前條に併せ云へり。

氣田　ケタ　氣多と通ず。遠江國周智郡小俣村諏方祠延德三年棟札に「周智郡氣田莊鹿死社」と見ゆ。

桁　ケタ　氣多氏に同じきか。

祁答院　ケタフキン　薩摩國の大族にして

伊佐郡祁答院より起る。此の地は建久の圖田帳に「祁答院百十二町內、宮光五十四町、本郡司熊同丸、倉光（丸）三十町・本主瀧聞太郞道房、時吉十五町・本名主在廳道友」と見ゆ。

1 大前姓　最も古く、祁答院に在りし氏也。大前條を見よ。地理纂考、伊佐郡宮之城鄕虎居城條に「傳に云ふ、往古・大前某初めて此の城を築き、虎居城と名けて是に住す。一名を宮之城といふ。舊記に『康治年中、祁答院又太郞大前道助』又『建久年中、祁答院又太郞大前道秀』共に祁答院の郡司たり。此の外、薩摩國圖田帳に、祁答院云々、本主道房、及び本主名主在廳道祁とあるも、同族なるべし」と見ゆ。此の氏、後に時吉を氏とす。

2 橘姓　建永の頃、祁答院一分の地頭斑目六郞橘以廣入道聖惠、出羽國より祁答院に入り、其の子孫に斑目兵衞尉泰基あり、祁答院の地頭たりと云ふ。

3 桓武平氏澁谷氏流　澁谷光重の三男、（一）に澁谷出羽重氏三男）吉岡三郞重直の後にして、十四世河內守良重に至り亡ぶ。地理纂考に「寶治二年の春、吉岡三郞重直（澁谷太郞光重の第三子、重直・或は

重保に作る）、鎌倉より來り、祁答院の地頭にて、世々虎居城に住し、下城と改め、祁答院を以つて氏とす。是れ澁谷五家の一なり。重直より十四世河內良重、暴逆にして、永祿九年の正月、良重が妻島津氏（薩摩守義虎の姉）嫉妬の恨の爲に、之を刺殺す。家臣村尾龜三といへる小童・是を見るに忍びず、島津氏を刺殺す。かくて祁答院氏は十四世、星霜三百餘年にして、宗祀纖絕し、一族入來院又五郞重豐・祁答院を併はす。しかも衆服せずして、多く島津貴久に內應す。是に因りて、貴久・祁答院を取り、地頭を蘭牟田におく。其の後天正八年、島津左衞門歲久に祁答院を與へ、歲久當城に移る。同十五年、豐太閤の西征の時、歲久・關白の威風に恐れず、能く防ぐ。其の後、歲久關白の爲に自殺し、領地を除かる。同四年八月、北鄕左衞門時久入道一雲、本領都城を轉じて當鄕に移り、時久より、其の孫長千代まで三代、此の地に住居し、同五年長千代丸舊領に復して、同年十二月、島津圖書忠長・當鄕を領す」と見えたり。又大村鄕新城は、澁谷河內守良重の居城也。良重は祁答院十四世也。又同地方の

藺牟田古城(藺牟田、浦の川内)は一に弦掛城とも云ふ。澁谷祁答院六世重茂の子河内守延重の二男重基の居城也。

4 大隅の祁答院氏　始良郡帖佐の平山城は伊地知民部重辰の所領なりしが、享祿二年正月、祁答院重武・之を攻めて、當城及び新城を奪ふ。重辰戰死し、其の子小次郎は吉田の城に遁る。是の後、重武が子河内良重まで二代、帖佐を領す。弘治元年正月、島津貴久・吉田に至り、蒲生の軍と戰ふ。既にして三月、島津右馬忠將・進みて當城を攻む。島津左兵衛尙久も別府川に陣す。尙久の軍・高尾城を破る。祁答院良重・猶ほ堅く守りて下らず。諸將日夜是を攻め、良重遂に力盡き、四月祁答院に走る。爰に於て鎌田刑部左衛門政年を地頭として當城を守らしむ。同年七月、祁答院良重・又蒲生範清と共に新城を襲ふ。島津忠將是を救ひ、祁答院氏敗走すと云ふ。

又始良郡岩劔城も、天文年中、祁答院良重城主たり。同二十三年、蒲生城主蒲生範清・島津氏に反し、澁谷が一族、及び菱刈、祁答院の兩氏と兵を合せ、加治木城主肝屬兼盛と戰ひ、城を攻む。島津貴久・帖佐の敵を破り、加治木を救ふ。島津義久、貴久等、當城を攻んとす。梅北宮内左衛門國兼、宅間與八左衛門、兵を領して、祁答院良重が兵と白銀坂に戰ひ、良重敗走。斯くて島津左兵衛尙久(貴久季弟)をして狩集を守らせ、島津右馬忠將(貴久弟)をして、帖佐蒲生の敵を討しむ。十月、島津尙久・當城に逼り、城兵の出で戰ふを破り、城主祁答院良重が子又二郎重經、西俣武藏盛家等を斬る。義久城下に至り、良重を諭して降らしめ、義弘をして當城を守らしむ。

又菱刈郡松尾城(曾木、長野村)は永祿年間、祁答院新兵衛尉・城主たりき。其の他、シブヤ・オホムラ等の條を見よ。

雞知　ケチ　和名抄、對馬國下縣郡に鷄知郷を收む。

結緣　ケチエン　藤原姓なりと云ふ。

結緣寺　ケチエンジ　遠江、下總等に此の地名あり、又此の氏、伊勢安東郡支配沙汰文に見ゆ。ハシヅメ條を見よ。

毛塚　ケツカ

月光　ゲツクワウ　甲斐國都留郡に月光氏あり。月光安左衛門はもと月光寺住僧也。

結解　ケツゲ　日用重寶記に此の訓あり。近江國蒲生の名族にして、郡史に「小御門村に住せり。結解とは文字の如く、結び解くといひ、出納精算の意なり。今日精算勘定といふを、古へ結解と稱したり。奥島長命寺記錄に、足利時代は其の寺の收支を、春夏秋冬の四季に分ち、三ケ月每に結解を爲せしもの、數多く存す。結解を氏とするは、古へ會計方たるによりて得し名ならん。結解十郎兵衛は、永祿三年八月、佐々木義賢が淺井長政と愛知郡野良田に戰ひし時、賢秀に從ひ、長政の將百々內藏助を斬りし武勳は諸書に見ゆ」と載せたり。蒲生氏郷家臣には結解十郎兵衛の外、結解勘助等あり。

結束　ケツソク

結馬　ケツマ　伊賀國に結馬邑あり。

結黎　ケツレイ　キヒレ條を見よ。

下條　ゲデウ　シモデウ條に併せ云へり。

毛戶　ケド

毛內　ケナイ　モナイ條を見よ。

鬼無　ケナシ　駿河、信濃、讃岐に此の地名存す。讃岐の豪族にして、香西氏の族也。

毛野　ケヌ　ケノ　古代、東國に毛野國あり、後上下二國に分る、卽ち後世の上野、下野の二國也。

1 崇神帝裔　崇神天皇の皇子豐城入彥命

の後にして、東國第一の大族也。後に上毛野君、下毛野君の兩族に分れ、更に一族々類の分居して、各地に榮えしもの頗る多く、最も關東より奥州に密なれど、他の地方にあるものも、亦尠からざる也。カミツケノ、シモツケノの兩條、及び次項諸氏條を見よ。

毛野氏の氏神は赤城神社にして、日光、駒形、箱根の如き、皆その分社なりとす。カミツケノ、ウツノミヤ、ハコネ、ニクワウ、コマガタ等の條を見よ。

2 **毛野氏族** 商長、池田、石上部、池原、浮田、茨木、大津、大綱、大野、上毛野、上毛野賀美、上毛野鍬山、上毛野佐位、上毛野坂本、上毛野中村、上毛野名取、上毛野陸奥、上毛野膽澤、川內、川合、輕部、賀美、鴨、韓矢田部(辛矢田部)、吉彌侯部(君子部)、吉彌侯(君子)、鍬山、桑原、葛原部(久須波良部)、葛原、車持、佐味、佐代、佐位、坂本、下毛野。下毛野川內、下毛野靜戸、下毛野俯見、下毛野陸奥、靜戸、下養、住吉、垂水、田邊、丹比部(多治比部)、珍(血沼又珍努)、止美、中村、名取、中麻績、間鴨、檜前、俯見、廣來津、藤原部(葭原部)、都、陸奥、村擧、膽澤、大麻績部、壬生部、壬生、鴨部、佐自努、我孫(阿比古)、網引、秋原、伊氣、能登。各條を見よ。又分布狀態は日本古代史新研究の第三編第六章を見よ。

3 **近江の毛野氏** 天平寶字二年二月廿四日の畫工司移に「毛野乙君(近江國蒲生郡)」と云ふ人見えたり。

毛原 ケハラ

紀伊國那賀郡に、毛原庄あり。其の庄下村の平岩城は楠木正成の居城跡と傳へらる。又大和國山邊郡氣原村より起りし毛原氏あり。

氣比 ケヒ

越前、但馬に氣比庄あり。

1 **中臣姓** 越前國敦賀の氣比神宮は伊奢沙別命、日本武命、帶中津彦命、息長帶姬命、譽田別命、豐姬命、武內宿禰命を奉祀す。北陸第一の大社にして、古くより其の祠官に、神宮司、祝、禰宜等あり(續日本紀、續日本後記)。其の神宮司は、世々中臣氏を以つて、之に補せらる(類聚三代格、類聚符宣抄)。中臣氏系譜に「意美麿—東人—宮主—眞繼—伊勢繼—安根(氣比宮司)、」また「意美麿—廣見—都禰—雄建(氣比神宮司)」又「意美麿—淸万呂—宿奈麿—諸人—木村—眞彥(氣比神宮司)—近直」など見ゆ。

其の後、南北朝の亂の頃、宮司彌三郎大夫氏治あり、兵事に干與し。勤王して難に殉ず。太平記卷十七に「氣比の社の神官、」また「氣比の大宮司太郎、大學助、」「氣比彌三郎大夫」等見え、金崎落城の時、氣比宮司太郎齊晴は、春宮恒良親王を小舟に移し奉りて、敵地を逃れ、再び歸りて自殺す。忠勇・鬼神をして泣かしむるものあり。

下りて、永祿天正の亂に、宮司・朝倉氏の軍に加擔し、社頭破壞せらる。慶長以降、稍々舊觀に復し、社領百石を安堵せらる。

2 **日下部姓** 但馬國城崎郡氣比庄より起る。長門本平家物語に「平家の侍越中次郎兵衞盛次は、但馬國に落ち行きて、氣比權守道廣が許に隱れ居たり。此の事、鎌倉殿へきこえ、建久五年、道廣に仰せて搦めて進らしめらる。道廣大番にて在京しければ、妹聟朝倉大夫高淸、幷に家人等に、盛次を搦めて進らせよとぞ申ける、」とあり。

撿非違使 ケビヰシ

職名を氏とせし也。この職名は朝廷のみにあらず、寺社、莊園

にありしが故に、後世まで、神社の社職、社家に此の稱を留むるもの尠からず。

檢非違所　ケビヰシヨ　源平盛衰記に檢非違所八郎を載せたり。

癸生川　ケブカハ

毛部川　ケブカハ　秀康卿給帳に「百五十石毛部川傳内」を載せたり。

毛馬　ケマ　南部藩重臣也。

毛滿　ケマ

毛牧　ケマキ　近江國甲賀郡毛牧村より起る。伴氏系圖に「大原八郎貞景―左馬允景重―景光―信遍(大和阿闍梨)―景廣(號毛牧太郎)―貞廣」と。又一に「景廣―景範―廣政―景通―景久(弟景村・毛牧を稱す)―景以―資廣―景長、弟景宗」等見え、中興系圖に「毛牧、伴、本國近江、甲賀郡、伴左馬允氏能三代太郎景廣・これを稱す」とあり。

毛馬内　ケマナイ

1　淸和源氏南部氏流　陸中國鹿角郡毛馬内邑より起る。奥南深秘抄に「南部政康公の五男靭負秀範(武田)、毛馬内館に居り、毛馬内氏となる。毛馬内氏の別れを大渦、茂市等とす。」と載せ、中興系圖に「毛馬内、淸和、本國陸奥、南部右馬頭

政康男靭負・これを稱す」とあり。寛政家圖に「安信の子靭負秀範の後なり。家紋輪寶如、葉、割菱」と。其の居館柏崎館は、秋田縣史略に「天文十七年、南部二十二代右馬頭政康の五男、武田秀範の來り鎭せし所にして、正保元年、四代の孫範氏、幼稚にして國境を守る能はざるを以つて、秀範の二男直次・之に代り鎭す」と云ふ。又慶長の頃、毛馬内三左、西閉伊郡鍋倉城代たり。德川時代、南部藩重臣に此の氏見ゆ(武鑑)。

2　諏訪氏流　諏訪氏の後にて、定照に至り、外家號を冒して毛馬内と稱す。

計見　ケミ

檢見川　ケミガハ　下總國千葉郡檢見川邑より起りしなるべし。日用重寶記に見ゆ。

檢見崎　ケミザキ　大隅國肝付郡檢見崎より起り、檢見崎城(高山和泉田村)に據る。此の氏は、肝付系圖に「肝屬十二世兼俊の第三男兼友の後」とす。

源　ゲン　ミナモトを音讀して、源氏と云ひ、源家と稱す。又他の語と熟語となりしものも甚だ多し。ミナモト條を見よ。

縣　ケン　アガタ氏の後か。その條を見よ。

沅　ゲン　沅南江は濃州の人、洛陽相國寺

雲溪和尙の上足也、永享四年、堺南莊葦原の海濱に草庵を結んで自ら漁菴と號す。一休和尙に謁して、狗子無佛性の語に因りて投機頌を作る。云はく「妾是多情郎薄情。長門春雨釀ㇾ愁成。銀屛宛轉還飛散。乍有乍無啼鳥聲」と。一休之を歎美す、寛正四年夏寂、年七十七。

源井　ゲンヰ　正訓不明。京極殿給帳に「二百石源井德兵衞」あり。

健軍　ケングン　タケミヤ條を見よ。

玄後　ゲンゴ

源後　ゲンゴ

見城　ケンジヤウ

源次　ゲンジ　源平盛衰記に、大夫判官郎等に源次加あり、ワタナベ條を見よ。源次郎の意也。

健兒所　ケンジシヨ　コンデイシヨ、コニシヨ條を見よ。

堅祖　ケンソ　百濟族にして、姓氏錄、未定雜姓、右京の部に「堅祖氏、百濟國人・堅祖爲智の後と云へり、見えず」と載せ、また右京諸蕃、松谷造條に「百濟國人堅祖州耳の後也」と見えたり。

見田　ケンダ　平家物語、越前三位通盛卿の侍に見田瀧口時員と云ふ人見ゆ。

烟田 ケムタ　常陸の豪族にして、桓武平氏大掾氏の族也。新編國志に「烟田、鹿島郡烟田村に出づ。德宿秀幹の二子秀幹、一名朝秀、烟田三郞と稱す。文曆二年、烟田、富田、大和田、生江澤、四村の地頭たり」と見ゆ。詳細はカマダ條を見よ。

烟谷 ケムタニ　エンヤなりと。其の條を見よ。

檢斷 ケンダン　職名なり。室町時代、九州の三檢斷は、仁木、一色、高橋の三氏にして、仁木氏東歸して兩檢斷となる。

傔仗 ケンヂヤウ　ケンジヤウ　職名より起る。東鑑卷十三、四十一、四十五に「傔仗太郞」と云ふ者見ゆ。

源藤 ゲントウ　磐城好嶋御庄元久元年注進狀に「源藤五段」と。又日向國に此の地名あり。又海東諸國記に「源藤爲房、乙亥年、使を遣はして來朝。書して肥後州藤原爲房と稱し、歲に一船を遣はす」と見ゆ。

源內 ゲンナイ　源氏にして、內舍人たりしものゝ後也。東鑑卷七に「源內民部大夫行景、」又三十九に「源內十郞」を載せ、又備前邑久郡に源內氏あり。

建仁寺 ケンニンジ　洛東の大刹、室町時代、京五山の一にして、所領甚だ多し、康正段錢引付に「貳拾貫文、建仁寺領、諸庄園段錢、」「十貫文、建仁寺領、所々段錢、」「六貫七百卅五文、健仁寺給孤庵・江州寺山の段錢、」「五貫文、建仁寺領洞春院・段錢、」「五貫文、建仁寺新寶庵・尾州越前、所々段錢、」「四貫文、建仁寺給孤庵領、段錢、」「二貫文、建仁寺領知足院・越前國布施、田名之內段錢、」「一貫二百卅五文、建仁寺光澤庵領、段錢、」「一貫二百五十文、建仁寺禪居庵・越前美濃兩庄、段錢」など見ゆ。

玄蕃 ゲンバ　玄蕃寮に職を奉ぜしもの、及びその後なり。東鑑卷十三に、玄蕃助成長、十九に玄蕃允康連、三十二に玄蕃頭基綱等あり、此等は職名を冠せしに過ぎず。

源八 ゲンパチ　平家物語、源平盛衰記に「源八廣綱、」東鑑三十四に「源八兼頼」見ゆ。源八郞の意なり。

監濱 ケンハマ　カタハマか。シホハマの誤か。

弦間 ゲンマ　甲斐國巨摩郡圓滿寺村の名族に此の氏あり。

玄間 ゲンマ

源間 ゲンマ

源馬 ゲンマ

源見 ゲンミ　佐州役人帳に「藤原姓・源見善作」と云ふ者見ゆ。

劒持 ケンモチ

1　美作の劒持氏　吉野郡大野保川上邑に劒持屋敷あり。劒持土佐守、其の子又次郞、藤八の三代住すと（東作志）云ふ。又名門集に「讃甘庄西野邑、劒持氏、此の邑の名家たり。森家時代、慶長九年、寬永十一年、承應二年、元祿二年、以上四度系譜改のとき、書上の略・左の如し。美作前司—淡路守—土佐守—亦次郞—亦次郞—九兵衞—亦次郞（元祿二年迄、以上七代）」と見ゆ。

2　源姓　劍持新五左衞門武伴より出づ。

3　甲斐の劒持氏　永祿中、劒持宗般なる者あり。甲州浪人にして、新編相摸風土記に「曾比村は、中世洪水に荒蕪したるを、永祿中、劍持宗般と云ふもの開墾したる地也。（この地は永祿役帳に『曾比百五十貫文、遠山丹波守知行』とあり）。其の子孫今にのこれり」と見ゆ。

4　雜載　高山系圖に、彥九郞の叔父長藏正業は劒持則康の長子と見ゆ。又元祿中の學者に劒持氏あり、峰相記を標注す。

監物 ケンモツ　職名より起る。卽ち中務省の被管監物に職を奉ぜしものゝ後也。

1　利仁流藤原姓　尊卑分脈に「(疋田)爲永(掃部允、號掃部大夫)—爲盛(少監物、從五下、號監物大夫、母は河合權守助宗女、舍兄爲忠の爲に誅せらる、三十七)—利延(本名永盛)—利平」と載せ、又中興系圖に「監物、藤、疋田爲永男大夫爲盛・これを稱す」と見ゆ。

2　源平盛衰記に「中納言侍、監物太郎賴賢」、また東鑑に監物太郎あり。前項の如く、又次項氏の如し。

3　秀郷流藤原姓　出羽の監物氏にして、永慶軍記に「越前の住人監物太郎賴方は、大泉の庄に入部して、七代の孫播磨守師氏迄は、大梵字に住居す。師氏の舍弟松尾小次郎は、鎌倉の公方に仕へ奉り、松尾右京亮と號し、同八代の孫氏平に至りて大山の城に住す」と載せ、兵家茶話に「平維盛の臣、武藤義鄉は平氏・亡ぶる後、鎌倉府に仕へ、射禮に熟するを以つて、出羽大山を賜ふ。又一說に曰ふ、義鄉は監物太郎賴方の弟也。東鑑に三浦の四人、武藤小次郎資賴は「監物太郎賴方の弟也。射術を善くすと。按ずるに、資賴と義鄉とを混同するに似たり。資賴は鎭西守護なれば、奧羽の地にあるべからず。東鑑所載建長八年に武藤少卿景賴、景賴は、鎭守府將軍秀鄉八世の孫也。奧羽永慶軍記に云ふ、監物太郎賴方、初めて出羽大泉庄に入る。賴方七世師氏、大梵字城に住み、師氏の子氏平・大山城に住む。云々」と見ゆ。詳細は、武藤、大泉、大梵字等の條を見よ。

玄陽　ゲンヤウ　越前國坂北庄内に玄陽名あり。

劔山　ケンヤマ　志摩に存す。ツルギヤマか。

煙山　ケムヤマ　藤原南家工藤氏の族なりと。

劔吉　ケンヨシ　陸奧國三戶郡劔吉邑より起る。南部氏の族にして、南部系譜に據れば、「劔吉左衞門尉愛正の子、北松齋信愛は、信直公の家老なり」と云ひ、而して、天正二十年四十八城注文に、「劔吉、平城、南部衞門尉持分、唐供」と見ゆ。キタ條參照。

毛守　ケモリ　備前兒嶋郡に存す。

毛屋　ケヤ　和名抄、越前國大野郡に毛屋鄉あり。常山紀談に「黑田長政の物見毛屋主水云々。東照宮、主水の本姓は何といふにかと仰せければ、かたへより毛屋と申すと申せば、いやとよ北國の毛屋といふ所にて功名せしゆえ、毛屋と姓を更へつると聞えたりと仰せ有けり」と見ゆ。毛野主水は黑田長政家臣傳に「毛屋武藏武久は、幼名虎千代、後に金十郎と改む。又後に毛屋主水と號す。筑前入國の後、武藏と改む。もと江州神崎郡の人也。父は田原與次郎と云ひ、信長公と佐々木と取合の時討死す。虎千代は孤となりて有りし處に、建部傳内と云ふ者に養育せらる。十六歲の時、和田和泉守に仕へ、後六角氏に仕へ、更に山崎源太左衞門に仕ふ。又其の後柴田勝家に仕へ、長篠合戰の時、人にすぐれて高名をぞしたりける。勝家越前入國の時、隨はざるものを亡さる。此の時、金十郎、毛屋畠と云ふ所にて強敵二人を討取けり。以後其の姓を改めて毛屋とよばれ、名を主水と改め、三千石を賜ふ。その後、前田利家、池田信輝、佐々成政等に歷仕し、成政切腹の後、黑田長政に仕へ、領地三百石を賜ふ。秀吉公、三木城を攻め給ひし時、主水・蒲生氏鄉が危難を救ひし事あり。其の後、氏鄉會津四十二萬石の大主となりし時、主水に一萬石を與へんと。暇を乞ひて氏鄉へ行かんと思ふ志あり。長政免し給はず、曾和泉、津田長右衞門など云ふ者を請人とし、若し主水を

他國に走らしめば、知音の士共、各々切腹さすべしと、堅く誓を以つて命ぜられしかば、他國へ行く事成らざりけり。慶長五年九月十四日、關ヶ原合戰の後、加祿四百石を與へ、後名を武藏と改む。武藏若き時、渡り奉公せし故妻なし。こゝに豐前の城井中務が家人に、鬼木掃部と云ふ者は、長政に背きて亡されけり。其の娘、弟妹兩人、落人と成りて居たりしを、長政の命にて、武藏これを娶る。其の生るゝ子を太右衛門と云ふ。武藏が妻の弟は鬼木惣左衛門と云ひ、黑田美作に仕ふ、今にその子孫あり。武藏は寶永五年、七十五歲にて筑前にて病死す」とあり。

雞矢　ケヤ　和名抄、筑前國志摩郡に雞求鄕あり、後世芥屋村と云ふ。

櫸山　ケヤキヤマ　秀鄕流藤原姓、佐野氏の族にして、「久賀七郎兵衛尉久綱―民部安綱―照安(櫸山内藏之助)―照勝(櫸山右京大夫)」なりと云ふ。

毛谷村　ケヤムラ　豐前國下毛郡槻木(ツキノキ)村より起る。豐前國志に「天正十五年三月、豐太閤九州征伐の時、當國緣野に於いて諸國の勇者三十八人を撰び出し角力ありしに、當國の勇者槻村六助・一方にて相撲を爭ひ、三十七人まで勝を得」と載せ、筑紫紀行に「天正文祿の比、毛谷村六助と云ふ勇士の事を傳ふる軍書あり。毛谷村は槻村を誤りて、かく訓じたる由を錄す。六助は淨瑠理に演じ、彥山權現の利益を說けり、實否を知らず」と。

槻村　ケヤムラ　前條に云へり。

氣良　ケラ　和名抄、土佐國長岡郡に氣良鄕を收む。後介良庄と云ふ。又美濃國に氣良庄あり。

1　清和源氏土岐氏流　美濃國氣良庄より起る。尊卑分脈に「賴光六世孫土岐光衡五世孫又太郎國氏―藏人國成―賴數(藏人、左近將監、氣良と號す、本と國數、土岐伯耆十郎、法名道喜)」と見えたり。又中興系圖に「氣良、清和、土岐末流、伯耆十郎賴數・稱之」と載せ、新撰志、西氣良村條に「十四卷系圖に、土岐判官代國衡五代の孫左近將監賴數、氣良と號すと載せ、また土岐系圖に「國衡の四代の孫美濃守賴蔭・氣良と號すと見えたる、ともにこゝの人なるべし」とあり。

計良　ケラ

解良　ゲラ

外郎　ゲラウ　ウヰラウ　小田原の藥屋、もと京都より來る。明の歸化人員外郎の裔也、相州兵亂記等多くものに見えたり。

解禮　ケレ　甲斐の古姓にして、延曆八年六月紀に「甲斐國山梨郡人云々、解禮等を中井と爲す。並に其の情願を以つて也」と見ゆ。

コ（こ）

索　引

子　コ　シの條を見よ。

戸　コト　百濟國人裔なりと云ふ。

1　戸（無姓）　天平寶字五年三月紀に「百濟人戸淸道等の四人、姓を松井連と賜ふ」と見え、下りて承和二年正月紀に「左近衛戸嶋守、右兵衛同姓眞兼等、姓を安岑連と賜ふ焉。嶋守の先は百濟國人也」と見ゆ。

2　戸朝臣　戸氏の朝臣姓を賜へるものか。拾芥抄に見えたり。

許　コ　天平神護元年正月紀に「許乎等」と云ふ人見ゆ。

古　コ

1　百濟族　百濟族なるを見れば、戸氏に同じきか。姓氏錄、未定雜姓、右京の部に「古氏、百濟國人杆率玖君の後と云へり、見えず」とあり。

2　吉備氏族　和泉の古姓にして、吉備氏の族と云ふ。姓氏錄、未定雜姓、和泉の部に「古氏、大日本根子彦太瓊天皇（謚孝靈）皇子稚多祁古命の後也」と見ゆ。

己　コ

碁　ゴ　萬葉集卷四に「碁檀越」と云ふ人あり。古本目錄には基に作る。

呉　ゴ　呉よりの歸化族也。クレ條を見よ。

吾　ゴ　唐よりの歸化族なり。延曆三年六月紀に「唐人正六位下吾税兒に、永國忌寸を賜ふ」と見ゆ。

巨　コ　撰解文集に「巨豐虎」を載せ、コノと訓ず。

小圷　コアクツ

五明　ゴアケ　ゴミャウ條を見よ。

小明　コアケ　大和の名族にして、生駒郡萩原氏配下の將に此の氏あり。

小淺　コアサ

小葦　コアシ　明德記に「丹後の守護代に、小葦の次郎左衛門尉、同平次右衛門尉、土屋黨を引具して、上梅津より仁和寺へ懸通り、云々」と見ゆ。

小足　コアシ　京極殿給帳に「千三拾五石　小足掃部、三百石小足長五郎、三百石小足太郎兵衛」等を載せ、美濃にも現存す。

小穴　コアナ　信濃に存す。

五阿味　ゴアミ　備後深安郡にあり。

小網　コアミ

五阿彌　ゴアミ　備後尾道の劍工なり、その銘に「備後尾道住、五阿彌宴行、明德二年」「尾道住、五阿彌秀次、大永二年」「尾道住、其阿彌忠行、弘治三年」等見ゆ。

小荒井 コアラヰ　岩代國耶麻郡小荒井邑より起る。桓武平氏三浦氏の族にして、佐原盛連の五男「盛時―頼清―頼時」の後なり。元龜天正の頃、葦名の臣に小荒井阿波あり。新編風土記、小荒井組、小荒井村條に「館迹、元龜天正の頃、小荒井阿波居住す。阿波は葦名の家臣にして、此の村の地頭なり。然るに大荒井村は檜原の穴澤新右衛門が知行所なり。租税のことに依りて、天正十年四月、穴澤と鬪爭に及び、阿波・終に鬪ひ負けて、此の館につぼみしに、穴澤等追ひ來りて、火を放ちければ、こゝにもたまり得ず、黒川に奔る。葦名盛隆・阿波の勇なきをいかり、所領を沒收せり」と載せ、又「舊家小荒井山三郎。此の村の肝煎なり。元祖河内の產にて、池田何某とて、由ある人の子孫なり。明德三年、南朝・亡びて後、本領を失ひ、應永二年に會津に來り、葦名盛政に仕へ、大沼郡西麻生村を領し、永祿年中に、其の子孫三十貫文の地を賜はり、此の村に住す。天正の亂後、浪人し、慶長の初め、七左衛門と稱し、肝煎役となり、子孫今に相續す」とあり。なほ穴澤條、岩田條第八項を見よ。

小嵐 コアラシ

小荒 コアレ　和名抄、筑前國宗像郡に小荒鄕を收む。

伍位 ゴヰ　武藏にあり。

五位 ゴヰ　三河、越中等に此の地名存す。

1　越中の五位氏　礪波郡五位庄(義經記)より起る。温井家記に「五位新右衛門」を載せたり。

2　越後の五位氏　頸城郡の名族、妙高山彌陀堂の先達を五位氏と云ふ。

3　三河の五位氏　五井條を見よ。

小伊 コイ　東鑑卷二十九に「小伊平太郎左衛門尉」と云ふ人見ゆ。平姓なりしが如し。

五井 ゴヰ　五位と通ず。又上總市原郡に此の地名存せり。

1　大和の五井氏　五井戸に居りしを以つて、此の氏を稱すと云ふ。その後裔に五井加助(持軒)、五井禪休等あり。

2　五井松平氏　三河國寶飯郡五井邑より起り、五井城(蒲郡町五井中鄕)に據る。當城の事は郡誌に「文治年中、新宮藏人行家居城す。子孫藤重郎行光に至り、永正二年三月、松平信光七男松平彌三郎外記元芳の爲に奪はる。其の子外記則忠・始めて五井松平と稱す」と載せ、二葉松には「城主松平彌九郎景忠、息外記伊昌」と見ゆ。

この氏は、松平氏の一派にして、寛政系譜に「忠景(元芳)は、信光君の七男なり。寶飯郡五井に住するにより、五井の松平と稱す。寛永系圖に、元芳の長男元心、二男忠景、これを深溝の祖とし、忠景が子を忠定とするは誤れり」と見ゆ。松平系圖(諸家系圖纂)に「五井家元芳(五井家と號す。家紋梶葉・彌三郎)―元心(彌九郎、太郎、左衛門尉、廿二歳の時討死)―信長(三州五井二千石を領す。彌九郎、太郎左衛門尉)―忠次(下總海上二千石。彌九郎、外記、天文十六丁未九月廿八日討死)―景忠(二千石。彌九郎、太郎左衛門尉)―伊昌(彌三郎、外記、總州飯沼二千石)―忠實(大番頭。五千五百石。從五下、土佐守、外記。母は酒井左衛門尉源忠次の女。承應元壬辰八月廿三日卒、法名源無)―忠宣(大番頭、五千五百石。元・伊雄、主水、備中守、母は松平主殿頭源家忠の女。延寶二甲寅十一月廿三日卒、法名源雪)―伊耀(彌三郎、主水、早世。母は柴田筑後守の女)、弟忠長(御小姓組番頭、五千五百石。藍內記、岩名金三郎、

元伊保、母同上)—某(半左衛門、養子、實者[ ]○」と載せ、寛政系譜に「忠實—伊耀—忠益—忠明—忠根—忠寄—忠命、」支庶二、家紋丸に一葉の葡萄、丸に鳩酸草。

3 津輕にも此の氏存し、又大阪の儒者に五井蘭洲(純禎)あり。

小井 コヰ 東鑑卷三十一、三十三に小井左衛門尉、三十二、三十四に小井五左衛門尉、見ゆ。

美作國苫田郡惣社邑に此の氏あり。惣社の社家にして、天正年中、宇喜多の臣花房助兵衛職秀より、惣社の事に關し、小井甚五郎に宛てたる書狀を藏す。古來惣社神官たりしが如し、百五十六舊家の一なりと。

互井 ゴヰ

小井川 コヰカハ 中興系圖に源姓とす。

小池 コイケ 紀伊に小池庄、その他、甲斐、信濃、磐城、越後などにも此の地名存す。

1 清和源氏逸見氏流 甲州の小池氏にして、逸見有義の子信盛の後也と云ふ。次の小池氏と同族か。

2 清和源氏佐竹氏流 甲斐國巨摩郡津金衆の一にして、佐竹昌義の遠孫津金美濃守胤秀の男丹後守胤貞、小池村にありて、小池を氏とすと云ふ。家紋は丸の內に笹雀、三ツ笹、丸に三笹、又花菱を用ふ。同族信濃にもあり、諏訪志料に「小池氏、元佐竹氏なり。先祖を信濃守昌義と云ふ。昌義幼にして、常陸に下り、久慈郡佐竹鄕を領す、故に佐竹を家號とす。數代の後、分流たる對馬守某、武田信虎に仕へ、佐竹を津金に更たむ。津金は甲州逸見鄕の內なり、男子美濃守の弟に丹後守胤貞あり、後には和泉守に更む。小池村に居住し、遂に村名を以つて氏とす。其の男筑前守・津金黨の列にして、武田沒落後は、家康に仕ふ。小池筑前守、實名を信胤と名乘り、其の男主計正胤も武勇あり。主計の男胤通、初名興丸と云ふ。剃髮して諏訪郡永明寺に轉居、名を隨竹軒と號す。天正十一年、諏訪賴忠・隨竹軒の家系由緒を聞き、召出して印書を賜ふ、即日還俗して仕ふ」と見ゆ。

又誠忠舊家錄に「臼井鄕士小池左衛門胤長。新羅三郎義光三代佐竹信濃守昌義の後胤津金美濃守胤時の舍弟小池和泉守胤貞の男、小池筑前守信胤八代孫」と。又「市川小池太右衛門信滿。佐竹信濃守昌義後胤、小池釆女正信胤苗裔」と見ゆ。又當國小池氏に三柏を紋とするあり。

3 諏訪の小池氏 前項氏に同じ。其の家紋には、隅切角に小、分銅小の字、丸に小、窠に小、又は丸に澤瀉を用ふ。

4 桓武平氏村岡氏流 これは信濃發祥の小池氏にして、江戶幕府に仕ふ。家傳に「村岡五郞良文の後にして、筑摩郡小池村より出づと云ふ。寛政系譜二家を載す「茂左貞季—五右貞次—五右貞晴、云々」。家紋丸に九葉篠、三階松。射禮小池流の祖小池甚之丞は此の流か。

5 清和源氏村上氏流 小池系圖に「本國美濃、清和源氏、源賴信—賴清—

—仲宗(村上氏祖)
—永源
—家宗—宗清
—季宗—宗基
—憲宗—滿信—滿清—忠清
　　　　　　　　　—滿實(古池祖、治承二年八月戰死)—實忠(古池改小池)
　　　　　　　　　—基清
—基宗—基信
—忠秀(夭死)
—忠次—忠高—清高
　　　—正次
—忠重—忠吉
—正治—滿方—滿宗—正春—正方(美濃肥田瀨村居住、軍功多し)
—正時—時定

時高 山下十左衞門　小池氏
久忠 繼福手家
久保 福手氏
久憲 山田氏
種直 上野氏
匡映 繼小池氏―間部家臣、現今東京住
九男 正武 別家小池氏祖―間部家臣 現今八代也

【附】福手氏は千葉胤直裔

6 小國氏流　羽前國田川郡の豪族にして奥羽永慶軍記に「小國が城には、小池因幡が一族・小池五郎左衞門籠城す。越後より本庄重長來ると聞えければ、鼠關近邊の土民共を催し、蕨野の要害に押寄せたり。蕨野には中山玄蕃が下知にて、最上勢五百人籠め置きけるが、小池急に取り懸け攻めければ、何かは堪ふべき、我先にと逃げたりしに、東禪寺右馬頭が甥佐久間兵助、五十川、温海川の者共を催し、蕨野敗軍の人數、合せて、再び押寄す、比は天正十四年四月廿八日なり、」云々と見ゆ。小國條參照。

7 桓武平氏池氏流　越後の小池氏なり、當國西蒲原郡に小池邑あり、關係あるか。岩船郡新屋村三面山城は、平家池大納言の苗裔、小池大炊の居る所と云ふ。

8 會津の小池氏　先祖は清和源氏にて、小池左近源實利とて、甲州小池鄕を領し、武田信玄に仕へたりと云ふ。當藩醫師に小池氏あり。

9 安達の小池氏　中山邑の名族にして、積達館基考に「中山村の小池菜は、御入封以前より□里正にて、古き家の由、猪苗代盛種よりの證書等も持ち傳へたり。奉公稼ぎ有るに付ての證書なれば、相應の人數を持ちたるなるべし。然らば中山の館を專にせしものは、即ち是れならんか」と。天正十六年戊子三月九日文書に「小池近右衞門殿」と。又「重ね〲奉公申し付けられ候。東條兵庫介名代、所領共に、進め置き候。殊に後目、池、須川野、小田の役を相添へ遣し置き候。末代に於いても相違あるべからず。後日の爲、仍りて證文如件」天正十八年庚十二月十二日。平盛種(判)。龜王丸(判)。小池近衞殿」と。

10 藤原北家宇都宮氏流　宇都宮氏の後にて、「半左義勝―源兵衞春好―彌次兵衞義久」等、寛政系譜に見ゆ。家紋三頭左巴、鶴丸。

11 小野崎氏流　小野崎系圖に「義昌(義篤公の男)―宣政―隆政(向豐前二男)―木工之介(小池名代)」と見ゆ。

12 武藏の小池氏　當國に此の氏多し。先づ新編風土記、秩父郡の卷に「小池氏(皆野村)。先祖小池左馬助は、慶長の頃の人、其の父を彌八郎と云ひ、其の父左馬助は北條氏邦に仕へ、十六歲の時、勘氣をうけ死を賜ひければ、彌八郎を甲州より迎へて養子とせしより、此所に居住すと云ふ。慶長年時に鑿ち池とて、園中に百間許の泉水あり。宅の正南に武甲山兀立し、震より巽に及びて箕山打續き、擔外に連り、岩石の間より飛泉注ぎ、或は筧などもて水を引きて池にそゝげり。池に臨める古松、砌に峙てる奇石、いと景趣ありて、其の詠め殊に好し。土人稱して郡中第一の庭と云ひ、かなたこなたより

も、游覽者多く來ると云ふ。池中の岩上に小祠ありて辨天を安ず。甲州より往昔持參せし者なりと云ふ」と載せ、又足立郡鴻巣に小池氏あり。第十四項を見よ。又岩槻城主太田氏の家臣に小池長門守あり、子孫加藤條第二十項を見よ。埼玉郡にも存す。又荏原郡にあり、大平條第四項を見よ。又文祿二年文書に「小池隼人之助」見ゆ。

13　中國の小池氏　太平記巻二十九、陶山又次郎高直の一族郎黨に「小池新兵衞」を載せ、其の奮戰を傳ふ。又山名時氏配下の將に「小池中書」あり、美作國篠葺城を攻む。又美作吉野郡粟井家臣に小池氏見え。又石州津和野龜井藩の側用人に小池氏あり。

14　紀伊の小池氏　日高郡の小池庄より起る。一族には、名草郡山口に小泉與太夫、日高郡小松原村地士小池孫市（和歌山藩より廩米五口を賜ふ）、又藤井村地士小池甚七、小池德右衞門等、續風土記に見え、また新編武藏風土記、足立郡條に「小池氏は、畠山尾張守政長の幕下、本國紀州日高郡小地の領主なれば、則ち其の地を以つて名とせるなり。享保元年、同十三

年の兩度に書上せし由緒書を、此の家に藏せり。其のあらましに、先祖主計助は北條氏茂に仕へ、豆州發向の時、其の手に屬し、相州小田原に居住し、其の子長門守は故有りて當國岩槻市宿に居り、功勞あるにより、鴻巣領の内、原地を砦にきづき、天文二十年九月朔日、彼の市宿より、この所へ來り、市宿新田と名付けたり。後東照宮・小田原御陣の事終りし後、御鷹狩として、忍の御城中へ御成の時、先祖隼人助御迎に罷り出で、御案内をなせしに、其の時居宅御旅館となり、御所持の御扇子を下され、今より後、是をもて定紋となし、小十人格の鄕士となり、御軍役を心得べき由、其の頃、隼人助居宅の地へ御殿を御建て、そこをば隼人助守り奉れり。隼人助が子三郎左衞門は多病なれば、弟加藤喜兵衞、大塚將監なるもの、次いで御殿の守りをなせり。其の時も御目見ゆるされ、御紋付の御上下、及び白銀を賜はれり」と見ゆ。

15　雜載　その他、田中家臣知行割帳に「三百三十石小池佐平次、」秀康卿給帳に「九百五十石小池半右衞門、」また加越能三州志、江沼郡檜屋疊條に「方人相傳ふ、小池甚兵衞、此の堡に居たりと。年曆曁び何人なるか、考ふべからず」と。金澤前田藩用人に小池氏あり（武鑑）。京都上賀茂社々家に小池氏、平氏と稱す。白山宮御幸連名に小池拾助、武家禮節の師に小池甚之允。安中板倉藩重臣に小池氏。水戶藩修史局總裁に小池友賢（母は室鳩巣の妹）又小池友識等あり。又京極家給帳に「三百石小池萬五郎、「三百石小池萬五郎」堀尾山城守給帳に「千石小池外記、百五拾石小池與八郎、百三拾石小池儀右衞門、」鯖江藩に「小池虛舟」あり、又近江、伊勢、山城、陸前、志摩、美濃、陸奧などに存す。

古池　コイケ　前條、及びフルイケ條を見よ。

小池田　コイケダ

小石澤　コイサハ　甲斐國に、小石和筋あり、關係あるか。奥州田村に此の氏あり。

小井澤　コヰサハ　武藏國入間郡山口村に此の氏あり。

小石　コイシ　ヲイシ

1　大石黨　近江國甲賀郡の名族にして、また大石黨の一也。

2　若狹の小石氏　林野氏の族なり。總左

衞門、その子作兵衞、小濱藩に仕へて、三千石を賜ふ。其の子市之進季白、その子元俊、その子元瑞、皆學を以つて聞ゆ。

3 雜載 賴山陽の後妻を小石氏と云ふ。又豐前にあり。

小石川 コイシカハ　武藏國豐島郡に小石川庄あり。小田原役帳に「櫻井買得五十六貫五百八十一文、小石川本所方、元有瀧知行、島津孫四郎。五貫四百八十文、小石河內法林院分、松月分」と載せたり。

小石原 コイシハラ

小伊勢 コイセ

小磯 コイソ

1 秀鄕流藤原姓佐伯氏流　相摸國餘稜郡小磯邑より起る。佐野松田系圖に「大槻小次郎高義の子義秀（小磯八郎）―朝義（四郎、實は義淸の子、弘安二年三月三十日死、三十六）―義鄕（彥次郎、母は河村親秀の女）―秀經（小六、母は河村宗秀の女）―義貞―義資（二郎）」と。又義鄕の弟「義方（五郎）」其の弟「義成（律師）」等見ゆ。

2 武藏の小磯氏　北條氏の家臣にして、八王子氏照に仕ふ。井田系圖に見ゆ。

3 常陸の小磯氏　新編國志に「小磯。戶村本佐竹譜に、近習士の內にあり。相州に大磯小磯あり、其の起る處詳ならず」と載す。

4 秀鄕流藤原姓網戶氏流　秀鄕流系圖、結城系圖に「網戶阿波守朝村の子時廣（小磯）」とす。又「大力」とあり。

5 河內の小磯氏　交野郡の名族なり。小磯逸子は花山院家に仕へ名あり。

6 雜載　鯖江藩に小磯波治、また磐城、筑前、岩代、志摩等に存し、丸に十字を紋とするものあり。

小磯邊 コイソベ　磐城國宇多郡小磯邊邑より起る。佐藤條を見よ。

小板 コイタ　淸和源氏井上氏の族にして「賴季―滿實―光平―義遠」の後なりと。信濃國佐久郡に存し、又尾張にあり。

小井田 コヰダ　甲斐に小井田庄あり、その地より起れるか。

小板橋 コイタバシ　淸和源氏、中興系圖に「小板橋、三州足助余流」と見ゆ。里見家々老にして神山城主也。又岩代國岩瀨郡に此の氏存す、同異詳かならず。

小市 コイチ　ヲイチ　信濃に此の地名あり。

古市 コイチ　美濃、信濃にあり、フルイチ條を見よ。

小一條 コイチデウ　京都小一條殿より起る。

1 小一條家（藤原北家高藤流）　尊卑分脈に「冬嗣―內舍人良門―高藤（號小一條內大臣、又號勸修寺）」と見ゆ。

2 同（同上忠平流）　小一條攝政忠平（時平の弟）の後にして、榮花物語に「貞信公（藤忠平）の御子五郎師尹の左大臣ときこえて、小一條といふ處に住み給ふ、」と載せ、尊卑分脈に「忠平（號小一條殿）―師尹（小一條祖、號小一條左大臣）―定時（侍從、小一條怨靈貞時是れ也、云々、哥人）―實方（右近中將）」また定方弟「濟時（號小一條大將）―通任」と見ゆ。濟時の女は、三條天皇の皇后娍子にして、實に小一條院（皇太子）の御母なり。

師尹
- 定時（右近中將 陸奥守）―實方―
  - 朝元（陸奥守）―
    - 師任（中宮大進）―行任
    - 師經（小一條院判官代）―行貞（藤大夫）
    - 定成（肥前守）―定仲（甲斐權守）
    - 實任（齋院次官）
  - 長快（熊野別當）
  - 女子（白川院女房 少將內侍）
- 濟時（權大納言 小一條大將）―
  - 爲任（伊與守）―定任（肥後守）

─通任（權中納言 參議）─師成─師季─尹時
─娍子（三條天皇后 小一條院母儀）

子孫熊野別當、最も榮ゆ。

3　雜載　九州記に「小一條關白六代孫大夫將監則隆、延久二年肥後の國司に下り、終に國士と成りて菊池郡に住し、菊池を以つて氏とす」と。

後一條　ゴイチデウ　藤原爲光を後一條太政大臣と云ふ。後の一條の意ならん。

小泉　コイヅミ　和名抄、越前國丹生郡に泉郷あり、小泉郷かと云ふ。其の他、大和、駿河、美濃、信濃、越前、越後等に小泉庄あり、又山城、甲斐、武藏、常陸、上野、磐城、岩代、陸前等に此の邑名存す。

1　藤原姓　大和國添下郡の小泉庄より起る。また小和泉に作る。室町の初期、既に興福寺領莊官として、此の地に據りしが如し。その後、天文の頃、小泉四郎左衛門秀元・筒井氏に屬し、順昭の姪婿となりて勢力あり。麾下には、市場、滿願寺等二千石の士ありて、合せて一萬三千石を領せりと云ふ。その長子は秀之也。

2　越智氏流　これも大和の豪族にして、尋尊僧正文正元年記に「越智彈正家榮の一門、曾我、高田、小泉延定房、云々」と見ゆ。前項との關係詳かならず。

3　伊賀の小泉氏　名賀郡の豪族にして、小泉三郎左衛門あり。筒井定次が伊賀國守護たるとき、小泉氏所有の名刀を所望せしも、小泉隱して出さず。里人・之を定次に告ぐ、定次怒りて小泉を殺して其の刀を奪ふ。小泉の怨靈、定次の一男一女を殺す。定次恐れをなし、小祠を建てゝ其の靈を祀り、名刀を納む」と（郡誌）。

4　中臣氏族　中臣氏系譜に「祭主輔經の弟泉七郎助俊輔─俊宣（泉五郎）─家宣（小泉太郎）」と見ゆ。其の子「家經、家兼」、家兼の子「家光、重家」等あり。

5　紀姓　伊勢國一志郡小倭莊の豪族にして、大仰城に據る。城は大仰村字城谷の山上に在り。應永中、小泉左近將監藤能・之を築き、北畠氏に屬せしが、永祿中に毀つと傳ふ。藤能は紀貫之十六世の孫にして、白木、吉懸、堀山、稻垣、滿賀野等の諸氏は、皆此の一族なり。又名僧眞盛は藤能の男にして、積德智量あり。北畠國司擧げて國政を掌らしむ。將軍義政又崇信す。本郡成願寺、飯野郡蓮生寺、安濃郡西來寺等、皆其の創建する所なり。又近江國滋賀郡大窪山西教寺も眞盛の開基にして、緣起に「父を小泉左近將監、紀貫之十七世の孫」と傳ふ。天台律宗、眞盛派を創む。當寺は其の本山にして、末寺五百。

又桑名郡に小泉甚六あり、太閤記、將軍譜等に見ゆ（三國地志）。紀條第三十九項參照。

6　近江の小泉氏　甲賀五十三士の一に小泉城主小泉右馬允貞興あり。その子貞吉・中野氏を嗣ぐ。

7　三河伴氏流　三河伴氏系圖に「關野資信の子又太郎資房、其の子資國（小泉）その弟清還」と見ゆ。

8　藤原姓　三河發祥の氏にして、もと新美氏、重勝の子勘九郎吉勝（次大夫）、上松次大夫吉次の氏を冒して小泉を稱す。その子平三郎吉綱也。家紋丸の內蝶。寬政系譜に見ゆ。

9　清和源氏小笠原氏族　家譜に「小笠原政康の六代上松泰清、今川義元に仕へ、富士郡小泉に住す。其の子次大夫吉次に至り、小泉に改むと云ふ。寬政系譜に「家紋・丸に泉文字、三文字菱、五七の桐、重菱、丸に揚羽蝶」と。

10 甲斐の小泉氏　信濃小泉氏の族なりと云ふ。

11 清和源氏村上氏流　信濃國小縣郡小泉鄕より起る。信濃源氏爲公の後にて、室賀氏と同姓なりと云ふ。小泉村の小泉城は、小泉喜見齋重成の居城にして、其の子「内匠助宗貞(又源二郎)―宗三郎昌家―隼人昌季」なり。重成・天文十四年・武田氏に降る。甲鑑に二十騎と載せたり。此の氏の事、佐々禮石に「小泉城、小泉源治郎喜見齋重成・當城を構ふ。其の子内匠助宗貞、天文年中、村上家に屬し、幕下として千三百石を領し、其の子宗三郎昌家・武田家に降り、其の子隼人昌季(初め忠季)、天正七己卯年、故あり、當所を退去し浪人す。年經て、子孫水戸家に仕へ、今小泉の氏あり」と云ひ、又千曲之眞砂に「城主小泉喜見齋重成(一本貴賤齋に作る)、其の子内匠助宗貞(又源次郎)天文年中これに居る、村上の幕下也。後に武田に降る。其の子宗三郎昌家(又昌宗に作る)・天正七年頃これに居る。其の子隼人昌季(又忠季に作る)・天正元年九月、三州長篠に籠城す。其の後、武田滅亡に依りて民間に零落す。此の子孫、今水戸家に仕ふと云ふ、詳かならず。高野山寄進狀に『小泉總三郎昌宗、天正七年己卯十二月二十六日』と有り、又或る記に『源次郎、二十騎將也、小泉城。』と見ゆ。源次郎は内匠助なる由、是非を知らず」と見ゆ。

又鹽尻城(鹽尻村)は小泉喜見齋の末子五郎左衞門宗昌・天文年中、村上家幕下として、當所千三百石を支配し、天文十四乙巳年、武田家に降り、天正元年より籠城し、同七年本家と同樣、當所を引拂ひ浪人すと云ふ。

又伊那郡にも小泉氏の館跡(石曾根)あり。「弘治二年、武田氏・本國御手に入る。之に依り、家臣小泉五郎左衞門、知行三百貫文を領し、其の子新左衞門・高遠城に討死」と云ふ。又諏訪郡の小泉氏は、諏訪志料に「大宮神馬奉納記に、小泉喜見齋重成、同内匠之助實貞等ありて、皆緣族なり云々。天正三年、長篠役供奉の面々中にも、小泉源次郎と云ふ人あり。當郡の小泉氏も其の一族にして、武田家沒落後、浪人し、當地に潛居、農に從事す。信府統記にも、滋野一族に小泉氏のものあることを載す。古き國士たること知るべし」と云ふ。當郡小泉氏五十一家は丸に雪折竹を家紋とす。

12 相摸の小泉氏　相州兵亂記に小田原の事を載せて「去る程に、相州小田原守護の政道・私なく民を撫でしかば、近國他國の人民、悉に懷き家を移し、津々浦々の町人、職人、西國、北國より群來る。昔の鎌倉もいかで是れ程あらんやと覺ゆる計にみえける。小泉と云ふ人、町奉行を承はる。賞罰嚴重にして、人の堪否を知り、理非分明にして、物の奸直を糺しければ、人の歎もなかりける」と載せたり。

13 武藏の小泉氏　大里郡小泉村より起りしか。成田家分限帳に「十五貫文小泉將監」と云ふ人見ゆ。又比企郡菅谷城(菅谷村)は梅花無盡藏に「長享戊申八月十七日、須賀谷の地平澤山間に入る、太田源六資康の軍營」と。又東路土産に「鉢形を立て、須加谷と云ふ所に小泉掃部助の宿所に逗留云々」とあり。今も當所より上州に至るに、小川鉢形と、人馬を次ぎて順路なれば、此の書に載たる小泉が宿所も當所のことなるべし(新編風土記)。

又都筑郡小泉氏(池邊村)は、先祖を帶刀と云ふ、北條分國の頃、代官を勤めしと

コイツミ
コイツミ

云へり。後太閤秀吉小田原攻の時、近郷へ與ふる所の制札一通を藏せりと。

14 荒井氏流　久良岐郡小泉氏(杉田村)は荒井平次郎入道光善が子孫なりと云ふ。平次郎は因幡守が始名なるべし、氏を改めしはいかなる故にやと。

15 奥州藤原氏流　武藏國橘樹郡の小泉氏(平村)は熊野神主也。村内八幡、神明、天神、五所、稻荷等の神職を兼務す。先祖は泉三郎忠衡より出づ。忠衡が子新太郎常衡、其の子常忠の子孫、小泉を氏とするものありと云ふのみにて、其の間の世系を失せり。天正の頃、小泉左京亮と云ふものより、後の事は詳かに傳へたり。左京亮は天正八年二月十五日沒す。其の子を左京亮政次と云ふ。政次が嫡男出雲勝重は、同じき十五年に荏原郡品川稻荷社神主宇田川出雲勝定が養子となれり。政次は同年二月四日沒せしにより、次男伊豫守政安家業をつぎたりと。宇田川條參照。又小杉陣屋(小杉村)は御殿蹟屋敷の後にあり、昔御代官小泉次太夫吉次が居住せし跡なりと云ふ。

16 秀鄕流藤原姓小山氏流　小山秀綱の後也と云ふ。上野國邑樂郡小泉より起る。

コイツミ

富岡條參照。

17 下野の小泉氏　那須郡那須神社は舊稱那須八幡、また金丸八幡と唱ふ。國志に「金丸八幡、社領五十石、神主小泉氏、傳へ言ふ、源義家、奥州征伐の刻に建立する所」と見ゆ。

18 下總の小泉氏　相馬郡大鹿氏の一族なりと云ふ、大鹿條を見よ。

19 桓武平氏大掾氏流　常陸國那珂郡(茨城郡)小泉邑より起る。大野八郎光幹の後也(新編國志)。小野城は小泉備中守重春の居城と云ひ、又那珂郡湊館山城(湊町)は大椽氏の族、小泉左京亮重幹・居城す。後江戸氏の臣館左京亮住し、永祿年間廢すとなり。

20 磐城の小泉氏　石城郡の小泉村より起る。三坂文書に「陸奥國岩城余部雜掌賴秀申す云々。小泉彌三。嘉暦二年十月廿五日。薩摩左衞門七郎殿。」また「小泉彌三郎入道の子息五郎云々。元弘三年十二月」など見ゆ。古代記に「小泉境山の城は、小泉彌三郎の居れる所とぞ。元弘三年、鎌田彌次郎賴圓注文に『中山孫次郎入道、沼尻與五太郎、菅波五郎太郎、小泉孫三郎入道』など見え、又仁科岩城系

コイツミ

圖に『小泉も中山も元來でんちうに候。其の後改まり申す。中山の下に御座候。小泉筑前守は、中山隆吉のをいでむごになり候』云々。」と。仁科岩城系圖に「中山讃岐守隆吉の女子・小泉筑前守妻」とあり。

21 岩代の小泉氏　田村郡の小泉邑より起り、小泉館(小泉村小泉)に據る。小泉山城守は田村大膳太夫清顯の家中にして、又小館には田村臣小泉藤兵衞住す。一に堀越館ともあり。

22 伊達族　陸前國柴田郡の小泉邑より起る。封内記に「小泉邑は小泉四郎(諱不傳)の居る所と。按ずるに、古昔、我が公族に小泉と稱する者あり。今其の家亡ぶ。四郎は乃ち其の先祖か」と見ゆ。

23 桓武平氏秩父氏流　越後國岩船郡小泉庄より起る。此の地は「新釋迦領、領所中御門大納言」と見ゆ。蓋し此の氏は其の庄司たりしならん。庄内の持長城(小泉村)に據る。小泉氏は色部氏の同族にして、本庄とも稱す。建武年間、小泉左衞門二郎持長あり、秩父三郎長倫に打たる。又同郡の樺澤城も持長の據りし地と云ふ。本庄條參照。

24 藤原姓　應仁私記に「小泉又太郎（藤原重員）、小泉勝丸（重員子秀員）」など見ゆ。

25 越前の小泉氏　朝倉氏の家臣にして、朝倉義景・姉川敗北、歸國の際、其の殿軍として、織田勢と刀根坂に戰ひたる人に、小泉四郎左衞門尉と云ふ人あり。又足羽郡三萬谷別所村の小泉氏は山本孫兵衞の三男半治郎親常より出づと云ふ。山本條參照。此の小泉氏は次項と同族か。

26 日下部姓　朝倉氏と同族にして、日下部系圖に「（糸井）清秀（和泉貫主）の子清國（小泉太郎、岩峽合戰に討たる）」と見ゆ。本國は但馬也。

27 桓武平氏土肥氏流　小早川系圖に「安藝守宣平―氏平（小泉）」と載せ、子孫小早川家に仕ふ。

28 雜載　その他、東鑑卷四十七に小泉左衞門四郎賴行、四十八に小泉五郎、五十に小泉四郎左衞門尉等見え、又奥州葛西氏の家臣に小泉氏あり。後に小泉能登等は伊達氏に仕ふ。又出羽天童賴澄配下の將に小泉氏あり。又筑後國生葉郡山北村檢地名寄帳に「小泉萬之丞（文祿）」、德川時代、一宮加納藩重臣に小泉氏、加賀藩給帳に「百五拾石（丸内二雁金）小泉磯之助、五百石（丸内二雁金）小泉淺之丞、拾人扶持（蛇の目）小泉源四郎、百拾石（同）小泉宗左衞門、」また津山藩士分限帳に「七拾石小泉乙二郎、四拾五俵小泉鎧一郎、五石三人扶持小泉源助、忰小泉德太郎、」伏見役人帳に「小泉惡七郎、」水無瀨家雜掌に小泉氏、京極殿給帳に「二百石小泉彌左衞門、」その他、津輕、安藝、肥前、越後、豐後、羽前、紀伊、出雲、長門等に此の氏多しとぞ。又小泉八雲氏は英國人にして（希臘出生）、原名ラフカヂオ、ヘルン、父は愛蘭ダブリンの人なり。出雲大社の職員小泉氏の女を娶り、その姓を冒せし也。

小和泉　コイヅミ　大和の小泉氏は又小和泉氏と稱す。筒井家親族に小和泉秀元あり。

兒泉　コイヅミ　奥州田村郡に存す。

五泉　ゴイヅミ

濃泉　コイヅミ

小出　コイデ　信濃、岩代、羽前、羽後、越後等に此の地名存す。

1 諏訪神家　信濃國伊奈郡小井氏邑より起りしか。諏訪神家の族にして、諏訪上社五官の一、擬祝の家なり。後伊藤氏に移る。又五官禰宜大夫も最初小出氏、後守屋氏なりと云ふ。

2 藤原南家二階堂流　信濃國伊奈郡小井氏邑より起ると、前項氏と關係あらん。家傳には「二階堂行政九世時氏・この地に住み、此の氏を起す」と。內藤氏云ふ「武鑑に遠江權守爲憲後裔とあれば、南家の藤原にて、遠藤の族也。又小出は信州の地名にて、元は小井氏なりとか」。又中興系圖には「小出、藤、本國信州高井郡、紋龜甲內小字、丸內櫻花、工藤四郎家光五代、彌次郎師能・これを稱す」と載せたり。もと村上氏に仕ふ。高井郡仙仁城（仙仁村東南）は村上義淸の家臣小出大隅の居城なりと云ふ。大隅・後に埴科郡東寺尾城（東寺尾村）に移る。

3 甲州三枝姓　三枝萬吉守里（初め有利、守秀）外家の稱を冒して、小出氏を稱す。其の子傳三郎守明（彌三郎）―守安也。家紋丸に二八の文字、丸に櫻花。寬政系譜に見ゆ。

4 尾張の小出氏　第二項小出氏、即ち藤原南家、小井氏時氏の玄孫小出祐重、愛智郡中村に移住す。其の子五郎左衞門正

コイテ
コイテ

重（信濃より上中村に移る）なりと。異本には「累代の先祖尾張國愛智郡中村の住人たり。秀政は豊臣太閤と同じ處に生れ育ち、殊に親しく相語ひければ、秀吉次第に身を起させ給ふに從ひて、秀政も同じく身を起して、播磨守、從五位下に成され、和泉國岸和田の城を領す、三萬石」とあり。秀政の秀は太閤の諱字を賜ひしなり。藩翰譜に「播磨守藤原秀政（初の字は甚左衞門）は、五郎左衞門尉正重が男なり。豊臣太閤に仕へて和泉の國岸和田の城を賜はりて領す。其の先祖・審ならぬ由を申す也。或る人の云はく、秀政は尾州中村の人、秀吉と同所に生れたれば、幼より相親しみ、其の後秀吉に仕へて、奉公の勞を重ねしかば、終に岸和田城を賜ひしとぞ。按ずるに岸和田を賜はりしは、天正十二年の後なるべし。夫れ迄は中村式部少輔一氏、此の城に在りし事、創業記に見えたり。今彼城に殿守あり、所の者申すは、昔此の城には播磨守秀政の居給ひし故、殿守をは上げられたり。此の人は太閤の親しき御外戚にて候ひし故に、御許しを蒙り給ひしと承ると申すなり。多門院日記には『小出播磨守は大政所の妹を妻にして、太閤一段の御意合なり』と見えたり。秀政に男子四人あり、嫡子大和守吉政、（後には播磨守）、二男遠江守秀家、三男大隅守三尹、四男甚太郎重堅と云ふ。大和守吉政、文祿四年但馬國出石の城を賜へり」と。豊鑑に「小出播磨守、小出信濃守」等見ゆ。

吉政は「三萬石、又は二萬石とも申す也。按ずるに、小出父子所領の事、分明ならず。父秀政の所領泉州の地、或は三萬石、或は五萬三千石、或は六萬石と記せり。又父子共に十萬石を領せしと錄せる記もあり。（異本に吉政、初め文祿二年、信濃守に任じ、播磨國龍野城を領す、二萬石。同四年大和守と成りて、但馬國出石城を賜ひて移る。六萬石。父子の所領、合せて九萬石。これ系圖に見えし所也。十萬と云ふ說、不審とあり）。されども、子孫の分ち領せし所を見るに、左程にはあらず。但し豊臣家の時には、本領の外に、其の邊りに在る御領の地を付けて、所務を沙汰せしことあり。若し夫等の地を合せて十萬石と云ひしに非ずや」と載せ、寛政系譜には「五郎左正重—秀政（甚左、播磨守、岸和田城三萬石）—信濃守吉政（母は秀吉の姑）—右京大夫吉英（但馬出石五萬石）—修理亮吉重—備前守英安—右京英益（大和守）—藏人英長（播磨守、春日氏主殿英信の二男）—久千代英及（嗣なく家絕ゆ）」と。又武鑑に「（播磨守）秀政（大和守、岸和田城主）—吉政（播磨守、但馬國出石城に移る、六萬石）—吉英（右京大夫、大和守、）」とあり。

次に吉政の二男吉親は、丹波園部三萬石を領す。其の子孫、武鑑に「吉親（伊勢守）—英知（信濃守、初め吉久）—英利（伊勢守）—英貞（信濃守）—英持（信濃守）—英常（伊勢守）—英筠（信濃守）—英發（播磨守）—英教（信濃守、實は大村丹後守純顯の弟）—英尙（伊勢守、丹波園部二萬六千七百十一石餘）」と。其の子英延なり。現今子爵。其の他支庶十七家、寛政系譜に見ゆ。家紋額に二八文字、一重櫻、八重梅鉢、十六葉の菊。

小出

小出主水

小出助四郎

5 奥羽の小出氏　羽前國田川郡、及び羽後國由利郡に小出邑あり。而して東鑑巻四十六に「小出出羽前司」を載せたり、關係あらん。下りて、建武元年十二月津輕降人交名に「小出左衛門尉、十一月二十一日死去了」と見ゆ。

6 丹後の小出氏　與謝郡田原城(田原村)は小出左京進の居城也。

7 豐前の小出氏　曆仁の頃、宇都宮道房の家士に小出久内あり(宇都宮家譜)。

8 筑後の小出氏　久留米侯有馬忠頼の二男伊豫守豐範、寛文八年、御原郡松崎の地・一萬石を賜ふ。豐範實は小出氏、忠頼の姪と云ふ。貞享元年除封。

9 雜載　その他、此の氏は德川時代、西條松平藩の重臣、出石仙石藩用人、八幡青山藩重臣たり。又京極殿給帳に「三百五拾石小出次郎右衛門」、増山家記に「小出甚太郎」、尾張の儒者に小出侗齋、父道怨、祖父永庵(立庭)、また侗齋の義子に愼齋、皆名高し。備前虎倉の城主伊賀氏家臣に小出氏あり。その裔小出又三郎政秀・美作國眞庭郡栗原邑に移る。歌道の大家に小出粲あり、濱田藩士・松田三郎兵衛の男なり。又享保の末、幕府調査に

小出尠左衛門は、百二十二歳なりしと云ふ。其の他、美濃、薩摩、上總、下總、武藏等に多しとぞ。

湖出　コイデ　聲曲家湖出覺之助、その子市十郎は江戸の人也。

小井氏　コヰデ　信濃の著姓、小出條第一項、第二項に併せ云へり。

古井出　コヰデ　前條に同じきか。

小出崎　コイデサキ　志摩に存す。

小井戸　コヰド　黑瀧山奥之院記錄に「小井戸武平、小井戸右馬之丞」等見ゆ。大井田氏の族裔なりと。

小井土　コヰド　信濃に現存す。

小絲　コイト　上總國周淮郡小絲邑より起る。管窺武鑑に「天正七年、里見義弘は久留里の城代兩人の内、山梨孫九郎・去る比死去故、跡を秋元上野の子息勘解由左衛門に仰せ付けられ、秋元が先領小絲城をば、里見兵部に預け下さるゝ間、小絲、窪田、峯上衆を相催し、龜山城へ押寄す云々」と。

小系　コイト　小糸か。

木行　コイヌ　和名抄、肥後國八代郡に木行鄕あり、後世小犬鄕と云ふ。

小井沼　コヰヌマ　武藏橘樹郡菅村十六苗の一也。

小犬丸　コイヌマル　播磨國揖保郡に此の地名あり、關係あるか。豐後國下毛郡の豪族にして元龜天正には小犬丸左衛門あり。

五位野　ゴヰノ

五井松平　ゴヰノマツダヒラ　ゴヰ條に併せ云へり。

小岩　コイハ　陸中國磐井郡の豪族にして葛西氏配下の將なり。仙台藩封内記に「赤荻、市店の遺址は、日光館下に在り。傳へ曰ふ、葛西家臣小岩大膳重光、住居の時の市店にして、今に市店の存する者あり」と。また「山目の古壘は凡そ二あり。其の一、小石名澤館は、傳へ曰ふ、葛西家臣千葉下野清宗(或は晴常に作る)の居る所、其の二は伏牛館と號す。傳へて曰ふ、葛西家臣小岩駿河の居る所」と見ゆ。此の氏は武藏國葛飾郡小岩邑より起りしか。又美濃、備前等の諸國にもあり。又信濃に小岩兵部大夫あり、小松條を見よ。

小岩井　コイハヰ　信濃に存す。

小石瀨　コイハセ　肥後に此の地名あり。

小岩嶽　コイハダケ　中興系圖に「小岩嶽、平、本國信濃、原伊勢守正盛の男・兵部大輔、これを稱す」と載せたり。

五位淵　ゴヰブチ

小家　コイヘ

小今井　コイマキ

江　ゴウ　大江氏を略して、江と云ひ、江家と云ふ。大江條を見よ。東鑑巻九に江左近次郎、十三に江左近將監久家、十七に江左近將監能廣、十四、十七、廿一、三十三に江兵衞尉能範、二十二に江左衞門尉能範、二十四に江右衞門尉範親、二十七に江兵衞尉、江八郎、三十一に江右衞門尉、三十二に江帶刀左衞門尉、三十四、四十四に江民部大夫以康、三十四、三十五、三十六に江石見前司能行、三十六に江新民部丞、四十七に江民部大夫弘基、四十八に江石見前司を載せ、又承久記巻一に「江のさゑもんのりちか」また但馬國太田文に「國衙領、久世田勘納、拾町三反、地頭江民部大夫基俊家」など、皆然り。その他、猶多し。エ條參照。

孔　コウ　河内の名族にして、日下氏の族なりと云ふ。クサカ條を見よ。なほアナ條參照。

郷　ゴウ　ガウ條に云へり。今足らざるを補ふ。一三七六頁を見よ。

1　淡路の郷氏　當國の豪族にして、三原郡阿萬城主也。安間、及び阿萬條を見よ。當地千福寺は、永正十年、阿萬城主郷丹後守の修むる所と云ふ。

2　郷純造・功ありて男爵を賜ふ。その子誠之助也。

弘　コウ　ク　ヒロ條參照。幕末長藩勤王の士に弘勝之助東明あり。

公　コウ　ク　キミ條を見よ。

公家　コウケ　會津にあり、新編風土記、大沼郡入谷地村條に「舊家、勇藏。先祖は公家土佐守時房と云ふ。應永三十三年、濃州大垣より此の地に來り、正長元年、葦名の家人となれり。五世土佐守某が時、葦名の家滅し、農民となりしと云ふ。家に天正十八年、文祿三年の檢地帳を持ち傳ふ」云々と。

高下　コウゲ　カウゲ　石見に現存す。

向後　コウゴ　カウゴなり。

興國寺　コウコクジ　豐前國田河郡に在り應永正長の頃、興國寺衆徒・勢力ありしと云ふ。

幸坂　コウサカ　備前に存す。カウサカなり。高坂、香坂等の條を見よ。

向坂　コウサカ　カウサカ條を見よ。

高坂　コウサカ　カウサカ條を見よ。津輕にも存す。

香坂　コウサカ　カウサカ條を見よ。

剛崎　ゴウサキ　ガウサキ也。

郷司　ゴウシ　ガウシなり。職名を氏とせしにて、名族たるべし。郷司は中古以來の職にして、郷内の名族を補す。日本上代に於ける社會組織の研究を見よ。鯖江藩に郷司盡治なる人見ゆ。

孝子　コウシ　カウシ　備前にあり。

江州　ゴウシウ

好士崎　コウシサキ　カウシサキなり。

糀谷　コウヂタニ　カウヂダニなり。

幸嶋　コウシマ　カウシマ條に詳かなり。猶ほ中興系圖に「幸島、藤、下河邊庄司行平男、四郎行時・稱之」と載せ、又東鑑巻廿四に幸島四郎、二十五に幸島四郎行時、四十一に幸嶋次郎、四十七に幸嶋左衞門尉見ゆ。一三八一頁を見よ。

興正寺　コウシヤウジ　もと山城山科、今京都本願寺の南にあり、眞宗一派の本山にして、藤原氏也。蓮教—蓮秀—證秀—顯尊推僧正に至りて、門跡を賜ふと云ふ。寺主を花園氏と云ふ、ケヲン條を見よ。

興正寺

坊官・下間宰相、家司・有馬藏人、福田帶

刀、下門大學、用人。內田外記、橋本司書。

柑子山 コウシヤマ カウジヤマなり。

弘誓院 コウセイヰン クセイヰン條を見よ。

公隻 コウソウ クサウか。讃岐國寛弘元年戶籍に、公隻時町女と云ふ者見ゆ。

古宇田 コウダ 常陸の名族にして、新編國志に「古宇田。本貫未定・所出詳ならず。古宇田彌兵衞は、もと眞壁氏の臣なり、後に佐竹義宣の直參となる。眞壁氏・佐竹に仕ふるの後なり、佐竹譜に見えたり。古宇田將監、古宇田志摩、同理助、皆眞壁の臣なり。苗字・今筑波、眞壁の邊に存す」と見ゆ。

高麗文書きやくいの次第に「古宇田志摩守」を擧ぐ。

御宇田 ゴウダ ミウタ 肥後國山鹿郡の名族にして、山鹿庄御宇田邑より起り、關白道長の裔と稱す。永正元年三月の菊池政隆の侍帳に「御宇田山城守直貞」を載せたり。なほミウダ、ミムダ條參照。

耕田 コウタ カウタ 笠庭寺記に「東北條郡高倉庄（金十兩三朱）耕田宗久」と見ゆ。名族たりしが如し。

鄉田 ゴウダ ガウタ 甲斐國都留郡の名族にして、護滿長者被官のものなりと云ふ。

合田 コウダ アヒタ カフタ等の條に詳か也。備前にも存す。

興田 コウダ オキタ條（八八八頁）を見よ。陸中の豪族なり。

甲田 コウダ カフタ條（一六九八頁）を見よ。信濃にも存す。

勾當 コウタウ 眞言宗にて、事務をとる人を云ふ、又關白家にも存し、又宗源宣旨に「神祇道管領勾當長上卜部朝臣」など多し。東鑑に勾當八あり。藤原泰衡の將にして、四方坂の壘を守る。猶ほコウトウ條參照。

鄉道 ゴウダウ ガウダウ也。信濃に存す。

江道寺 コウダウジ 美作の豪族にして、新免方の將に江道寺三郎左衞門あり。又三左衞門とも見ゆ。越坂山攻に戰死す。また之より前、延德年間、小原勢に江道寺三左衞門あり。

小內 コウチ カウチ條參照。東鑑卷三十五に小內左衞門次郎と云ふ人見ゆ。

小路 コウヂ 和泉國大鳥郡の名族にして小路五郎三郎、寬文十一年に伏尾新田を開發す。コミチか。

古內 コウチ フルウチ條を見よ。

合地 コウチ カフチ也。備前に存す。

好地 コウチ

高知丸 コウチマル カウチマルなり。東鑑卷四十に高知丸太郎と云ふ人見ゆ。

小宇津 コウヅ 太平記、卷三十四に「土岐小宇津美濃」を載せたり。卽ち土岐氏の一族にして、中興系圖に「小宇津、淸和、土岐之類葉」と見ゆ。

公津 コウヅ 下總の豪族にして、千葉系圖に公津久胤あり。キミツ條に云へり。

神津 コウヅ カウヅ也。カミツ條を見よ。

鄉津 ゴウヅ ガウツ也。信濃に存す、神津氏に同じかるべし。

工月 コウヅキ クツキ條を見よ。

合土 ゴウド 中興系圖に「合土、淸和、義國末、額田三郎男、五郎經義・稱之」と見ゆ。ガフト條（一六九八頁）に詳か也。

江堤 ゴウツヽミ エツヽミ條を見よ。大和の豪族也。

勾藤 コウトウ コウタウ條を見よ。能登國一宮氣多大社神子座職に勾藤氏あり。

厚東 コウトウ コトウ 長門國厚狹郡より起る。厚狹郡東部の意ならん。厚東邑と云ふもあり。當國の大族にして、周防の大內氏と頡頏す。蓋し厚狹郡領の後裔ならんかと云ふ。

傳說に據れば、物部守屋の後裔にして、其の遠孫武基、厚狹郡に居り、始めて厚東太夫と云ふ。其の玄孫武晴の子武光（盛衰記に武道）厚東郡司となり、城を末信村の霜降山に築く、其の七世孫武實・建武元年、守護職となる。その系圖は「物部武忠―武基（厚東太夫）―武道―武綱―武仁―武晴―武光―武景―武能―武朝―武時―武政―武仲―武實（厚東太郎）―武村―武直―義武―弟幸政」なりと。

厚東氏は、源平盛衰記に「平家年來の伺候人、長門國には厚東入道武道」と。下つて博多日記に「正慶二年三月十一日、云々。長門國分。厚東彦太郎入道若黨巳上九人、岡崎父子い上四人云々」と。次に四月一日條に「同日、門司關より三川殿に告申し、長門國厚東、由利（大峯地頭）、伊佐の人々與力、高津道性、去る一日辰時、長門殿の御館に押し寄せ畢んぬ。堀をほり切り、かいだてをかきたる間、左右なく打ち入らず、寄手射しらまされて引き退く。道性の子息、厚東の子息、痛手を負ひ畢んぬ。敵重ねて寄せ、時の聲をつくる間、之を見つゝ告げ申す云々、」と。又六日條に「長門國厚東、秋吾、岩永、由利、伊佐、ア□マツヤ、河越、アサ、皆・先帝の御方に參る云々、」と。又「七日、三川殿・門司より御返り。長門には、敵厚東を始めとして、今月一日押し寄せて、五日に至る・毎日合戰。矢戰計りにて、太刀打なし。敵大勢射られ候處、鎭西より、三川殿御向の由、これを聞き、厚東が宿所に引籠る。之を聞き、日田入道等、厚東城に相向ふ、卽ち厚東又逐電す云々、」と見ゆ。

太平記には、卷六に「厚東入道、大內介、安藝熊谷、周防、長門の勢を引具して、兵船二百餘艘」、また卷八に「厚東加賀守」、を載せたり。建武中興の際、厚東武實は本州守護職を賜ふと。豐府志には、武實を太郎入道宗正とす。次に建武二年三月文書に「長門國厚東持世寺に、宇都鄕の內、田地を寄進する事、坪付・別紙に在り云々。沙彌（厚東氏）」と。

又梅松論に「長門の守護厚東入道、厚東太郎入道、」太平記卷十四、三十四等に厚東駿河守見ゆ。駿河守は太郎武實の子武村なりと云ひ、又武實の孫義武とも、また義武と武村とは同人なりとも云ふ。大內弘世に擊たれて、豐浦郡に走り、肥後の菊地氏に依賴す。恒石八幡宮文書に「厚東郡棚井村恒石八幡宮々司職、并に吉見村內、僧膳田貳段云々。正平十三年十二月日。左衞門尉義武判、」など見え、又同十九年、駿河守。南軍名和、菊池と共に、豐前國馬岳に於いて、弘世を破る。また「四王司山の城主厚東駿河守武村は、貞和五年（正平四年）大內義弘に攻められ敗死す。霜降山城主厚東物部太郎武實の子なり。觀應三年（正平七年）、厚東武村の子武直・四王司山、及び櫛崎を襲ひしも克たず。武直脫走す。一族備前守武道は、長府土居山に安堵し、大內に附庸たり。永和年中、武道・兵を川棚に擧げしが、成らずして遂に敗死す」など傳へらる。

その滅亡は、大內氏實錄に「正平十年、大內弘世・長門の厚東氏を討つ（厚東系圖）。十三年、弘世・長門守護職に補せられ、六月に至り長府に入部す。十四年十二月、厚東氏の居城四王寺を攻めて之を拔き、厚東某、及び富永又三郎を斬る（長門國守護代記、厚東系圖、及び大內系圖等）。貞治二年（正平十八年）、弘世・更に北朝に屬す（太平記）。三年、弘世九州の官軍と豐前に戰ひ利あらず。誓書を贈り降を乞ひ、厚東氏の復國を約し、以つて軍を還す（太平記、及び續本朝通鑑、名和氏紀事）」と。されど厚東

氏・遂に振はずして亡び、本州全く大内氏の手に歸す。豐田、大内、山口條參照。石見、長門等に此の氏存す、他にもあらん。

小疇 コウネ

河野 コウノ カウノ、及びカハノ條に詳かなり。

畊野 コウノ カウノなり。

鴻野 コウノ

鴻井 コウノヰ

鴻池 コウノイケ 攝津國河邊郡鴻池邑より起る。鴻池は國府の池にて、此の地に當國々府ありしかとの說あり。この氏は橘姓と稱し、又山中鹿之助幸盛の後なりと云ふ。文祿慶長の頃、山中勝庵なるものあり、鴻池村に住す。清酒を發明し、之を江戸に鬻ぐ。寬政六年、勝庵の後裔に鴻池新右衛門あり。これ大阪の名族鴻池の先祖なり。鴻池先祖一代記に「河邊郡鴻池村に造り出せる酒・味ひ他に勝れてあるによつて、酒を商ふ家は名を賣りてうれるなり。世の人山中の酒とよぶ。今大阪の富家鴻池の先祖は、此所より出でゝ、今苗字を山中と稱す、よく諸人しれり。山中酒屋の事思ひ合すべし。爰に一說あり。昔はすみたる酒はなく、にごり酒にて、今のどぶ六といふもの也。有る時、山中に召使の下男、心よからぬ者にて主人と口論せり。もはや此の家に奉公勤まるまじと立腹して、立退かんとおもうて、邊りを見るに、灰桶ありしを見つけ、是こそ幸かなと、家内のしらざるうちなげこみ、獨りわらひて立退けり。然るに主人をはじめ、かゝる事とは夢露しらず、右の酒桶のさけを汲み出さんとくみ上げるに、こはいかに、きのふまでにごりし酒の、清くすんで有けるを、不思議と思ひ、是を一つ呑んで見るに、其の味誠に格別なり。いか成る事哉と見るに、桶の底に何やらんたまりいるゆへ、傾けて汲出し、底を見るに、灰桶の入れたる事なし、さつする處、まさしく下男の仕わざにて、かゝる事こそ出來なり。天より我におしへ給ふなるべしと、天地を拜し、御奥義かならず〳〵人に沙汰致す事無用と、家内のものをせいし、夫よりにごり酒をすまし、上酒とし賣りければ、諸人皆ふしぎの思ひをなし、次第に商賣は繁榮し、後世に富家の第一となれり」と載せ、また落穗集考に「津の國鴻の池の酒屋勝庵(初め三郎右衛門、寬永年中の人なり)といふ者、酒二斗ばかり入るゝ樽二つを、壹荷とし擔ひて、江戸にくだり、大名の家々に至り、壹升を二百文づゝに賣りたり。そのころ米は下直なり、木錢は十二文などしたる故、鴻の池より江戸への一と上下錢三百五六拾文にて仕込みたり。しかるに、その酒・日を追うて賣るゝ故、馬の脊にても及びがたく、終に東海道を何十萬樽といふに至りて、船に積みて入津す」と見ゆ。德川時代、幕府、及び前田、淺野、蜂須賀、池田等の掛屋なり。

公庄 コウノシヤウ 丹波の名族にして、麻呂子親王四天王の一人の後裔と云ふ。カウノシヤウ氏と同族か、參照せよ。

鴻巢 コウノス 武藏國足立郡に鴻巢庄あり。今鴻巢町と云ふ、當邑の事は小池條を見よ。其の他、常陸、下野、能登等に此の地名存し、高麗文書きやくいの次第に、鴻巢土佐守殿を擧ぐ。

鴻本 コウノモト 志摩に存す。

江八 コウハチ 磐城平の飯野八幡宮古緣起に「正治二年云々、別當江八守國」を載せたり。大江八郎の意なるべし。

郷原 ゴウハラ ガウハラ條を見よ。

後部 コウブ シトリベ 後部とは、もと高句麗國の官職名にして、上部、下部、前部、後部、東部と五種ありし其の一なり。

唐書、高麗傳に「五部に分つ云々。曰く北部、卽ち絶奴部也。或は後部と號す」と見ゆ。その詳細は「日本上代に於ける社會組織の研究」部の編を見よ。此の職名を有するもの、我が國に歸化して後も、此の稱を氏の如く使用する事、我が國の部名に同じ、天武紀五年條に「後部主博河于、」また寶龜七年五月紀に「正六位上後部石嶋等の六人、姓を出水連と賜ふ」と見ゆる如き、其の一例なり。シトリベ條參照。

1　信濃の後部　延曆八年五月紀に「信濃國筑摩郡人外少初位下後部牛養、無位宗守、豐人等、姓を田河（一に阿に作る）造と賜ふ、」と載せ、また延曆十八年十二月紀に「信濃國人外從六位下封婁眞老、後部黑足、云々、已等の先は高麗人也、云々。黑足等に、姓を豐岡と賜ふ」など見えたり。

2　後部王　高麗族にて、王はカバネなり。和銅五年正月紀に「從六位下後部王同、」また神龜二年紀に「後部王起、」また天平寶字五年三月紀に「高麗人後部王安成等の二人に、姓を高里連と賜ふ、」など見ゆ。姓氏錄、右京諸蕃に收め、「後部王、同（高麗）國長王周の後也」と註す。

功部　コウブ　伊勢稻生家傳記に稻生氏は功部氏にして、和田豐前守末葉とあり。

後部高　コウブカウ　高麗族にして、後部は、もと高句麗の官名、高は氏なり。合せて復式の氏を形成す。天平寶字元年九月紀に「正六位上後部高笠麻呂に外從五位下を授く」また「高麗人後部高吳野に姓を、大井連と賜ふ」など見ゆ。姓氏錄、未定雜姓、左京及び右京に收む、前者は「後部高、高麗國人正六位上後部高千金の後也」と載せ、後者は「後部高、高麗國人後部乙牟の後と云へり、見えず」と註す。

弘福院　コウフクヰン　大和國添上郡にあり。和氣氏の學校なりし弘文院の遺跡なり。○弘福院家　尊卑分脈に「左大臣宇合―淸成（贈太政大臣）―種繼、（弘福院大臣）と號す」と見ゆ。

後部藥　コウブクスシ　後部藥使主あり。クスシ條を見よ。

興福寺　コウフクジ　奈良にあり。藤原氏の氏寺にして、本邦屈指の大刹なり。されば其の僧侶は、大乘、一乘の兩門跡以下、塔頭諸坊（院家）の住持、大むね京師公卿（堂上家）の子弟なりしを以つて、特恩を以つて華族に列せしめられ、松園（大乘院）、水谷川（一乘院）以下、二十餘家に男爵を賜ふ。俗に還俗華族、興福寺華族等と云ふ。各條に詳かなり。

小海　コウミ　ヲウミ

1　秀鄕流藤原姓足利氏流　信濃の名族にして古海氏の族と云ふ。諏訪志料に「小海氏。姓・藤原にして、元と古海と書す。上野國邑樂郡の舊族たり。其の祖は俵藤太秀鄕六代の裔、足利太郎兼行の二男成綱が子成光、古海太郎と號し、始めて玆に居住す。其の男重光は上野の守護たり。其の男廣綱、其の男廣永、並に胡海太郎（古海を胡海と改む）と稱す。廣永の三男某・安國寺村に來り、永住す。今の子孫は之れなり。其の子孫中に小海九右衛門なるものあり、之れを中興とす。其の子某、次は政右衛門、次は政右衛門（初三九郎）、次は勘兵衛、其の子某、次は治兵衛、次は善右衛門」など見ゆ。コカイ條參照。

2　讃岐の小海氏　ヲウミ條を見よ。

古海　コウミ　フルミ條に在り。

紅毛　コウマウ

構溝　コウミゾ

河本　コウモト　カハモト條を見よ。

香森　コウモリ　カウモリ條を見よ。

江森津　コウモリツ　正訓不明、信濃にありと。

合谷　コウヤ　カフヤなるべし。

小浦　コウラ　紀伊、肥後等に此の地名存し、又伊豆に子浦あり。

1　清和源氏山本氏流　伊豆國賀茂郡子浦邑より起る。山本義經の後、正高の四男義忠•此の氏を稱す。中興系圖に「小浦、清和、本國伊豆小浦濱、山本遠江守義定末葉」と載せ、又伊豆志稿に「山本氏は、江州淺井郡山本の住士山本政村•豆州小浦に住し、小浦を氏とす。小浦氏、政村の四世小浦正高、參州櫻井に移り、櫻井松平家の臣となる云々」とあり。次項を見よ。

2　三河の小浦氏　二葉松に「碧海郡櫻井村古城、小浦喜平次、松平三左衛門親久云々」と見ゆ。前項氏の後也。

3　清和源氏畠山氏流　加越能三州志、越中國射水郡條に「飯久保（在南條保飯久保村領）相傳ふ、狩野中務築き、小浦石見守一守據れりと。石見は畠山氏の族なり。神保氏春に屬し、後謙信に從ひ、天正十一年•又佐々成政に屬し、三善石見守と改む。同十一年、加州に來る。此の子松原内匠•瑞竜公に筮仕し、三百石を賜ふ」と載せたり。

4　此の氏、志摩にも存す。

高良　コウラ　カウラ條を見よ。なほタカヨシ條參照。

工樂　コウラク　クラク　播磨の國高砂の人•工樂松右衛門、松右衛門帆を造る。

强力　コウリキ　カウリキ條を見よ。志摩にも存す。

高力　コウリキ　カウリキ條に云へり。猶ほ徳川時代、松山酒井藩用人、鶴岡酒井藩用人に此の氏あり。

紅露　コウロ

河和　コウワ　カハワ條を見よ。備前にも存す。

幸若　コウワカ　武鑑に「一番二百五十石幸若八郎九郎内藏丞、二百石幸若伊右衛門、二番三百石幸若彌治郎伊八郎、三番三百四十石幸若小八郎鐵之助、百石幸若六郎右衛門」と見ゆ。

詳細はカウワカ條を見よ。

肥　コエ　クマ、コマ、及びヒ條を見よ。

湖江　コエ　古文書類纂、藤原道家處分狀に「攝津國湖江庄、憲長入道寄進、」と。

小役　コエキ　オエ、及びオホエ條を見よ。

小枝指　コエサシ　陸奥の豪族なり。長牛縫殿助覺書に見ゆ。

肥澤　コエサハ

小枝　コエダ　山城國紀伊郡に、小枝邑あり、關係あるか。佐竹家臣に小枝左衛門あり、天正中、中石井城を守る。

肥田　コエタ　ヒダ條を見よ。

肥塚　コエツカ　ヒヅカ

1　丹黨　武藏の豪族にして、幡羅郡肥塚（今大里郡）邑より起る。丹黨の一支族にして、肥塚光長など云ふ人あり。七黨系圖に見ゆ。新編風土記に「肥塚村、肥塚殿の古碑に、康元二年の銘あり。土人の傳へに、此の地の領主肥塚太郎九郎光長といひし人なりと。又正平七年、美作左衛門大夫家泰が、勳功を賞せし感狀にも『武藏國大里郡杦塚郷、牧七郎兵衛跡』と載せたり。杦塚は則ち肥塚の假借にして、昔はヒツカとも唱ひしより、かく記せしにや。又成田分限帳に『永二十貫文、肥塚因幡。同十三貫文、聲塚喜右衛門』と載せたり。聲と書せしも假借なるべし。是等みな當所の在名を名乘りしとみゆ」

と。また「觀現寺は禪宗曹洞派、開山、開基等のこと寺傳にはいはず。延寶傳燈錄に、大拙祖能禪師の傳を載せて、其の文中に『駿河太守大江氏、上の憲林寺を剏め、肥塚道耳、武の歡喜寺を創め、師を第一世と爲す云々』『又高僧傳祖能の傳にも『武州肥塚氏、勸喜寺を創め、能を第一世と爲す』と見ゆ。此の僧は永和三年寂せり。これに據れば、開山は祖能禪師にして、開基は肥塚道耳なり。されど當寺、古は勸喜寺と號せりとの云ひ傳へもあらざれば、いかゞあらん。古碑二基、村の南に寄りてあり。一は長さ三尺八寸許にして、康元丁巳三月と載せ、一は長さ四尺五寸程にして『應安八年二月道義禪門』と刻す」と見ゆ。

2　**桓武平氏**　播磨の豪族にして、中興系圖に「肥塚、平、本國播磨、義兼十代」と載せ、氏人には、太平記卷八に「播磨國の住人肥塚が一族」などあり。

3　**但馬の肥塚氏**　太田文に「養父郡、大惠保、拾四町二反百五十步、地頭三郎跡、七人分領。岩崎村、四町二百七拾七步、地頭肥塚三郎入道運心」と。また「長田野領、地頭肥塚三郎後家」と見ゆ。

4　備前等にも此の氏あり、猶ほヒヅカ條を見よ。

聲塚　**コヱヅカ**　前條に同じ。

肥山　**コエヤマ**　筑後酒井系圖に「肥山藤右衞門」見ゆ。ヒヤマ條參照。

呼唹　**コオ**　和名抄、和泉國日根郡に呼唹鄕あり、高山寺本には呼於に作る。

小奥　**コオク**

古小高　**コヲタカ　ココダカ**　磐城國行方郡の豪族にして、桓武平氏行方氏を云ふ。ナメカタ條を見よ。郡内堀内は其の居城なりしと傳ふ。奥相秘鑑に「行方氏は、重胤公入部の後、其の麾下と成りて、小高の岩迫に住し、古小高氏と號す。嘉吉、文安の比に、古小高宮内少輔政胤は、高胤公に仕へたり。岩迫山勸喜寺も、もと行方氏の寺なるに、何の時よりか、相馬妙見の別當と爲る。顯胤公の代には、古小高氏・飯崎に居館し、諸人之を重んず。天正年中に至り、彼の家の種族・斷絕なり」と。また奥相志に「行方氏は小高堀内に居り、後孫胤勝に至る、凡そ七世にして嗣絕ゆ。旁統・古小高氏は、我に屬し、大井村に居り、天文中、其の家亦絕ゆ」と。猶ほココダカ條參照。

古尾谷　**コヲヤ**　フルヲヤ條を見よ。

古尾屋　**コヲヤ**　フルヲヤ條を見よ。

桑折　**コヲリ**　クヲリ、及びコホリ條を見よ。

古折　**コヲリ**　郡(コホリ)の訛なるべし。河内の豪族にして、南北朝の頃、南朝に忠勤す。八尾城の城將に古折信盛あり。コホリ條を見よ。

久我　**コガ　クガ**　山城國愛宕郡に久我の地あり。後宇多院御領目錄に、久我莊と載せ、明月記も同じ。又久我本庄、久我新庄の名あり。又乙訓郡にも此の地名存す。其の他、玖賀、久賀、古賀、古我、空閑、古河等と通ずるが故に併せ見よ。

1　**玖賀耳**　古事記崇神段に玖賀耳の御笠あり。クガ條にて云へり。

2　**久我直**　山城國の古大族にして、愛宕郡久我より起る。三代實錄、貞觀元年條に久我神見え、延喜神名式には、愛宕郡、乙訓郡、共に久我神社を收む。蓋し此の氏の奉齋せし宮なるべし。此の氏は、神魂尊の裔にして、天神本紀に「天背男命は、山背久我直等の祖」また「天世乎命は、久我直等の祖」など見ゆ。天背男は天壁命の子にして、神魂尊の孫なり。此の氏は、蓋し第四項の久我國造家ならん

と考へらる。

3　久我直　前項氏と同一ならむと思はるゝも、神代本紀には「天神立命（高魂尊の子）は、山代久我直等の祖」とあり、高魂尊裔とせるは如何なる故にか。神系に至りては、其の眞相・詳かにするを得ざれど、この氏は神魂系統とする方よかるべし。

4　久我國造　地名辭書に「久我國は葛野、乙訓等をすべたる舊稱にて、國造本紀に、山背國造曾能振命とあるも、山背久我國造の誤ならむ」と。蓋し神名式、乙訓、愛宕、二郡共に久我神社を收め、又久我氏は直姓なるより考ふるに、此の說・從ふべきが如し。此の山背國造は、國造本紀に「山背國造、志賀高穴穗朝（成務）の御世、彥曾能振命を以つて、國造に定め賜ふ」と見えたり。なほ山城風土記に「賀茂建角身命云々、石川瀨見小川より上り座し、久我國の北山基を定め坐す。爾の時より名づけて、賀茂と曰ふ也」と見ゆれば、益々古代久我國なるものゝ存在せしが如く考へらる。

5　久我朝臣　次條を見よ。ヤマシロ條參照。

6　久我家（村上源氏）　雲上家の稱號にして、淸華の一、その勢力攝家に次ぐ。山城國愛宕郡久我より起る。此の地は源氏の家領にて、其の別業の址は上久我に在りて、御所屋敷と云ふ（名跡志）。久我家は村上源氏、具平親王の御子太政大臣師房を祖とす。師房の後、顯房（左大臣）、雅實（太政大臣）、雅定（右大臣）、雅通（右大臣）、相繼ぎて顯達を極め、雅實・此の地に別業を營みたるより、久我家と稱するなり。通親（內大臣）また才略ありて、朝廷にての勢力甚だ大なりき。

尊卑分脈に「具平親王（後中書王と號する是れ也）―師房（右大臣、左右大將、從一位、寬仁四年十二月廿六日、源姓を賜ふ。母は伯父爲平親王の女。宇治關白の子となる云々。承保四年二月十三日、病により上表、同十七日、表を返され、宜しく太政大臣に任すべきの勅宣あり。卽刻薨ず、七十歲、土御門右大臣と號す）―俊房（左大將、左大臣、從一位、法名寂俊、八十七歲、母は法成寺關白道長公の女。堀川左大臣と號す。水左記は此の公の記也）、弟顯房（右大臣、右大將、從一位、母は法成寺關白道長の女、嘉保元九五薨、五十八歲、贈正一位、六條右府と號す）―雅實（從一位、大治二々十五薨・六十九歲、久我太政大臣と號す）―顯通（權大納言、正二位、久我大納言と號す）、弟雅定（右大臣、正二位、母は田上二郎の女、或は藏經生の女、郁芳門院の女房。中院入道右府と號す）―雅通（內大臣、正二位、實は顯通卿の子、後久我內大臣と號す）―通親（使、別當、右大將、內大臣、正二位、建仁二十廿薨、頓死、贈從一位、土御門內大臣と號す）―通光（右近大將、太政大臣、從一位、母は藤範兼卿の女。寶治二正十七、病により辭職。同十八日薨、六十二歲、後久我太政大臣と號す）―通忠（大納言、建長二十一廿四薨、卅五歲）―通基（右近大將、內大臣、正應元九十五、氏長者たる宣下初例。後久我內大臣と號す）―通雄（獎學院別當、太政大臣、左大將、從一位、元德元十二廿一日薨、七十三歲。中院相國と號す）―長通（右大將、太政大臣、後中院相國と號す）―通相（右大將、太政大臣、千種と號す）―具通（右大將、太政大臣、久世相國と號す）―通宣（右大將、權大納言）―淸通（太政大臣、拜賀せずして出家。後久世相國

と號す)—通行(一に通博。通尙に改む。文明十四十七薨。東久世太政大臣と號す、右大將)…嗣通(權中、從三)、弟豐通(右大將、右大臣、從一、天文五六三薨)…通言(右大將、右大臣、天文五出家、陽春院)…邦通(權大、正三)、弟晴通(實は關白尙通公の末子)…通興(母大膳大夫源元光朝臣の女)」と載せ、續いて知譜拙紀に「淸通(號後久世、太政大臣)—通博(元通尙、又通行、號東久世、文明十三太政大臣)—豐通(號志禪院、大永八薨)—通言(號陽春院、天文五薨)—晴通(實は尙通公の男。權大納言、右大將)—通興(右大將、改通俊、又通堅)—吉通(實は尙通公男、改敦通、又季通、權大納言)—通世(左中將)—通前(權中納言)—堯通(左中將)—廣通(從一、寬文五、右大臣、延寶二四薨、五十四)—通名(權中納言)—時通(實は堯通弟)—通誠(從二、貞享元權大納言、元通緣、又通規)」と見ゆ。その後は「通誠—惟通—通兄—信通—通明—建通—通久、」なり。

今主として公卿補任により、此の氏族の略系を作れば次の如し。顯房(六條右府、母道長女)—

- 雅實(久我太政)—┬顯通(2久我大納言)—雅通3(久我內)—┬通親4(土御門內)
  - └雅定(中院入道右府)
  - └通資—雅親(唐橋祖)
- 顯仲
- 雅俊—寬雅—俊寬(僧都)—俊玄
- 國信(坊城中納言)—信時—顯信—淸信—顯平—資平
- 顯雅(楊梅權大納言)
- 雅兼(薄雲中納言)—┬雅賴(壬生、猪隈、綾小路)—兼忠—雅具—雅言
  - └定房(堀川)—定忠—師季—季方(赤松氏祖)
- 賢子(白河中宮)—(堀河帝)
- 通宗(土御門宰相)—通子(土御門後宮)—(後嵯峨帝)
- 通具(堀川)—具實(內)—基具(太政)—具守(內)—┬具俊—具親(內)—具言
  - └基子(後宇多後宮西華門院)—(後二條帝)
- 通光5(後久我太政)—┬通忠6—通基7(後久我內)—通雄8(中院相國)
  - └通有(六條祖)—有房(內)—有忠—忠顯(千種)
- 定通(土御門祖、內)—顯定—定實(太政)—雅房—雅長
- 通方(中院祖、三條坊門)—┬通成(內)—通賴—通重(內)—通顯(內)
  - └雅家(北畠祖)—師親—師重—親房
- 在子(後鳥羽後宮、實能圓女)—(土御門帝)
- 長通9(後中院相國)—通相10(千種相國)—具通11(久世相國)—通宣12

- 淸通13(後久世相國)—通博14(通尙、通行、東久世太政)
- 嗣通
- 豐通15(右)—通言16(右)—┬邦通
  - └公維(德大寺十六代)—定煕
- 通世(中院十一代)—通胤—通爲(內)—通勝—通村(內)
- 近衞十五代尙通
- 稙家
- 晴通17—通堅18(通俊、通興)—吉通19(敦通、季通)
- 足利義晴室
- 通世20—梅溪季通
- 通前21—┬堯通22
  - └廣通23(右)—┬通名24(內)—豐忠(廣幡二代)—長忠(廣幡三代)—┬前豐(廣幡四代)
    - └信通(9 輔忠內)
  - └通誠25(通緣、通規)—輔通26(惟通)—通兄27
- 俊通28
- 通維(中院廿一代)—通明30—志通
- 一條廿代忠良(輝忠)—建通31—通久32—┬常通
  - └厚通

德川時代、此の家は、淸華、舊家、家領初め二百石、後七百石。乾御門上ル西側。家臣諸大夫には、辻、春日、森、辻 侍には春日、小島、林、早川、小島等。菩

提所・大德寺內清泉寺。家業笛。內々。
現今侯爵、家紋龍膽笹。

久　　我

源平盛衰記に「明雲僧正と申すは、久我太政大臣雅實の御嫡子、六條源大納言顯通の御子也」と。又應仁記に「御門家久我」と。その他、諸書に多く見ゆ。

7　伊勢の久我氏　一志郡の豪族にして、名勝志に「天花寺城は堀田邑の山上にあり。松樹茂生し、壁濠の址を存す。里人傳へ云ふ、往昔・薗大納言、城を築き之に居る。源實朝の時、久我三郎・居城す（背書國誌に、『文治中・久氣二郎領』と記す）。永享中、修理大夫なるもの之に居る。本州の守護船木光俊を攻め、利あらずして自殺す。其の子主計助、北畠政具に仕へ、嘉吉元年本郡曾原の城主となる」と。天花寺條參照。

8　秀郷流藤原姓佐野氏流　次條を見よ。

9　東鑑卷二十一に「こがの三郎」見ゆ。

久賀　コガ　クガ

山城、下野、周防等に此の地名あり。又久我、及び以下數條と通ず、併せ見よ。

1　久賀朝臣　桓武天皇の御裔にして、日本記略、弘仁九年八月條に「四品明日香親王の男女王四人、姓を久賀朝臣と賜ふ」と見ゆ。

2　秀郷流藤原姓佐野氏流　下野國都賀郡久我邑より起る。佐野系圖、越前守成綱の子に「久賀七郎兵衞」なるもの見ゆ。其の後なり。一本に「佐野讃岐守（足利中宮亮）有綱—高綱（爲景。七郎五郎、久賀城に住す）—安綱（七郎、久賀村に住して氏と爲す）—則綱（久賀七郎兵衞尉、實は佐野成綱の四男。又盛綱）—綱利（久賀七郎兵衞尉）—行春（七郎兵衞尉）—利綱（七郎兵衞尉）—重宗（七郎次、民部）—宗久（小太郎、出羽守）—宗清（淺野土佐守）—宗春（七郎兵衞尉）—久綱（七郎兵衞尉）—安綱（民部）—光綱（七郎兵衞、民部）」と見ゆ。なほ南摩條參照。

又下野國志の佐野系圖に「越前守秀綱（小太郎）—利綱（久賀七郎兵衞、一本には光綱に作る。元龜三年壬申五月三日、壬生上總介義雄と合戰して討死す。久賀、南摩等の祖」と載せたり。

3　美作菅家族　粟井系圖に「羽賀美作守祐房の子、垪和美作守の弟に、久賀四郎久祐」を載せたり。

玖珂　コカ

クカ條に云へり。

古賀　コガ

近江國高島郡に古賀庄あり。其の他、筑前、肥前、筑後等、此の地名甚だ多く、空閑と通じ用ひらる。

1　漢族劉姓　恐らく大藏姓にして、原田等と同族なるべし。家傳に「先祖は漢高祖の苗裔にして劉氏たり。始め甲斐國に住す。子孫・筑後國三瀦郡古賀村に移り、古賀を稱號とす」と。家紋丸に二重釘拔、三鱗形。

筑後內宮權現棟木、大永筑後大名交名に「古賀殿」、領主附に「古賀某」、高良山三井寺檢地帳に「古賀右近入道、同安藝」、寬延記に「御井郡大城村光蓮寺開山は、俗名古賀監物と號す」と。又古賀庄兵衞、同藤兵衞等あり。

2　狛姓　寬政系譜に「朴（文太郎、彌助）—燾（敬一）煜—熖」と見ゆ。朴は即ち古賀精里先生にして、曾祖父忠豐、祖父和作、父忠能、代々佐賀藩に仕ふ。精里に至り、幕府に仕ふ。其の子燾は穀堂、次に煜は侗庵、その子茶溪也。前條氏に同じけれど、寬政系譜、狛氏に收む。

3　清和源氏武田氏流　肥前空閑邑より起

る空閑條を見よ。大村藩に此の氏あり。

4　豐前の古賀氏　仲津郡の豪族にして、元龜天正の頃、古賀六郎あり。又宇佐郡の豪族に古賀清晴あり。

5　雜載　其の他、酒井田系圖に古賀内藏助、又豐後佐伯毛利藩の番頭に此の氏あり(武鑑)。

古我　コガ

1　古我(無姓)　正倉院文書に見ゆ。

2　藤原姓大森氏流　鎌倉管領九代記に、「新田一族の末、相摸守義則は、わづかに影を隱し、底倉の庄に居住して、時節を待ちける處に、古我彥六入道聞きつけて、手勢廿餘人を率して、夜中に押寄たりけるに、新田は郎等二人と共に起き合はせ、散々にたゝかふ、」云々とあり。木賀條參照。

空閑　コガ　クガ　肥前の豪族にして、清和源氏と稱す。鎭西要略、曆應元年十一月條に「空閑民部入道」あり、武家方なり。又天正の頃、空閑三河入道可淸あり。後に大村藩に此の氏あり、「武田信義の裔、空閑太郎兵衞義淸、龍造寺隆信に屬し、肥前國空閑邑を領す。その子義行に至り、大村純賴公に仕へ、大給式見村横目たり」(士系錄)と見ゆ。

小賀　コガ　ヲガ　安藝國高宮郡の豪族にして、藝藩通志に「神宮寺山は今井田柳瀨村にあり。小賀源六(一に源七、又源内に作る)の所居」と見ゆ。

小鹿　コガ　ヲジカ條を見よ。

五個　ゴカ　山城國に五個庄、五個谷庄、河内國茨田郡、和泉國和泉郡、攝津國住吉郡、同島下郡等に五個莊あり。又伊勢に五箇山庄、近江國神崎郡に五箇庄、丹波國船井郡に五箇莊、東鑑、文治二年三月八日條に「源藏人大夫賴兼、愁ひ申す、丹波國五箇庄の事、云々。是れ入道源三位卿(賴政)の家領也。治承四年云々」と見ゆ。又氷上郡にも五箇莊あり。那須系圖に「宗隆・丹波國五箇莊を賜ふ」と。又播磨國、紀伊國名草郡にも五箇庄、肥後に五箇庄、その他、上野、岩代、陸前、越前、加賀、越後、安藝、筑前、志摩、羽前に五箇所あり。平家落武者の傳說は各地に存す。肥後五家庄の事は、緒方、雜賀等の條を見よ。賴朝の臣に五箇三郎資道あり。その裔武藏に居ると云ふ。

古河　コガ　フルカハ

1　古河公方　鎌倉公方足利成氏、執事上杉氏と爭ひ、下總國猿島郡古河の地に移り住す。世にこれを古河公方と云ふ。其の子政氏、孫の高基、曾孫晴氏を經て、玄孫義氏に至りて、嗣なし、喜連川國朝・其の後を嗣げり。古河公方系圖に「持氏—成氏(稱古河公方)—政氏—高基—晴氏—義氏、」また喜連川古河宮原の系圖に「義氏・號古河」とあり。又永祿六年の諸役人付に「古河足利左馬頭義氏」と見ゆ。其の他、アシカガ、キツレガハ、クワンリヤウ等の條を見よ。

2　上杉景勝家の臣に古河重吉あり、其の他はフルカハ條を見よ。

古界　コカイ　上野國邑樂郡古海邑より起る。秀鄕流藤原姓にして、尊卑分脈に「秀鄕六世孫・林行房—左貫四郎大夫成綱—成光(同太郎、相摸人、古界入道と號す)—又太郎重光、」と載せ、また佐野阿曾沼系圖に「佐貫四郎太郎成綱—成光(古海太郎)—廣光(四郎)—廣家(左衞門尉)—親家(又太郎)—家秀(古海二郎)、其の弟親氏(古海八郎)、秀親(古海九郎)」と見ゆ。

古海　コカイ　前條氏に同じ。猶ほコウミ條參照。

小海途　コカイヅ

小鄕　コガウ　中興系圖に「小鄕、藤、時

平の男、筑前守資頼・稱之」と見ゆ。蓋し少卿を誤りしならん。

吾郷　ゴガウ

御香　ゴカウ　山城伏見の御香宮の事は、一五五五頁參照。その舊祠官を三木氏と云ふ。ミキ條を見よ。

小柹　コガキ　美濃國本巣郡小柹村より起る。清和源氏土岐氏の族にして、小柹六郎賴長を祖とす。氏人は永享以來の御番帳に土岐小柹式部少輔等見え、新撰志、小柹村古城跡條に『城主は小柹助六郎と名細記に云ふ。土岐系圖に「土岐彈正少弼賴遠の五男・小柹六郎賴長、本巣郡小柹に住す」とあるは同じ人なるべし。永享以來御番帳に云々。また伊賀氏系圖に「伊賀伊賀守藤原定就(伊賀太郎左衞門光就の子にて、大野郡に住す）の二男伊賀丹後守光重（始の名は三郎、伊賀守定重の弟也）、本巣郡小柹に住す。其の子安藤伊織安光・小柹に住す」と見えたるも、此の城にありしなるべし』と見ゆ。小柹城(眞桑村)は小柹勘六郎長定、同四郎左衞門長秀の居城にして、長秀は天文弘治永祿の頃の人なりと。

古垣　コガキ　フルガキ條を見よ。

小垣　コガキ　小墻と云ふもあり。ヲガキ條を見よ。

小笠　コガサ　原田家臣にあり。新編會津風土記に見ゆ。

小笠原　コガサハラ　ヲガサハラ條を見よ　コガサハラと云ふもあり。

小柏　コガシハ

小鹿島　コカシマ　東鑑卷九、十、十四、十五、十六、十九、二十三、二十五に小鹿島橘次公業を擧ぐ。ヲガシマ條に詳かなり。

小方　コガタ　ヲガタ條を見よ。猶ほ堀尾山城守給帳に「五十石三人扶持小方利兵衞」と云ふも見ゆ。

子方　コガタ　和名抄、常陸國信太郡に子方郷あり。

後潟　ゴガタ　ウシロガタ條を見よ。

小鍛冶　コカヂ　應仁記卷二に「小鍛冶嶋作」を載せたり。三條條參照。

小梶　コカヂ　ヲカヂ條を見よ。

小勝　コカチ　コカツ

五勝出　ゴカチデ　正訓未詳。備前に存すとぞ。

古門　コカド　フルカド條を見よ。

古角　コカド　同上。

小要　コカナメ　大和にあり。

小金　コガネ　駿河、下總等に此の地名存す。

1　桓武平氏葛西氏流（源姓）　下總國東葛飾郡小金邑より起る。甲州笠井系圖に「帶刀左衞門尉正盛の子小金兵衞尉富淸・武田信繩に屬す。その子源次郎統遠云々」と見ゆ。笠井條第三項を見よ。

2　藤姓　下總小金本土寺過去帳に「小金藤內三良・文明」を載せたり、前條氏と同異詳かならず。

3　雜載　出羽長瀞米津藩の小姓頭に此の氏あり(武鑑)、又信濃、備前にも存す。

黃金　コガネ　戲作者に黃金厚丸あれど、變名か。

小金井　コガネヰ　武藏、上野、下野等に此の地名存す。

1　上野の小金井氏　新田郡小金井邑より起る。新田老談記に「天正元年云々、新田勢小金井四郎左衞門を部將として桐生へ發向」と。カナヰ條參照。當郡の此の氏は「三ツ藤巴」を家紋とす。

2　其の他、越後長岡藩士、また講談家に小金井氏あり。蘆洲最も名あり。

小金澤　コガネザハ　陸前の豪族にして、本吉郡にあり、封內記に「入谷邑花要害は、小金澤將監なる者の居る所」と見ゆ。

又上野黒瀧山奥之院記錄に「小金澤半次郎」を載せ、信濃にも存す。

小金丸　コガネマル

1　大藏姓原田氏族　筑前國志摩郡の豪族にして、原田系圖に「春實(大藏朝臣)―種季(美氣氏祖、母は橘公統の女)―種量(小金丸祖)」と見ゆ。戰國の頃、小金丸九郎秀種あり。大友氏に屬す。また志摩郡城主に小金丸民部大輔あり、原田氏に屬す。軍記略、要略等に此の氏見ゆ。

2　小野姓　小野系圖に「盛經(糟屋次郎、關東御家人、筑後國弁野庄就小金丸拜領)―盛隆(小金丸地頭、六郎)―隆季(野太)、弟義久(六次)―光兼(野太)、弟新三郎、其の弟次郎、其の弟盛村(野太)、弟弘宗」等を載せたり。

小金森　コガネモリ　能登國に此の地名あり。

小川　コガハ　ヲガハ　駿河に小河鄕、其の他、越後等に小川邑あり。總べてヲガハ條に擧げたれど、猶ほ源平盛衰記に、「大和國針庄代官小河四郎遠忠、」また「小河侍從入道蓮如、」「小河小次郎資能」等見ゆ。また德川時代、中村相馬藩若年寄に此の氏あり。又京極殿給帳に「三百石小川勘兵衞、貳百石小川良右衞門、貳百石小川市郎左衞門、百五拾石小川金右衞門、百五拾石小川金太夫、百石小川忠兵衞、」等見え、又加賀藩給帳に「百五拾石(花澤潟)小川要人、參拾五俵外七人扶持小川伊三五郎」等を擧げ、又津山藩士分限帳に「四拾五俵小川一郎」を載せ、又信濃以下コガハと云ふも多し。

小河　コガハ　ヲガハ　前條を見よ。

粉川　コガハ　下野、紀伊に粉川寺あり。又駿河國益頭郡(志太郡)小河鄕に、小川長者法榮あり。新風土記に「志太郡小川村の法榮長者は、永正年中の人にして、長谷川氏の祖なりと。又粉川長者に作る」とあり。

箇河　コガハ　伯耆の卷に「土屋孫三郎宗重(後箇河三郎左衞門尉、出雲守)子息彦三郎、同彦五郎信貞が弟に阿陀伽井小治郎長貞」など見ゆ。名和長年配下の將なり。

吾河　ゴカハ　アカハ、ワカハ條を見よ。

吾川　ゴカハ　アカハ、ワカハ等の條を見よ。

五河　ゴカハ

胡川　コガハ　七日市前田藩用人に此の氏あり。

小河瀬　コガハセ　德川時代、長嶋増山藩年寄に此の氏あり。

小河內　コガハチ　ヲガハチ條に云へり。第一項小河內氏は肥前國藤津郡にもあり。一三二〇頁參照。

小川地　コガハチ　ヲガハチ條を見よ。

古河內　コガハチ　フルカハチ　安藝國豊田郡の名族にして、藝藩通志に「古河內氏、上河內村。先祖は野田伯耆宗集とて、山城楢原城主なり。永正年中、將軍義澄に屬し、舟岡山に出陣す。敗北して、此に來り、毛利弘元に托して當村に住し、氏を古河內と賜ふ。後次郎右衞門任階・農家となる、家に任階が文祿年中、手書の系譜あり」と見ゆ。

小河原　コガハラ　ヲガハラ

1　有道姓兒玉黨　武藏七黨系圖に「(四方田)弘長(庄三左)の子重長、(小河原六郞)」と見ゆ。其の子を景長と云ふ。

2　巨勢姓　甲斐國西山梨郡住吉村小河原より起る。巨勢小柄宿禰の遠孫と云ふ。東鑑に井上太郎光盛の侍小河原雲藤三と云ふ者、御家人となる事見ゆ。

3　雜載　河越松平藩の用人に、此の氏あり、又磐城、岩代にも存す。

子養　コカヒ　和名抄、肥後國菊池郡に子養鄕あり。

蠶養　コガヒ　同上、飽田郡に蠶養鄉あり。又會津に蠶養國神社あり。

古賀　コガヒ

小貝　コガヒ　ヲカヒ條參照。美作國東北條郡北高田庄下横野邑の名族に此の氏あり。東作志に「小貝氏、七郎左衞門を鼻祖とす。亞相影守卿の代官職にして、横野鄉を進退して數代を歷たり。元龜年中、小貝新兵衞尉以來十六代、(何れも墓所あり、或は寬文以來里正を勤むる者も二代あり、多門寺棟札に名標あり)。今に子孫連綿(世代の內、某二男・森家の藩士と成り、小貝門學と云ふ。金奉行を勉め、後儀因つて江戸に在る日、故有りて切腹す。其の意味・虛直節義に當る故に、人皆悼惜す。後年、其の靈を祀りて門學神と稱し、小祠を建て地主とすと云ふ。猶ほ系圖、或は狀等有りといへども、寶曆十庚辰年、火災にて悉くを燒亡す」と云ふ。

小株　コカブ　信濃に存す。

子上　コガミ　次條と通ずるか。

小神　コガミ　ヲカミ條を見よ。

小上　コガミ

後神　ゴカミ　ウシロガミ　攝津國矢田部郡生田神社の舊神主家也。初代左京は、天正年中より慶長六年迄、二代式部は慶長七年より明曆元年迄、神職たり。三代「中務—主計—土佐守—因幡守—豐前守—筑前守—出雲守—肥前守」也。

小神野　コガミノ

後閑　ゴカン

1　有道姓兒玉黨　武藏七黨系圖に「倉賀野太郎左衞門尉行澄の子・政行(後閑三郎)」と見えたり。次の上野後閑より起りしならん。

2　清和源氏新田氏流　上野國碓氷郡後閑邑より起る。永祿三年、新田主水正景純、信玄に屬し、氏を後閑と改む。其の子を信久と云ふ。上野國志、碓氷郡後閑古城條に「北條四郎政村の孫・內匠頭政時居る。その後、甘樂郡丹生山の領主新田主水正景純が爲に亡ぶ。後、景純此の地に住し、其の子伊勢守信純、武田氏に屬し、氏を後閑と改む。其の子刑部丞信久、駿州今川合戰に討死し、城廢す。後閑氏は新田義貞の弟四郎義重七代の孫なり」と載せ、新田族譜に「義一(新田四郎、甘樂郡丹生に住す。家傳に云ふ、義宗の子と。一說に大島讃岐守義政の弟)—重兼(彈正左衞門尉)—兼重(民部少輔)—義景(左衞門尉)—義行(雅樂助)—行兼(主稅助)—景純(主水正、北條內匠頭政時を亡ぼし、後閑に迁り住む)—信純(後閑伊勢守、永祿三年・武田信玄に屬す)—信久(後閑、永祿十二年、駿州に於いて今川家と合戰の時、父と同じく討死)」と載せたり。又甲斐國志に「上野丹生山、新田四郎義重の七代、主水正景純・後閑に移る。伊勢守信純、其の子刑部丞信久也」と載せ、新安手簡にも「後閑は、新田嫡流の由申し傳へ候所に、武田の爲に迫られ、降伏の時、後閑の地を給はり領し候事故、新田と稱するも口をしとて、後閑と稱し、武田、又北條に屬し、後浪人す」と見ゆ。

3　雜載　その他、室町幕府內書案に「後閑彌六」、古戰錄に「後閑刑部丞」、甲陽軍鑑に「西上野衆、こかん長根、合六十騎」又「後閑宗澄」等見ゆ。

吾甘　ゴカン　前條氏に同じ。續太平記、武田三代記等に見ゆ。

五間　ゴカン

後間　ゴカン　後閑氏に同じ。

古閑　コカン　コガ　永正元年の菊池政隆の侍帳に「古閑山城守貞載」見ゆ。內古閑條及びコガ條參照。又陸奧國にも此氏あり。

小龜　コカメ　讃岐國の豪族にして、全讃史等に見ゆ。又儒者に小龜勤齋あり。

小鴨　コガモ　ヲカモ條に云へり。猶は堀尾山城守給帳に「三百石小鴨幾右衛門」と云ふもの見ゆ。又高山本和名抄、武藏國加美郡に小鴨鄕あり。

小萱　コガヤ　秀鄕流藤原姓、結城氏の族にして、結城系圖に「結城廣綱の子(小萱)重廣」を載せ、又「小萱こゝる」ともあり。

小輕米　コカルマイ　コカルメ　陸奥國九戸郡小輕米邑より起る。淸和源氏南部氏の族にして、九戸五郎行連の後なり。奥南深秘抄に、「小輕米氏、江刺家氏は、九戸五郎行連より分る、」と載せ、又天正二十年領內四十八城注文に「古輕米、山城、破却、古輕米左衛門佐持分、」と見ゆ。

小輕馬　コカルメ　古く小輕馬連あり、カルメ條を見よ。

小木　コギ　ヲギ條に云へり。猶ほ中興系圖に「小木、文德、坂戸判官康季四代、八郎師康・稱之」とあり。八八五頁を見よ。又加賀藩給帳に「參拾五俵(抱若荷)外七人扶持、小木權左衛門」を載せ、又和泉に小木邑、信濃に小木氏あり。

五弓　ゴキウ　備前國府中八幡宮の祠官にして、藤原姓、もと石岡氏と云ふ。その先祖・禁中に奉仕して、弓を作りし事あるより、五弓と改むと云ふ。後に備後に下り、更に此の地に移ると傳へらる。その裔に久範あり、その子は豐太郎久文にして、事實文編の作者也。

五鬼上　ゴキカミ

後器所　ゴキソ　尾張國愛知郡御器所邑より起る。この地は東鑑文治六年條に見え、而して太平記に「御器所七郎」あり。名族たりしを知るべし。

五器所　ゴキソ　前條に同じ。

五木田　ゴキダ　イツキタ條に在り。

古今　コキン　元祿時代の俳優に古今新左衛門あり、村山氏也。

後宮　ゴキユウ　アトミヤ　ウシログウ　ウシロク　丹波の名族也。

國　コク　クニ

1　百濟族にして、寶龜五年十月紀に「國中連公麻呂卒す。本と是れ百濟國人也。其の祖父德率國骨富、云々」と見ゆ。後に國中連を賜ふ。

2　其の他はクニ條を見ゆ。

黑　コク　クロ條を見よ。

後久　ゴク

國安院　コクアンキン　伊勢國にありと云ふ。

極意　ゴクイ　信濃に存す。

穀井　コクキ　丹波多紀郡に穀井莊あり。

極印　ゴクイン　元祿の頃、大阪の俠客に極印千右衛門あり。

小藏　コグエ　淸和源氏武田氏の族にして淸和源氏系圖に「逸見淸光の子光長、(小藏太郎)」と見えたり。其の他、詳細はヲグラ、コクラ條を見よ。

牛糞　ゴクエ　コゴエ　ウシクソ條、及びタイヘイ條に詳かなり。

小久江　コクエ　棚倉松平藩年寄役に此の氏あり。

國衙　コクガ　中古一國の治所を云ふ。卽ち國司廳にて、今の縣廳に當る。現今、甲斐、上野、播磨、周防、淡路等に此の地名殘り、又周防國佐波郡に國衙邑、美濃に國衙庄あり。此等は古く國衙のありし地にして、此の氏は、更に其の地名を負ひし也。享祿中、周防に國衙藏人あり、防府八幡宮遷宮記に見ゆ。

國巖　コクガン

極月晦日　ゴクゲツミソカ　ヒヅメ條を見よ。